## 1 昭和三十二年政令第四十三号 目 め、この政令を制定する。 一十六号)の規定に基き、及び同法を実施するた 第一章 第二章 第八節 第二節 第六節 第五節 第 第 第 第 第 第七節の三 第 第七節 第四節 第三節 第一節 八 八 八 八 租税特別措置法施行令 八 七 節 節 節 節 節 節 租税特別措置法(昭和三十二年法律第 所得税法の特例 総則(第一条・第一条の二) 0) 0) の 0 の二有価証券の譲渡による所得の課 の二給与所得及び退職所得等の課税 譲渡所得等の課税の特例(第二十条 利子所得及び配当所得の特例 事業所得に係るその他の特例 社会保険診療報酬の所得計算の特例 鉱業所得の課税の特例(第十四条 特別税額控除及び減価償却の特例 条の三―第五条の二の三) 八条の二―第十九条) 農業所得の課税の特例 十一条—第十三条) 特定船舶に係る特別修繕準備金 第十六条) 係る外国関係法人に係る所得の六特殊関係株主等である居住者に (第五条の三―第十条) 五居住者の外国関係会社に係る所 四内部取引に係る課税の特例等 ——第十七条) 第二十五条の七) 課税の特例(第二十五条の二十 得の課税の特例(第二十五条の 一その他の譲渡所得等の課税の特 五―第二十五条の三十一) 五条の十八の二) 税の特例等(第二十五条の八― 第二十五条の十五) 山林所得の課税の特例 条の四) の特例(第十九条の二―第十九 十五条の十八の四) 条の五・第十九条の六) (第二十五条の十八の三・第二 -九―第二十五条の二十四) (第二十五条の十六―第二十 (第十六条の (第十九 (第十 ( 第 (第 第三章 第六節 第三節 第三節 第四節 第三節 第 第 第三 第 第 第 第 第六節の三 第 第四節 第 第十節 六六節 九 五. 五. 九 節 一節の四 節 節 節 節の二土地の譲渡等がある場合の特別 節住宅借入金等を有する場合の特別税 節使途秘匿金の支出がある場合の課税 の 二 法人税法の特例 の 三 の二令和六年分における特別税額控 の二特定事業の用地買収等の場合の の二対外船舶運航事業を営む法人の の二特別税額控除及び減価償却の特 額控除 収用等の場合の課税の特例 0 鉱業所得の課税の特例 準備金等(第三十二条の二―第三十 中小企業者等の法人税率の特例 その他の特例(第二十六条の五―第 認定農地所有適格法人の課税の特例 条·第三十五条) 三条の七) (第三十七条の二・第三十七条の三) 一十七条の三) 特例(第三十八条—第三十八条の 一十七条の三の二) 条―第三十九条の三) 日本船舶による収入金額の課税 特別控除(第三十九条の六の特定の長期所有土地等の所得の の特例(第三十五条の二) 十六条の四の五) 四―第三十九条の六) 所得の特別控除(第三十九条の 税率(第三十八条の四・第三十 交際費等の課税の特例(第三十 国家戦略特別区域における指定 沖縄の認定法人の課税の特例 条) 法人の課税の特例(第三十七 八条の五) 七条の四・第三十七条の五) (第二十六条―第二十六条の (第二十六条の四の二―第1 (第二十七条の四―第三十二 (第三十四 (第三十 第 第一条 2 の意義は、当該各号に定めるところによる。 附則 第六章 第四章 る。 第五章 第三章の三 第三章の二 (用語の意義) 第九節 第八節 第八節 第八節 第八節 第 第 第八節 第二 七 第一章 t 節 節特定の資産の買換えの場合等の課税 消費税法等の特例 雑則 (第五十四条・第五十五条) 登録免許税法の特例(第四十一条―第 の三 四十四条の三) 十三条) 0) 0 の二国外関連者との取引に係る課税 の二株式等を対価とする株式の譲渡 その他の特例(第三十九条の二十一 款対象純支払利子等に係る課税の特 款国外支配株主等に係る負債の利子 の特例(第三十九条の七―第三十九 景気調整のための課税の特例 五特殊関係株主等である内国法人 四内国法人の外国関係会社に係る 総則 地価税法の特例(第四十条の十二 例(第三十九条の十三の二・第三 等の課税の特例(第三十九条の十 相続税法の特例(第四十条―第四 十九条の十三の三) 第三十九条の三十七) 九条の十一) 十条の十一) の課税の特例(第三十九条の二 十の二―第三十九条の二十の九) 支払利子等に係る課税の特例 -第四十条の二十五) に係る外国関係法人に係る所得 の十四―第三十九条の二十) 所得の課税の特例(第三十九条 第三十九条の十二の四) の特例等(第三十九条の十二― 十九条の十の二) に係る所得の計算の特例(第三 (第四十五条—第五 第三

3 る用語の意義は、当該各号に定めるところによ 第五章において、法第二条第四項各号に掲げ

(法人課税信託の受託者等に関する通則)

第一条の二 定は、法第二条の二第一項の規定を法第二章及 九十六号)第十六条第一項から第三項までの規 び次章において適用する場合について準用す 所得税法施行令(昭和四十年政令第

2 用する場合について準用する。 第一項の規定を法第三章及び第三章において適 七項から第十一項までの規定は、法第二条の二 号)第十四条の六第一項から第五項まで及び第 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七

第二条第二項第十号の六に規定する通算法人を 条の三に規定する受託法人(他の通算法人(法 する法及びこの政令の規定の適用については、 む。次項において「受託法人」という。)に対 託法人に該当する場合における通算法人を含 れかの法人が法人税法第四条の三に規定する受 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ いう。以下この項において同じ。)のうちいず 法人税法 (昭和四十年法律第三十四号) 第四

第三項第四び ||法 第 四 十|法 人 及|法人、同法第四条の三に規定| 法 号口 条の四条人に 法人及び法人税法第四条の三 のうちいずれかの法人が同条 む。) 及び る場合における通算法人を含 する受託法人(他の通算法 に規定する受託法人に に規定する受託法人に該当す

る用語の意義は、当該各号に定めるところによ 法」という。)第二条第一項各号に掲げる用語 第三章において、法第二条第二項各号に掲げ 第二章において、租税特別措置法(以下

第

一号

的会社

第一

項特定 目特定目的会社及び法人税法第

四条の三に規定する受託法人

る字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二年の四 六条の十人及び ||法 第 六 十||投資 法||投資法人、 法第六十投資法投資法人 第 第一項 法 号 第六 条の 二項 | 十法人で |法人又は法人税法第四条の三 四人及び 的会社 四条の三に規定する受託法人 定 目特定目的会社及び法人税法第 に規定する受託法人で

Ŧi.

蓄申告書をいう。

の三第四項に規定する財産形成非課税年金貯

財産形成非課税年金貯蓄申告書 法第四条 へは財産形成非課税年金貯蓄申込書をいう。

又は財産形成非課税年金貯蓄申込書をいう。者財産形成年金貯蓄契約、財産形成年金貯蓄	金額とする。)とする人にあっては第五号に定める
	、外国法人である受
	つては第一号に定める金
四 勤労者財産形成年金貯蓄契約、財産形成年	て「受託
	受託法人(以下この条に
書 法第四条の二第五項に規定する財産形成	への四第金額と
三 財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告	三十七定める定
<ul><li> を申号をいう。</li><li> の二第四項は規算で具産刑局 表記移信等則</li></ul>	-
の二角四頁こ見官ける才養多戈卡果兒主と1字二 「東済飛尻≯護務住宅斯養申告書「沒第四条」	
	第二十
7 特定賃金支払者又に事務	一号及 通算法人を含む。)
加い かい	十二項_
、勤労者財産形成住宅貯蓄契約、財産形	号、第 の法人が同条に規定する受って、第 の法人が同条に規定するで
の二第一項に規定する金融機関の営業	十 項 第 (他の通算法人のうちハずの 丿 寛 2 注 ) 図 9 の 三 1 夫 気 ごえ 受言
金支払者又は事務代行団体をれぞれ法第四 开戸判誤利住宅財諸申 ジ書・黄系ゲーキ 気質	し 育ら去し 回をつ三こ見言 F らそ毛去十 八該当 す該当する法人及び法人税法
P N 小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小小	法人に
金融機関の営業所等、勤労者財産形成住	
当該名をお気めるところに	十一項
り意襞は、五を除く。)	つ L 等
もののほが、こ	
二 配当等 所得税法第二十四条第一項に規定	の法人が同条に規定する受託
いう。	項
一十三条第	九 第る法人 四条の三に規定する受託法
一一 列子等 所导说法(炤印四十年去聿第三十一 該名号に定めるところによる	第二十八該当す該当する法人及び法人税法第
	I.
この節(第二条の三十五を除く。	日 頁 第一一
我)	条 の 四 第ない   条の三こ見をする受毛去人こ  第二 十 七該当 し該当せす   又に汝人秘汝第四
5配当所得の課税の特例に関し	こう一直を行うできません。これは、これにおける
節 利子斯	3
第二章 所导说去の寺列 要な事項は 財務省令で定める	(当該   (法人税法第四条の三に規定す
オ秀介介で記つてを除く。) の規定	十七項 人又はを除く。)又は
章までを除く。)又はこの政令(第三章の二か	四第外の法四条の三に規定する受託法
法	二 十 七
法第二条第二十九号の二に	項 <u>を</u> を
4 前三項に定めるもののほか、受託法人又は法	四 第るもの四条の三に規定する
項	二十七
の 四 第 :	;
第 三 十 七法人で  法人又は受託法人で	法人税司法

非課税年金貯蓄限度額変更申告書をいう。 財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告 5 法第四条の三第五項に規定する財産形成

法第三条第一項第四号に規定する政令で定め

法第三条第一項第一号に規定する特定公社

第一条の四 法第三条第一項に規定する政令で定

2

る特殊の関係のある法人は、次に掲げる法人と

項において「対象者」という。)が法人を支 する特殊の関係のある個人を含む。以下この (これと法人税法施行令第四条第一項に規定 法第三条第一項第四号に規定する対象者

における当該他の法人 係のある法人が他の法人を支配している場合

第一号に規定する法人を支配している場合及び 配している場合について準用する。 同項第二号又は第三号に規定する他の法人を支 法人税法施行令第四条第三項の規定は、前項

る取得勧誘は、同号の受益権の募集が国内にお 目論見書その他これに類する書類にその取得勧 勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当 行われる場合にあつては、当該募集に係る取得 るものとし、当該受益権の募集が国外において 該当するものである旨の記載がなされて行われ 商品取引法第二条第三項第一号に掲げる場合に 法律第百九十八号)第四条第一項に規定する委 信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年 三項第一号に掲げる場合に該当し、かつ、投資 の項において「取得勧誘」という。)が同条第 号)第二条第三項に規定する取得勧誘(以下こ 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五 るものである旨の記載がなされて行われるもの 誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当す するものであり、かつ、同条第十項に規定する 託者指図型投資信託約款にその取得勧誘が金融 いて行われる場合にあつては、当該募集に係る 法第三条第一項第二号に規定する政令で定め

ら受ける金銭その他の資産によつて生計を維

前三号に掲げる者以外の者で、特定個人か

上婚姻関係と同様の事情にある者

特定個人の使用人

特定個人と婚姻の届出をしていないが事実

持しているもの

前三号に掲げる者と生計を一にするこれら

並支払者又は事務代行団体 それぞれ法第四 - 込書、勤務先、特定賃金支払者又は事務代 4の二第一項に規定する金融機関の営業所 勤労者財産形成住宅貯蓄契約、財産形成 財産形成非課税住宅貯蓄 3 とする。

いう。)

特定個人の親族

める者(以下この項において「特定個人」と 四号に規定する株主等その他の財務省令で定 ときにおける当該判定の基礎となる同条第十

配している場合における当該法人 対象者及びこれと前号に規定する特殊の関

関係のある法人が他の法人を支配している場 合における当該他の法人 対象者及びこれと前二号に規定する特殊の

その受益権が金融商品取引法第二条第八項第 所に上場することとされていること(当該証 三号ロに規定する外国金融商品市場に上場す ることとされていること。) 券投資信託が外国投資信託である場合には、 当該証券投資信託の受益権が金融商品取 (利子所得の分離課税等) る者は、次に掲げる者とする。

の規定を適用しないこととされているものとす おいて所得税法第百八十一条又は第二百十二条 める利子等は、公社債の利子で条約又は法律に

利子の支払をした法人が法人税法第二条第十

める方法により判定した場合に当該公社債 る支払の確定した日において、財務省令で定 債以外の公社債の利子の同項第四号に規定す

号に規定する同族会社に該当することとなる

法第三条第一項第四号に規定する政令で定め

(特定株式投資信託の要件)

第二条 引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定す 引所の上場に関する規則)に次の定めがあるこ 投資信託約款に類する書類及び当該金融商品取 定する外国投資信託をいう。以下この条におい び投資法人に関する法律第四条第一項に規定す 同じ。) に上場されていること及び投資信託及 る金融商品取引所をいう。以下この条において 託が外国投資信託(同法第二条第二十四項に規 る委託者指図型投資信託約款(当該証券投資信 て同じ。)である場合には、当該委託者指図型 当該証券投資信託の受益権が金融商品取 法第三条の二に規定する政令で定める要

とその他財務省令で定める要件とする。 限る。)が定められていること。)。 託の設定がされた国の法令の定めるところに 契約期間を定めないこと又は当該証券投資信 資信託が外国投資信託である場合には、信託 より信託契約期間(財務省令で定める期間に 信託契約期間を定めないこと(当該証券投

求することができないこと。 託契約期間中に当該信託契約の一部解約を請い取つた受益権を除く。) について、その信 法第十八条第一項の規定による請求により買 大な約款の変更等に反対した受益者からの同 する法律第十七条第一項第二号に規定する重 資信託の受託者が投資信託及び投資法人に関 受益者は、その有する受益権(当該証券投

りの純資産額の変動率を当該特定の株価指数 投資を行い、その信託財産の受益権一口当た 法第二条第十七項に規定する取引所金融商品 の変動率に一致させることを目的とした運用 数をいう。)に採用されている銘柄の株式に 多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した指 金融商品市場に上場されている株式について 市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国 信託財産は特定の株価指数(金融商品取引

六 収益の分配は、信託の計算期間(当該証券 五 当該証券投資信託の設定又は追加設定に係 た上で、受益権の振替又は交付を行うこと。 されている金融商品取引所から当該受益権の る信託又は追加信託についての当初の受益者 れていること。 額を控除した額の全額についてすることとさ 託報酬その他これらに類する費用の額の合計 に類する収益の額の合計額から支払利子、信 について生ずる配当、受取利息その他これら 益の分配に係る計算期間)ごとに、信託財産 投資信託が外国投資信託である場合には、収 人。第七号において同じ。)への登録を行つ 売買の決済に関する事務の委託を受けた法 ある場合には、その受益権を上場することと 受託者(当該証券投資信託が外国投資信託で い者にあつては、氏名又は名称及び住所)の に規定する法人番号をいう。以下この章にお おいて同じ。)又は法人番号(同条第十五項 項に規定する個人番号をいう。以下この章に 識別するための番号の利用等に関する法律 び個人番号(行政手続における特定の個人を いて同じ。)(個人番号又は法人番号を有しな (平成二十五年法律第二十七号) 第二条第五 については、その者の氏名又は名称、住所及

る計算期間の終了する日において受益者とし てその氏名又は名称、住所及び個人番号又は 法人番号(個人番号若しくは法人番号を有し 収益の分配の支払は、当該収益の分配に係

> して行われること。 及び住所)が受託者に登録されている者に対 て交付を受ける者にあつては、氏名又は名称 三の二第一項に規定する支払の取扱者を通じ ない者又は当該収益の分配につき法第九条の

当該権利落ち株式の価額に相当する金銭の交 換(当該信託財産に属する株式のうちに、そ 受益権をもつて、当該受益権と当該受益権の ことができること。 付を含む。次号において同じ。)を請求する 「権利落ち株式」という。)がある場合には、 交換の日であるもの(以下この号において 権利その他の株主の権利に係る基準日がその 第二十四条第一項に規定する配当等を受ける 信託財産に対する持分に相当する株式との交 受益者は、その者の有する一定口数以上の 株式の発行法人から支払がされる所得税法

の交換をすること。)。 権の信託財産に対する持分に相当するものと 益権と信託財産に属する株式のうち当該受益 きは、当該外国投資信託の受託者は、当該受 (当該証券投資信託が外国投資信託であると するものとの交換をするよう指図すること ち当該受益権の信託財産に対する持分に相当 証券投資信託の委託者は、その受託者に対 前号の交換の請求があつた場合には、当該 当該受益権と信託財産に属する株式のう

(国外公社債等の利子等の分離課税等)

第二条の二 法第三条の三第一項に規定する政令 に限る。)とする。 その他の内国法人の負担とする特約があるもの れる所得税があるときは当該地方公共団体又は をしているもので、その利子の支払の際に課さ 社債に係る債務につき日本国の政府が保証契約 内国法人が発行した公社債については、当該公 で表示されたもの(地方公共団体又はその他の 以前に国外において発行した公社債で外国通貨 はその他の内国法人が昭和六十年三月三十一日 で定める公社債は、国若しくは地方公共団体又

2 法第三条の三第一項に規定する政令で定める 国内においてするものに限る。)をする者とす 支払の取扱者は、同条第二項に規定する国外公 る 次ぎ又は代理(業務として又は業務に関連して の当該国外公社債等の利子等の受領の媒介、取 社債等の利子等」という。) の支払を受ける者 社債等の利子等(以下この条において「国外公

3 のとする。 を除く。)で所得税法第二条第一項第四十五号 課税標準として課される税(所得税法第九十五 の地方公共団体により国外公社債等の利子等を 外国所得税は、外国の法令に基づき外国又はそ 条第一項に規定する外国所得税に該当するもの に規定する源泉徴収に係る所得税に相当するも 法第三条の三第四項に規定する政令で定める

4 条において「支払の取扱者」という。)を同法 地に係る所得税法第十七条の規定の適用につい の場合には、同条ただし書の規定は、適用しな 第十七条に規定する支払をする者とみなす。こ ては、同項に規定する支払の取扱者(以下この 法第三条の三第三項に規定する所得税の納税

5 所得税法別表第一に掲げる内国法人又は法第 条第六項の規定の適用を受けようとする場合に 三第六項に規定する金融機関が支払を受けるも 条第一項に規定する信託業務を営む法第三条の 三条の三第六項に規定する金融機関若しくは金 通じて当該支払の取扱者が指定する他の者に保 者に保管の委託をし、又は当該支払の取扱者を が所有するものに限る。)を同項の支払の取扱 信託の受益権(当該公共法人等又は金融機関等 公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資 を受けようとする利子等を生ずべき公社債又は ので財務省令で定めるものを除く。)につき同 その支払を受けるべき国外公社債等の利子等 融商品取引業者等(以下この項及び次項におい は、財務省令で定めるところにより、その適用 て「公共法人等又は金融機関等」という。)は、 (昭和十八年法律第四十三号)により同法第一 (金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

6 三項に規定する所得税の納税地の所轄税務署長 けるべき日の前日までに、同項に規定する申告 払を受ける場合には、財務省令で定めるところ 第六項の規定の適用を受けようとするものの支 けるべき国外公社債等の利子等で法第三条の三 に提出しなければならない。 扱者の当該国外公社債等の利子等に係る同条第 書をその支払の取扱者を経由して当該支払の取 により、その国外公社債等の利子等の支払を受 公共法人等又は金融機関等は、その支払を受

7 得税法第十一条第二項に規定する公益信託又は 加入者保護信託の信託財産につき生ずる国外公 法第三条の三第六項及び前二項の規定は、

管の委託をしなければならない。

他財務省令で定める事項の登載を受けている場 は特定目的会社の運用に係る資産である旨その 簿に、当該国外発行公社債等が当該投資法人又 として運用している国外発行公社債等の国外公 同項第二号に掲げる特定目的会社が、その資産 第九条の四第一項第一号に掲げる投資法人又は 社債等の利子等の支払の取扱者の備え付ける帳 法第三条の三第二項及び第三項の規定は、

10 信託財産に属する国外発行公社債等の国外公社 第九条の四第二項に規定する内国信託会社が、 債等の利子等の支払の取扱者の備え付ける帳簿 同項に規定する証券投資信託以外の投資信託 法第三条の三第二項及び第三項の規定は、法

いては、適用しない。

じて交付される当該国外公社債等の利子等につ 載を受けている期間内に当該支払の取扱者を通 合には、当該国外発行公社債等についてその

益信託又は加入者保護信託の受託者」と読み替 受託者」」と、「同条第六項」とあるのは「法第 受託者」と、「「公共法人等又は金融機関等」」 三第六項に規定する金融機関若しくは金融商品 税法別表第一に掲げる内国法人又は法第三条の 準用する。この場合において、第五項中「所得 社債等の利子等の支払が行われる場合について えるものとする。 「公共法人等又は金融機関等」とあるのは「公 関等が所有する」とあるのは「公益信託又は 三条の三第六項」と、「公共法人等又は金融機 とあるのは「「公益信託又は加入者保護信託の 取引業者等」とあるのは「所得税法第十一条第 入者保護信託の信託財産に属する」と、前項中 一項に規定する公益信託又は加入者保護信託

いては、適用しない。 じて交付される当該国外公社債等の利子等に 載を受けている期間内に当該支払の取扱者を通 合には、当該国外発行公社債等についてその 他財務省令で定める事項の登載を受けている場 外発行公社債等が当該信託財産に属する旨その 等の支払の取扱者の備え付ける帳簿に、当該 行公社債等」という。)の国外公社債等の利子 資信託の受益権(以下この条において「国外発 第二項に規定する退職年金等信託の信託財産に 会社が、同項に規定する証券投資信託又は同条 得税法第百七十六条第一項に規定する内国信託 は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投 属する法第三条の三第二項に規定する公社債又 法第三条の三第二項及び第三項の規定は、 13

取扱者を通じて交付される当該国外公社債等のいてその登載を受けている期間内に当該支払の 利子等については、適用しない。 けている場合には、 する旨その他財務省令で定める事項の登載を受 に、当該国外発行公社債等が当該信託財産に属 当該国外発行公社債等につ

される当該国外公社債等の利子等については、 ている期間内に当該支払の取扱者を通じて交付 当該国外発行公社債等についてその登載を受け 令で定める事項の登載を受けている場合には、 社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省 の取扱者の備え付ける帳簿に、当該国外発行公 外発行公社債等の国外公社債等の利子等の支払 に規定する特定目的信託の信託財産に属する国 第九条の四第三項に規定する受託法人が、同項 法第三条の三第二項及び第三項の規定は、法

規定する利子等の支払を受ける者とみなし、法等の利子等の交付を受ける者をこれらの規定に 等の利子等を国内において支払うべき利子等 での規定の適用についてはこれらの国外公社債 第三条の二又は第八条の四第四項から第七項ま 項の規定の適用についてはこれらの国外公社債 第一項又は所得税法施行令第三百三十六条第五 る支払の取扱者とみなし、同法第二百二十八条 れらの支払の取扱者を同項第一号の国内におけ 債等の利子等の支払をする者とみなし、同法第 と、これらの支払の取扱者をこれらの国外公社 の利子等を国内において支払を受ける利子等 の規定の適用についてはこれらの国外公社債等 付を受ける場合には、所得税法第二百二十四条 つき国内における支払の取扱者を通じてその交 第六項の規定の適用を受けるものを除く。)に 国法人が国外公社債等の利子等(法第三条の三 の取扱者を通じてその交付を受ける場合及び内 国外公社債等の利子等につき国内における支払 一百二十五条第一項の規定の適用についてはこ 「国外一般公社債等の利子等」という。)以外の 居住者が法第三条の三第一項に規定する国外 般公社債等の利子等(以下この条において 等の利子等の支払をする者とみなす。 、これらの支払の取扱者をこれらの国外公社 2

扱者を同項に規定する支払をする者とみなす の三第三項の規定の適用については、支払の取 子等以外の国外公社債等の利子等に係る第四条 法第三条の三第七項の規定により法第八条の の規定の適用を受ける国外一般公社債等の利 3

14 外国所得税の額に該当しないものとみなす。 当該外国所得税の額は、同条第一項に規定する その支払の際に徴収された法第三条の三第四項 等の利子等以外の国外公社債等の利子等につき 係る限度額の特例) 所得税法第九十五条の規定の適用については、 に規定する外国所得税の額がある場合における (障害者等の少額預金の利子所得等の非課税に 五第一項の規定の適用を受ける国外一般公社債 法第三条の三第七項の規定により法第八条の

第二条の三 法第三条の四の規定の適用がある場 円」とする。 規定中「三百万円」とあるのは、「三百五十万 合における所得税法施行令第四十条及び第四十 一条第二項の規定の適用については、これらの

(障害者等の少額公債の利子の非課税

第二条の四 取引業者又は金融機関で政令で定めるものは、 次に掲げる者とする。 法第四条第一項に規定する金融商品

る。

組合中央金庫 組合連合会、農林中央金庫及び株式会社商工 合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同 組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連 節において同じ。)、農業協同組合、農業協同 事業を行う協同組合連合会をいう。 律第百八十一号)第九条の九第一項第一号の 会(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法 庫連合会、信用協同組合、 用金庫、信用金庫連合会、 けた銀行、生命保険会社、 金融商品取引法第三十三条の二の登録を受 損害保険会社、信 信用協同組合連合 労働金庫、労働金 以下この

号に掲げる金融機関がその募集(金融商品取引 れたものに限る。)とする。 われるものをいう。)の取扱いをするものとさ 項第一号に該当するものと同一の方式により行 法第二条第三項に規定する有価証券の募集で同 第一号に掲げる金融商品取引業者又は同項第二 政令で定めるものは、本邦通貨で表示され、か (契約により、当該地方債の発行に際して前項 つ、国内において発行された国債及び地方債 法第四条第一項に規定する国債及び地方債で 項

での規定は、 所得税法施行令第三十四条から第四十九条ま 法第四条第一項の規定を適用する

> 申込書」と、「法第十条第一項」とあるのは課税貯蓄申込書」とあるのは「特別非課税貯蓄 令第三十四条から第四十九条までの規定中「非 場合について準用する。この場合において、 の中欄に掲げる字句は、そ ほか、次の表の上欄に掲げ 書」とあるのは「特別非 関する異動申告書」と、 る異動申告書」とあるのは 書」と、「非課税貯蓄廃止申告書」とあるのは 蓄申告書」とあるのは「特別非課税貯蓄申告 掲げる字句に読み替える. 蓄限度額変更申告書」と 限度額変更申告書」とある 「租税特別措置法第四条第一項」と、「非課税貯 「特別非課税貯蓄者死亡届 「特別非課税貯蓄廃止申告書」と、 「非課税貯蓄者死亡 「非課院貯蓄

定する第一種金融商品取引業を行う者に限 融商品取引業者(同法第二十八条第一項に規 金融商品取引法第二条第九項に規定する金 条第二項条 第三十八法 条第一項 第三十八法 条第二項条 第三十七法 条第三項条 第 第三十四法 第 同 項 項 第二 第 第 第 条 第 第 <u>十</u>租税特別提 土租税特別告 第租税特別 十租税特別 土租税特別世 一おいて準田 おいて準田 項までの世 **所得税法第** (同条第二 号

条第二項条 第 及び第三項各号 第三十九法 条第三項 第三十八法 条 条 法 項 項 第 第 第 第 第 第 土租税特別 十租税特別告 八おいて準田 十租税特別提 各号 おいて準田 第三項 第二項 第八項 第

同 条第一項条 第 三おいて準用する所得税法第十条第四十一法 第 十租税特別措置法第四条第二項に 第四十条法 号 項 法 第 三第三項第三号 第 三第三項第三号 第 第 三おいて準用する所得税法第十条 十 租税特別措置法第四条第二項に 十租税特別措置法第四条第二項

-	
段 一角 項 後前項後段	
項までの規定を含む。)	
	措置法第四条第一項
第四十三法 第 十租税特別措置法第四条第一項	用する所得税法第十条
第五項	措置法第四条第二項に
五項 おいて準用する所得税法第十条同 条 第租税特別措置法第四条第二項に	月ずる戸得利治第十多
	<b>用上ら所尋説芸尊一を</b> 措置法第匹条第二項に
所得税法第十条第二項から第十	
用す	三号
第四十三法 第 十租税特別措置法第四条第一項	用する所得税法第十条
項第五項	措置法第四条第二項に
条第一項  条 第 五  おいて準用する所得税法第十条	
第四十三法 第 十租税特別措置法第四条第二項に	措置法第四条第一項
項第七項	-
条第一項  条 第 七  おいて準用する所得税法第十条	第十条第二項から第十
第四十二法 第 十租税特別措置法第四条第二項に	一項において準用する
一項 第五項	
条の三第条 第 五おいて準用する所得税法第十条	;
第四十一法 第 十租税特別措置法第四条第二項に	
五項 第二項	
条の二第条 第二  おいて準用する所得税法第十条	措置法第四条第一項第
第四十一法 第 十租税特別措置法第四条第二項に	
	用する所得税法第十条
項及び項第五	措置法第四条第二項に
の二第条 第 五おい	ものとする。
第四十一法 第 十租税特別措置法第四条第二項に	それぞれ同表の下欄に
	げる同令の規定中同表
項及び項 第二	曲出書」と読み替える
の二第条 第 二おい	届出書」とあるのは
第四十一法 第 十租税特別措置法第四条第二項に	課税貯蓄相続申込書」
	「非課税貯蓄相続申込
第四第三	は「特別非課税貯蓄に
第三	、「非課税貯蓄に関す
法 第 十租税特別措置法第四条第二項に	
号	1書] と 「非課務貯蓄

|条第一項|条 第 三|おいて準用する所得税法第十条 第四十四法 第 十租税特別措置法第四条第 第四十四 |法 第 十||租税特別措置法第四条第二項に 項各号 第三項各号

条第二項条 第一 |法 第 十||租税特別措置法第四条第二項に 条 第租税特別措置法第四条第二項に ||おいて準用する所得税法第十条 第五項 |おいて準用する所得税法第十条 |項までの規定を含む。) |所得税法第十条第二項から第十 (同条第二項において準用する

ては、これらの規定中「三百万円」とあるの十条及び第四十一条第二項の規定の適用につい ける前項において準用する所得税法施行令第四法第四条第三項の規定の適用がある場合にお 「三百五十万円」とする。

署長を経由して、国税庁長官に提出しなければ年命保険会社等の営業所等の所在地の所轄税務生命保険会社等の営業所等の所在地の所轄税務大番号その他の事項を記載した届出書を、当該生命保険会社等の営業所等の名称、所在地及び法人が受会として、国税庁長官に提出しなければ、国税庁長官に提出しなければ、国税庁長官に提出しなければ、国税庁長官に提出しなければ、国税庁長官に提出しなければ、国税庁長官に提出しなければ、国税庁長官に提出しなければ、国税庁長官に提出しなければ、国税庁長官に提出しなければ、国税庁長官に提出しなければ、国税庁長官に提出しなければ、国税庁長官に提出しなければ、国税庁長官に提出しなければ、国税庁長官に提出しなければ、国税庁長官に提出しなければ、国税庁長官に提出しなければ、国税庁長官に提出しなければ、国税庁長官に提出しなければ、国税庁長官に提出しなければ、国税庁長官を経済して、国税庁長官に提出しなければ、国税庁長官に関係を表する。 第二項において準用する所得税法第十条第三項 険会社等の営業所等」という。) の長は、同条 は事務所に限る。以下この項において「生命保 法第四条第一項に規定する販売機関の営業所 (生命保険会社又は損害保険会社の営業所又

規定は、前項の届出書の提出があつた場合につ所得税法施行令第五十条第二項及び第三項の いて準用する。

三項において準用する同令第三十八条第三項に提出する第三項において準用する同令第四十に提出する第三項において準用する同令第四十営業所番号の通知を受けた場合には、税務署長 に記載すべき事項を記録した第三項において準規定する電磁的方法により提供された当該書類 るものとする。 記録を含む。)には、当該営業所番号を付記す 用する同令第三十八条第三項に規定する電磁的 項において準用する場合を含む。) に規定する 等の長は、所得税法施行令第五十条第三項(前 法第四条第一項に規定する販売機関の営業所

形成住宅貯蓄の範囲) (財産形成住宅貯蓄に係る金融機関等及び財産

機関又は金融商品取引業者で政令で定めるもの 法第四条の二第一項に規定する金融

> 協同組合及び生命共済の事業を行う者並びに同 第三十二条第四号及び第五号に掲げる者とす 項第二号の二に規定する損害保険会社又は同令 保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、農業 生命保険会社、独立行政法人郵便貯金簡易生命 律第九十二号)第六条第一項第二号に規定する 並びに勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法 協同組合連合会を除く。次項において同じ。) 者 (信用金庫連合会、労働金庫連合会及び信用 所得税法施行令第三十二条第一号に掲げる

2 号に掲げる損害保険契約に基づく損害保険の保 若しくは生命共済の共済掛金若しくは同項第三 勤労者財産形成促進法第六条第四項第二号に掲 権に係る信託の設定(追加設定を含む。)があ 邦通貨で表示されたものに限る。)で当該受益 権(その募集が国内において行われたもの(本 とし、財務省令で定めるものに限る。)の受益 第二十四項に規定する外国投資信託を除くもの 省令で定めるものをいう。)により行われたも 第一号に掲げる場合に該当するものとして財務 法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項 設定に係る受益権の募集が公募(金融商品取引 くは公社債投資信託以外の証券投資信託でその 当する公社債及び公社債投資信託の受益権若し 信託若しくは同令第三十三条第四項の規定に該 者として受入れをするものを除く。)、合同運用 預金及び同号に掲げる者が同条第二号に掲げる 金で政令で定めるものは、所得税法施行令第三 運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しく 険料とする。 げる生命保険契約等に基づく生命保険の保険料 つた日において購入されたものに限る。)又は 十二条第一号に掲げる者に対する預貯金(当座 は損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛 法第四条の二第一項に規定する預貯金、 (投資信託及び投資法人に関する法律第二条

び提出等) (財産形成非課税住宅貯蓄申込書の記載事項及

第二条の六 財産形成非課税住宅貯蓄申込書に うとする旨及び次に掲げる事項を記載しなけれ は、法第四条の二第一項の規定の適用を受けよ ばならない。

財産形成住宅貯蓄契約に係る事務の委託をし先(その者の勤務先が事務代行団体に勤労者 ている特定賃金支払者に係るものである場合 提出者の氏名及び住所並びにその者の勤務

3 2

二 当該個人が、財産形成非課税住宅貯蓄申告 よる申告書が提出されている場合には、当該 十九第一項又は第二条の二十第一項の規定に り、当該申告書に記載した勤務先(第二条の 書の提出後、退職、転任その他の理由によ 「適格継続預入等」という。)以外のもの

用される場合を除く。)又はその者が現在の の提出により法第四条の二第一項の規定が適 号に規定する賃金の支払者(当該支払者につ 勤務先に係る同項に規定する同法第二条第二

第二条の二十三までにおいて「勤務先等」と までにおいて「事務代行先」という。)。以下 いう。)の名称及び所在地 で当該事務を行うもの(以下第二条の二十五 務代行団体の事務所その他これに準ずるもの には、その者の勤務先及び当該委託に係る事 財産形成住宅貯蓄のうち、提出者がその勤

三 預入等をする前号の財産形成住宅貯蓄で法 出した財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載 したもの 務先等及び金融機関の営業所等を経由して提

第四条の二第一項の規定の適用を受けようと ついては、同項第三号に規定する額面金額 するものの金額(同項に規定する有価証券に

## その他参考となるべき事項

形成住宅貯蓄の預入等をする都度、その者の勤の二第一項の規定の適用を受けようとする財産 の営業所等に提出しなければならない。 務先等を経由して、その預入等をする金融機関 財産形成非課税住宅貯蓄申込書は、法第四

課税住宅貯蓄申込書は、提出することができな るときは、当該預入等については、財産形成非 の預入等をする場合において、当該預入等が次 おいて当該申告書に記載した財産形成住宅貯蓄 に掲げる預入等のいずれかに該当するものであ 人が、当該申告書に係る金融機関の営業所等に 財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個

を満たすもの(次条及び第二条の八において 定する継続預入等で、財務省令で定める要件 者財産形成促進法第六条第一項第一号イに規 勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく勤労

その者の勤務先に該当しないこととなつた時 の号において「現在の勤務先」という。)が 申告書に記載された異動後の勤務先。以下こ (第二条の二十一第一項の規定による申告書 第二条の七 個人が法第四条の二第一項の規定 掛金については払込保険料の金額又は払込共済 若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共 貯蓄申込書には、前条第一項第三号に掲げる事の預入等に際して提出する財産形成非課税住宅 う。) に基づくものであるときは、その者がそ 条において「特定財産形成住宅貯蓄契約」とい るものを除く。以下この項において同じ。)を 等(前条第三項第一号に掲げる預入等に該当す 計算した現在高とし、同項に規定する生命保険 区分及び当該特定財産形成住宅貯蓄契約に基づ 項に代えて、当該特定財産形成住宅貯蓄契約の 定める財産形成住宅貯蓄に係る契約(以下この する場合において、その預入等が、財務省令で 適用を受けようとする財産形成住宅貯蓄の預入 いては同項第三号に規定する額面金額等により いて預入等をする財産形成住宅貯蓄の現在高 (法第四条の二第一項に規定する有価証券につ

ら第二条の二十五までにおいて「勤労者」と 二第一項に規定する勤労者(第二条の十二か 成促進法第二条第二号に規定する賃金の支払 の移転を受けた法人がその者の勤労者財産形 合併により設立された法人とし、当該支払者 当該支払者が法人の合併により消滅した場合 いて相続があつた場合にはその相続人とし、 いてする預入等 いう。)に該当しないこととなつた時後にお 二条の十二から第二条の二十五までにおいて 負債の移転を受けた法人とする。次項及び第 者となつた場合に限る。)には当該資産及び が法人の分割により資産及び負債の移転を行 にはその合併に係る合併後存続する法人又は 「賃金の支払者」という。)に係る法第四条の つた場合(当該分割により当該資産及び負債

預入等を除く。) 日後においてする預入等(同条第四項の規定 を提出した個人が同項に規定する出国をした による申告書を提出した日以後においてする 第二条の二十一第一項の規定による申告書

七の二において同じ。)又は事務代行団体の 務先等の長は、当該財産形成非課税住宅貯蓄申 込書に、当該勤務先等に係る賃金の支払者(個 人番号を付記するものとする。 人を除く。第二条の十四第三項及び第二条の 財産形成非課税住宅貯蓄申込書を受理した勤  $\dot{+}$ 

成非課税住宅貯蓄申込書の特例) (特定財産形成住宅貯蓄契約についての財産形

思税住宅貯蓄申込書の提出を要しない。 とする財産形成住宅貯蓄につき第一項の規定に は、その提出があつた場合には、当該申込書に記載を した特定財産形成住宅貯蓄の現在高に係る 職をしたその財産形成住宅貯蓄の現在高に係る 職をしたその財産形成住宅貯蓄の現在高に係る 職をしたその財産形成住宅貯蓄の現在高に係る 職をしたその財産形成住宅貯蓄の現在高に係る 職をしたその財産形成住宅貯蓄の現在高に係る 限度額(前項の規定にかかわらず、その現在高に係る 限度額(前項の規定による記載をした財産形成 非課税住宅貯蓄申込書の提出があつた場合に は、その提出があつた日以後においては、変更 後の限度額)に達するまでの間は、財産形成非 課税住宅貯蓄申込書の提出があつた場合に は、その提出があつた日以後においては、変更 なの限度額)に達するまでの間は、財産形成非 課税住宅貯蓄申込書の提出があつた場合に は、その提出があつた日以後においては、変更 なの限度額)に達するまでの間は、財産形成非 課税住宅貯蓄申込書の提出があつた場合に は、その提出があつた日以後においては、変更 をの限度額)に達するまでの間は、財産形成非 第 第 2000年の規定に は、その提出があつた場合に は、その提出があった日以後においては、変更 は、その提出があった日、対産の限定に は、その提出があった日、対産の限定に は、その提出があった日、対産形成非 は、その提出があった日、は、対産形成非 は、その提出があった日、は、対産形成 は、その提出があった日、対産形成 は、その提出があった日、は、対産形成 は、その提出があった日、は、対産形成 は、その提出があった日、は、対産形成 は、その提出があった日、は、対産形成 は、その提出があった日、は、対産形成 は、その提出があった日、は、対産形成 は、その提出があった日、は、対産の規定に は、その提出があった日、は、対産形成 は、その提出があった日、は、対産の は、その提出があった日、は、対産の は、との、は、対産の は、もの、は、対産の は、対産の は、対産の は、対理の を は、対理の は、対理の は、対理の は、対理の は、対理の を を は、対理の は、対理の は、対理の は、対理の は、対理の に を は、対理の を を は、対理の を を は、 を を は を を を は を と を を と を と を と と と

号において「国外勤務期間」という。) 提出があつた日の前日までの期間(次条第二のた日から同条第四項の規定による申告書の促出があつた場合 当該申告書の提出があ第二条の二十一第一項の規定による申告書

れない場合)

第二条の八 財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、その者が当該各号に規定する契約に基づいて預入等をした財産形成住宅貯蓄の利子、収益の分配又は法第四条の二第一貯蓄の利子、収益の分配又は法第四条の二第一貯蓄の利子、収益の分配又は法第四条の二第一の規定は、適用しない。

うとする財産形成住宅貯蓄に係る契約に基づ法第四条の二第一項の規定の適用を受けよ

「でいっぱいでは、これでは、これでいて預入等をする財産形成生に財務省の関定に該当すつき財産形成非課税住宅貯蓄申込書の提出をいて預入等をする財産形成住宅貯蓄の一部にいて預入等をする財産形成住宅貯蓄の一部に

掛金の額の合計額とする。以下この条において

前条第一項の規定による記載をした財産形いて、その記載をした財産形成住宅貯蓄の同いて、その記載をした財産形成非課税住宅貯蓄の同項に規定する現在高に係る限度額(同条第二項の規定による記載をした財産形成非課税住理があつた日以後においては、変更後の限提出があつた日以後においては、変更後の限提出があつた日以後においては、変更後の限度額)を超えて同条第一項に規定する特定財産形成住宅貯蓄契約に基づく預入等をしたとき。

(有価証券の記録等)

第二条の九 法第四条の二第一項第二号に規定す え付ける振替口座簿をいう。次項において同 蓄申告書を提出した個人が同号の金融機関の営 る政令で定める方法は、財産形成非課税住宅貯 又は記録を受ける方法)とする。 第四条の二第一項の規定の適用がある旨の記載 所等において第二条の二十五第三項の帳簿に法 権を表示する受益証券が記名式である場合に 定める者が社債、株式等の振替に関する法律 る金融機関の振替口座簿(第二条の五第一項に の受益権につき、当該金融機関の営業所等に係 業所等において同項の規定の適用を受けようと は、その受益証券につき、当該金融機関の営業 じ。) に記載又は記録を受ける方法(その受益 (平成十三年法律第七十五号) の規定により備 する貸付信託の信託をする際に、その貸付信託

十四条の二の四第一項の規定による全国連合会に保管される方法のうちいずれかの方法とす時、農林中央金庫法(平成十九年法律第九十三時、銀香で受ける方法又は当該金融機関の協力には、当該金融機関の振替口座簿に記載若しくには、当該金融機関の振替口座簿に記載若しくには、当該金融機関の振替口座簿に記載若しくには、当該金融機関の振替口座簿に記載者と、当該金融機関の振替口座簿にはる金融機関の規定による全国連合会の。

しなければならない。 前二項の金融機関の営業所等の長は、貸付信をはればならない。 前二項の金融機関の営業所等の長は、貸付信託の受益権者しくは有価証券が法第四条の二第一項の規定託の受益権者しくは有価証券の振替に関する帳

対する通知等)(金融機関の営業所等の長の支払事務取扱者に

第二条の十 前条第一項又は第二項の金融機関の第二条の十 前条第一項又は第二項の金融機関の高支払事務の取扱いをする者でないものに限る支払事務の取扱いをする者でないものに限し、その収益の分配又は利子の支払期ごとに、し、その収益の分配又は利子の支払期ごとに、し、その収益の分配又は利子の支払期ごとに、当該受益権又は有価証券が法第四条の二に規定する要件を満たすものである場合には、その支払事務の取扱いをする者でないものに限定するという。

2 受理した金融機関の営業所等の長は、これらの ら提出された第二条の十八第一項若しくは第二 項の有価証券につき個人又はその者の勤務先か 振替に関する帳簿又は当該有価証券の保管に関 事項を、貸付信託の受益権若しくは有価証券の 申告書又は退職等に関する通知書に記載された おいて「退職等に関する通知書」という。)を 若しくは第二項若しくは第二条の二十三第一項 項、第二条の十九第一項、第二条の二十第一項 する帳簿に記載し、又は記録しなければならな に係る書面(以下この条及び第二条の二十五に の規定による申告書又は第二条の十二第二項若 しくは第二条の二十一第三項の規定による通知 前条第一項の貸付信託の受益権又は同条第二 3

等)(財産形成住宅貯蓄に係る非課税限度額の計算(

ものは、証券投資信託について、その設定又はする額面金額に準ずる金額として政令で定める第二条の十一 法第四条の二第一項第三号に規定

2 法第四条の二第一項第四号に規定する満期返 法第四条の二第一項第四号に規定する満期返

を受ける剰余金を含む。) を受ける剰余金を含む。) を受ける剰余金を含む。)

む。)

立、)

立、)

立、)

立、)

立、)

立、社を受けた後に割戻しを受ける割戻金を含す給付金等又は解約返戻金とともに又はその存給付金等又は解約返戻金とともに又はそびに解約返戻金(これらの共済金若しくは生満了後支払を受けるもの及び生存給付金等並満に係る契約に基づく共済金で共済期間の共済に係る契約に基づく共済金で共済期間の共済に係る契約に基づく共済金で共済期間の共済に係る契約に基づく共済金では、

う。)を計算するものとする。 金額若しくは生命共済の払込共済掛金の額の合 又は生命保険若しくは損害保険の払込保険料 出があつた場合には、その提出があつた日以後 入等がされた財産形成住宅貯蓄については、当定する特定財産形成住宅貯蓄契約に基づいて預 財産形成非課税住宅貯蓄申込書に係る同項に規 計額(次項において「元本等の合計額」とい に規定する元本の合計額、額面金額等の合計額 の当該申込書に係る財産形成住宅貯蓄を有して においては、変更後の限度額)に相当する金額 記載をした財産形成非課税住宅貯蓄申込書の提 現在高に係る限度額(同条第二項の規定による 記載された財産形成住宅貯蓄の同項に規定する いるものとみなして、法第四条の二第一項各号 該申込書を提出した者が引き続き当該申込書に 該申込書の提出があつた日以後においては、当 第二条の七第一項の規定による記載がされた

して預入等をした財産形成住宅貯蓄の元本等の4 個人が財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出

日本の対応の計算期間又は生命保険若し しくは収益の分配の計算期間又は生命保険若し する最高限度額を超えないかどうかは、その計算期間又は保険期間若しくは共済期間中のいず 算期間又は保険期間若しくは共済期間中のいず の第二条の七第一項に規定する現在高の合計額 が当該最高限度額を超えていないかどうかは、その計 が当該最高限度額を超えていないかどうかによ が当該最高限度額を超えていないかどうかによ が当該最高限度額を超えていないかどうかによ

が非課税とされない場合)
(退職等により財産形成住宅貯蓄の利子所得等

第二条の十二 財産形成非課税住宅貯蓄申告書を 同項の規定は、適用しない。 掲げる利子、収益の分配又は差益については、 申告書に記載した財産形成住宅貯蓄に係る次に 金融機関の営業所等において預入等をした当該 することとなつた場合には、当該申告書に係る とをいう。以下この条において同じ。) に該当 払者に係る勤労者に該当しないこととなつたこ 税住宅貯蓄申告書に記載した勤務先の賃金の支 場合を除く。) 又はその者が当該財産形成非課 に該当したことにより同条の規定が適用される 合又は第二条の二十五の二第五号に掲げる事由 より法第四条の二第一項の規定が適用される場 条の二十一第一項の規定による申告書の提出に 出によりこれらの規定が適用される場合、第二 となつたこと(これらの規定による申告書の提 の勤務先)がその者の勤務先に該当しないこと いる場合には、当該申告書に記載された異動後 の二十第一項の規定による申告書が提出されて 載した勤務先(第二条の十九第一項又は第二条 他の理由により、不適格事由(当該申告書に記 提出した個人が、その提出後、退職、転任その

に係る契約に基づく同項第四号に規定する差生命保険若しくは損害保険若しくは生命共済計算期間が一年を超えるものに限る。) 又はくは収益の分配(その利子又は収益の分配の二第一項に規定する有価証券に係る利子若し二 預貯金、合同運用信託若しくは法第四条の二

前項に規定する個人につき不適格事由が生じて一年を経過する日後に支払われるもの益のうち、不適格事由が生じた日から起算し

市項に規定する個人につき不適格事由が生じた場合には、同項に規定する勤務先の長は、同項に規定する金融機関の営業所等に対し、当該不適格事由が生じた旨を経由して当該金融機関の営業所の重要的になり通知しなければならない。ただし、同日までに当該個人から第二条の二十三第一項の規定による申告書が提出されたときは、この限規でによる申告書が提出されたときは、この限規でない。

合) 住宅貯蓄の利子所得等が非課税とされない場 (払込みの中断等があつたことにより財産形成

第二条の十三 財産形成非課税住宅貯蓄申告書を 第二条の十三 財産形成非課税住宅貯蓄に活いて預入 中告書に係る金融機関の営業所等において預入 等をした財産形成住宅貯蓄に係る当該各号に定める利子、収益の分配又は差益については、当該める利子、収益の分配又は差益については、当該める利子、収益の分配又は差益については、当該のる利子、収益の分配又は差益については、法

告書が提出されている場合を除く。)。 最後 は第二条の二十一の二第一項の規定による申 みがなかつたこと(第二条の二十一第一項又 日までの間に当該契約に基づく金銭等の払込 後の払込日」という。)から二年を経過する 法第六条第四項第一号イに規定する金銭の払 成住宅貯蓄契約に基づく勤労者財産形成促進 の分配又は法第四条の二第一項第四号に規定 れる当該財産形成住宅貯蓄に係る利子、収益 の払込日から二年を経過する日以後に支払わ 払込みがあつた日。以下この号において「最 の日が二以上ある場合には、最後の金銭等の する保険料の払込み(以下この条において は共済掛金の払込み又は同項第三号イに規定 込み、同項第二号イに規定する保険料若しく 「金銭等の払込み」という。)があつた日(そ 当該財産形成住宅貯蓄に係る勤労者財産形 3 2

成住宅貯蓄契約又はその履行につき、勤労者当該財産形成住宅貯蓄に係る勤労者財産形

二第一項第四号に規定する差益 門蓄に係る利子、収益の分配又は法第四条の 野蓄に係る利子、収益の分配又は法第四条の 手実が生じたこと (金銭等の払込みが定期に 事実が生じたこと (金銭等の払込みが定期に すいた はんしょう はんしょく はんしょく はんしょく はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょく はんしん はんしん はんしんしん はんしんしん はんしん はんしんしんしん はんしん はんしん はんしんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん は

記載事項及び提出)(財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書の)のでは、

東申告書には、次に掲げる事項を記載しなけれてならない。

そりを触幾関り言業折奪り名称及び所圧也の支払者及び勤務先等の名称及び所在地の支払者及び勤務先等の名称及び所在地提出者の氏名及び住所並びにその者の賃金

成非課税住宅貯蓄申告書に記載したもの三 財産形成住宅貯蓄のうち、提出者が財産形二 その金融機関の営業所等の名称及び所在地の支払者及び勤務先等の名称及び所在地

成非課稅住宅貯蓄申告書に記載したもの 成非課稅住宅貯蓄申告書に記載した変更後の最高限度額変更申告書に記載した変更後の最高限度額でには、当該財産形成非課稅住宅貯蓄限度額変更申告書に記載した変更後の最高限度には、当該財産形成非課稅住宅貯蓄申告書に記載したもの、成非課稅住宅貯蓄申告書に記載したもの、成非課稅住宅貯蓄申告書に記載したもの、成非課稅住宅貯蓄申告書に記載したもの、成非課稅住宅貯蓄申告書に記載したもの、成非課稅住宅貯蓄申告書に記載したもの、成非課稅住宅貯蓄申告書に記載したもの、成非課稅住宅貯蓄申告書に記載したもの、成非課稅住宅貯蓄申告書に記載したもの、

る通知等

融機関の営業所等の長の支払事務取扱者に対す

大 既に財産形成非課税年金貯蓄申告書を提出 している場合には、当該申告書に記載した変更後の最高限度額変更 第四条の三第四項第三号に掲げる最高限度額 度額変更申告書を提出している場合に は、当該財産形成非課税年金貯蓄限度額変更 申告書に記載した変更後の最高限度額 申告書に記載した変更後の最高限度額 申告書に記載した変更後の最高限度額 申告書に記載した変更後の最高限度額 申告書に記載した変更後の最高限度額 申告書に記載した変更後の最高限度額

財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書を 財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書を は、当該委託に係る事務代行団体に勤労者財 を形成住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしてい る特定賃金支払者に係るものである場合には、 当該委託に係る事務代行団体に勤労者財 に掲げる金額を証する書類を添付しなければな に掲げる金額を証する書類を添付しなければな に掲げる金額を証する書類を添付しなければな

じ。)の法人番号を付記するものとする。 財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書に、当該財産形成非課税住宅貯蓄限度額変の長は、当該財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書に、当該財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書を、当該財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書を

「大」 これらの規定に規定する提出期限内に提出しない。第二条の十五 法第四条の二第二項の規定による申告書を があつた場合において第二条の二十三第一項 があつた場合において第二条の二十三第一項 があつた場合において第二条の二十三第一項 があつた場合において第二条の二十三第一項 があつた場合において第二条の二十三第一項 があかた場合において第二条の二十三第一項 があかた場合において第二条の二十三第一項 があかた場合において第二条の二十三第一項 があかた場合において第二条の一人時産形成非課 を関する政 とき、第二条の 一項を形成非課税住宅貯蓄申告書の提出の特例)

り所得税が徴収される利子所得等)(住宅取得以外の金銭支払等があつたことによ

かつたとき、又は第二条の二十一第三項の規定

による通知に係る書面の提出があつたときとす

第二条の十六 法第四条の二第九項に規定する政第二条の十六 法第四条の二第九司に規定する事実が生じ (同条第二項の規定に該当するものを除く。) とする。

第二条の十七 第二条の九第一項又は第二項 金額その他の財務省令で定める事項を通知し 条第一項の規定の適用がなかつたものとされる 券の収益の分配又は利子で同項の規定により 生じた日及び当該貸付信託の受益権又は有価証 支払事務の取扱いをする者に対し、当該事実が 融機関の営業所等(貸付信託の受益権又は有価 第九項に規定する事実が生じた場合には、直ち 保管の委託を受けたものに係る勤労者財産形成 定に規定する金融機関の振替口座簿に記載若し の九第一項又は第二項の規定によりこれらの規 ける貸付信託の受益権又は有価証券で、第二条 の長は、法第四条の二第一項の規定の適用を受 証券に係る支払事務の取扱いをする者を除く。) 住宅貯蓄契約又はその履行につき法第四条の二 くは記録を受け、又は同条第二項の規定により に、当該貸付信託の受益権又は有価証券に係る

当該通知された金額に相当する利子又は収益の事務の取扱いをする者が当該通知を受けた日にいては、当該通知を受けた前項に規定する支払九項に規定する利子、収益の分配又は差益につ前項の規定により通知された法第四条の二第

第四編の規定を適用する。 分配の支払があつたものとみなして、 所得税法

(財産形成非課税住宅貯蓄申告書)

第二条の十七の二 財産形成非課税住宅貯蓄申告 書を受理した勤務先等の長及び金融機関の営業 係る金融機関等の法人番号を付記するものとす は事務代行団体又は当該金融機関の営業所等に 書に、当該勤務先等に係る賃金の支払者若しく 所等の長は、当該財産形成非課税住宅貯蓄申告

Ŧi.

第二条の十八 財産形成非課税住宅貯蓄申告書を 告書を提出したときは、この限りでない。 第一項又は第二条の二十第一項の規定による申 る場合においてその旨の記載がある次項、次条 らない。ただし、第三号に掲げる場合に該当す の住所地)の所轄税務署長に提出しなければな の住所地(住所の変更の場合には、その変更前 ている金融機関の営業所等を経由して、その者 の適用を受ける財産形成住宅貯蓄の受入れをし 等及び現にその者の法第四条の二第一項の規定 める事項を記載した申告書を、その者の勤務先 合には、遅滞なく、その旨その他財務省令で定 は、その提出後、次に掲げる場合に該当する場 たものを除く。次項及び第四項において同じ。) よる申告書を同項の提出期限内に提出しなかつ よる申告書を提出した者で同条第四項の規定に 提出した個人(第二条の二十一第一項の規定に (財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書) 2

をした場合 当該個人の氏名、住所又は個人番号の変更

規定による申告書が提出されている場合は、 名称又は所在地(既にこれらの事項に関しこ くは所在地)の変更があつた場合 しくは所在地又は異動後の勤務先の名称若し これらの申告書に記載された変更後の名称若 の項、次条第一項又は第二条の二十第一項の した賃金の支払者、勤務先又は事務代行先の 当該財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載 3

三 当該財産形成非課税住宅貯蓄申告書又は当 の申告書への記載に係る変更後の事務代行 よる申告書が提出されている場合は、これら 次条第一項又は第二条の二十第一項の規定に 行先(既に事務代行先に関しこの項、次項、 項の規定による申告書への記載に係る事務代 る。)、次条第一項若しくは第二条の二十第一 該申告書に係るこの項(次号に係る部分に限 先)の変更があつた場合

> 兀 団体に勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事払者である場合において、その者が事務代行 務の委託をしたとき。 当該個人に係る賃金の支払者が特定賃金支

をやめたとき、又は特定賃金支払者でなくな のである場合において、その者が、当該委託 払者であつて事務代行団体に勤労者財産形成 住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしているも 当該個人に係る賃金の支払者が特定賃金支

この項において「移管前の営業所等」という。) 務署長に提出しなければならない。 営業所等を経由して、その者の住所地の所轄税 受けたい旨その他財務省令で定める事項を記載 該財産形成住宅貯蓄につき同項の規定の適用を おいて法第四条の二第一項の規定の適用を受け 成住宅貯蓄につき引き続き移管先の営業所等に されることとなつた場合において、当該財産形 この条において「移管先の営業所等」という。) 事務所その他これらに準ずるものに限る。以下 承継に関する契約を締結している者の営業所! に規定する者又はその者と預貯金に係る債務の所等(当該申告書に記載した第二条の五第一項 全部を移管前の営業所等以外の金融機関の営業 に対して当該財産形成住宅貯蓄に関する事務の の受入れをしている金融機関の営業所等(以下 第一項の規定の適用を受ける財産形成住宅貯蓄 した申告書を、その者の勤務先等及び移管前の ようとするときは、当該個人は、遅滞なく、当 に移管すべきことを依頼し、かつ、その移管が 人が、その提出後、現にその者の法第四条の二 財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個 5

並びに第二条の二十四から第二条の二十六まで のとみなす。 業所等又は前項の移管前の営業所等に受理され 動申告書」という。)が第一項の金融機関の営 において「財産形成非課税住宅貯蓄に関する異 日に前二項に規定する税務署長に提出されたも たときは、これらの申告書は、その受理された 前二項の規定による申告書(次項及び第六項

蓄に関する異動申告書の提出に代えて、当該各人のこれらの規定による財産形成非課税住宅貯 由が生じた場合には、第一項又は第二項の規定 にかかわらず、その者の勤務先の長は、当該個 人について、その提出後、次の各号に掲げる事 号に掲げる事由が生じた旨その他財務省令で定 財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個 第二条の十九 財産形成非課税住宅貯蓄申告書を

営業所等(当該勤務先が事務代行団体に勤労者 事由の区分に応じ当該各号に定める金融機関の める事項を記載した書類を、当該各号に掲げる 号に掲げる事由が生じたことにより提出すべき きる。この場合において、当該個人は、当該各 者の住所地の所轄税務署長に提出することがで 財産形成住宅貯蓄契約に係る事務の委託をして 税務署長に提出したものとみなす。 を、これらの規定によりその者の住所地の所轄 定める金融機関の営業所等)を経由して、その は、当該委託に係る事務代行先及び当該各号に いる特定賃金支払者に係るものである場合に ||産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書

の金融機関の営業所等 第一項第二号から第五号までの事由 同

二 第一項第二号の事由のうち賃金の支払者又 こととなつた場合において、当該勤務先が、 こと 第二項の移管前の営業所等 第一項の規定の適用を受けることを確認した 当該個人の当該財産形成住宅貯蓄につき引き する事務の全部について同項の移管がされる り、第二項に規定する財産形成住宅貯蓄に関 続き移管先の営業所等において法第四条の二 勤務先の所在地の変更が生じたことによ

とみなす。この場合においては、第三項の規定 日に同項に規定する税務署長に提出されたもの理されたときは、当該書類は、その受理された は、適用しない。 応じ当該各号に定める金融機関の営業所等に受 前項の書類が同項各号に掲げる事由の区分に

> されたときは、当該申告書は、その受理された 先異動申告書が当該金融機関の営業所等に受理 場合において、財産形成非課税住宅貯蓄の勤務

住宅貯蓄申込書を提出することができる。この 宅貯蓄につきその預入等の際に財産形成非課税

日に当該税務署長に提出されたものとみなす。

当該異動に係る他の勤務先が、前の勤務先

6 動申告書を提出している者を除く。)の全てが ことにより財産形成非課税住宅貯蓄に関する異 ことにより同項の個人(既に当該事由が生じた る。 動申告書についてしなければならないものとす 提出すべき財産形成非課税住宅貯蓄に関する異 書類の提出は、同項各号に掲げる事由が生じた 形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書の提出 に代えて同項の書類を提出する場合には、当該 第四項の勤務先の長が同項の規定により財

成非課税住宅貯蓄申込書は、移管先の営業所等移管に係る財産形成住宅貯蓄についての財産形事務の全部の移管があつた後においては、当該 に対してのみ提出することができる。 (財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書) 第二項に規定する財産形成住宅貯蓄に関する

所等において引き続き預入等をする財産形成住 産形成住宅貯蓄の受入れをしている金融機関のび当該委託に係る事務代行先)及び現に当該財 約に係る事務の委託をしている特定賃金支払者 という。)を、当該他の勤務先(当該他の勤務 務署長に提出したときは、第二条の六第三項第 営業所等を経由して、その者の住所地の所轄税 先が事務代行団体に勤労者財産形成住宅貯蓄契 た申告書(以下第二条の二十六までにおいて あつた旨その他財務省令で定める事項を記載し 起算して二年を経過する日までに、当該異動 以下この条及び次条において「前の勤務先」と 項の規定による申告書が提出されている場合に 書に記載した勤務先(既にこの項又は次条第一 二号の規定にかかわらず、当該金融機関の営業 の者の勤務先に該当しないこととなつた日から する場合において、その者が、前の勤務先がそ の条及び次条において「他の勤務先」という。) いう。)から前の勤務先以外の勤務先(以下こ は、当該申告書に記載された異動後の勤務先。 に係るものである場合には、当該他の勤務先及 への異動があり、かつ、次に掲げる場合に該当 「財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書」

一 当該異動に係る他の勤務先が、前の勤務先 勤務先に移管されたとき。 形成住宅貯蓄に関する事務の全部が当該 に係る賃金の支払者以外の者の国内における

第四条の二第一項の規定の適用を受ける財

事業所その他これらに準ずるものである場合

に係る賃金の支払者の国内における事務所、

において、前の勤務先を通じ預入等をした法

ある場合において、当該個人が、当該金融機事務所、事業所その他これらに準ずるもので すべきことを依頼し、かつ、その送付があ 同項に規定する写しを当該他の勤務先に送付 四項の規定により作成した申告書及び書類の る財産形成住宅貯蓄につき第二条の二十五第 関の営業所等に対し当該個人の前号に規定す たとき

2 人について、その提出後、 財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個 前の勤務先から他

提出した個人について、

その提出後、当該申告

規定にかかわらず、当該他の勤務先の長は、前項の各号に掲げる場合に該当する場合には、前項の 者の住所地の所轄税務署長に提出したものとみ の勤務先異動申告書を、同項の規定によりその 合に該当して提出する財産形成非課税住宅貯蓄 合において、当該個人は、当該各号に掲げる場 所轄税務署長に提出することができる。この場 関の営業所等)を経由して、その者の住所地の 者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務の委託をし 業所等(当該他の勤務先が事務代行団体に勤労 る事項を記載した書類を、同項の金融機関の営 税住宅貯蓄の勤務先異動申告書の提出に代え なつた日から起算して二年を経過する日まで の勤務先がその者の勤務先に該当しないことと 勤務先への異動があり、かつ、当該異動が次の ている特定賃金支払者に係るものである場合に て、当該異動があつた旨その他財務省令で定め 当該委託に係る事務代行先及び当該金融機 当該個人の同項の規定による財産形成非課

## 前項第一号に掲げる場合

一 前項第二号に掲げる場合であつて、当該異前項第二号に掲げる場合であっておる賃金の支払者の事業の譲渡によるものであいる。 こととなる異動を命にる勤労者に該当しないこととなる異動を命じられたことによるもの又は前の勤務先に係る賃金の支払者から出動が、前の勤務先に係る賃金の支払者から出

規定は、適用しない。
日に同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。この場合においては、第一項後段のとみなす。この場合においては、第一項後段のとみなす。この場合においては、第一項後段の言葉所等に受

4 第二項の他の勤務先の長が同項の規定により 財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書を提出している者を除く。) の全てが提出することとなつた同項の個人(既 る場合に該当することとなつた同項の個人(既 る場合に該当することとなった同項の個人(既 の当該異動についての財産形成非課税住宅貯蓄 の勤務先異動申告書を提出している者を除く。) の全てが提出する財産形成非課税住宅貯蓄 の当務先異動申告書を提出している者を除く。) の全てが提出する財産形成非課税住宅貯蓄の の全てが提出する財産形成非課税住宅貯蓄の の全てが提出する財産形成非課税住宅 に当該異動申告書についてしなければならないも 務先異動申告書についてしなければならないも のとする。

提出した個人について、その提出後、当該申告第二条の二十 財産形成非課税住宅貯蓄申告書を申告書)

第七項において準用する同条第六項に規定する 以外の金融機関の営業所等(当該前の金融機関 項に規定する移管先の営業所等。以下この条に の金融機関の営業所等又は第二条の二十二第一 の規定による申告書に係る同項に規定する一般 規定する他の金融機関の営業所等若しくは次項 第二条の十八第二項に規定する移管先の営業所 申告書に記載した金融機関の営業所等(既に第 動があり、かつ、その者が当該異動に伴い当該 書に記載した前の勤務先から他の勤務先への異 財形住宅貯蓄取扱機関(以下この項及び次項に の営業所等に係る勤労者財産形成促進法第六条 おいて「前の金融機関の営業所等」という。) による同項の書類が提出されている場合には、 による申告書又は第二条の二十二第一項の規定 二条の十八第二項、この項若しくは次項の規定 、この項の規定による申告書に係るこの項に

四条の二第一項の規定の適用を受ける財産形成 外の財形住宅貯蓄取扱機関の金融機関の営業所 合には、当該他の勤務先及び当該委託に係る事 勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務の委託 他の勤務先(当該他の勤務先が事務代行団体に 財務省令で定める事項を記載した申告書を当該 を受けたい旨、当該新契約を締結した旨その他 当該財産形成住宅貯蓄につき同項の規定の適用 合には、当該金銭の払込みをする日)までに、 約に基づく預入等に係る金銭の払込みをする場 起算して二年を経過する日(同日前に当該新契 の者の勤務先に該当しないこととなつた日から 関の営業所等において同項の規定の適用を受け 産形成住宅貯蓄につき引き続き当該他の金融機 財産形成住宅貯蓄を含む当該新契約に基づく財 関の営業所等に移管された場合において、当該 住宅貯蓄に関する事務の全部が当該他の金融機 項第一号に規定する契約に基づきその者の法第 規定する新契約を締結し、当該新契約に係る同 宅貯蓄契約に該当するものとみなされる同項に の営業所等」という。)に係る財形住宅貯蓄取 等に限る。以下この条において「他の金融機関 おいて「財形住宅貯蓄取扱機関」という。)以 経由してその者の住所地の所轄税務署長に提出 務代行先)及び当該他の金融機関の営業所等を をしている特定賃金支払者に係るものである場 ようとするときは、その者は、前の勤務先がそ する同条第六項の規定により勤労者財産形成住 扱機関と新たに同法第六条第七項において準用 したときは、 第二条の六第三項第二号の規定に

申込書を提出することができる。いて引き続き預入等をする財産形成非課税住宅貯蓄にできるの預入等の際に財産形成非課税住宅貯蓄にかかわらず、当該他の金融機関の営業所等におかかわらず、当該他の金融機関の営業所等にお

2 等に移管された場合において、当該財産形成住する事務の全部が当該一般の金融機関の営業所 当するものとみなされる同項に規定する新契約の規定により勤労者財産形成住宅貯蓄契約に該 業所等が当該財形住宅貯蓄取扱機関から当該業ため、又は当該申告書に記載した金融機関の営 条の二十二第一項の規定による同項の書類が提 項若しくはこの項の規定による申告書又は第二 項の規定の適用を受けたい旨、当該新契約を締 る日)までに、当該財産形成住宅貯蓄につき同 日前に当該新契約に基づく預入等に係る金銭の るときは、その者は、当該業務につき当該事由 所等において同項の規定の適用を受けようとす 貯蓄につき引き続き当該一般の金融機関の営業 宅貯蓄を含む当該新契約に基づく財産形成住宅 を締結し、当該新契約に係る同項第一号に規定 該申告書に記載した金融機関の営業所等以外の みを行うことができなくなつたことにより、当機関の営業所等となつたため、当該金銭の払込 に規定する者で当該業務を行わないものの金融務に係る事業の譲渡を受けた第二条の五第一項 この項において同じ。)に係る財形住宅貯蓄取 申告書に係る他の金融機関の営業所等若しくは 規定する移管先の営業所等、前項の規定による 出されている場合には、第二条の十八第二項に 機関の営業所等(既に第二条の十八第二項、前 申込書を提出することができる。 結した旨その他財務省令で定める事項を記載し 払込みをする場合には、当該金銭の払込みをす が生じた日から起算して一年を経過する日(同 項の規定の適用を受ける財産形成住宅貯蓄に関 する契約に基づき当該個人の法第四条の二第一 進法第六条第七項において準用する同条第六項 形住宅貯蓄取扱機関と新たに勤労者財産形成促 般の金融機関の営業所等」という。)に係る財 金融機関の営業所等(以下この条において「一 蓄契約に基づく預入等に係る金銭の払込みの受 扱機関の当該個人に係る勤労者財産形成住宅貯 十二第一項に規定する移管先の営業所等。以下 する一般の金融機関の営業所等又は第二条の二 この項の規定による申告書に係るこの項に規定 人が、その提出後、当該申告書に記載した金融 入れに係る業務につき次に掲げる事由が生じた 財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個 3

た申告書を、その者の勤務先等(その者が次条た申告書を、その者の国内に規定する出国をいう。)時の国内に経由した一般のでは、当該申告書の提出のいう。)である場合には、当該申告書の提出のいう。)である場合には、当該申告書の提出の際に経由した一般の住所地(その者が上間である場合には、当該申告書の提出の次条第一項に規定する海外転勤者の財産形成非課税第一項に規定する海外転勤者の財産形成非課税第一項に規定する海外転勤者の財産形成非課税の住所地)の所轄税務署長に提出しなければない。

停止を命ぜられたこと。 法律の規定に基づく措置として当該業務の

当該業務を廃止したこと。

が生じている場合を除く。)。 当該業務に係る免許、認可、承認又は登録

由が生じている場合を除く。)。関が解散をしたこと(既に前二号に掲げる事融機関の営業所等に係る財形住宅貯蓄取扱機 当該業務を行う当該申告書に記載された金

本なして、法第四条の二の規定を適用する。 関第一号に規定する新契約に基づく最初の預入等の日前において当該申告書を では最初の預入等の日前において当該申告書を では最初の預入等の日前において当該申告書を がと最初の預入等の日前において当該申告書を 経由した他の金融機関の営業所等又は一般の金 経由した他の金融機関の営業所等又は一般の金 経由した他の金融機関の営業所等又は一般の金 経由した他の金融機関の営業所等又は一般の金 経由した他の金融機関の営業所等取は一般の金 がく最初の預入等の財産形成主票税住宅貯蓄継続適用

対してのみ提出することができる。

他の金融機関の営業所等に第二、関産形成住宅貯蓄申込書は、当該他の金融機関の管業所等に関する事務の全部の移管があつた後においては、これらの移管に係る財産形成住宅貯蓄についての財産形成度においては、これらの移管に係る財産形成住宅貯蓄に関する事務の全部の移管があつた後においては、これらの移管に係る財産形成住宅貯蓄に関する事務の全部の移管が財産形成住宅貯蓄に関する事務の全部の移管が財産形成住宅貯蓄に関する事務の全部の移管が財産形成住宅貯蓄に関する事務の全部の移管が財産形成住宅貯蓄に関する事務の全部の移管が財産形成に関する事務の企業所等に第一項に規定する。

|用申告書等) |(海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適

第二条の二十一 関の営業所等を経由して、その者の住所地の所該財産形成住宅貯蓄の受入れをしている金融機 者は、その出国をする日までに、その旨その他項の規定の適用を受けようとするときは、その 轄税務署長に提出しなければならない。 先及び当該委託に係る事務代行先)及び現に当 者に係るものである場合には、当該出国前勤務 契約に係る事務の委託をしている特定賃金支払 務先が事務代行団体に勤労者財産形成住宅貯蓄 いて「出国前勤務先」という。)(当該出国前勤 書に記載した異動後の勤務先。以下この項にお 申告書を提出している場合には、これらの申告 勤務先異動申告書又は前条第一項の規定による う。) を、当該財産形成非課税住宅貯蓄申告書 産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」とい第二条の二十六までにおいて「海外転勤者の財 財務省令で定める事項を記載した申告書(以下 に限る。)につき、引き続き法第四条の二第一 規定する特定財産形成住宅貯蓄契約に係るもの 税住宅貯蓄申込書を提出している場合の同項に 産形成住宅貯蓄(その預入等に際して第二条の において預入等をする当該申告書に記載した財 おいて、当該申告書に係る金融機関の営業所等 支払われることとされている場合に限る。)に 約に基づく賃金の全部又は一部が国内において た勤務先に係る賃金の支払者との間に引き続い た後においても、その者と当該申告書に記載し じ。)をすることとなつた場合(当該出国をし こととなることをいう。以下この条において同 するため出国(国内に住所及び居所を有しない を提出した個人が、その提出後、国外にある事 に記載した勤務先(財産形成非課税住宅貯蓄の 七第一項の規定による記載をした財産形成非課 て雇用契約が継続しており、かつ、当該雇用契 務所、事業所その他これらに準ずるものに勤務 財産形成非課税住宅貯蓄申告書 3

かったこと又は第四項に規定する海外転勤者の 
加ったこと又は第四項に規定する海外転勤者の 
を基本を受けないこととなったこと、出国をした 
とならではないこととなったこと、出国をした 
とならではないこととなったこと、出国をした 
となら金の支払者の国内の事務所、事業所その 
はこれらに準ずるものに勤務することとならな 
はこれらに準ずるものに勤務することとならな 
はこれらに準ずるものに勤務することとならな 
はこれらに準ずるものに勤務することとならな 
はこれらに準ずるものに勤務することとならな 
はこれらに準ずるものに勤務することとならな 
はこれらに準ずるものに勤務することとならな 
は続適 
に対している。 
は、継続 
はこれらに準ずるものに対している。 
はいまれば、といまに対している。 
はいまれば、といまに対している。 
はいまれば、といまに対している。 
はいまれば、といまに対している。 
はいまれば、といまに対していましていました。 
はいまれば、といまに対していまれば、といまに対しまれば、といまには、とい

国内勤務申告書を同項の提出期限内に提出しない。

国内勤務申告書を同項の提出期限内に提出したが項の財産形成非課税住宅貯蓄に係た当該申告書に記載した財産形成住宅貯蓄に係に該当することとなつた場合には、当該個人がいたことをいう。以下この条において同じ。)かつたことをいう。以下この条において同じ。)かのたことをいう。以下この集出期限内に提出しない。

預貯金、合同運用信託又は法第四条の二第預貯金、合同運用信託又は法第四条の二第期間にが一年以下であるものに限る。)のうち、継が一年以下であるものに限る。)のうち、継が一年以下であるものに限る。)のうち、継が一年以下であるものに限る。)のうち、継が一年は、その利子又は収益の分配の計算期間という。

5

前項に規定する個人につき継続適用不適格事由が生じた場合には、海外転勤者の財産形成住宅貯蓄契約に係る事務で行団体に営業所等に対し(当該勤務先が事務代行団体に営業所等に対し(当該勤務先が事務代行団体に営業所等に対し(当該勤務先が事務代行団体に営業所等に対し(当該難続適用申告書の提出の際に経由のによい。特別の営業所等に対し)、当該継続適用不適格事由が生じた日から起算して六月を経由している特定賃金支払者に係る事務代行団体に当該金融機関の営業所等に対し)、当該継続適用不適格事由が生じた日から起算して六月を経由した旨その他財務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、同日までに、当該継続適用不適格事由が生じた日から起算して六月を経由している特別の営業所等に対し、当該継続適用不適格事由が生じた日から起算して六月を経過する日までに、当該継続適用不適格事由が生じた日から起源というと継続適用不適格事は生きない。

合において、財産形成非課税住宅貯蓄申告書に払者に係る勤務先に勤務をすることとなつた場項に規定する雇用契約を締結している賃金の支適用不適格事由に該当することとなる前に第一用申告書を提出した個人が、その提出後、継続用申告書を提出した個人が、その提出後、継続適

という。)及び現に当該財産形成住宅貯蓄の受 支払者に係るものである場合には、当該出国時 係る金融機関の営業所等において預入等をする び第二条の二十五において「出国時勤務先等」 勤務先及び当該委託に係る事務代行先。次条及 貯蓄契約に係る事務の委託をしている特定賃金 成非課税住宅貯蓄継続適用申告書の提出の際に 告書」という。)を、当該海外転勤者の財産形 二十六までにおいて「海外転勤者の国内勤務申 先に勤務をすることとなつた日から起算して一 を受けようとするときは、その者は、当該勤務 入れをしている金融機関の営業所等を経由し 時勤務先が事務代行団体に勤労者財産形成住宅 経由した勤務先(次条から第二条の二十五まで で定める事項を記載した申告書(以下第二条の 月を経過する日までに、その旨その他財務省令 き、引き続き法第四条の二第一項の規定の適用 において「出国時勤務先」という。)(当該出国 て、その者の住所地の所轄税務署長に提出しな ればならない。 「該申告書に記載した財産形成住宅貯蓄につ

海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適加たものとみなす。

蓄継続適用申告書等)(育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯

第二条の二十一の二 財産形成非課税住宅貯蓄申 に規定する育児休業をいう。以下この条におい法律(平成三年法律第百十一号)第二条第一項 育児休業等の開始の日までに、その旨、 特定財産形成住宅貯蓄契約に係るものに限る。) 蓄申込書を提出している場合の同項に規定する の規定による記載をした財産形成非課税住宅貯 宅貯蓄(その預入等に際して第二条の七第一項 預入等をする当該申告書に記載した財産形成住 当該申告書に係る金融機関の営業所等において 五号)第二十三条の三第一項に規定する産前産 等(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十 告書を提出した個人が、その提出後、育児休業 適用を受けようとするときは、その者は、その につき、引き続き法第四条の二第一項の規定の て同じ。)をすることとなつた場合において、 する育児休業等及び裁判官の育児休業に関する 後休業並びに同法第二十三条の二第一項に規定

署長に提出しなければならない。 を記載した申告書(以下第二条の二十六までに 業所等を経由して、その者の住所地の所轄税務 形成住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営 載した異動後の勤務先。以下この項において を提出している場合には、これらの申告書に記 先(財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告 財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載した勤務 住宅貯蓄継続適用申告書」という。)を、当該 おいて「育児休業等をする者の財産形成非課税 児休業等の期間その他の財務省令で定める事項 び当該委託に係る事務代行先。第三項において 係るものである場合には、当該休業前勤務先及 が事務代行団体に勤労者財産形成住宅貯蓄契約 書又は第二条の二十第一項の規定による申告書 に係る事務の委託をしている特定賃金支払者に 「休業前勤務先等」という。) 及び現に当該財産 休業前勤務先」という。)(当該休業前勤務先

本 育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄に係る動労者財産形成住宅貯蓄契約に基でした当該申告書に混動である。 という。)に、当該金銭等の払込みをした は、当該育児休業等の終了の日後かつた場合には、当該育児休業等の終了の日後かった場合には、当該育児休業等の終了の日後かつた場合には、当該育児休業等の終了の日後かつた場合には、当該育児休業等の終了の日後かつた場合には、当該育児休業等の終了の日後かつた場合には、当該育児休業等の終了の日後をした当該個人(当該再開日の前日までに第二条の十二第一項に規定する金銭等の払込みをしなかつた場合には、当該育児休業等の終了の日後という。)が提出した前項の財産形成住宅貯蓄に係る利子、収益の分配又は、第四条の二第一項第四号に規定する金銭等の払送がでは、前項の育業が成代を貯蓄に係る利子、収益の分配又は、第四条の二第一項に規定する金銭等の終了の財産形成主課税住宅貯蓄に係る利子、収益の分配又は、第四条の二第一項に規定する金銭等の払送の対応では、前項の有いの対応といる。

務署長に提出しなければならない 営業所等を経由して、その者の住所地の所轄税

蓄継続適用申告書又は育児休業等期間変更申告育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯 提出されたものとみなす。 された日にこれらの規定に規定する税務署長に 理されたときは、これらの申告書は、その受理 書が第一項又は前項の金融機関の営業所等に受

(金融機関等において事業譲渡等があつた場合

第二条の二十二 事業の譲渡若しくは合併若しく

国時勤務先)別に、その旨その他財務省令で定 産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個人が れたものとみなす。 は、その受理された日に当該税務署長に提出さ る事務代行先に受理されたとき)は、 場合には、当該勤務先を経由して当該委託に係 託をしている特定賃金支払者に係るものである に勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務の委 に受理されたとき(当該勤務先が事務代行団体 い。この場合において、当該書類が当該勤務先 所在地の所轄税務署長に提出しなければならな 務先等)を経由して、当該移管先の営業所等のした者である場合には、その者に係る出国時勤 財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書を提出 個人に係る勤務先等(当該個人が海外転勤者のめる事項を記載した書類を作成し、これを当該 を提出した者である場合には、その者に係る出 勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書 く、当該個人に係る勤務先(当該個人が海外転 合には、当該移管先の営業所等の長は、遅滞な の他これらに準ずるもの(以下この条において 又は同一の金融機関等の他の営業所、事務所そ 等の営業所、事務所その他これらに準ずるもの 割により資産及び負債の移転を受けた金融機関 その合併後存続する金融機関等若しくはその分 譲渡を受けた第二条の五第一項に規定する者 書に係るものに関する事務の全部がその事業の 預入等をした財産形成住宅貯蓄のうち当該申告 廃止若しくは業務を行う区域の変更により、財 は分割又は金融機関の営業所等の新設若しくは (以下この項において「金融機関等」という。) 「移管先の営業所等」という。)に移管された場 その合併により設立した金融機関等若しくは 当該書類 3 2

管に係る財産形成住宅貯蓄についての財産形成 務の全部の移管があつた後においては、当該移 前項に規定する財産形成住宅貯蓄に関する事

> 非課税住宅貯蓄申込書は、移管先の営業所等に 対してのみ提出することができる。

(財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書)

第二条の二十三 財産形成非課税住宅貯蓄申告書 当該申告書に記載した財産形成住宅貯蓄につき 係る金融機関の営業所等において預入等をした を提出した個人が、その提出後、当該申告書に らない。 者の住所地の所轄税務署長に提出しなければな 適用を受ける当該財産形成住宅貯蓄の受入れを の者の勤務先等及び現にその者の同項の規定の 非課税住宅貯蓄廃止申告書」という。)を、そ (以下第二条の二十六までにおいて「財産形成 その他財務省令で定める事項を記載した申告書 をやめようとする場合には、その者は、その旨 している金融機関の営業所等を経由して、その 法第四条の二第一項の規定の適用を受けること

金融機関の営業所等に受理されたときは、当該 税務署長に提出されたものとみなす。 申告書は、その受理された日に同項に規定する 財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書が前項の

号に規定する差益については、同項の規定は、 利子、収益の分配又は法第四条の二第一項第四 を受ける第一項に規定する財産形成住宅貯蓄の あつた場合には、その提出があつた日後に支払 適用しない。 財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書の提出が

はならない場合) (財産形成非課税住宅貯蓄申込書等を受理して

第二条の二十四 金融機関の営業所等の長又は勤 は事務代行先の名称又は所在地とし、 地の変更に係る当該申告書の提出があつた場合 所とし、勤務先又は事務代行先の名称又は所在 は当該申告書に記載された変更後の氏名又は住 氏名又は住所の変更に係る財産形成非課税住宅 の名称若しくは所在地(当該申告書の提出後、 名若しくは住所又は勤務先若しくは事務代行先 財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された氏 行先の名称若しくは所在地とその者の提出した 特定賃金支払者に係るものである場合には、当 形成住宅貯蓄契約に係る事務の委託をしている 務先(当該勤務先が事務代行団体に勤労者財産 には当該申告書に記載された変更後の勤務先又 貯蓄に関する異動申告書の提出があつた場合に た氏名若しくは住所又は勤務先若しくは事務代 する財産形成非課税住宅貯蓄申込書に記載され 該委託に係る事務代行先)の長は、個人の提出

> 出があつた場合にはこれらの申告書に記載され 先の変更(当該個人に係る賃金の支払者が特定 きは、当該申込書を受理してはならない。 行先の名称又は所在地とする。) とが異なると た異動後の勤務先又は当該勤務先に係る事務代 は第二条の二十第一項の規定による申告書の提 財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書又 た変更後の事務代行先の名称又は所在地とし、 でなくなつたことを含む。)に係る当該申告書 当該委託をやめたこと若しくは特定賃金支払者 託をしているものである場合においてその者が 支払者が特定賃金支払者であつて事務代行団体 務の委託をしたこと又は当該個人に係る賃金の 行団体に勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事 賃金支払者である場合においてその者が事務代 に勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務の委 提出があつた場合には当該申告書に記載され

2 金融機関の営業所等の長は、個人の提出する 項のうちに当該個人と締結した勤労者財産形成 財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された事 住宅貯蓄契約において定められた事項と異なる ならない。 ものがある場合には、当該申告書を受理しては

3 これらの申告書に記載された氏名、住所若しく 財産形成非課税住宅貯蓄申告書、財産形成非課 くは当該出国時勤務先に係る勤労者以外の者が 告書を受理してはならない。 は賃金の支払者の名称若しくは所在地が真実な は個人番号若しくは勤務先、事務代行先若しく 勤労者以外の者が海外転勤者の国内勤務申告書 告書を提出した場合、当該出国時勤務先に係る 継続適用申告書若しくは育児休業等期間変更申 育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄 者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、 形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、海外転勤 住宅貯蓄の勤務先異動申告書、転職者等の財産 税住宅貯蓄限度額変更申告書、財産形成非課税 務先の賃金の支払者に係る勤労者以外の者若し ものでないと認められる場合には、これらの申 を提出した場合又はこれらの勤労者の提出する 住宅貯蓄に関する異動申告書、財産形成非課税 勤務先の長又は出国時勤務先の長は、 当該勤

蓄に関する帳簿書類の整理保存等) (金融機関の営業所等における財産形成住宅貯

第二条の二十五

産形成非課税住宅貯蓄申込書の提出を受けた場

金融機関の営業所等の長は、

合には、

遅滞なく、

当該申込書を提出して預入

住宅貯蓄につき、財産形成非課税住宅貯蓄廃 務省令で定めるところにより保存しなければな 蓄が法第四条の二第一項の規定の適用に係るも 等がされた財産形成住宅貯蓄に関する通帳、 のである旨の記載をし、かつ、当該申込書を財 書、証券その他の書類に、その財産形成住宅貯 金融機関の営業所等の長は、前項の財産形成

抹消しなければならない。 る通知に係る書面を受理したときは、遅滞な 申告書若しくは第二条の二十第一項の規定によ 項の規定による通知に係る書面を受理した場合 申告書を受理したとき、又は第二条の十二第二 く、その財産形成住宅貯蓄に係る前項の記載を き、若しくは第二条の二十一第三項の規定によ る申告書を第二条の十九第一項若しくは第二条 において財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動 の二十第一項の提出期限内に受理しなかつたと

存しなければならない。 項第四号に規定する差益の計算に関する事項そ 共済掛金の額及びその利子、収益の分配又は同険の払込保険料の金額若しくは生命共済の払込 宅貯蓄の元本、法第四条の二第一項第三号に規めるところにより、各人別に、その財産形成住 形成住宅貯蓄につき帳簿を備え、財務省令で定 の他の事項を明らかにし、 定する額面金額等又は生命保険若しくは損害保 住宅貯蓄申込書を提出して預入等がされた財産 金融機関の営業所等の長は、財産形成非課税 かつ、当該帳簿を保

磁的記録 申告書又は書類に記載すべき事項を記録した電 規定する所轄税務署長の確認に係る書面を受理 条の十八第四項若しくは第二条の十九第二項の 児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継 適用申告書、海外転勤者の国内勤務申告書、育書、海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続 産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書、 書類又は退職等に関する通知書若しくは次条に くは財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書、 続適用申告書、育児休業等期間変更申告書若し 者等の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告 形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書、転 形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書、 の提出する財産形成非課税住宅貯蓄申告書、 した場合には、財務省令で定めるところによ 金融機関の営業所等の長は、個人又は勤務先 これらの申告書又は書類の写し(これら (電子的方式、 磁気的方式その他人の 第二 財産 財 職

記録した電磁的記録を、第二条の十七第一項の 規定による通知を受けた者は同項の通知の内容 知の内容を記載した書類又は当該通知の内容を 第一項の規定による通知を受けた者は同項の通 は有価証券の保管に関する帳簿を、第二条の十 受益権若しくは有価証券の振替に関する帳簿又 業所等の長は同条第三項に規定する貸付信託の 通知書及び書面を保存しなければならない。 処理の用に供されるものをいう。以下この章に 作られる記録であつて、電子計算機による情報 知覚によつては認識することができない方式で 第二条の九第一項又は第二項の金融機関の営 いて同じ。)を含む。)を作成し、当該写し、 7

財産形成住宅貯蓄契約に係る事務の委託をして 定する写しを保存しなければならない。 同号の送付があつた申告書及び書類の同号に規 の十九第一項第二号の金融機関の営業所等から 成するとともに、申告書等の写し並びに第二条 項において「申告書等の写し」という。)を作 き事項を記録した電磁的記録を含む。以下この に定める書類の写し(これらの書類に記載すべ は、財務省令で定めるところにより、当該各号 時勤務先等の長は、次の各号に掲げる場合に は、当該委託に係る事務代行先)の長又は出国 いる特定賃金支払者に係るものである場合に 保存しなければならない。 勤務先(当該勤務先が事務代行団体に勤労者

書を受理した場合 これらの申告書 申告書又は財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告 宅貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更 書、育児休業等をする者の財産形成非課税住 続適用申告書、海外転勤者の国内勤務申告 書、海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書、転職 非課税住宅貯蓄に関する異動申告書、財産形 非課税住宅貯蓄限度額変更申告書、財産形成 財産形成非課税住宅貯蓄申告書、財産形成

営業所等の提出する同項の書類を受理した場二 第二条の二十二第一項に規定する移管先の 当該書類

三 第二条の十二第二項又は第二条の二十一第 三項に規定する金融機関の営業所等に対し、 これらの規定による通知をした場合 に関する通知書 退職等

> 月の翌月十日までに、当該勤務先の所在地の所 課税年金貯蓄申告書を受理している場合を除 申告書を最初に受理したとき(既に財産形成非 係る勤労者が提出する財産形成非課税住宅貯蓄 兀 轄税務署長に提出しなければならない。 を記載した届出書を、その受理した日の属する く。) は、その旨その他財務省令で定める事項 (所得税の徴収が行われない災害等の事由によ 勤務先の長は、当該勤務先の賃金の支払者に 項に規定する税務署長に対し、これらの規定 による書類の提出をした場合 これらの書類 第二条の十八第四項又は第二条の十九第二

第二条の二十五の二 勤労者財産形成住宅貯蓄契 約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法 り財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個 第六条第四項第一号ロ若しくはハ、同項第二号 る金銭の払出し) 契約に係る金融機関の営業所等に提出した場合 記載がある書面を当該勤労者財産形成住宅貯蓄 税務署長から交付を受けた当該確認をした旨の であることにつき財務省令で定めるところによ 事実の発生が当該災害等の事由に基因するもの る日までの間に発生したものであるとき(当該 等の事由が生じた日から同日以後一年を経過す た場合であつて、当該事実が次に掲げる事由 める要件に該当しないこととなる事実が発生し げる事実に該当しないものとする。 項に規定する事実及び第二条の十三第二号に掲 に限る。)は、当該事実は、法第四条の二第九 人の住所地の所轄税務署長の確認を受け、当該 て「災害等の事由」という。)により当該災害 (以下この条及び第二条の二十八第一項におい ハ若しくはニ又は同項第三号ハ若しくはニに定

り全壊、流失、半壊、床上浸水その他これら 親族が所有しているものについて、災害によ に準ずる損害を受けたこと。 であつてその者又はその者と生計を一にする 当該個人がその居住の用に供している家屋

者又はその支払の時においてその者と生計を 定する医療費を支払つた場合において、その 該医療費の金額の合計額が二百万円を超えた 当該個人が所得税法第七十三条第一項に規 にする親族のためにその年中に支払つた当

行令第十一条各号に掲げる者に該当すること 婚したこと又はその者の配偶者が所得税法施 当該個人が、配偶者と死別し、若しくは離

見込まれる場合に限る。)。 するひとり親に該当し、又は該当することが るものに限る。) 又は同項第三十一号に規定 得税法第二条第一項第三十号に規定する寡婦 する年の十二月三十一日においてその者が所 となつたこと(これらの事由が生じた日の属 (同項第三十四号に規定する扶養親族を有す 当該個人が、所得税法第二条第一項第二十

なつたこと。

律第百十六号)第二十三条第二項に規定する たこと。 当該個人が、雇用保険法(昭和四十九年法

電磁的記録を、財務省令で定めるところにより を記載した書類又は当該通知の内容を記録した

第二条の二十六 課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書、転職者等の課税住宅貯蓄に関する異動申告書、財産形成非 非課税住宅貯蓄限度額変更申告書、財産形成非書、財産形成非課税住宅貯蓄申込書、財産形成 非課税住宅貯蓄廃止申告書の書式は、財務省令 告書、育児休業等期間変更申告書及び財産形成 転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告 財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書、海外 で定める。 をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申 書、海外転勤者の国内勤務申告書、育児休業等 (財産形成非課税住宅貯蓄申告書等の書式) 財産形成非課税住宅貯蓄申告

(財産形成年金貯蓄の範囲)

第二条の二十七 法第四条の三第一項に規定する 二号に掲げる者として受入れをする預貯金を除貯金を含むものとし、同号に掲げる者が同条第 外国投資信託を除くものとし、財務省令で定め が公募(第二条の五第二項に規定する公募をい 命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命 法人に関する法律第二条第二十四項に規定する う。) により行われたもの(投資信託及び投資 の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集 るものに限る。) 若しくは公社債投資信託以外 託の受益権(同項第一号から第六号までに掲げ 四項の規定に該当する公社債及び公社債投資信 く。)、合同運用信託若しくは同令第三十三条第 定期預金(定期貯金その他財務省令で定める預 法施行令第三十二条第一号に掲げる者に対する 共済の共済掛金で政令で定めるものは、所得税 預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生 るものに限る。)の受益権(その募集が国内に

九号に規定する特別障害者に該当することと

定する特定理由離職者に該当することとなつ 特定受給資格者又は同法第十三条第三項に規

> 険契約に基づく損害保険の保険料とする。 共済掛金若しくは同項第三号に規定する損害保 第六条第二項第二号に規定する生命保険契約等 (財産形成年金貯蓄に係る生命保険契約等の差 のに限る。) で当該受益権に係る信託の設定 おいて行われたもの(本邦通貨で表示されたも に基づく生命保険の保険料若しくは生命共 れたものに限る。)又は勤労者財産形成促進法 (追加設定を含む。) があつた日において購入さ

第二条の二十八 法第四条の三第一項第四号に規

る剰余金又は割戻金を含む。次項において同 支払われる解約返戻金(解約返戻金とともに又 た日から同日以後一年を経過する日までの間に りその者の住所地の所轄税務署長の確認を受 保険又は生命共済に係る契約を解約した場合 とにより同号に規定する生命保険若しくは損害 個人が、その提出後、災害等の事由が生じたこ 定する解約返戻金その他の政令で定める金 じ。)とする。 はその支払を受けた後に分配又は割戻しを受け 年金貯蓄契約に係る金融機関の営業所等に提出 は、財産形成非課税年金貯蓄申告書を提出した した場合に限る。)に当該災害等の事由が生じ け、当該税務署長から交付を受けた当該確認を であることにつき財務省令で定めるところによ した旨の記載がある書面を当該勤労者財産形成 (当該解約が当該災害等の事由に基因するも 0)

定めるところにより計算した金額は、同号に規 定する年金の次の各号に掲げる区分に応じ当該 各号に定める金額とする。 法第四条の三第一項第四号に規定する政令で

当する解約返戻金を除く。) 当該年金の額か 条第一項第二号に規定する割合を乗じて計算 ら当該年金の額に所得税法施行令第百八十三 約に基づき支払われる年金(前項の規定に該 保険若しくは損害保険又は生命共済に係る契 した金額を控除した金額 法第四条の三第一項第四号に規定する生命

一 法第四条の三第一項第四号に規定する生命 込共済掛金の額の合計額(当該解約が当該契 から当該契約に係る払込保険料の金額又は払に該当する解約返戻金 当該解約返戻金の額 約が解約された場合に支払われる前項の規定 保険若しくは損害保険又は生命共済に係る契 約に基づく前号に規定する年金の支払を受け た後に行われた場合には、 所得税法施行令第

た金額)を控除した金額 八十三条第二項第三号の規定に準じて計算

第二条の二十九 財産形成非課税年金貯蓄申告書 命共済に係る証書については、この限りでな の証書の保管を委託しておかなければならな 該申告書に係る金融機関の営業所等に、これら の他の証書が作成されたときは、その者は、当 の財産形成年金貯蓄に関する通帳、預金証書そ を金融機関の営業所等にした場合において、そ び同項に規定する有価証券を除く。)の預入等 運用信託に係る無記名の貸付信託の受益証券及 適用を受けようとする財産形成年金貯蓄(合同 を提出した個人が法第四条の三第一項の規定の (財産形成年金貯蓄に係る証書の保管の委託) 、。ただし、 生命保険若しくは損害保険又は生

れない場合) 託をしないことにより利子所得等が非課税とさ (財産形成年金貯蓄に係る有価証券の保管の委

第二条の三十 に記載した財産形成年金貯蓄の利子又は収益のり保管の委託をしていないときは、当該申告書 規定は、適用しない。 益の分配)については、法第四条の三第一項の の取りやめた時以後に支払を受ける利子又は収 分配(当該保管の委託を取りやめたときは、そ において準用する第二条の九第二項の規定によ おいて、その者が、当該有価証券につき、次条 用を受けようとする有価証券を取得した場合に 提出した個人が法第四条の三第一項の規定の適 財産形成非課税年金貯蓄申告書を の

いての準用) (財産形成非課税年金貯蓄申込書の提出等につ

項

法第四条の三第一項各号 用する第二条の七第一項 第二条の三十一において準

の保険期間

(郵政民営化

整備等に関する法律(平成等の施行に伴う関係法律の

易生命保険法(昭和二十四条の規定による廃止前の簡

十七年法律第百二号)第I

年法律第六十八号)第五条

に規定する年金の給付を目

契約期間。

以下この項に

いて同じ。

的とするものにあつては

第二条の三十一 とあるのは 蓄申告書」と、「特定財産形成住宅貯蓄契約」 蓄申告書」とあるのは「財産形成非課税年金貯 産形成年金貯蓄」と、 約」と、「財産形成住宅貯蓄」とあるのは「財 約」とあるのは「勤労者財産形成年金貯蓄契 の三第一項」と、 のは「財産形成非課税年金貯蓄申込書」と、 定中「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」とある いて準用する。この場合において、これらの規 定は、法第四条の三の規定を適用する場合につ 第二条の十二から第二条の二十五の二までの規 「法第四条の二第一項」とあるのは「法第四条 第二条の十一 「特定財産形成年金貯蓄契約」と読 第二条の六から第二条の十ま 「勤労者財産形成住宅貯蓄契 (同条第二項を除く。) 及び 「財産形成非課税住宅貯 0)

み替えるほか、次の表の上欄に掲げるこれらの

第二

条第二条の

第

条法第四

条の法第四条の三第一項第三号

〈第|に規定する有価証券につき

同項の規定の適用を受け

うとする場合における同:

規

定当該

第八項

三項 三項 の 二項 0) 0) 第二条第二条の 第 号 号 号 表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 六 二条第二条の 項 る。 項 六 六 六 六 第十一 第二条の一 第二条の 第十五 第 条第二 第九第一項 第 第 条次条及び 条金融機関 第営業所等 預入等 勤務先等」 という。) 一条の八 法第 二条 号 第一項 第一 条 0) 0) 二条前条第 項 十第二条の三十一にお 第以下第二条の三十一にお の|金融機関の営業所等(第 用する第二条の二十 |第二条の三十一において準 用する第二条の二十一 |第二条の三十一において準 |第二条の三十一において準 |勤務先等」という。) (第1 |第二条の三十一において進 用する第二条の十九第 |預入等(第二条の三十二第 |て準用する第二条の八まで |次項に規定する適格継続預 |条の三十二第二項の規定に あつては、当該申告書に記 |条の三十二第二項の規定に 用する第二条の二十五 |適格継続預入等を除く。| 提出した日後においてする 業所等) 預入等をする金融機関の営 をする都度、当該適格継続 よる申告書を提出した者に つては、当該財産形成年金 入等に係る当該申込書にあ よる申告書を提出した者の 貯蓄の当該適格継続預入等 する第二条の十二 した勤務先等。 (する第二条の二十三 項の規定による申告書を 項 て同じ。) 二条の三十一にお 一項 次号にお いて進 V١ て進 第 第 第二 の七 四項 の 第 の八 第 の の 三項 項 項 六 九 七 条法第四条の貸付信託につき法第四条の 条法第四 条内の預入等 条前条第三 第四第三項 第 第 第第一号 前条第 児休業等期 前条第三項 第二条の 第 第三号 第二条のコ 前条第 次条第二号 + 前条第二項 十五第三項 二第 二第 『項の規 適用を受 しくは育 号 項 ようとす 第 項 条 の二第用する第二条の二十一の 一条 一項 一項 二項 条の法第四条の三 0) 0) 項 <u>定当該</u> 項 十<br />
第二条の三十一において準 |第||三第一項の規定の適用を受 第 項 用する第二条の二十五第 第二条の三十一において準 同条第 第二条の三十一において準 第二条の三十 第一項 |第二条の三十一において準 |第二条の三十一において準 用する第二条の二十一第 |第二条の三十一において準 |第二条の三十一において準 内の預入等又は第二条の三 第二条の三十一において進 第二条の三十一において潍 用する第二条の十四第三項 |用する第二条の五第一項 規定する積立期間の末日後 用する前条第一項 用する前条第三項 は第二条の三十二第五項に 用する次条第二号 用する前条第一項第三号 用する前条第三項第一号 同条第八項 けようとする場合における 期間の末日後の預入等 十二第五項に規定する積立 育児休業等期間内若しく 項 する前条第二項 一条の三十 項第一 |第一項第四 一において進 号 一において準 の 第四項 第 第 第 第 0) 0) 第 0 0 項 項 項 三項 一項 十一二第一項第二条法第四条の 九 + +条第二条の 第二第 条の保険期間 第 条前条第 第 条前条第 法第四 の同適項 法第四条の これらの 0) 又は第二条 第二条の 三号 第二条 十五 八第一項 一第 号 書 十二第一 適用を受 ようとす 0) 一項

0)

第二条の三十一において準

用する第二条の二十五

申これらの申告

書、

当該届

出書

法第四条の三第

項第三号

条

<u>,</u>

法第四条の三

項

第二条の三十

において準 項

用する前条第

項

第二条の三十

一にお

いて準

用する前条第一項

十<br />
第二条の三十一において準

用する第二条の十八第一項

規定による届出書又は第一

第二条の三十二第三項

条の三十一において準用す

る第二条の十二第二項

14		の 第 十 二 三 g	第 の 第 二 十 二 耳 二 条	第 の 第 一 十 二 項 二 条
で 第一項第 四号 四号 四号 四号 四号 四号 第一項第一号から第 第一号か三号まで ら第三号ま	大条第二項第一号イ 大条第二項第一号イ 大条第二項第一号イ でのは込日から当該契約 後の払込日から当該契約 後の払込日から当該契約 後の払込日から当該契約	場合には、場合には、前項 第二条の二第二条の三十一において準 第二条の二第二条の三十一において準 第二条の三十二第五項に規 定する積立期間の末日前に 第二条の三十二第五項に規 第二条の三十二第五項に規	第二条の二第二条の三十一に第二条の二第二条の二第二条の三十一に第二条の二第二条の三十一に第二条の二第二条の三十一に第二条の二第二条の二第二条の二第二条の二第二条の二第二条の二第二条の二第二条の	
第二条の十第二条の三十一において準 第二条の十第二条の三十一において準 第二条の二第二条の三十一において準 十一第三項 用する第二条の二十一第 三項 三項 三項 三項 三項 三項 三項 日本 1 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年	第二条の上第二条の三十一におい 第二条の上第二条の三十一におい 第二条の二第二条の三十一におい 第二条の二第二条の三十一におい 第二条の二第二条の三十一におい	第二条財産形成非財産形成非課税年金貯蓄限 第二条財産形成非財産形成非課税年金貯蓄限 第二条財産形成非財産形成非課税年金貯蓄限 第二条財産形成非財産形成非課税年金貯蓄限 要申告書 更申告書 で、十四課税住宅貯度額変更申告書	金貯告書金貯告書金貯告書金貯告書金貯告書金貯告書金貯告書金貯告書金貯告書金貯告書	第二条財産形成非財産形成非課税年金貯蓄限 の十四課税住宅貯度額変更申告書 の十四課税住宅貯度額変更申告書 の十四課税住宅貯度額変更申告書 を
第二条第二条の十八十四から第四条の十八十四から第四条の二十四から第四条の二十四を記すます。	第二項 現若しくは は 7 次条第一本	第二条第二条の二年 第一項 項及び 項及び 次条第一項 で除く。次 で除く。次 で で で で の た の た の た の た の た の た の た の た	見十二二十二 一 <u>出八条 七条</u> 1 異蓄課財 二法二法院	日     出       日     出       日     出       日     出       二     条法       第四条     年       日     出       日     日 <td< td=""></td<>
等を経由して 等を経由して 等を経由して 等に関する異動申告書 産に関する異動申告書 だり、 が「財産形成非課税年金貯蓄 が「財産形成非課税年金貯蓄	で に で に で に に 、 その移管前の営業所 が されることとなった場合 を提出した日後にその移管 第二項の規定による申告書 経由して(第二条の三十二 経由して(第二条の三十二 経由して(第二条の三十二 には、その移管前の営業所 で は 、	田する第二条の二十一において準用する次条第一項若し 大び第二条の三十二において準用する次条第一項若し 大は第二条の三十二において準用する次条第一へにおいて準用する次条第一項	<ul><li>第四条の法第四条の三第十項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第四条の三第十項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第九項</li><li>第五項</li><li>第五項</li><li>第五項</li><li>第五項</li><li>第五項</li><li>第五回</li><li>第五回</li><li>第五回</li><li>第五回</li><li>第五回</li><li>第五回</li><li>第五回</li><li>第五回</li><li>第五回</li><li>第五回</li><li>第五回</li><li>第五回</li><li>第五回</li><li>第五回</li><li>第五回</li><li>第五回</li><li>第五回</li><li>第五回</li><li>第五回</li><li>第五回</li><li>第五回</li><li>第五回</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四</li><li>第四<!--</td--><td>九 の法第四条の三第十項 年金 年金 日から第二条の三十一において準</td></li></ul>	九 の法第四条の三第十項 年金 年金 日から第二条の三十一において準
第二条 車 職 者等の 東 職 表 調 和 別 による 申 告 書 を 提 の 二 十 財 産 形 成 非 年 金 貯 蓄 継 続 適 用 申 告 書 個 人 (第二条の三十二第二の 二 十 財 産 形 成 非 年 金 貯 蓄 継 続 適 用 申 告 書 を 提 面 し た 者 を 除 く。)	項 (T) 第第一条 (T) 第二条 (T) 第二 (T) 第二 (T) 第二 (T) 第二 (T) 第二 (T) 第二 (T) 第二 (T) 第二 (T) 第二 (T) 第二	第二条の二第二条の三十一において準 第二条の二第二条の三十一において準 第二条の二第二条の三十一において準 第二条の二第二条の三十一において準 第二条の二第二条の三十一において準	<ul> <li>大品でする</li> <li>大品でする</li> <li>大条第一項</li> <li>大条第一項</li> <li>第二条の三十一において同じ。)</li> <li>次条第一項</li> <li>カ項において同じ。)</li> <li>次条第一項</li> <li>カ項において同じ。)</li> <li>大条第一項</li> <li>カゴーにおいて同じ。)</li> <li>大条第一項</li> <li>大項において同じ。)</li> <li>大条第一項</li> <li>大項において同じ。)</li> <li>大条第一項</li> <li>大項において同じ。)</li> <li>大ので次条第一項</li> <li>大項において同じ。)</li> <li>大の関連出した個人(第二条の三十一において)</li> <li>大条第一項</li> <li>大項において同じ。)</li> <li>大条第一項</li> <li>大の対象の三十一において</li> <li>大条第一項</li> <li>大項において同じ。)</li> <li>大条第一項</li> <li>大項において同じ。)</li> <li>大項において同じ。)</li> <li>大条第一項</li> <li>大項において同じ。)</li> <li>大項において同じ。)</li> <li>大項において同じ。)</li> <li>大項において同人(第二条の三十一において)</li> <li>大項において同人(第二条の三十一において)</li> <li>大項において同人(第二条の三十一において)</li> <li>大項において同人(第二条の三十一において)</li> <li>大項において同人(第二条の三十一において)</li> <li>大項において同人(第二条の三十一において)</li> <li>大項において同人(第二条の三十一において)</li> <li>大項において同人(第二条の三十一において)</li> <li>大型によるでは、大型によるで</li></ul>	明する異動 関する異動 関する異動 関する異動 関する異動 関する異動 申告書

第の第 三二二 項二二		第 の 第 二 二 二 項 二 二	
+ 条 課 財 転 税 産 雅 住 形 者 宅 成 等 野 非 の	経由して (第二条の三十二 経由して (第二条の三十二 を	条第二条の十第二条の三十一において準   十八第二項	第二条の十第二条の三十一において準 第二条の二第二条の三十一において準 第二条の二第二条の三十一において準 第二条の二第二条の三十一において準 第二条の六第二条の三十一において準 第二条の六第二条の三十一において準
の二十の財産形成税年金貯蓄継続適用申告書の二十の財産形成税年金貯蓄継続適用申告書事 中告書 中告書 中告書 おお 一条 二非課税住宅 おお 一条 二非課税住宅 おお 一条 二非課税住宅 おお 一条	第 二 条 海書に一又異蓄課財用貯非の 外 よ項は動の税産申蓄課財 るの前申勤住形 告継税産	<ul> <li>の 二 十の財産形成税年金貯蓄継続適</li> <li>の 二 十の財産形成税年金貯蓄継続適</li> <li>の 二 十の財産形成税年金貯蓄継続適</li> <li>の 二 十の財産形成税年金貯蓄継続適</li> </ul>	二条     申告書       四項     課税住宅       書継続適用     無       本の用     無       本の別     ま       本の別     ま       本の別     ま       本の別     ま       本の別     ま       ま
	第一の第  しの一の第	項一の第	項一の第 項一
	元の二二 見の二二	第二二	第二二第
申蓄課財を育十第 第 第 告継税産す児 ― 「項条 企 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	の 音継 税 産 す 児 中 の 海 中 の 国 内 計 等 第 日 出 後	第二二 五十条 用申蓄親財外 告継税産転 書続住形勤 又適宅成者	第三 第三 第三 第三 第三 第二 第二 第二 第二条 第二条 第二条の 第二条の 第二条の 第二条の 第二条の 第二条の 二 第二条の 二 第二条の 二 第二条の 二 第二条の 二 第二条の 二 第二条の 二 第二条の 二 第二系の 二 第二系の 二 第二系の 二 第二系の 二 第二系の 二 第二系の 二 第二系の 二 第二系の 二 第二系の 二 第二系の 二 第二系の 二 第二系の 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二
適宅成者業  の  の	は海外転勤   (は海外転勤   (は海外転勤   (は海外転勤   (は海外転勤   (は海外転動   (は海)   (は海)	五十条       用貯非の海     次申の海十第       申蓄課財外     条告国外       告継税産転     動勤       書続住形勤	四十条 用
の七第二条の三十一においの二第二条の三十一においの二第二条の三十一においの二第二条の二十五の二十五の形成非課税年金貯蓄継業等育児休業等をする者の形成非課税年金貯蓄継続非用申告書	本の	第二条の二第二条の三十一において準         十六       用する第二条の二十五         第二条の三十一において準         本海外転勤者海外転勤者の特別国内勤務         第二条の三十一において準         市告書         第二条の三十一において準         市井課税住宅又は海外転勤者の特別国内勤務         第二条の三十一において準         市井課税住宅又は海外転勤者の特別国内勤務         第二         市井書継続適勤務申告書         市井告書又	三貯蓄継続適 <ul> <li>三貯蓄継続適</li> <li>三貯蓄継続適</li> <li>三貯蓄継続適</li> <li>三貯蓄継続適</li> <li>三貯蓄継続適</li> <li>三貯蓄継続適</li> <li>三貯蓄継続適</li> <li>三貯蓄継続適</li> <li>一項</li> <li>一項</li> <li>おこ条の二十一において準</li> <li>一項</li> <li>一項</li> <li>一項</li> <li>一項</li> <li>第二条の二十一において準</li> <li>一項</li> <li>第二条の二十一において準</li> <li>第二条の三十一において準</li> <li>第二条の三十一において準</li> <li>第二条の三十一において準</li> </ul>

五の第 五の 項 第 十項第一号ロくはハ、同項第二号ロ若 条第六条第四第六条第二項第 七一蓄申告書 住宅貯蓄継 |若しくはハ、|くはハ又は同項第三号ロ若 休業等 告書、 蓄継続 課税年金 同項第二号しくはハ 第二条の十 第二条の 更申告書又 業等期間変 書、育児 申告書、 八第四項 第二条 が課税住宅 おまれる 成適用 申告 が転勤者の 音継続適用 芸蓄廃止 l内勤務· 產形成非財產形成非課稅住宅貯蓄申 第二項 税住宅 一第一項 育 をす 0) 十第二条の三十一において準 税産 児 申 用する第二条の二十二第二条の三十一において準 - 第二条の三十一において準 |用する第二条の十二第二項 |用する第二条の十八第四項 一号口若 書を提出している場合にあつては、当該申告 第一項の規定による申告書 その申告書(当 該申告書に係る同条第三項の規定による申告

第二条の三十二 財産形成非課税年金貯蓄申告書 を提出した個人で、 び退職等申告書等) (財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書及 第二号 勤労者財産形成年金貯蓄契 用する第二条の十三第二号

第二条の十第二条の三十一において準

約において定められている積立期間の末日にお

告書が、その提出期限までに提出されなかつた らない。財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申 規定による申告書の提出があつたものとみな 前条において準用する第二条の二十三第一項の ときは、その提出期限の翌日に当該税務署長に 者にあつては、同項に規定する出国時勤務先の二十一第四項の規定による申告書を提出する 期その他の事項を記載した申告書(以下この条 支払を受ける年金の額及びその支払を受ける時 間の末日、年金支払開始日、年金の支払期間、 月を経過する日(当該積立期間の末日において めるところにより、当該積立期間の末日から二 財産形成年金貯蓄を有する者は、財務省令で定 者の住所地の所轄税務署長に提出しなければな 等)及び現に当該財産形成年金貯蓄の受入れを 定する勤務先等(前条において準用する第二条 において準用する第二条の六第一項第一号に規 適用確認申告書」という。)を、その者の前条 及び次条において「財産形成年金貯蓄の非課税 応じ当該各号に定める日)までに、当該積立期 次の各号に掲げる申告書を提出している者にあ いて法第四条の三第一項の規定の適用を受ける つては、当該申告書の当該各号に掲げる区分に している金融機関の営業所等を経由して、その 5 4

項の規定による申告書 同条第四項の規定に よる申告書を提出する日 前条において準用する第二条の二十一の二 前条において準用する第二条の二十一第一

業所等を経由して、その者の住所地の所轄税務 形成年金貯蓄の受入れをしている金融機関の営 法第四条の三第一項の規定の適用を受ける財産 の退職等申告書」という。)を、現にその者の この条及び次条において「財産形成年金貯蓄者 財務省令で定める事項を記載した申告書(以下 ととなつた場合には、遅滞なく、その旨その他 他の理由により前条において準用する第二条の 提出した個人は、その提出後、退職、 十二第一項に規定する不適格事由に該当するこ 財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書を 書)に記載された同条第一項に規定する育児 休業等の期間の終了の日の翌日 転任その

第三号ハ若

ハ若しくは

2

法第四条の

|法第四条の三第十項

第九項

しくはニ

3 た個人は、 署長に提出しなければならない 財産形成年金貯蓄者の退職等申告書を提出し その提出後、 当該申告書に記載した

> 氏名又は住所に変更を生じた場合には、その 規定の適用を受ける財産形成年金貯蓄の受入れ た届出書を現にその者の法第四条の三第一項の は住所並びにその変更があつた年月日を記載し 旨、変更前の氏名又は住所及び変更後の氏名又 ばならない。 をしている金融機関の営業所等に提出しなけれ

れたものとみなす。 日にこれらの規定に規定する税務署長に提出さ 場合には、これらの申告書は、その受理された 又は第二項の金融機関の営業所等に受理された は財産形成年金貯蓄者の退職等申告書が第一項 財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書又

号ロに規定する最後の当該契約に基づく預入等 の日又は同項第二号ロに規定する当該契約に基 ている勤労者財産形成促進法第六条第二項第一 勤労者財産形成年金貯蓄契約において定められ 日をいう。 づく最後の保険料若しくは共済掛金の払込みの 第一項に規定する「積立期間の末日」とは、

(財産形成非課税年金貯蓄申告書等の書式)

第二条の三十三 財産形成非課税年金貯蓄申告 書及び財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書、財貯蓄継続適用申告書、育児休業等期間変更申告 職者等の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告産形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書、転産形成非課税年金貯蓄に関する異動申告書、財第三項及び第二条の二十三第一項に規定する財 条第二項、第二条の十九第一項、第二条の二十 財務省令で定める。 財産形成年金貯蓄者の退職等申告書の書式は、 産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書並びに 適用申告書、海外転勤者の特別国内勤務申告 十一において準用する第二条の十八第一項、 非課税年金貯蓄限度額変更申告書、第二条の三 書、財産形成非課税年金貯蓄申込書、財産形成 書、育児休業等をする者の財産形成非課税年金 書、海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続 同条第四項、第二条の二十一の二第一項、同条 同条第二項、第二条の二十一第一項、 同 3

第二条の三十三の二 法第四条の三の二第一項に (財産形成非課税申込書等の提出の特例)

規定する政令で定める要件は、

次に掲げる要件

とする。 という。) が行う電磁的方法 (次号、第四項及び第五項において「勤労者」 法第四条の三の二第一項に規定する勤労者 (同条第一項に

> 措置を講じていること 同じ。) の提供を適正に受けることができる る記載事項をいう。以下第三項までにおいて 規定する電磁的方法をいう。以下この条にお いて同じ。) による記載事項 (同項に規定す

勤労者を特定するための必要な措置を講じて を受けた記載事項について、その提供をした いること。 法第四条の三の二第一項の規定により提供

像面への表示及び書面への出力をするため 必要な措置を講じていること。 を受けた記載事項について、電子計算機の 法第四条の三の二第一項の規定により提供 の映

める要件は、次に掲げる要件とする。 法第四条の三の二第二項に規定する政令で定

2

記載事項の提供を適正に受けることができる 先」という。)の長が行う電磁的方法による 務先(次号及び第六項において「委託勤務 措置を講じていること。 法第四条の三の二第二項に規定する委託勤

三 法第四条の三の二第二項の規定により提供 を講じていること。 委託勤務先の長を特定するための必要な措置 を受けた記載事項について、その提供をした

法第四条の三の二第二項の規定により提供

像面への表示及び書面への出力をするため を受けた記載事項について、電子計算機の 必要な措置を講じていること。 の 映

める要件は、次に掲げる要件とする。 法第四条の三の二第三項に規定する政令で定

ができる措置を講じていること。 法による記載事項の提供を適正に受けること 規定する事務代行先(以下この条において 施勤務先」という。)の長又は同条第二項に 施勤務先(次号及び第六項において「事務実 「事務代行先」という。) の長が行う電磁的方 法第四条の三の二第三項に規定する事務実

必要な措置を講じていること。 像面への表示及び書面への出力をするため を受けた記載事項について、電子計算機の映 定するための必要な措置を講じていること。 事務実施勤務先の長又は事務代行先の長を特 を受けた記載事項について、その提供をした 法第四条の三の二第三項の規定により提供 法第四条の三の二第三項の規定により提供

4 は財産形成非課税年金貯蓄申告書の提出の際に 勤労者は、財産形成非課税住宅貯蓄申告書又

き事項と併せて提供しなければならない。 又は財産形成非課税年金貯蓄申告書に記載すべ た電磁的記録を財産形成非課税住宅貯蓄申告書 は、当該書類に記載されるべき事項が記録され れるべき事項を電磁的方法により提供するとき 五項の規定により同項に規定する書類に記載さ 経由すべき勤務先に対し、法第四条の三の二第

添付して、提出したものとみなす。 税年金貯蓄限度額変更申告書にこれらの書類を 税住宅貯蓄限度額変更申告書又は財産形成非課該勤労者は、これらの規定により財産形成非課 提供することができる。この場合において、当 書類に記載されるべき事項を電磁的方法により る提出に代えて、その勤務先に対し、これらの 金額を証する書類の第二条の十四第二項又は第 四第二項に規定する同条第一項第六号に掲げる は第二条の三十一において準用する第二条の十同条第一項第六号に掲げる金額を証する書類又 提供と併せて、第二条の十四第二項に規定する 場合には、これらの申告書に記載すべき事項の に記載すべき事項を電磁的方法により提供する 又は財産形成非課税年金貯蓄限度額変更申告書 より財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書 二条の三十一において準用する同項の規定によ 勤労者は、法第四条の三の二第一項の規定に

より提供する場合について準用する。 額変更申告書に記載すべき事項を電磁的方法に 更申告書若しくは財産形成非課税年金貯蓄限度 の規定により財産形成非課税住宅貯蓄限度額変 務先の長若しくは事務代行先の長が同条第三項 電磁的方法により提供する場合又は事務実施勤 年金貯蓄限度額変更申告書に記載すべき事項を 貯蓄限度額変更申告書若しくは財産形成非課税 三の二第二項の規定により財産形成非課税住宅 前項の規定は、委託勤務先の長が法第四条の

非課税年金貯蓄申告書を提出した個人(第九財産形成非課税住宅貯蓄申告書又は財産形成 までにおいて「財産形成非課税異動申告書等」 法による当該各号に規定する申告書(以下同項 において「経由勤務先」という。)が電磁的方 う。) の際に経由すべき勤務先 (以下同項まで て「財産形成非課税異動申告書等の提出」とい に掲げる申告書の提出(以下第九項までにおい 等申告書を提出した者を除く。)は、次の各号 よる同項に規定する財産形成年金貯蓄者の退職 出にあつては、第二条の三十二第二項の規定に 号、第十一号及び第十六号に掲げる申告書の提

財産形成非課税異動申告書等の提出に代えて、 受けることができる措置を講じていることその おいて、当該個人は、その者の氏名を明らかに 方法により提供することができる。この場合に 当該経由勤務先に対し、当該記載事項を電磁的 他の財務省令で定める要件を満たす場合には、 おいて「記載事項」という。)の提供を適正に という。)に記載すべき事項(以下同項までに を当該経由勤務先に提出したものとみなす。 いるときは、その財産形成非課税異動申告書等 なければならないものとし、当該措置を講じて する措置であつて財務省令で定めるものを講じ

貯蓄に関する異動申告書の提出 る同条第三項に規定する財産形成非課税住宅 第二条の十八第一項又は第二項の規定によ

三 第二条の二十第一項又は第二項の規定によ 申告書の提出 定する財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動 第二条の十九第一項の規定による同項に規

規定する海外転勤者の財産形成非課税住宅貯」第二条の二十一第一項の規定による同項に 非課税住宅貯蓄継続適用申告書の提出 る同条第三項に規定する転職者等の財産形成

五. 規定する海外転勤者の国内勤務申告書の提出 非課税住宅貯蓄継続適用申告書の提出 項に規定する育児休業等をする者の財産形成 第二条の二十一の二第一項の規定による同 第二条の二十一第四項の規定による同項に

蓄継続適用申告書の提出

七 項に規定する育児休業等期間変更申告書の 第二条の二十一の二第三項の規定による同

八 第二条の二十三第一項の規定による同項に 規定する財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書

十八第一項又は第二項の規定による同条第三九 第二条の三十一において準用する第二条の 項に規定する財産形成非課税年金貯蓄に関す る異動申告書の提出 第二条の三十一において準用する第二条の

たものとみなす。

形成非課税年金貯蓄の勤務先異動申告書の 十九第一項の規定による同項に規定する財産

十一 第二条の三十一において準用する第二条 の二十第一項又は第二項の規定による同条第 金貯蓄継続適用申告書の提出 三項に規定する転職者等の財産形成非課税年

> 十二 第二条の三十一において準用する第二条 用申告書の提出 海外転勤者の財産形成非課税年金貯蓄継続適 の二十一第一項の規定による同項に規定する

十四 第二条の三十一において準用する第二条 海外転勤者の特別国内勤務申告書の提出

金貯蓄継続適用申告書の提出 の二十一の二第一項の規定による同項に規定 する育児休業等をする者の財産形成非課税年

十五 第二条の三十一において準用する第二条 する育児休業等期間変更申告書の提出 の二十一の二第三項の規定による同項に規定

十七 第二条の三十二第一項の規定による同項 十六 第二条の三十一において準用する第二条 財産形成非課税年金貯蓄廃止申告書の提出の二十三第一項の規定による同項に規定する 認申告書の提出 に規定する財産形成年金貯蓄の非課税適用確

8 先の名称を明らかにする措置であつて財務省 令で定める要件を満たす場合には、財産形成非ができる措置を講じていることその他の財務省 成非課税異動申告書等を当該事務代行先に提 で定めるものを講じなければならないも おいて、当該委託勤務先の長は、当該委託勤 方法により提供することができる。この場合に 係る事務代行先に対し、当該記載事項を電磁的 の提出に限る。)に代えて、当該各号の委託に 由勤務先の区分に応じ当該各号に定める申告書 課税異動申告書等の提出(当該各号に掲げる経 方法による記載事項の提供を適正に受けること は、当該各号の委託に係る事務代行先が電磁的 び次項において「委託勤務先」という。)の長 次の各号に掲げる経由勤務先(以下この項及 当該措置を講じているときは、その財産 0

先 委託をしている場合における当該経由勤 成住宅貯蓄契約に係る事務を事務代行団体 勤務先に係る特定賃金支払者が勤労者財産 書を受理した経由勤務先であつて、当該経 前項第一号から第八号までに規定する申 同項第一号から第八号までに規定する

告書を受理した経由勤務先であつて、当該 由勤務先に係る特定賃金支払者が勤労者財 前項第九号から第十七号までに規定する

形成年金貯蓄契約に係る事務を事務代行団体 先 同項第九号から第十七号までに規定する に委託をしている場合における当該経由勤務

十三 第二条の三十一において準用する第二条 の二十一第四項の規定による同項に規定する 9 等に提出したものとみなす。 成非課税異動申告書等を当該金融機関の営業所 先の名称を明らかにする措置であつて財務省令 行先の長は、当該事務実施勤務先又は事務代行 的方法により提供することができる。この場合 成非課税異動申告書等の提出に代えて、当該金 出する際に経由すべき金融機関の営業所等が電 勤務先(委託勤務先を除く。以下この項にお で定めるものを講じなければならないものと において、当該事務実施勤務先の長又は事務代 融機関の営業所等に対し、当該記載事項を電磁 務省令で定める要件を満たす場合には、財産形 ことができる措置を講じていることその他の財 磁的方法による記載事項の提供を適正に受ける 形成非課税異動申告書等を受理した事務代行先 て「事務実施勤務先」という。)の長又は財 し、当該措置を講じているときは、その財産形 の長は、当該財産形成非課税異動申告書等を提 財産形成非課税異動申告書等を受理した経

規定中同表の中欄に掲げる字句は、 用については、次の表の上欄に掲げるこれらの 二条の二十三並びに第二条の三十二の規定の適 の十八から第二条の二十一の二まで及び第二条 こ掲げる字句とする。 二条の十八から第二条の二十一の二まで及び第 の二十三、第二条の三十一において準用する第 前項の規定の適用がある場合における第二条 同表の下欄

経 三項			申		に	医形 一項	由台	古書	-	出于	形	上三項		务しに
6	第二条の二十第						第二条の十九第が						第二条の十八第)	排じる信任とする
	第	-	777	I G		TAIK	第 第		777	. ).	)		八第	1
7.	ðš.	日	受理さ	された	所等に	機関の	当	日	受理と	た	に受理		が	10,100
			れ	/_	に受用	の営	該金融		された		埋さい			
を i	)こ記載すべき		た提供を受けた日	提供を受けた	理関の営業所等が	業項を当該金融機	融に記載すべき事		た提供を受けた日		理されが提供を受けた	事項を	)に記載すべき	

先の名称を明らかにする措置であつて財務省令 で定めるものを講じなければならないものと おいて、当該委託勤務先の長は、当該委託勤務 方法により提供することができる。この場合に 係る事務代行先に対し、当該記載事項を電磁的 括提出書類の提出に代えて、当該各号の委託に 省令で定める要件を満たす場合には、勤務先一 とができる措置を講じていることその他の財務 載すべき事項(以下この項及び次項において 一括提出書類を当該事務代行先に提出したもの し、当該措置を講じているときは、その勤務先 「記載事項」という。)の提供を適正に受けるこ

賃金支払者が勤労者財産形成年金貯蓄契約に 係る勤務先であつて、当該勤務先に係る特定 十八第四項又は第二条の十九第二項の個人に 貯蓄契約に係る事務を事務代行団体に委託を 項の個人に係る勤務先であつて、当該勤務先 の十九第二項の書類 いて準用する第二条の十八第四項又は第二条 合における当該勤務先 第二条の三十一にお 係る事務を事務代行団体に委託をしている場 十八第四項又は第二条の十九第二項の書類 に係る特定賃金支払者が勤労者財産形成住宅 第二条の三十一において準用する第二条の している場合における当該勤務先 第二条の 第二条の十八第四項又は第二条の十九第二

るものを講じなければならないものとし、当該 先一括提出書類の提出に代えて、当該金融機関 除く。以下この項において「事務実施勤務先 措置を講じているときは、その勤務先一括提出 称を明らかにする措置であつて財務省令で定め 長は、当該事務実施勤務先又は事務代行先の名 の営業所等に対し、当該記載事項を電磁的方法 財務省令で定める要件を満たす場合には、勤務 ることができる措置を講じていることその他の 電磁的方法による記載事項の提供を適正に受け 提出する際に経由すべき金融機関の営業所等が という。)の長又は勤務先一括提出書類を受理 書類を当該金融機関の営業所等に提出したもの した事務代行先の長は、勤務先一括提出書類を て、当該事務実施勤務先の長又は事務代行先の により提供することができる。この場合にお 前項各号の個人に係る勤務先(委託勤務先を

15 の十八第五項及び第二条の十九第三項並びに第 前項の規定の適用がある場合における第二条

された日」とあるのは「提供を受けた日」とす た」とあるのは「が提供を受けた」と、「受理 いては、これらの規定中「書類が」とあるのは 五項及び第二条の十九第三項の規定の適用につ 「書類に記載すべき事項を」と、「に受理され 二条の三十一において準用する第二条の十八第 18

該経由勤務先に提出したものとみなす。 所等の長は、その事業譲渡等に関する書類を当 できる。この場合において、当該移管先の営業 該記載事項を電磁的方法により提供することが 類の提出に代えて、当該経由勤務先に対し、当 要件を満たす場合には、事業譲渡等に関する書 置を講じていることその他の財務省令で定める いう。)の提供を適正に受けることができる措 等に関する書類」という。)に記載すべき事項 書類(以下この項及び次項において「事業譲渡 先」という。) が電磁的方法による当該各号の 書類の提出」という。)の際に経由すべき勤務 この項及び次項において「事業譲渡等に関する 等の長は、次の各号に掲げる書類の提出(以下 おいて準用する同項に規定する移管先の営業所 (以下この項及び次項において「記載事項」と 第二条の二十二第一項又は第二条の三十一に (以下この項及び次項において「経由勤務

第二条の二十二第一項の規定による同項の

当該事務代行先に提出したものとみなす。 勤務先の長は、その事業譲渡等に関する書類を ることができる。この場合において、当該委託 対し、当該記載事項を電磁的方法により提供す に代えて、当該各号の委託に係る事務代行先に 分に応じ当該各号に定める書類の提出に限る。) 書類の提出(当該各号に掲げる経由勤務先の区 る要件を満たす場合には、事業譲渡等に関する 措置を講じていることその他の財務省令で定め る記載事項の提供を適正に受けることができる 各号の委託に係る事務代行先が電磁的方法によ おいて「委託勤務先」という。)の長は、当該 次の各号に掲げる経由勤務先(以下この項に 一十二第一項の規定による同項の書類の提出 第二条の三十一において準用する第二条の 21 20

務代行団体に委託をしている場合における当 者が勤労者財産形成住宅貯蓄に係る事務を事 あつて、当該経由勤務先に係る特定賃金支払 該経由勤務先 前項第一号の書類を受理した経由勤務先で

> る当該経由勤務先 当該書類 を事務代行団体に委託をしている場合におけ 者が勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る事務 前項第二号の書類を受理した経由勤務先で つて、当該経由勤務先に係る特定賃金支払

準用する同項の規定の適用については、これら のは「提供を受けた日」とする。 条の二十二第一項及び第二条の三十一において べき事項を」と、「に受理された」とあるのは の規定中「書類が」とあるのは「書類に記載す 「が提供を受けた」と、「受理された日」とある 前二項の規定の適用がある場合における第二

機関の営業所等に提出したものとみなす。 ものを講じなければならないものとし、当該措 この場合において、当該個人は、その者の氏名 金貯蓄の非課税適用確認申告書を提出した個人 置を講じているときは、当該申告書を当該金融 を明らかにする措置であつて財務省令で定める 項を電磁的方法により提供することができる。 の営業所等に対し、当該申告書に記載すべき事 その他の財務省令で定める要件を満たす場合に 正に受けることができる措置を講じていること 産形成年金貯蓄者の退職等申告書を提出する際 は、同条第二項の規定により同項に規定する財 は、当該申告書の提出に代えて、当該金融機関 による当該申告書に記載すべき事項の提供を適 に経由すべき金融機関の営業所等が電磁的方法 第二条の三十二第一項に規定する財産形成年

のは 又は財産形成年金貯蓄者の退職等申告書が第一 該申告書」と、「受理された日」とあるのは けた」と、「これらの申告書」とあるのは「当 者の退職等申告書に記載すべき事項を第二項」 項又は第二項」とあるのは「財産形成年金貯蓄 中「財産形成年金貯蓄の非課税適用確認申告書 の三十二第四項の規定の適用については、同項 「提供を受けた日」と、「これらの規定」とある と、「に受理された」とあるのは「が提供を受 前項の規定の適用がある場合における第二条 「同項」とする。

条第三項の規定による同項の届出書の提出に代 金貯蓄者の退職等申告書を提出した個人は、同 合において、当該個人は、その者の氏名を明ら 所等に対し、当該届出書に記載すべき事項を電 えて、当該届出書を提出すべき金融機関の営業 かにする措置であつて財務省令で定めるものを 磁的方法により提供することができる。この場 第二条の三十二第二項に規定する財産形成年

じているときは、当該届出書を当該金融機関の 講じなければならないものとし、当該措置を講 営業所等に提出したものとみなす。

22 次の各号に掲げる勤務先(以下この項及び次 当該委託勤務先の長は、その退職等通知書を当 り提供することができる。この場合において、 当該各号に掲げる勤務先の区分に応じ当該各号 該事務代行先に提出したものとみなす。 職等通知書に記載すべき事項を電磁的方法によ 該各号の委託に係る事務代行先に対し、当該退 に定める通知書(以下この項及び次項において 項において「委託勤務先」という。)の長は、 「退職等通知書」という。)の提出に代えて、当

退職等に関する通知書 おいて準用する第二条の十第二項に規定する 場合における当該勤務先 第二条の三十一に に係る事務を事務代行団体に委託をしている 定賃金支払者が勤労者財産形成年金貯蓄契約 十二第二項又は第二条の二十一第三項の個人 の十第二項に規定する退職等に関する通知書 をしている場合における当該勤務先 第二条 宅貯蓄契約に係る事務を事務代行団体に委託 先に係る特定賃金支払者が勤労者財産形成住 三項の個人に係る勤務先であつて、当該勤務 に係る勤務先であつて、当該勤務先に係る特 第二条の三十一において準用する第二条の 第二条の十二第二項又は第二条の二十一第

のは「を保存しなければ」とする。

当該通知書」と、「を含む。)を作成し、当該写 第一項に規定する電磁的方法により提供された

し、通知書及び書面を保存しなければ」とある

23 当該金融機関の営業所等に提出したものとみな という。)の長又は退職等通知書を受理した事 除く。以下この項において「事務実施勤務先」 長又は事務代行先の長は、その退職等通知書を る。この場合において、当該事務実施勤務先の き事項を電磁的方法により提供することができ 営業所等に対し、当該退職等通知書に記載すべ 務代行先の長は、退職等通知書の提出に代え て、当該退職等通知書を提出すべき金融機関の 前項各号の個人に係る勤務先(委託勤務先を

条の六第四項、第二条の十第二項、第二条の十 二条の三十一において準用する場合を含む。 通知書に係る部分に限る。)(これらの規定を第 四第三項、第二条の十七の二並びに第二条の二 は前三項の規定の適用がある場合における第二 定又は第七項から第九項まで、第十一項若しく 下この項において同じ。)の規定の適用につ 十五第一項及び第四項(同項の退職等に関する 法第四条の三の二第一項から第三項までの規

告書又は書類」とあるのは「法第四条の三の二 当該申込書」とあるのは「かつ、法第四条の三 第二条の十四第三項及び第二条の十七の二中 四項に規定する電磁的記録に記録された」と、 り提供された」と、「記載された」とあるの 四条の三の二第一項に規定する電磁的方法によ 条の十第二項中「は、」とあるのは「は、法第 的方法により提供された」と、「に、」とあるの 「は、法第四条の三の二第一項に規定する電 「これらの申告書又は書類の写し(これらの 四項に規定する電磁的記録」と、同条第四項中 記録に、」と、第二条の二十五第一項中「かつ、 録した第二条の二十五第四項に規定する電磁的 と、「に、」とあるのは「に記載すべき事項を記 五第四項に規定する電磁的記録に、」と、第二 は「に記載すべき事項を記録した第二条の二十 れた当該申込書に記載すべき事項を記録した第 の二第一項に規定する電磁的方法により提供さ 項に規定する電磁的方法により提供された」 「は、」とあるのは「は、法第四条の三の二第一 「記載すべき事項を記録した第二条の二十五第 第二条の六第四項中「は、」とあるの 申 は

ことにより作成した書面」と、 第二条の十九第一項第二号中「つき」とあるの を除く。)及び第六項(これらの規定を第二条 四項(同項の退職等に関する通知書に係る部分 くは第二十三項の規定の適用がある場合におけ 九項まで、第十一項、第十三項、第十四項、第 第一項から第三項までの規定又は第七項から第 電磁的記録に記録された情報の内容を出力する をいう。以下この項において同じ。)又は当 類に記載すべき事項が記録された電磁的記録 及び書類の同項に規定する写し」とあるのは の項において同じ。)の規定の適用については、 の三十一において準用する場合を含む。以下こ る第二条の十九第一項並びに第二条の二十五第 十六項、第十七項、第十九項、第二十二項若し する電磁的方法により提供された申告書及び書 により読み替えられた」と、「作成した申告書 は「つき第二条の三十三の二第二十五項の規定 (第二条の二十五第四項に規定する電磁的記 保存している法第四条の三の二第一項に規 前項に定めるもののほか、法第四条の三の二

記録された」と、「を含む。以下この項においめる書類」と、「を記録した」とあるのは「がめる書類」と、「を記録した」とあるのは「がに定める書類の写し(これらの書類」とあるの 書類の写し(」とあるのは「電磁的方法(法第 記録に記録された情報の内容を出力することに し」とあるのは「同号の電磁的記録又は電磁的付」と、「申告書及び書類の同号に規定する写 られた」と、「送付」とあるのは「送信又は送 の三十三の二第二十五項の規定により読み替え を出力することにより作成した書面及び第二条 「又は当該電磁的記録に記録された情報の内容ともに、申告書等の写し並びに」とあるのは て「申告書等の写し」という。) を作成すると り作成した書面」と、同条第六項中「当該各号 録に記録された情報の内容を出力することによ 知書及び書面」とあるのは「又は当該電磁的記れた」と、「を含む。)を作成し、当該写し、通 に」と、「を記録した」とあるのは「が記録さ と、「又は書類に」とあるのは「若しくは書類 う。第六項において同じ。) により提供された」 四条の三の二第一項に規定する電磁的方法をい 第二条の二十五第四項中「これらの申告書又は とあるのは「送信し、又は送付すべき」と、 「送付が」とあるのは「送信又は送付が」と、

第二条の三十四 法第四条の四第一項に規定する (勤労者財産形成貯蓄契約に基づく満期返戻金

より作成した書面」とする。

満期返戻金等として政令で定める一時金は、

次

に掲げるものとする。 の支払を受けた後に分配を受ける剰余金を含 は満期返戻金又は解約返戻金とともに又はそ もの及び解約返戻金(これらの保険金若しく 満期返戻金で保険期間の満了後支払を受ける る損害保険に関する契約に基づく保険金又は 易生命保険契約又は同項第二号の二に規定す に規定する生命保険に関する契約若しくは簡 勤労者財産形成促進法第六条第一項第二号 2

金とともに又はその支払を受けた後に割戻し び解約返戻金(これらの共済金又は解約返戻 済金で共済期間の満了後支払を受けるもの及 を受ける割戻金を含む。) に規定する生命共済に関する契約に基づく共 勤労者財産形成促進法第六条第一項第二号

(特定寄附信託の利子所得の非課税)

第二条の三十五 法第四条の五第一項に規定する 政令で定める方法は、同項に規定する特定寄附 通知しなければならない

信託 規定の適用を受けようとする次の各号に掲げる 託の受益権の利子又は収益の分配につき同項の 各号に定める方法とする。 公社債又は貸付信託の受益権の区分に応じ当該 ,う。) の信託財産に属する公社債又は貸付信 (以下この条において「特定寄附信託」と

条において同じ。) に記載又は記録を受ける より備え付ける振替口座簿をいう。以下この が社債、株式等の振替に関する法律の規定に に係る金融機関の振替口座簿(当該金融機関 業所等をいう。以下この条において同じ。) 営業所等(法第四条の五第三項に規定する営 る者をいう。以下この条において同じ。)の 第三十二条第一号、第四号及び第五号に掲げ るものを除く。) 金融機関(所得税法施行令 公社債又は貸付信託の受益権(次号に掲げ 3

この項において「利子等」という。)の次の各 号の金融機関の営業所等でない場合には、当該 該各号に定める者に対し(当該利子等が第一号 号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者でな 金の利子又は合同運用信託の収益の分配(以下 の五第一項の規定の適用に係るものである旨を 条において「公社債等」という。)が法第四条 該公社債、預貯金又は合同運用信託(以下この 扱者に対し)、その利子等の支払期ごとに、当 金融機関の営業所等を経由して当該支払事務取 いて「支払事務取扱者」という。)が前項第一 る支払事務の取扱いをする者(以下この条にお に掲げる利子等であり、かつ、その利子等に係 には、次の各号に掲げる利子等の区分に応じ当 五第一項の規定の適用を受けるものである場合 一長期信用銀行法第八条の規定による長期信 特定寄附信託の受託者(公社債若しくは預貯 ものに限る。) は、当該利子等が法第四条の は当該金融機関の営業所等に保管される方法 庫法第六十条の規定による農林債若しくは株 法律第八条第一項(同法第五十五条第四項に 用銀行債、金融機関の合併及び転換に関する 替口座簿に記載若しくは記録を受ける方法又 による商工債又は記名式の貸付信託の受益証 式会社商工組合中央金庫法第三十三条の規定 一項の規定による全国連合会債、農林中央金 特定社債、信用金庫法第五十四条の二の四第 おいて準用する場合を含む。) の規定による 金融機関の営業所等に係る金融機関の振 6 5

該利子等の支払事務取扱者 前項第一号に掲げる公社債等の利子等

いう。)

4 含む。)を、財務省令で定めるところにより保 書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を 払者は、その通知の内容を記載した書類(当該 旨を記載し、又は記録しなければならない。 四条の五第一項の規定の適用に係るものである 等の管理に関する帳簿に、その公社債等が法第 者は、公社債等の振替に関する帳簿又は公社債 第二項の通知を受けた支払事務取扱者又は支

一 当該信託の受託者がその信託財産として受

年以下の範囲内で、かつ、一年の整数倍の期

当該信託の信託契約の期間が、五年以上十

間であること。

け入れる資産は、金銭に限られること。

当該信託の信託財産からの寄附金は、

る場合の区分に応じ当該各号に定める金額とす ところにより計算した金額は、次の各号に掲げ

振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は期間を通じて第一項の規定により金融機関の 対応する利子又は収益の分配の額 保管の委託をしている場合 当該計算期間に 受益権につきその利子又は収益の分配の計算 託の信託財産に属する公社債又は貸付信託の 特定寄附信託の受託者が、その特定寄附信

条第二項に規定する特定寄附金のうち、 として政令で定めるものは、所得税法第七十八 行う公益を目的とする事業に資する特定寄附金 託の信託財産に属する公社債又は貸付信託の二 特定寄附信託の受託者が、その特定寄附信 十一条の十八の三第一項第一号イからニまでに 法第四条の五第二項に規定する民間の団体が 当該計算期間に対応する利子又は収益の分配 録を受け、又は保管の委託をしている場合 じて金融機関の振替口座簿に記載若しくは記から当該計算期間の終了の日までの期間を通 機関の振替口座簿に記載若しくは記録を受 期間の中途において第一項の規定により金融 当該計算期間の日数で除して計算した金額 管の委託をしている期間の日数を乗じこれを の額に当該記載若しくは記録を受け、又は保 受益権につきその利子又は収益の分配の計算 け、又は保管の委託をし、かつ、その記載若 しくは記録を受け、又は保管の委託をした日

前項第二号に掲げる公社債等の利子等又は 当 条の十八の二第一項の規定により所得税法第七 条第二項第四号に掲げるもの並びに法第四十一 掲げる法人に対するもの及び所得税法第七十八 十八条第二項に規定する特定寄附金とみなされ

る者(次項及び第四項において「支払者」と く。) の利子等 これらの利子等の支払をす 預貯金若しくは合同運用信託(貸付信託を除

たものとする。

が適正に実施されるための要件として政令で定

法第四条の五第二項に規定する計画的な寄附

める要件は、次に掲げる要件とする。

前項の通知を受けた支払事務取扱者又は支払

存しなければならない。 法第四条の五第一項に規定する政令で定める

第一項に規定する利子等をいう。以下この号までの間に支払われた利子等(法第四条の五

契約の期間の開始の日から当該寄附をする日 託契約の期間の年数で除した金額と当該信託

において「寄附元本額」という。)を当該信 て「交付元本額」という。)を除く。第九号 者に交付される金額の合計額(第九号におい

契約締結時の信託の元本の額(当該信託契約

における第八号の定めにより当該信託の委託

及び第十三項において同じ。)の合計額(同

を、当該信託契約の期間の開始の日以後一年

日前に既に寄附された利子等の金額を除く。)

象特定寄附金」という。)として支出するこ 定寄附金(以下この項及び次項において「対 全てを法第四条の五第二項に規定する対象特 ごとに区分した各期間に支出すること。 当該信託の信託財産からの寄附金は、その

六 当該信託の信託財産の運用は、 との間で寄附に関する契約(寄附金を支出す その対象特定寄附金に係る法人又は所得税法 方法に限られること。 で定める事項の定めがあるものに限る。) る日、寄附金額の算定方法その他の財務省令 第十一条第二項に規定する公益信託の受託者 出する日の前日までに、当該信託の受託者が 締結すること。 当該信託の信託財産から最初に寄附金を支 次に掲げる

を

発行する債券又は貸付信託の受益権の取得 の取得を除く。) 合同運用信託の信託(貸付信託の受益権 国債、地方債、特別の法律により法人の

係る契約を締結し、又はこれを担保に供する ことができないこと。 当該信託の受益権については、その譲渡に

間に均等額を交付するものであり、かつ、当期間の開始の日以後一年ごとに区分した各期場合には、当該金銭の交付は当該信託契約の き損失が生じた場合には、次に定めるところ 百分の三十に相当する金額を超えないこと。 額は信託契約締結時の当該信託の元本の額の 該信託契約の期間中に交付される金銭の合計 産から当該信託の委託者に金銭の交付をする によること。 当該信託契約の期間中に当該信託財産につ 当該信託の信託契約の期間中に当該信託財 9

を乗じた金額を、当該損失が生じた日以後 契約締結時の信託の元本の額に占める割合 に支出すべき寄附金の額から均等に控除す 当該損失の金額に寄附元本額の当該信託

当該損失の金額に交付元本額の当該信託

財産から最後に寄附金を支出する日以前に行 れる第八号の金銭の交付は、当該信託の信託 当該信託の信託契約の期間中の最後に行わ 契約締結時の信託の元本の額に占める割合 に委託者に交付すべき金額から均等に控除 を乗じた金額を、当該損失が生じた日以後

十一 当該信託の信託財産の計算期間は、一月 にあつては、その終了の日)までであるこ にあつては、その開始の日)から十二月三十 一日(信託契約の期間の終了の日の属する年 一日(信託契約の期間の開始の日の属する年

うこと。

十二 当該信託は、合意による終了ができない

十三 当該信託の委託者が死亡した場合には、 象特定寄附金として支出すること。 当該信託は終了し、その信託財産の全てを対

十四 当該信託の受託者である法第四条の五第 法第四条の五第八項に規定する計画的な寄附 適正に信託業務を遂行すること。 かつ、当該受託者は当該業務方法書に従つて 附信託に関する業務を行う旨の記載があり、 二項に規定する信託会社(第十五項において 「信託会社」という。) の業務方法書に特定寄

8 が適正に実施されていないと認められる事実と

> すべき事項を記録した電磁的記録を含む。 提供された当該特定寄附信託異動申告書に記載 第十二項及び第十四項において同じ。)により

して政令で定める事実は、次に掲げる事実とす

産を対象特定寄附金として支出することを主 契約」という。)の変更により、その信託財 たる目的としなくなつたこと。 託契約(以下この条において「特定寄附信託 法第四条の五第二項に規定する特定寄附信

二 特定寄附信託契約又はその履行につき、 項各号に掲げる要件に該当しないこととなつ 前

10 特定寄附信託申告書を提出した居住者が、そ 居住者と締結した特定寄附信託契約において定 告書(以下この条において「特定寄附信託申告 該申告書を受理してはならない。 められた事項と異なるものがある場合には、当 書」という。) に記載された事項のうちに当該 法第四条の五第三項に規定する特定寄附信託申 の提出後、当該特定寄附信託申告書に記載した 特定寄附信託の受託者は、居住者の提出する

した申告書(以下この条において「特定寄附信く、その旨その他財務省令で定める事項を記載 四条の五第五項に規定する電磁的方法をいう。 居所及び変更後の氏名若しくは住所若しくは居 は居所を変更した場合にあつては、当該書類又 令で定める書類(その者の氏名又は住所若しく 番号を変更した場合には、その者は、遅滞な 当該居住者の氏名、住所若しくは居所又は個人 該特定寄附信託異動申告書(電磁的方法(法第 の項において同じ。)を送信しなければならな 電子証明書等(法第三十七条の十一の三第四項 類」という。)を提示し、又はその者の署名用 める書類。以下この項において「本人確認等書 所を証する住民票の写しその他の財務省令で定 はその者の変更前の氏名若しくは住所若しくは 七項に規定する個人番号カードその他の財務省 するための番号の利用等に関する法律第二条第 長に提出しなければならない。この場合におい 信託の受託者の営業所等の所在地の所轄税務署 託の受託者の営業所等を経由し、当該特定寄附 託異動申告書」という。)を、当該特定寄附信 いものとし、当該特定寄附信託の受託者は、当 に規定する署名用電子証明書等をいう。以下こ にその者の行政手続における特定の個人を識別 て、当該居住者は、当該特定寄附信託の受託者

> 旨を記載し、又は記録しなければならない。 の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた 確認をし、かつ、当該特定寄附信託異動申告書 若しくは居所又は個人番号と同一であることの 子証明書等に記載又は記録がされた氏名、住所 されている変更後の氏名、住所若しくは居所又 に当該確認をした事実及び当該本人確認等書類 [個人番号が当該本人確認等書類又は署名用電

12 第十項の居住者は、同項の規定による特定寄 おいて、当該居住者は、当該特定寄附信託異動 方法により提供することができる。この場合に 寄附信託異動申告書に記載すべき事項を電磁的 寄附信託の受託者の営業所等に対し、当該特定 轄税務署長に送付しなければならない。 る月の翌月十日までに、これらの申告書を当該 書を受理した場合には、その受理した日の属す 特定寄附信託申告書又は特定寄附信託異動申告 附信託異動申告書の提出に代えて、同項の特定 特定寄附信託の受託者の営業所等の所在地の所

13 特定寄附信託の受託者は、当該特定寄附信託 当該信託財産から支出される寄附金の額及び委 るところにより、当該特定寄附信託の委託者別 託者に交付される金額その他の事項を明らかに に、当該信託財産につき生ずる利子等の金額、 の信託財産につき帳簿を備え、財務省令で定め に提出したものとみなす。 し、かつ、当該帳簿を保存しなければならな

15 14 特定寄附信託の受託者は、居住者の提出する 四条の五第一項(特定寄附信託の利子所得の非 特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第は」とあるのは「)が受託者である信託(租税 規定の適用については、同条中「)について いた信託会社に係る所得税法第二百二十七条の 項が記録された電磁的記録若しくは当該電磁的 より提供されたこれらの申告書に記載すべき事 含む。)を作成し、当該写し又は電磁的方法に 告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を ろにより、これらの申告書の写し(これらの申 書を受理した場合には、財務省令で定めるとこ 特定寄附信託申告書又は特定寄附信託異動申告 より作成した書面を保存しなければならない。 記録に記録された情報の内容を出力することに その年において特定寄附信託契約を締結して

この項において同じ。)に記載され、又は記録 あつては当該信託会社の」と、「受託者につい おいて「特定寄附信託」という。)を除く。)に 課税)に規定する特定寄附信託(以下この条に

特定寄附信託の受託者は、居住者の提出する

申告書を当該特定寄附信託の受託者の営業所等

第二条の三十六 法第五条第二項に規定する政令 特定寄附信託にあつては」とする。 条の十八の二若しくは第四十一条の十八の三の 第百二十七条第四項において準用する場合を含 第百二十三条第三項、第百二十五条第四項及び 第百二十条第三項(同法第百二十二条第三項、 七十八条の規定が適用される場合における同法 ては」とあるのは「者が受託者である信託又は 類に関し必要な事項は、財務省令で定める。 十八の二第三項若しくは第四十一条の十八の三 規定が適用される場合における法第四十一条の くは当該申告書の提出の際に提示すべき書類又 む。) の規定により確定申告書に添付し、若 (納税準備預金に係る金融機関の範囲) 第二項の規定により確定申告書に添付すべき書 は法第四条の五第九項の規定により法第四十一 法第四条の五第九項の規定により所得税法第 漁業協同組合連合

会、水産加工業協同組合、 合連合会、漁業協同組合、 庫、信用協同組合、農業協同組合、農業協同組 (振替国債等の利子の課税の特例) 連合会及び株式会社商工組合中央金庫とする。 で定める金融機関は、銀行、信用金庫、労働金 水産加工業協同組合

第三条 法第五条の二第二項に規定する適格外国 同項に規定する税務署長に提出するものとす 税適用申告書」という。)を同項の規定により 非課税適用申告書(以下この条において「非課 格外国証券投資信託等の別に、同項に規定する 同項の規定の適用を受けようとする場合には、 支払を受ける同条第一項に規定する振替国債 当該適格外国証券投資信託等の信託財産につき う。) の受託者である非居住者又は外国法人が 項において「適格外国証券投資信託等」とい 金信託(以下この項、第二十一項及び第二十四 証券投資信託又は同条第三項に規定する外国年 当該非居住者又は外国法人は、その受託した適 は同項に規定する振替地方債(以下この条にお いて「振替地方債」という。)の利子について (以下この条において「振替国債」という。) 又

2 二の二第六項第一号ニに掲げるものを除く。 三第一項に規定する割引債(法第四十一条の 座において最初に振替国債(法第四十一条の 非居住者又は外国法人が次の各号に掲げる口

下この項において「割引債」という。)に該当

された事項又は次条第二十一項において準用す 項において準用する第十七項の規定により確認 る第十七項若しくは第二十六条の二十第二十四 名称、住所及び次条第二十一項において準用す 又は法人番号を有する者にあつては、氏名又は は外国法人の氏名又は名称及び住所(個人番号 係る確認」という。) がされた当該非居住者又 次項及び第十九項において「特定振替割引債に 定する同じであることの確認を含む。第二号、 同条第二十四項において準用する第十八項に規おいて準用する第十七項の規定による確認及び 定による確認(第二十六条の二十第二十四項に 第十三項において準用する場合を含む。)の規 において準用する法第五条の二第十一項(同条 いう。)又は法第四十一条の十三の三第十二項 九項において「特定振替社債等に係る確認」と あることの確認を含む。第一号、次項及び第十 項において準用する第十八項に規定する同じで る第十七項の規定による確認及び同条第二十一 定による確認(次条第二十一項において準用す 第十三項において準用する場合を含む。)の規 において準用する法第五条の二第十一項(同条 する者にあつては、氏名又は名称、住所及び個 又は名称及び住所(個人番号又は法人番号を有 なす。ただし、当該特例書類に記載すべき氏名 による非課税適用申告書の提出をしたものとみ 当該振替国債又は振替地方債につき同項の規定 出したときは、当該非居住者又は外国法人は、 書類を同条第一項に規定する税務署長に対し提 て「特例書類」という。)を作成し、当該特例 項を記載した書類(以下この項及び次項におい 号又は法人番号)その他の財務省令で定める事 者にあつては、氏名又は名称、住所及び個人番 所」という。)(個人番号又は法人番号を有する る住所(以下この項及び第十九項において「住 氏名又は名称及び法第五条の二第一項に規定す 号に定める者が、当該非居住者又は外国法人の 際、当該各号に掲げる口座の区分に応じ当該各 ける場合において、当該振替記載等を受ける 載等をいう。以下この条において同じ。)を受 又は振替地方債(割引債に該当するものを除 するものを除く。以下この項において同じ。) (法第五条の二第七項第六号に規定する振替記 る第十八項若しくは第二十六条の二十第二十四 人番号又は法人番号)が、法第五条の三第九項 以下この項において同じ。)の振替記載等

る事項と異なるときを含む。)は、この限りで 合又は当該信託の名称その他の財務省令で定め がされ、又は法第四十一条の十三の三第十二項 第十四項の規定により帳簿に記載若しくは記録 の名称その他の財務省令で定める事項が、法第 載すべき当該組合契約に係る組合又は当該信託 払を受ける場合にあつては、当該特例書類に記 属する振替国債又は振替地方債の利子につき支 四項に規定する組合契約に係る同項に規定する (当該非居住者又は外国法人が法第五条の二第 あることの確認がされた事項)と異なるとき 項において準用する第十八項に規定する同じで により帳簿に記載若しくは記録がされた当該組 において準用する法第五条の二第十四項の規定 五条の三第九項において準用する法第五条の二 組合財産又は同項に規定する信託の信託財産に

等の長若しくは同項第三号に規定する特定間 けるものに限る。)の営業所等の長 該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受 接口座管理機関(当該適格外国仲介業者が当 振替記載等を受けるものに限る。) の営業所 国仲介業者が当該振替国債又は振替地方債の 号に規定する特定口座管理機関(当該適格外 用申告書を受理した法第五条の二第七項第二 から法第五条の三第一項に規定する非課税適 おいて「特定国外営業所等」という。)の長 に規定する特定国外営業所等(以下この条に する適格外国仲介業者(以下この条において 認を行つた法第五条の二第七項第四号に規定 う。) の長又は当該特定振替社債等に係る確 所等(以下この条において「営業所等」とい 替機関等」という。) の同項に規定する営業 定振替機関等(以下この条において「特定振 認を行つた法第五条の二第一項に規定する特 等に係る口座 当該特定振替社債等に係る確 「適格外国仲介業者」という。)の同項第五号 特定振替社債等に係る確認に係る振替記載

書類の提出をした特定振替機関等の営業所等の情報の提出をした特定振替機関等の営業所等の長者が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けるものに限る。)の営業所等の長若しくは同項第三号に規定する管理機関(当該適格外国仲介業制での場合において、同項の規定により特別を設定した特定振替機関(当該適格外国仲介業制では、

7

る。 契約の区分に応じ当該各号に定めるものとす定する政令で定めるものは、当該各号に掲げる契約は、次の各号に掲げる契約とし、同項に規契約は、次の各号に掲げる契約とし、同項に規する政令で定める

二 有限責任事業組合契約に関する法律(平成元 有限責任事業組合契約に関する法律、可に規定する組合財産 という。) 当該外国組合契約に係る同類する契約(以下この号において「外国組合規定する組合財産 外国における民法第六百六十七条第一項に規定する組合財産 外国における民法第六百六十七条第一項に規定する組合財産 かいて準用する民法第六百六十七条第一項に規定する組合財産 があいます。

法第五条の二第七項第四号に規定する政令で国が加盟している国際機関とする。与に規定する政令で定める法人は、外国政府、号に規定する政令で定める法人は、外国政府、号に規定する政令で定める法人は、外国政府、当に規定する政令で定める法人は、外国政府、当院規定する組合財産により読み替えて二号に規定する組合財産に類する財産工号に規定する組合財産に類する財産工号に規定する組合財産に類する財産

外国居住者等の所得に対する相

業| 第一項の規定とする。 (昭和三十七年法律第百四十四号)第四十一条の| 互主義による所得税等の非課税等に関する法律

法第五条の二第七項第四号の承認を受けよう法第五条の二第七項第四号の承認を受けよう法第五条の二第七項第一号に規定する外国口をする者は、名称及び本店又は主たる事務所のとする者は、名称及び本店又は主たる事務所のとする情でにおいて「特定振替機関」という。)が証すで振替機関(以下この項、第十五項及び第十六定振替機関(以下この項、第十五項及び第十六を振替機関を経由して国税庁長官に提出しなければ替機関を経由して国税庁長官に提出しなけれる。

があつたものとみなす。

第七項の申請書の提出があつた場合においてその承認
翌月末日までにその申請につき承認又は却下の
て、その申請書の提出があつた日の属する月の

を通知する。

を通知する。

を通知する。

を通知する。

を通知する。

11 第七項第七号に規定する特定振替割引債のうち の他財務省令で定める書類」とあるのは「及び るのは「振替国債に係る同項第一号」と、「そ う。)のうち振替地方債若しくは同号に規定す 第四号の承認を受け、又は法第四十一条の十三 規定する特定振替社債等(第十四項にお 号の承認を受け、法第五条の三第四項第七号に 承認を受けようとする者が振替地方債につき同 を受けていること又は法第四十一条の十三の三 定する特定振替社債等につき同項第四号の承認 振替地方債につき同条第七項第四号の承認を受 の適用については、同項中「同項第一号」とあ の承認を受けている場合における第七項の規定 る振替社債等に該当するものにつき同項第四号 振替地方債若しくは同号に規定する振替社債等 けていること、法第五条の三第四項第七号に規 の三第七項第七号に規定する特定振替割引債 「特定振替社債等」という。)につき同条第四 (以下この条において「特定振替割引債」とい 振替国債につき法第五条の二第七項第四号 いて 項

第七項第四号の承認があつたものとみなす たときは、その提出の時において法第五条の一 この場合において、同項の申請書の提出があつ 替地方債」とあるのは「振替地方債」とする。 いることを証する書類」と、「振替国債又は振 該当するものにつき同項第四号の承認を受けて に関する法律第八十八条に規定する振替国債に する特定振替割引債のうち社債、株式等の振替 は法第四十一条の十三の三第七項第七号に規定 き同条第七項第四号の承認を受けていること又 で定める書類」とあるのは「及び振替国債につ 方債に係る同項第一号」と、「その他財務省令は、同項中「同項第一号」とあるのは「振替地 る場合における第七項の規定の適用について

号に規定する特定振替機関」とする。この場合のは「振替国債に係る法第五条の二第七項第一 において、同項の申請書の提出があつたとき 債又は振替地方債に係る特定振替機関」とある を受けていることを証する書類」と、「振替国替国債に該当するものにつき同項第四号の承認 等の振替に関する法律第八十八条に規定する振 号に規定する特定振替割引債のうち社債、株式 あるのは「法第四十一条の十三の三第七項第七 が証する書類その他財務省令で定める書類」と 第十六項において「特定振替機関」という。) する特定振替機関 外国口座管理機関である旨を同項第一号に規定 ている場合における第七項の規定の適用につい 四十一条の十三の三第七項第四号の承認を受け に規定する振替国債に該当するものにつき法第 ち社債、株式等の振替に関する法律第八十八条 承認を受けようとする者が特定振替割引債のう 第七項第四号の承認があつたものとみなす。 たときは、その提出の時において法第五条の一 この場合において、同項の申請書の提出があつ 振替地方債」とあるのは「振替国債」とする。 ていることを証する書類」と、「振替国債又は に該当するものにつき同項第四号の承認を受け ては、同項中「その者が同項第七号に規定する 振替国債につき法第五条の二第七項第四号の その提出の時において法第五条の二第七項 (以下この項、第十五項及び 15 14 けようとする者は、第七項の申請書の提出に代

ときは、その提出の時において法第五条の の場合において、同項の申請書の提出があつた 引債のうち振替地方債若しくは同号に規定する 関」という。)が証する書類その他財務省令で第十五項及び第十六項において「特定振替機 第一号に規定する特定振替機関(以下この項、号に規定する外国口座管理機関である旨を同項 法第四十一条の十三の三第七項第七号に規定す 七項第四号の承認があつたものとみなす。 項第一号に規定する特定振替機関」とする。こ あるのは「振替地方債に係る法第五条の二第七 替国債又は振替地方債に係る特定振替機関」と 承認を受けていることを証する書類」と、 振替社債等に該当するものにつき同項第四号の の十三の三第七項第七号に規定する特定振替割 四号の承認を受けていること又は法第四十一条 第七号に規定する特定振替社債等につき同項第 定める書類」とあるのは「法第五条の三第四項 の適用については、同項中「その者が同項第七 の承認を受けている場合における第七項の規定 る振替社債等に該当するものにつき同項第四号 又は特定振替割引債のうち振替地方債若しくは の承認を受けようとする者が特定振替社債等に つき法第五条の三第四項第四号の承認を受け、 第七項又は第十一項から前項までの承認を受 振替地方債につき法第五条の二第七項第四号 振 二第 17

り当該申請書に当該書類を添付して、 り提供する場合には、同項の規定による当該申 項の申請書に記載すべき事項を電磁的方法によ を受けようとする者は、前項の規定により第七 該承認を受けようとする者は、同項の規定によ 提供することができる。この場合において、当 を使用する方法その他の情報通信の技術を利用 書類に記載されるべき事項を電子情報処理組織 出の際に経由すべき特定振替機関に対し、当該 請書に添付すべき書類の提出に代えて、その提 定振替機関に提出したものとみなす。 認を受けようとする者は、当該申請書を当該特 することができる。この場合において、当該承 方法をいう。次項において同じ。)により提供 方法(法第五条の二第十七項に規定する電磁的 に対し、当該申請書に記載すべき事項を電磁的 する方法であつて財務省令で定めるものにより 第七項又は第十一項から第十四項までの承認 提出した

者にあつては、氏名又は名称、住所及び次条第名称及び住所(個人番号又は法人番号を有する

がされた当該非居住者又は外国法人の氏名又は

に係る確認又は当該特定振替割引債に係る確認

との確認がされた事項)が当該特定振替社債等

認された事項又は前項に規定する同じであるこ

ばならないものとする。 令第百五十五号) 第三十八条の規定による通知の利用等に関する法律施行令(平成二十六年政 という。)を提出する者は、個人番号又は法人 令で定める事項を当該書類により確認しなけれ 書又は当該異動申告書に記載されている財務省 特定国外営業所等の長は、当該非課税適用申告 手続における特定の個人を識別するための番号 介業者の特定国外営業所等の長にその者の行政 特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲 課税適用申告書又は当該異動申告書を提出する 番号を有する場合には、その提出の際、当該非 る申告書(以下この条において「異動申告書 の規定による同項第一号若しくは第三号に定め 機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の 示しなければならないものとし、当該特定振替 に係る書面その他の財務省令で定める書類を提 非課税適用申告書又は法第五条の二第十二項

定国外営業所等の長は、同項の規定による確認関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特 条第四項に規定する法人番号保有者に該当する 外国法人で行政手続における特定の個人を識別 を要しないものとする。 類の提示を要しないものとし、当該特定振替機 対しては、同項に規定する財務省令で定める書 は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長に 法人は、当該特定振替機関等の営業所等の長又 場合には、前項の規定にかかわらず、当該外国 令で定める事項と同じであることの確認をした 定により公表された当該外国法人の当該財務省 財務省令で定める事項につき、同条第四項の規 該異動申告書に記載されている前項に規定する 営業所等の長が、当該非課税適用申告書又は当 営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外 は当該異動申告書を提出する特定振替機関等の するための番号の利用等に関する法律第三十九 ものがその提出の際、当該非課税適用申告書又 非課税適用申告書又は異動申告書を提出する

人番号又は法人番号を有する者にあつては、氏申告書に記載された氏名又は名称及び住所(個

名又は名称、住所及び第十七項の規定により確

それぞれみなす。ただし、当該非居住者又は外

国法人が提出をする非課税適用申告書又は異動

号の承認を受け、又は特定振替割引債のうち社の承認を受けようとする者が振替国債につき同

第四号の承認があつたものとみなす。

振替地方債につき法第五条の二第七項第四号

えて、その提出の際に経由すべき特定振替機関

定する振替国債に該当するものにつき法第四十

株式等の振替に関する法律第八十八条に規

一条の十三の三第七項第四号の承認を受けてい

条の三第九項において準用する法第五条の二第 ては、特定振替社債等に係る確認に係る法第五 する場合には、当該振替記載等又は提出につい 若しくは振替地方債に係る異動申告書の提出を 地方債の振替記載等を受ける場合又は振替国債 係る口座において最初に振替国債若しくは振替 特定振替割引債に係る確認に係る振替記載等に 係る確認に係る振替記載等に係る口座若しくは 非居住者又は外国法人が、特定振替社債等に

規定による同項の財務省令で定める書類の提示 条の二第十一項に規定する財務省令で定める書 る法第五条の三第九項において準用する法第五 項の規定による確認を含む。)があつたものと、 係る確認又は当該特定振替割引債に係る確認を む。)があつたものと、当該特定振替社債等に 務省令で定める書類の提示(第十七項の規定に 定する同じであることの確認を含む。)をもつ する財務省令で定める書類の提示(第二十六条 又は特定振替割引債に係る確認に係る法第四 前項に規定する同じであることの確認を含む。) 類の提示又は同条第二十一項において準用する 類の提示(次条第二十一項において準用する第 もつて同条第十一項の規定による確認(第十七 よる同項の財務省令で定める書類の提示を含 又は同条第二十四項において準用する前項に規 の二十第二十四項において準用する第十七 において準用する法第五条の二第十一項に規定 する場合を含む。以下この項において同じ。) 五条の二第十一項(同条第十三項において準用 て法第五条の二第十一項の規定による同項の財 一条の十三の三第十二項において準用する法第 規定による法第四十一条の十三の三第十二項 -七項の規定による同項の財務省令で定める書 以下この項において同じ。)の規定によ (同条第十三項において準用する場合を 項 0

20 係る部分に限る。)の規定は、外国政府、外 と異なるときは、この限りでない。 法第五条の二第十二項(第三号及び第四号に

規定する同じであることの確認がされた事項)

六条の二十第二十四項において準用する前項に

一十一項において準用する前項若しくは第二十

十七項の規定により確認された事項又は次条第

一十六条の二十第二十四項において準用する第

一十一項において準用する第十七項若しくは第

の地方公共団体、

外国の中央銀行及び我が国

21

面を保存し、その受けた同項の規定による通知知が書面による方法で行われた場合には当該書 定により非課税適用申告書を提出したものとみま
非課税適用申告書を提出した者(第二項の規 した書面又はマイクロフィルムにより保存しな のに限る。)を用いて出力することにより作成 理組織に係る入出力装置(財務省令で定めるも 通知がされた事項を同項に規定する電子情報処 が前項に規定する方法で行われた場合には当該 より、その受けた同条第十五項の規定による通 関」という。) は、財務省令で定めるところに び第二十六項において「特定間接口座管理機 三号に規定する特定間接口座管理機関(次項及 定口座管理機関」という。)又は同条第七項第座管理機関(次項及び第二十六項において「特 財務省令で定めるものとする。 の他の情報通信の技術を利用する方法であつて る方法は、電子情報処理組織を使用する方法そ 定めるところにより保存しなければならない。 し、又は記録し、かつ、当該帳簿を財務省令で 項に規定する事項を同項に規定する帳簿に記載 適格外国証券投資信託等の別)に、同条第十四 申告書を提出した者の各人別及びその受託した 受託者である場合にあつては、当該非課税適用 告書を提出した者が適格外国証券投資信託等の告書を提出した者の各人別(当該非課税適用申 外国仲介業者は、その都度、当該非課税適用申 提出したときは、当該特定振替機関等又は適格 び同条第四項に規定する組合契約書等の写しを 項の変更について記載があるものに限る。)及合又は信託の名称その他の財務省令で定める事 二号に定める届出書にあつては同条第四項の組第二号若しくは第四号に定める届出書(同項第若しくは適格外国仲介業者に対し同条第十二項 四項に規定する業務執行者等が特定振替機関等 動申告書を提出したとき、又は法第五条の二第 振替機関等若しくは適格外国仲介業者に対し異 方債の振替記載等を受けたとき、若しくは特定 適格外国仲介業者から振替国債若しくは振替地 なされる者を含む。 加盟している国際機関については、 法第五条の二第十五項に規定する政令で定め 適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提 法第五条の二第七項第二号に規定する特定口 ればならない。 .おいて同じ。) が、特定振替機関等若しくは した者が当該適格外国仲介業者から振替記載 以下この項及び第二十四項 適用しな 項 27 26 25 字句とする。 表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる の他の情報通信の技術を利用する方法であつて る方法は、電子情報処理組織を使用する方法そ 等を受けている振替国債又は振替地方債につき 用については、次の表の上欄に掲げる規定中同 項から第十九項まで及び第二十一項の規定の適 を受ける場合における第二項、第三項、第十七 条第四項の規定により同条第一項の規定の適用 定する振替国債又は振替地方債の利子につき同 項に規定する信託の信託財産に属する同項に規 クロフィルムにより保存しなければならない。 いて出力することにより作成した書面又はマイ 力装置(財務省令で定めるものに限る。)を用 を同項に規定する電子情報処理組織に係る入出 方法で行われた場合には当該通知がされた事項 受けた同項の規定による通知が前項に規定する 法で行われた場合には当該書面を保存し、その は、財務省令で定めるところにより、その受け 財務省令で定めるものとする。 知を受けた事項を確認しなければならない。 長は、財務省令で定めるところにより、当該通 理機関又は特定間接口座管理機関の営業所等の の場合において、当該通知を受けた特定口座管 接口座管理機関に通知しなければならない。こ の同項に規定する特定口座管理機関又は特定間 債又は振替地方債に係る当該適格外国仲介業者 た日の属する月の翌月十日までに、当該振替国 の各人別及びその受託した適格外国証券投資信 る場合にあつては、当該非居住者又は外国法人 国法人が適格外国証券投資信託等の受託者であ 者又は外国法人の各人別(当該非居住者又は外 た第二十四項の規定による通知が書面による方 る財務省令で定める事項を、その支払の確定し 託等の別)に、法第五条の二第十六項に規定す その利子の支払を受ける場合には、当該非居住 非居住者又は外国法人が法第五条の二第十九 法第五条の二第十六項に規定する政令で定め 特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関 を同条第一 第五条の 項 項 第第五条の二第十九項の規定に |を同条第十九項の規定により 読み替えて適用される同条第 条第十 より読み替えて適用される同 項 号 第 等 の同項 る特定振替 |第五条の二第第五条の二第十九項に規定す 準用 する法第み替えて適用される同条第十二項においての二第十九項の規定により読 四項 五条の二第十される同条第十四項準用する法第の規定により読み替えて適用九項において用する法第五条の二第十九項第五条の三第第五条の三第第五条の三第第五条の三第元項において準 定に 特定振替機関特定受託者 五条の二第十四項 第四十 定する 等」という。) 十三の三第十項において準用する法第五条 第十七 第十八項 くは くは 特定振替機関 項に規定す 十八 + 七 項 項 項 一条 の|第四十一条の十三の三第十 若 に規第二十七項の規定により読 の規第二十七項の規定により読み 若 第五条の二第 第二十七項の規定により読 |第二十七項の規定により読み る信託の受託者 |替えて適用される第十八項若 替えて適用される第十七項若 規定する 替えて適用される第十七項の 替えて適用される第十八項 特定受託者」という。) 項 0) 第 第 項 項八 び 第三条の二 法第五条の三第二項に規定する政令 28 + 九 第 における所得税法第二百二十五条の規定の で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者 に関し必要な事項は、財務省令で定める。 (振替社債等の利子の課税の特例) 関等が特定振替は 機関等 法第五条の二第四項の規定の適用がある場合 第四項 若しくは特 が、 五条の二第 第四 前項 |五条の二第十|される同条第十一項 準用する法第の規定により読み替えて適用 九項において用する法第五条の二第十九 第五条の三第第五条の三第九項において準 との間にいずれか一方の者(当該者が個人で 社債等」という。)の発行をする者と他の者 振替社債等(以下この条において「特定振替 法第五条の 振替機関等 準用する法第み替えて適用される同条第十 第十七項 二項においての二第十九項の規定により読 十三の 三第 土項において準用する法第五条 ある場合には、これと法人税法施行令第四条 ⊺該特 法第五条の三第四項第七号に規定する特定 特定振替 +定振 条の第四十一条の十三の三第十 十一項 機が同条第十九項の規定により 替当該特定受託者 定若しくは特定受託者 |読み替えて適用される同条第 同条第四 号に規定する特定振替機関 が 替えて適用される前項 替えて適用される第十七項 第二十七項の規定により読み 第二十七項の規定により読み 項に規定する税務署長 法第五条の二第七項第 項

適用

24

間接に支配する関係がある場合における当該 む。)が他方の者(法人に限る。)を直接又は 第一項に規定する特殊の関係のある個人を含

第四条第一項に規定する特殊の関係のある個 合における当該他の者 の者を直接又は間接に支配する関係がある場 個人である場合には、これと法人税法施行令 人を含む。)が当該発行をする者及び当該他 (法人に限る。) との間に同一の者(当該者が 特定振替社債等の発行をする者と他の者 9

場合における当該関係をいう。 方の者が次に掲げる法人に該当する関係がある 関係とは、一方の者と他方の者との間に当該他 前項各号に規定する直接又は間接に支配する

当該一方の者が法人を支配している場合に

号に掲げる法人が他の法人を支配している場一 前号に掲げる法人又は当該一方の者及び同

合における当該他の法人

第一号に規定する法人を支配している場合及び法人税法施行令第四条第三項の規定は、前項 同項第二号又は第三号に規定する他の法人を支 二号に掲げる法人が他の法人を支配している一 前号に掲げる法人又は当該一方の者及び前 場合における当該他の法人

をいう。第二十六項において同じ。)開始の時(法第二条第二項第十九号に規定する事業年度 の現況により行うものとする。 をする者の当該利子の支払の日を含む事業年度 判定は、その支払を受ける利子ごとに当該発行 以下この条において同じ。)であるかどうかの 当該特定振替社債等の発行をする者の特殊関係 配している場合について準用する。 法第五条の三第二項及び第三項の場合におい (同条第二項に規定する特殊関係者をいう。 特定振替社債等の利子の支払を受ける者が

律第二条第一項第四号から第七号まで、第十一 定めるものは、社債、株式等の振替に関する法 法第五条の三第四項第一号に規定する政令で 第十九号及び第二十号に掲げるものとす

第四十一条第一項の規定とする。 互主義による所得税等の非課税等に関する法律 定める規定は、外国居住者等の所得に対する相 法第五条の三第四項第四号の承認を受けよう 法第五条の三第四項第四号に規定する政令で

とする者は、 名称及び本店又は主たる事務所の

> 規定する外国口座管理機関である旨を法第五条 申請書にその者が法第五条の二第七項第七号に 付して、これを当該特定振替機関を経由して国 が証する書類その他財務省令で定める書類を添 所在地その他財務省令で定める事項を記載した 下この条において「特定振替機関」という。) の三第四項第一号に規定する特定振替機関(以

8 書の提出があつた場合について準用する。 税庁長官に提出しなければならない。 前条第八項及び第九項の規定は、前項の申請

引債のうち社債、株式等の振替に関する法律第 四号の承認を受けていること又は法第四十一条 律第八十八条に規定する振替国債に該当するも 項及び第十五項において「特定振替割引債」と 三第七項第七号に規定する特定振替割引債(次 四号の承認を受け、又は法第四十一条の十三の 第一項に規定する振替国債につき同条第七項第 四号の承認を受けようとする者が法第五条の一 請書の提出があつたときは、その提出の時にお る書類」とする。この場合において、同項の申 八十八条に規定する振替国債に該当するものに の十三の三第七項第七号に規定する特定振替割 第一項に規定する振替国債につき同条第七項第 定める書類」とあるのは、「及び法第五条の二 の適用については、同項中「その他財務省令で の承認を受けている場合における第七項の規定 のにつき法第四十一条の十三の三第七項第四号 ものとみなす。 いて法第五条の三第四項第四号の承認があつた つき同項第四号の承認を受けていることを証す いう。) のうち社債、株式等の振替に関する法 特定振替社債等につき法第五条の三第四項第

三第七項第七号に規定する振替社債等に該当す うち振替地方債若しくは法第四十一条の十三の項第四号の承認を受け、又は特定振替割引債の 三第四項第一号に規定する特定振替機関(以下 るものにつき同項第四号の承認を受けている場 第一項に規定する振替地方債(以下この項にお 四号の承認を受けようとする者が法第五条の二 証する書類その他財務省令で定める書類」とあ 定する外国口座管理機関である旨を法第五条の 項中「その者が法第五条の二第七項第七号に規 合における第七項の規定の適用については、同 この条において「特定振替機関」という。)が いて「振替地方債」という。)につき同条第七 特定振替社債等につき法第五条の三第四項第

があつたものとみなす。 う。)につき同条第七項第四号の承認を受けて 同項の申請書の提出があつたときは、その提出 る特定振替機関」とする。この場合において、 あるのは「法第五条の三第四項第一号に規定す とを証する書類」と、「当該特定振替機関」と るものにつき同項第四号の承認を受けているこ 七号に規定する特定振替割引債のうち振替地方 債若しくは同号に規定する振替社債等に該当す いること又は法第四十一条の十三の三第七項第 時において法第五条の三第四項第四号の承認 (以下この項において「振替地方債」とい

12 法第五条の三第四項第七号に規定する政令で 11 前条第十五項及び第十六項の規定は、 準用する。この場合において、同条第十五項及 又は前二項の承認を受けようとする者について 第七項の」と読み替えるものとする。 び第十六項中「第七項の」とあるのは、「次条 第七項

この場合において、同項の申請書の提出があつ

たときは、その提出の時において法第五条の三

定める指標は、次に掲げるものとする。 る利益の額又は売上金額、収入金額その他のう。以下この項において同じ。)の事業に係 収益の額 者又は当該発行をする者の特殊関係者をい 項第七号に規定する振替社債等の発行をする 振替社債等の発行者等(法第五条の三第四 18

振替社債等の発行者等が保有する資産の

に類するものの額 振替社債等の発行者等が支払う剰余金の配 利益の配当、剰余金の分配その他これら

13 三号に規定する特定間接口座管理機関(第十八 を記載した申請書にその者が同項第二号に規定在地及び法人番号その他財務省令で定める事項 とする者は、名称、本店又は主たる事務所の所 長官に提出しなければならない。 である旨を特定振替機関が証する書類を添付し 項において「特定間接口座管理機関」という。) 定口座管理機関」という。)又は同条第四項第 する特定口座管理機関(第十八項において「特 て、これを当該特定振替機関を経由して国税庁 法第五条の三第四項第八号の承認を受けよう

規定は、法第五条の三第六項の規定による承認 書の提出があつた場合について、同条第十項のは、前条第八項及び第九項の規定は、前項の申請 の取消しの処分を行う場合について、それぞれ

15 八号の承認を受けようとする者が特定振替割引 特定振替社債等につき法第五条の三第四項第

るのは「法第五条の二第一項に規定する振替地

替機関」とあるのは「特定振替機関」とする。 号に規定する特定振替割引債につき同項第十号 関」という。) である旨を特定振替機関が」と 条第四項第三号に規定する特定間接口座管理 おいて「特定口座管理機関」という。)又は同 二号に規定する特定口座管理機関(第十八項に 債につき法第四十一条の十三の三第七項第十号 の承認を受けていることを」と、「当該特定振 あるのは「法第四十一条の十三の三第七項第七 関(第十八項において「特定間接口座管理 定の適用については、同項中「その者が同項第 の承認を受けている場合における第十三項の

第十三項の」と読み替えるものとする。 第四項第八号の承認があつたものとみなす。 務省令で定めるものとする。 他の情報通信の技術を利用する方法であつて財 方法は、電子情報処理組織を使用する方法その び第十六項中「第七項の」とあるのは、「次条 準用する。この場合において、同条第十五項及 項又は前項の承認を受けようとする者について 法第五条の三第七項に規定する政令で定める 前条第十五項及び第十六項の規定は、第十三

ならない。 る。) を用いて出力することにより作成した書 規定する方法で行われた場合には当該通知がさ た法第五条の三第七項の規定による通知が書 は、財務省令で定めるところにより、その受け 面又はマイクロフィルムにより保存しなけれ 係る入出力装置(財務省令で定めるものに限 れた事項を同項に規定する電子情報処理組 による方法で行われた場合には当該書面を保存 し、その受けた同項の規定による通知が前項に 特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関

19 務省令で定めるものとする。 他の情報通信の技術を利用する方法であつて財 方法は、電子情報処理組織を使用する方法その 法第五条の三第八項に規定する政令で定める

通知がされた事項を同項に規定する電子情報処 が前項に規定する方法で行われた場合には当該 知が書面による方法で行われた場合には当該書 子の支払をする者は、財務省令で定めるところ する一般社債等に該当するものに限る。) の利 面を保存し、その受けた同項の規定による通 により、その受けた同条第八項の規定による通 特定振替社債等(法第五条の三第一項に規定

一項第 号 <u>第二</u> 四第所同第 る特 号五 等項五 確定	· / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	項第 項第	<b>2/</b> 21 ネ上つ六でい十項 けしの理 可欄い項、て八か前れたに組 はにてか第準項ら条ば書限織
条の二第一項 第五 に規定する営業国内 に規定する営業国内 条の二第七項第第五 しく 配号	本の二第十一項にお 本の二第十四項 一十第二十一項にお 一十第二十一項にお 一十第二十一項にお 一十第二十一項にお 一十第二十一項にお 一十第二十一項にお 一十第二十一項にお	本 本 を さ を は の 規定の 大 第 五条の 二第 大 準 用する 法第 五条の 二第 一 項 の 二 の 二 の 二 の 二 の 二 の に 第 五 の 二 第 五 の に あ 五 に の に あ 五 に の に あ の に あ の に あ の に の に あ の に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に 。	で い で の 規 が に に で の 規 に で の 規 に で の 規 に で の 規 に で の 規 に で の 規 に に に に に に に に に に に に に
第五条の二第一項 関五条の二第一項 関五条の三第一項 目内にある営業所若 国内にある営業所若 日本の三第一項 日本の 三第一項 日本の	十 項 中 項 有 者 し く は 同 の の の の の の の の の の の の の	項 の 二 第 五 条 の 三 第 五 条 の 三 第 十	
の七二 第十て規五お第五 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	項項第の七二 七二	い次 い同 項い次 に第に法 て条 て条  て条  五お第	項 十 三 号 第 二
条 項用にのて条 の の さよ二準の二 れり第用三第	大学 (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大	: 準第 準第 準第 条い五   用二 用二 用二 のて条   オーナーナー 二進の	のて条  認振   条 条   条
同みな現る大項を表する法項の第に	第に  一つ調正  しの	「右お」 お」 七お」 垻 法 垻	一項
第 項用に同 五 名 れり第	同第さよ二準同 の法 条一れり第用条 第 第項る読十す第 五	第十七項 第十七項 第十七項	条 国 国 条 条
の三第一項にの三第一項に	十四項 大項の規定において 大類五条の三第一項 上の正第一項 大型項の規定において 大型項の規定の 大型項の 大型である 大型を 大型を 大型を 大型を 大型を 大型を 大型を 大型を	- - - 項に 条 第	二 等 等 三 三
22 に 告 お 書 法 <del></del>	の一二表項十第項項十第の七二	項項十表項十第の九第の七二	項号第二表
へて「『中果兒 の税務署長 の税務署長 の三第	が特定振替機関等	五条の二第十一項 五条の二第十一項 第五条の二第十一項 第五条の三第九項に 第十一項 第五条の三第九項に 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 10	定する信託の定する信託の定する信託のでいる。
に規定する非課税適用申請書している。と是に規定す法第五条の三第一項に規定する非課税適用申第一項に規定する非課税適用申第一項に規定する非課税適用申請申請申請申請申請申請申請申請申請申請申請申請申請申請申請申請申請申請申請	各 替	正真において進月 五条の二第十一項 の規定により読み がて同じ。)の規定 いて同じ。)の規定 いて同じ。)の規定 いて同じ。)の規定 いで同じ。)の規定 いで同じ。)の規定 いがでした。)の規定 がでいて同じ。)の規定 がでいて同じ。)の規定 がでいて同じ。)の規定 がでいて同じ。)の規定	の受おいて準用する法第 五条の二第十九項の 規定により読み替え られた法第五条の三 第一項に規定する特 定受託者 と特定振替機関等」
までこ、その利子こつき去第九条の三の二第一等)は、その利子の支払を受けるべき日の前日特定振替社債等の振替記載等を受けている場合告書を提出した者が適格外国仲介業者から当該特定振替社債等の振替記載等を受けている場合には、当該特定振替社債等(非課税適用申場合には、当該特定振替社債等(非課税適用申場合には、当該特定振替社債等に該当する一般社債等に該当する一段、次項及び第二十七項において一振替記載項、次項及び第二十七項において一振替記載	書類の提出をした者の各人別に、当該書類の提出をした者が同項の特定振替社債等の発行をする者の特殊関係者に該当することとなつた日その他の財務省令で定める事項を法第五条の二第十四項において準用する法第五条の二第十四項により提供された当該書類に記載すべき事項をにより提供された当該書類に記載すべき事項をにより提供された当該書類に記載すべき事項をにより提供された当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を保存しなければならない。	お記載を 特定振替機関等又は適格外国仲介業者は、当該 特定振替機関等又は適格外国仲介業者は、当該 をした書類の提出(当該書類の提出に代えて行う 電磁的方法(同条第九項において準用する法等 五条の二第十七項に規定する電磁的方法をい う。次項において同じ。)による当該書類に記 載すべき事項の提供を含む。次項において同じ。)をしなければならない。 で。)をしなければならない。 で。)をしなければならない。	

等の発行をする者に対し通知しなければならな を、特定振替機関を経由して当該特定振替社債 定による所得税の徴収をしないこととなる旨 該特定振替社債等に係る適格口座管理機関) 社債等の振替記載等を受けている場合には、当 出した者が適格外国仲介業者から当該特定振替 当該適格口座管理機関(非課税適用申告書を提 る。)につきその利子の支払を受ける場合には、 替記載等を受けている特定振替社債等(同条第 機関」という。)又は適格外国仲介業者から振 (以下この項及び次項において「適格口座管理 三第四項第八号に規定する適格口座管理機関 非課税適用申告書を提出した者が法第五条の 項に規定する一般社債等に該当するものに限 その利子につき所得税法第二百十二条の規 その利子の支払を受けるべき日の前日まで

ている場合は、この限りでない。 六条の二十第二十九項に規定する書類を提出し る当該書類又は次条第三十四項若しくは第二十 二十九項(同条第三十項の規定により読み替え は次条第三十四項若しくは第二十六条の二十第 定により読み替えて適用する場合を含む。)又 ればならない。ただし、既にこの項(次項の規 る事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなけ 知をした適格口座管理機関の本店若しくは主た 所在地の所轄税務署長又は前項の規定による通 特定振替機関等の本店若しくは主たる事務所の 利子に係る第二十四項の規定による通知をした する者の特殊関係者である非居住者又は外国法 日を含む事業年度開始の時における当該発行を 合には、当該発行をする者の当該利子の支払の 条の規定による所得税の徴収がされなかつた場 第九条の三の二第一項又は所得税法第二百十二 ものとして当該特定振替社債等の利子につき法 の三第一項又は第三項後段の規定の適用がある じ。)の規定により当該事業年度開始の時に係 て適用する場合を含む。以下この項において同 人に係る法第五条の三第十項に規定する書類 特定振替社債等の発行をする者は、法第五条 当該利子の支払の日以後二月以内に、当該

において準用する法第五条の二第十九項に規定27 非居住者又は外国法人が法第五条の三第九項

関」という。)」とあるのは「特定振替機関」 第四項第八号に規定する適格口座管理機関(以 特定受託者」と、第二十五項中「法第五条の三 関等」とあるのは「当該特定振替社債等に係る のは「が特定振替機関」と、「当該特定振替機 項の規定により読み替えられた同条第十四項」 通信の技術を利用する方法であつて財務省令で 定める事項を、特定振替機関に対し、書面又は の特定振替社債等の発行をする者の特殊関係者 あるのは「は、当該書類の提出をした者が同項 とあるのは「特定受託者」と、「は、当該」と 第一項に規定する特定受託者(次項から第二十 の三第九項において準用する法第五条の二第十 おいて「特定振替機関等」とあるのは「第五条 替機関等(次項、第二十四項及び第二十六項に 項の規定の適用を受ける場合における第二十二 ら振替記載等を受けるものに限る。) の利子に (当該非居住者又は外国法人が特定振替機関か 下この項及び次項において「適格口座管理機 の二第十四項」とあるのは「第五条の二第十九 定めるものにより通知し、当該」と、「第五条 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報 に該当することとなつた旨その他の財務省令で 十七項」と、第二十三項中「特定振替機関等」 「第五条の二第十七項」とあるのは「第五条の 九項」とあるのは「法第五条の三第九項」と、 六項までにおいて「特定受託者」と、「同条第 九項の規定により読み替えられた法第五条の三 十二項中「第五条の三第一項に規定する特定振 項から前項までの規定の適用については、第二 五条の二第四項の規定により法第五条の三第一 つき法第五条の三第九項において準用する法第 する信託の信託財産に属する特定振替社債等 一第十九項の規定により読み替えられた同条第 第二十四項中「が特定振替機関等」とある 「同条第一項」とあるのは「法第五条の三

とする。とする。とする。とする。

## (民間国外債等の利子の課税の特例)

2 法第六条第一項に規定する政令で定める金額とする金額とする。

3 法第六条第二項に規定する政令で定める金額とすは、恒久的施設を有する外国法人に対して支 抵をする利子の金額のうち当該外国法人の恒久 払をする利子の金額のうち当該外国法人に対して支 が施設を通じて行う事業に係る部分の金額とする。

支育な条第四頁こ見定する安合で定むる寺朱 る主たる事務所の所在地とする。る主たる事務所の所在地とする。る主たる事務所の所在地とする。公・大学の利力に係り、公・大学の利力に係り、会のでは、公・大学の利力には、公・大学の利力により、会・大学の利力により、会・大学の利力により、会・大学の利力により、会・大学の対力に

一 民間国外債の発行をする者と他の者との間の関係のある者は、次に掲げる者とする。5 法第六条第四項に規定する政令で定める特殊

一 民間国外債の発行をする者と他の者との間 に対定する関係がある場合における当該他 が他方の者(法人に限る。)を直接又は間接 が他方の者(法人に限る。)を直接又は間接 に支配する関係がある場合における当場である場 に対すれか一方の者(当該者が個人である場 に入口である場

二 民間国外債の発行をする者と他の者(法人に限る。)との間に同一の者(当該者が個人を含む。)が当該発行をする者及び当該他の者含む。)が当該発行をする者及び当該他の者を直接又は間接に支配する場合には、これと法人税法施行令第四を直接又は間接に支配する者と他の者(法人

場合における当該関係をいう。
場合における当該関係をいう。
関係とは、一方の者と他方の者との間に当該他関係とは、一方の者と他方の者との間に当該他

おける当該法人 当該一方の者が法人を支配している場合に

合における当該他の法人を支配している場号に掲げる法人が他の法人を支配している場前号に掲げる法人又は当該一方の者及び同

場合における当該他の法人を支配している二号に掲げる法人が他の法人を支配している一 前号に掲げる法人又は当該一方の者及び前

第一号に規定する法人を支配している場合及び7 法人税法施行令第四条第三項の規定は、前項

・ は第15年3月1日では、1970年7月1日でいる場合について準用する。 同項第二号又は第三号に規定する他の法人を支

は、次に掲げるものとする。
法第六条第四項に規定する政令で定める指標

の額 の額又は売上金額、収入金額その他の収益 下この項において同じ。)の事業に係る利益 下この項において同じ。)をいう。以 う。以下この条において同じ。)をいう。以 (法第六条第四項に規定する特殊関係者をい をする者又は当該発行をする者の特殊関係者 を財国外債の発行者等(民間国外債の発行

価額 民間国外債の発行者等が保有する資産のの額

である。 であるのの額 当、利益の配当、剰余金の分配その他これら 三 民間国外債の発行者等が支払う剰余金の配

とする。 法第六条第四項に規定する政令で定める支払 とする。

 法第六条第四項の規定による非課税適用申告書」という。)の提出は、民間国外債の 支払の取扱者(以下この条において「支払の取 支払の取扱者(以下この条において「支払の取 支払の取扱者(以下この条において「支払の取 支払の取扱者(以下この条において「支払の取 支払の取扱者(以下立の条において「す課税適 大のでもいう。)を通じて行われる場合には、 という。)を通じて行われる場合には、 という。)の提出は、民間国外債の 関連による非課税適用申告

ないものとする。 非居住者等確認書類により確認しなければなら る住所等その他財務省令で定める事項)を当該 有する者にあつては、氏名又は名称、国外にあ 非課税適用申告書に記載された氏名又は名称及 いものとし、当該利子の支払をする者は、当該 までにおいて同じ。)に提示しなければならな び国外にある住所等(個人番号又は法人番号を れる場合には、当該支払の取扱者。以下同項 (当該利子の支払が支払の取扱者を通じて行

他前項に規定する財務省令で定める事項につ告書に記載された名称、国外にある住所等その じであることの確認をした場合には、同項の規の他前項に規定する財務省令で定める事項と同 出をしようとする際、当該非課税適用申告書に 号の利用等に関する法律第三十九条第四項に規政手続における特定の個人を識別するための番 要しないものとする。 子の支払をする者は、同項の規定による確認を 等確認書類の提示を要しないものとし、当該利 当該利子の支払をする者に対しては、非居住者 定にかかわらず、当該提出をする外国法人は、 出をする外国法人の名称、国外にある住所等そ き、 係る利子の支払をする者が、当該非課税適用申 定する法人番号保有者に該当するものがその提 非課税適用申告書の提出をする外国法人で行 同条第四項の規定により公表された当該提

前項に規定する同じであることの確認をしたと 定する電磁的方法をいう。第十五項において同適用申告書(電磁的方法(法第六条第八項に規 等を記載し、又は記録しなければならない。 該利子の支払をする者の氏名又は名称及び住所 きは、当該非課税適用申告書にその旨並びに当 他同項に規定する財務省令で定める事項につき 項)を非居住者等確認書類により確認したと 等及び第十一項に規定する財務省令で定める事 者にあつては、氏名又は名称、国外にある住所 にある住所等(個人番号又は法人番号を有する 若しくは記録された氏名若しくは名称及び国外 む。以下この項において同じ。)に記載され、に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含 じ。) により提供された当該非課税適用申告書 出を受けた当該民間国外債の利子に係る非課税 しくは記録された名称、国外にある住所等その 民間国外債の利子の支払をする者は、その提 又は当該非課税適用申告書に記載され、若 18

間国外債の利子に係る非課税適用申告書を受理 民間国外債の利子の支払をする者は、当該民 19

らない。 第四項に規定する税務署長に提出しなければな 末日までに、当該非課税適用申告書を法第六条 したときは、 、その受理した日の属する月の翌月

15 民間国外債の利子の支払をする者は、当該民 書面を保存しなければならない。 非課税適用申告書に記載すべき事項が記録され 当該写し又は電磁的方法により提供された当該 申告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録 当該非課税適用申告書の写し(当該非課税適用 間国外債の利子に係る非課税適用申告書を受理 た電磁的記録若しくは当該電磁的記録に記録さ を含む。以下この項において同じ。)を作成し、 したときは、財務省令で定めるところにより、 れた情報の内容を出力することにより作成した

20

保管支払取扱者は、その保管の委託を受けて

17 外国法人に該当することを証する書類を提示す 告知をした事項につき、その者が非居住者又は 保管の委託をする際、財務省令で定めるところ 債」という。) の利子につき同条第十項の規定 ごとに当該発行をする者の当該利子の支払の日 あるかどうかの判定は、その支払を受ける利子 当該民間国外債の発行をする者の特殊関係者で おいて、民間国外債の利子の支払を受ける者が ることその他これに準ずる方法により確認を受 は名称及び国外にある住所等の告知をし、当該 は、当該特定民間国外債につき支払の取扱者に の適用を受けようとする非居住者又は外国法人 (以下第二十八項までにおいて「特定民間国外法第六条第十項に規定する特定民間国外債 じ。) 開始の時の現況により行うものとする。 定する事業年度をいう。第三十四項において同 を含む事業年度(法第二条第二項第十九号に規 により、当該支払の取扱者に、その者の氏名又 法第六条第五項、第六項及び第十項の場合に なければならない。

の特定民間国外債につき当該支払の取扱者に保扱者に保管の委託をする場合において、既に他 の規定の適用を受けようとする非居住者又は外 ことを要しない。 の委託をする際、同項の規定による告知をする 規定にかかわらず、当該特定民間国外債の保管 務省令で定める場合に該当するときは、同項の 管の委託をする際前項の規定による確認を受け 国法人は、当該特定民間国外債につき支払の取 ているとき、その他これに準ずる場合として財 特定民間国外債の利子につき法第六条第十項

条第十項に規定する保管の委託をしている非居 特定民間国外債につき支払の取扱者に法第六

> 場合には、当該非居住者又は外国法人は、その をする者の特殊関係者に該当することとなつた 住者又は外国法人が当該特定民間国外債の発行 者に告知しなければならない。 その該当することとなつた旨を当該支払の取扱 間国外債の利子の支払を受けるべき日までに、 該当することとなつた日以後最初に当該特定民

る日後であるときは、その交付を受ける利子に らない。この場合において、最初に当該特定民 保管の再委託をしている他の支払の取扱者を通 る特定民間国外債の利子の受領の媒介等に基づ ければならない。 係る利子受領者情報の通知は、同日以後にしな 民間国外債の発行をした日以後四十日を経過す 間国外債の利子の交付を受ける日が、当該特定 でにおいて「通知」という。)をしなければな 条第十項の規定による通知(以下第二十二項ま を経由してその利子の支払をする者に対し) じて行われる場合には、当該他の支払の取扱者 報」という。)をその利子の支払をする者に対 子に係る同条第十項に規定する利子受領者情報 けるべき日の前日までに、その交付を受ける利 きその利子の交付を受ける都度、その交付を受 者」という。)は、その保管の委託を受けてい し(その利子の交付が、当該保管支払取扱者が (以下第二十六項までにおいて「利子受領者情 (以下第二十五項までにおいて「保管支払取扱 法第六条第十項に規定する保管支払取扱者 同

21 保管支払取扱者は、その保管の委託を受けて 利子に係る利子受領者情報の通知を省略するこ 知に係るものに限る。以下この項において同 条第十項第一号に掲げる場合に該当する旨の通 る者に対し通知をした利子受領者情報(法第六 とができる。 ることの確認をしたときは、その交付を受ける の特殊関係者でない非居住者又は外国法人であ き者が全て当該特定民間国外債の発行をする者 以下この項において同じ。)の支払を受けるべ 項又は第六項の規定の適用があるものを除く。 じ。)に係る利子の交付を受けた日後に当該特 いる特定民間国外債につきその利子の支払をす て、その交付を受ける利子(法第三条の三第三 定民間国外債の利子の交付を受ける場合にお

22 前項の規定は、同項の保管支払取扱者が財務 子の支払をする者から同項の規定による通知の省令で定めるところによりあらかじめ同項の利 省略をすることについて承認を得ている場合に

利子の支払をする者に対して法第六条第十項第 限り、適用する。この場合において、当該特定 は、同日において当該保管支払取扱者から当該 の通知が当該保管支払取扱者からなかつたとき にその交付を受ける利子に係る利子受領者情報 民間国外債の利子の交付を受ける日の前日まで 一号に掲げる場合に該当する旨の利子受領者情

当該通知は、同項の規定による利子受領者情報 通知をすることができる。この場合において、 者を経由してその利子の支払をする者に対し) 利子受領者情報につき法第六条第十項に規定す おいて、当該他の特定民間国外債の利子に係る いる特定民間国外債と同一銘柄の他の特定民間 報の通知があつたものとみなす。 通じて行われる場合には、当該他の支払の取 が保管の再委託をしている他の支払の取扱者を 対し(その利子の交付が、当該保管支払取扱者 者情報を合わせて、その利子の支払をする者に 情報に当該経由のための通知を受けた利子受領 る経由のための通知を受けたときは、財務省令 国外債につき保管の再委託を受けている場合に

ている特定民間国外債の利子に係る利子受領者 で定めるところにより、その保管の委託を受け

24 の通知とみなす。 特定民間国外債の保管の再委託を受けている

同項の規定による利子受領者情報の通知とみな とができる。この場合において、当該通知は、 その利子の支払をする者に対し)通知をするこ る場合には、当該他の支払の取扱者を経由して 利子の支払をする者に対し(その利子の交付 該当する者を除く。以下この項及び次項におい の他の特定民間国外債に係る保管支払取扱者に 支払の取扱者(当該特定民間国外債と同一銘柄 託をしている他の支払の取扱者を通じて行わ が、当該再委託に係る支払取扱者が保管の再委 けた二以上の利子受領者情報を合わせて、その めるところにより、当該経由のための通知を受 由のための通知を受けたときは、財務省令で定 受領者情報につき法第六条第十項に規定する経 て「再委託に係る支払取扱者」という。)は、 一以上の当該特定民間国外債の利子に係る利子

25 げる場合について準用する。 第二十一項及び第二十二項の規定は、

者が、その保管の委託又はその保管の再委託 保管支払取扱者又は再委託に係る支払取

のための通知をする場合 他の支払の取扱者に対し同項に規定する経由 子受領者情報を、法第六条第十項に規定する を受けている特定民間国外債の利子に係る利

利子の支払をする者に対し前項の規定による る利子受領者情報を、当該特定民間国外債の 通知をする場合 委託を受けている特定民間国外債の利子に係 再委託に係る支払取扱者が、その保管の再

う。)を作成しなければならない。 認書(次項において「利子受領者確認書」とい づいて法第六条第十項に規定する利子受領者確 のとみなされる利子受領者情報を含む。)に基 る場合を含む。) の規定により通知があつたも 受領者情報(第二十二項(前項において準用す 又は第二十四項の規定により通知を受けた利子 の利子の支払を行う際、第二十項、第二十三項 特定民間国外債の利子の支払をする者は、 特定民間国外債の利子の支払をする者は、そ 前

めるところにより保存しなければならない。 報を帳簿に記載し、当該帳簿を、財務省令で定 二十六項に規定する通知を受けた利子受領者情 特定民間国外債の利子の支払をする者は、第 法第六条第十一項に規定する政令で定める金

ある住所等(個人番号又は法人番号を有する者

にあつては、氏名又は名称、国外にある住所等

に規定する税務署長に提出しなければならな日の属する月の翌月末日までに法第六条第十項

当該利子受領者確認書に係る利子の支払をした 項の規定により作成した利子受領者確認書を、

融機関又は金融商品取引業者は、次に掲げる者

険会社及び損害保険会社 社商工組合中央金庫、農林中央金庫、 銀行、信用金庫、信用金庫連合会、 株式会 生命保

定する第一種金融商品取引業を行う者に限融商品取引業者(同法第二十八条第一項に規 金融商品取引法第二条第九項に規定する金

及び第十項の規定の適用がある場合について準つき同項において準用する同条第四項、第七項 法第六条第十一項に規定する国内金融機関等に る住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事 する書類(その者の氏名又は名称及び国外にあ 者が非居住者又は外国法人に該当することを証 用する。この場合において、第十一項中「その 項及び第二十項から第二十八項までの規定は、 第十項から第十五項まで、第十七項、第十八 31

係る書面その他の財務省令で定める書類」と、 という。)の記載がされているものに限る。第 特定の個人を識別するための番号の利用等に関 以下第十三項までにおいて「非居住者等確認書 知に係る書面その他の財務省令で定める書類。 ける特定の個人を識別するための番号の利用等 十七項において同じ。)(個人番号又は法人番号 務所の所在地(以下この条において「住所等」 する法律施行令第三十八条の規定による通知に 類」という。)」とあるのは「行政手続における に関する法律施行令第三十八条の規定による通 を有する者にあつては、その者の行政手続にお 「同項」とあるのは「第十三項」と、「氏名又は 32

地及び法人番号」と、「同条第四項」とあるの と、第十三項中「氏名若しくは名称及び国外に のは「同項に規定する財務省令で定める書類」 項」とあるのは「本店又は主たる事務所の所在 所等その他前項に規定する財務省令で定める事 号を当該書類」と、第十二項中「国外にある住 を当該非居住者等確認書類」とあるのは 外にある住所等その他財務省令で定める事項) 番号を有する者にあつては、氏名又は名称、国 名称及び国外にある住所等(個人番号又は法人 は、前項」と、「非居住者等確認書類」とある 称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番 「同項」と、「には、同項」とあるのは「に 名 ることを求めることができる。

及び第十一項に規定する財務省令で定める事 定する国内金融機関等」と読み替えるものとす 者若しくは外国法人又は法第六条第十一項に規 がされているものに限る。)」と、第二十一項中 名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載 地」と、「書類」とあるのは「書類(その者の のは「名称及び本店又は主たる事務所の所在 事務所の所在地及び法人番号」と、第十七項中 定める事項」とあるのは「本店若しくは主たる にある住所等その他同項に規定する財務省令で 項)を非居住者等確認書類」とあるのは「名 「非居住者又は外国法人」とあるのは「非居住 「氏名又は名称及び国外にある住所等」とある 人番号を第十一項に規定する書類」と、「国外 本店若しくは主たる事務所の所在地及び法

に係る利子所得を有する居住者が所得税法施行 の三第一項の規定の適用があるものを除く。) その年において民間国外債の利子(法第三条

> き交付をする当該利子のうち法第三条の三第三 が当該民間国外債の利子の受領の媒介等に基づ 書その他財務省令で定める書類」とする。 を提出する場合における同項の規定の適用につ 令第二百六十七条第二項に規定する確定申告書 第四項の規定の適用があるものの金額を通知す 項若しくは第六項又は法第四十一条の十二の二 おける支払の取扱者に対し、当該支払の取扱者 いては、同項中「明細書」とあるのは、「明細 民間国外債の利子の支払をする者は、国内に

33 第九項から前項までの規定は、法第六条第十 三項に規定する外貨債の利子につき同項におい の適用がある場合について準用する。 て準用する同条第一項から第十二項までの規定

34 民間国外債の発行をした者で法第六条第四項 この項において同じ。)の規定により当該事業 年度開始の時における当該発行をした者の特殊 二条の規定による所得税の徴収をしなかつたも 当該民間国外債の利子につき所得税法第二百十 項若しくは第二十六条の二十第二十九項に規定 年度開始の時に係る当該書類又は前条第二十六 定により読み替えて適用する場合を含む。以下 含む。以下この項において同じ。)若しくは第 あつた場合には、その指定をされた納税地)の 税地(同法第十八条第二項の規定による指定が 該利子に係る所得税法第十七条の規定による納 払の日以後二月以内に、当該発行をした者の当 六条第十四項に規定する書類を、当該利子の支 関係者である非居住者又は外国法人に係る法第 のは、その者の当該利子の支払の日を含む事業 又は第六項後段の規定の適用があるものとして する書類を提出している場合は、この限りでな 二十六条の二十第二十九項(同条第三十項の規 所轄税務署長に提出しなければならない。ただ 十七項の規定により読み替えて適用する場合を し、既にこの項又は前条第二十六項(同条第二

金等の利子の非課税) (特別国際金融取引勘定において経理された預

第三条の二の三 法第七条に規定する債券の買戻 先取引」という。)とする。 のは、所得税法施行令第二百八十三条第三項に 又は売戻条件付売買取引として政令で定めるも 規定する債券現先取引(次項において「債券現

2 法第七条に規定する差益として政令で定める ものは、 同条に規定する金融機関が同条に規定

同種及び同量の債券を売り戻す際の当該売戻し する外国法人との間で行う債券現先取引で同条 を控除した金額に相当する差益とする。 しに係る対価の額から当該購入に係る対価の に係る対価の額が上回る場合における当該売戻 する際の当該購入に係る対価の額を当該債券と に規定する特別国際金融取引勘定において経理 (金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉 )たものにおいて、当該外国法人が債券を購入

第三条の三 法第八条第一項に規定する政令で定 徴収の不適用

る に準ずる要件を備えている場合に限るものとす が所得税法施行令第三百四条各号に掲げる要件 う。) の支払を受ける場合には、当該金融機関 合会、労働金庫連合会、共済水産業協同組合連 信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十 める金融機関は、第二条の三十六に規定する金 は剰余金の配当(次項において「利子等」とい 法第八条第一項に規定する利子、収益の分配又 る事務所を有せず、かつ、その国外の営業所が だし、これらの金融機関が国内に本店又は主た 投資銀行及び株式会社日本貿易保険とする。た 合会、信用協同組合連合会、株式会社日本政策 四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受 融機関のほか、生命保険会社、損害保険会社、 けたものに限る。)、農林中央金庫、信用金庫連

2 間内に支払われた当該利子等に限るものとす 合において、当該証明書が効力を有している期 これをその利子等の支払をする者に提示した場 納税地の所轄税務署長の証明書の交付を受け、 等で法第八条第一項の規定の適用を受けるもの により、前項ただし書の要件を備えている旨の は、当該金融機関が、財務省令で定めるところ 前項ただし書の金融機関が支払を受ける利子

3 資信託及び同条第三項に規定する特定目的信託条の四第二項に規定する証券投資信託以外の投 る利子は、同号に規定する金融機関の社債、株 の信託財産以外の信託財産(第五項及び第七 当該金融機関がその引き受けた所得税法第百七 という。)に記載又は記録がされた公社債で、 式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿 十六条第三項に規定する集団投資信託、法第九 (第七項及び第十一項において「振替口座簿」 法第八条第一項第一号に規定する政令で定め

- める要件とする。 いての制限を付すことその他の金融庁長官が定 次項及び第十一項において同じ。)の譲渡につ る要件は、社債(同号に規定する社債をいう。 託財産」という。)に属するものの利子とする。 法第八条第一項第二号に規定する政令で定め
- 以外の信託財産に属するものの利子とする。 により確認できる期間に限る。)内に生じたも き保有していたことが財務省令で定めるところ 譲渡性預金の払戻しについての期限まで引き続て証される当該譲渡性預金の取得の日から当該 預金の預入の日又は確定日付のある証書をもつ 機関が引き続き保有していた期間(当該譲渡性 以外のものに限る。)の利子のうち、当該金融 百二号)第二条第一項に規定する電子記録債権 債権並びに電子記録債権法(平成十九年法律第 券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る 払証券、同節第三款に規定するその他の記名証 指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人 号)第四条第二号に規定する譲渡性預金であつ る法律施行令(昭和三十二年政令第百三十五 支払を受ける譲渡性預金(準備預金制度に関す る預貯金の利子は、同項に規定する金融機関が 関がその引き受けた集団投資信託等の信託財産 定する保管の委託がされた社債で、当該金融機 る利子は、同号に規定する金融機関の同号に規 て、民法第三編第一章第七節第一款に規定する 法第八条第一項第三号に規定する政令で定め 法第八条第一項第二号に規定する政令で定め
- 財産に属するものの同条第一項に規定する剰余 振替口座簿に記載又は記録がされた同項に規定 金の配当とする。 き受けた集団投資信託等の信託財産以外の信託 受益権」という。)で、当該金融機関がその引 する社債的受益権(第十一項において「社債的 る剰余金の配当は、同号に規定する金融機関の の以外のものとする。 法第八条第一項第五号に規定する政令で定め
- 限る。)、同法第二条第二十九項に規定する金融 する第一種少額電子募集取扱業者を除く。) 行う者(同法第二十九条の四の二第九項に規定 八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を 九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十 政令で定めるものは、金融商品取引法第二条第 法第八条第二項に規定する金融商品取引業 金融商品取引清算機関又は証券金融会社で

商品取引清算機関又は同条第三十項に規定する 証券金融会社とする。

において「集団投資信託等の信託財産以外の信

- 9 る法人は、所得税法第十一条第一項に規定する 内国法人及び法第九条の四第一項各号に掲げる 法第八条第三項に規定するその他政令で定め
- 支払を受けるべきものとする。 財務省令で定めるところにより確認をした日の これらに準ずるものをいう。以下この項におい振替機関等の営業所等(営業所、事務所その他 同項に規定する内国法人が支払を受ける同項第 法人は、次項の確認を受けた内国法人とする。 受益権の主たる取引者として政令で定める内国 翌日から同日以後一年を経過する日までの間に 又は出資金の額が一億円以上であることにつき う。) の長が、当該内国法人の名称及び本店又 品取引業者若しくは登録金融機関の営業所等 号に規定する保管の委託を受けた同号の金融商 施行令第三百三十六条第二項第三号に規定する 振替口座簿に記載若しくは記録をした所得税法 の利子で、当該公社債若しくは社債的受益権を 権の剰余金の配当又は同項第二号に掲げる社債 債の利子又は社債的受益権の剰余金の配当は、 は主たる事務所の所在地並びにその資本金の額 (次項において「振替機関等の営業所等」とい て同じ。)又は当該社債の法第八条第三項第二 一号に掲げる公社債の利子若しくは社債的受益 法第八条第三項に規定する政令で定める公社 法第八条第三項に規定する公社債及び社債的
- 12 ければならない。 た旨を明らかにし、かつ、当該帳簿を保存しな により、当該確認に関する帳簿に当該確認をし 確認をした場合には、財務省令で定めるところ 前項の振替機関等の営業所等の長は、同項の
- 係る配当所得の分離課税等 (私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に めたときは、これを告示する。 金融庁長官は、第四項の規定により要件を定
- 第三条の四 法第八条の二第一項第一号に規定す る政令で定める取得勧誘は、同号の受益権の募 集が国内において行われる場合にあつては、当 託約款又は同法第四十九条第一項に規定する委 律第四条第一項に規定する委託者指図型投資信 当し、かつ、投資信託及び投資法人に関する法 誘」という。) が同項第一号に掲げる場合に該 定する取得勧誘(以下この条において「取得勧 該募集に係る金融商品取引法第二条第三項に規

- 集が国外において行われる場合にあつては、当 託者非指図型投資信託約款にその取得勧誘が同 場合に該当するものに相当するものである旨の れに類する書類にその取得勧誘が同号に掲げる 商品取引法第二条第十項に規定する目論見書 当するものに相当するものであり、かつ、金融 該募集に係る取得勧誘が同号に掲げる場合に該 がなされて行われるものとし、当該受益権の募 号に掲げる場合に該当するものである旨の記載 (次項において「目論見書」という。) その他こ
- 2 三項第一号に掲げる場合に該当し、かつ、目論 募集に係る取得勧誘が金融商品取引法第二条第 われるものとする。 その取得勧誘が同号に掲げる場合に該当するも 他これに類する書類及び資産信託流動化計画に のに相当するものであり、かつ、目論見書その 係る取得勧誘が同号に掲げる場合に該当するも れるものとし、当該社債的受益権の募集が国外 融商品取引法第二条第三項第一号に掲げる場合 託流動化計画」という。) にその取得勧誘が金 信託流動化計画(以下この項において「資産信 法律第百五号)第二条第十四項に規定する資産 見書及び資産の流動化に関する法律(平成十年 が国内において行われる場合にあつては、当該 定める取得勧誘は、同号の社債的受益権の募集 記載がなされて行われるものとする。 のに相当するものである旨の記載がなされて行 において行われる場合にあつては、当該募集に に該当するものである旨の記載がなされて行わ 法第八条の二第一項第二号に規定する政令で
- (国外投資信託等の配当等の分離課税等)
- 第四条 法第八条の三第一項に規定する政令で定 める支払の取扱者は、同条第二項に規定する国 の媒介、取次ぎ又は代理(業務として又は業務 受ける者の当該国外投資信託等の配当等の受領 外投資信託等の配当等(以下この条において する者とする。 に関連して国内においてするものに限る。)を 「国外投資信託等の配当等」という。)の支払を
- 2 法第八条の三第四項に規定する政令で定める 外国所得税は、外国の法令に基づき外国又はそ 号に規定する源泉徴収に係る所得税に相当する のを除く。)で所得税法第二条第一項第四十五 五条第一項に規定する外国所得税に該当するも を課税標準として課される税(所得税法第九十 ものとする。 地方公共団体により国外投資信託等の配当等

- 3 証券発行信託の受益権又は法第八条第一項に規三第二項に規定する投資信託若しくは特定受益 加入者保護信託の信託財産に属する法第八条の 得税法第十一条第二項に規定する公益信託又は 第十七条に規定する支払をする者とみなす。こ 条において「支払の取扱者」という。)を同法 地に係る所得税法第十七条の規定の適用につ の場合には、同条ただし書の規定は、適用しな ては、同項に規定する支払の取扱者(以下この 法第八条の三第二項及び第三項の規定は、 法第八条の三第三項に規定する所得税の納
- - 会社が、同項に規定する証券投資信託又は同条得税法第百七十六条第一項に規定する内国信託 配当等については、適用しない。 扱者を通じて交付される当該国外投資信託等 旨その他財務省令で定める事項の登載を受けて 該国外発行投資信託等が当該信託財産に属する 第二項に規定する退職年金等信託の信託財 てその登載を受けている期間内に当該支払の取 いる場合には、当該国外発行投資信託等につい 配当等の支払の取扱者の備え付ける帳簿に、 属する国外発行投資信託等の国外投資信託等の 法第八条の三第二項及び第三項の規定は、 産に 当

の配当については、適用しない。

外発行投資信託等」という。)の収益の分配又

定する社債的受益権(以下この条において「国

は所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金

- 6 配当等については、適用しない。 扱者を通じて交付される当該国外投資信託等のてその登載を受けている期間内に当該支払の取 る帳簿に、当該国外発行投資信託等が当該投資 として運用している国外発行投資信託等の国外 第九条の四第一項第一号に掲げる投資法人又は 旨その他財務省令で定める事項の登載を受けて 法人又は特定目的会社の運用に係る資産である 投資信託等の配当等の支払の取扱者の備え付け 同項第二号に掲げる特定目的会社が、その資産 いる場合には、当該国外発行投資信託等につい 法第八条の三第二項及び第三項の規定は、 法
- 資信託等の配当等の支払の取扱者の備え付ける 第九条の四第二項に規定する内国信託会社が、 産に属する旨その他財務省令で定める事項の 帳簿に、当該国外発行投資信託等が当該信託 信託財産に属する国外発行投資信託等の国外投 同項に規定する証券投資信託以外の投資信託の 法第八条の三第二項及び第三項の規定は、

二項第二号に掲げる国外投資信託等の配当等に

第一項の規定の適用を受ける法第八条の三第

資信託等の配当等については、適用しない。 該支払の取扱者を通じて交付される当該国外投 託等についてその登載を受けている期間内に当 載を受けている場合には、当該国外発行投資信 法第八条の三第二項及び第三項の規定は、法

ついては、適用しない。 じて交付される当該国外投資信託等の配当等に 載を受けている期間内に当該支払の取扱者を通 には、当該国外発行投資信託等についてその登 財務省令で定める事項の登載を受けている場合 行投資信託等が当該信託財産に属する旨その他支払の取扱者の備え付ける帳簿に、当該国外発 外発行投資信託等の国外投資信託等の配当等の に規定する特定目的信託の信託財産に属する国 第九条の四第三項に規定する受託法人が、同項

払の取扱者を通じてその交付を受ける場合及び らの国外投資信託等の配当等の支払をする者と うべき配当等と、これらの支払の取扱者をこれ の国外投資信託等の配当等を国内において支払 から第七項までの規定の適用についてはこれら とみなし、法第三条の二又は第八条の四第四項 れらの規定に規定する配当等の支払を受ける者 国外投資信託等の配当等の交付を受ける者をこ 十六条第五項の規定の適用についてはこれらの百二十八条第一項又は所得税法施行令第三百三 国内における支払の取扱者とみなし、同法第二 ついてはこれらの支払の取扱者を同項第二号の し、同法第二百二十五条第一項の規定の適用に 外投資信託等の配当等の支払をする者とみな 配当等と、これらの支払の取扱者をこれらの国 資信託等の配当等を国内において支払を受ける 十四条の規定の適用についてはこれらの国外投 その交付を受ける場合には、所得税法第二百二 当等につき国内における支払の取扱者を通じて 同項に規定する内国法人が国外投資信託等の配 国外投資信託等の配当等につき国内における支 居住者が法第八条の三第二項第二号に掲げる 3 2 得の金額から控除する。

の取扱者を同項に規定する支払をする者とみな 四条の三第三項の規定の適用については、支払 二号に掲げる国外投資信託等の配当等に係る第 五の規定の適用を受ける法第八条の三第二項第 法第八条の三第六項の規定により法第八条の 法第八条の三第六項の規定により法第八条の

> 所得税の額に該当しないものとみなす。 外国所得税の額は、同条第一項に規定する外国 税法第九十五条の規定の適用については、当該 定する外国所得税の額がある場合における所得 つきその支払の際に徴収された同条第四項に規

第四条の二 法第八条の四第一項に規定する政令 で定める利子等は、次に掲げる利子等とする。 (上場株式等に係る配当所得等の課税の特例) 定の適用を受けるもの る利子等のうち同法第二百十二条第二項の規 所得税法第百六十一条第一項第八号に掲げ

(同条第十三項において準用する場合を含む 規定する外貨債の利子のうち、同条第二項 この号において同じ。)及び同条第十三項に 子(同条第二項に規定する利子をいう。以下 法第六条第一項に規定する民間国外債の利 の規定の適用を受けるもの

場株式等の配当等に係る配当所得の金額の計算 の規定の適用を受けるものとする。 に掲げる配当等のうち同法第二百十二条第二項 配当等は、所得税法第百六十一条第一項第九号 金額は、当該上場株式等の配当等に係る利子所 上生じた損失の金額があるときは、当該損失の 額の合計額とする。この場合において、当該上 配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金 額は、その年中の同項に規定する上場株式等の 額として政令で定めるところにより計算した金 配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金 法第八条の四第一項に規定する政令で定める 法第八条の四第一項に規定する上場株式等の

掲げる事由があつた日の前日(次の各号に掲げ 由の区分に応じ当該各号に定める日)とする。 る事由があつた場合には、当該各号に掲げる事 定める日は、所得税法第二十五条第一項各号に 法第八条の四第一項第一号に規定する政令で 株式分配又は同項第四号に掲げる資本の払戻 当等の支払に係る基準日 所得税法第二十五条第一項第三号に掲げる 当該株式分配又は資本の払戻しによる配

関する法律第二条第十四項に規定する投資口 場されている株式(投資信託及び投資法人に 法人の自己の株式の取得(金融商品取引法第 これに類するものとして財務省令で定める株 を含む。以下この号において同じ。)その他 二条第十六項に規定する金融商品取引所に上 所得税法第二十五条第一項第五号に掲げる

5 間の末日

る旨の記載がなされて行われるものと る目論見書をいう。第七項において同 掲げる場合に該当するものに相当する の他これに類する書類にその取得勧誘 論見書(金融商品取引法第二条第十項 該当するものに相当するものであり、 当該募集に係る取得勧誘が同号に掲げ 募集が国外において行われる場合にあ 載がなされて行われるものとし、当該 委託者非指図型投資信託約款にその取 同号に掲げる場合に該当するものであ

6 資法人に関する法律第七十一条第一項 通知がなされて行われるものとする。 が同号に掲げる場合に該当するもので る申込みをしようとする者に対しその に掲げる場合に該当し、かつ、投資信 取得勧誘が金融商品取引法第二条第三 定める取得勧誘は、同号の投資口の募 法第八条の四第一項第三号に規定す

7 約(以下この項において「信託契約」 係る取得勧誘が金融商品取引法第二条 定める取得勧誘は、同号の受益権の募 条第三項第一号に掲げる場合に該当す び法第八条の四第一項第四号に規定す において行われる場合にあつては、 号に掲げる場合に該当し、かつ、目 法第八条の四第一項第四号に規定す 契約書にその取得勧誘が金融商品取

取引法第二十七条の五に規定する公開買付期 のに限る。) 当該公開買付けに係る金融商品 二の二第一項に規定する公開買付けによるも 投資法人の金融商品取引法第二十七条の二十 法人に関する法律第二条第十二項に規定する 式を発行した株式会社又は投資信託及び投資

という。)が同条第三項第一号に掲げる場合に 得勧誘(以下第七項までにおいて「取得勧誘」 三 所得税法第二十五条第一項第六号に掲げる 信託約款又は同法第四十九条第一項に規定する 法律第四条第一項に規定する委託者指図型投資 該当し、かつ、投資信託及び投資法人に関する 係る金融商品取引法第二条第三項に規定する取 において行われる場合にあつては、当該募集に 定める取得勧誘は、同号の受益権の募集が国内 法第八条の四第一項第二号に規定する政令で 分の払戻し 社員その他の出資者の退社又は脱退による持 当該退社又は脱退の日の前日

> 条 第 項 第一 百四 掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とす の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に における所得税法の規定の適用については、 旨の記載がなされて行われるものとする。 り、かつ、目論見書その他これに類する書類及 げる場合に該当するものに相当するものであ あつては、 該受益権の募集が国外において行われる場合に ある旨の記載がなされて行われるものとし、当 び信託契約の契約書にその取得勧誘が同号に掲 げる場合に該当するものに相当するものである 法第八条の四第一項の規定の適用がある場合 係る所 課税 得金額 当該募集に係る取得勧誘が同号に掲 総 所課税総所得金額に係る所得税 係る配当所得等の課税の特条の四第一項(上場株式等に の額及び租税特別措置法第八 に規定する上場株式等に 次

十第二及第十第 第 並 第 第 並 第 第 並 第 第 市 五 及 第 十 五 百 項 第 項 条 二 で 及 号 項 底 項 条 五 、 第 項 条 二 で 及 号 項 係 五 条 、 第 項 条 二 で る 記 等 の 金 額 に 係 る 課 税 総 所 課 税 総 所 課 税 総 所 書 企 額 に 係 る 課 税 配 当 所 得 金 額 に 係 る 課 税 配 当 所 得 金 額 、 上 場 株 式 等 に 係	は
項 条 百 号 二 十 、二 二 第 二 号 四 号 及 第 七 号 四 項 条 百 号 二 十 第 百 号 二 十 第 百 号 二 十 第 百 号 二 十 第 5 号 二 十 1 号 三	第二金額 (昭和三十二年法律所得等の金額」という。) 本条統 所 得総所得金額、租税特別措置法第二金額 (昭和三十二年法律第二十六等) 第八条の四第一項(上場株式等に係る配当所得等の金額、以下「上場株式等に係る配当所得等の金額、以下「上場株式等に係る配当所得等の金額、以下「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。) 当所得等の金額」という。)
第一 第一 第一 第一 第一 第一 第	金額 会額
12 法第八条の四第一項の規定により提出する申請書の記載に関し必要な事項は、財務省令で定める。 12 法第八条の四第三項第四号の規定により提出する申請書の記載に関し必要な事項は、財務省令で定める金額は、法第八条の四第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が交付を受ける上場株式等の配当等(法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等をいう。以下この項において同じ。)に係る第四条の六の二第一項に規定する上場株式等の配当等を加入条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等を加入条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等を制力条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等を制力条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等を制力条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等を制力条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等を制力条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等について第四条の十一第三項において制づる金額(法第一項に規定する政会の担定により計算した金額と可以表の一項の非居。 以下この項において計算した 所得税の額(同法第百六十五条の五の三第一時、出版では、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の	第二百六課 税 総課税総所得金額、上場株式等中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額」とあるのは「所得税法」とあるのは「所得税法」とする。  「でいて、のは、「所得税法」とする。  「のは、「所得税法」とする。  「のは、「所得税法」とする。  「のは、「所得税法」とする。  「のは、「所得税法」とする。  「のは、「所得税法」とする。  「のは、「所得税法」とする。  「のは、「所得税法」とする。  「のは、「所得税法」とする。

の規定による所得税の額(附帯税の額を除く。)

ものは、所得税法第二百二十七条に規定する信 当する者とする。 定する利子等又は配当等の支払を受ける者に該 託の受託者及び同法第二百二十八条第一項に規 法第八条の四第四項に規定する政令で定める

面又は電磁的方法による承諾を得なければなら 項において同じ。)の種類及び内容を示し、書 めるところにより、あらかじめ、当該支払を受に対し提供しようとするときは、財務省令で定 規定する電磁的方法をいう。以下この項及び次 ける者に対し、その用いる電磁的方法(同項に 載すべき事項を同項に規定する支払を受ける者 項本文の規定により同項に規定する通知書に記 法第八条の四第六項の配当等の支払者は、同

定による電磁的方法による提供を受けない旨の電磁的方法により法第八条の四第六項本文の規 よる承諾をした場合は、この限りでない。 だし、当該支払を受ける者が再び前項の規定に 提供を電磁的方法によつてしてはならない。た 申出があつたときは、当該支払を受ける者に対 支払者は、同項の支払を受ける者から書面又は前項の規定による承諾を得た同項の配当等の 法第八条の四第九項の報告書の様式は、 同項に規定する通知書に記載すべき事項の 財務

第十一項の規定により物件を留め置く場合につ 十五号)第三十条の三の規定は、法第八条の四 いて準用する。 国税通則法施行令(昭和三十七年政令第百三 省令で定める。

第四条の三 (確定申告を要しない配当所得等) 法第八条の五第一項に規定する政令

で定める利子等は、次に掲げるものとする。

法第三条第一項第四号に掲げる利子 法第三条第一項に規定する一般利子等

設を有する非居住者が支払を受けるものを除 の受益権の利子又は収益の分配(国外におい 投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託 て支払われるものに限るものとし、恒久的施 国内において発行された公社債又は公社債

者」という。) を通じて交付を受けるものに る支払の取扱者(次号において「支払の取扱 社債等の利子等 法第三条の三第一項に規定する国外一般公 (国内における同項に規定す

> 限るものとし、恒久的施設を有する非居住者 が支払を受けるものを除く。

2 法第八条の五第一項に規定する政令で定める る非居住者が支払を受けるものを除く。) じて交付を受けるもの及び恒久的施設を有す 等の利子等(国内における支払の取扱者を通 法第三条の三第二項に規定する国外公社債

配当等は、次に掲げるものとする。 投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除 等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等 国内において発行された投資信託(公社債 法第八条の二第一項に規定する私募公社債 5

有する非居住者が支払を受けるものを除く。)を受けるものに限るものとし、恒久的施設を る同項に規定する支払の取扱者(次号におい 社債等運用投資信託等の配当等(国内におけ われるものに限るものとし、恒久的施設を有託の受益権の収益の分配(国外において支払 て「支払の取扱者」という。) を通じて交付 する非居住者が支払を受けるものを除く。) く。)、特定受益証券発行信託又は特定目的信 法第八条の三第一項に規定する国外私募公 れるものに限るものとし、恒久的施設を有

資信託及び投資法人に関する法律第二条第十 受けるものを除く。) とし、恒久的施設を有する非居住者が支払を 等(国外において支払われるものに限るもの 四項に規定する投資口を含む。)に係る配当 通じて交付を受けるもの及び恒久的施設を有 する非居住者が支払を受けるものを除く。) 託等の配当等(国内における支払の取扱者を 国内において発行された株式(出資及び投 法第八条の三第二項に規定する国外投資信

六 法第九条の二第一項に規定する国外株式の 除く。)施設を有する非居住者が支払を受けるものを 取扱者を通じて交付を受けるもの及び恒久的 配当等(国内における同項に規定する支払の

3 利子等又は配当等は、次の各号に掲げる利子等 有する非居住者及びその支払をする者について 配当等の支払を受ける居住者又は恒久的施設を 又は配当等とし、当該各号に掲げる利子等又は は、当該各号に掲げる利子等又は配当等の区分 法第八条の五第五項に規定する政令で定める 条第一項及び第二百二十八条第一項中当該配 当等に係る部分の規定 応じ当該各号に定める規定は、適用しない。 法第八条の五第一項第一号に掲げる配当 所得税法第二百二十四条、第二百二十五

二 法第八条の五第一項第二号から第七号まで る規定中当該利子等又は配当等に係る部分の に掲げる利子等又は配当等 財務省令で定め

4 当等については、法第八条の五第一項第一号に る資本の払戻しによるものを除く。)に係る配 の分配とみなされるもの(同項第三号に規定す 金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は金銭 定及び前項の規定を適用する。 規定する配当計算期間を十二月として同号の規 所得税法第二十五条第一項の規定により剰余

期間とみなして同号の規定及び第三項の規定を る基準日までの期間を同号に規定する配当計算 国法人から支払がされる当該配当等の支払に係 ついては、当該内国法人の設立の日から当該内 立後最初に支払がされる同号に掲げる配当等に 適用する。 法第八条の五第一項第一号の内国法人から設

6 約が締結された日とし、法人課税信託以外の信が締結されるものである場合にはその最初の契が生ずる日(一の約款に基づき複数の信託契約 設立されたものとする。 の法律の規定を適用するものに限る。)につい 六条の三第一号の規定により内国法人としてこ 第二条の二第二項において準用する所得税法第 にはその該当することとなつた日とする。)に 託が法人課税信託に該当することとなつた場合 人は、当該受託法人に係る法人課税信託の効力 て前項の規定を適用する場合には、当該受託法 所得税法第六条の三に規定する受託法人(法

第四条の四 法第九条第一項第三号に規定する外 三号ロに規定する外国金融商品市場に上場され 格の水準を総合的に表した指数とする。 定めるものは、金融商品取引法第二条第八項第 国法人の株式についての株価指数として政令で ている外国法人の株式について多数の銘柄の価

(配当控除の特例)

2 をいう。以下この項において同じ。)又は株式 おいて当該証券投資信託の信託財産の全部又は 者指図型投資信託約款(これに類する書類を含 法人に関する法律第四条第一項に規定する委託 ものは、証券投資信託のうち投資信託及び投資 産に運用する証券投資信託として政令で定める 主として外貨建資産又は主として株式以外の資 一部を外貨建資産(同号に規定する外貨建資産 む。以下この項において「約款」という。)に 法第九条第一項第四号に規定する信託財産を

(同号に規定する株式をいう。以下この項に

貨建資産割合及び非株式割合のいずれもが百分 貨建等証券投資信託のうちその約款において外 として政令で定めるものは、同号に規定する外 第一項第四号に規定する特に外貨建資産又は株 合」という。)のいずれもが百分の五十以下に 占める割合(以下この項において「非株式割 とする。 の七十五以下に定められているもの以外のも 定められているもの以外のものとし、法第九条 以外の資産の額が当該信託財産の総額のうちに の総額のうちに占める割合(以下この項にお れ、かつ、当該外貨建資産の額が当該信託財 式以外の資産への運用割合が高い証券投資信託 て「外貨建資産割合」という。) 及び当該株 いて同じ。)以外の資産に運用する旨が記載

(国外株式の配当等の源泉徴収等の特例)

第四条の五 法第九条の二第一項に規定する政令 国外株式の配当等の受領の媒介、取次ぎ又は代の配当等」という。) の支払を受ける者の当該 株式の配当等(以下この条において「国外株式 理(業務として又は業務に関連して国内にお で定める支払の取扱者は、同項に規定する国外 てするものに限る。)をする者とする。

外国所得税は、外国の法令に基づき外国又はそ 定する源泉徴収に係る所得税に相当するものと く。)で所得税法第二条第一項第四十五号に規 一項に規定する外国所得税に該当するものを除 標準として課される税(所得税法第九十五条第 の地方公共団体により国外株式の配当等を課税 法第九条の二第三項に規定する政令で定める

3 第十七条に規定する支払をする者とみなす。こ 条において「支払の取扱者」という。)を同法 地に係る所得税法第十七条の規定の適用につい の場合には、同条ただし書の規定は、適用 ては、同項に規定する支払の取扱者(以下この 法第九条の二第二項に規定する所得税の納税

得税法第十一条第二項に規定する公益信託又は 法第九条の二第一項及び第二項の規定は、所 余金の配当又は利益の配当については、適用 二第一項に規定する株式(以下この条において 加入者保護信託の信託財産に属する法第九条の 「国外発行株式」という。)の同項に規定する剰

5 得税法第百七十六条第一項に規定する内国信託 法第九条の二第一項及び第二項の規定は、

国外発行株式についてその登載を受けている期 該国外株式の配当等については、適用しない。 間内に当該支払の取扱者を通じて交付される当 定める事項の登載を受けている場合には、当該 式が当該信託財産に属する旨その他財務省令で の取扱者の備え付ける帳簿に、当該国外発行株 属する国外発行株式の国外株式の配当等の支払 第二項に規定する退職年金等信託の信託財産に 会社が、同項に規定する証券投資信託又は同条

株式の配当等については、適用しない。 得税法第百七十七条の規定の適用を受ける国外 法第九条の二第一項及び第二項の規定は、所

財務省令で定める事項の登載を受けている場合 国外発行株式が当該信託財産に属する旨その他 当等の支払の取扱者の備え付ける帳簿に、当該 信託財産に属する国外発行株式の国外株式の配 同項に規定する証券投資信託以外の投資信託の 第九条の四第二項に規定する内国信託会社が、 該国外株式の配当等については、適用しない。 間内に当該支払の取扱者を通じて交付される当 国外発行株式についてその登載を受けている期 定める事項の登載を受けている場合には、当該 社の運用に係る資産である旨その他財務省令で該国外発行株式が当該投資法人又は特定目的会 配当等の支払の取扱者の備え付ける帳簿に、当 として運用している国外発行株式の国外株式の 同項第二号に掲げる特定目的会社が、その資産 第九条の四第一項第一号に掲げる投資法人又は法第九条の二第一項及び第二項の規定は、法 法第九条の二第一項及び第二項の規定は、法 12

第九条の四第三項に規定する受託法人が、同項 式の配当等については、適用しない。 該支払の取扱者を通じて交付される当該国外株 株式についてその登載を受けている期間内に当 項の登載を受けている場合には、当該国外発行 信託財産に属する旨その他財務省令で定める事 の備え付ける帳簿に、当該国外発行株式が当該 外発行株式の国外株式の配当等の支払の取扱者 に規定する特定目的信託の信託財産に属する国 法第九条の二第一項及び第二項の規定は、法 2

得税法第二百二十四条の規定の適用については 取扱者を通じてその交付を受ける場合には、 国外株式の配当等につき国内における支払の 所

> 項から第七項までの規定の適用については当該 の支払をする者とみなす。 と、当該支払の取扱者を当該国外株式の配当等 国外株式の配当等を国内において支払う配当等 の支払を受ける者とみなし、法第八条の四第四 付を受ける者をこれらの規定に規定する配当等 定の適用については当該国外株式の配当等の交 又は所得税法施行令第三百三十六条第五項の規 支払の取扱者を同項第二号の国内における支払 式の配当等の支払をする者とみなし、 当該国外株式の配当等を国内において支払を受 の取扱者とみなし、同法第二百二十八条第一項 百二十五条第一項の規定の適用については当該 ける配当等と、当該支払の取扱者を当該国外株 同法第二

支払の取扱者を同項に規定する支払をする者と る第四条の三第三項の規定の適用については、 五の規定の適用を受ける国外株式の配当等に係 みなす。 法第九条の二第五項の規定により法第八条の

なす。 規定する外国所得税の額に該当しないものとみ 等につきその支払の際に徴収された法第九条の 二第三項に規定する外国所得税の額がある場合 いては、当該外国所得税の額は、同条第一項に における所得税法第九十五条の規定の適用につ 五第一項の規定の適用を受ける国外株式の配当 法第九条の二第五項の規定により法第八条の

特例) (上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の

第四条の六 法第九条の三第一号に規定する政令 四項各号に掲げる事由があつた場合には、同項 る日)とする。 各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定め に掲げる事由があつた日の前日(第四条の二第 で定める日は、所得税法第二十五条第一項各号

付される当該国外株式の配当等については、適 けている期間内に当該支払の取扱者を通じて交 には、当該国外発行株式についてその登載を受

がなされて行われるものとし、 号に掲げる場合に該当するものである旨の記載 託者非指図型投資信託約款にその取得勧誘が同 託約款又は同法第四十九条第一項に規定する委 律第四条第一項に規定する委託者指図型投資信 当し、かつ、投資信託及び投資法人に関する法 融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘 取得勧誘は、同号の受益権の募集が国内におい いう。) が同条第三項第一号に掲げる場合に該 (以下この項及び次項において「取得勧誘」と て行われる場合にあつては、当該募集に係る金 法第九条の三第二号に規定する政令で定める 当該受益権の募

3 見書(金融商品取引法第二条第十項に規定する 当するものに相当するものであり、かつ、目 集が国外において行われる場合にあつては、 われるものとする。 その取得勧誘が同号に掲げる場合に該当するも 目論見書をいう。)その他これに類する書類に 該募集に係る取得勧誘が同号に掲げる場合に該 のに相当するものである旨の記載がなされて行

みをしようとする者に対しその取得勧誘が同号 に関する法律第七十一条第一項に規定する申込 る場合に該当し、かつ、投資信託及び投資法人 取得勧誘は、同号の投資口の募集に係る取得勧 なされて行われるものとする。 に掲げる場合に該当するものである旨の通知が 誘が金融商品取引法第二条第三項第一号に掲げ 法第九条の三第三号に規定する政令で定める

(上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の

第四条の六の二 法第九条の三の二第一項に規定 号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める利 する政令で定める利子等又は配当等は、

項各号に掲げる利子等又は配当等 居住者及び内国法人 法第九条の三の二第

当するもの 二第一項各号に掲げる利子等又は配当等に該 九号に掲げる配当等のうち、法第九条の三の 条第一項第八号に掲げる利子等又は同項第

上場株式等の配当等の受領の媒介、取次ぎ又は の配当等」という。) の支払を受ける者の当該 等の配当等(以下この条において「上場株式等 いてするものに限る。)をする者で財務省令で める支払の取扱者は、同項に規定する上場株式 定めるものとする。 代理(業務として又は業務に関連して国内にお

掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とす が交付をする上場株式等の配当等の次の各号に 下この条において「支払の取扱者」という。) める金額は、同項に規定する支払の取扱者(以 法第九条の三の二第一項に規定する政令で定

法人が納付した所得税(当該所得税の課せら益の分配 同号に規定する内国法人又は外国 れた収益を分配するとしたならば所得税法第 法第九条の三の二第三項第一号に掲げる収

子等又は配当等とする。 次の各

非居住者及び外国法人 所得税法第百六十

法第九条の三の二第一項に規定する政令で定 5

額の総額のうちに当該支払の取扱者が法第九 は外国法人に交付をする当該収益の分配の額 条の三の二第一項の個人又は内国法人若しく 税」という。)の額に、法第九条の三の二第 号及び第十三項第一号において「外国所得 ならば所得税法第九条第一項第十一号に掲げ 国所得税の課せられた収益を分配するとした の占める割合を乗じて計算した金額 く。)に限る。以下この号において同じ。)の 納付をした日の属する収益の分配の計算期間 又は外国法人が当該所得税及び外国所得税の 定受益証券発行信託について当該内国法人又 三項第一号に規定する証券投資信託等又は特 るもののみに対応する部分を除く。以下この 三百条第一項に規定する外国所得税(当該外 二号において同じ。) 及び所得税法施行令第 する部分を除く。以下この号及び第十三項第 九条第一項第十一号に掲げるもののみに対応 一号に掲げるもののみに対応する部分を除 に対応するもの(所得税法第九条第一項第十 は外国法人が行う収益の分配(当該内国法人

号から第四号までに定める金額 までに掲げる利益の配当、配当等又は剰余金 の配当 同項の規定により控除する同項第二 法第九条の三の二第三項第二号から第四号

書の規定は、適用しない。 納税地に係る所得税法第十七条の規定の適用に をする者とみなす。この場合には、同条ただし ついては、支払の取扱者を同条に規定する支払 法第九条の三の二第一項に規定する所得税

式等の配当等については、適用しない。 おいて「上場株式等」という。)に係る上場 保護信託の信託財産に属する法第三十七条の十 第十一条第二項に規定する公益信託又は加入者 一第二項に規定する上場株式等(以下この条に 法第九条の三の二第一項の規定は、所得税法

場株式等の配当等については、 場株式等についてその登載を受けている期 る上場株式等に係る上場株式等の配当等の支払 項に規定する退職年金等信託の信託財産に属す 第百七十六条第一項に規定する内国信託会社 に当該支払の取扱者を通じて交付される当該 める事項の登載を受けている場合には、当該上 が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定 の取扱者の備え付ける帳簿に、当該上場株式等 が、同項に規定する証券投資信託又は同条第二 法第九条の三の二第一項の規定は、所得税法 適用しない

の配当等については、適用しない。 第百七十七条の規定の適用を受ける上場株式等 法第九条の三の二第一項の規定は、所得税法

産に属する上場株式等に係る上場株式等の配当規定する証券投資信託以外の投資信託の信託財 省令で定める事項の登載を受けている場合に 場株式等が当該信託財産に属する旨その他財務 等の支払の取扱者の備え付ける帳簿に、当該上 の四第二項に規定する内国信託会社が、同項に 株式等の配当等については、適用しない。 当該支払の取扱者を通じて交付される当該上場 株式等についてその登載を受けている期間内に る事項の登載を受けている場合には、当該上場 運用に係る資産である旨その他財務省令で定め 上場株式等が当該投資法人又は特定目的会社の 当等の支払の取扱者の備え付ける帳簿に、当該 運用している上場株式等に係る上場株式等の配 の四第一項第一号に掲げる投資法人又は同項第 二号に掲げる特定目的会社が、その資産として 法第九条の三の二第一項の規定は、法第九条 法第九条の三の二第一項の規定は、法第九条

配当等については、適用しない。 の取扱者を通じて交付される当該上場株式等のついてその登載を受けている期間内に当該支払 登載を受けている場合には、当該上場株式等に 財産に属する旨その他財務省令で定める事項の 備え付ける帳簿に、当該上場株式等が当該信託 等に係る上場株式等の配当等の支払の取扱者の する特定目的信託の信託財産に属する上場株式 の四第三項に規定する受託法人が、同項に規定 法第九条の三の二第一項の規定は、法第九条 れる当該上場株式等の配当等については、適用 いる期間内に当該支払の取扱者を通じて交付さ は、当該上場株式等についてその登載を受けて

めるものとする。 ことを目的とする証券投資信託で財務省令で定 益権を他の証券投資信託の受託者に取得させる の証券投資信託で政令で定めるものは、その受 法第九条の三の二第三項第一号に規定する他

する投資として運用することを目的とする公社産を前項に規定する証券投資信託の受益権に対 債投資信託以外の証券投資信託とする。 的とする政令で定める投資信託は、その信託財 の受益権に対する投資として運用することを目 託財産を他の証券投資信託で政令で定めるもの 法第九条の三の二第三項第一号に規定する信 15 14

13 令で定めるところにより計算した金額は、 掲げる金額の合計額とする。 法第九条の三の二第三項第一号に規定する政 次に

は外国法人に交付をする当該収益の分配の額扱者が同条第一項の個人又は内国法人若しく 貨建資産割合を乗じて計算した金額を超える 九項又は第三百六条の二第七項に規定する外 額が同条第三項の規定による控除をしないで 場合には、当該外貨建資産割合を乗じて計算 益証券発行信託の所得税法施行令第三百条第 いて計算した当該証券投資信託等又は特定受 計算した場合の当該収益の分配に係る所得税 の占める割合を乗じて計算した金額(当該金 のうちに法第九条の三の二第三項の支払の取 る。以下この号において同じ。)の額の総額 げるもののみに対応する部分を除く。)に限 るもの(所得税法第九条第一項第十一号に掲 た日の属する収益の分配の計算期間に対応す 人又は外国法人が当該外国所得税の納付をし 又は外国法人が行う収益の分配(当該内国法 特定受益証券発行信託について当該内国法人 した金額) 法第九条の三の二第三項第一号に規定する [国法人又は外国法人が納付した外国所得税 額に当該収益の分配の計算期間の末日にお 額に、同号に規定する証券投資信託等又は

法人に交付をする当該収益の分配の額の占め る割合を乗じて計算した金額 同条第一項の個人又は内国法人若しくは外国 に法第九条の三の二第三項の支払の取扱者が 下この号において同じ。)の額の総額のうち ののみに対応する部分を除く。)に限る。以 (所得税法第九条第一項第十一号に掲げるも する収益の分配の計算期間に対応するもの は外国法人が当該所得税の納付をした日の属 外国法人が行う収益の分配(当該内国法人又 受益証券発行信託について当該内国法人又は に、同号に規定する証券投資信託等又は特定 内国法人又は外国法人が納付した所得税の額 法第九条の三の二第三項第一号に規定する

規定により加算する同項に規定する控除外国法 令で定めるところにより計算した金額は、同号 に掲げる利益の配当に係る第四条の九第四項の 法第九条の三の二第三項第二号に規定する政

令で定めるところにより計算した金額は、 法第九条の三の二第三項第三号に規定する政 同号

> に掲げる配当等に係る第四条の十第一項におい て準用する第四条の九第四項の規定により加算 する同項に規定する控除外国法人税の額とす

16 より加算する同項に規定する控除外国法人税の 令で定めるところにより計算した金額は、 項において準用する第四条の九第四項の規定に に掲げる剰余金の配当に係る第四条の十一第一 法第九条の三の二第三項第四号に規定する政

18 17 配当等につき同項に規定する政令で定める金額 若しくは外国法人が交付を受ける上場株式等の 株式等の配当等に係る所得税の額から控除すべ 場合において、支払の取扱者が交付をする上場 るものとする。 を受ける当該上場株式等の配当等の額に加算す がある場合には、当該金額をこれらの者が交付 があるときは、まず同号に掲げる金額を控除 き同項第一号に定める金額のうちに第十三項第 し、次に同項第一号に掲げる金額を控除する。 一号に掲げる金額と同項第二号に掲げる金額と 法第九条の三の二第一項の個人又は内国法人 法第九条の三の二第三項の規定の適用がある

19 という。)及び当該上場株式等の配当等につい 条第三項の規定により控除された金額に限る。 金額として政令で定める金額は、法第九条の三 えて適用される所得税法第九十三条第一項に規 む。)の規定により計算した金額とする。 四条の十一第三項において準用する場合を含 て第四条の九第六項(第四条の十第三項及び第 以下この条において「控除外国所得税相当額」 配当等に係る第十三項第一号に掲げる金額(同 定する所得税の額に対応する部分以外の部分の の二第六項の個人が交付を受ける上場株式等の 法第九条の三の二第六項の規定により読み替

20 る第十三項第二号に掲げる金額(同条第三項の み替えて適用される法人税法第六十八条第一項号及び法第九条の三の二第七項の規定により読 えて適用される所得税法第百二十条第一項第四 額」という。)とする。 から第三十一項までにおいて「控除所得税相当 規定により控除された金額に限る。第二十九項 国法人が交付を受ける上場株式等の配当等に係 六項又は第七項の個人又は内国法人若しくは外 して政令で定める金額は、法第九条の三の二第 に規定する所得税の額に対応する部分の金額と 法第九条の三の二第六項の規定により読み替

項

より読み替えられた法第六十九

21 定する所得税の額に対応する部分以外の部分の えて適用される法人税法第六十八条第一項に規 金額として政令で定める金額は、法第九条の三 の二第七項の内国法人又は外国法人が交付を受 法第九条の三の二第七項の規定により読み替

同号

場合における所得税法施行令の規定の適用につ

法第九条の三の二第六項の規定の適用がある

いては、同令第二百五十八条第四項中「受け

の規定により計算した金額とする。

の十一第三項において準用する場合を含む。) 四条の九第七項(第四条の十第三項及び第四条 相当額及び当該上場株式等の配当等について第 ける上場株式等の配当等に係る控除外国所得税

第百四除く。 十条の以下第付を受ける租税特別措置法第九条 場合における法人税法施行令の規定の適用につ 表の中欄に掲げる字句は、 字句とする。 いては、次の表の上欄に掲げる同令の規定中 除くものとし、その内国法人が交 同表の下欄に掲げる掲げる同令の規定中同

23

法第九条の三の二第七項の規定の適用がある

五の三第一項に」とする。

の規定により読み替えられた法第百六十五条の るのは「租税特別措置法第九条の三の二第六項

と、「法第百六十五条の五の三第一項に」とあ

により読み替えられた法第九十三条第一項」

租税特別措置法第九条の三の二第六項の規定

れた」と、「法第九十三条第一項」とあるのは 泉徴収義務等の特例)の規定により読み替えら の三の二第六項(上場株式等の配当等に係る源 た」とあるのは「受けた租税特別措置法第九条

第二項の二第源泉徴収義務等の特例)の規定 第百四法第六 |十九条||十九条||七項(上場株式等の配当等に係る 項 第三項 |租税特別措置法第九条の三の二第 相当額(以下「控除所得税相当額 |等の特例) に規定する控除所得税 第四条の六の二第二十項(上場株 当等に係る源泉徴収義務等の特例) の三の二第一項(上場株式等の 式等の配当等に係る源泉徴収義務 という。)を加える。以下第三項 う。) に係る租税特別措置法施行令 (以下「上場株式等の配当等」と に規定する上場株式等の配当等

		37
項ニー第一項 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	カー 一	四る
一年 (上場株式等の配当等に係るの二第一項 (上場株式等の配当等に係るの上場を加える。以下第三項」とを加える。以下第三項(上場株式等の配当等に係る。以下第三項(上場株式等の配当等に係る。以下第三項(上場株式等の配当等に係る。以下第三項(上場株式等の配当等に係る。以下第三項(上場株式等の配)との表表の表表の表表の表表の表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	十九条第二項第一規定により読み棒等に係る源泉徴収二第二十三項(上	税特別措置法施行令第四条の当等に該当するものに限る。当等に該当するものに限る。というという。
25     24     の第項       五 四 三 二 一次の 行十はとの年あは年場 項三の第の 配該 又をに法 並号い のい に取上令三」、規政る、政合法 項表	東二一第二 一第二条二 長三の百	第二項項第
東京 で	頁二一第 育第条二 - 二の百	
号    特別措置法第九条の三の二第   大人税法施行令   (平成二十六 ) (平成二十六 ) (平成二十六 ) (平成二十六 ) (平成二十八 ) (平成三十八 ) (平成三十一 ) (平成三十 ) (平成三十 ) (平成三十 ) (平成三十 ) (平成三十 ) (平成 ) (平	二十二項の規定により読み、二第二十三項の規定により読み税特別措置法施行令第四条の六規特別措置法施行の第四条の六の読み替えられた法	当 等 に 係 る 三 の 三 の 二 第 に 係 る
すを同 り四か配定剰二る一通の項又係はの定るはま支二十 けるとめ等おに二 る るし項 通十らに受金百事項知規、はる、額に場、で払土七 れ書こるのい対策 支	ては、支払の取扱者を司項に規定する支払をす等に係る第四条の三第三項の規定の適用につい条の五の規定の適用を受ける上場株式等の配当27 法第九条の三の二第八項の規定により法第八分の規定は、適用しない。	)規条十の前 見定の二条払 ごの二条払の

用しない。 該上場株式等の配当等に係る部 八条の四第四項から第七項まで 者については、所得税法第二百 **週用を受ける上場株式等の配当** 一百二十五条の規定並びに法第

31

知しなければならない。 日)までに、同項の個人に対し、書面により通 の確定した日の属する年の翌年一月三十一日 財務省令で定める事項を、同項に規定する支払 得税相当額又は通知外国法人税相当額その他の の配当等に係る控除外国所得税相当額、控除所は、同項の規定にかかわらず、当該上場株式等 (準支払者が通知する場合には、同年二月十五

面により通知しなければならない。 内)に、当該内国法人又は外国法人に対し、 内(準支払者が通知する場合には、四十五日以 知については、その支払をした日)から一月以 条第一項に規定する無記名株式等の剰余金の配 その支払の確定した日(所得税法第二百二十五 得税相当額、控除所得税相当額又は通知外国法 九条の三の二第一項に規定する内国法人又は外 発行信託の受益証券に係る収益の分配に係る通 当又は無記名の投資信託若しくは特定受益証券 号に定める金額を控除するときは、その支払の 場株式等の配当等に係る所得税の額から同項各 場合において、同条第三項の規定により当該上 人税相当額その他の財務省令で定める事項を、 確定した上場株式等の配当等に係る控除外国所 国法人に対し上場株式等の配当等の交付をする 支払の取扱者(準支払者を含む。)は、法第

通知しなければならない。 法人若しくは外国法人に対し、当該書面により 得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法 規定の書面による通知に代えて、これらの規定 国法人の請求があるときは、当該個人又は内国 る。ただし、当該個人又は内国法人若しくは外 報通信の技術を利用する方法であつて財務省令 の個人又は内国法人若しくは外国法人の承諾を 項において同じ。)により提供することができ で定めるものをいう。第三十四項及び第三十五 (電子情報処理組織を使用する方法その他の情 前三項に規定する支払の取扱者は、これらの

本文の規定により書面に記載すべき事項を同項 の規定による通知をしたものとみなす。 払の取扱者は、第二十九項から第三十一項まで 若しくは外国法人に対し、その用いる電磁的方 ろにより、あらかじめ、当該個人又は内国法人 供しようとするときは、財務省令で定めるとこ の個人又は内国法人若しくは外国法人に対し提 前項本文の場合において、同項に規定する支 第三十二項に規定する支払の取扱者は、同項

の配当等に係る部分の規定は、

35 前項の規定による承諾を得た同項に規定するによる承諾を得なければならない。 法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法

38

規定の個人並びに内国法人及び外国法人につい支払の取扱者並びにその交付を受けるこれらの 上場株式等の配当等に係る部分の規定は、 項から前項までの規定のうち当該適用を受けた る部分の規定の適用がある場合には、第二十九 までの規定のうち当該上場株式等の配当等に係 第三十七条の十四の二第二十八項から第三十項 七条の十一の三第七項から第十項まで若しくは は法第八条の四第四項から第七項まで、第三十 ては、所得税法第二百二十五条第二項の規定又 よる承諾をした場合は、この限りでない。 内国法人若しくは外国法人が再び前項の規定に よつてしてはならない。ただし、当該個人又は の書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法に 供を受けない旨の申出があつたときは、当該個 三十二項本文の規定による電磁的方法による提 くは外国法人から書面又は電磁的方法により第 支払の取扱者は、同項の個人又は内国法人若し 人又は内国法人若しくは外国法人に対し、同項 第二十九項から第三十一項までの上場株式等 配当等の交付をするこれらの規定に規定する 前項の規定による承諾を得た同項に規定する 39

四条の十一第七項から第九項まで及び第十一項 から第十四項までの規定のうち当該上場株式等 まで及び第十一項から第十四項まで若しくは第 ら第十八項まで、第四条の十第七項から第九項 の九第十一項から第十三項まで及び第十五項か 及び第八項から第十一項までの規定又は第四条 若しくは第三百六条の二第四項から第六項まで 項から第八項まで及び第十項から第十三項まで 十九項から第三十一項までの個人並びに内国法 に当該上場株式等の配当等の交付を受ける第二 第九項までに規定する受託法人をいう。)並び 規定する投資法人及び第四条の十一第七項から 目的会社、第四条の十第七項から第九項までに の九第十一項から第十三項までに規定する特定 項から第六項までに規定する外国法人、第四条 所得税法施行令第三百条第六項から第八項まで 支払者(当該上場株式等の配当等の支払をする 合には、これらの規定の上場株式等の配当等の 払の取扱者がこれらの規定による通知をした場 に規定する内国法人、同令第三百六条の二第四 人及び外国法人については、同令第三百条第六 第二十九項から第三十一項までに規定する支 40

関し参考となるべき事項を通知しなければなら 当該上場株式等の配当等に係る所得税の徴収に 取扱者に対し、当該個人の氏名、住所又は居 を受けるべき上場株式等の配当等に係る支払の を受けるべきものがある場合には、当該上場株 号に規定する大口株主等(以下この項において 配当等である場合には、財務省令で定める日) の分配又は金銭の分配とみなされるものに係る 規定により剰余金の配当、利益の配当、剰余金 株式等の配当等が所得税法第二十五条第一項の 株式等の配当等の支払に係る基準日(当該上場 は、当該上場株式等の配当等のうちに当該上場 所、当該個人が大口株主等に該当する旨その他 式等の配当等の支払をする際、当該個人が支払 において当該内国法人に係る法第九条の三第一 る上場株式等の配当等の支払をする内国法人 「大口株主等」という。)に該当する個人が支払 法第九条の三の二第一項の規定の適用を受け

額の一株又は一口当たりの金額第二十五条第一項の規定により剰余金の配当第二十五条第一項の規定により剰余金の配当由及びその事由に係るみなし配当額(所得税法由及びその事由の生じた日

当該金銭その他の資産の交付の基因となつ

を受ける上場株式等の配当等に係る支払の取扱等の配当等の支払をする際、同条の規定の適用を受けるものがある場合には、当該上場株式等の配当等のうちに所得税法第百七十七条の規定の適は、当該内国法人が支払うべき上場株式等の配当等の支払をする内国法人る上場株式等の配当等の支払をする内国法人る上場株式等の配当等の更担定の適用を受ける上場株式等の配当等の配当等に係る支払の取扱

は、 (特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等なの 大会 で通知しなければならない。 を通知しなければならない。 を通知しなければならない。 を通知しなければならない。 を通知しなければならない。 を通知しなければならない。 を通知しなければならない。 を通知しなければならない。

を目的とすることとされているものとする。とを目的とすることとされているものとする。 を目的とすることとされているものとする。 を目的とすることとされているものとする。 を目的とすることとされているものとする。 を目的とすることとされているものとする。 を目的とすることとされているものとする。 第一第四条の七 法第九条の四第一項第一号イに規定する有価証券においてその資産の総額の二分の一を表し、当該有価証券についての同項に規定する有価証券に対して、当該投資法人は、同号に規定するの他 限るものとし、当該有価証券についての同項に規定する有価証券関連デリバティブ取引に係る をを目的とすることとされているものとする。 とを目的とすることとされているものとする。 の他といるものとすることとされているものとする。

3 法第九条の四第一項第二号に規定する政令で合いるもので財務省令で定めるものををとされているもの(財務省令で定めるものを除く。)とする。

を取得価額をいう。以下この条において同じ。) (当該資産信託流動化計画に記載又は記録されて同条第一項に規定する特定資産の取得価額第十四項に規定する資産信託流動化計画におい策十四項に規定する資産の流動化に関する法律第二条定目的信託の資産の流動化に関する法律第二条法第九条の四第三項に規定する政令で定める4 法第九条の四第三項に規定する政令で定める

特例) (上場証券投資信託等の償還金等に係る課税

第四条の七の二 法第九条の四の二第一項に規定

ては上場されていたこと。 マは上場されていたこと。 スは上場されていることは上場されていることはいて同じ。)の受益権が同項に規定 次号において同じ。)の受益権が同項に規定 での証券投資信託をいう。 での証券投資信託をいう。 では上場されていたこと。

一 その証券投資信託等の投資信託及び投資法の定めがあること。

2 法第九条の四の二第二項に規定する上場証券

置く場合について準用する。第九条の四の二第四項の規定により物件を留め第一条の四の二第四項の規定により物件を留めました。

配に係る源泉徴収の特例)
た金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分に金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分のでは、対している。

第四条の八 法第九条の五第一項に規定する政令で定める者は、登録金融機関(金融商品取引法育二条第十一項に規定する資法人に関する法律第二条第十一項に規定する投資信託委託会社をいう。第四への場所をいる者は、登録金融機関(金融商品取引法投資信託委託会社をいう。第四項第一項に規定する政令第四条の八 法第九条の五第一項に規定する政令

う。)並びに公募株式等証券投資信託の受益権取扱い(以下この項において「募集等」とい資信託」という。)の受益権の募集及び募集の信託(以下この条において「公募株式等証券投取扱いは、同項に規定する公募株式等証券投資取扱いは、同項に規定する公募株式等証券投資

式等証券投資信託に関する事務の移管を受けた て同じ。)の廃止その他財務省令で定める事由の他これらに準ずるものをいう。 第四項におい 渡、合併、分割、営業所等(営業所、事務所そ いう。以下この条において同じ。)の事業の譲 条の五第一項に規定する金融商品取引業者等を の募集等を行つた金融商品取引業者等(法第九 により当該金融商品取引業者等から当該公募株

ものである旨の記載がなされて行われるものと にその取得勧誘が同号に掲げる場合に該当する いて「委託者指図型投資信託約款」という。) 定する委託者指図型投資信託約款(第五項にお 託及び投資法人に関する法律第四条第一項に規 項第一号に掲げる場合に該当し、かつ、投資信 品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘が同取得勧誘は、同項の受益権の募集に係る金融商 法第九条の五第一項に規定する政令で定める

方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当 該各号に定める方法とする。 法第九条の五第一項に規定する政令で定める

に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定め 証券投資信託の受益権を買い取つた場合 次 第七項において同じ。)がされた公募株式等 (追加設定を含む。以下この項、第六項及び 平成十九年三月三十一日以前に信託の設定 5

区分に応じそれぞれ次に定める方法 に掲げる場合を除く。) 次に掲げる期間の 金融商品取引業者等が買い取つた場合(ロ 当該公募株式等証券投資信託の受益権を

取引業者等が第二項の事由により当該公 当該金融商品取引業者等(当該金融商品 記載若しくは記録がされている方法又は をいう。以下この項において同じ。)に 設定があつた日から平成十九年三月三十 下この項において同じ。)の営業所等に 管をした金融商品取引業者等を含む。 けたものである場合には、当該事務の移 募株式等証券投資信託の事務の移管を受 法律の規定により備え付ける振替口座簿 替口座簿(社債、株式等の振替に関する 保管がされている方法 一日までの期間 当該公募株式等証券投資信託の信託の 当該期間を通じて、振 7 6

> (2)当該公募株式等証券投資信託の受益権を 座簿に記載又は記録がされている方法 日までの期間 当該期間を通じて振替口 平成十九年四月一日から当該買取りの

掲げる期間の区分に応じそれぞれ次に定め 投資信託委託会社が買い取つた場合 次に る方法

等の営業所等に保管がされている方法 の委託の取次ぎをした金融商品取引業者 る方法又は当該投資信託委託会社が保管 替口座簿に記載若しくは記録がされてい 設定があつた日から平成十九年三月三十 日までの期間 当該期間を通じて、振 当該公募株式等証券投資信託の信託の

商品取引業者等が買い取つた場合 当該公募れた公募株式等証券投資信託の受益権を金融 株式等証券投資信託につき当該信託の設定が じて振替口座簿に記載又は記録がされている あつた日から当該買取りの日までの期間を通 平成十九年四月一日以後に信託の設定がさ 日までの期間 当該期間を通じて振替口 座簿に記載又は記録がされている方法 平成十九年四月一日から当該買取りの

規定する政令で定める日は、当該期間が終了す こととされている期間が定められている場合に 募株式等証券投資信託の受益者がその有する公 場合は、委託者指図型投資信託約款に、その公 る日の翌営業日又は翌々営業日とする。 等が当該受益権を買い取つたときとし、同項に おいて、当該期間内に同項の金融商品取引業者 託契約の一部の解約を請求することができない 募株式等証券投資信託の受益権について当該信 法第九条の五第一項に規定する政令で定める

取引業者等に買い取られた公募株式等証券投資 ところにより計算した金額は、同項の金融商品 の分配の額とする。 が当該期間を通じて第四項各号に掲げる場合の 客が引き続き所有しており、かつ、当該受益権 が買い取られた日までの期間を通じて同項の顧 託に係る信託の設定があつた日から当該受益権 信託の受益権につき当該公募株式等証券投資信 れている場合における当該期間に対応する収益 区分に応じ当該各号に定める方法により管理さ 法第九条の五第一項に規定する政令で定める

買い取られた公募株式等証券投資信託の受益権 法第九条の五第一項の金融商品取引業者等に

規定する特定目的会社をいう。以下この条にお

場合の区分に応じそれぞれ同号イ又は口に定め 理されていたものとみなして、前項の規定を適 き続き所有しており、かつ、当該方法により管 る方法により管理されていたものである場合に 該期間を通じて第四項第一号イ又は口に掲げる 顧客により引き続き所有されており、かつ、当 から買い取られた日までの期間を通じて同項の 株式等証券投資信託に係るものであつて、同日 が、平成十六年一月一日前に設定がされた公募 は、当該受益権は、当該設定があつた日から買 取られた日までの期間を通じて当該顧客が引

用する。

9 ものとみなす。 支払者に受理されたときは、当該申告書は、そ の受理された日に同項の税務署長に提出された 前項の場合において、同項の申告書が同項の

10 第八項の支払者は、同項の申告書を受理した 日までに、当該申告書を同項の税務署長に提出 場合には、その受理した日の属する月の翌月十 しなければならない。

供を受けた」と、「受理された日」とあるのは「が提同項」と、「に受理された」とあるのは「が提中「が同項」とあるのは「に記載すべき事項を 「提供を受けた日」とする。 における第九項の規定の適用については、同項

|第四条の九|| 控除外国法人税の額(法第九条の六 条において同じ。)は、特定目的会社(同項に 第一項の規定により控除する外国法人税の額 第五条までにおいて同じ。)をいう。以下この (同項に規定する外国法人税の額をいう。以下

益の配当をいう。以下この条において同じ。) 特定目的会社の利益の配当(同項に規定する利 各号に定める金額を合計した金額とする。 の支払を受ける次の各号に掲げる者ごとに当該 いて同じ。)が納付した外国法人税の額に係る 照表に計上されている外貨建資産(外国通貨 第三項において同じ。) の外貨建資産割合 会社の各事業年度(法第二条第二項第十九号 (特定目的会社の事業年度終了の時の貸借対 に規定する事業年度をいう。以下この項及び 居住者 居住者控除限度額に当該特定目的

第二項の規定による指定があつた場合には、そ 株式等証券投資信託の受益権に係る収益の分配 法第十七条の規定による納税地(同法第十八条 する申告書を支払者(同項に規定する支払者を 支払を受けるべき日までに、同条第二項に規定 信託の終了又は一部の解約による収益の分配の ようとする場合には、当該公募株式等証券投資 してその支払者の当該収益の分配に係る所得税 いう。以下第十項までにおいて同じ。) を経由 につき法第九条の五第一項の規定の適用を受け しなければならない。 金融商品取引業者等は、その買い取つた公募 '指定をされた納税地') の所轄税務署長に提出 第二号ロに掲げる金額を超える場合には、 第二号ロに掲げる金額を超える場合には、当じて計算した金額(当該計算した金額が次項 目的会社の各事業年度の外貨建資産割合を乗 掲げる金額を超える場合には、当該金額) た金額(当該計算した金額が次項第一号ロに う。) の帳簿価額の当該特定目的会社の当該 で表示される株式、債券その他の資産をい 以下この項において同じ。)を乗じて計算し いる総資産の帳簿価額に対する割合をいう。 事業年度終了の時の貸借対照表に計上されて

内国法人 内国法人控除限度額に当該特定

前項において、次の各号に掲げる用語の意義 る場合には、当該金額) 建資産割合を乗じて計算した金額(当該計算 度額に当該特定目的会社の各事業年度の外貨 した金額が次項第三号ロに掲げる金額を超え 非居住者又は外国法人 非居住者等控除限

は、当該各号に定めるところによる。

税率を乗じて計算した金額

居住者が支払を受ける特定目的会社の利

益の配当の額

額に所得税法第百八十二条第二号に規定する

居住者控除限度額 次に掲げる金額の合計

法第九条の五第三項の規定の適用がある場合

の特例) (特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等

金額を控除した金額(当該控除した金額が て財務省令で定める金額を超える場合に イに掲げる金額に係る外国法人税の額とし (1) に掲げる金額から(2) に掲げる イに掲げる金額を一から所得税法第百 当該金額)

て得た率で除して計算した金額 八十二条第二号に規定する税率を控除し

(2)イに掲げる金額

内国法人控除限度額 次に掲げる金額の合 定する税率を乗じて計算した金額 額に所得税法第二百十三条第二項第二号に

6

利益の配当の額 内国法人が支払を受ける特定目的会社の

て財務省令で定める金額を超える場合に イに掲げる金額に係る外国法人税の額とし 金額を控除した金額(当該控除した金額が (1) に掲げる金額から(2) に掲げる

控除して得た率で除して計算した金額 百十三条第二項第二号に規定する税率を イに掲げる金額を一から所得税法第二

### イに掲げる金額

合計額に所得税法第二百十三条第一項第一号 非居住者等控除限度額 次に掲げる金額の に規定する税率を乗じて計算した金額 非居住者又は外国法人が支払を受ける特

定目的会社の利益の配当の額

7

金額を控除した金額(当該控除した金額が て財務省令で定める金額を超える場合に イに掲げる金額に係る外国法人税の額とし (1) に掲げる金額から(2) に掲げる 当該金額

控除して得た率で除して計算した金額 百十三条第一項第一号に規定する税率を イに掲げる金額を一から所得税法第二

## イに掲げる金額

控除外国法人税の額は、特定目的会社が利益

益の配当に係る第一項第二号に定める金額

内国法人 当該内国法人が支払を受ける利

三号に定める金額

3

の配当(当該控除外国法人税の額を納付するこ 払を受ける当該利益の配当の額に加算するもの 当に係る控除外国法人税の額をこれらの者が支 の規定の適用があつた場合には、当該利益の配 的会社の利益の配当につき法第九条の六第一項 条までにおいて同じ。)が支払を受ける特定目 に規定する人格のない社団等を含む。以下第五 すべき所得税の額から控除するものとする。 により所得税を徴収する際、その徴収して納付 所得税法第百八十一条又は第二百十二条の規定 ととなる事業年度に係るものに限る。) につき 個人又は法人(所得税法第二条第一項第八号 8

該外国法人税の額を課されたことを証する書類 場合には、財務省令で定めるところにより、当 特定目的会社は、外国法人税の額を課された

> ならない その他財務省令で定める書類を保存しなければ

金額は、同条第一項の規定により特定目的会社 る国内源泉所得に該当するものに係るものに限 が所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げ 定の適用を受けた利益の配当に係るものを除く 払を受ける次の各号に掲げる者の区分に応じ当 控除外国法人税の額のうち当該利益の配当の支 の利益の配当に係る所得税の額から控除された る。)とする。 ては、当該非居住者が支払を受ける利益の配当 ものとし、恒久的施設を有する非居住者にあつ 該各号に定める金額(法第八条の五第一項の規 法第九条の六第三項に規定する政令で定める

配当に係る第一項第一号に定める金額 居住者 当該居住者が支払を受ける利益の

者が支払を受ける利益の配当に係る第一項第 三号に定める金額 恒久的施設を有する非居住者 当該非居住

掲げる国内源泉所得に該当するものに係るもの 払を受ける次の各号に掲げる者の区分に応じ当 金額は、同条第一項の規定により特定目的会社 利益の配当が法人税法第百四十一条第一号イに 法人にあつては、当該外国法人が支払を受ける 控除外国法人税の額のうち当該利益の配当の支 の利益の配当に係る所得税の額から控除された に限る。)とする。 該各号に定める金額(恒久的施設を有する外国 法第九条の六第四項に規定する政令で定める

三項(特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴 Ł, 替えられた法第百六十五条の五の三第一項に」 特別措置法第九条の六第三項の規定により読み 替えられた法第九十三条第一項」と、「法第百||十九条|十 九 条|第九項の規定により読み替えら 特別措置法第九条の六第三項の規定により読み と、「法第九十三条第一項」とあるのは「租税 収等の特例)の規定により読み替えられた」 あるのは「受けた租税特別措置法第九条の六第 は、同令第二百五十八条第四項中「受けた」と における所得税法施行令の規定の適用について 六十五条の五の三第一項に」とあるのは「租税 法第九条の六第三項の規定の適用がある場合 同令第二百六十四条(同令第二百九十三条

9 中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句 において準用する場合を含む。) 中「の金額」 は、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の における法人税法施行令の規定の適用について 目的会社分配時調整外国税相当額」とする。 同項に規定する利益の配当(同法第八条の五第 源泉徴収等の特例)に規定する特定目的会社の とあるのは「の金額及び租税特別措置法第九条 額に係る同法第九条の六第三項に規定する特定 法第九条の六第四項の規定の適用がある場合 適用を受けたものを除く。)に係る所得税の 項(確定申告を要しない配当所得等)の規定 六第一項(特定目的会社の利益の配当に係る

項及び |第百四法 第 六|租税特別措置法第九条の六第四項 |二第一|の二第|る源泉徴収等の特例) の規定によ 十条の とする。 |十九条|(特定目的会社の利益の配当に係 項 り読み替えられた法第六十九条の

|の 二 第り読み替えられた法第百四十四

の二の二第一項

四(特定目的会社の利益の配当に 百租税特別措置法第九条の六第四

係

の二の二第一項

の収益の分配又は特定目的会社の

規定する利益の配当(法第二十

税特別措置法第九条の六第一項に

規定により法第二十三条第一項第

(配当等の額とみなす金額)の

1掲げる金額とみなされるものを 号 (受取配当等の益金不算入)

人が支払を受ける利益の配当に係る第一項第 恒久的施設を有する外国法人 当該外国法 第二項 ||第三項|第 二項|当に係る源泉徴収等の特例)の規 |第百四|収益 二項の 十九条十九条第九項(特定目的会社の利益の配 第百四第 百四租税特別措置法施行令第四条の九 十九条分配 |の表第||第一号 ||定により読み替えられた第百四 0) 収益の分配又は特定目的会社の租 九条第二項第一号 条(配当等の額とみなす金額)の 規定する利益の配当(法第二十四 税特別措置法第九条の六第一項に に掲げる金額とみなされるものを 規定により法第二十三条第一項第 | 号(受取配当等の益金不算入)

||第三項第 二項|た第百四十九条第二項第一号 |第百四第 百 四||租税特別措置法施行令第四条の九 三項の の表第第一号 項 法第 九条 (特定目的会社の利益の配当に係 第る源泉徴収等の特例)の規定によ 六|租税特別措置法第九条の六第四項 り読み替えられた法第六十九条の 一第一項 の項

法

項の規定により読み替えられた法

(租税特別措置法第九条の六第

第百九第六-法 第一|り読み替えられた法第百四十四条 百 第 兀 のる源泉徴収等の特例)の規定によ条(特定目的会社の利益の配当に係 四|租税特別措置法第九条の六第四 十法第六十九条の二第一項 項の規定により読み替えられた法 (租税特別措置法第九条の六第四

第二百法 第 条の |条 の 二||る源泉徴収等の特例)の規定によ

十九条 第百四 号 項 項 第二百収益 条の分配 第一

の項 項の表項第一 |第二百第二百組税特別措置法施行令第四条の 第二項号 第三二 条の一条 第一 の|第九項(特定目的会社の利益の ||当に係る源泉徴収等の特例)の規 |定により読み替えられた第二百 条の二第二項第一号

法

(租税特別措置法第九条の六第四

項の表項第 第三項号 二第三二 第二百第二 条の一条 第二|た第二百一条の二第二項第一号 の第九項の規定により読み替えられ 百租税特別措置法施行令第四条の 係る源泉徴収等の特例)の規定に 項(特定目的会社の利益の配当に より読み替えられた法

10 税法施行令」とあるのは、 における地方法人税法施行令の規定の適用につ いては、同令第四条第一項及び第二項中「法 法第九条の六第四項の規定の適用がある場合 「租税特別措置法施

11 れた法人税法施行令」とする 行令第四条の九第九項の規定により読み替えら 特定目的会社(所得税法第二百二十七条に規

あるときは、当該通知外国法人税相当額その他した利益の配当に係る通知外国法人税相当額が により通知しなければならない。 は、四十五日以内)に、当該個人に対し、書面 た日から一月以内(準支払者が通知する場合に の財務省令で定める事項を、その支払の確定し 当の支払をする場合において、その支払の確定 る者に該当する者(以下第十三項までにおいて 定する信託の受託者及び同法第二百二十八条第 して国内において当該特定目的会社の利益の配 「準支払者」という。)を含む。)は、個人に対 項に規定する利子等又は配当等の支払を受け 18 17

規定にかかわらず、当該利益の配当に係る通知配当の額の合計額で作成する場合には、同項のを同一の者に対してその年中に支払つた利益の 書面により通知しなければならない。 同年二月十五日)までに、同項の個人に対し、 項を、その支払の確定した日の属する年の翌年 外国法人税相当額その他の財務省令で定める事 一月三十一日(準支払者が通知する場合には、 前項に規定する特定目的会社は、同項の書面 19

額があるときは、当該通知外国法人税相当額そ の配当の支払をする場合において、その支払の 書面により通知しなければならない。 合には、四十五日以内)に、当該法人に対し、 定した日から一月以内(準支払者が通知する場 の他の財務省令で定める事項を、その支払の確 確定した利益の配当に係る通知外国法人税相当 に対して国内において当該特定目的会社の利益 特定目的会社(準支払者を含む。)は、法人

おいて同じ。)により提供することができる。 で定めるものをいう。第十七項及び第十八項に 報通信の技術を利用する方法であつて財務省令 えて、これらの規定の個人又は法人の承諾を得 的会社は、これらの規定の書面による通知に代 法人に係る第一項各号に定める金額をいう。 控除外国法人税の額のうち、前三項の個人又は の利益の配当に係る所得税の額から控除された ただし、当該個人又は法人の請求があるとき (電子情報処理組織を使用する方法その他の情 第十一項から第十三項までに規定する特定目 前三項に規定する通知外国法人税相当額と 第三項の規定により前三項の特定目的会社 当該書面に記載すべき事項を電磁的方法 3 2

16 は、 定目的会社は、第十一項から第十三項までの規 前項本文の場合において、同項に規定する特 知しなければならない。 当該個人又は法人に対し、 当該書面により

当該個人又は法人に対し、その用いる電磁的方 財務省令で定めるところにより、あらかじめ、 個人又は法人に対し提供しようとするときは、 法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法 文の規定により書面に記載すべき事項を同項の 定による通知をしたものとみなす。 による承諾を得なければならない。 第十五項に規定する特定目的会社は、同項本

よつてしてはならない。ただし、当該個人又はの書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法に あつたときは、当該個人又は法人に対し、同項 法人が再び前項の規定による承諾をした場合 る電磁的方法による提供を受けない旨の申出が 又は電磁的方法により第十五項本文の規定によ 特定目的会社は、同項の個人又は法人から書面 は、この限りでない。 前項の規定による承諾を得た同項に規定する

これらの規定の個人及び法人については、所得 四項から第七項までの規定のうち当該利益の配 税法第二百二十五条第二項又は法第八条の四第 目的会社並びに当該利益の配当の支払を受ける 配当の支払をするこれらの規定に規定する特定 けた利益の配当に係る部分の規定は、適用しな 当に係る部分の規定の適用がある場合には、第 十一項から前項までの規定のうち当該適用を受 第十一項から第十三項までに規定する利益の

5

第四条の十 ら控除する場合について準用する。 法人(同項に規定する投資法人をいう。以下こは、法第九条の六の二第一項の規定により投資 他財務省令で定める書類を保存しなければなら 国法人税の額を課されたことを証する書類その には、財務省令で定めるところにより、当該外 額を当該投資法人の配当等に係る所得税の額か の条において同じ。) が納付した外国法人税の (投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例) 投資法人は、外国法人税の額を課された場合 前条第一項から第四項までの規定 第二項

ない。 る政令で定める金額について、それぞれ準用す る。 七項の規定は法第九条の六の二第四項に規定す に規定する政令で定める金額について、前条第 前条第六項の規定は法第九条の六の二第三項 十九条十 第百四

第百

九

条第五項(投資法人の配当等に係る

4 規定する配当等(同法第八条の五第一項(確定 配時調整外国税相当額」とする。 法第九条の六の二第三項に規定する投資法人分 けたものを除く。)に係る所得税の額に係る同 申告を要しない配当所得等)の規定の適用を受 の同条第三項に規定する投資口の同条第一項に 置法第九条の六の二第一項(投資法人の配当等 「の金額」とあるのは「の金額及び租税特別措 第一項に」と、同令第二百六十四条(同令第二 第百六十五条の五の三第一項に」とあるのは 読み替えられた法第九十三条第一項」と、「法 特別措置法第九条の六の二第三項の規定により と、「法第九十三条第一項」とあるのは「租税 徴収等の特例)の規定により読み替えられた」 た」とあるのは「受けた租税特別措置法第九条 場合における所得税法施行令の規定の適用につ に係る源泉徴収等の特例)に規定する投資法人 百九十三条において準用する場合を含む。) 中 いては、同令第二百五十八条第四項中「受け により読み替えられた法第百六十五条の五の三 法第九条の六の二第三項の規定の適用がある||第三項|第 二 項|源泉徴収等の特例)の規定により 六の二第三項(投資法人の配当等に係る源泉 ||の表第第一号||読み替えられた第百四十九条第1 二項の

場合における法人税法施行令の規定の適用につ 字句とする。 表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる いては、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同 法第九条の六の二第四項の規定の適用があ

第百四 項及び ||第百四||法 第 六||租税特別措置法第九条の六の二第 第百四収益 十九条 第二項 |二第一|の二第|泉徴収等の特例)の規定により読 十条の|十九条|四項(投資法人の配当等に係る源 十九条分配 項 0) 収益の分配又は投資法人の租税特 |み替えられた法第六十九条の二第

「租税特別措置法第九条の六の二第三項の規定 ||十九条|十 九 条|第五項の規定により読み替えら第百六十五条の五の三第一項に」とあるのは |第百四|第 百 四|租税特別措置法施行令第四条の 四 租税特別措置法施行令第四条の十 げる金額とみなされるものを除(受取配当等の益金不算入) に掲 |当等の額とみなす金額) の規定に |定する配当等(法第二十四条(配 |規定する投資口の同条第一項に規 別措置法第九条の六の二第三項に より法第二十三条第一項第二号 の 二 三項の 項の表 十二条九 第二百第二 項 の表第第一号 第三項第二 項 号 項 項 |第百九||第六十||法第六十九条の二第 第二百収益 |第二百||法 第 百||租税特別措置法第九条の六の二第 一第一 第三 条の 条の四十 第 条の分配 第 条の一 の 二 (法 注 項 第一 | 百 四||租税特別措置法第九条の六の二第 第 条 項 み替えられた法第六十九条の二第二第泉徴収等の特例)の規定により読 九条四項(投資法人の配当等に係る源 第 条 四条四項(投資法人の配当等に係る源 第み替えられた法第百四十四条の 二泉徴収等の特例)の規定により読四四項(投資法人の配当等に係る源 の第五項(投資法人の配当等に係る の収益の分配又は投資法人の租税特 の泉徴収等の特例)の規定により 項た第百四十九条第二項第一号 六|租税特別措置法第九条の六の二第 百租税特別措置法施行令第四条の十 |源泉徴収等の特例) み替えられた法第百四十四条の 定する配当等(法第二十四条(配規定する投資口の同条第一項に規 の二第一項 げる金額とみなされるものを除(受取配当等の益金不算入)に掲 |当等の額とみなす金額) の規定に |別措置法第九条の六の二第三項 |第四項の規定により読み替えら 項第一号 より法第二十三条第一項第二号 の二第一項 た法 (租税特別措置法第九条の六の) の規定により 項

等に係る通知外国法人税相当額があるときは、 をする場合において、その支払の確定した配当 して国内において当該投資法人の配当等の支払 9

投資法人(準支払者を含む。)は、法人に対

知しなければならない。

	日)までに、(準支払者が)	払の確定	当額その質	の合計額	一の者に対	Hil .	ばならな	(準支払者	事項を、	知外国法	る通知外	場合こお	払者」と	に該当す	に規定す	る信託の受	<ul><li>7 投資法人</li></ul>	えられた法	法施行令	仏人.	について	場合に	6 法第九			の項	第三項号	項の表項な	_	条の	第二百第一				号耳	第二項項第
っている。	同項の個人に対し、書面により通知する場合には、同年二月十	翌年一月三十一	凹の財務省令で定める事項を、その当該暦当等に係る通知を見るし利	- á核己á等これる通口ト国よて作成する場合には、同項の規	してその年中に支払つた配当等の	項に規定する投資法人は、同項の書面を同	らない。当話個ノバ文も「書面により通失したドネージ語個ノバ文も「書面により通失したドネー	- 7、小面により通句 - 19よりの場合には、四十五日以内	日から一月以	他の財務省令で定め	法人税相当額があるときは	その支払の確払資法人の応	)は、個	以下第九項までにお	利子等又は配当等の支払を受ける	託者及び同法第二百二十八条第	(所得税法第二百二十七条	人税法施行令」とする。	の規定により読	紀行令」とあるのは、「租税特別	界四条第一項及び第二	る地方法人税法施行令の規定の適	の二第四項の規定の適用	法 おうじょ 言みれるし	第四頁の規定こより読み替えられ(租税特別措置法第九条の六の二)				二た第二百一条の二第二項第一号	の第五項の規定により読み替えられ	税特別措置法施行令第四条の土	読み替えられた法の財気により	と女 ( 等の 等例) ) 見ぎにに四項(投資法人の配当等に係	別措置法第九条の六	二項第一号	一読み替えられた第二百一条の二第
ムシトるこのこの見管に見ぎたる安全失した	15 第七項から第九項までに規定する配当等の支の限りでない。	再び前項の規定による承諾をした場合は、	てはならない。ただし、当該個人又は法言書で、言事での技任を言確白ラ深い。	こ記載すべき事頁の是共ど電兹均方去ときは、当該個人又は法人に対し、同	方法による提供を受けない旨の申出があ	万法により第十一項本文の規定による	投資法人は、同項の個人又は法人から書面又	4 前項の規定こよる承諾を导た司項こ規定する。 を承諾を得なければならない	詩 シットト ネヒナ レ ビピ > ピペ。。 及び内容を示し、書面又は電磁的方法	又は法人に対し、その用いる電磁的方	で定めるところにより、あらかじめ、	法人に対し提供しようとするときは、	見定こより書面こ記載すべき事項を司頁の固人1: 第十一項に規定する投資法人は 同項本文の	第一一頁に見ぎ、の投資に、よい同意には通知をしたものとみなす。	人は、第七項から第九項までの規定に	文の場合において、同項に規	ればならない。	又は法人に対し、当該書面により通知しな	当該個人又は法人の請求があるときは、当該個	により提供することができる。ただし	び第十四項におい	を利用する方法であつて財務省令で定め	理組織を使用する方法その	該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情	これらの規定の個人又は法人の承諾を得て、当	は、これらの規定の書面こよる通即こ代えて、1 第七項から第ナ項までは規定する投資法人	1.勇士賢ユュ勇士賢	外国法人税の額のうち、前三項の個人又は法人	の額から控除された同条第一項に規定する控除	により前三項の投資法人の配当等に係る所得税	は、第一項において準用する前条第三項の規定	10 前三項に規定する通知外国法人税相当額と対け対けがある。	しばよう) に、当	(準支払者が通知する場合には、四十五	事項を、その支払の確定した日から一	通知外国法人税相当額その他の財

領その他の財務省令で い確定した日から一月 場合には、四十五日 書面により通知し

定める金額をいう。 1面により通知しなけ 2あるときは、当該個 第十四項において同 公その他の情報通信の 電磁的方法(電子情 に規定する投資法人 三項の個人又は法人 ができる。ただし、 人の承諾を得て、当 て財務省令で定める による通知に代えて、 3 2

での規定のうち当該配当等に係る部分の規定の 条第二項又は法第八条の四第四項から第七項ま に当該配当等の支払を受けるこれらの規定の個 人及び法人については、所得税法第二百二十五 払をするこれらの規定に規定する投資法人並び 第七項から第九項までに規定する配当等の支 5

いては、

規定は、適用しない。 定のうち当該適用を受けた配当等に係る部分の適用がある場合には、第七項から前項までの規 (特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収

第四条の十一 場合について準用する。 る受託法人をいう。以下この条において同じ。) り特定目的信託に係る受託法人(同項に規定す が納付した外国法人税の額を当該特定目的信託 の規定は、法第九条の六の三第一項の規定によ | 剰余金の配当に係る所得税の額から控除する 第四条の九第一項から第四項まで

ころにより、当該外国法人税の額を課されたこ 保存しなければならない。 とを証する書類その他財務省令で定める書類を 特定目的信託に係る受託法人は、外国法人税 額を課された場合には、財務省令で定めると

四項に規定する政令で定める金額について、 第三項に規定する政令で定める金額について、 第四条の九第七項の規定は法第九条の六の三第 れぞれ準用する。 第四条の九第六項の規定は法第九条の六の三

4 別措置法第八条の五第一項(確定申告を要しな 特定目的信託の受益権の剰余金の配当(租税特 含む。)中「の金額」とあるのは「の金額及び 三項の規定により読み替えられた法第百六十五 とあるのは「租税特別措置法第九条の六の三第 項」と、「法第百六十五条の五の三第一項に」 規定により読み替えられた法第九十三条第一 のは「租税特別措置法第九条の六の三第三項の えられた」と、「法第九十三条第一項」とある た」とあるのは「受けた租税特別措置法第九条 場合における所得税法施行令の規定の適用につ 分配時調整外国税相当額」とする。 る源泉徴収等の特例)に規定する特定目的信託 の三第三項(特定目的信託の剰余金の配当に係 条の五の三第一項に」と、同令第二百六十四条 く。)に係る所得税の額に係る同法第九条の六 いては、同令第二百五十八条第四項中「受け (同令第二百九十三条において準用する場合を 法第九条の六の三第三項の規定の適用がある ・配当所得等)の規定の適用を受けたものを除 .係る源泉徴収等の特例)の規定により読み替 六の三第三項(特定目的信託の剰余金の配当 の項 表 項 第

項

四十九条第二項第一号

表の中欄に掲げる字句は、 字句とする。 同表の下欄に掲げる

項 九 兀 第 項 第 九 号 条第二項の配当に係る源泉徴収等の特例) 十 <u>百</u> 分 収 配 益 百法第六租税特別措置法第九条の六の三第 百第百四 第一号 の二第当に係る源泉徴収等の特例)の規十九条四項(特定目的信託の剰余金の配 十九条|一第五項(特定目的信託の剰余金 0 の規定により読み替えられた第百 |租税特別措置法施行令第四条の 託契約)に規定する社債的受益権三十条第一項第二号(特定目的信 るものを除く。) 不算入)に掲げる金額とみなされ 第一項第一号(受取配当等の益金 |金額) の規定により法第二十三条 |第二十四条(配当等の額とみなす |的信託の受益権の剰余金の配当 |号の二ホ(定義)に掲げる特定 |収益の分配又は法第二条第二十 九条の二第一項 |定により読み替えられた法第六十 に係るものに該当するもの及び法 (資産の流動化に関する法律第二百

場合における法人税法施行令の規定の適用につ 法第九条の六の三第四項の規定の適用がある 次の表の上欄に掲げる同令の規定中同 の項 表 項第 九 第 項 百第百 第一号 の二第当に係る源泉徴収等の特例)の規十九条四項(特定目的信託の剰余金の配 |法第六||租税特別措置法第九条の六の三第 十九条|一第五項の規定により読み替えら 項 |租税特別措置法施行令第四条の |定により読み替えられた法第六十 |れた第百四十九条第二項第一号 九条の二第一項

> 該適用を受けた剰余金の配当に係る部分の規定 場合には、第七項から前項までの規定のうち当 該剰余金の配当に係る部分の規定の適用がある 八条の四第四項から第七項までの規定のうち当 は、適用しない。

(特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収

等の特例

第五条 第四条の九第一項から第四項までの規定 保存しなければならない。 とを証する書類その他財務省令で定める書類を ころにより、当該外国法人税の額を課されたこ の額を課された場合には、財務省令で定めると 税の額から控除する場合について準用する。 を当該特定投資信託の剰余金の配当に係る所得 条において同じ。)が納付した外国法人税の額 う。以下この条において同じ。) に係る受託法 投資信託(同項に規定する特定投資信託をい は、法第九条の六の四第一項の規定により特定 人(同項に規定する受託法人をいう。以下この 特定投資信託に係る受託法人は、外国法人税

れぞれ準用する。 四項に規定する政令で定める金額について、 第四条の九第七項の規定は法第九条の六の四第 第三項に規定する政令で定める金額について、 第四条の九第六項の規定は法第九条の六の四 そ

3

含む。) 中「の金額」とあるのは「の金額及び とあるのは「租税特別措置法第九条の六の四第 えられた」と、「法第九十三条第一項」とある 場合における所得税法施行令の規定の適用につ を除く。)に係る所得税の額に係る同法第九条 の配当(同法第八条の五第一項(確定申告を要 資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特 租税特別措置法第九条の六の四第一項(特定投 条の五の三第一項に」と、同令第二百六十四条 三項の規定により読み替えられた法第百六十五 規定により読み替えられた法第九十三条第一 のは「租税特別措置法第九条の六の四第三項 に係る源泉徴収等の特例)の規定により読み替 項」と、「法第百六十五条の五の三第一項に」 の六の四第三項(特定投資信託の剰余金の配当 た」とあるのは「受けた租税特別措置法第九条 いては、同令第二百五十八条第四項中「受け 例)に規定する特定投資信託の受益権の剰余金 (同令第二百九十三条において準用する場合を 法第九条の六の四第三項の規定の適用がある

ボ金の配当の支払をするこれらの規 切から第九項までに規定する特定投 でない。	の剰余金の配当の支払をする場合にお法人に対して国内において当該特定資信託に係る受託法人(準支払者を会らない。	定により読み替えられた法当に係る源泉徴収等の特例	四十九条第の規定によ	44
なうない。 こご )、 当家 固人 又 t・すべき 事項 の提供 を電磁的 方法に、 当該 個人 又は法人に対し、 同項による提供を受けない旨の申出が、 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	へこ対し、書面こより通知しな場合には、同年二月十五日)まる年の翌年一月三十一日(準支頃を、同項に規定する支払の確()	の 四	大条の二第一項 定により読み替えられた法第六十第当に係る源泉徴収等の特例)の規条四項(特定投資信託の剰余金の配	
の法により第十一項本文の人は、同項の個人又は法人	通知外国法人税相当額その他の財務の規定にかかわらず、当該剰余金の		第六租税特別措置法第九条の六の四第	
の規定による承諾を得た同項に規定を得なければならない。	ヨの額の合計額で作成する場合ての年中に支払った特定投資信	第項第一により読み替えられた第二百一第項第一により読み替えられた第二百十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	[ 項 ]	
の内容を示し、書面又は電磁的方法に	の受託法人は、同項の書面を同 の受託法人は、同項の書面を同	条(ひ一第二/ご系る原泉數又等の寺列)の規定  百(一一条の項(特定投資信託の剰余金の配当	第 条第二項第一号	
個人又は去人こ対し、その用いる電磁的方去の省令で定めるところにより、あらがじめ、当該	らない。	二第二百租税特別措置法施行令第五条第	三第一号により読み替えられた第百四十九	
財化	『亥別へ二寸~、春前二六)通仏者が通知する場合には、四十二	額とみなされるものを除く。) 配当等の益金不算人」に掲げる金	等まのの	
規定こより書面こ記載すべき事項を司項の個人 13 第十一項に規定する受託法人は、同項本文の	ては、その支払をした日)から「語名格式等の乗余金の酢当に	第二十三条第一項第一号(受	ーー しを真(持三投資電任)則やな)己百第 百四租税特別措置法施行令第五条第	
通知をしたものとみなす。	では、「「「「「「」」」。 に日(同法第二百二十五条第一	のなせ	とみなされるものを除く。)	
・ 托去人は、第七頁から第九頁までの規定こよる 12 前項本文の場合において、同項に規定する受	他の財務省令で定めるがあるときに、当該で	のをがようこうことで記録の受益権に係るものに該当	当等の益金下算人)こ曷げる金第二十三条第一項第一号(受取	
ればならない。	国生、党目自真ごうるこれは、自変重印ト国生その支払の確定した剰余金の配当に係る通知外	に規定する特定公社債等	とみなす金額)の規定により	
人又は法人に対し、当該書面により通知しなけ」と該個人又は法人の請求があるときは、当該個	当の支払をする場合に	二 第 当(第百四十条の二第一項第一号条 の 定投資信託の受益権の剰余金の配	るもの及び法第二十四条(配当等)に計の受益権に係るものに該当す	
角変詞(ひょう)) 背交ぶっつは、角変詞し。)により提供することができる。ただし、	(国内において当該特定投資信仰支払者) という) を含むし	一分配 九条の六の四第一項に規定	・ 第一 に規定する特定公社債等運用投資	
ものをいう。第十三項及び第十四項において同	≢支仏薈! ごゝう。ご と禽♪。ごの者に該当する者(以下第九項	二収益の収益の分配又は租税特別措	当(第百四十条の二第一項第一号	
技術を利用する方法であつて財務省令で定める一	一項に規定する利子等又は配当	項ー十四条の二の二第一項	条 定投資信託の受益権の剰	
報処里狙哉を吏用する方法その也の青報通言の一談書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子情	止する信託の受託者及び同法第	第の二第定により読み替えられた法の多の二半は依そ派見徴収等の特別	十分配 九条の六の四第一項に規定する特 1 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
でも1111は、ごようごをリテス・111111111111111111111111111111111111	_	つたり二当に系る原表徴又等り一四十四四項(特定投資信託の		
は、これらの規定の書面による通知に代えて、	型庁分・立下の。 采第五項の規定により読み替えら	第百租税特別措置法第九条の六		
11 第七項から第九項までに規定する受託法人	令」とあるのは、「租税特別措置	十四条の二の二第一項	九条	
3 金頁という。   項の個人又は法人に係る同条第一項各号に定め	ては、同令第四条第一項及び第二項中	第一定により読み替えられた法第百二の知り任み派手得出等の生任との		
項に規定する控除外国法人税の額のうち、前三	場合こおする地方去人说去施亏令の規定の適用  6   法第九条の六の四第四項の規定の適用がある	条四項(特	第 及	
配当に係る所得税の額から控除された同条第一の規定により前三項の特定投資信託の乗分金の	法	租税特別措置法第九条の六の四	項 九条の二第一	
の見足こよ)前三頁の詩官受資言毛の側Rをの一は、第一項において準用する第匹条の九第三項	四項の規定により読み替えられた	項	第一項 定により読み替えられた法第六十	
10   前三項に規定する通知外国法人税相当額と	(法 (租税特別措置法第九条の六の四第	条 -	のの二第当に係る源泉徴収等の特例)の規	
面	項 1	九条の一巻ターサミの二学一	十十九条四項(特定投資信託の剰余金の配)	
には、四十五日以内)に、当該法人に対し、書一九日)が近一月以内(劉ラ打君が近矣ででする)	頂第 三	<u>写</u>		
<ul><li>た日) いっ一月以り (準支払者が重印する場合 金の配当に係る通知については、その支払をし)</li></ul>	表	え	( )。 欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲	
二十五条第一項に規定する無記名株式等の剰余	<u>項</u> 号	(法 (租税特別措置法第九条の六の	ては、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同	
の支払の確定した日(所得税法第二利権主義との任命具務行会)第2007		の項	合における法人税法施行令の規定の適用につお答け多の方の世等世界の規定の規定の適用だまる	
人兑目当頃その也の材务省合で官かる国法人税相当額があるときは、当該通	<ul><li>つ二等二二第一条の二等二十条の項の規定により請</li></ul>		長角も巻つてつ回角回角で見言う適用である。 調整外国税相当額」とする。	
国民、発見省質が つうことは、首をその支払の確定した剰余金の配当に	百租税特別措置法施行令第五条	( 項 の )	111111 111111111111111111111111111111	

により、あらかじめ、当該しようとするときは、財務 載すべき事項を同項の個人る受託法人は、同項本文の ら第九項までの規定による

払を受けるこれらの規定の個人及び法人につい 該適用を受けた剰余金の配当に係る部分の規定 場合には、第七項から前項までの規定のうち当 該剰余金の配当に係る部分の規定の適用がある 八条の四第四項から第七項までの規定のうち当 ては、所得税法第二百二十五条第二項又は法第 規定する受託法人並びに当該剰余金の配当の支 5

社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例) (相続財産に係る株式をその発行した非上場会

得の非課税)

第五条の二 法第九条の七第一項に規定する政令 して登録された株式とする。 公開するものとして登録したものをいう。)と 金融商品取引業協会が、その定める規則に従 金融商品取引法第二条第十三項に規定する認可 で定める株式は、店頭売買登録銘柄(株式で、 その店頭売買につき、その売買価格を発表 かつ、当該株式の発行法人に関する資料を

所在地の所轄税務署長に提出しなければならな 事項を記載した書面を、当該非上場会社を経由 時までに、その適用を受ける旨及び次に掲げる 株式」という。)を当該非上場会社に譲渡する に係る課税価格の計算の基礎に算入されたもの発行した株式であつて同項に規定する相続税額 下この条において「非上場会社」という。)の とする個人は、同項に規定する非上場会社(以 して当該非上場会社の本店又は主たる事務所の (以下この項及び次項において「課税価格算入 法第九条の七第一項の規定の適用を受けよう

ける住所又は居所並びに死亡年月日 にその者の被相続人の氏名及び死亡の時にお 者にあつては、氏名及び住所又は居所)並び 又は居所及び個人番号(個人番号を有しない その適用を受けようとする者の氏名、住所 2

一 法第九条の七第一項の納付すべき相続税額 又はその見積額

とするものの数 入株式のうち当該非上場会社に譲渡をしよう 課税価格算入株式の数及び当該課税価格算

その他参考となるべき事項

3

式を譲り受けた年月日を記載した書類を、当該の譲受けの対価の額並びに当該課税価格算入株 税価格算入株式を譲り受けた場合には、当該譲 譲り受けた日の属する年の翌年一月三十一日ま り受けた課税価格算入株式の数及び一株当たり 前項の書面の提出を受けた非上場会社は、課

提出しなければならない でに、同項の書面とあわせて同項の税務署長に

ころにより、同項の書面及び前項の書類の写し を作成し、これを保存しなければならない。 第二項の非上場会社は、財務省令で定めると 第二項の場合において、同項の書面が同項の

非上場会社に受理されたときは、当該書面は、 たものとみなす。 その受理された時に同項の税務署長に提出され (非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所

第五条の二の二 法第九条の八に規定する政令で 者で財務省令で定めるものとする。 等の支払を受ける者の当該配当等の受領の媒 連して国内においてするものに限る。) をする 介、取次ぎ又は代理(業務として又は業務に関 定める支払の取扱者は、同条各号に掲げる配当 (未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当

所得の非課税)

第五条の二の三 法第三十四条第一項に規定する納付書に財務省 取引業者等は、同条第二項に規定する契約不履 令で定める計算書を添付しなければならない。 の規定にかかわらず、その納付の際、国税通則 税を納付する場合には、所得税法第二百二十条 九条の三の二第一項の規定により徴収した所得 法第八条の三第三項、第九条の二第二項又は第 の適用がなかつたものとみなされた同項に規定 行等事由が生じたことにより同条第一項の規定 する未成年者口座内上場株式等の配当等につき 法第九条の九第一項の金融商品

等は、第二十五条の十三の八第二十項において 事項を明らかにしなければならない。一項の規定により徴収した所得税の額に関する 内上場株式等の配当等について法第八条の三第 準用する第二十五条の十三の六第一項の規定に 三項、第九条の二第二項又は第九条の三の二第 上場株式等の配当等の額及び当該未成年者口座 より備え付ける帳簿に、前項の未成年者口座内 前項の場合において同項の金融商品取引業者 する。

第二節 特別税額控除及び減価償却の

第五条の三 法第十条第一項の規定による控除を 税額から控除をすべき同条第三項に規定する配 額から控除する。この場合において、当該所得第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税 すべき金額は、その年分の所得税法第九十二条 (試験研究を行つた場合の所得税額の特別控除)

2 当控除の額があるときは、まず当該配当控除の 控除をすべき金額を控除する。 額を控除し、次に法第十条第一項の規定による

額があるときは、まず当該配当控除の額を控除控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の 除する。この場合において、当該所得税額から 規定する課税総所得金額に係る所得税額から控 べき金額を控除する。 額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に し、次に法第十条第四項の規定による控除をす 法第十条第四項の規定による控除をすべき金

べき金額を控除する。 額があるときは、まず当該配当控除の額を控除控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の 規定する課税総所得金額に係る所得税額から控 額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に 除する。この場合において、当該所得税額から し、次に法第十条第七項の規定による控除をす 法第十条第七項の規定による控除をすべき金

年分の同項に規定する特別試験研究費の額(当 7 項第二号に規定する政令で定める金額は、その項第二号に規定する政令で定める金額は、その項第七号に規定する特別試験研究費の額に相当項第七号に規定する特別試験研究と係る同条第八年分の同項に規定する特別試験研究に係る同条第八年分の同項に規定する特別試験研究に係る同条第八年分の同項に規定する特別試験研究に係る同条第八年分の同項に規定する対象研究と係る同条第八年分の同項に規定する特別試験研究に係る同条第八年分の同項に規定する特別試験研究に係る同条第八年分の同項に規定する特別試験研究に係る同条第八年分の同項に規定する特別試験研究に係る同条第八年分の同項に規定する特別試験研究に係る同条第八年分の同項に規定する特別試験研究と うち第十項第三号、第四号、第十号及び第十 る金額は、その年分の同項に規定する特別試験 規定する特別試験研究費の額に相当する金額と 号に掲げる試験研究に係る同条第八項第七号に 該特別試験研究機関等研究費の額を除く。)の 研究費の額のうち第十項第一号、第二号、第七 法第十条第七項第一号に規定する政令で定め

5 令で定めるものは、同号イ(1)に規定する費 法第十条第八項第一号イ(1)に規定する政 用で次に掲げるものとする。

究の業務に専ら従事する者に係るものに限費、人件費(専門的知識をもつて当該試験研 る。) 及び経費 その試験研究を行うために要する原材料

の当該試験研究のために当該委託を受けた者じ。)に委託をして試験研究を行う当該個人 る事業場等を含む。第七項第二号において同 に対して支払う費用 所得税法第百六十一条第一項第一号に規定す 他の者(当該個人が非居住者である場合の

三 技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十 一号)第九条第一項の規定により賦課される

6 たな役務の開発を目的として次の各号に掲げる 令で定める試験研究は、対価を得て提供する新 掲げるもの(当該役務の開発を目的として、第 ものの全てが行われる場合における当該各号に 又は取得を含む。)とする。 イに掲げる情報を取得する場合には、 一号イの方法によつて情報を収集し、 法第十条第八項第一号イ(2)に規定する政

又は同号 その収集

定めるもの 見するために行われる分析として財務省令で 大量の情報を収集する機能を有し、その

次に掲げる情報について、一定の法則を発

集された情報 いる機器又は技術を用いる方法によつて収 機能の全部又は主要な部分が自動化されて

る情報で、当該法則の発見が十分見込まれ る量のもの イに掲げるもののほか、当該個人が有す

二 前号の分析により発見された法則を利用 た当該役務の設計

られるものであることの確認 役務が当該目的に照らして適当であると認め ものであること及び当該法則を利用した当該 のであることその他妥当であると認められる 測と結果とが一致することの蓋然性が高いも 前号の設計に係る同号に規定する法則が予

令で定めるものは、同号イ(2)に規定する費法第十条第八項第一号イ(2)に規定する政 用で次に掲げるものとする。

当該試験研究を行うために要する経費に相当 の原材料費及び人件費に相当する部分並びに 務に専ら従事する者として財務省令で定める 必要な専門的知識をもつて当該試験研究の業費、人件費(前項第一号の分析を行うために する部分 (外注費に相当する部分を除く。) じ。) 及び経費(外注費にあつては、これら 者に係るものに限る。以下この号において同 その試験研究を行うために要する原材料

二 他の者に委託をして試験研究を行う当該個 料費、人件費及び経費に相当する部分に限 者に対して支払う費用(前号に規定する原材 人の当該試験研究のために当該委託を受けた

8 として政令で定める金額は、同条第一項、第四 項及び第七項並びに法第十条の三第三項及び第 法第十条第八項第四号に規定する所得税の じて計算した金額とする。 計額のうちに事業所得の金額の占める割合を乗 二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合二分の一に相当する金額)、一時所得の金額の 掲げる所得に係る部分については、その金額の 得の金額(所得税法第三十三条第三項第二号に 適用がある場合には、当該給与所得の金額から 四十一条の三の十一第一項又は第二項の規定の 金額、事業所得の金額、給与所得の金額(法第 子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得のたその年分の総所得金額に係る所得税の額に利 第百六十五条の六の規定を適用しないで計算し 三条、第九十五条、第百六十五条の五の三及び 第一項及び第二項の規定並びに所得税法第九十 項から第八項まで並びに第四十一条の十九の四 の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一 項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条 条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二 第一項、第四十一条の三の三第一項、第四十一 条の五の六第七項から第九項まで、第四十一条 から第四項まで、第十条の五の五第三項、第十 の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項 四項、第十条の四第三項、第十条の四の二第三 これらの規定による控除をした残額)、譲渡所 第十条の五第一項及び第二項、第十条の五

るものは、常時使用する従業員の数が千人以下 の個人とする。 法第十条第八項第六号に規定する政令で定め

る試験研究は、次に掲げる試験研究とする。 法第十条第八項第七号に規定する政令で定め づいて行われるもの る事項が定められているものに限る。)に基該試験研究の成果の帰属及びその公表に関す 究に要する費用の分担及びその明細並びに当 定(当該契約又は協定において、当該試験研 研究で、当該特別研究機関等との契約又は協 研究機関等」という。)と共同して行う試験 次に掲げる者(以下この項において「特別

号)第二条第八項に規定する試験研究機 に関する法律(平成二十年法律第六十三 科学技術・イノベーション創出の活性化

# 国立研究開発法人

# 福島国際研究教育機構

等専門学校(これらのうち構造改革特別区域 大学等(学校教育法(昭和二十二年法律第 一十六号)第一条に規定する大学若しくは高

> る事項が定められているものに限る。)に基 果の公表に関する事項その他財務省令で定め 及びその内容並びに当該大学等による当該成 成果が当該個人及び当該大学等に帰属する旨 費用を分担する旨及びその明細、当該大学等個人及び当該大学等が当該試験研究に要する び当該大学等の役割分担及びその内容、当該において、当該試験研究における当該個人及 て同じ。)と共同して行う試験研究で、当該大学共同利用機関をいう。以下この項におい 年法律第百十二号)第二条第四項に規定する づいて行われるもの を確認する旨及びその方法、当該試験研究の が当該費用の額のうち当該個人が負担した額 大学等との契約又は協定(当該契約又は協定 のを除く。)又は国立大学法人法(平成十五 第二項に規定する学校設置会社が設置するも (平成十四年法律第百八十九号) 第十二条

立の日以後の期間が十五年未満であることそ項に規定する新事業開拓事業者のうちその設 他財務省令で定める事項が定められているも業開拓事業者に帰属する旨及びその内容その 事業者が当該費用の額のうち当該個人が負担担する旨及びその明細、当該特定新事業開拓開拓事業者が当該試験研究に要する費用を分 及びその内容、当該個人及び当該特定新事業 協定において、当該試験研究における当該個 開拓事業者との契約又は協定(当該契約又は と共同して行う試験研究で、当該特定新事業 るものを除く。以下この項において同じ。) のに限る。) に基づいて行われるもの 試験研究の成果が当該個人及び当該特定新事 した額を確認する旨及びその方法並びに当該 いい、特別研究機関等、大学等及び次に掲げ の他の財務省令で定める要件を満たすものを (平成二十五年法律第九十八号) 第二条第六 人及び当該特定新事業開拓事業者の役割分担 特定新事業開拓事業者(産業競争力強化法

> 令で定める事項が定められているものに限 業者に帰属する旨及びその内容その他財務省究の成果が当該個人及び当該成果活用促進事

七の二に規定する通算法人をいう。)を含場合には、他の通算法人(同条第十二号の 二号の六の七に規定する通算親法人である いる法人(当該法人が法人税法第二条第十総数又は総額の百分の二十五以上を有しての有する自己の株式又は出資を除く。)の 当該個人がその発行済株式又は出資(そ

ロ 当該個人との間に法人税法第二条第十二 係がある法人 号の七の五に規定する当事者間の支配の関

兀 を確認する旨及びその方法並びに当該試験研 が当該費用の額のうち当該個人が負担した額 る旨及びその明細、当該成果活用促進事業者 事業者が当該試験研究に要する費用を分担す びその内容、当該個人及び当該成果活用促進 協定において、当該試験研究における当該個 促進事業者との契約又は協定(当該契約又は に該当するものに限る。) で、当該成果活用 において「成果実用化研究開発」という。) 開発として財務省令で定めるもの(第十一号 成果活用促進事業者の行う同条第一項第三号 省令で定めるものをいい、特別研究機関等、 三号に掲げる者その他これに準ずる者で財務 の六第一項の規定により出資を受ける同項第 ション創出の活性化に関する法律第三十四条 人及び当該成果活用促進事業者の役割分担及 いて同じ。)と共同して行う試験研究(当該 及び口に掲げるものを除く。以下この項にお 大学等、特定新事業開拓事業者並びに前号イ ハに掲げる研究開発その他これに準ずる研究 成果活用促進事業者(科学技術・イノベー

個人及び当該他の者に帰属する旨及びその内びその方法並びに当該試験研究の成果が当該 役割分担及びその内容、当該個人及び当該他試験研究における当該個人及び当該他の者の 容その他財務省令で定める事項が定められて のうち当該個人が負担した額を確認する旨及 旨及びその明細、当該他の者が当該費用の額 の者が当該試験研究に要する費用を分担する 又は協定(当該契約又は協定において、当該 同して行う試験研究で、当該他の者との契約 第三号イ及びロに掲げるものを除く。)と共 事業開拓事業者、成果活用促進事業者並びに る。) に基づいて行われるもの 他の者(特別研究機関等、大学等、特定新

当該個人以外の当該技術研究組合の組合員の おいて、当該試験研究における当該個人及び 計画(当該定款若しくは規約又は事業計画に 規約又は同法第十三条第一項に規定する事業 験研究で、当該技術研究組合の定款若しくは 研究組合法第三条第一項第一号に規定する試 いるものに限る。) に基づいて行われるもの 役割分担及びその内容その他財務省令で定め 技術研究組合の組合員が協同して行う技術

及びその明細、当該特定中小企業者等が当該

該試験研究の成果が当該個人に帰属する旨そ 費用の額を確認する旨及びその方法並びに当

る事項が定められているものに限る。) に基 づいて行われるもの

- 七 特別研究機関等に委託する試験研究で、当 られているものに限る。) に基づいて行わ るもの 成果の帰属及びその公表に関する事項が定め 費用の額及びその明細並びに当該試験研究の 約又は協定において、当該試験研究に要する 該特別研究機関等との契約又は協定(当該契
- 八 大学等に委託する試験研究で、当該大学等 れているものに限る。)に基づいて行われる との契約又は協定(当該契約又は協定にお る事項その他財務省令で定める事項が定めら 該試験研究の成果の帰属及びその公表に関す 費用の額を確認する旨及びその方法並びに当 負担する旨及びその明細、当該大学等が当該 て、当該試験研究における分担すべき役割と して当該個人が当該試験研究に要する費用を
- 九 特定中小企業者等(法第十条第八項第六号 において「委任契約等」という。)により委るものに該当する契約又は協定(以下この項 究を行うための拠点を有することその他の財及び第十三号において同じ。)のうち試験研 試験研究(委任契約その他の財務省令で定め務省令で定める要件を満たすものに委託する 究を行う機関として財務省令で定めるものを るもの及び法第四十二条の四第十九項第七号 験研究における分担すべき役割として当該個 小企業者等とのその委託に係る委任契約等 務が試験研究に該当するものに限る。以下第 託するもので、その委託に基づき行われる業 である場合の所得税法第百六十一条第一項第 びロに掲げるもの並びに当該個人が非居住者 。)、同法別表第二に掲げる法人その他試験研 十六号に規定する青色申告書を提出するもの に規定する中小企業者で法人税法第二条第三 に規定する中小事業者で青色申告書を提出す (当該委任契約等において、その委託する試 十二号までにおいて同じ。)で、当該特定中 いい、特別研究機関等、大学等、第三号イ及 (第十三号において「中小事業者等」という 人が当該試験研究に要する費用を負担する旨 一号に規定する事業場等を除く。以下この号

の他財務省令で定める事項が定められている のを除く。) に基づいて行われるもの(当 ものに限る。) に基づいて行われるもの(当 を除く。) に基づいて行われるもの(当 のを除く。) に基づいて行われるもの(当

十 特定新事業開拓事業者に委託する試験研究のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもので、当該特定新事業開拓事業者とのその委託に係る委任契約等(当該委任契約等において、その委託する計算を負担する旨及びその明細、当該特定新事業開拓事業者が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の定要する費用を負担する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの(当該試験研究の主要ながについて当該特定新事業開拓事業者に委託する試験研究の主要ながに行われるもの(当該試験研究の主要ながについて当該特定新事業開拓事業者に委託する試験研究の表表で行うものを除く。)

産権その他これに準ずるものとして財務省 (法第十条第八項第七号に規定する知的財定新事業開拓事業者の有する知的財産権等 である旨が定められている場合に限る。)。 拓事業者に委託する試験研究が当該個人の る委任契約等において、当該特定新事業開 該当しないものであること(その委託に係 の項において「工業化研究」という。)に 研究として財務省令で定めるもの(以下こ 当該個人が行おうとする試験研究が工業化 試験研究の内容が定められている場合に限 る旨及び当該知的財産権等を活用して行う 該特定新事業開拓事業者の有するものであ のであること(その委託に係る委任契約等 号までにおいて同じ。<br />
)を活用して行うも その他の減価償却資産をいう。以下第十二 令で定めるもの及びこれらを活用した機械 工業化研究以外の試験研究に該当するもの において、その活用する知的財産権等が当 その委託する試験研究が主として当該特 その委託する試験研究の成果を活用して

該成果活用促進事業者とのその委託に係る委の(当該成果活用促進事業者の行う成果実用の(当該成果活用促進事業者の行う成果実用のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすも十一 成果活用促進事業者に委託する試験研究

不 その委託する試験研究の成果を活用して当該個人が行おうとする試験研究に該当する研究に該当しないものであること(その委研究に該当しないものであること(その委所促進事業者に委託する試験研究が当該個用促進事業者に委託する試験研究に該当しないものである旨が定められている場合に限る。)。

十二 他の者 (特別研究機関等、大学等、特定 新事業開拓事業者、成果活用促進事業者並びに第三号イ及び口に掲げるものを除く。) に委託する試験研究のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもので、当該他の者とのその変託に係る委任契約等(当該委任契約等において、その委託する試験研究における分担すいる役割として当該個人が当該試験研究における分担する費用を負担する旨及びその明細、当該他の者が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該個人に帰る者が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該個人に帰るがでに当該機関等、大学等、特定もないであるものに限る。) に基づいて行われるものに限る。) に基づいて行われるものに限る。) に基づいて行われるものに限る。) に基づいて行われるものに限る。) に基づいて行われるもの。

- その委託する試験研究の成果を活用して当該個人が行おうとする試験研究が当該個人の工業化研に委託する試験研究が当該個人の工業化研研に該当しないものであること(その委託する試験研究が工業化当該個人が行おうとする試験研究が工業化

を行うもの 第八頁第七号こ規定する即的財産権をいう。 お問題とし の者の有する知的財産権(法第十条 がについて る。) からその有する知的財産権(法第十条 を行うもの 等において、その活用する知的財産権等が をが定められている場合に限る。)。 を行うもの 容が定められている場合に限る。)。 をが定められている場合に限る。)。 をが定められている場合に限る。)。 をが定められている場合に限る。)。 とし の者の有する知的財産権等を活用して行う試験研究の内 をが定められている場合に限る。)。 を行うもの 第八頁第七号こ規定する即的財産権等を活用して行う を行うもの 第八頁第七号こ規定する即的財産権をという。

十三 特定中小企業者等(中小事業者等に限力のであるものに限る。)に基づいて行われるものに限る。)に基づいて行われるもの

十四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及びを全性の確保等に関する法律第一四十五号)第二条第十六項に規定する希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器若しくは希少疾病用医薬品、希少疾病用医療機器若しくは希少疾病用医薬品、特定用途医療機器若しくは特定用途医薬品、特定用途医療機器若しくは特定用途医薬品、特定用途医療機器若で、、国立研究開発法人と薬基盤・健康・栄養研究所法(平成十六年法律第百三十五号)第十五条第一項第二号の機器等の品質、有効性及びなつた期間に行われるもの

支出して行う試験研究であること。 (ロ (1) 及びハにおいて「新規高度研究(ロ (1) 及びハにおいて「新規高度研究イ 当該個人の使用人である次に掲げる者五 次に掲げる要件の全てを満たす試験研究

11

- 年を経過していないものを含む。)で、その授与された日から五いてこれに相当する学位を授与された者(外国にお
- いて同じ。)又は使用人として十年以上五号に規定する役員をいう。(2)におを除く。)の役員(法人税法第二条第十と)他の者(第三号イ及び口に掲げるもの)

- 当該個人のその年分の新規高度人件費割 合((1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額のうちに占める割合をいう。ロにおいて同じ。)をその年の前年分の新規高度人件費割合で除して計算した割合が一・〇三件費割合で除して計算した割合が一・〇三件分の新規高度人件費割合が零である場合を除く。)に掲げる金額が零である場合を除く。)に掲げる金額が零である場合を除く。)であること。
- 、 武策研究費の領のうら当亥固人の吏用対する人件費の額 く。) のうち新規高度研究業務従事者にく。) のうち新規高度研究業務従事者に お験研究に係る試験研究費の額(工業化研究に該当す
- 人である者に対する人件費の額 試験研究費の額のうち当該個人の使用

次に掲げる要件のいずれかに該当する試

- (1) その内容に関する提案が広く一般に又験研究であること。
- (2) その内容がその試験研究に従事する新と。(2) その内容がその試験研究に従事する新と。
- のであること。 規高度研究業務従事者から提案されたも 2) その内容がその試験研究に従事する新
- (3) その試験研究に従事する者が広く一般の対象のでは、当該試験研究に従事する新規高度研れ、当該試験研究に従事する新規高度研究とは広く当該個人の使用人に募集さること。
- 法第十条第八項第七号に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる試験研究同じ。) 
  一 前項第一号、第七号及び第十四号に掲げる試験研究 当該試験研究に係る試験研究費の額をいう。以下この条において同じ。) 
  であることにつき財務省令で定めるところにであることにつき財務省令で定めるとなってあることにつき財務省令で定めるところに表別であることにつき財務省令で定めるところに
- 第十二号までに掲げる試験研究 当該試験研二 前項第二号から第五号まで及び第八号から

13

二 前頁第六号こ掲げる式倹开宅 当亥式倹开るところにより証明がされたもの担するものであることにつき財務省令で定め担するものであることにつき財務省令で定め究に係る試験研究費の額として当該個人が負

14

四 前項第十三号に掲げる試験研究 当該試験 究に係る第五項第三号に掲げる費用の額 三 前項第六号に掲げる試験研究 当該試験研

の額に該当する金額を除く。) といるところによる。

(質とする。 (質とする。) (質とする。) (質とする。) (質とする。) (質を見から、) (では、) (で

は、法第十条第八項第八号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、適用年の年分の売上金額(同号に規定する売上金額をいう。の売上金額(同号に規定する売上金額をいう。個目でのの年分の売上金額(同号に規定する売上金額をいう。個別でより計算した金額が、1年をで発した金額が、1年をで発して計算を当まる場合では、1年をで発した金額が、1年をで発して計算を当まる場合では、1年をで発して計算を当まる場合では、1年をで発して計算を当まる場合では、1年をで発して計算を当まる場合では、1年をで発して計算を当まる。

もの(第一号又は第二号に定める試験研究費

当該各年において当該個人が事業を営んでいた期間に該当するものと、それぞれみなす。 当該個人が事業を営んでいた期間に該当するものと、それぞれみなす。 するものと、それぞれみなす。 さぶん 大き では いて当該個人が事業を営んでいた期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額は当該個人の当該各年の前年までの各年分の売上金額において強相続人が事業を営んでいた地間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額は当該個人の当該各年において当該個人が事業を営んでいた期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額は当該個人が事業を営んでいた期間は当該年において当該個人が事業を営んでいた期間は当該年において当該個人が事業を営んでいた期間に該当するものと、それぞれみなす。

第五条の四 削余 数を生じたときは、これを切り捨てる。 数を生じたときは、これを切り捨てる。 月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端16 第十二項第二号、第十四項及び前項第二号の

知又は所得税額の特別控除) (中小事業者が機械等を取得した場合の特別償

るものであること。 その管理のおおむね全部を他の者に委託す

舶とする。 る政令で定めるものは、その船舶に用いられた 定める海上運送業は、内航海運業法(昭和二十 務省令で定めるところにより明らかにされた船 。)の内容その他の財務省令で定める事項を国 構造を含む。第十二項において同じ。)をいう として国土交通大臣が指定する装置(機器及び 指定装置等(環境への負荷の低減に資するもの ン数が五百トン以上の船舶とし、同号に規定す 項第五号に規定する政令で定める船舶は、総ト び第二号に掲げる事業とし、法第十条の三第一 七年法律第百五十一号) 第二条第二項第一号及 の他財務省令で定めるものを除く。)とする。 土交通大臣に届け出たものであることにつき財 法第十条の三第一項第五号に規定する政令で 5

いて当該被相続人が事業を営んでいた期間は

4 法第十条の三第一項に規定する政令で定める 場模のものは、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める規模のものとする。

円以上のもの により計算した取得価額をい の取得価額(所得税法施行令第百二十六条第 の取得価額(所得税法施行令第百二十六条第 の取得価額をい の取得価額をい の取得価額をい の取得価額をい の取得価額をい の取得価額をい の取得価額をい の以下この項において同じ。)が百六十万 の以下この項において同じ。)が百六十万

同年三月三十一日までの期間に限る。)にお令和七年である場合には、同年一月一日からこの項において同じ。)がその年(その年が三第一項に規定する中小事業者をいう。以下円以上のもの(当該中小事業者(法第十条の円 工具 一台又は一基の取得価額が百二十万二 工具 一台又は一基の取得価額が百二十万

以上である場合の当該工具を含む。)以上である場合の当該工具を含む。)の取得価額の合計額が百二十万円に限る。)の取得価額が三十万円以上のもの台又は一基の取得価額が三十万円以上のもの台又は一基の取得価額が三十万円以上である当該中小事業者の営む同条第一項に規定する指定事業の用に供した同項第二号に掲げる工具(一会の製作の後事業の用に供されいて、取得(その製作の後事業の用に供されいて、取得(その製作の後事業の用に供されいて、取得(その製作の後事業の用に供され

ウエアを含む。)

契約は、次に掲げる契約とする。
法第十条の三第一項に規定する政令で定める

配することを約する契約 をし、相手方がその事業から生ずる利益を分一 当事者の一方が相手方の事業のために出資

る契約に類する契約 一 外国における匿名組合契約又は前号に掲げ

る事業を営む者とする。 名事業を営む者とする。 名事業を営む者とする。

割合は、百分の七十五とする。 法第十条の三第一項に規定する政令で定める

8

法第十条の三第三項の規定による控除をすべき金額を控除する。 と控除する。この場合において、当該所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の割があるときは、まず当該配当控除の割があるときは、まず当該配当控除の割があるときは、まず当該配当控除をすべき金額を控除する。

4| き金額は、その年分の所得税法第九十二条第二5|10 法第十条の三第四項の規定による控除をすべ

あるときは、まず当該配当控除の額及びこれら 除の額並びに法第十条の三第三項及び第十条のから控除をすべき同条第三項に規定する配当控 金額を控除する。 法第十条の三第四項の規定による控除をすべき の規定による控除をすべき金額を控除し、次に 項に規定する課税総所得金額に係る所得税額か の三第三項の規定による控除をすべき金額が 控除する。この場合において、当該所得税額 5

11 第五号に規定する所有権移転外リース取引とす ものは、所得税法施行令第百二十条の二第二項 法第十条の三第六項に規定する政令で定める

13 12 指定したときは、これを告示する。 国土交通大臣は、第三項の規定により装置を

(地域経済牽引事業の促進区域内において特定 るかどうかの判定その他同項の規定の適用に関 し必要な事項は、財務省令で定める。 第一項第二号に規定する主要な事業に該当す

得税額の特別控除)

事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所

第五条の五の二 法第十条の四第一項に規定する 引事業計画をいう。) に定められた施設又は設牽引事業計画(同項に規定する承認地域経済牽 号の規定により計算した取得価額をいう。)の 備を構成する所得税法施行令第六条各号に掲げ 合計額が二千万円以上のものとする。 る資産の取得価額(同令第百二十六条第一項各 政令で定める規模のものは、一の承認地域経済

認を受けたものとする。 主務大臣をいう。第四項において同じ。)の確 年法律第四十号)第四十三条第二項に規定する の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九 主務大臣(地域経済牽引事業の促進による地域 と協議して定める基準に適合することについて しく資するものとして経済産業大臣が財務大臣 定めるものは、地域の成長発展の基盤強化に著法第十条の四第一項第一号に規定する政令で 2

から控除をすべき同条第三項に規定する配当控ら控除する。この場合において、当該所得税額 控除をすべき金額を控除する。 控除し、次に法第十条の四第三項の規定による 除の額があるときは、まず当該配当控除の額を 項に規定する課税総所得金額に係る所得税額か き金額は、その年分の所得税法第九十二条第二 法第十条の四第三項の規定による控除をすべ 3

定めるものは、 法第十条の四第三項第一号に規定する政令で 地域の事業者に対して著しい経

> 務大臣と協議して定める基準に適合することに ついて主務大臣の確認を受けたものとする。 済的効果を及ぼすものとして経済産業大臣が財

得した場合の特別償却又は所得税額の特別控 り基準を定めたときは、これを告示する。 除) (地方活力向上地域等において特定建物等を取 経済産業大臣は、第二項又は前項の規定によ

第五条の五の三 法第十条の四の二第一項に規定 事業者にあつては、千万円)以上のものとす 百万円(法第十条第八項第六号に規定する中小 計算した取得価額をいう。)の合計額が三千五 法施行令第百二十六条第一項各号の規定により その附属設備並びに構築物の取得価額(所得税 する政令で定める規模のものは、一の建物及び

2 加した場合の所得税額の特別控除) 当控除の額があるときは、まず当該配当控除の 税額から控除をすべき同条第三項に規定する配 額から控除する。この場合において、 第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税 すべき金額は、その年分の所得税法第九十二条 額を控除し、次に法第十条の四の二第三項の規 (地方活力向上地域等において雇用者の数が増 定による控除をすべき金額を控除する。 法第十条の四の二第三項の規定による控除を 当該所得

|第五条の六 法第十条の五第一項の規定による控 二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所 得税額から控除する。この場合において、当該 除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十 定による控除をすべき金額を控除する。 除の額を控除し、次に法第十条の五第一項の規 る配当控除の額があるときは、まず当該配当控 所得税額から控除をすべき同条第三項に規定す

の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第 又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業 百二十二号)第二条第一項に規定する風俗営業 する適用事業のうち風俗営業等の規制及び業務 定めるものは、雇用保険法第五条第一項に規定 に該当するものとする。 法第十条の五第一項第一号に規定する政令で

3

除の額並びに法第十条の五第一項及び第十条の 項に規定する課税総所得金額に係る所得税額か き金額は、その年分の所得税法第九十二条第二 から控除をすべき同条第三項に規定する配当控 ら控除する。この場合において、当該所得税額 法第十条の五第二項の規定による控除をすべ

> 4 あるときは、まず当該配当控除の額及びこれら 四の二第三項の規定による控除をすべき金額が 法第十条の五第二項の規定による控除をすべき の規定による控除をすべき金額を控除し、次に 金額を控除する。 法第十条の五第三項第四号に規定する政令で

定める特殊の関係のある者は、

上婚姻関係と同様の事情にある者 当該個人と婚姻の届出をしていないが事実

条第一項に規定する給与等に該当しないもの に限る。)によつて生計の支援を受けている 受ける金銭その他の資産(所得税法第二十八 前二号に掲げる者以外の者で当該個人から

5 数をいう。以下この条において同じ。)の計算 象特定業務施設(同号に規定する適用対象特定 定申告書に添付することにより証明がされた当 用者をいう。以下この条において同じ。)の数 の基礎となる雇用者(同項第四号に規定する雇 準雇用者数(同項第六号に規定する基準雇用者 のみを個人の事業所とみなした場合における基 業務施設をいう。以下この条において同じ。) 定めるところにより証明がされた数は、 について記載された財務省令で定める書類を確 法第十条の五第三項第七号に規定する政令で 適用対

6 三号に規定する適用年(当該適用年が計画の認 告書に添付することにより証明がされた当該特 いて記載された財務省令で定める書類を確定申 じ。) で当該適用年の十二月三十一日において する特定雇用者をいう。以下この条において同 特定雇用者(法第十条の五第三項第八号に規定 二月三十一日までの期間)に新たに雇用された る年である場合には、同日から当該適用年の十 以下この条において同じ。)を受けた日の属す 定(同条第一項に規定する計画の認定をいう。 定めるところにより証明がされた数は、同項第 定雇用者の数とする。 適用対象特定業務施設に勤務するものの数につ 法第十条の五第三項第九号に規定する政令で

7 三号に規定する適用年 定めるところにより証明がされた数は、同項第 法第十条の五第三項第十号に規定する政令で

次に掲げる者と

当該個人の親族

ことにより証明がされた当該特定雇用者の数と

財務省令で定める書類を確定申告書に添付する

の者の親族 前二号に掲げる者と生計を一にするこれら

兀

該基準雇用者数とする。

11

(当該適用年が計画の認

じ。) に勤務するものの数について記載された 特定業務施設をいう。以下この条において同 十二月三十一日において移転型適用対象特定業 定を受けた日の属する年である場合には、同日 務施設(同項第十号に規定する移転型適用対象 に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年の から当該適用年の十二月三十一日までの期間)

する。 間)に新たに雇用された雇用者で当該適用年の日から当該適用年の十二月三十一日までの期 とにより証明がされた当該新規雇用者の総数と 務省令で定める書類を確定申告書に添付するこ 用者」という。) の総数について記載された財 認定を受けた日の属する年である場合には、同 第三号に規定する適用年(当該適用年が計 十二月三十一日において適用対象特定業務施 で定めるところにより証明がされた数は、同 に勤務するもの(以下この条において「新規雇 法第十条の五第三項第十一号に規定する政令 0

間)において他の事業所から適用対象特定業務日から当該適用年の十二月三十一日までの期認定を受けた日の属する年である場合には、同第三号に規定する適用年(当該適用年が計画の 該特定雇用者の数とする。 当該適用対象特定業務施設に勤務するものの数 施設に転勤した特定雇用者(新規雇用者を除 で定めるところにより証明がされた数は、同 定申告書に添付することにより証明がされた当 について記載された財務省令で定める書類を確 く。)で当該適用年の十二月三十一日において 法第十条の五第三項第十二号に規定する政令

より証明がされた当該基準雇用者数とする。 令で定める書類を確定申告書に添付することに 礎となる雇用者の数について記載された財務省 みなした場合における基準雇用者数の計算の基 型適用対象特定業務施設のみを個人の事業所と で定めるところにより証明がされた数は、移転 法第十条の五第三項第十四号に規定する政令 法第十条の五第三項第十三号に規定する政令

日から当該適用年の十二月三十一日までの 認定を受けた日の属する年である場合には、 第三号に規定する適用年(当該適用年が計画 で定めるところにより証明がされた数は、同項 間)に新たに雇用された雇用者で当該適用年 期同  $\bar{o}$ 

ることにより証明がされた当該雇用者の総数と た財務省令で定める書類を確定申告書に添付す 務施設に勤務するものの総数について記載され 十二月三十一日において移転型適用対象特定業

認定を受けた日の属する年である場合には、同 第三号に規定する適用年(当該適用年が計画の がされた当該特定雇用者の数とする。 る書類を確定申告書に添付することにより証明 るものの数について記載された財務省令で定め いて当該移転型適用対象特定業務施設に勤務す を除く。)で当該適用年の十二月三十一日にお 定業務施設に転勤した特定雇用者(新規雇用者 間)において他の事業所から移転型適用対象特 日から当該適用年の十二月三十一日までの期 で定めるところにより証明がされた数は、同項 法第十条の五第三項第十五号に規定する政令 2

定する個人の当該計画の認定に係る特定業務施 整備計画について計画の認定を受けた同号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設 ることにより証明がされた当該基準雇用者数と た財務省令で定める書類を確定申告書に添付す 計算の基礎となる雇用者の数について記載され それぞれみなした場合における基準雇用者数の 個人の特定雇用者のみを当該個人の雇用者と、 特定業務施設のみを当該個人の事業所と、当該 で定めるところにより証明がされた数は、当該 数とし、同条第三項第十六号ロに規定する政令 付することにより証明がされた当該基準雇用者 された財務省令で定める書類を確定申告書に添 数の計算の基礎となる雇用者の数について記載 人の事業所とみなした場合における基準雇用者 令で定めるところにより証明がされた数は、同法第十条の五第三項第十六号イに規定する政 (同項第一号に規定する特定業務施設をい 以下この項において同じ。)のみを当該個 3

により証明がされた場合とする。 省令で定める書類を確定申告書に添付すること する離職者がいないかどうかが確認できる財務 ところにより証明がされた場合は、同項に規定 法第十条の五第五項に規定する政令で定める

15 項において「地方活力向上地域等特定業務施設 の適用を受ける場合には、当該地方活力向上地 整備計画」という。)につき同条第二項の規定 力向上地域等特定業務施設整備計画(以下この 個人が法第十条の五第二項に規定する地方活

> とが確認できる財務省令で定める書類を添付し 基準雇用者数が零に満たない年に該当しないこ の属する年以後の各年が当該個人の基準雇用者 なければならない。 数又は同条第三項第七号に規定する地方事業所 向上地域等特定業務施設整備計画に係る基準日 適用を受ける年分の確定申告書に当該地方活力 域等特定業務施設整備計画につき同項の規定の

# 第五条の六の二 削除

得した場合の特別償却又は所得税額の特別控 (特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取 除)

第五条の六の三 法第十条の五の三第一項に規定 第二項に規定するソフトウエアとする。 する政令で定めるソフトウエアは、第五条の五

り計算した取得価額をいう。以下この項におい 税法施行令第百二十六条第一項各号の規定によ以下この項において同じ。)の取得価額(所得 単位とされるものにあつては、一組又は一式。 台又は一基(通常一組又は一式をもつて取引の める規模のものは、機械及び装置にあつては一 のとする。 のソフトウエアの取得価額が七十万円以上のも 円以上のものとし、ソフトウエアにあつては一 あつては一の建物附属設備の取得価額が六十万 額が三十万円以上のものとし、建物附属設備に 器具及び備品にあつては一台又は一基の取得価 て同じ。)が百六十万円以上のものとし、工具、 法第十条の五の三第一項に規定する政令で定

規定による控除をすべき金額を控除する。 金額を控除し、次に法第十条の五の三第三項の 当控除の額及び同項の規定による控除をすべき る控除をすべき金額があるときは、まず当該配 当控除の額及び法第十条の三第三項の規定によ 税額から控除をすべき同条第三項に規定する配 第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税 額から控除する。この場合において、当該所得 すべき金額は、その年分の所得税法第九十二条 法第十条の五の三第三項の規定による控除を

4 当控除の額並びに法第十条の三第三項及び第四 税額から控除をすべき同条第三項に規定する配 すべき金額は、その年分の所得税法第九十二条 項並びに第十条の五の三第三項の規定による控 額から控除する。この場合において、当該所得 第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税 除をすべき金額があるときは、 法第十条の五の三第四項の規定による控除を まず当該配当控

5

第五条の六の四 法第十条の五の四第一項に規定

確定申告書に、同項の個人がインターネットをめる場合は、同項の規定の適用を受ける年分の 業大臣が証する書類の写しの添付がある場合と 利用する方法により前項に規定する事項を公表 していることについて届出があつた旨を経済産

3 定による控除をすべき金額を控除する。 額を控除し、次に法第十条の五の四第一項の規当控除の額があるときは、まず当該配当控除の 税額から控除をすべき同条第三項に規定する配 額から控除する。この場合において、当該所得 すべき金額は、その年分の所得税法第九十二条 第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税 法第十条の五の四第一項の規定による控除を

4 この項において「適用年」という。)に係る同 めるところにより計算した金額は、同項の個人 額を当該適用年の十二月三十一日における法第 条第五項第五号イに規定する雇用者給与等支給 の同項の規定の適用を受けようとする年(以下 十条の五第三項第四号に規定する雇用者の数で 法第十条の五の四第一項に規定する政令で定

除の額及びこれらの規定による控除をすべき金 額を控除し、次に同条第四項の規定による控除 をすべき金額を控除する。

建物附属設備並びにソフトウエア(以下この項 建設した機械及び装置、工具、器具及び備品、 財務省令で定める書類を添付しなければならな 機械装置等が同条第一項に規定する特定経営力 受ける場合には、当該機械装置等につきこれら において「機械装置等」という。)につき法第 向上設備等に該当するものであることを証する 十条の五の三第一項又は第三項の規定の適用を 個人が、その取得し、又は製作し、若しくは 規定の適用を受ける年分の確定申告書に当該

(給与等の支給額が増加した場合の所得税額

る事項として厚生労働大臣、経済産業大臣及び 他の取引先との適切な関係の構築の方針その他 等」という。)の支給額の引上げの方針、法第 規定する給与等(以下この条において「給与 する政令で定める事項は、同条第五項第二号に 国土交通大臣が定める事項とする。 の事業上の関係者との関係の構築の方針に関す 十条の五の四第一項に規定する下請事業者その

2 法第十条の五の四第一項に規定する政令で定

5

数(当該合計した数が地方事業所基準雇用者数 除して計算した金額に次に掲げる数を合計した を超える場合には、当該地方事業所基準雇用者 数)を乗じて計算した金額の百分の二十に相当 準雇用者数をいう。 する金額とする。 (同条第一項第二号イに規定する地方事業所基 以下この項において同じ。)

当該個人が当該適用年において法第十条の

口において同じ。)とを合計した数 定する特定非新規雇用者基礎数をいう。 特定非新規雇用者基礎数(同項第二号ロに規 う。次号イにおいて同じ。)と当該適用年の 当該適用年の特定新規雇用者基礎数(同項第 五第一項の規定の適用を受ける場合における 二号イに規定する特定新規雇用者基礎数をい

一 当該個人が当該適用年において法第十条 用年の次に掲げる数を合計した数を控除し 項の規定の適用を受ける場合における当該適 数のうち同号ロに掲げる数に達するまでの数 当該適用年の同条第三項第十六号イに掲げる 五第二項の規定の適用を受ける場合における から当該個人が当該適用年において同条第一

雇用者数に達するまでの数 五第三項第十号に規定する移転型特定新規 特定新規雇用者基礎数のうち法第十条の

非新規雇用者基礎数に達するまでの数 の五第一項第二号ロに規定する移転型特定 特定非新規雇用者基礎数のうち法第十条

定による控除をすべき金額を控除する。 税額から控除をすべき同条第三項に規定する配 額から控除する。この場合において、当該所得 第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税 すべき金額は、その年分の所得税法第九十二条 額を控除し、次に法第十条の五の四第二項の規 当控除の額があるときは、まず当該配当控除 法第十条の五の四第二項の規定による控除を

るのは「同条第三項に規定する中小事業者」 令で定めるところにより計算した金額について 条第二項の個人」と、同条第三項に規定する政 ろにより計算した金額について準用するとき 計算した金額について準用する。この場合にお び第三項に規定する政令で定めるところにより 準用するときは、第四項中「同項の個人」とあ いて、同条第二項に規定する政令で定めるとこ は、第四項中「同項の個人」とあるのは、「同 第四項の規定は、法第十条の五の四第二項及

中小事業者」と、それぞれ読み替えるものとす 同項各号中「当該個人」とあるのは「当該

定による控除をすべき金額を控除する。 額を控除し、次に法第十条の五の四第三項の規 当控除の額があるときは、まず当該配当控除の 税額から控除をすべき同条第三項に規定する配 額から控除する。この場合において、当該所得 第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税 すべき金額は、その年分の所得税法第九十二条 法第十条の五の四第三項の規定による控除を 12

税額から控除をすべき同条第三項に規定する配 第四項の規定による控除をすべき金額を控除す 定による控除をすべき金額を控除し、次に同条 ときは、まず当該配当控除の額及びこれらの規三項までの規定による控除をすべき金額がある 当控除の額及び法第十条の五の四第一項から第 額から控除する。この場合において、当該所得 第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税 すべき金額は、その年分の所得税法第九十二条 法第十条の五の四第四項の規定による控除を 13

9 令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる 法第十条の五の四第五項第一号に規定する政

当該個人の親族

上婚姻関係と同様の事情にある者 当該個人と婚姻の届出をしていないが事実

受ける金銭その他の資産(給与等に該当しな いものに限る。)によつて生計の支援を受け 前二号に掲げる者以外の者で当該個人から いるもの 14

前二号に掲げる者と生計を一にするこれら

台帳に記載された者とする。 二年法律第四十九号)第百八条に規定する賃金 事業所につき作成された労働基準法(昭和二十 令で定めるものは、当該個人の国内に所在する 法第十条の五の四第五項第一号に規定する政

である者として財務省令で定める者を除く。 条第一項第二号に規定する継続雇用制度の対象 する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第九 限るものとし、高年齢者等の雇用の安定等に関 第一号に規定する一般被保険者に該当する者に る国内雇用者(雇用保険法第六十条の二第一項 令で定めるものは、個人の同項第一号に規定す 法第十条の五の四第五項第三号に規定する政

うち、 じ。) 及び当該適用年の前年において事業を営 をいう。以下この項及び第十三項において同 第十条の五の四第五項第三号に規定する適用年 下この項において「国内雇用者」という。)の んでいた期間内の各月分の当該個人の給与等の 当該個人の国内雇用者として適用年(法

う。)に係る金額とする。 者給与等支給額のうち同項第三号に規定する継 令で定める金額は、同項第八号に規定する雇用 続雇用者(次項において「継続雇用者」とい 支給を受けたものとする。 法第十条の五の四第五項第三号に規定する政

月数で除して計算した金額)とする。 当該適用年の前年に係る給与等支給額のうち継 用年の前年において事業を開始した場合には、 得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇 令で定める金額は、同号の個人の適用年の前年 うち継続雇用者に係る金額(当該個人が当該適 をいう。以下第十八項までにおいて同じ。)の う。次項各号及び第十九項において同じ。)に 用者(同項第一号に規定する国内雇用者をい に係る給与等支給額(個人のその年分の事業所 適用年の前年において事業を営んでいた期間の 続雇用者に係る金額に十二を乗じてこれを当該 定する支給額をいう。第十九項において同じ。) 対する給与等の支給額(同条第五項第三号に規 法第十条の五の四第五項第四号に規定する政

令で定める費用は、次の各号に掲げる場合の区 分に応じ当該各号に定める費用とする。 法第十条の五の四第五項第六号に規定する政 (以下この項において「教育訓練等」という 個人がその国内雇用者に対して教育、 研修、講習その他これらに類するもの 訓

)を自ら行う場合 次に掲げる費用 して支払う報酬その他の財務省令で定める (当該個人の使用人である者を除く。) に対 当該教育訓練等のために講師又は指導者

他の資産を賃借する場合におけるその賃借 に要する費用その他これに類する財務省令 で定める費用 当該教育訓練等のために施設、設備その

非居住者である場合の所得税法第百六十一条 下この号及び次号において同じ。)が当該個 第一項第一号に規定する事業場等を含む。以 人の国内雇用者に対して教育訓練等を行う場 個人から委託を受けた他の者(当該個人が

て支払う授業料その他の財務省令で定める

15

う。) の当該個人の同条第五項第七号に規定す とする年(以下この項において「適用年」とい 要経費に算入される同条第一項第二号イに規定 育訓練費の額については、当該個人の当該各号 る比較教育訓練費の額の計算における同号の教 げる場合に該当する場合のその適用を受けよう 定の適用を受けようとする個人が次の各号に掲 以下この条において同じ。)は、当該各号に定 する教育訓練費の額をいう。第十九項を除き、 に規定する調整対象年に係る教育訓練費の額 めるところによる。 (個人のその年分の事業所得の金額の計算上必

の月数を乗じてこれを十二で除して計算した から当該適用年の十二月三十一日までの期間 金額に当該個人が当該承継事業を承継した日 年において事業を営んでいた月に係る被相続 対象年」という。)に係る教育訓練費の額に た日。次号において同じ。)から十二月三十 継した場合 当該個人の適用年の前年の一月 む。次号及び同項において同じ。) により承 金額を加算する。 て同じ。) の月別教育訓練費の額を合計した 人(包括遺贈者を含む。次号及び次項におい 教育訓練費の額に、当該個人の当該調整対象 ついては、当該個人の当該調整対象年に係る した当該個人にあつては、当該事業を開始し 「承継事業」という。)を相続(包括遺贈を含 べき事業(以下この項及び第十九項において 一日までの期間(以下この号において「調整 一日(当該適用年の前年において事業を開始 適用年において当該個人の事業所得を生ず

日までの期間(以下この号において「調整対 適用年の前年の一月一日から十二月三十一 訓練等に参加させる場合 当該他の者に対し して支払う費用 個人がその国内雇用者を他の者が行う教育 当該教育訓練等のために当該他の者に対

たすものとして同条第一項から第三項までの規二項第二号又は第三項第二号に掲げる要件を満 ければならない。 用に係る前項各号に定める費用の明細を記載し た書類として財務省令で定める書類を保存しな 定の適用を受ける場合には、これらの規定の適 個人が、法第十条の五の四第一項第二号、 第

法第十条の五の四第一項から第三項までの規

18

したものをいう。

の個人が事業を営んでいた月に係るものとみな

て計算した金額を当該調整対象年において同項

教育訓練費の額を当該調整対象年において当該 の被相続人の同項各号に規定する調整対象年の

前項に規定する月別教育訓練費の額とは、そ

する月以後の月を除く。) に係る被相続人の

んでいた月(当該承継事業を承継した日の属

月別教育訓練費の額を合計した金額を加算す

当該個人の当該調整対象年において事業を営

年に係る教育訓練費の額については、当該個

人の当該調整対象年に係る教育訓練費の額に

より承継した場合 当該個人の当該調整対象

象年」という。)において承継事業を相続に

被相続人が事業を営んでいた期間の月数で除し

令で定めるところにより計算した金額は、

同号

法第十条の五の四第五項第十号に規定する政

の適用年の前年に係る給与等支給額に十二を乗

19 定の適用を受けようとする個人のその適用を受 じてこれを当該適用年の前年において事業を営 んでいた期間の月数で除して計算した金額とす 法第十条の五の四第一項から第四項までの規

20 号に定めるところによる。 当該個人の当該適用年の前年を同項各号に規定 費に算入される国内雇用者に対する給与等の支 承継事業を相続により承継した場合の当該個人 年」という。)の前年又は当該適用年において けようとする年(以下この項において「適用 ける同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各 する調整対象年と、それぞれみなした場合にお 給額をいう。)を第十六項の教育訓練費の額と、 する比較雇用者給与等支給額の計算における当 給与等支給額)については、給与等支給額(個 の月数と当該適用年の前年において事業を営ん 額(当該適用年において事業を営んでいた期間 算上必要経費に算入される同号の給与等の支給 該個人の適用年の前年分の事業所得の金額の計 の当該適用年における同条第五項第十号に規定 人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経 でいた期間の月数とが異なる場合には、前項

0

定の適用を受けようとする個人が次の各号に掲 法第十条の五の四第一項から第三項までの規 定める金額の計算の基礎となる給与等に充てる げる場合に該当する場合において、当該各号に ための同条第五項第五号イに規定する雇用安定

は、当該各号に定める金額から当該雇用安定助助成金額があるときは、同号口に掲げる金額 る比較雇用者給与等支給額とする。 成金額を控除して計算した同項第十号に規定す

26

月数とが異なる場合 第十八項の給与等支 当該適用年において事業を営んでいた期間の 前年において事業を営んでいた期間の月数と 法第十条の五の四第五項第十号の適用年の

生じたときは、これを一月とする。 は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を 一 前項の規定によりみなされた第十六項の規 法第十条の五の四第一項又は第二項の規定の 第十三項及び第十六項から前項までの月数 定の適用を受ける場合 前項の給与等支給額

用者給与等支給増加割合が百分の一・五以上で が零である場合には、同条第三項に規定する雇 者給与等支給額をいう。次項において同じ。) 支給額(同条第五項第十号に規定する比較雇用 用を受けようとする年に係る比較雇用者給与等 ようとする同項に規定する中小事業者のその適法第十条の五の四第三項の規定の適用を受け きに該当しないものとする。 者給与等支給増加割合が百分の三以上であると 継続雇用者比較給与等支給額が零である場合に うとする年に係る同条第五項第四号に規定する 適用を受けようとする個人のその適用を受けよ 同条第一項又は第二項に規定する継続雇用

の比較雇用者給与等支給額を超える場合に該当 には、同項に規定する雇用者給与等支給額がそ に係る比較雇用者給与等支給額が零である場合 ようとする個人のその適用を受けようとする年 あるときに該当しないものとする。 法第十条の五の四第四項の規定の適用を受け

る同条第一項から第三項までの規定の適用につ する比較教育訓練費の額が零である場合におけ けようとする年に係る同条第五項第七号に規定 定の適用を受けようとする個人のその適用を受 該各号に定めるところによる。 いては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当 法第十条の五の四第一項から第三項までの規

その年に係る教育訓練費の額が零である場 法第十条の五の四第一項第二号イ、第二

を満たさないものとする。 項第二号イ及び第三項第二号イに掲げる要件 前号に掲げる場合以外の場合 の四第一項第二号イ、 第二項第二号イ及び 法第十条の 2

第三項第二号イに掲げる要件を満たすものと

臣は、第一項の規定により事項を定めたとき は、これを告示する 厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大

た場合の特別償却又は所得税額の特別控除) (認定特定高度情報通信技術活用設備を取得

第五条の六の五 法第十条の五の五第一項に規定 給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律 及び備品、建物附属設備並びに構築物のうち、 する政令で定めるものは、機械及び装置、器具 主務大臣の確認を受けたものとする。 第三十七号)第三十四条第一項第六号に定める 次に掲げる要件を満たすものであることについ て特定高度情報通信技術活用システムの開発供

をしたものであること。 用に供するために取得又は製作若しくは建設 特定高度情報通信技術活用システムの導入の に規定する認定導入計画に従つて実施される 供給及び導入の促進に関する法律第二十八条 特定高度情報通信技術活用システムの開発

供給及び導入の促進に関する法律第二条第一 ものであること。 ものとして財務省令で定めるものに該当する システムを構成する上で重要な役割を果たす 項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用 特定高度情報通信技術活用システムの開発

2

当控除の額があるときは、まず当該配当控除の 税額から控除をすべき同条第三項に規定する配 すべき金額は、その年分の所得税法第九十二条 定による控除をすべき金額を控除する。 額から控除する。この場合において、当該所得 第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税 額を控除し、次に法第十条の五の五第三項の規 法第十条の五の五第三項の規定による控除を

は所得税額の特別控除) (事業適応設備を取得した場合等の特別償却又

第五条の六の六 法第十条の五の六第一項に規定 る財務省令で定める書類を含むものとし、複写 に対する指令であつて一の結果を得ることがで 額から控除する。 第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税 すべき金額は、その年分の所得税法第九十二条 きるように組み合わされたもの(これに関連す する政令で定めるソフトウエアは、電子計算機 して販売するための原本を除く。)とする。 法第十条の五の六第七項の規定による控除を この場合において、 当該所得

> 3 税額から控除をすべき同条第三項に規定する配 額を控除し、次に法第十条の五の六第七項の規当控除の額があるときは、まず当該配当控除の 定による控除をすべき金額を控除する。

4 う。)の確認を受けたものとする。 条第一項に規定する産業競争力の強化に著しく る政令で定めるものは、同条第一項に規定する すべき金額は、その年分の所得税法第九十二条 法第百四十七条第一項第七号に定める大臣をい 資するものとして経済産業大臣が定める基準に 情報技術事業適応のうち産業競争力強化法第二 適合するものであることについて主務大臣(同 法第十条の五の六第八項の規定による控除を

当控除の額及び法第十条の五の六第七項の規定 る控除をすべき金額を控除する。 べき金額を控除し、次に同条第八項の規定によ 該配当控除の額及び同項の規定による控除をす による控除をすべき金額があるときは、まず当 税額から控除をすべき同条第三項に規定する配 額から控除する。この場合において、当該所得 第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税

5 による控除をすべき金額を控除し、次に同条第きは、まず当該配当控除の額及びこれらの規定 税額から控除をすべき同条第三項に規定する配 九項の規定による控除をすべき金額を控除す 第八項の規定による控除をすべき金額があると 当控除の額並びに法第十条の五の六第七項及び 額から控除する。この場合において、当該所得 第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税 すべき金額は、その年分の所得税法第九十二条 法第十条の五の六第九項の規定による控除を

6 るものは、同条第五項に規定する生産工程効率 る環境への負荷の低減に著しく資するものとし 令で定めるものは、同条第五項に規定する生産 済産業大臣が定める基準に適合するものとす の負荷の低減に特に著しく資するものとして経 化等設備のうちエネルギーの利用による環境へ て経済産業大臣が定める基準に適合するものと 工程効率化等設備のうちエネルギーの利用によ し、同条第九項第二号ロに規定する政令で定め 法第十条の五の六第九項第一号に規定する政

第五条の七 法第十条の六第一項後段の規定によ 7 り基準を定めたときは、これを告示する。 経済産業大臣は、第三項又は前項の規定によ

法第十条の五の六第七項及び第八項に規定す

2

る。 5

6

り同項に規定する調整前事業所得税額超過額を (所得税の額から控除される特別控除額の特例)

> として、同項後段の規定を適用する。 る個人が選択した順に控除可能期間が長いも という。)を同じくするものがあるときは、当 能期間(以下この項において「控除可能期間」 ち異なる規定による税額控除可能額(同項に規 該税額控除可能額について同条第一項に規定す 定する税額控除可能額をいう。以下この項にお する場合において、同項各号に掲げる規定のう いて同じ。) で、同条第一項に規定する控除可 構成することとなる部分に相当する金額を判定

定及び同項各号に掲げる規定」とする。 並びに租税特別措置法第十条の六第一項(所得 かわらず、同号中「規定」とあるのは、「規定 第七項及び第十条の五の六第十四項の規定にか 第七項、第十条の五第八項、第十条の五の三第 計算については、法第十条第十二項、第十条の 第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額 項の規定の適用を受ける場合における所得税法 税の額から控除される特別控除額の特例)の規 十項、第十条の五の四第十項、第十条の五の 三第十項、第十条の四第七項、第十条の四の二 その年分の所得税について法第十条の六第一 五.

金額が零を超える場合とする。 る政令で定める場合は、第六項第二号に掲げる 法第十条の六第五項第一号イ(2)に規定す

で定める取得は、代物弁済としての取得とす 法第十条の六第五項第二号イに規定する政令

掲げるもの(時の経過によりその価値の減少し 以外の資産のうち所得税法施行令第六条各号に 号に規定する棚卸資産、有価証券及び繰延資産 で定めるものは、所得税法第二条第一項第十六 法第十条の六第五項第二号イに規定する政令

定する政令で定める場合は、第一号に掲げる金 ないものを除く。)とする。 額が第二号に掲げる金額以下である場合とす 法第十条の六第五項各号列記以外の部分に規

号及び第十項において「対象年」という。) の年分の基準所得金額 法第十条の六第五項に規定する対象年(次

二 対象年の前年分の基準所得金額(当該対象 年の前年において事業を開始した場合には、 の月数で除して計算した金額) 対象年の前年において事業を営んでいた期間 当該基準所得金額に十二を乗じてこれを当該

- 月に満たない端数を生じたときは、これを一月 前項第二号の月数は、暦に従つて計算し、
- 8 いで計算した場合のその年分の事業所得の金額十五条の二第一項及び第三項の規定を適用しな 第六項に規定する基準所得金額とは、法第二
- て、当該各号に定める金額は、法第二十五条の当該各号に定める金額とする。この場合におい条第一項に規定する国内源泉所得の区分に応じ わらず、次の各号に掲げる所得税法第百六十一 に規定する基準所得金額は、前項の規定にかか施設を有する非居住者である場合には、第六項法第十条の六第五項に規定する個人が恒久的 一第一項及び第三項の規定を適用しないで計算 た金額とする。
- 二項に規定する恒久的施設帰属所得に係る事 内源泉所得 その年分の同法第百六十五条第 所得税法第百六十四条第一号イに掲げる国
- 内源泉所得 その年分の同号ロに掲げる国内 所得税法第百六十四条第一号ロに掲げる国 源泉所得に係る事業所得の金額 3
- 口に定める要件に該当するものとする。 給与等支給額が零である場合には、同号イ又は 等支給額及び同号イに規定する継続雇用者比較 に係る同項第一号イに規定する継続雇用者給与 (特定船舶の特別償却) 法第十条の六第五項に規定する個人の対象年 4

完める海上運送業は、海洋運輸業(本邦の港と五条の八 法第十一条第一項に規定する政令で 八十七号)第二条第七項に規定する船舶貸渡業 舶貸渡業(海上運送法(昭和二十四年法律第百 次項第二号及び第五項において同じ。) 及び船 船舶により人又は物の運送をする事業をいう。 て同じ。)、沿海運輸業(本邦の各港間において する事業をいう。次項第一号及び第四項におい の各港間において船舶により人又は物の運送を 本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域 次項及び第三項において同じ。)とす 6 次項第一号において同じ。) 又は構築物の貸付 称するに至らない建物(その附属設備を含む。 けその他これに類する行為で相当の対価を得て

議して指定するものとする を除く。)のうち国土交通大臣が財務大臣と協 律第四十六号)第二十条の規定に該当するもの 船舶に該当する鋼船(船舶法(明治三十二年法 るものとして政令で定める船舶は、次に掲げる の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資す 法第十一条第一項に規定する特定海上運送業

- 輸業の用に供されるものを除く。) 除く。)で、その貸付けを受けた者の海洋運 第一項に規定する先進船舶に該当するものを 計画に記載された海上運送法第三十九条の十 の目的である船舶貸渡業の用に供されるもの む。)又は外国におけるこれに類する契約 ずる利益を分配することを約する契約を含 のために出資をし、相手方がその事業から生 匿名組合契約(当事者の一方が相手方の事業 ン数が一万トン以上のものに限るものとし、 第四十号)第四条第一項に規定する国際総ト ン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律 (その船舶貸渡業を営む個人の法第十一条第 (次号において「匿名組合契約等」という。) 項第一号イに規定する認定先進船舶導入等 海洋運輸業の用に供される船舶(船舶のト
- 一 沿海運輸業の用に供される船舶(総トン数 運輸業の用に供されるものを除く。) されるもので、その貸付けを受けた者の沿海 組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供 が五百トン以上のものに限るものとし、匿名
- 人は、 法第十一条第一項に規定する政令で定める個 船舶貸渡業を営む個人とする。
- として国土交通大臣が財務大臣と協議して指定 定める船舶は、海洋運輸業の用に供される船舶法第十一条第一項第一号イに規定する政令で するものとする。 のうち環境への負荷の低減に著しく資するもの
- うち環境への負荷の低減に著しく資するものと めるものは、沿海運輸業の用に供される船舶の るものとする。 して国土交通大臣が財務大臣と協議して指定す 法第十一条第一項第四号に規定する政令で定
- 第六条 法第十一条の二第一項に規定する事業に 準ずるものとして政令で定めるものは、事業と より船舶を指定したときは、これを告示する。 (被災代替資産等の特別償却) 国土交通大臣は、第二項又は前二項の規定に
- 2 法第十一条の二第一項に規定する政令で定め 資産の区分に応じ当該各号に定めるものとす る減価償却資産は、次の各号に掲げる減価償却 継続的に行うものとする。
- の二第 項に規定する特定非常災害(次号及 当該個人が有する建物で法第十一条

- と同一の用途に供される構築物(当該構築物供することができなくなつた時の直前の用途 の規模が当該被災構築物とおおむね同程度以 おいて「被災構築物」という。)のその用に ることができなくなつたもの(以下この号に 常災害に基因して当該個人の事業の用に供す 下のものに限る。) 構築物 当該個人が有する構築物で特定非
- 械装置に比して著しく仕様が異なるものを除 く高額なもの、当該被災機械装置に比して著 械及び装置(当該被災機械装置に比して著し た時の直前の用途と同一の用途に供される機 う。)のその用に供することができなくなつ 業の用に供することができなくなつたもの 装置で特定非常災害に基因して当該個人の事 しく性能が優れているものその他当該被災機 (以下この号において「被災機械装置」とい 機械及び装置 当該個人が有する機械及び

(特定事業継続力強化設備等の特別償却)

|第六条の二 法第十一条の三第一項に規定する政 具及び備品にあつては一台又は一基の取得価額 において同じ。)が百万円以上のものとし、器定により計算した取得価額をいう。以下この条(所得税法施行令第百二十六条第一項各号の規一式。以下この条において同じ。)の取得価額 取引の単位とされるものにあつては、一組又は 令で定める規模のものは、機械及び装置にあつ が三十万円以上のものとし、建物附属設備にあ ては一台又は一基(通常一組又は一式をもつて 以上のものとする。 つては一の建物附属設備の取得価額が六十万円

第六条の二の二 法第十一条の四第一項に規定す 準に適合するものとする。 資産のうち同項に規定する環境負荷の低減に著 る政令で定めるものは、機械その他の減価償却 しく資するものとして農林水産大臣が定める基 (環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却)

- び第三号において「特定非常災害」という。) 2 する。 るものは、 価額をいう。)の合計額が百万円以上のものと 減価償却資産の取得価額(所得税法施行令第百 する設備等をいう。) を構成する機械その他 る規模のものは、一の設備等(同項各号に規定 項に規定する環境負荷の低減を図るために行う 二十六条第一項各号の規定により計算した取得 法第十一条の四第一項に規定する政令で定め 法第十一条の四第二項に規定する政令で定め 機械その他の減価償却資産のうち

より基準を定めたときは、これを告示する。

- の一・五倍に相当する部分に限る。) の用途と同一の用途に供される建物(当該建の用に供することができなくなつた時の直前 この号において「被災建物」という。)のそ 倍を超える場合には、当該被災建物の床面積 物の床面積が当該被災建物の床面積の一・五 用に供することができなくなつたもの(以下 事業をいう。以下この項において同じ。)の に基因して当該個人の事業(同項に規定する 取組の効果を著しく高めるものとして農林水産
- ければならない。 ことを証する財務省令で定める書類を添付しな 建設した機械その他の減価償却資産(以下この 大臣が定める基準に適合するものとする。 する基盤確立事業用資産に該当するものである る年分の確定申告書に当該機械等が同項に規定 は、当該機械等につき同項の規定の適用を受け 項において「機械等」という。)につき法第十 一条の四第二項の規定の適用を受ける場合に 農林水産大臣は、第一項又は第三項の規定に 個人が、その取得し、又は製作し、若しくは
- 第六条の二の三 法第十一条の五第一項第一号に 農業の生産性の向上に著しく資するものとして ち、同号に規定する農作業の効率化等を通じた 品、建物及びその附属設備並びに構築物のう 設備等を構成する機械及び装置、器具及び備 規定する政令で定めるものは、同号に規定する 農林水産大臣が定める基準に適合するものとす (生産方式革新事業活動用資産等の特別償却)
- が定める基準に適合するものとする。 動の促進に特に資するものとして農林水産大臣 者等が行う同号に規定する生産方式革新事業活 で定めるものは、同号に規定する設備等を構成 する機械及び装置のうち、同号に規定する農業 法第十一条の五第一項第二号に規定する政令
- 定めたときは、これを告示する。 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 農林水産大臣は、前二項の規定により基準を

3

第六条の三 法第十二条第一項に規定する政令で 定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ当該各号に定める期間とする。 事業の用に供する設備の新設又は増設 掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる 法第十二条第一項の表の第一号の第二欄に (以下

については指定期間の初日からその該当しな

に掲げる区域に該当しないこととなつた区域

いこととなつた日までの期間とし、指定期間

内に同法第五十五条の二第七項の変更により

の解除又は変更により同表の第三号の第二欄う。)内に同法第五十五条第四項又は第五項

間(以下この号において「指定期間」といら令和七年三月三十一日までの期間(当該期準用する同条第四項の認定の日とする。)か

掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる 掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる の二第七項の変更により新たに同号の第三欄 当することとなつた日とし、同法第五十五条 ることとなつた区域についてはその新たに該 り新たに同号の第二欄に掲げる区域に該当す 認定の日(同法第五十五条第四項の変更によ 沖縄振興特別措置法第五十五条の二第四項の 事業の用に供する設備の新増設をする場合 条第四項の規定による提出の日までの期間) から当該変更に係る同項において準用する同 ととなつた区域については、当該期間の初日 り同号の第二欄に掲げる区域に該当しないこ の期間(当該期間内に同条第七項の変更によ る提出の日)から令和七年三月三十一日まで 同項において準用する同条第四項の規定によ ととなつた区域については、当該変更に係る たに同号の第二欄に掲げる区域に該当するこ による提出の日(同条第七項の変更により新沖縄振興特別措置法第四十一条第四項の規定 事業の用に供する設備の新増設をする場合 ついては当該変更に係る同条第八項において に掲げる事業に該当することとなつた事業に 法第十二条第一項の表の第三号の第二欄に

受情で安全で見りる見美のような、大り各身で安全で見りる。 大り を引いた いっと いっと いっと いっと いっと いっと いっと いっと がった は 一項 の 認定 を 済金融活性 化計画 の 認定 を 取り消された 場合に は 当該初日からその 第三欄に掲げる事業に 該当しないこと 同号の 第三欄に掲げる事業に 該当しないこと 同号の 第三欄に掲げる事業に該当しないこと

模のものとする。
に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める規
る設備で政令で定める規模のものは、次の各号

の規模のもの の第三欄に掲げる事業 次に掲げるいずれか お第十二条第一項の表の第一号及び第二号

- 一の生産等設備(ガスの製造又は発電に保る設備を含む。以下この項及び第十項において同じ。)で、これを構成する減価償おいて同じ。)のの計額が千万円を超えるものにより計算した二十六条第一項各号の規定により計算した二十六条第一項各号の規定により計算した二十六条第一項各号の規定により計算した二十六条第一項各号の規定により計算した。)の合計額が千万円を超えるものじ。)の合計額が千万円を超えるもので。)の合計額が千万円を超えるもので。)の合計額が千万円を超えるもので、一の生産等設備(ガスの製造又は発電に

海げる事業 次に掲げるいずれかの規模の大第十二条第一項の表の第三号の第三欄に合計額が百万円を超えるものの生産等設備を構成するものの取得価額の合事業にあつては、機械及び装置)で、一る事業にあつては、機械及び装置)で、一

イ 一の生産等設備で、これを構成する減価もの お第十二条第一項の表の第三号の第三陽に 法第十二条第一項の表の第三号の第三陽に

の生産等設備を構成するものの取得価額の 機械及び装置並びに器具及び備品で、一超えるもの 関邦資産の取得価額の合計額が五百万円を 関邦資産の取得価額の合計額が五百万円を

価償却資産とする。

「協作の区分に応じ当該各号に定める減するものとして政令で定めるものは、次の各号するものとして政令で定めるものは、次の各号の、法第十二条第一項に規定する区域の振興に資合計額が五十万円を超えるもの

3

画に記載された減価償却資産 地球の発売のでは、当該個人の沖縄げる事業者に該当する個人 当該個人の沖縄がの事業者に該当する個人 当該個人の沖縄がの事業者に該当する個人 当該個人の沖縄がの表の第一号の第一欄に

載された減価償却資産

載された減価償却資産

は第十二条第一項の表の第三号の第一欄に規
をする認定経済金融活性化措置実施計画に記
をする認定経済金融活性化措置実施計画に記
をする認定経済金融活性化措置実施計画に記
をする認定経済金融活性化措置実施計画に記
をする認定経済金融活性化措置実施計画に記
をする認定経済金融活性化措置実施計画に記
をする。

4 法第十二条第一項の表の第一号の第三欄に規 法第十二条第一項の表の第一号の第三欄に規 に属する事業及び沖縄振興特別措置法施行令に属する事業及び沖縄振興特別措置法施行令 (平成十四年政令第百二号)第四条第九号に掲げるガス供給業(次項において「ガス供給業」だるが表の第一号の第三欄に規

5 法第十二条第一項の表の第一号の第四欄に規定する政令で定めるものは、機械及び装置に限る。)、構築物(液化したガスを被及び装置に限る。)、構築物(液化したガスをが成し、又は利用するためのもの(複じ業又はガス供給業の用に供されるものに限る。)で対対、供給業の用に供されるものに限る。)がびに次に掲げるものとする。

定める器具及び備品 次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に

業 次に掲げる器具及び備品 製造業及び自然科学研究所に属する事

器具及び備品 電子計算機その他の財務省令で定める

ロ 道路貨物運送業、倉庫業、卸売業及びデ 9 日 道路貨物運送業 東庫用、作業場用又は 10 工場用の建物及びその附属設備 でいたいでに次に掲げる事業の区分に応じそく。)並びに次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める建物及びその附属設備(ガス供給業の用に供される建物及びその附属設備(ガス供給業の用に供される建物及びその附属設備(ガス供給業の工作を対象ができる。

、 叩記笑 三菱湯月、倉草月なは髪、湯月その附属設備 - 倉庫業 作業場用又は倉庫用の建物及び

の建物及びその附属設備、卸売業、作業場用、倉庫用又は展示場用

5 自然斗学研究所こ属する事業 研究所用物及びその附属設備 事務所用又は作業場用の建一 デザイン業 事務所用又は作業場用の建

の建物及びその附属設備 研究所用 は然科学研究所に属する事業 研究所用

機整備業」という。)とする。 法第十二条第一項の表の第二号において「航空行る航空機整備業(次項第四号において「航空に掲げる不動産賃貸業(次項第三号において「機械等修理業」という。)、同条第七号に掲げる不動産賃貸業(次項第三号において「機械等修理業」という。)、同条第七号に掲げる不動産賃貸業(次項第三号において「機械等修理業」という。)、同条第七号に掲げる不動産賃貸業(次項第三号イからにおいて「機械等修理業」という。)とする。

- 法第十二条第一項の表の第二号の第四欄に規定する。

庫用の建物 事務所用、作業場用又は倉

三 不動産賃貸業 倉庫用の建物二 機械等修理業 作業場用又は倉庫用の建物

- 去第十二条第二頁こ規定する政令で定める期庫用又は倉庫用の建物四 航空機整備業 事務所用、作業場用、格納

8 法第十二条第二項に規定する政令で定める期間は、令和四年四月一日(同日後に同項に規定する離島(以下この項及び第十一項において「離島」という。)に該当することとなつた地域については、その該当することとなつた地域ら令和七年三月三十一日までの期間(当該期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間)とする。

とする。 法第十二条第二項に規定する政令で定める事業のうち財務省令で定めるものを除く。) 
らの事業のうち財務省令で定めるものを除く。) 
らの事業のうち財務省令で定めるものを除く。) 
とする。

する設備で政令で定める規模のものは、一の生10 法第十二条第二項に規定する旅館業の用に供

中縄県知事の確認がある場合とする。 は、その個人が離島の地域内において「旅館規定する旅館業(以下この条において「旅館規定する旅館業(以下この条において「旅館規定する旅館業(以下この条において「旅館業」という。)の用に供した設備について、沖縄振興特別措置法第四条第一項に規定する沖縄振興特別措置法第四条第一項に規定する沖縄に適合するものである場の合計額が五百万円以上のものとする。

13 個人が、その取得等(法第十二条第二項に規物は、その構造設備が旅館業法第三条第二項に規定する政令で定める建物とする。

14 法第十二条第四項に規定する政令で定める期間 法第十二条第四項に規定する政令で定める書類を添すの確定申告書に財務省令で定める書類を添減価償却資産につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該条第二項の規定の適用を受ける場合には、当該において同じ。)をした減価償却資産につき同において同じ。)をした減価償却資産につき同において同じ。)をした減価償却資産につき同において、

用こ共する司号の下闌こ曷ずる殳備の良导等げる地区において同号の中欄に掲げる事業の一 法第十二条第四項の表の第一号の上欄に掲各号に定める期間とする。

掲げる事項に係る同条第五項の他の市町村と号に掲げる事項並びに同条第二項第四号ロに 和九年三月三十一日までの期間 計画が定められた日のいずれか遅い日から令 初日又は当該特定過疎地域持続的発展市町村 同法第八条第二項第三号に掲げる計画期間の 的発展市町村計画」という。) に記載された る。以下この条において「特定過疎地域持続 の連携に関する事項が記載されたものに限 条第二項第三号及び第四号ロ並びに第四項各 同法第八条第一項に規定する市町村計画(同よる場合を含む。)の規定により定められた なして適用する場合を含む。)又は第三項 続的発展の支援に関する特別措置法施行令 法律第十九号)第八条第一項(過疎地域の持 的発展の支援に関する特別措置法(令和三年 をする場合 当該地区に係る過疎地域の持続 用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等 て適用する場合を含む。)においてその例に (令和三年政令第百三十七号) 附則第三条第 (同令附則第四条第三項の規定によりみなし 二項(同令附則第四条第二項の規定によりみ (当該計画期

までの朝間)当該いずれか遅い日から当該計画期間の末日当該いずれか遅い日から当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には、

日前である場合には当該計画期間とし、同日 和六十年法律第六十三号)第九条の五第一項 期間とする。) には当該初日からその取り消された日までの 五第一項に規定する認定を取り消された場合 定半島産業振興促進計画に係る同法第九条の に同法第九条の七第一項の規定により当該認 となつた日までの期間とし、同月三十一日前 については当該初日からその該当しないこと 対策実施地域に該当しないこととなつた地区 前に同表の第二号の上欄に規定する半島振興 での期間 計画期間の初日から令和七年三月三十一日ま された同法第九条の二第二項第四号に掲げる 定半島産業振興促進計画」という。)に記載 されたものに限る。以下この条において「認 るものとして財務省令で定めるもの)が記載 に掲げる事項にあつては、産業の振興に資す 条の二第三項各号に掲げる事項(同項第二号 に規定する認定産業振興促進計画(同法第九 をする場合 当該地区に係る半島振興法 用に供する同号の下欄に掲げる設備の取り げる地区において同号の中欄に掲げる事業の 法第十二条第四項の表の第二号の上欄に掲 (当該計画期間の末日が同月三十一 (昭 15

れらの通知を受けた日のいずれか遅い日から間の初日又は当該特定離島振興計画に係るこれた同法第四条第二項第三号に掲げる計画期 計画につき当該離島振興計画を定めた都道府 載されたものに限る。)のうち当該離島振興 げる地区において同号の中欄に掲げる事業の て「特定離島振興計画」という。)に記載さ よる通知)を受けたもの(以下この条におい 五項において準用する同条第十四項の規定に 提出があつたものである場合には、同条第十 同条第十一項の規定により同項の主務大臣に 島振興計画が同条第十五項において準用する 県が同条第十四項の規定による通知(当該離 二号並びに同条第四項各号に掲げる事項が記 項並びに当該地区に係る同項第五号及び第十 離島振興計画(同条第二項第三号に掲げる事 和二十八年法律第七十二号)第四条第一項の をする場合 当該地区に係る離島振興法 用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等 法第十二条第四項の表の第三号の上欄に掲 17

> なつた日までの期間とする。) なつた日までの期間とする。) を和七年三月三十一日前である場合には期間の末日が同月三十一日前で同表の第三号の上欄に規定する離島振興対策実施地域三号の上欄に規定する離島振興対策実施地域三号の上欄に規定する離島振興対策実施地域三号の上欄に規定する離島振興対策実施地域がある。)

は、たにまての其間とする。 は、その個人が同項の表の各号の上欄に掲げる事業の他の事項に適合するものである旨 方に掲げる当該地区の区分に応じ当該各号に定 に掲げる当該地区の区分に応じ当該各号に定 大い、当該地区に係る産業投資促進計画(次の各 大い、当該地区の区分に応じ当該各号に定 は、その個人が同項の表の各号の上欄に掲げる事業の の当該地区内の市町村の長の確認がある場合と なる事業その他の事項に規定する政令で定める場 なる事業との他の事項に規定する政令で定める場 なる事業との他の事項に規定する政令で定める場 なる事業との他の事項に規定する政令で定める場合と なる事業との他の事項に規定する政令で定める場合と なる事業との他の事項に規定する政令で定める場合と なる事業との他の事項に規定する政令で定める場合と なる事業との他の事項に規定する政令で定める場合と なる事業との他の事項に規定する政令で定める場合と なる事業との他の事項に規定する政令で定める場合と なる事業との他の事項に規定する政令で定める場合と

過疎地域持続的発展市町村計画 げる地区 当該地区内の市町村が定める特定 法第十二条第四項の表の第一号の上欄に掲

定半島産業振興促進計画 げる地区 当該地区内の市町村が作成する認一 法第十二条第四項の表の第二号の上欄に掲

定離島振興計画 げる地区 当該地区内の都道府県が定める特三 法第十二条第四項の表の第三号の上欄に掲

掲げる区域とする。
は第十二条第四項の表の第一号の上欄に規定

定の適用を受ける区域 での適用を受ける区域 に関する特別措置法第四十二条の規定を同条第一項若しくは第二項 (これらの規定を同条第一項若しくは第二項 (これらの規定を同条第一項若しくは第二項 (これらの規定を同る場合を含む。) 又は第四十一条第二項の規定の適用を受ける区域

する過疎地域に準ずる地域として政令で定める

法第十二条第四項の表の第一号の上欄に規定

いことと 18 法第十二条第四項の表の第一号の上欄に規定 次実施地域 又は第八条第一項の規定により特定市町村の区 次実施地域 又は第八条第一項の規定により特定市町村の区 がでは当 域とみなされる区域を含む。)とする。 の区域(同法附則第六条第一項、第七条第一項 のでは、同法附則第六条第一項、第七条第一項 のでは、過疎地域の持続的発展の支援に関する

19 法第十二条第四項の表の第一号の中欄に規定る。 一号に規定する産業振興促進区域内の地区とする。

発展市町村計画に記載された過疎地域の持続的

する政令で定める地区は、特定過疎地域持続的

当該一の設備とする。 取得価額の合計額が五百万円以上である場合の る事業の用に供される設備で政令で定める規模 地域持続的発展市町村計画に振興すべき業種と うち、同号の上欄に掲げる地区に係る特定過疎 第二十一項及び第二十三項において同じ。) う。)、旅館業及び情報サービス業等(情報サー 域の者に販売することを目的とする事業をい 若しくは材料として製造、加工若しくは調理 産された農林水産物又は当該農林水産物を原料 等販売業(同号の上欄に掲げる地区において生 する政令で定める事業は、 のものは、一の設備を構成する減価償却資産 して定められた事業とし、同号の下欄に規定す ビス業その他の財務省令で定める事業をいう。 したものを店舗において主に当該地区以外の 製造業、農林水産物 の 地 を

21 産された農林水産物又は当該農林水産物を原料等販売業(同号の上欄に掲げる地区において生 場合の当該一の設備とする 資産の取得価額の合計額が五百万円以上である 規定する事業の用に供される設備で政令で定め 促進計画に記載された事業とし、同号の下欄に 号の上欄に掲げる地区に係る認定半島産業振興 う。)、旅館業及び情報サービス業等のうち、同 する政令で定める事業は、製造業、農林水産物 項第一号に規定する計画区域内の地区とする。 進計画に記載された半島振興法第九条の二第二 する政令で定める地区は、認定半島産業振興 る規模のものは、一の設備を構成する減価償却 域の者に販売することを目的とする事業をい 若しくは材料として製造、加工若しくは調理を したものを店舗において主に当該地区以外の 法第十二条第四項の表の第二号の中欄に規定 法第十二条第四項の表の第二号の上欄に規定 地

記載された離島振興法第四条第四項第一号に掲する政令で定める地区は、特定離島振興計画に げる区域内の地区とする。 法第十二条第四項の表の第三号の上欄に規定

で政令で定める規模のものは、一の設備を構成同号の下欄に規定する事業の用に供される設備 円以上である場合の当該一の設備とする。 する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万 に振興すべき業種として定められた事業とし、 号の上欄に掲げる地区に係る特定離島振興計画 う。)、旅館業及び情報サービス業等のうち、同域の者に販売することを目的とする事業をい 若しくは材料として製造、加工若しくは調理を 産された農林水産物又は当該農林水産物を原料 等販売業(同号の上欄に掲げる地区において生 する政令で定める事業は、製造業、農林水産物 したものを店舗において主に当該地区以外の地 法第十二条第四項の表の第三号の中欄に規定 3

で定める書類を添付しなければならない。 用を受ける最初の年分の確定申告書に財務省令 には、当該減価償却資産につき同項の規定の適 き法第十二条第四項の規定の適用を受ける場合 (医療用機器等の特別償却) 個人が、その取得等をした減価償却資産につ

第六条の四 法第十二条の二第一項に規定する政 及び備品とする。 百万円以上の医療用の機械及び装置並びに器具 取得価額をいう。第三項において同じ。)が五 条第一項各号又は第二項の規定により計算した じ。)の取得価額(所得税法施行令第百二十六 にあつては、一組又は一式。第三項において同 令で定める規模のものは、一台又は一基(通常 一組又は一式をもつて取引の単位とされるもの

びに器具及び備品とする。 るものは、次に掲げる医療用の機械及び装置並 法第十二条の二第一項に規定する政令で定め

用を図る必要があるものとして厚生労働大臣城等内の病院又は診療所における効率的な活 は、厚生労働大臣が定める要件を満たすもの が財務大臣と協議して指定するものにあつて 号)第三十条の十四第一項に規定する構想区 るもの(医療法(昭和二十三年法律第二百五 て厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定す のうち、高度な医療の提供に資するものとし 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品

全性の確保等に関する法律第二条第五項に規 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安

> 働大臣が指定した日の翌日から二年を経過し ていないもの(前号に掲げるものを除く。) する管理医療機器又は同条第七項に規定する 定する高度管理医療機器、同条第六項に規定 般医療機器で、これらの規定により厚生労

ウエアの取得価額が三十万円以上のものとす ものとし、ソフトウエアにあつては一のソフト 及び装置を含む。次項において同じ。)にあつ る規模のものは、器具及び備品(医療用の機械 ては一台又は一基の取得価額が三十万円以上の 法第十二条の二第二項に規定する政令で定め

取得し、又は製作するもの(第一号において 短縮のための対策、その対策に有用な設備の機して医療従事者の勤務時間の実態、勤務時間の う。) の助言を受けて作成される医師その他の 号に掲げる事務を実施する都道府県の機関 アのうち、医療法第三十条の二十一第一項第一 るものは、器具及び備品並びに特定ソフトウエ 件の全てを満たす場合における当該記載された 時間短縮計画に記載されたもの(次に掲げる要 時間短縮計画」という。)に基づき当該個人が は、その変更後の計画に係る当該確認があるも (記載された当該事項につき変更がある場合に に特に資するものである旨の確認があるもの た都道府県知事)による医師の勤務時間の短縮 場合には、当該相談機関の長及びその委託をし 同条第二項の規定による委託を受けた者である れた計画(当該相談機関の長(当該相談機関が 能その他の厚生労働大臣が定める事項が記載さ 医療従事者の勤務時間を短縮するための計画と を含む。以下この項において「相談機関」とい 掲げる事務に係るものに限る。)を実施する者 条第二項の規定による委託に係る事務(同号に ものに限る。)とする。 の)に限る。以下この項において「医師等勤務 「計画設備等」という。)として当該医師等勤務 法第十二条の二第二項に規定する政令で定め (同 7

二 当該医師等勤務時間短縮計画の写しを法第 の確定申告書に添付すること。 十二条の二第二項の規定の適用を受ける年分 定するものに該当する旨の記載があること。 機能別の機器の種類として厚生労働大臣が指 備等が医療従事者の勤務時間の短縮に資する 当該医師等勤務時間短縮計画に当該計画設 2

5 計算機に対する指令であつて一の結果を得るこ 前項に規定する特定ソフトウエアとは、電子

6

一 その改修(法第十二条の二第三項に規定す おいて病床の機能区分のうちいずれかのものる改修をいう。)により既存病院用建物等に 診療所用の建物及びその附属設備(次号にお医療保健業の用に供されていた病院用又は て新たに建設されるものであること。 いて「既存病院用建物等」という。)につい てその用途を廃止し、これに代わるものとし

器の種類を指定したときは、これを告示する。 機械及び装置並びに器具及び備品を指定し、若 定め、又は同項第一号の規定により機能別の機 (輸出事業用資産の割増償却) しくは要件を定め、第四項の規定により事項を 厚生労働大臣は、第二項第一号の規定により

第六条の五 法第十三条第一項に規定する合理 製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の 令で定めるものは、機械及び装置、建物及びそ 改善に資するものとして農林水産大臣が定める る農林水産物又は同項に規定する食品の生産、 の附属設備並びに構築物のうち、同項に規定す 要件を満たすものとする。 化、高度化その他の改善に資するものとして政

政令で定めるものは、次に掲げる試験研究とす 法第十三条第一項に規定する試験研究として

構造、品種その他の特性が著しく異なるもの の製造を目的として行う試験研究 新たな製品のうち当該個人の既存の製品と 関連する財務省令で定める書類を含む。) をい とができるように組み合わされたもの(これに

申告書に添付することにより証明がされたもの条の二第三項の規定の適用を受ける年分の確定 用の建物及びその附属設備のうち次に掲げる要 るものは、同項に規定する構想区域等内にお 道府県知事のその旨を確認した書類を法第十二 のであることについて当該構想区域等に係る都 病床の機能区分(医療法第三十条の十三第一項 等に係る同項の協議の場における協議に基づく 件のいずれかに該当するもので、当該構想区域 て医療保健業の用に供される病院用又は診療所 いて同じ。) に応じた病床数の増加に資するも 法第十二条の二第三項に規定する政令で定め 1.規定する病床の機能区分をいう。 第二号にお 3

ための工事により取得又は建設をされるもの に応じた病床数が増加する場合の当該改修の であること。

3 法第十四条第二項に規定する政令で定めるも であること。

認定があつたものとみなされた同法第十九 二十三条に規定する認定事業者、同法第十九条 当該都市再生事業に係る都市再生特別措置法第 号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物で される建築基準法(昭和二十五年法律第二百一 のは、同項に規定する都市再生事業により整備 十第二項の実施主体又は国家戦略特別区域 の十第二項の規定により同法第二十条第一項 (平成二十五年法律第百七号)第二十五条第一

条 0

二 新たな製品を製造するために行う新たな資 源の利用方法の研 新たな製品を製造するために現に企業化さ

れている製造方法その他の生産技術を改善す 原理又は方法が異なるものの発明を目的とし ることを目的として行う試験研究 新たな技術のうち当該個人の既存の技術と

農林水産大臣は、第一項の規定により要件を て行う試験研究

定めたときは、これを告示する。 (特定都市再生建築物の割増償却)

第七条 法第十四条第一項に規定する事業に準ず るものとして政令で定めるものは、事業と称す 価を得て継続的に行うものとする。 物の貸付けその他これに類する行為で相当の るに至らない同項に規定する特定都市再生建築

件は、第一号及び第二号又は第一号及び第三号 に掲げる要件とする。 法第十四条第二項に規定する政令で定める要

築物が整備されること。 は延べ面積が七万五千平方メートル以上の 事業の施行される土地の区域(次号において 「事業区域」という。)内に地上階数十以上又 十二号)第二十条第一項に規定する都市再生 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二

一 事業区域内において整備される公共施設 合が百分の三十以上であること。 面積の当該事業区域の面積のうちに占める割 る公共施設をいう。)の用に供される土地 (都市再生特別措置法第二条第二項に規定す 0

施設に係る土地等(土地又は土地の上に存す る権利をいう。)の取得に必要な費用の額及 寄与する施設の整備に要する費用の額(当該 号に規定する都市の居住者等の利便の増進に び借入金の利子の額を除く。)が十億円以 都市再生特別措置法第二十九条第一項第一

つき財務省令で定めるところにより証明がされ 体に該当する個人が取得するものであることに 国家戦略特別区域法第二十五条第一項の実施主 第一項の計画の認定があつたものとみなされた 項の規定により都市再生特別措置法第二十一条 たものとする。

める書類を添付しなければならない。 受ける最初の年分の確定申告書に財務省令で定 合には、当該建築物につき同項の規定の適用を つき法第十四条第一項の規定の適用を受ける場 (倉庫用建物等の割増償却) 個人が、その取得し、又は新築した建築物に

第八条 法第十五条第一項に規定する政令で定め る区域は、次に掲げる区域又は地区とする。 三条第一号に掲げる高速自動車国道及びこれ の拠点となる区域として財務省令で定める に類する道路の周辺の地域のうち物資の流通 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第

法第十五条第一項に規定する政令で定めるも 通大臣が財務大臣と協議して指定する地区 る貨物の流通の拠点となる地区として国土交 第四項に規定する臨港地区のうち輸出入に係 地先水面とする地域において定められた港湾 二条第一項第十一号に規定する開港の区域を (次項において「特定臨港地区」という。) 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第 (昭和二十五年法律第二百十八号) 第二条

数が二以上のものにあつては、耐火建築物に該 当するものに限る。)とする。 もの(冷蔵倉庫又は貯蔵槽倉庫以外の倉庫で階 第九号の三に規定する準耐火建築物に該当する 項において「耐火建築物」という。)又は同条 条第九号の二に規定する耐火建築物(以下この 区内にあるものに限る。)で、建築基準法第二 するもの(貯蔵槽倉庫にあつては、特定臨港地 として国土交通大臣が財務大臣と協議して指定 うち、物資の輸送の合理化に著しく資するもの四項及び第五項において同じ。)及び構築物の は、倉庫用の建物(その附属設備を含む。第

3 の荷待ち及び荷役の時間の短縮その他の同項に件は、貨物の運送の用に供する自動車の運転者 して国土交通大臣が定める基準に該当すること 規定する流通業務の省力化に特に資するものと 法第十五条第一項に規定する政令で定める要

4 構築物につき法第十五条第一項の規定の適用を 個人が、その取得し、又は建設した建物及び

> らない。 受ける場合には、当該建物及び構築物につき同 書に財務省令で定める書類を添付しなければな 項の規定の適用を受ける最初の年分の確定申告

第九条 5 り基準を定めたときは、これを告示する。 物及び構築物を指定し、又は第三項の規定によ 地区を指定し、第二項の規定により倉庫用の建 国土交通大臣は、第一項第二号の規定により

第十条 法第十九条第一項第二号に規定する政令 (特別償却等に関する複数の規定の不適用) で定める規定は、次に掲げる規定とする。

二 所得税法等の一部を改正する法律(令和二 別措置法第十四条の規定 る同法第十一条の規定による改正前の租税特 規定によりなおその効力を有するものとされ 十一年法律第六号)附則第三十二条第四項の 所得税法等の一部を改正する法律(平成三

2

三 所得税法等の一部を改正する法律(令和三 同法第七条の規定による改正前の租税特別措 定によりなおその効力を有するものとされる 年法律第十一号) 附則第三十二条第七項の規 第十五条の規定による改正前の租税特別措置 年法律第八号)附則第六十条第四項の規定に 法第十三条の三の規定 よりなおその効力を有するものとされる同法

第十一条及び第十二条 削除 置法第十二条の規定 第三節 特定船舶に係る特別修繕準備金

第十三条 法第二十一条第二項第一号に規定する これにその年において不動産所得又は事業所得 金額を六十(当該特定船舶が船舶安全法(昭和のために要した費用の額の四分の三に相当する 条第一項の個人の事業(同項に規定する事業を 計算した金額 年において当該特定船舶の特別の修繕を完了し を生ずべき事業を行つていた期間の月数(その 定する船舶である場合には、七十二)で除し、 舶をいう。以下この条において同じ。)につき 供する特定船舶(同条第一項に規定する特定船 いう。以下第三項までにおいて同じ。)の用に 政令で定めるところにより計算した金額は、同 ていた期間の末日までの期間の月数)を乗じて た場合には、その完了の日から当該事業を行つ 八年法律第十一号)第十条第一項ただし書に規 (以下この条において「特別の修繕」という。) 最近において行つた同項に規定する特別の修繕 (当該計算した金額が当該最近に

> ものとする。 の属する年の前年までの各年においては、ない ら当該特定船舶に係る特別の修繕が完了する日 額は、同項に規定する経過した日の属する年か が生じた特定船舶については、当該計算した金 第四項に規定する特別修繕予定日経過準備金額 控除した金額)とする。ただし、法第二十一条 じ。)を控除した金額を超える場合には、当該 を控除した金額。次項及び第三項において同 きこととなつた金額がある場合には、当該金額 り総収入金額に算入された、又は算入されるべ でに法第二十一条第三項又は第五項の規定によ 繰り越された特別修繕準備金の金額(その日ま 額の四分の三に相当する金額から当該特定船舶 おいて行つた特別の修繕のために要した費用の に係るその年十二月三十一日における前年から

別修繕準備金の金額を控除した金額を超える場 間の月数(その年において当該特定船舶を取得得又は事業所得を生ずべき事業を行つていた期 事業の用に供する特定船舶の総トン数を乗じての総トン数で除し、これに同条第一項の個人の の修繕のために要した費用の額を当該類似船舶 舶」という。)につき最近において行つた特別 定めるところにより計算した金額は、同号に規 が完了する日の属する年の前年までの各年にお の属する年から当該特定船舶に係る特別の修繕 該計算した金額は、同項に規定する経過した日 経過準備金額が生じた特定船舶については、当 法第二十一条第四項に規定する特別修繕予定日 合には、当該控除した金額)とする。ただし、 二月三十一日における前年から繰り越された特 相当する金額から当該特定船舶に係るその年十 算した金額が当該特別修繕費の額の四分の三に の期間の月数)を乗じて計算した金額(当該計 の日から当該事業を行つていた期間の末日まで 十二)で除し、これにその年において不動産所 を六十(当該特定船舶が船舶安全法第十条第一 費の額」という。)の四分の三に相当する金額 計算した金額(以下この項において「特別修繕 定する類似船舶(以下この項において「類似船 項ただし書に規定する船舶である場合には、七 し、又は建造した場合には、その取得又は建造 法第二十一条第二項第二号に規定する政令で

3 造、 定めるところにより計算した金額は、種類、構 いては、ないものとする。 法第二十一条第二項第三号に規定する政令で 容積量、 建造後の経過年数等について同条

の年十二月三十一日における前年から繰り越さ の三に相当する金額から当該特定船舶に係るそ 末日までの期間の月数)を乗じて計算した金 又は建造の日から当該事業を行つていた期間の 所轄税務署長が認定した金額の四分の三に相当 として、同項の個人の申請に基づき、納税地 れた特別の修繕のために要した費用の額を基礎 況の類似する他の船舶につき最近において行 第一項の個人の事業の用に供する特定船舶と状 舶を取得し、又は建造した場合には、その取得 不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を行つ (当該計算した金額が当該認定した金額の四 ていた期間の月数(その年において当該特定 には、七十二)で除し、これにその年において する金額を六十(当該特定船舶が船舶安全法第 十条第一項ただし書に規定する船舶である場合

満たない端数を生じたときは、これを一月とす 年においては、ないものとする。 の修繕が完了する日の属する年の前年までの各した日の属する年から当該特定船舶に係る特別 は、当該計算した金額は、同項に規定する経過 前三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に

だし、法第二十一条第四項に規定する特別修繕 える場合には、当該控除した金額)とする。た れた特別修繕準備金の金額を控除した金額を超

分

予定日経過準備金額が生じた特定船舶について

8 6 係る金額を認定するものとする。 金額を変更することができる。 合には、遅滞なく、これを審査し、 に提出しなければならない。 た書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長 係る金額の算定の基礎となるべき事項を記載し 令で定める事項を記載した申請書に当該認定に 特定船舶の種類、名称及び船籍港その他財務省 二十一条第一項の規定の適用を受けようとする 税務署長は、前二項の処分をするときは、そ 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場 税務署長は、第三項の認定をした後、その 第三項の認定を受けようとする個人は、 その申請に

る特別の事由が生じたと認める場合には、その 定に係る金額により同項の特定船舶につき同項 に規定する金額の計算をすることを不適当とす

9 その処分のあつた日の属する年以後の各年分の 通知する。 の認定に係る個人に対し、 第六項又は第七項の処分があつた場合には、 書面によりその旨を

3

三項に規定する金額の計算につきその処分の効る場合のその処分に係る特定船舶についての第 果が生ずるものとする。 不動産所得の金額又は事業所得の金額を計算す

(同条第三項に規定する準備金設定特定船舶を日は、次の各号に掲げる準備金設定特定船舶 いう。以下この項において同じ。)の区分に応 じ当該各号に定める日とする。 法第二十一条第四項に規定する政令で定める 特別の修繕を行つたことがある準備金設定

書に規定する船舶である場合には、 定特定船舶が船舶安全法第十条第一項ただし は建造の日の翌日から六十月(当該準備金設 特定船舶 当該準備金設定特定船舶の取得又 月)を経過する日 書に規定する船舶である場合には、七十二 定特定船舶が船舶安全法第十条第一項ただし 完了した日の翌日から六十月(当該準備金設 特定船舶 最近において行つた特別の修繕が 特別の修繕を行つたことがない準備金設定 七十二

### 第四節 鉱業所得の課税の特例

月)を経過する日

定める鉱物は、鉱業法(昭和二十五年法律第二第十四条 法第二十二条第一項に規定する政令で 大臣が財務大臣と協議して指定するものとす 確保することが特に必要なものとして経済産業 六項に規定する金属鉱物のうち安定的な供給を 構法(平成十四年法律第九十四号)第十一条第 及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機 外にある石炭、亜炭及びアスファルトを除く。) 百八十九号)第三条第一項に規定する鉱物(国 5

2 計額とする。 期間」という。)内の次に掲げる収入金額の合 同項の規定する指定期間(次項において「指定 条において「鉱物」という。)に係るその年の 個人が採掘した同項に規定する鉱物(以下この 額として政令で定める金額は、同項に規定する 法第二十二条第一項第一号に規定する収入金 6

選鉱後の当該鉱物の販売による収入金額 当該鉱物の販売による収入金額

売による収入金額のうち前号に掲げる収入金 額に相当する金額として財務省令で定める 当該鉱物を原材料として製造した物品の販

金額として政令で定める金額は、 法第二十二条第一項第二号に規定する所得の 前項に規定す

> る個人が採掘した鉱物に係るその年の指定期間 所得金額」という。)とする。 の合計額を控除した残額(次項において「採掘 額の合計額から当該収入金額に係る損失の金額 内の同項各号に掲げる収入金額に係る所得の金

の適用を受けなかつた場合におけるその年に限 掘所得金額からその超える部分の金額を控除し 所得金額は、前項の規定にかかわらず、当該採 において同じ。) の第一号に掲げる合計額が第 前々年である場合には、当該前年。以下この項 前年までの各年(当該最後の年が当該特例年の 適用を受けた最後の年の翌年から当該特例年の の前々年以前の各年のうち同条第一項の規定の る。以下この項において「特例年」という。) (その年の前年において当該個人が同項の規定 二号に掲げる合計額を超える場合における採掘 た金額とする。 法第二十二条第一項に規定する個人がその年

損失の金額の合計額が同項に規定する所得の る部分の金額をいう。) の合計額 金額の合計額を超える場合におけるその超え 当該各年の採掘損失金額(前項に規定する

ものの費用とする。 要する費用で政令で定めるものは、次に掲げる 法第二十二条第二項に規定する探鉱のために 算した場合における採掘所得金額の合計額

探鉱のための地質の調査

地震探鉱、重力探鉱その他これらに類する

 $\equiv$ 探鉱のためのボーリング

な範囲内のものに限る。) 推定するための坑道の掘削(当該推定に必要 鉱量が推定されていない鉱床につき鉱量を

指定したときは、これを告示する。 (新鉱床探鉱費の特別控除) 経済産業大臣は、第一項の規定により鉱物を

第十五条 法第二十三条第一 2 得の金額として政令で定めるところにより計算 項及び第三項の規定を適用しないで計算した場 その他の設備で財務省令で定めるものとする。 試験及び鑑定その他探鉱のために使用する機械 合のその年分の事業所得の金額とする。 の状況の調査、試掘、試掘された鉱物の品質の 定める探鉱用機械設備は、地質及び鉱物の埋蔵 した金額は、同項並びに法第二十五条の二第一 法第二十三条第一項第三号に規定する事業所 項に規定する政令で

#### 第十六条 削除

#### (農業経営基盤強化準備金) 第五節 農業所得の課税の特

3 2 第十六条の二 法第二十四条の二第一項第一号に 令で定めるところにより計算した金額は、同項 第二十五条の二第一項及び第三項の規定を適用 及び同条第二項並びに法第二十四条の三並びに るところにより証明がされた金額とする。 取得に充てるための金額として財務省令で定め 条の三第一項に規定する農用地等をいう。)の 認定計画等に記載された農用地等(法第二十四 金額とする。 しないで計算した場合のその年分の事業所得の 規定する政令で定める金額は、同項に規定する 法第二十四条の二第一項第二号に規定する政 法第二十四条の二第七項に規定する推定相続

当該各年のこの項の規定を適用しないで計 るのは「取り消された」と、「あつた日又はそ る申告をやめる旨の届出書の提出をした」とあ る事業の全部の譲渡(当該推定相続人について 年である場合には、そのやめた年の十二月三十 の届出書の提出をした日(その届出書の提出を は、同項中「取り消され、又は青色申告書によ 当するときにおける同項の規定の適用について 定する個人が、同条第四項に規定する場合に該 該当する譲渡を除く。)をした同条第七項に規 同条第八項に規定する申請が却下された場合に )た日が青色申告書による申告をやめた年の翌

第十六条の三 法第二十四条の三第一項に規定す とする。 る政令で定める取得は、代物弁済としての取得 (農用地等を取得した場合の課税の特例)

一日)」とあるのは「あつた日」とする。

2 める規模のものは、機械及び装置並びに器具及 のソフトウエアの取得価額が三十万円以上の 円以上のものとし、ソフトウエアにあつては 得価額の合計額が三十万円以上のものとし、 設備にあつては一の建物及びその附属設備の取 た取得価額をいう。以下この項において同じ。) 令第百二十六条第一項各号の規定により計算し は、一組又は一式)の取得価額(所得税法施行 築物にあつては一の構築物の取得価額が三十万 が三十万円以上のものとし、建物及びその附属 び備品にあつては一台又は一基(通常一組又は のとする。 式をもつて取引の単位とされるものにあつて 法第二十四条の三第一項に規定する政令で定 構

> 得に要した金額に相当する金額)とする。 等に記載された農用地等の取得に充てるため 政令で定める金額は、同項に規定する認定計 る金額(当該金額が農用地等(同項に規定する 掲げる金額のうちいずれか少ない金額に相当す めるところにより計算した金額は、同項各号に の取得に要した金額を超える場合には、当該取 農用地等をいう。以下この条において同じ。) 法第二十四条の三第一項第一号ロに規定する 法第二十四条の三第一項に規定する政令で定 の画

令で定めるところにより計算した金額は、 がされた金額とする。 金額として財務省令で定めるところにより証明営基盤強化準備金として積み立てられなかつた 金額であつて法第二十四条の二第一項の農業経 法第二十四条の三第一項第二号に規定する政 同項

計算した場合のその年分の事業所得の金額とす 条の二第一項及び第三項の規定を適用しない 並びに法第二十四条の二第二項並びに第二十五 で

人に同条第一項の農業経営基盤強化準備金に係

得の金額の計算上必要経費に算入された金額に を適用する場合には、当該農用地等について た農用地等について所得税に関する法令の規定 相当する金額を控除した金額をもつて取得した る金額から同項の規定によりその年分の事業所 ものとみなす。 は、当該農用地等の取得に要した金額に相当す 法第二十四条の三第一項の規定の適用を受け

第十七条 法第二十五条第一項に規定する政令で 改良増殖に著しく寄与するものとして農林水産 く登録のうち、同条第三項に規定する肉用牛 定める登録は、同項に規定する登録規程に基づ 大臣が財務大臣と協議して指定するものとす (肉用牛の売却による農業所得の課税の特例)

定める市場は、次に掲げる市場とする。 法第二十五条第一項第一号に規定する政令で

2

号)第二十七条第一項の規定による届出に係 る市場 家畜取引法(昭和三十一年法律第百二十三

のとして農林水産大臣の認定を受けたもの るため、その業務につき必要な規制を行うも 引に係る業務の適正かつ健全な運営を確保す 都道府県がその市場における食用肉の卸売取 定期に又は継続して開設されるもののうち、 地方卸売市場で食用肉の卸売取引のために nこくは迷売して開設される市場のうち、当条例に基づき食用肉の卸売取引のために定

期に又は継続して開設される市場のうち、

ものとして農林水産大臣の認定を受けため、その開設及び業務につき必要な規制を行め、その開設及び業務につき必要な規制を行うものとして農林水産大臣の認定を受けたがる業務の適正かつ健全な運営を確保するたちを持て基づき地方公共団体がその市場にお

- 四 農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体(これらの法人の設立に係る法人でその発行済株式若しくは出資(その有する自己の株式又は出当を除く。)の総数若しくは総額又は拠出された金額の二分の一以上がこれらの法人により所有され、若しくは出資され、又は拠出されているものを含む。)により食用肉の卸売取引のために定期に又は継ばりる取引価格が中央卸売市場において形成される価格に準拠して適正に形成されるものとして農林水産大臣の認定を受けたものして農林水産大臣の認定を受けたものして農林水産大臣の認定を受けたもの
- 3 法第二十五条第一項の規定により免除される定める農業協同組合又は農業協同組合連合会で農指定協会から同法第七条第二項に規定する生産者補給金交付業務に関する事務の委託を受けている農業協同組合又は農業協同組合連合会で農林水産大臣が指定したものとする。
  林水産大臣が指定したものとする。

得税の額から同項に規定する所得の金額がない所得税の額は、その年分の総所得金額に係る所

- 第百四十条第一項及び第五項並びに第百四十一 第二号において同じ。)」とする。 金額に係る課税総所得金額をいう。次条第一項 置法第二十五条第二項第二号に規定する総所得 額」とあるのは「課税総所得金額(租税特別措 て同じ。)」と、同項第二号中「課税総所得金 の規定を含む。次号及び次条第一項各号におい のは「規定(租税特別措置法第二十五条第二項 同法第百四十条第一項第一号中「規定」とある 条第一項及び第四項の規定の適用については、 定の適用を受けた者に限る。) に係る所得税法 の前年分又は前々年分の所得税につき同項の規 係る所得税の額を控除した金額とする。 ものとして計算した場合における総所得金額に (肉用牛の売却による農業所得の課税の特例) 法第二十五条第二項に規定する個人(その年
- 二条第二項の規定の適用については、同令第二法施行令第二百七十一条第一項及び第二百七十6 前項の規定の適用がある場合における所得税

百七十一条第一項中「課税総所得金額、」とあるのは「課税総所得金額をいう。以下この項及び次条お課税総所得金額をいう。以下この項及び次条の課税総所得金額をいう。以下この項及び次条の課税が所得金額をいう。以下この項及び次条の課税の課税の特例)に規定する総所得金額に係る農業所得の課税の特例)の規定を含む。)とする。

**第六節** 社会保険診療報酬の所得計算の

第十八条 法第二十六条第一項の規定の適用を受第十八条 法第二十六条第一項の規定する社会保険診療につのうち同条第一項に規定する社会保険診療につのうち同条第一項に規定する必要経費に算入した金額さまれるものとする。

2 残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 助のための介護をいう。次項において同じ。) 法律第百二十七号)附則第四条第二項において関する法律の一部を改正する法律(平成十九年 護、助産若しくはサービスは、中国残留邦人等援給付に係る政令で定める給付又は医療、介 留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し に係るものに限る。)又は出産支援給付(中国 号に規定する生活保護法の規定に基づく介護扶 護扶助のための介護(法第二十六条第二項第二 りその例によることとされる生活保護法(昭和 国残留邦人等支援法第十四条第四項の規定によ のための医療、介護支援給付のための介護(中 準用する場合を含む。)に基づく医療支援給付 滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に 援法」という。)の規定(中国残留邦人等の円 法律(以下この項において「中国残留邦人等支 留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残 第四条第二項において準用する場合を含む。) する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則 帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正 に関する法律(平成六年法律第三十号)の規定 た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 二十五年法律第百四十四号)の規定に基づく介 に基づく医療支援給付のための医療その他の支 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 法第二十六条第二項第二号に規定する中国残

る生活保護法の規定に基づく介護扶助のための条第四項の規定によりその例によることとされ の支援に関する法律(以下この項において「旧人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立五年法律第百六号)による改正前の中国残留邦 従前の例によることとされる中国残留邦人等のスは、同条第一項又は第二項の規定によりなお 自立の支援に関する法律の一部を改正する法律 留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の する法律施行令第二十条に規定する出産支援給 条の規定による改正前の中国残留邦人等の円滑 中国残留邦人等支援法」という。)の規定に基 円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援 支援に関する法律の規定に基づく医療支援給付 等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の 項又は第二項の規定によりなお従前の例による な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関 政令(平成二十六年政令第二百八十九号)第一 する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する 帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正 のための介護(旧中国残留邦人等支援法第十四 に関する法律の一部を改正する法律(平成二十 める給付又は医療、介護、助産若しくはサービ のための医療その他の支援給付に係る政令で定 (平成二十五年法律第百六号) 附則第二条第一 づく医療支援給付のための医療、介護支援給付 こととされる同法による改正前の中国残留邦人 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 法第二十六条第二項第二号に規定する中国 、護に係るものに限る。) 又は出産支援給付

3 法第二十七条に規定する個人(以下この項に 第十八条の二 法第二十七条に規定する。(家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例) 第十八条の二 法第二十七条に規定する政令で定 がる個人は、集金人、電力量計の検針人その他 がる個人は、集金人、電力量計の検針人その他 うことを業務とする者とする。

金額とし、第二号に掲げる家内労働者等にあつ事業所得又は雑所得に係る必要経費に算入するる家内労働者等にあつては同号に定める金額を条の規定の適用がある場合には、第一号に掲げおいて「家内労働者等」という。) について同お第二十七条に規定する個人(以下この項に

の項及び次項において「組合」という。)の計律第二条に規定する有限責任事業組合(以下こ

額を基礎として政令で定めるところにより計算

した金額は、有限責任事業組合契約に関する法

いう。) る金額を雑所得に係る必要経費に算入する金額第十八 経費に算入する金額とし、かつ、同号ロに掲げ立の支 ては同号イに掲げる金額を事業所得に係る必要

- いて同じ。)

  いて同じ。)

  事業所得又は雑所得のいずれかを有する家事業所得又は雑所得のいずれかを有する場合にあつては、五十五が給与所得を有する場合にあつては、五十五が給与所得を有する場合にあつては、五十五本の労働者等 五十五万円(当該家内労働者等内労働者等)
- 事業所得及び雑所得を有する家内労働者等 事業所得及び第二編第二章第二頭原門の款第一目から第五目までの規定による事業所得の 必要経費に相当する金額(雑所得に保る総 収入金額(同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に保るものを除く。)が口に 掲げる金額に満たない場合には、当該満たない部分に相当する金額を加算した金額 に達するまでの部分に相当する金額を加算した金額 に達するまでの部分に相当する金額を加算した金額 に達するまでの部分に相当する金額を加算した金額 に達するまでの部分に相当する金額を加算した金額 に達するまでの部分に相当する金額を加算した金額 に達するまでの部分に相当する家内労働者等 カー項及び第二編第二章第二節第四款第一目から第五目までの規定による事業所得の目から第五目までの規定による事業所得の目から第五目までの規定による事業所得の目がは、1000年による事業所得の目がは、1000年による事業所得の目がは、1000年による事業所得の目が、1000年による事業所得の目が、1000年による。1000年による第二十五条の記録を表示した。1000年による第二十五条の目が、1000年による。1000
- 所得等の所得計算の特例)(有限責任事業組合の事業に係る組合員の事業分以外の部分に相当する金額

必要経費に相当する金額に達するまでの

2 第十八条の三 法第二十七条の二第一項に規定す に満たない場合におけるその満たない部分の金所得に係る必要経費に算入すべき金額の合計額 収入金額に算入すべき金額の合計額が当該組合る不動産所得、事業所得又は山林所得に係る総 をいう。以下この条において同じ。)から生ず 規定する有限責任事業組合契約(以下この条に 責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に る損失の金額として政令で定める金額は、有限 による事業所得等の損失額」という。)とする。 額に相当する金額(第四項において「組合事業 事業から生ずる不動産所得、事業所得又は山 組合員である個人のその年分における組合事業 おいて「組合契約」という。)を締結している (法第二十七条の二第一項に規定する組合事業 法第二十七条の二第一項に規定する出資の価 林

付をいう。)のための助産とする。

出資金額」という。)とする。
出資金額」という。)とする。
出資金額」という。)とする。
出資金額」という。)とする。
出資金額」という。)とする。

その年の前年に計算期間の終了の日が到来 第・する計算期間(その年の前年に計算期間に 2 の日の属する計算期間(その年の前年に計算期間に 2 の日の属する計算期間(その年の前年に計算期間に 2 の日の属する計算期間(その年の前年に計算期間に 2 でる各種所得(所得税法第二条第一項第二十ずる各種所得(所得税法第二条第一項第二十ずる各種所得に係る必要経費に算入すべき金額とすべき金額とは総収入金額に算入すべき金額の合計額をがら各種所得に係る必要経費に算入すべき金額とすべき金額では総収入金額に算入すべき金額の合計額をで定める金額の合計額をで定める金額の合計額を第・で定める金額の合計額を第・で定める金額の合計額を解した金額の当該各計算期間の終了の日が到来 第・する金額

いる有限責任事業組合契約に関する法律第三十表(これに類するものを含む。)に計上されて表(これに類するものを含む。)に計上されて前における当該組合契約に係る組合の貸借対照む。)をした場合には、当該承継をした日の直む。)をした場合には、当該個人が当該組合契約を結していた組合員(以下「従前の組合員」という。)かこの項において「従前の組合員」という。)か

する出資の価額を計算するものとする。 出資をしたものとみなして、前項第一号に規定 という は、当該個人が当該承継をした日に当該組合に は、当該個人が当該承継をした日に当該組合に は、当該組合の各組合員が履行した同項の出資の価額の占 は、当該組合の各組合員が履行した同議第二十 に、当該組合の各組合員が履行した同法第二十 に、当該組合の各組合員が履行した同法第二十 に、当該組合の各組合員が履行した同法第二十 に、当該組合の各組合員が履行した同法第一大条の資産の額から負債の額を控除した残額

・ 個人が複数の組合契約に係る組合事業ごと整出資金額は、各組合契約に係る組合事業でと勝二十七条の二第一項の規定の適用について法第二十七条の二第一項の規定の適用について

の特例)

「特定の基金に対する負担金等の必要経費算入関し必要な事項は、財務省令で定める。関し必要な事項は、財務省令で定める。整出資金額の計算その他前各項の規定の適用にび必要経費の計算の特例の適用がある場合の調が必要経費の計算の特値の適用がある場合の調が必要経費の計算の特値の適用がある総収入金額及の特別)

第十八条の四 法第二十八条第一項第一号に規定 第十八条の四 法第二十八条第一項第四号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務、次項第一号に掲げる要件を満たす基金として財務大臣が指定 する基金に係る業務であつて、当該基金に充てする基金に係る業務であつて、当該基金に充てする基金に係る業務であつて、当該基金に充って、当該基金に係る業務に限る。) とする。

法第二十八条第一項第四号に規定する政令で 定める要件を満たすものは、次に掲げる要件の 全てを備えているものとして財務大臣が指定す る公益法人等(法人税法第二条第六号に規定す る公益法人等(法人税法第二条第六号に規定す る公益法人等(法人税法第二条第六号に規定す る公益法人等で

当該公益法人等の業務に係る基金が法令のであること。

務の目的以外の目的に使用してはならない旨当該公益法人等の業務に係る基金が当該業

する額 三 当該公益法人等が解散した場合にその残余額の占 の他適正な方法で管理されていること。に当該 いて同じ。)において定められていることそ第二十 条第一項に規定する定款等をいう。次号におた残額 が当該公益法人等の定款等(法人税法第十三

する。 する。 する。

必要経費算入の特例)(中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の

**第十八条の五** 法第二十八条の二第一項に規定す 気事務負担に配慮する必要があるものとして政 ので定めるものは、常時使用する従業員の数が ので定めるものは、常時使用する従業員の数が ので定めるものは、常時使用する従業員の数が ので定めるものは、常時使用する従業員の数が ので定めるものは、常時使用する従業員の数が ので定めるものは、常時使用する従業員の数が ので定めるものは、常時使用する従業員の数が ので定めるものは、常時使用する従業員の数が ので定めるものは、常時使用する従業員の数が ので定めるものは、常時使用する従業員の数が

信却資産とする。 では、次に掲げる規定の適用を で行われるものを除く。)の用に供した減価 で行われるものを除く。)の用に供した減価 ではる減価償却資産及び貸付け(主要な業務と では、次に掲げる規定の適用を では、次に掲げる規定の適用を では、次に掲げる規定の適用を では、次に掲げる規定の適用を

九条の規定
所得税法施行令第百三十八条又は第百三十

項の規定 第十六条の三第六項又は第十八条の七第七 第一項又は第三十七条の五第四項の規定 法第三十三条の六第一項、第三十七条の三

める。 日間に関し必要な事項は、財務省令で定規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定規定の適用に規定する主要な業務として行われる貸

の必要経費算入の特例)(債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失

第十八条の六 法第二十八条の二の二第三項 第十八条の六 法第二十八条の二の二第一項の 情務処理に 定する政令で定めるものは、同項の個人の不動産所得、事 で定めるものは、同項の個人の不動産所得、事 で定めるものは、同項の個人の不動産所得、事 で定めるものは、同項の個人の不動産所得、事 で定めるものは、同項の個人の不動産所得、事 で定めるものは、同項の個人の不動産所得、事 で定めるものは、同項の個人の不動産所得、事 で定めるものは、同項の個人の不動産所得、事 で定めるものは、同項の個人の不動産所得、事 で定めるものは、同項の個人の不動産所得、事 でに表している。

Jと。 | 3 法第二十八条の二の二第一項に規定する政令ることそ 要経費に算入されていない部分とする。次号にお て「繰延消費税額等」という。)のうちまだ必法第十三 に規定する繰延消費税額等(以下この条におい

一 減価償却資産 当該債務の免除を受けた日に応じ当該各号に定める金額とする。で定める金額は、次の各号に掲げる資産の区分

場合のその超える部分の金額評定が行われた当該繰延資産の価額を超える 年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、 を控除した金額が、法第二十八条の二の二第 の計算上必要経費に算入される金額の累積額 条において「事業所得等の金額」という。) 山林所得の金額又は雑所得の金額(以下この 債務の免除を受けた日の属する年分以前の各 費として所得税法第五十条の規定により当該 方法により評定が行われた当該減価償却資産 の二の二第一項に規定する準則に定められた される金額に相当する金額が、法第二十八条 適用した場合にその減価償却資産の取得費と 場合には、同法第六十一条第三項の規定)を 日以前から引き続き所有していたものである の減価償却資産が昭和二十七年十二月三十一 の価額を超える場合のその超える部分の金額 なして所得税法第三十八条第二項の規定(そ 一項に規定する準則に定められた方法により 繰延資産 その繰延資産の額からその償却 にその減価償却資産の譲渡があつたものとみ

額の計算上必要経費に算入する金額の計算をする。 法第二十八条の二の二第一項の規定の適用を き所得税法施行令第百八十二条の二第四項の規 する債務の免除を受けた日以後の期間に係る償 する債務の免除を受けた日以後の期間に係る償 する債務の免除を受けた日以後の期間に係る償 する債務の免除を受けた日以後の期間に係る償 する情務のを計算するとき、繰延消費税額等につき所得税法施行令第百八十二条の二第四項 規定の適用を 法第二十八条の二の二第一項の規定の適用を

項の規定によりその者の同日の属する年分以前 既に同令第百八十二条の二第三項若しくは第四 に算入された金額とみなすものとする。 の各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費 算入された金額又は当該繰延消費税額等のうち 各年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に償却費としてその者の同日の属する年分以前の おいて、当該減価償却資産若しくは繰延資産の ることとされた金額に相当する金額は、同日に 又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入す 規定により不動産所得の金額、事業所得の金額 算するときは、法第二十八条の二の二第一項の 額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額を計 三十三条第一項の譲渡をいう。)、相続、遺贈若 する対象資産につき同日以後譲渡(所得税法第 るとき又は法第二十八条の二の二第一項に規定 しくは贈与があつた場合において事業所得の金 5 4

れている旨及びその計算の明細を記載するもの 又は繰延消費税額等が前項の規定により計算さ 価償却資産の取得に要した金額、繰延資産の額 得の金額を計算する場合には、確定申告書に減事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所 必要経費に算入する金額の計算をする場合又は 額を計算する場合、事業所得等の金額の計算上 係る同項に規定する対象資産につき、償却費の 法第二十八条の二の二第一項の規定の適用に 6

(転廃業助成金等に係る課税の特例)

第十八条の七 法第二十八条の三第一項に規定す の他これに類する行為とする。 数が参加して行うその事業に係る設備の廃棄そ を受けてその業種に属する事業を営む者の相当 額出資に係る法人を含む。) からの資金的援助 る政令で定める行為は、国の施策に基づいて行 -れる国の行政機関による指導及び国(国の全

- 務大臣が指定する補償金(以下この条において 定する残存事業者等の拠出した補償金として財 として財務大臣が指定する補助金又は同項に規 から交付される補助金その他これに準ずるもの が法令の規定に基づき国若しくは地方公共団体 める補助金又は補償金は、同項に規定する個人 補助金等」という。)とする。 法第二十八条の三第一項に規定する政令で定
- の有する当該事業に係る機械その他の減価償却 定めるものは、補助金等のうち、その交付の目 資産の減価を補塡するための費用として政令で 法第二十八条の三第一項に規定するその個.

る同項の資産

- るための費用に充てるべきものとして財務大臣 的が機械その他の減価償却資産の減価を補塡す が指定するものとする。 法第二十八条の三第二項に規定するその営む
- 取得(建設及び製作を含む。以下この条におい法第二条第一項第十八号に規定する固定資産の は山林所得を生ずべき事業の用に供する所得税 基因となり、又は不動産所得、事業所得若しく 廃業助成金の交付を受けた個人の不動産所得の める資産の取得又は改良は、同項に規定する転 定するものとする。 めの費用に充てるべきものとして財務大臣が指 交付の目的が事業の廃止又は転換を助成するた 事業の廃止又は転換を助成するための費用とし て政令で定めるものは、補助金等のうち、その 法第二十八条の三第二項に規定する政令で定 9
- めるやむを得ない事情は、工場、事務所その他 法第二十八条の三第三項に規定する政令で定 ら三年を経過する日までの期間とする。 令で定める期間は、同項に規定する交付の日か 供するもの(以下この項において「工場等」と の建物、構築物又は機械及び装置で事業の用に れに準ずる事情とし、同条第三項に規定する政 が通常二年を超えると認められる事情その他こ 並びに当該工場等の建設及び移転に要する期間 いう。)の敷地の用に供するための宅地の造成 て同じ。)又は改良とする。
- において同じ。)の規定の適用を受けた個人が 三項において準用する場合を含む。以下この項 は当該資産につき同日以後譲渡(同法第三十三後の期間に係る償却費の額を計算するとき、又 の三第一項又は第二項の規定により総収入金額 良費の額に相当する金額のうち、法第二十八条 るときは、当該資産の取得に要した金額又は改 譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額を計算す 贈与があつた場合において、事業所得の金額 条第一項の譲渡をいう。)、相続、遺贈若しくは 九条第一項の規定により当該各号に定める日以 次の各号に掲げる資産について所得税法第四十 は、 に算入しないこととされた金額に相当する金額 法第二十八条の三第一項又は第二項(同条第 ないものとみなす。
- 二 法第二十八条の三第二項の規定の適用に係 する減価補塡金の交付を受けた日 却資産 当該減価償却資産に係る同項に規定 法第二十八条の三第一項に規定する減価償 当該資産の同項の取得又は改 3 の譲渡があつたもの 該行為をした日の属する年において当該土地の他の一時金の支払を受けるもののうち、当

8 計算する場合又は事業所得の金額、譲渡所得の 又は改良費の額が同項の規定により計算されて は、確定申告書に当該資産の取得に要した金額 金額若しくは雑所得の金額を計算する場合に いる旨及びその計算の明細を記載するものとす 前項各号に掲げる資産について償却費の額を

る。

- 納税地の所轄税務署長に提出しなければならな 資産の取得又は改良をしたことを証する書類を 条第二項の規定の適用を受けた者は、財務省令 で定めるところにより、第五項に規定する固定 法第二十八条の三第三項において準用する同
- 第十九条 法第二十八条の四第一項に規定するそ する。 取得をした法第二十八条の四第一項に規定する 非居住者である場合の所得税法第百六十一条第 に掲げる土地等に該当するものである場合に 土地等(当該土地等が第七項第一号又は第三号 の年中に取得をした土地等で政令で定めるもの する所有期間が五年を超えるものを除く。)と は、その年一月一日において同条第二項に規定 は、当該個人がその年中に他の者(当該個人が (土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例) 項第一号に規定する事業場等を含む。) から
- 2 法第二十八条の四第一項に規定する地上権又 条第一項第一号に規定する事業場等を含む。) は賃借権の設定その他契約により他人(当該個 ものは、次に掲げる行為とする。 に土地を長期間使用させる行為で政令で定める 人が非居住者である場合の所得税法第百六十一
- を長期間使用させる行為で所得税法施行令第業場等を含む。次号において同じ。)に土地 七十九条第一項の規定に該当するもの 税法第百六十一条第一項第一号に規定する事 他人(当該個人が非居住者である場合の所得 前号に掲げるもののほか、地上権又は賃借 地上権又は賃借権の設定その他契約により
- 同項に規定する土地等(以下この条において譲渡に準ずるものとして政令で定める行為は、 「土地等」という。) の売買又は交換の代理又は 法第二十八条の四第一項に規定する土地等の

- 報酬の額を超える報酬を受ける行為とする。 律第百七十六号)第四十六条第一項に規定する 媒介に関し宅地建物取引業法(昭和二十七年法
- 金額及び同条第三項第二号に掲げる金額が含ま 年分の事業所得の金額の計算上総収入金額及び 金額及び原価等の額は、同条の規定によりその 項の規定の適用を受けているときは、当該収入 の額につき所得税法第六十五条第一項又は第二 条又は第七十一条の規定の適用がある場合に り読み替えられた所得税法第六十九条、第七十 として支払を受ける権利金その他の一時金の 渡等に係る事業所得の金額及び雑所得の金額と れている場合には、これらの金額を控除した金 算入される金額のうちに所得税法施行令第百八 必要経費に算入される金額(当該総収入金額に は、その適用後の金額)とする。この場合にお 額(法第二十八条の四第五項第二号の規定によ を含む。)から当該事業所得又は雑所得に係る 額)によるものとする。 いて、当該事業所得に係る収入金額及び原価等 次に掲げる金額の合計額(以下この項において は、その年中の同項に規定する土地の譲渡等 して政令で定めるところにより計算した金額 十八条第一項第二号ロに掲げる金額に相当する 「原価等の額」という。)を控除した金額の合計 (第二項第二号に掲げる行為に伴い、その対 (以下この条において「土地の譲渡等」という )による事業所得又は雑所得に係る収入金 法第二十八条の四第一項に規定する土地の譲 額
- として所得税法第三十八条第一項の規定に準 じて計算した金額 当該土地の譲渡等に係る土地等の原価の
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該土地の譲 二 その年中に支払うべき負債の利子の額のう ち、当該土地の譲渡等に係る部分の金額

渡等のために要した販売費及び一般管理費

所得税の額を控除した金額とする。 税の額から、その年分の課税総所得金額に係る とその年分の課税総所得金額との合計額を当該 令で定めるところにより計算した金額は、同号 課税総所得金額とみなして計算した場合の所得 に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額 法第二十八条の四第一項第二号に規定する政

間使用させる行為でその対価として権利金そ

権の設定その他契約により他人に土地を長期

5

の額

6 める期間は、当該個人が同条第一項に規定する 法第二十八条の四第二項に規定する政令で定

ら引き続き所有していた期間とする。 譲渡をした土地等をその取得をした日の翌日か

号に定める日においてその取得をし、かつ、当 該各号に定める日の翌日から引き続き所有して 渡をした土地等については、当該個人が当該各 土地等に該当するものである場合には、当該譲 いたものとみなして、同項の規定を適用する。 前項の譲渡をした土地等が次の各号に掲げる 該交換により譲渡をした土地等の取得をし 十八条第一項の規定の適用を受けたもの -八条第一項の規定の適用を受けたもの 当交換により取得した土地等で所得税法第五 10

の取得をした日 る遺贈者又は当該譲渡をした者が当該土地等 者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈に係 渡により取得した土地等 当該贈与をした 第八号)による改正前の所得税法第六十条第 項各号に該当する贈与、相続、遺贈又は譲 昭和四十七年十二月三十一日以前に所得税 の一部を改正する法律(昭和四十八年法律

地等の取得をした日 に係る遺贈者又は当該譲渡をした者が当該土 した者、当該相続に係る被相続人、当該遺贈 又は譲渡により取得した土地等 十条第一項各号に該当する贈与、 昭和四十八年一月一日以後に所得税法第六 . 相続、遺贈 当該贈与を

令で定める土地等の譲渡は、国又は地方公共団法第二十八条の四第三項第一号に規定する政 体に対する土地等の同号に規定する譲渡とす 法第二十八条の四第三項第二号に規定する宅

項第一号ニに掲げる土地の譲渡とする。 の譲渡は、公有地の拡大の推進に関する法律 し、同項第二号に規定する政令で定める土地等 る政令で定める法人は第二号に掲げる法人と めるものは次に掲げる法人とし、同号に規定す 務を行うことを目的とする法人として政令で定 地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業 (昭和四十七年法律第六十六号) 第十七条第

企業基盤整備機構、地方住宅供給公社及び日 本勤労者住宅協会 成田国際空港株式会社、独立行政法人中小

拠出をされているものに限る。)のうち次に 出をされた金額の全額が地方公共団体により るものに限る。) 又は公益財団法人(その拠 権の全部が地方公共団体により保有されてい 掲げる要件を満たすもの 公益社団法人(その社員総会における議決

> 取得の業務を主たる目的とすること。 宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行

する業務を行つていること。 当該地方公共団体の管理の下にイに規定

用交換等のうち政令で定めるものによる土地等 の譲渡は、契約により行われる土地等の譲渡 (同条第一項に規定する賃借権の設定等を含む 法第二十八条の四第三項第三号に規定する収 (前項第一号に掲げる法人を除く。) に対する 第三百八十七号)第十四条に規定する法人 のうち次に掲げるもの以外のものをいう。 国土利用計画法施行令(昭和四十九年政令

げる場合に該当する土地等の譲渡 国土利用計画法施行令第十七条第三号に掲

引業者(新築された住宅又は住宅の敷地の用に が国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二 第五号の一団の宅地の全部又は一部(その面積 規定する政令で定める譲渡は、同項第四号又は 第四号において同じ。)の認定を受けた場合に 七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市 該宅地が地方自治法(昭和二十二年法律第六十 より、当該宅地が所在する都道府県の知事(当 ることにつき、国土交通大臣の定めるところに 築するものであることが確実であると認められ 募に係る応募者に対し譲渡することを約し、 こと又は当該宅地建物取引業者が当該宅地を公 該宅地を公募の方法により譲渡するものである を新築し、かつ、その新築した住宅とともに当 引業者が当該宅地の上に自己の計算により住宅 供される宅地の分譲の事業を行うものに限る。) 物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取 規定する面積以上のものに限る。)を、宅地建 定する区域に応じそれぞれ同号イからハまでに 号)第二十三条第二項第一号イからハまでに規 に所在する場合には、当該指定都市の長。次項 に対し譲渡した場合であつて、当該宅地建物取 つ、当該宅地の上に住宅を請負の方法により新 法第二十八条の四第三項第四号及び第五号に か

おける当該譲渡とする。 政令で定める金額は、 法第二十八条の四第三項第四号イに規定する 一分に応じ当該各号に定める金額とする。 国土利用計画法第十四条第一項に規定する 次の各号に掲げる場合の

> 条の八第一項の規定による勧告を受けないで び次号において「届出」という。)をし、か 法第二十七条の七第一項において準用する場 土地の譲渡をした場合 当該届出に係る予定 合を含む。)に規定する届出(以下この号及 つ、同法第二十七条の五第一項又は第二十七 国土利用計画法第二十七条の四第一項

合 当該土地の譲渡に係る予定対価の額 るため届出をしないで土地の譲渡をした場 第三号から第五号までに掲げる場合に該当す 予定価額につき意見がない旨の通知を受けた し、かつ、当該都道府県の知事から当該譲渡土地が所在する都道府県の知事に対し申出を 額として予定している金額(以下この号にお ところにより、当該土地の譲渡に係る対価の 行おうとする個人が、国土交通大臣の定める いて「譲渡予定価額」という。)につき当該 前三号に掲げる場合のほか、土地の譲渡を

知事の認定は、宅地の造成を行おうとする個人 掲げる事項について国土交通大臣の定める基準 の申請に基づき、当該宅地の造成の内容が次に に適合している場合に行うものとする。 法第二十八条の四第三項第五号イの都道府県 該申出に係る譲渡予定価額

宅地の用途に関する事項 宅地としての安全性に関する事項

設に関する事項 給水施設、排水施設その他宅地に必要な施

き、当該住宅が次に掲げる事項について国土交 事の認定は、住宅を新築した個人の申請に基づ した住宅は、当該個人が請負の方法により新築 通大臣の定める基準に適合している場合に行う 地と併せて引き渡したものとする。 に規定する政令で定める請負の方法により新築 ものとする。 した住宅で、当該住宅の敷地の用に供された土 法第二十八条の四第三項第六号の都道府県知 法第二十八条の四第三項第六号及び第七号ロ その他優良な宅地の供給に関し必要な事項

の遵守に関する事項 建築基準法その他住宅の建築に関する法令

16 令で定める金額は、国土利用計画法第十四条第 法第二十八条の四第三項第七号に規定する政 その他優良な住宅の供給に関し必要な事項住宅の床面積に関する事項

可に係る予定対価の額(同項に規定する予定

許可を受けて土地の譲渡をした場合

当該許

対価の額をいう。以下この条において同じ。)

場合にあつては当該許可に係る予定対価の額と し、その他の場合にあつては同号に規定する譲 一項に規定する許可を受けて土地の譲渡をした

三 国土利用計画法施行令第十七条の二第一項 場合において当該土地の譲渡をしたとき 当 18

のとする。 する」とあるのは、「行つた」と読み替えるも る。この場合において、第十三項中「行おうと 別区の区長の認定について、それぞれ準用す 規定する許可をした者を含む。)の認定につい 七号イの市町村長又は特別区の区長(同号イに して相当と認められる価額とする。 の額に照らし当該土地の譲渡に係る対価の額と 項各号に掲げる場合に該当するものに係る対価 施行令第九条第一項に規定する標準価格又は当 条に規定する公示価格若しくは国土利用計画法 価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)第八 該土地の近傍類地につき行われた譲渡で第十二 て、第十五項の規定は同号ロの市町村長又は特 渡に係る土地若しくは当該土地の近傍類地の地 第十三項の規定は法第二十八条の四第三項第

限る。)とする。 等(その面積が五百平方メートル以下のものに 災害により滅失した当該家屋の敷地の用に供さ 条において同じ。)の敷地の用に供されている は、当該他の個人が区分所有していた部分で当 その他の用に供することができるもののうちそ 令で定める土地等は、同号に規定する個人が他 れていたものの譲渡を受けた場合における土地 ものを当該家屋とともに譲渡を受けた場合又は の各部分が区分所有されているものにあつて の構造上区分された数個の部分を独立して住居 居住の用に供していた家屋(一棟の家屋で、 の個人又は当該他の個人の親族が当該譲渡があ の個人から譲渡を受けた土地等のうち、当該 該居住の用に供していたものとする。以下この つた日の一年前の日から引き続き主としてその 法第二十八条の四第三項第八号に規定する政 そ

令で定める期間は、六月とする。 法第二十八条の四第三項第八号に規定する政

20 令で定める土地等の譲渡は、同号に規定する個 に規定する家屋とともに譲渡する場合(災害に 当該土地等及び当該家屋 た土地等の譲渡をする場合を含む。)であつて、 より滅失した当該家屋の敷地の用に供されてい 額から次に掲げる金額の合計額を控除した金 「居住用土地等」という。) の譲渡に係る対価 人が取得した第十八項に規定する土地等を同項 法第二十八条の四第三項第八号に規定する政 (以下この項において

23 法第二十八条の四第一項(土地の譲場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 第百四条課 税 総 所課税総所得金額に係る所得税をする。とする。 そする。 一号 係る 所得十八条の四第一項(土地の譲んする。) 一号 係る 所得十八条の四第一項の規定の適用がある。	を 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学		本語では 大語では 大語では 大語では 大ならば当該代理に関し受けることができ を額を当該売買に保る代金の額とみなして ととされる同項に規定する報酬の額と母を を額をいう。)を超えない場合における土 ととされる同項に規定する報酬の額とは ととされる同項に規定する報酬の額として所 が該居住用土地等の売買の規定を適 を額をいう。)を超えない場合における土 ととされる同項に規定する報酬の額として所 の譲渡とする。 の譲渡とする。 の譲渡とする。 の譲渡とする。 の譲渡とする。 の譲渡とする。 の譲渡とする。 のおいでき ととされる同項の規定を適 ととされる同項の規定を適 ととされる同項に規定する報酬の額として所 当該居住用土地等の売買の代理又は 大つた当該居住用土地等の売買の代理又は 大つた当該居住用土地等の売買の代理又は 大つた当は を超るでいう。)に対して の譲渡とする。
第三章 (税額の計算) 及び租第三十十総所 得金総所得金額、土地等に係る事 第百二十総 所 得金総所得金額、土地等に係る事 第百二十総 所 得金総所得金額、土地等に係る事 (税額の計算) 及び租 業所得等の金額 業所得等の金額 業所得等の金額 業所得の金額 業所得の金額 のの金額 のののです。	並びに 並びに 並びに 並びに 並びに を額 を額 を額 を額 を額 を額 をの を額 を額 を額 をの を額 を額 をの を額 を額 をの を額 を額 をの を額 を額 を を を を を を を を を を を を を	第百二十、その 年、その年分の総所得金額、土地等に係 得金額 第一項(土地等の譲渡に係る 事業所得等の金額 以下「土地等に 展る事業所得等の金額」とい う。) 当該総所当該総所得金額、土地等に係る 事業所得等の金額」とい う。)	の特例)に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額 (以下「土地等に係る課税事業所得等の金額の見額の見額の見積額につるの計算)及び課税山林所得金額の見積額につ額の計算)及び課税山林所得金額を額の見額の見積額につ額の計算)及び組税事業所得等の金額という。)業所得等の金額という。)業所得等の金額という。)業所得等の金額という。)業所得等の金額という。)業所得等の金額という。)業所得等の金額という。)業所得等の金額という。)業所得等の金額という。)業所得等の金額という。)業所得等の金額という。)業所得等の金額の計算の表面に係る課税事業所得等の金額の計算の計算の表面に係る課税事業所得等の金額の計算の計算の表面に係る課税事業所得等の金額の計算の計算の計算の表面に係る事業所得等の機の計域の特例)に規定する土地等に
男	日 名 と で を で を で を で を で を で を で を で を で を で	表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる第二号及第二十八条の四第一項の規定の適用につ場合における所得税法施行令の規定の適用がある第二号及第二十八条の四第一項の規定の適用がある第二号及第三項の規定の適用がある。	<ul> <li>・ 第額</li> <li>本 所得金総所得金額、土地等に係る事</li> <li>五 十総 所得金総所得金額、土地等に係る事</li> </ul>
二並六十第第一二二第百条百び第一二二条百号二十二に一条百項の二、項九第十第項の二、三十第第条二	条第二 第第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二 第二	第二百一総所得金総所得金額又は土地等に係条 第一項額の る事業所得等の金額の	百九十控除する 控除する。この場合にお 条第一 て、経常所得の金額のう に、租税特別措置法第二 があるものがあるときは、 が同項の規定の適用があ を第四 では、同号後段の規定の適用があ を第二 では、同号後段の規定の適用があ を第二 では、同号後段の規定を 利申する にいる場合にお 日九十第三号後第一号後段及び第三号後8

64					
—————————————————————————————————————	十二年十二年十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	一 十 号 一 条 百 第 六 率 一 第 微 総 額 総 総 額 総 名 総 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 ろ る ろ る ろ る ろ る ろ る	第に二号三十第二号五項第五 号五項第第二百 子項び第一第五		一十第 項 八二 条 系 五 第 二 第 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二
第得 金額 下 一 報	定機総	節三金税 所名	<u>頃 5 第 - 第 五</u> 額 額 所 得 金	率) 所得金額 一節(税第	額 総 し 額 総 所 て
保の課税事業所得金額においる。	(現の)の規定に係る課税事業所得の規定等に係る課税事業所得の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の	総所得金総所得金額、土地等に係る 無税総所課税総所課税総所課税総所課税総所課税総所課税総所課税総所得金額、土地等に の四第一項(土地の譲渡等 で係る事業所得等の金額 に係る事業所得等の金額 に係る事業所得等の金額	事業所得等の金額	1/0 //4	・金総所得金額、土地等に係る 事業所得等の金額 第一項(土地の譲渡等に係る 第一項(土地の譲渡等に係る事業所得等の金額(以下 税事業所得等の金額(以下 税事業所得等の金額(以下 で規定する土地等に係る課 に規定する土地等に係る課 の事業所得等の金額(以下
会に基づく同項に規定する夢集事項の決定及 一大された新株予約権とする。 一大された新株予約権とする。 一切の決議を含む。)に基づき金銭の払込み(金 会の決議を含む。)に基づき金銭の払込み(金 会の決議を含む。)に基づき金銭の払込み(金 で同法第二百四十条第一項の規定による取締役 での決議を含む。)をさせないで発 での決議による取締役	第十九条の二 削除 (特定の取締役等が受ける新株予約権の行使に (特定の取締役等が受ける新株予約権の共譲税等) よる株式の取得に係る経済的利益の非課税等) はる株式の取得に係る経済的利益の非課税等) はる (特定の取締役等が受ける新株予約権の行使に ) は、 (特定の取締役等が受ける新株予約権の行	25 法第二十八条の四第一項の規定の適用がある 第七節の二 給与所得及び退職所得等の に規定する土地等に係る事業所得等の金額」に規定する土地等に係る事業所得等の金額」に規定する土地等に係る事業所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十八条の四第一項とあるのは「耐得税法」とする。 第七節の二 給与所得及び退職所得等の 課税の特別 無税の特別 無税の特別	第二百 七課税 総所課税総所得金額、土地等に	額後の金除 がら金除 が変換 変換 変換 を 変換 を 変換 を 変換 を 変換 を 変換 を の金 を の金 を の の の の の の の の の の の の の の	短いた。 「無税総所得金総所得金額又は土地等に係る課税事業所得金額が得等の金額がら又は土地等に係る課税事業所得等の金額がられた土地等に係る課税事業所得金額及び課税総所得金額及び課税総所得金額及び課税総所得金額及び課税総所得金額及び課税総所得金額及び出土地等に係る課税事業所得金額及び土地等に係る課税事業所得金額及び土地等に係る課税事業所得金額及び土地等に係る課税事業所得金額及び土地等に係る課税事業所得金額及び土地等に係る課税事業所得金額及び土地等に係る課税事業所得金額及び土地等に係る課税事業所得金額及びによる。

金額又は土地等に係 2 法第二十九条の二第一項に規定する政令で定 等の総数又は総額の百分の五十を超える数又はて、当該株式会社が当該他の法人の発行済株式 間接に保有する関係とする。この場合におい含む。以下この項において同じ。)を直接又は 当する場合には、当該各号に定める割合の合計 各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定め 直接保有の株式の保有割合(当該株式会社の有 金額の株式を直接又は間接に保有するかどうか 又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株 項において「発行済株式等」という。)の総数 決権のあるものに限る。)又は出資(以下この 割合)をいう。)とを合計した割合により行う る割合(当該各号に掲げる場合のいずれにも該 の法人に係る間接保有の株式の保有割合(次の 占める割合をいう。) と当該株式会社の当該他 の法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに する当該他の法人の株式の数又は金額が当該他 の判定は、当該株式会社の当該他の法人に係る 式(議決権のあるものに限るものとし、出資を 及び第二十七項において「付与決議」という。) める関係は、同項に規定する付与決議(第五項 ものとする。 あつた株式会社が他の法人の発行済株式(議 3

当該他の法人の株主等(所得税法第二条第当該他の法人の株主等(所得税法第二条第方に占める割合(当該株式等の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式が当該株式会社により所有されている場合 当該株主等である法人の発行する当該他の法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める割合(当該株主等である法人の発行方に占める割合(当該株主等である法人の発行方に占める割合(当該株主等である法人の発行方に占める割合(当該株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計ある法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合)

二 当該他の法人の株主等である法人(前号におおがますの総数又は総額の百分の五十を超れて「出資関連法人」という。)が介在していて「出資関連法人」という。)が介在していて「出資関連法人」という。)が介在していて「出資関連法人」という。)が介在している場合(出資関連法人」という。)が介在している場合(出資関連法人」という。)が介在している場合(出資関連法人」という。)が介在している場合(出資関連法人」という。)が介在している場合(出資関連法人」という。)が介述。

きそれぞれ計算した割合の合計割合) きそれぞれ計算した割合の合計割合) さる数又は金額の株式が当該他の法人のの法人の株式の数又は金額が当該他の法人の株式の数又は金額が当該他の法人の存れている場合には、当該二以上の株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人によって所有されているものの出資関連法人によって所有されている場合には、当該二以上の株主等である法人にしている場合には、当該二以上の株主等である法人につる場合には、当該二以上の株主が当該株式会社又は他える数又は金額の株式が当該株式会社又は他える数又は金額の株式が当該株式会社又は他の出資は、

当該各号に定める数とする。
・ 法第二十九条の二第一項に規定する政令で定める数は、次の各号に掲げる株式の区分に応じめる数は、次の各号に掲げる株式の区分に応じ

一 金融商品取引法第二条第十六項に規定する 動商品取引所に上場されている株式又は店庭する認可金融商品取引業協会が、その定める規則に従い、その店頭売買につき、その売る規則に従い、その店頭売買につき、その売に関する資料を公開するものとして登録したに関する資料を公開するものとして登録したに関する資料を公開するものとして登録したこれらの株式を発行した株式会社の発行済株式の総数の十分の一を超える数式の総数の十分の一を超える数式の総数の十分の一を超える数式の総数の十分の一を超える数

法第二十九条の二第一項に規定する当該大口の一を超える数

株主に該当する者と政令で定める特別の関係が

あつた個人は、次に掲げる者とする。

て同じ。)に該当する者の親族規定する大口株主をいう。以下この項においー 当該大口株主(法第二十九条の二第一項に

ある者及びその者の直系血族していないが事実上婚姻関係と同様の事情に一 当該大口株主に該当する者と婚姻の届出を

様の事情にある者 姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同三 当該大口株主に該当する者の直系血族と婚

の直系血族 によつて生計を維持しているもの及びその者 主に該当する者から受ける金銭その他の財産 主に該当する者から受ける金銭その他の財産

この項、第七項第二号イ及び第二十七項においめる相続人は、同項に規定する取締役等(以下める相続人は、同項に規定する取締役等(以下の他の財産によつて生計を維持しているもののに該当する者の直系血族から受ける金銭そ五 前各号に掲げる者以外の者で、当該大口株五

お高にしたりこち・負害ですくこ見をする。大等によいて、当該新株予約権に係る付与した場合において、当該新株予約権に係る付与集において同じ。)を行使できる期間内に死亡条において同じ。)を行使できる期間内に死亡第一項に規定する新株予約権をいう。以下この第一項に規定する新株予約権をいう。以下にの第一項に規定する新株予約権をいる。

政令で定める要件は、 法第二十九条の二第一項第六号イに規定する は締結されるものであること。 条において同じ。)の各人別に開設され、 る承継特例適用者(法第二十九条の二第四項 式をいう。以下この条において同じ。)に係 九条の二第四項に規定する取締役等の特定株 該付与会社の取締役等の特定株式(法第二十 をいう。以下この条において同じ。)又は当 社」という。)の株式の取得をした権利者 新株予約権の行使により同項の株式会社(以 以下この条において同じ。)に係る契約は、 信託(同号イに規定する管理等信託をいう。 録若しくは保管の委託に係る口座又は管理等 第六号イに規定する振替口座簿をいう。以下 に規定する承継特例適用者をいう。以下この (法第二十九条の二第一項に規定する権利者 下この項及び第九項第一号において「付与会 この条において同じ。)への記載若しくは記 当該振替口座簿(法第二十九条の二第一項 次に掲げる要件とする。

二 当該振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託に係る口座又は管理等信託に係る契約において「対象株式等」株式(第九項第二号において「対象株式等」という。)のうち、それぞれイ又は口に定める方法により振替口座簿への記載若しくは記録若しるもの(当該株式に係る第十一項に規定するもの(当該株式に係る第十一項に規定するもの(当該株式に係る第十一項に規定するもの(当該株式に係る第十一項に規定する。)の計等株式を含む。)以外の株式を受け入れるもの(当該株式に係る口座又は管理等信託にくは記録者している。

与会社の株式で当該行使の期間、当該行使 権利者が、新株予約権の行使により、付

当該対象株式を直接引き渡す方法 号から第三号までに規定する提出をしてい 等をいう。以下この条において同じ。) に 営業所等(同項第六号イに規定する営業所 券の交付をせずに、当該保管の委託若しく 千二百万円を超える場合を除く。)におけ使に係る同号の権利行使価額との合計額が の権利行使価額と当該権利者がその年にお該行使に係る対象株式の同条第一項第二号 同項第一号及び第三号の書面)の同項第一 号において「対象株式」という。) を取得 は管理等信託に係る金融商品取引業者等の 法又は当該権利者に当該対象株式に係る株 の振替口座簿に記載若しくは記録をする方 業者等をいう。以下この条において同じ。) した金融商品取引業者等(法第二十九条の 象株式の振替又は交付を、当該口座を開設 る当該対象株式 当該付与会社が、当該対 おいて「特定新株予約権」という。)の行 に規定する特定新株予約権(以下この条に いて既にした当該新株予約権及び他の同項 る場合に限るものとし、その年における当 に対して与えられたものである場合には、 する場合(当該権利者が、当該行使をする 五号に掲げる要件を満たすもの(以下この それぞれ同項第一号から第三号まで及び第 使を受けて行う当該株式の振替又は交付が 権利行使価額並びに当該付与会社が当該行 利行使価額及び一株当たりの同項第三号の に係る法第二十九条の二第一項第二号の権 一第一項第六号イに規定する金融商品取引 (当該行使をする新株予約権が取締役等 同条第二項第一号から第三号までの書 8

特定株式を直接移管する方法

一権利者又は承継特例適用者が行う金融商品取引業者等の振替口座簿に記載若しくは管理等信託をしている特定株式をし、又は金融商品取引業者等に保管の委託若しくは管理等信託をしている特定株式をいう。以下この条において同じ。)又は承継特定株式(同項に規定する承継特定株式をいう。以下この条において同じ。)又は承継等に株式を同時に係る営業所等において当該金融商品取引業者等への売委託又は当該金融商品取引業者等への売委託又は当該金融商品取引業者等への売委託又は当該金融商品取引業者等への売委託又は当該金融商品取引業者等のの完委託といて当該金融商品取引業者等のの表委託といる要件

により付与会社の法第二十九条の二第一項第一 当該管理に係る契約は、新株予約権の行使 政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。 法第二十九条の二第一項第六号ロに規定する

あること。 承継特例適用者の各人別に締結されるものでは当該付与会社の取締役等の特定株式に係る六号ロに規定する株式の取得をした権利者又

法第二十九条の二第七項の株式会社が、

果成式等(当該対象株式等に係る第十一項に 規定する分割等株式を含み、譲渡制限株式に 規定する分割等株式を含み、譲渡制限株式に 関することでの他の経済産業大臣が定 の他の異動状況に関する事項を記載し、又は 記録することその他の経済産業大臣が定 で管理をすることその他の経済産業大臣が定 める要件を満たす方法によつて管理をすること める要件を満たす方法によって管理をすること。

三 権利者又は承継特例適用者が行う法第二十元条の二第七項の株式会社により管理がされた金融商品取引業者等への売委託又は法人に対する譲渡(当該権利者又は承継特例適用者が、国内において、当該法人から当該特定株が、国内において、当該法人から当該特定は、び、国内において、当該法人から当該特定は、付る場合における当該で、

その他財務省令で定める要件

兀

10 法第二十九条の二第一項第六号ロの管理は、10 法第一项第二条 10 表示 10 表

同項に規定する完全子法人株式並びに所得税法 法第二十九条の二第四項に規定する株式及び同令第 百十三条の一項に規定する株式として政令で定めるものの他これに類する法式、同令第百十一条第二項に規定する株式につき有し、又の適用を受けて取得をした株式につき有し、又の適用を受けて取得をした株式に同令第百十一条第二項に規定する株式に同令第百十二条第一項に規定する合併に係る同項に規定する合併に係る同項に規定する合併に係る同項に規定する合併に係る同項に規定する合併に係る同項に規定する合併に係る同項に規定する分割工係の所有株式、同令第百十二条第一項に規定する合併に係る同項に規定する合併法人株式又は分割承継法人株式及び同令第 世紀 大株式又は分割承継親法人株式及び同令第 世紀 大株式又は分割承継親法人株式立びに所得税法 法第二十九条の二第四項に規定する同条第一項に規定する完全子法人株式並びに所得税法

いて「分割等株式」という。)とする。 に該当するものを除く。次項及び第十三項にお これに類するものとして財務省令で定めるもの 八十九条第一項に規定する単元未満株式その他 株式その他財務省令で定めるもの(会社法第百 の同号に規定する取得決議により交付を受けた 同項第三号に規定する全部取得条項付種類株式 する取得事由の発生により交付を受けた株式、 第二号に規定する取得条項付株式の同号に規定 た当該株式移転完全親法人の株式、同条第三項に規定する株式移転完全親法人から交付を受け 式、同条第二項に規定する株式移転により同項 に規定する政令で定める関係がある法人の株 式又は株式交換完全親法人との間に同条第一項 から交付を受けた当該株式交換完全親法人の株 の項において「株式交換完全親法人」という。) り同項に規定する株式交換完全親法人(以下こ 第五十七条の四第一項に規定する株式交換によ 16

予約権の行使により取得をした株式につき有 る当該特定従事者に対して与えられた特定新株 従事者(同条第一項に規定する特定従事者をい に類する株式として政令で定めるものは、特定 予約権の行使により取得をした株式その他これ 法第二十九条の二第四項に規定する特定新株 以下この条において同じ。)が、その有す 又は取得することとなる分割等株式とす

13 に規定する取決めに従つてされる取締役等の特 令で定める終了は、同条第一項第六号イ又はロ こととなる分割等株式とする。 取締役等の特定株式につき有し、又は取得する が、その有する相続又は遺贈により取得をした として政令で定めるものは、承継特例適用者 た取締役等の特定株式その他これに類する株式 法第二十九条の二第四項第一号に規定する政 法第二十九条の二第四項に規定する取得をし

定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分にの時における価額に相当する金額として政令で法第二十九条の二第五項に規定する国外転出 終了とする。

外転出(同項第七号に規定する国外転出をい 定株式以外の特定株式を有する特例適用者の国

次項及び第十六項において同じ。)に係る

応じ当該各号に定める金額とする。 に国税通則法第百十七条第二項の規定による 法第二十九条の二第五項の国外転出をする の属する年分の確定申告書の提出の時まで

> 条の二第五項の国外転出の予定日から起算し 出をした日以後に当該年分の確定申告書を提 て三月前の日(同日後に取得をした特定株式 項において同じ。)の価額に相当する金額 等の特定株式を除く。次号、次項及び第十七 当該国外転出の時における特定株式(取締役 第二十五条の規定による決定がされる場合 出する場合又は当該年分の所得税につき同法 よる納税管理人の届出をしないで当該国外転 納税管理人の届出をした場合、同項の規定に 前号に掲げる場合以外の場合 法第二十九

三項までの規定により適用する場合を含む。次 原価の額又は取得費の額として計算される金額 項において同じ。)により当該特定株式の売上 から第七項までの規定(第二十一項から第二十 は、同項の国外転出の時に特定株式の譲渡があ の取得に要した金額として政令で定める金額 つたものとした場合に所得税法施行令第二編第 一章第四節第三款及び第百六十七条の七第四項 法第二十九条の二第五項に規定する特定株式

特定株式とする。 権の行使をした日における当該特定株式の価額 該特定株式の売上原価の額又は取得費の額とし 施行令第二編第一章第四節第三款及び第百六十 株式の譲渡があつたものとした場合に所得税法 める特定株式は、特定株式に係る特定新株予約 て計算される金額に相当する金額を超える当該 七条の七第四項から第七項までの規定により当 に相当する金額が当該行使をした日に当該特定 法第二十九条の二第五項に規定する政令で定

者の特定株式の価額に相当する金額として政令 に応じ当該各号に定める金額とする。 で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分 法第二十九条の二第五項に規定する特定従事 が特定従事者の特定株式(法第二十九条の一

の価額に相当する金額 にあつては、当該取得時)における特定株式

に相当する金額とする。

して計算した金額

条第五項の規定により譲渡があつたものとみ 額を当該株式の数で除して計算した金額をい (当該株式の同日における価額に相当する金 により取得をした株式の権利行使時評価額 新株予約権の行使をした日における当該行使 う。以下この項において同じ。)に係る特定 第五項に規定する特定従事者の特定株式をい 次号に掲げる場合以外の場合 特例適用者 次号及び第二十項において同じ。)に同

なされた当該特定従事者の特定株式の数を乗

由の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定め株式」という。)に係る当該株式交換等の事き有していた旧株(第二十項において「所有該株式交換等の事由が生じた時前から引き続該株式交換等の事由が生じた時前から引き続 事由(以下この号において「株式交換等の事一 特定従事者の特定株式について次に掲げる いて「旧株」という。)について生じた当該がある場合には、当該株式。以下この号にお 由」という。)が生じた場合 特例適用者 る金額に、法第二十九条の二第五項の規定に 株式交換等の事由により取得した株式又は当 以後に次に掲げる事由により取得をした株式 の行使により取得をした株式(当該行使の日 特定従事者の特定株式に係る特定新株予約権 イ 株式を発行した法人の所得税法第五十七従事者の特定株式の数を乗じて計算した金額 より譲渡があつたものとみなされた当該特定 定する株式移転完全親法人の株式の数で除関係がある法人の株式又は同条第二項に規 した同条第一項に規定する株式交換完全親株式移転により当該株式一株について取得 の権利行使時評価額を、当該株式交換又は 又は株式移転があつた法人が発行した株式 第二項に規定する株式移転 当該株式交換 法人との間に同項に規定する政令で定める という。) の株式若しくは株式交換完全親 法人(イにおいて「株式交換完全親法人」 条の四第一項に規定する株式交換又は同条

項付種類株式一株について取得した株式のにより当該取得条項付株式又は全部取得条 価額を、当該取得事由の発生又は取得決議は全部取得条項付種類株式の権利行使時評生又は取得決議があつた取得条項付株式又 号に規定する取得決議 当該取得事由の発「全部取得条項付種類株式」という。)の同 る全部取得条項付種類株式(ロにおいて 得条項付株式」という。)の同号に規定す 規定する取得条項付株式(ロにおいて「取 る取得事由の発生又は同項第三号に規定す 所得税法第五十七条の四第三項第二号に

数で除して計算した金額

して所得税法施行令第百十条第一項の規定 があつた株式の権利行使時評価額を基礎と に準じて計算した金額 株式の分割又は併合 当該分割又は併合

> 価額を基礎として同項の規定に準じて計算 割当ての基因となつた株式の権利行使時評 該株式無償割当てに限る。) 当該株式無償 百十一条第二項に規定する株式無償割当て (当該株式無償割当てにより当該株式と同 一の種類の株式が割り当てられる場合の当 株式を発行した法人の所得税法施行令第 株式を発行した法人の所得税法施行令第

百十三条第一項に規定する分割型分割 次株式を発行した法人の所得税法施行令第 権利行使時評価額を基礎として同項の規定 百十二条第一項に規定する合併 当該合併 に準じて計算した金額 に係る同項に規定する被合併法人の株式の

める金額 に掲げる株式の区分に応じそれぞれ次に定 として同令第百十三条第一項の規定に準 う。)の株式の権利行使時評価額を基礎 法人((2)において「分割法人」とい 第六十一条第六項第六号に規定する分割 法人の株式 当該分割型分割に係る同令 第百十三条第一項に規定する分割承継法 人の株式又は同項に規定する分割承継親 当該分割型分割に係る所得税法施行令

準じて計算した金額 得税法施行令第百十三条第三項の規定に 株式の権利行使時評価額を基礎として所 から引き続き有している当該分割型分割 に係る分割法人の株式 当該分割法人の 当該特例適用者が当該分割型分割の前

じて計算した金額

百十三条の二第一項に規定する株式分配 定める金額 次に掲げる株式の区分に応じそれぞれ次に 株式を発行した法人の所得税法施行令第

の権利行使時評価額を基礎として同条第 いて「現物分配法人」という。)の株式 項に規定する現物分配法人((2)にお 百十三条の二第一項に規定する完全子法 当該株式分配に係る所得税法施行令第 項の規定に準じて計算した金額 当該株式分配に係る同条第三

ら引き続き有している当該株式分配に係 当該特例適用者が当該株式分配の前

株式を発行した法人の所得税法施行令第 る現物分配法人の株式 当該現物分配法 の規定に準じて計算した金額 て所得税法施行令第百十三条の二第二項 人の株式の権利行使時評価額を基礎とし

得価額」とあるのは「権利行使時評価額」と、使時評価額」と、同令第百十一条第二項中「取 価額」という。)は、旧株一株の従前の権利行定する権利行使時評価額(以下「権利行使時評 する部分の金額を加算した金額)」とあるのは のとみなされる金額及び費用の額のうち分割承 費用の額がある場合には、当該交付を受けたも くは分割承継親法人株式の取得のために要した みなされる金額又はその分割承継法人株式若し 若しくは利益の配当として交付を受けたものと 場合のみなし配当)の規定により剰余金の配当 額」とあるのは「権利行使時評価額」と、「金 評価額」と、同令第百十三条第一項中「取得価行使時評価額は、旧株一株の従前の権利行使時 分の金額を加算した金額)」とあるのは「権利 金額及び費用の額のうち旧株一株に対応する部 場合には、当該交付を受けたものとみなされる 法人株式の取得のために要した費用の額がある れる金額又はその合併法人株式若しくは合併親 は金銭の分配として交付を受けたものとみなさ余金の配当、利益の配当、剰余金の分配若しく 号(合併の場合のみなし配当)の規定により剰 株の従前の取得価額(法第二十五条第一項第一 同令第百十二条第一項中「取得価額は、旧株一 株式の取得に係る経済的利益の非課税等)に規 定の取締役等が受ける新株予約権の行使による 措置法施行令第十九条の三第十八項第一号(特一株の従前の取得価額」とあるのは「租税特別は、同令第百十条第一項中「取得価額は、旧株 百十四条第一項の規定に準じて計算する場合に 項、第百十三条の二第一項及び第二項並びに第 第百十二条第一項、第百十三条第一項及び第三 法施行令第百十条第一項、第百十一条第二項、 法人株式又は分割承継親法人株式一株に対応 前項第二号ハからチまでの規定により所得税 チ (法第二十五条第一項第二号(分割型分割の として同項の規定に準じて計算した金額 当該法人の株式の権利行使時評価額を基礎 余財産の分配の前から引き続き有している 用者が当該資本の払戻し又は解散による残 は解散による残余財産の分配 当該特例適 百十四条第一項に規定する資本の払戻し又 22 21 る チまでに掲げる事由が生じた時後における同号 の規定の適用については、同号イからチまでに

20 第十八項第二号の所有株式につき同号イから 行使時評価額」と読み替えるものとする。 十四条第一項中「取得価額」とあるのは「権利 あるのは「金額」と、同条第二項及び同令第百 株に対応する部分の金額を加算した金額)」と れる金額及び費用の額のうち完全子法人株式一 ある場合には、当該交付を受けたものとみなさ 全子法人株式の取得のために要した費用の額が 交付を受けたものとみなされる金額又はその完 第三号(株式分配の場合のみなし配当)の規定 使時評価額」と、「金額(法第二十五条第一項 の二第一項中「取得価額」とあるのは「権利行 により剰余金の配当若しくは利益の配当として 「金額」と、同条第三項中「取得価額」とある は「権利行使時評価額」と、同令第百十三条

19

算する場合における同款の規定を含む。)並び がある場合には、これらの株式については、そ と当該特定株式及び承継特定株式以外の株式と 銘柄の株式のうちに特定株式又は承継特定株式 までに規定する権利行使時評価額とみなす。 定める金額を当該所有株式に係る同号イからチ に第二十五条の十二の四第四項の規定を適用す 所得税法第二編第二章第二節の規定に準じて計 上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得について 五条の十一第一項に規定する一般株式等の譲渡 七条の七第四項から第七項までの規定(第二十 施行令第二編第一章第四節第三款及び第百六十 れぞれその銘柄が異なるものとして、所得税法 に係る国内源泉所得又は同条第二項に規定する 特例適用者又は承継特例適用者の有する同一

節第三款及び第百六十七条の七第四項から第七 場合における所得税法施行令第二編第一章第四 ちに取締役等の特定株式以外の特定株式がある 項までの規定の適用については、次に定めると ころによる。 特例適用者の有する同一銘柄の特定株式のう

のとして、これらの規定を適用する。 式については、それぞれその銘柄が異なるも 特定株式とがある場合には、これらの特定株 の特定株式と当該取締役等の特定株式以外の 当該同一銘柄の特定株式のうちに取締役等

式に係る特定新株予約権の行使をした日が異 うちに当該取締役等の特定株式以外の特定株 当該取締役等の特定株式以外の特定株式の

27

を付与する株式会社は、当該特定新株予約権を

24 その年において特定株式又は承継特定株式に 取得したものを除く。)」と、「同項第三号」と 二十九条の二第一項本文(特定の取締役等が受 使により取得した有価証券(租税特別措置法第 ある場合における所得税法施行令第百九条第一 あるのは「第八十四条第三項第三号」とする。 経済的利益の非課税等)の規定の適用を受けて ける新株予約権の行使による株式の取得に係る 証券」とあるのは「同項各号に掲げる権利の行 項各号に掲げる権利の行使により取得した有価 項の規定の適用については、同項第三号中「同 法第二十九条の二第一項本文の規定の適用が ものとして、これらの規定を適用する。 株式については、それぞれその銘柄が異なる なる特定株式がある場合には、これらの特定

25 非居住者がその有する特定株式又は承継特定 者が確定申告書を提出する場合における第二十 を有する居住者又は恒久的施設を有する非居住 る事項を記載した書類」とする。 書」とあるのは、「明細その他財務省令で定め おいて準用する場合を含む。)の規定の適用に 五条の八第十四項(第二十五条の九第十三項に ついては、第二十五条の八第十四項中「明細

第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等 式等に係る譲渡所得等又は法第三十七条の十一 係る法第三十七条の十第一項に規定する一般株

承継特定株式の譲渡による所得及び内国法人の 行使による株式の取得に係る経済的利益の非課 第四項(特定の取締役等が受ける新株予約権の とあるのは、「租税特別措置法第二十九条の二 二百八十一条の規定の適用については、 特殊関係株主等」とする。 税等)に規定する特定株式又は同項に規定する 株式を譲渡する場合における所得税法施行令第 一項第四号ロ中「内国法人の特殊関係株主等」 同条第

26 の規定の適用については、これらの規定中「明合における第二十五条の十一第四項又は第五項 株式等の譲渡に係る国内源泉所得又は同条第三 係る法第三十七条の十二第一項に規定する一般 める事項を記載した書類」とする。 細書」とあるのは、「明細その他財務省令で定 を有しない非居住者が確定申告書を提出する場 所得を有する同条第一項に規定する恒久的施設 項に規定する上場株式等の譲渡に係る国内源泉 その年において特定株式又は承継特定株式に 付与決議に基づく契約により特定新株予約権

> の所在地の所轄税務署長に提出しなければなら 翌年一月三十一日までに、当該株式会社の本店 当該特定新株予約権を付与した日の属する年の 他の財務省令で定める事項を記載した調書を、 所(国内に住所を有しない者にあつては、 ることとなる当該取締役等の相続人の有無その 死亡した場合に当該特定新株予約権を行使でき 第一項第三号の権利行使価額、当該取締役等が 特定新株予約権の行使に係る法第二十九条の二 省令で定める場所。次項において同じ。)、当該 付与した取締役等又は特定従事者の氏名及び住

出しなければならない。 該株式会社の本店の所在地の所轄税務署長に提 替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の 者の氏名及び住所、当該特定株式又は承継特定 管理等信託又は管理をしている者ごとに、その 等信託を引き受けている金融商品取引業者等又 式につき、振替口座簿への記載若しくは記録を 委託若しくは管理等信託に係る営業所等又は当 付をした年月日及びその事由その他の財務省令 株式の受入れ若しくは取得又は振替若しくは交 記載若しくは記録若しくは保管の委託若しくは 該特定株式又は承継特定株式の振替口座簿への 定する取決めに従い、特定株式又は承継特定株 で定める事項を記載した調書を、毎年一月三十 は管理をしている同条第七項の株式会社は、当 一日までに、当該金融商品取引業者等の当該振 し、若しくは保管の委託を受け、若しくは管理 法第二十九条の二第一項第六号イ又はロに規

30 29 株式又は承継特定株式の数を」とする。 法第二十九条の二第四項(特定の取締役等が受 じ。)並びに当該株式等のうちに租税特別措置同じ。)を」とあるのは、「この項において同 定の適用については、同項中「この項において 渡の対価の支払を受ける場合における同項の規 支払者から当該特定株式又は承継特定株式の譲 所得税法第二百二十四条の三第一項に規定する は承継特定株式が含まれている旨及び当該 経済的利益の非課税等)に規定する特定株式又 ける新株予約権の行使による株式の取得に係る 適用者又は承継特例適用者が、国内において、 前二項の調書の様式は、財務省令で定める。 特定株式又は承継特定株式の譲渡をした特例

は、同項中「同じ。)を」とあるのは、 第三百四十二条第一項の規定の適用について 前項に規定する場合における所得税法施行令 36

数」とする。

動項に規定する場合における所得税法施行令
第三百四十五条第三項の規定の適用については、同項中「住所」」とあるのは、「住所」並びに当該交付金銭等の交付の基因となつた株式の下標で、特定の取締役等が受ける新株予約権の行使に、おる株式の取得に係る経済的利益の非課税等)に規定する特定株式又は承継特定株式が含まれている旨及び当該特定株式又は承継特定株式が含まれている旨及び当該特定株式又は承継特定株式が含まれている旨及び当該特定株式又は承継特定株式の取得に対している旨及び当該特定株式又は承継特定株式のでは、同項中、住所)」とあるのは、同項に規定する場合における所得税法施行令

特定株式若しくは承継特定株式の譲渡の対価とする。特定株式若しくは承継特定株式につき所得税は特定株式若しくは承継特定株式につき所得税は特定株式若しくは承継特定株式につき所得税がする同法第二百二十五条第一項の規定の適用がする同法第二百二十五条第一項の規定の適用がする同法第二百二十五条第一項の規定する金銭等の交付をする場合における当該支払をする者又の支払をする場合における当該支払をする者とする。

の二第一項本文の規定の適用を受けて株式を取個人が新株予約権の行使により法第二十九条

の規定は、適用しない。 条の二のうち当該新株予約権の行使に係る部分 た株式会社については、所得税法第二百二十八 得した場合には、当該株式の振替又は交付をし

要件を定めたときは、これを告示する。経済産業大臣は、第九項第二号の規定により

(一時所得となる財産形成給付金等の中途支払置く場合について準用する。第二十九条の二第十項の規定により物件を留め国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法

じ、当該各号に定める理由とする。 お十九条の四 法第二十九条の三に規定する勤労 2第十九条の四 法第二十九条の三に規定する勤労 2第十九条の四 法第二十九条の三に規定する政令 理由)

二 法第二十九条の三に規定する第一種財産形 第二十七条の十六第一項第四号に掲げる理由令第二十七条の五第一項第六号若しくは同令 項第三号に掲げる理由でやむを得ないものと十七条の十六第一項第二号に掲げる理由、同 読み替えて適用する場合を含む。以下この号 号に掲げる理由については、財務省令で定め 証明がされたものに限る。) については、財務省令で定めるところにより ないものとして財務省令で定める理由又は同 て同じ。) に掲げる理由 (これらのやむを得 えて適用する場合を含む。以下この号におい して財務省令で定めるもの若しくは同項第四 において同じ。)に掲げる理由又は同令第二 項第六号(同令第二十七条の二十三において ものとして財務省令で定めるもの若しくは同 由、同項第四号に掲げる理由でやむを得ない の五第一項第三号若しくは第五号に掲げる理 成基金給付金又は第二種財産形成基金給付 るところにより証明がされたものに限る。) 項第二号から第四号までに掲げる理由(同 法第二十九条の三に規定する財産形成給付 (同令第二十七条の二十三において読み替 勤労者財産形成促進法施行令第二十条第 勤労者財産形成促進法施行令第二十七条

(山林所得の概算経費率控除の特例) 第七節の三 山林所得の課税の特例

前の年の翌年一月一日における山林の樹種別及規定する伐採又は譲渡の日の属する年の十五年で定めるところにより計算した金額は、同項に第十九条の五法第三十条第四項に規定する政令

び樹齢別の標準的な評価額を基礎とし、これにび樹齢別の標準的な評価額をする。この場合におのとして国税庁長官が定めて公表したところにのとして国税庁長官が定めて公表したところにのとして国税庁長官が定めて公表したところにが樹齢別の標準的な評価額を基礎とし、これにび樹齢別の標準的な評価額を基礎とし、これに

定する収用等による譲渡とする。 政令で定める譲渡は、法第三十三条第一項に規 第十九条の六 法第三十条の二第一項に規定する (山林所得に係る森林計画特別控除の特例)

金額とする。 金額とする。 金額とする。 金額とする。 金額とする。 金額とする。 金額とする。 金額とごろにより計算した金額は、同号に が得に係る総収入金額のうちに占める割合(当 所得に係る総収入金額のうちに占める割合(当 所得に係る総収入金額のうちに占める割合(当 が得に係る総収入金額のうちに占める割合(当 が得に係る収入金額のうちに占める割合とき が得に係る収入金額のうちに占める割合(当 が得に係る収入金額のうちに占める割合(当 が得に係る収入金額のうちに占める割合(当 が得に係る収入金額のうちに占める割合(当 を額とする。

3 法第三十条の二第一項に規定する市町村の長は、同項に規定する認定の取消しをした場合(当該認定の取消しがあつた当該森林経営計画に係る森林所有者が個人である場合に限る。)には、当該認定の取消しをした日から四月以内に、そ当該認定の取消しをした日から四月以内に、そ当該認定の取消しをした日から四月以内に、その旨、当該認定の取消しをした日から四月以内に、その音、当該認定の取消しをした日から四月以内に、その音、当該認定の取消しをした場合(当該。

4

(長期譲渡所得の課税の特例) 第八節 譲渡所得等の課税の特例

第二十条 法第三十一条第一項に規定する政令で第二十条 法第三十一条第一項第一号に規定する事業場等を含む。)に土地を長期間使用させる行為で所得税法施行令第七十九条第一項の世る行為で所得税法施行令第七十九条第一項を行為で所得税法施行令第七十九条第一項に規定する政令で

これに 3 前項の譲渡をした土地等又は建物等が次の各のできも る日の翌日から引き続き所有していたものとみつき相続 においてその取得をし、かつ、当該各号に定める日場合にお ある場合には、当該譲渡をした土地等又は建物情の差異 号に掲げる土地等又は建物等に該当するもので これに 3 前項の譲渡をした土地等又は建物等が次の各

は建物等の取得をした日 得税法第五十八条第一項の規定の適用を受けたもの 当該交換により譲渡をした土地等又たもの 当該交換により取得した土地等又は建物等で所

||十条第分の総所特別措置法第三十一条第一項 第百一 第百十及び課税 項 条第山林所得 き第三章得金額」という。)及び課税山積額につ得金額(以下「課税長期譲渡所 金額の見 得金額 計算) (税額の|林所得金額の見積額につき第1 その年 例)に規定する課税長期譲渡所一項(長期譲渡所得の課税の特 |の規定により適用される場合を 章(税額の計算)及び同 の長期譲渡所得の課税の特例 課税の特例)又は第三十一条の 譲渡した場合の長期譲渡所得の 宅地の造成等のために土地等を 、同法第三十一条の二(優良住 (長期譲渡所得の課税の特例) 租税特別措置法第三十一条第 その年分の総所得金額、 (居住用財産を譲渡した場合 項 租

第十第三三項条二	第十第一百項条二		
得課 の金渡 額額 額所 64	得 課 計 第 前 第 前 初 総 新 所 の の の に の の の の の の の の の の の の の	所及所額総 率条第得課得当 得び得、所 会 は 会 は は は は は は は は は は は は は	
課税総所得の金額、課税 一課税総所得の金額、 展期譲渡所得の金額、 長期譲渡所得の金額、 については、特別控除 については、特別控除 については、特別控除 については、特別控除 の金額については、特別控除 が得金額、 の金額。 のるる。 のる。 の	所課 特別 # 第三章 (税 # 第三章 (税 # ) # (税 # ) # (	所得の金額」という 所得の金額、特別 長期譲渡所得の金額、特別 長期譲渡所得の金額、特別 長期譲渡所得の金額、特別 大田 を 第一項 一九第八十九条 (税率) 一九第八十九条 (税率) 一九第八十九条 (税率) 一項 一段 一項	(以下「特別: (以下「特別: (以下「特別: (以下「特別: (以下「特別: (以下「特別: (以下「特別: (以下「特別: (以下「特別: (以下「特別: (以下「特別: (以下「特別: (以下「特別: (以下「特別:
の金額、課税長 得金額、課税長期譲 の金額、課税長期譲 の金額、課税長期譲	電話第三十一年 (税額の計算) を額、課	伊金額 特	「特別控除後の長期譲 演演所得の金額(同法第 項、第三十四条の三第一項、第三十四条の三第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条の規定により控除されるの規定により控除されるの規定により控除されるの規定により控除されるの規定により控除されるの規定により控除されるの規定により控除されるの規定により控除とでは、当をでは、当をでは、当をでは、当をでは、当をでは、当をでは、当をでは、当を
長期譲渡の長期譲渡の長期譲渡の長期譲渡の長期	期一び	(こ) (を) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	(以下「特別控除後の長期譲渡 除される金額を控除した金額 長期譲渡所得の金額、同法第三 一項(収用等の場合の特別控除 高がある場合にあつては、当該 第一項又は第三十五条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条の三第一項、第三十五条の三第一項(収用等の場合の特別控除 でれる金額を控除される金額がある場合にあつては、当該 を対象のののでは、当該 では、当 では、当該 では、当 では、当 では、当 では、当 では、当 では、当 では、当 では、当
項の第 5 口質 二十 と中はに -	第 第 六 に 号 項 条 五 一 三 十 第 並 第 第 十 9	、十第二及第十第五及第第十章 第五百項び一七百号び四二三百 百条五、第項条二、第号項条	第 第第十第 第第十第 第第十第  百 三二三百 三一三百 二一三百  二 号項条二 号項条二
金総額所の表のようなのである。		,	総 額 総 額 総 額 総 所 得 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金
期めの課十所」はに施一		4	所     渡所     額所     渡所       得     所得     4     6       金     4     4
譲渡所得の課税 (長)		; ;	金 特 制 控 期 2 2 3 4 5 5 5 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
の特例) の特別の 特別の 特別の 特別の 特別の 特別の 特別の 特別		Ţ F	譲渡 渡渡 所得の 長期
	項四、項十、第号: 第条第第条第二イ 第第二一第百号及: 号一百号二八イび	九 第	第条第五第第
元 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	3	ー 士 金 総 額 所	現七     第条       除     金総       く     額 所
		第二項、第三十四条の二第一 項、第三十四条の三第一項、第三十四条の三第一項(収用等の場合の特別控除される金額を控除した金額 行業がある場合にあつては、当該額がある場合にあっては、当該額がある場合にあっては、当該額がされる金額がら当該控係される金額がら当該控係される金額」という。)とする金額の金額、長期譲渡所得金額、長期譲渡所得の金額。	(以下   (い下   ()))   ()) () () () () () () () () () () () ()
		金額  「東京・一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条の三第一項(収用等の場合の特別控除される金額を控除した金額を対象の表別をにより控除される金額を対象の表別を決される金額を控除した金額を対した金額を対した金額を対した金額を対した金額を対した金額を対した金額を対しては、当該を対した金額を対しては、当該を対しては、第三十四条の三第一項、第三十四条の三第一項、第三十四条の三第一項、第三十四条の三第一項、第三十四条の三第一項、第三十四条の三第一項、第三十四条の三第一項、第三十四条の三十四条の三十四条の三十四条の三十四条の三十四条の三十四条の三十四条の	男祖 U
		大四条の三第二末の三第一末の三第一末の三第一末来の三第二十五条が、 は除後の長地にあっては、 にいいら、 にいら、 にいら、 にいら、 にいら、 にいら、 にいいら、 にいいら、 にいら、 にいいら、 にいいら、 にいいら、 にいいら、 にいいら、 にいいら、 にいいら、 にいいら、 にいいら、	第一次に対対のでは、対対し、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対しでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、
		別と期に当れ別の五頃二	十法所
 十 第 六 二	<del></del>		条三の のの得同適得産
十二十十二十十二十二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		十 第   第   に 二 号 三 十 第   年   第 に 二 号 三 十 第   一	条三の     の     の得同適得産       十年第二十年第二十年第二十年第五日第五年第       総の     得税し     金総
Total Control Cont		第     に     二     号     三     十     第     第     第     第     第     第     第     第     第     第     第     第     第     第     第     第     第     前     前     前     第     第     前     前     第     前     前     第     前     前     前     第     前<	条三の の の
Total Control Cont		第     に     二     号     三     十     第     第     第     第     第     第     第     第     第     第     第     第     第     第     第     第     第     前     前     前     第     第     前     前     第     前     前     第     前     前     前     第     前<	条三の の の
A B B B B B B B B B B B B B B B B B B	金所得金額金所得金額、金所得金額、金所得金額・「長期譲渡所得金額、「長期譲渡所得金額、「長期譲渡所得金額、「長期譲渡所得金額、「長期譲渡所得金額、「長期譲渡所得金額、「長期譲渡所得金額、「長期譲渡所得金額、	第二百五総 第二百五総 第二百五総 第二百五総 第二百五総 第一号 2 (税率) 第一等第三章第三章第二章第二章第二章第一号4 第一条第金額 6 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	条三の の の

第三十一条第一頁の見定の適用がある場合れぞれ ぞれ にれるときは、これらのそれ

た場合の長期譲渡所得の課税の特例) た場合の長期譲渡所得の課税の特例)

第二十条の二 法第三十一条の二第二項第一号に規定する政令で定める土地等の譲渡は、次に掲地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。)とする。

「国又は地方公共団体に対する土地等の譲渡と、以下立の項において同じ。)とする。
「国又は地方公共団体に対する土地等の譲渡をいる。以下この項において同じ。)とする。

本式会社、首都高速道路株式会社、中日本高 株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高 を第四項第一号の使用を含む。)の対償に充 等に基づく収用(同項第二号の買取り及び同 三十三条第一項第一号に規定する土地収用法 譲渡に係る土地等がこれらの法人の行う法第 三十三条第一項第一号に規定する土地収用法 を第四項第一号の使用を含む。)の対償に充 を第四項第一号の使用を含む。)の対償に充 を第四項第一号の使用を含む。)の対償に充 を第四項第一号の使用を含む。)の対償に充 を第四項第一号の使用を含む。)の対償に充 を第四項第一号の使用を含む。)の対償に充 を第四項第一号の使用を含む。)の対償に充 を第四項第一号の使用を含む。)の対償に充 を第四項第一号の使用を含む。)の対償に充 を第四項第一号の使用を含む。)の対償に充

本勤労者住宅協会企業基盤整備機構、地方住宅供給公社及び日成田国際空港株式会社、独立行政法人中小

場げる要件を満たすもの 場が出来されているものに限る。)のうち次に 地上をされた金額の全額が地方公共団体により 出をされた金額の全額が地方公共団体により を対しているものに限る。)又は公益財団法人(その拠 が、大のでは、大のでは、大のでは、大の社員総会における議決

取得の業務を主たる目的とすること。 - 14 宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行 3

法第三十一条の二第二項第三号及び第四号に

「ユーム三点を写正」の計であってものである。 幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和する業務を行つていること。 ロー当該地方公共団体の管理の下にイに規定

五十五年法律第三十四号)第十三条の三第三号に掲げる業務を行う同法第十三条の二第一代(その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。以下この項において同じ。) 又は公益財団法人(その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額いて拠出をされた金額の二分の一以上の金額いた拠出をされた金額の二分の一以上の金額いた拠出をされた金額の二分の一以上の金額いた拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。以下この項において同じ。) であつに限る。以下この項において、その定款において、その法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。)

に関する法律(平成九年法律第四十九号)第四 密集市街地における防災街区の整備の促進|

う。) の周辺の区域からの避難に利用可能な通

、タール)以上であること。

正充 に限る。)

「正元 に限る。)

「正元 に限る。)

一 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第六十一条第一項に規定する業務を行う同法第六十一条第一項に規定する、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をが地方公共団体又は当該法人と類似の目的をが地方公共団体又は当該法人と類似の目的をが地方公共団体又は当該法人と類似の目的をが地方公共団体とは一次の一人の公益を目的とする事業を行う法人に関する法律(平成十年法律第九十二条第三号に掲げ年法律第九十二条第三号に掲げ

六 都市再生特別措置法第百十九条第四号に掲 げる業務を行う同法第百十八条第一項に規定 する都市再生推進法人(公益社団法人又は公 立法人が解散した場合にその残余財産が地方 の法人が解散した場合にその残余財産が地方 の公益を目的とする事業を行う法人に帰属す の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。)

4 法第三十一条の二第二項第五号に規定する政府、 
市街地再開発事業の施行者である同法第五十条 
市街地再開発事業の施行者である同法第五十条 
土地等の譲渡とする。 
土地等の譲渡とする。 
土地等の譲渡とする。

本 業区域(第二号において「建替事業区域」といる防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行者である同法第百六十五、災街区整備事業の施行者である個人の有する土地等令で定める要件は、第一号及び第二号(密集市台地における防災街区の整備の促進に関する土地等で定める要件は、第一号及び第二号(密集市台地における防災街区の整備の促進に関する法律において「認定建替計画」という。)に定めら たで定める要件は、第一号及び第二号に規定する政務渡とする。 の譲渡とする。 お第三十一条の二第二項第六号に規定する出地等本で定める要件は、第一号及び第二号における所述の整備の促進に関する土地等でにおいて「認定を持ち、一般のでは、一般のでは、一般のでは、一般のでは、、 1000年のでは、、 1000年のである個人の有する土地等では、 1000年のでは、 100

号)に掲げる要件とする。路を確保する場合にあつては、第一号及び第三路

三百一条第三号に掲げる業務を行う同法第三

- メートル以上であること。
  の敷地面積がそれぞれ百平方より、かつ、当該敷地面積の合計が五百平方の敷地面積がそれぞれ百平方メートル以上での敷地重積がそれぞれ百平方メートル以上で
- 設が確保されていること。 に関する法律第二条第十号に規定する公共施に密集市街地における防災街区の整備の促進二 認定建替計画に定められた建替事業区域内
- すこと。 その確保する通路が次に掲げる要件を満た
- る。 は発見である個人の有する土地等の譲渡とす定事業者である法人に対する当該法人の株主又定事業者である法人に対する当該法人の株主政令で定める土地等の譲渡は、同号に規定する政会がより、 は第三十一条の二第二項第六号に規定する政ロ 幅員四メートル以上のものであること。ロ 幅員四メートル以上のものであること。
- 7 法第三十一条の二第二項第七号に規定する政策物の建築をすることが定められていての事業に係る法第三十一条の二第二項第一をの事業に係る法第三十一条の二第二項第一をの事業に係る法第三十一条の二第二項第七号に規定する政

- 8 る公共施設の整備がされること。 都市再生特別措置法第二条第二項に規定す
- の面積に対する割合が四分の一未満である事業する特定所有者不明土地の面積の当該事業区域 された法第三十一条の二第二項第九号イに規定 九号)第十条第二項第二号の事業に係る同条第 等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十 書に記載された所有者不明土地の利用の円滑化 政令で定める事業は、同号に規定する裁定申請 項に規定する事業区域の面積が五百平方メー ・ル以上であり、かつ、当該裁定申請書に記載 法第三十一条の二第二項第九号ロに規定する
- おける当該マンション建替事業とする。 務大臣と協議して定める基準に適合する場合に ョンの住戸の規模及び構造が国土交通大臣が財 業に係る同項第七号に規定する施行再建マンシ 二条第一項第四号に規定するマンション建替事に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第 定めるものは、マンションの建替え等の円滑化 好な居住環境の確保に資するものとして政令で 法第三十一条の二第二項第十号に規定する良
- 築物とする。 節及び第五節を除く。)の規定又はこれに基づ 場合を含む。)の規定により同法第三章(第三 令で定める建築物は、建築基準法第三条第二項 く命令若しくは条例の規定の適用を受けない建 (同法第八十六条の九第一項において準用する 法第三十一条の二第二項第十号に規定する政
- 規定する決議特定要除却認定マンションを除却ョン敷地売却事業に係る同法第百九条第一項に して定める基準に適合する場合における当該マ 規模及び構造が国土交通大臣が財務大臣と協議 一項第一号に規定するマンションのその住戸のした後の土地に新たに建築される同法第二条第 する法律第二条第一項第九号に規定するマンシ るものは、マンションの建替え等の円滑化に関 良好な居住環境を備えたものとして政令で定め ンションとする。 法第三十一条の二第二項第十一号に規定する 14
- 政令で定める面積は、 法第三十一条の二第二項第十二号に規定する 百五十平方メートルとす
- 13 政令で定める要件は、 法第三十一条の二第二項第十二号に規定する る建築物の建築をする事業の施行される土地 法第三十一条の二第二項第十二号に規定す 次に掲げる要件とする。 15

- の区域(以下この項において「施行地区」と いう。)の面積が五百平方メートル以上であ
- る。)が確保されていること。 当該都市計画施設、同条第二項第一号に規 道の整備に関する法律第九条第三項に規定 設の用に供される土地とし、幹線道路の沿 市施設又は同条第五項第一号に規定する施 同法第十二条の五第二項第一号イに掲げる に規定する施設の用に供される土地とす 定する沿道地区施設又は同条第四項第一号 する沿道再開発等促進区内である場合には る開発整備促進区内である場合には当該都 再開発等促進区内又は同条第四項に規定す 事業の施行地区が、同条第三項に規定する 施設をいう。)の用に供される土地(その 第四条第六項に規定する都市計画施設又は (都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) その事業の施行地区内において都市施設
- る場合を含む。)の規定の適用がある場合 に寄与するものとして財務省令で定める る場合を含む。)の規定の適用がある場合 第六項(同条第七項の規定により適用され する。) から十分の一を減じた数値(同条 条第七項又は第八項の規定により適用され 各号に掲げる建築物の区分に応じ同項に定 には、十分の九とする。)以下であること。 には、これらの規定を適用した後の数値と める数値(同条第二項又は同条第三項(同 する割合が、建築基準法第五十三条第一項 する建築物に係る建築面積の敷地面積に対 その事業の施行地区内の土地の高度利用 法第三十一条の二第二項第十二号に規定
- 政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。 法第三十一条の二第二項第十二号に規定する められた区域 都市計画法第七条第一項の市街化区域と定
- 計画が定められていない同条第二項に規定す 一号に規定する用途地域が定められている る都市計画区域のうち、同法第八条第一項第 分に関する同法第四条第一項に規定する都市 都市計画法第七条第一項に規定する区域区
- 政令で定める区域は、 次に掲げる区域とする。

- 二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。 16

- 法第三十一条の二第二項第十三号に規定する

- 都市計画法第七条第一項の市街化調整区域 前項各号に掲げる区域
- 画整理会社の株主又は社員である個人の有する 第五項に規定する区画整理会社に対する当該区 画整理事業の施行者である同法第五十一条の九 の規定により読み替えて適用される同条第一項和四十四年政令第百五十八号)第十九条第二項 る政令で定める面積は、都市計画法施行令 政令で定める土地等の譲渡は、土地区画整理法 に相当する面積とする。 を定めている場合には、当該条例で定める規模 定により同条第一項ただし書の都道府県が条例 土地等の譲渡とする。 (昭和二十九年法律第百十九号) による土地区 により読み替えて適用する場合を含む。)の規 本文の規定の適用がある場合には、五百平方メ 法第三十一条の二第二項第十四号に規定する 法第三十一条の二第二項第十三号イに規定す トルとし、同項ただし書(同条第二項の規定
- 19 法第三十一条の二第二項第十四号ハの都道府 18 号イに規定する政令で定める面積は、五百平方 九条第二項の規定の適用を受ける区域とし、同 る政令で定める区域は、都市計画法施行令第十 メートルとする。 法第三十一条の二第二項第十四号イに規定す
- 容が次に掲げる事項について国土交通大臣の定人の申請に基づき、当該一団の宅地の造成の内 県知事の認定は、住宅建設の用に供される一団 める基準に適合している場合に行うものとす の宅地の造成を行う同号に規定する個人又は法
- 宅地の用途に関する事項
- 宅地としての安全性に関する事項
- 几 の供給に関し必要な事項 供される宅地に必要な施設に関する事項 その他住宅建設の用に供される優良な宅地 給水施設、排水施設その他住宅建設の用に
- る政令で定める要件は、次に掲げる要件とす 法第三十一条の二第二項第十五号ロに規定す

20

- 火建築物に該当するものであること。 火建築物又は同条第九号の三に規定する準 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐
- Ξ する部分が専ら居住の用 当該建築物の床面積の四分の三以上に相当 地上階数三以上の建築物であること。 (当該居住の用に供

の耐火共同住宅に係る建築基準法第七条第五項

- に供されるべき部分を含む。)に供されるも される部分に係る廊下、階段その他その共用 のであること。
- 四 法第三十一条の二第二項第十五号ロの住居 で定める要件を満たすものであること。 の用途に供する独立部分の床面積が財務省令
- 設を行う同号に規定する個人又は法人の申請には、一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建 宅でその用に供される土地の面積が千平方メー 県知事(同号ニに規定する中高層の耐火共同住 定める基準に適合している場合に行うものとす 住宅が次に掲げる事項について国土交通大臣の 基づき、当該一団の住宅又は中高層の耐火共 トル未満のものにあつては、市町村長)の認定 法第三十一条の二第二項第十五号ニの都道府
- の遵守に関する事項 建築基準法その他住宅の建築に関する法令
- 二 住宅の床面積に関する事項
- 22 る政令で定める要件は、次に掲げる要件とす 法第三十一条の二第二項第十六号イに規定す その他優良な住宅の供給に関し必要な事項
- 以上のものであること。 方メートル以下で、かつ、五十平方メートル その建設される一の住宅の床面積が二百平
- 23 良住宅地造成等事業」という。)を行う個人又設に関する事業(以下この項において「確定優 号ニの都道府県知事若しくは市町村長の認定又 第十四号ハの都道府県知事の認定、同項第十五 日の属する年の十二月三十一日までの期間内に に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める事 該確定優良住宅地造成等事業につき、次の各号 りをする同条第二項第十三号若しくは第十四号 得ない事情は、同項の譲渡に係る土地等の買取 の用に供される宅地の造成に要する期間が通常 は同項第十六号に規定する住宅若しくは中高層 同条第二項第十三号に規定する開発許可、同項 由により同条第三項に規定する二年を経過する は法人が、財務省令で定めるところにより、当 の造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建 二年を超えることその他の政令で定めるやむを 法第三十一条の二第三項に規定する住宅建 地等の面積が五百平方メートル以下で、 つ、百平方メートル以上のものであること。 その建設される一の住宅の用に供される土 か

24

他これらに準ずるものの所在地の所轄税務署長れるとして当該事業に係る事務所、事業所その という。)を受けることが困難であると認めら 若しくは第七条の二第五項の規定による検査済 (以下この条において「所轄税務署長」という )の承認を受けた事情とする。 (以下この条において「開発許可等」

法第三十二条第一項に規定する同意を得、及上のものに限る。) 当該事業に係る都市計画 する期間が通常二年を超えると見込まれるこ び同条第二項に規定する協議をするために要 供される一団の宅地の面積が一ヘクタール以 関する事業(当該造成に係る住宅建設の用に法第三十一条の二第二項第十三号の造成に

年を超えると見込まれること。 地区画整理事業の施行に要する期間が通常 る認可を受けるために要する期間又は当該土 項若しくは第五十一条の二第一項の規定によ 第四条第一項、第十四条第一項若しくは第三 のに限る。) 当該事業に係る土地区画整理法 る一団の宅地の面積が一ヘクタール以上のも かつ、その造成に係る住宅建設の用に供され る土地区画整理事業として行われるもので、 関する事業(その事業が土地区画整理法によ 法第三十一条の二第二項第十四号の造成に 26

三 法第三十一条の二第二項第十五号の建設に る。) 当該事業に係る同号イに規定する一団途に供する独立部分が五十以上のものに限る住宅の戸数又は同号口に規定する住居の用 関する事業(その建設される同号イに規定す ると見込まれること。 同住宅の建設に要する期間が通常二年を超え の住宅又は同号ロに規定する中高層の耐火共

期間が通常二年を超えることとなると見込ま 事業に係る開発許可等を受けるために要する 務省令で定める事情(第二十五項において のを除く。) 当該事業につき災害その他の財る事業でこれらの規定に定める事由があるも 「災害等」という。) が生じたことにより当該 確定優良住宅地造成等事業(前三号に掲げ 27

ら同日以後二年(前項第一号又は第二号に掲げ る事業(その造成に係る住宅建設の用に供され 属する年の十二月三十一日までの期間の末日か める日は、同項に規定する二年を経過する日の 法第三十一条の二第三項に規定する政令で定

> 年の末日」という。)とする。 三十一日(次項において「当初認定日の属する 等を受けることができると見込まれる日として 日までの期間内の日で当該事業につき開発許可 ものに限る。)にあつては、四年)を経過する 所轄税務署長が認定した日の属する年の十二月 る一団の宅地の面積が十へクタール以上である

25 第二十三項第一号から第三号までに掲げる事 わらず、当該当初認定日の属する年の末日から規定する政令で定める日は、前項の規定にかか事情があるときは、法第三十一条の二第三項に る。)につき、災害等が生じたことにより、又 として所轄税務署長が認定した日の属する年の 発許可等を受けることができると見込まれる日 めるところにより所轄税務署長の承認を受けた が困難であると認められるとして財務省令で定 までに当該事業に係る開発許可等を受けること あることにより、当初認定日の属する年の末日 積が五ヘクタール以上であるものをいう。) で 業(当該事業につきこれらの規定に定める事由 十二月三十一日とする。 二年を経過する日までの日で当該事業につき開 に係る住宅建設の用に供される一団の宅地の面 は当該事業が大規模住宅地等開発事業(同項第 により同項の承認を受けた事情があるものに限 一号又は第二号に掲げる事業であつてその造成

する。 良住宅地造成等事業につき開発許可等を受ける める日は、当該予定期間の末日から同日以後二けた場合とし、同条第七項に規定する政令で定 令で定めるところにより、当該確定優良住宅地 める場合は、第二十三項に規定する確定優良住 長が認定した日の属する年の十二月三十一日と ことができると見込まれる日として所轄税務署 年を経過する日までの期間内の日で当該確定優 ると認められるとして所轄税務署長の承認を受 定期間内に開発許可等を受けることが困難であ むを得ない事情により同条第三項に規定する予 常災害として指定された非常災害に基因するや 造成等事業につき同条第七項に規定する特定非 宅地造成等事業を行う個人又は法人が、財務省 法第三十一条の二第七項に規定する政令で定

課税の特例) (居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の により基準を定めたときは、これを告示する。 国土交通大臣は、第九項又は第十一項の規定

第二十条の三 法第三十一条の三第一項に規定す は、次に掲げる者とする。 る当該個人と政令で定める特別の関係がある者

当該個人の配偶者及び直系血族

2 外の用に供している部分があるときは、その居ている家屋(当該家屋のうちにその居住の用以 令で定める家屋は、個人がその居住の用に供 用に供していると認められる一の家屋に限るも らの家屋のうち、その者が主としてその居住の 供している家屋を二以上有する場合には、これ おいて同じ。)とし、その者がその居住の用に 住の用に供している部分に限る。以下この項に 法第三十一条の三第二項第一号に規定する政

(短期譲渡所得の課税の特例)

第二十一条 法第三十二条第一項に規定するその 該当するものである場合には、その年一月一日 第一号又は第三号に掲げる土地等又は建物等に 物等(当該土地等又は建物等が第二十条第三項 を含む。)をした同項に規定する土地等又は建めるものは、当該個人がその年中に取得(建設 年中に取得をした土地等又は建物等で政令で定 間が五年を超えるものを除く。)とする。 において法第三十一条第二項に規定する所有期

2 とその他の部分の金額とがあるときは、これら 三項に規定する土地等の譲渡に係る部分の金額 規定する課税短期譲渡所得金額のうちに同条第 項の計算を行うものとする。 の金額を区分してそのそれぞれにつき同条第 法第三十二条第一項の場合において、同項に

次項に規定する家屋の譲渡がされた後当該個 計を一にしているもの及び当該個人の親族で 以下この号において同じ。)で当該個人と生 人と当該家屋に居住をするもの 当該個人の親族(前号に掲げる者を除く。

の親族でその者と生計を一にしているもの 上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者 当該個人と婚姻の届出をしていないが事実

者の親族でその者と生計を一にしているもの産によつて生計を維持しているもの及びその 関係その他これに準ずる関係のあることとな 第八号の二に規定する株主等とした場合に法者を判定の基礎となる所得税法第二条第一項 使用人の親族でその使用人と生計を一にして 外の者で当該個人から受ける金銭その他の財 掲げる親族、当該個人の使用人若しくはその 人税法施行令第四条第二項に規定する特殊の いるもの又は当該個人に係る前二号に掲げる 当該個人、当該個人の第一号及び第二号に 前三号に掲げる者及び当該個人の使用人以

る会社その他の法人

式等をいう。以下この項及び次項において同 譲渡は、次に掲げる株式等(同項に規定する株 じ。)の譲渡とする。 法第三十二条第二項に規定する政令で定める その有する資産の価額の総額のうちに占め

る短期保有土地等(当該法人がその取得をし

一 その有する資産の価額の総額のうちに占め る土地等の価額の合計額の割合が百分の七十 分の七十以上である法人の株式等 たものをいう。) の価額の合計額の割合が あるもの及び土地等で当該株式等の譲渡をし の翌日から当該株式等の譲渡をした日の属す 第一項に規定する土地等(以下この項にお た日の属する年において当該法人が取得をし る年の一月一日までの所有期間が五年以下で て「土地等」という。)でその取得をした日 た日から引き続き所有していた法第三十二条

株式等に該当するもの以上である法人の株式等のうち、次に掲げる

の翌日からその年一月一日までの期間が五 は、同号に規定する者がその取得をした日 又は譲渡により取得をした株式等について の期間を含む。)が五年以下である株式等 贈与、相続、 号に規定する贈与、相続、遺贈又は譲渡に 取得をした日の翌日から引き続き所有して 第三項第三号に規定する贈与、相続、遺贈 二号又は第三号に掲げる日の翌日から当該 より取得をした株式等については、同項第 いた期間(第二十条第三項第二号又は第三 その年一月一日において当該個人がその その年中に取得をした株式等(第二十条 遺贈又は譲渡があつた日まで

合のその年における第二号の株式等の譲渡とす 株式等の譲渡は、次に掲げる要件に該当する場 法第三十二条第二項に規定する政令で定める

4

年を超えるものを除く。)

条第十四項に規定する投資口。次項第三号に 規定する投資法人にあつては、発行済みの 及び投資法人に関する法律第二条第十二項に 主等がその発行法人の発行済株式(投資信託 は出資を除く。次号において「発行済株式 資口を含む。次項第三号において同じ。) 又 する自己の株式(同条第十四項に規定する投 おいて同じ。)又は出資(当該発行法人が有 て、その株式等に係る発行法人の特殊関係株 その年以前三年内のいずれかの時にお 同

関係株主等であること。以上に相当する数又は金額の株式等を有し、以上に相当する数又は金額の株式等を有し、等」という。)の総数又は総額の百分の三十

一 その年において、その株式等の譲渡をした なっ いて、その発行法人の発行済株式等の総数又は金額の百分の五以上に相当する数又は金いて、その発行法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五以上に相当する数又は総額の方分の五以上に相当する数又は総額の株式等の譲渡をしたこと。

一 株式が店頭売買登録銘柄(株式で、金融商 渡に該当する場合における当該譲渡を除く。) 品取引法第二条第十三項に規定する認可金融 譲渡(第四号に規定する登録に係る株式の譲 介、取次ぎ又は代理によつてするその株式の おいて「金融商品取引業者」という。)の媒融商品取引業を行う者に限る。以下この項に 第二条第九項に規定する金融商品取引業者 規定する店頭売買有価証券市場における同法 ある場合において、同法第六十七条第二項に 売買価格を発表し、かつ、当該株式の発行法 める規則に従い、その店頭売買につき、その 金融商品取引業協会」という。)が、その定 商品取引業協会(以下この項において「認可 (同法第二十八条第一項に規定する第一種金 したものをいう。第四号において同じ。)で 人に関する資料を公開するものとして登録を 株式(その金融商品取引所にその発行する 6

株式の譲渡をした場合における当該譲渡を除たるの職談を受けた金融商品取引業者を通じてその承認を受けた金融商品取引業者を通じているの総数の百分の十以上に相当する数のがその発行法人の発行済株式(当該株式に係る発行法人の特殊関係株主等がその発行法人の発行済株式(当該発行法人の特殊関係株主等波をの発行法人の発行法人の特殊関係株主等がでの総数の百分の十以上に相当する数のがある。の総数の百分の十以上に相当する数のである規則に従つて可金融商品取引業協会の定める規則に従つて可金融商品取引業協会の定める規則に従つて

」株式(金融商品取引所に上場されている株式以外の株式に限る。以下この号において同録に際し株式の売出し(金融商品取引業協会の定じ。)が最初に認可金融商品取引業協会の定じ。)が最初に認可金融商品取引業協会の定い。)が最初に認可金融商品取引業別に従い当該登された場合において、当該規則に従い当該登された場合において、当該規則に従つて当該登録の情をし、かつ、当該規則に従つて当該登録の情として登録がる機式の規定による内閣総理大臣への届出をし、かつ、当該規則に従つて当該登録の情として登録が表別に係る発行法人の特殊関係株式の譲渡でいる対した場合における当な様式の譲渡を除式の誇渡を除るの時によるを行法人の特殊関係株式の譲渡を除るの方法によるを行法人の特殊関係株式の譲渡をした場合における当該譲渡を除く。)

第四項並びに前項第三号及び第四号に規定する特殊関係株主等とは、これらの規定に規定する特殊に規定する株主等がびに当該株主等と法人税法に規定する株主等がびに当該株主等と法人税法に規定する株主等とは、これらの規定に規定する特殊関係株主等とは、これらの規定に規定する特殊関係株主等とは、これらの規定に規定する特殊関係株主等とは、これらの規定に規定する。

株式が上場されていない発行法人に係る当該

の間に株式の公開(同法第四条第一項の規定該上場の申請の日から当該上場される日まで当該上場に関する規則に従つて当該株式の当該上場に関する規則に従つて当該株式の当な金融商品取引所に上場される条の規定により内閣総理大臣への届出がなさ条の規定により内閣総理大臣への届出がなされて最初に限る。)が金融商品取引法第百二十一株式に限る。)が金融商品取引法第百二十一

による内閣総理大臣への届出をし、

造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)又は第三十一条の三の特例)の規定により適用される」と、「長期譲渡した場合の長期譲渡所得の銀河、「同法第三十一条第二項において準用する」と、「同法第三十一条第一項」とあるのは「知法第三十一条第一項」とあるのは「第三十二条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「同法第三十一条第二項において準用する」と、「第三十二条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「短期譲渡所得の金額」とあるのは「第三十一条第一項」とあるのは「第三十二条第一項」とあるのは「第三十二条第一項」と、「短期譲渡所得の金額」と、「第三十二条第一項」とあるのは「第三十二条第一項」とあるのは「第三十二条第一項」と、「短期譲渡所得の金額」と、「第三十一条第一項」と、「短期譲渡所得の金額」と、「第三十一条第一項に」とあるのは「第三十二条第一項に」とあるのは「第三十二条第一項に」とあるのは「第三十二条第一項に」とあるのは「第三十二条第一項に」とあるのは「第三十二条第一項に」とあるのは「第三十二条第一項に」と

8 その年中の譲渡所得の金額のうちに法第三十二条第一項に規定する長期譲渡所得の金額とする場合を含む。)に規定する短期譲渡所得の金額とがある場合における所得税法第八十七条第二項の規定の適用については、同項中「総所得の金額」とあるのは、「総所得金額」とする。(収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例)

第二十二条 法第三十三条第一項第一号に規定す 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六二年法律第百七十七号)第四十二条第一項又は 場の整備等に関する法律(昭和二十五年法律第定する政令で定める法令の規定は、漁港及び漁 法律第百八十八号)、鉱業法、採石法(昭和一 る政令で定める法令は、測量法(昭和二十四年 号)第百四十一条第五項とする。 百一号)第二十二条第一項、水道法(昭和三十 る場合を含む。)、海岸法(昭和三十一年法律第 法第五十三条(同法第八十七条において準用す 部分に限る。)、港湾法第四十一条第一項、鉱業 百三十七号)第五十九条第二項(第二号に係る ける合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴 第六条に基づく施設及び区域並びに日本国にお リカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約 十五年法律第二百九十一号)又は日本国とアメ う土地等の使用等に関する特別措置法 -七年法律第百四十号)とし、同項第八号に規 (昭和)

の上に存する権利とする。

法第三十三条第一項の規定により補償金、対価又は清算金の額から控除する同項に規定する収用等で定める金額は、同項に規定する収用等で定める金額は、同項に規定する収用等」という。)により譲渡(以下この項、第十八項及び第十九項において「収用等」という。)の譲渡に要した費額の合計額を超える場合におけるその超える金額の合計額を超える場合におけるその超える金額の合計額を超える場合におけるその超える金額の合計額を超える場合におけるその超える金額の合計額を超える場合におけるその超える金額の合計額を超える場合におけるその超える金額の合計額を超える場合におけるそのとして財務省のうち、当該譲渡資産に保るものとして財務省のうち、当該譲渡資産に保るものとして財務省の方ち、当該譲渡資産に保るものとして財務省の方ち、当該譲渡資産により計算した金額と対して、対策資産とする。

建物の賃借権 でいた者の居住の用に供する建物又は当該 配偶者居住権 当該配偶者居住権を有し

る土地又は当該土地の上に存する権利居住の用に供する建物の敷地の用に供され使用する権利 当該権利を有していた者の使用する権利を当該配偶者居住権に基づき飲地の用に供される土地又は当該土地の上敷地の用に供される土地又は当該土地の上

資産 属するかに応じそれぞれ当該各号に規定する 属するかに応じそれぞれ当該各号に規定する資産の区分のいずれに から第四号までの場合にあつては、譲渡資産 、法第三十三条第一項第三号又は第三号の四

は、当該譲渡資産と同種の権利(当該譲渡資三 法第三十三条第一項第五号の場合にあつて

棚卸資産に準ずる資産は、事業所得の基因とな

法第三十三条第一項に規定する政令で定める

る資産) でいたに関ける資産の区分に応じそれぞれ次に定めげる譲渡資産の区分に応じそれぞれ次に定める資産である場合には、次に掲

- 建物の賃借権 ていた者の居住の用に供する建物又は当該 ていた者の居住の用に供する建物又は当該
- は第三十三条第一項第六号から第七号まで ま第三十三条第一項第六号から第七号まで をはいり、 当該権利を有していた者の では、 当該権利を有していた者の は、 当該権利を有していた者の をは、 当該権利を有していた者の をは、 当該権利を有していた者の を当該配偶者居住権に基づき を が、 が、 が、 が、 が、 の上 を第三十三条第一項第六号から第七号まで を が、 が、 が、 の上 を が、 の用に供される土地又は当該土地の上 を が、 の用者居住権の目的となつている建物の の上
- 権利 の場合にあつては、当該譲渡資産と同種の四 法第三十三条第一項第六号から第七号まで
- 譲渡資産が前項第一号に規定する区分(そのは、譲渡資産の区分のいずれに属するかに応じそのは、譲渡資産の区分のいずれに属するかに応じそのは、譲渡資産が第一号又は前二号に規定するのである。
- 議渡資産が前項第一号に規定する区分(その 他の資産の区分を除く。)の異なる二以上の資 で一の効用を有する一組の資産となつている す、財務省令で定めるところにより、その効用 ず、財務省令で定めるところにより、その効用 である場合には、同号の規定にかかわら が、財務省令で定めるところにより、その効用 が、財務省へいるところにより、その効用 が、財務省へいるところにより、その効用 が、財務省へいるところにより、その効用 が、財務省へいるところにより、その効用 が、財務省へいるところにより、その効用 が、財務省へいるところにより、その効用 が、財務省へいるところにより、その効用 が、対しているところにより、その対しているところにより、とのもないるところにより、とのもないるところにより、とのもないるところにより、とのもないるところにより、とのもないるところにより、とのもないるところにより、とのもないるところにより、とのもないるところにより、とのもないるところにより、とのもないるところにより、とのもないるところにより、とのもないるところにより、とのもないるところにより、とのもないるところにより、とのもないるところにより、とのもないるところにないるところにより、とのもないるところにないるころにないるところにないるところにないるころにない。ころにないるころにないるころにないるころにないるころにないるころにないるころにないるころにないるころにないるころにないるころに
- 前二項の規定にかかわらず、当該資産をもつて 三十九条第一項、都市の低炭素化の促進に関す 心市街地の活性化に関する法律第十六条第一 号に規定する清算金の額が当該清算金の額(中 資産のうち、換地処分により取得した同項第三 対応するものとして政令で定める部分は、譲渡 当該譲渡資産の代替資産とすることができる。 び第五項第二号において同じ。)をするときは、び建設を含む。以下この条並びに次条第一項及 地の上に存する権利に限る。)の取得(製作及 該事業の用に供する減価償却資産、土地及び土 事業の用に供するため、当該譲渡資産に係る前 れていたものである場合において、その者が、 含む。以下この項において同じ。)の用に供さ 二十五条第二項に規定する事業に準ずるものを 二項の代替資産に該当する資産以外の資産(当 法第三十三条第一項に規定する清算金の額に 関する法律(平成十八年法律第九十一号)第 譲渡資産が当該譲渡をした者の営む事業(第 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進 9

- 合を、当該譲渡資産の価額に乗じて計算した金 点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の 条第一項、大都市地域における住宅及び住宅地 る法律(平成二十四年法律第八十四号)第十九 額に相当する部分とする。 を含む。)の価額との合計額のうちに占める割 定する施設住宅及び施設住宅敷地に関する権利 設住宅の一部等並びに同法第九十条第二項に規 地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関 促進に関する法律(平成四年法律第七十六号) 法律第六十七号)第二十一条第一項又は地方拠 の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年 する特別措置法第七十四条第一項に規定する施 十三条第一項第三号に規定する土地等(大都市 た金額)と当該換地処分により取得した法第三 れた場合には、当該保留地の対価の額を加算し 第二十八条第一項の規定による保留地が定めら
- 大ものとされる同項に規定する政令で定める部たものとされる同項に規定する政得に要した金額(以下第二十五条の六までにおいて「取得価額(以下第二十五条の六までにおいて「取得価額」という。)を控除した金額が当該補償金、対価又は清算金の額のうちに占める割合を、当該譲渡資産の価額に乗じて計算した金額に相当する流分とする。
- 価を取得する場合とする。 法第三十三条第一項第一号、第二号及び第五 世で取得する場合とする。 は資産に関して有する所有権以外の権利が収用 され、買い取られ、又は消滅し、補償金又は対 は資産に関して有する所有権以外の権利が収用 され、買い取られ、又は消滅し、補償金又は対 は資産に関して有する所有権以外の権利が収用 され、買い取られ、又は消滅し、補償金又は対 は資産に関して有する所有権以外の権利が収用 され、買い取られ、又は消滅し、補償金又は対 は資産に関して有する所有権以外の権利が収用 され、買い取られ、又は消滅し、補償金又は対 は資産に関して有する所有権以外の権利が収用 され、買い取られ、又は消滅し、補償金又は対 は資産に関して有する。

- る。)を取得する場合とする。められなかつたことにより取得するものに限められなかつたことにより取得するものに限(同法第九十五条第六項の規定により換地を定土地区画整理法第九十四条の規定による清算金
- 11 る。)に該当することを、同法第七条の十九第ができる場合には、第一号に掲げる場合に限 再開発審査会の議決については、同法第七十九 た場合とする。この場合において、当該市街地 四第一項の審査委員の過半数の同意を得て、又 者が同法第七十条の二第一項の申出をすること 街地再開発事業の施行者が、次に掲げる場合の 合として政令で定める場合は、同号の第一種市 第一項又は第三項の申出をしたと認められる場 条第二項後段の規定を準用する。 は同法第五十七条第一項若しくは第五十九条第 むを得ない事情により都市再開発法第七十一条 法第三十三条第一項第三号の二に規定するや 項の市街地再開発審査会の議決を経て、認め 項、第四十三条第一項若しくは第五十条の十 . ずれか(同条第一項又は第三項の申出をした
- 都市再開発法第七十一条第一項又は第三項ある場合
- 及び生計を一にしている者が老齢又は身体上若しくは事業を営む申出人又はその者と住居営んでいる場合 営んでいる場合 営んでいる場合 単出人が前号の施行地区内において住居を有し、築物に居住する者の生活又は施設建築物内に築地に居住する者の生活又は施設建築物内に

の障害のため施設建築物において生活し、

又

- 規定とする。

  現定とする。

  現定とする。
- 会の議決については、同法第二百十二条第二項る。この場合において、当該防災街区整備審査 街区の整備の促進に関する法律第二百三条第一 むを得ない事情により密集市街地における防災 後段の規定を準用する。 街区整備審査会の議決を経て、認めた場合とす 合には、第一号に掲げる場合に限る。) に該当 事業の施行者が、次に掲げる場合のいずれ 項又は第三項の申出をしたと認められる場合と 十七条第一項若しくは第百九十条第一項の防災 査委員の過半数の同意を得て、又は同法第百八 することを、同法第百三十一条第一項、第百六 第二百二条第一項の申出をすることができる場 (同条第一項又は第三項の申出をした者が同法事業の施行者が、次に掲げる場合のいずれか して政令で定める場合は、同号の防災街区整備 十一条第一項若しくは第百七十七条第一項の審 法第三十三条第一項第三号の三に規定するや
- 一 密集市街地における防災街区の整備の促進 密集市街地における防災街区の整備の促進 おうこく の当該権利変換に係る建築物が都市計画法第八条第一項第一号又は第二号が都市計画法第八条第一項第において「申出申出をした者(以下この項において「申出申出をした者(以下この項において「申出申出をした者(以下この項において「申出申出をした者(以下この項において「申出申出をした者)の当場では、「「中国」を受けるもので、「「中国」を受けるもので、「「中国」を受けるもので、「中国」を受けるもので、「中国」を受けるもので、「「中国」を受けるもので、「中国」を受けるもので、「中国」を受けるもので、「中国」を受けるもので、「中国」を対して、「中国」を受けるもので、「中国」を受けるもので、「中国」を受けるもので、「中国」を受けるもので、「中国」を受けるもので、「中国」を受けるもので、「中国」を使うませばいる。「中国」を使うなどは、「中国」を使うないる。「中国」を使うないるる。「中国」を使うないる。「中国」を使うないる。「中国」を使うないるる。「中国」を使うないる。「中国」を使うないる。「中国」を使うないる。「中国」を使うないる。「中国」を使うないる。「中国」を使うないる。「中国」を使うないる。「中国」を使うないる。「中国」を使うないる。「中国」を使うないる。「しないる。」を使うないる。「しないるいるないる。」を使うないる。「しないる。」を使うないる。「しないるないる。」を使うないる。「しないるないる。」を使うないる。「しないるないる。」を使うないる。」を使うないる。「しないるないるないる。」を使うないる。」を使うないる。「しないるないるないる。」を使うないるないる。」を使うないる。」を使うないる。「しないるないる。」を使しないるないる。」を使うないるないる。」を使うないるないる。」を使うないる。
- 百十七条第二号に規定する施行地区内においおける防災街区の整備の促進に関する法律第二 申出人が当該権利変換に係る密集市街地に

である事業を営んでいる場合 う。) の保安上危険であり、又は衛生上有害 て同条第五号に規定する防災施設建築物(以 下この項において「防災施設建築物」とい

る事業を営んでいる場合 築物内における事業に対し著しい支障を与え 設建築物に居住する者の生活又は防災施設建 申出人が前号の施行地区内において防災施 18

用状況につき申出人が従前の生活又は事業を 物の構造、配置設計、用途構成、環境又は利 及び生計を一にしている者が老齢又は身体上 若しくは事業を営む申出人又はその者と住居 継続することを困難又は不適当とする事情が の障害のため防災施設建築物において生活 前各号に掲げる場合のほか、防災施設建築 第二号の施行地区内において住居を有し、 又は事業を営むことが困難となる場合

第二百二十六条の規定による補償金を取得する ることのないものが消滅したことにより、同法 る権利で権利変換により新たな権利に変換をす る権利変換により、又は当該資産に関して有す 会社の株主又は社員である者が、当該資産に係 限る。)が施行された場合において、当該事業 において「事業会社」という。)であるものに 百六十五条第三項に規定する事業会社(以下こ による防災街区整備事業(その施行者が同法第 地における防災街区の整備の促進に関する法律 する政令で定める場合は、資産につき密集市街 る政令で定める場合及び同項第六号の二に規定 償金を取得するときから除かれる同号に規定す 項、第二十三項第三号及び第二十五項第二号 法第三十三条第一項第三号の三に規定する補

地方公共団体により出資又は拠出をされている 共団体の設立に係る団体で政令で定めるもの 法人とする。 は、その出資金額又は拠出された金額の全額が 法第三十三条第一項第七号に規定する地方公

物、構築物又は機械及び装置で事業の用に供す 転に要する期間が通常一年を超えると認められ めの宅地の造成並びに当該工場等の建設及び移 て「工場等」という。) の敷地の用に供するた るもの(以下この項及び第十九項第二号におい やむを得ない事情は、工場、事務所その他の建 る事情その他これに準ずる事情とし、 法第三十三条第二項に規定する政令で定める 同条第一

> なつた日以後の期間に限る。)とする。 年の期間(当該収用等により同項の個人の有す する収用等のあつた日の属する年の前年以前三 項に規定する政令で定める期間は、同項に規定 る資産の譲渡をすることとなることが明らかと

当該譲渡があつたものとされる金額は、不動産 合に計算される所得税法第四十九条第一項の規 の額と当該償却費の額の計算の基礎となつた期 償金、対価又は清算金の額のうち、当該償却費 より取得した法第三十三条第一項に規定する補 資産につき収用等のあつた日前に既に必要経費 却資産であり、かつ、当該代替資産となるべき 項に規定する代替資産となるべき資産が減価償 入金額とする。 所得、事業所得、 ついては、譲渡資産の譲渡があつたものとし、 定による償却費の額との差額に相当する金額に 間につき法第三十三条の六の規定を適用した場 による償却費の額があるときは、当該収用等に に算入された所得税法第四十九条第一項の規定 一項の規定を適用する場合において、同条第二 法第三十三条第二項において準用する同条第 山林所得又は雑所得に係る収

場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規 合の区分に応じ当該各号に定める日とする。 定する政令で定める日は、当該各号に掲げる場 法第三十三条第三項に規定する政令で定める 替資産として取得をすることが困難であり、 と認められる場合 それぞれイ又は口に定め いて当該資産の取得をすることが確実である かつ、当該事業の全部又は一部の完了後にお 経過した日までにイ又はロに掲げる資産を代 ないため、当該収用等のあつた日以後二年を 収用等に係る事業の全部又は一部が完了し

得をすることができると認められる場合に があつた日から四年を経過した日(同日前 利(当該事業の施行者の指導又はあつせん 省令で定めるところにより納税地の所轄税 困難であると認められる場合において財務 を経過した日までに当該取得をすることが 又は一部が完了しないことにより当該四年 れる日とし、当該収用等に係る事業の全部 は、当該取得をすることができると認めら に当該土地又は土地の上に存する権利の取 により取得するものに限る。) 当該収用等 内にある土地又は当該土地の上に存する権 当該収用等に係る事業の施行された地区 21 20

定める場合は、都市再開発法による第二種市街

域における住宅及び住宅地の供給の促進に関 土地区画整理法第七十八条第一項(大都市

法第三十三条第四項第一号に規定する政令で

長が認定した日とする。)から六月を経過 得をすることができる日として当該税務署 年を経過する日までの期間内の日で当該取 務署長の承認を受けたときは、同日から四

当該収用等に係る事業の施行された地区

同項第四号の権利のうちその補償金に対応する 占める割合に相当する部分とする。 のうち、これらの資産に係るこれらの号に規定 ものとして政令で定める部分は、これらの資産 の土地の上にある建物に係る配偶者居住権又は しくは第三号の土地の上にある資産若しくはそ する補償金の額がこれらの資産の価額のうちに 法第三十三条第四項に規定する同項第二号若 又は移転を要することとなつた場合におい一 収用等のあつたことに伴い、工場等の建設 資産として取得をすることが困難であり、か 当該工場等又は当該工場等の敷地の用に供す 用等のあつた日以後二年を経過した日までに することができることとなると認められる日 であると認められるとき 当該資産の取得を た日までに当該資産の取得をすることが確実 る土地その他の当該工場等に係る資産を代替 要する期間が通常二年を超えるため、当該収 地の造成並びに当該工場等の建設及び移転に て、当該工場等の敷地の用に供するための宅 つ、当該収用等のあつた日から三年を経過し

ことができる日として当該税務署長が認定 該敷地の用に供することが困難であると認 利の目的物である土地を当該建物又は構築 経過した日(同日前に当該土地又は当該権 構築物 当該収用等があつた日から四年を 目的物である土地の上に建設する建物又は 利を有する場合に当該土地又は当該権利の した日とする。) から六月を経過した日 までの期間内の日で当該敷地の用に供する 受けたときは、同日から四年を経過する日 ころにより納税地の所轄税務署長の承認を められる場合において財務省令で定めると ことにより当該四年を経過した日までに当 等に係る事業の全部又は一部が完了しない とができると認められる日とし、当該収用 られる場合には、当該敷地の用に供するこ 物の敷地の用に供することができると認め 内にある土地又は当該土地の上に存する権

用の申出を拒むときは都市計画法第六十九条の 年法律第二百十九号)の規定に基づいて使用さ 規定により適用される土地収用法(昭和二十六 れ、補償金を取得する場合(土地等について使 ものに限る。)の施行に伴い、土地等が使用さ 地再開発事業(その施行者が再開発会社である

員の有する土地等が使用され、補償金又は対価む。) において、当該再開発会社の株主又は社 約により使用され、対価を取得するときを含

れることとなる場合において、当該土地等が契

物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居 を取得するときとする。 係る配偶者居住権の損失に対する補償金で政令 及び次項において同じ。)の対価又は同号に規 住権に基づき使用する権利を含む。以下この項 住権(当該配偶者居住権の目的となつている建 しくはその土地の上にある建物に係る配偶者居 に応じ当該各号に定める対価又は補償金とす で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分 定する資産若しくはその土地の上にある建物に 法第三十三条第四項第二号に規定する資産若

二 法第三十三条第四項第二号に規定する土地とき 当該資産又は当該配偶者居住権の対価 得するとき 当該資産又は当該配偶者居住権係る配偶者居住権の損失に対する補償金を取 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五 四年法律第百九十三号)第二十八条第三項、 含む。)、河川法(昭和三十九年法律第百六十 法第三十五条第一項において準用する場合を 去をしなければならなくなつた場合にお の上にある資産について同号の取壊し又は除 係る配偶者居住権が消滅し、対価を取得する 請求をしたときは収用されることとなる場合 収用法等」という。)の規定に基づき収用 収用法等(第二十四項第一号において「土 の上にある資産について同号に規定する土 号)第百十九条、 不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置 の損失につき土地収用法第八十八条(所有者 土地の上にある建物が買い取られ当該建物に 七号)第二十二条第三項、 て、当該資産又はその土地の上にある建物に において、当該資産が買い取られ、又はその 法第三十三条第四項第二号に規定する土 道路法第六十九条第一項、 水防法(昭和二十 11

により受けた補償金その他これに相当する補 年法律第八十七号)第三十二条第一項の規定 の公共的使用に関する特別措置法(平成十二 項、港湾法第四十一条第三項又は大深度地下 三十二条第一項、建築基準法第十一条第一 る防災街区の整備の促進に関する法律第二百 開発法第九十七条第一項、密集市街地におけ 九条において準用する場合を含む。)、都市再 備法(昭和四十七年法律第八十六号)第二十 する特別措置法第七十一条及び新都市基盤整

定める場合は、次に掲げる場合とする。 法第三十三条第四項第二号に規定する政令で 都市再開発法による市街地再開発事業(そ

次に定める資産の対価又は当該資産の損失に は除去をしなければならなくなつた場合にお る資産につき、収用をし、又は取壊し若しく 取られることとなつたことにより、次に掲げ の施行に伴い、土地等が収用され、又は買い いて、次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ の施行者が再開発会社であるものに限る。) つき補償金を取得するとき。

有する資産 当該資産 七第一項第二号に規定する者を除く。)の 項第二号若しくは第七号又は第百十八条の 主又は社員(都市再開発法第七十三条第一 その土地の上にある建物(当該再開発会 その土地の上にある当該再開発会社の株 24

に応じそれぞれ次に定める資産の損失につき なつた場合において、次に掲げる資産の区分 こととなつたことにより、次に掲げる資産に る。) の施行に伴い、土地等が買い取られる つき、取壊し又は除去をしなければならなく (その施行者が区画整理会社であるものに限 土地区画整理法による土地区画整理事業 条第一項第七号若しくは第十四号又は第百 するものに限る。) 当該配偶者居住権 社の株主又は社員(都市再開発法第七十三 く。)が当該建物に係る配偶者居住権を有 十八条の七第一項第四号に規定する者を除

補償金を取得するとき。 土地区画整理法第九十三条第四項若しくは株主又は社員(換地処分により土地等又はその土地の上にある当該区画整理会社の を除く。ロにおいて同じ。)の有する資産 築物の存する土地の共有持分を取得する者 第五項に規定する建築物の一部及びその建

> 者居住権を有するものに限る。) 当該配偶 会社の株主又は社員が当該建物に係る配偶 その土地の上にある建物(当該区画整理

ぞれ次に定める資産の損失につき補償金を取 において、次に掲げる資産の区分に応じそれ し又は除去をしなければならなくなつた場合 たことにより、次に掲げる資産につき、取壊 行に伴い、土地等が買い取られることとなつ 施行者が事業会社であるものに限る。) の施 に関する法律による防災街区整備事業(その 密集市街地における防災街区の整備の促進

整備の促進に関する法律第二百五条第一項又は社員(密集市街地における防災街区の の有する資産 当該資産 第二号又は第七号に規定する者を除く。) その土地の上にある当該事業会社の株主

めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応 対価又は権利の損失に対する補償金で政令で定 じ当該各号に定める対価又は補償金とする。 法第三十三条第四項第四号に規定する権利の 法第三十三条第四項第四号に規定する配偶 除く。) が当該建物に係る配偶者居住権を 第一項第七号又は第十四号に規定する者を 街区の整備の促進に関する法律第二百五条 の株主又は社員(密集市街地における防災 有するものに限る。) 当該配偶者居住権 その土地の上にある建物(当該事業会社

償金を取得するとき 当該権利の損失につき の価値が減少した場合又は当該権利が消滅し 価を取得するとき 当該権利の対価 深度地下の公共的使用に関する特別措置法第 進に関する法律第二百三十二条第一項又は大 項、密集市街地における防災街区の整備の促 十九条第一項、都市再開発法第九十七条第一 三項、水防法第二十八条第三項、道路法第六 土地収用法第八十八条、河川法第二十二条第 た場合において、当該権利の損失に対する補 が消滅し、又は当該権利の価値が減少し、 等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利 法第三十三条第四項第四号に規定する権利 対

25 法第三十三条第四項第四号に規定する政令で の他これに相当する補償金 三十二条第一項の規定により受けた補償金そ

買い取られ、当該土地等を当該配偶者居住権 敷地の用に供される土地等が収用され、又は 住権の目的となつている建物又は当該建物の する者を除く。) である者が、その配偶者居 員(同法第百十八条の七第一項第四号に規定 の施行に伴い、当該再開発会社の株主又は社 の施行者が再開発会社であるものに限る。) に基づき使用する権利の対価又は当該権利の 都市再開発法による市街地再開発事業(そ

二 密集市街地における防災街区の整備の促進 居住権に基づき使用する権利の損失につき補 地等が買い取られ、当該土地等を当該配偶者 る建物又は当該建物の敷地の用に供される土 る者が、その配偶者居住権の目的となつてい 行に伴い、当該事業会社の株主又は社員であ 施行者が事業会社であるものに限る。)の施 償金を取得する場合 に関する法律による防災街区整備事業(その

26 提出の日)までに納税地の所轄税務署長に提出し書に規定する書類を提出する場合には、その 書の規定に該当してその日後において同項ただ に応じ当該各号に定める日(同条第六項ただし で定める書類を、次の各号に掲げる場合の区分 提出する者は、同条第七項に規定する財務省令 なければならない。

る場合 当該確定申告書の提出の日 準用する場合を含む。)の規定の適用を受け

27 の取得をすることができるものとして同条第八 日の翌日から起算して二年以内の日で代替資産 日は、同条第三項に規定する取得指定期間の末 (交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税 項の所轄税務署長が認定した日とする。

処分等により譲渡した資産のうち、 当該交換処

定める場合は、次に掲げる場合とする。

損失につき補償金を取得する場合

法第三十三条第六項に規定する確定申告書を

法第三十三条第一項(同条第二項において

収用法等の規定に基づき収用の請求をしたと 物の敷地の用に供される土地等について土地

者居住権の目的となつている建物又は当該建

該建物又は当該土地等が買い取られ当該土地 きは収用されることとなる場合において、当

二 法第三十三条第三項において準用する同条 法第三十三条第八項に規定する政令で定める の取得をした日から四月を経過する日 第一項の規定の適用を受ける場合 代替資産

第二十二条の二 法第三十三条の二第一項に規定 する政令で定める部分は、同項に規定する交換

の特例)

2 3 分等により取得した資産(以下第二十二条の に対応するものとして政令で定める部分は、法第三十三条第一項に規定する当該補償金等の額 第三十三条第一項に規定する当該補償金等の する政令で定める資産について準用する。 規定は、法第三十三条の二第一項第一号に規定 に乗じて計算した金額に相当する部分とする。 うちに占める割合を、当該譲渡した資産の価額 額が当該価額と当該交換取得資産とともに取得 までにおいて「交換取得資産」という。)の した同項に規定する補償金等の額との合計額の 前条第四項第一号及び第二号並びに第五項の 法第三十三条の二第二項において準用する法

第三十三条第一項から第三項までの規定により る。 法第三十三条の二第二項において準用する法

のうち第一項に規定する部分以外の部分とす 第三十三条の二第二項に規定する譲渡した資産

第三十三条第六項に規定する確定申告書を提出 じて計算した金額を控除した金額とする。 額から、当該金額に第一項に規定する割合を乗 当該資産の譲渡に要した費用の金額は、当該資 額から控除する法第三十三条第一項に規定する 法第三十三条の二第二項に規定する補償金等の 産につき前条第三項の規定に準じて計算した金 する者は、法第三十三条の二第四項において準 法第三十三条の二第三項において準用する法

二第三項において準用する法第三十三条第六項 項ただし書に規定する書類を提出する場合に ただし書の規定に該当してその日後において同 に応じ、当該各号に定める日(法第三十三条の 用する法第三十三条第七項に規定する財務省令 は、その提出の日)までに納税地の所轄税務署 で定める書類を、次の各号に掲げる場合の区分 長に提出しなければならない。

第二項の規定の適用を受ける場合 当該確定 申告書の提出の日 おいて準用する法第三十三条第一項若しくは 法第三十三条の二第二項において準用する 法第三十三条の二第一項又は同条第二項に

第二十二条の三 法第三十三条の三第一項に規定 (換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税 資産の取得をした日から四月を経過する日 合 法第三十三条の二第二項に規定する代替 法第三十三条第三項の規定の適用を受ける場

り譲渡した土地等(土地又は土地の上に存する する政令で定める部分は、同項の換地処分によ

譲渡した土地等の価額に乗じて計算した金額に 価の額との合計額のうちに占める割合を、当該 法第三十三条の三第一項に規定する保留地の対 換地取得資産とともに取得した清算金の額又は 取得資産」という。)の価額が当該価額と当該及び第三号並びに第三項第三号において「換地 以下この項並びに第二十二条の六第二項第一号 設住宅及び施設住宅敷地に関する権利を含む。 措置法第七十四条第一項に規定する施設住宅の ける住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別 築物の存する土地の共有持分、大都市地域にお 又は第五項に規定する建築物の一部及びその建 区画整理法第九十三条第一項、第二項、第四項 ち、当該換地処分により取得した土地等(土地 権利をいう。以下この項において同じ。)のう 一部等並びに同法第九十条第二項に規定する施

した資産のうち、当該資産に係る都市再開発法条において「買取り等」という。)により譲渡 当該譲渡した資産の価額に乗じて計算した金額 償金等の額との合計額のうちに占める割合を、 取得した法第三十三条の三第二項に規定する補 る価額が当該価額と当該対償取得資産とともに 償取得資産」という。) の買取り等の時におけ 号及び第五号並びに第三項第三号において「対 設建築物に関する権利の給付)を受ける権利 れたものである場合には、施設建築敷地又は施 により定められた管理処分計画において定めら 付が同法第百十八条の二十五の三第一項の規定 同項に規定する建築施設の部分の給付(当該給 第百十八条の十一第一項の規定により取得した める部分は、同項の買取り又は収用(以下この 相当する部分とする。 (以下この条並びに第二十二条の六第二項第一 法第三十三条の三第二項に規定する政令で定 相当する部分とする。

を取得する権利若しくは施設建築物の一部につ つた場合又は同項に規定する譲受け希望の申出 三項に規定する譲渡、相続、遺贈若しくは贈与 項に規定する給付を受ける権利につき、同条第 おいて同じ。) 若しくは法第三十三条の三第二 に関する権利を取得する権利を含む。第一号に より定められた権利変換計画に係る施設建築物 百十条第一項又は第百十条の二第一項の規定に いての借家権を取得する権利(都市再開発法第 の撤回があつた場合(同項に規定する譲受け希 (以下この条において「譲渡等」という。) があ 法第三十三条の三第二項の施設建築物の一部

とみなされる法第三十三条の三第二項に規定す る旧資産(以下この項及び次項において「旧資 同項に規定する収用等による譲渡があつたもの む。) において、同項の規定により譲渡等又は 望の申出を撤回したものとみなされる場合を含 産」という。) は、次の各号に掲げる場合の区 分に応じ当該各号に定めるものとする。

計算した金額に相当する部分 旧資産の権利変換の時における価額に乗じて における総価額のうちに占める割合を、当該 敷地に関する権利を含む。)の権利変換の時 より定められた権利変換計画に係る施設建築 十条第一項又は第百十条の二第一項の規定に 分又は地上権の共有持分(都市再開発法第百 る権利及び施設建築敷地若しくはその共有持 施設建築物の一部についての借家権を取得す た当該施設建築物の一部を取得する権利又は 額が当該旧資産に係る権利変換により取得し 権を取得する権利の権利変換の時における価 る権利又は施設建築物の一部についての借家 譲渡等をした当該施設建築物の一部を取得す に係るものである場合 旧資産のうち、当該 れる旧資産が、権利変換により譲渡した資産 する収用等による譲渡があつたものとみなさ 譲渡等又は法第三十三条の三第三項に規定

一 譲渡等又は法第三十三条の三第三項に規定 時における価額に乗じて計算した金額に相当 償取得資産の買取り等の時における価額のう り等の時における価額が当該旧資産に係る対 する部分 ちに占める割合を、当該旧資産の買取り等の のとみなされた当該給付を受ける権利の買取 した若しくは譲受け希望の申出を撤回したも 譲渡等をした又は譲受け希望の申出の撤回を に係るものである場合 旧資産のうち、当該 れる旧資産が、買取り等により譲渡した資産 する収用等による譲渡があつたものとみなさ

める部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応 じ当該各号に定める部分とする。 法第三十三条の三第三項に規定する政令で定

三項の施設建築物の一部を取得する権利及び る金額が変換取得資産(法第三十三条の三第 て適用される場合を含む。)の差額に相当す 第六項又は第百十一条の規定により読み替え 再開発法第百四条第一項(同法第百十条の二 るものである場合 当該旧資産のうち、都市 旧資産が権利変換により譲渡した資産に係

算した金額に相当する部分とする。

じて計算した金額に相当する部分 当該旧資産の権利変換の時における価額に乗 の時における総価額のうちに占める割合を、 び第三項第三号において同じ。)の権利変換 益権をいう。第二十二条の六第二項第四号及 又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収 建築物に関する権利を取得する権利を含む。) 画に係る施設建築敷地に関する権利又は施設 二第一項の規定により定められた権利変換計 地上権の共有持分(都市再開発法第百十条の

資産の買取り等の時における価額に乗じて計における価額のうちに占める割合を、当該旧 算した金額に相当する部分 相当する金額が対償取得資産の買取り等の時 み替えて適用される場合を含む。)の差額に 百十八条の二十五の三第三項の規定により読 再開発法第百十八条の二十四第一項(同法第 るものである場合 当該旧資産のうち、都市 旧資産が買取り等により譲渡した資産に係

5 利及び防災施設建築敷地若しくはその共有持分設建築物の一部についての借家権を取得する権 災旧資産に係る権利変換により取得した当該防する権利の権利変換の時における価額が当該防 防災施設建築物の一部についての借家権を取得当該防災施設建築物の一部を取得する権利又は む。以下この項において同じ。)につき譲渡等災施設建築物に関する権利を取得する権利を含 二百五十五条第一項又は第二百五十七条第一項における防災街区の整備の促進に関する法律第 旧資産の権利変換の時における価額に乗じて計 おける総価額のうちに占める割合を、当該防災 敷地に関する権利を含む。)の権利変換の時に 条第一項又は第二百五十七条第一項の規定によ 災街区の整備の促進に関する法律第二百五十五 又は地上権の共有持分(密集市街地における防 項及び第七項において「防災旧資産」という。) る同条第四項に規定する防災旧資産(以下この 項の規定により譲渡等があつたものとみなされ があつた場合において、法第三十三条の三第五 の規定により定められた権利変換計画に係る防 災施設建築物の一部を取得する権利又は防災施 は、当該防災旧資産のうち、当該譲渡等をした についての借家権を取得する権利(密集市街地 部を取得する権利又は防災施設建築物の一部法第三十三条の三第四項の防災施設建築物の 定められた権利変換計画に係る防災施設建築

6

施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは

める部分は、防災旧資産のうち、 四十五条の規定とする。 備の促進に関する法律施行令第四十三条又は第 める規定は、密集市街地における防災街区の整 法第三十三条の三第五項に規定する政令で定 法第三十三条の三第五項に規定する政令で定

個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権を 災施設建築敷地に関する権利又は防災施設建築 整備の促進に関する法律第二百五十五条第一項権の共有持分(密集市街地における防災街区の 災変換取得資産(法第三十三条の三第五項の防れる場合を含む。)の差額に相当する金額が防 又は第四十五条の規定により読み替えて適用さ た金額に相当する部分とする。 産の権利変換の時における価額に乗じて計算し る総価額のうちに占める割合を、当該防災旧資 第三号において同じ。)の権利変換の時にお 物に関する権利を取得する権利を含む。)又は 災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施 区の整備の促進に関する法律施行令第四十三条 百四十八条第一項(密集市街地における防災街 おける防災街区の整備の促進に関する法律第二 いう。第二十二条の六第二項第六号及び第三項 の規定により定められた権利変換計画に係る防 設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上 密集市街地 け

とする。 関する法律第二条第一項第六号に規定する施行 める資産は、マンションの建替え等の円滑化に (同項第十九号に規定する敷地利用権をいう。) マンションに関する権利及びその敷地利用 法第三十三条の三第六項に規定する政令で定

当該変換前資産の当該権利変換の時における価 産のうち、当該譲渡等をした当該取得する権利 おいて「変換前資産」という。)は、変換前資 り譲渡等があつたものとみなされる同条第六項 換の時における総価額のうちに占める割合を、 おいて「変換後資産」という。)の当該権利変 二十二条の六第二項第七号及び第三項第三号に 建マンションに係る敷地利用権(次項並びに第 た当該取得する権利及び同項に規定する施行再 の同条第六項の権利変換の時における価額が当 譲渡等があつた場合において、同項の規定によ マンションに関する権利を取得する権利につき 該変換前資産に係る当該権利変換により取得し に規定する変換前資産(以下この項及び次項に 法第三十三条の三第七項に規定する施行再建

額に乗じて計算した金額に相当する部分とす

る差額に相当する金額が変換後資産の同条第六 における価額に乗じて計算した金額に相当する る割合を、当該変換前資産の当該権利変換の時 項の権利変換の時における総価額のうちに占め める部分は、変換前資産のうち、同項に規定す 法第三十三条の三第七項に規定する政令で定 2

割合を、当該譲渡した資産の価額に乗じて計算 差額に相当する金額との合計額のうちに占める 当該価額と法第三十三条の三第八項に規定する 号において「分割後資産」という。)の価額が 分等又は敷地分割後の団地共用部分の共有持分 た同項に規定する除却敷地持分、非除却敷地持 た資産のうち、当該敷地権利変換により取得し める部分は、同項の敷地権利変換により譲渡し した金額に相当する部分とする。 (第二十二条の六第二項第八号及び第三項第三 法第三十三条の三第八項に規定する政令で定

12 基因となる土地及び土地の上に存する権利とすに準ずる資産で政令で定めるものは、雑所得の 法第三十三条の三第九項に規定する棚卸資産

条の六第二項第一号及び第九号並びに第三項第 める部分は、同項の換地処分により譲渡した土 地等の価額に乗じて計算した金額に相当する部 合計額のうちに占める割合を、当該譲渡した土 第三十三条の三第九項の保留地の対価の額との 代替住宅等とともに取得した清算金の額又は法 四号において同じ。) の価額が当該価額と当該 代替住宅等をいう。以下この項並びに第二十二 り取得した代替住宅等(同条第九項に規定する 項において同じ。)のうち、当該換地処分によ 地等(同項に規定する土地等をいう。以下この 法第三十三条の三第九項に規定する政令で定 3

第二十二条の四 法第三十三条の四第二項に規定 第三号又は第一号の規定により控除すべき金額 分の金額の範囲内において、順次同項第四号、 たない場合には、五千万円又は当該満たない部 号の規定により控除すべき金額が五千万円に満 ものとし、同号の規定の適用がない場合又は同 項第二号の規定により控除すべき金額から成る は、五千万円の範囲内において、まず同条第一 する政令で定めるところにより計算した金額 (収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除)

から成るものとして計算した金額とする。この きは、まず同項第一号に掲げる所得に係る部分 第一号に掲げる所得に係る部分の金額と同項第 当する金額のうちに所得税法第三十三条第三項 場合において、同項第四号に規定する残額に相 の金額から控除するものとする。 二号に掲げる所得に係る部分の金額とがあると

令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区 分に応じ当該各号に定める期間とする。 法第三十三条の四第三項第一号に規定する政

する仲裁判断があつた場合 当該申請をした 請に基づき同法第十五条の十一第一項に規定 法第十五条の七第一項の規定による仲裁の申 資産の収用交換等による譲渡につき土地収用 法第三十三条の四第三項第一号に規定する から当該譲渡の日までの期間

あつた場合 当該請求をした日から当該譲渡 二第一項の規定による補償金の支払の請求が の日までの期間 前号の譲渡につき土地収用法第四十六条の

三 第一号の譲渡につき農地法(昭和二十七年 の要しないこととなつた日)までの期間該許可を要しないこととなつた場合には、そ該許可があつた日(当該申請をした日後に当 条第一項の規定による許可を受けなければな らない場合 当該許可の申請をした日から当 法律第二百二十九号)第三条第一項又は第五

第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第に規定する短期譲渡所得の金額については、法る長期譲渡所得の金額及び法第三十二条第一項 子税の計算の基礎となつた所得税に係る山林所百三十六条の規定による利子税の額に、その利 乗じて計算した金額とする。 項の規定の適用を受けた資産の譲渡に係る山林 金額を控除した後の金額とする。以下この項に 規定により適用される場合を含む。) に規定す 得の金額又は譲渡所得の金額(法第三十一条第 めるところにより計算した金額は、所得税法第 所得の金額又は譲渡所得の金額の占める割合を おいて同じ。)のうちに法第三十三条の四第一 第三十五条の三第一項の規定により控除される 第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は 三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、 一項(法第三十一条の二又は第三十一条の三の 法第三十三条の四第七項に規定する政令で定 に要する期間として財務省令で定める期間 六号の規定による届出をする場合<br />
当該届出 第一号の譲渡につき農地法第五条第一項第

第二十二条の五 べき代替資産 (代替資産の取得期間を延長した場合に取得す

条第十九項各号の規定に該当する資産とする。 五第一項各号に規定する代替資産は、第二十二 第二十二条第十九項各号に掲げる場合に該当す 含む。)の規定の適用を受けた場合において、 第三十三条の二第二項において準用する場合を るときは、その者については、法第三十三条の 価額の計算) (収用交換等により取得した代替資産等の取得 個人が法第三十三条第三項(法

第二十二条の六 法第三十三条の六第一項本文に 項第六号に規定する施行マンションの区分所有 規定する政令で定める区分所有権は、マンショ 項第七号に規定する施行再建マンションの区分 対し、同法の権利変換により当該施行マンショ う。以下この項において同じ。)を有する者に ンの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一 所有権とする。 ンの区分所有権に対応して与えられた同条第一 (同項第十四号に規定する区分所有権をい

2 額は、財務省令で定めるところにより、次の各 号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める 項に規定する代替資産等(以下この条において 金額とする。 「代替資産等」という。)の取得価額とされる金 法第三十三条の六第一項本文の規定により同

積額に限る。) が当該補償金、対価又は清算 ず、かつ、法第三十三条の五第四項の規定に の額が当該代替資産の取得価額と当該補償 三条第一項に規定する取得価額の見積額(そ る場合を含む。) において準用する法第三十 項(法第三十三条の二第二項において準用す 金額を控除した金額)又は法第三十三条第三 除した金額)を超える場合には、その超える 条の二第四項の規定により計算した金額を控 の金額のうち第二十二条第三項又は第二十二 要した費用の金額がある場合には、当該費用 た補償金、対価又は清算金の額(当該譲渡に 規定する収用交換等による譲渡により取得し る譲渡資産(以下この項において「譲渡資 取得価額が法第三十三条の六第一項に規定す 金の額のうちに占める割合を、 よる更正の請求をしない場合における当該見 金、対価又は清算金の額とのいずれにも満た 産」という。)の法第三十三条の四第一項に 代替資産 当該代替資産の取得価額(当該 当該譲渡資産

> 換取得資産、換地取得資産、対償取得資産又 た金額)に乗じて計算した金額 は第九号の規定により計算した金額を控除し は代替住宅等につき次号、第三号、第五号又 又は代替住宅等を取得した場合には、当該交 交換取得資産、換地取得資産、対償取得資産 計額(当該補償金、対価又は清算金とともに の取得価額並びに設備費及び改良費の額の合

条の四までにおいて「取得価額等」という。) 備費及び改良費の額の合計額(以下第二十五 定する割合を、譲渡資産の取得価額並びに設 に乗じて計算した金額

交換取得資産 第二十二条の二第一項に規

三 換地取得資産 第二十二条の三第一項に規 定する割合を、譲渡資産の取得価額等に乗じ て計算した金額

条の二第六項又は第百十一条の規定により読 を、 み替えて適用される場合を含む。)の差額に た都市再開発法第百四条第一項(同法第百十 相当する金額との合計額のうちに占める割合 当該価額と当該変換取得資産と併せて取得し 変換取得資産 譲渡資産の取得価額等に乗じて計算した 当該変換取得資産の価

Ŧi. める割合を、譲渡資産の取得価額等に乗じて の差額に相当する金額との合計額のうちに占 等の額及び都市再開発法第百十八条の二十四 当該価額と当該対償取得資産と併せて取得し 計算した金額 た法第三十三条の三第二項に規定する補償金 により読み替えて適用される場合を含む。) (同法第百十八条の二十五の三第三項の規定 対償取得資産 当該対償取得資産の価額が

額等に乗じて計算した金額 額のうちに占める割合を、譲渡資産の取得価 合を含む。)の差額に相当する金額との合計 の整備の促進に関する法律第二百四十八条第 併せて取得した密集市街地における防災街区 の価額が当該価額と当該防災変換取得資産と 十五条の規定により読み替えて適用される場 促進に関する法律施行令第四十三条又は第四 項(密集市街地における防災街区の整備の 防災変換取得資產 当該防災変換取得資産

ションの建替え等の円滑化に関する法律第八 価額と当該変換後資産と併せて取得したマン 十五条に規定する差額に相当する金額との合 変換後資産 当該変換後資産の価額が当該

分削後資金 育二十二条の三第十一頁こ見価額等に乗じて計算した金額 計額のうちに占める割合を、譲渡資産の取得

- て計算した金額 でする割合を、譲渡資産の取得価額等に乗じて計算した金額 第二十二条の三第十一項に規
- て計算した金額 定する割合を、譲渡資産の取得価額等に乗じ九 代替住宅等 第二十二条の三第十三項に規
- 一 代替資産 法第三十三条の六第一項第二号に応じ当該各号に定める金額とする。に応じ当該各号に定める金額とする。の分別代替資産等の取得価額とされる金額に加算する。
- に定める金額 大第三十三条の六第一項第二号
- 一 換地取得資産、変換取得資産、対償取得資 号に定める金額の合計額 一号に定める金額の合計額 一号に定める金額に前項第二号に規定する割 一 交換取得資産 法第三十三条の六第一項第

- を提供して設立した団体(当該地方公共団体と第四号に規定する地方公共団体の設立に係る団第四号に規定する地方公共団体の設立に係る団第二十二条の七 法第三十四条第二項第一号又は

- 目的とするものとする。の計画に従つて宅地の造成を行うことを主たるの計画に従つて宅地の造成を行うことを主たる再生機構以外の者が財産を提供して設立した団再生機構以外の者が財産を提供して設立した団ともに国、地方公共団体及び独立行政法人都市
- 一 法第三十四条第二項第三号の二の都市緑化 つで定める要件は、次に掲げる要件とする。 2 法第三十四条第二項第三号の二に規定する政
- 大学 (以下この項において「支援機構」という。)が公益社団法人又は公益財団法人という。)が公益社団法人又は公益財団法人という。)が公益社団法人又は公益財団法人という。)が公益社団法人又は公益財団法人という。)が公益社団法人又は公益財団法人という。)が公益社団法人又は公益財団法人という。)が公益社団法人又は公益財団法人という。)が公益社団法人又は公益財法人であり、かつ、その定義において、支援機構」という。
- の旨の仮登記を行うこと。 中とする停止条件付売買契約の締結をし、そ 特において同じ。)の売買の予約又はその買 号において同じ。)の売買の予約又はその買 号の二に規定する対象土地をいう。以下この 号の二に規定する対象土地をいう。以下この 場にない。 が取つた対象土地(法第三十四条第二項第三 では、その買
- る。 前項の規定は、法第三十四条第二項第三号の三」と読み替えるものとす条第二項第三号の二」とあるのは、「第三十四る。この場合において、前項各号中「第三十四る。 に規定する政令で定める要件について準用す三に規定する政令で定める要件について準用する。

- 人(その設立当初において拠出をされた金額用支援団体(以下この項において「支援団体」という。)が公益社団法人(その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。次項において「支援団ー 法第三十四条第二項第四号の文化財保存活

- 人に帰属する旨の定めがあること。 が地方公共団体又は当該支援団体と類似の目が地方公共団体又は当該支援団体と類似の目が地方公共団体又は当該支援団体と類似の目で。)であり、かつ、その定款において、同じ。)であり、かつ、その定款において、回じの二分の一以上の金額が地方公共団体によりの二分の一以上の金額が地方公共団体によりの二分の一以上の金額が地方公共団体によりの二分の一以上の金額が地方公共団体によりの二分の一以上の金額が地方公共団体により
- の買 の仮登記を行うこと。 の買 の仮登記を行うこと。

3

- 6 法第三十四条第二項第七号に規定する政令でをある要件は、同号の農地中間管理機構が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該農地中間管理機構が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該とりである事業を行う法人に帰属する旨の定めがあることとする。
- した場合の譲渡所得の特別控除)

- 会で定める者は、地方公共団体若しくは地方公共団体が財産を提供して設立した団体又は地方公共団体が財産を提供して設立した団体であるで定める者は、地方公共団体若しくは地方公共団体が財産を提供して設立した団体である権利を買い取るべき旨の契約せんが財産を提供して設立した団体若しくは地方公共団体が財産を提供して設立した団体若しくは地方公共団体若してものとする。
- 定を受けたものとする。 電子で定める一団の宅地の造成に関する事業は、 その一団の宅地の造談に関する事業に係る宅地 の造成及び宅地の分譲が同号イからハまでに掲 で定める一団の宅地の造成に関する事業は、 会で定めるところにより、国土交通大臣の認 で定める一団の宅地の造成に関する事業は、
- 5 場合に限るものとし、当該土地区画整理事 又は法人に買い取られる場合(当該土地等が当 日の前日までの間)に、同号ロに規定する個人 る権利につき同法第九十八条第一項の規定によ 月一日以後(当該土地区画整理事業の同号イに 規定する認可の申請があつた日の属する年の一 る土地区画整理法第四条第一項、第十四条第一 二項第三号イに規定する土地区画整理事業に係 四項において「土地等」という。)が、同条第 等(以下この項、第二十三項第四号及び第二十 令で定める場合は、同条第一項に規定する土 定する区画整理会社であるものに限る。) 該個人又は法人の有する当該施行地区内にある 以後その最初に行われた当該指定の効力発生の 分の指定を含む。)が行われた場合には、 ができる権利の目的となるべき土地又はその部 る仮換地の指定(仮に使用又は収益をすること 規定する施行地区内の土地又は土地の上に存す 項若しくは第三項又は第五十一条の二第一項に 土地と併せて一団の土地に該当することとなる (その施行者が同法第五十一条の九第五項に 法第三十四条の二第二項第三号に規定する政

い取られる場合を除く。)とする。 ある者の有する土地等が当該区画整理会社に買 い、当該区画整理会社の株主又は社員で

のであることとする。 土地の面積が財務省令で定める要件を満たすも より分譲される一の住宅の建設の用に供される 政令で定める要件は、同号ハに規定する方法に 法第三十四条の二第二項第三号ロに規定する 9

都市再生機構とする。 住宅供給公社、地方道路公社及び独立行政法人 に規定する政令で定める法人は、港務局、地方法第三十四条の二第二項第四号及び第十七号 法第三十四条の二第二項第六号に規定する政

団体の管理の下に行われるものに限る。)とすにより行われるものである場合には、地方公共 画の区域内において行われる次に掲げる事業 定する政令で定める事業は、同号の沿道地区計 的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目 款において、その法人が解散した場合にその残 第二十七項において同じ。) であつて、その定 の設立当初において拠出をされた金額の二分の 十七項において同じ。)又は公益財団法人(そ るものに限る。次項から第十三項まで及び第一 令で定める沿道整備推進機構は、公益社団法人 に帰属する旨の定めがあるものとし、同号に規 ているものに限る。次項から第十三項まで及び (当該事業が同号に規定する沿道整備推進機構 (その社員総会における議決権の総数の二分の 以上の金額が地方公共団体により拠出をされ 以上の数が地方公共団体により保有されてい

用施設の整備に関する事業 公園、緑地その他の公共施設又は公

10

律第八十四号)第二条第一項に規定する住宅 「緩衝建築物」という。)の整備に関する事業務省令で定めるもの(以下この号において 条第二項に規定する流通業務団地造成事業 する法律(昭和四十一年法律第百十号)第二 地区改良事業又は流通業務市街地の整備に関 開発事業、住宅地区改良法(昭和三十五年法 遮音上有効な機能を有する建築物として財 都市計画法第四条第七項に規定する市街地 次に掲げる要件を満たすもの

が五百平方メートル以上であること。 その事業の施行される土地の区域の面積

メートル以上であること。 当該緩衝建築物の建築面積が百五十平方

> 面積に対する割合が百分の二十以上である 開放された空地の部分の面積の当該敷地の 当該緩衝建築物の敷地のうち日常一般に

規定する防災街区整備推進機構により行われる が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をも 法人又は公益財団法人であつて、その定款にお 令で定める防災街区整備推進機構は、 ものである場合には、地方公共団体の管理の下 地区又は防災街区整備地区計画の区域内におい 政令で定める事業は、同号の特定防災街区整備 する旨の定めがあるものとし、同号に規定する いて、その法人が解散した場合にその残余財産 に行われるものに限る。)とする。 て行われる次に掲げる事業(当該事業が同号に つ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属 法第三十四条の二第二項第七号に規定する政 公益社団

用施設の整備に関する事業 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公

規定する住宅地区改良事業 開発事業又は住宅地区改良法第二条第一項に 密集市街地における防災街区の整備の促進 都市計画法第四条第七項に規定する市街地

次に掲げる要件を満たすもの 止建築物」という。)の整備に関する事業で、 で定めるもの(以下この号において「延焼防 としての整備に資する建築物として財務省令 関する法律第二条第二号に掲げる防災街区 その事業の施行される土地の区域の面積

が三百平方メートル以上であること。

当該延焼防止建築物の建築面積が百五十

産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的を 令で定める中心市街地整備推進機構は、公益社 該事業が同号に規定する中心市街地整備推進機 の区域内において行われる次に掲げる事業(当 る政令で定める事業は、同号の認定中心市街地 属する旨の定めがあるものとし、同号に規定す もつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰 おいて、その法人が解散した場合にその残余財 団法人又は公益財団法人であつて、その定款に 共団体の管理の下に行われるものに限る。) と 構により行われるものである場合には、地方公 法第三十四条の二第二項第八号に規定する政 平方メートル以上であること。

用施設の整備に関する事業 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公

二 都市計画法第四条第七項に規定する市街地

第百二十九条の二第一項に規定する再開 認定再開発事業計画に基づいて行われる同法都市再開発法第百二十九条の六に規定する

益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公 公益財団法人であつて、その定款において、そ 定めがあるものとする。 の法人が解散した場合にその残余財産が地方公 令で定める景観整備機構は、公益社団法人又は 法第三十四条の二第二項第九号に規定する政

12 地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつて、その法人が解散した場合にその残余財産が又は公益財団法人であつて、その定款におい 令で定める都市再生推進法人は、公益社団法人 る旨の定めがあるものとする。 他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属す 法第三十四条の二第二項第十号に規定する政

13 目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の 公益社団法人又は公益財団法人であつて、その 定款において、その法人が解散した場合にその 政令で定める歴史的風致維持向上支援法人は、 人に帰属する旨の定めがあるものとする。 法第三十四条の二第二項第十一号に規定する

15 法第三十四条の二第二項第十二号イに規定す 14 業の施行区域の面積に係る政令で定める面積は積は三百へクタールとし、同号イに規定する事る計画に係る区域の面積に係る政令で定める面 る法人は、その発行済株式又は出資の総数又は に関する計画とし、同号に規定する政令で定め並びに青森県の作成したむつ小川原地区の開発 政令で定める計画は、国土交通省の作成した苫 れ又は出資をされている法人とする。 法人を含む。)又は地方公共団体により所有さ 総額の二分の一以上が国(国の全額出資に係る 小牧地区及び石狩新港地区の開発に関する計画 法第三十四条の二第二項第十二号に規定する

区分に応じ当該各号に定める要件とする。 政令で定める要件は、次の各号に掲げる事業の 三十ヘクタールとする。 法第三十四条の二第二項第十三号に規定する 法第三十四条の二第二項第十三号イに掲げ

る事業 次に掲げる事業の区分に応じそれぞ

れ次に定める要件

性化事業 次に掲げる要件 いう。)第二条第二項に規定する商店街活 次項第一号において「商店街活性化法」と 成二十一年法律第八十号。以下この号及び に応じた事業活動の促進に関する法律(平 商店街の活性化のための地域住民の需要

(2)合して行われるものであること。 に関する国又は地方公共団体の計画に適 当該事業により顧客その他の地域住民

当該事業が都市計画その他の土地利用

る区域の面積が千平方メートル以上であ 務省令で定める施設が設置されること。 ること。 の利便の増進を図るための施設として財 当該事業の区域として財務省令で定め

第三項に規定する認定商店街活性化事業 該事業が実施されていること。 該認定商店街活性化事業計画に従つて当 計画が経済産業大臣が財務大臣と協議し て定める基準に適合するものであり、当 当該事業に係る商店街活性化法第五条

その他財務省令で定める要件

商店街活性化支援事業 次に掲げる要件 商店街活性化法第二条第三項に規定する

(1) イ(1)に掲げる要件

(2) メートル以上であるものに限る。) が設 定める施設(その建築面積が百五十平方 置されること。 当該事業を行う施設として財務省令で

あること る区域の面積が三百平方メートル以上で 当該事業の区域として財務省令で定め

に従つて当該事業が実施されているこ 議して定める基準に適合するものであ 事業計画が経済産業大臣が財務大臣と協 第三項に規定する認定商店街活性化支援 当該事業に係る商店街活性化法第七条 当該認定商店街活性化支援事業計画

その他財務省令で定める要件

る事業 次に掲げる要件 法第三十四条の二第二項第十三号ロに掲げ

前号イ(1)及び(2)に掲げる要件

- ロ 当該事業の区域として財務省令で定める 
  ロ 当該事業の区域として財務省令で定める事業に類する 
  京三号子は同項第二号若しくは第四号に定める事業に類する 
  は同項第七号に定める事業(当該事業が同 
  は同項第一号に定める事業(当該事業が同 
  は同項第一号に定める事業(当該事業が 
  ので財務省令で定めるものに限る。)で 
  もので財務省令で定めるものに限る。)で 
  もので財務省令で定めるものに限る。)で 
  あるよと。
- イ 前項第一号イに掲げる商店街活性化事の区分に応じ当該各号に定める法人とする。区分に応じ当該各号に定める法人とする。区分に応じ当該各号に定める法人とする。政令で定める法人は、次の各号に掲げる事業の政令で定める法人は、次の各号に掲げる事業の政令で定める法人は、次の各号に掲げる事業の政令で定める法人は、次の各号に掲げる事業の政令で定める法人は、次の各号に掲げる事業の政令で定める法人は、次の各号に掲げる事業の政令に対している。

法第三十四条の二第二項第十三号イの

- ロ 前項第一号口に掲げる商店街活性化支援財項第一号口に掲げる商店街活性化支援時定共済組合及び同法第九条の九第四項に特定共済組合及び同法第九条の九第四項に特定共済組合及び同法第九条の二第七項に規定する等協同組合法第九条の二第七項に規定する認定商街活性化事業に係るものに限る。)に係る商店性化事業に係るものに限る。)に係る商店性化事業に係るものに限る。)に係る商店性化事業計画(当該商店街活認定商店街活性化事業計画(当該商店街活
- 事業 法第三十四条の二第二項第十三号イ事業 法第三十四条の二第二項第十三号イ の認定商店街活性化支援事業 に係る商店街活性化支援事業 である法人 (商店街活性化法第十条第一項に規定する認定商店街活性化法第六条第一項に規定する一般社団法人又は一般財団法人であった。その定款において、その法人が解散して、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は一般対団法人であった。 当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるもののうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすものに限る。)
- 三分の一を超える数が地方公共団体によるの社員総会における議決権の総数の

- と。 り保有されている公益社団法人であるこ
- (2) その社員総会における議決権の総数のこと。
- れている公益財団法人であること。 える金額が地方公共団体により拠出をさえる金額が地方公共団体により拠出をさ
- (4) その拠出をされた金額の四分の一以上(4) その拠出をされた金額の四分の一以上(4) その拠出をされている公益財団法人であること。 されている公益財団法人であること。 おれている公益財団法人であること。 は係る中心市街地の活性化事業計画(当該事業に係るものに限地活性化事業計画(当該事業に係るものに限地活性化事業計画(当該事業に係るものに限った。) に係る中心市街地の話性化事業者である法人であること。 されている公益財団法人であること。 おいり に係る中心市街地活性化事業者である法人に限することである。
- 満たすもの満たすものが、次に掲げる要件を掲げる特定会社のうち、次に掲げる要件を掲げる特定会社のうち、次に掲げる要件を活性化に関する法律第七条第七項第七号に 地方公共団体の出資に係る中心市街地の
- (1) 当該法人の発行済株式又は出資の総数により所有され、又は出資をされているにより所有され、又は出資をされているにより所有され、又は出資を終れているにより所有され、又は出資の総数によりが、対しては、

- と。 いう。(3) において同じ。) であるこ
- 合等のいずれかであること。 数又は金額の最も多い株主等が地方公共数又は金額の最も多い株主等が地方公共数では金額の最も多い株主等が地方公共のである。
- 件とする。

  体とする。

  体とする。

  は第三十四条の二第二項第十四号に規定する事業の次

  は第三十四条の二第二項第十四号に規定する
- 世界では 一大二号)第十一条の四十八第一項に規定する 一大二号)第十一条の四十八第一項に規定する 一大二号)第十一条の四十八第一項に規定する 一大二号)第十一条の四十八第一項に規定する 一大二十二号)第十一条の四十八第一項に規定する 一大三十二号)第十一条の四十八第一項に規定する 一大三十二十二年法律第三 一大三十二十二年法律第三 一大二十二年法律第三 一大二十二年法律第三
- 19 法第三十四条の二第二項第十四号の二に規定 工条第一項第三号口に規定する他の事業の共同化又は中小企業の集積の活性化 の事業の共同化又は中小企業の集積の活性化 でよる資金の貸付けを受けて行われるものでによる資金の貸付けを受けて行われるものでによる資金の貸付けを受けて行われるものでによる資金の貸付けを受けて行われるものでよる資金の貸付けを受けて行われるものでよる資金の貸付けを受けて行われるものでは、 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十二 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十二 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十二 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十二 を表表している。

- とする。とれる。</li
- 一 公益社団法人又は公益財団法人であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人にその残余財産が地方公共団体又は当該法人にその残余財産が地方公共団体又は当該法人にあっち、次に掲げる要件のいずれかを満たする。
- このではないにおよってであること。 されている公益社団法人であること。 分の一以上の数が地方公共団体により保有分の一以上の数が地方公共団体により保有の一、
- ている公益財団法人であること。金額が一の地方公共団体により拠出をされ金額が一の地方公共団体により拠出をされた金額の四分の一以上の

区域の面積が二十ヘクタール以上であるものと 事業の施行区域が定められた計画で、当該施行 に規定する地域の開発、保全又は整備に関する し、同号に規定する政令で定める計画は、同号 政令で定めるものは、第一項に規定する団体と 号に規定する地方公共団体の設立に係る団体で 保全又は整備に関する事業を行うものとし、同

る政令で定める建物等は、次に掲げる建築物又 法第三十四条の二第二項第二十一号に規定す

項又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等舗型性風俗特殊営業(改正法附則第四条第二 同じ。) が風俗営業等の規制及び業務の適正 適用に係るものを含む。以下この号において 法律第五十二号)附則第二条第二項の規定の 第一項に規定する店舗型電話異性紹介営業 されている建築物等、同法第三十一条の十三 当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の用に供 適用の際当該条例の規定に適合しない場合の 項の規定に基づく条例の規定の施行若しくは 所の用に供されている建築物等、同条第三項 ない場合の当該店舗型性風俗特殊営業の営業 の施行若しくは適用の際同項の規定に適合し 正化等に関する法律第二十八条第一項の規定 の適用に係るものを含む。以下この号におい 年法律第五十五号)附則第四条第二項の規定 いう。)、同法第二十八条第三項に規定する店 構築物(以下この項において「建築物等」と の営業所の用に供されている建築物若しくは 条例の規定に適合しない場合の当該風俗営業 営業所が同法第四条第二項第二号の規定に基 る風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関 において「改正法」という。) 附則第二条第 規定若しくは同項において準用する同法第二 化等に関する法律第三十一条の十三第一項の する法律の一部を改正する法律(平成十三年 て同じ。) が風俗営業等の規制及び業務の適 に関する法律の一部を改正する法律(平成十 づく条例の規定の施行若しくは適用の際当該 する法律第二条第一項に規定する風俗営業の に規定する店舗型性風俗特殊営業が同条第二 二項若しくは第三条第一項の規定の適用に係 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関 (昭和五十九年法律第七十六号。以下この号 建築基準法第三条第二項に規定する建築物 【俗営業等取締法の一部を改正する法律 25 24 合とする。

場合の当該店舗型電話異性紹介営業の営業所 の規定若しくは当該条例の規定に適合しない一項において準用する同法第二十八条第一項 業の営業所の用に供されている建築物等 際当該条例の規定に適合しない場合の当該営 定に基づく条例の規定の施行若しくは適用の 三条第五項に規定する営業が同条第四項の規 の用に供されている建築物等又は同法第三十 十八条第二項の規定に基づく条例の規定の施 :若しくは適用の際同法第三十一条の十三第

三 危険物の規制に関する政令の一部を改正す 物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第 る政令(昭和五十一年政令第百五十三号)附 るもの 第二号の上欄に掲げる屋外貯蔵タンクの存す 三百六号)第十一条第一項第一号の二の表の 則第二項に規定する屋外タンク貯蔵所で危険

建築物等又は換地処分により取得する土地等 途と同一の用途に供することができなくなる 規定する用途地域が変更され、又は変更され とができなくなる建築物等 の上に建築して従前と同一の用途に供するこ ることとなることにより、引き続き従前の用 画区域内において同法第八条第一項第一号に 都市計画法第四条第二項に規定する都市計

Ŧī. て財務省令で定めるもの 前各号に掲げる建築物等に類するものとし

る政令で定める場合は、土地区画整理法による が定められなかつたことに伴い同法第九十四条 ある者が、その有する土地等につき同号の換地 理会社であるものに限る。)が施行された場合 同号に規定する土地区画整理事業(その施行者 が同法第五十一条の九第五項に規定する区画整 の規定による清算金を取得するときとする。 において、当該区画整理会社の株主又は社員で 法第三十四条の二第二項第二十一号に規定す

るやむを得ない事情により申出をしたと認めら 三条第一項の審査委員の過半数の確認を得た場 滑化に関する法律第三十七条第一項又は第五十 該当することにつきマンションの建替え等の円 げる場合のいずれかに該当する場合で、同項第 場合として政令で定める場合は、次の各号に掲 定するやむを得ない事情があつたと認められる れる場合として政令で定める場合及び同号に規 二十二号のマンション建替事業の施行者がその 法第三十四条の二第二項第二十二号に規定す 28

第一項第一号から第二号の二までの地域地区 規定する施行マンションが都市計画法第八条 求をされた者又は同条第三項の請求をした者 による用途の制限につき建築基準法第三条第 いう。)の有する同法第二条第一項第六号に (次号においてこれらの者を「申出人等」と 十五条第一項若しくは第六十四条第一項の請 律第五十六条第一項の申出をした者、 一項の規定の適用を受けるものである場合 マンションの建替え等の円滑化に関する法

26 る政令で定める土地は、次に掲げる土地で国又 は地方公共団体において保存をすることが緊急 (同号に規定する管理地区として指定された区 に必要なものとして環境大臣が指定するもの 法第三十四条の二第二項第二十三号に規定す 又は事業を営むことが困難となる場合 る施行再建マンションにおいて生活すること 化に関する法律第二条第一項第七号に規定す 若しくは事業を営む申出人等又はその者と住 上の障害のためマンションの建替え等の円滑 居及び生計を一にしている者が老齢又は身体

二 日本国が締結した渡り鳥及び絶滅のおそれ 類の生息地 約においてその保護をすべきものとされた鳥 のある鳥類並びにその環境の保護に関する条 天然記念物として指定された鳥獣の生息地 文化財保護法第百九条第一項の規定により

27 法人又は公益財団法人であつて、その定款にお る政令で定める農地中間管理機構は、公益社団 する旨の定めがあるものとする。 が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をも いて、その法人が解散した場合にその残余財産 つ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属 法第三十四条の二第二項第二十五号に規定す

これを告示する。 びロ(4)の規定により基準を定めたときは、 経済産業大臣は、第十六項第一号イ(4) 及

た場合の譲渡所得の特別控除) (農地保有の合理化等のために農地等を譲渡し

第二十二条の九 法第三十四条の三第二項第一号 五号)第五条第三項に規定する農地中間管理機経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十 譲渡した場合として政令で定める場合は、農業 に規定する農地保有の合理化のために土地等を (公益社団法人 (その社員総会における議決

域内の土地を除く。)とする。 前号の施行マンションにおいて住居を有し 場合に該当する場合を除く。)とする。 場合(法第三十四条の三第二項第二号に掲げる 又はこれらの土地の上に存する権利を譲渡した 省令で定めるものの用に供する土地を含む。) られている区域内にあるもの、当該区域内にあ 第二項第一号に規定する農用地区域として定め 管理機構が行う事業(同条第一号に掲げるもの 法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。) 拠出をされているものに限る。)であつて、そ 団法人(その設立当初において拠出をされた金 権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体に もの(農地の保全又は利用上必要な施設で財 する農業用施設の用に供することとされている 若しくは当該区域内にある土地で同号に規定す る土地で開発して農地とすることが適当なもの る法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条 適用する同法第二条第一項に規定する農地を含 の残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似 の定款において、その法人が解散した場合にそ 額の二分の一以上の金額が地方公共団体により より保有されているものに限る。)又は公益財 る農業上の用途区分が同法第三条第四号に規定 しくは採草放牧地で農業振興地域の整備に関す む。以下この条において「農地」という。) 農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして する農地(同法第四十三条第一項の規定により に限る。)のために農地法第二条第一項に規定 に対し、同法第七条の規定により当該農地中間 の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う

若

第二十三条第二十条の三第二項の規定は、 三十五条第二項第一号に規定する政令で定める (居住用財産の譲渡所得の特別控除)

2 家屋について準用する。 人と政令で定める特別の関係がある者は、 法第三十五条第二項第一号に規定する当該個

3 地震に対する安全性に係る基準とする。 又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める 第三百三十八号)第三章及び第五章の四の規定 ものは、建築基準法施行令(昭和二十五年政令 安全性に係る規定又は基準として政令で定める 十条の三第一項各号に掲げる者とする。 法第三十五条第三項に規定する地震に対する

する被相続人居住用家屋の政令で定める部 げる被相続人居住用家屋 居住用家屋の譲渡の対価の額に、次の各号に掲 は、同項第一号又は第三号に規定する被相続人 法第三十五条第三項第一号及び第三号に規定 (同条第五項に規定す

当する部分とする。 該各号に定める割合を乗じて計算した金額に相項及び第九項において同じ。) の区分に応じ当る被相続人居住用家屋をいう。以下この項、次

ける当該被相続人の居住の用に供されていた の床面積のうちに当該相続の開始の直前にお 続の開始の直前における被相続人居住用家屋 において「被相続人」という。)の居住の用 に供されていた被相続人居住用家屋 当該相 法第三十五条第五項に規定する対象従前居 法第三十五条第五項の相続の開始の直前に いて同項に規定する被相続人 分の床面積の占める割合 (以下この条

該被相続人の居住の用に供されていた部分の 該居住の用に供されなくなる直前における当 当該被相続人居住用家屋の床面積のうちに当 相続人居住用家屋 同条第五項に規定する特 従前居住の用」という。) に供されていた被 住の用(第十項及び第十一項において「対象 床面積の占める割合 いう。) により被相続人居住用家屋が被相続 定事由 人の居住の用に供されなくなる直前における (以下この条において「特定事由」と

める割合を乗じて計算した金額に相当する部分 項において同じ。)の区分に応じ当該各号に定 被相続人居住用家屋の敷地等をいう。以下この の譲渡の対価の額に、次の各号に掲げる被相続 該各号に規定する被相続人居住用家屋の敷地等 居住用家屋の敷地等の政令で定める部分は、当 人居住用家屋の敷地等(同条第五項に規定する 法第三十五条第三項各号に規定する被相続人

分の面積の占める割合 おける被相続人の居住の用に供されていた部 地の面積をいう。以下この号及び次号におい の面積(土地にあつては当該土地の面積をい の直前における被相続人居住用家屋の敷地等 の敷地等 法第三十五条第五項の相続の開始 敷地の用に供されていた被相続人居住用家屋 て同じ。) のうちに当該相続の開始の直前に い、土地の上に存する権利にあつては当該土 前項第一号に掲げる被相続人居住用家屋の 7

前項第二号に掲げる被相続人居住用家屋の 用家屋が被相続人の居住の用に供されなくな 敷地の用に供されていた被相続人居住用家屋 る直前における被相続人居住用家屋の敷地等 特定事由により当該被相続人居住

項(同条第三項の規定により適用する場合

されていた部分の面積の占める割合 る直前における当該被相続人の居住の用に供 の面積のうちに当該居住の用に供されなくな

6 適用される同条第一項第一号の規定により読み より控除される金額は、二千万円を限度とす 譲渡に係る部分の金額から同条第一項の規定に 用する場合に限る。)の規定に該当する資産の る金額を控除した金額。以下この項において同 額がある場合には、二千万円からその控除され 法第三十五条第一項の規定により控除される金 ずれか低い金額とする。この場合において、第 円(次項前段の規定により計算した金額がある で定めるところにより計算した金額は、三千万 替えられた法第三十一条第一項に規定する政令 第三十五条第一項(同条第三項の規定により適 定する長期譲渡所得の金額(以下この項におい じ。) であるときは、法第三十一条第一項に規 二号に掲げる金額が二千万円(次項に規定する 除した金額)と次に掲げる金額の合計額とのい 場合には、三千万円からその計算した金額を控 て「長期譲渡所得の金額」という。) のうち法 法第三十五条第四項の規定により読み替えて

る部分の金額 を除く。)の規定に該当する資産の譲渡に係 長期譲渡所得の金額のうち法第三十五条第 項(同条第三項の規定により適用する場合

の譲渡に係る部分の金額とのいずれか低い用する場合に限る。)の規定に該当する資産 三十五条第一項(同条第三項の規定により適 二千万円と長期譲渡所得の金額のうち法第

る場合に限る。) の規定に該当する資産の譲渡 る短期譲渡所得の金額(以下この項において る金額が二千万円であるときは、同項に規定す 金額とする。この場合において、第二号に掲げ 円と次に掲げる金額の合計額とのいずれか低い で定めるところにより計算した金額は、三千万 替えられた法第三十二条第一項に規定する政令 適用される同条第一項第二号の規定により読み 控除される金額は、二千万円を限度とする。 に係る部分の金額から同条第一項の規定により 十五条第一項(同条第三項の規定により適用す 「短期譲渡所得の金額」という。)のうち法第三 法第三十五条第四項の規定により読み替えて 短期譲渡所得の金額のうち法第三十五条第 9

ていたこと。

る部分の金額 を除く。)の規定に該当する資産の譲渡に係

金額 用する場合に限る。)の規定に該当する資産 三十五条第一項(同条第三項の規定により適 の譲渡に係る部分の金額とのいずれか低

8 法第三十五条第五項に規定する政令で定める ・由は、次に掲げる事由とする。

養護老人ホーム、同法第二十条の六に規定ホーム、同法第二十条の五に規定する特別 居、同法第二十条の四に規定する養護老人 対応型老人共同生活援助事業が行われる住 三号)第五条の二第六項に規定する認知症 する軽費老人ホーム又は同法第二十九条第 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十

介護老人保健施設又は同条第二十九項に規 定する介護医療院 介護保険法第八条第二十八項に規定する

共同生活援助を行う住居に入所又は入居をし 条第十項に規定する施設入所支援が行われる 援区分の認定を受けていた被相続人が同法第 ものに限る。)又は同条第十七項に規定する 五条第十一項に規定する障害者支援施設(同 十三号)第二十一条第一項に規定する障害支 支援するための法律(平成十七年法律第百二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅 (イに規定する有料老人ホームを除く。) (平成十三年法律第二十六号) 第五条第一

要件は、次に掲げる要件とする。 法第三十五条第五項に規定する政令で定める

き続き当該被相続人居住用家屋が当該被相続 人の物品の保管その他の用に供されていたこ 第三十五条第五項の相続の開始の直前まで引 続人の居住の用に供されなくなつた時から法 特定事由により被相続人居住用家屋が被相

二 二千万円と短期譲渡所得の金額のうち法第 該被相続人居住用家屋が事業の用、貸付け

施設に入居又は入所をしていたこと。 財務省令で定めるものが次に掲げる住居又は 条第二項に規定する要支援認定を受けていた 被相続人その他これに類する被相続人として 第十九条第一項に規定する要介護認定又は同 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)

項に規定する有料老人ホーム

高齢者の居住の安定確保に関する法律

13

第三十五条第五項の相続の開始の直前まで当 続人の居住の用に供されなくなつた時から法 特定事由により被相続人居住用家屋が被相

用又は当該被相続人以外の者の居住の用に供

0

されていたことがないこと。

三 被相続人が前項各号に規定する住居又は

第五項の相続の開始の直前までの間において 設に入居又は入所をした時から法第三十五条

10 れる一の建築物に限るものとする。 居住の用に供されなくなる直前)において、被合には、特定事由により当該家屋が被相続人の 家屋は、同項の相続の開始の直前(当該家屋が が主としてその居住の用に供していたと認めら げる要件を満たす家屋であつて、当該被相続人 相続人の居住の用に供されていた同項各号に掲 対象従前居住の用に供されていた家屋である場 法第三十五条第五項に規定する政令で定める 住居又は施設が、当該被相続人が主としてそ 当該被相続人の居住の用に供する家屋が二以 の居住の用に供していた一の家屋に該当する 上ある場合には、これらの家屋のうち、当該 ものであること。

11 面積の占める割合を乗じて計算した面積に係る 敷地の用に供されていたと認められるものとす おいて同じ。) において前項に規定する家屋の 居住の用に供されなくなる直前。以下この項に る家屋の敷地の用に供されていた土地である場 対象従前居住の用に供されていた前項に規定す 土地は、同項の相続の開始の直前(当該土地 土地の部分に限るものとする。 掲げる床面積の合計のうちに第一号に掲げる床 において当該土地が用途上不可分の関係にある る。この場合において、当該相続の開始の直前 合には、特定事由により当該家屋が被相続人の 二以上の建築物のある一団の土地であつた場合 には、当該土地のうち、当該土地の面積に次に 法第三十五条第五項に規定する政令で定める

あつた前項に規定する家屋の床面積 当該相続の開始の直前における当該土地に

面積 あつた前項に規定する家屋以外の建築物の床 当該相続の開始の直前における当該土地

用途は、第九項第一号に規定する用途とする。 第六項に規定する政令で定める家屋及び同項に 第十項及び第十一項の規定は、法第三十五条 法第三十五条第六項に規定する政令で定める

み替えるものとする。 の項において同じ。)」とあるのは「直前」と読 続人の居住の用に供されなくなる直前。以下こ ある場合には、特定事由により当該家屋が被相 規定する家屋の敷地の用に供されていた土地で 土地が対象従前居住の用に供されていた前項に 直前)において」と、第十一項中「直前(当該 屋が当該被相続人の居住の用に供されなくなる た家屋である場合には、特定事由により当該家 前(当該家屋が対象従前居住の用に供されてい、」とあるのは「あつて、当該相続の開始の直 に供されていた同条第五項各号」と、「あつて 合に限る。)には、同項第一号に規定する用途) かつた場合(前項各号に掲げる要件を満たす場 おいて当該被相続人の居住の用に供されていな 家屋が特定事由により当該相続の開始の直前に ていた同項各号」とあるのは「居住の用(当該 あるのは「において」と、「居住の用に供され 住の用に供されなくなる直前)において、」と には、特定事由により当該家屋が被相続人の居 象従前居住の用に供されていた家屋である場合 この場合において、第十項中「(当該家屋が対 規定する政令で定める土地について準用する。 2 3

渡とする。 譲渡は、第二十四条の二第八項各号に掲げる譲 法第三十五条第六項に規定する政令で定める

条第七項に規定する適用後譲渡をした場合にお 譲渡に係る対価の額とする。 贈与の時における価額に相当する金額をもつて 六項及び第七項の規定の適用については、当該 同じ。)によるものである場合における同条第 省令で定めるものを含む。以下この項において いて、当該適用前譲渡又は適用後譲渡が贈与 得相続人が、同項に規定する適用前譲渡又は同 これらの規定に規定する適用前譲渡及び適用後 (著しく低い価額の対価による譲渡として財務 法第三十五条第六項に規定する居住用家屋取 2 得の特別控除)

の長期譲渡所得の特別控除) 定めたときは、これを告示する。 (特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合 国土交通大臣は、第三項の規定により基準を

第二十三条の二 法第三十五条の二第一項に規定 する当該個人と政令で定める特別の関係がある は、次に掲げる者とする

で当該個人と生計を一にしているもの 当該個人の親族(前号に掲げる者を除く。) 当該個人の配偶者及び直系血族

> 外の者で当該個人から受ける金銭その他の財 の親族でその者と生計を一にしているもの 上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者 当該個人と婚姻の届出をしていないが事実 前三号に掲げる者及び当該個人の使用人以

Ŧi. 関係その他これに準ずる関係のあることとな る会社その他の法人 使用人の親族でその使用人と生計を一にして 掲げる親族、当該個人の使用人若しくはその 者の親族でその者と生計を一にしているもの 産によって生計を維持しているもの及びその 人税法施行令第四条第二項に規定する特殊の 第八号の二に規定する株主等とした場合に法 者を判定の基礎となる所得税法第二条第一項 いるもの又は当該個人に係る前二号に掲げる 当該個人、当該個人の第一号及び第二号に

ける第二十条の規定の適用については、同条第 とし、同条第三項の規定は、適用しない。 二項中「同項」とあるのは「法第三十五条の二 る所有権移転外リース取引による取得とする。 法施行令第百二十条の二第二項第五号に規定す める取得は、代物弁済としての取得及び所得税 第一項」と、「土地等又は建物等(次項におい (低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所 て同じ。)」とあるのは「同項に規定する取得 て「土地等又は建物等」という。)」とあるのは 「土地等」と、「取得(建設を含む。次項におい 法第三十五条の二の規定を適用する場合にお 法第三十五条の二第一項に規定する政令で定

第二十三条の三 法第三十五条の三第二項第一号 る。 がある者は、前条第一項各号に掲げる者とす に規定する当該個人と政令で定める特別の関係

政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。 法第三十五条の三第二項第二号イに規定する 分に関する同法第四条第一項に規定する都市 められた区域 一号に規定する用途地域が定められている る都市計画区域のうち、同法第八条第一項第 計画が定められていない同条第二項に規定す 都市計画法第七条第一項に規定する区域区 都市計画法第七条第一項の市街化区域と定

(譲渡所得の特別控除額の特例)

第二十四条 法第三十六条に規定する政令で定め るところにより計算した金額は、 五千万円の範

口

建築物(登記簿に記録された当該家屋の構

囲内において、まず法第三十三条の四第一項の 金額から成るものとして計算した金額とする。 第三十五条の三第一項の規定により控除すべき 三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三 範囲内において、順次法第三十五条第一項、第には、五千万円又は当該満たない部分の金額の より控除すべき金額が五千万円に満たない場合 同項の規定の適用がない場合又は同項の規定に 規定により控除すべき金額から成るものとし、 所得の課税の特例) 十五条の二第一項、第三十四条の三第一項及び (特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡

第二十四条の二 法第三十六条の二第一項に規定 者は、第二十条の三第一項各号に掲げる者とす する当該個人と政令で定める特別の関係がある

2 める譲渡は、代物弁済(金銭債務の弁済に代え しての譲渡とする。 てするものに限る。第四項において同じ。)と 法第三十六条の二第一項に規定する政令で定

3 で政令で定めるものは、次の各号に掲げる資産供する土地若しくは当該土地の上に存する権利住の用に供する家屋又は当該家屋の敷地の用に 区分に応じ当該各号に定めるものとする。

第四十一条第二十七項に規定する特定居住 用家屋に該当するものを除く。) 以後に当該個人の居住の用に供した場合又 掲げる家屋(当該家屋を令和六年一月一日 は供する見込みである場合にあつては、法 建築後使用されたことのない家屋

居住の用に供する部分の床面積が五十平

(2) 一棟の家屋のうちその独立部分(一棟 面積が五十平方メートル以上であるものち当該個人が居住の用に供する部分の床 る場合には、その独立部分の床面積のう 下この項において同じ。)を区分所有す ことができるもののその部分をいう。以 分を独立して住居その他の用途に供する の家屋でその構造上区分された数個の部

基準(ハにおいて「建築基準等」という。) 造が鉄骨造、

建築物に該当しないもの

イ (1) 又は

ころにより証明がされたものに限る。)

建築後使用されたことのある家屋で耐火

に適合することにつき財務省令で定めると

法第三十六条の二第一項に規定する個人の居 げる家屋の区分に応じそれぞれ次に定める当該個人が居住の用に供する家屋 次に掲

次に

方メートル以上であるもの 一棟の家屋の床面積のうち当該個人が

建築後使用されたことのある家屋で耐火

協議して定める地震に対する安全性に係る の規定若しくは国土交通大臣が財務大臣と 項、第十二項及び第十三項において同じ。) じ。) に該当するもの イ(1) 又は(2) るものである建物をいう。ハにおいて同 は建築基準法施行令第三章及び第五章の四 の日以前二十五年以内に建築されたもの又 に掲げる家屋(その取得(法第三十六条の 筋コンクリート造その他の財務省令で定め 一第一項に規定する取得をいう。ハ、第十 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄

明がされたものに限る。) とにつき財務省令で定めるところにより 取得期限)までに建築基準等に適合するこ る年の十二月三十一日(同条第二項におい る場合にあつては、同条第二項に規定する て準用する同条第一項の規定の適用を受け 六条の二第一項に規定する譲渡の日の属す 十五年以内に建築されたもの又は法第三十 (2) に掲げる家屋(その取得の日以前二

を乗じて計算した面積)が五百平方メートル区分所有する独立部分の床面積の占める割合 の面積に当該家屋の床面積のうちにその者の は、その一棟の家屋の敷地の用に供する土 面積(同号イ(2)に掲げる家屋について 又は当該土地の上に存する権利 当該土地 以下であるもの 前号に掲げる家屋の敷地の用に供する土 地

5 める取得は、代物弁済としての取得とする。 うち、当該譲渡による収入金額(当該譲渡資産 じ。)をした同条第一項に規定する譲渡資産をいう。以下この項及び第十一項において同 める部分は、譲渡(同条第一項に規定する譲渡 の譲渡による収入金額の合計額)から同項に規 が同項第三号に掲げる家屋及び土地又は土地 産」という。)の取得価額(当該買換資産が家 定する買換資産(以下この条において「買換資 上に存する権利である場合には、これらの資産 て準用する場合を含む。)に規定する政令で定 (以下この条において「譲渡資産」という。) の 法第三十六条の二第一項(同条第二項にお 法第三十六条の二第一項に規定する政令で定

する部分とする。 該譲渡資産の価額に乗じて計算した金額に相当 金額が当該収入金額のうちに占める割合を、当 らの資産の取得価額の合計額)を控除して得た 該土地の上に存する権利である場合には、これ 屋及び当該家屋の敷地の用に供する土地又は当

について準用する。 の二第一項第一号に規定する政令で定める家屋 家屋の存する場所に居住していた期間とする。 令で定める期間は、同号の個人が同号に掲げる 法第三十六条の二第一項第一号に規定する政 第二十条の三第二項の規定は、法第三十六条

める譲渡は、次に掲げる譲渡とする。 法第三十六条の二第三項に規定する政令で定 法第三十三条の四第一項に規定する収用交

換等による譲渡 法第三十四条第一項又は第三十四条の二第 項の規定の適用を受ける譲渡

定に規定する譲渡に係る対価の額とする。 おける価額に相当する金額をもつてこれらの規 四項の規定の適用については、当該贈与の時に よるものである場合における同条第三項及び第 るものを含む。以下この項において同じ。)に い価額の対価による譲渡として財務省令で定め した場合において、当該譲渡が贈与(著しく低 は土地若しくは土地の上に存する権利の譲渡を の翌年若しくは翌々年に当該譲渡資産と一体と る年、その年の前年若しくは前々年又はその年 の譲渡をした個人が、当該譲渡をした日の属す して当該個人の居住の用に供されていた家屋又 法第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産 13

項の規定に該当して同日後に同項に規定する書 納税地の所轄税務署長に提出しなければならな類を提出する場合には、その提出の日)までに じ当該各号に定める日(法第三十六条の二第六 める書類を、次の各号に掲げる場合の区分に応 る法第三十三条第七項に規定する財務省令で定 書を提出する者は、同条第七項において準用す 法第三十六条の二第五項に規定する確定申告

以上ある場合には、そのいずれか遅い日)か 資産の取得をした日(当該取得をした日が二 同条第一項の規定の適用を受ける場合 買換 ける場合 当該確定申告書の提出の日 法第三十六条の二第二項において準用する 法第三十六条の二第一項の規定の適用を受 14

ら四月を経過する日

12 11 二第一項に定めるもののほか、次に定めるとこ 当該土地又は土地の上に存する権利(同日以後 除く。)は、譲渡資産に該当するものとする。 土地の上に存する権利の譲渡があつたときは、 れた日の属する年中に同号に該当する土地又は 屋が取り壊された場合において、その取り壊さ に貸付けその他の業務の用に供しているものを 法第三十六条の二第一項第三号に該当する家 買換資産の範囲については、法第三十六条の

資産に該当するものとする。 は、その居住の用に供する部分に限り、買換 の居住の用以外の用に供する部分があるとき る土地又は当該土地の上に存する権利を含 取得をする家屋(当該家屋の敷地の用に供す 法第三十六条の二第一項に規定する個人が 次号において同じ。) のうちに当該個人

二 法第三十六条の二第一項に規定する個人 当該譲渡の日の属する年の前年一月一日)か が、平成五年四月一日(同項に規定する譲渡 主としてその居住の用に供するときは、当該 上の家屋の取得をする場合において、当該個 二項に規定する取得期限)までの間に、二以 規定の適用を受ける場合にあつては、同条第 ら当該譲渡の日の属する年の十二月三十一日 の日が平成七年一月一日以後であるときは、 人がその取得をした家屋のうちの一の家屋を (同条第二項において準用する同条第一項の の家屋に限り、買換資産に該当するものと

たものとみなして、同条の規定を適用する。 供しているときは、当該買換資産は、当該死亡 をした個人が同日までその居住の用に供してい 買換資産を相続により取得した者がその取得を の日(当該取得の日が二以上ある場合には、そ た個人が、買換資産の取得をした後、当該取得 した後同日まで当該買換資産をその居住の用に 十一日までの間に死亡した場合において、当該 のいずれか遅い日)の属する年の翌年十二月三 て準用する場合を含む。)の規定の適用を受け 国土交通大臣は、第三項第一号ロの規定によ 法第三十六条の二第一項(同条第二項におい

第二十四条の三 価額の計算等 換資産について譲渡所得の金額を計算する場合 法第三十六条の四に規定する買

り基準を定めたときは、これを告示する。

(買換えに係る居住用財産の譲渡の場合の取得

得の金額が同条の規定により計算されている旨 には、確定申告書に当該買換資産に係る譲渡所 を記載するものとする。

2 金額に、当該各買換資産の取得価額がこれらの 合を乗じて計算した金額とする。 買換資産の取得価額の合計額のうちに占める割 に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める によりその取得価額とされる金額は、同条各号 上ある場合には、各買換資産につき同条の規定 法第三十六条の四に規定する買換資産が二以

3 かつた部分の金額とする。 規定による譲渡所得の金額の計算上控除されな 額のうち法第三十六条の二第一項又は第二項の 同条に規定する譲渡資産の譲渡に要した費用の 金額に加算する同条に規定する費用の金額は、 法第三十六条の四の規定により同条に定める

規定する譲渡資産の取得価額等(当該譲渡資産 る額に対応する部分以外の部分の額として政令 所得の課税の特例) 及び土地又は土地の上に存する権利である場合 が法第三十六条の二第一項第三号に掲げる家屋 で定めるところにより計算した金額は、同号に に占める割合を乗じて計算した金額とする。 産の取得価額が同号に規定する収入金額のうち に、法第三十六条の四第一号に規定する買換資 には、これらの資産の取得価額等の合計額) (特定の居住用財産を交換した場合の長期譲渡 法第三十六条の四第一号に規定するその超え

第二十四条の四 法第三十六条の五に規定する政 得税法第五十八条第一項の規定の適用を受ける七条の五第五項若しくは第三十七条の八又は所 令で定める交換は、法第三十七条の四、 交換とする。 第三十

2 法第三十六条の五第一号に規定する政令で定 金の額と同条に規定する交換により取得した資ち、同条に規定する交換差金の額が当該交換差 める部分は、同条に規定する交換譲渡資産のう 相当する部分とする。 該交換譲渡資産の価額に乗じて計算した金額に 産の価額との合計額のうちに占める割合を、 (特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得 当

第二十五条 法第三十七条第一項に規定する政令 因となる土地及び土地の上に存する権利とす で定める棚卸資産に準ずる資産は、雑所得の基 の課税の特例)

2 ものとして政令で定めるものは、 法第三十七条第一項に規定する事業に準ずる 事業と称する

る取得は、代物弁済としての取得とする。 の譲渡とし、同条第一項に規定する政令で定め に類する行為で相当の対価を得て継続的に行う に至らない不動産又は船舶の貸付けその他これ のに限る。以下この項において同じ。)として は、代物弁済(金銭債務の弁済に代えてするも ものとし、同項に規定する政令で定める譲渡

日から二月以内に、同項の譲渡につき同項の規 間をいう。第二号において同じ。)の末日の ら六月三十日まで、七月一日から九月三十日ま (一月一日から三月三十一日まで、四月一日か第一項に規定する取得の日) を含む三月期間 合」という。)には、当該資産の法第三十七条 をした場合(第二号ロにおいて「先行取得の場 き、以下この条及び次条第六項において同じ。) 得(建設及び製作を含む。第十三項第二号を除 日(同日前に当該各号の下欄に掲げる資産の取 号の上欄に掲げる資産の同項に規定する譲渡 定の適用を受ける旨及び次に掲げる事項を記載 間をいう。第二号において同じ。)の末日の翌で及び十月一日から十二月三十一日までの各期 した届出書により行わなければならない。 法第三十七条第一項の届出は、同項の表の各 届出者の氏名及び住所

定める事項 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に

口に掲げる場合以外の場合 次に掲げる

(1)日及び取得年月日。ロ (1) において同類、構造又は用途、規模並びに譲渡年月 日及び取得年月日 (船舶にあつては、種において同じ。)、所在地並びに譲渡年月 存する権利をいう。以下この条において 途、規模(土地等(土地又は土地の上に 内に取得をした資産の種類、構造又は用 同じ。)にあつては、その面積。ロ(1) 当該譲渡をした資産及び当該三月期間

(2 当該譲渡をした資産の価額及び取得費

(3 及び取得予定年月日(船舶にあつては、 をする見込みである資産の種類、所在地 種類及び取得予定年月日) 当該三月期間の末日の翌日以後に取得

先行取得の場合 次に掲げる事項 当該三月期間内に譲渡をした資産及び

(1)当該取得をした資産の種類、 構造又は用

取得年月日 規模、所在地並びに譲渡年月日及び

当該取得をした資産の取得価

5

- 種類及び譲渡予定年月日) 及び譲渡予定年月日(船舶にあつては、 をする見込みである資産の種類、所在地 当該三月期間の末日の翌日以後に譲渡
- 七条第一項の表の各号の区分 見込みである資産のその適用に係る法第三十 前号の取得をした、又は同号の取得をする
- その他参考となるべき事項
- 渡資産の価額に当該各号に掲げる場合の区分に 各号に掲げる場合に該当する場合には、当該譲 当する金額(当該譲渡資産及び買換資産が次の のうち、当該譲渡資産の価額の百分の二十に相 この条及び次条において「譲渡資産」という。) 項に規定する事業の用に供しているもの(以下 をした同項の表の各号の上欄に掲げる資産で同 同項に規定する政令で定める部分は、当該譲渡 て同じ。)の取得価額以下である場合における る買換資産をいう。以下この条及び次条におい 金額が買換資産(法第三十七条第一項に規定す 下この条及び次条において同じ。)による収入 項において同じ。)に規定する譲渡をいう。以 第四項において準用する場合を含む。以下この 応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金 譲渡(法第三十七条第一項(同条第三項及び に相当する部分とする。 6
- 産に該当するものである場合において法第三り、かつ、買換資産が同号の下欄に掲げる資 第六項において同じ。)に該当するものであ る区域内にあるものに限る。次条第二項及び 第一号の上欄に掲げる資産(同欄のハに掲げ 十七条第一項の規定の適用を受けるとき 百 当該譲渡資産が法第三十七条第一項の表の 7
- 二 当該譲渡資産及び買換資産につき法第三十 る資産のいずれに該当するかに応じそれぞれ適用を受ける場合 当該買換資産が次に掲げ 七条第十項の規定により同条第一項の規定の 次に定める割合
- 内にある資産 百分の十 法第三十七条第十項第一号に掲げる地域 法第三十七条第十項第二号に掲げる地域
- 内にある資産 内にある資産 法第三十七条第十項第三号に掲げる地域 百分の二十五 百分の三十(当該譲渡資産

- 主たる事務所資産に該当する場合には、 及び買換資産のいずれもが同項に規定する
- 条第一項に規定する政令で定める部分について の六十」と読み替えるものとする。 資産の取得価額の合計額)の百分の八十」と、 産の取得価額を超える場合における法第三十七 の七十」と、「百分の四十」とあるのは「百分 と、同号ハ中「百分の三十」とあるのは「百分 の十」とあるのは「百分の九十」と、同号ロ中 のは「百分の七十」と、同項第二号イ中「百分 金額」と、同項第一号中「百分の三十」とある 割合を、当該譲渡資産の価額に乗じて計算した を控除した金額が当該収入金額のうちに占める 取得価額に」と、「金額)」とあるのは「金額) 日の属する年中に二以上の買換資産の同項に規 上の譲渡資産の譲渡が行われた場合には、これ る収入金額(当該譲渡の日の属する年中に二以 産の価額の百分の二十」とあるのは「譲渡によ 準用する。この場合において、前項中「譲渡資 「百分の二十五」とあるのは「百分の七十五」 「譲渡資産の価額に」とあるのは「買換資産の 定する取得が行われた場合には、これらの買換 合計額)から買換資産の取得価額(当該譲渡の らの譲渡資産の譲渡により取得した収入金額の 前項の規定は、譲渡による収入金額が買換資 11 10
- とする。 一日以後に公有水面埋立法(大正十年法律第五があつた日の属する年の十年前の年の翌年一月 くものとして政令で定める区域は、同項の譲渡 地の区域(次項において「埋立区域」という。) 定する同欄のイからハまでに掲げる区域から除 十七号)の規定による竣造功認可のあつた埋立 法第三十七条第一項の表の第二号の上欄に規
- を除く。)とする。 道府県庁所在の市の区域の都市計画法第四条第 同条第二項に規定する地区の定められた市又は第二条の三第一項第二号に掲げる地区若しくは 四条第一項に規定する都市計画に都市再開発法 調査の結果による人口集中地区の区域(同欄の に規定する政令で定める区域は、都市計画法第 イからハまでに掲げる区域(埋立区域を除く。) 一項に規定する都市計画区域のうち最近の国勢 法第三十七条第一項の表の第二号の上欄のニ
- 8 る市街地再開発事業(その施行される土地の区 定する政令で定める施策は、都市再開発法によ 法第三十七条第一項の表の第二号の下欄に規

- 百 限る。) に関する都市計画とする。 域の面積が五千平方メートル以上であるものに
- 定する政令で定めるものは、建物(その附属設 備を含む。以下この項において同じ。)のうち 等を含む。)とする。 次に掲げるもの(その敷地の用に供される土地 法第三十七条第一項の表の第二号の下欄に規
- 耐火建築物をいう。)以外の建物層の建築基準法第二条第九号の二に規定する 中高層耐火建築物(地上階数四以上の中高 住宅の用に供される部分が含まれる建物
- 他これらに類する施設(福利厚生施設に該当す 業場、研究所、営業所、店舗、倉庫、住宅その 定する政令で定める施設は、事務所、工場、作 法第三十七条第一項の表の第三号の下欄に規 (住宅の用に供される部分に限る。)
- 掲げる手続その他の行為が進行中であることに るものを除く。)とする。 定する政令で定めるやむを得ない事情は、次に た事情とする。 つき財務省令で定める書類により明らかにされ 法第三十七条第一項の表の第三号の下欄に規
- 規定による許可の手続 都市計画法第二十九条第一項又は第二項の
- 建築基準法第六条第一項に規定する確認の
- 三 文化財保護法第九十三条第二項に規定する
- 限る。) ることにつき国土交通大臣が証明したものに いないことが当該手続を理由とするものであ 手続(建物又は構築物の敷地の用に供されて 建築物の建築に関する条例の規定に基づく
- 同欄に規定する政令で定める事業は、建設業及 船舶の区分に応じ当該各号に定める期間とし、 定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる 法第三十七条第一項の表の第四号の上欄に規 港との間又は本邦以外の地域の各港間におい ひき船業とする。 海洋運輸業(本邦の港と本邦以外の地域の
- 二 沿海運輸業(本邦の各港間において船舶に う。) の用に供されている船舶 二十年 用に供されている船舶 より人又は物の運送をする事業をいう。) て船舶により人又は物の運送をする事業をい 二十三年 の
- 建設業又はひき船業の用に供されている船

- 13 う。) に係る事業と同一の事業の用に供される する船舶(第二号において「譲渡船舶」とい 定する政令で定めるものは、次に掲げる船 ものに限る。)とする。 (その船舶に係る同項の譲渡をした資産に該当 法第三十七条第一項の表の第四号の下欄に規
- 舶のうち環境への負荷の低減に資する船舶と するもの して国土交通大臣が財務大臣と協議して指定 建造の後事業の用に供されたことのない
- 臣と協議して指定するもの(前号に掲げるも 減に資する船舶として国土交通大臣が財務大 期間に満たないもののうち環境への負荷の低 進水の日から当該譲渡船舶の譲渡の日までの かつ、その期間がその船舶に係る譲渡船舶の られている耐用年数をいう。)以下であり、 期間が耐用年数(所得税法の規定により定め のを除く。) 船舶で、その進水の日から取得の日までの
- 14 ところにより計算した面積は、 土地等に係る面積に五を乗じて計算した面積と 法第三十七条第二項に規定する政令で定める 譲渡資産である
- する年の前年以前二年の期間とする。 通常一年を超えると認められる事情その他これ う。) の敷地の用に供するための宅地の造成並 るもの(以下この項において「工場等」とい 物、構築物又は機械及び装置で事業の用に供す やむを得ない事情は、工場、事務所その他の建 に準ずる事情とし、同条第三項に規定する政令 びに当該工場等の建設及び移転に要する期間が で定める期間は、同項に規定する譲渡の日の 法第三十七条第三項に規定する政令で定める
- 属する年の翌年三月十五日までに、当該資産に 表の各号の下欄に掲げる資産の取得をした日 に掲げる事項を記載した届出書により行わなけ ればならない。 つき同条第三項の規定の適用を受ける旨及び次 法第三十七条第三項の届出は、同条第一項
- 届出者の氏名及び住所
- 一当該取得をした資産の種類、 所在地、取得年月日及び取得価額(船舶にあ 途、規模(土地等にあつては、 つては、種類、構造又は用途、 規模、取得年 その面積)、 構造又は

- 国 有族な身をことで置っている月に移らばき類及び譲渡予定年月日(船舶にあつては、種恵及び譲渡予定年月日(船舶にあつては、種三 譲渡をする見込みである資産の種類、所在
- 五 その他参考となるべき事項 三十七条第一項の表の各号の区分 当該取得をした資産のその適用に係る法第
- ならない。
  は、法第三十七条第四項の税務署長の承認を受ければ、法第三十七条第四項の税務署長の承認を受け
- 申請者の氏名及び住所
- い事情の詳細 法第三十七条第四項に規定するやむを得な
- 四 その他参考となるべき事項 四項に規定する認定を受けようとする日 三 資産の取得予定年月日及び法第三十七条第
- は、法第三十七条第五項に規定するその年一月一日において所有期間が五年を超えるものを除く。)とする。
- 類を提出する場合には、その提出の日)までに該当してその日後において同項に規定する書書類を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当書類を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当書類を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当書類を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当まが、の条第九項において準用する法提出する者は、同条第九項において準用する法法第三十七条第六項に規定する確定申告書を

- ハ。 納税地の所轄税務署長に提出しなければならな
- る場合 当該確定申告書の提出の日準用する場合を含む。)の規定の適用を受け一 法第三十七条第一項(同条第三項において
- よ育三十二条常し真こ見をする女子で至めるの取得をした日から四月を経過する日の現定の適用を受ける場合 買換資産二 法第三十七条第四項において準用する同条
- は、同条第四項に規定する政令で定めるのとして同項の所轄税務署長が認定した日とすのとして同項の所轄税務署長が認定した日とす日の翌日から起算して二年以内の日で同条第八日は、同条第四項に規定する政得指定期間の末 法第三十七条第八項に規定する政令で定める
- 法第三十七条第一項(同条第三項及び第四項において同じ。)の譲渡をした資産が同条第一項の選択により、当該二以上の号のいずれかの号をのとされる部分の金額の計算については、当該譲渡をした資産の全部又は一部は、当該個人のとされる部分の金額の計算については、当該渡をした資産の全部又は一部は、当該のとされる部分の金額の計算については、当該渡をした資産の全部又は一部は、当該の選択により、当該二以上の号のいずれかの号の選択により、当該である。
- する場合について準用する。 する場合について準用する。 前項の規定は、買換資産が法第三十七条第一

兀

する場合における当該買換資産

- の取得価額の計算等) (買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合(買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合組舶を指定したときは、これを告示する。 出土交通大臣は、第十三項各号の規定により
- 第二十五条の二 法第三十七条の三第一項に規定する買換資産について同項に規定する償却費の規定に該当するものである旨及び当該買換資産に係る償却費又は譲渡所得の金額についてはその金額が同項の規定により計算されている旨を記載するものとする。
- 2 法第三十七条第一項の表の各号のいずれかの 2 法第三十七条第一項の表の各号のいずれかの 2 法第三十七条第一項の表の各号のいずれいの 2 法第三十七条第一項の表の各号のいずれかの 3 法第三十七条第一項の表の各号のいずれかの 3 法第三十七条第一項の表の各号のいずれかの 3 法第三十七条第一項の表の各号のいずれかの 3 法第三十七条第一項の表の各号のいずれかの 3 法第三十七条第一項の表の各号のいずれかの 4 法第三十七条第一项

- 外の買換資産ごとに区分した場合の当該区分したれぞれでれの買換資産にあつては同条第一項の規定における次に掲げる買換資産とする。)が二以区分したそれぞれの買換資産とする。)が二以区分したそれぞれの買換資産とする。)が二以上ある場合には、各買換資産とする。)が二以上ある場合には、各買換資産につき法第三十七条の三第一項(同条第一項の規定につき法第三十七条の三第一項(同条第一項を号に掲げる場合の当該公司にいる次に掲げる関換資産ごとに区分した場合の当該公司により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。)の規定によりその取得価額とされる金額は、同条第一項各号に掲げる場合の当該とされる金額は、同条第一項を号に超分した場合の当該とされる金額は、同条第一項各号に超分した場合の当該公司によりによりに関係を表して計算した金額とする。
- にある買換資産 法第三十七条第十項第一号に掲げる地域内

二 法第三十七条第十項第二号に掲げる地域内

- 条第十項に規定する主たる事務所資産に該当をした資産及び当該買換資産のいずれもが同にある買換資産であつて、同条第一項の譲渡 法第三十七条第十項第三号に掲げる地域内にある買換資産
- 資産以外の買換資産にある買換資産であつて、前号に掲げる買換にある買換資産であつて、前号に掲げる地域内
- 3 法第三十七条の三第一項の規定により同項各の金額は、譲渡資産の譲渡に関する費用の金額の力を法第三十七条第一項、第三項又は第四項の力を法第三十七条の三第一項の規定による護用の金額のかつた部分の金額とする
- 4 法第三十七条の三第一項第一号に規定する超相当する金額に対応する部分以外の部分の額として政令で定めるところにより計算した金額して政令で定めるところにより計算した金額は、譲渡資産の取得価額等(当該譲渡の日の属渡資産の取得価額等の合には、これらの譲渡資産の譲渡が行われた場合には、これらの譲渡資産の取得価額等の合まで、これらの譲渡資産の取得価額等の合まで、これらの譲渡資産の取得価額の百分の二十に相当する金額が同号に規定する収入金額のうちに占める割額が同号に規定する収入金額の方と乗じて計算した金額とする。
- △| 規定する収入金額の百分の二十に相当する金額[ 5 法第三十七条の三第一項第二号及び第三号に

- 定中「百分の八十」とあるのは、買換資産が、る前二項の規定の適用については、これらの規 五」と、同項第三号に掲げる地域内にある場合 にある場合には「百分の九十」と、同項第二号 法第三十七条の三第三項第一号に掲げる地域内 り同条第一項の規定の適用を受けた場合におけ 受けたときにおける前二項の規定の適用につい るものである場合において同項の規定の適用を り、かつ、取得をした、又は取得をする見込み 第一号の上欄に掲げる資産に該当するものであ たる事務所資産に該当する場合には、百分の のいずれもが法第三十七条第十項に規定する主 は「百分の七十」とし、同条第十項の規定によ に掲げる地域内にある場合には「百分の七十 ては、これらの規定中「百分の八十」とあるの である資産が同号の下欄に掲げる資産に該当す 十)」とする。 には「百分の七十(当該譲渡資産及び買換資産 譲渡をした資産が法第三十七条第一項の表
- の課税の特例)
- 相当する部分とする。
- 譲渡所得の課税の特例) 築物等の建設のための買換え及び交換の場合の (既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建
- 第二十五条の四 法第三十七条の五第一項(同条第二十五条の四 法第三十七条の五第一項に対立る政令で定める部分は、譲渡(同条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条において「譲渡資産」という。)のうち、の条において「譲渡資産」という。)のうち、の条において「譲渡資産」という。)のうち、の条において「譲渡資産」という。)のうち、の条において「譲渡資産」という。)のうち、の条において「譲渡資産の譲渡が行われた場合で定める部分は、譲渡(同条第一項(同条第二十五条の四 法第三十七条の五第一項(同条第二十五条の四 法第三十七条の五第一項(同条第二十五条の四 法第三十七条の五第一項(同条

ル以上であること

て計算した金額に相当する部分とする。 ちに占める割合を、当該譲渡資産の価額に乗じ の合計額)を控除した金額が当該収入金額のう われた場合には、これらの買換資産の取得価額 に二以上の買換資産の同項に規定する取得が行う。)の取得価額(当該譲渡の日の属する年中 た収入金額の合計額)から同項に規定する買換 (以下この条において「買換資産」とい

耐火建築物の建築をすることを目的とする事業やで定める事業は、地上階数四以上の中高層の 同じ。)が認定をしたものとする。 国土交通大臣。第十七項及び第十八項において する誘導施設等整備事業に該当する場合には、 条に規定する都市再生事業又は同法第九十九条 措置法第二十五条に規定する認定計画に係る同 基づき都道府県知事(当該事業が都市再生特別 準法第二条第十六号に規定する建築主の申請に ことにつき、当該中高層の耐火建築物の建築基 で、次に掲げる要件の全てを満たすものである に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政法第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄 に規定する認定誘導事業計画に係る同条に規定 第一号の上欄のイ又はロに掲げる区域又は地その事業が法第三十七条の五第一項の表の

付を受けて行われるもの(イ及び口において 金の経費の支出による給付金をいう。)の交 あること 「集約都市開発事業」という。)に限る。)で 当該集約都市開発事業の施行される土地

付金(予算の目である社会資本整備総合交付 約都市開発事業であつて社会資本整備総合交 業計画に係る同法第九条第一項に規定する集 る事業にあつては、当該認定集約都市開発事 において同じ。)の区域内において施行され いるものに限る。以下この号及び次項第四号 開発事業計画に次に掲げる事項が定められて 定集約都市開発事業計画(当該認定集約都市 化の促進に関する法律第十二条に規定する認 区内において施行されるもの(都市の低炭素

その事業の施行地区の面積が千平方メート 素化の促進に関する法律第九条第一項に規 定する特定公共施設の整備がされること。 であること。 当該集約都市開発事業により都市の低炭

という。)の面積が二千平方メートル以上

の区域(以下この項において「施行地区」

三 その事業の施行地区内において都市施 三十六条第一項に規定する空地が確保されて に供される土地)又は建築基準法施行令第百 域の区分に応じそれぞれ次に定める施設の用 ある場合には、当該都市計画施設又は当該区 (その事業の施行地区が次に掲げる区域内で いること。 に掲げる施設をいう。)の用に供される土地 (都市計画法第四条第六項に規定する都市計 .施設又は同法第十二条の五第二項第一号イ

掲げる施設又は同条第五項第一号に規定す る開発整備促進区 る施設 る再開発等促進区又は同条第四項に規定す 都市計画法第十二条の五第三項に規定す 同条第二項第一号イに

市街地における防災街区の整備の促進に関掲げる防災街区整備地区計画の区域 密集 る地区防災施設又は同項第二号に規定する する法律第三十二条第二項第一号に規定す 地区施設 都市計画法第十二条の四第一項第二号に

要件 化に寄与するものとして財務省令で定める その事業の施行地区内の土地の利用の共同 に規定する沿道地区施設(その事業の施行道の整備に関する法律第九条第二項第一号掲げる沿道地区計画の区域 幹線道路の沿 設又は同条第四項第一号に規定する施設) 促進区内である場合には、当該沿道地区施 地区が同条第三項に規定する沿道再開発等 都市計画法第十二条の四第一項第四号に

3 の口及び下欄に規定する政令で定める地区は、 次に掲げる地区又は区域とする。 法第三十七条の五第一項の表の第一号の上欄 次に掲げる地区若しくは区域で都市計画法

第十六条第一項に規定する認定中心市街地の たもの又は中心市街地の活性化に関する法律 第四条第一項に規定する都市計画に定められ

高度利用地区 都市計画法第八条第一項第三号に掲げる

ち、次に掲げる要件のいずれにも該当する項第四号に掲げる沿道地区計画の区域のう 掲げる防災街区整備地区計画の区域及び同都市計画法第十二条の四第一項第二号に

区計画の区域について定められた次に掲 当該防災街区整備地区計画又は沿道地

> じそれぞれ次に定める制限が定められて げる計画において、当該計画の区分に応

物の容積率の最低限度 る建築物等の高さの最低限度又は建築 同条第三項又は第四項第二号に規定す 規定する防災街区整備地区整備計画 建築物地区整備計画又は同項第二号に 三十二条第二項第一号に規定する特定 防災街区の整備の促進に関する法律第 ついて定められた密集市街地における 当該防災街区整備地区計画の区域に

又は建築物の容積率の最低限度 沿道地区整備計画 同条第六項第二号 る法律第九条第二項第一号に規定する められた幹線道路の沿道の整備に関す に規定する建築物等の高さの最低限度 当該沿道地区計画の区域について定

二第一項の規定により、条例で、これら の計画の内容として定められた(1) の区域において建築基準法第六十八条の の制限として定められていること。 (i) 又は(ii) に定める制限が同項 (1)(i) 又は(ii) に掲げる計画

る都市再生緊急整備地域 都市再生特別措置法第二条第三項に規定す

認定誘導事業計画の区域 都市再生特別措置法第九十九条に規定する

4 高層の耐火建築物は、当該各号に掲げる事業の げる事業とし、同欄に規定する政令で定める中 に規定する政令で定める事業は、次の各号に掲法第三十七条の五第一項の表の第一号の下欄 定する中高層耐火建築物で建築後使用されたこ 施行により建築された同表の第一号の上欄に規 とのないものとする。 認定集約都市開発事業計画の区域

欄に規定する特定民間再開発事業 法第三十七条の五第一項の表の第一号の上

二 都市再開発法による第一種市街地再開発事 業又は第二種市街地再開発事業

8

5 で政令で定めるものは、同欄に掲げる資産の取 り当該建築物の建築に関する事業を承継した当 者が個人である場合には、当該個人の死亡によ 得をした者が建築した建築物(当該取得をした に規定する主として住宅の用に供される建築物 法第三十七条の五第一項の表の第二号の上欄

> を、当該取得をした者が法人である場合には、 建築した建築物で、次に掲げる要件の全てに該 む。) 又は同欄に掲げる資産の譲渡をした者が を引き継いだ当該分割に係る同条第十二号の三 合併法人が建築したもの及び当該取得をした法 該建築物の建築に関する事業を引き継いだ当該 当該取得をした法人の合併による消滅により当 該個人の相続人又は包括受遺者が建築したもの 当するものとする。 に規定する分割承継法人が建築したものを含 合併に係る法人税法第二条第十二号に規定する 人の分割により当該建築物の建築に関する事業

火建築物に該当するものであること。 火建築物又は同条第九号の三に規定する準 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐 耐

に供されるべき部分を含む。)に供されるもされる部分に係る廊下、階段その他その共用 一 当該建築物の床面積の二分の一以上に相当 のであること。 する部分が専ら居住の用(当該居住の用に供

ち、都市計画法第七条第一頁ファテニー地を形成していると認められる市の区域のう地を形成していると認められる市の区域の方 指定した区域とする。 る計画に照らし中高層住宅の建設が必要である 当し、かつ、都市計画その他の土地利用に関す 最近の国勢調査の結果による人口集中地区に該 の口に規定する既成市街地等に準ずる区域とし 区域として国土交通大臣が財務大臣と協議して て政令で定める区域は、同表の第一号の上欄 て定められている区域でその区域の相当部分が 法第三十七条の五第一項の表の第二号の上

めるやむを得ない事情は、同条第一項の表の第- 法第三十七条の五第二項に規定する政令で定 ずる事情とする。 る構築物を含む。)の建築に要する期間が通常 に規定する耐火共同住宅(これらの建築物に係は中高層の耐火建築物又は同表の第二号の下欄 一年を超えると認められる事情その他これに準 一号の下欄に規定する中高層耐火建築物若しく

た申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなけ 受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し 法第三十七条の五第二項の税務署長の承認を

申請者の氏名及び住所

前項に規定するやむを得ない事情の詳細

に掲げる資産の取得(同項に規定する取得を 法第三十七条の五第一項の表の各号の下欄

同条第二項の認定を受けようとする年月日 をすることができると見込まれる年月日及び いう。次項第二号及び第十項において同じ。) その他参考となるべき事項

9 する場合には、その提出の日)までに納税地のてその日後において同項に規定する書類を提出 号に定める日(法第三十七条の五第三項におい する者は、同条第九項において準用する法第三 第三十七条第六項に規定する確定申告書を提出 て準用する法第三十七条第七項の規定に該当し 十三条第七項に規定する財務省令で定める書類 法第三十七条の五第三項において準用する法 《轄税務署長に提出しなければならない。 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各

を経過する日 ける場合 買換資産の取得をした日から四月 ける場合 当該確定申告書の提出の日 法第三十七条の五第二項の規定の適用を受 法第三十七条の五第一項の規定の適用を受

務署長が認定した日とする。 において準用する法第三十七条第八項の所轄税 取得をすることができるものとして同条第三項 で同条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の 定期間の末日の翌日から起算して二年以内の日 第三十七条第八項に規定する政令で定める日 法第三十七条の五第三項において準用する法 法第三十七条の五第二項に規定する取得指 17

当該買換資産に係る償却費の額又は譲渡所得の所得の金額を計算する場合には、確定申告書に 載するものとする。 金額が同項の規定により計算されている旨を記 規定により償却費の額を計算する場合又は譲渡 買換資産について法第三十七条の五第四項の 18

合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金 額とする。 各買換資産の価額がこれらの買換資産の価額の 場合の区分に応じ当該各号に定める金額に当該 の取得価額とされる金額は、同項各号に掲げる につき法第三十七条の五第四項の規定によりそ 買換資産が二以上ある場合には、各買換資産

号に定める金額に加算する同項に規定する費用 える額に対応する部分以外の部分の額として政 の計算上控除されなかつた部分の金額とする。 る場合を含む。) の規定による譲渡所得の金額 のうち同条第一項(同条第二項において準用す の金額は、譲渡資産の譲渡に関する費用の金額 法第三十七条の五第四項第一号に規定する超 法第三十七条の五第四項の規定により同項各

> 令で定めるところにより計算した金額は、譲渡 計算した金額とする。 資産の取得価額等(当該譲渡の日の属する年中 規定する収入金額のうちに占める割合を乗じて に同号に規定する買換資産の取得価額が同号に は、これらの譲渡資産の取得価額等の合計額) に二以上の譲渡資産の譲渡が行われた場合に

15 第三十七条の四の規定の適用を受ける交換とす める交換は、所得税法第五十八条第一項又は法 法第三十七条の五第五項に規定する政令で定

する。 計額のうちに占める割合を、当該交換譲渡資産 規定する交換取得資産以外の資産の価額との合 交換差金の額とその交換により取得した同項に 令で定める部分は、同項に規定する交換譲渡資 の価額に乗じて計算した金額に相当する部分と 産のうち、同項に規定する交換差金の額が当該 法第三十七条の五第五項第一号に規定する政

難であると認められる事情があるものとして認 又は当該中高層耐火建築物に係る構築物を取得 欄に掲げる資産のうち同号の中高層耐火建築物 省令で定める事情により、当該個人が同号の下 常況とする者の老齢、身体上の障害その他財務 当該個人につき当該個人又は当該個人と同居を する建築主の申請に基づき、都道府県知事が、 掲げる資産の譲渡をした個人及び第二項に規定 める場合は、同条第一項の表の第一号の上欄に 定をした場合とする。 してこれを引き続き居住の用に供することが困 法第三十七条の五第六項に規定する政令で定

類を添付しなければならない。 た旨を証する書類その他の財務省令で定める書 かつ、都道府県知事が前項に規定する認定をし 三十七条の五第六項の規定の適用により法第三 十一条の三の規定の適用を受けようとする個人 十一条の三の規定の適用を受ける旨を記載し、 は、同条第三項に規定する確定申告書に、法第 法第三十七条の五第六項の規定により法第三

その提出又は記載若しくは添付がなかつたこと 若しくは添付がない確定申告書の提出があつた 定を適用することができる。 場合には、適用しない。ただし、税務署長は、 定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載 類の提出があつた場合に限り、 は、当該記載をした書類及び同項に規定する書 についてやむを得ない事情があると認めるとき 法第三十七条の五第六項の規定は、前項の確 同条第六項の規

20 において準用する場合を含む。)の規定の適用 三項の規定による確認済証の交付を含む。)の 建築基準法第六条第四項又は第六条の二第一項 を受けないときに限り、適用する。 部につき法第三十七条の五第一項(同条第二項 までの間に行われた場合で当該資産の譲渡の一 あつた日の翌日から同日以後六月を経過する日 の規定による確認済証の交付(同法第十八条第 定する資産の譲渡が同条第一項の表の第一号の 法第三十七条の五第六項の規定は、同項に規 |欄に規定する中高層耐火建築物の建築に係る

21 指定したときは、これを告示する。 (特定の交換分合により土地等を取得した場合 国土交通大臣は、第六項の規定により区域を

第二十五条の五 利とする。 所得の基因となる土地及び土地の上に存する権 する政令で定める棚卸資産に準ずる資産は、雑 法第三十七条の六第一項に規定

2 において「土地等」という。)のうち、当該交り譲渡した同項に規定する土地等(以下この項 める部分は、同項各号に規定する交換分合によ た金額に相当する部分とする。 と当該土地等とともに取得した当該各号に規定 換分合により取得した土地等の価額が当該価額 を、当該譲渡した土地等の価額に乗じて計算し する清算金の額との合計額のうちに占める割合 法第三十七条の六第一項に規定する政令で定

3 令で定める区域は、平成三年一月一日において 次に掲げる区域に該当する区域とする。 法第三十七条の六第一項第二号に規定する政 整備法 第一項に規定する中部圏内にある地方自治法 整備法(昭和四十一年法律第百二号)第二条 二条第一項に規定する近畿圏又は中部圏開発 号)第二条第一項に規定する首都圏、 首都圈整備法(昭和三十一年法律第八十三 都の区域 (特別区の存する区域に限る。)

備法第二条第三項に規定する都市整備区域内 項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整 項に規定する既成都市区域若しくは同条第四 定する既成市街地若しくは同条第四項に規定 部又は一部が首都圏整備法第二条第三項に規 する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三 にあるものの区域 前号に規定する市以外の市でその区域の全

4 5 価額等及び当該交換譲渡資産の譲渡に要した費

の課税の特例)

3

(昭和三十八年法律第百二十九号) 第 近畿圏

第二百五十二条の十九第一項の市の区域 5

令で定めるところにより計算した金額は、同項 を有する者とする。 号) 第九条第一項の規定による認可があつた同 令で定める者は、農住組合の組合員以外の個人 に規定する交換譲渡資産の同項に規定する取得 の所有権(当該土地の上に存する権利を含む。) 項に規定する交換分合計画において定める土地 で、農住組合法(昭和五十五年法律第八十六 法第三十七条の六第四項第一号に規定する政 法第三十七条の六第一項第二号に規定する政

第二十五条の六 法第三十七条の八第一項に規定 利とする。 所得の基因となる土地及び土地の上に存する権 する政令で定める棚卸資産に準ずる資産は、 場合の譲渡所得の課税の特例) (特定普通財産とその隣接する土地等の交換 雑 0

用の額の合計額に第二項に規定する割合を乗じ

て計算した金額に相当する金額とする。

2 受ける交換とする。 める交換は、法第三十七条の四の規定の適用を 法第三十七条の八第一項に規定する政令で定

当する部分とする。 有隣接土地等の価額に乗じて計算した金額に相の額との合計額のうちに占める割合を、当該所 特定普通財産の価額の合計額)と当該交換差金 Pull-full (当該特定普通財産が二以上ある場合には、各におして「特定普通財産が二以上ある場合には、各におして「特定普通財産」という。)の価額 規定する特定普通財産(以下この項及び第七項 る交換差金の額が当該交換の日における同項に める部分は、同項に規定する交換をした同項に 規定する所有隣接土地等のうち、同項に規定す 法第三十七条の八第一項に規定する政令で定

七条第七項の規定に該当してその日の翌日以後 出の日(同条第二項において準用する法第三十 財務省令で定める書類を、当該確定申告書の提 第三十七条第六項に規定する確定申告書を提 長に提出しなければならない。 において同項に規定する書類を提出する場合に する者は、法第三十七条の八第三項に規定する は、その提出の日)までに納税地の所轄税務署 法第三十七条の八第二項において準用する法

れる金額は、同項各号に掲げる場合の区分に応 資産が二以上ある場合には、各交換取得資産に じ当該各号に定める金額に、 つき同条第四項の規定によりその取得価額とさ 法第三十七条の八第三項に規定する交換取得 当該各交換取得資

2

額のうちに占める割合を乗じて計算した金額と 産の価額がこれらの交換取得資産の価額の合計

- 額のうち同条第一項の規定による譲渡所得の金の金額は、同項に規定する交換に要した費用の 号に定める金額に加算する同項に規定する費用 額の計算上控除されなかつた部分の金額とす 法第三十七条の八第四項の規定により同項各 3
- 第二十五条の七 削除 令で定めるところにより計算した金額は、同条 等の取得価額に乗じて計算した金額とする。 換により譲渡した同項に規定する所有隣接土地 計額のうちに占める割合を、同号に規定する交 特定普通財産の価額と当該交換差金の額との合 には、各特定普通財産の価額の合計額)が当該 産の価額(当該特定普通財産が二以上ある場合 第一項に規定する交換の日における特定普通財 換差金に対応する部分以外の部分の額として政 法第三十七条の八第四項第一号に規定する交

の課税の特例等 第八節の二 有価証券の譲渡による所得

第二十五条の八 法第三十七条の十第一項に規定 定めるところにより計算した金額は、その年中譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で 額の区分に応じ当該各号に定めるところにより 当該損失の金額は、次の各号に掲げる損失の金 金額の計算上生じた損失の金額があるときは、 の合計額とする。この場合において、これらの 所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額 の同項に規定する一般株式等の譲渡に係る事業 する一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額、 (一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例) 控除する。

- の金額及び雑所得の金額から控除する。 額は、当該一般株式等の譲渡に係る譲渡所得額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金 当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の金 5
- 額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金 当該一般株式等の譲渡に係る譲渡所得の金 の金額及び雑所得の金額から控除する。 は、当該一般株式等の譲渡に係る事業所得
- 金額及び譲渡所得の金額から控除する。は、当該一般株式等の譲渡に係る事業所得の の計算上生じた損失の金額 当該損失の金額 当該一般株式等の譲渡に係る雑所得の金額
- める株式又は出資者の持分は、ゴルフ場の所有 法第三十七条の十第二項に規定する政令で定 6

ことがそのゴルフ場を一般の利用者に比して有 利な条件で継続的に利用する権利を有する者と 株式又は出資者の持分とする。 なるための要件とされている場合における当該 又は経営に係る法人の株式又は出資を所有する

- る割引債とする。 険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第 令で定める公社債は、農水産業協同組合貯金保 の十二第七項に規定する償還差益につき同条第 二項第四号に規定する農林債及び法第四十一条 一項の規定の適用を受ける同条第七項に規定す 法第三十七条の十第二項第七号に規定する政
- める事由は、次の各号に掲げる事由とし、同項 げる事由に応じ当該各号に定める金額とする。 に規定する政令で定める金額は、当該各号に掲 法第三十七条の十第三項に規定する政令で定 当該金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合のみの交付を受ける場合を除く。)における 条第十二号に規定する合併法人の新株予約権 を受ける場合(当該合併により法人税法第二 を含む。)に代えて金銭その他の資産の交付 該被合併法人の新株予約権(新投資口予約権 合併により当該新株予約権者が有していた当 を含む。以下この号において同じ。)が当該 この号において同じ。)の新投資口予約権者 七項に規定する新投資口予約権をいう。以下 資信託及び投資法人に関する法律第二条第十 う。) の新株予約権者 (新投資口予約権 (投 法第二条第十一号に規定する被合併法人をい 合併 当該合併に係る被合併法人(法人税
- 二 組織変更 当該組織変更をした法人の新株 えて交付を受ける金銭の額 権者が有していた当該法人の新株予約権に代 予約権者が当該組織変更により当該新株予約
- る法人税法第二条第十二号に規定する合併法人 令で定める関係は、合併の直前に当該合併に係 関係とする。 項において同じ。)がある場合の当該完全支配 定する完全支配関係をいう。以下この項及び次 よる完全支配関係(同条第十二号の七の六に規 と当該合併法人以外の法人との間に当該法人に 法第三十七条の十第三項第一号に規定する政
- る法人税法第二条第十二号の三に規定する分割 令で定める関係は、分割の直前に当該分割に係 承継法人と当該分割承継法人以外の法人との間 法第三十七条の十第三項第二号に規定する政

7 該完全支配関係とする。

- 8
- 等の譲渡に係る事業所得の金額の計算に当たつ 規定は、適用しない。 ては、所得税法施行令第百五条第一項第二号の る分割対価資産以外の金銭その他の資産
- 9
- を含む。)における購入 第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場 品取引所」という。)の開設する市場(同条 金融商品取引所(第十一項において「金融商
- 二 店頭売買登録銘柄(有価証券で、金融商品 を公開するものとして登録をしたものをい かつ、当該有価証券の発行法人に関する資料 の店頭売買につき、その売買価格を発表し、 品取引業協会が、その定める規則に従い、そ 取引法第二条第十三項に規定する認可金融商 う。次条第二項第一号において同じ。) とし

に当該法人による完全支配関係がある場合の当

- 銭の額及び金銭以外の資産の価額は、当該合計 額には含まれないものとする。
- 所得税法第六条の三に規定する受託法人を含に係る従前の信託である法人課税信託に係る 分配として交付がされた金銭その他の資産及 配当、利益の配当、剰余金の分配又は金銭の 節において同じ。)又は出資に係る剰余金の 第十四項に規定する投資口を含む。以下この 号に規定する被合併法人をいい、信託の併合 その他の資産 取請求に基づく対価として交付がされる金銭 む。)に反対する当該株主等に対するその買 び合併(法人課税信託に係る信託の併合を含 において「株主等」という。)に対する株式 む。)の同項第一号に規定する株主等(次号 合計額 被合併法人(法人税法第二条第十 (投資信託及び投資法人に関する法律第二条 法第三十七条の十第三項第一号に規定する
- 法第三十七条の十第一項に規定する一般株式 利益の配当として交付がされた同号に規定す 対する株式又は出資に係る剰余金の配当又は 合計額 同号に規定する分割法人の株主等に
- 令で定める取得は、次に掲げる事由による取得 法第三十七条の十第三項第五号に規定する政
- 金融商品取引法第二条第十六項に規定する

て登録された株式(出資を含む。)のその 頭売買による購入 金融商品取引法第二条第八項に規定する金

に定める金銭その他の資産に係る金銭の額及び 金銭以外の資産の価額がある場合には、当該金 次の各号に掲げる合計額のうちに、当該各号

> を行う者が同号の有価証券の売買の媒介、 融商品取引業のうち同項第十号に掲げる行為

取

10

第五項の規定は同号に規定する政令で定める者

について、それぞれ準用する。この場合におい

て、同条第三項中「第三条第一項第四号」とあ

る特殊の関係のある法人について、第一条の四

十七条の十第三項第八号に規定する政令で定め

第一条の四第三項及び第四項の規定は法第三

求に係る同項の単元未満株式の買取り

会社法第百九十二条第一項の規定による請

されるものを除く。)による購入

事業の全部の譲受け

(同号ニに掲げる方法により売買価格が決定 次ぎ又は代理をする場合におけるその売買

法第三十七条の十第三項第二号に規定する 11

産の交付」と読み替えるものとする。

法第三十七条の十第四項第一号に規定する政

とあるのは「償還により金銭又は金銭以外の資

「同号に規定する償還の日」と、「利子の支払」

号中「第三条第一項第一号」とあるのは「第三

第三十七条の十第三項第八号」と、同項第一

十七条の十第三項第八号」と、「利子の同項第

四号に規定する支払の確定した日」とあるの

条第五項中「第三条第一項第四号」とあるのは「第三十七条の十第三項第八号」と、同

- 令で定める要件は、次に掲げる要件とする。 商品取引所に上場されていたこと。 その特定受益証券発行信託の受益権が金融
- 12 終了するための手続を開始する旨の定めがあ 廃止された日に当該特定受益証券発行信託を の受益権の上場が廃止された場合には、その 品取引所において当該特定受益証券発行信託 第一号に規定する信託契約に、全ての金融商 ること。 その特定受益証券発行信託の信託法第三条
- 三百四十六条第二項中「第五十八条第一項」と 定受益証券発行信託を除く。以下」と、同令第 規定の適用については、同令第五十八条第一項 得税法施行令第五十八条及び第三百四十六条の あるのは「租税特別措置法施行令(昭和三十二 渡所得等の課税の特例)に規定する上場廃止特 十七条の十第四項第一号(一般株式等に係る譲 中「(以下」とあるのは「(租税特別措置法第三 に限る。)の規定の適用がある場合における所 法第三十七条の十第四項(第一号に係る部分

式等の (租税 ) (租税 ) (租税 ) (乗り ) (	項	第 五 土事業 所得事業所得(租税特別措置法第15 法第三十七条の十第一項の規定の適用について場合における所得税法の規定の適用について場合における所得税法の規定の適用についてもする。	たいない。この場合において、所付しなければならない。この場合において、所の場所の場所の時例)に規解、同項中「事業所得」とあるのは、「事業所は、同項中「事業所得」とあるのは、「事業所は、同項中「事業所得」とあるのは、「事業所は、同項中「事業所得」とあるのは、「事業所は、同項や「となければならない。この場合において、所	して交付がされる金銭その他の資産に係る金銭して交付がされる金銭その他の資産に係る譲渡所得等を有する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が確定申住者又は恒久的施設を有する非居住者が確定申住者又は恒久的施設を有する非居住者が確定申告書を提出する場合には、財務省令で定めるところにより、当該一般株式等に係る譲渡所得等を有する居住者又は恒久的施設を有する非居住者が確定申告書を提出する場合には、財務省令で定めるところにより、当該一般状式等に係る。	同号に規定する受益権取得請求に基づく対価と (一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例) 項」とする。 項」とする。 非額のうちに、信託の分割に反対する同号に規定する合計額のうちに、信託の分割に反対する同号に規定する合計額のうちに、信託の分割に反対する同号に規定する合計額のうちに、信託の分割に反対する同号に規定する。
五余、五學三三百額総所得金	一項 (税率)第三十七条の十第一項 (税率)及び山林所得金額並び の三 (税率)を負債 (税率)を負債 (税率)及び山林所得金額並び の三 (税率)及び山林所得金額並び の三 (税率)及び山林所得金額並び の三 (税率)及び山林所得金額並び の三 (税率)及び山林所得金額並び (税率)及び旧域 (税率)及び用域 (税率)及び用域 (税率)及び用域 (税率)及び用域 (税率)及び用域 (税率)及び用域 (税率)及び用域 (税率)及び用域 (税率)及び用域 (税率)及述 (税率)及证 (	X 第 条 五     第 項       額 総     所       4     金	一項(一般株式等に係る譲)       第 百 二総所得金額         本額       第 百 二総所得金額         全額       第 二 項は         金額       第 二 項は         金額       第 二 項は         金額       第 二 項は         金額       第 二 項は         本額       第 二 項は	で課税、租税特別措置法第三十七条 及び第 で課税 では、	得課額総は額総 金額所 も を額総 所 金 く金
る譲渡所得等の金額 総所得金額、一般株式等に係 総所得金額、一般株式等に係 発第一項 金額 係る譲渡所得等の金額 条第一項 金額 係る譲渡所得等の金額 人 で 課して課税総所得金額、租税 して 課して課税総所得金額、租税	百十九条第二   三百二十一条第二百二十一条第二百二十一条第二百二十一条第二百二十一名第二項、	「百五条、第二   「南五条、第二   「南五条、第二   「南五条、第二   「南五条、第二   「本記   「本記   第二号、第二   「本記   「本記   第二号、第二   「本記   第二号、第二   「本記   第二号、第二   第二号、第二   100   100	所得等の金額       (で)         (日本)       (で)	16 法第三十七条の十第一項の規定の適用につる譲渡所得金額、一般株式等に係いては、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同案の一般株式等に係いては、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同第二項金額法第三十七条の十第一項(一般株式等に係る譲渡所得金額、租税特別措置を額法第三十七条の十第一項の規定の適用につ場合。	保る課税譲渡所得等の金額   1 年

る株式等で財務省令で定めるもの 指定したものをいうし その他これらに舞す	
行法人に関する資料を公開す	「日本斤导を頂を〆こ且兑寺川昔畳去(召山三  ていてに「同条中「日本戸得金額」とあるのに
かつ、	だは、別たコ「コ本行罪を負し このる猶予等に関する法律第二条の規定の適
い、その店頭売買につき	場合における災害被害者に対する租税の減免、
冏品取引業協会が、	三十七条の十第一項の規定の適用ご
で、金融商品取引法第二条第十三項に規定す	の特例)の規定に準じ
定する新優先出資引受権付特定社債を含む。)	渡所得等の課
<del> </del>	じ
云聿第写三十一条第一页(亲校)************************************	の 規 定及び租税特別措置法第三十
(資金り充動を債理業材ラ	額金額
「野頂云奐土貴型所朱予勺(郵杯として登録された杉	所 得 金等に係る課税譲渡所得等
1. 差录をしこ未	得金額、一般株
かってに場ずりつり : 一つ。 株式等をいう。以下この項において同じ。) の	額  に係る譲渡所得等の金
戻えばいい。  、株式等(同項に規定する)	第二百六十一総 所 得総所得金額及び一般株式等
	例)
	係る譲渡所得等の課税の特
は、当該上場株式等の譲渡に係る事業所得	(税率)  の十第一項(一般株式等に
の計算上生じた損失の金額 当該損失の	第 一 節租税特別措置法第三十七条
三 当該上場株式等の譲渡に係る雑所得の金	第 三 章第三章第一節(税率)及び
	額金額
額は、当該上場株式等の譲渡に係る事業所	所 得 金等に係る課税譲渡所得等の
額の計算上生じた損失の金額 当該損失の金	税 総課税総所得金額、一般株
譲渡に係る譲渡所得の	条第一号 金額 係る譲渡所得等の金額
金額から控除する。	百六十一総 所 得総所得金額、一般株
等の譲渡に係る譲渡所	
失の金額 当該損失	並びに第五項
譲渡に係る事業所得の	及び第二
	条第三項第一金額 係る譲渡所得等の金額
の金額の区分に応じ当該各号に定めるところに	五十八総 所 得総所得金額、一般株
当該損失の金額は、欠の各号に掲げる名は、	(税率) の十第一項
金額の計算上生じた損失の金額がある	節租
计頂上計る。 この易4の名名	第 三 章第三章第一節(税率)及び
頁、 譲隻斤朞○☆規定する上場構式	金額の金額
リ゙ド見テンド っ ドトードメーストード の 暖 サビト るところにより計算した金額は、	所 得式等に係る課税譲渡所得
額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政	の 課 税の課税総所得金額、一般株
定する上場株式等の譲渡に係る事業所得の金	いう。)
の九 法第三十七条の十一第一項に	課税譲渡所得等の金額」と

18 場合における所得税法第百十二条第一項の規定 に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金 法第三十七条の十第一項の規定の適用がある 「同法」とあるのは「所得税法」とす 3 政令で定める取得勧誘は、

(上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例) は、財務省令で定める。 により提出する申請書の記載に関し必要な事項

る課税譲渡所得等の金額 に規定する一般株式等に係

、以下「一般株式等に係る

定する外国金融商品市場において売買されて 金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規

法第三十七条の十一第二項第八号に規定する

7

法第三十七条の十一第二項第十三号に規定す

同号に規定する有価

る政令で定める社債は、

社債を発行した日にお

れて行われるものとする。 のであり、かつ、目論見書その他これに類する 同号に掲げる場合に該当するものに相当するも 価証券の募集が国外において行われる場合にあ 旨の記載がなされて行われるものとし、当該有 勧誘が同号に掲げる場合に該当するものである 項において「目論見書」という。)にその取得十項に規定する目論見書(以下この項及び第五 項第一号に掲げる場合に該当し、かつ、同条第 項において「取得勧誘」という。)が同条第三 法第二条第三項に規定する取得勧誘(以下この 証券の募集が国内において行われる場合にあつ 書類にその取得勧誘が同号に掲げる場合に該当 するものに相当するものである旨の記載がなさ ては、当該有価証券の募集に係る金融商品取引 つては、当該有価証券の募集に係る取得勧誘が

法第二十四条の五第七項に規定する外国会社半十四条第八項に規定する外国会社報告書又は同 条第八項に規定する外国会社届出書、同法第二 期報告書とする。 条の五第一項に規定する半期報告書、同法第五 政令で定める書類は、金融商品取引法第二十四 法第三十七条の十一第二項第九号に規定する

5 げる場合に該当するものである旨の記載又は記る外国証券情報にその売付け勧誘等が同号に掲 て「売付け勧誘等」という。)が同条第四項第項に規定する売付け勧誘等(以下この項におい 条第四項に規定する有価証券の売出しに係る同 する政令で定める場合は、金融商品取引法第二 録がなされて行われる場合とする。 号に掲げる場合に該当し、かつ、目論見書又 法第三十七条の十一第二項第十一号イに規定 ||同法第二十七条の三十二の二第一項に規定す

おける当該他の者

6 法第三十七条の十一第二項第十二号に規定す る政令で定める債券は、次に掲げる債券とす

る債券 次に掲げる外国法人が発行し、又は保証す

計額の二分の一以上が外国の政府により出・その出資金額又は拠出をされた金額の合 資又は拠出をされている外国法人

イ

が発行し、又は保証する債券 国際間の取極に基づき設立された国際機関 れた外国法人で、その業務が当該外国の政外国の特別の法令の規定に基づき設立さ 府の管理の下に運営されているもの

> を取得した者の一人(以下この項において「判 定対象取得者」という。)及び次に掲げる者で いて、当該社債を取得した者の全部が当該社 ある場合における当該社債とする。

次に掲げる個人

当該判定対象取得者の親族

いないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ 当該判定対象取得者と婚姻の届出をして

当該判定対象取得者の使用人

ホ 判定対象取得者から受ける金銭その他の資 産によつて生計を維持しているもの イからハまでに掲げる者以外の者で当該

るこれらの者の親族 ロからニまでに掲げる者と生計を一にす

三 当該判定対象取得者と他の者 (法人に限 を直接又は間接に支配する関係がある場合に る場合には、これと法人税法施行令第四条第 る。) との間に同一の者(当該者が個人であ 配する関係がある場合における当該他の者 方の者(法人に限る。)を直接又は間接に支 定する特殊の関係のある個人を含む。)が他 は、これと法人税法施行令第四条第一項に規 れか一方の者(当該者が個人である場合に む。)が当該判定対象取得者及び当該他の者 一項に規定する特殊の関係のある個人を含 当該判定対象取得者と他の者との間にいず

の間に当該他方の者が次に掲げる法人に該当す 接に支配する関係とは、一方の者と他方の者と る関係がある場合における当該関係をいう。 前項第二号又は第三号に規定する直接又は間

における当該法人 に規定する法人を支配している場合をいう。) (法人税法施行令第十四条の二第二項第一号 当該一方の者が法人を支配している場合

当該他の法人 法人を支配している場合をいう。) における 令第十四条の二第二項第二号に規定する他の 他の法人を支配している場合(法人税法施行 方の者及び前号若しくは次号に掲げる法人が 前号若しくは次号に掲げる法人又は当該一

三 前号に掲げる法人又は当該一方の者及び同 号に掲げる法人が他の法人を支配している場 号に規定する他の法人を支配している場合を 合(法人税法施行令第十四条の二第二項第三 いう。)における当該他の法人

済株式又は出資(当該銀行等が有する自己の株する政令で定める関係は、法人が銀行等の発行 当該銀行等の発行済株式等の全部を保有するも 式等の全部を保有するときは、当該判定法人は 若しくは二以上の法人が当該銀行等の発行済株 は当該判定法人との間に直接支配関係がある一 いて同じ。)がある一若しくは二以上の法人又人と法人との間の関係をいう。以下この項にお 式等の全部を保有する場合における当該判定法 直接支配関係(当該判定法人が法人の発行済株 いて「判定法人」という。)及びこれとの間に この場合において、当該法人(以下この項にお おける当該法人と銀行等との間の関係とする。 式又は出資を除く。) の全部を保有する場合に 発行済株式等の全部を保有するものとみなす。 保有するときは、当該銀行等は当該他の法人の 以上の法人が他の法人の発行済株式等の全部を 行等との間に直接支配関係がある一若しくは二 関係がある一若しくは二以上の法人又は当該銀 おいて、当該銀行等及びこれとの間に直接支配 等と法人との間の関係(以下この項において う。) の全部を保有する場合における当該銀行 この項及び次項において「発行済株式等」とい 法人が有する自己の株式又は出資を除く。以下 て同じ。) が法人の発行済株式又は出資(当該 する銀行等をいう。以下この項及び次項におい する政令で定める関係は、銀行等(同号に規定 「直接支配関係」という。)とする。この場合に 法第三十七条の十一第二項第十三号ロに規定 13

の規定は、適用しない。 つては、所得税法施行令第百五条第一項第二号 式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算に当た 法第三十七条の十一第一項に規定する上場株

六条第二項中「第五十八条第一項」とあるのは 当するものを除く。以下」と、同令第三百四十 得等の課税の特例)に規定する上場株式等に該 十七条の十一第二項(上場株式等に係る譲渡所 の信託のうちその受益権が租税特別措置法第三 十八条第一項中「(以下」とあるのは「(これら 百四十六条の規定の適用については、同令第五 合における所得税法施行令第五十八条及び第三 号に係る部分に限る。) の規定の適用がある場 「租税特別措置法施行令第二十五条の九第十二 法第三十七条の十一第四項(第一号及び第一 (上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特

例)の規定により読み替えられた第五十八条第 一項」とする。

法第三十七条の十一第二項第十三号イに規定

のは「第三十七条の十一第一項」と、「一般株 条第十六項中「第三十七条の十第一項」とある 「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは 式等に係る課税譲渡所得等の金額」と、「一般る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株 四項第二号に規定する合計額について、前条第 金額」とあるのは「上場株式等に係る課税譲渡 額」と、「一般株式等に係る課税譲渡所得等の とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金 例」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」 は「上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特 式等に係る譲渡所得等の課税の特例」とあるの る雑所得の金額」とあるのは「上場株式等の譲 渡による雑所得」と、「一般株式等の譲渡に係 渡による雑所得」とあるのは「上場株式等の譲に係る事業所得の金額」と、「一般株式等の譲 業所得の金額」とあるのは「上場株式等の譲渡 る事業所得」と、「一般株式等の譲渡に係る事 事業所得」とあるのは「上場株式等の譲渡によ の課税の特例」と、「一般株式等の譲渡による 例」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等 得」と、同条第十五項中「第三十七条の十第一 とあるのは「上場株式等の譲渡による事業所 例)」と、「一般株式等の譲渡による事業所得」 税の特例)」とあるのは「第三十七条の十一第 等に係る譲渡所得等の金額」と、「第三十七条 係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式 株式等に係る譲渡所得等」と、「一般株式等に のは「第三十七条の十一第一項に規定する上場 規定する一般株式等に係る譲渡所得等」とある 居住者が確定申告書を提出する場合について、 得等を有する居住者又は恒久的施設を有する非 十四項の規定はその年において法第三十七条の 渡に係る雑所得の金額」と、「一般株式等に係 の十第一項(一般株式等に係る譲渡所得等の課 十七条の十一第一項の規定の適用がある場合に 前条第十五項から第十八項までの規定は法第三 十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所 ついて、それぞれ準用する。この場合におい 一項(上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特 前条第十三項の規定は法第三十七条の十一第 「一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特とあるのは「第三十七条の十一第一項」 前条第十四項中「第三十七条の十第一項に

> 金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得 第一項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の 条の十第一項」とあるのは「第三十七条の十一 所得等の金額」と、同条第十七項中「第三十七 等の金額」と読み替えるものとする。

第二十五条の九の二 法第三十七条の十一の二第 から特定口座(法第三十七条の十一の三第三項十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座 第五項第一号に規定する非課税口座又は当該未税口座内上場株式等に係る法第三十七条の十四 場株式等が指定されている期間内に、当該非課 年者口座内上場株式等が上場されている金融商のうち、当該非課税口座内上場株式等又は未成 税口座内上場株式等又は法第三十七条の十四のは、法第三十七条の十四第一項に規定する非課 定する上場株式等とする。 令で定める法第三十七条の十一の二第一項に規 第一号に規定する特定口座をいう。第八項にお 成年者口座内上場株式等に係る法第三十七条の 非課税口座内上場株式等又は未成年者口座内上 所への上場を廃止することが決定された銘柄又 引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引 品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取 口座に移管がされた特定口座内保管上場株式等 一項に規定する政令で定めるところにより特定 は上場を廃止するおそれがある銘柄として当該 二第一項に規定する未成年者口座内上場株式等 いて同じ。) に移管がされたものその他財務省

2 失の金額として政令で定める金額は、次の各号 に定める金額とする。 に掲げる株式又は公社債の区分に応じ当該各号

を算出した場合における当該金額に当該事実一株又は一単位当たりの金額に相当する金額 式等の数を乗じて計算した金額 の発生の直前において有する当該特定管理 めるところにより当該特定管理株式等に係る き当該事実が発生した日において第五項に定 同じ。) 法第三十七条の十一の二第一項各号 第一項に規定する特定管理株式等をいう。 に掲げる事実が発生した特定管理株式等につ 下この条及び第二十五条の十第一項において 特定管理株式等(法第三十七条の十一の二 以

二第一項に規定する特定口座内公社債を 特定口座内公社債(法第三十七条の十一の

(特定管理株式等が価値を失つた場合の株式等

に係る譲渡所得等の課税の特例) 3

法第三十七条の十一の二第一項に規定する損

の数を乗じて計算した金額 の直前において有する当該特定口座内公社債 した場合における当該金額に当該事実の発生 る一単位当たりの金額に相当する金額を算出 めるところにより当該特定口座内公社債に係 た日において第二十五条の十の二第一項に定 た特定口座内公社債につき当該事実が発生し 以下この号及び次項第二号において同 同条第一項各号に掲げる事実が発生し

する政令で定める事実は、次の各号に掲げる株 式又は公社債の区分に応じ当該各号に定める事 実とする。 法第三十七条の十一の二第一項第二号に規定

特定管理株式等である株式 次に掲げる

行法人」という。)が破産法(平成十六年国法人(以下この号において「特定株式発 始の決定を受けたこと。 法律第七十五号)の規定による破産手続開 特定管理株式等である株式を発行した内

を無償で消滅させたこと。 該更生計画に基づき当該発行済株式の全部 規定による更生計画認可の決定を受け、当 条第二項に規定する更生計画につき同法 生法(平成十四年法律第百五十四号)第二 部を無償で消滅させることを定めた会社更 特定株式発行法人がその発行済株式の全

き同法の規定による再生計画認可の決定が 号)第二条第三号に規定する再生計画につ 事再生法(平成十一年法律第二百二十 行済みの同条第十四項に規定する投資口) 資信託及び投資法人に関する法律第二条第 株式の全部を無償で消滅させたこと。 確定し、当該再生計画に基づき当該発行済 の全部を無償で消滅させることを定めた民 十二項に規定する投資法人にあつては、発 特定株式発行法人がその発行済株式(投 五.

を受けたこと。 の規定による同項の特別危機管理開始決定 十六年法律第三十四号)第百十一条第一項 特定株式発行法人が預金保険法(昭

内公社債(以下この号において「特定口座 イ 特定口座内公社債等を発行した内国法人 公社債等」という。) 次に掲げる事実 特定管理株式等である公社債又は特定口座 等発行法人」という。) が破産法第二百 (以下この号において「特定口座内公社債

- 法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲るより、この当該金銭の行の基因とは、法に類するものとして政令で定めるものは、法に類するものとして政令で定めるものは、法に類に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなった法第三十七条の十一第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなった法第三十七条の十一第一項に規定する上場をつた法第三十七条の十一第一項に規定する上場をつた法第三十七条の十一第一項に規定する上場をつた法第三十七条の十一第一項に規定する上場を対して同じ。)についての当該金銭以外の資産の価額に対応する権利の移転又は第三十七条の十一第二項名書とは第三十七条の十一第二項に規定する譲渡に関連する。

当該特定管理株式等以外の株式又は公社債とが株式又は公社債のうちに当該特定管理株式等と 外の株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又 る特定管理株式等の譲渡による事業所得、譲渡 項から第七項までの規定並びに第二十五条の十 第一章第四節第三款及び第百六十七条の七第四 第四十八条の規定並びに所得税法施行令第二編 費又は取得費に算入する金額の計算に係る同法 項の規定によりその者のその年分のこれらの株 所得税法第三十七条第一項又は第三十八条第一 あるときには、これらの株式又は公社債につい 久的施設を有する非居住者の有する同一銘柄の とする。この場合において、当該居住者又は恒 譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又 は雑所得とを区分して、当該特定管理株式等の 所得又は雑所得と当該特定管理株式等の譲渡以 おいて同じ。) ごとに、当該特定管理口座に係 定管理口座をいう。以下第二十五条の十までに 渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経 式又は公社債の譲渡による事業所得の金額、譲 ては、それぞれその銘柄が異なるものとして、 は雑所得の金額を計算することにより行うもの 一の四第四項の規定を適用する。

る必要経費の額とに配分するものとする。 場株式等の譲渡による事業所得の金額若しくは び第四項において「一般株式等」という。)の の属する年分の法第三十七条の十第一項に規定 当該特定管理株式等の譲渡に係る必要経費の額 た金額(以下この項において「共通必要経費の 式等以外の株式等の譲渡の双方に関連して生じ き金額のうちに前項のそれぞれの特定管理口座 雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべ 額又は法第三十七条の十一第二項に規定する上 譲渡による事業所得の金額若しくは雑所得の金 する一般株式等(第二十五条の十の二第二項及 と当該特定管理株式等以外の株式等の譲渡に係 収入金額その他の財務省令で定める基準により 費の額は、これらの所得を生ずべき業務に係る 額」という。) があるときは、当該共通必要経 に係る特定管理株式等の譲渡と当該特定管理株 前項の場合において、株式等の譲渡をした日

で定める書類を添付しなければならない。 載をし、かつ、同条第三項に規定する財務省令条第一項の規定の適用を受けようとする旨の記る非居住者は、同条第三項の確定申告書に、同を受けようとする居住者又は恒久的施設を有すを受けようとする居住者又は恒久的施設を有すを受けようとする居住者又は恒久的施設を有する。 法第三十七条の十一の二第一項の規定の適用

8 をいう。以下この項、次条及び第二十五条の十 が発行した株式又は公社債を特定管理口座に係 でに、特定管理口座開設届出書(当該内国法人は公社債を当該特定管理口座に受け入れる時ま の十一の二第一項の内国法人が発行した株式又者等の営業所の長に対し、最初に法第三十七条 において同じ。)の提出(当該特定管理口座開 その他の財務省令で定める事項を記載した書類 る振替口座簿(同項に規定する振替口座簿をい 以下第二十五条の十までにおいて同じ。)にお じ。)の営業所(同号に規定する営業所をいう。 等をいう。以下第二十五条の十までにおいて同 の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者 施設を有する非居住者は、特定口座を開設して 規定の適用を受けようとする居住者又は恒久的 をし、又は特定管理口座に保管の委託をする旨 の十の九において同じ。)に記載若しくは記録 の十の二、第二十五条の十の五及び第二十五条 う。次項、第二十五条の十第一項、第二十五条 定管理口座を開設しようとする金融商品取引業 いて特定管理口座を開設する場合には、当該特 いる金融商品取引業者等(法第三十七条の十一 法第三十七条の十一の二第一項又は第二項の

9 特定管理口座を開設する金融商品取引業者等 特定管理口座を開設する金融商品取引業者等 は、当該特定管理口座を開設している居住者又は、当該特定管理口座を開設している居住者又 世末式等を銘柄ごとに区分して当該各号の特定管理 中座を開設している居住者 でんなければならない。

項の提供を含む。第二十五条の十第一項においる当該特定管理口座開設届出書に記載すべき事

の技術を利用する方法をいう。第二十五条の十情報処理組織を使用する方法その他の情報通信設届出書の提出に代えて行う電磁的方法(電子

の十を除き、以下この節において同じ。)によ

- 掲げる事項 特定管理株式等の譲渡があつた場合 次に
- びその数又は額面金額当該特定管理株式等の譲渡があつた日及
- れた金額のうち当該特定管理口座において処理さ額のうち当該特定管理株式等の譲渡に係る収入金

得費の額として計算される金額に相当する当該特定管理株式等の売上原価の額又は取規定により適用する場合を含む。)により四項の規定(これらの規定を第五項後段の四項の規定がびに第二十五条の十二の四第

- 令で定める事項 へからいまでに掲げるもののほか財務省
- つた場合 次に掲げる事項とし、前号の譲渡に係るものを除く。)があとし、前号の譲渡に係るものを除く。)がある。対出し(振替によるものを含むものは一部の払出し(振替によるものを含むる)がある。
- 当該払出しがあつた日
- ロ 当該払出しがあつた時に当該特定管理株式等の譲渡があつたものとした場合に、前式等の譲渡があつたものとした場合に、前式等の譲渡があつたものとした場合には、当該特定管理口座に保るをでは、当該払出しに保る特定管理口座に保るでの銘柄の特定管理株式等のでは、当該特定管理口座に保るである場合には、当該特定管理口座に保るである場合には、当該特定管理口座に保るである場合には、当該特定管理は、生にかたって取得したものから順次払出しをするものとした場合に当該払出しに係る特定管理株式等のとした場合に当該払出しに係る特定管理株式等の方ちに二回以上にわたつて取得したものがら順次払出しをするものとした場合に当該特定管理株式等についてその取得をした日とされる日、方において「取得日」という。)及び当該の日、当該払出しがあった時に当該特定管理株式等についてその取得とした場合に、前式等のよりによります。
- 令で定める事項イからハまでに掲げるもののほか財務省

取得日に係る特定管理株式等の数又は額面

10 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、特定管理口座から特定管理株式等の全部又は一いで、当該出出し後の当該払出しにより特定管理株式等該払出し後の当該払出しにより特定管理株式等であるものを除く。)をした場合には、当該進に係るものを除く。)の譲渡による所得に該当しないこととなつた内国法人の株式又は公社債と同一銘柄の株式又は公社債と同一銘柄の株式又は公社債と同一銘柄の株式又は公社債と同一銘柄の株式又は公社債の前算上総収入金額から控除すべき売上原価の額又は取得費の額の計算及び当該による所得の金額の計算上総収入金額から控除すべき売上原価の額又は取得費の額の計算及び当該による。

の規定並びに第二十五条の十二の四第四項の及び第百六十七条の七第四項から第七項まで一 所得税法施行令第二編第一章第四節第三款

規定の適用については、当該払出しをした内 国法人の株式又は公社債は、当該払出しの時 に、前項第二号ロの金額により取得されたも

つた場合) (金融商品取引業者等において事業譲渡等があ 法第三十七条の十三の三第一項に規定する政 法第八条の規定による改正前の租税特別措置 に規定する取得日に取得されたものとする。 出しをした内国法人の株式は、前項第二号ハ 省令で定める規定の適用については、当該払 令で定める期間に係る同項の規定その他財務 によりなおその効力を有するものとされる同 十年法律第二十三号)附則第四十八条の規定 所得税法等の一部を改正する法律(平成) 3

第二十五条の九の三 事業の譲渡若しくは合併若 営業所(当該移管先の営業所に当該特定管理口については、当該特定管理口座に係る移管前の 業所の長がしたものとみなす。 じ。) の受理その他の手続は、当該移管先の営 定管理口座開設届出書に記載すべき事項を記録 設届出書(電磁的方法により提供された当該特 の営業所をいう。)の長がした特定管理口座開 座に関する事務を移管した金融商品取引業者等 座に係る法第三十七条の十一の二の規定の適用 れた日以後における当該移管された特定管理口 という。) に移管された場合には、当該移管さ 業所(以下この条において「移管先の営業所」 営業所又は同一の金融商品取引業者等の他の営 及び負債の移転を受けた金融商品取引業者等の 融商品取引業者等若しくはその分割により資産 商品取引業者等若しくはその合併後存続する金 引業者等若しくはその合併により設立した金融 の全部が、その事業の譲渡を受けた金融商品取 住者が開設している特定管理口座に関する事務 更により、居住者又は恒久的施設を有する非居 新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変 しくは分割又は金融商品取引業者等の営業所の した電磁的記録を含む。次条第三項において同

理口座に関する帳簿書類の整理保存) (金融商品取引業者等の営業所における特定管

第二十五条の十 長は、特定管理口座開設届出書の提出をして開 管、受入れ及び譲渡 等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保 つき帳簿を備え、各人別に、その特定管理株式 設された特定管理口座に係る特定管理株式等に 金融商品取引業者等の営業所の (譲渡以外の払出しを含

第四十八条の規定並びに所得税法施行令第二編 費又は取得費に算入する金額の計算に係る同法 管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲

渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経

ければならない。 む。)に関する事項を明らかにし、かつ、当該 帳簿を財務省令で定めるところにより保存しな

2 金融商品取引業者等の営業所の長は、第二十 り保存しなければならない。 簿を備え、各人別に、その事績を明らかにし、 きは、その旨及びその通知をした事項につき帳 五条の九の二第九項の規定による通知をしたと かつ、当該帳簿を財務省令で定めるところによ

ない。 る財務省令で定める書類を作成した場合には、 財務省令で定めるところにより、当該特定管理 の十一の二第三項の財務省令で定める書類に係 理口座開設届出書を受理し、又は法第三十七条 口座開設届出書又は書類を保存しなければなら 金融商品取引業者等の営業所の長は、特定管

得計算等の特例) (特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所

第二十五条の十の二 法第三十七条の十一の三第 得の金額又は雑所得の金額を計算することによ場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所 定によりその者のその年分の当該特定口座内保 法第三十七条第一項又は第三十八条第一項の規 り行うものとする。この場合において、所得税 は雑所得とを区分して、当該特定口座内保管上 の十の十まで及び第二十五条の十一の二におい 定口座をいう。以下第二十五条の十の十一まで 三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特 る非居住者が有するそれぞれの特定口座(法第 の計算は、同項の居住者又は恒久的施設を有す 所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額 等」という。)の譲渡(同項に規定する譲渡を 下第二十五条の十の十一まで及び第二十五条の て同じ。) の譲渡による事業所得、譲渡所得又 二項に規定する株式等をいう。以下第二十五条 上場株式等以外の株式等(法第三十七条の十第 得、譲渡所得又は雑所得と当該特定口座内保管 特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所 において同じ。) ごとに、当該特定口座に係る 十五条の十の十三において同じ。) による事業 十の十三において「特定口座内保管上場株式 一項に規定する特定口座内保管上場株式等 いう。以下第二十五条の十の十一まで及び第二 议

> 第一章第四節第三款及び第百六十七条の七第四 項から第七項までの規定並びに第二十五条の十 二の四第四項の規定の適用については、 めるところによる。 次に定

する。 及び同条の規定の適用については、同項及び条の規定を適用する。この場合における同項 得の金額の計算上必要経費に算入する売上原 同条第一項中「雑所得の金額」とあるのは、 条第三項の規定及び所得税法施行令第百十八 条第一項及び第二項の規定にかかわらず、同 価の額の計算については、所得税法第四十八 定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所 「事業所得の金額若しくは雑所得の金額」と 二回以上にわたつて取得した同一銘柄の特

二 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住 第四節第三款及び第百六十七条の七第四項か るものとして、所得税法施行令第二編第一章 式等と当該特定口座内保管上場株式等以外の同じ。) のうちに当該特定口座内保管上場株 者の有する同一銘柄の上場株式等(法第三十 ら第七項までの規定並びに第二十五条の十二 株式等については、それぞれその銘柄が異な う。以下第二十五条の十の十一までにおいて 七条の十一第二項に規定する上場株式等をい 上場株式等とがある場合には、これらの上場

等の譲渡があつた場合には、当該一の日におわたつて同一銘柄の特定口座内保管上場株式 条の規定を適用する。 たものとみなして、所得税法施行令第百十八 のうち最後の譲渡の時にこれらの譲渡があつ けるこれらの譲渡については、これらの譲渡 一の特定口座において一の日に二回以上に

2 得の金額若しくは雑所得の金額又は上場株式等 の属する年分の一般株式等の譲渡による事業所 準により当該特定口座内保管上場株式等の譲渡 務に係る収入金額その他の財務省令で定める基 通必要経費の額は、これらの所得を生ずべき業 要経費の額」という。)があるときは、当該共 管上場株式等以外の株式等の譲渡の双方に関連 座内保管上場株式等の譲渡と当該特定口座内保 うちに同項のそれぞれの特定口座に係る特定口 金額の計算上必要経費に算入されるべき金額の の譲渡による事業所得の金額若しくは雑所得の して生じた金額(以下この項において「共通必 前項の場合において、株式等の譲渡をした日

とに配分するものとする。 株式等以外の株式等の譲渡に係る必要経費の に係る必要経費の額と当該特定口座内保管上場 法第三十七条の十一の三第二項に規定する信

額

得又は雑所得と当該信用取引等に係る上場株式用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所

ぞれの特定口座ごとに、当該特定口座に係る信

又は恒久的施設を有する非居住者が有するそれ は雑所得の金額の計算は、同条第二項の居住者

等の譲渡」という。) による事業所得の金額又 及び次項において「信用取引等に係る上場 用取引等に係る上場株式等の譲渡(以下この

所得の金額を計算することにより行うものとす

は雑所得とを区分して、当該信用取引等に係る 等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得又

上場株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑

の四第四項の規定を適用する。

4 るときについて準用する。 株式等の譲渡の双方に関連して生じた金額が 又は上場株式等の譲渡による事業所得の金額若 の譲渡をした日の属する年分の一般株式等の 当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡以外の 座に係る信用取引等に係る上場株式等の譲 れるべき金額のうちに同項のそれぞれの特定口 渡による事業所得の金額若しくは雑所得の金額 しくは雑所得の金額の計算上必要経費に算入さ 第二項の規定は、前項の場合において株式等

又は当該口座において最初に同条第二項の規定 受けようとする同条第三項第二号イからハまで 規定の適用を受けようとする居住者又は恒久的 引等(以下第二十五条の十の十一までにおいて 法第三十七条の十一の三第一項の規定の適用を する場合には、その口座を開設しようとする金三において同じ。)において同号の口座を開設 業所(同号に規定する営業所をいう。以下第二 び第二十五条の十の十三において同じ。)の営 者等をいう。以下第二十五条の十の十一まで及 施設を有する非居住者は、金融商品取引業者等 か早い時までに、特定口座開設届出書(法第三 の適用を受けようとする同項に規定する信用 に掲げる上場株式等を当該口座に受け入れる時 融商品取引業者等の営業所の長に対し、最初に 十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定 十五条の十の十一まで及び第二十五条の十の (同条第三項第一号に規定する金融商品取引業 信用取引等」という。)を開始する時のいず 法第三十七条の十一の三第一項又は第二項

をしなければならない。 及び第二十五条の十の九第一項において同じ。) 条、第二十五条の十の五、第二十五条の十の六 に規定する提出をいう。第二十四項第二号、次 の提出(法第三十七条の十一の三第三項第一号 六まで及び第二十五条の十の九において同じ。) 口座開設届出書をいう。以下第二十五条の十の

- 式等とする。 た同項に規定する特定新株予約権に係る上場株 の二第一項本文の規定の適用を受けて取得をし する政令で定める上場株式等は、法第二十九条 法第三十七条の十一の三第三項第二号に規定 法第三十七条の十一の三第三項第二号に規定
- する政令で定める方法は、 次に掲げる方法とす
- る金融商品取引業者等の営業所を経由して行 同項に規定する請求を当該特定口座を開設す 項に規定する単元未満株式の譲渡について、 第百九十二条第一項の規定に基づいて行う同 上場株式等を発行した法人に対して会社法
- 一 法第三十七条の十第三項又は第三十七条の て行われる方法 設する金融商品取引業者等の営業所を経由し 式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及 十一第四項各号に規定する事由による上場株 び金銭以外の資産の交付が当該特定口座を開
- 前二号に掲げるもののほか財務省令で定め

こととされていること。

二十五条の十の五に定めるところにより行う 若しくは第十九項から第二十一項まで又は第 は第二十八号及び第十五項から第十七項まで

- 株式等の売付けの同条第二項に規定する信用取 の六までの規定を適用する。 ものとみなして、同条から法第三十七条の十一 等への売委託による方法による譲渡に該当する 同条第三項第二号に規定する金融商品取引業者 保管上場株式等の引渡しにより行つた場合に 等と同一銘柄の当該特定口座に係る特定口座内 引につき、当該信用取引の決済を当該上場株式 定する特定信用取引等勘定において行つた上場 れた法第三十七条の十一の三第三項第三号に規 設を有する非居住者が、当該特定口座に設けら 特定口座を開設している居住者又は恒久的施 その特定口座内保管上場株式等の引渡しは
- する政令で定める事項は、次に定める事項とす 法第三十七条の十一の三第三項第二号に規定
- の全部若しくは一部の払出し(振替によるも 特定口座からの特定口座内保管上場株式等

規定による特定口座内保管上場株式等の移管 を含む。同項において同じ。)をすること。 う。) につき同項各号に掲げる事実が発生し 場合又は特定口座に係る法第三十七条の十一 よる通知に代えて行う電磁的方法による通知 なるべき事項を書面により通知(その書面に 取得日及び当該取得日に係る数その他参考と ころにより計算した金額、同号ロに規定する 口座内公社債の第十一項第二号イに定めると 保管上場株式等又は当該事実が発生した特定 居住者に対し、当該払出しをした特定口座内 設している居住者又は恒久的施設を有する非 融商品取引業者等は、これらの特定口座を開 た場合には、これらの特定口座を開設する金 下この号において「特定口座内公社債」とい の二第一項に規定する特定口座内公社債(以 口座への移管に係るものを除く。)があつた 譲渡に係るもの及び当該特定口座以外の特定 第三項第二号に規定する方法により行われる のを含むものとし、法第三十七条の十一の三 法第三十七条の十一の三第三項第二号ロの

- 四号、第十五号、第二十二号、第二十七号又 よる上場株式等の受入れは、同項第三号、第 十二号、第二十七号及び第二十八号の移管に 行うこととされていること。 は、次項及び第十一項に定めるところにより 第十四項第三号、第四号、第十五号、第一
- 財務省令で定める事項を記載した書類(以下こ 管を行う場合には、その開設する特定口座(以 の項及び次項並びに第二十五条の十の九第五項 の長に対し、当該移管元の特定口座に係る特定 元の金融商品取引業者等」という。)の営業所 引業者等(以下この項及び次項において「移管 口座」という。)が開設されている金融商品取 る非居住者は、同号口に規定する他の特定口座 れをしようとする居住者又は恒久的施設を有す という。) に同号ロに掲げる上場株式等の受入 下第十二項までにおいて「移管先の特定口座」 座内保管上場株式等の種類、銘柄、数その他の に移管することを依頼する旨、移管する特定口 口座内保管上場株式等を当該移管先の特定口座 (以下この項及び次項において「移管元の特定 法第三十七条の十一の三第三項第二号ロの移

方法による当該特定口座内保管上場株式等移管依頼書の提出に代えて行う電磁的 ければならないものとする。 又は国外におけるこれに類するものに記載又は 口座に移管することを依頼しなければならない 依頼書に記載すべき事項の提供を含む。)をし 書」という。)の提出(当該特定口座内保管上 において「特定口座内保管上場株式等移管依頼 記録をして、当該移管先の特定口座に移管しな 定口座内保管上場株式等の全てを、振替口座簿 取引業者等の営業所の長は、当該依頼に係る特 ものとし、当該依頼を受けた移管元の金融商品 上場株式等の全部又は一部を当該移管先の特定 て当該移管元の特定口座に係る特定口座内保管

- おいて同じ。)又は送信をするとともに、前項に記載すべき事項の提供を含む。以下この項に の送付に代えて行う電磁的方法による当該書類に掲げる書類又は電磁的記録の送付(当該書類 引業者等」という。)の営業所の長に次の各号 等(以下この項において「移管先の金融商品取 移管先の特定口座を開設する金融商品取引業者 品取引業者等の営業所の長は、その移管の際、 書類又は電磁的記録の送付又は送信がない場合 取引業者等の営業所の長は、当該各号に掲げる める事項を書面により通知をしなければならな の居住者又は恒久的施設を有する非居住者に第 を受けないものとする。 には、同項の特定口座内保管上場株式等の移管 一号イ及びロに掲げる事項その他財務省令で定 前項の場合において、同項の移管元の金融商 、。この場合において、当該移管先の金融商品
- 載すべき事項を記録した電磁的記録 電磁的方法により提供を受けた当該移管に係 口座内保管上場株式等移管依頼書の写し又は 住者から、提出を受けた当該移管に係る特定 る特定口座内保管上場株式等移管依頼書に記 前項の居住者又は恒久的施設を有する非居
- 業所の長の次に掲げる事項を証する書類 につき当該移管元の金融商品取引業者等の営 当該移管に係る特定口座内保管上場株式等

- 金額の合計額)

- 税法施行令第二編第一章第四節第三款及び 等の譲渡があつたものとした場合に、所得 に当該移管をした特定口座内保管上場株式 等を銘柄ごとに区分し、当該移管をした時 規定並びに第二十五条の十二の四第四項の 第百六十七条の七第四項から第七項までの 当該移管に係る特定口座内保管上場株式

- 額及び当該特定口座内保管上場株式等の数 として財務省令で定めるものがある場合に 費等の額」という。)として計算される金 定口座内保管上場株式等の売上原価の額又 規定(これらの規定を第一項後段の規定に は、当該取得費等の額として計算される金 額に相当する金額(当該移管に要する費用 は取得費の額(以下この項において「取得 より適用する場合を含む。)により当該 に対応する当該費用の金額並びにこれら
- う。) 及び当該取得日に係る特定口座内保 とされる日。ロにおいて「取得日」とい らの譲渡以外の払出しを含む。)をするも のから順次譲渡(当該移管元の特定口座 記録がされ、又は当該特定口座に保管の委 等の取得の日(当該移管の直前に移管元の 管上場株式等の数 保管上場株式等についてその取得をした日 のとした場合に当該移管に係る特定口座内 上場株式等については、先に取得をしたも 特定口座に係るその銘柄の特定口座内保管 得したものがある場合には、当該移管元の 託がされている同一銘柄の特定口座内保管 特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは 上場株式等のうちに二回以上にわたつて取 当該移管に係る特定口座内保管上場株式
- の移管かの別及び当該移管が当該特定口座口座内保管上場株式等の全部の移管か一部 場株式等と同一銘柄の当該移管元の特定口 等に含まれる旨 当該移管がされる特定口座内保管上場株式 座に係る特定口座内保管上場株式等は全て には、当該移管がされる特定口座内保管上 内保管上場株式等の一部の移管である場合 当該移管が移管元の特定口座に係る特定
- 令で定める事項 イからハまでに掲げるもののほか財務省
- 12 場株式等の譲渡による所得の金額の計算上総収 場合における当該同一銘柄の特定口座内保管上 その受け入れた特定口座内保管上場株式等と同 た移管先の特定口座において当該受入れの後に 管により特定口座内保管上場株式等を受け入れ 入金額から控除すべき売上原価又は取得費の の計算及びその譲渡をした特定口座内保管上場 銘柄の特定口座内保管上場株式等を譲渡した 法第三十七条の十一の三第三項第二号ロの移

るところによる。 株式等の所有期間の判定については、次に定め

一 所得稅法施行令第二編第一章第四節第三款 及び第百六十七条の七第四項から第七項まで 及び第百六十七条の七第四項から第七規定 (これらの規定を第一項後段の規定により適用する場合を含む。)の適用については、当該受入れの時に、前項第二号イに規定する取得費等の額として計算される金額 (同号イに規定する移管に要する費用がある場合には、同号イに規定する合計額) により取得 大田 (記述 ) の過用については、 同号イに規定する合計額) により取得 (記述 ) の過期 (記述 ) の知 (記述 ) の

一 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)附則第四十八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第八条の規定による改正前の租税特別措置合で定める期間に係る同項の規定その他財務4分で定める規定の適用については、当該受省令で定める規定の適用については、当該受省令で定める規定の適用については、当該受益、計入れた特定口座内保管上場株式等は、前項制法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号の規定する取得日に取得されたもの第二号の規定する取得日に取得されたもの第二号の規定する取得日に取得されたもの規定する取得日に取得されたもの規定する。

第十一号に規定する取得条項付株式の取得事由の(上場株式等に該当するものに限る。)、同項 完全親法人の株式若しくは当該親法人の株式若 は恒久的施設を有する非居住者が当該株式交換 株式等については、同項第十号の居住者若しく に規定する持株会契約等に基づき取得した上場 から返還された上場株式等又は同項第二十三号 上場株式等、同項第十六号の金融商品取引業者 議に限る。)により取得をした次項第十一号のの取得決議(同条第三項第三号に定める取得決 項第十一号に規定する全部取得条項付種類株式 に定める取得事由の発生に限る。)若しくは次 の発生(所得税法第五十七条の四第三項第二号 ち株式交換若しくは株式移転により取得したも た同号に規定する合併法人等新株予約権等のう 同項第十号の二に規定する合併等により取得し の株式(上場株式等に該当するものに限る。)、 転により取得をした同号の株式移転完全親法人 ものに限る。)若しくは同号に規定する株式移 規定する親法人の株式(上場株式等に該当する 式等に該当するものに限る。) 若しくは同号に した同号の株式交換完全親法人の株式(上場株 次項第十号に規定する株式交換により取得を

合を含む。)の規定を適用する。 基因となつた同号の特定口座内保管上場株式等 及び前項第二号(第十八項において準用する場 同項(第十七項において準用する場合を含む。) 特定口座に振替の方法により受け入れた日を第 居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者の 第二十三号に規定する持株会等口座から同号の 住者が当該金融商品取引業者に貸し付けた特定 取得条項付種類株式の取得をした日、同項第十 非居住者が同号の取得条項付株式若しくは全部 第十一号の居住者若しくは恒久的施設を有する 規定する旧新株予約権等の取得をした日、同項 十一項第二号ロに規定する取得日とみなして、 口座内保管上場株式等の取得をした日又は同項 くは恒久的施設を有する非居住者が当該合併法 の取得をした日、同項第十号の二の居住者若し 六号の居住者若しくは恒久的施設を有する非居 人等新株予約権等の取得の基因となつた同号に

上場株式等とする。 定する政令で定める上場株式等は、次に掲げる 定する政令で定める上場株式等は、次に掲げる

じて取得した上場株式等 での特定口座を開設する金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集(第十三号において「有価証券の募集」という。) 場株式等又は当該金融商品取引業者等が行うと場株式等又は当該金融商品取引業者という。) により取得した上に該当するものに限る。) により取得した上に該当するものに限る。) により取得した上場株式等の募集(金融商品取引業者での特定口座を開設する金融商品取引業者

三 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が という。)の受託者に対するもの(その信託 贈与(公益信託に関する法律(令和六年法律 管勘定への振替の方法により受け入れるもの 受渡しの際に、当該特定口座を開設する金融 の決済により受渡しが行われたもので、その り買い付けた上場株式等のうち当該信用取引 下この号、 財産とするためのものに限る。)を除く。以 公益信託 (以下この号において「公益信託」 けられた同条第三項第二号に規定する特定保 商品取引業者等の口座から当該特定口座に設 て行つた同条第二項に規定する信用取引によ た同号に規定する特定信用取引等勘定におい を有する非居住者が当該特定口座に設けられ その特定口座を開設する法第三十七条の十 の三第三項第三号の居住者又は恒久的施設 号)第二条第一項第一号に規定する 次号及び次項において同じ。)、相

では、たり歩行であった。 「は、たりでは、たりでは、たりでは、たりでは、たりでけ入れるもの(次に掲げる上場株式等の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものに限る。)

イ 当該贈与により取得した上場株式等 お居住者又は恒久的施設を有する非居住者 では、当該特定口座において当該移管がら同一銘柄の上場株式等の一座から当該特定口座に移っ一部である場待等口座に係る上場株式等は全て当該相続等 される上場株式等と同一銘柄の上場株式等と同一銘柄の上場株式等と同一銘柄の上場株式等と同一銘柄の上場株式等 当該贈与により取得した上場株式等 当

しくは当該株式移転完全親法人の株式の取得の

ロ 当該相続又は遺贈により取得した上場株式等のうち、同一銘柄の上場株式た上場株式等のうち、同一銘柄の上場株式た上場株式等のうち、同一銘柄の上場株式をは全て当該相続等口座から当該特定したと場外であること。

兀 特定口座への移管により受け入れるもの(前該居住者又は恒久的施設を有する非居住者の る。)で、当該相続等口座からの当該相続等日座に保管の委託がされているものに限簿に記載若しくは記録がされ、又は当該相続て「相続等口座」という。)に係る振替口座 上場株式等又は相続等一般口座に係る振替口座に係る特定口座内保管上場株式等であつた 号イ又はロに掲げる上場株式等の区分に応 外の金融商品取引業者等に開設されている当 をした者、当該相続に係る被相続人又は当該 贈与、相続又は遺贈により取得した当該贈与 じ、当該イ又は口に定める要件を満たすも 口座が開設されている金融商品取引業者等以 該口座に保管の委託がされていた上場株式等 座簿に記載若しくは記録がされ、若しくは当 遺贈に係る包括遺贈者の開設していた特定 に限る。) (引き続きこれらの口座 (以下この号にお 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が

五 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開設する特定口座に係る特定口座内保管上場牌式等につき株式又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で、当該株式又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合に係る上場株式等の当該特権の分割又は併合に係る上場株式等の当該特権の分割又は併合に係る上場株式等につき株式又は投資信託者しくは特定とは記録をし、又は保管の委託をする非居住者がより行うもの

をする方法により受け入れるもの は記録をし、又は当該特定口座に保管の委託 当該特定口座に係る振替口座簿に記載若しく 取得する上場株式等で、その割当ての時に、 に規定する新投資口予約権無償割当てにより

開設する特定口座に係る特定口座内保管上場 の委託をする方法により行うもの 替口座簿に記載若しくは記録をし、又は保管 親法人株式の当該特定口座への受入れを、振 親法人株式で、当該合併法人の株式又は合併 により取得する当該合併法人の株式又は合併 を含む。第十八号において同じ。)に限る。) として金銭その他の資産の交付がされるもの の株主等に対するその買取請求に基づく対価 がされたもの並びに合併に反対する当該法人 剰余金の分配として金銭その他の資産の交付 る株式に係る剰余金の配当、利益の配当又は 式」という。)及び当該法人の株主等に対す この号及び第十八号において「合併親法人株 合併法人の株式又は合併親法人の株式(以下 交付がされるもの(当該法人の株主等に当該 を除き、以下この項において同じ。)のみの ちいずれか一の法人の株式(出資を含む。第 八号において「合併親法人」という。)のう 定める関係がある法人(以下この号及び第十 併法人との間に同項第一号に規定する政令で 八号において「合併法人」という。)又は合 号に規定する合併法人(以下この号及び第十 同じ。)(当該法人の株主等に同条第三項第一 合を含む。以下この号及び第十八号においての法人の合併(法人課税信託に係る信託の併 下この項において「株主等」という。)がそ 株式等につき法第三十七条の十第三項第一号 十号、第二十号、第二十一号及び第二十二号 に規定する法人の同号に規定する株主等(以 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が

開設する特定口座に係る特定口座内保管上場 当該新たな投資信託の受益権で、当該新たな れるものを含む。)に限る。)により取得する して交付される金銭その他の資産の交付がさ 受益者に対するその買取請求に基づく対価と されるもの(投資信託の併合に反対する当該 に係る新たな投資信託の受益権のみの交付が 託の併合(当該投資信託の受益者に当該併合 株式等につき投資信託の受益者がその投資信 投資信託の受益権の当該特定口座への受入れ 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が

保管の委託をする方法により行うもの 振替口座簿に記載若しくは記録をし、

割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式 号に規定する分割法人(以下この号及び第十 開設する特定口座に係る特定口座内保管上場 より行うもの くは記録をし、又は保管の委託をする方法に 定口座への受入れを、振替口座簿に記載若し 法人の株式又は分割承継親法人株式の当該特 継親法人株式」という。)で、当該分割承継 (以下この号及び第十九号において「分割承 されるものに限る。) により取得する当該分 法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付 る当該分割法人の各株主等の有する当該分割 等」という。)の総数又は総額のうちに占め 九号及び第十九号の二において「発行済株式 第一号に規定する発行済株式等(次号、第十 九号において「分割法人」という。)の同項 の交付がされるもので、当該株式が同項第二 いう。)のうちいずれか一の法人の株式のみ 及び第十九号において「分割承継親法人」と る政令で定める関係がある法人(以下この号 は分割承継法人との間に同項第二号に規定す 九号において「分割承継法人」という。)又 規定する分割承継法人(以下この号及び第十 に規定する法人の株主等がその法人の分割 株式等につき法第三十七条の十第三項第二号 (同号に規定する分割対価資産として同号に 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が

九の二 居住者又は恒久的施設を有する非居住 座への受入れを、振替口座簿に記載若しくは 者が開設する特定口座に係る特定口座内保管 株式で、当該完全子法人の株式の当該特定口 に限る。) により取得する当該完全子法人の の数又は金額の割合に応じて交付されるもの の各株主等の有する当該現物分配法人の株式 数又は総額のうちに占める当該現物分配法人 物分配法人」という。)の発行済株式等の総 (以下この号及び第十九号の二において「現 該株式が同項第三号に規定する現物分配法人 う。) の株式のみの交付がされるもので、当 第十九号の二において「完全子法人」と 三号に規定する完全子法人(以下この号及び 定する株式分配(当該法人の株主等に同項第 つた法人税法第二条第十二号の十五の二に規 三号に規定する法人の株主等がその法人の行 上場株式等につき法第三十七条の十第三項第

記録をし、又は保管の委託をする方法により

又

定口座への受入れを、振替口座簿に記載若し 移転により取得する同項に規定する株式移転 じ。)の株式又は同条第二項に規定する株式 る関係がある法人をいう。同号において同 全親法人との間に同項に規定する政令で定め 株式等につき所得税法第五十七条の四第一項 開設する特定口座に係る特定口座内保管上場 くは記録をし、又は保管の委託をする方法に 完全親法人の株式で、これらの株式の当該特 いう。)の株式若しくは親法人(株式交換完 第二十号において「株式交換完全親法人」と 定する株式交換完全親法人(以下この号及び に規定する株式交換により取得する同項に規

十の二 居住者又は恒久的施設を有する非居住 を、振替口座簿に記載若しくは記録をし、 等新株予約権等の当該特定口座への受入れ 該合併法人等新株予約権等で、当該合併法人 付がされるものに限る。) により取得する当 併法人等新株予約権等」という。)のみの交 新株予約権付社債(以下この号において「合 人又は株式移転完全親法人の新株予約権又は合併法人、分割承継法人、株式交換完全親法 等に代えて当該合併等に係る同条に規定する 付社債(以下この号において「旧新株予約権 者が開設する特定口座に係る特定口座内保管 合併等(当該合併等により当該旧新株予約権 は株式移転完全子法人とする同条に規定する 合併法人、分割法人、株式交換完全子法人又 有する者が当該旧新株予約権等を発行した法 等」という。)につき当該旧新株予約権等を 上場株式等である新株予約権又は新株予約 人を所得税法施行令第百十六条に規定する被

場株式等につき所得税法第五十七条の四第三 項第六号に規定する取得条項付新株予約権が る全部取得条項付種類株式の取得決議又は同 株式の取得事由の発生、同項第三号に規定す 権の行使、同項第二号に規定する取得条項付 項第一号に規定する取得請求権付株式の請求 が開設する特定口座に係る特定口座内保管上 付された新株予約権付社債の取得事由の発生 により取得する上場株式等で、 居住者又は恒久的施設を有する非居住者 当該上場株式 合に当該社債の償還が当該社債の額面金額に

居住者又は恒久的施設を有する非居住者が

は保管の委託をする方法により行うもの

等の当該特定口座への受入れを、振替口座 する方法により行うもの に記載若しくは記録をし、又は保管の委託を

十二 金融商品取引業者等に特定口座を開設す 得する上場株式等で、当該行使等により取得 の号において「行使等」という。)により取 る居住者又は恒久的施設を有する非居住者が 委託をする方法により受け入れるもの する上場株式等の全てを、当該行使等の時 次に掲げる行使又は取得事由の発生(以下こ しくは記録をし、又は当該特定口座に保管の に、当該特定口座に係る振替口座簿に記載若

株式等に付された新株予約権の行使 当該特定口座に係る特定口座内保管上場

場株式等であるものの行使 れた未成年者口座に係る未成年者口座内上 該金融商品取引業者等に開設された非課税 同じ。)の行使(ニに掲げるものを除く。) 定する新投資口予約権を含む。ハにおいて 投資法人に関する法律第二条第十七項に規 受ける権利又は新株予約権(投資信託及び 株式等について与えられた株式の割当てを もの又は当該金融商品取引業者等に開設さ 口座に係る非課税口座内上場株式等である 特定口座内保管上場株式等であるもの、当 当該特定口座に係る特定口座内保管上場 新株予約権のうち、当該特定口座に係る

項の規定の適用があるものに限る。)の行 条第三項第一号又は第二号に係る権利(同 住者が与えられた所得税法施行令第八十四 当該居住者又は恒久的施設を有する非居

十三 居住者又は恒久的施設を有する非居住者 品取引業者等の行う有価証券の募集により、 は恒久的施設を有する非居住者が当該金融商 開設されている口座において、当該居住者又 の特定口座を開設する金融商品取引業者等に 格があらかじめ定められた条件を満たした場 行する者以外の者の発行した上場株式等の価 上場株式等に係る株価指数又は当該社債を発 上場株式等償還特約付社債(社債であつて、 又は当該金融商品取引業者等から取得をした 付新株予約権の取得事由の発生又は行使 七条の四第三項第五号に規定する取得条項 株式等について与えられた所得税法第五十 当該特定口座に係る特定口座内保管上場

十四 居住者又は恒久的施設を有する非居住者の特定口座を開設する金融商品取引業者等に間別の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載恒久的施設を有する非居住者が行つた金融商品取引法第二十八条第八項第三号ハに掲げる取引による権利の行使又は義務の履行により取引による権利の行使又は義務の履行により取引による権利の行使又は義務の履行により取引による権利の行使又は義務の履行により取引による権利の行使又は義務の履行により取引による権利の行使又は義務の履行によりおいる。

場株式等を当該特定口座を開設している金融 が開設する特定口座に係る特定口座内保管上 への移管により、その全てを受け入れるものたことによる当該出国口座から当該特定口座 株式等移管依頼書の同号に規定する提出をし き同項第二号に規定する出国口座内保管上場 者等の営業所の長に同条第二項の規定に基づ 施設を有する非居住者が当該金融商品取引業 株式等を除く。)で、当該居住者又は恒久的 払出しがあつた上場株式等と同一銘柄の上場 の払出しがあつた場合には、当該受入れ又は 定する出国口座への受入れ又は出国口座から 保管されている上場株式等(同条第三項に規 くは記録がされ、又は当該出国口座において座」という。)に係る振替口座簿に記載若し る出国口座(以下この号において「出国口 れている第二十五条の十の五第二項に規定す 設する金融商品取引業者等の営業所に開設さ が特定口座を開設する際に当該特定口座を開 居住者又は恒久的施設を有する非居住者 居住者又は恒久的施設を有する非居住者

もの

「大田座内保管上場株式等と同一銘柄の上場株定口座内保管上場株式等の当該特定口座への式等で、当該上場株式等の当該特定口座への式等で、当該上場株式等の当該特定口座への式等で、当該上場株式等の当該特定口座に振り替えられることを約すら当該特定口座に振り替えられることを約すら当該特定口座内保管上場株式等と同一銘柄の上場株定口座内保管上場株式等と同一銘柄の上場株

替口座簿に記載若しくは記録をし、又は当該 引業者等の営業所の長に対し、当該株式等の 非居住者が有する当該株式等と同一銘柄の株 が有する上場株式等以外の株式等で、その株 入れるもの 特定口座に保管の委託をする方法により受け 合における当該特定口座に限る。)に係る振 その他の財務省令で定める書類を提出した場 取得の日及び取得に要した金額を証する書類 者がその特定口座を開設している金融商品取 式等の全てを、その上場等の日に特定口座 において当該居住者又は恒久的施設を有する の号及び第二十一号において同じ。) の前日 第一項に規定する上場等の日をいう。以下こ 式等の上場等の日(法第三十七条の十三の三 (当該居住者又は恒久的施設を有する非居住 居住者又は恒久的施設を有する非居住者

-八 居住者又は恒久的施設を有する非居住者の法人の株式等以外の株式等につき法第の法人の株式又は合併親法人の方いずれか一に合併法人又は合併親法人の方いずれか一に合併法人又は合併親法人の方がされるものに限る。)により取得する当該合併との株式で、その取得する当該合併は合併親法人株式で、その取得する当該合併は合併親法人株式で、その取得する当該合併に対し、当該株式等以外の株式等につき法第設している金融商品取引業者等の営業所の長設している金融商品取引業者等の営業所の長設している金融商品取引業者等の営業所の長い対し、当該株式等の取得の日及び取得に要に対し、当該株式等の取得の日及び取得に要に対し、当該株式等の取得の目及び取得に要に対し、当該株式等の取得の目及び取得に要に対し、当該株式等の取得の目及び取得に要に対し、当該株式等口座に対している書類を提出した場合における当該特定口座に限る。)に係る高証券をし、又は当該特定口座に保管の委託は記録をし、又は当該特定口座に保管の委託は記録をし、又は当該特定口座に保管の委託は記録をし、又は当該特定口座に保管の委託といる書類を提出した場合における当該を言います。

株主等がその法人の分割(同号に規定する分三十七条の十第三項第二号に規定する法人のが有する上場株式等以外の株式等につき法第十九 居住者又は恒久的施設を有する非居住者

の口座に振り替えられ、かつ、当該貸付期間等が当該特定口座から当該金融商品取引業者約(当該貸し付けた特定口座内保管上場株式う。)に貸し付けた場合における当該貸付契項第一号に規定する金融商品取引業者をい商品取引業者(法第三十七条の十一の三第三

の終了後直ちに返還される当該貸し付けた特

より受け入れるもの 又は当該特定口座に保管の委託をする方法に 出した場合における当該特定口座に限る。) する書類その他の財務省令で定める書類を提 る非居住者がその特定口座を開設している金 特定口座(当該居住者又は恒久的施設を有す 割承継親法人株式の全てを、当該分割の日に その取得する当該分割承継法人の株式又は分 承継法人の株式又は分割承継親法人株式で、 れるものに限る。)により取得する当該分割 当該分割法人の各株主等の有する当該分割法 発行済株式等の総数又は総額のうちに占める 交付がされるもので、当該株式が分割法人の に係る振替口座簿に記載若しくは記録をし、 株式等の取得の日及び取得に要した金額を証 融商品取引業者等の営業所の長に対し、当該 親法人のうちいずれか一の法人の株式のみの 割対価資産として分割承継法人又は分割承継 人の株式の数又は金額の割合に応じて交付さ

条第十二号の十五の二に規定する株式分配 -九の二 居住者又は恒久的施設を有する非居 する方法により受け入れるもの 記録をし、又は当該特定口座に保管の委託を る書類を提出した場合における当該特定口座 た金額を証する書類その他の財務省令で定め 施設を有する非居住者がその特定口座を開設 得する当該完全子法人の株式で、その取得す 当該現物分配法人の株式の数又は金額の割合 法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに の交付がされるもので、当該株式が現物分配 法第三十七条の十第三項第三号に規定する法 住者が有する上場株式等以外の株式等につき に限る。) に係る振替口座簿に記載若しくは 対し、当該株式等の取得の日及び取得に要し している金融商品取引業者等の営業所の長に 分配の日に特定口座(当該居住者又は恒久的 る当該完全子法人の株式の全てを、当該株式 に応じて交付されるものに限る。) により取 占める当該現物分配法人の各株主等の有する (当該法人の株主等に完全子法人の株式のみ 人の株主等がその法人の行つた法人税法第二

する株式移転により取得する同項に規定する若しくは親法人の株式又は同条第二項に規定換により取得する株式交換完全親法人の株式校機法第五十七条の四第一項に規定する株式交税法第五十七条の四第一項に規定する株式交が有する上場株式等以外の株式等につき所得が有する上場株式等以外の株式等につき所得

二十の二 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が有する上場株式等以外の株式等につき住者が有する上場株式等以外の株式等につき所得税法第五十七条の四第三項付機類株式の取得決議により取得する上場株式等で、その取得する上場床式等で、その取得する上場株式等ので、その取得する上場株式等で、その取得する上場株式等の時定口座を、当該上場株式等の取得の日及び取得に要した金額を証する等の取得の日及び取得に要した金額を証する書類その他の財務省令で定める書類を提出した場合における当該特定口座に限る。)に係る振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は当該特定口座に保管の委託をする方法により当該特定口座に保管の委託をする方法により当該特定口座に保管の委託をする方法により当該特定口座に保管の委託をする方法により当時が表する。

書類(同号、第二十項第一号及び第二十五条 当該株式の上場等の日に特定口座(当該居住 条第五項に規定する相互会社(同号において 条第二項に規定する保険会社(以下この号及 者が保険業法(平成七年法律第百五号)第二 の十の九第七項において「割当株式数証 受けた当該割当てを受ける株式の数を証する 営業所の長に対し、当該保険会社から交付を 定口座を開設している金融商品取引業者等の 者又は恒久的施設を有する非居住者がその特 株式で、その割当てを受ける株式の全てを、 変更により当該保険会社から割当てを受ける び次号において「保険会社」という。)の 書」という。)の提出をした場合における当 「相互会社」という。)から株式会社への組織 居住者又は恒久的施設を有する非居住 同

一十二 居住者又は恒久的施設を有する非居住 株式につき次に掲げる事由により取得した株載又は記録がされている当該割当てを受けた 久的施設を有する非居住者のための社債、株た株式(当該割当ての時に当該居住者又は恒織変更により当該保険会社から割当てを受け 座に限る。)への移管(当該割当ての日から を添付して提出した場合における当該特定口出書に当該割当株式に係る割当株式数証明書 の他の財務省令で定める事項の記載がある申 ておらず、かつ、有していたことがない旨そて当該割当株式と同一銘柄の株式を現に有し 非課税口座及び未成年者口座を除く。第二十 する財務省令で定める場所。第二十項及び第ては、法第三十七条の十一の三第四項に規定 者の住所地(国内に住所を有しない者にあつ 商品取引業者等の営業所の長を経由し、その 居住者が、その特定口座を開設している金融 口座(当該居住者又は恒久的施設を有する非 当該割当株式の全てを当該特別口座から特定 九第四項において「割当株式」という。)で、 式を含む。以下この条及び第二十五条の十の こととなつたものに限り、当該特別口座に記 者が保険会社の相互会社から株式会社への組 管の委託をする方法により受け入れるもの 載若しくは記録をし、又は当該特定口座に保 対し、当該特別口座以外の口座(特定口座) に規定する特別口座に記載又は記録がされる 式等の振替に関する法律第百三十一条第三項 十年以内に行うものに限る。)により受け入 一十二項において同じ。)の所轄税務署長に |項において「一般口座」という。) におい

れるもの 株式の分割

得事由の発生(当該取得の対価として当該規定する取得条項付株式の同号に定める取 取得をされる株主に当該特別口座に記載又 銘柄の株式が交付されるものに限る。) は記録がされている株式と同一の種類及び 所得税法第五十七条の四第三項第二号に 居住者又は恒久的施設を有する非居住

同一の種類の株式が割り当てられるものに 別口座に記載又は記録がされている株式と 割当て(当該株式無償割当てにより当該特会社法第百八十五条に規定する株式無償

者が締結した持株会契約(上場株式等を発行

係る振替口座簿への記載若しくは記録をし、の号において「持株会等口座」という。)に 方法により行うもの 該持株会等口座から当該特定口座への振替の されているものに限る。)への受入れを、当 る金融商品取引業者等の営業所において開設 る金融商品取引業者等その他財務省令で定め 又は当該持株会等口座に保管の委託をしてい 株会契約等に基づき開設された口座(以下こ 場株式等をその取得の日から引き続き当該持 口座(当該持株会契約等に基づき取得した上 う。) に基づき取得した上場株式等で、特定 (以下この号において「持株会契約等」とい に類する契約として財務省令で定めるもの 行うことを約する契約をいう。)その他これ 従つて個別の投資判断に基づかずに継続的に 発行する上場株式等の買付けを一定の計画に 会社の他の従業員等と共同して、当該会社が 号において「従業員等」という。) が、当該 従業員その他財務省令で定める者(以下この 規定する役員をいう。次号において同じ。)、 する会社の役員(法人税法第二条第十五号に

該特定口座に限る。) に係る振替口座簿に記

一十四 特定口座を開設する居住者又は恒久的 ら当該特定口座への振替の方法により行う 契約に基づき開設された当該受託者の口座か該特定口座への受入れを、当該株式付与信託 等の役員又は従業員、これらの相続人(包括 おいて同じ。)を委託者とする金銭の信託契財務省令で定めるものをいう。以下この号に該発行法人と密接な関係を有する法人として 取得した上場株式等で、当該上場株式等の当 項が定められているものをいう。) に基づき に付与されることその他財務省令で定める事 受遺者を含む。)その他財務省令で定める者 け出たものに限る。) に従つて当該発行法人 規則(労働基準法第八十九条の規定により届 数、業績その他の基準を勘案して当該発行法 決定又は当該発行法人等の従業員の勤続年 くは会社法第四百四条第三項の報酬委員会の 締役会その他これらに準ずるものの決議若し 者が取得をした当該上場株式等は当該発行法 当該上場株式等の取得をすること、当該受託 約で、当該信託契約に基づく信託の受託者は (発行法人等 (上場株式等の発行法人及び当 施設を有する非居住者が株式付与信託契約 人等が定めた当該上場株式等の付与に関する 人等の定款の規定、株主総会、社員総会、取

> 一十六 居住者又は恒久的施設を有する非居住特定口座への振替の方法により行うもの る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又日から引き続き当該特定口座以外の口座に係 限が解除された特定譲渡制限付株式等の全て 譲渡についての制限が解除された時にその制 当該特定譲渡制限付株式等の同項に規定する 以下この号において同じ。)への受入れを、 れている場合における当該特定口座に限る。 は当該特定口座以外の口座に保管の委託がさ 業者等に開設されている特定口座以外の口座 住者の当該特定口座を開設する金融商品取引 座(当該居住者又は恒久的施設を有する非居 う。以下この号において同じ。) で、特定口 渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式をい 法施行令第八十四条第一項に規定する特定譲 者が取得した特定譲渡制限付株式等(所得税 いて当該特定譲渡制限付株式等がその取得の について、当該特定口座以外の口座から当該 (非課税口座及び未成年者口座を除く。) にお 居住者又は恒久的施設を有する非居住

場株式等で次に掲げる要件に該当するものの価として当該発行法人等から取得する当該上 又は当該特定口座に保管の委託をする方法に 全てを、その取得の時に、その者の特定口座 場合において、その者が当該役務の提供の対 当該発行法人と密接な関係を有する法人とし 者が発行法人等(上場株式等の発行法人及び より受け入れるもの に係る振替口座簿に記載若しくは記録をし、 において同じ。)に対して役務の提供をした て財務省令で定めるものをいう。以下この号

イ 当該上場株式等が当該役務の提供の対価 としてその者に生ずる債権の給付と引換え にその者に交付されるものであること。 イに掲げるもののほか、当該上場株式等

れるものであること。

が実質的に当該役務の提供の対価と認めら

累積投資勘定をいう。 管理勘定(法第三十七条の十四第五項第三号 者が開設する非課税口座に設けられた非課税 号において同じ。)、特定累積投資勘定(同項 じ。)、累積投資勘定(同項第五号に規定する 号、第二十九号イ及び第三十号において同 に規定する非課税管理勘定をいう。以下この 第七号に規定する特定累積投資勘定をいう。 居住者又は恒久的施設を有する非居住 以下この号及び第三十

> 以下この号及び第三十号において同じ。)又 口に掲げる要件又はハに掲げる要件を満たす 住者又は恒久的施設を有する非居住者の特定 口座への移管により受け入れるもの(イ及び 金融商品取引業者等に開設されている当該居 税口座から当該非課税口座が開設されている に係る非課税口座内上場株式等で、当該非課 第二十九号イ及び第三十号において同じ。) る特定非課税管理勘定をいう。以下この号、 は特定非課税管理勘定(同項第八号に規定す

及び第二十五条の十の九第五項において財務省令で定める事項を記載した書類(イ をして移管されること。 依頼書に記載すべき事項の提供を含む。) 特定口座への非課税口座内上場株式等移管 の提出に代えて行う電磁的方法による当該 座への非課税口座内上場株式等移管依頼書 管依頼書」という。)の提出(当該特定 依頼する旨、 場株式等を当該特定口座に移管することを 定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は該非課税口座に設けられた非課税管理勘 融商品取引業者等の営業所の長に対し、 住者が、当該非課税口座を開設している金 式等の種類、銘柄及び数又は価額その他 特定非課税管理勘定に係る非課税口座内上 「特定口座への非課税口座内上場株式等移 当該居住者又は恒久的施設を有する非 移管する非課税口座内上場株 当 0

規定による移管がされるものを除く。) 定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定にで当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特 係るもの(当該移管がされる日に法第三十 式等と同一銘柄の非課税口座内上場株式等 は特定非課税管理勘定に係る非課税口座内 勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又 式等に含まれること。 全て当該移管がされる非課税口座内上場 七条の十四第五項第二号イ(2)又はロ は、当該移管がされる非課税口座内上場株 上場株式等の一部の移管がされる場合に 当該非課税口座に設けられた非課税管理 株はの

二十八 居住者又は恒久的施設を有する非居住 する場合を含む。) の規定により移管され 部分に限る。)(同条第二十項において準 第二十五条の十三第八項(第一号に係る

者が開設する未成年者口座に設けられた非

る要件又はハに掲げる要件を満たすものに限移管により受け入れるもの(イ及びロに掲げ恒久的施設を有する非居住者の特定口座への取引業者等に開設されている当該居住者又は取引業者等に開設されている当該居住者又は 当該未成年者口座が開設されている金融商品口座内上場株式等で、当該未成年者口座から 以下この号において同じ。)に係る未成年者 第三号に規定する非課税管理勘定をいう。以税管理勘定(法第三十七条の十四の二第五項 下この号において同じ。)又は継続管理勘定 (同項第四号に規定する継続管理勘定をいう。

を含む。)をして移管されること。 株式等移管依頼書に記載すべき事項の提供よる当該特定口座への未成年者口座内上場 特定口座への未成年者口座内上場株式等移式等移管依頼書」という。)の提出(当該 類(イ及び第二十五条の十の九第五項におの他の財務省令で定める事項を記載した書 勘定又は継続管理勘定に係る未成年者口座 当該未成年者口座に設けられた非課税管理 金融商品取引業者等の営業所の長に対し、 管依頼書の提出に代えて行う電磁的方法に とを依頼する旨、移管する未成年者口座内 内上場株式等を当該特定口座に移管するこ 住者が、当該未成年者口座を開設している いて「特定口座への未成年者口座内上場株 上場株式等の種類、銘柄及び数又は価額そ 当該居住者又は恒久的施設を有する非居

れること。 用する場合を含む。)の規定により移管さ 係る部分に限る。)(同条第七項において準 係る部分に限る。) 又は第六項 (第一号に 成年者口座内上場株式等に含まれること。 第三十七条の十四の二第五項第二号ロ勘定に係るもの(当該移管がされる日に法株式等で当該非課税管理勘定又は継続管理 場株式等と同一銘柄の未成年者口座内上場には、当該移管がされる未成年者口座内上 座内上場株式等の一部の移管がされる場合理勘定又は継続管理勘定に係る未成年者口 若しくは(2)の規定による移管がされる ものを除く。)は全て当該移管がされる未 (1) (ii) 若しくは(2) 又はハ(1) 当該未成年者口座に設けられた非課税管 第二十五条の十三の八第五項(第一号に

二十九 金融商品取引業者等に特定口座を開設 する居住者又は恒久的施設を有する非居住者

> 場株式等の全てを、当該行使等の時に、当該 る方法により受け入れるもの 録をし、又は当該特定口座に保管の委託をす 特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記 に限る。) に、当該行使等により取得する上 の取得について、金銭の払込みを要する場合 上場株式等を取得した場合(当該上場株式等 この号において「行使等」という。)により が次に掲げる行使又は取得事由の発生(以下

勘定又は特定非課税管理勘定に係る非課税 住者の非課税口座に設けられた非課税管理る当該居住者又は恒久的施設を有する非居 である新株予約権付社債に付された新株予 口座内上場株式等(以下この号において 「特定非課税口座内上場株式等」という。) 当該金融商品取引業者等に開設されてい

れる場合を除く。)に限る。)の行使 主等に損害を及ぼすおそれがあると認めら 等として与えられた場合(当該特定非課税 えられた株式の割当てを受ける権利(株主 口座内上場株式等を発行した法人の他の株 特定非課税口座内上場株式等について与 特定非課税口座内上場株式等について与

二 特定非課税口座内上場株式等について与 除く。)の行使 る同号に定める取得事由の発生又は行使 五号に規定する取得条項付新株予約権に係 えられた所得税法第五十七条の四第三項第

号までに規定する事由により取得する上場株 的施設を有する非居住者が開設する特定口座 場株式等及び当該非課税口座が開設されてい は特定非課税管理勘定に係る非課税口座内上 理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又 が む。)の規定により当該非課税口座に受け入 項又は第三十二項において準用する場合を含 式等(同項各号(同条第二十二項、第二十九 た第二十五条の十三第十二項第一号から第十 柄の特定口座内保管上場株式等について生じ に係る当該非課税口座内上場株式等と同一銘 る金融商品取引業者等に当該居住者又は恒久 開設する非課税口座に設けられた非課税管 居住者又は恒久的施設を有する非居住者

うもの

新投資口予約権を含み、所得税法施行令第 えられた新株予約権(投資信託及び投資法 八十四条第三項の規定の適用があるものを 人に関する法律第二条第十七項に規定する

15 等に開設している特定口座に相続上場株式等の 移管を行う場合には、同号の金融商品取引業者 て「相続上場株式等」という。)につき同号の する相続上場株式等の種類、銘柄、 該特定口座に移管することを依頼する旨、移管 書(当該相続等口座に係る相続上場株式等を当 所(以下この項において「移管元の営業所」と 同号に規定する相続等口座を開設している営業 有する非居住者は、当該金融商品取引業者等の 受入れをしようとする居住者又は恒久的施設を いう。) の長に対し、相続上場株式等移管依頼 前項第三号の上場株式等(以下この項におい 数その他の

号ロ」とあるのは

「第十四項第四号」と、「同

第十項中「法第三十七条の十一の三第三項第二 る場合について準用する。この場合において、

第十項の規定は、第十四項第四号の移管をす

受入れ」とあるのは「上場株式等(以下この項 号ロ」とあるのは「同号」と、「上場株式等の

元の特定口座」とあるのは「相続等口座」と、 れ」と、「他の特定口座」とあり、及び「移管 において「相続上場株式等」という。)の受入

特定口座内保管上場株式等を」とあるの

への受入れを、振替口座簿に記載若しくは記除く。)で、当該上場株式等の当該特定口座 録をし、又は保管の委託をする方法により行 り特定口座に受け入れることができるものを れることができるもの及び前各号の規定によ

三十二 居住者又は恒久的施設を有する非居住 三十一 居住者又は恒久的施設を有する非居住 場株式等の全てを受け入れるもの より当該上場株式等の全てを受け入れるもの有する非居住者の特定口座への振替の方法に る上場株式等で、当該口座から当該口座が開は記録又は当該口座に保管の委託がされてい 座が開設されている金融商品取引業者等に開 廃止される日に当該特定口座から当該特定口 号ホ若しくはへの規定により当該特定口座が 内保管上場株式等で、同項第二号ト又は第六 座を構成するものに限る。) に係る特定口座 の二第五項第五号に規定する課税未成年者口 者が開設する特定口座(法第三十七条の十四 開設されている当該居住者又は恒久的施設を 設されている金融商品取引業者等の営業所に る同項の口座に係る振替口座簿に記載若しく 定により非課税口座に該当しないものとされ する提出をして開設された同条第十二項の規 該当する場合のものに限る。)の同号に規定 開設届出書が同条第十一項の規定により同号 する非課税口座開設届出書(当該非課税口座 者が法第三十七条の十四第五項第一号に規定 する非居住者の当該特定口座以外の特定口座 設されている当該居住者又は恒久的施設を有 に規定する提出をすることができないものに への振替の方法により当該特定口座内保管上

三十三 前各号に掲げるもののほか財務省令で 定める上場株式等

類を添付しなければならないものとする。 金額を証する書類その他の財務省令で定める書 る被相続人又は遺贈に係る包括遺贈者の当該相 等移管依頼書に同号の贈与をした者、相続に係 り取得したものである旨を証する書類として財 等移管依頼書(電磁的方法により提供された当のであるときは、その提出をする相続上場株式 等口座から当該特定口座に直接移管する方法又 当該移管元の営業所の長は、当該依頼に係る相 をいう。)の送信と併せて行われるものを含む。 名用電子証明書等のうち財務省令で定めるもの 該相続上場株式等移管依頼書に記載すべき事項 財務省令で定める事項を記載した書類をいう。 座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がさ ものとし、当該相続上場株式等が相続等一般 務省令で定める書類を添付しなければならない を記録した電磁的記録を含む。以下この項にお 該相続上場株式等移管依頼書に記載すべき事項 ければならないものとする。この場合にお は当該特定口座への振替の方法により移管しな 施設を有する非居住者に交付せずに、当該相続 続上場株式等の全てを、当該居住者又は恒久的 場株式等の全部又は一部を当該特定口座に移管 以下この項において同じ。)をして当該相続上 写しその他の財務省令で定める書類をいう。) 依頼書の提出に代えて行う電磁的方法による当 いて同じ。)の提出(当該相続上場株式等移管 以下この項及び第二十五条の十の九第五項にお 続上場株式等の取得の日及びその取得に要した のであるときは、その提出をする相続上場株式 れ、又は当該口座に保管の委託がされていたも いて同じ。)に当該相続上場株式等が贈与によ することを依頼しなければならないものとし、 の提示又はその者の特定署名用電子証明書等 の提供で、その者の住所等確認書類(住民票の て、当該相続上場株式等の取得が贈与によるも (法第三十七条の十一の三第四項に規定する署

相続上場株式等が贈与により取得したものであ録を含む。以下この項において同じ。)に当該 ければならないものとする」と読み替えるもの 書類その他の財務省令で定める書類を添付しな の取得の日及びその取得に要した金額を証する は遺贈に係る包括遺贈者の当該相続上場株式等 に同号の贈与をした者、相続に係る被相続人又 は、その提出をする相続上場株式等移管依頼書 座に保管の委託がされていたものであるとき 口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該口 上場株式等が同号の相続等一般口座に係る振替 を添付しなければならないものとし、当該相続 る旨を証する書類として財務省令で定める書類 管依頼書に記載すべき事項を記録した電磁的記 的方法により提供された当該相続上場株式等移 の提出をする相続上場株式等移管依頼書(電磁 式等の取得が贈与によるものであるときは、そ のとする。この場合において、当該相続上場株 いて同じ」と、「ものとする」とあるのは「も と併せて行われるものを含む。以下この項にお 同項に規定する特定署名用電子証明書等の送信 と、「特定口座内保管上場株式等移管依頼書」 株式等の」とあるのは「相続上場株式等の」 に規定する住所等確認書類の提示又はその者の とあるのは「相続上場株式等移管依頼書」と、 「を含む」とあるのは「で、その者の第十五項 「相続上場株式等を」と、「特定口座内保管上場

する金融商品取引業者等 する移管元の」と、「移管先の特定口座を開設 に規定する移管元の営業所の長又は同項に規定 と、「同項の移管元の」とあるのは「第十七項 項又は第十六項において準用する前項の場合」 第十一項中「前項の場合」とあるのは「第十五 う。) について準用する。この場合において、 設する金融商品取引業者等の営業所の長をい 所の長(同項に規定する移管先の特定口座を開 所の長及び移管先の金融商品取引業者等の営業 に規定する移管元の金融商品取引業者等の営業 前項において準用する第十項の移管に係る同項 営業所の長及び当該移管先の営業所の長並びに 口座に行う場合に限る。)に係る当該移管元の 所」という。) に開設している第十五項の特定 営業所(以下この項において「移管先の営業 業者等の同項に規定する移管元の営業所以外の 相続上場株式等の移管を、同項の金融商品取引 第十一項の規定は、第十五項の移管(同項の (以下この項において

式等が第十四項第三号又は第四号の相続等一般省令で定める書類の写しとし、当該相続上場株 り取得したものである場合には、当該相続上場株式等が第十四項第三号又は第四号の贈与によ において「相続上場株式等」という。」」と、同る前項に規定する相続上場株式等(以下この項 とあるのは「、第十五項又は第十六項において 業所の長」とあるのは「同項に規定する移管先 取得したものである旨を証する書類として財務 おいて準用する前項後段に規定する贈与により 記録」とあるのは「電磁的記録(当該相続上場 は第十六項において準用する前項の」と、「特 項第一号中「前項の」とあるのは「第十五項又 るのは「第十五項又は第十六項において準用す と、「同項の特定口座内保管上場株式等」とあ 者等の営業所の長」と、「ない場合」とあるの 管先の営業所の長又は移管先の金融商品取引業 取引業者等の営業所の長」とあるのは「当該移 準用する前項の」と、「当該移管先の金融商品 商品取引業者等の営業所の長」と、「、前項の」 の営業所の長又は同項に規定する移管先の金融 口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がさ び当該贈与に係る第十五項後段又は第十六項に 株式等移管依頼書の写し又は当該電磁的記録及 は「相続上場株式等移管依頼書」と、「電磁的 定口座内保管上場株式等移管依頼書」とあるの 「移管先の金融商品取引業者等」という。)の営 「ない場合その他財務省令で定める場合」

・ いっぱっぱいま、ちっぱりとがあってほごとと読み替えるものとする。 と読み替えるものとする。 住者が取得した相続上場株式等のうち移管が」22

19 第十四項第二十二号に規定する申出書(以下 18 第十二項の規定は、第十五項及び第十六項に 二号ロ」とあるのは「第十七項において準用す とを確認しなければならないものとする。 除く。)に、当該申出書に係る割当株式の特定座以外の口座(非課税口座及び未成年者口座を 等の営業所及び当該金融商品取引業者等の他の を受理した金融商品取引業者等の営業所の長 第二十一項までにおいて「申出書」という。) 株式等」とあるのは「第十五項又は第十六項に 受け入れたこれらの規定に規定する相続上場株 おいて準用する第十項の規定による移管により 前において当該株式を有していたことがないこ の株式を有していないこと及び当該受入れの日 口座への受入れの際、当該割当株式と同一銘柄 営業所に現に開設し、又は開設していた特定口 設を有する非居住者が、当該金融商品取引業者 る前項第二号ロ」と読み替えるものとする。 十項に規定する相続上場株式等」と、「前項第 は「第十五項又は第十六項において準用する第 二号中「特定口座内保管上場株式等」とあるの 項において準用する前項第二号イ」と、同項第 等」と、「前項第二号イ」とあるのは「第十七 おいて準用する第十項に規定する相続上場株式 譲渡した場合について準用する。この場合にお 式等と同一銘柄の上場株式等をその受入れ後に は、その申出書を提出した居住者又は恒久的施 いて、第十二項第一号中「特定口座内保管上場

20 前項の金融商品取引業者等の営業所の長は、同項の申出書に係る割当株式を特定口座に受け 及れたときは、その受け入れた日の属する月の 翌月末日までに、次に掲げる書類を、当該申出 書を提出した居住者又は恒久的施設を有する非 居住者の住所地の所轄税務署長に提出しなけれ 居住者の住所地の所轄税務署長に提出しなけれ

する書類その他の財務省令で定める書類の写し定する取得の日及びその取得に要した金額を証段又は第十六項において準用する前項後段に規頼書の写し又は当該電磁的記録及び第十五項後のである場合には、当該相続上場株式等移管依れ、又は当該口座に保管の委託がされていたも

当株式数証明書当該申出書に添付された割

書類 旨その他の財務省令で定める事項を記載した 成した当該受入れ年月日、前項の確認をした 成した当該金融商品取引業者等の営業所の長が作

にその提出があつたものとみなす。 者等の営業所の長においてその受理がされた日出された場合には、第十九項の金融商品取引業出 前項の申出書が同項に規定する税務署長に提

る。 で定める事項を当該居住者又は が務署長に通知しなければならないものとす が務署長に通知しなければならないものとす が務署長に通知しなければならないものとす の他財務省令で定める事項を当該居住者又は 知つた場合には、速やかに、その知つた旨そ の知った場合には、速やかに、その知ることを 引業者等の営業所の長は、その異なることを

当該特定口座が開設されている金融商品取

一前号の所轄税務署長がその異なることにつて計算されたものとみなす。

用しない。

一年の異なることにより所得税の負担を減少
に掲げる金額については、同条の規定は、適
を除き、当該割当株式を受け入れた特定口
を除き、当該割当株式を受け入れた特定口
に掲げる金額については、前号に規定する場

の規定により適用する場合を含む。)並びに第の四第四項の規定(これらの規定を第一項後段 する政令で定める事項は、次に掲げる事項とす 九項第一号及び第二十五項の規定を適用する。 から第七項までの規定並びに第二十五条の十二 法第三十七条の十一の三第三項第三号に規定 26

- 勘定をいう。次号において同じ。)において取引等勘定(同号に規定する特定信用取引等 処理すること。 信用取引等に係る口座に設けられた特定信用 約に基づく上場株式等の信用取引等は、当該 法第三十七条の十一の三第三項第三号の契
- 開設届出書の提出後に開始する上場株式等の一 特定信用取引等勘定においては、特定口座 信用取引等に関する事項のみを処理するこ
- 三 前二号に掲げるもののほか財務省令で定め
- 総収入金額から控除すべき売上原価又は取得費のを除く。)の譲渡による所得の金額の計算上 ものを除く。)をした場合には、当該払出し後び当該特定口座以外の特定口座への移管に係る 有期間の判定については、次に定めるところに の額の計算及び当該同一銘柄の上場株式等の所 場株式等(特定口座内保管上場株式等であるも の当該払出しをした上場株式等と同一銘柄の上 規定する方法により行われる譲渡に係るもの及 とし、法第三十七条の十一の三第三項第二号に 又は一部の払出し(振替によるものを含むもの 特定口座から特定口座内保管上場株式等の全部 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が
- 規定の適用については、当該払出しをした上の規定並びに第二十五条の十二の四第四項の 場株式等は、当該払出しの時に、第十一項第 されたものとする。 には、同号イに規定する合計額)により取得 れる金額(同号イに規定する費用がある場合 及び第百六十七条の七第四項から第七項まで 二号イに規定する取得費等の額として計算さ 所得税法施行令第二編第一章第四節第三款
- 一 所得税法等の一部を改正する法律(平成二 法第三十七条の十三の三第一項に規定する政 法第八条の規定による改正前の租税特別措置 によりなおその効力を有するものとされる同 十年法律第二十三号)附則第四十八条の規定

取得価額の計算に関し参考となるべき事項を通定める事項その他特定口座内保管上場株式等の 当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に 該当する場合には、当該特定口座が開設されて 等を発行した法人は、次の各号に掲げる場合に 設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式 いる金融商品取引業者等の営業所の長に対し、 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開 出しをした上場株式等は、第十一項第二号ロ に規定する取得日に取得されたものとする。 省令で定める規定の適用については、当該払

- 得税法施行令第六十一条第二項第二号に規定 しなければならない。 分割を行つた旨及び当該分割型分割に係る所 定する分割型分割を行つた場合 当該分割型 当該法人が所得税法第二十四条第一項に規
- 二 当該法人が所得税法第二十四条第一項に規 割合施行令第六十一条第二項第三号に規定する を行つた旨及び当該株式分配に係る所得税法 定する株式分配を行つた場合 当該株式分配
- 三 当該法人が所得税法第二十五条第一項第四 割合(次に掲げる場合には、当該払戻し等に 施行令第六十一条第二項第四号イに規定する 等」という。)を行つた場合 当該払戻し等 財産の分配(以下この号において「払戻し 号に規定する資本の払戻し(イにおいて「資 係るそれぞれ次に定める割合) を行つた旨及び当該払戻し等に係る所得税法 本の払戻し」という。)又は解散による残余
- 株式等に係る所得税法施行令第六十一条第 二項第四号ロに規定する種類払戻割合 戻しである場合 当該特定口座内保管上場 出資を発行していた法人が行つた資本の払 当該払戻し等が二以上の種類の株式又は
- 規定する割合 所得税法施行令第六十一条第二項第五号に 項に規定する出資等減少分配である場合 当該払戻し等が所得税法第二十四条第一
- 第二十五条の十の三 法第三十七条の十一の三第 四項の規定により金融商品取引業者等の営業所 る居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、 の長に特定口座開設届出書の提出をしようとす その提出をする際、当該金融商品取引業者等の (特定口座開設届出書を提出する者の告知等)

令で定める期間に係る同項の規定その他財務 同じ。)を告知しなければならない。 場所。以下この項、第三項、第五項及び次条に ない者又は第五項の規定に該当する者にあつて おいて同じ。)及び個人番号(個人番号を有し の十一の三第四項に規定する財務省令で定める じ。)を送信して氏名、生年月日、住所(国内 う。第三項、第五項及び次条第一項において同 条第四項に規定する署名用電子証明書等をい 提示し、又はその者の署名用電子証明書等(同 は、氏名、生年月日及び住所。第三項において に住所を有しない者にあつては、法第三十七条

- 番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定 行政手続における特定の個人を識別するための 令で定める書類は、同項に規定する居住者又は 書類のいずれかの書類とする。 する個人番号カードその他の財務省令で定める 恒久的施設を有する非居住者の住民票の写し、 法第三十七条の十一の三第四項に規定する政
- 3 人番号と同じであるかどうかを確認しなければ又は記録がされた氏名、生年月日、住所及び個 に規定する書類又は署名用電子証明書等に記載 があつた氏名、生年月日、住所及び個人番号 の規定による告知があつた場合には、当該告知金融商品取引業者等の営業所の長は、第一項 ならない。 が、当該告知の際に提示又は送信を受けた前項
- 4 た旨を明らかにし、かつ、当該帳簿を保存しな により、当該確認に関する帳簿に当該確認をし 確認をした場合には、財務省令で定めるところ 金融商品取引業者等の営業所の長は、 ればならない。 前項の
- 5 とする。 を備えている場合における当該居住者又は恒久 令で定める者は、特定口座開設届出書の提出を 氏名、住所又は個人番号と異なるものを除く。 個人番号が当該帳簿に記載されているその者の 出書に記載されるべきその者の氏名、住所又は 的施設を有する非居住者(当該特定口座開設届 書等の送信を受けて作成されたものに限る。) 定する書類の提示又はその者の署名用電子証明 他の事項を記載した帳簿(その者の第二項に規 有する非居住者の氏名、住所及び個人番号その 設届出書の提出をする居住者又は恒久的施設を 務省令で定めるところにより、当該特定口座開 受ける金融商品取引業者等の営業所の長が、財 法第三十七条の十一の三第四項に規定する政

営業所の長に、その者の次項に規定する書類を (特定口座異動届出書)

第二十五条の十の四 特定口座を開設している居 において同じ。)に、その旨その他財務省令でらの規定に規定する移管先の営業所の長。次項 受けた旨を記載し、又は記録しなければならな 等書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を 事項を記録した電磁的記録を含む。以下この 引業者等の営業所の長は、当該届出書(電磁的 示し、又はその者の署名用電子証明書等を送信 名又は住所の変更をした場合にあつては、当該 項において同じ。)をしなければならない。こ 出書に記載すべき事項の提供を含む。以下この 書の提出に代えて行う電磁的方法による当該届 商品取引業者等の営業所の長(第三項又は第二 遅滞なく、当該特定口座が開設されている金融 名、住所若しくは個人番号の変更をした場合又 住者又は恒久的施設を有する非居住者がその 書等に記載又は記録がされた氏名、住所又は個 番号が当該本人確認等書類又は署名用電子証 において同じ。)に記載され、又は記録されて 方法により提供された当該届出書に記載すべき しなければならないものとし、当該金融商品取 項において「本人確認等書類」という。)を提 写しその他の財務省令で定める書類。以下この 書類又はその者の変更前の氏名若しくは住所及 の者の前条第二項に規定する書類(その者の氏 は、当該金融商品取引業者等の営業所の長にそ の場合において、当該届出書の提出に当たつて 定める事項を記載した届出書の提出(当該届 番号が初めて通知された場合には、その者は、 の番号の利用等に関する法律の規定により個人 は行政手続における特定の個人を識別するため 該届出書に当該確認をした旨及び当該本人確認 人番号と同一であることの確認をし、かつ、 いる変更又は通知がされた氏名、住所又は個人 び変更後の氏名若しくは住所を証する住民票の 十五条の十の六の移管があつた場合には、これ 当 項

2 引等勘定をいう。以下この項において同じ。) 勘定(同条第三項第三号に規定する特定信用取 第二号に規定する特定保管勘定をいう。以下こ 特定保管勘定(法第三十七条の十一の三第三項 設を有する非居住者が、当該特定口座に新たに けられている特定保管勘定若しくは特定信用 を設定しようとする場合又は当該特定口座に設 の項において同じ。)若しくは特定信用取引等 特定口座を開設している居住者又は恒久的

含む。)をしなければならない。 含む。)をしなければならない。 きしなければならない。 をしなければならない。 をしなければならない。 をしなければならない。 をしなければならない。 をしなければならない。 をしなければならない。 をしなければならない。 をしなければならない。

電磁的方法による当該届出書に記載すべき事項届出書の提出(当該届出書の提出に代えて行う とするときは、当該居住者又は恒久的施設を有の三第一項又は第二項の規定の適用を受けよう の提供を含む。)をしなければならない。 び住所その他財務省令で定める事項を記載した 所の長に、その旨、その者の氏名、生年月日及 移管前の営業所を経由して、当該移管先の営業 する非居住者は、当該移管を依頼する際、当該 該移管先の営業所において法第三十七条の十一 渡又は信用取引等による所得につき引き続き当 特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲移管がされることとなつた場合において、当該 う。) に移管すべきことを依頼し、かつ、その の全部を当該金融商品取引業者等の他の営業所 う。) の長に対して当該特定口座に関する事務 の項及び次項において「移管前の営業所」とい れている金融商品取引業者等の営業所(以下こ 設を有する非居住者が、当該特定口座が開設さ (以下この項において「移管先の営業所」とい 特定口座を開設している居住者又は恒久的施 2

(特定口座継続適用届出書等)は、特定口座異動届出書という。 第一項から第三項までの規定による届出書系での規定による届出書

をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者二十五条の十の五 特定口座開設届出書の提出

の規定を適用する。 居住者にあつては、国の規定を適用する。 保田 (居住者にあつては、恒久的施設を有しないこととなることをいい、恒久的施設を有しないこととなることをいい、恒久的施設を有しないこととなることをいい、恒久的施設を有しないこととなることをいい、恒久的施設を有しないこととなることをいい、恒久的施設を有しないこととなることをいい、恒久的施設を有しないこととなることをいい、恒久的施設を有しないこととなることをいい、その提出後、出国(居住者にあつては、国が、その提出後、出国(居住者にあつては、国の規定を適用する。

る振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は 品取引業者等の営業所に開設する特定口座に係 金融商品取引業者等の営業所に開設されていた 者が、同項の特定口座開設届出書の提出をした 出国口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録 当該特定口座に保管の委託をしようとするとき の項において同じ。) をした後再び当該金融商 住者に該当することとなることをいう。以下こ 座(以下この条において「出国口座」という。) 融商品取引業者等の営業所に開設されている口 等の全てにつき、出国をした後引き続き当該金 特定口座(以下この項において「出国前特定口 とができるものとする。 ている上場株式等を当該特定口座に移管するこ がされ、又は当該出国口座に保管の委託がされ は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該 つ、帰国(居住者又は恒久的施設を有する非居 又は当該出国口座において保管の委託をし、か に係る振替口座簿に記載若しくは記録を受け、 座」という。)に係る特定口座内保管上場株式 前項の居住者又は恒久的施設を有する非居住

当該居住者又は恒久的施設を有する非居住当該居住者又は恒久的施設を有する非居住当該居住者又は恒久的施設を有する非居住当該居住者又は恒久的施設を有する非居住当該居住者又は恒久的施設を有する非居住当該居住者又は恒久的施設を有する非居住当該居住者又は恒久的施設を有する非居住当該居住者又は恒久的施設を有する非居住当該居住者又は恒久的施設を有する非居住当該居住者又は恒久的施設を有する非居住当該居住者又は恒久的施設を有する非居住

第百五十一条の二第一項又は第百五十三条の座内保管上場株式等移管依頼書及び所得税法 分の所得税につき所得税法第六十条の二第一 び次項において同じ。)をすること。 る書類として財務省令で定めるものの提出を 第六十条の二第一項各号に定める金額を証す を含む。)の規定の適用の有無に応じた同法 所の長に特定口座開設届出書の提出をする の規定により当該金融商品取引業者等の営業 国をした後、法第三十七条の十一の三第四項 金額に算入されていない者を除く。)が、帰 の区分に応じ当該各号に定める金額が総収入 得税法第六十条の二第一項各号に掲げる場合 譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上所 並びに同日の属する年分の事業所得の金額、 含む。以下この号において同じ。)の規定の 項(同条第十項の規定により適用する場合を 際、当該特定口座開設届出書とともに出国口 二十五条の規定による決定がされていない者 税につき確定申告書の提出及び国税通則法第 適用を受けたもの(同日の属する年分の所得 当該居住者のうちその出国の日の属する年 (同条第三項において準用する場合

る更正の請求をした者の当該請求に基づく更において準用する場合を含む。)の規定によ得税法第百五十三条の二第一項(同条第三項場合には、それぞれ次に定める日(同日が所場合には、それぞれ次に掲げる場合に該当する

出をすること。 に出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提正の日前である場合にあつては、同日)以後

ロ 満了基準日の翌日から満了基準日以後四日 新河の規定により出国口座から特定口座に移管することができる上場株式等は、当該出国口座に移管することができる上場株式等のうち、出国の日から出国口座内保管上場株式等のうち、出国の日から出国口座からの払出し(振替による受入れ及び払出しを含むものとし、次に掲げる上場株式等の受入れをする目までの間に当該出国口座への安入れ及び払出しを含むものとし、次に掲げる上場株式等の受入れをする場合における当該受入れなび払出しを合むものとし、次に掲げる上場なび払出しを除く。以下この頃において同じ。)が行われない場合における当該上場株式等と同が行われない場合における当該上場株式等と同が行われない場合における当該上場株式等と同が行われない場合における当該上場株式等と同いる。

3

記載すべき事項の提供を含む。以下この項及

一当該出国口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該出国口座に保管の委託がされている上場株式等に係る株式又は特定受益権の分割又は併合により取得する上場株式をで、当該株式又は投資信託若しくは特定受益症券発行信託の受益権の分割又は併合に係る振替口座簿に記載若しくは記録をし、又当該振替口座簿に記載若しくは記録をし、又当該振替口座簿に記載若しくは記録をし、又当該振替口座簿に記載若しくは記録をし、又当該振替口座簿に記載若しくは記録をし、又当該振替口座簿に記載若しくは記録をし、又当該振替口座簿に記載若しくは記録をしている。

保管の委託をする方法により行うものくは記録がされ、又は当該出国口座に保る第二十五条の十の二第十四項第六号に規定する株式無条の十の二第十四項第六号に規定する株式無傷割当て、新株予約権無償割当て又は新投資口予約権無償割当て又は新投資日予約権無償割当で又は新投資日予約権無償割当で又は新投資日予約権無償割当で又は新投資日本に保る振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は記録がされ、又は当該出国口座に保管の会託をする方法により行うもの保管の委託をする方法により行うものにいる。

くは記録がされ、又は当該出国口座に保管の三 当該出国口座に係る振替口座簿に記載若し

より行うもの くは記録をし、又は保管の委託をする方法に 座への受入れを、 法人の株式又は合併親法人株式の当該出国口 七号に規定する合併親法人株式で、当該合併 この項において同じ。)又は同条第十四項第 る合併により取得する同号に規定する合併法 第二十五条の十の二第十四項第七号に規定す 人の株式(出資を含む。第六号を除き、以下 三十七条の十第三項第一号に規定する法人の 委託がされている上場株式等を発行した法第 当該振替口座簿に記載若し

記録をし、 の受入れを、当該振替口座簿に記載若しくは る新たな投資信託の受益権の当該出国口座へ る新たな投資信託の受益権で、当該併合に係 資信託の第二十五条の十の二第十四項第八号 委託がされている投資信託の受益権に係る投 くは記録がされ、又は当該出国口座に保管の に規定する併合により取得する当該併合に係 当該出国口座に係る振替口座簿に記載若し 又は保管の委託をする方法により

を、当該振替口座簿に記載若しくは記録を 割承継親法人株式の当該出国口座への受入れ 法人株式で、当該分割承継法人の株式又は分 継法人の株式又は同号に規定する分割承継親 る分割により取得する同号に規定する分割承 第二十五条の十の二第十四項第九号に規定す 委託がされている上場株式等を発行した法第 くは記録がされ、又は当該出国口座に保管の 三十七条の十第三項第二号に規定する法人の し、又は保管の委託をする方法により行う 当該出国口座に係る振替口座簿に記載若し

は保管の委託をする方法により行うもの 当該振替口座簿に記載若しくは記録をし、 子法人の株式の当該出国口座への受入れを、 号に規定する完全子法人の株式で、当該完全 号の二に規定する株式分配により取得する同 人の行つた第二十五条の十の二第十四項第九 法第三十七条の十第三項第三号に規定する法 管の委託がされている上場株式等を発行した 若しくは記録がされ、又は当該出国口座に保 当該出国口座に係る振替口座簿に記載 又

六 当該出国口座に係る振替口座簿に記載若し くは記録がされ、 委託がされている上場株式等に係る第二十五 条の十の二第十四項第十号に規定する株式交 又は当該出国口座に保管の 4

うもの 録をし、又は保管の委託をする方法により行 受入れを、当該振替口座簿に記載若しくは記 の株式で、これらの株式の当該出国口座への 取得する同号に規定する株式移転完全親法人 人の株式又は同号に規定する株式移転により 全親法人の株式若しくは同号に規定する親法 換により取得する同号に規定する株式交換完

t 保管の委託をする方法により行うもの 該振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は株予約権等の当該出国口座への受入れを、当 条の十の二第十四項第十号の二に規定する旧 併法人等新株予約権等で、当該合併法人等新 する合併等により取得する同号に規定する合 る被合併法人、分割法人、株式交換完全子法 新株予約権等を発行した法人を同号に規定す 委託がされている上場株式等である第二十五 くは記録がされ、又は当該出国口座に保管の 人又は株式移転完全子法人とする同号に規定 当該出国口座に係る振替口座簿に記載若し

株式等で、当該取得する上場株式等の当該出 事由の発生又は取得決議により取得する上場 付種類株式又は同項第六号に規定する取得条 委託がされている上場株式等で所得税法第五 くは記録がされ、又は当該出国口座に保管の 法により行うもの 若しくは記録をし、 国口座への受入れを、当該振替口座簿に記載 であるものに係るこれらの規定に定める取得 項付新株予約権が付された新株予約権付社債 付株式、同項第三号に規定する全部取得条項 十七条の四第三項第二号に規定する取得条項 当該出国口座に係る振替口座簿に記載若し 又は保管の委託をする方

定める取得事由の発生により取得する上場株 規定する取得条項付新株予約権に係る同号に 委託がされている上場株式等について与えら により行うもの しくは記録をし、又は保管の委託をする方法 口座への受入れを、当該振替口座簿に記載若 式等で、当該取得する上場株式等の当該出国 れた所得税法第五十七条の四第三項第五号に くは記録がされ、又は当該出国口座に保管の 当該出国口座に係る振替口座簿に記載若し

る上場株式等 前各号に掲げるもののほか財務省令で定め

融商品取引業者等の営業所の新設若しくは廃止 事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は金

> 所の長がしたものとみなして、前二項の規定を理その他の手続については、当該移管先の営業 供された当該特定口座継続適用届出書に記載す 特定口座継続適用届出書(電磁的方法により提 商品取引業者等の営業所をいう。)の長がした 口座に係る移管前の営業所(当該移管先の営業 管先の営業所に移管された場合には、当該出国 る出国口座に関する事務が、次条に規定する移 座継続適用届出書の提出をした者が開設してい 若しくは業務を行う区域の変更により、特定口 べき事項を記録した電磁的記録を含む。)の受 所に当該出国口座に関する事務を移管した金融

(金融商品取引業者等において事業譲渡等があ つた場合)

第二十五条の十の六 事業の譲渡若しくは合併若 る事務を移管した金融商品取引業者等の営業所 新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の変 をいう。)の長がした特定口座開設届出書の受 所(当該移管先の営業所に当該特定口座に関す の十一の三第一項から第六項までの規定の適用 る当該移管された特定口座に係る法第三十七条 された場合には、当該移管された日以後におけ 金融商品取引業者等の他の営業所(以下この条 受けた金融商品取引業者等の営業所又は同一の その合併により設立した金融商品取引業者等若 業の譲渡を受けた金融商品取引業者等若しくは 住者又は恒久的施設を有する非居住者が開設し 更により、特定口座開設届出書の提出をした居 しくは分割又は金融商品取引業者等の営業所の は、 については、当該特定口座に係る移管前の営業 若しくはその分割により資産及び負債の移転を ている特定口座に関する事務の全部が、その事 において「移管先の営業所」という。) に移管 しくはその合併後存続する金融商品取引業者等 同条第四項の規定による確認その他の手続

(特定口座廃止届出書)

第二十五条の十の七 特定口座を開設している居 特定口座につき法第三十七条の十一の三第一項 住者又は恒久的施設を有する非居住者が、当該 合には、その者は、当該特定口座が開設されて の規定の適用を受けることをやめようとする場 及び第二項並びに第三十七条の十一の六第一項 特定口座を廃止する旨その他財務省令で定める いる金融商品取引業者等の営業所の長に、当該

届出書は、

当該金融商品取引業者等が当該居住

2 は、その提出があつた日以後にその口座にお て処理される上場株式等の譲渡若しくは信用

引等による所得又は同日以後にその口座に受け

入れる法第三十七条の十一の六第一項に規定す

当該移管先の営業所の長がしたものとみな 3

ればならない。 号及び第六項第二号において同じ。)をしなけ 第二十五条の十の十三において「特定口座廃止 条の十の九から第二十五条の十の十一まで及び 事項を記載した届出書(以下この条、第二十 第一項並びに第二十五条の十の十一第二項第四 を含む。次項及び第三項、第二十五条の十の十 該特定口座廃止届出書に記載すべき事項の提供 届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当 届出書」という。)の提出(当該特定口座廃止 特定口座廃止届出書の提出があつた場合に

は、適用しない。 得又は配当所得については、法第三十七条の る上場株式等の配当等(以下この条において 得又は配当所得については、法第三十七条の十「上場株式等の配当等」という。)に係る利子所 一の三から第三十七条の十一の六までの規定

規定する源泉徴収選択口座に受け入れるべきも をいう。第二十五条の十の十三において同じ。) 等の配当等(無記名の公社債の利子、無記名株 を除く。)において、当該特定口座廃止届出書 開始届出書の提出をした金融商品取引業者等にの提出後、当該源泉徴収選択口座内配当等受入 その源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書 る源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の 提出(法第三十七条の十一の六第二項に規定す のに限る。) があるときは、当該特定口座廃 届出書に係る法第三十七条の十一の四第一項に 行信託の受益証券に係る収益の分配にあつて 又は無記名の投資信託若しくは特定受益証券発 第一項に規定する無記名株式等の剰余金の配当 式等の剰余金の配当(所得税法第二百二十五条 の提出があつた日前に支払の確定した上場株式 廃止届出書の提出をしたものとみなされる場合 対し特定口座廃止届出書の提出をした場合(第 た居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、 提出をいう。以下この項において同じ。)をし 居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し は、同日前に支払われた上場株式等の配当等) てまだ交付していないもの(当該特定口座廃止 で同日において当該金融商品取引業者等が当該 二十五条の十の五第一項の規定により特定口座 源泉徵収選択口座内配当等受入開始届出書

をした日)の翌日に提出がされたものとみなし する場合には、これらの交付のうち最後に交付 上にわたつて当該上場株式等の配当等の交付を 該上場株式等の配当等の交付をした日(二回以 者又は恒久的施設を有する非居住者に対して当

(特定口座開設者死亡届出書)

第二十五条の十の八 特定口座を開設している居 をしなければならない 第二項第五号及び第六項第三号において同じ。) 亡届出書に記載すべき事項の提供を含む。同条 十一第二項第五号及び第六項第三号において 下この条、次条第五項並びに第二十五条の十の 他財務省令で定める事項を記載した届出書(以 融商品取引業者等の営業所の長に、その旨その 後遅滞なく、当該特定口座が開設されている金 つきその相続の開始があつたことを知つた日以 たときは、その者の相続人は、当該特定口座に 住者又は恒久的施設を有する非居住者が死亡し て行う電磁的方法による当該特定口座開設者死 (当該特定口座開設者死亡届出書の提出に代え 「特定口座開設者死亡届出書」という。)の提出 5

座に関する帳簿書類の整理保存) (金融商品取引業者等の営業所における特定口

第二十五条の十の九 金融商品取引業者等の営業 引等につき帳簿を備え、各人別に、その特定口式等又は当該特定口座において処理した信用取 保存しなければならない。 用取引等の処理に関する事項を明らかにし、か の払出しを含む。) 並びにその上場株式等の信 くは記録又は保管、 座内保管上場株式等の振替口座簿への記載若し 設された特定口座に係る特定口座内保管上場株 所の長は、特定口座開設届出書の提出をして開 当該帳簿を財務省令で定めるところにより 受入れ及び譲渡(譲渡以外 7 6

当該帳簿を財務省令で定めるところにより保存 え、各人別に、その事績を明らかにし、かつ、 その旨及びその通知をした事項につき帳簿を備 十二項第一号の規定による通知をしたときは、 五条の十の二第九項第一号、第十一項又は第二 しなければならない。 金融商品取引業者等の営業所の長は、第二十 第二十五条の十の十 法第三十七条の十一の三第

3 べき事項を記録した電磁的記録を含む。)を各 ときは、当該送付をした同項各号に掲げる書類 五条の十の二第十一項の規定による送付をした (電磁的方法により提供した当該書類に記載す 金融商品取引業者等の営業所の長は、第二十 3 2

4 人別に整理し、当該書類を財務省令で定めると

条第二十項各号に掲げる書類の提出をした場合 をした事実を明らかにしなければならない。 口座に係る第一項の帳簿に、当該確認又は提出 認又は提出に係る割当株式の受入れをした特定 五条の十の二第十九項の確認をした場合又は同 には、財務省令で定めるところにより、当該確 金融商品取引業者等の営業所の長は、第二十

保存しなければならない。 場合には、財務省令で定めるところにより、こ 条第十七項において準用する場合を含む。)に れらの届出書、依頼書、書類及び電磁的記録を 届出書その他財務省令で定める書類を受理した 書、特定口座廃止届出書、特定口座開設者死亡 届出書、出国口座内保管上場株式等移管依頼 頼書、特定口座異動届出書、特定口座継続適用 る同条第十項に規定する相続上場株式等移管依 式等移管依頼書、同条第十六項において準用す 年者口座内上場株式等移管依頼書、相続上場株 座内上場株式等移管依頼書、特定口座への未成 十一号に規定する書類、特定口座への非課税口掲げる書類又は電磁的記録、同条第十四項第二 依頼書、第二十五条の十の二第十一項各号 座開設届出書、特定口座内保管上場株式等移管 金融商品取引業者等の営業所の長は、特定口 (同

する。 されたこれらの届出書、依頼書又は書類に記載 において同じ。) には、電磁的方法により提供 の他財務省令で定める書類を除く。以下この項 の十の二第十四項第二十一号に規定する書類そ すべき事項を記録した電磁的記録を含むものと 前項の届出書、依頼書及び書類(第二十五条

ころにより、当該申出書及び当該申出書に添付 写しを保存しなければならない。 された割当株式数証明書の写しを作成し、 出書を受理した場合には、財務省令で定めると 五条の十の二第十四項第二十二号に規定する申 (特定口座年間取引報告書) 金融商品取引業者等の営業所の長は、第二十 当該

という。)の様式は、財務省令で定める。 下この条において「特定口座年間取引報告書. 廃止届出書の提出があつた場合とする。 七項に規定する政令で定める事由は、 法第三十七条の十一の三第七項の報告書 特定口座

引業者等は、 法第三十七条の十一の三第九項の金融商品取 同項本文の規定により特定口座年

> ればならない。 間取引報告書に記載すべき事項を提供しようと 項及び次項において同じ。) の種類及び内容を する非居住者に対し、その用いる電磁的方法 示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なけ あらかじめ、同項の居住者又は恒久的施設を有 (同項に規定する電磁的方法をいう。以下この するときは、 財務省令で定めるところにより、

5 4 者等は、同項の居住者又は恒久的施設を有する をした場合は、この限りでない。 を有する非居住者が再び前項の規定による承諾 すべき事項の提供を電磁的方法によつてしては 居住者に対し、特定口座年間取引報告書に記載 ときは、当該居住者又は恒久的施設を有する非 的方法による提供を受けない旨の申出があつた 非居住者から書面又は電磁的方法により法第三 ならない。ただし、当該居住者又は恒久的施設 十七条の十一の三第九項本文の規定による電磁

ち当該上場株式等の譲渡の対価に係る部分の規 金等を含む。以下この項において同じ。)の支 規定する金銭等及び同条第四項に規定する償還 項を記載すべきものとされる上場株式等の譲渡特定口座年間取引報告書にその額その他の事 定は、適用しない。 項、第三項及び第四項並びに第二百二十五条第 及びその交付の取扱者(法第三十八条第三項及 受ける者に該当する者を除く。)、支払をする者 の対価(所得税法第二百二十四条の三第三項に び第五項に規定する交付の取扱者をいう。)に む。以下この項において同じ。)を受ける者 払(同条第三項及び第四項に規定する交付を含 (同法第二百二十八条第二項に規定する支払を ついては、所得税法第二百二十四条の三第一 一項並びに法第三十八条第三項及び第五項のう

6 項を記載すべきものとされる法第三十七条の十 項、 四項から第七項まで並びに第二条の二第十二 四条及び第二百二十五条並びに法第八条の四第 者をいう。) については、所得税法第二百二十 び第九条の三の二第一項に規定する支払の取扱 三項、第八条の三第三項、第九条の二第二項及 する者及びその支払の取扱者(法第三条の三第 支払を受ける者(所得税法第二百二十八条第一 項に規定する支払を受ける者を除く。)、支払を の六第一項に規定する上場株式等の配当等の 特定口座年間取引報告書にその額その他の事 第四条第九項、 第四条の五第十項及び第四

条の六の二第二十五項のうち当該上場株式等の

前項の規定による承諾を得た金融商品取引業

第十四項に規定する明細書の添付に代えること 年間取引報告書又は法第三十七条の十一の三第八第十四項の規定の適用については、特定口座 条の九第十三項において準用する第二十五条 等の譲渡以外の株式等の譲渡がないときは、当 事業所得若しくは雑所得の基因となる上場株式 準用する場合を含む。) において準用する所得 年分の確定申告書(法第三十七条の十二の二第 の営業所に特定口座を開設しているものがその 的施設を有する非居住者で金融商品取引業者等 式等に係る譲渡所得等を有する居住者又は恒久 配当等に係る部分の規定は、適用しない。 の九第十三項において準用する第二十五条の八 及びその合計表(財務省令で定める事項を記載 座年間取引報告書に記載すべき事項を書面に出 九項本文の規定による提供を受けた当該特定 該確定申告書を提出する場合における第二十五 の規定による申告書を含む。以下この項におい 法第百六十六条において準用する場合を含む。) 税法第百二十三条第一項(第二号を除く。)(同 九項(法第三十七条の十三の三第十項において したものをいう。)) の添付をもつて第二十五条 は、当該二以上の特定口座に係るこれらの書類 力したもの(二以上の特定口座を有する場合に する信用取引等に係る上場株式等の譲渡による 譲渡所得若しくは雑所得又は同条第三項に規定 口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得、 て同じ。)を提出する場合において、その年中 に、第二十五条の十の二第一項に規定する特定 法第三十七条の十一第一項に規定する上場

8 件を留め置く場合について準用する。 第三十七条の十一の三第十三項の規定により物 (特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得 国税通則法施行令第三十条の三の規定は、 法

ができる。

等に対する源泉徴収等の特例)

第二十五条の十の十一 第三十七条の十一の四第二項に規定する源泉徴 条の十の十三において同じ。)により生ずる法 保管上場株式等の譲渡又は当該特定口座にお 年中に行われた当該特定口座に係る特定口座内 居住者又は恒久的施設を有する非居住者でその 収選択口座内調整所得金額に係る当該譲渡の対 金決済(法第三十七条の十一の四第一項に規定 する差金決済をいう。以下この条及び第二十五 て処理された上場株式等の信用取引等に係る差 特定口座を開設している

(同条第一項に規定する提出をいう。第十三項第十三項及び第十五項において同じ。) の提出 及び第十五項において同じ。)をしなければな 規定する特定口座源泉徴収選択届出書をいう。 までに、特定口座源泉徴収選択届出書(同項に 最初に差金決済を行う時のうちいずれか早い時 理された上場株式等の信用取引等につきその年 等の譲渡をする時又は当該特定口座において処 に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式 融商品取引業者等の営業所の長に、その年最初 するものは、当該特定口座が開設されている金 について同条第一項の規定の適用を受けようと 価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額 4

掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日と 同項に規定する政令で定める日は、 令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、 法第三十七条の十一の四第一項に規定する政 当該各号に

譲渡の日の属する月の翌月十日 取引業者等の営業所に移管された場合 座に関する事務がその譲渡を受けた金融商品 者等の事業の譲渡により当該源泉徴収選択口 て同じ。)が開設されている金融商品取引業 いう。以下第二十五条の十の十三までにおい の四第一項に規定する源泉徴収選択口座を その源泉徴収選択口座(法第三十七条の十 当該

属する月の翌月十日 の営業所に移管された場合 当該分割の日の 及び負債の移転を受けた金融商品取引業者等 選択口座に関する事務がその分割による資産 融商品取引業者等の分割により当該源泉徴収 その源泉徴収選択口座が開設されている金 5

翌月十日 た場合 当該解散又は廃止の日の属する月の 融商品取引業者等が解散又は事業の廃止をし その源泉徴収選択口座が開設されている金

た日の属する月の翌月十日 届出書の提出があつた場合 曲出書の提出があつた場合 当該提出があつその源泉徴収選択口座につき特定口座廃止

収入金額として政令で定める金額は、その譲渡定する特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る 法第三十七条の十一の四第二項第一号イに規 者死亡届出書の提出があつた場合 があつた日の属する月の翌月十日 その源泉徴収選択口座につき特定口座開設 当該提出

をした特定口座内保管上場株式等の当該譲渡に

係る収入金額のうち当該特定口座内保管上場株 た金額(財務省令で定めるものを除く。)とす 式等に係る源泉徴収選択口座において処理され

金額として政令で定める金額は、その譲渡につ 取得に要した金額及びその譲渡に要した費用の 掲げる金額の合計額とする。 き前項に規定する金額がある場合における次に 定する譲渡をした特定口座内保管上場株式等の 法第三十七条の十一の四第二項第一号イに規 6

規定により適用する場合を含む。)に準じて 理された金額又は事項を基礎として所得税法 の取得に要した金額その他の当該特定口座内その譲渡をした特定口座内保管上場株式等 管上場株式等の売上原価の額又は取得費の額 計算した場合に算出される当該特定口座内保 らの規定を第二十五条の十の二第一項後段の に第二十五条の十二の四第四項の規定(これ 十七条の七第四項から第七項までの規定並び 施行令第二編第一章第四節第三款及び第百六 場株式等に係る源泉徴収選択口座において処 保管上場株式等につき当該特定口座内保管上 に相当する金額

処理された金額 上場株式等に係る源泉徴収選択口座において に要した費用の額のうち当該特定口座内保管 の当該譲渡に係る委託手数料その他当該譲渡 その譲渡をした特定口座内保管上場株式等

信用取引等に係る第一号に掲げる金額から当該 源泉徴収選択口座において差金決済が行われた 定する差益の金額として政令で定める金額は、 に係る第一号に掲げる金額を控除した残額とす に係る第二号に掲げる金額から当該信用取引等 額として政令で定める金額は、当該信用取引等 た残額とし、同項第一号ロに規定する差損の金 信用取引等に係る第二号に掲げる金額を控除し 法第三十七条の十一の四第二項第一号ロに規

収選択口座において処理された金額 式等の譲渡に係る収入金額のうち当該源泉徴はその信用取引等の決済のために行う上場株 次に掲げる金額のうち当該源泉徴収選択口 その信用取引等による上場株式等の譲渡又

イ 座において処理された金額の合計額 めに要した金額 付けにおいて当該上場株式等を取得するた 前号の信用取引等に係る上場株式等の買

> 業者等から借り入れた借入金につき支払 源泉徴収選択口座を開設する金融商品取引 イの上場株式等の買付けのために前号の

掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日と 同項に規定する政令で定める日は、当該各号に 令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、 法第三十七条の十一の四第三項に規定する政引等を行うことに伴い直接要した費用の額

た場合 当該解散又は廃止の日 融商品取引業者等が解散又は事業の廃止をし

た日 届出書の提出があつた場合 当該提出があつ

三 その源泉徴収選択口座につき特定口座開設 があつた日 者死亡届出書の提出があつた場合 当該提出

7 規定により徴収した所得税を納付する場合に 額の支払をする金融商品取引業者等は、同項の を添付しなければならない。 項に規定する納付書に財務省令で定める計算書 信用取引等の差金決済に係る差益に相当する金 保管上場株式等の譲渡の対価又は上場株式等の は、その納付の際、国税通則法第三十四条第一

9 8 る場合には、その還付すべき金額に相当する金 引業者等が同項の規定による所得税の還付をす おいて処理された上場株式等の信用取引等の差式等の譲渡の対価又は当該源泉徴収選択口座に 金融商品取引業者等の営業所の所在地とする。 金決済に係る差益に相当する金額の支払をする 源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株 徴収して納付すべき所得税の納税地は、同項の 法第三十七条の十一の四第三項の金融商品取 法第三十七条の十一の四第一項の規定により 次に掲げる金額から控除するものとす 13

株式等の譲渡の対価又は源泉徴収選択口座に源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場 十一の四第一項の規定によりその年において おいて処理された上場株式等の信用取引等の 当該金融商品取引業者等が法第三十七条の

取引等に係る上場株式等の譲渡のために要 した委託手数料、管理費その他当該信用取 イ及びロに掲げるもののほか、当該信用

その源泉徴収選択口座につき特定口座廃止 その源泉徴収選択口座が開設されている金

10

法第三十七条の十一の四第一項の特定口座内

ばならない。 付して、これを前項の税務署長に提出しなけ 付して、これを前項の税務署長に提出しなけれの金額その他必要な事項を記載した明細書を添 額の合計額のうち控除することができない部分 第九項の規定により控除すべき金額及び当該金 者等に開設されている源泉徴収選択口座ごとの 取引業者等は、同項の規定に該当することとな つた旨を記載した書面に、当該金融商品取引業 前項の規定の適用を受けようとする金融商品

日)までの期間とする。 日がある場合には、その適することとなつた(同日前に充当をするのに適することとなつた 定をする日又はその還付金につき充当する日 期間は、前項の書面が提出された日の翌日以後 算する場合には、その計算の基礎となる同項の 法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計 一月を経過した日からその還付のための支払決

定による所得税の徴収又は還付をする場合に 所得税の徴収及び還付につき、帳簿を備え、 は、財務省令で定めるところにより、これらの の提出をした居住者又は恒久的施設を有する非 融商品取引業者等は、同項又は同条第三項の規 法第三十七条の十一の四第一項に規定する金 項の規定により特定口座源泉徴収選択届出書 第

の翌年一月十日までに納付すべき金額 差金決済に係る差益に相当する金額から徴収 し、同項に規定するその徴収の日の属する年

一 当該金融商品取引業者等が法第三条の三第 定する徴収の日の属する年の翌年一月十日ま 択口座内配当等から徴収し、同条第五項に規 第一項の規定によりその年において法第三十 る。)、第九条の二第二項又は第九条の三の二 第三項(同条第二項第二号に係る部分に限 等の利子等に係る部分を除く。)、第八条の三 三項(同条第一項に規定する国外一般公社債 七条の十一の六第一項に規定する源泉徴収選 でに納付すべき金額

商品取引業者等に還付する。 ことができない金額に相当する金額を当該金融 れた納税地)の所轄税務署長は、当該控除する の規定による納税地(同法第十八条第二項の規 金融商品取引業者等が同項の規定により控除す 定による指定があつた場合には、その指定をさ に掲げる金額に係る所得税の所得税法第十七条 ることができない金額があるときは、同項各号 前項の規定を適用する場合において、同項の

第十項の規定による還付金について国税通

居住者の各人別に、同条第一項の規定により徴収した所得税の額、同条第三項の規定により還収した所得税の額、同条第三項の規定により還収した所得税の額、同条第三項の規定により還収選択届出書(電磁的方法により提供された当該特定口座源泉徴収選択届出書に記載すべき事該特定口座源泉徴収選択届出書に記載すべき事該特定口座源泉徴収選択届出書に記載すべき事該特定口座源泉徴収選択届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。第十五項により徴収さればない。

4 第九項の規定により同項に規定する納付すべき金額から同項に規定する遺付すべき金額に相いの世務省令で定める事項を記載しなければなの他財務省令で定める事項を記載しなければなの他財務省令で定める事項を記載しなければない。

は、第二十五条の十の四第三項又は第二十五条の ・ 第二十五条の十の四第三項又は第二十五条の ・ 第二十五条の十の四第三項又は第二十五条の ・ 第二十五条の十の四第三項又は第二十五条の ・ 第二十五条の十の四第三項又は第二十五条の ・ 第二十五条の十の四第三項又は第二十五条の ・ 第二十五条の十の四第三項又は第二十五条の ・ 第二十五条の十の四第三項又は第二十五条の

第二十五条の十の十二 法第三十七条の十一の五 第二十五条の十の十二 法第三十五項の規定にか まで並びに第百二十一条第一項及び第三十四号の四 まで並びに第百二十一条第一項及び第三中四号の規定及び第二十五条の九第十三項において準用する法第三十七条の十第六項において準用する第二十五条の八第十五項の規定とび第二十五条の八第十五項の規定とび第二十五条の八第十五項の規定とび第二十五条の八第十五項の規定とび第二十五条の十一の五 法第三十七条の十一の五

西得税法第二条第一項第三十号から第三十 所得税法第二条第一項第三十号から第三十 所得税法第二条第一項(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法第三十七条の十年。 一の五第一項(正規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法第三十七条の十年。 一の五第一項(確定申告を要しない上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法第三十七条の十年。 一の五第一項(確定申告を要しない上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法第三十七条のは、同項の五第一項(上場株式等に係る譲渡所 等の譲渡による所得)の規定の適用を受ける 場合には、同項各号に掲げる金額を除外した 金額)」とする。

二 所得税法第百二十一条第一項の規定の適用とのでは、同項中「課税総所得金額」と、「同項」と、「合計額(」とあるのは「前条第一項」と、「合計額(」とあるのは「前条第一項」と、「合計額(」とあるのは「前条第一項」と、「合計額(」とあるのは「計算の時例)に規定する上場株式等の課税該所得等の金額」と、「同項」とあるのは「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額」とある。

三 所得税法第百二十一条第三項の規定の適用 については、同項」とあるのは「前条第一項」については、同項中「合計額(租税特別措置法第三十七条の十一第一項(上場所得金額」とあるのは「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額」とあるのは「計額(租税特別措置法第三十七条の十一の譲渡による所得)の規定の適用を受ける同項各場に係る譲渡所得等の課だの適用を受ける。

び源泉徴収等の特例)(源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及

第二十五条の十の十三 法第三十七条の十一の六 当所得の金額の計算は、同項の居住者又は恒久 当等」という。) に係る利子所得の金額及び配 (無記名株式等の剰余金の配当又は無記名の投 当等の交付を受けた日又は支払の確定した日 第八項において同じ。)及び配当等(所得税法 法第二十三条第一項に規定する利子等をいう。 泉徴収選択口座内配当等以外の利子等(所得税 る利子所得の金額及び配当所得の金額と当該源 において有する源泉徴収選択口座内配当等に係 泉徴収選択口座ごとに、当該源泉徴収選択口座 的施設を有する非居住者が有するそれぞれの源 (以下この条において「源泉徴収選択口座内配 第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等 資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益証 により行うものとする。この場合において、配 所得の金額及び配当所得の金額を計算すること 子所得の金額及び配当所得の金額とを区分し 下この項及び第八項において同じ。)に係る利 第二十四条第一項に規定する配当等をいう。以 当該源泉徴収選択口座内配当等に係る利子

> の利子の額とに配分するものとする。 生ずべき株式等の取得に要した金額その他の合当該共通負債利子の額は、これらの配当所得を 所得と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配て有する源泉徴収選択口座内配当等に係る配当 徴収選択口座内配当等以外の配当等に係る負債 得するために要した金額(以下この項において き法第三十七条の十第二項に規定する株式等 当等に係る配当所得の双方の配当所得を生ずべ み替えて適用する場合を含む。以下この項にお おいて準用する場合を含む。) の規定により読 十第六項第二号(法第三十七条の十一第六項に 上所得税法第二十四条第二項(法第三十七条の 券に係る収益の分配については、その支払を受 口座内配当等に係る負債の利子の額と当該源泉 理的と認められる基準により当該源泉徴収選択 (以下この項において「株式等」という。) を取 うちに当該それぞれの源泉徴収選択口座におい 二十四条第二項に規定する負債の利子(以下こ いて同じ。)の規定により控除する所得税法第 「共通負債利子の額」という。)があるときは、 項において「負債の利子」という。)の額の ?た日)の属する年分の配当所得の金額の計算

泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出 される日。第四項において同じ。)までに、源証券に係る収益の分配については、その支払が という。)が設けられた源泉徴収選択口座を開 する特定上場株式配当等勘定(次項、第四項及 をいう。第四項及び第十六項において同じ。) 泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出 者等の営業所の長に対し、その上場株式等の配 徴収選択口座が開設されている金融商品取引業 規定の適用を受けようとするものは、当該源泉 場株式等の配当等」という。) について同項の 上場株式等の配当等(以下この条において「上 住者でその支払を受ける同条第一項に規定する 設している居住者又は恒久的施設を有する非居 び第六項において「特定上場株式配当等勘定」 をしなければならない。 (法第三十七条の十一の六第二項に規定する源 投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益 子、無記名株式等の剰余金の配当又は無記名の 当等の支払の確定する日(無記名の公社債の利 法第三十七条の十一の六第四項第二号に規定

と同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住令で定める要件は、同項の金融商品取引業者等3 法第三十七条の十一の六第三項に規定する政

ととする。こととする。こととされている上場株式等の配当等であるここととされている上場株式配当等勘定に受け入れることができる上場株式配当等受領委任契約において特定する上場株式配当等受領委任契約において特定者との間で締結された同条第四項第一号に規定

ればならない。 の提供を含む。次項において同じ。)をしなけ 口座内配当等受入終了届出書に記載すべき事項 代えて行う電磁的方法による当該源泉徴収選択 徴収選択口座内配当等受入終了届出書の提出に 受入終了届出書」という。)の提出(当該源泉 当等の受入れをやめることを依頼する旨その他た特定上場株式配当等勘定への上場株式等の配る日までに、当該源泉徴収選択口座に設けられ 内配当等受入開始届出書の提出を受けた金融商入開始届出書の提出後、その源泉徴収選択口座 非居住者が、その源泉徴収選択口座内配当等受 提出をしている居住者又は恒久的施設を有する 長に、その上場株式等の配当等の支払の確定す 合を除き、当該金融商品取引業者等の営業所 合には、その者は、特定口座廃止届出書の第二 の配当等につき法第三十七条の十一の六第一項 品取引業者等が支払の取扱いをする上場株式等 下この条において「源泉徴収選択口座内配当等 の財務省令で定める事項を記載した届出書(以 十五条の十の七第一項に規定する提出をする場 の規定の適用を受けることをやめようとする場 源泉徵収選択口座内配当等受入開始届出書

5 源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書のの)に係る利子所得又は配当所得については、時定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の判案者等が支払の取扱いをする上場株式等の配当業者等が支払の取扱いをする上場株式等の配当業者等が支払の取扱いをする上場株式等の配当業者等が支払の取扱いをする上場株式等の配分配にあつては、同日以後に支払の確定するもの(無記名の公社債の利子、無記名株式等の配分配にあつては、同日以後に支払がされるもの)に係る利子所得又は配当所得については、治療による、当該提出を受入終了届出書のお第三十七条の十一の六の規定は、適用しなな第三十七条の十一の六の規定は、適用しない。

る。 する政令で定める事項は、次に掲げる事項とす を一法第三十七条の十一の六第四項第一号に規定

択口座が開設されている金融商品取引業者等われる上場株式等の配当等で当該源泉徴収選は恒久的施設を有する非居住者に対して支払一 源泉徴収選択口座を開設している居住者又

配当等勘定に受け入れること。 源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式 交付するもののみを、その交付の際に、当該 該居住者又は恒久的施設を有する非居住者に その支払をする者から受け取つた後直ちに当 が支払の取扱いをするもののうち、当該金融 品取引業者等が当該上場株式等の配当等を 9

- 前号に掲げるもののほか財務省令で定める
- める場合及び同項に規定する政令で定める日に 三十七条の十一の六第五項に規定する政令で定 ついて準用する。 第二十五条の十の十一第二項の規定は、法第
- げる区分に応じ当該各号に定める金額の合計額た残額に係る利子等又は配当等の次の各号に掲 額は、当該源泉徴収選択口座内配当等の額の総内配当等について徴収して納付すべき所得税のげる金額があるときは、当該源泉徴収選択口座 用する第二十五条の十の十一第二項第一号又は き所得税の額を計算する場合(前項において準収選択口座内配当等について徴収して納付すべ 額から同項各号に掲げる金額の合計額を控除し された法第三十七条の十一の六第六項各号に掲 内配当等に係る源泉徴収選択口座において計算 合を除く。)において、当該源泉徴収選択口座 て徴収して納付すべき所得税の額を計算する場 とにより当該源泉徴収選択口座内配当等につい 第二号に掲げる場合に該当することとなつたこ る非居住者に対してその年中に交付した源泉徴 引業者等が同項の居住者又は恒久的施設を有す に相当する金額とする。 法第三十七条の十一の六第六項の金融商品取
- の配当等につき同条第三項の規定により計算外投資信託等の配当等 当該国外投資信託等 規定により計算した所得税の額 公社債等の利子等」という。)を除く。) 当公社債等の利子等(次項において「国外一般等の利子等(同条第一項に規定する国外一般 募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国 該国外公社債等の利子等につき同条第三項の 法第八条の三第二項第二号に掲げる国外私 法第三条の三第二項に規定する国外公社債
- 配当等 当該国外株式の配当等につき同条第三 法第九条の二第一項に規定する国外株式の た所得税の額
- き同項の規定により計算した所得税の額 一項の規定により計算した所得税の額 法第九条の三の二第一項に規定する上場株 当該上場株式等の配当等につ

得税を徴収して納付することを要しない。 者等は、当該満たない部分の金額に相当する所 の額に満たない場合には、当該金融商品取引業 税の額が前項の規定を適用して計算した所得税 の三の二第一項の規定により既に徴収した所得 部分に限る。第十三項、第十四項及び第十六項 外一般公社債等の利子等に係る部分を除く。 内配当等の交付の際に法第三条の三第三項 該金融商品取引業者等が当該源泉徴収選択口座 徴収選択口座内配当等について、その年中に当 施設を有する非居住者に対して支払われる源泉 において同じ。)、第九条の二第二項又は第九条 十三項、第十四項及び第十六項において同じ。) 第八条の三第三項(同条第二項第二号に係る 前項の場合において、当該居住者又は恒久的 国 第

引業者等」という。) が交付したこれらの規定 金融商品取引業者等又は同項第二号に規定する 定を適用するものとする。 既に徴収した所得税の額を含めて、これらの規 者等(第十四項において「移管元の金融商品取 内配当等の額及び既に徴収した所得税の額に により還付すべき所得税の額を計算する場合に 場合又は法第三十七条の十一の六第七項の規定 中に徴収して納付すべき所得税の額を計算する 項の規定により当該移管を受けた日の属する年 又は移転により移管を受けた源泉徴収選択口座 金融商品取引業者等」という。)が、当該譲渡 等 資産及び負債の移転を受けた金融商品取引業者 に規定する源泉徴収選択口座内配当等の額及び 又は資産及び負債の移転をした金融商品取引業 は、当該事業の譲渡をした金融商品取引業者等 は、これらの規定に規定する源泉徴収選択口座 に係る源泉徴収選択口座内配当等につき、前二 第二項第一号に規定する事業の譲渡を受けた 第七項において準用する第二十五条の十の十 (第十四項及び第十五項において「移管先の 13

11 の譲渡につき法第三十七条の十一の三第一項の 徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等 する政令で定める金額は、その年中にした源泉 失の金額のうち、その年中に当該源泉徴収選択 所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損 規定に基づいて計算された当該特定口座内保管 二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の 口座において処理された差金決済に係る同条第 上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡 法第三十七条の十一の六第六項第一号に規定 (以下この項及び次項において 「信用取引

> 等に係る上場株式等の譲渡」という。)につき 金額及び雑所得の金額から控除してもなお控除 引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の 同条第二項の規定により計算された当該信用 しきれない金額とする。

12 等の譲渡につき同条第一項の規定に基づいて計 泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式 る事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生た当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡によ 金額とする。 所得の金額から控除してもなお控除しきれない 算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡 じた損失の金額のうち、その年中にした当該源 用取引等に係る上場株式等の譲渡につき法第三 選択口座において処理された差金決済に係る信 する政令で定める金額は、その年中に源泉徴収 による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑 十七条の十一の三第二項の規定により計算され 法第三十七条の十一の六第六項第二号に規定

らず、その納付の際、国税通則法第三十四条第合には、所得税法第二百二十条の規定にかかわ一項の規定により徴収した所得税を納付する場 三項、第九条の二第二項又は第九条の三の二第 当等につき法第三条の三第三項、第八条の三第 書を添付しなければならない。 商品取引業者等は、当該源泉徴収選択口座内配 項に規定する納付書に財務省令で定める計算 源泉徴収選択口座内配当等の交付をする金融

14 三項、第八条の三第三項、第九条の二第二項又 泉徴収選択口座内配当等につき法第三条の三第係る移管元の金融商品取引業者等が交付した源 掲げる金額から控除するものとする。 者等に係る第二十五条の十の十一第九項各号に た日の属する年の当該移管先の金融商品取引業 は第九条の三の二第一項の規定により徴収した 又は移転により移管を受けた源泉徴収選択口座 所得税の額に相当する金額は、当該移管を受け 還付をする場合には、当該源泉徴収選択口座に 十七条の十一の六第七項の規定による所得税の に係る源泉徴収選択口座内配当等につき法第三 移管先の金融商品取引業者等が第十項の譲渡

15 等が同項の規定による控除をする場合について での規定は、前項の移管先の金融商品取引業者 第二十五条の十の十一第十項から第十二項ま

16

融商品取引業者等は、

法第三十七条の十一の六第五項に規定する金 源泉徴収選択口座内配当 等受入終了届出書は、当該移管先の営業所の長 届出書及び当該移管前の営業所の長に第四項に 出がされた源泉徴収選択口座内配当等受入開 日以後においては、当該源泉徴収選択口座に係 営業所に移管された場合には、当該移管された 務の全部が、これらの規定に規定する移管先の 十の六に規定する源泉徴収選択口座に関する事 記載しなければならない。 に提出されたものとみなす 規定する提出がされた源泉徴収選択口座内配当 に法第三十七条の十一の六第二項に規定する提 るこれらの規定に規定する移管前の営業所の長 第二十五条の十の四第三項又は第二十五条の

た金額の総額その他の財務省令で定める事項を 第八項の金融商品取引業者等は、第十三項に規 内配当等の額の総額から法第三十七条の十一の じ。) 及び当該帳簿を保存しなければならない。 録した電磁的記録を含む。第十八項において同 内配当等受入終了届出書に記載すべき事項を記 的方法により提供された当該源泉徴収選択口座 泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書(電磁 磁的記録を含む。第十八項において同じ。)、源受入開始届出書に記載すべき事項を記録した電 内配当等受入開始届出書をいい、電磁的方法に 出書(同条第二項に規定する源泉徴収選択口座 り徴収した所得税の額、法第三十七条の十一の 座に受け入れた上場株式等の配当等の額、法第 を有する非居住者の各人別に、源泉徴収選択口 開始届出書の提出をした居住者又は恒久的施設 定による所得税の徴収又は還付をする場合に 等について法第三条の三第三項、第八条の三第 定する計算書に、その年において当該控除 六第六項各号に掲げる金額の合計額を控除した より提供された当該源泉徴収選択口座内配当等 及び還付をした所得税の額並びにその還付の 六第七項の規定により還付をすべき所得税の 三条の三第三項、第八条の三第三項、第九条の 所得税の徴収及び還付につき帳簿を備え、第二 績その他参考となるべき事項を明らかにし、 項の規定により源泉徴収選択口座内配当等受入 つ、当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届 は、財務省令で定めるところにより、これらの 一第一項又は第三十七条の十一の六第七項の規 一第二項又は第九条の三の二第一項の規定によ 第八項の規定により同項の源泉徴収選択口座 第九条の二第二項若しくは第九条の三の かをし か 事 額

渡に係る国内源泉所得に対する課税の特例) (恒久的施設を有しない非居住者の株式等の譲 法第三十七条の十二第一項に

の金額から控除するものとする。 掲げる損失の区分に応じ当該各号に定める所得 があるときは、当該損失の金額は、次の各号に 年中のこれらの金額の計算上生じた損失の金額 金額の合計額とする。この場合において、その 額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とされる 節の規定に準じて計算した場合に事業所得の金 という。)について所得税法第二編第二章第二 いて「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得」 係る国内源泉所得(以下この項及び第四項にお た金額は、同項に規定する一般株式等の譲渡に の金額として政令で定めるところにより計算し 規定する一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得

び雑所得の金額とされる金額 定に準じて計算した場合に譲渡所得の金額及 の譲渡に係る国内源泉所得について同節の規金額の計算上生じた損失の金額 一般株式等 じて計算した場合に事業所得の金額とされる いて所得税法第二編第二章第二節の規定に準 一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得につ

び雑所得の金額とされる金額 定に準じて計算した場合に事業所得の金額及 の譲渡に係る国内源泉所得について同節の規 金額の計算上生じた損失の金額 一般株式等 じて計算した場合に譲渡所得の金額とされる いて所得税法第二編第二章第二節の規定に準 一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得につ 3

譲渡に係る国内源泉所得について同節の規定額の計算上生じた損失の金額 一般株式等の 譲渡所得の金額とされる金額 に準じて計算した場合に事業所得の金額及び じて計算した場合に雑所得の金額とされる金 いて所得税法第二編第二章第二節の規定に準 一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得につ 4

する。この場合において、その年中のこれらの 金額及び雑所得の金額とされる金額の合計額と て計算した場合に事業所得の金額、 いて所得税法第二編第二章第二節の規定に準じ 等の譲渡に係る国内源泉所得」という。)につ に規定する上場株式等の譲渡に係る国内源泉所 令で定めるところにより計算した金額は、同項 式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額として政法第三十七条の十二第三項に規定する上場株 (以下この項及び第五項において「上場株式 譲渡所得の 規定する恒久的施設を有しない非居住者が確定 源泉所得を有する法第三十七条の十二第一項に その年において上場株式等の譲渡に係る国内

金額の計算上生じた損失の金額があるときは、 当該損失の金額は、次の各号に掲げる損失の区 分に応じ当該各号に定める所得の金額から控除

の譲渡に係る国内源泉所得について同節の規 び雑所得の金額とされる金額 定に準じて計算した場合に譲渡所得の金額及 金額の計算上生じた損失の金額 上場株式等 じて計算した場合に事業所得の金額とされる て所得税法第二編第二章第二節の規定に準 上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得につ

三 上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得につ 定に準じて計算した場合に事業所得の金額及 の譲渡に係る国内源泉所得について同節の規 金額の計算上生じた損失の金額 上場株式等 じて計算した場合に譲渡所得の金額とされる び雑所得の金額とされる金額 いて所得税法第二編第二章第二節の規定に準 上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得につ 6

業所得の金額の計算について、それぞれ準用す 五条の九第十一項の規定は、前項に規定する事 定する事業所得の金額の計算について、第二十 第二十五条の八第八項の規定は、第一項に規 譲渡に係る国内源泉所得について同節の規定 額の計算上生じた損失の金額 上場株式等の じて計算した場合に雑所得の金額とされる金 譲渡所得の金額とされる金額 に準じて計算した場合に事業所得の金額及び いて所得税法第二編第二章第二節の規定に準

申告書を提出する場合は、財務省令で定めると 規定する恒久的施設を有しない非居住者が確定 源泉所得を有する法第三十七条の十二第一項に 泉所得を除く。)」とする。 例)に規定する一般株式等の譲渡に係る国内源 等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特 第一項(恒久的施設を有しない非居住者の株式 所得の金額の計算に関する明細書を当該申告書 ころにより、一般株式等の譲渡に係る国内源泉 「事業所得(租税特別措置法第三十七条の十二 ついては、同項中「事業所得」とあるのは、 に添付しなければならない。この場合におい て、所得税法第百二十条第六項の規定の適用に その年において一般株式等の譲渡に係る国内

ころにより、上場株式等の譲渡に係る国内源泉 等の譲渡に係る国内源泉所得に対する課税の特 第三項(恒久的施設を有しない非居住者の株式 所得の金額の計算に関する明細書を当該申告書 て、所得税法第百二十条第六項の規定の適用に に添付しなければならない。この場合におい 「事業所得(租税特別措置法第三十七条の十二 ついては、同項中「事業所得」とあるのは、

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 いて、次の表の上欄に掲げる第二十五条の八の用がある場合について準用する。この場合にお規定は、法第三十七条の十二第一項の規定の適 表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす 第二十五条の八第十五項から第十八項までの

|十一条第|般株式等に係|非居住者の株式等の譲渡 |の表第五|十第一項(一|(恒久的施設を有しない 第十五項第三十七条の第三十七条の十二第一 |項の項||る譲渡所得等|に係る国内源泉所得に対

事業所得の の譲渡に係るの節の規定に準じて計算 る一般株式等国内源泉所得について る事業所得 等の譲渡によ国内源泉所得 (この節の 業所得を 譲渡による事国内源泉所得(以下「一 該一 項に規定す 般株式等の 般株式 一般株式等の譲渡に係る国 した場合に事業所得の金 一般株式等の譲渡に係る れる金額の基因となるも 合に事業所得の金額とさ 規定に準じて計算した場 内源泉所得」という。 のに限る。) 般株式等の譲渡に係る 般株式等の譲渡に係

第十五項租税特別措置 る事業所得の の節の規定に準じて計算 ·の譲渡に係国内源泉所得についてこ 一該一般株式一般株式等の譲渡に係る 一般株式等の譲渡に係る 額とされる 額とされる した場合に事業所得の金

||の表第五|法第三十七条|国内源泉所得

申告書を提出する場合は、財務省令で定めると | 十一条第の十第一項に 例)に規定する上場株式等の譲渡に係る国内源 |四項の項||規定する一般

等の譲渡によ国内源泉所得(この節当該一般株式一般株式等の譲渡に係

一般株式等の譲渡に係る

合に雑所得の金額とされ

規定に準じて計算した場

株式等の譲渡

による雑所得

泉所得を除く。)」とする。

条の十第一項国内源泉所得についてこ

に規定する一

の節の規定に準じて計

した場合に雑所得の金

同法第三十七

一般株式等の譲渡に係る

限る。

等の譲渡に係国内源泉所得についてこ

る雑所得の

の節の規定に準じて計算

当該一般株式

一般株式等の譲渡に係る

渡に係る雑所とされる 般株式等の譲

四項の項 る譲渡所得等に係る国内源泉所得に対十一条第般株式等に係非居住者の株式等の譲渡 |第十五項||第三十七条の||第三十七条の十二第| |の表第百||十第一項(一|(恒久的施設を有しない した場合に雑所得の金額 する とされる

課税譲渡所得 株式等に係る渡に係る国内源泉所得 規定する一般規定する一般株式等の

税譲渡所得等 式等に係る課する同法第三十七条の 「一般株|同条第七項において準 第六項第五号 (一般株式 等に係る譲渡所得等の課 適用される第七十二条 税の特例)の規定により

場合には、その適用後 の譲渡に係る課税国内源 序)の規定の適用がある (寄附金控除)、第八十六 (雑損控除)、第七十八条 七条(所得控除の順(基礎控除)及び第八 額。以下「一般株式等

項 十 条 第 一 原	同法第三十七条の十二第一項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
等の金額 一般株式等に「恒久的施設を有しない」 一般株式等に「一般株式等に「一般株式等の譲渡所得」 「一般株式等のりでである額 「本述をでする」 「本述をでする」 「本述をでする」 「本述をでして、は、は、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、	A 第二
(一般株式等の課税の ・ (一般株式等の課税の ・ (一般株式等の課税の ・ (一般株式等の課税の ・ (一般株式等の課税の ・ (一般株式等の課税の ・ (一般株式等の課税の ・ (本債性)の ・	項(八等の金額)の一般株式等に一般株式等の譲渡に係る項一般株式等に一般株式等の譲渡に係る項ー般株式等の譲渡に係る項ーの金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の金額の
の 第 2 7 2 第 2 条 百 の 第 3 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	五頁第一

四項
第十五項 (一位 (国人的施設を有しない ) (
項第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年 第一年
の条百の第 項第二に一条 百 写 可 の 二 、項 九 第 百 号 二 八 イ び 一 十 、項 七 の 第 一 百 号 三 八 イ び 一 十 、項 七 の 第 十 年 元 京 第 年 五 五 、項 第 条 第 三 八 4 年 7 年 7 年 8 年 7 年 7 年 8 年 7 年 7 年 8 年 7 年 8 年 7 年 8 年 8

	113
得る般 のる般	税譲渡所得等 式等に係る課 以下「一般株 譲渡所得等 様
世界の 東流 大 大 (本 (本 (本 (本 (本 (本 (本 (本 (本 (本	施設を有しない非居住者条の十二第八項(恒久的租税特別措置法第三十七十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
第十六項 の表第二係る課税議第二所得等 に係る課税対策に係る課税が当該損失の金額の計算上生にのの計算上生に係る議とでは、のの計算上生に係る議とと、のの計算上生にのの十二の二第二項にの十二の二第二項にの十二の二第二項に別をしたより生じた損失の金額のである。と、当該損失の金額の設定により生じた損失の金額のがある場でである。と、当該損失の金額のがある場でである。と、当該損失の金額のがある場でである。と、当該損失の金額のがある場でである。と、当該損失の金額の対に、に、当該人の金額の対に、に、当該人の金額のがある場所である。と、は、第三十七条のの十一の二第三十七条のの十二十第一項にのの十二十十第一項にのの十二十十第一項にのの十二十十第一項にのの十二十十十二十十十二十十十二十十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十二十十	ののでは、日本の 日本のでは、日本

3 渡に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額又は同項に規定する上場株式等の譲 上生じた損失の金額、同項に規定する上場株式 等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた 上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算 合計額に達するまでの金額をいう。 株式等の譲渡に係る第一項各号に掲げる金額の 額のうち、それぞれその所得の基因となる上場 年中の法第三十七条の十一第一項に規定する 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、そ

する政令で定める譲渡は、次に掲げるものとす 法第三十七条の十二の二第二項第三号に規定

渡で金融商品取引法第二条第八項第一号の規定する登録金融機関に対する上場株式等の譲法第三十七条の十二の二第二項第三号に規 定に該当するもの

掲げる買取りに該当するもの 政令第三百二十一号)第一条の十二第一号に の譲渡で金融商品取引法施行令(昭和四十年 定する投資信託委託会社に対する上場株式等 法第三十七条の十二の二第二項第三号に規

資法人に関する法律第八十八条の九第一項に規 新株予約権又は同項第六号に掲げる新株予約権 の四第三項第四号に掲げる新株予約権付社債に する政令で定める譲渡は、所得税法第五十七条 渡とする。 項付新投資口予約権を発行した法人に対する譲 定する取得条項付新投資口予約権の当該取得条 ない場合における当該譲渡及び投資信託及び投 譲渡でその譲渡が同項に規定する場合に該当し 付社債のこれらの規定に規定する法人に対する いての社債、同項第五号に掲げる取得条項付 法第三十七条の十二の二第二項第六号に規定

6 資信託及び投資法人に関する法律第八十八条第に係る同号に規定する政令で定める規定は、投し、同号に規定する競売以外の方法による売却 第六項において準用する同条第一項の規定と 令で定める規定は、投資信託及び投資法人に関 する上場株式等の競売に係る同号に規定する政 る同条第二項の規定とする。 する法律第八十八条第一項及び第百四十九条の に会社法第二百三十四条第六項において準用す 法第三十七条の十二の二第二項第八号に規定 項及び第百四十九条の十七第一項の規定並び -七第一項の規定並びに会社法第二百三十四条

を受けようとする場合に提出する同項に規定す 法第三十七条の十二の二第一項の規定の適用 9 当該各号に定める金額とする 金額は、第一項各号に掲げる場合の区分に応じ 場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の 金額として政令で定めるところにより計算した 控除を行う。 後、所得税法第七十一条第一項の規定による 十二の二第五項の規定による控除を行つた 除が行われる場合には、まず法第三十七条の 法第三十七条の十二の二第六項に規定する上

特 7

各号若しくは第百二十二条第一項各号又は第百 る確定申告書には、 掲げる事項を併せて記載しなければならない。 一十三条第二項各号に掲げる事項のほか、次に 場合のその年分の法第八条の四第一項に規定 の二第二項に規定する上場株式等に係る譲渡 損失の金額 前号に掲げる金額を控除しないで計算した その年において生じた法第三十七条の十二 所得税法第百二十条第一項

得等の金額」という。) 下この条において「上場株式等に係る配当所 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他参

する上場株式等に係る配当所得等の金額(以

考となるべき事項

上場株式等に係る譲渡損失の金額(同条第六項 いう。以下この条において同じ。)の控除につ に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額を いては、次に定めるところによる。 法第三十七条の十二の二第五項の規定による が前年以前三年内の二以上の年に生じたもの 控除する上場株式等に係る譲渡損失の金額

年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額 から順次控除する。 前年以前三年内の一の年において生じた上

である場合には、これらの年のうち最も古い

る配当所得等の金額から控除する。 等の金額から控除し、なお控除しきれない損 金額は、まず当該上場株式等に係る譲渡所得 るときは、当該上場株式等に係る譲渡損失の 及び上場株式等に係る配当所得等の金額があ の適用がある場合には、その適用後の金額) 七条の十三の三第四項若しくは第七項の規定 項、第三十七条の十三の二第一項又は第三十 譲渡所得等の金額(法第三十七条の十三第一 場合において、その年分の上場株式等に係る 場株式等に係る譲渡損失の金額の控除をする 失の金額があるときは、当該上場株式等に係

所得税法第七十一条第一項の規定による控

渡損失の金額

その年において生じた上場株式等に係る譲

10 計額に達するまでの金額とする。 所得等の金額の計算上生じた損失の金額のう をした日の属する年分の上場株式等に係る譲渡 ころにより計算した金額は、上場株式等の譲渡 除しきれない部分の金額として政令で定めると 法第三十七条の十二の二第六項に規定する控 第三項に規定する特定譲渡損失の金額の合

ほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければ号又は第百二十三条第二項各号に掲げる事項の 十条第一項各号若しくは第百二十二条第一項各 条第一項の規定による申告書には、同法第百二 できる同法第百二十二条第一項又は第百二十三 第一項の規定による申告書及び提出することが うとする場合に提出すべき所得税法第百二十条 十七条の十二の二第五項の規定の適用を受けよ その年の翌年以後又はその年において法第三

渡損失の金額 その年において生じた上場株式等に係る譲

渡損失の金額がある場合には、その年分の上三 その年において生じた上場株式等に係る譲 一 その年の前年以前三年内の各年において生 場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生 以前において控除されたものを除く。次項第 三十七条の十二の二第五項の規定により前年 二号において同じ。) じた上場株式等に係る譲渡損失の金額(法第

除しないで計算した場合のその年分の上場株の金額がある場合には、当該損失の金額を控 式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等 その年分の上場株式等に係る配当所得等の 第一項の規定を適用しないで計算した場合の 第二号に掲げる上場株式等に係る譲渡損失

じた損失の金額及び法第三十七条の十二の二

の金額の計算上控除することができる上場株得等の金額又は上場株式等に係る配当所得等 り翌年以後において上場株式等に係る譲渡所 に係る配当所得等の金額 式等に係る譲渡損失の金額 法第三十七条の十二の二第五項の規定によ

令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 する所得税法第百二十三条第一項に規定する政 法第三十七条の十二の二第九項において準用 務省令で定める事項 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財

12

二 その年の前年以前三年内の各年において生 じた上場株式等に係る譲渡損失の金額

三 その年において生じた上場株式等に係る譲 失の金額をいう。次号において同じ。) 税法第二条第一項第二十五号に規定する純損 の規定を適用しないで計算した場合のその年合計額並びに法第三十七条の十二の二第一項 上生じた損失の金額又は純損失の金額(所得 に上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算 分の上場株式等に係る配当所得等の金額並び 所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の 渡損失の金額がある場合には、その年分の総 15

とする。

の金額又は純損失の金額 得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等 並びに当該損失の金額を控除しないで計算し 額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額 の金額がある場合には、その年分の総所得金 た場合のその年分の上場株式等に係る譲渡所 第二号に掲げる上場株式等に係る譲渡損失

Ŧi. 得等の金額又は上場株式等に係る配当所得等 り翌年以後において上場株式等に係る譲渡所 式等に係る譲渡損失の金額 の金額の計算上控除することができる上場株 法第三十七条の十二の二第五項の規定によ

務省令で定める事項 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財

13 引に係る雑所得等の金額」とする。 用する場合を含む。)、第三十七条の十第一項又 規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額及 場合における前項の規定の適用については、同 項、第三十二条第一項(同条第二項において準 び法第四十一条の十四第一項に規定する先物取 期譲渡所得の金額、法第三十七条の十第一項に 所得の金額、法第三十二条第一項に規定する短 金額、法第三十一条第一項に規定する長期譲渡 定する土地等に係る事業所得等の金額」と、 項第三号及び第四号中「総所得金額」とあるの は第四十一条の十四第一項の規定の適用がある 「及び山林所得金額」とあるのは「、山林所得 は「総所得金額、法第二十八条の四第一項に規 法第二十八条の四第一項、第三十一条第一

規定は、法第三十七条の十二の二第九項におい の規定による申告書の提出について準用する。 第百六十六条において準用する場合を含む。) て準用する所得税法第百二十三条第一項(同法 この場合において、 所得税法第百二十条第三項から第七項までの 同法第百二十条第五項中 17 法第三十七条の十二の二第一項又は第五項の

通則法」とあるのは「同法」と読み替えるもの 例)に規定する還付請求申告書である場合に は、当該申告書の提出があつた日)」と、「国税 (当該申告書が国税通則法第六十一条第一項第 確定申告期限」とあるのは「確定申告期限 一号(延滞税の額の計算の基礎となる期間の特

所得等の金額」と、同法第七十三条から第八十あるのは「総所得金額、上場株式等に係る配当 条の十二の二第一項又は第五項(上場株式等に 規定」とあるのは「同法第七十一条第一項中定の適用については、同項第三号中「これらの 三項の規定により読み替えられた所得税法の規 規定の適用がある場合における法第八条の四第 下同じ。)」と、同項第一号中「総所得金額」と 係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)の規定 る配当所得等の金額(租税特別措置法第三十七 額」とあるのは「総所得金額、上場株式等に係 株式等に係る配当所得等の金額」と、同法第七 「あるのは」とする。 七条までの規定」と、「あるのは、」とあるのは の適用がある場合には、その適用後の金額。以 十二条第一項各号列記以外の部分中「総所得金 「総所得金額」とあるのは「総所得金額、上場 法第三十七条の十二の二第一項又は第五項の 19

16 法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用 とあるのは「あるのは」とする。 得金額」とあるのは「総所得金額、上場株式等 二第五項(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控 等の金額(租税特別措置法第三十七条の十二の から第八十七条までの規定」と、「あるのは、」 の金額。以下同じ。)」と、同項第一号中「総所 除)の規定の適用がある場合には、その適用後 項各号列記以外の部分中「総所得金額」とある る譲渡所得等の金額」と、同法第七十二条第一 額」とあるのは「総所得金額、上場株式等に係 あるのは「同法第七十一条第一項中「総所得金 定により読み替えられた所得税法の規定の適用 において準用する法第三十七条の十第六項の規 がある場合における法第三十七条の十一第六項 については、同項第五号中「これらの規定」と に係る譲渡所得等の金額」と、同法第七十三条 は「総所得金額、上場株式等に係る譲渡所得

らず、法第三十七条の十二の二第一項又は第五 る配当所得等の金額は、これらの規定にかかわ 十条第三項第一号ロに規定する上場株式等に係 五条、第百五十九条第三項第二号並びに第百六 号、第百二十七条第一項及び第二項、第百五十 並びに第二項第三号から第五号まで及び第七

の適用後の金額とする。 わらず、法第三十七条の十二の二第五項の規定 係る譲渡所得等の金額は、これらの規定にかか 六十条第三項第一号ロに規定する上場株式等に 二項第三号から第五号まで及び第七号、第百二条第一項第一号、第百二十三条第一項並びに第 おいて準用する第二十五条の八第十五項の規定 がある場合における第二十五条の九第十三項に 項の規定の適用後の金額とする。 十五条、第百五十九条第三項第二号並びに第百 の二第一項、第百五十三条の三第一項、第百五 十七条第一項及び第二項、第百五十一条の二第 により読み替えて適用される所得税法第百二十 法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用 項、第百五十一条の三第一項、第百五十三条

の規定の適用については、次に定めるところに 九項の規定の適用がある場合における所得税法 法第三十七条の十二の二第一項、第五項又は第 第十五項から前項までに定めるもののほか、

る譲渡損失の繰越控除)において準用する第三十七条の十二の二第九項(上場株式等に係 あるのは、「確定申告書(租税特別措置法第 とする。 書を含む。以下この号において同じ。)及び」 係る確定損失申告書)(第百六十六条にお 用については、同号中「確定申告書及び」と て準用する場合を含む。) の規定による申告 百二十三条第一項(上場株式等の譲渡損失に 所得税法第二条第一項第四十号の規定の

二 所得税法第四十二条第三項の規定の適用に 三条までにおいて同じ。)」とする。 条の十二の二第九項(上場株式等に係る譲渡 の規定による申告書を含む。以下第二百三十 対する準用)において準用する場合を含む。) 定損失申告書)(第百六十六条(非居住者に 三条第一項(上場株式等の譲渡損失に係る確 損失の繰越控除)において準用する第百二十 は、「確定申告書(租税特別措置法第三十七 ついては、同項中「確定申告書」とある

三 所得税法第百二十二条第二項の規定の適用 については、同項中「次条第一項」とあるの

第百二十条第一項第一号、

第百二十三条第一項

項の規定により読み替えて適用される所得税法 規定の適用がある場合における第四条の二第八

条の十二の二第九項(上場株式等に係る譲渡 む。)」とする。 損失の繰越控除)において準用する場合を含 は、「次条第一項(租税特別措置法第三十七

規定の適用については、同条第一項及び第二・所得税法第百二十七条第一項及び第二項の 項中「事項」とあるのは、「事項その他財務 令で定める記載を含む。)をした」とする。 省令で定める事項」とする。 「を記載した」とあるのは、「の記載(財務省 ては、同条第一項から第三項までの規定中 所得税法第百二十五条の規定の適用につい

用する第百二十三条第一項(上場株式等の譲信法第三十七条の十二の二第九項において準告書」とあるのは「の規定による申告書又は大の金額」という。)」と、「の規定による申失の金額」という。)」と、「の規定による申 又は同法第三十七条の十二の二第九項におい号に掲げる事項その他財務省令で定める事項 令で定める事項」とする。 とあるのは「それぞれ第百二十三条第二項各 申告書」と、「同条第二項各号に掲げる事項」 渡損失に係る確定損失申告書)の規定による する上場株式等に係る譲渡損失の金額(第百場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)に規定 特別措置法第三十七条の十二の二第六項(上 「純損失の金額、雑損失の金額若しくは租税失の金額若しくは雑損失の金額」とあるのは 規定の適用については、同条第三項中「純損 て準用する第百二十三条第一項に規定する政 所得税法第百二十七条第三項及び第四項の

「又は第八号」と、「に掲げる金額」とあるの第一号」と、「若しくは第八号」とあるのは 額」とする。 は「その他財務省令で定める規定に掲げる金 第一号」とあるのは「、第百二十三条第二項 「又は第三号」と、「又は第百二十三条第二項ては、同条中「若しくは第三号」とあるのは「所得税法第百五十二条の規定の適用につい 第二項 条の二得 第十一総 は、同表の下欄に掲げる字句とする。

所総所得金額、

租税特別措置法第八

号、第

金条の四第一項(上場株式等に係る

配当所得等の課税の特例)に規定

の金額(同法第三十七条の十二の する上場株式等に係る配当所得等

に第一

条並び

二百五

百十九

条第一

項第

第三号」とあるのは「又は第三号」と、「又 務省令で定める規定に掲げる金額」とする。 と、「に掲げる金額」とあるのは「その他財 るのは「、第百二十三条第二項第一号又は」 は第百二十三条第二項第一号若しくは」とあ ては、同条各号列記以外の部分中「若しくは所得税法第百五十三条の規定の適用につい ついては、同条第一項第二号中「又は第百二 所得税法第百五十三条の二の規定の適用に

|式等に係る配当所得等の金額」 と

百十九条までにおいて「上場株

第二百総

総所得金額、

う。)、同法第三十七条の十一

条の三額

する上場株式等に係る配当所得等

二十一得

(上場株式等に係る譲渡所得

|越控除) の規定の適用がある場合

.は、その適用後の金額。以下第 .係る譲渡損失の損益通算及び繰 |第一項又は第五項(上場株式等 定める規定に掲げる金額」とする。 掲げる金額」とあるのは「その他財務省令で 十三条第二項第一号若しくは」とあるのは 第百二十三条第二項第一号又は」と、「に

定に掲げる金額」と、同条第四項中「若しく 額」とあるのは「その他財務省令で定める規 とあるのは「又は第七号」と、「に掲げる金 三条第二項第一号」と、「若しくは第七号」 あるのは「又は第三号」と、「又は第百二十 「又は第百二十三条第二項第一号」とあるの は第三号」とあるのは「又は第三号」と、 三条第二項第一号」とあるのは「、第百二十 いては、同条第一項中「若しくは第三号」と の繰越控除)の規定の適用」とする。 十二の二第五項(上場株式等に係る譲渡損失| のは「若しくは租税特別措置法第三十七条の 渡損失の金額」と、「の規定の適用」とある ては、同条中「純損失の金額」とあるのは 「純損失の金額若しくは上場株式等に係る譲 所得税法第百五十五条の規定の適用につい 所得税法第百五十七条の規定の適用につ

適用がある場合又は同条第九項の規定の適用が 掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句 第十六項の規定にかかわらず、次の表の上欄に の九第十三項において準用する第二十五条の八 ある場合における所得税法施行令の規定の適用 七条の十二の二第一項若しくは第五項の規定の については、第四条の二第九項及び第二十五条 一第一項の規定の適用があり、かつ、法第三十法第八条の四第一項若しくは第三十七条の十 他財務省令で定める規定」とする。 しくは第七号」とあるのは「又は第七号その は「、第百二十三条第二項第一号」と、「若 ||十九条||得 項第一 イ、第 条第 条第一 ||百八十 第二号 イ及び 号、第 第一号額 第百七総 七条第申 二百四 二項 る譲渡所得等の金額、上場株式等に係 総所得金額、上場株式等に係る配

条第四得 第九十確 項第額 第十七総 五号 定確定申告書(租税特別措置法第三 る譲渡所得等の金額、上場株式等に係 総所得金額、上場株式等に係る配 条までにおいて「上場株式等に係 の適用後の金額。以下第二百十九 株式等に係る譲渡所得等の金額 等の課税の特例)に規定する上場 る譲渡所得等の金額」という。) の規定の適用がある場合には、そ (同法第三十七条の十二の二第五項

十七条の十二の二第九項(上場株 定による申告書を含む。以下第 |おいて準用する場合を含む。) の規 第一項(上場株式等の譲渡損失に |式等に係る譲渡損失の繰越控除) 百三十条までにおいて同じ。) 六条(非居住者に対する準用)に 係る確定損失申告書) (法第百六十 おいて準用する法第百二十三条 び 第 一 条第一 百二十 項 号 項

配当所得等の課税の特例)に規定金条の四第一項(上場株式等に係る 租税特別措置法第 (上場株式等に係る 条第一 項 額得総課 は (以下「上場株式等に係る課税譲渡所 を株式等に係る課税の金額」という。)、同 を株式等に係る課税 に係る課税配当所得等の金額 税課税総所得金額、 |係る課税譲渡所得等の金額」と |係る課税譲渡所得等の金額」とい||得等の金額(以下「上場株式等に 第八条の四第一項に規定する上場 る譲渡所得等の金額

租税特別措置法

の六第 第二百総 一項及 一条 第 古 第 総所得金額、 株式等に係る譲渡所得等の金額 等の課税の特例)に規定する上場一項(上場株式等に係る譲渡所得 金額、同法第三十七条の十一第 租税特別措置法

五十八得 五十八得 第二百総 第 金当所得等の金額、上場株式等に係所総所得金額、上場株式等に係る配 越控除)の規定の適用がある場合に係る譲渡損失の損益通算及び繰に係る譲渡損失の損益通算及び繰いる。 |条の四第一項(上場株式等に係る 額」という。) の金額。以下第三項までにおいて 適用がある場合には、その適用 十七条の十二の二第五項の規定の係る譲渡所得等の金額(同法第三 場株式等に係る譲渡所得等の課税 係る配当所得等の金額」という。)、 配当所得等の課税の特例)に規定 には、その適用後の金額。以下第 上場株式等に係る譲渡所得等の 特例)に規定する上場株式等に 法第三十七条の十一第一項(上 項までにおいて「上場株式等に

0 1 6 1 6 1 1	近月につ		
の者の別	商脂		
こって生む	んより読み	金式等に係る調秘譲渡別得等	11
であつた	れいて準用	所る課税配当所得等の金額、	6
六 前三号に場	15     規定の適用がある場合における第四条の二第十八等に係   2   注第三十十多の十二の二第一項3に第五項の	課税総所得金額、上場株分	
五、特定	と お 育 丘 頁	いう°)	
ろん	第百二十三条第一項(上場株式等の譲渡損失に	式等に係る譲渡所得等	
匹	渡損失の繰越控除)において準用する所得税法	、その適用後の金額。以言巧の規定の過程の過程がある。	
三	十七条の十二の二第九項(上場株式等に係る譲	五頁の規定の適用がある。同注第三十十分の	
ń	が措置	を領(司去第三十七条の十二の二名 山場校式等に存る調池戸得等の	
	中「する場合の確定申告)」とあるのは、「する  の財気の通月はていては、同务第一項第一長内	湯朱弋浄 二系の褒要と得等の調移の保例し	
	の見言の適用このいては、同を第一頁第一号で一がある場合における国税通則法第七十四条の二	(十一第一項(上場株式等に係る譲	
立こ祭し、当	21   法第三十七条の十二の二第九項の規定の適用	額」という。)、同法第三十七条の	
_	三項額	「上場株式等に係る配当所得等の金	
* ととなる	条 第得 金式等に係る課税譲渡所得等の金額	には、その適用後の金額。以下	
- 1条第-	額、上場	越控除)の規定の適用がある場合	
条の十二の二	二百課 税課税総所得金額、上場株式等に	に係る譲渡損失の損益通算及び繰	
定中小公	準じ	(上場株	
社(法第	得等の課税の特例)の	七条の十二	
た場合に	条の十一第一項(上場株式	る配当所得	
おいて、	じ得等の課税の特例)及び第三十	の課税の特例)に規	
じ。) を	一項(上場株式等に係る配当	金条の四第一項(上場株式等に係	
以下第	規並びに租税特別措置法第八	白総 所総所得金額、租税特別措置法	
一項に規定す		金額	
1 /	額	る上場株式等に係る譲渡所得等	
き、以下第二	金式等に係る課税譲渡所得等の	第三十七条の十一第一項に規定	
(同項に規定	総所る課税配当所得等の金額、	額 等に係る配当所得等の金額、同	
において「	税課税総所得金額、上場株式等	得 金条の四第一項に規定する上場株	
株式(以下)	まで	所総所得金額、租税特別措置法	
决	五項	第二号	
る。気	から第	号及び	
規定する	第三項場合		
第二十五条の十二	す る準用)において準	額る譲	
金額の空	用所得申告書の添付書類の添る	得 金当所得等の金額、上場株式等	
(寺室中小台土	いて十五条の十一の二第十四項(確	百総 所総所得金額、上	
る。 に で	に お並びに租税特別措置法施		
t 0. + = = = = = = = = = = = = = = = = = = =			
式等に係	係る譲渡所得等の金額	節第三十七条の十一第一項	
の金額」	金当所得等の金額及び上場株式等	特別措置法第八条の四第	
九第十三	所総所得金額、上場株式等に係	第 三第三章第一節 (税率) 並びに租	
には、その適用	率(	後日	
の二第一		頁 寛頂 条第一得 金式等に係る課税譲渡所得等の金額	
系 6 己 百	- 万年5月1日1日20日 - 万年8月1日1日20日 - 万年8月1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日	辞 1月7年115%)県紀褒美工事に終 1月7日第一月7日第一月7日第一月7日第一日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日	
記当所导等の	室 寛寺川昔置去寛し春り四寛一頁をが 1 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	丘上し窓 所る果兑记当所导等りを頃、ヒ昜朱写二重語 種語利終房名名名 「は村立舎り任	
<ul><li>ては、第</li></ul>	三   第三   第一節(说率)	果 兑果兑忩听导仓湏、上昜朱4	

は、第四条の二第十項中「上場株式等に係る 金額」と読み替える」とあるのは「「上場株 第十三項中「「上場株式等に係る譲渡所得等 十二の二第五項の規定の適用がある場合に 等に係る譲渡所得等の金額(同法第三十七条 は、その適用後の金額)」と、第二十五条の **る配当所得等の金額(同法第三十七条の十二** 当所得等の金額」とあるのは「上場株式等に |第一項又は第五項の規定の適用がある場合 その適用後の金額)」と読み替える」とす

定中小会社が発行した株式の取得に要した

十五条の十二 止する政令で定める者は、次に掲げる者とす 法第三十七条の十三第一項に

- 余の十二の三において同じ。) が法人税法第 疋中小会社をいう。以下この条及び第二十五 仕(法第三十七条の十三第一項に規定する特 おいて、財務省令で定める方法により判定し 以下第二十五条の十二の三までにおいて同 同じ。)により取得(法第三十七条の十三第 さ、以下第二十五条の十二の三までにおいて において「特定株式」という。)を払込み 株式(以下この条及び第二十五条の十二の三 体主として財務省令で定める者 ととなるときにおける当該判定の基礎となる し。)をした日として財務省令で定める日に 同項に規定する払込みをいう。第四項を除 |条第十号に規定する同族会社に該当するこ に場合に当該特定株式を発行した特定中小会 項に規定する取得をいう。第四項を除き、 法第三十七条の十三第一項に規定する特定 3
- 項において「特定事業主であつた者」とい 立に際し、当該特定中小会社に自らが営んで いた事業の全部を承継させた個人(以下この 当該特定株式を発行した特定中小会社の設
- 特定事業主であつた者の親族
- いないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ 特定事業主であつた者の使用人 特定事業主であつた者と婚姻の届出をして
- て生計を維持しているもの 'あつた者から受ける金銭その他の資産によ 前三号に掲げる者以外の者で、特定事業主

前三号に掲げる者と生計を一にするこれら

- 条件を定めた契約として財務省令で定める契 約を締結していないもの 社との間で当該特定株式に係る投資に関する 前各号に掲げる者以外の者で、特定中小会
- については、次に定めるところによる。 法第三十七条の十三第一項の規定による控除
- の同項に規定する一般株式等に係る譲渡所得額を限度として、その取得の日の属する年分 規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額 として、その取得の日の属する年分の同項に の上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度 等の金額の計算上控除し、なお控除しきれな る適用前の一般株式等に係る譲渡所得等の金 び第八項において同じ。) の合計額の同条第 規定により計算される金額をいう。第七項及 い金額があるときは、同項に規定する適用前 対象特定株式の取得に要した金額(第四項 の計算上控除する。 項の規定による控除は、まず同項に規定す 法第三十七条の十三第一項に規定する控除
- 得税法第七十一条第一項の規定による控除を 十三第一項の規定による控除を行つた後、所 除が行われる場合には、まず法第三十七条の 所得税法第七十一条第一項の規定による控
- 銘柄ごとに、第一号に掲げる数から第二号に掲 り取得をした特定株式のうちその年十二月三十 施設を有する非居住者がその年中に払込みによ 十二月三十一日において有するものとして政令 げる数を控除した残数をいう。)に対応する特 式に係る控除対象特定株式数(当該特定株式の で定める特定株式は、同項の居住者又は恒久的 下この条において同じ。)における当該特定株 国をした場合には、その死亡又は出国の時。以 所得税法第二条第一項第四十二号に規定する出 定株式とする。 日(その者が年の中途において死亡し、又は 法第三十七条の十三第一項に規定するその年
- 者がその年中に払込みにより取得をした特定 株式の数 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住
- 該特定株式と同一銘柄の他の株式をいう。 をした同一銘柄株式(前号の特定株式及び当 二第二項に規定する譲渡をいう。) 又は贈与 者がその年中に譲渡(法第三十七条の十一の 下この条において同じ。)の数 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住 以

める特定株式にあつては、当該新株予約権の取同項第一号に規定する取得をした当該各号に定 項に規定する控除対象特定株式数を乗じて計算 をした特定株式の数で除して計算した金額に前得に要した金額を含む。)の合計額を当該取得 額(次の各号に掲げる新株予約権の行使により 定株式の銘柄ごとに、その払込みにより取得を する払込みにより同号に規定する取得をした特 する非居住者がその年中に第一項第一号に規定 める金額は、同項の居住者又は恒久的施設を有 象特定株式の取得に要した金額として政令で定 した特定株式の同号に規定する取得に要した金 した金額とする。 法第三十七条の十三第一項に規定する控除対 7

される特定株式 た新株予約権 当該特定中小会社により発行 限る。次号において同じ。)により取得をし 込み(新株予約権の発行に際してするものに 株式会社に該当する特定中小会社に対する払 法第三十七条の十三第一項第一号に掲げる

た後の全ての段階の分割又は併合の比率の積に 合には、当該取得又は譲渡若しくは贈与がされ 該分割又は併合の比率(取得後期間内において 取得並びに譲渡及び贈与がされた株式の数に当 得並びに譲渡及び贈与に係る株式の数は、当該 は併合の前にされたこれらの規定に規定する取 た特定株式の数の計算については、当該分割又 項各号に掲げる数及び前項に規定する取得をし につき分割又は併合があつた場合における第三 う。) 内に、当該特定株式に係る同一銘柄株式 この項及び次項において「取得後期間」とい 日の属する年十二月三十一日までの期間(以下 一以上の段階にわたる分割又は併合があつた場 規定する投資事業有限責任組合に係る同号イ 特定株式の払込みによる取得の後当該取得の 社により発行される同号イに掲げる特定株式 込みにより取得をした新株予約権(同号イに 株式会社に該当する特定中小会社に対する払 て取得をしたものに限る。) 当該特定中小会 に規定する投資事業有限責任組合契約に従つ 法第三十七条の十三第一項第二号に掲げる

の株式が割り当てられるものに限る。 式無償割当てにより当該特定株式と同一の種類 百八十五条に規定する株式無償割当て(当該株 該特定株式に係る同一銘柄株式につき会社法第 相当する比率)を乗じて得た数とする。 特定株式の払込みによる取得後期間内に、当 以下この

式の数の合計数)を加算した数とする。 段階の株式無償割当てにより割り当てられた株 取得又は譲渡若しくは贈与がされた後の全ての わたる株式無償割当てがあつた場合には、当該 式の数(取得後期間内において二以上の段階に 当該取得並びに譲渡及び贈与がされた株式の数 る取得並びに譲渡及び贈与に係る株式の数は、 無償割当ての前にされたこれらの規定に規定す 項各号に掲げる数及び第四項に規定する取得を 項において同じ。) があつた場合における第三 に当該株式無償割当てにより割り当てられた株 した特定株式の数の計算については、当該株式

し、当該同一銘柄株式一株当たりの同令第百十金額から第二号に掲げる金額を控除した金額と に法第三十七条の十三第一項の規定の適用を受算入すべき金額の計算の基礎となる当該適用年 象特定株式を除く。以下この項において同じ。) 象特定株式をいい、次項に規定する特例控除対 定により算出した取得価額は、第一号に掲げる 銘柄株式一株当たりの同令第百五条第一項の規 けた控除対象特定株式(以下この項において 規定により当該各年分の必要経費又は取得費に の四第四項の規定の適用については、これらの 四十八条の規定並びに所得税法施行令第二編第 う。) の翌年以後の各年分における所得税法第 けた年(以下この項において「適用年」とい の規定の適用を受けた場合には、その適用を受 の取得に要した金額の合計額につき同条第一項 的施設を有する非居住者が、その年中に取得を 控除に準じて計算した金額とする。 入する金額及び取得費に算入する金額は、 八条第一項の規定により算出した必要経費に算 から第七項までの規定並びに第二十五条の十二 した控除対象特定株式(同項に規定する控除対 「適用控除対象特定株式」という。)に係る同一 法第三十七条の十三第一項の居住者又は恒久 章第四節第三款及び第百六十七条の七第四項 当該 8

規定により算出した取得価額 日における所得税法施行令第百五条第一項の 株式一株当たりの当該適用年の十二月三十一 当該適用控除対象特定株式に係る同一銘柄

一 当該適用控除対象特定株式に係る適用年の める金額を当該適用年の十二月三十一日にお いて有する当該適用控除対象特定株式に係る 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定 銘柄株式の数で除して計算した金額 当該適用年において当該適用控除対象特

定株式以外の適用控除対象特定株式

(ロに

という。) う。)がない場合 法第三十七条の十三第 省令で定める金額(ロにおいて「適用額 項の規定の適用を受けた金額として財務 いて「他の適用控除対象特定株式」とい

定株式がある場合 適用額に、当該適用控 当該適用年において他の適用控除対象特

得税法第四十八条の規定並びに所得税法施行令 以下この項において「特例控除対象特定株式」会社」という。)の特定株式に係るものに限る。 (次項及び第十項第一号口において「特例株式その他の財務省令で定める要件を満たすもの 的施設を有する非居住者が、その年中に取得を 出した必要経費に算入する金額及び取得費に算 当たりの同令第百十八条第一項の規定により算 額を控除した金額とし、当該同一銘柄株式一株 百五条第一項の規定により算出した取得価額 う。) に係る同一銘柄株式一株当たりの同令第 条において「特例適用控除対象特定株式」とい 取得費に算入すべき金額の計算の基礎となる当 これらの規定により当該各年分の必要経費又は 条の十二の四第四項の規定の適用については、 七第四項から第七項までの規定並びに第二十五 第二編第一章第四節第三款及び第百六十七条の 年」という。) の翌年以後の各年分における所 受けた年(以下この項及び次項において「適用 う。) が二十億円を超えたときは、その適用を める金額(以下この項において「適用額」とい 同条第一項の規定の適用を受けた場合におい という。)の取得に要した金額の合計額につき は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金 適用を受けた特例控除対象特定株式(以下この 該適用年に法第三十七条の十三第一項の規定の て、当該適用を受けた金額として財務省令で定 した同項に規定する控除対象特定株式(同項第 一号又は第二号に掲げる株式会社でその設立の 法第三十七条の十三第一項の居住者又は恒久 [以後の期間が五年未満の株式会社であること

銘柄株式一株当たりの当該適用年の十二月三 当該特例適用控除対象特定株式に係る同一

日までに、

は、その知つた日の属する年の翌年一月三十一

その知つた旨その他の財務省令で定

を乗じて計算した金額 除対象特定株式の取得に要した金額の割 金額との合計額のうちに占める当該適用控 他の適用控除対象特定株式の取得に要した 除対象特定株式の取得に要した金額と当該

入する金額は、当該控除に準じて計算した金額

9 前項の規定の適用がある場合において、 割合を乗じて計算した金額

申出その他の事由により当該譲渡又は贈与があ 社であつた株式会社を含む。)が第一項第八号 定めるものに限る。) に係る同一銘柄株式をそ 各号に掲げる特定株式の区分に応じ当該各号に 又は恒久的施設を有する非居住者が、払込みに において同じ。)に通知しなければならない。 式会社であつた株式会社を含む。次項第一号ロ 対象特定株式に係る特例株式会社(当該特例株 他の財務省令で定める事項を当該特例適用控除 例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式を 居住者又は恒久的施設を有する非居住者からの 年以後の各年において譲渡又は贈与をした場合 の払込みによる取得があつた日の属する年の翌 より取得をした特定中小会社の特定株式(次の 同項の適用年の翌年以後最初に譲渡又は贈与を 者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該特 つたことを知つたときは、当該特定中小会社 する時までに、同項の規定の適用がある旨その 適用控除対象特定株式の取得をした同項の居住 に規定する財務省令で定める契約に基づく当該 において、当該特定中小会社(当該特定中小会 法第三十七条の十三第一項に規定する居住者

項の規定により算出した取得価額 十一日における所得税法施行令第百五条第一

年の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次 式に係る同一銘柄株式の数で除して計算した において有する当該特例適用控除対象特定株 に定める金額を当該適用年の十二月三十一日 当該特例適用控除対象特定株式に係る適用

象特定株式以外の特例適用控除対象特定株 ら二十億円を控除した残額 定株式」という。) がない場合 式(ロにおいて「他の特例適用控除対象特 当該適用年において当該特例適用控除対

用控除対象特定株式の取得に要した金額 金額との合計額のうちに占める当該特例適 特例適用控除対象特定株式の取得に要した 象特定株式の取得に要した金額と当該他の 円を控除した残額に、当該特例適用控除対 象特定株式がある場合 適用額から二十億 当該適用年において他の特例適用控除対

なければならない める事項をその所在地の所轄税務署長に通知し

特定株式 次に掲げる特定株式の区分に応じ それぞれ次に定めるもの 法第三十七条の十三第一項第一号に定める

をしたもの 成十五年四月一日以後に払込みにより取得 口に掲げる特定株式以外の特定株式 亚.

る特定株式 次に掲げる特定株式の区分に応 法第三十七条の十三第一項第二号イに掲げ 会社の特例適用控除対象特定株式に限る。 次号ロ及び第三号ロにおいて同じ。) 月一日以後に払込みにより取得をしたもの (前項の規定により通知を受けた特例株式 特例適用控除対象特定株式 令和五年四

じそれぞれ次に定めるもの 成十六年四月一日以後に払込みにより取得 口に掲げる特定株式以外の特定株式 平

をしたもの

三 法第三十七条の十三第一項第二号ロに掲げ じそれぞれ次に定めるもの る特定株式 次に掲げる特定株式の区分に応 月一日以後に払込みにより取得をしたもの 特例適用控除対象特定株式 令和五年四 2

和二年四月一日以後に払込みにより取得を・ ロに掲げる特定株式以外の特定株式 令 したもの

みにより取得をしたもの 特定株式 平成二十六年四月一日以後に払込 法第三十七条の十三第一項第三号に定める 月一日以後に払込みにより取得をしたもの 特例適用控除対象特定株式 令和五年四

場合には、その適用後の金額。」とする。 「計算した金額(」とあるのは、「計算した金額条の十第一項及び第三十七条の十一第一項中 条の十一の規定の適用については、法第三十七 る場合における法第三十七条の十及び第三十七 (特定新規中小企業者がその設立の際に発行し (第三十七条の十三第一項の規定の適用がある 法第三十七条の十三第一項の規定の適用があ

第二十五条の十二の二 法第三十七条の十三の二 第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲 げる要件とする。

た株式の取得に要した金額の控除等)

社」という。)の同項に規定する設立特定株 株式会社(以下この条において「特定株式会 法第三十七条の十三の二第一項に規定する

> 式会社の発起人であること。 式(以下この条において「設立特定株式」と は恒久的施設を有する非居住者が当該特定株 いう。)を払込みにより取得をした居住者又

者が次に掲げる者に該当しないこと。 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住 が営んでいた事業の全部を承継させた個人 社の設立に際し、当該特定株式会社に自ら 当該設立特定株式を発行した特定株式会

特定事業主であつた者の親族

ある者 ていないが事実上婚姻関係と同様の事情に 特定事業主であつた者と婚姻の届出をし

特定事業主であつた者の使用人

の資産によつて生計を維持しているもの 定事業主であつた者から受ける金銭その他 口からニまでに掲げる者以外の者で、特 ハからホまでに掲げる者と生計を一にす

控除については、次に定めるところによる。 法第三十七条の十三の二第一項の規定による の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得 額を限度として、その取得の日の属する年分 る適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金 しきれない金額があるときは、同項に規定す 譲渡所得等の金額の計算上控除し、なお控除 する年分の同項に規定する一般株式等に係る 得等の金額を限度として、その取得の日の属 に規定する適用前の一般株式等に係る譲渡所 合計額の同項の規定による控除は、まず同項 控除対象設立特定株式の取得に要した金額の 法第三十七条の十三の二第一項に規定する

一 所得税法第七十一条第一項の規定による控 控除を行う。 後、所得税法第七十一条第一項の規定による 除が行われる場合には、まず法第三十七条の 十三の二第一項の規定による控除を行つた

等の金額の計算上控除する。

3 象設立特定株式の取得に要した金額は、法第三 取得をした設立特定株式の銘柄ごとに、その払 十七条の十三の二第一項の居住者又は恒久的施 設を有する非居住者がその年中に払込みにより した金額の合計額を当該取得をした設立特定株 込みにより取得をした設立特定株式の取得に要 前項の場合において、同項に規定する控除対

た者」という。) (以下この号において「特定事業主であつ

るこれらの者の親族

5 とする。 合の比率の積に相当する比率)を乗じて得た数 併合があつた場合には、当該取得又は譲渡若し 期間内において二以上の段階にわたる分割又は 銘柄株式につき分割又は併合があつた場合にお という。) 内に、当該設立特定株式に係る同一 得の日の属する年十二月三十一日までの期間 くは贈与がされた後の全ての段階の分割又は併 た株式の数に当該分割又は併合の比率(取得後 式の数は、当該取得並びに譲渡及び贈与がされ 定に規定する取得並びに譲渡及び贈与に係る株 の数及び前項各号に掲げる数の計算について ける第三項に規定する取得をした設立特定株式 (以下この項及び次項において「取得後期間」 は、当該分割又は併合の前にされたこれらの規

6 限る。以下この項において同じ。)があつた場 式と同一の種類の株式が割り当てられるものに き会社法第百八十五条に規定する株式無償割当 に、当該設立特定株式に係る同一銘柄株式につ て(当該株式無償割当てにより当該設立特定株 設立特定株式の払込みによる取得後期間内

式の数で除して計算した金額に次項に規定する 控除対象設立特定株式数を乗じて計算した金額

定株式の数及び第四項各号に掲げる数の計算に

合における第三項に規定する取得をした設立特

れらの規定に規定する取得並びに譲渡及び贈与

ついては、当該株式無償割当ての前にされたこ

に係る株式の数は、当該取得並びに譲渡及び贈

4 法第三十七条の十三の二第一項に規定するそ る当該設立特定株式に係る控除対象設立特定株 死亡し、又は所得税法第二条第一項第四十二号 式数(当該設立特定株式の銘柄ごとに、第一号 出国の時。以下この条において同じ。)におけ 年十二月三十一日(その者が年の中途において 込みにより取得をした設立特定株式のうちその は恒久的施設を有する非居住者がその年中に払 政令で定める設立特定株式は、同項の居住者又 の年十二月三十一日において有するものとして 数をいう。)に対応する設立特定株式とする。 に規定する出国をした場合には、その死亡又は に掲げる数から第二号に掲げる数を控除した残 特定株式の数 者がその年中に払込みにより取得をした設立 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住

た数とする。

り割り当てられた株式の数の合計数)を加算し がされた後の全ての段階の株式無償割当てによ り割り当てられた株式の数(取得後期間内にお 与がされた株式の数に当該株式無償割当てによ

つた場合には、当該取得又は譲渡若しくは贈与 いて二以上の段階にわたる株式無償割当てがあ

いう。以下この条において同じ。)の数び当該設立特定株式と同一銘柄の他の株式を をした同一銘柄株式(前号の設立特定株式及 二第二項に規定する譲渡をいう。) 又は贈与 者がその年中に譲渡(法第三十七条の十一の 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住

設立特定株式の払込みによる取得の後当該取

ら第二号に掲げる金額を控除した金額とし、当 り算出した取得価額は、第一号に掲げる金額か 立特定株式(以下この条において「適用控除対 三の二第一項の規定の適用を受けた控除対象設 算の基礎となる当該適用年に法第三十七条の十 定並びに第二十五条の十二の四第四項の規定のび第百六十七条の七第四項から第七項までの規 各年分における所得税法第四十八条の規定並び という。)の取得に要した金額の合計額につき 得をした同項に規定する控除対象設立特定株式 金額及び取得費に算入する金額は、当該控除に 該同一銘柄株式一株当たりの同令第百十八条第 象設立特定株式」という。)に係る同一銘柄株 分の必要経費又は取得費に算入すべき金額の計 項において「適用年」という。)の翌年以後の きは、その適用を受けた年(以下この項及び次 同条第一項の規定の適用を受けた場合にお 恒久的施設を有する非居住者が、その年中に取 式一株当たりの同令第百五条第一項の規定によ 適用については、これらの規定により当該各年 に所得税法施行令第二編第一章第四節第三款及 て「適用額」という。) が二十億円を超えたと (以下この項において「控除対象設立特定株式」 準じて計算した金額とする。 一項の規定により算出した必要経費に算入する て、当該適用を受けた金額(以下この項にお 法第三十七条の十三の二第一項の居住者又は

項の規定により算出した取得価額 銘柄株式一株当たりの当該適用年の十二月三 十一日における所得税法施行令第百五条第 当該適用控除対象設立特定株式に係る同一

一 当該適用控除対象設立特定株式に係る適用 において有する当該適用控除対象設立特定株 に定める金額を当該適用年の十二月三十一日 年の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次

金額 式に係る同一銘柄株式の数で除して計算した

- 8 通知しなければならない。 銘柄株式の数その他の財務省令で定める事項を の旨、当該譲渡又は贈与をした日及び当該同一 したときは、遅滞なく、当該特定株式会社にそ 年において当該同一銘柄株式の譲渡又は贈与を 的施設を有する非居住者は、当該翌年以後の各 ない。この場合において、当該居住者又は恒久 び次項において同じ。)に通知しなければなら 式会社であつた株式会社を含む。以下この項及 設立特定株式に係る特定株式会社(当該特定株 他の財務省令で定める事項を当該適用控除対象 する時までに、同項の規定の適用がある旨その 同項の適用年の翌年以後最初に譲渡又は贈与を 用控除対象設立特定株式に係る同一銘柄株式を 者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該適 控除対象設立特定株式の取得をした同項の居住

ばならない。 でその所在地の所轄税務署長に通知しなけれて、その知つた旨その他の財務省令で定める事

13 法第三十七条の十三の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とす中「計算した金額(」とあるのは、「計算した中「計算した金額(第三十七条の十三の二第一項の規定の適金額(第三十七条の十三の二第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とす。 法第三十七条の十三の二第一項の規定の適用

の繰越控除等)

ま二十五条の十二の三 に掲げる株式の区分に応じ当該各号に定める日に掲げる株式の区分に応じ当該各号に定める日は、次の各号の一項に規定する政令で定める日は、次の各号

- を発表し、かつ、当該株式の発行法人に関す ていた株式である場合には、同号に定める いう。次号において同じ。)として登録され る資料を公開するものとして登録したものを に従い、その店頭売買につき、その売買価格 認可金融商品取引業協会が、その定める規則 柄(株式で、同法第二条第十三項に規定する 該株式が同日の前日において店頭売買登録銘 ずれかの金融商品取引所に上場された日(当 り内閣総理大臣への届出がなされて最初にい 商品取引所」という。)に上場されている株 金融商品取引所(以下この号において「金融 金融商品取引法第二条第十六項に規定する 当該株式が同法第百二十一条の規定によ 4 3
- である場合 当該事実が発生した日を所得税式」という。)が事業所得の基因となる株式定株式(以下この項において「価値喪失株において「事実」という。)の発生に係る特三の三第一項各号に掲げる事実(以下この項土 払込みにより取得をした法第三十七条の十

て計算した金額 て計算した金額 で計算した金額 で計算した金額

- 一 価値喪失株式が譲渡所得又は雑所得の基因 価値喪失株式が譲渡所得又は雑所得の基因 となる株式である場合 当該事実が発生したする譲渡の時とみなして同項に定める方法にする譲渡の時とみなして同項に定める方法にする領に相当する金額を算出した場合における金額に相当する金額を算出した場合における当該価値喪失株式が譲渡所得又は雑所得の基因金額
- る。 法第三十七条の十三の三第一項第二号に規定る。
- # 法第三十七条の十三の三第一項の規定の適用を受けようとする者は、同条第二項において準用する所得税法第の十二の二第九項において準用する所得税法第の十二の二第九項において準用する場合を含む。) に、法第三十七条の十三の三第一項の意む。) に、法第三十七条の十三の三第一項の確定申告書を受けようとする者は、同条第二項の確定申告書を受けようとする場合を表示。
- 5 前項に規定する者が、法第三十七条の十三の 
  三第一項の規定の適用を受けようとする年の翌 
  三第一項の規定の適用を受けようとする年の翌 
  高ために、その年分の所得税につき同条第九項 
  において準用する法第三十七条の十二の二第七 
  において準用する法第三十七条の十二の二第七 
  おける前項の規定の適用を受けようとする年の翌 
  言第一項の規定の適用を受けようとする年の翌 
  とあるのは、「同条第九項に規定する財務省令で定める書類」とあるのは、「同条第九項において準用する法 
  に保る護渡損失の金額の計算に関する明細書 
  式に係る護渡損失の金額の計算に関する明細書 
  とあるのは、「同条第九項に規定する財務省令で定める書類」とする。
- を受けようとする場合に提出する同項に規定する 法第三十七条の十三の三第四項の規定の適用

(おおり)<

- 一 前号に掲げる金額を控除しないで計算した。 前号に掲げる金額を控除しないで計算した。 前号に掲げる金額を控除しないで計算した。 前号に掲げる金額を控除しないで計算した
- 考となるべき事項 一 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他参
- ては、次に定めるところによる。
  う。以下この条において同じ。)の控除につい規定する特定株式に係る譲渡損失の金額をい特定株式に係る譲渡損失の金額(同条第八項に特定株式に係る譲渡損失の金額(同条第八項による
- 一前年以前三年内の一の年において生じた特定株式に係る譲渡所得等の金額(以下この号において「一般株所得等の金額(以下この号において「一般株所得等の金額(以下この号において「一般株所得等の金額(以下この号において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)及び同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額ときは、当該特定株式に係る譲渡所得等の金額ときは、当該特定株式に係る譲渡所得等の金額がら控除し、なお控除しきれない損失の金額がら控除し、なお控除しきれない損失の金額がら控除し、なお控除しきれない損失の金額がら控除し、なお控除しきれない損失の金額がら控除し、なお控除しきれない損失の金額がら控除し、なお控除しきれない損失の金額がら控除し、なお控除しきれない損失の金額がら控除し、なお控除しきれない損失の金額がら控除し、なお控除しきれば等に係る譲渡所得等の金額がら控除する。
- 控除を行う。 後、所得税法第七十一条第一項の規定による後、所得税法第七十一条第一項の規定による控除を行つた除が行われる場合には、まず法第三十七条の除が行われる場合には、まず法第三十七条の三 所得税法第七十一条第一項の規定による控
- 一次に掲げる者に対する譲渡一次に掲げる者に対する譲渡は、次に掲げる譲渡とする。名 法第三十七条の十三の三第八項に規定する政

当該居住者又は恒久的施設を有する非居

姻関係と同様の事情にある者 住者と婚姻の届出をしていないが事実上婚 当該居住者又は恒久的施設を有する非居

該居住者又は恒久的施設を有する非居住者 住者の使用人 イからハまでに掲げる者以外の者で、当 当該居住者又は恒久的施設を有する非居

るこれらの者の親族 ロからニまでに掲げる者と生計を一にす

を維持しているもの

から受ける金銭その他の資産によつて生計

者の所得に係る所得税の負担を不当に減少さ 法第三十七条の十三の三第八項に規定する特 せる結果となると認められる場合における当 をした居住者又は恒久的施設を有する非居住 特定株式の譲渡をすることにより当該譲渡 12

額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該 額として政令で定めるところにより計算した金 定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金

各号に定める金額とする。 定めるところにより計算した金額 譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額 三号に掲げる場合を除く。) 当該特定株式の をしたことにより生じたものである場合(第 因となるものの譲渡(同項に規定する譲渡を 得をした特定株式で事業所得又は雑所得の基 の計算上生じた損失の金額として財務省令で いう。以下この号及び次号において同じ。) 二第八項に規定する適用期間(次号において 「適用期間」という。)内に、払込みにより取 当該損失の金額が、法第三十七条の十三の

当該特定株式の譲渡による譲渡所得の金額の 計算上生じた損失の金額 のである場合 (次号に掲げる場合を除く。) となるものの譲渡をしたことにより生じたも により取得をした特定株式で譲渡所得の基因 当該損失の金額が、適用期間内に、払込み 13

である場合 第二項各号に掲げる場合の区分 第一項の規定により同項の特定株式の譲渡を したことにより生じたものとみなされたもの に応じ当該各号に定めるところにより計算し 当該損失の金額が法第三十七条の十三の三

除しきれない部分の金額として政令で定めると 法第三十七条の十三の三第八項に規定する控

> ころにより計算した金額は、特定株式の同項に 算上生じた損失の金額のうち、特定譲渡損失の 定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計 金額の合計額に達するまでの金額とする。 規定する譲渡をした日の属する年分の同項に規

生じた損失の金額、同項に規定する一般株式等 額に達するまでの金額をいう。 式の譲渡に係る第九項各号に掲げる金額の合計 のうち、それぞれその所得の基因となる特定株 失の金額又は同項に規定する一般株式等の譲渡 の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損 般株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上 の年中の法第三十七条の十第一項に規定する一 に係る雑所得の金額の計算上生じた損失の金額 前項に規定する特定譲渡損失の金額とは、

取得をした当該特定株式に該当するものとみな の時の直前における当該払込みにより取得をし該譲渡をした当該同一銘柄株式のうち当該譲渡 おいて同じ。)をした場合(当該譲渡の時の直定する譲渡をいう。以下この項及び第十五項に は恒久的施設を有する非居住者が、当該払込み する法令の規定を適用する。 の部分に相当する数の株式が当該払込みにより これらの株式(以下第十四項までにおいて「同 非居住者に当該払込みにより取得をした特定株 前において当該居住者又は恒久的施設を有する のの譲渡(法第三十七条の十一の二第二項に規 式と同一銘柄の株式で特定株式に該当しないも により取得をした特定株式、払込み以外の方法 に法第三十七条の十の規定その他の所得税に関 して、この条及び法第三十七条の十三の三並び た当該特定株式に係る特定残株数に達するまで 式に係る特定残株数がある場合に限る。)には、 により取得をした当該特定株式又は当該特定株 一銘柄株式」という。)の譲渡については、当 特定株式を払込みにより取得をした居住者又

合後の所有株式(以下この項において「特定分 法施行令第百十条第一項に規定する分割又は併 当該特定株式に係る同一銘柄株式につき所得税 残株数がある場合に限る。) には、当該特定分 時の直前において当該居住者又は恒久的施設を 合(当該特定分割等株式を有することとなつた 割等株式」という。)を有することとなつた場 は恒久的施設を有する非居住者が、その有する 割等株式のうち当該特定分割等株式の数に第一 有する非居住者に当該同一銘柄株式に係る特定 特定株式を払込みにより取得をした居住者又

15

る割合を乗じて得た数(一未満の端数があると 並びに法第三十七条の十の規定その他の所得税 有することとなつたことはその有することとな きは、これを切り捨てる。)に相当する株式を 号に掲げる数のうちに第二号に掲げる数の占め する特定株式を払込みにより取得をしたことと つた時において当該割合を乗じて得た数に相当 ^なして、この条及び法第三十七条の十三の三

時の直前において有する当該同一銘柄株式 当該特定分割等株式を有することとなつた

定その他の所得税に関する法令の規定を適用す 取得をしたこととみなして、この条及び法第三 じて得た数に相当する特定株式を払込みにより 満の端数があるときは、これを切り捨てる。) 当て株式の数に第一号に掲げる数のうち第二号 当該特定無償割当て株式のうち当該特定無償割 式に係る特定残株数がある場合に限る。) には、 こととなつた時の直前において当該居住者又は 定無償割当て株式」という。)を有することと 割当て後の所有株式(以下この項において「特 法施行令第百十一条第二項に規定する株式無償 当該特定株式に係る同一銘柄株式につき所得税 は恒久的施設を有する非居住者が、その有する 十七条の十三の三並びに法第三十七条の十の規 の有することとなつた時において当該割合を乗 に相当する株式を有することとなつたことはそ 恒久的施設を有する非居住者に当該同一銘柄株 なつた場合(当該特定無償割当て株式を有する に掲げる数の占める割合を乗じて得た数(一未 特定株式を払込みにより取得をした居住者又

つた時の直前において有する当該同 当該特定無償割当て株式を有することとな 一銘柄株

二 当該特定無償割当て株式を有することとな つた時の直前における当該特定株式に係る特 定残株数

株式を有することとなつたことがある場合又は 株式に係る第一号に掲げる数から当該同一銘柄 の株式に係る第二号に掲げる数を控除した数を いうものとし、第十三項に規定する特定分割等 前三項に規定する特定残株数は、同一銘柄の

金額」と、

同項第四号中

「上場株式等に係る譲

得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等

の金額」とあるのは「上場株式等に係る配当所

に関する法令の規定を適用する。 前項に規定する特定無償割当て株式を有するこ

時の直前における当該特定株式に係る特定残 当該特定分割等株式を有することとなつた

無償割当て株式を有することとなつた時)以後 場合には、最後の当該特定分割等株式及び特定 等株式及び特定無償割当て株式を有することと ととなったことがある場合においてこれらの号 の譲渡若しくは贈与を基礎として計算するもの 当て株式を有することとなつた時が二以上ある なつた時(当該特定分割等株式及び特定無償割 にされた特定株式の払込みによる取得又は株式 に掲げる数の算出をするときは、当該特定分割 一 特定株式の払込みによる取得の時 込みによる取得の時)以後に譲渡又は贈与を 二以上の払込みによる取得をした特定株式 による取得が二以上ある場合には、 数の合計数) 込みによる取得が二以上ある場合には、当該 払込みにより取得をした特定株式の数 最初の 払 払

した株式の数

16 係る譲渡所得等の金額」という。)」と、「第三 等の金額(以下この項において「一般株式等に 等に係る譲渡所得等の金額又は法第三十七条の 係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式 場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは 額(法第三十七条の十二の二第五項又は第三十 とあるのは「又は特定株式に係る譲渡損失の金 第二号中「(法第三十七条の十二の二第五項」 式に係る譲渡損失の金額」という。)」と、同項 条の十三の三第八項に規定する特定株式に係る 場株式等に係る譲渡損失の金額又は法第三十七 条の十三の三第七項の規定の適用を受けようと の年の翌年以後又はその年において法第三十七、第二十五条の十一の二第十一項の規定は、そ 三第四項」と、「上場株式等に係る配当所得等 七条の十二の二第一項又は第三十七条の十三の 式に係る譲渡損失の金額」と、「上場株式等に 譲渡損失の金額(以下この項において「特定株 株式等に係る譲渡損失の金額」とあるのは「上 第二十五条の十一の二第十一項第一号中「上場 する者について準用する。この場合において、 十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得 七条の十三の三第七項」と、同項第三号中「上 十七条の十二の二第一項」とあるのは「第三十 「上場株式等に係る譲渡損失の金額又は特定株

株式に係る譲渡損失の金額」と読み替えるもの は「上場株式等に係る譲渡損失の金額又は特定 とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金 項」と、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」 十二の二第五項」とあるのは「第三十七条の十 得等の金額」と、同項第五号中「第三十七条の る譲渡所得等の金額、一般株式等に係る譲渡所 渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係れらの損失の金額」と、「上場株式等に係る譲 金額」と、「当該損失の金額」とあるのは「こ 譲渡損失の金額又は特定株式に係る譲渡損失の 渡損失の金額」とあるのは「上場株式等に係る 「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるの 二の二第五項又は第三十七条の十三の三第七 一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、

項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金 額若しくは法第三十七条の十第一項に規定する とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金 額」と、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」 の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金 額」とあるのは「上場株式等に係る配当所得等 の十二の二第一項又は第三十七条の十三の三第 条の十二の二第一項」とあるのは「第三十七条 定株式に係る譲渡損失の金額」と、「第三十七 のは「上場株式等に係る譲渡損失の金額又は特 中「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とある いて控除されたものを除く。)」と、同項第三号 条の十三の三第七項の規定により前年以前にお 失の金額又は特定株式に係る譲渡損失の金額 の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡損 と、同項第二号中「上場株式等に係る譲渡損失 に係る譲渡損失の金額(以下この項において 三十七条の十三の三第八項に規定する特定株式 は「上場株式等に係る譲渡損失の金額又は法第 いて、第二十五条の十一の二第十二項第一号中 で定める事項について準用する。この場合にお る所得税法第百二十三条第一項に規定する政令 法第三十七条の十二の二第九項において準用す 第三十七条の十三の三第十項において準用する第二十五条の十一の二第十二項の規定は、法 一般株式等に係る譲渡所得等の金額(以下この (法第三十七条の十二の二第五項又は第三十七 「特定株式に係る譲渡損失の金額」という。)」 「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とあるの 項」と、「上場株式等に係る配当所得等の金 20 19 18

三第七項」と、「上場株式等に係る譲渡所得等 又は特定株式に係る譲渡損失の金額」と読み替 とあるのは「上場株式等に係る譲渡損失の金額 得等の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金 の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所 渡損失の金額」と、「当該損失の金額」とある 等に係る譲渡損失の金額又は特定株式に係る譲 えるものとする 額」と、「上場株式等に係る譲渡損失の金額」 七条の十二の二第五項又は第三十七条の十三の 十七条の十二の二第五項」とあるのは「第三十 る譲渡所得等の金額」と、同項第五号中「第三 式等に係る譲渡所得等の金額、一般株式等に係 に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株 のは「これらの損失の金額」と、「上場株式等 に係る譲渡損失の金額」とあるのは「上場株式

あるのは「第二十五条の十二の三第十七項にお り読み替えられた第二十五条の十一の二第十二 規定の適用がある場合における前項の規定によ 場合を含む。)又は第四十一条の十四第一項の 三十二条第一項(同条第二項において準用する 第二十八条の四第一項、第三十一条第一項、第 ものとする。 の金額及び」とあるのは「及び」と読み替える 第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等 いて準用する前項」と、「、法第三十七条の十 おいて、同条第十三項中「、第三十七条の十第 項の規定の適用について準用する。この場合に 一項又は」とあるのは「又は」と、「前項」と 第二十五条の十一の二第十三項の規定は、 法

この場合において、同法第百二十条第五項中 規定は、法第三十七条の十三の三第十項におい とする。 は、 (当該申告書が国税通則法第六十一条第一項第「確定申告期限」とあるのは「確定申告期限 法第百六十六条において準用する場合を含む。) 通則法」とあるのは「同法」と読み替えるもの 例)に規定する還付請求申告書である場合に 二号(延滞税の額の計算の基礎となる期間の特 の規定による申告書の提出について準用する。 いて準用する所得税法第百二十三条第一項(同 て準用する法第三十七条の十二の二第九項にお 所得税法第百二十条第三項から第七項までの 当該申告書の提出があつた日)」と、「国税

がある場合における法第三十七条の十第六項の法第三十七条の十三の三第七項の規定の適用 規定により読み替えられた所得税法の規定の適

額」という。)」と、

同項第四号中「上場株式等

「総所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等のと、同項第一号中「総所得金額」とあるのは 得等の金額(租税特別措置法第三十七条の十三 は」とする。 の規定」と、「あるのは、」とあるのは「あるの 金額」と、同法第七十三条から第八十七条まで 場合には、その適用後の金額。以下同じ。)」 る譲渡損失の繰越控除等)の規定の適用がある るのは「総所得金額、一般株式等に係る譲渡所 係る譲渡所得等の金額」と、同法第七十二条第 金額」とあるのは「総所得金額、一般株式等に とあるのは「同法第七十一条第一項中「総所得 の三第七項(特定中小会社が発行した株式に係 用については、同項第五号中「これらの規定」 項各号列記以外の部分中「総所得金額」とあ

21 前項の規定は、法第三十七条の十三の三第四 ものとする。 三の三第四項若しくは第七項(」と読み替える三の三第七項(」とあるのは「第三十七条の十 譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に この場合において、前項中「一般株式等に係る 第三十七条の十第六項の規定により読み替えら 法第三十七条の十一第六項において準用する法 係る譲渡所得等の金額」と、「第三十七条の十 れた所得税法の規定の適用について準用する。 項又は第七項の規定の適用がある場合における

22 法第三十七条の十三の三第四項又は第七項の の十三の三第四項又は第七項の規定の適用後のは、これらの規定にかかわらず、法第三十七条金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額 九条第三項第二号並びに第百六十条第三項第一 五十三条の三第一項、第百五十五条、第百五十 条の三第一項、第百五十三条の二第一項、第百 第百二十三条第一項並びに第二項第三号から第 第十五項(第二十五条の九第十三項において準 規定の適用がある場合における第二十五条の八 金額とする。 号口に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の 第二項、第百五十一条の二第一項、第百五十一 五号まで及び第七号、第百二十七条第一項及び 適用される所得税法第百二十条第一項第一号、 用する場合を含む。) の規定により読み替えて

23 前三項に定めるもののほか、法第三十七条の 規定の適用については、 において準用する法第三十七条の十二の二第九十三の三第四項若しくは第七項又は同条第十項 項の規定の適用がある場合における所得税法の 次に定めるところによ

は、「確定申告書(租税特別措置法第三十七 において同じ。)及び」とする。 第九項(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控 三十七条の十三の三第十項(特定中小会社が あるのは、「確定申告書(租税特別措置法第 用については、同号中「確定申告書及び」と ついては、同項中「確定申告書」とあるの 除)において準用する第百二十三条第一項 発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等) 。)の規定による申告書を含む。以下この号 (特定株式の譲渡損失に係る確定損失申告書) において準用する同法第三十七条の十二の二 (第百六十六条において準用する場合を含む 所得税法第四十二条第三項の規定の適用に 所得税法第二条第一項第四十号の規定の

三 所得税法第百二十二条第二項の規定の適用 じ。)」とする。 条の十三の三第十項(特定中小会社が発行し については、同項中「次条第一項」とあるの (上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除) にで準用する同法第三十七条の十二の二第九項 た株式に係る譲渡損失の繰越控除等)におい は、「次条第一項(租税特別措置法第三十七

を含む。以下第二百三十三条までにおいて同

準用する場合を含む。)の規定による申告書

式の譲渡損失に係る確定損失申告書)(第百

おいて準用する第百二十三条第一項(特定株

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除) に

六十六条(非居住者に対する準用)において

条の十三の三第十項(特定中小会社が発行

て準用する同法第三十七条の十二の二第九項 た株式に係る譲渡損失の繰越控除等)におい

令で定める記載を含む。)をした」とする。 「を記載した」とあるのは、「の記載(財務省 おいて準用する場合を含む。)」とする。 ては、同条第一項から第三項までの規定中 所得税法第百二十五条の規定の適用につい 所得税法第百二十七条第一項及び第二項

項中「事項」とあるのは、「事項その他財 特別措置法第三十七条の十三の三第八項(特 規定の適用については、同条第三項中「純損 省令で定める事項」とする。 規定の適用については、同条第一項及び第二 「純損失の金額、雑損失の金額若しくは租税 失の金額若しくは雑損失の金額」とあるのは 定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の 所得税法第百二十七条第三項及び第四項

第一号」と、「若しくは第八号」とあるのは「大は第三号」とあるのは「、第百二十三条第二項「又は第三号」と、「又は第百二十三条第二項 三の三第七項(特定中小会社が発行した株式 と、「に掲げる金額」とあるのは「その他財 るのは「、第百二十三条第二項第一号又は」 第三号」とあるのは「又は第三号」と、「又 財務省令で定める事項又は同法第三十七条の第百二十三条第二項各号に掲げる事項その他項各号に掲げる事項」とあるのは「それぞれ いては、同条第一項中「若しくは第三号」と 用」とする。 に係る譲渡損失の繰越控除等)の規定の適 は「若しくは租税特別措置法第三十七条の十 損失の金額」と、「の規定の適用」とあるの ては、同条中「純損失の金額」とあるのは、所得税法第百五十五条の規定の適用につい 定める規定に掲げる金額」とする。 掲げる金額」とあるのは「その他財務省令で 務省令で定める規定に掲げる金額」とする。 は第百二十三条第二項第一号若しくは」とあ 額」とする。 は「その他財務省令で定める規定に掲げる金 「又は第八号」と、「に掲げる金額」とあるの ては、同条中「若しくは第三号」とあるのは所得税法第百五十二条の規定の適用につい 二十三条第一項に規定する政令で定める事 七条の十二の二第九項において準用する第百 告書)の規定による申告書」と、「同条第二 繰越控除)において準用する第百二十三条第 第十項において準用する同法第三十七条の十 式に係る譲渡損失の金額」という。)」と、 損失の金額(第百五十五条において「特定株 繰越控除等)に規定する特定株式に係る譲渡 十三条第二項第一号若しくは」とあるのは ついては、同条第一項第二号中「又は第百二 ては、同条各号列記以外の部分中「若しくは 十三の三第十項において準用する同法第三十 「純損失の金額若しくは特定株式に係る譲渡 「、第百二十三条第二項第一号又は」と、「に による申告書又は同法第三十七条の十三の三 二の二第九項(上場株式等に係る譲渡損失の 「の規定による申告書」とあるのは「の規定 所得税法第百五十三条の二の規定の適用に 所得税法第百五十三条の規定の適用につい 項(特定株式の譲渡損失に係る確定損失申 第十一総 第二項 24 第十七総 条の二得 適用がある場合又は同条第十項において準用す 七条の十三の三第四項若しくは第七項の規定の 同表の下欄に掲げる字句とする。 げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 む。)の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲 用については、第二十五条の八第十六項(第二 がある場合における所得税法施行令の規定の適 る法第三十七条の十二の二第九項の規定の適用 十五条の九第十三項において準用する場合を含 一第一項の規定の適用があり、かつ、法第三十 法第三十七条の十第一項又は第三十七条の十 他財務省令で定める規定」とする。 三条第二項第一号」と、「若しくは第七号」 しくは第七号」とあるのは「又は第七号その は「、第百二十三条第二項第一号」と、「若 「又は第百二十三条第二項第一号」とあるの は第三号」とあるのは「又は第三号」と、 定に掲げる金額」と、同条第四項中「若しく 額」とあるのは「その他財務省令で定める規 とあるのは「又は第七号」と、「に掲げる金||七条第|申 三条第二項第一号」とあるのは「、第百二十 あるのは「又は第三号」と、「又は第百二十||項第五 金十七条の十第一項(一般株式等に 所総所得金額、租税特別措置法第三 金渡所得等の金額、上場株式等に係 所総所得金額、 る譲渡所得等の金額 規定する一般株式等に係る譲渡所 |係る譲渡所得等の課税の特例) に という。) 株式等に係る譲渡所得等の金額」 第二百十九条までにおいて「上場 合には、その適用後の金額。以下 又は第七項の規定の適用がある場 株式等に係る譲渡所得等の金額 いう。)、同法第三十七条の十一第 式等に係る譲渡所得等の金額」と には、その適用後の金額。以下第 控除等)の規定の適用がある場合 行した株式に係る譲渡損失の繰越 三の三第七項(特定中小会社が発 得等の金額(同法第三十七条の十 (同法第三十七条の十三の三第四項 |百十九条までにおいて「一般株 の課税の特例)に規定する上場 項(上場株式等に係る譲渡所得 一般株式等に係る譲 | 条第| ||に第| 第二項 六 第 条 一 の 条の三 項第一 項第一 項第一 条第一 項及び 第二百総 条並び 条第 百八十 第二号 第一号額 第九十確 百十九 二百五 号、第 号、第 イ及び 十九条得 第百七総 二項 百二十 二百四 第 書 告十七条の十三の三第十項(特定中 ||る譲渡所得等の金額、上場株式等に係 所総所得金額、 定確定申告書 十七条の十第一項(一般株式等に総所得金額、租税特別措置法第三 得等の金額、同法第三十七条の十 規定する一般株式等に係る譲渡所 損失の繰越控除等)において準用 上 所得等の課税の特例)に規定する |係る譲渡所得等の課税の特例)に |む。以下第三百三十条までにお |含む。) の規定による申告書を含 |第百二十三条第一項(特定株式の の繰越控除) において準用する法 る準用)において準用する場合を 譲渡損失に係る確定損失申告書 九項(上場株式等に係る譲渡損失 小会社が発行した株式に係る譲渡 (法第百六十六条 (非居住者に対す する同法第三十七条の十二の二第 て同じ。) 第一項(上場株式等に係る譲渡 |場株式等に係る譲渡所得等の金 (租税特別措置 般株式等に係る譲 |法第| 五十八総 五十八得 号 第四 条第一 条第一 条第 条第一 号項 五第 項 <del>-</del> 十八 二百 得 額 一章第 額得総課 得 総 節及び第三十七条の十一第一項 第特別措置法第三十七条の十第 三第三章第一節 所る課税譲渡所得等の金額、上場株 税課税総所得金額、 所第三十七条の十第一項に規定する 税課税総所得金額、 式等に係る課税譲渡所得等の金額 |渡所得等の金額、上場株式等に 総所得金額、 所得等の金額(以下「上場株式等定する上場株式等に係る課税譲渡 |課税譲渡所得等の金額」という。)、 の金額(以下「一般株式等に係る一般株式等に係る課税譲渡所得等 係る譲渡所得等の金額」という。)、三項までにおいて「一般株式等に 得等の金額(同法第三十七条の十規定する一般株式等に係る譲渡所 |係る譲渡所得等の課税の特例)に に係る課税譲渡所得等の金額」と 同法第三十七条の十一第一項に規 る譲渡所得等の金額 でにおいて「上場株式等に係る譲 その適用後の金額。以下第三項ま 項の規定の適用がある場合には、 係る譲渡所得等の金額(同法第三 の特例)に規定する上場株式等に 同法第三十七条の十一第一項(上 には、その適用後の金額。以下第控除等)の規定の適用がある場合行した株式に係る譲渡損失の繰越 十七条の十第一項(一般株式等に 総所得金額、 渡所得等の金額」という。) 三の三第七項(特定中小会社が発 . う。 ) -七条の十三の三第四項又は第七 ※株式等に係る譲渡所得等の課 租税特別措置法第三 (税率) 並びに租 般株式等に係る譲 租税特別措置 般株式等に 項 税

			123
号条 六 第	号条 第二 第二百 額得総	号項条五第 第号項         イ第第二号         一五百         額得総	系 五 第
得等の金額(同法第三十七条の十 一第一項(大場定所得等の金額(同法第三十七条の十一第一項(上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)、同法第三十七条の金額」という。)、同法第三十七条の金額」という。)、同法第三十七条の一方。上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法第三十七条の十月の金額」という。)、一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法第三十七条の十月の金額)という。)、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、一般株式等に係る譲渡所得金額、一般株式等に係る譲渡所得金額、一般株式等に係る譲渡所得金額、一般株式等に係る譲渡所得金額、一般株式等に係る譲渡所得金額、一般株式等に係る譲渡所得金額、一般株式等に係る譲渡所得金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額という。)	規定する一般株式等に係る譲渡所統所得金額、租税特別措置法第三所総所得金額、租税特別措置法第三の金額	定する上場株式等に係る譲渡所得金額、租税特別措置法第三所総所得金額、租税特別措置法第三所総所得金額、租税特別措置法第三所総所得金額、租税特別措置法第三所総所得金額、租税特別措置法第三	る、後度近界等のを領、上場株式等に係金渡所得等の金額、一般株式等に係る譲 所総所得金額、一般株式等に係る譲
無税譲渡所得金額、一般株式等 一般大三の一般株式等 一般大三の一般株式等 一部の規定の適用がある場合における 一般大三の一第十五条の九第十三の三第十項における 一部の地では、同条第一項における 一部の地では、同条第一項における 一部の地では、同条第一項における 一部の地では、同条第一項における 一部の地では、同条第一項によいで 一部の地では、一般本で、 一部の地では、一般本で、 一部の地で、 一部の地で、 一部の地で、 一部の地で、 一部の地で、 一部の地で、 一部の地で、 一部の地で、 一部の地で、 一部の地で、 一部の地で、 一部の地で、 一部の地で、 一部で、 一で、 一で、 一で、 一で、 一で、 一で、 一で、 一	て 準 定 の じに 規 に 十 渡 の 並	第二項 第二項 現 税 課税 総 所得 第 の 金額 で	第三頁場合 項及びす る準用)において準用する場合 条第一準 用所得申告書の添付書類の添付等の 六十二い て十五条の十一の二第十四項(確定 第二百に お並びに租税特別措置法施行令第二

第四項又は第七項の規定の適用がある場合に 譲渡所得等の金額(同法第三十七条の十三の三 と読み替える」とあるのは「上場株式等に係る 三項中「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」 その適用後の金額)」と読み替える」とす

(株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所

第二十五条の十二の四 乗じて計算した金額に相当する部分とする。 占める割合をいう。同号イにおいて同じ。)を 以外の資産の価額の合計額を除く。)のうちに 金の配当として交付を受けた金銭の額及び金銭 の額及び金銭以外の資産の価額の合計額(剰余 の価額が当該株式交付により交付を受けた金銭 会社(同条第一項に規定する株式交付親会社を 株式(同項に規定する所有株式をいう。以下こ 規定の適用がある株式交付により譲渡した所有 第一項に規定する政令で定める部分は、 いう。次項及び第四項において同じ。)の株式 (当該株式交付により交付を受けた株式交付親 のうち、当該所有株式の価額に株式交付割合 項、次項及び第四項第一号において同じ。) 法第三十七条の十三の四

非居住者が、法第三十七条の十三の四第一項 株式(当該非居住者の恒久的施設において管理 きは、当該非居住者の当該株式交付に係る所有 次項において同じ。)以外の株式に該当すると の交付を受けた株式交付親会社の株式をいう。 する当該株式交付に係る所有株式に対応してそ 株式(当該非居住者の恒久的施設において管理 親会社の株式が恒久的施設管理株式交付親会社 するものを除く。)の譲渡については、 けた場合において、その交付を受けた株式交付 式交付に係る株式交付親会社の株式の交付を受 の株式交付により所有株式の譲渡をし、当該株 項の規定は、適用しない。 同条第

該恒久的施設において管理した後、直ちに当該 業に係る資産として管理しなくなる行為を行つ 等をいう。以下この項において同じ。) に移管 法第百六十一条第一項第一号に規定する事業場 式交付親会社株式について、その交付の時に当 た場合には、その行為に係る恒久的施設管理株 する行為その他当該恒久的施設を通じて行う事 の交付の時に当該非居住者の事業場等(所得税 理株式交付親会社株式の全部又は一部につきそ 非居住者の恒久的施設と事業場等との間で移転 恒久的施設を有する非居住者が恒久的施設管

> 五条の十三の六において「非課税口座内上場株 座内上場株式等(以下この条、次条及び第二十 法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口

居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、

式等」という。)及び当該非課税口座内上場株

三項に規定する上場株式等をいう。以下この

式等以外の上場株式等(法第三十七条の十四

付により交付を受けた当該株式交付に係る株式 を受けた個人が同項の規定の適用がある株式交 が行われたものとみなして、同号の規定を適用 法第三十七条の十三の四第一項の規定の適用

会社の株式の取得価額とする。 所得の金額又は雑所得の金額の計算について は、次に掲げる金額の合計額を当該株式交付親 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に

交付親会社の株式に係る事業所得の金額、譲渡

- 定める金額
- 株式を除く。) がある場合 当該株式交付 株式交付に係る株式交付割合を乗じて計算 により譲渡した所有株式の取得価額に当該 は金銭以外の資産(当該株式交付親会社 当該株式交付により交付を受けた金銭又
- 付により譲渡した所有株式の取得価額 イに掲げる場合以外の場合 当該株式交
- ために要した費用がある場合には、当該費用 当該株式交付親会社の株式の交付を受ける

得等の非課税) (非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所

第二十五条の十三 法第三十七条の十四第一項に 価額に対応する権利の移転又は消滅とする。 及び第三項を除き、以下この条、次条第二項及 四第一項第一号イに規定する株式等(第三項及 る事由に基づく上場株式等(法第三十七条の十 三項又は第三十七条の十一第四項各号に規定す 資産の交付の基因となつた法第三十七条の十第 係る収入金額とみなされる金銭及び金銭以外の ものは、法第三十七条の十一第三項又は第四 規定する譲渡に類するものとして政令で定める いての当該金銭の額及び当該金銭以外の資産 び第四項において「株式等」という。)であつ の規定によりその額及び価額の合計額が同条第 び第二十五条の十三の七において同じ。)に て同号イからハまでに掲げるものをいう。次項 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に

条第四項の規定を適用する。 七条の七第四項から第七項までの規定並びに前 施行令第二編第一章第四節第三款及び第百六十 算に係る同法第四十八条の規定並びに所得税法 計算上必要経費又は取得費に算入する金額の計得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の者のその年分の上場株式等の譲渡による事業所 第一項又は第三十八条第一項の規定によりその 銘柄が異なるものとして、所得税法第三十七条 これらの上場株式等については、それぞれその 場株式等以外の上場株式等とがあるときには、 非課税口座内上場株式等と当該非課税口座内上 者の有する同一銘柄の上場株式等のうちに当該 金額を計算するものとする。この場合におい 金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの 式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の 額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株 業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金 以下この項及び次項において同じ。)による事 七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう。 当該非課税口座内上場株式等の譲渡(法第三十 及び次項において同じ。)を有する場合には、 て、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住

額若しくは雑所得の金額又は上場株式等の譲渡 式等以外の株式等の譲渡に係る必要経費の額と 基準により当該非課税口座内上場株式等の譲渡 業務に係る収入金額その他の財務省令で定める 共通必要経費の額は、これらの所得を生ずべき 必要経費の額」という。) があるときは、当該 連して生じた金額(以下この項において「共通 座内上場株式等以外の株式等の譲渡の双方に関 非課税口座内上場株式等の譲渡と当該非課税口計算上必要経費に算入されるべき金額のうちに による事業所得の金額若しくは雑所得の金額の 規定する一般株式等の譲渡による事業所得の金 た日の属する年分の法第三十七条の十第一項に に係る必要経費の額と当該非課税口座内上場株 に配分するものとする。 前項の場合において、上場株式等の譲渡をし

に応じ当該各号に定める金額をその株式等の一 定める金額は、次の各号に掲げる株式等の区分 法第三十七条の十四第四項に規定する政令で 項に規定する金融商品取引所及びこれに類す 位当たりの価額として計算した金額とする。 るもので外国の法令に基づき設立されたもの 融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六 取引所売買株式等(その売買が主として金

> の価格のいずれもない場合には、同日前の最の最終の売買の価格及びその最終の気配相場 終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が 終の売買の価格がない場合には、公表された その最終の気配相場の価格とする。)に相当 も近い日におけるその最終の売買の価格又は 公表された日で当該払出事由が生じた日に最 同日における最終の気配相場の価格とし、そ 表された当該払出事由が生じた日における最 該取引所売買株式等の最終の売買の価格(公 日。以下この項において同じ。) における当 る国外転出の予定日から起算して三月前の 有している株式等にあつては、同号に規定す を受ける者が同項に規定する国外転出の時に 号に掲げる場合に該当して同項の規定の適用 得税につき所得税法第六十条の二第一項第二 いう。)が生じた日(同日の属する年分の所 る事由(以下この項において「払出事由」と された法第三十七条の十四第四項各号に掲げ おいて同じ。) 金融商品取引所において公表 て行われている株式等をいう。以下この号に をいう。以下この号において同じ。) におい

もない場合には、同日前の最終の売買の価格価格及びその最終の気配相場の価格のいずれ された株式等をいう。以下この号において同 相場の価格とする。)に相当する金額 るその最終の売買の価格又はその最終の気配 当該払出事由が生じた日に最も近い日におけ 又は最終の気配相場の価格が公表された日で 終の気配相場の価格とし、その最終の売買の がない場合には、公表された同日における最 (公表された同日における最終の売買の価格 ける当該店頭売買株式等の最終の売買の価格 定により公表された払出事由が生じた日にお じ。) 金融商品取引法第六十七条の十九の規 二号に規定する店頭売買登録銘柄として登録 店頭売買株式等(第二十五条の八第九項第

三 その他価格公表株式等(前二号に掲げる株 等の売買の価格又は気配相場の価格を継続的 るものをいう。以下この号において同じ。) 表された売買の価格又は気配相場の価格があ ている場合におけるその公表をする者をい 式等の売買の価格の決定に重要な影響を与え に公表し、かつ、その公表する価格がその株 式等以外の株式等のうち、価格公表者(株式 以下この号において同じ。)によつて公

条第五項第一号に規定する非課税口座

場の価格のいずれもない場合には、同日前のその最終の売買の価格及びその最終の気配相 当する金額 はその最終の気配相場の価格とする。)に相 最も近い日におけるその最終の売買の価格又 が公表された日で当該払出事由が生じた日に 最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格 た同日における最終の気配相場の価格とし、 最終の売買の価格がない場合には、公表され 最終の売買の価格(公表された同日における じた日における当該その他価格公表株式等の 価格公表者によつて公表された払出事由が生

第三十七条の十四第五項第一号の口座を開設し 居住者又は恒久的施設を有する非居住者 して合理的な方法により計算した金額 株式等の払出事由が生じた日における価額と 前三号に掲げる株式等以外の株式等 その

止通知書」という。)若しくは法第三十七条の五条の十三の六第五項において「非課税口座廃 融商品取引業者等の営業所の長に、その口座開 三まで、第二十五条の十三の五及び第二十五条 止通知書記載事項」という。)若しくは法第三 通知書記載事項(以下この項において「勘定廃 出をする場合、同項第九号に規定する勘定廃止 座開設届出書」という。) の同号に規定する提 及び第二十五条の十三の六において「非課税口 座開設届出書(以下第二十五条の十三の三まで 添付して同条第五項第一号に規定する非課税口 非課税口座廃止通知書(以下この項及び第二十 六第五項において「勘定廃止通知書」という。) 止通知書(以下この項及び第二十五条の十三の 規定により同条第五項第九号に規定する勘定廃 条の十三の五及び第二十五条の十三の六におい う。以下第二十五条の十三の三まで、第二十五 の十三の六において「金融商品取引業者等」と 金融商品取引業者等(以下第二十五条の十三の である者に限る。)が、同条第一項に規定する 年」という。)の一月一日において十八歳以上 ようとする年(以下この項において「口座開設 座廃止通知書記載事項 十四第十項に規定する財務省令で定める書類を する場合には、その口座を開設しようとする金 て同じ。)において同号の口座を開設しようと いう。)の営業所(同項に規定する営業所をい 法第三十七条の十四第五項第十号に規定する -七条の十四第五項第十号に規定する非課税口 (以下この項において

「非課税口座廃止通知書記載事項」という。)を

座廃止通知書記載事項の提供の基因となつた同 止通知書の交付又は電磁的方法による非課税 当該非課税口座開設届出書は、当該提出がされ 事項の提供があるものであり、かつ、その口座書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載 課税口座廃止通知書若しくは法第三十七条の十非課税口座開設届出書が、勘定廃止通知書、非 又はその口座開設年の九月三十日のいずれか早 併せて行われる電磁的方法による勘定廃止通 (同号に規定する提出をいう。以下この項、第出をする場合又は非課税口座開設届出書の提出 項第一号に規定する提出をする場合、勘定廃止類を添付して非課税口座開設届出書の同条第五 掲げる上場株式等を当該口座に受け入れる日しくは口、第四号イ又は第六号イ若しくはハに 号に規定する提出と併せて行われる電磁的方法 の規定を適用するものとし、当該非課税口座廃 の十四(第六項から第三十二項までを除く。) ものとみなして、法第九条の八及び第三十七条 た日の属する年の翌年一月一日に提出がされた までの間に提出がされたものである場合には、 開設年の前年十月一日から同年十二月三十一日 併せて行われる電磁的方法による勘定廃止通 たもの又は当該非課税口座開設届出書の提出と は非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされ 付されたもの、勘定廃止通知書記載事項若しく 四第十項に規定する財務省令で定める書類が添 い日)までに、非課税口座開設届出書の提出を 事項の提供をする場合には、当該受け入れる日 書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載 三十三項、第三十四項及び第三十八項並びに第 通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書 の適用を受けようとする同条第五項第二号イ若 第三十七条の十四第一項から第四項までの規定 合又は非課税口座開設届出書の同条第五項第一 しなければならない。この場合において、当該 記載事項を記載して非課税口座開設届出書の提 くは同条第十項に規定する財務省令で定める書 の口座開設年において最初に法第九条の八及び は、その口座開設年の前年の十月一日)からそ 口座廃止通知書記載事項の提供をする場合に による勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税 記載して非課税口座開設届出書の提出をする場 二十五条の十三の六第一項において同じ。)と (勘定廃止通知書、非課税口座廃止通知書若し (同号に規定する提出をいう。以下この項、 知

を受理することができない。 廃止通知書記載事項の提供があるものを含む。) せて行われる電磁的方法による当該非課税口座 開設届出書(非課税口座開設届出書の提出と併廃止通知書記載事項の記載がされた非課税口座で定める書類が添付され、又は当該非課税口座 は、当該非課税口座廃止通知書若しくは法第三の間は、当該金融商品取引業者等の営業所の長 止した日から同日の属する年の九月三十日まで に上場株式等を受け入れているときは、当該廃 おいて「特定非課税管理勘定」という。)に既 する特定累積投資勘定(以下この条においてう。)、法第三十七条の十四第五項第七号に規定 項及び第三項において「累積投資勘定」とい する累積投資勘定(以下この条並びに次条第二 う。)、法第三十七条の十四第五項第五号に規定 及び第三項において「非課税管理勘定」とい 非課税管理勘定(以下この条並びに次条第二項 止した日の属する年分の同項第三号に規定する 口座」という。)において当該非課税口座を廃 五及び第二十五条の十三の六において「非課税 十七条の十四第十九項後段に規定する財務省令 に規定する特定非課税管理勘定(以下この条に 二十五条の十三の三まで、第二十五条の十三の 「特定累積投資勘定」という。)又は同項第八号 8

法とする。 (法第三十七条の十四第五項第二号及び第六号) 法第三十七条の十四第五項第二号及び第六号

上場株式等を発行した法人に対して会社法上場株式等を発行した法人に対して会社法事の十四第一項に規定する譲渡をいう。次七条の十四第一項に規定する譲渡をいう。次十五条の十三の七において同じ。)につい二十五条の十三の七において同じ。)につい二十五条の十三の七において同じ。)につい二十五条の十三の七において同じ。)についまが、会社法第百九十二条第一項の規定に基づいて行う同第百九十二条第一項の規定に基づいて行う同第百九十二条第一項の規定に基づいて行う同第百九十二条第一項の規定と基づいて会社法と表の十第三項を表示という。

その全てを当該非課税口座から当該特定口座に 税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等は、 非課税口座内上場株式等と同一銘柄の当該非課 合において、第一号の特定口座に移管がされる めるところにより行われるものとする。この場 する年の一月一日から五年を経過した日におい 課税口座に非課税管理勘定が設けられた日の属 恒久的施設を有する非居住者が開設している非 理勘定に係る上場株式等の移管は、居住者又は 移管しなければならないものとする。 て、同号ロの移管がされるものを除き、次に定 法第三十七条の十四第五項第二号の非課税管 業者等の営業所を経由して行われる方法 定する事由による上場株式等の譲渡につい の交付が非課税口座を開設する金融商品取引 て、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産

当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営産が開設されている金融商品取引業者等の営第二十一項第一号並びに第二十五項第一号及第二十一項第一号並びに第二十五項第一号及第二十一項第一号並びに第二十五項第一号及第二十一項第一号並びに第二十五項第一号及が第二号において「特定口座」という。)を9の第二号において「特定口座」という。)を9の第二号において「特定口座」という。)を9の第二号において「特定口座」という。)を9の第二号において第二号に対している場合には、当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座がら当該特定口座に移管されるものとりに対している。

他の保管口座(以下この号及び次号において法第三十七条の十四第四項第一号に規定するる非課税口座内上場株式等を特定口座以外の営業所の長に対し、当該非課税管理勘定に係者が、前号に規定する金融商品取引業者等の者が、前号に規定する金融商品取引業者等の当該居住者又は恒久的施設を有する非居住

座に移管されるものとする。 記載すべき事項を記録した電磁的記録を含座への非課税口座内上場株式等移管依頼書に をした場合には、前号の規定にかかわらず、事項を記録した電磁的記録の提供を含む。) 税口座内上場株式等移管依頼書に記載すべきる当該特定口座以外の他の保管口座への非課 又は記録がされた特定口座以外の他の保管口 の非課税口座内上場株式等移管依頼書に記載 口座から当該特定口座以外の他の保管口座へ 係る非課税口座内上場株式等は、当該非課税 む。以下この号及び次号において同じ。)に 口座内上場株式等移管依頼書(電磁的方法に 当該特定口座以外の他の保管口座への非課税 他の保管口座への非課税口座内上場株式等移 口座への非課税口座内上場株式等移管依頼 及び次号において「特定口座以外の他の保管 令で定める事項を記載した書類(以下この号 の種類、銘柄及び数又は価額その他の財務省 課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等 移管することを依頼する旨、移管する当該非 記載又は記録がされた当該非課税管理勘定に より提供した当該特定口座以外の他の保管口 管依頼書の提出に代えて行う電磁的方法によ 書」という。)の提出(当該特定口座以外の 「特定口座以外の他の保管口座」という。) に

七条の十一第四項第一号若しくは第二号に規

一 第一号に規定する金融商品取引業者等の営 業所に当該居住者又は恒久的施設を有する非 民住者が特定口座を開設していない場合に 民住者が特定口座を開設していない場合に は、特定口座以外の他の保管口座への非課税 口座内上場株式等移管依頼書に記載又は記録 がされていない当該非課税管理勘定に係る非 がされていない当該非課税管理勘定に係る非 がされていない当該は、当該非課税 日座内上場株式等移管依頼書に記載 の当該金融商品取引業者等の営 されるものとする。

った場合には、当該非課税管理勘定が設けられる事由に係るものをで定める事項は、同条第四項各号に掲だる事由に係るものを含むものを含むものとし、非課税管理勘定が設けられている同条第五度への移管に係るもの、第十二項各号に規定する事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものとし、非課税管理勘定からの非課税回座、の移管に係るもの、第十二項各号に規定する事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものとし、非課税管理勘定からの非課税口座本のを除く。以下この項において同じ。)がある事由に係るもの及び特定口座への移管に係るもの及び特定口座への移管に係るもの及び特定口座への移管に係るものとしている。

ている同条第五項第二号の口座を開設され、又は開設されていた金融商品取引業者等は、当該口座を開設し、又は開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者(相続又は遺贈くり上五項第一号及び第二号において同じ。)による払出しがあつた場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等の下であつた上場株式等を取得した者)に対し、その払出しがあつた非課税口座内上場株式等であつた上場株式等を取得した者)に対し、その払出しがあつた非課税口座内上場株式等のが出しに係る同項各号に掲げる事由及びその払出しに係る同項各号に掲げる事由及び表、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその払出しに係る同項各号に掲げる事由及び表の払出しに係る同項各号に掲げる事由及び表、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその払出しに係る同項各号に掲げる事由及び表のは関設され、又でいる同様に表している同様に対した。

る。 法第三十七条の十四第五項第二号イ(2)に 法第三十七条の十四第五項第二号イ(2)に

一 非課税管理勘定を設けた法第三十七条の十四第五項第二号の口座を開設している居住者以は恒久的施設を有する非課税管理勘定に係る維課税口座内上場株式等を当該口座に係る他の年分の非課税管理勘定に移管することを依頼する旨、移管する非課税に理内上場株式等の種類、銘柄及び数又は価額マの他の財務省の種類、銘柄及び数又は価額マの他の財務省の種類、銘柄及び数又は価額で向上場株式等の種類、銘柄及び数又は価額での他の財務省の種類、銘柄及び数又は価額での他の財務省の種類、銘柄及び数又は価額での他の財務省の種類、銘柄及び数又は価額その他の財務省の種類、銘柄及び数又は価額その他の財務省の種類、銘柄及び数とは一次を管する主要を引きる。

一 法第三十七条の十四第五項第二号イ(2) 非居住者が、当該未成年者口座が開設されて 開設している居住者又は恒久的施設を有する の号において「未成年者口座」という。)を 五項第一号に規定する未成年者口座(以下こ の号において「未成年者非課税管理勘定」と に規定する未成年者非課税管理勘定(以下こ 株式等」という。)を法第三十七条の十四第 第一項に規定する未成年者口座内上場株式等 いる金融商品取引業者等の営業所の長に対 いう。)を設けた法第三十七条の十四の二第 管することを依頼する旨、 五項第二号の口座に係る非課税管理勘定に移 (以下この号において「未成年者口座内上場 し、当該未成年者非課税管理勘定に係る同条 移管する未成年者

前項の規定は、法第三十七条の十四第五項第 提供を含む。)をして移管がされる上場株式磁的方法による当該書類に記載すべき事項の書類の提出(当該書類の提出に代えて行う電 額その他の財務省令で定める事項を記載した 口座内上場株式等の種類、銘柄及び数又は価

る政令で定める上場株式等は、次に掲げる上場 けられる非課税管理勘定に移管が」と読み替え 場合において、前項各号中「移管が」とあるの 管がされる上場株式等について準用する。この 二号ロに規定する政令で定めるところにより移 法第三十七条の十四第五項第二号ハに規定す 「同号ロに規定する五年を経過した日に設

株式等とする。 規定する振替口座簿をいう。以下この項及び る振替口座簿(法第三十七条の十四第一項に 管理勘定への受入れを、当該非課税口座に係 分割又は併合に係る上場株式等の当該非課税 託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の 取得する上場株式等で、当該株式又は投資信 証券発行信託の受益権の分割又は併合により 行われた株式又は投資信託若しくは特定受益 勘定に係る非課税口座内上場株式等について 開設する非課税口座に設けられた非課税管理 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が

当該非課税口座に保管の委託をする方法によ る振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は 管理勘定への受入れを、当該非課税口座に係 権無償割当てに係る上場株式等の当該非課税 取得する上場株式等で、当該株式無償割当 割当て又は新投資口予約権無償割当てにより 行われた第二十五条の十の二第十四項第六号 勘定に係る非課税口座内上場株式等について 開設する非課税口座に設けられた非課税管理 座に保管の委託をする方法により行うもの て、新株予約権無償割当て又は新投資口予約 に規定する株式無償割当て、新株予約権無償 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が

三 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が 開設する非課税口座に設けられた非課税管理 勘定に係る非課税口座内上場株式等を発行し た法第三十七条の十第三項第一号に規定する

t

方法により行うもの 口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録を 該非課税管理勘定への受入れを、当該非課税 当該合併法人の株式又は合併親法人株式の当 十四項第七号に規定する合併親法人株式で、 き、以下この項において同じ。)又は同条第 合併法人の株式(出資を含む。第七号を除 規定する合併により取得する同号に規定する 法人の第二十五条の十の二第十四項第七号に 又は当該非課税口座に保管の委託をする

開設する非課税口座に設けられた非課税管理 保管の委託をする方法により行うもの 載若しくは記録をし、又は当該非課税口座に れを、当該非課税口座に係る振替口座簿に記 信託の受益権の当該非課税管理勘定への受入 信託の受益権で、当該併合に係る新たな投資 合により取得する当該併合に係る新たな投資 十五条の十の二第十四項第八号に規定する併 託の受益権であるものに係る投資信託の第一 勘定に係る非課税口座内上場株式等で投資信 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が

五 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が 承継親法人株式で、当該分割承継法人の株式 法人の第二十五条の十の二第十四項第九号に 勘定に係る非課税口座内上場株式等を発行し 開設する非課税口座に設けられた非課税管理 課税口座に保管の委託をする方法により行う 口座簿に記載若しくは記録をし、又は当該非 定への受入れを、当該非課税口座に係る振替 又は分割承継親法人株式の当該非課税管理勘 分割承継法人の株式又は同号に規定する分割 規定する分割により取得する同号に規定する た法第三十七条の十第三項第二号に規定する

第二十五条の十三の六第一項において同じ。)

に記載若しくは記録をし、又は当該非課税口

六 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が 全子法人の株式の当該非課税管理勘定への受 法人の行つた第二十五条の十の二第十四項第 勘定に係る非課税口座内上場株式等を発行し 開設する非課税口座に設けられた非課税管理 に保管の委託をする方法により行うもの 記載若しくは記録をし、又は当該非課税口座 入れを、当該非課税口座に係る振替口座簿に 同号に規定する完全子法人の株式で、当該完 九号の二に規定する株式分配により取得する た法第三十七条の十第三項第三号に規定する

開設する非課税口座に設けられた非課税管理 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が

> は記録をし、又は当該非課税口座に保管の委 該非課税口座に係る振替口座簿に記載若しく 株式の当該非課税管理勘定への受入れを、当 する株式移転完全親法人の株式で、これらの 規定する株式移転により取得する同号に規定 号に規定する株式交換完全親法人の株式若し 第十号に規定する株式交換により取得する同 勘定に係る非課税口座内上場株式等を発行し 託をする方法により行うもの くは同号に規定する親法人の株式又は同号に た法人の行つた第二十五条の十の二第十四

非課税口座に保管の委託をする方法により行 替口座簿に記載若しくは記録をし、又は当該 勘定への受入れを、当該非課税口座に係る振 る合併法人等新株予約権等の当該非課税管理 する合併法人等新株予約権等で、当該取得す 全子法人又は株式移転完全子法人とする同号 規定する被合併法人、分割法人、株式交換完 する旧新株予約権等を発行した法人を同号に 勘定に係る非課税口座内上場株式等である第 開設する非課税口座に設けられた非課税管理 に規定する合併等により取得する同号に規定 二十五条の十の二第十四項第十号の二に規定 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が

託をする方法により行うもの

九 管の委託をする方法により行うもの 若しくは記録をし、又は当該非課税口座に保 上場株式等の当該非課税管理勘定への受入れ 請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議 社債であるものに係るこれらの規定に定める 得条項付新株予約権が付された新株予約権付 条項付種類株式又は同項第六号に規定する取 条項付株式、同項第三号に規定する全部取得 得請求権付株式、同項第二号に規定する取得 法第五十七条の四第三項第一号に規定する取 勘定に係る非課税口座内上場株式等で所得税 開設する非課税口座に設けられた非課税管理 を、当該非課税口座に係る振替口座簿に記載 により取得する上場株式等で、当該取得する 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が

勘定に係る非課税口座内上場株式等である新開設する非課税口座に設けられた非課税管理 られた新株予約権(投資信託及び投資法人に は当該非課税口座内上場株式等について与え 株予約権付社債に付された新株予約権若しく 関する法律第二条第十七項に規定する新投資 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が

は記録をし、又は当該非課税口座に保管の委該非課税口座に係る振替口座簿に記載若しく 式等の当該非課税管理勘定への受入れを、当 る取得事由の発生若しくは行使により取得す 所得税法第五十七条の四第三項第五号に規定 非課税口座内上場株式等について与えられた するものを除く。)で、当該取得する上場株 る上場株式等(その取得に金銭の払込みを要 する取得条項付新株予約権に係る同号に定め 十項第一号において同じ。)の行使又は当該 第三項の規定の適用があるものを除く。 口予約権を含み、所得税法施行令第八十四条

方法により行うもの 又は累積投資勘定への受入れを、当該非課税 ち最も新しい年に設けられた非課税管理勘定 累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け 係る同一銘柄のものを除く。)について生じ 累積投資勘定又は特定非課税管理勘定のみに 非課税口座内上場株式等(当該二以上の特定 の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積 課税口座に設けられている場合の当該二以上 の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積 資勘定又は特定非課税管理勘定(当該二以上 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投 が開設する非課税口座に設けられた二以上 し、又は当該非課税口座に保管の委託をする 口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録を 定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定のう 二以上の非課税管理勘定、累積投資勘定、特入れることができるものを除く。)で、当該 各号に規定する上場株式等(当該各号の規定 た前各号に規定する事由により取得する当該 下この号において同じ。)に係る同一銘柄の 投資勘定又は特定非課税管理勘定に限る。以 投資勘定又は特定非課税管理勘定が同一の非 により非課税管理勘定、累積投資勘定、特定 居住者又は恒久的施設を有する非居住者

十二 前各号に掲げるもののほか財務省令で定 める上場株式等

資勘定に受け入れたものと、その受入れ後直ち 由が生じた時に当該非課税管理勘定又は累積投 場合には、当該上場株式等については、当該事 株式等で当該各号に規定する非課税管理勘定又 に当該非課税管理勘定又は累積投資勘定が設け は累積投資勘定に受け入れなかつたものがある 前項各号に規定する事由により取得した上場

第四項までの規定及び第九項の規定を適用す つたものとそれぞれみなして、同条第一項から 項第一号に規定する他の保管口座への移管があ られた非課税口座から法第三十七条の十四第四

項の非課税口座異動届出書とする。 号口に規定する政令で定める書類は、 法第三十七条の十四第五項第四号に規定する 法第三十七条の十四第五項第三号ロ及び第五 次条第三

臣が財務大臣と協議して定める要件とする。 もの)に次の定めがあることその他内閣総理大 には、当該委託者指図型投資信託約款に類する 定する外国投資信託をいう。以下この項及び第 託が外国投資信託(同法第二条第二十四項に規 る委託者指図型投資信託約款(当該証券投資信 び投資法人に関する法律第四条第一項に規定す 証券投資信託の受益権であるものの投資信託及 口に掲げる上場株式等で公社債投資信託以外の 政令で定める要件は、同条第一項第二号イ及び 二十三項第三号ロにおいて同じ。)である場合 利に対する投資として運用を行わないことと 資する場合を除き、法人税法第六十一条の五 的な運用を行うためのものとして内閣総理大 第一項に規定するデリバティブ取引に係る権 臣が財務大臣と協議して定める目的により投 上の信託契約期間が定められていること。 信託契約期間を定めないこと又は二十年以 信託財産は、安定した収益の確保及び効率

場合には、収益の分配に係る計算期間)ごと 間(当該証券投資信託が外国投資信託である に行うこととされていること。 収益の分配は、一月以下の期間ごとに行わ いこととされており、かつ、信託の計算期

限りでない。

されていること。

施設を有する非居住者から第五項に規定する提は、当該口座を開設している居住者又は恒久的設されている金融商品取引業者等の営業所の長設等三十七条の十四第五項第四号の口座が開 出者が出国をした日からその者に係る帰国届出政令で定める上場株式等は、継続適用届出書提 務省令で定める場所。 しない者にあつては、同条第八項に規定する財 書に記載された氏名及び住所(国内に住所を有 出を受けた当該口座に係る非課税口座開設届出 株式等であつて同号イに掲げるものとする。 書の提出があつた日までの間に取得をした上場 法第三十七条の十四第五項第四号に規定する 以下この条及び次条にお

> 的施設を有する非居住者から、次条第一項の定ただし、当該確認期間内に当該居住者又は恒久 動届出書(以下この項及び第二十一項第二号ロ 帰国届出書の提出を受けなかつた場合は、この 当該一年を経過する日までの間にその者に係る 出をしたものから、その者が出国をした日から 項において「継続適用届出書」という。)の提 項第一号に規定する継続適用届出書(次条第七 法第三十七条の十四第二十二項の規定による同 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者で 届出書の同項に規定する提出を受けた場合及び めるところによりその者に係る非課税口座異動 期間」という。)に確認しなければならない。 という。)から一年を経過する日までの間(以 号に定める事項と同じであることを、法第三十 提出がされた非課税口座異動届出書)に記載又 提出があつた場合には、最後に同項に規定する 非課税口座異動届出書の次条第一項に規定する 合には、当該非課税口座異動届出書(二以上の 二十一項第二号ロにおいて同じ。)があつた場 の提出(次条第一項に規定する提出をいう。第 項に規定する提出後、当該氏名又は住所の変更 下この項及び第二十一項第二号において「確認 (以下この項及び次項において「基準経過日」 七条の十四第五項第四号に規定する基準経過日 が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各 は記録がされた変更後の氏名及び住所。第二十 において「非課税口座異動届出書」という。) に係る次条第一項後段に規定する非課税口座異 いて同じ。)(当該非課税口座開設届出書の第五 一項第二号イにおいて「届出住所等」という。)

署名用電子証明書等(法第三十七条の十一のこの号において同じ。)の提示又はその者のその他の財務省令で定める書類をいう。以下 おける氏名及び住所の告知を受けた場合 当同じ。)の送信を受けて、当該基準経過日に 令で定めるものをいう。以下この号において 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者 記載又は記録がされた当該基準経過日におけ 該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に の同項に規定する電磁的記録であつて財務省 三第四項に規定する署名用電子証明書その他 からその者の住所等確認書類(住民票の写し 当該金融商品取引業者等の営業所の長が、

一 当該金融商品取引業者等の営業所の長が、 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者

> 住所 に記載した当該基準経過日における氏名及び又は恒久的施設を有する非居住者が当該書類 る氏名及び住所その他の事項を記載した書類設を有する非居住者が当該基準経過日におけ 住者から当該書類(当該居住者又は恒久的施 に限る。) の提出を受けた場合 当該居住者 し、当該居住者又は恒久的施設を有する非居 に財務省令で定めるところにより書類を送付

19 18 株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみな 項の規定によりその金額が同項に規定する上場 政令で定める方法は、法第三十七条の十一第四 日における氏名及び住所とする。 者又は恒久的施設を有する非居住者の基準経過住所その他の政令で定める事項は、同号の居住 法第三十七条の十四第五項第四号に規定する

> 期間内に第十七項本文の規定による確認をし 恒久的施設を有する非居住者について、確認 の長は、当該口座を開設している居住者又は 開設されている金融商品取引業者等の営業所

第四号の累積投資勘定に係る上場株式等の移管20 第八項の規定は、法第三十七条の十四第五項 読み替えるものとする。 とあるのは「二十年」と、「同号ロの移管がさ 課税管理勘定」とあるのは「累積投資勘定」 は「第三十七条の十四第五項第四号」と、「非中「第三十七条の十四第五項第二号」とあるのについて準用する。この場合において、第八項 に規定する累積投資上場株式等」と、「五年」 と、「係る上場株式等」とあるのは「係る同号 れるものを除き、次に」とあるのは「次に」と

21 移管されることその他政令で定める事項は、 に掲げる事項とする。 法第三十七条の十四第五項第四号に規定する 次

22

引業者等は、当該口座を開設し、又は開設しが開設され、又は開設されていた金融商品取 同じ。) があつた場合には、当該累積投資勘 移管に係るものを除く。以下この項において 規定する事由に係るもの並びに特定口座への する第十二項第一号、第四号及び第十一号に 由により、累積投資勘定からの非課税口座内 定が設けられている同条第五項第四号の口座 よるものを含むものとし、次項において準用 上場株式等の全部又は一部の払出し(振替に ていた居住者又は恒久的施設を有する非居住 法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事

等を取得した者)に対し、その払出しがあつ 定する払出し時の金額及び数、その払出しにた非課税口座内上場株式等の同条第四項に規 者(相続又は遺贈による払出しがあつた場合 じた日その他参考となるべき事項を通知する 係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生 る非課税口座内上場株式等であつた上場株式 には、当該相続又は遺贈により当該口座に係

二 法第三十七条の十四第五項第四号の口座

開設する金融商品取引業者等の営業所を経由 される同項第一号に規定する事由により交付さ て交付される方法とする。 れる金銭及び金銭以外の資産が、非課税口座を 法第三十七条の十四第五項第四号に規定する

る氏名及び住所と同じであることを確認し 居住者の届出住所等につき、第十七項各号 が、当該居住者又は恒久的施設を有する非 に掲げる場合の区分に応じ同項各号に定め 当該金融商品取引業者等の営業所の長 該当することとなつた日以後は、この限りで

場合に該当することとなつた場合には、その ないこと。ただし、同日以後に、次に掲げる 勘定に同号イに掲げる上場株式等を受け入れ

了の日の翌日以後、当該口座に係る累積投資 ある場合を除く。) には、当該確認期間の終 なかつた場合(同項ただし書の規定の適用が

居住者から、 提出を受けた場合 よりその者に係る非課税口座異動届出書 が、当該居住者又は恒久的施設を有する非 当該金融商品取引業者等の営業所の長 次条第一項の定めるところに

資勘定」と、第十三項中「第九項」とあるのは 累積投資上場株式等で累積投資勘定に受け入れ号又は第十一号に規定する事由により取得した 資上場株式等(同号に規定する累積投資上場株 第五項第四号ロに規定する政令で定める累積投 四号中「非課税管理勘定」とあるのは「累積投 用する。この場合において、同項第一号及び第 式等をいう。以下この項において同じ。)につ る部分に限る。) の規定は法第三十七条の十四 なかつたものがある場合について、それぞれ準 いて、第十三項の規定は第十二項第一号、第四 第十二項(第一号、第四号及び第十一号に係

第二十一項第一号」と読み替えるものとする。

24

23 政令で定める上場株式等は、次に掲げる上場株 法第三十七条の十四第五項第六号に規定する

一 法第二十九条の二第一項本文の規定の適用 予約権に係る上場株式等 三十七条の十四第五項第六号ハに掲げるもの を受けて取得をした同項に規定する特定新株 での間に取得をした上場株式等であつて法第 その者に係る帰国届出書の提出があつた日ま 継続適用届出書提出者が出国をした日から

三 法第三十七条の十四第五項第六号ハに掲げ る上場株式等で次のいずれかに該当するもの 内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める る銘柄として指定されているものその他のされた銘柄又は上場を廃止するおそれがあ 商品取引所への上場を廃止することが決定 品取引所の定める規則に基づき、当該金融品取引法第二条第十六項に規定する金融商 その上場株式等が上場されている金融商

項が定められているもの 閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事 る権利に対する投資(第十五項第二号に規五第一項に規定するデリバティブ取引に係 るもの)又は信託法第三条第一号に規定す 券発行信託の受益権で、同法第四条第一項 用を行うこととされていることその他の内 る信託契約において法人税法第六十一条の 員の地位である場合には、当該規約に類す 条第二十五項に規定する外国投資法人の社 項に規定する規約(当該投資口が同法第一 信託約款」という。)、同法第六十七条第一 するもの。ハにおいて「委託者指図型投資 該証券投資信託が外国投資信託である場合 いて「投資口」という。)又は特定受益証 第二条第十四項に規定する投資口(ロにお 益権、投資信託及び投資法人に関する法律 定する目的によるものを除く。)として運 には、当該委託者指図型投資信託約款に類 に規定する委託者指図型投資信託約款(当 公社債投資信託以外の証券投資信託の受

項第一号及び第三号の定めがあるもの以外 益権で委託者指図型投資信託約款に第十五 公社債投資信託以外の証券投資信託の受

第六号の金融商品取引業者等の同号の規定によ 第十七項の規定は法第三十七条の十四第五項

> 項中「第三十七条の十四第五項第四号」とある る確認について、第十八項の規定は同号に規定 み替えるものとする。 のは、「第三十七条の十四第五項第六号」と読 それぞれ準用する。この場合において、第十七 する住所その他の政令で定める事項について、

その他政令で定める事項は、次に掲げる事項と 法第三十七条の十四第五項第六号に規定する

の払出しがあつた非課税口座内上場株式等の き事項を通知すること。 及びその事由が生じた日その他参考となるべ 数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由 同条第四項に規定する払出し時の金額及び あつた上場株式等を取得した者)に対し、そ り当該口座に係る非課税口座内上場株式等で しがあつた場合には、当該相続又は遺贈によ を有する非居住者(相続又は遺贈による払出 し、又は開設していた居住者又は恒久的施設 いた金融商品取引業者等は、当該口座を開設 項第六号の口座を開設され、又は開設されて 特定累積投資勘定が設けられている同条第五 号において同じ。)があつた場合には、当該 定口座への移管に係るものを除く。以下この 第十一号に規定する事由に係るもの並びに特 おいて準用する第十二項第一号、第四号及び 替によるものを含むものとし、第二十九項に 座内上場株式等の全部又は一部の払出し(振 由により、特定累積投資勘定からの非課税口 法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事

事由に係るもの及び特定口座への移管に係る 由により、特定非課税管理勘定からの非課税 非課税口座内上場株式等の同条第四項に規定 を取得した者)に対し、その払出しがあつた 非課税口座内上場株式等であつた上場株式等 は、当該相続又は遺贈により当該口座に係る た居住者又は恒久的施設を有する非居住者 者等は、当該口座を開設し、又は開設してい 設され、又は開設されていた金融商品取引業 設けられている同条第五項第六号の口座を開 あつた場合には、当該特定非課税管理勘定が ものを除く。以下この号において同じ。)が 項において準用する第十二項各号に規定する (振替によるものを含むものとし、第三十二 口座内上場株式等の全部又は一部の払出し (相続又は遺贈による払出しがあつた場合に 法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事 26

三 法第三十七条の十四第五項第六号の口座 の該当することとなつた日以後は、この限り る場合に該当することとなつた場合には、そ れないこと。ただし、同日以後に、次に掲げ 第六号イ及びハに掲げる上場株式等を受け入 資勘定及び特定非課税管理勘定に同条第五項 の日の翌日以後、当該口座に係る特定累積投 る場合を除く。) には、当該確認期間の終了 かつた場合(同項ただし書の規定の適用があ 間(以下この号において「確認期間」とい において準用する第十七項に規定する確認期 恒久的施設を有する非居住者について、前項 の長は、当該口座を開設している居住者又は 開設されている金融商品取引業者等の営業所 う。) 内に同項本文の規定による確認をしな

名及び住所と同じであることを確認した げる場合の区分に応じ同項各号に定める氏 規定する届出住所等につき、同項各号に掲 居住者の前項において準用する第十七項に が、当該居住者又は恒久的施設を有する非 当該金融商品取引業者等の営業所の長

同項に規定する提出を受けた場合 居住者から、次条第一項の定めるところに が、当該居住者又は恒久的施設を有する非 十七項に規定する非課税口座異動届出書の よりその者に係る前項において準用する第 当該金融商品取引業者等の営業所の長

象非課税口座内上場株式等」という。)の次の 設する非課税口座のうち当該非課税口座に特定の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開 る政令で定める金額は、対象非課税口座(同号 税口座内上場株式等(第二十八項において「対 同号の金融商品取引業者等の営業所に開設され この項において「基準日」という。)において れた日の属する年の前年十二月三十一日(以下 累積投資勘定及び特定非課税管理勘定が設けら 各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額 積投資勘定及び特定非課税管理勘定に係る非課 び第二号において同じ。)に設けられた特定累 ている非課税口座をいう。第二十八項第一号及 法第三十七条の十四第五項第六号イに規定す

される金額又はその合併法人株式若しくは合併

た日その他参考となるべき事項を通知するこ る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じ する払出し時の金額及び数、その払出しに係

代価の額の総額」という。)とする。

特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場

以

おいて「対象非課税口座内上場株式等の購入の を合計した金額(第二十八項及び第三十一項に

式等の取得価額とみなして、当該上場株式等該上場株式等の購入の代価の額を当該上場株 の七第四項、第六項及び第七項の規定に準じ の譲渡があつたものとして所得税法施行令第 税管理勘定に受け入れている当該上場株式等 を銘柄ごとに区分し、基準日に当該特定非課 の取得費の額に相当する金額 二編第一章第四節第三款並びに第百六十七条 て計算した場合に算出される当該上場株式等 特定非課税管理勘定に係る上場株式等

該特定累積投資上場株式等の取得費の額に相

の規定に準じて計算した場合に算出される当 て所得税法施行令第二編第一章第四節第三款

当する金額

累積投資上場株式等の譲渡があつたものとし

場株式等を銘柄ごとに区分し、基準日に当該

の取得価額とみなして、当該特定累積投資上

特定累積投資勘定に受け入れている当該特定

いて同じ。)を当該特定累積投資上場株式等

に規定する購入の代価の額をいう。次号にお 上場株式等の購入の代価の額(同項第二号イ 下この条において同じ。) 当該特定累積投資 規定する特定累積投資上場株式等をいう。 株式等(法第三十七条の十四第五項第六号に

剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配若し 条第一項中「取得価額(法第二十五条第一項第 金額)」とあるのは「の額」と、同令第百十二 費用がある場合には、その費用の額を加算した 証券の購入のために要した費用がある場合に 項第五号中「代価(購入手数料その他その有価 を加算した金額」とあるのは「含む。」と、同 る場合には、同令第百九条第一項第一号中「含 四項、第六項及び第七項の規定に準じて計算す 第一章第四節第三款並びに第百六十七条の七第 めに要した費用がある場合には、その費用の額 むものとし、その金銭の払込みによる取得のた くは金銭の分配として交付を受けたものとみな (その金銭の払込みによる取得のために要した は「代価」と、同令第百十一条第一項中「の は、その費用の額を加算した金額)」とあるの 一号(合併の場合のみなし配当)の規定により 前項各号の規定により所得税法施行令第二編 額

配当若しくは利益の配当として交付を受けたも割の場合のみなし配当)の規定により剰余金の 合には、当該費用の額のうち旧受益権一口に対受益権の取得のために要した費用の額がある場 たものとみなされる金額及び費用の額のうち分 若しくは分割承継親法人株式の取得のために要 のとみなされる金額又はその分割承継法人株式 応する部分の金額を加算した金額)」とあるの 条第三項中「取得価額(その併合投資信託等の部分の金額を加算した金額)」とあり、及び同 る金額及び費用の額のうち旧株一株に対応する る場合には、当該交付を受けたものとみなされ 親法人株式の取得のために要した費用の額があ した費用の額がある場合には、当該交付を受け 「金額(法第二十五条第一項第二号(分割型分 「取得価額」と、同令第百十三条第一項中

三 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住 それぞれその銘柄が異なるものとして、 場合には、これらの上場株式等については、 口座内上場株式等以外の上場株式等とがある 象非課税口座内上場株式等と当該対象非課税 者の有する同一銘柄の上場株式等のうちに対 十六項の規定を適用する。

及び同令第百十三条の二第一項中「金額(法第 対応する部分の金額を加算した金額)」とあり、 割承継法人株式又は分割承継親法人株式一株に

二十五条第一項第三号(株式分配の場合のみな

し配当)の規定により剰余金の配当若しくは利

第十二項(第一号、第四号及び第十一号に係 「特定累積投資勘定」と、「第九項」とある 31

のとして、第二十六項の規定を適用する。 等については、それぞれその銘柄が異なるも 非課税管理勘定に係る上場株式等とがある場 合には、これらの対象非課税口座内上場株式 式等と当該対象非課税口座に設けられた特定 特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株 株式等のうちに対象非課税口座に設けられた 30

一 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住 の対象非課税口座内上場株式等については、税口座内上場株式等とがあるときは、これら それぞれその銘柄が異なるものとして、 税口座以外の対象非課税口座に係る対象非課 対象非課税口座内上場株式等と当該対象非課 内上場株式等のうちに対象非課税口座に係る 非居住者の有する同一銘柄の対象非課税口座 おいて、当該居住者又は恒久的施設を有する 者が二以上の対象非課税口座を有する場合に 十六項の規定を適用する。

第二十六項の規定を適用する。渡所得の基因となる上場株式等とみなして、 には、当該対象非課税口座内上場株式等を譲 は雑所得の基因となる上場株式等である場合 対象非課税口座内上場株式等が事業所得又

29 るのは「特定累積投資勘定」と、第十三項中 と、「非課税管理勘定又は累積投資勘定」とあ と、同項第十一号中「のものを除く」とあるの 管理勘定」とあるのは「特定累積投資勘定」 で特定累積投資勘定に受け入れなかつたものがる事由により取得した特定累積投資上場株式等 第五項第六号ロに規定する政令で定める特定累 る部分に限る。) の規定は法第三十七条の十四 は のみに係る同一銘柄のものを除く。)に限る」 は「のもの(当該二以上の特定非課税管理勘定 合において、同項第一号及び第四号中「非課税 ある場合について、それぞれ準用する。この場 第十二項第一号、第四号又は第十一号に規定す 積投資上場株式等について、第十三項の規定は 「非課税管理勘定又は累積投資勘定」とあるの

合には、次に定めるところによる。

者の有する同一銘柄の対象非課税口座内上場

当該居住者又は恒久的施設を有する非居住

場株式等の購入の代価の額の総額を計算する場

第二十六項の規定により対象非課税口座内上

と読み替えるものとする。

の取得に要した費用がある場合には、当該費用 第七項各号中「取得価額(当該取得をする株式 費用の額を加算した金額)」とあり、及び同条 株式の取得に要した費用がある場合には、当該六項中「取得価額(当該株式移転完全親法人の 該費用の額を加算した金額)」とあり、同条第 の株式の取得に要した費用がある場合には、当 額(当該株式交換完全親法人の株式又は親法人 あり、同令第百六十七条の七第四項中「取得価 位に対応する部分の金額を加算した金額)」と には、当該費用の額のうち旧新株予約権等一単 権等の取得のために要した費用の額がある場合 十六条中「取得価額(その合併法人等新株予約した金額)」とあるのは「金額」と、同令第百 全子法人株式一株に対応する部分の金額を加算 たものとみなされる金額及び費用の額のうち完 した費用の額がある場合には、当該交付を受け 金額又はその完全子法人株式の取得のために要 益の配当として交付を受けたものとみなされる

額を加算した金額)」とあるのは「取得価額」

のは「第二十五項第一号」と読み替えるものと

る金融商品取引業者等の営業所を経由して行わ り取得する上場株式等で、金銭の払込み(当該 住者が次に掲げる行使又は取得事由の発生によ る政令で定める上場株式等は、非課税口座を開 れるものに限る。)により取得するもの(当該 金銭の払込みが当該非課税口座が開設されてい 設している居住者又は恒久的施設を有する非居 みのみをするものに限る。)とする。 上場株式等の取得の対価として当該金銭の払込 法第三十七条の十四第五項第六号ハに規定す

与えられた新株予約権の行使 課税口座内上場株式等」という。)について 内上場株式等(以下この項において「特定非 定又は特定非課税管理勘定に係る非課税口座当該非課税口座に設けられた非課税管理勘

二 特定非課税口座内上場株式等である新株予 約権付社債に付された新株予約権の行使

られた所得税法第五十七条の四第三項第五号 等」という。)として与えられた場合(当該 規定する株主等(以下この号において「株主 る権利(所得税法第二条第一項第八号の二に られた株式(出資を含む。)の割当てを受け に定める取得事由の発生又は行使 に規定する取得条項付新株予約権に係る同号 認められる場合を除く。)に限る。)の行使 の他の株主等に損害を及ぼすおそれがあると 特定非課税口座内上場株式等を発行した法人 特定非課税口座内上場株式等について与え 特定非課税口座内上場株式等について与え

32 第十二項の規定は法第三十七条の十四第五項 二十六項第二号に定める金額に係る部分の金額 する事由により取得した上場株式等で特定非課 とする。 内上場株式等の購入の代価の額の総額のうち第 規定する政令で定める金額は、対象非課税口座法第三十七条の十四第五項第六号ハ(1)に は 税管理勘定」とあるのは「特定非課税管理勘 税管理勘定に受け入れなかつたものがある場合 第六号ニに規定する政令で定める上場株式等に て、同項第一号から第十号までの規定中「非課 について、それぞれ準用する。この場合におい ついて、第十三項の規定は第十二項各号に規定 1.特定非課税管理勘定のみ」とあるのは「特定 同項第十一号中「特定累積投資勘定又

第二号」と読み替えるものとする。 あるのは「のものに限る」と、「非課税管理勘 勘定」と、「第九項」とあるのは「第二十五 管理勘定」と、第十三項中「非課税管理勘定又 は累積投資勘定」とあるのは「特定非課税管理 定又は累積投資勘定」とあるのは「特定非課税

なるものを除く。)とする。 れている事項のうち財務省令で定める事項と異 うち財務省令で定める事項が当該帳簿に記載さ 五項において同じ。) に記載されるべき事項 の十三の三第一項及び第二十五条の十三の六第 をいう。第三十八項、次条第五項、第二十五条 項において同じ。)の送信を受けて作成された 明書等(法第三十七条の十一の三第四項に規定 規定する書類の提示又はその者の署名用電子証 り、当該非課税口座開設届出書の提出又は帰国 帰国届出書の提出を受ける金融商品取引業者等 定める者は、非課税口座開設届出書の提出又は 非課税口座開設届出書又は帰国届出書(法第三 居住者又は恒久的施設を有する非居住者(当該 ものに限る。)を備えている場合における当該 次条第一項及び第二十五条の十三の八第二十六 する署名用電子証明書等をいう。以下この条、 の事項を記載した帳簿(その者の第三十五項に する非居住者の氏名、住所及び個人番号その の営業所の長が、財務省令で定めるところによ 届出書の提出をする居住者又は恒久的施設を有 十七条の十四第二十四項に規定する帰国届出書 法第三十七条の十四第六項に規定する政令で

じ。)を告知しなければならない。 名、生年月日及び住所。第三十六項において同番号(前項の規定に該当する者にあつては、氏 書等を送信して氏名、生年月日、住所及び個人 座開設届出書の提出又は帰国届出書の提出をし る書類を提示し、又はその者の署名用電子証 業者等の営業所の長に、その者の次項に規定す 帰国届出書の提出をする際、当該金融商品取引 住者は、その非課税口座開設届出書の提出又は ようとする居住者又は恒久的施設を有する非居 金融商品取引業者等の営業所の長に非課税口

るための番号の利用等に関する法律第二条第七 の写し、行政手続における特定の個人を識別す 住者又は恒久的施設を有する非居住者の住民票 令で定める書類は、これらの規定に規定する居 において準用する場合を含む。)に規定する政 法第三十七条の十四第八項(同条第二十五項

非課税管理勘定のみ」と、「のものを除く」と

項に規定する書類又は署名用電子証明書等に記号が、当該告知の際に提示又は送信を受けた前 告知があつた氏名、生年月日、住所及び個人番 四項の規定による告知があつた場合には、当該 で定める書類のいずれかの書類とする 項に規定する個人番号カードその他の財務省令 金融商品取引業者等の営業所の長は、第三十

個人番号と同じであるかどうかを確認しなけれ載又は記録がされた氏名、生年月日、住所及び

40

に係る部分の金額

ならない。

項本文(第二十四項において準用する場合を含金融商品取引業者等の営業所の長は、第十七 当該確認をした旨を明らかにしなければならな 定めるところにより、当該確認に関する帳簿に イ又は前項の確認をした場合には、財務省令で む。)、第二十一項第二号イ、第二十五項第三号 41

ときは、この限りでない。 る非居住者の氏名、住所又は個人番号と異なる 載されている当該居住者又は恒久的施設を有す れた氏名、住所又は個人番号が、当該帳簿に記 非課税口座開設届出書又は帰国届出書に記載さ 等の送信を要しないものとする。ただし、当該 の規定による書類の提示又は署名用電子証明書 引業者等の営業所の長に対しては、第三十四項 久的施設を有する非居住者は、当該金融商品取 簿に記載されているときは、当該居住者又は恒 等の営業所が備え付ける前項の確認に関する帳 恒久的施設を有する非居住者の氏名、生年月 書又は帰国届出書に記載された当該居住者又は とする場合において、当該非課税口座開設届出 設届出書の提出又は帰国届出書の提出をしよう 融商品取引業者等の営業所の長に非課税口座開 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が金 住所及び個人番号が当該金融商品取引業者 43 42

定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け 所に開設されていた非課税口座に設けられた特 下この項において「基準日」という。)におい 令で定める金額は、同項に規定する基準日(以 入れている上場株式等の次の各号に掲げる区分 て同条第二十七項の金融商品取引業者等の営業 に応じ当該各号に定める金額とする。 法第三十七条の十四第二十七項に規定する政

等の譲渡があつたものとして第二十六項の規 に受け入れている当該特定累積投資上場株式 特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場 当該基準日に当該特定累積投資勘定

> 項第二号に定める金額のうち当該非課税口座 として第二十六項の規定により計算される同 れている当該上場株式等の譲渡があつたもの該基準日に当該特定非課税管理勘定に受け入 のうち当該非課税口座に係る部分の金額 定により計算される同項第一号に定める金額 特定非課税管理勘定に係る上場株式等 当

> > 议

る提供事項を提供しようとする税務署長その他 その名称、所在地及び法人番号、同項に規定す らない。 項に規定する所轄税務署長に提出しなければな の財務省令で定める事項を記載した申請書を同 うとする金融商品取引業者等の営業所の長は、 法第三十七条の十四第三十項の承認を受けよ

申請をした者に対し、その旨を書面により通知 し、又は承認をしないこととしたときは、その があつた場合において、その申請につき承認を するものとする。 前項の所轄税務署長は、同項の申請書の提出

十三の三第二項の規定とする。 で定める規定は、次条第六項又は第二十五条の 法第三十七条の十四第三十項に規定する政令

きは、これを告示する。 定め、又は同号ロの規定により事項を定めたと 第二十三項第三号イの規定により上場株式等を を定め、同項第二号の規定により目的を定め、 同日においてその承認があつたものとみなす。 日までにその申請につき承認をし、又は承認を しないこととした旨の通知がなかつたときは、 て、その申請書の提出の日から二月を経過する 内閣総理大臣は、第十五項の規定により要件 第四十項の申請書の提出があつた場合におい

(非課税口座異動届出書等)

第二十五条の十三の二 非課税口座を開設してい る居住者又は恒久的施設を有する非居住者がそ の氏名、住所又は個人番号の変更をした場合に おいて、当該非課税口座異動届出書の提出に当 載すべき事項の提供を含む。以下この項におい 磁的方法による当該非課税口座異動届出書に記 該非課税口座異動届出書の提出に代えて行う電 設されている金融商品取引業者等の営業所の長 て同じ。)をしなければならない。この場合に 「非課税口座異動届出書」という。)の提出(当 した届出書(以下この項及び第六項において は、その者は、遅滞なく、当該非課税口座が開 に、その旨その他財務省令で定める事項を記載

> 動届出書に当該確認をした旨及び当該本人確認 確認等書類又は署名用電子証明書等に記載又はる変更後の氏名、住所又は個人番号が当該本人 明書等を送信しなければならないものとし、当いう。)を提示し、又はその者の署名用電子証 等書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を あることの確認をし、かつ、当該非課税口座異 記録がされた氏名、住所又は個人番号と同一で おいて同じ。)に記載され、又は記録されてい 項を記録した電磁的記録を含む。以下この項に れた当該非課税口座異動届出書に記載すべき事 課税口座異動届出書(電磁的方法により提供さ 該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該非 類。以下この項において「本人確認等書類」と たつては、当該金融商品取引業者等の営業所の 受けた旨を記載し、又は記録しなければならな する住民票の写しその他の財務省令で定める書 長にその者の前条第三十五項に規定する書類 しくは住所及び変更後の氏名若しくは住所を証つては、当該書類又はその者の変更前の氏名若 (その者の氏名又は住所の変更をした場合にあ

2 管理勘定又は累積投資勘定に既に上場株式等の当該非課税口座に設けられたその年分の非課税 非課税口座異動届出書に記載すべき事項の提供 出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該書」という。)の提出(当該非課税口座異動届 旨その他財務省令で定める事項を記載した届出いる金融商品取引業者等の営業所の長に、その ることができない。 的記録を含む。同項において同じ。)を受理す 座異動届出書に記載すべき事項を記録した電磁 者等の営業所の長は、当該非課税口座異動届出 受入れをしているときは、当該金融商品取引業 該非課税口座異動届出書の提出をする日以前に をしなければならない。この場合において、当 を含む。以下この項及び次項において同じ。) 書(以下この項において「非課税口座異動届出 の年に設けられた勘定を変更しようとする場合 施設を有する非居住者が、当該非課税口座にそ 書(電磁的方法により提供された当該非課税口 には、その者は、当該非課税口座が開設されて 非課税口座を開設している居住者又は恒久的

3 年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定は、 書に係る非課税口座に既に設けられているその 出があつた場合には、当該非課税口座異動届出 該提出があつた時に廃止されるものとする。 前項の規定による非課税口座異動届出書の提

4 提出(当該非課税口座移管依頼書の提出に代え その旨、その者の氏名、生年月日及び住所その 業所」という。)に移管すべきことを依頼し、 う。) の長に対して当該非課税口座に関する事 施設を有する非居住者が、当該非課税口座が開 おいて「非課税口座移管依頼書」という。)の 第六項まで及び第二十五条の十三の六第五項に 他財務省令で定める事項を記載した書類(以下 業所を経由して、当該移管先の営業所の長に、 第四項までの規定の適用を受けようとするとき おいて同条及び法第三十七条の十四第一項から 定する非課税口座内上場株式等の配当等に係る かつ、その移管がされることとなつた場合にお 所(以下この項及び次項において「移管先の営 下第六項までにおいて「移管前の営業所」とい 設されている金融商品取引業者等の営業所 て行う電磁的方法による当該非課税口座移管依 者は、当該移管を依頼する際、当該移管前の営 は、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住 よる所得につき引き続き当該移管先の営業所に 配当所得及び非課税口座内上場株式等の譲渡に 務の全部を当該金融商品取引業者等の他の営業 いて、当該非課税口座に係る法第九条の八に規 非課税口座を開設している居住者又は恒久的

がしたものとみなす。 確認その他の手続は、当該移管先の営業所の長 五項において準用する同条第八項の規定による 開設届出書又は帰国届出書に記載すべき事項を 先の営業所に受理された場合には、前項に規定 供された当該非課税口座移管依頼書に記載すべ ければならない。 て同じ。)の受理、法第三十七条の十四第二十 記録した電磁的記録を含む。次条第一項にお がした非課税口座開設届出書又は帰国届出 項から第三十三項までの規定の適用について き事項を記録した電磁的記録を含む。)が移管 は、当該非課税口座に係る移管前の営業所の長 する移管があつた日以後における当該移管があ つた非課税口座に係る法第三十七条の十四第一 (電磁的方法により提供された当該非課税口座 非課税口座移管依頼書(電磁的方法により 書

頼書に記載すべき事項の提供を含む。)をしな

6 所の長又は非課税口座移管依頼書の第四項に規 定する提出の際に経由した同項に規定する移管 提出を受けた同項の金融商品取引業者等の営業 変更に係るものに限る。)の第一項に規定する 非課税口座異動届出書(氏名又は個人番号の

長に提供しなければならない。 署長又は移管前の営業所の所在地の所轄税務署 融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務 る特定電子情報処理組織を使用する方法をい する方法(法第三十七条の十四第六項に規定す で定める事項を、特定電子情報処理組織を使用 移管依頼書に記載された事項その他の財務省令 に、当該非課税口座異動届出書又は非課税口座 前の営業所の長は、その提出を受けた後速やか 次条第二項において同じ。)により当該金

税口座に関する事務の全部の移管については、項の勘定の変更若しくは第四項に規定する非課 前各項の規定は、適用しない。 個人番号の変更又は当該非課税口座に係る第二 者に係る帰国届出書の提出があつた日までの間 二十二項の規定による継続適用届出書の提出を 施設を有する非居住者が法第三十七条の十四第 した場合には、その者が出国をした日からその 非課税口座を開設している居住者又は恒久的 その者に係る第一項の氏名、住所若しくは

者等において事業譲渡等があつた場合) (非課税口座が開設されている金融商品取引業

第二十五条の十三の三 事業の譲渡若しくは合併 変更により、居住者又は恒久的施設を有する非の新設若しくは廃止若しくは業務を行う区域の 商品取引業者等の営業所をいう。)の長がした に当該非課税口座に関する事務を移管した金融 座に係る移管前の営業所(当該移管先の営業所 項までの規定の適用については、当該非課税口 れた日以後における当該移管された非課税口座 という。) に移管された場合には、当該移管さ 業所(以下この条において「移管先の営業所」 営業所又は同一の金融商品取引業者等の他の営 及び負債の移転を受けた金融商品取引業者等の 融商品取引業者等若しくはその分割により資産 商品取引業者等若しくはその合併後存続する金 引業者等若しくはその合併により設立した金融の全部が、その事業の譲渡を受けた金融商品取 居住者が開設している非課税口座に関する事務 若しくは分割又は金融商品取引業者等の営業所 に係る法第三十七条の十四第一項から第三十三 3 2

2 つた後速やかに、その旨その他財務省令で定め 前項の移管先の営業所の長は、その移管があ

営業所の長がしたものとみなす。

規定による確認その他の手続は、当該移管先の 同条第二十五項において準用する同条第八項の 非課税口座開設届出書又は帰国届出書の受理、

> 務署長に提供しなければならない る事項を、特定電子情報処理組織を使用する方 法により当該移管先の営業所の所在地の所轄税

> > 4

## 第二十五条の十三の四 削除

(非課税口座開設者死亡届出書)

第二十五条の十三の五 非課税口座を開設してい む。)をしなければならない。設者死亡届出書に記載すべき事項の提供を含 ときは、財務省令で定める者)は、当該居住者 とを知つた日以後遅滞なく、当該非課税口座が 代えて行う電磁的方法による当該非課税口座開 出(当該非課税口座開設者死亡届出書の提出に 載した届出書(以下この条及び次条において 長に、その旨その他財務省令で定める事項を記 開設されている金融商品取引業者等の営業所の 又は恒久的施設を有する非居住者が死亡したこ 亡したときは、その者の相続人(相続人がない る居住者又は恒久的施設を有する非居住者が死 「非課税口座開設者死亡届出書」という。)の提

口座に関する帳簿書類の整理保存) (金融商品取引業者等の営業所における非課税

第二十五条の十三の六 金融商品取引業者等の営 外の払出しを含む。)に関する事項を明らかに 課税口座内上場株式等の振替口座簿への記載若 場株式等につき帳簿を備え、各人別に、その非 業所の長は、非課税口座開設届出書の提出をし により保存しなければならない。 し、かつ、当該帳簿を財務省令で定めるところ しくは記録又は保管、受入れ及び譲渡(譲渡以 て開設された非課税口座に係る非課税口座内上

人別に、その事績を明らかにし、かつ、当該帳及びその通知をした事項につき帳簿を備え、各 段の規定又は第二十五条の十三第九項、第二十 ればならない。 簿を財務省令で定めるところにより保存しなけ 第二号の規定による通知をしたときは、その旨 十七条の十四第七項後段若しくは第二十九項後 一項第一号若しくは第二十五項第一号若しくは 金融商品取引業者等の営業所の長は、法第三

け 項後段の金融商品取引業者等の営業所の長及び 融商品取引業者等の営業所の長、同条第二十七 引業者等の営業所の長、同条第二十項後段の金 帳簿を財務省令で定めるところにより保存しな 者等の営業所の長は、これらの規定に規定する 第二十五条の十三第三十七項の金融商品取引業 法第三十七条の十四第六項後段の金融商品取 ればならない

> 明らかにし、かつ、当該帳簿を財務省令で定め 項につき、帳簿を備え、各人別に、その事績を 提供したときは、その旨及びその提供をした事 事項をこれらの規定に規定する所轄税務署長に 一十五条の十三の二第六項若しくは第二十五条 十三の三第二項に規定する財務省令で定める -七条の十四第十五項若しくは第十八項又は第

5 るところにより、これらの届出書、通知書、 るところにより、これらの届出書、通知書、書める書類を受理した場合には、財務省令で定め 課税口座開設者死亡届出書その他財務省令で定税口座異動届出書、非課税口座移管依頼書、非 類及び依頼書を保存しなければならない。 の二第一項前段又は第二項前段に規定する非課 て同じ。) に規定する書類、第二十五条の十三 四項において準用する場合を含む。次項におい 第二十五条の十三第十七項第二号(同条第二十 第二十二項各号に定める届出書、帰国届出書、 廃止通知書、法第三十七条の十四第十三項に規 口座開設届出書、勘定廃止通知書、非課税口座 十六項に規定する非課税口座廃止届出書、同条 定する金融商品取引業者等変更届出書、同条第 金融商品取引業者等の営業所の長は、非課税

6 知書、依頼書又は書類に記載すべき事項を記録磁的方法により提供されたこれらの届出書、通を除く。以下この項において同じ。)には、電二十五条の十三第十七項第二号に規定する書類 した電磁的記録を含むものとする。 前項の届出書、通知書、依頼書及び書類(第

第二十五条の十三の七 法第三十七条の十四第三 三項に規定する金銭等及び同条第四項に規定す る償還金等を含む。以下この項において同じ。) 他の事項を記載すべきものとされる上場株式等 四項並びに第二百二十五条第一項並びに法第三 税法第二百二十四条の三第一項、第三項及び第 する交付の取扱者をいう。) については、所得 取扱者(法第三十八条第三項及び第五項に規定 する者を除く。)、支払をする者及びその交付の の支払(所得税法第二百二十四条の三第三項及 の譲渡の対価(所得税法第二百二十四条の三第 口座年間取引報告書」という。)にその額その 十四項の報告書(以下この条において「非課税 おいて同じ。)を受ける者(所得税法第二百二 び第四項に規定する交付を含む。以下この項に -八条第二項に規定する支払を受ける者に該当

金融商品取引業者等の営業所の長は、法第三 2

るところにより保存しなければならない。 3 所得等の非課税)

(非課税口座年間取引報告書)

の譲渡の対価に係る部分の規定は、適用しな 十八条第三項及び第五項のうち当該上場株式等

の二第二十五項のうち当該上場株式等の配当等 四条第九項、第四条の五第十項及び第四条の六 得税法第二百二十四条及び第二百二十五条並び びその支払の取扱者 (法第八条の三第三項、第する支払を受ける者を除く。)、支払をする者及 事項を記載すべきものとされる法第八条の四第 に係る部分の規定は、適用しない。 九条の二第二項及び第九条の三の二第一項に規 ける者(所得税法第二百二十八条第一項に規定 に法第八条の四第四項から第七項まで並びに第 定する支払の取扱者をいう。)については、所 一項に規定する上場株式等の配当等の支払を受 非課税口座年間取引報告書にその額その他

令で定める。 非課税口座年間取引報告書の様式は、財務省

第三十七条の十四第三十七項の規定により物件 を留め置く場合について準用する。 (未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡 国税通則法施行令第三十条の三の規定は、 法

第二十五条の十三の八 この条において、次の各 号に掲げる用語の意義は、 ころによる。 当該各号に定めると

又は株式等 それぞれ法第三十七条の十四第 一項に規定する金融商品取引業者等、 金融商品取引業者等、営業所、振替口座簿 営業

の十四の二第一項に規定する未成年者口座内 未成年者口座内上場株式等 法第三十七条 振替口座簿又は株式等をいう。

三 払出し時の金額又は基準年 それぞれ法第 時の金額又は基準年をいう。 三十七条の十四の二第四項に規定する払出し 上場株式等をいう。

課税管理勘定、継続管理勘定、課税未成年者 れ法第三十七条の十四の二第五項に規定する 確認書又は未成年者口座廃止通知書 それぞ 者口座、課税管理勘定、未成年者非課税適用 非課税管理勘定、継続管理勘定、課税未成年 認書又は未成年者口座廃止通知書をいう。 口座、課税管理勘定、未成年者非課税適用 未成年者口座、未成年者口座開設届出書、 未成年者口座、 未成年者口座開設届出書、 非

の非課税管理勘定に移管することを依頼する 者口座内上場株式等を当該口座に係る他の年分 の長に対し、当該非課税管理勘定に係る未成年 が開設されている金融商品取引業者等の営業所 又は恒久的施設を有する非居住者が、当該口座 定を設けた同号イの口座を開設している居住者 より移管がされる上場株式等は、非課税管理勘 (1)(ii)に規定する政令で定めるところに

銘柄及び数又は価額内上場株式等の種類、

管する未成年者口座 とを依頼する旨、移 理勘定に移管するこ

|定める事項を記載 その他の財務省令で

他の保管口座への未成年者口座内上場株

める事項を記載した書類の提出

銘柄及び数又は価額その他の財務省令で定 移管する未成年者口座内上場株式等の種

Ŧi. 二第六項に規定する契約不履行等事由をい 契約不履行等事由 法第三十七条の十四の

出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記

(当該

年の前年十月一日からその口座開設年において 年者口座廃止通知書を添付して、その口座開設 届出書に、未成年者非課税適用確認書又は未成 の項において「口座開設年」という。)の一月 住者(その口座を開設しようとする年(以下こ ようとする居住者又は恒久的施設を有する非居 十七条の十四の二第五項第一号の口座を開設し に出生した者に限る。) は、未成年者口座開設 一日において十八歳未満である者又はその年中 金融商品取引業者等の営業所において法第三

長に提出(同項第一号に規定する提出をいう。 設しようとする金融商品取引業者等の営業所の いずれか早い日)までに、これをその口座を開 け入れる日又はその口座開設年の九月三十日の 者口座廃止通知書を添付する場合には、当該受 株式等を当該口座に受け入れる日(当該未成年 とする同条第五項第二号ロ(1)に掲げる上場 第一項から第四項までの規定の適用を受けよう 最初に法第九条の九及び第三十七条の十四の二 十四の二第五項 法第三十七条の 4

して移管が

て同

2

項第二号口(2)並びにハ(1)及び(2)に 載すべき事項の提供を含む。)をして移管がさ れる上場株式等とする。 前項の規定は、法第三十七条の十四の二第五

5

べき事項の提供を含 る当該書類に記載す 行う電磁的方法によ 書類の提出に代えて た書類の提出

る上場株式等について準用する。この場合にお 規定する政令で定めるところにより移管がされ のとする。 れぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも に応じ、前項中同表の中欄に掲げる字句は、そ いて、次の表の上欄に掲げる上場株式等の区分

れる上場株式等により移管がさ ||十四の二第五項者又は恒久的施設を(2) に規||法第三十七条のを開設している居住に 同 号 ハ で定めるところ |で定めるところでいる金融商品取引する日に規定する政令当該口座が開設され|年を経 ||第二号ハ(2)|有する非居住者が、|定する に規定する政令 ||第二号ハ(1) 法第三十七条の他の年分の非課税管継 第二号口(2) 十四の二第五項理勘定 で定めるところ に規定する政令 れる上場株式等 により移管がさ 翌日に 継続 けられ 勘定 日 経 れ る に る 続 に 管 設 0) 過 五. 規 管 け す 管 캪 定 年 移 理 非 の過 Ŧi. る 設 理 日

属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等 口座において当該未成年者口座を廃止した日の 口座廃止通知書の交付の基因となつた未成年者 ばならない。この場合において、当該未成年者 第二十六項第二号において同じ。)をしなけれ

(法第三十七条の十四第一項第一号に規定する

上場株式等をいう。第十四項、第十五項及び第

る未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の当該 場合において、第一号の特定口座に移管がされ 定めるところにより行われるものとする。この 等は、その全てを当該未成年者口座から当該特 非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式 定口座に移管しなければならないものとする。 「五年経過日」という。)の翌日において、次に (1) に規定する五年経過日(次項において (1) に規定する上場株式等の移管は、同号ホ 1)(ⅰ)の非課税管理勘定に係る同号ホ ら当該特定口座に移管されるものとする。 者口座内上場株式等は、当該未成年者口座 場合には、当該非課税管理勘定に係る未成年 第三項第一号に規定する特定口座をいう。以 構成する特定口座(法第三十七条の十一の三 下この条において同じ。)が開設されている 口座と同時に設けられた課税未成年者口座を 当該非課税管理勘定が設けられた未成年者 |第三十七条の十四の二第五 む。)をして 第二号

課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式商品取引業者等の営業所の長に対し、当該非 る居住者又は恒久的施設を有する非居住者 等移管依頼書に記載すべき事項を記録した電 の他の保管口座への未成年者口座内上場株式 年者口座内上場株式等移管依頼書の提出に代 上場株式等移管依頼書」という。)の提出口座以外の他の保管口座への未成年者口座内 を記載した書類(以下この号において「特定び数又は価額その他の財務省令で定める事項 が、当該未成年者口座が開設されている金融 えて行う電磁的方法による当該特定口座以外 る未成年者口座内上場株式等の種類、銘柄及 頼する旨、移管する当該非課税管理勘定に係 の保管口座」という。) に移管することを依 第四項第一号に規定する他の保管口座(以下 する特定口座以外の法第三十七条の十四の二 等を同号に規定する課税未成年者口座を構成 磁的記録の提供を含む。)をした場合には (当該特定口座以外の他の保管口座への未成 この項及び次項において「特定口座以外の他 前号に規定する未成年者口座を開設してい

動定に

設届出書を受理することができない。 者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開 融商品取引業者等の営業所の長は、当該未成年 日の属する年の九月三十日までの間は、当該金 受け入れているときは、当該廃止した日から同 十七項を除き、以下この条において同じ。)を

法第三十七条の十四の二第五項第二号ロ

口座が開設されていない場合における当該非する。当該課税未成年者口座を構成する特定 座から当該課税未成年者口座を構成する特定成年者口座内上場株式等は、当該未成年者口 等についても、同様とする。 口座内上場株式等移管依頼書に記載すべき事 該特定口座以外の他の保管口座への未成年者 等移管依頼書(電磁的方法により提供した当 前号の規定にかかわらず、当該特定口座以外 課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式 口座以外の他の保管口座に移管されるものと は記録がされた当該非課税管理勘定に係る未 項を記録した電磁的記録を含む。)に記載又 他の保管口座への未成年者口座内上場株式

該未成年者口座から当該特定口座に移管しなける未成年者口座内上場株式等は、その全てを当 場株式等と同一銘柄の当該非課税管理勘定に係 号の特定口座に移管がされる未成年者口座内上 行われるものとする。この場合において、 過日の翌日において、次に定めるところにより ればならないものとする。 (1) に規定する上場株式等の移管は、五年 (1)(ii)の非課税管理勘定に係る同号 法第三十七条の十四の二第五項第二号 第一 ホ

れるものとする。 理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、 口座を開設している場合には、当該非課税管 住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定 営業所に当該未成年者口座を開設している居 口座が開設されている金融商品取引業者等の 当該非課税管理勘定が設けられた未成年者 一該未成年者口座から当該特定口座に移管さ

一 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住 した書類(以下この号及び次号において「特は価額その他の財務省令で定める事項を記載 年者口座内上場株式等の種類、銘柄及び数又 の他の保管口座に移管することを依頼する る未成年者口座内上場株式等を特定口座以外 営業所の長に対し、当該非課税管理勘定に係 者が、前号に規定する金融商品取引業者等の えて行う電磁的方法による当該特定口座以外 年者口座内上場株式等移管依頼書の提出に代 内上場株式等移管依頼書」という。)の提出 定口座以外の他の保管口座への未成年者口座 (当該特定口座以外の他の保管口座への未成 移管する当該非課税管理勘定に係る未成

該特定口座以外の他の保管口座への未成年者座内上場株式等は、当該未成年者口座から当 された当該非課税管理勘定に係る未成年者口及び次号において同じ。)に記載又は記録が されるものとする。 がされた特定口座以外の他の保管口座に移管 口座内上場株式等移管依頼書に記載又は記録 項を記録した電磁的記録を含む。以下この号 口座内上場株式等移管依頼書に記載すべき事 該特定口座以外の他の保管口座への未成年者 等移管依頼書(電磁的方法により提供した当 の他の保管口座への未成年者口座内上場株式 前号の規定にかかわらず、当該特定口座以外 磁的記録の提供を含む。)をした場合には、

開設されている特定口座以外の他の保管口座 業所に当該居住者又は恒久的施設を有する非 口座から当該金融商品取引業者等の営業所に 未成年者口座内上場株式等は、当該未成年者 録がされていない当該非課税管理勘定に係る 者口座内上場株式等移管依頼書に記載又は記 は、特定口座以外の他の保管口座への未成年 居住者が特定口座を開設していない場合に に移管されるものとする。 第一号に規定する金融商品取引業者等の営

号ホ(1)(ii)」とあるのは「第三十七条のて、前項中「第三十七条の十四の二第五項第二 又は恒久的施設を有する非居住者がその年一月 係る」と、「五年経過日」とあるのは「居住者 係る同号ホ(1)に規定する」とあるのは「に 理勘定」とあるのは「継続管理勘定」と、「に 十四の二第五項第二号ホ (2)」と、「非課税管 式等の移管について準用する。この場合におい 項第二号ホ (2) の継続管理勘定に係る上場株 日において十八歳である年の前年十二月三十 日」と読み替えるものとする。 前項の規定は、法第三十七条の十四の二第五

又は恒久的施設を有する非居住者の納税地の所ころにより未成年者口座を開設している居住者 引業者等の営業所の長に当該事由が生じた日か を当該未成年者口座を開設している金融商品取 付を受けた当該確認をした旨の記載がある書面 轄税務署長の確認を受け、当該税務署長から交 該事由が生じたことにつき財務省令で定めると めるやむを得ない事由は、次に掲げる事由(当 (1) に規定する災害、疾病その他の政令で定 法第三十七条の十四の二第五項第二号へ 9

ら一年を経過する日までに提出した場合におけ る当該事由に限る。) とする。

等移管依頼書に記載すべき事項を記録した電

流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる その者又はその者と生計を一にする親族が所 者がその居住の用に供している家屋であつて 損害を受けたこと。 有しているものについて、災害により全壊、 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住

出生した者にあつてはその年十二月三十一日 その年の前年十二月三十一日 (その年中に の金額の合計額が二百万円を超えたこと。 生計を一にする親族のためにその年中に支払 者」という。)が、当該扶養者又はその者と 親族とする者(以下この項において「扶養 税法第二条第一項第三十四号に規定する扶養 つた同法第七十三条第一項に規定する医療費 住者又は恒久的施設を有する非居住者を所得 てはその死亡の日とする。)において当該居 とし、同年の中途において死亡した者にあつ

る場合に限る。)。 り親に該当し、又は該当することが見込まれ 限る。)又は同項第三十一号に規定するひと 死亡の日)においてその扶養者が所得税法第 の属する年の十二月三十一日(その扶養者が こととなつたこと(これらの事由が生じた日 法施行令第十一条各号に掲げる者に該当する 婚したこと又は当該扶養者の配偶者が所得税 者の扶養者が、配偶者と死別し、若しくは離 三十四号に規定する扶養親族を有するものに 二条第一項第三十号に規定する寡婦(同項第 同年の中途において死亡した場合には、その 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住

該当することとなつたこと。 条第一項第二十九号に規定する特別障害者に 居住者又はその者の扶養者が、所得税法第二 当該居住者若しくは恒久的施設を有する非

11

兀

五. 三条第三項に規定する特定理由離職者に該当 者の扶養者が、雇用保険法第二十三条第二項 れらに類する事由 によりその営む事業を廃止したことその他こ することとなつたこと又は経営の状況の悪化 に規定する特定受給資格者若しくは同法第十 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住

設を有する非居住者が開設する同号イの口座に 令で定める事由は、同号の居住者又は恒久的施 (1) に規定する災害等による返還等その他政 法第三十七条の十四の二第五項第二号へ

10 座からの払出しとする。 令で定める事由(第十四項及び第十九項におい れたことその他これに類するものとして財務省 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止さ て「上場等廃止事由」という。) による当該 係る上場株式等の金融商品取引法第二条第十六

業者等の営業所を経由して行われないものに限付が、当該口座が開設されている金融商品取引(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交 二項に規定する譲渡をいう。以下この条におい 上場株式等の譲渡(法第三十七条の十一の二第 (2) に規定する政令で定める譲渡は、 て同じ。)であつて次に掲げる譲渡以外のもの る。)とする。 法第三十七条の十四の二第五項第二号

る譲渡 まで、第六号又は第七号に規定する事由によ法第三十七条の十第三項第一号から第三号

合に係るものに限る。) による譲渡 る投資信託の終了(同号に規定する信託の併 法第三十七条の十一第四項第一号に規定す

三 法第三十七条の十二の二第二項第五号又は 第八号に掲げる譲渡

五. 定する取得条項付新株予約権が付された新株全部取得条項付種類株式又は同項第六号に規 による同号に規定する新株予約権の譲渡 する取得条項付株式、同項第三号に規定する 定する取得請求権付株式、同項第二号に規定 第二十五条の八第四項第一号に掲げる事由 所得税法第五十七条の四第三項第一号に規

産は、次に掲げるものとする。 (3) に規定する政令で定める金銭その他の資 法第三十七条の十四の二第五項第二号

支払の取扱者でないもの 品取引業者等が国内における同条に規定する 配当等で、当該口座が開設されている金融商 上場株式等に係る法第九条の八に規定する

営業所を経由して行われないもの 口座が開設されている金融商品取引業者等の 受ける金銭その他の資産で、その交付が当該 前項各号に掲げる譲渡の対価として交付を

12 定する政令で定める事項は、次に掲げるものと 法第三十七条の十四の二第五項第二号チに規

設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に 、同号の

上場株式等の払出し時の金額及び数、その

払

場株式等であつた上場株式等を取得した者)

に対し、その払出しがあつた未成年者口座内

は取得決議を除く。) による譲渡 号に定める請求権の行使、取得事由の発生又 使、取得事由の発生又は取得決議(これらの 予約権付社債であるものに係る請求権の行

設を有する非居住者(相続又は遺贈(贈与を設し、又は開設していた居住者又は恒久的施 り当該未成年者口座に係る未成年者口座内上 む。以下この号において同じ。)による払 年者口座を開設され、又は開設されていた金 勘定又は継続管理勘定が設けられている未成 口座以外の口座(法第三十七条の十四第五項 出し(振替によるものを含むものとし、 成年者口座内上場株式等の全部又は一部の 融商品取引業者等は、当該未成年者口座を開 同じ。) があつた場合には、当該非課税管理 移管に係るものに限る。以下この号において 第一号に規定する非課税口座を除く。)への しがあつた場合には、当該相続又は遺贈によ した者の死亡により効力を生ずる贈与を含 非課税管理勘定又は継続管理勘定からの 出

二 非課税管理勘定が設けられている未成年者 株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場 する日の翌日において当該未成年者口座に継れた日の属する年の一月一日から五年を経過 他参考となるべき事項を通知すること。出しに係る事由及びその事由が生じた日その 理勘定に移管すること。 営業所の長は、当該非課税管理勘定が設けら 口座が開設されている金融商品取引業者等の 続管理勘定が設けられる場合には、同日に当

及び数又は価額その他の財務省令で定める事係る未成年者口座内上場株式等の種類、銘柄 税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等取引業者等の営業所の長に対し、同号の非課 項を記録した電磁的記録を含む。) に記載又 当該金融商品取引業者等の営業所の長は、同 頼する旨、移管しない当該非課税管理勘定に を同号の継続管理勘定に移管しないことを依 成年者口座が開設されている同号の金融商品 又は恒久的施設を有する非居住者が、当該未 は記録がされた当該非課税管理勘定に係る未 法により提供された当該書類に記載すべき事 号の規定にかかわらず、当該書類(電磁的方 すべき事項の提供を含む。)をした場合には、 代えて行う電磁的方法による当該書類に記載 項を記載した書類の提出(当該書類の提出に 前号の未成年者口座を開設している居住者

成年者口座内上場株式等を当該継続管理勘

定

第十六項及び第三十一項において同じ。) 年者口座に移管することを依頼する旨その他未成年者口座内上場株式等の全てを課税未成 者等の営業所の長に、その出国をする日の前成年者口座が開設されている金融商品取引業 久的施設を有する非居住者の基準年の前年十 記載すべき事項の提供を含む。以下この項、 行う電磁的方法による当該出国移管依頼書に の提出(当該出国移管依頼書の提出に代えて この条において「出国移管依頼書」という。) 財務省令で定める事項を記載した書類(以下 日までに、その旨、当該未成年者口座に係る ないこととなる場合には、その者は、当該未 者又は恒久的施設を有する非居住者に該当し 二月三十一日までにその者が出国により居住 未成年者口座を開設している居住者又は恒 13

品取引業者等の営業所の長は、当該出国の時 出国移管依頼書の提出を受けた当該金融商 に設けられた課税未成年者口座に移管するこ 上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に、当該未成年者口座に係る未成年者口座内 14

品取引業者等の営業所の長は、当該未成年者 け入れないこと。 口座に係る非課税管理勘定に上場株式等を受 同じ。)をする時までの間は、当該未成年者 べき事項の提供を含む。以下この項において 方法による当該未成年者帰国届出書に記載す 成年者帰国届出書の提出に代えて行う電磁的 年者帰国届出書」という。)の提出(当該未 記載した届出書(以下この項において「未成 帰国をした旨その他財務省令で定める事項を 後、当該金融商品取引業者等の営業所の長に この号及び第十六項において同じ。)をした 五第二項第二号に規定する帰国をいう。以下 有する非居住者が、帰国(第二十五条の十の 口座を開設している居住者又は恒久的施設を 出国移管依頼書の提出を受けた当該金融商 15

の長に未成年者帰国届出書の提出をしなかつ 書の提出をした金融商品取引業者等の営業所 前年十二月三十一日までに当該出国移管依頼 た場合には、 |月一日においてその者が十八歳である年の出国移管依頼書の提出をした者が、その年 当該金融商品取引業者等の営業

> 同項に規定する所轄税務署長に提供するこ に規定する廃止届出事項を同項の規定により 所の長は、同日の翌日に当該未成年者口座を 廃止し、法第三十七条の十四の二第二十二項

する政令で定める関係は、

と当該他の法人の関係 がある法人が当該金融商品取引業者等以外の融商品取引業者等との間に前号に掲げる関係 有する場合における当該金融商品取引業者等 の五十を超える数又は金額の株式を直接に保 う。) の発行済株式等の総数又は総額の百分 法人(以下この号において「他の法人」とい 直接に保有する場合における当該関係 額の百分の五十を超える数又は金額の株式を て「発行済株式等」という。) の総数又は総 おいて同じ。)又は出資(以下この項におい の法人が当該金融商品取引業者等の発行済株 法第三十七条の十四の二第五項第五号の金 (議決権のあるものに限る。以下この項に

う。第十七項において同じ。)の上場等廃止事式等(同条第三項に規定する上場株式等をい る金融商品取引業者等の営業所を経由して行わ の他の資産の交付が、当該口座が開設されてい 譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭そ 上場株式等の譲渡であつて第十項各号に掲げる (2) に規定する政令で定める譲渡は、同号の 的施設を有する非居住者が開設している同号イ 他政令で定める事由は、同号の居住者又は恒久 由による当該口座からの払出しとする。 の口座に設けられた課税管理勘定に係る上場株 (1) に規定する災害等事由による返還等その 法第三十七条の十四の二第五項第六号ニ 法第三十七条の十四の二第五項第六号ニ

号(同号ロ及びへを除く。)の規定を適用する 個人が当該金融商品取引業者等と締結した課税 等の営業所の長に出国移管依頼書の提出をした 定する政令で定める事項は、金融商品取引業者 こととする。 該個人を居住者とみなして同項第五号及び第六 未成年者口座管理契約及びその履行について は、その出国の時から帰国の時までの間は、当 法第三十七条の十四の二第五項第六号トに規

17

,る政令で定める関係は、次に掲げる関係とす法第三十七条の十四の二第五項第五号に規定

人と同号の金融商品取引業者等との間に同号法第三十七条の十四の二第五項第五号の法

れないものに限る。)とする。

19

第一号、第五項第二号へ若しくは第六号ニ、第からの払出しは法第三十七条の十四の二第四項特定口座内保管上場株式等の課税未成年者口座 これらの事由が生じたことによる未成年者口座 株式等又は法第三十七条の十一の三第一項に規 を構成する特定口座に係る未成年者口座内上場 の条の規定を適用する。 又は返還に該当しないものとして、同条及びこ 六項第二号又は第八項第一号ロに規定する移管 内上場株式等の未成年者口座からの払出し及び 上場株式等以外の株式等を取得した場合には、 当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が ニに掲げる事由を除く。)が生じたことにより、 項第二号から第十号までに規定する事由が生じ 十項において準用する第二十五条の十三第十二 設している未成年者口座又は課税未成年者口座 から第十二号までに規定する事由(同号ハ及び たこと又は第二十五条の十の二第十四項第六号 定する特定口座内保管上場株式等につき、第二 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が開

20

等事由が生じた場合に法第三十七条の十四の二 者口座又は課税未成年者口座につき契約不履行 基準年の前年十二月三十一日までに当該未成年 する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の は、未成年者口座及び課税未成年者口座を開設第二十五条の十三第二項及び第三項の規定 規定による未成年者口座内上場株式等の」 あるのは「同条第六項第一号から第三号まり 項」と、「当該非課税口座内上場株式等の」 項」とあるのは「第三十七条の十四の二年 上場株式等以外」と、「第三十七条の十四年 上場株式等以外」とあるのは「未成年者口 成年者口座内上場株式等」」と、「非課税口宮 等」とあるのは「第三十七条の十四の二第 の十四第一項に規定する非課税口座内上場は なされたときについて準用する。この場合にお 年者口座内上場株式等の譲渡があつたものとみ 第六項第一号から第三号までの規定により未成 ものとする。 は「未成年者口座内上場株式等」と読み替 第三項中「非課税口座内上場株式等」とある 「に当該非課税口座内上場株式等」とあるの に規定する未成年者口座内上場株式等」と いて、第二十五条の十三第二項中「第三十一 「に当該未成年者口座内上場株式等」と、同 「非課税口座内上場株式等」」とあるのは「

する政令で定める金額は、 法第三十七条の十四の二第八項第二号に規定 次に掲げる上場株式

等の取得対価の額及びその上場株式等の取得に 要した費用の額とする。 上場等廃止事由が生じた上場株式等

所を経由して行われないものに限る。)が が開設されている金融商品取引業者等の営業 に係る金銭その他の資産の交付が、当該口座 つた上場株式等 第十項各号に掲げる譲渡(当該譲渡の対価

開設届出書」とあるのは「未成年者口座開設届の場合において、これらの規定中「非課税口座 とあるのは「未成年者口座開設者死亡届出書 出書」と、「非課税口座異動届出書」とあるの 項から第三十五項まで、第三十八項及び第四十 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄 ほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中 と、「非課税口座年間取引報告書」とあるのは 依頼書」と、「非課税口座開設者死亡届出書」 座移管依頼書」とあるのは「未成年者口座移管 は「未成年者口座異動届出書」と、「非課税口 の二 (第二項、第三項及び第七項を除く。)、第 項から第四十三項まで並びに第二十五条の十三 六項、第七項、第十二項、第十三項、第三十三 に掲げる字句に読み替えるものとする。 「未成年者口座年間取引報告書」と読み替える から前条までの規定は、法第三十七条の十四 二十五条の十三の三及び第二十五条の十三の 二の規定を適用する場合について準用する。こ 第二十五条の十三第二項から第四項まで、 0) 五.

	る 条	る   第二		か は 	. 0	ري ا ا	第	9 第 三	9 区内	内	: =   未 	_		株式条		].
第三項	の十三	十五											第二項	条の十三	二十五	1
	株式等	非課税口座内上提	第三項	第三十七条の十四	上場株式等	当該非課税口座中	等」という。)	税口座内上場株式	六において「非課	二十五条の十三の	の条、次条及び第	場株式等(以下こ	る非課税口座内上	四第一項に規定す株式等	第二十五法第三十七条の十	7.年イレ語の表
	株式等	座内上場未成年者口座内上場	二第三項	第三十七条の十四第三十七条の十四の	上場株式等	口座内当該未成年者口座内		10	床	<u></u>	<del>\$\frac{\frac}}}}}}}}{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac{\frac}}}}}}}{\</del>			株式等	- 未成年者口座内上場	7 7 7

株式等本成年者口座に本成年者口座に大成年者口座内上場	振春 (1) 表表 (1) 表示 (1)	十五第三十七条の十四第三十七条の十四         中五第三十七条の十四第三十七条の十四         第四項各号に掲げ二第四項各号に掲         第四項各号に掲げ二第四項各号に掲         本事由       る事由又は契約不る事由
第三十七条の十四第二十七条の十四年	一	二に規定する株主等 約権 若しくは当該未成年 を権利(所得税法第 について与えられた 株式の割当てを受け 株式の割当てを受け を受ける権利(所得税法第
の     の     の       の     の     の       条第     項       第四     第四       第二     第二       十二     五       非課     課課       税口     口座       が     を	: 第 第 条 第 項 第 条 第 項 第 条 第 項 第 条 第 項 第 条 第 項 第 条 第 回 の 二 三 の 二 三 の 二 三 五 回 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	等様第第でを受けるで同じ。)を受けるのが第三十八項においび第三十八項においうの項、次項及以下この項、次項及以下この項、次項及の申請書の同項に規
(の ) 第 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第二十五末課税口座に   未成年者口座に   未成年者口座が   十二第二十七条の十四   十二第一項から第二十七条の十四   十二第一項から第二十七条の十四   十二第一項から第二十十五項におい   1 まで   1 を	第一項から第四項二第一項から第四項 第三十七条の十四第三十七条の十四の 第三十七条の十四第三十七条の十四の 第三十七条の十四第三十七条の十四の 非課税口座に 未成年者口座に 株式等 株式等 株式等 は元条の九第一項

13	66										
				1	質の条第 六の二 第十十		の条第六の二第十十		J	項の条第二十五三五	項の六第
- ] ]	は第二項前段又す の二第一項前段又す の二第一項前段又す の二第一項前段又す	と含い。たれて準用に入れて準用に入ります。	出書、帰国届出年再各号に定める届主書、同条第二十二を課税口座廃止届出記	夏二見言からと 出書、同条第- 取引業者等変更 規定する金融辛	条の十四第十三頃三 五知書、法第三十七座 三非課税口座廃止通確 五勘定廃止通知書、未	- - - - -	四第十八頁又は第二第十五項若しくは二五第三十七条の十四第	七項 条の十三第三十五 子の営業所	後段の金融商品取三 同条第二十七項及 同条第二十項後段同	  第六項後段 	大第二十五条の十三第九 一号若しくは第二 十五項第一号若し くは第二十一項第
おいて進	出書、司条第二十項司条第三十項に規定する未成年者出国届出書、成年者帰国届出書、第六号に規定する未	で 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	四年者口座廃止届出書、一年者口座廃止届出書、一を含む。)、同条第二一を含む。)、同条第二四記録した電磁的記録	はなけべき事員と供された当該申請書(電磁的方法により提第十二項の申請書	二十七条の十四の二性の上げ、大阪年者非課税適用	てのり	第二十二項又は第二二第十九項若しくは		三の八第二十八項 及び第二十五条の十 及の第二十三項後段	二第十五項後段第三十七条の十四の	
一条第一系	25	24 法第三十七条の徴収した所得税を業者等は、第二十七条の	23 徴収して独 未成年者日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	22 法第三十四 を納付する を納付する	前条までは、第二項、第二項、	第第十三七五第	項 第一頁第	条 第 一		項 の六第六条の 条の十三び書 第二十五通知	依 通
項及び第三項の時第三十四号の開	ら易合こおける所で 三十七条の十四の 関する事項を明ら 関する事項を明ら	の六第一項の規定に第二十項において別得税を納付する同十四の二第	き斤)斤E也、口座が開設され附付すべき所得というできの十四の公計算書を添付	四条第一項に規る場合には、その中四の規定は、同項の規定では、その十四の	に規定する用語について準ニの三及び第二十五条の十二第三項及び第七項を除く。項まで並びに第二十五条の項まで並びに第二十五条の	十五項まで、第三十八項及び第四項、第十二項、第十三項、第十三項、第三項から第四項まで、条の十三第二項から第四項まで、	東の規定は、前頁第三十七項 第三十七条の十四	第三十四項 第三十七条の十四 又は 本語の十四 の本語 の本語 の本語 の本語	じ。)というにおいて同書類を除く。以下	第二号こ現定する八条の十三第十七項二び書類(第二十五二通知書、依頼書及4	頼書 書類及び
規定の適用についまで並びに第百円を利法第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第	→ 説 は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	なの規定により備え付ける帳 なにおいて準用する第二十五 紹付する同項の金融商品取引 四の二第八項の規定により 四の第次の 四の第次の 四の第次の 四の第次の 	発達の15巻斤の所E也による。 徴収して納付すべき所得税の納税地は、同項の 徴収して納付すべき所得税の納税地は、同項の は第三十七条の十四の二第八項の規定により で定める計算書を添付しなければならない。	定する納付書に財務省の納付の際、国税通則により徴収した所得税によりでした所得税がある。	前条までに規定する用語について準用する。五条の十三の三及び第二十五条の十三の五から(第二項、第三項及び第七項を除く。)、第二十第四十三項まで並びに第二十五条の十三の二	第三十八項及び第四十項から 「東、第十三項、第三十三項から第四項まで、第六項、	型第三十七条の十四の 四第三十七条の十四の	四第三十七条の十四の二第二十七条の十四の		の場合を表現しています。	5確認書、書面、依頼書 第一項前段 第一項前段 第一項前段
		三				=					め五二るは

所得税法第二条第一項第三十号から第三十 一山林所得金額並びに租税特別措置法第三十 任条の十一第一項(上場株式等に係る譲渡所得等の金額でに租税特別措置法第三十 任条の十一第一項(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法第三十七条の十 にる譲渡所得等の金額(同法第三十七条の十 にの二第十項(未成年者口座内の少額上場株工等に係る譲渡所得等の金額(同法第三十七条の十 四の二第十項(未成年者口座内の少額上場株工等に係る譲渡所得等の金額入に限る。)の規定の適用を受ける場合には、同条第六項(第一号から第三号までに係る部分に限定する未成年者 基づいて計算された同項に規定する未成年者 基づいて計算された同項に規定する未成年者 上を領)」とする。

額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)の七条の十四の二第十項(未成年者口座内の少 座内上場株式等の譲渡による事業所得の金 づいて計算された同項に規定する未成年者口 第三号までに係る部分に限る。) の規定に基 とあるのは「合計額(租税特別措置法第三十 とあるのは 等に係る課税譲渡所得等の金額」と、「同項」 三十七条の十一第一項(上場株式等に係る譲 るのは「課税総所得金額、租税特別措置法第 額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額を除 規定の適用を受ける同条第六項(第一号から 渡所得等の課税の特例)に規定する上場株式 く。」とする。 については、同項中「課税総所得金額」とあ 所得税法第百二十一条第一項の規定の適用 「前条第一項」と、「合計額(」 27

税総所得金額」とあるのは「課税総所得金税総所得金額の工第十項(未成年者口座内の少額上場株式の二第十項(未成年者口座内の少額上場株式の上級の工第十項(未成年者口座内の少額上場株式を受ける同条第六項(第一号から第三号までを受ける同条第六項(第一号から第三号までに係る部分に限る。)の規定に基づいて計算であれた同項に規定する未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額を除く。)」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額という。」といる。

いに定 の金額」と、「同項」とあるのは「前条第一 第二十 に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等及び第 (上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例) ・用す 額、租税特別措置法第三十七条の十一第一項

未成年者コ 至期设面出書の是出があった場 月日、住所及び個人番号 月日、住所及び個人番号 月日、住所及び個人番号 月日、住所及び個人番号 大種認等書類」という。)又は署名用電子 「本人確認等書類」という。)又は署名用電子 「本人確認等書類」という。)又は署名用電子 「本人確認等書類」という。)又は署名用電子 一本人確認等書類」という。)又は署名用電子 一本人確認等書類」という。)又は署名用電子 一本人確認等書類」という。)又は署名用電子 一本人確認等書類」という。) 一本人の一の二第十二項の申請書 とびきるという。)

一 未成年者口座開設届出書の提出があつた場合 当該告知の際に提示又は送信を受けた本人確認等書類又は署名用電子証明書等に記載個人番号並びに当該未成年者口座開設届出書に添付された未成年者財政任者日座開設届出書の提出があつた場

前項の場合において、同項第二号の未成年者 前項の場合において、同項第二号の未成年者 非課税適用確認書の交付を受けた居住者又は恒久的施設を有する非居住 者の氏名が変更されているときは、同項のうち当該未成年者非課税適用確認書に記載された氏名に係る部分の規定は、適用しない。これた氏名に係る部分の規定は、適用しない。これた氏名に係る部分の規定は、適用しない。これた氏名に係る部分の規定は、適用しない。これた氏名に係る部分の規定は、適用しない。これた氏名に後る部分の規定は、適用しない。これを受けた当該変更前の氏名と当該未成年者非課税適用確認書に記載された氏名の記載がある本人確認等書類により、当該氏名の記載がある本人確認等書類により、当該任名の記載がある本人確認等書類により、当該任名の記載がある本人確認等書類により、当該任名の記載がある本人確認等書類により、当該任名の記載されて、同項第二号の未成年者が同じであるかどうかを確認しなければならない。

29 理組織をいう。)を使用する方法により当該金計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処 融商品取引業者等の営業所の長に提供するもの 商品取引業者等の営業所の長の使用に係る電子 他の財務省令で定める事項を、電子情報処理組 際、その交付をする当該書類又は書面の別その 当該各号に定める書類又は書面の交付をする を経由して同項各号に掲げる場合の区分に応じ 署長は、当該金融商品取引業者等の営業所の長 請事項の提供を受けた同条第十六項の所轄税務 取引業者等の営業所の長から同項に規定する申 法第三十七条の十四の二第十五項の金融商品 (国税庁の使用に係る電子計算機と当該金融

書に記載すべき事項の提供を含む。)をしなけて行う電磁的方法による当該未成年者出国届出 ればならない の提出(当該未成年者出国届出書の提出に代え の項において「未成年者出国届出書」という。) 務省令で定める事項を記載した届出書(以下こ の出国をする日の前日までに、その旨その他財 ている金融商品取引業者等の営業所の長に、そ を有する非居住者に該当しないこととなる場合 後にその者が出国により居住者又は恒久的施設 的施設を有する非居住者の基準年の一月一日以 未成年者口座を開設している居住者又は恒久 は、その者は、当該未成年者口座が開設され 2

する未成年者口座廃止届出書の同項に規定するの時に法第三十七条の十四の二第二十項に規定 的施設を有する非居住者が出国により居住者又 び第二十二項の規定を適用する。 提出をしたものとみなして、同条第二十一項及 金融商品取引業者等の営業所の長に、当該出国 その者は、当該未成年者口座が開設されている までに出国移管依頼書の提出をして、基準年の ととなつた場合(その者が当該出国の日の前日 は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこ 月一日前に出国をした場合を除く。)には、 未成年者口座を開設している居住者又は恒久 3

設を有する非居住者で未成年者口座を開設して に係る譲渡所得等を有する居住者又は恒久的施 第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等 ついて、第二十五条の十の十第七項の規定は法 久的施設を有する非居住者の承諾を得る場合に 品取引業者等が同項の規定により居住者又は恒 は法第三十七条の十四の二第二十九項の金融商 第二十五条の十の十第三項及び第四項の規定 5

当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事 る部分に限る。) の規定に基づいて計算された の譲渡がないときについて、それぞれ準用す 額の基因となる上場株式等の譲渡以外の株式等 業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金 の十四の二第六項(第一号から第三号までに係 者口座内上場株式等の譲渡につき法第三十七条 項に規定する確定申告書を提出する場合におい いたものがその年分の第二十五条の十の十第七 て、その年中に当該未成年者口座に係る未成年

る場合の課税の特例) (合併等により外国親法人株式等の交付を受け

第二十五条の十四 法第三十七条の十四の三第五 管理しなくなる行為とする。 事業場等に移管する行為その他当該非居住者の 項に規定する政令で定める行為は、非居住者の 恒久的施設を通じて行う事業に係る資産として 所得税法第百六十一条第一項第一号に規定する

併に係る同号に規定する合併法人と当該合併法 いて同じ。)がある場合の当該完全支配関係と 関係(法人税法第二条第十二号の七の六に規定 する政令で定める関係は、合併の直前に当該合 する完全支配関係をいう。以下第四項までにお 人以外の法人との間に当該法人による完全支配 法第三十七条の十四の三第六項第二号に規定

二号の九に規定する分割型分割の直前に当該分 する政令で定める関係は、法人税法第二条第十 全支配関係とする。 該法人による完全支配関係がある場合の当該完 法人と当該分割承継法人以外の法人との間に当 割型分割に係る同項第四号に規定する分割承継 法第三十七条の十四の三第六項第四号に規定

親法人と当該株式交換完全親法人以外の法人と 該株式交換に係る同号に規定する株式交換完全 の当該完全支配関係とする。 の間に当該法人による完全支配関係がある場合 する政令で定める関係は、株式交換の直前に当 法第三十七条の十四の三第六項第八号に規定

を発行した内国法人の法第三十七条の十四の三 以下この条において同じ。)につき、その株式 額の計算については、 第六項第一号に規定する特定合併により同条第 ける場合には、当該外国合併親法人株式の評価 一項に規定する外国合併親法人株式の交付を受 非居住者が、その有する株式(出資を含む。 所得税法第百六十五条第

6

7

場合における同項の規定は、適用しない。 第百十三条の二第一項の規定に準じて計算する 式の交付を受ける場合には、当該外国完全子法 百六十五条第一項の規定により所得税法施行令 十四の三第六項第五号に規定する特定株式分配 式を発行した内国法人の行つた法第三十七条の により同条第三項に規定する外国完全子法人株 人株式の評価額の計算については、所得税法第 非居住者が、その有する株式につき、その株

8 ない。 得税法第百六十五条第一項の規定により所得税 により法人税法第二条第十二号の六の三に規定十四の三第六項第七号に規定する特定株式交換 法施行令第百六十七条の七第四項の規定に準じ の金額又は雑所得の金額の計算については、所 配親法人株式に係る事業所得の金額、譲渡所得 付を受けた場合には、当該外国株式交換完全支 規定する外国株式交換完全支配親法人株式の交 をし、かつ、法第三十七条の十四の三第四項に 式を発行した内国法人の行つた法第三十七条の て計算する場合における同項の規定は、 する株式交換完全親法人に対し当該株式の譲渡 非居住者が、その有する株式につき、その株

9 第五項から第七項までに規定する場合におけ る所得税法施行令第二百八十一条の規定の適用 の十四の三第一項から第三項まで(合併等によ とあるのは「若しくは消滅又は同法第三十七条 十七条の十一第三項」と、「又は同法」とある 七条の十一第三項」とあるのは「若しくは第三 については、同条第一項第四号中「又は第三十 十一第四項第一号」とあるのは「若しくは第三 -七条の十一第四項第一号」と、「又は消滅」 は「若しくは同法」と、「又は第三十七条の

規定は、適用しない。 項の規定に準じて計算する場合における同項 項の規定により所得税法施行令第百十二条第

算する場合における同項の規定は、適用しな税法施行令第百十三条第一項の規定に準じて計 割承継親法人株式の評価額の計算については、 所得税法第百六十五条第一項の規定により所得 法人株式の交付を受ける場合には、当該外国分 割により同条第二項に規定する外国分割承継親 十四の三第六項第三号に規定する特定分割型分 式を発行した内国法人の行つた法第三十七条の 非居住者が、その有する株式につき、その株

り外国親法人株式等の交付を受ける場合の課税 10

資産」とあるのは「により租税特別措置法第三 五の二に規定する完全子法人(以下この号にお り第六十一条第六項第三号(所有株式に対応す 全子法人株式の交付の基因となつた同条第一項法人株式若しくは同条第三項に規定する外国完 が同法第三十七条の十第一項に規定する一般株 十七条の十四の三第三項に規定する外国完全子 いて「完全子法人」という。)の株式その他 ずれかに該当するものにより同条第十二号の十 する特定株式分配に限る。」と、「のうち次のい 親法人株式」と、「同条第三項」とあるのは七条の十四の三第二項に規定する外国分割承継 産」とあるのは「により租税特別措置法第三十「分割承継親法人」という。)の株式その他の資 規定する分割承継親法人(以下この号において 割型分割により取得した株式等の取得価額)に 承継法人(以下この号において「分割承継法 る資本金等の額の計算方法等)に規定する分割 と、「のうち次のいずれかに該当するものによ 第一号中「分割型分割(」とあるのは「分割型 若しくは当該外国完全子法人株式の価額に対応 定株式分配に基づく同条第一項から第三項まで 定分割型分割若しくは同条第三項に規定する特 七条の十四の三第一項に規定する外国合併親法 所得等に係る収入金額とみなされる同法第三十 の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡 式等に係る譲渡所得等若しくは同法第三十七条 の特例)の規定によりその価額に相当する金 置法第三十七条の十四の三第六項第五号に規定 式分配(」とあるのは「株式分配(租税特別措 た株式等の取得価額)」と、同項第二号中「株 六項第三号に規定する特定分割型分割に限る。」 分割(租税特別措置法第三十七条の十四の三第 する権利の移転若しくは消滅」と、同条第七項 合併親法人株式、当該外国分割承継親法人株式 に規定する特定合併、同条第二項に規定する特 人」という。)の株式、第百十三条第一項(分 人株式、同条第二項に規定する外国分割承継親 に規定するその有する株式についての当該外国 第百十三条第三項(分割型分割により取得し

ころによる。 での規定の適用がある場合には、 法第三十七条の十四の三第一項から第四項ま 次に定めると

法人株式」とする。

条第十一項中「合併親法人株式」とあるの 「合併親法人株式(法第三十七条の十四の三 第十九条の三の規定の適用については、

完全支配親法人株式を除く。)、所得税法第五 を受けた同条第四項に規定する外国株式交換 株式交換により株式交換完全親法人から交付 第二項」とあるのは「法人の株式(法第三十 法人株式を除く。)」と、「法人の株式、同条 分配に係る同条第三項に規定する外国完全子 の十四の三第六項第五号に規定する特定株式 とあるのは「完全子法人株式(法第三十七条 親法人株式を除く。)」と、「完全子法人株式」 割に係る同条第二項に規定する外国分割承継 四の三第六項第三号に規定する特定分割型分 は「分割承継親法人株式(法第三十七条の十 第一項に規定する外国合併親法人株式を除 第六項第一号に規定する特定合併に係る同条 七条の十四の三第六項第七号に規定する特定 十七条の四第二項」とする。 。)」と、「分割承継親法人株式」とあるの

とみなされる法第三十七条の十四の三第一項上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額 する権利の移転若しくは消滅」とする。 親法人株式、当該外国分割承継親法人株式若 するその有する株式についての当該外国合併 配に基づく同条第一項から第三項までに規定 割若しくは同条第三項に規定する特定株式分 定合併、同条第二項に規定する特定分割型分 交付の基因となつた同条第一項に規定する特 同条第三項に規定する外国完全子法人株式の 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等若 価額に相当する金額が法第三十七条の十第一 の三第一項から第三項までの規定によりその のは「若しくは消滅又は法第三十七条の十四 の十一第四項各号」と、「又は消滅」とある 四項各号」とあるのは「若しくは第三十七条 十一第一項」と、「又は第三十七条の十一第一項」とあるのは「若しくは法第三十七条の ついては、同項中「又は第三十七条の十一第一 第二十五条の九の二第四項の規定の適用に しくは当該外国完全子法人株式の価額に対応 に規定する外国分割承継親法人株式若しくは に規定する外国合併親法人株式、同条第二項 しくは法第三十七条の十一第一項に規定する 三項」とあるのは「若しくは第三十七条の十 第三項」と、「又は法第三十七条の十一第

三 第二十五条の十の二の規定の適用について より読み替えられた次項第十号」と、 「第二十五条の十四第十項第三号の規定に 同条第十三項中「次項第十号」とあるの

五条の十四第十項第三号の規定により読み替 三項中「上場株式等で」とあるのは「第二十 交換完全支配親法人株式を」と、同条第二十 より取得する同条第四項に規定する外国株式 同条第六項第七号に規定する特定株式交換に 条第三項に規定する外国完全子法人株式及び 号に規定する特定株式分配により取得する同 る外国分割承継親法人株式、同条第六項第五 割型分割により取得する同条第二項に規定す

の株式で」とあるのは「完全子法人の株式除く。」と、同項第九号の二中「完全子法人第二項に規定する外国分割承継親法人株式を 号中「株式又は同条第二項」とあるのは「株 下この号において同じ。)で」と、同項第十 項に規定する外国完全子法人株式を除く。以 定する特定株式分配により取得する同条第三 (法第三十七条の十四の三第六項第五号に規 規定する特定分割型分割により取得する同条 と、同項第九号中「株式(」とあるのは「株 以下この号及び第十八号において同じ。)で」 号に規定する特定合併により取得する同条第 人株式(法第三十七条の十四の三第六項第一 「合併親法人株式で」とあるのは「合併親法 八号」とあるのは「株式(以下この号」と、 十四項第七号中「株式(以下この号及び第十 項に規定する外国合併親法人株式を除く。 (法第三十七条の十四の三第六項第三号に

下この号において同じ。)で」と、同項第二項に規定する外国完全子法人株式を除く。以 定する特定株式分配により取得する同条第三 第二項」と、同項第十九号の二中「完全子法 株式を除く。)又は所得税法第五十七条の四 四項に規定する外国株式交換完全支配親法人 規定する特定株式交換により取得する同条第 式(法第三十七条の十四の三第六項第七号に (法第三十七条の十四の三第六項第五号に規 人の株式で」とあるのは「完全子法人の株式 ては、同条第一項第一号中「法第三十七条の五 第二十五条の十一の二の規定の適用につい えられた第一項各号」とする。 五条の十の二第十四項第十号」とする。

準用する場合を含む。)の規定の適用につい 同条第二項に規定する特定分割型分割若しく 因となつた同条第一項に規定する特定合併、 項に規定する外国完全子法人株式の交付の基 る外国分割承継親法人株式若しくは同条第三 る外国合併親法人株式、同条第二項に規定す れる法第三十七条の十四の三第一項に規定す 等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなさ 第三十七条の十一第一項に規定する上場株式 での規定によりその価額に相当する金額が法 法第三十七条の十四の三第一項から第三項ま 項」とあるのは「若しくは第四項」と、「又 ては、第二十五条の十三第一項中「又は第四 く同条第一項から第三項までに規定するその は同条第三項に規定する特定株式分配に基づ は第三十七条の十一第四項各号」とあるのは 有する株式についての当該外国合併親法人株 「又は消滅」とあるのは「若しくは消滅又は 「若しくは第三十七条の十一第四項各号」と、 第二十五条の十三(前条第二十項において

取得する同条第一項に規定する外国合併親法 の三第六項第一号に規定する特定合併により とあるのは「もの並びに法第三十七条の十四 の四第二項」と、同項第三十号中「ものを」 法人株式を除く。)又は所得税法第五十七条 条第四項に規定する外国株式交換完全支配親 号に規定する特定株式交換により取得する同 「株式(法第三十七条の十四の三第六項第七十号中「株式又は同条第二項」とあるのは

人株式、同条第六項第三号に規定する特定分

えられたこれらの規定に規定する上場株式等

第五号の二中「第二十五条の十の二第十四項二十五条の十の二第十四項第九号」と、同項 た法第三十七条の十二の二第二項」と、同条 の十四の三第七項の規定により読み替えられ 十二の二第二項」とあるのは「法第三十七条 項第三号の規定により読み替えられた第二十 第十号」とあるのは「第二十五条の十四第十 第十項第三号の規定により読み替えられた第 第九号の二」とあるのは「第二十五条の十四 第十項第三号の規定により読み替えられた第 四項第九号」とあるのは「第二十五条の十四 と、同項第五号中「第二十五条の十の二第十 れた第二十五条の十の二第十四項第七号」 二第十四項第七号」とあるのは「第二十五条 ついては、同項第三号中「第二十五条の十の 同項第六号中「第二十五条の十の二第十四項 二十五条の十の二第十四項第九号の二」と、 の十四第十項第三号の規定により読み替えら 第二十五条の十の五第三項の規定の適用

五条の十四第十項第五号の規定により読み替 第九項中「第一項各号」とあるのは「第二十

式等で」とする。

く。以下この号において同じ。)で」と、同条第一項に規定する外国合併親法人株式を除 の移転若しくは消滅」と、同条第十二項第三該外国完全子法人株式の価額に対応する権利 り読み替えられた前項各号に規定する上場株 「第二十五条の十四第十項第六号の規定によ とあるのは「第二十五条の十四第十項第六号 株式を除く。)又は第二十五条の十の二第十 四項に規定する外国株式交換完全支配親法人 く。以下この号において同じ。)で」と、同第三項に規定する外国完全子法人株式を除 株式(法第三十七条の十四の三第六項第五号 子法人の株式で」とあるのは「完全子法人の 国分割承継親法人株式を除く。以下この号に 項第五号中「分割承継親法人株式で」とある 号中「合併親法人株式で」とあるのは「合併 式、当該外国分割承継親法人株式若しくは当 条第十三項中「上場株式等で」とあるの の規定により読み替えられた前各号」と、同 四項第十号」と、同項第十一号中「前各号」 規定する特定株式交換により取得する同条第 式(法第三十七条の十四の三第六項第七号に 項第七号中「株式又は同号」とあるのは「株 おいて同じ。)で」と、同項第六号中「完全 分割により取得する同条第二項に規定する外 十四の三第六項第三号に規定する特定分割型 のは「分割承継親法人株式(法第三十七条の 第一号に規定する特定合併により取得する同 親法人株式(法第三十七条の十四の三第六項 に規定する特定株式分配により取得する同条

るのは「株式交換(租税特別措置法第三十七条 三項第一号中「株式交換又は同条第二項」とあ 行令第十七条の規定の適用については、同条第 での規定の適用がある場合における所得税法施 る外国合併親法人株式を取得した場合の当該 特別措置法第三十七条の十四の三第六項第一号 定する合併」とあるのは「規定する合併(租税 第五十七条の四第二項」と、同項第五号中「規 定する外国株式交換完全支配親法人株式を取得 法人株式等の交付を受ける場合の課税の特例) の十四の三第六項第七号(合併等により外国親 定合併を除く。)」と、同項第七号中「規定する に規定する特定合併により同条第一項に規 した場合の当該特定株式交換を除く。)又は法 に規定する特定株式交換により同条第四項に規 法第三十七条の十四の三第一項から第四項ま

分割型分割」とあるのは「規定する分割型分割

(租税特別措置法第三十七条の十四の三第六項(租税特別措置法第三十七条の十四の三第六項第五号に規定する特定株式分配に規定する株式分配(租税特別措置法第三十七条の十四の三第六項第五号に規定する株式分配」とあるのは「規定する株式分配(租税特別措置法第三十七条の十四の三第六項制定は対象の、ことする。

項」とあるのは「第百十三条の二第三項」とす 株式又は出資を除く。)以外」と、「同条第三 の三第六項第六号に規定する外国完全子法人の と、同項第三号中「又は出資以外」とあるのは 継親法人の株式又は出資を除く。)以外」と、 の十四の三第六項第四号に規定する外国分割承 るのは「又は出資(租税特別措置法第三十七条 以外」と、同項第二号中「又は出資以外」とあ 定する外国合併親法人の株式又は出資を除く。) 株式等の交付を受ける場合の課税の特例)に規 四の三第六項第二号(合併等により外国親法人 は「又は出資(租税特別措置法第三十七条の十 同条第一項第一号中「又は出資以外」とあるの行令第三百四十五条の規定の適用については、 の株式の交付を受ける場合における所得税法施 法人、外国分割承継親法人又は外国完全子法人 特定分割型分割又は特定株式分配により同項第 「又は出資(租税特別措置法第三十七条の十四 二号、第四号又は第六号に規定する外国合併親 「同条第二項」とあるのは「第百十三条第二項 非居住者が法第三十七条の十四の三第六項第 号、第三号又は第五号に規定する特定合併、 3

の特例)

含む。)の規定は、適用しない。 五条第一項の規定により準じて計算する場合を 五条第一項の規定により準じて計算する場合を

2 個人が、その有する株式につき、その株式を発行した内国法人の行つた法第三十七条の十四次付を受ける場合において、当該外国分割承継親法人株式の特定軽課税外国分割承継親法人株式の当するときは、当該外国分割承継親法人株式の特定軽課税外国法人等の株式に該当するときは、当該外国分割承継親法人株式の井三条第一項(所得税法第百六十五条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。)の規定により準じて計算する場合を含む。)の規定により準じて計算する場合を含む。)の規定により準じて計算する場合を含む。)の規定により準じて計算する場合を含む。)の規定により準じて計算する場合を含む。)の規定により準に対している場合を表表している場合を表表している。

での規定の適用がある場合には、次に定めると

ころによる。

第二百八十一条第一項第四号中「又は第三十七 得税法施行令第十七条及び第二百八十一条の規 規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収 所得等若しくは同法第三十七条の十一第一項に 条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡 が行われた場合の株主等の課税の特例)の規定 十四の四第一項若しくは第二項(特定の合併等 あるのは「若しくは消滅又は同法第三十七条の 七条の十一第四項第一号」と、「又は消滅」と 七条の十一第三項」と、「又は同法」とあるの 条の十一第三項」とあるのは「若しくは第三十 定の適用については、同令第十七条第一項及び 第一項に規定する外国合併親法人株式若しくは 入金額とみなされる同法第三十七条の十四 によりその価額に相当する金額が同法第三十七 一第四項第一号」とあるのは「若しくは第三十 は「若しくは同法」と、「又は第三十七条の十 第一項及び第二項に規定する場合における所

> 5 いずれかに該当するものにより第六十一条第六定非適格分割型分割に限る。」と、「のうち次の 同条第二項に規定する外国分割承継親法人株式 より取得した株式等の取得価額)」とする。 という。)の株式その他の資産」とあるのは 法人(以下この号において「分割承継親法人」 の号において「分割承継法人」という。)の株 計算方法等)に規定する分割承継法人(以下こ 項第三号(所有株式に対応する資本金等の額の 分割(」とあるのは「分割型分割(租税特別措 当該外国合併親法人株式若しくは当該外国分割 は第二項に規定するその有する株式についての 定非適格分割型分割に基づく同条第一項若しく の交付の基因となつた同条第一項に規定する特 とあるのは「第百十三条第三項(分割型分割に る外国分割承継親法人株式」と、「同条第三項 する同法第三十七条の十四の四第二項に規定す る特定軽課税外国法人等の株式又は出資に該当 した株式等の取得価額)に規定する分割承継親 置法第三十七条の十四の四第二項に規定する特 承継親法人株式の価額に対応する権利の移転若 (適格合併等の範囲等に関する特例) に規定す 「により同法第六十八条の二の三第五項第一号 式、第百十三条第一項(分割型分割により取得 しくは消滅」と、同条第七項第一号中「分割型 法第三十七条の十四の四第一項から第三項ま

は在女ト国介列 ついては、司真コ「ては第三十二巻の11号 株式についての 二 第二十五条の九の二第四項の規定の適用に項に規定する特 株式を除く。)、所得税法第五十七条の四第二項に規定する特 株式を除く。)、所得税法第五十七条の四第二項に規定する外国株式交換完全支配親法人承継親法人株式 けた特定軽課税外国法人等の株式に該当する

とみなされる法第三十七条の十四の四第一項上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額 利の移転若しくは消滅」とする。 外国分割承継親法人株式の価額に対応する権 定非適格合併若しくは同条第二項に規定する 価額に相当する金額が法第三十七条の十第一 の四第一項若しくは第二項の規定によりそののは「若しくは消滅又は法第三十七条の十四 四項各号」とあるのは「若しくは第三十七条 いての当該外国合併親法人株式若しくは当該 特定非適格分割型分割に基づく同条第一項若 交付の基因となつた同条第一項に規定する特 第二項に規定する外国分割承継親法人株式の 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等若 の十一第四項各号」と、「又は消滅」とある 三項」とあるのは「若しくは第三十七条の に規定する外国合併親法人株式若しくは同条 しくは法第三十七条の十一第一項に規定する 十一第一項」と、「又は第三十七条の十一第一項」とあるのは「若しくは法第三十七条の ついては、同項中「又は第三十七条の十一 しくは第二項に規定するその有する株式につ 第二十五条の九の二第四項の規定の適用に 第三項」と、「又は法第三十七条の十一第

三 第二十五条の十の二の規定の適用について に規定する特定非適格合併により取得する特親法人株式(法第三十七条の十四の四第一項 特定非適格分割型分割により取得する特定軽 規定する外国合併親法人株式を除く。以下こ 第十八号」とあるのは「株式(以下この号」 条第十四項第七号中「株式(以下この号及び 定により読み替えられた次項第十号」と、同 同項第十号及び第二十号中「株式又は同条第 課税外国法人等の株式に該当する同項に規定 同項第九号中「株式(」とあるのは「株式 の号及び第十八号において同じ。)で」と、 定軽課税外国法人等の株式に該当する同項に は「第二十五条の十四の二第五項第三号の規 する外国分割承継親法人株式を除く。」 と、「合併親法人株式で」とあるのは「合併 二項」とあるのは (法第三十七条の十四の四第二項に規定する 同条第十三項中「次項第十号」とあるの 「株式(法第三十七条の十

規定の適用については、第二十五条の十三第

十二項第三号中「合併親法人株式で」とある

のは「合併親法人株式

(法第三十七条の十四

場株式等で」とする。 株式に該当する同項に規定する外国分割承継分割により取得する特定軽課税外国法人等の り読み替えられたこれらの規定に規定する上 株式交換完全支配親法人株式を」と、同条第 法人等の株式に該当する同項に規定する外国 適格株式交換により取得する特定軽課税外国 親法人株式及び同条第三項に規定する特定非 式、同条第二項に規定する特定非適格分割型 に該当する同項に規定する外国合併親法人株により取得する特定軽課税外国法人等の株式 の十四の四第一項に規定する特定非適格合併 のを」とあるのは「もの並びに法第三十七条 支配親法人株式を除く。)又は所得税法第五 により取得する特定軽課税外国法人等の株式 四の四第三項に規定する特定非適格株式交換 十七条の四第二項」と、同項第三十号中「も に該当する同項に規定する外国株式交換完全 二十五条の十四の二第五項第三号の規定によ 一十三項中「上場株式等で」とあるのは「第

五 第二十五条の十一の二の規定の適用については、同条第一項第一号中「法第三十七条の十四の四第四項の規定により読み替えられた法第三十七条の十四の二第五項第五号の規定により読五条の十四の二第五項第五号の規定により読五条の十四の二第五項第五号の規定により読五条の十四の二第五項第五号の規定により読み替えられた第一項各号」とする。
み替えられた第一項各号」とする。
み替えられた第一項各号」とする。
み替えられた第一項各号」とする。

号に規定する上場株式等で」とする。 項第六号の規定により読み替えられた前項各 前各号」と、同条第十三項中「上場株式等 で」とあるのは「第二十五条の十四の二第五 る同項に規定する外国株式交換完全支配親法 得する特定軽課税外国法人等の株式に該当す 三項に規定する特定非適格株式交換により取 あるのは「株式(法第三十七条の十四の四第 じ。) で」と、同項第七号中「株式又は」と 親法人株式を除く。以下この号において同 株式に該当する同項に規定する外国分割承継 分割により取得する特定軽課税外国法人等の 十四の四第二項に規定する特定非適格分割型 項第五号中「分割承継親法人株式で」とある く。以下この号において同じ。)で」と、同 する同項に規定する外国合併親法人株式を除 取得する特定軽課税外国法人等の株式に該当 の四第一項に規定する特定非適格合併により 二第五項第六号の規定により読み替えられた 人株式を除く。)又は」と、同項第十一号中 前各号」とあるのは「第二十五条の十四の は「分割承継親法人株式(法第三十七条の

第七号中「規定する分割型分割」とあるのは 場合の当該特定非適格合併を除く。)」と、同項 同項に規定する外国合併親法人株式を取得した 定軽課税外国法人等の株式又は出資に該当する の四第一項に規定する特定非適格合併により特 定する合併(租税特別措置法第三十七条の十四 同項第五号中「規定する合併」とあるのは「規 を除く。)又は法第五十七条の四第二項」と、 株式を取得した場合の当該特定非適格株式交換 第三項に規定する外国株式交換完全支配親法人 又は出資に該当する同法第三十七条の十四の四 う。第五号及び第七号において同じ。) の株式 特例)に規定する特定軽課税外国法人等をい 三第五項第一号(適格合併等の範囲等に関する 特定軽課税外国法人等(同法第六十八条の二の の特例)に規定する特定非適格株式交換により (特定の合併等が行われた場合の株主等の課税 式交換又は同条第二項」とあるのは「株式交換 行令第十七条及び第三百四十五条の規定の適用 七条の十四の四第二項に規定する特定非適格分 「規定する分割型分割(租税特別措置法第三十 (租税特別措置法第三十七条の十四の四第三項 については、同令第十七条第三項第一号中「株 での規定の適用がある場合における所得税法施 法第三十七条の十四の四第一項から第三項ま

> 割型分割により特定軽課税外国法人等の株式又 制承継親法人株式を除く。)以外」とあるのは「又は出資(租税特別措置法第三十七条の十四の四第二項に規定する外国分割承継親法人株式を取得した場合の当該特定非適格分第三十七条の十四の四第二項に規定する外国分割承継親法人株式を除く。)以外」とあるのは「又は出資(租税特別措置法第三十七条の十四の四第二項に規定する外国分割承継親法人株式を除く。)以外」とあるのは「又は出資(租税特別措置法第三十七条の十四の四第二項に規定する外国分割承継親法人株式を除く。)以外」とする。 (貸付信託の受益権等の譲渡による所得の課税の特例)

第二十五条の十四の三 法第三「項第四号に規定す同組合貯金保険法第二条第二項第四号に規定する政令で定めるものは、農水産業協

(株式等の譲渡の対価に係る支払調書等の特例)

法人税法別表第一に掲げる法人

旨の定めのあるものに限る。) 他の者の名称の文字として用いてはならないれ、かつ、当該名称として用いられた文字を別の法律において、その法人の名称が定めら一特別の法律において、その法人の名称が定めら一様別の法律において、その法人の名称が定めらい。

3 法第三十八条第五項に規定する政令で定める 法第三十八条第五項に規定する政会で記等の配当等の国内におけるこれらの規定に規定する支払のの国内におけるこれらの規定に規定する国外公社債等に係る法第三条の三第二項の国内におけるこれらの規定は規定する政令で定めるのとする。

二 前号に掲げる相続税額に係る同号に規定す

き国内における同項に規定する交付の取扱者をは公社債等に係る同項に規定する償還金等につ4 法第三十八条第五項に規定する投資信託等又

定の適用がある場合には同条の規定の適用がある場合にはこれらの規定により課税価の十四から第二十一条の十八までの規定の適する課税価格(同法第十九条又は第二十一条る者についての相続税法第十一条の二に規定

た金額とする。) のうちに当該譲渡をした資ないものとした場合の課税価格又はみなされ

する支払を受ける者とみなす。

「百二十八条第二項又は所得税法施行令第三百四十六条第五項の規定の適用については、当該償出金等の交付を受ける者をこれらの規定に規定する株式等の譲渡の対価のこれらの規定に規定する株式等の譲渡の対価のこれらの規定に規定する株式等の譲渡の対価のこれらの規定に規定する株式等ので付を受ける場合には、所得税法第通じてその交付を受ける場合には、所得税法第

か時列 第八節の三 その他の譲渡所得等の課税

(相続財産に係る譲渡所得の課税の特例)

第二十五条の十六 資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用 計算した金額とする。ただし、当該計算した金 掲げる相続税額に第二号に掲げる割合を乗じて 定めるところにより計算した金額は、第一号に には、当該計算した金額は、ないものとする。 超える場合には、その残額に相当する金額と の額の合計額を控除した残額に相当する金額を 同項の規定の適用がないものとした場合の当該 額が、当該資産の譲渡所得に係る収入金額から る譲渡をした資産に対応する部分として政令で し、当該収入金額が当該合計額に満たない場合 の時)において確定しているもの 告書の提出の時前である場合には、当該提出 税申告書の提出期限内における当該相続税申 の時が、法第三十九条第一項に規定する相続 る年分の所得税の納税義務の成立する時(そ 後の金額とし、これらの相続税額に係る国税 規定による相続税額(同条第六項の規定又は 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の る当該取得をした者の同条第一項に規定する る遺贈をいう。第三項において同じ。) に係 相続又は遺贈(法第三十九条第一項に規定す する税額を除く。)で、当該譲渡の日の属す 通則法第二条第四号に規定する附帯税に相当 第三項の規定の適用がある場合にはその適用 当該譲渡をした資産の取得の基因となつた 法第三十九条第一項に規定す

産の当該課税価格の計算の基礎に算入された | 2 |額の占める割合

2 かかわらず、その申告又は更正後の相続税額と 規定する更正があつた場合には、同号の規定に は国税通則法第二十四条若しくは第二十六条に 続税額に係る相続税につき修正申告書の提出又 する納税義務の成立する時後において、当該相前項第一号に掲げる相続税額は、同号に規定 3

場合には、その適用後の金額)に相当する金額 税額(法第三十九条第六項の規定の適用がある 合のその者の同法の規定による納付すべき相続される贈与税の額がないものとして計算した場 る相続税額は、同法第十九条の規定により控除 三十九条第一項に規定する相続税法の規定によ 定の適用がある場合には、当該個人に係る法第 当該相続又は遺贈につき相続税法第十九条の規 相続又は遺贈による財産の取得をした個人の

(公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲

第二十五条の十七 法第四十条第一項後段の規定 四月以内(当該期間の経過する日前に当該贈与を添付して、当該贈与又は遺贈のあつた日から (司頁後段に規定する贈与又は遺贈をいう。以の適用を受けようとする者は、贈与又は遺贈 内に当該申請書の提出又は当該書類の添付があ 請書又は書類の提出があつたときは、当該期間 る更正又は決定を受ける日の前日までに当該申 則法第二十四条から第二十六条までの規定によ る山林所得、譲渡所得又は雑所得につき国税通 める事情があり、かつ、当該贈与又は遺贈に係 とにつき国税庁長官においてやむを得ないと認 なかつたこと又は当該書類の添付がなかつたこ 合において、当該期間内に当該申請書の提出が 国税庁長官に提出しなければならない。この場 まで)に、納税地の所轄税務署長を経由して、 の提出期限が到来する場合には、当該提出期限 があつた日の属する年分の所得税の確定申告書 に記載された事項を確認したことを証する書類 載した申請書に、当該公益法人等が当該申請書財産の内容その他の財務省令で定める事項を記 う。) の事業の目的、当該贈与又は遺贈に係る 等(以下この条において「公益法人等」とい う。) を取得する同項後段に規定する公益法人 定する財産(以下この条において「財産」とい 下この条において同じ。)により同項後段に規

存する権利又は建物及びその附属設備若しくは る財産は、国外にある土地若しくは土地の上に 法第四十条第一項後段に規定する政令で定め

後段に規定する当該財産に代わるべき資産とし る理由により贈与又は遺贈に係る財産の譲渡を した場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項 の区分に応じ当該各号に定める資産とする。 て政令で定めるものは、当該各号に掲げる場合 法第四十条第一項後段に規定する政令で定め 九項までの規定によりこれらの譲渡があつた 又は法第六十五条第一項に規定する交換取得 係る法第六十四条第一項に規定する代替資産 ものとみなされる場合を含む。) 当該財産に 六十四条第二項又は第六十五条第七項から第 る換地処分等による譲渡があつた場合(法第 する収用等又は法第六十五条第一項に規定す 当該財産につき法第六十四条第一項に規定

存する権利 に供する減価償却資産、土地及び土地の上に 設に代わるべき当該施設と同種の施設)の用 施設(災害により滅失した場合には、当該施 当該財産を譲渡したとき その災害を受けた あつた場合において、その復旧を図るために 法第二条第一項第二十七号に規定する災害が う。) の用に直接供する施設につき、所得税 四十条第一項後段に規定する公益目的事業 (以下この条において「公益目的事業」とい 当該贈与又は遺贈に係る公益法人等の法第

所在場所の周辺において風俗営業等の規制及に規定する公害により、若しくは当該施設の おいて、当該施設の移転をするため当該財産 その施設の用に供しているものに限る。)に 目的事業の用に直接供する施設(当該財産を する減価償却資産、 を譲渡したとき 当該移転後の施設の用に供 た場合又は当該施設の規模を拡張する場合に ることとなつたことにより著しく困難となつ 第一号から第四号までに掲げる営業が営まれ び業務の適正化等に関する法律第二条第一項 法(平成五年法律第九十一号)第二条第三項 おける当該公益目的事業の遂行が、環境基本 当該贈与又は遺贈に係る公益法人等の公益 土地及び土地の上に存す

兀 当該財産につき所得税法第五十七条の四第 項に規定する株式交換又は同条第二項に規

> 規定する株式移転完全親法人の株式 は当該株式移転により取得する同条第二項に ある法人をいう。)の同項に規定する株式又 との間に同項に規定する政令で定める関係が 式若しくは親法人(当該株式交換完全親法人 該株式交換により取得する同条第一項に規定 する株式交換完全親法人の同項に規定する株 定する株式移転による譲渡があつた場合 当

Ŧi. 取得等の後直ちに当該国又は地方公共団体に 産を譲渡したとき 当該国又は地方公共団体 の資産の取得等の費用に充てるために当該財 の取得、製作又は建設(以下この号において 贈与されるもの に贈与する目的で取得等をする資産で、その - 取得等」という。)をする場合において、そ 国又は地方公共団体に贈与する目的で資産

法により管理されるもの 省令で定めるもので引き続き当該特定管理方譲渡をした財産に代わるべき資産として財務 管理されていたものの譲渡をしたとき 当該 において「特定管理方法」という。) により 定に規定する要件を満たすもの(以下この条 換資産で、第七項第二号イ、ロ(2)若しく は法第四十条第五項第二号に規定する特定買 けて行われた贈与若しくは遺贈に係るもの又 はハからホまでに規定する方法でこれらの規

産で財務省令で定めるもの 額の全部に相当する金額をもつて取得した資 務省令で定める場合 その譲渡による収入金 前各号に掲げる場合に準ずる場合として財

とが困難であるやむを得ない事情とし、 期間内に当該公益目的事業の用に直接供するこ る事情は、公益法人等が同項後段の贈与又は遺 は遺贈があつた日から国税庁長官が認める日 段に規定する政令で定める期間は、当該贈与又 は遺贈があつた日から二年を経過する日までの とその他同項の財産又は代替資産を当該贈与又 のその建設に要する期間が通常二年を超えるこ 遺贈に係る公益目的事業の用に直接供する建物 贈を受けた土地の上に建設をする当該贈与又は での期間とする。 法第四十条第一項後段に規定する政令で定め 同項後

5 る要件は、次に掲げる要件(同項後段の贈与又 は遺贈が法人税法別表第一に掲げる独立行政法 法第四十条第一項後段に規定する政令で定め 国立大学法人、 大学共同利用機関法人、

当該財産のうち、第七項の規定の適用を受

同条第三号に掲げる博物館、美術館、植物園、 げる業務、同条第五号に掲げる業務若しくは地 事業に係る同号に掲げる業務、同条第四号に掲 信託の信託財産とするためのものを除く。)で もの(法第四十条第一項第二号に規定する公益 同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人 六号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は 動物園若しくは水族館に係る同法第二十一条第 介護老人保健施設若しくは介護医療院若しくは 方独立行政法人法施行令第六条第一号に掲げる 条第一号に掲げる業務、同条第三号チに掲げる ある場合には、第二号に掲げる要件)とする。 に限る。)及び日本司法支援センターに対する 方独立行政法人(地方独立行政法人法第二十一 一 当該贈与又は遺贈に係る財産又は法第四十 の期間(同項に規定する期間をいう。)内に、は遺贈があつた日から二年を経過する日まで 当該公益法人等の当該贈与又は遺贈に係る公 条第一項に規定する代替資産が、当該贈与又 益の増進に著しく寄与すること。 興、文化の向上、社会福祉への貢献その他 当該贈与又は遺贈が、教育又は科学の 振

見込みであること 益目的事業の用に直接供され、又は供される

親族その他これらの者と相続税法第六十四条 一 公益法人等に対して財産の贈与又は遺贈を 結果とならないと認められること。 税若しくは贈与税の負担を不当に減少させる 第一項に規定する特別の関係がある者の相続 させ、又は当該贈与若しくは遺贈をした者の た者の所得に係る所得税の負担を不当に減少 することにより、当該贈与若しくは遺贈をし

と認められるものとする。 続税の負担を不当に減少させる結果とならない 分に応じ当該各号に定める要件を満たすとき は、前項第三号の所得税又は贈与税若しくは 贈与又は遺贈が、次の各号に掲げる場合の

であること。 要件の全てを満たす公益法人等に対するもの 次号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる

関係がある者(ロ、次号ハ及び同項第一号 を有する者及びこれらと次に掲げる特殊 いて「役員等」という。)のうち親族関係 ずるもの(以下この号及び次項第一号にお 理事、監事、評議員その他これらの者に準 の寄附行為、定款又は規則において、その その運営組織が適正であるとともに、そ

) こと。 いずれも三分の一以下とする旨の定めがあいずれも三分の一以下とする旨の定めがあぞれの役員等の数のうちに占める割合は、において「親族等」という。) の数がそれ

- (1) 又は(2)に掲げる者の親族で持しているもの 持しているもの 及び使用人以外の者で当該役員等から受及び使用人以外の者で当該役員等から受
- 社役員」という。) 又は使用人である者号に規定する役員 ((i) において「会次に掲げる法人の法人税法第二条第十五次に掲げる法人の法人税法第二条第十五次に掲げる法人の法人税法第二条第十五次に掲げる法人の法と生計を一にしているものこれらの者と生計を一にしているものこれらの者と生計を一にしているものこれらの者と生計を一にしているものこれらの者と生計を一にしているものこれらいる。
- (1)から(3)までに掲げる者並びにれらの者と法人税法第二条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同ある法人を判定の基礎にした場合に同らに規定する同族会社に該当する他の法人を判定の基礎にある特別の場合に表演を有する役員等及び法人

役員となつている他の法人

当該親族関係を有する役員等が会社

- 1 その公益法人等に財産の贈与若しくは遺贈をする者、その公益法人等の関係等に対し、くは社員又はこれらの者の親族等に対し、は社員又はこれらの者の親族等に対し、は社員又はこれらの者の親族等に対し、ない事業の運営に関して特別の利益を与れるが事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

- 法第四十条第一項第二号に規定する公益信法第四十条第一項第二号に規定するためのものであると。 という。)の信託財産とするためのものである場合には、その公益信託の受託者が二以上ある場合には、その公益信託の受託者が二以上ある場合には、その公益信託の受託者が二以上ある場合に掲げる者(前号イに掲げる要件を満たすものに限る。)その他の財務省令で定める場合には、口に掲げる要件を満たすものに限る。)その他の財務省令で定める場合には、口に掲げる要件を除く。)の全てを満たす公益信託の信託財産とするためのものであること。
- ところにより適正に運営されるものであるイ その公益信託が、その信託行為の定める
- であること。 その公益信託の信託行為において、運営 で満において、その公益信託の目的に関し 行為において、その公益信託の目的に関し でで変するものとして財務省令で定める要 は資するものとして財務省令で定める要 はででするものとして財務省令で定める要 はででするものとして財務省令で定める要 はでである。 を置く旨の定め があること。
- 表の公益信託の信託財産とするために財産の順与若しくは遺贈をする者、その公益信託の受託者又は信託管理人が法人である場合には、その同法第九条第二号に規定る場合には、その同法第九条第二号に規定る場合には、その同法第九条第二号に規定る場合には、その同法第九条第二号に規定る場合には、その同法第九条第二号に規定の他信託財産の運用及び公益信託の運営に関する法律を受け、資産の譲渡、報酬の支払その他信託財産の運用及び公益信託の運営に関する法律を表するために財産の他信託財産の運用及び公益信託の運営に関する法律を表する。
- 帰属する旨の定めがあること。 国若しくは地方公共団体又は公益法人等に 国若しくは地方公共団体又は公益法人等に その公益信託の信託行為において、その
- ないこと。 その公益信託につき公益に反する事実が
- 二分の一を超えることとならないこと。こ分の一を超えることとならないこと。の受託者が二以上ある場合には、いずれかの受託者が二以上ある場合には、いずれかの受託者が二以上ある場合には、いずれかの受託者が二以上ある場合には、当該株式の受託者が二以上ある場合には、当該株式の受託者が二以上ある場合には、当該株式がその公益

- 7 特定財産として同号ロ(1)に規定する定款のととする旨又は同号ロ(1)に規定する不可欠 る。以下この項において同じ。) に対するもの動法人をいう。第二号ホにおいて同じ。) に限 非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二福祉法人又は認定特定非営利活動法人等(特定 うものに限る。第二号ハにおいて同じ。)、社会 興助成法 (昭和五十年法律第六十一号) 第十四団法人、公益財団法人、学校法人 (私立学校振 一項後段に規定する要件は、次に掲げる要件限る。) の提出があつたときは、法第四十条第定めを設けることとする旨の記載のあるものに 財産について、特定管理方法により管理するこ 書(当該公益法人等が当該贈与又は遺贈に係る定める書類を添付した第一項の規定による申請 条第三項に規定する認定特定非営利活動法人及 文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行 条第一項に規定する学校法人で同項に規定する 人をいう。以下この項において同じ。)、公益社 法人国立高等専門学校機構及び国立研究開発法 学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政 益法人等(国立大学法人等(国立大学法人、 法人に限る。次項及び第十三項第三号において ものであることを証する書類として財務省令で である場合において、次に掲げる要件を満たす び同条第四項に規定する特例認定特定非営利活 「特定国立大学法人等」という。)にあつては、 (国立大学法人等 (法人税法別表第一に掲げる 法第四十条第一項後段の贈与又は遺贈が、
- は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで、これで、これらの者の親族等の役員等及び社員並びにこれらの者の親族の、一、当該贈与又は遺贈をした者が当該公益法人第二号及び第三号に掲げる要件)とする。
- 次に掲げる当該贈与又は遺贈を受けた公益 次に掲げる当該贈与又は遺贈を受けた公益 付た財産(当該財産につき譲渡があつた場けた財産(当該財産につき譲渡があつた場合で定めるものに限る。)を含む。)が、省令で定めるものに限る。)を含む。)が、省令で定めるものに限る。)を含む。)が、省令で定めるものに限る。)を含む。)が、有で定めるを変をもつて取得した資産(財務関係大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣をいう。以下この号及び第四十一項において同じ。)が財務大臣と協議して定める業務に充ってるために関係大臣と協議して定める方法により管理され、当時によりでは、当時を受けた公益といる方法により管理され、対策を受ける方法により管理を受ける公司を対している。

- と。 議して定める所轄庁に確認されているこ 議して定める所轄庁に確認されているこ
- ) 自変曽みくよし曽さますこれでご自変ける要件のいずれかを満たすこと。 ロ 公益社団法人又は公益財団法人 次に掲
- (1) 当該贈与又は遺贈を受けた財産が当該(1) 当該贈与又は遺贈を受けた財産が当該(1) であるものとして、その旨並びに定する財産をいう。第九項において同定する財産をいう。第九項において同じ。) であるものとして、その旨並びにじ。) であるものとして、その旨並びにであるものとして、その旨並びにであるものとして、その旨がに規定は遺贈を受けた財産が当該(1) 当該贈与又は遺贈を受けた財産が当該(1) 当該贈与又は遺贈を受けた財産が当該(1)
- (2) 当該贈与又は遺贈を受けた財産(当該財産につき譲渡があつた場合には、当該財産につき譲渡があつた場合には、当該譲をもつて取得した資産(財務省合で定めるものに限る。)を含む。)が、関係大臣が財務大臣と協議して定める方法により管理されることにつて定める方法により管理されることにつき、関係大臣が財務大臣と協議して定める方法により管理されること。
- ハ 学校法人 当該贈与又は遺贈を受けた財 学校法人の財政基盤の強化を図るために財務 で定めるものに限る。)を含む。)が当該学で定めるものに限る。)を含む。)が当該学で定めるものに限る。)を含む。とって近める方法により管理されていること。
- 社会福祉法人 当該贈与又は遺贈を受け 社会福祉法人 当該贈与又は遺贈を受け に財務省令で定めるものに限る。)を含む。)が当該令で定めるものに限る。)を含む。)が当該令で定めるものに限る。)を含む。)が当該令で定めるものに限る。)を含む。)が当該ので定めるものに限る。)を含む。)が当該のでであるものに限る。)を含む。)が当該のでである方法により管理されていること。
- 含む。)が、関係大臣が財務大臣と協議し、資産(財務省令で定めるものに限る。)を資産(財務省令で定めるものに限る。)を資産(財務省令で定めるものに限る。)を遺贈を受けた財産(当該譲渡による収入金本、認定特定非営利活動法人等 当該贈与又ホ 認定特定非営利活動法人等 当該贈与又

議して定める所轄庁に確認されているこ れることにつき、関係大臣が財務大臣と協 務大臣と協議して定める方法により管理さ て定める事業に充てるために関係大臣が財

その他財務省令で定める要件

8

いことの決定がなかつたときは、これらの申請 請の承認がなかつたとき、又は当該承認をしな持分であるときは、三月以内)に、これらの申 十四条第九号に規定する匿名組合契約の出資の 受権付特定社債を含む。)又は所得税法第百七 法第百三十九条第一項に規定する新優先出資引 三十一条第一項に規定する転換特定社債及び同 予約権付社債(資産の流動化に関する法律第百 第五号及び第六号に掲げるものに限る。)、新株 規定する株式等(同項第一号から第三号まで、 贈を受けた財産が、法第三十七条の十第二項に 学法人等でない場合であつて、当該贈与又は遺 受けた前項に規定する公益法人等が特定国立大 務署長に当該各号に規定する申請書の提出があ つた日から一月以内(第二号の贈与又は遺贈を 次の各号に掲げる場合において、第一項の税

の承認があつたものとみなす。 行政法人又は地方独立行政法人法施行令第六 公益法人等(法人税法別表第一に掲げる独立 法第四十条第一項後段の贈与又は遺贈が、

における文化観光の推進に関する法律(令和期間内に文化観光拠点施設を中核とした地域 条に規定する認定地域計画に記載された同法 点計画に記載された同法第二条第三項に規定 遺贈があつた日から二年を経過する日までの を除く。)に該当するものが、当該贈与又は を形成しているもの及び当該土地であるものあるもの並びに土地と一体をなしてその価値 又は遺贈に係る財産で文化財保護法第二条第 与又は遺贈につき第一項の申請書(当該贈与 ものを除く。)である場合において、当該贈 げる業務を主たる目的とする地方独立行政法 る地方独立行政法人法第二十一条第六号に掲 条第三号に掲げる博物館若しくは美術館に係 するもの(公益信託の信託財産とするための 人に限る。以下この号において同じ。) に対 する文化観光拠点施設機能強化事業(同項第 一年法律第十八号)第六条に規定する認定拠 項第一号に規定する有形文化財(建造物で 号に掲げる事業に限る。)又は同法第十四 10

> 第二条第二項に規定する文化観光拠点施設に る認定を受けた当該公益法人等の有する同法 画について同法第六条又は第十四条に規定す 限る。)の提出があつたとき。 する文部科学大臣の書類の添付があるものに 供され、又は供される見込みであることを証 おいて当該公益法人等が行うものの用に直接 業(同項第一号に掲げる事業に限る。)のう 公益目的事業に該当するものでこれらの計

出があつた場合 (同項の書類の添付があるものに限る。) の提前項の贈与又は遺贈につき同項の申請書

国税庁長官に提出しなければならない。 期限まで)に、第一項の税務署長を経由して、 経過する日後に当該申請書に係る第一項の規定 該事業年度終了の日から三月以内(当該期間の できる書類として財務省令で定めるものを、当に規定する定款の定めが設けられたことが確認 こと又は不可欠特定財産について同号ロ(1) あつたものは、同項に規定する公益法人等の当 のに限る。)を提出した者で当該申請の承認が 規定する財産が特定管理方法により管理された 項第二号イ、ロ(2) 若しくはハからホまでに う。)<br />
において、当該贈与又は遺贈に係る第七 第二条第二項第十九号に規定する事業年度をい 該贈与又は遺贈をした日の属する事業年度(法 による提出期限が到来する場合には、当該提出 第七項の申請書(同項の書類の添付があるも

同項に規定する当初法人が、同項に規定する公 合は、同条第八項に規定する特定処分を受けた 件に該当しないこととなつたこと又は前項の定 当該財産若しくは代替資産が当該公益目的事業 規定する財産若しくは代替資産(特定管理方法 実は、第五項第二号に規定する期間内に同号に の譲渡をした場合には、当該譲渡による収入金 合(当該公益引継資産として同条第二項に規定 益引継資産を国又は地方公共団体に贈与した場 める書類の提出がなかつたこととする。 めるところにより同項に規定する財務省令で定 の用に直接供される前に同項第三号に掲げる要 公益目的事業の用に直接供されなかつたこと、 により管理されているものを除く。) が同号の する財産又は代替資産(当該財産又は代替資産 法第四十条第二項に規定する政令で定める場 法第四十条第二項に規定する政令で定める事

12 課する。 日の属する年分。第十六項及び第四十項におい贈与をした者が死亡していた場合には、死亡の り消された日の属する年分(その日までに当該 時における価額に相当する金額により、当該贈 合には、当該贈与又は遺贈があつた時に、その 行われた贈与又は遺贈に係る同項後段の承認に あつた日の属する年分の所得として、所得税を て同じ。) 又は当該遺贈をした者の当該遺贈が 額を計算し、当該贈与をした者の当該承認が取 林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金 与又は遺贈に係る財産の譲渡があつたものとし つき同条第二項の規定による取消しがあつた場 て、同項後段に規定する贈与又は遺贈に係る山 法第四十条第一項後段の規定の適用を受けて

実は、次に掲げる事実とする。 法第四十条第三項に規定する政令で定める事

をその公益目的事業の用に直接供しなくなつ 管理方法により管理されているものを除く。) 法第四十条第三項に規定する財産等(特定

二 第五項第三号に掲げる要件に該当しないこ ととなつたこと。

三 第七項の申請書の提出の時において同項第 法人等が特定国立大学法人等である場合を除ないこととなつたこと(同項に規定する公益 れ、かつ、当該提出の後に当該要件に該当し ないこととなることが明らかであると認めら 及び当該提出の時において当該要件に該当し 一号に掲げる要件に該当していなかつたこと

14 となつた場合には、当該公益法人等(第二号に 所轄税務署長を経由して国税庁長官に通知しな 出しなければならず、第二号に規定する所轄庁 在地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提 た届出書を当該公益法人等の主たる事務所の所 は、遅滞なく、次の各号に定める事項を記載し 号イ、ロ又はホに掲げる公益法人等を除く。) 該当することとなつた場合における第七項第二 同じ。)が次の各号のいずれかに該当すること ていた公益法人等に限る。以下この項において を特定管理方法により管理している又は管理し 産等(以下この項において「財産等」という。) 公益法人等(法第四十条第三項に規定する財 ればならない 当該公益法人等の主たる事務所の所在地の 遅滞なく、同号に定める事項を、書面によ

二 当該公益法人等が財産等を特定管理方法に き事項 くなつた場合 く。)をその公益目的事業の用に直接供しな定管理方法により管理されているものを除 する所轄庁が当該事実を知つたとき) 当該公益法人等の同号イ、ロ(2)又はホに規定 より管理しなくなつた場合(第七項第二号 より管理されていたものに限るものとし、 により管理しなくなつた場合において、 は、当該公益法人等が財産等を特定管理方法 当該公益法人等が財産等(特定管理方法に ロ又はホに掲げる公益法人等にあつて 当該事実その他参考となるべ

当該

する政令で定める場合について準用する。 行われた贈与又は遺贈に係る同項後段の承認に 法第四十条第一項後段の規定の適用を受けて 第十一項の規定は、法第四十条第三項に規定 事実その他参考となるべき事項

にあるものとする。 の住所は、その本店又は主たる事務所の所在地 合において、当該公益法人等(個人を除く。) る。)の所得として、所得税を課する。この場 併の日の前日)又は死亡の日の属する年分とす 解散が合併による解散である場合には、当該合 当該承認が取り消された日の属する年以前に解あつた日の属する年分とし、当該公益法人等が た日の属する年分(遺贈の場合には当該遺贈が 与又は遺贈に係る財産の譲渡があつたものとし 時における価額に相当する金額により、当該贈 合には、当該贈与又は遺贈があつた時に、その する主宰受託者。以下第十八項まで及び第三十 金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算 散又は死亡をした場合には当該解散の日(当該 八項において同じ。) の当該承認が取り消され 三号の規定の適用がある場合には、同号に規定 つき同条第三項の規定による取消しがあつた場 し、当該承認に係る公益法人等(同条第四項第 て、同項後段に規定する財産に係る山林所得の

過する時」とする。 る解散の場合には、当該合併の日の前日)を経 終了の時」とあるのは、「解散の日(合併によ 適用については、同条第二項第一号中「暦年のれる所得税に係る国税通則法第十五条の規定の 等(前項に規定する承認が取り消された日の属 する年以前に解散をしたものに限る。) に課さ 法第四十条第三項後段の規定により公益法人

法第四十条第三項後段の規定により公益法人 (第十六項に規定する承認が取り消された日

第二条第四項に規定する地域文化観光推進事

を除く。)とする。

額の全部に相当する額の金銭)を贈与した場合

22

場合には、当該合併の日の前日)の翌日から二て」とあるのは「解散の日(合併による解散の 行われる日の前日まで)に」とする。 後の分配又は引渡しが行われる場合には、その 月以内(当該翌日から二月以内に残余財産の最 に」と、同法第百二十八条中「第三期におい われる場合には、その行われる日の前日まで) 月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行 の前日)の翌日から二月以内(当該翌日から二 日(合併による解散の場合には、当該合併の日 おいて同じ。)において」とあるのは「解散の ら三月十五日までの期間をいう。以下この節に 第一項中「第三期(その年の翌年二月十六日か 課される所得税に係る所得税法第二編第五章第 の属する年以前に解散をしたものに限る。)に 二節の規定の適用については、同法第百二十条 23

翌日から国税庁長官が認める日までの期間とす 規定する政令で定める期間は、当該譲渡の日の とが困難であるやむを得ない事情とし、同項に 期間内に当該公益目的事業の用に直接供するこ の譲渡の日の翌日から一年を経過する日までの 常一年を超えることその他当該買換資産を同号 に直接供する建物のその建設に要する期間が通 る同号に規定する財産に係る公益目的事業の用 る買換資産として取得した土地の上に建設をす 情は、同項の公益法人等が同項第一号に規定す 法第四十条第五項に規定する政令で定める事

める財産は、第七項の規定の適用を受けて行わる 法第四十条第五項第二号に規定する政令で定 する政令で定める方法は、特定管理方法とす れた贈与又は遺贈に係る財産とし、同号に規定

21

法第四十条第六項に規定する特定贈与等(次

25

法人等の主たる事務所の所在地の所轄税務署長 ことを証する書類を添付して、これを当該公益 でに、同項に規定する書類に、当該公益合併法 受けようとするときは、当該合併の日の前日まようとする場合において、同項の規定の適用を 財産等を同項に規定する公益合併法人に移転し 条第六項に規定する合併により同項に規定する 贈与等」という。)を受けた公益法人等が、同 人が同項の規定の適用を受けることを確認した 第二十五項及び第三十二項において「特定 国税庁長官に提出しなければなら 26

条第七項に規定する解散による残余財産の分配 特定贈与等を受けた公益法人等が、法第四十

> 長を経由して、国税庁長官に提出しなければな益法人等の主たる事務所の所在地の所轄税務署 場合において、同項の規定の適用を受けようと たことを証する書類を添付して、これを当該公 に規定する書類に、同項に規定する解散引継法 するときは、当該解散の日の前日までに、同項 に規定する公益信託の信託財産としようとする に規定する他の公益法人等に移転し、又は同項 又は引渡しにより同項に規定する財産等を同項 人等が同項の規定の適用を受けることを確認し

に規定する他の公益法人等に贈与し、又は同項 において「引継財産」という。)を同条第八項 項の規定により同項に規定する引継財産(次項 ればならない。 税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなけ を当該当初法人の主たる事務所の所在地の所轄 を確認したことを証する書類を添付して、これ る引継法人等が同項の規定の適用を受けること までに、同項に規定する書類に、同項に規定す 場合において、同項の規定の適用を受けようと するときは、同項に規定する贈与等の日の前日 に規定する公益信託の信託財産としようとする 法第四十条第八項に規定する当初法人が、同

24 法第四十条第八項に規定する政令で定める部 当該各号に定めるものとする。 分は、引継財産の次の各号に掲げる区分に応じ

法第四十条第八項に規定する財産等 当該

第四十条第八項に規定する公益目的取得財産 前号に掲げる引継財産以外の引継財産 法

残額を基礎として財務省令で定めるところに

る譲受法人に贈与をしようとする場合について 定により同項に規定する財産等を同項に規定す 又は同条第十項に規定する譲渡法人が同項の規 定する受贈公益法人等に贈与しようとする場合 の規定により同項に規定する財産等を同項に規 第四十条第九項に規定する特定一般法人が同項 第二十一項の規定は、特定贈与等を受けた法 より計算した金額に相当する額の資産 27

同項に規定する特定贈与等を受けた公益法人等 所等を設置する者に係る政令で定める要件は、 の次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に 定める要件とする。 法第四十条第十項に規定する幼稚園又は保育

この号及び次項において「幼稚園」という。) 法第四十条第十項に規定する幼稚園(以下

> 該認可の申請をしていること。 以下この号において同じ。)を受け、 る。次号において同じ。)に伴うものを除く。 同項に規定する譲受法人に移転する場合に限 定する認可をいい、当該設置する者の解散る。)の認可(学校教育法第四条第一項に規 設置者たることをやめようとするものに限置者の変更(当該設置する者が当該幼稚園の により法第四十条第十項に規定する財産等を を設置する者 当該幼稚園の廃止若しくは設 (当該解散による残余財産の分配又は引渡し

げる区分に応じそれぞれ次に定める要件 う。)を設置する者 当該保育所等の次に掲 下この号及び次項において「保育所等」とい 法第四十条第十項に規定する保育所等(以

所の廃止の承認(児童福祉法(昭和二十二 年法律第百六十四号)第三十五条第十二項 二条第三項に規定する保育所をいう。以下 保育等の総合的な提供の推進に関する法律 していること。 て同じ。) を受け、又は当該承認の申請を する者の解散に伴うものを除く。イにお に規定する承認をいい、当該保育所を設置 この号及び次項において同じ。) 当該保育 において「認定こども園法」という。)第 (平成十八年法律第七十七号。ロ及び次項 保育所(就学前の子どもに関する教育、

設置者たることをやめようとするものに限出(当該設置する者が当該保育機能施設の うものを除く。)を行つていること。 る。)をいい、当該設置する者の解散に伴 祉法第五十九条の二第二項の規定による届 能施設の設置者の変更を事由とする児童福 四項に規定する保育機能施設をいう。ロ及 機能施設の設置者変更の届出(当該保育機 び次項第三号ロにおいて同じ。) 当該保育 保育機能施設(認定こども園法第二条第 28

こども園、幼稚園又は保育所等を設置しようと する他の公益法人等の次の各号に掲げる者の区 する者に係る政令で定める要件は、同項に規定 分に応じ当該各号に定める要件とする。 法第四十条第十項に規定する幼保連携型認定 も園 を設置しようとする者 幼保連携型認定こど いて「幼保連携型認定こども園」という。) 定こども園(以下この項及び第三十四項にお 法第四十条第十項に規定する幼保連携型認 (財務省令で定めるものに限る。) の設

29

場合とする。

同条第一項後段の承認を取り消すことができる 掲げる事実が生じたことにより、国税庁長官が

1 連携型認定こども園(財務省令で定めるも 十五条第四項に規定する認可をいい、幼保 のに限る。)を設置することを目的として に限る。)の設置の認可(児童福祉法第三 保育所 保育所(財務省令で定めるもの

行われた贈与又は遺贈につき第十三項第二号に 場合は、同条第一項後段の規定の適用を受けて 法第四十条第十一項に規定する政令で定める 携型認定こども園(財務省令で定めるもの うとする者が新たに当該保育機能施設の設 する譲渡法人が設置していた保育機能施設 われたものに限る。)が行われていること。 に限る。)を設置することを目的として行 る届出(当該設置しようとする者が幼保連 童福祉法第五十九条の二第二項の規定によ 置者となるものに限る。)を事由とする児 につき、その設置者の変更(当該設置しよ

に移転しようとする場合において、 に規定する財産等を同項に規定する引継受託者 が、同項に規定する任務終了事由等により同項 の適用を受けようとするときは、 法第四十条第十一項に規定する当初受託者 同項の規定

ども園法第十七条第二項の申請をしているこ 規定する認可をいう。以下この号において同 置の認可(認定こども園法第十七条第一項に じ。)を受け、又は当該設置の認可の認定こ

の申請をしていること。 の号において同じ。)を受け、 る。) の認可 (学校教育法第四条第一項に規 新たに当該幼稚園の設置者となるものに限 は設置者の変更(当該設置しようとする者が 務省令で定めるものに限る。)の設置若しく ことを目的として受けるものに限る。以下こ 定する認可をいい、幼保連携型認定こども園 (財務省令で定めるものに限る。) を設置する 幼稚園を設置しようとする者 又は当該認 幼稚園 (財

三 保育所等を設置しようとする者 の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める 保育所等

受けるものに限る。イにおいて同じ。)を 受け、又は当該認可の申請をしているこ 保育機能施設 法第四十条第十項に規定

轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しな ある場合には、当該当初受託者の納税地)の所 たる事務所の所在地(当該当初受託者が個人で 添付して、これを当該当初受託者の本店又は主 用を受けることを確認したことを証する書類を する書類に、当該引継受託者が同項の規定の適 る認可又は届出の日の前日までに、同項に規定 ればならない。

提出しなければならない。 地)の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に 場合には、当該当初公益信託の受託者の納税 在地(当該当初公益信託の受託者が個人である 公益信託の受託者の本店又は主たる事務所の所 ことを証する書類を添付して、これを当該当初 者が同項の規定の適用を受けることを確認した 項に規定する書類に、同項に規定する帰属権利 の公益信託の信託財産としようとする場合にお の公益法人等に移転し、又は同項に規定する他 より同項に規定する財産等を同項に規定する他 の受託者が、同項に規定する公益信託の終了に 規定する政令で定める場合について準用する。 法第四十条第十三項に規定する公益合併法人 法第四十条第十二項に規定する当初公益信託 第二十八項の規定は、法第四十条第十二項に て、同項の規定の適用を受けようとするとき 当該公益信託の終了の日の前日までに、同 34

引継法人等が同項に規定する当初法人から同項 が同項に規定する譲渡法人から同項に規定する を受けた場合、同条第十項に規定する譲受法人 特定一般法人から同項に規定する財産等の贈与 項に規定する受贈公益法人等が同項に規定する 託の信託財産として受け入れた場合、同条第九 項に規定する引継財産を同項に規定する公益信 に規定する引継財産の贈与を受けた場合又は同 たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由し 前項の規定は、法第四十条第八項に規定する 国税庁長官に提出しなければならない。 37

書類を添付して、これを当該公益合併法人の主 り移転を受けたものであることを明らかにする 定贈与等を受けた公益法人等から当該合併によ に、同項に規定する書類に、当該資産が当該特 等に係る同項に規定する財産等であることを知 けようとするときは、当該資産が当該特定贈与 場合において、同条第十三項の規定の適用を受 六項に規定する合併により資産の移転を受けた

特定贈与等を受けた公益法人等から同条第

つた日の翌日から二月を経過した日の前日まで

当該引継受託者の納税地)」と、それぞれ読み 当該引継法人等の納税地)」と、当該引継受託 在地(当該引継法人等が個人である場合には、 在地(当該引継受託者が個人である場合には、 地」とあるのは、「本店又は主たる事務所の所 用するときは、同項中「主たる事務所の所在 者が当該当初受託者から当該任務終了事由等に 地」とあるのは、「本店又は主たる事務所の所 準用するときは、前項中「主たる事務所の所在 信託の信託財産として受け入れた場合について 等が当該当初法人から当該引継財産を当該公益 項に規定する財産等の移転を受けた場合につい 者から同項に規定する任務終了事由等により同 規定する引継受託者が同項に規定する当初受託 財産等の贈与を受けた場合及び同条第十一項に 替えるものとする。 より当該財産等の移転を受けた場合について準 て準用する。この場合において、当該引継法人

型認定こども園を設置し、運営する事業とす 項各号に規定する認可又は届出に係る幼保連携 は同条第十四項に規定する譲受法人の第二十七 める事業は、同条第十項に規定する譲受法人又 適用される同条第五項後段に規定する政令で定 法第四十条第十五項の規定により読み替えて

35 署長を経由して、国税庁長官に提出しなければ 内に、同項に規定する書類に、当該認定を受け 定一般法人の主たる事務所の所在地の所轄税務 たことを証する書類を添付して、これを当該特 は、同項に規定する認定を受けた日から一月以 法第四十条第十六項に規定する特定一般法人 39

36 る同法第五条に規定する公益認定の取消しの処る法律第二十九条第一項又は第二項の規定によ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関す 行われた贈与又は遺贈を受けた公益法人等が、 長を経由して、 書類及び定款の写しを添付して、これを当該公 載した書類に、当該処分を受けたことを証する 分を受けた場合には、当該処分を受けた日から 益法人等の主たる事務所の所在地の所轄税務署 び法人番号その他の財務省令で定める事項を記 一月以内に、当該公益法人等の名称、所在地及 法第四十条第一項後段の規定の適用を受けて 国税庁長官に提出しなければな

(当該公益法人等が同条第一項第二号に規定す 法第四十条第十八項に規定する公益法人等

> 38 条第四項第三号に規定する主宰受託者。以下こ る公益信託の受託者である場合において、当該 提出しなければならない。 地)の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に 個人である場合には、当該公益法人等の納税 又は主たる事務所の所在地(当該公益法人等が 書類を添付して、これを当該公益法人等の本店 資産が当該受贈資産であることを明らかにする 記載した書類に、同項に規定する確認を求める 贈資産の内容その他の財務省令で定める事項を よる確認を求める場合には、同項に規定する受 の項において同じ。) が同条第十八項の規定に 公益信託の受託者が二以上あるときは、

消しが行われた場合とする。 規定により読み替えられた所得税法第百二十八 する同条第三項に係る政令で定める場合は、第消しが行われた場合とし、同条第二十項に規定 れる所得税のその納付の期限後において当該取 規定により同項の贈与又は遺贈をした者に課さ 取消しに係る政令で定める場合は、第十二項の 条の規定による納付の期限)後において当該取 に解散をしたものである場合には、第十八項の 規定する承認が取り消された日の属する年以前 税のその納付の期限(当該公益法人等が同項に 十六項の規定により公益法人等に課される所得 法第四十条第二十項に規定する同条第二項の

その者の納付すべき所得税の額を控除した金額 認があつたものとした場合において計算される 納付すべき所得税の額から同条第一項後段の承 ところにより計算した所得税の額は、その者の

40 条第一項の規定又は法第四十一条の十八の二若 当該承認に係る贈与について所得税法第七十八 項の規定による取消しがあつた場合において、 項中「寄附金(学校の入学に関してするものを た場合を含む。)」と、所得税法第七十八条第一 認につき同条第二項の規定による取消しがあつ 産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)の承 別措置法第四十条第一項後段(国等に対して財 とができる。この場合において、同項中「支出 された日の属する年分において適用を受けるこ るときは、これらの規定は、当該承認が取り消 除く。)」とあるのは「寄附金(租税特別措置法 しくは第四十一条の十八の三の規定の適用があ した場合」とあるのは「支出した場合(租税特 法第四十条第一項後段の承認につき同条第二

その同 定する財産の贈与に係る山林所得の金額若しく 附をした者」とあるのは「その年において第四 又は雑所得の金額に相当する部分に限るものと 所得の特別控除額を控除しないで計算した金 第三十三条第三項(譲渡所得)に規定する譲渡 得)に規定する山林所得の特別控除額若しくは は譲渡所得の金額で第三十二条第三項(山林所 該取消しに係るものに限る。)のうち同項に 第四十条第一項の規定の適用を受けたもの 十条第一項後段の承認につき同条第二項の規定 と、法第四十一条の十八の二第一項中「その寄 学校の入学に関してするものを除く。)」

規

41

得の特別控除額若しくは同法第三十三条第三項で所得税法第三十二条第三項に規定する山林所

に係る山林所得の金額若しくは譲渡所得の金 のに限る。)のうち同項に規定する財産の贈与

規定の適用を受けたもの(当該取消しに係るも

による取消しがあつた場合には、同条第一項

に相当する金額とする。 法第四十条第二十項に規定する政令で定める

> 第二十五条の十七の二 法第四十条の二に規定す る政令で定める地方独立行政法人は、地方独立 (国等に対して重要文化財を譲渡した場合の 譲

めたときは、これを告示する。

ホに規定する業務、事業、方法及び所轄庁を定

関係大臣は、第七項第二号イ、ロ(2)及び

分を含むものとし、その寄附をした者」と、

「所得税法」とあるのは「同法」とする。

で計算した金額又は雑所得の金額に相当する部

に規定する譲渡所得の特別控除額を控除しない

のとする。 該当するものに係る地方独立行政法人法第二十 は同法第三十一条第二項に規定する指定施設に 館、美術館、植物園、動物園又は水族館のうち 行政法人法施行令第六条第三号に掲げる博物 博物館法第二条第二項に規定する公立博物館又 一条第六号に掲げる業務を主たる目的とするも

又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目 が解散した場合にその残余財産が地方公共団体 る。) であつて、その定款において、その法人 数が地方公共団体により保有されているものに 員総会における議決権の総数の二分の一以上 財保存活用支援団体は、公益社団法人(その 的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めが 地方公共団体により拠出をされているものに限 限る。)又は公益財団法人(その設立当初に いて拠出をされた金額の二分の一以上の金額が 法第四十条の二に規定する政令で定める文化 お 0)

あるもの(次項において「支援団体」という。)

四号に掲げる要件)を満たす場合とする。 造物以外のものである場合には、第一号及び第 下この項において「取得資産」という。)が建 規定する重要文化財として指定された資産(以 は、次に掲げる要件(その譲渡を受けた同条に 法第四十条の二に規定する政令で定める場合

契約のいずれかを締結すること。 対する違反を停止条件とする停止条件付売買 第三者への転売を禁止する条項を含む協定に の取得資産の売買の予約又はその取得資産の 当該支援団体と地方公共団体との間で、そ

三 その取得資産が、文化財保護法第百九十二 定をした同項の市町村の教育委員会が置かれ条の二第一項の規定により当該支援団体の指 の締結につき、その旨の仮登記を行うこと。 限る。) の用に供するために当該支援団体が れた取得資産の保存及び活用に関する事業 定する認定文化財保存活用地域計画に記載さ ている当該市町村の区域内に所在すること。 (地方公共団体の管理の下に行われるものに 前号の売買の予約又は停止条件付売買契約 文化財保護法第百八十三条の五第一項に規

(物納による譲渡所得等の非課税) 譲渡を受けるものであること。

第二十五条の十八 法第四十条の三に規定する政 金額に相当する部分とする。 める割合を、当該財産の価額に乗じて計算した て政令で定める額が当該財産の価額のうちに占 ち、同条に規定する納付を困難とする金額とし 令で定める部分は、同条に規定する財産のう

(債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の

第二十五条の十八の二 法第四十条の三の二第一 項に規定する内国法人の事業の用に供されてい 該各号に定める金額に相当する部分とする。 のうち、次の各号に掲げる権利の区分に応じ当 国法人の事業の用以外の用に供されているもの 又は権利で当該内国法人の事業の用及び当該内 る部分として政令で定める部分は、同項の資産 の他建物等の使用又は収益を目的とする権 属設備若しくは構築物(以下この号において土地の上に存する権利又は建物及びその附 「建物等」という。)の賃借権、使用貸借権そ に、当該土地又は建物等の面積又は床面積 当該土地又は建物等の価額に相当する金

> 二 工業所有権その他の資産の使用又は収益を 又は床面積の割合を乗じて計算した金額 のうちに占める当該内国法人の事業の用に供 されている権利が設定されている部分の面積

算出した当該内国法人の事業の用に供されて 目的とする権利(前号に掲げるものを除く。) いる割合を乗じて計算した金額 質に照らして合理的と認められる基準により き使用料の額の割合その他権利の種類及び性 額のうちに占める当該内国法人から収入すべ する金額に、法第四十条の三の二第一項の個 人が収入すべき当該工業所有権の使用料の総 当該工業所有権その他の資産の価額に相当 3 2

2 法人税法施行令第二十四条の二第一項第一号か ら第三号まで及び第四号又は第五号に掲げる要 定める要件は、同項の債務処理に関する計画が 件に該当することとする。 法第四十条の三の二第一項に規定する政令で

第八節の四 内部取引に係る課税の特

第二十五条の十八の三 法第四十条の三の三第二 項第一号イに規定する政令で定める特殊の関係 (非居住者の内部取引に係る課税の特例) 次に掲げる関係とする。

における当該関係 が次に掲げるものに該当する関係がある場合 一方の者と他方の者との間に当該他方の者

当該一方の者の親族

が事実上婚姻関係と同様の事情にある者 当該一方の者と婚姻の届出をしていない

つて生計を維持しているもの 方の者から受ける金銭その他の資産によ イからハまでに掲げる者以外の者で当該 当該一方の者の使用人又は雇主

るこれらの者の親族 口から二までに掲げる者と生計を一にす

4

するものを除く。) における当該関係(次号に掲げる関係に該当 おいて同じ。)が他の法人を支配している 定する関係のある者を含む。以下この号に 次に掲げる法人に該当する関係がある場合 一方の者と他方の者との間に当該他方の者 当該一方の者(当該一方の者と前号に規

行為により取得した者(以下この項及び次項第(非関連者からの購入に限る。)、製造その他のる棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、購入

る政令で定める通常の利益率は、内部取引に係

法第四十条の三の三第二項第一号ハに規定す

場合における当該他の法人 支配している場合における当該他の法人 定する特殊の関係のある法人が他の法人を 当該一方の者及び当該一方の者とイに規

という。)に係る当該販売者の売上総利益の額

た取引(以下この項において「比較対象取引」

る収入金額の合計額から当該比較対象取引に係 (当該比較対象取引に係る棚卸資産の販売によ 又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売し 三号において「販売者」という。)が当該同種

法人を支配している場合における当該他の 口に規定する特殊の関係のある法人が他の 当該一方の者及び当該一方の者とイ及び

法第六十六条の四第一項に規定する特殊の

ている場合について準用する。 第二号イからハまでに掲げる他の法人を支配し 法人税法施行令第四条第三項の規定は、前項

める場合に該当するときは、財務省令で定める 取引に係る棚卸資産の原価の額の合計額を控除販売による収入金額の合計額から当該比較対象 取引」という。)に係る当該再販売者の売上総 購入した者(以下この項並びに第五項第二号及 五項までにおいて「非関連者」という。)から一号イに規定する特殊の関係にない者(以下第 二条第一項第十六号に規定する棚卸資産をい 規定する内部取引(以下この条において「内部 る政令で定める通常の利益率は、同条第一項に ところにより計算した割合)とする。 えることができない場合であつて財務省令で定 な調整を加えた後の割合(その必要な調整を加 果たす機能その他において差異がある場合に 産を非関連者に対して販売した取引とが売手の 該内部取引に係る棚卸資産の買手が当該棚卸資 対する割合とする。ただし、比較対象取引と当 利益の額(当該比較対象取引に係る棚卸資産の 販売した取引(以下この項において「比較対象 該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して 似の棚卸資産を、法第四十条の三の三第二項第 う。以下この条において同じ。) と同種又は類 取引」という。) に係る棚卸資産 (所得税法第 は、その差異により生ずる割合の差につき必要 び第四号において「再販売者」という。)が当 法第四十条の三の三第二項第一号ロに規定す た金額をいう。)の当該収入金額の合計額に

令で定めるところにより計算した割合)とす 務省令で定める場合に該当するときは、財務省 な調整を加えることができない場合であつて財 ある場合には、その差異により生ずる割合の差 引とが売手の果たす機能その他において差異が 合とする。ただし、比較対象取引と当該内部取 をいう。)の当該原価の額の合計額に対する割 る棚卸資産の原価の額の合計額を控除した金 につき必要な調整を加えた後の割合(その必要

5 る政令で定める方法は、次に掲げる方法とす 法第四十条の三の三第二項第一号ニに規定す

場等に帰属するものとして計算した金額をも 法により当該非居住者の恒久的施設及び事業 取得及び販売(以下この号において「販売 う。) による購入、製造その他の行為による び第十四項第一号において「事業場等」とい とする方法 つて当該内部取引の対価の額とされるべき額 等」という。)に係る所得が、次に掲げる方 に規定する事業場等(以下この号、第八項及 の三第一項の非居住者の恒久的施設及び同 内部取引に係る棚卸資産の法第四十条の三

ところにより計算した割合))に応じて当 場合に該当するときは、財務省令で定める り生ずる割合の差につき必要な調整を加え おいて差異がある場合には、その差異によ る販売等とが当事者の果たす機能その他に 象取引と当該内部取引に係る棚卸資産の当 係る所得の配分に関する割合(当該比較対 類似の棚卸資産の非関連者による販売等 属するものとして計算する方法 該非居住者の恒久的施設及び事業場等に帰 ができない場合であつて財務省令で定める た後の割合(その必要な調整を加えること 該非居住者の恒久的施設及び事業場等によ (イにおいて「比較対象取引」という。) に 当該内部取引に係る棚卸資産と同種又は

固定資産(所得税法第二条第一項第十八号 び事業場等が支出した費用の額、使用した するに足りる当該非居住者の恒久的施設及 等に係る所得の発生に寄与した程度を推 住者の恒久的施設及び事業場等による販売 に規定する固定資産をいう。ハ(2)及び 第十四項第一号において同じ。) 当該内部取引に係る棚卸資産の当該非居 の価額そ

計算する方法 等に係る要因に応じて当該非居住者の恒久 の他当該非居住者の恒久的施設及び事業場

(1) 当該内部取引に係る棚卸資産の当該非合計した金額が当該非居住者の恒久的施に合計した金額が当該非居住者の恒久的施設及び事業場等に帰属するものとして計算する方法

種又は類似の棚卸資産の非関連者による販売等に係る所得が、当該棚卸資産と同 帰属するものとして計算した金額 該非居住者の恒久的施設及び事業場等に ころにより計算した割合))に基づき当 合の差につき必要な調整を加えた後の割とによる差異を除く。)により生ずる割 及び事業場等に独自の機能が存在するこ 販売等に関し当該非居住者の恒久的施設 者の果たす機能その他において差異があ 施設及び事業場等による販売等とが当事に係る棚卸資産の当該非居住者の恒久的 五号までに規定する必要な調整を加えな 販売等 ((1) において「比較対象取引 居住者の恒久的施設及び事業場等による に該当するときは、財務省令で定めると ない場合であつて財務省令で定める場合 合(その必要な調整を加えることができ る場合には、その差異(当該棚卸資産の 割合(当該比較対象取引と当該内部取引 という。)に係る前二項又は次号から第 いものとした場合のこれらの規定による

(2) 当該内部取引に係る棚卸資産の当該非居住者の恒久的施設及び事業場等による居住者の恒久的施設及び事業場等による。 居住者の恒久的施設及び事業場等が支出した費用の額、使用した固定資産の価額その他当該非居住者の恒久的施設及び事業場等が支出した費用の額、使用した固定資産の価額その他当該非居住者の恒久的施設及び事業場等が支出した費用の額、使用した固定資産の価額その他当該非居住者の恒久的施設及び事業場等が支出した費用の額、使用した固定資産の価額その他当該非居住者の恒久的施設及び事業場等に係る棚卸資産の買手が非関連者内部取引に係る棚卸資産の当該非して当該棚卸資産を販売した対価の額場等に帰属するものとして計算した金額、当該内部取引に係る棚卸資産の当該非して当該棚卸資産を販売した対価の額場等に帰属するものとして計算した金額、当該内部取引に係る棚卸資産の当該非して当該棚卸資産を販売した対価の額場等に対して当該棚卸資産の当該非した対価の額

異がある場合には、その差異により生ずる割 額とされるべき額とする方法 控除した金額をもつて当該内部取引の対価の 販売費及び一般管理費の額を加算した金額を 部取引に係る棚卸資産の販売のために要した した割合)) を乗じて計算した金額に当該内 ときは、財務省令で定めるところにより計算 合であつて財務省令で定める場合に該当する 合の差につき必要な調整を加えた後の割合 取引とが売手の果たす機能その他において差 が当該棚卸資産を非関連者に対して販売した う。) と当該内部取引に係る棚卸資産の買手 棚卸資産を非関連者に対して販売した取引 掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合 格」という。)から、当該再販売価格にイに (その必要な調整を加えることができない場 (以下この号において「比較対象取引」とい (再販売者が当該棚卸資産と同種又は類似の (以下この号及び第四号において「再販売価

による営業利益の額の合計額当該比較対象取引に係る棚卸資産の販売

内形文川こ系も拥卸資産の是手の構入、製による収入金額の合計額に係る棚卸資産の販売

が売手の果たす機能その他において差異があ この号において「取得原価の額」という。) 当該内部取引の対価の額とされるべき額とす 掲げる金額の合計額を加算した金額をもつて 合)) を乗じて計算した金額及びイ(2) に 財務省令で定めるところにより計算した割 て財務省令で定める場合に該当するときは、 要な調整を加えることができない場合であつ につき必要な調整を加えた後の割合(その必 る場合には、その差異により生ずる割合の差 「比較対象取引」という。)と当該内部取引と 対して販売した取引(以下この号において 資産と同種又は類似の棚卸資産を非関連者に 掲げる金額に対する割合(販売者が当該棚卸 造その他の行為による取得の原価の額(以下 内部取引に係る棚卸資産の売手の購入、製 イに掲げる金額に口に掲げる金額のハに

次に掲げる金額の合計額

(1) 当該取得原価の額

による営業利益の額の合計額 とめに要した販売費及び一般管理費の額 ために要した販売費及び一般管理費の額 とめに要した販売費及び一般管理費の額 (2) 当該内部取引に係る棚卸資産の販売の

又は類似の 四 内部取引に係る棚卸資産の再販売価格か对する割合 額を控除した金額価格にイに による収入金額の合計額から口に掲げる金「再販売価 ハ 当該比較対象取引に係る棚卸資産の販売

部取引の対価の額とされるべき額とする方法計算した金額を控除した金額をもつて当該内 調整を加えた後の割合(その必要な調整を加その差異により生ずる割合の差につき必要な 引に係る棚卸資産の買手が当該棚卸資産を非て「比較対象取引」という。) と当該内部取 めるところにより計算した割合))を乗じて 定める場合に該当するときは、財務省令で定 えることができない場合であつて財務省令で す機能その他において差異がある場合には、 関連者に対して販売した取引とが売手の果た 棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を非関連 掲げる金額と口に掲げる金額との合計額の口 めに要した販売費及び一般管理費の額にイに 者に対して販売した取引(以下この号におい ら、当該内部取引に係る棚卸資産の販売のた に掲げる金額に対する割合(再販売者が当該 による営業利益の額の合計額 内部取引に係る棚卸資産の再販売価格 当該比較対象取引に係る棚卸資産の販売 6

前各号に掲げる方法に準ずる方法

Ŧi. 手の果たす機能その他において差異がある場 該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対し 限る。)その他の行為により取得した者が当 の棚卸資産を、購入(非関連者からの購入に に対する割合(当該棚卸資産と同種又は類似 口に掲げる金額との合計額の口に掲げる金額 売費及び一般管理費の額にイに掲げる金額と 取引に係る棚卸資産の販売のために要した販 他の行為による取得の原価の額に、当該内部 を乗じて計算した金額を加算した金額をもつ 省令で定めるところにより計算した割合)) 務省令で定める場合に該当するときは、財務 調整を加えることができない場合であつて財 き必要な調整を加えた後の割合(その必要な 合には、その差異により生ずる割合の差につ 対象取引」という。) と当該内部取引とが売 て販売した取引(以下この号において「比較 て当該内部取引の対価の額とされるべき額と 内部取引に係る棚卸資産の売手の購入その のために要した販売費及び一般管理費の額 当該比較対象取引に係る棚卸資産の販売

による営業利益の額の合計額 当該比較対象取引に係る棚卸資産の販売

を非 引の対価の額とされるべき額とする方法 のために要した販売費及び一般管理費の額 を合理的と認められる割引率を用いて当該棚 を合理的と認められる割引率を用いて当該棚 を合理的と認められる割引率を用いて当該棚 を合理的と認められる割引率を用いて当該棚 を合理的と認められる割引率を用いて当該棚 を合理的と認められる割引率を用いて当該棚 を合理的と認められる割引率を所いて当該棚 を合理的と認められる割引率を形いて当該棚 を合理的と認められる割引率を形して当該棚 を合理的と認められる割引率を形して当該の影点といる方法

・ 去第四十条の三の三第四頁第二号に規定する といる場合は、同項の非居住者のその年の前年 の内部取引がない場合(当該非居住者がその年の前年 の内部取引がない場合(当該非居住者がその年 の内部取引がない場合(当該非居住者がその年 の内部取引がない場合(当該非居住者のその年の前年 とかる場合は、同項の非居住者のその年の前年

を 法第四十条の三の三第五項に規定する政令で として財務省令で定める資産 リバティブ取引に係る権利その他の金融資産 リバティブ取引に係る権利その他の金融資産 として財務省令で定める資産 として財務省令で定める資産 として財務省令でに対る権利をの他の金融資産 として財務省令でに対る権利をの他の金融会 (次号に掲げるものを除く。)

同条第一項に規定する独立企業間価格を当該無同条第一項に規定する独立企業間価格を当該無い付加価値を創出するために使用されるものに、無形資産を使用させる一切の行為を含他の者に無形資産を使用させる一切の行為を含他の者に無形資産を使用させる一切の行為を含他の者に無形資産を使用させる一切の行為を含め。)又はこれらに類似する取引に相当するものをいう。以下この項において同じ。)の譲渡若しくは貸付け(無形資産を使用させる一切の行為を含める無形資産(同条第四項第二号に規定する他の者に無形資産を使用させる一切の行為を含める無形資産は、非居住者の事業場等と恒久にある無形資産は、非居住者の事業場等と恒久に、法質型円線の重要に対している。

算した金額を下回らない場合

11

政令で定める要件は、

該無形資産内部取引の時に予測されるものに限業間価格を算定するための前提となる事項(当 ると認められるものとする。 る。) の内容が著しく不確実な要素を有してい 該無形資産に係る当該金額その他の当該独立企 測される金額を基礎として算定するもので、当 利益の額として当該無形資産内部取引の時に予 が予測される期間内の日の属する各年分の当該 他の行為による利益(これに準ずるものを含 形資産内部取引の時に当該無形資産の使用その 以下この項において同じ。)が生ずること 12

- 定める要件は、次に掲げる要件とする。 法第四十条の三の三第五項に規定する政令で
- 内部取引の時における客観的な事実に基づい法第四十条の三の三第五項の特定無形資産 て計算されたものであること。 通常用いられる方法により計算されたもの
- れる金額と異なることにより当該非居住者の各 価の額とした額が当該独立企業間価格とみなさ なる場合には第一号に掲げる場合とし、当該対 金額又は総収入金額に算入すべき金額が過少と 項において同じ。)の計算上収入金額とすべき 各種所得の金額をいう。以下この項及び第十二 金額(同法第二条第一項第二十二号に規定する 第一項の規定により準じて計算した各種所得の 各年分の所得税法第百六十四条第一項第一号イ 額と異なることにより同条第五項の非居住者の につき同項本文の規定を適用したならば同条第 対価の額とした額が当該特定無形資産内部取引 定める場合は、 に掲げる国内源泉所得につき同法第百六十五条 項に規定する独立企業間価格とみなされる金 法第四十条の三の三第五項に規定する政令で 同項の特定無形資産内部取引の
- 合には第二号に掲げる場合とする。 支出した金額に算入すべき金額が過大となる場 該対価の額とした額に百分の八十を乗じて計 該対価の額とした額に百分の百二十を乗じて 当該独立企業間価格とみなされる金額が当 当該独立企業間価格とみなされる金額が当 算した金額を超えない場合 えない場合

の金額の計算上必要経費に算入すべき金額又は 条第一項の規定により準じて計算した各種所得 年分の当該国内源泉所得につき同法第百六十五

法第四十条の三の三第六項第二号に規定する 次に掲げる要件とする

- 基づいて計算されたものであること。 形資産内部取引の時における客観的な事実に 法第四十条の三の三第六項第二号の特定無
- 通常用いられる方法により計算されたもの
- 資産内部取引の時に当該特定無形資産内部取引 計算した各種所得の金額の計算上必要経費に算 該国内源泉所得につき同項の規定により準じて と異なることにより当該非居住者の各年分の当 たものに限る。以下この項において同じ。)の 取引の時に予測された金額を基礎として算定し 分の当該利益の額として当該特定無形資産内部 ずることが予測された期間内の日の属する各年 の使用その他の行為による利益(これに準ずる 定無形資産をいう。以下この項において同じ。) (その対価の額とした額につき、当該特定無形 定める場合は、同項の特定無形資産内部取引 額が過大となる場合には第二号に掲げる場合と 入すべき金額又は支出した金額に算入すべき金 には第一号に掲げる場合とし、当該対価の額と 総収入金額に算入すべき金額が過少となる場合 所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は 十五条第一項の規定により準じて計算した各種 住者の各年分の所得税法第百六十四条第一項第 れる金額と異なることにより同条第七項の非居 同条第一項に規定する独立企業間価格とみなさ につき同条第五項本文の規定を適用したならば 対価の額とした額が当該特定無形資産内部取引 ものを含む。以下この項において同じ。)が生 に係る特定無形資産(同条第五項に規定する特 した額が当該独立企業間価格とみなされる金額 一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第百六 法第四十条の三の三第七項に規定する政令で 14
- 当該特定無形資産内部取引に係る特定無形資 期間をいう。以下この項において同じ。)に 額に百分の百二十を乗じて計算した金額を超 の行為により生ずることが予測された利益の 該判定期間に当該特定無形資産の使用その他 が当該特定無形資産内部取引の時において当 産の使用その他の行為により生じた利益の額 (法第四十条の三の三第七項に規定する判定 当該特定無形資産内部取引に係る判定期間
- 資産の使用その他の行為により生じた利益の に当該特定無形資産内部取引に係る特定無形 当該特定無形資産内部取引に係る判定期間

- の額に百分の八十を乗じて計算した金額を下 他の行為により生ずることが予測された利益 当該判定期間に当該特定無形資産の使用その 額が当該特定無形資産内部取引の時において
- う。)から当該棚卸資産の原価の額の合計額計額。以下この項において「総収入金額」とい 該事業が棚卸資産の販売に係る事業以外の事業の棚卸資産の販売による収入金額の合計額(当 る年の当該事業に係る売上総利益の額(その年 る。 原価の額」という。)を控除した金額をいう。) は費用の額の合計額。以下この項において「総 事業である場合には、これに準ずる原価の額又 である場合には、当該事業に係る収入金額の合 の総収入金額又は総原価の額に対する割合とす (当該事業が棚卸資産の販売に係る事業以外の するものの同号の内部取引が行われた日の属す 営む個人で事業規模その他の事業の内容が類似 売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令 で定める割合は、同号に規定する同種の事業を 法第四十条の三の三第九項第一号に規定する
- 法又は同項第二号に定める方法(当該政令で定 ずる方法に限る。) と同等の方法を用いること 限り、用いることができる。)とし、内部取引 方法に限る。)を用いることができない場合に 五号までに掲げる方法又は第七号に掲げる方法 方法に準ずる方法に限る。)は、第一号から第方法及び第七号に掲げる方法(第六号に掲げる として政令で定める方法は、内部取引が棚卸資 める方法と同等の方法に限る。) に類するもの 同条第二項第一号ニに規定する政令で定める方 方法(第二号から第五号までに掲げる方法に準 げる方法と同等の方法若しくは第七号に掲げる 号に掲げる方法又は第二号から第五号までに掲 及び第七号に掲げる方法(第六号に掲げる方法 掲げる方法(第六号に掲げる方法と同等の方法 合にあつては第一号に掲げる方法又は第八号に が棚卸資産の販売又は購入以外の取引である場 (第二号から第五号までに掲げる方法に準ずる から第七号までに掲げる方法(第六号に掲げる 産の販売又は購入である場合にあつては第一号 ができない場合に限り、 に準ずる方法に限る。)と同等の方法は、第 法第四十条の三の三第九項第二号に規定する 用いることができる。)
- 久的施設及び事業場等の財産及び損益の状況 法第四十条の三の三第九項の非居住者の恒

固定資産の価額と区分されていない場合に定資産の価額が他の事業に係る費用の額又は書類において当該事業に係る費用の額又は固 等に帰属するものとして計算した金額をもつ 応じて当該非居住者の恒久的施設及び事業場 生に寄与した程度を推測するに足りる要因に 者の恒久的施設及び事業場等が当該所得の 固定資産の価額とする。)その他当該非居住 が支出した当該内部取引に係る事業に係る費 が、当該非居住者の恒久的施設及び事業場等 係る所得とする。以下この号において同じ。) れていない場合には、当該事業を含む事業に 業に係る所得が他の事業に係る所得と区分さ 業に係る所得(当該計算書類において当該事 する方法 て当該内部取引の対価の額とされるべき額と は、当該事業を含む事業に係る費用の額又は を記載した計算書類による当該内部取引が行 れた日の属する年の当該内部取引に係る事 使用した固定資産の価額(当該計算

額の口に掲げる金額に対する割合を乗じて計 う。) から、当該再販売価格にイに掲げる金 号及び第四号において「再販売価格」とい 当該棚卸資産を販売した対価の額(以下この 該内部取引の対価の額とされるべき額とする 額を加算した金額を控除した金額をもつて当 販売のために要した販売費及び一般管理費の 算した金額に当該内部取引に係る棚卸資産 する特殊の関係にない者をいう。)に対して (法第四十条の三の三第二項第一号イに規定 内部取引に係る棚卸資産の買手が非関連者 0

業に係る棚卸資産の販売による営業利益の 取引が行われた日の属する年(ロにおいて の内容が類似するもの(以下この号にお の事業を営む個人で事業規模その他の事業 額の合計 て「比較対象事業」という。) の当該内部 「比較対象年」という。) の当該比較対象事 当該内部取引に係る事業と同種又は類似

掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金 造その他の行為による取得の原価の額(イ (1) において「取得原価の額」という。) に、イに掲げる金額に口に掲げる金額のハに 内部取引に係る棚卸資産の売手の購入、製 る棚卸資産の販売による収入金額の合計額 当該比較対象年の当該比較対象事業に係

されるべき額とする方法 額及びイ(2)に掲げる金額の合計額を加算 した金額をもつて当該内部取引の対価の額と

## 次に掲げる金額の合計額

当該取得原価の額

- ために要した販売費及び一般管理費の額 当該内部取引に係る棚卸資産の販売の
- 業に係る棚卸資産の販売による営業利益の 取引が行われた日の属する年(ハにおいて の内容が類似するもの(以下この号におい の事業を営む個人で事業規模その他の事業 て「比較対象事業」という。)の当該内部 「比較対象年」という。) の当該比較対象事 当該内部取引に係る事業と同種又は類似
- からロに掲げる金額を控除した金額 る棚卸資産の販売による収入金額の合計額 当該比較対象年の当該比較対象事業に係
- 対価の額とされるべき額とする方法 金額を控除した金額をもつて当該内部取引の 掲げる金額と口に掲げる金額との合計額の口 めに要した販売費及び一般管理費の額にイに ら、当該内部取引に係る棚卸資産の販売のた に掲げる金額に対する割合を乗じて計算した 内部取引に係る棚卸資産の再販売価格か
- 業に係る棚卸資産の販売による営業利益の 取引が行われた日の属する年(ロにおいて の内容が類似するもの(以下この号におい の事業を営む個人で事業規模その他の事業 額の合計額 「比較対象年」という。)の当該比較対象事 て「比較対象事業」という。) の当該内部 当該内部取引に係る事業と同種又は類似 16 15
- る棚卸資産の販売のために要した販売費及 び一般管理費の額 当該比較対象年の当該比較対象事業に係
- 取引に係る棚卸資産の販売のために要した販他の行為による取得の原価の額に、当該内部 れるべき額とする方法 た金額をもつて当該内部取引の対価の額とさ 売費及び一般管理費の額にイに掲げる金額と に対する割合を乗じて計算した金額を加算し 口に掲げる金額との合計額の口に掲げる金額 内部取引に係る棚卸資産の売手の購入その
- の事業を営む個人で事業規模その他の事業 当該内部取引に係る事業と同種又は類似

- 業に係る棚卸資産の販売による営業利益の 「比較対象年」という。) の当該比較対象事 取引が行われた日の属する年(ロにおいて の内容が類似するもの(以下この号におい 「比較対象事業」という。) の当該内部
- び一般管理費の額 る棚卸資産の販売のために要した販売費及 当該比較対象年の当該比較対象事業に係
- の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員時に国税庁の当該職員又は非居住者の納税地 購入の時に予測される金額を合理的と認めら る各年分の当該利益の額として当該販売又は が生ずることが予測される期間内の日の属す るものを含む。以下この号において同じ。) 棚卸資産の販売又は購入の時に当該棚卸資産 れるべき額とする方法 合計額をもつて当該内部取引の対価の額とさ 購入の時の現在価値として割り引いた金額の れる割引率を用いて当該棚卸資産の販売又は の使用その他の行為による利益(これに準ず が知り得る状態にあつた情報に基づき、当該 内部取引に係る棚卸資産の販売又は購入の
- 七 第二号から前号までに掲げる方法に準ずる
- 八 第二号から前号までに掲げる方法と同等の
- 令で定める要件は、次に掲げる要件とする。 帳簿書類を留め置く場合について準用する。 第四十条の三の三第十五項の規定により同項の 法第四十条の三の三第二十六項に規定する政 国税通則法施行令第三十条の三の規定は、 法

法第四十条の三の三第二十六項に規定する

- う。)の権限ある当局との間で当該租税条約 約者(次号において「条約相手国等」とい おいて同じ。)の我が国以外の締約国又は締 をいう。以下この号及び次条第二項第一号に 条第一項第八号の四ただし書に規定する条約 に基づく合意をしたこと。 格につき財務大臣が租税条約(所得税法第二 内部取引に係る同項に規定する独立企業間価 2
- 事業場等に係る租税を減額し、かつ、その減 き法第四十条の三の三第二十六項に規定する で財務大臣と当該条約相手国等の権限ある当 当する金額のうちその計算の基礎となる期間 額により還付をする金額に、還付加算金に相 前号の条約相手国等が、同号の合意に基づ

- 17 法第四十条の三の三第二十六項に規定する納 相当する金額を付さないこと。 局との間で合意をした期間に対応する部分に
- ぞれの取引が行われた時の現況によるものとす 特殊の関係が存在するかどうかの判定は、それ用する場合において、これらの規定に規定する 口若しくは第七項の規定又は第三項の規定を適 法第四十条の三の三第二項第一号イ若しくは
- (内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予
- 第二十五条の十八の四 法第四十条の三の四第 項に規定する所得税の額及び当該所得税の額に り計算した金額は、次に掲げる金額の合計額と 係る加算税の額として政令で定めるところによ 3
- した金額 法第四十条の三の四第一項に規定する申立
- に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定め 当する旨を通知した日とする。 る日は国税庁長官が当該各号に掲げる場合に該 ない場合その他の政令で定める場合は次の各号 法第四十条の三の四第一項に規定する合意が 得税の額を基礎として課することとされる加おいて同じ。)の額から、猶予対象以外の所九条に規定する加算税をいう。以下この号に 算税の額を控除した金額 することとされる加算税(国税通則法第六十

- 規定を適用した場合に納付すべき所得税の額か付すべき所得税に係る延滞税は、同条第一項の 付すべき所得税の額に相当する金額を控除した ら同項の規定の適用がなかつたとした場合に納
- 金額に係る延滞税とする。

- 予対象以外の所得税の額」という。)を控除 ものとされる所得税の額(次号において「猶 かつたものとして計算した場合に納付すべき 第一項に規定する所得税の額に係る部分がな ら、当該更正決定のうち法第四十条の三の四 より納付すべき所得税の額(次号において 十二項第一号に掲げる更正決定をいう。以下 この号及び第三項第二号において同じ。) に 「更正決定に係る所得税の額」という。)か てに係る更正決定(法第四十条の三の三第二
- 更正決定に係る所得税の額を基礎として課
- を継続した場合であつても同条第一項の合意 (以下この項において「相互協議」という。) 法第四十条の三の四第一項に規定する協議

- 当局に当該相互協議の終了の申入れをし、 者をいう。次号において同じ。)の権限ある 国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国 第五項各号に掲げる場合を除く。)において、 該権限ある当局の同意を得たとき。 等(租税条約の我が国以外の締約国又は締約 に至らないと国税庁長官が認める場合(同条 (次号及び第三号において「合意」という。) 当
- 庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の権限ある当局が認める場合において、国税 の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意を 至らないと当該相互協議に係る条約相手国等 したとき。 相互協議を継続した場合であつても合意に
- 三 法第四十条の三の四第一項に規定する所得 法第四十条の三の四第一項の規定による納税 ものでないとき。 当該合意の内容が当該所得税の額を変更する 税の額に関し合意が行われた場合において、
- を証する書類その他の財務省令で定めるものを の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項 規定する税務署長等に提出しなければならな 添付し、これを国税通則法第四十六条第一項に を記載した申請書に、同項の申立てをしたこと
- 及び納税 当該猶予を受けようとする非居住者の氏名
- 三 前号の金額のうち当該猶予を受けようとす 一 納付すべき更正決定に係る所得税の年分、 納期限及び金額

る金額

- 四 当該猶予を受けようとする金額が百万円を 超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合に 情があるときは、その事情) 項(担保を提供することができない特別の事 所在地)その他担保に関し参考となるべき事 るときは、保証人の氏名又は名称及び住所若 価額及び所在(その担保が保証人の保証であ 法第五十条各号に掲げる担保の種類、数量、 は、その申請時に提供しようとする国税通則 しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の
- 行令第二十三条第一項の規定の適用について の猶予を受けた所得税についての国税通則法施 法律第二十六号)第四十条の三の四第一項 「納税の猶予(租税特別措置法(昭和三十二年 は、同項中「納税の猶予又は」とあるのは、 法第四十条の三の四第一項の規定による納税

規定による納税の猶予を含む。)又は」とする。 部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予) る所得の課税の特例 第八節の五 居住者の外国関係会社に係

する政令で定めるところにより計算した金額第二十五条の十九 法第四十条の四第一項に規定 会社に係る請求権等勘案合算割合を乗じて計算 住者の当該特定外国関係会社又は対象外国関係 額に、当該各事業年度終了の時における当該居において「調整金額」という。)を控除した残 条の二十第四項第一号及び第二十五条の二十三 金額に係る次に掲げる金額の合計額(第二十五 て同じ。) から当該各事業年度の当該適用対象 定する適用対象金額をいう。以下この節におい用対象金額(法第四十条の四第二項第四号に規年度をいう。以下この節において同じ。)の適 年度(法第二条第二項第十九号に規定する事業 下この項及び第三項において同じ。)の各事業 第三号に規定する対象外国関係会社をいう。以 関係会社をいう。以下この項及び第三項におい係会社(同条第二項第二号に規定する特定外国 て同じ。)又は対象外国関係会社(同条第二項 は、同項各号に掲げる居住者に係る特定外国関 した金額とする。 2

在する国若しくは地域(以下この節においてる金額(その本店若しくは主たる事務所の所 含む。次号及び第二十五条の二十において げる金額とみなされる金額に相当する金額を の例によるものとした場合にこれらの号に掲 第四十一号に規定する附帯税(利子税を除 及びこれに附帯して課される法人税法第二条 百四十一条第二項各号に掲げる税を含む。) 方公共団体により課される法人税法施行令第しくは地域又はこれらの国若しくは地域の地 を課税標準として課される税(これらの国若 しくは地域の地方公共団体により法人の所得地国以外の国若しくは地域又はこれらの国若 びに同法第二十三条第一項第一号及び第二号 十において「法人所得税」という。)の額並する税に類する税(次号及び第二十五条の二 く。)に相当する税その他当該附帯税に相当 に掲げる金額(同法第二十四条第一項の規定 「本店所在地国」という。)若しくは本店所在 配当等の額」という。)を除く。) 各事業年度の剰余金の処分により支出され

(法人所得税の額及び配当等の額を除く。) 法人所得税の額及び配当等の額を除く。) の各事業年度の費用として支出された金額

> の適用対象金額に含まれた金額 算入されなかつたため又は同項の規定により 所得の金額に加算されたため当該各事業年度 の規定により所得の金額の計算上損金の額に うち第二十五条の二十第一項若しくは第二項

用語の意義は、当該各号に定めるところによ 前項及びこの項において、次の各号に掲げる

仓 ハに掲げる場合のいずれにも該当する場合に 区分に応じそれぞれ次に定める割合(イ及び 請求権等勘案合算割合 次に掲げる場合の それぞれイ及びハに定める割合の合計割

第二項第一号に規定する外国関係会社をい の請求権等勘案保有株式等の占める割合 のうちにその者の有する当該外国関係会社 の節において「発行済株式等」という。) 株式等を除く。)の総数又は総額(以下こ 発行済株式又は出資(自己が有する自己の 接に有している場合 当該外国関係会社の じ。) を直接又は他の外国法人を通じて間 又は出資をいう。以下この節において同 む。以下この節及び次節において同じ。) 律第二条第十四項に規定する投資口を含 条第二項及び第二十五条の十九の三第二十 法人をいう。以下この項、次項第一号、次 い、被支配外国法人(同号ロに掲げる外国 (株式 (投資信託及び投資法人に関する法 項において同じ。)に該当するものを除 居住者が外国関係会社(法第四十条の四 イ及びハにおいて同じ。) の株式等

国法人の有する当該外国関係会社の請求権 等勘案保有株式等の占める割合 会社の発行済株式等のうちに当該被支配外 じて間接に有している場合 当該外国関係 会社の株式等を直接又は他の外国法人を通 居住者に係る被支配外国法人が外国関係

外国関係会社が居住者に係る被支配外国法

法第四十条の四第二項第一号に規定する

人に該当する場合 百分の百

規定する請求権をいう。以下この節において 外国法人が請求権(法第四十条の四第一項に 同じ。)の内容が異なる株式等又は実質的に 有する外国法人の株式等の数又は金額(当該 び第五項において「居住者等」という。)が 居住者に係る被支配外国法人(以下この項及 請求権等勘案保有株式等 居住者又は当該

> 等勘案間接保有株式等を合計した数又は金額 合を乗じて計算した数又は金額)及び請求権 という。)の額がその総額のうちに占める割 金の分配(次号において「剰余金の配当等」 規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余 なる株式等に係る請求権に基づき受けること 等に、当該居住者等が当該請求権の内容が異 号及び第二十五条の二十三において「請求権 ができる法人税法第二十三条第一項第一号に ている場合には、当該外国法人の発行済株式 の内容が異なる株式等」という。)を発行し (以下この項、第二十五条の二十第四項第二

三 請求権等勘案間接保有株式等 外国法人の 株式等の数又は金額をいう。 のいずれにも該当する場合には、それぞれ次 じそれぞれ次に定める割合(次に掲げる場合 発行済株式等に、次に掲げる場合の区分に応 に定める割合の合計割合)を乗じて計算した

外国法人に係る持株割合(その株主等の有されている場合 当該居住者等の当該他の れぞれ次に定める割合)をいう。以下この 行法人の発行済株式等のうちに占める割合 第十四号に規定する株主等をいう。以下こ きそれぞれ計算した割合の合計割合) 場合には、二以上の当該他の外国法人につ した割合(当該他の外国法人が二以上ある 当該外国法人に係る持株割合を乗じて計算 号において同じ。) に当該他の外国法人の (次に掲げる場合に該当する場合には、そ する株式等の数又は金額が当該株式等の発 式等の全部又は一部が居住者等により保有 て「他の外国法人」という。) の発行済株 て同じ。)である他の外国法人(イにおい の号、第五項第一号及び次条第二項におい 当該外国法人の株主等(法人税法第二条

きる剰余金の配当等の額がその総額のう 等に係る請求権に基づき受けることがで 株主等が当該請求権の内容が異なる株式 げる場合に該当する場合を除く。) その 株式等を発行している場合((2)に掲 当該発行法人が請求権の内容が異なる

の間に実質支配関係(法第四十条の四第 当該発行法人と居住者又は内国法人と

請求権の内容が異なると認められる株式等 二項第五号に規定する実質支配関係をい 以下この節において同じ。)がある

3

合 当該居住者等の当該他の外国法人に係 株式等の保有を通じて連鎖関係にある場 外国法人」という。)が介在している場合 保有されているものに限る。ロにおいて 合の合計割合) 以上の連鎖関係につきそれぞれ計算した割 該連鎖関係が二以上ある場合には、当該二 る持株割合を順次乗じて計算した割合(当 及び出資関連外国法人の当該外国法人に係 外国法人に係る持株割合、出資関連外国法 る持株割合、当該他の外国法人の出資関連 であつて、当該居住者等、当該他の外国法 済株式等の全部又は一部が居住者等により 二以上の外国法人(ロにおいて「出資関連 人の他の出資関連外国法人に係る持株割合 他の外国法人」という。)との間に一又は 人、出資関連外国法人及び当該外国法人が 当該外国法人と他の外国法人(その発行

場合には、当該収入金額とみなされる金額に相 対象金額(以下この節において「課税対象金 社又は対象外国関係会社の同項に規定する課税 所得に係る収入金額とみなされる金額を超える 合計額(当該合計額が同項の規定により当該雑 要経費に算入すべき金額は、次に掲げる金額の 額」という。) に係る雑所得の金額の計算上必 入金額に算入されることとなる特定外国関係会 当する金額)とする。 法第四十条の四第一項の規定によりその総収

関係会社等に係る間接保有の株式等(第五項 う。)の株式等(当該居住者が当該特定外国 の号において「特定外国関係会社等」とい 支配外国法人に該当するものを除く。以下こ 会社の株式等に該当するものを除く。)を含 関係会社の株式等(当該居住者が有するもの 合における当該間接保有の株式等に係る外国 う。以下この号において同じ。) を有する場 に規定する計算した株式等の数又は金額をい 又は対象外国関係会社(当該居住者に係る被 ものの額のうち、 ために要した負債の利子でその年中に支払う む。以下この号において同じ。)を取得する に限るものとし、当該居住者に係る外国関係 居住者がその有する当該特定外国関係会社 その年においてその者が当

一 当该時定外国関系会仕又よ対象外国関系会期間に対応する部分の金額 該特定外国関係会社等の株式等を有していた

- 前項の見どにより 東京社会を での適用を受ける部分の金額に限る。) に係 定の適用を受ける部分の金額に限る。) に係 の額(法第四十条の五第一項又は第二項の規 の間号に規定する外国所得税の額でその配当等 の一第四項第二号に規定する剰余金の配当等 の一第四項第二号に規定する利余金の配当等 の一第四項第二号に規定する利余金の配当等 の一第四項第二号に規定する利余金の配当等 の一第四項第二号に規定する利金の配当等 の一第四項第二号に規定する列金の配当等 の一第四項第二号に対して、 の一第一号に対して、 の一第一号に対して、
- 法第四十条の四第一項第一号イに規定する間
   法第四十条の四第一項第一号イに規定する債の利子の額に含まれないものとする。
   債の利子の額に含まれないものとする。
   債の利子の額に含まれないものとする。
   債の利子の額に含まれないものとする。
- 又は金額とする。 として政令で定める外国関係会社(同社の株式等の数又は金額は、外国関係会社をいう。以下この項において同じ。)の発行済株式 う。以下この項において同じ。)の発行済株式 合号に定める割合(当該各号に掲げる場合のいる場合の合計割合)を乗じて計算した株式等の数 又は金額とする。
- た割合の合計割合) 上の当該他の外国法人につきそれぞれ計算し 該他の外国法人が二以上ある場合には、二以 社に係る持株割合を乗じて計算した割合(当 じ。) に当該他の外国法人の当該外国関係会 合には、零とする。以下この項において同 又は内国法人との間に実質支配関係がある場 に占める割合をいい、当該発行法人と居住者 当該株式等の発行法人の発行済株式等のうち 住者等の当該他の外国法人に係る持株割合 居住者等により保有されている場合 当該居 という。) の発行済株式等の全部又は一部が 法人(以下この号において「他の外国法人」 (その株主等の有する株式等の数又は金額が 当該外国関係会社の株主等である他の外国 7
- 「出資関連外国法人」という。)が介在していて「他の外国法人」という。)との間に一いて「他の外国法人」という。)との間に一保有されているものに限る。以下この号にお保有されているものに限る。以下この号におり 当該外国関係会社と他の外国法人(その発一当該外国関係会社と他の外国法人(その発

る場合であつて、当該居住者等、当該他の外る場合であつて、当該居住者等の当該他の外国法人に係る持株割合、当該居住者等の当該他の外国法人に係る持株割合、当該他の外国法人の出資関連外国法人に係る持株割合、当該他の外国法人に係る持株割合を順次乗じて計算した場合(当該連鎖関係が二以上ある場合には、当該二以上の連鎖関係につきそれぞれ計算した割合の合計割倒係につきそれぞれ計算した割合の合計割合。

- る。 るのは「議決権割合」と読み替えるものとす とあるのは「が議決権」と、「持株割合」とあ ものに限る。以下この項において同じ。)の総 める外国関係会社の議決権の数の計算について 式等」とあるのは「議決権」と、「が株式等」 権に係る法人と」と、同項第二号中「発行済株 の総数」と、「発行法人と」とあるのは「議決 の発行済株式等」とあるのは「議決権の数がそ 「株式等の数又は金額が当該株式等の発行法人 と、「持株割合」とあるのは「議決権割合」と、 株式等の全部」とあるのは「議決権の全部」 数に」と、「株式等の数又は金額と」とあるの 株式等に」とあるのは「議決権(第二項第二号 準用する。この場合において、前項中「発行済 口に規定する間接に有するものとして政令で定 は「議決権の数と」と、同項第一号中「発行済 に規定する剰余金の配当等に関する決議に係る 前項の規定は、法第四十条の四第一項第一号
- 号ハに規定する間接に有する外国関係会社の株 式等の請求権に基づき受けることができる剰余 割合」と、「数又は金額が当該株式等の発行法 の全部」と、「持株割合」とあるのは「請求権 済株式等の全部」とあるのは「株式等の請求権 余金の配当等の額と」と、同項第一号中「発行 と、「株式等の数又は金額と」とあるのは「剰 等(第二項第二号に規定する剰余金の配当等を 求権に基づき受けることができる剰余金の配当 中「発行済株式等に」とあるのは「株式等の請 金の配当等の額として政令で定めるものの計算 き受けることができる剰余金の配当等の額がそ 人の発行済株式等」とあるのは「請求権に基づ いう。以下この項において同じ。)の総額に」 について準用する。この場合において、第五項 第五項の規定は、法第四十条の四第一項第一 9

と読み替えるものとする。と読み替えるものとする。と読み替えるものとする。とあるのは「請求権割合」とあるのは「請求権の保有権」と、「保有を」とあるのは「請求権の保有権」と、「発行法人と」と、同項第二号を引き、「発行法人と」とあるのは「請求の総額」と、「発行法人と」とあるのは「請求の総額」と、「発行法人と」とあるのは「請求

- 一次に掲げる個人 マは法人とする。 お第四十条の四第一項第四号に規定する一のある者は、次に掲げる個人又は法人とする。 お第四十条の四第一項第四号に規定する一の
- イ 居住者の親族
- 上婚姻関係と同様の事情にある者居住者と婚姻の届出をしていないが事実
- / 居住者の使用人
- 計を維持しているもの者から受ける金銭その他の資産によつて生者から受ける金銭その他の資産によつて生
- るこれらの者の親族
  ロから二までに掲げる者と生計を一にす
- 施行令第七十二条各号に掲げる者いて同じ。)及び当該役員に係る法人税法号に規定する役員をいう。以下この節にお号に規定する役員をいう。以下この節にお内国法人の役員(法人税法第二条第十五

次に掲げる法人

- 、 一の居住者又は内国法人(当該居住者又は内国法人と前号に規定する特殊の関係のは内国法人と前号に規定する特殊の関係のは内国法人と前号に規定する特殊の関係のは内国法人と前号に規定する特殊の関係のはの国法人
- ハ 一の居住者等及び当該一の居住者等とイハ 一の居住者等及び当該一の居住者等とがに規定する特殊の関係のある法人が他の法法人 一 一の居住者等及び当該一の居住者等とイロ 一の居住者等及び当該一の居住者等とイ

及びロに規定する特殊の関係のある法人が

- 二以上の法人のうち当該一の居住者等以外人が一の居住者等である場合における当該の関係のある二以上の法人のいずれかの法の関係のある二以上の法人のいずれかの法他の法人
- ている場合について準用する。第二号イからハまでに掲げる他の法人を支配し、法人税法施行令第四条第三項の規定は、前項
- (外国関係会社の範囲)
- 一号イに規定する居住者又は内国法人と政令で第二十五条の十九の二 法第四十条の四第二項第

- 有 2 法第四十条の四第二項第一号イ(1)に規定求 のとする。で、前条第八項第一号イからへまでに掲げるも求 定める特殊の関係のある非居住者は、非居住者
- 法第四十条の四第二項第一号イ(1)の外法第四十条の四第二項第一号イ(1)の外法人」という。)の株主等である外国法人に該当するものを除く。)の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が居住者等株主等である外国法人のは金額がその発行済株主等である外国法人の付する場合 当該株主等である外国法人の付する場合 当該株主等である外国法人の付する場合 当該株主等である外国法人の有する当該判定対象外国法人の株主等である外国法人の有する当該判定対象外国法人の株主等である外国法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合)
- 法人に該当するものを除く。以下この号におにある一又は二以上の外国法人(被支配外国 該株主等である外国法人が二以上ある場合に るものを除く。) と居住者等株主等との間に がその発行済株式等のうちに占める割合 当該判定対象外国法人の株式等の数又は金額 限る。) 当該株主等である外国法人の有する のに限る。) によつて保有されている場合に 出資関連外国法人によつて保有されているも 又は金額の株式等が居住者等株主等又は他の 等を居住者等株主等又は出資関連外国法人 式等の百分の五十を超える数又は金額の株式 主等である外国法人がそれぞれその発行済株 これらの者と株式等の保有を通じて連鎖関係 である外国法人及び被支配外国法人に該当す (その発行済株式等の百分の五十を超える数 している場合(出資関連外国法人及び当該株 いて「出資関連外国法人」という。)が介在 (前号に掲げる場合に該当する同号の株主等 判定対象外国法人の株主等である外国法人 、当該二以上の株主等である外国法人につ (当
- イ(2)に規定する政令で定める割合の計算に3 前項の規定は、法第四十条の四第二項第一号きそれぞれ計算した割合の合計割合)

えるものとする。 とあるのは「議決権の数がその総数」と読み替 と、「株式等の数又は金額がその発行済株式等」 あるのは「議決権の総数の百分の五十」と、 の保有」と、「発行済株式等の百分の五十」と 第二号中「株式等の保有」とあるのは「議決権 とあるのは「議決権の数がその総数」と、同項 と、「株式等の数又は金額がその発行済株式等」 とあるのは「法第四十条の四第二項第一号イ」 式等」とあるのは「の議決権」と、「同号イ」 項において同じ。)の総数」と、「又は金額の株 当等に関する決議に係るものに限る。以下この 決権(前条第二項第二号に規定する剰余金の配 と、「)の発行済株式等」とあるのは「)の議 あるのは「第四十条の四第二項第一号イ(2)」 号中「第四十条の四第二項第一号イ(1)」と 「又は金額の株式等」とあるのは「の議決権」 ついて準用する。この場合において、前項第一

とあるのは「第四十条の四第二項第一号イ 第一号中「第四十条の四第二項第一号イ(1)」 号イ(3)に規定する政令で定める割合の計算 金の配当等の額がその総額」と読み替えるもの のは「請求権に基づき受けることができる剰余 配当等を受けることができる株式等の請求権。 等の総額の百分の五十を超える金額の剰余金の 額の株式等」とあるのは「支払う剰余金の配当 金の配当等の額がその総額」と、同項第二号中 のは「請求権に基づき受けることができる剰余 とあるのは「法第四十条の四第二項第一号イ」 ることができる株式等の請求権」と、「同号イ」 等」とあるのは「金額の剰余金の配当等を受け おいて同じ。)の総額」と、「数又は金額の株式 規定する剰余金の配当等をいう。以下この項に の支払う剰余金の配当等(前条第二項第二号に (3)」と、「) の発行済株式等」とあるのは「) について準用する。この場合において、第二項 「発行済株式等の百分の五十を超える数又は金 「保有を」とあるのは「請求権の保有を」と、 第二項の規定は、法第四十条の四第二項第一 「数又は金額がその発行済株式等」とある 「数又は金額がその発行済株式等」とある 2

5 令で定める外国法人は、第二十五条の二十二第法第四十条の四第二項第一号ハに規定する政 外国金融機関(同号イ(2)に掲げる外国法人 三十九条の十七第三項第一号イに規定する特定 項に規定する部分対象外国関係会社に係る第

る。)とする。 定外国金融機関(同号ロに掲げる外国法人に限 に限る。)及び同条第九項第二号に規定する特

(特定外国関係会社及び対象外国関係会社の範

第二十五条の十九の三 法第四十条の四第二項第 る。 二号イ(3)に規定する政令で定める要件に該 まで)継続している場合の当該外国法人とす その議決権のある株式等の数若しくは金額の占 当する外国法人は、外国法人(外国関係会社 る場合には、その設立の日から当該確定する日 する日以前六月以内に設立された外国法人であ 合には、同日の前日。以下この項において同 財務省令で定める剰余金の配当等の額である場 務が確定する日(当該剰余金の配当等の額が法 う。以下この条において同じ。) の額の支払義 条の四第一項に規定する剰余金の配当等をい 外国法人から受ける剰余金の配当等(法第四十 り、かつ、その状態が当該外国関係会社が当該 める割合のいずれかが百分の二十五以上であ 金額のうちに当該外国関係会社が保有している 式等のうちの議決権のある株式等の数若しくは 金額の占める割合又は当該外国法人の発行済株 係会社が保有しているその株式等の数若しくは 国を同じくするものに限る。以下この項におい 以下この条において同じ。)とその本店所在地 じ。)以前六月以上(当該外国法人が当該確定 人税法第二十四条第一項に規定する事由に係る て同じ。) の発行済株式等のうちに当該外国関 (同項第一号に規定する外国関係会社をいう。

株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社 子会社をいう。以下この項において同じ。)の は、外国子会社(同号イ(3)に規定する外国 する政令で定める要件に該当する外国関係会社 げる要件)に該当するものとする。 入金額が零である場合にあつては、第二号に掲 で、次に掲げる要件の全て(当該事業年度の収 法第四十条の四第二項第二号イ (3) に規定

法令において当該外国子会社の所得の金額の その受ける剰余金の配当等の額を除く。)そ 剰余金の配当等の額に該当する場合における 計算上損金の額に算入することとされている 又は一部が当該外国子会社の本店所在地国の 占める外国子会社から受ける剰余金の配当等 当該事業年度の収入金額の合計額のうちに 額(その受ける剰余金の配当等の額の全部

3 とする。

4 じ。) の株式等の保有を主たる事業とする外国 げる要件を除く。) の全てに該当するものその 関係会社で次に掲げる要件(当該事業年度の収 子会社をいう。第六号及び第七号において同 する政令で定める要件に該当する外国関係会社 他財務省令で定めるものとする。 入金額が零である場合にあつては、第六号に掲 は、特定子会社(同号イ(4)に規定する特定 法第四十条の四第二項第二号イ (4) に規定

会社によって行われていること。 その事業の管理、支配及び運営が管理支配

二 管理支配会社の行う事業(当該管理支配会 の遂行上欠くことのできない機能を果たして 社の本店所在地国において行うものに限る。)

三 その事業を的確に遂行するために通常必要 と認められる業務の全てが、その本店所在地 国において、管理支配会社の役員又は使用人 によつて行われていること。

在地国と同じくすること。 その本店所在地国を管理支配会社の本店所

Ŧi.

ぞれ次に定める要件に該当すること。 イ ロに掲げる外国関係会社以外の外国関係 次に掲げる外国関係会社の区分に応じそれ の外国関係会社の所得(その外国関係会社 会社 その本店所在地国の法令においてそ

の属する企業集団の所得を含む。)に対し

合が百分の九十五を超えていること。 の他財務省令で定める収入金額の合計額の割

の合計額の割合が百分の九十五を超えている 式等その他財務省令で定める資産の帳簿価額 産の帳簿価額のうちに占める外国子会社の株 次節において同じ。) に計上されている総資 (これに準ずるものを含む。以下この節及び 当該事業年度終了の時における貸借対照表

外国関係会社(同条第二項第六号に規定する部 項及び第五項において同じ。)とその本店所在号イ(4)に規定する管理支配会社をいう。次者に係る他の外国関係会社(管理支配会社(同 外国関係会社で政令で定めるものは、当該居住する同条第一項各号に掲げる居住者に係る他の (1)(ii)において同じ。)に該当するもの 地国を同じくするものに限る。)で、部分対象 分対象外国関係会社をいう。第五項第三号イ 法第四十条の四第二項第二号イ(4)に規定

会社の所得の金額の計算上損金の額に算入 の本店所在地国の法令において当該特定子 当等の額の全部又は一部が当該特定子会社 余金の配当等の額(その受ける剰余金の 当該事業年度の特定子会社から受ける剰 配当等の額を除く。

の九十五を超えていること。

占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分

当該事業年度の収入金額の合計額のうちに

されていること。

所得に対して外国法人税を課されるものと ものに限る。)の所得として取り扱われる 居住者に係る他の外国関係会社に該当する

る者(法第四十条の四第一項各号に掲げる 所在地国の法令において、当該株主等であ う。ロにおいて同じ。) である者の所得と 法第二条第十四号に規定する株主等をい 外国関係会社の所得がその株主等(法人税

して取り扱われる外国関係会社 その本店

を課されるものとされていること。

その本店所在地国の法令において、その

十五条の二十二の二第二項において同じ。)

に規定する外国法人税をいう。ロ及び第二 て外国法人税(法人税法第六十九条第一項

等の取得の日から一年以内に譲渡が行われ外の者への譲渡に限るものとし、当該株式う。以下第十一項までにおいて同じ。)以 びその譲渡を受けた株式等を当該外国関係ることが見込まれていた場合の当該譲渡及 項第二号ハ (1) に規定する関連者を 係会社に係る関連者(法第四十条の四第二 を除く。)に係る対価の額 移転することが見込まれる場合の当該譲渡 会社又は当該外国関係会社に係る関連者に 特定子会社の株式等の譲渡(当該外国関

ハ その他財務省令で定める収入金額

七 当該事業年度終了の時における貸借対照表 の九十五を超えていること。 定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分 占める特定子会社の株式等その他財務省令で に計上されている総資産の帳簿価額のうちに

する政令で定める要件に該当する外国関係会社 法第四十条の四第二項第二号イ(5)に規定 次に掲げる外国関係会社とする。

特定不動産(その本店所在地国にある不動 (不動産の上に存する権利を含む。以下こ

の項及び第二十六項第一号において同じ。)の項及び第二十六項第一号において同じ。)の保有を主う。以下この号において同じ。)の保有を主う。以下この号において同じ。)の保有を主たる事業とする外国関係会社に係る管理支配会社ので、その外国関係会社に係る管理支配会社ので、その外国関係会社に係る管理支配会社ので、その外国関係会社に係る管理支配会社ので、その外国関係会社に係る管理支配会社ので、その外国関係会社に係る管理支配会社のの項及び第二十六項第一号において同じ。)の項及び第二十六項第一号において同じ。)

- はい機能を果たしていること。 動産業に限る。)の遂行上欠くことのでき 動産業に限る。)の遂行上欠くことのでそ 会社の本店所在地国において行うもので不 会社の本店所在地国において行うもので不
- 当亥事業年度の又入仓頃の合計領のうら掲げる要件の全てに該当すること。前項第一号及び第三号から第五号までに
- 特定不動産の譲渡に係る対価の額
- 当該事業年度終了の時における貸借対照(3) その他財務省令で定める収入金額用させる行為を含む。)による対価の額(2) 特定不動産の貸付け(特定不動産を使

める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分ちに占める特定不動産その他財務省令で定

表に計上されている総資産の帳簿価額のう

- の九十五を超えていること。 一特定不動産(その本店所在地国にある不動 が自ら使用するものをいう。以下この号にお が自ら使用するものをいう。以下この号にお が自ら使用するものをいう。以下この号にお が自ら使用するものをいう。以下この号にお が自ら使用するものをいう。以下この号にお が自る要件を除く。)の全てに該当するもの 相げる要件を除く。)の全てに該当するもの の文子に該当すること。
- 百分の九十五を超えていること。に占める次に掲げる金額の合計額の割合が1 当該事業年度の収入金額の合計額のうち
- (1) 特定不動産の譲渡に係る対価の額
- (3) その他財務省令で定める収入金額 用させる行為を含む。)による対価の額(2) 特定不動産の貸付け(特定不動産を使
- 表に計上されている総資産の帳簿価額のう当該事業年度終了の時における貸借対照

業務の全てに従事している場合の当該

- イ そのまたる事業が次のいずれかに該当する、そのででである外国関係会社の他財務省令で定める外国関係会社の他財務省令で定める外国関係会社その機関のでは、りに掲げる要件の関係会報の収入金額のでは、りに掲げる要件(当該事業年度の収入金額
- 式等の保有 、特定子会社(当該外国関係会社とその大に掲げる要件の全てに該当するものを 次に掲げる要件の全てに該当するものを から。以下この号において同じ。)の株 いう。以下この号において同じ。)の株 特定子会社(当該外国関係会社とその
- (1) 当該外国関係会社の当該事業年度開始の時又は終了の時において、その発行済株式等のうちに当該外国関係会社が有するその議決権のある株式等の数若しくは金額のうちに当該外国関係会社が有は金額のうちに当該外国関係会社が有するその議決権のある株式等の数若しくは金額の占める割合のいずれかが百くは金額の占める割合のいずれかが百くは金額の占める割合のいずれかが百くな金額の占める割合のいずれかが百くな金額の占める割合のいずれかが百くな金額の占める割合のいずれかが百くない。
- に係る第二十五項に規定する水域を含その本店所在地国(当該本店所在地国 地国において、その役員又は使用人が 遂行するために通常必要と認められる 同で資源開発等プロジェクトを的確に 使用人がその本店所在地国において共 を同じくする他の外国法人の役員又は の役員又は使用人とその本店所在地国 部分対象外国関係会社に該当するもの 居住者に係る他の外国関係会社のうち 全てに従事しているものをいい、当該 るために通常必要と認められる業務の の号において同じ。) を的確に遂行す 源開発等プロジェクトをいう。以下こ 第三号イ(1)(ii)に規定する資 会社に該当するもので、その本店所在 国関係会社のうち、部分対象外国関係 ェクト(第三十九条の十四の三第九項 む。)において行う資源開発等プロジ 項各号に掲げる居住者に係る他の外 管理支配会社等(法第四十条の四第

- していること。 遂行上欠くことのできない機能を果たの行う当該資源開発等プロジェクトのの行う当該資源開発等プロジェクトののがあれて同じ。)
- して行う当該資金の提供のための資金の調達及び特定子会社に対のための資金の調達及び特定子会社に対すいらの資源開発等プロジェクトの遂行という。当該外国関係会社に係る関連者以外の
- じ。)の保有
  に。)の保有
  に。)の保有
  に。)の保有
  に。)の保有
  に。)の保有
  に。)の保有
  に。)の保有
  に。)の保有
- 管里支記AIT土等の丁う資原用発等プコン配会社等によつて行われていること。 その事業の管理、支配及び運営が管理支
- 果たしていること。
  管理支配会社等の行う資源開発等プロジ

6

- は、その本店が午也国を管里友記合土等の本は使用人によつて行われていること。在地国において、管理支配会社等の役員又要と認められる業務の全てが、その本店所要と認められる業務の全てが、その本店所出、その事業を的確に遂行するために通常必
- い。

  が項第五号に掲げる要件に該当するこれがの本店所在地国と同じくすること。

  がの本店所在地国と同じくすること。
- 百分の九十五を超えていること。百分の九十五を超えていること。当該事業年度の収入金額の合計額の割合が
- (上 特定子会社から受ける剰余金の配当等の額を除く。) 特定子会社から受ける剰余金の配当等の額の配当等の額にととされている剰余金の配当等の額に言うさる場合におけるその受ける剰余金の配当等の額を除く。)
- は当該外国関係会社に係る関連者に移転渡を受けた株式等を当該外国関係会社又込まれていた場合の当該譲渡及びその譲いら一年以内に譲渡が行われることが見いら一年以内に譲渡が行われることが見以係会社に係る関連者以外の者への譲渡関係会社に係る関連者以外の者への譲渡

- 除く。)に係る対価の額することが見込まれる場合の当該譲渡を
- 係る利子の額 等において同じ。) にないものに限る。チにおいて同じ。) に等プロジェクトの遂行上欠くことのできい 特定子会社に対する貸付金(資源開発)
- 特定不動産の譲渡に係る対価の額
- (6) その他財務省令で定める収入金額 用させる行為を含む。)による対価の額 (5) 特定不動産の貸付け (特定不動産を使
- たい 一当該事業年度終了の時における貸借対照 で定める資産の帳簿価額の合計額の割 で定める資産の帳簿価額の合計額の割 で定める資産の帳簿価額の合計額の割 で定める資産の帳簿価額の合計額の割 で定める資産の帳簿価額の合計額の割 で定める資産の帳簿価額のう をに計上されている総資産の帳簿価額のう をに計しる資産の帳簿価額のう
- 総資産の帳簿価額とする。
  総資産の帳簿価額とする。
  法第四十条の四第二項第二号口に規定する総資産の帳簿価額とする。
- 法第四十条の四第二項第二号口に規定する政令で定める資産の額の合計額として政令で定める資産の額の合計額として政令で定める資産の額の合計額として政令で定める資産の額の合計額として政令で定める金額は、外国関係会社の当該事業年度終了の二十二の三において同じ。)、貸付金、法人税法第二条第二十二号に規定する固定資産(第二十五条の二十二の三において「固定資産」といい、無形資産等(法第四十条の四第六項第九号に規定する無形資産等をいう。以下この項及び第二十五条の二十二の三において「固定資産」といい、無形資産等(法第四十条の四第六項第九号のとし、貸付けの用に供しているものに限定する無形資産等の帳簿価額の合計額とする。)及び無形資産等の帳簿価額の合計額とする。)及び無形資産等の帳簿価額の合計額とする。
- 第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外項第四号及び第五号中「法第四十条の四第二項関係会社」とあるのを「外国関係会社」と、同三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国三号までの規定中「法第四十条の四第二項第第三号までの規定中「法第四十条の四第二項第第二号ハ(1)に規定と 法第四十条の四第二項第二号ハ(1)に規定

国関係会社に係る同条第一項各号」とあるのを「外国関係会社に係る局条第一項各号」と、同項第二号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社」と、同号ロ中「法第四十条の四第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社」と、同号ロ中「法第四十条の四第二項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係会社に係る同条第一項各号」と読み替えた場合における同条ので「外国関係会社に係る同条第一項各号」と読み替えた場合における同条の四第一項各号」と読み替えた場合における同条第一項各号」とあるのを「外国関係会社に係る法第四十条の四第一項各号」と読み替えた場合における同条第一項各号」とあるのを「外国関係会社に係る同条第一項各号」とあるのを「外国関係会社に係る法第四十条の四第一項各号」と読み替えた場合における者とする。

3 法第四十条の四第二項第二号ハ(1)に規定 する政令で定める収入保険料は、外国関係会社 に係る関連者以外の者が有する資産又は関連 合には、関連者以外の者が有する資産又は関連 合には、関連者以外の者が有する資産又は関連 合には、関連者以外の者が有する資産又は関連 者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的と する政令で定めるところにより計算した割合 は、外国関係会社の各事業年度の同号ハ(1) に規定する非関連者等収入保険料は、外国関係会社 は、外国関係会社の各事業年度の同号ハ(1) に規定する非関連者等収入保険料の合計額で除して計 該各事業年度の収入保険料の合計額で除して計 該各事業年度の収入保険料の合計額で除して計 該各事業年度の収入保険料の合計額で除して計 該各事業年度の収入保険料の合計額で除して計 は、外国関係会社の各事業により計算した割合とする。

は第四十条の四第二項第二号にはいて通どでは第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする政令で定める金額は、第一号に掲げる金額する。

保険料の合計額 国関係会社に係る関連者以外の者に支払う再外国関係会社が各事業年度において当該外

の合計額に対する割合(2)に規定する関連者等収入保険料(法第四十条の四第二項第二号ハ保険料(法第四十条の四第二項第二号ハ保険料(法第四十条の四第二項第二号ハ

除して計算した割合とする。 は第四十条の四第二項第二号ハ(2)は、外国関係会社の各事業年度の同号ハ(2)は、外国関係会社の各事業年度の同号ハ(2)は、外国関係会社の各事業年度の同号ハ(2)に規定

する政令で定める業務は、外国関係会社が被統 13 法第四十条の四第二項第三号イ(1)に規定 16

「統括業務」という。)とする。
「統括業務」という。)とする。

会社」という。) る場合における当該法人(次号において「孫二 判定株主等及び子会社が法人を支配してい

各号に掲げる法人を支配している場合について法人税法施行令第四条第三項の規定は、前項を支配している場合における当該法人三 判定株主等並びに子会社及び孫会社が法人

する政令で定める外国関係会社は、一の居住者、法第四十条の四第二項第三号イ(1)に規定

当該統括会社の当該事業年度における当該統括 の五十を超える場合における当該統括会社に限 価の額の合計額に対する割合のいずれかが百分 係る被統括会社に対して行う統括業務に係る対 括会社の当該事業年度における当該統括会社に 行う統括業務に係る対価の額の合計額の当該統 会社に係る外国法人である被統括会社に対して されている帳簿価額の合計額に対する割合又は る被統括会社の株式等の当該貸借対照表に計上 年度終了の時において有する当該統括会社に係 る帳簿価額の合計額の当該統括会社の当該事業 度終了の時における貸借対照表に計上されてい 終了の時において有する当該統括会社に係る外 る場合で、かつ、当該統括会社の当該事業年度 額の合計額の百分の五十に相当する金額を超え 式等の当該貸借対照表に計上されている帳簿価 等の当該事業年度終了の時における貸借対照表 要件を満たすもの(以下この項、第二十四項及 接に保有されている外国関係会社で次に掲げる 国法人である被統括会社の株式等の当該事業年 会社の当該事業年度終了の時において有する株 に計上されている帳簿価額の合計額が当該統括 のうち、株式等の保有を主たる事業とするもの び第二十七項において「統括会社」という。) る。)とする。 て有する当該統括会社に係る被統括会社の株式 (当該統括会社の当該事業年度終了の時におい

ること。 場合に限る。)に対して統括業務を行つてい場合に限る。)に対して統括業務を行つてい場合に限る。)に対して統括会社を含む当該外国関係会社に係る複数の被統括会社

二 その本店所在地国に統括業務に係る事務所、店舗、工場その他の固定施設及び当該統括業務を行うに必要と認められる当該統括業務に従事する者に限るものとし、当該外国関係会社の役る者に限るものとし、当該外国関係会社の役工条各号に掲げる者を除く。)を有している二条各号に掲げる者を除く。)を有していること。

合により行うものとする。のうちに占める割合をいう。)とを合計した割数又は金額が当該他の外国法人の発行済株式等数では金額が当該他の外国法人の発行済株式等のを通じて間接に有する他の外国法人の株式等の有株式等保有割合(当該一の居住者の外国法人

によつてその発行済株式等の全部を直接又は間

は、第二十五条の十九第五項の規定は、前項に規定する間接に有する他の外国法人の株式等の数に「一の居住者」と、「居住者等」とあるのは「外国法人」と、「居住者」と、「居住者等」とあるのは「外国法人との間に実質支配関係会社」とあるのは「外国法人との間に実質支配関係会社」とあるのは「小国法人との間に実質支配関係会社」とあるのは「外国法人との間に実質支配関係会社」とあるのは「小国法人との間に実質支配関係会社」とあるのは「外国法人との間に実質支配関係会社」とあるのは「小国法人」と、「居住者等」とあるのは「小の居住法人」と、「居住者等」とあるのは「小の居住者」と読み替えるものとする。

19 法第四十条の四第二項第三号イ(3)に規定の 法第四十条の四第二項第三号イ(3)に規定

てに従事していること。行するために通常必要と認められる業務の全行するために通常必要と認められる業務の全所在地国において航空機の貸付けを的確に遂所を地国において航空機の貸入は使用人がその本店外国関係会社の役員又は使用人がその本店

一 外国関係会社の当該事業年度における航空 機の貸付けに係る業務の委託に係る対価の支 事する役員及び使用人に係る人件費の額の合 事する役員及び使用人に係る人件費の額の合 書では対する割合が百分の三十を超えていな 機の貸付けに係る業務の委託に係る対価の支 機の貸付けに係る業務の委託に係る対価の支

三 外国関係会社の当該事業年度における航空機の貸付けに係る業務に従事する役員及び使機の貸付けに係る人件費の額の合計額に相当するけによる収入金額から当該事業年度におけるけによる収入金額から当該事業年度における前空機の貸付の用に供する航空機に係る償却費の額の合計額を控除した残額(当該残額がない場合には、当該人件費の額の合計額の当該外国関係会社の当該事業年度における航空機の貸付けの用に供する航空機に係る業務に従事する役員及び使機の貸付けに係る業務に従事する役員及び使機の貸付けに係る業務に従事するといる。

一号イに規定する特定外国金融機関及び同条第外国関係会社に係る第三十九条の十七第三項第令で定める経営管理は、同号イ(2)に掲げる2 法第四十条の四第二項第三号ロに規定する政

九項第二号に規定する特定外国金融機関の経営

する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 法第四十条の四第二項第三号ハ(1)に規定 ける他の通算法人 及び第三号において同じ。)である場合にお の二に規定する通算法人をいう。以下この号 法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法 人が通算法人(法人税法第二条第十二号の七 げる事業を主として行う外国関係会社に係る 法第四十条の四第二項第三号ハ (1) に掲

に該当する者を除く。) 十六条の六第一項各号並びに前号に掲げる者 社に係る法第四十条の四第一項各号及び第六 は金額の株式等を有する者(当該外国関係会 人の発行済株式等の百分の五十を超える数又 法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法 げる事業を主として行う外国関係会社に係る 法第四十条の四第二項第三号ハ (1) に掲 法第四十条の四第二項第三号ハ(1)に掲 22

各号に掲げる者に係る被支配外国法人(前I 同条第一項各号又は法第六十六条の六第一項 げる事業を主として行う外国関係会社に係る に前二号に掲げる者に該当する者を除く。) 五十を超える数又は金額の株式等を有する者 規定する通算親法人の発行済株式等の百分の 法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法 げる事業を主として行う外国関係会社に係る (当該外国関係会社に係る法第四十条の四第 人に係る法人税法第二条第十二号の六の七に 人が通算法人である場合における当該内国法 法第四十条の四第二項第三号ハ (1) に掲 項各号及び第六十六条の六第一項各号並び

保有の株式等(第二十五条の十九第五項又は支配外国法人が当該外国関係会社に係る間接 同条第一項各号若しくは法第六十六条の六第げる事業を主として行う外国関係会社に係る 号に掲げる者に該当する者を除く。) 号に規定する他の外国法人又は第二十五条の 第一号若しくは第三十九条の十四第三項第一 保有の株式等に係る第二十五条の十九第五項 株式等の数又は金額をいう。以下この号にお 第三十九条の十四第三項に規定する計算した いて同じ。)を有する場合における当該間接 十九第五項第二号若しくは第三十九条の十四 法第四十条の四第二項第三号ハ (1) に掲 項各号に掲げる者又はこれらの者に係る被

第三項第二号に規定する他の外国法人及び出

号に規定する政令で定める特殊の関係のある に前各号に掲げる者に該当する者を除く。) 項各号及び法第六十六条の六第一項各号並び を主として行う外国関係会社に係る同条第一 者(同条第二項第三号ハ(1)に掲げる事業 次に掲げる者と法第四十条の四第一項 掲げる事業を主として行う外国関係会社に 係る同条第一項各号又は法第六十六条の六 掲げる事業を主として行う外国関係会社 第一項各号に掲げる者 法第四十条の四第二項第三号ハ (1) に 法第四十条の四第二項第三号ハ (1) に

前各号に掲げる者

業年度において行う主たる事業が次の各号に掲 げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号 する政令で定める場合は、外国関係会社の各事 に定める場合とする。 法第四十条の四第二項第三号ハ (1) に規定

がある場合には、その手数料を受け取る基因の売買の代理又は媒介に関し受け取る手数料収入金額(当該各事業年度において棚卸資産 百分の五十を超える場合 う。以下この項及び次項において同じ。)以 法第四十条の四第一項各号及び第六十六条の 額のうちに関連者(当該外国関係会社に係る に係る仕入取扱金額の合計額の占める割合が 合計額のうちに関連者以外の者との間の取引 の号において「仕入取扱金額」という。)の 基因となつた売買の取引金額を含む。以下こ 数料がある場合には、その手数料を受け取る 資産の売買の代理又は媒介に関し受け取る手 産の取得価額(当該各事業年度において棚卸 又は当該各事業年度において取得した棚卸資 計額の占める割合が百分の五十を超える場合 外の者との間の取引に係る販売取扱金額の合 六第一項各号並びに前項各号に掲げる者をい において「販売取扱金額」という。)の合計 となつた売買の取引金額を含む。以下この号 第八項第二号において同じ。) の販売に係る う。以下この号及び第二十五条の二十二の三 税法第二条第二十号に規定する棚卸資産をい 卸売業 当該各事業年度の棚卸資産(法人 23

ら受けるものの合計額の占める割合が百分の 額のうちに当該受入利息で関連者以外の者か 当該各事業年度の受入利息の合計

> る割合が百分の五十を超える場合 以外の者に対して支払うものの合計額の占め 利息の合計額のうちに当該支払利息で関連者 五十を超える場合又は当該各事業年度の支払 信託業 当該各事業年度の信託報酬の合計

が百分の五十を超える場合 外の者から受けるものの合計額の占める割合 の合計額のうちに当該受入手数料で関連者以 数料(有価証券の売買による利益を含む。) 金融商品取引業 当該各事業年度の受入手

者から収入するもの(当該収入保険料が再保計額のうちに当該収入保険料で関連者以外の 害賠償責任を保険の目的とする保険に係る収者が有する資産又は関連者以外の者が負う損 入保険料に限る。)の合計額の占める割合が 険に係るものである場合には、関連者以外の 百分の五十を超える場合 保険業 当該各事業年度の収入保険料の合

ものとする。

社に係る外国法人である被統括会社を含まない

法第四十条の四第二項第三号ハ (2) に規定

び前項に規定する関連者には、当該外国関係会

おける前二項の規定の適用については、同号及

業を主たる事業とするものに限る。以下この項

において同じ。)が統括会社に該当する場合に

場合 収入金額で関連者以外の者から収入するもの貸付けによる収入金額の合計額のうちに当該 の合計額の占める割合が百分の五十を超える 船舶の運航及び貸付け又は航空機の運航及び 水運業又は航空運送業 当該各事業年度の

> 業年度において行う主たる事業(同号イ(1) する政令で定める場合は、外国関係会社の各事

に掲げる外国関係会社にあつては統括業務と

ものの合計額の占める割合が百分の五十を超当該収入金額で関連者以外の者から収入する機の貸付けによる収入金額の合計額のうちに とするものに限る。) 当該各事業年度の航空 える場合 物品賃貸業(航空機の貸付けを主たる事業

連者に移転又は提供をされることが当該対象務その他のものが当該外国関係会社に係る関 らかじめ定まつている場合における当該対象 取引を行つた時において契約その他によりあ 該非関連者に移転又は提供をされる資産、役 号において「対象取引」という。)により当 者」という。) との間で行う取引(以下この 連者以外の者(以下この項において「非関連 外国関係会社と当該外国関係会社に係る関

会社に係る非関連者との間で行う取引(以下 外国関係会社に係る関連者と当該外国関係

う。) により当該外国関係会社に移転又は提 引(以下この号において「対象取引」とい 係る非関連者と当該外国関係会社との間の取 り当該非関連者に移転又は提供をされる資 この号において「先行取引」という。)によ 産、役務その他のものが当該外国関係会社に

ら受けるものの合計額の占める割合が百分の額のうちに当該信託報酬で関連者以外の者か 五十を超える場合 外国関係会社(第二十二項第一号に掲げる事 おいて契約その他によりあらかじめ定まつて 供をされることが当該先行取引を行つた時に いる場合における当該対象取引

26

法第四十条の四第二項第三号ハ (2) に規定

他的経済水域又は大陸棚に相当する水域とす する本店所在地国に係る内水及び領海並びに排 する政令で定める水域は、同号ハ (2) に規定

業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定め

る場合とする。

この項において同じ。)が次の各号に掲げる事

ては第二十項に規定する経営管理とする。以下 し、同号イ(2)に掲げる外国関係会社にあつ

関係会社に係る関連者との間で行われた取引と みなして、前項各号の規定を適用する。 次に掲げる取引は、外国関係会社と当該外国 三 製造業 主として本店所在地国において製 一 物品賃貸業(航空機の貸付けを主たる事業 ている場合において使用に供される物品の貸付けを行つにおいて使用に供される物品の貸付けを行つ 行つている場合 付けの代理又は媒介及び当該不動産の管理を 場合を含む。) ている場合 せる行為を含む。)、当該不動産の売買又は貸 動産の売買又は貸付け(当該不動産を使用さ 不動産業 主として本店所在地国にある不

四 第二十二項各号及び前三号に掲げる事業以 ると認められる場合として財務省令で定める 品の製造を行つている場合(製造における重 外の事業 主として本店所在地国において行 要な業務を通じて製造に主体的に関与してい つている場合

27 年度終了の時の現況によるものとする。 かの判定については当該外国関係会社の各事業 会社の各事業年度終了の時の現況によるものと ては当該法人に対して統括業務を行う外国関係 が被統括会社に該当するかどうかの判定につい 限る。)の規定を適用する場合において、法人 (適用対象金額の計算) 法第四十条の四第二項(第三号に係る部分に 外国関係会社が統括会社に該当するかどう

第二十五条の二十 号に掲げる金額から当該欠損の金額と当該所得ある場合には、当該所得の金額に係る同項第二 額との合計額を控除した残額)とする。 の金額に係る同項第三号及び第五号に掲げる金 金額の合計額を控除した残額(当該所得の金額 得の金額に係る同項第三号及び第五号に掲げる 号及び第二号に掲げる金額の合計額から当該所 所得の金額に係る第三十九条の十五第一項第一 において同じ。)の各事業年度の決算に基づく 国関係会社に該当するものに限る。以下この条 外国関係会社又は同項第三号に規定する対象外 国関係会社をいい、 額は、外国関係会社(同項第一号に規定する外 に規定する政令で定める基準により計算した金 に係る同項第一号に掲げる金額が欠損の金額で 法第四十条の四第二項第四号 同項第二号に規定する特定 3

掲げる内国法人との間の取引につき法第六十六 関係会社に係る法第六十六条の六第一項各号に 所在地国の法令の規定」という。)により計算 五条の二十二の二第二項第三号において「本店 おいて同じ。)を除く。以下この項及び第二十 号及び第二十五条の二十二の二第二項第二号に る企業集団等所得課税規定をいう。第五項第二 得課税規定(第三十九条の十五第六項に規定す 法令が二以上ある場合には、そのうち主たる法 く。)に関する法令(当該法人所得税に関する 三号に掲げる税及び法人税法第八十二条第三十 法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第 国際最低課税額に対する法人税に相当する税、 五条の二に規定する対象会計年度をいう。) 当該外国関係会社の本店所在地国の法人所得税 各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、 した所得の金額(当該外国関係会社と当該外国 (外国における各対象会計年度(法人税法第十 人所得税に関する法令)の規定(企業集団等所 号に規定する自国内最低課税額に係る税を除 法第四十条の四第一項各号に掲げる居住者 前項の規定にかかわらず、外国関係会社の の

げる金額の合計額を加算した金額を控除した残 項第十四号から第十六号まで及び第十八号に掲 ら当該欠損の金額に当該計算した金額に係る同 法令の規定により計算した金額が欠損の金額と 金額の合計額を控除した残額(本店所在地国の 加算した金額から当該所得の金額に係る同項第 該所得の金額に係る第三十九条の十五第二項第 り計算した場合に算出される所得の金額)に当 れたものとして本店所在地国の法令の規定によ 該取引が同項に規定する独立企業間価格で行わ 条の四第一項の規定の適用がある場合には、 することができる。 定する政令で定める基準により計算した金額と 額)をもつて法第四十条の四第二項第四号に規 なる場合には、当該計算した金額に係る同項第 十四号から第十六号まで及び第十八号に掲げる 一号から第十三号までに掲げる金額の合計額か 一号から第十三号までに掲げる金額の合計額を 4

規定にかかわらず、これらの規定により計算し じ当該各号に定める金額に相当する金額をい 配当等の額(次の各号に掲げる場合の区分に応 係る外国関係会社の各事業年度につき控除対象 た金額から当該控除対象配当等の額を控除した 基準により計算した金額は、第一項又は前項の は、同条第二項第四号に規定する政令で定める う。以下この項において同じ。) がある場合に 残額とする。 法第四十条の四第一項各号に掲げる居住者に

額を超えない場合であつて、当該基準事業年 関係会社の当該配当等の額の支払に係る基準 度が課税対象金額の生ずる事業年度である場 うち当該外国関係会社の出資対応配当可能金 日の属する事業年度(以下この項において う。) から受ける配当等の額が当該他の外国 この項において「他の外国関係会社」とい て当該居住者に係る他の外国関係会社 「基準事業年度」という。)の配当可能金額の 当該外国関係会社が当該各事業年度にお 当該配当等の額 (以下

一 当該外国関係会社が当該各事業年度におい れぞれ最も新しい事業年度のものから順次当前の各事業年度の出資対応配当可能金額をそ 事業年度の出資対応配当可能金額を超える場 該配当等の額に充てるものとして当該配当等 合 ける配当等の額が当該配当等の額に係る基準 て当該居住者に係る他の外国関係会社から受 当該他の外国関係会社の基準事業年度以

> された配当等の額の合計額 場合において、課税対象金額の生ずる事業年 度の出資対応配当可能金額から充てるものと 額に応じそれぞれの事業年度ごとに区分した の額を当該各事業年度の出資対応配当可能金

用語の意義は、当該各号に定めるところによ 前項及びこの項において、次の各号に掲げる

るときのその該当する事業年度を含む。)

を

第五項各号に掲げる外国関係会社の区分に応 のその該当する事業年度(法第六十六条の六 各号に定める場合に該当する事実があるとき

じ当該各号に定める場合に該当する事実があ

各号に掲げる外国関係会社の区分に応じ当該

から当該適用対象金額に係る調整金額を控除 及びロに掲げる金額の合計額を加算した金額 の適用対象金額に当該適用対象金額に係るイ した残額をいう。 配当可能金額

する控除対象配当等の額

ちに当該内国法人に支払われない金額があ 適用がある場合において第一項又は第二項 引につき法第六十六条の四第一項の規定の の規定による減額をされる所得の金額のう 六第一項各号に掲げる内国法人との間の取 当該外国関係会社に係る法第六十六条の

容が異なる株式等に係る請求権に基づき受け 内容が異なる株式等を発行している場合に 額が当該外国関係会社の発行済株式等のうち 有する当該外国関係会社の株式等の数又は金 当可能金額に他の外国関係会社(以下この号 に占める割合)を乗じて計算した金額をい ることができる配当等の額がその総額のうち は、当該他の外国関係会社が当該請求権の内 において「他の外国関係会社」という。)の に占める割合(当該外国関係会社が請求権の 出資対応配当可能金額 外国関係会社の配

5 整を加えた金額は、外国関係会社の各事業年度 の金額及び基準所得金額に係る税額に関する調 金額の合計額を控除した残額とする。 て「基準所得金額」という。)から次に掲げる 同号に規定する基準所得金額(第七項におい 法第四十条の四第二項第四号に規定する欠損

係会社(法第六十六条の六第二項第二号に規 三年四月一日前に開始した事業年度、外国関 日前七年以内に開始した事業年度(昭和五十 定する対象外国関係会社を含む。)に該当し 定する特定外国関係会社及び同項第三号に規 なかつた事業年度及び法第四十条の四第五項 当該外国関係会社の当該各事業年度開始の

る。ただし、税務署長は、

確定申告書の提

なかつた場合又は当該損金算入に関する明細書

外国関係会社の各事業年度

前項の規定により控除される同項に規定

るときの当該金額 6

定を適用した場合において計算される欠損の金 係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額 について第一項若しくは第二項又は第三項の規 前項第一号に規定する欠損金額とは、外国 いて控除されたものを除く。)の合計額に相規定により当該各事業年度前の事業年度にお 当該法人所得税にあつては、同項第十五号に 法令に企業集団等所得課税規定がある場合の となる法人所得税の額(法人所得税に関する 税の額がある場合には当該還付を受けること 度において還付を受けることとなる法人所得 別計算納付法人所得税額とし、当該各事業年 第三十九条の十五第二項第八号に規定する個 規定がある場合の当該法人所得税にあつては いて控除されたものを除く。)の合計額に 除く。)において生じた欠損金額(この項 規定する個別計算還付法人所得税額)を控除 当する金額 て納付をすることとなる法人所得税の額 当該外国関係会社が当該各事業年度にお した金額とする。) 人所得税に関する法令に企業集団等所得課税 (法 0)

額をいう。 第一項の規定により外国関係会社の各事業年

の第四号に係る部分に限る。)、第六十七条の十十五条の九まで(法第六十五条の七第一項の表 規定並びに法第四十三条、第四十五条の二、第除く。)及び第四十二条から第五十二条までの るものとされる法人税法第三十三条(第五項 場合において、同号の規定によりその例に準ず 度の決算に基づく所得の金額に係る第三十九条 の基準所得金額の計算上、 がある場合に限り、当該金額を当該各事業年度 より当該各事業年度において損金の額に算入さ 五十二条の二、第五十七条の五、第五十七条の の十五第一項第一号に掲げる金額の計算をする れることとなる金額があるときは、確定申告書 六、第五十七条の八、第六十五条の七から第六 に、当該金額の損金算入に関する明細書の添付 一第二項及び第六十七条の十三第二項の規定に 損金の額に算入す É

本文の規定を適用することができる。 当該明細書の提出があつた場合に限り、この項 いてやむを得ない事情があると認めるときは、 おいて、その提出又は添付がなかつたことにつ の添付がない確定申告書の提出があつた場合に 2

事業年度の決算に基づく所得の金額の計算につ分以後の各年分において当該外国関係会社の各 受けなければならない 第一項の規定の適用を受けようとする場合に 業年度の決算に基づく所得の金額の計算につき 以後の各年分において当該外国関係会社の各事 受けた居住者がその適用を受けた年分の翌年分 く所得の金額の計算につき同項の規定の適用を はその外国関係会社の各事業年度の決算に基づ き第二項の規定の適用を受けようとする場合又 を受けた居住者がその適用を受けた年分の翌年 く所得の金額の計算につき第一項の規定の適用 その外国関係会社の各事業年度の決算に基づ あらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を

(実質支配関係の判定)

号に規定する政令で定める関係は、居住者又は 第二十五条の二十一 法第四十条の四第二項第五 国法人の行う事業から生ずる利益のおおむね全の他これに類する事実が存在する場合(当該外 部が剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配 関係を除く。)とする。 いずれかが百分の五十を超える関係がある場合 に同号イ(1)から(3)までに掲げる割合の定する特殊関係非居住者と当該外国法人との間 一号(イに係る部分に限る。)の規定を適用し関係(当該関係がないものとして同条第二項第 における当該居住者等と当該外国法人との間の り交付されることとなつている場合を除く。) む。) 以外の者に対して金銭その他の資産によ 等(当該居住者等と特殊の関係のある者を含 その他の経済的な利益の給付として当該居住者 いう。)と外国法人との間に次に掲げる事実そ 内国法人(以下この項において「居住者等」と における当該居住者等と当該外国法人との間の た場合に居住者及び内国法人並びに同号イに規

- 全部について分配を請求する権利を有してい居住者等が外国法人の残余財産のおおむね
- 約その他の取決めが存在すること(当該外国おおむね全部を決定することができる旨の契 法人につき前号に掲げる事実が存在する場合 居住者等が外国法人の財産の処分の方針の 4 3 は、

- 前項に規定する特殊の関係とは、 次に掲げる
- が次に掲げるものに該当する関係がある場合一方の者と他方の者との間に当該他方の者
- 当該一方の者の親族
- が事実上婚姻関係と同様の事情にある者 当該一方の者の使用人又は雇主 当該一方の者と婚姻の届出をしていない
- つて生計を維持しているもの イからハまでに掲げる者以外の者で当該 方の者から受ける金銭その他の資産によ
- るこれらの者の親族 口からニまでに掲げる者と生計を一にす
- が次に掲げる法人に該当する関係がある場合 一方の者と他方の者との間に当該他方の者 関係に該当するものを除く。) における当該関係(次号及び第四号に掲げる
- 場合における当該他の法人 おいて同じ。)が他の法人を支配している定する関係のある者を含む。以下この号に 当該一方の者(当該一方の者と前号に規
- が他の法人を支配している場合における当規定する特殊の関係をいう。)のある法人関係(この項(イに係る部分に限る。)に 該他の法人 当該一方の者及び当該一方の者と特殊の
- る。)に規定する特殊の関係をいう。)のあ 関係(この項(イ及びロに係る部分に限 る法人が他の法人を支配している場合にお ける当該他の法人 当該一方の者及び当該一方の者と特殊の
- 場合には、当該個人及びこれと法人税法第二四 二の法人が同一の者(当該者が個人である 三 二の法人のいずれか一方の法人が他方の法 当するものを除く。) 当該二の法人の関係(前号に掲げる関係に該 等を直接又は間接に保有される場合における のある個人)によつてそれぞれその発行済株 条第十号に規定する政令で定める特殊の関係 は金額の株式等を直接又は間接に有する関係 式等の百分の五十を超える数又は金額の株式 人の発行済株式等の百分の五十を超える数又
- 第二号イからハまでに掲げる他の法人を支配し ている場合について準用する。 法人税法施行令第四条第三項の規定は、前項 第三十九条の十二第二項及び第三項の規定

第二項

(第三号及び第四号に係る部分に限

- る。)の規定を適用する場合について準用する。 この場合において、同条第二項及び第三項中 を超える」と読み替えるものとする。 「百分の五十以上の」とあるのは、「百分の五十 (外国金融子会社等の範囲)
- 第二十五条の二十二 法第四十条の四第二項第七 部を直接又は間接に保有されているものに限 象外国関係会社をいう。次項において同じ。) 象外国関係会社(同項第六号に規定する部分対 政令で定める部分対象外国関係会社は、部分対 号に規定する外国金融機関に準ずるものとして の(一の居住者によつてその発行済株式等の全 のうち第三十九条の十七第三項各号に掲げるも る。)とする。
- 2 場合について準用する。 又は間接に保有されているかどうかを判定する は、 居住者によつてその発行済株式等の全部を直接 第三十九条の十七第六項及び第七項の規定 前項において部分対象外国関係会社が一の

号に規定する外国関係会社をいう。次項におい 算した割合は、外国関係会社(同条第二項第一 て同じ。) の各事業年度の所得に対して課され 第一号に規定する政令で定めるところにより計

2 定めるところによる。 前項に規定する割合の計算については、 次に

割合とする。

- 社の区分に応じそれぞれ同号イ又は口に定め る金額とする。 一第二項第一号イ又はロに掲げる外国関係会 前項の所得の金額は、第三十九条の十七の
- 年度の決算に基づく所得の金額につき、その ものとした場合に計算される外国法人税の ては、企業集団等所得課税規定の適用がない 課税規定がある場合の当該外国法人税にあつ くは地域において課される外国法人税の額 本店所在地国又は本店所在地国以外の国若し 額)とする。 (外国法人税に関する法令に企業集団等所得
- 三 前号の外国法人税の額は、その本店所在地 たものとみなしてその本店所在地国の外国法 国の法令の規定により外国関係会社が納付し 人税の額から控除されるものを含むものと 第三十九条の十七の二第二項第三号イ又

- Ŧi.
- 第二十五条の二十二の二 法第四十条の四第五項(外国関係会社に係る租税負担割合の計算) る租税の額を当該所得の金額で除して計算した
- 2
- 前項の租税の額は、外国関係会社の各事業

- ぞれ同号イ又は口に定めるものを含まないも はロに掲げる外国関係会社の区分に応じそ
- 同号イ又は口に定める割合とする。に掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞれ 額となる場合には、同項に規定する割合は、 外国法人税の額は、これらの税率をこれらの 第三十九条の十七の二第二項第五号イ又はロ 定した外国法人税の額とすることができる。 税率のうち最も高い税率であるものとして算 得の額に応じて高くなる場合には、第二号 その本店所在地国の外国法人税の税率が 前項の所得の金額がない場合又は欠損の金

## ,部分適用対象金額の計算等)

第二十五条の二十二の三 法第四十条の四第六項 残余財産の確定の日と特定日(同条第六項に規をいう。次項及び第三十項において同じ。)の会社等(同項に規定する清算外国金融子会社等 ずれか早い日とする。 に規定する政令で定める日は、清算外国金融子 定する該当しないこととなつた日をいう。次項 において同じ。)以後五年を経過する日との 11

- るものに限る。)の合計額とする。 又は特定日前に締結した契約に基づく取引に係 までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の 定清算事業年度をいう。第三十項において同 会社等の特定清算事業年度(同項に規定する特 規定する政令で定める金額は、清算外国金融子 じ。) に係る同条第六項第一号から第七号の二 (特定日の前日に有していた資産若しくは負債 法第四十条の四第六項各号列記以外の部分に 額
- 3 第二十五条の十九第二項第一号に規定する請求 当該居住者の当該部分対象外国関係会社に係る 同じ。) に、当該各事業年度終了の時における 対象金額をいう。第二十五条の二十三において する部分対象外国関係会社をいい、同項第七号 規定する政令で定めるところにより計算した金 権等勘案合算割合を乗じて計算した金額とす 額(法第四十条の四第六項に規定する部分適用 おいて同じ。)の各事業年度の部分適用対象金 除く。以下この条(第八項第四号を除く。)に に規定する外国金融子会社等に該当するものを 分対象外国関係会社(同条第二項第六号に規定 額は、同条第一項各号に掲げる居住者に係る部 法第四十条の四第六項各号列記以外の部分に
- 4 で定める要件は、 法第四十条の四第六項第一号に規定する政令 他の法人の発行済株式等のう

る日まで)継続していることとする。 である場合には、その設立の日から当該確定す 当該確定する日以前六月以内に設立された法人 おいて同じ。) 以前六月以上 (当該他の法人が 額である場合には、同日の前日。以下この項に 事由に係る財務省令で定める剰余金の配当等の 等の額が法人税法第二十四条第一項に規定する 額の支払義務が確定する日(当該剰余金の配当 いう。以下この項及び次項において同じ。)の 金の配当等(同号に規定する剰余金の配当等を 象外国関係会社が当該他の法人から受ける剰余 十五以上であり、かつ、その状態が当該部分対 外国関係会社が保有している当該株式等の数若 株式等の数若しくは金額のうちに当該部分対象 他の法人の発行済株式等のうちの議決権のある 株式等の数若しくは金額の占める割合又は当該 ちに部分対象外国関係会社が保有しているその しくは金額の占める割合のいずれかが百分の二

在地国の法令において当該他の法人の所得の金配当等の全部又は一部が当該他の法人の本店所 関係会社が同号の他の法人から受ける剰余金ので定める剰余金の配当等の額は、部分対象外国 る場合におけるその受ける剰余金の配当等の額 額の計算上損金の額に算入することとされてい 法第四十条の四第六項第一号に規定する政令 法第四十条の四第六項第一号に規定する政令

算上控除される金額がある場合には、当該金額費用の額の合計額として同号に掲げる金額の計 を控除した残額)とする。 計額のうちに同項第一号に規定する直接要した 乗じて計算した金額(当該負債の利子の額の合 額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を 負債の利子の額の合計額に、第一号に掲げる金 象外国関係会社が当該事業年度において支払う で定めるところにより計算した金額は、部分対

る総資産の帳簿価額 終了の時における貸借対照表に計上されてい 当該部分対象外国関係会社の当該事業年度

れている帳簿価額の合計額 ものに限る。) の前号の貸借対照表に計上さ 定する剰余金の配当等の額をいう。) に係る 当等の額(法第四十条の四第六項第一号に規 終了の時において有する株式等(剰余金の配 当該部分対象外国関係会社が当該事業年度

を受ける利子に準ずるものとして政令で定める 法第四十条の四第六項第二号に規定する支払

> 財務省令で定める金額を除く。)とする。 ものは、支払を受ける手形の割引料、法人税法 の額のうちに含まれる利息に相当する金額及び 産の引渡しを行つたことにより受けるべき対価 経済的な性質が支払を受ける利子に準ずるもの 有価証券に係る同項に規定する調整差益その他 施行令第百三十九条の二第一項に規定する償還 ース取引による同条第一項に規定するリース資 (法人税法第六十四条の二第三項に規定するリ

規定する支払を受ける利子に準ずるものを含 で定める利子の額は、次に掲げる利子(前項に 法第四十条の四第六項第二号に規定する政令 通常必要と認められる業務の全てに従事して 使用人が割賦販売等を的確に遂行するために 社でその本店所在地国においてその役員又は あつせんに相当するものをいう。以下この号 律第百五十九号)第二条第一項に規定する割 いるものが行う割賦販売等から生ずる利子 において同じ。) を行う部分対象外国関係会 せん又は同条第四項に規定する個別信用購入 売、同条第三項に規定する包括信用購入あつ 賦販売、同条第二項に規定するローン提携販 以下この項において同じ。)の額とする。 割賦販売等(割賦販売法(昭和三十六年法

二 部分対象外国関係会社 (その本店所在地国 対価の支払の猶予により生ずる利子の額 る者以外の者に対して行う棚卸資産の販売の 対象外国関係会社に係る次号イ及びロに掲げ てに従事しているものに限る。)が当該部分 行するために通常必要と認められる業務の全 売の対価の支払の猶予に係る業務を的確に遂 資産の販売及びこれに付随する棚卸資産の販 においてその役員又は使用人がその行う棚卸

三 部分対象外国関係会社(その本店所在地国 所、店舗その他の固定施設を有し、かつ、そ に対して行う金銭の貸付けに係る利子の額 をいい、個人を除く。次号において同じ。) いて同じ。)がその関連者等(次に掲げる者 に従事しているものに限る。以下この号にお するために通常必要と認められる業務の全て がその行う金銭の貸付けの事業を的確に遂行 の本店所在地国においてその役員又は使用人 おいてその行う金銭の貸付けに係る事務 十条の四第一項各号及び第六十六条の六第 当該部分対象外国関係会社に係る法第四 項各号に掲げる者 9

> 項各号」と読み替えた場合における当該部 項各号」とあるのを「法第四十条の四第一 第四号、第五号及び第六号ロ中「同条第一 社」とあるのを「外国関係会社」と、同項 を主として行う外国関係会社」とあり、及 関係会社」とあり、並びに同項第六号中 条の四第二項第六号に規定する部分対象外 分対象外国関係会社に係る同項各号に掲げ に掲げる事業を主として行う外国関係会 び「法第四十条の四第二項第三号ハ(1) ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国 での規定中「法第四十条の四第二項第三号 いて同じ。)」と、同項第二号から第五号ま 等に該当するものを除く。以下この項にお し、同項第七号に規定する外国金融子会社 国関係会社に該当するものに限るものと 社」とあるのを「外国関係会社(法第四十 に掲げる事業を主として行う外国関係会 「同条第二項第三号ハ(1)に掲げる事業 第二十五条の十九の三第二十一項第一号 「法第四十条の四第二項第三号ハ(1)

項に規定する被統括会社 該当するものに限る。)に係る同条第十四 の十九の三第十六項に規定する統括会社に 当該部分対象外国関係会社(第二十五条

が当該部分対象外国関係会社に係る関連者等 外国金融子会社等に該当するものを除く。) 金銭の貸付けに係る利子の額 分対象外国関係会社に限る。)に対して行う 同条第八項各号列記以外の部分に規定する部 く。)に規定する部分対象外国関係会社及び である外国法人(前号(イからハまでを除 分対象外国関係会社(同項第七号に規定する 法第四十条の四第二項第六号に規定する部

し、銘柄を同じくする有価証券(以下第十一項平均法(有価証券を銘柄の異なるごとに区別 た場合の有価証券の取得価額を基礎として移動 法施行令第百十九条の規定の例によるものとし 柄有価証券の取得価額との合計額をこれらの同 取得の直前の帳簿価額とその取得をした同一銘 の取得をする都度その同一銘柄有価証券のその までにおいて「同一銘柄有価証券」という。) で定めるところにより計算した金額は、法人税 銘柄有価証券の総数で除して平均単価を算出 法第四十条の四第六項第四号に規定する政令 その算出した平均単価をもつてその一単

計算した金額とする。 る対価の額に係るものに限る。)の数を乗じて 額に、その譲渡をした有価証券(同号に規定す 算出したその有価証券の一単位当たりの帳簿価 当たりの帳簿価額とする方法をいう。)により

第四号に規定する対価の額に係るものに限る。) の譲渡をした有価証券(法第四十条の四第六項 その有価証券の一単位当たりの帳簿価額に、そ 価証券の総数で除して平均単価を算出し、その 得価額の総額との合計額をこれらの同一銘柄有において取得をしたその同一銘柄有価証券の取 の同一銘柄有価証券の帳簿価額と当該事業年度 の異なるごとに区別し、同一銘柄有価証券につ 得価額を基礎として総平均法(有価証券を銘柄 規定の例によるものとした場合の有価証券の 定にかかわらず、法人税法施行令第百十九条の することができる。 の数を乗じて計算した金額をもつて同号に規定 算出した平均単価をもつてその一単位当たり 帳簿価額とする方法をいう。)により算出した いて、事業年度開始の時において有していたそ する政令で定めるところにより計算した金額と 法第四十条の四第六項の居住者は、

種類ごとに選定するものとする。 当たりの帳簿価額の算出の方法は、 前二項に規定する同一銘柄有価証券の一単位 有価証券の

12

証券につき選定した一単位当たりの帳簿価額 法第四十条の四第六項の居住者は、その有価

的な取引とする。 伴つて生ずる利益を得ることを目的とする投機 で定める取引は、外国為替の売買相場の変動 ればならない。 かじめ納税地の所轄税務署長の承認を受けなけ 算出の方法を変更しようとする場合には、あら 法第四十条の四第六項第六号に規定する政令

げる金額に係る利益の額又は損失の額に含ま 令で定める取引に係る利益の額又は損失の額を 失を減少させるために行つた取引として財務省 法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損 除く。)は、法第四十条の四第六項第七号に掲 に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額及び るものとする。 (法第四十条の四第六項第一号から第六号まで 次に掲げる金額に係る利益の額又は損失の

用の額の合計額を控除した残額 該収益の分配の額を得るために直接要した費 投資信託の収益の分配の額の合計額から当

- る部分の金額をいう。) 時価評価金額を超える場合におけるその超え 価額が当該売買目的有価証券相当有価証券の 該売買目的有価証券相当有価証券の期末帳簿 超える部分の金額をいう。)又は評価損(当 帳簿価額に相当する金額をいう。以下この号 の期末帳簿価額(同条第二項に規定する期末 じ。) が当該売買目的有価証券相当有価証券 当する金額をいう。以下この号において同額(同項第一号に規定する時価評価金額に相 売買目的有価証券相当有価証券の時価評価金 当有価証券」という。)に係る評価益(当該 定する売買目的有価証券に相当する有価証券 (以下この号において「売買目的有価証券相 おいて同じ。)を超える場合におけるその 法人税法第六十一条の三第一項第一号に規 18

- は第四十条の四第六項第七号の二口に規定する政令で定める金額は、部分対象外国関係会社の当該事業年度において収入した、又は収入すら当該事業年度において支払つた、又は支払うの当該事業年度において支払つた、又は支払うの当該事業年度において支払つた、又は支払うの当該事業年度において支払つた、又は支払うの当該事業年度において支払った残額とする。

- 等に該当するものとする。 等に該当するものとする。 で定める固定資産は、固定資産のうち無形資産 、法第四十条の四第六項第八号に規定する政令
- 市分寸象外国掲系会土の受責又は吏用人がで定める要件は、次に掲げる要件とする。法第四十条の四第六項第八号に規定する政令
- 全てに従事していること。
  全てに従事していること。
  全てに従事していること。
  全でに従事していること。
  な項において同じ。)の貸付け(不動産又は
  大項において同じ。)の貸付け(不動産又は
  を事に該当するものを除く。以下この項及び
  産等に該当するものを除く。以下この項及び
  産等に該当するものを除く。以下この項及び
  産等に該当するものを除く。以下この項及び
  を可していること。
- 分の三十を超えていないこと。 お分対象外国関係会社の当該事業年度における固定資産の貸付けに係る業務に従事する役員及び使用人関係会社の当該事業年度における固定資産の関係会社の当該事業年度における固定資産の関係会社の当該事業年度における固定資産の貸付けに係る業務の委託に係る対価の支払額の合計額の当該事業年度においる方式を対していないこと。
- 三 部分対象外国関係会社の当該事業年度における固定資産の貸付けに係る業務に従事する投員及び使用人に係る人件費の額の合計額を控除したおける固定資産の貸付けによる収入金額から当該事業年度における貸付けの用に供する固定資産に係る償却費の額の合計額を担除したで資産に係る償却費の額の合計額を担除したの額の合計額に相当する金額)に対する割合が百分の五を超えていること。
- 法第四十条の四第六項第八号に規定する政令設を有していること。 おられる事務所、店舗、工場その他の固定施において固定資産の貸付けを行うに必要と認四 部分対象外国関係会社がその本店所在地国
- で定めるところにより計算した金額は、部分対 で定めるところにより計算した場合に算出される同規定の例に準じて計算した場合に算出される同規定の例に準じて計算した場合に第二十二項及び第二十三項において同じ。)に係る当該事業び第二十三項において同じ。)に係る当該事業が第二十三項において同じ。)に係る当該事業が第二十三項と対した金額は、部分対 金額とする。
- 条第一項各号に掲げる居住者が次の各号に定め等の区分に応じ、当該各号に定める使用料(同で定める使用料は、次の各号に掲げる無形資産、法第四十条の四第六項第九号に規定する政令

- る。 ている場合における当該使用料に限る。) とするものであることを明らかにする書類を保存し
- るかけました。 場合の当該無形資産等の使用料 場合の当該無形資産等の使用料 発の成果に係る無形資産等 当該部分対象外 発の成果に係る無形資産等 当該部分対象外
- は第四十条の四第六項第九号に規定する政令を第四十条の四第六項第九号に規定する政令該無形資産等をその事業の用に供している場該無形資産等をその事業の用に供している場無形資産等 当該部分対象外国関係会社が当 法第四十条の四第六項第九号に規定する政令

21

- 22 法第四十条の四第六項の居住者は、第十九項 資産又は無形資産等の取得価額(既にした償却年度の損金の額に算入している金額(その固定 当該事業年度の償却費の額として当該部分対象 及び前項の規定にかかわらず、部分対象外国関 なる金額に相当する金額)をもつて法第四十条 として償却する方法を用いて計算されたものに 各事業年度の損金の額に算入する金額の限度額 がある場合には、当該金額を控除した金額)を の額で各事業年度の損金の額に算入されたもの する本店所在地国の法令の規定により当該事業 外国関係会社の第二十五条の二十第二項に規定 係会社が有する固定資産又は無形資産等に係る できる。 定めるところにより計算した金額とすることが の四第六項第八号又は第九号に規定する政令で ものとした場合に損金の額に算入されることと ついては法人税法第三十一条の規定の例による

- 計 第二十項 (第三号を除く。)の規定は、法第四十条の四第六項第十号に規定する政令で定める対価の額」と、「当該使用料」とあるのは「対価の額」と、「当該使用料」とあるのは「対価の額」と、「項第十号に規定する政令で定め四十条の四第六項第十号に規定する政令で定め四十条の四第六項第十号に規定する政令で定め四十条の四第六項第十号に規定する政令においる対価の額にの第二号を除く。)の規定は、法第四十項(第三号を除く。)の規定は、法第

認を受けなければならない。

合には、あらかじめ納税地の所轄税務署長の

- 25 法第四十条の四第六項第十一号に規定する各 事業年度の所得の金額(当該金額が零を とした場合の部分対象外国関係会社の各事業年 とした場合の部分対象外国関係会社の各事業年 とした場合の部分対象外国関係会社の各事業年 をの所得の金額として政令で定める金額 下回る場合には、零)とする。
- るところにより計算した金額について準用するところにより計算した金額について準用するところにより計算した金額について準用するところにより計算した金額について、法第四十
- の額について準用する。 十一号トに掲げる金額に係る利益の額又は損失27 第十四項の規定は、法第四十条の四第六項第
- 帳簿価額とする。は第四十条の四第六項第十一号ヲに規定する長海四十条の四第六項第十一号ヲに規定する長海四十条の四第六項第十一号ヲに規定する長海四十条の四第六項第十一号ヲに規定する
- が残余財産の確定の日を含む事業年度である場象外国関係会社の当該事業年度(当該事業年度社の当該事業年度の人件費の額及び当該部分対政令で定める費用の額は、部分対象外国関係会認、法第四十条の四第六項第十一号ヲに規定する

る償却費の累計額とする。 第二条第二十三号に規定する減価償却資産に係 における貸借対照表に計上されている法人税法 合には、当該事業年度の前事業年度)終了の時

金額を控除した残額とする。 控除されたものを除く。)の合計額に相当する 定により当該各事業年度前の事業年度において 下回る場合のその下回る額をいい、この項の規 場合の当該各号に掲げる金額の合計額)が零を にあつては特定金融所得金額がないものとした 額(清算外国金融子会社等の特定清算事業年度 第七号の二まで及び第十号に掲げる金額の合計 対象損失額(法第四十条の四第六項第四号から 度を含む。)を除く。)において生じた部分適用 該当する事実がある場合のその該当する事業年 る事業年度(法第六十六条の六第十項第一号に 第一号に該当する事実がある場合のその該当す 金融子会社等に該当するものを除く。) に該当 対象外国関係会社(同項第七号に規定する外国 法第六十六条の六第二項第六号に規定する部分 開始した事業年度、部分対象外国関係会社又は に開始した事業年度(平成三十年四月一日前に 関係会社の当該各事業年度開始の日前七年以内 合には、零)とする。)から当該部分対象外国 げる金額の合計額(当該合計額が零を下回る場 同じ。)がないものとした場合の当該各号に掲 特定金融所得金額をいう。以下この項において にあつては特定金融所得金額(同項に規定する 合計額(当該合計額が零を下回る場合には零と から第七号の二まで及び第十号に掲げる金額の 外国関係会社の各事業年度の同条第六項第四号 るところにより調整を加えた金額は、部分対象 しなかつた事業年度及び法第四十条の四第十項 し、清算外国金融子会社等の特定清算事業年度 法第四十条の四第七項に規定する政令で定め 4 3

(金融子会社等部分適用対象金額の計算等)

第二十五条の二十二の四 法第四十条の四第八項 終了の時における当該居住者の当該部分対象外 の二十三において同じ。)に、当該各事業年度 子会社等部分適用対象金額をいう。第二十五条 象金額(法第四十条の四第八項に規定する金融 じ。) の各事業年度の金融子会社等部分適用対 象外国関係会社をいう。以下この条において同 条第八項各号列記以外の部分に規定する部分対 掲げる居住者に係る部分対象外国関係会社(同 ころにより計算した金額は、同条第一項各号に 各号列記以外の部分に規定する政令で定めると

号に規定する請求権等勘案合算割合を乗じて計 算した金額とする。 国関係会社に係る第二十五条の十九第二項第一

う。)と当該一の居住者の当該部分対象外国関 部を直接又は間接に保有されている部分対象外 法人の発行済株式等のうちに占める割合をい 直接保有株式等保有割合(当該一の居住者の有 項の一の居住者の部分対象外国関係会社に係る は間接に保有されているかどうかの判定は、同 経過していないものを除く。)とする。 過する日を含む事業年度終了の日までの期間を の設立の日から同日以後五年を経過する日を含 国関係会社(部分対象外国関係会社のうち、そ で定める要件を満たす部分対象外国関係会社 する外国法人の株式等の数又は金額が当該外国 いもの及びその解散の日から同日以後三年を経 む事業年度終了の日までの期間を経過していな 法第四十条の四第八項第一号に規定する政令 前項において、発行済株式等の全部を直接又 一の居住者によつてその発行済株式等の全 5

号に定める割合(当該各号に掲げる場合のいず れにも該当する場合には、当該各号に定める割 は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各 係会社に係る間接保有株式等保有割合とを合計 合の合計割合)とする。 した割合により行うものとする。 前項に規定する間接保有株式等保有割合と

以上ある場合には、当該二以上の株主等であ 等の数又は金額がその発行済株式等のうちに る外国法人につきそれぞれ計算した割合の合 占める割合(当該株主等である外国法人が二 有されている場合 当該株主等である外国法 発行済株式等の全部が一の居住者によつて保 下この項において同じ。)である外国法人の 第二条第十四号に規定する株主等をいう。以 人の有する当該部分対象外国関係会社の株式 部分対象外国関係会社の株主等(法人税法 8

二 部分対象外国関係会社の株主等である外国 との間にこれらの者と株式等の保有を通じて 法人(前号に掲げる場合に該当する同号の株 その発行済株式等の全部を一の居住者又は出 う。)<br />
が介在している場合<br />
(出資関連外国法 下この号において「出資関連外国法人」とい 連鎖関係にある一又は二以上の外国法人(以 主等である外国法人を除く。)と一の居住者 人及び当該株主等である外国法人がそれぞれ

> 割合の合計割合) 主等である外国法人につきそれぞれ計算した 法人が二以上ある場合には、当該二以上の株 のうちに占める割合(当該株主等である外国 社の株式等の数又は金額がその発行済株式等 る外国法人の有する当該部分対象外国関係会 有されている場合に限る。) 当該株主等であ て保有されているものに限る。) によつて保 一の居住者又は他の出資関連外国法人によつ

負債の帳簿価額を控除した残額から、剰余金そ 照表に計上されている総資産の帳簿価額から総 係会社の当該事業年度終了の時における貸借対 産につき剰余金その他に関する調整を加えた金 額とする。 の他の財務省令で定めるものの額を控除した残 額として政令で定める金額は、部分対象外国関

6 る。 借対照表に計上されている総資産の帳簿価額 国関係会社の当該事業年度終了の時における貸 産の額として政令で定める金額は、部分対象外 は、財務省令で定めるものの額を含む。)とす (保険業を行う部分対象外国関係会社にあつて 法第四十条の四第八項第一号に規定する総資

7 き下回ることができない資本の額の<br />
二倍に相当対象外国関係会社の本店所在地国の法令に基づ 資本の額を勘案して政令で定める金額は、部分 する金額とする。 所在地国の法令に基づき下回ることができない 法第四十条の四第八項第一号に規定する本店

算した金額とする。 象外国関係会社の当該事業年度に係る同号に規 定する親会社等資本持分相当額から前項に規定 で定めるところにより計算した金額は、部分対 する金額を控除した残額に百分の十を乗じて計 法第四十条の四第八項第一号に規定する政令

当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した 合には、零)から当該部分対象外国関係会社の 第四号に掲げる金額(当該金額が零を下回る場 の六第八項各号列記以外の部分に規定する部分 業年度、部分対象外国関係会社(法第六十六条 事業年度(平成三十年四月一日前に開始した事 分対象外国関係会社の各事業年度の同条第八項 で定めるところにより調整を加えた金額は、 対象外国関係会社を含む。)に該当しなかつた 法第四十条の四第九項第二号に規定する政令

時における当該居住者の有する当該外国法人の ける発行済株式等のうちに当該事業年度終了 部分適用対象金額に係る事業年度終了の時にお

資関連外国法人(その発行済株式等の全部が 事業年度において控除されたものを除く。) 用対象損失額(法第四十条の四第八項第四号に 実がある場合のその該当する事業年度を含む。) 掲げる金額が零を下回る場合のその下回る額を を除く。)において生じた金融子会社等部分適 当する事実がある場合のその該当する事業年度 事業年度及び法第四十条の四第十項第一号に該 合計額に相当する金額を控除した残額とする。 いい、この項の規定により当該各事業年度前 (法第六十六条の六第十項第一号に該当する事

法第四十条の四第八項第一号に規定する純資

対象金額に係る適用除外)

(部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用

の

第二十五条の二十二の五 法第四十条の四第十項 掲げる税を除く。)の額を含む。)とする。 条の十九第一項第一号に規定する法人所得税 年度の所得を課税標準として課される第二十五 各事業年度の決算に基づく所得の金額(各事業 二項第六号に規定する部分対象外国関係会社の 第三号に規定する政令で定める金額は、 (剰余金の配当等の額の控除) (法人税法施行令第百四十一条第二項第三号に 、同条第

第二十五条の二十三 法第四十条の五第一項第一 この条及び次条において同じ。)に係るものに 象金額に係る事業年度の調整金額を控除した残 た金額は、同号の外国法人に係る適用対象金 号に規定する政令で定めるところにより計算し 対象金額、部分適用対象金額又は金融子会社等 において同じ。)に、当該外国法人の当該適用 おいて同じ。)に係るものに限る。以下この 分課税対象金額をいう。以下この条及び次条に 第四十条の四第八項に規定する金融子会社等部 会社等部分適用対象金額(居住者の配当日の 限る。以下この項において同じ。)又は金融子 おいて同じ。) から当該外国法人の当該適用 雑所得の金額の計算上総収入金額に算入される 算入される金融子会社等部分課税対象金額 する年分の雑所得の金額の計算上総収入金 六項に規定する部分課税対象金額をいう。 入される部分課税対象金額(法第四十条の四第 る年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算 額、部分適用対象金額(居住者の配当日の属す 課税対象金額に係るものに限る。以下この項に において「配当日」という。)の属する年分の (居住者の同号に規定する配当日 (以下この条 以下 (法 項 属 対

本に 大国法人の株式等の総額のうちに占める割 外国法人の株式等の数又は金額(次の各号に掲 がる場合に該当する場合には、当該各号に定め の占める割合を乗じて計算した金額とする。 一 当該外国法人が請求権の内容が異なる株式 等を発行している場合(次号又は第三号に掲 がる場合に該当する場合を除く。) 当該外国 法人の発行済株式等に、当該居住者が当該請 求権の内容が異なる株式等に係る請求権に基 でき受けることができる剰余金の配当等 (法 の大会の配当等(法 がき受けることができる利余金の配当等(法 がき受けることができる利余金の配当等(法 がき受けることができる利余金の配当等(法 がき受けることができる利余金の配当等 がきをいう。といる場合には、当該各号に定める がきを発行している場合を除く。) がきを発行している場合を除く。) がきを発行している場合を除く。) がきを発行している場合を除るが異なる株式 がきを発行している場合を除るが異なる株式 がきを発行している場合を除るが異なる株式 がきをいる。 がきをいる。 できるの。 のでにはいる。 では、 のでは、 の

式等 関係がある場合 当該外国法人の発行済株当該外国法人と当該居住者との間に実質支配二 当該外国法人の事業年度終了の時において

合を乗じて計算した数又は金額

当該外国法人と当該居住者以外の者との間に

当該外国法人の事業年度終了の時において

るものに限る。以下この項において同じ。)に、 算入された金融子会社等部分課税対象金額に係 の各年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に(居住者の配当日の属する年の前年以前三年内 対象金額に係るものに限る。以下この項におい金額の計算上総収入金額に算入された部分課税 属する年の前年以前三年内の各年分の雑所得の た残額、部分適用対象金額(居住者の配当日の 対象金額に係る各事業年度の調整金額を控除し において同じ。)から当該外国法人の当該適用 た課税対象金額に係るものに限る。以下この項 の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入され 外国法人の各事業年度の適用対象金額(居住者 で定めるところにより計算した金額は、 て同じ。)又は金融子会社等部分適用対象金額 法第四十条の五第一項第二号に規定する政令 配当日の属する年の前年以前三年内の各年分 実質支配関係がある場合 同号の

で定める剰余金の配当等の額は、配当日の属する、法第四十条の五第二項第一号に規定する政令の合計額とする。

うちに当該各事業年度終了の時における当該居る各事業年度終了の時における発行済株式等の象金額又は金融子会社等部分適用対象金額に係当該外国法人の当該適用対象金額、部分適用対

る。 る年及びその年の前であつて次に掲げるものとす の外国法人が他の外国法人から受けた剰 る年及びその年の前年以前二年内の各年におい

6

法第四十条の五第二項第一号に規定する政令合には、最も早い日)前に受けたもの合には、最も早い日)前に受けたもの一、当該他の外国法人の課税対象金額等の生ず

4 乗じて計算した数又は金額)をいう。)の占め 準日における当該居住者の有する当該外国法人 の前年以前二年内の各年において同号の外国法 る割合を乗じて計算した金額とする。 の配当等の額がその総額のうちに占める割合を 係る請求権に基づき受けることができる剰余金 該居住者が当該請求権の内容が異なる株式等に 場合には、当該外国法人の発行済株式等に、当 が請求権の内容が異なる株式等を発行している 外国法人の株式等の数又は金額(当該外国法人 の請求権勘案直接保有株式等(居住者が有する 該外国法人の発行済株式等のうちに直近配当基 けたものの支払に係る基準日(以下この項にお の属する年の十二月三十一日に最も近い日に受 ら受けた剰余金の配当等の額のうち当該配当日 属する年において当該居住者が当該外国法人か 等の額を除く。)に、同号の居住者の配当日の いて「直近配当基準日」という。)における当 人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の で定める金額は、配当日の属する年及びその年 (同号に規定する政令で定める剰余金の配当

項第一号において同じ。)に係る持株割合(その第一号において同じ。)に係る持株割合(その項及び第八項第二号において同じ。)で下この項及び第八項第二号において同じ。)でいる。一次の事をでは、外国法人の発行済株式等に、居住者の金額は、外国法人の発行済株式等に、居住者の金額は、外国法人の外国法人の株式の数又は出資の金額は、外国法人の発行済株式等に、居住者の金額は、外国法人の経式の株式の数又は出資の金額は、外国法人の経式の数又は出資の金額は、外国法人の株式の数又は出資の金額は、対象によりでは、

の株主等の有する株式等の数又は金額が当該株式等の発行法人の発行済株式等の高請求権の内容が異なる株式等に係る請求権に対ることができる剰余金の配当等の額法の強額のうちに占める割合)をいう。以下がその総額のうちに占める割余金の配当等の額でおいて同じ。)及び当該出資関連法人の当該外国法人に係る持株割合を乗じて計算した株式等の教又は金額とする。

国法人の請求権等勘案間接保有株式等の占める号の外国法人を通じて間接に有する当該他の外 終了の時において当該居住者が同条第二項第 時における発行済株式等のうちに当該事業年度 対象金額に係るものに限る。以下この項におい金額の計算上総収入金額に算入される部分課税 金額(居住者の配当日の属する年分の雑所得の年度の調整金額を控除した残額、部分適用対象 令で定めるところにより計算した金額は、同号 会社等部分適用対象金額に係る事業年度終了の 該適用対象金額、部分適用対象金額又は金融子 項において同じ。)に、当該他の外国法人の当 部分課税対象金額に係るものに限る。以下この の計算上総収入金額に算入される金融子会社等 (居住者の配当日の属する年分の雑所得の金額て同じ。) 又は金融子会社等部分適用対象金額 該他の外国法人の当該適用対象金額に係る事業 のに限る。以下この項において同じ。) から当 総収入金額に算入される課税対象金額に係るも の配当日の属する年分の雑所得の金額の計算上 イの他の外国法人に係る適用対象金額(居住者 法第四十条の五第二項第二号イに規定する政

占める割合(次に掲げる場合に該当する場合

(外国関係会社の判定等)

こて計算し の占める割合を乗じて計算した金額の合計額と関連法人 該他の外国法人の請求権等勘案間接保有株式等の3 事業年度終了の時において当該居住者が同条第3請求権に 終了の時における発行済株式等のうちに当該各2 当等の額 事業年度終了の時において当該居住者が同条第3 事業年度終了の時において同じ。)に、当該他の外国法人が当該株 社等部分課税対象金額に係るものに限る。以下が当該株

る用語の意義は、当該各号に定めるところによる 前二項及びこの項において、次の各号に掲げ

金額が当該発行法人の発行済株式等のうちに金額が当該発行法人の発行済株式等の数又はる請求権等勘案保有株式等保有割合を乗じて計算した株勘案保有株式等保有割合を乗じて計算した株勘案保有株式等保有割合を乗じて計算した株勘案保有株式等保有割合を乗じて計算した株勘案保有株式等保有割合 株式等 外国法人の発行法人の株主等の有する株式等 外国法人の発行済株式等 外国法人の

には、それぞれ次に定める割合)

ある場合 百分の百法人と当該株主等との間に実質支配関係が法人の事業年度終了の時において当該発行法の事業年度終了の時において当該発行法の事業年度終了の時において当該発行法のの第二人の対している。

配関係がある場合 零法人と当該株主等以外の者との間に実質支法人の事業年度終了の時において当該発行法の事業年度終了の時において当該発行法第四十条の五第二項第一号の他の外国

者が同条第一項各号に掲げる居住者に該当する事業年度終了の時の現況によるものとし、そのこの項において「外国関係会社」という。)に該当するかどうかの判定は、当該外国法人の各該当するかどうかの判定は、当該外国法人が同へ項又は第八項の場合において、外国法人が同年のの第一項、第第二十五条の二十四 法第四十条の四第一項、第

入されることとなる課税対象金額、部分課税対項又は第八項の規定によりその総収入金額に算 控除後の当該配当所得の金額によるものとす 額に係る配当所得の金額はこれらの規定による を受ける外国法人から受ける剰余金の配当等の 法第四十条の五第一項又は第二項の規定の適用 規定する国外源泉所得に含まれないものとし、 る雑所得の金額は所得税法第九十五条第一項に 象金額又は金融子会社等部分課税対象金額に係 適用については、法第四十条の四第一項、第六 おける所得税法施行令第二百二十二条の規定の 第一項に規定する控除限度額を計算する場合に 定の適用を受ける居住者の所得税法第九十五条 項又は第四十条の五第一項若しくは第二項の規 関係会社の各事業年度終了の時の現況による。 法第四十条の四第一項、第六項若しくは第八 2

3 四十条の六までの規定及び第二十五条の十九か いて準用する。 らこの条までの規定において適用する場合につ 法第四十条の四第十三項の規定を同条から法第 項まで及び第七項から第十一項までの規定は、 法人税法施行令第十四条の六第一項から第五 3

での規定の適用に関し必要な事項は、財務省令 までの規定又は第二十五条の十九からこの条ま 者についての法第四十条の四から第四十条の六 三に規定する受託法人又は法人課税信託の受益 前項に定めるもののほか、法人税法第四条の

者に係る外国関係法人に係る所得の課税 第八節の六 特殊関係株主等である居住

(特殊関係株主等の範囲等)

第二十五条の二十五 法第四十条の七第一項に規 定する政令で定める特殊の関係のある個人は 次に掲げる個人とする。

第一号において同じ。)に該当する個人と法に規定する特定株主等をいう。次号及び次項 関係のある個人 人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の 特定株主等(法第四十条の七第二項第一号

行令第七十二条各号に掲げる者 法第二条第十五号に規定する役員をいう。以 いて同じ。)及び当該役員に係る法人税法施 下この項及び第二十五条の二十七第八項にお て「特殊関係者」という。) 特定株主等に該当する法人の役員(法人税 (次号におい

> 役員に係る特殊関係者 以下この節において同じ。)の役員及び当該 第二号に規定する特殊関係内国法人をいう。 特殊関係内国法人(法第四十条の七第二項

かどうかの判定は、これらの居住者に係る外国

る特殊の関係のある法人は、次に掲げる法人と 法第四十条の七第一項に規定する政令で定め

当該他の法人 個人を含む。) 又は一の特殊関係内国法人と 。)が他の法人を支配している場合における (以下この項において「判定株主等」という 同項第三号に規定する特殊の関係のある個人 号又は第二号に規定する特殊の関係のある 一の特定株主等(当該特定株主等と前項第

場合における当該他の法人 の関係のある法人が他の法人を支配している 判定株主等及びこれと前号に規定する特殊

る場合における当該他の法人 殊の関係のある法人が他の法人を支配してい 判定株主等及びこれと前二号に規定する特

する。 定は、前項の規定を適用する場合について準用 法人税法施行令第四条第三項及び第四項の規

4 と特殊関係内国法人との間に特殊関係株主等の る関係は、同項に規定する特殊関係株主等(以 合の合計割合)をいう。)が百分の八十以上で れにも該当する場合には、当該各号に定める割 号に定める割合(当該各号に掲げる場合のいず 特殊関係内国法人に係る間接保有株式等保有割 下この節において「特殊関係株主等」という。 合(次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各 ある関係がある場合における当該関係とする。 法第四十条の七第一項に規定する政令で定め が有する自己の株式又は出資を除く。)の総 おいて同じ。) の発行済株式又は出資(自己 の節において同じ。) が特殊関係株主等によ 金額の株式等(株式又は出資をいう。以下こ 式等」という。) の百分の八十以上の数又は 数又は総額(以下この節において「発行済株 株主等に該当するものを除く。以下この号に において同じ。)である外国法人(特殊関係 う。以下この条並びに次条第一項及び第二項 特殊関係内国法人の株主等(所得税法第) 第一項第八号の二に規定する株主等をい

計算した割合の合計割合)

る法人につきそれぞれ計算した割合の合計割 以上ある場合には、当該二以上の株主等であ ちに占める割合(当該株主等である法人が一 する特殊関係内国法人の株式等の数又は金額 主等又は他の出資関連法人によつて保有され 上の数又は金額の株式等を特殊関係株主等又 らの者と株式等の保有を通じて連鎖関係にあ る外国法人及び特殊関係株主等に該当する法 号に掲げる場合に該当する同号の株主等であ が当該特殊関係内国法人の発行済株式等のう る場合に限る。) 当該株主等である法人の有 ているものに限る。) によつて保有されてい 八十以上の数又は金額の株式等が特殊関係株 は出資関連法人(その発行済株式等の百分の がそれぞれその発行済株式等の百分の八十以 合(出資関連法人及び当該株主等である法人 上の法人の全てが内国法人である場合の当該 る一又は二以上の法人(当該株主等である法 人を除く。)と特殊関係株主等との間にこれ 「出資関連法人」という。)が介在している場 に該当する法人を除く。以下この号において 一又は二以上の内国法人及び特殊関係株主等 人が内国法人であり、かつ、当該一又は二以 特殊関係内国法人の株主等である法人

5 る外国法人は、次に掲げる外国法人とする。 法第四十条の七第一項に規定する政令で定め 号に規定する株主等である外国法人に該当す 百分の八十以上である場合における同項第一

等の百分の五十を超える数又は金額の株式等 当する外国法人 株主等に該当するものを除く。) 掲げる外国法人に該当するもの及び特殊関係 を直接又は間接に有する外国法人(前二号に 国法人及び同号に規定する出資関連法人に該 号に規定する株主等である法人に該当する外 百分の八十以上である場合における同項第二 前二号に掲げる外国法人がその発行済株式

条の二十二第一項に規定する部分対象外国関 次条第二十一項において準用する第二十五

外国法人の有する特殊関係内国法人の株式等

つて保有されている場合 当該株主等である

の数又は金額が当該特殊関係内国法人の発行

以上の株主等である外国法人につきそれぞれ ある外国法人が二以上ある場合には、当該二 済株式等のうちに占める割合(当該株主等で

前項に規定する間接保有株式等保有割合が

前項に規定する間接保有株式等保有割合が

九項第二号に規定する特定外国金融機関(同 (2) に掲げる外国法人に限る。) 及び同条第 係会社に係る第三十九条の十七第三項第一号 イに規定する特定外国金融機関(同号イ

場合の区分に応じ当該各号に定める割合(当該 る間接保有株式等保有割合(次の各号に掲げる ちに占める割合をいう。) と同項第一号及び第 外国法人の有する他の外国法人の株式等の数又 各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合に は金額が当該他の外国法人の発行済株式等のう 以下この項において同じ。)に係る直接保有株 式等保有割合(前項第一号及び第二号に掲げる の及び特殊関係株主等に該当するものを除く。 二号に掲げる外国法人の他の外国法人(同項第に有するかどうかの判定は、同項第一号及び第 十を超える数又は金額の株式等を直接又は間 う。)とを合計した割合により行うものとする。 は、当該各号に定める割合の合計割合)をい 一号に掲げる外国法人の当該他の外国法人に係 国法人の株式等の数又は金額が当該他の外国該株主等である外国法人の有する当該他の外 号又は第二号に掲げる外国法人に該当するも 該株主等である外国法人が二以上ある場合に 法人の発行済株式等のうちに占める割合(当 る外国法人によつて保有されている場合 当 金額の株式等が前項第一号及び第二号に掲げ 前項第三号において発行済株式等の百分の きそれぞれ計算した割合の合計割合) の発行済株式等の百分の五十を超える数又は 号口に掲げる外国法人に限る。) 当該他の外国法人の株主等である外国法人 当該二以上の株主等である外国法人につ

項第一号及び第二号に掲げる外国法人又は出百分の五十を超える数又は金額の株式等を同 号及び第二号に掲げる外国法人又は他の出資 資関連外国法人(その発行済株式等の百分の と株式等の保有を通じて連鎖関係にある一又 第二号に掲げる外国法人との間にこれらの者 五十を超える数又は金額の株式等が同項 ある外国法人がそれぞれその発行済株式等の る場合(出資関連外国法人及び当該株主等で は二以上の外国法人(以下この号において である外国法人を除く。)と前項第一号及び 関連外国法人によつて保有されているものに 「出資関連外国法人」という。)が介在してい (前号に掲げる場合に該当する同号の株主等 当該他の外国法人の株主等である外国法人

各号に掲げる金額に相当する金額の合計額(第該適用対象金額に係る第二十五条の十九第一項 を乗じて計算した金額とする。 関係法人の請求権勘案保有株式等の占める割合 者の有する当該特定外国関係法人又は対象外国 了の時における当該特殊関係株主等である居住 おける発行済株式等のうちに当該各事業年度終 対象外国関係法人の当該各事業年度終了の時に を控除した残額に、当該特定外国関係法人又は の節において同じ。) から当該各事業年度の当 第五号に規定する適用対象金額をいう。以下こ じ。)の適用対象金額(法第四十条の七第二項 する事業年度をいう。以下この節において同 の各事業年度(法第二条第二項第十九号に規定 国関係法人をいう。以下この項において同じ。) 関係法人(同条第二項第四号に規定する対象外 う。以下この項において同じ。)又は対象外国 第二項第三号に規定する特定外国関係法人をい 等である居住者に係る特定外国関係法人(同条 るところにより計算した金額は、特殊関係株主 二十五条の三十において「調整金額」という。) 法第四十条の七第一項に規定する政令で定め 場合には、当該二以上の株主等である外国法 合(当該株主等である外国法人が二以上ある の外国法人の発行済株式等のうちに占める割 他の外国法人の株式等の数又は金額が当該他 限る。) によつて保有されている場合に限る 人につきそれぞれ計算した割合の合計割合) 当該株主等である外国法人の有する当該

用語の意義は、当該各号に定めるところによ 前項及びこの項において、次の各号に掲げる

条第一項第一号に規定する剰余金の配当、 基づき受けることができる法人税法第二十三 請求権の内容が異なる株式等に係る請求権に 国法人の発行済株式等に、当該居住者が当該 という。)を発行している場合には、当該外 項において「請求権の内容が異なる株式等」 認められる株式等(以下この項及び同条第一 株式等又は実質的に請求権の内容が異なると 三十第一項において同じ。)の内容が異なる 請求権をいう。以下この項及び第二十五条の が請求権(法第四十条の七第一項に規定する 国法人の株式等の数又は金額(当該外国法人 益の配当又は剰余金の分配(次号において |剰余金の配当等」という。) の額がその総額 請求権勘案保有株式等 居住者が有する外 9

のうちに占める割合を乗じて計算した数又は した数又は金額をいう。 |額) 及び請求権勘案間接保有株式等を合計

行済株式等に、次に掲げる場合の区分に応じ 請求権勘案間接保有株式等 外国法人の発

いずれにも該当する場合には、それぞれ次に それぞれ次に定める割合(次に掲げる場合の

式等の数又は金額をいう。 定める割合の合計割合)を乗じて計算した株 株主等が当該請求権の内容が異なる株式等なる株式等を発行している場合には、その 等の発行法人の発行済株式等のうちに占め等の有する株式等の数又は金額が当該株式 算した割合の合計割合) 以上の当該他の外国法人につきそれぞれ計 じ。) に当該他の外国法人の当該外国法人 剰余金の配当等の額がその総額のうちに占 該他の外国法人に係る持株割合(その株主 該他の外国法人が二以上ある場合には、二 に係る持株割合を乗じて計算した割合 める割合)をいう。以下この号において同 に係る請求権に基づき受けることができる る割合(当該発行法人が請求権の内容が異 より保有されている場合 当該居住者の当 の発行済株式等の全部又は一部が居住者に 当該外国法人の株主等である他の外国法 (イにおいて「他の外国法人」という。) (当

鎖関係につきそれぞれ計算した割合の合計 に係る持株割合、出資関連外国法人の他の合、当該他の外国法人の出資関連外国法人 あつて、当該居住者、当該他の外国法人、 国法人」という。) が介在している場合で 以上の外国法人(ロにおいて「出資関連外 の外国法人」という。)との間に一又は一 有されているものに限る。ロにおいて「他 係が二以上ある場合には、当該二以上の連 合を順次乗じて計算した割合(当該連鎖関 関連外国法人の当該外国法人に係る持株割 出資関連外国法人に係る持株割合及び出資 該居住者の当該他の外国法人に係る持株割 等の保有を通じて連鎖関係にある場合 出資関連外国法人及び当該外国法人が株式 済株式等の全部又は一部が居住者により保 当該外国法人と他の外国法人(その発行 当 3

は、 第二十五条の十九第三項及び第四項の規定 法第四十条の七第一項の規定によりその総

> る課税対象金額に係る雑所得の金額の計算上必 収入金額に算入されることとなる同項に規定す ものとする。 あるのは「第四十条の八第一項」と読み替える 第四項第三号」と、「第四十条の五第一項」と 四項第二号」とあるのは「第二百二十二条の一 項」と、同項第二号中「第二百二十二条の二第 のは「以下」と、「第五項」とあるのは「第二 外国法人に該当するものを除く。以下」とある 要経費に算入すべき金額を計算する場合につい 十五条の二十六第二十項において準用する第五 十九第三項第一号中「当該居住者に係る被支配 て準用する。この場合において、第二十五条の

(特定株主等の範囲等)

第二十五条の二十六 法第四十条の七第二項第一 条第一項に規定する特殊の関係のある個人とす 号に規定する政令で定める特殊の関係のある個 人は、内国法人の株主等と法人税法施行令第四

2 で定める特殊の関係のある法人は、次に掲げる 法人とする。 法第四十条の七第二項第一号に規定する政令

係のある個人。以下この項において同じ。) その一人及びこれと前項に規定する特殊の関 が他の法人を支配している場合における当該 の一人(個人である判定株主等については、 以下この項において「判定株主等」という。) 株式等を有する場合の当該内国法人を除く。 内国法人の株主等(当該内国法人が自己の

二 判定株主等の一人及びこれと前号に規定す ている場合における当該他の法人 る特殊の関係のある法人が他の法人を支配し

する。 定は、前項の規定を適用する場合について準用 法人税法施行令第四条第三項及び第四項の規 する特殊の関係のある法人が他の法人を支配一 判定株主等の一人及びこれと前二号に規定 している場合における当該他の法人

5 係法人(法第四十条の七第一項に規定する外国 その他の事由(以下この項において「特定事 国法人の当該特定事由の直前の資産及び負債の 由」という。) により、同号に規定する特定内 で定める内国法人は、合併、分割、事業の譲渡 おおむね全部の移転を受けた内国法人とする。 第二十五条の十九の三第一項の規定は外国関 法第四十条の七第二項第二号に規定する政令

> 二項第二号ハ (1)」とあるのは「第四十条 あるのは「特定子法人」と、「第四十条の四第

項第三号イ(1)(ii)において同じ。)」と 法人(同項に規定する外国関係法人をいう。

次

特定子法人」と、同号ロ中「特定子会社」と 同項第六号イ中「特定子会社」とあるの

七第二項第三号ハ(1)」と、同項第七号中

殊関係株主等である居住者に係る他の外国関係 各号に掲げる居住者に係る他の外国関係会社」 人」と、同項第五号ロ中「第四十条の四第一項定中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法 子法人を」と、同項第一号から第四号までの規(4)」と、「特定子会社を」とあるのは「特定 項中「特定子会社(同号イ(4)」とあるのは規定する部分対象外国関係法人」と、同条第四 規定する部分対象外国関係会社」とあるの 会社を」とあるのは「管理支配法人を」と、 条の四第一項」とあるのは「第四十条の七第一 当する外国関係法人について、それぞれ準用す 同号イ(5)に規定する政令で定める要件に該る外国関係法人について、同条第五項の規定は 定めるものについて、同条第四項の規定は同号である居住者に係る他の外国関係法人で政令で 規定する政令で定める要件に該当する外国法人 関係法人をいう。以下この条において同じ。) とあるのは「第四十条の七第一項に規定する特 項に規定する外国関係法人をいい、管理支配法 と、「他の外国関係会社(管理支配会社 同条第三項中「当該」とあるのは「法第四十条 国子法人(法第四十条の七第二項第三号イ 項」と、同条第二項中「外国子会社(同号イ る。この場合において、同条第一項中「第四十 規定は同号イ(4)に規定する特殊関係株主等 該当する外国関係法人について、同条第三項 について、第二十五条の十九の三第二項の規定 に係る法第四十条の七第二項第三号イ(3)に 人 (同条第二項第三号イ (4)」と、「管理支配 の七第一項に規定する特殊関係株主等である」 は同号イ(3)に規定する政令で定める要件に イ(4)」とあるのは「他の外国関係法人(同 「外国子会社」とあるのは「外国子法人」と、 (3) に規定する外国子法人」と、同項各号中 (3) に規定する外国子会社」とあるのは「外 イ(4)に規定する政令で定める要件に該当す |特定子法人(法第四十条の七第二項第三号イ 部分対象外国関係法人(同条第二項第七号に 部分対象外国関係会社(同条第二項第六号に (同号 は

社」とあるのは「特定子法人」と読み替えるも (1) から(3) まで及び同号チ中「特定子会 等」とあるのは「管理支配法人等」と、同号ト 中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」 は「当該他の外国関係法人」と、同号イ(2) 法人」と、「当該他の外国関係会社」とあるのは「他の外国関係法人のうち部分対象外国関係 係会社のうち部分対象外国関係会社」とあるの ち、部分対象外国関係法人」と、「他の外国関 主等である居住者に係る他の外国関係法人のう 象外国関係会社」とあるのは「管理支配法人等 居住者に係る他の外国関係会社のうち、部分対 配会社等(法第四十条の四第一項各号に掲げる 子法人」と、同号イ(1)(ii)中「管理支 号イ(1)中「特定子会社」とあるのは「特定 社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第三 同条第五項第一号及び第二号中「管理支配会 (法第四十条の七第一項に規定する特殊関係株 「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、 同号ロからホまでの規定中「管理支配会社 9

- する政令で定める者は、第十三項第一号から第法第四十条の七第二項第三号ハ(1)に規定 準用する。この場合において、同項中「第四十額として政令で定める金額について、それぞれ 関係法人に係る第十三項各号に掲げる者とす 場合における同条第二項第三号ハ(1)の外国 での規定中「法第四十条の七第二項第四号ハ う外国関係法人」とあり、及び同号イからハま 二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主として行 係法人」とあり、並びに同項第六号中「同条第 **号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関** 五号までの規定中「法第四十条の七第二項第四 の七第六項第九号」と読み替えるものとする。 条の四第六項第九号」とあるのは、「第四十条 同号ロに規定する政令で定める資産の額の合計 ついて、第二十五条の十九の三第七項の規定は 規定する総資産の額として政令で定める金額に 係法人に係る法第四十条の七第二項第三号ロに 人」とあるのを「外国関係法人」と読み替えた (1) に掲げる事業を主として行う外国関係法 第二十五条の十九の三第六項の規定は外国関 13 12
- をいう。以下この項及び第十項第一号において に係る関連者(同号ハ(1)に規定する関連者 する政令で定める収入保険料は、外国関係法人 法第四十条の七第二項第三号ハ (1) に規定

- 保険に係る収入保険料に限る。)とする。 外の者が負う損害賠償責任を保険の目的とする 該収入保険料が再保険に係るものである場合に 同じ。)以外の者から収入する収入保険料(当 は、関連者以外の者が有する資産又は関連者以 法第四十条の七第二項第三号ハ (1) に規定
- する政令で定める金額は、第一号に掲げる金額 該各事業年度の収入保険料の合計額で除して計 する政令で定めるところにより計算した割合 に規定する非関連者等収入保険料の合計額を当 は、外国関係法人の各事業年度の同号ハ(1) に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額と 算した割合とする。 法第四十条の七第二項第三号ハ(2)に規定
- する。
- 保険料の合計額 国関係法人に係る関連者以外の者に支払う再 外国関係法人が各事業年度において当該外
- に規定する非関連者等支払再保険料合計額を当 は、外国関係法人の各事業年度の同号ハ(2) する政令で定めるところにより計算した割合 法第四十条の七第二項第三号ハ (2) に規定 次項において同じ。) の合計額の収入保険料 保険料(法第四十条の七第二項第三号ハ の合計額に対する割合 (2) に規定する関連者等収入保険料をいう。 外国関係法人の各事業年度の関連者等収入
- 令で定める経営管理は、同号ロに規定する特定 条第九項第二号に規定する特定外国金融機関の 項第一号イに規定する特定外国金融機関及び同 外国金融持株会社に係る第三十九条の十七第三 経営管理とする。 法第四十条の七第二項第四号ロに規定する政

除して計算した割合とする。

該各事業年度の関連者等収入保険料の合計額で

- する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 法第四十条の七第二項第四号ハ (1) に規定 主等に該当する者を除く。) 算法人(当該外国関係法人に係る特殊関係株 において同じ。)である場合における他の通 する通算法人をいう。以下この号及び第三号 人(法人税法第二条第十二号の七の二に規定 特殊関係株主等に該当する内国法人が通算法 げる事業を主として行う外国関係法人に係る 法第四十条の七第二項第四号ハ(1)に掲
- げる事業を主として行う外国関係法人に係る 法第四十条の七第二項第四号ハ(1)に掲

- 等の百分の五十を超える数又は金額の株式等特殊関係株主等に該当する法人の発行済株式 係株主等に該当する者及び前号に掲げる者に を有する者(当該外国関係法人に係る特殊関 該当する者を除く。)
- 四 法第四十条の七第二項第四号ハ(1)に掲 る数又は金額の株式等を有する者(当該外国算親法人の発行済株式等の百分の五十を超え 及び前二号に掲げる者に該当する者を除く。) 関係法人に係る特殊関係株主等に該当する者 特殊関係株主等に該当する内国法人が通算法 げる事業を主として行う外国関係法人に係る 人である場合における当該内国法人に係る法 人税法第二条第十二号の六の七に規定する通 法第四十条の七第二項第四号ハ (1) に掲
- 特殊関係株主等に係る外国関係法人 げる事業を主として行う外国関係法人に係る
- 号に掲げる者に該当する者を除く。) 特殊関係株主等と特殊関係内国法人との間に げる事業を主として行う外国関係法人に係る である法人又は出資関連法人(第一号及び前 介在する前条第四項第二号に規定する株主等 法第四十条の七第二項第四号ハ (1) に掲
- 等に該当する者並びに前各号に掲げる者に該 関係内国法人に該当する者及び特殊関係株主 事業を主として行う外国関係法人に係る特殊 は法人(同条第二項第四号ハ(1)に掲げる 当する者を除く。) 定する政令で定める特殊の関係のある個人又 次に掲げる者と法第四十条の七第一項に規
- 掲げる事業を主として行う外国関係法人 法第四十条の七第二項第四号ハ (1)

金額の合計額を控除した残額とする。

の同号に規定する基準所得金額から次に掲げる

口 係る特殊関係内国法人 掲げる事業を主として行う外国関係法人に 法第四十条の七第二項第四号ハ (1) に 法第四十条の七第二項第四号ハ(1)に

掲げる事業を主として行う外国関係法人に

係る特殊関係株主等に該当する個人又は

- ニ 前各号に掲げる者
- 14 める場合について準用する。この場合におい の七第二項第四号ハ(1)に規定する政令で定 除く。)及び第二十三項の規定は、法第四十条 第一項各号並びに前項各号」とあるのは、 「第四十条の四第一項各号及び第六十六条の六て、第二十五条の十九の三第二十二項第一号中 第二十五条の十九の三第二十二項(第七号を

の項の規定により当該各事業年度前の事業年

む。)を除く。)において生じた欠損金額

- 替えるものとする。 及び第二十五条の二十六第十三項各号」と読み 四十条の七第二項第二号に規定する特殊関係内 国法人、同条第一項に規定する特殊関係株主等
- 16 び第二号」と読み替えるものとする。 二十二項第一号から第六号まで並びに第一号及 号ハ(2)に規定する政令で定める場合につい 除く。)の規定は、法第四十条の七第二項第四 空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。) 十九の三第二十六項第二号中「物品賃貸業(航 て準用する。この場合において、第二十五条の 第二十二項各号及び前三号」とあるのは「第 法第四十条の七第二項第五号に規定する政令 とあるのは「物品賃貸業」と、同項第四号中 第二十五条の十九の三第二十六項(第三号を
- 三十九条の十五第一項第五号に掲げる金額を控得の金額につき、第二十五条の二十第一項(第おいて同じ。)の各事業年度の決算に基づく所 整を加えた金額は、外国関係法人の各事業年度 の金額及び基準所得金額に係る税額に関する調 項の規定の例により計算した金額とする。 九条の十五第二項第十八号に掲げる金額を控除 又は同項第四号に規定する対象外国関係法人に 法人(同項第三号に規定する特定外国関係法人 で定める基準により計算した金額は、外国関係 する部分を除く。)又は第二十五条の二十第三 除する部分を除く。)若しくは第二項(第三十 該当するものに限る。次項から第十九項までに 法第四十条の七第二項第五号に規定する欠損
- 法人(法第六十六条の九の二第二項第三号に 分に応じ当該各号に定める場合に該当する事 規定する対象外国関係法人を含む。)に該当 規定する特定外国関係法人及び同項第四号に 年十月一日前に開始した事業年度、外国関係 日前七年以内に開始した事業年度(平成十九 実があるときのその該当する事業年度を含 九の二第五項各号に掲げる外国関係法人の区 きのその該当する事業年度(法第六十六条の 該各号に定める場合に該当する事実があると 項各号に掲げる外国関係法人の区分に応じ当 しなかつた事業年度及び法第四十条の七第五 当該外国関係法人の当該各事業年度開始

度において控除されたものを除く。)の合計

号において同じ。)がある場合の当該法人所る企業集団等所得課税規定をいう。以下この は、同項第十五号に規定する個別計算還付法 規定がある場合の当該法人所得税にあつて 還付を受けることとなる法人所得税の額(法ととなる法人所得税の額がある場合には当該 し、当該各事業年度において還付を受けるこ号に規定する個別計算納付法人所得税額と 得税にあつては第三十九条の十五第二項第八 課税規定(第三十九条の十五第六項に規定す 号において「法人所得税」という。)の額 人所得税に関する法令に企業集団等所得課税 て納付をすることとなる第二十五条の十九第 人所得税額)を控除した金額とする。) (法人所得税に関する法令に企業集団等所得 当該外国関係法人が当該各事業年度におい 項第一号に規定する法人所得税(以下この 2

18 について、第十六項の規定により計算した場合係法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額 に算出される欠損の金額をいう。 第二十五条の二十第七項及び第八項の規定 前項第一号に規定する欠損金額とは、外国関

をいう。以下この項において同じ。)」とあるの社 (同条第二項第一号に規定する外国関係会社 は金額の計算について準用する。この場合におのとして政令で定める外国法人の株式等の数又 るものとする。 とあるのは「居住者又は内国法人」と読み替え 質支配関係がある場合には、零とする」とある 当該発行法人と居住者又は内国法人との間に実 とあるのは「居住者又は内国法人」と、「いい、 社」とあるのは「外国法人」と、「居住者等」 は「外国法人」と、同項第一号中「外国関係会 いて、第二十五条の十九第五項中「外国関係会 定の例により計算する場合について準用する。 所得の金額につき、同条第一項又は第二項の規 第二十五条の十九第五項の規定は、法第四十 は「いう」と、同項第二号中「外国関係会 の七第二項第六号に規定する間接に有するも 」とあるのは「外国法人」と、「居住者等」 外国関係法人の各事業年度の決算に基づく 4

第二十五条の二十二の規定は、法第四十条の 第二項第八号に規定する政令で定める部分対

条の七第一項に規定する外国関係法人に係る同 象外国関係法人について準用する。 第二十五条の二十二の二の規定は、法第四十 5

条第五項第一号に規定する政令で定めるところ (部分適用対象金額の計算等) により計算した割合について準用する。

と読み替えるものとする。 定める日について準用する。この場合におい 十条の七第六項に規定する清算外国金融関係法 六項」とあるのは、「法第四十条の七第六項」 に係る法第四十条の七第六項に規定する政令で 人をいう。次項及び第二十五項において同じ。) て、第二十五条の二十二の三第一項中「同条第 一項の規定は、清算外国金融関係法人(法第四

算外国金融関係法人の特定清算事業年度(法第第二十五条の二十二の三第二項の規定は、清 第七号の二まで」と読み替えるものとする。 をいう。第二十五項において同じ。)に係る法 四十条の七第六項に規定する特定清算事業年度 あるのは、「法第四十条の七第六項第一号から 中「同条第六項第一号から第七号の二まで」と 場合において、第二十五条の二十二の三第二項 する政令で定める金額について準用する。この 第四十条の七第六項各号列記以外の部分に規定

3 規定する外国金融関係法人に該当するものを除 る部分対象外国関係法人をいい、同項第八号に 額は、特殊関係株主等である居住者に係る部分 規定する政令で定めるところにより計算した金 算した金額とする。 請求権勘案保有株式等の占める割合を乗じて計 の第二十五条の二十五第八項第一号に規定する ある居住者の有する当該部分対象外国関係法人 業年度終了の時における当該特殊関係株主等で 当該部分対象外国関係法人の当該各事業年度終 象金額をいう。以下この節において同じ。)に、 対象外国関係法人(同条第二項第七号に規定す 了の時における発行済株式等のうちに当該各事 (法第四十条の七第六項に規定する部分適用対 いて同じ。) の各事業年度の部分適用対象金額 く。以下この条(第八項第四号を除く。)にお 法第四十条の七第六項各号列記以外の部分に

分対象外国関係法人が受ける剰余金の配当等 に係る同号に規定する政令で定める要件につい金の配当等をいう。 次項において同じ。) の額 (法第四十条の七第六項第一号に規定する剰余 て準用する。 第二十五条の二十二の三第四項の規定は、部

第四十条の七第六項第一号に規定する政令で定 第二十五条の二十二の三第五項の規定は、 法

第二十五条の二十七 第二十五条の二十二の三第

7 6 額とする。

に規定する支払を受ける利子に準ずるものを含 おいて準用する第二十五条の二十二の三第七項 で定める利子の額は、次に掲げる利子 む。以下この項において同じ。)の額とする。 法第四十条の七第六項第二号に規定する政令 定する割賦販売、同条第二項に規定するロー割賦販売等(割賦販売法第二条第一項に規

二 部分対象外国関係法人(その本店所在地国 の支払の猶予により生ずる利子の額 外国関係法人に係る次号イ及びロに掲げる者 卸資産をいう。以下この号において同じ。) 資産(法人税法第二条第二十号に規定する棚 以外の者に対して行う棚卸資産の販売の対価 従事しているものに限る。)が当該部分対象 るために通常必要と認められる業務の全てに 対価の支払の猶予に係る業務を的確に遂行す の販売及びこれに付随する棚卸資産の販売の においてその役員又は使用人がその行う棚卸

9

三 部分対象外国関係法人(その本店所在地国 の本店所在地国においてその役員又は使用人所、店舗その他の固定施設を有し、かつ、そ においてその行う金銭の貸付けに係る事務

める剰余金の配当等の額について準用する。こ 第六項第一号の」と読み替えるものとする。 項中「同号の」とあるのは、「法第四十条の七 の場合において、第二十五条の二十二の三第五 法第四十条の七第六項第一号に規定する政令

第四十条の七第六項第二号に規定する支払を受・ 第二十五条の二十二の三第七項の規定は、法 二十二の三第六項の規定の例により計算した金 負債の利子の額の合計額につき、第二十五条の 象外国関係法人が当該事業年度において支払うで定めるところにより計算した金額は、部分対

8 について準用する。 ける利子に準ずるものとして政令で定めるもの

から生ずる利子の額

である外国法人(前号(イ及び口を除く。) が当該部分対象外国関係法人に係る関連者等 外国金融関係法人に該当するものを除く。) 外国関係法人に限る。)に対して行う金銭 に規定する部分対象外国関係法人及び同条第 分対象外国関係法人(同項第八号に規定する 八項各号列記以外の部分に規定する部分対象 法第四十条の七第二項第七号に規定する部

は第十項の規定の例により計算した金額とす 法第四十条の七第六項第四号に規定する政令

10 係る原価の額につき、同項の規定により同条第 項の規定は、有価証券の前項に規定する譲渡に 第二十五条の二十二の三第十一項及び第十三

をいい、個人を除く。次号において同じ。) するために通常必要と認められる業務の全て がその行う金銭の貸付けの事業を的確に遂行 いて同じ。)がその関連者等(次に掲げる者 に従事しているものに限る。以下この号にお に対して行う金銭の貸付けに係る利子の - 前条第十三項第一号中「法第四十条の七係内国法人及び特殊関係株主等 当該部分対象外国関係法人に係る特殊関

規定する部分対象外国関係法人に該当する 係法人に係る同項各号に掲げる者 み替えた場合における当該部分対象外国関 規定中「法第四十条の七第二項第四号ハ 係法人」とあり、及び同号イからハまでの 条の七第二項第四号ハ(1)に掲げる事業 る外国金融関係法人に該当するものを除 ものに限るものとし、同項第八号に規定す 関係法人(法第四十条の七第二項第七号に 係法人」とあるのを「外国関係法人」と読 びに同項第六号中「同条第二項第四号ハ を主として行う外国関係法人」とあり、 第二号から第五号までの規定中「法第四十 く。以下この項において同じ。)」と、同項 第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主と (1) に掲げる事業を主として行う外国関 して行う外国関係法人」とあるのを「外国 (1) に掲げる事業を主として行う外国関 並

券(法人税法第二条第二十一号に規定する有価で定めるところにより計算した金額は、有価証 の額につき、第二十五条の二十二の三第九項又 条の七第六項第四号に規定する譲渡に係る原価 証券をいう。次項において同じ。)の法第四十 貸付けに係る利子の額

- 12 第二十五条の二十二の三第十四項の規定は、定める取引について準用する。 | 注第四十条の七第六項第六号に規定する政令で | 1 第二十五条の二十二の三第十三項の規定に
- 第二十五条の二十二の三第十五項の規定は部 第二十五条の七第六項第七号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額について準用する。こと第四十条の七第六項第七号」とあるのは「第四十条の七第六項第一号」と、「第四十条の四第六項第一号」と、「第四十条の四第六項第一号」と、「第四十条の四第六項第一号」と、「第四十条の四第六項第一号」とあるのは「第四十条の四第六項第一号」とあるのは「第四十条の四第六項第一号」とある。これが、第二十五項の規定は第一号。

分対象外国関係法人に係る法第四十条の七第六

- 及び第十八項において同じ。)に該当するものので定める金額に知定する固定資産のうち無形資産等(同項等九号に規定する固定資産のうち無形資産等(同項をは部分対象外国関係法人に係る同号口に規定する。 ま第四十条の七第六項第八号に規定する政令で定める固定資産は、法人税法第二条第二十二 する。 19 で定める固定資産は、法人税法第二条第二十二 19 で定める固定資産のうち無形資産等(同項第七号の二イに規定する政令で定める金額に 19 に該当するもの 19
- は、法第四十条の七第六項第八号に規定する政令 に係る債却費の額につき、第二十五条の二十二 に係るものに限る。第十九項において同じ。) 21 に係るものに限る。第十九項において同じ。) 21 に係るものに限る。第十九項において同じ。) 21 に係るものに限る。第十九項において同じ。) 21 に係るものに限る。第十九項に対した金額は、部分対 象外国関係法人が有する固定資産(同号に規定 で定めるところにより計算した金額は、部分対 の三第十九項の規定の例により計算した金額と で定めるところにより計算した金額は、部分対 の三第十九項の規定の例により計算した金額と で定めるところにより計算した金額と

- 用に供している場合の当該無形資産等の使機の貸付けを除く。次号において同じ。)の有、無形資産等の提供又は船舶若しくは航空育産等をその事業(株式等若しくは債券の保資産等をその事業(株式等若しくは債券の保証が 当該部分対象外国関係法人が取得をした無形資土 部分対象外国関係法人が取得をした無形資
- 合の当該無形資産等の使用料該許諾につき相当の対価を支払い、かつ、当該許諾につき相当の対価を支払い、かつ、当該所資産等をその事業の用に供している場所資産等 当該部分対象外国関係法人が当
- した金額とする。 法第四十条の七第六項第九号に規定する政治 はいるところにより計算した金額は、部分対で定めるところにより計算した金額は、部分対で定めるところにより計算した金額は、部分対で定めるところにより計算した金額は、部分対 は第四十条の七第六項第九号に規定する政令
- り 第十二頁(第三号と余く。)の見記は、法第の意、第十六項又は前項の規定により同条第十一項の規定の例により計算するのき、第十六項又は無形資産等に係る償却費の額にる固定資産又は無形資産等に係る償却費の額に 十三項の規定は、部分対象外国関係法人が有す 第二十五条の二十二の三第二十二項及び第二
- 替えるものとする。 第十七項(第三号を除く。)の規定は、法第野十七項(第三号を除く。)の規定は、法第世元項、第十七項中「使用料(」とあるのは「対価の額(」と、「当該使用料」とあるのは「対価の額」と、同項第十号に規定する政令で定めの額(」と、「当該使用料」とあるのは「対価の額について準用する。この場合においる対価の額について準用する。この場合においる対価の額について準用する。この規定は、法第四十条の七第六項第十号に規定する政治では、

法第六十六条の九の二第二項第七号に規定する開始した事業年度、部分対象外国関係法人又はに開始した事業年度(平成三十年四月一日前に

部分対象外国関係法人(同項第八号に規定する

- 3 第二十五条の二十二の三第九頃から第十二頃のとする。 この場合において、第二十五条の二十二のる。この場合において、第二十五条の二十二のる。この場合において、第二十五条の二十二のる。この場合において、第二十五条の二十二のとする。 は、部分対象外国関係法人に係る法第四十条のとする。
- た金額について準用する。 までの規定は、法第四十条の七第六項第十一号 までの規定は、法第四十条の七第六項第十一号 第二十五条の二十二の三第九項から第十二項
- 法第四十条の七第六項第十一号トに掲げる金額23 第二十五条の二十二の三第十四項の規定は、

- に係る利益の額又は損失の額について準用する。

十五第八項第一号に規定する請求権勘案保有株る当該部分対象外国関係法人の第二十五条の二

式等の占める割合を乗じて計算した金額とす

- 、部分対 25 法第四十条の七第七度開始の日前七年以内において 外国関係法人の各事業年度開始の日前七年以内において 外国関係法人の各事業年度の同条第十 にあつては特定金融所得金額(同項に規定する類の人が有す 特定金融所得金額をいう。以下この項において及び第二 にあつては特定金融所得金額(同項に規定する額の合計額が零を下回る場合には零とした場合の当該各号に掲げる金額の合計額が客を下回る場合には零とがないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額が零を下回る場合には零ととする。)から当該部分対象外国関係法人の当該各事業年度開始の日前七年以内といる。
- (金融関係法人部分適用対象金額の計算等) 外国金融関係法人に該当するものを除く。)に相当する事業年度(法第六十六条の九の二第十項第一号に該当する事実がある場合のその該当しなかつた事業年度を含む。)を除く。)において生じた部分適用対象損失額(法第六十六条の九の二第十項第一号に該当する事実がある場合のその該当事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額(清算外国金融関係法人の特定清算事業年度にあつては特定金融所得金額がないものとした場合の当該各号に掲げる金額の合計額の合計額(法第二十年)が表述の表別のを除く。)に相当する金額を控除した残額とする。に相当する金額を控除した残額とする。に相当する金額を控除した残額とする。

定める金額について準用する。

回ることができない資本の額を勘案して政令で

列記以外の部分に規定する政令で定めるところ第二十五条の二十八 法第四十条の七第八項各号

- 2 第二十五条の二十二の四第二項から第四項ま 3 第二十五条の二十二の四第二項から第四項ま 3 第二十五条の二十二の四第二項がら第四項ま 3 第二十五条の二十二の四第二項が対対 3 第二項がら 3 第二項がら 3 第二項がら第四項を 3 第二項がら第四項を 3 第二項がら第四項を 3 第二項がら第四項を 3 第二項がら 3 第二項が 3 第二列が 3 第
- 産の額として政令で定める金額は、部分対象外 第四十条の七第八項第一号に規定する部分対象 第四十条の七第八項第一号に規定する部分対象 額とする。 第二十五条の二十二の四第七項の規定は、法 額とする。
- 計算した金額とする。
  一計算した金額とする。
  一計算した金額とする。
  一計算した金額とする。
  一計算した金額とする。
  一十二の四第七項に規定する親会社等資本持分相当額から前項において準用する第二十五条の二十二の四第七項に規象外国関係法人の当該事業年度に係る同号に規定する金額とする。
- ころ で定めるところにより調整を加えた金額は、部合号 7 法第四十条の七第九項第二号に規定する政令

く。)の合計額に相当する金額を控除した残額 年度前の事業年度において控除されたものを除 回る額をいい、この項の規定により当該各事業 第四号に掲げる金額が零を下回る場合のその下 を含む。)を除く。)において生じた金融関係法 当する事実がある場合のその該当する事業年度 年度(法第六十六条の九の二第十項第一号に該 部分対象外国関係法人を含む。)に該当しなか の九の二第八項各号列記以外の部分に規定する 事業年度(平成三十年四月一日前に開始した事 当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した 合には、零)から当該部分対象外国関係法人の 第四号に掲げる金額(当該金額が零を下回る場 分対象外国関係法人の各事業年度の同条第八項 に該当する事実がある場合のその該当する事業 つた事業年度及び法第四十条の七第十項第一号 人部分適用対象損失額(法第四十条の七第八項 部分対象外国関係法人(法第六十六条

対象金額に係る適用除外)(部分適用対象金額又は金融関係法人部分適用

第二十五条の二十九 法第四十条の七第十項第三 号に規定する政令で定める金額は、同条第二項 2 第七号に規定する部分対象外国関係法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額(各事業年度の所得を課税標準として課される第二十五条の十九第一項第一号に規定する部分対象外国関係法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額(各事業年度の所得を課税標準として課される第二十五条の二十九 法第四十条の七第十項第三 2 第二十五条の二十九 法第四十条の七第十項第三

(剰余金の配当等の額の控除)

第二十五条の三十 額をいう。以下この条において同じ。)に係る 第四十条の七第六項に規定する部分課税対象金 総収入金額に算入される部分課税対象金額(法 の配当日の属する年分の雑所得の金額の計算上 分適用対象金額(特殊関係株主等である居住者 に係る事業年度の調整金額を控除した残額、部同じ。)から当該外国法人の当該適用対象金額 じ。) に係るものに限る。以下この項において 課税対象金額をいう。以下この条において同 税対象金額(法第四十条の七第一項に規定する 所得の金額の計算上総収入金額に算入される課 おいて「配当日」という。)の属する年分の雑 居住者の同号に規定する配当日(以下この条に に規定する政令で定める金額は、同号の外国法 人に係る適用対象金額(特殊関係株主等である 以下この項において同じ。)又は 法第四十条の八第一項第一号

乗じて計算した金額の合計額とする。

における発行済株式等のうちに当該事業年度終

は金額)をいう。次項において同じ。)の占め総額のうちに占める割合を乗じて計算した数又 る割合を乗じて計算した金額とする。 求権に基づき受けることができる法第四十条の 者が当該請求権の内容が異なる株式等に係る請 権の内容が異なる株式等を発行している場合に 当該事業年度終了の時における当該特殊関係株 業年度終了の時における発行済株式等のうちに 額又は金融関係法人部分適用対象金額に係る事 外国法人の当該適用対象金額、部分適用対象金 項に規定する金融関係法人部分課税対象金額を 係法人部分課税対象金額(法第四十条の七第八 の金額の計算上総収入金額に算入される金融関 等である居住者の配当日の属する年分の雑所得 八第一項に規定する剰余金の配当等の額がその は、当該外国法人の発行済株式等に、当該居住 人の株式等の数又は金額(当該外国法人が請求 権勘案直接保有株式等(居住者が有する外国法 主等である居住者の有する当該外国法人の請求 に限る。以下この項において同じ。) に、当該 いう。以下この条において同じ。) に係るもの 金融関係法人部分適用対象金額(特殊関係株主 4 3

2 の配当日の属する年の前年以前三年内の各年分 殊関係株主等である居住者の有する当該外国法 うちに当該各事業年度終了の時における当該特 る各事業年度終了の時における発行済株式等の 象金額又は金融関係法人部分適用対象金額に係 当該外国法人の当該適用対象金額、部分適用対 ものに限る。以下この項において同じ。)に、 各年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算 居住者の配当日の属する年の前年以前三年内の 内の各年分の雑所得の金額の計算上総収入金額 ある居住者の配当日の属する年の前年以前三年 対象金額に係る各事業年度の調整金額を控除し た課税対象金額に係るものに限る。以下この項 の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入され の適用対象金額(特殊関係株主等である居住者 で定める金額は、同号の外国法人の各事業年度 入された金融関係法人部分課税対象金額に係る 法人部分適用対象金額(特殊関係株主等である る。以下この項において同じ。)又は金融関係 に算入された部分課税対象金額に係るものに限 た残額、部分適用対象金額(特殊関係株主等で において同じ。)から当該外国法人の当該適用 人の請求権勘案直接保有株式等の占める割合を 法第四十条の八第一項第二号に規定する政令

って次に掲げるものとする。 法第四十条の八第二項第一号に規定する政令のて次に掲げるものとする。

ただりのと見て、己ニーのようのでは、だったで、こので、 法第四十条の八第二項第一号に規定する政令合には、最も早い日)前に受けたもの合には、最も早い日)前に受けたものおよりという。 当該他の外国法人の課税対象金額等の生ず

5 属する年分の雑所得の金額の計算上総収入金額金額(特殊関係株主等である居住者の配当日の のに限る。以下この項において同じ。)から当総収入金額に算入される課税対象金額に係るもの配当日の属する年分の雑所得の金額の計算上 る適用対象金額(特殊関係株主等である居住者 令で定める金額は、同号イの他の外国法人に係 等の額を除く。)につき、第二十五条の二十三 法人部分適用対象金額に係る事業年度終了の時 分課税対象金額に係るものに限る。以下この項 計算上総収入金額に算入される金融関係法人部 法人部分適用対象金額(特殊関係株主等である る。以下この項において同じ。) 又は金融関係 年度の調整金額を控除した残額、部分適用対象 該他の外国法人の当該適用対象金額に係る事業 第四項の規定の例により計算した金額とする。 額(同号に規定する政令で定める剰余金の配当 の前年以前二年内の各年において同号の外国法 で定める金額は、配当日の属する年及びその年 において同じ。) に、当該他の外国法人の当該 居住者の配当日の属する年分の雑所得の金額の に算入される部分課税対象金額に係るものに限 人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の 法第四十条の八第二項第二号イに規定する政 部分適用対象金額又は金融関係

(であ) 割合を乗じて計算した金額とする。(まする) 等の数をいう。次項において同じ。)の占めるいた剰 の数(同項第二号イに規定する間接保有の株式等) は有する当該他の外国法人の間接保有の株式等 者が同条第二項第一号の外国法人を通じて間接) 政令 了の時において当該特殊関係株主等である居住

ある居住者が同条第二項第一号の外国法人を通業年度終了の時において当該特殊関係株主等で 前二年内の各年分の雑所得の金額の計算上総収 係るものに限る。以下この項において同じ。) る居住者の前二年内の各年分の雑所得の金額 事業年度の適用対象金額(特殊関係株主等であ 令で定める金額は、同号ロの他の外国法人の各 額の合計額とする。 の株式等の数の占める割合を乗じて計算した金 じて間接に有する当該他の外国法人の間接保有 関係法人部分適用対象金額に係る各事業年度終 当該適用対象金額、部分適用対象金額又は金 の項において同じ。) に、当該他の外国法人の 額の計算上総収入金額に算入された金融関係法 融関係法人部分適用対象金額(特殊関係株主等 のに限る。以下この項において同じ。) 又は金 適用対象金額(特殊関係株主等である居住者の る各事業年度の調整金額を控除した残額、 から当該他の外国法人の当該適用対象金額に係 計算上総収入金額に算入された課税対象金額に 了の時における発行済株式等のうちに当該各事 である居住者の前二年内の各年分の雑所得の金 入金額に算入された部分課税対象金額に係るも 人部分課税対象金額に係るものに限る。以下こ 法第四十条の八第二項第二号ロに規定する政 部分

(特定関係の判定等)

2 第二十五条の三十一 法第四十条の七第一項、 法人に該当するものと判定された場合には、 業年度終了の時において、外国法人が外国関係 内国法人の各事業年度終了の時の現況による。 当するかどうかの判定については当該特殊関係 及び外国法人が同項に規定する外国関係法人 となる事実が生ずる直前の現況によるものと 六項又は第八項の規定を適用する場合にお 人との間に当該特定関係があるかどうかの判定 し、その後に特殊関係株主等と特殊関係内国法 は同条第一項に規定する特定関係の発生の基因 定内国法人に該当するかどうかの判定について (次項において「外国関係法人」という。) に該 て、内国法人が同条第二項第一号に規定する特 前項の規定により、特殊関係内国法人の各事 当

2

十条の七の規定を適用する。 金融関係法人部分適用対象金額につき、法第四 業年度の適用対象金額、部分適用対象金額又は 該外国関係法人のその判定された日を含む各事

- 規定する控除限度額を計算する場合における所 四十条の八第一項若しくは第二項の規定の適用 いて準用する 得税法施行令第二百二十二条の規定の適用につ を受ける居住者の所得税法第九十五条第一項に 十条の七第一項、第六項若しくは第八項又は第 第二十五条の二十四第二項の規定は、法第四
- 四十条の九までの規定及び第二十五条の二十五法第四十条の七第十四項の規定を同条から法第 項まで及び第七項から第十一項までの規定は からこの条までの規定において適用する場合に ついて準用する。 前項に定めるもののほか、法人税法第四条の 法人税法施行令第十四条の六第一項から第五 3 兀
- 令で定める。 までの規定の適用に関し必要な事項は、財務省 までの規定又は第二十五条の二十五からこの条 者についての法第四十条の七から第四十条の九 三に規定する受託法人又は法人課税信託の受益

別税額控除 第九節 住宅借入金等を有する場合の特

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別

第二十六条 法第四十一条第一項に規定する住宅 者が主としてその居住の用に供すると認められ 上有する場合には、これらの家屋のうち、その 専ら当該居住の用に供されるものに限る。)と 家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が がその居住の用に供する次に掲げる家屋(その の用に供する家屋で政令で定めるものは、個人 る一の家屋に限るものとする。 し、その者がその居住の用に供する家屋を二以

- 一棟の家屋で床面積が五十平方メートル以 であるもの
- 取得は、同項に規定する既存住宅若しくは同条 第一項に規定する住宅の取得等とともにする当 第三十五項に規定する要耐震改修住宅又は同条 法第四十一条第一項に規定する政令で定める 有する場合には、その者の区分所有する部分 ことができるものにつきその各部分を区分所 の部分を独立して住居その他の用途に供する の床面積が五十平方メートル以上であるもの 一棟の家屋で、その構造上区分された数個 5 4

- 該個人と生計を一にする者に限る。)からの取 生計を一にしており、その取得後も引き続き当 る土地若しくは当該土地の上に存する権利(以 該住宅の取得等に係る家屋の敷地の用に供され 得とする。 で次に掲げる者(その取得の時において個人と 下この条において「土地等」という。)の取得
- 当該個人の親族
- 上婚姻関係と同様の事情にある者 当該個人と婚姻の届出をしていないが事実
- 前三号に掲げる者と生計を一にするこれら
- としてその居住の用に供すると認められる一の うち建築後使用されたことのあるものとし、そ 四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議し 家屋に限るものとする。 る場合には、これらの家屋のうち、その者が主 の者がその居住の用に供する家屋を二以上有す より証明がされたもの又は確認を受けたものの のであることにつき財務省令で定めるところに と及び次に掲げる要件のいずれかに該当するも 第一項各号のいずれかに該当するものであるこ 専ら当該居住の用に供されるものに限る。) で、 屋で耐震基準に適合するものとして政令で定め 同項に規定する建築後使用されたことのある家 ものは、建築基準法施行令第三章及び第五章の 安全性に係る規定又は基準として政令で定める (その床面積の二分の一以上に相当する部分が るものは、個人がその居住の用に供する家屋 て定める地震に対する安全性に係る基準とし、 法第四十一条第一項に規定する地震に対する
- のであること。 昭和五十七年一月一日以後に建築されたも
- 適合するものであること。 法第四十一条第一項に規定する耐震基準に
- をした家屋で政令で定めるものは、同項に規定 する既存住宅のうち新築された日から起算して 十年を経過したものとする。 法第四十一条第一項に規定する特定増改築等
- の用に供する家屋で政令で定めるものは、個人 は、これらの家屋のうち、 の居住の用に供する家屋を二以上有する場合に がその居住の用に供する家屋とし、その者がそ 法第四十一条第一項に規定するその者の居住 その者が主としてそ

- 6 るものとする。
- 受ける金銭その他の資産によつて生計を維持 しているもの 前二号に掲げる者以外の者で当該個人から

- 7 くは既存住宅(その者の住宅借入金等にこれら くは取得をした同項に規定する居住用家屋若し にその者の居住の用以外の用に供する部分があ 等をした家屋の当該増改築等に係る部分のうち 屋及び当該土地等)又は同項に規定する増改築 る場合における同項の規定の適用については、
- の金額は、当該金額に、これらの家屋の第 て計算した金額とする。 当該居住用家屋又は既存住宅のうちにその

- の居住の用に供すると認められる一の家屋に限
- 用の額に達するまでの金額とする。 条第一項の規定の適用については、当該住宅借 費用の額から当該補助金等の額又は当該住宅取合には、当該住宅の取得等に係る対価の額又は いて同じ。) を超える場合における法第四十一 用を受けた部分の金額に限る。第二十五項にお は相続税法第二十一条の十二第一項の規定の適 得等資金の額(法第七十条の二第一項の規定又 定する住宅取得等資金をいう。以下この項及び る場合又は住宅取得等資金(法第七十条の二第 及び第二十五項において同じ。)の交付を受け その他これらに準ずるものをいう。以下この項 (当該住宅の取得等に関し、補助金等(国又はおいて同じ。)に係る対価の額又は費用の額 地等の取得に係る住宅借入金等が含まれる場合 宅の取得等に係る家屋の敷地の用に供される土 が、同項に規定する住宅の取得等(当該住宅借 の条及び次条において同じ。)の金額の合計額 入金等の金額の合計額は、当該対価の額又は費 いて同じ。)を控除した金額。以下この項にお 第二十五項において同じ。) の贈与を受けた場 二項第五号又は第七十条の三第三項第五号に規 地方公共団体から交付される補助金又は給付金 入金等に当該住宅の取得等とともにする当該住 (同項に規定する住宅借入金等をいう。 法第四十一条第一項の個人の住宅借入金等 には、当該土地等の取得を含む。以下この項に 以下こ
- の家屋の敷地の用に供する土地等の取得に係る 住宅借入金等が含まれる場合には、これらの家 次に定めるところによる。 法第四十一条第一項の個人が新築をし、若し
- 用に供する部分の床面積の占める割合を乗じ 項各号に規定する床面積のうちに当該居住の 又は当該既存住宅の取得に係る住宅借入金等 合には、当該居住用家屋の新築若しくは取得 者の居住の用以外の用に供する部分がある場

- 二 当該土地等のうちにその者の居住の用以外 供する部分の土地等の面積の占める割合を乗 号において同じ。)のうちに当該居住の用に 面積をいう。以下この号及び第二十六項第二 る部分の床面積の占める割合を乗じて計算し 棟の家屋の敷地の用に供する土地の面積に当 当該土地の面積(第一項第二号に掲げる家屋 金額に、当該土地等の面積(土地にあつては 等の取得に係る住宅借入金等の金額は、当該 じて計算した金額とする。 土地の上に存する権利にあつては当該土地 た面積。以下この号において同じ。)をいい、 該家屋の床面積のうちにその者の区分所有す の敷地の用に供する土地については、その一 用に供する部分がある場合には、当該土
- 三 当該増改築等に係る部分のうちにその者の 乗じて計算した金額とする。 該増改築等に要した費用の額の占める割合を の額のうちに当該居住の用に供する部分の当 は、当該金額に、当該増改築等に要した費用 は、当該増改築等に係る住宅借入金等の金額 居住の用以外の用に供する部分がある場合に
- 9 共済組合その他財務省令で定めるものとする。 和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規 貸付けを行う政令で定める者は、貸金業法 定める借入金は、次に掲げる借入金とする。 行うもの、沖縄振興開発金融公庫、国家公務員 又は購入に必要な資金の長期の貸付けの業務を 定する貸金業者で住宅の用に供する家屋の建築 法第四十一条第一項第一号に規定する政令で 法第四十一条第一項第一号に規定する資金 昭
- 項に規定する者から借り入れた借入金のうち 法人住宅金融支援機構、地方公共団体又は前 号において「金融機関」という。)、独立行政 規定する金融機関(以下この項及び次項第五 する資金に充てるために、法第八条第一項に 地等の取得をした場合における当該取得に要 同項に規定する既存住宅又は同条第十項に規 当該土地等の取得に要する資金に係る部分 である同条第一項に規定する既存住宅ととも ないもの若しくは同項に規定する認定住宅等 定する認定住宅等で建築後使用されたことの で建築後使用されたことのないもの若しくは にこれらの家屋の敷地の用に供されていた土 法第四十一条第一項に規定する居住用家屋
- 一 その新築をした法第四十一条第一項に規定 する居住用家屋又は同条第十項に規定する認

三 その新築をした法第四十一条第一項に規定 家屋又は当該認定住宅等の新築及び当該土地築の日前に取得した場合における当該居住用 する資金に係る部分 おいて同じ。) のうち当該土地等の取得に要 事の着工の日後にされたものに限る。次号に 入れた借入金(借入金の受領が当該新築の工 融公庫その他財務省令で定めるものから借り 行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金 等の取得に要する資金に充てるために、独立 定住宅等の敷地の用に供する土地等をその新

法第十五条第二項の規定により行う同項の住国家公務員共済組合等が勤労者財産形成促進 の取得に要する資金に係る部分 宅資金の貸付けに係るもののうち当該土地等 等」という。) から借り入れた借入金で当該 (以下この号において「国家公務員共済組合 公務員共済組合その他財務省令で定めるもの 等の取得に要する資金に充てるために、国家 家屋又は当該認定住宅等の新築及び当該土地 築の日前に取得した場合における当該居住用 定住宅等の敷地の用に供する土地等をその新 する居住用家屋又は同条第十項に規定する認

るものを除く。) 入れた借入金(前号に掲げる借入金に該当す 済組合その他財務省令で定めるものから借り 体、前項に規定する貸金業者、国家公務員共 金に充てるために、金融機関、地方公共団 た場合における当該土地等の取得に要する資 地方公共団体等からその新築の日前に取得し められているものに限る。) に従つて、当該 分譲に係る契約(次に掲げる事項の全てが定 間で締結された住宅建設の用に供する宅地の 住宅供給公社又は土地開発公社(以下この号 公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方 定住宅等の敷地の用に供する土地等を、 する居住用家屋又は同条第十項に規定する認 において「地方公共団体等」という。)との その新築をした法第四十一条第一項に規定 地方

あること。

を条件として、 の日後一定期間内に当該譲り受けた宅地の 上に住宅の用に供する家屋を建築すること 当該宅地を譲り受けた者が、その譲受け 当該宅地を譲り受けるもの

受けた者がイの条件に違反したときは、当 該宅地の分譲に係る契約を解除し、又は当 当該地方公共団体等は、当該宅地を譲り

該譲渡をした宅地を買い戻すことができる

Ŧi.

めるものから借り入れた借入金(第三号に掲者、国家公務員共済組合その他財務省令で定 取得に要する資金に充てるために、金融機 げる借入金に該当するものを除く。) ている場合に限る。) における当該土地等の 認定住宅等の新築の工事の請負契約が成立し 掲げる事項に従つて当該居住用家屋又は当該 者からその新築の日前に取得した場合(イに のに限る。) に従つて、当該宅地建物取引業 宅建設の用に供する宅地の分譲に係る契約 取引業者」という。)との間で締結された住 物取引業者(以下この条において「宅地建物 建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建 定住宅等の敷地の用に供する土地等を、宅地 する居住用家屋又は同条第十項に規定する認 (次に掲げる事項の全てが定められているも その新築をした法第四十一条第一項に規定 地方公共団体、前項に規定する貸金業

宅地の分譲に係る契約は成立しないもので1 イの条件が成就しなかつたときは、当該 契約の成立の条件とされていること。 が成立することが、当該宅地の分譲に係る宅の用に供する家屋の建築工事の請負契約 業者の当該宅地の販売に係る代理人である が当該譲り受けた宅地の上に建築をする住 者との間において当該宅地を譲り受けた者 該宅地建物取引業者又は当該宅地建物取引 後三月以内に当該宅地を譲り受けた者と当 当該宅地の分譲に係る契約の締結の日以

該土地等の取得に要する資金に充てるため築の日前二年以内に取得した場合における当 借入金で当該イ又はロに掲げる者の区分に応 じそれぞれイ又は口に定める要件を満たすも 定住宅等の敷地の用に供する土地等をその新 する居住用家屋又は同条第十項に規定する認 その新築をした法第四十一条第一項に規定 (前三号に掲げる借入金に該当するものを 次のイ又はロに掲げる者から借り入れた

係る債権を担保するために当該居住用家屋 する貸金業者 これらの者の当該借入金に 権の設定がされたこと又は当該借入金に係 若しくは当該認定住宅等を目的とする抵当 金融機関、地方公共団体又は前項に規定

> 該認定住宅等を目的とする抵当権の設定が 担保するために当該居住用家屋若しくは当 者の当該保証若しくは塡補に係る求償権を することを約する保険契約を締結した保険 係る債務の不履行により生じた損害を填

の設定がされたこと。

期間内にその者の居住の用に供する住宅 ること。 該国家公務員共済組合その他財務省令で 付けの条件に従つてされたことにつき当 地等の取得及び当該住宅の建築が当該貸 等の取得に要する資金に充てるために貸 を建築することを条件として、当該土地 た者がその取得をする土地等の上に一定 定めるものの確認を受けているものであ し付けられたものであり、かつ、当該土 当該借入金が、当該借入金を借り入れ

定める債務は、次に掲げる債務とする。 法第四十一条第一項第一号に規定する政令で た建設業者から当該住宅の取得等又は当該認当該認定住宅等の新築等の工事を請け負わせ 請け負わせた個人が、当該住宅の取得等又は下この項において「建設業者」という。)に 定住宅等の新築等の工事の請負代金の全部又 築等の工事を建設業法(昭和二十四年法律第 等又は同条第十項に規定する認定住宅等の新 百号)第二条第三項に規定する建設業者(以 法第四十一条第一項に規定する住宅の取得

で建築後使用されたことのないもの若しくは は一部に充てるために借り入れた借入金 同項に規定する既存住宅又は同条第十項に規 法第四十一条第一項に規定する居住用家屋

る債務を保証する者若しくは当該借入金に 定する認定住宅等で建築後使用されたことの

国家公務員共済組合その他財務省令で定 くは当該認定住宅等を目的とする抵当権 権を担保するために当該居住用家屋若し 険者の当該保証若しくは塡補に係る求償 当該認定住宅等を目的とする抵当権の設 担保するために当該居住用家屋若しくは することを約する保険契約を締結した保 る債務の不履行により生じた損害を塡補 務を保証する者若しくは当該借入金に係 定がされたこと又は当該借入金に係る債 これらの者の当該借入金に係る債権を (1) 又は(2) に掲げる要件

は当該家屋の譲渡(当該家屋の譲渡とともに該家屋の新築の工事を請け負つた建設業者又 の新築をし、又は取得をした者に代わつて当を含む。)の対価の全部又は一部を当該家屋 家屋の敷地の用に供されていた土地等の取得又は取得(当該家屋の取得とともにする当該 金業者又は宅地建物取引業者である法人で住のの取得をした個人が、第八項に規定する貸 新築をし、又は当該居住用家屋若しくは当該若しくは同条第十項に規定する認定住宅等の らの家屋の敷地の用に供されていた土地等のともにした当該宅地建物取引業者からのこれこれらの家屋の取得(これらの家屋の取得と の対価の全部又は一部の支払を受けたことに 地の用に供されていた土地等の取得を含む。) 家屋の譲渡をした者からのこれらの家屋の敷 認定住宅等の新築の工事の請負代金又は取得し、又は取得をした当該居住用家屋又は当該 とを業とするものから、当該個人が新築を 等の譲渡を含む。)をした者に支払をするこ する当該家屋の敷地の用に供されていた土地 宅の用に供する家屋の新築の工事の請負代金 認定住宅等で建築後使用されたことのないも るために借り入れた借入金 取得を含む。)の対価の全部又は一部に充て 家屋の譲渡をした当該宅地建物取引業者から 建物取引業者から取得した個人が、これらのである同条第一項に規定する既存住宅を宅地 ないもの若しくは同項に規定する認定住宅等 (これらの家屋の取得とともにしたこれらの 法第四十一条第一項に規定する居住用家屋

体又は福利厚生会社が独立行政法人勤労者退後にされたものに限る。)で、当該事業主団 (ロに掲げる資金に係るものについては、当体又は福利厚生会社から借り入れた借入金形成促進法第九条第一項に規定する事業主団 該借入金の受領がロの新築の工事の着工の日 より当該法人に対して負担する債務 職金共済機構から貸付けを受けた同項の資金 に係るもの 次に掲げる資金に充てるために勤労者財

新築に要する資金(ロに掲げる資金を除 屋又は同条第十項に規定する認定住宅等の 法第四十一条第一項に規定する居住用家

定する居住用家屋又は同条第十項に規定す その新築をした法第四十一条第一項に規

該居住用家屋又は当該認定住宅等の新築及 その新築の日前に取得した場合における当 る認定住宅等の敷地の用に供する土地等を び当該土地等の取得に要する資金

おけるこれらの取得に要する資金 ともにこれらの家屋の敷地の用に供されて 認定住宅等である同条第一項に規定する既 たことのないもの若しくは同項に規定する 項に規定する認定住宅等で建築後使用され くは同項に規定する既存住宅又は同条第十 いた土地等の取得をした場合を含む。) 存住宅の取得をした場合(これらの家屋と 屋で建築後使用されたことのないもの若し 法第四十一条第一項に規定する居住用家

に要する資金 法第四十一条第一項に規定する増改築等

る借入金又は債務 法人をいう。)に対して有する当該債権に係 の管理及び回収に係る業務の委託をしている 約に従つて当該当初借入先に対して当該債権 めるものに限る。)を締結し、かつ、当該契 係る業務の委託に関する契約(財務省令で定 初借入先との間で当該債権の管理及び回収に ものに限る。)を受けた特定債権者(当該当 債権の譲渡(財務省令で定める要件を満たす げる債務に係る債権の譲渡があつた場合にお 当該当初借入先に対して負担する第三号に掲 れた同条第一項第一号に規定する借入金又は おいて「当初借入先」という。)から借り入 は第八項に規定する貸金業者(以下この号に 金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構又 築取得等に要する資金に充てるために個人が 等又は同条第十項に規定する認定住宅等の新 いて、当該個人が、当該当初借入先から当該 法第四十一条第一項に規定する住宅の取得 13

定める土地等の取得は、次に掲げる土地等の取 団体及び日本勤労者住宅協会とする。 家屋の分譲を行う政令で定める者は、地方公共法第四十一条第一項第二号に規定する居住用 法第四十一条第一項第二号に規定する政令で

得とする。 くは同項に規定する既存住宅又は同条第十項 家屋で建築後使用されたことのないもの若し 者から法第四十一条第一項に規定する居住用 機構、地方住宅供給公社又は前項に規定する に規定する認定住宅等で建築後使用されたこ 宅地建物取引業者、独立行政法人都市再生

> た土地等の取得をした場合における当該土地 ともにこれらの家屋の敷地の用に供されてい 宅等である同条第一項に規定する既存住宅と とのないもの若しくは同項に規定する認定住

立行政法人都市再生機構等からその新築の日られているものに限る。)に従つて、当該独 で締結された住宅建設の用に供する宅地の分行政法人都市再生機構等」という。)との間 前に取得した場合における当該土地等の取得 譲に係る契約(次に掲げる事項の全てが定め は地方公共団体(以下この号において「独立 行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又 定住宅等の敷地の用に供する土地等を、独立 する居住用家屋又は同条第十項に規定する認 その新築をした法第四十一条第一項に規定 を条件として、当該宅地を譲り受けるもの 上に住宅の用に供する家屋を建築すること の日後一定期間内に当該譲り受けた宅地の 当該宅地を譲り受けた者が、その譲受け

除し、又は当該譲渡をした宅地を買い戻す たときは、当該宅地の分譲に係る契約を解 該宅地を譲り受けた者がイの条件に違反し ことができること。 当該独立行政法人都市再生機構等は、当

定める債務は、次に掲げる債務とする。 法第四十一条第一項第二号に規定する政令で

貸付けを受けた同号の資金により建設し、又 社が独立行政法人勤労者退職金共済機構から 供されていた土地等の取得を含む。)の対価 規定する居住用家屋の取得(当該居住用家屋 るもののうち、当該資金に係る部分 の敷地の用に供される土地等を含む。)に係 は取得した当該居住用家屋(当該居住用家屋 に係る債務で当該事業主団体又は福利厚生会 厚生会社からの当該居住用家屋の敷地の用に の取得とともにした当該事業主団体又は福利 厚生会社から取得した法第四十一条第一項に 第一項第一号に規定する事業主団体又は福利 十九年法律第三十号)附則第八十七条の規定 による改正前の勤労者財産形成促進法第九条 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成

二 その新築をした法第四十一条第一項に規定 開発公社との間で締結された住宅建設の用に 定住宅等の敷地の用に供する土地等を、土地 する居住用家屋又は同条第十項に規定する認

の対価に係る債務

の日後一定期間内に当該譲り受けた宅地の を条件として、当該宅地を譲り受けるもの 上に住宅の用に供する家屋を建築すること 当該土地開発公社は、当該宅地を譲り受

法第四十一条第一項第三号に規定する政令で 譲渡をした宅地を買い戻すことができるこ 宅地の分譲に係る契約を解除し、又は当該 けた者がイの条件に違反したときは、当該

れていた土地等の取得とする。 をした者からのこれらの家屋の敷地の用に供さ存住宅の取得とともにしたこれらの家屋の譲渡 同号に規定する政令で定める土地等の取得は、 方住宅供給公社及び日本勤労者住宅協会とし、 同項に規定する既存住宅又は同条第十項に規定 定める法人は、独立行政法人都市再生機構、 する認定住宅等である同条第一項に規定する既

15 定める者は、次に掲げる者とする。 法第四十一条第一項第四号に規定する政令で 法第四十一条第一項第四号に規定する役員

う。)の親族 る個人(以下この項において「役員等」とい 次項から第十八項までにおいて同じ。)であ 又は使用者(同号に規定する使用者をいう。

二 役員等と婚姻の届出をしていないが事実上 婚姻関係と同様の事情にある者

て生計を維持しているもの 贈与により取得した金銭その他の資産によつ 前二号に掲げる者以外の者で役員等からの

前二号に掲げる者の親族

定める借入金は、次に掲げる借入金とする。 法第四十一条第一項第四号に規定する政令で 地等の取得をした場合における当該取得に要 である同条第一項に規定する既存住宅ととも ないもの若しくは同項に規定する認定住宅等 同項に規定する既存住宅又は同条第十項に規 で建築後使用されたことのないもの若しくは 定する認定住宅等で建築後使用されたことの にこれらの家屋の敷地の用に供されていた土 法第四十一条第一項に規定する居住用家屋

前に取得した場合における当該土地等の取得 従つて、当該土地開発公社からその新築の日 項の全てが定められているものに限る。) に 供する宅地の分譲に係る契約(次に掲げる事

する資金に充てるために、使用者から借り入

当該宅地を譲り受けた者が、その譲受け

一 その新築をした法第四十一条第一項に規定 うち、当該土地等の取得に要する資金に係る 形成促進法第九条第一項の資金に係るもの職金共済機構から貸付けを受けた勤労者財 る。) で当該使用者が独立行政法人勤労者退 該新築の工事の着工の日後にされたものに限 者から借り入れた借入金(借入金の受領が当 等の取得に要する資金に充てるために、使用 家屋又は当該認定住宅等の新築及び当該土地 築の日前に取得した場合における当該居住用 定住宅等の敷地の用に供する土地等をその新 れた借入金のうち当該土地等の取得に要する する居住用家屋又は同条第十項に規定する認 資金に係る部分

三 その新築をした法第四十一条第一項に規定 るものを除く。) 入れた借入金(前号に掲げる借入金に該当す 要する資金に充てるために、使用者から借り に取得した場合における当該土地等の取得に 間で締結された第九項第四号の契約に従つ 住宅供給公社又は土地開発公社(以下この号 公共団体、独立行政法人都市再生機構、 定住宅等の敷地の用に供する土地等を、 する居住用家屋又は同条第十項に規定する認 において「地方公共団体等」という。)との て、当該地方公共団体等からその新築の日 地方 地方

四 その新築をした法第四十一条第一項に規定 ら借り入れた借入金(第二号に掲げる借入金取得に要する資金に充てるために、使用者か 認定住宅等の新築の工事の請負契約が成立し 掲げる事項に従つて当該居住用家屋又は当該 らその新築の日前に取得した場合(同号イに 号の契約に従つて、当該宅地建物取引業者か 建物取引業者との間で締結された第九項第五 定住宅等の敷地の用に供する土地等を、宅地 に該当するものを除く。 ている場合に限る。) における当該土地等の する居住用家屋又は同条第十項に規定する認

五 その新築をした法第四十一条第一項に規定 に、使用者から借り入れた借入金でイ又は口該土地等の取得に要する資金に充てるため する居住用家屋又は同条第十項に規定する認 築の日前二年以内に取得した場合における当 定住宅等の敷地の用に供する土地等をその新

イ 当該使用者の当該借入金に係る債権を担借入金に該当するものを除く。) に掲げる要件を満たすもの(前三号に掲げる

内にその者の居住の用に供する住宅を建築 することを条件として、当該土地等の取得 者がその取得をする土地等の上に一定期間 を目的とする抵当権の設定がされたこと。 履行により生じた損害を塡補することを約 する者若しくは当該借入金に係る債務の不 認定住宅等を目的とする抵当権の設定がさ つてされたことにつき当該使用者の確認を び当該住宅の建築が当該貸付けの条件に従 たものであり、かつ、当該土地等の取得及 に当該居住用家屋若しくは当該認定住宅等 若しくは塡補に係る求償権を担保するため する保険契約を締結した保険者の当該保証 れたこと又は当該借入金に係る債務を保証 保するために当該居住用家屋若しくは当該 に要する資金に充てるために貸し付けられ 当該借入金が、当該借入金を借り入れた 18

定める土地等の取得は、次に掲げる土地等の取17 法第四十一条第一項第四号に規定する政令で受けているものであること。

使用者から法第四十一条第一項に規定する 居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは同項に規定する既存住宅又は同条 部定住宅等である同条第一項に規定する既存 は同項に規定する既存住宅又は同条 でとともにこれらの家屋の敷地の用に供されたことのないもの若しくは同項に規定する既存住宅又は同条 できともにこれらの家屋の敷地の用に供されていた土地等の取得をした場合における当 に関定する既存住宅又は同条 をはいた土地等の取得をした場合における当 に関定するの表すの表すの表す。

当該土地等の譲渡が、当該土地等を譲り目的とする抵当権の設定がされたこと。目的とする抵当権の設定がされたこと。当該居住用家屋若しくは当該認定住宅等をしくは塡補に係る求償権を担保するために

1 その断築をした去第四十一条第一頁こ規定に要する資金に充てるための借入金又は同条第十項に規定する認定住宅等の新築一 法第四十一条第一項に規定する居住用家屋に掲げる借入金とする。

要する資金に充てるための借入金要する資金に充てるための借入金要する資金に充てるための借入金要する高金に充分を決して、当該地方公共団体等からその新築の目前に取得した場合における当該土地等を、地方において「地方公共団体等」という。)との間で締結された第九項第四号の契約に従って、当該地方公共団体等からその新築の目前で締結された第九項第四号の契約に従って、当該地方公共団体等からその新築の目前で締結された第九項第四号の製造、地方の指入の借入金要は入る。

Ŧi.

三 その新築をした法第四十一条第一項に規定する居住用家屋又は同条第十項に規定する認定住宅等の敷地の用に供する土地等を、宅地との事項に従つて、当該宅地建物取引業者との間で締結された第九項第五とのでいる場合に限る。)における当該土地等の取得に要する資金に充てるための借入金取得に要する資金に充てるための借入金取得に要する資金に充てるための借入金取得に要する資金に充てるための借入金取得に要する資金に充てるための借入金取得に要する資金に充てるための借入金取得に要する資金に充てるための借入金取得に表す。

該土地等の取得に要する資金に充てるための築の日前二年以内に取得した場合における当定住宅等の敷地の用に供する土地等をその新する居住用家屋又は同条第十項に規定する認四 その新築をした法第四十一条第一項に規定

前項に規定する借入金(同項第二号から第四号号に掲げる土地等の取得の対価に係る債務又は

までに掲げる借入金に係るものに限る。)に係

く。) (前二号に掲げる借入金に該当するものを除借入金でイ又は口に掲げる要件を満たすもの

イ 当該借入金の貸付けをした者の当該借入金に係る債務を保証する者若しくは当該借入に係る債務を保証する者若しくは当該借入に係る債務の不履行により生じた損害を金に係る債務の不履行により生じた損害を金に係る債務の不履行により生じた損害を金に係る債務の不履行により生じた損害を金に係る債務の不履行によりを総立とを約する保険契約を締結した塡補することを約する保険契約を締結した塡補することを約する保険契約を締結した。

ロ 当該借入金が、当該借入金を借り入れた おぶその取得をする土地等の上に一定期間 内にその者の居住の用に供する住宅を建築することを条件として、当該土地等の取得 たものであり、かつ、当該土地等の取得及 たものであり、かつ、当該土地等の取得 で当該住宅の建築が当該貸付けの条件に従び当該住宅の建築が当該貸付けの条件に従び当該住宅の建築が当該貸付けの条件に従びした者の確認を受けているものであること。

20

法第四十一条第一項に規定する居住用家屋 に要する資金に充てるための借入金 に要する資金に充てるための借入金 に要する資金に充てるための借入金 に要する資金に充てるための借入金 に関立した場合を含む。) におけるこれらの取得 をした場合を含む。) におけるこれらの取得 をした場合を含む。) におけるこれらの取得 をした場合を含む。) におけるこれらの取得

は、個人がその居住の用に供する家屋で政令で定めるものは、個人がその居住の用に供する第一項各号に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅に該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとし、その居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてたの居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてとの居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、これらの家屋の財務省令で定めるものとする。

は、法第四十一条第十項第二号に規定する低炭素 と、これらの家屋の用に供する第一項各号に掲げる家屋(その家屋の床面積の二分の一以上に相 当する部分が専ら当該居住の用に供されるもの に限る。)で、都市の低炭素化の促進に関する に限る。)で、都市の低炭素化の促進に関する に限る。)で、都市の低炭素化の促進に関する に限る。)で、都市の低炭素化の促進に関する に限る。という。)に該当 するものであることにつき財務省令で定めると ころにより証明がされたものとし、その者がそ の居住の用に供する家屋を二以上有する場合に は、これらの家屋のうち、その者が主としてそ の居住の用に供すると認められる一の家屋に限 の居住の用に供すると認められる一の家屋に限 の居住の用に供すると認められる一の家屋に限 の居住の用に供すると認められる一の家屋に限

する部分が専ら当該居住の用に供されるものに家屋(その家屋の床面積の二分の一以上に相当人がその居住の用に供する第一項各号に掲げる築物に該当する家屋で政令で定めるものは、個業物に該当する家屋で政令で定めるものは、個

22

住の用に供すると認められる一の家屋に限るも これらの家屋のうち、その者が主としてその居 住の用に供する家屋を二以上有する場合には、 により証明がされたものとし、その者がその居 当該家屋の所在地の市町村長又は特別区の区長 ものであることにつき当該個人の申請に基づき 項に規定する特定建築物をいう。) に該当する により整備される特定建築物(同法第九条第一 で定める要件を満たすものであるものに限る。) 規定する認定集約都市開発事業計画が財務省令 事業(当該認定集約都市開発事業に係る同条に れる同法第十二条に規定する認定集約都市開発 律第十六条の規定により低炭素建築物とみなさ 限る。) で、都市の低炭素化の促進に関する法

住の用に供すると認められる一の家屋に限るも これらの家屋のうち、その者が主としてその居 住の用に供する家屋を二以上有する場合には、 により証明がされたものとし、その者がその居 ものであることにつき財務省令で定めるところ 臣が財務大臣と協議して定める基準に適合する 資する住宅の用に供する家屋として国土交通大 る。) で、エネルギーの使用の合理化に著しく 部分が専ら当該居住の用に供されるものに限 その居住の用に供する第一項各号に掲げる家屋 供する家屋として政令で定めるものは、個人が ギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に (その家屋の床面積の二分の一以上に相当する 法第四十一条第十項第三号に規定するエネル 26

屋を二以上有する場合には、これらの家屋のう 認められる一の家屋に限るものとする。 ち、その者が主としてその居住の用に供すると たものとし、その者がその居住の用に供する家 つき財務省令で定めるところにより証明がされ 議して定める基準に適合するものであることに 供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協 エネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に 専ら当該居住の用に供されるものに限る。) で、 家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が 住の用に供する第一項各号に掲げる家屋(その 家屋として政令で定めるものは、個人がその居 ギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する 法第四十一条第十項第四号に規定するエネル 27

25 金等(同項に規定する認定住宅等借入金等をい 法第四十一条第十項の個人の認定住宅等借入 以下この項及び次項において同じ。)の金

当

の認定住宅等借入金等に当該認定住宅等の敷地 取得をした同項に規定する認定住宅等(その者 合における同条第十項の規定の適用について 等の額又は当該住宅取得等資金の額を控除した等の新築取得等に係る対価の額から当該補助金 得を含む。以下この項において同じ。)に係る 定の適用については、次に定めるところによ の用に供する部分がある場合における同項の規 び当該土地等)のうちにその者の居住の用以外 入金等が含まれる場合には、当該認定住宅等及 の用に供する土地等の取得に係る認定住宅等借 金額。以下この項において同じ。)を超える場 等資金の贈与を受けた場合には、当該認定住宅 対価の額(当該認定住宅等の新築取得等に関 借入金等が含まれる場合には、当該土地等の取 の用に供される土地等の取得に係る認定住宅等 定住宅等の新築取得等に係る認定住宅等の敷地 該認定住宅等の新築取得等とともにする当該認 等の新築取得等(当該認定住宅等借入金等に当 は、当該認定住宅等借入金等の金額の合計額 額の合計額が、同条第十項に規定する認定住宅 し、補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得 法第四十一条第十項の個人が新築をし、又は 当該対価の額に達するまでの金額とする。 28

当該居住の用に供する部分の床面積の占める 借入金等の金額は、当該金額に、当該認定住 以外の用に供する部分がある場合には、当該 割合を乗じて計算した金額とする。 宅等の第一項各号に規定する床面積のうちに 認定住宅等の新築又は取得に係る認定住宅等 当該土地等のうちにその者の居住の用以外 当該認定住宅等のうちにその者の居住の用

る金額は、同条第一項に規定する住宅の取得等 に該当するものに係る対価の額又は費用の額 特定取得をいう。第二十九項において同じ。) で特別特定取得(同条第十六項に規定する特別 の用以外の用に供する部分がある場合には、 又は増改築等をした家屋のうちにその者の居住 た同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅 (同条第十五項の個人が当該住宅の取得等をし 法第四十一条第十七項に規定する政令で定め 当該居住の用に供する部分の土地等の面積のは、当該金額に、当該土地等の面積のうちに 占める割合を乗じて計算した金額とする。 等の取得に係る認定住宅等借入金等の金額 の用に供する部分がある場合には、当該土地

> 係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額 の項において同じ。)から当該住宅の取得等に 号に定める割合を乗じて計算した金額。以下こ 該住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額 及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除 た残額とする。 次の各号に掲げる家屋の区分に応じ当該各

該居住の用に供する部分の床面積の占める 屋の第一項各号に規定する床面積のうちに当 当該居住用家屋又は既存住宅 これらの家

含まれる消費税額及び地方消費税額の合計

じて計算した金額。以下この項において同じ。)

から当該認定住宅等の新築等に係る対価の額に

一 当該増改築等をした家屋 当該増改築等に める割合 る部分の当該増改築等に要した費用の額の占 要した費用の額のうちに当該居住の用に供す

る場合は、次に掲げる場合とする。 法第四十一条第十八項に規定する政令で定め

条の二若しくは第四十一条の二の二の規定の 同条第十項の規定により同条又は法第四十一 という。) に係る同条第十八項に規定する認 という。)から九年目に該当する年において 適用を受けている場合 定住宅等借入金等」という。)の金額につき、 定住宅等借入金等(以下この項において「認 同条第十八項に規定する認定住宅等の新築等 する居住年(以下この項において「居住年」 (以下この項において「認定住宅等の新築等. 法第四十一条第十八項の個人が同項に規定

条又は法第四十一条の二若しくは第四十一条等の金額につき、同条第十項の規定により同 号に掲げる場合に該当する場合を除く。) の二の二の規定の適用を受けていた場合 認定住宅等の新築等に係る認定住宅等借入金 その翌年以後八年内のいずれかの年において 法第四十一条第十八項の個人が居住年又は ( 前 31

29 る金額は、 法第四十一条第十九項に規定する政令で定め 項の規定の適用を受けようとする場合 金等の金額につき、その者の選択により、 年から十二年目に該当する年までの各年のい の規定の適用を受けていなかつた場合であつ 係る認定住宅等借入金等の金額につき、同条 ずれかの年において当該認定住宅等の新築等 十年間の各年において認定住宅等の新築等に に係る同項に規定する認定特別特定住宅借入 て、居住年から十年目に該当する年以後居住 法第四十一条第十八項の個人が居住年以後 同条第十項に規定する認定住宅等の

定住宅等の新築等に係る対価の額に、当該家屋以外の用に供する部分がある場合には、当該認 新築等で特別特定取得に該当するものに係る対 住の用に供する部分の床面積の占める割合を乗 の第一項各号に規定する床面積のうちに当該居 の新築等をした家屋のうちにその者の居住の用 価の額(同条第十八項の個人が当該認定住宅等

30 供すると認められる一の家屋に限るものとす 供する家屋を二以上有する場合には、これら 掲げる家屋(その家屋の床面積の二分の一以上 めるものは、個人がその居住の用に供する次に 供する家屋のうち小規模なものとして政令で定 相当する額を控除した残額とする。 家屋のうち、その者が主としてその居住の用に ものに限る。)とし、その者がその居住の用に に相当する部分が専ら当該居住の用に供される 法第四十一条第二十項に規定する住宅の用に

上五十平方メートル未満であるもの 一棟の家屋で、その構造上区分された数個 一棟の家屋で床面積が四十平方メート -ル以

有する場合には、その者の区分所有する部分 ことができるものにつきその各部分を区分所 の部分を独立して住居その他の用途に供する 床面積が四十平方メートル以上五十平方メ トル未満であるもの

るのは るのは「当該特例居住用家屋及び」と、「又は 例居住用家屋」と、「これらの家屋及び」とあ と、「にこれらの家屋」とあるのは「に当該特 又は取得をした同項に規定する特例居住用家屋 新築若しくは取得又は当該既存住宅の取得」と 同項第一号中「居住用家屋又は既存住宅」とあ と、「同項の」とあるのは「同条第一項の」と、 築等に係る部分のうち」とあるのは「のうち」 同項に規定する増改築等をした家屋の当該増改 は既存住宅」とあるのは「特例居住用家屋」 とあるのは「、又は」と、「居住用家屋若しく 分がある場合について準用する。この場合にお のうちにその者の居住の用以外の用に供する部 は「第四十一条第二十項」と、「、若しくは」 は、法第四十一条第二十項の個人が新築をし、 いて、第七項中「第四十一条第一項」とあるの 第七項(第三号に係る部分を除く。)の規定 「特例居住用家屋」と、「居住用家屋

十項第二号」と読み替えるものとする。 項第二号中「第一項第二号」とあるのは「第三 と、「これらの家屋の第一項各号」とあるのは あるのは「特例居住用家屋の新築又は取得」 「当該特例居住用家屋の第三十項各号」と、同

合について、それぞれ準用する。この場合におの者の居住の用以外の用に供する部分がある場 るのは「第三十項各号」と読み替えるものとす 同項第一号中「当該認定住宅等」とあるのは と、「同項の」とあるのは「同条第十項の」と、 等及び」とあるのは「特例認定住宅等及び」 のは「特例認定住宅等の敷地」と、「認定住宅 定住宅等(」と、「認定住宅等の敷地」とある 項」と、「認定住宅等(」とあるのは「特例認 条第十項」とあるのは「第四十一条第二十一 十一項第四号」と、「第一項各号」とあるのは 条第十項第四号」とあるのは「第四十一条第二 十一項第三号」と、「第一項各号」とあるのは 条第十項第三号」とあるのは「第四十一条第二 第十項第二号」とあるのは「第四十一条第二十 と、第二十一項及び第二十二項中「第四十一条 と、「第一項各号」とあるのは「第三十項各号」 とあるのは「第四十一条第二十一項第一号」 いて、第二十項中「第四十一条第十項第一号」 した同項に規定する特例認定住宅等のうちにそ 同条第二十一項の個人が新築をし、又は取得を 令で定めるものについて、第二十六項の規定は合理化に資する住宅の用に供する家屋として政 二十一項第四号に規定するエネルギーの使用のめるものについて、第二十四項の規定は同条第く資する住宅の用に供する家屋として政令で定 号に規定するエネルギーの使用の合理化に著し いて、第二十三項の規定は同条第二十一項第三 建築物に該当する家屋で政令で定めるものにつ いて、第二十二項の規定は同号に規定する特定 建築物に該当する家屋で政令で定めるものにつ 規定は同条第二十一項第二号に規定する低炭素 屋で政令で定めるものについて、第二十一項の 「当該特例認定住宅等」と、「第一項各号」とあ 「第三十項各号」と、第二十六項中「第四十一 「第三十項各号」と、第二十四項中「第四十一 「第三十項各号」と、第二十三項中「第四十一 一号に規定する認定長期優良住宅に該当する家 項第二号」と、「第一項各号」とあるのは 第二十項の規定は法第四十一条第二十一項第

取引業者が家屋につき行う増築、 法第四十一条第二十二項に規定する宅地建物 改築その他の

33

り証明がされたものとし、法第四十一条第二十 ることにつき財務省令で定めるところにより証 であることにつき財務省令で定めるところによ 項各号に掲げる工事で当該工事に該当するもの 政令で定める工事は、第四十二条の二の二第二 明がされたものとする。 次に掲げる工事で当該工事に該当するものであ 行う増築、改築その他の政令で定める工事は、 一項に規定する個人が所有している家屋につき

定する大規模の模様替 規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規 増築、改築、建築基準法第二条第十四号に

のを除く。) 部分について行う次に掲げるいずれかの修繕 又は模様替(前号に掲げる工事に該当するも とができるもののうちその者が区分所有する 部分を独立して住居その他の用途に供するこ 一棟の家屋でその構造上区分された数個の

その区分所有する部分の床(建築基準法

する部分の過半について行う修繕又は模様 重要でない間仕切壁をいう。)の室内に面 又は主要構造部である階段の過半について である床及び最下階の床をいう。)の過半 この号において「主要構造部」という。) 第二条第五号に規定する主要構造部(以下 構造部である間仕切壁及び建築物の構造上 行う修繕又は模様替 その区分所有する部分の間仕切壁(主要 (その間仕切壁の一部について位置の変

う修繕又は模様替(当該修繕又は模様替に る。 防止のための性能を向上させるものに限 係る壁の過半について遮音又は熱の損失の る壁の室内に面する部分の過半について行 その区分所有する部分の主要構造部であ 35

更を伴うものに限る。)

Ξ は壁の全部について行う修繕又は模様替(前財務大臣と協議して定めるものの一室の床又室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が 務大臣と協議して定める地震に対する安全性 二号に掲げる工事に該当するものを除く。) 分所有する部分に限る。) のうち居室、調理 替(前三号に掲げる工事に該当するものを除 に係る基準に適合させるための修繕又は模様 及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財 家屋(前号の家屋にあつては、その者が区 家屋について行う建築基準法施行令第三章

Ŧi.

34 するものを除く。)

ことその他の政令で定める要件は、次に掲げる 価の額の百分の二十に相当する金額以上である 要件とする。 した費用の総額が家屋の個人に対する譲渡の対

譲渡の対価の額の百分の二十に相当する金額に規定する家屋の同条第一項の個人に対する 百万円)以上であること。 改築等に係る工事に要した費用の総額が同項 (当該金額が三百万円を超える場合には、三 法第四十一条第二十二項に規定する特定増

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。 合計額が百万円を超えること。 六号までに掲げる工事に要した費用の額 六号までに掲げる工事に要した費用の額の第四十二条の二の二第二項第一号から第

費用の額がそれぞれ五十万円を超えるこ 七号までのいずれかに掲げる工事に要した

その他の政令で定める要件を満たすものは、 した費用の額が百万円を超えるものであること 等に係る工事(次号から第四号までにおいて法第四十一条第二十二項に規定する増改築 1掲げる要件を満たす工事とする。 次

「増改築等工事」という。)に要した同項に規

当該工事に要した費用の額の二分の一以上で する部分に係る当該工事に要した費用の額が する部分がある場合には、当該居住の用に供 部分のうちにその者の居住の用以外の用に供 あること。

増改築等工事をした家屋が、その者のその

営むのに必要な構造及び設備の基準に適合さ 項に規定する高齢者等が自立した日常生活を せるための修繕又は模様替(前各号に掲げる と協議して定める法第四十一条の三の二第 事に該当するものを除く。) 家屋について行う国土交通大臣が財務大臣

六 家屋について行う国土交通大臣が財務大臣 若しくは模様替(前各号に掲げる工事に該当 と協議して定めるエネルギーの使用の合理化 ルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕 に著しく資する修繕若しくは模様替又はエネ

法第四十一条第二十二項に規定する工事に要

第四十二条の二の二第二項第四号から第

法第四十一条第二十二項に規定する工事に要

二 増改築等工事をした家屋の当該工事に係る 定する費用の額が百万円を超えること。

Ξ 居住の用に供される次に掲げる家屋 (その家

のいずれかに該当するものであること。 専ら当該居住の用に供されるものに限る。) 屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が 以上であるもの 棟の家屋で床面積が五十平方メートル

以上であるもの 所有する部分の床面積が五十平方メートル 分を区分所有する場合には、その者の区分 第三十三項第二号の家屋につきその各部

兀 であること。 してその居住の用に供すると認められるもの 増改築等工事をした家屋が、その者が主と

める場合は、次に掲げる場合とする。 法第四十一条第二十三項に規定する政令で定 所得税法第二十八条第一項に規定する給与

いその算定の基礎とされた住宅借入金等の額除した残額が当該利息の額の算定の方法に従 財務省令で定める利率(次号において「基準 り計算した利息の額に相当する金額に満たな 及び利息の計算期間を基として基準利率によ 当該利息の額から当該支払を受けた金額を控 とされる当該利息の額と同額である場合又は 基づいて支払を受けた金額がその充てるもの 充てるため使用者等から使用人である地位に 利率」という。)に達しない利率である場合 宅資金の貸付けに係る金利の水準を勘案して 利率が独立行政法人住宅金融支援機構若しく き支払うべき利息がない場合又は当該利息の 法第九条第一項に規定する事業主団体を含 者が構成員となつている勤労者財産形成促進 条第一項第四号に規定する使用者(当該使用 等又は同法第三十条第一項に規定する退職手 いこととなる場合 は銀行の住宅に係る貸付金の利率その他の住 けを受けた同号に掲げる借入金又は債務につ う。)から使用人である地位に基づいて貸付 む。以下この項において「使用者等」とい 当等の支払を受ける個人(以下この項にお て「給与所得者等」という。)が法第四十一 給与所得者等が住宅借入金等に係る利息に

又は同条第一項に規定する居住用家屋若しく 第十項に規定する認定住宅等(これらの家屋 る居住用家屋若しくは既存住宅若しくは同条 地位に基づいて法第四十一条第一項に規定す の敷地の用に供されていた土地等を含む。) は同条第十項に規定する認定住宅等の敷地 給与所得者等が使用者等から使用人である

より譲り受けた場合として財務省令で定める 用に供する土地等を著しく低い価額の対価に

れにも該当しないものとする。 するもの以外のもので、次に掲げる要件のいず める家屋は、第二十四項に規定する基準に適合 法第四十一条第二十七項に規定する政令で定 建築基準法第六条第一項の規定による確認を 当該家屋が令和五年十二月三十一日以前に

されたものであること。 受けているものであること。

一 当該家屋が令和六年六月三十日以前に建築 法第四十一条第三十五項に規定する政令で定

る一の家屋に限るものとする。 者が主としてその居住の用に供すると認められ 上有する場合には、これらの家屋のうち、その し、その者がその居住の用に供する家屋を二以 る要件に該当するもの以外のものに限る。)と 使用されたことのあるもの(第三項各号に掲げ されたもの又は確認を受けたもののうち建築後 とにつき財務省令で定めるところにより証明が 第一項各号のいずれかに該当するものであるこ 専ら当該居住の用に供されるものに限る。) で、 (その床面積の二分の一以上に相当する部分が める家屋は、個人がその居住の用に供する家屋 3 2

九十二条第一項に規定する所得税額から控除す き金額は、同項に規定する各年分の所得税法第 法第四十一条第一項の規定による控除をすべ

は、これを告示する。 の規定により修繕若しくは模様替を定めたとき り基準を定め、又は同項第五号若しくは第六号 便所その他の室を定め、同項第四号の規定によ 三項第三号の規定により居室、調理室、浴室、 は第二十四項の規定により基準を定め、第三十 くは一般財団法人を指定し、第二十三項若しく 定め、第十八項の規定により一般社団法人若し 国土交通大臣は、第三項の規定により基準を 4

控除に関する証明書等) (住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別

第二十六条の二 住宅借入金等に係る債権者(当 行つているものに限る。次項において同じ。) に従い同号の債権の管理及び回収に係る業務を に係る同号の当初借入先(同号に規定する契約 者」という。)である場合には当該特定債権者 権者(以下この項及び次項において「特定債権 該債権者が前条第十項第五号に規定する特定債 6

当該書類を交付しなければならない。 るところにより行う申請)があつた場合には、 が死亡した日の属する年にあつては、同日)に 請(転貸貸付け等の場合には、財務省令で定め 証する書類で財務省令で定めるものの交付の申 おける当該住宅借入金等の金額その他の事項を の条において同じ。) は、令和五年一月一日前 る者として財務省令で定める者とする。以下こ け等の場合」という。) には当該債権者に準ず のである場合(以下この項において「転貸貸付 とし、当該住宅借入金等が財務省令で定めるも を受けようとする年の十二月三十一日(その者 する個人から、当該個人がこれらの規定の適用 住の用に供する家屋について同項又は法第四十 に法第四十一条第一項の定めるところにより居 一条の二の二第一項の規定の適用を受けようと

る事項を書面により通知しなければならない。 を当該個人に交付しなければならない。 きは、第一項に定めるところにより、当該書類 とができる。ただし、当該個人の請求があると 及び第六項において同じ。)により提供するこ 事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用す する個人の承諾を得て、当該書類に記載すべき の規定による書類の交付に代えて、同項に規定 日までに、その交付をした同項の書類に記載し その交付をした日の属する年の翌年一月三十一 地の所轄税務署長を通じて国税庁長官に対し、 当該当初借入先の本店又は主たる事務所の所在 であつて財務省令で定めるものをいう。第五項 称、所在地及び法人番号その他財務省令で定め た住宅借入金等の金額に係る特定債権者の名 る方法その他の情報通信の技術を利用する方法 第一項の住宅借入金等に係る債権者は、同項 前項の規定による交付をした当初借入先は、

付したものとみなす。 等に係る債権者は、第一項に規定する書類を交 前項本文の場合において、同項の住宅借入金

項本文の規定により第一項に規定する書類に記 諾を得なければならない。 及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承 項の個人に対し、その用いる電磁的方法の種類 省令で定めるところにより、あらかじめ、第三 載すべき事項を提供しようとするときは、財務 第一項の住宅借入金等に係る債権者は、第三

電磁的方法により第三項本文の規定による電磁 金等に係る債権者は、 前項の規定による承諾を得た同項の住宅借入 同項の個人から書面又は

8 7 的方法による提供を受けない旨の申出があつた 「提供をした日」と、「その交付をした同項の書よる提供」と、「交付をした日」とあるのは 第二項の規定の適用については、同項中「前項 らない。ただし、当該個人が再び前項の規定に べき事項の提供を電磁的方法によつてしてはな ときは、当該個人に対し、同項の書類に記載す すべき事項として提供した」とする。 類に記載した」とあるのは「同項の書類に記載 の規定による交付」とあるのは「次項の規定に よる承諾をした場合は、この限りでない。 第三項本文の規定の適用がある場合における

住に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居 り、かつ、その居住に係る同条第一項に規定す 定の適用を受ける場合には十三年内とし、居住平成二十年で同条第六項の規定により同条の規 後八年内(居住日の属する年が平成十九年又は住日」という。)の属する年分又はその翌年以 規定の適用を受けた個人から法第四十一条の二 のいずれかの年分の所得税につき同条第一項の 定の適用を受ける場合には十一年内とする。) 等の取得に該当するものである場合又は同条第 認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅 当するものである場合、居住日の属する年が令 取得をいう。以下この項において同じ。)に該 (同条第十項に規定する買取再販認定住宅等の同じ。) 若しくは買取再販認定住宅等の取得 認定住宅等の新築等(同条第十項に規定する認 新築等、同項に規定する買取再販住宅の取得、 る住宅の取得等が同項に規定する居住用家屋の 日の属する年が令和四年若しくは令和五年であ 居住の用に供した日(以下この項において「居 対し当該各号に定める事項についての証明書を 応じ当該各号に定める事項について調査し、そ の二第七項に規定する証明書の交付の申請があ 十五項若しくは第十八項の規定により同条の規 定住宅等の新築等をいう。以下この項において 交付しなければならない。 つた場合には、次の各号に掲げる場合の区分に 税務署長は、法第四十一条第一項に規定する 調査したところにより、その申請をした者に

ある場合 次に掲げる事項 居住日の属する年が令和三年以前の各年で

当該居住の用に供した年月日

ロ 1 宅の取得等に係る同項に規定する対価の額 その適用に係る前条第六項に規定する住

> 若しくは費用の額又は同条第二十五項に規 定する認定住宅等の新築取得等に係る同 に規定する対価の額

項に規定する認定住宅等の同項各号に規定 同項各号に規定する割合又は同条第二十六 等をした家屋の当該増改築等に係る部分の 住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築 する割合 その適用に係る前条第七項に規定する居

う。次号において同じ。)又は認定住宅等 に該当するものである場合には、その旨 の新築等が同条第五項に規定する特定取得 一条第十項の規定により同条の規定の適用 一条第一項に規定する住宅の取得等をい その適用に係る住宅の取得等(法第四十 その住宅借入金等の金額につき法第四十

その旨及び同条第十七項に規定する控除限 けることができると見込まれる場合には、 用を受けた場合又は同条の規定の適用を受 を受けた場合には、その旨 一条第十五項の規定により同条の規定の その住宅借入金等の金額につき法第四十 適

その旨及び同条第十九項に規定する認定住 けることができると見込まれる場合には、 用を受けた場合又は同条の規定の適用を受 一条第十八項の規定により同条の規定の その住宅借入金等の金額につき法第四十 適

である場合には、その者のその負担部分の その適用に係る住宅借入金等が連帯債務

その他参考となるべき事項

一 居住日の属する年が令和四年以後の各年で 項を除く。) 年が令和四年である場合には、ロに掲げる事 ある場合 次に掲げる事項(居住日の属する

イ 前号イからハまで、チ及びリに掲げる

ける住宅借入金等の金額 した日の属する年にあつては、 その年の十二月三十一日(その者が死亡 同日)にお

外のものである場合には、その旨 又は買取再販住宅の取得に該当するもの以 一条第一項に規定する居住用家屋の新築等 その適用に係る住宅の取得等が法第四十 その住宅借入金等の金額につき法第四十

条第十項の規定により同条の規定の適用

取得である場合に限る。)
取得である場合に限る。)
取得である場合に限る。)

- は、その旨
  一条第十三項の規定の適用を受けた場合に
  一条第十三項の規定の適用を受けた場合に
- の旨 一条第二十項又は第二十一項の規定により一条第二十項又は第二十一項の規定により一条第二十項又は第二十一項の規定により

9

書)

2 法第四十一条の二の三第二項に規定する政令を借入金等に係る前条第一項に規定する債権者を借入金等に係る前条第一項に規定する債権者とする。 法第四十一条の二の三第一項に

- 2 法第四十一条の二の三第二項に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合に属すに掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間(同条第一項の個人が同項に規定する住宅借は、当該金額を有しないこととなつた場合には、当該金額を有しないこととなつた場合とし、で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、で定める場合に表して、
- おいて「居住日」という。)の属する年が令の家屋を居住の用に供した日(以下この項に一 法第四十一条の二の三第一項の個人が同項

- 年若しくは令和七年であり、かつ、その居住 場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間 取得に該当するものである場合 次に掲げる しくは同項に規定する買取再販認定住宅等の 同条第十項に規定する認定住宅等の新築等若 に係る同条第一項に規定する住宅の取得等が のである場合又は居住日の属する年が令和六 する買取再販認定住宅等の取得に該当するも する認定住宅等の新築等若しくは同項に規定 する買取再販住宅の取得、同条第十項に規定 に規定する居住用家屋の新築等、同項に規定 和五年であり、かつ、その居住に係る法第四 けた日の属する年以後十三年内に属する場合 当該適用申請書の提出を受 日と同条第一項の個人が同項の家屋を居住 う。以下この項において同じ。) を受けた 三第二項に規定する適用申請書の提出をい の用に供する予定年月日(以下この項にお いて「居住予定日」という。)が同一の年 一条第一項に規定する住宅の取得等が同項 適用申請書の提出(法第四十一条の二の
- 受けた日の属する年以後十四年内合、居住予定日の属する年の翌年に居住した事実住予定日の属する年の翌年に居住した事実は手に日の属する年の翌年である場出を受けた日の属する年が適用申請書の提出を
- 年までの期間を控除した期間合 十三年から、居住日の属する年の前の居住日の属する年から適が居住日の属する年のら適が居住日の属する年の翌年以後である場が居住日の属する年の翌年以後である場
- 一前号に掲げる場合以外の場合(適用申請書の提出を受けた日と居住予定日が明らかでない場合又は居住予定日が明らかでない場合又は居合、居住予定日が属する年が適用申請書の提出を受けた日の属する年が適用申請書の提出を受けた日の属する年が適用申請書の提出を受けた日と居住予定日が同一の年に前号に掲げる場合以外の場合(適用申請書
- までの期間を控除した期間合った日の属する年の前年申請書の提出を受けた日の属する年から適用が居住日の属する年から適用が居住日の属する年の翌年以後である場が居住日の属する年以後十一年内受けた日の属する年以後十一年内

- | 4 国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法は、財務省令で定める。| 3 法第四十一条の二の三第二項の調書の様式
- 場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特(特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する留め置く場合について準用する。第四十一条の二の三第四項の規定により物件を第四十一条の二の三第四項の規定により物件を
- 第二十六条の四 法第四十一条の三の二第一項に規定する増改築等住宅借入金等をいう。以規定する特定個人の居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、これらの家屋のうち、その者が主としてそい。これらの家屋のうち、その者が主としてそい。これらの家屋の方ち、その者が主としてそい。これらの家屋の方ち、その者が主としてそい。これらの家屋の方ち、その者が主としてそい。これらの家屋の別に供する家屋を二以上有する場合に、これらの家屋の方ち、その者が主としてそい。
- 以下この条において同じ。)の金額の合計額が、 八項の個人の増改築等住宅借入金等(同条第一 ものをいう。以下この項において同じ。)の交 される補助金又は給付金その他これらに準ずる 等の取得を含む。以下この項において同じ。) 修住宅借入金等が含まれる場合には、当該土地 金等、断熱改修住宅借入金等又は多世帯同居改 等」という。)の取得に係る増改築等住宅借入 上に存する権利(以下この条において「土地 家屋の敷地の用に供される土地又は当該土地の 改築等とともにする当該住宅の増改築等に係る 該多世帯同居改修住宅借入金等に当該住宅の増 宅借入金等、当該断熱改修住宅借入金等又は当 項に規定する住宅の増改築等(当該増改築等住 法第四十一条の三の二第一項、第五項又は第八 規定する多世帯同居改修住宅借入金等をいう。 住宅借入金等(法第四十一条の三の二第八項に 条において同じ。) の金額又は多世帯同居改修 項に規定する増改築等住宅借入金等をいう。以 に関し補助金等(国又は地方公共団体から交付 に要した費用の額(当該住宅の増改築等の費用 定する断熱改修住宅借入金等をいう。以下この 宅借入金等(法第四十一条の三の二第五項に規 下この条において同じ。)の金額、断熱改修住 法第四十一条の三の二第一項、第五項又は第

- 場合における法第四十一条の三の二第一項、第 その者の居住の用以外の用に供する部分がある 増改築等に係る部分及び当該土地等)のうちに 等が含まれる場合には、当該家屋の当該住宅の 等の取得に係る増改築等住宅借入金等、断熱改の増改築等に係る部分の敷地の用に供する土地 規定する住宅の増改築等(以下この条にお 五項又は第八項の規定の適用については、 修住宅借入金等又は多世帯同居改修住宅借入金 帯同居改修住宅借入金等に当該家屋の当該住宅 住宅借入金等、断熱改修住宅借入金等又は多世 住宅の増改築等に係る部分(その者の増改築等 定めるところによる。 「住宅の増改築等」という。)をした家屋の当該 /項の個人が同条第一項、第五項又は第八項に 法第四十一条の三の二第一項、第五項又は第 かって
- 一当該住宅の増改築等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある等に、当該増改築等住宅借入金等の金額、当該増改築等に保る増改築等の金額は、当該増改築等住宅借入金等の金額、当該増改築等に保る借入金等の金額は、当該増改築等住宅借入金等の金額に、当該住宅借入金等の金額に、当該住宅借入金等の金額に、当該住宅間居改修住宅借入金等の金額に、当該住宅の増改築等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算に要した費用の額の占める割合を乗じて計算に要した金額とする。
- 二 当該土地等のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該土地等の取得に係る増改築等住宅借入金等の金額、当該断熱改修住宅借入金等の金額に、当該土地等の面積(土地に大金等の金額に、当該土地等の面積(土地にあつては当該土地の面積をいい、土地の上に方でする権利にあつては当該多世帯同居改修住宅借入金等の金額に、当該土地等の面積(土地にあつては当該土地の面積をいい、土地の直積をいては当該土地の面積をいい、土地の上に方でる権利にあつては当該土地の面積をいい、土地の上に方の方。以下この号において同じ。)のうちに当該土地等のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分の土地等の面積の占地がある割合を乗じて計算した金額とする。
- 政令で定めるものは、家屋について行う国土交及び設備の基準に適合させるための改修工事で4 法第四十一条の三の二第二項に規定する構造

項又は第八項の規定の適用については、当該増合における法第四十一条の三の二第一項、第五

金額。以下この項において同じ。)を超える場した費用の額から当該補助金等の額を控除した付を受ける場合には、当該住宅の増改築等に要

改築等住宅借入金等の金額、当該断熱改修住宅

- を満たす工事とする。 で定める要件を満たすものは、次に掲げる要件で定める要件を満たすものは、次に掲げる要件
- 法第四十一条の三の二第二項に規定する特る費用の額が五十万円を超えること。齢者等居住改修工事等に要した同項に規定す齢者等困仕分の三の二第二項に規定する高法第四十一条の三の二第二項に規定する高
- 一 法第四十一条の三の二第二項に規定する特 9 ・ 法第四十一条の三の二第二項に規定する特 9 ・ 法第四十一条の三の二第二項に規定する特 9
- 一棟の家屋で床面積が五十平方メートルだ工事をした家屋が、その者のその居住の用に供される次に掲げる家屋(その家屋の床面がに該当するものであること。かに該当するものであること。かに該当するものであること。
- あるもの マー東の家屋でその構造上区分された数個 数るもの 一棟の家屋でその構造上区分された数個 数あるもの

以上であるもの

- と。 医住の用に供すると認められるものであるこ 居住の用に供すると認められるものであるこ 定工事をした家屋が、その者が主としてその 法第四十一条の三の二第二項に規定する特
- ・ 法第四十一条の三の二第二項第一号、第六項 当該工事に該当するものであることにつき財務 当該工事に該当するものであることにつき財務 第一号及び第九項に規定する政令で定める工事 第一号及び第九項に規定する政令で定める工事
- 国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネーる政令で定める改修工事は、家屋について行う- 法第四十一条の三の二第二項第二号に規定す

する。 する。 は模様替に該当するものであることにつき財務 に模様替に該当するものであることにつき財務 薬、修繕又は模様替で当該増築、改築、修繕又 のと のと のであることにつき財務 のでがあることにつき財務 のでがあることにつき財務 のでがあることにつき財務 のでがあることにつき財務

- り証明がされたものとする。と第四十一条の三の二第二項第三号に規定する政令で定める改修工事は、家屋について行うる政令で定める改修工事は、家屋について行うる政令で定める改修工事は、家屋について行うであることにつき財務大臣と協議して定める他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加であることにつき財務大臣と協議して定める他のであることにつき財務大臣と協議して定める他の国土交通大臣が表演を関係を表している。
- 法第四十一条の三の二第三項第一号に規定する資金の貸付けを行う政令で定める者は、貸金業法第二条第二項に規定する貸金業者で住宅の措改築等に必要な資金の長期の貸付けの業務を増改築等に必要な資金の長期の貸付けの業務を増改築等に必要な資金の長期の貸付けの業務を対象等に必要な資金の長期の貸付けの業務を対し、公司の登録を表表し、資金をで定める借入金は、次に掲げる借入金とる政令で定める借入金は、次に掲げる借入金とる政令で定める借入金は、次に掲げる借入金とする。
- 土地等の取得に要する資金に係る部分と助等の取得に要する資金に係る部分に供する土地等の取得に要する資金に充てる及び当該土地等の取得に要する資金に充てる人が当該土地等の取得に要する資金に充てる地のから借り入れた借入金(借入金の受領がものから借り入れた借入金(借入金の受領がものから借り入れた借入金(借入金の受領がものから借り入れた借入金(借入金の増改築等の日前に供する土地等をその住宅の増改築等に係る家屋の敷地の用その住宅の増改築等に係る家屋の敷地の用
- に供する土地等をその住宅の増改築等の日前二 その住宅の増改築等に係る家屋の敷地の用

している場合に限る。)における当該土地等

- であること。

  ・当該宅地を譲り受けるものの日後一定期間内に当該譲り受けるものを条件として、当該宅地を譲り受けた宅地のの日後一定期間内に当該譲り受けた宅地のの日後一定期間内に当該譲り受けた者が、その譲受け

兀

- 労者 イ 当該宅地の分譲に係る契約の締結の日以れた げる借入金に該当するものを除く。) 関、地方公共団体、前項に規定する貸金業築等 の取得に要する資金に充てるために、金融機
- 後三月以内に当該宅地を譲り受けた者と当該宅地建物取引業者又は当該宅地建物取引該宅地を譲り受けた者者との間において当該宅地を譲り受けた者者との間において当該宅地を譲り受けた者が当該譲り受けた宅地の上に建築をする住が当該譲り受けた宅地の上に建築をする住が当該譲り受けた宅地の上に建築をする住が成立することが、当該宅地を譲り受けた者をの用に供する家屋の建築工事の請負契約が成立することが、当該宅地を譲り受けた者が成立することが、当該宅地を譲り受けた者と当該宅地の分譲に係る契約は成立しないもので宅地の分譲に係る契約は成立しないもので宅地の分譲に係る契約は成立しないもので宅地の分譲に係る契約は成立しないもので宅地の分譲に係る契約は成立しないもので宅地の分譲に係る契約は成立しないもので宅地の分譲に係る契約は成立しないもので
- 又は口に掲げる者から借り入れた借入金で当 の取得に要する資金に充てるために、次のイ の取得に要する資金に充てるために、次のイ

該イ又はロに掲げる者の区分に応じそれぞれ

イ又は口に定める要件を満たすもの(前三号

に掲げる借入金に該当するものを除く。)

- イ 金融機関、地方公共団体又は前項に規定する賃金業者 これらの者の当該借入金に係る債務を保証する者若しくは当 借入金に係る債務を保証する者若しくは当 借入金に係る債務を保証する者若しくは当 情人金に係る債務を保証するとと文は当該 計量を塡補することを約する保険契約を締 指した保険者の当該保証若しくは塡補に係る求償権を担保するために当該家屋を目的る求償権を担保するために当該家屋を目的る求償権を担保するために当該家屋を目的 とする抵当権の設定がされたこと。
- 1 国家公務員共済組合その他財務省令で定1 これらの者の当該借入金に係る債権を担保するために当該家屋を目的とする抵担保するために当該家屋を目的とする抵害を塡補することを約する保険契約を締害を塡補することを約する保険契約を締ました保険者の当該保証若しくは当該借入金に係る債務を保証する者若しくは当該借係る求償権を担保するために当該家屋を目的とする抵当な行る。

(2)当該国家公務員共済組合その他財務省令 期間内にその者の居住の用に供する住宅 た者がその取得をする土地等の上に一定 で定めるものの確認を受けているもので 貸付けの条件に従つてされたことにつき 貸し付けられたものであり、かつ、当該 地等の取得に要する資金に充てるために の建築をすることを条件として、当該土 土地等の取得及び当該住宅の建築が当該 当該借入金が、当該借入金を借り入れ

る政令で定める債務は、次に掲げる債務とす 法第四十一条の三の二第三項第一号に規定す

12

個人が、当該住宅の増改築等を請け負わせた の全部又は一部に充てるために借り入れた借 建設業者から当該住宅の増改築等の請負代金 いて「建設業者」という。)に請け負わせた 規定する建設業者(以下この号及び次号にお 住宅の増改築等を建設業法第二条第三項に 13

一 住宅の増改築等をした個人が、第十項に規 の増改築等の請負代金の全部又は一部の支払個人が当該住宅の増改築等をした家屋の住宅 を受けたことにより当該法人に対して負担す 法人で住宅の増改築等の請負代金の全部又は 定する貸金業者又は宅地建物取引業者である に支払をすることを業とするものから、当該 て当該住宅の増改築等を請け負つた建設業者 部を当該住宅の増改築等をした者に代わつ

三 次に掲げる資金に充てるために勤労者財産 体又は福利厚生会社から借り入れた借入金形成促進法第九条第一項に規定する事業主団 者退職金共済機構から貸付けを受けた同項の 主団体又は福利厚生会社が独立行政法人勤労 の日後にされたものに限る。) で、当該事業 該借入金の受領がロの住宅の増改築等の着工 (ロに掲げる資金に係るものについては、当

る資金を除く。) 住宅の増改築等に要する資金(ロに掲げ

14

用に供する土地等をその住宅の増改築等の 日前に取得した場合における当該住宅の増 改築等及び当該土地等の取得に要する資金 その住宅の増改築等に係る家屋の敷地の

> 収に係る業務の委託をしている法人をいう。)該当初借入先に対して当該債権の管理及び回 援機構又は第十項に規定する貸金業者(以下 に対して有する当該債権に係る借入金又は る。)を締結し、かつ、当該契約に従つて当 に関する契約(財務省令で定めるものに限 で当該債権の管理及び回収に係る業務の委託 を受けた特定債権者(当該当初借入先との間 務省令で定める要件を満たすものに限る。) が、当該当初借入先から当該債権の譲渡(財 権の譲渡があつた場合において、当該個人 対して負担する第二号に掲げる債務に係る債 ら借り入れた法第四十一条の三の二第三項第 この号において「当初借入先」という。)か 号に規定する借入金又は当該当初借入先に 1個人が金融機関、独立行政法人住宅金融支 住宅の増改築等に要する資金に充てるため 15

る居住用家屋の分譲を行う政令で定める者は、 らその住宅の増改築等の日前に取得した場合に 機構等」という。)との間で締結された住宅建 行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社 日本勤労者住宅協会とし、同号に規定する政令 おける当該土地等の取得とする。 に従つて、当該独立行政法人都市再生機構等か げる事項の全てが定められているものに限る。) 設の用に供する宅地の分譲に係る契約(次に掲 (以下この項において「独立行政法人都市再生 に係る家屋の敷地の用に供する土地等を、独立 で定める土地等の取得は、その住宅の増改築等 法第四十一条の三の二第三項第二号に規定す

として、当該宅地を譲り受けるものであるこ 住宅の用に供する家屋を建築することを条件 日後一定期間内に当該譲り受けた宅地の上に 当該宅地を譲り受けた者が、その譲受けの

ときは、当該宅地の分譲に係る契約を解除 宅地を譲り受けた者が前号の条件に違反した し、又は当該譲渡をした宅地を買い戻すこと 当該独立行政法人都市再生機構等は、当該

発公社との間で締結された住宅建設の用に供す 係る家屋の敷地の用に供する土地等を、土地開 る宅地の分譲に係る契約(次に掲げる事項の全 てが定められているものに限る。)に従つて、 る政令で定める債務は、その住宅の増改築等に 法第四十一条の三の二第三項第二号に規定すができること。

対価に係る債務とする。

兀

一 当該土地開発公社は、当該宅地を譲り受け として、当該宅地を譲り受けるものであるこ 地の分譲に係る契約を解除し、又は当該譲渡 た者が前号の条件に違反したときは、当該宅

貸付けを受けた勤労者財産形成促進法第九条者が独立行政法人勤労者退職金共済機構から工の日後にされたものに限る。)で当該使用 の取得に要する資金に係る部分 第一項の資金に係るもののうち、当該土地等 ために、法第四十一条の三の二第三項第三号 及び当該土地等の取得に要する資金に充てる 金(借入金の受領が当該住宅の増改築等の着 て「使用者」という。)から借り入れた借入 に規定する使用者(以下第十七項までにおい に取得した場合における当該住宅の増改築等 に供する土地等をその住宅の増改築等の日

に供する土地等を、地方公共団体、独立行政二 その住宅の増改築等に係る家屋の敷地の用 金に充てるために、使用者から借り入れた借た場合における当該土地等の取得に要する資 体等からその住宅の増改築等の日前に取得し 団体等」という。)との間で締結された第十 地開発公社(以下この号において「地方公共 法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は土 入金(前号に掲げる借入金に該当するものを 一項第三号の契約に従つて、当該地方公共団

に供する土地等を、宅地建物取引業者との間三 その住宅の増改築等に係る家屋の敷地の用 該土地等の取得に要する資金に充てるため 約が成立している場合に限る。) における当 る事項に従つて当該住宅の増改築等の請負契 改築等の日前に取得した場合(同号イに掲げ で締結された第十一項第四号の契約に従つ て、当該宅地建物取引業者からその住宅の増

> 間内にその者の居住の用に供する住宅を建築 けた者が当該譲り受けた土地等の上に一定期

することを条件としてされたものであり、

カュ

前に取得した場合における当該土地等の取得の当該土地開発公社からその住宅の増改築等の日 日後一定期間内に当該譲り受けた宅地の上に当該宅地を譲り受けた者が、その譲受けの 住宅の用に供する家屋を建築することを条件

る政令で定める借入金は、次に掲げる借入金と 法第四十一条の三の二第三項第三号に規定す をした宅地を買い戻すことができること。

その住宅の増改築等に係る家屋の敷地の用

を、使用者からその住宅の増改築等の日前二年 改築等に係る家屋の敷地の用に供する土地等 る政令で定める土地等の取得は、その住宅の増 以内に取得した場合(次に掲げる要件を満たす 法第四十一条の三の二第三項第三号に規定す 受けているものであること。

場合に限る。) における当該土地等の取得とす 一 当該土地等の譲渡が、当該土地等を譲り受 屋を目的とする抵当権の設定がされたこと。 保険契約を締結した保険者の当該保証若しく の取得の対価に係る債務を保証する者若しく る抵当権の設定がされたこと又は当該土地等 る債権を担保するために当該家屋を目的とす 行により生じた損害を塡補することを約する は当該土地等の取得の対価に係る債務の不履 当該使用者の当該土地等の譲渡の対価に係 .塡補に係る求償権を担保するために当該家

掲げる借入金に該当するものを除く。 に、使用者から借り入れた借入金(第一号に

四 その住宅の増改築等に係る家屋の敷地の用 件を満たすもの(前三号に掲げる借入金に該 から借り入れた借入金でイ又は口に掲げる要 の取得に要する資金に充てるために、使用者 二年以内に取得した場合における当該土地等 に供する土地等をその住宅の増改築等の日前 当するものを除く。

保するために当該家屋を目的とする抵当権 の当該保証若しくは塡補に係る求償権を担 ることを約する保険契約を締結した保険者 債務を保証する者若しくは当該借入金に係 の設定がされたこと又は当該借入金に係る の設定がされたこと。 る債務の不履行により生じた損害を塡補す 保するために当該家屋を目的とする抵当権 当該使用者の当該借入金に係る債権を担

び当該住宅の建築が当該貸付けの条件に従 たものであり、かつ、当該土地等の取得及 することを条件として、当該土地等の取得 内にその者の居住の用に供する住宅を建築 者がその取得をする土地等の上に一定期間 つてされたことにつき当該使用者の確認を に要する資金に充てるために貸し付けられ 当該借入金が、当該借入金を借り入れた

てされたことにつき当該使用者の確認を受け ているものであること。 つ、当該住宅の建築が当該譲渡の条件に従つ

個人が、使用者に代わつて当該住宅の増改築等 れた次に掲げる借入金とする。 臣が財務大臣と協議して指定した者から借り入 る一般社団法人又は一般財団法人で国土交通大 に要する資金の貸付けを行つていると認められ る政令で定める債務は、住宅の増改築等をした 法第四十一条の三の二第三項第三号に規定す 18

住宅の増改築等に要する資金に充てるため

に供する土地等を、宅地建物取引業者との間三 その住宅の増改築等に係る家屋の敷地の用 で締結された第十一項第四号の契約に従つ 金に充てるための借入金 た場合における当該土地等の取得に要する資 体等からその住宅の増改築等の日前に取得し 団体等」という。)との間で締結された第十 地開発公社(以下この号において「地方公共 法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は土 に供する土地等を、地方公共団体、独立行政 その住宅の増改築等に係る家屋の敷地の用 項第三号の契約に従つて、当該地方公共団

に供する土地等をその住宅の増改築等の日前 該土地等の取得に要する資金に充てるための その住宅の増改築等に係る家屋の敷地の用

の取得に要する資金に充てるための借入金で 二年以内に取得した場合における当該土地等

イ又は口に掲げる要件を満たすもの(前二号

る事項に従つて当該住宅の増改築等の請負契

改築等の日前に取得した場合(同号イに掲げ

て、当該宅地建物取引業者からその住宅の増

約が成立している場合に限る。)における当

に掲げる借入金に該当するものを除く。) 目的とする抵当権の設定がされたこと。 当該借入金に係る債務を保証する者若しく を締結した保険者の当該保証若しくは塡補 じた損害を塡補することを約する保険契約 は当該借入金に係る債務の不履行により生 目的とする抵当権の設定がされたこと又は 金に係る債権を担保するために当該家屋を に係る求償権を担保するために当該家屋を 当該借入金の貸付けをした者の当該借入 19

者がその取得をする土地等の上に一定期間 当該借入金が、当該借入金を借り入れた

> たものであり、かつ、当該土地等の取得及 内にその者の居住の用に供する住宅を建築 をした者の確認を受けているものであるこ つてされたことにつき当該借入金の貸付け び当該住宅の建築が当該貸付けの条件に従 に要する資金に充てるために貸し付けられ することを条件として、当該土地等の取得

等住宅借入金等の金額、断熱改修住宅借入金等に係る家屋の当該住宅の増改築等に係る増改築 う。)の十二月三十一日(その者が死亡した日この項において「増改築等特例適用年」とい 入金等の金額(以下この項において「土地等の住宅借入金等の金額又は多世帯同居改修住宅借 は第八項に規定する増改築等特例適用年(以下 みなして、同条第一項、第五項又は第八項の規 係る住宅借入金等の金額は有していないものと の十二月三十一日における当該土地等の取得に を有しない場合には、当該増改築等特例適用年 の金額又は多世帯同居改修住宅借入金等の金額 をしたこれらの規定に規定する住宅の増改築等 有する場合であつて、これらの借入金又は債務 四号までに掲げる借入金に係るものに限る。) 項第二号から第四号までに掲げる借入金、第十 の属する年にあつては、同日。以下この項にお 八項に規定する個人が、同条第一項、第五項又法第四十一条の三の二第一項、第五項又は第 定を適用する。 規定する土地等の上にその者が住宅の増改築等 で、第十六項又は前項第二号から第四号までに に係る第十一項第三号から第五号まで、第十三 取得に係る住宅借入金等の金額」という。) を に係る増改築等住宅借入金等の金額、断熱改修 又は前項に規定する借入金(同項第二号から第 六項に規定する土地等の取得の対価に係る債務 定する土地等の取得の対価に係る債務、第十五 土地等の取得の対価に係る債務、第十四項に規 五号までに掲げる借入金、第十三項に規定する いて同じ。)において、第十一項第三号から第 第十四項、第十五項第二号から第四号ま 21

で定めるところにより証明がされたものとす 様替に該当するものであることにつき財務省令 修繕又は模様替で当該増築、改築、修繕又は模 の使用の合理化に相当程度資する増築、改築、 通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギー で定める改修工事は、家屋について行う国土交 法第四十一条の三の二第六項に規定する政令

を満たす工事とする。

法第四十一条の三の二第六項に規定する特

積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該に供される次に掲げる家屋(その家屋の床面 定工事をした家屋が、その者のその居住の用 法第四十一条の三の二第六項に規定する特 居住の用に供されるものに限る。)のいずれ かに該当するものであること。 イ 一棟の家屋で床面積が五十平方メート

以上であるもの

ることができるものにつきその各部分を区 る部分の床面積が五十平方メートル以上で 分所有する場合には、その者の区分所有す の部分を独立して住居その他の用途に供す 一棟の家屋でその構造上区分された数個

で定める要件を満たすものは、次に掲げる要件 兀 を満たす工事とする。 法第四十一条の三の二第九項に規定する政令 居住の用に供すると認められるものであるこ 定工事をした家屋が、その者が主としてその

当該特定工事に要した費用の額の二分の一以部分に係る当該特定工事に要した費用の額が 部分がある場合には、当該居住の用に供する のうちにその者の居住の用以外の用に供する 定工事をした家屋の当該特定工事に係る部分 する費用の額が五十万円を超えること。 定多世帯同居改修工事等に要した同項に規定 上であること。 法第四十一条の三の二第九項に規定する特

三 給与所得者等が使用者等から使用人である

敷地の用に供する土地等を著しく低い価額 地位に基づいて住宅の増改築等に係る家屋

対価により譲り受けた場合として財務省令で

定める場合

三 定工事をした家屋が、 法第四十一条の三の二第九項に規定する特 その者のその居住の用

20 で定める要件を満たすものは、次に掲げる要件 法第四十一条の三の二第六項に規定する政令

る費用の額が五十万円を超えること。 定する断熱改修工事等に要した同項に規定す する特定断熱改修工事等又は同条第六項に規 法第四十一条の三の二第二項第二号に規定

当該特定工事に要した費用の額の二分の一以部分に係る当該特定工事に要した費用の額が部分がある場合には、当該居住の用に供する のうちにその者の居住の用以外の用に供する 定工事をした家屋の当該特定工事に係る部分 上であること。

22

法第四十一条の三の二第六項に規定する特 あるもの

> 令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 おいて「基準利率」という。)に達しない利三十六項第一号に規定する基準利率(次号に ない場合又は当該利息の利率が第二十六条第 者等」という。) が同号に規定する使用者等 与所得者等(以下この項において「給与所得 率である場合 げる借入金又は債務につき支払うべき利息が けた法第四十一条の三の二第三項第三号に掲 から使用人である地位に基づいて貸付けを受 (以下この項において「使用者等」という。) 第二十六条第三十六項第一号に規定する給

改修住宅借入金等の金額若しくは多世帯同居とされた増改築等住宅借入金等の金額、断熱 利息の額の算定の方法に従いその算定の基礎当該支払を受けた金額を控除した残額が当該 を基として基準利率により計算した利息の 改修住宅借入金等の金額及び利息の計算期間 の額と同額である場合又は当該利息の額から けた金額がその充てるものとされる当該利息 等から使用人である地位に基づいて支払を受 住宅借入金等に係る利息に充てるため使用者 熱改修住宅借入金等若しくは多世帯同居改修 に相当する金額に満たないこととなる場合 給与所得者等が増改築等住宅借入金等、

法第四十一条の三の二第九項に規定する特

居住の用に供されるものに限る。)のいずれ 積の二分の一以上に相当する部分が専ら当 かに該当するものであること。 に供される次に掲げる家屋(その家屋の床

以上であるもの 一棟の家屋で床面積が五十平方メートル

分所有する場合には、その者の区分所有す ることができるものにつきその各部分を区 の部分を独立して住居その他の用途に供す あるもの る部分の床面積が五十平方メートル以上で 一棟の家屋でその構造上区分された数個

兀 居住の用に供すると認められるものであるこ 法第四十一条の三の二第十一項に規定する政 定工事をした家屋が、その者が主としてその 法第四十一条の三の二第九項に規定する特

23

他の書類」とあるのは「その他の書類並びに同 宅等の新築等をいう。 宅の取得等が同項に規定する居住用家屋の新築 かつ、その居住に係る同条第一項に規定する住 属する年が令和四年若しくは令和五年であり、 適用を受ける場合には十三年内とし、居住日の 年内(居住日の属する年が平成十九年又は平成 同居改修住宅借入金等」と、同条第八項中「八 宅借入金等、断熱改修住宅借入金等又は多世帯 定中「住宅借入金等」とあるのは「増改築等住 借入金等」と、同条第三項から第六項までの規 又は同条第八項に規定する多世帯同居改修住宅 第五項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額 に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条 等」とあるのは「法第四十一条の三の二第一項 借入金等の」と、同条第二項中「住宅借入金 宅借入金等の金額又は当該多世帯同居改修住宅 増改築等住宅借入金等の金額、当該断熱改修住 と、「当該住宅借入金等の」とあるのは「当該 金等又は当該多世帯同居改修住宅借入金等が」 増改築等住宅借入金等、当該断熱改修住宅借入 と、「当該住宅借入金等が」とあるのは「当該 とあるのは「第二十六条の四第十二項第四号」 改修住宅借入金等に」と、「前条第十項第五号」 借入金等又は同条第八項に規定する多世帯同居 借入金等、同条第五項に規定する断熱改修住宅 十一条の三の二第一項に規定する増改築等住宅 二十六条の二の規定の適用については、同条第 の二の二の規定の適用を受ける場合における第 項に規定する財務省令で定める書類」とする。 書類の添付がある場合」と、同条第三十七項中 する事実を証する書類として財務省令で定める 財務省令で定めるところによりその者が第四十 該」と、「場合」とあるのは「場合であつて、 同条第三十六項中「、当該」とあるのは「当 六項及び第三十七項の規定の適用については、 適用を受けようとする場合における同条第三十 個人が同項の規定により法第四十一条の規定の 二十年で同条第六項の規定により同条の規定の 八項の規定により法第四十一条又は第四十一条 「並びに同項」とあるのは「、同項」と、「その 一条の三の二第一項に規定する特定個人に該当 法第四十一条の三の二第一項、第五項又は第 項中「住宅借入金等に」とあるのは「法第四 | 宅等の新築等(同条第十項に規定する認定住 法第四十一条の三の二第一項に規定する特定 同項に規定する買取再販住宅の取得、 以下この項において同

条第十項に規定する買取再販認定住宅等の取得 あるのは「法第四十一条の三の二第一項に規定 第四十一条」と、同号チ中「住宅借入金等」と 四十一条第十項」とあるのは「同条第一項、第 する多世帯同居改修住宅借入金等」と、「法第 改修住宅借入金等の金額又は同条第八項に規定 宅借入金等の金額、同条第五項に規定する断熱 四十一条の三の二第一項に規定する増改築等住 中「その住宅借入金等」とあるのは「その法第 認定住宅等の新築等が同条第五項」とあるのは 宅の取得等をいう。次号において同じ。)又は 第四十一条第一項」とあるのは「法第四十一条 二十六条の四第三項に規定する住宅の増改築等 る部分の同項各号に規定する割合又は同条第二 若しくは既存住宅若しくは増改築等」とあるの 第一項、第五項又は第八項」と、「居住用家屋 条第七項」とあるのは「法第四十一条の三の二 又は同条第十項の費用の額」と、同号ハ中「前 宅等の新築取得等に係る同項に規定する対価の 費用の額又は同条第二十五項に規定する認定住 の増改築等に要した」と、「対価の額若しくは と、「住宅の取得等に係る」とあるのは「住宅 るのは「三年内」と、同項第一号ロ中「前条第 適用を受ける場合には十一年内とする。)」とあ 項若しくは第十八項の規定により同条の規定の 取得に該当するものである場合又は同条第十五 住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の 係る同条第一項に規定する住宅の取得等が認定 年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に るものである場合、居住日の属する年が令和六 をいう。以下この項において同じ。)に該当す じ。)若しくは買取再販認定住宅等の取得(同 り」と、「同条第三十六項」とあるのは につき法第四十一条の三の二第一項の規定によ 第九項中「所得税につき」とあるのは「所得税 定する多世帯同居改修住宅借入金等」と、同条 する断熱改修住宅借入金等又は同条第八項に規 する増改築等住宅借入金等、同条第五項に規定 五項又は第八項」と、「同条」とあるのは 「住宅の増改築等が同条第十八項」と、同号ホ の三の二第一項、第五項又は第八項」と、「住 に係る部分」と、同号ニ中「住宅の取得等(法 十六項に規定する認定住宅等」とあるのは「第 三の二第三項若しくは第七項に規定する合計額 額」とあるのは「費用の額及び法第四十一条の 六項」とあるのは「第二十六条の四第二項」 「住宅の増改築等」と、「当該増改築等に係 法 26

十六条の四第二十三項の規定により読み替えられた法第四十一条第三十六条の四第二十三項のとあるのは「及び第二十六条の四第二十三項のとあるのは「及び第二十六条の四第二十三項の規定により読み替えられた法第四十一条第三十六項」と、「の添付」

規定の特例は、財務省令で定める。 用がある場合における第二十六条の二第九項の所四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適 法第四十一条の三の二第一項の規定により法

まで着していたとうによりであれる の規定により一般社団法人若しくは一般財団法 築、修繕若しくは模様替を定め、又は第十七項 まで若しくは第十九項の規定により増築、改 まで若しくは第十九項の規定により増築、改 まで若しくは第十九項の規定により増築、改

額控除 令和六年分における特別税

(令和六年分における所得税額の特別控除) (令和六年分における所得税額から控除する。 (令和六年分における所得税額の特別控除)

(二以上の居住者がある場合の同一生計配偶者

第二十六条の四の三 法第四十一条の三の三第二十六条の四の三 法第四十一条の三の三居住者の同一生計配偶者(同項に規定する同一生計配偶者をいう。以下この条において同じ。)にも該当するときは、その配偶者は、て同じ。)にも該当するときは、その配偶者は、次に定めるところにより、これらのうちいずれか一にのみ該当するものとみなす。

一 当該配偶者が当該同一生計配偶者又は当該配偶者が当該同一生計配偶者又は当該社養親族のいずれたところによる。年告書を含む。以下この項に規定する申告書第四十一条の三の七第五項に規定する申告書を含む。以下この項において「申告書を書む。以下この項において「申告書を書が当該同一生計配偶者又は当該決養親族のいずれかとされた後において、これらの民ただし、本文又は次号の規定により、当該配偶者が当該同一生計配偶者又は当該社会が当該同一生計配偶者又は当該配偶者が当該同一生計配偶者又は当該配合で、本文又は次号の規定により、当該配信者が提出する申告書等にこれとところにより、その区分を変更することにより、その区分を変更することにより、その区分を変更することにより、その区分を変更することをすることにより、その区分を変更することをすることにより、その区分を変更することが対象がは、これらのと表表を表表を表示して、

は、その夫又は妻である居住者の同一生計配添付」 族のいずれに該当するかを定められないとき鬼三十 同号の規定により同一生計配偶者又は扶養親三項の 親族として申告書等に記載したとき、その他ば付」 人をそれぞれ自己の同一生計配偶者又は扶養

は第四十一条の三の三第二項の場合におい は第四十一条の三の三第二項の場合におい は第四十一条の三の三第二項の場合におい は第四十一条の三の三第二項の場合におい は第四十一条の三の三第二項の場合におい

一 前号の場合において、二以上の居住者が同一 前号の場合において、二以上の居住者が申告書等の記載したとき、その他同号の規定により等に記載したとき、その他同号の規定によりいずれの居住者の扶養親族として申告書等の記載によりその扶養親族として申告書合には、当該親族は、当該居住者が同日には、当該親族は、当該居住者が同日にないて、二以上の居住者が同一 前号の場合において、二以上の居住者が同

ロ イの規定によつてもいずれの居住者の扶養親族とする。 を判定すべき時における当該合計額の見 放表第二項第二号に規定する合計額又は当 九条第二項第二号に規定する合計額又は当 大を判定すべき時における当該合計額又は当 がを判定すべき時における当該合計額又は当 がを判定すべき時における当該合計額又は当 は、居住者のうち所得税法施行令第二百十 は、居住者のうち所得税法施行令第二百十 は、居住者の持

けるその死亡し、又は再婚した配偶者のうちそし、その年中にその居住者が再婚したときにおて、年の中途において居住者の配偶者が死亡3 法第四十一条の三の三第二項の場合におい

1 一つ号上香つ己禺香がたつ号上香つ司・ヒナー人に限るものとする。 その死亡した配偶者又は再婚した配偶者のうちの居住者の同一生計配偶者に該当するものは、

る者がその年分の所得税につき確定申告書の提金額の控除を受けるとき(これらの控除を受け 四条の規定(以下この項において「対象規定」 するものとみなす。 住者の同一生計配偶者又は扶養親族にのみ該当 かかわらず、これらの居住者のうち当該対象居 者又は扶養親族は、第一項及び第二項の規定に 住者が受けたこれらの控除に係る同一生計配偶 ついては、当該対象規定の適用又は当該対象居 る法第四十一条の三の三第二項の規定の適用に る決定を受けた者である場合を除く。) におけ 出をし、又は国税通則法第二十五条の規定によ り親控除の額若しくは扶養控除の額に相当する に掲げる障害者控除の額、寡婦控除の額、ひと に相当する金額若しくは扶養親族に係る同号ハ 除の額若しくは同号ニに掲げる配偶者控除の額 計配偶者に係る同条第二号ハに掲げる障害者控 九十条に規定する過不足の額の計算上、同一生 という。)の適用を受けるとき、又は同法第百 ら第八十一条まで、第八十三条若しくは第八十 若しくは扶養親族に係る所得税法第七十九条か が、その年分の所得税につき、同一生計配偶者 者が再婚した場合において、いずれかの居住者 居住者の配偶者が死亡し、その年中にその居住 に該当する者がある場合又は年の中途において にも該当する場合、二以上の居住者の扶養親族 配偶者に該当し、かつ、他の居住者の扶養親族 (以下この項において「対象居住者」という。) 一の居住者の配偶者がその居住者の同一生計

第二項」と読み替えるものとする。第二項」とあるのは、「第四十一条の三の八三第二項」とあるのは、「第四十一条の三の八条の三の八第二項の場合について準用する。こ条の三の七第三項の場合について準用する。こ条の三の七第三項の場合について準用する。条の三の七第三項の場合について準用する。

申請に係る申告納税見積額の計算の特例)(令和六年分の所得税の予定納税額の減額承認条の三の九第三項の場合について準用する。条の三の九第三項までの規定は、法第四十一

第一項又は第二項の規定による申請をしようと 第二十六条の四の四 居住者の令和六年分の所得 2第二十六条の四の四 居住者の令和六年分の所得 2

う。)」とする。

「かり」とする。

(特定公的年金等の範囲等)

第二十六条の四の五 法第四十一条の三の九第一年に規定する公的年金等(所得税法第三十五体、次に掲げる公的年金等(所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等で政令で定めるものの項において同じ。)とする。

国家公務員共済組合連合会が支給する公的厚生労働大臣が支給する公的年金等

年金等

公的年金等日本私立学校振興・共済事業団が支給する

公的年金等 (公的年金等) はよる場合を含む。 による法律において準用する場合を含む。 による (大正十二年法律第四十八号。他の による退職を給付事由とする公的年金等 による退職を給付事由とする条例の規定 (の) しょう (の) しょう (の) しょう (の) による (の) によ

はる公的年金等 一年法律第百十一号)附則第十三条の規定にれる同法による改正前の執行官法(昭和四十れる同法による改正前の執行官法(昭和四十年法律第十八号)附則第三条第一項の規定に年法律第十八号)附則第三条第一項の規定に

年金等
は、国会議員互助年金法を廃止する法律(平成年金等
は、昭和三十三年法律第七十号)による公的された同法による廃止前の国会議員互助年金項の規定によりなおその効力を有するものと項の規定によりなおその効力を有する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一年金等

める公的年金等が高いのほか、財務省令で定

九

第一項に規定する特定公的年金等とする。令和七年一月三十一日までに支払を受ける同条定する特定公的年金等で政令で定めるものは、 法第四十一条の三の九第一項及び第二項に規

\*第| (所得金額調整控除) 第十節 その他の特例

| 第二十六条の五 | 法第四十一条の三の十一第一項 金額にあつては、給与所得の金額から租税特別額」とあるのは「各種所得の金額(給与所得の第百五十五条第一項第一号中「各種所得の金 定による控除をした残額)別の内訳」と、同法一第一項又は第二項(所得金額調整控除)の規 得税法第六十九条、第百五十四条及び第百五十 又は第二項の規定の適用がある場合における所 残額)」とする。 措置法第四十一条の三の十一第一項又は第二項 の金額から租税特別措置法第四十一条の三の十 五十四条第二項中「所得別の内訳」とあるのは 所得の金額から租税特別措置法第四十一条の三 所得の金額(給与所得の金額にあつては、給与 第一項中「各種所得の金額」とあるのは「各種 五条の規定の適用については、同法第六十九条 (所得金額調整控除) の規定による控除をした 「所得(給与所得の金額にあつては、給与所得 規定による控除をした残額)」と、同法第百 |十一第一項又は第二項 (所得金額調整控除)

の規定による控除をした残額」とする。の規定による控除をした残額」とする。 の井一第一項又は第二項(所得金額調整控除)の十一第一項又は第二項(所得金額がら租税特別措置法第四十一条の三所得の金額から租税特別措置法第四十一条の三の井一第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法施行令

3 得金額調整控除額の見積額」と、同条第三項第 規定の適用については、同令第九条第二項第一 第四十一条の三の十一第一項又は第二項の規定 猶予の適用を受けようとする場合において、法に関する法律第三条第五項の規定による徴収の 二号中「若しくは配偶者控除額等の見積額」と とあるのは「、配偶者控除額等の見積額及び所 同項第二号中「及び配偶者控除額等の見積額」 十一条の三の十一第一項又は第二項の規定によ 別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四 号イ中「の合計額」とあるのは「並びに租税特 二年政令第二百六十八号)第九条及び第十条の 等に関する法律の施行に関する政令(昭和二十 により控除される金額の見積額があるときにお 整控除額の見積額」という。)の合計額」と、 ける災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等 ・控除される金額の見積額(以下「所得金額調

等の見積額及び所得金額調整控除額の見積額」除額等の見積額」とあるのは「、配偶者控除額及び同令第十条第一項第六号中「及び配偶者控所得金額調整控除額の見積額」と、同項第三号あるのは「、配偶者控除額等の見積額若しくは

(不動産所得に係る損益通算の特例)

一 その年分の不動産所得の金額の計算上必要は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。各号に定める金額とする。

ことの下分で功産所書の金頂の十草に公安の利子の額が当該不動産所得の金額の計算上の利子の額が当該不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額を超える場合 当該損失の金額

当する金額 おする金額 との年分の不動産所得の金額の利子の額に相 計算上生じた損失の金額以下である場合 当計算上生じた損失の金額以下である場合 当計算と生じた損失の金額のするために要し との年分の不動産所得の金額の計算上必要

2 これらの資産を取得するために要した負債の額 る土地等を当該土地等の上に建築された建物 額に相当する部分の金額を計算することができ る土地等を取得するために要した負債の利子の ものとして、法第四十一条の四第一項に規定す がまず当該建物の取得の対価の額に充てられ、 分することが困難であるときは、当該個人は、 情によりこれらの資産の別にその負債の額を区 の資産ごとに区分されていないことその他の事 資産を取得するために要した負債の額がこれら (これらの資産を一の契約により同一の者から 次に当該土地等の取得の対価の額に充てられた 譲り受けた場合に限る。)において、これらの (その附属設備を含む。) とともに取得した場合 個人が不動産所得を生ずべき業務の用に供す

の特例)(特定組合員等の不動産所得に係る損益通算等

(以下この条において「組合契約」という。)のものは、同条第二項第一号に規定する組合契約項に規定する組合員に類する者で政令で定める第二十六条の六の二 法第四十一条の四の二第一

る契約を締結している者とする。 うち同号に規定する外国におけるこれらに類す 組合契約を締結している組合員(法第四十一

部分のすべてを自ら執行しているかどうかにようち契約を締結するための交渉その他の重要な の執行の決定に関与し、かつ、当該重要業務の の項において「重要業務」という。)のすべて 合事業に係る多額の借財に関する業務(以下こ る重要な財産の処分若しくは譲受け又は当該組 事業をいう。以下この条において同じ。)に係 き組合事業(同条第二項第二号に規定する組合 該個人が当該組合契約を締結した日以後引き続 場合には、その解散の日とする。)において当 し、当該組合がその年の中途において解散した ら脱退した場合には、その死亡又は脱退の日と るものを含む。以下この項において同じ。) か 十一日(当該個人がその年の中途において死亡合員に該当するかどうかは、その年の十二月三 が、各年において同条第一項に規定する特定組 下この項及び次項において同じ。)である個人 条の四の二第一項に規定する組合員をいう。以 し、又は当該組合契約による組合(これに類す 判定するものとする。

い場合におけるその満たない部分の金額に相当る必要経費に算入すべき金額の合計額に満たな 係る総収入金額に算入すべき金額の合計額が当 合員」という。)又は業務執行組合員以外の者 する金額とする。 該組合事業又は信託から生ずる不動産所得に係 ける組合事業又は信託から生ずる不動産所得に する特定組合員又は特定受益者のその年分にお の金額として政令で定める金額は、同項に規定 に規定する特定組合員に該当するものとする。 合員である個人は法第四十一条の四の二第一項組合事業の業務の執行の全部を委任している組 いる場合には、前項の規定にかかわらず、当該 に当該組合事業の業務の執行の全部を委任して する組合員(以下この項において「業務執行組が、当該組合契約により組合事業の業務を執行組合契約を締結している組合員である個人 法第四十一条の四の二第一項に規定する損失 2

る政令で定める契約は、外国における有限責任法第四十一条の四の二第二項第一号に規定す 法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合 事業組合契約(有限責任事業組合契約に関する

不動産所得を有する個人が確定申告書を提出す 契約をいう。)に類する契約とする。 その年において組合事業又は信託から生ずる

> る場合には、財務省令で定めるところにより、 金額の計算に関する明細書を当該申告書に添付 当該組合事業又は信託から生ずる不動産所得の

務省令で定める 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、 財

の特例) (国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等

第二十六条の六の三 法第四十一条の四の三第1 計算した金額は、その年分の不動産所得の金額 中古建物」という。) ごとの償却費の額のうち の計算上必要経費に算入した同項第一号に規定 項第二号に規定する政令で定めるところにより 定める金額の合計額とする。 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に する国外中古建物(以下この条において「国外

合 おいて同じ。)による損失の金額を超える場 定する国外中古建物の貸付けをいう。次号に け(法第四十一条の四の三第二項第二号に規 金額の計算上生じた当該国外中古建物の貸付 当該償却費の額がその年分の不動産所得の 当該償却費の額がその年分の不動産所得の 当該損失の金額

金額 失の金額のうち当該償却費の額に相当する けによる損失の金額以下である場合 金額の計算上生じた当該国外中古建物の貸付 当該損

法第四十一条の四の三第二項第二号に規定する がある場合における前項の規定の適用について 二号に規定する貸付けによる不動産所得の金額 国外不動産等(第一号及び次項第二号ロにおい るものとする。 には、零)を同項に規定する合計額から控除す 額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合 は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金 て「国外不動産等」という。)の同条第二項第 個人のその年分の不動産所得の金額のうちに 4

所得の金額 第二項第二号に規定する貸付けによる不動産 当該国外不動産等の法第四十一条の四の三

した金額 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除 前項第二号に規定する国外中古建物の貸

却費の額の合計額 付けによる損失の金額の合計額 前項第二号に規定する国外中古建物の償

3 次に定めるところによる。 の年分の不動産所得の金額の計算については、 個人が国外中古建物を有する場合におけるそ

> して、それぞれ不動産所得の金額を計算する 場合には、これらの国外中古建物ごとに区分 当該個人が二以上の国外中古建物を有する

二 当該個人が不動産所得を生ずべき業務の用 区分して、それぞれ不動産所得の金額を計算 きは、これらの資産を次に掲げる資産ごとに うち異なる二以上の区分の資産に該当すると するものとする。 て、これらの資産が次に掲げる資産の区分の に供される二以上の資産を有する場合におい

るものを除く。) 国外不動産等(イに掲げる資産に該当す 国外中古建物

イ及びロに掲げる資産以外の不動産所得

損失の金額」という。)に相当する金額を計 失の金額(次項において「国外不動産所得の 四の三第一項に規定する国外不動産所得の損 係る必要経費の額に配分し、法第四十一条の 産の貸付けに係る収入金額その他の財務省令 きは、当該共通必要経費の額は、これらの資 じ。) に要した費用の額(以下この号におい させることを含む。以下この号において同 る事業場等を含む。) にこれらの資産を使用 所得税法第百六十一条第一項第一号に規定す き金額のうちに二以上の資産についての貸付 で定める基準によりこれらの資産の貸付けに 所得の金額の計算上必要経費に算入されるべ て「共通必要経費の額」という。) があると 前二号の場合において、その年分の不動産 を生ずべき業務の用に供される資産 (他人 (当該個人が非居住者である場合の

された損失の金額に相当する金額は、当該国外 条第一項の規定により生じなかつたものとみな 当する金額の計算につき第二項の規定の適用が の同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号 ちにその年分の当該国外中古建物の償却費の額 の年分の第一項各号に定める金額の合計額のう 不動産所得の損失の金額に相当する金額に、そ あつた場合において、法第四十一条の四の三第 に定める金額の占める割合を乗じて計算した金 いては、その年分の当該国外中古建物につき同 額とする。 その年分の国外不動産所得の損失の金額に相 こたときにおける同条第三項の規定の適用につ 項の規定の適用を受けた国外中古建物を譲渡 算するものとする。 3

5 ある場合には、同条第三項の規定により読み替 条の四の三第一項(国外中古建物の不動産所得 るのは、「(その資産が租税特別措置法第四十一 条第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合 受けた国外中古建物について所得税法第五十一 項)の規定」とする。 えて適用される法第三十八条第一項又は第二 た同条第二項第一号に規定する国外中古建物で 適用については、同条第一号中「の規定」とあ に係る損益通算等の特例)の規定の適用を受け における所得税法施行令第百四十二条の規定の 法第四十一条の四の三第一項の規定の適用を

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損 益通算及び繰越控除)

第二十六条の七 法第四十一条の五第四項に規定 又は退職所得金額から順次控除する。 期譲渡所得の金額、総所得金額、山林所得金額 第一項(同条第二項において準用する場合を含 その年分の法第三十一条第一項(法第三十一条 に規定する長期譲渡所得の金額、法第三十二条 れる場合を含む。以下この条において同じ。) の二又は法第三十一条の三の規定により適用さ する通算後譲渡損失の金額に相当する金額は、 む。以下この条において同じ。)に規定する短

失の金額から順次控除する うち最も古い年に生じた純損失の金額又は雑損 用がある場合には、前年以前五年内)の二以上 三項まで又は第七十一条の二第一項の規定の 年以前三年内(同法第七十条の二第一項から第 金額をいう。以下この項において同じ。)が前 法第二条第一項第二十六号に規定する雑損失の 又は同法第七十条若しくは第七十一条第一項 第一項第二十二号に規定する各種所得の金額を の年に生じたものであるときは、これらの おいて同じ。)及び控除する雑損失の金額(同 る純損失の金額(同法第二条第一項第二十五号 控除及び所得税法第七十一条第一項の規定によ 第六十九条及び第七十条の規定による控除を行 規定による控除が行われる場合には、まず同法 いう。) の計算上生じた損失の金額がある場合 る控除を順次行う。この場合において、控除す に規定する純損失の金額をいう。以下この条に その年分の各種所得の金額(所得税法第二条 、次に法第四十一条の五第四項の規定による 0

者の有する法第四十一条の五第四項に規定する 通算後譲渡損失の金額の生じた年がその者の有 前項の規定の適用がある場合において、その

雑損失金額よりも古い年に生じたものとして前の金額は当該特例対象純損失金額又は当該特定 項の規定による控除を行う。 はその翌年であるときは、当該通算後譲渡損失 第三項に規定する特定雑損失金額の生じた年又 る特例対象純損失金額若しくは同令第二百四条 する所得税法施行令第二百一条第二項に規定す

次に掲げる者とする。 該個人と政令で定める特別の関係がある者は、 法第四十一条の五第七項第一号に規定する当

8

- 第十項に規定する家屋の譲渡がされた後当該 計を一にしているもの及び当該個人の親族で 以下この号において同じ。)で当該個人と生 当該個人の親族(前号に掲げる者を除く。 当該個人の配偶者及び直系血族 人と当該家屋に居住をするもの
- 外の者で当該個人から受ける金銭その他の財 前三号に掲げる者及び当該個人の使用人以 産によって生計を維持しているもの及びその の親族でその者と生計を一にしているもの 上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者 当該個人と婚姻の届出をしていないが事実
- 使用人の親族でその使用人と生計を一にして 者の親族でその者と生計を一にしているもの 関係その他これに準ずる関係のあることとな 第八号の二に規定する株主等とした場合に法 者を判定の基礎となる所得税法第二条第一項 掲げる親族、当該個人の使用人若しくはその る会社その他の法人 人税法施行令第四条第二項に規定する特殊の いるもの又は当該個人に係る前二号に掲げる 当該個人、当該個人の第一号及び第二号に 9
- 令で定める譲渡は、贈与又は出資による譲渡と 法第四十一条の五第七項第一号に規定する政
- 該個人の居住の用に供する家屋で政令で定める の居住の用に供すると認められる一の家屋に限 は、これらの家屋のうち、その者が主としてそ の居住の用に供する家屋を二以上有する場合に ものは、次に掲げる家屋とし、当該個人が、そ るものとする。 法第四十一条の五第七項第一号に規定する当
- 一棟の家屋の床面積のうち当該個人が居住
- ル以上であるもの の用に供する部分の床面積が五十平方メート の部分を独立して住居その他の用途に供す 一棟の家屋のうちその構造上区分された数

- あるもの する部分の床面積が五十平方メートル以上で 部分の床面積のうち当該個人が居住の用に供 いう。)を区分所有する場合には、その独立 この号及び第十一項において「独立部分」と ることができるものにつきその各部分(以下
- 令で定める取得は、代物弁済(金銭債務の弁済 に代えてするものに限る。)としての取得とす 法第四十一条の五第七項第一号に規定する政
- 号に規定する個人が、同条第二項の規定により 法第四十一条の五第七項第一号の選定は、同 計算に関する明細を記載することにより行うも 同号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額の 細書に、一の特定譲渡(同号に規定する特定譲 居住用財産の譲渡損失の金額の計算に関する明 同項の確定申告書に添付すべき同項に規定する 渡をいう。以下この条において同じ。)に係る のとする。
- り同項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上 期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 おいて「譲渡資産」という。)の特定譲渡(そ 令で定めるところにより計算した金額は、同号 達するまでの金額とする。 除する金額に相当する金額を控除した金額)に 得の金額の計算上生じた損失の金額から当該控 控除する金額がある場合には、当該長期譲渡所 の金額のうちに法第三十二条第一項の規定によ 属する年分の法第三十一条第一項に規定する長 特定譲渡に限る。第十二項及び第十四項におい の年において当該特定譲渡が二以上ある場合に に規定する譲渡資産(第十二項及び第十四項に (当該長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失 た損失の金額のうち、当該特定譲渡をした日の は、当該個人が前項の規定により選定した一の て同じ。) による譲渡所得の金額の計算上生じ 法第四十一条の五第七項第一号に規定する政
- 以外の用に供している部分があるときは、その 政令で定める家屋は、個人がその居住の用に供 の用に供していると認められる一の家屋に限る れらの家屋のうち、その者が主としてその居住 において同じ。)とし、その者がその居住の用 居住の用に供している部分に限る。以下この項 している家屋(当該家屋のうちにその居住の用 ものとする。 に供している家屋を二以上有する場合には、こ 法第四十一条の五第七項第一号イに規定する

11 その一棟の家屋の敷地の用に供する土地の面積 面積(第六項第二号に掲げる家屋については、 令で定める面積は、土地にあつては当該土地 算した面積。以下この項において同じ。)とし、 に当該家屋の床面積のうちにその者の区分所有 土地の上に存する権利にあつては当該土地の面 する独立部分の床面積の占める割合を乗じて計 法第四十一条の五第七項第三号に規定する政

13

法第四十一条の五第七項第四号に規定する政

- 第一号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額令で定めるところにより計算した金額は、同項 割合をいう。)を乗じて計算した金額を控除し 失の金額のうちに当該土地等の特定譲渡による 金額から、当該金額に当該居住用財産の譲渡損 ルを超えるものが含まれている場合には、当該 三号に規定する政令で定める面積(以下この項 において「土地等」という。)で同条第七項第に土地又は土地の上に存する権利(以下この項 用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうち 控除した金額)に達するまでの金額(当該居住 げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を 当する場合には、当該金額から、当該各号に掲 じた純損失の金額(次の各号に掲げる場合に該 の金額」という。)のうち、その年において生 メートルを超える部分に係る当該面積の占める める割合を乗じて計算した金額に超過面積割合 譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額の占 において「面積」という。)が五百平方メート (以下この項において「居住用財産の譲渡損失 (当該土地等に係る面積のうちに当該五百平方 た金額)とする。 法第四十一条の五第七項第三号に規定する政
- 出する年に限る。)において、その年分の不年(その年分の所得税につき青色申告書を提 の金額又は譲渡所得の金額(法第三十一条第動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得 えるときは、当該純損失の金額に相当する金 る場合 当該損失の金額の合計額(当該合計 額を除く。)の計算上生じた損失の金額があ 三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金 額がその年において生じた純損失の金額を超 当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた 項に規定する長期譲渡所得の金額及び法第
- 号に掲げる損失の金額がある場合 年において生じた所得税法第七十条第二項各 当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた (前号に掲

- 相当する金額) の金額を超えるときは、当該純損失の金額に (当該合計額がその年において生じた純損失 げる場合を除く。) 当該損失の金額の合計
- 金又は債務(利息に対応するものを除く。) 令で定める借入金又は債務は、次に掲げる借入
- 一 建設業法第二条第三項に規定する建設業者 法により返済することとされているもの 借り入れた借入金(当該借入金に類する債務 めに同号に規定する金融機関、独立行政法人 取得等」という。) に要する資金に充てるた に対する住宅の取得等に係る債務又は宅地建 で財務省令で定めるものを含む。)で、契約 資金の貸付けを行う財務省令で定める者から 住宅金融支援機構、地方公共団体その他当該 住宅の取得等(以下この項において「住宅 において償還期間が十年以上の割賦償還の 法第四十一条の五第七項第四号に規定する 方
- 住宅供給公社その他居住用財産(住宅の用に取引業者、独立行政法人都市再生機構、地方 期間が十年以上の割賦払の方法により支払う 定めるものを含む。)で、契約において賦 務省令で定める者に対する住宅の取得等に係 供する家屋又は当該家屋の敷地の用に供され 物取引業法第二条第三号に規定する宅地建 こととされているもの る債務(当該債務に類する債務で財務省令で いう。次号において同じ。)の分譲を行う財 る土地若しくは当該土地の上に存する権利を
- 三 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給 支払うこととされているもの の賦払期間が十年以上の割賦払の方法により るものを含む。) で、当該承継後の当該債務 務(当該債務に類する債務で財務省令で定め 関する契約に基づく当該法人に対する当該債 とする居住用財産の取得に係る債務の承継に 公社その他の財務省令で定める法人を当事者
- 四 住宅の取得等に要する資金に充てるために 当該住宅の取得等の対価に係る債務(これら ら借り入れた借入金又は当該使用者に対する 期間又は賦払期間が十年以上の割賦償還又は 定めるものを含む。)で、契約において償還 の借入金又は債務に類する債務で財務省令で (以下この号において「使用者」という。) か 法第四十一条第一項第四号に規定する使用者

割賦払の方法により返済し、又は支払うこと

14 除した金額に達するまでの金額とする。 除く。)の計算上生じた損失の金額の合計額 十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額を 得の金額又は譲渡所得の金額(法第三十一条第 の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所 損失の金額から当該純損失の金額が生じた年分 渡損失の金額のうち、その年において生じた純 失の金額に係る同号に規定する居住用財産の譲る。)による譲渡所得の金額の計算上生じた損 いて行つた譲渡資産の特定譲渡(同条第七項第 めるところにより計算した金額は、その年にお には、当該純損失の金額に相当する金額)を控 (当該合計額が当該純損失の金額を超える場合 項に規定する長期譲渡所得の金額及び法第三 号に規定する適用期間内に行つたものに限 法第四十一条の五第八項に規定する政令で定 19 18

15 規定する土地等に係る事業所得等の金額」とす のは、「総所得金額、第二十八条の四第一項に 適用については、同項中「総所得金額」とある 場合における法第四十一条の五第四項の規定の 法第二十八条の四第一項の規定の適用がある 法第二十八条の四第一項の規定の適用がある

に係る事業所得等の金額」とする。 同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金 場合における第一項の規定の適用については、 法第四十一条の五第二項の確定申告書を提出 法第二十八条の四第一項に規定する土地等

に納税地の所轄税務署長に提出しなければなら の区分に応じ当該各号に定める日又は期限まで 務省令で定める書類を、次の各号に掲げる場合 買換資産を居住の用に供する年月日に関する財 第四号に規定する住宅借入金等の金額及び当該じ。)の明細、当該買換資産に係る同条第七項 する買換資産をいう。以下この項において同 する者は、買換資産(同条第七項第一号に規定 越控除)

いて同じ。)をする場合 当該確定申告書の 七項第一号に規定する取得をいう。次号にお までに買換資産の取得(法第四十一条の五第 特定譲渡の日の属する年の十二月三十一日

二 特定譲渡の日の属する年の翌年一月一日か ら法第四十一条の五第七項第一号に規定する 取得期限までの間に買換資産の取得をする場

当該買換資産の取得をした日の属する年

とあるのは、「若しくは租税特別措置法第四十 用については、同条第一項第一号中「の規定」 場合における所得税法第百五十五条の規定の適 の譲渡損失の繰越控除)の規定」とする。 一条の五第四項(居住用財産の買換え等の場合 法第四十一条の五第四項の規定の適用がある

場合における所得税法施行令の規定の適用につ 法第四十一条の五第四項の規定の適用がある ては、次に定めるところによる。 所得税法施行令第二百二十二条第二項の規

措置法第四十一条の五第四項(居住用財産の 条(雑損失の繰越控除)」とあるのは、「、第 買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除)」と 七十一条(雑損失の繰越控除)又は租税特別 定の適用については、同項中「又は第七十一

二 所得税法施行令第二百五十八条第一項の規 換え等の場合の譲渡損失の繰越控除)の規定 置法第四十一条の五第四項(居住用財産の買 定の適用については、同項第二号中「の規定 に準じて」とする。 に準じて」とあるのは、「並びに租税特別措

三 所得税法施行令第二百五十九条の規定の適 (特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰 用については、同条中「の規定を」とあるの 失の繰越控除)の規定を」とする。 四項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損 「及び租税特別措置法第四十一条の五第

2 第二十六条の七の二 法第四十一条の五の二第四 第一項第二十二号に規定する各種所得の金額を 定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、山林場合を含む。以下この条において同じ。)に規 三十二条第一項(同条第二項において準用する 同じ。)に規定する長期譲渡所得の金額、法第 り適用される場合を含む。以下この条において 三十一条の二又は法第三十一条の三の規定によ 金額は、その年分の法第三十一条第一項(法第 項に規定する通算後譲渡損失の金額に相当する 規定による控除が行われる場合には、まず同法 又は同法第七十条若しくは第七十一条第一項の 所得金額又は退職所得金額から順次控除する。 第六十九条及び第七十条の規定による控除を行 いう。) の計算上生じた損失の金額がある場合 その年分の各種所得の金額(所得税法第二条

> 年のうち最も古い年に生じた純損失の金額又は 以上の年に生じたものであるときは、これらのの適用がある場合には、前年以前五年内)の二 ら第三項まで又は第七十一条の二第一項の規定 雑損失の金額から順次控除する。 が前年以前三年内(同法第七十条の二第一項か 失の金額をいう。以下この項において同じ。) 条において同じ。)及び控除する雑損失の金額 五号に規定する純損失の金額をいう。以下この 除する純損失の金額(同法第二条第一項第二十 (同法第二条第一項第二十六号に規定する雑損 による控除を順次行う。この場合において、控 よる控除及び所得税法第七十一条第一項の規定 い、次に法第四十一条の五の二第四項の規定に

3 前項の規定の適用がある場合において、その 特定雑損失金額よりも古い年に生じたものとし 者の有する法第四十一条の五の二第四項に規定 損失の金額は当該特例対象純損失金額又は当該 年又はその翌年であるときは、当該通算後譲渡 四条第三項に規定する特定雑損失金額の生じた 定する特例対象純損失金額若しくは同令第二百 する通算後譲渡損失の金額の生じた年がその者 の有する所得税法施行令第二百一条第二項に規 て前項の規定による控除を行う。

4 る当該個人と政令で定める特別の関係がある者 法第四十一条の五の二第七項第一号に規定す 次に掲げる者とする。

当該個人の配偶者及び直系血族

個人と当該家屋に居住をするもの 第八項に規定する家屋の譲渡がされた後当該 計を一にしているもの及び当該個人の親族で 以下この号において同じ。)で当該個人と生 当該個人の親族(前号に掲げる者を除く。

当該個人と婚姻の届出をしていないが事実

五 当該個人、当該個人の第一号及び第二号に 者の親族でその者と生計を一にしているもの 外の者で当該個人から受ける金銭その他の財 の親族でその者と生計を一にしているもの 第八号の二に規定する株主等とした場合に法 者を判定の基礎となる所得税法第二条第一項 使用人の親族でその使用人と生計を一にして 掲げる親族、当該個人の使用人若しくはその 産によつて生計を維持しているもの及びその 上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者 いるもの又は当該個人に係る前二号に掲げる 人税法施行令第四条第二項に規定する特殊の 前三号に掲げる者及び当該個人の使用人以

9

5 る会社その他の法 関係その他これに準ずる関係のあることとな

6 渡とする。 る政令で定める譲渡は、 法第四十一条の五の二第七項第一号の選定 法第四十一条の五の二第七項第一号に規定す 贈与又は出資による譲

じ。)に係る同号に規定する特定居住用財産のする特定譲渡をいう。以下この条において同 ことにより行うものとする。 定する特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算 は、同号に規定する個人が、同条第二項の規定 譲渡損失の金額の計算に関する明細を記載する により同項の確定申告書に添付すべき同項に規 2関する明細書に、一の特定譲渡(同号に規定

額を控除した金額)に達するまでの金額とす 損失の金額から当該控除する金額に相当する金 には、当該長期譲渡所得の金額の計算上生じた 渡所得の金額の計算上控除する金額がある場合 算上生じた損失の金額(当該長期譲渡所得の金 当該特定譲渡をした日の属する年分の法第三十 所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、 る政令で定めるところにより計算した金額は、 額の計算上生じた損失の金額のうちに法第三十 個人が前項の規定により選定した一の特定譲渡 同号に規定する譲渡資産(第十一項において に限る。第十一項において同じ。)による譲渡 二条第一項の規定により同項に規定する短期譲 いて当該特定譲渡が二以上ある場合には、当該 「譲渡資産」という。)の特定譲渡(その年にお 条第一項に規定する長期譲渡所得の金額の 法第四十一条の五の二第七項第一号に規定す 計

に限るものとする。 の居住の用に供していると認められる一の家屋 の用に供している家屋を二以上有する場合に その居住の用に供している部分に限る。以下こ する政令で定める家屋は、個人がその居住の用 は、これらの家屋のうち、その者が主としてそ の項において同じ。)とし、その者がその居住 の用以外の用に供している部分があるときは、 に供している家屋(当該家屋のうちにその居住 法第四十一条の五の二第七項第一号イに規定

産の譲渡損失の金額」という。)のうち、 失の金額(以下この項において「特定居住用財 る政令で定めるところにより計算した金額は、 同項第一号に規定する特定居住用財産の譲渡損 法第四十一条の五の二第七項第三号に規定す

定める金額を控除した金額)に達するまでの金 当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に げる場合に該当する場合には、当該金額から、 年において生じた純損失の金額(次の各号に掲

合計額がその年において生じた純損失の金額 を超えるときは、当該純損失の金額に相当す がある場合 当該損失の金額の合計額(当該 の金額を除く。)の計算上生じた損失の金額 法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得 条第一項に規定する長期譲渡所得の金額及び 所得の金額又は譲渡所得の金額(法第三十一 の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林を提出する年に限る。)において、その年分 じた年(その年分の所得税につき青色申告書 当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生

一 当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生 損失の金額を超えるときは、当該純損失の金計額(当該合計額がその年において生じた純 に掲げる場合を除く。) 当該損失の金額の合 項各号に掲げる損失の金額がある場合(前号 じた年において生じた所得税法第七十条第二 11

借入金又は債務 (利息に対応するものを除く。) る政令で定める借入金又は債務は、次に掲げる 法第四十一条の五の二第七項第四号に規定す

契約において償還期間が十年以上の割賦償還 る土地若しくは当該土地の上に存する権利を 供する家屋又は当該家屋の敷地の用に供され 住宅供給公社その他居住用財産(住宅の用に 取引業者、独立行政法人都市再生機構、地方 物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物 に対する住宅の取得等に係る債務又は宅地建 の方法により返済することとされているもの 債務で財務省令で定めるものを含む。)で、 から借り入れた借入金(当該借入金に類する 当該資金の貸付けを行う財務省令で定める者 法人住宅金融支援機構、地方公共団体その他 るために同号に規定する金融機関、独立行政 宅の取得等」という。)に要する資金に充て する住宅の取得等(以下この項において「住法第四十一条の五の二第七項第四号に規定 務省令で定める者に対する住宅の取得等に係 いう。次号において同じ。)の分譲を行う財 建設業法第二条第三項に規定する建設業者

> 期間が十年以上の割賦払の方法により支払う 定めるものを含む。)で、契約において賦払 る債務(当該債務に類する債務で財務省令で

支払うこととされているもの の賦払期間が十年以上の割賦払の方法により るものを含む。)で、当該承継後の当該債務 務(当該債務に類する債務で財務省令で定め 関する契約に基づく当該法人に対する当該債 とする居住用財産の取得に係る債務の承継に 公社その他の財務省令で定める法人を当事者 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給

割賦払の方法により返済し、又は支払うこと 期間又は賦払期間が十年以上の割賦償還又は とされているもの 定めるものを含む。)で、契約において償還 の借入金又は債務に類する債務で財務省令で 当該住宅の取得等の対価に係る債務(これら ら借り入れた借入金又は当該使用者に対する (以下この号において「使用者」という。) か 法第四十一条第一項第四号に規定する使用者 住宅の取得等に要する資金に充てるために

場合には、当該純損失の金額に相当する金額) 限る。)による譲渡所得の金額の計算上生じた 項第一号に規定する適用期間内に行つたものに を控除した金額に達するまでの金額とする。 計額(当該合計額が当該純損失の金額を超える 金額を除く。)の計算上生じた損失の金額の合 法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の 山林所得の金額又は譲渡所得の金額(法第三十 産の譲渡損失の金額のうち、その年において生 損失の金額に係る同号に規定する特定居住用財 において行つた譲渡資産の特定譲渡(同条第七 た年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、 じた純損失の金額から当該純損失の金額が生じ で定めるところにより計算した金額は、その年 一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額及び 法第四十一条の五の二第八項に規定する政令

項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」 あるのは、「総所得金額、第二十八条の四第一 場合における法第四十一条の五の二第四項の規 定の適用については、同項中「総所得金額」と 法第二十八条の四第一項の規定の適用がある

同項中「総所得金額」とあるのは、 場合における第一項の規定の適用については、 法第二十八条の四第一項の規定の適用がある 「総所得金

14

2 託その他の政令で定める行為は、前項に規定す 法第四十一条の九第一項に規定する預入、信

3 る預貯金、合同運用信託、公社債、公社債投資

に係る事業所得等の金額」とする。 額、法第二十八条の四第一項に規定する土地等

四十一条の五の二第四項(特定居住用財産の譲定」とあるのは、「若しくは租税特別措置法第 ある場合における所得税法施行令の規定の適用 渡損失の繰越控除)の規定」とする。 法第四十一条の五の二第四項の規定の適用が

措置法第四十一条の五の二第四項(特定居住七十一条(雑損失の繰越控除)又は租税特別 用財産の譲渡損失の繰越控除)」とする。 条 (雑損失の繰越控除)」とあるのは、「、第 定の適用については、同項中「又は第七十一 所得税法施行令第二百二十二条第二項の規

二第四項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越 置法第四十一条の五の二第四項(特定居住用に準じて」とあるのは、「並びに租税特別措 定の適用については、同項第二号中「の規定」 所得税法施行令第二百五十八条第一項の規 は、「及び租税特別措置法第四十一条の五の 用については、同条中「の規定を」とあるの 財産の譲渡損失の繰越控除)の規定に準じ て」とする。 所得税法施行令第二百五十九条の規定の適

第二十六条の八 削除

第二十六条の九 法第四十一条の九第一項に規定 期積金等とする。 年法律第五十九号)第二条第四項に規定する定 社債投資信託の受益権及び銀行法(昭和五十六 るものは、預貯金、合同運用信託、公社債、公 する預貯金、合同運用信託その他の政令で定め (懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等)

信託の受益権及び定期積金等の預入、信託、 入又は払込みとする。 法第四十一条の九第一項に規定する政令で定 購

める要件は、次に掲げる要件とする。 預貯金等(同条第一項に規定する預貯金等を (次項において「預入等」という。) がされた 法第四十一条の九第一項に規定する預入等

いう。以下この項及び次項において同じ。)

の適用については、同条第一項第一号中「の規 ある場合における所得税法第百五十五条の規定 法第四十一条の五の二第四項の規定の適用が

については、次に定めるところによる。

控除)の規定を」とする。

当該くじ引等に係る金品その他の経済的利益 支払若しくは交付又は供与(以下この条にお ところにより行われるものとする。 て「支払等」という。) は、次の各号に定める (以下この項において「懸賞金等」という。) の の預貯金等の残高の一定額を基準として、又預入等がされた預貯金等の一定額若しくはそ 利益の支払若しくは交付を受け、又は受ける の要件を満たす預貯金等を対象として、その 預貯金等を対象として行われるくじ引等及び こととされていること。 等」という。)により、金品その他の経済的 じ引その他の方法(次項において「くじ引 定の期間継続することとされていること。 続に対して、一個又は数個が与えられるもの は当該預貯金等に係る契約の一定の期間の継 ことができる権利をいう。)は、前項第一号 に係る契約が、一定の期間継続され、又は一 抽せん権(くじ引等による抽せんを受ける 前号の契約に係る預貯金等を対象としてく

一 一の抽せんごとの懸賞金等の総額は、くじ 定められているものとする。 引等の対象とされる預貯金等の総額に応じて

とする。

三 くじ引等に関し、そのくじ引等の期日並び 始の日及びその支払等の方法を定めるものと にそのくじ引等に係る懸賞金等の支払等の開

定を準用する。 徴収すべき所得税の額の計算の基礎となる当該 預貯金等の懸賞金等(以下この条において「懸 金銭以外のものの価額に相当する金額の計算に おいて、法第四十一条の九第三項の規定により を金銭以外のもので交付し、又は与える場合に 等をする者が当該懸賞金付預貯金等の懸賞金等 賞金付預貯金等の懸賞金等」という。)の支払 ついては、 法第四十一条の九第一項に規定する懸賞金付 所得税法施行令第三百二十一条の規

当該懸賞金付預貯金等の懸賞金等の支払等は 賞金付預貯金等の懸賞金等の支払等は同号に規 百二十五条第一項第三号に掲げる者と、当該懸 等の懸賞金等の支払等をする者は所得税法第二 の支払等をする者は同項第八号に掲げる者と、 対し国内において懸賞金付預貯金等の懸賞金等 定する支払と、恒久的施設を有する外国法人に 内国法人に対し国内において懸賞金付預貯金

規定を適用する。

(償還差益の金額等)

第二十六条の九の二 法第四十一条の十二第一項 額とする。 第二十六条の九の二 法第四十一条の十二第一項

法人税法第百四十一条第一号に掲げる外国法人税法第百四十一条第一号に掲げる外国の条から第二十六条の十二第七項に規定する割引債(以下この条から第二十六条の十六までにおいて「償還差益」という。)の金額にイに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した。
は掲げる金額の占める割合を乗じて計算した。
は別げる金額の占める割合を乗じて計算した。
は別げる金額の占める割合を乗じて計算した。
第二十六条の十二第七項に規定する割引債(以下こ一条の十二第七項に規定する割引債(以下こ一条の条がら第二十六条の十二条の条がら第二十六条の十二条の条がら、

という。)
という。)
という。)
という。)

イ 当該割引債の社債発行差金を額の占める割合を乗じて計算した金額の金額にイに掲げる金額のうちに口に掲げるた割引債について支払を受けるべき償還差益た割引債について支払を受けるべき償還差益た割引債について支払を受けるべき償還差益に割ける外国法人により国外において発行され場ける外国法人により国外において発行される。

定める金額は、次に掲げる金額とする。
は第四十一条の十二第三項に規定する政令で法第四十一条の十二第三項に規定する政令での法人税法第百四十一条第二号又は第三号の イに掲げる金額のうちこれらの外国法人口 イに掲げる金額のうちこれらの外国法人

2

法人が国外において発行した割引債の券面金法人税法第百四十一条第一号に掲げる外国のおる金額に、次に投げる金額とする。

乗じて計算した金額の占める割合を金額のうちにロに掲げる金額の占める割合を額から発行価額を控除した金額にイに掲げる

当該割引債の社債発行差金

う事業に帰せられる部分の金額を行う一定の場所を通じて国内において行を行う一定の場所を通じて国内において行人税法第百四十一条第一号に規定する事業口 イに掲げる金額のうち当該外国法人の法

当該割引債の社債発行差金

特別割引債に係る民間都市開発推進機構の範に規定する事業に帰せられる部分の金額の法人税法第百四十一条第二号又は第三号ロ イに掲げる金額のうちこれらの外国法人

(償還差益に対する所得税の納付等)は、公益財団法人であるものとする。は、公益財団法人であるものとする。 ま第二十六条の九の三 法第四十一条の十二第一項

第二十六条の十 割引債の発行者は、法第四十一条の十二第三項の規定により徴収した所得税を納付する場合には、その納付の際、国税通則法が開送が、国債(同条第七項第一時に掲げるものを除く。)である場合には日本銀行の本店の所在地とし、外国法人が発行したものである場合には当該外国法人の国内にある主たる事務所の所在地とし、外国法人が発行したものである場合には当該外国法人の国内にある主たる事務所の所在地とし、外国法人が発行したものである場合には当該外国法人の国内にある主たる事務所の所在地とする。)とする。

(償還差益に対する所得税額の法人税額からのに規定する償還を受ける時に徴収される係第三項の規定によりその発行の際徴収される条第三項の規定によりその発行の際徴収されるものとした場合の所得税の額とする。ものとした場合の所得税の額とする。 法第四十一条の十二第四項の規定により同項 法第四十一条の十二第四項の規定により同項

三項中「所得税の額を前項」とあるのは「所得

託の受益権と」とあるのは「又は集団投資信託のは「割引債、株式及び」と、「と集団投資信の額を除く。)を前項」と、「株式及び」とある税の額(短期公社債の償還差益に対する所得税

(」とあるのは「の数(割引債については額面の受益権の三種類」と、同項第一号中「の数

「、金額」とあるのは

収される所得税とみなされたもののうち法人税規定により同項に規定する償還を受ける時に徴第二十六条の十一 法第四十一条の十二第四項の

する」とする。

規定により当該割引債に係る償還差益について額)に、当該割引債の発行の際に同条第三項の 徴収された所得税の税率を乗じて計算した金額 を控除した残額(当該割引債が外国法人が国外 条の十三第一項第一号及び第五項第二号におい として財務省令で定める価額とする。第二十六 は当該割引債に係る当該発行価額に準ずるもの とし、当該割引債が当該短期国債等であるとき 当該割引債に係る最終発行日における発行価額 が明らかでないもの以外の割引債であるときは その他財務省令で定める国債(以下この項にお 価額(当該割引債が短期公社債に該当する国債 において発行したものであるときは、法第四十 て「最終発行日における発行価額等」という。) 一条の十二第三項に規定する政令で定める金 | 割引債の券面金額から当該割引債に係る発行 額から控除する所得税の額は、当該所得税の て「短期国債等」という。) でその発行価額 (当該所得税の額が明らかでないときは、そ 3

2 法人が割引債を発行の際に取得した場合にお は 法人が割引債を発行の際に取得した場合にお の とし、法人税法第四十一条の十二第三項の規定により償 に含めるものとし、同条第四項の規定により償 で の とし、法人税法第六十八条 (同法第百四十四 の とする。

一年以下であるものをいう。うち、その発行の日から償還期限までの期間が法により発行される公社債で次に掲げるものの法により発行される公社債で次に掲げるものの法により発行される

国債

一 社債、株式等の振替に関する法律第六十六 年代でよる要件を満たすもの 務省令で定める要件を満たすもの 務省令で定める要件を満たすもの おり 株式等の振替に関する法律第六十六

国 言目を重告等立一国をう国等一員と見どけれ条の十二第一項に規定する短期投資法 と 投資信託及び投資法人に関する法律第百三

五 保険業法第六十一条の十第一項に規定するる短期債 高田金庫法第五十四条の四第一項に規定す

六 資産の流動化に関する法律第二条第八項に短期社債

七 農林中央企事去第六十二条の二第一頁こ見規定する特定短期社債 規定する特定短期社債

定する短期農林債とは、農林中央金庫法第六十二条の二第一項に規

(繰上償還等の場合の所得税の還付)

第二十六条の十二 法第四十一条の十二第五項の規定により還付する所得税の税率を乗じて計正は、その買入金額。以下この項において同じ。)を控除した金額(当該割引債が外国法人が国外において発行したものであるときは、次が国外において発行したものであるときは、次に掲げる金額)に、当該割引債の発行の際に同条第三項の規定により当該割引債の発行の際に同条第三項の規定により当該割引債の発行の際に同益額がいる。

十六年旧法人税法」という。)第百四十一条前の法人税法(ロ及び次号において「平成二十六年法律第十号)第三条の規定による改正一 所得税法等の一部を改正する法律(平成二

た金額にイに掲げる金額のうちに口に掲げる 第一号に掲げる外国法人が国外において発行 金額の占める割合を乗じて計算した金額 た割引債の券面金額から償還金額を控除し 当該割引債の社債発行差金

成二十六年旧法人税法第百四十一条第一号イに掲げる金額のうち当該外国法人の平 国内において行う事業に帰せられる部分の に規定する事業を行う一定の場所を通じて 2

掲げる金額の占める割合を乗じて計算した 控除した金額にイに掲げる金額のうちにロに 号又は第三号に掲げる外国法人が国外におい て発行した割引債の券面金額から償還金額を 平成二十六年旧法人税法第百四十一条第一

## 当該割引債の社債発行差金

る部分の金額 の平成二十六年旧法人税法第百四十一条第 二号又は第三号に規定する事業に帰せられ イに掲げる金額のうちこれらの外国法人 3

三項又は所得税法第百八十一条若しくは第二百 場合において、当該還付をする金額は、同条第 法第四十一条の十二第五項の規定による還付 一条の規定により納付すべき金額から控除す 同項に規定する償還の際、還付する。この 4

(非課税法人等に対する所得税の還付)

当該各号に定める金額とする。 税の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ 割引債につき、同項の規定により還付する所得 法第四十一条の十二第六項の 5

準用する。

この場合においては、前条第二項後段の規定を

券面金額から当該割引債に係る最終発行日に 税の額が明らかでないときは、当該割引債の 又は受託者(以下この条において「非課税法 第四十一条の十二第六項に規定する内国法人 額。以下この条において同じ。)のうち、法 収された所得税の税率を乗じて計算した金により当該割引債に係る償還差益について徴 あるときは、同項に規定する政令で定める金 債が外国法人が国外において発行したもので おける発行価額等を控除した残額(当該割引 規定により徴収された所得税の額(当該所得 該割引債につき法第四十一条の十二第三項の 額)に、当該割引債の発行の際に同項の規定 人等」という。) が当該割引債を所有してい た期間に対応する部分の金額 その償還期限後において償還する場合 当

> 引債につき法第四十一条の十二第三項の規定 ていた期間に対応する部分の金額 のうち、非課税法人等が当該割引債を所有し の規定により還付される金額を控除した残額 により徴収された所得税の額から同条第五項 は当該期限前に買入消却をする場合 当該割 その償還期限を繰り上げて償還する場合又

同じ。)の日までの期間の月数(当該割引債がら償還(買入消却を含む。以下この条において じて計算した金額とする。 の償還の日までの期間の月数の占める割合を乗 第三号において同じ。)のうちに当該非課税法 第二十六条の十一第三項に規定する短期公社債 ないときは、当該割引債に係る最終発行日)か 債を所有していた期間に対応する部分の金額 人等が当該割引債を所有していた期間のうちそ である場合には、日数。以下この項及び第五項 に、当該割引債の発行の日(その日が明らかで は、当該各号に規定する所得税の額又は残額 前項各号に規定する非課税法人等が当該割引

ときは、これを一とする。 ころによるものとし、同項の割合が一を超える 益の同項に規定する支払をする際、還付する。 の日までの期間にあつてはこれを切り捨てたと にあつてはこれを一月とし、発行の日から償還 たない端数を生じたときは、所有していた期間 は、非課税法人等からの請求に基づき、償還差 法第四十一条の十二第六項の規定による還付 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満

添付して、これを当該割引債の発行者に提出し求書に当該割引債の取得年月日を証する書類を る日までに、次に掲げる事項を記載した還付請 債につき償還差益の同項に規定する支払を受け を受けようとする非課税法人等は、同項の割引 なければならない。 法第四十一条の十二第六項の規定による還付

所の所在地 請求者の名称及びその本店又は主たる事務

収された所得税の額 発行価額等)の合計額並びに当該割引債につ き法第四十一条の十二第三項の規定により徴 きは、当該割引債に係る最終発行日における び発行価額(当該発行価額が明らかでないと 償還を受ける割引債の券面金額の合計額及

三 償還を受ける割引債の取得年月日及び当該 割引債を所有していた期間のうちその償還の 日までの期間の月数

兀 五 その他参考となるべき事項

金額から控除できなかつた場合の処理 (割引債の発行者が還付する金額を納付すべき

同号に規定する事業を行う一定の場所を通 発行差金の全部又は一部が当該外国法人の 国法人が国外において発行する債券の社債

法人税法第百四十一条第一号に掲げる外

じて国内において行う事業に帰せられる場

合における当該債券

前条第四項の規定を適用する場合において、

2 第五項又は第六項の規定のいずれに基づくもの き金額及び当該金額のうち前項に規定する控除 を添付して、これを前項の税務署長に提出しな であるかその他の必要な事項を記載した明細書 することができない金額並びに当該還付が同条 十二第五項又は第六項の規定による還付をすべ は、その旨を記載した書面に、法第四十一条の 前項の規定の適用を受けようとする発行者

3 日がある場合には、その適することとなつた 定をする日又はその還付金につき充当する日 期間は、前項の書面が提出された日の翌日以後 算する場合には、その計算の基礎となる同項の 法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計 日)までの期間とする。 一月を経過した日からその還付のための支払決 (同日前に充当をするのに適することとなつた 第一項の規定による還付金について国税通則

第二十六条の十五 法第四十一条の十二第七項に 規定する政令で定める公社債は、割引の方法に より発行される公社債で次に掲げるものとす (償還差益の分離課税等に係る割引債の範囲)

国債及び地方債

む。 法人が特別の法律により発行する債券を含 内国法人が発行する社債(会社以外の内国

十一条の十二第六項の規定による還付を受け 第二号に掲げる所得税の額のうち、法第四 三 外国法人が発行する債券 (国外において発 行する債券にあつては、次に掲げるものに限

第二十六条の十四 第二十六条の十二第二項又は 得税の第二十六条の十第二項に規定する納税地 項の規定による還付をすべきこととなつた日のう。)が、法第四十一条の十二第五項又は第六 発行者(以下この条において「発行者」と の所轄税務署長は、当該控除することができな は第六項に規定する割引債の償還差益に係る所 額があるときは、法第四十一条の十二第五項又 む。) の規定により控除することができない金 項後段(前条第四項において準用する場合を含 属する月の翌月において第二十六条の十二第二 第四十一条の十二第五項又は第六項に規定する 2 条、沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法 援機構、沖縄振興開発金融公庫又は独立行政法 政令で定めるものは、独立行政法人住宅金融支

い金額を、当該発行者に還付する。

とする。

附則第十五条第一項の規定により発行する債券 法人都市再生機構法 (平成十五年法律第百号) 律第三十一号)第二十七条第四項又は独立行政 機構法(平成十七年法律第八十二号)附則第八 人都市再生機構が、独立行政法人住宅金融支援

法第四十一条の十二第七項第二号に規定する

に帰せられる場合における当該債券

らの外国法人のこれらの号に規定する事 債券の社債発行差金の全部又は一部がこれ

に掲げる外国法人が国外において発行する 法人税法第百四十一条第二号又は第三号

ければならない。 3

る所得税法等の適用) する。 保険法第二条第二項第四号に規定する農林債と 政令で定める公社債は、農水産業協同組合貯金 (非居住者が支払を受けるべき償還差益に関す 法第四十一条の十二第七項第三号に規定する

第二十六条の十六 非居住者が支払を受けるべき 前条第一項第三号に掲げる公社債(法第四十一

係る所得税に関する規定を除く。)を適用する。 第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に 法その他所得税に関する法令の規定(所得税法 運用又は保有により生ずる所得とみなして、 る。) の償還差益については、所得税法第百六 条の十二第三項の規定の適用を受けたものに限 (割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例) 十一条第一項第二号に掲げる国内にある資産の 同

第二十六条の十七 法第四十一条の十二の二第一 規定する管理組合法人及び同法第六十六条の 三十七年法律第六十九号)第四十七条第二項に 治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地 項に規定する政令で定める内国法人は、地方自 縁団体、建物の区分所有等に関する法律 定により読み替えられた同項に規定する団地

理組合法人、政党交付金の交付を受ける政党等である政党等、密集市街地における防災街区 人である政党等、密集市街地における防災街区 人である政党等、密集市街地における防災街区 人である政党等、密集市街地における防災街区 の整備の促進に関する法律第百六号)第七条の二第一項に規定する法律第 正規定する特定非営利活動法人並びにマンションの建替え合、同法第百十六条に規定するマンション敷地売却組合及び同法第百六十四条に規定する東地分割組合及び同法第百六十四条に規定する敷地分割組合及び同法第百六十四条に規定する敷地分割組合及び同法第百六十四条に規定する敷地分割組合とする。

2 法第四十一条の十二の二第一項第二号に規定する政令で定める支払の取扱者は、同号に規定する国外割引債の償還金(以下この項及び第四項において「国外割引債の償還金」という。)の支払を受ける者の当該国外割引債の償還金」という。) 業務に関連して国内においてするものに限る。) 業務に関連して国内においてするものに限る。) をする者とする。

3 法第四十一条の十二の二第三項に規定する政会で定める支払の取扱者は、同項に規定する特定割引債の償還金の受領の媒介、取次ぎ又は代理(業務として又は業務に関連して国内においてするものに限る。)をする者で財務省令で定める支払の取扱者は、同項に規定する政会をのとする。

定する政令で定めるところにより取得に要した 法第四十一条の十二の二第六項第三号ハに規

該支払を受ける者に対し、

その用いる電磁的方

四項に規定する売付け勧誘等に応じて取得した 引業者等」という。) への買付けの委託 (買付 るもの(以下この項において「取扱金融商品取 という。)が、同号ハに規定する金融商品取引 国法人(次項及び第八項において「内国法人」 品取引業者等により管理されている割引債とす 取得のために要した費用の額が当該取扱金融商 保管の委託がされている場合におけるこれらの 所をいう。次項及び第八項において同じ。)に 当該取扱金融商品取引業者等の営業所(法第三 振替口座簿への記載若しくは記録がされ、又は 第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する まで引き続き当該取扱金融商品取引業者等の法 割引債につき、これらの取得の時から償還の時 二条第三項に規定する取得勧誘若しくは同条第 取引業者等が行う有価証券の金融商品取引法第 者等から取得した割引債又は当該取扱金融商品 より取得した割引債、当該取扱金融商品取引業 けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含む。)に において「国外割引債取扱者」という。)であ 定する国外割引債取扱者(第九項及び第十一項 取扱者」という。) 又は同条第一項第二号に規 者(第九項及び第十一項において「特定割引債 引業者等」という。)で当該償還金に係る国内 業者等(次項及び第八項において「金融商品取 償還金の支払を受ける同条第一項に規定する内 金額が管理されている割引債は、その割引債の 十七条の十一の三第三項第一号に規定する営業 における同条第三項に規定する特定割引債取扱 10 9 8

この項において「移管先の営業所」という。) 由により、内国法人が取得した割引債のうち法 務を行う区域の変更その他財務省令で定める事 に移管された場合には、 金融商品取引業者等の他の営業所その他財務省 を受けた金融商品取引業者等の営業所、同一の 等若しくはその分割により資産及び負債の移転 若しくはその合併後存続する金融商品取引業者 はその合併により設立した金融商品取引業者等 その事業の譲渡を受けた金融商品取引業者等又 この項及び次項において「割引債管理契約」と の取得に要した金額の管理に関する契約(以下 第四十一条の十二の二第六項第三号ハの割引債 取引業者等の営業所の新設若しくは廃止又は業 令で定める金融商品取引業者等の営業所(以下 いう。)を締結したものに関する事務の全部が、 事業の譲渡又は合併若しくは分割、金融商品 当該移管された日以後

り保存しなければならない。 管先の営業所の長がしたものとみなす。 管先の営業所の長は、当該割引債管理契約に係る 等の営業所の長は、当該割引債管理契約に係る 等の営業所の長は、当該割引債管理契約に係る 中二の二第三項又は第四項の規定により徴収し 十二の二第三項又は第四項の規定により徴収し た所得税の額その他参考となるべき事項を明ら かにし、かつ、当該帳簿及び当該割引債管理契約に係る 等の営業所の長がしたものとみなす。 管先の営業所の長がしたものとみなす。

B 法第四十一条の十二の二第二項に規定する事務所の所在地とし、外国法人の国内にある主たる事態制引債が、国債である場合には当該外国法人の国内にある主たる事態制引債が、国債である場合には当該外国法人が発行したものである発行者の本店又は主たる事務所の所在地とし、外国法人が発行したものである場合には当該外国法人の国内にある主たる事務所の所在地とし、外国法人の国内にある主たる事務所の所在地とし、外国法人の国内にある主たる事務所の所在地とし、外国法人が発行したものである場合には当該外国法人の国内にある主たる事務所の所在地とし、外国法人の国内にある主たる事務所の所在地とし、外国法人の国内にある主たる事務所の所在地とし、外国法人が発行したものである場合には当該外国法人の国内にある主たる事務所の所在地とし、外国法人の国内にある主たる事務所の所在地とし、外国法人の国内にある主たる事務所の所在地とし、外国法人の国内にある主たる事務所の所在地とし、外国法人の国内にある主たる事務所の所在地とする。)とする。

13 12 11 務省令で定めるところにより、あらかじめ、 を受ける者に対し提供しようとするときは、 払者は、同項本文の規定により同項に規定する 第二項に規定する株式等の譲渡の対価の同項に 規定する信託の受託者及び同法第二百二十八条 令で定めるものは、所得税法第二百二十七条に 同条に規定する支払をする者とみなす。 規定により徴収して納付すべき所得税の納税地 通知書に記載すべき事項を同項に規定する支払 規定する支払を受ける者に該当する者とする。 は、特定割引債取扱者又は国外割引債取扱者を に係る所得税法第十七条の規定の適用について 法第四十一条の十二の二第八項に規定する政 法第四十一条の十二の二第十項の償還金の支 法第四十一条の十二の二第三項又は第四項の

(がした 14 前項の規定による承諾を得た同項の償還金の1先の営 書面又は電磁的方法による承諾を得なければない、当該 の条において同じ。)の種類及び内容を示し、1条並び 法(同項に規定する電磁的方法をいう。以下こ

・ 前項の規定による承諾をした場合は、この限りで ない。ただし、当該支払を受ける者が再び前 でき事項の提供を電磁的方法によってしてはな でき事項の提供を電磁的方法によってしてはな でき事項の提供を電磁的方法による提供を受 でき事項の提供を電磁的方法による提供を受 項の規定による電磁的方法による提供を受 項の規定による電磁的方法による提供を受 項の規定による承諾をした場合は、この限りで 項の規定による承諾をした場合は、この限りで の規定による承諾をした場合は、この限りで の規定による承諾をした場合は、この限りで の規定による承諾をした場合は、この限りで の規定による承諾をした場合は、この限りで の規定による承諾をした場合は、この限りで の規定による承諾をした場合は、この限りで

第二十六条の十八 法第四十一条の十三第二項の場合において、同項に規定する特定振替社債等の差益の支払を受ける者が当該特定振替社債等の差社の支払を受ける者が当該特定振替社債等の者がどうかの判定は、当該発行をする者の同項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定は、当該発行をする者の当該支払を受ける者が当該特定振替社債等のるかどうかの判定は、当該発行をする者の当該方がとうかの判定は、当該発行をする者の当該方がであるかどうかの判定は、当該発行をする者の問題に規定する事業年度をいう。次項及び第三項に規定する事業年度をいう。次項及び第三項に規定する事業年度をいう。次項及び第三項に規定する事業年度をいう。次項及び第三項に規定する事業年度をいう。次項及び第三項に規定する事業年度をいう。次項及び第三項に規定する事業年度をいう。次項及び第三項に規定する。

3 法第四十一条の十三第四項の場合において、 
3 法第四十一条の十三第四項の場合において、 
3 法第四十一条の十三第四項の場合において、 
3 法第四十一条の十三第四項の場合において、 
3 法第四十一条の十三第四項の場合において、 
3 法第四十一条の十三第四項の場合において、 
5 。

(非居住者が支払を受けるべき割引債の償還差

第二十六条の十九 法第四十一条の十三の二第一 項に規定する政令で定めるものは、恒久的施設 額に相当するものとする。 差益の金額に同号に掲げる金額のうちに第二号 以下この条において同じ。)のうち、当該償還 の償還差益(同項に規定する償還差益をいう。 定する割引債をいう。第一号において同じ。) を有する外国法人の発行する割引債(同項に規 に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金 4

九の二第一項第一号イに規定する社債発行差の当該割引債の社債発行差金(第二十六条の

第二十六条の二十 項に規定する政令で定める特殊の関係のある者二十六条の二十 法第四十一条の十三の三第四 (振替割引債の差益金額等の課税の特例) 久的施設を通じて行う事業に係る部分の金額一 前号に掲げる金額のうち当該外国法人の恒

次に掲げる者とする。

は間接に支配する関係がある場合における当 含む。)が他方の者(法人に限る。)を直接又 条第一項に規定する特殊の関係のある個人を 者との間にいずれか一方の者(当該者が個人 である場合には、これと法人税法施行令第四 定する特定振替割引債(以下この条において 「特定振替割引債」という。)の発行者と他の 法第四十一条の十三の三第七項第七号に規 6 5

該他の者 は間接に支配する関係がある場合における当 む。) が当該発行者及び当該他の者を直接又 第一項に規定する特殊の関係のある個人を含 ある場合には、これと法人税法施行令第四条 限る。)との間に同一の者(当該者が個人で 特定振替割引債の発行者と他の者(法人に 7 する政令で定める規定は、外国居住者等の所得 に対する相互主義による所得税等の非課税等に

場合における当該関係をいう。 方の者が次に掲げる法人に該当する関係がある 関係とは、一方の者と他方の者との間に当該他 前項各号に規定する直接又は間接に支配する 当該一方の者が法人を支配している場合に

おける当該法人 前号に掲げる法人又は当該一方の者及び同

号に掲げる法人が他の法人を支配している場 合における当該他の法人

場合における当該他の法人 前号に掲げる法人又は当該一方の者及び前 一号に掲げる法人が他の法人を支配している

3 配している場合について準用する。 同項第二号又は第三号に規定する他の法人を支 第一号に規定する法人を支配している場合及び 法人税法施行令第四条第三項の規定は、前項

振替割引国債」という。)につき法第四十一条

況により行うものとする。 う。第二十九項において同じ。) 開始の時の現 二条第二項第十九号に規定する事業年度をい 定振替割引債の償還の日を含む事業年度(法第 者が当該特定振替割引債の発行者の特殊関係者 より損失の額が生ずるときにおける当該非居住 以下この項及び第二十九項において同じ。)に 居住者につき特定振替割引債の償還(法第四十 項に規定する償還差益の支払を受ける者又は非 する償還金(以下この条において「償還金」と であるかどうかの判定は、当該発行者の当該特 殊関係者をいう。以下この条において同じ。) (法第四十一条の十三の三第四項に規定する特 いう。)若しくは法第四十一条の十三の三第二 て、特定振替割引債の同条第七項第八号に規定 一条の十二の二第一項に規定する償還をいう。 法第四十一条の十三の三第四項の場合におい

央銀行及び我が国が加盟している国際機関とす 読み替えて適用される所得税法第二百二十五条 は、外国政府、外国の地方公共団体、外国の中 第一項第十一号に規定する政令で定める法人 法第四十一条の十三の三第六項の規定により

法第四十一条の十三の三第七項第四号に規定

る事務所の所在地その他財務省令で定める事項 を受けようとする者は、名称及び本店又は主た 省令で定める書類を添付して、これを当該特定 関する法律第四十一条第一項の規定とする。 ばならない。 する特定振替機関(以下この条において「特定 を法第四十一条の十三の三第七項第一号に規定 項第七号に規定する外国口座管理機関である旨 を記載した申請書にその者が法第五条の二第七 振替機関を経由して国税庁長官に提出しなけれ 振替機関」という。)が証する書類その他財務 法第四十一条の十三の三第七項第四号の承認

8 請書の提出があつた場合について準用する。 第三条第八項及び第九項の規定は、前項の申

9 当するもの(次項及び第十一項において「特定 関する法律第八十八条に規定する振替国債に該 特定振替割引債のうち社債、株式等の振替に

> 承認を受け、又は特定振替割引債のうち振替地社債等」という。)につき同条第四項第四号の 同号の承認があつたものとみなす の提出があつたときは、その提出の時において 類」とする。この場合において、同項の申請書 項第四号の承認を受けていることを証する書 若しくは法第四十一条の十三の三第七項第七号 定振替社債等につき同項第四号の承認を受けて こと、法第五条の三第四項第七号に規定する特 法第五条の二第七項第四号の承認を受けている 債をいう。以下この項において同じ。) につき 方債(法第五条の二第一項に規定する振替地方 務省令で定める書類」とあるのは「及び振替地一条の十三の三第七項第一号」と、「その他財 方債若しくは法第四十一条の十三の三第七項第 項第七号に規定する特定振替社債等(第十二 第七項第四号の承認を受け、法第五条の三第四 において「振替地方債」という。)につき同条 債(以下この項及び第十一項から第十三項まで る者が法第五条の二第一項に規定する振替地方 に規定する振替社債等に該当するものにつき同 定する振替国債に該当するものに係る法第四十 第一号」とあるのは「特定振替割引債のうち社 ている場合における第七項の規定の適用につい するものにつき同条第七項第四号の承認を受け 七号に規定する振替社債等(第十一項及び第十 項、第十三項及び第十八項において「特定振替 いること又は特定振替割引債のうち振替地方債 ては、同項中「法第四十一条の十三の三第七項 |項において「振替社債等」という。) に該当 十三の三第七項第四号の承認を受けようとす 株式等の振替に関する法律第八十八条に規

する書類その他財務省令で定める書類」とある の条において「特定振替機関」という。)が証 座管理機関である旨を法第四十一条の十三の三 が法第五条の二第七項第七号に規定する外国口 七項の規定の適用については、同項中「その者 七項第四号の承認を受けている場合における第 において「振替国債」という。)につき同条第 法第五条の二第一項に規定する振替国債(次項 の三第七項第四号の承認を受けようとする者が とを証する書類」と、「当該特定振替機関」と につき同条第七項第四号の承認を受けているこ 第七項第一号に規定する特定振替機関(以下こ 特定振替割引国債につき法第四十一条の十三 は「法第五条の二第一項に規定する振替国債

> において、同項の申請書の提出があつたとき 号に規定する特定振替機関」とする。この場合 あるのは「法第四十一条の十三の三第七項第一 の三第七項第四号の承認があつたものとみな は、その提出の時において法第四十一条の十三

承認があつたものとみなす。 があつたときは、その提出の時において同号 四号の承認を受けていることを証する書類」と るものにつき法第四十一条の十三の三第七項第 る法律第八十八条に規定する振替国債に該当す 債等に該当するものにつき法第四十一条の十三 する。この場合において、同項の申請書の提出 定振替割引債のうち社債、株式等の振替に関す 条第七項第四号の承認を受けていること又は特 第五条の二第一項に規定する振替国債につき同 他財務省令で定める書類」とあるのは「及び法 第一項に規定する振替地方債又は法第四十一条 認を受け、又は特定振替割引国債につき法第四 の三第七項第四号の承認を受けようとする者が に該当するものに係る同項第一号」と、「その の十三の三第七項第七号に規定する振替社債等 は、同項中「法第四十一条の十三の三第七項第 いる場合における第七項の規定の適用について 十一条の十三の三第七項第四号の承認を受けて 振替国債につき法第五条の二第七項第四号の 号」とあるのは「特定振替割引債のうち同条 特定振替割引債のうち振替地方債又は振替社

定振替機関(以下この条において「特定振替機 四十一条の十三の三第七項第一号に規定する特 号に規定する外国口座管理機関である旨を法第 第四号の承認を受けようとする者が振替地方債 いう。)につき法第四十一条の十三の三第七項 もの(次項において「特定振替割引地方債」と に規定する振替地方債につき同条第七項第四 定める書類」とあるのは「法第五条の二第一項 関」という。) が証する書類その他財務省令で ち振替社債等に該当するもの(次項において 第四号の承認を受け、又は特定振替割引債のう の承認を受けていること、 は、同項中「その者が法第五条の二第七項第七 十一条の十三の三第七項第四号の承認を受けて け、特定振替社債等につき法第五条の三第四 につき法第五条の二第七項第四号の承認を受 いる場合における第七項の規定の適用について 「特定振替割引社債等」という。) につき法第四 特定振替割引債のうち振替地方債に該当する 項

ときは、その提出の時において同号の承認があ の場合において、同項の申請書の提出があつた 項第一号に規定する特定振替機関」とする。こ 類」と、「当該特定振替機関」とあるのは「同項第四号の承認を受けていることを証する書 に規定する振替社債等に該当するものにつき同 債のうち法第四十一条の十三の三第七項第七号 四号の承認を受けていること又は特定振替割引 第七号に規定する特定振替社債等につき同項第 つたものとみなす。 特定振替割引社債等につき法第四十一条の十

同号の承認があつたものとみなす。 替えるものとする。 るのは、「第二十六条の二十第七項の」と読み 同条第十五項及び第十六項中「第七項の」とあ する者について準用する。この場合において、 項又は第九項から前項までの承認を受けようと の提出があつたときは、その提出の時において 関」とする。この場合において、同項の申請書 とあるのは「同項第一号に規定する特定振替機 ことを証する書類」と、「当該特定振替機関」 条の十三の三第七項第四号の承認を受けている ち振替地方債に該当するものにつき法第四十一 承認を受けていること又は特定振替割引債のう を受けていること、法第五条の三第四項第七号 じ。) につき法第五条の二第七項第四号の承認 る振替地方債をいう。以下この項において同 は「振替地方債(法第五条の二第一項に規定す る書類その他財務省令で定める書類」とあるの 条において「特定振替機関」という。)が証す 七項第一号に規定する特定振替機関(以下この 管理機関である旨を法第四十一条の十三の三第 法第五条の二第七項第七号に規定する外国口座 項の規定の適用については、同項中「その者が 項第四号の承認を受けている場合における第七 割引地方債につき法第四十一条の十三の三第七 の三第四項第四号の承認を受け、又は特定振替 の承認を受け、特定振替社債等につき法第五条 が振替地方債につき法第五条の二第七項第四号 三の三第七項第四号の承認を受けようとする者 に規定する特定振替社債等につき同項第四号の 第三条第十五項及び第十六項の規定は、第七 18 17

する政令で定める指標は、 法第四十一条の十三の三第七項第七号に規定 三の三第七項第七号に規定する振替社債等の 振替割引債の発行者等(法第四十一条の十 次に掲げるものとす 19

当該発行者の特殊関係者をいう。以下この項 売上金額、収入金額その他の収益の額 において同じ。) の事業に係る利益の額又は 規定する割引債に該当するものの発行者又は うち法第四十一条の十二の二第六項第一号に

振替割引債の発行者等が保有する資産の

三 振替割引債の発行者等が支払う剰余金の配 に類するものの額 利益の配当、剰余金の分配その他これら

16 機関」という。)である旨を特定振替機関が証機関(第二十一項において「特定間接口座管理 において「特定口座管理機関」という。)又は二号に規定する特定口座管理機関(第二十一項 を経由して国税庁長官に提出しなければならな 同条第七項第三号に規定する特定間接口座管理 定める事項を記載した申請書にその者が同項第 事務所の所在地及び法人番号その他財務省令で を受けようとする者は、名称、本店又は主たる する書類を添付して、これを当該特定振替機関 法第四十一条の十三の三第七項第十号の承認

定による承認の取消しの処分を行う場合についの規定は、法第四十一条の十三の三第九項の規 請書の提出があつた場合について、同条第十項 特定振替割引債につき法第四十一条の十三の 第三条第八項及び第九項の規定は、前項の申 それぞれ準用する。

23

とあるのは「特定振替機関」とする。この場合 とあるのは「法第五条の三第四項第七号に規定 定振替社債等につき法第五条の三第四項第八号 三第七項第十号の承認を受けようとする者が特 の三第七項第十号の承認があつたものとみな 受けていることを」と、「当該特定振替機関」 する特定振替社債等につき同項第八号の承認を 機関」という。)である旨を特定振替機関が」 同条第七項第三号に規定する特定間接口座管理 において「特定口座管理機関」という。)又は二号に規定する特定口座管理機関(第二十一項 定の適用については、同項中「その者が同項第 の承認を受けている場合における第十六項の規 は、その提出の時において法第四十一条の十三 において、 機関(第二十一項において「特定間接口座管理 同項の申請書の提出があつたとき

号

六項又は前項の承認を受けようとする者につい 第三条第十五項及び第十六項の規定は、 第十

21 20 であつて財務省令で定めるものとする。

22 た場合には当該通知がされた事項を同項に規定規定による通知が前項に規定する方法で行われ場合には当該書面を保存し、その受けた同項の る。)の償還金の支払をする者は、財務省令で 政令で定める方法は、電子情報処理組織を使用 の規定による通知が書面による方法で行われた 定めるところにより、その受けた同条第十一項 法であつて財務省令で定めるものとする。 する方法その他の情報通信の技術を利用する方 省令で定めるものに限る。) を用いて出力する する電子情報処理組織に係る入出力装置(財務 法第四十一条の十三の三第十一項に規定する 項に規定する一般割引債に該当するものに限 特定振替割引債(法第四十一条の十三の三第

24 場合について準用する。この場合において、次 三第十二項において準用する法第五条の二第二 二十八項までの規定は、法第四十一条の十三の 字句に読み替えるものとする。 の表の上欄に掲げる第三条の規定中同表の中欄 び第十六項から第十九項までの規定を適用する 項から第四項まで、第八項から第十四項まで及 七項から第二十一項まで及び第二十四項から第 により保存しなければならない。 第三条第一項から第四項まで、第十項、第十 1掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる |第一特定振替割引債に係 項第る確認 項 第 九項る確認

三特定振替割引債に係振替国債等に係る確認

振替国債等に係る確認

第五条の二第七項第第四十一条の十三の

第七項第二号

号

|第四十一条の十三の|第五条の二第

項

二第一項

る確認

二十六条の二十第十六項の」と読み替えるもの て準用する。この場合において、同条第十五項 及び第十六項中「第七項の」とあるのは、「第

項第

同項の規定の

法第四十一条の十三の

|第一項の規定の

||第及び法第四十||条の十

令で定める方法は、電子情報処理組織を使用す る方法その他の情報通信の技術を利用する方法 法第四十一条の十三の三第十項に規定する政

処理組織に係る入出力装置(財務省令で定める 知が前項に規定する方法で行われた場合には当 通知が書面による方法で行われた場合には当該 た法第四十一条の十三の三第十項の規定による なければならない。 成した書面又はマイクロフィルムにより保存し ものに限る。)を用いて出力することにより作 該通知がされた事項を同項に規定する電子情報 書面を保存し、その受けた同項の規定による通 特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関 財務省令で定めるところにより、その受け

ことにより作成した書面又はマイクロフィルム

一 項 号 第 項第 第 第 一項一及び法第五条の一 |第五条の二第 |特定振替割引債に係振替国債等に係る確認 四号 |第五条の二第七項第||第四十一条の十三の|| 第五条の二第七項第 同項に規定する営業国内にある営業所若 |準用する法第五条の 第四十一条の十三の第五条の二第十一項 第四十一条の十三の第五条の二第十四項 の二十第二十四項 若しくは第二十六条 |同条第二十四項にお|第十八項 準用する法第五条の 三第十二項において 三第十二項において 又は次条第二十一項 用する第十七項 る確認 (第二十六条の二十第 特定振替割引債に係「振替国債等に係る確 号 一十四項において準 第十一項 第十四項 いて準用する て準用する第十 項 第四十一条の十三の 第一項 第四十 又は同条第二十一項 第七項第二号 の規定若しくは 第七項第四号 (第十七 \ は事務所 の三第一項 項 条の十三の

190	
第二表項十第一項第の七二	の二表項十第 項十第  項項第の七二  七二
託者 第五条の二第一九第五条の二第一九	十十一年十十一年十十一年十十一年十十一年十十一年十十一年十十一年十十一年十十一
を第一項に 第一項に 受第十二項において準用 する法第五条の二第十 力項の規定により読み を表していた法第四十一条の十三の三 を表していた。 をましていた。 をまして、 をまして、 をましていた。 をまして、 をまして、 をまして、 をまして、 をまして、 をまして、 をまして、 をまして	1
	の一二表項十第     項項十表項十第     項号       項項十第の七二     の九第の七二     の
を提出した者(前) 第四十一条の十三の 第四十一条の十三の 第四十一条の十三の	特定振替機関等」、 一項 一項 一項 第四十一条の十三 第四十一条の十三 第四十一条の十三 第四十一条の十三 第四十一条の十三 第四十一条の十三 おり読み替えて適日 を第一項においる 一項 においる 一面 一面 においる 一面 においる 一面 においる 一面 においる 一面 においる 一面 においる 一面 においる 一面 においる 一面 においる 一面 においる 一面 においる 一面 においる にはな にないる に に に に に に に に に に に に に
項において準用する第 一項、第二十七項及び の項、第二十七項及び の項、第二十七項及び の可、第二十七項及び がである。	を特定 (同条第十三項において) の第五条の十三の三第一項に項(同条第十三項において) の規定により読み替えて同じ。) の規定により読み替えて同じ。) の規定により読み替えて通により読み替えて適解四十一条の十三項においる同条第十二項の規定により請み替えて適解十一項の規定により請み替えて適所を第十二項の規定により記み替えて適用する法第五条の十三の規定によい。 (同条第十二項の規定により請み替えて適用を発第十二項の規定により請み替えて適用を発第十二項の規定においてでは適格外国仲介業者とでは適格外国仲介業者とでは適格の十三の三第十一条の十三の三第一項第十二項第十二項第十二項第十二項第十二項第十二項第十二項第十二項第十二項第十二
関合該申るも国等に特告場の債	27 26

旳方法をいう。次項において同じ。) による 5第二十八項において同じ。) は、その有す 8書類に記載すべき事項の提供を含む。 4用する法第五条の二第十七項に規定する電 2えて行う電磁的方法(同条第十二項においず項を記載した書類の提出(当該書類の提出 ることとなつた旨その他の財務省令で定めという。)に当該発行者の特殊関係者に該 5第四号に規定する適格外国仲介業者 (次項)、「特定振替機関等」という。) 又は同条第 -一条の十三の三第一項に規定する特定振替 てに、当該非課税適用申告書を提出した法第 後最初に償還金の支払を受けるべき日の前日 『割引債につきその該当することとなつた日 ア定振替割引債につきその発行者の特殊関係 したものとみなされる者を含む。第二十七項 \*第二項の規定により非課税適用申告書を提 いて同じ。)をしなければならない。 容等(次項、第二十七項及び第二十九項にお に該当することとなつた場合には、当該特定 第二十八項までにおいて「適格外国仲介業 次項 日の前日までに、その償還金に係る差益金額に 管理機関)は、その償還金の支払を受けるべき 場合には、当該特定振替割引債に係る適格口座 管理機関(以下この項及び次項において「適格 条の十三の三第七項第十号に規定する適格口座 る所得税の徴収をしないこととなる旨を、特定 当該特定振替割引債の振替記載等を受けている 用申告書を提出した者が適格外国仲介業者から る場合には、当該適格口座管理機関(非課税適 ものに限る。)につきその償還金の支払を受け 者から振替記載等を受けている特定振替割引債

口座管理機関」という。)又は適格外国仲介業

非課税適用申告書を提出した者が法第四十

(同条第一項に規定する一般割引債に該当する

**界十二項において準用する法第五条の二第十務省令で定める事項を法第四十一条の十三の** 坂を記録した電磁的記録を含む。)を保存し **旬**令で定めるところにより、当該書類(電磁 頃に規定する帳簿に記載し、又は記録し、財 が関係者に該当することとなつた日その他の こした者が同項の特定振替割引債の発行者の 郊の提出をした者の各人別に、当該書類の提 足振替機関等又は適格外国仲介業者は、当該 前項の規定により同項の書類の提出を受けた ?法により提供された当該書類に記載すべき ればならない。

振替機関を経由して当該特定振替割引債の発行

つき法第四十一条の十二の二第二項の規定によ

偃又は同号に規定する振替地方債に該当する ア定振替割引債の振替記載等を受けている場 口書を提出した者が適格外国仲介業者から当 **吻合には、当該特定振替機関等(非課税適用** 記載等」という。)を受けている特定振替割 下この項、次項及び第三十項において「振二の三第七項第六号に規定する振替記載等 4課税適用申告書を提出した者が特定振替機 るもの及び同条第七項第七号に規定する振替 †又は適格外国仲介業者から法第四十一条の を除く。)につきその償還金の支払を受け (同条第一項に規定する一般割引債に該当 は、その償還金の支払を受けるべき日の 当該特定振替割引債に係る特定振替機

適用する場合を含む。以下この項において同

じ。) 若しくは第三条の二の二第三十四

前日までに、その償還金に係る同項第九号に規 振替割引債の発行者に対し通知しなければなら となる旨を、特定振替機関を経由して当該特定 第三項の規定による所得税の徴収をしないこと 額」という。)につき法第四十一条の十二の二 定する差益金額(以下この条において「差益金

場合には、当該発行者の当該特定振替割引債の 行者は、同条第一項の規定の適用があるものと する振替地方債に該当するものを除く。) の 七項第七号に規定する振替国債又は同号に規定 者に対し通知しなければならない。 轄税務署長に提出しなければならない。ただ 機関の本店若しくは主たる事務所の所在地の所 又は前項の規定による通知をした適格口座管理 若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署長 以後二月以内に、当該償還金に係る第二十七項 発行者の特殊関係者である非居住者又は外国法 償還の日を含む事業年度開始の時における当該 三項の規定による所得税の徴収がされなかつた 額につき法第四十一条の十二の二第二項又は第 六項(同条第二十七項の規定により読み替えて 適用する場合を含む。)又は第三条の二第二十 の規定による通知をした特定振替機関等の本店 定する書類を、当該特定振替割引債の償還の日 して当該特定振替割引債の償還金に係る差益金 し、既にこの項(次項の規定により読み替えて 人に係る法第四十一条の十三の三第十三項に規 特定振替割引債(法第四十一条の十三の三第

場合は、この限りでない。 の二第三十四項に規定する書類を提出している | 第二十六条の二十一及び第二十六条の二十二 又は第三条の二第二十六項若しくは第三条の二 定により当該事業年度開始の時に係る当該書類

債に係る特定受託者」と、 第四十一条の十三の三第一項」と、「当該適格 振替機関」と、「同条第一項」とあるのは「法格口座管理機関」という。)」とあるのは「特定 座管理機関(以下この項及び次項において「適 係る特定受託者」と、第二十八項中「法第四十 替機関等」とあるのは「当該特定振替割引債に あるのは「が特定振替機関」と、「当該特定振 項」と、第二十七項中「が特定振替機関等」と 九項の規定により読み替えられた同条第十四 条の二第十四項」とあるのは「第五条の二第十 報通信の技術を利用する方法であつて財務省令 は電子情報処理組織を使用する方法その他の情 者に該当することとなつた旨その他の財務省令 者が同項の特定振替割引債の発行者の特殊関係 当該」とあるのは「は、当該書類の提出をした 替機関等」とあるのは「特定受託者」と、「は、 れた同条第十七項」と、第二十六項中「特定振 項」と、「第五条の二第十七項」とあるのは とあるのは「法第四十一条の十三の三第十二 でにおいて「特定受託者」と、「同条第十二項」 読み替えられた法第四十一条の十三の三第一項 て準用する法第五条の二第十九項の規定により るのは「第四十一条の十三の三第十二項におい び第二十九項において「特定振替機関等」とあ 規定する特定振替機関等(次項、第二十七項及 第二十五項中「第四十一条の十三の三第一項に 十五項から前項までの規定の適用については、 第一項の規定の適用を受ける場合における第二 十三の三第十二項において準用する法第五条の の償還金に係る差益金額につき法第四十一条の 振替機関から振替記載等を受けるものに限る。) 振替割引債(当該非居住者又は外国法人が特定 十九項に規定する信託の信託財産に属する特定 の三第十二項において準用する法第五条の二第 で定めるものにより通知し、当該」と、「第五 で定める事項を、特定振替機関に対し、書面又 に規定する特定受託者(次項から第二十九項ま 二第四項の規定により法第四十一条の十三の三 「第五条の二第十九項の規定により読み替えら 一条の十三の三第七項第十号に規定する適格口 非居住者又は外国法人が法第四十一条の十三 座管理機関」とあるのは「当該特定振替割引 前項中 「特定振替機 2 3

るのは「特定受託者」とする。 関等」とあり、及び「適格口座管理機関」とあ

第二十六条の二十三 法第四十一条の十四第 に規定する先物取引による事業所得の金額、 (先物取引に係る雑所得等の金額の計算等) 譲項

とする。この場合において、これらの金額の計額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額 めるところにより計算した金額は、その年中の に応じ当該各号に定める所得の金額から控除す の金額は、次の各号に掲げる損失の金額の区分 算上生じた損失の金額があるときは、当該損失 同項に規定する先物取引による事業所得の金 渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定

- 渡所得の金額及び雑所得の金額 上生じた損失の金額 当該先物取引による譲 当該先物取引による譲渡所得の金額の計算 当該先物取引による事業所得の金額の計算
- 三 当該先物取引による雑所得の金額の計算上 所得の金額及び譲渡所得の金額 生じた損失の金額 当該先物取引による事業 業所得の金額及び雑所得の金額 上生じた損失の金額 当該先物取引による事
- 一 平成十七年七月一日以後に行う証券取引法 法第四十一条の十四第一項第二号に規定する 第二条第二項に規定する取引所金融先物取引 先物取引法 (昭和六十三年法律第七十七号) 六十六号)第一条の規定による廃止前の金融 律の整備等に関する法律(平成十八年法律第 等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法 る有価証券オプション取引に該当するもの 指数等先物取引及び同条第二十二項に規定す 物取引、同条第二十一項に規定する有価証券 取引法第二条第二十項に規定する有価証券先 合で定める取引は、次に掲げる取引とする。 六十五号)第三条の規定による改正前の証券 等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 平成十六年一月一日以後に行う証券取引法 第
- う金融商品取引法第二条第二十一項第一号か ら第三号までに掲げる取引 十八年法律第六十五号)の施行の日以後に行 に該当するもの 証券取引法等の一部を改正する法律(平成

得金額

八十九第八十九条(税率)及び同 (税率)|法第四十一条の十四第一項

税総所

課税総所得金額、先物取引 |に係る課税雑所得等の金額

に係る雑所得等の金額

得金額

該

総所当該総所得金額、

政令で定める譲渡は、 法第四十一条の十四第一項第三号に規定する 金融商品取引業者 (同号

措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係 する場合には、財務省令で定めるところによ久的施設を有する非居住者が確定申告書を提出る雑所得等」という。)を有する居住者又は恒 規定する先物取引による事業所得、譲渡所得及 又は金融商品取引業者に対する譲渡とする。 る雑所得等の課税の特例)に規定する先物取引 り、当該先物取引に係る雑所得等の金額の計算 び雑所得(以下この項において「先物取引に係 項において同じ。)への売委託により行う譲 「事業所得」とあるのは、「事業所得(租税特別 ならない。この場合において、所得税法第百二 十条第六項の規定の適用については、同項中 に関する明細書を当該申告書に添付しなければ その年において法第四十一条の十四第一項に

5 中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句 による事業所得を除く。)」とする。 は、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の る場合における所得税法の規定の適用について とする。 法第四十一条の十四第一項の規定の適用があ

第四項 山 林 所 得条の十四第一項(先物取引第百十一条及 び 課 税、租税特別措置法第四十一 第百二十 項 得金額 分の |積 額 に つ|例)に規定する先物取引に き第三章係る課税雑所得等の金額 (税額の計(以下「先物取引に係る課 その 総所 年 係る雑所得等の課税の特 租税特別措置法第四十一条 |額の見積額につき第三章 税雑所得等の金額」と の金額」という。) 係る雑所得等の金額(以下 の十四第一項(先物取引に う。) 及び課税山林所得金 (税額の計算) 及び同項 先物取引に係る雑所得等 その年分の総所得金額、 に規定する先物取引に 先物取引 ||び第百六十 |項第二号及 6 条第三項第 十九条第三 号口

に規定する金融商品取引業者をいう。以下この 総所 所得金額 並びに Ξ 退 得金総所得金額、先物取引に係 章 第三章

||項及び第 びに第百 条第一項及額 条第一項及得金額 三号から第 び第二項第 第百二十三総 び第三項 第百 五号まで並 十七条第  $\overline{+}$ 及び山林びに所得金額得金額及び山林所得金額 課 (税額の計|租税特別措置法第四十一条 所 税総 得 金 所 職る雑所得等の金額、退職 総所得金額、 に係る課税雑所得等の金額課税総所得金額、先物取引 る雑所得等の金額 の十四第一項 (税額の計算) 及び 先物取引に係

条、第百五十一総 所 得 金総所得金額又は先物取引に係 第 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
所得金総所得金額又は先物取引に所得金総所得金額、先物取引に
所得等の金額という。

第十一条の総 所 |第二項 る字句とする。 同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げ る場合における所得税法施行令の規定の適用に ついては、次の表の上欄に掲げる同令の規定中 法第四十一条の十四第一項の規定の適用 金 額 得 法第四十一条の十四第一 (先物取引に係る雑所得等 総所得金額、 租税特別措 がああ の項置

192	
第	「項 十 に 第 十 ` の 百 二 条 第 二 第 四 号 第 第 第 一 七 五 条 <u>二 第 一 一 第 三 二 号 第 二 百 二 条                              </u>
※ 所   ※ 一 ニ   ※ 所 課   ※ で   ※ 所 課   得 総 で   ※ 所 課   得 税   ※ 所 課   得	- 得 る総雑額物課 を 発所の 部所得の の の の の の の の の の の の の の の の の の の
総所得金額、先物取引に係る雑所得金額、先物取引に係る課税総所得金額、無税維所得等の課税の特例)に保る課税総所得金額、無税維所得等の課税の特例)に保る課税総所得金額、先物取引に係る課税総所得金額、という。)等の金額」という。)等の金額」という。)に係る課税総所得金額、先物取引に係る課税維所得金額、先物取引に係る課税維所得金額、先物取引に係る課税維所得金額、先物取引に係る群所得金額、先物取引に係る離所得金額、先物取引に係る課税維所得金額、先物取引に係る課所得金額、先物取引に係る課所得等の金額	: 金 先 額 (物 雑 に 額 」という。 明 う。 に う。 ほ の る
8 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における所得税法第百十二条第一項の規定により提出する申請書の記載に関し必要な事項は、財務省令で定める。 第二十六条の二十六条の二十六条の二十五削除 (先物取引の差金等決済に係る損失の金額(同条第二項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額(同条第二項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額が前年以前三年内の二以上の年に生じおいて同じ。)の控除については、次に定めるところによる。 一 控除する先物取引の差金等決済に係る損失の金額が前年以前三年内の二以上の年に生じたものである場合には、これらの年のうち最も古い年に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額が前年以前三年内の二以上の年に生じたものである場合には、まず、法第四十一条流	一号イ

所得税法第七十一条第一項の規定による控除 の十五第一項の規定による控除を行つた後、

2

- 省令で定めるところにより計算した金額とす 得の金額の計算上生じた損失の金額として財務 先物取引の同項に規定する差金等決済(次項に 金額は、法第四十一条の十四第一項に規定する 金額として政令で定めるところにより計算した 引の差金等決済をしたことにより生じた損失の よる事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所 おいて「先物取引の差金等決済」という。)に 法第四十一条の十五第二項に規定する先物取
- 計算上生じた損失の金額とする。 きれない部分の金額として政令で定めるところ 引に係る雑所得等の金額(以下この条において をした日の属する年分の同項に規定する先物取 により計算した金額は、先物取引の差金等決済 「先物取引に係る雑所得等の金額」という。) の 法第四十一条の十五第二項に規定する控除し
- か、次に掲げる事項を併せて記載しなければな は第百二十三条第二項各号に掲げる事項のほ 第一項各号若しくは第百二十二条第一項各号又 る同法第百二十二条第一項又は第百二十三条第 項の規定による申告書及び提出することができ する場合に提出すべき所得税法第百二十条第一 十一条の十五第一項の規定の適用を受けようと 項の規定による申告書には、同法第百二十条 その年の翌年以後又はその年において法第四
- 済に係る損失の金額 その年において生じた先物取引の差金等決
- 二 その年の前年以前三年内の各年において生 第二号において同じ。) 年以前において控除されたものを除く。 じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額 (法第四十一条の十五第一項の規定により前 次項

済に係る損失の金額がある場合には、その年三 その年において生じた先物取引の差金等決

分の先物取引に係る雑所得等の金額の計算上

- 先物取引に係る雑所得等の金額 額を控除しないで計算した場合のその年分の る損失の金額がある場合には、当該損失の金 生じた損失の金額 第二号に掲げる先物取引の差金等決済に係
- 年以後において先物取引に係る雑所得等の金 法第四十一条の十五第一項の規定により翌

- 差金等決済に係る損失の金額額の計算上控除することができる先物取引の 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財
- 所得税法第百二十三条第一項に規定する政令で 法第四十一条の十五第五項において準用する 務省令で定める事項
- 定める事項は、次に掲げる事項とする。 済に係る損失の金額 その年において生じた先物取引の差金等決
- 三 その年において生じた先物取引の差金等決 一 その年の前年以前三年内の各年において生 額をいう。次号において同じ。) 二条第一項第二十五号に規定する純損失の金 金額の合計額又は純損失の金額(所得税法第 分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得 じた先物取引の差金等決済に係る損失の金 済に係る損失の金額がある場合には、その年
- 四 第二号に掲げる先物取引の差金等決済に係 計算した場合のその年分の先物取引に係る雑 る損失の金額がある場合には、その年分の総 所得等の金額又は純損失の金額 所得金額、退職所得金額及び山林所得金額 合計額並びに当該損失の金額を控除しないで
- 差金等決済に係る損失の金額 年以後において先物取引に係る雑所得等の金 額の計算上控除することができる先物取引の 法第四十一条の十五第一項の規定により翌
- 務省令で定める事項 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財
- 法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の 山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額、る土地等に係る事業所得等の金額」と、「及び 条第二項において準用する場合を含む。)、 項、第三十一条第一項、第三十二条第一項(同法第八条の四第一項、第二十八条の四第一 三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に る一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び法第 所得の金額、法第三十七条の十第一項に規定す 金額、法第三十二条第一項に規定する短期譲渡 得等の金額、法第二十八条の四第一項に規定す の四第一項に規定する上場株式等に係る配当所 所得金額」とあるのは「総所得金額、法第八条 適用については、同項第三号及び第四号中「総 の規定の適用がある場合における前項の規定の 十七条の十第一項又は第三十七条の十一第一項
- 7 規定は、法第四十一条の十五第五項において準 所得税法第百二十条第三項から第七項までの

係る譲渡所得等の金額」とする。

大十六条において準用する場合を含む。)の規 大十六条において準用する場合を含む。)の規 帯税の額の計算の基礎となる期間の特例)に規 告書が国税通則法第六十一条第一項第二号(延 時書期限」とあるのは「確定申告期限(当該申 申告期限」とあるのは「確定申告期限(当該申 申告期限」とあるのは「確定申告期限(当該申 申告期限」とあるのは「確定申告期限(当該申 申告期限」とあるのは「確定申告期限(当該申 申告期限」とあるのは「確定申告期限(当該申 申告期限」とあるのは「確定申告期限(当該申 申告期限」とあるのは「確定申告期限(当該申 同法第百二十三条第一項(同法第百 用する所得税法第百二十三条第一項(同法第百

8 法第四十一条の十五第一項の規定の適用がある場合における法第四十一条の十四第二項の規定により読み替えられた所得税法の規定の適用については、同項第四号中「これらの規定」とあるのは「総所得金額」とあるのは「総所得金額」とあるのは「総所得金額」とあるのは「総所得金額」とあるのは「総所得金額」とあるのは「総所得金額」と、同法第七十二条第一項(先極所得等の金額」と、同法第七十二条第一項(完終所得金額」と、同法第七十二条第一項(完終所得金額」と、同法第七十二条第一項(完終所得金額」と、同法第七十二条第一項(完終所得金額、先物取引に係る報が取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」と、同法第七十二条和引に係る報所得等の金額」と、同法第七十三条から第八十七条までの規定」と、「あるのは、」とあるのは「とする。

9 法第四十一条の十五第一項の規定の適用がある場合における第二十六条の二十三第一項及び第二項第一号、第百五十一条の二第一項及び第二項、第百五十二条の三第一項、第百五十二条の三第一項、第百五十二条の三第一項、第百五十二条の二第一項、第百五十二条の三第一項、第百五十五条、第百五十九条第三項第一号中に規定する先物取引に係る維所得等の金額は、これらの規定にかかわらず、法第四十一条の十五第一項の規定の適用後の金額とする。

に定めるところによる。 十五第一項又は第五項の規定の適用については、次 における所得税法の規定の適用については、次 前二項に定めるもののほか、法第四十一条の

あるのは、「確定申告書(租税特別措置法第用については、同号中「確定申告書及び」と所得税法第二条第一項第四十号の規定の適

かつ、法第四十一条の十五第一項の規

四十一条の十五第五項(先物取引の差金等決四十一条の十五第五項(先物取引の差金等決済第百二十三条第一項(先物取引の差金等決済第百二十三条第一項(先物取引の差金等決済第四十一条の十五第五項(先物取引の差金等決済

額」とする。

四 所得税法第百二十五条の規定の適用についは、「次条第一項(租税特別措置法第四十一は、「次条第一項(租税特別措置法第四十一会の十五第五項(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)において準用する場合を る損失の繰越控除)において進入の第一項(租税特別措置法第四十一条第二項の規定の適用

、「下でであるのは、「事項その他財務現定の適用については、同条第一項及び第二項の一所得税法第百二十七条第一項及び第二項の令で定める記載を含む。)をした」とする。「を記載した」とあるのは、「の記載(財務省ては、同条第一項から第三項までの規定中

Ŧi.

項各号に掲げる事項」とあるのは 物取引の差金等決済の損失に係る確定損失申 引の差金等決済に係る損失の繰越控除) に規 特別措置法第四十一条の十五第二項(先物取 失の金額若しくは雑損失の金額」とあるのは 規定の適用については、同条第三項中「純損 省令で定める事項」とする。 告書)の規定による申告書」と、「同条第二 項において準用する第百二十三条第一項(先 による申告書又は同法第四十一条の十五第五 「の規定による申告書」とあるのは「の規定 等決済に係る損失の金額」という。)」と、 額(第百五十五条において「先物取引の差金 定する先物取引の差金等決済に係る損失の金 「純損失の金額、雑損失の金額若しくは租税 所得税法第百二十七条第三項及び第四項の ーそれぞれ 11 り、

は「その他財務省令で定める規定に掲げる金の「又は第八号」と、「に掲げる金額」とあるのは、「の条中「若しくは第八号」とあるのは、「大は第三号」と、「又は第三号」と、「大は第三号」と、「大は第三号」と、「大は第三号」と、「大は第三号」と、「大は第三号」と、「大は第三号」と、「大は第三号」と、「大は第三号」と、「大は第三十三条第二項とは第二十三条第二項各号に掲げる事項との他財務省令で定める事項又は同法第四十一条の財務省令で定める事項又は同法第四十一条の財務省令で定める事項又は同法第四十一条の財務省令で定める規定に掲げる金

ては、同条中「純損失の金額」とあるのは 所得税法第百五十三条の規定の適用につい 十三条第二項第一号又は」と、「に 「、第百二十三条第二項第一号又は」と、「に 「、第百二十三条第二項第一号又は」と、「に 「、第百二十三条第二項第一号で 定める規定に掲げる金額」とする。

十 所得税法第百五十五条の規定の適用」とすては、同条中「純損失の金額」とあるのは「若しくは免物取引の差金等決済に終る損失の金額」と、「の規定の適用」とあるのは「若しくは租税特別措置法第四十一条の十五第一項(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)の規定の適用につい係る損失の繰越控除)の規定の適用についる。

法第四十一条の十四第一項の規定の適用があり、 とあるのは「又は第三号」と、「若しくは第二号」とあるのは「又は第三号」と、「居りでをあるのは「又は第三号」と、「居りる金とあるのは「又は第三号」と、「君」とあるのは「又は第三号」と、「君」とあるのは「又は第三号」と、「君」とあるのは「又は第三号」と、「君」とあるのは「又は第三号」と、「君」とあるのは「又は第三号」と、「君」とあるのは「又は第三号」とあるのは「又は第一号」とあるのは「又は第一号」とあるのは「、第百二十三条第二項第一号」と、「君」と、「大は第二号」とあるのは「、第百二十三条第二項第一号」と、「以ば第二号」と、「は第二号」と、「は)は第二号」と、「は第二号

> 場ずる字句とする。 場がある場合又は同条第五項の規定のかわらず、次の表の上欄に掲げる同令の規にわかわらず、次の表の上欄に掲げる同令の規定のがては、第二十六条の二十三第六項の規定の適用がある場合又は同条第五項の規定の適用がある場合又は同条第五項の規定の適用がある場合又は同条第五項の規定の適用が

	٠,	H/] L	_ (	<i>x</i> ) /	Χ 1.	٠ v		<u>Z</u>	£ V,	) (a	L 15	1 1/2	. 1
5										項	の	第上	拔
											第一	- -	じょ
12 AN IT											二第二金額	条総所得	据ける字句 とする
113世紀二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	いう。)	取引に係る雑所得等の金額」と	二百十九条までにおいて「先物	は、その適用後の金額。以下第	除)の規定の適用がある場合に	金等決済に係る損失の繰越控	条の十五第一項(先物取引の差	雑所得等の金額(同法第四十一	例)に規定する先物取引に係る	引に係る雑所得等の課税の特	四十一条の十四第一項(先物取	総所得金額、租税特別措置法第	7

 F &	につ	とす	済四に十	用	等決	のは	つい		令で	に			用に
第百七十総所得									条第二項 告書	第九十七確定申	五号	第四項第金額	第十七条総所得
総所得金額、先物取引に係る雑	じ。) 第三百三十条までにおいて同	~	ハて準用する場合を含む。)の(非居住者に対する準用)にお	失申告書)(法第百六十六条	差金等決済の損失に係る確定損	百二十三条第一項(先物取引の	越控除)において準用する法第	引の差金等決済に係る損失の繰	四十一条の十五第五項(先物取	·確定申告書(租税特別措置法第		所得等の金額	総所得金額、先物取引に係る雑

定 が の あ	そ「その若の	なとし	るる規金	号 二 二 」 十 十	ことに
十九第二 年 第二 で 第二 で	第第第二二第	除第第 第二一		号 及 第 イ び 一	百 七 十
				金額	総所得
				所得等の金額	総所得金額、じ。)
				164	先物取引に係る雑
					る 雑

194		
+ 第 二 号 三 十 第八 二 号 及 項 八 二条 百 第 五 第 一 第 五金 総	号一十第     号一十第       項八二     項八二       第条百     第条百       四第五     三第五	号一十第 項 二 二 項 の 二 、三 十 第 号 二 項 八 二 条 百 及 六 十 第 第 一 二 項 第 条 百 第 二 び 第 一 二 二 条 百 第 二 第 五 二 十 第 一 条 百 項 の 二 二
額 所 額 所 額 所 得	第第額所課   額所課金総     一三   得稅     4稅   4稅     4稅   4稅     4稅   4稅     4稅   4稅     4稅   4稅     4稅   40     40   40	金総 額所 額所
四十一条の十四第一項に規定す総所得金額、租税特別措置法第所得金額、租税特別措置法第	第十二第一項(先物取引に係る課税維所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額。以下第一項。以下,等等の金額、大物取引に係る維護税総所得金額、大物取引に係る維護税総所得金額、大物取引に係る課税維所得等の金額(以下「先物取引に係る課税維所得等の金額(以下「先物取引に係る課税維所得等の金額」という。) 「おいて、大物取引に係る課税維所得等の金額」という。) 「おいて、「大物取引に係る難税総所得金額、大物取引に係る課税維所得等の金額」という。) 「おいて、「大物取引に係る課税維所得等の金額」という。」 「おいて、「大物取引に係る課税維所得等の金額」という。」 「おいて、「大物取引に係る課税維所得等の金額」という。」 「おいて、「大物取引に係る課税維所得等の金額」という。」 「おいて、「大物取引に係る課税維所得等の金額」という。」 「おいて、「大物取引に係る課税維所得等の金額」という。」 「おいて、「大物取引に係る課税維所得等の金額」といる。 「おいて、「大物取引に係る課税維所得等の金額」といる。 「大物取引に係る。」 「大物取引に係る課税維所得等の金額」といる。 「おいて、「大物取引に係る課税維所得等の金額」という。 「大物取引に係る。」 「大物取引に係る。」 「大物取引に係る。」 「大物取引に係る。」 「大物取引に係る。」 「大物取引に係る難力に係る。」 「大物取引に係る。」 「大物取引に係る難力に係る。」 「大物取引に係る難力に係る難力に係る難力に係る難力に係る難力に係る難力に係る難力に係る。」 「大物取引に係る。」 「大物取引に係る難力に係る難力に係る難力に係る難力に係る難力に係る難力に係る難力に係る難力	得総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十四第一項(先物取引に係る雑所得等の課税の特別に規定する先物取引に係る雑所得等の課税の特別に保る雑所得等の課税の特別に保る雑所得等の課税の特別に保る雑所得等の課税の特別に規定する先物取引に係る相所の対象を担いる。
根定す第		同物 等 の 東 の 課 の に に の に に の に に の に に の に に の に に の に に の に に に の に に に に に の に に に に の に に に に の に に に に の に に に に に の に に に に の に に に に に の に に に に に に に に に に に に に
12 三項 名場 法第 「する 湯 法第 「する 適 に 一条 の 確 忠 場 第 百	第 第一十第 まら第一十第 二十第 二 二 項 六二 で 第 三 項 二 二 号 一 二 項 及 条 百 五 項 及 条 百 条 百	一十第号五 号一二 条百 第六 第六
における 一三条第五 一三条第五 一三条第五 一三条第五 一三条第二 一三条第二	議員     にの観所課     合うでに     金総 類所       税     準規     得税     る準お 額所       総     じ定     金総     場用い     得	三 得税 額 所
12 法第四十一条の十五第五項の規定の適用がある場合における国税通則法第七十四条の二の規定の適用については、同条第一項第一号不中定の適用については、同条第一項第一号不中定の適用については、同条第一項第一号不中定の適用については、同条第一項第一号不中定の適用については、同条第一項第一号不中定の適用については、同条第一項第一号不中定の適用がある場合の確定申告)とあるのは、「する場合の確定申告)」とする。	世界別措置法第四十一条の十四第 神所得等の金額 維所得等の金額 を がびに租税特別措置法施行令第 立びに租税特別措置法施行令第 二十六条の二十六第七項(確定 二十六条の二十六第七項(確定 の準用)において準用する場合 の準用)において準用する場合 の準用)において準用する場合 の準用)において準用する場合 の準用)において準用する場合 の準用)において準用する場合 の準度 を がの特別措置法第四十一条 の共四第一項(先物取引に係る を を が が が が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の に の の の に の に の の に の に の の の の に の の の の の の の の の の の の の	多先物取引に係る維所得等の 会額 四十一条の十四第一項(先物取引に係る維所得等の金額(同法第四十一条の十五第一項(先物取引に係る維所得等の課税の特別に係る維所得等の強額。以下「先物取引に係る維所得金額、先物取引に係る離所得等の金額」という。)  「た物取引に係る維所得等の金額」という。)  電」という。)  の課税維所得等の金額  る課税維所得等の金額  る課税維所得等の金額  を等決済に係る損失の繰越控条の十五第一項(先物取引に係る維所得等の課税の特別に係る維所得等の金額。以下に、、その適用後の金額。以下に、、その適用後の金額。以下に、、その適用後の金額。以下、の地域、大の地域、大の地域、大の地域、大の地域、大の地域、大の地域、大の地域、
もの 給養性薬剤 ことの おお を厚果費付 特をのと と 早 乗 費 付 特をの と 厚 果 費 付 特 を の と ア ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	第 年十十て施的居二(金項る雑定税による 年十八は行年住十大の額の雑所の適場に 金角を表示、令金者六年(100元)の 第条条万、令金者六年(100元)の 第条条万、令金者六年(100元)の 第二元(100元) 第二元(10

より読み替えられた災害被害者に対する租 台における第二十六条の二十三第七項の規 **弗四十一条の十五第一項の規定の適用があ 燃定の適用がある場合には、その適用後の** 5得等の金額(同法第四十一条の十五第一 **停等の金額」とあるのは、「先物取引に係** @用については、同項中「先物取引に係る |||免、徴収猶予等に関する法律第二条の規 」とする。

年金等控除の最低控除額等の特例)

かの判定は、その年十二月三十一日の年齢項の居住者の年齢が六十五歳以上であるか るものとする。

に基づく命令(告示を含む。)に基づき行 いとする。 、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定め に規定する政令で定める取組は、法律又は **八条の二十七の二** 法第四十一条の十七第 a健康の保持増進及び疾病の予防への取組

有効性及び安全性の確保等に関する法律る一般用医薬品等(医薬品、医療機器等の をいう。第五項において同じ。)との代替 ||生労働大臣が財務大臣と協議して定める 米が低いと認められる医薬品を除く。) と 質をいう。次項において同じ。) の適正化 村に高いもの(その使用による医療保険療 四十一条の十七第一項に規定する医療用 のないものを除く。)のうち、医療用薬剤 Tするもの及び人の身体に直接使用される でにおいて同じ。)である同条第一項に規 界四十一条の十七第二項第一号に規定する (同項に規定する医薬品をいう。以下第五 て定めるものは、同号イ又はロに掲げる医 費(同条第一項に規定する医療保険療養 条の四第一項第一号に規定する新医薬品

3 適正化の効果が著しく高いと認められるものと 政令で定めるものは、同項第一号に掲げる医薬 体に直接使用されることのないものを除く。) 同条第一項に規定する一般用医薬品等(人の身 医薬品(同号に掲げる医薬品を除く。)である 品と同種の効能又は効果を有すると認められる して厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める のうち、その使用による医療保険療養給付費の 法第四十一条の十七第二項第二号に規定する

寺の金額から控除する金額の調整等)に掲 百が所得税法第二百三条の七に規定する公 ものである場合にあつては、八十万円)」 **並等の支払を受ける場合における所得税法** 不の六第一項各号又は第二項第一号(公的 **八条の二十七** 年齢が六十五歳以上である 7円(同条に規定する公的年金等が第三百 同条中「百八万円」とあるのは、「百五 第三百十九条の十二の規定の適用につい

ものとする。

賃控除の特例) 般用医薬品等購入費を支払つた場合の

ものとする。 して厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める うち、医療用薬剤との代替性が特に高いものと 薬品である第二項に規定する一般用医薬品等の 替えて適用される同条第二項第一号に規定する 働大臣が財務大臣と協議して定める日とする。 質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 況を勘案し、かつ、医薬品、医療機器等の品 定める日は、所得税法等の一部を改正する法律 政令で定めるものは、同号イ又は口に掲げる医 の関係者又は学識経験を有する者から意見を聴 二十五条第三号に規定する薬局開設者等その他 当しないものの製造、輸入、流通又は在庫の状 改正前の租税特別措置法第四十一条の十七第二 いて、必要かつ適当な期間の末日として厚生労 十一条の十七第二項第一号に掲げる医薬品に該 項に規定する政令で定める医薬品のうち法第四 (令和三年法律第十一号) 第七条の規定による 法第四十一条の十七第三項の規定により読み 法第四十一条の十七第三項に規定する政令で

得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計 合の医療費控除の特例)に規定する取組を行つ一項(特定一般用医薬品等購入費を支払つた場 税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第 ときにおける所得税法施行令第二百五十八条第 り所得税法第七十三条第一項の規定を適用する おいて、法第四十一条の十七第一項の規定によ 額の百分の五に相当する金額(当該金額が十万 購入費の」と、「第一項第二号に規定する総所 た者に限る。)」と、「法第七十三条第一項(医 三項の規定の適用については、同項第二号中 費を支払つた場合の医療費控除の特例)」と、 療費控除)」とあるのは「租税特別措置法第四 十一条の十七第一項(特定一般用医薬品等購入 「その者」とあるのは「その者(その年中に租 「医療費の」とあるのは「特定一般用医薬品等 所得税法第百二条の規定の適用がある場合に

万八千円」とする。 「一万二千円」と、「二百万円」とあるのは「八円を超える場合には、十万円)」とあるのは

を定めたときは、これを告示する。 用医薬品等を定め、又は第四項の規定により日 より法第四十一条の十七第一項に規定する一般 定め、第二項、第三項若しくは第五項の規定に厚生労働大臣は、第一項の規定により取組を

(政治活動に関する寄附をした場合の所得税額

第二十六条の二十七の三 法第四十一条の十八第 含む。)、第三十七条の十第六項第五号(法第三(法第三十二条第四項において準用する場合を の四十に相当する金額とする。 得税法第七十八条第一項第一号に規定する百分 合には、これらの規定により読み替えられた所一条の十四第二項第四号の規定の適用がある場 項において準用する場合を含む。)又は第四十十七条の十一第六項及び第三十七条の十二第七 条の四第五項第二号、第三十一条第三項第三号 金額は、法第八条の四第三項第三号、第二十八 山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する 二項に規定する総所得金額、退職所得金額及び

する所得税額から控除する。間内の年分の所得税法第九十二条第一項に規定をすべき金額は、同条第一項に規定する指定期 法第四十一条の十八第二項の規定による控除

の所得税額の特別控除) (認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合

二項に規定する総所得金額、退職所得金額及び第二十六条の二十八 法第四十一条の十八の二第 得税法第七十八条第一項第一号に規定する百分合には、これらの規定により読み替えられた所一条の十四第二項第四号の規定の適用がある場 条の四第五項第二号、第三十一条第三項第三号金額は、法第八条の四第三項第三号、第二十八山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する の四十に相当する金額とする。 項において準用する場合を含む。)又は第四十 含む。)、第三十七条の十第六項第五号(法第三 (法第三十二条第四項において準用する場合を ─七条の十一第六項及び第三十七条の十二第七

控除をすべき金額は、同項に規定するその年分法第四十一条の十八の二第二項の規定による の所得税法第九十二条第一項に規定する所得税

(公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額

三第一項第一号に規定する政令で定める要件第二十六条の二十八の二 法第四十一条の十八の

三号ロ(1)、第四号イ(2)及び第五 の同号に規定する額 (次号イ(2)、第 号に定める要件とする。は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこ 掲げる法人 次に掲げる要件 法第四十一条の十八の三第一項第一号イに

うち寄附金収入金額に達するまでの金額 含む各事業年度における社員から受け入 定期間における経常収入金額のうちに寄 分の一以上であること(財務省令で定め うちに寄附金収入金額の占める割合が五 の合計額の占める割合が五分の一以上で う。) を乗じて計算した金額の合計額の 十五条に規定する公益目的事業比率をい び公益財団法人の認定等に関する法律第 度の公益目的事業比率(公益社団法人及 れた会費の額に当該法人の当該各事業年 附金収入金額及び実績判定期間内の日を る要件を満たす法人にあつては、実績判 実績判定期間における経常収入金額の

者からの第六項第五号に規定する寄附金 万)で除して得た数とする。第五号イ計額が千万円に満たない場合には、千 当該特定事業年度における当該判定基準 じ。)(当該各事業年度のうち当該法人の がいる場合には、当該判定基準寄附者と 業年度において個人である判定基準寄附 該各事業年度における当該判定基準寄附 除して得た数が百以上であり、かつ、当 乗じてこれを当該実績判定期間の月数で 益目的事業費用等の額の合計額(当該合 寄附者の数に一億を乗じてこれを当該公 当該事業年度を除く。(2)において 業費用等の額の合計額が零である場合の 円に満たない事業年度(当該公益目的事 公益目的事業費用等の額の合計額が一億 した数。以下この項及び次項において同 当該他の判定基準寄附者とを一人とみな 者と生計を一にする他の判定基準寄附者 における判定基準寄附者の数(当該各事 (2) において同じ。) の合計数に十二を 「特定事業年度」という。)にあつては、 実績判定期間内の日を含む各事業年度

附金額」という。) の総額に十二を乗じ 号イ(2)並びに次項第一号イ(2)及 てこれを当該実績判定期間の月数で除し び第二号イ(2)において「判定基準寄 て得た金額が三十万円以上であること。

を閲覧させること。 き、財務省令で定めるところにより、これ つた場合には、正当な理由がある場合を除 次に掲げる書類について閲覧の請求があ

する財産目録等 等に関する法律第二十一条第四項に規定 公益社団法人及び公益財団法人の認定

役員報酬又は従業員給与の支給に関す

(3) で定める事項を記載した書類 寄附金に関する事項その他の財務省令

の内容を記載した書類 寄附金を充当する予定の具体的な事業

にその寄附金の額及び受け入れた年月日を名称及びその住所又は事務所の所在地並び附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は いて同じ。)を作成し、これを保存してい記載した書類をいう。第三号ロ(3)にお 簿(各事業年度に当該法人が受け入れた寄 ること。 定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名 財務省令で定めるところにより、

掲げる法人(特例法人を除く。) 次に掲げる二 法第四十一条の十八の三第一項第一号ロに

次に掲げる要件のいずれかを満たすこ

が五分の一以上であること。 する寄附金の額を除く。) の占める割合 うちに寄附金収入金額(学校の入学に関 実績判定期間における経常収入金額の

業年度のうち次に掲げる事業年度にあつ 数)とする。第四号イ(2)において同は、次に定める数のうちいずれか多い る事業年度のいずれにも該当する場合に 該実績判定期間の月数で除して得た数が じ。) の合計数に十二を乗じてこれを当 ては、それぞれ次に定める数(次に掲げ における判定基準寄附者の数(当該各事 実績判定期間内の日を含む各事業年度

> 当該実績判定期間の月数で除して得た金 準寄附金額の総額に十二を乗じてこれを 額が三十万円以上であること。 おける当該判定基準寄附者からの判定基 百以上であり、かつ、当該各事業年度に

たない場合には、五百)で除して得の総数(当該定員等の総数が五百に満 の数に五千を乗じてこれを当該定員等 事業年度における当該判定基準寄附者 当該事業年度を除く。(i)において 員等の総数が五千に満たない事業年度 (当該定員等の総数が零である場合の 「特定事業年度」という。) 当該特定 当該法人が設置する特定学校等の定

千万円に満たない場合には、千万)で業費用等の額の合計額(当該合計額がに一億を乗じてこれを当該公益目的事 除して得た数 年度における当該判定基準寄附者の数 定事業年度」という。) 当該特定事業 業年度を除く。(ii)において「特 の合計額が一億円に満たない事業年度 (当該合計額が零である場合の当該事 当該法人の公益目的事業費用等の

き、財務省令で定めるところにより、これつた場合には、正当な理由がある場合を除 を閲覧させること。 次に掲げる書類について閲覧の請求があ

行為及び同法第四十七条第二項に規定す 七十号)第三十条第一項に規定する寄附 私立学校法(昭和二十四年法律第二百

前号口 (2) から (4) までに掲げる

前号ハに掲げる要件

三 特例法人 次に掲げる要件のいずれかを満

口 前号に定める要件 次に掲げる要件

例判定基準寄附者と生計を一にする他 年度における特例判定基準寄附者の 特例判定基準寄附者がいる場合には、 (当該各事業年度において個人である特 特例実績判定期間内の日を含む各事業

多い数)とする。)が百以上であり、か場合には、次に定める数のうちいずれかに掲げる事業年度のいずれにも該当する 定基準寄附者からの判定基準寄附金額がつ、当該各事業年度における当該特例判 にあつては、それぞれ次に定める数(次 該各事業年度のうち次に掲げる事業年度 三十万円以上であること。 定基準寄附者とを一人とみなした数。 該特例判定基準寄附者と当該他の特例判 (i)及び(ii)において同じ。)(当

該定員等の総数(当該定員等の総数が 準寄附者の数に五千を乗じてこれを当 特定事業年度における当該特例判定基 年度(当該定員等の総数が零である場 五百に満たない場合には、五百)で除 合の当該事業年度を除く。(ⅰ)にお の定員等の総数が五千に満たない事業 いて「特定事業年度」という。) 当該特例法人が設置する特定学校等 当該

附者の数に一億を乗じてこれを当該公 千万)で除して得た数 合計額が千万円に満たない場合には、 益目的事業費用等の額の合計額(当該 事業年度における当該特例判定基準寄 該事業年度を除く。(ii)において 年度(当該合計額が零である場合の当 の額の合計額が一億円に満たない事業 「特定事業年度」という。) 当該特定 当該特例法人の公益目的事業費用等

### (3) (2) 前号ロに掲げる要件

財務省令で定めるところにより、特例

掲げる法人 次に掲げる要件 法第四十一条の十八の三第一項第一号ハに 寄附者名簿を作成し、これを保存してい実績判定期間内の日を含む各事業年度の

分の一以上であること。 うちに寄附金収入金額の占める割合が五 実績判定期間における経常収入金額の イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこ

(2)における判定基準寄附者の数の合計数に 実績判定期間内の日を含む各事業年度

> 準寄附者からの判定基準寄附金額の総額つ、当該各事業年度における当該判定基 月数で除して得た数が百以上であり、か の月数で除して得た金額が三十万円以上 十二を乗じてこれを当該実績判定期間の に十二を乗じてこれを当該実績判定期間 であること。

き、財務省令で定めるところにより、これつた場合には、正当な理由がある場合を除 を閲覧させること。 次に掲げる書類について閲覧の請求があ

規定する計算書類等及び同法第四十五条 定款、同法第四十五条の三十二第一項に の三十四第一項各号に掲げる書類 五号)第三十四条の二第一項に規定する 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十

(2)第一号口(2)から(4)までに掲げ

## 第一号ハに掲げる要件

五 法第四十一条の十八の三第一項第一号ニに 掲げる法人 次に掲げる要件 イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこ

うちに寄附金収入金額の占める割合が五 分の一以上であること。 実績判定期間における経常収入金額の

月数で除して得た数が百以上であり、か十二を乗じてこれを当該実績判定期間の の月数で除して得た金額が三十万円以上 準寄附者からの判定基準寄附金額の総額 であること。 に十二を乗じてこれを当該実績判定期間 つ、当該各事業年度における当該判定基 における判定基準寄附者の数の合計数に 実績判定期間内の日を含む各事業年度

を閲覧させること。 き、財務省令で定めるところにより、これ つた場合には、正当な理由がある場合を除 次に掲げる書類について閲覧の請求があ

二十九条第一項の書類 名及び役職を記載した名簿並びに同法第同法第十六条第一項に規定する役員の氏 六号)第十一条第一項に規定する定款、 更生保護事業法(平成七年法律第八十

第一号口 (2) から(4) までに掲げ

2 三号に規定する政令で定める要件は、次の各号 に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める要 件とする。 法第四十一条の十八の三第一項第二号及び第 第一号ハに掲げる要件

び第三号イに掲げる法人 次に掲げる要件 イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこ 法第四十一条の十八の三第一項第二号イ及

# 前項第二号イ(1)に掲げる要件

判定基準寄附者の数に五千を乗じてこれつては、当該特定事業年度における当該 して得た数とする。次号イ(2)においが五百に満たない場合には、五百)で除 を当該定員等の総数(当該定員等の総数 おいて「特定事業年度」という。)にあ る場合の当該事業年度を除く。(2)に 業年度のうち当該法人(法第四十一条の た金額が三十万円以上であること。 れを当該実績判定期間の月数で除して得 定基準寄附金額の総額に十二を乗じてこ 度における当該判定基準寄附者からの判 数が百以上であり、かつ、当該各事業年 を当該実績判定期間の月数で除して得た て同じ。) の合計数に十二を乗じてこれ い事業年度(当該定員等の総数が零であ 定学校等の定員等の総数が五千に満たな における判定基準寄附者の数(当該各事 十八の三第一項第三号イに掲げる大学共 実績判定期間内の日を含む各事業年度 利用機関法人を除く。)が設置する特

き、財務省令で定めるところにより、これ を閲覧させること。 つた場合には、正当な理由がある場合を除 次に掲げる書類について閲覧の請求があ

告及び会計監査報告 定する事業報告書、決算報告書、 規定する財務諸表並びに同条第二項に規 て準用する独立行政法人通則法(平成十 国立大学法人法第三十五条の二にお 年法律第百三号)第三十八条第一項に

掲げる書類 前項第一号口(2)から(4)までに

法第四十一条の十八の三第一項第二号ロ及 前項第一号ハに掲げる要件

び第三号ロに掲げる法人 次に掲げる要件

次に掲げる要件のいずれかを満たすこ

### (1) 前項第二号イ(1)に掲げる要件

準寄附者からの判定基準寄附金額の総額 月数で除して得た数が百以上であり、か の月数で除して得た金額が三十万円以上 十二を乗じてこれを当該実績判定期間の における判定基準寄附者の数の合計数に であること。 に十二を乗じてこれを当該実績判定期間 つ、当該各事業年度における当該判定基 実績判定期間内の日を含む各事業年度

き、財務省令で定めるところにより、これつた場合には、正当な理由がある場合を除 を閲覧させること。 次に掲げる書類について閲覧の請求があ

員の氏名及び役職を記載した名簿並びに 定する定款、同法第十二条に規定する役 表並びに同条第二項に規定する事業報告 同法第三十四条第一項に規定する財務諸 地方独立行政法人法第八条第一項に規 決算報告書及び監査報告

掲げる書類 前項第一号ロ(2)から(4)までに

前項第一号ハに掲げる要件

三 法第四十一条の十八の三第一項第二号ハ及 イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこ び第三号ハに掲げる法人 次に掲げる要件

## 前項第二号イ(1)に掲げる要件

(1)

(2) 月数で除して得た数が百以上であるこ 十二を乗じてこれを当該実績判定期間の における判定基準寄附者の数の合計数に 実績判定期間内の日を含む各事業年度

き、財務省令で定めるところにより、これつた場合には、正当な理由がある場合を除 を閲覧させること。 次に掲げる書類について閲覧の請求があ

規定する事業報告書、決算報告書及び監 に規定する財務諸表並びに同条第二項に 独立行政法人通則法第三十八条第一項

- (2)掲げる書類 前項第一号口 (2) から(4) までに
- 3 する政令で定める寄附金は、その寄附金が学生法第四十一条の十八の三第一項第二号に規定 前項第一号ハに掲げる要件
- び総務大臣が、財務大臣とそれぞれ協議して定法人に対する寄附金にあつては文部科学大臣及 として同号イ又はハに掲げる法人に対する寄附確実であり、かつ、その事業活動が適正なものの能力の向上のための事業に充てられることが れらの者が行う研究への助成又は研究者として又は不安定な雇用状態にある研究者に対するこ 議して定める要件を満たすことにつき、文部科学大臣及び総務大臣が、財務大臣とそれぞれ協 る方法により確認されたものとする。 び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定め める要件を満たすことにつき、文部科学大臣及 金にあつては文部科学大臣が、同号ロに掲げる する政令で定める寄附金は、その寄附金が学生 して定める方法により確認されたものとする。 学大臣及び総務大臣が財務大臣とそれぞれ協議 する寄附金にあつては文部科学大臣が、同号ロ 正なものとして同号イ又はハに掲げる法人に対 ることが確実であり、かつ、その事業活動が適 等に対する修学の支援のための事業に充てられ に掲げる法人に対する寄附金にあつては文部科 法第四十一条の十八の三第一項第三号に規定 Ŧi.
- 号若しくは第三号又は第二項第一号、第二号若 助金等の金額のうち寄附金収入金額(同項第一 額は、経常収入金額に含めるものとする。 る。この場合において、当該国の補助金等の金 附金収入金額に加算することができるものとす おいて同じ。)に達するまでの金額は、当該寄 入学に関する寄附金の額を除く。以下この項にしくは第三号に掲げる法人にあつては、学校の に規定する割合の計算については、当該国の補 イ(1)、第四号イ(1)又は第五号イ(1) る場合における第一項第一号イ (1)、第二号当該法人の実績判定期間に国の補助金等があ
- この条において、次の各号に掲げる用語の意 業年度のうち最も古い事業年度開始の日から 事業年度終了の日以前五年内に終了した各事 は、当該各号に定めるところによる。 実績判定期間 当該法人の直前に終了した
- 当該終了の日までの期間をいう。 ものの額を控除した金額をいう。 臨時的な収入その他の財務省令で定める 総収入金額から国の補助金

- 三 寄附金収入金額 受け入れた寄附金の額の 財務省令で定める寄附金の額の合計額を控除 金額を超える部分の金額をいう。) その他の 者からの寄附金の額のうち財務省令で定める した金額をいう。 類から一者当たり基準限度超過額(同一の
- する事業年度をいう。 事業年度 法第二条第二項第十九号に規定
- じ。)が三千円以上である場合の当該同一の寄附金の額を加算した金額。同号において同 一の者が個人である場合には、当該各事業年及び第十一号において同じ。)の額(当該同 内の日を含む各事業年度における同一の者か 者(当該法人の法人税法第二条第十五号に規 度におけるその者と生計を一にする者からの の財務省令で定めるものを除く。以下この号 るものとし、学校の入学に関するものその他 財務省令で定める事項が明らかな寄附金に限 らの寄附金(寄附者の氏名又は名称その他の にする者を除く。)をいう。 定する役員である者及び当該役員と生計を一 判定基準寄附者 当該法人の実績判定期間
- 又は更生保護事業法第二条第一項に規定する 条第一項に規定する社会福祉事業に係る費用 学校法第二十六条第三項(同法第六十四条第 号に規定する公益目的事業に係る費用、私立 益財団法人の認定等に関する法律第二条第四 更生保護事業に係る費用をいう。 として行う事業に係る費用、社会福祉法第二 する私立学校の経営に関する会計に係る業務 五項において準用する場合を含む。)に規定 公益目的事業費用等 公益社団法人及び公
- の経営の改善に資すると認められるものを作画その他これに準ずる計画であつて当該法人用する場合を含む。) に規定する中期事業計 第二項(同法第百五十二条第六項において準業年度であること、私立学校法第百四十八条ら令和十一年四月一日までの間に開始する事 第一号ロに掲げる法人のうち、当該法人の直 特例法人 法第四十一条の十八の三第一項 成していることその他財務省令で定める要件 前に終了した事業年度が令和六年四月一日か に該当するものをいう。 7
- 特定学校等 次に掲げる施設をいう。 定する学校、専修学校及び各種学校 所得税法施行令第二百十七条第四号に規
- する障害児通所支援事業(同条第二項に規 児童福祉法第六条の二の二第一項に規定

- れる施設
- めるものをいう。
- 各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日 から当該終了の日までの期間をいう。 した事業年度終了の日以前二年内に終了した
- 及び当該役員と生計を一にする者を除く。) 税法第二条第十五号に規定する役員である者 る場合の当該同一の者(当該特例法人の法人 同一の者からの寄附金の額が三千円以上であ 績判定期間内の日を含む各事業年度における をいう。 特例判定基準寄附者 特例法人の特例実
- 号イ(2)及び第五号イ(2)並びに第二項第 たない端数を生じたときは、これを一月とす 一号イ(2)、第二号イ(2)及び第三号イ (2) の月数は、暦に従つて計算し、一月に満 第一項第一号イ(2)、第二号イ(2)、第四 からの補助金その他国等が反対給付を受けな国際機関をいう。以下この号において同じ。) いで交付するものをいう。 共同利用機関法人及び我が国が加盟している 人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学 法人税法別表第一に掲げる独立行政法
- 8 所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合 計額の百分の四十に相当する金額は、法第八条 法第四十一条の十八の三第一項に規定する総

- 条第十項に規定する小規模保育事業が行わ規定する小規模住居型児童養育事業又は同 る放課後児童健全育成事業、同条第八項に 童自立生活援助事業、同条第二項に規定す する放課後等デイサービスを行う事業に限 る。)、同法第六条の三第一項に規定する児 定する児童発達支援又は同条第三項に規定
- の他これらに類するものとして財務省令で定 定員等 収容定員、利用定員、入所定員そ 法第四十四条に規定する児童自立支援施設 条の二に規定する児童心理治療施設及び同 保育所、同法第四十一条に規定する児童養 援施設、同法第三十九条第一項に規定する する医療型障害児入所施設、同法第四十三 福祉型障害児入所施設、同条第二号に規定 護施設、同法第四十二条第一号に規定する 院、同法第三十八条に規定する母子生活支 児童福祉法第三十七条に規定する乳児 9 10
- 特例実績判定期間 特例法人の直前に終了
- 国の補助金等 国等(国、地方公共団

- 第一項第一号に規定する百分の四十に相当する 規定により読み替えられた所得税法第七十八条 第四号の規定の適用がある場合には、これらの る場合を含む。)又は第四十一条の十四第二項 項及び第三十七条の十二第七項において準用す 条の十第六項第五号(法第三十七条の十一第六 四項において準用する場合を含む。)、第三十七 号、第三十一条第三項第三号(法第三十二条第 の四第三項第三号、第二十八条の四第五項第二
- 額から控除する。 の所得税法第九十二条第一項に規定する所得税 控除をすべき金額は、同項に規定するその年分 文部科学大臣及び総務大臣は、第三項又は第 法第四十一条の十八の三第一項の規定による

金額とする。

四項の要件及び方法を定めたときは、これを告

場合の課税の特例) (特定新規中小会社が発行した株式を取得した

- 第二十六条の二十八の三 法第四十一条の十八の 四第一項に規定する政令で定める者は、次に掲 げる者とする。
- の十八の四第一項に規定する取得をいう。第において同じ。)により取得(法第四十一条 ける当該判定の基礎となる株主として財務省 する同族会社に該当することとなるときにお る特定新規中小会社をいう。以下この条にお 社(法第四十一条の十八の四第一項に規定す 当該特定新規株式を発行した特定新規中小会 財務省令で定める方法により判定した場合に した日として財務省令で定める日において、 三項を除き、以下この条において同じ。)を る払込みをいう。第三項を除き、以下この 規株式」という。)を払込み(同項に規定す 特定新規株式(以下この条において「特定新 令で定める者 いて同じ。)が法人税法第二条第十号に規定 法第四十一条の十八の四第一項に規定する
- た者」という。) 人(以下この項において「特定事業主であつ 自らが営んでいた事業の全部を承継させた個 会社の設立に際し、当該特定新規中小会社に 当該特定新規株式を発行した特定新規中小
- 三 特定事業主であつた者の親族
- 四 特定事業主であつた者と婚姻の届出をして る者 いないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ

- 前三号に掲げる者に三十として、らこれって生計を維持しているものであつた者から受ける金銭その他の資産によっ、前三号に掲げる者以外の者で、特定事業主五 特定事業主であつた者の使用人
- 、 丁 トートー によい トートートートートートー 前三号に掲げる者と生計を一にするこれら
- 去寄四十一条の十八の四第一頁こ見定するその表別を締結していないもの定める契約を締結していないもの定める契約を締結していないもので当該特定新規株式に係る投資へ会社との間で当該特定新規株式に係る投資へ、前各号に掲げる者以外の者で、特定新規中人、前各号に掲げる者以外の者で、特定新規中人、前各号に掲げる者以外の者で、特定新規中人、前各号に掲げる者以外の者で、特定新規中人、前各号に掲げる者以外の者で、特定新規中人の対象を表している。
- 本 法第四十一条の十八の四第一項に規定するその年十二月三十一日において有するものとして政令で定める特定新規株式は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住出国の時。以下この条において同じ。)におけ出国の時。以下この条において同じ。)におけ出国の時。以下この条において同じ。)におけ出国の時。以下この条において同じ。)におけ出国の時。以下この条において同じ。)におけ出国の時。以下この条において同じ。)におけ出国の時。以下この条において同じ。)におけ出国の時。以下この条において同じ。)におけ出国の時。以下この条において同じ。)における数を控除した場合に掲げる数から第二号に掲げる数を控除した場合に掲げる数から第二号に掲げる数を控除した場合に掲げる数をいう。)に対応する特定新規株式の方で定める特定新規株式の表情に表示した特定が表示されている。
- 除対象特定新規株式数を乗じて計算した金額と除対象特定新規株式の取得に要した金額と立た当該各号に定める金額は、同項の居住者又は恒久的政令で定める金額は、同項の居住者又は恒久的をした特定新規株式の取得に要した金額ととに、その払込みにより取得をした特定新規株式の同号に規定する取得をした特定新規株式の配荷ごとに、その払込みをした当該各号に定める特定新規株式の同号に規定する取得をした当該各号に定める特定新規株式の同号に規定する取得をした当該各号に定める特定新規株式の取得に要した金額を含む、当該新株予約権の取得に要した金額とした当該各号に定める特定新規株式の国号に規定する取得をした当該各号に定める特定新規株式の取得に要した金額とした当該各号に定める特定が関係では、当該の場合に対して、対象特定が関係である。

- き会社法第百八十五条に規定する株式無償割当 り割り当てられた株式の数(取得後期間内にお 与がされた株式の数に当該株式無償割当てによ れらの規定に規定する取得並びに譲渡及び贈与 規定する取得をした特定新規株式の数の計算に 合における第二項各号に掲げる数及び第三項に 限る。以下この項において同じ。)があつた場 式と同一の種類の株式が割り当てられるものに に、当該特定新規株式に係る同一銘柄株式につ がされた後の全ての段階の株式無償割当てによ つた場合には、当該取得又は譲渡若しくは贈与 いて二以上の段階にわたる株式無償割当てがあ に係る株式の数は、当該取得並びに譲渡及び贈 ついては、当該株式無償割当ての前にされたこ て(当該株式無償割当てにより当該特定新規株 特定新規株式の払込みによる取得後期間内

- により 恒久的施設を有する非居住者が、その年中に取らしてす 6 法第四十一条の十八の四第一項の居住者又は小会社に た数とする。 り割り当てられた株式の数の合計数)を加算し
- により算出した取得価額は、第一号に掲げる金柄株式一株当たりの同令第百五条第一項の規定 除対象特定新規株式」という。)に係る同一銘象特定新規株式(以下この項において「適用控 の計算の基礎となる当該適用年に法第四十一条各年分の必要経費又は取得費に算入すべき金額 後の各年分における所得税法第四十八条の規定この項において「適用年」という。)の翌年以 得をした控除対象特定新規株式(同項に規定す 恒久的施設を有する非居住者が、その年中に取 の十八の四第一項の規定の適用を受けた控除対 款及び第百六十七条の七第四項から第七項まで 並びに所得税法施行令第二編第一章第四節第三 おいて同じ。)の取得に要した金額として第三 る控除対象特定新規株式をいう。以下この項に 控除に準じて計算した金額とする。 入する金額及び取得費に算入する金額は、当該 額から第二号に掲げる金額を控除した金額と 定の適用については、これらの規定により当該 の規定並びに第二十五条の十二の四第四項の規 を受けた場合には、その適用を受けた年(以下 額」という。)につき同条第一項の規定の適用 項に規定する金額(第二号において「適用対象 八条第一項の規定により算出した必要経費に算 し、当該同一銘柄株式一株当たりの同令第百十
- 項の規定により算出した取得価額十一日における所得税法施行令第百五条第一会所株式一株当たりの当該適用年の十二月三当該適用控除対象特定新規株式に係る同一
- 金額

  立額

  本額

  本額

  本額

  の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に係る同一銘柄株式の数で除して計算したにおいて有する当該適用年の十二月三十一日に定める金額を当該適用年の十二月三十一日年の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次年の次に掲げる場合の区分に応じる道用生除対象特定新規株式に係る適用当該適用控除対象特定新規株式に係る適用
- 得税法第七十八条第二項に規定する特定寄得税法第七十八条第二項に規定する特定寄開定 当該適用年百万円とし、当該適用対象額が八百万円を超える場合には八適用対象額が八百万円を超える場合には八適用対象額が八百万円を超える場合には八速除対象特定新規株式」という。)がない場合 当該適用対象額が八百万円を超える場合には八座除対象特定新規株式」という。)がない場合 当該適用控除対象特定新規株式以外の適用控除対象特定新規株式以外の適用控除対象特定新規株式以外の適用控除対象特定新規株式以外の適用控除対象特式(ロにおいて支援)

- 附金の額及び法第四十一条の十八第一項又 附金の額及び法第四十一条の十八第一項又 附金の額及び法第四十一条の十八第一項又 を超える場合には、当該居住者又は恒久的 を翻っ合計額の百分の四十に相当する金額 金額の合計額の百分の四十に相当する金額 金額の合計額の百分の四十に相当する金額 (以下この号において「基準額」という。) を超える場合には、当該基準額から当該特 を超える場合には、当該基準額から当該特 でる額を控除した残額とする。) から二千円を控除した残額
- 規株式の適用対象額との合計額のうちに占適用対象額と当該他の適用控除対象特定新 該金額を控除した残額)を控除した残額 除した金額がある場合には、二千円から当 円(当該他の適用控除対象特定新規株式に める当該適用控除対象特定新規株式の適用 る。)に当該適用控除対象特定新規株式 該特定寄附金等の金額を控除した残額とす 基準額を超える場合には当該基準額から当 年において支出した特定寄附金等の金額を 計額(当該合計額が八百万円を超える場合 係る特例対象額からこの号の規定により控 おいて「特例対象額」という。)から二千 対象額の割合を乗じて計算した金額(ロに 設を有する非居住者の当該適用年の年分の 加算した金額が、当該居住者又は恒久的 控除対象特定新規株式の適用対象額との合 特定新規株式の適用対象額と当該他の適用 定新規株式がある場合 当該適用控除対象 には八百万円とし、当該合計額に当該適用 当該適用年において他の適用控除対象特 0)
- 7 前項第二号イに規定する基準額は、法第八条の四第三項第三号、第二十八条の一第六項第五号(法第三十七条の十一第六項及び第三十七条の十二第七項において準用する場合を含む。)、第三十七条の十二第七項及び第三十七条の十二第七項において準用する場合を含む。)又は第四十一条の十四第二項第四号の規定の適用がある場合には、これらの規定により読み替えられた所得税法第七十八条第一項第一号に規定する百分の四十に相当する金額とする。
- みにより取得をした特定新規中小会社の特定新住者又は恒久的施設を有する非居住者が、払込8 法第四十一条の十八の四第一項に規定する居

他の財務省令で定める事項をその所在地の所轄的翌年一月三十一日までに、その知つた旨その特定新規中小会社は、その知つた日の属する年渡又は贈与があつたことを知つたときは、当該 税務署長に通知しなければならない。 非居住者からの申出その他の事由により当該譲 約に基づく当該居住者又は恒久的施設を有するが第一項第八号に規定する財務省令で定める契 特定新規中小会社であつた株式会社を含む。) た場合において、当該特定新規中小会社(当該 年の翌年以後の各年において譲渡又は贈与をし 式をその払込みによる取得があつた日の属する り取得をしたものに限る。)に係る同一銘柄株 八号) の施行の日とする。) 以後に払込みによ の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十 号に定める特定新規株式にあつては地域再生法第一号に掲げる規定の施行の日とし、同項第五 法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法める特定新規株式にあつては国家戦略特別区域 は平成二十六年四月一日とし、同項第四号に定 る特定新規株式にあつては令和二年四月一日と つては平成二十年四月一日(同項第二号に定め 規株式(同項第一号に定める特定新規株式にあ し、同項第三号に定める特定新規株式にあつて (平成二十七年法律第五十六号) 附則第一条 2 兀

等こ系る電磁的記録印刷書面」とあるのは「書該書類に記載すべき事項を記録した電子証明書 おける同項の規定による控除を受ける金額の計所得税法第七十八条の規定の適用がある場合に 類」とする。 要した金額の計算に関する」と、「書類又は当 例)に規定する控除対象特定新規株式の取得に 社が発行した株式を取得した場合の課税の特 第四十一条の十八の四第一項(特定新規中小会 る特定寄附金の」とあるのは「租税特別措置法 「法第七十八条第二項(寄附金控除)に規定すあるのは「添付しなければ」と、同項第六号中 又は当該申告書の提出の際提示しなければ」と 定の適用については、同条第一項中「添付し、 についての所得税法施行令第二百六十二条の規 算の基礎となる金額その他の事項を証する書類 法第四十一条の十八の四第一項の規定により 4 3

- ・ ト笠原番島長連引巻寺川普登坛(沼口四片は、次に掲げる規定とする。 九第二項第四号に規定する政令で定める規定第二十六条の二十八の三の二 法第四十一条の十
- 四年法律第七十九号)第四十一条第一項(同一小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十一

- 規定 条第三項において準用する場合を含む。)の
- 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法する法第三十三条の四第一項の規定 十四条の三第一項の規定によりみなして適用十四条の三第一項の規定によりみなして適用百五十一号)第三十四条の二第一項又は第三別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第

一項、第四十一条の九第一項、第四十一条の十

- ついては、同項第一号中「純損失の金額」と二 所得税法第百二十条第一項の規定の適用に

- 条の十九第一項」とする。 条の十九第一項」とする。 条の十九第一項」とする基準所得金額 が開金額がびに基準所得金額という。)」 と、同項第三号中「課税山林所得金額につき第三章 (税額の計算)」とあるのは「課税山 林所得金額がびに基準所得金額」という。)」 と、同項第三号中「課税山林所得金額につき第三章 (税額の計算)」とあるのは「課税山 株所得金額がびに基準所得金額 と、同項第三号中「課税山林所得金額」という。)」 と、同項第三号中「課税山林所得金額」という。)」 と、同項第三号中「課税山林所得金額」という。)」 と、同項第三号中「課税山林所得金額」という。)」 と、同項第三号中「課税」とする。
- 定する基準所得税額から控除した金額をい所得税額を控除した金額を同年分の同項に規 年分の同項に規定する基準所得金額と、調整純損失の金額を控除した金額をいう。)を同 得税の額並びに租税特別措置法第四十一条の 項中「係る所得税の額」とあるのは「係る所 う。)を同年分の同項に規定する基準所得税 基準所得税額(調整前所得税額から当該調整 項に規定する基準所得金額から当該控除した 年分の租税特別措置法第四十一条の十九第一 額」という。)並びに調整基準所得金額(同 得税の額(以下この号において「調整所得税 同項第二号中「所得税の額」とあるのは「所 例)の規定による所得税の額の合計額」と、 九第一項(特定の基準所得金額の課税の特 びに同年分の租税特別措置法第四十一条の十 号において「調整前所得税額」という。) 並 定の適用については、同条第一項第一号中 額」と、「同項の」とあるのは「前項の」と、 十九第一項の規定による所得税の額の合計 計算した所得税の額の合計額」と、同条第二 額とそれぞれみなして同項の規定を適用して 「当該所得税の額」とあるのは「当該合計額 「所得税の額」とあるのは「所得税の額(次 所得税法第百四十条第一項及び第二項の規

- 一 所得税法施行令第二百五十八条第一項の規ついては、次に定めるところによる。る場合における所得税法施行令の規定の適用に、 法第四十一条の十九第一項の規定の適用があ
- 一 所得税法施行令第二百五十八条第一項の規定の適用については、同項第二号中「第三節に課税標準、損益通算及び損失の繰越控除)並びに租税特別措置法第四十一条の十九第二項(特定の基準所得金額」と、「第二編第三章第一節(税率)」とあるのは「第十条の十九第二項(特定の基準所得金額」と、「第二編第三章第一節(税率)及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項と、「第二編第三章第一節(税率)と、「第二編第三章第一節(税率)及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項と、「第二編第三章第一節(税率)と、「第二編第三章第一節(税率)と、「第二編第三章第一節(税率)と、「第二編第三章第一節(税率)とでの超税特別措置法第四十一条の十九第一項と、「第二編第三章第一節(税率)との組税特別措置法第四十一条の十九第一項と、「第二編第三章第一節(税率)との組税特別措置法第四十一条の十九第一項の規定の適用については、同号中「所得税の額から」とあるのは「第二編第三章第一節(税率)と、「第二編第三章第一節(税率)と、「第二級第一項の規定の課税の額がでは、同号中「所得税の額がでは、同号中「所得税の額がら」とする。
- 三 所得税法施行令第二百七十二条第二項の規定による所得税の額」と、「とみなし」とあるがに同年分の租税特別措置法第四十一条の十九第一項(特定の基準所得金額(以下この項に例)に規定する基準所得金額(以下この項に例)に規定する基準所得金額(以下この項に規定による所得税の額」と、「課税山林所得金額に」とあるのは「計算した所得税の額並でに同年分の租税特別措置法第四十一条の十二、第一項(特定の進用については、同項中「計算した所得税の額並でに基準所得金額に」とあるのは「計算した所得金額に」とあるのは「計算した所得金額とみなし」とあるのは「並びに基準所得金額とみなし」とある。
- | 十九第一項の規定の適用がある場合における所||6 前二項に定めるもののほか、法第四十一条の

定める。

定める。

定める。

定める。

定める。

特別控除) (既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の

\* 国上を重大互よ、第二頁の見定こよりを頂を一額から控除する。 の所得税法第九十二条第一項に規定する所得税控除をすべき金額は、同項に規定するその年分

所得税額の特別控除) 4 国土交通大臣は、第二項の規定により金額を 日土交通大臣は、これを告示する。

第二十六条の二十八の五 法第四十一条の十九の 三第二十六条の二十八の五 法第四十一条の十九の 三第一項に規定する政令で定める金額は、その 音が行つた同条第十項に規定する高齢者等居住 改修工事等の内容に応じて定める金額(当 法高齢者等居住 改修工事等に成る部分のうちにその お高齢者等居住 改修工事等に係る部分のうちにその お高齢者等居住 改修工事等に係る部分のうちにその 者の居住の用以外の用に供する部分に係る当該高齢者等居住 改修工事等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該高齢者等居住 改修工事等に要した費用の額の方とに当該居住の用に供する部分に係る当該高齢者等居住 改修工事等に要した費用の額の方と当該高齢者等居住 改修工事等に要した費用の額の方と当該高齢者等居住 改修工事等に要した費用の額の方と当該高齢者等居住 改修工事 なる部)の合計額とする。

めたときは、これを告示する。
国土交通大臣は、前項の規定により金額を定

件を満たす工事とする。
令で定める要件を満たすものは、次に掲げる要3 法第四十一条の十九の三第一項に規定する政

十万円を超えること。十万円を超えること。十九の三第一項に規定する標準的費用額が五十九の三第一項に規定する標準的費用額が五

費用の額の二分の一以上であること。高齢者等居住改修工事等に要したる場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額が当該高齢者等居住改修工事等に係る部分がある当該高齢者等居住改修工事等に係る部分のうちに

高齢者等居住改修工事等をした家屋が、そ 高齢者等居住改修工事等をした家屋が、 の に限る。) のいずれかに該当するものである に限る。) のいずれかに該当するものである に限る。) のいずれかに該当するものであると。

1 一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供する部分の床面積が五十平方メートル以上でることができるものにつきその各部分を区ることができるものにつきその各部分を独立して住居その他の用途に供する部分の床面積が五十平方メートル以上で

られるものであること。 高齢者等居住改修工事等をした家屋が、そ

金額 令で定める金額は、その者が行つた同条第十一 用の額の占める割合を乗じて計算した金額)の 要した費用の額のうちに当該居住の用に供する 者の居住の用以外の用に供する部分がある場合 当該一般断熱改修工事等の内容に応じて定める 経済産業大臣が、財務大臣とそれぞれ協議して 業大臣が、同項第三号に掲げる工事にあつては 掲げる工事にあつては国土交通大臣及び経済産 及び第六項において「一般断熱改修工事等」と 項に規定する一般断熱改修工事等(以下この項 部分に係る当該一般断熱改修工事等に要した費 には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に 該一般断熱改修工事等に係る部分のうちにその 工事にあつては国土交通大臣が、同項第二号に いう。)のうち、同条第十一項第一号に掲げる 法第四十一条の十九の三第二項に規定する政 (当該一般断熱改修工事等をした家屋の当 9

一 一般断熱改修工事等の法第四十一条の十九件を満たす工事とする。 件を満たす工事とする。 かに掲げる要件を満たすものは、次に掲げる要の上の一条の十九の三第二項に規定する政

- 一段所來女多工事等をした浸置の首奏一段が五十万円を超えること。 が五十万円を超えること。 の三第二項に規定する断熱改修標準的費用額

一 一般断熱改修工事等に要した費用の額の二分の断熱改修工事等に要した費用の額が当該一般断熱改修工事等に要した費用の額が当該一般断熱改修工事等に係る部分のうちにその者の般断熱改修工事等に係る部分のうちにその者のという。

するものであること。 
一般断熱改修工事等をした家屋が、その者の居住の用に供される第三項第三号イ又のその居住の用に供される第三項第三号イ又のその居住の用に供される第三項第三号イスのをの居住の用に供される第三項第三号イスのをの居住の用に供される第三項第三号イスのそのをはない。

るものであること。 一般断熱改修工事等をした家屋が、その者

 大第四十一条の十九の三第三項に規定する政 で定める金額は、その者が行つた同条第十二 で定める金額は、その者が行つた同条第十二 でで定める金額(当該多世帯同居改修工事等 をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る 部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該多世帯同居改修工事等 をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る 部分がある場合には、当該金額に、当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額のうちに当 でで定める金額(当該多世帯同居改修工事等に係る をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る でした家屋の当該多世帯同居改修工事等に戻る をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に係る でで定める金額は、その者が行つた同条第十二 でで定める金額は、その者が行つた同条第十二 をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に戻る をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に戻る がある場合には、当該金額に、当該多世帯同居 をした家屋の当該多世帯同居改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗 な修工事等に要した費用の額の占める割合を乗 な修工事等に要した費用の額の占める割合を乗

8 国土交通大臣は、前項の規定により金額を定 11

・ 多世時司号であた事を)に第月十二条)で件を満たす工事とする。 件を満たす工事とする。 ・ 法第四十一条の十九の三第三項に規定する政

の世界では、1450mのでは、15000mのでは、15000mのでは、15000mのでは、15000mのでは、15000mのでは、15000mのでは、15000mの

者の居住の用以外の用に供する部分がある場す 世帯同居改修工事等に係る部分のうちにその規 ニ 多世帯同居改修工事等をした家屋の当該多

三 多世帯同居改修工事等をした家屋が、そのの二分の一以上であること。の二分の一以上であること。明該多世帯同居改修工事等に要した費用の額が多世帯同居改修工事等に要した費用の額が

者が主としてその居主の用こ共すると認めらるいましてその居主の用こ共すると認めらり、 のいずれかに該用に供されるものに限る。)のいずれかに該用に供されるものに限る。)のいずれかに該当するものであること。

法第四十一条の十九の三第四項に規定する耐れるものであること。

10

は第四十一条の十九の三第四項に規定する耐用額が五十万円を超えること。 法第四十一条の十九の三第四項の住宅耐震改修(以下この項において「住宅耐震改修」という。) の同条第四項の耐震改修標準的費用額が五十万円を超えるもので震改修標準的費用額が五十万円を超えるもので震改修標準的費用額が五十万円を超えること。

二 住宅耐震改修をした家屋が、その者のその費用の額の二分の一以上であること。要した費用の額が当該住宅耐震改修に要したの用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の規以外

のであること。 住宅耐震改修をした家屋が、その者のそののであること。

であること。 してその居住の用に供すると認められるもの してその居住の用に供すると認められるもの

性向上改修工事等に要した費用の額のうちに当なのうちに当れて、当該耐久性向上改修工事等に要した家屋の当該耐久性向上改修工事等に係るをした家屋の当該耐久性向上改修工事等に係るをした家屋の当該耐久性向上改修工事等に係るをした家屋の当該耐久性向上改修工事等に係る部分がある場合には、当該金額に、当該定は、当該金額に、当該配外の方にその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該配外の方にその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該配外の方にとの者の方にである。

12 じて計算した金額)の合計額とする。 改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗 該居住の用に供する部分に係る当該耐久性向上 国土交通大臣は、前項の規定により金額を定

ものであることその他の政令で定める要件を満 久性向上改修標準的費用額が五十万円を超える めたときは、これを告示する。 法第四十一条の十九の三第四項に規定する耐

たすものは、次に掲げる要件を満たす工事とす

的費用額が五十万円を超えること。 九の三第四項に規定する耐久性向上改修標準 耐久性向上改修工事等の法第四十一条の十

当該耐久性向上改修工事等に要した費用の額該耐久性向上改修工事等に要した費用の額が 者の居住の用以外の用に供する部分がある場久性向上改修工事等に係る部分のうちにその一 耐久性向上改修工事等をした家屋の当該耐 の二分の一以上であること。 合には、当該居住の用に供する部分に係る当 17

用に供されるものに限る。)のいずれかに該分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の 者のその居住の用に供される第三項第三号イー 耐久性向上改修工事等をした家屋が、その 当するものであること。 又は口に掲げる家屋(その家屋の床面積の二

者が主としてその居住の用に供すると認めら れるものであること。 耐久性向上改修工事等をした家屋が、その

等」という。) につき国土交通大臣が財務大臣 項及び第十六項において「子育て対応改修工事 令で定める金額は、その者が行つた同条第十四法第四十一条の十九の三第七項に規定する政 じて計算した金額)の合計額とする。 改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗 該居住の用に供する部分に係る当該子育て対応 て対応改修工事等に要した費用の額のうちに当 る部分がある場合には、当該金額に、当該子育 部分のうちにその者の居住の用以外の用に供す をした家屋の当該子育て対応改修工事等に係る 応じて定める金額(当該子育て対応改修工事等 と協議して当該子育て対応改修工事等の内容に 項に規定する子育て対応改修工事等(以下この 18

16 めたときは、これを告示する。 件を満たす工事とする。 令で定める要件を満たすものは、 法第四十一条の十九の三第七項に規定する政 国土交通大臣は、 前項の規定により金額を定 次に掲げる要

> 的費用額が五十万円を超えること。 子育て対応改修工事等の法第四十一条の十 の三第七項に規定する子育て対応改修標準

二 子育て対応改修工事等をした家屋の当該子 の二分の一以上であること。 当該子育て対応改修工事等に要した費用の額 該子育て対応改修工事等に要した費用の額が 合には、当該居住の用に供する部分に係る当 者の居住の用以外の用に供する部分がある場 育て対応改修工事等に係る部分のうちにその

者のその居住の用に供される第三項第三号イ三 子育て対応改修工事等をした家屋が、その 当するものであること。 用に供されるものに限る。)のいずれかに該 分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の 又は口に掲げる家屋(その家屋の床面積の二

者が主としてその居住の用に供すると認めら れるものであること。 子育て対応改修工事等をした家屋が、その

二号ハ、第三号ハ又は第四号ハに規定する政令 るところにより証明がされたものとする。 くは同条第七項に規定する対象子育て対応改修 規定する住宅耐震改修又は法第四十一条の十九 掲げる工事(法第四十一条の十九の二第一項に で定める工事は、第二十六条第三十三項各号に 該当するものであることにつき財務省令で定め 震改修若しくは対象耐久性向上改修工事等若し 改修工事等、同条第四項に規定する対象住宅耐 工事等、同条第三項に規定する対象多世帯同居 事等、同条第二項に規定する対象一般断熱改修 工事等に該当するものを除く。)で当該工事に の三第一項に規定する対象高齢者等居住改修工

増築、改築、修繕又は模様替で当該増築、改 必要な構造及び設備の基準に適合させるための 令で定める改修工事は、家屋について行う国土 につき財務省令で定めるところにより証明がさ 築、修繕又は模様替に該当するものであること 定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに 交通大臣が財務大臣と協議して定める同項に規 れたものとする。 法第四十一条の十九の三第十項に規定する政

19 行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める エネルギーの使用の合理化に資する増築、改 定する政令で定める改修工事は、家屋について 法第四十一条の十九の三第十一項第一号に規 修繕又は模様替で当該増築、 改築、 修繕又

21

22 る。

法第四十一条の十九の三第八項第一号へ、第 24

20 国土交通大臣は、前二項の規定により増築、 改築、修繕又は模様替を定めたときは、 省令で定めるところにより証明がされたものと は模様替に該当するものであることにつき財務

告示する。 法第四十一条の十九の三第十一項第二号に規

る工事が行われる構造又は設備と一体となつて で定めるところにより証明がされたものとす く資する設備として国土交通大臣及び経済産業 設備に該当するものであることにつき財務省令 大臣が財務大臣と協議して指定するもので当該 効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著し 定する政令で定める設備は、同項第一号に掲げ

る。 定により設備を指定したときは、これを告示す 国土交通大臣及び経済産業大臣は、前項の規

23 る。 該設備に該当するものであることにつき財務省 業大臣が財務大臣と協議して指定するもので当 たす太陽光を電気に変換する設備として経済産 令で定めるところにより証明がされたものとす る工事が行われた家屋と一体となつて効用を果 定する政令で定める設備は、同項第一号に掲げ 法第四十一条の十九の三第十一項第三号に規

定したときは、これを告示する。 経済産業大臣は、前項の規定により設備を指

25 法第四十一条の十九の三第十二項に規定する あることにつき財務省令で定めるところにより 増築、改築、修繕又は模様替に該当するもので せるための増築、改築、修繕又は模様替で当該 帯との同居をするのに必要な設備の数を増加さ 土交通大臣が財務大臣と協議して定める他の世 政令で定める改修工事は、家屋について行う国 証明がされたものとする。

26 法第四十一条の十九の三第十三項に規定する 腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を 当するものであることにつき財務省令で定める じ。) で当該増築、改築、修繕又は模様替に該 画に基づくものに限る。以下この項において同 条第一項に規定する認定長期優良住宅建築等計 容易にするための増築、改築、修繕又は模様替 土交通大臣が財務大臣と協議して定める構造の 政令で定める改修工事は、家屋について行う国 ところにより証明がされたものとする。 (長期優良住宅の普及の促進に関する法律第九 3

これを 27 改築、修繕又は模様替に該当するものであるこ めの増築、改築、修繕又は模様替で当該増築、 に係る同項の特例対象個人の負担を軽減するた 政令で定める改修工事は、家屋について行う国 土交通大臣が財務大臣と協議して定める子育て 法第四十一条の十九の三第十四項に規定する

28 改築、修繕又は模様替を定めたときは、これを されたものとする。 告示する。 国土交通大臣は、前三項の規定により増築、

とにつき財務省令で定めるところにより証明が

29 第一項に規定する所得税額から控除する。 規定に規定するその年分の所得税法第九十二条 での規定による控除をすべき金額は、これら 特別控除) (認定住宅等の新築等をした場合の所得税額 法第四十一条の十九の三第一項から第八項ま 0)

第二十六条の二十八の六 法第四十一条の十九 額)とする。 部分の床面積の占める割合を乗じて計算した金 おいて同じ。)のうちに当該居住の用に供する 分所有する部分の床面積とする。以下この項に の各部分を区分所有する場合には、その者の区 供することができるものであつて、その者がそ は、当該金額に、当該認定住宅等の床面積(当 居住の用以外の用に供する部分がある場合に 定める金額(当該認定住宅等のうちにその者の の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して 又は同条第二項の個人が新築をし、又は取得を 四第一項に規定する政令で定める金額は、同項 れた数個の部分を独立して住居その他の用途に 該認定住宅等が一棟の家屋でその構造上区分さ て講じられた構造及び設備に係る標準的な費用 の項において「認定住宅等」という。)につい した同条第一項に規定する認定住宅等(以下こ

項に規定する所得税額から控除する。 に規定するその年分の所得税法第九十二条第一 規定による控除をすべき金額は、これらの規定 法第四十一条の十九の四第一項及び第二項

第二十六条の二十八の七 法第四十一条の十九 税法第九十五条第一項に規定する国外源泉所得 五第一項に規定する政令で定める金額は、所得 定めたときは、これを告示する。 に係る同法第二条第一項第二十二号に規定する (国外所得金額の計算の特例) 国土交通大臣は、第一項の規定により金額を

各種所得の金額の計算上、

同法第九十五条第四

する資産の取得費に相当するものとする。 金額に相当するもの又は同法第三十八条に規定 法第三十七条に規定する必要経費に算入すべき 項に規定する支出した金額に相当するもの、同 費用の額に相当するもの、同法第三十四条第二 三十三条第三項に規定する資産の譲渡に要した 項第一号に規定する内部取引(次項及び第五項 .おいて「内部取引」という。) に係る同法第

の年の前年の当該一の国外事業所等との間の内外事業所等を有することとなつたことによりそ その他の資産(次に掲げる資産以外の資産に限 する政令で定める資産は、特許権、実用新案権 部取引がない場合を除く。)とする。 場合(当該居住者がその年において当該一の国 五項において同じ。) との間の内部取引がない 定する国外事業所等をいう。以下この項及び第年の同項の一の国外事業所等(同条第一項に規 令で定める場合は、同項の居住者のその年の前 法第四十一条の十九の五第四項第二号に規定 法第四十一条の十九の五第四項に規定する政

場合にその対価の額とされるべき額があるもの 間で通常の取引の条件に従つて行われるとした 類似する取引に相当するものが独立の事業者の 使用させる一切の行為を含む。)又はこれらに る。) で、これらの資産の譲渡若しくは貸付け (資産に係る権利の設定その他他の者に資産を リバティブ取引に係る権利その他の金融資産 法人税法第六十一条の五第一項に規定するデ 第二条第一項第十七号に規定する有価証券、 現金、預貯金、売掛金、貸付金、所得税法 有形資産 (次号に掲げるものを除く。)

十八の三第八項中「同条第四項第二号」とある て準用する。この場合において、第二十五条の 第四十条の三の四の規定を準用する場合につい で及び第二十一項から第二十六項まで並びに法 等との間の内部取引につき、同条第十三項にお 九の五第一項に規定する事業場等と国外事業所 十八の四の規定は、居住者の法第四十一条の十 の帳簿書類を留め置く場合について準用する。 第四十一条の十九の五第七項の規定により同項 いて法第四十条の三の三第五項から第十二項ま 第二十五条の十八の三第八項から第十四項ま 国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法 として財務省令で定める資産 第十六項及び第十七項並びに第二十五条の 「法第四十一条の十九の五第四項第二号」

の規定により準じて計算した各種所得の金額の「国内源泉所得につき同法第百六十五条第一項 及び第十二項において同じ。)の計算上収入金 各種所得の金額(同法第二条第一項第二十二号 十条の三の三第五項」と、「第百六十四条第一 と、「同条第一項」とあるのは「法第四十一条 内部取引に係る収入すべき金額が過大」と、 定する国外所得金額の計算上当該特定無形資産 額が過少」とあるのは「第九十五条第一項に規 額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金 に規定する各種所得の金額をいう。以下この項 百六十五条第一項の規定により準じて計算した 項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同法第 一項」と、「同条第五項」とあるのは「法第四 項」とあるのは「法第四十一条の十九の五第 十九の五第一項」と、同条第十項中「同条第

五第一項」と、「同条第七項」とあるのは「法条第一項」とあるのは「法第四十一条の十九の 外所得金額の計算上当該特定無形資産内部取引金額に算入すべき金額が過大」とあるのは「国 る損失等の額が過少」と、同条第十二項中「同 計算上必要経費に算入すべき金額又は支出した 法第百六十五条第一項の規定により準じて計算 第一項第一号イに掲げる国内源泉所得につき同 第四十条の三の三第七項」と、「第百六十四条 に係る法第四十一条の十九の五第一項に規定す した各種所得の金額の計算上収入金額とすべき 3

準用する同法」と読み替えるものとする。 のは「租税特別措置法第四十一条の十九の五第 の十八の四第四項中「租税特別措置法」とある 第四十一条の十九の五第一項」と、第二十五条 同条第十七項中「同条第一項」とあるのは「法 じて算定する場合における同項第一号ニ」と、 法第四十条の三の三第二項に規定する方法に準 資産内部取引に係る法第四十一条の十九の五第 あるのは「国外所得金額の計算上当該特定無形 又は支出した金額に算入すべき金額が過大」と 得につき同項の規定により準じて計算した各種 係る収入すべき金額が過大」と、「国内源泉所 とあるのは「第九十五条第一項に規定する国外 金額又は総収入金額に算入すべき金額が過少」 十三項(国外所得金額の計算の特例)にお 「法第四十一条の十九の五第二項の規定により 所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額 所得金額の計算上当該特定無形資産内部取引に 一項に規定する損失等の額が過少」と、同条第 -四項中「同条第二項第一号ニ」とあるのは

(ホステス等の業務に関する報酬又は料金に係

2 定の適用については、同項中「第六号まで」と 免、徴収猶予等に関する法律第三条第四項の規る場合における災害被害者に対する租税の減 とを業務とするホステスその他の者とする。 飲食店その他飲食をする場所(臨時に設けられ に規定する政令で定める者は、ホテル、旅館、 二百四条第一項」とする。 第一項」と、「同項」とあるのは「所得税法第 和三十二年法律第二十六号)第四十一条の二十 あるのは「第六号まで又は租税特別措置法(昭 の他の客をもてなすための役務の提供を行うこ たものを含む。)で行われる飲食を伴うパーテ ィー、催物その他の会合において、専ら接待そ 法第四十一条の二十第一項の規定の適用があ

中「第六号まで」とあるのは、「第六号まで又 令第八条第一項の規定の適用については、同項 免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政 る場合における災害被害者に対する租税の減 法第四十一条の二十第一項の規定の適用があ 号) 第四十一条の二十第一項」とする。 は租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六

第二号に規定する業務の執行として政令で定め第二十六条の三十 法第四十一条の二十一第一項 る行為は、次に掲げる行為とする。

項第一号に規定する投資組合契約をいう。以投資組合契約(法第四十一条の二十一第四 務執行」という。) に係る業務の執行(以下この項において「業 て行う事業(以下この項、次項及び第四項第 下この条及び次条において同じ。)に基づい 一号ロにおいて「投資組合事業」という。) 投資組合事業に係る業務執行の決定

げる行為 (その決定を含む。) についての承 類する行為(当該投資組合事業に係る次に掲 の決定についての承認、同意その他これらに 認、同意その他これらに類する行為を除く。) 投資組合事業に係る業務執行又は業務執行 とした当該投資組合事業に係る組合財 第十五号に規定する役員をいう。第六項第 ある場合には、その役員(法人税法第二条 当該業務執行を行う者(当該者が法人で 号へにおいて同じ。) 及び使用人を含む )との間において取引を行うことを内容 3

第二十六条の二十九 法第四十一条の二十第一項 2

(外国組合員に対する課税の特例)

契約に係る投資組合事業に係る前項各号に掲げ 契約を除く。以下この項において同じ。)に係 各号に掲げる組合契約(当該特例適用投資組合 当該各号に掲げる組合契約に基づいて行う事業 係る組合財産(第四項第一号及び第五項第三号 る組合財産として当該特例適用投資組合契約に 法人が締結している当該適用に係る投資組合契(同項の規定の適用を受ける非居住者又は外国 適用する場合において、特例適用投資組合契約 る行為をするときは、当該一の組合員が当該投 持分を有する者(当該一の組合員を除く。)が、 を締結している一の組合員が締結している次の 約をいう。以下この条及び次条において同じ。) 資組合事業に係るこれらの行為をするものとみ に係る業務の執行として当該特例適用投資組合 において「投資組合財産」という。)に対する 法第四十一条の二十一第一項第二号の規定を 合事業に係る組合財産の運用を行うこと。 運用を行う金銭その他の財産との間におい て取引を行うことを内容とした当該投資組 第四十二条第一項に規定する権利者のため 当該業務執行を行う者が金融商品取引法

当該一の組合員が直接に締結している組合

一 前号に掲げる組合契約による組合 (これに 第十項第二号において同じ。)が直接に締結 類するものを含む。以下この項、第九項及び している組合契約

三 前号又は次号に掲げる組合契約による組合 が直接に締結している組合契約

締結している組合契約 前号に掲げる組合契約による組合が直接に

る契約をいい、同項に規定する組合財産とは当 めるものをいう。 該各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定 前項に規定する組合契約とは次の各号に掲げ

一 投資事業有限責任組合契約に関する法律第 契約 同法第十六条において準用する民法第 三条第一項に規定する投資事業有限責任組合 民法第六百六十七条第一項に規定する組合 同法第六百六十八条に規定する組合

六百六十八条に規定する組合財産

定する組合財産をいう。ロにおいて同じ。) (法第四十一条の二十一第四項第四号に規

- ・ 別とは、からりには、かられている。 ・ 一人条に規定する相合財産 ・ 一人条に規定する有限責任事業組合契約 同 ・ 一角に規定する有限責任事業組合契約 同 ・ 一角に責任事業組合契約に関する法律第三条

- 投資組合財産に対する法第四十一条の二十投資組合財産をいう。ロ、同号及び第十項には、特定組合契約(次のいずれにも該当するは、特定組合契約(次のいずれにも該当するものを除く。)に係る組合財産(前項に規定する組合財産をいう。ロ、同号及び第十項において同じ。)に係るものに限る。)を合計しおいて同じ。)に係るものに限る。)を合計した割合
- 除く。)を行わない場合における当該特定 第十項第二号及び第三号において同じ。) の承認、同意その他これらに類する行為を 掲げる行為(その決定を含む。)について 資組合事業に係る第一項第三号イ又はロに のに限る。) の執行に関する行為(当該投 投資組合事業に係る多額の借財に関するも 重要な財産の処分若しくは譲受け又は当該 事業に係る業務(当該投資組合事業に係る 当該特例適用投資組合契約に係る投資組合 基づいて行う事業に係る業務の執行として 各号に掲げる組合契約(当該特定組合契約 居住者又は外国法人が締結している第二項組合財産に対する持分を有する者が当該非 に係る特例適用投資組合契約を除く。)に に規定する組合契約をいう。第九項並びに 特殊関係組合契約以外の組合契約(前項 特定組合契約に係る組合財産として投資
- 、次に掲げる者をいう。 前項及び第十項に規定する特殊関係組合員と

5

- 前号の一つ非居住者又は外国法人で持集の員である一の非居住者又は外国法人 特例適用投資組合契約を締結している組合
- 関係のある者
  前号の一の非居住者又は外国法人と特殊の
- (前二号に掲げる者を除く。) に係る組合財産 適用投資組合契約を除く。) に係る組合財産 している第二項各号に掲げる組合契約(特例 8 第一号の一の非居住者又は外国法人が締結
- をいう。 法人と特殊の関係のある者とは、次に掲げる者 が項第二号に規定する一の非居住者又は外国
- 次に掲げる個人
- 当該非居住者の親族
- 当該非居住者の使用人当該非居住者の使用人当該非居住者と婚姻の届出をしていない
- ・ コから二までこ掲げる者と主計を一こすつて生計を維持しているもの非居住者から受ける金銭その他の資産によ非居住者からではる金銭その他の資産によっているがあれまでに掲げる者以外の者で当該
- るこれらの者の親族
  ロから二までに掲げる者と生計を一にす
- へ 当該外国法人の役員及び当該役員に係るへ 当該外国法人の役員及び当該役員に係るへ 当該外国法人の役員及び当該役員に係るへ 当該一の非居住者等」という。)と他の者とのいて「非居住者等」という。)と他の者との間にいずれか一方の者(当該者が個人である間にいずれか一方の者(当該者が個人である間にいずれか一方の者(当該者が個人であるで支配する関係がある場合における者とのおりでする関係がある場合における者に支配する関係がある場合における当該外国法人の役員及び当該役員に係るへ 当該外国法人の役員及び当該役員に係るへ 当該外国法人の役員及び当該役員に係るへ 当該外国法人の役員及び当該役員に係るへ 当該外国法人の役員及び当該役員に係るへ 当該外国法人の役員及び当該役員に係るへ
- 前頂第二号又は第三号こ鬼をする直接又は間高第二号又は第三号こ鬼をする場合には、これと法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人を含む。) との間に同一の者(当該者が個人であおける当該他の者
- 前項第二号又は第三号に規定する直接又は間前項第二号又は第三号に規定する直接又は間がある場合における当該関係をいう。 の間に当該他方の者が次に掲げる法人に該当す の間に当該他方の者が次に掲げる法人に該当す がりる当該法人
- 方の者及び前号若しくは次号に掲げる法人が二 前号若しくは次号に掲げる法人又は当該一

| 号に掲げる法人が他の法人を支配している場合と特殊の 三 前号に掲げる法人又は当該一方の者及び同へ の法人 他の法人を支配している場合における当該他いる組合|

合における当該他の法人

8 法人税法施行令第四条第三項及び第六項の規 8 法人税法施行令第四条第三項及び第六項の規合契約を直接に締結している組合契約を直接に締結している場合及び同項第二号又は第三号に規定する他 こ項各号に掲げる組合契約をは、前項第一号に規定する法人を支配している場合及び同項第二号に規定する法人を支配している場合という。

国法人とする。

掲げる者に該当することとなる非居住者又は外

- 契約をいう。

  契約をいう。

  東別をいう。

  東別をいう。

  東別をいう。

  東四項第一号イに規定する特殊関係組合契約

  東四項第一号イに規定する特殊関係組合契約
- 第二項第一号に掲げる組合契約(同項第二 等二項第一号に掲げる組合契約に係る 計談組合契約に係る組合財産に対する当該 を合計した割合又は当該組合契約に係る 割合を合計した割合又は当該組合契約に係る 割合を合計した割合又は当該組合契約に係る 割合を合計した割合又は当該組合契約に係る 当該各特殊関係組合員の損益分配割合を合計 した割合のいずれかが百分の二十五以上であ した割合のいずれかが百分の二十五以上であ した割合のいずれかが百分の二十五以上であ した割合における当該組合契約(同項第二
- 当該組合契約に係る組合財産に対する当該非三 前二号に掲げる組合契約以外の組合契約

- に係る次に掲げる金額とする。 業から生ずる同項に規定する対象国内源泉所得者のその年分の同項に規定する特例適用組合事の額として政令で定める金額は、同項の非居住の額として政令でにある金額は、同項の非居住に 法第四十一条の二十一第二項に規定する損失
- たない部分の金額に相当する金額金額の合計額に満たない場合におけるその満額の合計額に満たない場合におけるその満額が当該一時所得に係る所得税法第三十四条額の合計額に係る総収入金額に算入すべき金
- 一 法第四十一条の二十一第六項の特例適用申で定める事由は、次に掲げる事由とする。 法第四十一条の二十一第六項に規定する政令

告書に係る同条第四項第二号に規定する投資

- (以下第十七項までにおいて「特例適用申告書」適用申告書又は同条第九項各号に定める申告書14 法第四十一条の二十一第五項に規定する特例

令で定める事項を当該書類により確認しなけれ 当該特例適用申告書等に記載されている財務省 の経由する同条第五項に規定する配分の取扱者法人番号を有する場合には、その提出の際、そ ばならないものとする。 ればならないものとし、当該配分の取扱者は、 面その他の財務省令で定める書類を提示しなけ 律施行令第三十八条の規定による通知に係る書 個人を識別するための番号の利用等に関する法 という。)にその者の行政手続における特定の (以下第十七項までにおいて「配分の取扱者」 等」という。)を提出する者は、個人番号又は 18

法人は、当該配分の取扱者に対しては、同項に による確認を要しないものとする。 いものとし、当該配分の取扱者は、同項の規定 規定する財務省令で定める書類の提示を要しな 場合には、前項の規定にかかわらず、当該外国 令で定める事項と同じであることの確認をした 定により公表された当該外国法人の当該財務省財務省令で定める事項につき、同条第四項の規 適用申告書等に記載されている前項に規定する する法人番号保有者に該当するものがその提出 の利用等に関する法律第三十九条第四項に規定 手続における特定の個人を識別するための番号 特例適用申告書等を提出する外国法人で行政 際、その経由する配分の取扱者が、当該特例

録された情報の内容を出力することにより作成 された電磁的記録若しくは当該電磁的記録に記 当該特例適用申告書等に記載すべき事項が記録 おいて同じ。)を作成し、当該写し又は同条第 項を記録した電磁的記録を含む。以下この項に の写し(当該特例適用申告書等に記載すべき事 で定めるところにより、当該特例適用申告書等 十日までに、当該特例適用申告書等を法第四十 た場合には、その受理した日の属する月の翌月 した書面を保存しなければならない。 しなければならないものとし、かつ、財務省令 条の二十一第五項に規定する税務署長に提出 配分の取扱者は、特例適用申告書等を受理し 一項に規定する電磁的方法により提供された 20

別に、当該特例適用申告書等を提出した者が当は、当該特例適用申告書等を提出した者の各人 令で定めるところにより保存しなければならな 記載し、又は記録し、かつ、当該帳簿を財務省 した日その他の財務省令で定める事項を帳簿に 特例適用申告書等を受理した配分の取扱者 特例適用申告書等に係る投資組合契約を締結

> あるのは「同項各号」とする。 とあるのは「につき第一項第五号に掲げる要件 規定の適用については、同項中「の締結の日」 ける当該投資組合契約についての同条第五項の 四号までに掲げる要件を満たしているときにお となる日まで継続して同条第一項第一号から第 居住者又は外国法人であつて当該投資組合契約 を満たすこととなる日」と、「第一項各号」と 合契約につきその締結の日からその満たすこと を満たすこととなる場合において、当該投資組 ない者が、当該投資組合契約につき第五号要件 おいて「第五号要件」という。)を満たしてい 項第五号に掲げる要件(以下この項及び次項に の締結の時において法第四十一条の二十一第一 投資組合契約を締結している組合員である非

告書を提出した日以後」とする。 とあるのは「当該非居住者又は外国法人が締結 るのは「同項各号」と、「その提出の日以後」 満たすこととなる日」と、「第一項各号」とあ あるのは「につき第一項第五号に掲げる要件を 第四十一条の二十一第一項第一号から第四号ま 日からその満たすこととなる日まで継続して法 き第五号要件を満たすこととなる場合におい 約に基づいて恒久的施設を通じて事業を行つて 契約のうち一の投資組合契約以外の投資組合契 を満たしていない者が、当該二以上の投資組合 の投資組合契約の締結の時において第五号要件 である非居住者又は外国法人であつてそれぞれ している全ての投資組合契約につき特例適用申 定の適用については、同項中「の締結の日」と 該一の投資組合契約についての同条第五項の規 でに掲げる要件を満たしているときにおける当 いないとしたならば当該一の投資組合契約につ て、それぞれの投資組合契約につきその締結の 二以上の投資組合契約を締結している組合員

受けようとする外国法人が法第六十七条の十六、法第四十一条の二十一第一項の規定の適用を り同項各号に定める申告書を提出したものとみ 四項において準用する法第四十一条の二十一第 第四項において準用する法第四十一条の二十一 用申告書を提出し、又は同条第九項の規定によ 出した場合には、それぞれ、法第四十一条の二 九項の規定により同項各号に定める申告書を提 告書を提出した場合又は法第六十七条の十六第 第五項の規定により同項に規定する特例適用申 十一第五項の規定により同項に規定する特例適 関係株主等

21 ある場合には、法第四十一条の九第一項に規定 用を受ける外国法人に係る部分の規定は、 の九第四項に規定する支払等をする者について する懸賞金付預貯金等の懸賞金等の第二十六条 は、同条第六項及び第七項の規定のうち当該適 法第四十一条の二十一第一項の規定の適用が 適用

22 前各項に定めるもののほか、法第四十一条の 二十一第一項の規定の適用に関し必要な事項 は、財務省令で定める。

> であるものに限る。) を所有していなかつた に掲げる者である場合には、同号の組合財

第二十六条の三十一 非居住者が、特例適用投資 以外の投資組合契約につき第一号及び第二号に 合契約(当該非居住者が特例適用投資組合契約 組合契約等(特例適用投資組合契約及び投資組 条第四項第三号に掲げる者は含まれないものと 等には、当該特例適用投資組合契約等に係る同 式又は出資の譲渡については、同令第二百八十 法人の株式又は出資につき第三号に掲げる要件 たものとされる場合を含むものとし、当該内国 満たす同号に規定する株式又は出資の譲渡をし の規定により同条第六項第二号に掲げる要件を じ。) をしたとき (同令第二百八十一条第七項 規定する譲渡をいう。以下この条において同 をいう。以下この条において同じ。)を締結し 限る。以下この項及び第五項において同じ。) 掲げる要件を満たす場合の当該投資組合契約に を満たす場合に限る。)は、当該内国法人の株 人の株式又は出資の譲渡(同条第一項第四号に (外国組合員の課税所得の特例) 十一条第六項各号に掲げる要件を満たす内国法 ている場合において、所得税法施行令第二百八 して、同条の規定を適用する。 一条第六項及び第七項に規定する特殊関係株主 3

二 譲渡年以前三年内で投資組合契約を締結し 当該投資組合契約によつて成立する投資組合 ていた期間において当該投資組合契約に基づ する有限責任組合員であること。 の法第四十一条の二十一第四項第三号に規定 で投資組合契約を締結していた期間において 項において「譲渡年」という。)以前三年内 譲渡の日の属する年(以下この項及び第五

銀行の株式に該当するもの

百八十一条第一項第四号ロの内国法人の特殊 も、当該非居住者に係る所得税法施行令第一 いて行う事業に係る前条第一項各号に掲げる 行為を行わないこと。 譲渡年以前三年内のいずれの時において

(特例適用投資組合契約等に係る

該内国法人の発行済株式又は出資の総数又は同条第四項第三号に掲げる者を除く。)が当 条第四項第三号に規定する組合契約(当該特 額の株式又は出資(当該特殊関係株主等が同 総額の百分の二十五以上に相当する数又は金 例適用投資組合契約等を除く。)に係る同号

とする。 るのは「当該投資組合契約」と読み替えるもの じ。)」と、「当該特例適用投資組合契約」とあ る投資組合契約をいう。以下この項において同 あるのは「投資組合契約(次条第一項に規定す が締結している当該適用に係る投資組合契約を 用する場合について準用する。この場合にお いう。以下この条及び次条において同じ。)」と 項の規定の適用を受ける非居住者又は外国法人 て、同条第二項中「特例適用投資組合契約(同 前条第二項の規定は、前項第二号の規定を適 11

項において「投資組合財産」という。)である 第四号に規定する組合財産(以下この項及び次 組合契約等に係る法第四十一条の二十一第四 渡した場合には、当該株式又は出資の譲渡につ 内国法人の株式又は出資で次に掲げるものを譲 いては、第一項の規定は、適用しない。 非居住者が、その締結している特例適用投資 その譲渡の日においてその譲渡をした当該 項

資組合財産として取得する当該特別危機管理渡する場合において預金保険機構から当該投 保険機構が当該特別危機管理銀行の株式を譲法第百二十条第一項第四号の規定により預金 預金保険機構が取得する同法第百十一条第二 たないもの(次号に掲げるものを除く。) 日から引き続き所有していた期間が一年に満 を当該投資組合財産として取得をした日の翌 項に規定する特別危機管理銀行の株式で、 投資組合財産である内国法人の株式又は出資 預金保険法第百十二条第一項の規定により 同

式又は出資に該当するかどうかの判定は、当該 法人の株式又は出資(以下この項において「譲 又は出資 た当該譲渡株式等と同一銘柄の内国法人の株式 譲渡の日前に当該投資組合財産として取得をし 渡株式等」という。) が前項第一号に掲げる株 非居住者が譲渡した投資組合財産である内国 (同項第二号に掲げる株式を除く。)

譲渡をしたものとされる当該同一銘柄の内国法 ものから順次譲渡をしたものとした場合に当該 のうち先に当該投資組合財産として取得をした 人の株式又は出資の取得の日により行うものと

5 限る。)を、譲渡年の翌年三月十五日までに、 納税地の所轄税務署長に提出している場合に限 して財務省令で定める書類の添付があるものに る要件を満たすものであることを証する書類と 資組合契約に係る同項第一号及び第二号に掲げ を受けようとする場合には、当該書類に当該投 た書類(投資組合契約につき同項の規定の適用 居所)その他の財務省令で定める事項を記載し 適用を受けようとする旨、その者の氏名及び住第一項の規定は、非居住者が、同項の規定の (国内に居所を有する非居住者にあつては、

第二十六条の三十二 法第四十一条の二十二第一 報酬等に係る源泉徴収の特例 (免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供

施行令第五十五条第二項第七号中「その支払をすべき所得税の納税地については、所得税法 て芸能人等の役務提供に係る対価の支払をする 芸能法人等に該当する場合には、その者に対し 価」という。)の支払をする者(その者が免税 この号において「芸能人等の役務提供に係る対 規定する芸能人等の役務提供に係る対価(以下 て「免税芸能法人等」という。) に対し同項に の二十二第一項(免税芸能法人等が支払う芸能者」とあるのは、「租税特別措置法第四十一条 のその支払につき同条第一項の規定により徴収 び第四項において「免税芸能法人等」という。) する同項に規定する免税芸能法人等(第三項及 項に規定する芸能人等の役務提供報酬の支払を に規定する免税芸能法人等(以下この号におい 人等の役務提供報酬等に係る源泉徴収の特例) 2

係る源泉徴収の特例)」とする。 能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬等に 特別措置法第四十一条の二十二第一項 義務)」とあるのは、「源泉徴収義務) 又は租税 条の規定の適用については、同条中「源泉徴収 ある場合における所得税法施行令第二百六十四法第四十一条の二十二第一項の規定の適用が (免税芸

提供に係る所得税法第百六十一条第一項第六号 免税芸能法人等がその支払を受ける法第四十 条の二十二第一項に規定する芸能人等の役務

> 提出しなければならない。 価につき同法第二百十二条の規定により徴収し 受けようとする場合には、当該免税芸能法人等 項の規定により読み替えられた所得税法第百七 て納付すべき所得税の納税地の所轄税務署長に する者を経由して、当該支払をする者が当該対 める事項を記載した書類を、当該対価の支払を 十九条及び第二百十三条第一項の規定の適用を に掲げる対価につき法第四十一条の二十二第三 当該対価の支払を受ける際、財務省令で定

下この項において同じ。)による当該書類に記方法であつて財務省令で定めるものをいう。以 用する方法その他の情報通信の技術を利用する 書類の提出の際に経由すべき同項の対価の支払前項の免税芸能法人等は、同項の規定による 出したものとみなす。 きは、当該書類を当該対価の支払をする者に提 ばならないものとし、当該措置を講じていると 置であつて財務省令で定めるものを講じなけれ 等は、その者の氏名又は名称を明らかにする措 できる。この場合において、当該免税芸能法人 該記載事項を電磁的方法により提供することが 定める要件を満たす場合には、当該書類の提出 きる措置を講じていることその他の財務省令で 項」という。)の提供を適正に受けることがで をする者が電磁的方法(電子情報処理組織を使 に代えて、当該対価の支払をする者に対し、当 載すべき事項(以下この項において「記載事 4 3

拠金に係る利子の課税の特例) (外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証

第二十七条 法第四十二条第二項に規定する政令 るものを除く。)とする。 の十一に規定する清算預託金(財務省令で定め で定めるものは、金融商品取引法第百五十六条

を受けようとする外国金融機関等(同条第四項 関をいう。以下この条において同じ。)から最 条第四項第四号に規定する金融商品取引清算機 国内金融機関等をいう。以下この条において同 国内金融機関等(同条第四項第二号に規定する 規定する外国金融商品取引清算機関をいう。第 国金融商品取引清算機関(同条第四項第五号に 初に法第四十二条第一項又は第二項に規定する じ。)又は金融商品取引清算機関(法第四十二 法第四十二条第一項又は第二項の規定の適用 一号に規定する外国金融機関等をいう。第四 第五項及び第七項において同じ。)又は外 第五項及び第七項において同じ。)は、

> 第六項までにおいて「事務所等」という。)を に規定する非課税適用申告書をいう。第四項かようとする際、非課税適用申告書(同条第五項 り扱われる際、それぞれの事務所等を経由し 該二以上の事務所等のそれぞれにより最初に取 上の事務所等により取り扱われる場合には、当 機関等又は金融商品取引清算機関が有する二以 れらに準ずるもの(以下この項及び第四項から 融商品取引清算機関の事務所、事業所その他こ 支払事務を取り扱う当該国内金融機関等又は金 ら第七項までにおいて同じ。)を、当該利子の う。以下この項において同じ。)の支払を受け 証拠金の利子(同条第一項に規定する利子をい て)当該利子の支払を受けるべき日の前日まで 経由して(当該利子の支払事務が当該国内金融 に同条第五項に規定する税務署長に提出しなけ

財務省令で定める書類のいずれかの書類とす 税又は地方税の領収証書、納税証明書その他の 書類は、外国法人の法人の登記事項証明書、国法第四十二条第七項に規定する政令で定める

内容を出力することにより作成した書面を保存 録若しくは当該電磁的記録に記録された情報の 申告書に記載すべき事項が記録された電磁的記 規定する電磁的方法により提供されたこれら

しなければならないものとする。

当該国内金融機関等又は金融商品取引清算機関 める書類を提示しなければならないものとし、 政手続における特定の個人を識別するための番算機関の事務所等の長に当該提出をする者の行 番号を有する場合には、その提出をする際、そ 機関等又は外国金融商品取引清算機関は、法人 号に定める申告書(以下第七項までにおいて ないものとする。 める事項を当該書類により確認しなければなら 当該異動申告書に記載されている財務省令で定 定による通知に係る書面その他の財務省令で定 号の利用等に関する法律施行令第三十八条の規 「異動申告書」という。) の提出をする外国金融 非課税適用申告書又は法第四十二条第八項各 事務所等の長は、当該非課税適用申告書又は 経由する国内金融機関等又は金融商品取引清

5 等又は金融商品取引清算機関の事務所等の長 その提出をする際、その経由する国内金融機関 めの番号の利用等に関する法律第三十九条第四 関で行政手続における特定の個人を識別するた る外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機 が、当該非課税適用申告書又は当該異動申告書 項に規定する法人番号保有者に該当するものが に記載されている前項に規定する財務省令で定 非課税適用申告書又は異動申告書の提出をす

6 提出しなければならないものとし、かつ、 書を法第四十二条第五項に規定する税務署長に 日の属する月の翌月末日までに、これらの申告 規定による確認を要しないものとする。 同項に規定する財務省令で定める書類の提示を された当該提出をする外国法人の当該財務省令 は異動申告書を受理したときは、その受理した は、その事務所等において非課税適用申告書又 融商品取引清算機関の事務所等の長は、 要しないものとし、当該国内金融機関等又は金 商品取引清算機関の事務所等の長に対しては、 合には、前項の規定にかかわらず、当該提出を める事項につき、 する外国法人は、当該国内金融機関等又は金融 で定める事項と同じであることの確認をした場 国内金融機関等又は金融商品取引清算機関 同条第四項の規定により公表

ればならない。

した電磁的記録を含む。以下この項において同写し(これらの申告書に記載すべき事項を記録 省令で定めるところにより、これらの申告書

務

0

じ。)を作成し、当該写し又は同条第十一項に

0)

ろにより保存しなければならない。 録し、かつ、当該帳簿を財務省令で定めるとこ 第十項に規定する事項を帳簿に記載し、又は記 出があつたときは、その都度、各人別に、同条 適用申告書の提出をした者から異動申告書の提 に限る。)が締結されたとき、又は当該非課税 取引の同条第一項に規定する証拠金に係るもの 第三号に規定する店頭デリバティブ取引をい 関等若しくは外国金融商品取引清算機関との びこれに付随する契約(当該店頭デリバティブ う。以下この項において同じ。) に係る契約及 で店頭デリバティブ取引(法第四十二条第四 は、非課税適用申告書の提出をした外国金融機 国内金融機関等又は金融商品取引清算機関 項間

規定の適用に関し必要な事項は、 がある場合における所得税法第二百二十五条の 法第四十二条第一項又は第二項の規定の適用 財務省令で定

の課税の特例 (外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子

第二十七条の二 する債券現先取引(以下この項及び第九項にお 法第四十二条の二第一項に規

責券現先取引こおいて責券の賽度の日又は一人の場所である場合には、第等」という。)が日本銀行である場合には、第機関等(以下この条において「特定金融機関の要件(同条第七項第二号に規定する特定金融機関を収入して「債券現先取引」という。)に係る同条第いて「債券現先取引」という。)に係る同条第

- の約定(当該債券現先取引につき所得税法第の約定(当該債券現先取引に関する法律(平成十定金融取引の一括清算に関する法律(平成十定金融取引の一括清算に関する法律(平成十定金融取引の一括清算に関する法律(平成十度券現先取引において債券の買戻しの日又は売戻購入の日からその債券の買戻しの日又は売戻しの日本の報告の約定(当該債券の資産人の日本における要件)とする。

少させるための約定として財務省令で定める変動その他の理由により発生し得る危険を減定)その他債券現先取引に係る債券の価格のこれに類するものとして財務省令で定める約これに類するものとして財務省令で定める約との他債券現先取引に係る債券の価格のによりでは、一条第一項第十号に掲げる利子の支払百六十一条第一項第十号に掲げる利子の支払

- 法第四十二条の二第一項に規定する有価証券 の貸付け又は借入れを行う取引で政令で定める にすることができる場合には、その開始以後約定した期日)に当該有価証券と同種及び同量の定することができる場合には、その開始以後約定した期日)に当該有価証券と同種及び同量の存することができる場合には、その開始以後期日を約定した期日)に当該有価証券と同種及び同量の貸付け又は借入れを行う取引で政令で定める に対している。
- 正年を手女―こらいこ『LE E P でけけり では、次に掲げる要件(特定金融機関等が日本銀行である場合には、第一号及び第三号 める要件は、次に掲げる要件(特定金融機関等 いう。)に係る同条第一項に規定する政令で定取引(以下この項において「証券貸借取引」と ま第四十二条の二第一項に規定する証券貸借
- を超えないこと。受けた日又は個人の日からその有価証券の返還を日又は借入れの日からその有価証券の返還を日又は借入れの日からその有価証券の貸付けの証券貸借取引において有価証券の貸付けの
- 規定する一括清算の約定(当該証券貸借取引定金融取引の一括清算に関する法律第三条に一証券貸借取引に関し、金融機関等が行う特

- 務省令で定める約定)をしていること。である場合には、これに類するものとして財第四十二条の二第七項第二号ロに掲げる法人掲げる利子の支払をする特定金融機関等が法据がる利子の支払をする特定金融機関等が法につき所得税法第百六十一条第一項第十号に
- 内にあること。

  本語教賞借取引に係る有価証券の当該証券貸借取引において担保とされる現金当該証券貸借取引において担保とされる現金可目におけるその価額)の合計額の占める割局日におけるその価額(有価証券にあつては、というでは、のであること。
- ととされるものとする。 ととされるものとする。 法第四十二条の二第一項規定する外国金融機関等をいう。以項第一号に規定する外国金融機関等をいう。以のる利子は、同項の外国金融機関等(同条第七める利子は、同項の外国金融機関等(同条第七ととされるものとする。
- 5 する。 条第一項第一号中「第五条の三第四項第七号に 第一項第一号に規定する政令で定める特殊の関 する振替社債等」と、同条第十二項第一号中 等」と、同項第二号中「特定振替社債等」とあ 四十二条の二第一項第一号に規定する振替社債 規定する特定振替社債等(以下この条において 定は同号に規定する政令で定める指標につい 係のある者について、第三条の二第十二項の規 十二条の二第一項第一号」と読み替えるものと るのは「法第四十二条の二第一項第一号に規定 「特定振替社債等」という。)」とあるのは「第 「第五条の三第四項第七号」とあるのは「第四 て、それぞれ準用する。この場合において、同 第三条の二第一項の規定は法第四十二条の二 9
- る責券一、次に掲げる外国法人が発行し、又は保証す令で定める債券は、次に掲げる債券とする。法第四十二条の二第一項第三号に規定する政
- 資又は拠出をされている外国法人計額の二分の一以上が外国の政府により出計額の二分の一以上が外国の政府により出

三 債券現先取引に係る債券の当該債券現先取

先取引につき約定をした価格の百分の七十五引の約定をした日における価額が当該債券現

以上であること。

- 府の管理の下に運営されているものれた外国法人で、その業務が当該外国の政外国の特別の法令の規定に基づき設立さ
- が発行し、又は保証する債券 二 国際間の取極に基づき設立された国際機関
- 法令の規定に基づき設立され、かつ、当該国三 経済協力開発機構の我が国以外の加盟国の

- と。 る相互主義による所得税等の非課税等に関するとして財 令で定める規定は、外国居住者等の所得に対すいる法人 7 法第四十二条の二第二項第一号に規定する政関等が法 を営む法人が発行する債券 において当該国の法令の規定に基づき銀行業
- 8 法第四十一条第一項の規定とする。

  法律第四十一条第一項の規定とする。
  法律第四十一条第一項の規定とする。
  法律第四十一条第一項の規定とする。
  法律第四十一条第一項の規定とする。
  法律第四十一条第一項の規定とする。
  法律第四十一条第一項の規定とする。
  法律第四十一条第一項の規定とする。
  法律第四十一条第一項の規定とする。
  法律第四十一条第一項の規定とする。
- 体を除く。)とする。 法第四十二条の二第三項に規定する政令で定 法第四十二条の二第三項に規定する政令で定

年度終了の時の現況により行うものとする。

- 一 債券現先取引に関し、金融機関等が行う特しの日までの期間が三月を超えないこと。購入の日からその債券の買戻しの日又は売戻購券現先取引において債券の譲渡の日又は
- 財務省令で定める約定をしていること。 財務省令で定める約定をしていること。 財務省令で定める約定をして過差明により発につき所得税法第百六十一条第一項第十号ににつき所得税法第百六十一条第一項第十号に掲げる利子の支払をする特定金融機関等が法第四十二条の二第七項第二号口に掲げる法人である場合には、これに類するものとして財務省令で定める約定(当該債券現先取引に係る債券の価格の変動その他の理由により発係る債券の価格の変動その他の理由により発係る債券の価格の変動その他の理由により発信を融入する。

ル資金の貸付けに係る利率のうち最も高い引の約定をした日の前日以前三月間のコー債券に係る債券現先取引 当該債券現先取イ 法第四十二条の二第三項第一号に掲げる

ものとして財務省令で定める利率

- ぞれ次に定める要件 次に掲げる債券現先取引の区分に応じそれ
- 本 法第四十二条の二第三項に規定する特定 外国法人(以下この条において「特定外国 大」という。)が支払を受ける所得税法 第百六十一条第一項第十号に掲げる利子 (法第四十二条の二第三項の規定の適用を (法第四十二条の二第三項の規定の適用を (法第四十二条の二第三項の規定の適用を (法第四十二条の二第三項の規定の適用を (法第四十二条の二第三項の規定の適用を (法第四十二条の二第三項の規定の適用を (法第四十二条の二第三項の規定の適用を (法第四十二条の二第三項の規定の適用を (本)という。) 当該特定金融 機関等の(1)に掲げる法人以外のものと 第七項第二号ロに掲げる法人以外のものと 第七項第二号ロに掲げる法人以外のものと 第七項第二号ロに掲げる法人以外のものと 第七項第二号ロに掲げる金額と(2)に掲 で特定金融機関等の(3)に掲げる金額との間で行われるもの(イにおいて「特定外国 という。) 当該特定金融 機関等の(1)に掲げる金額と(2)に掲 がる金額との合計額の(3)に掲げる金額と の間で行われるもの(3)に掲げる金額と(2)に掲 がる金額との合計額の(3)に掲げる金額と の間で行われるもの(3)に掲げる金額と(2)に掲 がる金額との合計額の(3)に掲げる金額と(2)に掲 がる金額との合計額の(3)に掲げる金額 と。
- (2) 当該判定対象債券現先取引の約定をした日の前日において債券現先取引についての債券の買戻しの日又は売戻しの日をいう。以下この号において同じ。)が到来していない当該特定外国法人との間の債券現先取引(外国に規定する金融商品債務引受業(以下この号及び第二十七項において「金融商品債務引受業」という。)と同種類の商品債務引受業」という。)と同種類の商品債務引受業」という。)と同種類の商品債務引受業」という。)と同種類の約定をした。

を含む。)につき約定をした価格の合計 外国法人との間で行われた債券現先取引 条の二第七項第二号ロに掲げる法人に限 方法(以下この号及び第二十七項におい引に基づく債務を引受け、更改その他の 類の免許又はこれに類する許可その他の に係るものである場合における当該特定 法人との間で行われた債券現先取引に基 金融商品債務引受業として当該特定外国 のに限る。)が、当該特定金融機関等が との間の債券現先取引(当該前日におい る。(2)及び口(2)において同じ。 先取引及び特定金融機関等(法第四十二 該特定外国法人との間で行われた債券現 たことに係るものである場合における当 定外国法人との間で行われた債券現先取 債務引受業と同種類の業務として当該特 該外国金融商品債務引受業者が金融商品 が到来していないものに限る。)が、当 引(当該前日において債券現先取引期日 受業者」という。)との間の債券現先取 ロ(2)において「外国金融商品債務引 行政処分を受けているもの((2)及び づく債務を引受け等により負担したこと て債券現先取引期日が到来していないも て「引受け等」という。)により負担し いて同法第百五十六条の二の免許と同種

(3)券の返還を受ける日又は返還をする日を 同量の債券の返還を受け、又は返還をす 後約定した期日)に当該債券と同種及び 日において債券貸借取引期日(債券を貸 到来していない債券現先取引及び当該前 た日の前日において債券現先取引期日が た価格の合計額 る取引((3) 及び口(3) において することができる場合には、その開始以 とに代えて、その開始以後期日の約定を していない債券貸借取引につき約定をし いう。 口(3)において同じ。)が到来 した期日(あらかじめ期日を約定するこ し付け、又は借り入れ、あらかじめ約定 「債券貸借取引」という。) についての債 当該判定対象債券現先取引の約定をし

係る債券現先取引で特定金融機関等のうち 特定外国法人が支払を受ける対象利子に

口

取引」という。)に基づく債務を引受け等 のに限る。ロにおいて「判定対象債券現先れた債券現先取引(当該対象利子に係るも 号口に掲げる法人以外のものとの間で行わ 定外国法人と他の特定金融機関等のうち同 金額に対する割合が百分の五十以下である に掲げる金額との合計額の(3)に掲げる 金融機関等の(1)に掲げる金額と(2) により負担した場合における当該他の特定 機関等が金融商品債務引受業として当該特 法人との間で行われるもの 法第四十二条の二第七項第二号ロに掲げる 当該特定金融

現先取引につき約定をした価格の合計額 ある場合には、当該価格と当該他の債券 の約定をした日において当該特定外国法 をした価格(当該判定対象債券現先取引 人との間で行われた他の債券現先取引が 当該判定対象債券現先取引につき約定

担したことに係るものである場合におけ 前日において債券現先取引期日が到来し との間で行われた債券現先取引及び特定 間で行われた債券現先取引に基づく債務 種類の業務として当該特定外国法人との 債務引受業者が金融商品債務引受業と同 おいて債券現先取引期日が到来していな の債券現先取引(外国金融商品債務引受 到来していない当該特定外国法人との間 先取引に基づく債務を引受け等により負 該特定外国法人との間で行われた債券現 融機関等が金融商品債務引受業として当 ていないものに限る。)が、当該特定金 金融機関等との間の債券現先取引(当該 のである場合における当該特定外国法人 を引受け等により負担したことに係るも いものに限る。) が、当該外国金融商品 業者との間の債券現先取引(当該前日に た日の前日において債券現先取引期日が 当該判定対象債券現先取引の約定をし

到来していない債券現先取引及び当該前 た日の前日において債券現先取引期日が 当該判定対象債券現先取引の約定をし 券現先取引を含む。)につき約定をした る当該特定外国法人との間で行われた債

> 格の合計額 いない債券貸借取引につき約定をした価 日において債券貸借取引期日が到来して

11 法第四十二条の二第三項第二号に規定する政 10 る利子で、法第七条の規定により所得税を課さ ないこととされるものとする。 める利子は、同項の特定外国法人が支払を受け 法第四十二条の二第三項に規定する政令で定

12 として財務省令で定める通貨で表示されるものが発行し、又は保証する債券(当該外国の通貨 のに限る。以下この項及び次項において同じ。) に限る。)とする。

兀

財務省令で定める通貨で表示されるものに限 発行する債券(当該外国に係る前項に規定する 外国の政府の管理の下に運営されているものが 基づき設立された外国法人で、その業務が当該 令で定める債券は、外国の特別の法令の規定に る。)とする。

13 める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。 二 二の法人が同一の者(当該者が個人である 法第四十二条の二第四項に規定する政令で定 条第十号に規定する政令で定める特殊の関係 場合には、当該個人及びこれと法人税法第二 接に保有される場合における当該二の法人の 上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間てそれぞれその発行済株式等の百分の五十以 のある個人。第五号において同じ。)によつ 株式又は出資を直接又は間接に保有する関係 という。) の百分の五十以上の数又は金額の の株式又は出資を除く。)の総数又は総額 (以下第十五項までにおいて「発行済株式等」 人の発行済株式又は出資(自己が有する自 二の法人のいずれか一方の法人が他方の法 (前号に掲げる関係に該当するものを除

三 次に掲げる事実その他これに類する事実 う。) が存在することにより二の法人のいず れか一方の法人が他方の法人の事業の方針の (次号及び第五号において「特定事実」とい 全部又は一部につき実質的に決定できる関係 (前二号に掲げる関係に該当するものを除く

第十五号に規定する役員をいう。イにおい て同じ。) の二分の一以上又は代表する権 当該他方の法人の役員(法人税法第二条

株式若しくは出資を直接若しくは間接に保

式等の百分の五十以上の数若しくは金額

有し、又は特定事実が存在することにより

令で定める債券は、外国(財務省令で定めるも

法第四十二条の二第三項第三号に規定する政

五 二の法人がそれぞれ次に掲げるいずれかの 関係(イに規定する一の者が同一の者である 法人に該当する場合における当該二の法人の 場合に限るものとし、前各号に掲げる関係に 業の方針の全部若しくは一部につき実質的 又は特定事実が存在することによりその事 に決定できる関係にある法人

の全部若しくは一部につき実質的に決定で 事実が存在することによりその事業の方針 資を直接若しくは間接に保有し、又は特定 十以上の数若しくは金額の株式若しくは出一の者が、その発行済株式等の百分の五 きる関係にある法人 イ又はハに掲げる法人が、その発行済株

除く。) 該当するものを除く。) 関係(前三号に掲げる関係に該当するものを らの借入れにより、又は当該一方の法人のされる資金の相当部分を当該一方の法人か 実質的に決定できる関係にある法人 株式若しくは出資を直接若しくは間接に保 の方針の全部若しくは一部につき実質的に は特定事実が存在することによりその事業 くは出資を直接若しくは間接に保有し、 分の五十以上の数若しくは金額の株式若し 保証を受けて調達していること。 分を当該一方の法人との取引に依存して行 限を有する役員が、当該一方の法人の役員 百分の五十以上の数若しくは金額の株式若 その事業の方針の全部若しくは一部につき 有し、又は特定事実が存在することにより 式等の百分の五十以上の数若しくは金額の 決定できる関係にある法人 者であること。 若しくは使用人を兼務している者又は当該 しくは出資を直接若しくは間接に保有し、 つていること。 一の法人と次に掲げるいずれかの法人との 当該一の法人が、その発行済株式等の 当該他方の法人がその事業活動に必要と 一方の法人の役員若しくは使用人であつた 当該他方の法人がその事業活動の相当部 口に掲げる法人が、その発行済株式等の イ又はハに掲げる法人が、その発行済株 又

業の方針の全部若しくは一部につき実質的又は特定事実が存在することによりその事 実質的に決定できる関係にある法人 その事業の方針の全部若しくは一部につき 百分の五十以上の数若しくは金額の株式若 に決定できる関係にある法人 しくは出資を直接若しくは間接に保有し、 口に掲げる法人が、その発行済株式等の

式又は出資の数又は金額が当該他方の法人の発(当該一方の法人の有する当該他方の法人の株 うものとする。 の株式等の保有割合とを合計した割合により行 該一方の法人の当該他方の法人に係る間接保有 行済株式等のうちに占める割合をいう。)と当 他方の法人に係る直接保有の株式等の保有割合 するかどうかの判定は、当該一方の法人の当該 又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有 方の法人の発行済株式等の百分の五十以上の数 前項第一号の場合において、一方の法人が他 19 18 16

割合の合計割合)をいう。 ずれにも該当する場合には、当該各号に定める 各号に定める割合(当該各号に掲げる場合のい とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該 前項に規定する間接保有の株式等の保有割合 場合には、当該二以上の株主等である法人に 当該他方の法人の発行済株式等のうちに占め る割合(当該株主等である法人が二以上ある 該他方の法人の株式又は出資の数又は金額が いる場合 当該株主等である法人の有する当 は出資が前項の一方の法人により所有されて 式等の百分の五十以上の数又は金額の株式又 の項において同じ。)である法人の発行済株 条第十四号に規定する株主等をいう。以下こ 前項の他方の法人の株主等(法人税法第二

一 前項の他方の法人の株主等である法人(前 号に掲げる場合に該当する同号の株主等であ 発行済株式等の百分の五十以上の数又は金額 資を当該一方の法人又は出資関連法人(その の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出 主等である法人がそれぞれその発行済株式等 介在している場合(出資関連法人及び当該株 の号において「出資関連法人」という。)が 連鎖関係にある一又は二以上の法人(以下こ る法人を除く。) と同項の一方の法人との間 の株式又は出資が当該一方の法人又は他の出 にこれらの者と発行済株式等の所有を通じて 20

つきそれぞれ計算した割合の合計割合)

資関連法人によつて所有されているものに限 は、当該二以上の株主等である法人につきそ (当該株主等である法人が二以上ある場合に の法人の発行済株式等のうちに占める割合 法人の株式又は出資の数又は金額が当該他方 る。) によつて所有されている場合に限る。) 当該株主等である法人の有する当該他方の

判定について準用する。 及び第五号の直接又は間接に保有される関係の 第十四項の規定は、第十三項第二号、第四号れぞれ計算した割合の合計割合)

れた時の現況によるものとする。 するかどうかの判定は、それぞれの取引が行わ 合において、同項に規定する特殊の関係が存在 法第四十二条の二第四項の規定を適用する場

政令で定めるものは、金融商品取引法施行令第 一条の九第五号に掲げるものとする。 法第四十二条の二第七項第二号イに規定する

第八項に規定する税務署長に提出しなければな り扱われる場合には、当該二以上の事務所等の 金融機関等が有する二以上の事務所等により取 等の事務所、事業所その他これらに準ずるもの 外国法人は、特定金融機関等から最初に特定利 適用を受けようとする外国金融機関等又は特定 を受けるべき日の前日までに法第四十二条の二 れの事務所等を経由して)当該特定利子の支払 それぞれにより最初に取り扱われる際、それぞ 経由して(当該特定利子の支払事務が当該特定 定利子の支払事務を取り扱う当該特定金融機関 けようとする際、非課税適用申告書を、当該特 下第二十一項までにおいて同じ。)の支払を受 子(同条第六項に規定する特定利子をいう。以 (以下この条において「事務所等」という。) を 法第四十二条の二第一項又は第三項の規定の

等の同条第十三項に規定する帳簿に各人別(当 外国法人は、当該外国金融機関等又は特定外国 別及びその受託した適格外国証券投資信託の おいて同じ。)の受託者である場合には、各人 う。以下この項、第二十二項及び第二十七項に 第四項に規定する適格外国証券投資信託をい 該特定外国法人が適格外国証券投資信託(同条 法人に対し特定利子の支払をする特定金融機関 適用を受けようとする外国金融機関等又は特定 条第八項の規定により非課税適用申告書を同項 別)に記載又は記録を受けていないときは、同 法第四十二条の二第一項又は第三項の規定の

21 に規定する税務署長に提出しなければならな

書を、これらの規定の適用を受けようとする特 ができなくなつた日後、再びこれらの規定の適 条第一項又は第三項の規定の適用を受けること 法人が同条第二項又は第四項の規定に基づき同 適用を受けていた外国金融機関等又は特定外国 らない。 第八項に規定する税務署長に提出しなければな 定利子の支払を受けるべき日の前日までに同条 用を受けようとする場合には、非課税適用申告 法第四十二条の二第一項又は第三項の規定の

26

22 の適用を受けようとする場合には、当該特定外 規定する支払を受ける利子について同項の規定 国法人が当該適格外国証券投資信託の信託財産 に提出するものとする。 項の規定により同条第八項に規定する税務署長 の別に、非課税適用申告書を同条第八項又は前 国法人は、その受託した適格外国証券投資信託 につき支払を受ける法第四十二条の二第三項に 適格外国証券投資信託の受託者である特定外

23 法第四十二条の二第十項に規定する政令で定 める書類は、外国法人の法人の登記事項証明 とする。 の他の財務省令で定める書類のいずれかの書類 書、国税又は地方税の領収証書、納税証明書そ

25 24 る外国金融機関等又は特定外国法人で行政手続 めの番号の利用等に関する法律施行令第三十八 者の行政手続における特定の個人を識別するた 機関等又は特定外国法人は、法人番号を有する により確認しなければならないものとする。 載されている財務省令で定める事項を当該書類 当該非課税適用申告書又は当該異動申告書に記 とし、当該特定金融機関等の事務所等の長は、 令で定める書類を提示しなければならないもの 条の規定による通知に係る書面その他の財務省 定金融機関等の事務所等の長に当該提出をする 場合には、その提出をする際、その経由する特 「異動申告書」という。)の提出をする外国金融 非課税適用申告書又は異動申告書の提出をす 項各号に定める申告書(以下この条において 非課税適用申告書又は法第四十二条の二第十

> 定による確認を要しないものとする。 令で定める書類の提示を要しないものとし、当 出をする外国法人は、当該特定金融機関等の事 た場合には、前項の規定にかかわらず、当該提 告書に記載されている前項に規定する財務省令 該特定金融機関等の事務所等の長は、同項の規 務所等の長に対しては、同項に規定する財務省 省令で定める事項と同じであることの確認をし 公表された当該提出をする外国法人の当該財務 で定める事項につき、同条第四項の規定により

とする。 り作成した書面を保存しなければならないも 録に記録された情報の内容を出力することによ が記録された電磁的記録若しくは当該電磁的記 り提供されたこれらの申告書に記載すべき事項 以下この項において同じ。)を作成し、当該写 記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。 り、これらの申告書の写し(これらの申告書に 課税適用申告書又は異動申告書を受理したとき し又は同条第十四項に規定する電磁的方法によ ものとし、かつ、財務省令で定めるところによ は、その受理した日の属する月の翌月末日まで に規定する税務署長に提出しなければならない に、これらの申告書を法第四十二条の二第八項 特定金融機関等は、その事務所等において非

号に定めるとき、又は非課税適用申告書の提 外国法人が適格外国証券投資信託の受託者であ ら異動申告書の提出があつたときは、その都 をした外国金融機関等若しくは特定外国法人か 証券投資信託の別)に、法第四十二条の二第十 る場合には、各人別及びその受託した適格外国 度、各人別(非課税適用申告書を提出した特定 により保存しなければならない。 し、かつ、当該帳簿を財務省令で定めるところ 次の各号に掲げる特定金融機関等は、当該各 |項に規定する事項を帳簿に記載し、又は記録

る振替債等に係る特定債券現先取引等(以下 特定外国法人との間で、同条第一項に規定す 申告書の提出をした外国金融機関等若しくは 現先取引」という。)(これらの取引のうち、 先取引等」という。)若しくは同条第三項に この項において「振替債等に係る特定債券現 第二号ロに掲げる法人を除く。) 非課税適用 特定金融機関等(同条第七項第二号ロに掲げ (次号において「振替国債等に係る特定債券 規定する振替国債等に係る特定債券現先取引 特定金融機関等(法第四十二条の二第七項

る際、その経由する特定金融機関等の事務所等 法人番号保有者に該当するものがその提出をす 用等に関する法律第三十九条第四項に規定する における特定の個人を識別するための番号の利

当該非課税適用申告書又は当該異動申

の長が、

一 特定金融機関等のうち法第四十二条の二第七項第二号口に掲げるもの 非課税適用申告書を提出した外国金融機関等若しくは特定外国法人との間で、振替債等に係る特定債券現先取引等若しくは振替国債等に係る特定債券で。) と当該非課税適用申告書を提出した外国金融機関等が金融商品債務引受業として他のを融機関等が金融商品債務引受業として他のを定金融機関等に係る特定債券引受業として他の金融機関等が金融商品債務引受業として他のを定金融機関等に係る特定債券現先取引等者しくは振替国債等に係る特定債券現先取引に基づく債務を引受け等により負担した場合における当該債務の引受け等に係りによりに表した者との間の振替債等に係る特定債券現先取引に基づく債務を引受け等に係る特定債券現先取引に基づく債務を引受け等により担した場合における当該債務の引受け等に係る特定債券現代の場合によりに表した。

(支払調書等の提出の特例)

知するものとする。 
知するものとする。 
知するものとする。 
知するものとする。 
知するものとする。 
知するものとする。 
知するものとする。 
知するものとする。 
知するものとする。

て、その申請書の提出の日から二月を経過する3 第一項の申請書の提出があつた場合におい

第三章 法人税法の特例同日においてその承認があつたものとみなす。しないこととした旨の通知がなかつたときは、しまでにその申請につき承認をし、又は承認を日までにその申請につき承認をし、又は承認を

第二十七条の三の二 法第四十二条の三の二第一 整備の促進に関する法律第百三十三条第一項にである政党等、密集市街地における防災街区の 金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与た同項に規定する団地管理組合法人、政党交付 る敷地分割組合とする。 ン敷地売却組合及び同法第百六十四条に規定す 建替組合、同法第百十六条に規定するマンショ 関する法律第五条第一項に規定するマンション 動法人並びにマンションの建替え等の円滑化に 動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活 規定する防災街区整備事業組合、特定非営利活 及び同法第六十六条の規定により読み替えられ 法律第四十七条第二項に規定する管理組合法人 する認可地縁団体、建物の区分所有等に関する は、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定 項の表の第二号に規定する政令で定めるもの に関する法律第七条の二第一項に規定する法人 第一節 中小企業者等の法人税率の特例

の特例 特別税額控除及び減価償却

(試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除) 第二十七条の四 法第四十二条の四第四項に規定する他の通算法人の全てが中小企業者に該当する他の通算法人の全てが中小企業者に該当するものとして政令で定めるものは、通算親法人である同条第十九項第九号に規定する農業協同組合等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の全てが資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人(同項第八号の二に規定する適が一億円以下の法人(同項第八号に規定する農業協同組合等との音で定めるものを除く。)に該当する場合における当該農業協同組合等(次項において「中小通算農業協同組合等(次項において「中小通算農業協同組合等(次項において「中小通算農業協同組合等」という。)とする。

は第四十二条の四第四項の規定の適用を受け 大きとする通算子法人の各事業年度(当該通算 対する同項の規定の適用については、当該通算 日において当該通算親法人が中小通算農業協同 日において当該通算親法人が中小通算農業協同 日において当該通算親法人の同項に規定する事業 年度終了の日に終了するものに限る。)終了の 年度終了の日に終了するものに限る。)終了の は、当該通算 とする通算子法人の局項に規定する事業 とする通算子法人の局項に規定する事業 とする通算子法人の局項に規定する事業 とするのとする。

3 法第四十二条の四第七項第一号に規定する特別試験研究費の額に相当する金額とする特別試験研究費の額(当該特別試験研究機関等研究費の額に相当する金額(以下この項において「特別試験研究費の額(当該特別試験研究機関等研究費の額に相当する金額(以下この項において「特別試験研究機関等研究費の額に相当する金額(以下この項において「特別試験研究機関等研究費の額という。)とし、同条第十九項第十号に規定する特別試験研究費の額を除く。)のうち第二十四項第一号、第四号、第十号及び第十一号に掲げる試験研究性の高途を除く。)のうち第二十四項第一号に規定する検別試験研究費の額に相当する金額とする。試験研究費の額に相当する金額とする。

\* 法第四十二条の四第十一項第一号に規定する 延分に応じ当該各号に定める金額とする。 区分に応じ当該各号に定める金額とする。 定する軽減対象所得金額は八百万円(法第四十 二条の四第十一項第一号の通算法人等の第一号及び第二号イの対象事業年度の月数として、当該各門に終了する当該通算法人等の第一号及び第二号イの対象事業年度の月数として、当該の四第十一項第一号の通算法人等の第一号及び第二号イの対象事業年度の月数として、当該各号に定める金額を計算するものとする。

大等に係る通算親法人が普通法人(法第六十人等に係る通算親法人が普通法人(次号イ(2)にる同項に規定する医療法人(次号イ(2)にる同項に規定する医療法人」という。)を除くおいて「特定の医療法人」という。)を除くおいて「特定の医療法人」という。)を除くおいて「特定の医療法人」という。)を除くおいて「特定の医療法人」という。)を除くおいて「特定のを額と力なして、当該所得の金額と力なして、当該所得の金額と力なして、当該所得の金額と力なして、当該所得の金額と力なして、当該所得の金額と力ないでにある。 該当するかに応じそれぞれ次に定める規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額に相当する金額

六十六条第一項 ロに掲げる法人以外の法人 法人税法第

小通算法人 同条第一項及び第六項 法人税法第六十六条第六項に規定する中

6

口

金額を口に掲げる数で除して計算した金額 前号に掲げる場合以外の場合 額を加算した金額 法人」という。) の数を乗じて計算した金 場合に計算される法人税の額に相当する金 通算子法人が前号イ又はロに掲げる法人の 当該対象事業年度終了の時において同号の の金額とみなして、当該所得の金額につき 金増加合計額を同号の対象事業年度の所得 ある他の通算法人(ロにおいて「他の通算 該通算法人等との間に通算完全支配関係が 額に当該対象事業年度終了の日において当 又は口に定める規定を適用するものとした いずれに該当するかに応じそれぞれ同号イ 度終了の時において当該通算法人等に係る 次に定める規定を適用するものとした場合 法人のいずれに該当するかに応じそれぞれ 通算法人等に係る通算親法人が次に掲げる に、当該所得の金額につき当該対象事業年 に計算される法人税の額に相当する金額 法第四十二条の四第十一項第一号の欠損 イに掲げる

(1) 協同組合等 法人税法第六十六条第三項(法第六十八条第一項に規定する協同項(法第六十八条第二項の規定により読み替えられた同条第二項の規定により読み替えられた同条第二項の規定により読み替えられた法人税法第六十六条第三項)

- 項(2) 特定の医療法人 法第六十七条の二第

規定する費用で次に掲げるものとする。規定する政令で定めるものは、同号イ(1)に法第四十二条の四第十九項第一号イ(1)には の通算法人の数に一を加算した数

る。)及び経費の業務に専ら従事する者に係るものに限究の業務に専ら従事する者に係るものに限費、人件費(専門的知識をもつて当該試験研費をの試験研究を行うために要する原材料

三 技術研究組合法第九条第一項の規定により委託を受けた者に対して支払う費用 委託を受けた者に対して支払う費用 人(人格のない社団等を含む。以下この章に 一 他の者に委託をして試験研究を行う当該法

規定する政令で定める試験研究は、対価を得て法第四十二条の四第十九項第一号イ(2)に賦課される費用

8

として、第一号イの方法によつて情報を収集 当該各号に掲げるもの(当該役務の開発を目的 号に掲げるものの全てが行われる場合における 提供する新たな役務の開発を目的として次の各 | 9 し、又は同号イに掲げる情報を取得する場合に その収集又は取得を含む。)とする。

見するために行われる分析として財務省令で 定めるもの 次に掲げる情報について、一定の法則を発

る情報で、当該法則の発見が十分見込まれ 機能の全部又は主要な部分が自動化されて いる機器又は技術を用いる方法によつて収 大量の情報を収集する機能を有し、その イに掲げるもののほか、当該法人が有す

る量のもの

た当該役務の設計 前号の設計に係る同号に規定する法則が予 前号の分析により発見された法則を利用

規定する費用で次に掲げるものとする。 規定する政令で定めるものは、同号イ(2)に 法第四十二条の四第十九項第一号イ(2)に られるものであることの確認 役務が当該目的に照らして適当であると認め ものであること及び当該法則を利用した当該 のであることその他妥当であると認められる 測と結果とが一致することの蓋然性が高いも 12

当該試験研究を行うために要する経費に相当 の原材料費及び人件費に相当する部分並びに じ。) 及び経費(外注費にあつては、これら 者に係るものに限る。以下この号において同 務に専ら従事する者として財務省令で定める 必要な専門的知識をもつて当該試験研究の業 費、人件費(前項第一号の分析を行うために する部分 (外注費に相当する部分を除く。) その試験研究を行うために要する原材料

者に対して支払う費用(前号に規定する原材 人の当該試験研究のために当該委託を受けた 他の者に委託をして試験研究を行う当該法 人件費及び経費に相当する部分に限

う法人が外国法人である場合の法人税法第百三 のとする 十八条第一項第一号に規定する本店等を含むも 者には、これらの規定に規定する試験研究を行 第五項第二号及び前項第二号に規定する他の

> る政令で定める規定は、法第六十六条の七第四 項及び第六十六条の九の三第三項の規定とす 法第四十二条の四第十九項第二号ロに規定す

10 する 四項第二号において同じ。)を含む事業年度と を受ける法人の設立の日(同条第十九項第四号 項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用 に規定する設立の日をいう。第十二項及び第十 政令で定める事業年度は、第十二項又は第十四 法第四十二条の四第十九項第四号に規定する

11 法人が次に掲げる法人のいずれにも該当しない政令で定める場合は、同条第八項第三号の通算 場合とする。 法第四十二条の四第十九項第五号に規定する

次項の規定の適用を受ける同項第一号に掲

第十四項の規定の適用を受ける同項第二号

等(合併法人、分割承継法人、被現物出資法人 の計算における同号の試験研究費の額について 四項において「比較試験研究費の額」という。) 項第五号に規定する比較試験研究費の額(第十 事業年度(以下この条において「適用年度」と 又は被現物分配法人をいう。以下この項におい 適用を受ける法人が次の各号に掲げる合併法人 いて同じ。)は、当該各号に定めるところによ 定する試験研究費の額をいう。以下この条にお 度の試験研究費の額(同条第十九項第一号に規 は、当該法人の当該各号に規定する調整対象年 いう。)の当該法人の法第四十二条の四第十九 て同じ。)に該当する場合のその適用を受ける 法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の イに掲げる分割承継法人等

配(以下この条において「現物分配」とい法第二条第十二号の五の二に規定する現物分 同じ。) で適用年度において行われたものう。) をいう。以下この項及び次項において 当該適用年度開始の日の前日までの期間内の 下この項及び第十四項において同じ。)から に掲げる日のうちいずれか早い日をいう。以 る合併法人等 当該合併法人等の基準日 (次 においてその残余財産が確定したもの)に係 ら当該適用年度終了の日の前日までの期間内 にあつては、当該適用年度開始の日の前日か (残余財産の全部の分配に該当する現物分配 合併等(合併、分割、現物出資又は法人税

> 度に含まれる月の当該合併等に係る被合併法象年度の試験研究費の額に当該各調整対象年 れを当該適用年度の月数で除して計算した金 用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこ その残余財産の確定の日の翌日)から当該適 又は現物分配法人をいう。以下この項及び次 象年度ごとに当該合併法人等の当該各調整対 年度」という。)については、当該各調整対 年度を含む。以下この号において「調整対象 の事業年度とみなした場合における当該事業 設立の日の前日までの期間を当該合併法人等 する場合には、基準日から当該合併法人等の 条において「未経過法人」という。) に該当 日以後三年を経過していない法人(以下この 全部の分配に該当する現物分配にあつては、 合計した金額に当該合併等の日(残余財産の 項において同じ。)の月別試験研究費の額を 適用年度開始の日においてその設立の日の翌 額を加算する。 人等(被合併法人、分割法人、現物出資法人

定の適用を受ける法人が未経過法人に該当法第四十二条の四第一項又は第四項の規 のうち最も古い事業年度開始の日 開始の日前三年以内に開始した各事業年度 該当する現物分配にあつては、その残余財 を除く。イにおいて同じ。)に係る合併法 費の額が零である場合における当該合併等 その合併等に係る被合併法人等の当該合併 る現物分配にあつては当該設立の日から当 該適用年度終了の日までの期間内に行われ し、かつ、当該法人がその設立の日から当 合併等に係る被合併法人等の当該適用年度 額が零である場合に限る。)における当該 産の確定の日)までの期間の試験研究費の 併等の日の前日(残余財産の全部の分配に 人等である場合(当該設立の日から当該合 等の日前に開始した各事業年度の試験研究 おいてその残余財産が確定したものとし、 該適用年度終了の日の前日までの期間内に た合併等(残余財産の全部の分配に該当す

した各事業年度のうち最も古い事業年度開 当該適用年度開始の日前三年以内に開始

二 合併等で基準日から適用年度開始の日の前 財産の全部の分配に該当する現物分配にあつ 日までの期間内において行われたもの(残余

日を含む各事業年度(当該合併法人等が当該 13 計した金額を加算する。 係る被合併法人等の月別試験研究費の額を合 各調整対象年度に含まれる月の当該合併等に 当該各調整対象年度ごとに当該合併法人等の 準日から当該合併等の日の前日までの期間内 当該各調整対象年度の試験研究費の額に当該 いて「調整対象年度」という。)については、 おける当該事業年度を含む。以下この号にお 当該合併法人等の事業年度とみなした場合に 該合併法人等の設立の日の前日までの期間を 経過法人に該当する場合には、基準日から当 の日を含む各事業年度(当該合併法人等が未 の) に係る合併法人等 当該合併法人等の基 の期間内においてその残余財産が確定したも 日の前日を含む事業年度終了の日の前日まで ては、基準日の前日から当該適用年度開始

額をいう。 に含まれる月(分割等事業年度にあつては、当月数)で除して計算した金額を当該各事業年度 始の日から当該分割等の日の前日までの期間 等事業年度にあつては、当該分割等事業年度開 の額)をそれぞれ当該各事業年度の月数(分割とした場合の当該分割等事業年度の試験研究費 下第十五項までにおいて同じ。)の日を含む事割等(分割、現物出資又は現物分配をいう。以 前に開始した各事業年度の試験研究費の額(分 の合併等に係る被合併法人等の当該合併等の日 の額とみなした場合における当該試験研究費の の前日までの期間に含まれる月)の試験研究費 該分割等事業年度開始の日から当該分割等の日 割等事業年度」という。)にあつては、当該分 業年度(以下この項及び第十五項において「分 割等の日の前日を当該分割等事業年度終了の日 前項に規定する月別試験研究費の額とは、

試験研究費の額その他の財務省令で定める事項 分配法人をいう。第二号において同じ。) であ 等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物 項及び次項において同じ。)又は分割承継法人 物出資法人又は現物分配法人をいう。以下この適用を受ける法人が分割法人等(分割法人、現 おける同条第十九項第五号の試験研究費の額に 年度の当該法人の比較試験研究費の額の計算に を記載した書類の添付があるときは、当該適用 定申告書等、修正申告書又は更正請求書に移 る場合において、当該法人の当該適用年度の ついては、 法第四十二条の四第一項又は第四項の規定 当該法人の次の各号に規定する調整 転確

応じ当該各号に定めるところによる。 にかかわらず、当該各号に掲げる法人の区分に 対象年度の試験研究費の額は、第十二項の規定 分割法人等 当該分割法人等のイ及びロに

ら次に掲げる分割法人等の区分に応じそれぞ 等の当該各調整対象年度の試験研究費の額か 規定する各調整対象年度ごとに当該分割法人

れ次に定める金額を控除する。 年度の月数で除して計算した金額 までの期間の月数を乗じてこれを当該適用 当該分割等の日から当該適用年度終了の日 額に限る。ロ及び次項において同じ。)に 日から当該適用年度開始の日の前日までの 試験研究費の額(当該書類に記載された金 該分割法人等の当該各調整対象年度の移転 期間内の日を含む各事業年度(イにおいて 「調整対象年度」という。)については、当 に係る分割法人等 当該分割法人等の基準 分割等で適用年度において行われたもの

法人等の当該各調整対象年度の移転試験研象年度」という。) については、当該分割 日を含む各事業年度(ロにおいて「調整対から当該分割等の日の前日までの期間内の係る分割法人等 当該分割法人等の基準日 前日までの期間内において行われたものに 分割等で基準日から適用年度開始の日の

分に応じそれぞれ次に定める金額を加算す 研究費の額に次に掲げる分割承継法人等の区 分割承継法人等の当該各調整対象年度の試験 及びロに規定する各調整対象年度ごとに当該 分割承継法人等 当該分割承継法人等のイ 15

の前日までの期間内の日を含む各事業年度法人等の基準日から当該適用年度開始の日の)に係る分割承継法人等 当該分割承継 日から当該適用年度終了の日の前日までの 配にあつては、当該適用年度開始の日の前 おける当該事業年度を含む。イにおいて 割承継法人等の事業年度とみなした場合に 人等の設立の日の前日までの期間を当該分する場合には、基準日から当該分割承継法 期間内においてその残余財産が確定したも 「調整対象年度」という。) については、当 (当該分割承継法人等が未経過法人に該当 (残余財産の全部の分配に該当する現物分 分割等で適用年度において行われたもの

> 月数で除して計算した金額 期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の 研究費の額を合計した金額に当該分割等の の翌日)から当該適用年度終了の日までの 分配にあつては、その残余財産の確定の日 該分割等に係る分割法人等の月別移転試験 とに当該各調整対象年度に含まれる月の当 該分割承継法人等の当該各調整対象年度ご (残余財産の全部の分配に該当する現物

分割承継法人等の設立の日の前日までの期法人に該当する場合には、基準日から当該 年度開始の日の前日を含む事業年度終了の配にあつては、基準日の前日から当該適用 別移転試験研究費の額を合計した金額 間を当該分割承継法人等の事業年度とみな 日の前日までの期間内においてその残余財 前日までの期間内において行われたもの分割等で基準日から適用年度開始の日の れる月の当該分割等に係る分割法人等の月 対象年度ごとに当該各調整対象年度に含ま いては、当該分割承継法人等の当該各調整 した場合における当該事業年度を含む。ロ 各事業年度(当該分割承継法人等が未経過 分割等の日の前日までの期間内の日を含む 等 産が確定したもの)に係る分割承継法人 (残余財産の全部の分配に該当する現物分 おいて「調整対象年度」という。)につ 当該分割承継法人等の基準日から当該

の額をそれぞれ当該各事業年度の月数(分割等 の日前に開始した各事業年度の移転試験研究費 究費の額をいう。 費の額とみなした場合における当該移転試験研 前日までの期間に含まれる月)の移転試験研究 分割等事業年度開始の日から当該分割等の日の 含まれる月(分割等事業年度にあつては、当該 数)で除して計算した金額を当該各事業年度に の日から当該分割等の日の前日までの期間の月 事業年度にあつては、当該分割等事業年度開始 は、その分割等に係る分割法人等の当該分割等 前項に規定する月別移転試験研究費の額と

次に掲げる試験研究費の額をいう。 前二項に規定する移転試験研究費の額とは、

資法人に移転する事業をいう。以下この号及 は現物出資により分割承継法人又は被現物出 を合理的な方法により移転事業(その分割又 現物出資法人の各事業年度の試験研究費の額 その分割又は現物出資に係る分割法人又は

移転事業に係る試験研究費の額

17 法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下 金の額が一億円以下の法人のうち次に掲げる法 政令で定めるものは、資本金の額若しくは出資: 法第四十二条の四第十九項第七号に規定する の法人(当該法人が通算親法人である場合に 人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない を除く。)をいう。)の償却費の額 第三号に掲げる法人を除く。)とする。

中小企業投資育成株式会社を除く。次号にお いて同じ。) の所有に属している法人 ない法人のうち常時使用する従業員の数が千 億円を超える法人、資本若しくは出資を有し イ 大法人(次に掲げる法人をいう。以下こ 人を超える法人又は次に掲げる法人をいい、 の号において同じ。)との間に当該大法人

二号の七の六に規定する完全支配関係をい による完全支配関係(法人税法第二条第十 ロにおいて同じ。) がある普通法人

上である法人 資本金の額又は出資金の額が五億円以

千人を超える法人 会社のうち、常時使用する従業員の数が 会社及び同条第十項に規定する外国相互 保険業法第二条第五項に規定する相互

法人税法第四条の三に規定する受託

する投資口を含む。 資法人に関する法律第二条第十四項に規定 ての大法人が有する株式(投資信託及び投 普通法人との間に完全支配関係がある全 以下この章において同

験研究費の額とに区分した場合における当該究費の額と当該移転事業以外の事業に係る試び第三十二項において同じ。)に係る試験研

じ。) 及び出資の全部を当該全ての大法人

のうちいずれか一の法人が有するものとみ

二 その現物分配に係る現物分配法人の各事業 又は同号イ(2)に規定する政令で定める試第十九項第一号イ(1)に規定する試験研究移転する試験研究用資産(法第四十二条の四資産(その現物分配により被現物分配法人に 年度の試験研究費の額のうち移転試験研究用 験研究の用に供される資産をいい、同号イ (1) に規定する当該固定資産又は繰延資産

三 他の通算法人のうちいずれかの法人が次に 二 前号に掲げるもののほか、その発行済株式 掲げる法人に該当しない場合における通算 規模法人の所有に属している法人 又は出資の総数又は総額の三分の二以上が大 法人による完全支配関係があることとなる と当該普通法人との間に当該いずれか一の なした場合において当該いずれか一の法人 ときの当該普通法人(イに掲げる法人を除

模法人(資本金の額若しくは出資金の額が一の総数又は総額の二分の一以上が同一の大規の株式又は出資を除く。次号において同じ。) その発行済株式又は出資(その有する自己 18

政令で定める事由は、当該事業年度において法

法第四十二条の四第十九項第八号に規定する

使用する従業員の数が千人以下の法人

資本又は出資を有しない法人のうち常時

の法人のうち前二号に掲げる法人以外の

資本金の額又は出資金の額が一億円以下

超えるかどうかを判定する場合における次に掲 人の同号に規定する計算した金額が十五億円を

げる事由とする。

定める日。第四号において同じ。)の翌日以 う。) 開始の日において判定法人の設立の日 第二十項までにおいて「判定対象年度」とい 後三年を経過していないこと。 (次に掲げる法人については、それぞれ次に 「判定法人」という。)の当該事業年度 当該法人(以下第二十二項までにお (以下

開始した日 る公益法人等又は人格のない社団等 新たに収益事業を開始した内国法人であ その

普通法人又は協同組合等に該当することと 当していた普通法人又は協同組合等 当該 なつた日 収益事業を行つていない公益法人等に該

税法第百三十八条第一項第四号に規定する は外国法人が恒久的施設を有しないで法人 げる外国法人の区分に応じ当該各号に定め 格のない社団等については、同条各号に掲 することとなつた日のいずれか早い日(人 で同項第四号に掲げる対価以外のものを有 第百四十一条第二号に定める国内源泉所得 事業を国内において開始し、若しくは同法 人が恒久的施設を有することとなつた日又 外国法人 恒久的施設を有しない外国法

ものを有することとなつた日) る国内源泉所得のうち収益事業から生ずる

翌日以後三年を経過していないこと。 定める日をいう。第四号において同じ。)の(次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に 対象年度開始の日において判定法人の移行日 に限る。以下この号において同じ。)の判定 判定法人(次に掲げる法人に該当するもの 公益法人等 当該公益法人等に該当するこ 公共法人に該当していた収益事業を行う

該当することとなった日 同組合等 当該普通法人又は協同組合等に ととなった日 公共法人に該当していた普通法人又は協 19

特定合併等に係る合併法人等の設立の日(第該当するもの(次に定めるところによりその 額につき同条の規定の適用があつたこと。 法人を除く。)であること。 経過していないこととなるときにおける判定 場合においても判定対象年度開始の日におい 日。以下この号において同じ。)をみなした 事業年度であるものの所得に対する法人税の 法人税法第八十条第一項に規定する還付所得 る基準年度をいう。次項において同じ。) で て判定法人がその設立の日の翌日以後三年を (法第四十二条の四第十九項第八号に規定す 一号イ又は口に掲げる法人については、移行 判定法人の判定対象年度に係る各基準年度 判定法人が特定合併等に係る合併法人等に

等の設立の日とみなす。 日をもつて当該特定合併等に係る合併法人 なされた日がある場合には、その設立の日 等のうちその設立の日(既にイ又は口の規 合には、当該特定合併等に係る被合併法人 とみなされた日)が最も早いものの設立の 定により当該被合併法人等の設立の日とみ 法人を設立する特定合併等が行われた場

前号イに掲げる金額(同号ロに掲げる数

特定合併等に係る合併法人等の設立の日は、その設立の日とみなされた日)が当該 合併等に係る被合併法人等の設立の日(既 く。)が行われた場合において、当該特定 等の設立の日とみなされた日がある場合に の設立の日とみなされた日がある場合に にイ又はロの規定により当該被合併法人等 (既にイ又はロの規定により当該合併法人 特定合併等(法人を設立するものを除 その設立の日とみなされた日)よりも

> 合併法人等の設立の日をもつて当該合併法 早いときは、当該特定合併等後は、当該被 人等の設立の日とみなす。

五. 日の前日までのいずれかの時において内国法 該当していたこと。 人である公益法人等又は人格のない社団等に 「基準日」という。)から判定対象年度開始の して三年前の日(第二十項第一号において 判定法人が判定対象年度開始の日から起算

判定法人が外国法人であること。

の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定 政令で定めるところにより計算した金額は、次 める金額とする。 法第四十二条の四第十九項第八号に規定する

る場合を除く。) 零 する場合(同項第四号に掲げる事由に該当す 前項第一号又は第二号に掲げる事由に該当

を乗じて計算した金額 げる金額を口に掲げる数で除し、これに十二 掲げる事由に該当する場合を除く。) イに掲 (同項第一号、第二号、第四号又は第五号に 前項第三号に掲げる事由に該当する場合 判定法人に係る各基準年度の所得の金額

り還付を受けるべき金額の計算の基礎とな の合計額から前項第三号に掲げる事由によ つた欠損金額に相当する金額を控除した

三 前項第四号に掲げる事由に該当する場合 を三で除して計算した金額 げる金額を合計した金額をいう。) の合計額 及び合併等調整額(各被合併法人等の口に掲 由に該当する場合を除く。) イに掲げる金額 (同項第二号、第五号又は第六号に掲げる事 イに規定する各基準年度の月数の合計数

ごとの次に掲げる金額の合計額(当該対象 該数で除し、これに三十六を乗じて計算し が三十六を超える場合には、当該金額を当 掲げる金額の合計額をいう。)の計算の基 対象特定合併等に係る被合併法人等の次に 額に加算調整額(イに掲げる金額又は他の 特定合併等に係る被合併法人等の当該合計 礎とされた金額がある場合には、当該金額 各対象特定合併等に係る各被合併法人等

定合併等の日のいずれか遅い日から起算 判定対象年度開始の日又は当該対象特

> 前一年以内に終了した各事業年度を含当該修正基準日を含む事業年度開始の日満たない場合には、当該被合併法人等の数の合計数が当該修正基準期間の月数に で除し、これに当該修正基準期間の月数を当該被合併等事業年度の月数の合計数間の月数を超える場合には、当該合計額 等事業年度の月数の合計数が修正基準期 規定により還付を受けるべき金額の計算の規定の適用があつた場合には、同条の を乗じて計算した金額) を控除した金額)の合計額(当該被合併 の基礎となつた欠損金額に相当する金額 する法人税の額につき法人税法第八十条 という。)の所得の金額(当該所得に対 む。(1)において「被合併等事業年度」

等の当該対象特定合併等の日を含む設立 ら当該対象特定合併等の日の前日までのし、これに当該設立事業年度開始の日かた金額を当該設立事業年度の月数で除 なつた欠損金額に相当する金額を控除し り還付を受けるべき金額の計算の基礎と 所得の金額から当該所得に対する法人税 事業年度(当該被合併法人等の設立の日 期間の月数を乗じて計算した金額 の額につき法人税法第八十条の規定によ 了の日以前に終了するものに限る。) の を含む事業年度をいい、判定対象年度終 当該対象特定合併等に係る被合併法人

由に該当し、かつ、同項第四号に掲げる事由する場合(同項第一号又は第二号に掲げる事 げる金額を合計した金額をいう。)の合計 限る。)又は同項第五号に掲げる事由に該当 及び合併等調整額(各被合併法人等の口に掲 に該当しない場合を除く。) イに掲げる金額 を三で除して計算した金額 (同項第二号に掲げる事由に該当する場合に 前項第四号に掲げる事由に該当する場合

併等の日の前日までの期間((1)にお 基準日」という。) から当該対象特定合 いて「修正基準期間」という。)内に終 して三年前の日 ((1) において「修正 了した当該対象特定合併等に係る被合併 金額) 数で除し、これに三十六を乗じて計算した 三十六を超える場合には、当該金額を当該 (1) (1) に掲げる金額 ((2) に掲げる数が

場合に限る。)又は当該各事業年度の月 対象特定合併等が合併以外のものである 内に終了した事業年度がない場合(当該 法人等の各事業年度(当該修正基準期間 の基礎となつた欠損金額に相当する金額 事由により還付を受けるべき金額の計算 る。)の合計額から前項第三号に掲げる 業から生じた所得の金額に限るものとす は零とし、その各基準年度のうち判定法 共法人に該当していた事業年度にあつて を控除した金額 該当していた事業年度にあつては収益事 額(その各基準年度のうち判定法人が公 人が公益法人等又は人格のない社団等に 判定法人に係る各基準年度の所得の

(1) に規定する各基準年度の月数

該金額を除く。) 算の基礎とされた金額がある場合には、当(2)に掲げる金額の合計額をいう。)の計 等に係る被合併法人等の同号ロ(1)及び ごとの前号ロ(1)及び(2)に掲げる金 合併法人等の当該合計額に加算調整額(イ 額の合計額(当該対象特定合併等に係る被 (1) に掲げる金額又は他の対象特定合併 各対象特定合併等に係る各被合併法人等

五. 除く。) イに掲げる金額及び合併等調整額 同項第四号に掲げる事由に該当しない場合を た金額をいう。)の合計額を三で除して計算 (各被合併法人等のロに掲げる金額を合計し した金額 (同項第一号に掲げる事由に該当し、かつ、 前項第六号に掲げる事由に該当する場合

金額) 三十六を超える場合には、当該金額を当該 数で除し、これに三十六を乗じて計算した (1) に掲げる金額 ((2) に掲げる数が

限る。)の合計額から当該各基準年度 号に定める国内源泉所得に係る所得の金 号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各 四十四条の十三の規定により還付を受け 所得に対する法人税の額につき同法第百 事業から生じた所得の金額に限る。)に 額(人格のない社団等にあつては、収益 額(判定法人の法人税法第百四十一条各 判定法人に係る各基準年度の所得の

額に相当する金額を控除した金額 るべき金額の計算の基礎となつた欠損金

- (1) に規定する各基準年度の月数の
- 金額の合計額(当該対象特定合併等に係る は、当該金額を除く。) の計算の基礎とされた金額がある場合に 及び(2)に掲げる金額の合計額をいう。) 合併等に係る被合併法人等の同号ロ(1) 被合併法人等の当該合計額に加算調整額 ごとの第三号ロ(1)及び(2)に掲げる (イ(1)に掲げる金額又は他の対象特定 各対象特定合併等に係る各被合併法人等
- る用語の意義は、当該各号に定めるところによ 前二項及びこの項において、次の各号に掲げ

20

う。) で、次のいずれかに該当するものをい この号及び第六号において「合併等」とい の譲受け又は特別の法律に基づく承継(以下 特定合併等 法人を設立する合併等で事業を移転する 合併、分割、現物出資、事業

もののうち、基準日から判定対象年度開始

- 対象年度開始の日)までの間に行われた度開始の日の前日(合併にあつては、判定 転するもののうち、基準日から判定対象年 の日までの間に行われたもの 人を被合併法人等とする合併等で事業を移 合併法人等との間に法人税法第二条第十 二号の七の五に規定する支配関係がある法
- 象年度終了の日までの間に行われたもの 次に掲げる合併等で、基準日から判定対 において、当該合併等の日以後に事業を つていない場合 (清算中の場合を含む。) 法人が合併等の直前において事業を行
- 旧事業の当該合併等の直前における事業 とが見込まれている場合において、当該 併等の日以後に廃止した又は廃止するこ て「旧事業」という。) の全てを当該合 事業(以下この項及び第二十二項におい 判定法人が合併等の直前において行う

れ等」という。)を行つた又は行うこと を含む。第二十二項において「資金借入 が見込まれているときの当該合併等 入れ(合併又は分割による資産の受入れ れ又は出資による金銭その他の資産の受 規模のおおむね五倍を超える資金の借入 判定法人の合併等の直前の法人税法第

- ね五倍を超えないときを除く。) の当該 が判定法人の使用人でなくなつた場合に おむね百分の二十以上に相当する数の者 人の業務に従事する使用人((3)にお かつ、当該合併等の直前において判定法 者に限る。)の全てが退任(業務を執行 社長、代表取締役、代表執行役、専務取 における非従事事業の事業規模のおおむ 規模算定期間の直前の事業規模算定期間 こととなることが見込まれているとき ね五倍を超えることとなつた又は超える 合併等の直前における事業規模のおおむ いて同じ。)の事業規模が旧事業の当該 的に従事しない事業をいう。(3)にお おいて、判定法人の非従事事業(旧使用 いて「旧使用人」という。)の総数のお しないものとなることを含む。)をし、 ずる者で判定法人の経営に従事している 締役若しくは常務取締役又はこれらに準 (当該非従事事業の事業規模がその事業 人が当該合併等の日以後その業務に実質 二条第十五号に規定する役員(社長、副
- もの での間に行われた次に掲げる合併の区分に始の日の翌日から判定対象年度終了の日ま始の日を含む当該通算親法人の事業年度開 判定対象年度終了の日までの間に行われた を被合併法人とする合併で、当該翌日から 応じそれぞれ次に定める合併法人を含む。) 了するものに限る。<br />
  ニにおいて同じ。) 開に係る通算親法人の事業年度終了の日に終 調整対象法人(判定対象年度(判定法人

五.

調整対象法人を被合併法人とする合 当該合併に係る合併法人

を含む。)の当該合併等

又は継続することが見込まれているとき

いるとき(清算中の当該法人が継続した

開始した又は開始することが見込まれて

- (2)被合併法人とする合併 当該合併に係る (1) 又は(3) に定める合併法人を
- (3) とする合併 (2) に定める合併法人を被合併法人 当該合併に係る合併法人

- 二 合併法人等 承継法人をいう。
- 日。以下この号において同じ。)以前に開併等の日(合併にあつては、合併の日の前 始した各事業年度を当該特定合併等に係る 定合併等に係る被合併法人等の当該特定合 合併法人等の事業年度とみなす。
- 該特定合併等に係る合併法人等の事業年度 合併等の日以前に開始した各事業年度を当 特定合併等に係る被合併法人等の当該特定 とみなす。 する特定合併等が行われた場合には、当該 口の合併法人等を被合併法人等とする特
- る場合には、それぞれの事業の区分に応じ次 れぞれ次に定める金額(当該事業が二以上あ に定める金額の合計額)をいう。 事業規模 次に掲げる事業の区分に応じそ
- イ 資産の譲渡を主な内容とする事業 当該 合計額(次号に規定する合併等直前事業年の譲渡による売上金額その他の収益の額の事業規模算定期間における当該資産 年度」という。)又は次号に規定する合併 度(以下この号において「合併等直前事業 直前事業年度又は合併等以後事業年度の月 たない場合には、当該合計額を当該合併等 併等以後事業年度」という。) が一年に満 等以後事業年度(以下この号において「合

- した法人をいう。次号において同じ。)又は 現物出資法人、譲受け法人(事業の譲受けを 合併法人、分割承継法人、被
- 三 被合併法人等 被合併法人、分割法人、現 法人をいい、公共法人を除く。 事業の移転をした法人をいう。)又は被承継 物出資法人、移転法人(譲受け法人に対して
- とみなしたならば判定法人の事業年度とみな当該特定合併等に係る合併法人等の事業年度 されることとなる事業年度を有する各被合併 法人等のそのみなされることとなる基因とな 特定合併等に係る被合併法人等の事業年度を つた特定合併等をいう。 対象特定合併等 次に定めるところにより 特定合併等が行われた場合には、当該特
- イ又はハの合併法人等を被合併法人等と
- の日以前に開始した各事業年度を当該特定 併等に係る被合併法人等の当該特定合併等 定合併等が行われた場合には、当該特定合 合併等に係る合併法人等の事業年度とみな

等以後事業年度が一年に満たない場合に

は、当該合計額を当該合併等直前事業年度

ح

産の貸付けによる収入金額その他の収益の 該事業の事業規模算定期間における当該資

額の合計額(合併等直前事業年度又は合併

数で除し、これに十二を乗じて計算した金

資産の貸付けを主な内容とする事業

事業の事業規模算定期間における当該役務

役務の提供を主な内容とする事業 当該

れに十二を乗じて計算した金額) 又は合併等以後事業年度の月数で除し、

の提供による収入金額その他の収益の額

事業規模算定期間 旧事業に係る事業の規 後事業年度が一年に満たない場合には、当合計額(合併等直前事業年度又は合併等以

併等以後事業年度の月数で除し、これに十 該合計額を当該合併等直前事業年度又は合

一を乗じて計算した金額)

- 業の規模を算定する場合にあつては合併等以一号ハ(3)に規定する非従事事業に係る事 年度(判定法人の当該合併等の日以後に終了 年度の直前の事業年度をいう。)をいい、第 等直前事業年度(当該合併等の日を含む事業 該合併等の日までの期間をいう。) 又は合併 等直前期間(合併等の日の一年前の日から当 模を算定する場合にあつては判定法人の合併 した事業年度をいう。) をいう。 区分した期間をいう。)又は合併等以後事業 後期間(合併等の日以後の期間を一年ごとに
- 該当するものをいう。 第十九項第八号に規定する適用除外事業者に 配関係があつた法人のうち法第四十二条の四 する合併に係る合併法人にあつては、同日) 当該事業年度開始の日に行われた法人を設立 号ニの事業年度開始の時(当該通算親法人の において当該通算親法人との間に通算完全支 調整対象法人 第一号ニの通算親法人の同
- 定する所得の金額は、当該各号に掲げる法人の る当該被合併法人等の当該事業年度の同項に規 の各号に掲げる法人に該当していた場合におけ 併等の日以前に開始した各事業年度において次 区分に応じ当該各号に定める金額とする。 第十九項の被合併法人等が同項の対象特定合
- 社団等 内国法人である公益法人等又は人格のない 収益事業から生じた所得の金額 (当

した金額)
した金額)
した金額)
した金額)
した金額)

三 外国法人 法人税法第百四十一条各号に掲三 外国法人 法人税法第百四十一条各号に掲出 一条の規定により還付を受けるべき金額の計同条の規定により還付を受けるべき金額の計同条の規定により還付を受けるべき金額の計同条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた欠損金額に相当する金額を控除した金額とする。)

度」とあるのは「租税特別措置法施行令第二十 項の資金借入れ等を行つた日の属する事業年 次項において同じ。)」と、同条第十三項中「同 定する見込まれる事業をいう。以下この項及び 業」とあるのは「新事業(同条第二十二項に規 の項及び次項において同じ。)」と、「当該新事 第二十項第五号ハに定める金額をいう。以下こ おいて同じ。)若しくは役務提供収益額(同条 口に定める金額をいう。以下この項及び次項に いて同じ。)、貸付収益額(同条第二十項第五号 に定める金額をいう。以下この項及び次項にお いう。)の譲渡収益額(同条第二十項第五号イ 業(以下この項及び次項において「旧事業」と た場合の法人税額の特別控除)に規定する旧事 の四第二十項第一号ハ(2)(試験研究を行つ とあるのは「租税特別措置法施行令第二十七条 収益額、貸付収益額若しくは役務提供収益額」 において、同条第十二項中「当該旧事業の譲渡 二項及び第十三項の規定を準用する。この場合 ついては、法人税法施行令第百十三条の三第十 は行うことが見込まれているかどうかの判定に 五倍を超える資金借入れ等を行つたかどうか又 (2) に規定する事業規模をいう。) のおおむね る事業の内容が明らかである場合には、判定法 人が旧事業の事業規模(第二十項第一号ハ 資金借入れ等により行われることが見込まれ 24

るこれらの規定に規定する他の内国法人(以下の九第十一項又は第十二項の規定の適用を受けする政令で定めるものは、法人税法第六十四条法第四十二条の四第十九項第八号の二に規定度」と読み替えるものとする。

七条の四第十八項第一号に規定する判定対象年

当該他の内国法人について同条第一項の規定に この項において「他の内国法人」という。)が との間に通算完全支配関係があるもの並びに次 号ニに掲げる合併に係る合併法人、当該通算親 年度における当該他の内国法人(第二十項第一 事業者に該当する場合の当該加入日を含む事業 他の内国法人に係る通算親法人の事業年度終了 に掲げる要件の全てを満たすものを除く。)と する合併により設立したもの及び当該通算親法 通算完全支配関係があつた法人を被合併法人と で同日の前日において当該通算親法人との間に 法人の事業年度開始の日において行われた合併 十二条の四第十九項第八号に規定する適用除外 の日に終了するものに限る。)において法第四 て「加入日」という。)を含む事業年度(当該 よる承認の効力が生ずる日(以下この項におい 人の事業年度開始の時において当該通算親法人

法第二条第十二号の七の五に規定する支配関法第二条第十二号の七の五に規定する支配関前日において当該通算法人の間に法人税が出て、一個の内国法人の加入日の間に当該他の内国法人の加入日を含む当該他の内国法人に係る通算親法人の加入日を含む当該他の内国法人に係る通算親法人の加入日を含む当該他の内国法人に係る通算親法人の加入日において当該他の内国法人の加入日において当該他の内国法

とする。

文令で定める試験研究は、次に掲げる試験研究
法第四十二条の四第十九項第十号に規定する

次に掲げる者(以下この項において「特別がに掲げる者(以下この項において、当該試験研究の成果の帰属及びその公表に関す窓に要する費用の分担及びその明細並びに当該試験研究の成果の帰属及びその契約又は協研究機関等」という。)と共同して行う試験研究機関等」という。)と共同して行う試験研究機関等」という。)と共同して行う試験研究機関等」という。)と共同して行う試験研究機関等」という。)に基

研究機関等 研究機関等 一科学技術・イノベーション創出の活性化

国立研究開発法人

福島国際研究教育機構

革特別区域法第十二条第二項に規定する学校若しくは高等専門学校(これらのうち構造改二 大学等(学校教育法第一条に規定する大学

新事業開拓事業者が当該費用の額のうち当該る費用を分担する旨及びその明細、当該特定 該特定新事業開拓事業者に帰属する旨及びそ 並びに当該試験研究の成果が当該法人及び当 法人が負担した額を確認する旨及びその方法 特定新事業開拓事業者が当該試験研究に要す の役割分担及びその内容、当該法人及び当該 ける当該法人及び当該特定新事業開拓事業者 特定新事業開拓事業者との契約又は協定(当 たすものをいい、特別研究機関等、大学等及 あることその他の財務省令で定める要件を満 うちその設立の日以後の期間が十五年未満で 第二条第六項に規定する新事業開拓事業者の れているものに限る。) に基づいて行われる の内容その他財務省令で定める事項が定めら 該契約又は協定において、当該試験研究にお て同じ。) と共同して行う試験研究で、当該 び次に掲げるものを除く。以下この項におい 特定新事業開拓事業者(産業競争力強化法

・ 当該法人(法第四十二条の四第八項第三は、他の通算法人を含む。)

係る通算親法人)の発行済株式又は出資の号の通算法人にあつては、当該通算法人に当該法人に当該通算法人に当該法人(法第四十二条の四第八項第三

ハ 当該法人との間に法人税法第二条第十二場合には、他の通算法人を含む。) 場合には、他の通算法人を含む。) 総数又は総額の百分の二十五以上を有して

成果活用促進事業者(科学技術・イノベーの者

る。) に基づいて行われるもの 究の成果が当該法人及び当該成果活用促進事を確認する旨及びその方法並びに当該試験研 令で定める事項が定められているものに限 業者に帰属する旨及びその内容その他財務省 人及び当該成果活用促進事業者の役割分担及協定において、当該試験研究における当該法 促進事業者との契約又は協定(当該契約又は 号において「成果実用化研究開発」という。) 究開発として財務省令で定めるもの(第十一 号ハに掲げる研究開発その他これに準ずる研 該成果活用促進事業者の行う同条第一項第三 おいて同じ。)と共同して行う試験研究(当 らハまでに掲げるものを除く。以下この項に 省令で定めるものをいい、特別研究機関等、 三号に掲げる者その他これに準ずる者で財務 の六第一項の規定により出資を受ける同項第 ション創出の活性化に関する法律第三十四条 が当該費用の額のうち当該法人が負担した額 る旨及びその明細、当該成果活用促進事業者 事業者が当該試験研究に要する費用を分担す びその内容、当該法人及び当該成果活用促進 に該当するものに限る。) で、当該成果活用 大学等、特定新事業開拓事業者及び前号イか

研究組合法第三条第一項第一号に規定する試

六 技術研究組合の組合員が協同して行う技術

との契約又は嘉定(当該契約又は嘉定こおいた) 大学等に委託する試験研究で、当該大学等が又は協定において、当該試験研究に要する費用の額及びその公表に関する事項が定められているものに限る。)に基づいて行われられているものに限る。)に基づいて行われるもの

との契約又は協定(当該契約又は協定においとの契約又は協定(当該契約又は協定における分担すべき役割として当該法人が当該試験研究に要する責用を負担する旨及びその明細、当該大学等が当該費用の額を確認する旨及びその方法並びに当該試験研究の成果の帰属及びその方法並びに当る事項その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるものに限る。)に基づいて行われるものに限る。)に基づいて行われるものに限る。)に基づいて行われるものに限る。)に基づいて行われるものに限る。)に基づいて行われるものに限る。)に基づいて行われるものに限る。)に基づいて行われるものは対象では対している。

九 特定中小企業者等(法第十条第八項第六号 務が試験研究に該当するものに限る。以下第 るものに該当する契約又は協定(以下この項 試験研究(委任契約その他の財務省令で定め 務省令で定める要件を満たすものに委託する 究を行うための拠点を有することその他の財及び第十三号において同じ。)のうち試験研 第一号に規定する本店等を除く。以下この号国法人である場合の同法第百三十八条第一項 のをいい、特別研究機関等、大学等、第三号 る中小企業者で青色申告書を提出するもの び法第四十二条の四第十九項第七号に規定す に規定する中小事業者で法第二条第一項第十 託するもので、その委託に基づき行われる業 において「委任契約等」という。)により委 イからハまでに掲げるもの及び当該法人が外 験研究を行う機関として財務省令で定めるも (第十三号において「中小事業者等」という 小企業者等とのその委託に係る委任契約等 十二号までにおいて同じ。)で、当該特定中 。)、法人税法別表第二に掲げる法人その他試 号に規定する青色申告書を提出するもの及

(当該委任契約等において、その委託する試験研究における分担すべき役割として当該法験研究における分担すべき役割として当該法験研究の主要な部分について当該特定中小企業者等が当該試験研究の主要な部分について当該特定中小企業者等が再委託を行うもの及び次号から第十二号までに掲げる試験研究の定要な部分について当該法とのを除く。)

- 特定新事業開拓事業者に委託する試験研究のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもので、当該特定新事業開拓事業者とのそので、当該特定新事業開拓事業者とのそので、当該特定新事業開拓事業者が当該費用の額を確認する音及びその方法並びに当該試験研究の成果が当該法人に帰属する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。) に基部分について当該特定新事業開拓事業者に委託財務研究に要する事項が定められているものに限る。) に基部分について当該特定新事業開拓事業者に委託する試験研究の表すでにある事項が定められているものに限る。) 特定新事業開拓事業者に委託する試験研究のうち次にある事項が定められているものを除く。)

工業化研究以外の試験研究に該当するもの拓事業者に委託する試験研究が当該法人の 該当しないものであること(その委託に係の項において「工業化研究」という。)に研究として財務省令で定めるもの(以下こ 当該法人が行おうとする試験研究が工業化 用した機械その他の減価償却資産をいう。 である旨が定められている場合に限る。)。 る委任契約等において、当該特定新事業開 用して行う試験研究の内容が定められてい るものである旨及び当該知的財産権等を活 産権等が当該特定新事業開拓事業者の有す 委任契約等において、その活用する知的財 して行うものであること(その委託に係る 以下第十二号までにおいて同じ。)を活用 して財務省令で定めるもの及びこれらを活 する知的財産権その他これに準ずるものと (法第四十二条の四第十九項第十号に規定 定新事業開拓事業者の有する知的財産権等 その委託する試験研究が主として当該特 その委託する試験研究の成果を活用して

T 成果活用促進事業者に委託する試験研究のうち次に掲げる要件のいずれかを満たすもの(当該成果活用促進事業者の行う成果実用の(当該法人が当該試験研究に要する費用を負担する旨及びその明細、当該成果活用促進事業者が当該費用の額を確認する旨及びその規する当該法人が当該試験研究に要する費用を負担する旨及びその明細、当該成果活用促進事業者が当該費用の額を確認する旨及ので見る。)で、当該成果活用促進事業者の方方成果実用担する旨その他財務省令で定める事項が定めまれているものに限る。)に基づいて行われるもの(当該試験研究の成果が当該大に帰る素者が当該費用の額を確認する旨その他財務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行われるもの(当該試験研究の主要な部分について当該成果活用促進事業者が再委託を行うもの当該成果活用促進事業者が再委託を行うもの当該成果活用促進事業者が再委託を行うもの当該成果活用促進事業者に委託する試験研究で

- その委託する試験研究の成果を活用してものである旨が定められている場合に限れて係る委任契約等において、当該成果活託に係る委任契約等において、当該成果活託に係る委任契約等において、当該成果活託に係る委任契約等において、当該成果活託に係る委任契約等において、当該成果を活用してものである旨が定められている場合に限

その委託する試験研究が主として当該成果活用促進事業者の有する知的財産権等をするものである旨及び当該知的財産権等をするものである旨及び当該知民の活用する知的財産権等が当該成果活用促進事業者の有的財産権等が当該成果活用促進事業者の有する知的財産権等を果活用促進事業者の有する知的財産権等を

十二 他の者 (特別研究機関等、大学等、特定新事業開拓事業者、成果活用促進事業者及び新事業開拓事業者、成果活用促進事業者及びに委託する試験研究のうち次に掲げる要件のに委託に係る委任契約等(当該委任契約等において、その委託する試験研究における分担おいて、その委託する試験研究における分担すべき役割として当該法人が当該試験研究における分担する費用を負担する旨及びその明細、当該要する費用を負担する旨及びその明知、当該本位の者が当該費用の額を確認する旨及びその他の者が当該費用の額を確認する旨及びその他の者が当該費用の額を確認する旨及びその他の者が当該費用の額を確認する旨及びその他の者が当該費用の額を確認する旨及びその他対務省令で定める事項が定められているものに限る。)に基づいて行わめられているものに限る。)に基づいて行われるものに限る。)に基づいて行われるものに限る。)に基づいて行われるもの

当該法人が行おうとする試験研究が工業化イ その委託する試験研究の成果を活用して

は別としは別としで、当で、当で、当完以外の試験研究に該当するものである旨で、当完以外の試験研究に該当するものである旨に係る委が定められている場合に限る。)。が定められている場合に限る。)。で、当会託する試験研究が当該法人の工業化研済に係る委任契約等において、当該他の者試験研究

十三 特定中小企業者等(中小事業者等に限ものであること(その委託に係る委任契約的財産権等を活用して行う試験研究の内容が定められている場合に限る。)。 という おいっと (その委託に係る委任契約をが定められている場合に限る。)。

·三 特定中小企業者等(中小事業者等に限る。)からその有する知的財産権(法第四十る。)からその有する知的財産権(という。以下この号において同じ。)の設定又は協定において、当該知的財産権をいう。以下この号において同じ。)の設定又は協定において、当該知的財産権の設定又は協定において、当該知的財産権の設定又は協定において、当該知的財産権の使用料の明細(当該試験研究の進捗に応じて当該知的財産権の使用料を支払う場合において会し、その旨を含む。)その他財務省令で定めて当該知的財産権の使用料を支払う場合に限して支払うよの場合に関係を対して対して対し、当該知的財産権の使用料の明細(当該知的財産権の使用料を支払う場所である。)の設定では、その旨を含む。)その世界が定められているものに限る。)に基づいて行われるものに限る。)に基づいて行われるものに限る。)に基づいて行われるものに限る。)からその情を対します。

十四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十六項 は同法第七十七条の四に規定する特定用途医 は同法第七十七条の四に規定する特定用途医 東品、特定用途医療機器若しくは希少疾病用再生医療等製品 下間光法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第十 田条第一項第二号の規定による助成金の交付 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び を受けてその対象となつた期間に行われるを受けてその対象となつた期間に行われるを受けてその対象となつた期間に行われるを受けてその対象となつた期間に行われるを受けてその対象となつた期間に行われる

を支出して行う試験研究であること。 イ 当該法人の役員(法人税法第二条第十五 イ 当該法人の役員(法人税法第二条第十五 イ 当該法人の役員をいう。以下この号にお 号に規定する役員をいう。以下この号にお がて同じ。) 又は使用人である次に掲げる という。以下この号にお がに掲げる要件の全てを満たす試験研究

いてこれに相当する学位を授与された者(外国にお

を含む。)で、その授与された日から五

- が零である場合を除く。)に当該事業年度又は当該前事業年度の(2)に掲げる金額人件費割合が零である場合(当該事業年度 人の当該事業年度の前事業年度の新規高度割合が一・○三以上である場合又は当該法度の新規高度人件費割合で除して計算した おいて同じ。)を当該事業年度の前事業年 げる金額のうちに占める割合をいう。ロに 費割合 ((1) に掲げる金額が (2) に掲 するものを除く。)であること。 において行う試験研究(工業化研究に該当 当該法人の当該事業年度の新規高度人件 るものを含む。)の役員又は使用人とな で、当該法人(同号イからハまでに掲げ 十年以上専ら研究業務に従事していた者 ものを除く。)の役員又は使用人として つた日から五年を経過していないもの 他の者(第三号イからハまでに掲げる Ŧi.
- 対する人件費の額 く。)のうち新規高度研究業務従事者に る試験研究に係る試験研究費の額を除 試験研究費の額(工業化研究に該当す 26
- 験研究であること。 次に掲げる要件のいずれかに該当する試又は使用人である者に対する人件費の額 試験研究費の額のうち当該法人の役員
- (2) その内容がその試験研究に従事する新 は広く当該法人の使用人に募集されたこ その内容に関する提案が広く一般に又 27
- 広く当該法人の役員及び使用人に募集さ のであること。 規高度研究業務従事者から提案されたも に又は広く当該法人の使用人に若しくは その試験研究に従事する者が広く一般
- 究の区分に応じ当該各号に定める試験研究費の 政令で定めるものは、次の各号に掲げる試験研 法第四十二条の四第十九項第十号に規定する

ること。

究業務従事者がその募集に応じた者であ れ、当該試験研究に従事する新規高度研

試験研究 前項第一号、第七号及び第十四号に掲げる 当該試験研究に係る試験研究費の

> 額であることにつき財務省令で定めるところ により証明がされたもの

- るところにより証明がされたもの 担するものであることにつき財務省令で定め 究に係る試験研究費の額として当該法人が負 第十二号までに掲げる試験研究 当該試験研 前項第二号から第五号まで及び第八号から
- 三 前項第六号に掲げる試験研究 当該試験研 究に係る第五項第三号に掲げる費用の額
- に定める試験研究費の額に該当する金額を除 により証明がされたもの(第一号又は第二号 験研究費の額として財務省令で定めるところ 同号に規定する知的財産権の使用料に係る試 第十三号の特定中小企業者等に対して支払う イ(1)又は(2)に掲げる費用のうち前項 研究に係る法第四十二条の四第十九項第一号 前項第十五号に掲げる試験研究 当該試験 前項第十三号に掲げる試験研究 当該試験
- 付け並びに役務の提供に係る収益の額(営業外 事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸 る政令で定める金額は、棚卸資産の販売その他 所得の金額の計算上益金の額に算入される金額 の収益の額とされるべきものを除く。)として 財務省令で定めるところにより証明がされた研究に係る同号ロ(1)に掲げる金額として 法第四十二条の四第十九項第十三号に規定す の額に該当する金額を除く。) もの(第一号又は第二号に定める試験研究費
- とする。 用年度(法第四十二条の四第八項第三号の通算 適用年度(同条第八項第三号の通算法人にあつ の月数を乗じてこれを当該売上調整年度の月数 年度開始の日の前日までの期間内に開始した各 法人にあつては、当該通算法人に係る通算親法 る政令で定めるところにより計算した金額は、 で除して計算した金額)の合計額を当該適用年 異なる売上調整年度の売上金額に当該適用年度 売上調整年度の月数とが異なる場合には、その 度」という。)の売上金額(適用年度の月数と 事業年度(以下この条において「売上調整年 人の適用年度)開始の日の三年前の日から適用 いう。以下この条において同じ。)及び当該適 (同条第十九項第十三号に規定する売上金額を 度。以下この項において同じ。) の売上金額 ては、同項第二号に規定する適用対象事業年 法第四十二条の四第十九項第十三号に規定す

度及び当該各売上調整年度の数で除して計算し

29

前項に規定する月別売上金額とは、その合併

- 法人の当該各号に規定する調整対象年度の売上 計算における同項の売上金額については、当該 等(合併法人、分割承継法人又は被現物出資法 適用を受ける法人が次の各号に掲げる合併法人 する場合の適用年度の当該法人の前項の金額の 金額は、当該各号に定めるところによる。 人をいう。以下この項において同じ。)に該当 法第四十二条の四第一項又は第四項の規定の
- 売上金額を合計した金額に当該合併等の日かいう。次号及び次項において同じ。)の月別 象年度」という。)については、当該各調整業年度を含む。以下この号において「調整対 第三十項第二号において同じ。)から当該適号に規定する基準日をいう。以下この項及び 年度において行われたものに係る合併法人 乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計 ら当該適用年度終了の日までの期間の月数を 含まれる月の当該合併等に係る被合併法人等 等の事業年度とみなした場合における当該事 の日をいう。次号及び第三十項第二号におい 併法人等の設立の日(第十項に規定する設立 法人に該当する場合には、基準日から当該合 む各売上調整年度(当該合併法人等が未経過 用年度開始の日の前日までの期間内の日を含 等 当該合併法人等の基準日 (第十二項第一 以下この項及び次項において同じ。)で適用 算した金額を加算する。 対象年度の売上金額に当該各調整対象年度に 対象年度ごとに当該合併法人等の当該各調整 て同じ。) の前日までの期間を当該合併法人 (被合併法人、分割法人又は現物出資法人を 合併等(合併、分割又は現物出資をいう。
- 日から当該合併等の日の前日までの期間内ののに係る合併法人等 当該合併法人等の基準 おいて「調整対象年度」という。)についてにおける当該事業年度を含む。以下この号に を当該合併法人等の事業年度とみなした場合 当該合併法人等の設立の日の前日までの期間 未経過法人に該当する場合には、基準日から 日を含む各売上調整年度(当該合併法人等が る被合併法人等の月別売上金額を合計した金 調整対象年度に含まれる月の当該合併等に係 等の当該各調整対象年度の売上金額に当該各 は、当該各調整対象年度ごとに当該合併法人 額を加算する。 合併等で売上調整年度において行われたも

- 始した各事業年度の売上金額(分割等(分割又 等に係る被合併法人等の当該合併等の日前に開 業年度の月数(分割等事業年度にあつては、当 割等事業年度の売上金額)をそれぞれ当該各事 う。)にあつては、当該分割等の日の前日を当 び第三十一項において「分割等事業年度」とい は現物出資をいう。以下第三十二項までにお 該分割等事業年度終了の日とした場合の当該分 て同じ。) の日を含む事業年度(以下この項及
- 売上金額をいう。 年度にあつては、当該分割等事業年度開始の日 る月)の売上金額とみなした場合における当該 から当該分割等の日の前日までの期間に含まれ 額を当該各事業年度に含まれる月(分割等事業 の前日までの期間の月数)で除して計算した金 該分割等事業年度開始の日から当該分割等の日
- る法人の区分に応じ当該各号に定めるところに 現物出資法人をいう。以下第三十二項までにお 適用を受ける法人が分割法人等(分割法人又は 号に規定する各調整対象年度の売上金額は、第 算における同項の売上金額については、当該法該適用年度の当該法人の第二十七項の金額の計 る事項を記載した書類の添付があるときは、当 請求書に移転売上金額その他の財務省令で定め 適用年度の確定申告書等、修正申告書又は更 同じ。)である場合において、当該法人の当該 いて同じ。)又は分割承継法人等(分割承継 人の第一号に規定する各売上調整年度又は第二 人又は被現物出資法人をいう。第二号において 一十八項の規定にかかわらず、次の各号に掲げ 法第四十二条の四第一項又は第四項の規定 規定する各売上調整年度ごとに当該分割法人 分割法人等 当該分割法人等のイ及びロに
- 掲げる分割法人等の区分に応じそれぞれ次に 等の当該各売上調整年度の売上金額から次に 定める金額を控除する。
- 書類に記載された金額に限る。ロ及び次項 当該各売上調整年度の移転売上金額(当該 上調整年度については、当該分割法人等の じてこれを当該適用年度の月数で除して計 該適用年度終了の日までの期間の月数を乗 において同じ。) に当該分割等の日から当 に係る分割法人等 当該分割法人等の各売 分割等で適用年度において行われたもの

年度までの各売上調整年度については、当から当該分割等の日の前日を含む売上調整 該分割法人等の当該各売上調整年度の移転 売上調整年度のうち最も古い売上調整年度 ものに係る分割法人等 当該分割法人等の 分割等で売上調整年度において行われた 32

金額に次に掲げる分割承継法人等の区分に応 分割承継法人等の当該各調整対象年度の売上 及びロに規定する各調整対象年度ごとに当該 じそれぞれ次に定める金額を加算する。 う。) については、当該分割承継法人等の含む。イにおいて「調整対象年度」とい 分割承継法人等 当該分割承継法人等のイ 用年度の月数で除して計算した金額 日までの期間の月数を乗じてこれを当該適 法人等の月別移転売上金額を合計した金額 年度に含まれる月の当該分割等に係る分割 当該各調整対象年度ごとに当該各調整対象 度とみなした場合における当該事業年度を までの期間を当該分割承継法人等の事業年 等の各売上調整年度(当該分割承継法人等 に当該分割等の日から当該適用年度終了の から当該分割承継法人等の設立の日の前日 が未経過法人に該当する場合には、基準日 に係る分割承継法人等 当該分割承継法人 分割等で適用年度において行われたもの 33

割法人等の月別移転売上金額を合計した 象年度に含まれる月の当該分割等に係る分 の当該各調整対象年度ごとに当該各調整対いう。)については、当該分割承継法人等 準日から当該分割承継法人等の設立の日の 法人等の各売上調整年度(当該分割承継法ものに係る分割承継法人等 当該分割承継 度を含む。ロにおいて「調整対象年度」と 業年度とみなした場合における当該事業年 前日までの期間を当該分割承継法人等の事 人等が未経過法人に該当する場合には、基 分割等で売上調整年度において行われた

当該各事業年度の月数(分割等事業年度にあつ 算した金額を当該各事業年度に含まれる月(分 割等の日の前日までの期間の月数)で除して計 ては、当該分割等事業年度開始の日から当該分 開始した各事業年度の移転売上金額をそれぞれ 分割等に係る分割法人等の当該分割等の日前に 前項に規定する月別移転売上金額とは、その

31

割等事業年度にあつては、当該分割等事業年度 における当該移転売上金額をいう。 開始の日から当該分割等の日の前日までの期間 に含まれる月)の移転売上金額とみなした場合

と当該移転事業以外の事業に係る売上金額とに 金額をいう。 区分した場合における当該移転事業に係る売上 を合理的な方法により移転事業に係る売上金額 割等に係る分割法人等の各事業年度の売上金額 前二項に規定する移転売上金額とは、その分

条第八項第二号に規定する他の事業年度を、そ 定の適用を受ける法人には同号イの他の通算法の適用については、同条第一項又は第四項の規 は同号イの他の通算法人に係る第十二項から第一法第四十二条の四第八項第三号の通算法人又 れぞれ含むものとする。 十六項まで及び第二十八項から前項までの規定 い端数を生じたときは、これを一月とする。 での月数は、暦に従つて計算し、一月に満たな 項、第二十項及び第二十七項から第三十一項ま 人を、適用年度には同号イの他の通算法人の同 第四項、第十二項から第十五項まで、第十九

法律第十一号)第二章第三節及び第四章の規定 及び第五章並びに地方法人税法(平成二十六年 ける法人税法第二編第一章(第二節を除く。) る場合を含む。) の規定の適用がある場合にお の適用については、次に定めるところによる。 (これらの規定を同条第十八項において準用す 法第四十二条の四第八項第六号ロ又は第七号 定」という。)により加算された金額を控除 号から第四号までにおいて「特別税額加算規 額に含まれる法第四十二条の四第八項第六号 した金額とする。 において準用する場合を含む。)の規定(次 ロ及び第七号(これらの規定を同条第十八項 る法人税額は、当該法人税額から当該法人税 法人税法第七十一条第一項第一号に規定す

三 地方法人税法第十六条第一項第一号に規定 法人税の額から当該所得に対する法人税の額得に対する法人税の額は、当該所得に対する 算規定により加算された金額の百分の十・三 規定する基準法人税額に含まれる特別税額加 当該地方法人税額に係る同法第六条第一項に する地方法人税額は、当該地方法人税額から た金額を控除した金額とする。 に含まれる特別税額加算規定により加算され 法人税法第百三十五条第二項に規定する所 4

に相当する金額を控除した金額とする。

める規模のものは、次の各号に掲げる減価償却

法第四十二条の六第一項に規定する政令で定

6

兀 得基準法人税額に含まれる特別税額加算規定 方法人税の額に係る同条第一項に規定する所 税の額から当該所得基準法人税額に対する地 は、当該所得基準法人税額に対する地方法人 所得基準法人税額に対する地方法人税の額 により加算された金額の百分の十・三に相当 地方法人税法第二十九条第二項に規定する

#### 第二十七条の五 削除

償却又は法人税額の特別控除) (中小企業者等が機械等を取得した場合の特別

第二十七条の六 法第四十二条の六第一項第一号 件のいずれにも該当することとする。 に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要 その管理のおおむね全部を他の者に委託す

るものを除く。)の用に供するものであるこ 項に規定する中小企業者等の主要な事業であ 務省令で定める事業(法第四十二条の六第一 るものであること。 要する人件費が少額なサービス業として財

省令で定める書類を含むものとし、複写して販 うに組み合わされたもの(これに関連する財務 る指令であつて一の結果を得ることができるよ 令で定めるソフトウエアは、電子計算機に対す のその他財務省令で定めるものを除く。)とす 行われる試験研究をいう。) の用に供されるも れている技術の著しい改善を目的として特別に 造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化さ 売するための原本、開発研究(新たな製品の製 法第四十二条の六第一項第三号に規定する政

3 の船舶に用いられた指定装置等(環境への負荷とし、同号に規定する政令で定めるものは、そ定める船舶は、総トン数が五百トン以上の船舶 らかにされた船舶とする。 第二項第一号及び第二号に掲げる事業とし、法令で定める海上運送業は、内航海運業法第二条 ることにつき財務省令で定めるところにより明 定める事項を国土交通大臣に届け出たものであ て同じ。)をいう。)の内容その他の財務省令で する装置(機器及び構造を含む。第十項におい の低減に資するものとして国土交通大臣が指定 第四十二条の六第一項第五号に規定する政令で 法第四十二条の六第一項第五号に規定する政

する金額を控除した金額とする。

資産の区分に応じ当該各号に定める規模のもの

項各号の規定により計算した取得価額をい う。以下この項において同じ。) が百六十万 の取得価額(法人税法施行令第五十四条第一 は一式をもつて取引の単位とされるものにあ 円以上のもの つては、一組又は一式。次号において同じ。) 機械及び装置 一台又は一基(通常一組又

二 工具 一台又は一基の取得価額が百二十万 供した同項第二号に掲げる工具(一台又は一 業者等の営む同項に規定する指定事業の用に 事業年度にあつては、当該事業年度開始の日以前に開始し、かつ、当該末日後に終了する年度(同条第一項に規定する指定期間の末日 う。以下この項において同じ。) が当該事業 二条の六第一項に規定する中小企業者等をい 場合の当該工具を含む。) の取得価額の合計額が百二十万円以上である 基の取得価額が三十万円以上のものに限る。) じ。) 又は製作をして国内にある当該中小 のないものの取得に限る。次号において同 取得(その製作の後事業の用に供されたこと から当該末日までの期間に限る。) において、 円以上のもの(当該中小企業者等(法第四十

規定する指定期間の末日以前に開始し、かが当該事業年度(法第四十二条の六第一項に額が七十万円以上のもの(当該中小企業者等 に規定する指定事業の用に供した同項第三号して国内にある当該中小企業者等の営む同項 の期間に限る。)において、取得又は製作をは、当該事業年度開始の日から当該末日まで が七十万円以上である場合の当該ソフトウエ を受けるものを除く。)の取得価額の合計額 三十三条又は第百三十三条の二の規定の適用 に掲げるソフトウエア(法人税法施行令第百 つ、当該末日後に終了する事業年度にあつて アを含む。) ソフトウエア 一のソフトウエアの取得価

める契約は、次に掲げる契約とする。 法第四十二条の六第一項に規定する政令で定

配することを約する契約 をし、相手方がその事業から生ずる利益を分 当事者の一方が相手方の事業のために出資

める事業は、 二 外国における匿名組合契約又は前号に掲げ 法第四十二条の六第一項に規定する政令で定 る契約に類する契約 農業、林業、 漁業、 水産養殖業、

む法人とする 海運業法第二条第二項第二号に掲げる事業を営 し、同項に規定する政令で定める法人は、内航 運送業、ガス業その他財務省令で定める事業と 鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾

- める割合は、百分の七十五とする。 法第四十二条の六第一項に規定する政令で定
- 第九号に規定する農業協同組合等及び商店街振人を含むものとし、法第四十二条の四第十九項 円を超える法人に該当する場合における通算法かの法人が資本金の額又は出資金の額が三千万 興組合を除く。) とする。 万円を超える法人(他の通算法人のうちいずれ める法人は、資本金の額又は出資金の額が三千 法第四十二条の六第二項に規定する政令で定
- めるものは、法人税法施行令第四十八条の二第法第四十二条の六第五項に規定する政令で定 五項第五号に規定する所有権移転外リース取引
- 指定したときは、これを告示する。 国土交通大臣は、第三項の規定により装置を
- 第二十七条の七及び第二十七条の八 削除 るかどうかの判定その他同項の規定の適用に関 し必要な事項は、財務省令で定める。 第一項第二号に規定する主要な事業に該当す

(沖縄の特定地域において工業用機械等を取得

- 第二十七条の九 法第四十二条の九第一項に規定 合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。 する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場 した場合の法人税額の特別控除) をする場合 沖縄振興特別措置法第六条第四掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設 用する同条第四項の規定による提出の日まで 間の初日から当該変更に係る同項において準 しないこととなつた区域については、当該期 変更により同号の第二欄に掲げる区域に該当 規定による提出の日)から令和七年三月三十 更に係る同項において準用する同条第四項の 当することとなつた区域については、当該変 項の規定による提出の日(同条第七項の変更 により新たに同号の第二欄に掲げる区域に該 日までの期間(当該期間内に同条第七項の 一欄に掲げる区域内において同号の第三欄に 法第四十二条の九第一項の表の第一号の第
- 一欄に掲げる区域内において同号の第三欄に 法第四十二条の九第一項の表の第二号の第

項の変更により同号の第二欄に掲げる区域に 該変更に係る同項において準用する同条第四 に該当することとなつた区域については、当変更により新たに同号の第二欄に掲げる区域 て準用する同条第四項の規定による提出の日 該期間の初日から当該変更に係る同項におい 該当しないこととなつた区域については、当 三十一日までの期間(当該期間内に同条第七 項の規定による提出の日)から令和七年三月 第四項の規定による提出の日(同条第七項の をする場合 沖縄振興特別措置法第二十八条 掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設

該期間の初日から当該変更に係る同項におい該当しないこととなつた区域については、当 項の変更により同号の第二欄に掲げる区域に 項の規定による提出の日)から令和七年三月 第四項の規定による提出の日(同条第七項の までの期間 て準用する同条第四項の規定による提出の日 三十一日までの期間(当該期間内に同条第七 該変更に係る同項において準用する同条第四 に該当することとなった区域については、当 変更により新たに同号の第二欄に掲げる区域 をする場合 沖縄振興特別措置法第三十五条 掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設 二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に 法第四十二条の九第一項の表の第三号の第

該期間の初日から当該変更に係る同項におい該当しないこととなつた区域については、当 項の変更により同号の第二欄に掲げる区域に 項の規定による提出の日)から令和七年三月 て準用する同条第四項の規定による提出の日 三十一日までの期間(当該期間内に同条第七 該変更に係る同項において準用する同条第四 に該当することとなった区域については、当 変更により新たに同号の第二欄に掲げる区域 第四項の規定による提出の日(同条第七項の をする場合 沖縄振興特別措置法第四十一条 掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設 一欄に掲げる区域内において同号の第三欄に 法第四十二条の九第一項の表の第四号の第

Ŧi. 掲げる事業の用に供する設備の新設又は増設 をする場合 二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に 法第四十二条の九第一項の表の第五号の第 沖縄振興特別措置法第五十五条

又は第五項の解除又は変更により同表の第五期間」という。)内に同法第五十五条第四項 期間(当該期間(以下この号において「指定とする。)から令和七年三月三十一日までの八項において準用する同条第四項の認定の日 その新たに該当することとなつた日とし、同区域に該当することとなつた区域については の該当しないこととなつた日までの期間と なつた区域については指定期間の初日からそ 号の第二欄に掲げる区域に該当しないことと 法第五十五条の二第七項の変更により新たに 項の変更により新たに同号の第二欄に掲げる なつた事業については当該変更に係る同条第 同号の第三欄に掲げる事業に該当することと の二第四項の認定の日(同法第五十五条第四

2 の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定に供する設備で政令で定める規模のものは、次に供する設備で政令で定める規模のものは、次に対策の十二条の九第一項に規定する事業の用 日から当該変更に係る同条第八項において準当しないこととなつた事業については当該初の変更により同号の第三欄に掲げる事業に該 その取り消された日までの期間とする。) の認定を取り消された場合には当該初日から 条第九項に規定する認定経済金融活性化計画 用する同条第四項の認定の日までの期間と し、指定期間内に同法第五十五条の二第七項 し、指定期間内に同条第十項の規定により同

める規模のものとする。 施設に含まれる部分に限る。)の取得価額れない部分があるものについては、当該対象 が存する施設として財務省令で定めるものを比して有利な条件で利用する権利を有する者 する性風俗関連特殊営業の用に供するもの並項に規定する風俗営業及び同条第五項に規定 附属設備並びに構築物(当該対象施設に含ま これを構成する機械及び装置、建物及びその の(以下この号及び第四項において「対象施 著しく資する施設として財務省令で定めるも 除く。)のうち沖縄振興特別措置法第六条第 びに当該施設の利用について一般の利用客に 及び業務の適正化等に関する法律第二条第一 る特定民間観光関連施設(風俗営業等の規制 三欄に掲げる事業 一の設備(同欄に規定す 設」という。)に含まれるものに限る。)で、 二項第三号に規定する観光関連施設の整備に (法人税法施行令第五十四条第一項各号の規 法第四十二条の九第一項の表の第一号の第 3

> 第三号において同じ。)の合計額が千万円を 定により計算した取得価額をいう。次号及び 超えるもの(第四項において「特定の設備」

- 二 法第四十二条の九第一項の表の第二号から るいずれかの規模のもの 第四号までの第三欄に掲げる事業 次に掲げ
- 項において同じ。) の取得価額の合計額 号までに掲げるものに限る。次号イ及び次 じ。)で、これを構成する減価償却資産 係る設備を含む。以下この項において同 千万円を超えるもの (法人税法施行令第十三条第一号から第七 一の生産等設備(ガスの製造又は発電に
- 三欄に掲げる事業 次に掲げるいずれかの規 法第四十二条の九第一項の表の第五号の第 価額の合計額が百万円を超えるもの で、一の生産等設備を構成するものの取得 四十二条の九第一項の表の第四号の第三欄 機械及び装置並びに器具及び備品(法第 【掲げる事業にあつては、機械及び装置】
- 模のもの 超えるもの 償却資産の取得価額の合計額が五百万円を 一の生産等設備で、これを構成する減価
- の生産等設備を構成するものの取得価額の 合計額が五十万円を超えるもの 機械及び装置並びに器具及び備品で、
- 興に資するものとして政令で定めるものは、次法第四十二条の九第一項に規定する区域の振 の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定
- める減価償却資産とする。 記載された減価償却資産規定する認定観光地形成促進措置実施計画に 欄に掲げる事業者に該当する法人 当該法 法第四十二条の九第一項の表の第一号の の沖縄振興特別措置法第七条の二第八項に
- 項に規定する認定情報通信産業振興措置実施 計画に記載された減価償却資産 人の沖縄振興特別措置法第二十九条の二第八 一欄に掲げる事業者に該当する法人 当該法 法第四十二条の九第一項の表の第二号の第
- 三 法第四十二条の九第一項の表の第三号の第 実施計画に記載された減価償却資産 項に規定する認定産業高度化・事業革新措置 一欄に掲げる事業者に該当する法人 当該法 人の沖縄振興特別措置法第三十五条の三第八

- 実施計画に記載された減価償却資産項に規定する認定国際物流拠点産業集積措置「側に掲げる事業者に該当する法人」当該法一欄に掲げる事業者に該当する法人」当該法四、法第四十二条の九第一項の表の第四号の第
- 欄に規定する政令で定める事業は、ソフトウエ横に規定する政令で定めるものは、特定の設備がびに構築物のうち、対象施設に含まれる部分とする。
  分とする。
  分とする。
  かとする。
  がとする。
  がとする。
  がとする。
  がとする。
  がとする。
- 一 電気通信業 電気通信設備に供される建物 る構築物は、次の各号に掲げる事業の区分に応 欄に規定する政令で定める建物及び構築物とする。
- 財務省令で定める構築物 及び研究所用の建物並びにアンテナその他の 電気通信業 電気通信設備に供される建物
- 法第四十二条の九第一項の表の第三号の第三 9 法第四十二条の九第一項の表の第三号の第三 9 とする。

- 次に掲げるものとする。る。)で財務省令で定めるものに限る。)並びにる。)で財務省令で定めるものに限る。)並びにと業又はガス供給業の用に供されるものに限
- び電気業 次に掲げる器具及び備品イ 製造業、自然科学研究所に属する事業及定める器具及び備品
- で定めるもので定めるもので定めるもので定めるもので定めるものとして財務研究をいう。)の用特別に行われる試験研究をいう。)の用特別に行われる試験研究をいう。)の用いている技術の発明又は現に企業化さくは新たな技術の発明又は現に企業化さくは新たな技術の発明又は現に企業化さ
- 器具及び備品電子計算機その他の財務省令で定める

(2)

- ロ 道路貨物運送業、倉庫業、卸売業及びデロ 道路貨物運送業、倉庫業、卸売業及び備品がイン業 イ(2)に掲げる器具及び備品がイン業 イ(2)に掲げる器具及び備品がイン業 イ(2)に掲げる器具及び備品がイン業 イ(2)に掲げる器具及び備品がイン業 イ(2)に掲げる器具及び備品がイン業を表す。
- その附属設備 作業場用又は倉庫用の建物及び倉庫用の建物及びその附属設備
- の建物及びその附属設備の建物及びその附属設備を基場用、倉庫用又は展示場用
- 注 自然科学研究所に属する事業 研究所用物及びその附属設備 デザイン業 事務所用又は作業場用の建
- て「航空機整備業」という。)とする。 て「航空機整備業」という。)とする。 て「航空機整備業」という。)及び同条第 大阪第一号において「無店舗小売業」という。)、同条第六号に掲げる機械等修理業(次項第三号に 第二号において「機械等修理業」という。)、同 第二号において「機械等修理業」という。)、同 第二号において「機械等修理業」という。)、同 第二号において「機械等修理業」という。)、同 第二号において「機械等修理業」という。)、同 第二号において「機械等修理業」という。)、同 第二号において「機械等修理業」という。)、同 第二号において「概成等修理業」という。)及び同条第 大塚第一号において「無店舗小売業」とい 方。)、同条第六号に掲げる機械等修理業」とい の建物及びその附属設備
- ぞれ同号イからハまでに規定する建物及び次の号イからハまでに掲げる事業の区分に応じそれ欄に規定する政令で定める建物は、第八項第二欄に規定する政令で定める建物は、第八項第二10 法第四十二条の九第一項の表の第四号の第四

- 一 無店舗小売業 事務所用、作業場用又は倉る建物とする。 各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定め
- 庫用の建物 無店舗小売業 事務所用、作業場用又は倉

機械等修理業

作業場用又は倉庫用の建物

- 庫用又は倉庫用の建物 一 不動産賃貸業 倉庫用の建物
- **ミー+七条の十** 法第四十二条の十第一頁に規定場合の特別償却又は法人税額の特別控除)(国家戦略特別区域において機械等を取得した
- 第二十七条の十 法第四十二条の十第一項に規定する政令で定める試験研究は、新たな製品の製作でいる技術の著しい改善を目的として特別に行われる技術の著しい改善を目的として特別に表示している技術の子とする。
- 本 法第四十二条の十第一項に規定する政令で定 と 法第四十二条の十第一項に規定する政令で定 のものとする。 のものとする。 のものとする。 のものとする。 のものとする。 と 法第四十二条の十第一項に規定する政令で定 が 1年万円以上のものとし、器具及び に構築物にあつては一台又は一基の取得価額が千万 同じ。が 1千万円以上のものとし、器具及び 備品にあつては一台又は一基の取得価額が千万 一間に。 が 1千万円以上のものとし、器具及び に構築物にあつては一の建物及びその附属設備並び に構築物にあつては一の建物及びその附属設備並び に構築物にあつては一の建物及びその附属設備並び に構築物にあつては一の建物及びその附属設備が のものとする。
- (国際戦略総合特別区域において機械等を取得(国際戦略総合特別区域において機械等を取得がある試験研究は、新たな製品規定する政令で定める試験研究は、新たな製品規定する政令で定める試験研究は、新たな製品規定する政令で定める試験研究は、新たな製品規定する政令で定める試験研究は、新たな製品はおいて機械等を取得(国際戦略総合特別区域において機械等を取得
- 2 法第四十二条の十一第一項に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置にあつては、以下この項において同じ。)が二千万円以上のものとし、器はいて同じ。)が二千万円以上のものとし、器により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。)が二千万円以上のものとし、器が千万円以上のものとし、建物及びその附属設備並びに構築物にあつては一台又は一基の取得価額が千万円以上のものとし、建物及びその附属設備並びに構築物にあつては一台又は一基の取得価額が千万円以上のものとし、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が一億層設備並びに構築物の取得価額の合計額が一億層設備並びに構築物の取得価額の合計額が一億層、以上のものとする。

- 人税額の特別控除)事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法(地域経済牽引事業の促進区域内において特定
- 第二十七条の十一の二 法第四十二条の十一の二 第二十七条の十一の二 法第四十二条の十一の正規定する政令で定める規模のものは、第一項に規定する政令で定める規模のものは、第一項に規定する資産の取得価額(同項に規定する資産の取得価額をいう。)の合計額が二千万円以上のもの価額をいう。)の合計額が二千万円以上のものに、第二十七条の十一の二 法第四十二条の十一の二 法第四十二条の十一の二 第二十七条の十一の二 法第四十二条の十一の二
- 法第四十二条の十一の二第一項第一号に規定 法第四十二条の十一の二第一項第一号に規定する主務大臣をいう。第四十三条第二項に規定する主務大臣をいう。 とについて主務大臣(地域経済牽引事業の促進とについて主務大臣(地域経済牽引事業の促進をについて主務大臣(地域経済牽引事業の促進をについて主務大臣(地域経済牽引事業の促進をしている。)の確認を受けたものとする。
- とする。
  とする。
  とする。
  とする。
  とする。
  とすることについて主務大臣の確認を受けたもの業大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合業大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合する政令で定めるものは、地域の事業者に対しする政令で定めるものは、地域の事業者に対しま第四十二条の十一の二第二項第一号に規定
- (地方活力向上地域等において特定建物等を取定めたときは、これを告示する。 経済産業大臣は、前二項の規定により基準を

得した場合の特別償却又は法人税額の特別控

- 第二十七条の十一の三 法第四十二条の十一の三 第二十七条の十一の三 法第四十二条の十一の三 第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得 (法人税法施行令第五十四条第一項各号の 個額(法人税法施行令第五十四条第一項各号の 領が三千五百万円(法第四十二条の四第十九項 第七号に規定する中小企業者(同項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の二に規定する適用除外事業者に該当するものを除 (地方活力向上地域等において雇用者の数が増 (地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)
- 法第五条第一項に規定する適用事業のうち風俗一号に規定する政令で定めるものは、雇用保険! 第二十七条の十二 法第四十二条の十二第一項第

項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するも 第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五 営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

- る者とする。 政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げ 法第四十二条の十二第六項第四号に規定する 役員(法第四十二条の十二第六項第四号に
- 規定する役員をいう。次号及び第三号におい て同じ。) の親族
- 二 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚 姻関係と同様の事情にある者
- の支援を受けているもの 前二号に掲げる者と生計を一にするこれら 前二号に掲げる者以外の者で役員から生計
- める書類を確定申告書等に添付することにより 証明がされた当該基準雇用者数とする。 同じ。)の数について記載された財務省令で定 する雇用者をいう。以下第十一項までにおいて の計算の基礎となる雇用者(同項第四号に規定 雇用者数をいう。以下この条において同じ。) ける基準雇用者数(同項第六号に規定する基準 じ。)のみを法人の事業所とみなした場合にお 象特定業務施設をいう。以下この条において同 適用対象特定業務施設(同号に規定する適用対 政令で定めるところにより証明がされた数は、 法第四十二条の十二第六項第七号に規定する
- を確定申告書等に添付することにより証明がさ の数について記載された財務省令で定める書類 において適用対象特定業務施設に勤務するもの の条において同じ。)で当該適用年度終了の日 項第八号に規定する特定雇用者をいう。以下こ 用された特定雇用者(法第四十二条の十二第六 当該適用年度終了の日までの期間)に新たに雇 た日を含む事業年度である場合には、同日から 定をいう。以下この条において同じ。)を受け が計画の認定(同条第一項に規定する計画の認 同項第三号に規定する適用年度(当該適用年度 政令で定めるところにより証明がされた数は、 法第四十二条の十二第六項第九号に規定する た当該特定雇用者の数とする。 8 9
- 5 が計画の認定を受けた日を含む事業年度である 同項第三号に規定する適用年度(当該適用年度 政令で定めるところにより証明がされた数は、 法第四十二条の十二第六項第十号に規定する 同日から当該適用年度終了の日まで

- とする。 財務省令で定める書類を確定申告書等に添付す じ。)に勤務するものの数について記載された 象特定業務施設をいう。以下この条において同 業務施設(同項第十号に規定する移転型適用対 適用年度終了の日において移転型適用対象特定 の期間)に新たに雇用された特定雇用者で当該 ることにより証明がされた当該特定雇用者の数
- 6 財務省令で定める書類を確定申告書等に添付す 雇用者」という。)の総数について記載された 適用年度終了の日において適用対象特定業務施 ある場合には、同日から当該適用年度終了の日 年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度で は、同項第三号に規定する適用年度(当該適用 数とする。 ることにより証明がされた当該新規雇用者の総 設に勤務するもの(以下この条において「新規 までの期間)に新たに雇用された雇用者で当該 る政令で定めるところにより証明がされた数 法第四十二条の十二第六項第十一号に規定す
- 当該特定雇用者の数とする。 当該適用対象特定業務施設に勤務するものの数 年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度で る政令で定めるところにより証明がされた数 定申告書等に添付することにより証明がされた について記載された財務省令で定める書類を確 者を除く。)で当該適用年度終了の日において 特定業務施設に転勤した特定雇用者(新規雇用 までの期間)において他の事業所から適用対象 ある場合には、同日から当該適用年度終了の日 は、同項第三号に規定する適用年度(当該適用 法第四十二条の十二第六項第十二号に規定す
- とする。 計算の基礎となる雇用者の数について記載され 事業所とみなした場合における基準雇用者数の る政令で定めるところにより証明がされた数 することにより証明がされた当該基準雇用者数 は、移転型適用対象特定業務施設のみを法人の た財務省令で定める書類を確定申告書等に添付 法第四十二条の十二第六項第十三号に規定す
- 年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度で 適用年度終了の日において移転型適用対象特定 までの期間)に新たに雇用された雇用者で当該 ある場合には、同日から当該適用年度終了の日 は、同項第三号に規定する適用年度(当該適用 る政令で定めるところにより証明がされた数 法第四十二条の十二第六項第十四号に規定す

- 10
- 当該法人の事業所と、当該法人の特定雇用者の する政令で定めるところにより証明がされた数
- 12 離職者がいないことにつき政令で定めるところ 定める書類を確定申告書等に添付することによ 職者がいないかどうかが確認できる財務省令で により証明がされた場合は、同項に規定する離 法第四十二条の十二第八項に規定する法人に ^証明がされた場合とする。
- るところにより証明がされた場合は、同項の他 算法人に離職者がいないことにつき政令で定め どうかが確認できる当該他の通算法人に係る財 の通算法人に同項に規定する離職者がいないか 法第四十二条の十二第八項に規定する他の通

- 業務施設に勤務するものの総数について記載さ 付することにより証明がされた当該雇用者の総 れた財務省令で定める書類を確定申告書等に添 14
- 年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度で る政令で定めるところにより証明がされた数 証明がされた当該特定雇用者の数とする。 める書類を確定申告書等に添付することにより するものの数について記載された財務省令で定 規雇用者を除く。)で当該適用年度終了の日に 用対象特定業務施設に転勤した特定雇用者(新 までの期間)において他の事業所から移転型適 ある場合には、同日から当該適用年度終了の日 は、同項第三号に規定する適用年度(当該適用 おいて当該移転型適用対象特定業務施設に勤務 法第四十二条の十二第六項第十五号に規定す
- る書類を確定申告書等に添付することにより証 がされた当該基準雇用者数とする。 書類を確定申告書等に添付することにより証明 用者の数について記載された財務省令で定める 合における基準雇用者数の計算の基礎となる雇 みを当該法人の雇用者と、それぞれみなした場 り証明がされた数は、当該特定業務施設のみを 第十六号ロに規定する政令で定めるところによ 明がされた当該基準雇用者数とし、同条第六項 場合における基準雇用者数の計算の基礎となる て同じ。) のみを当該法人の事業所とみなした をいう。以下この項及び第十六項第二号におい 業務施設(同項第一号に規定する特定業務施設 号に規定する法人の当該計画の認定に係る特定 務施設整備計画について計画の認定を受けた同 は、同号に規定する地方活力向上地域等特定業 雇用者の数について記載された財務省令で定め 法第四十二条の十二第六項第十六号イに規定

- ことにより証明がされた場合とする。 務省令で定める書類を確定申告書等に添付する
- 年度開始の日の前日における雇用者(法第四十 残余財産が確定したもの)に係る分割法人等 年度終了の日の前日までの期間内においてその う。)をいう。以下この項及び次項において同 六項第三号に規定する適用年度をいう。以下こ の適用を受ける法人が合併で適用年度(同条第 う。) に該当する者を除く。以下この項にお 者(同項第五号に規定する高年齢雇用者をい 用者数の計算については、当該法人の当該適用 又は被現物分配法人をいう。以下この条にお 割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人 財産の全部の分配に該当する現物分配にあつて じ。)で適用年度において行われたもの(残余 物分配(以下この条において「現物分配」とい 法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現 係る合併法人又は分割等(分割、現物出資又は の条において同じ。) において行われたものに 分に応じ当該各号に定める雇用者の数とする。 二条の十二第六項第四号に規定する雇用者をい て同じ。)に該当する場合の当該法人の基準雇 いう。以下この条において同じ。) 若しくは分 は、当該適用年度開始の日の前日から当該適用 て同じ。) の数は、次の各号に掲げる法人の区 (分割法人、現物出資法人又は現物分配法人を い、当該適用年度終了の日において高年齢雇用 法第四十二条の十二第一項又は第二項の規定 法人の区分に応じそれぞれ次に定める雇用者 当該合併に係る合併法人 次に掲げる合併
- 数と当該合併に係る被合併法人の当該合併 適用年度開始の日の前日における雇用者の り設立したものを除く。) 当該合併法人の における雇用者の数を合計した数 の直前における雇用者の数とを合計した数 合併に係る各被合併法人の当該合併の直 当該合併に係る合併法人(当該合併によ 当該合併により設立した合併法人 当該
- 該分割法人等の当該分割等の直後における雇 用者の数を控除した数をいう。)を減算した 当該分割等の直前における雇用者の数から当 者の数から移転雇用者数(当該分割法人等の 人等の適用年度開始の日の前日における雇用 当該分割等に係る分割法人等 当該分割法

イ 当亥分別等に係る分割承継去人等(当亥に定める雇用者の数に定める雇用者の数というでいてれぞれ次に 当該分割等に係る分割承継法人等 次に掲

不 当該分割等に係る分割承継法人等(当該分割等に係る分割承継法人を除く。イにおい法人又は被現物出資法人を除く。イにおい法人又は被現物出資により設立した分割承継

16

日の前日における雇用者の数 1 当該分割承継法人等の適用年度開始の

ロ 当該分割により設立した分割承継法人別等の直前における雇用者の数を控除した数雇用者の数を控除した数

当該分割に係る各分割法人の当該分割の直当該分割に係る各分割法人の当該分割の直後における雇用者の数を合計した数から当該現物出資の直前における雇用者の数を合計した数から当該現物出資の直前における雇用者の数を合計した数から当該現物出資の直前における雇用者の数を合計した数から当該各現物出資の直後における雇用者の数を合計した数から当該各現物出資の直後における雇用者の数を合計した数を控除した数

15 前項の規定は、法第四十二条の十二第五項の通算法人の事業年度において行われた分割等(残余財機法人の事業年度経済の日に終了するものに限額。)終了の日において司を第一項又は第二項の規定の適用を受けないものに限第一項又は第二項の規定の適用を受けないものに限る。以下この項において同じ。)が当該他の通算法人の同日に終了する事業年度(以下この項において同じ。)が当該他の通算法人との間に日に終了する事業年度(以下この項において同じ。)が当該他の通算法人の同日に終了する事業年度(以下この項において同じ。)が当該他の通算法人の同日に終了する事業年度(以下この項において行われた分割等(残余財化の事業年度において行われた分割等(残余財化の事業年度において行われた分割等(残余財化の事業年度において行われた分割等(残余財税法、法第四十二条の十二第五項の

読み替えるものとする。 で項に規定する他の事業年度終了の日に」とあるのは「他の事業年度終了の日に」とあるのは「他の事業年度終了の日に」とあるのは「他の事業年度終了の日に」との項において同じ。)」と、「適用年度終了の日の項において同じ。)」と、「適用年度終了の日の項において同じ。)」と、「適用年度終了の日の項に対いて同じ。)」と、「適用年度終了の日の項に対している。と、「適用年度をいう。以下に

大の同項に規定する地方活力向上地域等特定業人の同項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画につき受けた計画の認定に係るを含む適用年度において次の各号に掲げる場合に該当するときにおける同条第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む適用については、当該各号に定む。)の規定の適用については、当該各号に定む。)の規定の適用については、当該各号に定む。)の規定の適用については、当該各号に定む。)の規定の適用については、当該各号に定む。)の規定の適用については、当該各号に定む。

数を乗じてこれを十二で除して計算した金額始の日以後三年を経過する日までの期間の月 り読み替えて適用される同条第二項に規定す 法人の当該適用年度の同条第三項の規定によ 画に係る基準日(同条第六項第二号に規定す 当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計 第二項に規定する四十万円に当該適用年度の に当該適用年度開始の日から基準事業年度開 れを十二で除して計算した金額は、三十万円 る三十万円に当該適用年度の月数を乗じてこ これを十二で除して計算した金額とし、当該 三年を経過する日までの期間の月数を乗じて て「基準事業年度」という。) 開始の日以後 を含む事業年度(以下この号及び次号におい る基準日をいう。第二十項において同じ。) 額は、四十万円に当該適用年度開始の日から 月数を乗じてこれを十二で除して計算した金 三項の規定により読み替えて適用される同条 法人の当該適用年度の法第四十二条の十二第 当該適用年度が一年に満たない場合 当該

一 基準事業年度開始の日から当該適用年度終 「前号に掲げる場合を除く。」 当該法人の当該適用年度の法第四十二条の十二第二項に規定する地方事業所特別税額控除限度額は、四定する地方事業所特別税額控除限度額は、四定する地方事業所特別税額控除限度額は、四定する地方事業所特別税額控除限度額は、四定する地方事業所特別税額控除限度額は、四定する地方事業所特別税額控除限度額は、四定する地方事業所特別税額控除限度額は、四度第十六号に規定する地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額(当該計画の認用年度終日本等を表表の目的。) 当該適用年度終日本額に対している。

おいて、前項中「当該法人の当該適用年度」と雇用者数の計算について準用する。この場合に

の当該他の通算法人の当該他の事業年度の基準法人等若しくは分割承継法人等に該当する場合いてその残余財産が確定したもの)に係る分割は、当該他の事業年度開始の日の前日から当該産の全部の分配に該当する現物分配にあつて

あるのは「当該他の通算法人の他の事業年度

別基準雇用者数を乗じて計算した金額)とする準地方活力向上地域内にある場合には、三十万円に当該適用年度の同号に規定する地方事業所特に金額に当該特定業務施設に係る当該法人のた金額に当該適用年度開始の日から基準事業十万円に当該適用年度開始の日から基準事業に係る特定業務施設が同条第二項に規定す定に係る特定業務施設が同条第二項に規定す

る。 
たない端数を生じたときは、これを一月とすたない端数を生じたときは、これを一月とす 
清頂の月数は、暦に従つて計算し、一月に満

19

二 当該合併、分割又は現物出資(法人を設立 の時における資本金の額又は出資金の額が最 又は現物出資法人のうち、当該合併等の直前 等」という。) に係る被合併法人、分割法人 するものに限る。以下この号において「合併 前日)までの期間内の日を含む各事業年度 事業年度開始の日後である場合には、同日の は現物分配の日が当該適用を受けようとする の日の翌日)の前日(当該分割、現物出資又 る現物分配にあつては、その残余財産の確定 物分配の日(残余財産の全部の分配に該当す じ。) から当該合併、分割、現物出資又は現 該適用を受けようとする事業年度開始の日前 被合併法人又は分割法人等の判定基準日(当 設立するものを除く。)又は現物分配に係る も多いもの(以下この号において「基準法 い事業年度開始の日をいう。次号において同 二年以内に開始した各事業年度のうち最も古 た事業年度及び当該基準法人である分割法人 人」という。) の当該合併等の日前に終了し 当該合併、分割若しくは現物出資(法人を

東した金額)とす 現物出資の日の前日までの期間を当該合併等の日から基準事業 現物出資の日の前日までの期間を当該合併等の日がら当該合併等の日がら基準事業 現物出資の日の前日までの期間を当該合併等の日がら当該合併等の日がら基準事業 現物出資の日の前日までの期間を当該合併等の日がら当該合併等の日がら基準事業 現物出資の日の前日までの期間を当該合併等の日がら当該合併等の日がら当該合併等の日がら当該合併等の日がら当該分割又は現物出資の

後」と読み替えるものとする。 の日後」とあるのは「他の事業年度開始の前」と、「適用を受けようとする事業年度開 始の日前」とあるのは「他の事業年度開始の 業年度をいう。第一号において同じ。〕」と、同算法人の他の事業年度(次項に規定する他の事中「当該法人の当該」とあるのは「当該他の通 第八項に規定する離職者がいないかどうかの判 度開始の日の二年前の日の前日から当該他の事 前の日から当該他の通算法人の当該他の事業年て「他の事業年度」という。) 開始の日の二年 び第二項に規定する法人が通算法人である場合 項第一号中「適用を受けようとする事業年度開 定について準用する。この場合において、 は分割承継法人等に該当する場合における同条 の残余財産が確定したもの)に係る合併法人又 業年度終了の日の前日までの期間内においてそ 物出資又は現物分配(残余財産の全部の分配に度終了の日までの間に行われた合併、分割、現 における当該法人のこれらの規定の適用を受け 該当する現物分配にあつては、当該他の事業年 配関係がある他の通算法人が当該他の通算法人 終了の日において当該法人との間に通算完全支 ようとする事業年度(当該法人に係る通算親法 人の事業年度終了の日に終了するものに限る。) 同日に終了する事業年度(以下この項にお 前項の規定は、法第四十二条の十二第一項及 前項 Ħ

れらの規定に規定する控除対象通算適用前欠

(同法第五十三条第五項又は第三百

寄附をした場合の法人税額の特別控除)
 寄附をした場合の法人税額の特別控除)
 寄附をした場合の法人税額の特別控除)
 寄附をした場合の法人税額の特別控除)
 寄附をした場合の法人税額の特別控除)
 お零に満たない事業年度終了の目におっては、当該書類及びその適用を受ける事業年度終了の目において当該通算法人の地方活力向上地域等特定業ある他の通算法人の地方活力向上地域等特定業本程度が当該他の通算法人の基準雇用者数できる財務省令で定める書類)
 を添付しなければならない。定める書類)
 を添付しなければならない。定める書類)
 を添付しなければならない。

おいて「地方事業所基準雇用者数」という。)

第二十七条の十二の二 法第四十二条の十二の二 業年度の法第四十二条の四第十九項第二号に規 四十一条第二号に掲げる外国法人にあつては の一・四を乗じて計算した金額(法人税法第百 金額を控除した金額)を控除した金額)に百分 えるときは、当該合計額からその超える部分の 算した金額から加算課税額を控除した金額を超 でに掲げる金額の合計額(当該合計額が当該加 合計額を加算した金額から第三号から第八号ま 除した金額に第一号及び第二号に掲げる金額の 金額(次に掲げる金額がある場合には、当該控 により法人税の額から控除する金額を控除した 十九条の十第二項第二号ロ及びハに掲げる規定 額」という。) を加算した金額から同令第百三 金額の合計額(以下この項において「加算課税 四第四項に係る部分を除く。)及びハに掲げる 十九条の十第二項第一号ロ(法第四十二条の十 定する調整前法人税額に法人税法施行令第百三 第一項に規定する政令で定める金額は、当該事

とする。

一条の八第三項の規定の適用がある場合のこニ 地方税法第五十三条第三項又は第三百二十賦欠損調整額 出り第十一条の八第十七項に規定する加算対象被配 地方税法第五十三条第十七項又は第三百二

五 地方税法第五十三条第十三項又は第三百二十一条の八第十三項の規定の適用がある場合のこれらの規定に規定する控除対象通算対象所得調整額(同法第五十三条第十五項又は第三百二十一条の八第十三項に規定する控除対象通算対象所得調整額とみなされる金額を含む。)のうち、同整額とみなされる金額を含む。)のうち、同終第五十三条第十三項又は第三百二十一条の八第十三項に規定する控除されなかつた額に人第十三項に規定する控除されなかつた額に利用当する金額

る金額

不 地方税法第五十三条第十九項又は第三百二十一条の八第十九項の規定の適用がある場合のこれらの規定に規定する控除対象配賦欠損調整額(同法第五十三条第二十一項の規定により同法第二十一条の八第二十一項の規定により同法第十九項に規定する控除対象配賦欠損調整額第十九項に規定する控除対象配賦欠損調整額第十九項に規定する控除対象配賦欠損制をみなされる金額を含む。)のうち、同法第第十九項に規定する控除対象配賦欠損制を入なされる金額を含む。)のうち、同法第十九項に規定する控除されなかつた額に相当中への適用がある場合。

に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に 出方税法第五十三条第二十三項第一号又は 第三百二十一条の八第二十三項第一号に規定 第三百二十一条の八第二十三項第一号に規定 第三百二十一条の八第二十三項第一号に規定 第三百二十一条の八第二十三項第一号に規定 第三十三条第二十四項(第一号に係る部分に 限る。)又は第三百二十一条の八第二十四項 (第一号に係る部分に限る。)の規定により同 法第五十三条第二十三項第一号に規定 等三百二十一条の八第二十三項第一号又は 第三百二十一条の八第二十三項第一号又は 第三百二十一条の八第二十三項第一号 大の控除対象還付法人税額とみなされる金 はたる部分に限る。)の規定により同 法第五十三条第二十三項第一号又は 第三百二十一条の八第二十三項第一号又は 第三百二十一条の八第二十三項第二号 大の控除対象還付法人税額とみなされる金 はたる部分に限る。)の規定により同 法第五十三条第二十三項第二号 を含む。)、同法第五十三条第二十三項第二号 を含む。)、同法第五十三条第二十三項又は第三百 十一条の八第二十三項又は第三百

> 各号に規定する控除されなかつた額に相当す 三項各号又は第三百二十一条の八第二十三項 額を含む。)のうち、同法第五十三条第二十 号又は第三百二十一条の八第二十三項第三号 の規定により同法第五十三条第二十三項第三 八第二十四項 (第二号に係る部分に限る。) に係る部分に限る。)又は第三百二十一条の人税額(同法第五十三条第二十四項(第二号 の八第二十三項第三号に規定する外国法人の 久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税 八第二十三項第二号に規定する外国法人の恒 三条第二十三項第二号又は第三百二十一条の 係る部分に限る。)の規定により同法第五十 係る控除対象還付法人税額(同法第五十三条 に係る控除対象還付法人税額とみなされる金 に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得 恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法 十三条第二十三項第三号又は第三百二十一条 額とみなされる金額を含む。)及び同法第五 は第三百二十一条の八第二十四項(第二号に 第二十四項 (第二号に係る部分に限る。)

、 地方税法第五十三条第二十六項又は第三百二十一条の八第二十六項の規定する控除対象欠損調整額(同法第五十三条第二十八項の規定に又は第三百二十一条の八第二十一条の八第二十六項又は第三百二十一条の八第二十六項に規定する控除対象還十一条の八第二十六項に規定する控除対象還十一条の八第二十六項に規定する控除対象還十一条の八第二十六項に規定する控除対象還十一条の八第二十六項に規定する控除対象還十一条の八第二十六項の規定の適用がある二十一条の八第二十六項又は第三百二十一条の八第二十六項又は第三百十一条の八第二十六項の規定する控除されている。

2 含む。)の規定の」と、「の規定により」とある のは「(同法第七百三十四条第三項において準 第七百三十四条第三項において準用する場合を までの規定中「の規定の」とあるのは「(同法 含む。)の規定の」と、同項第五号から第八号 第七百三十四条第三項において準用する場合を とあるのは「(同法第七百三十四条第三項にお 場合を含む。)の規定の」と、「の規定により」 有する法人に係る前項の規定の適用について 用する場合を含む。)の規定により」とする。 同項第四号中「の規定の」とあるのは「(同法 いて準用する場合を含む。)の規定により」と、 (同法第七百三十四条第三項において準用する は、同項第三号中「の規定の」とあるのは「 特別区の存する区域内に事務所又は事業所を

3 第一項第三号から第八号まで(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に掲げたの適用を受ける事業年度の確定申告書等、修定の適用を受ける事業年度の確定申告書等、修定の適用を受ける事業年度の確定申告書等、修った。

とする。 とする。 とする。

# 第二十七条の十二の三 削除

2 去第四十二条の十二の四第一頁こ見定する女第二十七条の十二の四 法第四十二条の十二の四 第二十七条の十二の四 第二中七条の十二の四 法第四十二条の十二の四は、第二十七条の六第二項に規定する以フトウエアとする。

2 法第四十二条の十二の四第一項に規定する政会で定める規模のものは、機械及び装置にあつては一台又は一基(通常一組又は一式。以下この項において同じ。)が百六十万円以上のものとし、といて同じ。)が百六十万円以上のものとし、といて同じ。)が百六十万円以上のものとし、といて同じ。)が百六十万円以上のものとし、といて同じ。)が百六十万円以上のものとし、といて同じ。)が百六十万円以上のものとし、以下この項において同じ。)が百六十万円以上のものとし、ソフトウエアにあつ取得価額が三十万円以上のものとし、ソフトウエアにあつ取得価額が三十万円以上のものとし、ソフトウエアにあつては一のソフトウエアの取得価額が七十万円以上のものとする。

店街振興組合を除く。)とする。 法第四十二条の十二の四第二項に規定する政治 (他の通算法人のうちが三千万円を超える法人に該当する場合における 三千万円を超える法人に該当する場合における 三千万円を超える法人に該当する場合における が三千万円を超える法人に該当する場合における が三千万円を超える法人に該当する場合における がった いずれかの法人が資本金の額又は出資金の額が 三千万円を超える法人(他の通算法人のうちが三千万円を超える法人(他の通算法人のうちが三十万円を超える。

これらの規定の適用を受ける事業年度の確定申適用を受ける場合には、当該機械装置等につき四十二条の十二の四第一項又は第二項の規定のにおいて「機械装置等」という。)につき法第建物附属設備並びにソフトウエア(以下この項建設した機械及び装置、工具、器具及び備品、建設した機械及び装置、工具、器具及び備品、法人が、その取得し、又は製作し、若しくは

(給与等の支給額が曽加した場合の去人兇額のければならない。ことを証する財務省令で定める書類を添付しないとを証する財務省令で定める書類を添付しなけばならない。

特別控除) によりには、「であっている」である。 (給与等の支給額が増加した場合の法人税額の

- の法人の同項の規定の適用を受けようとする事令で定めるところにより計算した金額は、同項 業年度(以下この項において「適用年度」とい 所基準雇用者数(同条第一項第二号イに規定す る数を合計した数(当該合計した数が地方事業 る雇用者の数で除して計算した金額に次に掲げ ける法第四十二条の十二第六項第四号に規定す 用者給与等支給額を当該適用年度終了の日にお う。) に係る同条第五項第六号イに規定する雇 証する書類の写しの添付がある場合とする。 ことについて届出があつた旨を経済産業大臣が 方法により前項に規定する事項を公表している れらの規定の法人がインターネットを利用する の適用を受ける事業年度の確定申告書等に、こ 令で定める場合は、同項又は同条第二項の規定 法第四十二条の十二の五第一項に規定する政 法第四十二条の十二の五第一項に規定する政
- 百分の二十に相当する金額とする。

  「百分の二十に相当する金額とする。

  「百分の二十に相当する金額とする。

  「百分の二十に相当する金額とする。

  「百分の二十に相当する金額とする。
- 二条の十二第二項の規定の適用を受ける場合 当該法人が当該適用年度において法第四十

た数を控除した数における当該適用年度の次に掲げる数を合計しいて同条第一項の規定の適用を受ける場合にいて同条第一項の規定の適用を受ける場合にいて同条第一項の規定の適用を受ける場合における当該適用年度の同条第六項第十六号における当該適用年度の同条第六項第十六号

定新規雇用者数に達するまでの数条の十二第六項第十号に規定する移転型特イー特定新規雇用者基礎数のうち法第四十二

工特定非新規雇用者基礎数に達するまで二条の十二第一項第二号ロに規定する移転二条の計工第規雇用者基礎数のうち法第四十

前項の規定は、法第四十二条の十二の五第二項及び第三項に規定する政令で定めるところにおいて、同条第二項の法人」とあるのは、「同なの法人」と、同条第二項の法人」と、同条第二項の法人」と、同条第二項の法人」と、同条第二項の法人」と、同条第二項の法人」とあるのは、「同条第二項に規定する政令で定めるとさは、前項中「同項の法人」とあるのは「同条第三項に規定する政令で定めるとさは、前項中「同項の法人」とあるのは「同条第三項に規定する政令で定めるとさは、前項中「同項の法人」とあるのは「同条第三項に規定する政令で定めるとさは、前項中「同項の法人」とあるのは「同条第三項に規定する政令で定めるとされ、前項の法では、法第四十二条の十二の五第二項及び第三項に規定する。

掲げる者とする。する政令で定める特殊の関係のある者は、次にする政令で定める特殊の関係のある者は、次に法第四十二条の十二の五第五項第二号に規定

- 二 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚十項第一号イにおいて同じ。)の親族号に規定する役員をいう。以下この項及び第一 役員(法第四十二条の十二の五第五項第二
- の支援を受けているもの 前二号に掲げる者以外の者で役員から生計 姻関係と同様の事情にある者

事業所基準雇用者数)を乗じて計算した金額の

.おいて同じ。) を超える場合には、当該地方

る地方事業所基準雇用者数をいう。以下この項

- の者の親族
  前二号に掲げる者と生計を一にするこれら
- 法第四十二条の十二の五第五項第二号に規定する賃金台帳に記載された者とす 在する事業所につき作成された労働基準法第百 する政令で定めるものは、当該法人の国内に所 する政会で定めるものは、当該法人の国内に所 する。
- 第一項第一号に規定する一般被保険者に該当す規定する国内雇用者(雇用保険法第六十条の二する政令で定めるものは、法人の同項第二号に7 法第四十二条の十二の五第五項第四号に規定

8

る場合の区分に応じ当該各号に定めるものとす「国内雇用者」という。)のうち次の各号に掲げ定める者を除く。第一号及び第二号において定める者を除く。第一号及び第二号に規定する等に関する法律第九条第一項第二号に規定する

する政令で定める金額は、同項第九号に規定する政令で定める金額は、同項第九号に規定と当該前事業年度の期間のうち当該適用年度の期間に組当する期間をいう。)内の各終了の日に終了する期間をいう。)内の各終了の日に終了する期間をいう。)内の各終了の日に終了する期間をいう。)内の各終了の日に終了する期間をいう。)内の各終了の日に終了する期間をいう。)内の各終了の日に終了する期間をいう。

(の各号に掲げ する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場二号において 9 法第四十二条の十二の五第五項第五号に規定て財務省令で 者」という。)に係る金額とする。 する継続雇用者(次項各号において「継続雇用の雇用の安定」 る雇用者給与等支給額のうち同項第四号に規定の雇用の安定」

- 一 第七項第二号イに掲げる場合 法第四十二条の十二の五第五項第五号の法人の第七項第二号イに規定する前一年事業年度特定期間に前一年事業年度の前一年事業年度の前一年事業年度の計一年事業年度の計一年事業年度の計一年事業年度の計一年事業年度に係る給与等支給額のうち継続雇用者に係る金額(当該等支給額の月数の合計数で除して計算したを額に扱定する場合に表している。
- する金額に限る。)

  宗との十二の五第五項第五号の法人の第七項第二号ロの前事業年度に係る給与等支給額のうと継続雇用者に係る金額(当該前事業年度の各級の第七項第条の十二の五第五項第五号の法人の第七項第二 第七項第二号ロに掲げる場合 法第四十二 第七項第二号ロに掲げる場合 法第四十二
- 。)を自ら行う場合 次に掲げる費用 (以下この項において「教育訓練等」という (以下この項において「教育訓練等」という (以下この項において「教育訓練等」という (以下この項において「教育訓練等」という (以下この項において「教育訓練等」という (以下この項において「教育訓練等」という (以下この項において「教育訓練等」という。
- 令で定める費用(当該独人の役員又は使用人である者を除く。)に対して支払う報酬その他の財務省く当該法人の役員又は使用人である者を除イ 当該教育訓練等のために講師又は指導者
- 他の資産を賃借する場合におけるその賃借ロ 当該教育訓練等のために施設、設備その

む。以下この号において「調整対象年度」と

とに当該合併法人の当該各調整対象年度に係

う。) については、当該各調整対象年度ご

で定める費用 に要する費用その他これに類する財務省令

第一項第一号に規定する本店等を含む。以下 外国法人である場合の法人税法第百三十八条 の国内雇用者に対して教育訓練等を行う場 この号及び次号において同じ。)が当該法人 して支払う費用 法人から委託を受けた他の者(当該法人が 当該教育訓練等のために当該他の者に対

て支払う授業料その他の財務省令で定める 訓練等に参加させる場合 法人がその国内雇用者を他の者が行う教育 当該他の者に対し

定の適用に係る前項各号に定める費用の明細をでの規定の適用を受ける場合には、これらの規 件を満たすものとして同条第一項から第三項ま 存しなければならない。 記載した書類として財務省令で定める書類を保 号、第二項第二号又は第三項第二号に掲げる要 法人が、法第四十二条の十二の五第一項第二

の額をいう。以下この項及び次項において同 れる同条第一項第二号イに規定する教育訓練費 業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入さ 調整対象年度に係る教育訓練費の額(法人の事 額については、当該法人の当該各号に規定する という。)の計算における同号の教育訓練費の 額(第十四項において「比較教育訓練費の額」 同条第五項第八号に規定する比較教育訓練費の において「適用年度」という。) の当該法人の を受けようとする事業年度(以下第十七項まで 号に掲げる合併法人に該当する場合のその適用 での規定の適用を受けようとする法人が次の各 法第四十二条の十二の五第一項から第三項ま 13

じ。)は、当該各号に定めるところによる。 とみなした場合における当該事業年度を含 の前日までの期間を当該合併法人の事業年度 合には、基準日から当該合併法人の設立の日 いて「未経過法人」という。)に該当する場 経過していない法人(以下第十七項までにお の日においてその設立の日の翌日以後一年を 事業年度(当該合併法人が当該適用年度開始 度開始の日の前日までの期間内の日を含む各 法人 当該合併法人の基準日から当該適用年 適用年度において行われた合併に係る合併

> て計算した金額を加算する。 数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除し 日から当該適用年度終了の日までの期間の月 教育訓練費の額を合計した金額に当該合併の まれる月の当該合併に係る被合併法人の月別 る教育訓練費の額に当該各調整対象年度に含

れる月に係るものとみなしたものをいう。 育訓練費の額をそれぞれ当該各事業年度の月数 で除して計算した金額を当該各事業年度に含ま の合併に係る被合併法人の各事業年度に係る教 前項に規定する月別教育訓練費の額とは、そ 期間内において行われた合併に係る合併法 育訓練費の額を合計した金額を加算する。 れる月の当該合併に係る被合併法人の月別教 教育訓練費の額に当該各調整対象年度に含ま う。) については、当該各調整対象年度ごと 以下この号において「調整対象年度」とい みなした場合における当該事業年度を含む。 前日までの期間を当該合併法人の事業年度と (当該合併法人が未経過法人に該当する場合 の前日までの期間内の日を含む各事業年度 に当該合併法人の当該各調整対象年度に係る には、基準日から当該合併法人の設立の日の 基準日から適用年度開始の日の前日までの 当該合併法人の基準日から当該合併の日

14 法第四十二条の十二の五第一項から第三項ま 項及び第二十項を除き、以下この条において同号イに規定する教育訓練費の額をいう。第十九 の額の計算における法第四十二条の十二の五第る。)の適用年度の当該法人の比較教育訓練費 の計算上損金の額に算入される同条第一項第二 法人の次の各号に規定する調整対象年度に係る 口に掲げる法人に該当する場合に、それぞれ限 合に、分割承継法人等にあつては第二号イ又は 割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人 人をいう。以下この条において同じ。)又は分 での規定の適用を受けようとする法人が分割法 当該各号に定めるところによる。 じ。)は、当該各号に掲げる法人の区分に応じ 教育訓練費の額(法人の事業年度の所得の金額 五項第八号の教育訓練費の額については、当該 ては第一号イ又はロに掲げる法人に該当する場 又は被現物分配法人をいう。以下この条におい 人等(分割法人、現物出資法人又は現物分配法 て同じ。)に該当する場合(分割法人等にあつ

規定する各調整対象年度ごとに当該分割法人 分割法人等 当該分割法人等のイ及びロに

> 前に開始した各事業年度に係る教育訓練費の その分割等に係る分割法人等の当該分割等の日

(分割等事業年度にあつては、当該分割等の

割、現物出資又は法人税法第二条第十二号 度終了の日までの期間の月数を乗じてこれ 練費の額に当該分割等の日から当該適用年等の当該各調整対象年度に係る移転教育訓 度」という。) については、当該分割法人 用年度開始の日の前日までの期間内の日 以下この条において同じ。)に係る分割法 において「現物分配」という。)をいう。 を当該適用年度の月数で除して計算した 含む各事業年度(イにおいて「調整対象年 人等 当該分割法人等の基準日から当該適 の五の二に規定する現物分配(以下この 適用年度において行われた分割等(分 条

ロ 基準日から適用年度開始の日の前日まで 等の当該各調整対象年度に係る移転教育訓 度」という。) については、当該分割法人 の期間内において行われた分割等に係る分 む各事業年度(ロにおいて「調整対象年 該分割等の日の前日までの期間内の日を含

二 分割承継法人等 当該分割承継法人等のイ の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加算 及び口に規定する各調整対象年度ごとに当該 教育訓練費の額に次に掲げる分割承継法人等 分割承継法人等の当該各調整対象年度に係る

法人等の事業年度とみなした場合における 設立の日の前日までの期間を当該分割承継 までの期間内の日を含む各事業年度(当該 係る分割承継法人等 当該分割承継法人等 つては、当該適用年度開始の日の前日から 財産の全部の分配に該当する現物分配にあ 該各調整対象年度に含まれる月の当該分割 承継法人等の当該各調整対象年度ごとに当 象年度」という。)については、当該分割 当該事業年度を含む。イにおいて「調整対 合には、基準日から当該分割承継法人等の 分割承継法人等が未経過法人に該当する場 の基準日から当該適用年度開始の日の前日 においてその残余財産が確定したもの)に 当該適用年度終了の日の前日までの期間内 適用年度において行われた分割等(残余 れぞれ次に定める金額を控除する。 額から次に掲げる分割法人等の区分に応じそ 等の当該各調整対象年度に係る教育訓練費の

で除して計算した金額

日)から当該適用年度終了の日までの期間 あつては、その残余財産の確定の日の翌 余財産の全部の分配に該当する現物分配に の額を合計した金額に当該分割等の日(残 等に係る分割法人等の月別移転教育訓練費

の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数

当該分割法人等の基準日から当

(当該分割承継法人等が未経過法人に該当の日) までの期間内の日を含む各事業年度 訓練費の額を合計した金額 とに当該各調整対象年度に含まれる月の当 おける当該事業年度を含む。ロにおいて 割承継法人等の事業年度とみなした場合に 現物分配にあつては、その残余財産の確定 の前日(残余財産の全部の分配に該当する 割承継法人等の基準日から当該分割等の日 の日の前日を含む事業年度終了の日の前日 産の全部の分配に該当する現物分配にあつ 該分割等に係る分割法人等の月別移転教育 該分割承継法人等の当該各調整対象年度ご までの期間内においてその残余財産が確定 の期間内において行われた分割等(残余財 人等の設立の日の前日までの期間を当該分 する場合には、基準日から当該分割承継法 したもの) に係る分割承継法人等 当該分 ては、基準日の前日から当該適用年度開始 「調整対象年度」という。)については、当 基準日から適用年度開始の日の前日まで

15 れる月)に係るものとみなしたものをいう。 日から当該分割等の日の前日までの期間に含ま 金額を当該各事業年度に含まれる月(分割等事 翌日。以下この項及び次項において同じ。)前 物分配にあつては、その残余財産の確定の日 割等の日(残余財産の全部の分配に該当する現 額とは、その分割等に係る分割法人等の当該分 業年度にあつては、当該分割等事業年度開始の 日の前日までの期間の月数)で除して計算した 日を含む事業年度(以下この項及び次項におい 額をそれぞれ当該各事業年度の月数(分割等の 当該分割等事業年度開始の日から当該分割等の に開始した各事業年度に係る移転教育訓練費 て「分割等事業年度」という。)にあつては、 前二項に規定する移転教育訓練費の額とは、 前項第二号に規定する月別移転教育訓練費の  $\hat{o}$ 

当該分割法人等の国内雇用者の数で除して計算る。)の数を乗じてこれを当該分割等の直前の て当該分割法人等の国内雇用者であつた者に限 法人等の国内雇用者(当該分割等の直前におい当該分割等の直後の当該分割等に係る分割承継 合に損金の額に算入される教育訓練費の額)に の前日を当該分割等事業年度終了の日とした場 は、次に掲げる日のうちいずれか早い日をい第十二項及び第十四項に規定する基準日と

までの規定の適用を受けようとする法人(以法第四十二条の十二の五第一項から第三項 下この号において「適用法人」という。)

割法人等の当該適用年度開始の日前一年以内 当該合併又は分割等に係る被合併法人又は分 等支給額が零である場合に限る。)における **号イにおいて同じ。**) までの期間に係る給与 産の全部の分配に該当する現物分配にあつて から当該合併又は分割等の日の前日(残余財 割承継法人等に該当する場合(当該設立の日 **号イにおいて同じ。**) に係る合併法人又は分 分割等を除く。以下この号及び第十九項第一 の額をいう。)が零である場合における当該 場合における前項に規定する移転教育訓練費 とし、その分割等に係る移転給与等支給額期間内においてその残余財産が確定したものの前日を含む事業年度終了の日の前日までの ては当該設立の日から当該適用年度開始の日財産の全部の分配に該当する現物分配にあつ その設立の日から適用年度開始の日の前日ま未経過法人に該当し、かつ、当該適用法人が は、その残余財産の確定の日。第十九項第一 での期間内に行われた合併又は分割等(残余 (給与等支給額を教育訓練費の額とみなした 2開始した各事業年度のうち最も古い事業年 19

号に定める金額とする。 定する政令で定めるところにより計算した金額 法第四十二条の十二の五第五項第十一号に規 事業年度のうち最も古い事業年度開始の日 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各 適用年度開始の日前一年以内に開始した各

給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当 超える場合 当該前事業年度に係る給与等支 該前事業年度の月数で除して計算した金額 前事業年度の月数が同号の適用年度の月数を 法第四十二条の十二の五第五項第十一号の

めるところによる。

それぞれ次に定める金額 満たない場合 次に掲げる場合の区分に応じ 前事業年度の月数が同号の適用年度の月数に 法第四十二条の十二の五第五項第十一号の

度の期間)以内に終了した各事業年度(イ 数の合計数で除して計算した金額 係る給与等支給額の合計額に当該適用年度 において「前一年事業年度」という。)に 度が一年に満たない場合には、当該適用年 の月数を乗じてこれを前一年事業年度の月 当該適用年度開始の日前一年(当該適用年 当該前事業年度が六月に満たない場合

年度の月数で除して計算した金額 当該前事業年度に係る給与等支給額に当該 適用年度の月数を乗じてこれを当該前事業 当該前事業年度が六月以上である場合

準日を第十二項各号の基準日と、給与等未経過 異なる場合には、前項第一号又は第二号イ若し 度」という。)終了の日までの期間内において年度(以下この項及び次項において「適用年 及び次項において同じ。)から同条第一項からに応じ当該各号に定める日をいう。以下この項 の項及び次項において「適用法人」という。) での規定の適用を受けようとする法人(以下こ 項各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定 練費の額と、それぞれみなした場合における同 う。第一号イにおいて同じ。)を同項の教育訓 業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入さ 各号の未経過法人と、給与等支給額(法人の事 第一号イ及び次項において同じ。) を第十二項 たない場合には、当該適用年度の期間。第一号 の日の翌日以後一年(当該適用年度が一年に満 くは口の給与等支給額)については、給与等基 日の前日を含む事業年度(以下この項及び次項 る比較雇用者給与等支給額をいう。次項におい 者給与等支給額(同条第五項第十一号に規定す 当該適用法人の当該適用年度における比較雇用 第四項までの規定の適用を受けようとする事業 が給与等基準日(次の各号に掲げる場合の区分 れる国内雇用者に対する給与等の支給額をい において同じ。)を経過していない法人をいう。 法人(当該適用年度開始の日においてその設立 において「前事業年度」という。)の月数とが 額(当該適用年度の月数と当該適用年度開始の て同じ。) の計算における同号の給与等の支給 行われた合併に係る合併法人に該当する場合の 法第四十二条の十二の五第一項から第四項ま

> 満たない場合 ない場合で、かつ、当該前事業年度が六月に 前事業年度の月数が適用年度の月数に満た 次に掲げる日のうちいずれか

イ 当該適用法人が給与等未経過法人に該当 事業年度に限る。) のうち最も古い事業年 した各事業年度(設立の日以後に終了した 限る。) のうち最も古い事業年度開始の日 当該適用年度開始の日前一年以内の日を含 分割等に係る被合併法人又は分割法人等の ある場合に限る。)における当該合併又は 前日までの期間に係る給与等支給額が零で 内に行われた合併又は分割等に係る合併法 人等の設立の日以後に終了した事業年度に む各事業年度(当該被合併法人又は分割法 該設立の日から当該合併又は分割等の日の 人又は分割承継法人等に該当する場合(当 ら当該適用年度開始の日の前日までの期間 し、かつ、当該適用法人がその設立の日 当該適用年度開始の日前一年以内に終了

前号に掲げる場合以外の場合 前事業年度

20 日までの期間内において行われた分割等に係る 与等支給額(法人の事業年度の所得の金額の計 等未経過法人を同項第二号の未経過法人と、給 号イ若しくはロの給与等支給額)については、 とが異なる場合には、第十八項第一号又は第二 給額(当該適用年度の月数と前事業年度の月数 比較雇用者給与等支給額の計算における法第四 る場合の当該適用法人の当該適用年度における 確定したもの)に係る分割承継法人等に該当す 日の前日までの期間内においてその残余財産が 分配にあつては、給与等基準日の前日から当該 分割等(残余財産の全部の分配に該当する現物 開始の日の前日までの期間内において行われた 承継法人等若しくは給与等基準日から適用年度 いてその残余財産が確定したもの)に係る分割 当該適用年度終了の日の前日までの期間内にお 等(残余財産の全部の分配に該当する現物分配 分割法人等又は適用年度において行われた分割 算上損金の額に算入される国内雇用者に対する 給与等基準日を第十四項各号の基準日と、給与 十二条の十二の五第五項第十一号の給与等の支 適用年度開始の日の前日を含む事業年度終了の にあつては、当該適用年度開始の日の前日から 適用法人が給与等基準日から適用年度終了の 23

ところによる。 号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める 給与等の支給額をいう。)を同項の教育訓練費 の額と、それぞれみなした場合における同項各

用安定助成金額があるときは、同号ロに掲げる 各号に定める金額の計算の基礎となる給与等に 号に掲げる場合に該当する場合において、当該 規定する比較雇用者給与等支給額とする。 定助成金額を控除して計算した同項第十一号に 金額は、当該各号に定める金額から当該雇用安 充てるための同条第五項第六号イに規定する雇 での規定の適用を受けようとする法人が次の各 法第四十二条の十二の五第一項から第三項

が異なる場合 第十八項第一号又は第二号イ前事業年度の月数と同号の適用年度の月数と 若しくはロの給与等支給額 法第四十二条の十二の五第五項第十一号の

22 は、これを一月とする。 及び第十八項から前項までの月数は、暦に従つ て計算し、一月に満たない端数を生じたとき 一 前二項の規定によりみなされた第十二項又 第七項、第九項、第十二項から第十五項まで 七項第一号又は前二項の給与等支給額 は第十四項の規定の適用を受ける場合

分の一・五以上であるときに該当しないものと 三項に規定する雇用者給与等支給増加割合が百 において同じ。)が零である場合には、同条第 規定する比較雇用者給与等支給額をいう。 較雇用者給与等支給額(同条第五項第十一号に のその適用を受けようとする事業年度に係る比 を受けようとする同項に規定する中小企業者等 以上であるときに該当しないものとする。 号に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零 受けようとする事業年度に係る同条第五項第五 規定の適用を受けようとする法人のその適用 する継続雇用者給与等支給増加割合が百分の三 である場合には、同条第一項又は第二項に規 法第四十二条の十二の五第三項の規定の適用 法第四十二条の十二の五第一項又は第二項 次項

26 る場合に該当しないものとする。 等支給額がその比較雇用者給与等支給額を超え 零である場合には、同項に規定する雇用者給与 する事業年度に係る比較雇用者給与等支給額が を受けようとする法人のその適用を受けようと 法第四十二条の十二の五第一項から第三項 法第四十二条の十二の五第四項の規定の適用

での規定の適用を受けようとする法人のその

適

する。

く。)とする。

定の適用については、次の各号に掲げる場合の る場合における同条第一項から第三項までの規 第八号に規定する比較教育訓練費の額が零であ 用を受けようとする事業年度に係る同条第五項 区分に応じ当該各号に定めるところによる。 2

条の十二の五第一項第二号イ、第二項第二号 イ及び第三項第二号イに掲げる要件を満たす ある場合 法第四十二条の十二の五第一項第 に掲げる要件を満たさないものとする。 二号イ、第二項第二号イ及び第三項第二号イ 前号に掲げる場合以外の場合 法第四十二 当該事業年度に係る教育訓練費の額が零で

3

は、これを告示する。 臣は、第一項の規定により事項を定めたとき 厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大

ものとする。

第二十七条の十二の六 法第四十二条の十二の六 三十四条第一項第六号に定める主務大臣の確認 テムの開発供給及び導入の促進に関する法律第 ることについて特定高度情報通信技術活用シス 築物のうち、次に掲げる要件を満たすものであ び装置、器具及び備品、建物附属設備並びに構 第一項に規定する政令で定めるものは、機械及 た場合の特別償却又は法人税額の特別控除) (認定特定高度情報通信技術活用設備を取得し

とする。

供給及び導入の促進に関する法律第二十八条 をしたものであること。 用に供するために取得又は製作若しくは建設 特定高度情報通信技術活用システムの導入の に規定する認定導入計画に従つて実施される 特定高度情報通信技術活用システムの開発

を受けたものとする。

一 特定高度情報通信技術活用システムの開発 ものであること。 ものとして財務省令で定めるものに該当する 項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用 システムを構成する上で重要な役割を果たす |給及び導入の促進に関する法律第二条第| 5

は法人税額の特別控除) (事業適応設備を取得した場合等の特別償却又

第二十七条の十二の七 法第四十二条の十二の七 ものとし、複写して販売するための原本を除 (これに関連する財務省令で定める書類を含む を得ることができるように組み合わされたもの は、電子計算機に対する指令であつて一の結果 第一項に規定する政令で定めるソフトウェア

臣をいう。)の確認を受けたものとする。 法第二条第一項に規定する産業競争力の強化に 定する情報技術事業適応のうち産業競争力強化 規定する政令で定めるものは、同条第一項に規 臣 基準に適合するものであることについて主務大 著しく資するものとして経済産業大臣が定める 法第四十二条の十二の七第四項及び第五項に (同法第百四十七条第一項第七号に定める大

のとして経済産業大臣が定める基準に適合する用による環境への負荷の低減に著しく資するも る生産工程効率化等設備のうちエネルギーの利 する政令で定めるものは、同条第三項に規定す 環境への負荷の低減に特に著しく資するものと 程効率化等設備のうちエネルギーの利用による で定めるものは、同条第三項に規定する生産工 ものとし、同条第六項第二号ロに規定する政令 して経済産業大臣が定める基準に適合するもの 法第四十二条の十二の七第六項第一号に規定 6

導体をいう。以下この項において同じ。)の区 導線の中心の間隔が最も短い箇所において百三 定演算半導体(トランジスター上に配置される する政令で定める割合は、次の各号に掲げる特 分に応じ当該各号に定める割合とする。 十ナノメートルを超える同項第一号に掲げる半 法第四十二条の十二の七第七項第一号に規定 メートル以下の特定演算半導体 十六分の の間隔が最も短い箇所において百六十五ナノ トランジスター上に配置される導線の中心

導体等をいう。以下この項において同じ。)のワー半導体等(同項第二号に規定するパワー半 する政令で定める割合は、次の各号に掲げるパ 区分に応じ当該各号に定める割合とする。 法第四十二条の十二の七第七項第二号に規定 の間隔が最も短い箇所において二百十ナノメ ートルを超える特定演算半導体 十六分の七 トランジスター上に配置される導線の中心

半導体等を構成するウエハーが主としてけい 若しくは電圧に変換することができるといつ 素で構成されるもの た固有の機能を果たすもののうち当該パワー を電気的信号に変換し又は電気的信号を電流 パワー半導体等であつて電流若しくは電圧 する設備の新設又は増設をし、かつ、当該半導 定の適用については、当該法人が、同項に規定 産用資産の移転を受けた場合における同項の規 の七第七項の規定の適用を受けている半導体生 体生産用資産を取得し、

四分の二十九

令で定める金額は、 の九 法第四十二条の十二の七第七項に規定する政 次に掲げる金額の合計額と

もなお控除しきれない金額の合計額 限度額のうち、同項の規定による控除をして 年度における同項に規定する半導体税額控除 同条第七項に規定する供用中年度前の各事業 いう。次号及び次項において同じ。)に係る 二の七第七項に規定する半導体生産用資産を 当該半導体生産用資産(法第四十二条の十

限度額のうち、同項の規定による控除をして の十二の七第七項に規定する半導体税額控除法人等の過去事業年度における法第四十二条 額(当該半導体生産用資産に係る当該被合併 項第二号において同じ。) から控除された金 二号に規定する調整前法人税額をいう。第八 整前法人税額(法第四十二条の四第十九項第 項第二号において同じ。) の所得に対する調 前の各事業年度をいう。以下この号及び第八 当該適格合併の日の前日)を含む事業年度以 割法人又は現物出資法人(以下この条におい もなお控除しきれない金額の合計額を含む。) 度(適格合併等の日(適格合併にあつては、 により当該適格合併等に係る被合併法人、 ついて法第四十二条の十二の七第七項の規定 により移転を受けた当該半導体生産用資産に 下この条において「適格合併等」という。) て「被合併法人等」という。)の過去事業年 適格合併、適格分割又は適格現物出資 以 分

の間隔が最も短い箇所において百六十五ナノ

トランジスター上に配置される導線の中心

メートルを超え二百十ナノメートル以下の特

定演算半導体 十六分の十一

けい素又は窒化ガリウムで構成されるもの 半導体等を構成するウエハーが主として炭化 た固有の機能を果たすもののうち当該パワー 若しくは電圧に変換することができるといっ を電気的信号に変換し又は電気的信号を電流 パワー半導体等であつて電流若しくは電圧 令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額と 当該法人の事業の用に供したものとみなす。 用資産をその事業の用に供した日をいう。) 建設して、これを被合併法人等供用日(当該 格合併等に係る被合併法人等が当該半導体生産 法第四十二条の十二の七第十項に規定する政

現象を電気的信号に変換し又は電気的信号を三 パワー半導体等であつて光に関連する物理 るといつた固有の機能を果たすもの 光に関連する物理現象に変換することができ 二分

十二の七第十項に規定する特定商品生産用資

当該特定商品生産用資産(法第四十二条

9

控除をしてもなお控除しきれない金額の合計 品税額控除限度額のうち、同項の規定による 過去事業年度における同項に規定する特定商 調整前法人税額から控除された金額(当該特 被合併法人等の過去事業年度の所得に対する 七第十項の規定により当該適格合併等に係る 額を含む。) 定商品生産用資産に係る当該被合併法人等の

品生産用資産について法第四十二条の十二の

適格合併等により移転を受けた当該特定商

額控除限度額のうち、同項の規定による控除 事業年度における同項に規定する特定商品税 係る同条第十項に規定する供用中年度前の各 産をいう。次号及び次項において同じ。)に

をしてもなお控除しきれない金額の合計額

う。) に当該法人の事業の用に供したものとみ 品生産用資産をその事業の用に供した日をい 生産用資産の移転を受けた場合における同項の の七第十項の規定の適用を受けている特定商品 該適格合併等に係る被合併法人等が当該特定商 くは建設して、これを被合併法人等供用日(当 定商品生産用資産を取得し、又は製作し、若し 定する設備の新設又は増設をし、かつ、当該特 規定の適用については、当該法人が、同項に規 法人が適格合併等により法第四十二条の十二

の取得とする。 規定する政令で定める取得は、 法第四十二条の十二の七第十八項第二号イに 代物弁済として

11 税法第二条第二十一号に規定する有価証券(以 規定する政令で定めるものは、棚卸資産、 値の減少しないものを除く。)とする。 三条各号に掲げるもの(時の経過によりその価 繰延資産以外の資産のうち法人税法施行令第十 下この章において「有価証券」という。)及び 法第四十二条の十二の七第十八項第二号イに 、法人

法人が適格合併等により法第四十二条の十二

又は製作し、若しくは

12 二号に掲げる金額以下である場合とする。 政令で定める場合は、第一号に掲げる金額が第 法第四十二条の十二の七第十八項に規定する 法第四十二条の十二の七第十八項の事業年

社団等の第十四項第二号ホに規定する収益事た各事業年度及び外国法人である人格のない 月数で除し、これに当該合計した数を乗じて には、当該基準所得等金額を当該対象年度の なつた日の前日までの期間を除く。次号にお 含む事業年度開始の日からその有することと 業から生ずるものを有することとなつた日を 年度(最初課税事業年度開始の日前に終了し 次号において同じ。) 以内に終了した各事業 象年度開始の日前一年(当該対象年度が一年 年度」という。)の基準所得等金額(当該対 度(以下この項及び第十六項において「対象 計算した金額) した数が当該対象年度の月数に満たない場合 いて「前事業年度」という。)の月数を合計 に満たない場合には、当該対象年度の期間。

日までの期間の月数を乗じて計算した金額) 等金額を当該前事業年度の月数で除し、これ に当該一年前の日から当該前事業年度終了の 年度にあつては、当該前事業年度の基準所得 始の日から起算して一年前の日を含む前事業 前事業年度の基準所得等金額(対象年度開 15

たない端数を生じたときは、これを一月とす 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満

第十二項において、次の各号に掲げる用語の

意義は、当該各号に定めるところによる。 掲げる金額の合計額からハに掲げる金額を控 基準所得等金額 各事業年度のイ及びロに した金額をいう。

合計額

あつては、同項に規定する資産及び負債の 同項に規定する譲渡がないものとして計算 イ及び口において同じ。) した場合における所得の金額。 六十二条第二項に規定する最後事業年度に 当該事業年度の所得の金額(法人税法第 次項第二号

定により当該事業年度の所得の金額の計算十四条の五第一項又は第六十四条の八の規 上損金の額に算入された金額 法人税法第五十七条、第五十九条、第六

三項又は第六十四条の七第六項の規定によ 法人税法第二十七条、第六十四条の五第

> り当該事業年度の所得の金額の計算上益金 の額に算入された金額

事業年度をいう。 る場合におけるそれぞれ次に定める日を含む 七第十八項の法人が次に掲げる法人に該当す 最初課税事業年度 法第四十二条の十二の

る公益法人等又は人格のない社団等 その 新たに収益事業を開始した内国法人であ

ととなった日 公益法人等 当該公益法人等に該当するこ 公共法人に該当していた収益事業を行う

当することとなつた日 組合等 当該普通法人又は協同組合等に該 公益法人等 当該公益法人等に該当するこ 益法人等に該当していた普通法人又は協同 公共法人又は収益事業を行つていない公 普通法人又は協同組合等に該当していた

泉所得のうち収益事業から生ずるものを有人税法第百四十一条第一号に定める国内源 ととなった日 することとなつた日) つた日(人格のない社団等については、法 外国法人 恒久的施設を有することとな 16

の各号に掲げる法人に該当する場合には、第十 法第四十二条の十二の七第十八項の法人が次 応じ当該各号に定める金額とする。 にかかわらず、当該各号に掲げる法人の区分に 二項に規定する基準所得等金額は、前項の規定 社団等 当該事業年度の収益事業から生じた 所得の金額及び前項第一号ロに掲げる金額の 内国法人である公益法人等又は人格のない

源泉所得の区分に応じそれぞれ次に定める 法人税法第百三十八条第一項に規定する国内 恒久的施設を有する外国法人 次に掲げる

帰属所得(同法第百四十二条第一項に規定 国内源泉所得 得の金額に限る。) 及び同法第百四十二条 する恒久的施設帰属所得をいう。イにおい 該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所 五十九条の規定に準じて計算する場合に当 第二項の規定により同法第五十七条又は第 社団等については、収益事業から生じた所 て同じ。) に係る所得の金額(人格のない 法人税法第百四十一条第一号イに掲げる 当該事業年度の恒久的施設

損金の額に算入された金額の合計額から同 源泉所得に係る所得の金額の計算上益金の 四十二条の二の二の規定に準じて計算する 法第百四十二条の十の規定により同法第百 る国内源泉所得に係る所得の金額の計算上 算する場合に当該事業年度の同号ロに掲げ げる国内源泉所得に係る所得の金額(人格 国内源泉所得 当該事業年度の同号ロに掲 場合に当該事業年度の同号ロに掲げる国内 五十七条又は第五十九条の規定に準じて計 法第百四十二条第二項の規定により同法第 十二条の十の規定により準じて計算する同 じた所得の金額に限る。) 及び同法第百四 のない社団等については、収益事業から生 法人税法第百四十一条第一号ロに掲げる

げる要件に該当するものとする。 較給与等支給額が零である場合には、同号に掲 象年度に係る同項第一号に規定する継続雇用者 給与等支給額及び同号に規定する継続雇用者比 法第四十二条の十二の七第十九項に規定する

17 る事実の区分に応じ当該各号に定める日とす 掲げる事実のいずれかが生じた場合とし、同項 政令で定める場合は、同項の法人に次の各号に に規定する政令で定める日は、当該各号に掲げ

親法人である当該法人について同項の規定に 力が生じた日 よる承認の効力が生じたこと その承認の効 法人税法第六十四条の九第一項に規定する

三 当該法人が通算親法人(当該法人が通算親 二 当該法人が通算親法人との間に通算完全支 法人である場合には、他の通算法人の全て) 配関係を有することとなつたこと その有す ることとなつた日

18 規定の適用については、 離脱通算子法人に該当する場合における前項の 人税法施行令第二十四条の三に規定する初年度 法第四十二条の十二の七第十九項の法人が法 当該法人に生じた同項

に算入された金額を控除した金額 属所得に係る所得の金額の計算上益金の額 額の合計額から同法第百四十二条の二の二 得の金額の計算上損金の額に算入された金 の規定により当該事業年度の恒久的施設帰

法第四十二条の十二の七第十八項の法人の対 額に算入された金額を控除した金額

4 3

こと その有しなくなつた日 との間に通算完全支配関係を有しなくなつた 5

6 分に規定する政令で定める場合は、第一号に掲法第四十二条の十三第五項各号列記以外の部

に掲げる事実に該当しないものとする。 第二号及び第三号に掲げる事実は、これらの号 経済産業大臣は、第二項又は第三項の規定に

第二十七条の十三 法第四十二条の十三第一項後 が長いものとして、同項後段の規定を適用す 項に規定する法人が選択した順に控除可能期間 ときは、当該税額控除可能額について同条第一 可能期間」という。) を同じくするものがある この項において同じ。)で、同条第一項に規定 段の規定により同項に規定する調整前法人税額 より基準を定めたときは、これを告示する。 規定のうち異なる規定による税額控除可能額 額を判定する場合において、同項各号に掲げる 超過額を構成することとなる部分に相当する金 する控除可能期間(以下この項において「控除 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) (同項に規定する税額控除可能額をいう。 以下

2 規定の適用については、法第四十二条の四第二 条の十二の六第六項又は第四十二条の十二の七 九項、第四十二条の十二の五第十項、第四十二 条の十二の二第三項、第四十二条の十二の四第 第六項、第四十二条の十二第十一項、第四十二 る場合における法第四十二条の四第二十二項及 第二十一項において準用する場合を含む。)の 六第九項、第四十二条の九第六項、第四十二条 十二条の十三第一項の規定を含む。)を」とす の十第六項、第四十二条の十一第七項、第四十 び第二十三項(これらの規定を法第四十二条の 十二項中「規定を」とあるのは、「規定(第四 一条の十一の二第六項、第四十二条の十一の三 法第四十二条の十三第一項の規定の適用があ

る政令で定める取得は、代物弁済としての取得 掲げる金額が零を超える場合とする。 規定する政令で定める場合は、第六項第二号に 法第四十二条の十三第五項第二号イに規定す 法第四十二条の十三第五項第一号イ(2)に

る政令で定めるものは、棚卸資産、有価証券及 価値の減少しないものを除く。)とする。 び繰延資産以外の資産のうち法人税法施行令第 十三条各号に掲げるもの(時の経過によりその 法第四十二条の十三第五項第二号イに規定す

9

度及び外国法人である人格のない社団等の第課税事業年度開始の日前に終了した各事業年 う。)の基準所得等金額(当該対象年度開始 年度(以下この条において「対象年度」とい 基準所得等金額を当該対象年度の月数で除 該対象年度の月数に満たない場合には、当該 業年度」という。)の月数を合計した数が当 前日までの期間を除く。次号において「前事 度開始の日からその有することとなつた日の るものを有することとなつた日を含む事業年 場合には、当該対象年度の期間。次号におい の日前一年(当該対象年度が一年に満たない 十三項第二号ホに規定する収益事業から生ず て同じ。)以内に終了した各事業年度(最初 し、これに当該合計した数を乗じて計算した 法第四十二条の十三第五項に規定する対象 11

二 前事業年度の基準所得等金額(対象年度開始の日から起算して一年前の日を含む前事業年度終了のに当該一年前の日から当該前事業年度終了のに当該一年前の日から当該前事業年度の基準所得等金額(対象年度開めの合計額

- 法第四十二条の十三第六項に規定する政令で 法第四十二条の十三第六項に規定する継続雇 用者給与等支給額及び同号イに規定する継続雇 用者給与等支給額及び同号イに規定する継続雇 のとする。

ることとなつた日配関係を有することとなつたこと その有す配関係を有することとなつたこと その有に通算完全支

こと その有しなくなつた日との間に通算完全支配関係を有しなくなつたとの間に通算完全支配関係を有しなくなつた法人である場合には、他の通算法人の全て)三 当該法人が通算親法人(当該法人が通算親

通算子法人である法第四十二条の四第八項第三号の通算法人が同項第二号(同条第十八項に対する法第四十二条の十三第一分に限る。)の規定の適用については、当該通算法人に対する法第四十二条の十三第五項に規定する農業協同組合等に該当するとさは、当該通算法人に対する法第四十二条の四第四項に規定する農業協同組合等に該当するとさは、当該通算法人に対する法第四十二条の四第四項に規定する農業協同組合等に該当するとさは、当該通算法人は、同条第五項に規定する中小企業者に関係る。)の規定の適用については、当該通算法人は、同条第五項に規定する中小企業者に関係といる。)に規定する中小企業者に関係といる。

「法等」では、からによっている場合とする。「法第四十二条の十三第七項第四号に規げる金額政令で定める場合は、次項第二号に掲げる金額政令で定める場合とする。

該通算親法人の最初通算事業年度開始の日日から当該開始の日の前日までの期間(当 おいて「対象期間」という。)内に終了し以後の期間に限る。以下この号及び次号に 場合には、当該基準事業年度の期間)前の 年度終了の日に終了する当該通算法人に係 対象年度の基準通算所得等金額(当該対象 準事業年度の月数で除し、これに当該合計 合には、当該基準通算所得等金額を当該基 数が当該基準事業年度の月数に満たない場 算親法人の各事業年度の月数)を合計した 合には、当該対象期間内に終了した当該通 設立の日を含む最初通算事業年度がある場 業年度である場合又は前事業年度のうちに う。)の月数(当該対象年度が最初通算事 イ及び次号イにおいて「前事業年度」とい 業年度開始の日前に終了したものを除く。 た当該通算法人の各事業年度(最初通算事 て「基準事業年度」という。) 開始の日の る通算親法人の事業年度(イ及びロにおい した数を乗じて計算した金額) 法第四十二条の十三第七項の通算法人の 年(当該基準事業年度が一年に満たない 13 12

(対象期間内に終了した同項第三号に規定する他の対象年度の基準通算所得等金額」 法第四十二条の十三第七項第四号に規定

する他の通算法人(第十三項第四号及び第十五項において「他の通算法人」という。) の各事業年度(最初通算事業年度がある場合又は他の前事業年度のうちに設数(当該他の対象年度が最初通算事業年度の方ちに設立の日を含む最初通算事業年度のうちに設立の日を含む最初通算事業年度のうちに設定は、当該基準通算所得等金額を当該基準事には、当該基準通算所得等金額を当該基準事には、当該基準通算所得等金額を当該基準事に、当該基準通算所得等金額を当該基準事業年度の月数に満たない場合に、当該基準通算所得等金額を当該基準事に、当該基準通算所得等金額を当該基準事に、当該基準通算所得等金額を当該基準事と、これに当該合計した業年度の月数で除し、これに当該合計した業年度の月数で除し、これに当該合計した業年度の月数で除し、これに当該合計した業年度の月数で除し、これに当該合計した業年度の月数に対した。

に満たない場合には、零) 次に掲げる金額の合計額(当該合計額が零

前事業年度の基準通算所得等金額(対象前事業年度の基準通算所得等金額と、当該前事業年度の月数で除し、これに当を当該前事業年度の基準通算所得等金額は、当該前事業年度の基準通算所得等金額は、当該前事業年度の基準通算所得等金額(対象が前事業年度の基準通算所得等金額(対象が前事業年度の基準通算所得等金額(対象が前事業年度の基準通算所得等金額(対象が前事業年度の基準通算所得等金額(対象が対象が可能を表する。

他の前事業年度の基準通算所得等金額他の前事業年度終了の日までの期間の月数を乗前事業年度終了の日までの期間の月数を乗で除し、これに当該開始の日から当該他ので除し、これに当該開始の日を含む他の前事業年度の基準通じて計算した金額)の合計額

を一月とする。 し、一月に満たない端数を生じたときは、これ 第六項及び前項の月数は、暦に従つて計算

除した金額をいう。 掲げる金額の合計額からハに掲げる金額を控 基準所得等金額 各事業年度のイ及びロに げる用語の意義は、当該各号に定めるところに、第六項及び第十一項において、次の各号に掲

イ及びロにおいて同じ。) 同項に規定する譲渡がないものとして計算 同項に規定する譲渡がないものとして計算 あつては、同項に規定する資産及び負債の あつま、同項に規定する資産及び負債の 大十二条第二項に規定する最後事業年度に 当該事業年度の所得の金額(法人税法第

十四条の五第一項又は第六十四条の八の規ロ 法人税法第五十七条、第五十九条、第六

たくやは第二十二条、第六十四条の立ち 上損金の額に算入された金額 定により当該事業年度の所得の金額の計算

の額に算入された金額 り当該事業年度の所得の金額の計算上益金り当該事業年度の所得の金額の計算上益金の当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額

公共法人に該当していた収益事業を行う開始した日

公益法人等 当該公益法人等に該当するこ

ととなった日

当することとなつた日 組合等 当該普通法人又は協同組合等に該 当は当道法人又は協同組合等に該 公共法人又は収益事業を行つていない公

ととなつた日ととなつた日ととなった日ととなった日ととなった日ととなった日ととなった日ととなった日ととなった日にありまった。

基準通算所得等金額 各事業年度の第一号 基準通算所得等金額 各事業年度の第一号 大及び口に掲げる金額の合計額から同号へに 規定する資産及び負債の同項に規定する譲渡がな する資産及び負債の同項に規定する譲渡がな いものとして計算した場合における欠損金額 の合計額を減算した金額(当該各事業年度において生じた同法第六十四条の五第一項 度において生じた同法第六十四条の五第一項 度において生じた同法第六十四条の五第一項 に規定する通算前欠損金額のうちに同法第六十四条の六の規定によりないものとされた金額を加算した金額)をいむのがある場合には、当該減算した金額)をいむのがある場合には、当該減算した金額)をいむのがある場合には、当該減算した金額の方に規定する通算が付款減算した金額の合計額から同号へに

14

- 項の規定による承認の効力が生ずる日 当該通算法人に係る通算親法人との間に 通算親法人 法人税法第六十四条の九第
- 通算完全支配関係を有することとなつた法 その有することとなつた日 15
- にかかわらず、当該各号に掲げる法人の区分に 六項に規定する基準所得等金額は、前項の規定 次の各号に掲げる法人に該当する場合には、第 応じ当該各号に定める金額とする。 社団等 当該事業年度の収益事業から生じた 内国法人である公益法人等又は人格のない 法第四十二条の十三第五項に規定する法人が 16
- 二 恒久的施設を有する外国法人 次に掲げる 源泉所得の区分に応じそれぞれ次に定める 法人税法第百三十八条第一項に規定する国内

所得の金額及び前項第一号ロに掲げる金額の

- 属所得に係る所得の金額の計算上益金の額の規定により当該事業年度の恒久的施設帰 額の合計額から同法第百四十二条の二の二 得の金額の計算上損金の額に算入された金 該事業年度の恒久的施設帰属所得に係る所 五十九条の規定に準じて計算する場合に当 第二項の規定により同法第五十七条又は第 得の金額に限る。)及び同法第百四十二条 社団等については、収益事業から生じた所 帰属所得(同法第百四十二条第一項に規定 に算入された金額を控除した金額 て同じ。)に係る所得の金額(人格のない する恒久的施設帰属所得をいう。イにおい 法人税法第百四十一条第一号イに掲げる 当該事業年度の恒久的施設
- 四十二条の二の二の規定に準じて計算する 損金の額に算入された金額の合計額から同る国内源泉所得に係る所得の金額の計算上 法第百四十二条第二項の規定により同法第十二条の十の規定により準じて計算する同 のない社団等については、収益事業から生げる国内源泉所得に係る所得の金額(人格 法第百四十二条の十の規定により同法第百 算する場合に当該事業年度の同号ロに掲げ 五十七条又は第五十九条の規定に準じて計 じた所得の金額に限る。) 及び同法第百四 国内源泉所得 当該事業年度の同号ロに掲 場合に当該事業年度の同号ロに掲げる国内 法人税法第百四十一条第一号ロに掲げる

- 額に算入された金額を控除した金額 源泉所得に係る所得の金額の計算上益金の
- とする。 者比較給与等支給額の合計額が零である場合に 支給額の合計額及び同号イに規定する継続雇用 条第五項第一号イに規定する継続雇用者給与等 年度に係る当該通算法人及び他の通算法人の同 は、同号イ又は口に定める要件に該当するもの 法第四十二条の十三第七項の通算法人の対象
- 法人をいう。第二号において同じ。) が初年度 の間に通算完全支配関係を有することとなつた 人(同条第七項の通算法人に係る通算親法人と 四号及び第八号の規定の適用については、 ける第八項並びに法第四十二条の十三第七項第 離脱通算子法人(法人税法施行令第二十四条の 定めるところによる。 下この項において同じ。)に該当する場合にお 三に規定する初年度離脱通算子法人をいう。以 法第四十二条の十三第六項の法人又は加入法 次に

する。

- 掲げる事実に該当しないものとする。 号及び第三号に掲げる事実は、これらの号に |条の十三第六項の法人に生じた第八項第| 初年度離脱通算子法人に該当する法第四十
- 等の法人税額) (通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合 チの他の法人に該当しないものとする。 は、法第四十二条の十三第七項第四号ト又は 初年度離脱通算子法人に該当する加入法人
- 第二十七条の十四 法第四十二条の十四第一項又 税法第二編第一章(第二節を除く。)及び第五 章並びに地方法人税法第二章第三節及び第四章 は第四項の規定の適用がある場合における法人 の規定の適用については、次に定めるところに 法人税法第七十一条第一項第一号に規定す
- 額を控除した金額とする。 まれる特別税額加算規定により加算された金 税の額から当該所得に対する法人税の額に含 対する法人税の額は、当該所得に対する法人 額に含まれる法第四十二条の十四第一項及び れた金額を控除した金額とする。 第四項の規定(次号から第六号までにおいて る法人税額は、当該法人税額から当該法人税 「特別税額加算規定」という。) により加算さ 法人税法第八十条第一項に規定する所得に

2

得に対する法人税の額は、 法人税法第百三十五条第二項に規定する所 当該所得に対する

るものとし、

匿名組合契約(当事者の一方が

- た金額を控除した金額とする。 法人税の額から当該所得に対する法人税の額 に含まれる特別税額加算規定により加算され
- 五. 当該基準法人税額に対する地方法人税の額に 該基準法人税額に対する地方法人税の額から基準法人税額に対する地方法人税の額は、当 規定する基準法人税額に含まれる特別税額加 当該地方法人税額に係る同法第六条第一項に 特別税額加算規定により加算された金額の百 係る同項に規定する基準法人税額に含まれる 算規定により加算された金額の百分の十・三 する地方法人税額は、当該地方法人税額から に相当する金額を控除した金額とする。 地方法人税法第二十三条第一項に規定する
- 得基準法人税額に含まれる特別税額加算規定 方法人税の額に係る同条第一項に規定する所 税の額から当該所得基準法人税額に対する地 は、当該所得基準法人税額に対する地方法人 所得基準法人税額に対する地方法人税の額 する金額を控除した金額とする。 により加算された金額の百分の十・三に相当 地方法人税法第二十九条第二項に規定する
- いて同じ。)、沿海運輸業(本邦の各港間においをする事業をいう。次項第一号及び第四項にお び船舶貸渡業(海上運送法第二条第七項に規定 て船舶により人又は物の運送をする事業をい 域の各港間において船舶により人又は物の運送 て同じ。)とする。 する船舶貸渡業をいう。次項及び第三項におい (特定船舶の特別償却) 次項第二号及び第五項において同じ。)及
- る船舶に該当する鋼船(船舶法第二十条の規定 業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資 が財務大臣と協議して指定するものとする。 に該当するものを除く。)のうち国土交通大臣 するものとして政令で定める船舶は、次に掲げ 法第四十三条第一項に規定する特定海上運送 する国際総トン数が一万トン以上のものに限 ン数の測度に関する法律第四条第一項に規定 海洋運輸業の用に供される船舶(船舶のト

- 地方法人税法第十六条第一項第一号に規定
- 分の十・三に相当する金額を控除した金額と

- の事業から生ずる利益を分配することを約す相手方の事業のために出資をし、相手方がそ た者の海洋運輸業の用に供されるものを除 当するものを除く。)で、その貸付けを受け 三十九条の十第一項に規定する先進船舶に該 進船舶導入等計画に記載された海上運送法第 第四十三条第一項第一号イに規定する認定先 されるもの(その船舶貸渡業を営む法人の法 という。) の目的である船舶貸渡業の用に供 する契約(次号において「匿名組合契約等」 る契約を含む。) 又は外国におけるこれに類
- 法第四十三条第一項に規定する政令で定める 組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供 されるもので、その貸付けを受けた者の沿海 が五百トン以上のものに限るものとし、 運輸業の用に供されるものを除く。) 沿海運輸業の用に供される船舶(総トン数 匿名
- 法人は、船舶貸渡業を営む法人とする。 法第四十三条第一項第一号イに規定する政令

3

- のうち環境への負荷の低減に著しく資するもの 定めるものは、沿海運輸業の用に供される船舶 定するものとする。 のとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指 舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するも として国土交通大臣が財務大臣と協議して指定 で定める船舶は、海洋運輸業の用に供される船 法第四十三条第一項第四号に規定する政令で
- 第二十八条の二 削除 より船舶を指定したときは、これを告示する。 するものとする。 国土交通大臣は、第二項又は前二項の規定に
- (被災代替資産等の特別償却)
- 第二十八条の三 法第四十三条の二第一項に規定 する政令で定めるものは、次の各号に掲げる減 価償却資産の区分に応じ当該各号に定めるもの
- に供することができなくなつた時の直前の用号において「被災建物」という。)のその用 供することができなくなつたもの(以下この という。) に基因して当該法人の事業の用に 四十三条の二第一項に規定する特定非常災害 おいて同じ。) 当該法人が有する建物で法第 途と同一の用途に供される建物(当該建物 (次号及び第三号において「特定非常災害」 床面積が当該被災建物の床面積の一・五倍を 建物(その附属設備を含む。以下この号に

舞等物 台をよくぶすよら舞等物で存至ま一・五倍に相当する部分に限る。) 超える場合には、当該被災建物の床面積の

三 幾戒及び装置 当该去人が有する幾戒及び 常災害に基因して当該法人の事業の用に供することができなくなつた時の直前の用途 と同一の用途に供される構築物 (当該構築物とおおむね同程度以 の規模が当該被災構築物とおおむね同程度 (以下この号に おいて「被災構築物」という。)のその用に おいて「被災構築物」という。)のその用に アのものに限る。)

法第四十四条第一項に規定する政令で定める臣の証明がされたものであること。臣の証明がされたものであること。とにつき国土交通大設計画の達成に資することにつき国土交通大法律第七十二号)第五条第一項に規定する建法律第七十二号)第五条第一項に規定する建設研究所用の施設を設置することが関西

お第四十四条第一項に規定する政令で定める。お第四十四条第一項各号の規定により計算した 会第五十四条第一項各号の規定により計算した は、一組又は一式)の取得価額(法人税法施行 は、一組又は一式)の取得価額(法人税法施行 式をもつて取引の単位とされるものにあつて 規模のものは、一台又は一基(通常一組又は一 規模のものは、一台又は一基(通常一組又は一 規模のものは、一台又は一基(通常一組又は一 規模のものは、一台又は一基(通常一組又は一

(特定事業継続力強化設備等の特別償却)

(共同利用施設の特別償却)

第二十八条の六 法第四十四条の三第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の共同利用する政令で定める規模のものは、一の共同利用施設の取得価額(法人税法施行令第五十四条第施設の取得価額(法人税法施行令第五十四条第施設の取得価額(法人税法施行令第五十四条第

(環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却) (環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却)

する。 法第四十四条の四第一項に規定する政令で定法第四十四条のの合計額が百万円以上のものと 五十四条第一項各号の規定により計算した取得の減価償却資産の取得価額(法人税法施行令第定する設備等をいう。)を構成する機械その他める規模のものは、一の設備等(同項各号に規める規模のものは、一の設備等(同項各号に規 法第四十四条の四第一項に規定する政令で定 法第四十四条の四第一項に規定する政令で定

3 法第四十四条の四第二項に規定する政令で定める書類を添めるものは、機械その他の減価償却資産のうち。可項に規定する環境負荷の低減を図るために行う取組の効果を著しく高めるものとして農林水育取組の効果を著しく高めるものとして農林水倉において「機械等」という。)につき法第四十四条の四第二項の規定の適用を受ける場合には、当該機械等につき同項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該機械等が同項に規定する基盤確立事業用資産に該当する政令で定であることを証する財務省令で定める書類を添めるものという。)

より基準を定めたときは、これを告示する。 農林水産大臣は、第一項又は第三項の規定に

付しなければならない。

(特定地域における工業用機械等の特別償却)定めたときは、これを告示する。 農林水産大臣は、前二項の規定により基準を

ー 去第四十五条第一頁の長の第一号の第二場の 政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の 政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の 第二十八条の九 法第四十五条第一項に規定する (特定地域における工業用機械等の特別償封)

一、法第四十五条第一項の表の第一号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる区域内において「新増設」という。)をする場合 沖縄振興特別措置法第三十五条第四項の規定による提出の日)から令和七年三月三十一日までの期間(当該期間内に同条第七項の変更により同号の第二欄に掲げる区域に該当することとなつた区域については、当該変当することとなつた区域については、当該変当することとなつた区域については、当該変当することとなつた区域については、当該変更に係る同項において準用する同条第四項の規定による提出の日)から令和七年三月三十一日までの期間(当該期間内に同条第一項の表の第二欄に掲げる区域に該当する同条第四項の規定による提出の日まで別間の初日から当該変更に係る同項において準間の初日から当該の第二欄に掲げる区域に対している。

までの期間(当該期間内に同条第七項の変更 表 での期間(当該期間内に同条第四項の規定による提出の日(同条第七項の変更による正ととなつた区域については、当該変更に による提出の日)から令和七年三月三十一日 による提出の日(同条第七項の変更による したいて準用する同条第四項の による提出の日)から令和七年三月三十一日による提出の日)から令和七年三月三十一日による提出の日)から令和七年三月三十一日に表演四十五条第一項の表の第二号の第二欄に掲げる区域内において同条の第二号の第二欄に掲げるという。

については指定期間の初日からその該当しなに掲げる区域に該当しないこととなつた区域 の解除又は変更により同表の第三号の第二欄う。)内に同法第五十五条第四項又は第五項 同号の第三欄に掲げる事業に該当しないこと 期間(以下この号において「指定期間」とい 業については当該変更に係る同条第八項にお 三欄に掲げる事業に該当することとなつた事 当することとなつた区域についてはその新た 項の認定の日(同法第五十五条第四項の変更 る事業の用に供する設備の新増設をする場 に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げ された場合には当該初日からその取り消され する認定経済金融活性化計画の認定を取り消 四項の認定の日までの期間とし、指定期間内 更に係る同条第八項において準用する同条第 となつた事業については当該初日から当該変 内に同法第五十五条の二第七項の変更により から令和七年三月三十一日までの期間(当該 五条の二第七項の変更により新たに同号の第 に該当することとなつた日とし、同法第五十 た日までの期間とする。) に同条第十項の規定により同条第九項に規定 いこととなつた日までの期間とし、指定期間 いて準用する同条第四項の認定の日とする。) により新たに同号の第二欄に掲げる区域に該 法第四十五条第一項の表の第三号の第二欄 沖縄振興特別措置法第五十五条の二第四

五十四条第一項各号の規定により計算したの条において同じ。)の取得価額(同令第の条において同じ。)の取得価額(同令第却資産(法人税法施行令第十三条第一号か却資産(法人税法施行令第十三条第一号かいて同じ。)で、これを構成する減価償おいて同じ。)で、これを構成する減価償

取得価額をいう。以下この条において同 じ。) の合計額が千万円を超えるもの 機械及び装置並びに器具及び備品(法第

- に掲げる事業 次に掲げるいずれかの規模の法第四十五条第一項の表の第三号の第三欄 四十五条第一項の表の第二号の第三欄に掲 の合計額が百万円を超えるもの げる事業にあつては、機械及び装置)で、 の生産等設備を構成するものの取得価額
- 一の生産等設備で、これを構成する減価
- 償却資産の取得価額の合計額が五百万円を 超えるも 機械及び装置並びに器具及び備品で、
- 号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める 減価償却資産とする。 資するものとして政令で定めるものは、次の各 法第四十五条第一項に規定する区域の振興に 合計額が五十万円を超えるもの の生産等設備を構成するものの取得価額の

3

- 規定する認定産業高度化・事業革新措置実施 沖縄振興特別措置法第三十五条の三第八項に 計画に記載された減価償却資産 に掲げる事業者に該当する法人 当該法人の 法第四十五条第一項の表の第一号の第一欄
- 一 法第四十五条第一項の表の第二号の第一欄 計画に記載された減価償却資産 規定する認定国際物流拠点産業集積措置実施 沖縄振興特別措置法第四十二条の二第八項に に掲げる事業者に該当する法人 当該法人の
- 規定する認定経済金融活性化措置実施計画に 沖縄振興特別措置法第五十五条の四第八項に 記載された減価償却資産 に掲げる事業者に該当する法人 当該法人の 法第四十五条第一項の表の第三号の第一欄 6
- 業」という。)とする。 掲げるガス供給業(次項において「ガス供給 おいて「電気業」という。)及び同条第九号に 第四条第八号に掲げる電気業(次項第一号イに 究所に属する事業、沖縄振興特別措置法施行令 業、倉庫業、卸売業、デザイン業、自然科学研 規定する政令で定める事業は、道路貨物運送 法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に
- 沖縄振興特別措置法施行令第四条第九号に規定 規定する政令で定めるものは、 (ガス供給業の用に供されるものにあつては、 法第四十五条第一項の表の第一号の第四欄に 機械及び装置

- 又はガス供給業の用に供されるものに限る。) る機械及び装置に限る。)、構築物(液化したガ する液化ガス貯蔵設備その他の財務省令で定め 掲げるものとする。 で財務省令で定めるものに限る。)並びに次に スを貯蔵し、又は利用するためのもの(製造業
- 定める器具及び備品 次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に 製造業、自然科学研究所に属する事業及
- び電気業 次に掲げる器具及び備品 専ら開発研究(新たな製品の製造若し 8
- 特別に行われる試験研究をいう。)の用 れている技術の著しい改善を目的として で定めるもの に供される器具及び備品として財務省令 くは新たな技術の発明又は現に企業化さ
- (2)器具及び備品 電子計算機その他の財務省令で定める
- く。) 並びに次に掲げる事業の区分に応じそ 業の用に供される建物及びその附属設備を除 れぞれ次に定める建物及びその附属設備 工場用の建物及びその附属設備(ガス供給 ザイン業 イ(2)に掲げる器具及び備品 道路貨物運送業 車庫用、作業場用又は 道路貨物運送業、倉庫業、卸売業及びデ 9
- その附属設備 倉庫用の建物及びその附属設備 倉庫業 作業場用又は倉庫用の建物及び
- の建物及びその附属設備 卸売業 作業場用、倉庫用又は展示場用 デザイン業 事務所用又は作業場用の建
- 物及びその附属設備 の建物及びその附属設備 自然科学研究所に属する事業 研究所用
- 規定する政令で定める事業は、前項第二号イか らハまでに掲げる事業、沖縄振興特別措置法施 号に掲げる航空機整備業(次項第四号において 第七号に掲げる不動産賃貸業(次項第三号にお 二号において「機械等修理業」という。)、同条 。)、同条第六号に掲げる機械等修理業 (次項第 行令第四条の二第五号に掲げる無店舗小売業 (次項第一号において「無店舗小売業」という 「航空機整備業」という。)とする。 法第四十五条第一項の表の第二号の第三欄に て「不動産賃貸業」という。)及び同条第九
- 7 規定する政令で定める建物は、第五項第二号イ 法第四十五条第一項の表の第二号の第四欄に

- からハまでに掲げる事業の区分に応じそれぞれ 同号イからハまでに規定する建物及び次の各号 物とする。 に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める建
- 無店舗小売業 事務所用、
- 航空機整備業 不動産賃貸業 事務所用、作業場用、 倉庫用の建物

法人を除く。) とする。

一 資本又は出資を有しない法人

資本金の額等が五千万円以下の法人

万円を超える法人に該当する場合における通算

人のうちいずれかの法人が資本金の額等が五千

- となつた日までの期間)とする。 内に離島に該当しないこととなつた地域につい については、その該当することとなつた日)か「離島」という。)に該当することとなつた地域 期間は、令和四年四月一日(同日後に同項に規 ては、当該期間の初日からその該当しないこと ら令和七年三月三十一日までの期間(当該期間 定する離島(以下この項及び第十二項において 法第四十五条第二項に規定する政令で定める
- 館・ホテル営業及び同条第三項に規定する簡易 事業は、旅館業法第二条第二項に規定する旅
- 二 前号又は次号に掲げる法人以外の法人 五 る取得等をいう。以下この条において同じ。 百万円(当該一の生産等設備が新設又は増設 するものを除く。) 五百万円 に係るものである場合には、千万円 による取得等(法第四十五条第二項に規定す 事項が記載されたものに限る。以下この条に 項

- 三 資本金の額等が五千万円を超える法人(他 額等が五千万円を超える法人に該当する場合 の通算法人のうちいずれかの法人が資本金 における通算法人を含む。) 二千万円
- 作業場用又は倉 中小規模法人は、次に掲げる法人(他の通 法第四十五条第二項に規定する政令で定める
- 機械等修理業 作業場用又は倉庫用の建物 格納
- 庫用又は倉庫用の建物
- 法第四十五条第二項に規定する政令で定める
- 10 除外事業者(以下この条において「通算適用除 生産等設備で、これを構成する減価償却資産の 供する設備で政令で定める規模のものは、一の るものを除く。)とする。 宿所営業(これらの事業のうち財務省令で定め 外事業者」という。)に該当する法人にあつて う。) 又は同項第八号の二に規定する通算適用 の四第十九項第八号に規定する適用除外事業者 分に応じ当該各号に定める金額(法第四十二条 取得価額の合計額が次の各号に掲げる法人の区 (以下この条において「適用除外事業者」とい は、第三号に定める金額)以上のものとする。 法第四十五条第二項に規定する旅館業の用に 条において「資本金の額等」という。)が千 が資本金の額等が千万円を超える法人に該当 合には、他の通算法人のうちいずれかの法人 ない法人(これらの法人が通算法人である場 万円以下の法人又は資本若しくは出資を有し 資本金の額若しくは出資金の額(以下この
  - 14 13 に規定する基準に適合する建物とする。 建物は、その構造設備が旅館業法第三条第二項 沖縄県知事の確認がある場合とする。 る事項その他の事項に適合するものである旨 振興計画に定められた同条第二項第九号に掲げ 業」という。)の用に供した設備について、沖に規定する旅館業(以下この条において「旅館 場合は、その法人が離島の地域内において同項 き法第四十五条第二項の規定の適用を受ける場 縄振興特別措置法第四条第一項に規定する沖縄 法第四十五条第二項に規定する政令で定める 法人が、その取得等をした減価償却資産につ 法第四十五条第二項に規定する政令で定める
  - 期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当 令で定める書類を添付しなければならない。 合には、当該減価償却資産につき同項の規定の 適用を受ける事業年度の確定申告書等に財務省 該各号に定める期間とする。 法第四十五条第三項に規定する政令で定める
- 続的発展の支援に関する特別措置法第八条第 条第三項の規定によりみなして適用する場合 る場合を含む。)又は第三項(同令附則第四 則第四条第二項の規定によりみなして適用す 特別措置法施行令附則第三条第二項(同令附 等をする場合 当該地区に係る過疎地域の持 の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得 掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業 る同条第五項の他の市町村との連携に関する 並びに同条第二項第四号ロに掲げる事項に係 及び第四号ロ並びに第四項各号に掲げる事項 項に規定する市町村計画(同条第二項第三号 を含む。)においてその例による場合を含む 。)の規定により定められた同法第八条第一 法第四十五条第三項の表の第一号の上欄に (過疎地域の持続的発展の支援に関する

三十一日前である場合には、当該いずれか遅 た日のいずれか遅い日から令和九年三月三十 定過疎地域持続的発展市町村計画が定められ 項第三号に掲げる計画期間の初日又は当該特 画」という。) に記載された同法第八条第一 い日から当該計画期間の末日までの期間) 日までの期間(当該計画期間の末日が同月 いて「特定過疎地域持続的発展市町村計

り消された場合には当該初日からその取り消る同法第九条の五第一項に規定する認定を取 期間とし、同日前に同表の第二号の上欄に規日が同月三十一日前である場合には当該計画 三月三十一日までの期間(当該計画期間の末第四号に掲げる計画期間の初日から令和七年 等をする場合 当該地区に係る半島振興法第の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得 掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業 定により当該認定半島産業振興促進計画に係同月三十一日前に同法第九条の七第一項の規 該当しないこととなつた日までの期間とし、 定する半島振興対策実施地域に該当しないこ 条において「認定半島産業振興促進計画」と るもの)が記載されたものに限る。以下この 業の振興に資するものとして財務省令で定め 項(同項第二号に掲げる事項にあつては、産 計画(同法第九条の二第三項各号に掲げる事 九条の五第一項に規定する認定産業振興促進 ととなつた地区については当該初日からその いう。) に記載された同法第九条の二第二項 法第四十五条第三項の表の第二号の上欄に 17

された日までの期間とする。) とする。

三 法第四十五条第三項の表の第三号の上欄に 掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業 この条において「特定離島振興計画」とい の主務大臣に提出があつたものである場合に いて準用する同条第十一項の規定により同項 定めた都道府県が同条第十四項の規定による 当該離島振興計画につき当該離島振興計画を げる事項が記載されたものに限る。)のうち 五号及び第十二号並びに同条第四項各号に掲 号に掲げる事項並びに当該地区に係る同項第 四条第一項の離島振興計画(同条第二項第三 等をする場合 当該地区に係る離島振興法第 の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得 項の規定による通知)を受けたもの(以下 知(当該離島振興計画が同条第十五項にお 同条第十五項において準用する同条第十

> 適用を受けていた区域をいう。次号において立促進特別措置法第三十三条第一項の規定の 令和三年三月三十一日において旧過疎地域自

適用を受けていた区域をいう。次号にお

同じ。) 以外の区域

場合は、その法人が同項の表の各号の上欄に掲法第四十五条第三項に規定する政令で定める げる地区において当該各号の中欄に掲げる事業 となる事業その他の事項に適合するものである 各号に掲げる当該地区の区分に応じ当該各号に の用に供した当該各号の下欄に掲げる設備につ 旨の当該地区内の市町村の長の確認がある場合 定めるものをいう。)に記載された振興の対象 いて、当該地区に係る産業投資促進計画(次の 当しないこととなつた日までの期間とする。) 区については当該いずれか遅い日からその該 興対策実施地域に該当しないこととなつた地 日前に同表の第三号の上欄に規定する離島振 計画期間の末日までの期間とし、同月三十一 である場合には当該いずれか遅い日から当該 期間(当該計画期間の末日が同月三十一日前 れか遅い日から令和七年三月三十一日までの 興計画に係るこれらの通知を受けた日のいず う。) に記載された同法第四条第二項第三号 掲げる計画期間の初日又は当該特定離島振

定過疎地域持続的発展市町村計画 掲げる地区 当該地区内の市町村が定める特 法第四十五条第三項の表の第二号の上欄に 法第四十五条第三項の表の第一号の上欄に

三 法第四十五条第三項の表の第三号の上欄に 掲げる地区 当該地区内の都道府県が定める 認定半島産業振興促進計画 掲げる地区 当該地区内の市町村が作成する

定する過疎地域のうち政令で定める地域は、 法第四十五条第三項の表の第一号の上欄に規一特定離島振興計正 第四十二条の規定の適用を受ける区域のうち 地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 掲げる区域とする。 規定する過疎地域のうち特定過疎地域(過疎 法第四十五条第三項の表の第一号の上欄に

の支援に関する特別措置法第四十二条の規定 特定過疎地域のうち過疎地域の持続的発展 法第四十三条の規定により読み替えて適用す 定の適用を受ける区域 る場合を含む。)又は第四十一条第二項の規 条第一項若しくは第二項(これらの規定を同 適用を受けないものとしたならば同法第三

19 18 的発展市町村計画に記載された過疎地域の持続 定する政令で定める地区は、特定過疎地域持続、法第四十五条第三項の表の第一号の上欄に規 又は第八条第一項の規定により特定市町村の区の区域(同法附則第六条第一項、第七条第一項 る特別措置法附則第五条に規定する特定市町村 る地域は、過疎地域の持続的発展の支援に関す 域とみなされる区域を含む。)とする。 定する過疎地域に準ずる地域として政令で定め (以下この項において「特定市町村」という。) 法第四十五条第三項の表の第一号の上欄に規

20 法第四十五条第三項の表の第一号の中欄に規 料若しくは材料として製造、加工若しくは調理 生産された農林水産物又は当該農林水産物を原 物等販売業(同号の上欄に掲げる地区において 事業の区分に応じ当該各号に定める規模のもの 政令で定める規模のものは、次の各号に掲げる 号の下欄に規定する事業の用に供される設備で 振興すべき業種として定められた事業とし、 区に係る特定過疎地域持続的発展市町村計画に じ。) のうち、同表の第一号の上欄に掲げる地 で定める事業をいう。以下この条において同 地域の者に販売することを目的とする事業をい をしたものを店舗において主に当該地区以外の 定する政令で定める事業は、製造業、農林水産 ービス業等(情報サービス業その他の財務省令 う。第二号において同じ。)、旅館業及び情報サ 同

された事業とし、同号の下欄に規定する事業の

る地区に係る認定半島産業振興促進計画に記載

う。第二号において同じ。)、旅館業及び情報サ 地域の者に販売することを目的とする事業をい をしたものを店舗において主に当該地区以外の

ービス業等のうち、同表の第二号の上欄に掲げ

用に供される設備で政令で定める規模のも

は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各

料若しくは材料として製造、加工若しくは調 生産された農林水産物又は当該農林水産物を原

以上である場合の当該一の設備 該当する法人にあつては、ハに定める金額 法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額 価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる (適用除外事業者又は通算適用除外事業者に 製造業又は旅館業 一の設備を構成する減 資本金の額等が五千万円以下の法人又は

等が五千万円を超える法人に該当するもの算法人のうちいずれかの法人が資本金の額 資本若しくは出資を有しない法人(これら の法人が通算法人である場合には、他の通 を除く。) 五百万円

資本金の額等が一億円を超える法人(他 イ又はハに掲げる法人以外の法人 千

の通算法人のうちいずれかの法人が資本金

21 定する政令で定める地区は、認定半島産業振興 法第四十五条第三項の表の第二号の上欄に規 該一の設備 価額の合計額が五百万円以上である場合の当 農林水産物等販売業又は情報サービス業 合における通算法人を含む。) 二千万円 の額等が一億円を超える法人に該当する場 一の設備を構成する減価償却資産の取得

する。 第一号に規定する産業振興促進区域内の地区と的発展の支援に関する特別措置法第八条第四項 22 物等販売業(同号の上欄に掲げる地区において 定する政令で定める事業は、製造業、農林水産 促進計画に記載された半島振興法第九条の二第 二項第一号に規定する計画区域内の地区とす 法第四十五条第三項の表の第二号の中欄に規

号に定める規模のものとする。 該当する法人にあつては、ハに定める金額) 法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額 以上である場合の当該一の設備 価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる (適用除外事業者又は通算適用除外事業者に 製造業又は旅館業 一の設備を構成する減

が千万円を超える法人に該当するものを除 法人のうちいずれかの法人が資本金の額等 法人が通算法人である場合には、他の通算 く。) 五百万円 本若しくは出資を有しない法人(これらの 資本金の額等が千万円以下の法人又は資

イ又はハに掲げる法人以外の法人 千

する場合における通算法人を含む。) 二千本金の額等が五千万円を超える法人に該当 (他の通算法人のうちいずれかの法人が資 資本金の額等が五千万円を超える法人

等 農林水産物等販売業又は情報サー 一の設備を構成する減価償却資産の取得

価額の合計額が五百万円以上である場合の当

掲げる区域内の地区とする。 に記載された離島振興法第四条第四項第一号に 定する政令で定める地区は、特定離島振興計画 法第四十五条第三項の表の第三号の上欄に規

規模のものは、次の各号に掲げる事業の区分に定する事業の用に供される設備で政令で定める 種として定められた事業とし、同号の下欄に規 る地区に係る特定離島振興計画に振興すべき業 地域の者に販売することを目的とする事業をいをしたものを店舗において主に当該地区以外の 料若しくは材料として製造、加工若しくは調理 生産された農林水産物又は当該農林水産物を原 物等販売業(同号の上欄に掲げる地区において 定する政令で定める事業は、製造業、農林水産 応じ当該各号に定める規模のものとする。 法第四十五条第三項の表の第三号の中欄に規 ・ビス業等のうち、同表の第三号の上欄に掲げ 第二号において同じ。)、旅館業及び情報サ 2

該当する法人にあつては、ハに定める金額) 法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額 価償却資産の取得価額の合計額が次に掲げる製造業又は旅館業 一の設備を構成する減 以上である場合の当該一の設備 (適用除外事業者又は通算適用除外事業者に

を除く。) 等が五千万円を超える法人に該当するもの算法人のうちいずれかの法人が資本金の額 の法人が通算法人である場合には、他の通資本若しくは出資を有しない法人(これら 資本金の額等が五千万円以下の法人又は 五百万円 3

イ又はハに掲げる法人以外の法人 千

該一の設備 農林水産物等販売業又は情報サービス業 額の合計額が五百万円以上である場合の当 合における通算法人を含む。) 二千万円 の額等が一億円を超える法人に該当する場 の通算法人のうちいずれかの法人が資本金 資本金の額等が一億円を超える法人(他 一の設備を構成する減価償却資産の取得 4

定める書類を添付しなければならない 第三十一号に規定する確定申告書に財務省令で 適用を受ける最初の事業年度の法人税法第二条 合には、当該減価償却資産につき同項の規定の き法第四十五条第三項の規定の適用を受ける場 法人が、その取得等をした減価償却資産につ

(医療用機器等の特別償却)

第二十八条の十 法第四十五条の二第一項に規定 以上の医療用の機械及び装置並びに器具及び備 るものにあつては、一組又は一式。第三項にお 額をいう。第三項において同じ。)が五百万円 十四条第一項各号の規定により計算した取得価 (通常一組又は一式をもつて取引の単位とされ する政令で定める規模のものは、一台又は一基 いて同じ。)の取得価額(法人税法施行令第五

並びに器具及び備品とする。 めるものは、次に掲げる医療用の機械及び装置 法第四十五条の二第一項に規定する政令で定

満たすものに限る。) のにあつては、厚生労働大臣が定める要件を 生労働大臣が財務大臣と協議して指定するも 効率的な活用を図る必要があるものとして厚 する構想区域等内の病院又は診療所における るもの(医療法第三十条の十四第一項に規定 て厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定す のうち、高度な医療の提供に資するものとし 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品

械及び装置を含む。次項において同じ。) にあ トウエアの取得価額が三十万円以上のものとす のものとし、ソフトウエアにあつては一のソフ つては一台又は一基の取得価額が三十万円以上 める規模のものは、器具及び備品(医療用の機 法第四十五条の二第二項に規定する政令で定 全性の確保等に関する法律第二条第五項に規 ていないもの (前号に掲げるものを除く。) 働大臣が指定した日の翌日から二年を経過し する管理医療機器又は同条第七項に規定する 定する高度管理医療機器、同条第六項に規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安 般医療機器で、これらの規定により厚生労 6

という。)の助言を受けて作成される医師その 号に掲げる事務に係るものに限る。)を実施す めるものは、器具及び備品並びに特定ソフトウ 間の短縮のための対策、 画として医療従事者の勤務時間の実態、勤務時 他の医療従事者の勤務時間を短縮するための計 る者を含む。以下この項において「相談機関」 エアのうち、医療法第三十条の二十一第一項第 (同条第二項の規定による委託に係る事務 (同 一号に掲げる事務を実施する都道府県の機関 法第四十五条の二第二項に規定する政令で定 その対策に有用な設備

> 件の全てを満たす場合における当該記載された 時間短縮計画に記載されたもの(次に掲げる要 務時間短縮計画」という。)に基づき当該法人 もの) に限る。以下この項において「医師等勤 短縮に特に資するものである旨の確認があるも をした都道府県知事)による医師の勤務時間の ある場合には、当該相談機関の長及びその委託 関が同条第二項の規定による委託を受けた者で 「計画設備等」という。) として当該医師等勤務 が取得し、又は製作するもの(第一号において の(記載された当該事項につき変更がある場合 には、その変更後の計画に係る当該確認がある おれた計画(当該相談機関の長(当該相談機

計算機に対する指令であつて一の結果を得るこ 当該医師等勤務時間短縮計画の写しを法第 当該医師等勤務時間短縮計画に当該計画設

度の確定申告書等に添付することにより証明が十五条の二第三項の規定の適用を受ける事業年 く病床の機能区分(医療法第三十条の十三第一域等に係る同項の協議の場における協議に基づ 要件のいずれかに該当するもので、当該構想区所用の建物及びその附属設備のうち次に掲げるいて医療保健業の用に供される病院用又は診療 都道府県知事のその旨を確認した書類を法第四 おいて同じ。)に応じた病床数の増加に資する 項に規定する病床の機能区分をいう。第二号に めるものは、同項に規定する構想区域等内にお されたものとする。 ものであることについて当該構想区域等に係る 法第四十五条の二第三項に規定する政令で定

診療所用の建物及びその附属設備(次号にお医療保健業の用に供されていた病院用又は いて「既存病院用建物等」という。) につい て新たに建設されるものであること。 てその用途を廃止し、これに代わるものとし その改修(法第四十五条の二第三項に規定

する改修をいう。)により既存病院用建物等

第二十九条の二 法第四十七条第三項に規定する 政令で定める要件は、第一号及び第二号又は第 (特定都市再生建築物の割増償却) 号及び第三号に掲げる要件とする。 都市再生特別措置法第二十条第一項に規定 トル以上の建築物が整備されること。

の機能その他の厚生労働大臣が定める事項が記 定め、又は同項第一号の規定により機能別の機

しくは要件を定め、第四項の規定により事項を 機械及び装置並びに器具及び備品を指定し、

若

ものに限る。)とする。 前項に規定する特定ソフトウエアとは、電子 業年度の確定申告書等に添付すること。 四十五条の二第二項の規定の適用を受ける事 定するものに該当する旨の記載があること。 機能別の機器の種類として厚生労働大臣が指 備等が医療従事者の勤務時間の短縮に資する

関連する財務省令で定める書類を含む。)をい とができるように組み合わされたもの(これに

5

3

厚生労働大臣は、第二項第一号の規定により のための工事により取得又は建設をされるも のに応じた病床数が増加する場合の当該改修 において病床の機能区分のうちいずれかのも のであること。

第二十九条 法第四十六条第一項に規定する合理 改善に資するものとして農林水産大臣が定める 製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の る農林水産物又は同項に規定する食品の生産、 の附属設備並びに構築物のうち、同項に規定す 令で定めるものは、機械及び装置、建物及びそ 化、高度化その他の改善に資するものとして政 器の種類を指定したときは、これを告示する。 (輸出事業用資産の割増償却)

て政令で定めるものは、次に掲げる試験研究と 法第四十六条第一項に規定する試験研究とし

要件を満たすものとする。

の製造を目的として行う試験研究 構造、品種その他の特性が著しく異なるもの 新たな製品のうち当該法人の既存の製品と

二 新たな製品を製造するために行う新たな資 源の利用方法の研究

ることを目的として行う試験研究 れている製造方法その他の生産技術を改善す 新たな製品を製造するために現に企業化さ

原理又は方法が異なるものの発明を目的とし て行う試験研究 新たな技術のうち当該法人の既存の技術と

定めたときは、これを告示する。 農林水産大臣は、第一項の規定により要件を

る公共施設をいう。)の用に供される土地 する都市再生事業の施行される土地の区域 (次号において「事業区域」という。) 内に地 (都市再生特別措置法第二条第二項に規定す 事業区域内において整備される公共施 一階数十以上又は延べ面積が七万五千平方メ

合が百分の三十以上であること。 積の当該事業区域の面積のうちに占める割

号に規定する都市の居住者等の利便の増進に び借入金の利子の額を除く。)が十億円以上 る権利をいう。) の取得に必要な費用の額及 施設に係る土地等(土地又は土地の上に存す 寄与する施設の整備に要する費用の額(当該 都市再生特別措置法第二十九条第一項第一

2

- 域法第二十五条第一項の実施主体に該当する法認定があつたものとみなされた国家戦略特別区 る書類を添付しなければならない。 を受ける最初の事業年度の法人税法第二条第三 場合には、当該建築物につき同項の規定の適用 つき法第四十七条第一項の規定の適用を受ける 定めるところにより証明がされたものとする。 都市再生特別措置法第二十一条第一項の計画の 戦略特別区域法第二十五条第一項の規定により た同法第十九条の十第二項の実施主体又は国家 第二十条第一項の認定があつたものとみなされ 生特別措置法第二十三条に規定する認定事業 る耐火建築物で当該都市再生事業に係る都市再 備される建築基準法第二条第九号の二に規定す ものは、同項に規定する都市再生事業により整 人が取得するものであることにつき財務省令で 法人が、その取得し、又は新築した建築物に 法第四十七条第三項に規定する政令で定める 一号に規定する確定申告書に財務省令で定め 同法第十九条の十第二項の規定により同法 5 4 3
- (倉庫用建物等の割増償却)

第二十九条の三 法第四十八条第一項に規定する 政令で定める区域は、次に掲げる区域又は地区

- 物資の流通の拠点となる区域として財務省令 道及びこれに類する道路の周辺の地域のうち で定める区域 道路法第三条第一号に掲げる高速自動車国
- る地区として国土交通大臣が財務大臣と協議 られた港湾法第二条第四項に規定する臨港地港の区域を地先水面とする地域において定め して指定する地区(次項において「特定臨港 区のうち輸出入に係る貨物の流通の拠点とな 地区」という。) 関税法第二条第一項第十一号に規定する開
- 第四項及び第五項において同じ。)及び構築物 ものは、倉庫用の建物(その附属設備を含む。 法第四十八条第一項に規定する政令で定める

該当するものに限る。)とする。 るもの(冷蔵倉庫又は貯蔵槽倉庫以外の倉庫で 条第九号の三に規定する準耐火建築物に該当す 地区内にあるものに限る。) で、建築基準法第 階数が二以上のものにあつては、耐火建築物に の項において「耐火建築物」という。)又は同 のうち、物資の輸送の合理化に著しく資するも 二条第九号の二に規定する耐火建築物(以下こ 定するもの(貯蔵槽倉庫にあつては、特定臨港 のとして国土交通大臣が財務大臣と協議して指

- ととする。 として国土交通大臣が定める基準に該当するこ 者の荷待ち及び荷役の時間の短縮その他の同項 要件は、貨物の運送の用に供する自動車の運転 に規定する流通業務の省力化に特に資するもの 法第四十八条第一項に規定する政令で定める
- ければならない 構築物につき法第四十八条第一項の規定の適用 定申告書等に財務省令で定める書類を添付しな 同項の規定の適用を受ける最初の事業年度の確 を受ける場合には、当該建物及び構築物につき 国土交通大臣は、第一項第二号の規定により 法人が、その取得し、又は建設した建物及び
- 算の特例) り基準を定めたときは、これを告示する。 物及び構築物を指定し、又は第三項の規定によ 地区を指定し、第二項の規定により倉庫用の建 (特別償却不足額がある場合の償却限度額の計
- 第三十条 法第五十二条の二第一項に規定する減 価償却資産に関する特例を定めている規定とし て政令で定める規定は、次に掲げる規定とす

所得税法等の一部を改正する法律(平成三

- 法第十五条の規定による改正前の租税特別措 年法律第八号) 附則第八十六条第四項の規定 別措置法第四十七条の二の規定 置法第四十七条の規定 によりなおその効力を有するものとされる同 る同法第十一条の規定による改正前の租税特 規定によりなおその効力を有するものとされ 十一年法律第六号)附則第五十二条第五項の 所得税法等の一部を改正する法律(令和一
- 三 所得税法等の一部を改正する法律(令和三 年法律第十一号) 附則第五十条第八項の規定 法第四十五条第二項の規定 法第七条の規定による改正前の租税特別措置 によりなおその効力を有するものとされる同

- 兀 法第四十三条の二の規定 法第十条の規定による改正前の租税特別措置 によりなおその効力を有するものとされる同 年法律第三号) 附則第四十二条第二項の規定 所得税法等の一部を改正する法律(令和五
- 2 次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に る普通償却限度額として政令で定める金額は、 定める金額とする。 法第五十二条の二第一項及び第四項に規定す
- る定率法をいう。以下この号及び次号におい第四十八条の二第一項第一号イ(2)に掲げ 度額に相当する金額をいう。次号及び第三号 償却限度額又は同条第二項に規定する償却限 度額(法人税法第三十一条第一項に規定する り計算した場合の当該事業年度の普通償却限 及び第四項において「合併等特別償却不足 四項に規定する合併等特別償却不足額(次号 該資産に係る法第五十二条の二第一項に規定 において同じ。) に相当する金額 して当該資産につき旧定率法又は定率法によ 額」という。)が既に償却されたものとみな て「特別償却不足額」という。) 又は同条第 する特別償却不足額(次号及び第四項におい て同じ。) を採用している減価償却資産 当 及び次号において同じ。)又は定率法(同令 (2) に掲げる旧定率法をいう。以下この号 (法人税法施行令第四十八条第一項第一号イ そのよるべき償却の方法として旧定率法
- 二 そのよるべき償却の方法として法人税法施 条第二項第一号に掲げる金額を旧定率法又は 年度の普通償却限度額に相当する金額 き当該取替法により計算した場合の当該事業 既に償却されたものとみなして当該資産につ 特別償却不足額又は合併等特別償却不足額が 当該資産に係る同号に掲げる金額についての のに限る。) を採用している減価償却資産 定率法により計算すべきものとされているも 行令第四十九条第一項に規定する取替法(同
- 減価償却資産 当該資産につき当該償却の方 度の繰延資産普通償却限度額(法人税法第三 第六十四条の規定により計算した当該事業年 法により計算した当該事業年度の普通償却限 定する方法以外の償却の方法を採用している 十二条第一項に規定する償却限度額又は同条 度額に相当する金額 そのよるべき償却の方法として前二号に規 繰延資産 当該資産につき法人税法施行令

- をいう。) に相当する金額 第二項に規定する償却限度額に相当する金額
- 3 る政令で定める割増償却に関する規定は、 掲げる規定とする。 法第五十二条の二第二項及び第五項に規定す 次に
- 四十八条までの規定 法第四十五条第三項又は第四十六条から第
- 別措置法第四十七条の二の規定 る同法第十一条の規定による改正前の租税特 規定によりなおその効力を有するものとされ 十一年法律第六号)附則第五十二条第五項 所得税法等の一部を改正する法律(平成三
- 三 所得税法等の一部を改正する法律 (令和二 年法律第十一号) 附則第五十条第八項の規定 置法第四十七条の規定 法第十五条の規定による改正前の租税特別措 年法律第八号)附則第八十六条第四項の規定 によりなおその効力を有するものとされる同 によりなおその効力を有するものとされる同 所得税法等の一部を改正する法律(令和三

法第七条の規定による改正前の租税特別措置

- 六条第一項又は第四十七条第一項若しくは第五 項、第四十五条第一項若しくは第五項、第四十 しくは第五項、第四十四条第一項若しくは第四 法第五十二条の二第一項又は第四項の場合に 法第四十五条第二項の規定
- 併等特別償却不足額は、当該特別償却不足額又 産につき当該事業年度以前の各事業年度におい おいて、同条第二項に規定する特別償却対象資 金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合 同条第五項の特別償却限度額に第一号に掲げる 足額又は合併等特別償却不足額に係る同項又は は合併等特別償却不足額から、当該特別償却不 不足額が生じた事業年度が当該圧縮記帳規定の 条の二第二項に規定する特別償却限度額に係る の当該特別償却対象資産に係る特別償却不足 同じ。) の適用を受けたときは、当該事業年度 項の規定をいう。以下この項及び次条において て圧縮記帳規定(法人税法第四十二条第一項若 における当該特別償却不足額に限る。)又は合 適用を受けた事業年度前の事業年度である場合 を乗じて計算した金額を控除した金額とする。 (当該特別償却不足額の基因となる法第五十二 当該特別償却対象資産に係る法人税法施 第八十二条の三第一号、第八十三条の四

第一号又は第八十五条第一項第三号に掲げる

令第五十四条第三項の規定により同条第一項 各号に定める金額から控除した金額 当該特別償却対象資産につき法人税法施行

(準備金方式による特別償却)

第三十一条 法第五十二条の三第四項及び第十三 定は、前条第三項各号に掲げる規定とする。 げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を 度額に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲同条第二項、第三項又は第十二項の特別償却限 額又は合併等特別償却準備金積立不足額に係る 積立不足額から、当該特別償却準備金積立不足 却準備金積立不足額又は合併等特別償却準備金 却準備金積立不足額をいう。)は、当該特別償立不足額(同条第三項に規定する合併等特別償 い金額をいう。)又は合併等特別償却準備金積 度前の事業年度である場合における当該満たな 年度が当該圧縮記帳規定の適用を受けた事業年 第十二項に規定する満たない金額が生じた事業 備金積立不足額(法第五十二条の三第二項又は 年度の当該特別償却対象資産に係る特別償却準 圧縮記帳規定の適用を受けたときは、当該事業 につき当該事業年度以前の各事業年度において をいう。以下この項及び次項において同じ。) 十二条の二第二項に規定する特別償却対象資産 項の場合において、特別償却対象資産(法第五 項に規定する政令で定める割増償却に関する規 控除した金額とする。 法第五十二条の三第二項、第三項又は第十二

第一号又は第八十五条第一項第三号に掲げる 令第七十九条の二第一号、第八十二条第一 当該特別償却対象資産に係る法人税法施行 第八十二条の三第一号、第八十三条の四

一 当該特別償却対象資産につき法人税法施行 令第五十四条第三項の規定により同条第一項 各号に定める金額から控除した金額

償却準備金に係る特別償却対象資産について当 二条、第八十二条の三、第八十三条の四又は第 ては、法人税法施行令第七十九条の二、第八十 縮記帳規定に規定する圧縮限度額の計算につい る場合における当該特別償却対象資産に係る圧 該事業年度において圧縮記帳規定の適用を受け 別償却準備金を積み立てている法人が当該特別 八十五条第一項第四号に規定する帳簿価額に 法第五十二条の三第一項から第三項までの特 3

別償却対象資産に係る法第五十二条の三第五項 は、これらの規定に規定する日における当該特 額を含まないものとする。 に規定する特別償却準備金の金額に相当する金

第三十二条 法第五十三条第一項第四号に規定す る政令で定める規定は、 (特別償却等に関する複数の規定の不適用) 次に掲げる規定とす

別措置法第四十七条の二の規定 規定によりなおその効力を有するものとされ る同法第十一条の規定による改正前の租税特 所得税法等の一部を改正する法律(平成三 年法律第六号)附則第五十二条第五項の

三 所得税法等の一部を改正する法律(令和三 法第十五条の規定による改正前の租税特別措 年法律第八号)附則第八十六条第四項の規定 置法第四十七条の規定 によりなおその効力を有するものとされる同 所得税法等の一部を改正する法律(令和)

法第十条の規定による改正前の租税特別措置によりなおその効力を有するものとされる同 法第七条の規定による改正前の租税特別措置によりなおその効力を有するものとされる同 年法律第三号)附則第四十二条第二項の規定 法第四十五条の規定 年法律第十一号) 附則第五十条第八項の規定 所得税法等の一部を改正する法律(令和五

3

五 前各号に掲げる規定に係る法第五十二条の 法第四十三条の二の規定

2 定に係る同条の規定とは、それぞれ一の規定と 条の三の規定と当該いずれか一の規定以外の規 規定のうちいずれか一の規定に係る法第五十二 とができるものである場合には、当該二以上のいう。)のうち二以上の規定の適用を受けるこ おいて法第五十三条第一項第二号に掲げる規定 (前項第一号から第四号までに掲げる規定を含 して法第五十三条第一項の規定を適用する。 む。次項において「特別償却に関する規定」と 法人の有する減価償却資産が当該事業年度に

条の三の規定とは、あわせて一の規定とみな 規定と当該いずれか一の規定に係る法第五十二 は、特別償却に関する規定のうちいずれか一の 法第五十三条第三項の規定の適用について

(海外投資等損失準備金) 第二節 準備金等

第三十二条の二 法第五十五条第一項に規定する 政令で定めるものは、次に掲げる法人とする。

兀

第二号に掲げる事業及び資源開発事業等

第一号の資源開発事業法人をいう。)に該当 う。) のうち資源開発事業法人 (同条第二項 算法人(次号において「他の通算法人」とい

するもの(次に掲げる法人のいずれかに対す をいう。以下この号において同じ。)に該当 第五十五条第二項第二号の資源開発投資法人 ている法人に限る。) をいう。以下この条において同じ。)を行つ る投融資等(同項第二号に規定する投融資等 他の通算法人のうち資源開発投資法人(法

前号に掲げる法人

他の通算法人 を行つている資源開発投資法人に該当する イ又はハに掲げる法人に対する投融資等

ている資源開発投資法人に該当する他の通 口に掲げる法人に対する投融資等を行つ

れに類する加工とする。 定める加工は、採掘した鉱産物の選鉱その他こ 法第五十五条第二項第一号に規定する政令で

2

る事業のいずれかに限られていることにつき財 定める法人は、現に行つている事業が次に掲げ 務省令で定めるところにより認定を受けた法人 法第五十五条第二項第二号に規定する政令で

る出資等をいう。 法人(同項第二号に規定する他の法人及び外 投融資等及び付随事業法人に対する出資等 法人」という。)に対する投融資等又は当該 国政府を含む。次号において「資源開発事業 (同項第二号に規定する付随事業法人に対す 法第五十五条第二項第一号の資源開発事業

開発事業法人以外の資源開発事業法人が採取一 前号に掲げる事業及び当該事業に係る資源 業の規模が当該前号に掲げる事業の規模に比 事業に密接に関連する事業及びこれに附帯し し、又は取得した産物の引取りの事業(当該 て行われる事業を含む。) で当該引取りの事 して僅少であるもの

開発事業等をいう。次号及び第五項各号にお(法第五十五条第二項第一号に規定する資源 第一号に掲げる事業及び資源開発事業等

法人との間に通算完全支配関係がある他の通 通算法人である法第五十五条第一項の内国 じ。)の埋蔵の有無及び範囲並びにその商業的源をいう。次項第一号ロ及び第七項において同 採取の可能性の調査(これに付随して行われる 定める行為は、資源(同項第一号に規定する資 行為を含む。)とする。 法第五十五条第二項第三号に規定する政令で

5 全てに該当することにつき財務省令で定めると ころにより認定を受けた法人とする。 定める資源開発投資法人は、次に掲げる要件の 法第五十五条第二項第四号に規定する政令で

等」という。)が次のイ又は口に該当するこ府(以下この号において「資源開発事業法人 第二項第一号の資源開発事業法人又は外国政 いて「投融資」という。)を受けている同条 資又は長期の資金の貸付け(以下この項にお 第二項第二号に規定する他の法人を通じて出 人」という。) から直接に又は法第五十五条 当該法人(以下この項において「投融資法

る資源の探鉱等の事業をいう。次号にお 事業(法第五十五条第二項第三号に規定す 用いて行われる事業に限る。)が資源探鉱 業法人等が外国政府又は国営の法人その他 融資法人から貸付けを受けた長期の資金を これに類する法人である場合には、当該投 て同じ。)に限られていること。 つている資源開発事業等(当該資源開発事 当該資源開発事業法人等の全ての現に行

の合計額に比して僅少であること。 項第二号に規定する他の法人を通じて投融 場合には、資源採取法人等の全てが当該投 法人の投融資の額の総額及び当該投融資法 資を受けている額の合計額が、当該投融資 融資法人から直接に又は法第五十五条第二 いて「資源採取法人等」という。)がある 開発又は採取の事業に該当するものを行つ 人の行う資源開発事業等に支出された金額 ている法人又は外国政府(以下この号にお イに規定する資源開発事業等のうち資源 当該資源開発事業法人等のうちに、現に

二 当該投融資法人が第三項第三号又は第四号 当該投融資法人の投融資の額の総額及び資源 業以外の事業に支出された金額の合計額が、 行つている資源開発事業等のうち資源探鉱事 の事業を行う法人である場合には、その現に 開発事業等に支出された金額の合計額に比

6 法第五十五条第二項第五号に規定する政令では、第一項第二号に対しているものいずれかに対する投融資等を行つているもののいずれかに対する投融資等を行つているもののがれかに対する投融資等を行つているものであるとて同条第二項第一号の資源開発投資法人の資本金の額又は出事業法人(同項第二号に規定する他の法人及び事業法人(同項第二号に規定する他の法人及び事業法人(同項第二号に規定する他の法人及び事業法人(同項第二号に規定する他の法人及び外国政府を含む。)に対する投融資等を行っているものであることにつき財務省令で定めるといるものであることにつき財務省令で定めるといるものであることにつき財務省令で定めるといるものであることにつき財務省令で定めるといるものであることにつき財務省令で定めるといるものであることにつき財務省令で定めるといる。

号の資源開発事業法人及び同項第二号の資源開 目的に適合したものを除く。)とする。 該助成金をもつて取得する当該助成金の交付の 規定による助成金の交付を受けた内国法人が当 属鉱物資源機構法第十一条第一項第二十五号の を受けた株式等(独立行政法人エネルギー・金 及び当該事業により採取される産物の全部又は の資源の探鉱又は開発の事業に充てられること のうち、当該株式等に係る資金がこれらの法人 含む。以下この条において「株式等」という。) 「資源開発投資法人」という。)の株式(出資を 発投資法人(第十八項及び第二十項において 定める株式等は、内国法人が取得する同項第一 ことにつき財務省令で定めるところにより認定 一部が内国法人により引き取られることになる 法第五十五条第二項第六号に規定する政令で 12 13 11

定めるところにより計算した金額は、同号に規法第五十五条第四項第三号に規定する政令でこととなつた場合 同項に規定する割合こととなつた場合 同項に規定する割合の法人税法第六十一条の二第十九項に規定すの法人税法第六十一条の二第十九項に規定す

該内国法人の当該適格合併の日における被合併人等」という。) が特定法人であるときは、当

17

特定法人を分割法人とする分割型分割が行わ

前項に規定する海外投資等損失準備金に係る

分割型分割に係る分割法人である特定法人が

当該分割型分割直前において特定法人でない

第四項に規定する分割純資産対応帳簿価額特定法人の株式等の法人税法第六十一条の二

当該適格分割型分割に係る分割法人である

でする海外投資等損失準備金の金額に、同号に 地産の金額に同号の資本の払戻しに係る法人 である金額は、同号に規定する海外投資等損失 である金額は、同号に規定する海外投資等損失 である金額は、同号に規定する海外投資等損失 である金額は、同号に規定する海外投資等損失 である金額は、同号に規定する海外投資等損失 である金額は、同号に規定する海外投資等損失 である金額は、同号に規定する海外投資等損失 である金額は、同号に規定する海外投資等損失 である金額に同号の資本の払戻しに係る法人 が当該適格現物出資により移転することとな が当該適格現物出資により移転することとな である金額に同号の資本の払戻しに係る法人 である金額に、同号に である金額に、同号に である金額に、同号に である金額に、同号に

に提出しなければならない。

「提出しなければならない。

「提出しなければならない。

「提出しなければならない。

「規定する適格分割等の日以後二月以内に同項の規定の適用を受けようとする場合には、同項の規定の適用を受けようとする場合には、同項の規定する両国法人が、展等割合を乗じて計算した金額とする。

は、法第五十五条第十三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に、同項に規定する適格分割により移転することとなつた当該特定法人の株式又は出資の数又は金額がその移転することとなつた時の直前において有していた当該特定法人の株式又は出資の数又は金額がその移転することとなつた時の直前において有していた当該特定法人の株式又は出資の数又は金額の表面を表面で定め、法第五十五条第十三項に規定する政令で定める。

特定法人を被合併法人とする適格合併(法人税 合において、当該海外投資等損失準備金に係る 移転することとなつた株式等に係る海外投資等 同条第二十一項に規定する適格現物分配により 株式等に係る海外投資等損失準備金の金額とし 親法人。以下この項及び次項において「合併法 式等の交付を受ける場合にあつては、当該合併 が同条第十二号の八に規定する合併親法人の株 び第十七項第二号において「株主等」という。) 第二条第十四号に規定する株主等(第十六項及 併に係る合併法人(当該被合併法人の法人税法 付合併に限る。)が行われ、かつ、当該適格合 法第六十一条の二第二項に規定する金銭等不交 項の海外投資等損失準備金を積み立てている場 より計算した金額について準用する。 損失準備金の金額として政令で定めるところに て政令で定めるところにより計算した金額及び する適格現物出資により移転することとなつた 法第五十五条第一項に規定する内国法人が同 前項の規定は、法第五十五条第十七項に規定

16 法第五十五条第一項に規定する内国法人が同時定法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合において、同項第四号の規定を適用する。に規定する金銭等不交付合併でないときを含に規定する金銭等不交付合併でないときを含いにおける当該海外投資等損失準備金を併活人である特定法人が当該適格合併に係る被合併法人である特定法人が当該適格合併に保るである任法人である特定法人が当該適格合併に係る被合併法人である特定法人が当該適格合併が行われてある、における当該海外投資等損失準備金に係るとみなして、同項第四号の規定を適相合作に表して、同項第四号の規定を適格合併が行われてある。

当該海外投資等損失準備金の金額に第一号に掲法人に係る海外投資等損失準備金の金額のうち 継法人(当該分割法人の株主等が法人税法第二われ、かつ、当該適格分割型分割に係る分割承 特定法人を分割法人とする適格分割型分割が行 合において、当該海外投資等損失準備金に係る 等に係る海外投資等損失準備金の金額とみなし 格分割型分割後においては、当該分割承継法人 乗じて計算した金額に相当する金額は、当該適 げる金額に第二号に掲げる金額の占める割合を 格分割型分割の日における分割法人である特定 特定法人であるときは、当該内国法人の当該適 の項において「分割承継法人等」という。)が 場合にあつては、当該分割承継親法人。以下こ 継親法人」という。) の株式等の交付を受ける 条第十二号の十一に規定する分割承継親法人 項の海外投資等損失準備金を積み立てている場 (以下この項及び次項第二号において「分割承 法第五十五条第一項に規定する内国法人が同 -項から第二十四項までの規定を適用する。 特定法人の株式等の帳簿価額の合計額 た当該適格分割型分割に係る分割法人である 法第五十五条第三項から第六項まで及び第 当該適格分割型分割直前において有してい

の規定 ない場合(次号及び第四号に掲げる場合を除第六項 一 当該分割型分割が適格分割型分割に該当しば金の金 立てている内国法人に対する法第五十五条第四金の金 立てている内国法人に対する法第五十五条第四金の金 立てている内国法人に対する法第五十五条第四(以下 ときにおける当該海外投資等損失準備金を積み第三項 た場合において、次の各号に掲げる事実がある

当該分割型分割が適格分割型分割に該当し当該分割型分割が適格分割型分割に該当した資産及び負債に対応する部分(法人移転した資産及び負債に対応する部分(法人移転した資産及び負債に対応する部分(法人移転した資産及び負債に対応する部分をいう。次号及び第三号において同じ。)を有しないこととなったものとみなされる同項の分割承継法人に移転したとみなされる同項の分割承継法人に移転したとみなされる同項の分割承継法人に移転したとみなされる同項の分割承継法人に移転したとみなされる同項の分割承継法人に移転したとみなされる同項の分割承継法人に移転したとみなされる同項の分割承継法人に移転した。

一 当該分割型分割に係る分割承継法人(当該分割型分割が適格分割型分割に該当し、かつ、当該分割承継親法人。次号及び第四号において「分割承継親法人等」という。)が特定法人でない場合(同号に掲げる場合を除く。)当該内国法人が当該分割型分割直前において分割法人である特定法人の株式等の交替を受ける場合を除く。)当該内国法人が当該分割型分割直前において分割法人である特定法人の株式等のうち当該分割型分割に係る分割によりその分割承継法人に移転した資産分割によりその分割承継法人に移転した資産分割により表が当政治の株式等の方ち当該分割型分割に係る分割承継法人(当該つたものとみなして、法第五十五条第四項第つたものとみなして、法第五十五条第四項第つたものとみなして、法第五十五条第四項第つたものとみなして、法第五十五条第四項第つたものとみなして、法第五十五条第四項第一号の規定を適用する。

三 当該分割型分割に係る分割法人である特定法人が当該分割型分割に係る分割承継法人等が特定法人である場面にによいて分割法人である特定法人が当該分割型分割によりその分割承継法人等が特定法人である場面で法人である特定法人である場面で表別型分割によりその分割承継法人等が特定法人である場面で活入でないこととなつたものとを有しないこととなつたものとなって、法第五十五条第四項第一号の規定を適用する。第五十五条第四項第一号の規定を適用する。第五十五条第四項第一号の規定を適用する。第五十五条第四項第一号の規定を適用する。第五十五条第四項第一号の規定を適用する。第五十五条第四項第一号の規定を適用する。

法第五十五条第一項に規定する内国法人が同 第四項第四号の規定を適用する。 こととなつたものとみなして、法第五十五条

人の当該特定法人に係る海外投資等損失準備金法人に該当するものであるときは、当該内国法 での規定を適用する。 項から第六項まで及び第十項から第二十四項ま 投資等損失準備金の金額とみなして、同条第三 後においては、当該被現物出資法人に係る海外 じ当該各号に定める金額は、当該適格現物出資 の金額のうち次の各号に掲げる場合の区分に応 る被現物出資法人に当該海外投資等損失準備金 合において、適格現物出資により外国法人であ 項の海外投資等損失準備金を積み立てている場 に係る特定法人の株式等の全部又は一部を移転 かつ、当該被現物出資法人が資源開発投資

人に当該特定法人の株式等の一部を移転した一 当該適格現物出資により当該被現物出資法 場合 その適格現物出資直前における当該特 数又は金額のうちに占める割合を乗じて計算 て有していた当該特定法人の株式又は出資のがその移転することとなつた時の直前におい た当該特定法人の株式又は出資の数又は金額 当該適格現物出資により移転することとなつ 定法人に係る海外投資等損失準備金の金額に 場合 その適格現物出資直前における当該特 定法人に係る海外投資等損失準備金の金額 人に当該特定法人の株式等の全部を移転した した金額 当該適格現物出資により当該被現物出資法

株式等の取得価額に、当該取得の日を含む事業人」という。)の同条第二項第六号に規定する 発事業法人(同項第二号に規定する他の法人を式等の取得価額は、同条第二項第一号の資源開 項において「特殊投資法人」という。)である の占める割合を乗じて計算した金額に相当する 又は出資金の額に相当する金額を控除した残額 ら当該特殊投資法人の同日における資本金の額式等の帳簿価額の合計額のうちに当該合計額か 年度終了の日における各資源開発事業法人の株 含む。以下この項において「資源開発事業法 用については、これらの規定に規定する特定株 場合における同条第一項又は第八項の規定の適 項に規定する特殊投資法人(以下この項及び次 法第五十五条第一項に規定する内国法人が同 2 二 当該中小企業事業再編投資損失準備金に係

発事業法人が分割法人又は現物出資法人となる 法第五十五条第二項第一号に規定する資源開

> 分社型分割又は現物出資が行われたことにより 額の合計額とする。 規定する各資源開発事業法人の株式等の帳簿価 の額又は出資金の額に相当する金額は、同項に 現物出資法人の株式等の前項の規定の適用につ 物出資により交付を受けた分割承継法人又は被 当することとなり、かつ、当該資源開発投資法 当該資源開発事業法人が資源開発投資法人に該 いては、同項に規定する特殊投資法人の資本金 人に該当する場合には、当該分社型分割又は現 人となつた当該資源開発事業法人が特殊投資法

(中小企業事業再編投資損失準備金)

第三十三条 法第五十六条第三項第二号に規定す 同号に規定する中小企業事業再編投資損失準備 る政令で定めるところにより計算した金額は、 じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額 金の金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応

額のうちに占める割合 いた当該特定法人の株式又は出資の数又は金 しないこととなつた時の直前において有して 定法人の株式又は出資の数又は金額がその有 を除く。) その有しないこととなつた当該特 ないこととなつた場合(次号に該当する場合 において「株式等」という。)の一部を有し という。)の株式又は出資(次項及び第三項 (以下この項及び次項において「特定法人」 る法第五十六条第一項に規定する特定法人 当該中小企業事業再編投資損失準備金に係

編投資損失準備金の金額に、次の各号に掲げる定める金額は、同号に規定する中小企業事業再 場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じ 法第五十六条第三項第五号に規定する政令で を有しないこととなつた場合 同項に規定す る特定法人の法人税法第六十一条の二第十九 項に規定する出資の払戻しにより出資の一部

兀

法人税法施行令第百十九条の八第一項に規定 価額を減額した場合 当該分割型分割に係る する割合 分割型分割により特定法人の株式等の帳簿

五.

て計算した金額とする。

二 法人税法第二条第十二号の十五の二に規定 簿価額を減額した場合 配」という。)により特定法人の株式等の帳 する株式分配(以下この号において「株式分 当該株式分配に係る

3

2

建物又は動産について生じた火災及び風水 建物又は動産について生じた火災による

この条において「火災等」という。)による び破裂、爆発その他の人為による災害(以下 建物又は動産について生じた火災、落雷及

建物又は動産について生じた火災等

場合には、当該損害を含む。)

五の二 建物又は動産について生じた火災等及 雪害、 地震その他の天災による

法人税法施行令第百十九条の八の二第一項に

三 法人税法第六十一条の二第十八項に規定す 戻しに係る法人税法施行令第百十九条の九第等の帳簿価額を減額した場合 当該資本の払の払戻し」という。)により特定法人の株式 る資本の払戻し(以下この号において「資本 一項に規定する払戻等割合

該株式等につき同項の規定の適用を受ける事業 六条第一項の規定の適用を受ける場合には、 する書類として財務省令で定める書類を添付 する特定株式等に該当するものであることを証 年度の確定申告書等に当該株式等が同項に規定 なければならない。 法人がその取得をした株式等につき法第五十 当

(保険会社等の異常危険準備金)

する政令で定める保険は、第三項第一号から第第三十三条の二 法第五十七条の五第一項に規定 険、風水害保険、動産総合保険、建設工事保 九号までに掲げる船舶保険、航空保険、火災保 貨物保険、運送保険及び賠償責任保険とす

害及び耐存並びに死亡のみを共済事故とする共くは損害並びに死亡、後遺障害及び生存又は損 事由の発生のみを共済事故とする共済とする。 済並びにこれらの共済ごとにその共済金の支払 害、損害及び耐存並びに死亡及び後遺障害若し める共済は、次の各号のいずれかに掲げる損 法第五十七条の五第一項に規定する政令で定 損害及び耐存、損害並びに死亡及び後遺障

建物又は動産について生じた火災、 、地震その他の天災による損害 落雷

破裂及び爆発による損害

風害、雪害及びひよう害による損害

じた盗難による損害を併せて共済事故とする 害及び雪害による損害(当該動産について生 建物又は動産について生じた火災等、風水

び風水害、

六 該損害賠償金の支払を含む。) 生じた事故及び当該建物又は動産を使用して 事故(当該建物において行われる業務により 損害又は当該建物若しくは動産により生じた る損害(当該動産について生じた盗難による て共済事故とする場合には、当該損害又は当 故を含む。)に係る損害賠償金の支払を併せ 製造、販売又は施工された物により生じた事 た火災等及び風水害、地震その他の天災によ 建物その他の工作物又は動産について生じ

び傷病の治療を含む。) 事故とする場合には、その死亡、後遺障害及 死亡、後遺障害及び傷病の治療を併せて共 族及び使用人並びにこれらの者以外の者で当 該建物又は動産の一定期間の耐存(当該建物 害及び当該建物又は動産の一定期間の耐存 火災等及び風水害、地震その他の天災による 該建物に居住しているものを含む。) の当該 又は動産に係る被共済者(当該被共済者の親 水害、地震その他の天災による損害並びに当 建物又は動産について生じた火災等及び風 建物又は動産について生じた火災による損

八の二 建物又は動産について生じた風水害、 死亡及び後遺障害を含む。) 産について生じた火災等又は当該盗難に係る における死亡及び後遺障害(当該建物又は動 風水害、地震その他の天災による一定期間内 済者と生計を一にする親族を含む。)の当該 当該建物又は動産に係る被共済者(当該被共 地震その他の天災又は盗難による損害並びに

九 建物又は動産について生じた火災等及び風 係る被共済者の一定期間内における死亡、 震その他の天災による損害並びに当該建物に 生じた偶然な事故による死亡及び後遺障 計を一にする親族を含む。)の一定期間内に 又は動産に係る被共済者(当該被共済者と生 物又は動産の一定期間の耐存並びに当該建物 水害、地震その他の天災による損害、当該建 建物について生じた火災等及び風水害、 後 地

遺障害及び一定期間の生存 動産について生じた輸送中の事故による

十二 偶然な事故(自動車による事故を除く。 責任を負担することによつて被る損害(携帯 次項第九号において同じ。) により損害賠償 品について生じた盗難その他の偶然な事故に

当該損害を含む。 よる損害を併せて共済事故とする場合には、

十三 立木の集団(当該立木の伐採に係る伐倒 十四 立木の集団について生じた火災及び風水 風水害等」という。)による損害 害、潮害及び噴火(次号において「火災及び じた火災並びに風水害、雪害、凍霜害、干 木を含む。次号において同じ。)について生

の耐存並びに当該立木の集団に係る被共済者害等による損害、当該立木の集団の一定期間 よる当該立木の集団の損害の防止等の業務に (当該被共済者の親族及び使用人を含む。) の 定期間内に生じた当該火災及び風水害等に

3 共済は、当該各号に定める保険又は共済をいこの条において、次の各号に掲げる保険又は

保険で財務省令で定めるもの 船舶保険 船舶を主たる保険の目的とする

目的とし、主として火災によつて生ずる損害 務省令で定めるもの れる貨物を主たる保険の目的とする保険で財 火災保険 不動産及び動産を主たる保険の 航空保険 航空機及び航空機により運送さ 4

険で財務省令で定めるもの 害を塡補する保険で財務省令で定めるもの を塡補する保険で財務省令で定めるもの の他の事故によつて生ずる損害を塡補する保 し、火災、風災、水災、地震、盗難、破損そ の目的とし、風災又は水災によつて生ずる損 動産総合保険 風水害保険 不動産及び動産を主たる保険 動産を主たる保険の目的と 5

当該工事の目的物(当該目的物に係る資材及) 建設工事保険 建設工事の施工中における る損害を塡補する保険を含む。)で財務省令 で定めるもの より損害賠償責任を負担することによつて被 る保険(当該工事につき生じた偶然な事故に び仮設物を含む。)を主たる保険の目的とす

の目的とする保険で財務省令で定めるもの 運送保険 陸上運送中の貨物を主たる保険 の目的とする保険で財務省令で定めるもの 責任を負担することによつて被る損害を塡補 賠償責任保険 貨物保険 海上運送中の貨物を主たる保険 偶然な事故により損害賠償

する保険で財務省令で定めるもの まで、第十一号若しくは第十二号に掲げる損 前項第一号、第三号から第六号

> 害又は同項第七号に掲げる損害及び耐存のみ 係る共済金の支払事由の発生のみを共済事故 を共済事故とする共済並びにこれらの共済に

共済並びにこれらの共済に係る共済金の支払びに死亡及び後遺障害のみを共済事故とする 事由の発生のみを共済事故とする共済 障害又は同項第九号に掲げる損害及び耐存並 第八号の二に掲げる損害並びに死亡及び後遺 害、同項第八号に掲げる損害及び耐存、同項 風水害等共済 前項第二号に掲げる損

6

る損害並びに死亡、後遺障害及び生存のみを十二 生命共済付建物共済 前項第十号に掲げ 済金の支払事由の発生のみを共済事故とする 共済事故とする共済並びに当該共済に係る共

十三 森林災害共済 害のみを共済事故とする共済 前項第十三号に掲げる損

十四 長期育林共済 前項第十四号に掲げる損 共済 害及び耐存並びに死亡のみを共済事故とする

める保険の種類は、次に掲げる保険の種類とす 法第五十七条の五第一項に規定する政令で定

火災保険及び風水害保険 船舶保険及び航空保険

動産総合保険、建設工事保険、 貨物保険及

める共済の種類は、火災共済、風水害等共済、 害等共済にあつては、次に掲げる共済ごとにそ 林共済の種類とする。この場合において、風水 生命共済付建物共済、森林災害共済及び長期育 法第五十七条の五第一項に規定する政令で定 種類の異なる共済とする。

その他の天災による損害についても火災等に う旨の定めがあるもの(以下この条において よる損害に係る共済金と同額の共済金を支払 等共済で当該共済に係る契約に風水害、地震 業協同組合連合会」という。)の行う風水害 業協同組合連合会(以下この条において「農 「特殊風水害等共済」という。) 法第五十七条の五第一項第四号に掲げる農

会の行う風水害等共済のうち第二項第八号に (前号に掲げる共済を除く。以下この条にお 掲げる損害及び耐存を共済事故とする共済 いて「全国風水害等共済」という。) 全国の区域を地区とする農業協同組合連合 7

の行う風水害等共済(以下この条において 費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会 「自然災害共済」という。) 法第五十七条の五第一項第五号に掲げる消

(以下この条において「その他の風水害等共 前三号に掲げる共済以外の風水害等共済

> 度において同項の規定により益金の額に算入 規定する異常危険準備金の金額(当該事業年

控除した金額)のうち当該共済に係るもの されるべき金額がある場合には、当該金額を

(以下この項において「異常危険準備金繰越

然災害共済、森林災害共済及び長期育林共済に 定めるところにより計算した金額は、次の各号 係る法第五十七条の五第一項に規定する政令で じ当該各号に定める金額とする。 に掲げる保険の種類又は共済の種類の区分に応 保険並びに火災共済、全国風水害等共済、自

の百分の三に相当する金額 十四項において「当年度保険料等」という。) る法第五十七条の五第一項に規定する正味収 済 当該保険又は共済の当該事業年度におけ 入保険料又は正味収入共済掛金(次号及び第 第四項第一号に掲げる保険又は森林災害共

済事故とする共済については、百分の四)に共済に係る共済金の支払事由の発生のみを共 災共済(農業協同組合連合会の行う火災共済 号に規定する火災等共済組合(第九項第二号 相当する金額 の当年度保険料等の百分の二(第二項第六号 おいて同じ。) に限る。) 当該保険又は共済 をいう。以下この項及び第十四項第二号ホに げる協同組合連合会の行う共済並びに農家火 組合」という。)及び同条第一項第七号に掲 及び第十四項第二号ロにおいて「火災等共済 又は火災共済(法第五十七条の五第一項第七 に掲げる損害をその共済事故とする農家火災 第四項第二号から第四号までに掲げる保険

掛金」という。)の百分の二・五に相当する 七条の五第一項に規定する正味収入共済掛金 該火災共済の当該事業年度における法第五十 (以下この項及び次項において「当年度共済 前号に掲げる火災共済以外の火災共済 当

Ŧi. 兀 共済掛金の百分の十五に相当する金額 年度共済掛金の百分の九に相当する金額 自然災害共済 当該自然災害共済の当年 全国風水害等共済 当該風水害等共済の当

項に規定する政令で定めるところにより計 特殊風水害等共済に係る法第五十七条の五 共済掛金の百分の六に相当する金額 長期育林共済 当該長期育林共済の当年

じ当該各号に定める金額とする。 した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応 から繰り越された法第五十七条の五第六項に 当該事業年度終了の日における前事業年度

済」という。)

一 異常危険準備金繰越額が当年度共済掛金の

る場合 当年度共済掛金の百分の十五に相当 の百分の六十七・五に相当する金額以下であ 額」という。) が当該共済の当年度共済掛金

する金額

8

額以下である場合 当年度共済掛金の百分の 共済掛金の百分の百四十二・五に相当する金 百分の七十五に相当する金額を超え、当年度

七・五に相当する金額

越額との差額に相当する金額

異常危険準備金繰越額が当年度共済掛金

以下である場合 当年度共済掛金の百分の八 年度共済掛金の百分の七十五に相当する金額 百分の六十七・五に相当する金額を超え、当

十二・五に相当する金額と異常危険準備金繰

四 異常危険準備金繰越額が当年度共済掛金 額との差額に相当する金額 百五十に相当する金額と異常危険準備金繰越 額未満である場合 当年度共済掛金の百分の 当年度共済掛金の百分の百五十に相当する金 百分の百四十二・五に相当する金額を超え、

た金額の計算について準用する。この場合にお 命共済付建物共済に係る法第五十七条の五第一 げる字句に、生命共済付建物共済については の他の風水害等共済については同表の中欄に掲 項に規定する政令で定めるところにより計算し のとする。 表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるも いて、前項中次の表の上欄に掲げる字句は、そ 前項の規定は、その他の風水害等共済又は生

算	第	度 /	度	=
百分の七・五	二・五 百四十百	百分の八十二・五百	百分の十五	百分の六十七・五
百分の四・五	・五の百四	分の七十九・	百分の九	五百分の七十・五
百分の四	十 十 六 の 百 四	百分の七十九	百分の八	百分の七十一

- 一 第四項第一号に掲げる保険 百分の八十ぞれ当該各号に定める割合とする。し、同項に規定する政令で定める割合は、それめるものは、次の各号に掲げる保険又は共済とり 法第五十七条の五第二項に規定する政令で定
- 五 長期育林共済 百分の五十五 同組合連合会の行う共済 百分の九十四 法第五十七条の五第一項第七号に掲げる協
- 乗じて計算した金額とする。 乗じて計算した金額とする。 乗じて計算した金額とする。 乗じて計算した金額とする。
- 百分の百三十三

  を共済事故とする共済を以済を共済事故とする共済をの場だる損害を共済事故とする共済の共済金の農業協同組合連合会が行う第二項第四号に
- 済 百分の百三十二の支払事由の発生のみを共済事故とする共の支払事由の発生のみを共済事故とする共済の共済金に掲げる損害を共済事故とする共済の共済金の支払事品の第二項第十二号の支払の対象を表する。
- する共済 百分の百十八の共済金の支払事由の発生のみを共済事故との共済金の支払事由の発生のみを共済事故とする共済四号の二に掲げる損害を共済事故とする共済 出合連合会が行う第二項第
- 害を保険事故とするとともに、これらの資産 13 中 建物又は動産について生じた火災による損保険又は共済に係る契約とする。 な契約その他政令で定める契約は、次に掲げる 法第五十七条の五第五項に規定する特約のあ
- マは第八号に掲げる損害及び耐存を共済事故 一 建物又は動産について生じた第二項第七号 旨の特約のある保険

に係る保険期間の満了後満期返戻金を支払う

- 遺障害を共済事故とする共済 産に係る同号に掲げる被共済者の死亡及び後 底掲げる損害及び耐存並びに当該建物又は動 で現りで、選問のでは、 は動産について生じた第二項第九号
- び生存を共済事故とする共済
  が生存を共済事故とする共済
  損害並びに当該建物に係る同号に掲げる被共
  関・建物について生じた第二項第十号に掲げる

長期育林共済

- ー よきに エミンエミニ真ニ見ご下るよんさ かいり おり かんしょう はい 大の各号に掲げる区分に おり計算した金額として政令で定めるところに料部分に係る金額として政令で定めるところに 法第五十七条の五第五項に規定する危険保険
- の合計額 (当該保険金の合計額 次に掲げる金額の合計額 ) がある場合には、その金額を控除した金額(当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した再保険金の総額 当該保険金の総額から当該保険金のの総額がある場合には、その金額を控除した金額) がある場合には、その金額を控除した金額 (当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した再保険金の総額がら当該保険金の総額がら当該保険金の合計額
- 百分の二百に相当する金額において同じ。)のうち危険保険料の額のにおいて同じ。)のうち危険保険料のあいた払い戻した、又は払い戻すべきものがあいないでは、当該保険料(当該保険料のうちついては、当該保険料(当該保険料のうちの二百に相当する金額
- 当該再保険返戻金の額料については、当該保険料の全額は、イに規定する保険以外の保険に係る保険
- の合計額 料及び解約返戻金の合計額 次に掲げる金額料及び解約返戻金の合計額 次に掲げる金額二 法第五十七条の五第三項に規定する再保険
- 当該再保険料の額
- に相当する金額 した場合に支払われるべき解約返戻金の額 した場合に支払われるべき解約返戻金の額のうち金については、当該解約返戻金の額のうち 前項第一号に掲げる保険に係る解約返戻
- に応じ当該各号に定める金額とする。により計算した金額は、次の各号に掲げる区分掛金部分に係る金額として政令で定めるところ掛金部分に係る金額として政令で定めるところは第五十七条の五第五項に規定する危険共済

口に規定する保険以外の保険に係る解約

の総額 当該共済金の総額(第十一項第三号法第五十七条の五第二項に規定する共済金

- に掲げる共済にあつては当該共済金のうち被部分の金額を除くものとし、同項第四号に掲部分の金額を決済にあつては当該共済金のうち被共済者の死亡、後遺障害及び生存を共済事故とする部分の金額を除した金額(当該事業年度において収額を控除した金額(当該事業年度において収額を控除した金額(当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した保険を投除した金額(当該事業年度において収額を控除した金額(当該事業年度において収額を控除した金額(当該事業を共済事故とする。
- の合計額 金及び解約返戻金の合計額 次に掲げる金額金及び解約返戻金の合計額 次に掲げる金額
- 不 第十一項第二号に掲げる共済事故とす七号に掲げる共済に係る大済掛金については、当該げる共済に係る大済掛金については、当該ける共済に係る大済掛金のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合にた、又は払い戻すべきものがある場合にた、又は払い戻すべきものがある場合において同じ。)のうち危険共済事故とする金額の百分の百八十に相当する金額額の百分の百八十に相当する金額額の百分の百八十に相当する金額額の百分の百八十に相当する金額
- の百分の二百に相当する金額は、当該共済掛金のうち危険共済掛金の初は、当該共済掛金のうち危険共済掛金についての大院に関げる損害及び耐存を共済事故とすのをがある。
- 相当する金額 第十一項第三号に掲げる共済用金のうちん 当該大済掛金のうち被共済掛金の額(当該危険共済掛金のうち被共済掛金の額(当該危険共済掛金のうち被共済が出金の額のでは、当該共済掛金のうち危険が 第十一項第三号に掲げる共済に係る共済
- へ 当該解約返戻金の額の全額
- イ 当該保険料及び共済掛金の額掲げる金額の合計額 次に掲いて金額の合計額 次に料、共済掛金及び解約返戻金の合計額 次に二 法第五十七条の五第四項に規定する保険

業年度において当該保険又は共済に係る同条

合には、当該金額を控除した金額)と当該事

より益金の額に算入されるべき金額がある場

- 返戻金については、当該解約返戻金の額の返戻金については、当該解約返戻金のうち被共済者の死亡及び後遺障害を共済事故とする部分の金額を除く。)に相当する金額を第十一項第四号に掲げる共済に係る解約返戻金のついては、当該解約返戻金の全額がら当該解約返戻金のうち被共済事故とする金額で、後遺障害及び生存を共済事故とする部方の金額を控除した金額の金額を控除した金額の金額を控除した金額の金額を控除した金額の金額を控除した金額の金額を控除した金額の金額を控除した金額の金額を控除した金額の金額を控除した金額の金額を控除した金額の金額を控除した金額の金額を控除した金額の金額を控除した金額の金額を控除した金額の金額を担いては、当該解約返戻金の額の返戻金については、当該解約返戻金の額の
- **戻金の全額** に係る解約返戻金については、当該解約返 中から二までに規定する共済以外の共済
- 益金の額に算入された、又は算入されるべきこ 金額から第二号に掲げる金額を控除した残額と 項に規定する積み立てた金額と第一号に掲げる る保険の種類又は共済の種類ごとに、同条第七 める金額は、同条第一項に規定する政令で定め ととなつた金額があるときは、同条第七項に規 までに同条第六項から第九項までの規定により る。この場合において、当該事業年度終了の日 る同条第七項に規定する異常危険準備金の金額 み立てた金額が第四項第一号に掲げる保険に係 のうちいずれか少ない金額(同項に規定する積 する異常危険準備金の金額のうちその積立てを する事実が生じた日における同条第六項に規定 定する積み立てた金額は、これらの規定に規定 である場合には、当該積み立てた金額)とす に算入されたものとして計算するものとする。 こた事業年度が最も古いものから順次益金の額 備金の金額(当該事業年度において当該保険 は共済に係る前事業年度から繰り越された法 法第五十七条の五第七項に規定する政令で定 又は共済に係る同項又は同条第九項の規定に 第五十七条の五第六項に規定する異常危険準 当該事業年度終了の日における当該保険又

第一項の規定により損金の額に算入される金

三 合併法人のその合併の日を含む事業年度

の三十(次のイからトまでに掲げる共済につ 合)を乗じて計算した金額 いては、それぞれイからトまでに定める割 当該保険又は共済の当年度保険料等に百分

災害共済を除く。) 百分の四十 及び第八号に掲げる法人の行う共済(自然 法第五十七条の五第一項第五号、第六号 火災等共済組合の行う共済 百分の四

風水害等共済又は生命共済付建物共済

農家火災共済 百分の三十五 第九項第四号に掲げる共済 百分の六十 森林災害共済 百分の五十

法第五十七条の五第七項の法人が、合併、 長期育林共済 百分の五十五

15

事業年度の区分に応じ当該各号に定める金額と 度保険料等」という。)は、次の各号に掲げる る当年度保険料等(以下この項において「当年 の規定の適用については、同項第二号に規定す しくは被現物出資法人である場合における前項 は当該移転を受けた合併法人、分割承継法人若 被合併法人、分割法人若しくは現物出資法人又 割又は現物出資により、保険契約の移転をした

数で除して計算した金額 後事業年度」という。) 当該当年度保険料等 業年度(以下この号及び第三号において「最 に十二を乗じてこれを当該最後事業年度の月 被合併法人のその合併の日の前日を含む事 17

一 分割法人又は現物出資法人のその分割又は 間の区分に応じそれぞれ次に定める金額 現物出資の日を含む事業年度 次に掲げる期 険料等をいう。以下この号において同じ。) 現物出資の日の前日までの期間 当該移転 当該事業年度開始の日から当該分割又は 終了の時とした場合に計算される当年度保 該分割又は現物出資の直前の時を事業年度 をした保険契約に係る移転前保険料等(当 して計算した金額 に十二を乗じてこれを当該期間の月数で除 19 18

転前保険料等を控除した金額 料等から当該移転をした保険契約に係る移 年度終了の日までの期間 当該分割又は現物出資の日から当該事業 当該当年度保険

> 併の日を含む事業年度(当該事業年度が 及び合併により設立された合併法人の当該合 加算した金額 人の最後事業年度における当年度保険料等を 該当年度保険料等に当該合併に係る被合併法 に満たない事業年度である場合に限る。) (当該合併の日が当該合併法人の事業年度開 の日である場合の当該事業年度を除く。) 年 当

保険料等を加算した金額 業年度である場合に限る。) 当該当年度保険 出資法人の当該分割又は現物出資の日を含む 資により設立された分割承継法人又は被現物 当該事業年度を除く。)及び分割又は現物出 又は現物出資法人の第二号に規定する移転前 料等に当該分割又は現物出資に係る分割法人 事業年度(当該事業年度が一年に満たない事 物出資法人の事業年度開始の日である場合の は現物出資の日が当該分割承継法人又は被現 は現物出資の日を含む事業年度(当該分割又 分割承継法人又は被現物出資法人の分割又

以下の場合 百分の十

異常危険準備金累積割合が百分の二十

異常危険準備金累積割合が百分の二十五

度(前項第一号に掲げる事業年度を除く。)が、法第五十七条の五第七項の法人の当該事業年 保険料等」という。)は、当該当年度保険料等 当年度保険料等(以下この項において「当年度 規定の適用については、同項第二号に規定する して計算した金額とする。 適用がある場合に限る。) における第十四項の 項、第四項から第六項まで又は第八項の規定の に十二を乗じてこれを当該事業年度の月数で除 一年に満たない場合(法人税法第十四条第一

る。 満たない端数を生じたときは、これを一月とす 前二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に

準備金の金額として財務省令で定めるところに 保険契約に係る同条第六項に規定する異常危険 ところにより計算した金額は、法第五十七条の 法第五十五条第十三項に規定する政令で定める より計算した金額とする。 五第十五項の分割により移転することとなつた 法第五十七条の五第十五項において準用する

る政令で定めるところにより計算した金額につ おいて準用する法第五十五条第十七項に規定す 替えるものとする。 「第五十七条の五第十六項の現物出資」と読み 五十七条の五第十五項の分割」とあるのは、 いて準用する。この場合において、前項中「第 前項の規定は、法第五十七条の五第十六項に 2

20 二号中「百分の二」とあるのは、「百分の四」おける第六項の規定の適用については、同項第 第七号に掲げる協同組合連合会の行う火災共済 度終了の日において当該法人の行う火災共済に までの間に開始する各事業年度(当該各事業年 とする。 額を超える場合の当該各事業年度を除く。) る当年度保険料等に百分の四十五(同条第一項 係る第十四項第一号に規定する異常危険準備金 にあつては、百分の六十)を乗じて計算した金 の金額が当該火災共済の第六項第一号に規定す 平成五年四月一日から令和七年三月三十一日 法第五十七条の五第一項第七号に掲げる法人

21 度終了の日において当該保険に係る第十四項第は、第四項第二号に掲げる保険(当該各事業年ては、第六項第二号中「百分の二」とあるの掲げる保険に係る部分に限る。)の適用につい 月三十一日までの間に開始する各事業年度にお の当該保険を除く。)については「百分の六」 百分の三十を乗じて計算した金額を超える場合 険の第六項第一号に規定する当年度保険料等に 度終了の日において当該保険に係る第十四項第 と、第四項第三号に掲げる保険(当該各事業年 の当該保険を除く。)については「百分の十」 百分の三十を乗じて計算した金額を超える場合 険の第六項第一号に規定する当年度保険料等に ける第六項の規定(第四項第二号及び第三号に 掲げる法人の平成八年四月一日から令和七年三 一号に規定する異常危険準備金の金額が当該保 法第五十七条の五第一項第一号及び第二号に 号に規定する異常危険準備金の金額が当該保

(原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備

第三十三条の三 法第五十七条の六第一項に規定 害賠償責任を負担することによつて被る損害を 並びに原子力による災害その他の事故により損 施設に収容される動産を保険の目的とする保険 属施設を含む。)、放射性物質の利用、保管、製する政令で定める保険は、原子炉施設(その附 錬、加工、再処理等のための施設及びこれらの 塡補する保険とする。

する保険で次の各号に掲げるものの区分に応じめるところにより計算した金額は、同項に規定 法第五十七条の六第一項に規定する政令で定 「該各号に定める金額とする。

十七条の六第一項に規定する正味収入保険料 の百分の五十に相当する金額 原子力保険 当該事業年度における法第五

二 地震保険 当該事業年度において保険業法 れイからホまでに定める割合を乗じて算出し に応じ、当該運用によつて得た金額にそれぞ という。)の次のイからホまでに掲げる区分 含む。)の規定により積み立てる当該保険に 第百十六条第一項及び第三項(これらの規定 た金額を控除した金額) この号において「異常危険準備金累積割合」 備金累積額の責任限度額に対する割合(以下 係る責任準備金の金額(当該金額に当該保険 を同法第百九十九条において準用する場合を ている場合には、当該保険に係る異常危険準 に係る資産の運用によつて得た金額が含まれ

前項に規定する異常危険準備金累積額とは、 を超え百分の百以下の場合 百分の七十 超え百分の七十五以下の場合 百分の五十 を超え百分の五十以下の場合 百分の二十 える場合 百分の百 異常危険準備金累積割合が百分の五十を 異常危険準備金累積割合が百分の百を超 異常危険準備金累積割合が百分の七十五

3 金の総額を控除した金額に相当する金額を 支払うことに伴い収入すべきこととなる再保険 最高額の総額から当該保険金の最高額の総額を 合に当該法人が支払うべきこととなる保険金の 又は前事業年度終了の日までに同条第六項にお 当該事業年度終了の日における地震保険に係る 発生により地震保険に係る保険責任が生じた場 とする火災、損壊、埋没又は流出による損害の 当該事業年度終了の日において地震若しくは噴 金額をいい、前項に規定する責任限度額とは、 より益金の額に算入された金額がある場合に いて準用する法第五十七条の五第九項の規定に た、若しくは算入されるべきこととなつた金額 金額(その日までに法第五十七条の六第三項若 前事業年度から繰り越された異常危険準備金の 火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因 は、これらの金額を控除した金額)に相当する しくは第五項の規定により益金の額に算入され

第六項において準用する法第五十七条の五第九 の日までに同条第三項から第五項まで又は同条 た金額がある場合において、当該事業年度終了 法第五十七条の六第四項に規定する積み立て

の額に算入されたものとして計算するものとす てをした事業年度が最も古いものから順次益金 規定する異常危険準備金の金額のうちその積立 る事実が生じた日における法第五十七条の六第 当該積み立てた金額は、これらの規定に規定す 入されるべきこととなつた金額があるときは、 項の規定により益金の額に算入された、又は算 一項に規定する原子力保険に係る同条第三項に

# (関西国際空港用地整備準備金)

第三十三条の四 法第五十七条の七第一項第一号 空港用地の帳簿価額とする。 む事業年度開始の時における同号イに規定する 会社」という。)の平成二十四年七月一日を含 する指定会社(次項及び第五項において「指定 イに規定する政令で定める金額は、同項に規定

計算した金額に相当する金額を超える部分の金損金額を控除した金額)に百分の二十を乗じて 終了の日を含む事業年度の所得の金額(第五項と新関西国際空港株式会社の当該適用事業年度 場合には、指定会社所得金額から新関空会社欠 て「新関空会社欠損金額」という。) が生じた 年度に欠損金額(以下この項及び第五項におい の合計額(新関西国際空港株式会社の当該事業 において「新関空会社所得金額」という。)と 得金額」という。)のうち、指定会社所得金額所得の金額(以下この項において「指定会社所 定会社の同条第二項に規定する適用事業年度の政令で定めるところにより計算した金額は、指 法第五十七条の七第一項第一号ロに規定する 3 2

3 項から第十一項まで及び第十五項の規定を適用 七第二項に規定する適用事業年度の所得の金額 しないで計算した場合における法第五十七条の 前項の指定会社所得金額は、法第五十七条の 第一項並びに第六十六条の十三第一項、第五 4

して国土交通大臣が指定する日とする。

める日は、関西国際空港及び大阪国際空港の一 行令(平成二十四年政令第五十四号)第五条第 体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施 一号に規定する貸付期間の満了の日とする。 法第五十七条の七第二項に規定する政令で定

5 空会社欠損金額を通知しなければならない の当該事業年度の新関空会社所得金額又は新関 業年度終了の日を含む事業年度終了後遅滞な 新関西国際空港株式会社は、第二項の適用事 指定会社に対し、新関西国際空港株式会社 5

6 場合における法人税法の規定の適用について 条の七第一項の規定を適用しないで計算するも 計算した場合における当該各事業年度の所得の の欠損控除前所得金額並びに同条第七項第一号 損控除前所得金額、同号イ(3)に規定する他 法第六十四条の七第一項第三号イに規定する欠 た同条第二項に規定する調整前所得金額及び調 の金額、同条第五項の規定により読み替えられ 金額、同法第五十九条第二項及び第三項に規定 は、同法第五十七条第一項ただし書に規定する のとする。 に規定する益金算入後所得金額は、法第五十七 定する通算前所得金額及び通算前欠損金額、 整前欠損金額、同法第六十四条の五第一項に規 する計算した場合における当該適用年度の所得 法第五十七条の七第一項の規定の適用がある 同

## (中部国際空港整備準備金)

規定する所得の金額として政令で定める金額第三十三条の五 法第五十七条の七の二第一項に の金額とする。 の七の二第二項に規定する適用事業年度の所得 用しないで計算した場合における法第五十七条 五項から第十一項まで及び第十五項の規定を適 は、同項並びに法第六十六条の十三第一項、第 2

の時における同号に規定する中部国際空港用地社の平成二十五年四月一日を含む事業年度開始 る政令で定める金額は、同項に規定する指定会 債務の返済の完了が予定されている日(第五項第一項の規定により政府が保証契約をしている 関する法律(平成十年法律第三十六号)第八条 の帳簿価額とする。 において「債務返済完了予定日」という。)と で定める日は、中部国際空港の設置及び管理に 法第五十七条の七の二第一項第一号に規定す 法第五十七条の七の二第二項に規定する政令

る。 る。この場合において、前条第六項中「、法第 第一項の規定の適用がある場合について準用す 十七条の七の二第一項」と読み替えるものとす 五十七条の七第一項」とあるのは、「、法第五 前条第六項の規定は、法第五十七条の七の二

る。 済完了予定日を指定したときは、これを告示す 国土交通大臣は、第三項の規定により債務返

(特定船舶に係る特別修繕準備金)

第三十三条の六 に規定する政令で定めるところにより計算した 法第五十七条の八第二項第一号

> る経過した日から当該特定船舶に係る特別の修 までの期間内の日を含む各事業年度において 別修繕予定日経過準備金額が生じた特定船舶に ただし、法第五十七条の八第四項に規定する特 える場合には、当該累積限度余裕額)とする。 金額(当該計算した金額が累積限度余裕額を超 終了の日までの期間の月数)を乗じて計算した 年度において当該特定船舶の特別の修繕を完了 行つた同項に規定する特別の修繕(以下この条 は、ないものとする。 繕が完了する日を含む事業年度開始の日の前日 で除し、これに当該事業年度の月数(当該事業 下この条において同じ。)につき最近において ついては、当該計算した金額は、同項に規定す において「特別の修繕」という。)のために要 した場合には、その完了の日から当該事業年度 し書に規定する船舶である場合には、七十二) (当該特定船舶が船舶安全法第十条第一項ただ した費用の額の四分の三に相当する金額を六十

五項の規定により益金の額に算入された、又は(その日までに法第五十七条の八第三項又は第 用の額の四分の三に相当する金額から当該特定 近において行つた特別の修繕のために要した費 いて同じ。)を控除した金額をいう。 は、当該金額を控除した金額。以下この条にお 算入されるべきこととなつた金額がある場合に 業年度から繰り越された特別修繕準備金の金額 船舶に係る当該事業年度終了の日における前事 前項に規定する累積限度余裕額とは、その最

3 法人(第五項及び第七項において「被合併法人 併等に係る被合併法人、分割法人又は現物出資 条において「適格合併等」という。)により当 格合併、適格分割又は適格現物出資(以下この 合併法人等である当該法人が当該特定船舶に係 法人又は被現物出資法人(以下この条において に限る。) の移転を受けた合併法人、分割承継 第二項に規定する積立限度額(以下この条にお 別修繕準備金の積立てにつき法第五十七条の八 等」という。)においてその特定船舶に係る特 該特別修繕準備金に係る特定船舶(当該適格合 る特別修繕準備金の積立てにつき積立限度額を により計算していた場合における当該特定船舶 いて「積立限度額」という。)を第一項の規定 「合併法人等」という。)である場合において、 法第五十七条の八第一項に規定する法人が適

> する。」とする。 引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額を含むも あるのは「(次項に規定する適格合併等により その」とあるのは「その」と、「月数)」とある 計算するときにおける第一項の規定の適用につ 「場合には」と、「金額。」とあるのは「金額と のとし、その」と、「場合には、」とあるの のは「月数とする。)」と、前項中「(その」と 了の日までの期間の月数とし、当該」と、「、 合には当該適格合併等の日から当該事業年度終 数(当該事業年度において第三項に規定する適 格合併等により当該特定船舶の移転を受けた場 いては、同項中「月数(当該」とあるのは「月

特定船舶(同項に規定する特定船舶をいう。 金額は、同条第一項の法人の事業の用に供する

する。 の日を含む各事業年度においては、 日を含む事業年度開始の日の前日までの期間内 日における前事業年度から繰り越された特別修 が当該特別修繕費の額の四分の三に相当する金 の日から当該事業年度終了の日までの期間の月し、又は建造した場合には、その取得又は建造 第一項ただし書に規定する船舶である場合に 修繕費の額」という。)の四分の三に相当する 船舶の総トン数で除し、これに同条第一項の法特別の修繕のために要した費用の額を当該類似 似船舶」という。)につき最近において行つた 令で定めるところにより計算した金額は、同号 から当該特定船舶に係る特別の修繕が完了する 該計算した金額は、同項に規定する経過した日 経過準備金額が生じた特定船舶については、当 五十七条の八第四項に規定する特別修繕予定日 繕準備金の金額を控除した金額を超える場合に 額から当該特定船舶に係る当該事業年度終了の 数)を乗じて計算した金額(当該計算した金額 数(当該事業年度において当該特定船舶を取得は、七十二)で除し、これに当該事業年度の月 金額を六十(当該特定船舶が船舶安全法第十条 に規定する類似船舶(以下この項において「類 は、当該控除した金額)とする。ただし、 じて計算した金額(以下この項において「特別 人の事業の用に供する特定船舶の総トン数を乗 法第五十七条の八第二項第二号に規定する政 ないものと 法第

船舶(当該適格合併等に係る被合併法人等にお 格合併等により当該特別修繕準備金に係る特定 いてその特定船舶に係る特別修繕準備金の積立 ていた場合における当該特定船舶に限る。) てにつき積立限度額を前項の規定により計算 法第五十七条の八第一項に規定する法人が適 の

む。)」とする。 り引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額を含 月数とし、当該」と、「、その」とあるのは 等の日から当該事業年度終了の日までの期間の 特定船舶の移転を受けた場合には当該適格合併 計算するときにおける前項の規定の適用につい る特別修繕準備金の積立てにつき積立限度額を 合併法人等である当該法人が当該特定船舶に係 移転を受けた合併法人等である場合において、 。)」と、「特別修繕準備金の金額」とあるのは ては、同項中「月数(当該」とあるのは「月数 「特別修繕準備金の金額(当該適格合併等によ 「その」と、「月数)」とあるのは「月数とする (当該事業年度において適格合併等により当該

年度の月数(当該事業年度において当該特定船る場合には、七十二)で除し、これに当該事業 を基礎として、同項の法人の申請に基づき、納て行われた特別の修繕のために要した費用の額 いものとする。 の期間内の日を含む各事業年度においては、な 完了する日を含む事業年度開始の日の前日まで 過した日から当該特定船舶に係る特別の修繕が 繕予定日経過準備金額が生じた特定船舶につい 場合には、当該控除した金額)とする。ただ 特別修繕準備金の金額を控除した金額を超える 終了の日における前事業年度から繰り越された する金額から当該特定船舶に係る当該事業年度 期間の月数)を乗じて計算した金額(当該計算 又は建造の日から当該事業年度終了の日までの舶を取得し、又は建造した場合には、その取得 全法第十条第一項ただし書に規定する船舶であ に相当する金額を六十(当該特定船舶が船舶安 税地の所轄税務署長が認定した金額の四分の三 舶と状況の類似する他の船舶につき最近におい て同条第一項の法人の事業の用に供する特定船 類、構造、容積量、建造後の経過年数等につい 令で定めるところにより計算した金額は、種 ては、当該計算した金額は、同項に規定する経 し、法第五十七条の八第四項に規定する特別修 した金額が当該認定した金額の四分の三に相当 法第五十七条の八第二項第三号に規定する政 13 11 10 9 8

てにつき積立限度額を前項の規定により計算し いてその特定船舶に係る特別修繕準備金の積立 船舶(当該適格合併等に係る被合併法人等にお 格合併等により当該特別修繕準備金に係る特定 ていた場合における当該特定船舶に限る。)の 法第五十七条の八第一項に規定する法人が適 14

む。)」とする。 。)」と、「特別修繕準備金の金額」とあるのは「その」と、「月数)」とあるのは「月数とする り引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額を含 月数とし、当該」と、「、その」とあるのは 等の日から当該事業年度終了の日までの期間の 「特別修繕準備金の金額(当該適格合併等によ 特定船舶の移転を受けた場合には当該適格合併 金額)」と、「月数(当該」とあるのは「月数 物出資法人の納税地の所轄税務署長が認定した 適格合併等に係る被合併法人、分割法人又は現 船舶の移転を受けた法人である場合には、当該 計算するときにおける前項の規定の適用につい る特別修繕準備金の積立てにつき積立限度額を 合併法人等である当該法人が当該特定船舶に係 (当該事業年度において適格合併等により当該 「が認定した金額(適格合併等により当該特定 移転を受けた合併法人等である場合において、 ては、同項中「が認定した金額」とあるのは

は、これを一月とする。 つて計算し、一月に満たない端数を生じたとき 第一項、第四項及び第六項の月数は、暦に従

2

係る金額を認定するものとする。 合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に 受けようとする特定船舶の種類、名称及び船籍五十七条の八第一項又は第九項の規定の適用を き事項を記載した書類を添付し、これを納税地 書に当該認定に係る金額の算定の基礎となるべ の所轄税務署長に提出しなければならない。 港その他財務省令で定める事項を記載した申請 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場 第六項の認定を受けようとする法人は、法第

認定に係る金額により同項の特定船舶につき同い第六項の認定後において、税務署長は、その 通知する。 の認定に係る法人に対し、書面によりその旨を 項に規定する金額の計算をすることを不適当と する特別の事由が生じたと認める場合には、 の金額を変更することができる。 税務署長は、前二項の処分をするときは、 そ そ

の各事業年度の所得の金額を計算する場合のそ する金額の計算につきその処分の効果が生ずる の処分に係る特定船舶についての第六項に規定 は、その処分のあつた日の属する事業年度以後 ものとする。 第十項又は第十一項の処分があつた場合に

める日は、次の各号に掲げる準備金設定特定船 法第五十七条の八第四項に規定する政令で定

舶(同条第三項に規定する準備金設定特定船舶 をいう。以下この項において同じ。)の区分に 応じ当該各号に定める日とする。 特別の修繕を行つたことがある準備金設定

は建造の日の翌日から六十月(当該準備金設特定船舶 当該準備金設定特定船舶の取得又 書に規定する船舶である場合には、七十二 定特定船舶が船舶安全法第十条第一項ただし 月)を経過する日 書に規定する船舶である場合には、七十二 定特定船舶が船舶安全法第十条第一項ただし 特定船舶 最近において行つた特別の修繕が 完了した日の翌日から六十月(当該準備金設 特別の修繕を行つたことがない準備金設定

算した金額

(中小企業者等の貸倒引当金の特例 月)を経過する日

第三十三条の七 相互会社とする。 める金銭債権は、その債務者から受け入れた金 ものは、保険業法第二条第十項に規定する外国 する相互会社に準ずるものとして政令で定める 法第五十七条の九第一項に規定する政令で定 法第五十七条の九第一項に規定

3 の金額に相当する金額とする。 額とすることができる。 規定する政令で定める金額は第二号に掲げる金 銭債権は第一号に掲げる金銭債権とし、同項に 五十七条の九第一項に規定する政令で定める金 人の全て(当該適格合併が法人を設立する合併 は、当該法人及び当該適格合併に係る被合併法 に限る。)は、前項の規定にかかわらず、法第 合併法人の全て)が同日に存していた合併法人 である場合にあつては、当該適格合併に係る被 に行われる適格合併に係る合併法人にあつて 平成二十七年四月一日に存する法人(同日後

法第五十七条の九第一項の一括評価金銭債権 (次号において「一括評価金銭債権」という 当該法人の当該事業年度終了の時における

2

年四月一日後に行われる適格合併に係る合併 間内に開始した各事業年度終了の時における 一括評価金銭債権の額の合計額(平成二十七 一日から平成二十九年三月三十一日までの期 括評価金銭債権の額に、平成二十七年四月 当該法人の当該事業年度終了の時における

おいて当該合併法人及び当該適格合併に係る法人については、当該各事業年度終了の時に るときは、これを切り捨てる。)を乗じて計 られない部分の金額の合計額の占める割合 度終了の時における前項に規定する債権とみ 銭債権の額の合計額)のうちに当該各事業年 (当該割合に小数点以下三位未満の端数があ 被合併法人がそれぞれ有していた一括評価金

営む主たる事業が次の各号に掲げる事業のいず る政令で定める割合は、これらの規定の法人の れに該当するかに応じ当該各号に定める割合と 法第五十七条の九第一項及び第二項に規定す

業を除く。) 千分の十 含むものとし、第四号に掲げる割賦販売小売 卸売及び小売業(飲食店業及び料理店業を

一 製造業(電気業、ガス業、熱供給業、 業及び修理業を含む。) 千分の八

金融及び保険業 千分の三

Ŧi. ん業(同条第三項に規定する包括信用購入あ あつせんを行う事業をいう。) 千分の七 せん業(同条第四項に規定する個別信用購入 を行う事業をいう。)及び個別信用購入あつ つせん (同項第一号に掲げるものに限る。) 小売業をいう。)並びに包括信用購入あつせ 第一号に規定する割賦販売の方法により行う 割賦販売小売業(割賦販売法第二条第一項

令で定める金額は、その債権とみられない部分とみられない金銭債権とし、同項に規定する政 額があるためその全部又は一部が実質的に債権

前各号に掲げる事業以外の事業 千分の六 第三節 鉱業所得の課税の特例

(探鉱準備金又は海外探鉱準備金)

第三十四条 法第五十八条第一項に規定する政令 協議して指定するものとする。 トを除く。)及び独立行政法人エネルギー・金 る鉱物(国外にある石炭、亜炭及びアスファル に必要なものとして経済産業大臣が財務大臣と 属鉱物のうち安定的な供給を確保することが特 属鉱物資源機構法第十一条第六項に規定する金 で定める鉱物は、鉱業法第三条第一項に規定す

年度の同項に規定する指定期間(次項において 条において「鉱物」という。)に係る当該事業 法人が採掘した同項に規定する鉱物(以下この 額として政令で定める金額は、同項に規定する の合計額とする。 「指定期間」という。) 内の次に掲げる収入金 法第五十八条第一項第一号に規定する収入金

当該鉱物の販売による収入金額

- 3 法第五十八条第一項に見至する法人の前箇目 得の金額の合計額を控除した残額(以下第七 7 有法でにおいて「採掘所得金額」という。)と でする法人が採掘した鉱物に係る当該事業年度 定する法人が採掘した鉱物に係る当該事業年度 ではおいて「採掘所得金額」という。)と する。
- 超える部分の金額を控除した金額とする。 と第五十八条第一項に規定する法人の前適用 年度(当該事業年度で同項の規定の適用を受けた事業年度のうちその終了の日が最も遅いものをい 方。)終了の日の翌日から当該前日までの期間 方。)終了の日の翌日から当該前日までの期間 で、第一号に掲げる合計額が第二号に掲げる合計額を超えるときは、採掘所得金額は、前項の規定にかかわらず、当該採掘所得金額とする。

得金額の合計額

- 供に係る合併法人である場合において、当該適 格合併に係る合併法人である場合において、当該適 格合併に係る被合併法人である当該法 人の当該適格合併の日を含む事業年度があるときは、当該合併法人である当該法 根所得金額は、前二項の規定にかかわらず、当該採 得金額は、前二項の規定にかかわらず、当該採 場金額があるときは、当該合併法人である当該法 は、前二項の規定にかかわらず、当該採 は、前二項の規定にかかわらず、当該採 は、前二項の規定にかかわらず、当該採 は、前二項の規定にかかわらず、当該接 は、前二項の規定にかかわらず、当該接 は、方の超点を額に相当する金額を加算 した金額が同項第二号に掲げる合計額を超える ときは、その超える部分の金額)を控除した金額が同項第二号に掲げる合計額を超える ときは、その超える部分の金額)を控除した金額が同項第二号に掲げる合計額を超える ときは、その超える部分の金額)を控除した金額が同項第二号に掲げる合計額を超える ときは、その超える部分の金額)を控除した金額が同項第二号に掲げる合計額を超える は、おり、当該を ときば、その超える部分の金額)を控除した金額が同項第二号に掲げる合計額を超える は、おり、当該を ときば、その超える部分の金額)を控除した金額が同項第二号に掲げる合計額を超える は、おり、当該を ときば、その超える部分の金額)を控除した金額が同項第二号に掲げる合計額を超える は、またる。
- の前日を含む事業年度開始の日の前日までに開該被合併法人の前適用年度(当該適格合併の日前項に規定する未処理採掘損失金額とは、当

- | 法第五十八条第二項に規定する国内において|| 同項の規定を適用する。 第一号の採掘損失金額と、それぞれみなして、掘損失金額に相当する金額を当該法人の第四項 ある法人が同項に規定する事業年度(以下この 年度でないものに限る。)を第四項に規定する こととなつた最初の事業年度までの各事業年度 不適用事業年度と、第五項に規定する未処理採 含む各事業年度(第四項に規定する不適用事業 象事業年度開始の日の前日までの期間内の日を 度」という。)の採掘所得金額の計算について に限る。以下この項において「調整対象事業年 度(当該適格合併後同項の規定の適用を受ける 項において「合併事業年度」という。)におい つた場合には、当該合併事業年度後の各事業年 て法第五十八条第一項の規定の適用を受けなか 第五項に規定する適格合併に係る合併法人で 当該合併事業年度開始の日から当該調整対 10
- 法第五十八条第二項に規定する国内において 法第五十八条第二項に規定する国内において「発行を除く。次項及び第十項第四号において「発行 済株式等」という。)に係る議決権の総数の百 済株式等」という。)に係る議決権の総数の百 済株式等」という。)に係る議決権の総数の百 済株式等」という。)に係る議決権の総数の百 済株式等」という。)に係る議決権の総数の百 済株式等」という。)に係る職決権の総数の百 済株式等」という。)に係る職決権の総数の百 済株式等」という。)に係る職人がその発行済株式 大は出資 を除く。次項及び第十項第四号において「発行して政令で定めるとして政令で定めるところにより認定を受けた法人とする。
- いう。以下この項及び次項第四号において同員(法人税法第二条第十五号に規定する役員をして係る議決権の総数の百分の五十以上を有してに係る議決権の総数の百分の五十以上を有してに係る議決権の総数の百分の五十以上を有している外国法人で、当該外国法人がその発行済株式等地ずるものとして政令で定める法人は、当該法準ずるものとして政令で定める法人は、当該法

- 資産の状況、役員及び技術者の派遣の状況その付随する事業に係る国内における収入金額及び 社から派遣されているものをいう。)が国外に ろにより認定を受けた法人とする。 るものであることにつき財務省令で定めるとこ 他の状況からみて、国内において鉱業を主とす 該法人及び当該他の会社の営む鉱業及びこれに 鉱山を有し、かつ、当該法人の営む事業が、当 員を除く。以下この項及び次項第四号において がその発行済株式等に係る議決権の総数の百分 じ。) 並びに当該法人又は他の会社 「技術者」という。) が当該法人又は当該他の会 下この項において同じ。)の営む鉱業及びこれ の九十五以上を有している他の会社をいう。 し、かつ、専らこれらの事業に従事する者(役 1.付随する事業に係る専門的知識及び経験を有 (当該法人
- を受けた外国法人とする。 とにつき財務省令で定めるところにより認定外国法人は、次に掲げる要件の全てに該当する外国法人は、次に掲げる要件の全てに該当する
- 資法人から直接に又は他の法人を通じて出資業者等から出資を受けた他の法人及び共同出から出資を受けている金額並びに当該国内鉱 同して出資又は長期の資金の貸付けをする内等及び共同出資法人(当該国内鉱業者等と共 その償還期間が十年以上であるものに限る。れかに該当する事情がある場合の貸付けで、 ら出資を受けた他の法人からその出資を受け資を受けている金額及び当該国内鉱業者等か 第四号及び第十二項において同じ。)から出 当該外国法人の資本金の額又は出資金の額の又は長期の資金の貸付けを受けている金額が する金額以上であり、かつ、当該国内鉱業者 この号において同じ。)の百分の二十に相当長期の資金の貸付けを受けている金額。以下 出資金の額(ロに規定する法人にあつては、 以下この号及び次号において同じ。)を受け じて出資又は長期の資金の貸付け(次のいず た金銭を原資として直接に又は他の法人を通 規定する国内鉱業者等をいう。以下この号、 百分の二十五に相当する金額以上であるこ 国法人をいう。以下この号において同じ。) ている金額が当該外国法人の資本金の額又は 当該国内鉱業者等(法第五十八条第二項に 12
- 地方公共団体を含む。)が有していること。(外国を含む。)又は地方公共団体(外国の一当該外国法人の株式又は出資の全部を国

- ハ 当該外国法人の本店若しくは主たる事務 所の所在地の属する国の法令又は当該外国 あものにより内国法人の出資につき禁止又るものにより内国法人の出資にでき禁止 るものにより内国法人の本店若しくは主たる事務
- る事情といことその他これに準ずる事情というないことその他これに準ずる事情を表別である。
- のを有していること。 資金によつて開発された鉱山で国外にあるも二 前号の出資又は長期の資金の貸付けに係る
- り引き取られていること。十に相当する数量以上の鉱物が内国法人によ前号の鉱山から採取される鉱物の百分の四
- 四 当該国内鉱業者等の役員が派遣され、又は当該国内鉱業者等の重要な使用人が業務を執行する役員として派遣されていること。要な使用人を除く。)が派遣されていること。要な使用人を除く。)が派遣されていること。要な使用人を除く。)が派遣されていること。要な使用人を除く。)が派遣されていること。要な使用人を除く。)が派遣されていること。方有の金額の合計額から当該中人金額に係る旗として政令で定める金額は、同項に規定する海外自主開発法人から取得した同項に規定する海外自主開発法人から取得した同項に規定するがよい。
- 当該鉱物の販売による収入金額

額」と読み替えるものとする。 外採掘所得金額」と、「前二項」とあるのは と、第五項中「採掘所得金額」とあるのは「海 「採掘所得金額」とあるのは「海外採掘所得金 「前項及び第十一項」と、第六項及び第七項中

ものの費用とする。 要する費用で政令で定めるものは、次に掲げる 法第五十八条第三項に規定する探鉱のために

探鉱のための地質の調査

地震探鉱、重力探鉱その他これらに類する

探鉱のためのボーリング

あることにつき財務省令で定めるところにより に掲げるものの費用に充てられることが確実で 定めるものは、当該出資に係る資金が前項各号 法第五十八条第三項に規定する出資で政令で 推定するための坑道の掘削(当該推定に必要 な範囲内のものに限る。) 鉱量が推定されていない鉱床につき鉱量を 2

される金額のうちいずれか低い金額に相当するとした場合に同条第一項各号の規定により計算 資の日を含む事業年度において、同条第一項の人が、同項に規定する適格分割又は適格現物出 金額をいう。)を計算するときにおいて同条第 は適格現物出資の直前の時を事業年度終了の時 八項の規定により積立限度額(当該適格分割又 規定する収入金額は、当該収入金額から同条第 規定の適用を受ける場合における同項第一号に 認定を受けたものとする。 法第五十八条第八項の規定の適用を受けた法 項第一号に規定する収入金額とされた金額を

定する収入金額の合計額(以下この項において 第五項に規定する鉱業事務所に係る第二項に規 当該適格分割により移転することとなつた同条 の適格分割の日の前日を含む事業年度における に規定する探鉱準備金の金額に、同条第十一項 ろにより計算した金額は、法第五十八条第四項 五十五条第十三項に規定する政令で定めるとこ て計算した金額とする。 における収入金額の合計額に占める割合を乗じ 「収入金額の合計額」という。)が当該事業年度 法第五十八条第十一項において準用する法第

控除した金額とする。

3

準用する。この場合において、前項中「同条第 令で定めるところにより計算した金額について て準用する法第五十五条第十七項に規定する政 前項の規定は、法第五十八条第十二項におい

は の適格現物出資」と、「適格分割に」とあるの 十一項の適格分割」とあるのは「同条第十二項 「適格現物出資に」と読み替えるものとす

18 指定したときは、これを告示する。 (新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別 経済産業大臣は、第一項の規定により鉱物を

第三十五条 法第五十九条第一項に規定する政令 械その他の設備で財務省令で定めるものとす 蔵の状況の調査、試掘、試掘された鉱物の品質 で定める探鉱用機械設備は、地質及び鉱物の埋 の試験及び鑑定その他探鉱のために使用する機

金額として政令で定めるところにより計算した び第十五項の規定を適用しないで計算した場合 金額は、同条第一項及び第二項並びに法第六十 る金額が第二号に掲げる金額を超える部分の金 の当該事業年度の所得の金額から第一号に掲げ 六条の十三第一項、第五項から第十一項まで及 額を控除した金額とする。 法第五十九条第一項第三号に規定する所得の

算入される欠損金額 該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に 損金の額に算入されることとなる同項に規定 法人の欠損金額とみなされたものを含む。) する欠損金額(同条第二項の規定により当該 定により当該事業年度の所得の金額の計算上 を適用しないものとした場合に同項本文の規 法人税法第五十七条第一項の規定により当 法人税法第五十七条第一項ただし書の規定

条第一項及び第二項並びに法第六十六条の十三 金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算 第二号に掲げる金額が同号及び第三号に掲げる 年度(当該通算法人に係る通算親法人の事業年 の規定を適用しないで計算した場合の当該事業 第一項、第五項から第十一項まで及び第十五項 して政令で定める金額は、同項の通算法人の同 のうち通算所得基準額(第一号に掲げる金額に において「対象年度」という。)の所得の金額 度終了の日に終了するものに限る。以下この条 法第五十九条第三項に規定する所得の金額と 'た金額をいう。) に達するまでの金額とする。 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除

人(対象年度終了の日において当該通算法 当該通算法人の対象年度及び他の通算法

> 生ずる通算前欠損金額(同項に規定する通 の通算前所得金額(法人税法第六十四条の の同日に終了する事業年度(以下この項及 限る。以下この項及び次項において同じ。) の合計額を控除した金額 算前欠損金額をいう。次項において同じ。) から他の通算法人の他の事業年度において う。以下この条において同じ。)の合計額 五第一項に規定する通算前所得金額をい び次項において「他の事業年度」という。) 人との間に通算完全支配関係があるものに

## 次に掲げる金額の合計額

金額とみなされたものを含む。次項及び第二項の規定により当該通算法人の欠損 額」という。 第五項第二号において「控除未済欠損金 項に規定する欠損金額(同法第五十七条 算上損金の額に算入されることとなる同 該通算法人の対象年度の所得の金額の計 のとした場合に同項本文の規定により当 び第六十四条の七の規定を適用しないも 法人税法第五十七条第一項ただし書及 5

次項において「他の控除未済欠損金額. る同項に規定する欠損金額(同法第五十 という。) の合計額 人の欠損金額とみなされたものを含む。 七条第二項の規定により当該他の通算法 の計算上損金の額に算入されることとな の通算法人の他の事業年度の所得の金額 のとした場合に同項本文の規定により他 び第六十四条の七の規定を適用しないも 法人税法第五十七条第一項ただし書及

金額の合計額 他の通算法人の他の事業年度の通算前所得 当該通算法人の対象年度の通算前所得金額

4 じ。) と異なり、又は他の通算法人の他の事業 金額をいう。以下この項及び次項において同 等に添付された書類に当該対象年度の通算前所 欠損金額(それぞれ当該対象年度の確定申告書額が当初通算前所得金額若しくは当初控除未済 年度の通算前所得金額若しくは控除未済欠損金 は他の控除未済欠損金額が当初他の通算前所得 年度の通算前所得金額、通算前欠損金額若しく 得金額又は控除未済欠損金額として記載された 前項の場合において、同項の通算法人の対象 当初他の通算前欠損金額若しくは当初他

金額として記載された金額をいう。以下この項得金額、通算前欠損金額又は他の控除未済欠損 算法人の当該対象年度の通算前所得金額若しく 度の確定申告書等 (期限後申告書を除く。) は控除未済欠損金額又は当該他の通算法人の当 額若しくは当初他の控除未済欠損金額を当該通 初他の通算前所得金額、当初他の通算前欠損金 添付された書類に当該他の事業年度の通算前 の控除未済欠損金額(それぞれ当該他の事業年 所得金額若しくは当初控除未済欠損金額又は当 において同じ。) と異なるときは、当初通算前

該対象年度の通算前所得金額を減算した金額 対象年度に係る控除未済欠損金額から当該 対象年度に係る当初通算前所得金額から当

げる金額の合計額が零を超える場合には、当該

第三項に規定する通算所得基準額は、次に掲

通算所得基準額から当該合計額を控除した金額

金額若しくは他の控除未済欠損金額とみなす。

該他の事業年度の通算前所得金額、通算前欠損

6 場合には、前二項の規定は、当該対象年度につ 税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある 第三項の通算法人の対象年度において、法人 した金額

対象年度に係る当初控除未済欠損金額を減算

を受けた法人の利益積立金額の計算について いては、適用しない。 法第五十九条第一項又は第二項の規定の適用

8 条の四第六項中「、法第五十七条の七第一項 条第一項又は第二項の規定の適用がある場合に する所得の金額に含まれるものとする。 金額は、法人税法施行令第九条第一号イに規定 項」と読み替えるものとする。 とあるのは、「、法第五十九条第一項及び第二 は、これらの規定により損金の額に算入される ついて準用する。この場合において、第三十三 第三十三条の四第六項の規定は、法第五十九

特例 第三節の二 対外船舶運航事業を営む法 人の日本船舶による収入金額の課 0)

第三十五条の二 法第五十九条の二第一項第一号 び損失の額(以下この項において「収益の 業年度の収益の額並びに原価の額、費用の額及 定する船舶運航事業者等(次項及び第三項にお 等」という。)を財務省令で定めるところによ に規定する政令で定める金額は、まず同項に規 いて「船舶運航事業者等」という。)の当該事

を適用しないで計算した所得の金額とする。 る収益の額等に基づき法第五十九条の二の規定 区分し、その区分された日本船舶外航事業によ 外の対外船舶運航事業等による収益の額等とに う。) による収益の額等と日本船舶外航事業以 以下この条において「日本船舶外航事業」とい 規定する計画期間内において営むものに限る。 第一項に規定する認定計画に記載された同項に る日本船舶を用いた対外船舶運航事業等(同条 を財務省令で定めるところにより同号に規定す 分された対外船舶運航事業等による収益の額等 事業による収益の額等とに区分し、次にその区 による収益の額等と対外船舶運航事業等以外の の項において「対外船舶運航事業等」という。) り同号に規定する対外船舶運航事業等(以下こ| 4

令で定める金額は、船舶運航事業者等の当該事 し、これを合計した金額とする。 令で定める期間の日数とする。)を乗じて計算 準日本船舶の確保を実施する期間として財務省 れる措置としての同条第一項第一号に規定する 外の部分に規定する日本船舶(次項において う。) である場合には、同条第一項各号列記以 本船舶(次項において「特定準日本船舶」とい いい、当該日本船舶が同号に規定する特定準日 働日数(日本船舶外航事業の用に供した日数を 船舶の一日当たり利益金額に当該日本船舶の稼 同項第一号に規定する日本船舶ごとに当該日本 業年度において日本船舶外航事業の用に供した 「日本船舶」という。)の確保に関連して実施さ 法第五十九条の二第一項第二号に規定する政 5

3 項第二号に規定する純トン数(以下この項にお を百で除して得た数に同表の下欄に掲げる金額 げる純トン数に区分して、それぞれの純トン数 船舶ごとに、当該船舶の法第五十九条の二第一 舶外航事業の用に供した次の表の上欄に掲げる 舶運航事業者等の当該事業年度において日本船 前項に規定する一日当たり利益金額とは、船 .て「純トン数」という。)を同表の中欄に掲

を乗じて計算した金額の合計額とする。 本千トン以下の純トン数 干トンを超え一万トン以下の純ト|百十円 純トン数 万トンを超え二万五千トン以下 金額 百三十円

					舶	本	準	特	
						船	日	定	
二万五千トンを超える純トン数	の純トン数	一万トンを超え二万五千トン以下 百五円	ン数 	千トンを超え一万トン以下の純ト  百六十五				定 千トン以下の純トン数	万五千トンを超える純トン数
六十円		百五円	円	百六十五			円	百九十五	匹十円
					2				

める規定は、第三十九条の十五第一項第一号 第一項の規定の例により計算する場合を含む。 の二十の三第十六項において第三十九条の十五 令の規定の例により計算する場合(第三十九条 の規定により適用する場合を含む。)の規定に (第二十五条の二十第一項(第二十五条の二十 における次に掲げる規定とする。 より同号に掲げる金額を同号に規定する本邦法 六第十六項においてその例による場合を含む。) 法第五十九条の二第六項に規定する政令で定

法第四十三条の規定

る部分に限る。) の規定 法第五十七条の八(第一項及び第九項に係

三 法第六十五条の七 (第一項及び第九項に係 限る。) の規定 項、第二項、第七項及び第八項に係る部分に る部分に限る。) 及び第六十五条の八 (第一

益金の額に算入される金額は、同号イに規定す 第五十九条の二第一項又は第四項の規定により される金額は、法人税法施行令第九条第一号イ 適用を受けた法人の利益積立金額の計算につい る所得の金額に含まれないものとする。 に規定する所得の金額に含まれるものとし、 ては、同条第一項の規定により損金の額に算入 法第五十九条の二第一項又は第四項の規定の 法

第三節の三 沖縄の認定法人の課税の

第三十六条 法第六十条第一項に規定する政令で 対象内国法人をいう。以下この条において同 する政令で定める期間は、当該対象内国法人の の他の財務省令で定める場合とし、同項に規定 欄に掲げる事業を行つていた法人である場合そ 号の中欄に掲げる区域内において当該各号の下 じ。)が合併により設立された法人であり、か 定める場合は、対象内国法人(同項に規定する 設立の日から適用月数(百二十月から当該被合 つ、当該合併に係る被合併法人が同項の表の各

> 併法人が当該区域内において当該事業を行つて までの期間とする。 月数を控除した月数をいう。)を経過する日 た期間の月数その他の財務省令で定める期間

> > 地区の区域内において当該特定経済金融活性化

事業を行つていた期間の月数その他の財務省令

で定める期間の月数を控除した月数をいう。)

業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該 各号に定める事業とする。

項第四号イからトまでに掲げる業務に係る げる事業 当該区域以外の地域において行わ れる沖縄振興特別措置法施行令第十一条第二 げる区域内において行われる同号の下欄に掲

> 活性化特別地区の区域内において常時使用するの特例対象事業年度終了の日における経済金融 ころにより計算した割合は、特例対象内国法人

下この条において同じ。)の所得の金額とする。

法第六十条第二項に規定する政令で定めると

額は、特例対象内国法人の特例対象事業年

法第六十条第二項に規定する政令で定める金

(同項に規定する特例対象事業年度をいう。

以

号イからハまでに定める業務に係る事業 掲げる事業のいずれに該当するかに応じそれ げる事業 当該事業が沖縄振興特別措置法施 ぞれ当該区域以外の地域において行われる同 行令第二十一条第二項第六号イからハまでに げる区域内において行われる同号の下欄に掲 法第六十条第一項の表の第二号の中欄に掲

3 当該軽減対象所得金額が当該特定対象事業年度 対象事業年度(同項に規定する特定対象事業年場合に課税標準となるべき対象内国法人の特定 た所得のみについて法人税を課するものとした 額は、同項に規定する特定事業等(以下この条 金額に相当する金額を限度とする。 額」という。)を超える場合には、当該全所得 の所得の金額 額」という。)に相当する金額とする。ただし、 の金額(以下この条において「軽減対象所得金 度をいう。以下この条において同じ。)の所得 において「特定事業等」という。)により生じ 法第六十条第一項に規定する政令で定める金 (以下この項において「全所得金

4 金融活性化事業を行つていた法人である場合そ 別措置法第五十六条第一項に規定する特定経済 対象内国法人をいう。以下この条において同 例対象内国法人の設立の日から適用月数(百二 第二項に規定する政令で定める期間は、 の他の財務省令で定める場合とし、法第六十条 地区」という。)の区域内において沖縄振興特 じ。)が合併により設立された法人であり、か 合は、特例対象内国法人(同項に規定する特例 区(以下この条において「経済金融活性化特別 る経済金融活性化特別地区として指定された地 十月から当該被合併法人が経済金融活性化特別 つ、当該合併に係る被合併法人が同項に規定す 法第六十条第二項に規定する政令で定める場

法第六十条第一項に規定する政令で定める事

5

を経過する日までの期間とする。

法第六十条第一項の表の第一号の中欄に掲

7

規定を適用する場合における通算前所得金 金額は、通算法人が法人税法第六十四条の五 得金額及び通算前欠損金額として政令で定める

(同条第一項に規定する通算前所得金額をいう。

前欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定 額(同法第六十四条の五第一項に規定する通算 以下この条において同じ。)及び通算前欠損金

以下この

数に対する割合とする。

法第六十条第四項第一号に規定する通算前所

国法人の同日における常時使用する従業員の総この項において同じ。)の数の当該特例対象内

殊の関係のある者及び当該特例対象内国法人の この項において同じ。)と財務省令で定める特 法第二条第十五号に規定する役員をいう。

以下

従業員(当該特例対象内国法人の役員(法人税

使用人としての職務を有する役員を除く。

以下

条において同じ。)とする。 及び次項において同じ。) に係る軽減対象所得 度終了の日に終了するものに限る。以下この項 年度(当該通算法人に係る通算親法人の事業年 法人の特定事業等に係る所得の金額として政令 る金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計 金額から、第一号に掲げる金額に第二号に掲げ で定める金額は、当該通算法人の特定対象事業 のうちに占める割合を乗じて計算した金額を控 によりないものとされるものを除く。 除した金額とする。 法第六十条第四項第一号に規定する当該通算 次に掲げる金額の合計額 他の対象通算法人(法第六十条第四項第

定事業等により生じた所得のみについて法 業等欠損金額(当該他の対象通算法人の特 イ及び第三号イにおいて同じ。)の特定事 人税を課するものとした場合における当該 一号に規定する他の対象通算法人をいう。

前欠損金額をいう。)の合計額 事業年度」という。)において生ずる通算 年度(以下この項及び次項において「他の 特定対象事業年度終了の日に終了する事業

て同じ。)の他の事業年度において生ずるあるものに限る。第三号ロ及び次項におい 当該通算法人との間に通算完全支配関係が 通算前欠損金額の合計額 (当該特定対象事業年度終了の日において 特例対象内国法人である他の通算法人

る軽減対象所得金額 当該通算法人の当該特定対象事業年度に係

次に掲げる金額の合計額

るものとした場合に課税標準となるべき他 の事業年度の所得の金額をいう。) の合計 より生じた所得のみについて法人税を課す 額(当該他の対象通算法人の特定事業等に 他の対象通算法人の他の軽減対象所得金

除した金額とする。 のうちに占める割合を乗じて計算した金額を控 る金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計額金額から、第一号に掲げる金額に第二号に掲げ 当該通算法人の特定対象事業年度の通算前所得 法人の所得の金額として政令で定める金額は、 法第六十条第四項第一号に規定する当該通算 他の事業年度の通算前所得金額の合計額 特例対象内国法人である他の通算法人の 11

る通算前欠損金額の合計額 他の通算法人の他の事業年度にお いて生ず

算前所得金額 当該通算法人の当該特定対象事業年度の通

金額の合計額 他の通算法人の他の事業年度の通算前所得

額は、当該通算法人の特例対象事業年度(当該法人の特定の所得の金額として政令で定める金 合を乗じて計算した金額を控除した金額とす 第三号に掲げる金額の合計額のうちに占める割 に掲げる金額に第二号に掲げる金額が同号及び おいて同じ。)の通算前所得金額から、第一号 に終了するものに限る。以下この項及び次項に 通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日 法第六十条第四項第二号に規定する当該通算 12

次に掲げる金額の合計額

(当該特例対象事業年度終了の日において 特例対象内国法人である他の通算法人

額とする。

あるものに限る。第三号イ及び次項におい 当該通算法人との間に通算完全支配関係が 金額の合計額 度」という。) において生ずる通算前欠損 下この項及び次項において「他の事業年 て同じ。) の同日に終了する事業年度(以

法人の特定事業等により生じた所得のみに 損金額をいう。) の合計額 ける他の事業年度において生ずる通算前欠 の特定事業等欠損金額(当該他の対象通算 以下この号及び第三号ロにおいて同じ。) ついて法人税を課するものとした場合にお 一号に規定する他の対象通算法人をいう。 他の対象通算法人(法第六十条第四項第

当該通算法人の当該特例対象事業年度の通

算前所得金額

次に掲げる金額の合計額 他の事業年度の通算前所得金額の合計額- 特例対象内国法人である他の通算法人の

の事業年度の所得の金額をいう。) の合計 るものとした場合に課税標準となるべき他 より生じた所得のみについて法人税を課す 額 他の対象通算法人の他の軽減対象所得金 (当該他の対象通算法人の特定事業等に

金額から、第一号に掲げる金額に第二号に掲げ 当該通算法人の特例対象事業年度の通算前所得 法人の所得の金額として政令で定める金額は、 除した金額とする。 る金額が同号及び第三号に掲げる金額の合計額 のうちに占める割合を乗じて計算した金額を控 法第六十条第四項第二号に規定する当該通算

る通算前欠損金額の合計額 他の通算法人の他の事業年度において生ず

算前所得金額 当該通算法人の当該特例対象事業年度の通 他の通算法人の他の事業年度の通算前所得

金額の合計額

する。 象所得金額若しくは他の対象通算法人の同項第 同項第一号ロに規定する特定事業等欠損金額と 軽減対象所得金額若しくは他の対象通算法人の じ。)の第八項第三号イに規定する他の軽減対 対象通算法人をいう。以下この項において同 額は、他の対象通算法人(同項に規定する他の 対象通算法人の第十項第三号ロに規定する他の 一号イに規定する特定事業等欠損金額又は他の 法第六十条第五項に規定する政令で定める金

13 所得金額とする。

14 定する適用事業年度に係る軽減対象所得金額とめる所得の金額は、同項の内国法人の同項に規 法第六十条第六項第一号に規定する政令で定

一条の十一第一項(適格合併に該当しない合併項、第五十九条第一項から第四項まで、第六十 第三号口に規定する他の軽減対象所得金額は、一号口に規定する特定事業等欠損金額及び同項 ただし書に規定する全所得金額、第五項に規定は「第三項に規定する軽減対象所得金額及び同項 項及び第二項、第六十四条の十二第一項及び第 六項、第六十四条の八、第六十四条の十一第一 四条の五第一項及び第三項、第六十四条の七第 項及び第五項、第六十二条の九第一項、第六十 る。)、第六十二条第二項、第六十二条の五第二 条から第四十一条の二まで、第五十七条第一 び第十五項並びに法人税法第二十七条、第四十 六条の十三第一項、第五項から第十一項まで及 九条の二第一項及び第四項、第六十条第一項、 第一項、第五十九条第一項及び第二項、第五十 法第五十七条の七第一項、第五十七条の七の二 規定する他の軽減対象所得金額並びに第十項第 定する特定事業等欠損金額及び同項第三号イに する所得の金額、第七項に規定する通算前所得 十六条の九の三第二項及び第五項並びに第六十 項、第六十一条の二第一項、第六十一条の三第 第二項及び第六項、第六十一条第一項及び第五 金額及び通算前欠損金額、第八項第一号イに規 による合併法人への資産の移転に係る部分に限 項、第六十六条の七第二項及び第六項、第六

四条の五の規定を適用する場合における通算前 める金額は、同項の内国法人が法人税法第六十 法第六十条第六項第一号に規定する政令で定

15

の規定を適用せず、かつ、対象内国法人の特定年政令第百六号)附則第五条第一項及び第二項 税法施行令の一部を改正する政令(昭和四十二 二項並びに第六十四条の十三第一項並びに法人

額を損金の額に算入するものとして計算した金 する事業年度において支出した寄附金の額の全 日において当該特例対象内国法人との間に通算 事業年度若しくは当該特例対象事業年度終了の 了の日において当該対象内国法人との間に通算対象事業年度若しくは当該特定対象事業年度終 する事業年度又は特例対象内国法人の特例対象 完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了 完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了 18

16 金の額として配分するものとする。 は第三号ロ若しくは第十二項の他の対象通算法 号イ若しくは第三号イ、第十項第一号ロ若しく 算入された金額のうちに法人税法第二十二条第 四項の規定を適用する場合において、 業等に係る所得以外の所得の金額の計算上の損 準により特定事業等に係る所得及び当該特定事 び費用の性質に照らして合理的と認められる基 金額、資産の価額その他の基準のうち、第三項 他の費用で特定事業等に係る所得を生ずべき業 適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に 人又は第十四項の内国法人の行う業務の内容及 の対象内国法人、第八項の通算法人、同項第一 ずべき業務との双方に関連して生じたものの 務と当該特定事業等に係る所得以外の所得を生 三項第二号に規定する販売費、一般管理費その しくは第三号ロの他の事業年度又は第十四項 しくは第八項の特定対象事業年度、同項第一号 イ若しくは第三号イ若しくは第十項第一号ロ若 ') があるときは、当該共通費用の額は、 (以下この項において「共通費用の額」という 第三項、第八項、第十項、第十二項又は第十 収入 額

同項又は同条第二項の規定の適用については、 れらの区域に該当することとなつた区域に係る があつた場合における当該変更により新たにこ 同条第一項に規定する提出の日又は同条第二項 区域又は経済金融活性化特別地区の区域に変更 の区分に応じ当該各号に定める日とする。 に規定する指定の日は、次の各号に掲げる区域 法第六十条第一項の表の各号の中欄に掲げる

号の中欄に掲げる区域に該当することとなつ 項の規定による提出の日 第二十八条第七項において準用する同条第四 た区域 当該変更に係る沖縄振興特別措置法 更により新たに法第六十条第一項の表の 沖縄振興特別措置法第四十一条第七項の変 沖縄振興特別措置法第二十八条第七項の変

号の中欄に掲げる区域に該当することとなつ 項の規定による提出の日 第四十一条第七項において準用する同条第四 た区域 当該変更に係る沖縄振興特別措置法 更により新たに法第六十条第一項の表の第二

の適用を受けた法人の利益積立金額の計算につ 法第六十条第一項、第二項又は第六項の規 該当することとなつた日 域に該当することとなつた区域 更により新たに経済金融活性化特別地区の区 沖縄振興特別措置法第五十五条第四項の変 その新たに

九条第一号イに規定する所得の金額に含まれる 得の金額に含まれないものとする。 の額に算入される金額は、同号イに規定する所 ものとし、法第六十条第六項の規定により益金 金の額に算入される金額は、法人税法施行令第 いては、同条第一項又は第二項の規定により損

に関し必要な事項は、財務省令で定める。 れない者の範囲その他法第六十条の規定の適用 第六項に規定する常時使用する従業員に含ま

指定法人の課税の特例 第三節の四 国家戦略特別区域における

第三十七条 法第六十一条第一項に規定する政令 ~~~~年でより设立された法人であり、かる対象内国法人をいう。以下この条において同で定める場合は、対象内国法人(同項に規定す一三十七条 - 沿貧ティィ - バーダ- ン゙ る期間とする。 経過する日までの期間その他の財務省令で定め の日から当該被合併法人の設立の日以後五年を 政令で定める期間は、当該対象内国法人の設立 の財務省令で定める場合とし、同項に規定する という。)を行つていた法人である場合その他 定事業等(以下この条において「特定事業等」 域内において法第六十一条第一項に規定する特 区域法第二条第一項に規定する国家戦略特別区 つ、当該合併に係る被合併法人が国家戦略特別

金額は、特定事業等により生じた所得のみにつ 金額に相当する金額を限度とする。 額」という。)を超える場合には、当該全所得の所得の金額(以下この項において「全所得金 とする。ただし、当該金額が当該対象事業年度 おいて同じ。)の所得の金額(第四項において に規定する対象事業年度をいう。以下この条に となるべき対象内国法人の対象事業年度(同項 いて法人税を課するものとした場合に課税標準 「軽減対象所得金額」という。)に相当する金額 法第六十一条第一項に規定する政令で定める

及び第五項第一号において「通算前欠損金額 よりないものとされるものを除く。 欠損金額をいい、同法第六十四条の六の規定に 通算前欠損金額(同条第一項に規定する通算前 項において「通算前所得金額」という。)及び 第一項に規定する通算前所得金額をいう。第五 を適用する場合における通算前所得金額(同条 額及び通算前欠損金額として政令で定める金額 法第六十一条第三項に規定する通算前所得金 通算法人が法人税法第六十四条の五の規定 次項第一号 6

4 日に終了するものに限る。第二号及び次項にお 該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の める金額は、当該通算法人の対象事業年度(当 及び第三号に掲げる金額の合計額のうちに占め の特定事業等に係る所得の金額として政令で定 る割合を乗じて計算した金額を控除した金額と いて同じ。)に係る軽減対象所得金額から、第 一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額が同号 法第六十一条第三項に規定する当該通算法人

おいて生ずる通算前欠損金額をいう。)の合をいう。第三号及び次項において同じ。)に 等により生じた所得のみについて法人税を課 規定する他の対象通算法人をいう。以下この (同条第三項第一号に規定する他の事業年度 するものとした場合における他の事業年度 欠損金額(当該他の対象通算法人の特定事業 項及び第六項において同じ。)の特定事業等 他の対象通算法人(法第六十一条第三項に

二 当該通算法人の当該対象事業年度に係る軽

Ξ 度の所得の金額をいう。) の合計額 とした場合に課税標準となるべき他の事業年 生じた所得のみについて法人税を課するもの (当該他の対象通算法人の特定事業等により 他の対象通算法人の他の軽減対象所得金額

通算法人の対象事業年度の通算前所得金額か が同号及び第三号に掲げる金額の合計額のうち ら、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額 の所得の金額として政令で定める金額は、当該 金額とする。 に占める割合を乗じて計算した金額を控除した 法第六十一条第三項に規定する当該通算法人

じ。)の他の事業年度において生ずる通算前 欠損金額の合計額 する他の通算法人をいう。第三号において同 他の通算法人(法第六十一条第三項に規定

当該通算法人の当該対象事業年度の通算前

金額の合計額 他の通算法人の他の事業年度の通算前所得

法人の同項第一号に規定する特定事業等欠損金定する他の軽減対象所得金額又は他の対象通算 金額は、他の対象通算法人の第四項第三号に規 法第六十一条第四項に規定する政令で定める

7 ただし書に規定する全所得金額、第三項に規定・第二項に規定する軽減対象所得金額及び同項 項、第二項及び第六項、第六十一条第一項及び 五十九条の二第一項及び第四項、第六十条第一 第四項第一号に規定する特定事業等欠損金額及 する通算前所得金額及び通算前欠損金額並びに の二第一項、第五十九条第一項及び第二項、第 び同項第三号に規定する他の軽減対象所得金額 法第五十七条の七第一項、第五十七条の七 第六十一条の二第一項、第六十一条の

第六十六条の九の三第二項及び第五項並びに第 三第一項、第六十六条の七第二項及び第六項、 四十条から第四十一条の二まで、第五十七条第 で及び第十五項並びに法人税法第二十七条、第 六十六条の十三第一項、第五項から第十一項ま

係がある他の通算法人の同日に終了する事業年いて当該対象内国法人との間に通算完全支配関 二年政令第百六号)附則第五条第一項及び第二 十四条の五第一項及び第三項、第六十四条の七二項及び第五項、第六十二条の九第一項、第六 額に算入するものとして計算した金額とする。 象事業年度又は当該対象事業年度終了の日にお 項の規定を適用せず、かつ、対象内国法人の対 第六項、第六十四条の八、第六十四条の十一第 限る。)、第六十二条第二項、第六十二条の五第 併による合併法人への資産の移転に係る部分に 度において支出した寄附金の額の全額を損金の 第二項並びに第六十四条の十三第一項並びに法 十一条の十一第一項(適格合併に該当しない合一項、第五十九条第一項から第四項まで、第六 人税法施行令の一部を改正する政令(昭和四十 項及び第二項、第六十四条の十二第一項及び

8 業年度又は同項第一号若しくは第三号の他の事場合において、第二項若しくは第四項の対象事 くは第三号若しくは第六項の他の対象通算法人 資産の価額その他の基準のうち第二項の対象内 あるときは、当該共通費用の額は、収入金額、 この項において「共通費用の額」という。)が 業務との双方に関連して生じたものの額(以下 該特定事業等に係る所得以外の所得を生ずべき 用で特定事業等に係る所得を生ずべき業務と当 れた金額のうちに法人税法第二十二条第三項第 業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入さ 国法人、第四項の通算法人又は同項第一号若し の行う業務の内容及び費用の性質に照らして合 二号に規定する販売費、一般管理費その他の費 第二項、第四項又は第六項の規定を適用する

> の金額の計算上の損金の額として配分するもの 所得及び当該特定事業等に係る所得以外の所得 理的と認められる基準により特定事業等に係る

まれないものとする。 れる金額は、同号イに規定する所得の金額に含 六十一条第五項の規定により益金の額に算入さ 認定農地所有適格法人の課税の

規定する所得の金額に含まれるものとし、 れる金額は、法人税法施行令第九条第一号イに

法第

を受けた法人の利益積立金額の計算について

法第六十一条第一項又は第五項の規定の適用

は、同条第一項の規定により損金の額に算入さ

(農業経営基盤強化準備金)

第三十七条の二 法第六十一条の二 るところにより証明がされた金額とする。 取得に充てるための金額として財務省令で定め 条の三第一項に規定する農用地等をいう。)の る認定計画に記載された農用地等(法第六十 に規定する政令で定める金額は、 一第一項第一号

まで及び第十五項の規定を適用せず、かつ、当第六十六条の十三第一項、第五項から第十一項及び同条第二項並びに法第六十一条の三並びに の当該事業年度の所得の金額とする。 を損金の額に算入するものとして計算した場合 まで及び第十五項の規定を適用せず、かつ、 令で定めるところにより計算した金額は、 該事業年度において支出した寄附金の額の全額 法第六十一条の二第一項第二号に規定する政 同項

条の二第 えるものとする。 のは、「、法第六十一条の二第一項」と読み替 第六項中「、法第五十七条の七第一項」とある 準用する。この場合において、第三十三条の四 第三十三条の四第六項の規定は、法第六十一 一項の規定の適用がある場合について

3

(農用地等を取得した場合の課税の特例)

第三十七条の三 法第六十一条の三第一項に規定 得及び合併又は分割による取得とする。 する政令で定める取得は、代物弁済とし ての取

令第五十四条第一項各号の規定により計算した び備品にあつては一台又は一基(通常一組又は める規模のものは、機械及び装置並びに器具及 取得価額をいう。以下この項において同じ。) は、一組又は一式)の取得価額(法人税法施行 が三十万円以上のものとし、 一式をもつて取引の単位とされるものにあつて 法第六十一条の三第一項に規定する政令で定 建物及びその附属

のソフトウエアの取得価額が三十万円以上のも 円以上のものとし、ソフトウエアにあつては一 築物にあつては一の構築物の取得価額が三十万 得価額の合計額が三十万円以上のものとし、 設備にあつては一の建物及びその附属設備の取 構

令で定めるところにより計算した金額は、同項 ころにより証明がされた金額とする。 てられなかつた金額として財務省令で定めると 第一項の農業経営基盤強化準備金として積み立 に充てるための金額であつて法第六十一条の二 等をいう。以下この条において同じ。) の取得 に記載された農用地等(同項に規定する農用地 政令で定める金額は、同項に規定する認定計画 法第六十一条の三第一項第二号に規定する政 法第六十一条の三第一項第一号ロに規定する

業年度の所得の金額とする。 た金額は、当該農用地等の取得価額に算入しな 年度の所得の金額の計算上損金の額に算入され を適用する場合には、同項の規定により各事業 た農用地等について法人税に関する法令の規定 法第六十一条の三第一項の規定の適用を受け

6 地等の取得価額に算入しない。 取得価額に算入されなかつた金額は、当該農用 法人又は現物分配法人において当該農用地等の合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資 物分配法人が当該農用地等について法人税に関法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現 する法令の規定を適用する場合には、当該適格 定の適用を受けた農用地等の移転を受けた合併 という。)により法第六十一条の三第一項の規 現物分配(以下この項において「適格合併等」 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格

るものとする 帳簿価額が一円未満となるべき場合において る農用地等については、同項の規定によりその 法第六十一条の三第一項の規定の適用を受け その帳簿価額として一円以上の金額を付す

準用する。 の三第一項の規定の適用がある場合について 第三十三条の四第六項の規定は、法第六十一 この場合において、第三十三条の四

> えるものとする。 のは、「、法第六十一条の三第一項」と読み替 第六項中「、法第五十七条の七第一項」とある

(資本金の額又は出資金の額に準ずるものの範 第四節の二 交際費等の課税の特例

第三十七条の四 法第六十一条の四第一項に規定 政令で定める金額は、次の各号に掲げる法人の ない社団等及び外国法人とし、同項に規定する する政令で定める法人は、公益法人等、人格の 区分に応じ当該各号に定める金額とする。 用年度をいう。以下この条において同じ。) 年度(法第六十一条の四第一項に規定する適 第五号までに掲げるものを除く。) 当該適用 に基づくものに限る。以下この項において同 終了の日における貸借対照表(確定した決算 資本又は出資を有しない法人(第三号から

金の額に同日における総資産の価額のうちに 用年度終了の日における資本金の額又は出資 ら第五号までに掲げるものを除く。) の百分の六十に相当する金額 当該適用年度に係る欠損金の額が計上されて 帳簿価額を控除した金額(当該貸借対照表 ら当該貸借対照表に計上されている総負債の じ。) に計上されている総資産の帳簿価額か いるときは、その額を加算した金額とする。) ているときは、その額を控除した金額とし、 に、当該適用年度に係る利益の額が計上され 公益法人等又は人格のない社団等(次号か 当該適

額に算入するものとして計算した場合の当該事度において支出した寄附金の額の全額を損金の

第十五項の規定を適用せず、かつ、当該事業年 条の十三第一項、第五項から第十一項まで及び 並びに法第六十一条の二第二項並びに第六十六

三 資本又は出資を有しない公益法人等又は人 格のない社団等(第五号に掲げるものを除 を乗じて計算した金額 るその行う収益事業に係る資産の価額の割合 額に同日における総資産の価額のうちに占め 照表につき第一号の規定に準じて計算した金 く。) 当該適用年度終了の日における貸借対 割合を乗じて計算した金額

占めるその行う収益事業に係る資産の価額の

に該当するものにあつては、収益事業に限的施設を通じて行う事業(人格のない社団等 るものに限る。) 及び国外にある資産(恒久 等に該当するものにあつては、収益事業に係 ちに占める国内にある資産(人格のない社団 出資金の額に同日における総資産の価額のう 該適用年度終了の日における資本金の額又は一 外国法人(次号に掲げるものを除く。) 当 じて計算した金額 る。) に係るものに限る。) の価額の割合を乗 2

Ŧi. 。) の価額の割合を乗じて計算した金額 資産(人格のない社団等に該当するものにあ 業(人格のない社団等に該当するものにあつ 国外にある資産(恒久的施設を通じて行う事つては、収益事業に係るものに限る。)及び ける総資産の価額のうちに占める国内にある ては、収益事業に限る。) に係るものに限る 一号の規定に準じて計算した金額に同日にお 年度終了の日における貸借対照表につき第

2 簿価額から当該貸借対照表に計上されている総資産の帳くものに限る。) に計上されている総資産の帳 第二号の通算法人の適用年度終了の日以前に最項の規定にかかわらず、同条第一項又は第二項 規定する他の通算法人が前項第一号に掲げる法 総負債の帳簿価額を控除した金額の百分の六十 帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている がない場合には、当該他の通算法人の設立の日 日以前に終了した当該他の通算法人の事業年度 分の六十に相当する金額(当該適用年度終了の ときは、その額を加算した金額とする。)の百 該事業年度に係る欠損金の額が計上されている ているときは、その額を控除した金額とし、当 負債の帳簿価額を控除した金額(当該貸借対照 同条第一項に規定する政令で定める金額は、 における貸借対照表に計上されている総資産の 表に、当該事業年度に係る利益の額が計上され の日における貸借対照表(確定した決算に基づ 後に終了した当該他の通算法人の事業年度終了 人である場合における当該他の通算法人に係る 法第六十一条の四第一項又は第二項第二号に 2

(交際費等の範囲)

第三十七条の五 法第六十一条の四第六項第二号 金額を当該飲食費に係る飲食その他これに類す 金額は、同項に規定する飲食費として支出する とし、同号に規定する政令で定める金額は、 る行為に参加した者の数で除して計算した金額 に規定する政令で定めるところにより計算した

令で定める費用は、次に掲げる費用とする。 法第六十一条の四第六項第三号に規定する政 その他これらに類する物品を贈与するために カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手拭い

に類する飲食物を供与するために通常要する

資本又は出資を有しない外国法人 当該適 る費用

に相当する金額)とする。

万円とする。

二 会議に関連して、茶菓、弁当その他これら 通常要する費用

> 三 新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集 のために、又は放送のための取材に通常要す するために行われる座談会その他記事の収集

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の 課税の特例

第三十八条 法第六十二条第一項の規定を適用す る 当該六月を経過する日)の現況によるものとす 経過する日までの間の金銭の支出については、 る通算親法人の事業年度開始の日)以後六月を 法人である場合には、同日を含む当該法人に係 事業年度開始の日から同日(当該法人が通算子 支出」という。)の相手方の氏名等(同条第二 金銭の支出(以下第三項までにおいて「金銭 る場合において、法人が同条第二項に規定する 該事業年度終了の日(法人税法第二条第三十号 第三項において同じ。)をその帳簿書類に記載 項に規定する相手方の氏名等をいう。次項及び に規定する中間申告書を提出すべき法人の当該 に対する法人税に係る金銭の支出については当 しているかどうかの判定は、各事業年度の所得

3 同項の規定を適用する。 日においてその記載があつたものとみなして、 載されている場合には、前項に規定する終了 の提出期限)において当該法人の帳簿書類に記 期間の金銭の支出については、当該中間申告書 げる事項を記載した同法第二条第三十号に規定 する期間)又は同法第百四十四条の四第一項若 法人である場合には、同条第五項第一号に規定 二条第一項に規定する期間(当該法人が通算子 書の提出期限(当該事業年度に係る同法第七十 条の六第一項若しくは第二項の規定による申告 係る法人税法第七十四条第一項又は第百四十四 当該金銭の支出をした当該法人の各事業年度に する中間申告書を提出する場合には、これらの 十四条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲 十二条第一項各号に掲げる事項又は同法第百四 しくは第二項に規定する期間について同法第七 法人がした金銭の支出の相手方の氏名等が

ものは、その相手方の氏名等が当該法人の の記載された者以外の者にされたと認められる その金銭の支出がその記載された者を通じてそ その帳簿書類に記載している場合においても、 おいて、法人が金銭の支出の相手方の氏名等を 書類に記載されていないものとする 法第六十二条第一項の規定を適用する場合に

く。)及び第五章並びに第三編第二章(第二節における法人税法第二編第一章(第二節を除 引渡しの時における価額によるものとする。 一項に規定する使途秘匿金の支出の額は、その ける当該金銭以外の資産に係る法第六十二条第 法第六十二条第一項の規定の適用がある場合 法人が金銭以外の資産を引き渡した場合にお

ところによる。 号から第八号までにおいて「特別税額加算規額に含まれる法第六十二条第一項の規定(次る法人税額は、当該法人税額から当該法人税 定」という。)により加算された金額を控除 した金額とする。 法人税法第七十一条第一項第一号に規定す

び第四章の規定の適用については、次に定める を除く。)並びに地方法人税法第二章第三節及

三 法人税法第百三十五条第二項に規定する所 まれる特別税額加算規定により加算された金 税の額から当該所得に対する法人税の額に含 額を控除した金額とする。 対する法人税の額は、当該所得に対する法人 法人税法第八十条第一項に規定する所得に

得に対する法人税の額は、当該所得に対する

された金額を控除した金額とする。 税額に含まれる特別税額加算規定により加算 に含まれる特別税額加算規定により加算され法人税の額から当該所得に対する法人税の額 これらの法人税額からそれぞれこれらの法人 第三項又は第四項において準用する同法第七 は第二項第一号に規定する法人税額及び同条 た金額を控除した金額とする。 十一条第二項第一号に規定する法人税額は、 法人税法第百四十四条の三第一項第一号又

泉所得に係る所得に対する法人税の額は、当若しくは第二号又は第二項に規定する国内源 り加算された金額を控除した金額とする。 法人税の額に含まれる特別税額加算規定によ 額から当該国内源泉所得に係る所得に対する 該国内源泉所得に係る所得に対する法人税の 法人税法第百四十四条の十三第一項第一号 2

一地方法人税法第十六条第一項第一号に規定 に相当する金額を控除した金額とする。 算規定により加算された金額の百分の十・三 規定する基準法人税額に含まれる特別税額加 当該地方法人税額に係る同法第六条第一項に 基準法人税額に対する地方法人税の額は、 する地方法人税額は、当該地方法人税額から 地方法人税法第二十三条第一項に規定する 当

> 分の十・三に相当する金額を控除した金額と 特別税額加算規定により加算された金額の百 係る同項に規定する基準法人税額に含まれる 当該基準法人税額に対する地方法人税の額に 該基準法人税額に対する地方法人税の額から

得基準法人税額に含まれる特別税額加算規定 税の額から当該所得基準法人税額に対する地 する金額を控除した金額とする。 により加算された金額の百分の十・三に相当 方法人税の額に係る同条第一項に規定する所 は、当該所得基準法人税額に対する地方法人 所得基準法人税額に対する地方法人税の額 地方法人税法第二十九条第二項に規定する

一 法第六十二条の三第二項第一号ロに掲げる

法人が法第六十二条の三第二項第一号に規定 又は出資の譲渡により通常得べき対価の 出資の譲渡の時における有償によるその株式 行為をした場合 同号ロに規定する株式又は

額

### 第三十八条の二及び第三十八条の三 削除

第五節の二 土地の譲渡等がある場合の

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第三十八条の四 法第六十二条の三第二項第一号 地等(以下この節において「土地等」という。) を超える報酬を受ける行為(以下この条におい 取引業法第四十六条第一項に規定する報酬の額 の売買又は交換の代理又は媒介に関し宅地建物 該行為とし、法第六十二条の三第二項第一号イ 店等を含む。)に土地を長期間使用させる行為 の他契約により他人(外国法人にあつては、法 て「仲介行為」という。)とする。 して政令で定める行為は、同号イに規定する土 (3) に規定する土地等の譲渡に準ずるものと 十八条第一項の規定に該当する場合における当 で政令で定めるものは、法人税法施行令第百三 人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本 イ(2)に規定する地上権又は賃借権の設定そ 3

う。)の譲渡(第二十一条第五項各号に規定す る株式の譲渡を除く。第二号において同じ。) 又は出資(以下この項において「株式等」とい にも該当する場合の当該事業年度における株式 政令で定める譲渡は、次に掲げる要件のいずれ 法第六十二条の三第二項第一号ロに規定する

第二条第十四号に規定する株主等並びに当該 殊関係株主等(その土地所有法人の法人税法 人をいう。以下この項において同じ。)の特 計額の占める割合が百分の七十以上である法 資産の価額の総額のうちに土地等の価額の合 かの時において、土地所有法人(その有する 当該事業年度終了の日以前三年内のいずれ

> 所有法人の株式等の譲渡をした者がその特殊額の百分の三十以上であり、かつ、当該土地 関係株主等であること。 法人の発行済株式又は出資(当該土地所有法 第一項において同じ。)が有する当該土地所 て「発行済株式等」という。) の総数又は総 人が有する自己の株式等を除く。次号におい 有法人の株式等の数又は金額が当該土地所有 る関係のある者をいう。以下この項及び次条 二項に規定する特殊の関係その他これに準ず 株主等と法人税法施行令第四条第一項及び第

二 当該事業年度において、当該土地所有法人 渡をしたこと。 数又は金額の当該土地所有法人の株式等の譲 の総数又は総額の百分の十五以上に相当する 金額の当該土地所有法人の株式等の譲渡を 該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除し 発行済株式等の総数又は総額の百分の五に当 法人の特殊関係株主等が当該土地所有法人の の株式等の譲渡をした者を含む当該土地所有 において、当該土地所有法人の発行済株式等 し、かつ、当該事業年度終了の日以前三年内 て計算した数又は金額以上に相当する数又は

た金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ 相当する金額及び同条第四項第二号に掲げる金 令第百二十四条第一項第二号ロに掲げる金額に 当該各号に定める金額とする。この場合におい 益の額として政令で定めるところにより計算し 除した金額)によるものとする。 額が含まれている場合には、これらの金額を控 金の額に算入される金額のうちに法人税法施行 額の計算上益金の額に算入される金額(当該益 は、同条の規定により当該事業年度の所得の金 て、当該収益の額につき法人税法第六十三条第 項又は第二項の規定の適用を受けているとき 法第六十二条の三第二項第二号に規定する収

の他の一時金を収受している場合には、当該 り他人(外国法人にあつては、法人税法第百 内に地上権又は賃借権の設定その他契約によ 渡の時における価額(当該譲渡の日前三年以 行為をした場合 同号イに掲げる土地等の譲 権利金その他の一時金の額を加算した金額と しないものを行い、その対価として権利金そ 税法施行令第百三十八条第一項の規定に該当 む。) に土地を長期間使用させる行為で法人 三十八条第一項第一号に規定する本店等を含 法第六十二条の三第二項第一号イに掲げる

うちに土地等がある場合には、当該残余財産 算した金額とし、清算中の法人の残余財産 における当該行為に係る土地等の価額とし、 が確定した時における土地等の価額とする。) う。) に当該行為により受けた報酬の額を加 地等の売買の代金の額又は交換の時の価額 仲介行為をした場合には、当該行為に係る土 合併等」という。)をした場合には、その に掲げる行為(第五項第一号において「特定 (第五項第一号において「仲介取引額」と し、法第六十二条の三第二項第一号イ(1)

額)を減算した金額とする。 第一号ハに規定する割合を乗じて計算した金 号に定める金額から当該評価損の額(賃借権の を乗じて計算した金額)を加算し、又は前項各 当該評価益の額に次項第一号ハに規定する割合 価損の額があるときは、前項の収益の額につい 等に係る土地等又は株式若しくは出資につき法 する土地の譲渡等(以下この条において「土地 げる行為(以下この項及び次項第一号において れたこれらの規定に規定する評価益の額又は評 項の規定により益金の額又は損金の額に算入さ の譲渡等」という。)をした場合(仲介行為を 設定等をした場合には、当該評価損の額に次項 ては、同項各号に定める金額に当該評価益の額 した場合を除く。)において、当該土地の譲渡 人税法第六十二条の九第一項、第六十四条の十 「賃借権の設定等」という。)をした場合には、 (法第六十二条の三第二項第一号イ(2)に掲 一第一項若しくは第二項、第六十四条の十二第 項若しくは第二項又は第六十四条の十三第一

た金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ 価の額として政令で定めるところにより計算し 額の計算上損金の額に算入される金額によるも は、同条の規定により当該事業年度の所得の金 当該各号に定める金額とする。この場合におい 一項又は第二項の規定の適用を受けているとき て、当該原価の額につき法人税法第六十三条第 法第六十二条の三第二項第二号に規定する原 金額の計算上損金の額に算入されることとなる 算することとした場合に当該事業年度の所得の 条の規定により損金の額に算入される金額を計 適用を受けているときは、当該合計額につき同 法人税法第六十三条第一項又は第二項の規定の

行為をした場合 次に掲げる場合の区分に応 じそれぞれ次に定める金額 法第六十二条の三第二項第一号イに掲げる

並びに次条第十八項及び第二十項において 額を控除した金額。以下この項及び第十項 利子の額が算入されている場合には、その 価額のうちに各事業年度において支出した る土地等の譲渡直前の帳簿価額(当該帳簿・土地等の譲渡をした場合 当該譲渡に係

に係る土地等の当該特定合併等直前の帳簿 特定合併等をした場合 当該特定合併等

等直前の帳簿価額に法人税法施行令第百三の設定等に係る土地等の当該賃借権の設定 じ当該各号に定める割合を乗じて計算した 十八条第一項各号に掲げる場合の区分に応 賃借権の設定等をした場合 当該賃借権

仲介行為をした場合 当該行為に係る仲

た場合 当該残余財産の確定直前における がある場合において当該残余財産が確定し 土地等の帳簿価額 清算中の法人の残余財産のうちに土地等

価額にその譲渡をした当該株式又は出資の数 ないものとして算出した一単位当たりの帳簿 第一号ネ、第六号及び第七号に掲げる金額が 規定により算出しているときは、同令第九条 若しくは第十項又は第百十九条の四第一項の人税法施行令第百十九条の三第五項、第九項一項に規定する一単位当たりの帳簿価額を法 資の譲渡につき、法人税法第六十一条の二第 出資の譲渡直前の帳簿価額(当該株式又は出行為をした場合 同号口に規定する株式又は を乗じて計算した金額) 法第六十二条の三第二項第一号ロに掲げる

地等の譲渡に係る収益の額及び費用の額につき 額の合計額とする。この場合において、当該土 るところにより計算した金額は、次に掲げる金 接又は間接に要した経費の額として政令で定め に掲げる場合を除く。) 当該土地の譲渡等に係る取得日が譲渡日

法第六十二条の三第二項第二号に規定する直

渡等に係る原価の額として前項の規定に

額に百分の六の割合を乗じて計算した金額 げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金 ために要した負債の利子の額として、次に掲 という。)内においてこれらの資産の保有の う。) までの期間 (ハにおいて「保有期間」 した日(以下この号において「譲渡日」とい は出資を取得した日(以下この項において 「取得日」という。)から当該土地の譲渡等を 事業年度」という。) 開始の日前である場事業年度 (以下この号において「十年前の の属する年の十年前の年の一月一日を含む 土地の譲渡等に係る土地等又は株式若しく 当該土地の譲渡等に係る取得日が譲渡日 次に掲げる金額の合計額

得日から当該開始の日の前日までの期間 となる金額に当該土地の譲渡等に係る取 として前項の規定により計算されること 場合に当該土地の譲渡等に係る原価の額 の月数を乗じてこれを十二で除して計算 いて当該土地の譲渡等をしたものとした 十年前の事業年度開始の日の前日にお

月数を乗じてこれを十二で除して計算し として前項の規定により計算されること 間内の日を含む各事業年度終了の日にお を含む事業年度開始の日の前日までの期 となる金額にそれぞれ当該各事業年度の 場合に当該土地の譲渡等に係る原価の額 いて当該土地の譲渡等をしたものとした 十年前の事業年度開始の日から譲渡日 8 7

での期間の月数を乗じてこれを十二で除 日を含む事業年度開始の日から譲渡日ま て前項の規定により計算した金額に譲渡 して計算した金額 当該土地の譲渡等に係る原価の額とし

を含む事業年度開始の日前である場合(イ 等をしたものとした場合に当該土地の譲 業年度終了の日において当該土地の譲渡 の日の前日までの期間内の日を含む各事 取得日から譲渡日を含む事業年度開始 次に掲げる金額の

> 期間の月数)を乗じてこれを十二で除し 該取得日を含む事業年度終了の日までの 含む事業年度については、取得日から当 れ当該各事業年度の月数(当該取得日を より計算されることとなる金額にそれぞ

日を含む事業年度開始の日から譲渡日ま して計算した金額 での期間の月数を乗じてこれを十二で除 て前項の規定により計算した金額に譲渡

月数を乗じてこれを十二で除して計算した 項の規定により計算した金額に保有期間の を含む事業年度開始の日以後である場合 当該土地の譲渡等に係る原価の額として前 当該土地の譲渡等に係る取得日が譲渡日

第二項第二号及び前項第一号の月数は、暦に れ同号イからハまでに定める金額に百分の四からハまでに掲げる場合の区分に応じそれぞ の割合を乗じて計算した金額 ために要した販売費及び一般管理費の額とし て、当該土地の譲渡等に係る取得日の同号イ

きは、これを一月とする。 従つて計算し、一月に満たない端数を生じたと

金の額に算入されるものに限る。)のうち当該経費の額(各事業年度の所得の金額の計算上損 土地の譲渡等の全てについて支出するこれらの 額につき、それぞれ当該事業年度においてした をもつて当該土地の譲渡等に係る当該各号に掲 る割合を乗じて計算した金額を加算した金額) 規定にかかわらず、その計算した金額(同項第 係る部分を除く。)に掲げる金額に係る経費の 該金額に当該経費の額に係る当該各号に規定す して確定申告書等に記載した場合には、同項の 土地の譲渡等に係る部分の金額を合理的に計算 一号イ(1)に掲げる金額がある場合には、当 法人が、第六項各号(同項第一号イ(1)

等及び第四項に規定する賃借権の設定等を含 くものとし、第三項第一号に規定する特定合併 出資又は適格現物分配による土地等の移転を除 該法人がその取得をした日から譲渡(適格現物 に供されたものとして政令で定めるものは、当 法第六十二条の三第三項に規定する事業の用

て計算した金額の合計額

当該土地の譲渡等に係る原価の額とし

二 前号に掲げるもののほか、土地の譲渡等の

げる金額とすることができる。

に関し受けることができることとされる同条第一項の規定を適用したならば当該代理 う。)を超えないこと。 の額とみなして宅地建物取引業法第四十六(1)に掲げる金額を当該売買に係る代金 る金額の合計額を控除した金額が売買の代 項に規定する報酬の額に相当する金額をい ものとした場合において、当該土地等の 法人が当該土地等につき売買の代理を行う 理報酬相当額(当該土地等の譲渡を行つた 土地等の譲渡に係る対価の額から次に掲げ する金額を超えること イ及びロに掲げる場合以外の場合 当該土地等の譲渡直前の帳簿価額

代理又は媒介に関する報酬の額が算入さ 者に対して支払つた当該土地等の売買の 該帳簿価額のうちに他の宅地建物取引業 の用を除く。)に供したことのある土地等とす れを譲渡する旨の定めがある場合の当該貸付け その譲受人の買取りの申出に応じ当該法人がこ けたその敷地につき、当該譲渡に係る契約書に 法人が建設した居住用家屋の譲渡に伴い貸し付 日までの間において当該法人の事業の用(当該 む。次項及び第十一項において同じ。)をした

める譲渡は、次に掲げる譲渡とする。 法第六十二条の三第三項に規定する政令で定 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に

定める要件を満たす土地等の譲渡で宅地建物 引業者(ハにおいて「宅地建物取引業者」と 取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取 イ 当該土地等の上に建物又は構築物を建築 いう。) である法人により行われるもの 次に掲げる建物又は構築物に該当するこ して譲渡する場合 当該建物又は構築物が

られている耐用年数((2)において で財務省令で定めるものを除く。) 「耐用年数」という。) が十年以下の建物 建物(法人税法の規定に基づいて定め

構築物(耐用年数が十年以下のものを

費用の額を控除した残額の百分の五に相当等の譲渡の日の前日における価額から当該 該造成のために要した費用の額が当該土地 当該土地等を造成して譲渡する場合 当

れている場合には、その額を控除した金

農住組合が行う農住組合法第五十七条に規 の利子の額として第六項第一号の規定に より計算した金額 当該土地等の保有のために要した負債

当該防災街区計画整備組合が行うそれぞれ次 施行する場合における当該事業の区分に応じ 定する保留地の処分としての譲渡 防災街区計画整備組合が次に掲げる事業を 定める譲渡

得した保留地の譲渡 土地区画整理法による土地区画整理事 同法第百四条第十一項の規定により取 12

二第四項若しくは第百十条の三第三項の規譲渡又は同法第百十条第三項、第百十条の 属するように定められたものに限る。)の施行者たる当該防災街区計画整備組合に帰 条の二第四項の規定により権利変換計画に 帰属した土地等(同法第七十七条第四項 事業 同法第八十七条若しくは第八十八条 定により取得した土地等の譲渡 おいて当該第一種市街地再開発事業に係る 適用する場合を含む。)又は同法第七十七 の規定により当該防災街区計画整備組合に (同法第百十一条の規定により読み替えて 都市再開発法による第一種市街地再開発

条第三項の規定により取得した土地等の 条の規定により当該防災街区計画整備組合 の譲渡又は同法第二百五十五条第四項、第 係る施行者たる当該防災街区計画整備組合 変換計画において当該防災街区整備事業に より読み替えて適用する場合を含む。)又 進に関する法律施行令第四十三条の規定に 同法第二百二十一条若しくは第二百二十二 進に関する法律による防災街区整備事業 に帰属するように定められたものに限る。) は同法第二百十条第四項の規定により権利 二百五十六条第三項若しくは第二百五十七 (密集市街地における防災街区の整備の促 に帰属した土地等(同法第二百九条第四項 密集市街地における防災街区の整備の促

の譲渡とする 令で定める土地等の譲渡は、次に掲げる土地等 法第六十二条の三第四項第一号に規定する政

11

等に基づく収用(同項第二号の買取り及び同 条第二項第一号の使用を含む。)の対償に充 六十四条第一項第一号に規定する土地収用法 譲渡に係る土地等がこれらの法人の行う法第 道路株式会社に対する土地等の譲渡で、当該 阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速 速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、 株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高 構、成田国際空港株式会社、東日本高速道路 輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機 地方道路公社、独立行政法人鉄道建設・運 国又は地方公共団体に対する土地等の譲渡

大の推進に関する法律第十七条第一項第一号ニする政令で定める土地等の譲渡は、公有地の拡 務を行うことを目的とする法人として政令で定 めるものは、次に掲げる法人とし、同号に規定 地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業 法第六十二条の三第四項第二号に規定する宅 .掲げる土地の譲渡とする。 てられるもの

企業基盤整備機構、地方住宅供給公社及び日成田国際空港株式会社、独立行政法人中小

拠出をされているものに限る。) のうち次に出をされた金額の全額が地方公共団体により るものに限る。) 又は公益財団法人(その拠権の全部が地方公共団体により保有されてい 公益社団法人(その社員総会における議決 掲げる要件を満たすもの

取得の業務を主たる目的とすること。 当該地方公共団体の管理の下にイに規定 宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行

(公益社団法人 (その社員総会における議決条の二第一項に規定する沿道整備推進機構 条の三第三号に掲げる業務を行う同法第十三 の定めがあるものに限る。 益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨 団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公 じ。) であつて、その定款において、その法 れているものに限る。以下この項において同 一以上の金額が地方公共団体により拠出をさ 設立当初において拠出をされた金額の二分の 項において同じ。)又は公益財団法人(その により保有されているものに限る。以下この 権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体 人が解散した場合にその残余財産が地方公共 幹線道路の沿道の整備に関する法律第十三 する業務を行つていること。

> 兀 Ŧī. 定めがあるものに限る。) を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の 体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益 が解散した場合にその残余財産が地方公共団 法人であつて、その定款において、その法人 区整備推進機構(公益社団法人又は公益財団 を行う同法第三百条第一項に規定する防災街 に関する法律第三百一条第三号に掲げる業務 密集市街地における防災街区の整備の促進

第一項に規定する中心市街地整備推進機構 業を行う法人に帰属する旨の定めがあるもの と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事 にその残余財産が地方公共団体又は当該法人 その定款において、その法人が解散した場合 条第三号に掲げる業務を行う同法第六十一条 (公益社団法人又は公益財団法人であつて、 中心市街地の活性化に関する法律第六十二

公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の法人が解散した場合にその残余財産が地方 の公益を目的とする事業を行う法人に帰属す 益財団法人であつて、その定款において、そ する都市再生推進法人(公益社団法人又は公 げる業務を行う同法第百十八条第一項に規定 都市再生特別措置法第百十九条第四号に掲

14 法第六十二条の三第四項第五号に規定する政 13 条第三項に規定する事業会社に対する当該事業 災街区整備事業の施行者である同法第百六十五 る防災街区の整備の促進に関する法律による防 令で定める土地等の譲渡は、密集市街地におけ 同法第五十条の二第三項に規定する再開発会社開発法による市街地再開発事業の施行者である 規定する政令で定める土地等の譲渡は、都市再 会社の株主又は社員の有する土地等の譲渡とす る土地等の譲渡とする。 に対する当該再開発会社の株主又は社員の有す

15 業区域(第二号において「建替事業区域」とい 律第八条に規定する認定建替計画(以下この項 街地における防災街区の整備の促進に関する法 令で定める要件は、第一号及び第二号(密集市 う。) の周辺の区域からの避難に利用可能な通 れた同法第四条第四項第一号に規定する建替事 において「認定建替計画」という。)に定めら 法第六十二条の三第四項第六号に規定する政

三 都市再生特別措置法第二条第二項に規定す

る公共施設の整備がされること

クタール)以上であること。

る旨の定めがあるものに限る。)

法第六十二条の三第四項第三号及び第四号に 16

ること。

事業の施行される土地の区域の面積の合計が まれ、かつ、当該区域及び当該他の都市開発 れ、又は施行されることが確実であると見込 を主たる目的とするものに限る。)が施行さ る地域整備方針に定められた都市機能の増進 整備地域に係る同法第十五条第一項に規定す 緊急整備地域内において当該区域に隣接し、 特別措置法第二条第三項に規定する都市再生 一へクタール以上となる場合には、 に規定する都市開発事業(当該都市再生緊急 又は近接してこれと一体的に他の同条第一項 一ヘクタール (当該区域が含まれる都市再生 〇· 五 へ

令で定める土地等の譲渡は、同号に規定する認 令で定める要件は、次に掲げる要件とする。 は社員の有する土地等の譲渡とする。 定事業者である法人に対する当該法人の株主又 三 その確保する通路が次に掲げる要件を満た 路を確保する場合にあつては、 号)に掲げる要件とする。 二 その事業の施行される土地の区域の面積が 二 認定建替計画に定められた建替事業区域内 法第六十二条の三第四項第七号に規定する政 法第六十二条の三第四項第六号に規定する政 あり、かつ、当該敷地面積の合計が五百平方 する建築物の建築をすることが定められてい ロ 幅員四メートル以上のものであること。 設が確保されていること。 に関する法律第二条第十号に規定する公共 の敷地面積がそれぞれ百平方メートル以上で 七号に規定する認定計画において同号に規定 に密集市街地における防災街区の整備の促進 メートル以上であること。 その事業に係る法第六十二条の三第四項第 認定建替計画に定められた新築する建築物 規定する避難経路として定められているこ まれているものに限る。)において同項に 規定する土地所有者等に地方公共団体が含 協定(その避難経路協定を締結した同項に 可を受けた同条第一項に規定する避難経路 進に関する法律第二百八十九条第四項の認 密集市街地における防災街区の整備の 第一号及び第三

18 未満である事業とする。 の当該事業区域の面積に対する割合が四分の一 第九号イに規定する特定所有者不明土地の面積 定申請書に記載された法第六十二条の三第四項 が五百平方メートル以上であり、かつ、当該裁 業に係る同条第一項に規定する事業区域の面積 等に関する特別措置法第十条第二項第二号の事書に記載された所有者不明土地の利用の円滑化 政令で定める事業は、同号に規定する裁定申請 法第六十二条の三第四項第九号ロに規定する

令で定める建築物は、建築基準法第三条第二項法第六十二条の三第四項第十号に規定する政 節及び第五節を除く。)の規定又はこれに基づ 場合を含む。)の規定により同法第三章(第三 適合する場合における当該マンション建替事業 土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に 施行再建マンションの住戸の規模及び構造が国 ンション建替事業に係る同項第七号に規定する に関する法律第二条第一項第四号に規定するマ 定めるものは、マンションの建替え等の円滑化 好な居住環境の確保に資するものとして政令で (同法第八十六条の九第一項において準用する 法第六十二条の三第四項第十号に規定する良

規定する決議特定要除却認定マンションを除却ョン敷地売却事業に係る同法第百九条第一項に して定める基準に適合する場合における当該マ 規模及び構造が国土交通大臣が財務大臣と協議 する法律第二条第一項第九号に規定するマンシ るものは、マンションの建替え等の円滑化に関 良好な居住環境を備えたものとして政令で定め 築物とする。 ンションとする。 した後の土地に新たに建築される同法第二条第 法第六十二条の三第四項第十一号に規定する 項第一号に規定するマンションのその住戸の 24

政令で定める面積は、百五十平方メートルとす 法第六十二条の三第四項第十二号に規定する

政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。 法第六十二条の三第四項第十二号に規定する の区域(以下この項において「施行地区」と る建築物の建築をする事業の施行される土地 いう。) の面積が五百平方メートル以上であ 法第六十二条の三第四項第十二号に規定す 26 25

> 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。 ある場合には当該都市計画施設、同条第二第三項に規定する沿道再開発等促進区内で 号イに掲げる施設をいう。) の用に供され 第四項第一号に規定する施設の用に供され 項第一号に規定する沿道地区施設又は同条 幹線道路の沿道の整備に関する法律第九条 に規定する施設の用に供される土地とし、 合には当該都市施設又は同条第五項第一号 四項に規定する開発整備促進区内である場 項に規定する再開発等促進区内又は同条第 る土地(その事業の施行地区が、同条第三 計画施設又は同法第十二条の五第二項第一 、都市計画法第四条第六項に規定する都市 その事業の施行地区内において都市施設 28

る場合を含む。)の規定の適用がある場合 第六項(同条第七項の規定により適用され する。) から十分の一を減じた数値(同条 る場合を含む。)の規定の適用がある場合 条第七項又は第八項の規定により適用され 各号に掲げる建築物の区分に応じ同項に定 る土地とする。)が確保されていること。 に寄与するものとして財務省令で定める には、十分の九とする。)以下であること。 には、これらの規定を適用した後の数値と める数値(同条第二項又は同条第三項(同 する割合が、建築基準法第五十三条第一項 する建築物に係る建築面積の敷地面積に対 その事業の施行地区内の土地の高度利用 法第六十二条の三第四項第十二号に規定

く命令若しくは条例の規定の適用を受けない建

政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。 法第六十二条の三第四項第十二号に規定する められた区域 都市計画法第七条第一項の市街化区域と定

30

る政令で定める要件は、次に掲げる要件とす

法第六十二条の三第四項第十五号ロに規定す

法第六十二条の三第四項第十三号に規定する る都市計画区域のうち、同法第八条第一項第 一号に規定する用途地域が定められている 計画が定められていない同条第二項に規定す 分に関する同法第四条第一項に規定する都市 都市計画法第七条第一項に規定する区域区

政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。 都市計画法第七条第一項の市街化調整区域 前項各号に掲げる区域

る政令で定める面積は、 法第六十二条の三第四項第十三号イに規定す と定められた区域 都市計画法施行令第十

> 27 法第六十二条の三第四項第十四号に規定する 九条第二項の規定により読み替えて適用される 二項の規定により読み替えて適用する場合を含 政令で定める土地等の譲渡は、土地区画整理法 定める規模に相当する面積とする。 む。) の規定により同条第一項ただし書の都道 五百平方メートルとし、同項ただし書(同条第 同条第一項本文の規定の適用がある場合には、 による土地区画整理事業の施行者である同法第 府県が条例を定めている場合には、当該条例で

る政令で定める区域は、都市計画法施行令第十 る土地等の譲渡とする。 号イに規定する政令で定める面積は、五百平方 九条第二項の規定の適用を受ける区域とし、同 メートルとする。 法第六十二条の三第四項第十四号イに規定す

29 法第六十二条の三第四項第十四号ハの都道府 容が次に掲げる事項について国土交通大臣の定人の申請に基づき、当該一団の宅地の造成の内の宅地の造成を行う同号に規定する個人又は法県知事の認定は、住宅建設の用に供される一団 める基準に適合している場合に行うものとす

宅地の用途に関する事項

給水施設、排水施設その他住宅建設の用に 宅地としての安全性に関する事項

供される宅地に必要な施設に関する事項 の供給に関し必要な事項 その他住宅建設の用に供される優良な宅地

築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建 築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建 耐火建築物又は準耐火建築物(それぞれ建

築物をいう。)に該当するものであること。

される部分に係る廊下、階段その他その共用 のであること。 に供されるべき部分を含む。)に供されるも する部分が専ら居住の用(当該居住の用に供 当該建築物の床面積の四分の三以上に相当 地上階数三以上の建築物であること。

で定める要件を満たすものであること の用途に供する独立部分の床面積が財務省令 法第六十二条の三第四項第十五号ロの住居

> れるとして当該事業に係る事務所、事業所その という。)を受けることが困難であると認めら

他これらに準ずるものの所在地の所轄税務署長

若しくは第七条の二第五項の規定による検査済

の耐火共同住宅に係る建築基準法第七条第五項

証の交付(以下この条において「開発許可等」

31 宅でその用に供される土地の面積が千平方メー 県知事(同号ニに規定する中高層の耐火共同住 定める基準に適合している場合に行うものとす 住宅が次に掲げる事項について国土交通大臣の 基づき、当該一団の住宅又は中高層の耐火共同 設を行う同号に規定する個人又は法人の申請に トル未満のものにあつては、市町村長)の認定 は、一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建 法第六十二条の三第四項第十五号ニの都道府 建築基準法その他住宅の建築に関する法令

対する当該区画整理会社の株主又は社員の有す五十一条の九第五項に規定する区画整理会社に 32

三 その他優良な住宅の供給に関し必要な事項

法第六十二条の三第四項第十六号イに規定す

一 住宅の床面積に関する事項

の遵守に関する事項

る政令で定める要件は、次に掲げる要件とす

以上のものであること。 方メートル以下で、かつ、五十平方メートル その建設される一の住宅の床面積が二百平

33 は法人が、 良住宅地造成等事業」という。)を行う個人又 りをする同条第四項第十三号若しくは第十四号 得ない事情は、同項の譲渡に係る土地等の買取 該確定優良住宅地造成等事業につき、次の各号 設に関する事業(以下この項において「確定優 の造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建 の用に供される宅地の造成に要する期間が通常 二年を超えることその他の政令で定めるやむを 一 その建設される一の住宅の用に供される土 法第六十二条の三第五項に規定する住宅建設 地等の面積が五百平方メートル以下で、か つ、百平方メートル以上のものであること。 財務省令で定めるところにより、当

号ニの都道府県知事若しくは市町村長の認定又 第十四号ハの都道府県知事の認定、同項第十五 日の属する年の十二月三十一日までの期間内に は同項第十六号に規定する住宅若しくは中高層 同条第四項第十三号に規定する開発許可、 由により同条第五項に規定する二年を経過する に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める事 同項

(以下この条において「所轄税務署長」という の承認を受けた事情とする。

法第三十二条第一項に規定する同意を得、及上のものに限る。) 当該事業に係る都市計画 する期間が通常二年を超えると見込まれるこ び同条第二項に規定する協議をするために要 供される一団の宅地の面積が一ヘクタール以 関する事業(当該造成に係る住宅建設の用に 法第六十二条の三第四項第十三号の造成に 35

関する事業(その事業が土地区画整理法によ一 法第六十二条の三第四項第十四号の造成に 年を超えると見込まれること。 地区画整理事業の施行に要する期間が通常で る認可を受けるために要する期間又は当該土 項若しくは第五十一条の二第一項の規定によ 第四条第一項、第十四条第一項若しくは第三 のに限る。) 当該事業に係る土地区画整理法 る一団の宅地の面積が一ヘクタール以上のも かつ、その造成に係る住宅建設の用に供され る土地区画整理事業として行われるもので、

関する事業(その建設される同号イに規定す三 法第六十二条の三第四項第十五号の建設に る。) 当該事業に係る同号イに規定する一団途に供する独立部分が五十以上のものに限 ると見込まれること。 同住宅の建設に要する期間が通常二年を超え の住宅又は同号ロに規定する中高層の耐火共 る住宅の戸数又は同号ロに規定する住居の用 36

期間が通常二年を超えることになると見込ま 事業に係る開発許可等を受けるために要する 務省令で定める事情(第三十五項において のを除く。) 当該事業につき災害その他の財 る事業でこれらの規定に定める事由があるも れること。 「災害等」という。) が生じたことにより当該 確定優良住宅地造成等事業(前三号に掲げ

属する年の十二月三十一日までの期間の末日か 所轄税務署長が認定した日の属する年の十二月 等を受けることができると見込まれる日として 日までの期間内の日で当該事業につき開発許可 ものに限る。)にあつては、四年)を経過する る一団の宅地の面積が十ヘクタール以上である る事業(その造成に係る住宅建設の用に供され ら同日以後二年(前項第一号又は第二号に掲げ める日は、同項に規定する二年を経過する日の 法第六十二条の三第五項に規定する政令で定 37

三十一日(次項において「当初認定日の属する 年の末日」という。)とする

として所轄税務署長が認定した日の属する年の までに当該事業に係る開発許可等を受けること る。) につき、災害等が生じたことにより、又 業(当該事業につきこれらの規定に定める事由 発許可等を受けることができると見込まれる日 わらず、当該当初認定日の属する年の末日から 規定する政令で定める日は、前項の規定にかか 事情があるときは、法第六十二条の三第五項に めるところにより所轄税務署長の承認を受けた が困難であると認められるとして財務省令で定 あることにより、当初認定日の属する年の末日 積が五ヘクタール以上であるものをいう。) で に係る住宅建設の用に供される一団の宅地の面 は当該事業が大規模住宅地等開発事業(同項第 により同項の承認を受けた事情があるものに限 十二月三十一日とする。 二年を経過する日までの日で当該事業につき開 一号又は第二号に掲げる事業であつてその造成 第三十三項第一号から第三号までに掲げる事

する。 長が認定した日の属する年の十二月三十一日と ことができると見込まれる日として所轄税務署 良住宅地造成等事業につき開発許可等を受ける 年を経過する日までの期間内の日で当該確定優 める日は、当該予定期間の末日から同日以後二 けた場合とし、同条第八項に規定する政令で定 ると認められるとして所轄税務署長の承認を受 定期間内に開発許可等を受けることが困難であ むを得ない事情により同条第五項に規定する予 常災害として指定された非常災害に基因するや 造成等事業につき同条第八項に規定する特定非 令で定めるところにより、当該確定優良住宅地 宅地造成等事業を行う個人又は法人が、財務省 める場合は、第三十三項に規定する確定優良住 法第六十二条の三第八項に規定する政令で定

当該土地等の譲渡につき、当該土地等の譲渡を 掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつた おいて同条第四項第十三号から第十六号までに める金額は、同項に規定する予定期間の末日に じて計算した金額とする の譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗 により計算される当該土地等の譲渡に係る同項 がなかつたものとした場合に同条第一項の規定 した事業年度において同条第五項の規定の適用 法第六十二条の三第九項に規定する政令で定

39 38 た金額とする。

とみなして、第六項から第八項までの規定を適 当該各号に定める日において取得をされたもの 用する。 次の各号に掲げる土地等は、当該法人により

当該適格合併等に係る被合併法人、分割法 等」という。)により移転を受けた土地等 格現物分配(以下この号において「適格合併 地等の取得をした日 人、現物出資法人又は現物分配法人が当該土 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適

二 法人税法第五十条第一項又は第五項の規定 係る同法第五十条第一項に規定する譲渡資産く。) 当該土地等が含まれている取得資産に 第一号に規定する交換差金等を交付している取得につき法人税法施行令第九十二条第二項 の取得の日 場合には、当該交換差金等に係る部分を除 資産に含まれている土地等(当該取得資産の の適用を受けたこれらの規定に規定する取得

する土地等の譲渡をした法第六十五条の八第物出資法人が法第六十二条の三第十項に規定

に規定する合併法人、分割承継法人又は被現

法第六十五条の八第四項の規定により同項

中特別勘定の金額の引継ぎを受けた場合 特別勘定の金額又は同条第二項に規定する期 分割法人又は現物出資法人から同条第一項の 項に規定する適格合併等に係る被合併法人、 る土地等の譲渡をした法第六十四条の二第四 併法人等が法第六十二条の三第十項に規定す

規定する土地等を含む。)の取得の日 において準用する場合を含む。)の規定の適第六十四条の二第八項又は第六十五条第三項 場合を含む。)又は法第六十四条第九項 項各号に規定する資産(同条第二項第一号に を受けた部分に限る。) 当該土地等が含まれ に含まれている土地等(これらの規定の適用 用を受けたこれらの規定に規定する代替資産 七項又は第六十五条第三項において準用する ている当該代替資産に係る法第六十四条第一 法第六十四条第一項(法第六十四条の二第 (法 42

る換地処分等により譲渡した同項各号に規定 当該交換取得資産に係る同条第一項に規定す る部分を除く。) 当該土地等が含まれている 支出した金額がある場合には、当該金額に係 産の取得につき同条第二項第二号に規定する 資産に含まれている土地等(当該交換取得資 用を受けたこれらの規定に規定する交換取得 する資産の取得の日 法第六十五条第一項又は第五項の規定の適

されるべき金額があるときは、前項に規定する 渡利益金額は当該加算されるべき金額を加算し れるべき金額があるときは、前項に規定する譲 譲渡利益金額は当該控除されるべき金額を控除 した金額とし、同条第十項の規定により加算さ 前項の場合において、当該土地等の譲渡につ 法第六十二条の三第十項の規定により控除 40 五. 条第一項に規定する清算金を支出している場 取得資産(当該交換取得資産の取得につき同 法第六十二条の三第十項に規定する政令で定 交換譲渡資産の取得の日 該交換取得資産に係る同条第一項に規定する 合には、当該清算金に係る部分を除く。) 当 の適用を受けたこれらの規定に規定する交換 法第六十五条の十第一項又は第四項の規定

める場合は、次に掲げる場合とする。

三項において準用する場合を含む。)の規定

法第六十四条の二第四項(法第六十五条第

により法第六十四条の二第四項に規定する合

41 額から控除された金額を限度とする。 条第十項の規定により同条第一項の譲渡利益金 算する金額は、当該土地等の譲渡につき既に同当該事業年度の同条第一項の譲渡利益金額に加 利益金額を限度とし、同条第十項の規定により る金額は、当該土地等の譲渡に係る同項の譲渡 業年度の同条第一項の譲渡利益金額から控除す 法第六十二条の三第十項の規定により当該事

額の引継ぎを受けた場合

又は同条第二項に規定する期中特別勘定の金 物出資法人から同条第一項の特別勘定の金額 現物出資に係る被合併法人、分割法人又は現 四項に規定する適格合併、適格分割又は適格

ものとする。 第三十七項に規定する譲渡利益金額に加算する 項の規定により加算されるべき金額があるとき 定の適用を受けた土地等の譲渡につき同条第十 た事業年度後の各事業年度において、同項の規 は、当該金額に相当する金額を当該事業年度 法第六十二条の三第九項の規定の適用を受け

る土地等の譲渡につき同項の規定の適用がない 定める金額は、同条第五項の規定の適用を受け ものとした場合に同条第一項の規定により計算 法第六十二条の三第十一項に規定する政令で

料 法第六十二条の三第五項の規定の適用を受け た土地等の譲渡をした法人は、当該土地等の譲渡にで、場げる土地等の譲渡に該当することとなった日(当該土地等の譲渡に該当することとなった日(当該土地等の譲渡が同条第九項の規定の適用を受けることとなった場合には、その受けることとなった事業年度開始の日の前日)までの期間内の日を含む各事業年度の法人税法までの期間内の日を含む各事業年度の法人税法をでの期間内の日を含む各事業年度の法人税法をでの期間内の日を含む各事業年度の法人税法をである。

等の譲渡をした者がその特殊関係株主等で

|| 1. 位置が || 1. 位置が || 1. 位置が || 2. 位置が || 2. 位置が || 3. 位置が || 4. 位置が || 5. 位置が || 6. 位置が || 6. 位置が || 7. 位 ||

所有期間とする。)が五年以下であるもの 譲渡等をした日の属する年の一月一日までの 所有期間(その取得をした日の翌日から法第 をした日から引き続き所有していた土地等で 法人の残余財産のうちに当該法人がその取得 条第一項に規定する仲介行為並びに清算中の したものを含む。)に係るものに限る。)、前 の設定等をした日の属する年において取得を であるもの(当該特定合併等又は当該賃借権 の属する年の一月一日までの期間が五年以下特定合併等又は当該賃借権の設定等をした日 地でその取得をした日から引き続き所有して 規定する本店等を含む。)から取得をした土 場合の法人税法第百三十八条第一項第一号に 該法人が他の者(当該法人が外国法人である 六十二条の三第二項第一号に規定する土地の いたもののその取得をした日の翌日から当該 び同条第四項に規定する賃借権の設定等(当 前条第三項第一号に規定する特定合併等及

おける当該残余財産の確定いて取得をしたものを含む。)がある場合にいて取得をしたものを含む。)がある場合にお

一 法第六十二条の三第二項第一号口に掲げる 行為のうち、次に掲げる要件のいずれにも該 当する場合の当該事業年度における株式又は 出資(以下この号において「株式等」とい う。)の譲渡 イ 当該事業年度終了の日以前三年内のいず れかの時において、次に掲げる株式等に係 発行法人の株式等の数又は金額が当該発行 発行法人の株式等の数又は金額が当該発行 法人の発行済株式又は出資(当該発行法人 が有する自己の株式等を除く。口において 「発行済株式等」という。)の総数又は総額 「発行済株式等」という。)の総数又は総額 「発行済株式等の数又は金額が当該発行 法人の発行済株式又は出資(当該発行法人 が有する自己の株式等を除く。口において が有する自己の株式等を除く。口において が有する自己の株式等を除く。口において が有する自己の株式等を除く。口において が有する自己の株式等を除く。口において が有する自己の株式等を除く。口において が有する自己の株式等を除く。口に掲げる

(1) その有する資産の価額の総額のうちに 当該発行法人がその取得をした日から引き続き所有していた土地等(他の者から 取得をしたものに限る。以下この条において同じ。)で、所有期間(その取得を した日の選する年の一月一日までの所有期間とする。)が五年以下であるもの(当 話株式等の譲渡をした日の属する年の一月一日までの所有期間とする。)が五年以下であるもの(当 間とする。)が五年以下であるもの(当 なる法人の株式等の音が百分の七十以上で るる法人の株式等

格合併等に係る被合併法人、分割法人、 たものを含むものとし、適格合併、適格 うち所有期間(その取得をした日の翌日 該株式等の譲渡をした法人がその取得を 分の七十以上である法人の株式等で、当 現物出資法人又は現物分配法人のその取 いう。)により取得した株式等で当該適 分割、適格現物出資又は適格現物分配 渡をした日の属する年において取得をし が五年以下であるもの(当該株式等の譲 年の一月一日までの所有期間とする。) から当該株式等の譲渡をした日の属する した日から引き続き所有していたものの 土地等の価額の合計額の占める割合が百 (以下この号において「適格合併等」と その有する資産の価額の総額のうちに

> た期間が五年を超えるものを除く。) の所有期間とする。)とを合計し の所有期間(当該適格合併等の日から当 該株式等の譲渡の日の属する年の一月一 該株式等の譲渡の日の属する年の一月一 は、被現物出資法人又は被現物分配法人 の所有期間(当該適格合併等の日から当 は、一次の所有期間と当該

(2)に掲げる株式等の譲渡をした者を含(2)に掲げる株式等の総数又は総額の百行法人の発行法人の発行済株式等の総数又は総額の百行法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した数又は金額以上に相当する数又は金額の当該株式等の総数又は総額の百分の十五以上に相当する数又は金額の百分の十五以上に相当する数又は金額の百分の十五以上に相当する数又は金額の百分の十五以上に相当する数又は金額の百分の十五以上に相当する数又は金額の百分の十五以上に相当する数又は金額の百分の十五以上に相当する数又は金額の百分の株式等の譲渡をしたこと。

とする。 前項第二号の月数は、暦に従つて計算し、一

8

いて、それぞれ準用する。 前条第三項及び第四項の規定は法第六十三条第五項の規定は同号に規定する原価の額として政令で定めるところにより計算した金額について、前第二項第二号に規定する収益の額として政令であるところにより計算した金額について、それぞれ準用する。

4 前条第六項から第八項までの規定は、法第六年 前条第六項から第八項までの規定は、法第六項第二号中「取得した日の属するとあるのは、「取得した日(株式又は出資を取とあるのは、「取得した日(は、同年の一月一日前の日である場合によめる。

行うことを目的とする法人として政令で定める

次に掲げる法人とし、同号に規定する

ものは、

げる土地の譲渡とする。 推進に関する法律第十七条第一項第一号ニに掲政令で定める土地等の譲渡は、公有地の拡大の

本勤労者住宅協会
本勤労者住宅協会
本勤労者住宅協会
本助労者住宅協会
本助労者住宅協会

掲げる要件を満たすもの と 公益社団法人(その社員総会における議決 と 公益社団法人(その拠別のとのに限る。)又は公益財団法人(その拠権の全部が地方公共団体により保有されている。)又は公益財団法人(その拠しない。)

取得の業務を主たる目的とすること。 イー宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行

する業務を行つていること。

コ 当該地方公共団体の管理の下にイに規定

は、契約により行われる土地等の譲渡は、契約により行われる土地等の譲渡のうち 次に掲げるもの以外のものをいう。 次に掲げるもの以外のものをいう。 大に掲げるもの以外のものをいう。 大に掲げるもの以外のものをいう。 大に掲げるもの以外のものをいう。

げる場合に該当する土地等の譲渡二 国土利用計画法施行令第十七条第三号に掲に対する土地等の譲渡

約し、かつ、当該宅地の上に住宅を請負の方法 のであること又は当該宅地建物取引業者が当該 ともに当該宅地を公募の方法により譲渡するも 地建物取引業者が当該宅地の上に自己の計算に の用に供される宅地の分譲の事業を行うものに建物取引業者(新築された住宅又は住宅の敷地 号の一団の宅地の全部又は一部(その面積が国 する政令で定める譲渡は、同項第四号又は第五 ところにより、当該宅地が所在する都道府県 認められることにつき、国土交通大臣の定める 宅地を公募に係る応募者に対し譲渡することを より住宅を新築し、かつ、その新築した住宅と 限る。)に対し譲渡した場合であつて、当該宅 宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地 までに規定する区域に応じそれぞれ同号イから 土利用計画法第二十三条第二項第一号イからハ により新築するものであることが確実であると ハまでに規定する面積以上のものに限る。)を、 法第六十三条第三項第四号及び第五号に規定

で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分 該指定都市の長。次項第四号において同じ。) 十九第一項の指定都市に所在する場合には、当 に応じ当該各号に定める金額とする。 法第六十三条第三項第四号イに規定する政令 認定を受けた場合における当該譲渡とする。

条の八第一項の規定による勧告を受けないで び次号において「届出」という。)をし、か 合を含む。)に規定する届出(以下この号及 法第二十七条の七第一項において準用する場 可に係る予定対価の額(同項に規定する予定 許可を受けて土地の譲渡をした場合 当該許 土地の譲渡をした場合 当該届出に係る予定 つ、同法第二十七条の五第一項又は第二十七 国土利用計画法第二十七条の四第一項(同 価の額をいう。以下この条において同じ。) 国土利用計画法第十四条第一項に規定する 14

第三号から第五号までに掲げる場合に該当す るため届出をしないで土地の譲渡をした場 国土利用計画法施行令第十七条の二第一項 当該土地の譲渡に係る予定対価の額 15

該申出に係る譲渡予定価額 場合において当該土地の譲渡をしたとき 当 予定価額につき意見がない旨の通知を受けた 額として予定している金額(以下この号にお ところにより、当該土地の譲渡に係る対価の 行おうとする法人が、国土交通大臣の定める し、かつ、当該都道府県の知事から当該譲渡 土地が所在する都道府県の知事に対し申出を いて「譲渡予定価額」という。)につき当該 前三号に掲げる場合のほか、土地の譲渡を 16 る。

合している場合に行うものとする。 る事項について国土交通大臣の定める基準に適 請に基づき、当該宅地の造成の内容が次に掲げ の認定は、宅地の造成を行おうとする法人の申 法第六十三条第三項第五号イの都道府県知事 宅地の用途に関する事項

11

給水施設、排水施設その他宅地に必要な施 宅地としての安全性に関する事

12 住宅で、当該住宅の敷地の用に供された土地と 住宅は、当該法人が請負の方法により新築した 定する政令で定める請負の方法により新築した 法第六十三条第三項第六号及び第七号ロに規 設に関する事項 その他優良な宅地の供給に関し必要な事項 17

併せて引き渡したものとする。

定める期間は、

六月とする。

知事(当該宅地が地方自治法第二百五十二条の

13 当該住宅が次に掲げる事項について国土交通大 認定は、住宅を新築した法人の申請に基づき、 臣の定める基準に適合している場合に行うもの とする 法第六十三条第三項第六号の都道府県知事の

の遵守に関する事項 建築基準法その他住宅の建築に関する法令

住宅の床面積に関する事項

とあるのは、「行つた」と読み替えるものとす 第十三項の規定は同号ロの市町村長又は特別区 の額として相当と認められる価額とする。 る対価の額に照らし当該土地の譲渡に係る対価 用計画法施行令第九条第一項に規定する標準価 その他の場合にあつては同号に規定する譲渡に 定める金額は、国土利用計画法第十四条第一項 の場合において、第十一項中「行おうとする」 の区長の認定について、それぞれ準用する。こ する許可をした者を含む。)の認定について、 イの市町村長又は特別区の区長(同号イに規定 格又は当該土地の近傍類地につき行われた譲渡 示法第八条に規定する公示価格若しくは国土利 係る土地若しくは当該土地の近傍類地の地価公 にあつては当該許可に係る予定対価の額とし、 に規定する許可を受けて土地の譲渡をした場合 で第十項各号に掲げる場合に該当するものに係 第十一項の規定は法第六十三条第三項第七号 法第六十三条第三項第七号に規定する政令で その他優良な住宅の供給に関し必要な事項

ることができるもののうちその各部分が区分所た数個の部分を独立して住居その他の用に供す 日から引き続き主としてその居住の用に供して 該個人の親族が当該譲渡があつた日の一年前の ら譲渡を受けた土地等のうち、当該個人又は当 定める土地等は、同号に規定する法人が個人か 家屋の敷地の用に供されていたものの譲渡を受 譲渡を受けた場合又は災害により滅失した当該 地の用に供されているものを当該家屋とともに ものとする。以下この条において同じ。)の敷 所有していた部分で当該居住の用に供していた けた場合における土地等(その面積が五百平方 有されているものにあつては、当該個人が区分 いた家屋(一棟の家屋で、その構造上区分され 法第六十三条第三項第八号に規定する政令で 法第六十三条第三項第八号に規定する政令で .ートル以下のものに限る。)とする。 19

18 地等の譲渡をする場合を含む。)であつて、 取得した第十六項に規定する土地等を同項に規 とができることとされる同項に規定する報酬の 規定を適用したならば当該代理に関し受けるこ みなして宅地建物取引業法第四十六条第一項の が当該居住用土地等につき売買の代理を行うも る対価の額から次に掲げる金額の合計額を控除 おいて「居住用土地等」という。)の譲渡に係 該土地等及び当該家屋(以下この項及び次項に 滅失した当該家屋の敷地の用に供されていた土 定する家屋とともに譲渡する場合(災害により 定める土地等の譲渡は、同号に規定する法人が 額に相当する金額をいう。)を超えない場合に のとした場合において、当該居住用土地等の第 した金額が、売買の代理報酬相当額(当該法人 号に掲げる金額を当該売買に係る代金の額と 法第六十三条第三項第八号に規定する政令で ける土地等の譲渡とする。 当

されている場合には、その額を控除した金売買の代理又は媒介に関する報酬の額が算入 じ。) に対して支払つた当該居住用土地等の地建物取引業者をいう。第二十項において同者(法第六十三条第三項第八号に規定する宅 (当該帳簿価額のうちに他の宅地建物取引業 当該居住用土地等の譲渡直前の帳簿価

定にかかわらず、その計算した金額をもつて同申告書等に記載した場合には、前項第二号の規 地等に係る部分の金額を合理的に計算して確定 る。) で当該事業年度において譲渡をした居住 金額の計算上損金の額に算入されるものに限 支出する負債の利子の額(各事業年度の所得の)法第六十三条第三項第八号に規定する法人が た負債の利子の額とすることができる。 号に規定する居住用土地等の保有のために要し 用土地等の全てに係るもののうち当該居住用土 債の利子の額として前号に掲げる帳簿価額に までの期間の月数を乗じて計算した金額 けた日から当該居住用土地等の譲渡をした日 で除してこれに当該居住用土地等の譲渡を受 百分の六の割合を乗じて計算した金額を十二 当該居住用土地等の保有のために要した負

ものとする。 六年法律第七十七号) 当該法人が、不動産特定共同事業法 第二条第三項第一号に (平成

行う土地等の譲渡のうち次に掲げる要件を満た 定める土地等の譲渡は、同号に規定する法人が

法第六十三条第三項第九号に規定する政令で

掲げる契約に係る事業参加者から当該事業参 地等の譲渡を受け、当該土地等を譲渡するも 加者が当該契約に基づく持分を有している土 のであること。

一 当該土地等の譲渡が前号の事業参加者から

当該譲渡に係る土地等の譲渡を受けた後六月

三 当該土地等の譲渡に係る対価の額から次に 項に規定する報酬の額に相当する金額をい理に関し受けることができることとされる同 掲げる金額の合計額を控除した金額が、 以内に行われるものであること。 十六条第一項の規定を適用したならば当該代 て、当該土地等のイに掲げる金額を当該売買 つき売買の代理を行うものとした場合にお の代理報酬相当額(当該法人が当該土地等に に係る代金とみなして宅地建物取引業法第四 売買 11

う。)を超えないこと。 場合には、その額を控除した金額) は媒介に関する報酬の額が算入されてい 対して支払つた当該土地等の売買の代理又 帳簿価額のうちに他の宅地建物取引業者に 当該土地等の譲渡直前の帳簿価額(当該 る

除してこれに当該土地等の譲渡を受けた日 の六の割合を乗じて計算した金額を十二で 利子の額としてイに掲げる帳簿価額に百分 から当該土地等の譲渡をした日までの期間 の月数を乗じて計算した金額 当該土地等の保有のために要した負債の

22 21 と読み替えるものとする。 土地等の保有のために要した負債の利子の 債の利子の額」とあるのは「同号ロに規定する 規定する居住用土地等の保有のために要した負 た同項第九号の土地等」と、「当該居住用土地 場合について準用する。この場合において、 号に規定する法人が同号の土地等の譲渡を行う ない端数を生じたときはこれを一月とする。 を切り捨て、十五日以上で、かつ、一月に満た 号」とあるのは「次項第三号ロ」と、「同号に 等」とあるのは「当該土地等」と、「前項第二 十九項中「した居住用土地等」とあるのは「し 第十九項の規定は、法第六十三条第三項第九 第十八項及び前項の月数は、暦に従つて計算 十五日に満たない端数を生じたときはこれ 第

23 る改正前の勤労者財産形成促進法第九条第一項 九年法律第三十号)附則第八十七条の規定によ の貸付けを受けた事業主が同項第一号に規定す 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十

規定により法第六十三条第一項の譲渡利益金額 項において準用する法第六十二条の三第十項の 項の規定を適用する場合について準用する。 により行われた譲渡に含まれるものとする。 者に対して行う当該貸付けに係る宅地の譲渡 る勤労者のうちから公正な方法により決定した 前条第三十九項の規定は、法第六十三条第一 前条第四十一項の規定は、法第六十三条第四 法第六十三条第三項第四号ハの公募の方法

十三条第一項」と読み替えるものとする。 号中「第六十二条第一項」とあるのは、「第六 る。この場合において、第三十八条第五項第一 項の規定の適用がある場合について準用す第三十八条第五項の規定は、法第六十三条第

する金額について準用する。

から控除する金額及び当該譲渡利益金額に加算

(収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課 収用等の場合の課税の特例

規定する政令で定める金額は、同項に規定する 償金、対価又は清算金の額から控除する同項に ろにより計算した金額とする。 渡資産に係るものとして財務省令で定めるとこ る場合におけるその超える金額のうち、当該譲 きものとして交付を受けた金額の合計額を超え 当該収用等に際し譲渡に要する経費に充てるべ う。) の譲渡に要した経費の金額の合計額が、 た資産(以下この条において「譲渡資産」とい 以下第三十九条の三までにおいて同じ。)をし う。) により譲渡 (消滅及び価値の減少を含む。 収用等(以下この条において「収用等」とい 法第六十四条第一項の規定により補 4

の区分に応じ次に掲げる資産とする。 という。)は、法第六十四条第一項各号の場合 下この条及び次条第九項において「代替資産」 法第六十四条第一項に規定する代替資産(以 5

するものである場合には、当該資産と種類及 る資産(譲渡資産がその他の資産の区分に属 属するかに応じそれぞれこれらの区分に属す 外の構築物、その他の資産の区分のいずれに 物(その附属設備を含む。)又は建物に附属 渡資産が土地又は土地の上に存する権利、建 号の二又は第三号の三の場合にあつては、譲 する財務省令で定める構築物、当該構築物以 法第六十四条第一項第一号、第二号、第三 用途を同じくする資産)

から第四号までの場合にあつては、 法第六十四条第一項第三号又は第三号の四 譲渡資産

> 属するかに応じそれぞれ当該各号に規定する が当該各号に規定する資産の区分のいずれに

三 法第六十四条第一項第五号から第七号まで の場合にあつては、当該譲渡資産と同種の権 基金の運用資産として取得する有価証券を含 産動植物の増殖に関する事業に関し設置する 同組合又は漁業協同組合連合会がその行う水 る場合には、当該漁業権を有していた漁業協 (当該譲渡資産が内水面に係る漁業権であ

ぞれこれらの区分に属する資産 渡資産の区分のいずれに属するかに応じそれ 法第六十四条第一項第八号の場合にあつて 譲渡資産が第一号又は前号に規定する譲

兀

3 る。 資産の全てに係る代替資産とすることができ と同じ効用を有する他の資産をもつて当該譲渡 産で一の効用を有する一組の資産となつている 他の資産の区分を除く。)の異なる二以上の資 ず、財務省令で定めるところにより、その効用 ものである場合には、同号の規定にかかわら 譲渡資産が前項第一号に規定する区分(その

含む。以下この条において同じ。)をする場合 用に供する減価償却資産、土地及び土地の上に に供するため、当該譲渡資産に係る前二項の代 もつて当該譲渡資産の代替資産とすることがで には、前二項の規定にかかわらず、当該資産を 存する権利に限る。)の取得(製作及び建設を 替資産に該当する資産以外の資産(当該事業の 譲渡資産の譲渡をした法人が、その事業の用

分の金額として政令で定める金額は、同項に規 掲げる金額の合計額とする。 定する補償金、対価又は清算金の額のうち次に 法第六十四条第一項に規定する取得に係る部

のうちその適用に係る部分の金額 受ける場合における当該代替資産の取得価額 につき同条第一項又は第九項の規定の適用を みなされた資産であり、かつ、当該代替資産 する場合を含む。)の規定により代替資産と 資産が同条第三項(同条第十項において準用 法第六十四条第一項の既に取得をした代替 既に代替資産の取得に充てられた額

6 法による第二種市街地再開発事業 号に規定する政令で定める場合は、都市再開発 法第六十四条第一項第一号、第二号及び第五 (その施行者

> され、買い取られ、又は消滅し、補償金又は対 再開発会社の株主又は社員である者が、資産又 う。) であるものに限る。) の施行に伴い、当該 が同法第五十条の二第三項に規定する再開発会 は資産に関して有する所有権以外の権利が収用 (以下この条において「再開発会社」とい

7 る。 り取得するものに限る。)を取得する場合とす 条の規定による清算金(同法第九十五条第六項 う。) であるものに限る。) の施行に伴い、当該 第十九項第二号において「区画整理会社」とい 整理事業(その施行者が同法第五十一条の九第 の規定により換地を定められなかつたことによ に係る換地処分により土地区画整理法第九十四 び第十九項において同じ。)につき当該土地等 定する土地等をいう。以下この項、第十七項及 有する土地等(法第六十四条第一項第三号に規 区画整理会社の株主又は社員である者が、その 五項に規定する区画整理会社(以下この項及び 定める場合は、土地区画整理法による土地区画 法第六十四条第一項第三号に規定する政令で

8 再開発審査会の議決については、同法第七十九た場合とする。この場合において、当該市街地 る。) に該当することを、同法第七条の十九第 合として政令で定める場合は、同号の第一種市第一項又は第三項の申出をしたと認められる場 は同法第五十七条第一項若しくは第五十九条第 四第一項の審査委員の過半数の同意を得て、又 ができる場合には、第一号に掲げる場合に限 者が同法第七十条の二第一項の申出をすること 街地再開発事業の施行者が、次に掲げる場合の むを得ない事情により都市再開発法第七十一条 条第二項後段の規定を準用する。 一項の市街地再開発審査会の議決を経て、認め 項、第四十三条第一項若しくは第五十条の十 法第六十四条第一項第三号の二に規定するや . ずれか(同条第一項又は第三項の申出をした

法第三条第二項の規定の適用を受けるもので の地域地区による用途の制限につき建築基準 が都市計画法第八条第一項第一号又は第二号 人」という。) の当該権利変換に係る建築物 の申出をした者(以下この項において「申出 都市再開発法第七十一条第一項又は第三項

第二条第三号に規定する施行地区内において 申出人が当該権利変換に係る都市再開発法

後段の規定を準用する。

価を取得する場合とする。

二条第三項の規定とする。

同条第六号に規定する施設建築物(以下この 営んでいる場合 上危険であり、又は衛生上有害である事業を 項において「施設建築物」という。)の保安

三 申出人が前号の施行地区内において施設建 おける事業に対し著しい支障を与える事業を 築物に居住する者の生活又は施設建築物内に 営んでいる場合

を困難又は不適当とする事情がある場合 況につき申出人が従前の事業を継続すること 構造、配置設計、用途構成、環境又は利用状 前三号に掲げる場合のほか、施設建築物

よる補償金を取得するときとする。 消滅したことにより、同法第九十一条の規定に 又は当該資産に関して有する権利で権利変換に 場合において、当該再開発会社の株主又は社員 る政令で定める場合及び同項第六号に規定する 償金を取得するときから除かれる同号に規定す である者が、当該資産に係る権利変換により、 再開発会社であるものに限る。) が施行された 政令で定める場合は、資産につき都市再開発法 より新たな権利に変換をすることのないもの による第一種市街地再開発事業(その施行者が 法第六十四条第一項第三号の二に規定する補 が

る防災街区の整備の促進に関する法律第二百十 の規定により読み替えられた密集市街地におけ 区の整備の促進に関する法律施行令第四十三条 令で定める規定は、密集市街地における防災街 法第六十四条第一項第三号の三に規定する政

会の議決については、同法第二百十二条第二項 街区整備審査会の議決を経て、認めた場合とす 事業の施行者が、次に掲げる場合のいずれ 項又は第三項の申出をしたと認められる場合と 街区の整備の促進に関する法律第二百三条第一 むを得ない事情により密集市街地における防災 る。この場合において、当該防災街区整備審査 十七条第一項若しくは第百九十条第一項の防災 合には、第一号に掲げる場合に限る。) に該当 第二百二条第一項の申出をすることができる場 新されである。 (同条第一項又は第三項の申出をした者が同法事業の施行者が、次に掲げる場合のいずれか 査委員の過半数の同意を得て、又は同法第百八 十一条第一項若しくは第百七十七条第一項の審 することを、同法第百三十一条第一項、第百六 して政令で定める場合は、同号の防災街区整備 法第六十四条第一項第三号の三に規定するや

申出をした者(以下この項において「申出に関する法律第二百三条第一項又は第三項の 法第三条第二項の規定の適用を受けるもので の地域地区による用途の制限につき建築基準 が都市計画法第八条第一項第一号又は第二号 人」という。)の当該権利変換に係る建築物 密集市街地における防災街区の整備の促進 15

である事業を営んでいる場合 う。) の保安上危険であり、又は衛生上有害 百十七条第二号に規定する施行地区内におい おける防災街区の整備の促進に関する法律第 下この項において「防災施設建築物」とい て同条第五号に規定する防災施設建築物(以 申出人が当該権利変換に係る密集市街地に 17

る事業を営んでいる場合 築物内における事業に対し著しい支障を与え 設建築物に居住する者の生活又は防災施設建 申出人が前号の施行地区内において防災施 前三号に掲げる場合のほか、防災施設建築

同法第二百二十六条の規定による補償金を取得 をすることのないものが消滅したことにより、 有する権利で権利変換により新たな権利に変換 事業会社の株主又は社員である者が、当該資産 のに限る。)が施行された場合において、当該 百六十五条第三項に規定する事業会社であるも による防災街区整備事業(その施行者が同法第 地における防災街区の整備の促進に関する法律 する政令で定める場合は、資産につき密集市街 る政令で定める場合及び同項第六号の二に規定 償金を取得するときから除かれる同号に規定す に係る権利変換により、又は当該資産に関して 用状況につき申出人が従前の事業を継続する 物の構造、配置設計、用途構成、環境又は利 法第六十四条第一項第三号の三に規定する補 ことを困難又は不適当とする事情がある場合 18

法人とする。 地方公共団体により出資又は拠出をされている は、その出資金額又は拠出された金額の全額が 共団体の設立に係る団体で政令で定めるもの 法第六十四条第一項第七号に規定する地方公

するときとする。

分に限る。)、港湾法第四十一条第一項、鉱業法関する法律第五十九条第二項(第二号に係る部 第五十三条 定める法令の規定は、漁港及び漁場の整備等に 法第六十四条第一項第八号に規定する政令で (同法第八十七条において準用する

> 場合を含む。)、海岸法第二十二条第一項、 法第四十二条第一項又は電気通信事業法第百四 十一条第五項とする。

るものとして政令で定める部分は、当該資産の うち、当該資産に係る同号に規定する補償金の 額が当該資産の価額のうちに占める割合に相当 土地の上にある資産のうちその補償金に対応す する部分とする 法第六十四条第二項に規定する同項第二号の

る場合は、法人税法施行令第百三十八条第一項 の価値が著しく減少する場合として政令で定め の規定に該当する場合とする。 法第六十四条第二項第一号に規定する土地等

用され、補償金又は対価を取得するときとす 再開発会社であるものに限る。)の施行に伴い、 再開発会社の株主又は社員の有する土地等が使 対価を取得するときを含む。)において、当該 において、当該土地等が契約により使用され、 法の規定に基づいて使用されることとなる場合 法第六十九条の規定により適用される土地収用 地等について使用の申出を拒むときは都市計画 土地等が使用され、補償金を取得する場合(土 による第二種市街地再開発事業(その施行者が に規定する政令で定める場合は、都市再開発法 の価値が著しく減少する場合から除かれる同号 法第六十四条第二項第一号に規定する土地等

めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応 対価又は資産の損失に対する補償金で政令で定 じ当該各号に定める対価又は補償金とする。 当該資産の対価 該資産が買い取られ、対価を取得するとき きは収用されることとなる場合において、当 収用法等の規定に基づき収用の請求をしたと 法第六十四条第二項第二号に規定する資産の の上にある資産について同号に規定する土地 法第六十四条第二項第二号に規定する土地

去をしなければならなくなつた場合におい 法第百十九条、道路法第六十九条第一項、 第三項、水防法第二十八条第三項、土地改良 て準用する場合を含む。)、河川法第二十二条 に関する特別措置法第三十五条第一項におい 八十八条(所有者不明土地の利用の円滑化等 るとき 当該資産の損失につき土地収用法第 て、当該資産の損失に対する補償金を取得す の上にある資産について同号の取壊し又は除 法第六十四条第二項第二号に規定する土地

> 他これに相当する補償金 度地下の公共的使用に関する特別措置法第三 条第一項、港湾法第四十一条第三項又は大深 律第二百三十二条第一項、建築基準法第十一 地における防災街区の整備の促進に関する法 法第二十九条において準用する場合を含む。) る特別措置法第七十一条及び新都市基盤整備 十二条第一項の規定により受けた補償金その における住宅及び住宅地の供給の促進に関す 都市再開発法第九十七条第一項、密集市街

定める場合は、次に掲げる場合とする。

とき。 (同法第七十三条第一項第二号若しくは第七の上にある当該再開発会社の株主又は社員 の施行に伴い、土地等が収用され、又は買いの施行者が再開発会社であるものに限る。) 又は当該資産の損失につき補償金を取得する らなくなつた場合において、当該資産の対価 る者を除く。) の有する資産につき、収用を 号又は第百十八条の七第一項第二号に規定す 取られることとなつたことにより、その土地 し、又は取壊し若しくは除去をしなければな 都市再開発法による市街地再開発事業(そ

における帳簿価額

る。)の施行に伴い、土地等が買い取られる(その施行者が区画整理会社であるものに限二 土地区画整理法による土地区画整理事業 者を除く。)の有する資産につき、取壊し又の建築物の存する土地の共有持分を取得する こととなつたことにより、その土地の上にあ るとき いて、当該資産の損失につき補償金を取得す は除去をしなければならなくなつた場合にお しくは第五項に規定する建築物の一部及びそ 分により土地等又は同法第九十三条第四項若 る当該区画整理会社の株主又は社員(換地処

施行者が同法第百六十五条第三項に規定する につき、取壊し又は除去をしなければならな 第七号に規定する者を除く。)の有する資産 又は社員(同法第二百五条第一項第二号又は り、その土地の上にある当該事業会社の株主 土地等が買い取られることとなつたことによ 事業会社であるものに限る。)の施行に伴い、 くなつた場合において、当該資産の損失につ に関する法律による防災街区整備事業(その き補償金を取得するとき。 密集市街地における防災街区の整備の促進

地区画整理法第七十八条第一項(大都市地域 21 ところにより計算した金額は、同項の代替資産

法第六十四条第二項第二号に規定する政令で

22

額とする。

20 る期間は、三年とする。 る事情とし、同条第三項に規定する政令で定め 年を超えると認められる事情その他これに準ず 第二十三項第三号において「工場等」という。) 物、構築物又は機械及び装置(以下この項及び やむを得ない事情は、工場、事務所その他の建 の敷地の用に供するための宅地の造成並びに当 該工場等の建設及び移転に要する期間が通常一 法第六十四条第三項に規定する政令で定める 法第六十四条第三項に規定する政令で定める

た金額に相当する金額とする。 二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算し 算した金額に、第一号に掲げる金額のうちに第 となるべき資産に係る同項に規定する乗じて計

当該資産の前号に規定する開始の日の前日 当該資産の当該事業年度開始の日の前日に

金額の割合を乗じて計算した金額に相当する金 含む。)に規定する当該代替資産の取得価額に 条第八項(同条第十項において準用する場合を 代替資産が減価償却資産である場合における同代替資産とみなされた資産であり、かつ、当該 において準用する場合を含む。)の規定により 定により損金の額に算入された金額に、前項第 算入しない金額は、同条第一項又は第九項の規 一号に掲げる金額に対する同項第一号に掲げる 代替資産が法第六十四条第三項(同条第十項

るときは、次の各号に掲げる場合とし、同条第 める場合及び同条第二項に規定する政令で定め る場合の区分に応じ当該各号に定める日とす に規定する政令で定める日は、当該各号に掲げ 一項に規定する政令で定める日及び同条第二項 法第六十四条の二第一項に規定する政令で定

いて当該資産の取得をすることが確実である かつ、当該事業の全部又は一部の完了後にお 替資産として取得をすることが困難であり、 経過する日までにイ又はロに掲げる資産を代 ないため、当該収用等のあつた日以後二年を と認められる場合 それぞれイ又はロに定め 収用等に係る事業の全部又は一部が完了し

内にある土地又は当該土地の上に存する権 当該収用等に係る事業の施行された地区 湖沼等の水質、流量等の変化の水産動植物の 完了後において行われる内水面に係る河川 は生態影響調査(当該事業の全部又は一部の 得をする場合において、収用等に係る事業又 び次項において「増殖施設」という。)の取 存する権利又は減価償却資産(以下この項及 施するために必要な土地若しくは土地の上に 産として水産動植物の増殖に関する事業を実 業協同組合又は漁業協同組合連合会が代替資 権であり、かつ、当該漁業権を有していた漁

生態に与える影響に関する調査をいう。

以下

得をすることができる日として当該税務署 務署長の承認を受けたときは、同日から四省令で定めるところにより納税地の所轄税 得をすることができると認められる場合に があつた日から四年を経過する日(同日前 利(当該事業の施行者の指導又はあつせん 長が認定した日とする。)から六月を経過 年を経過する日までの期間内の日で当該取 困難であると認められる場合において財務 を経過する日までに当該取得をすることが 又は一部が完了しないことにより当該四年 れる日とし、当該収用等に係る事業の全部 は、当該取得をすることができると認めら に当該土地又は土地の上に存する権利の取 により取得するものに限る。) 当該収用等

利の目的物である土地を当該建物又は構築 構築物 当該収用等があつた日から四年を 目的物である土地の上に建設する建物又は 利を有する場合に当該土地又は当該権利の までの期間内の日で当該敷地の用に供する 受けたときは、同日から四年を経過する日 ころにより納税地の所轄税務署長の承認を められる場合において財務省令で定めると 該敷地の用に供することが困難であると認 等に係る事業の全部又は一部が完了しない とができると認められる日とし、当該収用 られる場合には、当該敷地の用に供するこ 物の敷地の用に供することができると認め 経過する日(同日前に当該土地又は当該権 内にある土地又は当該土地の上に存する権 した日とする。)から六月を経過する日 ことができる日として当該税務署長が認定 ことにより当該四年を経過する日までに当 当該収用等に係る事業の施行された地区 24

> 収用等に係る事業又は生態影響調査の全部又の取得をすることが困難であり、かつ、当該 る。) から六月を経過する日 経過する日までの期間内の日に限る。)とす できる日として当該税務署長が認定した日 承認を受けたときは、当該取得をすることが 定めるところにより納税地の所轄税務署長の であると認められる場合において財務省令で 経過する日までに当該取得をすることが困難 又は一部が完了しないことにより当該四年を 用等に係る事業又は当該生態影響調査の全部 ることができると認められる日とし、当該収 できると認められる場合には、当該取得をす 当該収用等があつた日から四年を経過する日 をすることが確実であると認められるとき は一部の完了後において当該増殖施設の取得 日以後二年を経過する日までに当該増殖施設 この項及び次項において同じ。) の全部又は (当該四年を経過する日から同日以後八年を (同日前に当該増殖施設の取得をすることが 部が完了しないため、当該収用等のあつた 26

等に係る事業の施行の状況、当該生態影響調査 定する税務署長が認定した日が当該収用等があ 事項を記載した書面を添付しなければならな の実施の状況、当該増殖施設の取得をすること 条第三十一号に規定する確定申告書に当該収用 連合会は、同日を含む事業年度の法人税法第二 該承認を受けた漁業協同組合又は漁業協同組合 ができると見込まれる日その他参考となるべき に係る増殖施設の取得をしていないときは、当 了の日後であり、かつ、同日までに同号の承認 つた日から八年を経過する日を含む事業年度終 三 収用等のあつたことに伴い、工場等の建設 前項第二号に掲げる場合において、同号に規 することができることとなると認められる日 であると認められるとき 当該資産の取得を る日までに当該資産の取得をすることが確実 資産として取得をすることが困難であり、か る土地その他の当該工場等に係る資産を代替 当該工場等又は当該工場等の敷地の用に供す 用等のあつた日以後二年を経過する日までに 要する期間が通常二年を超えるため、当該収 地の造成並びに当該工場等の建設及び移転に て、当該工場等の敷地の用に供するための宅 又は移転を要することとなつた場合におい 当該収用等のあつた日から三年を経過す 28 27

収用等に係る譲渡資産が内水面に係る漁業

25 出資法人が同項に規定する指定期間内に同項に 出資に係る合併法人、分割承継法人又は被現物おいて、当該適格合併、適格分割又は適格現物 合併、適格分割又は適格現物出資を行う場合に 併法人、分割法人又は現物出資法人となる適格 込みであるときとする。 相当する金額をもつて代替資産の取得をする見 規定する補償金、対価又は清算金の額の一部に を含む事業年度終了の日後に同項の法人が被合 めるときは、同項に規定する収用等のあつた日 法第六十四条の二第一項に規定する政令で定

める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項 げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間と に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲 法第六十四条の二第七項に規定する政令で定

設けている場合において、第二十三項各号に掲 げる場合に該当するときは、当該法人について は、当該各号に規定する代替資産に該当する資 法人が法第六十四条の二第一項の特別勘定を 額である場合 同条第二項に規定する期間 受けた同項第二号に定める期中特別勘定の金 る場合 当該引継ぎを受けた日から同条第 受けた同項各号に定める特別勘定の金額であ 定の金額が同条第四項の規定により引継ぎを 項に規定する指定期間の末日までの期間 定の金額が同条第四項の規定により引継ぎを 法第六十四条の二第七項に規定する特別勘 同条第七項又は第八項に規定する代替資産 法第六十四条の二第七項に規定する特別勘

める金額は、千万円とする。

定める金額は、千万円とする。

法第六十四条の二第十一項に規定する法人が

る内国法人 (同項に規定する親法人を除く。) 第四号ロに掲げる特別勘定の金額 法人税法第六十四条の十一第一項に規定す 法人税法施行令第百三十一条の十三第二項

31 二 法人税法第六十四条の十二第一項に規定す 条の十三第三項第四号ロに掲げる特別勘定 る他の内国法人 法人税法施行令第百三十一

産とする。

29 法第六十四条の二第十一項に規定する政令で 法第六十四条の二第十項に規定する政令で定

30 残額」という。)を有する場合において、当該別勘定の金額(以下この項において「特別勘定 第十一項の規定は、適用しない。 特別勘定残額が次の各号に掲げる法人の区分に 加入直前事業年度終了の時に同項に規定する特 同項に規定する通算開始直前事業年度又は通算 るときは、当該特別勘定残額については、同条 応じ当該各号に定める特別勘定の金額に該当す

得価額とする。

ら当該他の代替資産の取得価額に相当する金額合には、当該取得に充てようとするものの額か 含む事業年度後の各事業年度において当該取得 二第七項又は第八項の特別勘定の金額の計算の 規定する代替資産の取得価額が法第六十四条の 合を除く。)において、法第六十四条第一項に 定を適用する場合(次項の規定の適用がある場 の額に相当する金額を控除した金額とする。 清算金の額から当該取得に充てようとするもの 場合におけるこれらの規定に規定する補償金、 条の二第一項の特別勘定の金額若しくは同条第 に規定する代替資産の取得価額又は法第六十四るものの額があるときは、法第六十四条第一項 期中特別勘定の金額の計算の基礎とした同条第 項の特別勘定の金額及び同条第二項に規定する 産の取得をすることができるものとして同条第 定める日は、同条第七項に規定する指定期間 金額を控除した金額をもつて当該代替資産の を控除した金額)を超えるときは、その超える 及び第八項の規定の適用を受けたものがある場 額をもつて取得した他の代替資産で同条第七項 に充てようとするものの額の一部に相当する金 ようとするものの額(既に収用等のあつた日を 基礎となつた同条第一項に規定する取得に充て 対価又は清算金の額は、当該補償金、対価又は 償金、対価又は清算金の額のうち既に同条第一 する場合において、これらの規定に規定する補 十四条の二第一項若しくは第二項の規定を適用 末日の翌日から起算して二年以内の日で代替資 十七項の所轄税務署長が認定した日とする。 一項に規定する期中特別勘定の金額を計算する 一項及び第二項に規定する取得に充てようとす 法第六十四条第一項若しくは第九項又は第六 法第六十四条の二第七項から第九項までの規 法第六十四条の二第十七項に規定する政令で

34 法第六十四条の二第一項、 を受けた特別勘定の金額の計算の基礎となつた 項に規定する代替資産の取得価額が当該引継ぎ 定を適用する場合において、法第六十四条第一 を受けた特別勘定の金額を有する同項に規定す る合併法人等が同条第七項から第九項までの規 法第六十四条の二第四項の規定により引継ぎ 第二項又は第四項第

該代替資産の取得価額とする。 するものの額から当該他の代替資産の取得価額 たものがある場合には、当該取得に充てようと 産で同条第七項及び第八項の規定の適用を受け 部に相当する金額をもつて取得した他の代替資 以後に当該取得に充てようとするものの額の一 に相当する金額を控除した金額)を超えるとき (既に当該特別勘定の金額の引継ぎを受けた日 一号に規定する取得に充てようとするものの額 その超える金額を控除した金額をもつて当 5

類として財務省令で定める書類を保存しなけれ る場合に該当することとなつたことを証する書 法第六十四条第一項各号又は第二項各号に掲げ る場合には、これらの規定の適用に係る資産が は法第六十四条の二第二項の規定の適用を受け の二第八項において準用する場合を含む。) 又 法人が、法第六十四条第九項(法第六十四条

(換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税

第三十九条の二 前条第二項第一号及び第二号並

号に規定する政令で定める資産について準用すびに第三項の規定は、法第六十五条第一項第一 行マンションに関する権利及びその敷地利用権 に関する法律第二条第一項第六号に規定する施 定める資産は、マンションの建替え等の円滑化 (同項第十九号に規定する敷地利用権をいう。 法第六十五条第一項第六号に規定する政令で

算した金額は、同条第一項に規定する換地処分 該帳簿価額に乗じて計算した金額とする。 対価の額との合計額のうちに占める割合を、 産の価額と当該補償金等の額又は当該保留地の 額が当該資産に係る同項に規定する交換取得資 償金等の額又は同項に規定する保留地の対価の 等により譲渡した資産に係る同項に規定する補 価額から控除する政令で定めるところにより計 第五項において同じ。)とする。 法第六十五条第二項第一号の規定により帳簿 当 6

保留地の対価の額との合計額のうちに占める割 項に規定する補償金等の額又は同項に規定する 産の価額が当該交換取得資産の価額と同条第一 譲渡により取得した同号に規定する交換取得資 算した金額は、同号に規定する譲渡した資産の 簿価額に加算する政令で定めるところにより計 法第六十五条第二項第三号の場合において帳 同号に規定する経費の金額の合計額につ 7

渡した資産に係る部分の金額に乗じて計算した いて前条第一項の規定に準じて計算した当該譲

滑化に関する法律第五十七条第一項の認可を受 ける場合において、マンションの建替え等の円 得する同条第一項第七号に規定する施行再建マ 当該施行マンションの敷地利用権に対応して取 の項において「譲渡資産の価額」という。)と 行マンションに係る敷地利用権の価額(以下こ の有する同法第二条第一項第六号に規定する施 利変換計画の変更に係る認可を受けた場合に 六条において準用する同項の規定により当該権 けた同項に規定する権利変換計画(同法第六十 定める金額とする。 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に 定する譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額は、 いう。)とが異なる場合には、法第六十五条第 下この項において「交換取得資産の概算額」と ンションに係る敷地利用権の価額の概算額 は、その変更後のもの)に記載された当該法人 一項第六号に規定する権利変換により同項に規 法第六十五条第一項第六号の規定の適用を受 议

算した金額 金等の額とみなして、同号の規定に準じて計 を法第六十五条第二項第一号に規定する補償 概算額を超える場合 その超える部分の金額 当該譲渡資産の価額が当該交換取得資産の

の価額を超える場合 その超える部分の金額 算した金額 した金額とみなして、同号の規定に準じて計 を法第六十五条第二項第二号に規定する支出 当該交換取得資産の概算額が当該譲渡資産

る経費」とする。 当該交換取得資産の概算額と同項第一号に規定 規定する交換取得資産の価額が当該交換取得資 経費」とあるのは する超える部分の金額」と、「同号に規定する のは「次項に規定する交換取得資産の概算額が 又は同項に規定する保留地の対価の額」とある 産の価額と同条第一項に規定する補償金等の額 する譲渡した資産の譲渡により取得した同号に の規定の適用については、同項中「同号に規定 前項の規定の適用がある場合における第四項 「同条第二項第三号に規定す

この場合において、 する補償金等の額のうちから支出したものとし て政令で定める金額の計算について準用する。 第四項の規定は、法第六十五条第三項に規定 第四項中「同号に規定する

又は収用(以下この号において「買取り等」

9 10 準用する。

ばならない。

11 部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当 該各号に定める部分とする。 法第六十五条第七項に規定する政令で定める

る価額に乗じて計算した金額に相当する部分める割合を、当該資産の権利変換の時におけ の施設建築物の一部を取得する権利及び施設の差額に相当する金額が法第六十五条第七項 権の権利変換の時における総価額のうちに占 は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益 物に関する権利を取得する権利を含む。)又 係る施設建築敷地に関する権利又は施設建築 権の共有持分(都市再開発法第百十条の二第 建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上 法第百十条の二第六項又は第百十一条の規定 産のうち、都市再開発法第百四条第一項(同 により読み替えて適用される場合を含む。) 換により譲渡した資産である場合 同号の資 一項の規定により定められた権利変換計画に 法第六十五条第一項第四号の資産が買取り 法第六十五条第一項第四号の資産が権利変

の額」と読み替えるものとする。 交換取得資産の価額」とあるのは、 「補償金等

同項第四号の資産のうち、都市再開発法第百

という。)により譲渡した資産である場合

む。)の規定により代替資産とみなされた資産三項(同条第十項において準用する場合を含 十五条第三項において準用する法第六十四条第 代替資産の取得価額に算入しない金額について て準用する法第六十四条第八項に規定する当該 ある場合における法第六十五条第十二項におい であり、かつ、当該代替資産が減価償却資産で する補償金等の額」と読み替えるものとする。 保留地の対価の額」とあるのは、「同項に規定 項に規定する補償金等の額又は同項に規定する 定めるところにより計算した金額の計算につい する補償金等の額に対応する部分として政令で て準用する。この場合において、第三項中「同 前条第二十二項の規定は、代替資産が法第六 第三項の規定は、法第六十五条第三項に規 12

規定の適用に係る資産が同条第一項各号に掲げ 五項の規定の適用を受ける場合には、これらの 項において準用する場合を含む。)若しくは第 る法第六十四条第九項(法第六十四条の二第八 類として財務省令で定める書類を保存しなけれ る場合に該当することとなつたことを証する書 六十四条の二第二項の規定又は法第六十五条第 法人が、法第六十五条第三項において準用す

> 促進に関する法律施行令第四十三条又は第四 五条の規定とする。 法第六十五条第八項に規定する政令で定める

規定は、密集市街地における防災街区の整備の

法第六十五条第八項に規定する政令で定める

条第一項に規定する補償金等を取得した場合 (当該給付を受ける権利とともに法第六十五合を、当該資産の買取り等の時における価額

じて計算した金額)に乗じて計算した金額に には、当該価額に第四項に規定する割合を乗

相当する部分

取得した同号に規定する給付を受ける権利

0

が同法第百十八条の十一第一項の規定により される場合を含む。)の差額に相当する金額 十五の三第三項の規定により読み替えて適用 十八条の二十四第一項(同法第百十八条の二

買取り等の時における価額のうちに占める割

15 定める場合は、第五項第一号に掲げる場合とす 法第六十五条第十項第一号に規定する政令で

13 た金額に相当する部分とする。 産の権利変換の時における価額に乗じて計算し の宅地若しくはその使用収益権の権利変換の時利を取得する権利を含む。)又は個別利用区内 関する法律第二百五十五条第一項の規定により 四十三条又は第四十五条の規定により読み替え る防災街区の整備の促進に関する法律施行令第 法律第二百四十八条第一項(密集市街地におけ 市街地における防災街区の整備の促進に関する 部分は、同条第一項第五号の資産のうち、 定められた権利変換計画に係る防災施設建築敷 くはその共有持分若しくは地上権の共有持分 金額が法第六十五条第八項の防災施設建築物の における総価額のうちに占める割合を、当該資 地に関する権利又は防災施設建築物に関する権 て適用される場合を含む。)の差額に相当する 一部を取得する権利及び防災施設建築敷地若し (密集市街地における防災街区の整備の促進に

る調整済額がある場合には、当該調整済額を控 税法施行令第百二十二条の十二第五項に規定す 定する譲渡利益額(当該譲渡利益額に係る法人 定めるところにより計算した金額は、 除した金額)に第三項(第五項第一号の規定に より準じて計算する場合を含む。)、第十一項第 法第六十五条第十項第一号に規定する政令で 同号に規

一号又は第十三項に規定する割合を乗じて計算

譲渡損益調整資産について適用する耐用年数と 第六十五条第十一項の規定を適用する前の適用 の十二第六項第一号ロに規定する耐用年数は法 益調整資産の取得価額とし、同令第百二十二条 五条第十一項の規定を適用する前の適用譲渡損 る場合には、法人税法施行令第百二十二条の十 人税法第六十一条の十一第二項の規定を適用す 項及び次項において「適用譲渡損益調整資産」 項に規定する適用譲渡損益調整資産(以下この 二第四項第三号に規定する取得価額は法第六十 法第六十五条第十一項の規定により同条第十 いう。)とみなされた減価償却資産につき法 3

項に規定する割合を含む。)とする。 規定する換地処分等により取得した資産の種類 用がある旨及び当該譲渡に係る同条第十一項に 当該譲渡につき法第六十五条第十項の規定の適 ばならない事項は、同項に定めるもののほか、 法人が当該譲渡につき法人税法施行令第百二十 人に同項の規定の適用があるときは、当該譲受 する適用譲渡損益調整資産の譲渡により内国法 (同条第十項第一号に掲げる場合には、第十五 二条の十二第十九項の規定により通知しなけれ 法第六十五条第十項に規定する譲受法人の有 4

(収用換地等の場合の所得の特別控除)

第三十九条の三 法第六十五条の二第一項に規定 合におけるその超える金額のうち、当該譲渡を のとして交付を受けた金額の合計額を超える場 換地等に際し譲渡に要する経費に充てるべきも 譲渡に要した経費の金額の合計額が、当該収用 用換地等」という。) により譲渡をした資産の 規定する収用換地等(以下この条において「収 で定めるところにより計算した金額は、同項に 償金等又は交換取得資産に係るものとして政令 する譲渡した資産の譲渡に要した経費で当該補 ころにより計算した金額とする。 した資産に係るものとして財務省令で定めると 5

この項及び第六項において同じ。)により譲渡までに掲げる場合に該当するものをいう。以下 資産とともに取得した補償金等(法第六十五条 た資産の価額が当該取得した資産の価額と当該 した資産のうち、当該換地処分等により取得し に規定する換地処分等で同項第三号から第七号 める部分は、換地処分等(法第六十五条第一項 法第六十五条の二第一項に規定する政令で定

をいう。次項において同じ。)の額との合計額 の二第一項に規定する補償金等をいう。以下こ 額に乗じて計算した金額に相当する部分とす のうちに占める割合を、当該譲渡した資産の価 (法第六十五条第一項に規定する保留地の対価 の条において同じ。)の額又は保留地の対価

規定する収用等による譲渡があつたものとみな 資産の譲渡直前の帳簿価額のうち当該補償金等 (次項において「補償金割合」という。) を乗じ 留地の対価の額との合計額のうちに占める割合 該補償金等とともに取得した資産の価額又は保 清算金を含む。)の額が当該補償金等の額と当 変換清算金及び同条第八項に規定する防災変換 当該補償金等(法第六十五条第七項に規定する される資産を含む。) の譲渡直前の帳簿価額に 又は第八項の規定により法第六十四条第一項に 分等により譲渡した資産(法第六十五条第七項 の額に対応するものとして政令で定めるところ て計算した金額とする により計算した金額は、同項に規定する換地処 法第六十五条の二第二項に規定する譲渡した

金額は、同項に規定する経費の金額の合計額に ものとして政令で定めるところにより計算した 資産の譲渡に要した経費で当該補償金等に係る て計算した金額とする。 ついて第一項の規定に準じて計算した当該譲渡 した資産に係る部分の金額に補償金割合を乗じ 法第六十五条の二第二項に規定する譲渡した

令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区 分に応じ当該各号に定める期間とする。 法第六十五条の二第三項第一号に規定する政 請に基づき同法第十五条の十一第一項に規定 法第十五条の七第一項の規定による仲裁の申 資産の収用換地等による譲渡につき土地収用 法第六十五条の二第三項第一号に規定する

の日までの期間 あつた場合 当該請求をした日から当該譲渡 二第一項の規定による補償金の支払の請求が 前号の譲渡につき土地収用法第四十六条の

三 第一号の譲渡につき農地法第三条第一項又 から当該許可があつた日(当該申請をした日ればならない場合 当該許可の申請をした日 後に当該許可を要しないこととなつた場合に は第五条第一項の規定による許可を受けなけ

6

資産の全部に係る引継残額がないこととなり、

れる部分及び法第六十五条第七項から第九項ま

により取得した資産の価額に対応する部分とさ

での規定により換地処分等による譲渡があつた

産のうち第二項の規定に基づき当該換地処分等 かつ、当該資産(換地処分等により譲渡した資

する仲裁判断があつた場合 当該申請をした から当該譲渡の日までの期間 災変換清算金を含む。)の額又は交換取得資産 換地等により取得した法第六十五条の二第一項年において当該被合併法人等の他の資産の収用 二第八項又は第六十五条第三項において準用す 項又は第七項の規定により損金の額に算入し 定する変換清算金及び同条第八項に規定する防 五千万円(当該収用換地等のあつた日の属する は、法第六十四条の二第十項から第十二項まで くは第五項の規定の適用を受けていないとき る場合を含む。)又は法第六十五条第一項若し 含む。)、法第六十四条第九項(法第六十四条の 又は第六十五条第三項において準用する場合を た、又は損金の額に算入する金額があるとき の価額につき、法第六十五条の二第一項、第二 に規定する補償金等(法第六十五条第七項に規 規定に該当することとなつた当該引継残額と

は、その要しないこととなつた日)までの 第一号の譲渡につき農地法第五条第一項第

は、当該金額を控除した金額)とのうちいず

か低い金額を、その該当することとなつた日

損金の

等の事業年度のうち同一の年に属する期間中に に該当することとなつた場合において、当該適第三項において準用する場合を含む。)の規定 特別勘定の金額を有する同条第四項に規定する 当該被合併法人等の収用換地等により譲渡した 額。以下この項において「引継残額」という。) がある場合には、これらの金額を控除した金 入された、又は益金の額に算入されるべき金額 の金額(当該適格合併等の日以後益金の額に算 等」という。)から引き継がれた当該特別勘定 出資法人(以下この項において「被合併法人 格合併等に係る被合併法人、分割法人又は現物 ら第十二項まで(これらの規定を法第六十五条 適格合併等に係る合併法人等が、同条第十項か に係る収用換地等のあつた日を含む被合併法人 人の特別勘定の金額とみなされた同条第一項の 法第六十四条の二第六項の規定により当該法 に要する期間として財務省令で定める期間

六号の規定による届出をする場合 当該届出 令第九条第一号イに規定する所得の金額に含ま り損金の額に算入される金額は、法人税法施行 積立金額の計算については、これらの規定によ 七項又は前項の規定の適用を受けた法人の利益 含む事業年度の所得の金額の計算上、 渡した場合の所得の特別控除) に算入する。 れるものとする。 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲 法第六十五条の二第一項、第二項若しくは第 第六節の二 特定事業の用地買収等の場 合の所得の特別控除

第三十九条の四 法第六十五条の三第一項に規定 務省令で定めるところにより計算した金額とす ち、当該譲渡をした土地等に係るものとして財 超える場合におけるその超える部分の金額のう るべきものとして交付を受けた金額の合計額を 額が、当該譲渡に際し譲渡に要する経費に充て 等をいう。)の譲渡に要した経費の金額の合計 定する譲渡をした土地等(同項に規定する土地 定めるところにより計算した金額は、同項に規 対価又は交換取得資産に係るものとして政令で する譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該

2 するものとする。 規定する地方公共団体の設立に係る団体で政令 に従つて宅地の造成を行うことを主たる目的 く。) で、都市計画その他市街地の整備の計 構以外の者が財産を提供して設立した団体を除 で定めるものは、地方公共団体が財産を提供し 国、地方公共団体及び独立行政法人都市再生機 て設立した団体(当該地方公共団体とともに 法第六十五条の三第一項第一号又は第四号に

法第六十四条第一項(法第六十四条の二第七項 いても当該被合併法人等及び当該合併法人等が ものとみなされる資産を除く。)のいずれにつ

3 る政令で定める要件は、次に掲げる要件とす 法第六十五条の三第一項第三号の二に規定す

支援機構が解散した場合にその残余財産が地法人であり、かつ、その定款において、当該構」という。)が公益社団法人又は公益財団 緑化支援機構(以下この項において「支援機法第六十五条の三第一項第三号の二の都市 帰属する旨の定めがあること。 もつ他の公益を目的とする事業を行う法人に 方公共団体又は当該支援機構と類似の目的を

支援機構と地方公共団体との間で、その 取つた対象土地(法第六十五条の三第一項支援機構と地方公共団体との間で、その買

この号において同じ。)の売買の予約又はそ 止条件とする停止条件付売買契約の締結を の買い取つた対象土地の第三者への転売を停 第三号の二に規定する対象土地をいう。以下 し、その旨の仮登記を行うこと。

号の三に規定する政令で定める要件について準前項の規定は、法第六十五条の三第一項第三 えるものとする。 十五条の三第一項第三号の二」とあるのは、 用する。この場合において、前項各号中「第六 「第六十五条の三第一項第三号の三」と読み替 6

第四号に規定する政令で定める要件は、 目的とするものとし、法第六十五条の三第一項 法人法第二十一条第六号に掲げる業務を主たる る指定施設に該当するものに係る地方独立行政 公立博物館又は同法第三十一条第二項に規定す 植物園のうち博物館法第二条第二項に規定する 法人法施行令第六条第三号に掲げる博物館又は 令で定める地方独立行政法人は、地方独立行政 法第六十五条の三第一項第四号に規定する政 次に掲

当該支援団体が解散した場合にその残余財産 数が地方公共団体により保有されているもの総会における議決権の総数の二分の一以上の 的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法 が地方公共団体又は当該支援団体と類似の目 り拠出をされているものに限る。次項におい 額の二分の一以上の金額が地方公共団体によ 法人(その設立当初において拠出をされた金 団体」という。)が公益社団法人(その社員 存活用支援団体(以下この項において「支援 て同じ。)であり、かつ、その定款において、 に限る。次項において同じ。)又は公益財団 人に帰属する旨の定めがあること。 法第六十五条の三第一項第四号の文化財保 2

一 支援団体と地方公共団体との間で、その買 件とする停止条件付売買契約の締結をし、 この項において同じ。)の売買の予約又はそ 然記念物として指定された土地をいう。以下 の旨の仮登記を行うこと。 の買い取つた土地の第三者への転売を停止条 地又は同号に規定する史跡、名勝若しくは天 号に規定する重要文化財として指定された土 い取つた土地(法第六十五条の三第一項第四 3

三 その買い取つた土地が、文化財保護法第百 指定をした同項の市町村の教育委員会が置か 十二条の二第一項の規定により支援団体の

れている当該市町村の区域内にある土地であ

ものであること。 の用に供するためにその土地が買い取られる 定する認定文化財保存活用地域計画に記載さ、文化財保護法第百八十三条の五第一項に規 公共団体の管理の下に行われるものに限る。) れた土地の保存及び活用に関する事業(地方

令で定める要件は、同号の農地中間管理機構が 法第六十五条の三第一項第七号に規定する政 の定めがあることとする。 当該農地中間管理機構と類似の目的をもつ他の 公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨 散した場合にその残余財産が地方公共団体又は その定款において、当該農地中間管理機構が解 公益社団法人又は公益財団法人であり、かつ、 6

の規定により損金の額に算入される金額は、法 た法人の利益積立金額の計算については、同項法第六十五条の三第一項の規定の適用を受け 金額に含まれるものとする。 人税法施行令第九条第一号イに規定する所得の

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡 した場合の所得の特別控除)

第三十九条の五 前条第一項の規定は、法第六十 渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に 係るものとして政令で定めるところにより計算 五条の四第一項に規定する譲渡した土地等の譲 した金額の計算について準用する。

掲げる土地の取得に係る事業とする。 財産を提供して設立した団体を除く。次項にお団体及び独立行政法人都市再生機構以外の者が のは、地方公共団体が財産を提供して設立した 方公共団体の設立に係る団体で政令で定めるも の推進に関する法律第十七条第一項第一号ニに める事業は、土地開発公社が行う公有地の拡大 目的とするものとし、同号に規定する政令で定 の計画に従つて宅地の造成を行うことを主たる 団体(当該地方公共団体とともに国、地方公共 いて同じ。)で、都市計画その他市街地の整備 法第六十五条の四第一項第一号に規定する地

共団体が財産を提供して設立した団体又は独立 令で定める者は、地方公共団体若しくは地方公 行政法人都市再生機構で、同号に規定する収用 土地の上に存する権利を買い取るべき旨の契約 代わつて当該収用の対償に充てられる土地又は を行う者と当該収用に係る事業につきその者に 法第六十五条の四第一項第二号に規定する政 8

4 開発会社によつて当該収用の対償に充てるため 市街地再開発事業の用に供するために同号に規 買い取られる場合とする。 者である同法第五十条の二第三項に規定する再 定する収用をすることができる当該事業の施行 令で定める場合は、都市再開発法による第二種

その一団の宅地の造成に関する事業に係る宅地令で定める一団の宅地の造成に関する事業は、 省令で定めるところにより、国土交通大臣の認げる要件を満たすものであることにつき、財務 定を受けたものとする。 の造成及び宅地の分譲が同号イからハまでに掲 法第六十五条の四第一項第三号に規定する政

三号イに規定する土地区画整理事業に係る土地おいて「土地等」という。)が、同条第一項第 当該区画整理会社の株主又は社員である者の有 限るものとし、当該土地区画整理事業(その施併せて一団の土地に該当することとなる場合に 日までの間)に、同号ロに規定する個人又は法の最初に行われた当該指定の効力発生の日の前 につき同法第九十八条第一項の規定による仮換る施行地区内の土地又は土地の上に存する権利以後(当該土地区画整理事業の同号イに規定す る認可の申請があつた日の属する年の一月一日 令で定める場合は、同項に規定する土地等(以 場合を除く。)とする。 する土地等が当該区画整理会社に買い取られ 画整理会社であるものに限る。)の施行に伴 行者が同法第五十一条の九第五項に規定する区 又は法人の有する当該施行地区内にある土地と 定を含む。)が行われた場合には、同日以後そ る権利の目的となるべき土地又はその部分の指 地の指定(仮に使用又は収益をすることができ くは第三項又は第五十一条の二第一項に規定す 区画整理法第四条第一項、第十四条第一項若し 下この項、第二十四項第四号及び第二十五項に 人に買い取られる場合(当該土地等が当該個人 法第六十五条の四第一項第三号に規定する政

7 に規定する政令で定める法人は、港務局、地方 のであることとする。 土地の面積が財務省令で定める要件を満たすもより分譲される一の住宅の建設の用に供される 政令で定める要件は、同号ハに規定する方法に 法第六十五条の四第一項第四号及び第十七号 法第六十五条の四第一項第三号ロに規定する

法第六十五条の四第一項第二号に規定する政 9 的をもつ他の公路を割りこっていませ、会財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目のである。 令で定める沿道整備推進機構は、公益社団法 るものに限る。次項から第十四項まで及び第二 第二十八項において同じ。)であつて、その ているものに限る。次項から第十四項まで及び の設立当初において拠出をされた金額の二分の 十八項において同じ。)又は公益財団法人(そ (その社員総会における議決権の総数の二分 一以上の金額が地方公共団体により拠出をされ 一以上の数が地方公共団体により保有されてい 法第六十五条の四第一項第六号に規定する政

定する政令で定める事業は、同号の沿道地区計に帰属する旨の定めがあるものとし、同号に規 的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人

定

住宅供給公社、地方道路公社及び独立行政法人 10

政令で定める事業は、

同号の特定防災街区整備

用施設の整備に関する事業 道路、 緑地その他の公共施設又は 団体の管理の下に行われるものに限る。)とす により行われるものである場合には、地方公共 画の区域内において行われる次に掲げる事業

(当該事業が同号に規定する沿道整備推進機構

流通業務団地造成事業 の整備に関する法律第二条第二項に規定する 定する住宅地区改良事業又は流通業務市街 開発事業、住宅地区改良法第二条第一項に規 都市計画法第四条第七項に規定する市街 地

務省令で定めるもの(以下この号にお 「緩衝建築物」という。)の整備に関する事業 遮音上有効な機能を有する建築物として財 次に掲げる要件を満たすもの いて

その事業の施行される土地の区域の面

が五百平方メートル以上であること。 当該緩衝建築物の建築面積が百五十平方 トル以上であること。

する旨の定めがあるものとし、同号に規定する が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をも 法人又は公益財団法人であつて、その定款にお 令で定める防災街区整備推進機構は、公益社団 つ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属 いて、その法人が解散した場合にその残余財産 法第六十五条の四第一項第七号に規定する政 開放された空地の部分の面積の当該敷地の当該緩衝建築物の敷地のうち日常一般に 面積に対する割合が百分の二十以上である

規定する防災街区整備推進機構により行われる ものである場合には、地方公共団体の管理の下 て行われる次に掲げる事業(当該事業が同号に 地区又は防災街区整備地区計画の区域内におい に行われるものに限る。)とする。

13

用施設の整備に関する事業 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公 都市計画法第四条第七項に規定する市街地

規定する住宅地区改良事業 開発事業又は住宅地区改良法第二条第一項に としての整備に資する建築物として財務省令 密集市街地における防災街区の整備の促進 関する法律第二条第二号に掲げる防災街区

で定めるもの(以下この号において「延焼防

止建築物」という。)の整備に関する事業で、

次に掲げる要件を満たすもの が三百平方メートル以上であること。 その事業の施行される土地の区域の面積 当該延焼防止建築物の建築面積が百五十

令で定める中心市街地整備推進機構は、公益社 法第六十五条の四第一項第八号に規定する政 共団体の管理の下に行われるものに限る。) と 構により行われるものである場合には、地方公 該事業が同号に規定する中心市街地整備推進機 の区域内において行われる次に掲げる事業(当 る政令で定める事業は、同号の認定中心市街地属する旨の定めがあるものとし、同号に規定す もつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰 産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的を おいて、その法人が解散した場合にその残余財 団法人又は公益財団法人であつて、その定款に 平方メートル以上であること。 政令で定める要件は、次の各号に掲げる事業の

用施設の整備に関する事業 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公

都市計画法第四条第七項に規定する市街地

第百二十九条の二第一項に規定する再開発認定再開発事業計画に基づいて行われる同法 都市再開発法第百二十九条の六に規定する

12 令で定める景観整備機構は、公益社団法人又は 法第六十五条の四第一項第九号に規定する政 定めがあるものとする。 益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の 共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公 の法人が解散した場合にその残余財産が地方公 公益財団法人であつて、その定款において、そ

他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属す 又は公益財団法人であつて、その定款におい 令で定める都市再生推進法人は、公益社団法人 る旨の定めがあるものとする。 地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ て、その法人が解散した場合にその残余財産が 法第六十五条の四第一項第十一号に規定する 法第六十五条の四第一項第十号に規定する政

15 14 る法人は、その発行済株式又は出資の総数又は 政令で定める歴史的風致維持向上支援法人は、 法人を含む。)又は地方公共団体により所有さ 総額の二分の一以上が国(国の全額出資に係る 並びに青森県の作成したむつ小川原地区の開発 政令で定める計画は、国土交通省の作成した苫法第六十五条の四第一項第十二号に規定する 目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法 残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の 定款において、その法人が解散した場合にその 公益社団法人又は公益財団法人であつて、その に関する計画とし、同号に規定する政令で定め 小牧地区及び石狩新港地区の開発に関する計画 人に帰属する旨の定めがあるものとする。

業の施行区域の面積に係る政令で定める面積は積は三百ヘクタールとし、同号イに規定する事 三十ヘクタールとする。 る計画に係る区域の面積に係る政令で定める面 れ又は出資をされている法人とする。 法第六十五条の四第一項第十三号に規定する 法第六十五条の四第一項第十二号イに規定す

区分に応じ当該各号に定める要件とする。 れ次に定める要件 る事業 次に掲げる事業の区分に応じそれぞ 法第六十五条の四第一項第十三号イに掲げ

する商店街活性化事業 次に掲げる要件 下この号及び次項第一号において「商店街に応じた事業活動の促進に関する法律(以店店の活性化のための地域住民の需要 活性化法」という。)第二条第二項に規定 合して行われるものであること。 に関する国又は地方公共団体の計画に適 当該事業が都市計画その他の土地利用

務省令で定める施設が設置されること。 ること る区域の面積が千平方メートル以上であ の利便の増進を図るための施設として財 当該事業により顧客その他の地域住民 当該事業の区域として財務省令で定め

> (4)該認定商店街活性化事業計画に従つて当 第三項に規定する認定商店街活性化事業 て定める基準に適合するものであり、当 当該事業に係る商店街活性化法第五条 一画が経済産業大臣が財務大臣と協議し

その他財務省令で定める要件

商店街活性化支援事業 次に掲げる要件 商店街活性化法第二条第三項に規定する イ(1)に掲げる要件

> 街活性化法第五条第一項に規定する認定商 性化事業に係るものに限る。)に係る商店

認定商店街活性化事業計画(当該商店街活

店街活性化事業者である法人で、中小企業

メートル以上であるものに限る。)が設 置されること。 当該事業の区域として財務省令で定め

店街活性化支援事業に係るものに限る。) の認定商店街活性化支援事業計画(当該商 事業 法第六十五条の四第一項第十三号イ

に係る商店街活性化法第七条第一項に規定

第三項に規定する認定商店街活性化支援 事業計画が経済産業大臣が財務大臣と協 に従つて当該事業が実施されているこ り、当該認定商店街活性化支援事業計画 議して定める基準に適合するものであ 当該事業に係る商店街活性化法第七条

る一般社団法人又は一般財団法人であつ

人(商店街活性化法第六条第一項に規定す

する認定商店街活性化支援事業者である法

その他財務省令で定める要件

る事業 次に掲げる要件 法第六十五条の四第一項第十三号ロに掲

七項第三号若しくは第四号に定める事業又中心市街地の活性化に関する法律第七条第 ある場合には、五百平方メートル)以上で もので財務省令で定めるものに限る。)で 項第三号又は第四号に定める事業に類する 区域の面積が千平方メートル(当該事業が は同項第七号に定める事業(当該事業が同 前号イ(1)及び(2)に掲げる要件 当該事業の区域として財務省令で定める

る資金の貸付けを受けて行われるものであ る事業又は業務に係るものに限る。) に係 に掲げる業務(同項第三号ロ又はハに掲げ 備機構法第十五条第一項第三号又は第四号 当該事業が独立行政法人中小企業基盤整

その他財務省令で定める要件

該事業が実施されていること。 18 政令で定める法人は、次の各号に掲げる事 区分に応じ当該各号に定める法人とする。 の区分に応じそれぞれ次に定める法人 法第六十五条の四第一項第十三号に規定する 前項第一号に掲げる事業 次に掲げる事業 業 法第六十五条の四第一項第十三号イの 前項第一号イに掲げる商店街活性化事

定める施設(その建築面積が百五十平方 当該事業を行う施設として財務省令で

> 規定する特定共済組合連合会以外のもの 特定共済組合及び同法第九条の九第四項に 等協同組合法第九条の二第七項に規定する

前項第一号ロに掲げる商店街活性化支援

る区域の面積が三百平方メートル以上で あること

ずれかを満たすものに限る。) めがあるもののうち、次に掲げる要件のい 的とする事業を行う法人に帰属する旨の定 当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目 た場合にその残余財産が地方公共団体又は て、その定款において、その法人が解散し り保有されている公益社団法人であるこ 三分の一を超える数が地方公共団体によ その社員総会における議決権の総数の

(2)より保有されている公益社団法人である 四分の一以上の数が一の地方公共団体に その社員総会における議決権の総数

れている公益財団法人であること。 える金額が地方公共団体により拠出をさ その拠出をされた金額の三分の一を超

地活性化事業計画 前項第二号に掲げる事業 法第六十五条の |第一項第十三号ロの認定特定民間中心市街 されている公益財団法人であること。 の金額が一の地方公共団体により拠出を その拠出をされた金額の四分の一以上 (当該事業に係るものに限

商工会、商工会議所及び次に掲げる法人に限 七条第七項第七号に定める事業にあつては、 中心市街地活性化事業者である法人(同法第 律第四十九条第一項に規定する認定特定民間 る。) に係る中心市街地の活性化に関する法

掲げる特定会社のうち、次に掲げる要件を 活性化に関する法律第七条第七項第七号に地方公共団体の出資に係る中心市街地の 満たすもの

により所有され、又は出資をされている 又は独立行政法人中小企業基盤整備機構 又は総額の三分の二以上が地方公共団体 当該法人の発行済株式又は出資の総数

当該法人の株主又は出資者 ((3) に

法第七条第一項第三号及び第五号から第 20第二号に規定する中小サービス業者(同性化に関する法律施行令第十二条第一項性化に関する法律施行令第十二条第一項に規定 興組合等(同法第七条第七項第一号に掲う。(3)において同じ。)又は商店街振 号の事業を行う協同組合連合会を除く。) 組合法第九条の九第一項第一号又は第三 げる商店街振興組合等(中小企業等協同 以上が中小小売商業者等(中心市街地の おいて「株主等」という。)の三分の一 七号までに該当するものに限る。)をい いう。(3) において同じ。) であるこ 20

構、中小小売商業者等又は商店街振興組団体、独立行政法人中小企業基盤整備機 合等のいずれかであること。 数又は金額の最も多い株主等が地方公共 その有する当該法人の株式又は出資の 21

目的とする事業を行う法人に帰属する旨のは当該法人と類似の目的をもつ他の公益を つて、その定款において、その法人が解散第七項第七号に掲げる一般社団法人等であ した場合にその残余財産が地方公共団体又 定めがあるもののうち、前号ロ(1)から (4) までに掲げる要件のいずれかを満た 中心市街地の活性化に関する法律第七条

政令で定める要件は、 法第六十五条の四第一項第十四号に規定する 同号に規定する事業の次

19

の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める要

される土地の処分予定価額が、当該事業の施 規定する宅地等供給事業のうち同法第十条第 額以下であること。 てるための借入金の利子の額の見積額の合計 する一般管理費の額並びにこれらの費用に充 行区域内の土地の取得及び造成に要する費用 るものであること並びに当該事業により造成 共団体の計画に適合した計画に従つて行われ 五項第三号に掲げるもの 当該事業が、都市 農業協同組合法第十一条の四十八第一項に 額、分譲に要する費用の額、当該事業に要 |画その他の土地利用に関する国又は地方公 22

二 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十 五条第一項第三号ロに規定する他の事業者と あること。 による資金の貸付けを受けて行われるもので 及び当該事業が同項第三号又は第四号の規定 する事業 前号に定める要件に該当すること に寄与する事業の用に供する土地の造成に関 の事業の共同化又は中小企業の集積の活性化

する法律の一部を改正する法律(平成十三年(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関

第一項に規定する店舗型電話異性紹介営業 されている建築物等、同法第三十一条の十三 当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の用に供 適用の際当該条例の規定に適合しない場合の 項の規定に基づく条例の規定の施行若しくは

の規定による資金の貸付けを受けて行われるも該当すること及び同法第三十条又は第五十八条 条第二項第五号イ又は第三項第五号イに規定す 建物に集合して行う事業の用に供する土地の造 る共同して又は一の団地若しくは主として一の 成に関する事業が、前項第一号に定める要件に する政令で定める要件は、総合特別区域法第二 のであることとする。 法第六十五条の四第一項第十四号の二に規定

政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。 一 公益社団法人又は公益財団法人であつて、 法第六十五条の四第一項第十五号に規定する 業を行う法人に帰属する旨の定めがあるもの その定款において、その法人が解散した場合 又は出資をされているもの の一以上が一の地方公共団体により所有され の発行済株式又は出資の総数又は総額の二分 のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たす と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事 にその残余財産が地方公共団体又は当該法人 地方公共団体の出資に係る法人のうち、そ

されている公益社団法人であること 分の一以上の数が地方公共団体により保有 その社員総会における議決権の総数の一

> 二 その拠出をされた金額の四分の一以上の 保有されている公益社団法人であること。 金額が地方公共団体により拠出をされてい る公益財団法人であること。 その拠出をされた金額の二分の一以上の

金額が一の地方公共団体により拠出をされ ている公益財団法人であること。

> 所の用に供されている建築物等、同条第三項 ない場合の当該店舗型性風俗特殊営業の営業 の施行若しくは適用の際同項の規定に適合し 正化等に関する法律第二十八条第一項の規定

に規定する店舗型性風俗特殊営業が同条第二

23 事業の施行区域が定められた計画で、当該施行 政令で定めるものは、第二項に規定する団体と 保全又は整備に関する事業を行うものとし、 法人税法別表第一に掲げる法人で地域の開発、 政令で定める法人は、独立行政法人中小企業基 二 当該特定施設の利用者を限定しないこと。 区域の面積が二十ヘクタール以上であるものと し、同号に規定する政令で定める計画は、同号 号に規定する地方公共団体の設立に係る団体で 盤整備機構、独立行政法人都市再生機構その他 に規定する地域の開発、保全又は整備に関する 法第六十五条の四第一項第十九号に規定する る特定法人が当該特定施設を運営すること。 法第六十五条の四第一項第十五号に規定す 同

24 る政令で定める建物等は、次に掲げる建築物又 法第六十五条の四第一項第二十一号に規定す 構築物とする。

営業所が同法第四条第二項第二号の規定に基 において「改正法」という。)附則第二条第 条例の規定に適合しない場合の当該風俗営業 づく条例の規定の施行若しくは適用の際当該 する法律第二条第一項に規定する風俗営業の る風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関 (昭和五十九年法律第七十六号。以下この号風俗営業等取締法の一部を改正する法律 |項若しくは第三条第一項の規定の適用に係 建築基準法第三条第二項に規定する建築物

分の一以上の数が一の地方公共団体により その社員総会における議決権の総数の四

年法律第五十五号)附則第四条第二項の規定

の適用に係るものを含む。以下この号にお

て同じ。) が風俗営業等の規制及び業務の適

項又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等 舖型性風俗特殊営業(改正法附則第四条第二

に関する法律の一部を改正する法律(平成十

構築物(以下この項において「建築物等」と の営業所の用に供されている建築物若しくは

いう。)、同法第二十八条第三項に規定する店

る。)に基づいて行われるものであることとす 備計画(次に掲げる事項の定めがあるものに限 四条第一項の規定による認定を受けた同項の整 項に規定する特定施設(同項第一号に規定する 特定施設の整備の促進に関する法律第二条第二政令で定める要件は、産業廃棄物の処理に係る の項において同じ。)の整備の事業が、同法第 建設廃棄物処理施設を含むものを除く。以下こ 法第六十五条の四第一項第十五号に規定する

の用に供されている建築物等又は同法第三十場合の当該店舗型電話異性紹介営業の営業所 の規定若しくは当該条例の規定に適合しない一項において準用する同法第二十八条第一項行若しくは適用の際同法第三十一条の十三第十八条第二項の規定に基づく条例の規定の施 業の営業所の用に供されている建築物等 際当該条例の規定に適合しない場合の当該営 三条第五項に規定する営業が同条第四項の規 規定若しくは同項において準用する同法第二 化等に関する法律第三十一条の十三第一項の同じ。)が風俗営業等の規制及び業務の適正 定に基づく条例の規定の施行若しくは適用 適用に係るものを含む。以下この号において 法律第五十二号)附則第二条第二項の規定の

三 危険物の規制に関する政令の一部を改正す 物の規制に関する政令第十一条第一項第一号 則第二項に規定する屋外タンク貯蔵所で危険る政令(昭和五十一年政令第百五十三号)附 の二の表の第二号の上欄に掲げる屋外貯蔵タ ンクの存するもの

四 都市計画法第四条第二項に規定する都市計 ることとなることにより、引き続き従前の用 規定する用途地域が変更され、又は変更され 画区域内において同法第八条第一項第一号に 途と同一の用途に供することができなくなる

28

とができなくなる建築物等 建築物等又は換地処分により取得する土地等 上に建築して従前と同一の用途に供するこ

前各号に掲げる建築物等に類するものとし

の規定による清算金を取得するときとする。 が定められなかつたことに伴い同法第九十四条 ある者が、その有する土地等につき同号の換地 において、当該区画整理会社の株主又は社員で 理会社であるものに限る。) が施行された場合 が同法第五十一条の九第五項に規定する区画整 同号に規定する土地区画整理事業(その施行者 る政令で定める場合は、土地区画整理法による 法第六十五条の四第一項第二十一号に規定す 30 29

法第八条第一項第一号から第二号の二までの地項第六号に規定する施行マンションが都市計画 三条第一項の審査委員の過半数の確認を得た場 滑化に関する法律第三十七条第一項又は第五十 該当することにつきマンションの建替え等の円 条第二項の規定の適用を受けるものである場合 域地区による用途の制限につき建築基準法第三 第三項の請求をした者の有する同法第二条第一 は第六十四条第一項の請求をされた者又は同条 項の申出をした者、同法第十五条第一項若しく 建替え等の円滑化に関する法律第五十六条第一 場合として政令で定める場合は、マンションの 定するやむを得ない事情があつたと認められる れる場合として政令で定める場合及び同号に規 るやむを得ない事情により申出をしたと認めら 二十二号のマンション建替事業の施行者がその に該当する場合で、法第六十五条の四第一項第 法第六十五条の四第一項第二十二号に規定す 2

に必要なものとして環境大臣が指定するものは地方公共団体において保存をすることが緊急 域内の土地を除く。)とする。 る政令で定める土地は、次に掲げる土地で国又 (同号に規定する管理地区として指定された区 法第六十五条の四第一項第二十三号に規定す 文化財保護法第百九条第一項の規定により

約においてその保護をすべきものとされた鳥 のある鳥類並びにその環境の保護に関する条 天然記念物として指定された鳥獣の生息地 日本国が締結した渡り鳥及び絶滅のおそれ

る政令で定める農地中間管理機構は、 法第六十五条の四第一項第二十五号に規定す 公益社団

規定する農業用施設の用に供することとされて

(農地の保全又は利用上必要な施設で

いるもの

法人又は公益財団法人であつて、その定款にお する旨の定めがあるものとする。 が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をも いて、その法人が解散した場合にその残余財産 つ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属

の規定により損金の額に算入される金額は、法 金額に含まれるものとする。 た法人の利益積立金額の計算については、同項 人税法施行令第九条第一号イに規定する所得の 法第六十五条の四第一項の規定の適用を受け

これを告示する。 びロ(4)の規定により基準を定めたときは、 経済産業大臣は、第十七項第一号イ(4)及

場合の所得の特別控除) (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した

|第三十九条の六 第三十九条の四第一項の規定 定めるところにより計算した金額について準用 は、法第六十五条の五第一項に規定する政令で

(同法第四十三条第一項の規定により農作物ののために農地法第二条第一項に規定する農地 (その設立当初において拠出をされた金額の二されているものに限る。) 又は公益財団法人 社団法人(その社員総会における議決権の総数 令で定める場合は、農業経営基盤強化促進法第 もの若しくは当該区域内にある土地で同号に規 にある土地で開発して農地とすることが適当な 定められている区域内にあるもの、当該区域内 草放牧地で農業振興地域の整備に関する法律第 この項において「農地」という。) 若しくは採 同法第二条第一項に規定する農地を含む。以下 栽培を耕作に該当するものとみなして適用する が行う事業 (同条第一号に掲げるものに限る。) 同法第七条の規定により当該農地中間管理機構 帰属する旨の定めがあるものに限る。)に対し、 をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に 財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的 されているものに限る。)であつて、その定款 分の一以上の金額が地方公共団体により拠出を 五条第三項に規定する農地中間管理機構(公益 定する農業上の用途区分が同法第三条第四号に 八条第二項第一号に規定する農用地区域として において、その法人が解散した場合にその残余 の二分の一以上の数が地方公共団体により保有 法第六十五条の五第一項第一号に規定する政

3 の規定により損金の額に算入される金額は、法た法人の利益積立金額の計算については、同項 掲げる場合に該当する場合を除く。)とする。 金額に含まれるものとする。 渡した場合(法第六十五条の五第一項第二号に む。)又はこれらの土地の上に存する権利を譲 人税法施行令第九条第一号イに規定する所得の 法第六十五条の五第一項の規定の適用を受け

得の特別控除 第六節の三 特定の長期所有土地等の所

第三十九条の六の二 第三十九条の四第一項の規 価又は交換取得資産に係るものとして政令で定 譲渡をした土地等の譲渡に要した経費で当該対 準用する。 めるところにより計算した金額の計算について 定は、法第六十五条の五の二第一項に規定する

2 う。)の株主等(法人税法第二条第十四号に規 当該株主等の同族関係者並びに適用法人が他の 適用法人を支配している場合の当該株主等及び 者をいう。以下この項において同じ。)が当該 じ。) の一人及びその同族関係者(次に掲げる 定する株主等をいう。以下この項において同 法人(以下この項において「適用法人」とい る政令で定める特殊の関係のある個人又は法人 法人を直接又は間接に支配する関係がある場合 は、同条第一項に規定する土地等の取得をした の当該他の法人とする。 法第六十五条の五の二第七項第一号に規定す

次に掲げる個人

当該株主等の親族

事実上婚姻関係と同様の事情にある者 当該株主等と婚姻の届出をしていないが

当該株主等の使用人

株主等から受ける金銭その他の資産によつ て生計を維持しているもの イからハまでに掲げる者以外の者で当該

るこれらの者の親族 ロからニまでに掲げる者と生計を一にす

の関係のある個人を含む。)が他方の者(法 法人税法施行令第四条第一項に規定する特殊 がある場合における当該他の者 人に限る。)を直接又は間接に支配する関係 の者(当該者が個人である場合には、これと 当該株主等と他の者との間にいずれか一方

間に同一の者 当該株主等と他の者(法人に限る。)との (当該者が個人である場合に

財務省令で定めるものの用に供する土地を含 3 とは、一方の者と他方の者との間に当該他方の 者が次に掲げる法人に該当する関係がある場合 前項に規定する直接又は間接に支配する関係 該株主等及び当該他の者を直接又は間接に支 定する特殊の関係のある個人を含む。)が当 配する関係がある場合における当該他の者 は、これと法人税法施行令第四条第一項に規

における当該関係をいう。 おける当該法人 当該一方の者が法人を支配している場合に

他の法人を支配している場合における当該他 方の者及び前号若しくは次号に掲げる法人が 前号若しくは次号に掲げる法人又は当該一

三 前号に掲げる法人又は当該一方の者及び 号に掲げる法人が他の法人を支配している場 合における当該他の法人

4 る。 他の法人を支配している場合について準用す る場合、前項第一号に規定する法人を支配して 定は、第二項に規定する適用法人を支配してい いる場合及び同項第二号又は第三号に規定する 法人税法施行令第四条第三項及び第六項の規

5 とする。 る政令で定める取得は、 法第六十五条の五の二第七項第一号に規定す 代物弁済としての取得

6 同項の規定により損金の額に算入される金額 受けた法人の利益積立金額の計算については、 る政令で定める場合は、法人税法施行令第百三 は、法人税法施行令第九条第一号イに規定する 十八条第一項の規定に該当する場合とする。 法第六十五条の五の二第七項第二号に規定す 法第六十五条の五の二第一項の規定の適用を

第七節 特定の資産の買換えの場合等の 課税の特例

所得の金額に含まれるものとする。

第三十九条の七 法第六十五条の七第一項に規定 法人(以下この項において「合併法人等」とい 分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配 現物出資又は適格現物分配(以下この項におい う。)の取得(建設及び製作を含む。次項に 資産(以下この条において「買換資産」とい 後に当該買換資産を適格合併、適格分割、適格 て「適格合併等」という。) により合併法人、 いて同じ。)をした日を含む事業年度終了の日 する政令で定めるときは、同項に規定する買換 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) お

2 法第六十五条の七第一項及び第九項の届出業の用)に供する見込みであるときとする。業の用)に供する見込みであるときとする事で掲げる資産については、その移転を受ける事六十五条の七第一項の表の各号の下欄に規定す六十五条の七第一項の表の各号の下欄に規定すっ。) に移転する場合において、当該合併法人う。) に移転する場合において、当該合併法人

- にいう。 はいる特定の個人を識別するための番手続における特定の個人を識別するための番手続における特定の個人を識別するための番手続における特定の個人を識別するための番手続における特定の個人を識別する
- 定める事項 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に
- 事項 事項 次に掲げる場合以外の場合 次に掲げる
- (1) 当該譲渡をした資産及び当該三月期間 日及び取得年月日。ロ(1) において同じ。)、所在地並びに譲渡年月同じ。)にあつては、その面積。ロ(1) において同じ。)、所在地並びに譲渡年月において同じ。)、所在地並びに譲渡年月のび取得年月日(船舶にあつては、種力及び取得年月日。ロ(1) において同じ。)、所在地並びに譲渡年月日及び取得年月日。ロ(1) において同じ。)
- 渡直前の帳簿価額(2) 当該譲渡をした資産の価額及びその譲
- 種類及び取得予定年月日) 及び取得予定年月日(船舶にあつては、 をする見込みである資産の種類、所在地 をする見込みである資産の種類、所在地 3) 当該三月期間の末日の翌日以後に取得

- 当亥攻导が一定資産の重頁、構造又は用当該三月期間内に譲渡をした資産及び先行取得の場合 次に掲げる事項
- 当該取得をした資産の取得価類
- 種類及び譲渡予定年月日)をする見込みである資産の種類、所在地及び譲渡予定年月日(船舶にあつては、及び譲渡予定年月間の末日の翌日以後に譲渡
- 一その他参考となるべき事項五条の七第一項の表の各号の区分見込みである資産のその適用に係る法第六十一前号の取得をした、又は同号の取得をする
- # 法第六十五条の七第一項の表の第二号の下欄に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとによる市街地再開発事業(その施行される土地による市街地再開発事業(その施行される土地に規定する政令で定めるものは、都市再開発法に規定する政令で定めるものは、都市再開発法は、規定する政令で定めるものは、初前の表の第二号の下欄に規定する政令で定める施策は、都市再開発法に規定する政令で定める施策は、都市再開発法を表している。

- 敷地の用に供される土地等を含む。) 一葉物 (その附属設備を含む。以下この号に 一 建物 (その附属設備を含む。以下この号に 発会社が取得する場合におけるこれらの資産 発会社が取得する建築施設の部分を当該再開 第八号に規定する建築施設の部分を当該再開
- ロ 住宅の用に供される部分が含まれる建物する耐火建築物をいう。)以外の建物高層の建築基準法第二条第九号の二に規定イ 中高層耐火建築物(地上階数四以上の中イ
- 規定による許可の手続都市計画法第二十九条第一項又は第二項の
- 手続 一 建築基準法第六条第一項に規定する確認の
- 発掘調査 三 文化財保護法第九十三条第二項に規定する

- 用に供されている船舶 二十三年より人又は物の運送をする事業をいう。)の二 沿海運輸業(本邦の各港間において船舶にう。)の用に供されている船舶 二十年

て船舶により人又は物の運送をする事業をい港との間又は本邦以外の地域の各港間におい

海洋運輸業(本邦の港と本邦以外の地域の

に規定する政令で定めるものは、次に掲げる船・法第六十五条の七第一項の表の第四号の下欄・舶 三十年

- ものに限る。)とする。う。)に係る事業と同一の事業の用に供されるう。)に係る事業と同一の事業の用に供される船(第二号において「譲渡船舶」とい舶(その船舶に係る同項の譲渡をした資産に該
- するもの して国土交通大臣が財務大臣と協議して指定 して国土交通大臣が財務大臣と協議して指定船のうち環境への負荷の低減に資する船舶と船のうち環境への負荷の低減に資する船舶と
- 一 船舶で、その進水の日から取得の日までの 期間が耐用年数(法人税法の規定により定め がつ、その期間がその船舶に係る譲渡船舶の 進水の日から当該譲渡船舶の譲渡の日までの 期間に満たないもののうち環境への負荷の低 期間に満たないもののうち環境への負荷の低 期間が耐用年数として国土交通大臣が財務大 臣と協議して指定するもの(前号に掲げるも のを除く。)
- を乗じて計算した面積とする。の譲渡をした資産である土地等に係る面積に五めるところにより計算した面積は、同条第一項めるところにより計算した面積は、同条第一項
- 9 法第六十五条の七第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情は、工場、事務所その他の建物、構築物又は機械及び装置(以下この項において「工場等」という。)の敷地の用に供するための宅地の造成並びに当該工場等の建設及び移転に要する期間が通常一年を超えると認められる事情その他これに準ずる事情とし、同条第三項に規定する政令で定める期間は、同項に規定する譲渡の日を含む事業年度開始の日前に規定する譲渡の日を含む事業年度開始の日前に規定する譲渡の日を含む事業年度開始の日前
- 届出書により行わなければならない。
  届出書により行わなければならない。
  届出書により行わなければならない。
  届出書により行わなければならない。
  届出書により行わなければならない。
  届出書により行わなければならない。
  届出書により行わなければならない。
- つては、種類、構造又は用途、規模、取得年所在地、取得年月日及び取得価額(船舶にあ途、規模(土地等にあつては、その面積)、一 当該取得をした資産の種類、構造又は用届出者の名称、納税地及び法人番号

月日及び取得価額)

帳簿価額につき同条第四項の規定により益金のら一年を経過する日において、当該買換資産の 額に算入された金額に相当する金額の増額をす

地及び譲渡予定年月日(船舶にあつては、種 類及び譲渡予定年月日) 譲渡をする見込みである資産の種類、所在

六十五条の七第一項の表の各号の区分 当該取得をした資産のその適用に係る法第 その他参考となるべき事項

13

げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算し 資産が減価償却資産である場合には、同号に掲 第一号に掲げる金額に相当する金額とし、買換 る金額は、買換資産が土地等である場合には、 おいて同じ。)の規定により益金の額に算入す 第十四項において準用する場合を含む。次項に た金額に相当する金額とする。 法第六十五条の七第四項(法第六十五条の八

計算した金額 うちにロに掲げる金額の占める割合を乗じて れた金額との合計額)に、イに掲げる金額の 算された金額と第二十項の規定により計算さ 換資産である場合には、同項の規定により計 買換資産が第十九項の規定の適用を受けた買 規定により損金の額に算入された金額(当該 八第七項において準用する場合を含む。)の法第六十五条の七第一項(法第六十五条の

換資産のその取得の日における価額 当該損金の額に算入された金額に係る買

のその取得の日における価額 条の七第四項に規定する事情が生じた部分 イに規定する買換資産のうち法第六十五

二 イに掲げる金額のうちに口に掲げる金額の 占める割合

の前日)とする。ロにおいて同じ。)におに供しなくなつた場合には、当該合併の日 定する事業の用に供しなくなつた場合に ら一年以内に法第六十五条の七第四項に規 日から一年を経過する日(その取得の日か前号イに規定する買換資産のその取得の ける取得価額 たことにより当該買換資産をその事業の用 当しない合併により当該買換資産を移転し は、その供しなくなつた日(適格合併に該

た法人は、前項第二号イに規定する取得の日か法第六十五条の七第四項の規定の適用を受け ら一年を経過する日における帳簿価額 イに規定する買換資産のその取得の日か

12

産の帳簿価額は、当該金額の増額がされたもの しなかつたときは、同日を含む事業年度以後の るものとする。この場合において、当該増額を 各事業年度の所得の金額の計算上、当該買換資

二項中「当該事業年度の」とあるのは「当該事 及び第三項の規定を準用する場合には、同条第 る。 とあるのは「第九項の」と読み替えるものとす 三項中「当該事業年度終了の日」とあるのは 規定」とあるのは「第九項の規定」と、同条第 規定する適格分割等をいう。次項において同 業年度開始の時から当該適格分割等(第九項に とあるのは「当該期間内に譲渡」と、「同項の する次項」と、「当該事業年度において譲渡」 「当該適格分割等の日の前日」と、「第一項の」 と、「次項」とあるのは「第十項において準用 じ。)の直前の時までの期間内に取得をした」 法第六十五条の七第十項において同条第二項

14 法第六十五条の七第十二項(法第六十五条の 号及び次項において同じ。)の規定により益金 八第十五項において準用する場合を含む。第一 乗じて計算した金額に相当する金額とする。 は、同号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を る場合には、同号に掲げる金額に相当する金額 の額に算入する金額は、買換資産が土地等であ イに掲げる金額のうちに口に掲げる金額の占 算された金額を加算した金額)とする。)に、 合計額に第二十一項ただし書の規定により計 の額に算入された金額がある場合には、当該 との合計額(同条第十二項の規定により益金 金額と第二十項の規定により計算された金額 ある場合には、同項の規定により計算された が第十九項の規定の適用を受けた買換資産で て損金の額に算入された金額(当該買換資産 の七第十二項に規定する被合併法人等におい 規定により当該買換資産につき法第六十五条 八第八項において準用する場合を含む。)の は法第六十五条の七第九項(法第六十五条の 八第七項において準用する場合を含む。) 又 法第六十五条の七第一項(法第六十五条の 買換資産が減価償却資産である場合に

した日における価額 換資産の当該被合併法人等において取得を 当該損金の額に算入された金額に係る買 める割合を乗じて計算した金額

条の七第十二項に規定する事情が生じた部 イに規定する買換資産のうち法第六十五

日における価

二 イに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の

り当該買換資産をその事業の用に供しなく に法第六十五条の七第十二項に規定する事過する日(その取得をした日から一年以内 なつた場合には、当該合併の日の前日)と 併により当該買換資産を移転したことによ 業の用に供しなくなつた場合には、その供 法人等において取得をした日から一年を経 する。ロにおいて同じ。)における取得価 しなくなつた日(適格合併に該当しない合 前号イに規定する買換資産の当該被合併

る日における帳簿価額 等において取得をした日から一年を経過す イに規定する買換資産の当該被合併法人

15 れたものとみなす。 度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当 該増額をしなかつたときは、同日を含む事業年 増額をするものとする。この場合において、当 り益金の額に算入された金額に相当する金額の 資産の帳簿価額につき同条第十二項の規定によ た日から一年を経過する日において、当該買換 該買換資産の帳簿価額は、当該金額の増額がさ けた法人は、前項第二号イに規定する取得をし 法第六十五条の七第十二項の規定の適用を受 19

17 法第六十五条の七第十六項第三号に規定する 金額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に 号イ又は口に掲げる金額のうちいずれか少ない の項において同じ。)としての譲渡とし、法第銭債務の弁済に代えてするものに限る。以下こ 政令で定める場合は、法人税法施行令第百三十 掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額 政令で定めるところにより計算した金額は、同 定める取得は、代物弁済としての取得とする。 六十五条の七第十六項第二号に規定する政令で に規定する政令で定める譲渡は、代物弁済(金 八条第一項の規定に該当する場合とし、同号ロ 法第六十五条の七第十六項第一号に規定する 相当する金額とする。

額とする。

日における取得価額 当該買換資産の当該事業年度開始の日の前

当該買換資産の前号に規定する開始の日の

18 る政令で定める場合は、 法第六十五条の七第十六項第三号ロに規定す 前日における帳簿価額 次の各号に掲げる場合

分の当該被合併法人等において取得をした 各号に定める金額(当該各号に掲げる場合の 額は、 ずれにも該当する場合には、当該各号に定める 当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該 同項第三号ロに規定する政令で定める金

金額の合計額)とする。

当する金額 ある場合 当該他の買換資産の取得価額に相 当する金額をもつて取得(建設及び製作を含 上欄に掲げる資産の譲渡の日を含む事業年度 をした当該各号に係る他の買換資産で同条第 む。第二十項及び第二十一項において同じ。) において当該譲渡に係る対価の額の一部に相 一項又は第九項の規定の適用を受けるものが 既に法第六十五条の七第一項の表の各号

の額に算入された金額を除く。)に相当する金 定により各事業年度の所得の金額の計算上益金 損金の額に算入された金額に、第十七項第二号 る同条第八項(同条第十項において準用する場 当該買換資産が減価償却資産である場合におけ より買換資産とみなされた資産であり、かつ、 の割合を乗じて計算した金額(同条第四項の規 に掲げる金額に対する同項第一号に掲げる金額 に規定する当該買換資産の取得価額に算入しな 合を含む。次項及び第二十一項において同じ。) 十項において準用する場合を含む。)の規定に い金額は、同条第一項又は第九項の規定により 一 既に法第六十五条の七第一項の表の各号 買換資産が法第六十五条の七第三項(同条第 上欄に掲げる資産の譲渡の日を含む事業年度 該取得に充てようとする額に相当する金額 する取得に充てようとする額がある場合 当 算の基礎とした同条第一項及び第二項に規定 条第二項に規定する期中特別勘定の金額の計 六十五条の八第一項の特別勘定の金額及び同 において当該譲渡に係る対価の額のうち法第

算した金額に相当する金額とする。 金額を含む。)に、第一号に掲げる金額のうち 含む。)及び前項に規定する益金の額に算入さ 六十五条の八第十六項において準用する場合を が減価償却資産である場合における同項(法第 より当該買換資産の取得価額に算入されなかつ れた金額は、法第六十五条の七第八項の規定に に第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計 た金額(同項に規定する益金の額に算入された 法第六十五条の七第八項に規定する買換資産

当該買換資産のその取得の日における価

21 法第六十五条の七第十二項(法第六十五条の 日における価額 項に規定する事情が生じた部分のその取得の 当該買換資産のうち法第六十五条の七第四

資産の取得価額に算入する。 乗じて計算した金額に相当する金額を当該買換 額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を 入された金額を含む。) に、第一号に掲げる金 れなかつた金額(同項に規定する益金の額に算 の規定により当該買換資産の取得価額に算入さ 項に規定する被合併法人等において同条第八項 該買換資産が減価償却資産である場合には、同 該買換資産の取得価額に算入する。ただし、当 項の規定により益金の額に算入された金額を当 買換資産については、法第六十五条の七第十二 この項において同じ。) の規定の適用を受けた 八第十五項において準用する場合を含む。以下

取得をした日における価額 当該買換資産の当該被合併法人等において

のとして、同条第一項又は第九項の規定を適用 れかの号の上欄に掲げる資産にのみ該当するも 当該法人の選択により、当該二以上の号のいず により損金の額に算入される金額の計算につい 当する場合における同項又は同条第九項の規定 同項の表の二以上の号の上欄に掲げる資産に該 ては、当該譲渡をした資産の全部又は一部は、 法第六十五条の七第一項の譲渡をした資産が 併法人等において取得をした日における価額 一項に規定する事情が生じた部分の当該被合 当該買換資産のうち法第六十五条の七第十

該当する場合について準用する。 第一項の表の二以上の号の下欄に掲げる資産に 前項の規定は、買換資産が法第六十五条の七

れたものとみなして、同欄の規定を適用する。(建設を含む。以下この項において同じ。)をさ 該法人により当該各号に定める日において取得 に掲げる資産である場合には、当該資産は、当 に規定する土地等、建物又は構築物が次の各号 法第六十五条の七第一項の表の第三号の上欄 取得をした日 現物出資法人又は現物分配法人が当該資産の 該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、 等」という。) により移転を受けた資産 当 格現物分配(以下この号において「適格合併 適格合併、適格分割、適格現物出資又は適

特別の法律に基づく承継により受け入れた 当該承継に係る被承継法人(承継によ

り資産を譲渡する法人をいう。)が当該資産

の適用を受けたこれらの規定に規定する取得 資産 当該取得資産に係る同条第一項に規定 法人税法第五十条第一項又は第五項の規定

災施設建築物に関する権利を取得する権利を 第一項の規定により定められた権利変換計画 物に関する権利を取得する権利を含む。)若係る施設建築敷地に関する権利又は施設建築 の施設建築物の一部を取得する権利及び施設 用を受けたこれらの規定に規定する代替資 場合を含む。)又は法第六十四条第九項 はその使用収益権を含む。) の取得の日 含む。)若しくは個別利用区内の宅地若しく に係る防災施設建築敷地に関する権利又は防 区の整備の促進に関する法律第二百五十五条 上権の共有持分(密集市街地における防災街 設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地 施設建築物の一部を取得する権利及び防災施 受けた場合における同条第一項第五号の防災 権利又は法第六十五条第八項の規定の適用を 収益権若しくは同号に規定する給付を受ける しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用 一項の規定により定められた権利変換計画に 権の共有持分(都市再開発法第百十条の二第 建築敷地若しくはその共有持分若しくは地上 適用を受けた場合における同条第一項第四号 上にある資産、法第六十五条第七項の規定の 定する土地等、 各号に規定する資産(同条第二項第一号に規 において準用する場合を含む。)の規定の適 第六十四条の二第八項又は第六十五条第三項 七項又は第六十五条第三項において準用 法第六十四条第一項(法第六十四条の二第 当該代替資産に係る法第六十四条第一項 同項第二号に規定する土地の する (法

Ŧ. 第百十条第一項又は第百十条の二第一項の規 受けた場合における同条第一項第四号の施設 規定する換地処分等により譲渡した同項各号 資産 当該交換取得資産に係る同条第一項に 用を受けたこれらの規定に規定する交換取得 若しくは同号に規定する給付を受ける権利、 建築物に関する権利を取得する権利を含む。) 定により定められた権利変換計画に係る施設 建築物の一部を取得する権利(都市再開発法 に規定する資産(同条第七項の規定の適用を 法第六十五条第一項又は第五項の規定の適

25

26

権利を取得する権利を含む。)の取得の日 用を受けた場合における同項に規定する当該 含む。)又は法第六十五条第九項の規定の適 災施設建築物に関する権利を取得する権利を 規定により定められた権利変換計画に係る防 五十五条第一項又は第二百五十七条第一項の る防災街区の整備の促進に関する法律第二百 物の一部を取得する権利(密集市街地におけ 法第六十五条第八項の規定の適用を受けた場 合における同条第一項第五号の防災施設建築

法第六十五条の八第一項の税務署長の承認を 項に規定する交換譲渡資産の取得の日 取得資産 当該交換取得資産に係る同条第 の適用を受けたこれらの規定に規定する交換 法第六十五条の十第一項又は第四項の規定

地の所轄税務署長に提出しなければならない。 内に、次に掲げる事項を記載した申請書を納税 た場合には、当該事情の生じた日から二月)以 規定する取得指定期間内に法第六十五条の七第 受けようとする法人は、同項に規定する譲渡を 設及び製作を含む。以下第三十九項までにおい 定するやむを得ない事情が生じたため、同項に (その日から二月を経過した日以後に同項に規 した日を含む事業年度終了の日の翌日から二月 て同じ。)をすることが困難であることとなつ 項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得(建 申請者の名称、納税地及び法人番号

三 取得をする見込みである資産の種類、 二 その申請の日における法第六十五条の八第 四項第一号に規定する特別勘定の金額 造、規模(土地等にあつては、その面積) 及構

得ない事情の詳細 法第六十五条の八第一項に規定するやむを

とする日 十五条の八第一項に規定する認定を受けよう 第三号の資産の取得予定年月日及び法第六

Ŧi.

兀

その他参考となるべき事項

めるときは、同項に規定する譲渡をした日を含 場合において、当該適格合併等に係る合併法 の項において「適格合併等」という。)を行う 適格合併、適格分割又は適格現物出資(以下こ 被合併法人、分割法人又は現物出資法人となる む事業年度終了の日後に当該譲渡をした法人が の項において「合併法人等」という。) 人、分割承継法人又は被現物出資法人(以下こ 法第六十五条の八第一項に規定する政令で定 が同条

する。 受ける事業の用)に供する見込みであるときと 号の下欄に掲げる資産については、その移転を 各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みで 適格合併等により移転を受ける当該各号の下欄 合併法人等において当該取得をした資産を当該 あり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該 第一項に規定する取得指定期間内に当該譲渡を に規定する地域内にある事業の用(同表の第四 した資産に係る法第六十五条の七第一項の表

承認を受けようとする法人は、 る金額の計算について準用する。 項又は第九項の規定による損金の額に算入され 第八項において準用する法第六十五条の七第一 期中特別勘定の金額の計算及び同条第七項又は 項の特別勘定の金額又は同条第二項に規定する 合を含む。) の規定は、法第六十五条の八第一 法第六十五条の八第二項第一号の税務署長の 第二十二項(第二十三項において準用する場

を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提 適格分割等(第三号において「適格分割等」と 出しなければならない。 いう。) の日以後二月以内に、次に掲げる事項 る同項に規定する期中特別勘定の金額 法第六十五条の八第二項の規定により設け 申請者の名称、納税地及び法人番号 同項に規定する

四 法第六十五条の八第二項第一号に規定する 三 当該適格分割等に係る法第六十五条の八第 種類、構造、規模(土地等にあつては、その法人において取得をする見込みである資産の 面積)及び価額 二項に規定する分割承継法人又は被現物出資

やむを得ない事情の詳細

けようとする日 十五条の八第二項第一号に規定する認定を受 第三号の資産の取得予定年月日及び法第六

六 その他参考となるべき事項

第六十五条の八第四項第二号の特別勘定の金 計算した金額の百分の八十に相当する金額 第四号に規定する差益割合をいう。)を乗じて 令で定める金額は、同号に規定する分割承継法 が次の各号に掲げる資産の取得に係る特別勘 七第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得 の金額である場合には、当該計算した金額に当 に充てようとする額に差益割合(同条第十六項 人又は被現物出資法人において法第六十五条の 法第六十五条の八第四項第二号に規定する政 (法

該各号に定める割合を乗じて計算した金額)

と

一 法第六十五条の八第十八項において読み替 得をする見込みである資産が同号の下欄に掲あるものに限る。)に該当し、かつ、その取 する見込みである資産 百分の七十 げる資産に該当する場合における当該取得を 欄に掲げる資産(同欄のハに掲げる区域内に が法第六十五条の七第一項の表の第一号の上法第六十五条の八第一項の譲渡をした資産 31

じそれぞれ次に定める割合 にある資産 次に掲げる当該資産の区分に応定するときにおける同項各号に掲げる地域内 えて準用する法第六十五条の七第十四項に規

る地域内にある資産 百分の九 法第六十五条の七第十四項第一号に掲げ 法第六十五条の七第十四項第二号に掲げ

店資産に該当する場合には、百分の六十) が法第六十五条の七第十四項に規定する本 の取得をする見込みである資産のいずれも る地域内にある資産 百分の七十(法第六 る地域内にある資産 百分の七十五 十五条の八第一項の譲渡をした資産及びそ 法第六十五条の七第十四項第三号に掲げ 32

取得をすることが困難である場合において、当条の七第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の での期間)とする。 おいて当該税務署長が認定した日をいう。)ま を含む事業年度終了の日の翌日以後三年以内に 中特別勘定の金額の基礎となつた譲渡をした日 日(当該各号に規定する特別勘定の金額又は期 ときは、次の各号に定める期間の初日から認定 該法人が納税地の所轄税務署長の承認を受けた の法人が当該各号に定める期間内に法第六十五 い事情が生じたため、法第六十五条の八第七項法第六十五条の七第三項に規定するやむを得な (当該各号に規定する引継ぎを受けた日以後に げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間 に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲 める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項 法第六十五条の八第七項に規定する政令で定 33 あるときとする その移転を受ける事業の用)に供する見込みで

受けた同項各号に定める特別勘定の金額であ 項に規定する取得指定期間の末日までの期間 定の金額が同条第四項の規定により引継ぎを 法第六十五条の八第七項に規定する特別勘 法第六十五条の八第七項に規定する特別勘 の金額が同条第四項の規定により引継ぎを 当該引継ぎを受けた日から同条第一

> 額である場合 受けた同項第二号に定める期中特別勘定の金 同条第二項第一号に規定する

申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなけれ 日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した ばならない。 は、同項に規定するやむを得ない事情が生じた 前項の税務署長の承認を受けようとする法人

三 取得をする見込みである資産の種類、 四項第一号に規定する特別勘定の金額 その申請の日における法第六十五条の八第 申請者の名称、納税地及び法人番号 及構

前項に規定するやむを得ない事情の詳細

規模(土地等にあつては、その面積)

り移転を受ける法第六十五条の七第一項の表の 含む事業年度終了の日後に当該買換資産を適格 めるときは、同項の買換資産の取得をした日を 各号の下欄に規定する地域内にある事業の用 において、当該合併法人等が当該取得の日から 出資法人又は被現物分配法人(以下この項にお う。)により合併法人、分割承継法人、被現物 配(以下この項において「適格合併等」とい 合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分 五四 (同表の第四号の下欄に掲げる資産については、 いて「合併法人等」という。)に移転する場合 六 その他参考となるべき事項 一年以内に当該買換資産を当該適格合併等によ 法第六十五条の八第七項に規定する政令で定 規定する認定を受けようとする日 第三号の資産の取得予定年月日及び前項に 37

項の規定の適用を受けたものがある場合には、 合を除く。)における圧縮基礎取得価額(法第 勘定に係る他の買換資産で同条第七項及び第八 部に相当する金額をもつて取得をした当該特別 年度において当該取得に充てようとする額の一 礎となつた譲渡の日を含む事業年度後の各事業 得に充てようとする額(既に当該特別勘定の基 の計算の基礎となつた同条第一項に規定する取 算については、同号ロに掲げる金額は、法第六 礎取得価額をいう。次項において同じ。)の計 定を適用する場合(次項の規定の適用がある場 十五条の八第七項又は第八項の特別勘定の金額 六十五条の七第十六項第三号に規定する圧縮基 法第六十五条の八第七項から第九項までの規

た当該特別勘定に係る他の買換資産で同条第七 が同条第七項から第九項までの規定を適用する る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人 を受けた特別勘定の金額を有する同項に規定す 除した金額)とする。 該他の買換資産の取得価額に相当する金額を控 場合には、当該取得に充てようとする額から当 項及び第八項の規定の適用を受けたものがある する額の一部に相当する金額をもつて取得をし 引継ぎを受けた日以後に当該取得に充てようと 充てようとする額(既に当該特別勘定の金額の る金額は、当該引継ぎを受けた特別勘定の金額 場合における圧縮基礎取得価額の計算について 項、第二項又は第四項第二号に規定する取得に の計算の基礎となつた法第六十五条の八第一 は、法第六十五条の七第十六項第三号ロに掲げ 法第六十五条の八第四項の規定により引継ぎ

35 た金額に当該各号に定める割合を乗じて計算し る特別勘定の金額である場合には、当該計算し める金額は、同項の買換資産の圧縮基礎取得価 金額が第二十九項各号に掲げる資産の取得に係 額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八 十に相当する金額(同項に規定する特別勘定の 法第六十五条の八第九項に規定する政令で定

36 める金額は、千万円とする。 法第六十五条の八第十項に規定する政令で定

38 残額」という。)を有する場合において、当該 加入直前事業年度終了の時に同項に規定する特同項に規定する通算開始直前事業年度又は通算 るときは、当該特別勘定残額については、同条 別勘定の金額(以下この項において「特別勘定 応じ当該各号に定める特別勘定の金額に該当す 特別勘定残額が次の各号に掲げる法人の区分に 法第六十五条の八第十一項に規定する法人が

第四号ロに掲げる特別勘定の金額 法人税法施行令第百三十一条の十三第二項 資産の取得価額に相当する金額を控除した金 当該取得に充てようとする額から当該他の買換

た金額)とする。

定める金額は、千万円とする。 法第六十五条の八第十一項に規定する政令で

第十一項の規定は、適用しない。 る内国法人 (同項に規定する親法人を除く。) 法人税法第六十四条の十一第一項に規定す

る他の内国法人 法人税法第六十四条の十二第一項に規定す 法人税法施行令第百三十一

条の八第七項若しくは第八項の規定の適用を受

十五条の七第一項若しくは第九項又は第六十五 定により計算した面積を超えるときは、法第六 業年度において譲渡をした当該各号の上欄に掲 で定める面積を加算した面積)が、当該譲渡事

げる土地等に係る面積を基礎として第八項の規

条の十三第三項第四号ロに掲げる特別勘定

とする。 条第十九項に規定する資産の取得をすることが できるものとして同項の税務署長が認定した日 法第六十五条の七第一項に規定する譲渡の

間の末日の翌日から起算して二年以内の日で同 定める日は、同条第七項に規定する取得指定期

法第六十五条の八第十九項に規定する政令で

勘定の金額の引継ぎの際に取得をする見込みで 法人又は被現物出資法人に既に引き継いだ、又 出資により同項に規定する合併法人、分割承継項に規定する適格合併、適格分割又は適格現物 年度以後の各事業年度において当該各号の上欄 計算した当該土地等に係る面積(当該譲渡事業 む。)をそれぞれ法第六十五条の七第一項の表 び第八項の規定の適用を受けた買換資産のうち り、かつ、当該土地等(既に当該譲渡事業年度 みなされた資産を含む。) のうちに土地等が 第六十五条の七第三項(同条第十項において準 時までの間)において取得をした買換資産(法 らこれらの規定に規定する適格分割等の直前の 場合(次項の規定の適用がある場合を除く。) 条の八第七項若しくは第八項の規定を適用する の項において「適用事業年度」という。)に 業年度」という。)以後の各事業年度(以下こ を含む事業年度(以下この項において「譲渡事 あるとされた土地等に係る面積として財務省令 は引き継ぐものがある場合には、これらの特 規定する期中特別勘定の金額のうちに同条第四 の八第一項の特別勘定の金額及び同条第二項に の各号の下欄ごとに区分をし、当該区分ごとに 以後の各事業年度において法第六十五条の七第 用する場合を含む。)の規定により買換資産と 用する場合には、当該適用事業年度開始の時 七第九項又は第六十五条の八第八項の規定を適 において、当該適用事業年度(法第六十五条 に掲げる資産の譲渡につき設けた法第六十五条 に土地等がある場合における当該土地等を含 いて同条第一項若しくは第九項又は法第六十五 一項及び第九項並びに第六十五条の八第七項及 あ カコ

41 らの規定を適用する。 規定の買換資産に該当しないものとして、これ 超える部分の面積に対応するものは、これらの けようとする買換資産である土地等のうちその

地等(既に同条第七項及び第八項の規定の適用買換資産のうちに土地等があり、かつ、当該土 ものとして、これらの規定を適用する。 ものは、これらの規定の買換資産に該当しない 土地等のうちその超える部分の面積に対応する の規定の適用を受けようとする買換資産である に係る面積として財務省令で定める面積を超え の際に取得をする見込みであるとされた土地等 面積)が、当該特別勘定の金額の当初の引継ぎ る面積として財務省令で定める面積を加算した に取得をする見込みであるとされた土地等に係 る場合には、当該特別勘定の金額の引継ぎの際 法人に既に引き継いだ、又は引き継ぐものがあ 定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資 ちに法第六十五条の八第四項に規定する適格合 該土地等に係る面積(当該特別勘定の金額のう 欄ごとに区分をし、 れぞれ法第六十五条の七第一項の表の各号の下 土地等がある場合の当該土地等を含む。)をそ を受けた当該特別勘定に係る買換資産のうちに 割等の直前の時までの間)において取得をした 各事業年度開始の時から同項に規定する適格分 業年度(同項の規定を適用する場合には、当該 八項の規定を適用する場合において、当該各事 度以後の各事業年度において同条第七項又は第 物出資法人が当該当初の引継ぎを受けた事業年 項に規定する合併法人、分割承継法人又は被現 (以下この項において「当初の引継ぎ」という 一)を受けた特別勘定の金額を有する同条第四 法第六十五条の八第四項の規定により引継ぎ 適格分割又は適格現物出資により同項に規 法第六十五条の八第七項又は第八項 当該区分ごとに計算した当 3 2 第三十九条の八 法第六十五条の十第一項に規定 45

める書類を納税地の所轄税務署長に提出しなけ る適格分割等の日以後二月以内に財務省令で定 けようとする場合には、これらの規定に規定す又は法第六十五条の八第二項の規定の適用を受 五条の八第八項において準用する場合を含む。) 法人が、法第六十五条の七第九項(法第六十 ばならない。

換は、法人税法第五十条第一項又は第五項の規 定の適用を受ける交換とする。 法第六十五条の九に規定する政令で定める交

44 める部分は、 法第六十五条の九第一号に規定する政令で定 同条に規定する交換譲渡資産のう

> 産の価額との合計額のうちに占める割合を、当 金の額と同条に規定する交換により取得した資 相当する部分とする 該交換譲渡資産の価額に乗じて計算した金額に 同条に規定する交換差金の額が当該交換差

(特定の交換分合により土地等を取得した場合 舶を指定したときは、これを告示する。

三十八条第一項の規定に該当する場合とする。 令で定める区域は、平成三年一月一日において する政令で定める場合は、法人税法施行令第百 次に掲げる区域に該当する区域とする。 法第六十五条の十第一項第二号に規定する政 首都圏整備法第二条第一項に規定する首都 都の区域(特別区の存する区域に限る。) 近畿圏整備法第二条第一項に規定する近

三 前号に規定する市以外の市でその区域の全 備法第二条第三項に規定する都市整備区域内 項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整 部又は一部が首都圏整備法第二条第三項に規 にあるものの区域 項に規定する既成都市区域若しくは同条第四 する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三 定する既成市街地若しくは同条第四項に規定 二条の十九第一項の市の区域

4 取得資産の価額と当該清算金の額との合計額の 譲渡資産に係る同項各号に規定する清算金の額 り計算した金額は、同条第一項に規定する交換 帳簿価額から控除する政令で定めるところによ 算した金額とする。 うちに占める割合を、 が当該交換譲渡資産に係る同項に規定する交換 法第六十五条の十第二項第一号の規定により 当該帳簿価額に乗じて計

5 り計算した金額は、同号の交換譲渡資産の譲渡 により取得した同号の交換取得資産の価額が当 て帳簿価額に加算する政令で定めるところによ 法第六十五条の十第二項第三号の場合におい

6

の課税の特例 国土交通大臣は、第七項各号の規定により船

定する中部圏内にある地方自治法第二百五十 畿圏又は中部圏開発整備法第二条第一項に規

2

3

人で、農住組合法第九条第一項の規定による認令で定める法人は、農住組合の組合員以外の法 可があつた同項に規定する交換分合計画におい 権利を含む。)を有するものとする。 て定める土地の所有権(当該土地の上に存する 法第六十五条の十第一項第二号に規定する政 4

第七節の二 株式等を対価とする株式の

該交換取得資産の価額と同条第一項各号に規定 合計額に乗じて計算した金額とする。 を、同条第二項第三号に規定する経費の金額の する清算金の額との合計額のうちに占める割合

る書類を納税地の所轄税務署長に提出しなけれ 用を受けようとする場合には、同項に規定する 適格分割等の日以後二月以内に財務省令で定め ばならない 法人が、法第六十五条の十第四項の規定の適

第三十九条の九 削除

場合の課税の特例) (特定普通財産とその隣接する土地等の交換の

第三十九条の十 法第六十六条第一項に規定する 政令で定める交換は、法第六十五条の九の規定 の適用を受ける交換とする。

額に乗じて計算した金額とする。 する交換取得資産(次項において「交換取得資額が当該交換譲渡資産に係る同条第一項に規定 項及び次項において「交換差金」という。)の 資産に係る同項に規定する交換差金(以下この算した金額は、同条第一項に規定する交換譲渡 価額から控除する政令で定めるところにより計 との合計額のうちに占める割合を、当該帳簿価 産」という。)の取得価額と当該交換差金の額 法第六十六条第二項第一号の規定により帳簿

算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に 簿価額に加算する政令で定めるところにより計 応じ当該各号に定める金額とする。 法第六十六条第二項第三号の場合において帳

金額 得価額と当該交換により取得した交換差金の場合 当該交換取得資産の取得価額が当該取 という。)の金額の合計額に乗じて計算した の交換に要した経費(次号において「経費」 十六条第二項第三号に規定する交換譲渡資産 額との合計額のうちに占める割合を、法第六 交換取得資産とともに交換差金を取得した

二 前号に掲げる場合以外の場合 の合計額 経費の金額

類を納税地の所轄税務署長に提出しなければな 受けようとする場合には、同項に規定する適格 分割等の日以後二月以内に財務省令で定める書 法人が、法第六十六条第四項の規定の適用を

第三十九条の十の二 外国法人が、法第六十六条 譲渡に係る所得の計算の特例

の二第一項の株式交付により所有株式

(同項に

法人の当該株式交付に係る所有株式について じ。) 以外の株式に該当するときは、当該外国 株式交付親会社の株式をいう。次項において同 法人の恒久的施設において管理する当該株式交 項第一号において同じ。) の譲渡をし、当該 規定する所有株式をいう。以下この項及び第三 は、法第六十六条の二第一項の規定は、適用 付に係る所有株式に対応してその交付を受けた 恒久的施設管理株式交付親会社株式(当該外国 定する株式交付親会社をいう。以下この条にお 式交付に係る株式交付親会社(同条第一項に規 いて同じ。)の株式の交付を受けた場合にお て、その交付を受けた株式交付親会社の株式が

3 税法その他法人税に関する法令の規定の適用に 場合におけるその適用に係る法人に対する法人 れたものとみなして、同号の規定を適用する。 法人の恒久的施設と本店等との間で移転が行わ 久的施設において管理した後、直ちに当該外国 付親会社株式について、その交付の時に当該恒 合には、その行為に係る恒久的施設管理株式交 理株式交付親会社株式の全部又は一部につきそ 係る資産として管理しなくなる行為を行つた場 行為その他当該恒久的施設を通じて行う事業に 第百三十八条第一項第一号に規定する本店等を の交付の時に当該外国法人の本店等(法人税法 いう。以下この項において同じ。)に移管する ついては、次に定めるところによる。 法第六十六条の二第一項の規定の適用がある 恒久的施設を有する外国法人が恒久的施設管

かわらず、当該株式交付により譲渡した所有法人税法施行令第百十九条第一項の規定にか 規定する株式交付割合を乗じて計算した金額 該株式交付に係る法第六十六条の二第一項に という。)のその譲渡の直前の帳簿価額に当 株式(次号及び第三号において「譲渡株式」 の額を加算した金額)とする。 ために要した費用がある場合には、その費用 に係る株式交付親会社の株式の取得価額は、 る株式交付により交付を受けた当該株式交付 (当該株式交付親会社の株式の交付を受ける 法第六十六条の二第一項の規定の適用があ

基因となつた譲渡株式が法人税法施行令第百 に係る株式交付親会社の株式で、その交付 る株式交付により交付を受けた当該株式交付 十九条の十二第一号から第三号までに掲げる 法第六十六条の二第一項の規定の適用があ

る。 を除く。)は、法人税法第六十一条の三第のを除く。)は、法人税法第六十一条の三第のを除く。)は、法人税法第六十一条の三第の二第二項第二号に掲げる株式に該当するもの二第二項第二号に掲げる株式に該当するもの(同令第百十九条

三 法第六十六条の二第一項の規定の適用がある株式交付による譲渡株式の譲渡に係る法人税法第六十一条の二分り当該譲渡に係る法人税法第六十一条の二第一項の規定に係る同法第六十一条の一第一項の規定の適用に該譲渡に係る同法第六十一条の十一第一項の規定の適用に規定する収益の額とする。

る同法その他法人税に関する法令の規定の適用 ものに限る。)に該当する場合を除く。)におけ 場合においても同号に規定する同族会社となる 礎となる株主から除外して判定するものとした 法人がある場合には、当該法人をその判定の基 た株主のうちに同号に規定する同族会社でない 族会社であることについての判定の基礎となつ 第十号に規定する同族会社(同号に規定する同 の直後の当該株式交付親会社が法人税法第二条 百分の八十に満たない場合並びに当該株式交付 外の資産の価額の合計額のうちに占める割合がにより当該株主に交付した金銭の額及び金銭以 主に交付した自己の株式の価額が当該株式交付 付に係る株式交付子会社(法第六十六条の二第 については、次に定めるところによる。 (当該株式交付により当該株式交付子会社の株 項に規定する株式交付子会社をいう。以下こ 株式交付親会社が株式交付により当該株式交 項において同じ。)の株式を取得した場合

その収益事業以外の事業に属するものである。 
をの収益事業以外の事業に属するものである帳簿価額(当該株主が公益法人等又は人の株主から取得をした場合 当該株主が有の株主から取得をした場合 当該株主が有の株式を五十人未満の当該株式交付子会社の株式を近十人未満の当該株式交付子会社

における取得価額とする。) に相当する金人が有していた当該株式の当該取得の直前し、当該株主が個人である場合には当該個式交付親会社の帳簿に記載された金額とつた場合には当該株式の価額として当該株つた場合には当該株式の価額として当該株

株主に当該株式交付親会社の株式以外の資産 額を加算した金額)とする。 めに要した費用がある場合には、その費用の げる金額の合計額(当該株式の取得をするた 第一項及び前号の規定にかかわらず、次に掲 式の取得価額は、法人税法施行令第百十九条 該株主から取得した当該株式交付子会社の株 を交付した場合には、当該株式交付により当 当該株式交付により当該株式交付子会社の 財務省令で定める方法により計算した金額 第三十一号に規定する確定申告書を提出し提出の日から当該取得の日までの間に同条 減少した金額を減算した金額)に相当するは、その増加した金額を加算し、又はその を除く。)が増加し、又は減少した場合に 減算した金額(当該終了の時から当該取得 引受権に係る義務を含む。)の帳簿価額を 規定する中間申告書を提出し、かつ、その げる事項を記載した同法第二条第三十号に 同条第五項第一号に規定する期間。ロにお 株式の数の占める割合を乗ずる方法その他 ちに当該取得をした当該株式交付子会社の が有する自己の株式を除く。)の総数のう における発行済株式(当該株式交付子会社 金額に当該株式交付子会社の当該取得の日 行令第九条第一号及び第六号に掲げる金額 本金等の額又は利益積立金額(法人税法施 の日までの間に同条第十六号に規定する資 の帳簿価額から負債(新株予約権及び株式 係る同項に規定する期間)終了の時の資産 ていなかつた場合には、当該中間申告書に いて同じ。) について同条第一項各号に掲 交付子会社が通算子法人である場合には、 七十二条第一項に規定する期間(当該株式 事業年度(同日以前六月以内に法人税法第 子会社の当該取得の日を含む事業年度の前 の株主から取得をした場合 当該株式交付 の株式を五十人以上の当該株式交付子会社 当該株式交付により当該株式交付子会社

それぞれ同号イ又は口に定める金額に株式前号イ又は口に掲げる場合の区分に応じ

交付割合(当該株式交付により当該株式の価額 (剰余金の配当として交付した金銭の額 (剰余金の配当として交付した金銭の額 (剰余金の配当として交付した金銭の額 (剰余金の配当として交付した金銭の額 (利余金の配当として交付した金銭の額 (利余金の配当として交付により当該株式の価額 (利余金の配当として交付により当該株式になける。)のうちに占める割合をいう。)を乗じて計算した金額

て計算した金額 田 当該株式交付により当該株主に交付した 立 当該株式交付により当該株式交付により増 一 当該株式交付による当該株式交付親会社の株式の 原第一号に掲げる金額は、当該株式交付による り移転を受けた場でを観は、当該株式交付による のり移転を受けた場がる金額は、当該株式交付による のり移転を受けた場がる金額は、当該株式交付による 市の額を控除した金額のから当該株式交付による 市の額を控除した金額のから当該株式交付により増 に関係る増加資本金額等(当該株式交付により増 に関係る増加資本金額等(当該株式交付により増 にの額を控除した金額とする。

四 当該株式交付親会社が当該株式交付の直後に二以上の種類の株式を発行している場合にに二以上の種類の株式を発行している場合にた金額の合計額を無じて計算した金額の合計額で除し、これにその交付のした株式のうち当該種類の株式を付により増加した強の価額の合計額で除し、これにその交付した株式のうち当該種類の株式を行により増加した株式のうち当該種類の株式を発行しての交付のした株式のうち当該種類の株式を発行している場合により増加した。当該株式交付親会社が当該株式交付の直後の価額の合計額で乗じて計算した。

子税の特例) (確定申告書の提出期限の延長の特例に係る利(確定申告書の提出期限の延長の特例に係る利) 景気調整のための課税の特例

第三十九条の十一 法第六十六条の三に規定する第三十九条の十一 法第六十六条の三に規定する 解 
三十九条の十一 法第六十六条の三に規定する 
第二十九条の十一 法第六十六条の三に規定する 
第一十九条の十一 法第六十六条の三に規定する 
第三十九条の十一 法第六十六条の三に規定する 
第三十九条の十一 法第六十六条の三に規定する 
第三十九条の十一 法第六十六条の三に規定する 
第三十九条の十一 法第六十六条の三に規定する

提出期限の日までの期間とする。 到来するものにあつては、当該年五・五パーセ る課税事業年度の地方法人税に係るもので、こ 申告基準日」という。)が特例期間内に到来す これらの日の翌日。次項において「地方法人税 項に規定する政令で定める日に当たるときは、 ち当該課税事業年度終了の日の翌日から二月を 申告書に係る課税事業年度(同法第七条第一項 地方法人税法第十九条第四項の規定によりその 内に到来する事業年度の法人税に係るもの又はて「法人税申告基準日」という。) が特例期間 当たるときは、これらの日の翌日。次項にお 則法第十条第二項に規定する政令で定める日に 曜日、国民の祝日その他一般の休日又は国税通 ただし、法人税法第七十五条の二第一項(同法 この条において「特例期間」という。)とする。 規定する利子税の割合を法第九十三条第一項に れらの延長された提出期限の日が特例期間後に 日その他一般の休日又は国税通則法第十条第二 経過した日の前日(その日が日曜日、国民の祝 おいて同じ。)の地方法人税に係る利子税のう 提出期限が延長された同条第一項の規定による 翌日から二月を経過した日の前日(その日が日 税に係る利子税のうち当該事業年度終了の日の 条の八に規定する申告書に係る事業年度の法人 第百四十四条の八において準用する場合を含 る期間がある場合には、当該期間を除く。以下 規定する利子税特例基準割合とする年に含まれ 九条第四項において準用する場合を含む。)に ントを超えて定められる日から当該延長された に規定する課税事業年度をいう。以下この項に 同法第七十五条の二第一項若しくは第百四十 む。)の規定によりその提出期限が延長された する同法第七十五条第七項(地方法人税法第十 应

を超える場合には、年十二・七七五パーセント 乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合 計した割合が年十二・七七五パーセントの割合 除して得た数を年○・七三パーセントの割合に る部分の割合を年○・二五パーセントの割合で 割引率のうち年五・五パーセントの割合を超え 割合)とする。

課税の特例等 第八節の二 国外関連者との取引に係る

定する政令で定める特殊の関係は、次に掲げる第三十九条の十二 法第六十六条の四第一項に規 (国外関連者との取引に係る課税の特例)

一 二の法人が同一の者(当該者が個人である 接に保有される場合における当該二の法人の上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間 場合には、当該個人及びこれと法人税法第二 株式又は出資を直接又は間接に保有する関係 関係(前号に掲げる関係に該当するものを除 のある個人。第五号において同じ。)によつ 条第十号に規定する政令で定める特殊の関係 という。)の百分の五十以上の数又は金額の の株式又は出資を除く。)の総数又は総額 てそれぞれその発行済株式等の百分の五十以 (以下第三項までにおいて「発行済株式等」 人の発行済株式又は出資(自己が有する自己 二の法人のいずれか一方の法人が他方の法 Ŧ.

三 次に掲げる事実その他これに類する事実 全部又は一部につき実質的に決定できる関係 れか一方の法人が他方の法人の事業の方針の う。) が存在することにより二の法人のいず (次号及び第五号において「特定事実」とい (前二号に掲げる関係に該当するものを除く

用人であつた者であること。 る者又は当該一方の法人の役員若しくは使の法人の役員若しくは使用人を兼務してい は代表する権限を有する役員が、当該一方 当該他方の法人の役員の二分の一以上又

分を当該一方の法人との取引に依存して行 つていること。 当該他方の法人がその事業活動の相当部

らの借入れにより、又は当該一方の法人の される資金の相当部分を当該一方の法人か 保証を受けて調達していること。 当該他方の法人がその事業活動に必要と 2

兀 関係(前三号に掲げる関係に該当するものを 一の法人と次に掲げるいずれかの法人との

決定できる関係にある法人 分の五十以上の数若しくは金額の株式若し の方針の全部若しくは一部につき実質的に は特定事実が存在することによりその事業 くは出資を直接若しくは間接に保有し、又 当該一の法人が、その発行済株式等の百

株式若しくは出資を直接若しくは間接に保 実質的に決定できる関係にある法人 その事業の方針の全部若しくは一部につき 有し、又は特定事実が存在することにより 式等の百分の五十以上の数若しくは金額の イ又はハに掲げる法人が、その発行済株

法人に該当する場合における当該二の法人の 二の法人がそれぞれ次に掲げるいずれかの 場合に限るものとし、前各号に掲げる関係に 関係(イに規定する一の者が同一の者である 業の方針の全部若しくは一部につき実質的 に決定できる関係にある法人 又は特定事実が存在することによりその事 しくは出資を直接若しくは間接に保有し、 百分の五十以上の数若しくは金額の株式若 口に掲げる法人が、その発行済株式等の

該当するものを除く。) の全部若しくは一部につき実質的に決定で事実が存在することによりその事業の方針資を直接若しくは間接に保有し、又は特定 きる関係にある法人 十以上の数若しくは金額の株式若しくは出 一の者が、その発行済株式等の百分の五

その事業の方針の全部若しくは一部につき 株式若しくは出資を直接若しくは間接に保 業の方針の全部若しくは一部につき実質的 又は特定事実が存在することによりその事 百分の五十以上の数若しくは金額の株式若 実質的に決定できる関係にある法人 有し、又は特定事実が存在することにより 式等の百分の五十以上の数若しくは金額の に決定できる関係にある法人 しくは出資を直接若しくは間接に保有し、 イ又はハに掲げる法人が、その発行済株 口に掲げる法人が、その発行済株式等の

方の法人の発行済株式等の百分の五十以上の数 又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有 前項第一号の場合において、一方の法人が他

式又は出資の数又は金額が当該他方の法人の発(当該一方の法人の有する当該他方の法人の株 他方の法人に係る直接保有の株式等の保有割合 うものとする。 の株式等の保有割合とを合計した割合により行 該一方の法人の当該他方の法人に係る間接保有 行済株式等のうちに占める割合をいう。)と当

3 ずれにも該当する場合には、当該各号に掲げる 各号に掲げる割合(当該各号に掲げる場合のい とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該 前項に規定する間接保有の株式等の保有割合

れぞれ計算した割合の合計割合) は、当該二以上の株主等である法人につきそ おいて同じ。)である法人の発行済株式等の 方の法人の発行済株式等のうちに占める割合 の法人の株式又は出資の数又は金額が当該他 合 当該株主等である法人の有する当該他方 が同項の一方の法人により所有されている場 百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資 条第十四号に規定する株主等をいう。次号に (当該株主等である法人が二以上ある場合に 前項の他方の法人の株主等(法人税法第一

れぞれ計算した割合の合計割合)は、当該二以上の株主等である法人につきそ 資を当該一方の法人又は出資関連法人(そのの百分の五十以上の数又は金額の株式又は出 主等である法人がそれぞれその発行済株式等介在している場合(出資関連法人及び当該株 の法人の発行済株式等のうちに占める割合 法人の株式又は出資の数又は金額が当該他方 る。) によつて所有されている場合に限る。) 資関連法人によつて所有されているものに限 の株式又は出資が当該一方の法人又は他の出 発行済株式等の百分の五十以上の数又は金額 の号において「出資関連法人」という。)が 連鎖関係にある一又は二以上の法人(以下こ る法人を除く。)と同項の一方の法人との間 号に掲げる場合に該当する同号の株主等であ にこれらの者と発行済株式等の所有を通じて (当該株主等である法人が二以上ある場合に 前項の他方の法人の株主等である法人(前 当該株主等である法人の有する当該他方の

4 について準用する。 第五号の直接又は間接に保有される関係の判定 第二項の規定は、第一項第二号、第四号及び

するかどうかの判定は、当該一方の法人の当該 5 の十七の三までにおいて同じ。)の規定その他だし書に規定する条約をいう。以下第三十九条 この条において「国外関連者」という。)の法 める取引は、同項に規定する国外関連者(以下 れ、又は免除される所得を除く。)に係る取引 財務省令で定める規定により法人税が軽減さ 所得(租税条約(同法第二条第十二号の十九た 人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉 法第六十六条の四第一項に規定する政令で定

割合の合計割合)をいう。

6 るところにより計算した割合)とする。 定める場合に該当するときは、財務省令で定め 手の果たす機能その他において差異がある場合 卸資産を非関連者に対して販売した取引とが売 取引に係る棚卸資産の原価の額の合計額を控除 利益の額(当該比較対象取引に係る棚卸資産の 取引」という。)に係る当該再販売者の売上 販売した取引(以下この項において「比較対象 定する特殊の関係をいう。)にない者(以下第又は類似の棚卸資産を、特殊の関係(同項に規 外関連取引」という。)に係る棚卸資産と同 政令で定める通常の利益率は、同条第一項に規 加えることができない場合であつて財務省令で 要な調整を加えた後の割合(その必要な調整を 該国外関連取引に係る棚卸資産の買手が当該棚 対する割合とする。ただし、比較対象取引と当 該同種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して 購入した者(以下この項並びに第八項第二号及 定する国外関連取引(以下この条において「国 には、その差異により生ずる割合の差につき必 した金額をいう。)の当該収入金額の合計額に 販売による収入金額の合計額から当該比較対象 び第四号において「再販売者」という。)が当 八項までにおいて「非関連者」という。)から 法第六十六条の四第二項第一号ロに規定する 総 種

第三号において「販売者」という。)が当該同の行為により取得した者(以下この項及び次項入(非関連者からの購入に限る。)、製造その他係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を、購 の額(当該比較対象取引に係る棚卸資産の販売 引」という。)に係る当該販売者の売上総利益 政令で定める通常の利益率は、国外関連取引に による収入金額の合計額から当該比較対象取引 した取引(以下この項において「比較対象取 種又は類似の棚卸資産を非関連者に対して販売 に係る棚卸資産の原価の額の合計額を控除した 法第六十六条の四第二項第一号ハに規定する

であつて財務省令で定める場合に該当するとき 割合の差につき必要な調整を加えた後の割合 て差異がある場合には、その差異により生ずる 外関連取引とが売手の果たす機能その他におい る割合とする。ただし、比較対象取引と当該国 金額をいう。)の当該原価の額の合計額に対す (その必要な調整を加えることができない場合 財務省令で定めるところにより計算した割

政令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 法第六十六条の四第二項第一号ニに規定する 算した金額をもつて当該国外関連取引の対価法によりこれらの者に帰属するものとして計 等」という。)に係る所得が、次に掲げる方 取得及び販売(以下この号において「販売 関連者による購入、製造その他の行為による 条の四第一項の法人及び当該法人に係る国外 国外関連取引に係る棚卸資産の法第六十六

対象取引と当該国外関連取引に係る棚卸資に係る所得の配分に関する割合(当該比較 等(イにおいて「比較対象取引」という。) ろにより計算した割合)) に応じて当該法 きない場合であつて財務省令で定める場合 売等とが当事者の果たす機能その他におい産の当該法人及び当該国外関連者による販 又は類似の棚卸資産の非関連者による販売当該国外関連取引に係る棚卸資産と同種 て計算する方法 人及び当該国外関連者に帰属するものとし の割合(その必要な調整を加えることがで ずる割合の差につき必要な調整を加えた後 に該当するときは、財務省令で定めるとこ て差異がある場合には、その差異により生

用した固定資産の価額その他これらの者に 足りるこれらの者が支出した費用の額、使 法人及び当該国外関連者による販売等に係当該国外関連取引に係る棚卸資産の当該 係る要因に応じてこれらの者に帰属するも る所得の発生に寄与した程度を推測するに のとして計算する方法 (1) 及び(2) に掲げる金額につき当

金額がこれらの者に帰属するものとして計該法人及び当該国外関連者ごとに合計した 当該国外関連取引に係る棚卸資産の当

該法人及び当該国外関連者による販売等

独自の機能が存在することによる差異を 国外関連者に帰属するものとして計算し した割合)) に基づき当該法人及び当該 は、財務省令で定めるところにより計算 調整を加えることができない場合であつ 要な調整を加えた後の割合(その必要な 除く。)により生ずる割合の差につき必 等に関し当該法人及び当該国外関連者に 合には、その差異(当該棚卸資産の販売 果たす機能その他において差異がある場 該国外関連者による販売等とが当事者の 連取引に係る棚卸資産の当該法人及び当 る割合(当該比較対象取引と当該国外関 ないものとした場合のこれらの規定によ 第五号までに規定する必要な調整を加え う。) に係る第六項、前項又は次号から 類似の棚卸資産の非関連者による販売等 て財務省令で定める場合に該当するとき ((1) において「比較対象取引」とい に係る所得が、当該棚卸資産と同種又は

用した固定資産の価額その他これらの者 等の発生に寄与した程度を推測するに足 るものとして計算した金額 りるこれらの者が支出した費用の額、使 余利益等」という。)が、当該残余利益 の合計額との差額((2)において「残 に係る所得の金額と(1)に掲げる金額 該法人及び当該国外関連者による販売等 に係る要因に応じてこれらの者に帰属す 当該国外関連取引に係る棚卸資産の当

場合であつて財務省令で定める場合に該当す 合(その必要な調整を加えることができない る割合の差につき必要な調整を加えた後の割 て差異がある場合には、その差異により生ず した取引とが売手の果たす機能その他におい 買手が当該棚卸資産を非関連者に対して販売 う。)と当該国外関連取引に係る棚卸資産の 棚卸資産を非関連者に対して販売した取引 に掲げる金額の口に掲げる金額に対する割合 価格」という。)から、当該再販売価格にイ 連者に対して当該棚卸資産を販売した対価の (以下この号において「比較対象取引」とい (再販売者が当該棚卸資産と同種又は類似の 国外関連取引に係る棚卸資産の買手が非関 (以下この号及び第四号において「再販売

兀

引の対価の額とする方法 金額を控除した金額をもつて当該国外関連取 要した販売費及び一般管理費の額を加算した 国外関連取引に係る棚卸資産の販売のために 算した割合)) を乗じて計算した金額に当該 るときは、財務省令で定めるところにより計

当該比較対象取引に係る棚卸資産の販売

による収入金額の合計額 当該比較対象取引に係る棚卸資産の販売

場合であつて財務省令で定める場合に該当す 関連取引とが売手の果たす機能その他におい 連者に対して販売した取引(以下この号にお のハに掲げる金額に対する割合(販売者が当 う。) に、イに掲げる金額に口に掲げる金額 をもつて当該国外関連取引の対価の額とする 算した割合)) を乗じて計算した金額及びイ るときは、財務省令で定めるところにより計 合(その必要な調整を加えることができない る割合の差につき必要な調整を加えた後の割 て差異がある場合には、その差異により生ず いて「比較対象取引」という。)と当該国外 該棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を非関 (以下この号において「取得原価の額」とい 入、製造その他の行為による取得の原価の額 (2) に掲げる金額の合計額を加算した金額 国外関連取引に係る棚卸資産の売手の購

次に掲げる金額の合計額 当該取得原価の額

(2) 売のために要した販売費及び一般管理費 当該国外関連取引に係る棚卸資産の販

による営業利益の額の合計額 当該比較対象取引に係る棚卸資産の販売

売のために要した販売費及び一般管理費の額から、当該国外関連取引に係る棚卸資産の販 国外関連取引に係る棚卸資産の再販売価格 額を控除した金額 による収入金額の合計額から口に掲げる金 当該比較対象取引に係る棚卸資産の販売

非関連者に対して販売した取引(以下この号

において「比較対象取引」という。)と当該

額の口に掲げる金額に対する割合(再販売者

にイに掲げる金額と口に掲げる金額との合計

が当該棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産を

卸資産を非関連者に対して販売した取引とが国外関連取引に係る棚卸資産の買手が当該棚 場合には、その差異により生ずる割合の差に な調整を加えることができない場合であつて 売手の果たす機能その他において差異がある つき必要な調整を加えた後の割合(その必要

による営業利益の額の合計額 を乗じて計算した金額を控除した金額をもつ 務省令で定めるところにより計算した割合)) 財務省令で定める場合に該当するときは、財 て当該国外関連取引の対価の額とする方法 当該比較対象取引に係る棚卸資産の販売

国外関連取引に係る棚卸資産の販売のために の購入に限る。)その他の行為により取得し 又は類似の棚卸資産を、購入(非関連者から 要した販売費及び一般管理費の額にイに掲げ その他の行為による取得の原価の額に、当該 ときは、財務省令で定めるところにより計算 合であつて財務省令で定める場合に該当する (その必要な調整を加えることができない場 割合の差につき必要な調整を加えた後の割合 差異がある場合には、その差異により生ずる 連取引とが売手の果たす機能その他において 者に対して販売した取引(以下この号におい た者が当該同種又は類似の棚卸資産を非関連 げる金額に対する割合(当該棚卸資産と同種 る金額と口に掲げる金額との合計額の口に掲 とする方法 た金額をもつて当該国外関連取引の対価の した割合)) を乗じて計算した金額を加 て「比較対象取引」という。)と当該国外関 国外関連取引に係る棚卸資産の売手の購入 のために要した販売費及び一般管理費の による営業利益の額の合計額 当該比較対象取引に係る棚卸資産の販売

による営業利益の額の合計額 当該比較対象取引に係る棚卸資産の販売

六 国外関連取引に係る棚卸資産の販売又は購 の額として当該販売又は購入の時に予測されれる期間内の日を含む各事業年度の当該利益 の号において同じ。) が生ずることが予測さ 当該棚卸資産の販売又は購入の時の現在価値 る金額を合理的と認められる割引率を用いて よる利益(これに準ずるものを含む。以下こ 入の時に当該棚卸資産の使用その他の行為に のために要した販売費及び一般管理費の額 当該比較対象取引に係る棚卸資産の販売

国外関連取引の対価の額とする方法 として割り引いた金額の合計額をもつて当該 前各号に掲げる方法に準ずる方法

9 国外関連者に販売、譲渡、貸付けその他の方法 務その他のものが同条第五項の当該法人に係る 役務の提供その他の取引の対象となる資産、役 う。) との間で行う資産の販売、資産の購入、 下この項及び次項において「非関連者」とい める場合は、同項の法人と同項の非関連者(以 法第六十六条の四第五項に規定する政令で定

と認められる場合とする。 該国外関連者との間で実質的に決定されている 該移転又は提供に係る対価の額が当該法人と当 よりあらかじめ定まつている場合で、かつ、当 とが当該取引を行つた時において契約その他に けその他の方法によつて移転又は提供されるこ その他のものが同項の法人に販売、譲渡、貸付 務の提供その他の取引の対象となる資産、役務 連者との間で行う資産の販売、資産の購入、役合及び同項の当該法人に係る国外関連者と非関の間で実質的に決定されていると認められる場 に係る対価の額が当該法人と当該国外関連者と 定まつている場合で、かつ、当該移転又は提供 行つた時において契約その他によりあらかじめによつて移転又は提供されることが当該取引を 14

り生ずる対価の額の差につき必要な調整を加え との取引が非関連者を通じて行われることによ 算定される金額に、当該法人と当該国外関連者 とみなして同条第二項の規定を適用した場合に 該法人に係る国外関連者との間で行われたもの かかわらず、当該取引が前項の法人と同項の当 定する独立企業間価格は、同条第二項の規定に 連取引とみなされた取引に係る同条第一項に規 法第六十六条の四第五項の規定により国外関

に掲げる場合とする。 度がない場合その他の政令で定める場合は、 反がない場合その他の政令で定める場合は、次法第六十六条の四第七項に規定する前事業年

年度の前事業年度がない場合 法第六十六条の四第七項の法人の当該事業

一 法第六十六条の四第七項の一の国外関連者 場合(前号に掲げる場合を除く。) 人に係る国外関連者に該当することとなつた が同項の法人の当該事業年度において当該法 15

項の法人の当該事業年度の前事業年度において 取引がない場合として政令で定める場合は、同 法第六十六条の四第七項に規定する国外関連

12

令で定める資産は、特許権、実用新案権その他 年度において当該一の国外関連者との間で行つ 支払われるべきものとする。 る取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件 せる一切の行為を含む。)又はこれらに類似す の資産(次に掲げる資産以外の資産に限る。) 国外関連取引がない場合(前項各号に掲げる場 当該法人に係る一の国外関連者との間で行つた に従って行われるとした場合にその対価の額が に係る権利の設定その他他の者に資産を使用さ で、これらの資産の譲渡若しくは貸付け(資産 た国外関連取引がない場合を除く。)とする。 合に該当することにより当該事業年度の前事業 法第六十六条の四第七項第二号に規定する政

資産として財務省令で定める資産 るデリバティブ取引に係る権利その他の金融 現金、預貯金、売掛金、貸付金、有価証 法人税法第六十一条の五第一項に規定す

提となる事項(当該無形資産国外関連取引を行 引を行つた時に予測される金額を基礎として算 ことが予測される期間内の日を含む各事業年度 に規定する無形資産をいい、固有の特性を有 関連取引のうち、無形資産(同条第七項第二号 める無形資産は、法人が当該法人に係る国外関 を含む。以下この項において同じ。)が生ずる 用その他の行為による利益(これに準ずるもの 産国外関連取引を行つた時に当該無形資産の使 第一項に規定する独立企業間価格を当該無形資 の行為を含む。) 又はこれらに類似する取引を 設定その他他の者に無形資産を使用させる一切 の譲渡若しくは貸付け(無形資産に係る権利の されるものに限る。以下この項において同じ。) 連者との間で行う無形資産国外関連取引(国外 のとする。 の他の当該独立企業間価格を算定するための前 定するもので、当該無形資産に係る当該金額そ の当該利益の額として当該無形資産国外関連取 いう。以下この項において同じ。)に係る同条 し、かつ、高い付加価値を創出するために使用 しく不確実な要素を有していると認められるも つた時に予測されるものに限る。) の内容が著 法第六十六条の四第八項に規定する政令で定 18

める要件は、次に掲げる要件とする。 法第六十六条の四第八項に規定する政令で定 法第六十六条の四第八項の特定無形資産国

外関連取引を行つた時における客観的な事実 に基づいて計算されたものであること。

16 法第六十六条の四第八項に規定する政令で定

有形資産 (次号に掲げるものを除く。)

17 二 通常用いられる方法により計算されたもの であること。

この項において同じ。)の使用その他の行為に の支払を受ける場合には第一号に掲げる場合と 限る。以下この項において同じ。)の対価の額 期間内の日を含む各事業年度の当該利益の額と 項において同じ。)が生ずることが予測された 条第八項に規定する特定無形資産をいう。以下 産国外関連取引(その対価の額につき、当該特 める場合は、同項の法人が、同項の特定無形資 げる場合とする。 に予測された金額を基礎として算定したものに よる利益(これに準ずるものを含む。以下この 無形資産国外関連取引に係る特定無形資産(同 定無形資産国外関連取引を行つた時に当該特定 して当該特定無形資産国外関連取引を行つた時 法第六十六条の四第十項に規定する政令で定 当該対価の額を支払う場合には第二号に掲 20

定期間をいう。 期間(法第六十六条の四第十項に規定する判 に当該特定無形資産国外関連取引に係る特定 当該特定無形資産国外関連取引に係る判定 以下この項において同じ。)

二 通常用いられる方法により計算されたもの であること。

無形資産の使用その他の行為により生じた利

益の額が当該特定無形資産国外関連取引を行

める場合は、同項の法人が、同項の特定無形資 支払う場合には第二号に掲げる場合とする。 産国外関連取引の対価の額の支払を受ける場合 には第一号に掲げる場合とし、当該対価の額 取引の対価の額に百分の百二十を乗じて計算 みなされる金額が当該特定無形資産国外関連 らば同条第一項に規定する独立企業間価格と 六十六条の四第八項本文の規定を適用したな 当該特定無形資産国外関連取引につき法第 た金額を超えない場合

た金額を下回らない場合 取引の対価の額に百分の八十を乗じて計算し みなされる金額が当該特定無形資産国外関連 らば同条第一項に規定する独立企業間価格と 六十六条の四第八項本文の規定を適用したな 当該特定無形資産国外関連取引につき法第

19

令で定める要件は、次に掲げる要件とする。 法第六十六条の四第九項第二号に規定する政 法第六十六条の四第九項第二号の特定無形

な事実に基づいて計算されたものであるこ 資産国外関連取引を行つた時における客観的

> 法第六十六条の四第十二項第一号に規定する 無形資産の使用その他の行為により生ずるこ を行つた時において当該判定期間に当該特定 た利益の額が当該特定無形資産国外関連取引 期間に当該特定無形資産国外関連取引に係る 資産の使用その他の行為により生ずることが とが予測された利益の額に百分の八十を乗じ 特定無形資産の使用その他の行為により生じ 計算した金額を超えない場合 つた時において当該判定期間に当該特定無形 当該特定無形資産国外関連取引に係る判定 予測された利益の額に百分の百二十を乗じて て計算した金額を下回らない場合

た金額をいう。)の総収入金額又は総原価の 価の額の合計額(当該事業が棚卸資産の販売に 「総収入金額」という。)から当該棚卸資産の原 係る収入金額の合計額。以下この項において る事業以外の事業である場合には、当該事業に 金額の合計額(当該事業が棚卸資産の販売に係 含む事業年度又はこれに準ずる期間内の当該事 営む法人で事業規模その他の事業の内容が類似 売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令 項において「総原価の額」という。)を控除 係る事業以外の事業である場合には、これに準 に対する割合とする。 ずる原価の額又は費用の額の合計額。以下この れに準ずる期間内の棚卸資産の販売による収入 業に係る売上総利益の額(当該事業年度又はこ するものの同号の国外関連取引が行われた日を で定める割合は、同号に規定する同種の事業を

ら第五号までに掲げる方法又は第七号に掲げる 卸資産の販売又は購入である場合にあつては第 として政令で定める方法は、国外関連取引が棚める方法と同等の方法に限る。)に類するもの める方法と同等の方法に限る。) に類するも 法又は同項第二号に定める方法(当該政令で定 同条第二項第一号ニに規定する政令で定める方 である場合にあつては第一号に掲げる方法又は ずる方法に限る。)を用いることができない場 げる方法に準ずる方法に限る。) は、第一号 げる方法及び第七号に掲げる方法(第六号に掲一号から第七号までに掲げる方法(第六号に掲 関連取引が棚卸資産の販売又は購入以外の取 方法(第二号から第五号までに掲げる方法に準 法第六十六条の四第十二項第二号に規定する 用いることができる。)とし、

国外関連取引が行われた日を含む事業年度 おいて「比較対象事業」という。)の当該 事業の内容が類似するもの(以下この号に 類似の事業を営む法人で事業規模その他の

又はこれに準ずる期間(以下この号におい

方法に準ずる方法に限る。) と同等の方法を用 までに掲げる方法と同等の方法若しくは第七号 は、第一号に掲げる方法又は第二号から第五号 げる方法に準ずる方法に限る。) と同等の方法等の方法及び第七号に掲げる方法 (第六号に掲 第八号に掲げる方法(第六号に掲げる方法と同 できる。)とする。 いることができない場合に限り、用いることが に掲げる方法(第二号から第五号までに掲げる

第四号において「再販売価格」という。)か卸資産を販売した対価の額(以下この号及び る事業に係る費用の額、使用した固定資産のこれらの者が支出した当該国外関連取引に係 外関連取引の対価の額とする方法 加算した金額を控除した金額をもつて当該国 のために要した販売費及び一般管理費の額を 額に当該国外関連取引に係る棚卸資産の販売 掲げる金額に対する割合を乗じて計算した金 ら、当該再販売価格にイに掲げる金額のロに 殊の関係にない者をいう。)に対して当該棚 連者(法第六十六条の四第一項に規定する特 者に帰属するものとして計算した金額をもつ 度を推測するに足りる要因に応じてこれらの 他これらの者が当該所得の発生に寄与した程 費用の額又は固定資産の価額とする。)その る費用の額又は固定資産の価額と区分されて 費用の額又は固定資産の価額が他の事業に係 価額(当該計算書類において当該事業に係る 所得とする。以下この号において同じ。)が、 いない場合には、当該事業を含む事業に係る 係る所得が他の事業に係る所得と区分されて 係る所得(当該計算書類において当該事業に 準ずる期間の当該国外関連取引に係る事業に 取引が行われた日を含む事業年度又はこれに 結して記載した計算書類による当該国外関連 の属する企業集団の財産及び損益の状況を連 法人の同項の国外関連取引に係る国外関連者 て当該国外関連取引の対価の額とする方法 いない場合には、当該事業を含む事業に係る 国外関連取引に係る棚卸資産の買手が非関 法第六十六条の四第十二項の法人及び当該

> 営業利益の額の合計額 て「比較対象事業年度」という。)の当該 当該比較対象事業年度の当該比較対象事 較対象事業に係る棚卸資産の販売による

業に係る棚卸資産の販売による収入金額の

Ŧi.

対価の額とする方法 を加算した金額をもつて当該国外関連取引の した金額及びイ(2)に掲げる金額の合計額 のハに掲げる金額に対する割合を乗じて計算 う。)<br />
に、イに掲げる金額に口に掲げる金額 (以下この号において「取得原価の額」とい 国外関連取引に係る棚卸資産の売手の購 製造その他の行為による取得の原価の額

次に掲げる金額の合計額

当該取得原価の額

(2) 売のために要した販売費及び一般管理費 当該国外関連取引に係る棚卸資産の販

国外関連取引が行われた日を含む事業年度 おいて「比較対象事業」という。)の当該事業の内容が類似するもの(以下この号に 営業利益の額の合計額 又はこれに準ずる期間(以下この号におい 類似の事業を営む法人で事業規模その他の 比較対象事業に係る棚卸資産の販売による て「比較対象事業年度」という。)の当該 当該国外関連取引に係る事業と同種又は

関連取引の対価の額とする方法 算した金額を控除した金額をもつて当該国外 額の口に掲げる金額に対する割合を乗じて計 にイに掲げる金額とロに掲げる金額との合計 売のために要した販売費及び一般管理費の額 から、当該国外関連取引に係る棚卸資産の販 国外関連取引に係る棚卸資産の再販売価格 業に係る棚卸資産の販売による収入金額の 合計額からロに掲げる金額を控除した金額 当該比較対象事業年度の当該比較対象事

おいて「比較対象事業」という。)の当該事業の内容が類似するもの(以下この号に 国外関連取引が行われた日を含む事業年度 類似の事業を営む法人で事業規模その他の 営業利益の額の合計額 比較対象事業に係る棚卸資産の販売による て「比較対象事業年度」という。) の当該 又はこれに準ずる期間(以下この号におい 当該国外関連取引に係る事業と同種又は

当該国外関連取引に係る事業と同種又は

業に係る棚卸資産の販売のために要した販 売費及び一般管理費の額 当該比較対象事業年度の当該比較対象事

を加算した金額をもつて当該国外関連取引のげる金額に対する割合を乗じて計算した金額 る金額と口に掲げる金額との合計額の口に掲 要した販売費及び一般管理費の額にイに掲げ 国外関連取引に係る棚卸資産の販売のために その他の行為による取得の原価の額に、当該 対価の額とする方法 国外関連取引に係る棚卸資産の売手の購入

国外関連取引が行われた日を含む事業年度 類似の事業を営む法人で事業規模その他の・当該国外関連取引に係る事業と同種又は おいて「比較対象事業」という。)の当該 事業の内容が類似するもの(以下この号に 比較対象事業に係る棚卸資産の販売による て「比較対象事業年度」という。)の当該 又はこれに準ずる期間(以下この号におい

業に係る棚卸資産の販売のために要した販当該比較対象事業年度の当該比較対象事 売費及び一般管理費の額

られる割引率を用いて当該棚卸資産の販売又は購入の時に予測される金額を合理的と認め 各事業年度の当該利益の額として当該販売又 棚卸資産の販売又は購入の時に当該棚卸資産 額とする方法 の合計額をもつて当該国外関連取引の対価の は購入の時の現在価値として割り引いた金額 が生ずることが予測される期間内の日を含む るものを含む。以下この号において同じ。) の使用その他の行為による利益(これに準ず が知り得る状態にあつた情報に基づき、当該 の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員 入の時に国税庁の当該職員又は法人の納税地国外関連取引に係る棚卸資産の販売又は購

七 第二号から前号までに掲げる方法に準ずる

第六十六条の四第十九項の規定により同項の帳。国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法 第二号から前号までに掲げる方法と同等の

21

22 簿書類を留め置く場合について準用する。 で定める要件は、次に掲げる要件とする。 法第六十六条の四第三十一項に規定する政令 外関連取引に係る同項に規定する独立企業間 法第六十六条の四第三十一項に規定する国

当該租税条約に基づく合意をしたこと。 価格につき財務大臣が租税条約の我が国以外 手国等」という。)の権限ある当局との間で の締約国又は締約者(次号において「条約相

一 前号の条約相手国等が、同号の合意に基づ

き法第六十六条の四第三十一項に規定する国

額により還付をする金額に、還付加算金に相外関連者に係る租税を減額し、かつ、その減

で財務大臣と当該条約相手国等の権限ある当 当する金額のうちその計算の基礎となる期間

営業利益の額の合計額

定を適用した場合に納付すべき法人税の額からすべき法人税に係る延滞税は、同条第一項の規

法第六十六条の四第三十一項に規定する納 相当する金額を付さないこと。局との間で合意をした期間に対応する部分に

納付すべき地方法人税の額に相当する金額を控 から同項の規定の適用がなかつたとした場合に定を適用した場合に納付すべき地方法人税の額 る地方法人税に係る延滞税は、同条第一項の規 額に係る延滞税とし、同条第三十一項に規定す 同項の規定の適用がなかつたとした場合に納付 すべき法人税の額に相当する金額を控除した金

の判定は、それぞれの取引が行われた時の現況 除した金額に係る延滞税とする。 規定に規定する特殊の関係が存在するかどう しくはロ、第五項若しくは第十項の規定又は第 によるものとする。 六項の規定を適用する場合において、これらの 法第六十六条の四第一項、第二項第一号イ若

納税の猶予の申請手続等) (国外関連者との取引に係る課税の特例に係る

一頁に現定する法人税の額及び地方法人税の額第三十九条の十二の二 法第六十六条の四の二第 る加算税の額として政令で定めるところにより 並びに当該法人税の額及び地方法人税の額に係 計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とす

二第一項に規定する法人税の額に係る部分が この号及び第三項第二号において同じ。) に 立てに係る更正決定(法第六十六条の四第二 なかつたものとして計算した場合に納付す ら、当該更正決定のうち法第六十六条の四 「更正決定に係る法人税の額」という。)か より納付すべき法人税の額(次号において 十七項第一号に掲げる更正決定をいう。以下 きものとされる法人税の額(次号にお 法第六十六条の四の二第一項に規定する申

除した金額「猶予対象以外の法人税の額」という。)を控

三 法第六十六条の四の二第一項に規定する申立てに係る更正決定(法第六十六条の四第二十七項第三号に掲げる更正決定をいう。以下この号及び第三項第四号において同じ。)により納付すべき地方法人税の額(次号において「更正決定に係る地方法人税の額」という。)から、当該更正決定のうち法第六十六条の四の二第一項に規定する地方法人税の額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に納付すべきものとされる地方法人税の額」という。)を控除した金額(次号において「猶予対象以外の地方法人税の額(次号において「猶予対象以外の地方法人税の額(次号において「猶予対象以外の地方法人税の額」という。)を控除した金額

五.

前号の金額のうち当該猶予を受けようとす

三 法第六十六条の四の二第一項に規定する法人税の額及び地方法人税の額を変更するも法人税の額及び地方法人税の額を変更するも法人税の額及び地方法人税の額を変更するも法人税の額及び地方法人税の額を変更する法

い。

は第六十六条の四の二第一項の規定による納い。

法第六十六条の四の二第一項の規定による納別を受けようとする者は、次に掲げる事税の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事務の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事税の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事法の消費を受けようとする者は、次に掲げる事法の消費を受ける。

地)並びに法人番号地立びに法人番号地立びにその本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、名称及び納税納税地(その納税地と本店又は主たる事務所が投地とが異なる場合には、名称及び納税地と本店又は主たる事務所

度、納期限及び金額 一 納付すべき更正決定に係る法人税の事業年

る金額のうち当該猶予を受けようとす

年度、納期限及び金額 方法人税法第七条第一項に規定する課税事業四 納付すべき更正決定に係る地方法人税の地

へ 当該猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、その申請時に提供しようとする国税通則法第五十条各号に掲げる担保の種類、数量、面額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

4 法第六十六条の四の二第一項の規定による納税の猶予を含む。)又は」とする。ての国税通則法施行令第二十三条第一項の規定に係る課税の特例に係る納税の猶予とあるのは、「納税の猶予(国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予(国外関連者との取引に係る課税の猶予を含む。)又は」とする。よる納税の猶予を含む。)又は」とする。(外国法人の内部取引に係る課税の特例)

及び第二十四項の規定は法第六十六条の四の三 2第三十九条の十二の三 第三十九条の十二第六項 2

で定める場合は、

同項の外国法人の当該事業年

等」と、同号ハ中「当該法人及び当該国外関連るのは「当該外国法人の恒久的施設及び本店 久的施設及び本店等」と、「これらの者」とあ 該国外関連者」とあるのは「当該外国法人の恒とあるのは「内部取引」と、「当該法人及び当 設及び本店等」と、同号ロ中「国外関連取引」 関連者」とあるのは「当該外国法人の恒久的施のは「内部取引」と、「当該法人及び当該国外 額」とあるのは「内部取引の対価の額とされる施設及び本店等」と、「国外関連取引の対価の 者」とあるのは「内部取引に係る棚卸資産の法の四第一項の法人及び当該法人に係る国外関連 取引」と、同条第七項中「国外関連取引」とあ 第二項第一号ロに規定する政令で定める通常の べき額」と、同号イ中「国外関連取引」とある の者」とあるのは「より当該外国法人の恒久的 おいて「本店等」という。)」と、「よりこれら 施設及び同項に規定する本店等(以下この号に 第六十六条の四の三第一項の外国法人の恒久的 るのは「内部取引」と、同条第八項第一号中 第一項」とあるのは「法第六十六条の四の三第 率について、同条第八項の規定は同号ニに規定 定は同号ハに規定する政令で定める通常の利益 利益率について、第三十九条の十二第七項の規 「国外関連取引に係る棚卸資産の法第六十六条 する。この場合において、同条第六項中「同条 する政令で定める方法について、それぞれ準用 項」と、「国外関連取引」とあるのは「内部

外関連者」とあるのは「当該外国法人の恒久的るのは「内部取引」と、「当該法人及び当該国 等」と、同号ハ(1)中「国外関連取引」とあ るのは「が当該外国法人の恒久的施設及び本店 れぞれ読み替えるものとする。 引」とあるのは「内部取引」と、「対価の額」 項第三号から第六号までの規定中「国外関連取 あるのは「対価の額とされるべき額と」と、同 とあるのは「内部取引」と、「対価の額と」 び本店等」と、同項第二号中「国外関連取引」 者」とあるのは「当該外国法人の恒久的施設及 法人の恒久的施設及び本店等」と、「これらの 連取引」とあるのは「内部取引」と、「当該法 施設及び本店等」と、同号ハ(2)中「国外関 設及び本店等ごと」と、「がこれらの者」とあ 者ごと」とあるのは「当該外国法人の恒久的施 とあるのは「対価の額とされるべき額」と、 人及び当該国外関連者」とあるのは「当該外国 法第六十六条の四の三第五項に規定する政令 そ

3 法第六十六条の四の三第五項第二号に規定する政令で定める資産は、特許権、実用新案権その他の資産(次に掲げる資産以外の資産に限る。)で、これらの資産の他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。)又はこれらに使用させる一切の行為を含む。)又はこれらに使用させる一切の行為を含む。)又はこれらに関似する取引に相当するものが独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合にその対価の額とされるべき額があるものとする。

第六十六条の四の三第八項の規定により同項の第六十六条の四の三第八項の規定により同項のるデリバティブ取引に係る権利その他の金融資産として財務省令で定める資産として財務省令で定める資産と、決人税法第六十一条の五第一項に規定する。 現金、預貯金、売掛金、貸付金、有価証二 現金、預貯金、売掛金、貸付金、有価証二 現金、預貯金、売掛金、貸付金、有価証

業間価格とみなされる金額と異なることにより 連取引につき同項本文の規定を適用したならば 四項中「同条第七項第二号」とあるのは「法第 る。この場合において、第三十九条の十二第十 引につき、同条第十四項において法第六十六条 定は、外国法人の法第六十六条の四の三第一項で、第二十二項及び第二十三項並びに前条の規 当該法人の各事業年度の法人税法第百四十一条 法第六十六条の四の三第一項に規定する独立企 あるのは「とした額が当該特定無形資産国外関 六十六条の四の三第五項第二号」と、「同条第 の四の二の規定を準用する場合について準用す の四第四項、第八項から第十五項まで及び第二 項」と、同条第十六項中「の支払を受ける」と 十五項から第三十一項まで並びに法第六十六条 に規定する本店等と恒久的施設との間の内部取 第三十九条の十二第十四項から第二十項 項」とあるのは「法第六十六条の四の三第一

税の特例)において準用する同法」と読み替え 四の三第十四項(外国法人の内部取引に係る課 法」とあるのは「租税特別措置法第六十六条の 第三十一項」と、前条第四項中「租税特別措置 において読み替えて準用する法第六十六条の四 るのは「法第六十六条の四の三第一項」と、 額」と、同条第二十三項中「同条第一項」とあ 価の額」とあるのは「の対価の額とされるべき と、同項第二号から第六号までの規定中「の対 額」とあるのは「対価の額とされるべき額」 載した」とあるのは「記載した」と、「対価のの財産」とあるのは「財産」と、「連結して記 第一号ニ」と、同項第一号中「属する企業集団 ニ」とあるのは「法第六十六条の四の三第二項 なる」と、同条第二十項中「同条第二項第一号 額の計算上損金の額に算入すべき金額が過大と 各事業年度の当該国内源泉所得に係る所得の金みなされる金額と異なることにより当該法人の とあるのは「とした額が当該独立企業間価格と 入すべき金額が過少となる」と、「を支払う」 泉所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算 法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源 額と異なることにより当該法人の各事業年度の 規定を適用したならば法第六十六条の四の三第 無形資産国外関連取引につき同条第八項本文の 払を受ける」とあるのは「とした額が当該特定 き」とあるのは「とした額につき」と、「の支 価の額とした額」と、同条第十八項中「につ の三第一項」と、「対価の額」とあるのは「対 算入すべき金額が過大となる」と、同項各号中 源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の額に ることにより当該法人の各事業年度の当該国内 が当該独立企業間価格とみなされる金額と異な なる」と、「を支払う」とあるのは「とした額 額の計算上益金の額に算入すべき金額が過少と 第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金 「同条第三十一項」とあるのは「同条第十四項 「同条第一項」とあるのは「法第六十六条の四 一項に規定する独立企業間価格とみなされる金

の提供) の提供)

るものとする。

四の四第四項第三号に規定する特定多国籍企一 特定多国籍企業グループ(法第六十六条のる場合のいずれかに該当する場合とする。 二項に規定する政令で定める場合は、次に掲げ第三十九条の十二の四 法第六十六条の四の四第

締約者 おり の我が国以外の締約国又は相互に提供することを定める規定を有する相互に提供することを定める規定を有するが東(租税の賦課及び徴収に関する情報を約ま(租税条約その他の我が国が締結した国際

条第三号に規定する外国よる所得税等の非課税等に関する法律第二よる所得税等の非課税等に関する法律第二

ま第六十六条の四の四第二項の各最終親会 三 法第六十六条の四の四第二項の各最終親会 三 法第六十六条の四の四第二項の各最終親会 三 法第六十六条の四の四第二項の各最終親会 三 法第六十六条の四の四第二項の各最終親会

に準ずる機関をいう。同項及び第五項においの方針を決定する機関(株主総会その他これ 算において所有していることその他の事由に他の会社等に係る議決権の過半数を自己の計四項において同じ。)のうちその企業集団の 合におけるその企業集団その他財務省令で定 集団の連結財務諸表に連結して記載される場 という。) の財産及び損益の状況が他の企業 等がないもの(次号において「支配会社等 るもの(以下この号において「親会社等」と び第四項において同じ。) が作成されるもの 規定する連結財務諸表をいう。以下この項及 諸表(法第六十六条の四の四第四項第一号に める企業集団を除く。) いう。)であつてその企業集団にその親会社 て「意思決定機関」という。) を支配してい より当該他の会社等の財務及び営業又は事業 に規定する会社等をいう。以下この号及び第 (その企業集団の会社等 (同条第四項第四号 企業集団のうち、その企業集団の連結財務

一 企業集団のうち、その企業集団における支 配会社等の株式又は出資を金融商品取引所(こ れに類するもので外国の法令に基づき設立さ れたものを含む。第四項において「金融商品 取引所等」という。)に上場するとしたなら ばその企業集団の連結財務諸表が作成される こととなるもの(その企業集団における支配 こととなるもの(その企業集団における支配 会社等の財産及び損益の状況が他の企業集団 の連結財務諸表に連結して記載される場合に おけるその企業集団及び前号に規定する財務 おけるその企業集団及び前号に規定する財務 おけるその企業集団を除く。)

3 法第六十六条の四の四第四項第二号に規定する政令で定める企業グループは、企業グループの国又は地域に所在する企業グループのいい。以下第五項までにおいて同じ。)の全ての構成会社等(同条第四項第四号に規定する構成会社等に地国をいう。以下この項及び第五項において同じ。)が同一である場合において、その居住地国以外が同一である場合において、その居住地国以外が同一である場合において、その居住地国という。以下この項において同じ。)が同一である場合において、その居住地国以外が同一である場合において、その居住地国以外が同一である場合において、その居住地国以外が同一である場合において同じ。)の全ての構成会社等に係る恒久的施設又はこれでは、企業グループの、公政の関係に関定するものを通じて行われる事業から生ず

おける当該企業グループとする。る法人税又は法人税に相当する税がある場合にす。る所得に対し、当該国又は地域において課され

する。 ・
な政令で定める会社等は、次に掲げる会社等と ・
な政令で定める会社等は、次に掲げる会社等と ・
ないの四第四項第四号に規定す

一 企業グループにおける支配会社等 (その企が連結して記載される会社等の企業グループの連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等の企業グループの連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等により当該他の会社等の意思決定機関を支配しているもの(以下この号において「親会社しているもの(以下この号において「親会社しているもの(以下この号において「親会社しているもの(以下この号において「親会社は出資を金融商品取引所等に上場するとしたならば作成されることとなるその企業グループの連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等

四 企業グループにおける支配会社等の株式又は出資を金融商品取引所等に上場するとしたならば作成されることとなるその企業グループの連結財務省令で定める理由により連結の範囲から除かれる会社等(その企業グループの他の計算において所有していることその他の事由により当該会社等の意思決定機関を支配している場合における当該会社等に限る。) 法第六十六条の四の四第四項第五号に規定する政令で定める構成会社等の意思決定機関を支配している場合における当該会社等に限る。) 法第六十六条の四の四第四項第五号に規定する政令で定める構成会社等の意思決定機関を支配している場合における当該会社等に限る。) 法第六十六条の四の四第四項第五号に規定する政令で定める構成会社等の企業グループの他の構成会社等に係る議決権の過半数を自己の計算に成会社等の係る議決権の過半数を自己の計算に対していることその他の事由により、おいて所有していることその他の事由により、おいて所有していることその他の事由により、おいて、といるととなる。

又は地域を指定したときは、これを告示する。 6 国税庁長官は、第一項第三号の規定により国

いるものとする。

第八節の三 支払利子等に係る課税

第 一 款 利子等の課税の特例 法第六十六条の五第一項に規 国外支配株主等に係る負債の

第三十九条の十三 に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金 定めるところにより計算した金額は、次の各号定する超える部分に対応するものとして政令で

及び次項において「平均負債残高超過額」と 額からハに掲げる金額を控除した残額(次号 証料等の金額」という。)に、イに掲げる金 金額(次号において「課税対象所得に係る保 する課税対象所得をいう。 ロにおいて同じ。) 所得(法第六十六条の五第五項第九号に規定 利子が当該利子の支払を受ける者の課税対象 合において、これらの号の資金に係る負債の 用(第十四項第二号又は第三号に規定する場支払う同項第三号に規定する政令で定める費 者等をいう。以下この条において同じ。) に 金供与者等(同項第二号に規定する資金供与 をいう。以下この条において同じ。)及び資 の五第五項第一号に規定する国外支配株主等 国法人に係る国外支配株主等(法第六十六条 当該内国法人が当該事業年度において当該内 いう。)を口に掲げる金額で除して得た割合 に含まれるときに、支払うものに限る。)の を乗じて計算した金額 た残額がハに掲げる金額以下である場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除 2

額で除して得た割合を乗じて計算した金額

る負債をいう。以下この条において同じ。) る平均負債残高をいう。 る国外支配株主等及び資金供与者等に対す に係る平均負債残高(同項第五号に規定す 支配株主等及び資金供与者等に対する負債 (法第六十六条の五第五項第四号に規定す 当該内国法人の当該事業年度の当該国外 以下この条におい

当該負債の利子が当該利子の支払を受ける る費用の支払の基因となるもので、かつ、 条の五第五項第三号に規定する政令で定め のに限る。) に係る平均負債残高 者の課税対象所得に含まれるものに係るも これらの号の資金に係る負債(法第六十六 第二号又は第三号に規定する場合における 当該内国法人の当該事業年度の第十四項

支配株主等の資本持分(法第六十六条の五 当該内国法人の当該事業年度に係る国外

平均負債残高超過額」とする。

三項の規定の適用を受ける場合には同項に じて計算した金額 て同じ。) に、三(当該内国法人が同条第 資本持分をいう。第四項及び第七項におい 第五項第六号に規定する国外支配株主等の 定する倍数。次項において同じ。)を乗

える場合 次に掲げる金額の合計額 額を控除した残額が同号ハに掲げる金額を超 前号イに掲げる金額から同号ロに掲げる金 金額から同号ロに掲げる金額を控除した残 額に、平均負債残高超過額から前号ロに掲 第三号に規定する負債の利子等をいう。以う負債の利子等(法第六十六条の五第五項 げる金額を控除した残額を同号イに掲げる 象所得に係る保証料等の金額を控除した残 下この条において同じ。)の額から課税対 該国外支配株主等及び資金供与者等に支払 当該内国法人が当該事業年度において当

過額」と、同項第二号中「前号イに掲げる金額 という。)」とあるのは「総負債平均負債残高超 平均負債残高超過額」という。)が口に掲げる 国法人の当該事業年度に係る同条第五項第七号 均負債残高から当該内国法人の当該事業年度に 中「平均負債残高超過額」とあるのは 残高超過額が前号ロに掲げる金額」と、同号イ から同号ロに掲げる金額を控除した残額が同号 げる金額からハに掲げる金額を控除した残額 とあるのは「同条第五項第一号」と、「イに掲 を控除した残額(以下この項において「総負債 に規定する自己資本の額に三を乗じて得た金額 規定する総負債に係る平均負債残高から当該内 事業年度の法第六十六条の五第一項ただし書に 掲げる金額」とあるのは「当該内国法人の当該 金額からロに掲げる金額を控除した残額がハに の適用については、同項第一号中「イに掲げる 高超過額よりも少ない場合における前項の規定 当該内国法人の当該事業年度に係る平均負債残 じ。) に三を乗じて得た金額を控除した残額が、 る自己資本の額をいう。以下この条において同 係る自己資本の額(同条第五項第七号に規定す の五第一項ただし書に規定する総負債に係る平 (次号及び次項において「平均負債残高超過額 金額」と、「法第六十六条の五第五項第一号」 ハに掲げる金額」とあるのは「総負債平均負債 当該内国法人の当該事業年度の法第六十六条 課税対象所得に係る保証料等の金額 「総負債 7 6

3 等の額は、当該事業年度において費用として計 配株主等及び資金供与者等に支払う負債の利子 合において、当該事業年度において当該国外支 上される金額によるものとする。 法第六十六条の五第一項の規定を適用する場

外支配株主等の資本持分又は国外支配株主等及 ある場合における法第六十六条の五第一項の規 等に支払う負債の利子等の額を合計した金額に の資本持分又は国外支配株主等及び資金供与者 する負債に係る平均負債残高、国外支配株主等 それぞれ国外支配株主等及び資金供与者等に対 供与者等に対する負債に係る平均負債残高、 定の適用については、国外支配株主等及び資金 よるものとする。 び資金供与者等に支払う負債の利子等の額は、 玉

5 均負債残高から控除する政令で定めるところに 産残高。第八項において「調整後平均負債 おいて同じ。)を超える場合には、当該平均資 理的な方法により計算した金額をいう。次項に の当該資産の帳簿価額の平均的な残高として合 に係る資産に係る平均資産残高(当該事業年度 定債券現先取引等をいう。次項及び第八項にお 券現先取引等(同条第五項第八号に規定する特 及び資金供与者等に対する負債のうち、特定債 債残高は、当該内国法人に係る国外支配株主等 より計算した特定債券現先取引等に係る平均負 株主等及び資金供与者等に対する負債に係る平 (当該平均負債残高が当該特定債券現先取引等 いて同じ。) に係るものに係る平均負債残高 法第六十六条の五第二項に規定する国外支配

先取引等に係る平均負債残高は、当該事業年度 政令で定めるところにより計算した特定債券現 年度の総負債に係る平均負債残高から控除する る平均資産残高を超える場合には、当該平均資 残高が当該特定債券現先取引等に係る資産に係 に係るものに係る平均負債残高(当該平均負債 のその他資金の調達に係るものに限る。第十項 の総負債(負債の利子等の支払の基因となるも 産残高)とする。 において同じ。) のうち、特定債券現先取引等 法第六十六条の五第二項に規定する当該事業

めるところにより計算した国外支配株主等の資 本持分に係る倍数は、同項に規定する国外支配 株主等及び資金供与者等に対する負債に係る平 法第六十六条の五第二項に規定する政令で定

負債残高を控除した残額」と、

同号ハ中「三

(」とあるのは「二 (」と、同項第二号イ

課税対象所得に係る保証料等の金額を控除し

を当該内国法人に係る国外支配株主等の資本持平均負債残高を控除して計算した平均負債残高 ころにより計算した特定債券現先取引等に係る 均負債残高から同項に規定する政令で定めると 分で除して計算した倍数とし、同項に規定する

当該内国法人に係る国外支配株主等が二以上 算した特定債券現先取引等に係る負債の利子等 の額から控除する政令で定めるところにより計 株主等及び資金供与者等に支払う負債の利子等 額で除して計算した倍数とする。 る政令で定めるところにより計算した特定債券 現先取引等に係る平均負債残高を控除して計算 の総負債に係る平均負債残高から同項に規定す 額に係る倍数は、同項に規定する当該事業年度 政令で定めるところにより計算した自己資本の した平均負債残高を当該内国法人の自己資本の

高」という。)とする。

額とする。

負債残高で除して得た割合を乗じて計算した金当該特定債券現先取引等に係るものに係る平均 残高を当該負債の利子等の額に係る負債のうち の利子等の額に係る負債に係る調整後平均負債 ち特定債券現先取引等に係るものに、当該負債

び資金供与者等に支払う負債の利子等の額のう の額は、当該内国法人に係る国外支配株主等及

法第六十六条の五第二項に規定する国外支配

負債残高から調整後平均負債残高を控除した残 八号に規定する特定債券現先取引等をいう。以定債券現先取引等(法第六十六条の五第五項第 る場合における第一項から第四項までの規定の 以下この条において同じ。)」とあるのは を控除した残額」と、同号イ中「平均負債残高 る平均負債残高をいう。以下この条において同 係る平均負債残高(同条第五項第五号に規定す 債のうち当該特定債券現先取引等に係るものに 五項に規定する調整後平均負債残高をいう。以金額に係る負債に係る調整後平均負債残高(第下この号において同じ。)に係るものに、当該 とあるのは「)の金額から、当該金額のうち特 適用については、第一項第一号中「)の金額」 額」と、同号ロ中「平均負債残高」とあるの じ。)で除して得た割合を乗じて計算した金 下この号において同じ。)を当該金額に係る負 一平均負債残高から当該負債に係る調整後平均 (同項第五号に規定する平均負債残高をいう。 法第六十六条の五第二項の規定の適用を受け 「平均

金額の合計額を控除した残額」と、第二項中利子等の額及び課税対象所得に係る保証料等の 金額の合計額」とする。 乗じて得た金額」とあるのは「二を乗じて得た 係るものに係る平均負債残高及び」と、「三を 高から第六項に規定する特定債券現先取引等に 項に規定する特定債券現先取引等に係る負債の た残額」とあるのは「、法第六十六条の五第二 「平均負債残高から」とあるのは「平均負債残

が類似する内国法人の各事業年度のうちいずれに終了した同条第三項の事業規模その他の状況 る内国法人(以下この項において「適用法人」 める比率は、同項の規定の適用を受けようとす の端数があるときは、これを切り上げるものと 場合において、当該比率に小数点以下二位未満 及び剰余金の合計額に対する比率とする。この 場合にあつては、財務省令で定める金額を控除 該適用法人が同条第二項の規定の適用を受ける かの事業年度終了の日における総負債の額(当 という。) の当該事業年度終了の日以前三年内 した残額)の同日における資本金、法定準備金 法第六十六条の五第三項に規定する政令で定

に定める金額)とする。 らの規定により読み替えて適用する第一項各号 又は第九項の規定の適用がある場合には、これ するものとして政令で定めるところにより計算 る場合を含む。)に規定する超える部分に対応 した金額は、第一項各号に定める金額(第二項 法第六十六条の五第四項に規定する同条第一 (同条第二項の規定により読み替えて適用す 14 13

令で定める特殊の関係は、 法第六十六条の五第五項第一号に規定する政 次に掲げる関係とす

掲げる者とする。

れる関係 又は出資の数又は金額(以下この条において 株式等」という。)の百分の五十以上の株式 総数又は総額(以下この条において「発行済 (その有する自己の株式又は出資を除く。) の 「株式等」という。)を直接又は間接に保有さ 当該内国法人がその発行済株式又は出資

発行済株式等の百分の五十以上の株式等を直 のある個人を含む。)によつてそれぞれその 法施行令第四条第一項に規定する特殊の関係 者が個人である場合には、当該個人と法人税 接又は間接に保有される場合における当該内 当該内国法人と外国法人が同一の者(当該

> 関係に該当するものを除く。 国法人と当該外国法人の関係(前号に掲げる

1 る関係に該当するものを除く。) つき実質的に決定できる関係(前二号に掲げ 当該内国法人の事業の方針の全部又は一部に 実が存在することにより、当該非居住者等が の間に次に掲げる事実その他これに類する事 この号において「非居住者等」という。)と 十九項において同じ。)又は外国法人(以下 第一号の二に規定する非居住者をいう。第二 当該内国法人と非居住者(法第二条第一項

を当該非居住者等との取引に依存して行つ ていること。 当該内国法人がその事業活動の相当部分

証を受けて調達していること。 代表する権限を有する役員が、当該外国法 の借入れにより、又は当該非居住者等の保 れる資金の相当部分を当該非居住者等から 当該内国法人の役員の二分の一以上又は 当該内国法人がその事業活動に必要とさ

分の五十以上の株式等を直接又は間接に保有さ に関係のある者として政令で定める者は、次に 国法人に資金を供与する者及び当該資金の供与 れるかどうかの判定について準用する。 は、前項第一号及び第二号の発行済株式等の百 法第六十六条の五第五項第二号に規定する内 第三十九条の十二第二項及び第三項の規定

あつた者であること。

又は当該外国法人の役員若しくは使用人で 人の役員若しくは使用人を兼務している者

者に対して当該内国法人の債務の保証をする 者を通じて当該内国法人に対して資金を供与 る当該第三者 して資金を供与したと認められる場合におけ ことにより、当該第三者が当該内国法人に対 したと認められる場合における当該第三者 当該内国法人に係る国外支配株主等が第三 当該内国法人に係る国外支配株主等が第三

三 当該内国法人に係る国外支配株主等から当 引をいう。第二十八項において同じ。)で譲 支配株主等が当該内国法人の債務の保証をす 第四十二条の二第一項に規定する債券現先取 し付けられた債券を含む。)が、他の第三者 ることにより、第三者から当該内国法人に貸 該内国法人に貸し付けられた債券(当該国外 担保として提供され、債券現先取引 法

> 供与したと認められる場合における当該第三 該他の第三者が当該内国法人に対して資金を 保付債券貸借取引をいう。第二十八項におい て同じ。) で貸し付けられることにより、当 六十六条の五第五項第八号に規定する現金担

16 15 形の割引料、法人税法施行令第百三十六条の一 子に準ずるものとして政令で定めるものは、 済的な性質が利子に準ずるものとする。 第一項に規定する満たない部分の金額その他経 法第六十六条の五第五項第三号に規定する利

令で定める費用は、次に掲げるものとする。 法第六十六条の五第五項第三号に規定する政 配株主等に支払う同号の債券の使用料若しく 同号の内国法人が当該内国法人に係る国外支 配株主等に支払う同号の債務の保証料 同号の内国法人が当該内国法人に係る国外支 第十四項第三号に規定する場合において、 第十四項第二号に規定する場合において、

17 の他政令で定めるものは、公共法人又は公益法 人等に支払う負債の利子等とする。 法第六十六条の五第五項第三号に規定するそ

19 18 価額の平均的な残高として合理的な方法により り計算した金額は、当該事業年度の負債の帳簿 債の額の平均額として政令で定めるところによ 合における当該各号の資金に係る負債とする。 令で定める負債は、第十四項各号に規定する場 法第六十六条の五第五項第四号に規定する政 法第六十六条の五第五項第五号に規定する負

21 20 支配株主等が間接に保有する当該内国法人の株 じて計算した金額とする。 の日において国外支配株主等の有する当該内国 年度に係る自己資本の額に、当該事業年度終了 式等(当該内国法人の発行済株式等に、次の各 に保有する当該内国法人の株式等及び当該国外 は、当該内国法人に係る国外支配株主等が直接 国法人の発行済株式等のうちに占める割合を乗 法人に係る直接及び間接保有の株式等が当該内 より計算した金額は、当該内国法人の当該事業 資産に対する持分として政令で定めるところに 号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める 前項に規定する直接及び間接保有の株式等と 法第六十六条の五第五項第六号に規定する純

者及び他の第三者 渡され、又は現金担保付債券貸借取引(法第

払う同号の債券の使用料 は同号の債務の保証料又は同号の第三者に支

算した割合の合計割合)

当該二以上の他の内国法人につきそれぞれ計

法人に係る持株割合を乗じて計算した割合

いて同じ。) に当該他の内国法人の当該内国

(当該他の内国法人が二以上ある場合には、

割合をいう。以下この項及び第二十五項にお る株式等がその発行済株式等のうちに占める 他の内国法人に係る持株割合(株主等の有す されている場合 当該国外支配株主等の当該 該内国法人に係る国外支配株主等により保有

計算した金額とする。

割合(当該各号に掲げる場合のいずれにも該当 合)を乗じて計算した株式等をいう。) の総数 する場合には、当該各号に定める割合の合計割 又は合計額をいう。 内国法人の発行済株式等の全部又は一部が当 及び第二十五項において同じ。)である他 十四号に規定する株主等をいう。以下この号 当該内国法人の株主等(法人税法第二条第

手

二以上の連鎖関係につきそれぞれ計算した割 該内国法人が株式等の保有を通じて連鎖関係 当該他の内国法人、出資関連内国法人及び当 がいる場合であつて、当該国外支配株主等、 項において「出資関連内国法人」という。) 介在する一又は二以上の内国法人(以下この 配株主等によりその発行済株式等の全部又は 株割合及び出資関連内国法人の当該内国法人 連内国法人の他の出資関連内国法人に係る持 の出資関連内国法人に係る持株割合、出資関 内国法人に係る持株割合、当該他の内国法人 にある場合 当該国外支配株主等の当該他 一部が保有されている他の内国法人との間に 合の合計割合) (当該連鎖関係が二以上ある場合には、当該 に係る持株割合を順次乗じて計算した割合 当該内国法人と当該内国法人に係る国外支

内国法人に係る国外支配株主等とみなして、 内国法人に係る国外支配株主等とみなして、前の内国法人であるときは、当該同一の者を当該 二条第一項第一号の二に規定する居住者又は他 場合において、同号に規定する同一の者が法第 株主等とが第十二項第二号に掲げる関係にある 一項の規定を適用するものとする。 当該内国法人と当該内国法人に係る国外支配

22

国法人の当該事業年度終了の日における法人税 掲げる金額を控除した残額(当該残額が当該内 資産の額として政令で定めるところにより計算 した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に 法第六十六条の五第五項第七号に規定する純

23

当該資本金等の額)とする。 本金等の額」という。)に満たない場合には、 の額。以下この項及び第二十五項において「資 満たない場合には、当該資本金の額又は出資金 該資本金等の額が資本金の額又は出資金の額に 法第二条第十六号に規定する資本金等の額(当

的な方法により計算した金額 を控除した残額)の平均的な残高として合理 積立金として積み立てている金額に限る。) 積立金として積み立てている金額及び法第五 り減額することに代えて剰余金の処分により 簿価額(固定資産の帳簿価額を損金経理によ て積み立てている金額(剰余金の処分により 十二条の三の規定により特別償却準備金とし 当該内国法人の当該事業年度の総資産の帳 当該内国法人の当該事業年度の総負債の帳 28

第五項、第十九項及び前項の帳簿価額は、 簿価額の平均的な残高として合理的な方法に より計算した金額 当

24

負債の金額によるものとする。 該内国法人がその会計帳簿に記載した資産又は 29

該他の内国法人又は出資関連内国法人の当該内該事業年度終了の日における資本金等の額に当 株主等との間に当該内国法人の株主等である他」当該内国法人と当該内国法人に係る国外支配 おいて「控除対象金額」という。)を控除した する負債の額とのいずれか少ない金額(同項に は出資関連内国法人の同日における当該内国法 額から、その超える金額と当該他の内国法人又 国法人に係る自己資本の額は、当該自己資本の における資本金等の額を超えるときは、当該内 当該他の内国法人又は出資関連内国法人の同日 国法人に係る持株割合を乗じて計算した金額が 介在している場合において、当該内国法人の当 上の内国法人をいう。次項において同じ。)が 式等の保有を通じて連鎖関係にある一又は二以人と当該他の内国法人との間にこれらの者と株 の内国法人又は出資関連内国法人(当該内国法 人に係る国外支配株主等及び資金供与者等に対

連内国法人の同項の国外支配株主等及び資金供 控除対象金額を控除した残額とし、 の資本金等の額は、 額があるときは、当該出資関連内国法人の同項 場合に当該出資関連内国法人に係る控除対象金 連内国法人が同項の当該内国法人であるとした 前項に規定する場合において、同項の出資関 当該資本金等の額から当該 当該出資関

> 等及び資金供与者等に対する負債の額に当該控 与者等に対する負債の額は、当該国外支配株主

27 合を乗じて計算した金額とする。 業年度終了の日における総資産の価額のうちに ら前項までの規定にかかわらず、当該内国法人 占めるその営む収益事業に係る資産の価額の割 の当該事業年度に係る自己資本の額に、当該事 めるところにより計算した金額は、第二十項か 項第七号に規定する純資産の額として政令で定 政令で定めるところにより計算した金額及び同 項第六号に規定する純資産に対する持分として 団等である場合における法第六十六条の五第五 当該内国法人が公益法人等又は人格のない社

保付債券貸借取引又は債券現先取引とする。 を、現金担保付債券貸借取引で貸し付ける場合 令で定めるものは、次に掲げるいずれかの債券 又は債券現先取引で譲渡する場合の当該現金担 法第六十六条の五第五項第八号に規定する政 現金担保付債券貸借取引で借り入れた債券

令で定める規定により所得税が軽減され、又は 令で定める国内源泉所得は、非居住者にあつて 除される所得を除く。)とする。 で定める規定により法人税が軽減され、又は免 国内源泉所得(租税条約の規定その他財務省令 免除される所得を除く。)とし、外国法人にあ る国内源泉所得(租税条約の規定その他財務省 は所得税法第百六十四条第一項第一号イに掲げ つては法人税法第百四十一条第一号イに掲げる 法第六十六条の五第五項第九号に規定する政 債券現先取引で購入した債券

適用については、同条第二項中「)の合計額」 場合における法人税法施行令第十九条の規定の 金額がある場合には、当該金額を控除した残 のは「の合計額(租税特別措置法第六十六条の 後支払利子合計額」と、「の合計額を」とある は「調整後支払利子合計額」と、同条第四項中 第一号中「支払利子等の額の合計額」とあるの を控除した残額。第一号及び第四項において の利子等の課税の特例)の規定により損金の額 十六条の五第一項(国外支配株主等に係る負債 とあるのは「)の合計額(租税特別措置法第六 五第一項の規定により損金の額に算入されない 「支払利子等の額の合計額」とあるのは「調整 「調整後支払利子合計額」という。)」と、同項 に算入されない金額がある場合には、当該金額 法第六十六条の五第一項の規定の適用がある

> 合計額」とあるのは「調整後支払利子合計額 額)を」 とする。

第二款 対象純支払利子等に係る課税

第三十九条の十三の二 第一項及び第二項の規定を適用せず、かつ、当政令(昭和四十二年政令第百六号)附則第五条 六項、第六十四条の八並びに第百四十二条の四四条の五第一項及び第三項、第六十四条の七第 される場合に限る。)、第四十一条、第四十一条 う。) の方法又は当該事業年度の決算の確定の において費用又は損失として経理することをい 期間その他の財務省令で定める期間に係る決算 四十四条の四第一項若しくは第二項に規定する 合にあつては、同法第七十二条第一項又は第百 等の額、減価償却資産に係る償却費の額(損金 六条の五の二第一項に規定する対象純支払利子 年度の所得の金額に、当該事業年度の法第六十 を損金の額に算入して計算した場合の当該事業 該事業年度において支出した寄附金の額の全額 第一項並びに法人税法施行令の一部を改正する ら第四項まで、第六十二条の五第五項、第六十 の二、第五十七条第一項、第五十九条第一項か 法施行令第六十八条第一項各号に掲げる資産に 六十七条の十五第一項、第六十八条の三の二第一項及び第二項、第六十七条の十四第一項、第 項から第十一項まで及び第十五項、第六十七条 項及び第五項、第六十六条の十三第一項、第五 七第二項及び第六項、第六十六条の九の三第二 六条の五の三第一項及び第二項、第六十六条の 五第一項、第六十六条の五の二第一項、第六十 第一項、 第六十一条第一項及び第五項、第六十一条の二 第四項、第六十条第一項、第二項及び第六項、 第一項及び第二項、第五十九条の二第一項及び 二条の三第五項及び第六項、第五十七条の七第 日までに剰余金の処分により積立金として積み 百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若 経理(法人税法第七十二条第一項第一号又は第 つき当該各号に定める事実が生じたものに適用 人税法第二十七条、第三十三条第二項(法人税 しくは第二項第一号に掲げる金額を計算する場 項並びに第六十八条の三の三第一項並びに法 項に規定する政令で定める金額は、法第五十 十二第一項及び第二項、第六十七条の十三第 項、第五十七条の七の二第一項、第五十九条 第六十一条の三第一項、第六十六条の 法第六十六条の五の二第

と、同条第九項中「支払利子等の額の

2

その他経済的な性質が支払う利子に準ずるも 利息に相当する金額、法人税法施行令第百三十 円に満たないものを除く。)のうちに含まれる を受けたことにより支払うべき対価の額(千万 第六十四条の二第三項に規定するリース取引に る支払う負債の利子に準ずるものとして政令で に規定する金融関係法人部分課税対象金額及び規定する部分課税対象金額若しくは同条第八項 る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に 条の九の二第一項に規定する外国関係法人に係 定の適用に係る法第六十六条の六第二項第一号の二第七項又は第六十六条の五の三第二項の規 業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入さ 資をする者及びその者の当該匿名組合契約等に その事業から生ずる利益を分配することを約す 得の金額の計算上損金の額に算入される金額及 権の貸倒れによる損失の額で当該事業年度の所 定めるものは、支払う手形の割引料、法人税法 (当該金額が零を下回る場合には、零)とする。 算上益金の額に算入される金額を減算した金額 べき損失の額で当該事業年度の所得の金額の計 匿名組合契約等により匿名組合員に負担させる 金融子会社等部分課税対象金額又は法第六十六 分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する 定する課税対象金額、同条第六項に規定する部 おいて同じ。)に分配すべき利益の額で当該事 係る地位の承継をする者をいう。以下この項に る契約をいう。以下この項において同じ。) る契約を含む。)及び外国におけるこれに類す 方が相手方の事業のために出資をし、相手方が 額の計算上損金の額に算入される金額、金銭債 立てる方法により特別償却準備金として積み立 六条の二第一項に規定する満たない部分の金額 よる同条第一項に規定するリース資産の引渡し れる金額を加算した金額から法第六十六条の五 より匿名組合員(匿名組合契約等に基づいて出 び匿名組合契約等(匿名組合契約(当事者の一 てた金額を含む。) で当該事業年度の所得の に規定する外国関係会社に係る同条第一項に規 法第六十六条の五の二第二項第二号に規定す

る政令で定める費用又は損失は、 のとする 法第六十六条の五の二第二項第二号に規定す 次に掲げるも

の二第二項第四号に規定する関連者をいう。 以下この条において同じ。)が非関連者 当該法人に係る関連者(法第六十六条の五 (同

1 有変法、これら関連者でいる複数に、これられた。 1 に対して資金を供与したと認められ当該法人に対して資金を供与したと認められる場合において、当該法人が当該開連者が扱の保証をすることにより、当該非関連者が払う当該債務の保証をする非関連者をいう。以下こ項第五号に規定する非関連者をいう。以下こ項第五号に規定する非関連者をいう。以下こ

供与したと認められる場合において、当該法 当該他の非関連者が当該法人に対して資金を 支払う貸付債券の使用料 引をいう。)で貸し付けられることにより、 五項第八号に規定する現金担保付債券貸借取 金担保付債券貸借取引(法第六十六条の五第 債券現先取引をいう。)で譲渡され、又は現 先取引(法第四十二条の二第一項に規定する の非関連者に、担保として提供され、債券現 の号において「貸付債券」という。) が、他 該法人に貸し付けられた債券を含む。以下こ 務の保証をすることにより、非関連者から当 付けられた債券(当該関連者が当該法人の債 しくは当該債務の保証料又は当該非関連者に 人が当該関連者に支払う貸付債券の使用料若 当該法人に係る関連者から当該法人に貸し

調整差損 規定する償還有価証券に係る同項に規定する 規定する償還有価証券に係る同項に規定する 三 法人税法施行令第百三十九条の二第一項に

本法第六十六条の五の二第二項第三号に規定する支払利子等が当該財連者の課税対象所得に当該支払利いて同じ。)があつたとした場合に当該支払利いて同じ。)があつたとした場合に当該支払利いて同じ。)があつたとした場合に当該支払利いて同じ。)があつたとした場合に当該支払利いて同じ。)があつたとした場合に当該支払利いて同じ。)があつたとした場合に当該支払利ので定める場合は、当該法人に係る関連者の政令で定める場合は、当該法人に係る関連者の政令で定める場合は、当該法人に係る関連者の政令で定める場合は、当該法人に係る関連者の政令で定める場合と、当該法人に係る関連者の政令で定める場合と、当該法人に係る関連者の政令で定める場合としたと認められる場合とする政令で定める場合は、当該法人に係る関連者の政令で定める場合としたと認められる場合とする政令で定める場合と、当該法人に係る関連者の政令で定める場合と、当該法人に係る関連者の政令で定める場合と、対して資金を供与したと認められる場合とする政令では、当該法人に係る関連者の政令に対している。

・ 法第六十六条の五の二第二項第三号に規定する政令で定める支払利子等が当該非関連者(当該お人から受ける支払利子等が当該非関連者の課務省令で定める支払利子等が当該非関連者の課務省令で定める支払利子等が当該非関連者の課務省令で定める支払利子等は、非関連者(当該法人から受ける支払利子等は、非関連者の課務省令で定める支払利子等は、非関連者の課金、法第六十六条の五の二第二項第三号に規定する。

5

ものを除く。)
ものを除く。)
ものを除く。)

に該当するかに応じ当該各号に定める所得とすたとした場合に当該支払利子等があつ店等(当該法人から受ける支払利子等があつ規定により法人税を開きる正ととされるの規定により法人税を開する正ととされるの規定により法人税を開きないこととされ、又は租税条約の規定により法人税を免除することとされるの規定により法人税を免除することとされるの規定によりに関する政令で定める所得は、当該法人から支払利子等があつ法第六十六条の五の二第二項第一号に規定する本法第六十六条の五の二第二項第一号に規定する本法第音で表示。

二 法第二条第一項第一号の二に規定する非居二 法第二条第一項第一号の二に規定する非居生者のいずれに該当するかに応じ当該非居住者の当該各号に定める国内源泉所得該非居住者の当該各号に定める国内源泉所得限さないこととされ、又は租税条約の規定により所得税を免除することとされる所得を除した。)

とされる所得を除く。) する法令の規定により法人税を課さないこと 内国法人 各事業年度の所得 (法人税に関

(こ) 大国法人 法人税法第百四十一条各号に掲げる外国法人のいずれに該当するかに応じ当ばる外国法人の当該各号に定める国内源泉所得該外国法人の当該各号に定める国内源泉所得該外国法人のいずれに該当するかに応じ当げる外国法人のいずれに該当するかに応じ当げる外国法人

・ 法第六十六条の五の二第二項第三号口に規定する。

13

する政令で定める支払利子等は、除外対象特定法第六十六条の五の二第二項第三号ハに規定

等とする。 等とする。 等とする。 等とする。 等とする。 等とする。 等とする。 等に係る支払利子等が当該支払利子等を受ける 等に係る支払利子等が当該支払利子等を受ける 等に係る支払利子等が当該支払利子等を受ける の項において同じ。)で当該特定債券現先取引 領及び第十項において同じ。)に係る支払利子 等に係る支払利子等が当該支払利子等を受ける の項において同じ。)に係る支払利子 等とする。

法第六十六条の五の二第二項第三号ハに規定とする。法第六十六条の五の二第二項第三号ハに規定とする。法第六十六条の五の二第二項第三号ハに規定をする。法第六十六条の五の二第二項第三号ハに規定とする。

以 計項に規定する調整後平均負債残高とは、当 計算した金額をいう。)を超える場合には、当 が負債残高(当該事業年度の当該資産の帳簿 等一号の現金担保付債券貸借取引又は同項第二 等一号の現金担保付債券貸借取引又は同項第二 等一号の現金担保付債券貸借取引又は同項第二 等一号の現金担保付債券貸借取引支 が負債残高(当該平均負債残高が当該除外対象 が負債残高(当該平均負債残高が当該除外対象 が可に規定する調整後平均負債残高とは、除 が可に規定する調整後平均負債残高とは、除

のとする。 2 法第六十六条の五の二第二項第三号ニに規定

保険業法第二条第四頁こ見をよる貴屋保険保険業法第二条第四頁こ見をよる責任準備金(次項第十六条第一項に規定する責任準備金(次項第六条第一項に規定する責任準備金(次項第会社の締結した保険契約に基づいて同法第百会社の締結した保険契約に基づいて同法第百会社の締結した保険契約に基づいて同法第百会社の総数を表する生命保険保険業法第二条第三項に規定する生命保険

15

する政令で定める金額は、次に掲げる金額とす法第六十六条の五の二第二項第三号ニに規定支払利子等に準ずるもの会社の締結した保険契約に係る前号に掲げる 保険業法第二条第四項に規定する損害保険

とに、前項第一号の積立てに係る当該事業年一 責任準備金に係る積立利率の異なる保険ご

金額に準ずる金額 二 前項第二号の保険契約に係る前号に掲げる

は、 である場合における当該債券とする。 「判定対象取得者」という。)及び次に掲げる者 がて、当該債券を取得した者の全部が当該債 おいて、当該債券を取得した者の全部が当該債 する政令で定める債券は、債券を発行した日に する政令で定める債券は、債券を発行した日に は第六十六条の五の二第二項第三号ホに規定

次に掲げる個人

当該判定対象取得者の親族

る者 いないが事実上婚姻関係と同様の事情にあい 当該判定対象取得者と婚姻の届出をして

当該判定対象取得者の使用人

スープン・スでに易ずらないに十つでは 単定対象取得者から受ける金銭その他の資 コーイからハまでに掲げる者以外の者で当該

当該判定対象取得者と他の者との間にいずるこれらの者の親族
ホーロから二までに掲げる者と生計を一にす

一 当該判定対象取得者と他の者(法人に限配する関係がある場合における当該他の者方の者(法人に限る。)を直接又は間接に支方の者(法人に限る。)を直接又は間接に支は、これと法人税法施行令第四条第一項に規は、これととの関係のある個人である場合にれか一方の者(当該者が個人である場合に利か一方の者(当該判定対象取得者と他の者との間にいず当該判定対象取得者と他の者との間にいず

おける当該他の者 (法人に限当該判定対象取得者と他の者(法人に限当該判定対象取得者及び当該他の者で項に規定する特殊の関係のある個人を含む。) との間に同一の者(当該者が個人である。) との間に同一の者(当該者が個人である。) との間に同一の者(当該者が個人である。) との間に同一の者(当該者が個人である。) との間に同一の者(当該者が個人である。) との間に同一の者(当該地の者(法人に限当該判定対象取得者と他の者(法人に限

はなしずり針ぶは、とではしている場合である関係がある場合における当該関係をいう。の間に当該他方の者が次に掲げる法人に該当すの間に当該他方の者とは、一方の者と他方の者と接に支配する関係とは、一方の者と他方の者と

における当該法人に規定する法人を支配している場合をいう。)に規定する法人を支配している場合をいう。)のは、税法施行令第十四条の二第二項第一号当該一方の者が法人を支配している場合

方の者及び前号若しくは次号に掲げる法人が二 前号若しくは次号に掲げる法人又は当該一

法人を支配している場合をいう。) における 令第十四条の二第二項第二号に規定する他の 他の法人を支配している場合(法人税法施行

に規定する政令で定めるところにより計算した 号に規定する他の法人を支配している場合を 号に掲げる法人が他の法人を支配している場 法第六十六条の五の二第二項第三号ホ (2) 合(法人税法施行令第十四条の二第二項第三 いう。) における当該他の法人 前号に掲げる法人又は当該一方の者及び同

該各号に定める金額とする。 相当する金額 いて同じ。) の額の合計額の百分の九十五に に規定する特定債券利子等をいう。次号にお 子等(法第六十六条の五の二第二項第三号ホ 国内において発行された債券 特定債券利 19 18

金額は、次の各号に掲げる債券の区分に応じ当

一 国外において発行された債券 特定債券利 子等の額の合計額の百分の二十五に相当する

その他の政令で定める特殊の関係は、次に掲げ おいて同じ。)を直接又は間接に保有する関係 の株式等(株式又は出資をいう。以下この条に の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額 以下この条において「発行済株式等」という。) 資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。 る一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出 る関係とする。 法第六十六条の五の二第二項第四号に規定す

に保有する関係 十以上の数又は金額の株式等を直接又は間接 人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五二の法人のいずれか一方の法人が他方の法

一 二の法人が同一の者 (当該者が個人である の株式等を直接又は間接に保有される場合に総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額個人)によつてそれぞれその発行済株式等の 係に該当するものを除く。) おける当該二の法人の関係(前号に掲げる関 令第四条第一項に規定する特殊の関係のある 場合には、当該個人及びこれと法人税法施行 20

三 次に掲げる事実その他これに類する事実が の法人が他方の法人の事業の方針の全部又は 存在することにより二の法人のいずれか一方 に掲げる関係に該当するものを除く。) 部につき実質的に決定できる関係(前二号

> 用人であつた者であること。 る者又は当該一方の法人の役員若しくは使 の法人の役員若しくは使用人を兼務してい は代表する権限を有する役員が、当該一方 当該他方の法人の役員の二分の一以上又

分を当該一方の法人との取引に依存して行 つていること。 当該他方の法人がその事業活動の相当部

保証を受けて調達していること。 らの借入れにより、又は当該一方の法人のされる資金の相当部分を当該一方の法人か 当該他方の法人がその事業活動に必要と

式等を直接又は間接に保有するかどうかの判定数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株 る個人が法人の発行済株式等の総数又は総額の は、前項第一号及び第二号の発行済株式等の総第三十九条の十二第二項及び第三項の規定 について準用する。 法第六十六条の五の二第二項第四号に規定す

は間接に保有する関係その他の政令で定める特百分の五十以上の数又は金額の株式等を直接又 殊の関係は、次に掲げる関係とする。 十以上の数又は金額の株式等を直接又は間接 人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五 個人(当該個人と法人税法施行令第四条第 項に規定する特殊の関係のある個人を含 次号及び次項において同じ。)が当該法

二 当該法人と個人との間に次に掲げる事実そ 号に掲げる関係に該当するものを除く。) 又は一部につき実質的に決定できる関係 他これに類する事実が存在することによ 当該法人がその事業活動の相当部分を当 当該個人が当該法人の事業の方針の全部 (前

に保有する関係

資金の相当部分を当該個人からの借入れに より、又は当該個人の保証を受けて調達し ていること。 当該法人がその事業活動に必要とされる

該個人との取引に依存して行つているこ

係る直接保有の株式等の保有割合(当該個人の するかどうかの判定は、当該個人の当該法人に 上の数又は金額の株式等を直接又は間接に保有 の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以 有する当該法人の株式等の数又は金額が当該法 人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占め 前項第一号の場合において、個人が当該法人

る割合をいう。) と当該個人の当該法人に係る とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該

前項に規定する間接保有の株式等の保有割合 間接保有の株式等の保有割合とを合計した割合 により行うものとする。

ずれにも該当する場合には、当該各号に定める 割合の合計割合)をいう。

計割合) の株主法人につきそれぞれ計算した割合の合 株主法人が二以上ある場合には、当該二以上 等の総数又は総額のうちに占める割合(当該 株式等の数又は金額が当該法人の発行済株式 金額の株式等が前項の個人により所有されて 等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は おいて「株主法人」という。) の発行済株式 いる場合 当該株主法人の有する当該法人の に規定する株主等である法人(以下この項に 前項の当該法人の法人税法第二条第十四号

分の五十以上の数又は金額の株式等が当該個法人(その発行済株式等の総数又は総額の百 数又は金額の株式等を当該個人又は出資関連済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の 等の所有を通じて連鎖関係にある一又は二以同項の個人との間にこれらの者と発行済株式 場合に該当する同号の株主法人を除く。)と 二以上の株主法人につきそれぞれ計算した割 株式等の総数又は総額のうちに占める割合 場合に限る。) 当該株主法人の有する当該法 連法人及び当該株主法人がそれぞれその発行 合の合計割合) (当該株主法人が二以上ある場合には、当該 いるものに限る。)によつて所有されている 上の法人(以下この号において「出資関連法 人の株式等の数又は金額が当該法人の発行済 人又は他の出資関連法人によつて所有されて 人」という。)が介在している場合(出資関 前項の当該法人の株主法人(前号に掲げる

23 法第六十六条の五の二第二項第六号に規定す 22 る政令で定める金額は、同条第一項の法人(以 において、その者が同条第一項の法人に係る関
は第六十六条の五の二の規定を適用する場合 下この項及び次項において「適用対象法人」と の各事業年度終了の時の現況によるものとす 連者に該当するかどうかの判定は、同項の法人

いう。)の当該事業年度の受取利子等

各号に定める割合(当該各号に掲げる場合のい この項において同じ。)の額(当該適用対象 条第一項第一号の二に規定する居住者、内国法 ら受けるものを除く。以下この項において同 二項第七号に規定する受取利子等をいう。 先取引等に係る受取利子等の額を控除した金 現先取引等に係る第十項に規定する対応債券現 じ。) から第八項に規定する除外対象特定債券 同項第一号の二に規定する非居住者又は恒久的 人、同項第五号に規定する恒久的施設を有する 人が通算法人である場合には、他の通算法人か (当該適用対象法人に係る関連者のうち法第二

象法人及び当該適用対象法人に係る他の国内関 各国内関連者等が非国内関連者等(当該適用 等の額にあつては、各国内関連者等の別に計算 連者等以外の者をいう。)から受けた受取利子 当該事業年度の期間と同一の期間において当該 施設を有する外国法人(以下この項において した当該控除した金額と、当該適用対象法人の 「国内関連者等」という。) から受ける受取利子

対

第一号において同じ。)の占める割合を乗じて 等合計額(法第六十六条の五の二第一項に規定 場合における他の通算法人に対する支払利子等 た金額及び当該適用対象法人が通算法人である 等の額とのうちいずれか少ない金額とする。) 計算した金額とする。 する対象支払利子等合計額をいう。 の額を除く。)の合計額のうちに対象支払利子 の支払利子等の額(第九項の規定により計算し の合計額に、当該適用対象法人の当該事業年度

第三十二項

25 定めるものは、支払を受ける手形の割引料、 る控除した金額の合計額に加算することができ 社債の利子から成る部分の金額を前項に規定す 利子から成る部分の金額があるときは、当該公 得税法第二条第一項第九号に規定する公社債の 法第二条第二十八号に規定する公社債投資信託 の収益の分配の額の支払を受ける場合におい て、その支払を受ける収益の分配の額のうち 法第六十六条の五の二第二項第七号に規定す 適用対象法人が当該事業年度において法人税 所

(同条第 法施行令第百三十九条の二第一項に規定する償 のうちに含まれる利息に相当する金額、法人税引渡しを行つたことにより受けるべき対価の額 る支払を受ける利子に準ずるものとして政令で 取引による同条第一項に規定するリース資産の 人税法第六十四条の二第三項に規定するリー 還有価証券に係る同項に規定する調整差益その 法 ż

他経済的な性質が支払を受ける利子に準ずるも

国法人に係る直接保有の株式等の保有割合(当 う。) と当該一の内国法人の当該他の内国法人 株式等の総数又は総額のうちに占める割合をい 式等の数又は金額が当該他の内国法人の発行済 該一の内国法人の有する当該他の内国法人の株 る政令で定める関係は、一の内国法人の他の内 た割合が百分の五十を超える場合における当該 に係る間接保有の株式等の保有割合とを合計し の内国法人と当該他の内国法人との間の関係 法第六十六条の五の二第三項第二号に規定す 32 31

定する間接保有の株式等の保有割合について準第三十九条の十二第三項の規定は、前項に規 あるのは「当該他の内国法人」と読み替えるも を超える」と、「当該一方の法人」とあるのは の法人」とあるのは「以上の内国法人」と、 法人」とあるのは「一の内国法人」と、「以上 るのは「である内国法人」と、「同項の一方の のは「他の内国法人」と、「である法人」とあ と、同項第二号中「前項の他方の法人」とある 他方の法人」とあるのは「当該他の内国法人」 法人」とあるのは「一の内国法人」と、「当該 は「百分の五十を超える」と、「同項の一方の 内国法人」と、「百分の五十以上の」とあるの 法人」と、「である法人」とあるのは「である 中「前項の他方の法人」とあるのは「他の内国 用する。この場合において、同条第三項第一号 「当該一の内国法人」と、「当該他方の法人」と 「百分の五十以上の」とあるのは「百分の五十

の時の現況によるものとする。 かの判定は、同号の内国法人の各事業年度終了 部分に限る。)の規定を適用する場合において、 同号に規定する特定資本関係が存在するかどう 法第六十六条の五の二第三項第二号ロに規定 法第六十六条の五の二第三項(第二号に係る 33

当該内国法人との間に同号に規定する特定資本 ら調整損失金額の合計額を控除した残額とす 同条第一項に規定する調整所得金額の合計額か 関係のある他の内国法人の当該事業年度に係る する政令で定める金額は、同号の内国法人及び

30 項中「(当該金額が零を下回る場合には、 額について準用する。この場合において、 第一項の規定は、 前項に規定する調整損失金 第一

る外国関係会社

法第六十六条の六第二項第一号に規定す

当該内国法人の調整事業

とあるのは、「が零を下回る場合のその下回る 額」と読み替えるものとする。

替えて適用する同条第一項各号に定める金額 適用がある場合には、これらの規定により読み に定める金額(同条第二項又は第九項の規定の ところにより計算した金額は、前条第一項各号 超える部分に対応するものとして政令で定める 読み替えて適用する場合を含む。) に規定する 六十六条の五第一項(同条第二項の規定により 法第六十六条の五の二第六項に規定する法第

金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合 規定する超える部分の金額に、第一号に掲げる う。) における法第六十六条の五の二第一項に 三十五項までにおいて「調整事業年度」と 金額は、当該内国法人の当該事業年度(以下第 会社又は法第六十六条の九の二第一項に規定す を乗じて計算した金額とする。 る外国関係法人に係るものとして政令で定める 六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係 法第六十六条の五の二第七項に規定する法第

対象支払利子等合計額 当該内国法人の当該調整事業年度における

には、当該期間を除く。)内に当該特定子法該調整事業年度開始の日前の期間がある場合 当該内国法人に係る法第六十六条の六第二項 という。)の特定子法人事業年度の期間(当 (以下第三十五項までにおいて「特定子法人」 六条の九の二第一項に規定する外国関係法人 第一号に規定する外国関係会社又は法第六十 をいう。第三十六項において同じ。)のうち、 第二項第一号に規定する対象支払利子等の額 対象支払利子等の額(法第六十六条の五の一 人に対して支払われたもの 当該内国法人の当該調整事業年度における

対象金額のうち政令で定める金額は、次に掲げ み替えて適用される同条第一項に規定する調整 る金額のうちいずれか少ない金額とする。 法第六十六条の五の二第七項の規定により読 条の五の二第七項に規定する調整対象金額を いう。次号及び次項において同じ。) 特定子法人に係る調整対象金額(法第六十六 当該内国法人の調整事業年度における当該

れ次に定める金額 る法人のいずれに該当するかに応じ、それぞ 当該内国法人に係る特定子法人が次に掲げ

35 34 いう。 内国法人の当該調整事業年度に含まれるものを 度終了の日の翌日から二月を経過する日が当該 定する特定子法人事業年度とは、当該内国法人 については、次条第三項の規定により計算した る場合には、前項第二号イ又は口に定める金額 該特定子法人に係る調整対象超過利子額を有す 係る法第六十六条の五の三第二項に規定する当 象金額を有する内国法人が当該調整事業年度に に係る特定子法人の事業年度のうち当該事業年 相当する金額を控除した残額とする。 金額(当該特定子法人に係る部分に限る。)に 第三十二項第二号及び第三十三項第二号に規 調整事業年度に係る特定子法人に係る調整対

36 条の五第一項の規定により当該外国法人の当該 額に算入される金額に、当該外国法人の当該事 国内源泉所得に係る所得の金額の計算上損金の 事業年度の同法第百四十一条第一号イに掲げる する政令で定める金額は、法人税法第百四十二 法第六十六条の五の二第八項第一号ロに規定

前項第二号に掲げる金額が含まれるものに象金額の計算上、当該調整対象金額に係る 金融子会社等部分課税対象金額に係る同条 子会社等部分課税対象金額(当該課税対象 税対象金額、同条第六項に規定する部分課 年度における当該外国関係会社の特定子法 第八項に規定する金融子会社等部分適用対 六項に規定する部分適用対象金額又は当該 金額、当該部分課税対象金額に係る同条第 金額に係る同条第一項に規定する適用対象 税対象金額又は同条第八項に規定する金融 人事業年度に係る同条第一項に規定する課 資本に相当するものに係る負債につき支払う負 業年度の対象支払利子等の額(同項に規定する

号に掲げる金額が含まれるものに限る。) 計算上、当該調整対象金額に係る前項第二 規定する金融関係法人部分適用対象金額の 部分課税対象金額(当該課税対象金額に係 度における当該外国関係法人の特定子法人 外国関係法人 当該内国法人の調整事業年 法人部分課税対象金額に係る同条第八項に 定する部分適用対象金額又は当該金融関係 該部分課税対象金額に係る同条第六項に規 る同条第一項に規定する適用対象金額、当 額又は同条第八項に規定する金融関係法人 額、同条第六項に規定する部分課税対象金 事業年度に係る同項に規定する課税対象金 法第六十六条の九の二第一項に規定する

とする。 保険会社」とあるのは「外国損害保険会社等」 四項」とあるのは「第二条第九項」と、「損害 百十六条第一項」と、同項第二号中「第二条第 等」と、「第百十六条第一項」とあるのは「第 命保険会社」とあるのは「外国生命保険会社 第三項」とあるのは「第二条第八項」と、「生 の適用については、第十二項第一号中「第二条 た金額とする。 子に限る。) の額に対する割合を乗じて計算し 相当するものに係る負債につき支払う負債の利 事業年度の支払利子等(同項に規定する資本に 債の利子の額に限る。)の当該外国法人の当該 百九十九条の規定により読み替えられた同法第 外国法人に係る第十二項及び第十三項の規定

額の合計額」とあるのは「調整後支払利子合計 た残額)を」と、同条第九項中「支払利子等の れない金額がある場合には、当該金額を控除し の五の二第一項の規定により損金の額に算入さ るのは「の合計額(租税特別措置法第六十六条 整後支払利子合計額」と、「の合計額を」とあ 中「支払利子等の額の合計額」とあるのは「調 項第一号中「支払利子等の額の合計額」とある 令第十九条の規定の適用については、同条第二 規定により読み替えて適用する場合を含む。) 額」とする。 のは「調整後支払利子合計額」と、同条第四項 金額を控除した残額。第一号及び第四項にお の額に算入されない金額がある場合には、当該 む。第四項において同じ。)の規定により損金 項中「)の合計額」とあるのは「)の合計 の規定の適用がある場合における法人税法施行 七項の規定により読み替えて適用する場合を含 て「調整後支払利子合計額」という。)」と、同 (対象純支払利子等に係る課税の特例)(同条第 、租税特別措置法第六十六条の五の二第一項 法第六十六条の五の二第一項(同条第七項

第三十九条の十三の三 法第六十六条の五の三第 号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の の対象事業年度に係るものに限る。)に、第一 の同条第一項に規定する超過利子額(当該法人 二項に規定する政令で定める金額は、当該法人 占める割合を乗じて計算した金額とする。

- ・ 「それ、の一般十号はまれば、これである。 ・ 子等合計額 ・ 子等合計額 ・ 当該法人の当該対象事業年度に係る法第六
- 二 当該法人の当該対象事業年度に係る法第六十六条の五の二第二項第二号に規定する対象主法人(前条第三十二項第二号に規定する特定子法人をいう。以下第三項までにおいて同じ。)の特定子法人事業年度(前条第三十五度び第三項第二号において同じ。)の期間項及び第三項第二号において同じ。)の期間項及び第三項第二号に対して表別では、当該対象事業年度をいう。次項に規定する特定子法人事業年度で係る法第六項と対象事業年度に係る法第六十六条の五の二第二項第一号に規定する対象主法人の当該対象事業年度に係る法第六十六条の五の五の一方に対して支払われたもの
- く。)をいう。
- 法第六十六条の五の三第二項に規定する政令法第六十六条の五の三第二項に超過利子額(法第六十六条の五の三第二項に超過利子額(法第六十六条の五の三第二項に規定する調整対象を引きいずれか少ない金額とする。
- に定める金額 人のいずれに該当するかに応じ、それぞれ次 当該法人に係る特定子法人が次に掲げる法

- ロ 法第六十六条の九の二第一項に規定する 解、同条第八項に規定する部分課税対象金額、同条第八項に規定する部分課税対象金額、同条第八項に規定する部分課税対象金額に係る同条第八項に規定する部分課税対象金額に係る同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額に係る同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額に係る同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額に係る同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額に係る同条第八項に規定する金融関係法人部分違限が表金額に係る同条第八項に規定する。
- 財産の確定の日の翌日を含む事業年度)以後の 国法人に限る。)との間に同条第三項に規定す の規定により当該被合併法人等の超過利子額年内事業年度において生じた超過利子額(同項 の確定(以下この項において「適格合併等」と する確定申告書の提出があることとする。 各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定 直前適格合併の日を含む事業年度又は当該残余 超過利子額とみなされたものにあつては、当該 項の規定により当該被合併法人等となる法人の る。) の残余財産が確定したことに基因して同 る完全支配関係がある他の法人(内国法人に限 れたこと又は当該被合併法人等となる法人(内 項において「直前適格合併」という。)が行わ なる法人を合併法人とする適格合併(以下この 度(当該適格合併等の前に当該被合併法人等と 含む。)に係る事業年度のうち最も古い事業年 で定める要件は、同項の適格合併又は残余財産 下この項において同じ。)とみなされたものを (同条第一項に規定する超過利子額をいう。以 人等」という。)の同条第三項に規定する前七 人等(以下この項及び次項において「被合併法 いう。) に係る同条第三項に規定する被合併法 法第六十六条の五の三第三項に規定する政令 6
- 5 法第六十六条の五の三第三項の合併法人等七年前被分配法人(以下この項において「合併法人等」という。)の同条第三項に規定する合併等事業年度が当該合併法人等の設立の日を含む事業年度が当該合併法人等の設立の日を含む事業年度が当該合併法人等の設立の日を含む事業年度が当該合併法人等の設立の日を含む事業年度が当該合併法人等の式の三第三項の合併法人又は
- 等の事業年度とみなして、同条の規定を適用す ぞれの事業年度とみなし、当該合併法人等の同日の前日までの期間)を当該合併法人等のそれ 当該被合併法人等の当該前日を含む事業年度開 という。)で同条第三項に規定する引継対象超 事業年度開始日」という。)が同条第三項の適 の日)から当該前日までの期間を当該合併法人 れたものである場合には、当該設立日の一年前 の当該設立日の前日を含む事業年度開始の日 が当該設立日以後であるときは、被合併法人等 項において同じ。)を含む事業年度である場合 条第三項に規定する合併等事業年度が設立日 始の日から当該合併法人等七年前事業年度開始 ぞれの期間(当該前日を含む期間にあつては、 併法人等前七年内事業年度ごとに区分したそれ 年前事業年度開始日に係る被合併法人等の被合 期間を当該期間に対応する当該被合併法人等七 年度開始日」という。)後である場合には、当 以下この項において「被合併法人等七年前事業 も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。 ものである場合にあつては、当該開始の日が最 年度開始の日(当該適格合併が法人を設立する 過利子額が生じた事業年度のうち最も古い事業 項において「被合併法人等前七年内事業年度」 の同項に規定する前七年内事業年度(以下この 格合併又は残余財産の確定に係る被合併法人等 (当該被合併法人等が当該設立日以後に設立さ において、被合併法人等七年前事業年度開始日 合併法人等七年前事業年度開始日の前日までの 該被合併法人等七年前事業年度開始日から当該 (当該合併法人等の設立の日をいう。以下この

- 併法人等十年前事業年度開始日の」とする。 (」とあるのは「前十年内事業年度 (」と、「被合併法人等前七年内事業年度開始日」と、「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「被合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「被合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「被合併法人等十年前事業年度開始日」と、「前七年内事業年度年前事業年度開始日」と、「前七年内事業年度
- 法第六十六条の五の三第一項及び第二項の規 会の額に算入される金額は、法人税法第六十七 会の額に算入される金額は、法人税法第六十七 会の額に算入される金額は、法人税法第六十七 金の額に算入される金額は、法人税法第六十七 金の額に算入される金額は、法人税法第六十七 金の額に算入される金額は、法人税法第六十七 金の額に算入される金額は、法人税法第六十七 金の額に算入される金額は、法人税法第六十七

法第六十六条の五の三第一項及び第二項の規

第九項中「支払利子等の額の合計額」とあるの 合計額を」とあるのは「の合計額(租税特別措 と、同条第四項中「支払利子等の額の合計額」 計額」とあるのは「調整後支払利子合計額」 う。)」と、同項第一号中「支払利子等の額の合 四項において「調整後支払利子合計額」とい 定の適用がある場合における法人税法施行令第 に規定する所得の金額に含まれるものとする。 される金額は、法人税法施行令第九条第一号イ 定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算に 定により損金の額に算入される金額がある場合 置法第六十六条の五の三第一項及び第二項の規 とあるのは「調整後支払利子合計額」と、「の には、当該金額を加算した金額。第一号及び第 定により損金の額に算入される金額がある場合 「)の合計額」とあるのは「)の合計額(租税 には、当該金額を加算した金額)を」と、同条 項(対象純支払利子等に係る課税の特例)の規 特別措置法第六十六条の五の三第一項及び第二 十九条の規定の適用については、同条第二項中 ついては、これらの規定により損金の額に算入 法第六十六条の五の三第一項及び第二項の規

「近さまり」 (ここで) 係る所得の課税の特例 第八節の四 内国法人の外国関係会社に 「調整後支払利子合計額」とする。

(課税対象金額の計算等)

| 又は対象外国関係会社(同条第二項第三号に規 | 国関係会社をいう。以下この項において同じ。) | は、同項各号に掲げる内国法人に係る特定外国は、同項各号に掲げる内国法人に係る特定外国ところにより計算した金額以

算割合を乗じて計算した金額とする。 社又は対象外国関係会社に係る請求権等勘案合 時における当該内国法人の当該特定外国関係会 定する適用対象金額に、当該各事業年度終了の おいて同じ。) の各事業年度の同条第一項に規 定する対象外国関係会社をいう。以下この項に

用語の意義は、当該各号に定めるところによ 前項及びこの項において、次の各号に掲げる

は、それぞれイ及びハに定める割合の合計割 区分に応じそれぞれ次に定める割合(イ及び ハに掲げる場合のいずれにも該当する場合に 合)をいう。 請求権等勘案合算割合 次に掲げる場合の

ロ 法第六十六条の六第二項第一号に規定す 国法人に該当する場合 百分の百 る外国関係会社が内国法人に係る被支配外 の請求権等勘案保有株式等の占める割合 おいて「発行済株式等」という。)のうち を除く。)の総数又は総額(以下この節に 株式又は出資(自己が有する自己の株式等 出資をいう。以下この節において同じ。) 及び第三十九条の十四の三第二十七項にお 外国法人をいう。以下この項、次条第二項 をいい、被支配外国法人(同号ロに掲げる している場合 当該外国関係会社の発行済 を直接又は他の外国法人を通じて間接に有 びハにおいて同じ。)の株式等(株式又は の六第二項第一号に規定する外国関係会社 いて同じ。)に該当するものを除く。イ及 に当該内国法人の有する当該外国関係会社 内国法人が外国関係会社(法第六十六条

外国法人の有する当該外国関係会社の請求係会社の発行済株式等のうちに当該被支配 係会社の株式等を直接又は他の外国法人を 権等勘案保有株式等の占める割合 通じて間接に有している場合 当該外国関 内国法人に係る被支配外国法人が外国関

的に請求権の内容が異なると認められる株式 いて同じ。) の内容が異なる株式等又は実質 項に規定する請求権をいう。以下この節にお 該外国法人が請求権(法第六十六条の六第一 が有する外国法人の株式等の数又は金額(当 項及び次項において「内国法人等」という。 該内国法人に係る被支配外国法人(以下この 請求権等勘案保有株式等 内国法人又は当 第三十九条の十五第四項第

> 等」という。) の額がその総額のうちに占め 異なる株式等に係る請求権に基づき受けるこ 金額をいう。 求権等勘案間接保有株式等を合計した数又は る割合を乗じて計算した数又は金額)及び請 余金の分配(次号において「剰余金の配当 に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰 とができる法人税法第二十三条第一項第一号 等に、当該内国法人等が当該請求権の内容が ている場合には、当該外国法人の発行済株式 の内容が異なる株式等」という。)を発行し 二号及び第三十九条の十九において「請求権

三 請求権等勘案間接保有株式等 外国法人の 株式等の数又は金額をいう。 に定める割合の合計割合)を乗じて計算した のいずれにも該当する場合には、それぞれ次 じそれぞれ次に定める割合(次に掲げる場合 発行済株式等に、次に掲げる場合の区分に応

同じ。)である他の外国法人(イにおいて 号において同じ。) に当該他の外国法人の 「他の外国法人」という。)の発行済株式等 の号、次項第一号及び次条第二項において 第十四号に規定する株主等をいう。以下こ きそれぞれ計算した割合の合計割合) 場合には、二以上の当該他の外国法人につ した割合(当該他の外国法人が二以上ある 当該外国法人に係る持株割合を乗じて計算 れぞれ次に定める割合)をいう。以下この 行法人の発行済株式等のうちに占める割合 する株式等の数又は金額が当該株式等の発 外国法人に係る持株割合(その株主等の有 れている場合 当該内国法人等の当該他の の全部又は一部が内国法人等により保有さ (次に掲げる場合に該当する場合には、そ 当該外国法人の株主等(法人税法第二条 3

ちに占める割合 きる剰余金の配当等の額がその総額のう 等に係る請求権に基づき受けることがで 株主等が当該請求権の内容が異なる株式 げる場合に該当する場合を除く。) その 株式等を発行している場合((2)に掲 当該発行法人が請求権の内容が異なる

以下この節において同じ。)又は内国法 項第一号の二に規定する居住者をいう。 人との間に実質支配関係(法第六十六条 当該発行法人と居住者(法第二条第一

法人の他の出資関連外国法人に係る持株割連外国法人に係る持株割合、出資関連外国 該二以上の連鎖関係につきそれぞれ計算し 係る持株割合を順次乗じて計算した割合 (当該連鎖関係が二以上ある場合には、当 合及び出資関連外国法人の当該外国法人に

合の合計割合

る割合の合計割合)を乗じて計算した株式等の 会社の株式等の数又は金額は、外国関係会社 間接に有するものとして政令で定める外国関係 数又は金額とする。 いずれにも該当する場合には、当該各号に定め 該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の 式等に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当 (同条第二項第一号に規定する外国関係会社を いう。以下この項において同じ。)の発行済株 法第六十六条の六第一項第一号イに規定する た割合の合計割合)

内国法人等により保有されている場合 当該 という。) の発行済株式等の全部又は一部が 該他の外国法人が二以上ある場合には、二以 社に係る持株割合を乗じて計算した割合(当 じ。) に当該他の外国法人の当該外国関係会 場合には、零とする。以下この項において同 者又は内国法人との間に実質支配関係がある ちに占める割合をいい、当該発行法人と居住 が当該株式等の発行法人の発行済株式等のう 合(その株主等の有する株式等の数又は金額 内国法人等の当該他の外国法人に係る持株割 法人(以下この号において「他の外国法人」 た割合の合計割合) 上の当該他の外国法人につきそれぞれ計算し 当該外国関係会社の株主等である他の外国

行済株式等の全部又は一部が内国法人等によ 当該外国関係会社と他の外国法人(その発

合 当該内国法人等の当該他の外国法人にが株式等の保有を通じて連鎖関係にある場 法人、出資関連外国法人及び当該外国法人 であつて、当該内国法人等、当該他の外国 り保有されているものに限る。ロにおいて 係る持株割合、当該他の外国法人の出資関 外国法人」という。)が介在している場合 二以上の外国法人(ロにおいて「出資関連 済株式等の全部又は一部が内国法人等によ 「他の外国法人」という。)との間に一又は 当該外国法人と他の外国法人(その発行 係をいう。以下この節において同じ。) の六第二項第五号に規定する実質支配関 法人に係る持株割合、当該他の外国法人の出にある場合 当該内国法人等の当該他の外国 り保有されているものに限る。以下この号に 二以上の連鎖関係につきそれぞれ計算した割 合及び出資関連外国法人の当該外国関係会社 国法人の他の出資関連外国法人に係る持株割 資関連外国法人に係る持株割合、出資関連外 国関係会社が株式等の保有を通じて連鎖関係 他の外国法人、出資関連外国法人及び当該外 て「出資関連外国法人」という。) が介在し おいて「他の外国法人」という。)との間に (当該連鎖関係が二以上ある場合には、当該 に係る持株割合を順次乗じて計算した割合 ている場合であつて、当該内国法人等、当該 一又は二以上の外国法人(以下この号におい

るのは「議決権割合」と読み替えるものとす とあるのは「が議決権」と、「持株割合」とあ 式等」とあるのは「議決権」と、「が株式等」 権に係る法人と」と、同項第二号中「発行済株 定める外国関係会社の議決権の数の計算につい 号口に規定する間接に有するものとして政令で の総数」と、「発行法人と」とあるのは「議決 の発行済株式等」とあるのは「議決権の数がそ と、「持株割合」とあるのは「議決権割合」と、 株式等の全部」とあるのは「議決権の全部」 数に」と、「株式等の数又は金額と」とあるの ものに限る。以下この項において同じ。)の総 済株式等に」とあるのは「議決権(前項第二号 は「議決権の数と」と、同項第一号中「発行済 に規定する剰余金の配当等に関する決議に係る て準用する。この場合において、前項中「発行 「株式等の数又は金額が当該株式等の発行法人 前項の規定は、法第六十六条の六第一項

5 余金の配当等の額と」と、同項第一号中「発行 当等(前項第二号に規定する剰余金の配当等を 算について準用する。この場合において、第三 余金の配当等の額として政令で定めるものの計 済株式等の全部」とあるのは「株式等の請求権 と、「株式等の数又は金額と」とあるのは「剰 いう。以下この項において同じ。)の総額に」 請求権に基づき受けることができる剰余金の配 項中「発行済株式等に」とあるのは「株式等の 株式等の請求権に基づき受けることができる剰 一号ハに規定する間接に有する外国関係会社の 第三項の規定は、法第六十六条の六第一項第

と読み替えるものとする。 を」と、「持株割合」とあるのは「請求権割合」 権」と、「保有を」とあるのは「請求権の保有 中「発行済株式等」とあるのは「株式等の請求 権に係る株式等の発行法人と」と、同項第二号 の総額」と、「発行法人と」とあるのは「請求 き受けることができる剰余金の配当等の額がそ 人の発行済株式等」とあるのは「請求権に基づ 割合」と、「数又は金額が当該株式等の発行法 の全部」と、「持株割合」とあるのは「請求権 7

係のある者は、次に掲げる個人又は法人とす の居住者又は内国法人と政令で定める特殊の関 法第六十六条の六第一項第四号に規定する一

## 次に掲げる個人

居住者と婚姻の届出をしていないが事実 居住者の親族

上婚姻関係と同様の事情にある者

計を維持しているもの 者から受ける金銭その他の資産によつて生 居住者の使用人 イからハまでに掲げる者以外の者で居住

るこれらの者の親族 口から二までに掲げる者と生計を一にす

次に掲げる法人 施行令第七十二条各号に掲げる者 号に規定する役員をいう。以下この節にお内国法人の役員(法人税法第二条第十五 いて同じ。) 及び当該役員に係る法人税法

いる場合における当該他の法人 住者等」という。)が他の法人を支配して ある個人を含む。以下この項において「居は内国法人と前号に規定する特殊の関係の 一の居住者又は内国法人(当該居住者又

及びロに規定する特殊の関係のある法人が 人を支配している場合における当該他のに規定する特殊の関係のある法人が他の法 一の居住者等及び当該一の居住者等とイ 一の居住者等及び当該一の居住者等とイ

他の法人を支配している場合における当該

二以上の法人のうち当該一の居住者等以外 の関係のある二以上の法人のいずれかの法同一の者とイからハまでに規定する特殊 人が一の居住者等である場合における当該

固定施設を有している場合における当該特定

うに必要と認められる事務所、店舗その他の

保険協議者に係る当該特定保険外国子会社等

に該当する外国関係会社

第二号イからハまでに掲げる他の法人を支配し ている場合について準用する。 法人税法施行令第四条第三項の規定は、

(外国関係会社の範囲)

|第三十九条の十四の二||法第六十六条の六第二項 条第六項第一号イからへまでに掲げるものとす 条第一項第一号の二に規定する非居住者で、前 で定める特殊の関係のある非居住者は、法第二 第一号イに規定する居住者又は内国法人と政令

3

2 法第六十六条の六第二項第一号イ(1)に規 場合の区分に応じ当該各号に定める割合(当該 各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合に 定する政令で定める割合は、次の各号に掲げる は、当該各号に定める割合の合計割合)とす

外国法人が二以上ある場合には、当該二以上 式等のうちに占める割合(当該株主等である した割合の合計割合) の株主等である外国法人につきそれぞれ計算 国法人の株式等の数又は金額がその発行済株 主等である外国法人の有する当該判定対象外 じ。) によつて保有されている場合 当該株 する居住者等株主等をいう。次号において同 額の株式等が居住者等株主等(同号イに規定 発行済株式等の百分の五十を超える数又は金 国法人」という。)の株主等である外国法人 外国法人(以下この項において「判定対象外 (被支配外国法人に該当するものを除く。) の 法第六十六条の六第二項第一号イ (1)の

限る。) 法人に該当するものを除く。以下この号にお のに限る。) によつて保有されている場合に 出資関連外国法人によつて保有されているも 又は金額の株式等が居住者等株主等又は他の 等を居住者等株主等又は出資関連外国法人 式等の百分の五十を超える数又は金額の株式 主等である外国法人がそれぞれその発行済株 している場合(出資関連外国法人及び当該株 いて「出資関連外国法人」という。)が介在 にある一又は二以上の外国法人(被支配外国 これらの者と株式等の保有を通じて連鎖関係 るものを除く。)と居住者等株主等との間に である外国法人及び被支配外国法人に該当す (前号に掲げる場合に該当する同号の株主等 (その発行済株式等の百分の五十を超える数 判定対象外国法人の株主等である外国法人 当該株主等である外国法人の有する

きそれぞれ計算した割合の合計割合) は、当該二以上の株主等である外国法人につ 該株主等である外国法人が二以上ある場合に がその発行済株式等のうちに占める割合(当 当該判定対象外国法人の株式等の数又は金額

4 第二項の規定は、法第六十六条の六第二項 等の請求権」と、「数又は金額がその発行済株 項第一号中「第六十六条の六第二項第一号イ 算について準用する。この場合において、第二 式等」とあるのは 額の剰余金の配当等を受けることができる株式 剰余金の配当等の総額の百分の五十を超える金 える数又は金額の株式等」とあるのは「支払う 保有を」と、「発行済株式等の百分の五十を超 同項第二号中「保有を」とあるのは「請求権の ができる剰余金の配当等の額がその総額」と、 式等」とあるのは「請求権に基づき受けること 項第一号イ」と、「数又は金額がその発行済株 「同号イ」とあるのは「法第六十六条の六第二 を受けることができる株式等の請求権」と、 の項において同じ。)の総額」と、「数又は金額 二号に規定する剰余金の配当等をいう。以下こ は「)の支払う剰余金の配当等(前条第二項第 号イ(3)」と、「)の発行済株式等」とあるの 一号イ(3)に規定する政令で定める割合の計 (1)」とあるのは「第六十六条の六第二項第一 株式等」とあるのは「金額の剰余金の配当等 「請求権に基づき受けること

5 三項に規定する部分対象外国関係会社に係る同

権」と、「株式等の数又は金額がその発行済株と、「又は金額の株式等」とあるのは「の議決 号イ」と、「株式等の数又は金額がその発行済 この項において同じ。)の総数」と、「又は金額 号イ(2)に規定する政令で定める割合の計算 読み替えるものとする。 式等」とあるのは「議決権の数がその総数」と 十」とあるのは「議決権の総数の百分の五十」 と、同項第二号中「株式等の保有」とあるのは 株式等」とあるのは「議決権の数がその総数」 の株式等」とあるのは「の議決権」と、「同号 の配当等に関する決議に係るものに限る。以下 の議決権(前条第二項第二号に規定する剰余金 について準用する。この場合において、前項第 「議決権の保有」と、「発行済株式等の百分の五 イ」とあるのは「法第六十六条の六第二項第一 (2)」と、「)の発行済株式等」とあるのは「) とあるのは「第六十六条の六第二項第一号イ 一号中「第六十六条の六第二項第一号イ (1)」 前項の規定は、法第六十六条の六第二項第一

み替えるものとする。 政令で定める外国法人は、第三十九条の十七第 ができる剰余金の配当等の額がその総額」と読 法第六十六条の六第二項第一号ハに規定する

第三十九条の十四の三 法第六十六条の六第二項 号に規定する外国関係会社をいう。 係会社は、次に掲げる外国関係会社(同項第一 第二号イ(1)に規定する政令で定める外国関 において同じ。)とする。 以下この条

号口に掲げる外国法人に限る。)とする。

(特定外国関係会社及び対象外国関係会社の

範

第九項第二号に規定する特定外国金融機関(同

イ(2)に掲げる外国法人に限る。)及び同条

項第一号イに規定する特定外国金融機関

(同号

は地域(以下この節において「本店所在地がその本店又は主たる事務所の所在する国又 係会社で同法第二百十九条第一項に規定する全部を直接又は間接に保有されている外国関 の条及び第三十九条の十七において同じ。) げる要件の全てを満たすものをいう。以下こ いて保険契約の内容を確定するための協議を 定保険外国子会社等が行う保険の引受けにつ のに限る。)をいう。以下この項及び次項に 法第二条第十六項に規定する保険持株会社に 国法人(保険業を主たる事業とするもの、同十七第四項に規定する特定資本関係のある内 及び当該一の内国法人との間に第三十九条の たる事業とする外国関係会社の経営管理を行 主たる事業とするもの、保険業法第二条第十 国」という。) においてその主たる事業を行 行う者として財務省令で定めるもので次に掲 社等」という。)に係る特定保険協議者(特 三十九条の十七において「特定保険外国子会 引受社員に該当するもの(以下この条及び第 おいて同じ。) によつてその発行済株式等の 理を行う他の法人として財務省令で定めるも 該当するもの又は当該外国関係会社の経営管 う法人として財務省令で定めるものに限る。) 又は保険業若しくはこれに関連する事業を主 六項に規定する保険持株会社に該当するもの 一の内国法人等(一の内国法人(保険業を

- 株式等の全部を直接又は間接に保有されて いる外国関係会社に該当すること。 当該一の内国法人等によつてその発行済
- 務所が所在すること。 国と同一の国又は地域に本店又は主たる事 その役員又は使用人がその本店所在地国 当該特定保険外国子会社等の本店所在地

常必要と認められる業務の全てに従事して

において保険業を的確に遂行するために通

- より保険業を営むために必要な事項の届出をの免許の申請をする際又は当該法令の規定に 規定によりその本店所在地国において保険業 には、当該他の特定保険委託者が当該法令の 等に係る他の特定保険委託者に該当する場合 申請又は届出をされた者が当該一の内国法人 委託するものとして申請又は届出をされた者 の届出をする際にその保険業に関する業務を の規定により保険業を営むために必要な事項 該法令の規定によりその本店所在地国におい の十七において「特定保険委託者」という。) 受けているもの 処分を含む。以下この号において同じ。)を よりその本店所在地国において保険業の免許 関係会社でその本店所在地国の法令の規定に の全部を直接又は間接に保有されている外国 で次に掲げる要件の全てを満たすもの(その て保険業の免許の申請をする際又は当該法令 に係る特定保険受託者(特定保険委託者が当 (当該免許に類する許可、登録その他の行政 一の内国法人等によつてその発行済株式等 いること (以下この条及び第三十九条 4 3
- 保険委託者に該当する外国関係会社 主たる事業を行うに必要と認められる事務 う。以下この条及び第三十九条の十七におい げる要件の全てを満たすものを含む。) をい ものとして申請又は届出をされた者で次に掲 所、店舗その他の固定施設を有している場合 て同じ。)がその本店所在地国においてその する際にその保険業に関する業務を委託する おける当該特定保険受託者に係る当該特定
- 株式等の全部を直接又は間接に保有されて いる外国関係会社に該当すること。 当該一の内国法人等によつてその発行済
- 所在すること。 その役員又は使用人がその本店所在地国 の国又は地域に本店又は主たる事務所が 当該特定保険委託者の本店所在地国と同
- において保険業を的確に遂行するために通

- 常必要と認められる業務の全てに従事して
- 2 割合により行うものとする。 う。) と当該一の内国法人等の当該外国関係会 項の一の内国法人等の外国関係会社に係る直接 は間接に保有されているかどうかの判定は、同 法人の発行済株式等のうちに占める割合をい 保有株式等保有割合(当該一の内国法人等の有 社に係る間接保有株式等保有割合とを合計した する外国法人の株式等の数又は金額が当該外国 前項において、発行済株式等の全部を直接又
- 号に規定する外国関係会社をいう。以下この項 定する間接保有株式等保有割合について準用す えるものとする。 係会社」とあるのは「外国関係会社」と読み替 関係会社」と、同項第二号中「部分対象外国関 部分対象外国関係会社」とあるのは「当該外国 の十四の三第一項第一号に規定する一の内国法 等」とあるのは「一の内国法人等(第三十九条 において同じ。)の株主等」と、「一の内国法人 る。この場合において、同条第七項第一号中 人等をいう。次号において同じ。)」と、「当該 「外国関係会社(法第六十六条の六第二項第一 「部分対象外国関係会社の株主等」とあるのは 第三十九条の十七第七項の規定は、前項に規
- る外国関係会社とする。 定する政令で定める外国関係会社は、 法第六十六条の六第二項第二号イ(2)に規 次に掲げ
- を自ら行つている場合における当該外国関係 地国においてその事業の管理、支配及び運営 当するものに限る。以下この号において同 じ。) に係る特定保険協議者がその本店所在 外国関係会社(特定保険外国子会社等に該
- 国を同じくするものに限る。以下この項においは、外国法人(外国関係会社とその本店所在地 式等のうちの議決権のある株式等の数若しくは 金額の占める割合又は当該外国法人の発行済株 係会社が保有しているその株式等の数若しくは 定する政令で定める要件に該当する外国法人 て同じ。)の発行済株式等のうちに当該外国関 二 外国関係会社(特定保険委託者に該当する 法第六十六条の六第二項第二号イ(3)に規 係る特定保険受託者がその本店所在地国にお ものに限る。以下この号において同じ。)に つている場合における当該外国関係会社 いてその事業の管理、支配及び運営を自ら行

7

5

- 以上(当該外国法人が当該確定する日以前六月の前日。以下この項において同じ。)以前六月 める剰余金の配当等の額である場合には、同日 四条第一項に規定する事由に係る財務省令で定 金額のうちに当該外国関係会社が保有している いる場合の当該外国法人とする。 の設立の日から当該確定する日まで)継続して 以内に設立された外国法人である場合には、そ 日(当該剰余金の配当等の額が法人税法第二十 条において同じ。)の額の支払義務が確定する 外国法人から受ける剰余金の配当等(同条第一 り、かつ、その状態が当該外国関係会社が当該 める割合のいずれかが百分の二十五以上であ その議決権のある株式等の数若しくは金額の占 項に規定する剰余金の配当等をいう。以下この
- 6 社は、外国子会社(同号イ(3)に規定する外 社で、次に掲げる要件の全て(当該事業年度の の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会 国子会社をいう。以下この項において同じ。) 定する政令で定める要件に該当する外国関係会 掲げる要件)に該当するものとする。 収入金額が零である場合にあつては、第二号に 法第六十六条の六第二項第二号イ (3) に規
- 法令において当該外国子会社の所得の金額の又は一部が当該外国子会社の本店所在地国の 合が百分の九十五を超えていること。 の他財務省令で定める収入金額の合計額の割 その受ける剰余金の配当等の額を除く。) そ 剰余金の配当等の額に該当する場合における の額(その受ける剰余金の配当等の額の全部 占める外国子会社から受ける剰余金の配当等 計算上損金の額に算入することとされている 当該事業年度の収入金額の合計額のうちに
- (これに準ずるものを含む。以下この節及び二) 当該事業年度終了の時における貸借対照表 の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。 産の帳簿価額のうちに占める外国子会社の株次節において同じ。)に計上されている総資
- う。次項及び第九項において同じ。)とその本社(同号イ(4)に規定する管理支配会社をい 内国法人に係る他の外国関係会社(管理支配会 他の外国関係会社で政令で定めるものは、当該 定する同条第一項各号に掲げる内国法人に係る 店所在地国を同じくするものに限る。)で、 法第六十六条の六第二項第二号イ(4)に規

- ものとする。 号イ(1)(ii)において同じ。)に該当する する部分対象外国関係会社をいう。第九項第三 分対象外国関係会社(同条第二項第六号に規定
- げる要件を除く。)の全てに該当するものその 入金額が零である場合にあつては、第六号に掲関係会社で次に掲げる要件(当該事業年度の収 じ。)の株式等の保有を主たる事業とする外国 定子会社をいう。第六号及び第七号において同 社は、特定子会社(同号イ(4)に規定する特 定する政令で定める要件に該当する外国関係会 他財務省令で定めるものとする。 法第六十六条の六第二項第二号イ(4)に規
- 会社によって行われていること。 その事業の管理、支配及び運営が管理支配
- 二 管理支配会社の行う事業 (当該管理支配会 の遂行上欠くことのできない機能を果たして 社の本店所在地国において行うものに限る。) いること。
- 三 その事業を的確に遂行するために通常必要 によつて行われていること。 国において、管理支配会社の役員又は使用人と認められる業務の全てが、その本店所在地 国において、管理支配会社の役員又は使用
- 在地国と同じくすること。 その本店所在地国を管理支配会社の本店所

次に掲げる外国関係会社の区分に応じそれ

- ぞれ次に定める要件に該当すること。 口に掲げる外国関係会社以外の外国関係
- 外国関係会社の所得がその株主等(法人税 において同じ。)を課されるものとされて の属する企業集団の所得を含む。)に対し の外国関係会社の所得(その外国関係会社 会社 その本店所在地国の法令においてそ に規定する外国法人税をいう。以下この節 て外国法人税(法人税法第六十九条第一項 その本店所在地国の法令において、その
- 国法人税を課されるものとされているこ 他の外国関係会社に該当するものに限る。) 条の六第一項各号に掲げる内国法人に係る 外国関係会社 その本店所在地国の法令に う。ロ及び次条第六項第三号において同 法第二条第十四号に規定する株主等をい の所得として取り扱われる所得に対して外 おいて、当該株主等である者(法第六十六 じ。)である者の所得として取り扱われる

占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分、 当該事業年度の収入金額の合計額のうちに の九十五を超えていること。

会社の所得の金額の計算上損金の額に算入 当等の額の全部又は一部が当該特定子会社 余金の配当等の額(その受ける剰余金の配当等の額(その受ける剰余金の配当等の額(その受ける剰) の配当等の額を除く。) に該当する場合におけるその受ける剰余金することとされている剰余金の配当等の額 の本店所在地国の法令において当該特定子

びその譲渡を受けた株式等を当該外国関係ることが見込まれていた場合の当該譲渡及 等の取得の日から一年以内に譲渡が行われ外の者への譲渡に限るものとし、当該株式う。以下第十五項までにおいて同じ。)以二項第二号ハ(1)に規定する関連者をい 係会社に係る関連者(法第六十六条の六第特定子会社の株式等の譲渡(当該外国関 を除く。)に係る対価の額 移転することが見込まれる場合の当該譲渡 会社又は当該外国関係会社に係る関連者に

占める特定子会社の株式等その他財務省令で 法第六十六条の六第二項第二号イ(5)に規 定める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分 に計上されている総資産の帳簿価額のうちに当該事業年度終了の時における貸借対照表 の九十五を超えていること。 その他財務省令で定める収入金額

定する政令で定める要件に該当する外国関係会

にあつては、ハに掲げる要件を除く。)の全件(当該事業年度の収入金額が零である場合 う。以下この号において同じ。)の保有を主事業の遂行上欠くことのできないものをいで、その外国関係会社に係る管理支配会社の てに該当するものその他財務省令で定める たる事業とする外国関係会社で次に掲げる要 の項及び第三十二項第一号において同じ。) 産(不動産の上に存する権利を含む。以下こ は、次に掲げる外国関係会社とする。 特定不動産(その本店所在地国にある不動

の九十五を超えていること。

ない機能を果たしていること。 動産業に限る。)の遂行上欠くことのでき 会社の本店所在地国において行うもので不 管理支配会社の行う事業(当該管理支配 前項第一号及び第三号から第五号までに

掲げる要件の全てに該当すること。

百分の九十五を超えていること。 に占める次に掲げる金額の合計額の割合が 当該事業年度の収入金額の合計額のうち

特定不動産の譲渡に係る対価の額

(2)用させる行為を含む。)による対価の その他財務省令で定める収入金額 特定不動産の貸付け(特定不動産を使 額

掲げる要件を除く。)の全てに該当するものの収入金額が零である場合にあつては、ロに関係会社で、次に掲げる要件(当該事業年度 が自ら使用するものをいう。以下この号にお産で、その外国関係会社に係る管理支配会社 いて同じ。)の保有を主たる事業とする外国 特定不動産(その本店所在地国にある不動 の全てに該当すること。 の九十五を超えていること。 める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分 ちに占める特定不動産その他財務省令で定 表に計上されている総資産の帳簿価額のう 前項第一号から第五号までに掲げる要件 当該事業年度終了の時における貸借対照

百分の九十五を超えていること。 に占める次に掲げる金額の合計額の割合が 当該事業年度の収入金額の合計額のうち

特定不動産の譲渡に係る対価の額

める資産の帳簿価額の合計額の割合が百分 ちに占める特定不動産その他財務省令で定 表に計上されている総資産の帳簿価額のう (3) (2) 当該事業年度終了の時における貸借対照 用させる行為を含む。)による対価の その他財務省令で定める収入金額 特定不動産の貸付け(特定不動産を使

の他財務省令で定める外国関係会社 を除く。)の全てに該当する外国関係会社そ が零である場合にあつては、トに掲げる要件 イ 次に掲げる要件(当該事業年度の収入金額 その主たる事業が次のいずれかに該当す

ること。

いう。以下この号において同じ。)の株次に掲げる要件の全てに該当するものを 式等の保有 本店所在地国を同じくする外国法人で、 特定子会社 (当該外国関係会社とその

> (i) の占める割合又はその発行済株式等のが有するその株式等の数若しくは金額 分の十以上となっていること。 くは金額の占める割合のいずれかが百 するその議決権のある株式等の数若し は金額のうちに当該外国関係会社が有 うちの議決権のある株式等の数若しく 行済株式等のうちに当該外国関係会社 始の時又は終了の時において、その発 当該外国関係会社の当該事業年度開

地国の社会資本の整備に関する事業(採取した天然資源に密接に関連事業(採取した天然資源に密接に関連天然資源の探鉱、開発若しくは採取の を果たしていること。 クトの遂行上欠くことのできない機 じ。)の行う当該資源開発等プロジェ国法人を含む。以下この号において同国法人を含む。以下この号において同当該他の外国関係会社及び当該他の外 れる業務の全てに従事している場合の 確に遂行するために通常必要と認めらて共同で資源開発等プロジェクトを的又は使用人がその本店所在地国におい 地国を同じくする他の外国法人の役員 ものの役員又は使用人とその本店所在 うち部分対象外国関係会社に該当する該内国法人に係る他の外国関係会社の の全てに従事しているものをいい、当 するために通常必要と認められる業務 を含む。)において行う石油その他の地国に係る第三十一項に規定する水域 所在地国において、その役員又は使用 関係会社に該当するもので、その本店 の外国関係会社のうち、部分対象外国 第一項各号に掲げる内国法人に係る他 ロジェクト」という。)を的確に遂行 人がその本店所在地国(当該本店所在 (以下この号において「資源開発等プ 管理支配会社等(法第六十六条の六

のための資金の調達及び特定子会社に対者からの資源開発等プロジェクトの遂行 して行う当該資金の提供 当該外国関係会社に係る関連者以外の

特定不動産(その本店所在地国にある 資源開発等プロジェクトの遂

その事業の管理、支配及び運営が管理支 行上欠くことのできない機能を果たして いるものをいう。以下この号において同

果たしていること。 配会社等によって行われていること。 ェクトの遂行上欠くことのできない機能を 管理支配会社等の行う資源開発等プロジ

は使用人によつて行われていること。 在地国において、管理支配会社等の役員又 要と認められる業務の全てが、その本店所 その事業を的確に遂行するために通常必

ホ その本店所在地国を管理支配会社等の本 前項第五号に掲げる要件に該当するこ 店所在地国と同じくすること。

百分の九十五を超えていること。 に占める次に掲げる金額の合計額の割合が 当該事業年度の収入金額の合計額のうち

の配当等の額を除く。) 該当する場合におけるその受ける剰余金 在地国の法令において当該特定子会社の 全部又は一部が当該特定子会社の本店所 の額(その受ける剰余金の配当等の額の こととされている剰余金の配当等の額に 所得の金額の計算上損金の額に算入する 特定子会社から受ける剰余金の配当等

(2)除く。)に係る対価の額 関係会社に係る関連者以外の者への譲渡 することが見込まれる場合の当該譲渡を は当該外国関係会社に係る関連者に移転 渡を受けた株式等を当該外国関係会社又 込まれていた場合の当該譲渡及びその譲 から一年以内に譲渡が行われることが見 に限るものとし、当該株式等の取得の日 特定子会社の株式等の譲渡(当該外国

係る利子の額 ないものに限る。チにおいて同じ。) 等プロジェクトの遂行上欠くことのでき 特定子会社に対する貸付金(資源開発

特定不動産の譲渡に係る対価の額

(6) (5) 用させる行為を含む。)による対価の額 その他財務省令で定める収入金額 特定不動産の貸付け (特定不動産を使

ま
市大大なの大・
市工長事工・
号コ こ 見をする
表に計上されている総資産の帳簿価額の合計額の割省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割
省令で定める資産の帳簿価額の合計額の割
というない。
を 当該事業年度終了の時における貸借対照

10 じ。)終了の時における貸借対照表に計上され当該事業年度の前事業年度。次項において同 るものに限る。)及び無形資産等の帳簿価額の じ。)を除くものとし、貸付けの用に供してい この項及び第三十九条の十七の三において同 六項第九号に規定する無形資産等をいう。以下 証券、貸付金、固定資産(無形資産等(同条第 の時における貸借対照表に計上されている有価 める金額は、外国関係会社の当該事業年度終了 政令で定める資産の額の合計額として政令で定 産の確定の日を含む事業年度である場合には、 係会社の当該事業年度(当該事業年度が残余財 総資産の額として政令で定める金額は、外国関 法第六十六条の六第二項第二号ロに規定する 法第六十六条の六第二項第二号ロに規定する いる総資産の帳簿価額とする。 15 14

項第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う 掲げる者とする。 み替えた場合における同条第二項第二号ハ 国関係会社」とあるのを「外国関係会社」と読 第三号ハ(1)に掲げる事業を主として行う外 会社」とあり、及び「法第六十六条の六第二項 あり、並びに同項第六号中「同条第二項第三号 に掲げる事業を主として行う外国関係会社」と 号中「法第六十六条の六第二項第三号ハ(1) 六条の六第一項各号」と、同項第四号及び第五 と、「同条第一項各号」とあるのを「法第六十 外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」 ら第三号までの規定中「法第六十六条の六第二 定する政令で定める者は、第二十七項第一号か ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国関係 (1) の外国関係会社に係る第二十七項各号に 法第六十六条の六第二項第二号ハ (1) に規 16

収入保険料とする。 定する政令で定める収入保険料は、次に掲げる法第六十六条の六第二項第二号ハ(1)に規

が有する資産又は関連者以外の者が負う損害に係るものである場合には、関連者以外の者に係る収入保険料(当該収入保険料が再保険外国関係会社に係る関連者以外の者から収入・

保険料に限る。) 賠償責任を保険の目的とする保険に係る収入

一 特定保険委託者に該当する外国関係会社が出該特定保険委託者に係る特定保険受託者を同じくする他の特定保険委託者から収入する収入保険料(第二十八項第五号ロ(1)から(3)までに掲げる要件の全てに該当する再保険に係るものに限る。)及び特定保険受託者に該当する外国関係会社が当該特定保険委託者に係る特定保険委託者に係る特定保険委託者が当該特定保険委託者に該当する外国関係会社が保険料(同号ロ(1)から(3)までに掲げる要件の全てに該当する外定保険委託者に係る特定保険委託者に係る特定保険委託者に係る特定保険委託者に該当する外国関係会社が特定保険委託者に該当する外国関係会社が限る。)

算した割合とする。 算した割合とする。 第七十六条の六第二項第二号ハ(1)に規定する政令で定めるところにより計算した割合定する政令で定めるところにより計算した割合定する政令で定めるところにより計算した割合

とする。 とする。

合計額とする。

外国関係会社が各事業年度において当該外外国関係会社が各事業年度において当該外国関係会社に係る関連者以外の者に支払う再保険料(特定保険委託者に該当する外国関係会社が当該特定保険委託者に係る特定保険受託者又は当該特定保険委託者に係る特定保険受託者と特定保険受託者と対当該特定保険委託者に該当する外国関係委託者に支払う再保険料を含む。)の合計額係会社が当該特定保険のでいる。

除して計算した割合とする。 該各事業年度の関連者等収入保険料の合計額で に規定する非関連者等支払再保険料合計額を当 は、外国関係会社の各事業年度の同号ハ(2) 定する政令で定めるところにより計算した割合 定する政令で定めるところにより計算した割合

定する政令で定める業務は、外国関係会社が被17 法第六十六条の六第二項第三号イ(1)に規

「統括業務」という。)とする。

18 法第六十六条の六第二項第三号イ(1)に規定する政令で定める他の法人は、次に掲げる法人で、当該法人の発行済株式等のうちに外国関係会社(当該法人の議決権の総数のうちに当該外国関係会社の有する当該法人の議決権の総数のうちに当該外国関係会社の有する当該法人の議決権の数又は金額の占める割合及び当該法人の議決権の総数のうちに当該外国関係会社の有する当該法人の議決権の数の占める場合のいずれもが百分の二十五(当該法人の議決権の数の占める場合のいずれもが百分の二十五(当該法人が内国人である場合には、百分の五十)以上であり、かつ、その本店所在地国にその事業を行うり、かつ、その本店所在地国にその事業を行うり、かつ、その本店所在地国にその事業を行うもの(以下この条において「被統括会社」という。)とする。

この項において「子会社」という。) この項において「子会社」という。) が法人の外国法人並びに当該内国法人が当該外国関係会社の外国法人を支配している場合における当該間接保有の株式等に係る第三十九条の十四第三項に規定する計算した株式等の数又は係る第三十九条の十四第三項第一号に規定する他の外国法人及び出資関連外国法人(以下この外国法人及び出資関連外国法人が当該外国関係会社に当該外国関係会社の項において「判定株主等」という。) が法人の外国法人及び出資関連外国法人が当該外国関係会社に当該外国関係会社の項において「子会社」という。)

会社」という。) 判定株主等及び子会社が法人を支配してい

三 判定株主等並びに子会社及び孫会社が法人

推用ける。 各号に掲げる法人を支配している場合について は、法人税法施行令第四条第三項の規定は、前項 を支配している場合における当該法人

19

定する政令で定める外国関係会社は、一の内国20 法第六十六条の六第二項第三号イ(1)に規

の額の合計額の当該統括会社の当該事業年度に る被統括会社に対して行う統括業務に係る対価 年度における当該統括会社に係る外国法人であ 計額に対する割合又は当該統括会社の当該事業 額の合計額が当該統括会社の当該事業年度終了 法人によつてその発行済株式等の全部を直接又 行う統括業務に係る対価の額の合計額に対する 当該貸借対照表に計上されている帳簿価額の合 当該統括会社に係る外国法人である被統括会社 括会社の当該事業年度終了の時において有する 時における貸借対照表に計上されている帳簿価 係る被統括会社の株式等の当該事業年度終了の 業年度終了の時において有する当該統括会社に 主たる事業とするもの(当該統括会社の当該事 げる要件を満たすもの(以下この条において は間接に保有されている外国関係会社で次に掲 おける当該統括会社に係る被統括会社に対して する当該統括会社に係る被統括会社の株式等の 該統括会社の当該事業年度終了の時において有 対照表に計上されている帳簿価額の合計額の当 の株式等の当該事業年度終了の時における貸借 に相当する金額を超える場合で、かつ、当該統 計上されている帳簿価額の合計額の百分の五十 の時において有する株式等の当該貸借対照表に 「統括会社」という。)のうち、株式等の保有を

ること。

は対して統括業務を行つてい場合に限る。)に対して統括業務を行つてい場合に限る。)に対して統括業務を行つてい場合に限る、以上の被統括会社を含む当該外国関係会社に係る複数の被統括会社

割合のいずれかが百分の五十を超える場合にお

ける当該統括会社に限る。)とする。

一 その本店所在地国に統括業務に係る事務所、店舗、工場その他の固定施設及び当該統員に係る法人税法施行令第七十員及び当該役員に係る法人税法施行令第七十員及び当該役員に係る法人税法施行令第七代の者に限るものとし、当該統括業務を行うに必要と認められる当該統括業務に従事する者(専ら当該統括業務に従る事務の本店所在地国に統括業務に係る事務)

間接保有株式等保有割合(当該一の内国法人のは間接保有株式等のうちに占める割合をいう。)の発行済株式等のうちに占める割合をいう。)の発行済株式等のうちに占める割合をいう。)の発行済株式等の数又は金額が当該外国法人外国法人の株式等の数又は金額が当該外国法人の外国関係会社に係る直接保有的。

計した割合により行うものとする。 済株式等のうちに占める割合をいう。) とを合 株式等の数又は金額が当該他の外国法人の発行 外国法人を通じて間接に有する他の外国法人の

の内国法人」と読み替えるものとする。 と、同項第二号中「外国関係会社」とあるのは ある場合には、零とする」とあるのは「いう」 と居住者又は内国法人との間に実質支配関係が は「一の内国法人」と、「いい、当該発行法人のは「外国法人」と、「内国法人等」とあるの 下この項において同じ。)」とあるのは「外国法 二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以 おいて、同条第三項中「外国関係会社(同条第 又は金額の計算について準用する。この場合に 定する間接に有する他の外国法人の株式等の数第三十九条の十四第三項の規定は、前項に規 「外国法人」と、「内国法人等」とあるのは「一 人」と、同項第一号中「外国関係会社」とある 26

定する政令で定める要件は、次に掲げる要件と 法第六十六条の六第二項第三号イ(3) に規

年度における航空機の貸付けに係る業務に従 払額の合計額の当該外国関係会社の当該事業機の貸付けに係る業務の委託に係る対価の支 計額に対する割合が百分の三十を超えていな 事する役員及び使用人に係る人件費の額の合 行するために通常必要と認められる業務の全 所在地国において航空機の貸付けを的確に遂 てに従事していること。 外国関係会社の当該事業年度における航空 外国関係会社の役員又は使用人がその本店 27

では、当該人件費の額の合計額に相当する はによる収入金額から当該残額がない場 の合計額を控除した残額(当該残額がない場 の合計額を控除した残額(当該残額がない場 の合計額を控除した残額の合計額を換の貸付 係会社の当該事業年度における航空機の貸付 金額)に対する割合が百分の五を超えている 用人に係る人件費の額の合計額の当該外国関 機の貸付けに係る業務に従事する役員及び使 外国関係会社の当該事業年度における航空

営管理とする。 第九項第二号に規定する特定外国金融機関の経 第一号イに規定する特定外国金融機関及び同条 る外国関係会社に係る第三十九条の十七第三項 政令で定める経営管理は、同号イ(2)に掲げ 法第六十六条の六第二項第三号ロに規定する

24

事務所、店舗、工場その他の固定施設を有して 定める状況は、次に掲げる状況とする。 いることと同様の状況にあるものとして政令で 法第六十六条の六第二項第三号ロに規定する

25

他の固定施設を有している状況 を行うに必要と認められる事務所、 がその本店所在地国においてその主たる事業 当するものに限る。) に係る特定保険協議者 外国関係会社(特定保険外国子会社等に該 店舗その

定施設を有している状況 ものに限る。) に係る特定保険受託者がその に必要と認められる事務所、店舗その他の固 本店所在地国においてその主たる事業を行う 外国関係会社(特定保険委託者に該当する

状況は、次に掲げる状況とする。 とと同様の状況にあるものとして政令で定める 事業の管理、支配及び運営を自ら行つているこ 法第六十六条の六第二項第三号ロに規定する

二 外国関係会社(特定保険委託者に該当する 及び運営を自ら行つている状況 本店所在地国においてその事業の管理、支配 ものに限る。)に係る特定保険受託者がその がその本店所在地国においてその事業の管 当するものに限る。) に係る特定保険協議者 外国関係会社(特定保険外国子会社等に該 支配及び運営を自ら行つている状況

掲げる事業を主として行う外国関係会社に係 人である場合における他の通算法人 る同条第一項各号に掲げる内国法人が通算法 法第六十六条の六第二項第三号ハ (1) に

第一項各号並びに前号に掲げる者に該当する 株式等の百分の五十を超える数又は金額の株 第四十条の四第一項各号及び第六十六条の六 式等を有する者(当該外国関係会社に係る法 る同条第一項各号に掲げる内国法人の発行済 掲げる事業を主として行う外国関係会社に係 法第六十六条の六第二項第三号ハ(1)に

算親法人の発行済株式等の百分の五十を超え 掲げる事業を主として行う外国関係会社に係 人である場合における当該内国法人に係る通 る同条第一項各号に掲げる内国法人が通算法 る数又は金額の株式等を有する者 法第六十六条の六第二項第三号ハ(1)に (当該外国

掲げる者に該当する者を除く。) び第六十六条の六第一項各号並びに前二号に

法人(前二号に掲げる者に該当する者を除 る法第四十条の四第一項各号又は第六十六条 掲げる事業を主として行う外国関係会社に係 の六第一項各号に掲げる者に係る被支配外国 法第六十六条の六第二項第三号ハ (1)

Ŧi. 第三項第一号に規定する他の外国法人又は第十九第五項第一号若しくは第三十九条の十四 る法第四十条の四第一項各号若しくは第六十 法人及び出資関連外国法人 九条の十四第三項第二号に規定する他の外国 る当該間接保有の株式等に係る第二十五条の この号において同じ。)を有する場合におけ る計算した株式等の数又は金額をいう。以下 第五項又は第三十九条の十四第三項に規定す 者に係る被支配外国法人が当該外国関係会社 六条の六第一項各号に掲げる者又はこれらの 掲げる事業を主として行う外国関係会社に係 二十五条の十九第五項第二号若しくは第三十 に係る間接保有の株式等(第二十五条の十九 法第六十六条の六第二項第三号ハ (1)

四号に規定する政令で定める特殊の関係のあ 項各号並びに前各号に掲げる者に該当する者 業を主として行う外国関係会社に係る法第四 る者(同条第二項第三号ハ(1)に掲げる事 十条の四第一項各号及び第六十六条の六第一

定する政令で定める者は、次に掲げる者とす

法第六十六条の六第二項第三号ハ(1)に規

に掲げる事業を主として行う外国関係会社 に係る法第四十条の四第一項各号又は第六 に掲げる事業を主として行う外国関係会社 法第六十六条の六第二項第三号ハ (1)

28 事業年度において行う主たる事業が次の各号に 定する政令で定める場合は、外国関係会社の各 掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各 号に定める場合とする。 法第六十六条の六第二項第三号ハ (1) に規

卸資産の売買の代理又は媒介に関し受け取る 手数料がある場合には、その手数料を受け取 に係る収入金額(当該各事業年度において棚 卸売業 当該各事業年度の棚卸資産の販売

関係会社に係る法第四十条の四第一項各号及

次に掲げる者と法第六十六条の六第一項第

法第六十六条の六第二項第三号ハ (1)

十六条の六第一項各号に掲げる者 前各号に掲げる者

者又は当該特定保険委託者と特定保険受託が当該特定保険委託者に係る特定保険受託

特定保険委託者に該当する外国関係会社

者を同じくする他の特定保険委託者から

以外の者に対して支払うものの合計額の占め利息の合計額のうちに当該支払利息で関連者 五十を超える場合又は当該各事業年度の支払 ら受けるものの合計額の占める割合が百分の 額のうちに当該受入利息で関連者以外の者 の間の取引に係る仕入取扱金額の合計額の占 受け取る基因となつた売買の取引金額を含 じ。) 以外の者との間の取引に係る販売取扱 者をいう。以下この項及び次項において同 六条の六第一項各号並びに前項各号に掲げる の合計額のうちに関連者(当該外国関係会社 この号において「販売取扱金額」という。) 銀行業 当該各事業年度の受入利息の合計 める割合が百分の五十を超える場合 いう。) の合計額のうちに関連者以外の者と む。以下この号において「仕入取扱金額」と け取る手数料がある場合には、その手数料を いて棚卸資産の売買の代理又は媒介に関し受 た棚卸資産の取得価額(当該各事業年度にお える場合又は当該各事業年度において取得し 金額の合計額の占める割合が百分の五十を超 に係る法第四十条の四第一項各号及び第六十 る基因となつた売買の取引金額を含む。

三 信託業 当該各事業年度の信託報酬の合計 ら受けるものの合計額の占める割合が百分の 額のうちに当該信託報酬で関連者以外の者か る割合が百分の五十を超える場合 五十を超える場合

外の者から受けるものの合計額の占める割合 数料 (有価証券の売買による利益を含む。) が百分の五十を超える場合 の合計額のうちに当該受入手数料で関連者以 金融商品取引業 当該各事業年度の受入手

金額の合計額の占める割合が百分の五十を超 に掲げる金額を含む。)のうちに次に掲げる 保険業 当該各事業年度の収入保険料(ハ

保険の目的とする保険に係る収入保険料に 又は関連者以外の者が負う損害賠償責任を る場合には、関連者以外の者が有する資産 (当該収入保険料が再保険に係るものであ 関連者以外の者から収入する収入保険料

件の全てに該当する再保険に係るものに限 が当該特定保険受託者に係る特定保険委託び特定保険受託者に該当する外国関係会社 者から収入する収入保険料(次に掲げる要 に該当する再保険に係るものに限る。)及 入する収入保険料(次に掲げる要件の全て

- 保険であること 他の特定保険委託者との間で行われる再 険委託者と特定保険受託者を同じくする 再保険又は特定保険委託者と当該特定保 に係る特定保険受託者との間で行われる 特定保険委託者と当該特定保険委託者 29
- ものの占める割合が百分の九十五以上で 本店若しくは主たる事務所を有する法人 保険料の合計額のうちに関連者以外の者 あること に限る。)を被保険者とする保険に係る (当該外国関係会社の本店所在地国と同 の国又は地域に住所を有する個人又は 再保険の引受けに係る保険に係る収入
- と認められること。 使用と収益性の向上に資することとなる れらの特定保険委託者の資本の効率的な あつては当該再保険を行うことによりこ 者と特定保険受託者を同じくする他の特れ、特定保険委託者と当該特定保険委託 れ、特定保険委託者と当該特定保険委託性の向上に資することとなると認めら 保険受託者の資本の効率的な使用と収益 再保険にあつては当該再保険を行うこと 定保険委託者との間で行われる再保険に により当該特定保険委託者及び当該特定 1係る特定保険受託者との間で行われる 特定保険委託者と当該特定保険委託者
- 業務に係る対価として当該特定保険外国子 契約の内容を確定するための協議その他の子会社等が行う保険の引受けについて保険 として当該特定保険委託者から支払を受け ら受託した保険業に関する業務に係る対価 該特定保険受託者に係る特定保険委託者か 会社等から支払を受ける手数料の額及び特 が当該特定保険協議者に係る特定保険外国 る手数料の額 定保険受託者に該当する外国関係会社が当 特定保険協議者に該当する外国関係会社
- 船舶の運航及び貸付け又は航空機の運航及び 水運業又は航空運送業 当該各事業年度の

の合計額の占める割合が百分の五十を超える 収入金額で関連者以外の者から収入するもの 貸付けによる収入金額の合計額のうちに当該

- 当該収入金額で関連者以外の者から収入する ものの合計額の占める割合が百分の五十を超 機の貸付けによる収入金額の合計額のうちに とするものに限る。) 当該各事業年度の航空 える場合 物品賃貸業(航空機の貸付けを主たる事業
- 関係会社に係る関連者との間で行われた取引と みなして、前項各号の規定を適用する。 次に掲げる取引は、外国関係会社と当該外国
- らかじめ定まつている場合における当該対象 取引を行つた時において契約その他によりあ 連者に移転又は提供をされることが当該対象 務その他のものが当該外国関係会社に係る関 該非関連者に移転又は提供をされる資産、役 号において「対象取引」という。)により当 者」という。)との間で行う取引(以下この 連者以外の者(以下この項において「非関連 外国関係会社と当該外国関係会社に係る関
- 一 外国関係会社に係る関連者と当該外国関係 おいて契約その他によりあらかじめ定まつて供をされることが当該先行取引を行つた時に いる場合における当該対象取引 う。) により当該外国関係会社に移転又は提 この号において「先行取引」という。)によ 会社に係る非関連者との間で行う取引(以下 引(以下この号において「対象取引」とい 係る非関連者と当該外国関係会社との間の取 り当該非関連者に移転又は提供をされる資 役務その他のものが当該外国関係会社に 33

業を主たる事業とするものに限る。以下この項 排他的経済水域又は大陸棚に相当する水域とす 定する本店所在地国に係る内水及び領海並びに 定する政令で定める水域は、同号ハ(2)に規 社に係る外国法人である被統括会社を含まない び前項に規定する関連者には、当該外国関係会 おける前二項の規定の適用については、同号及 において同じ。)が統括会社に該当する場合に 法第六十六条の六第二項第三号ハ (2) に規 外国関係会社(第二十八項第一号に掲げる事

32 定する政令で定める場合は、 法第六十六条の六第二項第三号ハ(2)に規 外国関係会社の各

> 掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各 る。以下この項において同じ。)が次の各号に あつては第二十四項に規定する経営管理とす 務とし、同号イ(2)に掲げる外国関係会社に (1) に掲げる外国関係会社にあつては統括業 号に定める場合とする。

- 行つている場合 付けの代理又は媒介及び当該不動産の管理を せる行為を含む。)、当該不動産の売買又は貸 動産の売買又は貸付け(当該不動産を使用さ 不動産業 主として本店所在地国にある不
- ている場合 とするものを除く。) 主として本店所在地国 において使用に供される物品の貸付けを行つ
- ると認められる場合として財務省令で定める 要な業務を通じて製造に主体的に関与してい 品の製造を行つている場合(製造における重 場合を含む。) 製造業 主として本店所在地国において製
- 外の事業 主として本店所在地国において行」 第二十八項各号及び前三号に掲げる事業以 つている場合

うかの判定については当該外国関係会社の各事 とし、外国関係会社が統括会社に該当するかど に限る。)の規定を適用する場合において、法。法第六十六条の六第二項(第三号に係る部分 業年度終了の時の現況によるものとする。 係会社の各事業年度終了の時の現況によるもの いては当該法人に対して統括業務を行う外国関 人が被統括会社に該当するかどうかの判定につ (適用対象金額の計算)

第三十九条の十五 法第六十六条の六第二項第四 金額の合計額から当該所得の金額に係る第三号く所得の金額に係る第一号及び第二号に掲げる 外国関係会社に該当するものに限る。以下この 外国関係会社をいい、同項第二号に規定する特 金額は、外国関係会社(同項第一号に規定する 号に規定する政令で定める基準により計算した 金額と当該所得の金額に係る第三号から第五号 金額に係る第二号に掲げる金額から当該欠損の た残額(当該所得の金額に係る第一号に掲げる から第五号までに掲げる金額の合計額を控除し 条において同じ。)の各事業年度の決算に基づ 定外国関係会社又は同項第三号に規定する対象 金額が欠損の金額である場合には、当該所得の

事業年度において行う主たる事業(同号イ

- 一 物品賃貸業 (航空機の貸付けを主たる事業

当該各事業年度の決算に基づく所得の金

までに掲げる金額との合計額を控除した残額)

- 体により課される法人税法施行令第百四十一域又はこれらの国若しくは地域の地方公共団 七第一項の表の第四号に係る部分に限る。)、 当する税その他当該附帯税に相当する税に類 号に規定する附帯税 (利子税を除く。) に相 に附帯して課される法人税法第二条第四十一 条第二項各号に掲げる税を含む。)及びこれ 準として課される税(これらの国若しくは地 域の地方公共団体により法人の所得を課税標 の国若しくは地域又はこれらの国若しくは地 税(本店所在地国若しくは本店所在地国以外 規定の適用がある場合には、当該取引が同項 の間の取引につき法第六十六条の四第一項の じて計算した場合に算出される所得の金額又 いて「本邦法令の規定」という。)の例に準 び第六十七条の十三の規定(以下この号にお 第六十六条の四第三項、第六十七条の十二及 五条の二、第五十二条の二、第五十七条の 第十二款の規定並びに法第四十三条、第四十 現物分配に係る部分に限る。)を除く。)及び 項から第六項まで及び第六十二条の七(適格 項、第六十一条の十一、第六十二条の五第三 十七条、第五十九条、第六十一条の二第十七 四十一条の二まで、第五十五条第四項、第五 五項、第三十七条第二項、第三十八条から第 から第四項まで、第二十七条、第三十三条第 条の二、第二十五条の二、第二十六条第一項 から第九款まで(同法第二十三条、第二十三 する税をいう。以下この条において同じ。) 合に算出される所得の金額又は欠損の金額) 六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人と は欠損の金額(当該外国関係会社に係る法第 七から第六十五条の九まで(法第六十五条の 十七条の九、第六十一条の四、第六十五条の 五、第五十七条の六、第五十七条の八、第五 につき、法人税法第二編第一章第一節第二款 して本邦法令の規定の例に準じて計算した場 に規定する独立企業間価格で行われたものと 当該各事業年度において納付する法人所得
- 三 当該各事業年度において還付を受ける法人
- の発行済株式等のうちに当該外国関係会社が 当該各事業年度において子会社(他の法人

を含む。以下この条及び第三十九条の十七の掲げる金額とみなされる金額に相当する金額 定の例によるものとした場合にこれらの号に号に掲げる金額(同法第二十四条第一項の規 当該株式等の数若しくは金額の占める割合の の受ける配当等の額を除く。) 金額の計算上損金の額に算入することとされ 所在地国の法令において当該子会社の所得の当等の額の全部又は一部が当該子会社の本店 う。) から受ける配当等の額(その受ける配 日以前六月以内に設立された法人である場合 以前六月以上(当該他の法人が当該確定する は、同日の前日。以下この号において同じ。) 財務省令で定める配当等の額である場合に 同法第二十四条第一項に規定する事由に係る の支払義務が確定する日(当該配当等の額が る法人税法第二十三条第一項第一号及び第二 が当該外国関係会社が当該他の法人から受け は、百分の十)以上であり、かつ、その状態 額のうちに当該外国関係会社が保有している のうちの議決権のある株式等の数若しくは金 占める割合又は当該他の法人の発行済株式等 保有しているその株式等の数若しくは金額の ている配当等の額に該当する場合におけるそ で)継続している場合の当該他の法人をい 二第二項において「配当等の額」という。) に掲げる要件を満たす外国法人である場合に いずれかが百分の二十五(当該他の法人が次 には、その設立の日から当該確定する日ま

事業を含む。)であること。 (自ら採取した化石燃料に密接に関連する下この号において同じ。)を採取する事業ガス、可燃性天然ガス又は石炭をいう。以ガス、可燃性天然がん石燃料(原油、石油

る場所を有していること。 同じ。) の我が国以外の締約国又は締約者 く。第三十九条の十七の三第七項において 海並びに排他的経済水域又は大陸棚に相当 する水域を含む。)内に化石燃料を採取す (当該締約国又は締約者に係る内水及び領 租税条約(財務省令で定めるものを除

事業年度における部分対象外国関係会社(同 除く。以下この号において同じ。)の当該各 掲げる内国法人により保有されているものを 部又は一部が法第六十六条の六第一項各号に 条第二項第六号に規定する部分対象外国関係 当該外国関係会社(その発行済株式等の全

> される同条第一項に規定する譲渡利益額に相。)の規定の例に準じて計算した場合に算出 当する金額をいう。) (法人税法第六十一条の二 (第十七項を除く 株式等の譲渡をいう。)に係る譲渡利益額 の全てに該当する特定部分対象外国関係会社 等」という。)の特定譲渡(次に掲げる要件 において「特定部分対象外国関係会社株式 当する外国法人の株式等に限る。以下この号 関係会社が有する部分対象外国関係会社に該 て「特定関係発生日」という。) に当該外国 該超えることとなつた日(以下この号におい 国関係会社が設立された場合を除く。) の当 分の五十を超えることとなつた場合(当該外 から(3)までに掲げる割合のいずれかが百 主等の当該外国関係会社に係る同号イ(1) 株式等(同項第一号イに規定する居住者等株 会社をいう。以下この号において同じ。)の

込まれる場合の当該譲渡を除く。)である る部分対象外国関係会社その他の財務省令 係会社株式等を他の者(当該内国法人に係 渡(その譲渡を受けた特定部分対象外国関 国法人に係る部分対象外国関係会社への譲 六第一項各号に掲げる内国法人又は当該内 で定める者を除く。)に移転することが見 当該外国関係会社に係る法第六十六条の

期間内の日を含む事業年度において譲渡を は慣行その他やむを得ない理由により当該行われる譲渡(その本店所在地国の法令又 当該特定関係発生日以後二年を経過する日 を含む事業年度において行われる譲渡)で することが困難であると認められる場合に あること。 日以後五年を経過する日までの期間内の日 は、特定関係発生日から当該特定関係発生 までの期間内の日を含む事業年度において 当該外国関係会社の特定関係発生日から

次のいずれかに該当する譲渡であるこ

において行われる譲渡 当該外国関係会社の清算中の事業年度

(2) が解散をすることが見込まれる場合の当 渡の日から二年以内に当該外国関係会社 特定部分対象外国関係会社株式等の譲

> (3) の者が当該外国関係会社の発行済株式等 の全部を有することとなると見込まれる の日から二年以内に次に掲げる者以外

項各号に掲げる者

社に係る同項各号に掲げる者 み替えた場合における当該外国関係会 る事業を主として行う」とあるのを 六条の六第二項第三号ハ (1) に掲げ として行う」とあり、及び「法第六十 とあり、並びに同項第六号中「同条第 各号」と、同項第四号及び第五号中 とあるのを「法第六十六条の六第一項 号に規定する」と、「同条第一項各号」 て行う」とあるのを「次条第一項第五 第三号ハ(1)に掲げる事業を主とし での規定中「法第六十六条の六第二項 二項第三号ハ (1) に掲げる事業を主 (1) に掲げる事業を主として行う」 「法第六十六条の六第二項第三号ハ 「次条第一項第五号に規定する」と読 前条第二十七項第一号から第三号ま

いて行われる譲渡であること。 次に掲げる事項を記載した計画書に基づ

こととする目的 る割合のいずれかが百分の五十を超える 項第一号イ(1)から(3)までに掲げ 外国法人に係る法第六十六条の六第二

(2) 基本方針 (1) に掲げる目的を達成するため

国関係会社株式等の譲渡を含む。) に係 算その他の行為をいい、特定部分対象外 資、現物分配、株式交換、株式移転、清 行う組織再編成(合併、分割、現物出 る基本方針 (1) に掲げる目的を達成するために

その他財務省令で定める事項

各号に掲げる事由により金銭その他の資産 した外国法人の法人税法第二十四条第一項 の交付を受けた場合における当該特定部分 特定部分対象外国関係会社株式等を発行

場合の当該譲渡 の四第一項各号及び第六十六条の六第 当該外国関係会社に係る法第四十条

特定部分対象外国関係会社株式等の譲 2 対象外国関係会社株式等の譲渡でないこ

除した残額)をもつて法第六十六条の六第二項までに掲げる金額の合計額を加算した金額を控 り計算した金額が欠損の金額となる場合には、 四号から第十八号までに掲げる金額の合計額を を加算した金額から当該所得の金額に係る第十 第一号から第十三号までに掲げる金額の合計額 出される所得の金額)に当該所得の金額に係る 所在地国の法令の規定により計算した場合に算する独立企業間価格で行われたものとして本店 間の取引につき法第六十六条の四第一項の規定 の法令の規定」という。)により計算した所得定を除く。以下この項において「本店所在地国 以上ある場合には、そのうち主たる法人所得税 関する法令(当該法人所得税に関する法令が二 いて同じ。)を除く。第一号において同じ。)に三十九条の十七の二第二項第一号イ及びロにお規定する自国内最低課税額に係る税をいう。第額に係る税(法人税法第八十二条第三十一号に 四第二項第三号に掲げる税及び自国内最低課税 第三十九条の十七の二第二項第一号ロにおいて 第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。 得税(外国における各対象会計年度(法人税法 の各事業年度の決算に基づく所得の金額につ 第四号に規定する政令で定める基準により計算 当該計算した金額に係る第十四号から第十八号 でに掲げる金額の合計額から当該欠損の金額に 当該計算した金額に係る第一号から第十三号ま 控除した残額(本店所在地国の法令の規定によ の適用がある場合には、当該取引が同項に規定 の金額(当該外国関係会社と当該内国法人との に関する法令)の規定(企業集団等所得課税規 当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十 同じ。)の国際最低課税額に対する法人税に相 人は、前項の規定にかかわらず、外国関係会社 き、当該外国関係会社の本店所在地国の法人所 した金額とすることができる。 法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国

一 その支払う配当等の額で当該各事業年度 各事業年度の法人所得税の課税標準に含まれ ないこととされる所得の金額 その本店所在地国の法令の規定により当該

三 その有する減価償却資産(平成十年三月三 損金の額に算入している金額 十一日以前に取得した営業権を除く。)につ きその償却費として当該各事業年度の損金

取得価額(既にした償却の額で各事業年度の額に算入している金額(その減価償却資産の となる金額に相当する金額を超える部分の ものとした場合に損金の額に算入されること うち、法人税法第三十一条の規定の例による る方法を用いて計算されたものに限る。)の 金の額に算入する金額の限度額として償却す 当該金額を控除した金額)を各事業年度の損 損金の額に算入されたものがある場合には、

るものとした場合に損金の額に算入されない る金額で法人税法第三十四条の規定の例によ ち、当該各事業年度の損金の額に算入してい 例によるものとした場合に損金の額に算入さ 税法第三十三条(第五項を除く。)の規定の 業年度の損金の額に算入している金額で法人 れないこととなる金額に相当する金額 その役員に対して支給する給与の額のう その有する資産の評価換えにより当該各事

六 その使用人に対して支給する給与の額のう る金額で法人税法第三十六条の規定の例によ ち、当該各事業年度の損金の額に算入してい こととなる金額に相当する金額 るものとした場合に損金の額に算入されない

こととなる金額に相当する金額

ハ その納付する法人所得税の額(法人所得税 同条第一項及び法第六十六条の四第三項の規各事業年度の損金の額に算入している金額で 付法人所得税額」という。)で当該各事業年税の額。第五項第二号において「個別計算納 る場合の当該法人所得税にあつては、企業集 算入されないこととなる金額に相当する金額 法第三十七条第三項第一号に規定する寄附金 合に納付するものとして計算される法人所得 団等所得課税規定の適用がないものとした場 に関する法令に企業集団等所得課税規定があ 定の例に準ずるものとした場合に損金の額に に相当するものを除く。) の額のうち、当該 はその地方公共団体に対する寄附金で法人税 その支出する寄附金(その本店所在地国又

第五十七条又は第五十九条の規定に相当する 事業年度の損金の額に算入している金額 事業年度において生じた欠損の金額で当該各 規定に限る。)により、当該各事業年度前の は第五十七条の六第一項の異常危険準備金に その本店所在地国の法令の規定(法人税法 その積み立てた法第五十七条の五第一項又

た場合に益金の額に算入されないこととなる

前項第四号に掲げる金額

度の損金の額に算入している金額

金額に相当する金額 た場合に損金の額に算入されないこととなる は第五十七条の六の規定の例によるものとし 額に算入している金額で法第五十七条の五又 う。)の額のうち、当該各事業年度の損金の 二第二項第一号において「保険準備金」とい 類する準備金(次号及び第三十九条の十七の

る。) につき当該各事業年度の益金の額に算 ものとした場合に積み立てられるものに限 条の五又は第五十七条の六の規定の例による い部分の金額 する金額に満たない場合におけるその満たな した場合に益金の額に算入すべき金額に相当 入した金額がこれらの規定の例によるものと その積み立てた保険準備金(法第五十七

3

十二 その支出する法第六十一条の四第一項に 合に損金の額に算入されないこととなる金額 る金額で同条の規定の例によるものとした場 ち、当該各事業年度の損金の額に算入してい 規定する交際費等に相当する費用の額のう に相当する金額

十三 その損失の額(法第六十七条の十二第 の規定の例によるものとした場合に損金の額条の十二第一項又は第六十七条の十三第一項 金 の十三第一項に規定する組合事業による同項 項に規定する組合等損失額又は法第六十七条 に算入されないこととなる金額に相当する に規定する損失の額をいう。) で法第六十七

条の十三第二項の規定の例によるものとした 事業年度の益金の額に算入している金額で法 該各事業年度の益金の額に算入している金額 場合に損金の額に算入されることとなる金額 る法人所得税の額。第五項第二号において した場合に還付を受けるものとして計算され 企業集団等所得課税規定の適用がないものと 定がある場合の当該法人所得税にあつては、 所得税に関する法令に企業集団等所得課税規 に相当する金額 人税法第二十五条の規定の例によるものとし 「個別計算還付法人所得税額」という。)で当 法第六十七条の十二第二項又は第六十七 その有する資産の評価換えにより当該各 その還付を受ける法人所得税の額(法人

> Ď る場合におけるその超える部分の金額をい 全部又は一部が法第六十六条の六第一項各号 益額(譲渡に係る対価の額が原価の額を超え 式等の同号に規定する特定譲渡に係る譲渡利 五号に規定する特定部分対象外国関係会社株 を除く。)の当該各事業年度における前項第 に掲げる内国法人により保有されているもの 当該外国関係会社(その発行済株式等の

る基準により計算した金額は、第一項又は前項 の規定にかかわらず、これらの規定により計算 には、同条第二項第四号に規定する政令で定め いう。以下この項において同じ。)がある場合 に応じ当該各号に定める金額に相当する金額を 対象配当等の額(次の各号に掲げる場合の区分 た残額とする。 人に係る外国関係会社の各事業年度につき控除 法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法 た金額から当該控除対象配当等の額を控除し

資対応配当可能金額を超えない場合であつの配当可能金額のうち当該外国関係会社の出 の額が当該他の外国関係会社の当該配当等の外国関係会社」という。)から受ける配当等 おいて「課税対象金額」という。)の生ずる 下この項において「基準事業年度」という。) を除く。以下この号及び次号において「他の 額の支払に係る基準日の属する事業年度(以 一項に規定する課税対象金額(以下この節に て、当該基準事業年度が法第六十六条の六第 て当該内国法人に係る他の外国関係会社(第 一項第四号に規定する子会社に該当するもの 当該外国関係会社が当該各事業年度にお 4

一 当該外国関係会社が当該各事業年度にお とされた配当等の額の合計額 準事業年度の出資対応配当可能金額を超える 年度の出資対応配当可能金額から充てるもの た場合において、課税対象金額の生ずる事業 金額に応じそれぞれの事業年度ごとに区分し 等の額を当該各事業年度の出資対応配当可能 当該配当等の額に充てるものとして当該配当 それぞれ最も新しい事業年度のものから順次 以前の各事業年度の出資対応配当可能金額を 場合 当該他の外国関係会社の基準事業年度 受ける配当等の額が当該配当等の額に係る基 て当該内国法人に係る他の外国関係会社から

三 当該外国関係会社が当該各事業年度にお て当該内国法人に係る他の外国関係会社 (第

令において当該他の外国関係会社の所得の金 の額(その受ける配当等の額の全部又は一部 外国関係会社」という。)から受ける配当等 受ける配当等の額に限る。以下この号及び次 額の計算上損金の額に算入することとされて が当該他の外国関係会社の本店所在地国の法 に限る。以下この号及び次号において「他 いる配当等の額に該当する場合におけるその 一項第四号に規定する子会社に該当するもの

四 当該外国関係会社が当該各事業年度にお

て当該内国法人に係る他の外国関係会社から

当等の額

象金額の生ずる事業年度である場合

国関係会社の出資対応配当可能金額を超えな の基準事業年度の配当可能金額のうち当該外 号において同じ。)が当該他の外国関係会社

い場合であつて、当該基準事業年度が課税対

準事業年度の出資対応配当可能金額を超える 受ける配当等の額が当該配当等の額に係る基

当該他の外国関係会社の基準事業年度

以前の各事業年度の出資対応配当可能金額を

事業年度である場合 当該配当等の額

用語の意義は、当該各号に定めるところによ 配当可能金額

前項及びこの項において、次の各号に掲げる

年度の出資対応配当可能金額から充てるも た場合において、課税対象金額の生ずる事業

とされた配当等の額の合計額

等の額を当該各事業年度の出資対応配当可能 当該配当等の額に充てるものとして当該配当 それぞれ最も新しい事業年度のものから順次

金額に応じそれぞれの事業年度ごとに区分し

算した金額から当該適用対象金額に係る二及 係るイからハまでに掲げる金額の合計額を加 の号において同じ。) に当該適用対象金額に 四号に規定する適用対象金額をいう。以下こ の適用対象金額(法第六十六条の六第二項第 びホに掲げる金額の合計額を控除した残額を 外国関係会社の各事業年度

イ げる金額 の規定により控除される第一項第四号に掲 は第二項 (第十七号に係る部分に限る。) 第一項 (第四号に係る部分に限る。) 又

する控除対象配当等の額 前項の規定により控除される同項に規定

六第一項各号に掲げる内国法人との間の取 当該外国関係会社に係る法第六十六条

ちに当該内国法人に支払われない金額があ 適用がある場合において第一項又は第二項引につき法第六十六条の四第一項の規定の るときの当該金額 の規定による減額をされる所得の金額のう

- の額を除く。) 出される金額(法人所得税の額及び配当等 当該各事業年度の剰余金の処分により支
- 出資対応配当可能金額 外国関係会社の配 得の金額に加算されたため当該各事業年度されなかつたため又は同項の規定により所 の適用対象金額に含まれた金額 金額(法人所得税の額及び配当等の額を除 により所得の金額の計算上損金の額に算入 く。)のうち第一項若しくは第二項の規定 当該各事業年度の費用として支出された
- に占める割合)を乗じて計算した金額をい ることができる配当等の額がその総額のうち 容が異なる株式等に係る請求権に基づき受け は、当該他の外国関係会社が当該請求権の内 内容が異なる株式等を発行している場合に 額が当該外国関係会社の発行済株式等のうち 有する当該外国関係会社の株式等の数又は金 において「他の外国関係会社」という。)の に占める割合(当該外国関係会社が請求権の 可能金額に他の外国関係会社(以下この号 6
- 調整を加えた金額は、外国関係会社の各事業年 損の金額及び基準所得金額に係る税額に関する ら次に掲げる金額の合計額を控除した残額とす 第九項において「基準所得金額」という。)か 度の同号に規定する基準所得金額(第八項及び 法第六十六条の六第二項第四号に規定する欠

5

当該各号に定める場合に該当する事実がある 五項各号に掲げる外国関係会社の区分に応じ のその該当する事業年度(法第四十条の四第 各号に定める場合に該当する事実があるとき 各号に掲げる外国関係会社の区分に応じ当該 かつた事業年度及び法第六十六条の六第五項 係会社(法第四十条の四第二項第二号に規定 三年四月一日前に開始した事業年度、外国関 日前七年以内に開始した事業年度(昭和五十 する対象外国関係会社を含む。)に該当しな する特定外国関係会社及び同項第三号に規定 ときのその該当する事業年度を含む。)を除 当該外国関係会社の当該各事業年度開始の 8

- て控除されたものを除く。)の合計額に相当 定により当該各事業年度前の事業年度におい く。) において生じた欠損金額(この項の規
- 法人所得税額)を控除した金額とする。) の当該法人所得税にあつては、個別計算還付 る法令に企業集団等所得課税規定がある場合 ととなる法人所得税の額(法人所得税に関す 個別計算納付法人所得税額とし、当該各事業 規定がある場合の当該法人所得税にあつては 得税の額がある場合には当該還付を受けるこ 年度において還付を受けることとなる法人所 人所得税に関する法令に企業集団等所得課税 て納付をすることとなる法人所得税の額 当該外国関係会社が当該各事業年度におい
- 第二項及び前項第二号に規定する企業集団等 こととする当該外国法人の本店所在地国の法 第六号に規定する納税申告書をいう。次号に 法人所得税を課することとし、かつ、当該企外国法人の属する企業集団の所得に対して 「得課税規定とは、次に掲げる規定をいう。 令の規定 おいて同じ。) に相当する申告書を提出する 所得税に係る納税申告書(国税通則法第二条 業集団に属する一の外国法人のみが当該法人
- 二 外国法人 (法人の所得に対して課される税 以外の国又は地域の法令の規定 法人所得税を課さないこととされるものに限 規定により当該外国法人の所得の全部につき することとする当該外国法人の本店所在地国 税に係る納税申告書に相当する申告書を提出 団に属する一の外国法人のみが当該法人所得 所得税を課することとし、かつ、当該企業集 る。) の属する企業集団の所得に対して法人 の本店所在地国の法人所得税に関する法令の 主たる事務所を有するもの又は当該外国法人 が存在しない国若しくは地域に本店若しくは
- 関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金 規定を適用した場合において計算される欠損の 額について第一項若しくは第二項又は第三項の 第五項第一号に規定する欠損金額とは、外国 ある者の所得として取り扱うこととする当該 外国法人の本店所在地国の法令の規定 外国法人の所得を当該外国法人の株主等で
- 号の規定によりその例に準ずるものとされる法 金額をいう。 第一項第一号の計算をする場合において、同

- 明細書の提出があつたときは、この限りでな 得ない事情があると認める場合において、当該 添付がなかつたことについて税務署長がやむを 金算入に関する明細書の添付がある場合に限いて「確定申告書」という。)に当該金額の損 の計算上、損金の額に算入する。ただし、その り、当該金額を当該各事業年度の基準所得金額 年度において損金の額に算入されることとなる 六十七条の十三第二項の規定により当該各事業 部分に限る。)、第六十七条の十二第二項及び第 五十七条の五、第五十七条の六、第五十七条の 十三条、第四十五条の二、第五十二条の二、第 六十六条の六第十一項の確定申告書(次項にお 金額があるときは、当該各事業年度に係る法第 十二条から第五十二条までの規定並びに法第四 (法第六十五条の七第一項の表の第四号に係る 八、第六十五条の七から第六十五条の九まで /税法第三十三条(第五項を除く。) 及び第四
- 9 二項(第十七号に係る部分に限る。)の規定に する。ただし、その添付がなかつたことについを当該各事業年度の基準所得金額の計算上控除 業年度に係る確定申告書に当該金額の計算に関されることとなる金額があるときは、当該各事 れらの規定により当該各事業年度において控除 より基準所得金額を計算する場合において、こ は、この限りでない。 場合において、当該明細書の提出があつたとき て税務署長がやむを得ない事情があると認める する明細書の添付がある場合に限り、当該金額 第一項(第四号に係る部分に限る。)又は第
- 10 事業年度において当該外国関係会社の各事業年けた内国法人がその適用を受けた事業年度後の所得の金額の計算につき同項の規定の適用を受 後の事業年度において当該外国関係会社の各事を受けた内国法人がその適用を受けた事業年度く所得の金額の計算につき第一項の規定の適用 らかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受けな 項の規定の適用を受けようとする場合には、あ 度の決算に基づく所得の金額の計算につき第一 その外国関係会社の各事業年度の決算に基づく 第二項の規定の適用を受けようとする場合又は 業年度の決算に基づく所得の金額の計算につき ければならない その外国関係会社の各事業年度の決算に基づ

(実質支配関係の判定)

第三十九条の十六 号に規定する政令で定める関係は、居住者又は 法第六十六条の六第二項第五

り交付されることとなつている場合を除く。) 部が剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配 内国法人(以下この項において「居住者等」と における当該居住者等と当該外国法人との間 等(当該居住者等と特殊の関係のある者を含 その他の経済的な利益の給付として当該居住者 国法人の行う事業から生ずる利益のおおむね全 の他これに類する事実が存在する場合(当該外 いう。)と外国法人との間に次に掲げる事実そ いずれかが百分の五十を超える関係がある場合 定する特殊関係非居住者と当該外国法人との間 関係(当該関係がないものとして同条第二項第 における当該居住者等と当該外国法人との間 む。)以外の者に対して金銭その他の資産によ に同号イ(1)から(3)までに掲げる割合の た場合に居住者及び内国法人並びに同号イに規 一号(イに係る部分に限る。)の規定を適用し

一 居住者等が外国法人の財産の処分の方針 全部について分配を請求する権利を有して ること。 居住者等が外国法人の残余財産のおお むね 関係を除く。)とする。

- を除く。)。 法人につき前号に掲げる事実が存在する場合 約その他の取決めが存在すること(当該外国 おおむね全部を決定することができる旨の契
- 関係をいう。 前項に規定する特殊の関係とは、 次に掲げる

2

- が次に掲げるものに該当する関係がある場合 における当該関係 一方の者と他方の者との間に当該他方の者
- 当該一方の者の親族
- が事実上婚姻関係と同様の事情にある者 当該一方の者の使用人又は雇主 当該一方の者と婚姻の届出をしていない
- つて生計を維持しているもの 一方の者から受ける金銭その他の資産によ 口から二までに掲げる者と生計を一にす イからハまでに掲げる者以外の者で当該

るこれらの者の親族

- が次に掲げる法人に該当する関係がある場合 における当該関係(次号及び第四号に掲げる 一方の者と他方の者との間に当該他方の者
- 関係に該当するものを除く。) 定する関係のある者を含む。 当該一方の者(当該一方の者と前号に規 以下この号に

場合における当該他の法人 いて同じ。)が他の法人を支配している

- が他の法人を支配している場合における当 規定する特殊の関係をいう。)のある法人 関係(この項(イに係る部分に限る。)に 当該一方の者及び当該一方の者と特殊の
- ける当該他の法人 る法人が他の法人を支配している場合にお る。) に規定する特殊の関係をいう。) のあ 関係(この項(イ及びロに係る部分に限 当該一方の者及び当該一方の者と特殊の 3
- 三 二の法人のいずれか一方の法人が他方の法 等を直接又は間接に保有される場合における式等の百分の五十を超える数又は金額の株式 条第十号に規定する政令で定める特殊の関係 場合には、当該個人及びこれと法人税法第二 は金額の株式等を直接又は間接に有する関係 当該二の法人の関係(前号に掲げる関係に該 のある個人)によつてそれぞれその発行済株 人の発行済株式等の百分の五十を超える数又 当するものを除く。) 二の法人が同一の者(当該者が個人である
- ている場合について準用する。 第二号イからハまでに掲げる他の法人を支配し法人税法施行令第四条第三項の規定は、前項
- を超える」と読み替えるものとする。 この場合において、同条第二項及び第三項中 る。) の規定を適用する場合について準用する。 「百分の五十以上の」とあるのは、「百分の五十 第三十九条の十二第二項及び第三項の規定 第二項(第三号及び第四号に係る部分に限

第三十九条の十七 法第六十六条の六第二項第七 (外国金融子会社等の範囲)

- 部分対象外国関係会社をいう。以下この条にお 部分対象外国関係会社(同項第六号に規定する で定める部分対象外国関係会社は、次に掲げる 号に規定する同様の状況にあるものとして政令 いて同じ。)とする。 部分対象外国関係会社(特定保険外国子会
- 該当するものに限る。以下この号において同 合における当該部分対象外国関係会社 店所在地国の法令に準拠して保険業を行う場 いて同じ。) に係る特定保険協議者がその本 社等に該当するものに限る。以下この号にお 部分対象外国関係会社(特定保険受託者に
- じ。) に係る特定保険委託者がその本店所在

地国の法令に準拠して保険業を行う場合にお ける当該部分対象外国関係会社

- 令で定めるものは、次に掲げる部分対象外国関 係会社とする 法第六十六条の六第二項第七号に規定する政
- 等に該当する部分対象外国関係会社 特定保険受託者に係る特定保険委託者に該 特定保険協議者に係る特定保険外国子会社
- 国金融機関に準ずるものとして政令で定める部 全部を直接又は間接に保有されているものに限 法人(第六項及び第七項において「一の内国法 人等」という。) によつてその発行済株式等の のうち次に掲げるもの(一の内国法人及び当該 分対象外国関係会社は、部分対象外国関係会社 る。)とする。 一の内国法人との間に特定資本関係のある内国 法第六十六条の六第二項第七号に規定する外 当する部分対象外国関係会社
- 外国関係会社 次に掲げる要件の全てに該当する部分対象
- ていること 管理及びこれに附帯する業務(以下この項 特定外国金融機関(次に掲げる外国法人を において「経営管理等」という。)を行つ いう。以下この項において同じ。)の経営 その本店所在地国の法令に準拠して専ら
- 百分の五十を超える数又は金額の株式等 する外国金融機関でその発行済株式等の 法第六十六条の六第二項第七号に規定
- 以上の数の議決権を有することその他財 務省令で定める要件に該当するもの のうち、その議決権の総数の百分の四十 株式等を有することが認められないもの 式等の百分の五十を超える数又は金額の やむを得ない理由により、その発行済株 その本店所在地国の法令又は慣行その他 機関に該当することとなる外国法人で、 適用した場合に同号に規定する外国金融 人」として同号及び同項第七号の規定を るものを除く。)」とあるのを「外国法 国関係会社(特定外国関係会社に該当す 法第六十六条の六第二項第六号中「外
- 使用人が特定外国金融機関の経営管理を的 業務の全てに従事していることが 確に遂行するために通常必要と認められる その本店所在地国においてその役員又は

- (2) に掲げる金額に対する割合が百分の表に計上されている(1) に掲げる金額の 七十五を超えること。 当該事業年度終了の時における貸借対照
- において同じ。)の株式等の帳簿価額の株式等を有するものに限る。以下この項式等の百分の五十を超える数又は金額の 及び従属関連業務子会社(その発行済株 その有する特定外国金融機関の株式等
- 貸付金の帳簿価額を控除した残額 融機関及び従属関連業務子会社に対する その総資産の帳簿価額から特定外国
- 五十を超えること。 (2) に掲げる金額に対する割合が百分の表に計上されている(1) に掲げる金額の 当該事業年度終了の時における貸借対照
- の帳簿価額 その有する特定外国金融機関の株式等
- 融機関に対する貸付金の帳簿価額を控除 した残額 その総資産の帳簿価額から特定外国金
- 前号に該当する部分対象外国関係会社を除 機関の株式等を有するものに限るものとし、 外国関係会社(一又は二以上の特定外国金融 次に掲げる要件の全てに該当する部分対象
- ること。 において同じ。)の経営管理等を行つてい有するものに限る。)をいう。以下この項 分対象外国関係会社(その発行済株式等の 口に掲げる外国法人並びに特定中間持株会 がその株式等を有する第九項第二号イ及び 百分の五十を超える数又は金額の株式等を 社がその株式等を有する前号に該当する部 接保有外国金融機関等(特定中間持株会社 特定外国金融機関の経営管理等及び特定間 その本店所在地国の法令に準拠して専ら
- 使用人が特定外国金融機関の経営管理及び 的確に遂行するために通常必要と認められ 特定間接保有外国金融機関等の経営管理を る業務の全てに従事していること。 その本店所在地国においてその役員又は
- 表に計上されている(1)に掲げる金額の 当該事業年度終了の時における貸借対照

- 七十五を超えること。 (2) に掲げる金額に対する割合が百分の
- 関連業務子会社の株式等の帳簿価額の合 等、特定中間持株会社の株式等及び従属 その有する特定外国金融機関の株式
- 表に計上されている(1)に掲げる金額の (2) に掲げる金額に対する割合が百分の 当該事業年度終了の時における貸借対照 業務子会社に対する貸付金の帳簿価額を 控除した残額

融機関、特定中間持株会社及び従属関連

その総資産の帳簿価額から特定外国金

- 五十を超えること。 額の合計額 及び特定中間持株会社の株式等の帳簿価 その有する特定外国金融機関の株式等
- 付金の帳簿価額を控除した残額 融機関及び特定中間持株会社に対する貸 その総資産の帳簿価額から特定外国金
- 係会社を除く。) 前二号のいずれかに該当する部分対象外国関 機関の株式等を有するものに限るものとし、 外国関係会社(一又は二以上の特定外国金融 次に掲げる要件の全てに該当する部分対象
- は次号のいずれかに該当する部分対象外国 特定外国金融機関の経営管理等、 の経営管理等を行つていること。 営管理等及び特定間接保有外国金融機関等 を超える数又は金額の株式等を有するもの 関係会社(その発行済株式等の百分の五十 に限る。以下この号において同じ。)の その本店所在地国の法令に準拠して専ら 前二号又
- 象外国関係会社の経営管理及び特定間接保二号又は次号のいずれかに該当する部分対使用人が特定外国金融機関の経営管理、前をの本店所在地国においてその役員又は するために通常必要と認められる業務の全 有外国金融機関等の経営管理を的確に遂行 てに従事していること。
- (2)に掲げる金額に対する割合が百分の表に計上されている(1)に掲げる金額の 七十五を超えること 当該事業年度終了の時における貸借対照
- その有する特定外国金融機関の株式 前二号及び次号に掲げる部分対象外

式等の帳簿価額の合計額 の株式等並びに従属関連業務子会社の株国関係会社の株式等、特定中間持株会社

- 帳簿価額を控除した残額 に従属関連業務子会社に対する貸付金の 象外国関係会社、特定中間持株会社並び 融機関、前二号及び次号に掲げる部分対 その総資産の帳簿価額から特定外国金
- (2) に掲げる金額に対する割合が百分の表に計上されている(1) に掲げる金額の 五十を超えること。 当該事業年度終了の時における貸借対照
- 会社の株式等の帳簿価額の合計額 国関係会社の株式等並びに特定中間持株 等、前二号及び次号に掲げる部分対象外 その有する特定外国金融機関の株式
- (2) その総資産の帳簿価額から特定外国金 象外国関係会社並びに特定中間持株会社融機関、前二号及び次号に掲げる部分対 に対する貸付金の帳簿価額を控除した 4
- 機関の株式等を有するものに限るものとし、 外国関係会社(一又は二以上の特定外国金融 前三号のいずれかに該当する部分対象外国関 係会社を除く。) 次に掲げる要件の全てに該当する部分対象

理等を行つていること。 及び特定間接保有外国金融機関等の経営管 以下この号において同じ。)の経営管理等 数又は金額の株式等を有するものに限る。 いずれかに該当する部分対象外国関係会社 特定外国金融機関の経営管理等、前三号の (その発行済株式等の百分の五十を超える その本店所在地国の法令に準拠して専ら 5

- 融機関等の経営管理を的確に遂行するため 係会社の経営管理及び特定間接保有外国金 三号のいずれかに該当する部分対象外国関 使用人が特定外国金融機関の経営管理、前その本店所在地国においてその役員又は に通常必要と認められる業務の全てに従事 していること。 6
- (2) に掲げる金額に対する割合が百分の表に計上されている(1) に掲げる金額の 七十五を超えること 当該事業年度終了の時における貸借対照
- その有する特定外国金融機関の株式 前三号に掲げる部分対象外国関係会 7

及び従属関連業務子会社の株式等の帳簿 社の株式等、特定中間持株会社の株式等 額の合計額

- (2)業務子会社に対する貸付金の帳簿価額を 係会社、特定中間持株会社及び従属関連 控除した残額 その総資産の帳簿価額から特定外国金 前三号に掲げる部分対象外国関
- 五十を超えること。 表に計上されている (1) に掲げる金額の (2) に掲げる金額に対する割合が百分の 当該事業年度終了の時における貸借対照
- 等の帳簿価額の合計額 社の株式等及び特定中間持株会社の株式 その有する特定外国金融機関の株式 前三号に掲げる部分対象外国関係会
- 係会社及び特定中間持株会社に対する貸 融機関、前三号に掲げる部分対象外国関 その総資産の帳簿価額から特定外国金

る関係をいう。 前項に規定する特定資本関係とは、 付金の帳簿価額を控除した残額 次に掲げ

発行済株式等の全部を直接又は間接に保有さ 有する関係 人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保 二の法人が同一の者によつてそれぞれその 二の法人のいずれか一方の法人が他方の法

れる場合における当該二の法人の関係(前号

用人が従属業務又は関連業務を的確に遂行す

その本店所在地国においてその役員又は使

係会社に係る同項各号に掲げる者 み替えた場合における当該部分対象外国関 係会社」とあるのを「外国関係会社」と読

るために通常必要と認められる業務の全てに

従事していること。

- する。 間接に保有するかどうかの判定について準用すは、前項各号の発行済株式等の全部を直接又は る。この場合において、同条第二項及び第三項 資」とあるのは、「全部」と読み替えるものと 中「百分の五十以上の数又は金額の株式又は出 第三十九条の十二第二項及び第三項の規定 に掲げる関係に該当するものを除く。)
- 同項の一の内国法人等の部分対象外国関係会社 は、 割合とを合計した割合により行うものとする。 又は間接に保有されているかどうかの判定は、 割合をいう。)と当該一の内国法人等の当該部 が当該外国法人の発行済株式等のうちに占める 法人等の有する外国法人の株式等の数又は金額 に係る直接保有株式等保有割合(当該一の内国 分対象外国関係会社に係る間接保有株式等保有 第三項において、発行済株式等の全部を直接 前項に規定する間接保有株式等保有割合と 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各

- 号に定める割合(当該各号に掲げる場合のいず れにも該当する場合には、当該各号に定める割 合の合計割合)をいう。
- ちに占める割合(当該株主等である外国法人 である外国法人につきそれぞれ計算した割合 が二以上ある場合には、当該二以上の株主等 株式等の数又は金額がその発行済株式等のう 発行済株式等の全部が一の内国法人等によつ 第二条第十四号に規定する株主等をいう。 の合計割合 国法人の有する当該部分対象外国関係会社の 下この項において同じ。)である外国法人の て保有されている場合 当該株主等である外 部分対象外国関係会社の株主等(法人税法
- 法人(前号に掲げる場合に該当する同号の株一 部分対象外国関係会社の株主等である外国 外国関係会社の株式等の数又は金額がその発株主等である外国法人の有する当該部分対象によつて保有されている場合に限る。) 当該 の全部が一の内国法人等又は他の出資関連外等又は出資関連外国法人(その発行済株式等 ぞれその発行済株式等の全部を一の内国法人 国法人及び当該株主等である外国法人がそれ という。)が介在している場合(出資関連外 じて連鎖関係にある一又は二以上の外国法人 主等である外国法人を除く。)と一の内国 れ計算した割合の合計割合) 二以上の株主等である外国法人につきそれぞ である外国法人が二以上ある場合には、当該 行済株式等のうちに占める割合(当該株主等 国法人によつて保有されているものに限る。) (以下この号において「出資関連外国法人」 人等との間にこれらの者と株式等の保有を通
- 8 の六第二項第七号に規定する外国金融子会社等 社とは、部分対象外国関係会社(法第六十六条 じ。) のうち次に掲げる要件の全てに該当する に該当するものを除く。以下この項において同 ものをいう。 第三項及び次項に規定する従属関連業務子会
- う。次号において同じ。)又は関連業務(銀の当該銀行業等の業務に従属する業務をい 行業等に付随し、又は関連する業務をいう。 類の業務に限る。)又は保険業(以下この号 融商品取引業(金融商品取引法第二十八条第 同号において同じ。)を専ら行つていること。 において「銀行業等」という。)を行うもの 一項に規定する第一種金融商品取引業と同種 従属業務(次に掲げる者のうち銀行業、 金

- 一項各号に掲げる者 -条の四第一項各号及び第六十六条の六第 当該部分対象外国関係会社に係る法第四 第三十九条の十四の三第二十七項第一号

関係会社」とあり、並びに同項第六号中

ハ(1)に掲げる事業を主として行う外国

第五号中「法第六十六条の六第二項第三号

六条の六第一項各号」と、同項第四号及び

「同条第一項各号」とあるのを「法第六十

を主として行う外国関係会社」とあり、及

「同条第二項第三号ハ(1)に掲げる事業

び「法第六十六条の六第二項第三号

(1)に掲げる事業を主として行う外国関

号中「法第六十六条の六第二項第三号ハ

において同じ。)」と、同項第二号及び第三

係会社」とあるのを「外国関係会社」と、

(1) に掲げる事業を主として行う外国関

会社等に該当するものを除く。以下この

項

のとし、同項第七号に規定する外国金融子 対象外国関係会社に該当するものに限るも 係会社」とあるのを「外国関係会社(法第

(1) に掲げる事業を主として行う外国関

「法第六十六条の六第二項第三号

六十六条の六第二項第六号に規定する部分

- 9 三 当該事業年度の総収入金額のうちに第一号
- 規定する外国関係会社をいい、同項第二号に規 国関係会社(法第六十六条の六第二項第一号に 定する特定外国関係会社又は同項第三号に規定 のうち次に掲げる要件の全てに該当するものを する対象外国関係会社に該当するものに限る。) 引に係る収入金額の合計額の占める割合が百イ及び口に掲げる者(個人を除く。)との取 第三項に規定する特定中間持株会社とは、外 分の九十以上であること。
- 分対象外国関係会社をいう。以下この項に 社に該当するかどうかを判定しようとする部 から第四号までに掲げる部分対象外国関係会 いて同じ。)によつてその発行済株式等の百 判定対象外国金融持株会社(第三項第二号

分の五十を超える数又は金額の株式等を保有

二 その本店所在地国が、判定対象外国金融持 定外国金融機関(次に掲げる外国法人をい関係会社がその株式等を有するいずれかの特に該当するかどうかを判定しようとする外国 地国と同一であること。 う。以下この項において同じ。)の本店所在 株会社の本店所在地国又は特定中間持株会社 法第六十六条の六第二項第七号に規定す

の五十を超える数又は金額の株式等を有す る外国金融機関でその発行済株式等の百分 第三十九条の十七の二 法第六十六条の六第五項

関係会社(特定外国関係会社に該当するも 数の百分の四十以上の数の議決権を有する 認められないもののうち、その議決権の総 超える数又は金額の株式等を有することが により、その発行済株式等の百分の五十を国の法令又は慣行その他やむを得ない理由 ることとなる外国法人で、その本店所在地 合に同号に規定する外国金融機関に該当す のを除く。)」とあるのを「外国法人」とし て同号及び同項第七号の規定を適用した場 ことその他財務省令で定める要件に該当す 法第六十六条の六第二項第六号中「外国

る金額に対する割合が百分の七十五を超える に計上されているイに掲げる金額の口に掲げ 当該事業年度終了の時における貸借対照表

る数又は金額の株式等を有するものに限 社(その発行済株式等の百分の五十を超え 額の株式等を有するものに限る。口におい 行済株式等の百分の五十を超える数又は金 の株式等及び従属関連業務子会社(その発 る。以下この号及び次号において同じ。) 第三項第一号に掲げる部分対象外国関係会 て同じ。) の株式等の帳簿価額の合計額 その総資産の帳簿価額から特定外国金融 その有する特定外国金融機関の株式等

る金額に対する割合が百分の五十を超えるこ に計上されているイに掲げる金額の口に掲げ 当該事業年度終了の時における貸借対照表 貸付金の帳簿価額を控除した残額 関係会社及び従属関連業務子会社に対する 機関、第三項第一号に掲げる部分対象外国

> 会社の株式等の帳簿価額の合計額 び第三項第一号に掲げる部分対象外国関係 その有する特定外国金融機関の株式等及

国関係会社に対する貸付金の帳簿価額を控 機関及び第三項第一号に掲げる部分対象外 その総資産の帳簿価額から特定外国金融

一又は二以上の特定外国金融機関の株式等

その積み立てた保険準備金の額のうち

Ŧi.

(外国関係会社に係る租税負担割合の計算) を有していること。

割合とする。 号に規定する外国関係会社をいう。次項におい る租税の額を当該所得の金額で除して計算した 第一号に規定する政令で定めるところにより計 算した割合は、外国関係会社(同条第二項第一 て同じ。) の各事業年度の所得に対して課され 前項に規定する割合の計算については、

定めるところによる。 会社の区分に応じそれぞれ次に定める金額と 前項の所得の金額は、次に掲げる外国関係

係る税を除く。イ((3)及び(6)を除 在地国の外国法人税(自国内最低課税額に 算に基づく所得の金額につき、その本店所 額に係る(6)に掲げる金額を控除した の合計額を加算した金額から当該所得の金 に係る(1)から(5)までに掲げる金額 より計算した所得の金額に当該所得の金額 て同じ。)を除く。以下この項において 等所得課税規定をいう。以下この項におい 三十九条の十五第六項に規定する企業集団 令)の規定(企業集団等所得課税規定(第 は、そのうち主たる外国法人税に関する法 法人税に関する法令が二以上ある場合に く。)において同じ。)に関する法令(外国 会社 当該外国関係会社の各事業年度の決 「本店所在地国の法令の規定」という。)に ロに掲げる外国関係会社以外の外国関係

等の額を除く。) とされる所得の金額(支払を受ける配当 外国法人税の課税標準に含まれないこと その本店所在地国の法令の規定により

(2)入している金額 その支払う配当等の額で損金の額に算

> (3) 規定がある場合の当該外国法人税にあつ人税に関する法令に企業集団等所得課税 額に算入している金額 ないものとした場合に納付するものとし て計算される外国法人税の額)で損金の ては、企業集団等所得課税規定の適用が

されないこととなる金額に相当する金額によるものとした場合に損金の額に算入 相当する金額に満たない場合におけるそ た金額がこれらの規定の例によるものと ものに限る。)につき益金の額に算入し によるものとした場合に積み立てられる七条の五又は第五十七条の六の規定の例 七条の五又は第五十七条の六の規定の例 損金の額に算入している金額で法第五十 の満たない部分の金額 した場合に益金の額に算入すべき金額に その積み立てた保険準備金(法第五十

用がないものとした場合に還付を受ける ものとして計算される外国法人税の額) あつては、企業集団等所得課税規定の適 課税規定がある場合の当該外国法人税に で益金の額に算入している金額 国法人税に関する法令に企業集団等所得 その還付を受ける外国法人税の額(外

く。)が存在しない国又は地域に本店又はげる税及び自国内最低課税額に係る税を除令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲 (5)及び(6)に掲げる金額の合計額を算した金額から当該所得の金額に係る から(4)までに掲げる金額の合計額を加 所得の金額に当該所得の金額に係る(1) 外国関係会社の各事業年度の決算に基づく 対する法人税に相当する税、法人税法施行 おける各対象会計年度の国際最低課税額に 主たる事務所を有する外国関係会社 当該 法人の所得に対して課される税(外国

損失の額としている金額 その支払う配当等の額で費用の額又は

額又は損失の額としている金額 その納付する外国法人税の額で費用

費用の額又は損失の額としている金額で

その積み立てた保険準備金の額のうち

その納付する外国法人税の額(外国 額に算入されないこととなる金額に相当 法第五十七条の五又は第五十七条の六の 規定の例によるものとした場合に損金 その積み立てた保険準備金(法第五十

ものに限る。) につき収益の額としてい の満たない部分の金額 相当する金額に満たない場合におけるそ る金額がこれらの規定の例によるものと によるものとした場合に積み立てられる 七条の五又は第五十七条の六の規定の例 した場合に益金の額に算入すべき金額に

額としている金額 その支払を受ける配当等の額で収益の

益の額としている金額 その還付を受ける外国法人税の額で収

二 前項の租税の額は、外国関係会社の各事業 くは地域において課される外国法人税の額 年度の決算に基づく所得の金額につき、その 額)とする。 ものとした場合に計算される外国法人税の 課税規定がある場合の当該外国法人税にあつ (外国法人税に関する法令に企業集団等所得 本店所在地国又は本店所在地国以外の国若し ては、企業集団等所得課税規定の適用がない

れぞれ次に定めるものを含まないものとす たものとみなしてその本店所在地国の外国法 国の法令の規定により外国関係会社が納付し 人税の額から控除されるものを含むものと し、次に掲げる外国関係会社の区分に応じそ 前号の外国法人税の額は、その本店所在地

れる外国法人税の額 る法人から受ける配当等の額に対して課さ の本店所在地国以外の国又は地域に所在す (1) に掲げる所得の金額から除かれるそ 第一号イに掲げる外国関係会社 同号イ

その本店所在地国の外国法人税の税率が所 店所在地国以外の国又は地域に所在する法 の額に対して課される外国法人税の額 人から受ける同号ロ (5) に掲げる配当等 第一号ロに掲げる外国関係会社 その本

兀 税率のうち最も高い税率であるものとして算 外国法人税の額は、これらの税率をこれらの 得の額に応じて高くなる場合には、第二号の 定した外国法人税の額とすることができる。

れ次に定める割合とする。 次に掲げる外国関係会社の区分に応じそれぞ 前項の所得の金額がない場合又は欠損の金 となる場合には、同項に規定する割合は、

除かれる配当等の額である場合には、当該 額が同号イ(1)に掲げる所得の金額から う主たる事業に係る収入金額(当該収入金 相当する割合 るその本店所在地国の外国法人税の税率に たとした場合にその所得に対して適用され 収入金額以外の収入金額)から所得が生じ 第一号イに掲げる外国関係会社 その行 5

## (部分適用対象金額の計算等) 第一号ロに掲げる外国関係会社 零

第三十九条の十七の三 法第六十六条の六第六項 項において同じ。)以後五年を経過する日との規定する該当しないこととなつた日をいう。次 をいう。次項及び第三十二項において同じ。) いずれか早い日とする。 の残余財産の確定の日と特定日(同条第六項に 会社等(同項に規定する清算外国金融子会社等 に規定する政令で定める日は、清算外国金融子

係るものに限る。)の合計額とする。 債又は特定日前に締結した契約に基づく取引に 同じ。) に係る同条第六項第一号から第七号の 特定清算事業年度をいう。第三十二項において 子会社等の特定清算事業年度(同項に規定する に規定する政令で定める金額は、清算外国金融 二までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の 法第六十六条の六第六項各号列記以外の部分 (特定日の前日に有していた資産若しくは負

3

- 規定する部分対象外国関係会社をいい、同項第 割合を乗じて計算した金額とする 十四第二項第一号に規定する請求権等勘案合算 当該部分対象外国関係会社に係る第三十九条の 該各事業年度終了の時における当該内国法人の の六第六項に規定する部分適用対象金額に、当 において同じ。) の各事業年度の法第六十六条 のを除く。以下この条 (第十項第四号を除く。) 七号に規定する外国金融子会社等に該当するも る部分対象外国関係会社(同条第二項第六号に 金額は、同条第一項各号に掲げる内国法人に係 に規定する政令で定めるところにより計算した 法第六十六条の六第六項各号列記以外の部分
- 国関係会社が同号イ又はロに掲げる法人から受 令で定める剰余金の配当等の額は、部分対象外 7 政令で定める外国法人は、

法第六十六条の六第六項第一号に規定する政

地国の法令において当該法人の所得の金額の計 同じ。)の全部又は一部が当該法人の本店所在 配当等をいう。以下この項及び第六項において 算上損金の額に算入することとされている場合 ける剰余金の配当等(同号に規定する剰余金の におけるその受ける剰余金の配当等の額とす 8

- う負債の利子の額の合計額に、第一号に掲げる 対象外国関係会社が当該事業年度において支払 令で定めるところにより計算した金額は、部分 計算上控除される金額がある場合には、当該金 た費用の額の合計額として同号に掲げる金額の 合計額のうちに同項第一号に規定する直接要し を乗じて計算した金額(当該負債の利子の額の 金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合 額を控除した残額)とする。 法第六十六条の六第六項第一号に規定する政
- 終了の時における貸借対照表に計上されてい当該部分対象外国関係会社の当該事業年度 る総資産の帳簿価額
- されている帳簿価額の合計額 規定する剰余金の配当等の額をいう。)に係 当等の額(法第六十六条の六第六項第一号に るものに限る。) の前号の貸借対照表に計上 終了の時において有する株式等(剰余金の配 当該部分対象外国関係会社が当該事業年度
- その株式等の数若しくは金額の占める割合又は る剰余金の配当等の額である場合には、同日の 条第一項に規定する事由に係る財務省令で定め 政令で定める要件は、他の法人の発行済株式等 ととする。 の日から当該確定する日まで)継続しているこ 内に設立された法人である場合には、その設立 前日。以下この項において同じ。)以前六月以 剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日 分対象外国関係会社が当該他の法人から受ける の二十五以上であり、かつ、その状態が当該部 数若しくは金額の占める割合のいずれかが百分 対象外国関係会社が保有している当該株式等の ある株式等の数若しくは金額のうちに当該部分 当該他の法人の発行済株式等のうちの議決権の のうちに部分対象外国関係会社が保有している 上(当該他の法人が当該確定する日以前六月以 (当該剰余金の配当等の額が法人税法第二十四 法第六十六条の六第六項第一号イに規定する
- 法第六十六条の六第六項第一号ロに規定する 租税条約の我が国以

規定する化石燃料を採取する場所を有する外国大陸棚に相当する水域を含む。)内に同号ロに 外の締約国又は締約者(当該締約国又は締約者 法人とする。 1係る内水及び領海並びに排他的経済水域又は

- ものとする。 二十五」とあるのは「百分の十」と読み替える 用する。この場合において、第六項中 人」とあるのは「他の外国法人」と、「百分の 一号口に規定する政令で定める要件について準第六項の規定は、法第六十六条の六第六項第
- 9 リース取引による同条第一項に規定するリース 還有価証券に係る同項に規定する調整差益その法施行令第百三十九条の二第一項に規定する償 るものは、支払を受ける手形の割引料、 払を受ける利子に準ずるものとして政令で定め び財務省令で定める金額を除く。)とする。 価の額のうちに含まれる利息に相当する金額及 資産の引渡しを行つたことにより受けるべき対 の(法人税法第六十四条の二第三項に規定する 他経済的な性質が支払を受ける利子に準ずるも 法第六十六条の六第六項第二号に規定する政 法第六十六条の六第六項第二号に規定する支
- 10 令で定める利子の額は、次に掲げる利子(前項 に規定する支払を受ける利子に準ずるものを含 役員又は使用人が割賦販売等を的確に遂行す国関係会社でその本店所在地国においてその下この号において同じ。)を行う部分対象外 信用購入あつせんに相当するものをいう。以購入あつせん又は同条第四項に規定する個別 従事しているものが行う割賦販売等から生ず るために通常必要と認められる業務の全てに 定する割賦販売、同条第二項に規定するロー割賦販売等(割賦販売法第二条第一項に規 ン提携販売、同条第三項に規定する包括信用 以下この項において同じ。)の額とする。
- る者以外の者に対して行う棚卸資産の販売の対象外国関係会社に係る次号イ及び口に掲げ てに従事しているものに限る。)が当該部分行するために通常必要と認められる業務の全 資産の販売及びこれに付随する棚卸資産の販においてその役員又は使用人がその行う棚卸一 部分対象外国関係会社 (その本店所在地国 対価の支払の猶予により生ずる利子の 売の対価の支払の猶予に係る業務を的確に遂
- においてその行う金銭の貸付けに係る事務 部分対象外国関係会社(その本店所在地国

- するために通常必要と認められる業務の全て に従事しているものに限る。以下この号にお がその行う金銭の貸付けの事業を的確に遂行 の本店所在地国においてその役員又は使用人 店舗その他の固定施設を有し、かつ、そ

をいい、個人を除く。次号において同じ。)

いて同じ。)がその関連者等(次に掲げる者

に対して行う金銭の貸付けに係る利子の

額

十条の四第一項各号及び第六十六条の六第

当該部分対象外国関係会社に係る法第四

一項各号に掲げる者

第三十九条の十四の三第二十七項第一号

「法第六十六条の六第二項第三号

- 法人税
- る利子の額

を主として行う外国関係会社」とあり、

及

び「法第六十六条の六第二項第三号

(1) に掲げる事業を主として行う外国関

関係会社」とあり、並びに同項第六号中

「同条第二項第三号ハ(1)に掲げる事業

第五号中「法第六十六条の六第二項第三号

(1) に掲げる事業を主として行う外国

六条の六第一項各号」と、同項第四号及び

係会社」とあるのを「外国関係会社」と、

「同条第一項各号」とあるのを「法第六十

号中「法第六十六条の六第二項第三号ハ

(1) に掲げる事業を主として行う外国関

において同じ。)」と、同項第二号及び第三

会社等に該当するものを除く。以下この

項

のとし、同項第七号に規定する外国金融子 対象外国関係会社に該当するものに限るも 係会社」とあるのを「外国関係会社(法第

(1) に掲げる事業を主として行う外国関

六十六条の六第二項第六号に規定する部分

項に規定する被統括会社 該当するものに限る。)に係る同条第十八 の十四の三第二十項に規定する統括会社に 当該部分対象外国関係会社(第三十九条

係会社に係る同項各号に掲げる者 み替えた場合における当該部分対象外国関 係会社」とあるのを「外国関係会社」と読

同条第八項各号列記以外の部分に規定する部 である外国法人(前号(イからハまでを除 が当該部分対象外国関係会社に係る関連者等 る外国金融子会社等に該当するものを除く。) 部分対象外国関係会社(同項第七号に規定す く。) に規定する部分対象外国関係会社及び 法第六十六条の六第二項第六号に規定する

金銭の貸付けに係る利子の額 分対象外国関係会社に限る。)に対して行う

税法施行令第百十九条の規定の例によるものと 計算した金額とする。 る対価の額に係るものに限る。)の数を乗じて 額に、その譲渡をした有価証券(同号に規定す 算出したその有価証券の一単位当たりの帳簿価 当たりの帳簿価額とする方法をいう。)により 柄有価証券の取得価額との合計額をこれらの同取得の直前の帳簿価額とその取得をした同一銘 の取得をする都度その同一銘柄有価証券のその までにおいて「同一銘柄有価証券」という。) 動平均法(有価証券を銘柄の異なるごとに区別 した場合の有価証券の取得価額を基礎として移 令で定めるところにより計算した金額は、法人 し、銘柄を同じくする有価証券(以下第十三項 し、その算出した平均単価をもつてその一単位 銘柄有価証券の総数で除して平均単価を算出 法第六十六条の六第六項第四号に規定する政

12 した金額とすることができる。 同号に規定する政令で定めるところにより計算 に限る。)の数を乗じて計算した金額をもつて 六第六項第四号に規定する対価の額に係るもの に、その譲渡をした有価証券(法第六十六条の りの帳簿価額とする方法をいう。)により算出 その算出した平均単価をもつてその一単位当た 柄有価証券の総数で除して平均単価を算出し、 の取得価額の総額との合計額をこれらの同一銘年度において取得をしたその同一銘柄有価証券 たその同一銘柄有価証券の帳簿価額と当該事業 について、事業年度開始の時において有してい 銘柄の異なるごとに区別し、同一銘柄有価証券 の取得価額を基礎として総平均法(有価証券を 条の規定の例によるものとした場合の有価証券 の規定にかかわらず、法人税法施行令第百十九法第六十六条の六第六項の内国法人は、前項 したその有価証券の一単位当たりの帳簿価額

当たりの帳簿価額の算出の方法は、有価証券の前二項に規定する同一銘柄有価証券の一単位 種類ごとに選定するものとする。

なければならない。 あらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受け 額の算出の方法を変更しようとする場合には、 有価証券につき選定した一単位当たりの帳簿価 法第六十六条の六第六項の内国法人は、その

15 令で定める取引は、 法第六十六条の六第六項第六号に規定する政 外国為替の売買相場の変動 17 する政令で定める金額は、

に伴つて生ずる利益を得ることを目的とする投 機的な取引とする。

を除く。)は、法第六十六条の六第六項第七号 省令で定める取引に係る利益の額又は損失の額 損失を減少させるために行つた取引として財務 び法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる まれるものとする。 に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額に含 でに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額及 (法第六十六条の六第六項第一号から第六号ま 次に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額

費用の額の合計額を控除した残額 当該収益の分配の額を得るために直接要した する投資信託の収益の分配の額の合計額から 所得税法第二条第一項第十二号の二に規定

時価評価金額を超える場合におけるその超え る部分の金額をいう。) 価額が当該売買目的有価証券相当有価証券の 該売買目的有価証券相当有価証券の期末帳簿 超える部分の金額をいう。)又は評価損(当 において同じ。)を超える場合におけるその 帳簿価額に相当する金額をいう。以下この号 の期末帳簿価額(同条第二項に規定する期末 じ。) が当該売買目的有価証券相当有価証券 当する金額をいう。以下この号において同 額(同項第一号に規定する時価評価金額に相 売買目的有価証券相当有価証券の時価評価金 当有価証券」という。)に係る評価益(当該 (以下この号において「売買目的有価証券相 定する売買目的有価証券に相当する有価証券 法人税法第六十一条の三第一項第一号に規 20 19

三 法人税法第六十一条の二第二十項に規定す をいう。以下この項において同じ。) に規定するみなし決済損益額に相当する金額 なし決済損益額(同法第六十一条の四第一項 る有価証券の空売りに相当する取引に係るみ

する発行日取引に相当する取引に係るみなし する信用取引に相当する取引に係るみなし決 法人税法第六十一条の二第二十一項に規定 法人税法第六十一条の二第二十一項に規定

五.

有価証券の引受けに相当する取引に係るみな 法人税法第六十一条の四第一項に規定する

法第六十六条の六第六項第七号の二イに規定

部分対象外国関係会

残額とする。

うべきことの確定した支払保険金の額の合計額社の当該事業年度において支払つた、又は支払 控除した残額とする。 すべきことの確定した再保険金の額の合計額を から当該事業年度において収入した、又は収入 する政令で定める金額は、部分対象外国関係会

産等に該当するものとする。 令で定める固定資産は、固定資産のうち無形資 法第六十六条の六第六項第八号に規定する政

令で定める要件は、次に掲げる要件とする。 遂行するために通常必要と認められる業務の 含む。以下この項において同じ。)を的確に 不動産の上に存する権利を使用させる行為を 次項において同じ。)の貸付け(不動産又は 産等に該当するものを除く。以下この項及び その本店所在地国において固定資産(無形資 部分対象外国関係会社の役員又は使用人が

二 部分対象外国関係会社の当該事業年度にお る対価の支払額の合計額の当該部分対象外国 ける固定資産の貸付けに係る業務の委託に係 分の三十を超えていないこと。 に係る人件費の額の合計額に対する割合が百 貸付けに係る業務に従事する役員及び使用人 関係会社の当該事業年度における固定資産の

三 部分対象外国関係会社の当該事業年度にお 当該事業年度における貸付けの用に供する固 の額の合計額に相当する金額)に対する割合 残額(当該残額がない場合には、当該人件費 定資産に係る償却費の額の合計額を控除した おける固定資産の貸付けによる収入金額から 当該部分対象外国関係会社の当該事業年度に 役員及び使用人に係る人件費の額の合計額の ける固定資産の貸付けに係る業務に従事する が百分の五を超えていること。

兀 において固定資産の貸付けを行うに必要と認 部分対象外国関係会社がその本店所在地国

社の当該事業年度において収入した、又は収入 た再保険料及び解約返戻金の合計額を控除した おいて支払つた、又は支払うべきことの確定し 及び再保険返戻金の合計額から当該事業年度に 険料のうちに払い戻した、又は払い戻すべきも がある場合には、その金額を控除した残額) べきことの確定した収入保険料(当該収入保 21

法第六十六条の六第六項第七号の二口に規定

法第六十六条の六第六項第八号に規定する政 全てに従事していること。

23 合の当該無形資産等の使用料 該無形資産等をその事業の用に供している場 該許諾につき相当の対価を支払い、かつ、 無形資産等 当該部分対象外国関係会社が当 部分対象外国関係会社が使用を許諾された 当

の償却費の額のうち法人税法第三十一条の規定 規定する使用料に係るものに限る。次項及び第 対象外国関係会社が有する無形資産等(同号に 令で定めるところにより計算した金額は、部分 の例に準じて計算した場合に算出される同条第 二十五項において同じ。)に係る当該事業年度 一項に規定する償却限度額に達するまでの金 法第六十六条の六第六項第九号に規定する政

十一項及び前項の規定にかかわらず、部分対象 法第六十六条の六第六項の内国法人は、第二 外国関係会社が有する固定資産又は無形資産等

められる事務所、店舗、 設を有していること。 工場その他の固定施

の金額とする。 同条第一項に規定する償却限度額に達するまで の規定の例に準じて計算した場合に算出される 業年度の償却費の額のうち法人税法第三十一条 及び第二十五項において同じ。)に係る当該事 対象外国関係会社が有する固定資産(同号に規 令で定めるところにより計算した金額は、部分 定する対価の額に係るものに限る。第二十四項 法第六十六条の六第六項第八号に規定する政

産等の区分に応じ、当該各号に定める使用料 令で定める使用料は、次の各号に掲げる無形資 保存している場合における当該使用料に限る。) に定めるものであることを明らかにする書類を (同条第一項各号に掲げる内国法人が次の各号 法第六十六条の六第六項第九号に規定する政

場合の当該無形資産等の使用料 国関係会社が当該研究開発を主として行つた 発の成果に係る無形資産等 当該部分対象外 部分対象外国関係会社が自ら行つた研究開

資産等をその事業(株式等若しくは債券の保につき相当の対価を支払い、かつ、当該無形 用に供している場合の当該無形資産等の 機の貸付けを除く。次号において同じ。) 部分対象外国関係会社が取得をした無形資 無形資産等の提供又は船舶若しくは航空 当該部分対象外国関係会社が当該取得 0) 使

る政令で定めるところにより計算した金額とす 六十六条の六第六項第八号又は第九号に規定す こととなる金額に相当する金額)をもつて法第 によるものとした場合に損金の額に算入される ものについては法人税法第三十一条の規定の例 限度額として償却する方法を用いて計算された 額)を各事業年度の損金の額に算入する金額の たものがある場合には、当該金額を控除した金 た償却の額で各事業年度の損金の額に算入され の固定資産又は無形資産等の取得価額(既にし 該事業年度の損金の額に算入している金額(そ に規定する本店所在地国の法令の規定により当 分対象外国関係会社の第三十九条の十五第二項 に係る当該事業年度の償却費の額として当該部 31 30

記を受けなければならない。

Road その部分対象外国関係会社が有する固定資産性、あらかじめ納税地の所轄税務署長の承島には、あらかじめ納税地の所轄税務署長の承島には、あらかじめ納税地の所轄税務署長の承島に対いて当該償却費の額の計算につき同項の規定の適用を受けたする場合には、あらかじめ納税地の所轄税務署長の承島に対して事業年度後の事業年度後の事業年度後の事業年度後の事業年度とがそれがその適用を受けた事業年度後の事業年度との適用を受けた事業年度後の事業年度との適用を受けた事業年度後の事業年度との適用を受けた事業年度との適用を受けた事業年度との適用を受けた事業年度といる場合には、あらかじめ納税地の所轄税務署長の承島を受けなければならない。

定めるところにより計算した金額について準用をあるところにより計算した金額について準用を事業年度の決算に基づく所得の金額(当該金額が零年度の決算に基づく所得の金額(当該金額が零を下回る場合には、零)とする。を下回る場合には、零)とする。を下回る場合には、零)とする。を下回る場合には、零)とする。

対象外国関係会社の当該事業年度(当該事業年対象外国関係会社の当該事業年度の前事業年度)終了の帳簿価額とする。 は、当該事業年度の前事業年度)終了の帳簿価額とする。 は、当該事業年度の前事業年度)終了の帳簿価額とする。 は、当該事業年度の前事業年度である が表外国関係会社の当該事業年度(当該事業年度である が表外国関係会社の当該事業年度である が表外国関係会社の当該事業年度である が表外国関係会社の当該事業年度(当該事業年度である が表外国関係会社の当該事業年度の人件費の額及び当該部分 が表外国関係会社の当該事業年度(当該事業年度)終了の には、当該事業年度の人件費の額及び当該部分 の長額は、部分対象外国関係会社の当該事業年度の人件費の額及び当該部分 の長額は、部分対象外国関係会社の当該事業年度の人件費の額及び当該部分 の表記の当該事業年度の人件費の額及び当該部分 の表記の当該事業年度の人件費の額及び当該事業年

号から第七号の二まで及び第十号に掲げる金額 象外国関係会社の各事業年度の同条第六項第四 却資産に係る償却費の累計額とする。 場合には、当該事業年度の前事業年度)終了の 対象外国関係会社の当該事業年度(当該事業年 会社の当該事業年度の人件費の額及び当該部分 度にあつては特定金融所得金額がないものとし ら第七号の二まで及び第十号に掲げる金額の合 対象損失額(法第六十六条の六第六項第四号か 度を含む。)を除く。)において生じた部分適用 該当する事実がある場合のその該当する事業年 する事業年度(法第四十条の四第十項第一号に 項第一号に該当する事実がある場合のその該当 金融子会社等に該当するものを除く。) に該当 対象外国関係会社(同項第七号に規定する外国 は法第四十条の四第二項第六号に規定する部分 に開始した事業年度、部分対象外国関係会社又 内に開始した事業年度(平成三十年四月一日前 国関係会社の当該各事業年度開始の日前七年以 場合には、零)とする。)から当該部分対象外 掲げる金額の合計額(当該合計額が零を下回る る特定金融所得金額をいう。以下この項におい 度にあつては特定金融所得金額(同項に規定す とし、清算外国金融子会社等の特定清算事業年 の合計額(当該合計額が零を下回る場合には零 めるところにより調整を加えた金額は、部分対 時における貸借対照表に計上されている減価償 度が残余財産の確定の日を含む事業年度である 計額(清算外国金融子会社等の特定清算事業年 しなかつた事業年度及び法第六十六条の六第十 て同じ。)がないものとした場合の当該各号に 法第六十六条の六第七項に規定する政令で定

スは損 (金融子会社等部分適用対象金額の計算等)水は損 る金額を控除した残額とする。 て控除されたものを除く。)の合計額に相当す

3 法第六十六条の六第八項第一号に規定する政政令で定める関係について準用する。は、法第六十六条の六第八項第一号に規定する2 第三十九条の十七第四項及び第五項の規定

関係会社の当該事業年度終了の時における貸借金額として政令で定める金額は、部分対象外国資産につき剰余金その他に関する調整を加えた6 法第六十六条の六第八項第一号に規定する純

定する間接保有株式等保有割合について準用す

規定により当該各事業年度前の事業年度においを下回る場合のその下回る額をいい、この項の

た場合の当該各号に掲げる金額の合計額)が零

の六第八項 残額とする。 総負債の帳簿価額を控除した残額いら、剰余金額に相当す 対照表に計上されている総資産の帳簿価額から

法第六十六条の六第八項第一号に規定する本等、計算等で定めるものの額を含む。)とすは、財務省令で定めるものの額を含む。)とすは、財務省令で定めるものの額を含む。)とす(保険業を行う部分対象外国関係会社にあつて)は、財務省会社の当該事業年度終了の時における外国関係会社の当該事業年度終了の時における

資産の額として政令で定める金額は、部分対象

法第六十六条の六第八項第一号に規定する総

当する金額とする。
法第六十六条の六第八項第一号に規定する本当する金額とする。

の十)を乗じて計算した金額とする。 の十)を乗じて計算した金額とする。 の十)を乗じて計算した金額とする。 の十)を乗じて計算した金額とする政 の十)を乗じて計算した金額とする政 の十)を乗じて計算した金額とする政 の十)を乗じて計算した金額とする政 の十)を乗じて計算した金額とする政 の十)を乗じて計算した金額とする政 の十)を乗じて計算した金額とする政 の十)を乗じて計算した金額とする。

金額 親会社等事業年度の決算に基づく所得の

総負債の帳簿価額を控除した残額 照表に計上されている総資産の帳簿価額から二 親会社等事業年度終了の時における貸借対

実がある場合のその該当する事業年度を含む。実がある場合のその該当する事業年度前の合計額に相当する金額を控除した残額とすの合計額に相当する金額を控除した残額とすの合計額に相当する金額を控除した残額とする。

対象金額に係る適用除外)(部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用

第三十九条の十八 法第六十六条の七第一項に規定する政令で定める外国法人税額」という。) に関する法令に企業集団等所得課税規定をいう。以下この条において同じ。) 誤極業集団等所得課税規定の適用がないもの とした場合に当該外国法人税に関する法令の規定する企業集団等所得課税規定をいう。以下この条において同じ。) 課税規定をいう。以下この条において同じ。) 課税規定をいう。以下この条において同じ。) はいる場合に当該外国法人税に関する法令の規定(第三 に見りがある場合の当該外国法人税に関する法令の十二十六条の十第一項に規定する。

として、この条の規定を適用する。 ちゅう 個別計算外国法人税額に係る外国法人税額を納付すべきものとされる期限の日に課されるもの付すべきものとされる期限の日に課されるものは定により当該個別計算外国法人税額は、企業集団等所得課 間別計算外国法人税額は、企業集団等所得課 し

(以下この条において「課税対象年度」という項及び次条において同じ。)を有する事業年度四号に規定する適用対象金額をいう。以下この四号に規定する適用対象金額(法第六十六条の六第二項第その適用対象金額(法第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社。以下この条において同じ。)につき社をいう。以下この条において同じ。)につき社をいう。以下この条において同じ。)につきる額に対応するものとして政令で定めるところ金額に対応するものとして政令で定めるところ。法第六十六条の七第一項に規定する課税対象

。)の所得に対して課される外国法人税の額 う。) のうちに法第六十六条の七第一項に規定 これらの金額を加算した金額。第十七項及び第 象金額(第三十九条の十五第一項 二十三項において「調整適用対象金額」とい 準に含まれるものに限る。) がある場合には、 第三項の規定により控除される同項に規定する の課税標準に含まれるものに限る。)又は同条 条第一項第四号に掲げる金額(当該外国法人税 係る部分に限る。)の規定により控除される同 る部分に限る。) 若しくは第二項(第十七号に 税規定がある場合の当該外国法人税にあつて を乗じて計算した金額とする。 する内国法人に係る課税対象金額の占める割合 控除対象配当等の額(当該外国法人税の課税標 て同じ。) に、当該課税対象年度に係る適用対 は、個別計算外国法人税額。以下この条におい (外国法人税に関する法令に企業集団等所得課 (第四号に係 6

る。 に規定する部分課税対象金額をいう。以下このる部分課税対象金額(法第六十六条の六第六項 この項、第十八項、第二十四項及び次条におい 額の占める割合)を乗じて計算した金額とす 該調整適用対象金額が当該部分課税対象金額を 条及び次条において同じ。)の占める割合(当 第六十六条の七第一項に規定する内国法人に係 税対象年度に係る調整適用対象金額のうちに法 対して課される外国法人税の額に、当該部分課 きその部分適用対象金額(法第六十六条の六第 ころにより計算した金額は、外国関係会社につ 対象金額に対応するものとして政令で定めると 部分適用対象金額のうちに当該部分課税対象金 下回る場合には、当該部分課税対象年度に係る いて「部分課税対象年度」という。)の所得に て同じ。) を有する事業年度(以下この条にお 六項に規定する部分適用対象金額をいう。以下 法第六十六条の七第一項に規定する部分課税

法第六十六条の七第一項に規定する金融子会社等部分課税対象年度」という。)の所得に対会で定めるところにより計算した金額は、外国人会社等部分適用対象金額を額(法第六十六条の六第八項に規定する金融子会社等部分適用対象金額を初いて同じ。)を有項、第二十五項及び次条において同じ。)を有する事業年度(以下この条において同じ。)を有する事業年度(以下この条において「金融子会社等部分課税対象金額に対応するものとして政会で定めるところにより計算した金額は、外国社等部分課税対象年度」という。)の所得に対象を額に、当該金融子会社等部分課税対象年度」という。)の所得に対象を額に、当該金融子会社等部分課税対象を額に、当該金融子会社等部分課税対象を額に、当該金融子会社等部分課税対象を額に、当該金融子会社等部分課税対象を額に、当該金融子会社等部分課税対象を額に、当該金融子会社等部分課金額に、当該金融子会社等部分課金額に、当該金融子会社等部分課金額に、当該金融子会社等部分課金額に対象を額に、当該金融子会社等部分課金額に対象を額に、当該金融子会社等部分課金額に対象を表する。

社等部分課税対象年度に係る調整適用対象金額の占める割合)を乗じて計算した金額とする。

るものに限る。)がある場合には、これらの金対して課される外国法人税の課税標準に含まれ 定により控除される同項に規定する控除対象配に含まれるものに限る。)又は同条第三項の規 四号に掲げる金額(当該外国関係会社の部分課 六条の六第二項第二号に規定する特定外国関係 れらの規定に規定する外国関係会社が法第六十 額を加算した金額)をいう。 当等の額(当該外国関係会社の部分課税対象年 税対象年度又は金融子会社等部分課税対象年度 限る。)の規定により控除される同条第一項第 る。) 若しくは第二項(第十七号に係る部分に 三十九条の十五第一項 用した場合に計算される同号に定める金額(第 会社又は同項第三号に規定する対象外国関係会 度又は金融子会社等部分課税対象年度の所得に の所得に対して課される外国法人税の課税標準 社に該当するものとして同項第四号の規定を適 前二項に規定する調整適用対象金額とは、こ (第四号に係る部分に限

納付することとなるものとみなす。

7 外国関係会社につきその課税対象年度、部分を額とする。

度」という。)終了の日までに当該課税対象ける事業年度(次号において「適用事業年法第六十六条の七第一項の規定の適用を受

格号に定める事業年度においてその内国法人が とみなされる金額は、次の各号に掲げる外国法人の が国関係会社につきその課税対象年度、部分 課税対象年度又は金融子会社等部分課税対象年度 の所得に対して課された外国法人税の額のう ち、法第六十六条の七第一項の規定により当該 ち、法第六十六条の七第一項の規定により当該 ち、法第六十六条の七第一項の規定により当該 ち、法第六十六条の七第一項の規定により当該 大郎関係会社に係る内国法人税の額(以下この条 において「控除対象外国法人税の額(以下この条 において「控除対象外国法人税の額」という。) とみなされる金額は、次の各号に掲げる外国法 とみなされる金額は、次の各号に掲げる外国法

一 その内国法人が当該外国関係会社の当該課税対象年度の課税対象年度の部分課税対象金額に相当する金額につき法第六十六条の六第一相当する金額につき法第六十六条の六第一相当する金額につき法第六十六条の六第一項、第六項又は第八項の規定の適用を受ける事業年度終了の日以前に当該課税対象金額に相当する金額に対象年度の部分課税対象金額に対象年度の所得に対して課された外国法人が劣条年度の所得に対して課された外国法人が当該外国関係会社の当該課税 その適用を受ける事業年度

一 その内国法人が当該外国関係会社の当該課税対象年度の課税対象年度の部分課税対象金額に相当する金額又は当該金融子会社等部分課税対象年度の強税対象年度の強に対象年度の強に対りの対象年度の金額につき法第六十六条の六第一相当する金額につき法第六十六条の六第一相当する金額につき法第六十六条の六第一相当する金額につき法第六十六条の六第一個、第六項又は第八項の規定の適用を受ける事業年度終了の日後に当該課税対象年度の部分課税対象金額に対象年度の課代対象金額に対して課された外国法人税対象金額に対して課された外国法人が当該外国関係会社の当該課人の課された日の属する事業年度

| 課税対象年度又は金融子会社等部分課税対象年 9 外国関係会社につきその課税対象年度、部分

を選択することができる。 第一項の規定の適用を受け、 れの外国法人税の額につき、法第六十六条の七は金融子会社等部分課税対象金額に係るそれぞ 用を受ける課税対象金額、部分課税対象金額又 につき法第六十六条の六第一項、第六項又は第 金融子会社等部分課税対象金額に相当する金額 金額又は当該金融子会社等部分課税対象年度の 分課税対象年度の部分課税対象金額に相当する 象年度の課税対象金額に相当する金額、当該部 れた場合には、当該外国関係会社の当該課税対 度の所得に対して二以上の外国法人税が課さ 八項の規定の適用を受ける内国法人は、その適 又は二回以上にわたつて外国法人税が課さ 又は受けないこと 12 る。

額を控除した残額に相当する金額の減額があつ につき、その減額されることとなつた日におい 除対象外国法人税の額とみなされた部分の金額 第一項の規定によりその内国法人が納付する控 されたときは、当該外国法人税の額のうち同条 各事業年度において当該外国法人税の額が減額 開始の日後七年以内に開始するその内国法人の 下この項において「適用事業年度」という。) 場合において、その適用を受けた事業年度(以 法第六十六条の七第一項の規定の適用を受けた の所得に対して課された外国法人税の額につき たものとみなす。 内国法人がその内国法人に係る外国関係会社 第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金

法人税の額とみなされた部分の金額 おいてその内国法人が納付する控除対象外国 当該外国法人税の額のうち適用事業年度に

される部分の金額 七第一項の規定を適用したならばその内国法 人が納付する控除対象外国法人税の額とみな につき適用事業年度において法第六十六条の 当該減額があつた後の当該外国法人税の額 13

法人税の額のうち同項の規定により当該内国法 する外国関係会社の所得に対して課される外国 外国関係会社に係る所得の課税の特例)に規定 特別措置法第六十六条の七第一項(内国法人の 内国法人」とあるのは「外国法人税の額(租税 く。)に定めるところによる。この場合におい は、法人税法施行令第百四十七条(第二項を除 税法第六十九条第十二項の規定の適用について 減額されたものとみなされた場合における法人 前項の規定により控除対象外国法人税の額が 同条第一項中「外国法人税の額に係る当該

会社の課税対象金額等に係る外国法人税額の計置法施行令第三十九条の十八第十項(外国関係 国法人」と、「控除対象外国法人税の額(」と れる控除対象外国法人税の額を含む。)」とす 算等)の規定により減額があつたものとみなさ 内国法人が納付するものとみなされる金額を含 措置法第六十六条の七第一項の規定により当該 あるのは「控除対象外国法人税の額(租税特別 む。以下この項において同じ。)に係る当該内 のは「減額控除対象外国法人税額(租税特別措 む。」と、「減額控除対象外国法人税額」とある 人が納付するものとみなされる部分の金額を含

係る法人税法第六十九条第一項に規定する控除 同条第六項若しくは第八項の規定により益金の く。)については、この限りでない。 該外国関係会社の所得に係る益金算入額を除 対して課される外国法人税の額がある場合の当 計算の基礎となつた当該外国関係会社の所得に 以外の国又は地域において、当該益金算入額の 益金算入額(当該外国関係会社の本店所在地国 する外国法人税(以下この項において「外国法 所得金額)に含まれるものとする。ただし、そ 四十二条第三項本文に規定する調整国外所得金 限度額の計算については、法人税法施行令第百 金算入額は、当該内国法人の当該各事業年度に 金算入額」という。)がある場合には、当該益 額に算入された金額(以下この項において「益 人の各事業年度の所得の金額の計算上同項又は 又は主たる事務所を有する外国関係会社に係る の所得に対して同令第百四十一条第一項に規定 同令第百四十八条第四項に規定する加算前国外 人税」という。) を課さない国又は地域に本店 法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法 (当該内国法人が通算法人である場合には、 18 17 16

該各号に定める事業年度に係る法人税法第六十税の額とみなされる金額は、その内国法人の当 第六十六条の七第一項の規定により外国関係会議外項各号に掲げる外国法人税の額のうち法 るものとする。 四項に規定する加算前国外所得金額)に含まれ 通算法人である場合には、同令第百四十八条第 に規定する調整国外所得金額(当該内国法人がては、法人税法施行令第百四十二条第三項本文 九条第一項に規定する控除限度額の計算につい 社に係る内国法人が納付する控除対象外国法人

が減額されたものとみなされた金額のうち、 第十項の規定により控除対象外国法人税の額 第

> 条第一項の規定による同項に規定する納付控除 所得金額(当該内国法人が通算法人である場合 令第百四十二条第三項本文に規定する調整国外 金額の計算上、損金の額に算入する。この場合 れらの控除をすることとなる事業年度の所得の 当する金額は、第十項に規定する内国法人のこ の控除に充てられることとなる部分の金額に相 規定による同項に規定する控除限度超過額から 対象外国法人税額からの控除又は同条第三項の 十一項の規定により法人税法施行令第百四十七 分するものとする。 前国外所得金額)の計算上の損金の額として配 には、同令第百四十八条第四項に規定する加算 において、当該損金の額に算入する金額は、同

15 とする。 に該当するかに応じ当該各号に定める事業年度課された外国法人税の額が第八項各号のいずれ める事業年度は、外国関係会社の所得に対して 法第六十六条の七第二項に規定する政令で定

計算外国法人税額とする。 団等所得課税規定がある場合に計算される個別 める金額は、外国法人税に関する法令に企業集 法第六十六条の七第三項に規定する政令で定

る課税対象金額の占める割合を乗じて計算した 対象金額のうちに同項に規定する内国法人に係 の課税対象年度の所得に対して課される外国法 金額に対応するものとして政令で定めるところ 金額とする。 人税の額に、当該課税対象年度に係る調整適用 により計算した金額は、外国関係会社につきそ 法第六十六条の七第三項に規定する課税対象

係る調整適用対象金額(第六項に規定する調整る外国法人税の額に、当該部分課税対象年度に ころにより計算した金額は、外国関係会社につ 該部分課税対象金額を下回る場合には、 金額の占める割合(当該調整適用対象金額が当 きその部分課税対象年度の所得に対して課され 対象金額に対応するものとして政令で定めると に当該部分課税対象金額の占める割合)を乗じ 分課税対象年度に係る部分適用対象金額のうち て計算した金額とする。 法第六十六条の七第三項に規定する部分課税 当該部

19 分課税対象年度の所得に対して二以上の外国 外国関係会社につきその課税対象年度又は部

号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除 年度に係る同項の規定の適用については、 以上の事業年度のうち最初の事業年度後の事業 社に係る内国法人がその二以上の事業年度にお 七第三項の規定の適用を受けるときは、当該二 いて当該外国法人税の額につき法第六十六条の 額とする。 人税が課された場合において、当該外国関係会 人税が課され、又は二回以上にわたつて外国法

第一

なるものとみなされた事業年度においてその内

国法人が納付したものとみなす。

こととなるものとみなし、その納付することと 定により当該外国関係会社に係る内国法人が納人税の額のうち、法第六十六条の七第三項の規 分課税対象年度の所得に対して課された外国法 める事業年度においてその内国法人が納付する れる金額は、次の各号に掲げる外国法人税の区 分に応じそれぞれその内国法人の当該各号に定 付した同項に規定する外国法人税の額とみなさ した金額をもつて前二項に規定する計算した金 外国関係会社につきその課税対象年度又は して課された外国法人税の額の合計額につい税対象年度又は部分課税対象年度の所得に対 項の規定により計算した金額 された外国法人税の額の合計額について前二 年度又は部分課税対象年度の所得に対して課 度」という。)終了の日までに当該課税対象 ける事業年度(次号において「適用事業年 て前二項の規定により計算した金額 適用事業年度開始の日の前日までに当該課 法第六十六条の七第三項の規定の適用を受

終了の日以前に当該課税対象年度又は部分課項又は第六項の規定の適用を受ける事業年度 税対象年度の所得に対して課された外国法人 に相当する金額につき法第六十六条の六第一 は当該部分課税対象年度の部分課税対象金額 税対象年度の課税対象金額に相当する金額又 その内国法人が当該外国関係会社の当該 その適用を受ける事業年度

一 その内国法人が当該外国関係会社の当該課 税 対象年度の所得に対して課された外国法 終了の日後に当該課税対象年度又は部分課税 項又は第六項の規定の適用を受ける事業年度 に相当する金額につき法第六十六条の六第一 は当該部分課税対象年度の部分課税対象金額 税対象年度の課税対象金額に相当する金額又 その課された日の属する事業年度

21 法第六十六条の七第三項に規定する内国法人が有する同項の規定の適用に係る外国関係会社の株式等は、第四条の十一第一項又は第五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する外貨建資産割合の計算については、同号に規定する外貨建資産割合の計算については、同号に規定する外貨建資産においては、同号に規定する外国関係会社が有力を表す。

母 法第六十六条の七第四項に規定する部分課税 対象金額に対応するものとして政令で定めると ころにより計算した金額は、外国関係会社につ きその部分課税対象年度の所得に対して課され る所得税等の額に、当該部分課税対象年度に係 る調整適用対象金額のうちに同項に規定する内 国法人に係る部分課税対象金額の占める割合 (当該調整適用対象金額が当該部分課税対象金額を下回る場合には、当該部分課税対象年度に係 係る部分適用対象金額のうちに当該部分課税対象金額を下回る場合には、当該部分課税対象年度に 係る部分適用対象金額のうちに当該部分課税 を額を下回る場合には、当該部分課税対象年度に 係る部分適用対象金額のうちに当該部分課税

等部分適用対象金額のうちに当該金融子会社等等部分適用対象金額のうちに当該金融子会社等部分課税対象金額に対応するものとして政治等部分課税対象金額に対応するものとして政治等部分課税対象金額が当該金融子会社等部分課税対象金額が当該金融子会社等部分課税対象金額の占めるに係る金融子会社等部分課税対象金額の占めるに係る金融子会社等部分課税対象金額が当該金融子会社等部分課税対象金額が当該金融子会社等部分課税対象金額が当該金融子会社等部分課税対象金額が当該金融子会社等部分課税対象金額が当該金融子会社等部分課税対象金額のうちに当該金融子会社等部分適用対象金額のうちに当該金融子会社等部分適用対象金額のうちに当該金融子会社等部分連税対象金額のうちに当該金融子会社等部分連税対象金額のうちに当該金融子会社等

した金額とする。部分課税対象金額の占める割合)を乗じて計算

公 法第六十六条の七第四項及び第六項に規定す る政令で定める事業年度は、法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人が、当該内国法人 第一項各号に掲げる内国法人が、当該内国法人 に係る外国関係会社の課税対象年度の課税対象 金額に相当する金額、部分課税対象年度の部分 課税対象金額に相当する金額では金融子会社等 部分課税対象年度の金融子会社等部分課税対象 で定める事業年度は、法第六十六条の六 第一項各号に掲げる内国法人が、当該内国法人 に係る外国関係会社の課税対象年度の課税対象 で定める事業年度は、法第六十六条の六 第一項を受ける事業年度とする。

の計算等)

第三十九条の十九 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額(法第六十六条の八第一項に規定する剰余金の配当等の額をいう。以下正の条において同じ。)がある場合における同項から法第六十六条の八第三項もに係る剰余金の配当等の額、同条第二項の規定の適用に係る剰余金の配当等の額及び同条第三項の規定の適用に係る剰余金の配当等の額及び同条第三項との適用に係る剰余金の配当等の額とでの適用に係る利余金の配当等の額とでの適用に係る利余金の配当等の額という。以下

金額の占める割合を乗じて計算した金額とす同条第四項に規定する内国法人に係る課税対象課税対象年度に係る調整適用対象金額のうちに

2 法第六十六条の八第四項第一号に規定する政 対象金額に係るものに限る。以下この項におい上益金の額に算入される金融子会社等部分課税 用対象金額(内国法人の配当事業年度の所得の 号に規定する事業年度(以下この項において 令で定めるところにより計算した金額は、同号 国法人の株式等の数又は金額(次の各号に掲げ 権等勘案直接保有株式等(内国法人が有する外 ける当該内国法人の有する当該外国法人の請求 行済株式等のうちに当該事業年度終了の時にお 用対象金額に係る事業年度終了の時における発 同じ。)又は金融子会社等部分適用対象金額 金額の計算上益金の額に算入される部分課税対 のに限る。以下この項において同じ。)、部分適 の外国法人に係る適用対象金額(内国法人の同 る場合に該当する場合には、 て同じ。)に、当該外国法人の当該適用対象金 (内国法人の配当事業年度の所得の金額の計算 象金額に係るものに限る。以下この項において 上益金の額に算入される課税対象金額に係るも 「配当事業年度」という。) の所得の金額の計算 部分適用対象金額又は金融子会社等部分適 当該各号に定める

六 等を発行している場合(吹号又は第三号です 一 当該外国法人が請求権の内容が異なる姓 占める割合を乗じて計算した金額とする。算 数又は金額)をいう。次項において同じ。)

一 当該外国法人が請求権の内容が異なる株式等との発行している場合(次号又は第三号に掲法人の発行済株式等に、当該内国法人が当該法人の発行済株式等に、当該内国法人が当該法人の発行済株式等に、当該内国法人が当該法人の発行済株式等に、当該内国法人が当該法人の発行済株式等に、当該内国法人が当該法人の発行済株式等に、当該内国法人が請求権の内容が異なる株式

3 法第六十六条の八第四項第二号に規定する政に実質支配関係がある場合 零当該外国法人と当該内国法人以外の者との間三 当該外国法人の事業年度終了の時において

場合の同項の内国法人の同項に規定する適格組 (内国法人の前十年以内の各事業年度の所得の以下この項において同じ。)、部分適用対象金額 度」という。)の所得の金額の計算上益金の額(以下この項において「前十年以内の各事業年 令で定めるところにより計算した金額は、 る割合を乗じて計算した金額の合計額とする。 外国法人の請求権等勘案直接保有株式等の占め 度終了の時における当該内国法人の有する当該 時における発行済株式等のうちに当該各事業年 社等部分適用対象金額に係る各事業年度終了の 適用対象金額、部分適用対象金額又は金融子会 の項において同じ。)に、当該外国法人の当該 等部分課税対象金額に係るものに限る。以下こ 金額の計算上益金の額に算入された金融子会社 (内国法人の前十年以内の各事業年度の所得の同じ。) 又は金融子会社等部分適用対象金額 象金額に係るものに限る。以下この項において 金額の計算上益金の額に算入された部分課税対 に算入された課税対象金額に係るものに限る。 法人の同号に規定する前十年以内の各事業年度 の外国法人の各事業年度の適用対象金額 法第六十六条の八第五項の規定の適用がある 法第六十六条の八第四項第二号に規定する政 同号

■ 適格合併等に係る被合併法人又は現物分配 ・ 適格合併等に係る被合併法人又は現物分配 ・ 適格合併等に係る被合併法人又は現物分配 ・ 適格合併等に係る被合併法人又は現物分配 ・ 適格合併等に係る被合併法人又は現物分配 ・ 適格合併等に係る被合併法人又は現物分配 ・ 適格合併等に係る被合併法人又は現物分配

三 適格分割等(法第六十六条の八第五項第二 商格分割等(法第六十六条の八第五項第二 号に規定する適格分割等をいう。以下この項及び第六項において同じ。)に係る分割法人等(分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下この条において「分割等前十年内事業年度」という。)のうち次号及び第五項第二 で。)の同号に規定する分割等前十年内事業に掲げるもの以外のもの 当該分割法人等の分割等前十年内事業年度開始の日を含む当該人の各事業年度

四 適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日を含む事業年度開始の日前である場合の当該分割法人等の分割等前十年内事業年度 当該分割法人等の分割法人の当該適格分割等の日を含む事業年度開始の日が当該向国

の日以後に開始したもの 当該内国法人の分いて「分割承継等事業年度」という。)開始分割等の日を含む事業年度(以下この号にお年内事業年度のうち当該内国法人の当該適格工 適格分割等に係る分割法人等の分割等前十

事業年度以後の各事業年度における同条第四項

確定の日の翌日。次項において同じ。)を含むの全部の分配である場合には、その残余財産のいう。)の日(当該適格組織再編成が残余財産織再編成(次項において「適格組織再編成」と

の規定の適用については、同条第五項各号に定

年度

5 始日の前日までの期間)は、当該内国法人のそ度開始の日から当該内国法人十年前事業年度開 内国法人を設立するものである場合にあつて前事業年度開始日(当該適格組織再編成が当該 成にあつては、当該開始の日が最も早い被合併日(二以上の被合併法人等が行う適格組織再編 織再編成の日を含む事業年度開始の日前十年以法第六十六条の八第五項の内国法人の適格組 れぞれの事業年度とみなして、前項の規定を適 は、当該被合併法人等の当該前日を含む事業年 それぞれの期間(当該前日を含む期間にあつて 被合併法人等前十年内事業年度ごとに区分した 当該被合併法人等十年前事業年度開始日に係る じ。) の前日までの期間を当該期間に対応する 含む事業年度開始の日。以下この項において同 は、当該内国法人の当該適格組織再編成の日を 等十年前事業年度開始日から当該内国法人十年 という。)後である場合には、当該被合併法人 おいて「被合併法人等十年前事業年度開始日」 法人等の当該事業年度開始の日。以下この項に 度」という。) のうち最も古い事業年度開始の の項において「被合併法人等前十年内事業年 事業年度又は分割等前十年内事業年度(以下こ 織再編成に係る被合併法人等の合併等前十年内 年前事業年度開始日」という。)が当該適格組 度開始の日(以下この項において「内国法人十 内に開始した各事業年度のうち最も古い事業年 8

権勘案直接保有株式等の占める割合をそれぞれをで定めるところにより計算した金額は、適格分割等に係る分割法人等が有する同項の外国法人の請求権勘案直接保有株式等(内国法人が有する外国といる。当該分割法人等が有する同項の外国法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合には、当該外国法人の株式等の数又は金額(当該外国法人の請求を入り、当該外国法人の株式等を受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合を乗じて計算した数又は金額(当該外国法人が請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合を乗じて計算した数又は金額)をいう。以下この項には人が当該請求権の内容が異なる株式等に係る請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合を乗じて計算した数又は金額)をいう。以下この項が表し、当該の格分割等により書きなの方とに対した。

乗じて計算した金額とする

7 法第六十六条の八第十項第一号に規定する政制において同号の外国法人が他の外国法人がの外国法人が他の外国法人がの受けた利余金の配当等の額は、同号に規定とので定める利余金の配当等の額は、同号に規定する政

当該他の外国法人の課税対象金額、部分課制的の外国法人の課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額又は前二年以内の各事業年度をいう。第十一項を能力。次項及び第十項において同じ。)の所得の金額の計算上益金において同じ。)の所得の金額の計算上益金において同じ。)の所得の金額の計算上益金において同じ。)の所得の金額の計算上益金において同じ。)の所得の金額の計算上益金において同じ。)の所得の金額の計算上益金においる。

る当該外国法人の発行済株式等のうちに直近配 令で定める金額は、同号に規定する期間におい 国法人の請求権勘案直接保有株式等の占める割 当基準日における当該内国法人の有する当該外 うち当該配当事業年度の終了の日に最も近い日 当該外国法人から受けた剰余金の配当等の額の 国法人の配当事業年度において当該内国法人が る剰余金の配当等の額を除く。)に、同号の内 余金の配当等の額(同号に規定する政令で定め において「直近配当基準日」という。)におけ に受けたものの支払に係る基準日(以下この項 て同号の外国法人が他の外国法人から受けた剰 二 当該他の外国法人の課税対象金額等の生ず 法第六十六条の八第十項第一号に規定する政 合には、最も早い日)前に受けたもの る事業年度開始の日(その日が二以上ある場

株主等が当該請求権の内容が異なる株式等に係及び第十二項第一号において同じ。)である他の外国法人の株式等に、内国法人の出資関連法人(当該外国法人の株主等をいう。以下この項及び第十二項第二号において同じ。)である他の外国法人をいう。以下この項及び第十二項第一号において同じ。)に係る持人の出資関連法人(当該外国法人の株式等の数又は金株割合(その株主等の有する株式等の数又は金株割合(その株主等の有する株式等の数又は金株割合(その株主等の有する株式等の数又は出資が当該株式等の発行法人が請求権の内容が異なる株式等の表行法人の発行済株式等の方に占める割合(当該発行と、の株式の数又は出資が当該株式等を発行している場合には、そのおいる場合(当該発行と、の様式等に係る様式等を発行している場合には、そのおいる場合には、その本語の表示が異なる株式等に係れている場合には、本の本語の表示を表示といる場合には、本の本語の表示を表示といる場合には、その本語の表示を表示といる場合には、その本語の表示を表示といる。以下には、本の表示を表示といる。以下には、本の表示といる。

は第六十六条の八第十頁第二号イこ規定するのじて計算した株式等の数又は金額とする。じて計算した株式等の数又は金額とする。資関連法人の当該外国法人に係る持株割合を乗配当等の額がその総額のうちに占める割合)を配当等の額がその総額のうちに占める割合)を配当等の額がその総額のうちに占める割合)を

の配当事業年度の所得の金額の計算上益金の額又は金融子会社等部分適用対象金額(内国法人 計算上益金の額に算入される部分課税対象金額の報(内国法人の配当事業年度の所得の金額の 法人の配当事業年度の所得の金額の計算上益金 号イの他の外国法人に係る適用対象金額(内国 勘案間接保有株式等の占める割合を乗じて計算 じて間接に有する当該他の外国法人の請求権等 該内国法人が同条第十項第一号の外国法人を通 式等のうちに当該事業年度終了の時において当 金額に係る事業年度終了の時における発行済株 分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象 係るものに限る。以下この項において同じ。) に係るものに限る。以下この項において同じ。) る。以下この項において同じ。)、部分適用対象 の額に算入される課税対象金額に係るものに限 政令で定めるところにより計算した金額は、 に、当該他の外国法人の当該適用対象金額、 した金額とする。 に算入される金融子会社等部分課税対象金額に 法第六十六条の八第十項第二号イに規定する 部

内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額じ。)、部分適用対象金額(内国法人の前二年以 号ロの他の外国法人の各事業年度の適用対象金 政令で定めるところにより計算した金額は、 じて間接に有する当該他の外国法人の請求権等 該内国法人が同条第十項第一号の外国法人を通 等のうちに当該各事業年度終了の時において当 用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額 当該他の外国法人の当該適用対象金額、部分適 るものに限る。以下この項において同じ。)に、 算入された金融子会社等部分課税対象金額に係 社等部分適用対象金額(内国法人の前二年以内 る。以下この項において同じ。)又は金融子会 金額に係るものに限る。以下この項において同 の金額の計算上益金の額に算入された課税対象 額(内国法人の前二年以内の各事業年度の所得 勘案間接保有株式等の占める割合を乗じて計 に係る各事業年度終了の時における発行済株式 の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に に算入された部分課税対象金額に係るものに限 法第六十六条の八第十項第二号ロに規定する た金額の合計額とする。 同 項四 第 13

項の

第六十六条の八第五第六十六条の八第十

項の規定により読み替

⊗出 る。 を る用語の意義は、当該各号に定めるところによを る用語の意義は、当該各号に定めるところによ並の 15 前二項及びこの項において、次の各号に掲げ

請求権等勘案間接保有株式等 外国法人の

には、それぞれ次に定める割合) は、それぞれ次に定める割合(次に掲げる場合に該当する場合を額が当該発行法人の発行済株式等のうちにの発行法人の株主等の有する株式等の数又は意報をいう。

等勘案保有株式等保有割合を乗じて計算した該出資関連法人の当該外国法人に係る請求権係る請求権等勘案保有株式等保有割合及び当発行済株式等に、内国法人の出資関連法人に

・ 当該発行法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合に除っている場合を除く。) 当該株主る場合に該当する場合を除く。) 当該株主る請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める金の配当等の額がその総額のうちに占める金の配当等の額がその総額のうちに占める制合

支配関係がある場合 零支配関係がある場合 写分の 間に実質支配関係がある場合 百分の百 国法人の事業年度終了の時において当該発国法人の事業年度終了の時において当該発 国法人の事業年度終了の時において当該発

掲げる字句に読み替えるものとする。の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表規定を適用する場合について準用する。この場規定を適用する場合について準用する同条第五項の条の八第十一項において準用する同条第五項の条の八第十一項において準用する同条第五項の

で第六項において同じ で第六項において同じ で第二項各号に定同条第十一項の規定に 同条第五項各号に定同条第十一項の規定に 同条第五項各号に定同条第十一項の規定に 同条第五項各号に定同条第十一項の規定に での条において同項第一号に掲げる金額 でいう。以間接配当等(同条第十 でいう。以間接配当等(同条第十 でいう。以下この項及 でいう。以下この項及

又は間接課税済金

<i>=</i> 6	特別)」とする。(伊国治人の夕国関係会社に依る別得の調秘の			
に	(羽目)、(ア)と国制祭 (おころの) (別目)、(ア)と国制祭 (おころの) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	度開始日	H	_
四	一号ハ中「益・	内国法人二年前事業年	内国法人十年前事業内国	
第 泊				項
芸第六十六条の六第十三項の規定を司条から生項まで及び第七項から第十一項までの規定は	は第九項の規定の適用がある場合における法人1 治第7十730月第一項 第三項 第七項3	育	育 一 在 以 内	五等
5 i		二 下 人 可	7	有号
のとする。	14 人			<del>;</del>
第一号イに規定する所得の金額に含まれな	<b>力 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( </b>			ī. 穿
額に算入された金額は、法人税法施行令第九条	/ 項にまし			角て
の計算については、これらの規定により**	等し言い			ド万
の規定の適用を受けた内国法人の利益積立	ドニり			支方
4 法第六十六条の六第一項、第六項又は第	ま 手			子 [
に含まれないものとする。	割合を乗じ			兀;
いては、これらの規定に規定する所得等の	総額のう			第 〕
第六十七条第三項及び第五項の規定の適田	等 の :	<u>,</u>		項 [
により益金の額に算入された金額は、法-	けることができる剣	:	:	兀
の規定の適用を受けた内国法人のこれらの	る請求権に基づき受	分割等前二年内事業年	等前十年内事業	第
3 法第六十六条の六第一項、第六項又は第	が異なる株式等に係			
	が当該請求権の内容	分割等前二年内事業年	等前十年内事業	
B及び間接に有する	等に、当該内国法人			号
合併法人が当該外国関係会社の各事業年度終了	国法人の発行済株式			三
八が移転を受けた.	る場合には、当該外			第
ハ国関係会社の株式		五項第二号		項
した場合には、その	なるおいて同じ。)	より読み替えられた同		兀
6二月を経過する日	八が請	条第十一項の	同号	第
八に係る外国関係会	の数又い			号
の六第一項各号に掲	る外国法人の株			=
よる。	(内国法人が(法第六十六条の八第十)			第
る外国関係会社の各事業年度終了の時の	権勘案直接保有間接保有の株式等の数			項
該当するかどうかの判定は、これらの法	接課税済金額	度		兀
し、内国法人が同条第一項各号に掲げる法人に	当等又は間	合併等前二年内事業年	另  合併等前十年内事業 合併	第
	等前十年内事業分割等前二年内事業年	度		
	二号	等前二年内事業年	合併等前十年内事業合併	
	えられた同条第五項第			号
	項の規定により読み替			_
	第六十六条の八第五 第六十六条の八第十一			第
	み替えられた前項	条第五項第一号		項
	前項 第十三項の規定により	n		兀
おいいいの   おいまり   おりまる   おりままにより   読み替えて 適用する	始	の規定	同項第一号	第
人の外	年前	課税済金額		
特別措置法第六十六条の八第二項又は第八項	事業年度	の間接配当等又は間接	の課税済金額	
」とあるのは、「益金不算入)	十年	おいて同じ。)		
の適用については、同令第九条第一号ハ	事業年度 事業年度			
適用がある場合における法人税法施行会	は分割等前十度又	掲げる金額をいう。以		
15   法第六十	等前十年内事業合併等前二年内	-		_

- 月を経過する日までの間に 係る外国関係会社の各事業 第一項各号に掲げる内国法 関係会社の各事業年度終了 移転を受けたものは、その 関係会社の株式等でその合 場合には、その直接及び間 間接に有する株式等とみ
- 第一項、第六項又は第八項 する。 定に規定する所得等の金額 人された金額は、法人税法た内国法人のこれらの規定 第一項、第六項又は第八項 は、法人税法施行令第九条 た 内国法人の利益積立金額 これらの規定により益金の 第五項の規定の適用につ
- 十三項の規定を同条から法 ら第十一項までの規定は、 規定において適用する場合 規定及び第三十九条の十 四条の六第一項から第五

3

> 者についての法第六十六条の六から第六十六条 条までの規定の適用に関し必要な事項は、財務 の九までの規定又は第三十九条の十四からこの 省令で定める。 第八節の五 特殊関係株主等である内国

法人に係る外国関係法人に係る所得の課 税の特例

(特殊関係株主等の範囲等)

第三十九条の二十の二 法第六十六条の九の二第 個人は、次に掲げる個人とする。 一項に規定する政令で定める特殊の関係のある

- 特殊の関係のある個人 び次項第一号において同じ。)に該当する個 第一号に規定する特定株主等をいう。次号及 人と法人税法施行令第四条第一項に規定する 特定株主等に該当する法人の役員(法人税 特定株主等(法第六十六条の九の二第二項
- 三 特殊関係内国法人(法第六十六条の九の二 いう。以下この節において同じ。)の役員及 第二項第二号に規定する特殊関係内国法人を いて「特殊関係者」という。) 施行令第七十二条各号に掲げる者(次号にお おいて同じ。) 及び当該役員に係る法人税法 下この項及び第三十九条の二十の四第八項に 法第二条第十五号に規定する役員をいう。以
- 法人とする。 で定める特殊の関係のある法人は、次に掲げる 法第六十六条の九の二第一項に規定する政令 び当該役員に係る特殊関係者
- 個人を含む。) 又は一の特殊関係内国法人と 同項第三号に規定する特殊の関係のある個人 (以下この項において「判定株主等」という 一号又は第二号に規定する特殊の関係のある 一の特定株主等(当該特定株主等と前項第
- 一 判定株主等及びこれと前号に規定する特殊 当該他の法人 場合における当該他の法人 の関係のある法人が他の法人を支配している

。)が他の法人を支配している場合における

- 三 判定株主等及びこれと前二号に規定する特 法人税法施行令第四条第三項及び第四項の規 る場合における当該他の法人 殊の関係のある法人が他の法人を支配してい
- 4 で定める関係は、同項に規定する特殊関係株主 定は、前項の規定を適用する場合について準用 法第六十六条の九の二第一項に規定する政令

じ当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場等保有割合(次の各号に掲げる場合の区分に応株主等の特殊関係内国法人に係る間接保有株式 十以上である関係がある場合における当該関係 定める割合の合計割合)をいう。)が百分の八 合のいずれにも該当する場合には、当該各号に いう。)と特殊関係内国法人との間に特殊関係 (以下この節において「特殊関係株主等」と 5

法人が二以上ある場合には、当該二以上の株のうちに占める割合(当該株主等である外国 割合の合計割合) 主等である外国法人につきそれぞれ計算した 金額が当該特殊関係内国法人の発行済株式等 の有する特殊関係内国法人の株式等の数又は されている場合 当該株主等である外国法人 いて同じ。) が特殊関係株主等によつて保有 式等 (株式又は出資をいう。以下この節においう。) の百分の八十以上の数又は金額の株 額(以下この節において「発行済株式等」と 自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総 じ。) の発行済株式又は出資(自己が有する 当するものを除く。以下この号において同 の条並びに次条第一項及び第二項において同 条第十四号に規定する株主等をいう。以下こ 特殊関係内国法人の株主等(法人税法第) 。)である外国法人(特殊関係株主等に該

号に掲げる場合に該当する同号の株主等であ 特殊関係内国法人の株主等である法人(前

る一又は二以上の法人(当該株主等である法 らの者と株式等の保有を通じて連鎖関係にあ

に該当する法人を除く。以下この号において

「出資関連法人」という。)が介在している場

上の法人の全てが内国法人である場合の当該 人が内国法人であり、かつ、当該一又は二以

又は二以上の内国法人及び特殊関係株主等

る外国法人及び特殊関係株主等に該当する法

人を除く。)と特殊関係株主等との間にこれ

以上ある場合には、当該二以上の株主等であ る法人につきそれぞれ計算した割合の合計割 ちに占める割合(当該株主等である法人が一 が当該特殊関係内国法人の発行済株式等のう

で定める外国法人は、 法第六十六条の九の二第一項に規定する政令 次に掲げる外国法人とす

号に規定する株主等である外国法人に該当す る外国法人 百分の八十以上である場合における同項第一 前項に規定する間接保有株式等保有割合が

当する外国法人 国法人及び同号に規定する出資関連法人に該 号に規定する株主等である法人に該当する外 百分の八十以上である場合における同項第二 前項に規定する間接保有株式等保有割合が

前二号に掲げる外国法人がその発行済株式

限る。) 及び同条第九項第二号に規定する特限る。) 及び同条第九項第二号に規定する特 会社に係る同項第一号イに規定する特定外国条の十七第三項に規定する部分対象外国関係 株主等に該当するものを除く。) 掲げる外国法人に該当するもの及び特殊関係 等の百分の五十を超える数又は金額の株式等 金融機関(同号イ(2)に掲げる外国法人に を直接又は間接に有する外国法人 次条第二十一項において準用する第三十九 (前二号に

6 式等保有割合(前項第一号及び第二号に掲げる以下この項において同じ。)に係る直接保有株 二号に掲げる外国法人の他の外国法人(同項第に有するかどうかの判定は、同項第一号及び第 十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接前項第三号において発行済株式等の百分の五 各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合に 場合の区分に応じ当該各号に定める割合(当該 る間接保有株式等保有割合(次の各号に掲げる ちに占める割合をいう。)と同項第一号及び第 外国法人の有する他の外国法人の株式等の数又 の及び特殊関係株主等に該当するものを除く。 う。)とを合計した割合により行うものとする。 は、当該各号に定める割合の合計割合)をい 二号に掲げる外国法人の当該他の外国法人に係 は金額が当該他の外国法人の発行済株式等のう 一号又は第二号に掲げる外国法人に該当するも 当該他の外国法人の株主等である外国法人 発行済株式等の百分の五十を超える数又は 8

八十以上の数又は金額の株式等が特殊関係株 は出資関連法人(その発行済株式等の百分の 上の数又は金額の株式等を特殊関係株主等又 がそれぞれその発行済株式等の百分の八十以 合(出資関連法人及び当該株主等である法人

る場合に限る。) 当該株主等である法人の有 ているものに限る。) によつて保有されてい 主等又は他の出資関連法人によつて保有され

する特殊関係内国法人の株式等の数又は金額

国法人の株式等の数又は金額が当該他の外国該株主等である外国法人の有する当該他の外 きそれぞれ計算した割合の合計割合) は、当該二以上の株主等である外国法人につ 該株主等である外国法人が二以上ある場合に 法人の発行済株式等のうちに占める割合(当 る外国法人によつて保有されている場合 金額の株式等が前項第一号及び第二号に掲げ

等である内国法人の有する当該特定外国関係法各事業年度終了の時における当該特殊関係株主 度終了の時における発行済株式等のうちに当該関係法人又は対象外国関係法人の当該各事業年以下この節において同じ。)に、当該特定外国 て同じ。) の各事業年度の適用対象金額(同条る対象外国関係法人をいう。以下この項におい対象外国関係法人(同条第二項第四号に規定す 法人をいう。以下この項において同じ。) 又は 係株主等である内国法人に係る特定外国関係法で定めるところにより計算した金額は、特殊関 等の占める割合を乗じて計算した金額とする。 第二項第五号に規定する適用対象金額をいう。 人(同条第二項第三号に規定する特定外国関係 人又は対象外国関係法人の請求権勘案保有株式 前項及びこの項において、次の各号に掲げる 法第六十六条の九の二第一項に規定する政令 資関連外国法人(その発行済株式等の百分の項第一号及び第二号に掲げる外国法人又は出項第一号及び第二号に掲げる外国法人又は出める外国法人がそれぞれその発行済株式等のある外国法人がそれぞれその発行済株式等の 場合には、当該二以上の株主等である外国法 合(当該株主等である外国法人が二以上あるの外国法人の発行済株式等のうちに占める割他の外国法人の株式等の数又は金額が当該他 号及び第二号に掲げる外国法人又は他の出資五十を超える数又は金額の株式等が同項第一 限る。)によつて保有されている場合に限る 関連外国法人によつて保有されているものに る場合(出資関連外国法人及び当該株主等で と株式等の保有を通じて連鎖関係にある一又 第二号に掲げる外国法人との間にこれらの者 である外国法人を除く。) と前項第一号及び 人につきそれぞれ計算した割合の合計割合) は二以上の外国法人(以下この号において 「出資関連外国法人」という。)が介在してい (前号に掲げる場合に該当する同号の株主等 当該他の外国法人の株主等である外国法人 当該株主等である外国法人の有する当該

定める割合の合計割合)を乗じて計算した株いずれにも該当する場合には、それぞれ次に それぞれ次に定める割合(次に掲げる場合の 行済株式等に、次に掲げる場合の区分に応じ 有株式等を合計した数又は金額をいう。 計算した数又は金額)及び請求権勘案間 容が異なると認められる株式等(以下この項内容が異なる株式等又は実質的に請求権の内 の額がその総額のうちに占める割合を乗じて (次号において「剰余金の配当等」という。) 余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配 内国法人が当該請求権の内容が異なる株式等 なる株式等」という。)を発行している場合 及び同条第二項において「請求権の内容が異 十九条の二十の八第二項において同じ。)の 規定する請求権をいう。以下この項及び第三 外国法人の株式等の数又は金額(当該外国法 請求権勘案間接保有株式等 外国法人の に係る請求権に基づき受けることができる法 には、当該外国法人の発行済株式等に、当該 人が請求権(法第六十六条の九の二第一項に 人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰 請求権勘案保有株式等 内国法人が有する

接保

式等の数又は金額をいう。 計算した割合の合計割合) きる剰余金の配当等の額がその総額のうち その株主等が当該請求権の内容が異なる株 が異なる株式等を発行している場合には、 占める割合(当該発行法人が請求権の内容 株式等の発行法人の発行済株式等のうちに 株主等の有する株式等の数又は金額が当該 の当該他の外国法人に係る持株割合(その の発行済株式等の全部又は一部が内国法人 法人に係る持株割合を乗じて計算した割合 式等に係る請求権に基づき受けることがで 二以上の当該他の外国法人につきそれぞれ (当該他の外国法人が二以上ある場合には、 て同じ。)に当該他の外国法人の当該外国 に占める割合)をいう。以下この号におい により保有されている場合 人(イにおいて「他の外国法人」という。) 当該外国法人の株主等である他の外国 当該内国法人

保有されているものに限る。ロにおいて 済株式等の全部又は一部が内国法人により 一以上の外国法人(ロにおいて「出資関連 「他の外国法人」という。) との間に一又は 当該外国法人と他の外国法人(その発行

当該各号に定めるところによ

外国法人に係る持株割合、出資関連外国法る持株割合、当該他の外国法人の出資関連 合の合計割合) 以上の連鎖関係につきそれぞれ計算した割 該連鎖関係が二以上ある場合には、当該二 合 当該内国法人の当該他の外国法人に係 株式等の保有を通じて連鎖関係にある場 る持株割合を順次乗じて計算した割合(当 及び出資関連外国法人の当該外国法人に係 人、出資関連外国法人及び当該外国法人が であつて、当該内国法人、当該他の外国法 外国法人」という。)が介在している場合 人の他の出資関連外国法人に係る持株割合

(特定株主等の範囲等)

二項第一号に規定する政令で定める特殊の関係第三十九条の二十の三 法第六十六条の九の二第 個人とする。 行令第四条第一項に規定する特殊の関係のある のある個人は、内国法人の株主等と法人税法施

掲げる法人とする。 る政令で定める特殊の関係のある法人は、 法第六十六条の九の二第二項第一号に規定す 、次に

が他の法人を支配している場合における当該 係のある個人。以下この項において同じ。) その一人及びこれと前項に規定する特殊の関 以下この項において「判定株主等」という。) 株式等を有する場合の当該内国法人を除く。 内国法人の株主等(当該内国法人が自己の 一人(個人である判定株主等については、 係会社」とあるのは「部分対象外国関係法人 をいい、管理支配法人(同条第二項第三号イ

一 判定株主等の一人及びこれと前号に規定す ている場合における当該他の法人 る特殊の関係のある法人が他の法人を支配し

> 係法人」と、同条第八項中「特定子会社(同号 (同条第二項第七号に規定する部分対象外国関

子会社を」とあるのは「特定子法人を」と、同 六条の九の二第二項第三号イ (4)」と、「特定 イ(4)」とあるのは「特定子法人(法第六十

定は、前項の規定を適用する場合について準用 法人税法施行令第四条第三項及び第四項の規 する特殊の関係のある法人が他の法人を支配 している場合における当該他の法人 判定株主等の一人及びこれと前二号に規定

債のおおむね全部の移転を受けた内国法人とす 定内国法人の当該特定事由の直前の資産及び負 定事由」という。) により、同号に規定する特 の譲渡その他の事由(以下この項において「特 る政令で定める内国法人は、合併、分割、事業 法第六十六条の九の二第二項第二号に規定す

5 係法人(法第六十六条の九の二第一項に規定す 第三十九条の十四の三第五項の規定は外国関

項第二号ハ(1)」とあるのは

同項第六号イ中「特定子会社」とあるのは「特 第三号イ(1)(ii)において同じ。)」と、

係法人で政令で定めるものについて、同条第八殊関係株主等である内国法人に係る他の外国関 る外国関係法人をいう。以下この条において同 殊関係株主等である」と、「他の外国関係会社 国子法人」と、同条第七項中「当該」とあるの と、同項各号中「外国子会社」とあるのは「外 第二項第三号イ(3)に規定する外国子法人」 あるのは「外国子法人(法第六十六条の九の二 会社(同号イ(3)に規定する外国子会社」と 条の九の二第一項」と、同条第六項中「外国子 五項中「同条第一項」とあるのは「法第六十六 それぞれ準用する。この場合において、同条第 第九項の規定は同号イ(5)に規定する政令で る要件に該当する外国関係法人について、同条 項の規定は同号イ(4)に規定する政令で定め 同条第七項の規定は同号イ(4)に規定する特 号イ(3)に規定する政令で定める要件に該当 じ。) に係る法第六十六条の九の二第二項第三 は「法第六十六条の九の二第一項に規定する特 定める要件に該当する外国関係法人について、 定める要件に該当する外国関係法人について、 第六項の規定は同号イ(3)に規定する政令で する外国法人について、第三十九条の十四の三 と読み替えるものとする。 三号イ(1)中「特定子会社」とあるのは「特 チ中「特定子会社」とあるのは「特定子法人」 等」と、同号ト(1)から(3)まで及び同号 と、同号イ(2)中「特定子会社」とあるのは 係会社」とあるのは「当該他の外国関係法人」 部分対象外国関係法人」と、「当該他の外国関 係会社」とあるのは「他の外国関係法人のうち と、「他の外国関係会社のうち部分対象外国関 国関係法人のうち、部分対象外国関係法人」 る特殊関係株主等である内国法人に係る他の外 法人等(法第六十六条の九の二第一項に規定す 部分対象外国関係会社」とあるのは「管理支配 げる内国法人に係る他の外国関係会社のうち、 支配会社等(法第六十六条の六第一項各号に掲 定子法人」と、同号イ(1)(ii)中「管理 会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第 と、同条第九項第一号及び第二号中「管理支配 「特定子法人」と、同号ロからホまでの規定中 「管理支配会社等」とあるのは「管理支配法人 ?の二第二項第三号ハ (1)」と、同項第七号 「特定子会社」とあるのは「特定子法人」

6 条の九の二第六項第九号」と読み替えるものと の規定は同号ロに規定する政令で定める資産の金額について、第三十九条の十四の三第十一項号ロに規定する総資産の額として政令で定める それぞれ準用する。この場合において、同項中 額の合計額として政令で定める金額について、 係法人に係る法第六十六条の九の二第二項第三 「同条第六項第九号」とあるのは、「法第六十六 第三十九条の十四の三第十項の規定は外国関

理支配法人を」と、「部分対象外国関係会社 (4)」と、「管理支配会社を」とあるのは「管

(同条第二項第六号に規定する部分対象外国関

の外国関係法人(同項に規定する外国関係法人 (管理支配会社(同号イ(4)」とあるのは「他

7 二第二項第四号ハ (1) に掲げる事業を主とし に掲げる者とする。 号ハ(1)の外国関係法人に係る第十三項各号 二第二項第四号ハ (1) に掲げる事業を主とし 号イからハまでの規定中「法第六十六条の九の 号中「同条第二項第四号ハ (1) に掲げる事業 て行う外国関係法人」とあり、並びに同項第六 から第五号までの規定中「法第六十六条の九の に規定する政令で定める者は、第十三項第一号 て行う外国関係法人」とあるのを「外国関係法 を主として行う外国関係法人」とあり、及び同 人」と読み替えた場合における同条第二項第三 法第六十六条の九の二第二項第三号ハ (1)

国法人に係る他の外国関係会社」とあるのは

号ロ中「第六十六条の六第一項各号に掲げる内 社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第五 項第一号から第四号までの規定中「管理支配会

係株主等である内国法人に係る他の外国関係法 「第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関

人(同項に規定する外国関係法人をいう。次項

のは「特定子法人」と、「第六十六条の六第二定子法人」と、同号ロ中「特定子会社」とある 「第六十六条の 8 に規定する政令で定める収入保険料は、 法第六十六条の九の二第二項第三号ハ (1) 外国関

> して計算した割合とする。 額を当該各事業年度の収入保険料の合計額で除(1)に規定する非関連者等収入保険料の合計 割合は、外国関係法人の各事業年度の同号ハ に規定する政令で定めるところにより計算した とする保険に係る収入保険料に限る。)とする。 場合には、関連者以外の者が有する資産又は関 おいて同じ。)以外の者から収入する収入保険 関連者をいう。以下この項及び第十項第一号に 係法人に係る関連者(同号ハ(1)に規定する 連者以外の者が負う損害賠償責任を保険の目的 料(当該収入保険料が再保険に係るものである 法第六十六条の九の二第二項第三号ハ (1)

る金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した に規定する政令で定める金額は、第一号に掲げ 金額とする。 法第六十六条の九の二第二項第三号ハ (2)

国関係法人に係る関連者以外の者に支払う再外国関係法人が各事業年度において当該外 保険料の合計額

険料の合計額に対する割合 う。次項において同じ。)の合計額の収入保 保険料(法第六十六条の九の二第二項第三号 外国関係法人の各事業年度の関連者等収入 (2) に規定する関連者等収入保険料をい

計額で除して計算した割合とする。 割合は、外国関係法人の各事業年度の同号ハ 額を当該各事業年度の関連者等収入保険料の合(2)に規定する非関連者等支払再保険料合計 に規定する政令で定めるところにより計算した 法第六十六条の九の二第二項第三号ハ(2)

12 13 機関の経営管理とする。 及び同条第九項第二号に規定する特定外国金融機関七第三項第一号イに規定する特定外国金融機関 る特定外国金融持株会社に係る第三十九条の十 する政令で定める経営管理は、同号口に規定す 法第六十六条の九の二第二項第四号ロに規定 法第六十六条の九の二第二項第四号ハ (1)

する。 法第六十六条の九の二第二項第四号

に規定する政令で定める者は、次に掲げる者と

法人に係る特殊関係株主等に該当する内国法 に該当する者を除く。) 人が通算法人である場合における他の通算法 人(当該外国関係法人に係る特殊関係株主等 (1) に掲げる事業を主として行う外国関

(1) に掲げる事業を主として行う外国関 法第六十六条の九の二第二項第四号

掲げる者に該当する者を除く。) 係る特殊関係株主等に該当する者及び前号に 額の株式等を有する者(当該外国関係法人に 発行済株式等の百分の五十を超える数又は金 法人に係る特殊関係株主等に該当する法人の

- 法人に係る特殊関係株主等に該当する内国法 該当する者及び前二号に掲げる者に該当する 五十を超える数又は金額の株式等を有する者 (1) に掲げる事業を主として行う外国関係法第六十六条の九の二第二項第四号ハ (当該外国関係法人に係る特殊関係株主等に 人が通算法人である場合における当該内国法 人に係る通算親法人の発行済株式等の百分の 15
- 法人に係る特殊関係株主等に係る外国関係 (1) に掲げる事業を主として行う外国関係 法第六十六条の九の二第二項第四号ハ
- 法人に係る特殊関係株主等と特殊関係内国法 する株主等である法人又は出資関連法人(第 (1) に掲げる事業を主として行う外国関係 人との間に介在する前条第四項第二号に規定 号及び前号に掲げる者に該当する者を除 法第六十六条の九の二第二項第四号ハ
- 六 次に掲げる者と法第六十六条の九の二第一 係株主等に該当する者並びに前各号に掲げる る特殊関係内国法人に該当する者及び特殊関 掲げる事業を主として行う外国関係法人に係 個人又は法人(同条第二項第四号ハ(1)に 項に規定する政令で定める特殊の関係のある 者に該当する者を除く。)
- (1) に掲げる事業を主として行う外国関 法第六十六条の九の二第二項第四号ハ
- 係法人に係る特殊関係内国法人 (1) に掲げる事業を主として行う外国関法第六十六条の九の二第二項第四号ハ
- 係法人に係る特殊関係株主等に該当する個 (1) に掲げる事業を主として行う外国関 人又は法人 法第六十六条の九の二第二項第四号ハ
- ニ 前各号に掲げる者
- 14 除く。)及び第二十九項の規定は、法第六十六 令で定める場合について準用する。この場合に 条の九の二第二項第四号ハ(1)に規定する政 第三十九条の十四の三第二十八項(第七号を

- と、「金額の合計額」とあるのは「金額」と読 各号」と、同項第五号中「(ハに掲げる金額を 関係株主等及び第三十九条の二十の三第十三項 「第六十六条の九の二第二項第二号に規定する 号中「第四十条の四第一項各号及び第六十六条 含む。)のうちに次」とあるのは「のうちにイ」 特殊関係内国法人、同条第一項に規定する特殊 の六第一項各号並びに前項各号」とあるのは おいて、第三十九条の十四の三第二十八項第一 み替えるものとする。
- 除く。)の規定は、法第六十六条の九の二第二、第三十九条の十四の三第三十二項(第三号を 係法人又は同項第四号に規定する対象外国関係 項第四号イ及びロに掲げる要件を満たす外国法 号を除く。)又は同条第三項の規定(同条第一 国関係法人(同項第三号に規定する特定外国関 る政令で定める基準により計算した金額は、外 は「第二十八項第一号から第六号まで並びに第四号中「第二十八項各号及び前三号」とあるの 除く。)」とあるのは「物品賃貸業」と、同項第 九条の十四の三第三十二項第二号中「物品賃貸 項第四号ハ (2) に規定する政令で定める場合 人に係る部分を除く。)の例により計算した金 項(第五号を除く。)若しくは第二項(第十八 までにおいて同じ。)の各事業年度の決算に基 法人に該当するものに限る。次項から第十九項 業(航空機の貸付けを主たる事業とするものを 額とする。 づく所得の金額につき、第三十九条の十五第一 について準用する。この場合において、第三十 一号及び第二号」と読み替えるものとする。 法第六十六条の九の二第二項第五号に規定す 18
- 17 法第六十六条の九の二第二項第五号に規定す る欠損の金額及び基準所得金額に係る税額に関 業年度の同号に規定する基準所得金額から次に 掲げる金額の合計額を控除した残額とする。 する調整を加えた金額は、外国関係法人の各事 当該外国関係法人の当該各事業年度開始の
- 該各号に定める場合に該当する事実があると項各号に掲げる外国関係法人の区分に応じ当 法人(法第四十条の七第二項第三号に規定す 年十月一日前に開始した事業年度、外国関係 きのその該当する事業年度(法第四十条の七 つた事業年度及び法第六十六条の九の二第五 る対象外国関係法人を含む。) に該当しなか る特定外国関係法人及び同項第四号に規定す 日前七年以内に開始した事業年度(平成十九

- 当する金額 いて控除されたものを除く。)の合計額に相 規定により当該各事業年度前の事業年度にお 除く。)において生じた欠損金額(この項の るときのその該当する事業年度を含む。) を じ当該各号に定める場合に該当する事実があ 第五項各号に掲げる外国関係法人の区分に応
- る。
- に算出される欠損の金額をいう。 係法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額 前項第一号に規定する欠損金額とは、外国関
- 19 第三十九条の十五第八項から第十項までの規 る。 規定の例により計算する場合について準用す く所得の金額につき、同条第一項又は第二項の 定は、外国関係法人の各事業年度の決算に基づ
- 20 あるのは「外国法人」と、同項第一号中「外国 関係会社(同条第二項第一号に規定する外国関 六条の九の二第二項第六号に規定する間接に有 する」とあるのは「いう」と、同項第二号中 と、「いい、当該発行法人と居住者又は内国法 法人等」とあるのは「居住者又は内国法人」 関係会社」とあるのは「外国法人」と、「内国 係会社をいう。以下この項において同じ。)」と 合において、第三十九条の十四第三項中「外国 の数又は金額の計算について準用する。この場 するものとして政令で定める外国法人の株式等 人との間に実質支配関係がある場合には、零と 第三十九条の十四第三項の規定は、法第六十

- 21 く。)の規定は、法第六十六条の九の二第二項)第三十九条の十七(第一項及び第二項を除
- 算還付法人所得税額)を控除した金額とす 等所得課税規定がある場合の当該法人所得税 税の額(法人所得税に関する法令に企業集団 合には当該還付を受けることとなる法人所得 五第二項第八号に規定する個別計算納付法人 の当該法人所得税にあつては第三十九条の十 九条の二十の七において同じ。)がある場合 課税規定(同条第六項に規定する企業集団等 号において「法人所得税」という。)の額 にあつては、同項第十五号に規定する個別計 を受けることとなる法人所得税の額がある場 所得税額とし、当該各事業年度において還付 所得課税規定をいう。以下この号及び第三十 (法人所得税に関する法令に企業集団等所得 て納付をすることとなる第三十九条の十五第 | 項第二号に規定する法人所得税 (以下この 当該外国関係法人が当該各事業年度におい 22
- について、第十六項の規定により計算した場合

- 「外国関係会社」とあるのは「外国法人」と、 人」と読み替えるものとする。 「内国法人等」とあるのは「居住者又は内国法
- 条の九の二第一項に規定する外国関係法人に係 ころにより計算した割合について準用する。 る同条第五項第一号に規定する政令で定めると 係法人について準用する。 第八号に規定する政令で定める部分対象外国関 第三十九条の十七の二の規定は、法第六十六

(部分適用対象金額の計算等)

- 第三十九条の二十の四 第三十九条の十七の三第 の九の二第六項」と読み替えるものとする。 中「同条第六項」とあるのは、「法第六十六条 規定する政令で定める日について準用する。こ 同じ。) に係る法第六十六条の九の二第六項に 関係法人をいう。次項及び第二十五項において の場合において、第三十九条の十七の三第一項 十六条の九の二第六項に規定する清算外国金融 一項の規定は、清算外国金融関係法人(法第六
- ものとする。 まで」とあるのは、「法第六十六条の九の二第 三第二項中「同条第六項第一号から第七号の二 する。この場合において、第三十九条の十七の 部分に規定する政令で定める金額について準用 る法第六十六条の九の二第六項各号列記以外の 年度をいう。第二十五項において同じ。)に係 十六条の九の二第六項に規定する特定清算事業 外国金融関係法人の特定清算事業年度(法第六 六項第一号から第七号の二まで」と読み替える 第三十九条の十七の三第二項の規定は、清算
- 3 当該各事業年度終了の時における発行済株式等 く。)において同じ。)の各事業年度の部分適用ものを除く。以下この条(第八項第四号を除 部分に規定する政令で定めるところにより計算 分対象外国関係法人の第三十九条の二十の二第 特殊関係株主等である内国法人の有する当該 のうちに当該各事業年度終了の時における当該 対象金額(法第六十六条の九の二第六項に規定 第八号に規定する外国金融関係法人に該当する 係る部分対象外国関係法人(同条第二項第七号 した金額は、特殊関係株主等である内国法人に いて同じ。) に、当該部分対象外国関係法人の する部分適用対象金額をいう。以下この節にお に規定する部分対象外国関係法人をいい、同項 法第六十六条の九の二第六項各号列記以外の

占める割合を乗じて計算した金額とする。 八項第一号に規定する請求権勘案保有株式等の

- 第六十六条の九の二第六項第一号に規定する剰対象外国関係法人が受ける剰余金の配当等(法 いて準用する。 額に係る同号に規定する政令で定める要件につ 余金の配当等をいう。次項において同じ。)の 第三十九条の十七の三第六項の規定は、
- の法人」と読み替えるものとする。 の法人」と、「当該法人」とあるのは のは「法第六十六条の九の二第六項第一号の他 第四項中「同号イ又はロに掲げる法人」とある る。この場合において、第三十九条の十七の三 で定める剰余金の配当等の額について準用す 六十六条の九の二第六項第一号に規定する政令 法第六十六条の九の二第六項第一号に規定す 第三十九条の十七の三第四項の規定は、法第 「当該他
- た金額とする。 九条の十七の三第五項の規定の例により計算し 支払う負債の利子の額の合計額につき、第三十 部分対象外国関係法人が当該事業年度において る政令で定めるところにより計算した金額は、 第三十九条の十七の三第九項の規定は、法第
- のを含む。以下この項において同じ。)の額と 第九項に規定する支払を受ける利子に準ずるも る政令で定める利子の額は、次に掲げる利子 ものについて準用する。 を受ける利子に準ずるものとして政令で定める 六十六条の九の二第六項第二号に規定する支払 (前項において準用する第三十九条の十七の三 法第六十六条の九の二第六項第二号に規定す
- 店所在地国」という。)においてその役員又 ているものが行う割賦販売等から生ずる利子 に通常必要と認められる業務の全てに従事し は使用人が割賦販売等を的確に遂行するため 在する国又は地域(以下この節において「本 国関係法人でその本店又は主たる事務所の所 信用購入あつせんに相当するものをいう。以購入あつせん又は同条第四項に規定する個別 下この号において同じ。)を行う部分対象外 定する割賦販売、 >提携販売、同条第三項に規定する包括信用 割賦販売等(割賦販売法第二条第一項に規 同条第二項に規定するロー
- おいてその役員又は使用人がその行う棚卸 部分対象外国関係法人(その本店所在地国

対価の支払の猶予により生ずる利子の額 る者以外の者に対して行う棚卸資産の販売の 対象外国関係法人に係る次号イ及び口に掲げ てに従事しているものに限る。) が当該部分 行するために通常必要と認められる業務の全 売の対価の支払の猶予に係る業務を的確に遂 資産の販売及びこれに付随する棚卸資産の販

に対して行う金銭の貸付けに係る利子の額 をいい、個人を除く。次号において同じ。) いて同じ。)がその関連者等(次に掲げる者 に従事しているものに限る。以下この号にお するために通常必要と認められる業務の全て がその行う金銭の貸付けの事業を的確に遂行 においてその行う金銭の貸付けに係る事務 部分対象外国関係法人(その本店所在地国 係内国法人及び特殊関係株主等 本店所在地国においてその役員又は使用人 店舗その他の固定施設を有し、かつ、そ 当該部分対象外国関係法人に係る特殊関

号イからハまでの規定中「法第六十六条の 二項第七号に規定する部分対象外国関係法 「外国関係法人(法第六十六条の九の二第 を主として行う外国関係法人」とあるのを 九の二第二項第四号ハ (1) に掲げる事業 号に掲げる者 る当該部分対象外国関係法人に係る同項各 を主として行う外国関係法人」とあるのを 九の二第二項第四号ハ(1)に掲げる事業 として行う外国関係法人」とあり、及び同 条第二項第四号ハ(1)に掲げる事業を主 係法人」とあり、並びに同項第六号中「同 るものを除く。以下この項において同じ。) 八号に規定する外国金融関係法人に該当す 人に該当するものに限るものとし、同項第 「外国関係法人」と読み替えた場合におけ (1) に掲げる事業を主として行う外国関 一法第六十六条の九の二第二項第四号ハ と、同項第二号から第五号までの規定中 前条第十三項第一号中「法第六十六条の 15

金銭の貸付けに係る利子の額 分対象外国関係法人に限る。) に対して行う 同条第八項各号列記以外の部分に規定する部 く。) に規定する部分対象外国関係法人及び 連者等である外国法人(前号(イ及びロを除 く。) が当該部分対象外国関係法人に係る関 定する外国金融関係法人に該当するものを除 する部分対象外国関係法人(同項第八号に規 法第六十六条の九の二第二項第七号に規定

10 第三十九条の十七の三第十三項及び第十四項 9 る原価の額につき、同項の規定により同条第十 の規定は、有価証券の前項に規定する譲渡に係 る政令で定めるところにより計算した金額は、 十二項の規定の例により計算した金額とする。 有価証券の同号に規定する譲渡に係る原価の額 につき、第三十九条の十七の三第十一項又は第 項又は第十二項の規定の例により計算する場

12 合について準用する。

替えるものとする。

に該当するものとする。 形資産等(同項第九号に規定する無形資産等を る政令で定める固定資産は、固定資産のうち無 いう。第十七項及び第十八項において同じ。)

る政令で定めるところにより計算した金額は、 価の額に係るものに限る。第十九項において同 部分対象外国関係法人が有する固定資産(同号 金額とする。 じ。) に係る償却費の額につき、第三十九条の に規定する固定資産をいい、同号に規定する対 法第六十六条の九の二第六項第八号に規定す -七の三第二十一項の規定の例により計算した

法第六十六条の九の二第六項第九号に規定す 次の各号に掲げる無

法第六十六条の九の二第六項第四号に規定す 国関係法人が当該研究開発を主として行つた

令で定める取引について準用する。 第六十六条の九の二第六項第六号に規定する政第二第三十九条の十七の三第十五項の規定は、法 第三十九条の十七の三第十六項の規定は、 法

あるのは「第六十六条の九の二第六項第一号\_ 第十六項中「第六十六条の六第六項第一号」と る。この場合において、第三十九条の十七の三 に係る利益の額又は損失の額について準用す第六十六条の九の二第六項第七号に掲げる金額 は「第六十六条の九の二第六項第七号」と読み と、「第六十六条の六第六項第七号」とあるの 第三十九条の十七の三第十七項の規定は部分 18

定する政令で定める金額について、それぞれ準規定は部分対象外国関係法人に係る同号ロに規 額について、第三十九条の十七の三第十八項の 第六項第七号の二イに規定する政令で定める金 対象外国関係法人に係る法第六十六条の九の二 法第六十六条の九の二第六項第八号に規定す 19

二第六項第八号に規定する政令で定める要件に 分対象外国関係法人に係る法第六十六条の九の ついて準用する。 第三十九条の十七の三第二十項の規定は、部

20

17 る政令で定める使用料は、

料(特殊関係株主等である内国法人が当該各号 形資産等の区分に応じ、当該各号に定める使用 保存している場合における当該使用料に限る。) に定めるものであることを明らかにする書類を 発の成果に係る無形資産等 当該部分対象外 部分対象外国関係法人が自ら行つた研究開

用に供している場合の当該無形資産等の使機の貸付けを除く。次号において同じ。)の 有、無形資産等の提供又は船舶若しくは航空 資産等をその事業(株式等若しくは債券の保 につき相当の対価を支払い、かつ、当該無形 産等 当該部分対象外国関係法人が当該取得 場合の当該無形資産等の使用料 部分対象外国関係法人が取得をした無形資

三 部分対象外国関係法人が使用を許諾された 合の当該無形資産等の使用料 該無形資産等をその事業の用に供している場 該許諾につき相当の対価を支払い、かつ、当 無形資産等 当該部分対象外国関係法人が当

計算した金額とする。 おいて同じ。) に係る償却費の額につき、第三 号に規定する使用料に係るものに限る。次項に 部分対象外国関係法人が有する無形資産等(同 る政令で定めるところにより計算した金額は、 十九条の十七の三第二十三項の規定の例により 法第六十六条の九の二第六項第九号に規定す

場合について準用する。 き、第十六項又は前項の規定により同条第二十 固定資産又は無形資産等に係る償却費の額につ 五項の規定は、部分対象外国関係法人が有する 一項又は第二十三項の規定の例により計算する 第三十九条の十七の三第二十四項及び第二十

と読み替えるものとする。 において、第十七項中「使用料(」とあるの で定める対価の額について準用する。この場合 六十六条の九の二第六項第十号に規定する政令 「対価の額(」と、「当該使用料」とあるの 使用料」とあるのは「譲渡に係る対価の 「当該対価の額」と、同項第一号及び第二号中 第十七項(第三号を除く。)の規定は、法第 は は

21 得の金額として政令で定める金額について準 の二第六項第十一号に規定する各事業年度の 部分対象外国関係法人に係る法第六十六条の 第三十九条の十七の三第二十七項の規定は、 所

えるものとする。 六十六条の九の二第六項第十一号イ」と読み替 三第二十七項中「同号イ」とあるのは、「法第 する。この場合において、第三十九条の十七の

第六十六条の九の二第六項第十一号トに掲げる 計算した金額について準用する。 十一号ニに規定する政令で定めるところにより までの規定は、法第六十六条の九の二第六項第 第三十九条の十七の三第十一項から第十四項 第三十九条の十七の三第十六項の規定は、法

に係る同号ヲに規定する政令で定める費用の額 の三第三十一項の規定は部分対象外国関係法人 政令で定める金額について、第三十九条の十七 第六項第十一号ヲに規定する総資産の額として 対象外国関係法人に係る法第六十六条の九の二 読み替えるものとする。 るのは「第六十六条の九の二第六項第七号」と 号」と、「第六十六条の六第六項第七号」とあ とあるのは「第六十六条の九の二第六項第一 三第十六項中「第六十六条の六第六項第一号 する。この場合において、第三十九条の十七の 金額に係る利益の額又は損失の額について準用 第三十九条の十七の三第三十項の規定は部分

その該当する事業年度(法第四十条の七第十項 の二第十項第一号に該当する事実がある場合の 該当しなかつた事業年度及び法第六十六条の九 外国金融関係法人に該当するものを除く。)に 部分対象外国関係法人(同項第八号に規定する 日前に開始した事業年度、 年以内に開始した事業年度(平成三十年四月一 象外国関係法人の当該各事業年度開始の日前七 回る場合には、零)とする。)から当該部分対 号に掲げる金額の合計額(当該合計額が零を下 おいて同じ。)がないものとした場合の当該各 定する特定金融所得金額をいう。以下この項に業年度にあつては特定金融所得金額(同項に規 は零とし、清算外国金融関係法人の特定清算事 金額の合計額(当該合計額が零を下回る場合に 第四号から第七号の二まで及び第十号に掲げる 分対象外国関係法人の各事業年度の同条第六項 で定めるところにより調整を加えた金額は、部 について、それぞれ準用する。 人又は法第四十条の七第二項第七号に規定する 法第六十六条の九の二第七項に規定する政令 部分対象外国関係法 2

業年度において控除されたものを除く。) の合 計額に相当する金額を控除した残額とする。 合計額)が零を下回る場合のその下回る額をい 定清算事業年度にあつては特定金融所得金額が げる金額の合計額(清算外国金融関係法人の特 (金融関係法人部分適用対象金額の計算等) い、この項の規定により当該各事業年度前の事 ないものとした場合の当該各号に掲げる金額の 六項第四号から第七号の二まで及び第十号に掲

第三十九条の二十の五 法第六十六条の九の二第 るところにより計算した金額は、特殊関係株主 係法人の第三十九条の二十の二第八項第一号に 等である内国法人の有する当該部分対象外国関 外国関係法人をいう。以下この条において同 等である内国法人に係る部分対象外国関係法人 乗じて計算した金額とする。 規定する請求権勘案保有株式等の占める割合を 各事業年度終了の時における当該特殊関係株主 度終了の時における発行済株式等のうちに当該 対象金額をいう。以下この節において同じ。) 象金額(同項に規定する金融関係法人部分適用 じ。) の各事業年度の金融関係法人部分適用対 八項各号列記以外の部分に規定する政令で定め に、当該部分対象外国関係法人の当該各事業年 (同項各号列記以外の部分に規定する部分対象

する政令で定める関係について準用する。 は、法第六十六条の九の二第八項第一号に規定 第三十九条の十七第四項及び第五項の規定

3 第三十九条の十七の四第三項から第五項まで 満たすものについて準用する。 及び当該一の内国法人との間に法第六十六条の 関係法人で同号に規定する政令で定める要件を を直接又は間接に保有されている部分対象外国 ある内国法人によつてその発行済株式等の全部 九の二第八項第一号に規定する特定資本関係の の規定は、特殊関係株主等である一の内国法人

4 法第六十六条の九の二第八項第一号に規定す 外国関係法人の当該事業年度終了の時における えた金額として政令で定める金額は、部分対象 る純資産につき剰余金その他に関する調整を加 調整を加えた金額とする。 第三十九条の十七の四第六項の規定の例により から総負債の帳簿価額を控除した残額につき、 貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額

5 る総資産の額として政令で定める金額は、部分 対象外国関係法人の総資産の額につき、第三十 法第六十六条の九の二第八項第一号に規定す

部分適用対象損失額

(法第六十六条の九の二第

る事業年度を含む。)を除く。)において生じた 第一号に該当する事実がある場合のその該当す

> 7 6

8

| 十項第三号に規定する政令で定める金額は、同 第三十九条の二十の六 法第六十六条の九の二第 対象金額に係る適用除外) (部分適用対象金額又は金融関係法人部分適用

た金額とする。 九条の十七の四第七項の規定の例により計算し

対象外国関係法人の本店所在地国の法令に基づ 令で定める金額について準用する。 き下回ることができない資本の額を勘案して政 六十六条の九の二第八項第一号に規定する部分 第三十九条の十七の四第八項の規定は、 法第

号に規定する親会社等資本持分相当額から前項部分対象外国関係法人の当該事業年度に係る同 掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合 象外国関係法人の当該事業年度終了の日の翌日 に規定する金額を控除した残額に、当該部分対において準用する第三十九条の十七の四第八項 る政令で定めるところにより計算した金額は、 (当該割合が百分の十を下回る場合には、 ある内国法人の事業年度(以下この項において から二月を経過する日を含む特殊関係株主等で の十)を乗じて計算した金額とする。 「親会社等事業年度」という。)に係る第一号に 法第六十六条の九の二第八項第一号に規定す 百分

親会社等事業年度の決算に基づく所得の

照表に計上されている総資産の帳簿価額から二 親会社等事業年度終了の時における貸借対 法第六十六条の九の二第九項第二号に規定す 総負債の帳簿価額を控除した残額 3

部分対象外国関係法人を含む。)に該当しない十条の七第八項各号列記以外の部分に規定する一条の七第八項各号列記以外の部分に規定する始した事業年度(平成三十年四月一日前に開始始した事業年度(平成三十年四月一日前に開始法人の当該各事業年度開始の日前七年以内に開 のを除く。) の合計額に相当する金額を控除し各事業年度前の事業年度において控除されたもその下回る額をいい、この項の規定により当該第八項第四号に掲げる金額が零を下回る場合の 当する事実がある場合のその該当する事業年度る事業年度(法第四十条の七第十項第一号に該第一号に該当する事実がある場合のその該当すつた事業年度及び法第六十六条の九の二第十項 を含む。)を除く。)において生じた金融関係法 回る場合には、零)から当該部分対象外国関係 第八項第四号に掲げる金額(当該金額が零を下 る政令で定めるところにより調整を加えた金額 は、部分対象外国関係法人の各事業年度の同条 人部分適用対象損失額(法第六十六条の九の二

第三十九条の二十の七 第三十九条の十八第一項 る政令で定める金額について準用する。 する政令で定める外国法人税及び同項に規定す の規定は、法第六十六条の九の三第一項に規定 事業年度の所得を課税標準として課される第三 条第二項第七号に規定する部分対象外国関係法 税(法人税法施行令第百四十一条第二項第三号 十九条の十五第一項第二号に規定する法人所得 人税額の計算等) (外国関係法人の課税対象金額等に係る外国法 前項において準用する第三十九条の十八第一 「掲げる税を除く。)の額を含む。)とする。 八の各事業年度の決算に基づく所得の金額 (各

条の規定を適用する。 とされる期限の日に課されるものとして、 り当該個別計算外国法人税額を納付すべきもの 税額に係る外国法人税に関する法令の規定によ がないものとした場合に当該個別計算外国法人 という。)は、企業集団等所得課税規定の適用 項及び次項において「個別計算外国法人税額」 項に規定する個別計算外国法人税額(以下この

規定の例により計算した金額とする。 得に対して課される外国法人税(法人税法第六一項において「課税対象年度」という。)の所 第六十六条の九の二第一項に規定する外国関係 ころにより計算した金額は、外国関係法人(法 対象金額に対応するものとして政令で定めると 税規定がある場合の当該外国法人税にあつて 用対象金額を有する事業年度(第八項及び第十 て同じ。) につき、第三十九条の十八第三項 は、個別計算外国法人税額。以下この条にお 法人をいう。以下この条において同じ。) の (外国法人税に関する法令に企業集団等所得 十九条第一項に規定する外国法人税をいう。 法第六十六条の九の三第一項に規定する課税 第五項及び第七項において同じ。)の 額次 課 適

により計算した金額とする。 及び第十一項において「部分課税対象年度」と 額につき、第三十九条の十八第四項の規定の例 いう。)の所得に対して課される外国法人税 の部分適用対象金額を有する事業年度(第九項 るところにより計算した金額は、外国関係法人 課税対象金額に対応するものとして政令で定め 法第六十六条の九の三第一項に規定する部分 0)

関係法人部分課税対象金額に対応するものとし て政令で定めるところにより計算した金額は、 法第六十六条の九の三第一項に規定する金融

計算した金額とする。 の所得に対して課される外国法人税の額につ て「金融関係法人部分課税対象年度」という。) を有する事業年度(第十項及び第十一項におい 外国関係法人の金融関係法人部分適用対象金額 第三十九条の十八第五項の規定の例により

での規定の例による。 における同条の規定の適用に関する事項につい 法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法 殊関係株主等である内国法人が納付する法人税 ては、第三十九条の十八第七項から第十四項ま 人税の額とみなして同条の規定を適用する場合 法第六十六条の九の三第二項に規定する政令 法第六十六条の九の三第一項の規定により特

条の十八第二十三項の規定の例により計算した 及び第十項において同じ。) につき、第三十九 税対象年度の所得に対して課される所得税等の ころにより計算した金額は、外国関係法人の課 対象金額に対応するものとして政令で定めると 号に定める事業年度とする。 第八項各号のいずれに該当するかに応じ当該各 りその例によるものとされる第三十九条の十八 で定める事業年度は、外国関係法人の所得に対 して課された外国法人税の額が前項の規定によ 法第六十六条の九の三第三項に規定する課税 (同項に規定する所得税等の額をいう。 次項 2

得税等の額につき、第三十九条の十八第二十四の部分課税対象年度の所得に対して課される所 課税対象金額に対応するものとして政令で定め 外国関係法人の金融関係法人部分課税対象年度 て政令で定めるところにより計算した金額は、 関係法人部分課税対象金額に対応するものとし 項の規定の例により計算した金額とする。 るところにより計算した金額は、外国関係法人 法第六十六条の九の三第三項に規定する金融 法第六十六条の九の三第三項に規定する部分

額をいう。次条において同じ。)に相当する金 六十六条の九の二第一項に規定する課税対象金 関係法人の課税対象年度の課税対象金額(法第 等である内国法人が、当該内国法人に係る外国 定する政令で定める事業年度は、特殊関係株主 法第六十六条の九の三第三項及び第五項に規 部分課税対象年度の部分課税対象金額 (法

ることができる剰余金の配当等の額がその総額

のうちに占める割合を乗じて計算した数又は金

けたもの

計算した金額とする。

第三十九条の十八第二十五項の規定の例により の所得に対して課される所得税等の額につき、

> 金融関係法人部分課税対象金額(法第六十六条 当する金額につき、法第六十六条の九の二第一 税対象金額をいう。次条において同じ。)に相 の九の二第八項に規定する金融関係法人部分課 対象金額をいう。次条において同じ。)に相当 第六十六条の九の二第六項に規定する部分課税 業年度とする。 項、第六項又は第八項の規定の適用を受ける事 する金額又は金融関係法人部分課税対象年度の

の計算等) (特定課税対象金額及び間接特定課税対象金額

第三十九条の二十の八 第三十九条の十九第一項 等の額をいう。次項、第五項及び第六項におい 国法人から受ける剰余金の配当等の額(法第六 九の四第一項から第三項までの規定の適用につ いて準用する。 十六条の九の四第一項に規定する剰余金の配当 の規定は、特殊関係株主等である内国法人が外 て同じ。)がある場合における法第六十六条の

る政令で定める金額は、同号の外国法人に係る 内容が異なる株式等に係る請求権に基づき受け 発行済株式等に、当該内国法人が当該請求権の 式等を発行している場合には、当該外国法人の 金額(当該外国法人が請求権の内容が異なる株 る当該外国法人の請求権勘案直接保有株式等 ける当該特殊関係株主等である内国法人の有す 行済株式等のうちに当該事業年度終了の時にお 用対象金額に係る事業年度終了の時における発 額、部分適用対象金額又は金融関係法人部分適 対象金額に係るものに限る。以下この項におい る内国法人の配当事業年度の所得の金額の計算 係法人部分適用対象金額(特殊関係株主等であ 限る。以下この項において同じ。)又は金融関 額に算入される部分課税対象金額に係るものに 分適用対象金額(特殊関係株主等である内国法 るものに限る。以下この項において同じ。)、部 計算上益金の額に算入される課税対象金額に係 の同号に規定する事業年度(以下この項におい 適用対象金額(特殊関係株主等である内国法人 (内国法人が有する外国法人の株式等の数又は て同じ。)に、当該外国法人の当該適用対象金 上益金の額に算入される金融関係法人部分課税 人の配当事業年度の所得の金額の計算上益金の て「配当事業年度」という。)の所得の金額の 法第六十六条の九の四第四項第一号に規定す

3 合を乗じて計算した金額とする。

以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の金額(特殊関係株主等である内国法人の前十年 業年度」という。)の所得の金額の計算上益金 年度(以下この項において「前十年以内の各事 業年度の適用対象金額(特殊関係株主等である る政令で定める金額は、同号の外国法人の各事 内国法人の有する当該外国法人の請求権勘案直 度終了の時における当該特殊関係株主等である 時における発行済株式等のうちに当該各事業年 法人部分適用対象金額に係る各事業年度終了の 適用対象金額、部分適用対象金額又は金融関係 の項において同じ。) に、当該外国法人の当該 る内国法人の前十年以内の各事業年度の所得の 係法人部分適用対象金額(特殊関係株主等であ 限る。以下この項において同じ。)又は金融関 る。以下この項において同じ。)、部分適用対象 内国法人の同号に規定する前十年以内の各事業 接保有株式等の占める割合を乗じて計算した金 人部分課税対象金額に係るものに限る。以下こ 金額の計算上益金の額に算入された金融関係法 額に算入された部分課税対象金額に係るものに の額に算入された課税対象金額に係るものに限

4 ら第六項までの規定の例による。 る事項については、第三十九条の十九第四項 る法第六十六条の八第五項の規定の適用に関す 法第六十六条の九の四第五項において準用す

5 規定する期間において同号の外国法人が他の外 る政令で定める剰余金の配当等の額は、同号に 国法人から受けた剰余金の配当等の額であつて 次に掲げるものとする。 がない場合における当該他の外国法人から受税対象金額等」という。) の生ずる事業年度 いて同じ。) の所得の金額の計算上益金の額 は前二年以内の各事業年度(同号に規定する 事業年度をいう。第七項において同じ。)又 国法人の配当事業年度(同号に規定する配当 額(法第六十六条の九の四第九項第一号の内 税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金 に算入されたものに限る。次号において「課 前二年以内の各事業年度をいう。第八項にお

額)をいう。次項において同じ。)の占める割

法第六十六条の九の四第四項第二号に規定す

額の合計額とする。

法第六十六条の九の四第九項第一号に規定す 当該他の外国法人の課税対象金額、部分課

二 当該他の外国法人の課税対象金額等の生ず る事業年度開始の日(その日が二以上ある場 合には、最も早い日)前に受けたもの

第三十九条の十九第八項の規定の例により計算 た剰余金の配当等の額(同号に規定する政令で おいて同号の外国法人が他の外国法人から受け る政令で定める金額は、同号に規定する期間に 定める剰余金の配当等の額を除く。)につき、 した金額とする。 法第六十六条の九の四第九項第一号に規定す

じて計算した金額とする。 項第二号イに規定する間接保有の株式等の数を 当該他の外国法人の間接保有の株式等の数 第九項第一号の外国法人を通じて間接に有する 額に係るものに限る。以下この項にお 当事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算 対象金額(特殊関係株主等である内国法人の いう。次項において同じ。)の占める割合を乗 行済株式等のうちに当該事業年度終了の時にお 用対象金額に係る事業年度終了の時における発 じ。)に、当該他の外国法人の当該適用対象金 の額に算入される金融関係法人部分課税対象金 法人の配当事業年度の所得の金額の計算上益金 部分適用対象金額(特殊関係株主等である内国 以下この項において同じ。)又は金融関係法人 入される部分課税対象金額に係るものに限る。 に限る。以下この項において同じ。)、部分適用 益金の額に算入される課税対象金額に係るもの 内国法人の配当事業年度の所得の金額の計算上 する政令で定める金額は、同号イの他の外国法 いて当該特殊関係株主等である内国法人が同条 額、部分適用対象金額又は金融関係法人部分適 人に係る適用対象金額(特殊関係株主等である 法第六十六条の九の四第九項第二号イに規定 いて同 (同 配

得の金額の計算上益金の額に算入された部分課 等である内国法人の前二年以内の各事業年度 する政令で定める金額は、同号ロの他の外国法 内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の 額(特殊関係株主等である内国法人の前二年 税対象金額に係るものに限る。以下この項にお 対象金額に係るものに限る。以下この項におい 所得の金額の計算上益金の額に算入された課税 いて同じ。)又は金融関係法人部分適用 である内国法人の前二年以内の各事業年度の所 て同じ。)、部分適用対象金額(特殊関係株主等 人の各事業年度の適用対象金額(特殊関係株主 法第六十六条の九の四第九項第二号ロに規定

る法第六十六条の八第五項の規定の適用に関す る割合を乗じて計算した金額の合計額とする。 該他の外国法人の間接保有の株式等の数の占め 九項第一号の外国法人を通じて間接に有する当 株式等のうちに当該各事業年度終了の時におい 分適用対象金額又は金融関係法人部分適用対象 に、当該他の外国法人の当該適用対象金額、部 係るものに限る。以下この項において同じ。) て当該特殊関係株主等である内国法人が同条第 に算入された金融関係法人部分課税対象金額に 法第六十六条の九の四第十項において準用す 額に係る各事業年度終了の時における発行済 3

る外国関係法人に係る所得の課税の特例)」と の九の四(特殊関係株主等である内国法人に係 第九条第一号ハ中「益金不算入)」とあるのは、 法人税法施行令の規定の適用については、同令 項又は第八項の規定の適用がある場合における 「益金不算入)又は租税特別措置法第六十六条 法第六十六条の九の四第一項、第三項、第六 4

規定の例による。

において準用する同条第四項から第六項までの る事項については、第三十九条の十九第十三項

規定の適用については、同令第九条第一号ハ中定の適用がある場合における法人税法施行令の法第六十六条の九の四第二項又は第七項の規 より読み替えて適用する場合を含む。)」とす 国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定に 七項(特殊関係株主等である内国法人に係る外 税特別措置法第六十六条の九の四第二項又は第 「益金不算入)」とあるのは、「益金不算入)(租 5

(特定関係の判定等)

第三十九条の二十の九 法第六十六条の九の二第 の現況による。 は当該特殊関係内国法人の各事業年度終了の時 人(次項及び第三項において「外国関係法人」 判定及び外国法人が同項に規定する外国関係法 国法人との間に当該特定関係があるかどうかの のとし、その後に特殊関係株主等と特殊関係内 の基因となる事実が生ずる直前の現況によるも ついては同条第一項に規定する特定関係の発生 する特定内国法人に該当するかどうかの判定に いう。)に該当するかどうかの判定について おいて、内国法人が同条第二項第一号に規定 項、第六項又は第八項の規定を適用する場合

業年度終了の時において、 前項の規定により、特殊関係内国法人の各事 外国法人が外国関係

2

金融関係法人部分適用対象金額につき、 業年度の適用対象金額、部分適用対象金額又は 該外国関係法人のその判定された日を含む各事 法人に該当するものと判定された場合には、 十六条の九の二の規定を適用する。 法第六 当

の各事業年度終了の日以後二月を経過する日まる内国法人が当該内国法人に係る外国関係法人 株式等とみなす。 業年度終了の日において直接及び間接に有するのは、その合併法人が当該外国関係法人の各事 関係株主等に該当することとなるものに限る。 法人に係る特殊関係株主等に該当するもの及びでその合併に係る合併法人(当該特殊関係内国 以下この項において同じ。)が移転を受けたも ることにより当該特殊関係内国法人に係る特殊 有する当該外国関係法人の株式等の移転を受け その合併により当該内国法人が直接及び間接に 接及び間接に有する当該外国関係法人の株式等 での間に合併により解散した場合には、その直 特殊関係内国法人に係る特殊関係株主等であ

適用並びに当該内国法人の利益積立金額の計算法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の法人の益金の額に算入された金額がある場合の 第八項の規定により特殊関係株主等である内国 について準用する。 第三十九条の二十第三項及び第四項の規定 法第六十六条の九の二第一項、第六項又は

者についての法第六十六条の九の二から第六十三に規定する受託法人又は法人課税信託の受益前項に定めるもののほか、法人税法第四条の ら法第六十六条の九の五までの規定及び第三十 適用する場合について準用する。 九条の二十の二からこの条までの規定にお 法第六十六条の九の二第十四項の規定を同条か 項まで及び第七項から第十一項までの規定は、 六条の九の五までの規定又は第三十九条の二十 法人税法施行令第十四条の六第一項から第五 いて

,項は、財務省令で定める。 第九節 その他の特例

の二からこの条までの規定の適用に関し必要な

事

(技術研究組合の所得の計算の特例)

第三十九条の二十一 法第六十六条の十第一項に 行令第十三条第二号から第七号までに掲げる減規定する政令で定める固定資産は、法人税法施 価償却資産、 特許権、実用新案権及び意匠権と

(特定の基金に対する負担金等の損金算入の特

第一号に規定する政令で定める法人は、信用保第三十九条の二十二 法第六十六条の十一第一項 第一号に規定する政令で定める法人は、

2 会とする。

Ŧi.

3

指定する公益法人等(一般社団法人又は一般財要件の全てを備えているものとして財務大臣が 団法人を含む。以下この項において同じ。)と

ること又は当該基金の額の相当部分が国若し規定に基づいて行われる業務に係るものであ くは地方公共団体により交付されているもの であること。 当該公益法人等の業務に係る基金が法令の

の他適正な方法で管理されていること。 いて同じ。)において定められていることそ 条第一項に規定する定款等をいう。次号にお が当該公益法人等の定款等(法人税法第十三 務の目的以外の目的に使用してはならない旨 当該公益法人等の業務に係る基金が当該業 証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協

に充てるために財務大臣が指定する期間内に徴が指定する基金に係る業務であつて、当該基金 政令で定める業務は、次に掲げる業務(次項第 収される負担金に係る業務に限る。)とする。 務又は公害の発生の防止に資するための業務公害の発生による損失を補塡するための業 号に掲げる要件を満たす基金として財務大臣 法第六十六条の十一第一項第五号に規定する

するための業務 商品の価格の変動による異常な損失を補塡 商品の価格の安定に資するための業務

項第一号から第六号までに掲げる業務 する基金が行う同法第七十九条の四十九第一 金融商品取引法第七十九条の二十一に規定

第三号までに掲げる業務 号から第八号まで及び同条第二項第一号から 行う同法第二百六十五条の二十八第一項第一 保険業法第二百五十九条に規定する機構が

三条第一号から第三号までに掲げる業務 項に規定する指定支援法人が行う同法第三十 (平成八年法律第百十八号) 第三十二条第二 による信用事業の再編及び強化に関する法律 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百

政令で定める要件を満たすものは、次に掲げる 行う同法第三百条第一号及び第二号並びに金三十九号)第二百七十条の委託者保護基金が 法第六十六条の十一第一項第五号に規定する 第一号及び第二号に掲げる業務 二十四年法律第八十六号)附則第四条第一項融商品取引法等の一部を改正する法律(平成

4 三 当該公益法人等が解散した場合にその残余 財務大臣は、第二項の基金及び期間並びに前 号に掲げる業務を行うことを主たる目的とす 財産の額(出資の金額に相当する金額を除 該公益法人等の定款等において定められてい る他の公益法人等に帰属する旨が法令又は当 く。) が国若しくは地方公共団体又は前項各

する。 項の公益法人等を指定したときは、これを告示

与の損金算入の特例) (特定投資運用業者の役員に対する業績連動

第三十九条の二十二の二 法第六十六条の十一の 権利者について、次に掲げる要件のいずれかを る金融商品取引法第四十二条第一項に規定する 二第一項に規定する政令で定める場合は、同項 方法の基礎となる同項に規定する運用財産に係 満たしている場合とする。 に規定する業績連動給与の同項に規定する算定

方法が記載されていること。 当該業績連動給与を支給する旨及び当該算定 る契約書 (これに添付する書類を含む。) に げる契約又は同項第三号に規定する契約に係 十二条の三第一項第一号若しくは第二号に掲 に、当該運用財産に係る金融商品取引法第四 の二第一項に規定する手続の終了の日まで 当該業績連動給与に係る法第六十六条の十

その他これに類するものにおいて当該業績連 述べることができる当該投資事業有限責任組 当該投資事業有限責任組合の組合員が意見を 及び組合財産の運用の状況その他の事項につ 合員集会(当該投資事業有限責任組合の運営 第二項に規定する投資事業有限責任組合の 資事業有限責任組合契約に関する法律第二条 項第三号に定める者が組合員となつている投 用財産に係る金融商品取引法第四十二条第一 日の前日のうちいずれか早い日までに当該 当該業績連動給与を支給する事業年度開始 事業有限責任組合の組合員その他これに類す 給する旨又は当該算定方法について当該投資 動給与を支給する旨及び当該算定方法につい 合の組合員から構成される合議体をいう。) いて報告が行われ、並びに当該事項について て報告が行われ、かつ、その議事録に当該支 当該業績連動給与に係る法第六十六条の十 の二第一項に規定する手続の終了の日又は 組

ないこと。 ないこと のにぼっぱ は記録がないこと。

(認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損 第一十八条の四各号に掲げる規定とする。十八条の四各号に掲げる規定とする。令で定める規定は、銀行法第二十一条第一項及令で定める規定は、銀行法第二十一条第一項及

金算入等の特例)

第三十九条の二十三 法第六十六条の十一の三第一項に規定する認定特定非営利活動法人である法人の各事業年度において同項の規定によりその収益事業に係る寄附金のは、同項第三号ロ中「又は医療法」とあるのは、、同項第三号ロ中「又は医療法」とあるのは、、同項第三号ロ中「又は医療法」とあるのはは、同項第三号ロ中「又は医療法」とあるのは「規定する社会医療法」とあるのは「規定する社会医療法」とあるのは「規定する社会医療法人又は租税特別措置法第六十六条の十一の三第一項(認定特定非営利活動法人であるには、同項第三号ロ中「又は医療法」とあるのは「規定する認定特定非営利活動法人」とする。

事実があつた日とする。

事実があつた日とする。

四十四条第一項の認定の取消しの原因となつた
一項の規定による通知において示された同法第
七条第四項において準用する同法第四十九条第
令で定める日は、特定非営利活動促進法第六十

第一号に規定する政令で定めるものは、保険業第三十九条の二十四 法第六十六条の十二第一項による還付の不適用)

(中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻)

法第二条第十項に規定する外国相互会社とす

大家六十六条の十二第一項第三号に規定する特定非営利活動法人並びにマンションの建する特定非営利活動と進法第二条第二項に規定する法人格の付与に関する法律第四十七条第二項に規定する法人、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第四十七条第二項に規定する法人格の付与に関する法律第四十七条第二項に規定する法人格の付与に関する法律第四十七条第二項に規定する法人格の付与に関する法律第四十七条第二項に規定する法人格の付与に関する法律第日本のとの支援を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示といる。

株式の取得をした場合の課税の特例) (特定事業活動として特別新事業開拓事業者の 六十四条に規定する敷地分割組合とする。 六十四条に規定する敷地分割組合とする。 定するマンション建替組合、同法第百十六条に 定するマンション建替組合、同法第百十六条に

第三十九条の二十四の二 法第六十六条の十三第一項に規定する政令で定めるものは、同項に規定する特別新事業開拓事業者(以下この項におれて「特別新事業開拓事業者」という。)の株につき産業競争力強化法第四十六条第二号の規定に基づく調査(以下この条において「共同化定に基づく調査(以下この条において「共同化定に基づく調査(以下この条において「共同化定に基づく調査(以下この条において「共同化力をで定めるところにより証明がされてして財務省令で定めるところにより証明がされている。

当該株式が当該特別新事業開拓事業者の資本金の額の増加に伴う払込みにより交付されるものであることとは当該株式がその取得(購入による取得に限る。)により当該特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなるものであること。

であること。 であること。 当該株式の保有が次に掲げる株式の区分に

える期間 その取得の日から三年を超付される株式 その取得の日から三年を超

日から五年を超える期間 イに掲げる株式以外の株式 その取得の

三 前二号に掲げるもののほか、当該株式の取き、計二号に掲げるもののほか、当該株式の取き、人 (第三項第一号において「対象法人」をいう。)及び当該特別新事業開拓事業者のと業競争力強化法第二条第二十七項に規定する特定事業活動に特に有効なものとなると認る特定事業活動に特に有効なものとなると認められるものであること。

事業者の 金額として政令で定めるところにより計算したれる。 3 法第六十六条の十三第一項に規定する所得の同法第百 価額で除して計算した金額とする。 当該金額)を乗じてこれを当該特定株式の取得一項に規 応じ当該各号に定める金額を超える場合には、一項に規 応じ当該各号に定める金額を超える場合には、

法第六十六条の十三第一項に規定する所得の金額として政令で定めるところにより計算した場を損金の額に算入するものとして計算した場で及び第十五項の規定を適用せず、かつ、当該対象事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入するものとして計算した場類を損金の額に算入するものとして計算した場類を損金の額に算入するものとして計算した場が多事業年度において支出した寄附金の名額を担合の表面を担合している。

を 定める金額は、千万円とする。 5 法第六十六条の十三第七項に規定する政令で

定める金額は、千万円とする。6 法第六十六条の十三第八項に規定する政令で

る内国法人(同項に規定する親法人を除く。) 法人税法第六十四条の十一第一項に規定す

まくさまちて 13~) こまっぽ これご 第四号ロに掲げる特別勘定の金額 法人税法施行令第百三十一条の十三第二項

金額 条の十三第三項第四号ロに掲げる特別勘定の条の十三第三項第四号ロに掲げる特別勘定の一条の十三第一項に規定す二 法人税法第六十四条の十二第一項に規定す

規定の適用については、次に定めるところによ規定の適用については、次に定めるところによめ同条第十項に規定する設定法人に係る同項のいて「引継特別勘定の金額」という。) に係るものに限る。以下この項におという。) に係るものに限る。以下この項にお株式 (第二号及び第三号において「特定株式」

ぎを受けた特別勘定の金額(同条第十項の特定

法第六十六条の十三第二項の規定により引継

とする。とする。

法人の事業年度とみなす。

弘総特別勘定の金額が法第六十六条の十三、引継特別勘定の金額が法第六十六条の十三、引護適格分割等の日がである場合において、当該適格分割等の日がである場合において、当該適格分割等の目がに開始した事業年度は当該市であるときに開始した事業年度は当該市であるときに開始した事業年度とみなす。

定める金額とする。 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号にる政令で定めるところにより計算した金額は、る政令で定めるところにより計算した金額は、

ないこととなつた特定株式の数がその有しな第一号に規定する特別勘定の金額にその有し同じ。)の一部を有しないこととなつた場合同じ。)の一部を有しないこととなった場合一号の特定株式をいう。以下この項において一

特定株式の数のうちに占める割合を乗じて計 いこととなつた時の直前において有していた

務省令で定めるところにより証明がされた金 腐化調査により明らかにされた金額として財 法第六十六条の十三第十一項第五号に規定す とにより益金の額に算入すべき金額として共 特定株式の一部を有しないこととなつたこ

12

の区分に応じ当該各号に定める金額とする。 る政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合 定法人が当該剰余金の配当を受けた日におい 当該剰余金の配当を受けた同項に規定する設 余金の配当に係る株式の総数で除し、これに 号において同じ。)を発行した法人の当該剰 係る同項第五号の特定株式をいう。以下この 剰余金の額を特定株式(当該剰余金の配当に く。) 当該剰余金の配当により減少した資本 伴うものである場合(次号に掲げる場合を除 て有していた特定株式の数を乗じて計算した する剰余金の配当が資本剰余金の額の減少に 法第六十六条の十三第十一項第五号に規定 13

る政令で定めるところにより計算した金額は、 二 法第六十六条の十三第十一項第五号に規定 法第六十六条の十三第十一項第六号に規定す された金額がある場合 当該金額 として財務省令で定めるところにより証明が として共同化調査により明らかにされた金額 額に算入すべき金額の計算の基礎となる金額 する剰余金の配当を受けたことにより益金の

次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に

定める金額とする。 得の金額の計算上損金の額に算入された金額 額のうちその減額した日を含む事業年度の所項において同じ。)の帳簿価額を減額した金 乗じて計算した金額 た特定株式の帳簿価額のうちに占める割合を がその減額をした時の直前において有してい 次号及び第三号において同じ。)に、特定株 項第六号に規定する特別勘定の金額をいう。 特別勘定の金額(法第六十六条の十三第十一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 (同項第六号の特定株式をいう。以下この

割に係る法人税法施行令第百十九条の八第一 額した場合 特別勘定の金額に当該分割型分 項に規定する割合を乗じて計算した金額 特定株式の帳簿価額を分割型分割により減

> るところにより証明がされた増資特定株式とす 定に係る増資特定株式(以下この項において 三 特定株式の帳簿価額を法人税法第二条第十 より明らかにされたものとして財務省令で定め た増資特定株式であることにつき共同化調査に から三年(令和四年三月三十一日以前に取得を る政令で定めるものは、同号に規定する特別勘 した増資特定株式にあつては、五年)を経過し 「増資特定株式」という。)のうちその取得の日 法第六十六条の十三第十二項第一号に規定す 第一項に規定する割合を乗じて計算した金額 配に係る法人税法施行令第百十九条の八の二 減額した場合 特別勘定の金額に当該株式分 の号において「株式分配」という。) により 二号の十五の二に規定する株式分配 (以下こ

株式」という。)のうちその取得の日から五年 定に係る特定株式(以下この項において「特定 る政令で定めるものは、同号に規定する特別勘 定めるところにより証明がされた特定株式とす 査により明らかにされたものとして財務省令で を経過した特定株式であることにつき共同化調 法第六十六条の十三第十二項第二号に規定す

15 通算法人の同条第一項、第五項から第十一項ま 規定する通算前欠損金額(次項第一号イにおい 項に規定する通算前所得金額(次項において 合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金 通算所得等金額(第一号に掲げる金額に第二号 合の当該対象事業年度の所得の金額のうち基準 額を損金の額に算入するものとして計算した場 対象事業年度において支出した寄附金の額の全 で及び第十五項の規定を適用せず、かつ、当該 で定めるところにより計算した金額は、同項の 額をいう。)に達するまでの金額とする。 に掲げる金額が同号及び第三号に掲げる金額の て「通算前欠損金額」という。)とする。 「通算前所得金額」という。)及び同条第一項に で定める金額は、法人税法第六十四条の五第一 法第六十六条の十三第十三項に規定する政令 法第六十六条の十三第十三項に規定する政令

イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除

イ の通算法人(法第六十六条の十三第十三項 条において同じ。)の他の事業年度 に規定する他の通算法人をいう。以下この 当該通算法人の当該対象事業年度及び他 (同項

> 計額から他の通算法人の他の事業年度にお 条において同じ。)の通算前所得金額の合 いて生ずる通算前欠損金額の合計額を控除 に規定する他の事業年度をいう。以下この

## 次に掲げる金額の合計額

五十七条第二項の規定により当該通算法 該通算法人の当該対象事業年度の所得の 人の欠損金額とみなされたものを含む。) となる同項に規定する欠損金額(同法第 金額の計算上損金の額に算入されること のとした場合に同項本文の規定により当 び第六十四条の七の規定を適用しないも 法人税法第五十七条第一項ただし書及 法人税法第五十七条第一項ただし書及

第十七項において「控除未済欠損金額 る同項に規定する欠損金額(同法第五十 という。) の合計額 人の欠損金額とみなされたものを含む。 七条第二項の規定により当該他の通算法 の計算上損金の額に算入されることとな の通算法人の他の事業年度の所得の金額 のとした場合に同項本文の規定により他 び第六十四条の七の規定を適用しないも

所得金額 当該通算法人の当該対象事業年度の通算前

他の通算法人の他の事業年度の通算前所得

16

条第三項の規定により当該対象事業年度又は他 七条第五項の規定によりないものとされる金額 計算上損金の額に算入される金額(同法第五十 り他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の 額を除く。)、同法第五十九条第四項の規定によ するないものとされた欠損金額とみなされる金 第百十二条の二第八項の規定により同項に規定 上損金の額に算入される金額(法人税法施行令 の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算 損金の額に算入される金額、法人税法第五十九 通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上 三第十三項の通算法人の対象事業年度又は他の くは第二項、第六十一条の二第一項又は第六十 前欠損金額は、法第五十七条の七第一項、第五 を除く。)及び当該対象事業年度又は他の通算 十七条の七の二第一項、第五十九条第一項若し 一条の三第一項の規定により法第六十六条の十 第十四項に規定する通算前所得金額及び通算 金額の合計額 20

17 額の全額を損金の額に算入するものとして計算 法人の他の事業年度において支出した寄附金 の事業年度の控除未済欠損金額が当初控除未済 第十五項の場合において、他の通算法人の

(他の通算法人の他の事業年度の確定

業年度については、適用しない。 用がある場合には、前項の規定は、当該対象事 の事業年度の控除未済欠損金額とみなす。 の控除未済欠損金額として記載された金額をい た書類に当該他の通算法人の当該他の事業年度 申告書等(期限後申告書を除く。)に添付され は、当初控除未済欠損金額を他の通算法人の う。以下この項において同じ。)と異なるとき て、法人税法第六十四条の五第八項の規定の適 第十五項の通算法人の対象事業年度にお

他

係る部分の金額に限る。)は、同号イに規定すり益金の額に算入される金額(増資特定株式に る所得の金額に含まれないものとする。 第九項まで、第十一項又は第十五項の規定によ れるものとし、法第六十六条の十三第五項から 令第九条第一号イに規定する所得の金額に含ま に係る部分の金額に限る。)は、法人税法施行資特定株式をいう。以下この項において同じ。) 金額(増資特定株式(同項第一号に規定する増 受けた法人の利益積立金額の計算については、 項まで、第十一項又は第十五項の規定の適用を 同条第一項の規定により損金の額に算入される 法人の有する同一銘柄の株式で次に掲げる株 法第六十六条の十三第一項、第五項から第九

第一目の二の規定を適用する。 法人税法施行令第二編第一章第一節第二款の二 ては、それぞれその銘柄が異なるものとして、 る特定株式をいう。次号において同じ。) 定株式(法第六十六条の十三第一項に規定す 当該対象事業年度において取得をした各特

式が二以上ある場合には、これらの株式につい

三 前二号に掲げる株式以外の株式 二 各特別勘定(法第六十六条の十三第一項 特別勘定をいう。)に係る特定株式

21 条の四第六項中「、法第五十七条の七第一項 税法及び法人税法施行令の一部を改正する政令 第十五項の規定の適用がある場合における法人 条の十三第一項、第五項から第十一項まで又は ついて準用する。この場合において、第三十三 (昭和四十二年政令第百六号) の規定の適用に 第三十三条の四第六項の規定は、法第六十六 日を含む各事業年度とする

規定を適用しないで計算するものとする」と読 六十六条の十三第一項の規定及び特別益金算入 条第一項第二号に規定する所得の金額は、法第 る政令(昭和四十二年政令第百六号)附則第五 るのは「とし、法人税法施行令の一部を改正す 下この項において同じ。)」と、「とする」とあ ら第十一項まで及び第十五項の規定をいう。以項の規定及び特別益金算入規定(同条第五項か 規定」とあるのは「、法第六十六条の十三第一 み替えるものとする。

第三十九条の二十四の三 法第六十七条第一項に (社会保険診療報酬の所得の計算の特例)

る。)のいずれかが生じた日までの期間)内の 分割法人とする適格分割型分割によるものに限 号に掲げる事実にあつては、当該合併法人等を けたものの全てについて次に掲げる事実(第二 より移転を受けた資産で同項の規定の適用を受 は、当該適格合併等の日から当該適格合併等に じた日までの期間(当該合併法人等にあつて の全てについて次に掲げる事実のいずれかが生 日)以後の日で同項の規定の適用を受けた資産 る実施期間が終了した場合には、その終了した 済残額を有しないこととなる前に同項に規定す つた日(当該救急医療等確保事業用資産取得未 保事業用資産取得未済残額を有しないこととな 百三十一条の五第十項に規定する救急医療等確 人にあつては、当該特定合併の日)から同令第事業年度開始の日(当該特定合併に係る合併法 法第六十四条の四第三項の規定の適用を受けた 項に規定する社会医療法人を除く。)の法人税 という。)を含み、医療法第四十二条の二第一 承継法人(以下この項において「合併法人等」 格合併等」という。)に係る合併法人又は分割 又は適格分割型分割(以下この項において「適 く。)を移転する適格合併(特定合併を除く。) 三十一条の五第十項の規定の適用を受けた資産 合併」という。)に係る合併法人及び同令第百 われたものに限る。以下この項において「特定 三十一条の五第十項に規定する実施期間内に行 に限る。)を被合併法人とする合併(同令第百 療等確保事業用資産取得未済残額を有するもの 行令第百三十一条の五第十項に規定する救急医 六十四条の四第三項の規定の適用を受けた法人 規定する政令で定める事業年度は、法人税法第 (次に掲げる事実のいずれかが生じたものを除 (同項の規定の適用を受けた法人 (法人税法施 2

- をしたこと。 適格分割型分割により分割承継法人へ移転 譲渡又は除却をしたこと。
- 三 その帳簿に記載された金額が一円となり、 の額として政令で定める金額が益金の額に算 又はその帳簿に記載されなくなつたこと。 入されたこと。 に該当し、当該資産の同項に規定する評価益 法人税法第二十五条第三項に規定する資産
- 収益の額とされるべきものを除く。)とする。 金額は、当該医療法人の営む医業又は歯科医業 に係る総収入金額(経常的に生ずるもの以外の Ŧi. 法第六十七条第一項に規定する政令で定める が損金の額に算入されたこと。規定する評価損の額として政令で定める金額 が損金の額に算入されたこと又は同条第四項産の同項に規定する差額に達するまでの金額 換えによりその帳簿価額を減額され、当該資 に規定する資産に該当し、当該資産の同項に 法人税法第三十三条第二項に規定する評価

第三十九条の二十五 法第六十七条の二第一項に 規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件 とする。 (特定の医療法人の法人税率の特例)

準を満たすものである旨の厚生労働大臣の当厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基の他公益の増進に著しく寄与するものとして 該各事業年度に係る証明書の交付を受けるこ が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献そ 各事業年度においてその事業及び医療施設

二 その運営組織が適正であるとともに、その いずれも三分の一以下であること。 れぞれの役員等の数のうちに占める割合が、 びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者 等」という。)のうち親族関係を有する者及 るもの(以下この号及び次号において「役員 理事、監事、評議員その他これらの者に準ず (同号において「親族等」という。) の数がそ

事情にある者 出をしていないが事実上婚姻関係と同様の び使用人以外の者で当該役員等から受ける 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届 当該親族関係を有する役員等の使用人及

金銭その他の財産によつて生計を維持して

と生計を一にしているもの イ又は口に掲げる者の親族でこれらの者

> 三 その設立者、役員等若しくは社員又はこれ 貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の らの者の親族等に対し、施設の利用、 選任その他財産の運用及び事業の運営に関し て特別の利益を与えないこと。 金銭の

ないものに限る。) に帰属する旨の定めがあ 療法人又は社団たる医療法人で持分の定めが 地方公共団体又は他の医療法人(財団たる医 ること。 が解散した場合にその残余財産が国若しくは

いること その経理に関し次に掲げる基準に適合して

Ŧi.

類を備え付けてこれにその取引を記録し、 ないものがあることその他の不適正な経理 かつ、当該帳簿書類を保存していること。 その支出した金銭でその費途が明らかで

請書を、納税地の所轄税務署長を経由して、 する医療法人は、次に掲げる事項を記載した申

その設立の年月日

その他参考となるべき事項 申請者が現に行つている事業の )概要

なければならない。 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付

3

る第一項第一号に規定する証明書 第一項第二号、第三号、第五号及び第六号

日 法第六十七条の二第二項の規定に基づく承 当該取消

第六項に規定する届出書を提出した医療法 当該届出書を提出した日

5

その寄附行為又は定款において、当該法人

が行われていないこと。 財務省令で定めるところにより、 ・帳簿書

他公益に反する事実がないこと。 は仮装して記録又は記載をしている事実その 帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又 当該法人につき法令に違反する事実、その

の課税の特例)

申請者の名称、納税地及び法人番号税庁長官に提出しなければならない。 法第六十七条の二第一項の承認を受けようと 玉

代表者の氏名

一 その申請時の直近に終了した事業年度に係 その寄附行為又は定款の写し

める日の翌日から三年を経過した日以後でなけ 次の各号に掲げる医療法人は、当該各号に定に掲げる要件を満たす旨を説明する書類 ば、第二項の申請書を提出することができな

4

認の取消しを受けた医療法人

方公共団体(これらの法人の設立に係る法人 でその発行済株式若しくは出資(その有する 農業協同組合、農業協同組合連合会又は

りでない。 ただし、当該終了の日において同条第一項に規 定する証明書を、納税地の所轄税務署長を経由 内に、当該各事業年度に係る第一項第一号に規 法人は、各事業年度終了の日の翌日から三月以 定する社会医療法人に該当する場合は、この して、国税庁長官に提出しなければならない。 法第六十七条の二第一項の承認を受けた医

その効力を失うものとする。 る各事業年度の所得については、その承認は、 出があつたときは、その提出の日以後に終了す ならない。この場合において、その届出書の提署長を経由して、国税庁長官に提出しなければ る事項を記載した届出書を、納税地の所轄税務 とする場合には、その旨その他財務省令で定め 法人は、当該承認に係る税率の適用をやめよう 法第六十七条の二第一項の承認を受けた医療

基準を定めたときは、これを告示する。 (農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得 厚生労働大臣は、第一項第一号の規定により

第三十九条の二十六 法第六十七条の三第一項に として農林水産大臣が財務大臣と協議して指定 登録規程に基づく登録のうち、同条第二項に規 規定する政令で定める登録は、同項に規定する するものとする。 定する肉用牛の改良増殖に著しく寄与するもの

令で定める市場は、次に掲げる市場とする。 法第六十七条の三第一項第一号に規定する政 届出に係る市場 家畜取引法第二十七条第一項の規定による

二 地方卸売市場で食用肉の卸売取引のために のとして農林水産大臣の認定を受けたもの るため、その業務につき必要な規制を行うも 引に係る業務の適正かつ健全な運営を確保す 都道府県がその市場における食用肉の卸売取 定期に又は継続して開設されるもののうち、

うものとして農林水産大臣の認定を受けた ける業務の適正かつ健全な運営を確保するた め、その開設及び業務につき必要な規制を行 該条例に基づき地方公共団体がその市場にお 期に又は継続して開設される市場のうち、当 条例に基づき食用肉の卸売取引のために定

れる価格に準拠して適正に形成されるものと ける取引価格が中央卸売市場において形成さ 続して開設される市場のうち、当該市場にお より食用肉の卸売取引のために定期に又は継 され、又は拠出されているものを含む。)に これらの法人により所有され、若しくは出資 して農林水産大臣の認定を受けたもの 総額又は拠出された金額の二分の一以上が 己の株式又は出資を除く。)の総数若しく

3 組合連合会で農林水産大臣が指定したものとす の委託を受けている農業協同組合又は農業協同 に規定する生産者補給金交付業務に関する事務 二項に規定する指定協会から同法第七条第二項 会は、肉用子牛生産安定等特別措置法第六条第 令で定める農業協同組合又は農業協同組合連合 法第六十七条の三第一項第二号に規定する政 5

額を控除した金額とする。 る原価の額と当該売却に係る経費の額との合計 税対象飼育牛に係る収益の額から当該収益に係 る売却の方法により売却した同項に規定する免 飼育牛の売却による利益の額は、同項に規定す 法第六十七条の三第一項に規定する免税対象 6

の規定により損金の額に算入される金額は、法た法人の利益積立金額の計算については、同項 金額に含まれるものとする。 人税法施行令第九条第一号イに規定する所得の 法第六十七条の三第一項の規定の適用を受け

(転廃業助成金等に係る課税の特例)

第三十九条の二十七 法第六十七条の四第一項に 規定する政令で定める行為は、国の施策に基づ 廃棄その他これに類する行為とする。 の相当数が参加して行うその事業に係る設備の 的援助を受けてその業種に属する事業を営む者 いて行われる国の行政機関による指導及び国 (国の全額出資に係る法人を含む。) からの資金 7

おいて「補助金等」という。)とする。 して財務大臣が指定する補償金(以下この条に 項に規定する残存事業者等の拠出した補償金と るものとして財務大臣が指定する補助金又は同 共団体から交付される補助金その他これに準ず 業者等が法令の規定に基づき国若しくは地方公 める補助金又は補償金は、同項に規定する廃止 法第六十七条の四第一項に規定する政令で定 8

として政令で定めるものは、 法第六十七条の四第一項に規定する機械その の減価償却資産の減価を補塡するための費用 補助金等のうち 9

その交付の目的が機械その他の減価償却資産の して財務大臣が指定するものとする。 減価を補塡するための費用に充てるべきものと

めの費用に充てるべきものとして財務大臣が指 交付の目的が事業の廃止又は転換を助成するた 事業の廃止又は転換を助成するための費用とし 定するものとする。 て政令で定めるものは、補助金等のうち、その 法第六十七条の四第二項に規定するその営む

付を受けた法人が、これらの補助金等に係る機金又は同条第二項に規定する転廃業助成金の交 規定する補助金等に含まれないものとする。 る費用の額に相当する部分の金額は、前二項に 取壊し等をした減価償却資産の当該取壊し等の 直前における帳簿価額及び当該取壊し等に要す をする場合には、当該補助金等の額のうち当該 渡(以下この項において「取壊し等」という。) 械その他の減価償却資産の取壊し、除去又は譲 法第六十七条の四第一項に規定する減価補塡 10

において「工場等」という。)の敷地の用に供の建物、構築物又は機械及び装置(以下この項 条第四項に規定する政令で定める期間は、同項 められる事情その他これに準ずる事情とし、同 めるやむを得ない事情は、工場、事務所その他 の期間とする。 及び移転に要する期間が通常二年を超えると認 するための宅地の造成並びに当該工場等の建設 に規定する交付の日から三年を経過する日まで 法第六十七条の四第四項に規定する政令で定

う場合において、当該適格合併、適格分割又は 含む事業年度終了の日後に当該交付を受けた法 又は改良をする見込みであるときとする。 は一部に相当する金額をもつて固定資産の取得 は被現物出資法人が同項に規定する指定期間内 適格現物出資に係る合併法人、分割承継法人又 なる適格合併、適格分割又は適格現物出資を行 めるときは、同項に規定する交付を受けた日を に同項に規定する転廃業助成金の金額の全部又 人が被合併法人、分割法人又は現物出資法人と 法第六十七条の四第四項に規定する政令で定

間は、同項に規定する交付の日から三年を経過 情とし、同条第五項に規定する政令で定める期 めるやむを得ない事情は、第六項に規定する事 する日までの期間とする。 法第六十七条の四第五項に規定する政令で定 13

める場合は、 法第六十七条の四第九項に規定する政令で定 次の各号に掲げる場合とし、 同項

項に規定する指定期間の末日までの期間 る場合 当該引継ぎを受けた日から同条第四 受けた同項各号に定める特別勘定の金額であ 定の金額が同条第六項の規定により引継ぎを

の金額を付するものとする。 場合においても、その帳簿価額として一円以上 規定によりその帳簿価額が一円未満となるべき 規定の適用を受ける資産については、これらの 項において準用する場合を含む。)及び第三項 (同条第十項において準用する場合を含む。) の 法第六十七条の四第一項、第二項(同条第九 受けた同項第二号に定める期中特別勘定の金 額である場合 同条第五項に規定する期間 定の金額が同条第六項の規定により引継ぎを 法第六十七条の四第九項に規定する特別勘

に規定する取得に充てようとするものの額があ金額の計算の基礎とした同条第四項及び第五項 金額又は同条第五項に規定する期中特別勘定の成金の金額のうち既に同条第四項の特別勘定の は同条第五項に規定する期中特別勘定の金額をは一法第六十七条の四第四項の特別勘定の金額又 取得に充てようとするものの額に相当する金額 る場合には、当該転廃業助成金の金額から当該 転廃業助成金の金額については、当該転廃業助 計算する場合におけるこれらの規定に規定する

12 けた日を含む事業年度後の各事業年度において定の金額(既に転廃業助成金の金額の交付を受 除く。)における同条第二項又は第三項に規定 額を控除した金額)とする。 当該特別勘定の金額の一部に相当する金額をも 成金の金額は、同条第九項又は第十項の特別勘 する固定資産の取得又は改良に充てた転廃業助 適用する場合(次項の規定の適用がある場合を は、当該他の固定資産の取得価額に相当する金 つて取得した他の固定資産で同条第九項及び第 -項の規定の適用を受けたものがある場合に 法第六十七条の四第九項又は第十項の規定を

が同条第九項又は第十項の規定を適用する場合 る合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人 を受けた特別勘定の金額を有する同項に規定す における同条第二項又は第三項に規定する固定 法第六十七条の四第六項の規定により引継ぎ

に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲 げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間と 法第六十七条の四第九項に規定する特別勘

を控除するものとする。

償却資産とする。 して行われるものを除く。)の用に供した減

三条の二の規定 法人税法施行令第百三十三条又は第百三十

準用する場合を含む。) の規定 第六十五条の七第一項(法第六十五条の八第 条第三項において準用する場合を含む。)、 第六十七条の四第二項(同条第九項において 七項において準用する場合を含む。)又は 法第六十一条の三第一項、法第六十四条第 項(法第六十四条の二第七項又は第六十五 法 法

三 法第六十四条第九項(法第六十四条の二第 条第十項において準用する場合を含む。) を含む。)又は法第六十七条の四第三項 第六十五条の八第八項において準用する場合 場合を含む。)、法第六十五条の七第九項(法 八項又は第六十五条第三項において準用する 同

る金額を控除した金額)とする。 合には、当該他の固定資産の取得価額に相当す 額は、同条第九項又は第十項の特別勘定の金 資産の取得又は改良に充てた転廃業助成金の金 及び第十項の規定の適用を受けたものがある場 額をもつて取得した他の固定資産で同条第九項 以後に当該特別勘定の金額の一部に相当する金 (既に当該特別勘定の金額の引継ぎを受けた日

これらの規定に規定する適格分割等の日以後二 税務署長に提出しなければならない。 月以内に財務省令で定める書類を納税地の所轄 五項の規定の適用を受けようとする場合には、 項において準用する場合を含む。) 又は同条第 法人が、法第六十七条の四第三項(同条第十

の損金算入の特例) (中小企業者等の少額減価償却資産の取得価

第三十九条の二十八 規定する事務負担に配慮する必要があるものと して政令で定めるものは、次に掲げる法人とす 法第六十七条の五第一項に

項に規定する特定法人をいう。次号において 同じ。) を除く。) 常時使用する従業員の数が三百人以下の特 人(特定法人(法人税法第七十五条の四第二 常時使用する従業員の数が五百人以下の

受ける減価償却資産及び貸付け(主要な事業と める減価償却資産は、次に掲げる規定の適用を 法第六十七条の五第一項に規定する政令で定

3 規定の適用に関し必要な事項は、 付けに該当するかどうかの判定その他前二項の 前項に規定する主要な事業として行われる貸 財務省令で定

び費用の帰属事業年度の特例) (特定の公共施設等運営権の設定に係る収益及

第三十九条の二十九 法第六十七条の五の二第一 項の規定の適用がある場合における法人税法施 じ。)」とする。 含む。以下この号及び次項第三号において同 の特例)の規定によりみなして適用する場合を 営権の設定に係る収益及び費用の帰属事業年度 六十七条の五の二第一項(特定の公共施設等運 あるのは、「帰属事業年度)(租税特別措置法第 は、同条第一項第三号中「帰属事業年度)」と 行令第百三十一条の十三の規定の適用について

当等の益金不算入の特例) (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配

第三十九条の三十 法第六十七条の六第一項の規 収益の分配」とする。 当等の額に係る配当等(法第二十三条第二項第 号に規定する配当等」とあるのは「から当該配 等の額に係る配当等(法第二十三条第二項第二 式投資信託の収益の分配」と、「から当該配当 三条第二項第二号に規定する配当等及び特定株 のは「から配当等の額に係る配当等(法第二十 十三条第二項第二号に規定する配当等」とある 式投資信託の受益権を含む。以下」と、同条第 は、その計算の基礎となつた期間の末日。」と、 日等(特定株式投資信託の収益の分配にあつて 第二項」と、「基準日等(」とあるのは「基準 信託」という。)の収益の分配の額を含む。」 (以下この項及び次項において「特定株式投資 不算入の特例)に規定する特定株式投資信託 投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金 税特別措置法第六十七条の六第一項(特定株式 二十条の規定の適用については、同条第一項中 定の適用がある場合における法人税法施行令第 二号に規定する配当等及び特定株式投資信託の 二項中「から配当等の額に係る配当等(法第二 「株式等(以下」とあるのは「株式等(特定株 「配当等の額(」とあるのは「配当等の額(租 「同条第二項」とあるのは「法第二十三条

(組合事業等による損失がある場合の課税の特

第三十九条の三十一 法第六十七条の十二第一項 に規定する政令で定めるものは、 同条第三項第

> 国におけるこれらに類する契約を締結している 「組合契約」という。)のうち同号に規定する外 一号に規定する組合契約(以下この条において

2 この条において「組合員」という。)で次に掲 定める組合員は、 げるものとする。 法第六十七条の十二第一項に規定する政令で 同項に規定する組合員(以下

当該重要業務のうち重要執行部分を自ら執行 当該重要業務のうち契約を締結するための交 号に規定する組合事業をいう。以下この条に しなかつたもの及び次号に掲げるものを除 に行われたものに限る。) に関与せず、又は た者については、これらの組合員となつた後 承継により当該組合契約に係る組合員となつ 者及び当該組合契約に係る組合員たる地位の 合員(既に行われた重要業務の執行の決定 渉その他の重要な部分(以下この号において 務」という。)の執行の決定に関与し、かつ、 関する業務(以下この号において「重要業 くは譲受け又は組合事業に係る多額の借財に おいて同じ。) に係る重要な財産の処分若し (新たにその組合契約に係る組合員となつた 「重要執行部分」という。)を自ら執行する組 組合事業(法第六十七条の十二第三項第三

二 その組合員(法第六十七条の十二第三項第 律第三条第一項に規定する投資事業有限責任 び第六項において同じ。) で既に終了したも きは、その一年未満の期間)とする。次項及 た各期間(最後に一年未満の期間が生じたと 該期間をその開始の日以後一年ごとに区分し とし、これらの期間が一年を超える場合は当 める計算期間(これに類する期間を含むもの れらの組合員となつた時)から組合契約に定 契約に係る組合員となつた者については、こ に係る組合員たる地位の承継により当該組合 約に係る組合員となつた者及び当該組合契約 合契約が効力を生ずる時(新たに当該組合契 に、それぞれ限るものとする。)の全てが組 組合契約の場合にあつては無限責任組合員 員に、投資事業有限責任組合契約に関する法 ている場合にあつては当該委任を受けた組合 れかに組合事業に係る業務の執行の委任をし ている組合員を除くものとし、組合員のいず 二号に規定する匿名組合契約等(第五項にお .て「匿名組合契約等」という。) を締結し

> を主要な事業として営んでいる場合における 事業と同種の事業 (当該組合事業を除く。) ののうち最も新しいものの終了の時まで組合 これらの組合員

3 法第六十七条の十二第一項に規定するその 政令で定める場合は、

内容その他の状況からみて、組合債務を弁済財産の種類、組合債務の弁済に関する契約の 組合財産をいう。以下この条において同じ。)財産(法第六十七条の十二第一項に規定する ると認められる場合 する責任が実質的に組合財産となるべき資産 同じ。)の額の割合、組合事業の形態、組合 合における当該債務をいう。第四号において 度とされている場合その他これらに類する場 ずれかにつきその弁済の責任が、特定の組 ちに占める責任限定特約債務(組合債務の 項において「組合債務」という。)の額のう に限定され、又はその価額が限度とされてい に限定されている場合、組合財産の価額が限 組合事業に係る債務(以下この項及び第七

額の合計額をいう。)以下の金額となり、又出資をした金銭の額及び金銭以外の資産の価 部分の金額をいう。以下この号において同含む。)の合計額を超える場合のその超える 間の損失の額の合計額が当該各計算期間の利による累積損失額(当該組合事業の各計算期 得られなかつた場合にこれを補足することを は当該累積損失額がなくなると見込まれると じ。) がおおむね出資金合計額(各組合員が 益の額(当該補塡し、又は補足される金額を 等契約が履行される場合には、当該組合事業 という。)が締結され、かつ、当該損失補塡 の項及び第七項において「損失補塡等契約 約する契約その他これに類する契約(以下こ を補塡することを約し、又は一定額の収益が 組合事業について損失が生じた場合にこれ

三 その組合員又は受益者(法第六十七条の十 下この条において同じ。)の受託者が信託財(その信託(同項に規定する信託に限る。以条において同じ。)が組合債務又は信託債務 以下この条において同じ。)を直接に負担す 債務(当該受益者の債務を除く。)をいう。 産に属する財産をもつて履行する責任を負う 二第一項に規定する受益者をいう。以下この るものでない場合

兀

次に掲げる場合とす

Ŧi.

4

合債務の弁済に関する契約の内容その他の状当該組合員に帰せられる組合財産の種類、組 保債務のうち責任限定特約債務に相当するもれるものに限るものとし、当該組合員持分担 契約が履行される場合には、その組合員の当 塡等契約が締結され、かつ、当該損失補塡等 価額が限度とされていると認められる場合 況からみて、当該組合員が組合債務を弁済す のを含む。)の額の割合、組合事業の形 以下この号において同じ。)の額のうちに占 権利を担保として行つた借入れに係る債務を 自己の持分その他組合員が有することとなる 保債務(組合員となる者がその組合契約に基 せられるものに限るものとし、組合員持分担 合の定めの内容、組合債務(当該組合員に帰 合財産となるべき資産に限定され、又はその る責任が実質的に当該組合員に帰せられる組 める責任限定特約債務(当該組合員に帰せら づく出資を履行するために組合財産に対する いう。以下この条において同じ。)を含む。 その組合員につき、組合事業に係る損失補 その組合員に係る組合契約又は損益分配割

以下の金額となり、又は当該組合員累積損失 以外の資産の価額の合計額(組合員持分担保 合事業の各計算期間の損失の額のうち当該組 該組合事業による組合員累積損失額(当該組 額がなくなると見込まれるとき。 債務の額に相当する金額を除く。) をいう。) 場合のその超える部分の金額をいう。以下こ 補足される金額を含む。)の合計額を超える るもの(損失補塡等契約により補塡し、又は 期間の利益の額のうち当該組合員に帰せられ 合員に帰せられるものの合計額が当該各計算 の号において同じ。)がおおむね出資金 (当該組合員が出資をした金銭の額及び金

六 前各号に掲げる場合に準ずる場合

六十八条の三の三第一項並びに法人税法第五十 五第一項、第六十八条の三の二第一項並びに第 項、第六十七条の十四第一項、第六十七条の 合事業又は信託による組合等損金額(同項及び 七条第一項、第五十九条第一項から第四項 三第一項、第六十七条の十三第一項及び第二 び第二項、第六十一条第一項、第六十六条の 項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及 同条第二項並びに法第五十九条第一項及び第二 額として政令で定める金額は、同項の法人の 法第六十七条の十二第一項に規定する損失の

金額(以下この条において「組合等損失額」といて同じ。)を超える場合のその超える部分の いう。)に係る部分の金額をいう。第九項にお る当該信託の信託財産に帰せられる収益の額を 第一項の規定により当該法人の収益とみなされ 又は当該信託の信託収益帰属額(同法第十二条 のうち、当該組合事業に帰せられる部分の金額所得の金額の計算上益金の額に算入される金額を適用しないで計算した場合の当該事業年度の 定により準じて計算する場合を含む。)の規定四十二条の二の二(同法第百四十二条の十の規 条の五第三項、第六十四条の七第六項及び第百二条第二項、第六十二条の五第二項、第六十四 びに法人税法第二十七条、第六十一条の十一第の十三第五項から第十一項まで及び第十五項並 条第六項、第六十一条第五項並びに第六十六条 当該組合事業又は当該信託による組合等益金額 部分の金額をいう。第九項において同じ。)が託財産に帰せられる費用の額をいう。)に係る より当該法人の費用とみなされる当該信託の信 信託費用帰属額(同法第十二条第一項の規定に 合事業に帰せられる部分の金額又は当該信託の 算上損金の額に算入される金額のうち、当該組 計算した場合の当該事業年度の所得の金額の計 項並びに第六十四条の八の規定を適用しないで 条の五第二項及び第五項、第六十四条の五第一 る部分に限る。)、第六十二条第二項、第六十二 しない合併による合併法人への資産の移転に係 いう。) とする。 (法第五十九条の二第一項及び第四項、第六十 人への資産の移転に係る部分に限る。)、第六十 項(適格合併に該当しない合併による合併法 第六十一条の十一第一項(適格合併に該当

法第六十七条の十二第一項に規定する出資の法第六十七条の十二第一項に規定する出資の合計額から第三号に掲げる金額に掲げる金額の合計額から第三号に掲げる金額の合計額から第三号に掲げる金額の合計額から第三号に掲げる金額の合計額から第三号に掲げる金額の合計額から第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第十七項においてを減算した金額(次項及び第十七項に規定する出資の法等を減算した金額(次項及び第十七項に規定する出資の法等を表表を表表を表表を表表と

をいう。次項において同じ。)のうち最も新る当該組合事業に係る損益が計算される期間(法第六十七条の十二第二項に規定する政額(法第六十七条の十二第二項に規定する政額(法第六十七条の十二第二項に規定する政額(法第六十七条の十二第二項に規定する政額(法第六十七条の十二第二項に規定する組合当該事業年度にその終了の日が属する組合

しいものの終了の時(信託にあつては、当該組合契約又は信託行為に基づいて出資又は信託をした金額とした金額とは現物資産(以下この項において「現物資産」という。)に係る次に掲げる金額の合計額(当該組合契約が匿名組合契約等である場合には、当該現物が匿名組合契約等である場合には、当該現物資産の価額)を加算した金額(組合員持分担保債務がある場合にはその額に相当する金額と債を併せて歩合にはその額に相当する金額と併せて委託者の負債を信託財産に属する負債とした場合にはこれらの負債の額を減算した金額とした場合にはこれらの負債の額を減算した金額とする。)

・ 当該現物資産の価額に当該組合契約に係る他の組合員(第三号イにおいて「他の組合員」という。)の当該組合事業に係る組合性の受益者の当該現物資産に探る信託財産他の受益者の当該現物資産の価額に対する各受益持分割合(現物資産の価額に対する各受益持分割合(現物資産の価額に対する各受益持分割合(現物資産の価額に対する各受益者が法人税法第十二次第一で、以下この条において同じ。)を合すが法人税法第十二次第一で、以下この条において「他の組合員」という。以下この条において「他の組合員」という。以下この条において「他の組合員」という。以下この条において「他の組合」という。以下この条において「他の組合」という。以下この条に対している。

当該法人の当該事業年度前の各事業年度に 当該法人の当該事業年度前の各事業年度に 当該法人の当該事業年度前の各事業年度に の規定により当該法人の収益及び費用と の規定により当該法人の収益及び費用と の規定により当該法人の収益及び費用と のなされる当該信託の信託財産に帰せられる のなされる当該信託の信託財産に帰せられる のなされる当該信託の信託財産に帰せられる のおされる当該信託の信託財産に帰せられる のおされる当該信託の信託財産に帰せられる のおされる当該信託の信託財産に帰せられる のおされる当該信託の信託財産に帰せられる のおされる当該信託の信託財産に帰せられる のおうの金額の合計額

等(当該組合事業に係る利益の分配若しくは一 最終組合損益計算期間等終了時までに分配

資産の帳簿価額当該法人の当該分配等の直前の当該現物

6

おいらその地位の承継(信託にあつては、信託 と、は、当該金額によいて既に当該組合製約に係る組合員又は当該各別に定める金額(当該法人についての前項の規定の適用 については、同項各号に掲げる金額のうち当該 を受けた日を含む組合損益計算については、同項各号に掲げる金額のうち当該 を受けた日を含む組合損益計算期間又は事業年度前の各組合損益計算期間又は事該金額において既に当該組合契約 に、、当該金額に当該法人の当該組合損益計算期間又は事業年度の直前の組合損益計算期間又は事該 を受けた日を含む組合損益計算期間又は事業を受けた日を含む組合損益計算期間又は事該組合製約 に係る組合員又は当該信託の受益者であつた場 に係る組合員又は当該信託の受益者であつた場 に係る組合員とする。

に、当該承継をした組合員の組合財産持分割に、当該承継をした組合員の組合財産持分割が口に掲げるものからイに掲げるものとなるが口に掲げるものからイに掲げるものからイに掲げるものから有に定める信託の計算期間で「計算期間若しくは計算期間又は信託行合損益計算期間若しくは計算期間又は信託行合損益計算期間若しくは計算期間又は信託行合損益計算期間等」という。)の直前の計算期間等の終了の時におけるその組合事業又は「計算期間等」という。)の直前の計算期間等の終了の時におけるその組合事業又は信託に係る貸借対照表その他これに準ずる書信託に係る貸借対照表その他これに準ずる書に係る貸借対照表その他これに準ずる書に係る貸借対照表その他これに準ずる書による資料である。

合に号に規定する信託帰属損益額が当該外国法と負さり<

当該組合契約又は信託

人の恒久的施設に帰せられる場合における

三 適格分割、適格現物出資又は適格現物分配 又は当該受益者の信託財産に属する負債の当 受益者が当該適格分割等により移転をした当 金額を減算した金額をいう。)を減算した金 る対価の額から当該承継に係る同号に定める ある場合には、投資勘定差額(当該承継に係 受益者たる地位を有することとなつたもので 当する金額(当該組合員又は当該受益者が第 該移転の直前の帳簿価額を減算した金額に相 の帳簿価額から当該移転をした当該組合事業 者の信託財産に属する資産の当該移転の直前 該組合員の組合事業に係る資産又は当該受益 。) による承継 当該承継をした組合員又は (以下この条において「適格分割等」という に係る負債(組合員持分担保債務を含む。) 一号に掲げる承継により組合員たる地位又は

これを補足することを約する契約その他これに 類する契約)その他の契約の内容その他の状況 合債務又は信託債務の弁済に関する契約、 おいて、当該組合事業又は当該信託の形態、 の見込みが実質的に欠損となつていない場合に める場合は、組合事業又は信託の最終的な損益 損とならないと見込まれるものとして政令で定 業又は信託財産に帰せられる損益が実質的に欠 からみて、 補塡等契約(信託にあつては、当該信託につい し、又は一定額の収益が得られなかつた場合に て損失が生じた場合にこれを補塡することを約 法第六十七条の十二第一項に規定する組合事 当該組合事業又は当該信託の信託 損失 組

と見込まれるときとする。 産に帰せられる損益が明らかに欠損とならない

第六十七条の十二第一項の規定は、 は当該信託による組合等損失額については、法 含む事業年度の当該組合契約に係る組合事業又 くなつた場合には、これらの事由が生じた日を 結了その他の事由により当該信託の受益者でな る組合員でなくなつた場合又は当該信託の清算 位の承継その他の事由により当該組合契約に係 る法人が、当該組合契約の終了、脱退、その地 組合契約に係る組合員又は信託の受益者であ 適用しな

該承継が適格分割等による承継である場合に 該承継の日を含む事業年度後の各事業年度(当 ことを含む。)をした場合には、当該法人の当 イに掲げるものから同号ロに掲げるものとなる つては、当該組合契約又は信託が第六項第一号 又は当該受益者たる地位の承継(外国法人にあ る法人が、他の者に対する当該組合員たる地位 て「組合等利益額」という。)とする。 場合のその超える部分の金額(第十七項におい 事業又は当該信託による組合等損金額を超える 合事業又は信託による組合等益金額が当該組合 額として政令で定める金額は、同項の法人の組 組合契約に係る組合員又は信託の受益者であ 法第六十七条の十二第二項に規定する利益の 当該承継の日を含む事業年度以後の各事業

約をいう。)に類する契約とする。 律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契 業組合契約(有限責任事業組合契約に関する法 政令で定める契約は、外国における有限責任事 法第六十七条の十二第三項第一号に規定する 15

ないものとする。

う。第十四項及び第十七項において同じ。) は、項第四号に規定する組合等損失超過合計額をい 合等損失超過合計額(法第六十七条の十二第三 当該組合契約に係る組合事業又は当該信託の組 年度)においては、当該法人の当該承継をした

事業のために出資をし、相手方がその事業から 生ずる利益を分配することを約する契約とす 政令で定める契約は、当事者の一方が相手方の 法第六十七条の十二第三項第二号に規定する 16

13 物分配法人(以下この項及び次項において「被る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現 合併法人等」という。)が締結していた組合契 法人が適格合併等により当該適格合併等に係 17

条第一項に規定する特定受益者をいう。以下こ 約に係る組合員たる地位又は信託の受益者たる 組合員又は特定受益者に該当するものとみなし の項及び第十七項において同じ。)に該当して 第十七項において同じ。)又は特定受益者(同 あつた場合を除く。)において、当該被合併法 組合契約に係る組合員又は当該信託の受益者で 地位の承継を受けた場合(当該法人が既に当該 て同条の規定を適用する。 いたときは、当該法人が当該承継の時から特定 に規定する特定組合員をいう。以下この項及び 人等が特定組合員(法第六十七条の十二第一項

を受け、又は当該承継をしたと認められる場合 を免れる目的で当該適格合併等により当該承継 る金額を有する被合併法人等が明らかに法人税 みなす。ただし、当該法人又は当該各号に定め 始の時において有する組合等損失超過合計額と 該法人の当該適格合併等の日を含む事業年度開 併等の区分に応じ当該各号に定める金額は、当 継を受けた場合には、次の各号に掲げる適格合 組合員たる地位又は信託の受益者たる地位の承 る被合併法人等が締結していた組合契約に係る 法人が適格合併等により当該適格合併等に係

等損失超過合計額 組合契約に係る組合事業又は当該信託の組合 格分割等の日を含む事業年度開始の日の前日 る当該組合契約に係る組合事業又は当該信託 を含む事業年度終了の時において有する当該 人、現物出資法人又は現物分配法人が当該適 の組合等損失超過合計額 適格分割等 当該適格分割等に係る分割法

は信託の受益者である法人が行う財務省令で定 める承継を含むものとする。 たる地位の承継には、組合契約に係る組合員又 法第六十七条の十二第二項の規定の適用を受 前各項に規定する組合員たる地位又は受益者

申告書等に同項の規定により損金の額に算入さ ける法人は、当該適用を受ける事業年度の確定 員又は特定受益者(当該信託に係る調整出資等 れる金額の計算に関する明細書を添付しなけれ 金額を超える組合等損失額が生ずるおそれがな ばならない。

18 ればならない。

適格合併 当該適格合併に係る被合併法人

が適格合併前事業年度終了の時において有す

いと見込まれ、 法人が各事業年度終了の時において特定組合 かつ、第七項に規定する損失補

項において同じ。)を超える場合のその超える組合事業に帰せられる部分の金額をいう。第五

いで計算した場合の当該事業年度の所得の金額

計算上益金の額に算入される金額のうち当該

部分の金額(第四項及び第十項において「組

損失額」という。)とする。

塡等契約が締結されていない場合における当該 出資等金額の計算に関する明細書を添付しなけ 失超過額及び組合等損失超過合計額並びに調整 法第六十七条の十二第一項に規定する組合等損 は信託に係る組合等損失額又は組合等利益額、 該法人は、当該事業年度の法人税法第二条第三 特定受益者を除く。)に該当する場合には、当 十一号に規定する確定申告書にその組合事業又

十二第一項に規定する政令で定める場合につい 関し必要な事項は、財務省令で定める。 の判定に関する事項その他同条の規定の適用に て第三項各号に掲げる場合に該当するかどうか 前各項に定めるもののほか、法第六十七条の

に規定する損失の額として政令で定める金額第三十九条の三十二 法第六十七条の十三第一項 併に該当しない合併による合併法人への資産の第二十七条、第六十一条の十一第一項(適格合 算上損金の額に算入される金額のうち当該組合計算した場合の当該事業年度の所得の金額の計 条の五第二項及び第五項、第六十四条の五第一 る部分に限る。)、第六十二条第二項、第六十二 び第二項、第六十一条第一項並びに第六十七条項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及 じて計算する場合を含む。)の規定を適用しな 項、第六十四条の七第六項及び第百四十二条の 第六十二条の五第二項、第六十四条の五第三 移転に係る部分に限る。)、第六十二条第二項、 額(法第五十九条の二第一項及び第四項、第六 項並びに第六十四条の八の規定を適用しないで しない合併による合併法人への資産の移転に係 七条第一項、第五十九条第一項から第四項ま の十二第一項及び第二項並びに法人税法第五十 第一項及び第二項、第五十九条第一項及び第二 じ。) による組合損金額(法第六十七条の十三 定する組合事業をいう。以下この条において同 二の二(同法第百四十二条の十の規定により準 おいて同じ。)が当該組合事業による組合益金 事業に帰せられる部分の金額をいう。第五項に で、第六十一条の十一第一項(適格合併に該当 は、同項に規定する法人の組合事業(同項に規 十条第六項、第六十一条第五項並びに法人税法

2 算した金額は、同項に規定する法人の組合事業 価額を基礎として政令で定めるところにより から第三号に掲げる金額を減算した金額(次項 に係る第一号及び第二号に掲げる金額の合計額 及び第十項において「調整出資金額」という。) 法第六十七条の十三第一項に規定する出資

の時までに当該組合事業に係る有限責任事業 同じ。)のうち最も新しいもの(第三号にお 掲げる組合の事業年度をいう。次項において 組合契約に関する法律第四条第三項第八号に 計算期間(当該組合事業に係る有限責任事業 又は現物資産と負債を併せて出資をした場合 他組合員が有することとなる権利を担保とし するために組合財産に対する自己の持分その 銭の額及び金銭以外の資産(以下この項にお 条において同じ。)に基づいて出資をした金 する有限責任事業組合契約をいう。以下この 組合契約(法第六十七条の十三第一項に規定 いて「最終組合計算期間」という。)の終了 には当該負債の額を減算した金額とする。) 額に相当する金額を控除した金額とし、金 び次項において同じ。)がある場合にはその て行つた借入れに係る債務をいう。第三号及 の有限責任事業組合契約に基づく出資を履行 (組合員持分担保債務 (組合員となる者がそ に掲げる金額の合計額をいう。)の合計 いて「現物資産」という。)の調整価額(次 当該事業年度にその終了の日が属する組合 当該現物資産の価額に当該有限責任事業 額

の割合を合計した割合を乗じて計算した 当該組合事業に係る組合財産に対する持分 号イにおいて「他の組合員」という。)の 組合契約を締結している他の組合員(第三

計算した金額 産に対する当該法人の持分の割合を乗じて 産の帳簿価額に当該組合事業に係る組合財 当該法人の当該出資の直前の当該現物資

二 当該法人の当該事業年度前の各事業年度に 保していない金額がある場合には、 から同号ワ及びヨからネまでに掲げる金額の まで及びトからルまでに掲げる金額の合計 おける法人税法施行令第九条第一号イからニ 組合事業に帰せられるものの合計額 合計額を減算した金額(当該金額のうちに留 していない金額を減算した金額)のうち当該 当該留保

た金額とし、金銭又は現物資産と負債を併せ 額が含まれている場合には当該金額を控除し 員持分担保債務の払戻しに相当する部分の金 げる金額の合計額をいう。)<br />
の合計額(組合 た金銭の額及び現物資産の調整価額(次に掲 事業に係る組合財産の分配として交付を受け て分配を受けた場合には当該負債の額を減算 した金額とする。) 最終組合計算期間終了の時までに当該組合

割合を合計した割合を乗じて計算した金額 他の組合員の当該組合財産に対する持分の当該現物資産の価額に当該分配の直前の 当該法人の当該分配の直前の当該現物資

3

当該承継の直前において既に当該有限責任事業区分に応じ当該各号に定める金額(当該法人が 同項各号に掲げる金額のうち当該承継を受けた 法人についての前項の規定の適用については、 組合員からその地位の承継を受けた場合の当該 期間終了の時の調整出資金額を加算した金額) 当該法人の当該組合計算期間の直前の組合計算 組合契約を締結していた場合には、当該金額に 応する部分の金額は、次の各号に掲げる承継の 日を含む組合計算期間前の各組合計算期間に対 法人が有限責任事業組合契約を締結している 5 4

けている場合には、当該金額から当該組合員的組合員持分担保債務の移転を受 計算した金額(当該法人が当該承継に併せて 産に対する当該組合員の持分の割合を乗じて減算した金額に、当該組合事業に係る組合財 価額の合計額から負債の帳簿価額の合計額を ものを含む。) に計上されている資産の帳簿の組合事業に係る貸借対照表 (これに準ずる む。) 当該承継を受けた日の直前におけるそ げるものからイに掲げるものとなることを含 という。)による承継以外の承継(外国法人 格現物分配(第七項において「適格合併等」 持分担保債務の額を減算した金額) にあつては、有限責任事業組合契約が口に掲 適格合併、 適格分割、適格現物出資又は適 6

該有限責任事業組合契約 の恒久的施設に帰せられる場合における当 よる利益の額又は損失の額が当該外国法人 有限責任事業組合契約に係る組合事業に

イに掲げるもの以外のもの

被合併法人の適格合併前事業年度(当該適格 適格合併による承継 当該適格合併に係る

> 項第一号において同じ。)終了の時の調整出 合併の日の前日を含む事業年度をいう。第七

承継その他の事由により当該組合員でなくなつ 法律第六十三条の清算結了、脱退、その地位の である法人が、有限責任事業組合契約に関する 十三第一項の規定は、適用しない。 度の当該有限責任事業組合契約に係る組合事業 た場合には、当該事由が生じた日を含む事業年 三 適格分割、適格現物出資又は適格現物分配 による組合損失額については、法第六十七条の 有限責任事業組合契約を締結している組合員 額を減算した金額をいう。)を減算した金額) 対価の額から当該承継に係る同号に定める金 (当該組合員が第一号に掲げる承継により組の帳簿価額を減算した金額に相当する金額 る場合には、投資勘定差額(当該承継に係る 合員たる地位を有することとなつたものであ 員持分担保債務を含む。)の当該移転の直前 該移転をした当該組合事業に係る負債(組合 係る資産の当該移転の直前の帳簿価額から当 等により移転をした当該組合員の組合事業に (以下この条において「適格分割等」という 当該組合員が当該適格分割 8

合事業による組合益金額が当該組合事業による とする。 額(第十項において「組合利益額」という。) 組合損金額を超える場合のその超える部分の金 額として政令で定める金額は、同項の法人の組 法第六十七条の十三第二項に規定する利益の

損失超過合計額をいう。次項及び第十項におい 業組合契約に係る組合事業の組合損失超過合計 地位の承継(外国法人にあつては、当該有限責 である法人が、他の者に対する当該組合員たる は、当該法人の当該承継をした当該有限責任事 を含む事業年度以後の各事業年度)において 割等による承継である場合には、当該承継の日 む事業年度後の各事業年度(当該承継が適格分 をした場合には、当該法人の当該承継の日を含 から同号口に掲げるものとなることを含む。) 任事業組合契約が第三項第一号イに掲げるもの て同じ。)は、ないものとする。 有限責任事業組合契約を締結している組合員 (法第六十七条の十三第三項に規定する組合 11

る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現 物分配法人(以下この項において「被合併法人 法人が適格合併等により当該適格合併等に係

> で当該適格合併等により当該承継を受け、又はる被合併法人等が明らかに法人税を免れる目的 当該承継をしたと認められる場合は、この限り 適格合併等の日を含む事業年度開始の時におい 応じ当該各号に定める金額は、当該法人の当該 合契約に係る組合員たる地位の承継を受けた場 等」という。)が締結していた有限責任事業組 合には、次の各号に掲げる適格合併等の区分に て有する組合損失超過合計額とみなす。ただ し、当該法人又は当該各号に定める金額を有す

の組合損失超過合計額 る当該有限責任事業組合契約に係る組合事業 が適格合併前事業年度終了の時において有す 適格合併

損失超過合計額 格分割等の日を含む事業年度開始の日の前日人、現物出資法人又は現物分配法人が当該適 有限責任事業組合契約に係る組合事業の組合 を含む事業年度終了の時において有する当該 適格分割等 当該適格分割等に係る分割法

で定める承継を含むものとする。 たる地位の承継には、有限責任事業組合契約を 締結している組合員である法人が行う財務省令 第三項、第四項及び前二項に規定する組合員

9 ばならない。 申告書等に同項の規定により損金の額に算入さ ける法人は、当該適用を受ける事業年度の確定 法人が各事業年度終了の時において有限責任

10 額及び組合損失超過合計額並びに調整出資金額六十七条の十三第一項に規定する組合損失超過 合事業に係る組合損失額又は組合利益額、法第 二条第三十一号に規定する確定申告書にその組 事業組合契約を締結している組合員である場合 の計算に関する明細書を添付しなければならな には、当該法人は、当該事業年度の法人税法第

令で定める。 十三の規定の適用に関し必要な事項は、 財務省

(特定目的会社に係る課税の特例)

第三十九条の三十二の二 法第六十七条の十四第 一項に規定する出資に対応する部分の金額とし 次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める て政令で定める金額は、同項に規定する事由の 3

事由 部の分配を行う場合には、当該分配の直前の第一項第十八号に掲げる金額(残余財産の全 法人税法第二十四条第一項第四号に掲げる 当該事由に係る法人税法施行令第八条

当該適格合併に係る被合併法人

法第六十七条の十三第二項の規定の適用を受

前各項に定めるもののほか、法第六十七条の

九条第二項及び第三項の規定を適用しないで計 法第二十七条、第五十七条第一項並びに第五十 として政令で定める金額は、同項並びに法人税 算した場合の当該事業年度の所得の金額とす 金額とし、同項ただし書に規定する所得の金

同法第二条第十六号に規定する資本金等の 法人税法第二十四条第一項第五号又は第六

号に掲げる事由 当該事由に係る法人税法施

う。) が次に掲げる資産のみであるもの (第八 及び第七項第一号において「特定資産」と 化法第二条第一項に規定する特定資産(第一号いて「特定目的会社」という。)で、資産流動 第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家 規定する政令で定めるものは、金融商品取引法 項において「特定債権流動化特定目的会社」と 三項に規定する特定目的会社(以下この条にお において「資産流動化法」という。)第二条第 である資産の流動化に関する法律(以下この条 いう。) とする。 法第六十七条の十四第一項第一号ロ (2)に 行令第八条第一項第二十号に掲げる金額

社債をいう。第七項において同じ。) の十四第一項第一号ロ(1)に規定する特定 いう。)が発行する特定社債(法第六十七条 において「不動産等流動化特定目的会社」と いて同じ。)のみである特定目的会社(次号 で財務省令で定めるものをいう。第三号にお 特定資産が不動産等(不動産その他の資産

社に対する貸付金 を行う場合の当該不動産等流動化特定目的会 八項第二号において「特定借入れ」という。) 法第二条第十二項に規定する特定借入れ(第 不動産等流動化特定目的会社が資産流動化

して政令で定めるものは、 る募集が主として国内において行われるものと 三 匿名組合契約(その出資された財産を不動 法第六十七条の十四第一項第一号ハに規定す 産等のみに対する投資として運用することを の当該営業者に対する貸付金 合契約に係る事業のために借入れを行う場合 定めたものに限る。)の営業者が当該匿名組 資産流動化計画 **企**資

同じ。)又は基準特定出資(同号ハに規定する 五十を超える旨)の記載又は記録があるものと の種類の優先出資ごとに国内募集割合が百分の における資産流動化計画にあつては、それぞれ る旨(二以上の種類の優先出資を発行する場合 割合」という。)がそれぞれ百分の五十を超え の占める割合(以下この項において「国内募集 がされる優先出資又は基準特定出資の発行価額 募集又は同号ハに規定する割当て若しくは募集 じ。) の発行価額の総額のうちに国内において 基準特定出資をいう。以下この項において同 規定する優先出資をいう。以下この項において いてその発行をする優先出資(同号ロ(3)に 計画をいう。以下この項において同じ。)にお 産流動化法第五条第一項に規定する資産流動化

法第十三条第一項に規定する会計期間が一年を 超えないものであることとする。 る政令で定める要件は、特定目的会社の法人税 法第六十七条の十四第一項第二号ニに規定す 法第六十七条の十四第一項第一号ニに規定す

る政令で定める同族会社は、次に掲げるものと

該特定目的会社 がその特定目的会社の出資の総数の百分の五 号において「特殊の関係のある者」という。) れらと法人税法第二条第十号に規定する政令 十を超える数の出資を有する場合における当 で定める特殊の関係のある個人及び法人(次 特定目的会社の出資者の三人以下並びにこ 8

を超える数を有する場合における当該特定目 する当該議決権の数を除く。)の百分の五十 議決権を行使することができない出資者が有 げる議決権のいずれかにつきその総数(当該 施行令第四条第三項第二号イからニまでに掲 員に限る。) がその特定目的会社の法人税法 産流動化法第二十六条に規定する優先出資社 らと特殊の関係のある者(議決権を有する資 特定目的会社の出資者の三人以下及びこれ

るところにより計算した金額とする。 りその限度とされる金額として財務省令で定め は、資産流動化法第百十四条第一項の規定によ る配当可能利益の額として政令で定める金額 法第六十七条の十四第一項第二号ホに規定す 法第六十七条の十四第一項第二号ホに規定す 9

る配当可能利益の額として政令で定める金額か

却資産に係る償却費の額を超えるときには、当 得の金額の計算上損金の額に算入される減価償 応じ当該各号に定める金額が当該事業年度の所 始の日における利益積立金額に相当する金額を の百分の五に相当する金額から当該事業年度開 特定社債の当該事業年度終了の日における残高 に二を乗じて計算した金額との合計額)とす 該残額と当該超える部分の金額に相当する金額 控除した残額(次の各号に掲げる場合の区分に で定める金額は、当該特定目的会社が発行した ら控除することとされる同号ホに規定する政令

等を含む。)又は特定社債の発行、資産流動 額を控除した金額 た資金のうち特定社債の償還に充てられた金 の合計額から当該特定譲渡等により調達され 該事業年度において償還をした特定社債の額 発行若しくは借入れ(以下この号において 化法第二条第十項に規定する特定約束手形の 三十八条の四第四項に規定する賃借権の設定 「特定譲渡等」という。)が行われた場合 当該事業年度において特定資産の譲渡(第 当

る政令で定める要件は、次に掲げる全ての要件 法第六十七条の十四第一項第二号トに規定す 度において償還をした特定社債の額の合計額 前号に掲げる場合以外の場合 当該事業年

第二百十四条各号に掲げる方法による余裕金 動化に係る業務及びその附帯業務を行うため の運用に係る資産を除く。)を保有していな に必要と認められる資産並びに資産流動化法 化法第百九十五条第一項に規定する資産の流 する資産流動化計画に記載された同項第二号 ハに規定する特定資産以外の資産(資産流動 法第六十七条の十四第一項第一号ハに規定

二 特定目的会社が特定借入れを行つている場 資をした者からのものでないこと。 家又は特定債権流動化特定目的会社からのも 四第一項第一号ロ(2)に規定する機関投資 合には、その特定借入れが法第六十七条の十 資産流動化法第二条第六項に規定する特定出 のであり、かつ、当該特定目的会社に対して

第四項に規定する資産流動化計画の変更を行つ しくは第三項の規定による資産流動化法第二条 画届出又は資産流動化法第百五十一条第一項若 資産流動化法第十一条第二項に規定する新計

の金額とする。

う。) 第二条第十六項に規定する投資主をいう。 法律(以下この条において「投資法人法」とい 以下この条において同じ。)に対する利益の配 法人の投資主(投資信託及び投資法人に関する る金額は、合併に際して当該合併に係る被合併 る金額とし、同項に規定するその他政令で定め の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定め 当として交付された金銭の額(第七項において して政令で定める金額は、同項に規定する事由 項に規定する投資口に対応する部分の金額と

度終了の時の法人税法第二条第十六号に規定 投資法人の当該合併の日の前日を含む事業年 法人税法第二十四条第一項第一号に掲げる

る出資等減少分配 法人税法第二十三条第一項第二号に規定す

並びに第五十九条第二項及び第三項の規定を適 並びに法人税法第二十七条、第五十七条第一項 る所得の金額として政令で定める金額は、同項 三 法人税法第二十四条第一項第五号又は第六 法第六十七条の十五第一項ただし書に規定す 号に掲げる事由 当該事由に係る法人税法施

2

た特定目的会社についての法第六十七条の十四 況によるものとする。 画届出後又は当該資産流動化計画の変更後の状 第一項第一号に掲げる要件の判定は、当該新計

される金額を控除した金額」と、同条第十二号 四第一項(特定目的会社に係る課税の特例)の 及び第十四号中「の金額」とあるのは「の金額 規定により所得の金額の計算上損金の額に算入 該合計額のうち租税特別措置法第六十七条の十 を除く。)」とあるのは「金額を除く。)から当 の規定の適用については、同条第八号中「金額 金の額に算入される金額を除く。)」とする。 十四第一項の規定により所得の金額の計算上損 (当該金額のうち租税特別措置法第六十七条の (投資法人に係る課税の特例) 特定目的会社に対する法人税法施行令第九条

第三十九条の三十二の三 法第六十七条の十五第 合併交付配当額」という。)とする。

する資本金等の額 法第六十七条の十五第一項に規定する

る法人税法施行令第八条第一項第十九号に掲 る第十四項の規定により読み替えて適用され 当該出資等減少分配に係

用しないで計算した場合の当該事業年度の所得 行令第八条第一項第二十号に掲げる金額

3 を超える旨の記載又は記録があるものとする。 発行価額の総額のうちに国内において募集され われるものとして政令で定めるものは、投資法 る投資口に係る募集が主として国内において行 る投資口の発行価額の占める割合が百分の五十 投資口をいう。以下この条において同じ。)の 投資口(法第六十七条の十五第一項に規定する 項第二号において「規約」という。)において 人法第六十七条第一項に規定する規約(第十二 法第六十七条の十五第一項第一号ニに規定す 法第六十七条の十五第一項第一号ハに規定す

5 る政令で定める同族会社は、次に掲げるものと あることとする。 法第六十七条の十五第一項第二号ニに規定す

項に規定する会計期間が一年を超えないもので

「投資法人」という。)の法人税法第十三条第一

る政令で定める要件は、投資法人法第二条第十

一項に規定する投資法人(以下この条において

投資法人の投資法人法第七十七条の二第一項 特殊の関係のある個人及び法人(次号にお 次号において同じ。)の一人並びにこれと法 五十を超える数の投資口を有する場合にお する自己の投資口を除く。)の総数の百分の に規定する発行済投資口(その投資法人が有 て「特殊の関係のある者」という。)がその 投資口を有する場合のその投資法人を除く。 人税法第二条第十号に規定する政令で定める 投資法人の投資主(その投資法人が自己の

議決権のいずれかにつきその総数(当該議決 当該議決権の数を除く。)の百分の五十を超 権を行使することができない投資主が有する 令第四条第三項第二号イからニまでに掲げる 関係のある者がその投資法人の法人税法施行 える数を有する場合における当該投資法人 投資法人の投資主の一人及びこれと特殊の

利益の額として財務省令で定めるところにより る配当可能利益の額として政令で定める金額 計算した金額とする。 は、投資法人法第百三十六条第一項に規定する 法第六十七条の十五第一項第二号ホに規定す

る要件は、当該各事業年度に係る投資法人法第 度の法第六十七条の十五第一項第二号ホに掲げ ある場合における当該事業年度以後の各事業年 百三十七条の金銭の分配の額 当該事業年度において第一号に掲げる金額が (同項に規定する

の百分の九十に相当する金額を超えていること 算した金額をいう。以下この項において同じ。) 額を加算し、これから第二号に掲げる金額を減 ところにより計算した金額に第一号に掲げる金 配当可能額(前項に規定する財務省令で定める 金額を除く。)及び合併交付配当額を含む。)が第二号に規定する出資等減少分配に係る部分の 超える部分の金額(法人税法第二十三条第一項

- 定める金額 出資総額に戻し入れた金額として財務省令で 金額を除く。)のうち当該事業年度において 能額の計算上既に控除された金額に相当する 掲げる金額(当該各事業年度において配当可 定する利益を超えて投資主に分配された金額 七条の金銭の分配の額のうち同条第三項に規 当該各事業年度に係る投資法人法第百三十 当該事業年度前の各事業年度に係る前号に
- 9 の事業のために出資をし、相手方がその事業かる政令で定めるものは、当事者の一方が相手方 ら生ずる利益を分配することを約する契約とす 法第六十七条の十五第一項第二号へに規定す 12
- 他の匿名組合契約等に基づいて受けている出資組合契約等とその目的である事業を同じくする る政令で定める資産は、投資信託及び投資法人 た数又は金額を合計した数又は金額)とする。 が二以上ある場合には、それぞれの当該計算し の法人の株式又は出資が含まれるものに限る。 約等(その目的である事業に係る財産に当該他 算した数又は金額(当該投資法人の匿名組合契 の金額の合計額のうちに占める割合を乗じて計 約等に基づいて出資を受けている者の当該匿名 づく出資の金額が当該金額及び当該匿名組合契 額に、当該投資法人の当該匿名組合契約等に基 項において同じ。)の株式又は出資の数又は金 の目的である事業に係る財産である他の法人 けている者の事業であつて当該匿名組合契約等 下この条において同じ。)に基づいて出資を受 又は金額は、当該投資法人の匿名組合契約等 規定する政令で定めるところにより計算した数 (同号へに規定する他の法人をいう。以下この (同号へに規定する匿名組合契約等をいう。以 法第六十七条の十五第一項第二号トに規定す 法第六十七条の十五第一項第二号へ(1)に

に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八

十号)第三条第一号から第十号までに掲げる資

十七条の十五第一項第二号トに掲げる要件を満

所得税法施行令及び法人税法施行令の規定の適

ない者が、

約の締結の時において第五号要件を満たして

当該二以上の投資組合契約のうち

である外国法人であつてそれぞれの投資組合契

二以上の投資組合契約を締結している組合員

個人又は法人が投資口を有する場合における

れる金額を除く。)

額の計算上損金の額に算入さ 第一項の規定により所得の金

3

同項第二号トに規定する帳簿価額として政令で 約等に基づく権利及び同条第八号に掲げる資産 総資産の帳簿価額の合計額とする。 める金額は、当該貸借対照表に計上されている 額とし、同号トに規定する総額として政令で定 されている法第六十七条の十五第一項第二号ト る期間に係る決算)に基づく貸借対照表に計上 金額を計算する場合にあつては、同項に規定す 算(法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる 定める金額は、同号トの事業年度の確定した決 ることを約する契約に係るものに限る。)とし、 以外のもの及び同条第二号から第七号までに掲 掲げる資産のうち匿名組合契約等に基づく権利 に規定する政令で定める資産の帳簿価額の合計 げる資産をいう。)に対する投資として運用す にあつては、主として対象資産(同条第一号に (同条第一号に掲げる資産のうち匿名組合契 13

る政令で定める要件は、投資法人が同項第一号 入れを行つていないこととする。 ロ(2)に規定する機関投資家以外の者から借 投資法人で次に掲げる要件を満たすものが、 法第六十七条の十五第一項第二号チに規定す

項の規定の適用がないものとした場合に法第六 過した日までの間に終了する各事業年度(この 貸付けの用に供した場合には、その貸付けの用 該期間内に取得をした二以上の特例特定資産を の取得の日のうち最も早い日)からその取得を 併による取得を除く。以下この項において同 該匿名組合契約等に係る地位の承継を含み、合 のに限る。)に基づいて出資をした者からの当 事業に係る財産のうちに特例特定資産を含むも よる取得及び匿名組合契約等(その目的である 該匿名組合契約等に基づいて出資を受ける者に 契約等の目的である事業に係る財産としての当 の取得(当該投資法人が締結している匿名組合 げる資産をいう。以下この項において同じ。) 資法人に関する法律施行令第三条第十一号に掲 までの期間内に特例特定資産(投資信託及び投 部を改正する政令(平成二十六年政令第二百九 投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一 に供した日のうち最も早い日)以後二十年を経 した特例特定資産を貸付けの用に供した日(当 には、当該期間内に取得をした各特例特定資産 間内に二以上の特例特定資産の取得をした場合 じ。)をした場合には、その取得の日(当該期 十四号)の施行の日から令和八年三月三十一日 15 び第十四

の規定の適用については、特例特定資産は、同たす事業年度を除く。)に係る同項及び第十項 号トに規定する政令で定める資産及び同項に規 定する対象資産とみなす。

- 項に規定する金融商品取引所に上場されてい その投資口が金融商品取引法第二条第十六
- 一 その規約に特例特定資産の運用の方法(そ 方法を含む。)が賃貸のみである旨の記載又 は記録があること。 に係る財産に含まれる特例特定資産の運用の の締結する匿名組合契約等の目的である事業

14 用については、次の表の上欄に掲げる同令の規 資産の帳簿価額とみなして、同項(前項におい計上されている当該金銭債権の帳簿価額は当該 照表に計上しているときは、当該貸借対照表に 却の対価の額に係る金銭債権を第十項の貸借対 定中同表の中欄に掲げる字句は、 て適用する場合を含む。)の規定を適用する。 投資法人に対する法人税法施行令の規定の適 当該資産の売却を行つたものとして当該売 同表の下欄に

||十三号及 第九条第 第九条第金 第八条第前事業年前々事業年度 八号 九号イ 一項第十度 掲げる字句とする。 金利の 額益額 (次立は の金額 条第 資本金 金に く。 一額 掲 額 を 除金額を除く。)から当該合計 る 等資本金等の |額のうち租税特別措置法第六 |金の額に算入される金額を控 特別措置法第六十七条の十五 の金額(当該金額のうち租税 除した金額 こより所得の金額の計算上損 八に係る課税の特例)の規定 -七条の十五第一項 (投資法

- ること

投資法人が資産の貸付けをした場合にお

第三十九条の三十三 法第六十七条の十六第二項 に規定する対象国内源泉所得に係る所得の金額定する特例適用組合事業から生ずる同条第一項は、同項の外国法人の当該事業年度の同項に規 える部分の金額に相当する金額とする。 の計算上損金の額に算入すべき金額が益金の に規定する損失の額として政令で定める金 (外国組合員に対する課税の特例 に算入すべき金額を超える場合におけるその 超額

2 条の十六第四項において準用する法第四十一条 第四号までに掲げる要件を満たしているときに 約の締結の時において法第四十一条の二十一第組合員である外国法人であつて当該投資組合契 第一号に規定する投資組合契約をいう。以下こ 五号に掲げる要件を満たすこととなる日」と、 中「の締結の日」とあるのは「につき第一項第 おける当該投資組合契約についての法第六十七 ととなる日まで継続して同条第一項第一号から 組合契約につきその締結の日からその満たすこ 件を満たすこととなる場合において、当該投資 の条及び次条において同じ。)を締結している の二十一第五項の規定の適用については、同項 いない者が、当該投資組合契約につき第五号要 において「第五号要件」という。)を満たして 「第一項各号」とあるのは「同項各号」とする。 一項第五号に掲げる要件(以下この項及び次項 投資組合契約(法第四十一条の二十一第四

字句とする。 表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる 用については、次の表の上欄に掲げる規定中

			., ,				_							_
				五号イ	二十三条第一項第	法人税法施行令第					五号イ	六十一条第二項第	所得税法施行令第	4
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	を除く。)	第一号に掲げる金額	九条	資本金等の額又は利		第前事業年度	√°)	号に掲げる金額を除	法施行令第九条第一	人税	資本金等の額又は利		第前事業年度	
			等の額	資本金	業年度	前々事				等の額	資本金	業年度	前々事	
														_

の投資組合契約以外の投資組合契約に基づいて 恒久的施設を通じて事業を行つていないとした ならば当該一の投資組合契約につき第五号要件 を満たすこととなる場合において、それぞれの 投資組合契約につきその締結の日からその満た 十一第一項第一号から第四号までに掲げる要件 を満たしているときにおける当該一の投資組合 契約についての法第六十七条の十一第四項にお 契約についての法第六十七条の十一第四項にお 契約については、同項中「の締結の日」と あるのは「同項各号」と、「第一項各号」とあ あるのは「同項各号」と、「第一項各号」と あるのは「については、同項中「の締結の日」と あるのは「については、同項中「の締結の日」と あるのは「については、同項中「の締結の日」と あるのは「については、同項中「の締結の日」と あるのは「については、同項中「の締結の日」と あるのは「については、同項中「の締結の日」と あるのは「については、同項中「の締結の日」と あるのは「については、同項中「の締結している全て とあるのは「当該外国法人が締結している全て の投資組合契約につき特例適用申告書を提出し とあるのは「当該外国法人が締結している全て の投資組合契約につき特例適用申告書を提出し とあるのは「当該外国法人が締結している全て の投資組合契約につき特例適用申告書を提出し とあるのは「当該外国法人が締結している全て の投資組合契約につき特例適用申告書を提出し とあるのは「当該外国法人が締結している全て の投資組合契約につき特別適用申告書を提出し とあるのは「当該外国法人が締結している全て の投資組合契約につき特別適用申告書を提出し とあるのは「当該外国法人が締結している全て の投資組合契約につき特別適用申告書を提出し

- 4 法第六十七条の十六第一項の規定の適用を受けようとする外国法人が法第四十一条の二十一第五項の規定により同項各号に定める申告書を提出した場合には、それぞれ、法第六十七条の十六第四項において準用する法第四十一条の二十一第五項の規定により同項に規定する特例適用申告書を提出した場合又は同条第九項の規定により同項各号に定める申告書を提出した場合により同項各号に定める申告書を提出したものとみり同項各号に定める申告書を提出したものとみ国法分割が表
- 立びに」とする。法第六十七条の十六第一項の規定の適用については、これらの規定中「規定は、」とあるのは、ては、これらの規定中「規定は、」とあるのは、では、これらの規定中「規定は、」とあるのは、では、これらの規定中「規定は、」とあるのは、では、これらの規定中「規定は、」とあるのは、
- 財務省令で定める。 十六第一項の規定の適用に関し必要な事項は、 前各項に定めるもののほか、法第六十七条の

(外国組合員の課税所得の特例)

会契約以外の投資組合契約につき第一号及び第投資組合契約(当該外国法人が特例適用投資組合契約をいう。以下この項において同じ。)及び契約をいう。以下この項において同じ。)及び国法人が締結している当該適用に係る投資組合契約等(特例適用投資組合契約(法第大十七条の二十三の二 外国法人が、特例適用第三十九条の三十三の二 外国法人が、特例適用

二号に掲げる要件を満たす場合の当該投資組合 る者は含まれないものとして、同条の規定を適 投資組合契約等に係る同条第四項第三号に掲げ は出資の譲渡については、同項及び同条第七項 の株式又は出資につき第三号に掲げる要件を満 定により同条第六項第二号に掲げる要件を満た 第六項各号に掲げる要件を満たす内国法人の株 る場合において、法人税法施行令第百七十八条 う。以下この条において同じ。)を締結してい 契約に限る。以下この項において同じ。)をい に規定する特殊関係株主等には、当該特例適用 たす場合に限る。)は、当該内国法人の株式又 のとされる場合を含むものとし、当該内国法人 す同号に規定する株式又は出資の譲渡をしたも 式又は出資の譲渡をしたとき(同条第七項の規 3

- 譲渡の日を含む事業年度(以下この項において「譲渡事業年度」という。)終了の日以いて「譲渡事業年度」という。)終了の日以いて「譲渡事業年度」という。)終了の日以いて「譲渡事業年度」という。)終了の日以いて「譲渡事業年度」という。)終了の日以いて「譲渡事業年度」という。)終了の日以いて「譲渡事業年度(以下この項にお
- される行為を含む。)を行わないこと。 条の三十第二項の規定によりするものとみな条の三十第二項の規定によりするものとみな条の三十第一項各号に掲げる行為(第二十六条の三十第一項各号に掲げる行為(第二十六組合契約に基づいて行う事業に係る第二十六組合契約を締結していた期間において当該投資合契約を締結していた期間において当該投資を加る行為を含む。)を行わないこと。
- 約等に係る同条第四項第三号に掲げる者を除 法人の特殊関係株主等(特例適用投資組合契 法施行令第百七十八条第一項第四号ロの内国 の時においても、当該外国法人に係る法人税 であるものに限る。) を所有していなかつた に掲げる者である場合には、同号の組合財産 例適用投資組合契約等を除く。)に係る同号 条第四項第三号に規定する組合契約(当該特 債的受益権を除き、当該特殊関係株主等が同 上に相当する数又は金額の株式又は出資(社 を除く。)の総数又は総額の百分の二十五以 受益権をいう。以下この号において同じ。) 第二百三十条第一項第二号に規定する社債的 (社債的受益権 (資産の流動化に関する法律 く。)が当該内国法人の発行済株式又は出資 譲渡事業年度終了の日以前三年内のいずれ 2

- する。 は出資に該当するかどうかの判定について準用 式又は出資が同条第三項第一号に掲げる株式又 人が譲渡した投資組合財産である内国法人の株 大が譲渡した投資組合財産である内国法人の株 は出資に該当するかどうかの判定に、外国法
- 4 第二十六条の三十一第五項の規定は、外国法人が第一項の規定を適用する場合について準用人が第一項の規合において、同条第五項中「氏名主たる事務所の所在地」と、「譲渡年の翌年三主たる事務所の所在地」と、「譲渡年の翌年三月十五日」とあるのは「譲渡の日を含む法第二月十五日」とあるのは「譲渡の日を含む法第二人税法第百四十四条の六第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用人では、第二十六条の三十一第五項の規定は、外国法人でによる申告書の提出期限」と読み替えるものとする。

の判定等) の判定等)

- 定める償還差益は、恒久的施設を有する外国法3 法第六十七条の十七第四項に規定する政令で

こと。

- 適用しな のとする。

  適用しな のとする。

  のとする。

  のとする。

  のとする。

  のとする。

  のとする。

  のに現定する賞選差益をいう。以下この項において「投 項に規定する賞選差益をいう。以下この項において「投 項に規定する賞選差益をいう。以下この項において「投 項に規定する賞選差益をいう。以下この項において「投 項に規定する割引債(同項に規定する割引債を
- 金をいう。) 当該割引債の社債発行差金(第二十六条の
- 二 前号に掲げる金額のうち当該外国法人の恒元 計号に掲げる金額のうち当該外国法人の恒元 前号に掲げる金額のうち当該外国法人の恒元 に規定する特定 原子 (以下この項、同項に規定する特定 (以下に表する特定 (以下にの項、同項に規定する特別 (大事六十七条の十七第六項の場合において、規定する特殊関係者であるかどうかの判定は、規定する特殊関係者であるかどうかの判定は、規定する特殊関係者であるかどうかの判定は、規定する特殊関係者であるかどうかの判定は、以下にの項、同項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定によりで行うものとする。
- 5 法第六十七条の十七第七項に規定する英益とす対価の額を控除した金額に相当する差益とす対価の額を上回る場合における該護漢に係る対価の額を上回る場合における当該護渡に係る対価の額を上回る場合における当該譲渡に係る対価の額を上回る場合における当該譲渡に係る対価の額を上回る場合における当該譲渡に係る対価の額を上回る場合に終め当該譲渡に係る対価の額から当該買戻しに係る対価の額から当該買戻しに係る対価の額から当該買戻しに係る対価の額を上回る場合に係る対価の額を上回る場合に係る対価の額を控除した金額に相当する差益とすが通過による対価の額を控除した金額に相当する差益とすが通過に対して、
- 6 各号に掲げる外国法人に該当するかどうかの 掲げる外国法人に限る。) が法第六十七条の 掲げる外国法人に限る。)が法第六十七条の十融機関等(法第四十二条の二第七項第一号イに において、法第六十七条の十七第七項の外国 法第四十二条の二第二項の規定を適用する場合 関等が同項に規定する貸借料等の支払を受ける 定は、法第六十七条の十七第七項の外国金融 二第二項に規定する他の外国金融機関等が同項 の十七第八項において準用する法第四十二条の 掲げる外国法人に限る。)に係る法第六十七条 融機関等(法第四十二条の二第七項第一号ロに の判定及び法第六十七条の十七第七項の外国金 七第八項において準用する法第四十二条の二第 一項各号に掲げる外国法人に該当するかどうか 法第六十七条の十七第八項において準用する

7 第五項の規定は、法第六十七条の十七第九項終了の時の現況により行うものとする。 べき日の前日を含む事業年度の直前の事業年度

7 第五項の規定は、法第六十七条の十七第九項に規定する政令で定める差益について準用する。この場合において、第五項中「、同項」とあるのは「、法第六十七条の十七第九項」と、あるのは「、法第六十七条の十七第九項」とと読み替えるものとする。

8 法第六十七条の十七第十項において準用する場合において、同項に規定する特殊の関係が存在するがどうかの判定は、それぞれの取引が行われたおいて、同項に規定する特殊の関係が存在する場合において、場合によいて準用すると、

一 外国法人が事業年度終了の時において法人に応じ、当該各号に定める金額とする。で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分法第六十七条の十七第十一項に規定する政令

を有する場合において、当該特定振替割引債売買目的有価証券に該当する特定振替割引債税法第六十一条の三第一項第一号に規定する

に係る同条第二項に規定する評価損が生じた

とき 当該評価損に相当する金額 とき 当該評価損に相当する金額 とき 当該評価損に相当する金額 とき 当該評価損に相当する金額 とき 当該評価損に相当する金額 とき 当該評価損に相当する金額 とき お談評価損に相当する金額 とき お談評価損に相当する金額 とき お談評価損に相当する金額 とり

二 外国法人が有する特定振替割引債につき法 上 外国法人が有する特定振替割引債の評価換えをして損金経理によりその帳 等価額を減額したとき 同項に規定する差額 に達するまでの金額に相当する金額 に達するまでの金額に相当する金額 に達するまでの金額に相当する金額 に達するまでの金額に相当する金額

する金額の損金の額として配分される費用の額に相当の損金の額として配分される費用の額に相当して合理的と認められる基準により当該特定して合理的と認められる基準により当該特定法人の行う業務の内容及び費用の性質に照ら額、使用人の数その他の基準のうち当該外国

(国外所得金額の計算の特例)

第三十九条の三十三の四 法第六十七条の十八第四項に規定する政令で定める場合は、同項の内部国法人の当該事業年度の前の内部の国外事業所等という。以下この項及び第四項に規定する内部取引をいう。以下この項及び第四項に規定する内部取引をいう。以下この項及び第四項に規定する上ととなつたことにより当該事業年度の同項の一事業の上ととなったことにより当該事業年度の同項の一事業年度の当該一の国外事業所等を有いて同じ。)がない場合(当該内国法人が当事業年度の当該一の国外事業所等との間の内部取引がない場合を除く。)とする。

2 法第六十七条の十八第四項第二号に規定する 政令で定める資産は、特許権、実用新案権その 他の資産(次に掲げる資産以外の資産に限る。)で、これらの資産の譲渡若しくは貸付け(資産 に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。)又はこれらに類似すせる一切の行為を含む。)又はこれらに類似する取引に相当するものが独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合に 常の取引の条件に従つて行われるとした場合に その対価の額とされるべき額があるものとする。

資産として財務省令で定める資産券、法人税法第六十一条の五第一項に規定す券、法人税法第六十一条の五第一項に規定すこ 現金、預貯金、売掛金、貸付金、有価証二 相金、預貯金(次号に掲げるものを除く。)

簿書類を留め置く場合について準用する。 第六十七条の十八第七項の規定により同項の帳。 国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法

準じて算定する場合における同項第一号ニ」法第六十六条の四の三第二項に規定する方法にのは「法第六十七条の十八第二項の規定により同条第二十項中「同条第二項第一号ニ」とある

資産国外関連取引につき同条第八項本文の規定受ける」とあるのは「とした額が当該特定無形 年度の当該国外所得金額の計算上当該特定無形 れる金額と異なることにより当該法人の各事業 のは「とした額が当該独立企業間価格とみなさ 益の額が過大となる」と、「を支払う」とある 計算上当該特定無形資産国外関連取引に係る収 法第六十九条第一項に規定する国外所得金額の なることにより当該法人の各事業年度の法人税 規定する独立企業間価格とみなされる金額と異 を適用したならば法第六十七条の十八第一項に 連取引に係る法第六十七条の十八第一項に規定国外所得金額の計算上当該特定無形資産国外関 異なることにより当該法人の各事業年度の当該 た額が当該独立企業間価格とみなされる金額と 特定無形資産国外関連取引に係る収益の額が過 条第一項に規定する国外所得金額の計算上当該 とあるのは「とした額につき」と、「の支払を の額とした額」と、同条第十八項中「につき」 八第一項」と、「対価の額」とあるのは「対価 大となる」と、「を支払う」とあるのは「とし より当該法人の各事業年度の法人税法第六十九 立企業間価格とみなされる金額と異なることに ならば法第六十七条の十八第一項に規定する独 する損失等の額が過少となる」と、同項各号中 「同条第一項」とあるのは「法第六十七条の十 3

をいう。

もの、電気、商品券その他これらに類するも

と、同項第一号中「属する企業集団の財産」と、同項第一号中「属する企業集団の財産」と、同項第二十三項(国外所得金額の計算の特例)には、おいて準用するに、国外所得金額の計算の特例)において準用する同様」と読み替えるものは「対価の額とされるべき額」と、同条第二十三項中「同条第一項」と、「対価の額」とあるのは「対価の額とされるべき額」と、同条第二十三項中「同条第一項」と、「同条第二十一項」と、同条第二十三項中「同条第一項」と、「同条第二十一項」と、同条第二十三項中「同条第一項」と、「対価の額」とあるのは「対価の額とされるべき額」と、同項第一号中「属する企業集団の財産」と、同項第一号中「属する企業集団の財産」と、同項第一号中「属する企業集団の財産」と、同項第一号中「属する企業集団の財産」と、同項第一号中「属する企業集団の財産」と、同項第一号中「属する企業集団の財産」と、同項第一号中「属する企業集団の財産」と

(特定の協同組合等の法人税率の特例

る収入金額とする。 に規定する政令で定める収入金額は、次に掲げ第三十九条の三十四 法第六十八条第一項第一号

- 一 有価証券の譲渡による収入金額 固定資産の譲渡による収入金額
- 定めるものは、動物、植物、気体又は液体状の法第六十八条第一項第一号に規定する政令でを利用した分量に応じて分配を受けた金額数量、価額その他当該他の協同組合等の事業 他の協同組合等から、その取り扱つた物の
- b 法第六十八条第一項の協同組合等が当該事業 年度において法人税法第六十条の二の規定の適用を受ける金額(以下この項において「損金算 ついては、損金算入事業分量配当額は当該事業 年度の同号に規定する総収入金額がら控除する ものとし、損金算入事業分量配当額のう控除する ものとし、損金算入事業分量配当額の当該事業 に規定する総収入金額がら控除する ものとし、損金算入事業分量配当額の当該事業 に規定する物品供給事業に係る部分の金額は当該事業 に規定する物品供給事業に係る収入金額 がら控除するものとする。

(農業協同組合等の合併に係る課税の特例)

全てを満たすこととする。 全てを満たすこととする。 全てを満たすこととする。

資産国外関連取引に係る法第六十七条の十八第

項に規定する損失等の額が過少となる」と、

かの事業をいう。以下この号及び第三号にお当該合併前に行う主要な事業のうちのいずれ被合併法人の被合併事業(当該被合併法人の一 法第六十八条の二各号に掲げる合併に係る

の号において同じ。) との間に当該他の者に 約に係る他の組合員である者を含む。以下こ

(法人税法第二条第十二号の七

業のうちのいずれかの事業をいい、当該合併 併事業(当該合併法人の当該合併前に行う事 る要件を満たすものであること。 が相互に関連するものとして財務省令で定め 合併事業をいう。第三号において同じ。)と である場合にあつては、他の被合併法人の被 が新設合併(法人を設立する合併をいう。) いて同じ。) と当該合併に係る合併法人の合

三 法第六十八条の二各号に掲げる合併に係る 当する数の者が当該合併後に当該合併に係る が当該合併法人において当該合併後に引き続 併法人の合併事業と関連する事業に限る。) 被合併法人の被合併事業(当該合併に係る合 合併法人の業務に従事することが見込まれて ち、その総数のおおむね百分の八十以上に相 被合併法人の当該合併の直前の従業者のう 法第六十八条の二各号に掲げる合併に係る

第三十九条の三十四の三 法第六十八条の二の二 定める要件は、 法第二条第十二号の十五の三に規定する政令で 第一項の規定により読み替えて適用する法人税 (認定株式分配に係る課税の特例) き行われることが見込まれていること。 次に掲げる要件の全てを満たす

の号において同じ。) 及び次に掲げる組合契 項第一号に規定する組合契約をいう。以下こ 締結している組合契約(同令第四条の三第九 関係のある者を含む。イにおいて同じ。)が 人税法施行令第四条第一項に規定する特殊の が個人である場合には、その個人との間に法 係る現物分配法人と他の者(その者(その者 に占める割合が百分の二十未満となること。 式又は出資を除く。)の総数又は総額のうち 又は出資(当該完全子法人が有する自己の株 の数又は金額の当該完全子法人の発行済株式 以下この項において同じ。)の株式又は出資 号の十五の二に規定する完全子法人をいう。 配に係る完全子法人(法人税法第二条第十二 分配」という。) の直後に当該認定株式分配 定株式分配(以下この項において「認定株式 に係る現物分配法人が有する当該認定株式分 認定株式分配の直前に当該認定株式分配に 法第六十八条の二の二第一項に規定する認 第二項第 三号口 六十一条 施行令第 所得税法金 2

係があることとなることが見込まれていない 人と他の者との間に当該他の者による支配関 式分配後に当該認定株式分配に係る完全子法 において同じ。)がなく、かつ、当該認定株 の五に規定する支配関係をいう。以下この号

において同じ。)が締結している組合契約 合(これに類するものを含む。以下この号 その者が締結している組合契約による組

次号

|以下この号及び次号

|金額を当該現物分配法人が当該直

|式の数(出資にあつては、金額

前に有していた当該完全子法人株

口に掲げる組合契約による組合が締結

定株式分配に伴つて退任をするものでないこ 項第二号に規定する特定役員の全てが当該認 完全子法人の法人税法施行令第四条の三第四 認定株式分配前の当該認定株式分配に係る

額金額を当該現物分配法人が当該直

|株主等に交付した当該完全子法

式分配により当該現物分配法人の じ。) で除し、これに当該適格株 以下この号及び次号において同

株式の数を乗じて計算した金額

とが見込まれていること。 当該完全子法人の業務に引き続き従事するこ おおむね百分の九十以上に相当する数の者が 株式分配の直前の従業者のうち、その総数の 認定株式分配に係る完全子法人の当該認定

Ŧi. 長発展が見込まれるものとして経済産業大臣 株式分配前に行う主要な事業が当該完全子法 ていること。 人において引き続き行われることが見込まれ 認定株式分配に係る完全子法人が事業の成 認定株式分配に係る完全子法人の当該認定

号に規定する株主等をいう。)に対する所得税 法施行令及び法人税法施行令の規定の適用につ る法人及びその株主等(法人税法第二条第十四 ある場合におけるその適用に係る同項に規定す 欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と いては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中 する。 法第六十八条の二の二第一項の規定の適用が が定める要件を満たすものであること。

額金額を当該現物分配法人が当該株 該現物分配法人の株主等に交付し |全子法人の株式の数で除して計算 式分配の直前に有していた当該完 じて計算した金額 た当該完全子法人の株式の数を乗 した金額に当該株式分配により当 3

号 |項第十六|主等 施行令第り 八条第一の 法人税法によ に係る

締結している組合契約 イ又はハに掲げる組合契約による組合が

ている組合契約

項第十 号口 八条第一 施行令第 法人税法金

百十九条現 物施行令第適 格 施行令第( 第一項第 二十三条 法人税法又は 全子法人の株式の数を乗じて計 配法人の株主等に交付した当該完 全子法人の株式の数で除し、これ 式分配の直前に有していた当該完 に当該株式分配により当該現物 した金額 適格現物分配又は株式分配

の四第五分配 又 は 現配に係る現物分配法人の株主等 被現物分配法人又は当該株式分

第三十九条の三十四の四 合併は、次に掲げる要件の全てに該当する合併第一項に規定する政令で定める要件に該当する とする。 (適格合併等の範囲に関する特例) 法第六十八条の二の三

要件を定めたときは、これを告示する。

経済産業大臣は、

第一項第六号の規定により

2

ちのいずれかの事業と合併法人の当該合併前被合併法人の合併前に行う主要な事業のう

に関連すること。 に行う事業のうちのいずれかの事業とが相互

事業に係るこれらの額の合計額のおおむね二 計額が、被合併法人が合併前に継続して行う る売上金額、収入金額その他の収益の額の合 分の一を下回るものでないこと。 合併法人が合併前に継続して行う事業に係

三 合併法人の合併前に行う主たる事業が次の いずれにも該当しないこと。

同じ。) 又は債券の保有 株式(出資を含む。以下この条において

隣接権その他これに準ずるものを含む。) 権を含む。)又は著作権(出版権及び著作 特別の技術による生産方式若しくはこれら に準ずるもの(これらの権利に関する使用 工業所有権その他の技術に関する権利、

合併法人が合併前に我が国においてその主

その事業の管理、支配及び運営を自ら行つて 役員をいう。以下この条において同じ。) 行令第四条の三第四項第二号に規定する特定 店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、 たる事業を行うに必要と認められる事務所、 いること。 合併法人の合併前の特定役員(法人税法施 の

額金額を当該現物分配法人が当該株

|等に交付した当該完全子法人株式

配により当該現物分配法人の株主 式の数で除し、これに当該株式分 前に有していた当該完全子法人株

の数を乗じて計算した金額(

過半数が次に掲げる者でないこと。 使用人であつた者 いる者又は当該被合併法人の役員若しくは おいて同じ。)若しくは使用人を兼務して 五号に規定する役員をいう。以下この条に 被合併法人の役員(法人税法第二条第十

おいて同じ。)の役員若しくは使用人を兼 二条第十二号の八に規定する合併親法人 しくは使用人であつた者 務している者又は当該外国親法人の役員若 (外国法人に限る。) をいう。以下この号に 合併法人に係る外国親法人(法人税法第

件の全てに該当する分割とする。 で定める要件に該当する分割は、次に掲げる要 法第六十八条の二の三第二項に規定する政令 四条第一項に規定する特殊の関係のある者 イ又は口に掲げる者と法人税法施行令第

う事業のうちのいずれかの事業とが相互に関 となるものと分割承継法人の当該分割前に行 割により分割承継法人において行われること 分割法人の分割前に行う事業のうち当該分

う事業に係るこれらの額の合計額のおおむねの合計額が、分割法人が分割前に継続して行に係る売上金額、収入金額その他の収益の額 一分の一を下回るものでないこと。 分割承継法人が分割前に継続して行う事業

次のいずれにも該当しないこと。 分割承継法人の分割前に行う主たる事業が 株式又は債券の保有

隣接権その他これに準ずるものを含む。) 権を含む。)又は著作権(出版権及び著作 特別の技術による生産方式若しくはこれら に準ずるもの(これらの権利に関する使用 工業所有権その他の技術に関する権利

所、店舗、工場その他の固定施設を有し、 の主たる事業を行うに必要と認められる事務 つ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行 つていること。 分割承継法人が分割前に我が国においてそ

が次に掲げる者でないこと。 分割承継法人の分割前の特定役員の過半数 分割法人の役員若しくは使用人を兼務し

法第二条第十二号の十一に規定する分割承 使用人であつた者 ている者又は当該分割法人の役員若しくは 分割承継法人に係る外国親法人(法人税

法第六十八条の二の三第二項第一号に規定す 下この号において同じ。)の役員若しくは継親法人(外国法人に限る。)をいう。以 四条第一項に規定する特殊の関係のある者 使用人を兼務している者又は当該外国親法 人の役員若しくは使用人であつた者 イ又はロに掲げる者と法人税法施行令第

る要件の全てに該当する株式交換とする。 で定める要件に該当する株式交換は、次に掲げ 全部が分割承継法人に移転する分割とする。 人の当該分割の直前の資産及び負債のおおむねる政令で定める分割は、その分割に係る分割法 法第六十八条の二の三第三項に規定する政令 5

前に行う主要な事業のうちのいずれかの事業う。以下この項において同じ。)の株式交換 下この項において同じ。)の当該株式交換前三に規定する株式交換完全親法人をいう。以と株式交換完全親法人(同条第十二号の六の 株式交換完全子法人(法人税法第二条第十 一号の六に規定する株式交換完全子法人をい 行う事業のうちのいずれかの事業とが相互

> ものでないこと。 らの額の合計額のおおむね二分の一を下回る が株式交換前に継続して行う事業に係るこれ て行う事業に係る売上金額、収入金額その他 株式交換完全親法人が株式交換前に継続し 収益の額の合計額が、株式交換完全子法人

三 株式交換完全親法人の株式交換前に行う主 たる事業が次のいずれにも該当しないこと。 株式又は債券の保有

隣接権その他これに準ずるものを含む。) 権を含む。)又は著作権(出版権及び著作 特別の技術による生産方式若しくはこれら に準ずるもの(これらの権利に関する使用 工業所有権その他の技術に関する権利

営を自ら行つていること。 を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運 られる事務所、店舗、工場その他の固定施設 においてその主たる事業を行うに必要と認め 株式交換完全親法人が株式交換前に我が国

Ŧi. 員の過半数が次に掲げる者でないこと。 株式交換完全親法人の株式交換前の特定役 人を兼務している者又は当該株式交換完全 株式交換完全子法人の役員若しくは使用

る。)をいう。以下この号において同じ。) る株式交換完全支配親法人(外国法人に限 子法人の役員若しくは使用人であつた者 の役員若しくは使用人を兼務している者又 は当該外国親法人の役員若しくは使用人で (法人税法第二条第十二号の十七に規定す 株式交換完全親法人に係る外国親法人

する。 る政令で定める外国法人は、次に掲げるものと 定する法人の所得に対して課される税が存在 法第六十八条の二の三第五項第二号に規定す 第三十九条の十七の二第二項第一号ロに規 四条第一項に規定する特殊の関係のある者 イ又は口に掲げる者と法人税法施行令第

定める外国法人 有する外国法人 しない国又は地域に本店又は主たる事務所を 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に

までの合併、分割、 (以下この号及び第七項第三号において 「合併等」という。)が行われる日を含む事 法第六十八条の二の三第一項から第四項 株式交換又は現物出資

ちいずれかの事業年度において、その事業 いて「前二年内事業年度」という。)があ業年度(以下この号及び第七項第三号にお 該所得の金額の百分の二十未満であつた外 年度の所得に対して課される租税の額が当 る外国法人の場合 前二年内事業年度のう 業年度開始の日前二年以内に開始した各事

税の税率が百分の二十未満である外国法人 金額に相当する金額を含む。)である場合 令)により外国法人税の課税標準に含まれ 法人税に関する法令が二以上ある場合に において同じ。) に関する法令 (当該外国 の外国法人税(法人税法第六十九条第一項 三号において「本店所在地国」という。) 事業に係る収入金額(当該収入金額がその て適用されるその本店所在地国の外国法人 所得が生じたとした場合にその所得に対し には、当該収入金額以外の収入金額)から 合にこれらの号に掲げる金額とみなされる 四条第一項の規定の例によるものとした場 一号又は第二号に掲げる金額(同法第二十 ないこととされる同法第二十三条第一項第 は、そのうち主たる外国法人税に関する法 に規定する外国法人税をいう。以下この号 域(以下この号並びに第七項第二号及び第 本店又は主たる事務所の所在する国又は地 おいて、その行うこととされている主たる 合併等が行われる日を含む事業年度に

7 6 場合には、第五項各号に掲げる外国法人に含ま かどうかの判定について、それぞれ準用する。 外国法人が前項第二号ロの外国法人に該当する かの判定について、同条第二項第四号の規定は 三号ロ及び第五号ロを除く。)の規定は外国 人が前項第二号イの外国法人に該当するかどう れないものとする。 外国法人が次に掲げる要件の全てに該当する 第三十九条の十七の二第二項(第一号ロ、 第

れに準ずるものを含む。) の提供又は船舶若 くは著作権(出版権及び著作隣接権その他こ 他の技術に関する権利若しくは特別の技術に しくは航空機の貸付けを主たる事業とするも (これらの権利に関する使用権を含む。) 若し よる生産方式若しくはこれらに準ずるもの のでないこと。 株式若しくは債券の保有、工業所有権その

二 その本店所在地国においてその主たる事業 始の日から当該合併等が行われる日の前日まには、合併等が行われる日を含む事業年度開 の管理、支配及び運営を自ら行つているこ場その他の固定施設を有し、かつ、その事業 を行うに必要と認められる事務所、店舗、工 度(前二年内事業年度がない外国法人の場合 前二年内事業年度のうちいずれかの事業年

前二年内事業年度がない外国法人の場

るかに応じそれぞれ次に定める場合に該当す たる事業が次に掲げる事業のいずれに該当す

業年度等」という。)において、その行う主 での期間。以下この号において「判定対象事

イ

ること。

(1)に該当するかに応じそれぞれ次に定める 卸売業 判定対象事業年度等の棚卸資

行う主たる事業が次に掲げる事業のいず 業、保険業、水運業又は航空運送業 卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引

その

額の占める割合が百分の五十を超える との間の取引に係る仕入取扱金額の合計 う。) の合計額のうちに関連者以外の者 買の代理又は媒介に関し受け取る手数料 額の占める割合が百分の五十を超える場 産の販売に係る収入金額(棚卸資産の売 下この号において「仕入取扱金額」とい 基因となつた売買の取引金額を含む。以 がある場合には、その手数料を受け取る 合又は判定対象事業年度等において取得 との間の取引に係る販売取扱金額の合計 う。) の合計額のうちに関連者以外の者 基因となつた売買の取引金額を含む。以 がある場合には、その手数料を受け取る 買の代理又は媒介に関し受け取る手数料 した棚卸資産の取得価額(棚卸資産の売 下この号において「販売取扱金額」とい

判定対象事業年度等の支払利息の合計額 める割合が百分の五十を超える場合又は 者以外の者から受けるものの合計額の占 息の合計額のうちに当該受入利息で関連 のうちに当該支払利息で関連者以外の者 十を超える場合 に対して支払うものの合計額が百分の 銀行業 判定対象事業年度等の受入利 て、

前項第三号イの規定を適用する

- (3) 信託業 判定対象事業年度等の信託報酬の合計額のうちに当該信託報酬で関連酬の合計額の方とに当該信託報酬で関連を対象事業年度等の信託報
- (4) 金融商品取引業 判定対象事業年度等の受入手数料(有価証券の売買による利益を含む。)の合計額のうちに当該受入手数料で関連者以外の者から受けるものの合計額の占める割合が百分の五十を超える場合 (5) 保険業 判定対象事業年度等の収入保険料の合計額の方ちに当該収入保険料の合計額の方ちに当該収入保険料の合計額の方ちに当該収入保険料の合計額の方ちに当該収入保険料の合計額の方ちに当該収入保険料の合計額の方と収入するもの(当家)の公司を対している。
- (5) 保険業 判定対象事業年度等の収入保険料の合計額のうちに当該収入保険料で関連者以外の者が負う損害賠償責任をは関連者以外の者が負う損害賠償責任をは関連者以外の者が負う損害賠償責任をは関連者以外の者が負う損害賠償責任をに限る。) の合計額の占める割合が百分に限る。) の合計額の占める割合が百分の五十を超える場合
- の 水運業又は航空運送業 判定対象事業 は 水運業又は航空運送業 判定対象事業 は 不運業又は航空運航及び貸付けによる収入金額の合計額の方ちに当該収入金額で関連者以外 計額のうちに当該収入金額で関連者以外 の者から収入するものの合計額の占める お合が百分の五十を超える場合 とのうちに 水運業又は航空運送業 判定対象事業 は 水運業又は航空運送業 判定対象事業 は
- (1) 不動産業 主として本店所在地国にあするかに応じそれぞれ次に定める場合 イに掲げる事業が次に掲げる事業のいずれに該当
- でである。 さとして本店の石地區にある不動産(不動産の上に存する権利を含む。)、当該不動産の売買又は貸付けの代理又は媒介及び当該不動産の管理けの代理又は媒介及び当該不動産ので理けの代理又は媒介及び当該不動産の上に存する権利を含む。)、当該不動産の上に存する権利を含む。)の売買む。以下この号において同じ。)の売買む。以下この場合が、当該不動産の上に存する権利を含む。
- つている場合 おいて使用に供される物品の貸付けを行おいて使用に供される物品の貸付けを行い 物品賃貸業 主として本店所在地国に
- に係る関連者との間で行われた取引とみなし次に掲げる取引は、外国法人と当該外国法人おいて行つている場合 業以外の事業 主として本店所在地国に業以外の事業 主として本店所在地国に

- の者(以下この項において「非関連者」という。)との間で行う取引(以下この号においう。)との間で行う取引(以下この号においう。)との間で行う取引(以下この号においた。)との間で行う取引(以下この号において契約その他によりあらかじめ定まは提供をされることが当該対象取引を行ったは提供をされることが当該対象取引を行ったは提供をされることが当該対象取引を行ったは提供をされることが当該対象取引を行った。
- は、次に掲げる者をいう。 第七項第三号イ及び前項に規定する関連者と
- へ 外国法人と他の法人との間にいずれか一方 の法人が他方の法人の発行済株式又は出資 の株式を直接又は間接に保有する関係がある 数又は総額の百分の五十を超える数又は金額 数又は総額の百分の五十を超える数又は金額 の株式を直接又は間接に保有する関係がある 場合における当該他の法人との間にいずれか一方
- 二 外国法人と他の法人が同一の者(当該者が出、外国法人と他の法人が同一の者(当該者が出、当該借人及びこれと法におってそれぞれその発行関係のある個人)によつてそれぞれその発行関係のある個人)によつてそれぞれその発行対株式等の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式を直接又は間接に保有される関係がある場合における当該他の法人が同一の者(当該者が出、外国法人と他の法人が同一の者(当該者が出、外国法人と他の法人が同一の者(当該者が出、
- ものを除く。) ものを除く。)
- ある場合には、当該個人及びこれと法人税法二 二の内国法人が同一の者(当該者が個人で

- 11 前項各号に掲げる関係があるかどうかの判定は、法第六十八条の二の三第一項から第三項までの合併、分割又は株式交換の直前の現況による。
- は、第二十九条の十二第二項及び第三項の規定 は、第九項又は第十項の規定を適用する場合に は、第九項又は第十項の規定を適用する場合に は、第九項又は第十項の規定を適用する場合に は、第九項又は第十項の規定を適用する場合に は、第二十九条の十二第二項及び第三項の規定
- 13 法第六十八条の二の三第五項第四号に規定する政令で定める特殊の関係のある非居住者で、第三十九条の十四第六項第一号イからへまでに掲げるものとする。
- 4 法第六十八条の二の三第五項第五号に規定する政令で定める関係は、次に掲げる関係とする。
- のを除く。) 外国法人と内国法人との間に当該外国法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の八十以上の数又は金額の株式を直額の百分の八十以上の数又は金額の株式を直が当該内国法人の発行済株式等の総数又は総が当該内国法人と内国法人との間に当該外国法人
- 二 外国法人と内国法人が同一の者(当該者が 国法人の関係
- 15 第三十九条の十二第二項及び第三項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で中「百分の五十以上」とあるのは、「百分の八十以上」と読み替えるものとする。この場合において、同条第二項及び第三項するかどうかの判定に関する事である。

- れる関 の七の二第一項の規定は法第六十八条の三第一る数又 第三十九条の三十五 法人税法施行令第百十九条済株式 の特例)
- 。)を発すした内国去人の合并(適各合并こ亥資を含む。以下この条において同じ。)をいう2 法人が旧株(当該法人が有していた株式(出いて、それぞれ準用する。

第百十九条の七の二第四項の規定は法第六十八項に規定する政令で定める関係について、同令

- 直接人が旧構(当該法人が有していた株式(出 資を含む。以下この条において同じ。)を発行した内国法人の合併(適格合併に該 当しないものに限る。)により法第六十八条の 三第五項第一号に規定する時で定める関係がある外 国法人のうちいずれか一の外国法人の株式の交 が特定軽課税外国法人等(法第六十八条の二の が特定軽課税外国法人等(法第六十八条の二の が特定軽課税外国法人等(法第六十八条の二の が特定軽課税外国法人等(法第六十八条の二の 三第五項第一号に規定する特定軽課税外国法人 事をいう。第四項において同じ。)の株式に該 当するときは、その交付を受けた株式の取代に該 当するときは、その交付を受けた株式の取代に 額については、法人税法施行令第百十九条第一 項第五号(法人税法第百四十二条第二項の規定 により準じて計算する場合を含む。)の規定は、 により準じて計算する場合を含む。)の規定は、 により準じて計算する場合を含む。)の規定は、 により準じて計算する場合を含む。)の規定は、
- 3 法人が所有株式(当該法人が有する株式をいう。)を発行した内国法人の行つた法第六十八う。)を発行した内国法人の株式の交付を同項に規定する特定外国親法人の株式の交付を受けた場合には、その交付を受けた場合には、その交付を受けた場合には、その交付を受けた場合には、その交付を受けた株式の取得価額については、法人税法施行令第百十九条第一項第六号(法人税法第百四十二条第二項の規定は、適用しない。
- ・ 法人が旧株(当該法人が有していた株式をい規定により準じて計算する場合を含む。)の規定により準じて計算する場合を含む。)の規定により準じて計算する場合を含む。)により法第六十八条の三第三項に規定する政令で定める関係がある外国法人の方ちいずれか一の外国法人の株式が校業に該当しないものに限る。)により法第六十八条の三第三項に規定する政令で定める関係がある外国法人の方ちいずれか一の外国法人の株式が校理法人の大式に該当するときは、その交付を受けた株式の規定は、適用しない。
- 株式をいう。)を発行した内国法人の行つた法5 外国法人が所有株式(当該外国法人が有する

令第百八十四条第一項第十八号の規定は、適用 の規定に準じて計算するときは、法人税法施行 より読み替えられた同法第六十一条の二第四項 泉所得に係る所得の金額につき、同項の規定に 法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源 の交付を受けた場合において、当該外国法人の 割により同項に規定する特定外国親法人の株式 第六十八条の三第二項に規定する特定分割型分

第三十九条の三十五の二 法第六十八条の三の二 に規定する特定資産(第六項及び第七項第一号という。)のうち、資産流動化法第二条第一項 令で定める金額とする。 分により得られる利益の分配の額として財務省 において「特定資産」という。)の管理又は処 分配の額(第八項において「金銭の分配の額」 基づき行われる受益権の権利者に対する金銭の第二百二十三条に規定する特定目的信託契約に 下この条において「資産流動化法」という。) 定める金額は、資産の流動化に関する法律(以 第一項に規定する利益の分配の額として政令で (特定目的信託に係る受託法人の課税の特例) 5

項並びに法人税法第五十七条第一項並びに第五する所得の金額として政令で定める金額は、同法第六十八条の三の二第一項ただし書に規定 計算した場合の当該事業年度の所得の金額とす 十九条第二項及び第三項の規定を適用しないで

合が百分の五十を超える旨)の記載があるもの は、それぞれの種類の受益権ごとに国内募集割 集される場合の資産信託流動化計画にあつて の五十を超える旨(二以上の種類の受益権が募 項において「国内募集割合」という。)が百分 れる受益権の発行価額の占める割合(以下この の発行価額の総額のうちに国内において募集さ 以下この項及び第五項第一号において同じ。) 益権をいう。第七項において同じ。)を除く。 債的受益権 (同号ロ(1)に規定する社債的受 に規定する発行者により募集される受益権(社 この項において同じ。)において同号口(1) 項に規定する資産信託流動化計画をいう。以下 流動化計画(資産流動化法第二百二十六条第一 れるものとして政令で定めるものは、資産信託 する受益権の募集が主として国内において行わ 法第六十八条の三の二第一項第一号ハに規定 6

する政令で定める要件は、法人税法施行令第十 法第六十八条の三の二第一項第一号ニに規定

> えないものであることとする。 が一年を超え、かつ、二年に満たない場合に 法人の会計期間のうちその最初の会計期間のみ 第十三条第一項に規定する会計期間(当該受託 条において「受託法人」という。)の法人税法 。)に係る同項に規定する受託法人(以下この 四条の六第八項に規定する場合を除き、法第六 (以下この条において「特定目的信託」という -八条の三の二第一項に規定する特定目的信託 当該最初の会計期間を除く。)が一年を超

する政令で定める同族会社は、次に掲げるもの 法第六十八条の三の二第一項第二号イに規定

額)の受益権を有する場合における当該特定 内容が均等でない場合にあつては、その価 総額)の百分の五十を超える数(各受益権の 権の内容が均等でない場合にあつては、その 目的信託に係る受託法人 がその特定目的信託の受益権の総数(各受益 号において「特殊の関係のある者」という。) で定める特殊の関係のある個人及び法人(次 れらと法人税法第二条第十号に規定する政令 特定目的信託の受益者の三人以下並びにこ

信託に係る受託法人 行令第四条第三項第二号イからニまでに掲げ 超える数を有する場合における当該特定目的 る当該議決権の数を除く。)の百分の五十を 決権を行使することができない受益者が有す る議決権のいずれかにつきその総数(当該議 に限る。)がその特定目的信託の法人税法施 らと特殊の関係のある者(議決権を有する者 特定目的信託の受益者の三人以下及びこれ

算した金額とする。 益の額として財務省令で定めるところにより計 は、特定資産の管理又は処分により得られる利 する分配可能利益の額として政令で定める金額 法第六十八条の三の二第一項第二号ロに規定

的信託に係る受託法人の当該事業年度開始の日 た残額(次の各号に掲げる場合の区分に応じ当 残高の百分の五に相当する金額から当該特定目 受益権の元本の当該事業年度終了の日における 令で定める金額は、当該特定目的信託の社債的 から控除することとされる同号ロに規定する政 する分配可能利益の額として政令で定める金額 該各号に定める金額が当該事業年度の所得の金 における利益積立金額に相当する金額を控除し 法第六十八条の三の二第一項第二号ロに規定

8

額を超えていることとする。

価額の合計額を減算した金額をいう。)から 帳簿価額の合計額からその有する負債の帳簿 の時における純資産価額(その有する資産の める金額 るその上回る部分の金額として財務省令で定 元本の額を控除した金額を上回る場合におけ 分配の額が当該受託法人の当該事業年度終了 当該受託法人の当該事業年度に係る金銭の

二 第六項に規定する財務省令で定めるところ この号に掲げる金額として減算された金額に 相当する金額を除く。)に充てられた金額と 各事業年度において分配可能額の計算上既に 額(超過分配事業年度から前事業年度までの により計算した金額のうち、前号に掲げる金

乗じて計算した金額との合計額)とする。 額の計算上損金の額に算入される減価償却資産 と当該超える部分の金額に相当する金額に二を .係る償却費の額を超えるときには、当該残額 9

おいて償還をした社債的受益権の元本の額のという。) が行われた場合 当該事業年度に 等を含む。) 又は社債的受益権に係る受益証 資金のうち社債的受益権の元本の償還に充て 借入れ(以下この号において「特定譲渡等」 規定する受益証券をいう。)の発行若しくは 券(法第六十八条の三の二第一項第二号ロに 三十八条の四第四項に規定する賃借権の設定 合計額から当該特定譲渡等により調達された 当該事業年度において特定資産の譲渡

額の合計額 度において償還をした社債的受益権の元本の られた金額を控除した金額 前号に掲げる場合以外の場合 当該事業年

額に算入される金額を控除した金額」とする。

第一項(特定目的信託に係る受託法人の課税の 計額のうち租税特別措置法第六十八条の三の二

特例)の規定により所得の金額の計算上損金

の適用については、同条第八号中「金額を除 ある場合における法人税法施行令第九条の規定

く。)」とあるのは、「金額を除く。)から当該合

る機関投資家からのものであることとする。 けるその借入れが同項第一号口(2)に規定す

法第六十八条の三の二第一項の規定の適用

受託法人が当該特定目的信託の信託事務を処 する政令で定める要件は、特定目的信託に係る

法第六十八条の三の二第一項第二号ハに規定

するために資金の借入れを行つている場合にお

金額(当該受託法人が同号ロに規定する特定目 以後の各事業年度の法第六十八条の三の二第一 二号において「超過分配事業年度」という。) 項において同じ。)の百分の九十に相当する金 に掲げる金額を減算した金額をいう。以下この 第一号に掲げる金額を加算し、これから第二号 額から前項に規定する残額を控除した金額)に 的信託に係る受託法人である場合には、当該金 定する財務省令で定めるところにより計算した 係る金銭の分配の額が分配可能額(第六項に規 項第二号ロに掲げる要件は、当該各事業年度に げる金額がある場合における当該事業年度(第 当該受託法人の事業年度において第一号に掲

第三十九条の三十五の三 法第六十八条の三の三 上回る場合におけるその上回る部分の金額とし その有する負債の帳簿価額の合計額を減算した 価額(その有する資産の帳簿価額の合計額から じ。)の当該事業年度終了の時における純資産定する受託法人をいう。以下この条において同が受託法人(法第六十八条の三の三第一項に規 額」という。)から超過分配額(当該総分配額の額(以下この項及び第五項において「総分配において同じ。)に基づき行われる収益の分配 託者非指図型投資信託約款をいう。以下この条 又は投資信託法第四十九条第一項に規定する委 条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款 この条において「投資信託法」という。)第四 定める金額は、当該事業年度に係る投資信託約 第一項に規定する収益の分配の額として政令で て同じ。)を控除した金額とする。 て財務省令で定める金額をいう。第五項にお 金額をいう。)から元本の額を控除した金額を 款(投資信託及び投資法人に関する法律(以下 (特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)

して財務省令で定める金額

項並びに法人税法第五十七条第一項並びに第五 する所得の金額として政令で定める金額は、 計算した場合の当該事業年度の所得の金額とす 十九条第二項及び第三項の規定を適用しないで 法第六十八条の三の三第一項ただし書に規定 同

集される受益権の発行価額の総額のうちに国内 する受託者による受益権の募集が主として国内 は、投資信託約款においてその受託者により募 において行われるものとして政令で定めるもの において募集される受益権の発行価額の占める 法第六十八条の三の三第一項第一号ハに規定 の事業年度の確定した決算に基づく貸借対照表 る帳簿価額として政令で定める金額は、同号ハ 法第六十八条の三の三第一項第二号ハに規定す ことを約する契約に係るものに限る。)とし、 る資産をいう。)に対する投資として運用する 割合が百分の五十を超える旨の記載があるもの

- であることとする。 初の会計期間を除く。)が一年を超えないもの 超え、かつ、二年に満たない場合には、当該最 計期間のうちその最初の会計期間のみが一年を 第一項に規定する会計期間(当該受託法人の会 という。)に係る受託法人の法人税法第十三条 四条の六第八項に規定する場合を除き、法第六 する政令で定める要件は、法人税法施行令第十 (第七項及び第八項において「特定投資信託」 十八条の三の三第一項に規定する特定投資信託 法第六十八条の三の三第一項第一号ニに規定 7
- げる金額の第二号に掲げる金額に占める割合と る割合として政令で定める割合は、第一号に掲 する収益の分配の額の分配可能収益の額に占め 法第六十八条の三の三第一項第二号ロに規定
- 当該事業年度に係る総分配額
- に掲げる金額を加算し、これからロに掲げる において「分配可能収益額」という。)にイ 省令で定めるところにより計算した金額(ロ 金額を減算した金額 当該事業年度における収益の額として財務
- 当該事業年度に係る超過分配
- 法第六十八条の三の三第一項第二号ハに規定 された金額に相当する金額を除く。)に充 年度から前事業年度までの各事業年度にお 超過分配額(超過分配額の分配に係る事業 てられた金額として財務省令で定める金額 いてこの号に掲げる金額の計算上既に減算 当該事業年度の分配可能収益額のうち、
- 業者(同法第二十八条第一項に規定する第一 る有価証券関連業に該当するもの又は同条第 種金融商品取引業のうち同条第八項に規定す 取引法第二条第九項に規定する金融商品取引 合には、その借入れが機関投資家(金融商品 額の合計額のうちに占める割合

外のもの及び同条第二号から第七号までに掲げ

げる資産のうち匿名組合契約等に基づく権利以 あつては、主として対象資産(同条第一号に掲 づく権利及び同令第三条第八号に掲げる資産に この項及び第八項第一号において同じ。) に基

第九項に規定する匿名組合契約等をいう。以下うち匿名組合契約等(第三十九条の三十二の三

までに掲げる資産(同条第一号に掲げる資産の 人に関する法律施行令第三条第一号から第十号 する政令で定める資産は、投資信託及び投資法

- 計額とする。 対照表に計上されている総資産の帳簿価額の合 する総額として政令で定める金額は、当該貸借 る資産の帳簿価額の合計額とし、同号ハに規定 に計上されている同号ハに規定する政令で定め
- ものとして当該売却の対価の額に係る金銭債権 項の規定を適用する。 帳簿価額は当該資産の帳簿価額とみなして、 を前項の貸借対照表に計上しているときは、当 をした場合において、当該資産の売却を行つた 該貸借対照表に計上されている当該金銭債権の 特定投資信託に係る受託法人が資産の貸付け 同
- する政令で定める要件は、次に掲げる要件の全 てを満たすこととする。 法第六十八条の三の三第一項第二号ニに規定
- 出資をしている場合には、次に掲げる割合の 託に係る受託法人が匿名組合契約等に基づく くは出資が含まれている場合又は特定投資信 いずれもが百分の五十以上でないこと。 特定投資信託の信託財産に法人の株式若し
- の総数又は総額のうちに占める割合 部分の数又は金額として財務省令で定める 組合契約等に基づく出資の金額に対応する 人が有する自己の株式又は出資を除く。) が当該法人の発行済株式又は出資(当該法 ところにより計算した数又は金額を含む。) 該特定投資信託に係る受託法人の当該匿名 人の株式又は出資の数又は金額のうち、当 の目的である事業に係る財産である当該法 いる者の事業であつて当該匿名組合契約等 該匿名組合契約等に基づいて出資を受けて いる法人の株式又は出資の数又は金額 当該特定投資信託の信託財産に含まれて (当
- 資信託に必要な資金の借入れを行つている場 特定投資信託に係る受託法人が当該特定投 資を受けている者の当該匿名組合契約等と 組合契約等に基づいて受けている出資の金 その目的である事業を同じくする他の匿名 金額及び当該匿名組合契約等に基づいて出 匿名組合契約等に基づく出資の金額が当該 当該特定投資信託に係る受託法人の当該

- らのものであること。 その他の財務省令で定めるものをいう。) 四項に規定する投資運用業を行う者に限る。) カュ
- く。)」とあるのは、「金額を除く。)から当該合 ある場合における法人税法施行令第九条の規定 法第六十八条の三の三第一項の規定の適用が 額に算入される金額を控除した金額」とする。 特例)の規定により所得の金額の計算上損金の 第一項(特定投資信託に係る受託法人の課税の 計額のうち租税特別措置法第六十八条の三の三 の適用については、同条第八号中「金額を除 (課税所得の範囲の変更等の場合の特例)
- 第三十九条の三十五の四 法第六十八条の三の四 第一項に規定する政令で定める規定は、 げる規定とする。 次に掲
- 及び第六十七条の四の規定 条の二、第六十五条の八、第六十六条の十二 法第五十八条、第六十一条の二、第六十四
- 二 経済社会の構造の変化に対応した税制の構 年改正法」という。) 附則第六十五条第一項 る改正前の租税特別措置法第五十五条の六第 れる平成二十三年改正法第十九条の規定によ の規定によりなおその効力を有するものとさ の号及び第三項第二号において「平成二十三 法律(平成二十三年法律第百十四号。以下こ 築を図るための所得税法等の一部を改正する 2
- う。) 附則第九十三条第二項の規定によりな 第三号において「平成二十八年改正法」とい 別措置法第五十六条の規定 年改正法第十条の規定による改正前の租税特 おその効力を有するものとされる平成二十八 十八年法律第十五号。以下この号及び第三項 所得税法等の一部を改正する法律(平成二
- の規定によりなおその効力を有するものとさいう。) 附則第六十九条第九項及び第十二項 項第四号において「平成二十九年改正法」と る改正前の租税特別措置法第六十五条の八の れる平成二十九年改正法第十二条の規定によ 成二十九年法律第四号。以下この号及び第三 所得税法等の一部を改正する等の法律(平
- 五 所得税法等の一部を改正する法律(平成三 成三十一年改正法」という。) 附則第五十三 される平成三十一年改正法第十一条の規定に 条の規定によりなおその効力を有するものと 十一年法律第六号。以下この条において「平

- よる改正前の租税特別措置法第五十五条の二
- 年法律第八号。以下この条において「令和二 租税特別措置法第五十六条の規定 和四年改正法第十一条の規定による改正前 によりなおその効力を有するものとされる令 年改正法」という。) 附則第四十四条の規定 年法律第四号。以下この条において「令和四 正前の租税特別措置法第五十五条の二の規定 れる令和二年改正法第十五条の規定による改 の規定によりなおその効力を有するものとさ 年改正法」という。) 附則第八十七条第一項 所得税法等の一部を改正する法律 所得税法等の一部を改正する法律 : (令和四 (令和)
- 八 所得税法等の一部を改正する法律(令和五 第四十三条第一項の規定によりなおその効力において「令和五年改正法」という。) 附則 の規定による改正前の租税特別措置法第五十 を有するものとされる令和五年改正法第十条 年法律第三号。以下この号及び第三項第八号 十三条第四項の規定 七条の四の規定及び令和五年改正法附則第四
- 条第十二項において準用する場合を含む。)の三十三条の七第三項及び第三十四条第四項(同 で定める規定は、第二十七条の四第十八項、 規定とする。 法第六十八条の三の四第二項に規定する政令 第
- 合併法人とする合併(適格合併に限る。)を行 は協同組合等を被合併法人とし、公益法人等を いものとみなして、次に掲げる規定を適用す つた場合には、当該合併は適格合併に該当しな 普通法人又は協同組合等が、当該普通法人又

3

- 第十二項において準用する場合を含む。) 三条の七第三項及び第三十四条第五項(同条 十二及び第六十七条の四の規定並びに第三十 条の八、第五十八条、第六十一条の二、第六 十四条の二、第六十五条の八、第六十六条の 法第五十五条、第五十七条の五、第五十七 0)
- 二 平成二十三年改正法附則第六十五条第一項 る改正前の租税特別措置法第五十五条の六第 れる平成二十三年改正法第十九条の規定によ の規定によりなおその効力を有するものとさ 五項及び第十一項の規定
- 平成二十八年改正法附則第九十三条第二項 の規定によりなおその効力を有するものとさ

- 条の規定による改正前の租税特別措置法第六 及び第十二項の規定によりなおその効力を有 改正前の租税特別措置法第五十六条の規定 するものとされる平成二十九年改正法第十二 れる平成二十八年改正法第十条の規定による 十五条の八の規定 平成二十九年改正法附則第六十九条第九項
- 令和二年改正法第十五条の規定による改正前 定によりなおその効力を有するものとされる 成三十一年改正法第十一条の規定による改正 の租税特別措置法第五十五条の二の規定 によりなおその効力を有するものとされる平 令和二年改正法附則第八十七条第一項の規 平成三十一年改正法附則第五十三条の規定 令和四年改正法附則第四十四条の規定によ の租税特別措置法第五十五条の二の規定
- 令和五年改正法第十条の規定による改正前の定によりなおその効力を有するものとされる 令和五年改正法附則第四十三条第一項の規 特別措置法第五十六条の規定 年改正法第十一条の規定による改正前の租税 りなおその効力を有するものとされる令和四 七項から第九項までの規定 令和五年改正法附則第四十三条第四項及び第 租税特別措置法第五十七条の四の規定並びに
- る適格合併、 を被合併法人、 で定める事由は、恒久的施設を有する外国法人 法第六十八条の三の四第三項に規定する政令 適格分割又は適格現物出資とす 分割法人又は現物出資法人とす

六十五条の九までの規定

で定める規定は、次に掲げる規定とする。 法第六十八条の三の四第三項に規定する政令 条の八及び第六十六条の十二の規定 成三十一年改正法第十一条の規定による改正 によりなおその効力を有するものとされる平 平成三十一年改正法附則第五十三条の規定 法第五十八条、第六十四条の二、第六十五

5

- 三 令和二年改正法附則第八十七条第一項の規 令和二年改正法第十五条の規定による改正前 定によりなおその効力を有するものとされる の租税特別措置法第五十五条の二の規定 令和四年改正法附則第四十四条の規定によ の租税特別措置法第五十五条の二の規定
- で定める規定は、 法第六十八条の三の四第四項に規定する政令 りなおその効力を有するものとされる令和四 特別措置法第五十六条の規定 年改正法第十一条の規定による改正前の租税 第三十三条の七第三項及び第

6

- 三十四条第四項(同条第十二項において準用す る場合を含む。)の規定とする。
- (電子情報処理組織による申告の特例)
- 第三十九条の三十六 法第六十八条の四に規定す る政令で定める規定は、次に掲げる規定とす る。
- 号) 第三十七条の規定
- 三 所得税法等の一部を改正する等の法律(平 成十八年法律第十号)附則第百九条第五項の る同法第十三条の規定による改正前の租税特 規定によりなおその効力を有するものとされ 別措置等に関する政令第六十三条の三の規定 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特
- 五 所得税法等の一部を改正する等の法律(平 別措置法第五十六条の規定れる同法第十条の規定による改正前の租税特 第六十九条第九項若しくは第十二項の規定に よりなおその効力を有するものとされる同法 成二十九年法律第四号)附則第六十八条又は の規定によりなおその効力を有するものとさ 十八年法律第十五号)附則第九十三条第二項 所得税法等の一部を改正する法律(平成)
- 第五十五条の二の規定 改正前の租税特別措置法第四十七条の二又は するものとされる同法第十一条の規定による は第五十三条の規定によりなおその効力を有 十一年法律第六号)附則第五十二条第五項又 所得税法等の一部を改正する法律(平成三
- 五十五条の二の規定 る改正前の租税特別措置法第四十七条又は第 有するものとされる同法第十五条の規定によ 八十七条第一項の規定によりなおその効力を 年法律第八号)附則第八十六条第四項又は第 所得税法等の一部を改正する法律(令和三 所得税法等の一部を改正する法律(令和一
- 法第四十五条の規定 法第七条の規定による改正前の租税特別措置 年法律第十一号) 附則第五十条第八項の規定 によりなおその効力を有するものとされる同
- なおその効力を有するものとされる同法第十 年法律第四号)附則第四十四条の規定により 所得税法等の一部を改正する法律(令和四

- 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七
- 別措置法第五十五条の六の規定
- 法第五十五条の三又は第六十五条の七から第第十二条の規定による改正前の租税特別措置

る。

- 3
- 4
- - 第四十条 削除
- |第四十条の二 法第六十九条の四第一項に規定す る事業に準ずるものとして政令で定めるもの

- 五十六条の規定 一条の規定による改正前の租税特別措置法第
- 法第十条の規定による改正前の租税特別措置によりなおその効力を有するものとされる同 年法律第三号)附則第四十二条第二項の規定- 所得税法等の一部を改正する法律(令和五 法第四十三条の二の規定
- 第三十九条の三十七 法第六十八条の六に規定す (損益計算書等の提出を要しない公益法人等の
- る法律第四十七条第二項に規定する管理組合法 る政令で定める公益法人等とみなされている法 同法第百六十四条に規定する敷地分割組合とす十六条に規定するマンション敷地売却組合及び 定する認可地縁団体、建物の区分所有等に関す 人は、地方自治法第二百六十条の二第七項に規 人及び同法第六十六条の規定により読み替えら 項に規定するマンション建替組合、同法第百 ンの建替え等の円滑化に関する法律第五条第
- 2 以下の法人とする。 たない場合には、八千万円に当該事業年度の月 合計額が八千万円(当該事業年度が十二月に満 の売却による収入で臨時的なものを除く。)の規模な法人は、当該事業年度の収入金額(資産 数を乗じてこれを十二で除して計算した金額) 法第六十八条の六に規定する政令で定める小
- る。 たない端数を生じたときは、これを一月とす 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満
- 年金基金連合会とし、法第六十八条の六に規定定する企業年金連合会、国民年金基金及び国民三年法律第五十号)第九十一条の二第一項に規で定める法人は、確定給付企業年金法(平成十 第三章の二 相続税法の特例する政令で定める期間は、六月とする。 ればならないものとされる同条に規定する政令間内に損益計算書又は収支計算書を提出しなけ 法第六十八条の六に規定する政令で定める期 3
- 計算の特例) (小規模宅地等についての相続税の課税価格の

- 「準事業」という。)とする。 的に行うもの(第七項及び第十九項において は、事業と称するに至らない不動産の貸付けそ 他これに類する行為で相当の対価を得て継続
- 2 る事由は、次に掲げる事由とする。 に供することができない事由として政令で定め 法第六十九条の四第一項に規定する居住の用 護認定又は同条第二項に規定する要支援認定 介護保険法第十九条第一項に規定する要介
- げる住居又は施設に入居又は入所をしていた れる住居、同法第二十条の四に規定する養 認知症対応型老人共同生活援助事業が行わ 老人福祉法第五条の二第六項に規定する

相続人として財務省令で定めるものが次に掲 を受けていた被相続人その他これに類する被

定する介護医療院 介護老人保健施設又は同条第二十九項に規 九条第一項に規定する有料老人ホーム 介護保険法第八条第二十八項に規定する

る特別養護老人ホーム、同法第二十条の六 護老人ホーム、同法第二十条の五に規定す

に規定する軽費老人ホーム又は同法第二十

- 向け住宅(イに規定する有料老人ホームを 五条第一項に規定するサービス付き高齢者 高齢者の居住の安定確保に関する法律第
- する障害支援区分の認定を受けていた被相続 に規定する共同生活援助を行う住居に入所又 が行われるものに限る。) 又は同条第十七項 援施設(同条第十項に規定する施設入所支援 支援するための法律第二十一条第一項に規定 は入居をしていたこと。 人が同法第五条第十一項に規定する障害者支 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に除く。)
- 当該被相続人の親族を含む。)以外の者の居住 める用途は、同項に規定する事業の用又は同項 の用とする。 入居又は入所の直前において生計を一にし、か に規定する被相続人等(被相続人と前項各号 つ、同条第一項の建物に引き続き居住している 法第六十九条の四第一項に規定する政令で定
- 等のうち政令で定めるものは、相続の開始の直等の事業の用又は居住の用に供されていた宅地 事業の用又は居住の用 前において、当該被相続人等の同項に規定する 法第六十九条の四第一項に規定する被相続 (同項に規定する居住

たものとみなされた法第七十条の六の八第一項む。)の規定により相続又は遺贈により取得し

分を含む。)に限るものとする。 該被相続人の親族の居住の用に供されていた部 建物の敷地の用に供されていた宅地等のうち当 関する法律第一条の規定に該当する建物を除 供されていた一棟の建物(建物の区分所有等に 用に供されていた部分が被相続人の居住の用に 又は居住の用に供されていた部分(当該居住の は、当該被相続人等の同項に規定する事業の用 の用以外の用に供されていた部分があるとき 十九条の四第一項に規定する事業の用及び居住 れらの宅地等のうちに当該被相続人等の法第六 るものを含む。) に該当しない宅地等とし、こ 資産(これに準ずるものとして財務省令で定め 所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸 利をいう。以下この条において同じ。)のうちれていた宅地等(土地又は土地の上に存する権 用をいう。以下この条において同じ。)に供さ く。)に係るものである場合には、当該一棟の

二項の規定により読み替えて適用する場合を含 う。) 及び法第七十条の六の九第一項(同条第 する特定事業用資産のうち同号イに掲げるもの 並びに法第七十条の六の十第二項第一号に規定 この項において「特例対象受贈山林」という。) 特定計画山林のうち同号ロに掲げるもの(以下 において「特例対象山林」という。)及び当該 号イに掲げるもの(以下この項及び第二十四項 第二項第四号に規定する特定計画山林のうち同 。)により特例対象宅地等、法第六十九条の五 四項及び次条(第九項を除く。)において同じ の適用を受けるものに係る贈与に限る。第二十 産につき相続税法第二十一条の九第三項の規定 を除く。)であつて当該贈与により取得した財(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与 は贈与(当該相続に係る被相続人からの贈与 ものとする。ただし、当該相続若しくは遺贈又 七項に規定する相続税の申告書に添付してする ものの選択は、次に掲げる書類の全てを同条第 法第六十九条の四第一項の規定の適用を受ける において「特例対象宅地等」という。)のうち、 対象宅地等(以下この項、次項及び第二十四項 て同じ。) により取得した同項に規定する特例 生ずる贈与を含む。以下この条及び次条におい 続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を (以下この項において「猶予対象宅地等」とい 法第六十九条の四第一項に規定する個人が相

の同意を証する書類

象宅地等若しくは当該猶予対象受贈宅地等を

取得した全ての個人の第一号の選択について

号イに規定する宅地等(以下この項において ち同条第二項第一号イに掲げるもの(同条第一 等」という。)の全てを取得した個人が一人で 受贈事業用資産とみなされた株式又は持分を含 認があつた場合における同項の規定により特例 産の現物出資による移転につき同条第六項の承 等又は当該特例受贈事業用資産とみなされた資 受贈事業用資産とみなされた資産及び受贈宅地 項の承認があつた場合における同項第三号の規 項の規定の適用に係る贈与により取得をした同 おいて「特例受贈事業用資産」という。)のう ある場合には、第一号及び第二号に掲げる書類 む。以下この項において「猶予対象受贈宅地 定により同条第一項の規定の適用を受ける特例 に規定する特例受贈事業用資産(以下この項に 「受贈宅地等」という。)の譲渡につき同条第五

記載した書類
に掲げる小規模宅地等の区分その他の明細を例対象宅地等又はその一部について同項各号受けるものとして選択をしようとする当該特受けるものとして選択をしようとする当該特別対象宅地等を取得した個人がそれ当該特例対象宅地等を取得した個人がそれ

しくは当該特例対象受贈山林又は当該猶予対に係る前号の選択をしようとする当該特例対象に株若の四第二項に規定する限度面積要件を満たすものである旨を記載した書類ものである旨を記載した書類とが法第六十九条を地等又はその一部の全てが法第六十九条を記りを対した。

本等の規定を適用する。 法第六十九条の四第一項の規定の適用を受け るものとしてその全部又は一部の選択をしよう なつている建物の敷地の用に供される宅地等又 は当該宅地等を配偶者居住権に基づき使用する 対象宅地等の面積は、当該面積に、それぞれ当 対象宅地等の面積は、当該面積に、それぞれ当 対象宅地等の面積は、当該面積に、それぞれ当 対象を地等の面積は、当該面積に、それぞれ当 対象を地等の面積は、当該面積に、それぞれ当 対象を地等の面積であるものとみなし る割合を乗じて得た面積であるものとみなし る割合を乗じて得た面積であるものとみなし る割合を乗じて得た面積であるものとみなし る割合を乗じて得た面積であるものとみなし る割合を乗じて得た面積であるものとみなし る割合を乗じて得た面積であるものとみなし る割合を乗じて得た面積であるものとみなし る割合を乗じて得た面積であるものとみなし

車駐車場業及び準事業とする。 規定する政令で定める事業は、駐車場業、自転7 法第六十九条の四第三項第一号及び第四号に

8 法第六十九条の四第三項第一号に規定する政令で定める規模以上の事業は、同号に規定する新たに事業の用に供された宅地等の相続の開始の時における価額に対する当該事業の用に供されていた部分がある場合には、当該事業の用に供されていた部分がある場合には、当該事業の用に供されていた部分に限る。)のうち同条第一項に規定する被相続人限る。)のうち同条第一項に規定する被相続人時が有していたものの当該相続の開始の時における価額の合計額の割合が百分の十五以上である場合における当該事業とする。

備を含む。)又は構築物当該宅地等の上に存する建物(その附属設

(前号に掲げるものを除く。) 該事業に係る業務の用に供されていたもの減価償却資産で当該宅地等の上で行われる当

9 被相続人が相続開始前三年以内に開始した相の四第三項第一号に規定する事業の用に供された宅地等は、同ていた宅地等を引き続き同号に規定する事業の形に供されま宅地等を引き続き同号に規定する事業の形に生地等を引き続き同号に規定する事業の用に供される。

10 法第六十九条の四第三項第一号に規定する政院が相続又は遺贈により取得した持分の割合定める要件に該当する同号に規定する被相続人の事業の用に供されていた宅地等のうち同号にだる要件に該当する部分(同号イ又は口に掲定がる要件に該当する部分(同号に規定する被相続人等に応ずる部分に限る。)とする。

11 法第六十九条の四第三項第二号に規定する政令で定める宅地等は、次の各号に掲げる場合を除が二以上ある場合(第三号に掲げる場合を除が二以上ある場合(第三号に掲げる場合を除が二以上ある場合(第三号に掲げる場合のに供していた一の宅地等

一 被相続人と生計を一にしていた当該被相続一 被相続人と生計を一にしていた当該親族が主としてその居住の用に供して当該親族が主としてその居住の用に供して当該親族が主としてその居住の用に供しての居住の用に供していた当該被付続

開始の時にお での居住の用に供していた一の宅地等とする被相続人 でその居住の用に供していた一の宅地等とした部分がある イ 当該被相続人が主としてその居住の用に産のうちに当 地等 でいた部分に 供していた一の宅地等と当該親族が主とした部分がある イ 当該被相続人が主としてその居住の用に産のうちに当 地等 とり がある はいた当該被相続人の親族の居住の用に供さ を はいた当該を相続人を生計を一にし規定する政 三 被相続人及び当該被相続人と生計を一にした規定する政 三 被相続人及び当該被相続人と生計を一にし

の用に供していた一の宅地等の宅地等及び当該親族が主としてその居住の宅地等及び当該親族が主としてその居住口 イに掲げる場合以外の場合 当該被相続い同一である場合 当該一の宅地等

品 法第六十九条の四第三項第二号に規定する政合に応ずる部分に限る。)とする。

続人の居住の用に供されていた部分の規定に該当する建物である場合 当該被相建物が建物の区分所有等に関する法律第一条 被相続人の居住の用に供されていた一棟の

いた部分 は当該被相続人の親族の居住の用に供されて 一 前号に掲げる場合以外の場合 被相続人又

合における相続人)とする。
常二章の規定による相続人(相続の放棄があつ
第二章の規定による相続人(相続の放棄があつ
政令で定める者は、当該被相続人の民法第五編
政令で定める者は、当該被相続人の民法第五編

する。 定する政令で定める法人は、次に掲げる法人と 定する政令で定める法人は、次に掲げる法人と 15 法第六十九条の四第三項第二号ロ(1)に規

額の株式又は出資を有する場合における当該

- 当該親族の配偶者
- 当該親族の三親等内の親族
- 親族から受けた金銭その他の資産によつて 実上婚姻関係と同様の事情にある者 当該親族の使用人 当該親族と婚姻の届出をしていないが事 イからニまでに掲げる者以外の者で当該
- における当該他の法人 える数又は金額の株式又は出資を有する場合 他の法人の発行済株式総数等の十分の五を超 親族等及びこれと前号の関係がある法人が るこれらの者の配偶者又は三親等内の親族 生計を維持しているもの ハからホまでに掲げる者と生計を一にす
- 合における当該他の法人 超える数又は金額の株式又は出資を有する場 が他の法人の発行済株式総数等の十分の五を 親族等が理事、監事、評議員その他これら 親族等及びこれと前二号の関係がある法人 20
- 令で定める特別の関係がある者は、 法第六十九条の四第三項第三号に規定する政 次に掲げる

の者に準ずるものとなつている持分の定めの

供されていた宅地等について準用する。この場

第九項の規定は、被相続人の貸付事業の用に

- 上婚姻関係と同様の事情にある者 被相続人と婚姻の届出をしていないが事実
- 被相続人の使用人
- によって生計を維持しているもの の者で被相続人から受けた金銭その他の資産 被相続人の親族及び前二号に掲げる者以外
- 前三号に掲げる者と生計を一にするこれら

次に掲げる法人

以下この号において同じ。)が法人の発行 済株式総数等の十分の五を超える数又は金 被相続人に係る前各号に掲げる者を含む。 被相続人(当該被相続人の親族及び当該

額の株式又は出資を有する場合における当

- を超える数又は金額の株式又は出資を有す が他の法人の発行済株式総数等の十分の五 被相続人及びこれとイの関係がある法人
- る場合における当該他の法人 被相続人及びこれとイ又はロの関係があ
- る法人が他の法人の発行済株式総数等の十 23

を有する場合における当該他の法人 分の五を超える数又は金額の株式又は出資

17 行済株式には、議決権に制限のある株式又は出 資として財務省令で定めるものは含まないもの に当たつては、同号の株式若しくは出資又は発 法第六十九条の四第三項第三号の規定の適用

19 18 ち準事業以外のもの(第二十一項において「特 業(次項において「貸付事業」という。)のう 令で定める貸付事業は、同号に規定する貸付事 た持分の割合に応ずる部分に限る。)とする。 等のうち同項第三号に定める要件に該当する部 令で定める部分は、同号に規定する法人(同項 定貸付事業」という。)とする。 る被相続人の親族が相続又は遺贈により取得し 分(同号に定める要件に該当する同号に規定す 法人を除く。)の事業の用に供されていた宅地 第一号イに規定する申告期限において清算中の 法第六十九条の四第三項第三号に規定する政 法第六十九条の四第三項第四号に規定する政

等についての相続税の課税価格の計算の特例)

に租税特別措置法第六十九条の四(小規模宅地

21 四号」と読み替えるものとする。 相続人の特定貸付事業の用に供されていた宅地 係る被相続人の特定貸付事業の用に供されてい 当該第一次相続人の死亡に係る相続開始前三年 の項において「第一次相続人」という。)が、 合において、同項中「第六十九条の四第三項第 相続人が特定貸付事業を行つていた期間に該当 特定貸付事業を行つていた期間は、当該第一次 続人が当該第一次相続があつた日まで引き続き の適用については、当該第一次相続に係る被相 等に係る法第六十九条の四第三項第四号の規定 以内に相続又は遺贈(以下この項において「第 するものとみなす。 た宅地等を取得していた場合には、当該第一次 一次相続」という。)により当該第一次相続に 一号」とあるのは、「第六十九条の四第三項第 特定貸付事業を行つていた被相続人(以下こ

22 する。 四号に規定する政令で定める部分について準用 第十項の規定は、法第六十九条の四第三項第

号)第四条の二第一項の規定は、法第六十九条 規定する分割ができることとなった日として政 むを得ない事情がある場合及び同項ただし書に の四第四項ただし書に規定する政令で定めるや 相続税法施行令 (昭和二十五年政令第七十一

> の課税価格の計算の特例)」と読み替えるもの条の四第四項 (小規模宅地等についての相続税 令で定める日について準用し、相続税法施行令 とする。 置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十九 続税法施行令第四条の二第一項第一号中「法第 承認について準用する。この場合において、相 で定めるところによる納税地の所轄税務署長の 第六十九条の四第四項ただし書に規定する政令 第四条の二第二項から第四項までの規定は、法 十九条の二第二項」とあるのは、「租税特別措

24 法第六十九条の四第五項に規定する政令で定 ら四月以内)に当該特例対象山林の全部又は一 を得ない事情がある場合において、納税地の所対象山林が分割されなかつたことにつき、やむ 三年以内(当該期間が経過するまでに当該特例 第四項に規定する申告期限までに特例対象山林 与により財産を取得した個人が同項又は法第六 ととなつたとき(当該相続若しくは遺贈又は贈 部が分割されたことにより当該選択ができるこ 象山林の分割ができることとなつた日の翌日か 轄税務署長の承認を受けたときは、当該特例対 受けなかつた場合において、当該申告期限から 同条第一項の選択がされず同項の規定の適用を の全部又は一部が分割されなかつたことにより ついて、同条第一項の相続又は遺贈に係る同条 める場合は、既に分割された特例対象宅地等に 合を除く。)とする。 十九条の五第一項の規定の適用を受けている場

計算の特例)

六十九条の四」と読み替えるものとする。 あるのは「第二十六条並びに租税特別措置法第 の規定の」と、同項第三号中「第二十六条」と

(特定計画山林についての相続税の課税価格

25 置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第十九条の二第二項」とあるのは、「租税特別措 この場合において、同条第一項第一号中「法第 分割ができることとなつた日について準用し、 えるものとする。 四十条の二第二十四項(小規模宅地等について 税地の所轄税務署長の承認について準用する。 同条第二項から第四項までの規定は、前項の納 前項のやむを得ない事情がある場合及び同項の の相続税の課税価格の計算の特例)」と読み替 相続税法施行令第四条の二第一項の規定は

26 項第八号中「第十九条の二第二項ただし書」と 三十二条第一項の規定を準用する場合には、 第二十六号)第六十九条の四第四項ただし書 あるのは「租税特別措置法(昭和三十二年法律 (小規模宅地等についての相続税の課税価格の 計算の特例)又は租税特別措置法施行令 法第六十九条の四第五項において相続税法第

27 第四項の規定の適用については、同項中「第二 この場合において、相続税法施行令第一条の十 相続税法第九条の二第六項の規定を準用する。 項」と読み替えるものとする。 第一項」とあるのは「同法第六十九条の四第一 四項(小規模宅地等についての相続税の課税価 三十二年政令第四十三号)第四十条の二第二十 は「これらの規定に規定する分割」と、「同条 格の計算の特例)」と、「同項の分割」とあるの 十六条の規定の」とあるのは「第二十六条並び 法第六十九条の四の規定の適用については、

第四十条の二の二 法第六十九条の五第二項第三 法第六十九条の五第一項の規定の適用を受ける が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した同 条において「特定計画山林相続人等」という。) 号に規定する特定計画山林相続人等(以下この する相続税の申告書に添付してするものとす 応じ当該各号に定める書類を同条第七項に規定 ものの選択は、次の各号に掲げる場合の区分に において「特定計画山林」という。)のうち、 項第四号に規定する特定計画山林(以下この

特定計画山林相続人等が相続又は遺贈により法第六十九条の五第二項第三号イに掲げる 用を受けるものとして選択をしようとする場 う。)を法第六十九条の五第一項の規定の適 取得した前条第五項に規定する特例対象山 (以下この条において「特例対象山林」とい 次に掲げる書類

- 計画山林相続人等に係るイの選択をしよう 全てが特定計画山林に該当する旨を記載し とする当該特例対象山林の全部又は一部 をしようとする当該特例対象山林の全部又 林相続人等がそれぞれ法第六十九条の五第 は一部についてその明細を記載した書類 一項の規定の適用を受けるものとして選択 当該特例対象山林を取得した全ての特定 当該特例対象山林を取得した特定計画
- 規定する特例対象受贈山林 当該特例対象山林若しくは前条第五項に (以下この条に

る猶予対象宅地等(次号ハ、次項及び第九 地等」という。)又は前条第五項に規定す 得した全ての個人のイの選択についての同 贈宅地等(同号ハ、次項及び第九項におい 若しくは同条第五項に規定する猶予対象受 項において「猶予対象宅地等」という。) 宅地等(以下この条において「特例対象宅 第六十九条の四第一項に規定する特例対象 おいて「特例対象受贈山林」という。)、法 意を証する書類 て「猶予対象受贈宅地等」という。)を取

を受けるものとして選択をしようとする場 特例対象受贈山林を同条第一項の規定の適用 特定計画山林相続人等が贈与により取得した 法第六十九条の五第二項第三号ロに掲げる 次に掲げる書類

五第一項の規定の適用を受けるものとして 画山林相続人等がそれぞれ法第六十九条の の全部又は一部についてその明細を記載し 選択をしようとする当該特例対象受贈山林 当該特例対象受贈山林を取得した全ての 当該特例対象受贈山林を取得した特定計

は一部の全てが特定計画山林に該当する旨 地等を取得した全ての個人のイの選択につ 予対象宅地等若しくは当該猶予対象受贈宅 対象山林、当該特例対象宅地等又は当該猶 ようとする当該特例対象受贈山林の全部又 特定計画山林相続人等に係るイの選択をし 当該特例対象受贈山林若しくは当該特例

五第七項に規定する相続税の申告書に添付する 一人である場合には、同項の規定にかかわらび猶予対象受贈宅地等の全てを取得した個人が 山林、特例対象宅地等並びに猶予対象宅地等及又は贈与により特例対象山林及び特例対象受贈前項の場合において、当該相続若しくは遺贈 ことを要しない。 同項各号ハに掲げる書類を法第六十九条の いての同意を証する書類

場合は、次に掲げる場合とする。 している場合に準ずる場合として政令で定める まで引き続き当該選択特定計画山林の全てを有 法第六十九条の五第一項に規定する申告期限 特定森林経営計画対象山林(以下この条にお 法第六十九条の五第二項第一号に規定する

いて「特定森林経営計画対象山林」という。

間に法第六十九条の五第二項第一号に規定すいて「相続税の申告期限」という。)までの 限まで有しているとき。 林相続人等が相続開始の時から当該相続に係 択特定計画山林の全てを当該相続税の申告期 続人等が、当該伐採された立木以外の当該選 伐採した場合において、当該特定計画山林相 ろに従い当該選択特定計画山林に係る立木を て「森林経営計画」という。)の定めるとこ る市町村長等の認定(以下この条において る同項に規定する申告期限(以下この条にお 林」という。)として選択をした特定計画山 六十九条の五第一項に規定する選択特定計画 贈森林経営計画対象山林」という。)を法第 計画対象山林(以下この条において「特定受 又は同項第二号に規定する特定受贈森林経営 に規定する森林経営計画(以下この条におい 「市町村長等の認定」という。) を受けた同号 林(以下この条において「選択特定計画山

に係る特定贈与者(相続税法第二十一条の九り取得した特定計画山林相続人等が当該贈与 時から当該相続に係る相続税の申告期限まで 営計画対象山林を選択特定計画山林として選 当該特定計画山林相続人等の相続人(包括受 ているとき。 林)の全てを当該相続税の申告期限まで有 た立木以外の特定受贈森林経営計画対象山 係る立木を伐採した場合には、当該伐採され の間に当該特定受贈森林経営計画対象山林に 営計画の定めるところに従い当該相続開始の 対象山林(市町村長等の認定を受けた森林経 時において有していた特定受贈森林経営計画 が、当該特定贈与者の死亡による相続開始の 択をした場合において、当該相続人の全て 八項において同じ。) が当該特定受贈森林経 遺者を含む。以下この号、第十六項及び第十 又は第二十一条の十八の規定により承継した に係る権利又は義務を同法第二十一条の十七 ことにより当該特定計画山林相続人等の納税 の条において同じ。) の死亡以前に死亡した 第五項に規定する特定贈与者をいう。以下こ 特定受贈森林経営計画対象山林を贈与によ

4 経過する時において現に効力を有するものとす 条第一項の被相続人に係る相続税の申告期限を 政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の 区分に応じ当該各号に定める森林経営計画で同 法第六十九条の五第二項第四号イに規定する

> 認定を受けた森林経営計画 替えて準用する森林法第十一条第五項の規定 第六項第三号において同じ。)において読み み替えて適用される場合を含む。第四号及び 号)第九条第二項又は第三項の規定により読 号)第十二条第三項(木材の安定供給の確保 による変更の認定を受けた場合 当該変更の 間に森林法(昭和二十六年法律第二百四十九 相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの 被相続人の親族が当該相続開始の時から当該 該特定森林経営計画対象山林を取得した当該 経営計画対象山林に係る森林経営計画につい 前に市町村長等の認定を受けていた特定森林 に関する特別措置法(平成八年法律第四十七 て、当該被相続人から相続又は遺贈により当 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の

長等の新認定を受けた森林経営計画 認定」という。)を受けた場合 当該市町村 認定(以下この条において「市町村長等の新 る場合の区分に応じ当該各号に定める者)の 規定の適用がある場合には、同項各号に掲げ 定による市町村長(森林法第十九条第一項の り読み替えて適用される場合を含む。)の規 の確保に関する特別措置法第八条の規定によ 間に森林法第十一条第五項(木材の安定供給 相続又は遺贈に係る相続税の申告期限までの 被相続人の親族が当該相続開始の時から当該 該特定森林経営計画対象山林を取得した当該 経営計画対象山林に係る森林経営計画につい 前に市町村長等の認定を受けていた特定森林 て、当該被相続人から相続又は遺贈により当 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の

三 被相続人から相続又は遺贈により特定森林 けていた森林経営計画 受けていた場合 当該市町村長等の認定を受 を除く。) について当該市町村長等の認定を と共同で市町村長等の認定を受けていたもの 対象山林に係る森林経営計画(当該被相続人 親族が相続開始の前に当該特定森林経営計画 経営計画対象山林を取得した当該被相続人の

市町村長等の認定を受けていたものを除く。) る森林経営計画(当該被相続人と共同で当該 けていた当該特定森林経営計画対象山林に係 親族が相続開始の前に市町村長等の認定を受 経営計画対象山林を取得した当該被相続人の について、当該被相続人の親族が当該相続開 被相続人から相続又は遺贈により特定森林

を有するものとする。

について、当該被相続人の親族が当該相続開市町村長等の認定を受けていたものを除く。) けた場合 当該市町村長等の新認定を受けた 申告期限までの間に市町村長等の新認定を受 始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税の る森林経営計画(当該被相続人と共同で当該 けていた当該特定森林経営計画対象山林に係 親族が相続開始の前に市町村長等の認定を受 経営計画対象山林を取得した当該被相続人の 該変更の認定を受けた森林経営計画 項の規定による変更の認定を受けた場合 おいて読み替えて準用する同法第十一条第五 申告期限までの間に森林法第十二条第三項に 始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税 被相続人から相続又は遺贈により特定森林

当

森林経営計

限るものとする。 用を受けようとする当該被相続人の親族が施業 等の認定に係る森林経営計画が定められていた人の親族が相続開始の前に受けていた市町村長 計画山林(同号イに係るものに限る。)は、特 を行うこととされている区域内に存するものに る森林経営計画において同条第一項の規定の 続税の申告期限を経過する時に現に効力を有す 行わないこととされた区域を除く。)で当該 経営計画において当該被相続人の親族が施業を 林経営計画対象山林について効力を有する森林 区域(当該相続開始の時から当該相続又は遺贈 定森林経営計画対象山林を取得した当該被相 該被相続人から相続若しくは遺贈により当該特 定森林経営計画対象山林のうち被相続人又は当 に係る相続税の申告期限までの間に当該特定森 法第六十九条の五第二項第四号に掲げる特定

(当該特定贈与者が特定受贈森林経営計画対象おいて準用する同法第二十七条第二項の期限 税法第二十八条第一項の期限又は同条第二項に 相続人である特定贈与者からの贈与に係る相続区分に応じ当該各号に定める森林経営計画で被 政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の 限」という。)を経過する時において現に効 及び第二十一項において「贈与税等の申告期 限が到来するときは、同項の期限。以下この 合において、当該贈与に係るこれらの期限まで 山林の贈与をした年の中途において死亡した場 に当該特定贈与者の相続に係る同条第一項の期 法第六十九条の五第二項第四号ロに規定する

までの間に市町村長等の新認定を受けた場 の時から当該贈与に係る贈与税等の申告期限 この項及び次項において同じ。) が当該贈与 該特定贈与者の推定相続人(孫を含む。以下 特定受贈森林経営計画対象山林を取得した当 森林経営計画について、当該贈与により当該 ていた特定受贈森林経営計画対象山林に係る 被相続人である特定贈与者が当該特定贈与 に係る贈与の前に市町村長等の認定を受け 当該市町村長等の新認定を受けた森林経

り特定受贈森林経営計画対象山林を取得した 当該市町村長等の認定を受けていた森林経営 村長等の認定を受けていたものを除く。)に 森林経営計画(当該特定贈与者と共同で市町 当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の前 ついて市町村長等の認定を受けていた場合 に当該特定受贈森林経営計画対象山林に係る 被相続人である特定贈与者からの贈与によ 8

当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の前 り特定受贈森林経営計画対象山林を取得した を受けた森林経営計画 る変更の認定を受けた場合 当該変更の認定 えて準用する同法第十一条第五項の規定によ の間に森林法第十二条第三項において読み替 から当該贈与に係る贈与税等の申告期限まで 当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の時 認定を受けていたものを除く。)について、 (当該特定贈与者と共同で当該市町村長等の贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画 に市町村長等の認定を受けていた当該特定受 被相続人である特定贈与者からの贈与によ 9

相続人である特定贈与者からの贈与により取得 計画山林(同号口に係るものに限る。)は、 り特定受贈森林経営計画対象山林を取得した :画山林(同号ロに係るものに限る。)は、被法第六十九条の五第二項第四号に掲げる特定 該市町村長等の新認定を受けた森林経営計画 の間に市町村長等の新認定を受けた場合 当 から当該贈与に係る贈与税等の申告期限まで 当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の時 認定を受けていたものを除く。)について、 (当該特定贈与者と共同で当該市町村長等の贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画 当該特定贈与者の推定相続人が当該贈与の前 に市町村長等の認定を受けていた当該特定受 被相続人である特定贈与者からの贈与によ

ものに限るものとする。 が施業を行うこととされている区域内に存する を受けようとする当該特定贈与者の推定相続人 森林経営計画において同条第一項の規定の適用 税の申告期限を経過する時に現に効力を有する わないこととされた区域を除く。)で当該相続 おいて当該特定贈与者の推定相続人が施業を行 対象山林について効力を有する森林経営計画に 申告期限までの間に当該特定受贈森林経営計画 与者の死亡により開始した相続に係る相続税の られていた区域(当該贈与の時から当該特定贈 定贈与者の推定相続人が当該贈与の前に受けて 特定贈与者又は当該贈与により取得した当該特 いた市町村等の認定に係る森林経営計画が定め した特定受贈森林経営計画対象山林のうち当該

特例)」と読み替えるものとする。 計画山林についての相続税の課税価格の計算の 項ただし書に規定する分割ができることとなつ 令で定めるやむを得ない事情がある場合及び同 法第六十九条の五第三項ただし書に規定する政 轄税務署長の承認について準用する。この場合 規定する政令で定めるところによる納税地の所 の規定は、法第六十九条の五第三項ただし書に 続税法施行令第四条の二第二項から第四項まで 一号中「法第十九条の二第二項」とあるのは、 において、相続税法施行令第四条の二第一項第 た日として政令で定める日について準用し、 「租税特別措置法第六十九条の五第三項(特定 相続税法施行令第四条の二第一項の規定は、 相 10

産について法第七十条の六の十第一項の規定の 選択したものとみなして、法第六十九条の五第 ある同条第一項に規定する小規模宅地等として 四第三項第一号に規定する特定事業用宅地等で る面積に相当する面積の土地を法第六十九条の 各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定め 適用を受ける者がいる場合には、その者が当該 又は遺贈により取得をした次の各号に掲げる資 五項の規定を適用する。 法第六十九条の五第一項の被相続人から相続

受ける部分の面積 ち法第七十条の六の十第一項の規定の適用を 猶予対象宅地等 当該猶予対象宅地等のう

対象受贈宅地等のうち法第七十条の六の十第 贈宅地等」という。)であるもの 定する受贈宅地等(以下この項において「受 猶予対象受贈宅地等のうち前条第五項に規 項の規定の適用を受ける部分の面積 当該猶予

> 積にロに掲げる割合を乗じて計算した面積 の八第五項の承認に係るもの イに掲げる面 を受けた受贈宅地等の面積 法第七十条の六の八第一項の規定の適用

地等の同項の規定の適用に係る贈与の時六の八第一項の規定の適用を受けた受贈宅 において同じ。) における価額のうちに占 には、同項に規定する認可決定日。次号ロ (同条第十八項の規定の適用があつた場合 して財務省令で定める金額が法第七十条の

積に口に掲げる割合を乗じて計算した面積 の八第六項の承認に係るもの イに掲げる面 猶予対象受贈宅地等のうち法第七十条の六

額のうちに占める割合 項の規定の適用に係る贈与の時における価 省令で定める金額が法第七十条の六の八第贈宅地等に相当する部分の価額として財務 を受ける当該猶予対象受贈宅地等のうち受 法第七十条の六の十第一項の規定の適用 項の規定の適用を受けた受贈宅地等の同

める場合は、次に掲げる場合とする。 与により財産を取得した個人が法第六十九条 内)に当該特例対象宅地等の全部又は一部がができることとなつた日の翌日から四月以を受けたときは、当該特例対象宅地等の分割 の規定の適用を受けなかつた場合において、たことにより同条第一項の選択がされず同項 の適用を受けている場合を除く。)。 の四第一項又は第六十九条の五第一項の規定 となつたとき(当該相続若しくは遺贈又は贈 場合において、納税地の所轄税務署長の承認 当該申告期限から三年以内(当該期間が経過 において「申告期限」という。)までに特例同条第三項に規定する申告期限(以下この項 第六十九条の五第一項の相続又は遺贈に係る 分割されたことにより当該選択ができること かつたことにつき、やむを得ない事情がある するまでに当該特例対象宅地等が分割されな 対象宅地等の全部又は一部が分割されなかつ 既に分割された特例対象山林について、法

猶予対象受贈宅地等のうち法第七十条の六

を受ける当該猶予対象受贈宅地等の価額と法第七十条の六の十第一項の規定の適用

前号イに掲げる面積

法第六十九条の五第六項に規定する政令で定

のとする。 ならない 法第六十九条の五第六項において相続税法第

の五第一項の相続又は遺贈に係る申告期限ま 特例対象受贈山林について、法第六十九条 14 項ただし書(特定計画山林についての相続税の あるのは「租税特別措置法第六十九条の五第三 項第八号中「第十九条の二第二項ただし書」と 三十二条第一項の規定を準用する場合には、 課税価格の計算の特例)又は租税特別措置法施 定する分割」と、「同条第一項」とあるの 行令第四十条の二の二第十項(特定計画山林に ついての相続税の課税価格の計算の特例)」と、 「同法第六十九条の五第一項」と読み替えるも 「同項の分割」とあるのは「これらの規定に規 法第六十九条の五第八項に規定する書類は、

営計画対象山林の贈与をした年の中途において 付して納税地の所轄税務署長に提出しなければ 税法第二十八条第一項の規定による申告書に添 被相続人である特定贈与者ごとに作成し、 被相続人である特定贈与者が特定受贈森林 相続

得した個人が法第六十九条の四第一項又は第 対象山林の全部又は一部が分割されたことにら四月以内)に当該特例対象宅地等又は特例 たときは、当該特例対象宅地等又は特例対象 内(当該期間が経過するまでに当該特例対象 る場合を除く。 六十九条の五第一項の規定の適用を受けてい 該相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取 より当該選択ができることとなつたとき(当 山林の分割ができることとなつた日の翌日 おいて、納税地の所轄税務署長の承認を受け 宅地等又は特例対象山林が分割されなかつた の選択がされず同項の規定の適用を受けなか 又は一部が分割されなかつたことにより同 ことにつき、やむを得ない事情がある場合に つた場合において、当該申告期限から三年以 でに特例対象宅地等又は特例対象山林の全部

計算の特例)」と読み替えるものとする。 なつた日について準用し、同条第二項から第四 合及び同項各号に規定する分割ができることと 前項各号に規定するやむを得ない事情がある場 行令第四十条の二の二第十項第一号又は第二号 の二第二項」とあるのは、「租税特別措置法施 合において、同条第一項第一号中「法第十九条 所轄税務署長の承認について準用する。この場 項までの規定は、前項各号に規定する納税地 (特定計画山林についての相続税の課税価格 相続税法施行令第四条の二第一項の規定は、

同

期限(第十八項までにおいて「贈与税の申告書 特定贈与者に係る相続税法第二十七条第一項 相続人である特定贈与者について作成し、当該 続税法第二十八条第一項」とあるのは「当該被 二十八条第一項」とあるのは「当該特定贈与者 の適用については、同条第八項中「相続税法第おける法第六十九条の五第八項及び前項の規定 き(第十八項第二号に掲げる場合を除く。)に の申告書の提出期限」という。)が到来すると 書の提出期限(第十八項までにおいて「相続税 に係る同法第二十七条第一項の規定による申告 の提出期限」という。)までに当該特定贈与者 法第二十八条第一項の規定による申告書の提出 死亡した場合において、当該贈与に係る相続税 「被相続人である特定贈与者ごとに作成し、相に係る相続税法第二十七条第一項」と、前項中

係る相続税の」とする。 特定贈与者について作成し、当該特定贈与者に 添付して」とあるのは、「当該被相続人である 続税法第二十八条第一項の規定による申告書に 「被相続人である特定贈与者ごとに作成し、相る第十三項の規定の適用については、同項中 る贈与税の申告書の提出期限が到来するとき 相続税の申告書の提出期限までに当該贈与に係 死亡した場合において、当該特定贈与者に係る 営計画対象山林の贈与をした年の中途において (第十八項第一号に掲げる場合を除く。) におけ 被相続人である特定贈与者が特定受贈森林経

署長に提出しなければならない。 規定による申告書に添付して納税地の所轄税務 者ごとに作成し、相続税法第二十八条第二項の 類を当該特定計画山林相続人等に係る特定贈与 る。この場合において、当該相続人は、当該書 十九条の五の規定の適用を受けることができ 続人は、当該書類を提出することにより法第六 には、その死亡した特定計画山林相続人等の相 した場合 (第十八項に規定する場合を除く。) 類の提出期限前に当該書類を提出しないで死亡 取得した特定計画山林相続人等が第十三項の書 特定受贈森林経営計画対象山林を贈与により 20 19

において準用する同法第二十七条第二項」とす 八条第一項」とあるのは、「第二十八条第二項 八項の規定の適用については、同項中「第二十 前項前段の場合における法第六十九条の五第 被相続人である特定贈与者が特定受贈森林経

18 営計画対象山林の贈与をした年の中途において

認定を受けた日まで引き続き当該相続開始の前

の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定 定の適用を受けることができる。この場合にお 類を提出しないで死亡した場合には、その死亡 死亡し、かつ、当該贈与により当該特定受贈森 めるところによる。 いて、同条第八項の規定の適用については、次 類を提出することにより法第六十九条の五の規 続人等が第十三項の書類の提出期限前に当該書 林経営計画対象山林を取得した特定計画山林相 した特定計画山林相続人等の相続人は、当該書 21

出しなければならない。 定計画山林相続人等に係る当該被相続人であ 者に係る相続税の納税地の所轄税務署長に提 る特定贈与者について作成し、当該特定贈与 六十九条の五第八項に規定する書類を当該特 当該特定計画山林相続人等の相続人は、法第 贈与税の申告書の提出期限が到来する場合 税の申告書の提出期限までに当該贈与に係る 当該被相続人である特定贈与者に係る相続

前項第一号に掲げる場合における法第六十九 に提出しなければならない。 よる申告書に添付して納税地の所轄税務署長 者に係る相続税法第二十七条第二項の規定に る特定贈与者について作成し、当該特定贈与 定計画山林相続人等に係る当該被相続人であ 六十九条の五第八項に規定する書類を当該特 当該特定計画山林相続人等の相続人は、法第 相続税の申告書の提出期限が到来する場合 までに当該被相続人である特定贈与者に係る 当該贈与に係る贈与税の申告書の提出期限

条の五第八項の規定の適用については、同項中

「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条

第二項において準用する同法第二十七条第二

る被相続人から遺贈(特定の名義で行われるも 認定を受けた場合には、当該個人が当該被相続 林に係る森林経営計画について市町村長等の新 告期限までの間に当該特定森林経営計画対象山 を取得した個人が、当該遺贈があつたことを知 のに限る。) により特定森林経営計画対象山林 第八項の規定の適用については、同項中「第1 項」と、前項第二号に掲げる場合における同条 人に係る相続開始の時から当該市町村長等の新 つた時から当該相続又は遺贈に係る相続税の申 項」とする。 十八条第一項」とあるのは「第二十七条第二 法第六十九条の五第一項の相続又は遺贈に係

> に基づき当該特定森林経営計画対象山林につい に市町村長等の認定を受けていた森林経営計画 定を適用する。 て施業を行つていたものとみなして、同条の規

長等の新認定を受けた場合には、当該個人が当画対象山林に係る森林経営計画について市町村 第六十九条の五の規定を適用する。 前に市町村長等の認定を受けていた森林経営計 等の新認定を受けた日まで引き続き当該贈与の 該特定贈与者に係る贈与の時から当該市町村長 特定受贈森林経営計画対象山林を取得した個人 について施業を行つていたものとみなして、 画に基づき当該特定受贈森林経営計画対象山 が、当該贈与の時から当該贈与に係る贈与税等 被相続人である特定贈与者からの贈与により 申告期限までの間に当該特定受贈森林経営計

税価格の計算の特例等) (特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課

第四十条の三 法第六十九条の六第一項に規定す 時における時価をいう。以下この項において同法人の保有していた資産の価額(当該取得した り財産を取得した者が当該相続等によりその法 く。)をいう。以下この条において同じ。)によ り効力を生ずる贈与を含む。)又は贈与(贈与 る政令で定める法人は、相続等(相続若しくは 合が十分の三以上である法人とする。 六第一項に規定する特定地域内にあつた動産 じ。) の合計額のうちに占める法第六十九条の をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除 同項に規定する遺贈(贈与をした者の死亡によ いて「動産等」という。)の価額の合計額の割 の上に存する権利及び立木(第三項第二号にお (金銭及び有価証券を除く。)、不動産、不動産 人の株式又は出資を取得した時において、当該

2 る株式又は出資(以下この項において「株式める株式その他これに類するものは、次に掲げ 等」という。)とする。 法第六十九条の六第一項に規定する政令で定 金融商品取引法第二条第八項第十号ハに規

発生直後の価額は、次の各号に掲げる財産の区 第一項に規定する政令で定める特定非常災害の 法第六十九条の六第一項及び第六十九条の七 省令で定めるもの 定する店頭売買有価証券に該当する株式等 前号に掲げる株式等に類する株式等で財

3

分に応じ、当該各号に定める金額による。 法第六十九条の六第一項に規定する特定土 当該特定土地等(当該特定土地等の上

> 定する特定非常災害をいう。次号において同特定非常災害(法第六十九条の六第一項に規 得した時の現況にあつたものとみなして、当じ。)の発生直後も引き続き相続等により取 法第六十九条の七第一項の規定の適用に係る 第二項において準用する場合を含む。)又は 土地等の価額として評価した額に相当する 該特定非常災害の発生直後における当該特定 にある不動産を含む。)の状況が同項 同

相当する金額 る当該特定株式等の価額として評価した額に なして、当該相続等により取得した時におけ 項において準用する場合を含む。)又は法第 行法人又は出資のされている法人が保有して た時において当該特定株式等に係る株式の発 非常災害の発生直後の現況にあつたものとみ 六十九条の七第一項の規定の適用に係る特定 たものに限る。)の当該特定株式等を相続等 常災害発生日をいう。)において保有してい により取得した時の状況が、同項(同条第二 (法第六十九条の六第一項に規定する特定非 する場合を含む。)又は法第六十九条の七第 いた同項に規定する特定地域内にある動産等 (当該法人が同項 (同条第二項において準用 項の規定の適用に係る特定非常災害発生日 法第六十九条の六第一項に規定する特定株 当該特定株式等を相続等により取得し

い公益法人等の範囲) (科学又は教育の振興に寄与するところが著し

第四十条の四 法第七十条第一項に規定する政令 で定める法人は、次に掲げる法人とする。 独立行政法人

の 二 国立大学法人及び大学共同利用

とする。)を主たる目的とするもの の三 地方独立行政法人で地方独立行政法人 る施設の設置及び管理に、それぞれ限るも 法人法施行令第六条第一号又は第三号に掲げ 第六号に掲げる業務にあつては地方独立行政 あつては同号チに掲げる事業の経営に、同条 でに掲げる業務(同条第三号に掲げる業務に 法第二十一条第一号又は第三号から第六号ま

の四 公立大学法人

一 自動車安全運転センター、 ンター、日本私立学校振興・共済事業団、 本赤十字社及び福島国際研究教育機構 日本司法支援セ 日

私立学校法第三条に規定する学校法人で学 公益社団法人及び公益財団法人

学校の設置を主たる目的とするもの 条第四項の規定により設立された法人で専修 たる目的とするもの又は私立学校法第六十四 う。以下この号において同じ。)の設置を主 及び専修学校(学校教育法第百二十四条に規 この号において同じ。)の設置若しくは学校 定する幼保連携型認定こども園をいう。以下 な提供の推進に関する法律第二条第七項に規 学前の子どもに関する教育、保育等の総合的 定する専修学校で財務省令で定めるものをい (学校教育法第一条に規定する学校及び就

更生保護法人 社会福祉法人

第四十条の四の二 法第七十条の二第二項第一号 場合の贈与税の非課税の対象となる住宅用の家 (直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた

に規定する政令で定める規模は、

五十平方メー

用の家屋で政令で定めるものは、特定受贈者 られる一の家屋に限るものとする。 その者が主としてその居住の用に供すると認め が二以上ある場合には、これらの家屋のうち、 あるものとし、その者の居住の用に供する家屋 供されるものに限る。)で相続税法の施行地に の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に する次に掲げる家屋(その家屋の床面積の二分 下この条において同じ。)がその居住の用に供 (同項第一号に規定する特定受贈者をいう。 法第七十条の二第二項第二号に規定する住宅 以

ル以下で、かつ、 一棟の家屋で床面積が二百四十平方メート 四十平方メートル以上であ

の床面積が二百四十平方メートル以下で、 有する場合には、その者の区分所有する部分 ことができるものにつきその各部分を区分所 の部分を独立して住居その他の用途に供する つ、四十平方メートル以上であるもの 一棟の家屋で、その構造上区分された数個

準若しくは同項第二号に規定する住宅用家屋が と協議して定める地震に対する安全性に係る基 第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣 で定めるものは、建築基準法施行令第三章及び に対する安全性に係る規定又は基準として政令 法第七十条の二第二項第三号に規定する地震

> 昭和五十七年一月一日以後に建築されたもので あることとする。

当する部分が専ら当該居住の用に供されるもの めるものは、特定受贈者がその居住の用に供す 後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定 らの家屋のうち、その者が主としてその居住の の用に供する家屋が二以上ある場合には、これ 使用されたことのあるものとし、その者の居住 明がされたもの又は確認を受けたもので建築後 ることにつき財務省令で定めるところにより証 ち、次に掲げる要件の全てに該当するものであ に限る。)で相続税法の施行地にあるもののう る家屋(その家屋の床面積の二分の一以上に相 用に供すると認められる一の家屋に限るものと 法第七十条の二第二項第三号に規定する建築

るものであること。 当該家屋が第二項各号のいずれかに該当す

5 施行地で行われるもののうち、当該工事に該当 するものであることにつき財務省令で定めると で定める工事は、次に掲げる工事で相続税法の 法第七十条の二第二項第四号に規定する政令 いずれかに適合するものであること。 当該家屋が前項に規定する規定又は基準の

ころにより証明がされたものとする。 定する大規模の模様替 規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規 増築、改築、建築基準法第二条第十四号に

部分について行う次に掲げるいずれかの修繕 とができるもののうちその者が区分所有する のを除く。) 又は模様替(前号に掲げる工事に該当するも 部分を独立して住居その他の用途に供するこ 棟の家屋でその構造上区分された数個の

この号において「主要構造部」という。) 行う修繕又は模様替 である床及び最下階の床をいう。) の過半 第二条第五号に規定する主要構造部(以下 又は主要構造部である階段の過半について その区分所有する部分の床(建築基準法

重要でない間仕切壁をいう。)の室内に面構造部である間仕切壁及び建築物の構造上 替(その間仕切壁の一部について位置の変 更を伴うものに限る。) する部分の過半について行う修繕又は模様 その区分所有する部分の間仕切壁(主要 6

る壁の室内に面する部分の過半について行 その区分所有する部分の主要構造部であ

> 防止のための性能を向上させるものに限 係る壁の過半について遮音又は熱の損失の う修繕又は模様替(当該修繕又は模様替に

務大臣と協議して定める地震に対する安全性及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財 二号に掲げる工事に該当するものを除く。) は壁の全部について行う修繕又は模様替(前 財務大臣と協議して定めるものの一室の床又 に係る基準に適合させるための修繕又は模様

五 家屋について行う国土交通大臣が財務大臣 に適合させるための修繕又は模様替(前各号常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準 第二項第六号イ(2)に規定する高齢者等を と協議して定める高齢者等(法第七十条の一 に掲げる工事に該当するものを除く。) いう。第九項において同じ。) が自立した日

事に該当するものを除く。) に資する修繕又は模様替(前各号に掲げる工 と協議して定めるエネルギーの使用の合理化

六十四号)第五条第二項に規定する雨水の浸進等に関する法律施行令(平成十二年政令第の浸入を防止する部分(住宅の品質確保の促の浸入を防止する部分(住宅の品質確保の促いませい) 履行に関し国土交通大臣が財務大臣と協議し模様替(当該家屋の瑕疵を担保すべき責任の を除く。) 入を防止する部分をいう。) に係る修繕又は に限り、前各号に掲げる工事に該当するもの て定める保証保険契約が締結されているもの

掲げる工事に該当するものを除く。) 適合させるための修繕又は模様替(前各号に

令で定める要件は、次に掲げる要件とする。 法第七十条の二第二項第四号ハに規定する政 る当該工事に要した費用の額が当該工事に要 る場合には、当該居住の用に供する部分に係 その者の居住の用以外の用に供する部分があ 事をした家屋の当該工事に係る部分のうちに した費用の額の二分の一以上であること。 法第七十条の二第二項第四号に規定する工

家屋について行う建築基準法施行令第三章 (前三号に掲げる工事に該当するものを除

家屋について行う国土交通大臣が財務大臣

兀

家屋について行う第九項に規定する基準に

二 法第七十条の二第二項第四号に規定する工 二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住 事をした家屋が、その者のその居住の用に供 される次に掲げる家屋(その家屋の床面積の

の用に供されるものに限る。)のいずれ

該当するものであること。

トル以下で、かつ、四十平方メートル以上

一棟の家屋で床面積が二百四十平方メー

であるもの

室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が分所有する部分に限る。)のうち居室、調理 家屋(前号の家屋にあつては、その者が区

法第七十条の二第二項第五号に規定する政令

る部分の床面積が二百四十平方メートル以 分所有する場合には、その者の区分所有す

前項第二号の家屋につきその各部分を区

下で、かつ、四十平方メートル以上である

で定める者は、次に掲げる者とする。

三 当該特定受贈者と婚姻の届出をしていない その者の親族でその者と生計を一にしている 除く。)で当該特定受贈者と生計を一にして が事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び いるもの 当該特定受贈者の親族(前号に掲げる者を

当該特定受贈者の配偶者及び直系血族

者から受ける金銭その他の財産によつて生計 を維持しているもの及びその者の親族でその 前三号に掲げる者以外の者で当該特定受贈

る。 基準に適合するものであることにつき財務省令 の使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋と する政令で定める住宅用の家屋は、エネルギー で定めるところにより証明がされたものとす して国土交通大臣が財務大臣と協議して定める 法第七十条の二第二項第六号イ (1) に規定 者と生計を一にしているもの

家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して の使用の合理化に資する住宅用の家屋、大規模 する政令で定める住宅用の家屋は、エネルギー 務省令で定めるところにより証明がされたもの 定める基準に適合するものであることにつき財 必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又 法第七十条の二第二項第六号イ (2) に規定

10 されたことのある住宅用家屋で政令で定めるも 法第七十条の二第七項に規定する建築後使 与税の非課税)に規定する住宅取得等資金のう

の者が主としてその居住の用に供すると認めら る。)とし、その者の居住の用に供する家屋が 定する耐震基準に適合するもの以外のものに限 されたことのあるもの(同条第二項第三号に規 されたもの又は確認を受けたもので建築後使用 とにつき財務省令で定めるところにより証明が 第二項各号のいずれかに該当するものであるこ る。) で相続税法の施行地にあるもののうち、 部分が専ら当該居住の用に供されるものに限 (その家屋の床面積の二分の一以上に相当する のは、特定受贈者がその居住の用に供する家屋 二以上ある場合には、これらの家屋のうち、そ 14

災害とする。 害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な 害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災 火その他の自然現象の異変による災害及び鉱で定める災害は、冷害、雪害、干害、落雷、噴 法第七十条の二第八項第一号に規定する政令

れる一の家屋に限るものとする。

正申告書を含む。)又は国税通則法第二十三条係る期限後申告書及びこれらの申告書に係る修 四項の規定の適用については、同項中「申告書 第三項に規定する更正請求書に、第一項」とす に同項」とあるのは、「申告書(当該申告書に の適用を受けようとする場合における同条第十 る個人がこれらの規定により同条第一項の規定 法第七十条の二第九項又は第十一項に規定す 15

13

属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈 特別措置法第七十条の二第二項第五号(直系尊 て当該被相続人から贈与により取得をした租税 いては、同項中「特定贈与財産」とあるのは、 ける相続税法第十九条第一項の規定の適用につ 与を含む。) により財産の取得をしたときにお 定受贈者が当該住宅資金贈与者から相続又は遺 において、当該住宅取得等資金の取得をした特 死亡した場合(次項に規定する場合を除く。) という。)が当該贈与をした年の中途において 下この項及び次項において「住宅資金贈与者」 この項及び次項において同じ。)をした者(以 者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下 宅取得等資金」という。)の贈与(贈与をした 取得等資金(以下この項及び次項において「住 「特定贈与財産及び当該相続の開始の年におい 法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈 準を定めたときは、これを告示する。

得等資金の取得をした特定受贈者が次の各号の た年の中途において死亡した場合(当該住宅取 合において同項の規定により贈与税の課税価格 場合において同項の規定により贈与税の課税価 うち同条第一項の規定の適用があるものとした 贈与税の非課税)に規定する住宅取得等資金の 尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の 税特別措置法第七十条の二第二項第五号(直系 続税法第二十八条第四項の規定の適用について 格に算入されないこととなるものを除く。 は、同項中「財産を」とあるのは、「財産(租 いずれかに該当する場合に限る。)における相 に算入されないこととなるもの」とする。 この項において同じ。)を」とする。 住宅資金贈与者が住宅取得等資金の贈与をし 以下

二 贈与により住宅取得等資金の取得をした日 の届出書を提出する者 条の三第一項において準用する場合を含む。) の九第五項に規定する相続時精算課税適用者 二項(法第七十条の二の六第一項又は第七十 た財産について、相続税法第二十一条の九第 の贈与をした住宅資金贈与者から贈与を受け の属する年中において、当該住宅取得等資金 住宅資金贈与者に係る相続税法第二十一条 3

め、又は第八項若しくは第九項の規定により基め、同項第七号の規定により保証保険契約を定 室、浴室、便所その他の室を定め、同項第四号 とにより同条の規定の適用を受けることができ 含む。)は、当該申告書及び書類を提出するこ 及び書類を提出しないで死亡した場合には、そ 第六号の規定により修繕若しくは模様替を定 の規定により基準を定め、同項第五号若しくは 定め、第五項第三号の規定により居室、調理 おいて準用する同法第二十七条第二項」と、 のは「死亡に係る相続税法第二十八条第二項に る。この場合において、同項の規定の適用につ の死亡した特定受贈者の相続人(包括受遺者を する申告書及び書類の提出期限前に当該申告書 「に同項」とあるのは「に第一項」とする。 いては、同項中「相続税法第二十八条」とある 国土交通大臣は、第三項の規定により基準を 特定受贈者が法第七十条の二第十四項に規定

第四十条の四の三 法第七十条の二の二第一項に 合の贈与税の非課税) (直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場

規定する政令で定める金融機関は、銀行、

信用

合会、信用協同組合、信用協同組合連合会(中 合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水 事業を行う協同組合連合会をいう。)、農林中央 会とする。 産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合 の受入れをする農業協同組合、農業協同組合連 金庫及び株式会社商工組合中央金庫並びに貯金 小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の 信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連

ち同条第一項の規定の適用があるものとした場

2 ないものをいう。)の受益証券であつて財務省 が特別の法律により発行する債券を含む。)に その信託財産を公債又は社債(会社以外の法人 第二条第四項に規定する証券投資信託のうち、 投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律 類するものとして政令で定めるものは、 令で定めるものとする。 ので、株式又は出資に対する投資として運用し 対する投資として運用することを目的とするも 法第七十条の二の二第一項に規定する金銭に 公社債

義は、当該各号に定めるところによる。 この条において、次の各号に掲げる用語の意

融商品取引業者をいう。 託受益権、銀行等、営業所等、金銭等又は金 七十条の二の二第一項に規定する受託者、信 金銭等又は金融商品取引業者 それぞれ法第 受託者、信託受益権、銀行等、営業所等

告書、 育資金管理契約、受贈者、教育資金非課税申 の二第二項に規定する教育資金、学校等、教 又は取扱金融機関 それぞれ法第七十条の二 贈者、教育資金非課税申告書、非課税拠出 教育資金、学校等、教育資金管理契約、 非課税拠出額又は取扱金融機関をい 受 額

二の二第四項に規定する追加教育資金非課税 申告書をいう。 追加教育資金非課税申告書 法第七十条の

定する領収書等をいう。 贈与者 法第七十条の二の二第十二項に規 領収書等 法第七十条の二の二第九項に規

Ŧi

申告書及び追加教育資金非課税申告書をい 定する贈与者をいう。 教育資金非課税申告書等 教育資金非課

4 取得をした受贈者は、 の条において同じ。) により金銭又は金銭等の |死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下こ 贈与者からの書面による贈与(贈与をした者 当該取得後二月以内に

らない。 又は当該金銭等で有価証券を購入しなければな 当該金銭を預金若しくは貯金として預入をし、 第二号ロ又はハに係るものに限る。)に基づき、 教育資金管理契約(法第七十条の二の二第二項 贈与者からの書面による贈与により第一

6 とみなして、同条の規定を適用する。 の委託をする口座へ移管をした場合には、当該 管理契約(法第七十条の二の二第二項第二号ハ 券の保管の委託がされている口座から教育資金 取得後二月以内に、当該受益証券を当該受益証 規定する受益証券の取得をした受贈者が、当該 移管を同条第一項又は第四項の有価証券の に係るものに限る。)に基づき有価証券の保管 法第七十条の二の二第二項第一号イに規定す

る政令で定める施設は、次に掲げる施設とす

育所その他これに類するものとして財務省令 で定めるもの 児童福祉法第三十九条第一項に規定する保

に規定する認定こども園(学校教育法第一条 合的な提供の推進に関する法律第二条第六項 第一項に規定する保育所を除く。 に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条 就学前の子どもに関する教育、保育等の

三 学校教育法第一条に規定する学校若しくは の教育施設として財務省令で定めるもの 同法第百二十四条に規定する専修学校に相当 する外国の教育施設又はこれらに準ずる外国

究センターの施設 医療に関する研究等を行う国立研究開発法人 定する独立行政法人航空大学校及び高度専門 学校法(平成十一年法律第二百十五号)に規 年法律第二百十四号)に規定する独立行政法 設、独立行政法人海技教育機構法(平成十一 国立研究開発法人水産研究・教育機構の に規定する国立研究開発法人国立国際医療研 に関する法律 (平成二十年法律第九十三号) 人海技教育機構の施設、独立行政法人航空大 (平成十一年法律第百九十九号) に規定する 国立研究開発法人水産研究・教育機構法 施

力開発大学校、職業能力開発短期大学校、職せンター及び障害者職業能力開発校(職業能大学校、職業能力開発校、職業能力開発促進 六十四号)に規定する職業能力開発総合大学 校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第

法に規定する職業訓練法人が設置するものに 業能力開発校及び職業能力開発促進センター にあつては、国若しくは地方公共団体又は同

令で定めるものは、教育に関する役務の提供のる教育を受けるために直接支払われる金銭で政 る金銭として文部科学大臣が財務大臣と協議し して定める金銭とする。 設備費その他の文部科学大臣が財務大臣と協議 ものは、入学金、授業料及び入園料並びに施設 る入学金、授業料その他の金銭で政令で定める 法第七十条の二の二第二項第一号ロに規定す 法第七十条の二の二第二項第一号イに規定す ?価、施設の使用料その他の受贈者の教養、 技術又は技能の向上のために直接支払われ 知 12

規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項 法第七十条の二の二第二項第二号イ(4)に 信託財産から教育資金の支払に充てた金銭

て定めるものとする。

一 教育資金管理契約に基づく信託は、取消し 出又は提供をすること。 る場合には、受贈者は受託者に領収書等の提 ができず、かつ、法第七十条の二の二第十六 資金の支払に充てるための金銭の交付を受け に相当する額の払出しを受ける場合又は教育

三 教育資金管理契約に基づく信託の受益者は 変更することができないこと。 項各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に 定める日のいずれか早い日に終了すること。

規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項 法第七十条の二の二第二項第二号ロ (2)に これを担保に供することができないこと。 いては、その譲渡に係る契約を締結し、又は 教育資金管理契約に基づく信託受益権につ

とする。 規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項 法第七十条の二の二第二項第二号ハ(2)に これを担保に供することができないこと。 いては、その譲渡に係る契約を締結し、又は 定める日のいずれか早い日に終了すること。 項各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に ができず、かつ、法第七十条の二の二第十六 る契約は、受贈者が解約の申入れをすること 教育資金管理契約に係る預金又は貯金に係 教育資金管理契約に係る預金又は貯金につ 13

11

当該各号に定める日のいずれか早い日に終了 をすることができず、かつ、法第七十条の一 の二第十六項各号に掲げる事由の区分に応じ 委託に関する契約は、受贈者が解約の申入れ 教育資金管理契約に係る有価証券の保管の

する契約に係る権利については、譲渡に係る二 受贈者が有する有価証券の保管の委託に関 契約を締結することができないこと。

価証券は、これを担保に供することができな 教育資金管理契約に基づいて保管される有

条第一項第三十号の合計所得金額(第三号及び 書類、同一の年分の所得税に係る所得税法第二 者について第二号に掲げる書類を当該教育資金 四項本文の規定により提出する追加教育資金非 より提出する教育資金非課税申告書又は同条第 は同号に掲げる書類は、それぞれ、添付するこ 出した教育資金非課税申告書等に添付したとき う。) についての第三号に掲げる書類を既に提 非課税申告書等に添付したときは同号に掲げる 資金非課税申告書を提出する場合において、既 ればならない。ただし、当該受贈者が追加教育 課税申告書には、次に掲げる書類を添付しなけ 次条第十一項において「合計所得金額」とい に提出した教育資金非課税申告書等に係る贈与 受贈者が法第七十条の二の二第三項の規定に

写し 又は贈与の事実及び年月日を証する書類の 信託又は贈与に関する契約書その他の信託

三 当該受贈者の第一号の信託又は贈与により 証する書類年月日、住所又は居所及び贈与者との続柄を 信託受益権、金銭又は金銭等を取得した日の の写しその他の書類で当該受贈者の氏名、生 当該受贈者の戸籍の謄本又は抄本、住民票

による

属する年の前年分の所得税に係る合計所得金

この条及び次条において同じ。)により提供す 令で定めるところにより、法第七十条の二の二 前項各号に掲げる書類の添付に代えて、財務省 る受贈者は、当該教育資金非課税申告書等への 方法(同項に規定する電磁的方法をいう。以下 資金非課税申告書等に記載すべき事項を電磁的 第七項の取扱金融機関の営業所等に対し、 法第七十条の二の二第七項の規定により教育 額を明らかにする書類 当該

18

二第十項の記録をする場合

書類に記載されている事項を電磁的方法により 該書類を添付したものとみなす。 該受贈者は、当該教育資金非課税申告書等に当 提供することができる。この場合において、当

14 取扱金融機関の営業所等は、教育資金非課税 の翌年三月十五日後六年を経過する日までの係る教育資金管理契約が終了した日の属する年 受理した日から当該教育資金非課税申告書等に された書類を含む。)を受理したときは、当該 申告書等に添付された第十二項各号に掲げる書 間、各人別に、当該書類又は届出書を保存しな 定により提出された届出書(当該届出書に添付 類又は第二十二項若しくは第二十三項本文の規

15 受贈者は、教育資金管理契約の締結の際に当 ものとする。 ものとし、当該選択は変更することができない の二第九項各号のいずれかの場合の選択をする 該教育資金管理契約において、法第七十条の一

17 16 除く。)に掲げる事由により教育資金管理契約 する日又は有価証券を購入する日前に支払われ 該信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をは、これらの規定に規定する領収書等には、当 条第九項又は第十一項の規定の適用について 年に支払われた教育資金がある場合における同 入をする日又は有価証券を購入する日の属する 最初に信託がされる日、預金若しくは貯金の預 が終了した場合における同条第九項又は第十一 た教育資金に係るものを含まないものとする。

のを含まないものとする。 終了する日後に支払われた教育資金に係るも 規定する領収書等には、教育資金管理契約が 法第七十条の二の二第九項又は第十一項に

又は提供をしなければならない。 収書等を当該取扱金融機関の営業所等に提出 する日の属する月の翌月末日までに、当該領 受贈者は、法第七十条の二の二第九項の規定 提供をしていない領収書等がある場合には、 扱金融機関の営業所等に対してまだ提出又は にかかわらず、当該教育資金管理契約が終了

ければならない。

教育資金管理契約が終了した日において取

定の適用がある場合に限る。) において、 の額とがあるときは、まず同号イに掲げる金銭 記録をしようとする金額のうちに同条第二項第 一号イに掲げる金銭の額と同号ロに掲げる金銭

らの教育資金管理契約の終了の日までの間に当 めの金銭等の書面による贈与をした日からこれ は貯金の預入若しくは有価証券の購入をするた た日又は教育資金管理契約に基づき預金若しく 満たない金額の記録をするものとする。 るときは、同号ロに掲げる金銭の額のうち当該 の額の記録をし、なお同条第十一項のその年中 に係る受贈者が法第七十条の二の二第一項本文 該贈与者が死亡した場合において、当該贈与者 に払い出した金銭の合計額に満たない金額があ 贈与者が教育資金管理契約に基づき信託をし

項の規定の適用については、次に定めるところ 法第七十条の二の二第十六項各号(第四号を 法第七十条の二の二第一項本文の規定により

20

法第七十条の二の二第十二項第一号の贈与者

相続税法第十九条第一項の規定は、適用しな

受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額 権又は金銭等の価額(同項本文の規定の適用を

に相当する部分の価額に限る。)については、

の規定の適用を受けたときは、当該受贈者が当

該信託又は当該贈与により取得をした信託受益

規定する教育資金支出額をいう。次項において が死亡した日における教育資金支出額

21 のとする。 よる確認及び記録がされていないものを含むも 同じ。)には、同日以前に支払われた教育資金 であつて同日においてまだ同条第十項の規定に

取扱金融機関の営業所等が法第七十条の二の (同条第十一項の規 当該非課税拠出額(当該他の贈与者の死亡につ 得をした信託受益権又は金銭等のうち同条第一 含む。)を控除した残額に、当該贈与者から取 者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)に第二号の規定により相続又は遺贈(贈与をした 係る教育資金支出額(同日前に死亡した他の 出額から同日における当該教育資金管理契約に おける同項の教育資金管理契約に係る非課税拠 る政令で定める金額は、贈与者が死亡した日に 合には、当該非課税拠出額から当該他の贈与者 き同条第十二項第二号の規定の適用があつた場 項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格 定する管理残額があるときは、当該管理残額を 与者がある場合において、その死亡につき同 から取得をした信託受益権又は金銭等のうち に算入しなかつた金額に相当する部分の価額が より取得したものとみなされた同項第一号に規 法第七十条の二の二第十二項第一号に規定す 贈

2、 法第七十条の二の二第十六項第一号の規定にて算出した金額とする。 じて算出した金額とする。 価額を控除した残額)のうちに占める割合を乗 税価格に算入しなかつた金額に相当する部分の 条第一項本文の規定の適用を受けて贈与税の課

は、 ・ 法第七十条の二の二第十六項第二号の規定に ・ 大る届出は、その年の十二月三十一日までに、 ・ まる届出は、その年の十二月三十一日までに、 ・ まで、これらの事由に該当することを明らかに ・ まで、これらの事由に該当することを明らかに ・ する書類を添付して行うものとする。ただし、 ・ する書類を添けして行うものとする。ただし、 ・ する書類を添けして行うものとする。ただし、 ・ する書類を添けして行うものとする。とを要しな ・ つては、当該届出書を提出することを要しない。

24 第二十二項又は前項本文の規定による届出をしようとする受贈者は、これらの規定に規定する届出書の提出に代えて、法第七十条の二の二第十六項第一号又は第二号に規定する取扱金融機関の営業所等に対し、当該届出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該展出書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該受贈者は、当該届出書を当該取扱金融機関の営業所等に提出したものとみなす。

本文に規定する届出書に当該書類を添付したものとみのこれらの規定に規定する書類の添付に代えのこれらの規定に規定する書類の添付に代えて、財務省令で定めるところにより、前項の取扱金融機関の営業所等に対し、当該書類に記載扱金融機関の営業所等に対し、当該書類に記載なれている事項を電磁的方法により提供するご覧届出書へのに規定する届出書に記載すべき事項を電磁本文に規定する届出書に記載すべき事項を電磁本文に規定する届出書に記載すべき事項を電磁本文に規定する場合により第二十二項又は第二十三項を表表している。

次に定めるところによる。
きにおける当該残額に係る贈与税については、り贈与税の課税価格に算入される残額があるとり贈与税の課税価格に算入される残額があると法第七十条の二の二第十七項第一号の規定によ法第七十条の二の二第十七項第一号の規定によ

5。
6。
6.
6.
6.
6.
6.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7.
7

与者が死亡した場合 個人 当該教育資金管理契約の終了の日前に贈て贈与者が生存している場合 当該贈与者て贈与者が生存している場合 当該贈与者

ちに占める割合をそれぞれ乗じて算出した金 該死亡した贈与者から取得をした信託受益権 用があつたときは、当該非課税拠出額から当 の規定を適用する。 なして、相続税法その他贈与税に関する法令 終了の日前に当該各贈与者が死亡した場合に 額を当該各贈与者(当該教育資金管理契約の に相当する部分の価額を控除した残額)のう けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額 又は金銭等のうち同項本文の規定の適用を受 合において、その死亡につき同号の規定の適 契約の終了の日前に死亡した贈与者がある場 契約に係る非課税拠出額(当該教育資金管理 額に相当する部分の価額が当該教育資金管理 受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金 く。)のうち同条第一項本文の規定の適用を 二第十二項第二号の規定の適用があつたとき において、その死亡につき法第七十条の二の の終了の日前に当該各贈与者が死亡した場合 託受益権又は金銭等(当該教育資金管理契約 には、当該残額に各贈与者から取得をした信 当該受贈者に係る贈与者が二以上ある場合 当該各贈与者から取得をしたものを除 個人)からそれぞれ取得をしたものとみ

取消権の行使があつたことにより当該教育資金教育資金管理契約に係る贈与による一項の規定による取消権の行使があつたこと若得をした金銭等の一部につき信託法第十一条第一項の規定による取消権の行使があつたこと若しくは教育資金管理契約に係る贈与により取るに保る贈与により取りによる。

2 前項の場合において、同項の規定による申告語項の場合において、同項の規定による申告語項の場合には、当該教育資金管理契約に係る取扱金融機関の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。を記載した申告書を、当該教育資金管理契約に係る取扱金融機関の営業所等を経由し、納税地は額の額(第二十九項において「非課税拠出額の無額」という。)その他財務省資金管理契約に係る取扱金融機関の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。の所轄税務署長に提出しなければならない。の所轄税務署長に提出しなければならない。

29 教育資金非課税取消申告書の提出があつた場教育資金非課税取消申告書に記載された非課税拠出額についての当該提出があつた後における法別では、当該非課税拠出額のうち当該教育資金非課税取消申告書に記載された非課税拠出額減額に相当する金額は、法第七十条の二の二第個額に相当する金額は、法第七十条の二の二第個額に相当する金額は、法第七十条の二の二第個額に相当する金額は、法第七十条の二の二第個額に相当する金額は、法第七十条の二の二第個額に相当する金額は、法第七十条の二の一項本文の規定の適用を受けた部分の価額に含まれているのとする。

30 り消すことのできる行為であつたことにより取 銭を支払うべきことが確定した場合には、当該 求に基づき当該非課税拠出額に相当する額の金 書等に記載された非課税拠出額がないこととな り消されたことにより当該教育資金非課税申告 たこと若しくは当該行為若しくは当該贈与が取 行為若しくは教育資金管理契約(同号ロ又はハ 第二号イに係るものに限る。) の締結に関する 教育資金管理契約(法第七十条の二の二第二項 教育資金非課税申告書等を提出した受贈者は、 侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請 に係るものに限る。)に係る贈与が無効であつ しくは教育資金管理契約に係る贈与が遺留分を つた場合又は教育資金管理契約に基づく信託若 既に提出した教育資金非課税申告書等に係る

32 教育資金非課税廃止申告書の提出があつた場教育資金非課税申告書等に記載された非課税拠期についての当該提出があつた後における法出額についての当該提出があつた後における法集第一項本文の規定の適用がなかつたものとみ条第一項本文の規定の適用がなかつた場とがあった場

33 前の納税地)の所轄税務署長に提出しなければ 個人番号(行政手続における特定の個人を識別 その提出後、その住所若しくは居所、 ならない。 より納税地の異動があつた場合には、その異動 由し、納税地(住所又は居所を変更したことに 金非課税申告書に係る教育資金管理契約に基づ 項において同じ。)の変更をした場合には、当 五項に規定する個人番号をいう。次条第三十二 するための番号の利用等に関する法律第二条第 く事務を取り扱う取扱金融機関の営業所等を経 で定める事項を記載した申告書を、当該教育資 該受贈者は、遅滞なく、その旨その他財務省令 教育資金非課税申告書を提出した受贈者が、 氏名又は

34 教育資金非課税申告書を提出した受贈者が、その提出後、当該教育資金非課税申告書に係る教育資金管理契約に基づく事務を取り扱う取扱金融機関の営業所等」という。)に対して当該事務の全部を移管前の営業所等」という。)に対して当該事務の全部を移管前の営業所等以外の営業所等」という。)に移管するいて「移管先の営業所等」という。)に移管するの他財務省令で定める事項を記載した申告書を、移管前の営業所等とを依頼し、当該受贈者は、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、移管前の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

は、| 申告書(以下この条において「教育資金管理契1該 | 35 前二項の場合において、これらの規定による

定に規定する税務署長に提出されたものとみな異動申告書は、その受理された日にこれらの規 されたときは、当該教育資金管理契約に関する 規定に規定する取扱金融機関の営業所等に受理 約に関する異動申告書」という。)がこれらの

36 この場合において、当該受贈者は、これらの申 項を電磁的方法により提供することができる。 業所等に対し、これらの申告書に記載すべき事 する受贈者は、これらの申告書の提出に代え 金管理契約に関する異動申告書を提出しようと 申告書、教育資金非課税廃止申告書又は教育資 は第三十四項の規定により教育資金非課税取消 る取扱金融機関の営業所等とみなす。 る移管先の営業所等は、これらの規定に規定す 当該教育資金管理契約に関する異動申告書に係 四項本文及び第六項の規定の適用については、 を提出した受贈者に係る法第七十条の二の二第 関する異動申告書の提出があつた後において て、これらの規定に規定する取扱金融機関の営 第三十四項の規定による教育資金管理契約に 第二十七項、第三十項又は第三十三項若しく 当該教育資金管理契約に関する異動申告書 43 42 41

とあるのは「提供された」とする。 は「)に記載すべき事項が」と、「受理された」 については、これらの規定中「)が」とあるの 八項、第三十一項及び第三十五項の規定の適用 前項の規定の適用がある場合における第二十

告書を当該取扱金融機関の営業所等に提出した

のとみなす。

く、その旨その他財務省令で定める事項を記載 合には、当該移管先の営業所等の長は、遅滞な らに準ずるもの(以下この項及び次項において 業所、事務所その他これらに準ずるもの又は同 より資産及び負債の移転を受けた金融機関の営 の合併後存続する金融機関若しくはその分割に 者(以下この項において「金融機関」という。) 受けた受託者、銀行等若しくは金融商品取引業 理契約に関する事務の全部がその事業の譲渡を 課税申告書を提出した受贈者に係る教育資金管 くは業務を行う区域の変更により、教育資金非 扱金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若し 轄税務署長に提出しなければならない した書類を当該移管先の営業所等の所在地の所 「移管先の営業所等」という。)に移管された場 の金融機関の他の営業所、事務所その他これ その合併により設立した金融機関若しくはそ 事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は取 46 44 務省令で定める

40 及び第六項の規定の適用については、当該書類 の提出に係る移管先の営業所等は、これらの規 た受贈者に係る法第七十条の二の二第四項本文 定に規定する取扱金融機関の営業所等とみな いては、同項の教育資金非課税申告書を提出し 前項の規定による書類の提出があつた後にお

出する教育資金非課税申告書、追加教育資金非取扱金融機関の営業所等の長は、受贈者の提 資金非課税廃止申告書又は教育資金管理契約に 課税申告書、教育資金非課税取消申告書、教育 所等の所在地の所轄税務署長に送付しなければ く、これらの申告書を当該取扱金融機関の営業 関する異動申告書を受理した場合には、遅滞な

は、遅滞なく、当該申告書を当該所轄税務署長長でないときは、その送付を受けた税務署長 受けた税務署長が受贈者の納税地の所轄税務署 に送付しなければならない。 前項の場合において、同項の申告書の送付を 2

るところにより保存しなければならない。 明らかにし、かつ、当該帳簿を財務省令で定め くは貯金又は保管している有価証券につき帳簿 該財産に係る信託受益権、預入された預金若し 提出された教育資金非課税申告書に係る教育資 金管理契約に係る金銭の払出しに関する事項を 券の価額の明細及びその異動並びに当該教育資 預金若しくは貯金の額又は保管している有価証 を備え、各人別に、その財産及び信託受益権、 金管理契約に基づいて、信託された財産及び当 取扱金融機関の営業所等の長は、受贈者から

令で定めるところにより、これらの申告書の写関する異動申告書を受理した場合には、財務省 資金非課税廃止申告書又は教育資金管理契約に れを保存しなければならない。 課税申告書、教育資金非課税取消申告書、教育 出する教育資金非課税申告書、追加教育資金非 し(これに準ずるものを含む。)を作成し、 取扱金融機関の営業所等の長は、受贈者の提

定め、及び第八項の規定により金銭を定めたと、文部科学大臣は、第七項の規定により金銭を きは、これを告示する。

る異動申告書の書式は、財務省令で定める。 非課税廃止申告書及び教育資金管理契約に関す 申告書、教育資金非課税取消申告書、教育資金 資金管理契約の終了に関する調書の様式は、 教育資金非課税申告書、追加教育資金非課税 法第七十条の二の二第十九項に規定する教育 財

48 受けた場合の贈与税の非課税)

会とする。

令で定めるものとする。 類するものとして政令で定めるものは、公社債 ないものをいう。)の受益証券であつて財務省 ので、株式又は出資に対する投資として運用し 対する投資として運用することを目的とするも が特別の法律により発行する債券を含む。)に その信託財産を公債又は社債(会社以外の法人 第二条第四項に規定する証券投資信託のうち、 投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律 法第七十条の二の三第一項に規定する金銭に

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意 義は、当該各号に定めるところによる。

融商品取引業者をいう。 託受益権、銀行等、営業所等、金銭等又は金 七十条の二の三第一項に規定する受託者、信 金銭等又は金融商品取引業者 それぞれ法第 受託者、信託受益権、銀行等、営業所等、

> 臣が財務大臣と協議して定めるもの む。)のために要する費用として内閣総理 われる当該婚姻に係る婚礼(結婚披露を含

受贈者の婚姻の日の一年前の日以後に支払

扱金融機関をいう。 育て資金非課税申告書、非課税拠出額又は取 資金、結婚・子育て資金管理契約、結婚・子 税拠出額又は取扱金融機関 それぞれ法第七 十条の二の三第二項に規定する結婚・子育て

三 追加結婚・子育て資金非課税申告書 子育て資金非課税申告書をいう。 七十条の二の三第四項に規定する追加結婚 法

定する領収書等をいう。 贈与者 法第七十条の二の三第十二項に規 領収書等 法第七十条の二の三第九項に規

五.

定する贈与者をいう。

第七十条の二の二第二十四項の規定により物件 (直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を を留め置く場合について準用する。 国税通則法施行令第三十条の三の規定は、 法 子育て資金非課税申告書及び追加結婚・子育 規定の適用を受ける個人をいう。

規定する政令で定める金融機関は、銀行、信用第四十条の四の四 法第七十条の二の三第一項に 産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合 合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水 の受入れをする農業協同組合、農業協同組合連 金庫及び株式会社商工組合中央金庫並びに貯金 事業を行う協同組合連合会をいう。)、農林中央 合会、信用協同組合、信用協同組合連合会(中 小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の 信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連 5

6 券の購入とみなして、同条の規定を適用する。 る政令で定める費用は、次に掲げる費用とす 券の保管の委託をする口座へ移管をした場合に 第二号ハに係るものに限る。) に基づき有価 育て資金管理契約(法第七十条の二の三第二項 券の保管の委託がされている口座から結婚・子 は、当該移管を同条第一項又は第四項の有価証 法第七十条の二の三第二項第一号イに規定す

取得後二月以内に、当該受益証券を当該受益証 規定する受益証券の取得をした受贈者が、 なければならない。

贈与者からの書面による贈与により第二項に

当該

預入をし、又は当該金銭等で有価証券を購入し

三第二項第二号ロ又はハに係るものに限る。) 結婚・子育て資金管理契約(法第七十条の二の 取得をした受贈者は、当該取得後二月以内に、 の条において同じ。) により金銭又は金銭等の の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下こ

当該金銭を預金若しくは貯金として

贈与者からの書面による贈与(贈与をした者

て資金非課税申告書をいう

結婚・子育て資金非課税申告書等

法第七十条の二の三第一項本文の

に基づき、

結婚・子育て資金、結婚・子育て資金管理 結婚・子育て資金非課税申告書、非課

前の日から当該婚姻の日以後一年を経過するじ。)であつて当該受贈者の婚姻の日の一年結をするものに限る。以下この号において同 する費用として内閣総理大臣が財務大臣と協 借契約の締結の日)以後三年を経過する日ま 供する家屋の賃貸借契約が二以上ある場合に 受贈者又は当該受贈者の配偶者の居住の用に 該締結の日(当該期間内に締結をされた当該 日までの期間に締結をされるものに基づき当 議して定めるもの でに支払われる家賃、敷金その他これらに類 は、これらの賃貸借契約のうち、最初の賃貸 に供する家屋の賃貸借契約(当該受贈者が締 受贈者又は当該受贈者の配偶者の居住の

偶者の居住の用に供するための家屋に転 (当該受贈者の婚姻の日の一年前の日から当 受贈者が、当該受贈者及び当該受贈者の 居

である。 こうでは、「であった」にはない、 こうでは、 こうでは、

- る。
  法第七十条の二の三第二項第一号口に規定する。
- 一 受贈者の出産の日以後一年を経過する日ま 費用又は妊娠中に要する費用として内閣総理費用又は妊娠中に要する費用として内閣総理 2 9贈者(当該受贈者の配偶者を含む。次号 2 9増者(当該受贈者の配偶者を含む。次号
- でに支払われる当該出産に係る分べん費そのでに支払われる当該出産に係る分べん費そのでに支払われる当該出産に係る分べん費そのでに支払われる当該出産に保る分べん費そのでに支払われる当該出産に保る分でん費との

8

- 者に領収書等を提出すること。

  せいのでは、受贈者は受託のでは、では結婚・子育て資金の支払に充てるためのでは、受問者は受託のでは、受問者は受託のでは、受ける場合でた金銭に相当する額の払出しを受ける場合

- をはい。 三第十三項各号に掲げる事由の区分に応じ当 三第十三項各号に掲げる事由の区分に応じ当 することができず、かつ、法第七十条の二の 貯金に係る契約は、受贈者が解約の申入れを 結婚・子育て資金管理契約に係る預金又は
- こと。 し、又はこれを担保に供することができない し、又はこれを担保に供することができない 貯金については、その譲渡に係る契約を締結 二 結婚・子育て資金管理契約に係る預金又は
- とする。 とこれには、これでは、次に掲げる事項規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 日に終了すること。 日に終了すること。 日に終了することができず、かつ、法第七の半入れをすることができず、かつ、法第七の申入れをすることができず、かつ、法第七の保管の委託に関する契約は、受贈者が解約の保管の委託に関する契約に係る有価証券
- 吉昏・子胥に資金管里でりこまづって呆管契約を締結することができないこと。する契約に係る権利については、譲渡に係る一 受贈者が有する有価証券の保管の委託に関
- を増削されることのこうに等に負う見言にができないこと。 される有価証券は、これを担保に供すること三 結婚・子育て資金管理契約に基づいて保管
- 11 受贈者が法第七十条の二の三第三項の規定により提出する結婚・子育て資金非課税申告書をは同条第四項本文の規定により提出する追加結婚・子育て資金非課税申告書をで設金非課税申告書等に添付したときに提出する場合において、既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書等に添付したときは同号に掲げる書類を高行る書類を当該結婚・子育て資金非課税申告書等に添付したときは同号に掲げる書類にのの第三号に掲げる書類を明ら書等に添付したときは同号に掲げる書類に係る合計所得金額に知いての第三号に掲げる書類を明らない。とを要しない。
- 写し 又は贈与の事実及び年月日を証する書類の一 信託又は贈与に関する契約書その他の信託
- 証する書類 年月日、住所又は居所及び贈与者との続柄を年月日、住所又は居所及び贈与者との続柄をの写しその他の書類で当該受贈者の氏名、生の 当該受贈者の戸籍の謄本又は抄本、住民票

- 額を明らかにする書類 属する年の前年分の所得税に係る合計所得金属する年の前年分の所得税に係る合計所得金 と 当該受贈者の第一号の信託又は贈与により
- 12 法第七十条の二の三第七項の規定により結婚・子育て資金非課税申告書等に記載すべき事質を電磁的方法により提供する受贈者は、当該結婚・子育て資金非課税申告書等への前項各号に掲げる書類の添付に代えて、財務省令で定めるところにより、同条第七項の取扱金融機関のるところにより、同条第一項の取扱金融機関のるところにより、同条第一項の取金融機関ので電磁的方法により提供するごとができる。この場合において、当該受贈者は、当該書類を電磁的方法により提供するごとができる。この場合において、当該受贈者は、当該書類を添付している。
- することができないものとする。 で贈者は、結婚・子育て資金管理契約においの際に当該結婚・子育て資金管理契約においる際に当該結婚・子育て資金管理契約の締結 で贈者は、結婚・子育て資金管理契約の締結
- 14 法第七十条の二の三第一項本文の規定により最初に信託がされる日、預金若しくは貯金の行とする日又は有価証券を購入する日前に支おける同条第九項又は第十一項の規定の適用については、当該信託がされる日、預金若しくは貯金の頃、当該信託がされる日、預金若しくは貯金の領は、当該信託がされる日、預金若しくは貯金の預は、当該信託がされる日、預金若しくは貯金の預は、当該信託がされる日、預金若しくは貯金の預は、当該信託がされる日、預金若しくは貯金の預払われた結婚・子育で資金に係るものを含まないものとする。
- 15 受贈者は、法第七十条の二の三第九項の規定で財務省令で定める書類を併せて提出しなけれる費用に係るものであることを証する書類としる財務省令で定める書類を併せて提出する場合には、当て財務省令で定める書類を併せて提出する場合には、当て財務省令で定める書類を併せて提出しなけれて財務省令で定める書類を併せて提出しなけれて財務省令で定める書類を併せて提出しなけれて財務省令で定める書類を併せて提出しなければならない。
- 5°)までに当該書類を前項の取扱金融機関の過する日(第二十項において「提出期限」といないため当該書類を提出できないときは、その収書等を提出する日にまだ婚姻の届出をしていないため当該書類を提出できないときは、その収書等を提出する日にまだ婚姻の届出をしていないため当該書類を提出できないときは、その根財務省令で定める事項を記載した届出書を当該領収書等に記載された支払年月日から一年を経費と併せて提出し、かつ、当該領提出しなければならない場合において、当該領規当を指導を表す。

- 「計所得金」 に提出したことがある場合には、この限りでなごした日の 既に当該届出書を当該取扱金融機関の営業所等により 営業所等に提出しなければならない。ただし、
- 17 取扱金融機関の営業所等は、第十一項本文の表に届出書を保存しなければならない。 類又は届出書を受理した日からこれらの書類又は届出書を受理したときは、これらの書類又は届出書を受理した日からこれらのらの書類又は届出書を受理した日からこれらのおこれたの適用に係る結婚・子育て資金管理契約がらの書類とは届出書を保存しなければならない。
- 18 法第七十条の二の三第十三項第一号又は第三ろによる。
- 19 取扱金融機関の営業所等が法第七十条の二の三第十項の記録をする場合(同条第十一項の規定の適用がある場合に限る。)において、その額とがあるときは、まず同号ロに掲げる金銭の額とがあるときは、まず同号ロに掲げる金銭の額とがあるときは、間景第十一項の規定の記録をし、なお同条第十一項の規定の額の記録をし、なお同条第十一項の規定の記録をし、なお同条第十一項の規定の記録をするものとする。
- れたことを確認したものとして同項の記録をすの規定により結婚・子育て資金の支払に充てら出された場合には、法第七十条の二の三第十項規定により同項の届出書が領収書等と併せて提別、取扱金融機関の営業所等は、第十六項本文の

ければならない。

さものとする。この場合において、第十六項本が、会職機関の営業所等は、当該記録を訂正しなを証する書類の提出がなかつたときは、当該取を証する書類の提出期限までに当該領収書等が文の規定により提出期限までに当該領収書等が、大の規定により提出期限までに当該領収書等が、対して、第十六項本のとする。この場合において、第十六項本

22 贈与者が結婚・子育て資金管理契約に基づきける法第七十条の二の三第十二項第二号、第十四項及び第十五項の規定の適用については、結 25十四項において同じ。)は、その訂正後のものとする。とする。

一項の規定は、適用しない。 一項の規定は、適用しない。 信託をした日又は結婚・子育て資金管理契約に ときは、当該受贈者が当該信託又は当該贈与 たときは、当該受贈者が当該信託又は当該贈与 たときは、当該受贈者が当該信託又は当該贈与 たときは、当該受贈者が当該信託又は当該贈与 により取得をした信託受益権又は金銭等の価額 に関る。)については、相続税法第十九条第 一項の規定は、適用しない。

関する法令の規定を適用する。

たものとみなして、相続税法その他贈与税に

のとする。

は第七十条の二の三第十二項第二号の贈与者のとする。

理契約の終了の日において贈与により取得していて、法第七十条の二の三第十四項第一号のがあるときにおける当該残額に係る贈与税については、次に定めるところによる。 一 受贈者が、当該残額を贈与者(当該結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに死亡し子育て資金管理契約の終了の日までに死亡し子育て資金管理契約の終了の日までに死亡し子育て資金管理契約が終了した場合にお婚・子育で資金管理契約が終了した場合に

与税に関する法令の規定を適用する。 得をしたものとみなして、相続税法その他贈 出した金額を当該生存贈与者からそれぞれ取 額)のうちに占める割合をそれぞれ乗じて算 用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつ 受益権又は金銭等のうち同項本文の規定の適 た金額に相当する部分の価額を控除した残 から当該死亡した贈与者から取得をした信託 た贈与者がある場合には、当該非課税拠出額 子育て資金管理契約の終了の日までに死亡し 金管理契約に係る非課税拠出額(当該結婚・ に相当する部分の価額が当該結婚・子育て資 けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額 七十条の二の三第一項本文の規定の適用を受 取得をした信託受益権又は金銭等のうち法第 る場合には、当該残額に当該生存贈与者から 前号の受贈者に係る生存贈与者が二以上あ 28

となつた場合又は結婚・子育て資金管理契約に居託された金銭等若しくは結婚・子育て資金管理契約に基づいて消権の行使があつたこと若しくは民法第四百二消権の行使があつたこと若しくは民法第四百二十四条第一項の規定による取消権の行使があつたこと若しくは民法第四百二十四条第一項の規定による取消権の行使があつたことにより当該結婚・子育て資金管理契約に基づいてきにより当該結婚・子育て資金非課税申告書いた場合又は結婚・子育て資金非課税申告書となった場合又は結婚・子育て資金非課税申告書となった場合又は結婚・子育て資金非課税申告書

基づく信託若しくは結婚・子育て資金管理契約に係る贈与が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該非課税拠出額の一部に相当する額の金銭を支払うべきとが確定した場合には、当該結婚・子育て資金管理契約に係る取扱金融機関のすることとなつた部分の価額又は当該請求に基することとなつた部分の価額又は当該請求に基することとなった部分の価額又は当該請求に基することとなった部分の価額又は当該請求に基づき支払うべき金銭の額(第二十八項においてがき支払うべき金銭の額(第二十八項においてがき支払うべき金銭の額(第二十八項においてがき支払うべき金銭の額(第二十八項においてが、当該によび、となった。

27 前項の場合において、同項の規定による申告書(以下この条において「結婚・子育て資金非課税取消申告書は、そ取扱金融機関の営業所等に受理されたときは、部該結婚・子育て資金非課税取消申告書」という。)が同項に規定するの受理された日に同項に規定する税を融機関の営業所等に受理されたときは、出されたものとみなす。

品 結婚・子育て資金非課税取消申告書の提出があつた場合には、当該結婚・子育て資金非課税申告書に記載された非課税拠出額についての当及での条の規定の適用については、当該結婚・子育て資金非課税申告書に記載された非課税拠出額に付いての当該地出額のうち当該結婚・子育て資金非課税申告書に記載された非課税拠出額減価額に相当申告書に記載された非課税拠出額減価額に相当申告書に記載された非課税拠出額に付いている金額は、法第七十条の二の三第一項本文の出版での適用を受けた部分の価額に含まれないものとする。

9 既に提出した結婚・子育て資金非課税申告書等に係る結婚・子育て資金管理契約(法第七十為若しくは当該贈与が取り消すことのできる行為若しくは当該贈与が取り消すことのできる行為若しくは当該贈与が取り消すことのできる行為であつたことにより取り消されたま課税拠出額があったことによりお話婚・子育て資金管理契約に基づく信託若しくは結婚・子育て資金管理契約に基づく信託者しくは結婚・子育て資金管理契約に基づく信託者しくは結婚・子育て資金管理契約に基づく信託者しくは結婚・子育て資金管理契約に基づく信託者しくは結婚・子育て資金管理契約に基づく信託者しくは結婚・子育て資金管理契約に基づく信託者しくは結婚・子育て資金管理契約に基づく信託者しくは結婚・子育て資金管理契約に基づく信託者しくは結婚・子育て資金管理契約に基づく信託者している。

の適用がなかつたものとみなす。
はされたものとみなす。
はされたものとみなす。
はされたものとみなす。
はされたものとみなす。
はされたものとみなす。
はされたものとみなす。
はされたものとみなす。

品婚・子育て資金非課税申告書を提出した受 開者が、その提出後、その住所若しくは居所、 氏名又は個人番号の変更をした場合には、当該 管理契約に基づく事務を取り扱う取扱金融機関 管理契約に基づく事務を取り扱う取扱金融機関 の営業所等を経由し、納税地(住所又は居所を の営業所等を経由し、納税地の異動があつた場合 には、その異動前の納税地の異動があつた場合 には、その異動前の納税地の異動があつた場合 には、その異動前の納税地の異動があつた場合 には、その異動前の納税地の異動があつた場合 とにより納税地の異動があつた場合 には、その異動前の納税地)の所轄税務署長に

3 結婚・子育て資金非課税申告書を提出した受問者が、その提出後、当該結婚・子育て資金非課税申告書に係る結婚・子育て資金管理契約に基づく事務を取り扱う取扱金融機関の営業所等」という。)に対して当該事務の全部を移管前の営業所等」という。)に対して当該事務の全部を移管前の営業所等」という。)に移管大の営業所等(第三十五項において「移管先の営業所等」という。)に移管すべきことを依頼し、かつ、その移管があつた場合には、当該受贈者は、遅滞なく、その旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、移管新等を経由し、納税地の所轄税務署長前の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長前の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長前の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長前の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長前の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長前の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長前の営業所等を経由し、納税地の所轄税務署長

金管理契約に関する異動申告書」という。)が申告書(以下この条において「結婚・子育て資34 前二項の場合において、これらの規定による

されたものとみなす。 た日にこれらの規定に規定する税務署長に提出 管理契約に関する異動申告書は、その受理され 等に受理されたときは、当該結婚・子育て資金 これらの規定に規定する取扱金融機関の営業所 39

業所等とみなす は、これらの規定に規定する取扱金融機関の営 に関する異動申告書に係る移管先の営業所等 用については、当該結婚・子育て資金管理契約 する異動申告書を提出した受贈者に係る法第七 おいては、当該結婚・子育て資金管理契約に関 理契約に関する異動申告書の提出があつた後に 十条の二の三第四項本文及び第六項の規定の適 第三十三項の規定による結婚・子育て資金管

非課税取消申告書、 ついては、これらの規定中「)が」とあるのは 機関の営業所等に提出したものとみなす。 当該受贈者は、これらの申告書を当該取扱金融 り提供することができる。この場合において、 らの申告書に記載すべき事項を電磁的方法によ 規定する取扱金融機関の営業所等に対し、これ れらの申告書の提出に代えて、これらの規定に る異動申告書を提出しようとする受贈者は、こ 止申告書又は結婚・子育て資金管理契約に関す くは第三十三項の規定により結婚・子育て資金 前項の規定の適用がある場合における第二十 第二十六項、第二十九項又は第三十二項若し 項、第三十項及び第三十四項の規定の適用に 結婚・子育て資金非課税廃 42 41

令で定める事項を記載した書類を当該移管先の 業所等の長は、遅滞なく、その旨その他財務省 う。) に移管された場合には、当該移管先の営 及び次項において「移管先の営業所等」とい 事務所その他これらに準ずるもの(以下この項 準ずるもの又は同一の金融機関の他の営業所、 けた金融機関の営業所、事務所その他これらに しくはその分割により資産及び負債の移転を受 融機関若しくはその合併後存続する金融機関若 融機関」という。)、その合併により設立した金 は金融商品取引業者(以下この項において「金 その事業の譲渡を受けた受託者、銀行等若しく 婚・子育て資金管理契約に関する事務の全部が て資金非課税申告書を提出した受贈者に係る結 くは業務を行う区域の変更により、結婚・子育 扱金融機関の営業所等の新設若しくは廃止若し あるのは「提供された」とする。 事業の譲渡若しくは合併若しくは分割又は取 43

ればならない 営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなけ

45

当該書類の提出に係る移管先の営業所等は、こ 四項本文及び第六項の規定の適用については、 いては、同項の結婚・子育て資金非課税申告書 れらの規定に規定する取扱金融機関の営業所等 を提出した受贈者に係る法第七十条の二の三第 前項の規定による書類の提出があつた後にお

金非課税取消申告書、結婚・子育て資金非課税 所等の所在地の所轄税務署長に送付しなければ く、これらの申告書を当該取扱金融機関の営業 する異動申告書を受理した場合には、遅滞な 廃止申告書又は結婚・子育て資金管理契約に関 婚・子育て資金非課税申告書、結婚・子育て資 出する結婚・子育て資金非課税申告書、追加結 取扱金融機関の営業所等の長は、受贈者の提

された財産及び当該財産に係る信託受益権、預 る結婚・子育て資金管理契約に基づいて、信託 提出された結婚・子育て資金非課税申告書に係 長でないときは、その送付を受けた税務署長 受けた税務署長が受贈者の納税地の所轄税務署 銭の払出しに関する事項を明らかにし、かつ、 並びに当該結婚・子育て資金管理契約に係る金 管している有価証券の価額の明細及びその異動 及び信託受益権、預金若しくは貯金の額又は保 価証券につき帳簿を備え、各人別に、その財産 入された預金若しくは貯金又は保管している有 は、遅滞なく、当該申告書を当該所轄税務署長 に送付しなければならない。 取扱金融機関の営業所等の長は、受贈者から 前項の場合において、同項の申告書の送付を

「)に記載すべき事項が」と、「受理された」と

保存しなければならない。 (これに準ずるものを含む。) を作成し、これを 廃止申告書又は結婚・子育て資金管理契約に関 金非課税取消申告書、結婚・子育て資金非課税 婚・子育て資金非課税申告書、結婚・子育て資 出する結婚・子育て資金非課税申告書、追加結 で定めるところにより、これらの申告書の写し する異動申告書を受理した場合には、財務省令 取扱金融機関の営業所等の長は、受贈者の提

用を定め、及び第七項各号の規定により費用を 定めたときは、 内閣総理大臣は、第六項各号の規定により費 これを告示する

> 婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書の 異動申告書の書式は、財務省令で定める。 申告書及び結婚・子育て資金管理契約に関する 課税取消申告書、結婚・子育て資金非課税廃止 子育て資金非課税申告書、結婚・子育て資金非 法第七十条の二の三第十六項に規定する結

様式は、財務省令で定める。

を留め置く場合について準用する。

2 与税の税率の特例)の規定の適用を受けた財産五第三項(直系尊属から贈与を受けた場合の贈 この項において「贈与税相当額」という。)は、 る場合における相続税法施行令第四条及び第十 じて算出した金額とする。)を超える」とする。 当該特例贈与財産の価額の合計額に占める割合 た部分の金額が租税特別措置法第七十条の二の 一項の規定により相続税の課税価格に加算され あるのは「とする。この場合において、同条第 以下この項において同じ。)」と、「とする」と 同条第一項」と、「価額)」とあるのは「価額。 項中「金額は、同項」とあるのは「金額(以下 二号に掲げる金額に当該在外財産の価額が当該 項に規定する一般贈与財産であるときは同項第 を乗じて算出した金額とし、当該在外財産が同 項第一号に掲げる金額に当該在外財産の価額が 一条の規定の適用については、同令第四条第一 が同項に規定する特例贈与財産であるときは同 一般贈与財産の価額の合計額に占める割合を乗 法第七十条の二の五第三項の規定の適用があ

当該帳簿を財務省令で定めるところにより保存

なければならない。

結婚・子育て資金非課税申告書、追加結婚・ 与財産の価額の合計額に占める割合を乗じて算 号に掲げる金額に当該財産の価額が当該一般贈 合を乗じて算出した金額とし、当該財産が同項 該財産が同項に規定する特例贈与財産であると が当該特例贈与財産の価額の合計額に占める割 きは同項第一号に掲げる金額に当該財産の価 に規定する一般贈与財産であるときは同項第二

第七十条の二の三第二十一項の規定により物件 (直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税 国税通則法施行令第三十条の三の規定は、

第四十条の四の五 法第七十条の二の五第一項又 は第三項の規定の適用がある場合における相続 系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の 法第七十条の二の五第一項若しくは第三項(直 条若しくは第二十一条の十三又は租税特別措置 同条中「ある財産」とあるのは「ある財産(以 税法第二十一条の八の規定の適用については、 率の特例の適用に関する読替え 特例)」と、「金額を超える」とあるのは「金額 下この条において「在外財産」という。)」と、 により計算される場合において、当該在外財産 (当該在外財産に係る贈与税の額が同項の規定 「前条又は第二十一条の十三」とあるのは「前 「当該財産」とあるのは「当該在外財産」と、

の価額であるときにおける贈与税相当額は、 当 2 2

法 た金額とする。)」とする。 与財産の価額の合計額に占める割合を乗じて算 と、「金額」とあるのは「金額(当該対象財 出した金額とする」と、同令第十一条第二号中 産の価額の合計額に占める割合を乗じて算出し る金額に当該対象財産の価額が当該一般贈与財 る一般贈与財産であるときは同項第二号に掲げ 出した金額とし、当該対象財産が同項に規定す 掲げる金額に当該対象財産の価額が当該特例贈 税率の特例)の規定の適用を受けた財産の価額 項(直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の 産(以下この号において「対象財産」という。) 定する特例贈与財産であるときは同項第一号に である場合において、当該対象財産が同項に規 の価額が租税特別措置法第七十条の二の五第三 「贈与により財産」とあるのは「贈与により と、「当該財産」とあるのは「当該対象財産」

産

財

(相続時精算課税適用者の特例)

第四十条の四の六 法第七十条の二の六第一項に 令の規定を適用する。 条の九第三項の規定の適用を受ける財産とみな 条第一項において同じ。)をした者からの贈与 り効力を生ずる贈与を除く。以下この項及び次 の届出書に係る贈与(贈与をした者の死亡によ おいて準用する相続税法第二十一条の九第二項 して、同法その他相続税又は贈与税に関する法 により取得する財産については、同法第二十一

項の規定の適用については、同項中「推定相続 る場合における相続税法施行令第二十七条第一 人」とあるのは、「推定相続人(孫を含む。)」 法第七十条の二の六第一項の規定の適用があ

第四十条の四の七 る場合における相続税法施行令第二十七条第一 税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。 取得する財産については、同条第三項の規定の の届出書に係る贈与をした者からの贈与により おいて準用する相続税法第二十一条の九第二項 適用を受ける財産とみなして、同法その他相続 法第七十条の二の七第一項の規定の適用があ 法第七十条の二の七第一項に

けた場合の相続時精算課税の特例の対象となる(特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受用する場合について準用する。 エの八において法第七十条の二の七の規定を準第四十条の四の八 前条の規定は、法第七十条の

住宅用の家屋の要件等)

二 一棟の家屋で、その構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものにつきその各部分を区分所有する場合には、その者の区分所有する部分の床面積が四十平方メートル以上であるものに対する安全性に係る規定又は基準として政令に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものは、建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣に対する安全性に係る基準若しくは同項第二号に規定する住宅用家屋が昭和五十七年一月一日以後に建築されたもので昭和五十七年一月一日以後に建築されたもので昭和五十七年一月一日以後に建築されたもので昭和五十七年一月一日以後に建築されたもので昭和五十七年一月一日以後に建築されたもので昭和五十七年一月一日以後に建築されたもので

た、次に掲げる要件の全てに該当するものであり、 対務大臣と地 を、次に掲げる要件の全でに該当するものであり、 当する部分が専ら当該居住の用に供されるもののうで、 当する部分が専ら当該居住の用に供されるものののであり、 特定受贈者がその居住の用に供する。) が成し、特定受贈者がその居住の用に供する。) が成し、特定受贈者がその居住の用に供する。 が成し、特定受贈者がその居住の用に供する。 が成し、特定受贈者がその居住の用に供する。 が成し、特定受贈者がその居住の用に供する。 がないる。

する。

することにつき財務省令で定めるところにより証されたもの又は確認を受けたもので建築後明がされたもの又は確認を受けたもので建築後明がされたもの又は確認を受けたもので建築後明がされたもの又は確認を受けたもので建築後明がされたもの又は確認を受けたもので建築後

- るものであること。 当該家屋が第一項各号のいずれかに該当す
- 法第七十条の三第三項第四号に規定する政令いずれかに適合するものであること。当該家屋が前項に規定する規定又は基準の

4

- ころにより証明がされたものとする。を定める工事は、次に掲げる工事で相続税法ので定める工事は、次に掲げる工事で相続税法ので定める工事は、次に掲げる工事で相続税法の法第七十条の三第三項第四号に規定する政令
- 一棟の家屋でその構造上区分された数個の一棟の家屋でその構造上区分された数個の一棟の家屋でその構造上区分された数個の一棟の家屋である床及び最下階の床をいう。)の過半てのを除く。) 第二条第五号に規定する主要構造部(以下第二条第五号に規定する主要構造部(以下第二条第五号に規定する主要構造部(以下のを除く。)

であるもの

更を伴うものに限る。) を伴うものに限る。) を伴うものに限る。) の室内に面重要でない間仕切壁の一部について位置の変重要でない間仕切壁をいう。) の室内に面重要でない間仕切壁をいう。) の室内に面重要でない間仕切壁をいう。) の室内に面がまる部分の間仕切壁(主要

行う修繕又は模様替

- る。) 防止のための性能を向上させるものに限 防止のための性能を向上させるものに限 係る壁の過半について遮音又は熱の損失の 係る壁の室内に面する部分の過半について行 る壁の室内に面する部分の追判について行
- 財務大臣と協議して定めるものの一室の床又室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が分所有する部分に限る。) のうち居室、調理 家屋(前号の家屋にあつては、その者が区

替(前三号に掲げる工事に該当するものを除務大臣と協議して定める地震に対する安全性務大臣と協議して定める地震に対する安全性及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財政。 家屋について行う建築基準法施行令第三章 二号に掲げる工事に該当するものを除く。)

は壁の全部について行う修繕又は模様替

- 五 家屋について行う国土交通大臣が財務大臣 家屋について行う国土交通大臣が財務大臣 は 大田 は は で い か は は で い か ら が 自 立 し た 日 常 生 活 を 営 む の に 必 要 な 構 造 及 が 自 立 し た 日 常 生 活 を 営 む の に 必 要 な 構 造 及 が 自 立 し た 日 常 生 活 を 営 む の に 必 要 な 構 造 及 が 自 立 し た 日 常 生 活 を 営 む の に 必 要 な 構 着 及 が 自 立 し た 日 常 生 活 を 営 む の を 解 く 。 )
- 事に該当するものを除く。)
  と協議して定めるエネルギーの使用の合理化と協議して定めるエネルギーの使用の合理化大 家屋について行う国土交通大臣が財務大臣
- お当するものを除く。)お当するものを除く。)お当するものを除く。)お当なものに限り、前各号に掲げる工事に供名を繕又は模様替(当該家屋の瑕疵を担保係る修繕又は模様替(当該家屋の瑕疵を担保係る修繕又は模様替(当該家屋の瑕疵を担保ができ責任の履行に関し国土交通大臣が財務すべき責任の履行に関し国土交通大臣が財務は、当なのに限り、前各号に掲げる工事に規定を表するものを除く。)
- を除く。)

  模様替(前各号に掲げる工事に該当するもの模様替(前各号に掲げる工事に該当するものに規定する基準に適合させるための修繕又はに規定する基準に適合させるための修繕又は
- 5 法第七十条の三第三項第四号へに規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。一 法第七十条の三第三項第四号に規定する工事をした家屋の当該工事に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分がある。と費用の額の二分の一以上であること。した費用の額の二分の一以上であること。こ 法第七十条の三第三項第四号に規定する工事をした家屋が、その者のその居住の用に供すれる次に掲げる家屋(その家屋の床面積の用に供される次に掲げる家屋(その家屋の床面積の用に供される次に掲げる家屋(その家屋の床面積の用に供される次に掲げる家屋(その家屋の床面積のの用に供されるものに限る。)のいずれかに
- 以上であるものイー一棟の家屋で床面積が四十平方メー該当するものであること。

- あるもの お頂第二号の家屋につきその各部分を区 前項第二号の家屋には、その者の区分所有する 前項第二号の家屋につきその各部分を区
- 一 当該特定受贈者の配偶者及び直系血族で定める者は、次に掲げる者とする。
- は、「で当該特定受贈者と生計を一にしているもの」 で当該特定受贈者の親族(前号に掲げる者を
- コーニーはであずったし、つうではできてもでいるの者の親族でその者と生計を一にしているもの 当ま上婚姻関係と同様の事情にある者及び三 当該特定受贈者と婚姻の届出をしていない
- 芸育ご上その三常ご真こ見どする書産後吏用者と生計を一にしているものを都持しているもの及びその者の親族でその者から受ける金銭その他の財産によつて生計者から受ける金銭その他の財産によって生計 前三号に掲げる者以外の者で当該特定受贈
- ・ 法第七十条の三第七項に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものは、特定受贈者がその居住の用に供する家屋のは、特定受贈者がその居住の用に供する家屋のは、特定受贈者がその居住の用に供する家屋のは、特定受贈者がその居住の用に供する家屋のは、特定受贈者がその居住の用に供する家屋のは、特定受贈者がその居住の用に供する家屋のは、特定受贈者がその居住の用に供する家屋のは、特定受贈者がその居住の用に供する家屋の者が東ら当該居住の用に供するものに限されたことのあるもの(同条第三項第三号に規定する耐震基準に適合するもの以外のものに限る。)とし、その者の居住の用に供すると認められる一の家屋に限るものとする。
- を生ずる贈与を除く。以下この条において同ル じ。)の贈与(贈与をした者の死亡により効力に 住宅取得等資金をいう。以下この条において同 住宅取得等資金(同条第三項第五号に規定する (国条第三項第五号に規定する書類は、)

らない。という。)ごとに作成しなければならない。という。)ごとに作成しなければなじ。)をした者(以下この条において「住宅資

は、当該申告書に添付してしなければならな告書を提出するときは、これらの書類の提出 い」とする。 した者の死亡に係る同条第一項の規定による申 は「適用する。この場合において、当該贈与を のは「提出がある」と、「適用する」とあるの 記載した書類及び」と、 し、第一項の規定の適用を受けようとする旨を 亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長に対 申告書の提出期限までに当該贈与をした者の死 に係る相続税法第二十七条第一項の規定による るのは「住宅取得等資金の贈与をした者の死亡 定の適用を受けようとする旨を記載し、」とあ 税法第二十八条の規定による申告書に同項の規 の三第十二項の規定の適用については、同項中 に規定する場合を除く。)における法第七十条 出期限」という。)が到来するとき(第十四項(第十三項までにおいて「相続税の申告書の提 でに当該住宅資金贈与者の死亡に係る同法第二 て「贈与税の申告書の提出期限」という。)ま による申告書の提出期限(第十三項までにおい 該贈与に係る相続税法第二十八条第一項の規定 た年の中途において死亡した場合において、当 「同項の規定の適用を受けようとする者の相続 住宅資金贈与者が住宅取得等資金の贈与をし 七条第一項の規定による申告書の提出期限 「添付がある」とある 13

11 住宅資金贈与者が住宅取得等資金の贈与をした年の中途において死亡した場合において、当 14 た年の中途において死亡した場合において、当 14 た年の中途において死亡した場合において、当 14 住宅資金贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに当該贈与に係る贈与税の申告書の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項中「に同項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書類及び」と、「添付ようとする旨を記載した書類及び」と、「添付ようとする旨を記載した書類及び」と、「添付ようとする旨を記載した書類及び」と、「添付ようとする旨を記載した書類及び」と、「添付ようとする旨を記載した書類及び」と、「添付ようとする旨を記載した書類及び」と、「添付ようとする「提出がある」とする。

受贈者に係る住宅資金贈与者を除く。次項にお受贈者の相続人(包括受遺者を含み、当該特定定する場合を除く。)には、その死亡した特定該書類を提出しないで死亡した場合(次項に規該書類を提出しないで死亡した場合(次項に規

とする。 とする。

る」とする。 期限までに当該贈与をした者の死亡に係る相続 より当該住宅取得等資金を取得した特定受贈者 た年の中途において死亡し、かつ、当該贈与に 定の適用を受けようとする旨を記載した書類及 税の納税地の所轄税務署長に対し、第一項の規 法第二十七条第二項の規定による申告書の提出 相続税法第二十八条第二項において準用する同 る住宅取得等資金の贈与をした者の死亡に係る けようとする旨を記載し、」とあるのは「に係 条の規定による申告書に同項の規定の適用を受 適用については、同項中「の相続税法第二十八 る。この場合において、同条第十二項の規定の 相続人は、当該書類を提出することにより法第 合に限る。)には、その死亡した特定受贈者の 係る相続税の申告書の提出期限までに当該贈与 が第九項の書類の提出期限前に当該書類を提出 び」と、「添付がある」とあるのは「提出があ 七十条の三の規定の適用を受けることができ に係る贈与税の申告書の提出期限が到来する場 しないで死亡した場合(当該被相続人の死亡に 住宅資金贈与者が住宅取得等資金の贈与をし

額の計算)

贈与者ごとの贈与税の課税価格から控除する金

より当該住宅取得等資金を取得した特定受贈者 た年の中途において死亡し、かつ、当該贈与に 定の適用を受けようとする旨を記載した書類及 税の納税地の所轄税務署長に対し、第一項の規 期限までに当該贈与をした者の死亡に係る相続 法第二十七条第二項の規定による申告書の提出 取得等資金の贈与をした者の死亡に係る相続税 とする旨を記載し、」とあるのは「に係る住宅 の場合において、同条第十二項の規定の適用に 条の三の規定の適用を受けることができる。こ 除く。)には、その死亡した特定受贈者の相続 が第九項の書類の提出期限前に当該書類を提出 定による申告書に同項の規定の適用を受けよう 人は、当該書類を提出することにより法第七十 しないで死亡した場合(前項に規定する場合を ついては、同項中「の相続税法第二十八条の規 住宅資金贈与者が住宅取得等資金の贈与をし 2

 (第十二項の規 この場合において、当該贈与をした者の死亡に 表税法第二十 ときは、これらの書類の提出は、当該申告書に をおしてしなければならない」とする。
 (第十二項の規 この場合において、当該贈与をした者の死亡に をおしてしなければならない」とする。
 (第二十七条第 添付してしなければならない」とする。
 (事期する」とあるのは「適用する。
 (事期する」とあるのは「適用する。

第二十八 (特定贈与者が二人以上ある場合における特定知る場合に、同法令の規定により修繕者しくは模様替を定とができ め、アは同項第三号の規定により居室、調理当該贈与 定め、第四項第三号の規定により居室、調理の死亡に 16 国土交通大臣は、第二項の規定により居室、調理の死亡に 16 国土交通大臣は、第二項の規定により居室、調理の規定により基準を対を増者の の規定により基準を対を対して、同条第三項の規定の適用を受ける財産とができ め、又は同項第三号の規定により基準を対を提出 る法令の規定と適用する。

第四十条の五の二 法第七十条の三の二第一項に規定する相続時精算課税適用者がその年中において二人以上の同項に規定する特定贈与者の規定により控除する金額は、特定贈与者の異なるごとに、百十万円に、特定贈与者の異なるごとに、百十万円に、特定贈与者の異なるごとに、百十万円に、特定贈与者の異なるごとに、百十万円に、特定贈与者の異なるごとに、百十万円に、特定贈与者の異なるごとに、百十万円に、特定贈与者の異なるごとに、百十万円に、特定贈与者の異なるごとに、百十万円に、特定問令を開与者の規定により控除する。

第四十条の五の三 法第七十条の三の三第一項に第四十条の五の三 法第七十条の一の生物に害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害とする。

想定価額 法第七十条の三の三第一項に規義は、当該各号に定めるところによる。この条において、次の各号に掲げる用語の意

いう。)により被害を受けた建物の特定贈与定する災害(以下この条において「災害」と

者

(同項に規定する特定贈与者をいう。

次項

た数を乗じて計算した金額をいう。イに掲げる年数を口に掲げる年数で除して得この条において同じ。)の時における価額にの死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下において同じ。)からの贈与(贈与をした者

して財務省令で定める期間の年数 に期間のうちいまだ経過していない期間と 当該贈与の日において当該建物の使用可 当該贈与の日において当該建物の使用可能期間のうちいまだ経過していなの使用可能期間のうちいまだ経過していな

をした者からの贈与により取得する財産につい

残額をいう。 類するものにより補塡される金額を控除した価額から保険金、損害賠償金その他これらに地又は建物が災害により被害を受けた部分の地又は建物が災害により被害を受けた部分の地では強いが、場合が、場合により

3 法第七十条の三の三第一項に規定する政令で変ある程度の被害は、相続税法第二十一条の九定める程度の関与により取得した次の各号に掲げる財産の区分に応じ当該各号に定める程度の被害とする。

ユ 書勿 当亥書勿り思芒面買りうらこ当亥書が十分の一以上となる被害 うちに当該土地に係る被災価額の占める割合

上となる被害 物に係る被災価額の占める割合が十分の一以二 建物 当該建物の想定価額のうちに当該建

・ 前項各号の被災価額は、同項第一号の土地になるときは、当該建物に係る被災価額は、ないける価額を限度とし、同項第二号の建物に係るものについては、当該建物の想定価額を限度とものについては、当該土地の贈与の時におなるときは、当該建物に係る被災価額は、同項第一号の土地にものとみなす。

5 年を経過する日 載した申請書を、 部分の価額その他の財務省令で定める事項を記 時精算課税適用者に係る権利又は義務を承継し る相続時精算課税適用者(同法第二十一条の とする相続税法第二十一条の九第五項に規定す 税適用者が死亡した場合には、 遺者を含む。)を含む。以下この項及び第九項 た当該相続時精算課税適用者の相続人(包括受 七又は第二十一条の十八の規定により当該相 において同じ。)は、災害による被害を受けた 法第七十条の三の三第一項の承認を受けよう (同日までに当該相続時精算課 当該災害が発生した日から三 同日と当該相

の所轄税務署長に提出しなければならない。 に当該相続時精算課税適用者の贈与税の納税地 ら六月を経過する日とのいずれか遅い日)まで る相続の開始があつたことを知つた日の翌日か む。) が当該相続時精算課税適用者の死亡によ 時精算課税適用者の相続人(包括受遺者を含

類その他の財務省令で定める書類を添付しなけ ればならない。 よる被害を受けた部分の価額を明らかにする書 前項の規定による申請書には、同項の災害に

併せて通知するものとする。 承認をする場合には、その審査した被災価額を に係る承認又は却下をする。この場合におい 出があつた場合には、これを審査し、その申請第五項の所轄税務署長は、同項の申請書の提 第五項の所轄税務署長は、前項の規定により し、その旨を通知する。 当該所轄税務署長は、その申請をした者に 2

しなければならない。 を添付し、これを第五項の所轄税務署長に提出 明らかにする書類として財務省令で定めるもの で定める事項を記載した届出書に、当該事項を 合には、遅滞なく、当該事由その他の財務省令 他の被災価額に異動を生ずべき事由が生じた場 課税適用者は、保険金の支払を受けたことその 第七項の規定により承認を受けた相続時精算 3

れこれらの土地又は建物の贈与の時における価 額を限度とする。 建物ごとの第三項各号の被災価額の合計額とす の規定により承認を受けた災害に係る土地又は で定めるところにより計算した金額は、第七項 る被害を受けた部分に対応するものとして政令 項及び第二十一条の十六第三項第二号に規定す 替えて適用する相続税法第二十一条の十五第一 法第七十条の三の三第一項の規定により読み この場合において、当該合計額は、それぞ

る場合において、税務署長が、相続税法第四十 額を計算するものとする。 る相続税法第四十九条第一項第二号に掲げる金 の三の三第二項の規定により読み替えて適用す 八項の審査した被災価額に基づいて法第七十条 九条第三項の規定により開示をするときは、第 法第七十条の三の三第一項の規定の適用があ

第四十条の六 農業を営む個人で政令で定める者は、 法第七十条の四第一項に規定する 同項に規

(農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及

という。)の同項本文に規定する贈与(以下こ 掲げる場合に該当する者以外の者とする。 引き続き三年以上農業を営んでいた個人で次に の条において「贈与」という。)をした日まで 定する農地等(以下この条において「農地等」

を受けるものであるとき。 相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用 対し贈与をしている場合であつて当該農地が その農業の用に供していた法第七十条の四第 て「対象年」という。)の前年以前において、 項に規定する農地をその者の推定相続人に 当該贈与をした日の属する年(次号におい

場合採草放牧地並びに準農地の贈与をしている り法第七十条の四第一項に規定する農地及び 対象年において、当該贈与以外の贈与によ

利用意向調査に係る農地で農地法第三十六条第 当該農地とする。 する正当の事由があるときを除く。) における 査に係るもののうち政令で定めるものは、当該 一項各号に該当するとき(同項ただし書に規定 法第七十条の四第一項に規定する利用意向調

与者 (以下この条において「贈与者」という。) の合計の三分の二以上の面積となる部分とす 与により当該採草放牧地の贈与をしている場合 あるとき又は対象年において当該贈与以外の贈 を当該贈与者の推定相続人に対し贈与をしてい 供している第一項第二号に規定する採草放牧地 という。)の前年以前においてその農業の用に 日の属する年(以下この項において「対象年」 土地の面積。以下この項において同じ。)及び 及び賃借権については、これらの権利の存する 採草放牧地のうち、その面積(当該採草放牧地 が贈与の日までその農業の用に供していた当該 のうち政令で定める部分は、同項に規定する贈 におけるこれらの採草放牧地をいう。)の面積 十一条の九第三項の規定の適用を受けるもので る場合であつて当該採草放牧地が相続税法第二 従前採草放牧地(当該贈与者が当該贈与をした に係る地上権、永小作権、使用貸借による権利 法第七十条の四第一項に規定する採草放牧地 7

草放牧地以外の土地で農業振興地域の整備に関は、農地法第二条第一項に規定する農地及び採 草放牧地に準ずる土地として政令で定めるもの する法律第八条第一項に規定する農業振興地域 法第七十条の四第一項に規定する農地又は採

5 されているものであつて、開発して当該農地又 農業上の用途区分が当該農地又は採草放牧地と より市町村長が証明したものとする。 当であるものとして財務省令で定めるところに は採草放牧地として農業の用に供することが適 整備計画において同条第二項第一号に規定する

う。)の面積の合計の三分の二以上の面積となをしている場合におけるこれらの準農地をいて当該贈与以外の贈与により当該準農地の贈与 適用を受けるものであるとき又は対象年におい農地が相続税法第二十一条の九第三項の規定の規定付別し贈与をしている場合であつて当該準第二号に規定する準農地を当該贈与者の推定相第二号に規定する準農地を当該贈与者の推定相いう。)の前年以前において有していた第一項 ち政令で定める部分は、贈与者が贈与の日にお 法第七十条の四第一項に規定する準農地のう る部分とする。 の属する年(以下この項において「対象年」と び従前準農地(当該贈与者が当該贈与をした日 いて有していた当該準農地のうち、その面積及

6 長。以下この条及び第四十条の七において同委員会を置かない市町村にあつては、市町村 条第一項ただし書又は第五項の規定により農業 する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三 るところにより農業委員会(農業委員会等に関 該当する個人であることにつき財務省令で定め で政令で定める者は、次に掲げる要件の全てに じ。)が証明をした個人とする。 法第七十条の四第一項に規定する推定相続人

二 贈与者から贈与により農地等を取得した日 における年齢が十八歳以上であること。 贈与者から贈与により農地等を取得した日

日後速やかに当該農地及び採草放牧地に係る項に規定する農地及び採草放牧地を取得した 贈与者から贈与により法第七十条の四第一

る規定は、次に掲げる規定とする。 法第七十条の四第一項に規定する政令で定め ものを満たす農業経営とテラ・・農業経営の基準として農林水産大臣が定める ものを満たす農業経営を行つていること。

租税特別措置法の一部を改正する法律(平

別措置法第七十条の四の規定成三年法律第十六号)による改正前の租税特

よる改正前の租税特別措置法第七十条の四

まで引き続き三年以上農業に従事していたこ

農業経営を行うと認められること。

特別措置法第七十条の四の規定和五十年法律第十六号)による改正前の租税租税特別措置法の一部を改正する法律(昭

三 租税特別措置法の一部を改正する法律(平 特別措置法第七十条の四の規定 成七年法律第五十五号)による改正前の租税 (平成十二年法律第十三号) 第一条の規定に 租税特別措置法等の一部を改正する法律

Ŧi. る改正前の租税特別措置法第七十条の四 (平成十三年法律第七号) 第一条の規定によ 租税特別措置法等の一部を改正する法 0)

よる改正前の租税特別措置法第七十条の四 (平成十四年法律第十五号) 第一条の規定に 租税特別措置法等の一部を改正する法律

前の租税特別措置法第七十条の四の規定 五年法律第八号) 第十二条の規定による改正 所得税法等の一部を改正する法律(平成十 所得税法等の一部を改正する法律(平成十

九 所得税法等の一部を改正する法律(平成二 正前の租税特別措置法第七十条の四の規定 十一年法律第十三号)第五条の規定による改 正前の租税特別措置法第七十条の四の規定 七年法律第二十一号)第五条の規定による改

前の租税特別措置法第七十条の四の規定 十六年法律第十号)第十条の規定による改正 所得税法等の一部を改正する法律(平成二

十二 所得税法等の一部を改正する法律(平成 十三 所得税法等の一部を改正する法律(令和 改正前の租税特別措置法第七十条の四の規定 正前の租税特別措置法第七十条の四の規定 三十年法律第七号)第十五条の規定による改 二十八年法律第十五号)第十条の規定による 所得税法等の一部を改正する法律(平成

前の租税特別措置法第七十条の四の規定 四年法律第四号)第十一条の規定による改正 二年法律第八号)第十五条の規定による改正 前の租税特別措置法第七十条の四の規 所得税法等の一部を改正する法律(令和 定

税の申告書の提出により納付すべき贈与税の額 があつた日の属する年分の同項に規定する贈与 ころにより計算した金額は、当該農地等の贈与 額に対応する部分の金額として政令で定めると から、当該農地等の贈与がなかつたものとして 計算した場合に相続税法第三十三条に規定する 法第七十条の四第一項に規定する農地等の価

9 法第七十条の四第一項第一号に規定する政令贈与税の額を控除した金額とする。 期限までに納付すべきものとされる当該年分の

法第七十条の四第一項第一号に規定する政令を定める転用は、同項に規定するで規定する耕作若しくは養畜の事業(当該受贈者が法第七十条の四第六項の規定の適用を受けた者であるが、当該農地等を当該受贈者の同号に規定する耕作若しくは養畜の事業を含む。)に係る事務所、作作又は養畜の事業を含む。)に係る事務所、作作又は養畜の事業を含む。)に係る事務所、作作又は養畜の事業を含む。)に係る事務所、作では養畜の事業を含む。)に係る事務所、作び、当該農地等を当該受贈者の同語で規定するの転用とする。
 法第七十条の四第一項第一号に規定する政令を定める。

掲げる場合に該当する場合におけるその譲渡又 場合」とあるのは「現に共同利用している場 事者である場合」と、第三号中「共同利用する 第二号中「者が」とあるのは「者が現に」と、 場合におけるこの項の規定の適用については、 に規定する譲渡等に係る土地の面積を計算する 地の面積に加算される当該譲渡等の時前の同号 に規定する譲渡等があつた当該農地等に係る土 におけるその設定とする。ただし、同項第一号 号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合 用貸借による権利若しくは賃借権の設定が第一 は当該農地等についての地上権、永小作権、 で定める譲渡又は設定は、農地等の譲渡が次に る正当の事由があるときは、この限りでない。 ればならない。ただし、同項ただし書に規定す 当該農地の所在地の所轄税務署長に通知しなけ なく、その旨その他の財務省令で定める事項を 三十六条第一項各号に該当する場合には、遅滞 は、同項の規定の適用を受ける農地が農地法第 で定める者は農業委員会とし、当該農業委員会 「常時従事者になる場合」とあるのは「常時従 法第七十条の四第一項第一号に規定する政令 法第七十条の四第一項第一号に規定する政令 使 12

共団体等に買い取られた場合
本市計画法第八条第一項第十四号に掲げると応規定する農地及び採草放牧地(贈与により定に規定する農地及び採草放牧地(贈与により定により読み替えて適用する場合を含む。)は第十五条第一項の規定による買取りの申出がされたものを除く。)が、生産緑地法第十十一条第一項又は第十二条第二項の規定による買取りの申出がされたものを除く。)が、生産緑地法第十十十条第一項又は第十二条第一項の規定による買取りの申出がされたものを除く。)が、生産緑地法第十十条第二項の規定による場合と表別である法第七十条の四第一項を表別である法第七十条の四第一項を表別である法第七十条の四第一項を表別である法第七十条の四第一項第十四号に掲げると表別である。

と世去等ウーボを女Eける去津(平戈二十定する常時従事者になる場合に限る。)定する常時従事者になる場合に限る。)が当該農地所有適格法人の同項第二号ホに規が当該農地法第二条第三項に規定する農地所有適

二 農地法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第五十七号)附則第七条第二項に法第一条の規定による改正前の農地法第七十五条の七第一項の協議若しくは同条第二項において準用する同法第七十五条の二第一項の協議若しくは同条第二項において準用する同法第七十五条の二第一項の協議若しくは同条第二項において準用する「当該設定又は買取りに係る一項に規定する草地利用権が設定され、又は同法第七十五条の八第一項の裁定に基づき買い取られた場合(当該設定又は買取りに係る当地系に場合(当該設定又は買取りに係る当地系の規定である。

一農業振興地域の整備に関する法律第八条第 に限る。 一農業振興地域の整備に関する法律第八条第 に限る。 一農業振興地域の整備に関する法律第八条第 に限る。 一場業振興地域の整備に関する法律第八条第 に限る。

・ 当該譲渡をした日において六十五歳以上である受贈者 法第七十条の四第一項本文である受贈者 法第七十条の四第一項本文である受贈者 法第七十条の四第一項本文

は第七十条の四第五項に規定する買取りの申法第七十条の四第五項に規定する買取ります。 は、同号に規定する政令で定める転用又は設定は、同号に規定する政令で定める転用又は設定があつたときは、当該転用又は譲渡若しくは設定による同項の農地又は採草放牧地について出等に係る同項の農地又は採草放牧地について出等に係る同項の農地又は採草放牧地について出

項第二号に規定する政令で定める事由は、生産施設その他これらに類する施設とし、同条第五用上必要な道路、用水路、排水路、かんがい用用必要な道路、用水路、排水路、かんがい用草放牧地の保全又は利用上必要な施設として政草が牧地の保全の四第四項に規定する農地又は採法第七十条の四第四項に規定する農地又は採

15 その端数金額又はその全額を切り捨てる。 三十九号)附則第四条第二項に規定する第二種 で政令で定める者は、次に掲げる要件の全てに とき、又はその全額が百円未満であるときは、 乗じて計算した金額とする。この場合におい 時における価額の合計額のうちに占める割合を 贈与により取得した全ての農地等の当該贈与の 額。以下この条において同じ。) が贈与者から たものの当該贈与の時における価額のうち当該 七項までの規定による承認に係る譲渡等があつ 第十六項第三号又は第十七項第三号の規定によ 贈与税額に、同条第四項又は第五項の規定の適 た金額は、同条第一項に規定する納税猶予分の 項に規定する政令で定めるところにより計算し 生産緑地地区に関する都市計画の失効とする。 て、当該計算した金額に百円未満の端数がある 代替取得農地等の価額に対応する部分の金額と により取得した農地等で同条第十五項から第十 農地等」という。)である場合には、当該贈与 なされたもの(以下この項において「代替取得 ける価額(当該農地等が同条第十五項第三号) して財務省令で定めるところにより計算した金 法第七十条の四第六項に規定する推定相続人 法第七十条の四第四項、第五項及び第二十九 、同条第一項の規定の適用を受ける農地等とみ (があつた農地等の贈与者からの贈与の時にお 18

 るところにより農業委員会が証明した個人とす

該当する個人であることにつき財務省令で定め

と。 で引き続き三年以上農業に従事していたこ 一 受贈者から前号の権利の設定を受けた日ま

全てについて行われるものでなければならなきない。 ・ 受贈者から第一号の権利の設定を受けた日 ・ 受贈者から第一号の権利の設定を受けた日 ・ 受贈者から第一号の権利の設定を受けた日 ・ 受贈者から第一号の権利の設定を受けた日 ・ では、同項の推定相続人に対し同項の規定 の設定は、同項の推定相続人に対し同項の規定 の設定は、同項の推定相続人に対し同項の規定 の設定は、同項の推定相続人に対し同項の規定 の設定は、同項の推定相続人に対し同項の規定 の設定は、同項の推定相続人に対し同項の規定 の設定は、同項の推定相続人に対し同項の規定 の設定は、同項の推定相続人に対し同項の規定 の設定を受けた日

前に当該推定相続人が死亡した場合におい者が死亡した場合には、受贈者の死亡の日)

その者に使用させていた農地等につきそ

法第七十条の四第四項、第五項及び第二十九 る使用貸借による権利の設定後当該受贈者が生産緑地地区に関する都市計画の失効とする。 一 法第七十条の四第六項の規定の適用を受け三十九号)附則第四条第二項に規定する第二種 る要件は、次に掲げる要件とする。緑地法の一部を改正する法律(平成三年法律第 17 法第七十条の四第六項に規定する政令で定め

一 前号の権利の設定をした受贈者が当該設定 特例付加年金の支給を受けるため当該受贈者 同法第三十四条第一項の請求)を行つている される同法による改正前の農業者年金基金法 二項の規定によりなお従前の例によることと れる農業者年金基金法の一部を改正する法律 の規定によりなおその効力を有するものとさ 務省令で定める届出(同法附則第六条第三項 が農業を営む者でなくなつたことを証する財 成十四年法律第百二十七号)の規定に基づく 遅滞なく独立行政法人農業者年金基金法 る使用貸借による権利の設定後当該受贈者が づく経営移譲年金の支給を受ける場合には、 (平成十三年法律第三十九号) 附則第八条第 (昭和四十五年法律第七十八号)の規定に基 法第七十条の四第六項の規定の適用を受け 伞

適用については、次に定めるところによる。高用については、次に定めるところによる。る農業に従事する見込みであること。る農業に従事する見込みであること。と第七十条の四第六項の規定の適用を受ける法第七十条の四第六項の規定の適用を受けるとは、次に定めるところによる。

に係る農地等につき当該設定を受けた法第七

一 贈与者の死亡の日 (贈与者の死亡前に受贈 同項」とあるのは「、第一項」とする。 の規定の適用を受けた受贈者にあつては、そ とあるのは「当該受贈者の農業の用(第六項 当該権利の消滅を除く。以下第七十条の五」 渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う されている農地等の当該受贈者による当該譲 用を受けた同項の使用貸借による権利が設定 十条の五」とあるのは「(第六項の規定の適 以下この号において同じ。)」と、「(以下第七 その推定相続人の耕作又は養畜の用を含む。 項の規定の適用を受けた受贈者にあつては、 畜の用」とあるのは「)又は養畜の用(第六 と、同条第四項中「当該受贈者の農業の用」 法第七十条の四第一項第一号中「)又は養 推定相続人の農業の用を含む。)」と、

四第六項の規定の適用に係る推定相続人とし きは、当該他の推定相続人等が法第七十条の 贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたと 死亡の日から二月を経過する日までに当該受 出書が、財務省令で定めるところにより当該 利が設定され、かつ、当該設定についての届 委員会が証明した個人のうちの一人の者に対 とにつき財務省令で定めるところにより農業 に準ずる要件の全てに該当する個人であるこ 等」という。)で第十五項各号に掲げる要件 て当該使用貸借による権利を引き続き有して し第十六項の規定に準じて使用貸借による権 者の相続人又は当該受贈者の他の推定相続 (以下この号において「他の推定相続人

三 贈与者の死亡の日前に当該推定相続人が死 第七項各号に該当する事実は、生じなかつた規定の適用については、当該死亡による同条 ものとみなす。 者に係る法第七十条の四第一項及び第四項の ときは、当該死亡の日以後における当該受贈 受贈者の納税地の所轄税務署長に提出された 該死亡の日から二月を経過する日までに当該 届出書が、財務省令で定めるところにより当 経営が開始され、かつ、その開始についての 農地等につき当該受贈者により速やかに農業 亡した場合において、その者が使用していた いるものとみなす。 20

規定の適用を受けた使用貸借による権利の設」 当該推定相続人が法第七十条の四第六項の は、当該受贈者が当該転用をしたものとみな 定に係る農地等につきその転用をした場合に

用に供する」とあるのは「農地等の全部につい同条第十八項中「農地等を当該受贈者の農業の 等の用に供する場合には、 を受ける農地等の全部について一時的道路用地 定を受けている推定相続人(同項の規定の適用 て第六項の規定により使用貸借による権利の設 た場合について準用する。この場合において、 規定する地上権等の設定に基づき貸付けを行つ 消滅させ、かつ、当該用に供するために同項に の用に供するために当該使用貸借による権利を いて、第三十九項に規定する一時的道路用地等が、当該設定に係る農地等の全部又は一部につ する使用貸借による権利の設定をした受贈者 の規定は、同条第六項の規定により同項に規定 法第七十条の四第十八項から第二十一項まで 当該一時的道路用地 22 うとする受贈者は、貸付特例適用農地等につい

合には、当該農地等のうち当該使用貸借による 地等のうち当該受贈者の農業の用に供して」と者の農業の用に供していない場合には、当該農 権利の設定を行つていない、又は農業の用に供 該特定推定相続人の農業の用に供していない場 あるのは「一部について、特定推定相続人に対 等の設定」と、同項第二号中「一部を当該受贈 るのは「使用貸借による権利の消滅及び地上権 る」と、同項第一号中「地上権等の設定」とあ かつ、当該特定推定相続人の農業の用に供す う。) に対し使用貸借による権利の設定を行い、 以下この項において「特定推定相続人」とい 借による権利の設定を受けていた推定相続人。 して」と読み替えるものとする。 し使用貸借による権利の設定を行い、かつ、当 等の用に供する直前に同項の規定により使用貸

の規定の適用を受ける同項の農地又は採草放牧設定に基づき貸し付けた法第七十条の四第一項(以下この条において「賃借権等」という。)のところによる使用貸借による権利又は賃借権 より届け出たものとする。 ものに限る。)で当該受贈者が同条第八項の規 当該農地又は採草放牧地が二以上ある場合に ころによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた 草放牧地で政令で定めるものは、受贈者が同項 定の適用を受けようとして同条第九項の規定に められている賃借権等の存続期間が同一である は、当該農用地利用集積等促進計画において定 地(当該農用地利用集積等促進計画の定めると に規定する農用地利用集積等促進計画の定める 法第七十条の四第八項に規定する農地又は採

21 る要件は、次に掲げる要件とする。 法第七十条の四第八項に規定する政令で定め

日が当該借受代替農地等に係る同項に規定す 権等の設定をした日以前二月以内の日である る貸付特例適用農地等(以下この条において 等」という。) に係る賃借権等の設定をした 農地等(以下この条において「借受代替農地 「貸付特例適用農地等」という。)に係る賃借 法第七十条の四第八項に規定する借受代替

25

三 その他財務省令で定める要件 二 貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続 存続期間の満了の日以前の日であること。 期間の満了の日が当該貸付特例適用農地等に 係る全ての借受代替農地等に係る賃借権等の

26

法第七十条の四第八項の規定の適用を受けよ

できなかつた事情の詳細を記載し、

かつ、

その他財務省令で定める事項を記載した届出書 提出しなければならない。 該貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定を 適用農地等に係る賃借権等の設定に関する事項 する要件を満たすものである旨並びに貸付特例 した日から二月以内に納税地の所轄税務署長に に、財務省令で定める書類を添付し、これを当 て同項の規定の適用を受ける旨及び同項に規定

24 法第七十条の四第十一項の規定の適用を受け 23 区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した 署長に提出しなければならない。 ら二月を経過する日までに、納税地の所轄税務 れを同条第十項第一号又は第三号に定める日か 届出書に、財務省令で定める書類を添付し、こ ようとする受贈者は、次の各号に掲げる場合の 存続期間の満了の日以後であることとする。 地に係る貸付特例適用農地等に係る賃借権等の の存続期間の満了の日が当該農地又は採草放牧 に規定する農地又は採草放牧地に係る賃借権等 める要件は、同項の規定により借り受けた同項 法第七十条の四第十一項に規定する政令で定

事項 に該当することとなつた場合 法第七十条の四第十項第一号に掲げる場合 次に掲げる

イ 届出者の氏名及び住所

受代替農地等に係る賃借権等の設定に関す る事項 法第七十条の四第十一項に規定する再借

ハ その他参考となるべき事項

二 法第七十条の四第十項第三号に掲げる場合 事項に該当することとなつた場合 次に掲げる

イ 届出者の氏名及び住所

に関する事項 賃借権等が消滅した貸付特例適用農地

ハ その他参考となるべき事項

る同項に規定する継続届出書には、貸付特例適 第十二項に規定する期限までに提出することが る同条第十二項に規定する継続届出書には、前 務省令で定める書類を添付しなければならな 用農地等に係る賃借権等の設定に関する事項そ 項に規定する事項のほか当該継続届出書を同条 の他財務省令で定める事項を記載し、かつ、財 法第七十条の四第十二項の規定により提出す 法第七十条の四第十三項の規定により提出す

の財務省令で定める書類を添付しなければなら

法第七十条の四第八項の規定の適用を受ける

27 28

務署長に提出しなければならない。 等の消滅した日から二月以内に納税地の所轄税 解約が行われたことにより当該賃借権等が消滅 促進計画に基づく賃借権等の存続期間が満了を 農地等に係る同項に規定する農用地利用集積等 貸付特例適用農地等につき、当該貸付特例適用 したことにより当該賃借権等が消滅した場合又 で定める事項を記載した届出書を、当該賃借権 は当該存続期間の満了する前に当該賃借権等の した場合には、その消滅した旨その他財務省令

地等」と、 む」と、同条第四項中「供されているもの」と 規定する貸付特例適用農地等に係る土地を含 消滅に伴う当該賃借権等の消滅を除く。以下第 る同項に規定する賃借権等が設定されている同 五」とあるのは「(第八項の規定の適用を受け けた者が当該農地等」と、「(以下第七十条の 係る同条第一項及び第四項の規定の適用につい 農地等を当該設定に基づき借り受けた者に引き た受贈者が当該設定をした後当該貸付特例適用 貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定をし の適用を受ける同項に規定する貸付特例適用農 あるのは「供されているもの及び第八項の規定 のは「及び第八項の規定の適用を受ける同項に 項に規定する貸付特例適用農地等の当該受贈者 あるのは「又は第十項第三号に規定する借り受 続き貸し付けている場合における当該受贈者に 七十条の五」と、「に係る土地を含む」とある による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は ては、同条第一項第一号中「が当該農地等」と 法第七十条の四第八項の規定の適用を受ける 「、同項」とあるのは「、 第一項」

らない 申請書を、当該譲渡等があつた日から一月以内 等に係る農地等について同項の規定の適用を受 受けようとする受贈者は、同項に規定する譲渡 に、納税地の所轄税務署長に提出しなければな けようとする旨及び次に掲げる事項を記載した 法第七十条の四第十五項の税務署長の承認を

## 申請者の氏名及び住所

一 法第七十条の四第十五項に規定する譲渡等 らの贈与の時における価額及び当該譲渡等の に係る農地等の明細、当該農地等の贈与者か

細、取得予定年月日及び取得価額の見積額 らハまでに掲げる区域内に所在する土地の明 ととなる見込みのある同条第二項第三号イか 以内に農地若しくは採草放牧地に該当するこ る収用交換等による譲渡があつた日から一年 の農地若しくは採草放牧地又は同項に規定す その他参考となるべき事項 取得しようとする法第七十条の四第十五項

ときは、当該申請の承認があつたものとみな に、当該申請の承認又は却下の処分がなかつた において、その提出があつた日から一月以内 前項の規定による申請書の提出があつた場合 35

等に係る農地等について同項の規定の適用を受 受けようとする受贈者は、同項に規定する譲渡 金額に相当する部分とする。 からの贈与の時における価額に乗じて計算した める割合を、当該譲渡等に係る農地等の贈与者 たものの額が当該譲渡等の対価の額のうちに占 の農地又は採草放牧地の取得に充てられなかつ 等があつた日から一年を経過する日までに同号 る農地等のうち、当該譲渡等の対価で当該譲渡 令で定める部分は、同号に規定する譲渡等に係 法第七十条の四第十六項の税務署長の承認を 法第七十条の四第十五項第二号に規定する政 36

## 申請者の氏名及び住所

申請書を、当該譲渡等があつた日から一月以内

に、納税地の所轄税務署長に提出しなければな

けようとする旨及び次に掲げる事項を記載した

らの贈与の時における価額及び当該譲渡等の に係る農地等の明細、当該農地等の贈与者か 法第七十条の四第十六項に規定する譲渡等

贈者の農業の用に供する予定年月日 者の農業の用に供する見込みである同項に規に係る農地等に代わるものとして同項の受贈 定する代替農地等の明細及び当該譲渡等の時 における価額並びに当該代替農地等を当該受 法第七十条の四第十六項に規定する譲渡等

## 第三十項の規定は、前項の規定による申請書 その他参考となるべき事項

34 該譲渡等の時における代替農地等価額 る農地等のうち、当該譲渡等の対価の額から当 令で定める部分は、 の提出があつた場合について準用する。 法第七十条の四第十六項第二号に規定する政 同号に規定する譲渡等に係 (同項に

> 者からの贈与の時における価額に乗じて計算し 当する価額をいう。次項第二号において同じ。) 占める割合を、当該譲渡等に係る農地等の贈与 を控除した額が当該譲渡等の対価の額のうちに ら一年を経過する日までに同項第三号の農業の 規定する代替農地等で当該譲渡等があつた日か た金額に相当する部分とする。 用に供する農地又は採草放牧地とした部分に相

承認を併せて受けている場合における同条第十 る農地等につき、同条第十五項及び第十六項の 法第七十条の四第四項に規定する譲渡等に係 贈与の時における価額に乗じて計算した金額に 合を、当該譲渡等に係る農地等の贈与者からの た額が当該譲渡等の対価の額のうちに占める割 の対価の額から次に掲げる額の合計額を控除し 渡等をされたものとみなされる部分は、第三十 五項第二号及び第十六項第二号の規定により譲 相当する部分とする。 一項及び前項の規定にかかわらず、当該譲渡等 39

第十五項第三号の農地又は採草放牧地の取得 から一年を経過する日までに法第七十条の四 に充てられた額 当該譲渡等の対価で当該譲渡等があつた日

二 当該譲渡等の時における代替農地等価額 農地等」という。)について同条第十七項の規 農地等(第二号及び第三十八項において「特定 う。) があつた日から一月以内に、納税地の所 受けようとする受贈者は、同項に規定する特定 轄税務署長に提出しなければならない。 定の適用を受けようとする旨及び次に掲げる事 (以下この項において「買取りの申出等」とい 項を記載した申請書を、同項の買取りの申出等 法第七十条の四第十七項の税務署長の承認を 40

#### 当該特定農地等の明細及び当該特定農地等 申請者の氏名及び住所

一 当該買取りの申出等の内容及びその年月日の贈与者からの贈与の時における価額 放牧地の明細、 びに取得をしようとする同項の農地又は採草 予定年月日及び当該譲渡等の対価の見積額並 をする見込みである場合には、当該譲渡等の 法第七十条の四第十七項の譲渡等及び取得 取得予定年月日及び取得価額

等に該当することとなる見込みである場合に 第十七項の特定市街化区域農地等に係る同項 の農地又は採草放牧地が同項の都市営農農地 当該買取りの申出等に係る法第七十条の四 その予定年月日

38 37 める割合を、当該譲渡等に係る特定農地等の贈たものの額が当該譲渡等の対価の額のうちに占 の農地又は採草放牧地の取得に充てられなかつ等があつた日から一年を経過する日までに同項 定農地等のうち、当該譲渡等の対価で当該譲渡 政令で定める部分は、同号ハの譲渡等に係る特 の提出があつた場合について準用する。 法第七十条の四第十七項第二号ハに規定する 第三十項の規定は、前項の規定による申請書 その他参考となるべき事項

ようとする旨の申請書で次に掲げる事項を記載行つた農地等について同項の規定の適用を受け 規定する地上権等の設定(以下この条において路用地等」という。)の用に供するため同項に 的道路用地等(以下この条において「一時的道受けようとする受贈者は、同項に規定する一時、 法第七十条の四第十八項の税務署長の承認を 務署長に提出しなければならない。 けを行つた日から一月以内に、納税地の所轄税 「地上権等の設定」という。)に基づき貸付けを した金額に相当する部分とする。 したものを、当該地上権等の設定に基づき貸付

当該地上権等の設定に基づき貸し付けた農 申請者の氏名及び住所

地等を当該受贈者の農業の用に供する予定年 月日 地等の明細 当該地上権等の設定に基づき貸し付けた農

## その他参考となるべき事項

ものである場合には、同項に規定する準ずる事る事業、河川に関する事業及び鉄道事業以外の用地等に係る事業が同項に規定する道路に関す る書類で次に掲げる事項を記載したもの及び財 業としての認定を含む。)を行つたことを証す する農地等について同項に規定する主務大臣が 七十条の四第十八項の規定の適用を受けようと 務省令で定める書類を添付しなければならな 時的道路用地等に係る同項に規定する代替性 前項の規定により提出する申請書には、法第 ない施設の用地として認定(当該一時的道路

等の所有者の氏名及び住所 当該一時的道路用地等の用に供される農地

三 当該一時的道路用地等の用に供するために 二 当該一時的道路用地等の用に供される農地 等の明

受ける日及び当該借受けに係る期限 事業の施行者が地上権等の設定に基づき借り

し、これを当該地上権等の消滅した日から二月

兀 地等に係る事業及び施設の用地に関するこ臣が同項の規定により認定した一時的道路用 法第七十条の四第十八項に規定する主務大

#### Ŧi. その他参考となるべき事項

申請書の提出があつた場合について準用する。 る旨を証する書類で次に掲げる事項を記載した 限の二月前において当該一時的道路用地等の用 は、当該一時的道路用地等に係る事業の施行者 が提出する同項に規定する継続貸付届出書に けている旨及び当該事業を引き続き施行してい の当該継続貸付届出書に係る同項に規定する期 ものを添付しなければならない。 に供されている農地等について引き続き借り受 法第七十条の四第十九項の規定により受贈者 第三十項の規定は、第三十九項の規定による

与者からの贈与の時における価額に乗じて計算

二 当該事業の施行者が借り受けている農地等 農地等を事業の施行者に貸し付けている者の 氏名及び住所

当該一時的道路用地等の用に供されている

43 ることができなかつた事情の詳細を記載し、 貸付届出書を同項に規定する期限までに提出す 出書には、同項に規定する事項のほか当該継続 が提出する同条第十九項に規定する継続貸付届 三 その他参考となるべき事項 しなければならない。 つ、前項に規定する事業の施行者の書類を添付 法第七十条の四第二十項の規定により受贈者 カュ

するものその他財務省令で定める書類を添 り当該受贈者の農業の用に供されている旨を 等を受贈者の農業の用に供している旨その他財 消滅した場合には、その消滅した旨、当該農地 等の解約が行われたことにより当該地上権等が 及び次項において「地上権等」という。)が消借権若しくは使用貸借による権利(以下この項 ている受贈者は、一時的道路用地等の用に供さ 務省令で定める事項を記載した届出書に、 滅した場合又は当該貸付期限の到来前に地上権 第十八項の規定の適用に係る同項の地上権、賃いて「貸付期限」という。)の到来により同条 れている農地等につき、当該農地等に係る同 委員会の証明書で財務省令で定めるところによ に規定する貸付期限(以下第四十七項までにお 法第七十条の四第十八項の規定の適用を受け 農業

以内に、納税地の所轄税務署長に提出しなけれ

定を適用する。 日を貸付期限とみなして、法第七十条の四の規 等が消滅したときは、当該地上権等が消滅した 上権等の解約が行われたことにより当該地上権 前項の場合において、貸付期限の到来前に地

税地の所轄税務署長に提出しなければならな 事情の詳細を記載した当該事業の施行者の書類事項を記載した届出書に、貸付期限を延長する ととなつたときは、受贈者は、引き続き同項の業の施行の遅延により貸付期限が延長されるこ 当該貸付期限の到来する日から一月以内に、 その他財務省令で定める書類を添付し、これを 規定の適用を受けようとする旨及び次に掲げる 場合において、当該一時的道路用地等に係る事 て農地等を一時的道路用地等の用に供している 法第七十条の四第十八項の規定の適用を受け 納

届出者の氏名及び住所

当該貸付期限の延長に係る農地等の明 延長されることとなつた期限

贈者の農業の用に供する予定年月日 その他参考となるべき事項 当該貸付期限の延長に係る農地等を当該受

こととなつたときは、当該延長されることとな 四の規定を適用する。 つた期限を貸付期限とみなして、法第七十条の 前項の場合において、貸付期限が延長される

供されているものを除く。)」とする。 条第十八項に規定する一時的道路用地等の用に ているもの」とあるのは「受けているもの る権利の設定を行つて」と、第十六項中「受け 場合には、当該農地等のうち当該使用貸借によ 対し使用貸借による権利の設定を行つていない 定相続人で政令で定める者のうちの一人の者に 部について、第六項に規定する当該受贈者の推 該受贈者の農業の用に供して」とあるのは「一 十八項第二号中「一部を当該受贈者の農業の用 及び第十六項の規定の適用については、同条第 けようとする場合における同条第十八項の規定 ている受贈者が、同条第六項の規定の適用を受 に供していない場合には、当該農地等のうち当 法第七十条の四第十八項の規定の適用を受け (同 51

的道路用地等の用に供した場合においては、 定する都市営農農地等に該当する農地等を一 刃道路用地等の用に供した場合においては、当たする都市営農農地等に該当する農地等を一時受贈者が、法第七十条の四第二項第四号に規

該農地等は同号に規定する都市営農農地等に該 当するものとして同条(第六項から第十六項ま

道路用地等の用に供されている農地等に係る土項の規定の適用を受ける同項に規定する一時的 畜の用に供している」とあるのは「農地等が第号を除き、以下この条において同じ。)又は養 道路用地等の用に供されている農地等」と、「、項の規定の適用を受ける同項に規定する一時的 等の当該受贈者による当該譲渡、贈与、転用若する一時的道路用地等の用に供されている農地 場合における当該受贈者に係る同条第一項及び 路用地等に係る事業の施行者に貸し付けている る一時的道路用地等の用に供されている農地等 道路用地等の用に供されている農地等」と、 地を含む」と、同条第四項中「供されているも 権利の消滅を除く。以下第七十条の五」と、 係る同項の地上権、賃借権又は使用貸借による れている」と、「(以下第七十条の五」とあるの のとみなされる農作物の栽培を含む。次項第一 四十三条第一項の規定により耕作に該当するも 第四項の規定の適用については、同条第一項第 に供されている農地等を引き続き当該一時的道 権等の設定をした後当該一時的道路用地等の用 に係る地上権等の設定をした受贈者が当該地上 の」とあるのは「供されているもの及び第十八 「に係る土地を含む」とあるのは「及び第十八 しくは設定又は消滅に伴う同項の規定の適用に 定する地上権等の設定がされている同項に規定 十八項に規定する一時的道路用地等の用に供さ 一号中「受贈者が当該農地等を耕作(農地法第 法第七十条の四第十八項の規定の適用を受け 「(第十八項の規定の適用を受ける同項に規 52

出期限において既に次に掲げる事由が生じている受贈者(同項に規定する贈与税の申告書の提 | 法第七十条の四第二十二項に規定する政令で同項」とあるのは「、第一項」とする。 害者手帳に新たに記載された者を除く。)を除 の程度が一級又は二級である障害が当該身体障 障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が けている者のうち、当該提出期限後に当該身体 た者(当該提出期限後に新たに当該事由が生じ 定める状態は、同条第一項の規定の適用を受け く。) に次に掲げる事由が生じている状態とす 二級から一級に変更された者及び身体上の障害 た者並びに第二号の身体障害者手帳の交付を受 53

に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三 当該受贈者が精神保健及び精神障害者福祉

二 当該受贈者が身体障害者福祉法(昭和二十 級が一級である者として記載されているもの に限る。)の交付を受けていること。 百五十五号)第六条第三項に規定する障害等 祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第 者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福

規定により同項に規定する要介護認定(同項一 当該受贈者が介護保険法第十九条第一項の とにつき、市町村長又は特別区の区長の認定 臣と協議して定めるものを有するに至つたこ 能にさせる故障として農林水産大臣が財務大 当該提出期限後に農業に従事することを不可一前三号に掲げる事由のほか、当該受贈者が 該当するものに限る。) を受けていること。 の要介護状態区分が財務省令で定める区分に

は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合 付けができない場合として政令で定める場合 とする。 号)第八条第一項の都道府県知事の認可を受 推進に関する法律(平成二十五年法律第百一 受けようとする農地等が農地中間管理事業の

ことができなかつた場合(当該一年を経過す 年を経過する日までに当該特定貸付けを行う 受ける受贈者が法第七十条の四の二第一項に 行つている場合に限る。) る日まで引き続き当該特定貸付けの申込みを 規定する特定貸付けの申込みを行つた日後一 法第七十条の四第一項本文の規定の適用を

けようとする受贈者は、同項に規定する営農困 条第二十二項の規定の適用を受けようとする旨 難時貸付農地等(以下第六十二項までにおいて 「営農困難時貸付農地等」という。)について同 法第七十条の四第二十二項の規定の適用を受

号)第四十五条第二項の規定により精神障害 ければならない。

程度が一級又は二級である者として記載され 規定により身体障害者手帳(身体上の障害の ているものに限る。) の交付を受けているこ 四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の

法第七十条の四第二十二項に規定する特定貸 を受けていること。

域に存しない場合 管理機構の同条第三項に規定する事業実施地 管理機構が存する場合における当該農地中間 理事業を行う同条第四項に規定する農地中間 けた同法第二条第三項に規定する農地中間管 法第七十条の四第二十二項の規定の適用を

58

をその行つた営農困難時貸付けごとに提出しな 出書に、財務省令で定める書類を添付し、これ 事項その他財務省令で定める事項を記載した届 る営農困難時貸付け(以下第六十二項までにお 及び営農困難時貸付農地等に係る同項に規定す いて「営農困難時貸付け」という。)に関する

55 ばならない。 者の農業の用に供した部分ごとに提出しなけ 分に限る。) の規定の適用を受けようとする受 たに行つた営農困難時貸付けごと又は当該受贈 贈者は、同号に規定する事項を記載した届出 に、財務省令で定める書類を添付し、これを新 法第七十条の四第二十三項第三号の税務署長

法第七十条の四第二十三項(第二号に係る部

ればならない。 月日その他財務省令で定める事項を記載した申 貸付農地等について同項(同号に係る部分に限 の承認を受けようとする受贈者は、営農困難時 を当該耕作の放棄又は権利消滅があつた日から 請書に、財務省令で定める書類を添付し、これ ができない事情及び当該営農困難時貸付農地等 同号の耕作の放棄又は権利消滅があつた日から る。) の規定の適用を受けようとする旨並びに について新たな営農困難時貸付けを行う予定年 二月以内に納税地の所轄税務署長に提出しなけ 二月以内に新たな営農困難時貸付けを行うこと

57 の提出があつた場合について準用する。 出をする場合について準用する。 用を受けようとする受贈者が同号の届出書の提三項(第四号に係る部分に限る。)の規定の適 第五十四項の規定は、法第七十条の四第二十 第三十項の規定は、前項の規定による申請書

規定する期限若しくは同項第三号に規定する期 定する事項のほか、これらの書類を同条第二十 事項又は前項において準用する第五十四項に規 れぞれ第五十三項に規定する事項、第五十四 第二号の届出書若しくは同項第三号の承認の申 ることができなかつた事情の詳細を記載し、 限又は同項第四号に規定する期限までに提出す に規定する事項若しくは第五十五項に規定する 請に係る書類又は同項第四号の届出書には、そ する同条第二十二項の届出書、同条第二十三項 十四項の財務省令で定める書類若しくは第五十 つ、第五十三項の財務省令で定める書類、第五 法第七十条の四第二十四項の規定により提出 一項に規定する期限、同条第二十三項第二号に 項

準用する第五十四項の財務省令で定める書類を 五項の財務省令で定める書類又は前項において

める事項を記載しなければならない。 難時貸付けに関する事項その他の財務省令で定 事項のほか営農困難時貸付農地等に係る営農困 する同項の届出書には、第六十三項に規定する ける受贈者が同条第二十七項の規定により提出 法第七十条の四第二十二項の規定の適用を受 法第七十条の四第二十二項の規定の適用を受

又は消滅に伴う当該営農困難時貸付けに係る地贈者による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定 業の用を含む。)」と、「、同項」とあるのは 貸付けに基づき当該準農地を借り受けた者の農 受贈者にあつては、同項に規定する営農困難時 の農業の用(第二十二項の規定の適用を受ける 項中「受贈者の農業の用」とあるのは「受贈者 時貸付農地等に係る土地を含む」と、同条第四 の規定の適用を受ける同項に規定する営農困難 係る土地を含む」とあるのは「及び第二十二項 権の消滅を除く。以下第七十条の五」と、「に 同項に規定する営農困難時貸付農地等の当該受 項に規定する営農困難時貸付けが行われている るのは「(第二十二項の規定の適用を受ける同 が当該農地等」と、「(以下第七十条の五」とあ 機構から借り受けた者。第四項において同じ。) り受けた者である場合には、当該農地中間管理 条第四項に規定する農地中間管理機構が当該借 者(農地中間管理事業の推進に関する法律第二 規定する営農困難時貸付けに基づき借り受けた 同項に規定する営農困難時貸付農地等を同項に るのは「又は第二十二項の規定の適用を受ける は、同条第一項第一号中「が当該農地等」とあ 同条第一項及び第四項の規定の適用について 貸し付けている場合における当該受贈者に係る 困難時貸付けに基づき借り受けた者に引き続き 行つた後当該営農困難時貸付農地等を当該営農 付けを行つた受贈者が当該営農困難時貸付けを ける営農困難時貸付農地等に係る営農困難時貸 第一項」とする。 権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借 62

困難時貸付けに係る地上権、 貸付けに係る農地等の全部又は一部について、 難時貸付けを行つた受贈者が、当該営農困難時 の規定は、同条第二十二項の規定により営農困 時的道路用地等の用に供するために当該営農 法第七十条の四第十八項から第二十一項まで 永小作権、 使用貸

> う」と、同項第一号中「地上権等の設定」とあ 該営農困難時貸付けを行つている部分以外の部 ない部分」とあるのは「供している部分及び当 時貸付けを行つていない場合」と、「供してい 同項第二号中「場合」とあるのは「場合又は第 利又は賃借権の消滅及び地上権等の設定」と、 けに係る地上権、永小作権、使用貸借による権 るのは「第二十二項に規定する営農困難時貸付 定により同項に規定する営農困難時貸付けを行 供し、又は当該農地等について第二十二項の規 準用する。この場合において、同条第十八項中 等の設定に基づき貸付けを行つた場合について 該一時的道路用地等の用に供するために地上権 借による権利又は賃借権を消滅させ、 二十二項の規定により同項に規定する営農困難 「農業の用に供する」とあるのは「農業の用に かつ、当

供されていた農地等について営農困難時貸付け 前項において準用する同条第十八項に規定する くは権利消滅があつた営農困難時貸付農地等に 「一月」とする。 適用については、同号中「一年」とあるのは、 を行う場合における第五十二項第二号の規定の 貸付期限の到来により一時的道路用地等の用に ついて新たな営農困難時貸付けを行う場合又は 分」と読み替えるものとする。 法第七十条の四第二十三項の耕作の放棄若し

し、かつ、財務省令で定める書類を添付しなけ の適用を受けたい旨及び次に掲げる事項を記載 する届出書には、引き続いて同条第一項の規定 ればならない。 法第七十条の四第二十七項の規定により提出

## 届出者の氏名及び住所

贈与者から贈与により農地等を取得した年

法第七十条の四第一項の規定による納税の

- 額に相当する贈与税の額 地等につき第十四項の規定により計算した金 猶予を受ける贈与税の額 適用があつた農地等がある場合には、当該農 法第七十条の四第四項又は第五項の規定の
- 合には、その旨 引き続きその推定相続人に使用させている場 貸借による権利の設定をした後当該農地等を の適用を受けた者で同項の農地等につき使用 当該届出者が法第七十条の四第六項の規定
- 提出期限の属する年前三年間の各年における 所在地の異なる農地等ごとの当該届出書の

六

農業に係る生産及び出荷の状況並びに収入

## その他参考となるべき事項

64 等の価額に対応する部分の金額として第十四項 当する事実が生じたときは、同条第一項に規定 t 死亡した贈与者に係る受贈者又は当該死亡した く。) は、免除する。この場合において、当該 た場合には、これらの規定の適用があつた農地 前に同条第四項又は第五項の規定の適用があつ する贈与税(当該贈与者又は当該受贈者の死亡 者又は受贈者につき同条第三十四項の規定に該 で定める書類を添付しなければならない。 た事情の詳細を記載し、かつ、前項の財務省令 規定する期限までに提出することができなかつ する事項のほか当該届出書を同条第二十七項に する同条第二十七項の届出書には、前項に規定 の規定により計算した金額に相当するものを除 法第七十条の四第二十八項の規定により提出 法第七十条の四第一項の場合において、贈与

68

に提出しなければならない。 当該死亡した贈与者又は当該死亡した受贈者 届出書を提出する者の氏名及び住所並びに

遅滞なく、当該贈与税の納税地の所轄税務署長 げる事項を記載した届出書を、当該死亡の日後 者の相続人(包括受遺者を含む。)は、 受贈者に係る贈与者若しくは当該死亡した受贈

次に掲

- 三 法第七十条の四第三十四項の規定による贈 二 当該死亡した贈与者又は当該死亡した受贈 者の氏名及び住所並びにその死亡した年月日 与税の免除を受けようとする旨
- Ŧi. その他参考となるべき事項 免除を受ける贈与税の額
- 条(第六項から第十六項までを除く。)の規定 第一項の規定の適用を受ける農地等に該当する 同条(第六項から第十四項までを除く。)の規 を、第二号及び第三号に掲げるものにあつては ものとして、第一号に掲げるものにあつては同 定を適用する。 次に掲げるものについては、法第七十条の四
- 一時的道路用地等の用に供されている農
- 二 第九項に規定する事務所、作業場、 設の用地路、かんがい用施設その他これらに類する施といった。これがい用施設をの他これらに類する施とは、かんがい用施設をの他これらに類する施とは、かんがいます。 の他の施設又は使用人の宿舎の敷地

- 67 第二号に掲げるものに転用した場合において 六項から第十四項までを除く。)の規定を適用 都市営農農地等に該当するものとして同条(第 は、当該農地等は同条第二項第四号に規定する 定する都市営農農地等に該当する農地等を前項 受贈者が、法第七十条の四第二項第四号に規
- ての価額による。 れていないものとした場合における農地等とし 等の価額は、当該一時的道路用地等の用に供さ る。この場合において、当該贈与に係る贈与税 合における法第七十条の四第一項の規定の適用 条第三十九項第二号又は第三号の贈与をした場 けている同条第一項に規定する農業相続人が同 の課税価格の計算の基礎に算入すべき当該農地 けた農地等とみなして、同条の規定を適用す 例農地等は法第七十条の四第十八項の承認を受 の日まで農業の用に供していたものと、当該特 るものを除く。) は当該農業相続人が当該贈与 第一項に規定する特例農地等(財務省令で定め する一時的道路用地等の用に供されている同条 については、法第七十条の六第二十二項に規定 法第七十条の六第二十二項の規定の適用を受
- 貸付けの特例) り故障を定めたときは、これを告示する。 基準を定め、又は第五十一項第四号の規定によ (贈与税の納税猶予を適用している場合の特定 農林水産大臣は、第六項第四号の規定により
- 第四十条の六の二 法第七十条の四の二第一項 貸付け」という。)ごとに提出しなければなら という。)は、法第七十条の四の二第一項に規 者を含む。以下この条において「猶予適用者」 予適用者(同条第九項に規定する旧法猶予適用 規定の適用を受けようとする同項に規定する猶 定する特定貸付け(以下この条において「特定 める書類を添付し、これをその行つた同項に規 定する事項を記載した届出書に、財務省令で定
- 2 た部分ごとに提出しなければならない。 める書類を添付し、これを新たに行つた特定貸 の適用を受ける猶予適用者は、同条第三項に規 限が到来した場合において、同条第一項の規定 付けごと又は当該猶予適用者の農業の用に供し 定する事項を記載した届出書に、財務省令で定 法第七十条の四の二第三項に規定する貸付期
- 3 を受けようとする猶予適用者は、 法第七十条の四の二第四項の税務署長の承認 同条第一項に

定める書類を添付し、これを当該貸付期限から で定める事項を記載した申請書に、財務省令で な特定貸付けを行う予定年月日その他財務省令 ない事情及び当該特定貸付農地等について新た る旨並びに同条第三項に規定する貸付期限から 条の四の二第四項の規定の適用を受けようとす 規定する特定貸付農地等(以下この条において ればならない 二月以内に納税地の所轄税務署長に提出しなけ 二月以内に新たな特定貸付けを行うことができ 「特定貸付農地等」という。)について法第七十 9 8

ときは、当該申請の承認があつたものとみな に、当該申請の承認又は却下の処分がなかつた において、その提出があつた日から一月以内 前項の規定による申請書の提出があつた場合

項の財務省令で定める書類を添付しなければな 書を提出しようとする場合について準用する。 の承認を受けた猶予適用者が同条第五項の届出第二項の規定は、法第七十条の四の二第四項 令で定める書類又は前項において準用する第二 財務省令で定める書類若しくは第三項の財務省 ことができなかつた事情の詳細を記載し、か 又は同条第五項に規定する期限までに提出する 定する期限若しくは同条第四項に規定する期限 を同条第一項に規定する期限、同条第三項に規 る第二項に規定する事項のほか、これらの書類第三項に規定する事項又は前項において準用す 規定する事項、第二項に規定する事項若しくは は同条第五項の届出書には、それぞれ第一項に 若しくは同条第四項の承認の申請に係る書類又 する同条第一項の届出書、同条第三項の届出書 法第七十条の四の二第六項の規定により提出 第一項の財務省令で定める書類、第二項の 10

四の二第八項に規定する耕作の放棄があつた場期限が到来した場合」とあるのは「第七十条の項中「第七十条の四の二第三項に規定する貸付 の放棄があつた日」と、 期限」とあるのは 合」と、第三項中 きについて準用する。この場合において、第二 条第三項から第六項までの規定の適用があると あつた場合において、同項において準用する同 地等に係る同条第八項に規定する耕作の放棄が 四の二第一項の規定の適用を受ける特定貸付農 第二項から前項までの規定は、法第七十条の 「同条第三項に規定する貸付 「同条第八項に規定する耕作 「当該貸付期限」とあ 11

るのは「当該耕作の放棄があつた日」と読み替 えるものとする

ける猶予適用者が、法第七十条の四第二十七項

法第七十条の四の二第一項の規定の適用を受

本文に規定する農地等のうちに法第七十条の四る改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項 省令で定める事項を記載しなければならない。 等に係る特定貸付けに関する事項その他の財務 の規定により提出する同項の届出書には、前条 があるときは、当該特定市街化区域農地等につ 第二項第三号に規定する特定市街化区域農地等 を改正する法律(平成三年法律第十六号)によ 十条の四第一項本文又は租税特別措置法の一部 第十六号)による改正前の租税特別措置法第七 措置法の一部を改正する法律(昭和五十年法律 た場合において、当該受贈者が有する租税特別 七十条の四第一項に規定する受贈者とみなされ に掲げる受贈者が同条第十項の規定により法第 第六十三項に規定する事項のほか特定貸付農地 いては同条第一項に規定する農地等とみなし 法第七十条の四の二第九項第一号又は第二号 同条の規定を適用する。

中「第一項の贈与税の申告書の提出期限」とあ 項に規定する受贈者とみなされた場合における 四の二第十項の規定により法第七十条の四第一 用を受けているものに限る。)が法第七十条の 受贈者の区分に応じ当該各号に定める規定の適 るのは「次条第一項の届出書を提出した日」 同条第二十七項の規定の適用については、 て第一項」とする。 次の各号に掲げる受贈者(当該各号に掲げる 「引き続いて同項」とあるのは「引き続い 同項

律(平成七年法律第五十五号)附則第三十六 受贈者 租税特別措置法の一部を改正する法 特別措置法第七十条の四第十項の規定 される場合における同法による改正前の租税 律 受贈者 租税特別措置法の一部を改正する法 置法第七十条の四第十三項の規定 ものとされる同法による改正前の租税特別措 条第二項の規定によりなおその効力を有する 法第七十条の四の二第九項第三号に掲げる 法第七十条の四の二第九項第二号に掲げる 項の規定によりなお従前の例によることと (平成三年法律第十六号) 附則第十九条第

猶予適用者が当該特定貸付けを行つた後当該特 ける特定貸付農地等に係る特定貸付けを行つた 法第七十条の四の二第一項の規定の適用を受 第四十条の七 は、 農業を営んでいた個人として政令で定める者

係る土地を含む」とする。 を含む」とあるのは「及び次条第一項の規定のを除く。以下第七十条の五」と、「に係る土地 定貸付農地等を当該特定貸付けに基づき借り受 等の当該受贈者による当該譲渡、贈与、転用若 が設定されている同項に規定する特定貸付農地 の規定の適用を受ける同項に規定する賃借権等 機構から借り受けた者)が当該農地等」と、「 り受けた者である場合には、当該農地中間管理 条第四項に規定する農地中間管理機構が当該借 者(農地中間管理事業の推進に関する法律第二 同項に規定する特定貸付けに基づき借り受けた 農地等」とあるのは「又は次条第一項の規定の 規定の適用については、同項第一号中「が当該 当該猶予適用者に係る法第七十条の四第一項の 適用を受ける同項に規定する特定貸付農地等に (以下第七十条の五」とあるのは「(次条第一項 適用を受ける同項に規定する特定貸付農地等を けた者に引き続き貸し付けている場合における しくは設定又は消滅に伴う当該賃借権等の消滅

12 準用する。この場合において、同項中「農業の 等の設定に基づき貸付けを行つた場合について 的道路用地等の用に供するために当該特定貸付 当該特定貸付けに係る特定貸付農地等の全部又 の規定は、特定貸付けを行つた猶予適用者が、 けを行つている部分以外の部分」と読み替える とあるのは「供している部分及び当該特定貸付 を行つていない場合」と、「供していない部分」 第一項の規定により同項に規定する特定貸付け 項第二号中「場合」とあるのは「場合又は次条 用に供する」とあるのは「農業の用に供し、又 めに法第七十条の四第十八項に規定する地上権 賃借権等を消滅させ、かつ、当該用に供するた けに係る法第七十条の四の二第一項に規定する は一部について、同条第十八項に規定する一時 ものとする。 る賃借権等の消滅及び地上権等の設定」と、同 同項に規定する特定貸付けを行う」と、同項第 は当該農地等について次条第一項の規定により 号中「地上権等の設定」とあるのは「次条第 法第七十条の四第十八項から第二十一項まで 項に規定する特定貸付けに係る同項に規定す

(農地等についての相続税の納税猶予及び免除

法第七十条の六第一項に規定する

次に掲げる者のいずれかに該当する者(そ

規定する農地等の同項の規定の適用に係る贈

う。)がある者)とする。 当該個人が死亡したことにより同条第三十四 項の規定の適用があつた場合に限る。 与をした個人(当該贈与に係る贈与税につき 当該被相続人からの相続又は遺贈に係る法

当該農業経営を行うと認められる者 地に係る農業経営を開始し、その後引き続き 取得をした同項に規定する農地及び採草放牧 書の提出期限までに当該相続又は遺贈により 第七十条の六第一項に規定する相続税の申告

た同項に規定する受贈者が使用貸借による権 法第七十条の四第六項の規定の適用を受け

申告書の提出期限前に当該相続税の申告書を提係る法第七十条の六第一項に規定する相続税の される場合の取得を含む。以下この条において 出しないで死亡したもの(以下この条において 同じ。)をした相続人で、当該相続又は遺贈に 規定により相続又は遺贈により取得したとみな 項に規定する農地等の取得(法第七十条の五 る農地及び採草放牧地又は法第七十条の四第一 おいて同じ。)によりその有する同項に規定す により効力を生ずる贈与を含む。以下この条に の者からの相続又は遺贈(贈与をした者の死亡 第一次農業相続人」という。)を含む。)とす

一 その生前において法第七十条の四第一項に 項に規定する農業相続人を含む。) きその死亡の日まで農業を営んでいた個 六第一項に規定する農地及び採草放牧地につ (同条第九項の規定の適用を受ける同条第一 その生前において有していた法第七十条

開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと 令で定めるところにより農業委員会が証明した 相続人で政令で定めるものは、次に掲げる者の るところにより農業委員会が証明したもの(以 認められる者であることにつき財務省令で定め る相続税の申告書の提出期限までに当該取得を 続人で、当該相続又は遺贈に係る同項に規定す 相続人が第一次農業相続人に該当する場合に 項に規定する農地及び採草放牧地の取得をした 者(当該被相続人からの相続又は遺贈により同 下この条において「第二次農業相続人」とい した当該農地及び採草放牧地に係る農業経営を は、当該第一次農業相続人からの相続又は遺贈 いずれかに該当する者であることにつき財 により当該農地及び採草放牧地の取得をした相 法第七十条の六第一項に規定する被相続人の 務省

5

当該相続後も引き続いて、当該推定相続人に 得をしたとみなされる場合において、当該受 使用させ、当該農業に従事する者であると認 る農業に現に従事している者であり、かつ、 させ、当該推定相続人が営む当該農地等に係 この条において同じ。)に当該農地等を使用 号に規定する他の推定相続人等を含む。以下 の規定の適用を受けた者である場合には、同 贈者で当該設定後引き続きその推定相続人 規定によりその者から相続又は遺贈による取 贈与者の死亡により法第七十条の五第一項の 利が設定されている同項の農地等につきその められるもの (当該受贈者が第四十条の六第十八項第二号 6

当該農地とする。 する正当の事由があるときを除く。)における 利用意向調査に係る農地で農地法第三十六条第 査に係るもののうち政令で定めるものは、当該 項各号に該当するとき(同項ただし書に規定 法第七十条の六第一項に規定する利用意向調 7

相続人が、当該被相続人からの贈与により法第 からの相続又は遺贈により取得したものとみな 地並びに準農地は、当該相続人が当該被相続人 当該贈与により取得した当該農地及び採草放牧 は、法第七十条の六の規定の適用については、 び採草放牧地並びに準農地について同法第二十 価格に加算されることとなるとき(当該農地及 採草放牧地並びに準農地の価額が相続税の課税 該贈与により取得した同項に規定する農地及び 第十九条又は第二十一条の十五の規定により当 遺贈により財産を取得したことにより相続税法 が開始し、かつ、当該被相続人からの相続又は 与の日の属する年において当該被相続人の相続 める部分を取得している場合において、当該贈 分並びに同項に規定する準農地のうち政令で定 項に規定する採草放牧地のうち政令で定める部 七十条の四第一項に規定する農地の全部及び同 (以下この条において「被相続人」という。) の 一条の十六の規定の適用がある場合を含む。) 法第七十条の六第一項に規定する被相続人

整備計画において同条第二項第一号に規定する する法律第八条第一項に規定する農業振興地域 草放牧地以外の土地で農業振興地域の整備に関 は、農地法第二条第一項に規定する農地及び採 草放牧地に準ずる土地として政令で定めるもの 法第七十条の六第一項に規定する農地又は採 大は 当該農業の用に供 当該農業相続人が 当該農業相続人が ||農業相続人にあつ ||の規定に該当する するもの(第九項

とする。)

されているものであつて、法第七十条の六第一 農業上の用途区分が当該農地又は採草放牧地と | ては、その推定 場合には、その推定相続人の農業の用を含む。) 農業相続人が第二項第二号に該当する者である 放牧地として当該農業相続人の農業の用(当該 項に規定する農業相続人(当該農業相続人が第 で定めるところにより市町村長が証明したもの に供することが適当であるものとして財務省令 第二次農業相続人)が相続又は遺贈により取得 一次農業相続人に該当する場合には、その者の

とする。 るものは、次に掲げるものとする。 法第七十条の六第一項に規定する政令で定め

に掲げるもの 第四十条の六第六十六項第二号及び第三号

同項の規定の適用については、当該第二次農業 中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に まで農業を営んでいたものとみなす。 相続人に係る第一次農業相続人はその死亡の日 掲げる字句とし、当該第二次農業相続人に係る 業相続人がある第一次農業相続人に係る法第七 十条の六第一項の規定の適用については、同項 一 第七十一項第二号及び第三号に掲げるもの 第二次農業相続人がある場合には、第二次農

第一項 続税法第二十七条該相続に係る相続税法第二十当該相続に係る相当該農業相続人の相続人が当 のを除く。) (政令で定めるも をしたものに限るものとし、 内申告書にこの項の規定の適 七条第一項の規定による期限 |項において「第二次農業相続 |をした農業相続人(以下この 草放牧地並びに準農地の取得 |(当該農業相続人からの相続又 政令で定めるものを除くもの 七条第二項 人」という。) が、同法第二十 (を受けようとする旨の記載 遺贈により当該農地及び採

続人の農業の用に

とする。ただし、法第七十条の六第一項第一号 に規定する譲渡等があつた当該特例農地等に係

をしたもののうち、開発して当該農地又は採草 ||当該相続税の申告|当該第二次農業相続人が当該 に当該 |書の提出期限まで||農業相続人からの相続又は遺 に係る

8 する で定める転用は、同項に規定する農業相続人 法第七十条の六第一項第一号に規定する政令 納税 を猶予第三十九項の規定の適用に ものとみなす いては、その納税を猶予し

他の施設又はこれらの事業に従事する使用人の業を含む。)に係る事務所、作業場、倉庫その 宿舎の敷地にするための転用とする。 の六第一項第一号に規定する耕作又は養畜の事 である場合には、その推定相続人の法第七十条 が、同項に規定する特例農地等(以下この条に (当該農業相続人が第二項第二号に該当する者 続人の同号に規定する耕作若しくは養畜の事業 おいて「特例農地等」という。)を当該農業相 (以下この条において「農業相続人」という。)

9 10 法第七十条の六第一項第一号に規定する政令 が第四十条の六第十一項第二号若しくは第三号 権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定 又は当該特例農地等についての地上権、永小作 等について、農業経営基盤強化促進法第七条第 る法律第八条第二項第一号に規定する農用地区 掲げる場合若しくは農業振興地域の整備に関す 第四十条の六第十一項第一号から第三号までに で定める譲渡又は設定は、特例農地等の譲渡が る正当の事由があるときは、この限りでない。 ればならない。ただし、同項ただし書に規定す 当該農地の所在地の所轄税務署長に通知しなけ 三十六条第一項各号に該当する場合には、遅滞 域として定められている区域内にある特例農地 なく、その旨その他の財務省令で定める事項を は、同項の規定の適用を受ける農地が農地法第 で定める者は農業委員会とし、当該農業委員会 に掲げる場合に該当する場合におけるその設定 号に規定する農地売買等事業のために譲渡を 法第七十条の六第一項第一号に規定する政令 た場合に該当する場合におけるこれらの譲渡

供するものを含 む。) に限るもの とし、準農地 を受けるため当該特例農地等 等につきこの項の規定の適用贈により取得をした特例農地 同号に規定する譲渡等に係る土地の面積を計算 る土地の面積に加算される当該譲渡等の時前

あるのは「者が現に」と、「常時従事者になる は、第四十条の六第十一項第二号中「者が」と する場合におけるこの項の規定の適用について

令で定める譲渡若しくは設定に含まれるもの があつたときは、当該転用又は譲渡若しくは設 同条第一項第一号の転用又は譲渡若しくは設定 出等に係る同項の農地又は採草放牧地について のは「現に共同利用している場合」とする。 と、同項第三号中「共同利用する場合」とある 場合」とあるのは「常時従事者である場合」 定は、同号に規定する政令で定める転用又は 法第七十条の六第八項に規定する買取りの申

計算については、同条第二項に定めるものの当該財産の取得により納付すべき相続税の額 項の規定の適用を受ける者がある場合におけ 産の取得をした者のうちに法第七十条の六第一 か、次に定めるところによる。 同一の被相続人からの相続又は遺贈により ほの

税猶予及び免除等)の規定により計算される第二項第一号(農地等についての相続税の納 者に係る相続税法第二十条の規定の適用につ 相続税の課税価格」とする。 税猶予及び免除等)の規定により計算され とあるのは、「租税特別措置法第七十条の を受けない者に係る相続税法第十九条の二第 者のうち法第七十条の六第一項の規定の適用 いては、同条第二号中「相続税の課税価格」 より計算される相続税の総額」とする。 法第七十条の六第二項第一号(農地等につい ての相続税の納税猶予及び免除等)の規定に 「相続税の総額」とあるのは、 当該相続又は遺贈により財産の取得をした 項の規定の適用については、同項第二号中 当該相続又は遺贈により財産の取得をした 「租税特別措置

者のうち相続税法第二十一条の十五の規定又三 当該相続又は遺贈により財産の取得をした 用については、同項中「第二十条の二までのる者に係る法第七十条の六第二項の規定の適 定、同法第二十一条の十五の規定又は同法第 規定」とあるのは、「第二十条の二までの は同法第二十一条の十六の規定の適用を受け 二十一条の十六の規定」とする。 規

13 令で定めるところにより計算した金額は、 法第七十条の六第二項第二号イに規定する政

計算した金額とする。 号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて

当するものとして計算した場合の当該全ての 者に係る同号に定める金額の合計額を控除し ら当該全ての者が同項第一号に掲げる者に該 相続税法第十六条に規定する相続税の総額か 遺贈により財産の取得をした全ての者に係る 法第七十条の六第二項に規定する相続又は

(以下この条において「農業投資価格控除後第七項に規定する農業投資価格控除後の価額 当該農業相続人に係る特例農地等に係る同条 資価格控除後の価額の合計額のうちに占める ける全ての者に係る特例農地等に係る農業投 うち法第七十条の六第一項の規定の適用を受 該相続又は遺贈により財産の取得をした者の の価額」という。)が、同号イに規定する当 法第七十条の六第二項第二号イに規定する

14 項の規定により適用される相続税法第十八条第 額のうちに占める割合を乗じて計算した金額と 掲げる金額が同号イ及びロに掲げる金額の合計 相続人に係る法第七十条の六第二項第二号イに 定する納付すべき相続税の額の計算上同条第二 規定の適用を受ける農業相続人に係る同項に規 るところにより計算した金額は、同条第一項の 項の規定により加算された金額に、当該農業 法第七十条の六第四項に規定する政令で定め

ほか、次に定めるところによる。 いては、法第七十条の六第四項に定めるものの の相続税額(次項を除き、以下この条において 「納税猶予分の相続税額」という。)の計算につ 法第七十条の六第一項に規定する納税猶予分

をいう。

ころにより計算した金額以外の金額との合計 り加算された金額のうち当該政令で定めると 号ロに掲げる金額と同法第十八条の規定によ については、同項中「第二十条の二までの規における法第七十条の六第四項の規定の適用 条の十六の規定の適用を受ける者である場合 同法第十九条、第十九条の三から第二十条の る農業相続人が相続税法第十八条の規定又は と、「同号口に掲げる金額」とあるのは「同 定」とあるのは「第二十条の二まで、第二十 一まで、第二十一条の十五若しくは第二十一 法第七十条の六第一項の規定の適用を受け 条の十五又は第二十一条の十六の規定」

16 あるときは、その端数金額を切り捨てる。 納税猶予分の相続税額に百円未満の端数が

納税猶予分の相続税額で前項の規定により計算 税額と調整前農地等猶予税額(同項に規定する ける者である場合において、当該各号に定める があるときは、その端数金額を切り捨てる。 において、当該計算した金額に百円未満の端数 る割合を乗じて計算した金額とする。この場合 当該調整前農地等猶予税額が当該合計額に占め 納税猶予分の相続税額は、当該猶予可能税額に 農地等に係る法第七十条の六第一項に規定する た金額)をいう。)を超えるときにおける特例 あるものとしてこれらの規定を適用して計算し 額を同法第十七条の規定により計算した金額で 規定の適用を受ける者である場合には、当該金 相続人が相続税法第十八条から第二十条の二ま されたものをいう。)との合計額が猶予可能税 で、第二十一条の十五又は第二十一条の十六の 農業相続人が次の各号に掲げる規定の適用を受 法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける 予税額(同条第二項第五号に規定する納税猶 (同条第二項第二号に定める金額(当該農業 法第七十条の六の六第一項 調整前山林猶

いう。) から第十項までの規定により計算されたもの 猶予分の相続税額で第四十条の七の七第四項 猶予税額(同条第二項第六号に規定する納税 ら第九項までの規定により計算されたものを 予分の相続税額で第四十条の七の六第五項か 法第七十条の六の七第一項 調整前美術品

三 法第七十条の六の十第一項 九項から第十二項までの規定により計算され 納税猶予分の相続税額で第四十条の七の十第 資産猶予税額(同条第二項第三号に規定する たものをいう。) 調整前事業用

四十条の八の二第十三項から第十九項まで 項から第二十一項まで(第四十条の八の八第 場合を含む。)又は第四十条の八の六第十六 第四号に規定する納税猶予分の相続税額で第 六第二項第八号又は第七十条の七の八第二項 十条の七の四第二項第四号、第七十条の七の 七十条の七の八第一項 調整前株式等猶予税 の四第一項、第七十条の七の六第一項又は第 (第四十条の八の四第八項において準用する 法第七十条の七の二第一項、第七十条の七 (法第七十条の七の二第二項第五号、第七

を切り捨てる。

Ŧi. 第九項までの規定により計算されたものをい 法第七十条の七の十二第一項

18 政令で定めるところにより計算した金額は、 第十三項に規定する都市計画の失効とする。

未満であるときは、 円未満の端数があるとき、又はその全額が百円 る。この場合において、当該計算した金額に百 時における農業投資価格控除後の価額の合計額 より取得をした全ての特例農地等の当該取得の じ。) が当該農業相続人が当該相続又は遺贈に ろにより計算した金額。以下この条において同 得農地等の当該農業投資価格控除後の価額に対 る農業投資価格控除後の価額のうち当該代替取 係る譲渡等があつたものの当該取得の時におけ 又は遺贈による取得をした特例農地等で同条第 農地等」という。)である場合には、当該相続 る同項に規定する農地若しくは採草放牧地とみ より法第七十条の六第一項の規定の適用を受け 用する法第七十条の四第十七項第三号の規定に みなされたもの又は同条第二十一項において準 同条第一項の規定の適用を受ける特例農地等と のうちに占める割合を乗じて計算した金額とす 応する部分の金額として財務省令で定めるとこ 十九項から第二十一項までの規定による承認に なされたもの(以下この項において「代替取得 その端数金額又はその全額

の相続税額で第四十条の八の十二第四項から 猶予税額(同条第二項に規定する納税猶予分 により計算されたものをいう。 調整前持分

る譲渡特例農地等又は買取りの申出等に係る農 税猶予分の相続税額に、これらの規定に規定す 令で定めるものは、第四十条の六第十三項に規 草放牧地の保全又は利用上必要な施設として政 されたもの、同条第二十項第三号の規定により 第一項の規定の適用を受ける特例農地等とみな 四第十五項第三号の規定により法第七十条の六 が同条第十九項において準用する法第七十条の 資価格控除後の価額(当該譲渡等に係る農地等 の相続又は遺贈による取得の時における農業投 地若しくは採草放牧地(以下この項において に規定する政令で定める事由は、第四十条の六 定する施設とし、法第七十条の六第八項第二号 「譲渡等に係る農地等」という。)の農業相続人 法第七十条の六第七項又は第八項に規定する 法第七十条の六第七項に規定する農地又は採 納

八項において準用する場合を含む。)の規定

19 等が法第七十条の五第一項の規定により相続又 引き続きその推定相続人に使用させているもの 用貸借による権利の設定をした後当該農地等を は、当該農業相続人に係る同項並びに同条第七十条の六第一項の規定の適用を受けているとき 相続税に関し当該受贈者が第二項第二号に該当 に係る同条第一項の贈与者が死亡し、当該農 同項に規定する受贈者で同項の農地等につき使 項、第九項及び第二十二項の規定の適用につい する農業相続人として当該農地等につき法第七 において、当該死亡による相続又は遺贈に係る は遺贈により取得されたものとみなされる場合 ては、次に定めるところによる。 法第七十条の四第六項の規定の適用を受けた

用若しくは設定又は消滅に伴う当該権利の消当する農業相続人による当該譲渡、贈与、転が設定されている農地等の第九項の規定に該 定の適用を受けた同項の使用貸借による権利条」とあるのは「(第七十条の四第六項の規 業の用を含む。)」とする。 農業相続人にあつては、その推定相続人の農 相続人の農業の用(第九項の規定に該当する 以下この号において同じ。)」と、「(以下この その推定相続人の耕作又は養畜の用を含む。 項の規定に該当する農業相続人にあつては、 畜の用」とあるのは「) 又は養畜の用(第九 「農業相続人の農業の用」とあるのは「農業 滅を除く。以下この条」と、同条第七項中 法第七十条の六第一項第一号中「)又は養

ときは、 受贈者の納税地の所轄税務署長に提出された 届出書が、財務省令で定めるところにより当 同条第十六項の規定に準じて使用貸借による 員会が証明した個人のうちの一人の者に対し で第四十条の六第十五項各号に掲げる要件に の六第一項に規定する死亡等の日をいう。 該死亡の日から二月を経過する日までに当該 権利が設定され、かつ、当該設定についての につき財務省令で定めるところにより農業委 準ずる要件の全てに該当する個人であること の号において「他の推定相続人等」という。) は当該農業相続人の他の推定相続人(以下こ せていた特例農地等につきその者の相続人又 下この項において同じ。)前に当該推定相 の四第六項の規定の適用に係る推定相続人と 人が死亡した場合において、その者に使用さ 当該農業相続人の死亡等の日(法第七十条 当該他の推定相続人等が法第七十条 以 続

用に供して」とあるのは「一部について、特

定推定相続人に対し使用貸借による権利の設

ているものとみなす。 して当該使用貸借による権利を引き続き有し

第七十条の六第一項及び第七項の規定の適用亡の日以後における当該農業相続人に係る法 人により速やかに農業経営が開始され、か用させていた特例農地等につき当該農業相続相続人が死亡した場合において、その者に使 については、当該死亡による同条第九項各号 の所轄税務署長に提出されたときは、当該死 を経過する日までに当該農業相続人の納税地 に該当する事実は、生じなかつたものとみな で定めるところにより当該死亡の日から二月 つ、その開始についての届出書が、財務省令 当該農業相続人の死亡等の日前に当該推定 20

合には、当該農業相続人が当該転用をしたも 定に係る特例農地等につきその転用をした場 規定の適用を受けた使用貸借による権利の設善当該推定相続人が法第七十条の四第六項の

当該農業相続人が、法第七十条の四第六項

設定」と、同項第二号中「一部を当該農業相「使用貸借による権利の消滅及び地上権等の 道路用地等の用に供する場合には、当該一時受けていた特例農地等の全部について一時的 よる権利の設定を受けている推定相続人(同第七十条の四第六項の規定により使用貸借に 特例農地等の全部又は一部について、第四十 該特例農地等のうち当該農業相続人の農業の 続人の農業の用に供していない場合には、当 同項第一号中「地上権等の設定」とあるのは 該特定推定相続人の農業の用に供する」と、 使用貸借による権利の設定を行い、かつ、当 おいて「特定推定相続人」という。)に対し 設定を受けていた推定相続人。以下この項に 的道路用地等の用に供する直前に当該権利の 項の規定により使用貸借による権利の設定を る」とあるのは「特例農地等の全部について 例農地等を当該農業相続人の農業の用に供す 場合には、法第七十条の六第二十二項中「特 るために当該使用貸借による権利を消滅さ する地上権等の設定に基づき貸付けを行つた せ、かつ、当該用に供するために同項に規定 に規定する使用貸借による権利の設定に係る 一項に規定する一時的道路用地等の用に供す 22 定をした日から二月以内に納税地の所轄税務署

等のうち当該使用貸借による権利の設定を行 定を行い、かつ、当該特定推定相続人の農業 つていない、又は農業の用に供して」とす の用に供していない場合には、当該特例農地

の規定の適用を受けようとして同条第十一項のものに限る。)で当該農業相続人が同条第十項 ところによる賃借権等の設定に基づき貸し付け 項の規定の適用を受ける同項の農地又は採草放の設定に基づき貸し付けた法第七十条の六第一 同項に規定する農用地利用集積等促進計画の定 草放牧地で政令で定めるものは、農業相続人が 規定により届け出たものとする。 められている賃借権等の存続期間が同一である た当該農地又は採草放牧地が二以上ある場合に 牧地(当該農用地利用集積等促進計画の定める 権(以下この条において「賃借権等」という。) めるところによる使用貸借による権利又は賃借 は、当該農用地利用集積等促進計画において定 法第七十条の六第十項に規定する農地又は採

21 る要件は、次に掲げる要件とする。 法第七十条の六第十項に規定する政令で定め

日が当該借受代替農地等に係る同項に規定す 等」という。) に係る賃借権等の設定をした 権等の設定をした日以前二月以内の日である る貸付特例適用農地等(以下この条において 農地等(以下この条において「借受代替農地 「貸付特例適用農地等」という。)に係る賃借 法第七十条の六第十項に規定する借受代替

うとする農業相続人は、貸付特例適用農地等に 規定する要件を満たすものである旨並びに貸付 三 その他財務省令で定める要件 出書に、財務省令で定める書類を添付し、これ 事項その他財務省令で定める事項を記載した届 特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する ついて同項の規定の適用を受ける旨及び同項に を当該貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設 法第七十条の六第十項の規定の適用を受けよ 存続期間の満了の日以前の日であること。 係る全ての借受代替農地等に係る賃借権等の 期間の満了の日が当該貸付特例適用農地等に 貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続

23 める要件は、 長に提出しなければならない。 法第七十条の六第十三項に規定する政令で定 同項の規定により借り受けた同項

> の農地又は採草放牧地に係る賃借権等の存続期 の満了の日以後であることとする。 貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間 間の満了の日が当該農地又は採草放牧地に係る

合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載ようとする農業相続人は、次の各号に掲げる場 める日から二月を経過する日までに、納税地の 所轄税務署長に提出しなければならない。 し、これを同条第十二項第一号又は第三号に定 した届出書に、財務省令で定める書類を添付 法第七十条の六第十三項の規定の適用を受け 法第七十条の六第十二項第一号に掲げる場

受代替農地等に係る賃借権等の設定に関す 法第七十条の六第十三項に規定する再借

合に該当することとなつた場合 次に掲げる

を含む」と、同条第七項中「供されているも

同項に規定する貸付特例適用農地等に係る土

の規定の適用を受ける同項に規定する貸付特例 の」とあるのは「供されているもの及び第十項 とあるのは「及び第十項の規定の適用を受ける を除く。以下この条」と、「に係る土地を含む」 当該農業相続人による当該譲渡、贈与、転用若

れている同項に規定する貸付特例適用農地等の

しくは設定又は消滅に伴う当該賃借権等の消滅

届出者の氏名及び住所

に関する事項 賃借権等が消滅した貸付特例適用農地

ハ その他参考となるべき事項

25 務省令で定める書類を添付しなければならな 用農地等に係る賃借権等の設定に関する事項そ る同項に規定する継続届出書には、貸付特例適 の他財務省令で定める事項を記載し、かつ、財 法第七十条の六第十四項の規定により提出す

27 法第七十条の六第十項の規定の適用を受ける 26 促進計画に基づく賃借権等の存続期間が満了を 第十四項に規定する期限までに提出することが る同条第十四項に規定する継続届出書には、前 解約が行われたことにより当該賃借権等が消滅 は当該存続期間の満了する前に当該賃借権等の 農地等に係る同項に規定する農用地利用集積等 貸付特例適用農地等につき、当該貸付特例適用 できなかつた事情の詳細を記載し、かつ、前項 項に規定する事項のほか当該継続届出書を同条 したことにより当該賃借権等が消滅した場合又 の財務省令で定める書類を添付しなければなら した場合には、 法第七十条の六第十五項の規定により提出す その消滅した旨その他財務省令

務署長に提出しなければならない。 等の消滅した日から二月以内に納税地の所轄税 で定める事項を記載した届出書を、当該賃借権 法第七十条の六第十項の規定の適用を受ける

例農地等」とあるのは「又は第十二項第三号に用については、同条第一項第一号中「が当該特相続人に係る同条第一項及び第七項の規定の適 引き続き貸し付けている場合における当該農業 貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定をし 規定する借り受けた者が当該特例農地等」と、 適用農地等を当該設定に基づき借り受けた者に た農業相続人が当該設定をした後当該貸付特例

合に該当することとなつた場合 次に掲げる 「(以下この条」とあるのは「(第十項の規定の 適用を受ける同項に規定する賃借権等が設定さ

届出者の氏名及び住所

ハ その他参考となるべき事項 法第七十条の六第十二項第三号に掲げる場

29 適用を受けようとする旨及び次に掲げる事項を 適用農地等」とする。 記載した申請書を、当該譲渡等があつた日から 譲渡等に係る特例農地等について同項の規定の 受けようとする農業相続人は、同項に規定する ければならない。 一月以内に、納税地の所轄税務署長に提出しな 法第七十条の六第十九項の税務署長の承認を

申請者の氏名及び住所

計算の明細並びに当該譲渡等の対価の額 被相続人からの相続又は遺贈による取得の における農業投資価格控除後の価額及びその に係る特例農地等の明細、当該特例農地等の 法第七十条の六第十九項に規定する譲渡等

の見積額 る土地の明細、取得予定年月日及び取得価額 第三号イからハまでに掲げる区域内に所在す ととなる見込みのある法第七十条の四第二項 以内に農地若しくは採草放牧地に該当するこ る収用交換等による譲渡があつた日から一年 の農地若しくは採草放牧地又は同項に規定す 取得しようとする法第七十条の六第十九項

その他参考となるべき事項

兀

30 において、その提出があつた日から一月以内 前項の規定による申請書の提出があつた場合

ときは、当該申請の承認があつたものとみな に、当該申請の承認又は却下の処分がなかつた

35

31 同条第十九項の規定による税務署長の承認とみ第七項に規定する譲渡等とみなし、当該承認は ついては、当該譲渡等は同条第一項第一号又は 該譲渡等に係る法第七十条の六の規定の適用に 承認を受けているときは、当該特例農地等の当 定する譲渡等につき同項に規定する税務署長の われた当該特例農地等に係る同条第十五項に規 項に規定する贈与者の死亡の日前一年以内に行 とみなされる基因となつた法第七十条の四第一 たものである場合において、当該取得したもの り相続又は遺贈により取得したものとみなされ 例農地等が法第七十条の五第一項の規定によ 法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける

条の六第十九項において準用する法第七十条の第二十一項の規定は、法第七十 読み替えるものとする。 「被相続人からの相続又は遺贈による取得」と地等」と、「贈与者からの贈与」とあるのは一項中「係る農地等」とあるのは「係る特例農 する。この場合において、第四十条の六第三十 四第十五項の規定を適用する場合について準用

記載した申請書を、当該譲渡等があつた日から 適用を受けようとする旨及び次に掲げる事項を 譲渡等に係る特例農地等について同項の規定の受けようとする農業相続人は、同項に規定する 一月以内に、納税地の所轄税務署長に提出しな 法第七十条の六第二十項の税務署長の承認を 37

## 申請者の氏名及び住所

に係る特例農地等に代わるものとして同項の三 法第七十条の六第二十項に規定する譲渡等 計算の明細並びに当該譲渡等の対価の額 における農業投資価格控除後の価額及びその被相続人からの相続又は遺贈による取得の時 例農地等を当該農業相続人の農業の用に供す 該譲渡等の時における価額並びに当該代替特 同項に規定する代替特例農地等の明細及び当 農業相続人の農業の用に供する見込みである に係る特例農地等の明細、当該特例農地等の 法第七十条の六第二十項に規定する譲渡等

その他参考となるべき事項

34 の提出があつた場合について準用する。 第三十項の規定は、前項の規定による申請書

額」と読み替えるものとする。

とみなされる基因となつた法第七十条の四第一 り相続又は遺贈により取得したものとみなされ 特例農地等が法第七十条の五第一項の規定によ 定による税務署長の承認とみなす。 譲渡等とみなし、当該承認は同条第二十項の規 該譲渡等に係る法第七十条の六の規定の適用に 承認を受けているときは、当該特例農地等の当 定する譲渡等につき同項に規定する税務署長の われた当該特例農地等に係る同条第十六項に規 項に規定する贈与者の死亡の日前一年以内に行 たものである場合において、当該取得したもの ついては、当該譲渡等は同条第七項に規定する 法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける

ついて準用する。この場合において、第四十条条の六第二十項第二号の規定を適用する場合に と、「代替農地等で」とあるのは「代替特例農のは「代替特例農地等価額(同条第二十項」 とあるのは「同条第一項に規定する特例農地等 続又は遺贈による取得」と読み替えるものとす あるのは「当該特例農地等の被相続人からの相 地等で」と、「農地等の贈与者からの贈与」と のうち」と、「代替農地等価額(同項」とある 十条の六第二十項第二号」と、「農地等のうち」 の六第三十四項中「同号」とあるのは「法第七 第四十条の六第三十四項の規定は、法第七十

とあるのは「第四十条の七第三十二項において 規定により譲渡等をされたものとみなされる部項第二号及び法第七十条の六第二十項第二号の の承認を併せて受けている場合における同条第 等につき同条第十九項において準用する法第七 条の六第七項に規定する譲渡等に係る特例農地 第十九項において準用する法第七十条の四第十 四第十五項第三号」とあるのは「第七十条の六 贈による取得」と、同項第一号中「第七十条の 贈与」とあるのは「法第七十条の六第一項に規 準用する第三十一項及び同条第三十六項におい 分について準用する。この場合において、第四 十条の四第十五項及び法第七十条の六第二十項 いて準用する前項に規定する代替特例農地等価 額」とあるのは「第四十条の七第三十六項にお 五項第三号」と、同項第二号中「代替農地等価 定する特例農地等の被相続人からの相続又は遺 て準用する前項」と、「農地等の贈与者からの 十条の六第三十五項中「第三十一項及び前項」 十九項において準用する法第七十条の四第十五 第四十条の六第三十五項の規定は、法第七十 39

38 があつた日から一月以内に、納税地の所轄税務事項を記載した申請書を、当該買取りの申出等 いて「特定農地等」という。)について同項のる同項の農地若しくは採草放牧地(第二号にお 等」という。) に係る同条第二十一項の都市営 を受けようとする農業相続人は、同項の買取 規定の適用を受けようとする旨及び次に掲げる 農農地等又は同項の特定市街化区域農地等に係 の申出等(以下この項において「買取りの申出 署長に提出しなければならない。 法第七十条の六第二十一項の税務署長の承認

における農業投資価格控除後の価額及びその被相続人からの相続又は遺贈による取得の時一 当該特定農地等の明細、当該特定農地等の 計算の明細 申請者の氏名及び住所

草放牧地の明細、取得予定年月日及び取得価並びに取得をしようとする同項の農地又は採 得をする見込みである場合には、当該譲渡等」 法第七十条の六第二十一項の譲渡等及び取 の予定年月日及び当該譲渡等の対価の見積額 額の見積 当該買取りの申出等の内容及びその年月日

Ξī 第二十一項の特定市街化区域農地等に係る同一 当該買取りの申出等に係る法第七十条の六 には、その予定年月日 地等に該当することとなる見込みである場合 項の農地又は採草放牧地が同項の都市営農農

六 その他参考となるべき事項 第三十項の規定は、前項の規定による申請書

40 二十一項の規定による税務署長の承認とみな つた法第七十条の四第一項に規定する贈与者のいて、当該取得したものとみなされる基因とな 取得したものとみなされたものである場合にお 条の五第一項の規定により相続又は遺贈により同項に規定する農地及び採草放牧地が法第七十 の提出があつた場合について準用する。 る買取りの申出等とみなし、当該承認は同条第 は、当該買取りの申出等は同条第八項に規定す 等に係る法第七十条の六の規定の適用について の承認を受けているときは、当該買取りの申出 申出等につき同条第十七項に規定する税務署長 草放牧地に係る同条第五項に規定する買取りの 死亡の日前一年以内に行われた当該農地及び採 法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける

41 条の六第二十一項において準用する法第七十条 第四十条の六第三十八項の規定は、法第七十

42 得」と読み替えるものとする。 るのは「被相続人からの相続又は遺贈による取 の四第十七項」と、「贈与者からの贈与」とあ のうち」と、「同項」とあるのは「法第七十条 特定農地等をいう。以下この項において同じ。) 定農地等(第四十条の七第三十八項に規定する 用する。この場合において、第四十条の六第三 の四第十七項の規定を適用する場合について準 十八項中「特定農地等のうち」とあるのは「特

税地の所轄税務署長に提出しなければならな に基づき貸付けを行つた日から一月以内に、納る事項を記載したものを、当該地上権等の設定 貸付けを行つた特例農地等について同項の規定 時的道路用地等」という。)の用に供するため の適用を受けようとする旨の申請書で次に掲げ おいて「地上権等の設定」という。)に基づき 同項に規定する地上権等の設定(以下この条に る一時的道路用地等(以下この条において「一 を受けようとする農業相続人は、同項に規定す 法第七十条の六第二十二項の税務署長の承認

#### 申請者の氏名及び住所

当該地上権等の設定に基づき貸し付けた特

三 当該地上権等の設定に基づき貸し付けた特 例農地等を当該農業相続人の農業の用に供す る予定年月日

その他参考となるべき事項

43 含む。)を行つたことを証する書類で次に掲げ とする特例農地等について法第七十条の四 七十条の六第二十二項の規定の適用を受けよう 類を添付しなければならない。 る事項を記載したもの及び財務省令で定める書 る事業及び鉄道事業以外のものである場合に 同項に規定する道路に関する事業、河川に関す 係る同項に規定する代替性のない施設の用 八項に規定する主務大臣が一時的道路用地等に は、同項に規定する準ずる事業としての認定を 前項の規定により提出する申請書には、 地と 第十

農地等の所有者の氏名及び住所 当該一時的道路用地等の用に供される特例

一 当該一時的道路用地等の用に供される特例 農地等の明細 当該一時的道路用地等の用に供するために

事業の施行者が地上権等の設定に基づき借り 受ける日及び当該借受けに係る期限

地等に係る事業及び施設の用地に関するこ 法第七十条の四第十八項に規定する主務大 が同項の規定により認定した一時的道路用

## その他参考となるべき事項

申請書の提出があつた場合について準用する。 記載したものを添付しなければならない。 行している旨を証する書類で次に掲げる事項を き借り受けている旨及び当該事業を引き続き施 の用に供されている特例農地等について引き続 る期限の二月前において当該一時的道路用地等 行者の当該継続貸付届出書に係る同項に規定す 書には、当該一時的道路用地等に係る事業の施 相続人が提出する同項に規定する継続貸付届出 法第七十条の六第二十三項の規定により農業 第三十項の規定は、第四十二項の規定による 49

者の氏名及び住所 特例農地等を事業の施行者に貸し付けている 当該一時的道路用地等の用に供されている

当該事業の施行者が借り受けている特例農

# 三 その他参考となるべき事項

載し、かつ、前項に規定する事業の施行者の書 類を添付しなければならない。 に提出することができなかつた事情の詳細を記 当該継続貸付届出書を同項に規定する期限まで 続貸付届出書には、同項に規定する事項のほか 相続人が提出する同条第二十三項に規定する継 法第七十条の六第二十四項の規定により農業

定を適用する。

地等に該当するものとされる同項第二号又は第 の用に供している場合における当該敷地又は用 三号に掲げる敷地又は用地を一時的道路用地等 定めるものは、第七十一項の規定により特例農 法第七十条の六第二十五項に規定する政令で

の六第二十二項に規定する一時的道路用地等の 採草放牧地」とあるのは、「により法第七十条 遺贈により取得をした同項に規定する農地及び 相続税の申告書の提出期限までに当該相続又は 号中「に係る法第七十条の六第一項に規定する きの第二項の規定の適用については、同項第一 により同条の規定の適用を受けることとなると 合に限る。) において、同条第二十五項の規定 道路用地等の用に供しているものが死亡した場 規定の適用を受ける特例農地等の全部を一時的 ける農業相続人が死亡した場合(同条第一項の 法第七十条の六第二十二項の規定の適用を受

地等」とする。 取得をした場合には、同項に規定する貸付期限 期限)から二月を経過する日までに当該特例農 場合には、これらの規定によりみなされた貸付 (第五十項又は第五十二項の規定の適用がある 用に供されている同項に規定する特例農地等の

等が消滅したときは、当該地上権等が消滅した上権等の解約が行われたことにより当該地上権 日を貸付期限とみなして、法第七十条の六の規 地上権等が消滅した日から二月以内に、納税地 他財務省令で定める書類を添付し、これを当該 財務省令で定めるところにより当該農業相続人 項を記載した届出書に、農業委員会の証明書で 滅した旨、当該特例農地等を農業相続人の農業 到来により同条第二十二項の規定の適用に係る けている農業相続人は、一時的道路用地等の用 の所轄税務署長に提出しなければならない。 の農業の用に供されている旨を証するものその の用に供している旨その他財務省令で定める事 より当該地上権等が消滅した場合には、その消 限の到来前に地上権等の解約が行われたことに 等」という。)が消滅した場合又は当該貸付期 権利(以下この項及び次項において「地上権 同項の地上権、賃借権若しくは使用貸借による 十二項までにおいて「貸付期限」という。)の 地等に係る同項に規定する貸付期限(以下第五 に供されている特例農地等につき、当該特例農 前項の場合において、貸付期限の到来前に地 法第七十条の六第二十二項の規定の適用を受

51 係る事業の施行の遅延により貸付期限が延長さ ばならない 以内に、納税地の所轄税務署長に提出しなけれ 行者の書類その他財務省令で定める書類を添付 を延長する事情の詳細を記載した当該事業の施 次に掲げる事項を記載した届出書に、貸付期限 れることとなつたときは、農業相続人は、引き ている場合において、当該一時的道路用地等に けて特例農地等を一時的道路用地等の用に供し し、これを当該貸付期限の到来する日から一月 続き同項の規定の適用を受けようとする旨及び 法第七十条の六第二十二項の規定の適用を受

### 届出者の氏名及び住所

当該貸付期限の延長に係る特例農地等の

# 延長されることとなつた期限

該農業相続人の農業の用に供する予定年月日 当該貸付期限の延長に係る特例農地等を当

52 Ŧi. 六の規定を適用する。 前項の場合において、 その他参考となるべき事項

54 用する。

るもの及び第二十二項の規定の適用を受ける同 農地等が第二十二項に規定する一時的道路用地又は養畜の用に供している」とあるのは「特例 農地等に係る地上権等の設定をした農業相続人 項に規定する一時的道路用地等の用に供されて する一時的道路用地等の用に供されている特例 条」と、「に係る土地を含む」とあるのは「及 項の規定の適用に係る同項の地上権、賃借権又 渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う同いる特例農地等の当該農業相続人による当該譲 項に規定する一時的道路用地等の用に供されて 同項に規定する地上権等の設定がされている同 あるのは「(第二十二項の規定の適用を受ける 等の用に供されている」と、「(以下この条」と 作物の栽培を含む。以下この条において同じ。) 規定により耕作に該当するものとみなされる農 特例農地等を耕作(農地法第四十三条第一項の 係る同条第一項及び第七項の規定の適用につい き当該一時的道路用地等に係る事業の施行者に 用地等の用に供されている特例農地等を引き続 が当該地上権等の設定をした後当該一時的道路 ける一時的道路用地等の用に供されている特例 農地等に係る土地を含む」と、同条第七項中 び第二十二項の規定の適用を受ける同項に規定 は使用貸借による権利の消滅を除く。以下この ては、同条第一項第一号中「農業相続人が当該 貸し付けている場合における当該農業相続人に いる特例農地等」とする。 「供されているもの」とあるのは「供されてい 法第七十条の六第二十二項の規定の適用を受 58

55 条の六第五十一項中「同条第一項」とあるのは について準用する。この場合において、第四十 条の六第二十八項に規定する政令で定める状態 「法第七十条の六第一項」と、 第四十条の六第五十一項の規定は、法第七十 「受贈者」とある

めるところによる。

こととなつたときは、当該延長されることとな つた期限を貸付期限とみなして、法第七十条の 貸付期限が延長される 56

等を一時的道路用地等の用に供した場合におい 農農地等に該当するものとして法第七十条の六 ては、当該特例農地等は同号に規定する都市営 に規定する都市営農農地等に該当する特例農地 (第十項から第二十項までを除く。) の規定を適 農業相続人が、法第七十条の四第二項第四号

> あるのは「相続税の申告書」と読み替えるもの のは「農業相続人」と、「贈与税の申告書」と

第四十条の六第五十二項の規定は、法第七十

のとする。 が法第七十条の六の二第一項」と読み替えるも 十条の四の二第一項」とあるのは「農業相続人 るのは「第七十条の六第二十八項」と、「農地 二項第一号中「第七十条の四第二十二項」とあ 中「第七十条の四第一項本文」とあるのは 等」とあるのは「特例農地等」と、同項第二号 ない場合として政令で定める場合について準用 条の六第二十八項に規定する特定貸付けができ 七十条の六第一項本文」と、「受贈者が法第七 する。この場合において、第四十条の六第五十 「第

受けようとする場合について準用する。 部分に限る。) 又は第二十四項の規定の適用 項、第二十三項(第二号から第四号までに係る 項において準用する法第七十条の四第二十二 る営農困難時貸付けを行つた農業相続人が、同 の規定は、法第七十条の六第二十八項に規定す 第四十条の六第五十三項から第五十八項まで

限る。)における当該営農困難時貸付農地等 場合で当該贈与者の死亡の日前二月以内に同項 とき、又は当該税務署長の承認を受けていない があつたとき(当該営農困難時貸付農地等に係 規定する営農困難時貸付けを行つていた同項に 内に、当該特例農地等のうち同条第二十二項に 得をしたものとみなされる基因となつた法第七 とみなされたものである場合において、当該取 規定により相続又は遺贈により取得をしたもの うとする特例農地等が法第七十条の五第一項 第七十条の六の規定の適用については、次に定 の届出書が提出されたものを除く。)に係る法 の耕作の放棄若しくは権利消滅があつたときに いて同項第三号の税務署長の承認を受けている る農業相続人が当該営農困難時貸付農地等につ おいて「営農困難時貸付農地等」という。)に 規定する営農困難時貸付農地等(以下この項に 十条の四第一項に規定する贈与者(第一号にお つき同条第二十三項の耕作の放棄又は権利消滅 いて「贈与者」という。)の死亡の日前一年以 (既に同項の規定により同項第二号又は第四 法第七十条の六第一項の規定の適用を受けよ

当該贈与者の死亡に係る法第七十条の六第 項に規定する相続税の申告書(以下この 項

イ 当該営農困難時貸付農地等について、当 該相続税の申告書の提出期限までに新たな 該相続税の申告書の提出期限までに新たな 法第七十条の四第二十三項第四号の届出書 第七十条の四第二十三項第四号の届出書 第七十条の四第二十三項第四号の届出書 第七十条の四第二十三項第四号の届出書 第七十条の四第二十三項第四号の届出書 (当該提出期限前二月以内にこれらの場合 に該当することとなつた場合で、当該提出 期限までに当該届出書を提出できないとき は、これらの場合に該当することとなつた 日その他財務省令で定める事項を記載した 日その他財務省令で定める事項を記載した

ロ 当該営農困難時貸付農地等について、法第七十条の四第二十三項の耕作の放棄又は第七十条の四第二十三項の耕作の放棄又は規定する営農困難時貸付けを行う見込みである場合 当該新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日その他財務省令で定める事合 当該新たな営農困難時貸付農地等について、法可を記載した書類

で表している。 一部の規定により相続税の申告書に添付し 一部の規定により相続税の申告書に添付し 一前号の規定により相続税の申告書に添付し 一前号の規定により相続税の申告書に添付し

六十二項において「営農困難時貸付特例農地をする営農困難時貸付特例農地等でする営農困難時貸付特例農地等でする営農困難時貸付特例農地等でする営農工工事でが、法第七十条の四第二十二項の規定により提出する同項の届出書には、第六十二項に規定する当事項のほか、同条第二十八項に規定する営農工工事のの場での適用を受け法第七十条の四第二十二項の規定の適用を受け法第七十条の六第二十八項において準用する法第七十条の六第二十八項において準用する法第七十条の六第二十八項において準用する

ならない。の他の財務省令で定める事項を記載しなければの他の財務省令で定める事項を記載しなければ項に規定する営農困難時貸付けに関する事項そ等」という。)に係る法第七十条の六第二十八

のは「農業相続人の農業の用(第二十八項にお 農地を借り受けた者の農業の用を含む。)」とす 項に規定する営農困難時貸付けに基づき当該進 適用を受ける農業相続人にあつては、第二十八 同条第七項中「農業相続人の農業の用」とある 困難時貸付特例農地等に係る土地を含む」と、 二項の規定の適用を受ける同項に規定する営農 と、「に係る土地を含む」とあるのは「及び第 権利又は賃借権の消滅を除く。以下この条」 付けに係る地上権、永小作権、使用貸借による 若しくは設定又は消滅に伴う当該営農困難時貸 の当該農業相続人による当該譲渡、贈与、転用 けが行われている同項において準用する同条第 を受ける第二十八項に規定する営農困難時貸付 準用する第七十条の四第二十二項の規定の適用 理機構が当該借り受けた者である場合には、当 関する法律第二条第四項に規定する農地中間管 づき借り受けた者(農地中間管理事業の推進に を第二十八項に規定する営農困難時貸付けに基 等」とあるのは「又は第二十八項において準用 き貸し付けている場合における当該農業相続人 行つた農業相続人が当該営農困難時貸付けを行 の六第二十八項に規定する営農困難時貸付けを る営農困難時貸付特例農地等に係る法第七十条 法第七十条の四第二十二項の規定の適用を受け いて準用する第七十条の四第二十二項の規定の 二十二項に規定する営農困難時貸付特例農地等 下この条」とあるのは「(第二十八項において において同じ。) が当該特例農地等」と、「(以 該農地中間管理機構から借り受けた者。第七項 ける同項に規定する営農困難時貸付特例農地等 する第七十条の四第二十二項の規定の適用を受 いては、同条第一項第一号中「が当該特例農地 に係る同条第一項及び第七項の規定の適用につ 農困難時貸付けに基づき借り受けた者に引き続 つた後当該営農困難時貸付特例農地等を当該営 一十八項において準用する第七十条の四第二十 法第七十条の六第二十八項において準用する 62

難時貸付けに係る特例農地等の全部又は一部に難時貸付けを行つた農業相続人が、当該営農困での規定は、同条第二十八項に規定する営農困61 法第七十条の六第二十二項から第二十七項ま

のとする。 条第二十二項中「農業の用に供する」とあるの 当該営農困難時貸付けに係る地上権、永小作 を行つている部分以外の部分」と読み替えるも ない場合」と、「供していない部分」とあるの 作権、使用貸借による権利又は賃借権の消滅及 規定する営農困難時貸付けに係る地上権、永小 営農困難時貸付けを行う」と、同項第一号中 第二十二項の規定により第二十八項に規定する は「農業の用に供し、又は当該特例農地等につ 場合について準用する。この場合において、同 ために地上権等の設定に基づき貸付けを行つた ついて、一時的道路用地等の用に供するために は「供している部分及び当該営農困難時貸付け 十八項に規定する営農困難時貸付けを行つてい とあるのは「場合又は第二十八項において準用 び地上権等の設定」と、同項第二号中「場合」 いて第二十八項において準用する第七十条の四 せ、かつ、当該一時的道路用地等の用に供する する第七十条の四第二十二項の規定により第二 「地上権等の設定」とあるのは「第二十八項に 使用貸借による権利又は賃借権を消

は 法第七十条の六第二十八項において準用する 活第七十条の六第二十八項に規定する営農困難時貸付けを行う場合における第五十二項に規定する貸付 がいて準用する同条第二十二項に規定する貸付 がいて準用する同条第二十二項に規定する貸付 がいた特例農地等について当該営農困難時貸付けを行う場合における第五十二項に規定する貸付 がいた特別農地等について当該営農困難時貸付けを行う場合における第五十二項の規定の適用に がいた特別農地等について当該営農困難時貸付けを行う場合における第五十二項の規定の適用に がいては、同項第二号中「一年」とあるのは、 「一月」とする。

ればならない。

、 法第七十条の六第三十二項の規定により提出ればならない。

届出者の氏名及び住所

地等の取得をした年月日 被相続人からの相続又は遺贈により特例農

納税猶予分の相続税額

納税猶予分の相続税額 き同項の規定により計算した金額に相当するき同項の規定により計算した金額に相当するある場合には、当該譲渡等に係る農地等に四 第十八項に規定する譲渡等に係る農地等が

五.

兀

五 当該届出者が第二項第二号に該当する農業 
五 当該届出者が第二項第二号に該当する農業

その他参考となるべき事項

t

65 法第七十条の六第一項の場合において、同項する同条第三十二項の届出書には、前項に規定する事項のほか当該届出書を同条第三十二項に規定する期限までに提出することができなかつた事情の詳細を記載し、かつ、前項の財務省令で定める書類を添付しなければならない。で定める書類を添付しなければならない。

65 ととなつた日後遅滞なく、当該相続税の納税地 当該各号のいずれかに掲げる場合に該当するこ 相続税は、免除する。この場合において、当該 があつた場合を除く。)は、当該各号に定める 項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げ ととなつたとき(その該当することとなつた日 項第一号から第三号まで。以下この項において 営農農地等を有する農業相続人にあつては、同 九項各号(当該特例農地等のうちに同項の都市 の規定の適用を受ける農業相続人が同条第三十 む。) は、次に掲げる事項を記載した届出書を 農業相続人又はその相続人(包括受遺者を含 の適用があつた場合及び同日前に同条第三十六 前に同条第一項ただし書又は第三十五項の規定 同じ。)のいずれかに掲げる場合に該当するこ の所轄税務署長に提出しなければならない。 法第七十条の六第一項の場合において、

遺者である昜合こよ、当亥農業目売人の氏名二 前号の者が農業相続人の相続人又は包括受一 届出書を提出する者の氏名及び住所

二 法第七十条の六第三十九項の規定に該当す該農業相続人との続柄 政び住所並びに当該届出書を提出する者と当遺者である場合には、当該農業相続人の氏名遺者である場合には、当該農業相続人の氏名

じた年月日ることとなつた事情の詳細及びその事情の生法第七十条の六第三十九項の規定に該当す

第三十九項第三号又は第四号に掲げる場合に免除を受ける相続税の額(法第七十条の六続税の免除を受けようとする旨、法第七十条の六第三十九項の規定による相

該当する場合にあつては、当該免除を受ける その他参考となるべき事項 続税の額及びその計算の明細)

66 当該計算した金額に百円未満の端数があるとき じて計算した金額とする。この場合において、 控除後の価額の合計額のうちに占める割合を乗 例農地等の当該取得の時における農業投資価格 額が当該農業相続人が当該取得をした全ての特よる取得の時における農業投資価格控除後の価 した特例農地等の農業相続人の相続又は遺贈に 税猶予分の相続税額に、同号に規定する贈与を 政令で定めるところにより計算した金額は、 法第七十条の六第三十九項第三号に規定する 納

定める金額とする。 の各号に掲げる場合の区分に応じ、 政令で定めるところにより計算した金額は、次 法第七十条の六第三十九項第四号に規定する その端数金額を切り捨てる。 当該各号に

定農地等に係る相続税を除く。)に相当する 等に係る相続税及び同条第八項に規定する特 合には、同条第七項に規定する譲渡特例農地 条第七項又は第八項の規定の適用があつた場 場合 同条第一項に規定する相続税(既に同 く。次号において同じ。)に係るものである の六第六項第二号に規定する生産緑地等を除 掲げる区域内に所在するもの及び法第七十条 げる農地であつて同項第三号イからハまでに 項第二号ロに規定する市街化区域内農地等 該取得をした日において法第七十条の六第六 特例農地等を有しないものに限る。次号にお より取得をした日において法第七十条の四第 の申告書の提出期限の翌日から二十年を経過 (法第七十条の四第二項第四号ロ又はハに掲 いて同じ。) が有する特例農地等の全てが当 する日において農業相続人(相続又は遺贈に 一項第四号に規定する都市営農農地等である 法第七十条の六第三十九項第四号の相続税 70 69

得の日において市街化区域内農地等である特 業投資価格控除後の価額の合計額のうちに占 全ての特例農地等の当該取得の時における農 控除後の価額が農業相続人が当該取得をした 農地等の当該取得の時における農業投資価格 た日において市街化区域内農地等である特例 の相続税額に、相続又は遺贈により取得をし める割合を乗じて計算した金額(既に当該取 前号に掲げる場合以外の場合 納税猶予分 71 第一項の規定の適用を受ける特例農地等に該当 規定を、第二号及び第三号に掲げるものにあつ は同条(第十項から第二十項までを除く。)の するものとして、第一号に掲げるものにあつて 用する 十九項第二号及び第三号を除く。)の規定を適

ては同条(第十項から第十八項まで並びに第三

て、同条の規定を適用する

次に掲げるものについては、法第七十条の六

合にはその端数金額を切り捨てた金額とす 例農地等について法第七十条の六第七項又は 当該計算した金額に百円未満の端数がある場 相続税に相当する金額を控除した残額とし、 及び同条第八項に規定する特定農地等に係る 七項に規定する譲渡特例農地等に係る相続税 第八項の規定の適用があつた場合には同条第

場合には、第十八項に規定する代替取得農地 農地等である特例農地等を有しないものに限 地等のうち、当該取得をした日において前項第 第七十条の四第二項第四号に規定する都市営農 (相続又は遺贈により取得をした日において法 域内農地等で政令で定めるものは、農業相続人 等)とする。 九項から第二十一項までの規定の適用があつた (当該特例農地等について法第七十条の六第十 る。)が相続又は遺贈により取得をした特例農 一号に規定する市街化区域内農地等であるもの 法第七十条の六第四十項に規定する政令で定 法第七十条の六第四十項に規定する市街化区

めるところにより計算した金額は、納税猶予分

算した金額(既に同条第七項又は第八項の規定 猶予分の相続税額から同号に規定する贈与をし 令で定めるところにより計算した金額は、納税 除後の価額が当該農業相続人が当該取得をした 地等で政令で定めるものの農業相続人の相続又 の相続税額に、同項に規定する市街化区域内農 額を加算した金額)を控除した金額とする。 の適用があつた場合には、第十八項に規定する た特例農地等につき第六十六項の規定により計 あるときは、その端数金額を切り捨てる。 おいて、当該計算した金額に百円未満の端数が 割合を乗じて計算した金額とする。この場合に 投資価格控除後の価額の合計額のうちに占める 全ての特例農地等の当該取得の時における農業 は遺贈による取得の時における農業投資価格控 譲渡等に係る農地等に係る相続税に相当する金 法第七十条の六第四十項第五号に規定する政

二 第八項に規定する事務所、 作業場、

73 産の取得をした者のうちに法第七十条の六第 項の規定の適用を受ける農業相続人がある場合 びに第三十九項第二号及び第三号を除く。)のて法第七十条の六(第十項から第十八項まで並 おいては、当該特例農地等は同条第二項第四号 等を前項第二号に掲げるものに転用した場合に 規定を適用する。 に規定する都市営農農地等に該当するものとし 同一の被相続人からの相続又は遺贈により財

の規定により計算される相続税の課税価格」等についての相続税の納税猶予及び免除等) る者の同項の規定の適用を受けようとする同 条の十四から第二十一条の十八まで」とある た金額)」とあるのは「当該相続税の課税価 らの規定により相続税の課税価格とみなされ 特別措置法第七十条の六第二項第一号(農地 た金額)」とあるのは「全ての者に係る租税 らの規定により相続税の課税価格とみなされ 九条又は第二十一条の十四から第二十一条の ない者 相続税法第二十七条第一項の規定中 項に規定する農地、 置法第七十条の六第一項の規定の適用を受け を、当該財産を取得した者のうち租税特別措 項)」と、「申告書を」とあるのは「申告書 のとした場合における同法第七十条の六第二 合には、第十九条の二の規定の適用がないも 十九条の二の規定の適用を受ける者である場 のは「同法第七十条の六第二項(その者が第 九条の三から第二十条の二まで及び第二十一 格」と、「第十五条から第十九条まで、第十 十八までの規定の適用がある場合には、これ 九条又は第二十一条の十四から第二十一条の と、「その者に係る相続税の課税価格(第十 十八までの規定の適用がある場合には、これ 「すべての者に係る相続税の課税価格(第十 法第七十条の六第一項の規定の適用を受け 採草放牧地及び準農地

一時的道路用地等の用に供されている特例

三 第十七項に規定する第四十条の六第十三項 の他の施設又は使用人の宿舎の敷地 に規定する施設の用地

72

に規定する都市営農農地等に該当する特例農地 農業相続人が、法第七十条の四第二項第四号

用については、次の各号に掲げる者の区分に応 における相続税法第二十七条第一項の規定の適 当該各号に定めるところによる。

書類を添付して、」とする。 明細その他財務省令で定める事項を記載した

間にいいものとした場合における租税特別措用がないものとした場合には、同条の規定の適を受ける者である場合には、同条の規定の適 置法第七十条の六第二項)」とする。 の十四から第二十一条の十八まで」とあるの 条の三から第二十条の二まで及び第二十一条 規定中「第十五条から第十九条まで、第十九 る農業相続人 相続税法第二十七条第一項 除等)(その者が第十九条の二の規定の適用 は、「租税特別措置法第七十条の六第二項 (農地等についての相続税の納税猶予及び免 法第七十条の六第一項の規定の適用を受け

法第三十五条第二項の規定により納付すべき相がされた者が相続税法第三十三条又は国税通則 予がされた者に係る相続税法施行令第十四 を含む。)及び第二十八条の規定の適用につい び第四十条の十一第三項において準用する場合 続税額に含まれないものとする。 ては、当該猶予がされた相続税額は、当該猶予 (第四十条の九第二項、第四十条の十第三項 法第七十条の六第一項の規定による納税の 及 条

(相続税の納税猶予を適用している場合の特定

第四十条の七の二 法第七十条の六の二第一項 という。) ごとに提出しなければならない。 定貸付け(以下この条において「特定貸付け」 を添付し、これをその行つた同項に規定する特 項を記載した届出書に、財務省令で定める書類 用者」という。)は、同条第一項に規定する事 予適用者(同条第二項に規定する旧法猶予適用 規定の適用を受けようとする同項に規定する猶 貸付けの特例) 者を含む。第六項及び第七項において「猶予適

条の六第一項本文に規定する特例農地等のうち 化区域農地等については同項第四号に規定する 市街化区域農地等があるときは、当該特定市 合において、当該農業相続人が有する租税特別 六第一項に規定する農業相続人とみなされた場 業相続人が同条第三項において準用する法第七 都市営農農地等以外の法第七十条の六第六項第 に法第七十条の四第二項第三号に規定する特定 十六号)による改正前の租税特別措置法第七十 措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第 十条の四の二第十項の規定により法第七十条の 一号ロに規定する市街化区域内農地等とみなし 法第七十条の六の二第二項第一号に掲げる農

3 げる農業相続人の区分に応じ当該各号に定める した日」と、「引き続いて同項」とあるのは期限」とあるのは「次条第一項の届出書を提出 ては、同項中「第一項の相続税の申告書の提出 合における同条第三十二項の規定の適用につい六第一項に規定する農業相続人とみなされた場 十条の四の二第十項の規定により法第七十条の 七十条の六の二第三項において準用する法第七 規定の適用を受けているものに限る。) が法第 「引き続いて第一項」とする。 次の各号に掲げる農業相続人(当該各号に掲

の規定による改正前の租税特別措置法第七十 する法律(平成十二年法律第十三号)第一条 農業相続人 租税特別措置法等の一部を改正 置法第七十条の六第十四項の規定 ものとされる同法による改正前の租税特別措 条第五項の規定によりなおその効力を有する る法律(平成三年法律第十六号)附則第十九 農業相続人 租税特別措置法の一部を改正す 法第七十条の六の二第二項第二号に掲げる 法第七十条の六の二第二項第一号に掲げる

三 法第七十条の六の二第二項第三号に掲げる の六第二十五項の規定 規定による改正前の租税特別措置法第七十条 農業相続人 租税特別措置法等の一部を改正 条の六第十六項の規定 する法律(平成十三年法律第七号)第一条の 5

条第十一項の規定によりなお従前の例による 六第三十一項の規定 定による改正前の租税特別措置法第七十条の こととされる場合における同法第十二条の規 農業相続人 所得税法等の一部を改正する法 法第七十条の六の二第二項第四号に掲げる (平成十五年法律第八号) 附則第百二十三 6

定による改正前の租税特別措置法第七十条の ることとされる場合における同法第五条の規 五条第十七項の規定によりなお従前の例によ 農業相続人 所得税法等の一部を改正する法 六第三十一項の規定 法第七十条の六の二第二項第五号に掲げる (平成十七年法律第二十一号) 附則第五十

ける特定貸付けを行つた農地又は採草放牧地の 規定を準用する場合には、同条第三項中「第一 条の四の二第三項から第八項まで及び第十項の 法第七十条の六の二第三項において法第七十 」とあるのは「第七十条の六の二第一項」 「受ける特定貸付農地等」とあるのは「受

> るものとする。 るのは「第七十条の六の二第一項の規定」と、 の四」とあるのは「第七十条の六」と読み替え る農業相続人」と、「前項各号」とあるのは るのは「「第七十条の六の二第一項」と、同条 第一項」とあるのは「、第七十条の六の二第一る特定貸付けを行つた」と、同条第八項中「、 あるのは「、第七十条の六の二第一項に規定す 者」とあるのは「第七十条の六第一項に規定す 同条第一項」と、「前条第一項に規定する受贈 に規定する旧法猶予適用者が同項の規定により 第一項」とあるのは「第七十条の六の二第二項 第十項中「旧法猶予適用者が前項の規定により 項」と、「前条第一項第一号」とあるのは「第 あるのは「同条第七項」と、「、第一項の」と 項」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは 中「第一項」とあるのは「第七十条の六の二第 農地等」という。)」と、同条第四項及び第六項 全部又は一部(以下この条において「特定貸付 「第七十条の六の二第二項各号」と、「第七十条 七十条の六第一項第一号」と、「「第一項」とあ 「納税猶予分の相続税額」と、「同条第四項」と 「前条第一項」とあるのは「第七十条の六第一 一項」と、同条第七項中「第一項の規定」とあ

定は、法第七十条の六の二第三項において法第 準用する場合について準用する。 七十条の四の二第三項から第八項までの規定を 第四十条の六の二第二項から第八項までの規

ける特定貸付けを行つた農地又は採草放牧地の法第七十条の六の二第一項の規定の適用を受 二条第四項に規定する農地中間管理機構が当該 た者(農地中間管理事業の推進に関する法律第 という。)を当該特定貸付けに基づき借り受け 猶予適用者が当該特定貸付けを行つた後当該特 農地等」という。)に係る特定貸付けを行つた 全部又は一部(以下この条において「特定貸付 と、「(以下この条」とあるのは「(次条第一項 理機構から借り受けた者)が当該特例農地等」 借り受けた者である場合には、当該農地中間管 規定の適用については、同項第一号中「が当該 当該猶予適用者に係る法第七十条の六第一項の 行つた農地若しくは採草放牧地の全部若しくは 定の適用を受ける同項に規定する特定貸付けを 特例農地等」とあるのは「又は次条第一項の規 けた者に引き続き貸し付けている場合における 定貸付農地等を当該特定貸付けに基づき借り受 (以下この号において「特定貸付農地等」 2

又は消滅に伴う当該賃借権等の消滅を除く。以 の規定の適用を受ける同項に規定する賃借権等 貸付農地等に係る土地を含む」とする。 は「及び次条第一項の規定の適用を受ける特定 続人による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定 が設定されている特定貸付農地等の当該農業相 下この条」と、「に係る土地を含む」とあるの

7 及び当該特定貸付けを行つている部分以外の部していない部分」とあるのは「供している部分 する特定貸付けを行つていない場合」と、「供「場合又は次条第一項の規定により同項に規定 る同項に規定する賃借権等の消滅及び地上権等 るのは「次条第一項に規定する特定貸付けに係 供し、又は当該特例農地等について次条第一項 う」と、同項第一号中「地上権等の設定」とあ る地上権等の設定に基づき貸付けを行つた場合 するために法第七十条の六第二十二項に規定す る一時的道路用地等の用に供するために当該特 部又は一部について、同条第二十二項に規定す が、当該特定貸付けに係る特定貸付農地等の全 での規定は、特定貸付けを行つた猶予適用者 分」と読み替えるものとする。 の設定」と、同項第二号中「場合」とあるのは の規定により同項に規定する特定貸付けを行 「農業の用に供する」とあるのは「農業の用に 定する賃借権等を消滅させ、かつ、当該用に供 定貸付けに係る法第七十条の六の二第一項に規 について準用する。この場合において、同項中 法第七十条の六第二十二項から第二十七項ま

(特定貸付けを行つた農地又は採草放牧地につ いての相続税の課税の特例)

第四十条の七の三 法第七十条の六の三第二項に 規定する農業を営んでいた個人として政令で定 める者は、次に掲げる者とする。

二 法第七十条の六の三第一項に規定する特定 相続人を含む。) (当該個人に係る同項に規定する第一次農業 第四十条の七第一項第一号に掲げる個人

という。)を行つた日の翌日から二月を経過す る日が法第七十条の六第一項に規定する相続税 付け(次項及び第四項において「特定貸付け」 提出する場合において、同項に規定する特定貸 定の適用を受けようとする者が同項の届出書を 替えて適用する法第七十条の六の二第一項の規 の申告書(以下第四項までにおいて「相続税の 法第七十条の六の三第四項の規定により読み 貸付者

5

ない。 その後引き続き当該農業経営」とあるのは、 特定貸付けを行つている場合に限る。)におけ べてについて相続税の申告書の提出期限までに る場合(同条第一項に規定する特例農地等のす 規定により法第七十条の六の規定の適用を受け る事項の記載がある書類を添付しなければなら 同項の規定の適用を受けようとする旨及び当該 出書を当該相続税の申告書に添付して提出して 申告書の提出期限後となるとき(既に同項の届 日の翌日から二月を経過する日が当該相続税の を提出する場合において、特定貸付けを行つた 定の適用を受けようとする者が相続税の申告書 替えて適用する法第七十条の六の二第一項の規 申告書」という。)の提出期限以前となるとき る第四十条の七第二項の規定の適用について 届出書の提出予定年月日その他財務省令で定め いる場合を除く。)は、当該相続税の申告書に は、当該届出書を当該相続税の申告書に添付し は、同項第一号中「に係る農業経営を開始し、 て提出しなければならない。 法第七十条の六の三第二項の相続人が同項 法第七十条の六の三第四項の規定により読み

農地の貸付けの特例) 定の適用を受ける場合について準用する。 受贈者が同項の規定により法第七十条の六の規 「のすべてについて法第七十条の六の二第一項 に規定する特定貸付け」とする。 (相続税の納税猶予を適用している場合の都市 前項の規定は、法第七十条の六の三第三項

第四十条の七の四 法第七十条の六の四第一項 用地貸付け(以下この条において「農園用地貸 という。) ごと又は同項第三号に規定する農園 条第二項第二号に規定する認定都市農地貸付け 令で定める書類を添付し、これをその行つた同 おいて「猶予適用者」という。)は、同条第一 旧法猶予適用者を含む。第九項及び第十一項に 規定の適用を受けようとする同条第二項第一号 付け」という。)ごとに提出しなければならな 項に規定する事項を記載した届出書に、財務省 に規定する猶予適用者(同条第七項に規定する (以下この条において「認定都市農地貸付け」

2 のは「第七十条の六の四第一項」と、 する場合には、同条第三項中「第一項」とある 条の四の二第三項から第八項までの規定を準用 法第七十条の六の四第三項において法第七十 「受ける

の四第一項」と、「特定貸付農地等」とあるの 地等」と、「新たな特定貸付け」とあるのは 都市農地貸付け等」と、同項第一号及び第三号 新たな特定貸付け」とあるのは「は新たな認定 農地等」と、「の新たな特定貸付け」とあるの 該特定貸付農地等」とあるのは「当該貸付都市 農地貸付けを行つた貸付都市農地等」と、「当 条第四項」とあるのは「同条第七項」と、「第 とあるのは「納税猶予分の相続税額」と、「同 十条の六第一項」と、「納税猶予分の贈与税額」 の規定」と、「前条第一項」とあるのは「第七 の規定」とあるのは「第七十条の六の四第一項都市農地貸付け等」と、同条第七項中「第一項 け」とあるのは「が認定都市農地貸付け」と、 等」と、同条第六項中「第一項」とあるのは付け」とあるのは「新たな認定都市農地貸付け るのは「貸付都市農地等」と、「新たな特定貸 等」と、同条第五項中「特定貸付農地等」とあ るのは「新たな認定都市農地貸付け等」と、 六の四第一項」と、「新たな特定貸付け」とあ 条第四項中「第一項」とあるのは「第七十条の のは「新たな認定都市農地貸付け等に」と、同 を行つた」と、「新たな特定貸付けに」とある た」とあるのは「新たな認定都市農地貸付け等 を行つている」と、「新たな特定貸付けを行つ 貸付け若しくは第七十条の六の四第二項第三号 付けを行つている」とあるのは「認定都市農地 のは「到来した貸付都市農地等」と、「特定貸 付け」と、「到来した特定貸付農地等」とある 貸付け」とあるのは「到来前に認定都市農地貸 付都市農地等」という。)」と、「到来前に特定 する貸付都市農地等(以下この条において「貸 う。)を行つた第七十条の六の四第一項に規定 この条において「認定都市農地貸付け」とい 項第二号に規定する認定都市農地貸付け(以下 特定貸付農地等」とあるのは「受ける同条第二 「新たな認定都市農地貸付け等」と、同条第八 て「新たな認定都市農地貸付け等」という。) 「第七十条の六の四第一項」と、「が特定貸付 「特定貸付農地等」とあるのは「貸付都市農地 に規定する農園用地貸付け(以下この条におい 「新たな特定貸付け」とあるのは「新たな認定 項の特定貸付農地等」とあるのは「認定都市 「貸付都市農地等」と、 「特定貸付農地等」とあるのは「貸付都市農 「の新たな認定都市農地貸付け等」と、「は 第一項」とあるのは「、第七十条の六 「前条第一項第一号」 3 4

「をいう。)」とあるのは「をいう。)又は認定の取消していう。)」と、「特定貸付け」とあるのは「認定都市農地貸付け」と、「いう。以下」とあるのは「第七十条の六の四第三項の認定ののは「「第七十条の六の四第三項の認定のは「「第七十条の六の四第三項の認定のは「「第七十条の六の四第三項の認定のは「「第七十条の六の四第三項の認定のは「第七十条のは「「第一」とあるのは「「第七十条の六の四第三項」とあるのは「「第七十条の六の四第三項の認定の政策三号」とあるのは「第七十条の六第一項第一号」と、とあるのは「第七十条の六第一項第一号」と、とあるのは「第七十条の六第一項第一号」と、とあるのは「第七十条の六第一項第一号」と、とあるのは「第七十条の六第一項第一号」と、とあるのは「第七十条の六第一項第一号」と、とあるのは「第七十条の六第一項第一号」と、とあるのは「第七十条の六第一項第三号」という。)

である。 準用する場合について準用する。 七十条の四の二第三項から第八項までの規定を 定は、法第七十条の六の四第三項において法第 第四十条の六の二第二項から第八項までの規

等」と、「新たな特定貸付け」とあるのは 条の四の二第三項から第七項までの規定を準用 あるのは「貸付都市農地等」と、同条第五項中 農園用地貸付け等」と、「特定貸付農地等」と と、「新たな特定貸付け」とあるのは「新たな と、「新たな特定貸付けに」とあるのは「新た るのは「新たな農園用地貸付け等を行つた」 する認定都市農地貸付け(以下この条において づく最後の貸付けの日とし、」と、「到来前に特 市農地等に係る同号ロに規定する貸付規程に基 付都市農地等」という。)の貸付けに係る期限 う。)を行つた第七十条の六の四第一項に規定 付農地等の貸付けに係る期限(」とあるのは のは「第七十条の六の四第一項」と、「特定貸 する場合には、同条第三項中「第一項」とある 「特定貸付農地等」とあるのは な農園用地貸付け等に」と、同条第四項中「第 いる」と、「新たな特定貸付けを行つた」とあ 若しくは第七十条の六の四第二項第二号に規定 けを行つている」とあるのは「農園用地貸付け け」と、「到来した特定貸付農地等」とあるの 定貸付け」とあるのは「到来前に農園用地貸付 (同号ロに掲げる貸付けにあつては当該貸付都 する貸付都市農地等(以下この条において「貸 (以下この条において「農園用地貸付け」とい 「新たな農園用地貸付け等」という。)を行つて 一項」とあるのは「第七十条の六の四第一項」 「同条第二項第三号に規定する農園用地貸付け 法第七十条の六の四第四項において法第七十 「到来した貸付都市農地等」と、「特定貸付 「貸付都市農地 新

> 「新たな農園用地貸付け等」と読み替えるもの地等」と、「新たな特定貸付け」とあるのは 貸付け」と、「新たな特定貸付け」とあるのはと、「が特定貸付け」とあるのは「が農園用地 中「特定貸付農地等」とあるのは「貸付都市農 農園用地貸付け等」と、同項第一号及び第三号 「は新たな特定貸付け」とあるのは「は新たな とあるのは「の新たな農園用地貸付け等」と、 貸付都市農地等」と、「の新たな特定貸付け」 は「農園用地貸付けを行つた貸付都市農地等」 項」と、「第一項の特定貸付農地等」とあるの 四第一項の規定」と、「前条第一項」とあるの たな農園用地貸付け等」と、同条第六項中「第 と、「当該特定貸付農地等」とあるのは「当該 額」と、「同条第四項」とあるのは「同条第七 贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税 は「第七十条の六第一項」と、「納税猶予分の 「第一項の規定」とあるのは「第七十条の六の 「新たな農園用地貸付け等」と、同条第七項中 項」とあるのは「第七十条の六の四第一項」

6 法第七十条の六の四第六項において法第七十 5 第八項の規定は、法第七十条の六の四第四項に 条第二項第二号に規定する認定都市農地貸付け とあるのは「新たな農園用地貸付け若しくは同 地等」と、「新たな特定貸付けを行つている」 農地等」とあるのは「事実が生じた貸付都市農 た日から」と、「貸付期限が到来した特定貸付 と、「貸付期限から」とあるのは「事実が生じ じた」と、「同項」とあるのは「同条第一項」 の四第五項各号のいずれかに該当する事実が生 付都市農地等」という。) に係る第七十条の六 う。)を行つた第七十条の六の四第一項に規定 場合には、当該消滅の日。以下この条において 前に特定貸付けに係る賃借権等の消滅があつた 付農地等の貸付けに係る期限(当該期限の到来 する場合には、同条第三項中「第一項」とある 条の四の二第三項から第七項までの規定を準用 での規定を準用する場合について準用する。 おいて法第七十条の四の二第三項から第七項 する貸付都市農地等(以下この条において「貸 (以下この条において「農園用地貸付け」とい のは「第七十条の六の四第一項」と、「特定貸 「同条第二項第三号に規定する農園用地貸付け 「貸付期限」という。)が到来した」とあるのは 第四十条の六の二第二項から第六項まで及び

> とあるのは「事実が生じた日」と、 用地貸付け等」と、同項第二号中「貸付期限」 期限」とあるのは「農園用地貸付けを行つた貸 等」とあるのは「貸付都市農地等」と、「新た 四第一項」と、「貸付期限」とあるのは「事実 四項中「第一項」とあるのは「第七十条の六の 中「特定貸付農地等」とあるのは 限から」とあるのは「事実が生じた日から」 とあるのは「の新たな農園用地貸付け等」と、 付都市農地等に係る第三項の事実が生じた日」 項」と、「第一項の特定貸付農地等に係る貸付 額」と、「同条第四項」とあるのは「同条第七 贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税 は「第七十条の六第一項」と、「納税猶予分の 四第一項の規定」と、「前条第一項」とあるの た日」と、「新たな特定貸付け」とあるの 付け」とあるのは「が農園用地貸付け」と、 付け等」と、同条第六項中「第一項」とあるの な特定貸付け」とあるのは「新たな農園用地貸 とみなし」と、同条第五項中「特定貸付農地 付農地等については」とあるのは「貸付都市農 のは「新たな農園用地貸付け等」と、「特定貸 が生じた日」と、「新たな特定貸付け」とある ものと、新たな農園用地貸付け等」と、同条第 行つた部分又は当該猶予適用者の農業の用に供 貸付けを行つた部分については、新たな特定貸 あるのは「事実が生じた貸付都市農地等」と、 と、「貸付期限が到来した特定貸付農地等」と 農園用地貸付け等」と、同項第一号中「貸付期 貸付都市農地等」と、「の新たな特定貸付け」 と、「当該特定貸付農地等」とあるのは「当該 は「第七十条の六の四第一項」と、「が特定貸 地等については、当該事実は生じなかつたもの した部分については、当該事実は生じなかつた 付け」とあるのは「新たな農園用地貸付け等を 等」という。)を行つている」と、「新たな特定 「第一項の規定」とあるのは「第七十条の六の「新たな農園用地貸付け等」と、同条第七項中 「新たな特定貸付け」とあるのは「新たな農園 「貸付期限」とあるのは「第三項の事実が生じ は新たな特定貸付け」とあるのは「は新たな 「貸付都市農 同項第三号 は

第八項の規定は、法第七十条の六の四第六項に7 第四十条の六の二第二項から第六項まで及び

とする。

地等」と、「新たな特定貸付け」とあるの

「新たな農園用地貸付け等」と読み替えるも

(以下この条において「新たな農園用地貸付け

おいて法第七十条の四の二第三項から第七項ま

ものとする 団体及び農業協同組合以外の者」と読み替える 体若しくは農業協同組合又は同号ハの地方公共 けを行つている場合には、同号イの地方公共団条の六の四第二項第三号イ又はハに掲げる貸付 当該農地中間管理機構」とあるのは、「第七十 管理機構が当該借り受けた者である場合には、 条の七の二第六項中「農地中間管理事業の推進 について準用する。この場合において、第四十 き借り受けた者に引き続き貸し付けている場合 認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けに基づ 地貸付けを行つた後当該貸付都市農地等を当該 予適用者が当該認定都市農地貸付け又は農園用 都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行つた猶 いて「貸付都市農地等」という。)に係る認定 の全部又は一部(以下この項及び第十一項にお 市農地貸付け又は農園用地貸付けを行つた農地 条の六の四第一項の規定の適用を受ける認定都 に関する法律第二条第四項に規定する農地中間 第四十条の七の二第六項の規定は、法第七十 2

「宿舎又は市民農園整備促進法(平成二年法律「宿舎又は市民農園整計」とすまままで、「大田村の宿舎」とあるのは「若いまされたものに限る。)」と、同条第七十一項民農園施設(同法第九条に規定する認定計画に民農園を設(同法第九条に規定する記定計画に第四十四号)第二条第二項第二号に規定する市場四十四号)第二条第二項第二号に規定する市場関整備促進法(平成二年法律

1 第四十条の七の二第七項の規定は、認定都市農地貸付け又は農園用地貸付け又は農園用地貸付けを行った猶予適群市農地貸付けを行った猶予適期。 第四十条の六の四第一項に規定するために当該認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けに係る送第七十条の六の四第一項に規定する賃借権等を消滅させ、かつ、当該用に供するために当該認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行った場合について準用する。 第四十条の台の一時的道路用地貸付けを行った場合について準用地資付けを行った場合について準用する。 第四十条の七の二第七項の規定は、認定都市との大農地についての相続税の課税の特例)

第四十条の七の五 法第七十条の六の五第二項に 規定する農業を営んでいた個人として政令で定 める者は、次に掲げる者とする。

都市農地貸付け(以下この条において「認定都市農地貸付け」という。)又は同項に規定する農園用地貸付け」という。)を行つている者「農園用地貸付け」という。)を行つている者規定の適用がある場合における法第七十条の六の四第一項の規定の適用については、同項中の四第一項の規定の適用については、同項中の四第一項の規定の適用については、同項中の四第一項の規定の適用に対している者がある場合において「認定がよりでは、とあるのは、「の翌日から二月以内」とあるのは、「の翌日から二月以内」とあるのは、「の翌日から第一段関係では、「の翌日が表している。」という。

3 前項の規定により読み替えて適用する法第七十条の六の四第一項の規定の適用を受けようと十条の六の四第一項の規定する相続税の申告書(以下第五項までにおいて「相続税の申告書」という。)の提出期限以前となるときは、当該届出書を当該相続税の申告書に激行して提出する場合におい方。か提出期限以前となるときは、当該届出書を当該相続税の申告書に添付して提出しなければならない。

5 法第七十条の六の五第二項の相続人が同項の 提定により法第七十条の六の規定する農園用地度付け又は開放でについては、同項第一号中「に 項の規定の適用については、同項第一号中「に 項の規定の適用については、同項第一号中「に 係る農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営」とあるのは、「の全てについて法第七十条の六の四第二項第二号に規定する認定都市 共発の方の四第二項第二号に規定する農園用地質付け」とする。

クタール以上であるものを有していた者であ 網の整備が行われる部分の面積の合計が百へ あつて、当該山林に係る土地について作業路 存するものを除く。次号において同じ。)で 規定する森林保健施設の整備に係る地区内に の保健機能の増進に関する特別措置法 七十条の六の六第一項に規定する山林 じ。) が定められている区域内に存する法第 林経営計画をいう。以下この条において同 営計画(同条第二項第二号に規定する特定森 係る相続の開始の直前において、特定森林経 ること。 元年法律第七十一号)第二条第二項第二号に 法第七十条の六の六第一項の規定の適用に ( 平 成 林 2

た者であること。 かに掲げる事項について、その死亡前に財一 次に掲げる事項について、その死亡前に財

によっ。 機械その他の設備を利用することができるイ 特定森林経営計画の達成のために必要な

特定森林経営計画が定められている区域

ハ 特定森林経営計画に従つて山林の経営の 規模の拡大を行うものと認められること。 規模の拡大を行うものと認められること。 規模の拡大を行うものと認められること。 規模の拡大を行うものと認められること。 規模の拡大を行うものと認められること。 規模の拡大を行うものと認められること。 規模の拡大を行うものと認められること。 の全部の経営を通正かつ確実に行つてきた者で の経営を適正かつ確実に行ってきた者で の経営を適正かつ確実に行ってきた者で あることについて、財務省令で定めるところ ちることについて、財務省令で定めるところ ちることについて、対務省令で定めるところ

イ その有する山林(当該山林を含む一の一体的かつ連続的な山林の面積が著しく小さ体的かつ連続的な山林の面積が著しく小さい場合における当該山林、分収林特別措置に関する法律第二百四十六号)第十条に規定する分収育林契約及び同法第十七条の三に規定する分収育林契約及び同法第十七条の三に規定する分収育林契約に係る山林並びに入会林野に係る権利関係の近代化の助長に関する条第一項に規定する入会林野に係る山林では、当該山林を含む一の一名条第一項に規定する入会林野に係る山林で含む一の一名の有する山林(当該山林を含む一の一名の有する山林(当該山林を含む一の一名の有する山林(当該山林を含む一の一名の有する山林(当該山林を含む一の一名の方法)

た山林の所有者から経営の委託を受け

下この条において同じ。)の年齢及び性別に応項第四号に規定する林業経営相続人をいう。以規定の適用に係る相続の開始の日における同項の定の適用に係る相続の開始の日における同項の規令命年数として政令で定める年数は、同項の規会 法第七十条の六の六第一項第三号に規定する

条において同じ。)により山林の取得をした当 死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この 定の適用に係る相続又は遺贈(贈与をした者の 財務省令で定める平均余命とする。 被相続人から法第七十条の六の六第一項の規

じた厚生労働省の作成に係る生命表を勘案して

の日前において第一項第二号及び第三号に掲げ いては、当該第一次林業経営相続人はその死亡 経営相続人に係る同条第一項の規定の適用につ を満たしているものとみなし、当該第二次林業 定の適用については、当該第一次林業経営相続 の下欄に掲げる字句とする。この場合におい は、同項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表 業経営相続人に係る同項の規定の適用について るものをいう。) があるときは、当該第一次林 要件として財務省令で定めるものを満たしてい 当該山林の経営を確実に承継すると認められる をした当該第一次林業経営相続人の相続人で、 続人からの相続又は遺贈により当該山林の取得 第二次林業経営相続人(当該第一次林業経営相 で死亡したものをいう。)に該当する場合で、 提出期限前に当該相続税の申告書を提出しない は遺贈に係る同項に規定する相続税の申告書の 有する山林の取得をした相続人で、当該相続又 て、当該第一次林業経営相続人に係る同項の規 人は法第七十条の六の六第二項第四号ロの要件 (当該被相続人からの相続又は遺贈によりその

該被相続人の相続人が第一次林業経営相続人 4 る。 で、

相続に係第二十七条第二項が、当該の相続人が、当該 る相続税 る要件を満たしていたものとみなす。 当該の相続人が、当該相続に係る相続税法

法第二

七

条第

山施 当 業 林で当時例施業対象山林の取得をした林業経 該特例当該特例施業対象山林(当該林業経営 対象相続人からの相続又は遺贈により当該 規定の適用を受けようとする旨の記載に提出するものに限る。)にこの項の書(当該相続税の申告書の提出期限前 をしたものに限る。) 法第二十七条第一項の規定による申告 次林業経営相続人」という。)が、同 営相続人 (以下この項において「第1 残額)とする。

|期限まで||定の適用を受けるため特例山林に係る 書の提出取得をした特例山林につきこの項の規 当該相続当該第二次林業経営相続人が当該林業 に当該 税の申告経営相続人からの相続又は遺贈により

||その納税第十七項の規定の適用については、 ||を猶予すの納税を猶予したものとみなす

る政令で定める要件は、 法第七十条の六の六第二項第三号ロに規定す 次に掲げる要件とす

に存する山林であつて、その面積の合計が百特定森林経営計画が定められている区域内 自然的条件及び作業路網の整備の状況に照 、クタール以上であること。

6

額(当該林業経営相続人が同法第十九条の二か用して計算した当該林業経営相続人の相続税の えるときは、当該超える部分の金額を控除した 場合において、当該林業経営相続人に係る法第 ら第二十条の二まで、第二十一条の十五又は第 第二十一条の十六第一項及び第二項の規定を適 当該林業経営相続人に係る相続税の課税価格と 以下この項において「特定価額」という。)を 価額から当該控除未済債務額を控除した残額。 控除未済債務額があるときは、当該特例山林の た金額の合計額が次に掲げる金額の合計額を超 続税の額の計算上これらの規定により控除され 七十条の六の六第一項に規定する納付すべき相 みなして、 定により控除すべき債務がある場合において、 定する特例山林の価額(相続税法第十三条の規 る林業経営相続人の相続税の額は、同号イに規 二十一条の十六の規定の適用を受ける者である 法第七十条の六の六第二項第五号イに規定す とができると認められる山林であること。 及び木材の搬出を一体として効率的に行うこ 第二十一条の十五第一項及び第二項並びに して、同一の者により、造林、保育、 相続税法第十三条から第十九条ま 7

九条まで、第二十一条の十五第一項及び第二 価格とみなして、相続税法第十三条から第十 人の相続税の額 の規定を適用して計算した当該林業経営相続 項並びに第二十一条の十六第一項及び第二項 額を当該林業経営相続人に係る相続税の課税 特定価額に百分の二十を乗じて計算した金 9

イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除

げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金 前項の「控除未済債務額」とは、第一号に掲 第一項及び第二項並びに第二十一条の十六 三条から第十九条まで、第二十一条の十五 た当該林業経営相続人の相続税の額 第一項及び第二項の規定を適用して計算し

る。)をいう。 (当該金額が零を下回る場合には、零とす 相続税法第十三条の規定により控除すべき

ときにおける同項に規定する特例山林(以下こ

人が納付すべき相続税の額をいう。)を超える

の規定及び当該各号に掲げる規定の適用を受け

該林業経営相続人が法第七十条の六の六第一項

ないものとした場合における当該林業経営相

税額をいう。)との合計額が猶予可能税額(当 の七第十六項第一号に規定する調整前山林猶予 に定める税額と調整前山林猶予税額(第四十条

当該各号

該調整前山林猶予税額が当該合計額に占める割 税猶予分の相続税額は、当該猶予可能税額に当 の条において「特例山林」という。)に係る納

る価額を控除した残額 額と口に掲げる金額との合計額からハに掲げ 林業経営相続人の負担に属する部分の金額 前号の林業経営相続人に係るイに掲げる価

六第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈 により取得した財産の価額 当該林業経営相続人が法第七十条の六の

の規定(法第七十条の三の二第一項の規定価額から同法第二十一条の十一の二第一項 を含む。)による控除をした残額 条の九第三項の規定の適用を受けるものの 与により取得した財産で相続税法第二十一 当該林業経営相続人が被相続人からの贈

号に掲げる金額とする。 る林業経営相続人の相続税の額は、第五項第 法第七十条の六の六第二項第五号ロに規定す 定する特例山林の価額

法第七十条の六の六第二項第五号イに規

8 捨てる。 あるときは、その端数金額又はその全額を切り の端数があるとき、又はその全額が百円未満で 「納税猶予分の相続税額」という。)に百円未満 納税猶予分の相続税額(以下この条において 法第七十条の六の六第二項第五号に規定する

あるときにおける当該財産の取得をした全ての 第七十条の六第一項の規定の適用を受ける者が 又は遺贈により財産の取得をした者のうちに法 受ける林業経営相続人に係る被相続人から相続 者に係る相続税の課税価格は、 納税猶予分の相続税額を計算する場合にお 法第七十条の六の六第一項の規定の適用を 同条第二項第

適用して計算した当該林業経営相続人の相 二十一条の十六第一項及び第二項の規定を 相続税法第十一条から第十九条まで、 一条の十五第一項及び第二項並びに第 第 10 ける林業経営相続人が次の各号に掲げる規定 号の規定により計算される相続税の課税価格と 適用を受ける者である場合において、 法第七十条の六の六第一項の規定の適用を受

続税の課税価格とみなして、相続税法第十 特定価額を当該林業経営相続人に係る相

合を乗じて計算した金額とする。この場合に るときは、その端数金額を切り捨てる。 いて、当該計算した金額に百円未満の端数があ 定する調整前美術品猶予税額をいう。) 猶予税額(第四十条の七第十六項第二号に規 税額(第四十条の七第十六項に規定する調整 前農地等猶予税額をいう。) 法第七十条の六の七第一項 法第七十条の六第一項 調整前農地等猶予 調整前美術品

三 法第七十条の六の十第一項 資産猶予税額(第四十条の七第十六項第三号 に規定する調整前事業用資産猶予税額をい 調整前事業用

四 法第七十条の七の二第一項、第七十条の 額(第四十条の七第十六項第四号に規定する 七十条の七の八第一項 調整前株式等猶予税 の四第一項、第七十条の七の六第一項又は第

猶予税額(第四十条の七第十六項第五号に規 定する調整前持分猶予税額をいう。) 調整前株式等猶予税額をいう。) 法第七十条の七の十二第一項 調整前持

計画につき過去に森林法第十七条第一項の規定 政令で定める日は、同条第一項の特定森林経営 おいて「市町村長等の認定」という。)を受け 定(以下この項並びに次項第二号及び第五号に 係る同項の認定森林所有者等)が法第七十条の の適用があつた場合にあつては、最初の適 計画に係る同項の被相続人(当該特定森林経営 た当該特定森林経営計画 六の六第二項第一号に規定する市町村長等の 法第七十条の六の六第二項第六号に規定する (森林法第十一条第三 開に 認

項に規定する事項が記載された最初のものに限項に規定する事項が記載された最初のものには、当該特定森林経営計画に係る市の安定供給の確保に関する特別措置法第九条第二項又は第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)において読み替えて適用さる場合にあつては、当該特定森林経営計画に係る市項に規定する事項が記載された最初のものに限項に規定する事項が記載された最初のものに限項に規定する事項が記載された最初のものに限

12

政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 法第七十条の六の六第三項第一号に規定する き山林の面積として財務省令で定める面積をの他の方法により経営の規模の拡大を図るべ 号及び第四号ハにおいて「基準延長」とい 路網の延長として財務省令で定めるもの(次 として効率的に行うために必要とされる作業 ぞれ次に定める日において山林の経営を一体網の延長が次に掲げる場合の区分に応じそれ下回つた場合又は当該区域内における作業路 営計画に係る基準面積(山林の経営の受託そ 五年)を経過する日において当該特定森林経 行うことが困難となつた場合にあつては、十 経営計画に従つて山林の経営の規模の拡大を の他これらに類する災害により当該特定森林 起算して十年(震災、風水害、落雷、火災そ 死亡の日。以下この項において同じ。)から た場合にあつては、当該認定森林所有者等の 当初認定起算日における同号の認定森林所有 分に限る。)の面積が法第七十条の六の六第 う。)を下回つた場合 いう。次号及び第三号イにおいて同じ。)を から起算して十年を経過する日までに死亡し 者等に係る包括承継人が当該当初認定起算日 に存する山林(作業路網の整備が行われる部特定森林経営計画が定められている区域内 一項第六号に規定する当初認定起算日(当該

(1) 当該特定森林経営計画が定められていて、) 当該当初認定起算日から起算してく。) 当該当初認定起算日から起算して十年を経過する日

| 当該特定森林経営計画が定められている区域 | 当該当初認定起算日から起算しる区域 | 当該特定森林経営計画が定められてい

の整備が行われる部分に限る。)の面積が林(当該区域内に存する山林であつて作業路網 に応じそれぞれ次に定める日において基準延ける作業路網の延長が次に掲げる場合の区分 四号までにおいて同じ。) から起算して十年 日として財務省令で定める日をいう。以下第 で定める面積以上である場合を除く。) 業の収益性その他の事情を勘案して財務省令 長を下回つた場合(認定起算日における山林 基準面積を下回つた場合又は当該区域内にお する日において当該特定森林経営計画に係る 難となつた場合にあつては、十五年)を経過 つて山林の経営の規模の拡大を行うことが困 類する災害により当該特定森林経営計画に従 林経営計画に従つて山林の経営を開始すべき の他の者が市町村長等の認定を受けた特定森 であつて、前号の包括承継人の包括承継人そ 起算日から起算して十年を経過する日後の日 分に限る。)の面積が認定起算日(当初認定 に存する山林(作業路網の整備が行われる部 (震災、風水害、落雷、火災その他これらに 特定森林経営計画が定められている区域内

算日から起算して十年を経過する日イ ロに掲げる場合以外の場合 当該認定起

又は(2)に定める日 とが困難な山林を含む小流域が当該区域に関する災害により作業路網の整備を行うに類する災害により作業路網の整備を行うに類する災害により作業路網の整備を行うに類する災害により作業路網の整備を行うに類する災害により作業路網の整備を行うに

を経過する日く。) 当該認定起算日から起算して十年く。) 当該認定起算日から起算して十年る区域(当該小流域に属する区域を除口 当該特定森林経営計画が定められてい

Ŧi.

ことが困難な山林を含む小流域(造林、保

に類する災害により作業路網の整備を行う

定起算日から起算して十年を経過する日 ロに掲げる場合以外の場合 当該当初認

震災、風水害、落雷、火災その他これら

が当該区域内に存する場合 次の(1)又の項、次項及び第十五項において同じ。)

れ(1) 又は(2) に定める日(2) に掲げる区域の区分に応じ、

・それ

して財務省令で定めるものをいう。以下こ的に行うことができると認められる流域と育、伐採及び木材の搬出を一体として効率

に存する山林(作業路網の整備が行われる部三 特定森林経営計画が定められている区域内

大に限る。以下この号において同じ。)の面 が、次に掲げる時期(当初認定起算日(認 を定起算日における山林の面積が前号の財務省 をで定める面積未満である場合にあつては、 まり当該特定森林経営計画に従つて山林の経 さの規模の拡大を行うことが困難となつた場 さの規模の拡大を行うことが困難となった場 さの規模の拡大を行うことが困難となった場 さの規模の拡大を行うことが困難となった場 さの規模の拡大を行うことが困難となった場 さの規模の拡大を行うことが困難となった場 されぞれ次に定める面積を下回ることとなっ た場合

・ 当該特定森林経営計画の規関の規模の目標とする面積 の規模の目標とする面積 当該特定森林経営計画の終期 当該特定 当該特定森林経営計画の期間 基準面積

五ヘクタールを下回ることとなつた場合(当

以下この号において同じ。)の面積の合計が

路網の整備を行わないものを除く。)を含む。

場合 における作業路網の延長を下回ることとなつたにおける作業路網の延長が、次に掲げる時期の面積が第二号の財務省令で定める面積未満の面積が第二号の財務省令で定める面積未満の面積が第二号の財務省令で定める面積未満の面積が第二号の財務省令で定める面積未満の面積が第二号の財務省令で定める面積未満である場合にあつては、認定起算日における山林の面積が第二号の財務省やで定める作業路網の延長を下回ることとなつたである作業路網の延長を下回ることとなった。

網の延長出該特定森林経営計画の始期(当該始期が当該特定森林経営計画に係る当初認定起算日又は認定起算日から起算して十年を経過する日の定起算日から起算して十年を経過する日)において整備されていた作業路森林経営計画の始期(当該始期が当該特定森林経営計画の期間 当該特定

作業路網の延長 当該特定森林経営計画に記載されている整備を行う森林経営計画の終期 当該特定

妙長 林業経営相続人の死亡の日の前日 基準

を下回ることとなつ ちれている区域内に存するものに限り、作業と下回ることとなつ ちれている区域内に存する特例山林における作画に従つて山林の経 一一の小流域内に存する特例山林における作とが困難となつた場 業路網の整備が適正に行われていない場合とが困難となつた場 業路網の整備が適正に行われていない場合とが困難となつた場 業路網の整備が適正に行われていない場合とが困難となった場 業路網の整備が適正に行われていない場合とが困難となった場 業路網の整備が適正に行われていない場合とが困難となった場 大による特定森林経営計画に従つた特例山林における作当初認定起算日(認 大による特定森林経営計画に従つた特例山林における作業が認定していると、次に掲げる場合のほか、林業経営相続当初認定起算日(認 大による特定本林経営計画に従った特例山林において同じ。)の面 八 前各号に掲げる場合のほか、林業経営相続にないて同じ。)の面 八 前各号に掲げる場合のほか、林業経営相続にないて同じ。)の面 八 前各号に掲げる場合のほか、林業経営相続にないて同じ。)の面 八 前各号に掲げる場合のほか、体業経営相続にないて同じ。)の面 八 前各号に掲げる場合のほか、本業経営相続にないて同じ。)の面 八 前各号に掲げる場合のほか、本業経営相続にないて同じ。)の面 八 前名号に掲げる場合のほか、本業経営相続にないて同じ。)の面 八 前名号に掲げる場合のほか、本業経営相続にないて同じ。)の面 八 前名号に掲げる場合に従ったものに限り、作業

は、特例山林の一部が第十三項第一号に掲げる場合に該当することとなった特例山林が所在する小流域内に存する全部の特例山林が所在する小流域内に存する全部の特例山林が所在する小流域内に該当することとなった場合には、その該当

| 定めるところにより計算した金額は、同項の譲口 | 16 法第七十条の六の六第四項に規定する政令で

18

該当することとなつた特例山林の価額が当該譲譲渡等をした特例山林又は当該路網未整備等に 全額を切り捨てる。 百円未満であるときは、その端数金額又はその に百円未満の端数があるとき、又はその全額が とする。この場合において、当該計算した金額山林の価額に占める割合を乗じて計算した金額 渡等又は路網未整備等の直前における当該特例 項第七号ロに規定する猶予中相続税額に、当該 渡等又は路網未整備等の直前における同条第二

く。)を除く。)に次に掲げる事由が生じている 該身体障害者手帳に新たに記載された者を除 上の障害の程度が一級又は二級である障害が当 の程度が二級から一級に変更された者及び身体 当該身体障害者手帳に記載された身体上の障害 交付を受けている者のうち、当該提出期限後に 由が生じた者並びに第二号の身体障害者手帳の生じていた者(当該提出期限後に新たに当該事 告書の提出期限において既に次に掲げる事由が る林業経営相続人(同項に規定する相続税の申 定める状態は、同条第一項の規定の適用を受け 法第七十条の六の六第六項に規定する政令で 19

十五条第四項の規定により身体障害者手帳 として記載されているものに限る。)の交付 条第三項に規定する障害等級が一級である者 及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六 定により精神障害者保健福祉手帳(精神保健 害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規当該林業経営相続人が精神保健及び精神障 を受けていること。 当該林業経営相続人が身体障害者福祉法第

第一項の規定により同項に規定する要介護認 る区分に該当するものに限る。)を受けてい 付を受けていること。 当該林業経営相続人が介護保険法第十九条 (同項の要介護状態区分が財務省令で定め

者として記載されているものに限る。)の交(身体上の障害の程度が一級又は二級である

ことを不可能にさせる故障として農林水産大 臣が財務大臣と協議して定めるものを有する 相続人が当該提出期限後に山林の経営を行う に至つたことにつき、市町村長の認定を受け ていること。 前三号に掲げる事由のほか、当該林業経営 21

定める者は、 法第七十条の六の六第六項に規定する政令で 同項の林業経営相続人から当該林

> 全部の経営の委託を受けた個人であつて、 業経営相続人の有する同条第一項の特例山林の 掲げる要件の全てを満たす者をいう。

該特例山林の経営を適正かつ確実に行うもの 林業経営相続人の推定相続人であること。 規定する経営委託を受けた日において、当該 と認められる要件として財務省令で定めるも 当該個人が、特定森林経営計画に従つて当

同項の特例山林について同条第三項第一号」と一項の規定の適用を受ける林業経営相続人又は 三項各号中「特例山林」とあるのは「経営委託 例山林」とあるのは「経営委託山林」と、第十営相続人」とあるのは「経営受託者」と、「特 から第十五項までの規定の適用については、第同項に規定する経営委託山林に対する第十二項 人から同項に規定する経営委託を受けた者又は 山林」とする。 第十五項中「特例山林」とあるのは の規定の適用を受ける林業経営相続人が」と、 該林業経営相続人が」とあるのは「同条第一項 て法第七十条の六の六第三項第一号」と、 あるのは「経営受託者又は経営委託山林につい 託山林」という。)」と、同項第八号中「林業経 委託山林(以下第十五項までにおいて「経営委 は「法第七十条の六の六第六項に規定する経営 二号」と、同項第七号中「特例山林」とあるの の六第二項第二号」とあるのは「同条第二項第 託を受けた者(第八号及び第十四項において ける林業経営相続人若しくは当該林業経営相続 令で定める書類を添付しなければならない。 山林」と、第十四項中「法第七十条の六の六第 「経営受託者」という。)」と、「第七十条の六 「法第七十条の六の六第六項に規定する経営委 十二項第五号中「林業経営相続人」とあるのは 法第七十条の六の六第六項の規定の適用を受 「経営委託 当 23

定の適用を受けたい旨及び次に掲げる事項を記出する届出書には、引き続いて同条第一項の規 載し、かつ、財務省令で定める書類を添付しな 法第七十条の六の六第十一項の規定により提 ればならない

当該個人が、法第七十条の六の六第六項に

る経営委託山林について同項の規定の適用を受 けようとする林業経営相続人は、同項に規定す 法第七十条の六の六第六項の規定の適用を受 のを満たしていること。

22

項に規定する経営委託に関する事項その他財務 省令で定める事項を記載した届出書に、財務省 けようとする旨及び当該経営委託山林に係る同 Ŧi.

託をしている旨

特別の関係がある者は、次に掲げる者とする。 被相続人又はこれらの者(以下この項において 経営相続人若しくは当該林業経営相続人に係る 「林業経営相続人等」という。)と政令で定める 法第七十条の六の六第十六項に規定する林業 その他財務省令で定める事項 当該林業経営相続人等の親族

いないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ 当該林業経営相続人等と婚姻の届出をして

当該林業経営相続人等の使用人

三号に掲げる者を除く。) 他の資産によつて生計を維持している者 他の資産によつて生計を維持している者(前当該林業経営相続人等から受ける金銭その

前三号に掲げる者と生計を一にするこれら

Ŧi.

条第一項の規定の適用に係る同項に規定する相 む。)は、同条第十七項の届出書を提出する場 初に到来する経営報告基準日までの間に死亡し 続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後最 前の経営報告基準日(当該林業経営相続人が同 合には、当該林業経営相続人が死亡した日の直 ける林業経営相続人の相続人(包括受遺者を含 た場合には、 法第七十条の六の六第一項の規定の適用を受 当該相続税の申告書の提出期限)

被相続人から相続又は遺贈により特例山 林業経営相続人の氏名及び住所

> 該林業経営相続人又は同条第一項の特例山林が の翌日から当該死亡した日までの間における当

同条第三項第一号の政令で定める場合若しくは

特例山林の所在地

二条第一項に規定する山林所得に係る収入 年までの各年分を除く。) の所得税法第三十 の申告書の提出期限後に存する場合にあつて き、当該直前の経営報告基準日が当該相続税 提出期限の属する年の前年までの各年分を除 存する場合にあつては当該相続税の申告書のに規定する相続税の申告書の提出期限までに の経営報告基準日がない場合又は同条第一項 年までの各年分(当該経営報告基準日の直前 基準日(以下この号及び第二十三項において 条の六の六第二項第七号に規定する経営報告 は当該直前の経営報告基準日の属する年の前 「経営報告基準日」という。)の属する年の前 当該届出書を提出する日の直前の法第七十 務省令で定める書類を添付しなければならな 載し、かつ、第二十一項又は前項に規定する財 に提出することができなかつた事情の詳細を記 又は同条第十七項に規定する免除届出期限まで 当該届出書を同条第十一項に規定する届出期限 出する同条第十一項又は第十七項の届出書に のを当該届出書に添付しなければならない。 を明らかにする書類として財務省令で定めるも 条第四項の譲渡等をした場合若しくは同項の は、第二十一項又は前項に規定する事項のほ する事由の有無その他の財務省令で定める事項 網未整備等に該当することとなつた場合に該当 同項第二号から第五号までに掲げる場合又は同

法第七十条の六の六第十八項の規定により提

委託をしている場合にあつては、当該経営委 法第七十条の六の六第六項に規定する経営

除)において準用する相続税法」とする。 ける法人税法第百三十二条第三項、所得税法第 法第六十四条第一項の規定を準用する場合にお 法第七十条の六の六第十六項において相続税

26 (特定の美術品についての相続税の納税猶予及 り故障を定めたときは、これを告示する。 六項(山林についての相続税の納税猶予及び免のは、「租税特別措置法第七十条の六の六第十 第六十九号)第三十二条第三項の規定の適用に 百五十七条第三項及び地価税法(平成三年法律 ついては、これらの規定中「相続税法」とある 農林水産大臣は、第十七項第四号の規定によ

第四十条の七の七 法第七十条の六の七第一項 相続税の申告書を提出しないで死亡したもの 相続又は遺贈に係る法第七十条の六の七第一項 相続人(包括受遺者を含む。以下この項及び第 術品」という。)の取得をした当該被相続人の 寄託していた者(以下この条において「被相 いう。)に該当する場合で、 二十四項において同じ。)が第一次寄託相続人 により法第七十条の六の七第二項第一号に規定 生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。) 続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を 人」という。) から同項の規定の適用に係る相 に規定する相続税の申告書の提出期限前に当該 有する特定美術品の取得をした相続人で、当該 する特定美術品(以下この条において「特定美 (当該被相続人からの相続又は遺贈によりその 第二次寄託相続

字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 適用については、同項中次の表の上欄に掲げる 該第一次寄託相続人に係る同条第一項の規定の 託相続人の相続人をいう。)があるときは、当 より当該特定美術品の取得をした当該第一次寄 (当該第一次寄託相続人からの相続又は遺贈に

続に係る二十七条第二頃が当該相の相続人が当該相続に係る相続税法第 相 <sup>1</sup>続税法

第二十七

美術 条第一項 | 該 特 定||当該特定美術品(当該寄託相続人から 品で|の相続又は遺贈により当該特定美術品 の適用を受けようとする旨の記載を 定による期限内申告書にこの項の規定 の取得をした寄託相続人(以下この項 う。)が、同法第二十七条第一項の規 において「第二次寄託相続人」とい たものに限る。)で

書税当のの該 に当該 、限 まで用を受けるため当該特定美術品に係る 相 続当該第二次寄託相続人が当該寄託相続 提出た特定美術品につきこの項の規定の適 申告人からの相続又は遺贈により取得をし

|を 猶 予 すの納税を猶予したものとみなす |そ の 納 税||第十四項の規定の適用については、

同項の規定の適用を受けようとする特定美術品 定する相続税の申告書の提出期限までの間に、 る相続の開始の日から当該相続に係る同項に規法第七十条の六の七第一項の規定の適用に係 術品を同条第二項第五号に規定する寄託先美術 相続人は認定保存活用計画に基づき当該特定美 六の七第一項の規定の適用については、当該被 認定を受けていないときにおける法第七十条の よる認定の申請をし、かつ、同日において当該 の二第一項又は第六十七条の二第一項の規定に 定保存活用計画に係る文化財保護法第五十三条 の死亡の日前に当該特定美術品に係る新たな認 た日以後四月以内に死亡した場合において、そ う。) の同条第三項第五号の計画期間が満了し 下この項において「認定保存活用計画」とい 第二項第三号に規定する認定保存活用計画(以 の適用を受けようとする特定美術品に係る同条 被相続人が法第七十条の六の七第一項の規定 (以下この条において「寄託先美術館」とい )の設置者に寄託していたものとみなす。 4

いて「新寄託先美術館」という。)の設置者と日までに新たな寄託先美術館(以下この項にお 品を当該新寄託先美術館の設置者に寄託する見 の間で寄託契約を締結し、かつ、当該特定美術 の条において「寄託相続人」という。)が当該 条第二項第四号に規定する寄託相続人(以下こ 場合に該当することとなつた場合において、同 より終了した場合又は当該特定美術品を寄託さ 解除若しくは契約の更新を行わない旨の申出に 契約期間が寄託先美術館の設置者からの契約の 定めるところによる。 込みであるときにおける法第七十条の六の七第 相続税の申告書の提出期限から一年を経過する れた寄託先美術館が同条第三項第七号に掲げる (以下この項において「寄託契約」という。) の に係る同条第二項第二号に規定する寄託契約 一項及び第三項の規定の適用については、次に

第七十条の六の七第一項の寄託先美術館の設第三号の寄託の日まで当該特定美術品の法 合に該当したものとみなす。 の六の七第三項第三号又は第七号に掲げる場 ていない場合には、同日において法第七十条 術品を当該新寄託先美術館の設置者に寄託し 設置者との間の寄託契約に基づき当該特定美 経過する日において、当該新寄託先美術館の 置者への寄託が継続しているものとみなす。 当該相続税の申告書の提出期限から一年を

該新寄託先美術館は同項の寄託先美術館とみ 法第七十条の六の七第一項の寄託契約と、当 当該寄託の日以後は、当該新寄託先美術館の 設置者と当該寄託相続人との間の寄託契約は 託先美術館の設置者に寄託された場合には、 経過する日までに当該特定美術品が当該新寄 当該相続税の申告書の提出期限から一年を

二項の規定を適用して計算した当該寄託相続人 び第二項並びに第二十一条の十六第一項及び第 から第十九条まで、第二十一条の十五第一項及 定価額」という。)を当該寄託相続人に係る相 務額を控除した残額。以下この項において「特 る場合において、控除未済債務額があるとき 税法第十三条の規定により控除すべき債務があ の規定の適用を受ける特定美術品の価額(相続 第六号イに規定する相続税の額は、同条第一項 続税の課税価格とみなして、相続税法第十三条 は、当該特定美術品の価額から当該控除未済債 寄託相続人に係る法第七十条の六の七第二項

> 超えるときは、当該超える部分の金額を控除し れた金額の合計額が次に掲げる金額の合計額を 第七十条の六の七第一項に規定する納付すべき である場合において、当該寄託相続人に係る法 又は第二十一条の十六の規定の適用を受ける者 た残額)とする。 相続税の額の計算上これらの規定により控除さ の二から第二十条の二まで、第二十一条の十五 相続税の額(当該寄託相続人が同法第十九条

税の額 定を適用して計算した当該寄託相続人の相続 びに第二十一条の十六第一項及び第二項の規 まで、第二十一条の十五第一項及び第二項並 とみなして、相続税法第十三条から第十九条 額を当該寄託相続人に係る相続税の課税価格 特定価額に百分の二十を乗じて計算した金

8

法第七十条の六の七第一項の規定の適用を受

あるときは、その端数金額又はその全額を切り

の端数があるとき、又はその全額が百円未満で

「納税猶予分の相続税額」という。) に百円未満

した残額 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除

適用して計算した当該寄託相続人の相続税 二十一条の十六第一項及び第二項の規定を 二十一条の十五第一項及び第二項並びに第 相続税法第十一条から第十九条まで、

の課税価格とみなして、相続税法第十三条 該寄託相続人の相続税の額 項及び第二項の規定を適用して計算した当 項及び第二項並びに第二十一条の十六第一 から第十九条まで、第二十一条の十五第 特定価額を当該寄託相続人に係る相続税

5 げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金 る。)をいう。 前項の「控除未済債務額」とは、第一号に掲 (当該金額が零を下回る場合には、零とす

二 前号の寄託相続人に係るイに掲げる価額と 口に掲げる金額との合計額からハに掲げる価 寄託相続人の負担に属する部分の金額 相続税法第十三条の規定により控除すべき

額を控除した残額 り取得した財産の価額 当該寄託相続人が法第七十条の六の七第 項の規定の適用に係る相続又は遺贈によ

から同法第二十一条の十一の二第一項の規 九第三項の規定の適用を受けるものの価額 より取得した財産で相続税法第二十一条の む。) による控除をした残額 当該寄託相続人が被相続人からの贈与に (法第七十条の三の二第一項の規定を含

る

7 6 納税猶予分の相続税額(以下この条において 掲げる金額とする。 る寄託相続人の相続税の額は、第四項第一号に 法第七十条の六の七第二項第六号に規定する 法第七十条の六の七第二項第六号ロに規定す り取得した同項の規定の適用を受ける特定 美術品の価額 項の規定の適用に係る相続又は遺贈によ 当該寄託相続人が法第七十条の六の七第

第

第十三条の規定により控除すべき債務がある場 た全ての特定美術品の価額の合計額(相続税法

があるときは、当該特定美術品の価額の合計額 合において、第五項に規定する控除未済債務額 美術品に係る寄託相続人が被相続人から同項 猶予分の相続税額の計算においては、当該特定 ける特定美術品が二以上ある場合における納税

0

規定の適用に係る相続又は遺贈により取得をし

9 該寄託相続人に係る相続税の課税価格とみな から当該控除未済債務額を控除した残額)を当

全額が百円未満であるときは、その端数金額又 た金額に百円未満の端数があるとき、又はその た金額とする。この場合において、当該計算し げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算し のごとの納税猶予分の相続税額は、第一号に掲 はその全額を切り捨てる。 前項の場合において、特定美術品の異なるも

前項の規定を適用して計算した納税猶予分

続又は遺贈により取得をした全ての特定美術七十条の六の七第一項の規定の適用に係る相 品の価額の合計額に占める割合 特定美術品の異なるものごとの価額が法第

10 規定により計算される相続税の課税価格とす 受ける寄託相続人に係る被相続人から相続又は 係る相続税の課税価格は、 ときにおける当該財産の取得をした全ての者に 遺贈により財産の取得をした者のうちに法第七 十条の六第一項の規定の適用を受ける者がある て、法第七十条の六の七第一項の規定の適用を 納税猶予分の相続税額を計算する場合にお 同条第二項第一号

税額をいう。)との合計額が猶予可能税額(当 を受ける者である場合において、当該各号に定 数金額を切り捨てる。 た金額に百円未満の端数があるときは、その端 た金額とする。この場合において、当該計算し 税額が当該合計額に占める割合を乗じて計算し は、当該猶予可能税額に当該調整前美術品猶予 ける特定美術品に係る納税猶予分の相続税額 すべき相続税の額をいう。)を超えるときにお ものとした場合における当該寄託相続人が納付定及び当該各号に掲げる規定の適用を受けない 該寄託相続人が法第七十条の六の七第一項の規 七第十六項第二号に規定する調整前美術品猶予 める税額と調整前美術品猶予税額(第四十条の ける寄託相続人が次の各号に掲げる規定の適用 法第七十条の六の七第一項の規定の適用を受 15

税額(第四十条の七第十六項に規定する調整 前農地等猶予税額をいう。) 法第七十条の六の六第一項 調整前山林猶 法第七十条の六第一項 調整前農地等猶予

三 法第七十条の六の十第一項 調整前事業用 資産猶予税額(第四十条の七第十六項第三号 予税額(第四十条の七第十六項第一号に規定 に規定する調整前事業用資産猶予税額をい する調整前山林猶予税額をいう。)

の四第一項、第七十条の七の六第一項又は第1 法第七十条の七の二第一項、第七十条の七 調整前株式等猶予税額をいう。) 七十条の七の八第一項 調整前株式等猶予税 (第四十条の七第十六項第四号に規定する

び第十四項の規定は、特定美術品の異なるもの第三項から第五項まで、第十一項、第十二項及 第八項の場合において、法第七十条の六の七 定する調整前持分猶予税額をいう。) 猶予税額(第四十条の七第十六項第五号に規 法第七十条の七の十二第一項 調整前持分

り保険金が支払われないこととされているもの 特定美術品に付された保険に係る保険契約によ により特定美術品が滅失した場合において当該 火その他これらに類する災害で、これらの災害 政令で定める災害は、震災、風水害、落雷、噴 ごとに適用するものとする。 法第七十条の六の七第三項第二号に規定する 17

ける寄託相続人又は特定美術品について同条第 法第七十条の六の七第一項の規定の適用を受

> とする。 こととなつた場合において、これらの場合に該 るのは、「当該寄託相続人の死亡の日の前日」 三項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する 続人の納税地の所轄税務署長が受けた日」とあ 規定による文化庁長官からの通知を当該寄託相 れらの事由が生じたことについての第十七項の 長が受けた日」とあり、及び同項第二号中「こ の通知を当該寄託相続人の納税地の所轄税務署 る日までの間に当該寄託相続人が死亡したとき 当することとなつた日以後これらの規定に定め ついての第十七項の規定による文化庁長官から における同項の規定の適用については、同項第 一号中「当該特定美術品の譲渡があつたことに 18

16 法第七十条の六の七第四項の税務署長の承認 る旨及び次に掲げる事項を記載した申請書に財 三項第三号に定める日から一月以内に、納税地 術品について同項の規定の適用を受けようとす を受けようとする寄託相続人は、同項の特定美 定により同法第六十七条の五に規定する認定登れることに伴い同法第六十七条の六第一項の規 を受ける特定美術品について、文化財保護法第 の所轄税務署長に提出しなければならない 務省令で定める書類を添付して、これを同条第 ものに限る。)の認定を受けている場合とする。 同条第一項に規定する重要文化財保存活用計画 る前に同法第五十三条の二第四項の規定による 録有形文化財保存活用計画の認定が取り消され 五十九条第一項の規定により同法第五十八条第 政令で定める場合は、同条第一項の規定の適用 (同条第三項第三号に掲げる事項が記載された 一項に規定する登録有形文化財の登録が抹消さ 法第七十条の六の七第三項第四号に規定する

当該特定美術品の明細 寄託相続人の氏名及び住所

託先美術館の名称及び所在地 る法第七十条の六の七第四項に規定する新寄 該特定美術品を寄託しようとする設置者に係 当該特定美術品に係る寄託先美術館及び当

前号の新寄託先美術館の設置者に対する寄

その他参考となるべき事項

Ŧi.

る旨及び次に掲げる事項を記載した申請書に財 術品について同項の規定の適用を受けようとす を受けようとする寄託相続人は、同項の特定美 務省令で定める書類を添付して、 法第七十条の六の七第五項の税務署長の承認 これを同条第

兀

当該特定美術品の明細

当該特定美術品に係る寄託先美術館の名称

及び所在地

三項第七号に定める日から一月以内に、納税地 所轄税務署長に提出しなければならない。 寄託相続人の氏名及び住所

Ŧi.

その他参考となるべき事項

当該特定美術品の明細

る法第七十条の六の七第五項に規定する新寄 託先美術館の名称及び所在地 該特定美術品を寄託しようとする設置者に係 当該特定美術品に係る寄託先美術館及び当

託予定年月日 前号の新寄託先美術館の設置者に対する寄

Ŧi. その他参考となるべき事項

合におけるその担保の提供については、当該寄 書類を納税地の所轄税務署長に提出する方法に ることを約する書類その他の財務省令で定める 託相続人が当該特定美術品を担保として提供す 規定により特定美術品を担保として提供する場 けようとする寄託相続人が同条第六項第一号の たときは、その承認があつたものとみなす。 て、その申請書の提出があつた日から一月以内 にその申請につき承認又は却下の処分がなかつ 法第七十条の六の七第一項の規定の適用を受 前二項の申請書の提出があつた場合にお

20 担保を解除したときは、当該寄託相続人が当該 担保として提供されている場合において、当該
税務署長は、前項の規定により特定美術品が 相続人に返還しなければならない。 書類その他の財務省令で定める書類を当該寄託 特定美術品を担保として提供することを約する よるものとする。

21 いて、当該特定美術品を国税通則法第五十一条る新寄託先美術館の設置者に寄託した場合にお 四項若しくは第五項の規定又は第三項の規定の規定の法第七十条の六の七第六項の規定は、同条第 について準用する。 第二項の承認を受けて担保として提供するとき 適用に係る特定美術品をこれらの規定に規定す

22 法第七十条の六の七第九項の規定により提出 務省令で定める事項を証する書類を添付しなけ 適用を受けたい旨及び次に掲げる事項を記載 する届出書には、引き続き同条第一項の規定の ればならない。 かつ、寄託先美術館の設置者が発行する財

寄託相続人の氏名及び住所

品の取得をした日 被相続人から相続又は遺贈により特定美術

> 23 ければ」とする。 く。) その他財務省令で定める事項を記載し く。) その他財務省令で定める事項を記載しなば」とあるのは、「(第四号に掲げる事項を除 令で定める事項を証する書類を添付しなけ かつ、寄託先美術館の設置者が発行する財務省 類の添付を要しない。この場合において、前項 定により同項の届出書を提出する場合には、同託していないものに限る。)が同条第九項の規 第五項に規定する新寄託先美術館の設置者に寄 の規定の適用については、同項中「を記載し、 項に規定する財務省令で定める事項を証する書 る届出期限までに特定美術品を同条第四項又は 第十六項又は第十七項の申請書を提出した寄 定す

に提出しなければならない。 が生じた日後遅滞なく、納税地の所轄税務署長 令で定める書類を添付して、これを同項の事由 除を受けようとする寄託相続人又はその相続人 は、次に掲げる事項を記載した届出書に財務省 法第七十条の六の七第十四項の規定による免

届出書を提出する者の氏名及び住所

当該届出書を提出する者と当該寄託相続人と には、当該寄託相続人の氏名及び住所並びに 前号の者が寄託相続人の相続人である場合

三 法第七十条の六の七第十四項の規定に該当 することとなつた事情の詳細及びその事情の

相続税の免除を受けようとする旨 法第七十条の六の七第十四項の規定による

免除を受ける相続税の額

その他参考となるべき事項

25 規定する引き続き同条第一項の規定の適用を受 出する同条第九項の届出書には、第二十二項に 令で定める事項を証する書類を添付しなけれ までに提出することができなかつた事情の詳細 か当該届出書を同条第九項に規定する届出期限 けたい旨及び第二十二項各号に掲げる事項のほ ならない。 法第七十条の六の七第十五項の規定により提 かつ、第二十二項に規定する財務省

予及び免除) (個人の事業用資産についての贈与税の納税猶

第四十条の七の八 規定する特定事業用資産を有していた個人とし 法第七十条の六の八第一項に

区分に応じ当該各号に定める者とする。 て政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の

の時前において当該特定事業用資産に係る事 る贈与(贈与をした者の死亡により効力を生 法第七十条の六の八第一項の規定の適用に係 定事業用資産」という。)を有していた者が る特定事業用資産(以下この条において「特 及び第四十条の七の十において同じ。)を行 ずる贈与を除く。以下この条において同じ。) つていた者である場合 次に掲げる要件の全 法第七十条の六の八第二項第一号に規定す (同号に規定する事業をいう。以下この条 2

を提出する見込みであること。 与税の申告書の提出期限までに当該届出書 る法第七十条の六の八第一項に規定する贈 出書を提出していること又は当該贈与に係 所轄税務署長に当該事業を廃止した旨の届 当該贈与の時において所得税の納税地の

要件の全てを満たす者 前号に掲げる場合以外の場合 のでである。) により所得税の納税地係るものに限る。) により所得税の納税地 告書を同項第四十号に規定する青色申告書 る年、その前年及びその前々年の所得税法当該事業について、当該贈与の日の属す の所轄税務署長に提出していること。 第二条第一項第三十七号に規定する確定申 (法第二十五条の二第三項の規定の適用に 次に掲げる

条の七の十第一項第一号に定める者の相続 相続人(以下この条及び第四十条の七の十 り取得した当該特定事業用資産に係る事業 の開始の直前において、その者と生計を一 において「被相続人」という。)で第四十 同項の規定の適用に係る同項に規定する被 ようとする場合又は受けている場合には、 と同一の事業に係る他の資産について法第 を含む。以下この条において同じ。)によ 与をした者の死亡により効力を生ずる贈与 る者が当該贈与の時前に相続又は遺贈(贈 る者と生計を一にする親族(法第七十条の にしていたその者の親族)であること。 七十条の六の十第一項の規定の適用を受け 六の八第一項の規定の適用を受けようとす 前号の贈与の直前において、同号に定め 4

規定の適用を受けようとする者が当該贈与 項の規定の適用に係る贈与の時(同項の 前号に定める者の法第七十条の六の八第

> 事業用資産の贈与をしていること。 相続人で第四十条の七の十第一項第一号に 産について法第七十条の六の十第一項の規 定める者の相続の開始の時)後に当該特定 いる場合には、同項の規定の適用に係る被 定の適用を受けようとする場合又は受けて 資産に係る事業と同一の事業に係る他の資 の規定の適用を受けようとする特定事業用 の時前に相続又は遺贈により取得した同項

る者が同項の規定の適用に係る贈与の時前に相 定の適用に係る相続の開始の日とする。 定める日は、同項の規定の適用を受けようとす 合又は受けている場合における最初の同項の規 受けようとする特定事業用資産に係る事業と同 六の十第一項の規定の適用を受けようとする場 続又は遺贈により取得した同項の規定の適用を 一の事業に係る他の資産について法第七十条の 法第七十条の六の八第一項に規定する政令で

3 者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該 規定の適用を受けていた者として政令で定める 各号に定める者とする。 法第七十条の六の八第一項に規定する同項の

の規定の適用を受けた者産の免除対象贈与をした者のうち最初に同項 事業用資産」という。)に係る特定事業用資 事業用資産(以下この条において「特例受贈 この号において「免除対象贈与」という。) 第七十条の六の八第十四項(第三号に係る部 である場合 同条第一項に規定する特例受贈 分に限る。)の規定の適用に係るもの(以下 法第七十条の六の八第一項に規定する贈与 適用に係る贈与が、当該贈与をした者の法 「贈与者」という。) に対する同項の規定 (以下この条及び第四十条の七の十におい

うとする特定事業用資産に係る事業と同一の事受けようとする者(同項の規定の適用を受けよ 業に係る他の資産について法第七十条の六の十 生計を一にしていた当該贈与者の親族であるも 第一項の規定の適用を受けようとする者又は受 政令で定める者は、同条第一項の規定の適用を 被相続人の相続の開始の直前において贈与者と 七の十第一項第一号に定める者であつて、当該 一項の規定の適用に係る被相続人(第四十条の けている者に限る。)の法第七十条の六の十第 法第七十条の六の八第二項第一号に規定する 前号に掲げる場合以外の場合 贈与者

5 6 場業とする。

当該事業の用以外の用に供されていた部分があに該当しない宅地等とし、当該宅地等のうちに うち所得税法第二条第一項第十六号に規定する 供されていた宅地等(土地又は土地の上に存す て同じ。)の直前において、法第七十条の六の定の適用に係る相続の開始とする。 次項におい 又は受けている場合にあつては最初の同項の規の十第一項の規定の適用を受けようとする場合 項の規定の適用に係る贈与の時前に相続又は遺項第一号に定める者からの贈与とし、同条第一 る建物又は構築物の敷地の用に供されているも るときは、当該贈与者の当該事業の用に供され 棚卸資産(次項において「棚卸資産」という。) る権利をいう。以下この項において同じ。)の 八第二項第一号に規定する贈与者の事業の用に 贈により取得した資産について法第七十条の六 に定める者からのものである場合にあつては同 定の適用に係る贈与(当該贈与が第一項第二号 ののうち政令で定めるものは、同条第一項の規 法第七十条の六の八第二項第一号イに規定す

7 されていた部分に限るものとする。 があるときは、当該贈与者の当該事業の用に供ちに当該事業の用以外の用に供されていた部分棚卸資産に該当しない建物とし、当該建物のう る贈与者の事業の用に供されていた建物のうち 与の直前において、同条第二項第一号に規定すめるものは、同条第一項の規定の適用に係る贈 る事業の用に供されている建物として政令で定 ていた部分に限るものとする。 法第七十条の六の八第二項第一号ロに規定す

8 贈事業用資産の価額から控除した金額に相当すら第二号に掲げる金額を控除した残額を特例受 る政令で定める価額は、第一号に掲げる金額か

き受けた債務の金額 当該特例受贈事業用資産の贈与とともに引

もの以外の債務(当該事業に関するもの以外用資産に係る事業に関するものと認められる かにされているものに限る。) の金額 貸借に関する契約書その他の書面により明ら の債務であることが金銭の貸付けに係る消 前号の債務の金額のうち当該特例受贈事業 政令で定める事業は、駐車場業及び自転車駐車 法第七十条の六の八第二項第一号に規定する

場合における価額とする。

法第七十条の六の八第二項第三号イに規定す 12

前項の特例受贈事業用資産が土地及び土地の

9

上に存する権利並びに家屋及びその附属設備又

価額は、同項の債務の引受けがないものとした するときにおける同項の特例受贈事業用資産 は構築物である場合において同項の価額を計算

あるときは、その端数金額又はその全額を切り 納税猶予分の贈与税額(以下この条にお の端数があるとき、又はその全額が百円未満で 「納税猶予分の贈与税額」という。)に百円未満 いて

法第七十条の六の八第二項第三号に規定する

じ当該各号に定める額を当該特例事業受贈者に 業受贈者」という。) に係る贈与者が二人以上 特例事業受贈者(以下この条において「特例事 係るその年分の贈与税の課税価格とみなす。 においては、次の各号に掲げる場合の区分に応 いる場合における納税猶予分の贈与税額の計算 法第七十条の六の八第二項第二号に規定する ロにおいて同じ。) の合計額 業用資産の価額をいう。 得をした全ての特例受贈事業用資産の価 の八第一項の規定の適用に係る贈与により 業受贈者がその年中において法第七十条の 業用資産の価額をいう。次号及び次項第一号(同条第二項第三号イに規定する特例受贈事 次号に掲げる場合以外の場合 当該特例事 六 額取

又はその全額を切り捨てる。 当該金額に百円未満の端数があるとき、又はそ 各号に定める金額とする。この場合において、 贈与者の異なるものごとの納税猶予分の贈与税 の全額が百円未満であるときは、その端数金額 贈事業用資産の価額の特定贈与者(同条第五 受贈者がその年中において取得をした特例受 産が相続税法第二十一条の九第三項の規定 係る贈与により取得をした特例受贈事業用資 前項の場合において、特例事業受贈者に係る 項に規定する特定贈与者をいう。)ごとの額 適用を受けるものである場合 法第七十条の六の八第一項の規定の適用に 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該 当該特例事業

にロに掲げる割合を乗じて計算した金額 前項第一号に掲げる場合 イに掲げる金 前項(第一号に係る部分に限る。)の規

定を適用して計算した納税猶予分の贈与

税価格に占める割合 前項第一号に定めるその年分の贈与税の るものごとの特例受贈事業用資産の価 特例受贈事業用資産に係る贈与者の異な 盟額が

- 13 第十一項の場合において、法第七十条の六の納税猶予分の贈与税額 る部分に限る。)の規定を適用して計算した二 前項第二号に掲げる場合 同項(同号に係
- 4 まちこうのでの人もに見られたと見だした。 第十一項の場合において、法第七十条の六のに適用する。 第十一項、第十一項、第十一項、第十一項の場合において、法第七十条の六の3 第十一項の場合において、法第七十条の六の
- 年の前年一月一日から特例事業受贈者の同条第に係る特例受贈事業用資産の贈与の日の属する の期間を除くものとする。 が生じた日から同日以後六月を経過する日まで が百分の七十以上となつた場合には、当該事由 及びハに掲げる金額の合計額の割合をいう。) イ及びハに掲げる金額の合計額に対する同号ロ において「特定資産」という。)の割合(同号 に規定する特定資産(第十七項及び第二十四項 借対照表に計上されている同条第二項第四号ロ て当該特例受贈事業用資産に係る事業に係る貸 たことにより当該期間内のいずれかの日におい 者の事業活動のために必要な資金の借入れを行 までの期間とする。ただし、当該特例事業受贈 規定による納税の猶予に係る期限が確定する日 項、第三項、第四項、第十一項又は第十二項の る贈与税の全部につき法第七十条の六の八第一 おいて「猶予中贈与税額」という。)に相当す 四項に規定する猶予中贈与税額(以下この条に 政令で定める期間は、同条第一項の規定の適用 つたことその他の財務省令で定める事由が生じ 法第七十条の六の八第二項第四号に規定する
- は、次に掲げる者とする。 る当該個人と政令で定める特別の関係がある者 法第七十条の六の八第二項第四号ハに規定す
- 一 当該個人の親族
- 四 当該個人から受ける金銭その他の資産によこ 当該個人の使用人 上婚姻関係と同様の事情にある者 当該個人と婚姻の届出をしていないが事実
- の者の親族 面 一部である 一にするこれらる 前三号に掲げる者と生計を一にするこれら者を除く。)

つて生計を維持している者(前三号に掲げる

- ハ 次に掲げる会社
- において同じ。)に係る議決権の数の合計株式等(株式又は出資をいう。以下この条株式等(株式又は出資をいう。以下この条下この号において同じ。)が有する会社の下この号において同じ。)が有する会社。以

- 合における当該会社に係る総株主等議決権数(総が、当該会社に係る総株主等議決権を行使することができない株主を除く。)又は総社員の議決権の総数をいう。ロ及びハにおいて同じ。)の百分の五十を超える数である場所に、当該会社に係る総株主等議決権数(総が、当該会社に係る総株主等議決権数(総が、当該会社に係る総株主等議決権数(総が、当該会社に係る総株主等議決権数(総が、当該会社に係る総株主等議決権数(総が、当該会社に係る総株主等議決権数(総が、当該会社に係る総株主等議決権数(総が、当該会社に係る総称主等議決権数(総が、当該会社に係る総称を持ている。
- 当該個人及びイに掲げる会社が有する他当該個人及びイに掲げる会社が有する他の会社に係る総株主等議決権数が、当該他の会社に係る総株主等議決権数が、当該個人及びイに掲げる会社が有する他
- 第七十条の六の八第二頁第四号へこ見を打ち出たの一第二頁第四号へこ見を打おける当該他の会社に係る総株主等議決合計が、当該他の会社に係る総株主等議決する他の会社の株式等に係る議決権の数のする他の会社の株式等に係る議決権の数のする他の会社の株式等に係る議決権の数の対象のでは、
- 二十七条第二項に規定する事業所得の金額の計 めるものは、同号ハの個人の特定事業用資産に る必要経費に算入されないものとして政令で定 算上必要経費に算入されるもの以外のものとす ものを除く。)が支払を受けたものを除く。)の に係る相続の開始の時)前に受けたもの及び当 受けている場合には、最初の同項の規定の適用 業に係る他の資産について法第七十条の六の十 を受けた対価又は給与(最初の同条第一項の規 号ハに規定する特別関係者が当該個人から支払 係る事業に従事したことその他の事由により同 七条の規定により当該個人の事業に係る同法第 金額であつて、所得税法第五十六条又は第五十 (前項第一号又は第二号に掲げる者に該当する 該事業に従事したことにより当該個人の使用人 第一項の規定の適用を受けようとする場合又は 続又は遺贈により取得した当該事業と同一の事 定の適用に係る贈与の時(当該贈与の時前に相 法第七十条の六の八第二項第四号ハに規定す
- 17 法第七十条の六の八第二項第五号に規定するために特政令で定める期間は、同条第一項の担定の適用に係る特例受贈事業用資産の贈与の組定による納税の猶予に係る期限が確定二項の規定による納税の猶予に係る期限が確定二項の規定による納税の猶予に係る期限が確定二項の規定による納税の猶予に係る期限が確定する日の属する年の前年十二月三十一日までの財間とする。ただし、当該特例事業受贈者の猶予中期間とする。ただし、当該特例事業受贈者の適用

る。

- 有する他 18 法第七十条の六の八第四項に規定する事業のにおいて 資産の運用収入の割合が百分の七十五以上となにおいて 資産の運用収入の割合が百分の七十五以上となにおいて 資産の運用収入の割合が百分の七十五以上となにおいて 資産の運用収入の割合が百分の七十五以上となにおいる事業所得に係る総収入金額に占める特定においる事業所得に係る総収入金額に占める特定においる。
- 法第七十条の六の八第四項に規定する事業の用に供することが困難になつた場合として政令で定める場合は、特例受贈事業用資産の陳腐で定める書類をにおいて、当該特例受贈事業用資産の陳露をの全部又は一部の廃棄をした特例事業受贈者は、次に掲げる事項を記載した特例事業受贈者は、次に掲げる事項を記載した特別事業受贈者をの全部又は一部の廃棄をした特別事業受贈者をの全部又は一部の廃棄をした時別事業受贈者をの大にとが確認できる書類として財務省令で定める書類を添付し、これを当該廃棄をしたことが確認できる書類として財務省令で定める書類を添付し、これを当該廃棄をしたことが困難になった場合とした。 日から二月以内に納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 台を選集として特別を増享を目で置い当該特例事業受贈者の氏名及び住所
- 贈与の時における価額及び当該特例受贈事業用資産の贈与者からの当該廃棄をした特例受贈事業用資産の明細
- 曽事業用資産の価預ご付おするものとして安全 り、法第七十条の六の八第四項に規定する特例受四。その他参考となるべき事項 四、その他参考となるべき事項 とは名称及び住所又は事業所の所在地 又は名称及び住所又は事業所の所在地 といるできます。
- 20 として政令で定めるところにより計算した金額用に供されなくなつた部分に対応する部分の額 ときは、 数があるとき、又はその全額が百円未満である める割合を乗じて計算した金額とする。この場 第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に占 係る期限が確定した贈与税の金額を除く。)に、 定する場合に該当したことにより納税の猶予に は、当該事業の用に供されなくなつた時の直前 係る期限が確定したものの合計額とする。 定する場合に該当したことにより納税の猶予に る納税猶予分の贈与税額のうち同条第四項に規 で定めるところにより計算した金額は、同条第 贈事業用資産の価額に対応するものとして政令 合において、当該計算した金額に百円未満の端 における納税猶予分の贈与税額(既に同項に規 法第七十条の六の八第四項に規定する事業の 項の規定の適用を受ける特例事業受贈者に係 その端数金額又はその全額を切り捨て

- こ 当変事業の用こせていなくなつこ時の重り定の適用に係る贈与の時における価額事業用資産の法第七十条の六の八第一項の規一 当該事業の用に供されなくなつた特例受贈

- 申請者の氏名及び住所
- の項贈与の時における価額及び当該譲渡の対価細、当該特例受贈事業用資産の贈与者からの一当該譲渡に係る特例受贈事業用資産の明
- 四 その他参考となるべき事項 明細、取得予定年月日及び取得価額の見積額明細、取得予定年月日及び取得価額の見積額 正該当することとなる見込みのある資産の産に該当することとなる見込みのある資産の事業の用に供される資 当該譲渡があつた日から一年以内に法第七三 当該譲渡があつた日から一年以内に法第七三
- 22 前項の規定による申請書の提出があつた場合で
  において、その提出があつたものとみなす。は、当該申請の承認又は却下の処分がなかつたとき
  は、当該申請の承認又は却下の処分がなかつたとき
  対、当該申請の承認又は却下の処分がなかつたとき
  対、当該申請の承認があつたものとみなす。
  は、当該申請の承認又は却下の処分がなかつたとき
  対、当該申請の承認又は却下の処分がなかつたとき
  対、当該申請の承認又は却下の処分がなかつたとき
  がったものの額が当該譲渡の対価の額のうちに
  おる事業の用に供される資産の取得に充てられなかったものの額が当該譲渡の対価の額のうちに
  おる割合を、当該譲渡に係る特例受贈事業用
  資産の贈与者からの贈与の時における価額に乗
  でて計算した金額に相当する部分とする。
- 24 特例事業受贈者が法第七十条の六の八第五項の承認を受けようとする特例事業受贈者は、同項の移でで該当しないものとみなす。 産に該当しないものとみなす。 産に該当しないものとみなす。 産に該当しないものとみなす。 産に該当しないものとみなす。

添付し、これを当該移転があつた日から一月以 内に納税地の所轄税務署長に提出しなければな 項を記載した申請書に財務省令で定める書類を 定の適用を受けようとする旨及び次に掲げる事

- 申請者の氏名及び住所
- 款に記載された当該特例受贈事業用資産の出設立された会社の名称、本店の所在地及び定 贈与の時における価額並びに当該移転により 細、当該特例受贈事業用資産の贈与者からの一当該移転に係る特例受贈事業用資産の明
- 取得年月日及び取得時の価額 当該移転により取得をした株式等の 明
- その他参考となるべき事項
- 規定の適用については、次に定めるところによ 第二十五項の規定並びに次項及び第二十九項の 項、第十四項、第十六項から第十八項まで及び る会社についての同条第三項、第四項、第九 用資産とみなされた株式等又は当該株式等に係 は、当該申請の承認があつたものとみなす。 当該申請の承認又は却下の処分がなかつたとき において、その提出があつた日から一月以内に における特例事業受贈者、同項の特例受贈事業法第七十条の六の八第六項の承認を受けた後 前項の規定による申請書の提出があつた場合
- 号に係る部分に限る。)、第十六項から第十八 び第四号に係る部分を除く。)の規定は、 項まで及び第二十五項(同項の表の第三号及 条の六の八第三項、第四項、第十四項(第四 当該特例事業受贈者については、法第七十

(非上場株式等についての贈与税の納税猶予

項中」と、「第七十条の七第二項第一号

承継受贈者及び当該経営承継受贈者」とある 合において、法第七十条の七第二項第八号中 及び贈与税の免除について準用する。この場 当該特例事業受贈者の納税の猶予に係る期限 項において準用する場合を含む。) 並びに第 第五項、第十四項(法第七十条の七の五第十 第三項第六号及び第八号から第十二号まで、 のは「特例事業受贈者(第七十条の六の八第 の六の八第六項の会社(以下この条において 七の五第十二項から第十九項までの規定は、 十六項から第二十五項まで並びに第七十条の 「認定贈与承継会社」とあるのは「第七十条 「承継会社」という。)」と、同号ハ中「経営 法第七十条の七第二項第八号及び第九号、

> 替えて準用する同法第七十条の七の」と、 の贈与税の納税猶予及び免除)において読み 二十七項第二号(個人の事業用資産について

「第七十条の七第二項第一号に規定する認定

者」とあるのは「特例事業受贈者」と、「同七十条の六の八第一項」と、「経営承継受贈 条第十四項中「、第一項」とあるのは「、第与承継会社」とあるのは「承継会社」と、同 あるのは「承継会社の株式等」と、「認定贈 贈与税額をいう。以下この項において同じ。 条第一項中」とあるのは「同法第六十四条第 業受贈者」と、「対象受贈非上場株式等」と と、「経営承継受贈者」とあるのは「特例事 項又は第十四項」とあるのは「この項、第十 」と、「第一項、この項、第十一項、第十二 の株式等を取得した日から猶予中贈与税額 から猶予中贈与税額」とあるのは「承継会社 条第五項中「経営贈与承継期間の末日の翌日 贈者」とあるのは「特例事業受贈者」と、同 会社」と、同項第十二号中「当該経営承継受 に係る認定贈与承継会社」とあるのは「承継 号までの規定中「当該対象受贈非上場株式等 のは「承継会社」と、同項第八号から第十一 上場株式等に係る認定贈与承継会社」とある 贈者が承継会社の株式等」と、「適用対象非 対象非上場株式等」とあるのは「特例事業受 第三項第六号中「当該経営承継受贈者が適用 承継会社」とあるのは「承継会社」と、同条 例事業受贈者」と、同項第九号中「認定贈与 二項第二号に規定する特例事業受贈者をい (第七十条の六の八第四項に規定する猶予中 項、同条第一項、第十一項又は第十二項 以下この条において同じ。)及び当該特

用があつた場合における利子税の納付につい七の五第十二項若しくは第十四項の規定の適 八号から第十二号まで、第五項、第十四項、号若しくは第九号、第三項第六号若しくは第 部分に限る。)の規定は、第二号において読 限る。)及び第七十条の七の五第二十二項 第十六項若しくは第二十一項又は第七十条の み替えて準用する法第七十条の七第二項第八 三号及び第五号から第九号までに係る部分に て準用する。 (同項の表の第九号から第十三号までに係る 法第七十条の七第二十七項(同項の表の第

免除)の会社」と、「同条の」とあるのは 事業用資産についての贈与税の納税猶予及び あるのは「第七十条の六の八第六項(個人の 及び免除)に規定する認定贈与承継会社」と

「租税特別措置法施行令第四十条の七の八第

- 掲げる場合に該当することとなつた場合につ での規定は、当該会社が同条第三十項各号に 法第七十条の七第三十項から第三十四項ま
- 第九項の規定による届出書を提出する場合に 当該特例事業受贈者が法第七十条の六の八

に係る特例認定贈与承継会社」とあるのは受贈者又は同項の特例対象受贈非上場株式等 六項の株式又は出資を含む。以下第十五項ま 第一項の特例対象受贈非上場株式等(同条第 第七十条の七の五第十二項中「特例経営承継 以下第二十三項までにおいて同じ。)」と、法 を含む。以下第二十二項までにおいて同じ。) の対象受贈非上場株式等(承継会社の株式等 第二十四項までにおいて同じ。)又は第一項 む。以下第十七項までにおいて同じ。)又は 二項第二号に規定する特例事業受贈者を含 に係る認定贈与承継会社(承継会社を含む。 営承継受贈者(特例事業受贈者を含む。以下 等に係る認定贈与承継会社」とあるのは「経 「特例経営承継受贈者(第七十条の六の八第

三 当該特例事業受贈者が法第七十条の六の八 十四項(第三号に係る部分に限る。)の規定を受けるときにおける法第七十条の六の八第 の五第一項」とする。 は、「第七十条の七第一項又は第七十条の七 の適用については、同号中「同項」とあるの 項又は第七十条の七の五第一項の規定の適用 者が当該株式等について法第七十条の七第一 いて、当該贈与により当該株式等を取得した なされた株式等の全ての贈与をした場合にお 第六項の規定により特例受贈事業用資産とみ において同じ。)」と読み替えるものとする。

営承継受贈者又は同項の対象受贈非上場株式

七十条の六の八の」と、同条第十六項中「経 項」と、「第七十条の七の」とあるのは 一項」とあるのは「第七十条の六の八第一 とあるのは「会社の」と、「第七十条の七第 八第六項の会社」と、「認定贈与承継会社の」 贈与承継会社」とあるのは「第七十条の六の

> 得税法第二十七条第一項に規定する事業所「事業年度」と、「同条第一項の事業に係る所 得」とあるのは「同条第六項の会社」とす 在地」とあるのは「所在地(法第七十条の六した年月日を含む。)」と、同項第三号中「所 含む。)」と、同項第四号中「年」とあるのは の八第六項の会社の名称及び本店の所在地を 七十条の六の八第六項の会社の株式等を取得 おける次項の規定の適用については、同項第 二号中「年月日」とあるのは「年月日(法第

用については、同項中「事業が同条第三項各 提出する場合における第二十九項の規定の適 項第八号若しくは第九号、第三項第六号若し 等に係る会社について第二十七項第二号にお 号に掲げる場合又は同条第四項」とあるの 十条の六の八第十四項の規定による届出書を 者の相続人(包括受遺者を含む。)が法第七 は、「同条第六項の株式等若しくは当該株式 くは第八号から第十二号まで又は第五項」と いて読み替えて準用する法第七十条の七第二 当該特例事業受贈者又は当該特例事業受贈

会社(同条第六項の会社を含む。以下この項

でにおいて同じ。)に係る特例認定贈与承継

- ればならない。 の適用を受けたい旨及び次に掲げる事項を記載 する届出書には、引き続いて同条第一項の規定 し、かつ、財務省令で定める書類を添付しなけ 法第七十条の六の八第九項の規定により提
- 特例事業受贈者の氏名及び住所
- 二 贈与者から特例受贈事業用資産の取得をし
- 所得の総収入金額 の各年 (当該特例贈与報告基準日の直前の特告基準日」という。) の属する年の前年以前 る所得税法第二十七条第一項に規定する事業 年を除く。)における同条第一項の事業に係 例贈与報告基準日の属する年の前年以前の各 (以下この号及び次項において「特例贈与報 六の八第九項に規定する特例贈与報告基準日 当該届出書を提出する直前の法第七十条 特例受贈事業用資産に係る事業の所在地
- その他財務省令で定める事項

五.

29 ととなつた日の直前の特例贈与報告基準日 同項各号に掲げる場合のいずれかに該当するこ 続人(包括受遺者を含む。)は、法第七十条の 六の八第十四項の届出書を提出する場合には、 特例事業受贈者又は当該特例事業受贈者の相 (同

合のいずれかに該当することとなつた場合にお年を経過する日までの間に当該各号に掲げる場 届出書に添付しなければならない。 にする書類として財務省令で定めるものを当該 の有無その他の財務省令で定める事項を明らか 又は同条第四項に規定する場合に該当する事由 資産に係る事業が同条第三項各号に掲げる場合 おける当該特例事業受贈者又は特例受贈事業用 日から当該該当することとなつた日までの間に ときは、当該贈与税の申告書の提出期限)の翌 いて、当該期間内に特例贈与報告基準日がない 与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後三 条第一項の規定の適用に係る同項に規定する贈 33

又はその全額を切り捨てる。 の全額が百円未満であるときは、その端数金額 した金額に百円未満の端数があるとき、又はそ における価額のうちに占める割合を乗じて計算 ていた当該特例受贈事業用資産の当該贈与の時 該特例受贈事業用資産に係る事業の用に供され価額を除く。)が当該贈与者の死亡の直前に当 の適用に係る贈与をした特例受贈事業用資産の 者が同項(第三号に係る部分に限る。)の規定 用資産の当該贈与の時における価額(当該贈与 税額に、当該贈与者が贈与をした特例受贈事業 同号の贈与者の死亡の直前における猶予中贈与 る政令で定めるところにより計算した金額は、 した金額とする。この場合において、当該計算 法第七十条の六の八第十四項第二号に規定す 34

の規定による承認に係る譲渡があつたものの当より取得した特例受贈事業用資産で同条第五項 受贈事業用資産の贈与の時における価額は、そ二十三項、第二十五項第二号並びに前項の特例 たものの価額に対応する部分の金額として財務 り同条第一項の特例受贈事業用資産とみなされ 該贈与の時における価額のうち同項の規定によ れぞれ、同条第一項の規定の適用に係る贈与に 十項第一号及び第二号、第二十一項第二号、 適用があつた場合には、第十八項第二号、 受贈事業用資産について同条第十八項の規定の 業用資産とみなされたものである場合又は特例 り同条第一項の規定の適用を受ける特例受贈事 五項(第三号に係る部分に限る。)の規定によ 特例受贈事業用資産が法第七十条の六の八第 第二 第

32 出する同条第九項又は第十四項の届出書には 法第七十条の六の八第十五項の規定により提 決定日における価額とする。

例受贈事業用資産の同条第十八項に規定する認 省令で定めるところにより計算した金額又は特

> ればならない。 限までに提出することができなかつた事情の詳出期限又は同条第十四項に規定する免除届出期 か、これらの届出書を同条第九項に規定する届第二十八項又は第二十九項に規定する事項のほ 細を記載し、かつ、第二十八項又は第二十九項 に規定する財務省令で定める書類を添付しなけ

る一人の者として政令で定めるものは、次に掲 げる者とする。 法第七十条の六の八第十六項第一号に規定す

を含む。)を受けている個人 該承認があつたものとみなされる場合の承認 条の承認(同法第百四十七条の規定により当 又は贈与の時において、所得税法第百四十三 法第七十条の六の八第十六項第一号の譲渡

益財団法人を除く。)を除く。) 益社団法人を除く。)及び一般財団法人(公 持分の定めのある法人(医療法人を除く。) 持分の定めのない法人(一般社団法人 **公** 

施行令第二十四条の二第一項に規定する事実 処理に関する計画とする。 第四号又は第五号に掲げる要件に該当する債務 第一号に規定する政令で定める計画は、同令第 に限る。) とし、法第七十条の六の八第十六項 競争力強化法第百三十五条第一項に規定する中 処理を行うための手続についての準則が、産業 八項に規定する政令で定める事実は、法人税法 二十四条の二第一項第一号から第三号まで及び 小企業再生支援協議会が定めたものである場合 (同項第一号に規定する一般に公表された債務 法第七十条の六の八第十六項第一号及び第十

として政令で定める事由は、次に掲げる事由と 受贈事業用資産に係る事業の継続が困難な事由 法第七十条の六の八第十七項に規定する特例

年内の各年」という。)のうち二以上の年に年以前三年内の各年(次号において「直前三 かに該当することとなつた日の属する年の前の六の八第十七項各号に掲げる場合のいずれ 第二項に規定する事業所得の金額が零未満で あること。 おいて、当該事業に係る所得税法第二十七条 特例事業受贈者又は当該事業が法第七十条

額が、 こと。 条第一項に規定する事業所得に係る総収入金 て、当該事業に係る各年の所得税法第二十七 直前三年内の各年のうち二以上の年におい 当該各年の前年の総収入金額を下回る

として財務省令で定める事由 者による当該事業の継続が困難となつた事由 前二号に掲げるもののほか、特例事業受贈

36 で定める評定は、次の各号に掲げる事実の区分 に応じ当該各号に定める評定とする。 法第七十条の六の八第十八項に規定する政令

滞税の額を計算するときは、猶予中贈与税額かに係るものに限る。)を発した日までの間の延 限のいずれか遅い日の翌日から同条第二十一項があつた日又は同条第二十二項に規定する納期 申請書の提出があつた場合において、当該提出 法第七十条の六の八第十六項又は第十七項の 令で定める事実 特例事業受贈者が法人税法二 法第七十条の六の八第十八項に規定する政 請贈与税額を控除した残額を基礎として計算す ら同条第十六項又は第十七項に規定する免除申 の規定による通知(同条第十六項又は第十七項 施行令第二十四条の二第一項第一号イに規定 する事項に従つて行う同項第二号の資産評定 認可の決定があつた時の価額により行う評定 特例受贈事業用資産について当該再生計画の 決定があつたこと 特例事業受贈者が有する 民事再生法の規定による再生計画の認可の

38 除した残額を基礎として計算するものとする。 る。)を発した日までの間の利子税の額を計算 申請書の提出があつた場合において、当該提出 又は第十七項に規定する免除申請贈与税額を控 するときは、猶予中贈与税額から同条第十六項 があつた日から同条第二十一項の規定による通 法第七十条の六の八第十六項又は第十七項の 特例事業受贈者が特例受贈事業用資産に係る (同条第十六項又は第十七項に係るものに限

39 る。)の規定の適用に係る贈与をしたときを除 とき(同条第十四項(第三号に係る部分に限 場合において、当該資産の譲渡又は贈与をした 次項において同じ。) 以外の当該特例事業受贈 備付け、記録又は保存をしなければならない。 例事業受贈者は、それぞれの事業につき所得税 事業と別の事業を営んでいる場合には、当該特 産又は同号ハに定める資産に限る。)を有する の六の八第二項第一号イ若しくはロに掲げる資 者の事業の用に供されている資産(法第七十条 定する特例事業用資産をいう。以下この項及び 事業用資産及び法第七十条の六の十第一項に規 法第百四十八条第一項の規定による帳簿書類の 特例事業受贈者が対象事業用資産(特例受贈

るものとする。

たものとみなす。 号に係る部分に限る。) の規定の適用について 与をしたときは、同条第四項及び第十四項(同号に係る部分に限る。) の規定の適用に係る贈 当該対象事業用資産以外の資産から先に譲渡又 は贈与をしたものとみなし、同条第十四項(同 く。)は、同条第四項の規定の適用については、 は、当該対象事業用資産から先に当該贈与をし

は贈与をしたものとみなす。 の特例事業受贈者に係るもの)から順次譲渡又 資産である場合には、当該特例受贈事業用資産 適用に係る贈与により取得した特例受贈事業用 の規定の適用については、当該対象事業用資産 四項及び第十四項(第三号に係る部分に限る。) 贈与をした場合における法第七十条の六の八第 のうち先に同条第一項の規定の適用を受けた他 のが同項(同号に係る部分に限る。)の規定の のうち先に取得したもの(当該先に取得したも 特例事業受贈者が対象事業用資産の譲渡又は

事業用資産については、相続税法第十九条、第贈与者の相続が開始したときは、当該特例受贈 場合において、当該贈与の日の属する年に当該 る。)から同条第十四項(第三号に係る部分に 規定の適用を受けている特例事業受贈者に限 けようとする特例事業受贈者が贈与者(同項 二十一条の十五及び第二十一条の十六の規定 与者に係る特例受贈事業用資産を取得している 限る。)の規定の適用に係る贈与により当該贈 は、適用しない。 法第七十条の六の八第一項の規定の適用を受

相続税の課税の特例) (個人の事業用資産の贈与者が死亡した場合の

第四十条の七の九 法第七十条の六の九第二項 げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とす 規定により読み替えて適用する同条第一項に規 定する政令で定める者は、 前条第三項各号に掲

予及び免除) (個人の事業用資産についての相続税の納税猶

第四十条の七の十 規定する特定事業用資産を有していた個人とし 区分に応じ当該各号に定める者とする。 て政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の き、以下この条において「特定事業用資産」 る特定事業用資産(第三十五項第三号を除 法第七十条の六の十第二項第一号に規定す 法第七十条の六の十第一項に

という。)を有していた者が法第七十条の六

の十第一項の規定の適用に係る相続の開始の

3

より所得税の納税地の所轄税務署長に提出し 第三項の規定の適用に係るものに限る。) に 号に規定する青色申告書(法第二十五条の二 年及びその前々年の所得税法第二条第一項第 を行つていた者である場合 当該事業につい 三十七号に規定する確定申告書を同項第四十 前において当該特定事業用資産に係る事業 当該相続の開始の日の属する年、その前

要件の全てを満たす者 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる

り取得した当該特定事業用資産に係る事業 うとする者が当該相続の開始前に贈与(贈 与の直前において、その者と生計を一にし の七の八第一項第一号に定める者からの贈 同項の規定の適用に係る贈与者で第四十条 ようとする場合又は受けている場合には、 七十条の六の八第一項の規定の適用を受け と同一の事業に係る他の資産について法第 を除く。以下この条において同じ。)によ 与をした者の死亡により効力を生ずる贈与 ていたその者の親族)であること。 十条の六の十第一項の規定の適用を受けよ に定める者と生計を一にする親族(法第七 前号の相続の開始の直前において、同号

定める者からの贈与の時)後に開始した相贈与者で第四十条の七の八第一項第一号に 当該相続の開始前に贈与により取得した同 規定の適用を受けようとする場合又は受け 資産について法第七十条の六の八第一項の 用資産に係る事業と同一の事業に係る他の 項の規定の適用を受けようとする特定事業 続に係る被相続人であること。 ている場合には、同項の規定の適用に係る (同項の規定の適用を受けようとする者が一項の規定の適用に係る相続の開始の時 前号に定める者の法第七十条の六の十第 4

用に係る贈与の日とする。 受けている場合における最初の同項の規定の適 業に係る他の資産について法第七十条の六の八 うとする特定事業用資産に係る事業と同一の事 贈与により取得した同項の規定の適用を受けよ る者が同項の規定の適用に係る相続の開始前に 定める日は、同項の規定の適用を受けようとす 法第七十条の六の十第一項に規定する政令で 一項の規定の適用を受けようとする場合又は

あるのは「贈与」とする。 第二号、第十五項第二号、第十七項第一号及び始」とあるのは「贈与」と、第一項第一号及び 得をした個人が、当該贈与の日の属する年にお 項第二号並びに第二十四項中「相続の開始」と 第二号、第十八項第二号、第二十項、第二十二 るのは「贈与」と、同号ハ及びホ中「相続の開 の規定の適用に係る相続の開始」とあるのは の場合において、同条第二項第一号中「の前項 続又は遺贈により取得をしたものとみなす。こ 業用資産は、当該個人が当該被相続人からの相 む。) には、法第七十条の六の十の規定の適用 れる場合(当該特定事業用資産について同法第 五の規定により当該贈与により取得をした特定 とにより相続税法第十九条又は第二十一条の十 条において同じ。)により財産の取得をしたこ 死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この 被相続人からの相続又は遺贈(贈与をした者の 定の適用に係る贈与により特定事業用資産の取 「前項の規定の適用に係る相続又は遺贈」とあ 「からの当該資産の贈与」と、同項第二号中 については、当該贈与により取得をした特定事 二十一条の十六の規定の適用がある場合を含 事業用資産の価額が相続税の課税価格に加算さ いて当該被相続人の相続が開始し、かつ、当該 被相続人から法第七十条の六の八第一項の規

当該第一次特例事業相続人等に係る同項の規定 等(当該被相続人からの相続又は遺贈により特 資産の取得をした個人が第一次特例事業相続人 定の適用に係る相続又は遺贈により特定事業用被相続人から法第七十条の六の十第一項の規 の規定による期限内申告書をいう。以下この条 る相続税の申告書(相続税法第二十七条第一項 の適用については、同項中「が、当該相続に係 に従事していたものをいう。)があるときは、 ずるものとして財務省令で定めるものを含む。 当該特定事業用資産に係る事業(当該事業に準 続人が六十歳以上で死亡した場合にあつては、 特定事業用資産の取得をした個人で、当該被相 例事業相続人等からの相続又は遺贈により当該 で死亡したものをいう。)に該当する場合にお 提出期限前に当該相続税の申告書を提出しない は遺贈に係る同項に規定する相続税の申告書の 定事業用資産の取得をした個人で、当該相続又 において同じ。)」とあるのは「の相続人が、当 いて、第二次特例事業相続人等(当該第一次特 7 6

ものとみなす」とする。 の規定の適用については、その納税を猶予した「その納税を猶予する」とあるのは「第十五項 と、「相続税の申告書の提出期限までに当該」たものに限る。)で同条第二項の規定による」 特定事業用資産の取得をした特例事業相続人等の目続又は遺贈により当該 用を受けるため特例事業用資産に係る」と、 をした特定事業用資産につきこの項の規定の適 例事業相続人等からの相続又は遺贈により取得 とあるのは「第二次特例事業相続人等が当該特 項の規定の適用を受けようとする旨の記載をし 項の規定による期限内申告書をいう。) にこの 等」という。)が、相続税の申告書(同条第一 続税の」とあるのは「特定事業用資産(当該特 による申告書」と、「特定事業用資産で当該相 (以下この項において「第二次特例事業相続人

5 法第七十条の六の十第二項第一号に規定する を一にしていた当該被相続人の親族であるもの与者からの贈与の直前において被相続人と生計 一項の規定の適用に係る贈与者(第四十条の七けている者に限る。)の法第七十条の六の八第 うとする特定事業用資産に係る事業と同一の事 受けようとする者(同項の規定の適用を受けよ 政令で定める者は、同条第一項の規定の適用を に限る。)とする。 の八第一項第一号に定める者であつて、当該贈 第一項の規定の適用を受けようとする者又は受 業に係る他の資産について法第七十条の六の八

構築物の敷地の用に供されている同号イに規定 条の六の十第二項第一号イに規定する建物又は 用する。 する宅地等のうち政令で定めるものについて準 第四十条の七の八第六項の規定は、法第七十

める面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応る小規模宅地等に相当する面積として政令で定 じ当該各号に定める面積とする。 法第七十条の六の十第二項第一号イに規定す た当該特定同族会社事業用宅地等の面積の適用を受けるものとしてその者が選択をし る場合に該当する場合を除く。) 同項の規定の適用を受ける場合(次号に掲げ 同条第一項に規定する小規模宅地等について に規定する特定同族会社事業用宅地等である 得した者が、法第六十九条の四第三項第三号 被相続人から相続又は遺贈により財産を取

得した者が、 被相続人から相続又は遺贈により財産を取 法第六十九条の四第三項第四号

10

げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金

該相続に係る相続税法第二十七条第二項の規定

8 三 前二号に掲げる場合以外の場合 条の六の十第二項第一号ロに規定する事業の用 ついて準用する。 に供されている建物として政令で定めるものに 第四十条の七の八第七項の規定は、法第七十 二項第三号イからハまでの規定により計算し 受けるものとしてその者が選択をした同条第 定の適用を受ける場合 同項の規定の適用を た面積の合計に二を乗じて計算した面積 項に規定する小規模宅地等について同項の規 に規定する貸付事業用宅地等である同条第一

零

除した残額を超えるときは、当該超える部分の 例事業相続人等に係る法第七十条の六の十第一 第二十一条の十五又は第二十一条の十六の規定 等が同法第十九条の二から第二十条の二まで、 る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十 債務額を控除した残額。第二号において「特定 税の額は、同号に規定する特例事業用資産の 特例事業相続人等(以下この条において「特例 金額を控除した残額)とする。 れらの規定により控除された金額の合計額が第 項に規定する納付すべき相続税の額の計算上こ の適用を受ける者である場合において、当該特 業相続人等の相続税の額(当該特例事業相続人 び第二項の規定を適用して計算した当該特例事 項及び第二項並びに第二十一条の十六第一項及 三条から第十九条まで、第二十一条の十五第一 価額」という。)を当該特例事業相続人等に係 きは、当該特例事業用資産の価額から当該特定 債務がある場合において、 額(相続税法第十三条の規定により控除すべき 事業相続人等」という。)の同項第三号の相 一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控 法第七十条の六の十第二項第二号に規定する 特定債務額があると 価 続

十一条の十五第一項及び第二項並びに第二十 て計算した当該特例事業相続人等の相続税 一条の十六第一項及び第二項の規定を適用し 相続税法第十一条から第十九条まで、第二

一 特定価額を当該特例事業相続人等に係る相 及び第二項の規定を適用して計算した当該特項及び第二項並びに第二十一条の十六第一項 続税の課税価格とみなして、相続税法第十三 前項に規定する特定債務額とは、 条から第十九条まで、第二十一条の十五第一 例事業相続人等の相続税の額 第一号に掲

三号に掲げる金額を加えた金額をいう。 (その金額が零を下回る場合には、零) に第 相続税法第十三条の規定により控除すべき

げる価額を控除した残額 価額と口に掲げる金額との合計額からハに掲 特例事業相続人等の負担に属する部分の金額 から第三号に掲げる金額を控除した残額 前号の特例事業相続人等に係るイに掲げる

贈により取得した財産の価額 の十第一項の規定の適用に係る相続又は遺 当該特例事業相続人等が法第七十条の六

項の規定(法第七十条の三の二第一項の規 の価額から同法第二十一条の十一の二第一 贈与により取得した財産で相続税法第二十 定を含む。)による控除をした残額 条の九第三項の規定の適用を受けるもの 当該特例事業相続人等が被相続人からの

する特例事業用資産の価額 法第七十条の六の十第二項第三号に規定

書面により明らかにされているものに限る。) 付けに係る消費貸借に関する契約書その他の 関するもの以外のものであることが金銭の貸 務と認められるもの以外の債務(当該事業に 業用資産」という。)に係る事業に関する債 例事業用資産(以下この条において「特例事 から法第七十条の六の十第一項に規定する特 特例事業相続人等の負担に属する部分の金額 の金額を控除した残額 相続税法第十三条の規定により控除すべき

Ŧī.

11 あるときは、その端数金額又はその全額を切り の端数があるとき、又はその全額が百円未満で 納税猶予分の相続税額(以下この条において 「納税猶予分の相続税額」という。) に百円未満 法第七十条の六の十第二項第三号に規定する 14

号の規定により計算される相続税の課税価格と 者に係る相続税の課税価格は、同条第二項第一 いるときにおける当該財産の取得をした全ての 第七十条の六第一項の規定の適用を受ける者が 又は遺贈により財産の取得をした者のうちに法 納税猶予分の相続税額を計算する場合におい 特例事業相続人等に係る被相続人から相続

13 四十条の七第十六項第三号に規定する調整前事 に定める税額と調整前事業用資産猶予税額(第 適用を受ける者である場合において、当該各号 特例事業相続人等が次の各号に掲げる規定の

> 未満であるときは、その端数金額又はその全額 円未満の端数があるとき、又はその全額が百円 る。この場合において、当該計算した金額に百 計額に占める割合を乗じて計算した金額とす 税額に当該調整前事業用資産猶予税額が当該合 定の適用を受けないものとした場合における当 の六の十第一項の規定及び当該各号に掲げる規 業用資産猶予税額をいう。)との合計額が猶予 に係る納税猶予分の相続税額は、当該猶予可能 いう。)を超えるときにおける特例事業用資産 該特例事業相続人等が納付すべき相続税の額を 可能税額(当該特例事業相続人等が法第七十条

を切り捨てる。 前農地等猶予税額をいう。 税額(第四十条の七第十六項に規定する調整 法第七十条の六第一項 調整前農地等猶予

する調整前山林猶予税額をいう。) 予税額(第四十条の七第十六項第一号に規定 法第七十条の六の六第一項 調整前山林猶

七十条の七の八第一項 調整前株式等猶予税の四第一項、第七十条の七の六第一項又は第 調整前株式等猶予税額をいう。) 定する調整前美術品猶予税額をいう。) 猶予税額(第四十条の七第十六項第二号に規 法第七十条の六の七第一項 調整前美術品 法第七十条の七の二第一項、第七十条の七 (第四十条の七第十六項第四号に規定する

規定の適用がある場合における法第七十条の六 規定する政令で定める期間について、 の八第二項第四号に規定する政令で定める期 ものとして政令で定めるもの及び同項第五号に 間、同号ハに規定する必要経費に算入されない 十七項の規定は、法第七十条の六の十第一項の 第四十条の七の八第十四項、第十六項及び第 定する調整前持分猶予税額をいう。)猶予税額(第四十条の七第十六項第五号に規 法第七十条の七の十二第一項 調整前持分 それぞれ

15 が確認できる書類として財務省令で定める書類 用に供することが困難になつた場合として政令 る事項を記載した届出書に当該廃棄をしたこと 部の廃棄をした特例事業相続人等は、次に掲げ 合において、当該特例事業用資産の全部又は一 食、損耗その他これらに準ずる事由により当該 で定める場合は、特例事業用資産の陳腐化、腐 特例事業用資産を廃棄した場合とする。この場 法第七十条の六の十第四項に規定する事業の

ける価額

兀 名称及び住所又は事業所の所在地 合には、当該委託を受けた事業者の氏名又は

17 用に供されなくなつた部分に対応する部分の額 する場合に該当したことにより納税の猶予に係 納税猶予分の相続税額のうち同条第四項に規定 めるところにより計算した金額は、同条第一項 業用資産の価額に対応するものとして政令で定 る期限が確定したものの合計額とする。 の規定の適用を受ける特例事業相続人等に係る 法第七十条の六の十第四項に規定する事業の 法第七十条の六の十第四項に規定する特例事

> あつた日から一年を経過する日までに同号の事 業用資産のうち、当該譲渡の対価で当該譲渡が 政令で定める部分は、同号の譲渡に係る特例事

は、当該申請の承認があつたものとみなす。 当該申請の承認又は却下の処分がなかつたとき において、その提出があつた日から一月以内に

法第七十条の六の十第五項第二号に規定する

合において、当該計算した金額に百円未満の端 ときは、その端数金額又はその全額を切り捨て 数があるとき、又はその全額が百円未満である める割合を乗じて計算した金額とする。この場 第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に占 係る期限が確定した相続税の金額を除く。)に、 定する場合に該当したことにより納税の猶予に における納税猶予分の相続税額(既に同項に規 は、当該事業の用に供されなくなつた時の直前 として政令で定めるところにより計算した金額

二 当該事業の用に供されなくなつた時の直前 の規定の適用に係る相続の開始の時における 特例事業用資産の法第七十条の六の十第一項 において当該事業の用に供されていた全ての 適用に係る相続の開始の時における価額 用資産の法第七十条の六の十第一項の規定の 当該事業の用に供されなくなつた特例事業

を受けようとする特例事業相続人等は、 月以内に納税地の所轄税務署長に提出しなけ を記載した申請書を当該譲渡があつた日から一 の適用を受けようとする旨及び次に掲げる事項 譲渡に係る特例事業用資産について同項の規定 ばならない 法第七十条の六の十第五項の税務署長の承認 同項の

を添付し、これを当該廃棄をした日から二月以 内に納税地の所轄税務署長に提出しなければな

当該特例事業用資産の法第七十条の六の十第 一項の規定の適用に係る相続の開始の時にお 当該廃棄をした特例事業用資産の明細及び 当該特例事業相続人等の氏名及び住所

当該特例事業用資産の廃棄の委託をした場 その他参考となるべき事項

兀

その他参考となるべき事項

前項の規定による申請書の提出があつた場合

明細、取得予定年月日及び取得価額の見積額

産に該当することとなる見込みのある資産

十条の六の十第五項の事業の用に供される資

当該譲渡があつた日から一年以内に法第七

る価額及び当該譲渡の対価の額

項の規定の適用に係る相続の開始の時におけ 該特例事業用資産の法第七十条の六の十第一

当該譲渡に係る特例事業用資産の明

細、

申請者の氏名及び住所

20

21 認を受けた場合における同項の譲渡の対価の 事業相続人等が法第七十条の六の十第五項の に相当する金銭について準用する。 第四十条の七の八第二十四項の規定は、

承

価額に乗じて計算した金額に相当する部分とす

項の規定の適用に係る相続の開始の時における を、当該譲渡に係る特例事業用資産の同条第一 たものの額が当該譲渡の対価の額に占める割合 業の用に供される資産の取得に充てられなかつ

付し、これを当該移転があつた日から一月以内 を記載した申請書に財務省令で定める書類を添 移転に係る特例事業用資産について同項の規定 を受けようとする特例事業相続人等は、同項 に納税地の所轄税務署長に提出しなければなら の適用を受けようとする旨及び次に掲げる事項 法第七十条の六の十第六項の税務署長の承認

申請者の氏名及び住所

当該特例事業用資産の出資の額 る価額並びに当該移転により設立された会社 項の規定の適用に係る相続の開始の時におけ 該特例事業用資産の法第七十条の六の十第一 当該移転に係る特例事業用資産の明細、 本店の所在地及び定款に記載された

三 当該移転により取得をした株式等(株式又 の明細、取得年月日及び取得時の価額は出資をいう。以下この条において同じ。) その他参考となるべき事項

24 当該申請の承認又は却下の処分がなかつたとき において、その提出があつた日から一月以内に 前項の規定による申請書の提出があつた場合 特例事業用資産が法第七十条の六の十第五項 当該申請の承認があつたものとみなす。

の同条第十九項に規定する認可決定日における ところにより計算した金額又は特例事業用資産 時における価額のうち同項の規定により同条第 認に係る譲渡があつたものの当該相続の開始の た特例事業用資産で同条第五項の規定による承 定の適用に係る相続若しくは遺贈により取得し時における価額は、それぞれ、同条第一項の規 十二項第二号の特例事業用資産の相続の開始の 第二号、第十八項第二号、第二十項並びに第二 合には、第十五項第二号、第十七項第一号及び について同条第十九項の規定の適用があつた場 みなされたものである場合又は特例事業用資産 第一項の規定の適用を受ける特例事業用資産と に対応する部分の金額として財務省令で定める (第三号に係る部分に限る。) の規定により同条 項の特例事業用資産とみなされたものの価額

の適用については、次に定めるところによる。 十六項の規定並びに次項及び第二十七項の規定 第十五項、第十七項から第十九項まで及び第二 会社についての同条第三項、第四項、第十項、 資産とみなされた株式等又は当該株式等に係る 法第七十条の六の十第六項の承認を受けた後 及び第四号に係る部分を除く。)の規定は、 九項まで及び第二十六項(同項の表の第三号 三号に係る部分に限る。)、第十七項から第十 おける特例事業相続人等、同項の特例事業用 十条の六の十第三項、第四項、第十五項(第 当該特例事業相続人等については、法第七

「、第一項」とあるのは「、第七十条の六のあるのは「承継会社」と、同条第十五項中

-第一項」と、「経営承継相続人等」とある

等」と、「対象非上場株式等」とあるのは承継相続人等」とあるのは「特例事業相続人

「承継会社の株式等」と、「認定承継会社」と

項、同条第十二項又は第十三項」と、「経営 又は第十五項」とあるのは「この項、第十五

一 法第七十条の七第二項第八号及び第九号 条の七第二項第八号中「認定贈与承継会社」 納税の猶予に係る期限及び相続税の免除につ を含む。)並びに第十七項から第二十六項ま ら第十二号まで、第五項、第十五項(法第七 第七十条の七の二第三項第六号及び第八号か とあるのは「第七十条の六の十第六項の会社 いて準用する。この場合において、法第七十 十項までの規定は、当該特例事業相続人等の で並びに第七十条の七の六第十三項から第二 十条の七の六第十一項において準用する場合 (次号及び次条において「承継会社」という

> 税額をいう。以下この項において同じ。)」 用対象非上場株式等に係る認定承継会社」と と、「第一項、この項、第十二項、第十三項 七十条の六の十第四項に規定する猶予中相続 株式等を取得した日から猶予中相続税額(第 ら猶予中相続税額」とあるのは「承継会社の 同条第五項中「経営承継期間の末日の翌日か 人等」とあるのは「特例事業相続人等」と、 社」と、同項第十二号中「当該経営承継相続 に係る認定承継会社」とあるのは「承継会 十一号までの規定中「当該対象非上場株式等 あるのは「承継会社」と、同項第八号から第 事業相続人等が承継会社の株式等」と、「適 が適用対象非上場株式等」とあるのは「特例 の二第三項第六号中「当該経営承継相続人等 とあるのは「承継会社」と、法第七十条の七 等」と、同項第九号中「認定贈与承継会社」 条において同じ。) 及び当該特例事業相続人 する特例事業相続人等をいう。以下ハ及び次 経営承継受贈者」とあるのは「特例事業相続 。)」と、同号ハ中「経営承継受贈者及び当該 人等(第七十条の六の十第二項第二号に規定

第一項」とあるのは、「次条第一項又は第七適用については、同号中「第七十条の六の八 が当該株式等について法第七十条の七第一項て、当該贈与により当該株式等を取得した者 された株式等の全ての贈与をした場合にお 十条の七の五第一項」とする。 五項(第二号に係る部分に限る。)の規定の 受けるときにおける法第七十条の六の十第十 又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を 十第六項の規定により特例事業用資産とみな 当該特例事業相続人等が法第七十条の六の

第十五項の規定の適用があつた場合における二項又は第七十条の七の六第十三項若しくは 利子税の納付について準用する。 第五項、第十五項、第十七項若しくは第二十 の第三号及び第五号から第九号までに係る部1 法第七十条の七の二第二十八項(同項の表 項第六号若しくは第八号から第十二号まで、 八号若しくは第九号、第七十条の七の二第三 読み替えて準用する法第七十条の七第二項第 る部分に限る。)の規定は、第二号において 項(同項の表の第九号から第十三号までに係 分に限る。)及び第七十条の七の六第二十三

産についての相続税の納税猶予及び免除)の「第七十条の六の十第六項(個人の事業用資

除)に規定する認定承継会社」とあるのは 場株式等についての相続税の納税猶予及び免 と、「第七十条の七の二第二項第一号(非上 中」とあるのは「同法第六十四条第一項中」 のは「特例事業相続人等」と、「同条第一項

九項までの規定は、当該会社が同条第三十一 法第七十条の七の二第三十一項から第三十 場合について準用する。 項各号に掲げる場合に該当することとなつた

あるのは

「会社の」と、「第七十条の七の二第一項」と の会社」と、「認定承継会社の」とあるのは 会社」とあるのは「第七十条の六の十第六項 条の七の二第二項第一号に規定する認定承継 する同法第七十条の七の二の」と、「第七十 納税猶予及び免除)において読み替えて準用 二号(個人の事業用資産についての相続税の 措置法施行令第四十条の七の十第二十五項第 会社」と、「同条の」とあるのは「租税特別

「第七十条の六の十第一項」と、

承継会社」とあるのは「特例経営承継相続人同項の特例対象非上場株式等に係る特例認定 項までにおいて同じ。)」と、法第七十条の七定承継会社(承継会社を含む。以下第二十四 非上場株式等(承継会社の株式等を含む。以五項までにおいて同じ。)又は第一項の対象 る特例認定承継会社(同条第六項の会社を含 む。以下第十六項までにおいて同じ。)に係 上場株式等(同条第六項の株式又は出資を含 でにおいて同じ。)又は第一項の特例対象非 る特例事業相続人等を含む。以下第十八項ま 等(第七十条の六の十第二項第二号に規定す の六第十三項中「特例経営承継相続人等又は る認定承継会社」とあるのは「経営承継相続と等又は同項の対象非上場株式等に係 るものとする。 む。以下この項において同じ。)」と読み替え 下第二十三項までにおいて同じ。)に係る認 条の六の十の」と、同条第十七項中「経営承 人等(特例事業相続人等を含む。以下第二十 「第七十条の七の二の」とあるのは 「第七十 係る所得税法第二十七条第一項に規定する事 業所得」とあるのは「同条第六項の会社」と のは「事業年度」と、「同条第一項の事業に 地を含む。)」と、同項第四号中「年」とある 「所在地」とあるのは「所在地(法第七十条 第七十条の六の十第六項の会社の株式等を取 第二号中「年月日」とあるのは「年月日(法 の六の十第六項の会社の名称及び本店の所在 得した年月日を含む。)」と、同項第三号中 における次項の規定の適用については、 十第十項の規定による届出書を提出する場合 当該特例事業相続人等が法第七十条の六の

の適用を受けたい旨及び次に掲げる事項を記載 する届出書には、引き続いて同条第一項の規定 し、かつ、財務省令で定める書類を添付しなけ 法第七十条の六の十第十項の規定により提出 二項第八号若しくは第九号又は第七十条の七 式等に係る会社について第二十五項第二号に 項各号に掲げる場合又は同条第四項」とある の適用については、同項中「事業が同条第三 書を提出する場合における第二十七項の規定 第七十条の六の十第十五項の規定による届出 続人等の相続人(包括受遺者を含む。)が法 号まで若しくは第五項」とする。 の二第三項第六号若しくは第八号から第十二 おいて読み替えて準用する法第七十条の七第 のは、「同条第六項の株式等若しくは当該株 当該特例事業相続人等又は当該特例事業相

ればならない。 特例事業相続人等の氏名及び住所

一被相続人から特例事業用資産の取得をした 年月日 特例事業用資産に係る事業の所在地

年を除く。) における同条第一項の事業に係例相続報告基準日の属する年の前年以前の各の各年(当該特例相続報告基準日の直前の特告基準日」という。) の属する年の前年以前 所得の総収入金額 る所得税法第二十七条第一項に規定する事業 (以下この号及び次項において「特例相続報六の十第十項に規定する特例相続報告基準日 当該届出書を提出する直前の法第七十条の

27 五 その他財務省令で定める事項 条の六の十第十五項の届出書を提出する場合に の相続人(包括受遺者を含む。)は、法第七十 特例事業相続人等又は当該特例事業相続人等

該届出書に添付しなければならない。 かにする書類として財務省令で定めるものを当 由の有無その他の財務省令で定める事項を明ら 合又は同条第四項に規定する場合に該当する事 用資産に係る事業が同条第三項各号に掲げる場 間における当該特例事業相続人等又は特例事業 の翌日から当該該当することとなつた日までの ないときは、当該相続税の申告書の提出期限) において、当該期間内に特例相続報告基準日が る場合のいずれかに該当することとなつた場合 後三年を経過する日までの間に当該各号に掲げ る相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以 ることとなつた日の直前の特例相続報告基準日 (同条第一項の規定の適用に係る同項に規定す 同項各号に掲げる場合のいずれかに該当す 35

計算するものとする。

出する同条第十項又は第十五項の規定により提出する同条第十項に規定する事項のほか、これらの届出書を同条第十項に規定する原語出期限又は同条第十五項に規定する免除届出期限又は同条第十五項に規定する免除届出期限でに提出することができなかつた事情の詳細を記載し、かつ、とができなかつた事情の詳細を記載し、かつ、とができなかつた事情の詳細を記載し、かつ、これができなかった事情の詳細を記載した。

第一号に規定する政令で定める計画について準規定する政令で定める事実並びに同条第十七項七十条の六の十第十七項第一号及び第十九項に七十条の六の十第十七項第一号及び第十九項にる。

る評定について準用する。 七十条の六の十第十九項に規定する政令で定め 第四十条の七の八第三十六項の規定は、法第

する猶予中相続税額から同条第十七項又は第十帯税の額を計算するときは、同条第四項に規定に係るものに限る。)を発した日までの間の延に係るものに限る。)を発した日までの間の延いがあつた日又は同条第二十三項に規定する納期があつた日又は同条第二十三項に規定する納期があつた日又は同条第二十三項に規定する納期があつた場合において、当該提出申請書の提出があつた場合において、当該提出申請書の提出があつた場合において、当該提出申請書の提出があった場合において、当該提出申請書の提出があった場合に対して、

免除申請相続税額を控除した残額を基礎として免除申請相続税額を控除した残額から同条第十七項又は第十八項に規定する通いあった日から同条第二十二項の規定による通いあった日から同条第二十二項の規定による通知(同条第十七項又は第十八項に係るものに限知(司条第十七項又は第十八項の規定による通知のら同条第十七項又は第十八項の規定による通知があった。

により読み替えて適用する場合を含む。以下 定により取得したものとみなされた同条第一項に規定する特例受贈事業用資産について同項 の規定の適用を受ける場合における同項、同条 の規定の適用を受ける場合における同項、同条 の規定の適用を受ける場合における同項、同条 の規定の適用を受ける場合における同項、回条 の規定の適用を受ける場合における同項、以下 にの現定の適用については、次に定めるところ で、次に定めるところ で、以下 により、次に定めるところ で、の規定の適用については、次に定めるところ で、次に定めるところ

当該特例事業受贈者に係る被相続人から相条の七の八第一項に規定する者とする。条の七の八第一項に規定する者は、第四十なける同項に規定する特定事業用資産を有し第一項の規定の適用を受けようとする場合に第一項の規定の適用を受けようとする場合に第一項の規定の適用を受けようとする場合に第一項の規定の適用を受けようとする場合に第一項の規定の適用を受けようとする場合に第一項の規定の適用を受ける。

第四十条の七の八第三十三項の規定は、法第

あるのは「を当該残存宅地等面積」と、同号 をいう。)(」と、「を四百平方メートル」と した床面積以下の部分」とする。 た同条第二項第一号ロの建物の床面積を控除 て同項に規定する贈与税の申告書に記載され 六の八第一項の規定の適用を受けるものとし 合計のうち八百平方メートルから第七十条の める資産」とあるのは「当該建物の床面積の ロ中「第七十条の六の八第二項第一号ロに定 二項第一号イの宅地等の面積を控除した面積 規定する贈与税の申告書に記載された同条第 メートル(」とあるのは「残存宅地等面積 規定の適用については、同号イ中「四百平方 ようとする場合における同条第二項第一号の 第七十条の六の十第一項の規定の適用を受け 続又は遺贈により取得をした資産について法 (四百平方メートルから第七十条の六の八第 項の規定の適用を受けるものとして同項に

第七十条の六の八第一項の規定の適用に係る| 当該特例事業受贈者に係る被相続人から法

用を受けようとする部分の面積 うち法第七十条の六の十第一項の規定の適イ 受贈宅地等 当該特例受贈事業用資産の

ロ 受贈宅地等の譲渡につき法第七十条の六 の八第五項の承認があつた場合における同面積に(2)に掲げる制合を乗じて計算し面積に(2)に掲げる制合を乗じて計算の規定により同条第一項の規定の面積に(2)に掲げる割合を乗じて計算の承認があつた場合における同の八第五項の承認があつた場合における同の人第五項の承認があつた場合における同の人第五項の承認があった場合に対ける同の対象を表現している。

用を受けた受贈宅地等の面積 法第七十条の六の八第一項の規定の適

(2) において同じ。) における価額のうちに占める割合

に掲げる割合を乗じて計算した面積 で掲げる割合を乗じて計算した面積 に (2) 式又は持分 (1) に掲げる面積に (2) 認があつた場合における同項の規定により 記があつた場合における同項の規定により で (4) に掲げるものの現物出資による

ロ(1)に掲げる面積

資産のうち受贈宅地等に相当する部分の用を受けようとする当該特例受贈事業用② 法第七十条の六の十第一項の規定の適

 つ
 第一項の規定の適用を受けようとする場合に

 法
 四 当該特例事業受贈者が法第七十条の六の十

 地
 価額のうちに占める割合

 地
 価額のうちに占める割合

 定
 七十条の六の八第一項の規定の適用を受

 規
 価額として財務省令で定める金額が法第

なされる基因となつた贈与者の死亡の日前一当該相続又は遺贈により取得したものとみる。

る。)の規定の適用については、同号中「当おける同条第二項(第二号に係る部分に限

該被相続人が六十歳未満で死亡した場合に

とみなす。とみなす。

へ 当該特例事業受贈者に係る法第七十条の六 当該特例事業受贈者に納及猶予分の相続 同条第十九項に規定する再計算猶予 与税額(同条第十九項に規定する再計算猶予 等の金額が控除された場合には、当該特例受務の金額が控除された場合には、当該特例受贈事業用資産の価額に、イに掲げる金額が控除された場合には、当該特例受贈事業用資産の価額に、イに掲げる金額が控除された場合には、当該特例事業受贈者に係る法第七十条の六 当該特例事業受贈者に係る法第七十条の六 地額を計算する。

算された価額に相当する金額て第四十条の七の八第八項の規定により計て 当該納税猶予分の贈与税額の計算におい

受贈事業用資産の価額の合計額法第七十条の六の八第一項に規定する特例当該納税猶予分の贈与税額の計算に係る

贈与をしたときは、同条第四項及び第十五項 渡又は贈与をしたものとみなし、同条第十五項 除く。)は、同条第四項の規定の適用について 限る。)の規定の適用に係る贈与をしたときを したとき(同条第十五項(第二号に係る部分に する場合において、当該資産の譲渡又は贈与を ては、当該対象事業用資産から先に当該贈与を る資産又は同号ハに定める資産に限る。)を有 (同号に係る部分に限る。) の規定の適用につい (同号に係る部分に限る。) の規定の適用に係る したものとみなす。 当該対象事業用資産以外の資産から先に譲

のとみなす。 者に係るもの)から順次譲渡又は贈与をしたも 他の同条第二項第二号に規定する特例事業受贈 業用資産のうち先に同項の規定の適用を受けた 贈事業用資産である場合には、当該特例受贈事 与により取得した同条第一項に規定する特例受 号に係る部分に限る。) の規定の適用に係る贈 用資産のうち先に取得したもの(当該先に取得 る。)の規定の適用については、当該対象事業 第四項及び第十五項(第二号に係る部分に限 したものが法第七十条の六の八第十四項(第三 は贈与をした場合における法第七十条の六の十特例事業相続人等が対象事業用資産の譲渡又

(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及

める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ 非上場株式等を有していた個人として政令で定 当該各号に定める者とする。 法第七十条の七第一項に規定する

られた代表権を除く。イ及びロ、第七項並び承継会社」という。)の代表権(制限が加え 与承継会社(以下この条において「認定贈与 おいて、同条第二項第一号に規定する認定贈 に第十二項において同じ。)を有していた個 の七第一項の規定の適用に係る贈与の時前に 人で、次に掲げる要件の全てを満たすもの 次号に掲げる場合以外の場合 法第七十条 権を有しない場合には、当該個人が当該代 び当該贈与の直前)において、当該個人及 表権を有していた期間内のいずれかの時及 直前において当該認定贈与承継会社の代表 当該認定贈与承継会社の同項第二号に規定 び当該個人と法第七十条の七第二項第三号 ハに規定する特別の関係がある者の有する 当該贈与の直前(当該個人が当該贈与の 2

> 数の合計が、当該認定贈与承継会社の同項 であること。 権数」という。)の百分の五十を超える数 七項及び第十一項において「総株主等議決 第三号ハに規定する総株主等議決権数(第 する非上場株式等(以下この条において 「非上場株式等」という。)に係る議決権の

る当該非上場株式等に係る議決権の数をも 号に規定する経営承継受贈者(以下この条 権を有しない場合には、当該個人が当該代 下回らないこと。 なる者を除く。)のうちいずれの者が有す において「経営承継受贈者」という。)と 関係がある者(当該認定贈与承継会社の同 十条の七第二項第三号ハに規定する特別の 等に係る議決権の数が、当該個人と法第七 有する当該認定贈与承継会社の非上場株式 び当該贈与の直前)において、当該個人が 表権を有していた期間内のいずれかの時及 直前において当該認定贈与承継会社の代表 当該贈与の直前(当該個人が当該贈与の 3

認定贈与承継会社の代表権を有していない当該贈与の時において、当該個人が当該

ようとする者が、次に掲げる者のいずれかに法第七十条の七第一項の規定の適用を受け 社の代表権を有していないもの に係る贈与の時において当該認定贈与承継会 式等を有していた個人で、同項の規定の適用 該当する場合 認定贈与承継会社の非上場株

贈与承継会社の非上場株式等の取得をして項の規定の適用に係る贈与により当該認定 項の規定の適用を受けている者 の七の二第一項又は第七十条の七の四第一 ついて、法第七十条の七第一項、第七十条 前号に定める者から法第七十条の七第一 当該認定贈与承継会社の非上場株式等に

非上場株式等の取得をしている者(イに掲 続又は遺贈により当該認定贈与承継会社の いる者(イに掲げる者を除く。) げる者を除く。) 十条の七の二第一項の規定の適用に係る相 次条第一項第一号に定める者から法第七

受贈者が同項の規定の適用に係る贈与により取 又は出資の総数又は総額の三分の二に達するま での部分として政令で定めるものは、経営承継 法第七十条の七第一項に規定する発行済株式

> 株未満又は一円未満の端数があるときは、その合において、当該総数又は総額の三分の二に一 得をした認定贈与承継会社の非上場株式等(議 又は残額)に達するまでの部分とする。この場 社の非上場株式等の数又は金額を控除した残数 営承継受贈者が有していた当該認定贈与承継会 当該認定贈与承継会社の非上場株式等があると 数又は総額の三分の二(当該贈与の直前におい う。以下この条において同じ。)に限る。)の総 決権に制限のない株式等(株式又は出資をい 該認定贈与承継会社の発行済株式又は出資(議 決権に制限のないものに限る。以下この項にお 端数を切り上げる。 きは、当該総数又は総額の三分の二から当該経 て当該贈与に係る経営承継受贈者が有していた いて同じ。)のうち、当該贈与の時における当

納税地の所轄税務署長に提出する方法によるも うとする経営承継受贈者が行う担保の提供につ を約する書類その他の財務省令で定める書類を 象受贈非上場株式等を担保として提供すること 供する場合には、当該経営承継受贈者が当該対 規定する対象受贈非上場株式等を担保として提 あるものに限る。)の法第七十条の七第一項に 発行会社以外の株式会社をいう。次項及び第三 続によるほか、認定贈与承継会社(株券不発行 のとする。 十三項第三号において同じ。) 又は持分会社で 会社(会社法第百十七条第七項に規定する株券 いては、国税通則法施行令第十六条に定める手 法第七十条の七第一項の規定の適用を受けよ

4 株式等を担保として提供することを約する書類は、当該経営承継受贈者が当該対象受贈非上場 会社(株券不発行会社又は持分会社であるもの 受贈者に返還しなければならない。 その他の財務省令で定める書類を当該経営承継 対象受贈非上場株式等が担保として提供されて に限る。) の法第七十条の七第一項に規定する いる場合において、当該担保を解除したとき 税務署長は、前項の規定により認定贈与承継

5 げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とす 第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けて いた者として政令で定める者は、 法第七十条の七第一項に規定する同項又は法 次の各号に掲

対する同項又は法第七十条の七の五第一項 (以下この条において「贈与者」という。) 法第七十条の七第一項に規定する贈与者

型会社又は同項第九号に規定する資産運用型会 社(以下この項、第十二項及び第二十四項にお 定めるものは、同項第八号に規定する資産保有 産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で 二 前号に掲げる場合以外の場合 贈与者 法第七十条の七第二項第一号ロに規定する資 象贈与をした者のうち最初に同項又は法第七 る認定贈与承継会社の非上場株式等の免除対 第一項に規定する対象受贈非上場株式等に係 係るもの(以下この号において「免除対象贈 規定の適用に係る贈与が、当該贈与をした者 十条の七の五第一項の規定の適用を受けた者 与」という。) である場合 法第七十条の いて準用する場合を含む。)の規定の適用に 分に限り、法第七十条の七の五第十一項にお の法第七十条の七第十五項(第三号に係る部

七

同条第一項の規定の適用に係る贈与の時におい

て、次に掲げる要件の全てに該当するものとす

いて「資産保有型会社等」という。)のうち、

号に規定する資産運用型会社に該当するこ 関係会社」という。)で次に掲げる要件の全この号及び第二十四項第一号において「特別 八号に規定する資産保有型会社又は同項第九 てを満たすものの株式等を除いた場合であつ 二項第一号ハに規定する特別関係会社(以下 社等が有する当該資産保有型会社等の同条第 項、第二十四項第一号及び第五十項において 二項第八号ロに規定する特定資産(第二十二 ても、当該資産保有型会社等が同条第二項第 「特定資産」という。)から当該資産保有型会 当該資産保有型会社等の法第七十条の七第

の業務で財務省令で定めるものを行つてい 続き三年以上にわたり、商品の販売その他 一項の規定の適用に係る贈与の日まで引き 当該特別関係会社が、法第七十条の七第

を除く。以下この項及び第二十四項におい当該経営承継受贈者と生計を一にする親族 社の法第七十条の七第二項第一号イに規定 する常時使用従業員(経営承継受贈者及び 以上であること。 て「親族外従業員」という。) の数が五 イの贈与の時において、当該特別関係会

社が、ロの親族外従業員が勤務している事 イの贈与の時において、当該特別関係会

当該資産保有型会社等が、次に掲げる要件 のを所有し、又は賃借していること。 務所、店舗、工場その他これらに類するも

規定する資産運用型会社でないこと。 に規定する資産保有型会社又は同項第九号に の全てを満たす法第七十条の七第二項第八号 引き続き三年以上にわたり、商品の販売そ の他の業務で財務省令で定めるものを行つ 七第一項の規定の適用に係る贈与の日まで ていること。 当該資産保有型会社等が、法第七十条の

会社等の親族外従業員の数が五人以上であ イの贈与の時において、当該資産保有型

8

当該他の会社とする。 数の百分の五十を超える数である場合における の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権 外国会社を含む。)の株式等に係る議決権の数 する他の会社(会社法第二条第二号に規定する ある者(第六号ハに掲げる会社を除く。)が有 該代表権を有する者と次に掲げる特別の関係が 法認定を受けた会社の代表権を有する者及び当 定する円滑化法認定を受けた会社、当該円滑化令で定める特別の関係がある会社は、同号に規 法第七十条の七第二項第一号ハに規定する政 るものを所有し、又は賃借していること。 る事務所、店舗、工場その他これらに類す 会社等が、ロの親族外従業員が勤務してい イの贈与の時において、当該資産保有型 9

当該代表権を有する者の親族

いないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ 当該代表権を有する者と婚姻の届出をして

当該代表権を有する者の使用人

三号に掲げる者を除く。) の者の親族 他の資産によつて生計を維持している者 心の資産によつて生計を維持している者(前当該代表権を有する者から受ける金銭その 前三号に掲げる者と生計を一にするこれ

次に掲げる会社

五十を超える数である場合における当該 当該会社に係る総株主等議決権数の百分の 会社の株式等に係る議決権の数の合計が、 む。以下この号において同じ。)が有する 定を受けた会社及び前各号に掲げる者を含 当該代表権を有する者(当該円滑化法認

> の数の合計が、当該他の会社に係る総株主社が有する他の会社の株式等に係る議決権 場合における当該他の会社 等議決権数の百分の五十を超える数である

議決権の数の合計が、当該他の会社に係る げる会社が有する他の会社の株式等に係る である場合における当該他の会社 総株主等議決権数の百分の五十を超える数 当該代表権を有する者及びイ又は口に掲

あるのは、「と生計を一にする親族」と読み替 えるものとする。 この場合において、前項第一号中「の親族」と 社として政令で定める会社について準用する。 ハに規定する特定会社と密接な関係を有する会 前項の規定は、法第七十条の七第二項第一号

当該会社は当該その他の法人の発行済株式等の 令で定める関係は、会社が他の法人の発行済株 の株式等を保有するものとみなす。 総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額 超える数又は金額の株式等を保有するときは、 の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十を る一若しくは二以上の他の法人がその他の法人 の法人又は当該会社との間に直接支配関係があ の項において「直接支配関係」という。)とす ける当該会社と他の法人との間の関係(以下こ 超える数又は金額の株式等を保有する場合にお 等」という。) の総数又は総額の百分の五十を 等を除く。以下この項において「発行済株式 式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式 間に直接支配関係がある一若しくは二以上の他 る。この場合において、当該会社及びこれとの 法第七十条の七第二項第一号ホに規定する政

令で定める要件は、次に掲げる要件とする。 法第七十条の七第二項第一号へに規定する政 前の事業年度(当該贈与の日が当該贈与の日の適用に係る贈与の日の属する事業年度の直 るべきものとして財務省令で定めるものに限 (主たる事業活動から生ずる収入の額とされ 度の直前の事業年度)における総収入金額 該贈与の日の属する事業年度及び当該事業年 の属する事業年度の末日である場合には、当 滑化法認定を受けた会社の同条第一項の規定 法第七十条の七第二項第一号に規定する円

る会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項 前号の円滑化法認定を受けた会社が発行す

当該代表権を有する者及びイに掲げる会

る。)が、零を超えること。

該個人と政令で定める特別の関係がある者は、 次に掲げる者とする。 法第七十条の七第二項第三号ハに規定する当

当該個人の親族

つて生計を維持している者(前三号に掲げる 当該個人から受ける金銭その他の資産によ

全額を切り捨てる。

百円未満であるときは、その端数金額又はその

に百円未満の端数があるとき、又はその全額が

前三号に掲げる者と生計を一にするこれら

Ŧi. の者の親族 次に掲げる会社 当該個人(前各号に掲げる者を含む。

の百分の五十を超える数である場合におけが、当該他の会社に係る総株主等議決権数 社に係る総株主等議決権数の百分の五十を株式等に係る議決権の数の合計が、当該会 る当該他の会社 の会社の株式等に係る議決権の数の合計 超える数である場合における当該会社 下この号において同じ。)が有する会社の 当該個人及びイに掲げる会社が有する他

おける当該他の会社 権数の百分の五十を超える数である場合に 合計が、当該他の会社に係る総株主等議決 する他の会社の株式等に係る議決権の数の当該個人及びイ又は口に掲げる会社が有

表権を有する者と第七項各号に掲げる特別の関 令で定める法人は、認定贈与承継会社、当該認 同じ。)に掲げる法人の株式等(投資信託及び あつては、第一号を除く。以下この項において 継会社が資産保有型会社等に該当しない場合に 係がある者が有する次の各号(当該認定贈与承 定贈与承継会社の代表権を有する者及び当該代 投資法人に関する法律第二条第十四項に規定す 法第七十条の七第二項第五号イに規定する政

以外の者が有していないこと。 化法認定を受けた会社に係る経営承継受贈者 についての定めがある種類の株式を当該円滑 又は金額が、当該各号に定める数又は金額であ る投資口を含む。第一号において同じ。)の る場合における当該法人とする。

三 第一号の円滑化法認定を受けた会社の法第 外国会社に該当するものを除く。)が、中小 律(平成二十年法律第三十三号)第二条に規 企業における経営の承継の円滑化に関する法 別関係会社(会社法第二条第二号に規定する 七十条の七第二項第一号ハに規定する特定特 定する中小企業者に該当すること。

行済みの同条第十四項に規定する投資口)又第十二項に規定する投資法人にあつては、発

場株式等を除く。) 当該法人の発行済株式

法人(医療法人を除く。)の株式等(非上

(投資信託及び投資法人に関する法律第二条

は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当

する数又は金額

二 当該個人と婚姻の届出をしていないが事実 上婚姻関係と同様の事情にある者

> 項において「納税猶予分の贈与税額」という。) 猶予分の贈与税額(次項、第十五項及び第十七

法第七十条の七第二項第五号に規定する納税

額の百分の五十を超える金額

医療法人の出資 当該医療法人の出資の総

者を除く。) 当該個人の使用人 14

象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社が 継受贈者に贈与(贈与をした者の死亡により効 までにおいて同じ。)をした贈与者又は当該対 力を生ずる贈与を除く。以下第四十条の八の八 分に応じ当該各号に定める額を当該経営承継受 の計算においては、次の各号に掲げる場合の区 上場株式等を同項の規定の適用を受ける経営承 贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみな 二以上ある場合における納税猶予分の贈与税額 法第七十条の七第一項に規定する対象受贈非

上場株式等の価額をいう。 贈与承継会社の対象受贈非上場株式等の価額 年中において法第七十条の七第一項の規定の 贈非上場株式等に係る経営承継受贈者がその いて同じ。) の合計額 適用に係る贈与により取得をした全ての認定 (同条第二項第五号イに規定する対象受贈非 次号に掲げる場合以外の場合 当該対象受 次号及び次項にお

一 当該対象受贈非上場株式等が相続税法第二 受贈非上場株式等の価額を特定贈与者(相続 り取得をした全ての認定贈与承継会社の対象 十条の七第一項の規定の適用に係る贈与によ る経営承継受贈者がその年中において法第七 十一条の九第三項の規定の適用を受けるもの 与者をいう。)ごとに合計した額(次項第二 税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈 である場合 当該対象受贈非上場株式等に係

15 前項の場合において、法第七十条の七第一項税価格」という。)のそれぞれの額号口において「特定贈与者ごとの贈与税の課

に口に掲げる割合を乗じて計算した金額に口に掲げる割合を乗じて計算した金額に切り捨てる。この猶予分の贈与税額は、次の各号に掲げる場合のとき、又はその全額が百円未満であるときるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額が百円未満の端数があるときで、以はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額が百円未満である場合において、法第七十条の七第一項前項の場合において、法第七十条の七第一項前項の場合において、法第七十条の七第一項

税額
「「日本に不言して計算した納税猶予分の贈与定を適用して計算した納税猶予分の贈与定を適用して計算した納税猶予分の贈与

第十四項の場合において、法第七十条の七第の課税価格に占める割合の課税価格に占める割合の課税価格に占める割合の課税価格に占める割合の課税価格に占める割合の課税価格に占める贈与者及び認定贈与贈非上場株式等に係る贈与者及び認定贈与

三項から第六項まで、第十一項、第十二項、第一四項から第十六項まで及び第二十一項の規定は、同条第一項に規定する対象受贈非上場株式等(合併により当該対象受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定める場合には、当該対象受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定める場合には、当該対象受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定める、以下この条において「対象受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定める場合には、当該対象受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定める。

会に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定め 各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定め るところにより計算した金額は、次の は第七十条の七第二項第七号ロに規定する政

17

法第七十条の七第四項の規定の適用があった場合(同項の表の第一号の上欄に掲げる場に百円未満の端数があるとき、又はその全額に百円未満の端数があるとき、又はその全額にある割合を乗じて計算した金額(その金額にある割合を乗じて計算した金額(その金額においる数とさは、その金額を切り捨てた額)

又は金額 欄の贈与をした対象受贈非上場株式等の数 欄の贈与をした対象受贈非上場株式等の払

理与時対象受贈株式等(法第七十条の七 第一項の規定の適用に係る贈与の時に経営 第一項の規定の適用に係る贈与の時に経営 等の数又は金額(当該贈与の時からイの贈与 の数又は金額(当該贈与の時からイの贈与 のが表での間に当該贈与時対象受贈株式 定める事由により当該贈与時対象受贈株式 等の数又は金額が増加又は減少をしている 等の数又は金額が増加又は減少をした後の数 又は金額に換算した数又は金額と と、、当該増加又は減少をした後の数 又は金額に換算した数又は金額と

以第七十条の七第四項の規定の適用があつた場合(同項の表の第二号の上欄に掲げる場所で計算した金額(その金額に百円未満の乗じて計算した金額(その金額に百円未満の乗じて計算した金額(その金額に百円未満のあるときは、その端数金額又はその全額を切めるときは、その端数金額又はその全額を切めるときは、その端数金額又はその全額を切めるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額)

年の前年十二月三十一日における対象受贈1 イの合併がその効力を生ずる日の属する

又は金額に対する割合を乗じて計算した前における当該対象受贈非上場株式等の数 の併合があつたことその他の財務省令で定直前までの間に当該贈与時対象受贈株式等 併又は当該株式交換等がその効力を生ずる 対象受贈株式等の数又は金額(当該贈与時数又は金額に対応する部分の額に、贈与時 ロ、第二十七項及び第三十項において「交 又はイの株式交換等がその効力を生ずる日 又は当該株式交換等がその効力を生ずる直 は金額に換算した数又は金額)の当該合併 合には、当該増加又は減少をした後の数又 の数又は金額が増加又は減少をしている場 める事由により当該贈与時対象受贈株式等 対象受贈株式等に係る贈与の時から当該合 直前における当該対象受贈非上場株式等の 併又は当該株式交換等がその効力を生ずる 換等前純資産額」という。)のうち当該合 当該認定贈与承継会社の純資産額(第五号 の属する年の前年十二月三十一日における 九項において「合併前純資産額」という。)

一 法第七十条の七第五項の規定の適用があつた場合(同項の表の第二号の上欄に掲げる場に百円未満の端数があるとき、又はその全額占める割合を乗じて計算した金額(その金額占める割合を乗じて計算した金額(その金額が百円未満の端数があるとき、又はその金額で百円未満であるときは、その端数金額であるときは、その金額を切り捨てた額)

法第七十条の七第五項の表の第二号の上、法第七十条の七第五項の表の第二号の上橋の譲渡等をした対象受贈非上場株式等欄の他の会社が交付しなければならない株続会社等又は同条第四項の表の第二号の上端会社等又は同条第四項の表の第二号の上当する数の株式を除く。第二十八項において同じ。)の数又は金額

少をしている場合には、当該増加又は減少少をしている場合には、当該増加又は減対象受贈株式等の数又は金額が増加又は減対象受贈株式等の併合があつたことその他対象受贈株式等の併合があつたことその他対象受贈株式等の値に当該贈与時が象受贈株式等に係る贈与の時か該贈与時対象受贈株式等に係る贈与の時か

し頁こおいて「Ariff前車資産頁」という。) g - 去筒ご上をりご育互頁の見旨の適用があっ資産額(第四号ロ、第二十七項及び第二十 - 額) 資産額(第四号ロ、第二十七項及び第二十 - 額)

大第七十条の七第五項の規定の適用があつり捨てた額)

増加又は減少をした後の数又は金額に換算 り当該贈与時対象受贈株式等の数又は金額 当該合併がその効力を生ずる直前までの間 贈与時対象受贈株式等に係る贈与の時から 贈与時対象受贈株式等の数又は金額(当該 係る経営承継受贈者が受けるものの額 銭その他の資産で対象受贈非上場株式等に く。第二十九項において同じ。)以外の金ない端数の合計数に相当する数の株式を除 付しなければならない株式等(一株に満た 欄の合併に際して吸収合併存続会社等が交 生ずる直前における当該対象受贈非上場株 が増加又は減少をしている場合には、当該 たことその他の財務省令で定める事由によ 式等の数又は金額に対応する部分の額に、 力を生ずる直前における対象受贈非上場株 した数又は金額)の当該合併がその効力を に当該贈与時対象受贈株式等の併合があつ 法第七十条の七第五項の表の第三号の 合併前純資産額のうちイの合併がその効

五 法第七十条の七第五項の規定の適用があつ五 法第七十条の七第五項の規定の適用があった場合(同項の表の第四号の上欄に掲げる場合に限る。) 納税猶予分の贈与税額に、イに掲げる金額がロに掲げる金額に占める割合を報があるとき、又はその全額が百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満の場があるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額)

式等の数又は金額に対する割合を乗じて計

係る経営承継受贈者が受けるものの額銭その他の資産で対象受贈非上場株式等に除く。第三十項において同じ。)以外の金にない端数の合計数に相当する数の株式をたない端数の合計数に相当する数の株式を構の株式交換等に際して同欄の他の会社が欄の株式交換等に際して同欄の他の会社が

又は金額に換算した数又は金額)の当該株場合には、当該増加又は減少をした後の数 額(当該贈与時対象受贈株式等に係る贈与 非上場株式等の数又は金額に対応する部分 対する割合を乗じて計算した金額 当該対象受贈非上場株式等の数又は金額に 等の数又は金額が増加又は減少をしている 等の併合があつたことその他の財務省令で る直前までの間に当該贈与時対象受贈株式 の時から当該株式交換等がその効力を生ず の額に、贈与時対象受贈株式等の数又は金 がその効力を生ずる直前における対象受贈 式交換等がその効力を生ずる直前における 定める事由により当該贈与時対象受贈株式 交換等前純資産額のうちイの株式交換等

あるときは、その端数金額又はその全額を切 端数があるとき、又はその全額が百円未満で 乗じて計算した金額(その金額に百円未満の 掲げる金額がロに掲げる金額に占める割合を 合に限る。) 納税猶予分の贈与税額に、イに た場合(同項の表の第五号の上欄に掲げる場 り捨てた額) 法第七十条の七第五項の規定の適用があつ

る割合を乗じて計算した金額 会社分割がその効力を生ずる日の属する年 収分割承継会社等(イ及び第三十一項にお欄の会社分割に際して、同欄に規定する吸 割承継会社等の株式等の数又は金額に占め 定贈与承継会社が交付を受けた当該吸収分 承継会社等の株式等の数又は金額が当該認 経営承継受贈者に配当された当該吸収分割 承継会社から対象受贈非上場株式等に係る 継純資産額」という。)に、当該認定贈与 を控除した残額(第三十一項において「承 会社から承継した負債の同日における価額 該吸収分割承継会社等が当該認定贈与承継 の前年十二月三十一日における価額から当 認定贈与承継会社から承継した資産の当該 いて「吸収分割承継会社等」という。)が 法第七十条の七第五項の表の第五号の上

がその効力を生ずる直前における当該対象純資産額」という。)のうち当該会社分割 の純資産額(第三十一項において「分割前受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社 する年の前年十二月三十一日における対象 受贈非上場株式等の数又は金額に対応する イの会社分割がその効力を生ずる日の属 18 交換等、

対する割合を乗じて計算した金額 当該対象受贈非上場株式等の数又は金額に 会社分割がその効力を生ずる直前における 数又は金額に換算した数又は金額)の当該 る場合には、当該増加又は減少をした後の 式等の数又は金額が増加又は減少をしてい で定める事由により当該贈与時対象受贈株 式等の併合があつたことその他の財務省令 ずる直前までの間に当該贈与時対象受贈株 贈与の時から当該会社分割がその効力を生 は金額(当該贈与時対象受贈株式等に係る 分の額に、贈与時対象受贈株式等の数又

り捨てた額) あるときは、その端数金額又はその全額を切 端数があるとき、又はその全額が百円未満で 乗じて計算した金額(その金額に百円未満の 掲げる金額がロに掲げる金額に占める割合を 合に限る。) 納税猶予分の贈与税額に、イに た場合(同項の表の第六号の上欄に掲げる場 法第七十条の七第五項の規定の適用があつ

る経営承継受贈者が受けるものの価額 等以外の財産で対象受贈非上場株式等に係 ら交付された当該認定贈与承継会社の株式 欄の組織変更に際して認定贈与承継会社か 法第七十条の七第五項の表の第六号の上

更前純資産額」という。)のうち当該組織の純資産額(第三十二項において「組織変 後の数又は金額に換算した数又は金額)の 受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社 ける当該対象受贈非上場株式等の数又は金 当該組織変更がその効力を生ずる直前にお ている場合には、当該増加又は減少をした 贈株式等の数又は金額が増加又は減少をし 省令で定める事由により当該贈与時対象受 贈株式等の併合があつたことその他の財務 を生ずる直前までの間に当該贈与時対象受 係る贈与の時から当該組織変更がその効力 数又は金額(当該贈与時対象受贈株式等に する部分の額に、贈与時対象受贈株式等の 対象受贈非上場株式等の数又は金額に対応 変更がその効力を生ずる直前における当該 する年の前年十二月三十一日における対象 イの組織変更がその効力を生ずる日の属 21

産額は、それぞれ同項第二号イの合併又は株式 前項第二号ロ、第六号ロ及び第七号ロの純資 額に対する割合を乗じて計算した金額 同項第六号イの会社分割及び同項第七

19 法第七十条の七第二項第八号に規定する政 場株式等に係る認定贈与承継会社の資産の額 年の前年十二月三十一日における対象受贈非上 号イの組織変更がその効力を生ずる日の属する ら負債の額を控除した残額とする。

当する贈与税の全部につき法第七十条の七第一 条において「猶予中贈与税額」という。)に相 項の規定の適用に係る贈与の日の属する事業年 から同日以後六月を経過する日までの期間を除 げる金額の合計額の割合をいう。) が百分の七 掲げる金額の合計額に対する同号ロ及びハに掲 特定資産の割合(同条第二項第八号イ及びハに れかの日において当該認定贈与承継会社に係る める事由が生じたことにより当該期間内のいず 金の借入れを行つたことその他の財務省令で定 認定贈与承継会社の事業活動のために必要な資 期限が確定する日までの期間とする。ただし、 項又は第十四項の規定による納税の猶予に係る 項、第三項から第五項まで、第十一項、第十二 第七号ロに規定する猶予中贈与税額(以下この 与承継会社に係る経営承継受贈者の同条第二項 度の直前の事業年度の開始の日から当該認定贈 で定める期間は、認定贈与承継会社の同条第 くものとする。 十以上となつた場合には、当該事由が生じた日

20 第十一項の規定は、法第七十条の七第二項第 三十二項第一号に規定する政令で定める特別の一号、第三号及び第四号、第二十九項並びに第 関係がある者について準用する。 八号ハ、第三項第三号、第十四項、第十六項第

余金の配当等の額その他会社から受けた金額と

始の時。次号及び第二十三項において同じ。)は、最初の同項の規定の適用に係る相続の開 前に受けたものを除く。) の額 り当該非上場株式等の取得をしている場合に 第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈によ 又は利益の配当(最初の同条第一項の規定の 受けた当該会社の株式等に係る剰余金の配当 いて、当該贈与の時前に法第七十条の七の二 に係る認定贈与承継会社の非上場株式等につ 適用に係る贈与の時(対象受贈非上場株式等 法第七十条の七第二項第八号ハの会社から

除による利益その他の経済的な利益を含み、 前号の会社から支給された給与(債務の免

22

法第七十条の七第二項第八号ハに規定する剰

して政令で定めるものは、次に掲げる金額の合 計額とする。 24

月を経過する日の属する事業年度終了の日まで 始の日から当該事業年度終了の日の翌日以後六 り当該期間内に終了するいずれかの事業年度に 金を調達するために特定資産を譲渡したことそ 事業年度終了の日までの期間とする。ただし、 る期限が確定する日の属する事業年度の直前の 若しくは第十四項の規定による納税の猶予に係 条第三項から第五項まで、第十一項、第十二項 税額に相当する贈与税の全部につき同項又は同 度の直前の事業年度の開始の日から当該認定贈 項の規定の適用に係る贈与の日の属する事業年 十五以上となつた場合には、当該事業年度の開 おける当該認定贈与承継会社に係る総収入金額 の他の財務省令で定める事由が生じたことによ 与承継会社に係る経営承継受贈者の猶予中贈与 で定める期間は、認定贈与承継会社の同条第一 に占める特定資産の運用収入の割合が百分の七 認定贈与承継会社の事業活動のために必要な資 法第七十条の七第二項第九号に規定する政令 得の金額の計算上損金の額に算入されないこ 係る贈与の時前に支給されたものを除く。) 最初の法第七十条の七第一項の規定の適用に 六条の規定により当該会社の各事業年度の の額のうち、法人税法第三十四条又は第三十 所

のときは一人とする。)とする。 端数があるときはこれを切り捨てた数とし、当 従業員の数に相当するものとして財務省令で定 務省令で定める事由が生じたときは、常時使用 じ。)の数(当該贈与の時後に合併その他の財常時使用従業員をいう。以下この条において同 時使用従業員(同条第二項第一号イに規定する 第一項の規定の適用に係る贈与の時における常 の期間を除くものとする。 該贈与の時における常時使用従業員の数が一人 八十を乗じて計算した数(その数に一人未満の める数。以下この項において同じ。)に百分 で定める数は、認定贈与承継会社の最初の同条 法第七十条の七第三項第二号に規定する政令

の項において「該当日」という。)において、 有型会社等に該当することとなつた日(以下こ めるものは、資産保有型会社等のうち、資産保 保有型会社又は資産運用型会社のうち政令で定 次に掲げる要件の全てに該当するものとする。 法第七十条の七第三項第九号に規定する資産 資産保有型会社等が有する当該資産保有型会 当該資産保有型会社等の特定資産から当該

型会社又は同項第九号に規定する資産運用型 七十条の七第二項第八号に規定する資産保有 合であつても、当該資産保有型会社等が法第 を満たすものに限る。)の株式等を除いた場 社等の特別関係会社(次に掲げる要件の全て 会社に該当すること。

るものを行つていること。 商品の販売その他の業務で財務省令で定め 該当日において、当該特別関係会社が、

26

店舗、工場その他これらに類するものを所 口の親族外従業員が勤務している事務所、 族外従業員の数が五人以上であること。 該当日において、当該特別関係会社の親 該当日において、当該特別関係会社が

定する資産運用型会社でないこと。 規定する資産保有型会社又は同項第九号に規 全てを満たす法第七十条の七第二項第八号に 当該資産保有型会社等が次に掲げる要件の 有し、又は賃借していること。 27

の親族外従業員の数が五人以上であるこ 定めるものを行つていること。 が、商品の販売その他の業務で財務省令で 該当日において、当該資産保有型会社等 該当日において、当該資産保有型会社等

を所有し、又は賃借していること。 所、店舗、工場その他これらに類するもの が、ロの親族外従業員が勤務している事務 該当日において、当該資産保有型会社等

る日とする。 各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定め 同項第十七号に規定する政令で定める日は当該 令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、 法第七十条の七第三項第十七号に規定する政 28

の有することとなつた日 贈者以外の者が有することとなつたとき そ 式を当該認定贈与承継会社に係る経営承継受 会社が発行する会社法第百八条第一項第八号 に掲げる事項についての定めがある種類の株 対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継 対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継 29

対象受贈非上場株式等の全部又は一部の種類会社 (株式会社であるものに限る。) が当該 場合 その変更した日 できる事項につき制限のある株式に変更した を株主総会において議決権を行使することが 対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継

(持分会社であるものに限る。) が定款

営承継受贈者が有する議決権の制限をした場 の変更により当該認定贈与承継会社に係る経 当該制限をした日

社の代表権を有することとなつた場合 その対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会 有することとなつた日 対象受贈非上場株式等に係る贈与者が当該

30

その端数金額又はその全額を切り捨てる。 とき、又はその全額が百円未満であるときは、 額は、同欄の贈与の直前における猶予中贈与税 乗じて計算した金額とする。この場合におい 受贈非上場株式等の数又は金額に占める割合を 数又は金額が当該贈与の直前における当該対象 額に、当該贈与をした対象受贈非上場株式等の 規定する政令で定めるところにより計算した金 て、当該計算した金額に百円未満の端数がある 法第七十条の七第四項の表の第一号の中欄に 31

外の金銭その他の資産の額が合併前純資産額又 猶予中贈与税額に、当該合併又は当該株式交換 額は、認定贈与承継会社が適格合併をした場合 規定する政令で定めるところにより計算した金 又はその全額を切り捨てる。 の全額が百円未満であるときは、その端数金額 は交換等前純資産額に占める割合を乗じて計算 の他の会社が交付しなければならない株式等以 等に際して吸収合併存続会社等又は同号の上欄 る株式交換等がその効力を生ずる直前における した金額に百円未満の端数があるとき、又はそ した金額とする。この場合において、当該計算 における合併又は適格交換等をした場合におけ 法第七十条の七第四項の表の第二号の中欄に

該対象受贈非上場株式等の数又は金額に占める等の数又は金額が当該譲渡等の直前における当 額は、同欄の合併がその効力を生ずる直前にお 規定する政令で定めるところにより計算した金 税額に、当該譲渡等をした対象受贈非上場株式 規定する政令で定めるところにより計算した金 該合併に際して吸収合併存続会社等が交付しな ける猶予中贈与税額に、合併前純資産額から当 あるとき、又はその全額が百円未満であるとき おいて、当該計算した金額に百円未満の端数が 割合を乗じて計算した金額とする。この場合に 額は、同欄の譲渡等の直前における猶予中贈与 は、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 法第七十条の七第五項の表の第三号の中欄に 法第七十条の七第五項の表の第二号の中欄に ればならない株式等以外の金銭その他の資産 33 32

る。 ときは、その端数金額又はその全額を切り上げ める割合を乗じて計算した金額とする。この場

額を切り上げる。

その端数金額又はその全額を切り捨てる。 とき、又はその全額が百円未満であるときは、 受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社から(承継純資産額に、当該会社分割に際して対象 における猶予中贈与税額に、配当分純資産額額は、同欄の会社分割がその効力を生ずる直前 て、当該計算した金額に百円未満の端数がある 乗じて計算した金額とする。この場合におい 算した金額)が分割前純資産額に占める割合を の株式等の数又は金額に占める割合を乗じて計 継会社が交付を受けた当該吸収分割承継会社等 は金額が当該会社分割に際して当該認定贈与承 配当された吸収分割承継会社等の株式等の数又 規定する政令で定めるところにより計算した金 法第七十条の七第五項の表の第五号の中欄に

34

その全額を切り捨てる。 金額に百円未満の端数があるとき、又はその全金額とする。この場合において、当該計算した 変更前純資産額に占める割合を乗じて計算した における猶予中贈与税額に、当該組織変更に際額は、同欄の組織変更がその効力を生ずる直前 額が百円未満であるときは、その端数金額又は 贈与承継会社の株式等以外の財産の価額が組織 規定する政令で定めるところにより計算した金 して認定贈与承継会社から交付された当該認定 法第七十条の七第五項の表の第六号の中欄に

る場合は、次に掲げる場合とする。 法第七十条の七第六項に規定する政令で定め

供された担保の全部又は一部につき変更が

数があるとき、又はその全額が百円未満である合において、当該計算した金額に百円未満の端 の額を控除した残額が当該合併前純資産額に占

二 法第七十条の七第六項本文の規定により

円未満であるときは、その端数金額又はその全百円未満の端数があるとき、又はその全額が百 純資産額に占める割合を乗じて計算した金額と 規定する政令で定めるところにより計算した金 する。この場合において、当該計算した金額に の他の資産の額を控除した残額が当該交換等前 が交付しなければならない株式等以外の金銭そ 額から当該株式交換等に際して同欄の他の会社 前における猶予中贈与税額に、交換等前純資産 額は、同欄の株式交換等がその効力を生ずる直 法第七十条の七第五項の表の第四号の中欄に

法第七十条の七第六項本文の規定により提

項本文の規定により担保として提供されたもの 係る認定贈与承継会社(株券不発行会社であ保として提供された対象受贈非上場株式等に 場株式等に係る株券を発行する旨の定款の定 対象受贈非上場株式等(法第七十条の七第六 までに国税通則法施行令第十六条に定める手 設ける定款の変更をした場合(税務署長に対 式等に係る株券を発行する旨の定款の定めを るものに限る。) が、当該対象受贈非上場 保の提供が行われたときを除く。) ずる日までに第三項に規定する方法により担 合において、当該定款の変更がその効力を生 長に対し書面によりその旨の通知があつた場 めを廃止する定款の変更をした場合(税務署 係る認定贈与承継会社が、当該対象受贈非上 保として提供された対象受贈非上場株式等に 続により担保の提供が行われたときを除く。) いて、当該定款の変更がその効力を生ずる日 し書面によりその旨の通知があつた場合にお 法第七十条の七第六項本文の規定により

経営承継受贈者が当該特定事由が生じた後遅滞 合において、当該対象受贈非上場株式等に係る を解除することがやむを得ないと認められる場 が生じ、又は生ずることが確実であると認めら この項及び次項において「特定事由」という。) る場合に限る。)、株式交換その他の事由(以下 併(合併により当該認定贈与承継会社が消滅す 又は一部を解除することができる。この場合に 者の申請に基づき、その提供された担保の全部 まれるときは、税務署長は、当該経営承継受贈 び担保として提供することが確実であると見込 なく対象受贈非上場株式等の全部又は一部を再 れ、かつ、その提供された担保の全部又は一部 に限る。)に係る認定贈与承継会社について合 おいて、同条第六項ただし書の規定の適用につ いては、次に定めるところによる。 当該担保の解除は、なかつたものとみな

一 当該経営承継受贈者が、対象受贈非上場 は、税務署長の指定する日)までに再び担保いてやむを得ない事情があると認める場合に することができないことにつき税務署長にお 承継受贈者が同日までに再び担保として提供 が生じた日から二月を経過する日(当該経営 式等の全部又は一部について、当該特定事由 として提供しなかつた場合には、同日にお

前項の申請は、特定事由が生じた日から一月命令に応じなかつたものとみなす。て国税通則法第五十一条第一項の規定による

6 去第七十条り上第1頁り見官こより是出する話。前項の申請は、特定事由が生じた日から一月でおいて同項の規定の適用を受けようとす式等について同項の規定の適用を受けようとす式等について同項の規定の適用を受けようとすがら一月である。

36 法第七十条の七第九項の規定により提出する品、法第七十条の七第九項の規定の適用を受けたい旨及び次に掲げる事項を記載し、かつ、財務省令で定める書類を添付しなければならない。

一 贈与者から法第七十条の七第一名経営承継受贈者の氏名及び住所

会社の名称及び本店の所在地 対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承継の取得をした年月日 の取得をした年月日 明与者から法第七十条の七第一項の規定の

出類限までに終了する事業年度を除く。) 一号において「経営贈与報告基準日(以下この号、次項及び第五十七項第う。)までに終了する各事業年度(当該経営う。)までに終了する各事業年度(当該経営方。)までに終了する各事業年度(当該経営方。)までに終了する名事業年度(当該経営活動の場所を表演した。)までに終了する事業年度を除く。) 一号において「経営贈与報告基準日」といった。 一号において「経営贈与報告基準日」といった。 一号において「経営贈与報告基準日」といった。 一号において「経営贈与報告基準日」といった。 一号において「経営贈与報告基準日」といった。 一号において「経営贈与報告基準日」といった。 一号において「経営贈与報告基準日」といった。 一号において「経営贈与報告基準日」といった。 一号において「経営贈与報告基準日」といった。

五 その他財務省令で定める事項における総収入金額

37

継会社が同条第四項の表の各号の上欄又は同条 での間における当該経営承継受贈者又は同条第 限)の翌日から当該該当することとなつた日ま 日がないときは、当該贈与税の申告書の提出期 場合において、当該期間内に経営贈与報告基準 掲げる場合のいずれかに該当することとなつた 日以後一年を経過する日までの間に当該各号に 定する贈与税の申告書の提出期限の翌日から同準日(同条第一項の規定の適用に係る同項に規 当することとなつた日の直前の経営贈与報告基 する贈与をした場合に限る。)のいずれかに該 象受贈非上場株式等の全てについて同号に規定 場合(同項第三号に掲げる場合にあつては、対 届出書を提出する場合には、同項各号に掲げる 人(包括受遺者を含む。)は、同条第十五項の 経営承継受贈者又は当該経営承継受贈者の相続 法第七十条の七第一項の規定の適用を受ける 項の対象受贈非上場株式等に係る認定贈与承 とする。

申告書と併せて提出しなければならない。 場合に限る。)は、当該届出書を当該相続税の 税地の所轄税務署長と当該贈与者の死亡に係る 同号の贈与者の死亡(同条第一項に規定する贈 号に係るものであつて、当該経営承継受贈者が 第五項の表の各号の上欄に掲げる場合に該当す 相続税の納税地の所轄税務署長とが同一である を提出するとき(法第七十条の七第十五項の納 第二十七条第一項の規定による相続税の申告書 第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日ま 与税の申告書の提出期限の翌日から同条第二項 場合において、当該届出書が同条第十五項第二 を当該届出書に添付しなければならない。この 明らかにする書類として財務省令で定めるもの る事由の有無その他の財務省令で定める事項を での間における死亡に限る。)に係る相続税法

38 法第七十条の七第十五項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に採る部分に限り、法第七十条の七の五第十一に、当該贈与者が贈与をした対象受贈非上場株式等の数又は金額を除く。)が当該贈与者が同項(第三号に係る部分に限り、法第七十条の七の五第十一に係る部分に限り、法第七十条の七の五第十一に係る部分に限り、法第七十条の七の五第十一に係る贈与をした当該対象受贈非上場株式等の数又は金額を除く。)が当該贈与者の死亡のか数又は金額を除く。)が当該贈与者の死亡の数又は金額を分割合を乗じて計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

に規定する贈与の直前における猶予中贈与税額令で定めるところにより計算した金額は、同号 めるものは、持分の定めのある法人(医療法人 実質的に支配する者として財務省令で定める者 を除く。)又は個人で、同条第十六項第一号の 項第一号イに規定する一人の者として政令で定 るとき、又はその全額が百円未満であるとき いて、当該計算した金額に百円未満の端数があ 合を乗じて計算した金額とする。この場合にお 贈非上場株式等の数又は金額のうちに占める割 譲渡等があつた後の認定贈与承継会社の経営を は、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 又は金額が当該贈与の直前における当該対象受 に、当該贈与をした対象受贈非上場株式等の数 法第七十条の七第十五項第三号に規定する政 法第七十条の七第十六項第一号及び第三十二 46

41 法第七十条の七第十六項第一号及び第二十一項に規定する政令で定める事実は、法人税法施項に規定する政令で定める事実は、法人税法施育二十四条の二第一項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限意。)とし、法第七十条の七第十元項第一号に規定する政令で定める計画は、法人税法施行令第二十四条の二第一項に規定する事実(同党の政策に関定する政令で定める事実は、法人税法施づ第四号又は第五号に掲げる要件に該当する情務処理に関する計画とする。

42 第二十一項の規定は、法第七十条の七第十六項第一号ロ、第二号ロ規定する剰余金の配当等の額その他認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるものについて準用する。43 法第七十条の七第十六項の規定する剰余金の配つた場合において、当該提出があつた日又は同条第十八項に規定する納期限のいずれか遅い日へに日までの間において延滞税の額を計算する。した日までの間において延滞税の額を計算するものとする免除申請贈与税額を控除した残額を基礎定する免除申請贈与税額を控除した残額を基礎とさは、猶予中贈与税額を控除した残額を基礎とさは、猶予中贈与税額を控除した残額を基礎とされ、猶予中贈与税額を控除した残額を基礎として計算するものとする。

は第七十条の七第十六項の申請書の提出がある要件は、同項に規定する認可決定日におは、税務署長は、当該猶予中贈与税額に係る担は、税務署長は、当該猶予中贈与税額に係る担は、税務署長は、当該猶予中贈与税額に係る担は、税務署長は、当該猶予中贈与税額に係る。)を解除することができる。 を解除することができる。 を解除することができる。 法第七十条の七第二十一項に規定する政令である要件は、同項各号の猶予中贈与税額つた場合において、同項各号の猶予中贈与税額つた場合において、大に掲げる要件の全てを満たすこととすが、法第七十条の七第十六項の申請書の提出があいて、次に掲げる要件の全てを満たすこととすが、法第七十条の七第十六項の申請書の提出があいて、次に掲げる要件の全てを満たすこととすが、法第七十条の七第十六項の申請書の提出があいて、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

に規定する中小企業者であること。ける経営の承継の円滑化に関する法律第二条ける経営の承継の円滑化に関する法律第二お式等に係る認定贈与承継会社が中小企業にお法第七十条の七第一項の対象受贈非上場株

フリー・
 フリー・

計画の認可の決定があつた時の価額により行資産の価額につき当該再生計画又は当該更生

あつたこと 認定贈与承継会社がその有する

う評定

ならない。 定する財務省令で定める書類を添付しなけれ 三十六項又は第三十七項に規定する事項の する同条第九項又は第十五項の届出書には、 記載し、かつ、第三十六項又は第三十七項に規 でに提出することができなかつた事情の詳細を か、当該届出書を同条第九項に規定する届出期 二 法第七十条の七第二十一項に規定する政令 限又は同条第十五項に規定する免除届出期 法第七十条の七第二十六項の規定により提 する事項に従つて行う同項第二号の資産評定 施行令第二十四条の二第一項第一号イに規定 で定める事実 認定贈与承継会社が法人税法 烈限ま ほ第出

災害とする。 送第七十条の七第三十項第一号に規定する政 (実施)の場所を (大変類の爆発その他の人為による異常な災 (事が定める災害は、冷害、雪害、干害、落雷、 (大変類の爆発をの他の人為による異常な災 (大変質の他の自然現象の異変による災害及び鉱 (大変変)のという。 (大変変)のな)のな。 (大変変)のな)のな。 (大変変)のな)のな。 (大変変)のな)のな。 (大変変)のな)のな。 (大変)のな)のな。 (大変)のな)のな)のな。 (大変)のな)のな)のな。 (大変)のな)のな)のな。 (大変)のな)のな。 (大変)のな)のな。 (大変)のな)のな。 (大変)のな)のな。 (大変)のな)のな。 (大変)のな)のな。 (大変)のな)のな。 (大変)のな)のな。 (大

この条及び次条において「災害」という。)がこの条及び次条において「災害」という。)がこの条及び次条において「災害」という。)がこの条及び次条において「災害」という。)がこの条及び次条において「災害」という。)がこの条及び次条において「災害」という。)がこの条及び次条において「災害」という。)がこの条及び次条において「災害」という。)がこの条及び次条において「災害」という。)がこの条及び次条において「災害」という。)がこの条及び次条において「災害」という。)がこの条及び次条において「災害」という。)がこの条とである場合とする。

三十項の規定の適用については、同号中「経営末日の翌日以後に発生した場合における同条第項において「経営贈与承継期間」という。)のする経営贈与承継期間(第五十七項及び第六十する経営贈与承継期間(第五十七項及び第六十十条の七第三十項第一号に規定

後の期間に限る」とする。
後の期間に限る」とする。
後の期間に限る」とする。
後の期間に限る」とする。
後の期間に限る」とする。
後の期間に限る」とする。

贈与をいう。以下この項及び第五十七項第一号 災事業所以外の事業所につき、それぞれ特例対 日から同日以後六月を経過する日までの間継続したものに限る。)のうち当該災害が発生した 発生した日の前日における常時使用従業員の総令で定める場合は、認定贈与承継会社の災害が が生じたときは、常時使用従業員の数に相当す 与の時後に合併その他の財務省令で定める事由 における常時使用従業員の数(当該特例対象贈 下この項及び第五十七項第一号において同じ。) の同項の規定の適用に係る相続の開始の時。以 非上場株式等の取得をしている場合には、最初 項の規定の適用に係る相続又は遺贈により当該 て、当該贈与の時前に法第七十条の七の二第一 に係る認定贈与承継会社の非上場株式等につい において同じ。)の時(対象受贈非上場株式等 象贈与(最初の同条第一項の規定の適用に係る 政令で定める数は、同号イの被災事業所又は被 数の割合が百分の二十以上である場合とする。 日に使用していた常時使用従業員をいう。)の れるものにおいて、当該災害が発生した日の前 本来の業務に従事することができないと認めら して常時使用従業員が当該認定贈与承継会社の より滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊 用従業員(同号に規定する事業所(当該災害に 数に対する当該認定贈与承継会社の被災常時使 法第七十条の七第三十項第二号に規定する政 法第七十条の七第三十項第二号イに規定する 55

の数が一人のときは一人とする。)とする。の数が一人のときは一人とする。)とする。」とするにより証明がされた場合に限る。)とする。法第二百六十四号)第二条第五項第一号又は活が百分の七十以下である場合(当該認定贈与在継会社が中小企業信用保険法(昭和二十五年承継会社が中小企業信用保険法(昭和二十五年承継会社が中小企業信用保険法(昭和二十五年承継会社が中小企業信用保険法(昭和二十五年の書)第二条が一人のときは一人とする。)とする。の数が一人のときは一人とする。)とする。の数が一人のときは一人とする。)とする。

当該特例対象贈与の時における常時使用従業員

一 特定日から特定日以後六月を経過する日まで同じ。)の一年前の日から同日以後六月を活動の制限を実施した日をいう。次号におい活動の制限を実施した日をいう。次号におい事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業事だ日(中小企業信用保険法第二条第五項特定日(中小企業信用保険法第二条第五項

第五十七項(第一号に係る部分に限る。)のでの間における売上金額 一 特定日から特定日以後六月を経過する日ま

で定めるところにより証明がされた場合に限地保されているときとして政令で定めるときにである場合は、認定贈与承継会社の第一号で定める場合は、認定贈与承継会社の第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合が百分の七十以下である場合(当該認定贈与承継会社が中小企業信用保険法第二十項第四号に規定する政合ところにより証明がされた場合に限定で定めるところにより証明がされた場合に限定で定めるところにより証明がされた場合に限定で定めるところにより証明がされた場合に限定で定めるところにより証明がされた場合に限定で定めるところにより証明がされた場合に限定で定めるところにより証明がされた場合に限定で定めるところにより正明がされた場合に限定で定めるところにより正明がされた場合に限定で定めるところによりに関係に関係に関係を表しているというによりに対している。

・ 特定日(中小企業信用保険法第二条第五項 等三号又は第四号の経済産業大臣の指定する 事由が発生した日をいう。次号において同 事由が発生した日をいう。次号において同 第三号又は第四号の経済産業大臣の指定する る。)とする。

はいうだりにある。 での間における売上金額 特定日から特定日以後六月を経過する日ま

るときとする。
おいるときとする。
会号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めれているときとして政令で定めるときは、次の上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保さ上金額に応じた常時使用従業員の雇用が確保さい。

た場合 各売上判定事業年度(同条第三十項項第二号に掲げる場合に該当することとなつ項第二号に掲げる場合に該当することとなつ

の八十を乗じて計算した数(その数に一人未満及び第五十七項第一号において同じ。)に百分るものとして財務省令で定める数。以下この項

の端数があるときはこれを切り捨てた数とし

事由が生じたときは、当該事由が生じた日以贈与の時後に合併その他の財務省令で定める事業年度における売上金額の割合(特例対象 社の当該事由が発生した日の属する事業年度同じ。)における売上割合(認定贈与承継会 後の認定贈与承継会社に係る当該割合として で除して計算した金額に対する当該売上判定月数を乗じてこれを贈与特定事業年度の月数 項において「贈与特定事業年度」という。) た日の属する事業年度以前の事業年度を除 における売上金額に当該売上判定事業年度の の直前の事業年度(以下この号及び第五十九 く。)をいう。以下この項及び次項において 二条第五項第三号又は第四号の事由が発生し 基準日までの間に終了する事業年度(同号イ 及び第六十項において「基準日」という。) 第四号に規定する基準日(以下この項、次項 了する事業年度とし、中小企業信用保険法第 に掲げる場合には同号イに定める期間内に終 の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該

贈与承継期間の末日における常時使用従業員時における常時使用従業員の数に対する経営 継会社の特例対象贈与の時における常時使用同じ。)における雇用割合(当該認定贈与承 て「売上割合の平均値」という。)の次のイは、前項に規定する割合。以下この号におい与承継期間の末日の翌日以後である場合に て同じ。)の合計を経営贈与承継期間の末日財務省令で定めるもの)をいう。次号におい の数の割合)がそれぞれイからハまでに定め 与承継期間の末日の翌日以後である場合に 雇用判定基準日の数で除して計算した割合 の末日において当該売上判定事業年度に係る ける常時使用従業員の数の割合をいう。次号 従業員の数に対する当該雇用判定基準日にお ける当該基準日をいう。以下この項において 基準日が経営贈与承継期間内にある場合にお 用判定基準日(当該売上判定事業年度に係る からハまでに掲げる場合の区分に応じ、各雇 売上判定事業年度の数で除して計算した割合 は、当該認定贈与承継会社の特例対象贈与の において同じ。)の合計を経営贈与承継期間 において経営贈与承継期間内に終了する当該 る割合以上であるとき。 (最初の売上判定事業年度終了の日が経営贈 (最初の売上判定事業年度終了の日が経営贈

合 百分りした イ 売上割合の平均値が百分の百以上の場

へ 売上割合の平均値が百分の七十未満の場の百未満の場合 百分の四十 一売上割合の平均値が百分の七十以上百分

合 零 | た上割合の平均値が百分の七十未満の場 |

号口に規定する特定基準日をいう。次項にお げる場合に該当することとなつた場合 売上(同条第三項第九号に係る部分に限る。)に掲 業年度に係る雇用判定基準日(当該売上判定 判定事業年度(同条第三十項第四号ロに掲げ 条第三十項第一号(第五十一項の規定により 項第九号に掲げる場合又は贈与特定期間 からハまでに定める割合以上であるとき。 いて同じ。)) における雇用割合がそれぞれイ る場合には、特定基準日(同条第三十項第四 事業年度に係る基準日が贈与特定期間内にあ じ。)における売上割合の次のイからハまで る事業年度。以下この号及び次項において同 る場合には、同号ロに定める期間内に終了す 同じ。)内に同条第五項の表の第一号の上欄 る贈与特定期間をいう。以下この号において 読み替えて適用する場合を含む。)に規定す イ 売上割合が百分の百以上の場合 百分の に掲げる場合の区分に応じ、当該売上判定事 経営贈与承継期間内に法第七十条の七第三

の場合 百分の四十 売上割合が百分の七十以上百分の百未満

58 部分に限る。)の規定の適用については、 当該事由が発生した日以後最初に到来する特定 」とし、売上判定事業年度に係る特定基準日が 場合における法第七十条の七第三十項(第四号 が発生した日以後最初に到来する基準日である 用保険法第二条第五項第三号又は第四号の事由 基準日である場合における同項(同号ロに 限る。以下この号において「基準日」という。) 額に係る事業年度の翌事業年度中にあるものに 初に到来する経営贈与報告基準日(当該売上金 又は第四号の事由が発生した日から同日以後最 当該基準日」とあるのは、「同条第五項第三号 う。)の直前の経営贈与報告基準日の翌日から 金額に係る事業年度の翌事業年度中にあるもの 同項第四号中「経営贈与報告基準日(当該売上 に限る。以下この号において「基準日」とい に係る部分に限る。)の規定の適用については、 ロ中「経営贈与承継期間の末日から一年を経過 売上判定事業年度に係る基準日が中小企業信 売上割合が百分の七十未満の場合 62

号」とする 項第三号又は第四号」とあるのは「これらの をいい、」と、「中小企業信用保険法第二条第五 与承継期間の末日から一年を経過するごとの日 ら同日以後最初に到来する特定基準日(経営贈 第五項第三号又は第四号の事由が発生した日か 日(」とあるのは「中小企業信用保険法第二条 贈与承継期間の末日)の翌日から次の特定基準 る日が最初の特定基準日である場合には、経営 う。) の直前の特定基準日(当該一年を経過す するごとの日(ロにおいて「特定基準日」とい

度における売上金額以上となつた場合における 由が発生した日の属する事業年度以前の事業年 当該事業年度とする。 で除して計算した金額が最初に贈与特定事業年 年度の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数 度を除く。)における売上金額に贈与特定事業 信用保険法第二条第五項第三号又は第四号の事 政令で定める事業年度は、事業年度(中小企業 法第七十条の七第三十項(第三号又は第四号 法第七十条の七第三十項第四号ロに規定する 63

受けたい旨その他財務省令で定める事項を記載 は第四号に係る部分に限る。)の規定の適用を をいう。)までに、引き続いて同項(第三号又 合には当該基準日の翌日から三月を経過する日 該経営贈与承継期間の末日の翌日以後にある場 翌日から五月を経過する日をいい、基準日が当 営贈与承継期間内にある場合には当該基準日の 項の経営承継受贈者は、届出期限(基準日が経 した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しな に係る部分に限る。)の規定の適用を受ける同 ればならない。

なければならない。 書に次に掲げる事項の記載がある書類を添付し 十六項の申請書を提出する場合には、当該申請 十三項の規定により読み替えて適用する同条第 けようとする同項の経営承継受贈者が同条第三 法第七十条の七第三十二項の規定の適用を受 64

受けようとする旨 法第七十条の七第三十二項の規定の適用を

一法第七十条の七第三十二項の経営承継受贈 場合に該当する旨及び該当することとなつた 者又は認定贈与承継会社が同項各号に掲げる

経営承継受贈者が認定贈与承継会社の非上場株 法第七十条の七第一項の規定の適用を受ける その他財務省令で定める事項

> の適用に係る贈与をしたときは、同条第三項か 条第十五項(同号に係る部分に限る。)の規定 式等から先に当該贈与をしたものとみなす。 限る。) の規定の適用については、当該対象株 ら第五項まで及び第十五項(同号に係る部分に 株式等から先に譲渡等をしたものとみなし、同 適用については、当該対象株式等以外の非上場 る。) の規定の適用に係る贈与をしたときを除 項及び次項において同じ。)をしたとき(法第 式等の譲渡等(譲渡又は贈与をいう。以下この 合において、当該認定贈与承継会社の非上場株 る対象相続非上場株式等をいう。以下この項及 株式等及び法第七十条の七の四第一項に規定す 第七十条の七の二第一項に規定する対象非上場 式等で対象株式等(対象受贈非上場株式等、 く。)は、同条第三項から第五項までの規定の 七十条の七第十五項(第三号に係る部分に限 び次項において同じ。)以外のものを有する場

ち先に取得をしたもの(当該先に取得をしたも に係るもの)から順次譲渡等をしたものとみな 経営承継受贈者をいう。次項において同じ。) 適用を受けた他の経営承継受贈者又は特例経営 七第一項又は第七十条の七の五第一項の規定の 対象受贈非上場株式等のうち先に法第七十条の た対象受贈非上場株式等である場合には、当該 む。)の規定の適用に係る贈与により取得をし の七の五第十一項において準用する場合を含 の規定の適用については、当該対象株式等のう で及び第十五項 (第三号に係る部分に限る。) 渡等をした場合には、同条第三項から第五項ま 経営承継受贈者が、その有する対象株式等の譲 承継受贈者(同条第二項第六号に規定する特例 のが同項(同号に係る部分に限り、法第七十条 法第七十条の七第一項の規定の適用を受ける

うとする経営承継受贈者が贈与者(同項の規定 において準用する場合を含む。)の規定の適用係る部分に限り、法第七十条の七の五第十一項 特例対象受贈非上場株式等をいう。以下この項 株式等(法第七十条の七の五第一項に規定する 該贈与者の法第七十条の七第十五項(第三号に 特例経営承継受贈者に限る。)からの贈与(当 十条の七の五第一項の規定の適用を受けている の適用を受けている経営承継受贈者又は法第七 対象受贈非上場株式等又は特例対象受贈非上場 に係る贈与に限る。)により当該贈与者に係る 法第七十条の七第一項の規定の適用を受けよ

> 相続税法第十九条、第二十一条の十五及び第1 等又は特例対象受贈非上場株式等については、 続が開始したときは、当該対象受贈非上場株式 十一条の十六の規定は、適用しない。 て、当該贈与の日の属する年に当該贈与者の において同じ。)の取得をしている場合にお

るのは、「租税特別措置法(昭和三十二年法律 得税法第百五十七条第一項第二号(同族会社等二条第十号(定義)に規定する同族会社又は所る。この場合において、第一項中「法人税法第 続税法」と、「準用する」とあるのは「準用す置法第七十条の七第十四項において準用する相第三項中「相続税法」とあるのは「租税特別措 及び免除)に規定する認定贈与承継会社」と読号(非上場株式等についての贈与税の納税猶予 等についての贈与税の納税猶予及び免除)に規措置法第七十条の七第二項第一号(非上場株式法人である同族会社」とあるのは、「租税特別る。この場合において、第一項第一号中「内国 置法第七十条の七第十四項において準用する相第三項中「相続税法」とあるのは「租税特別措 十七条第三項及び地価税法第三十二条第三項の法人税法第百三十二条第三項、所得税法第百五 るものとする」とする。 除)に規定する認定贈与承継会社」と読み替え 場株式等についての贈与税の納税猶予及び免 第二十六号)第七十条の七第二項第一号(非上 の行為又は計算の否認等)に掲げる法人」とあ み替えるものとする」と、地価税法第三十二条 十号(定義)に規定する同族会社」とあるのにおいて、第一項第一号中「法人税法第二条第 続税法」とあるのは「租税特別措置法第七十条 する」と、所得税法第百五十七条第三項中「相 定する認定贈与承継会社」と読み替えるものと 規定の適用については、法人税法第百三十二条 の七第十四項において準用する相続税法」と、 続税法」と、「準用する」とあるのは「準用す は、「租税特別措置法第七十条の七第二項第一 「準用する」とあるのは「準用する。この場合 法第七十条の七第十四項において相続税法第 、十四条第一項の規定を準用する場合における

(非上場株式等についての相続税の納税猶予及

第四十条の八の二 法第七十条の七の二第一項に 場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。 規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる の七の二第一項の規定の適用に係る相続の開 次号に掲げる場合以外の場合 法第七十条

認定承継会社(以下この条において「認定承 継会社」という。)の代表権(制限が加えら

同条第二項第一号に規定する

じ。)を有していた個人で、次に掲げる要件 れた代表権を除く。以下この条において同 の全てを満たすもの 会社の法第七十条の七第二項第三号ハに規 の条において「非上場株式等」という。) 項第二号に規定する非上場株式等(以下こ 係がある者の有する当該認定承継会社の同 が当該代表権を有していた期間内のいず 社の代表権を有しない場合には、当該 相続の開始の直前において当該認定承継会 定する総株主等議決権数(第八項及び第十 七の二第二項第三号ロに規定する特別の関 かの時及び当該相続の開始の直前)にお 一項において「総株主等議決権数」とい に係る議決権の数の合計が、当該認定承継 て、当該個人及び当該個人と法第七十条のかの時及び当該相続の開始の直前)におい 当該相続の開始の直前(当該個人が当該

相続の開始の直前において当該認定承継会当該相続の開始の直前(当該個人が当該 の者が有する当該非上場株式等に係る議決 という。)となる者を除く。)のうちいず 規定する特別の関係がある者(当該認定承 社の代表権を有しない場合には、当該個人 う。) の百分の五十を超える数であること。 権の数をも下回らないこと。 継会社の同号に規定する経営承継相続人等 非上場株式等に係る議決権の数が、当該個 かの時及び当該相続の開始の直前)にお が当該代表権を有していた期間内のいず (以下この条において「経営承継相続人等」 人と法第七十条の七の二第二項第三号ロに て、当該個人が有する当該認定承継会社 いれ

式等を有していた個人 かに該当する場合 認定承継会社の非上場株 受けようとする者が、次に掲げる者のいず 法第七十条の七の二第一項の規定の適用を ħ

規定の適用を受けている者 の二第一項又は第七十条の七の四第 て、法第七十条の七第一項、第七十条の 当該認定承継会社の非上場株式等につ

得をしている者(イに掲げる者を除く。) より当該認定承継会社の非上場株式等の 十条の七第一項の規定の適用に係る贈与に 前条第一項第一号に定める者から法第七 続人からの非上場株式等の贈与」と、同項第三 定の適用に係る相続の開始」とあるのは「被相 は「贈与」と、同条第二項第一号中「前項の規 おいて、同条第一項中「相続の開始」とあるの 贈により取得をしたものとみなす。この場合に は、当該個人が当該被相続人からの相続又は遺 三十八項までを除く。)の規定の適用について る場合(当該非上場株式等について同法第二十 価額が相続税の課税価格に加算されることとな より当該贈与により取得をした非上場株式等の 続税法第十九条又は第二十一条の十五の規定に 同じ。)により財産の取得をしたことにより相 む。以下この条及び第四十条の八の六において をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含 かつ、当該被相続人からの相続又は遺贈(贈与 する年において当該被相続人の相続が開始し、 等の取得をしている個人が、当該贈与の日の属 る贈与である場合に限る。) により非上場株式 各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定め からの贈与(当該贈与が法第七十条の七第一項 は、当該贈与により取得をした非上場株式等 一条の十六の規定の適用がある場合を含む。) は、法第七十条の七の二(第三十五項から第 法第七十条の七の二第一項に規定する被相続 (以下この条において「被相続人」という。) 得をしている者(イに掲げる者を除く。) より当該認定承継会社の非上場株式等の取 第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈に 前号に定める者から法第七十条の七の二

の日の翌日から五月を経過する日」とあるのは とあるのは「贈与」と、同号イ中「相続の開始 号中「前項の規定の適用に係る相続又は遺贈」 る相続税 相続に係第二十七条第二項の規定による申告書が、当該の框続人か 当書するー

定の適用に係る相続又は遺贈により認定承継会 被相続人から法第七十条の七の二第一項の規 当該 相続 税

3

第一号中「相続の開始」とあるのは「贈与」と

項、第十項第一号、

十月を経過する日」と、前項、第四項、第七 限」とあるのは「当該災害等の発生した日から 贈」とあるのは「贈与」と、「政令で定める期まで」とあるのは「発生前」と、「相続又は遺 項中「発生した日から一年を経過する日の前日 の開始」とあるのは「贈与」と、同条第三十二 とあるのは「贈与」と、同条第三十項中「相続 始」とあるのは「贈与」と、「相続又は遺贈」 とあるのは「贈与」と、同号二中「相続の開

第二十二項、第二十五項か 第五十七項及び第六十一項

> 第三号イの要件を満たしているものとみなし、は、当該第一次経営承継相続人等は同条第二項 継会社の代表権を有していたものとみなす。 相続人等はその死亡の日前において当該認定承 の規定の適用については、当該第一次経営承継 当該第二次経営承継相続人等に係る同条第一項 承継相続人等に係る同項の規定の適用について 過する日前に死亡したときは、当該第一次経営 被相続人の相続の開始の日の翌日から五月を経 れる要件として財務省令で定めるものを満たし 認定承継会社の経営を確実に承継すると認めら 会社の非上場株式等の取得をした個人で、当該 続人等からの相続又は遺贈により当該認定承継 たものをいう。)に該当する場合において、第 前に当該相続税の申告書を提出しないで死亡し 係る同項に規定する相続税の申告書の提出期限 式等の取得をした個人で、当該相続又は遺贈に 営承継相続人等(当該被相続人からの相続又は 社の非上場株式等の取得をした個人が第一次経 において、当該第一次経営承継相続人等が当該 は、同表の下欄に掲げる字句とする。この場合 次経営承継相続人等に係る同項の規定の適用に ているものをいう。)があるときは、当該第一 二次経営承継相続人等(当該第一次経営承継相 遺贈によりその有する認定承継会社の非上場株 ついては、同項中次の表の上欄に掲げる字句 4 5

続税の 当 該 相 続当該第二次経営承継相続人等が当該経 |で 当 該 相||上場株式等の取得をした経営承継相続 場株式等人等からの相続又は遺贈により当該非 ||当 該 非 上||当該非上場株式等(当該経営承継相続 |る。) で同条第二項の規定による申告 税の申告書にこの項の規定の適用を受 |営承継相続人等」という。) が、相続 人等(以下この項において「第二次経 けようとする旨の記載をしたものに限 6

「贈与の時」と、同号ロ及びハ中「相続の開始」

書の提出より取得をした対象非上場株式等につ税の申告営承継相続人等からの相続又は遺贈に |期限まで||きこの項の規定の適用を受けるため対 象非上場株式等に係る 7

を猶予 |その納税第十六項の規定の適用については、 すの納税を猶予したものとみなす

そ

の三分の二に一株未満又は一円未満の端数があとする。この場合において、当該総数又は総額 当該認定承継会社の非上場株式等の数又は金額 場株式等があるときは、当該総数又は総額の三 限る。)の総数又は総額の三分の二(当該相続は出資をいう。以下この条において同じ。)に 始の時における当該認定承継会社の発行済株式この項において同じ。)のうち、当該相続の開 るまでの部分として政令で定めるものは、経営 株式又は出資の総数又は総額の三分の二に達す るときは、その端数を切り上げる。 を控除した残数又は残額)に達するまでの部分 分の二から当該経営承継相続人等が有していた 相続人等が有していた当該認定承継会社の非上 又は出資(議決権に制限のない株式等(株式又 株式等(議決権に制限のないものに限る。以 は遺贈により取得をした認定承継会社の非上場 承継相続人等が同項の規定の適用に係る相続又 開始の直前において当該相続に係る経営承継 法第七十条の七の二第一項に規定する発行済

める手続によるほか、認定承継会社(株券不発供については、国税通則法施行令第十六条に定けようとする経営承継相続人等が行う担保の提 券発行会社以外の株式会社をいう。次項及び第 行会社(会社法第百十七条第七項に規定する株 納税地の所轄税務署長に提出する方法によるも を約する書類その他の財務省令で定める書類を 三十九項第三号において同じ。)又は持分会社 のとする。 該対象非上場株式等を担保として提供すること 提供する場合には、当該経営承継相続人等が当 であるものに限る。) の法第七十条の七の二第 法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受 項に規定する対象非上場株式等を担保として

該経営承継相続人等が当該対象非上場株式等を 場合において、当該担保を解除したときは、当 対象非上場株式等が担保として提供されている に返還しなければならない。 財務省令で定める書類を当該経営承継相続人等 担保として提供することを約する書類その他 る。) の法第七十条の七の二第一項に規定する (株券不発行会社又は持分会社であるものに限 税務署長は、前項の規定により認定承継会社

る資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政 法第七十条の七の二第二項第一号ロに規定す

> 型会社 令で定めるものは、同項第八号に規定する資産 同条第一項の規定の適用に係る相続の開始の時 おいて「資産保有型会社等」という。)のうち、 保有型会社又は同項第九号に規定する資産運用 において、 とする。 (以下この項、第十二項及び第三十項に 次に掲げる要件の全てに該当するも

保有型会社等が同条第二項第八号に規定する 規定する特別関係会社(以下この号及び第三 産運用型会社に該当すること。 資産保有型会社又は同項第九号に規定する資 う。) で次に掲げる要件の全てを満たすも 十項第一号において「特別関係会社」とい 社等の法第七十条の七の二第二項第一号ハに 資産保有型会社等が有する当該資産保有型会 条において「特定資産」という。)から当 二項第八号ロに規定する特定資産(以下この 当該資産保有型会社等の法第七十条の七第 株式等を除いた場合であつても、当該資産 当該特別関係会社が、法第七十条の七 0)

を行つていること。 日まで引き続き三年以上にわたり、商品の 販売その他の業務で財務省令で定めるもの 二第一項の規定の適用に係る相続の開始 イの相続の開始の時において、当該特別 0

号イに規定する常時使用従業員(経営承継 の数が五人以上であること。 三十項において「親族外従業員」という。) を一にする親族を除く。以下この項及び第 相続人等及び当該経営承継相続人等と生計 関係会社の法第七十条の七の二第二項第一

するものを所有し、又は賃借しているこ 関係会社が、ロの親族外従業員が勤務して いる事務所、店舗、工場その他これらに類 イの相続の開始の時において、当該特別

号に規定する資産運用型会社でないこと。 の全てを満たす法第七十条の七の二第二項第 八号に規定する資産保有型会社又は同項第九 当該資産保有型会社等が、次に掲げる要件 始の日まで引き続き三年以上にわたり、商七の二第一項の規定の適用に係る相続の開 品の販売その他の業務で財務省令で定める 当該資産保有型会社等が、法第七十条の

保有型会社等の親族外従業員の数が五人以 上であること。 イの相続の開始の時において、当該資産

9

- 保有型会社等が、ロの親族外従業員が勤務イの相続の開始の時において、当該資産 に類するものを所有し、又は賃借している している事務所、店舗、工場その他これら
- 決権数の百分の五十を超える数である場合におの数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議 ける当該他の会社とする。 する外国会社を含む。)の株式等に係る議決権 が有する他の会社(会社法第二条第二号に規定 係がある者(第六号ハに掲げる会社を除く。) び当該代表権を有する者と次に掲げる特別の関 滑化法認定を受けた会社の代表権を有する者及 に規定する円滑化法認定を受けた会社、当該円 る政令で定める特別の関係がある会社は、同号 法第七十条の七の二第二項第一号ハに規定す
- 当該代表権を有する者の親族
- 一 当該代表権を有する者と婚姻の届出をして いないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ
- 他の資産によつて生計を維持している者 三号に掲げる者を除く。) 心の資産によつて生計を維持している者(前当該代表権を有する者から受ける金銭その 前三号に掲げる者と生計を一にするこれら

三 当該代表権を有する者の使用人

- 次に掲げる会社
- 五十を超える数である場合における当該 当該会社に係る総株主等議決権数の百分の 会社の株式等に係る議決権の数の合計が、 む。以下この号において同じ。)が有する 定を受けた会社及び前各号に掲げる者を含 当該代表権を有する者(当該円滑化法認 11
- 場合における当該他の会社 等議決権数の百分の五十を超える数である の数の合計が、当該他の会社に係る総株主 社が有する他の会社の株式等に係る議決権 当該代表権を有する者及びイに掲げる会
- 総株主等議決権数の百分の五十を超える数 議決権の数の合計が、当該他の会社に係る げる会社が有する他の会社の株式等に係る である場合における当該他の会社 当該代表権を有する者及びイ又は口に掲

- 読み替えるものとする。 る会社として政令で定める会社について準用す 族」とあるのは、「と生計を一にする親族」と る。この場合において、前項第一号中「の親 一号ハに規定する特定会社と密接な関係を有す 前項の規定は、法第七十条の七の二第二項第
- 10 る政令で定める要件は、 法第七十条の七の二第二項第一号へに規定す 次に掲げる要件とす
- 動から生ずる収入の額とされるべきものとし 超えること。 て財務省令で定めるものに限る。) が、零を 業年度)における総収入金額(主たる事業活 属する事業年度及び当該事業年度の直前の事 末日である場合には、当該相続の開始の日の 日が当該相続の開始の日の属する事業年度の 業年度の直前の事業年度(当該相続の開始の 規定の適用に係る相続の開始の日の属する事 る円滑化法認定を受けた会社の同条第一項の 法第七十条の七の二第二項第一号に規定す
- 等以外の者が有していないこと。 る会社法第百八条第一項第八号に掲げる事項 化法認定を受けた会社に係る経営承継相続人 についての定めがある種類の株式を当該円滑 前号の円滑化法認定を受けた会社が発行す
- 三 第一号の円滑化法認定を受けた会社の法第 中小企業における経営の承継の円滑化に関すする外国会社に該当するものを除く。)が、 定特別関係会社(会社法第二条第二号に規定 ること。 る法律第二条に規定する中小企業者に該当す 七十条の七の二第二項第一号ハに規定する特
- る当該個人と政令で定める特別の関係がある者 は、次に掲げる者とする。 法第七十条の七の二第二項第三号ロに規定す
- 当該個人の親族
- 上婚姻関係と同様の事情にある者 当該個人と婚姻の届出をしていないが事実

当該個人の使用人

- 兀 つて生計を維持している者(前三号に掲げる 当該個人から受ける金銭その他の資産によ
- Ŧī. 前三号に掲げる者と生計を一にするこれら
- 次に掲げる会社
- 下この号において同じ。)が有する会社の 当該個人(前各号に掲げる者を含む。 以

- 超える数である場合における当該会社 株式等に係る議決権の数の合計が、当該会 社に係る総株主等議決権数の百分の五十を 当該個人及びイに掲げる会社が有する他
- る当該他の会社 の百分の五十を超える数である場合におけ が、当該他の会社に係る総株主等議決権数 の会社の株式等に係る議決権の数の合計 当該個人及びイ又は口に掲げる会社が有
- 四項第十一号に規定する政令で定める法人は、 する者及び当該代表権を有する者と第八項各号 認定承継会社、当該認定承継会社の代表権を有 に掲げる特別の関係がある者が有する次の各号 法第七十条の七の二第二項第五号イ及び第十 おける当該他の会社 権数の百分の五十を超える数である場合に 合計が、当該他の会社に係る総株主等議決 する他の会社の株式等に係る議決権の数の
- 第十二項に規定する投資法人にあつては、 場株式等を除く。) 当該法人の発行済株式 行済みの同条第十四項に規定する投資口)又 する数又は金額 は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当 (投資信託及び投資法人に関する法律第二条 法人(医療法人を除く。)の株式等(非上
- 額の百分の五十を超える金額 医療法人の出資 当該医療法人の出資の総
- 項及び第二項並びに第二十一条の十六第一項及 価額」という。)を当該経営承継相続人等に係 る経営承継相続人等の相続税の額は、同号イに び第二項の規定を適用して計算した当該経営承 三条から第十九条まで、第二十一条の十五第 る相続税の課税価格とみなして、相続税法第十 額を控除した残額。以下この項において「特定 対象非上場株式等の価額から当該控除未済債務 において、控除未済債務額があるときは、当該 規定する対象非上場株式等の価額(相続税法第 十三条の規定により控除すべき債務がある場合 法第七十条の七の二第二項第五号イに規定す

- 数又は金額である場合における当該法人とす て同じ。) の数又は金額が、当該各号に定める 十四項に規定する投資口を含む。第一号におい の項において同じ。) に掲げる法人の株式等 (当該認定承継会社が資産保有型会社等に該当 (投資信託及び投資法人に関する法律第二条第 ない場合にあつては、第一号を除く。以下こ

- れらの規定により控除された金額の合計額が次 第二十一条の十五又は第二十一条の十六の規定 等が同法第十九条の二から第二十条の二まで、 当該超える部分の金額を控除した残額)とす 項に規定する納付すべき相続税の額の計算上こ 営承継相続人等に係る法第七十条の七の二第一 継相続人等の相続税の額(当該経営承継相続人 の各号に掲げる金額の合計額を超えるときは、 の適用を受ける者である場合において、当該経 特定価額に百分の二十を乗じて計算した金
- 続人等の相続税の額 二項並びに第二十一条の十六第一項及び第二 税価格とみなして、相続税法第十三条から第 項の規定を適用して計算した当該経営承継相 十九条まで、第二十一条の十五第一項及び第 額を当該経営承継相続人等に係る相続税の課
- 二 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除
- 適用して計算した当該経営承継相続人等の 二十一条の十六第一項及び第二項の規定を 二十一条の十五第一項及び第二項並びに第 相続税法第十一条から第十九条まで、 第
- 前項の「控除未済債務額」とは、第一号に掲 した当該経営承継相続人等の相続税の額 六第一項及び第二項の規定を適用して計算 五第一項及び第二項並びに第二十一条の十 十三条から第十九条まで、第二十一条の十 相続税の課税価格とみなして、相続税法第 特定価額を当該経営承継相続人等に係る
- 額(当該金額が零を下回る場合には、零とす げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金 る。)をいう。 経営承継相続人等の負担に属する部分の金額 相続税法第十三条の規定により控除すべき
- 価額と口に掲げる金額との合計額からハに掲 げる価額を控除した残額 前号の経営承継相続人等に係るイに掲げる
- 贈与により取得した財産で相続税法第二十 贈により取得した財産の価額 の二第一項の規定の適用に係る相続又は遺 一条の九第三項の規定の適用を受けるもの 当該経営承継相続人等が法第七十条の七 当該経営承継相続人等が被相続人からの

の価額から同法第二十一条の十一の二第一

定を含む。)による控除をした残額 項の規定(法第七十条の三の二第一項の規

定する対象非上場株式等の価額 法第七十条の七の二第二項第五号イに規

16 15 第一号に掲げる金額とする。 る経営承継相続人等の相続税の額は、第十三項 法第七十条の七の二第二項第五号に規定する 法第七十条の七の二第二項第五号ロに規定す

の端数があるとき、又はその全額が百円未満で

納税猶予分の相続税額(以下この条において

「納税猶予分の相続税額」という。) に百円未満

該経営承継相続人等に係る相続税の課税価格と から当該控除未済債務額を控除した残額)を当 ときは、当該対象非上場株式等の価額の合計額 規定により控除すべき債務がある場合におい 場株式等の価額の合計額(相続税法第十三条の 会社の同条第二項第五号イに規定する対象非上 相続又は遺贈により取得をした全ての認定承継続人等が被相続人から同項の規定の適用に係る 合における納税猶予分の相続税額の計算におい 上場株式等に係る認定承継会社が二以上ある場 あるときは、その端数金額又はその全額を切り て、第十四項に規定する控除未済債務額がある ては、当該対象非上場株式等に係る経営承継相 法第七十条の七の二第一項に規定する対象非

るとき、又はその全額が百円未満であるとき いて、当該計算した金額に百円未満の端数があ 合を乗じて計算した金額とする。この場合にお額は、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割 継会社の異なるものごとの納税猶予分の相続税一項に規定する対象非上場株式等に係る認定承 の相続税額 前項の場合において、法第七十条の七の二第 前項の規定を適用して計算した納税猶予分 その端数金額又はその全額を切り捨てる。

の当該対象非上場株式等の価額の合計額に占 用に係る相続又は遺贈により取得をした全て 非上場株式等の価額が同条第一項の規定の適 のごとの同条第二項第五号イに規定する対象 非上場株式等に係る認定承継会社の異なるも 法第七十条の七の二第一項に規定する対象 21

受ける経営承継相続人等に係る被相続人から相 納税猶予分の相続税額を計算する場合におい 法第七十条の七の二第一項の規定の適用を

19

があるときにおける当該財産の取得をした全て の者に係る相続税の課税価格は、同条第二項第 法第七十条の六第一項の規定の適用を受ける者 続又は遺贈により財産の取得をした者のうちに 一号の規定により計算される相続税の課税価格

定により計算されたものをいう。) との合計額猶予分の相続税額で第十三項から前項までの規 号に定める税額と調整前株式等猶予税額(納税 の適用を受ける者である場合において、当該各 ける経営承継相続人等が次の各号に掲げる規定 する。この場合において、当該計算した金額に 該合計額に占める割合を乗じて計算した金額と 場株式等に係る納税猶予分の相続税額は、当該 を超えるときにおける同項に規定する対象非上 継相続人等が納付すべき相続税の額をいう。) を受けないものとした場合における当該経営承 第一項の規定及び当該各号に掲げる規定の適用 切り捨てる。 百円未満の端数があるときは、その端数金額を 猶予可能税額に当該調整前株式等猶予税額が当 が猶予可能税額(当該経営承継相続人等が同条 法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受

前農地等猶予税額をいう。 税額(第四十条の七第十六項に規定する調整 法第七十条の六第一項

する調整前山林猶予税額をいう。) 予税額(第四十条の七第十六項第一号に規定 法第七十条の六の六第一項 調整前山 I 林猶

資産猶予税額(第四十条の七第十六項第三号 に規定する調整前事業用資産猶予税額をい 法第七十条の六の十第一項 調整前事業用

法第七十条の七の十二第一項 調整前持分

の規定は、同条第一項に規定する対象非上場株項、第十五項から第十七項まで及び第二十二項 二第三項から第六項まで、第十二項、第十三 認定承継会社が消滅した場合その他の財務省令 当するものとして財務省令で定めるもの。 で定める場合には、当該対象非上場株式等に相 式等(合併により当該対象非上場株式等に係る 第十七項の場合において、法第七十条の七の

るものとする。

調整前農地等猶予

三 法第七十条の六の七第一項 調整前美術品 定する調整前美術品猶予税額をいう。) 猶予税額(第四十条の七第十六項第二号に規

Ŧ. 定する調整前持分猶予税額をいう。) 猶予税額 (第四十条の七第十六項第五号に規

定めるところにより計算した金額を合計した金 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に

又はその全額を切り捨てた額) あつた場合(同項の表の第一号の上欄に掲げ 全額が百円未満であるときは、その端数金額 金額に百円未満の端数があるとき、又はその 額に占める割合を乗じて計算した金額(その る場合に限る。) 納税猶予分の相続税額に、 イに掲げる数又は金額が口に掲げる数又は金 法第七十条の七の二第四項の規定の適用

の上欄の贈与をした対象非上場株式等の数- 法第七十条の七の二第四項の表の第一号 又は金額

務省令で定める事由により当該相続時対象対象株式等の併合があつたことその他の財対象株式等の併合があつたことその他の財がらイの贈与の直前までの間に当該相続時じ。)の数又は金額(当該相続の開始の時場株式等をいう。以下この項において同 の数又は金額に換算した数又は金額) 株式等の数又は金額が増加又は減少をして 第一項の規定の適用に係る相続の開始の時 いる場合には、当該増加又は減少をした後 に経営承継相続人等が有していた対象非上 相続時対象株式等(法第七十条の七の一

満であるときは、その端数金額又はその全額満の端数があるとき、又はその全額が百円未 あつた場合(同項の表の第二号の上欄に掲げ 法第七十条の七の二第四項の規定の適用が る場合に限る。) 納税猶予分の相続税額に、 合を乗じて計算した金額(その金額に百円未 を切り捨てた額) イに掲げる金額がロに掲げる金額に占める割

この条において「株式交換等」という。) の適格交換等をした場合(第三十三項にお た場合」という。) における合併又は同欄 場合(第三十三項において「適格合併をし 四項の表の第二号の上欄の適格合併をした に際して、同欄の吸収合併存続会社等 における株式交換若しくは株式移転(以下 いて「適格交換等をした場合」という。) 認定承継会社が、法第七十条の七の二第 (以

22 法第七十条の七の二第二項第七号ロに規定す この条において「対象非上場株式等」という。) る政令で定めるところにより計算した金額は、 に係る認定承継会社の異なるものごとに適用す

数の合計数に相当する数の株式を除く。第ければならない株式等(一株に満たない端

という。)又は同欄の他の会社が交付しな

下この条において「吸収合併存続会社等」

他の資産で、対象非上場株式等に係る経営

三十三項において同じ。)以外の金銭その

承継相続人等が受けるものの額

純資産額」という。)のうち当該合併又は十三項及び第三十六項において「交換等前 場株式等に係る認定承継会社の純資産 該相続時対象株式等の数又は金額が増加又 とその他の財務省令で定める事由により当 る相続の開始の時から当該合併又は当該株の数又は金額(当該相続時対象株式等に係 当該株式交換等がその効力を生ずる直前に 年の前年十二月三十一日における対象非上 じて計算した金額 上場株式等の数又は金額に対する割合を乗 その効力を生ずる直前における当該対象非 は金額)の当該合併又は当該株式交換等が 減少をした後の数又は金額に換算した数又 は減少をしている場合には、当該増加又は 式交換等がその効力を生ずる直前までの間 おける当該対象非上場株式等の数又は金額 認定承継会社の純資産額(第五号ロ、第三 する年の前年十二月三十一日における当該 おいて「合併前純資産額」という。)又は に当該相続時対象株式等の併合があつたこ に対応する部分の額に、相続時対象株式等 イの株式交換等がその効力を生ずる日の属 (第四号ロ、第三十三項及び第三十五項に イの合併がその効力を生ずる日の属する

全額が百円未満であるときは、その端数金額金額に百円未満の端数があるとき、又はその る場合に限る。) 納税猶予分の相続税額に、 あつた場合(同項の表の第二号の上欄に掲げ 又はその全額を切り捨てた額) 額に占める割合を乗じて計算した金額(その イに掲げる数又は金額がロに掲げる数又は金 法第七十条の七の二第五項の規定の適用が

イ 法第七十条の七の二第五項の表の第二号 式のうち一株に満たない端数の合計数に相欄の他の会社が交付しなければならない株 の上欄の譲渡等をした対象非上場株式等 続会社等又は同条第四項の表の第二号の上 (合併又は株式交換等に際して吸収合併存

ロ 相続時対象株式等の数又は金額(当該相て同じ。)の数又は金額当する数の株式を除く。第三十四項におい

であるときは、その端数金額又はその全額 を切り捨てた額) イ 法第七十条の七の二第五項の表の第三号 の上欄の合併に際して吸収合併存続会社等 が交付しなければならない株式等(一株に 満たない端数の合計数に相当する数の株式 を除く。第三十五項において同じ。) 以外 を除く。第三十五項において同じ。) 以外 を除く。第三十五項において同じ。) 以外 を除く。第三十五項において同じ。) 以外 を除く。第三十五項において同じ。) 以外

六

計算した金額

ロ 合併前純資産額のうちイの合併がその効力を生ずる直前における対象非上場株式等の数又は金額に対応する部分の額に、相続時対象株式等の数又は金額が増加又は減少時対象株式等の数又は金額が増加又は減少時対象株式等の数又は金額が増加又は減少時対象株式等の数又は金額が増加又は減少をしている場合には、当該増加又は減少をした後の数又は金額に換算した数又は金額)の当該合併がその効力を生ずる直前における当該分象非上場株式等の数又は金額に対する割合を乗じて計算した金額に対する割合を乗じて計算した金額に対する割合を乗じて計算した金額に対する割合を乗じて計算した金額

> 場株式等の数又は金額に対応する部分の額 式を除く。第三十六項において同じ。)以に満たない端数の合計数に相当する数の株 株式等の数又は金額に対する割合を乗じて あつたことその他の財務省令で定める事由 相続時対象株式等に係る相続の開始の時か がその効力を生ずる直前における対象非上 外の金銭その他の資産で対象非上場株式等 社が交付しなければならない株式等(一株 の上欄の株式交換等に際して同欄の他の会 効力を生ずる直前における当該対象非上場 した数又は金額)の当該株式交換等がその 増加又は減少をした後の数又は金額に換算 が増加又は減少をしている場合には、当該 により当該相続時対象株式等の数又は金額 までの間に当該相続時対象株式等の併合が ら当該株式交換等がその効力を生ずる直前 に、相続時対象株式等の数又は金額(当該 に係る経営承継相続人等が受けるものの額 法第七十条の七の二第五項の表の第四号 交換等前純資産額のうちイの株式交換等 七

法第七十条の七の二第五項の規定の適用が法第七十条の七の二第五項の規定の適用があった場合(同項の表の第五号の上欄に掲げる金額が正計算した金額(その金額に占める割高であるときは、その端数金額以上の金額に百円未満であるときは、その端数金額又はその全額があるときは、その端数金額又はその全額であるときは、その端数金額又はその全額であるときは、その端数金額又はその全額であるときは、その端数金額又はその全額であるときは、その端数金額又はその全額である。

- 法第七十条の七の二第五項の表の第五号の株式等の数又は金額に占める割合を乗じて計算した金額 で株式等の数又は金額に占める割合を乗じて計算した金額 で株式等の数又は金額に占める割合を乗じて計算した金額 で株式等の数又は金額に占める割合を乗じた残額 をではからずという。)の持ち、当該認定承継会社が交付を受けた当該吸収分割承継会社がら承継した資産の当該会業組入等に配当された当該認定承継会社が交付を受けた当該場ではおいて「承継純資とが交付を受けた当該吸収分割承継会社が方対象非上場株式等に保る経営承継会社が方対象非上場株式等に保る経営承継会社が方が表述した金額が当該認定承継会社が方が表述という。)のうち、当該認定承継会社が交付を受けた当該吸収分割承継会社が方が表述という。)のうち、当該認定承継会社が交付を受けた当該吸収分割承継会社等の株式等の数又は金額に占める割合を乗じたが表述という。)

> 増加又は減少をしている場合には、当該増より当該相続時対象株式等の数又は金額が 等の数又は金額に対する割合を乗じて計算 を生ずる直前における当該対象非上場株式 た数又は金額)の当該会社分割がその効力 加又は減少をした後の数又は金額に換算し 相続時対象株式等に係る相続の開始の時か 効力を生ずる直前における当該対象非上場 額」という。)のうち当該会社分割がその する年の前年十二月三十一日における対象 つたことその他の財務省令で定める事由に での間に当該相続時対象株式等の併合があ ら当該会社分割がその効力を生ずる直前ま に、相続時対象株式等の数又は金額(当該 株式等の数又は金額に対応する部分の額 非上場株式等に係る認定承継会社の純資産 イの会社分割がその効力を生ずる日の属 (第三十七項において「分割前純資産 23

法第七十条の七の二第五項の規定の適用が法第七十条の七の二第五項の規定の適用があった場合(同項の表の第六号の上欄に掲げある場合に限る。) 納税猶予分の相続税額に、合を乗じて計算した金額(その金額に百円未合を乗じて計算した金額(その金額に百円未合を乗じて計算した金額(その金額に占める割があるときは、その端数金額又はその全額であるときは、その端数金額又はその全額があるときは、その端数金額の第六の一段では、

継相続人等が受けるものの価額外の財産で対象非上場株式等に係る経営承外の財産で対象非上場株式等に係る経営承の上欄の組織変更に際して認定承継会社かの上欄の組織変更に際して認定承継会社かの上欄の組織変更に際して認定承継会社が

一 イの組織変更がその数又は金額に換算し 加又は減少をした後の数又は金額に換算し 当該組織変更がその効力を生ずる自の属 場株式等の候式等に係る認定承継会社の純資産 に、相続時対象株式等の数又は金額が は、相続時対象株式等の数又は金額が に、相続時対象株式等の数又は金額に対応する部分の額 に、相続時対象株式等の数又は金額に対応する部分の額 に、相続時対象株式等の数又は金額が り当該組織変更がその効力を生ずる直前ま での間に当該相続時対象株式等の例分を生ずる直前ま での間に当該相続時対象株式等の例と生ずる直前ま での間に当該相続時対象株式等の例と生ずる直前ま での間に当該相続時対象株式等の例と生ずる直前ま での間に当該相続時対象株式等の例と生ずる直前ま での間に当該相続時対象株式等の数又は金額が 26

した金額
した金額
した金額
の当該組織変更がその効力

前項第二号ロ、第六号ロ及び第七号ロの純資

会社」と、「経営承継受贈者」とあるのは「経安独等、同項第六号イの会社分割及び同項第八号年の前年十二月三十一日における対象非上場株年の前年十二月三十一日における対象非上場株年の前年十二月三十一日における対象非上場株年の前年十二月三十一日における対象非上場株年の前年十二月三十一日における対象非上場株年の第たの記憶を控除した残額とする。

「認定贈与承継会社」とあるのは「認定承継会社」とあるのは「経営承継会社」とあるのは「認定承継会社」とあるのは「経営承継会社」とあるのは「経営承継受贈者」とあるのは「経

承継会社」とあるのは「認定承継会社」とす営承継相続人等」と、同項第九号中「認定贈与

25 ものとする。 ら同日以後六月を経過する日までの期間を除く る金額の合計額の割合をいう。)が百分の七十 内のいずれかの日において当該認定承継会社に 省令で定める事由が生じたことにより当該期間 る。ただし、認定承継会社の事業活動のために 猶予に係る期限が確定する日までの期間とす 期間は、認定承継会社の法第七十条の七の二第 以上となつた場合には、当該事由が生じた日 えて適用する法第七十条の七第二項第八号イ及 係る特定資産の割合(前項の規定により読み替 項、第十三項又は第十五項の規定による納税の に相当する相続税の全部につき法第七十条の七 第二項第七号ロに規定する猶予中相続税額(以 る事業年度の直前の事業年度の開始の日から当 により読み替えて適用する同号ロ及びハに掲げ びハに掲げる金額の合計額に対する前項の規定 必要な資金の借入れを行つたことその他の財務 の二第一項、第三項から第五項まで、第十二 下この条において「猶予中相続税額」という。) 該認定承継会社に係る経営承継相続人等の同条 十条の七第二項第八号に規定する政令で定める 前項の規定により読み替えて適用する法第七 項の規定の適用に係る相続の開始の日の属す

金の配当等の額その他会社から受けた金額とし法第七十条の七第二項第八号ハに規定する剰余26 第二十四項の規定により読み替えて適用する

て政令で定めるものは、次に掲げる金額の合計

じ。)前に受けたものを除く。)の額 る場合には、最初の同項の規定の適用に係る 贈与により当該非上場株式等の取得をしてい 上場株式等について、当該相続の開始の時前(対象非上場株式等に係る認定承継会社の非第一項の規定の適用に係る相続の開始の時 又は利益の配当(最初の法第七十条の七の二 受けた当該会社の株式等に係る剰余金の配当 る法第七十条の七第二項第八号ハの会社から に法第七十条の七第一項の規定の適用に係る 第二十四項の規定により読み替えて適用す 次号及び第二十八項において同 29

されないこととなる金額 業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入 又は第三十六条の規定により当該会社の各事 を除く。)の額のうち、法人税法第三十四条 用に係る相続の開始の時前に支給されたもの 最初の法第七十条の七の二第一項の規定の適 除による利益その他の経済的な利益を含み、 前号の会社から支給された給与(債務の免 30

までの期間を除くものとする。 後六月を経過する日の属する事業年度終了の日の開始の日から当該事業年度終了の日の翌日以 の七十五以上となつた場合には、当該事業年度 金額に占める特定資産の運用収入の割合が百分 業年度における当該認定承継会社に係る総収入 ことにより当該期間内に終了するいずれかの事たことその他の財務省令で定める事由が生じた 必要な資金を調達するために特定資産を譲渡し る。ただし、認定承継会社の事業活動のために 年度の直前の事業年度終了の日までの期間とす 税の猶予に係る期限が確定する日の属する事業 き同項又は同条第三項から第五項まで、第十二 の猶予中相続税額に相当する相続税の全部につ から当該認定承継会社に係る経営承継相続人等 の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日 の二第一項の規定の適用に係る相続の開始の日 定める期間は、認定承継会社の法第七十条の七 法第七十条の七第二項第九号に規定する政令で 第二十四項の規定により読み替えて適用する 第十三項若しくは第十五項の規定による納

第一項の規定の適用に係る相続の開始の時にお ける常時使用従業員(同条第二項第一号イに規 政令で定める数は、認定承継会社の最初の同条 法第七十条の七の二第三項第二号に規定する

併その他の財務省令で定める事由が生じたとき 使用従業員の数が一人のときは一人とする。) 数に一人未満の端数があるときはこれを切り捨 財務省令で定める数。以下この項において同 は、常時使用従業員の数に相当するものとして 定する常時使用従業員をいう。以下この条にお とする。 てた数とし、当該相続の開始の時における常時 じ。)に百分の八十を乗じて計算した数(その いて同じ。)の数(当該相続の開始の時後に合

及び第四号、第三十項並びに第三十三項第一号 項第三号、第十五項、第十七項第一号、第三号 ついて準用する。 に規定する政令で定める特別の関係がある者に 第十一項の規定は、法第七十条の七の二第三 法第七十条の七の二第三項第九号に規定する

産保有型会社等に該当することとなつた日(以 で定めるものは、資産保有型会社等のうち、資 資産保有型会社又は資産運用型会社のうち政令 下この項において「該当日」という。)におい て、 資産保有型会社等が有する当該資産保有型会 社等の特別関係会社(次に掲げる要件の全て 次に掲げる要件の全てに該当するものとす 当該資産保有型会社等の特定資産から当該

用型会社に該当すること。 保有型会社又は同項第九号に規定する資産運 七十条の七の二第二項第八号に規定する資産 合であつても、当該資産保有型会社等が法第 を満たすものに限る。)の株式等を除いた場 該当日において、当該特別関係会社が、

店舗、工場その他これらに類するものを所 ロの親族外従業員が勤務している事務所、該当日において、当該特別関係会社が、 族外従業員の数が五人以上であること。 るものを行つていること。 該当日において、当該特別関係会社の親

商品の販売その他の業務で財務省令で定め

全てを満たす法第七十条の七の二第二項第八 に規定する資産運用型会社でないこと。 号に規定する資産保有型会社又は同項第九号 当該資産保有型会社等が次に掲げる要件の 有し、又は賃借していること。 該当日において、当該資産保有型会社等 商品の販売その他の業務で財務省令で

の親族外従業員の数が五人以上であるこ 該当日において、当該資産保有型会社等

31

ととなった日

三 対象非上場株式等に係る認定承継会社 限をした日 等が有する議決権の制限をした場合 より当該認定承継会社に係る経営承継相続人 分会社であるものに限る。)が定款の変更に

33 32 続税額に、当該贈与をした対象非上場株式等のた金額は、同欄の贈与の直前における猶予中相 数金額又はその全額を切り捨てる。 又はその全額が百円未満であるときは、 該計算した金額に百円未満の端数があるとき、 て計算した金額とする。この場合において、当 非上場株式等の数又は金額に占める割合を乗じ 数又は金額が当該贈与の直前における当該対象 欄に規定する政令で定めるところにより計算し 法第七十条の七の二第四項の表の第一号の中 その端

外の金銭その他の資産の額が合併前純資産額又 等に際して吸収合併存続会社等又は同号の上欄 る株式交換等がその効力を生ずる直前における た金額は、認定承継会社が適格合併をした場合 は交換等前純資産額に占める割合を乗じて計算 猶予中相続税額に、当該合併又は当該株式交換 における合併又は適格交換等をした場合におけ 欄に規定する政令で定めるところにより計算し した金額とする。 法第七十条の七の二第四項の表の第二号の中 他の会社が交付しなければならない株式等以 この場合において、当該計算 37

を所有し、又は賃借していること。 所、店舗、工場その他これらに類するもの 該当日において、当該資産保有型会社等 口の親族外従業員が勤務している事務

又はその全額を切り捨てる。

法第七十条の七の二第五項の表の第二号の

の全額が百円未満であるときは、その端数金額

した金額に百円未満の端数があるとき、又はそ

当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に し、同項第十七号に規定する政令で定める日は る政令で定める場合は次の各号に掲げる場合と 定める日とする。 法第七十条の七の二第三項第十七号に規定す 対象非上場株式等に係る認定承継会社が発

者が有することとなつたとき その有するこ 認定承継会社に係る経営承継相続人等以外の 事項についての定めがある種類の株式を当該 行する会社法第百八条第一項第八号に掲げる

二 対象非上場株式等に係る認定承継会社 おいて議決権を行使することができる事項に場株式等の全部又は一部の種類を株主総会に 式会社であるものに限る。)が当該対象非上 更した日 つき制限のある株式に変更した場合 その変 (株

当該制 (持

上げる。

35 あるときは、その端数金額又はその全額を切り 資産の額を控除した残額が当該合併前純資産額 ら当該合併に際して吸収合併存続会社等が交付 た金額は、同欄の合併がその効力を生ずる直 欄に規定する政令で定めるところにより計算し その端数金額又はその全額を切り捨てる。 とき、又はその全額が百円未満であるときは、 を乗じて計算した金額とする。この場合におい 等の数又は金額が当該譲渡等の直前における当 相続税額に、当該譲渡等をした対象非上場株式 欄に規定する政令で定めるところにより計算し の端数があるとき、又はその全額が百円未満で の場合において、当該計算した金額に百円未満 しなければならない株式等以外の金銭その他の 該対象非上場株式等の数又は金額に占める割合 における猶予中相続税額に、合併前純資産額か に占める割合を乗じて計算した金額とする。こ て、当該計算した金額に百円未満の端数がある 法第七十条の七の二第五項の表の第三号の中 同欄の譲渡等の直前における猶予中

の全額を切り上げる。 が百円未満であるときは、その端数金額又はそ 額に百円未満の端数があるとき、又はその全額 額とする。この場合において、当該計算した金 等前純資産額に占める割合を乗じて計算した金 銭その他の資産の額を控除した残額が当該交換 資産額から当該株式交換等に際して同欄の他 欄に規定する政令で定めるところにより計算し 会社が交付しなければならない株式等以外の金 る直前における猶予中相続税額に、交換等前純 法第七十条の七の二第五項の表の第四号の 同欄の株式交換等がその効力を生ず

付を受けた当該吸収分割承継会社等の株式等の が当該会社分割に際して当該認定承継会社が交 象非上場株式等に係る認定承継会社から配当さ 直前における猶予中相続税額に、配当分純資産 た金額は、同欄の会社分割がその効力を生ずる 欄に規定する政令で定めるところにより計 数又は金額に占める割合を乗じて計算した金 れた吸収分割承継会社等の株式等の数又は金 額(承継純資産額に、当該会社分割に際して対 法第七十条の七の二第五項の表の第五号の

るでは、 ないでは、 では、 では、 での全額が百円未満であるときは、 その全額が百円未満であるときは、 での金額が百円未満であるときは、 での金額とする。この場合において、当該計算した金額とする。この場合において、当該計算した金額とする。

38 法第七十条の七の二第五項の表の第六号の中欄に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同欄の組織変更がその効力を生ずる直前における猶予中相続税額に、当該組織変更に際して認定承継会社がら交付された当該認定に際して認定承継会社がら交付された当該認定に際して認定承継会社がら交付された当該認定に所して認定承継会社がら交付された当該認定に再大満の端数があるとき、又はその全額があるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

一 法第七十条の七の二第六項本文の規定によ定める場合は、次に掲げる場合とする。 法第七十条の七の二第六項に規定する政令で

があつた場合

り提供された担保の全部又は一部につき変更

一 法第七十条の七の二第六項本文の規定により担保として提供された対象非上場株式等に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合(税務署長に対しする定款の変更をした場合(税務署長に対しま面によりその旨の通知があつた場合において、当該定款の変更がその効力を生ずる日までに第五項に規定する方法により担保の提供でに第五項に規定する方法により担保の提供でに第五項に規定する方法により担保の提供されたときを除く。)

三 法第七十条の七の二第六項本文の規定により担保の提供が行われたときを除く。) は第七十条の七の二第六条に定める手続によりその旨の通知があつた場合において、当該定款の変更をした場合(税務署長に対し書面によりその旨の通知があつた場合において、当該定款の変更がその効力を生ずる日までに国款の変更がその効力を生ずる日までに係る株券を発行する旨の定款の定めを設ける定款の変更がその効力を生ずる日までに係る課金によりを表す。

じ、又は生ずることが確実であると認められ、項本文の規定により担保として提供されたものに限る。)、株式交換その他の事由(以下この項に限る。)、株式交換その他の事由(以下この項に限る。)に係る認定承継会社について合併により当該認定承継会社について合併に保る。)に係る認定承継会社について合併に限る。)に係る認定承継会社について合併に限る。)が表述という。

次に定めるところによる。
かつ、その提供された担保の全部又は一部を解除することができる。この場合において、規模することが確実であると見込まれるときは、税務署長は、当該経営承継相続人等の申請は、税務署長は、当該経営承継相続人等の申請は、税務署長は、当該経営承継相続人等の申請は、税務署長は、当該経営承継相続人等の申請に基づき、その提供された担保の全部又は一部を解除することがやむを得ないと認められる場合において、その提供された担保の全部又は一部を解かつ、その提供された担保の全部又は一部を解かっ、その提供された担保の全部又は一部を解かっ、その提供された担保の全部又は一部を解

す。 一 当該担保の解除は、なかつたものとみな

その他財務省令で定める事項を記載した申請書 について同項の規定の適用を受けようとする旨 を経過する日までに、同項の対象非上場株式等 てしなければならない。 に財務省令で定める書類を添付したものをもつ 前項の申請は、特定事由が生じた日から一月 命令に応じなかつたものとみなす。 等の全部又は一部について、当該特定事由が て国税通則法第五十一条第一項の規定による として提供しなかつた場合には、同日におい は、税務署長の指定する日)までに再び担保 いてやむを得ない事情があると認める場合に することができないことにつき税務署長にお 継相続人等が同日までに再び担保として提供 生じた日から二月を経過する日(当該経営承 当該経営承継相続人等が、対象非上場株式

ればならない。

一法第七十条の七の二第十項の規定により提出
は、引き続いて同条第一項の規定
する届出書には、引き続いて同条第一項の規定

称及び本店の所在地 対象非上場株式等に係る認定承継会社の名場株式等の取得をした年月日 被相続人から相続又は遺贈により対象非上経営承継相続人等の氏名及び住所

四 当該届出書を提出する日の直前の法第七十四 当該届出書を提出する日の直前の法第七号に規定する経営報告基準日及び同条第一項までに終了する各事業年度(当該経営報告基準日(以下この号、次項及び第六十一項第基準日(以下この号、次項及び第六十一項第基準日(以下この号、次項及び第六十一項第基準日(以下この号、次項及び第六十一項第

43 無その他の財務省令で定める事項を明らかにす 条第四項の表の各号の上欄又は同条第五項の表 等の相続人(包括受遺者を含む。)は、同条第 Ŧi. 書に添付しなければならない。 る書類として財務省令で定めるものを当該届出 の各号の上欄に掲げる場合に該当する事由の有 項の対象非上場株式等に係る認定承継会社が同 間における当該経営承継相続人等又は同条第一 の翌日から当該該当することとなつた日までの ないときは、当該相続税の申告書の提出期限) 場合において、当該期間内に経営報告基準日が 掲げる場合のいずれかに該当することとなつた 日以後一年を経過する日までの間に当該各号に 定する相続税の申告書の提出期限の翌日から同 準日(同条第一項の規定の適用に係る同項に規 規定する贈与をした場合に限る。)のいずれか ける経営承継相続人等又は当該経営承継相続人 に該当することとなつた日の直前の経営報告基 ては、対象非上場株式等の全てについて同号に 十六項の届出書を提出する場合には、同項各号 に掲げる場合 法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受 その他財務省令で定める事項 (同項第二号に掲げる場合にあつ

お 法第七十条の七の二第十七項第一号及び第三年 法第七十条の七の二第十七項第一号及び第三年 法人を除く。)又は個人で、同条第十七項第一 法人を除く。)又は個人で、同条第十七項第一 号の譲渡等があつた後の認定承継会社の経営を実質的に支配する者として財務省令で定める者とする。

46 法第七十条の七の二第十七項第一号及び第二小企業再生支援協議会が定めたものである場合、「同項第一号に規定する一般に公表された債務、「関策一号に規定する一般に公表された債務、「大阪行令第二十四条の二第一項に規定する事実は、法人税といる。

本等二十万円の表表に 大理の表表に を発した政会で定めるものについて準用する。 経常七十条の七の二第十七項の規定による領 があつた場合において、当該提出があつた日文 があつた場合において、当該提出があつた日文 があつた場合において、当該提出があつた日文 があつた場合において、当該提出があつた日文 があつた場合において、当該提出があつた日文 があつた場合において、当該提出があつた日文 があった場合において、当該提出があった日文 があった場合において、当該提出があった日文 があった場合において、当該提出があった日文 があった場合において、当該提出があった日文 があった場合において延滞税の額を計算 するときは、猶予中相続税額を控除した残額を に規定する免除申請相続税額を控除した残額を に規定する免除申請相続税額を控除した残額を に規定する免除申請相続税額を控除した残額を に規定する免除申請相続税額を控除した残額を は関定する免除申請相続税額を控除した残額を に規定する免除申請相続税額を控除した残額を に規定する免除申請相続額のとする。

があつた場合において、同項各号の猶予中相続50 法第七十条の七の二第十七項の申請書の提出算するものとする。 第十七項に規定する免除申請相続税額を控除した残額を基礎として計除申請相続税額から同条第十七項に規定する免での間において利子税の額を計算するときは、での間において利子税の額を計算するときは、

があつた場合において、当該提出があつた日

法第七十条の七の二第十七項の申請書の提

とする。
とする。
とする。
とする。

一 前号の認定承継会社の株式等が非上場株式定する中小企業者であること。 というの承継の円滑化に関する法律第二条に規 式等に係る認定承継会社が中小企業における 式等に係る認定承継会社が中小企業における

分に応じ当該各号に定める評定とする。令で定める評定は、次の各号に掲げる事実の区令で定める評定は、次の各号に掲げる事実の区等に該当すること。

52

更生法の規定による更生計画の認可の決定が一 民事再生法の規定による再生計画又は会社

評定 の認可の決定があつた時の価額により行うの認可の決定があつた時の価額により行うの価額につき当該再生計画又は当該更生計画あつたこと 認定承継会社がその有する資産

56

二 法第七十条の七の二第二十二項に規定する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

母 法第七十条の七の二第三十一項第一号に規定する政令で定める場合は、災害が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度終了の時における認定承継会社の総資産の経額に対する当該認定承継会社の当該災害により滅失(通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。以下この条において同じ。)をした資産(特定資産を除く。)の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額の割合が百分の三十以上である場合とする。

が当該災害が発生した日後に到来する場合にあ経過する日までの期間(最初の経営報告基準日 い、当該災害が発生した日以後の期間に限る」 ら同日以後十年を経過する日までの期間)をい 場合にあつては、経営承継期間の末日の翌日か 定基準日が当該災害が発生した日後に到来する 日以後十年を経過する日までの期間(最初の特う。以下この号において同じ。)の翌日から同基準日(第四号ロに規定する特定基準日をい るのは、「当該災害が発生した日の直前の特定 後十年を経過する日までの期間)をいう」とあ つては、当該経営報告基準日の翌日から同日以 た日の直前の経営報告基準日の翌日以後十年を 営承継期間の末日の翌日から当該災害が発生し 三十一項の規定の適用については、同号中「経 末日の翌日以後に発生した場合における同条第 十四項において「経営承継期間」という。)の に規定する経営承継期間(第六十一項及び第六 災害が法第七十条の七の二第三十一項第一号 58

場合には、最初の同項の規定の適用に係る贈与贈与により当該非上場株式等の取得をしている 号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の とし、当該相続の開始の時における常時使用従 の非上場株式等について、当該相続の開始の時始の時(対象非上場株式等に係る認定承継会社 号又は第二号に該当することにつき財務省令で 継会社が中小企業信用保険法第二条第五項第一 割合が百分の七十以下である場合(当該認定承 する政令で定める場合は、認定承継会社の第一 業員の数が一人のときは一人とする。)とする。 める事由が生じたときは、常時使用従業員の数 相続の開始の時後に合併その他の財務省令で定 の時。以下この項及び第六十一項第一号におい 前に法第七十条の七第一項の規定の適用に係る 最初の同条第一項の規定の適用に係る相続の開 又は被災事業所以外の事業所につき、それぞれ 定する政令で定める数は、同号イの被災事業所 合が百分の二十以上である場合とする。 定めるところにより証明がされた場合に限る。 人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数 に百分の八十を乗じて計算した数(その数に一 下この項及び第六十一項第一号において同じ。 に相当するものとして財務省令で定める数。以 て同じ。) における常時使用従業員の数(当該 法第七十条の七の二第三十一項第三号に規定 法第七十条の七の二第三十一項第二号イに規 61

二 特定日から特定日以後六月を経過する日まで同じ。)の一年前の日から同日以後六月を 活動の制限を実施した日をいう。次号におい 事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業 事業者が同号の経済産業大臣の指定した事業

での間における売上金額

29 第六十一項(第一号に係る部分に限る。)の第六十一項(第一号に係る部分に限る。

法第七十条の七の二第三十一項第四号に規定とする。法第七十条の七の二第三十一項第四号に該当することにつき財務省令で継会社が中小企業信用保険法第二条第五項第三割合が百分の七十以下である場合(当該認定承割合が百分の七十以下である場合(当該認定承割合が百分の七十以下である場合(当該認定承担がる金額に対する第二号に掲げる金額の十分工第三十一項第四号に規定とする。

一 特定日から特定日以後六月を経過する日まする日までの間における売上金額じ。)の一年前の日から同日以後六月を経過事由が発生した日をいう。次号において同事由が発生した日をいう。次号において同第三号又は第四号の経済産業大臣の指定する特定日(中小企業信用保険法第二条第五項

は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各体保されているときとして政令で定めるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各体保されているときとして政令で定めるときで、法第七十条の七の二第三十一項第四号に規定での間における売上金額

の二第一項の規定の適用に係る相続の開始のける売上金額の割合(最初の法第七十条の七 当該事由が発生した日の属する事業年度の直同じ。) における売上割合 (認定承継会社の く。)をいう。以下この項及び次項においてした日の属する事業年度以前の事業年度を除 時後に合併その他の財務省令で定める事由 おいて「特定事業年度」という。) における 前の事業年度(以下この号及び第六十三項に 第二条第五項第三号又は第四号の事由が発生 終了する事業年度とし、中小企業信用保険法 該基準日までの間に終了する事業年度(同号 う。)の直前の経営報告基準日の翌日から当 項及び第六十四項において「基準日」とい 項第四号に規定する基準日(以下この項、 た場合 各売上判定事業年度(同条第三十 項第二号に掲げる場合に該当することとな した金額に対する当該売上判定事業年度にお じてこれを特定事業年度の月数で除して計算 売上金額に当該売上判定事業年度の月数を乗 イに掲げる場合には同号イに定める期間内に 経営承継期間内に法第七十条の七の二第三 次

> の末日の翌日以後である場合には、当該認定 判定基準日の数で除して計算した割合(最初日において当該売上判定事業年度に係る雇用 ける常時使用従業員の数の割合をいう。次号 適用に係る相続の開始の時における常時使用該認定承継会社の最初の同条第一項の規定の 時使用従業員の数の割合)がそれぞれイから の数に対する経営承継期間の末日における常 係る相続の開始の時における常時使用従業員 承継会社の最初の同条第一項の規定の適用に の項において同じ。)における雇用割合(当 業年度終了の日が経営承継期間の末日の翌日 継期間内に終了する当該売上判定事業年度の 定めるもの)をいう。次号において同じ。) の売上判定事業年度終了の日が経営承継期間 において同じ。) の合計を経営承継期間の 従業員の数に対する当該雇用判定基準日にお ある場合における当該基準日をいう。以下こ 定事業年度に係る基準日が経営承継期間内に 区分に応じ、各雇用判定基準日(当該売上判 以下この号において「売上割合の平均値」と 以後である場合には、前項に規定する割合。 数で除して計算した割合(最初の売上判定事 の合計を経営承継期間の末日において経営承 定承継会社に係る当該割合として財務省令で いう。)の次のイからハまでに掲げる場合の 生じたときは、当該事由が生じた日以後の ハまでに定める割合以上であるとき。 末

合 百分の八十 売上割合の平均値が百分の百以上の場

売上割合の平均値が百分の七十未満の場の百未満の場合 百分の四十 売上割合の平均値が百分の七十以上百分

一 経営承継期間内に法第七十条の七の二第三年度の場合の区分に応じ、当該売上判定事業年度の場合の近分に応じ、当該売上判定事業年度の場合の近分に応じる場合を含む。)に規定するみ替えて適用する場合を含む。)に規定するみ替えて適用する場合を含む。)に規定する場合に該当することとなつた場合 売上判定事業年度(同条第三十一項第四号口に掲げる場合に該当することとなつた場合 売上判定事業年度(同条第三十一項第四号口に掲げる場合には、同号口に定める期間内に終了する事業年度(同条第三十一項第四号口に掲げる場合には、同号口に定める期間内に終了する場合の区分に応じ、当該売上判定事業年度

までに定める割合以上であるとき。 じ。)) における雇用割合がそれぞれイからハ 規定する特定基準日をいう。次項において同 は、特定基準日(同条第三十一項第四号ロに 度に係る基準日が特定期間内にある場合に に係る雇用判定基準日(当該売上判定事業年

売上割合が百分の百以上の場合 百分の

の場合 百分の四十 売上割合が百分の七十以上百分の百未満

62

号」とあるのは「これらの号」とする。 小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四 から一年を経過するごとの日をいい、」と、「中 初に到来する特定基準日(経営承継期間の末日又は第四号の事由が発生した日から同日以後最 のは「中小企業信用保険法第二条第五項第三号 の末日)の翌日から次の特定基準日(」とある 初の特定基準日である場合には、経営承継期間 直前の特定基準日(当該一年を経過する日が最 の日(口において「特定基準日」という。)の に限る。)の規定の適用については、同号ロ中 日である場合における同項(同号ロに係る部分 事由が発生した日以後最初に到来する特定基準 以下この号において「基準日」という。)」と る事業年度の翌事業年度中にあるものに限る。 に到来する経営報告基準日(当該売上金額に係 は第四号の事由が発生した日から同日以後最初 該基準日」とあるのは、「同条第五項第三号又 いう。) の直前の経営報告基準日の翌日から当 ものに限る。以下この号において「基準日」と 売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある いては、同項第四号中「経営報告基準日(当該 場合における法第七十条の七の二第三十一項 が発生した日以後最初に到来する基準日である 用保険法第二条第五項第三号又は第四号の事由 (第四号に係る部分に限る。) の規定の適用につ 「経営承継期間の末日から一年を経過するごと 売上判定事業年度に係る基準日が中小企業信 売上判定事業年度に係る特定基準日が当該 売上割合が百分の七十未満の場合 零 66 65

数で除して計算した金額が最初に特定事業年度 業年度の月数を乗じてこれを当該事業年度の月 事業年度を除く。)における売上金額に特定事 号の事由が発生した日の属する事業年度以前の 小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四 定する政令で定める事業年度は、事業年度(中 法第七十条の七の二第三十一項第四号ロに規

該事業年度とする。 における売上金額以上となつた場合における当

ければならない。 受けたい旨その他財務省令で定める事項を記載 合には当該基準日の翌日から三月を経過する日 日の翌日から五月を経過する日をいい、基準日 ける同項の経営承継相続人等は、届出期限(基 第四号に係る部分に限る。)の規定の適用を受 は第四号に係る部分に限る。) の規定の適用を をいう。)までに、引き続いて同項(第三号又 準日が経営承継期間内にある場合には当該基準 した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しな が当該経営承継期間の末日の翌日以後にある場 法第七十条の七の二第三十一項(第三号又は

令で定める期限は、次の各号に掲げる者の区分 に応じ当該各号に定める日とする。 法第七十条の七の二第三十二項に規定する政

係る相続又は遺贈により同項の非上場株式等 の発生した日前に同条第一項の規定の適用に 規定する災害等をいう。次号において同じ。) の取得をしていた者 同日から十月を経過す 災害等(法第七十条の七の二第三十二項に

二 災害等の発生した日から同日以後一年を経 又は遺贈に係る同項に規定する相続税の申告 項の非上場株式等の取得をした者 当該相続 項の規定の適用に係る相続又は遺贈により同 過する日までの間に法第七十条の七の二第一 書の提出期限

同条第十七項の申請書を提出する場合には、当 条第三十四項の規定により読み替えて適用する を受けようとする同項の経営承継相続人等が同 添付しなければならない。 該申請書に次に掲げる事項の記載がある書類を 法第七十条の七の二第三十三項の規定の適用

用を受けようとする旨 法第七十条の七の二第三十三項の規定の適

相続人等又は認定承継会社が同項各号に掲げ る場合に該当する旨及び該当することとなつ 法第七十条の七の二第三十三項の経営承継

三 その他財務省令で定める事項

ける同号の会社の総資産の貸借対照表に計上さ 属する事業年度の直前の事業年度終了の時にお する政令で定める場合は、災害が発生した日の れている帳簿価額の総額に対する当該会社の当 法第七十条の七の二第三十五項第一号に規定

> 該災害により滅失をした資産(特定資産を除 の合計額の割合が百分の三十以上である場合と く。) の貸借対照表に計上されている帳簿価額

68 害が発生した日の前日に使用していた常時使用 後六月を経過する日までの間継続して常時使用 又はその全部若しくは一部が損壊したものに限 発生した日の前日における常時使用従業員の総する政令で定める場合は、同号の会社の災害が 従業員をいう。)の数の割合が百分の二十以上 ができないと認められるものにおいて、当該災 従業員が当該会社の本来の業務に従事すること る。) のうち当該災害が発生した日から同日以 号に規定する事業所(当該災害により滅失し、 数に対する当該会社の被災常時使用従業員(同 である場合とする。 法第七十条の七の二第三十五項第二号に規定

69 号に該当することにつき財務省令で定めるとこ 合が百分の七十以下である場合(当該会社が中 に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割 する政令で定める場合は、同号の会社の第一号 ろにより証明がされた場合に限る。)とする。 小企業信用保険法第二条第五項第三号又は第四 事由が発生した日をいう。次号において同 第三号又は第四号の経済産業大臣の指定する する日までの間における売上金額 じ。) の一年前の日から同日以後六月を経過

二 特定日から特定日以後六月を経過する日ま での間における売上金額

70 譲渡等(譲渡又は贈与をいう。以下この項及び 対象相続非上場株式等をいう。以下この項及び式等及び法第七十条の七の四第一項に規定する 株式等で対象株式等(対象非上場株式等、法第 ける経営承継相続人等が認定承継会社の非上場 から先に譲渡等をしたものとみなし、同条第十 の規定の適用に係る贈与をしたときを除く。) の七の二第十六項(第二号に係る部分に限る。) 次項において同じ。) をしたとき (法第七十条 において、当該認定承継会社の非上場株式等の 次項において同じ。) 以外のものを有する場合 六項(同号に係る部分に限る。)の規定の適用 は、同条第三項から第五項までの規定の適用に 七十条の七第一項に規定する対象受贈非上場株 ついては、当該対象株式等以外の非上場株式等 法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受

法第七十条の七の二第三十五項第三号に規定 特定日(中小企業信用保険法第二条第五項

に係るもの)から順次譲渡等をしたものとみな

規定する経営承継受贈者又は法第七十条の七 用を受けた他の法第七十条の七第二項第三号に 合には、当該対象受贈非上場株式等のうち先に 係る部分に限り、法第七十条の七の五第十一項したものが法第七十条の七第十五項(第三号に 等のうち先に取得をしたもの(当該先に取得を る。) の規定の適用については、当該対象株式 五項まで及び第十六項(第二号に係る部分に限 等の譲渡等をした場合には、同条第三項から第 ける経営承継相続人等が、その有する対象株式 の規定の適用については、当該対象株式等から 項まで及び第十六項(同号に係る部分に限る。) 五第二項第六号に規定する特例経営承継受贈者 同項又は法第七十条の七の五第一項の規定の に係る贈与により取得をした法第七十条の七第において準用する場合を含む。)の規定の適用 先に当該贈与をしたものとみなす。 に係る贈与をしたときは、同条第三項から第五 一項に規定する対象受贈非上場株式等である場 法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受

72 相続税の納税猶予及び免除)に規定する認定承 社」とあるのは、「租税特別措置法第七十条 する。この場合において、第一項第一号中「法相続税法」と、「準用する」とあるのは「準用 三項中「相続税法」とあるのは「租税特別措置 用する相続税法」と、「準用する」とあるの 項の規定の適用については、法人税法第百三十 百五十七条第三項及び地価税法第三十二条第三 法第六十四条第一項の規定を準用する場合にお 法第三十二条第三項中「相続税法」とあるの 継会社」と読み替えるものとする」と、地 七の二第二項第一号(非上場株式等についての 法第七十条の七の二第十五項において準用する えるものとする」と、所得税法第百五十七条第 及び免除)に規定する認定承継会社」と読み替 号(非上場株式等についての相続税の納税猶予 中「内国法人である同族会社」とあるのは、 別措置法第七十条の七の二第十五項において準 ける法人税法第百三十二条第三項、所得税法第 人税法第二条第十号(定義)に規定する同族会 「準用する。この場合において、 二条第三項中「相続税法」とあるのは「租税特 租税特別措置法第七十条の七の二第二項第一 租税特別措置法第七十条の七の二第十五項に 法第七十条の七の二第十五項において相続税 第一項第一号

る認定承継会社」と読み替えるものとする」と ついての相続税の納税猶予及び免除)に規定す 七十条の七の二第二項第一号(非上場株式等に 掲げる法人」とあるのは、「租税特別措置法第 二号(同族会社等の行為又は計算の否認等)に る同族会社又は所得税法第百五十七条第一項第 項中「法人税法第二条第十号(定義)に規定す あるのは「準用する。この場合において、第一 おいて準用する相続税法」と、「準用する」と 2

税の課税の特例 (非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続

第四十条の八の三 各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定め 定する政令で定める者は、第四十条の八第五項 規定により読み替えて適用する同条第一項に規 法第七十条の七の三第二項の 3

税の納税猶予及び免除) (非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続

第四十条の八の四 法第七十条の七の四第一項に 第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の額の三分の二(当該対象受贈非上場株式等の法 権に制限のない株式等に限る。)の総数又は総 認定相続承継会社の発行済株式又は出資(議決 。)のうち、当該相続の開始の時における当該 二十項及び第二十九項において同じ。)に限る 株式等(株式又は出資をいう。以下この項、第 条において「認定相続承継会社」という。)の第一号に規定する認定相続承継会社(以下この 受贈非上場株式等(法第七十条の七の四第二項 していた法第七十条の七第三項に規定する対象 第一項の規定の適用に係る相続の開始の時に有 承継受贈者」という。)が法第七十条の七の四 続承継受贈者(以下この条において「経営相続 るものは、同条第二項第三号に規定する経営相 三分の二に達するまでの部分として政令で定め 規定する発行済株式又は出資の総数又は総額の 7 8 5 用する。 と政令で定める特別の関係がある者について準

があるときは、その端数を切り上げる。 当該対象受贈非上場株式等の数又は金額が増加 総額の三分の二に一株未満又は一円未満の端数 部分とする。この場合において、当該総数又は 額)を控除した残数又は残額)に達するまでの 少をした後の数又は金額に換算した数又は金 又は減少をしている場合には、当該増加又は減 つたことその他の財務省令で定める事由により

税の猶予に係る担保の提供及びその解除についは、法第七十条の七の四第一項の規定による納 て準用する。 第四十条の八の二第五項及び第六項の規定

型会社又は資産運用型会社のうち政令で定める ものについて準用する。 条の七の四第二項第一号ロに規定する資産保有 第四十条の八の二第七項の規定は、法第七十

と密接な関係を有する会社として政令で定める 条の七の四第二項第一号ハに規定する特定会社 条の七の四第二項第一号ハに規定する政令で定 会社について準用する。 める特別の関係がある会社について準用する。 第四十条の八の二第九項の規定は、法第七十 第四十条の八の二第八項の規定は、法第七十

と」と読み替えるものとする。 十条の七の四第二項第三号ロに規定するその者 るのは、「要件(第三号に掲げるものを除く。) める要件について準用する。この場合におい 条の七の四第二項第一号へに規定する政令で定 て、第四十条の八の二第十項中「要件と」とあ 第四十条の八の二第十一項の規定は、法第七 第四十条の八の二第十項の規定は、法第七十

相続税額(第十二項及び第十八項において「納よる同条第二項第四号に規定する納税猶予分の 項第十一号の規定を準用する場合について準用 条第十一項において法第七十条の七の二第十四 税猶予分の相続税額」という。)の計算及び同 の規定は、法第七十条の七の四第一項の規定に 第四十条の八の二第十二項から第二十項まで

七十条の七の四第三項において法第七十条の七 第七十条の七の四第九項において法第七十条の 合、法第七十条の七の四第四項において法第七 の二第三項から第五項までの規定を準用する場 十条の七の二第六項の規定を準用する場合、法 第四十条の八の二第二十一項の規定は、 法第

贈非上場株式等に係る会社の株式等の併合があ ら当該相続の開始の直前までの間に当該対象受 承継受贈者が有していた当該認定相続承継会社 当該総数又は総額の三分の二から当該経営相続 て「非上場株式等」という。)があるときは、 権に制限のないものに限る。以下この項におい 四第二項第二号に規定する非上場株式等(議決 いた当該認定相続承継会社の法第七十条の七の 直前において当該経営相続承継受贈者が有して

非上場株式等の数又は金額(当該贈与の時か

について準用する。 十六項及び第十七項の規定を準用する場合並び七の四第十二項において法第七十条の七の二第 第十五項の規定を準用する場合、法第七十条の の七の四第十一項において法第七十条の七の二 二第十三項の規定を準用する場合、法第七十条 十条の七の二第二十二項の規定を準用する場合 に法第七十条の七の四第十三項において法第七

10

11 に規定する政令で定めるところにより計算した の規定は、法第七十条の七の四第二項第六号ロ第四十条の八の二第二十二項及び第二十三項

12 算した金額を控除した残額とする。 納税猶予分の相続税額から前項の規定により計 六項において「猶予中相続税額」という。)は、 に規定する猶予中相続税額(第十四項及び第十 七項、第二十二項、第二十三項及び第二十八項 項、第十項から第十三項まで、第十六項、第十 いて準用する法第七十条の七の二第四項、第五 項まで、第十二項、第十三項及び第十五項にお 法第七十条の七の四第三項、第八項から第十

13 続承継会社」と読み替えるものとする。 号中「認定贈与承継会社」とあるのは「認定相 同項第八号中「認定贈与承継会社」とあるのは第九号の規定を準用する。この場合において、 る場合には、法第七十条の七第二項第八号及び 法第七十条の七の四第一項の規定の適用があ あるのは「経営相続承継受贈者」と、同項第九 「認定相続承継会社」と、「経営承継受贈者」と

が確定する日までの期間とする。この場合におは第十五項の規定による納税の猶予に係る期限 承継会社に係る経営相続承継受贈者の猶予中相の適用に係る相続の開始の日から当該認定相続 続承継会社の法第七十条の七の四第一項の規定第八号に規定する政令で定める期間は、認定相1 前項において準用する法第七十条の七第二項 項から第五項まで、第十二項、第十三項若しく までにおいて準用する法第七十条の七の二第三 定又は同条第三項若しくは第九項から第十一 続税額に相当する相続税の全部につき同項の規 規定を準用する。 第四十条の八の二第二十五項ただし 項

-条の七の四第十項において法第七十条の七の 1の二第十二項の規定を準用する場合、法第七 15

掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者と 政令で定める者は、第四十条の八第五項各号に 法第七十条の七の四第二項第五号に規定する

金額について準用する。

20 を有するときにおける法第七十条の七の四第十 の二第十項の規定を準用する場合について準 項において準用する法第七十条の七の二第十

七の二第十七項の規定を準用する場合について 七十条の七の四第十二項において法第七十条 第四十条の八の二第二十六項の規定は、

書の規定を準用する。 おいては、第四十条の八の二第二十七項ただし 業年度終了の日までの期間とする。この場合に 期限が確定する日の属する事業年度の直前の事 第三項から第五項まで、第十二項、第十三項若 の規定又は同条第三項若しくは第九項から第十 中相続税額に相当する相続税の全部につき同項 相続承継会社に係る経営相続承継受贈者の猶予 年度の直前の事業年度の開始の日から当該認定 規定の適用に係る相続の開始の日の属する事業 定相続承継会社の法第七十条の七の四第一項 しくは第十五項の規定による納税の猶予に係る 一項第九号に規定する政令で定める期間は、 項までにおいて準用する法第七十条の七の二 第十三項において準用する法第七十条の 認 0

の規定を準用する場合について準用する。 までの規定は、法第七十条の七の四第三項にお いて法第七十条の七の二第三項から第五項まで 第四十条の八の二第二十八項から第三十八項

定により納税猶予分の相続税額に相当する担保までの規定は、法第七十条の七の四第一項の規の第四十条の八の二第三十九項から第四十一項 七十条の七の四第八項において法第七十条の ある場合に限る。)について準用する。 が提供された場合(同条第四項の規定の適用 第四十条の八の二第四十二項の規定は、法第 甪

定相続承継会社の特別関係会社(同条第二項第上場株式等に係る認定相続承継会社又は当該認 会社法第二条第二号に規定する外国会社(当該 継会社との間に同号ホの支配関係がある法人が の項において同じ。) であつて当該認定相続 の適用を受ける場合において、当該対象受贈非 十条の八の二第十二項に規定する法人の株式等 のに限る。) 又は第八項において準用する第四 認定相続承継会社の特別関係会社に該当するも 一号ハに規定する特別関係会社をいう。以下こ 項の対象受贈非上場株式等につき同項の規定 経営相続承継受贈者が法第七十条の七の四第 承

四項第十一号の規定の適用については、

算した価額に」とする。 とあるのは「財務省令で定めるところにより計 で定める法人の株式等」と、「計算した価額に」 認定相続承継会社等が当該外国会社その他政令 相続承継会社の株式等の価額を基礎とし、当該 の規定の適用に係る贈与の時における当該認定 四第一項の対象受贈非上場株式等の前条第一項 等が当該株式等」とあるのは「第七十条の七の 継会社等」と、「認定承継会社の」とあるのは「「認定承継会社等」とあるのは「「認定相続承 の」とあるのは「認定相続承継会社との」と、 当該認定相続承継会社」と、「認定承継会社と 承継会社」とあるのは「認定相続承継会社又は 上場株式等」と、「認定承継会社又は当該認定 「認定相続承継会社の」と、「当該認定承継会社 「対象非上場株式等」とあるのは「対象相続非 28 27

て法第七十条の七の二第二十二項の規定を準用の規定は、法第七十条の七の四第十三項におい する場合について準用する。 の規定を準用する場合について準用する。 いて法第七十条の七の二第十六項及び第十七項 での規定は、法第七十条の七の四第十二項にお 第四十条の八の二第五十一項及び第五十二項 第四十条の八の二第四十三項から第五十項ま 29

条第二十二項の規定により」とする。 とあるのは「又は第十三項において準用する同 項の規定の適用については、同項中「又は第十 がある場合における法第七十条の七の四第十五 る法第七十条の七の二第二十二項の規定の適用 七の二第二十七項の規定を準用する場合につい七十条の七の四第十四項において法第七十条の第四十条の八の二第五十三項の規定は、法第 法第七十条の七の四第十三項において準用す 項」とあるのは「、第十一項」と、「により」 30

までの規定は、法第七十条の七の四第十六項に 十二項の規定を準用する場合について準用すおいて法第七十条の七の二第三十一項及び第三 第四十条の八の二第五十四項から第六十五項

四号に係る部分に限る。)の規定の適用を受け 定は、法第七十条の七第三十項(第三号又は第 条の八の二第五十八項から第六十四項までの規 第四号に係る部分に限る。)の規定及び第四十 る法第七十条の七の二第三十一項(第三号又は る同項の経営承継受贈者が法第七十条の七の三 法第七十条の七の四第十六項において準用す

> 合について準用する。 四第一項の規定の適用を受けることとなつた場 対象受贈非上場株式等につき法第七十条の七の 遺贈により取得をしたものとみなされた同項の の規定により同条第一項の贈与者から相続又は 用する場合を含む。以下この項において同じ。) 第一項(同条第二項の規定により読み替えて適

する場合について準用する。 七十条の七の四第十七項において法第七十条の第四十条の八の二第六十六項の規定は、法第 七の二第三十三項及び第三十四項の規定を準用

合について、それぞれ準用する。 の四第十八項第三号に規定する政令で定める場 号に規定する政令で定める場合について、第四 六項の規定は法第七十条の七の四第十八項第二 定める場合について、第四十条の八の二第五十 十条の七の四第十八項第一号に規定する政令で 十条の八の二第六十項の規定は法第七十条の七 第四十条の八の二第五十四項の規定は法第七

規定は、法第七十条の七の四第一項に規定する る。) の規定の適用について準用する。 七の二第三項から第五項までの規定及び法第七 会社の株式等の譲渡又は贈与があつた場合にお 当該対象相続非上場株式等に相当するものとし 続非上場株式等に係る認定相続承継会社が消滅 対象相続非上場株式等(合併により当該対象相 十条の七の二第十六項(第二号に係る部分に限 十条の七の四第十二項において準用する法第七 ける同条第三項において準用する法第七十条の て財務省令で定めるもの)に係る認定相続承継 した場合その他の財務省令で定める場合には、 第四十条の八の二第七十項及び第七十一項の

七十条の七の四第十一項において法第七十条の 準用する。 七の二第十五項の規定を準用する場合について 第四十条の八の二第七十二項の規定は、

ないこと。

(非上場株式等についての贈与税の納税猶予及 び免除の特例)

第四十条の八の五 法第七十条の七の五第一項に 政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区 規定する非上場株式等を有していた個人として 分に応じ当該各号に定める者とする。

例認定贈与承継会社(以下この条において 前において、同条第二項第一号に規定する特 の七の五第一項の規定の適用に係る贈与の時 「特例認定贈与承継会社」という。) の代表権 次号に掲げる場合以外の場合 法第七十条

掲げる要件の全てを満たすもの において同じ。)を有していた個人で、 (制限が加えられた代表権を除く。 イ及びロ

第五号に規定する非上場株式等(以下このの有する当該特例認定贈与承継会社の同項 主等議決権数の百分の五十を超える数であ 与承継会社の同項第六号ハに規定する総株 係る議決権の数の合計が、当該特例認定贈 条において「非上場株式等」という。)に 時及び当該贈与の直前)において、当該個 項第六号ハに規定する特別の関係がある者 人及び当該個人と法第七十条の七の五第二 代表権を有しない場合には、当該個人が当 直前において当該特例認定贈与承継会社の 当該贈与の直前(当該個人が当該贈与の

承継受贈者」という。)となる者を除く。) 贈与承継会社の同号に規定する特例経営承 定する特別の関係がある者(当該特例認定と法第七十条の七の五第二項第六号ハに規 上場株式等に係る議決権の数が、当該個人 のうちいずれの者が有する当該非上場株式 継受贈者(以下この条において「特例経営 人が有する当該特例認定贈与承継会社の非 時及び当該贈与の直前)において、当該個 該代表権を有していた期間内のいずれかの 代表権を有しない場合には、当該個人が当 直前において当該特例認定贈与承継会社の 当該贈与の直前(当該個人が当該贈与の

与承継会社の非上場株式等を有していた個人 ずれかに該当する者がある場合 特例認定贈 係る贈与の直前において、次に掲げる者のい で、同項の規定の適用に係る贈与の時におい ていないもの て当該特例認定贈与承継会社の代表権を有し 法第七十条の七の五第一項の規定の適用に

口 の八第一項の規定の適用を受けている者 第七十条の七の六第一項又は第七十条の七 等について、法第七十条の七の五第一項、 当該特例認定贈与承継会社の非上場株式 前号に定める者から法第七十条の七の五

第一項の規定の適用に係る贈与により当該

次に

2

等に係る議決権の数をも下回らないこと。

特例認定贈与承継会社の代表権を有してい 当該贈与の時において、当該個人が当該 5 する。

6 特別の関係がある会社について準用する。 七の五第二項第一号ハに規定する政令で定める について準用する。 第四十条の八第七項の規定は、法第七十条

関係について準用する。 七の五第二項第一号ホに規定する政令で定める 第四十条の八第九項の規定は、法第七十条の

8

9 七の五第二項第一号へに規定する政令で定める 要件について準用する。この場合において、 第四十条の八第十項の規定は、法第七十条の 第

得をしている者(イに掲げる者を除く。) 社の非上場株式等の取得をしている者(イ 続又は遺贈により当該特例認定贈与承継会 特例認定贈与承継会社の非上場株式等の 十条の七の六第一項の規定の適用に係る相 次条第一項第一号に定める者から法第七

相続又は遺贈に係る相続の開始」とする。 とあるのは、「次条第一項の規定の適用に係る 与により当該特例認定贈与承継会社の非上場株 をいう。以下この条において同じ。)からの贈 の五第一項の規定の適用については、同項中 式等の取得をした場合における法第七十条の 第七十条の七の五第一項に規定する特例贈与者 を受けている者を除く。)が、特例贈与者(法 る前に法第七十条の七の五第一項の規定の適用 承継相続人等(同条第一項の規定の適用を受け けている同条第二項第七号に規定する特例経営 「この項の規定の適用に係る贈与及び当該贈与」 て法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受 特例認定贈与承継会社の非上場株式等につ に掲げる者を除く。) 七

する。 予に係る担保の提供及びその解除について準用 第七十条の七の五第一項の規定による納税の猶 第四十条の八第三項及び第四項の規定は、 法

けていた者として政令で定める者について準 又は第七十条の七の五第一項の規定の適用を受 七の五第一項に規定する法第七十条の七第一項 第四十条の八第五項の規定は、法第七十条の

社又は資産運用型会社のうち政令で定めるもの 七の五第二項第一号ロに規定する資産保有型会 第四十条の八第六項の規定は、法第七十条の

について準用する。 接な関係を有する会社として政令で定める会社 七の五第二項第一号ハに規定する特定会社と密 第四十条の八第八項の規定は、法第七十条の

とあるのは、「第四十条の八の五第一項第二号 イからハまでに掲げる者」と読み替えるものと 四十条の八第十項第二号中「経営承継受贈者」

中「認定贈与承継会社」とあるのは「第七十条 と、同項第九号中「認定贈与承継会社」とある 贈者と」とあるのは「特例経営承継受贈者と」 定する特例経営承継受贈者」と、「経営承継受 るのは「、第七十条の七の五第二項第六号に規 社」という。)」と、「、経営承継受贈者」とあ 承継会社(次号において「特例認定贈与承継会 の七の五第二項第一号に規定する特例認定贈与 び第九号の規定の適用については、同項第八号 る場合における法第七十条の七第二項第八号及 法第七十条の七の五第一項の規定の適用があ は「特例認定贈与承継会社」とする。 13

する。この場合においては、第四十条の八第十 税の猶予に係る期限が確定する日までの期間と 用する法第七十条の七第十四項の規定による納 五第九項において準用する法第七十条の七第十 る法第七十条の七第十一項、法第七十条の七の 法第七十条の七の五第一項、同条第三項におい 額」という。) に相当する贈与税の全部につき 贈与税額(以下この条において「猶予中贈与税 受贈者の同条第二項第九号ロに規定する猶予中当該特例認定贈与承継会社に係る特例経営承継 する事業年度の直前の事業年度の開始の日から 七の五第一項の規定の適用に係る贈与の日の属 期間は、特例認定贈与承継会社の法第七十条の 十条の七第二項第八号に規定する政令で定める て準用する法第七十条の七第三項から第五項ま 一項又は法第七十条の七の五第十項において準 前項の規定により読み替えて適用する法第七 項ただし書の規定を準用する。 法第七十条の七の五第八項において準用す 14

令で定めるものは、 配当等の額その他会社から受けた金額として政 七十条の七第二項第八号ハに規定する剰余金の 第十項の規定により読み替えて適用する法第 次に掲げる金額の合計額と

の五第一項の規定の適用に係る贈与の時(同 配当又は利益の配当(最初の法第七十条の七 以下この条において同じ。)に係る剰余金の た当該会社の株式等(株式又は出資をいう。 第七十条の七第二項第八号ハの会社から受け 項に規定する特例対象受贈非上場株式等に係 第十項の規定により読み替えて適用する法

> 始の時。次号において同じ。)前に受けたも り当該非上場株式等の取得をしている場合に 第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈によ のを除く。)の額 は、最初の同項の規定の適用に係る相続の開 る特例認定贈与承継会社の非上場株式等につ て、当該贈与の時前に法第七十条の七の六

ないこととなる金額 度の所得の金額の計算上損金の額に算入され 用に係る贈与の時前に支給されたものを除 最初の法第七十条の七の五第一項の規定の適 除による利益その他の経済的な利益を含み、 第三十六条の規定により当該会社の各事業年 く。)の額のうち、法人税法第三十四条又は 前号の会社から支給された給与(債務の免

ら当該特例認定贈与承継会社に係る特例経営承属する事業年度の直前の事業年度の開始の日か 書の規定を準用する。 る期間は、特例認定贈与承継会社の法第七十条 七十条の七第二項第九号に規定する政令で定め 合においては、第四十条の八第二十二項ただし の事業年度終了の日までの期間とする。この場 係る期限が確定する日の属する事業年度の直前 条の七第十一項、法第七十条の七の五第九項に 法第七十条の七第三項から第五項まで、法第七 全部につき同項、同条第三項において準用する 継受贈者の猶予中贈与税額に相当する贈与税の の七の五第一項の規定の適用に係る贈与の日の 七十条の七第十四項の規定による納税の猶予に 第七十条の七の五第十項において準用する法第 おいて準用する法第七十条の七第十二項又は法 十条の七の五第八項において準用する法第七十 第十項の規定により読み替えて適用する法第

に同条において準用する法第七十条の七に規定 する政令で定める特別の関係がある者について の七の五第二項第六号ハ及び第十二項各号並び 第四十条の八第十一項の規定は、法第七十条

15 する納税猶予分の贈与税額の計算について準用 定は、法第七十条の七の五第二項第八号に規定 第四十条の八第十二項から第十五項までの規

16 第四十条の八第十六項の規定は、法第七十条 合その他の財務省令で定める場合には、当該特 株式等(合併により当該特例対象受贈非上場株 の七の五第一項に規定する特例対象受贈非上場 式等に係る特例認定贈与承継会社が消滅した場

の七第一項」と読み替えるものとする。

18 17 ついて準用する。

の規定は、法第七十条の七の五第四項において19 第四十条の八第三十三項から第三十五項まで 法第七十条の七第六項の規定を準用する場合に までに掲げる者」と読み替えるものとする。 用する。この場合において、第四十条の八第二 項及び第五項の規定を準用する場合について準 ついて準用する。 は、「第四十条の八の五第一項第二号イからハ 十五項第一号中「経営承継受贈者」とあるの

20 する届出書には、引き続いて同条第一項の規定 ればならない。 し、かつ、財務省令で定める書類を添付しなけ の適用を受けたい旨及び次に掲げる事項を記載 法第七十条の七の五第六項の規定により提出

非上場株式等の取得をした年月日 の規定の適用に係る贈与により特例対象受贈 特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定 特例贈与者から法第七十条の七の五第一項 特例経営承継受贈者の氏名及び住所

業年度を除く。)における総収入金額 報告基準日(以下この号において「経営贈与報告基準日(以下この号において「経営贈与 贈与税の申告書の提出期限までに終了する事 営贈与報告基準日及び同条第一項に規定する 業年度(当該経営贈与報告基準日の直前の経 条の七の五第二項第九号に規定する経営贈与 贈与承継会社の名称及び本店の所在地 当該届出書を提出する日の直前の法第七十

21 の規定は、法第七十条の七の五第十一項にお Ŧi. 第四十条の八第三十七項から第四十五項まで その他財務省令で定める事項

五第十二項及び第十三項の規定は、法第七十条 例対象受贈非上場株式等に相当するものとして 第一項」とあるのは、「並びに第七十条の七の ある場合について準用する。この場合におい 特例贈与者又は特例認定贈与承継会社が二以上 財務省令で定めるもの。以下この条において て、第四十条の八第十六項中「の規定は、同条 「特例対象受贈非上場株式等」という。)に係る 22 規定を準用する場合について準用する。 て法第七十条の七第十五項から第二十項までの 法第七十条の七の五第十二項に規定する特例

する政令で定めるところにより計算した金額 は、法第七十条の七の五第二項第九号ロに規定 第四十条の八第十七項及び第十八項の規定

法第七十条の七第三項 (第二号を除く。)、第四 の規定は、法第七十条の七の五第三項において 第四十条の八第二十四項から第三十二項まで

場合には、第五号に掲げる事由を除く。)とす 項第四号に掲げる場合に該当することとなつた して政令で定める事由は、次に掲げる事由(同 認定贈与承継会社の事業の継続が困難な事由と びその直前の三事業年度(直前事業年度の終年度をいう。以下この項において同じ。)及 当該特例認定贈与承継会社の収益の額が費用 となつた場合には、二事業年度。次号におい 各号に掲げる場合のいずれかに該当すること ることとなつた日の属する事業年度の前事業 例認定贈与承継会社が法第七十条の七の五第 の額を下回る場合として財務省令で定める場 て同じ。)のうち二以上の事業年度において、 了の日の翌日以後六月を経過する日後に当該 十二項各号に掲げる場合のいずれかに該当す 合に該当すること。 直前事業年度(特例経営承継受贈者又は特

二 直前事業年度及びその直前の三事業年度 うち二以上の事業年度において、各事業年度 度の平均総収入金額を下回ること。 算した金額をいう。以下この号及び次号にお 総収入金額に係る事業年度の月数で除して計 活動から生ずる収入の額とされるべきものと の平均総収入金額(総収入金額(主たる事業 いて同じ。) が、当該各事業年度の前事業年 して財務省令で定めるものに限る。)を当該

三 次に掲げる事由のいずれか(直前事業年度 合のいずれかに該当することとなつた場合に 法第七十条の七の五第十二項各号に掲げる場 の終了の日の翌日以後六月を経過する日後に イに掲げる事由)に該当すること。

平均総収入金額に六を乗じて計算した金 払の基因となるものに限る。ロにおいて同ある者に対して支払うものを除く。)の支 じ。) の帳簿価額が、当該直前事業年度 継受贈者と第十四項において準用する第四 終了の日における負債(利子(特例経営承 以上であること 十条の八第十一項に規定する特別の関係が 特例認定贈与承継会社の直前事業年度

前事業年度の終了の日における負債の帳簿 特例認定贈与承継会社の直前事業年度 25

条第三項において準用する法第七十条の七第五

価額が、当該事業年度の平均総収入金額に 次に掲げる事由のいずれかに該当するこ 六を乗じて計算した金額以上であること。

イ 前一年間をいう。ロにおいて同じ。)にお 令で定める価格をいう。イ及び口において う。) の株式の価格の平均値として財務省 場されている株式を発行している会社をい 条第十六項に規定する金融商品取引所に上 過する月までの期間をいう。イにおいて同 年前の日の属する月から同月以後一年を経 同じ。)が、前判定期間(判定期間の開始 事業を営む上場会社(金融商品取引法第一 与承継会社の事業が該当する業種に属する じ。) における業種平均株価 (特例認定贈 ける業種平均株価を下回ること。 判定期間(直前事業年度の終了の日の一 26

前各号に掲げるもののほか、特例経営承継 いう。)における業種平均株価を下回るこ 々判定期間(前判定期間の開始前一年間を 前判定期間における業種平均株価が、前

月に満たない端数を生じたときは、これを一月 前項第二号の月数は、暦に従つて計算し、 継続が困難となつた事由として財務省令で定 受贈者による特例認定贈与承継会社の事業の める事由

法第七十条の七の五第十二項の規定により同

あるとき、又はその全額が百円未満であるとき おいて、当該計算した金額に百円未満の端数が 割合を乗じて計算した金額とする。この場合に 以外の財産の価額が当該合併対価の額に占める のうち同号の吸収合併存続会社等が交付しなけ イに掲げる金額に、同号イに規定する合併対価 ろにより計算した金額は、同条第十二項第二号 額に対応する部分の額として政令で定めるとこ 合併に際して交付された株式等以外の財産の価 の五第二十二項の表の第十号の中欄に規定する ところにより計算した金額及び法第七十条の七 項の表の第三号の中欄に規定する政令で定める 項の規定を読み替えて適用する場合における同 条第三項において準用する法第七十条の七第五 法第七十条の七の五第十二項の規定により同 ばならない当該吸収合併存続会社等の株式等 その端数金額又はその全額を切り捨てる。 28 27 る。

数金額又はその全額を切り捨てる。 ところにより計算した金額及び法第七十条の七 又はその全額が百円未満であるときは、その端 該計算した金額に百円未満の端数があるとき、 価額が当該交換等対価の額に占める割合を乗じ ばならない当該他の会社の株式等以外の財産の 換等対価のうち同号の他の会社が交付しなけれ 第三号イに掲げる金額に、同号イに規定する交 るところにより計算した金額は、同条第十二項 産の価額に対応する部分の額として政令で定め 株式交換等に際して交付された株式等以外の財 の五第二十二項の表の第十号の中欄に規定する 項の表の第四号の中欄に規定する政令で定める 項の規定を読み替えて適用する場合における同 て計算した金額とする。この場合において、当

きは、その端数金額又はその全額を切り捨て があるとき、又はその全額が百円未満であると る割合を乗じて計算した金額とする。この場合 非上場株式等(合併又は株式交換若しくは株式 中贈与税額に、当該譲渡等をした特例対象受贈 特例対象受贈非上場株式等の数又は金額に占め ない端数の合計数に相当する数の株式を除く。) 交付しなければならない株式のうち一株に満た 収合併存続会社等又は同項第三号の他の会社が 移転に際して同条第十二項第二号に規定する吸 した金額は、同号の譲渡等の直前における猶予 三項に規定する政令で定めるところにより計算 において、当該計算した金額に百円未満の端数 の数又は金額が当該譲渡等の直前における当該 法第七十条の七の五第十二項第一号及び第十

額を切り捨てる。

円未満であるときは、その端数金額又はその全

二項各号ロに規定する剰余金の配当等の額その 他特例認定贈与承継会社から受けた金額として 政令で定めるものについて準用する。 第十二項の規定は、法第七十条の七の五第十

から同項に規定する免除申請贈与税額を控除し 金額」と、同条第四十五項中「猶予中贈与税額 の猶予に係る期限が確定する贈与税に相当する 第十二項又は第十四項第一号の規定により納税 除した残額」とあるのは「法第七十条の七の五 同条第十六項に規定する免除申請贈与税額を控 用する。この場合において、第四十条の八第四 十六項の申請書の提出があつた場合について準 の規定は、法第七十条の七の五第十二項又は第 た残額」とあるのは 十三項及び第四十四項中「猶予中贈与税額から 第四十条の八第四十三項から第四十五項まで 「法第七十条の七の五第十

> 予に係る期限が確定する贈与税に相当する金 二項又は第十四項第一号の規定により納税の猶 七十条の七第六項本文」と読み替えるものとす 額」と、「同条第六項本文」とあるのは「法第

29 三項第二号及び第三号の規定並びに第三項の規 除について準用する。 用を受ける場合における担保の提供及びその解定は、法第七十条の七の五第十三項の規定の適 五第十項において準用する法第七十条の七第十 法第七十条の七第六項並びに法第七十条の七の 法第七十条の七の五第四項において準用する

30 受贈非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社 じ当該各号に定める金額を基礎として計算する するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応 期限が確定する贈与税額及び利子税の額を計算 こととなつた場合において、納税の猶予に係る 条第十四項に規定する二年を経過する日までに に掲げる場合に該当することとなつた日から同 について、同条第十二項各号(第四号を除く。) 受けた者又は同項の規定の適用に係る特例対象 五項の表の各号の上欄に掲げる場合に該当する 同条第三項において準用する法第七十条の七第 ものとする。 法第七十条の七の五第十三項の規定の適用を

二 法第七十条の七の五第十二項第二号又は第 三号に掲げる場合に該当する場合 規定する再計算対象猶予税額を控除した残額 号の株式交換等に際して交付された株式等の 額(同条第十二項第二号の合併又は同項第三 三項の規定により猶予中贈与税額とされた金 る場合に該当する場合 同号の譲渡等の直前 における猶予中贈与税額から同条第十三項に

31 場合は、同号イからハまでに掲げる会社が、同 る事業を継続している場合として政令で定める げる要件の全てを満たす場合とする。 項に規定する二年を経過する日において次に掲 商品の販売その他の業務で財務省令で定め

定する常時使用従業員をいう。 以下この項に

おいて同じ。)のうちその総数の二分の一に

33

価額に対応する部分の額に限る。) 法第七十条の七の五第十二項第一号に掲げ 同条第十 34

るものを行つていること。 法第七十条の七の五第十四項第一号に規定す

二 法第七十条の七の五第十二項各号 (第四号 の常時使用従業員(同条第二項第一号イに規 を除く。) に掲げる場合に該当することとな つた時の直前における特例認定贈与承継会社

項第一号イからハまでに掲げる会社の常時 該二年を経過する日まで引き続き同条第十四 の者が、当該該当することとなつた時から当 業員の数が一人のときは一人とする。)以上 ることとなつた時の直前における常時使用 ときはこれを切り捨てた数とし、当該該当す 相当する数(その数に一人未満の端数がある 用従業員であること。 前号の常時使用従業員が勤務している事務

た金額とする。この場合において、当該金額に た金額に同条第十四項第一号の株式等の価額が ら同項の同条第二項第八号の規定により計算し 同条第十五項に規定する特例再計算贈与税額 る政令で定めるところにより計算した金額は、 百円未満の端数があるとき、又はその全額が百 額に占める割合を乗じて計算した金額を控除し 同条第十五項の合併対価の額又は交換等対価の 法第七十条の七の五第十四項第一号に規定す 所有し、又は賃借していること。 店舗、工場その他これらに類するものを

切り捨てる。 満であるときは、その端数金額又はその全額を 額とする。この場合において、当該金額に百円 占める割合を乗じて計算した金額を控除した金 項の同条第二項第八号の規定により計算した金 同条第十三項に規定する合計額から同条第十五 る政令で定めるところにより計算した金額は、 未満の端数があるとき、又はその全額が百円 第十五項の合併対価の額又は交換等対価の額に 額に同条第十四項第二号の株式等の価額が同条 法第七十条の七の五第十四項第二号に規定す

について準用する。 一項から第二十五項までの規定を準用する場合 十六項及び第四十七項の規定は、法第七十条の 七の五第二十項において法第七十条の七第二十 第四十条の八第四十一項、第四十二項、第四

する。 第二十六項の規定を準用する場合について準用 条の七の五第二十一項において法第七十条の七 第四十条の八第四十八項の規定は、法第七十

35

36 二十五項において法第七十条の七第三十項 六十一項までの規定は、法第七十条の七の五第 第四十条の八第四十項及び第四十九項から第 へから

第三十四項までの規定を準用する場合について

について準用する。 第十三項の規定の適用を受ける場合を除く。) の譲渡又は贈与をした場合(同条第十二項又は 用に係る特例認定贈与承継会社の非上場株式等 を受ける特例経営承継受贈者が同項の規定の適 定は、法第七十条の七の五第一項の規定の適用第四十条の八第六十二項及び第六十三項の規

属する年に当該贈与をした者の相続が開始した 取得をしている場合において、当該贈与の日の定する贈与により特例対象受贈非上場株式等の第四十条の八第六十四項の規定は、同項に規 ときについて準用する。 第四十条の八第六十五項の規定は、法第七十

第四十条の八の六 法第七十条の七の六第一項に 規定する非上場株式等を有していた個人として 分に応じ当該各号に定める者とする。 政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区 び免除の特例) 四項の規定を準用する場合について準用する。 条の七の五第十項において法第七十条の七第十 (非上場株式等についての相続税の納税猶予及

て同じ。)を有していた個人で、次に掲げるが加えられた代表権を除く。 イ及びロにおい例認定承継会社」という。)の代表権(制限 要件の全てを満たすもの 特例認定承継会社(以下この条において「特 始前において、同条第二項第一号に規定するの七の六第一項の規定の適用に係る相続の開 次号に掲げる場合以外の場合 法第七十条

会社の同項第五号に規定する非上場株式等 の関係がある者の有する当該特例認定承継条の七の六第二項第七号ロに規定する特別 おいて、当該個人及び当該個人と法第七十 相続の開始の直前において当該特例認定承 の百分の五十を超える数であること。 特例認定承継会社の法第七十条の七の五第 ずれかの時及び当該相続の開始の直前)に 個人が当該代表権を有していた期間内のい 継会社の代表権を有しない場合には、当該 いう。) に係る議決権の数の合計が、当該 二項第六号ハに規定する総株主等議決権数 (以下この条において「非上場株式等」と 当該相続の開始の直前(当該個人が当該 3 2

相続の開始の直前において当該特例認定承 当該相続の開始の直前(当該個人が当該

> ずれかの時及び当該相続の開始の直前)に 下回らないこと。 る当該非上場株式等に係る議決権の数をも なる者を除く。) のうちいずれの者が有す て「特例経営承継相続人等」という。)と 特例経営承継相続人等(以下この条におい 第七号ロに規定する特別の関係がある者 が、当該個人と法第七十条の七の六第二項 継会社の非上場株式等に係る議決権の数 おいて、当該個人が有する当該特例認定承 個人が当該代表権を有していた期間内のい 継会社の代表権を有しない場合には、当該 (当該特例認定承継会社の同号に規定する

係る相続の開始の直前において、次に掲げる一 法第七十条の七の六第一項の規定の適用に 者のいずれかに該当する者がある場合 特例 認定承継会社の非上場株式等を有していた

第一項の規定の適用を受けている者 十条の七の六第一項又は第七十条の七の八 ついて、法第七十条の七の五第一項、第七 当該特例認定承継会社の非上場株式等に

除く。) 式等の取得をしている者(イに掲げる者を 与により当該特例認定承継会社の非上場株 十条の七の五第一項の規定の適用に係る贈 前条第一項第一号に定める者から法第七 8

の取得をしている者(イに掲げる者を除 より当該特例認定承継会社の非上場株式等 第一項の規定の適用に係る相続又は遺贈に 前号に定める者から法第七十条の七の六 9

う。) からの贈与 (当該贈与が法第七十条の七 おいて当該特例被相続人の相続が開始した場合 特例認定承継会社の非上場株式等の取得をして 各号に定める贈与である場合に限る。) により の五第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該 第七十条の七の六第一項に規定する特例被相続 について準用する。 いる場合において、当該贈与の日の属する年に 人(以下この条において「特例被相続人」とい 第四十条の八の二第二項の規定は、個人が法

が、当該相続又は遺贈に係る法第七十条の七の認定承継会社の非上場株式等の取得をした個人 続人からの相続又は遺贈によりその有する特例 六第一項に規定する相続税の申告書の提出期限 第四十条の八の二第三項の規定は、特例被相

5

た場合について準用する。

6 条の七の六第二項第一号ロに規定する資産保有 て準用する。 第四十条の八の二第七項の規定は、法第七十

7 ものについて準用する。 型会社又は資産運用型会社のうち政令で定める 第四十条の八の二第八項の規定は、法第七十

会社について準用する。 と密接な関係を有する会社として政令で定める 条の七の六第二項第一号ハに規定する特定会社 める特別の関係がある会社について準用する。 条の七の六第二項第一号ハに規定する政令で定 第四十条の八の二第九項の規定は、法第七十

第一項第二号イからハまでに掲げる者」と読み 継相続人等」とあるのは、「第四十条の八の六 める要件について準用する。この場合にお 条の七の六第二項第一号へに規定する政令で定 替えるものとする。 て、第四十条の八の二第十項第二号中「経営承 第四十条の八の二第十項の規定は、法第七十

う。)」と、「、経営承継受贈者」とあるのは 中「認定贈与承継会社」とあるのは「第七十条 る場合における法第七十条の七第二項第八号及 項第九号中「認定贈与承継会社」とあるの とあるのは「特例経営承継相続人等と」と、 例経営承継相続人等」と、「経営承継受贈者と」 会社(次号において「特例認定承継会社」とい の七の六第二項第一号に規定する特例認定承継 び第九号の規定の適用については、同項第八号 「特例認定承継会社」とする。 法第七十条の七の六第一項の規定の適用があ 第七十条の七の六第二項第七号に規定する特

特例認定承継会社の非上場株式等について法 期間は、特例認定承継会社の法第七十条の七 ら当該特例認定承継会社に係る特例経営承継相 属する事業年度の直前の事業年度の開始の日 六第一項の規定の適用に係る相続の開始の日 十条の七第二項第八号に規定する政令で定める

前に当該相続税の申告書を提出しないで死亡し

11

前項の規定により読み替えて適用する法第七

税の猶予に係る担保の提供及びその解除につい は、法第七十条の七の六第一項の規定による納第四十条の八の二第五項及び第六項の規定 よる取得及び当該」とあるのは、「前条第一項中「この項の規定の適用に係る相続又は遺贈にの七の六第一項の規定の適用については、同項 場株式等の取得をした場合における法第七十条 続又は遺贈により当該特例認定承継会社の非上 第七十条の七の五第一項の規定の適用を受けて の規定の適用に係る贈与による」とする。 ている者を除く。)が、特例被相続人からの相 法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受け 受贈者(同条第一項の規定の適用を受ける前に いる同条第二項第六号に規定する特例経営承継

12 定を準用する。 する日までの期間とする。この場合において五項の規定による納税の猶予に係る期限が確定 条の七の六第十項において準用する法第七十条 用する法第七十条の七の二第十二項、法第七十 項まで、法第七十条の七の六第九項において準て準用する法第七十条の七の二第三項から第五 は、第四十条の八の二第二十五項ただし書の規 の七の二第十三項又は法第七十条の七の六第十 法第七十条の七の六第一項、同条第三項におい 額」という。) に相当する相続税の全部につき 相続税額(以下この条において「猶予中相続税 続人等の同条第二項第九号ロに規定する猶予中 一項において準用する法第七十条の七の二第十

令で定めるものは、次に掲げる金額の合計 七十条の七第二項第八号ハに規定する剰余金 配当等の額その他会社から受けた金額として政 する。 第十項の規定により読み替えて適用する法第

号において同じ。)前に受けたものを除く。) 最初の同項の規定の適用に係る贈与の時。次 該非上場株式等の取得をしている場合には、 係る特例認定承継会社の非上場株式等につい 時(同項に規定する特例対象非上場株式等に の六第一項の規定の適用に係る相続の開始 配当又は利益の配当(最初の法第七十条の 以下この条において同じ。)に係る剰余金 の五第一項の規定の適用に係る贈与により当 た当該会社の株式等(株式又は出資をいう。 第七十条の七第二項第八号ハの会社から受け て、当該相続の開始の時前に法第七十条の七 第十項の規定により読み替えて適用する法

一 前号の会社から支給された給与(債務の 業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入 又は第三十六条の規定により当該会社の各事 を除く。)の額のうち、法人税法第三十四条 用に係る相続の開始の時前に支給されたもの 最初の法第七十条の七の六第一項の規定の適 除による利益その他の経済的な利益を含み、 されないこととなる金額

れた金額の合計額が第一号に掲げる金額から第 相続税の額の計算上これらの規定により控除さ 第七十条の七の六第一項に規定する納付すべき において、当該特例経営承継相続人等に係る法

二号に掲げる金額を控除した残額を超えるとき

13 二に規定する政令で定める特別の関係がある者 並びに同条において準用する法第七十条の七の 十条の七の六第二項第七号ロ及び第十三項各号 八の二第二十七項ただし書の規定を準用する。 期間とする。この場合においては、第四十条の する事業年度の直前の事業年度終了の日までの 十三項又は法第七十条の七の六第十一項におい 第十項において準用する法第七十条の七の二第 七十条の七の二第十二項、法第七十条の七の六 第七十条の七の六第九項において準用する法第 法第七十条の七の二第三項から第五項まで、法 全部につき同項、同条第三項において準用する 相続人等の猶予中相続税額に相当する相続税の から当該特例認定承継会社に係る特例経営承継 の属する事業年度の直前の事業年度の開始の日 の六第一項の規定の適用に係る相続の開始の日 七十条の七第二項第九号に規定する政令で定め による納税の猶予に係る期限が確定する日の属 て準用する法第七十条の七の二第十五項の規定 第四十条の八の二第十一項の規定は、法第七 第十項の規定により読み替えて適用する法第 一 特定価額を当該特例経営承継相続人等に係

める法人について準用する。 十条の七の六第二項第八号に規定する政令で定 について準用する。 第四十条の八の二第十二項の規定は、法第七

二十条の二まで、第二十一条の十五又は第二十 例経営承継相続人等が同法第十九条の二から第 該特例経営承継相続人等の相続税の額(当該特 第一項及び第二項の規定を適用して計算した当 十五第一項及び第二項並びに第二十一条の十六 税法第十三条から第十九条まで、第二十一条の 未済債務額を控除した残額。第二号において 当該特例対象非上場株式等の価額から当該控除 場合において、控除未済債務額があるときは、 法第十三条の規定により控除すべき債務がある 規定する特例対象非上場株式等の価額(相続税 特例経営承継相続人等の相続税の額は、 人等に係る相続税の課税価格とみなして、相続 「特定価額」という。)を当該特例経営承継相続 条の十六の規定の適用を受ける者である場合 〒例経営承継相続人等の相続税の額は、同号に法第七十条の七の六第二項第八号に規定する 19 18

は、当該超える部分の金額を控除した残額)と

て計算した当該特例経営承継相続人等の相続 一条の十六第一項及び第二項の規定を適用し 十一条の十五第一項及び第二項並びに第二十 相続税法第十一条から第十九条まで、 第一

げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金 額(当該金額が零を下回る場合には、零とす 前項の「控除未済債務額」とは、第一号に掲 該特例経営承継相続人等の相続税の額 第一項及び第二項並びに第二十一条の十六第 る相続税の課税価格とみなして、相続税法第 十三条から第十九条まで、第二十一条の十五 項及び第二項の規定を適用して計算した当

る。)をいう。 特例経営承継相続人等の負担に属する部分の 相続税法第十三条の規定により控除すべき

げる価額と口に掲げる金額との合計額からハ に掲げる価額を控除した残額 前号の特例経営承継相続人等に係るイに掲 の七の六第一項の規定の適用に係る相続又 当該特例経営承継相続人等が法第七十条

けるものの価額から同法第二十一条の十一法第二十一条の九第三項の規定の適用を受 は遺贈により取得した財産の価額 の二第一項の規定(法第七十条の三の二第 人からの贈与により取得した財産で相続税 当該特例経営承継相続人等が特例被相続 項の規定を含む。) による控除をした残

あるときは、その端数金額又はその全額を切り 「納税猶予分の相続税額」という。)に百円未満 納税猶予分の相続税額(以下この条において の端数があるとき、又はその全額が百円未満で 法第七十条の七の六第二項第八号に規定する する特例対象非上場株式等の価額 法第七十条の七の六第二項第八号に規定

上ある場合における納税猶予分の相続税額の計 象非上場株式等に係る特例認定承継会社が二以 項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得 る特例経営承継相続人等が特例被相続人から同 算においては、当該特例対象非上場株式等に係 法第七十条の七の六第一項に規定する特例対

> 例認定承継会社の異なるものごとの納税猶予分 をした全ての特例認定承継会社の同条第二項第 るときは、その端数金額又はその全額を切り捨 端数があるとき、又はその全額が百円未満であ 場合において、当該計算した金額に百円未満の 掲げる割合を乗じて計算した金額とする。この の相続税額は、第一号に掲げる金額に第二号に 相続人等に係る相続税の課税価格とみなす。 象非上場株式等の価額の合計額から当該控除未 する控除未済債務額があるときは、当該特例対 済債務額を控除した残額)を当該特例経営承継 べき債務がある場合において、第十七項に規定 合計額(相続税法第十三条の規定により控除す 項に規定する特例対象非上場株式等に係る特 前項の場合において、法第七十条の七の六第 、号に規定する特例対象非上場株式等の価額の

前項の規定を適用して計算した納税猶予分

をした全ての当該特例対象非上場株式等の価の規定の適用に係る相続又は遺贈により取得 異なるものごとの同条第二項第八号に規定す 額の合計額に占める割合 る特例対象非上場株式等の価額が同条第一項 対象非上場株式等に係る特例認定承継会社の 法第七十条の七の六第一項に規定する特例

21 第二項第一号の規定により計算される相続税の 受ける者があるときにおける当該財産の取得を のうちに法第七十条の六第一項の規定の適用を 受ける特例経営承継相続人等に係る特例被相続 人から相続又は遺贈により財産の取得をした者 課税価格とする。 した全ての者に係る相続税の課税価格は、同条 納税猶予分の相続税額を計算する場合にお 法第七十条の七の六第一項の規定の適用を

22 規定の適用を受ける者である場合において、当 ける特例経営承継相続人等が次の各号に掲げる 当該特例経営承継相続人等が納付すべき相続税 規定の適用を受けないものとした場合における 該各号に定める税額と調整前株式等猶予税額 合計額が猶予可能税額(当該特例経営承継相続 での規定により計算されたものをいう。) との (納税猶予分の相続税額で第十六項から前項ま 定する特例対象非上場株式等に係る納税猶予分 人等が同条第一項の規定及び当該各号に掲げる 法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受 「額をいう。) を超えるときにおける同項に規

当該計算した金額に百円未満の端数があるとき じて計算した金額とする。この場合において、 の相続税額は、当該猶予可能税額に当該調整前 株式等猶予税額が当該合計額に占める割合を乗 税額(第四十条の七第十六項に規定する調整 その端数金額を切り捨てる。 法第七十条の六第一項 調整前農地等猶予

一 法第七十条の六の六第一項 前農地等猶予税額をいう。) 調整前山林猶

予税額(第四十条の七第十六項第一号に規定

三 法第七十条の六の七第一項 猶予税額(第四十条の七第十六項第二号に規 する調整前山林猶予税額をいう。 調整前美術品

四 法第七十条の六の十第一項 に規定する調整前事業用資産猶予税額をい 資産猶予税額(第四十条の七第十六項第三号 定する調整前美術品猶予税額をいう。) 調整前事業用

Ξ. Ď 定する調整前持分猶予税額をいう。) 猶予税額(第四十条の七第十六項第五号に規 法第七十条の七の十二第一項 調整前持分

23 ものとする。 等に係る特例認定承継会社が消滅した場合その 場株式等(合併により当該特例対象非上場株式 七十条の七の六第一項に規定する特例対象非上 は、法第七十条の七の二第一項」と読み替える 第七十条の七の六第十三項及び第十四項の規定 合において、第四十条の八の二第二十一項中 社が二以上ある場合について準用する。この場 非上場株式等に相当するものとして財務省令で 他の財務省令で定める場合には、当該特例対象 上場株式等」という。)に係る特例認定承継会 定めるもの。以下この条において「特例対象非 「の規定は、同条第一項」とあるのは、「並びに 第四十条の八の二第二十一項の規定は、

24 金額について準用する。 の規定は、法第七十条の七の六第二項第九号ロ に規定する政令で定めるところにより計算した 第四十条の八の二第二十二項及び第二十三項

等」とあるのは、「第四十条の八の六第一項 での規定は、法第七十条の七の六第三項にお 八の二第三十一項第一号中「経営承継相 いて準用する。この場合において、第四十条 て法第七十条の七の二第三項(第二号を除く。) 第四十条の八の二第三十項から第三十八項 第四項及び第五項の規定を準用する場合につ

6 5日・そう人の二第三・山頂から第日・一頁のとする。 二号イからハまでに掲げる者」と読み替えるも

3 法第七十条の七の六第七項の規定により提出いて法第七十条の七の二第六項の規定を準用すいて法第七十条の七の二第六項の規定を準用すまでの規定は、法第七十条の七の六第四項におまでの規定は、法第七十条の七の六第四十一項

一特例経営承継相続人等の氏名及び住所の適用を受けたい旨及び次に掲げる事項を記載し、かつ、財務省令で定める書類を添付しなければならない。

は、1911年でより、1911年のようには、1911年では、1911年には、1911年では、1911年に

四 当該届出書を提出する日の直前の法第七十四 当該届出書を提出する日の直前の経営報告基準日(以下この号において「経営報告基準日及び同条第一項に規定する相続税の申告書日及び同条第一項に規定する経営報告基準日ではいる総収入金額の提出期限までに終了する事業年度を開発が開発がある。

兀

には、第五号に掲げる事由を除く。)とする。 四号に掲げる場合に該当することとなつた場合 政令で定める事由は、次に掲げる事由(同項第 認定承継会社の事業の継続が困難な事由として 法第七十条の七の六第十三項に規定する特例 を下回る場合として財務省令で定める場合に 当該特例認定承継会社の収益の額が費用の額 同じ。)のうち二以上の事業年度において、 なつた場合には、二事業年度。次号において 号に掲げる場合のいずれかに該当することと の日の翌日以後六月を経過する日後に当該各 その直前の三事業年度(直前事業年度の終了 度をいう。以下この項において同じ。)及び 三項各号に掲げる場合のいずれかに該当する 特例認定承継会社が法第七十条の七の六第十 こととなつた日の属する事業年度の前事業年 直前事業年度(特例経営承継相続人等又は

二 直前事業年度及びその直前の三事業年度の平均総収入金額に係る事業年度の用数で除して計総収入金額に係る事業年度の用数で除して計総収入金額に係る事業年度の用数で除して計算した金額をいう。以下この号及び次号において同じ。)が、当該各事業年度の前事業年度の平均総収入金額を下回ること。

三 次に掲げる事由のいずれか(直前事業年度の終了の日の翌日以後六月を経過する日後には、イに掲げる事由)に該当すること。合のいずれかに該当することとなった場合における負債(利子(特例経営承継相続人等と第十四項において準用する第四十続人等と第十四項において準用する第四十続人等と第十四項において準用する第四十条の八の二第十一項に規定する特別の関係条の八の二第十一項に規定する特別の関係がある者に対して支払うものを除く。)のがある者に対して支払うものを除く。)のがある者に対して支払うものを除く。)のがある者に対して支払うものを除く。)のでも総収入金額に六を乗じて計算した金額以上であること。

次に掲げる事由のいずれかに該当するこ乗じて計算した金額以上であること。乗じて計算した金額以上であること。業年度の終了の日における負債の帳簿価額業年度の終了の日における負債の帳簿価額

平均株価を下回ること。 平均株価を下回ること。 平均株価を下回ること。 平均株価を下回ること。 平均株価を下回ること。 平均株価を下回ること。 平均株価を下回ること。 平均株価を下回ること。

と。 (おける業種平均株価を下回るこいう。) における業種平均株価を下回るこ々判定期間(前判定期間の開始前一年間を 東判定期間における業種平均株価が、前

中相続税額に、当該譲渡等をした特例対象非上

併存続会社等又は同項第三号の他の会社が交付に際して同条第十三項第二号に規定する吸収合場株式等(合併又は株式交換若しくは株式移転

するときは、

次の各号に掲げる場合の区分に応

四項に規定する政令で定めるところにより計算

した金額は、同号の譲渡等の直前における猶予

相続人等による特例認定承継会社の事業の継五 前各号に掲げるもののほか、特例経営承継

月に満たない端数を生じたときは、これを一月30 前項第二号の月数は、暦に従つて計算し、一る事由

31 法第七十条の七の六第十三項の規定により同とする。 とする。

二号イに掲げる金額に、同号イに規定する合併 る同項の表の第三号の中欄に規定する政令で定 第五項の規定を読み替えて適用する場合におけ 条第三項において準用する法第七十条の七の二 る。 数があるとき、又はその全額が百円未満である 合において、当該計算した金額に百円未満の端 める割合を乗じて計算した金額とする。この場 式等以外の財産の価額が当該合併対価の額に占 対価のうち同号の吸収合併存続会社等が交付し ところにより計算した金額は、同条第十三項第 の価額に対応する部分の額として政令で定める する合併に際して交付された株式等以外の財産 めるところにより計算した金額及び法第七十条 ときは、その端数金額又はその全額を切り捨て なければならない当該吸収合併存続会社等の株 の七の六第二十三項の表の第十号の中欄に規定 法第七十条の七の六第十三項の規定により同

32 その端数金額又はその全額を切り捨てる。 三項第三号イに掲げる金額に、同号イに規定す る同項の表の第四号の中欄に規定する政令で定 第五項の規定を読み替えて適用する場合におけ 条第三項において準用する法第七十条の七の二 とき、又はその全額が百円未満であるときは、 乗じて計算した金額とする。この場合におい 産の価額が当該交換等対価の額に占める割合を る交換等対価のうち同号の他の会社が交付しな する株式交換等に際して交付された株式等以外 の七の六第二十三項の表の第十号の中欄に規定 めるところにより計算した金額及び法第七十条 て、当該計算した金額に百円未満の端数がある 定めるところにより計算した金額は、同条第十 法第七十条の七の六第十三項第一号及び第十 法第七十条の七の六第十三項の規定により同 いればならない当該他の会社の株式等以外の財 財産の価額に対応する部分の額として政令で 37

はり同 て、当該計算した金額に百円未満の端数があると一月 例対象非上場株式等の数又は金額に占める割合と一月 例対象非上場株式等の数又は金額に占める割合 端数の合計数に相当する数の株式を除く。)の に定め しなければならない株式のうち一株に満たない

でり見宜は、去第二十条り二りで第十三頁又は、第四十条の八の二第四十八項から第五十項まで定めるものについて準用する。 他特例認定承継会社から受けた金額として政令三項各号口に規定する剰余金の配当等の額その

その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第十二項の規定は、法第七十条の七の六第十

とき、又はその全額が百円未満であるときは、

のとする。 第七十条の七の二第六項本文」と読み替えるも 金額」と、「同条第六項本文」とあるのは「法 の猶予に係る期限が確定する相続税に相当する 第十三項又は第十五項第一号の規定により納税 除した残額」とあるのは「法第七十条の七の六 税額から同項に規定する免除申請相続税額を控 当する金額」と、同条第五十項中「猶予中相続 り納税の猶予に係る期限が確定する相続税に相 準用する。この場合において、第四十条の八の 第十七項の申請書の提出があつた場合について での規定は、法第七十条の七の六第十三項又は 七の六第十三項又は第十五項第一号の規定によ 額を控除した残額」とあるのは「法第七十条の 額から同条第十七項に規定する免除申請相続税 一第四十八項及び第四十九項中「猶予中相続税

及びその解除について準用する。 期限が確定する相続税額及び利子税の額を計算 こととなつた場合において、納税の猶予に係る 五項の表の各号の上欄に掲げる場合に該当する 第三項において準用する法第七十条の七の二第 げる場合に該当することとなつた日から同条第 受けた者又は同項の規定の適用に係る特例対象 の規定の適用を受ける場合における担保の提供 第五項の規定は、法第七十条の七の六第十四項 七の二第十四項第二号及び第三号の規定並びに 七の六第十一項において準用する法第七十条の 法第七十条の七の二第六項並びに法第七十条 非上場株式等に係る特例認定承継会社につい 十五項に規定する二年を経過する日までに同条 て、同条第十三項各号(第四号を除く。)に掲 法第七十条の七の六第十四項の規定の適用を 法第七十条の七の六第四項において準用する

じ当該各号に定める金額を基礎として計算する

40

三号に掲げる場合に該当する場合 同条第十 規定する再計算対象猶予税額を控除した残額 価額に対応する部分の額に限る。) 号の株式交換等に際して交付された株式等の 四項の規定により猶予中相続税額とされた金 法第七十条の七の六第十三項第二号又は第 における猶予中相続税額から同条第十四項に る場合に該当する場合 同号の譲渡等の直前 法第七十条の七の六第十三項第一号に掲げ (同条第十三項第二号の合併又は同項第三 41

げる要件の全てを満たす場合とする。 項に規定する二年を経過する日において次に掲 場合は、同号イからハまでに掲げる会社が、同 る事業を継続している場合として政令で定める るものを行つていること。 法第七十条の七の六第十五項第一号に規定す 商品の販売その他の業務で財務省令で定め 42

業員であること。 年を経過する日まで引き続き同条第十五項第 が、当該該当することとなつた時から当該二 の数が一人のときは一人とする。)以上の者 ととなつた時の直前における常時使用従業員 はこれを切り捨てた数とし、当該該当するこ する数(その数に一人未満の端数があるとき る常時使用従業員をいう。以下この項におい 時使用従業員(同条第二項第一号イに規定す を除く。) に掲げる場合に該当することとな て同じ。) のうちその総数の二分の一に相当 つた時の直前における特例認定承継会社の常 法第七十条の七の六第十三項各号(第四号 号イからハまでに掲げる会社の常時使用従 45 43 から第六十九項までの規定は、法第七十条の七

所有し、又は賃借していること。 所、店舗、工場その他これらに類するものを 前号の常時使用従業員が勤務している事務

円未満であるときは、 百円未満の端数があるとき、又はその全額が百 た金額とする。この場合において、当該金額に 額に占める割合を乗じて計算した金額を控除し 同条第十六項の合併対価の額又は交換等対価の た金額に同条第十五項第一号の株式等の価額が ら同項の同条第二項第八号の規定により計算し 同条第十六項に規定する特例再計算相続税額か る政令で定めるところにより計算した金額は、 法第七十条の七の六第十五項第一号に規定す その端数金額又はその全 (非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の

切り捨てる。 満であるときは、その端数金額又はその全額を 同条第十四項に規定する合計額から同条第十六 未満の端数があるとき、又はその全額が百円未 額とする。この場合において、当該金額に百円 占める割合を乗じて計算した金額を控除した金 第十六項の合併対価の額又は交換等対価の額に 額に同条第十五項第二号の株式等の価額が同条 項の同条第二項第八号の規定により計算した金 る政令で定めるところにより計算した金額は、 法第七十条の七の六第十五項第二号に規定す

用する場合について準用する。 の二第二十二項から第二十六項までの規定を準 条の七の六第二十一項において法第七十条の七 第五十一項及び第五十二項の規定は、法第七十 第四十条の八の二第四十六項、第四十七項、

七十条の七の六第二十二項において法第七十条第四十条の八の二第五十三項の規定は、法第 の七の二第二十七項の規定を準用する場合につ いて準用する。 第四十条の八の二第四十五項及び第五十四

4 第四十条の八の二第七十項及び第七十一項の 場合について準用する。 用を受ける特例経営承継相続人等が同項の規定 規定は、法第七十条の七の六第一項の規定の適 三十一項から第三十九項までの規定を準用する の譲渡又は贈与をした場合(同条第十三項又は の適用に係る特例認定承継会社の非上場株式等 の六第二十六項において法第七十条の七の二第 第十四項の規定の適用を受ける場合を除く。) について準用する。

七の二第十五項の規定を準用する場合について 七十条の七の六第十一項において法第七十条の 第四十条の八の二第七十二項の規定は、法第

| 第四十条の八の七 法第七十条の七の七第一項に る場合の区分に応じ当該各号に定める価額とす 規定する政令で定める価額は、次の各号に掲げ 相続税の課税の特例)

があつた場合 同条第一項に規定する特例贈項第一号に係る部分に限る。) の規定の適用 与者から同項の規定の適用に係る贈与により る部分に限る。)又は第十四項(同条第十二 法第七十条の七の五第十二項(第一号に係

価額をいう。)

二 法第七十条の七の五第十二項 (第二号に係 る部分に限る。) の規定の適用があつた場合 うちに占める割合を乗じて計算した金額) ある場合には、当該二分の一に相当する金額 する財務省令で定める金額の二分の一以下で する合併対価をいう。)の額が同号イに規定 係る合併対価(同条第十二項第二号イに規定 この項において同じ。)の価額(当該合併に じ。) の株式等(株式又は出資をいう。以下 収合併存続会社等をいう。第四号において同 に、当該株式等の価額が当該合併対価の額の 係る吸収合併存続会社等(同号に規定する吸 同号の合併に際して交付された当該合併に

三 法第七十条の七の五第十二項(第三号に係 る部分に限る。)の規定の適用があつた場合 式等の価額が当該交換等対価の額のうちに占 は、当該二分の一に相当する金額に、当該株 で定める金額の二分の一以下である場合に をいう。)の額が同号イに規定する財務省令 る交換等対価(同号イに規定する交換等対価 の会社の株式等の価額(当該株式交換等に係 同じ。)に際して交付された同項第三号の他 換等をいう。以下この号及び第五号において 同号の株式交換等(同号に規定する株式交

があつた場合 同号の合併に際して交付され項第二号に係る部分に限る。) の規定の適用 た当該合併に係る吸収合併存続会社等の株式 法第七十条の七の五第十四項(同条第十二

Ŧi. 付された同号の他の会社の株式等の価額 法第七十条の七の五第十四項(同条第十二

相続税の納税猶予及び免除の特例 区分に応じ当該各号に定める者とする。 (非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の

第二項第八号の特例対象受贈非上場株式等の 場株式等の当該贈与の時における価額(同条 取得をした同項に規定する特例対象受贈非上 2

める割合を乗じて計算した金額)

める者は、第四十条の八の五第四項において準 替えて適用する同条第一項に規定する政令で定 用する第四十条の八第五項各号に掲げる場合の 法第七十条の七の七第二項の規定により読み があつた場合 同号の株式交換等に際して交項第三号に係る部分に限る。) の規定の適用

2

第四十条の八の八 第六項の規定は、 法第七十条の七の八第一項の 第四十条の八の二第五項及び

の解除について準用する。 規定による納税の猶予に係る担保の提供及びそ

3 4 第四十条の八の二第七項の規定は、法第七十 ち政令で定めるものについて準用する。 又は同項第九号に規定する資産運用型会社のう 条の七第二項第八号に規定する資産保有型会社 条の七の八第二項第二号ロに規定する法第七十 に規定する資産運用型会社について準用する。 用がある場合における法第七十条の七第二項第 規定は、法第七十条の七の八第一項の規定の 定める特別の関係がある者について準用する。 準用する法第七十条の七の二に規定する政令で 八号に規定する資産保有型会社又は同項第九号 十条の七の八第二項第一号ロ及び同条において 第四十条の八の六第十項から第十三項までの 第四十条の八の二第十一項の規定は、法

6 5 める特別の関係がある会社について準用する。 条の七の八第二項第二号ハに規定する政令で定 会社について準用する。 条の七の八第二項第二号ハに規定する特定会社 と密接な関係を有する会社として政令で定める 第四十条の八の二第九項の規定は、法第七十 第四十条の八の二第八項の規定は、法第七十

らハまでに掲げる者」と読み替えるものとす あるのは「第四十条の八の六第一項第二号イか と」と、同項第二号中「経営承継相続人等」と るのは「要件(第三号に掲げるものを除く。) 条の七の八第二項第二号へに規定する政令で定 める要件について準用する。この場合にお て、第四十条の八の二第十項中「要件と」とあ 第四十条の八の二第十項の規定は、法第七十

8 する。 項第十一号の規定を準用する場合について準 同条第十項において法第七十条の七の二第十四 の相続税額(第十二項及び第十四項にお による同条第二項第四号に規定する納税猶予分 での規定は、法第七十条の七の八第一項の規定 「納税猶予分の相続税額」という。)の計算及び 第四十条の八の六第十五項から第二十二項 いて 甪

第三号及び第二十三項において「特例認定相 特例認定相続承継会社(以下この項、第十五項 上場株式等に係る同条第二項第二号に規定する 非上場株式等(合併により当該特例対象相続非 七十条の七の八第一項に規定する特例対象相続 承継会社」という。)が消滅した場合その他 第四十条の八の六第二十三項の規定は、

定めるもの。第十五項第三号において「特例対 定相続承継会社が二以上ある場合について準用 象相続非上場株式等」という。)に係る特例認 非上場株式等に相当するものとして財務省令で 財務省令で定める場合には、当該特例対象相続

の規定は、法第七十条の七の八第二項第六号ロー第四十条の八の二第二十二項及び第二十三項 に規定する政令で定めるところにより計算した る場合の区分に応じ当該各号に定める者とす おいて準用する第四十条の八第五項各号に掲げ 政令で定める者は、第四十条の八の五第四項に 法第七十条の七の八第二項第五号に規定する

から前項の規定により計算した金額を控除した する猶予中相続税額は、納税猶予分の相続税額 十三項、第十四項及び第二十三項の規定に規定 十八項において準用する法第七十条の七の六第七の八第六項の規定並びに同条第十七項及び第 二十二項及び第二十三項の規定、法第七十条の 項から第十三項まで、第十六項、第十七項、第 る法第七十条の七の二第四項、第五項、第十一 項まで、第十一項及び第十二項において準用す 金額について準用する。 法第七十条の七の八第三項、第七項から第九 16

二号イからハまでに掲げる者」と読み替えるも 等」とあるのは、「第四十条の八の六第一項第 いて準用する。この場合において、第四十条の て法第七十条の七の二第三項(第二号を除く。) での規定は、法第七十条の七の八第三項におい 第四十条の八の二第三十項から第三十八項ま 第四項及び第五項の規定を準用する場合につ の二第三十一項第一号中「経営承継相続人

る法第七十条の七の二第六項の規定の適用があが提供された場合(同条第四項において準用す までの規定は、法第七十条の七の八第一項の規 る場合に限る。) について準用する。 定により納税猶予分の相続税額に相当する担保 法第七十条の七の八第六項の規定により提出 第四十条の八の二第三十九項から第四十一項

する届出書には、引き続いて同条第一項の規定 ればならない。 の適用を受けたい旨及び次に掲げる事項を記載 かつ、財務省令で定める書類を添付しなけ 法第七十条の七の八第二項第一号に規定す

る特例経営相続承継受贈者の氏名及び住所

受贈非上場株式等の取得をしたものとみなさ の規定により同条第一項に規定する特例対象 規定により読み替えて適用する場合を含む。) 法第七十条の七の七第一項(同条第二項の

相続承継会社の名称及び本店の所在地 特例対象相続非上場株式等に係る特例認定

兀

業年度(当該経営相続報告基準日の直前の経報告基準日」という。)までに終了する各事 除く。) における総収入金額 営相続報告基準日までに終了する事業年度を 報告基準日(以下この号において「経営相続 条の七の八第二項第六号に規定する経営相続 当該届出書を提出する日の直前の法第七十

五 その他財務省令で定める事項

八第十一項において法第七十条の七の二第十六 項から第二十一項までの規定を準用する場合に から第五十項までの規定は、法第七十条の七の ついて準用する。 第四十条の八の二第二十九項及び第四十三項

18 第四十条の八の二第五十三項の規定は、法第 条の七の八第十二項において法第七十条の七の 七の二第二十七項の規定を準用する場合につい 七十条の七の八第十三項において法第七十条の する場合について準用する。 二第二十二項から第二十六項までの規定を準用 第五十一項及び第五十二項の規定は、法第七十 第四十条の八の二第四十六項、第四十七項、

19 第四十条の八の二第四十五項及び第五十四項 て準用する。 合について準用する。 十一項から第三十九項までの規定を準用する場 の八第十四項において法第七十条の七の二第三 から第六十九項までの規定は、法第七十条の七

20 る。)の規定の適用を受ける法第七十条の七の七十条の七第三十項(第四号に係る部分に限 る部分に限る。) の規定及び第四十条の八の二 る法第七十条の七の二第三十一項(第四号に係 項の特例贈与者から相続又は遺贈により取得を 定により読み替えて適用する場合を含む。以下 が法第七十条の七の七第一項(同条第二項の規 第六十項から第六十四項までの規定は、法第七 したものとみなされた同項の特例対象受贈非上 この項において同じ。)の規定により同条第一 五第二項第六号に規定する特例経営承継受贈者 十条の七の五第二十五項において準用する法第 法第七十条の七の八第十四項において準用す

22 法第七十条の七の八第十二項において準用す 21 第四十条の八の六第二十九項から第四十項ま あるのは、「、第十二項において準用する同条項の規定の適用については、同項中「又は」と がある場合における法第七十条の七の八第十八 る法第七十条の七の二第二十二項の規定の適用 までの規定を準用する場合について準用する。 いて法第七十条の七の六第十三項から第二十項 での規定は、法第七十条の七の八第十七項にお

23 四項の規定の適用を受ける場合を除く。)につ 渡又は贈与をした場合(同条第十七項において 係る特例認定相続承継会社の非上場株式等の譲 営相続承継受贈者が同条第一項の規定の適用に 用を受ける同条第二項第一号に規定する特例経 規定は、法第七十条の七の八第一項の規定の適 いて準用する。 準用する法第七十条の七の六第十三項又は第十

24 第四十条の八の二第七十二項の規定は、法第 七十条の七の八第十項において法第七十条の七 の二第十五項の規定を準用する場合について準 用する。

贈与税の納税猶予及び免除) (医療法人の持分に係る経済的利益についての

第四十条の八の九 法第七十条の七の九第一項の する持分(以下第四十条の八の十三までにおい。)の法第七十条の七の九第二項第二号に規定 令第十六条に定める手続によるほか、同項の規 が行う担保の提供については、国税通則法施行 贈者(以下この条において「受贈者」という。) 規定の適用を受けようとする同項に規定する受 法によるものとする。 める書類を納税地の所轄税務署長に提出する方 供することを約する書類その他の財務省令で定 合には、当該受贈者が当該持分を担保として提 定の適用に係る同項に規定する認定医療法人 て「持分」という。)を担保として提供する場 (以下この条において「認定医療法人」という 6

2 税務署長は、前項の規定により認定医療法人 が当該持分を担保として提供することを約する 七の九第一項の規定の適用を受けている受贈者 の持分が担保として提供されている場合におい て、当該担保を解除したときは、法第七十条の

定の適用を受けることとなった場合について準 場株式等につき法第七十条の七の八第一項の規 者に返還しなければならない。 書類その他の財務省令で定める書類を当該受贈 法第七十条の七の九第一項の規定の適用を受

けようとする受贈者が同項の規定の適用に係る

七項本文又は法第七十条の七の十二第七項にお 認定医療法人の持分(既に当該受贈者が同条第

第二十二項又は」とする。

第四十条の八の二第七十項及び第七十一項の

係るものを除く。)」とする。

法第七十条の七の九第一項に規定する納税猶

法第七十条の七の九第七項本文の規定の適用に 続税の納税猶予及び免除)において準用する同

七の十二第七項(医療法人の持分についての 「担保権(同条第七項本文又は同法第七十条の

相

用については、同号中「担保権」とあるのは、

する場合における同条第十項第二号の規定の適

における当該持分に限る。)を担保として提供

規定の適用に係る担保として提供している場合

いて準用する法第七十条の七の九第七項本文の

予分の贈与税額」という。)に百円未満の端数予分の贈与税額(以下この条において「納税猶 きは、その端数金額又はその全額を切り捨て があるとき、又はその全額が百円未満であると 法第七十条の七の九第一項の規定の適用に係 0

5 者に係るその年分の贈与税の課税価格とみな療法人の経済的利益の価額の合計額を当該受贈 る贈与者による放棄により受けた全ての認定医 贈者がその年中において同項の規定の適用に係額の計算においては、当該経済的利益に係る受 う。) 又は当該経済的利益に係る認定医療法人 贈与者(以下この条において「贈与者」とい 八の十一まで及び第四十条の八の十四において る同項に規定する経済的利益(以下第四十条 が二以上ある場合における納税猶予分の贈与税 「経済的利益」という。)に係る同項に規定する

であるときは、その端数金額又はその全額を切満の端数があるとき、又はその全額が百円未満 この場合において、当該計算した金額に百円未 号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。 り捨てる。 者及び認定医療法人の異なるものごとの納税猶 予分の贈与税額は、第一号に掲げる金額に第二 一項の規定の適用に係る経済的利益に係る贈与 前項の場合において、法第七十条の七の九第

の贈与税額 前項の規定を適用して計算した納税猶予分

係る経済的利益に係る贈与者及び認定医療法 法第七十条の七の九第一項の規定の適用に

の課税価格に占める割合 項の規定によりみなされたその年分の贈与税 人の異なるものごとの経済的利益の価額が前

11

のごとに適用するものとする。 利益に係る贈与者及び認定医療法人の異なるも 規定は、同条第一項の規定の適用に係る経済的 第五項から第七項まで、第九項及び第十一項の 第五項の場合において、法第七十条の七の九

政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 法第七十条の七の九第五項第六号に規定する 定医療法人の持分に代わる金銭その他の財産 を受ける受贈者が当該合併により消滅する認 の交付を受けないとき。 て、法第七十条の七の九第一項の規定の適用 合併により医療法人を設立する場合におい

年法律第八十四号)附則第十条の二に規定すの医療法等の一部を改正する法律(平成十八 良質な医療を提供する体制の確立を図るため 一 合併後存続する医療法人が当該合併により 持分に代わる金銭その他の財産の交付を受け 者が当該合併により消滅する認定医療法人の 条の七の九第一項の規定の適用を受ける受贈 る新医療法人となる場合において、法第七十 ないとき 12

掲げる金額に占める割合を乗じて計算した金額分の贈与税額に第一号に掲げる金額が第二号に 定めるところにより計算した金額は、納税猶予 法第七十条の七の九第六項に規定する政令で

猶予割合を控除した割合を乗じて計算した価係る認定医療法人の持分の価額に一から納税 た法第七十条の七の九第一項の規定の適用に (当該拠出の直前において受贈者が有していして拠出をした金額から自己所有持分相当額 第二項第二号において「基金」という。)と (次条第二項第二号及び第四十条の八の十三 法第七十条の七の九第六項に規定する基金 をいう。)を控除した残額

て計算した金額 いた同号の持分の価額に納税猶予割合を乗じ 前号の拠出の直前において受贈者が有して

おいて受贈者が有していた同項の規定の適用に的利益の価額と当該贈与者による放棄の直前に 係る認定医療法人の持分の価額との合計額に占 放棄により受けた経済的利益の価額が当該経済 七の九第一項の規定の適用に係る贈与者による 前項の「納税猶予割合」とは、法第七十条の

ける受贈者が同条第十一項の規定の適用を受け 係る贈与税の納税地の所轄税務署長に提出しな 同項各号のいずれかに掲げる場合に該当するこ た届出書に、同項各号のいずれかに掲げる場合 ようとする場合には、次に掲げる事項を記載し ととなつた日後遅滞なく、同項の規定の適用に に該当することとなつたことを証する書類とし て財務省令で定めるものを添付して、これを、 法第七十条の七の九第一項の規定の適用を受 ればならない。

贈与税の免除を受けようとする旨 法第七十条の七の九第十一項の規定による 届出書を提出する者の氏名及び住所

の九第十一項第二号に掲げる場合にあつて は、当該免除を受ける贈与税の額及びその計 免除を受ける贈与税の額(法第七十条の七

その他参考となるべき事項

に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割 項の相続人が承継する納付の義務は、 合に応じて承継するものとする。 法第七十条の七の九第十三項の規定により同 次の各号

定を準用する。

得した当該認定医療法人の持分の価額が当該 受遺者が相続又は遺贈(贈与をした者の死亡 割されている場合 当該共同相続人又は包括 までに同条第十三項の受贈者が有していた同 の価額のうちに占める割合 受贈者が有していた当該認定医療法人の持分 により効力を生ずる贈与を含む。)により取 持分が共同相続人又は包括受遺者によつて分 条第一項の規定の適用に係る認定医療法人の きにおいて、当該該当することとなつたとき れかに掲げる場合に該当することとなつたと かに掲げる場合又は同条第十二項各号のいず 法第七十条の七の九第十一項各号のいずれ

第五条第二項に規定する相続分 前号に掲げる場合以外の場合 国税通則法

13 ら第四項まで及び第八項を除く。)及びこの条同条第一項の受贈者とみなして同条(第二項か 付の義務を承継した同項の相続人については、 の規定を適用する。 法第七十条の七の九第十三項の規定により納

係る納付の義務を承継した場合について準用す 同項の相続人が同項の納税猶予分の贈与税額に る は、法第七十条の七の九第十三項の規定により 相続税法第十四条第二項及び第三項の規定

15 る贈与者が同項の規定の適用に係る当該贈与者 贈与税の税額控除) 係る経済的利益の価額については、相続税法第 以内に死亡した場合には、同項の規定の適用に による認定医療法人の持分の放棄の時から七年 (医療法人の持分に係る経済的利益についての 十九条第一項の規定は、適用しない。 法第七十条の七の九第一項の規定の適用に係

第四十条の八の十 法第七十条の七の十第二項 合においては、前条第四項から第六項までの規む。)を適用して計算した金額とする。この場 益の価額を同項に規定する受贈者(以下この条に規定する贈与者の同項の放棄による経済的利めるところにより計算した金額は、同条第一項 規定する贈与税の課税価格とみなして政令で定の十条の八の十一法第七十条の七の十第二項に の贈与税の課税価格とみなして、相続税法第二 において「受贈者」という。)に係るその年分 十一条の五及び第二十一条の七の規定(法第七 -条の二の四及び第七十条の二の五の規定を含

3

2 に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金 定めるところにより計算した金額は、次の各号 放棄がされた部分に相当するものとして政令で 額とする。 法第七十条の七の十第二項に規定する持分の

省令で定めるところにより放棄をし、その残有する当該認定医療法人の持分の一部を財務 項第六号に規定する基金拠出型医療法人(以係る認定医療法人が法第七十条の七の九第二 占める割合(当該割合が一を超える場合に 七の十第一項の規定の適用を受ける受贈者が 号において「基金拠出型医療法人」という。) をした場合 前項の規定により計算した金額 の全てを財務省令で定めるところにより放棄 において「認定医療法人」という。)の持分 る同項に規定する認定医療法人(以下この条 受ける受贈者が有する同項の規定の適用に係 た金額にイに掲げる金額が口に掲げる金額に 余の部分を当該基金拠出型医療法人の基金と への移行をする場合において、法第七十条の 下この号及び第四十条の八の十三第二項第二 して拠出したとき 前項の規定により計算し 法第七十条の七の十第一項の規定の適用に 法第七十条の七の十第一項の規定の適用を 一とする。)を乗じて計算した金額

> 金額 との合計額に占める割合を乗じて計算した 相当する金額に(1)に掲げる価額 していた当該認定医療法人の持分の価 (1) に掲げる価額と(2) に掲げる価 当該放棄の直前において当該受贈者が有 法第七十条の七の十第一項の規定の が

受けた経済的利益の価額 用に係る同項の贈与者による放棄により

者が有していた当該認定医療法人の持分 (1) の放棄の直前において当該受贈

る同項に規定する贈与者が同項の規定の適用に係法第七十条の七の十第一項の規定の適用に係 棄の時から七年以内に死亡した場合には、 係る当該贈与者による認定医療法人の持分の放 は、相続税法第十九条第一項の規定は、適用し の規定の適用に係る経済的利益の価額について 同項

4 条の十三の規定及び同法第二十一条の八の規定 節の規定の適用を受ける者である場合における 的利益以外の財産について相続税法第二章 年中において、同項の規定の適用を受ける経済 る同項の贈与者による放棄があつた日の属する けようとする受贈者が、同項の規定の適用に係 「)により」とあるのは「)又は同法第二十一 同項の規定の適用については、同項中「第二十 により」とする。 一条の八」とあるのは「第二十一条の七」と、 法第七十条の七の十第一項の規定の適用を受 第三

第四十条の八の十一 法第七十条の七の十一第二 項の規定により同項の経済的利益について法第 とみなされる場合の特例) 適用する場合には、次の表の上欄に掲げるこれ 七十条の七の九又は第七十条の七の十の規定を (個人の死亡に伴い贈与又は遺贈があつたも

らの規定中同表の中欄に掲げる字句は、

一同表の

下欄に掲げる字句とする。

当該認定医療法人の持分のうち当該放棄 七 法 t 項 項 備等に関する法律 第めの関係法律の整法人」という。) **||域における医療及||二項に規定する経** 第認定医療法人(地第七十条の七の十二第 の確保を推進するたおいて「経過措置医 、確保を推進するたおいて「経過措置医療、び介護の総合的な置医療法人(第四項に 過

をした部分に対応する部分の当該放棄の直 (平成二十六年法律

	401
四九七条七法 項第のの十第	
項ののよるにを厚生ののでは、 で持ちるにより、 で持ち認定と、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	おいて「平成二十代の七の十二までに日(以下第七十条日(以下第七十条の十二までに別していた。
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	
項 生労働大臣認定医療法人に 項に規定の規定による認定医療法人に の別規定の規定による認定医療法人に の規定での規定による認定医療法人の持分の全 が当該が乗 当は一部の放棄 おいて、当該認定医療法人に のあった のあった のおった のる。 のる。 のる。 のる。 のる。 のる。 のる。 のる。	十 第一日までの間に厚 七 か麻法施行日から令置 条 の療法施行日から令置 本 の原法施行日から令置 を の療法をでの間に厚
中法第七十条の七の十一第二項の他の個人は、同項の他の個人は、同項の他の個人は、同項の他の個人は、同項の他の個人は、同項の他の個人は、同項の他の個人は、同様とみなされる経済的利益について法第七十条の七の十の規定を受けていて法第七十条の七の九叉は第七十条の七の九叉は第七十条の七の九叉は第七十条の七の九叉は第七十条があり、かつ、の死亡の間に記載にを療法人に限る。)では難与者の死亡の間において法第一十二十条の七の九叉は第十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	直医療法人一項に規定する経過措第七十条の七の十二第
4 3 2 2 十第にお当未よに人 係法続七「用る七るしのの法係受 相す人七ての 方定提合人定か通と 五十係にお当済り係等法の保証に法十つ。 て七七年のの法係では法統の共同に法十分の 14 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	第四十条の 及び免除 る相続人

4人の持分についての相続税の納税猶予

項の規定の適用に係る同項に規定する認 定の適用を受けようとする同項に規定す **書類を納税地の所轄税務署長に提出する ることを約する書類その他の財務省令で** いう。)の持分を担保として提供する場 伝人(以下この条において「認定医療法 施行令第十六条に定める手続によるほ の八の十二 法第七十条の七の十二第一 よるものとする。 人等(以下この条において「相続人等」 当該相続人等が当該持分を担保として が行う担保の提供については、国税

等に返還しなければならない。

定医療法人の持分(既に当該相続人等が の七の十二第十項第一号において準用す 〒条の七の九第七項本文の規定の適用に 納税猶予及び免除) において準用する同 1 (同条第七項本文又は同法第七十条の いては、同号中「担保権」とあるのは、 七十条の七の九第十項第二号の規定の適 担保として提供する場合における法第 供している場合における当該持分に限 1.第七項本文の規定の適用に係る担保と 十二第七項において準用する法第七十条 一条の七の九第七項本文又は法第七十条 うとする相続人等が同項の規定の適用に 七十条の七の十二第一項の規定の適用を 第七項(医療法人の持分についての相

除すべき債務がある場合において、控除 相続税の額は、同条第一項の規定の適用 相続税の課税価格とみなして、相続税法 除未済債務額を控除した残額。第二号に 務額があるときは、当該持分の価額から **持分の価額(相続税法第十三条の規定に** 七十条の七の十二第二項に規定する相続 余から第十九条まで並びに第二十一条の 項及び第二項の規定を適用して計算し 「特定価額」という。) を当該相続人等

当該持分を担保として提供することを約 が担保として提供されている場合におい **者長は、前項の規定により認定医療法人** 規その他の財務省令で定める書類を当該 該担保を解除したときは、法第七十条の |第一項の規定の適用を受けている相続

のを除く。)」とする。

6 り取得した同項の規定の適用に係る持分の 項の規定を含む。)による控除をした残額 るものの価額から同法第二十一条の十一の 第二十一条の九第三項の規定の適用を受け を除く。)により取得した財産で相続税法 与をした者の死亡により効力を生ずる贈与 二第一項の規定(法第七十条の三の二第一 一項の規定の適用に係る相続又は遺贈によ 当該相続人等が法第七十条の七の十二第 当該相続人等が被相続人からの贈与

ときは、その端数金額又はその全額を切り捨て 数があるとき、又はその全額が百円未満である 猶予分の相続税額(以下この条において「納税 猶予分の相続税額」という。)に百円未満の端 法第七十条の七の十二第二項に規定する納税

場合において、当該相続人等に係る法第七十条 た当該相続人等の相続税の額(当該相続人等が 掲げる金額を控除した残額を超えるときは、当 額の合計額が第一号に掲げる金額から第二号に の七の十二第一項に規定する納付すべき相続税 二十一条の十五の規定の適用を受ける者である 該超える部分の金額を控除した残額)とする。 の額の計算上これらの規定により控除された金 同法第十九条の二から第二十条の二まで又は第 税価格とみなして、相続税法第十三条から第 十九条まで並びに第二十一条の十五第一項及 適用して計算した当該相続人等の相続税の額 第二十一条の十五第一項及び第二項の規定を び第二項の規定を適用して計算した当該相続 人等の相続税の額 特定価額を当該相続人等に係る相続税の課 相続税法第十一条から第十九条まで並びに

げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金 額(当該金額が零を下回る場合には、零とす る。)をいう。 前項の「控除未済債務額」とは、第一号に掲

一 前号の相続人等に係るイに掲げる価額とロ 相続人等の負担に属する部分の金額 を控除した残額 に掲げる金額との合計額からハに掲げる価額

相続税法第十三条の規定により控除すべき

与をした者の死亡により効力を生ずる贈与 を含む。)により取得した財産の価額 一項の規定の適用に係る相続又は遺贈(贈 当該相続人等が法第七十条の七の十二第

- 法第七十条の七の十二第一項の規定の適用に 係る持分に係る認定医療法人が二以上ある場合 における納税猶予分の相続税額の計算において は、当該持分に係る相続人等が同項に規定する 被相続人から同項の規定の適用に係る相続又は 遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる 贈与を含む。次項第二号及び第九項において同 じ。)により取得をした全ての認定医療法人の 時分の価額の合計額(相続税額の計算において同 じ。)により取得をした全での認定医療法人の 時分の価額の合計額がある場合において、第 五項に規定する控除未済債務額があるときは、 当該持分の価額の合計額から当該控除未済債務 額を控除した残額)を当該相続人等に係る相続 が課税価格とみなす。

前項の規定を適用して計算した納税猶予分
 第一項の規定の適用に係る持分に係る認定医療
 第一項の規定の適用に係る持分に係る認定医療
 さ、文はその全額が百円未満の端数があるとき、文はその全額が百円未満の端数があるとき、次はその全額が百円未満の端数があるとき、次はその全額が百円未満の端数があるとき、次はその全額が百円未満の端数がある。

内的語の方の日記記録では、一項の規定の適用に係る持分に係る認定医療法人の異なるもの 11 に係る持分に係る認定医療法人の異なるもの 11 法第七十条の七の十二第一項の規定の適用

る。 納税猶予分の相続税額を計算する場合において、法第七十条の七の十二第一項の規定の適用 を受ける相続人等に係る被相続人から相続又は を受ける相続人等に係る被相続人から相続又は ときにおける当該財産の取得をした全での者に ときにおける当該財産の取得をした全での者に ときにおける当該財産の取得をした全での者に ときにおける当該財産の取得をした全での者に ときにおける当該財産の取得をした全での者に ときにおける当該財産の取得をした全での者に ときにより計算される相続税額を計算する場合におい 見定により計算される相続税の課税価格とす の。

適用するものとする。

とした場合における当該相続人等が納付すべきとした場合における当該相続人等が納付すべきを受ける相に関連する調整前持分猶予税額(当該相に対すが決策七十条の七の十二第一項の規定及が当該各号に掲げる規定する調整前持分猶予税額(第四十条の七の十二第一項の規定の適用をとした場合における当該格号に掲げる規定の適用をとした場合における当該格号において、当該各号に定める税額と調整前持分猶予税額(第四十条の七の十二第一項の規定の適用をとした場合における当該相続人等が納付すべきとした場合における当該相続人等が納付すべきという。

相続税の額をいう。)を超えるときにおける同様税の額をいう。)を超えるときにおける同時である納税猶予分の相続税額は、当該猶予可能税額項の規定の適用に係る認定医療法人の持分に係項の規定の適用に係る認定医療法人の持分に係利続税の額をいう。)を超えるときにおける同

前農地等猶予税額をいう。) 税額(第四十条の七第十六項に規定する調整 一 法第七十条の六第一項 調整前農地等猶予

これらに1条の下のころ一覧、関整作品でよっての調整前山林猶予税額をいう。) する調整前山林猶予税額をいう。) は第七十条の六の六第一項 調整前山林猶一 法第七十条の六の六第一項 調整前山林猶

定する調整前美術品猶予税額をいう。) 猶予税額(第四十条の七第十六項第二号に規 法第七十条の六の七第一項 調整前美術品

う。)

「法第七十条の六の十第一項 調整前事業用資産猶予税額をいに規定する調整前事業用資産猶予税額をいに規定する調整前事業用資産猶予税額(第四十条の七第十八項第三号)、調整前事業用

準用する法第七十条の七の九第十一項第二号」るのは「第七十条の七の十二第十一項においてと、「第七十条の七の九第十一項第二号」とあ

あるのは「第七十条の七の十二第十一項におい

て準用する法第七十条の七の九第十一項の」

12 第四十条の八の九第八項の規定は、法第七十条の七の九第九項中「第七十条の七の九第六号」とあるのは「第七十条の七の九第五項第六号」とあるのは「第七十条の七の九第五項第六号」とあるのは「第七十条の七の十二第五項第六号」とあるのは「第七十条の七の九第五項第六号」とあるのは「相続人等」と読み替えるものとする。この場合において、第四十条の七の九第九項及び第十項の規定を準用する。のは「相続人等」と読み替えるものとする。のは「相続人等」と読み替えるものとする。「第七十条の七の九第六項の規定を準用する場合において準用する場合において、第四十条の八の九第八項の規定は、法第七十条の七の九第六項の規定を準用する。この場合において、第四十条の八の九第八項の規定は、法第七十条の七の九第六項に対して、第四十条の八の九第八項の規定は、法第七十条の七の九第六項に

的利益についての贈与税の納税猶予及び免除)」条の七の九第一項(医療法人の持分に係る経済税」とあるのは「受けた相続税」と、「第七十

とあるのは「第七十条の七の十二第一項

(医療

のとする。

るのは「第七十条の七の十二第一項(医療法人 二第一項」と、「贈与税に」とあるのは「相続 号中「第一項」とあるのは「第七十条の七の十 第六号までの規定の適用については、同項第一 準用する法第七十条の七の九第十項第一号から 七十条の七の十二第一項の」と、「受けた贈与 六項又は同条第九項において準用する前項」 用する第五項、同条第六項において準用する第 又は前項」とあるのは「同条第五項において準 十条の七の十二第一項」と、「第五項、 と、同項第五号中「第一項」とあるのは「第七 の持分についての相続税の納税猶予及び免除)」 についての贈与税の納税猶予及び免除)」とあ の九第一項(医療法人の持分に係る経済的利益 あるのは「受けた相続税」と、「第七十条の七 の七の十二第一項の」と、「受けた贈与税」と 項第四号中「第一項の」とあるのは「第七十条 七項において準用する第七項ただし書」と、同 ただし書」とあるのは「第七十条の七の十二第 用する第七項本文」と、同項第三号中「第七項 とあるのは「相続人等が同条第七項において準 第一項の規定の」と、「受贈者が第七項本文」 項の規定の」とあるのは「第七十条の七の十二 税猶予分の相続税額」と、同項第二号中「第一 と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納 税に」と、「贈与税の」とあるのは「相続税の」 法第七十条の七の十二第十項第一号において 同項第六号中「第一項の」とあるのは「第 第六項

大等」と 続税」と、「第七十条の七の九第十一項の」と が表別。と、「第七十条の七の九第十一項の」と、「第七十条の七の九第十一項の規定を準用する場合について 第七十条 十条の七の十二第十一項の規定は、法第七十条の七 大第十一項中「第七十条の七の九第一項」とあるのは「同項」と、「受験により 大第十一項中「第七十条の七の九第一項」と、「受験により 大第十一項中「第七十条の七の九第一項」と、「受験により 大第十一項中「第七十条の七の九第一項」と、「受験を を、「贈 同条第十一項」と、「明年ではいて、第四十条の人の 大第十一項中「第七十条の七の九第一項の規定は、法第七十条の 大第十一項中「第七十条の七の九第一項」とあるのは「相続人等が と、「贈 同条第十一項」と、「明与税」とあるのは「相続人等が と、「贈 の九第十一項において地に、法第七十条の七の九第十一項の」と を、「贈 同条第十一項」と、「明与税」とあるのは「相続人等が と、「明 に、、「当該 贈者が同条第十一項」と、「受贈者」とある の七の十 法人の持分についての相続税の納税猶予及び免 の七の十 法人の持分についての相続税の納税猶予及び免

第十三項」とあるのは「第七十条の七の十二第 あるのは「法第七十条の七の十二第一項の相 用する法第七十条の七の九第十二項各号」と、 項各号」とあるのは「第七十条の七の十二第十 する場合について準用する。この場合にお の規定は、法第七十条の七の十二第十三項にお と読み替えるものとする。 のは「納税猶予分の相続税額」と読み替えるも 十三項」と、「納税猶予分の贈与税額」とある の九第十三項」と、「同条第一項の受贈者」と 七の九第十三項」と、「受贈者」とあるの の十二第十三項において準用する法第七十条 は「法第七十条の七の十二第十二項において準 の九第十三項」と、「第七十条の七の九第十一 いて法第七十条の七の九第十三項の規定を準用 十三項において準用する法第七十条の七の九第 人等」と、 七の九第十三項」とあるのは「第七十条の七 十二第十三項において準用する法第七十条の 七の九第十三項」とあるのは「第七十条の七 て、第四十条の八の九第十二項中「第七十条 十二第十三項において準用する法第七十条の 「相続人等」と、同条第十三項中「第七十条 一項において準用する法第七十条の七の九第十 同条第十三項」とあるのは「法第七十条の七 第四十条の八の九第十二項から第十四項まで 項各号」と、「同条第十二項各号」とあるの 同条第十四項中「第七十条の七の九 七 のは 0

第四十条の八の十三 法第七十条の七の十三第二 第四十条の八の十三 法第七十条の七の十二第二項に規定する納税猶予分 で定めるところにより計算した金額は、前条第 四項から第十項までの規定により計算した法第 七十条の七の十二第二 法第七十条の七の十三第二 (医療法人の持分についての相続税の税額控除)

- 去第七十条の七の十三第一頁の見定の適用でおいた部分に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲がされた部分に相当するものとして政令で定めがされた部分に相当するものとして政令で定め

一 法第七十条の七の十三第一項の規定の適用 の移行をする場合には、一とする。)を乗じ が一を超える場合には、一とする。)を乗じ が一を超える場合には、一とする。)を乗じ が一を超える場合には、一とする。)を乗じ で計算した金額にイに掲げる金 が一を超える場合には、一とする。)を乗じ で計算した金額により計算した金額にイに掲げる金額に占める割合(当該割合 が一を超える場合には、一とする。)を乗じ が一を超える場合には、一とする。)を乗じ が一を超える場合には、一とする。)を乗じ が一を超える場合には、一とする。)を乗じ が一を超える場合には、一とする。)を乗じ が一を超える場合には、一とする。)を乗じ

前項の場合において、相続税法第一条の四の

前における金額をした部分に対応する部分の当該放棄の直をした部分に対応する部分の当該放棄の直当該認定医療法人の持分のうち当該放棄

金額 と類 と類に占める割合を乗じて計算した(1)に掲げる価額と(2)に掲げる価額に相当する金額に(1)に掲げる価額がに相当する金額に(1)に掲げる価額がに相当する金額に(1)に掲げる価額がる過ぎを表

到 おいて同じ。)により取得した持分の価 を生ずる贈与を含む。(2)及び次項に を生ずる開与を含む。(2)及び次項に 適用に係る同項の被相続人からの相続又 通用に係る同項の被相続人からの相続又

法人の持分の価額 当該相続人等が有していた当該認定医療 (1) の相続又は遺贈の直前において

の額の計算の方法等)(医療法人の持分の放棄があつた場合の贈与税

第四十条の八の十四 法第七十条の七の十四第二項の規定を適用する場合における同項に規定すず、当該放棄をした者の異なるごとに、当該放棄をした者の各一人のみから経済的利益を受けたものとみなして算出した場合の贈与税額は、同条たものとみなして算出した場合の贈与税額に、同条計額とする。

療法人の住所はその主たる事務所の所在地にあるものと、それぞれみなす。 るものと、それぞれみなす。 法第七十条の七の十四第二項の規定の適用を受けた同項に規定する認定医療法人に対する法 人税法の規定の適用については、同法第三十八人税法の規定の適用については、同法第三十八人税法の規定の適用については、同法第三十八人税法の規定の適用については、同法第三十八人税法の規定の適用については、同方の規定の適用を つた場合の贈与税の課税の特例)の規定による のた場合の贈与税の課税の特例)の規定による のた場合の贈与税の課税の特例)の規定による でた場合の贈与税の課税の特例)の規定による では、同項に規定する認定医規定の適用については、同項に規定する認定医規定の適用については、同項に規定する認定医規定の適用については、同項に規定する認定医規定の適用については、同項に規定する認定を

算等) (計画伐採に係る立木に対応する相続税額の計

一項、第七十条の六の六第一項、第七十条の六付すべき相続税額(その者が法第七十条の六第は国税通則法第三十五条第二項の規定により納税額は、相続税法第三十八条第一項の規定により納稅額は、相続税法第三十八条第一項の規定によの政策の大利の第一項、第七十条の八の二第一項に規定

ものとする。

額に達するまでの税額とする。 じ。)の整備に係る地区内に存する立木及び法森林保健施設をいう。次条第一項において同に存する立木(森林保健施設(同項に規定する 第七十条の七の六第一項、第七十条の七の八第 条の七の二第一項、第七十条の七の四第一項、 じ。)の価額の占める割合を乗じて計算した金 る。次項及び第四十条の十一第二項において同 第七十条の六の六第一項の規定の適用に係る同 相続財産の価額のうちに同項に規定する区域内 に、法第七十条の八の二第一項に規定する課税する納税猶予分の相続税額を控除した金額) 用を受ける者である場合には、法第七十条の六 の七第一項、第七十条の六の十第一項、第七十 ているものとして財務省令で定めるものに限 項に規定する特例山林(立木に限る。)を除き、 項第四号又は第七十条の七の十二第二項に規定 の七の六第二項第八号、第七十条の七の八第二 号、第七十条の七の四第二項第四号、第七十条 第二項第三号、第七十条の七の二第二項第五 第一項、第七十条の六の六第二項第五号、第七 十条の六の七第二項第六号、第七十条の六の十 体として効率的に森林施業を行うこととされ 項又は第七十条の七の十二第一項の規定の適

2 相続税法施行令第十四条第三項の規定は法第 「租税特別措置法第七十条の八の二第一項に規条第一項第一号ロに掲げる税額」とあるのは 分の税額と」と、「当該不動産等に係る延納相税の延納等の特例)に規定する森林計画立木部 いて、それぞれ準用する。この場合において、納年割額を超え、又はこれに不足するときにつ 条の八の二第一項又は第二項の規定の適用を受 占める割合及び不動産等の価額の占める割合に 第七十条の八の二第一項(計画伐採に係る相続 に掲げる税額と」とあるのは「租税特別措置法 延納相続税額又は法第五十二条第一項第一号ロ 同令第二十八条の二第一項中「不動産等に係る 額とがある場合において、納付された金額が延 る森林計画立木部分の税額とその他の部分の税 ける延納相続税額のうちに同条第一項に規定す ついて、同令第二十八条の二の規定は法第七十 七十条の八の二第一項に規定する立木の価額の 定する森林計画立木部分の税額」と読み替える 森林計画立木部分の税額に」と、同条第二項中 る税額に」とあるのは「同条第一項に規定する 続税額又は法第五十二条第一項第一号ロに掲げ 「不動産等に係る延納相続税額又は法第五十二 2

3 法第七十条の八の二第七項第一号こ規定する ま第六十九条の五第二項第一号こ規定する政令で定める時は、当該各条第七項に規定する政令で定める時は、当該各条第七項に規定する政令で起める事由は、同項に規定する森林経営計画」と

しがあつた時 認定の取消しがあつたこと 当該認定の取消 法第六十九条の五第二項第一号に規定する

の住所地の所轄税務署長に通知しなければなら 他必要な事項を、書面により、当該森林所有者 月日並びに当該森林所有者の氏名及び住所その う。) に係る森林所有者が個人である場合に限 の取消し(以下この項において「認定等」とい 定の取消しをした場合(当該認定又は当該認定 る認定をした場合又は前項第一号に規定する認 町村の長は、森林経営計画につき同号に規定す る。) には、当該認定等をした日から四月以内 に、当該認定等をした旨、当該認定等をした年 法第六十九条の五第二項第一号に規定する市 を受けなかつたこと 当該期間の満了の 五第二項第一号に規定する市町村長等の認定 期間の満了の時に引き続いて法第六十九条 五年を一期とする森林経営計画につきその 時

法第七十条の八の二第三項において相続税法法第七十条の八の二第三項においては、同項第一号ロ中「政令で定める割合を超える」と項第一号ロ中「政令で定める割合を超える」とあるのは、「十分の二以上である」とする。場合における同項の規定の適用については、同場合における同項の規定を読み替えて適用する

ない。

第四十条の十 法第七十条の九第一項に規定する 第四十条の十 法第七十条の六の四第一項 二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる 目的を達成するため保安林として指定された区 域内にある土地(森林保健施設の整備に係る地 域内にある土地(森林保健施設の整備に係る地 域内にある土地(森林保健施設の整備に係る地 域内にある土地(森林保健施設の整備に係る地 域内にある土地(森林保健施設の整備に係る地 域内にある土地(森林保健施設の整備に係る地 域内にある土地とび法第七十条の九第一項に規定する

額(その者が法第七十条の六第一項、第七十条三十五条第二項の規定により納付すべき相続税申請する者が同法第三十三条又は国税通則法第法第三十八条第一項の規定による延納の許可を法第三十八条第一項の規定による延納の許可をるところにより計算した部分の税額は、相続税るところにより計算した部分の税額は、相続税るところにより計算した部分の税額は、相続税

金額に達するまでの税額とする。 ある土地の価額の占める割合を乗じて計算した ちに法第七十条の九第一項に規定する地区内に の二第一項に規定する課税相続財産の価額のう 相続税額を控除した金額)に、法第七十条の八 十条の七の十二第二項に規定する納税猶予分の 八号、第七十条の七の八第二項第四号又は第七 の四第二項第四号、第七十条の七の六第二項第 第七十条の七の二第二項第五号、第七十条の七 条の六の六第二項第五号、第七十条の六の七第 ある場合には、 条の七の十二第一項の規定の適用を受ける者で 六第一項、第七十条の七の八第一項又は第七十 項、第七十条の七の四第一項、第七十条の七の 七十条の六の十第一項、第七十条の七の二第 の六の六第一項、第七十条の六の七第一項、 一項第六号、 第七十条の六の十第二項第三号、 法第七十条の六第一項、第七十 2

が延納年割額を超え、又はこれに不足するときの税額とがある場合において、納付された金額地保全地区等内土地部分の税額とその他の部分うちに法第七十条の九第一項に規定する特別緑 部分の延納相続税額(同法第七十条の八の二第別緑地保全地区等内土地部分の税額とその他の続税の延納に伴う利子税の特例)に規定する特 第一項(特別緑地保全地区等内の土地に係る相額」とあるのは「租税特別措置法第七十条の九号口に掲げる税額とその他の部分の延納相続税 全地区等内土地部分の税額」と読み替えるもの置法第七十条の九第一項に規定する特別緑地保一号口に掲げる税額」とあるのは「租税特別措 土地部分の税額」と、同条第二項中「不動産等 条の九第一項に規定する特別緑地保全地区等内 下この条において同じ。)」と、「当該不動産等 係る延納相続税額又は法第五十二条第一項第一 て、同令第二十八条の二第一項中「不動産等に について、それぞれ準用する。この場合におい 条第一項の規定の適用を受ける延納相続税額の 同令第二十八条の二の規定は相続税法第三十八 に規定する土地の価額の占める割合について、 に係る延納相続税額又は法第五十二条第一項第 一号ロに掲げる税額」とあるのは「同法第七十に係る延納相続税額又は法第五十二条第一項第 に規定する森林計画立木部分の税額を除く。 項(計画伐採に係る相続税の延納等の特例) 相続税法施行令第十四条第三項の規定は前項 3

となる財産の範囲等)

る政令で定める財産は、不動産の上に存する権第四十条の十一 法第七十条の十第一項に規定すとなる財産の範囲等ご

領に限る。)とする。 利、立木並びに株式及び出資(相続又は遺贈 対務省令で定めるものを除く。)の株式又は出 財務省令で定めるものを除く。)の株式又は遺産 でに限る。)とする。 利、立木並びに株式及び出資(相続及は 、、)の株式又は出資を有する場合における当該法人 のたる者が法人の発行済株式又は出資(その発行する株式が金融商品取引法第二条第一次に規定する特別の のに、)の総数又は総額の十分の五を超える数又は金額の株式又は出資を有する場合における当該法人 での発行する株式が金融商品取引法第二条第一六項に規定する金融商品取引所において上場 されている法人その他これに類する法人として 財務省令で定めるものを除く。)の株式又は遺贈 対務省令で定めるものを除く。)の株式又は遺贈

るところにより計算した部分の税額は、相続税 申請する者が同法第三十三条又は国税通則法第 除した金額)に達するまでの税額とする。 の価額の占める割合を乗じて計算した金額を控 税相続財産の価額のうちに同項に規定する立木 を受ける者である場合には、同項に規定する課 の者が法第七十条の八の二第一項の規定の適用 の価額の占める割合を乗じて計算した金額 ちに法第七十条の十第一項に規定する不動産等 の二第一項に規定する課税相続財産の価額のう 相続税額を控除した金額)に、法第七十条の八 の四第二項第四号、第七十条の七の六第二項第 第七十条の七の二第二項第五号、第七十条の七 条の六の六第二項第五号、第七十条の六の七第 ある場合には、法第七十条の六第一項、第七十 条の七の十二第一項の規定の適用を受ける者で 額(その者が法第七十条の六第一項、第七十条 三十五条第二項の規定により納付すべき相続税 法第三十八条第一項の規定による延納の許可を 十条の七の十二第二項に規定する納税猶予分の 八号、第七十条の七の八第二項第四号又は第七 二項第六号、第七十条の六の十第二項第三号、 六第一項、第七十条の七の八第一項又は第七十 項、第七十条の七の四第一項、第七十条の七の 七十条の六の十第一項、第七十条の七の二第一 の六の六第一項、第七十条の六の七第一項、第 法第七十条の十第一項に規定する政令で定め (そ

された金額が延納年割額を超え、又はこれに不の他の部分の税額とがある場合において、納付うちに同項に規定する不動産等部分の税額とそて、同令第二十八条の二の規定は法第七十条の十第一項の規定の適用を受ける延納相続税額の十第一項の規定の適用を受ける延納相続税額の相続税法施行令第十四条第三項の規定は前項

税額」と読み替えるものとする。 足するときについて、それぞれ準用する。この 足するときについて、それぞれ準用する。この 足力の延納相続税額」とあるのは「租税特別措置法 等の特例)に規定する不動産等部分の税額 等の特例)に規定する不動産等部分の税額 とその他の部分の延納相続税額(同法第七十条の十第一項(計画伐採に係る相続税の延納 等の特例)に規定する不動産等部分の税額 を除く。以下この条において同じ。)」と、「当 該不動産等に係る延納相続税額」とあるのは 「同法第七十条の十第一項(計画伐採に係る相続税の延納 等の特例)に規定する森林計画立木部分の税額 を除く。以下この条において同じ。)と、「当 を除く。以下この条において、それぞれ準とのの税額 ともののが額、とあるのは、日税特別措置法 のに掲げる税額」とあるのは「租税特別措置法 のに掲げる税額」と、同条第二項中 「同法第七十条の十第一項に規定する不動産等部分の税額 と、同条第二項中 「同法第七十条の十第一項に規定する不動産等部分の 税額」と読み替えるものとする。

第三章の三 地価税法の特例

例) 構の全額出資に係る会社の土地等の課税の特(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機

第四十条の十二 法第七十一条の二に規定する政
令で定める法人は、日本国有鉄道清算事業団の 債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百 三十六号)附則第九条の規定による廃止前の日 本国有鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第百 九十号)第二十七条第一項の規定により日本国 有鉄道清算事業団が行った出資又は同法第二十一条第 一項の規定により独立行政法人鉄道建設・運輸 施設整備支援機構が行う出資を受けて事業を経 施設整備支援機構が行う出資を受けて事業を経 適する株式会社で、国土交通大臣が財務大臣と 協議して指定したものとする。

の土地等の非課税)

- の部分の床面積 専ら当該国の施設等の用に供している建
- いる建物の部分の床面積 一 専ら当該国の施設等の用以外の用に供して
- めに有する土地等の非課税)(事業協同組合等が中小企業者の集団化等のたは、その端数を百分の十に切り上げる。は、その端数を百分の十未満の端数があるとき
- 第四十条の十四 法第七十一条の四第一項第一号に規定する政令で定める事業は、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する政令(平成十六年政令第百八十一号)に関する政令(平成十六年政令第百八十一号)に関する政令(平成十六年政令第百八十一号)に関する政令(平成十六年政令第百八十一号)に関する政令(平成十一年政令第百八十一号)は施行令(平成十一年政令第二百三号)第三十二条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法施行令(平成十一年政令第二百三号)第三条第一項第一号に掲げる事業とする。
- 大第七十一条の四第二項に規定する政令で定法第七十一条の四第二項に規定する地役権 (これらと同等の性質を有する賃借権を含む。) と七十四号) 第二条第一項に規定する地役権 (これらと同等の性質を有する賃借権を含む。) とれらと同等の性質を有する賃借権を含む。
- 地等の非課税) (特定の都市計画駐車場の用に供されている土
- 一 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第が財務大臣と協議して指定したものとする。が財務大臣と協議して指定したものとする。の要件の全てを満たすものとして国土交通大臣する政令で定める都市計画駐車場は、次に掲げ第四十条の十五 法第七十一条の五第一項に規定
- 火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐一 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐こと。

十二条の規定による届出に係る駐車場である

四 駐車場の用に供する部分の床面積が千五百する部分を設けているものであること。 地下又は複数の階に自動車の駐車の用に供

火建築物に該当するものであること。

五 その他財務省令で定める要件

平方メートル以上であること。

価額に相当する部分とする。 める割合を乗じて計算した面積に係る土地等の 面積の合計のうちに第二号に掲げる床面積の占

画駐車場の用以外の用に供している部分の床一 前号の建築物のうち専ら当該特定の都市計 駐車場の用に供している部分の床面積 ている建築物のうち専ら当該特定の都市計画 当該特定の都市計画駐車場として使用され

前項の割合に百分の十未満の端数があるとき その端数を切り捨てる

4 計画駐車場として使用されている当該建築物と に対して貸し付けられ、かつ、専ら特定の都市 める建築物は、建築物を有する者により一の者 法第七十一条の五第一項に規定する政令で定

(民間都市開発推進機構が有する土地等の非課

第四十条の十六 法第七十一条の六第一項に規定 取得事業見込地の取得の日から当該課税時期ま 変換計画において定められたものである場合に 法第百十条第一項の規定により定められた権利 若しくはその共有持分又は地上権の共有持分 設建築敷地をいう。以下この条において同じ。) 施設建築敷地(同法第二条第七号に規定する施 取得事業見込地に係る権利変換により取得した 再開発事業が施行されたことにより、当該当初 う。) につき都市再開発法による第一種市街地 下この条において「当初取得事業見込地」とい 規定する事業見込地として取得した土地等(以 から平成十一年三月三十一日までの間に同項に 当該民間都市開発推進機構が平成八年一月一日 において同じ。)において有する土地等のうち、 第四号に規定する課税時期をいう。以下この条 都市開発推進機構が課税時期(地価税法第二条 する政令で定めるものは、同項に規定する民間 (当該当初取得事業見込地に係る権利変換が同 施設建築敷地に関する権利)で、当該当初 3 2

等についての課税価格の計算の特例 での期間が十年を超えていないものとする。 (優良な住宅地の造成事業等に係る供給予定地 5

第四十条の十七 法第七十一条の七第一項に規定 のを除く。以下この項において同じ。)が次に する事業で、住宅建設の用に供される土地等 業は、同項各号に掲げる一団の宅地の造成に関 する政令で定めるところにより証明がされた事 (同項に規定する優先分譲宅地等に該当するも 7 6

等が公募の方法に準ずる方法により譲渡される この条において「優良宅地造成事業」という。 き国土交通大臣により証明がされたもの(以下 号に掲げる要件)を満たすものであることにつ 場合その他の財務省令で定める場合には、第一 掲げる要件(当該住宅建設の用に供される土地

百分の九十以上であること。 にその面積が五百平方メートル以下で、かの住宅建設の用に供される土地等の数のうち 条において同じ。)の設定が行われる各区画 設の用に供される土地等の数の占める割合が つ、百平方メートル以上である区画の住宅建 分譲又は定期借地権(法第七十一条の七第 項に規定する定期借地権をいう。 以下この

方法により行われるものであること。 又は土地等に係る定期借地権の設定が公募の 当該住宅建設の用に供される土地等の分譲

項第二号に掲げる事業にあつては、土地区画整める者は、優良宅地造成事業を施行する者(同 る。 基づきその施行者に代わつて土地の区画形質の 理法第二条第三項に規定する施行者との契約に 変更及び同条第五項に規定する公共施設の新設 又は変更に関する事業を行う者を含む。)とす 法第七十一条の七第一項に規定する政令で定

借地権を設定している者に対して分譲される土は、優良宅地造成事業の用に供するために定期 地等とする。 対して分譲されるものその他政令で定めるもの の用に供するために土地等が買い取られた者に 法第七十一条の七第一項に規定する当該事業

に規定する優先分譲宅地等の面積の合計の占めが設定される土地等の面積の合計のうちに同項 うち、当該土地等の面積に分譲又は定期借地権 める部分は、優良宅地造成事業に係る土地等の 額に相当する部分とする。 る割合を乗じて計算した面積に係る土地等の価 法第七十一条の七第一項に規定する政令で定

令で定める区域は、都市計画法施行令第十九条 第二項の規定の適用を受ける区域とする。 法第七十一条の七第一項第一号に規定する政

令で定める面積は、五百平方メートルとする。 土交通大臣が定める基準とする。 令で定める基準は、次に掲げる事項につい 法第七十一条の七第一項第一号に規定する政 法第七十一条の七第一項第三号に規定する政 · て 国

法第七十一条の七第二項に規定する政令で定 供される宅地に必要な施設に関する事項 の供給に関する事項 その他住宅建設の用に供される優良な宅地 給水施設、排水施設その他住宅建設の用 宅地としての安全性に関する事項 宅地の用途に関する事項

件を満たすものであることにつき国土交通大臣 号に掲げる住宅の建設に関する事業で次の各号 めるところにより証明がされた事業は、同項各 に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める要 により証明がされたもの(以下この条において 優良住宅建設事業」という。)とする。

団の住宅の建設に関する事業 次に掲げる 法第七十一条の七第二項第一号に掲げる一

ートル以下で、かつ、七十平方メートル以号において同じ。)の床面積が二百平方メ 分譲住宅に該当するものを除く。以下この 上であること。 (法第七十一条の七第二項に規定する優先 当該事業により建設される一戸の住宅

トル以下で、かつ、百平方メートル以上で用に供される土地等の面積が五百平方メー 当該事業により建設される一戸の住宅の

公募の方法により行われるものであるこ当該事業により建設される住宅の分譲が

地等の分譲又は定期借地権の設定により行当該住宅の用に供される土地の供給が土 われるものであること。

高層の耐火共同住宅(同号に規定する中高層一 法第七十一条の七第二項第二号に掲げる中 項において同じ。)の建設に関する事業 の耐火共同住宅をいう。以下この号及び第十 に掲げる要件 次

積が二百平方メートル以下で、かつ、五十号において同じ。)の数のうちにその床面 分譲住宅に該当するものを除く。以下この (法第七十一条の七第二項第二号に規定す共同住宅の住居の用に供する各独立部分 平方メートル以上である各独立部分の数の る各独立部分をいい、同項に規定する優先 占める割合が百分の八十以上であること。 当該事業により建設される中高層の耐火 当該事業により建設される中高層の耐火

分譲が公募の方法により行われるものであ

に定期借地権を設定している者とする。 める者は、優良住宅建設事業の用に供するため 法第七十一条の七第二項に規定する政令で定 権の設定により行われるものであること。 る土地の供給が土地等の分譲又は定期借地 当該中高層の耐火共同住宅の用に供され

価額に相当する部分とする。 の項において同じ。)の合計のうちに同条第二 第二号に規定する各独立部分の床面積。以下こ 面積(中高層の耐火共同住宅については、同項 うち、当該土地等の面積に分譲される住宅の床 める部分は、優良住宅建設事業に係る土地等の める割合を乗じて計算した面積に係る土地等の 項に規定する優先分譲住宅の床面積の合計の占 法第七十一条の七第二項に規定する政令で定

るすべての要件を満たす建築物とする。 令で定める中高層の耐火共同住宅は、次に掲げ 法第七十一条の七第二項第二号に規定する政

火建築物又は同条第九号の三に規定する準 火建築物に該当すること。 建築基準法第二条第九号の二に規定する 地上階数三以上であること。 耐耐

三 当該建築物の床面積の四分の三以上に相当 供すべき部分を含む。)に供されるものであ する部分に係る廊下、階段その他その共用に する部分が専ら住居の用(当該住居の用に供 ること。

ての課税価格の計算の特例) (旅客会社に貸し付けられている土地等につい

2 第四十条の十八 法第七十一条の八第二項第一号 る期間が一年未満である土地等とする。 に規定する政令で定める土地等は、貸付けに係

建物等をいう。以下この章において同じ。)を 令で定める建物等は、建物等(同号に規定する 有する者により一の者に対して貸し付けられて いる当該建物等とする。 法第七十一条の八第二項第二号に規定する政

第四十条の十九 法第七十一条の九第一項に規定 する政令で定める数は、二十人とする。 土地等についての課税価格の計算の特例) (障害者を雇用する事業所の用に供されている

所」という。) の用にも障害者多数雇用事業所 項及び第四項において「障害者多数雇用事業 める部分は、同項に規定する事業所(以下この 法第七十一条の九第一項に規定する政令で定

共同住宅の住居の用に供する各独立部分の

じて計算した面積に係る土地等の価額に相当す うちに第二号に掲げる床面積の占める割合を乗 当該土地等の面積に次に掲げる床面積の合計の の用以外の用にも供されている土地等のうち、 る部分とする

- 事業所の用に供している部分の床面積 ている建物等のうち専ら当該障害者多数雇用 当該障害者多数雇用事業所として使用され
- 前項の割合に百分の十未満の端数があるとき 用事業所の用以外の用に供している部分の床 前号の建物等のうち専ら当該障害者多数雇
- その端数を切り捨てる。
- 雇用事業所として使用されている当該建物等と に対して貸し付けられ、かつ、専ら障害者多数 める建物等は、建物等を有する者により一の者 法第七十一条の九第一項に規定する政令で定 2
- 令で定める者は、 法第七十一条の九第二項第一号に規定する政 次に掲げる者とする。
- 項に規定する障害者職業センターの判定によ 和三十五年法律第百二十三号)第十九条第一 又は障害者の雇用の促進等に関する法律(昭 する精神保健福祉センター、精神保健指定医 障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定 る知的障害者更生相談所、精神保健及び精神 五年法律第三十七号)第九条第六項に規定す 児童相談所、知的障害者福祉法(昭和三十 知的障害者とされた者 3
- 所得税法施行令第十条第一項第三号から第 号まで及び第七号に掲げる者
- 第一号に規定する障害者を雇用する工場その他 三号に規定する雇用障害者数の割合とする。 。)の総数に対する法第七十一条の九第二項第 項において「短時間労働者」という。)を除く 第四十三条第三項に規定する短時間労働者(次 る従業員(障害者の雇用の促進等に関する法律 の証明を受けた当該事業所における常時雇用す う。) の所在地を管轄する公共職業安定所の長 の事業所(以下この条において「事業所」とい 令で定めるところにより計算した割合は、同項 法第七十一条の九第二項第二号に規定する政 5 4
- 働者を除く。)の数(当該障害者のうちに当該 同条第二項第一号に規定する障害者(短時間労 証明を受けた当該事業所における常時雇用する 令で定める数は、前項の公共職業安定所の長の 法第七十一条の九第二項第三号に規定する政

該障害者の数に当該重度の障害者の数を加算し 公共職業安定所の長の証明を受けた同項第三号 た当該事業所における重度の障害者である短時 に規定する重度の障害者(以下この項において 間労働者の数を合計した数とする。 た数)と当該公共職業安定所の長の証明を受け 「重度の障害者」という。)がある場合には、当

ての課税価格の計算の特例) (木材市場等の用に供されている土地等につい

第四十条の二十 法第七十一条の十第一項に規定 るものとして林野庁長官の認定を受けたも 者又は木材の卸売を業とする者のうち木材市場 める者は、製材その他の木材の加工を業とする めに定期に又は継続して開設される市場のう において木材を安定的に供給し又は購入してい れるものとして林野庁長官の認定を受けたもの ち、当該市場における取引価格が適正に形成さ する政令で定める市場は、木材の卸売取引のた (次項において「木材市場」という。) とする。 法第七十一条の十第一項に規定する政令で定

- る床面積の合計のうちに第二号に掲げる床面積 る土地等のうち、当該土地等の面積に次に掲げ 用にも木材市場等の用以外の用にも供されてい 市場等をいう。以下この条において同じ。)の める部分は、木材市場等(同項に規定する木材 等の価額に相当する部分とする。 の占める割合を乗じて計算した面積に係る土地 法第七十一条の十第一項に規定する政令で定
- 等のうち専ら当該木材市場等の用に供してい る部分の床面積 当該木材市場等として使用されている建物
- は、その端数を切り捨てる。 二 前号の建物等のうち専ら当該木材市場等の 前項の割合に百分の十未満の端数があるとき 用以外の用に供している部分の床面積
- として使用されている当該建物等とする。 地等についての課税価格の計算の特例) める建物等は、建物等を有する者により一の者 (特別避難階段の附室等の用に供されている土 に対して貸し付けられ、かつ、専ら木材市場等 法第七十一条の十第一項に規定する政令で定
- 第四十条の二十一 法第七十一条の十一第一項に 規定する政令で定める建築物は、建築基準法施 を設けているものとする 同条第三項の規定の適用がある同項の直通階段 行令第百二十二条第二項に規定する建築物で、

- 2 れているものとする。 第三項の直通階段で同項の規定により同令第百 定める階段は、建築基準法施行令第百二十二条 二十三条第三項の規定による特別避難階段とさ 法第七十一条の十一第一項に規定する政令で
- 3 この項において「特定の建築物」という。)の 二 当該特定の建築物に設けられている法第七 面積に第一号に掲げる床面積のうちに第二号に 用に供されている土地等のうち、当該土地等の 積に係る土地等の価額に相当する部分とする。 掲げる床面積の占める割合を乗じて計算した面 定める土地等は、同項に規定する建築物(以下 法第七十一条の十一第一項に規定する政令で の附室又はバルコニーの床面積(当該特別避 のを設けているものである場合には、当該バ 特別避難階段のバルコニーで床面積がないも 十一条の十一第一項に規定する特別避難階段 ルコニーの床部分の面積を含むものとする。) 築物が法第七十一条の十一第一項に規定する 当該特定の建築物の床面積(当該特定の建
- 4 るときは当該端数を百分の十に切り上げるもの 五とするものとし、当該端数が百分の五を超え が百分の五以下であるときは当該端数を百分の における当該端数の処理については、当該端数 とする。 前項の割合に百分の十未満の端数がある場合 いては、当該バルコニーの床部分の面積) 難階段のバルコニーで床面積がないものに

土地等についての課税価格の計算の特例 (特定の附置義務駐車施設の用に供されている

- 第四十条の二十二 法第七十一条の十二第一項に 件のすべてを満たすものとする。 規定する政令で定める駐車場は、次に掲げる要
- 火建築物に該当するものであること。 火建築物又は同条第九号の三に規定する準 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐 耐
- 二 地下又は複数の階に自動車の駐車の用に供 平方メートル以上であること。 する部分を設けているものであること。 駐車場の用に供する部分の床面積が千五百
- その他財務省令で定める要件
- 2 施設の駐車の用に供する部分の床面積のうちに 設のうち、当該駐車施設の床面積に、当該駐車 る条例で定めるところにより設けられた駐車施 部分として政令で定める部分は、同項に規定す 当該条例の定めるところにより計算される当該 法第七十一条の十二第一項に規定する必要な

合には、当該駐車の用に供する部分の床面積) 相当する床面積(当該床面積が当該駐車施設の 最も少ない駐車台数に当該条例に定める自動 うち駐車の用に供する部分の床面積を超える場 条例に定められた基準に適合するために必要な 台当たりの駐車面積を乗じて計算した面積に

る駐車施設の部分とする

の占める割合を乗じて計算した床面積に相当す

- 用にも特定の附置義務駐車施設の用以外の用に 附置義務駐車施設の用以外の用にも供されてい 掲げる床面積の占める割合を乗じて計算した面 積に次に掲げる床面積の合計のうちに第二号に も供されている土地等のうち、当該土地等の する特定の附置義務駐車施設(以下この項にお る部分として政令で定める部分は、同項に規定 積に係る土地等の価額に相当する部分とする。 いて「特定の附置義務駐車施設」という。)の 務駐車施設の用以外の用に供している部分の れている建築物のうち専ら当該特定の附置義 法第七十一条の十二第一項に規定する特定 務駐車施設の用に供している部分の床面積 前号の建築物のうち専ら当該特定の附置義 当該特定の附置義務駐車施設として使用さ 面
- は、その端数を切り捨てる。 前項の割合に百分の十未満の端数があるとき

4

- の計算の特例) (公開空地等に係る土地等についての課税価格
- 第四十条の二十三 法第七十一条の十四第一項第 規定する許可の内容に適合している建築物で、 次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。 一号に規定する政令で定める建築物は、同号に 当該建築物の敷地の面積が三千平方メート
- 一 当該建築物の敷地のうち法第七十一条の十 当該敷地の面積に対する割合が百分の三十 四第一項第一号に規定する公開空地の面積の 上であること。

ル以上であること。

2 含む。)で、次に掲げる事項について国土交通 政令で定める空地は、建築基準法第五十九条の 大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合し 地に類するものとして財務省令で定めるものを する当該空地以外の当該敷地の部分で、当該空 ているものとする に有する同項に規定する空地(当該空地と連続 一第一項の規定の適用を受ける建築物の敷地内 法第七十一条の十四第一項第一号に規定する

- 面積及び形状
- 道路との位置関係及び高低差
- その他使用の公開性を確保するために必要
- 3 た面積に係る土地等の価額に相当する部分とす 地等の面積に次に掲げる面積の合計のうちに第 外の用にも供されている土地等のうち、当該土 (以下この項において「公開空地」という。)以政令で定める部分は、同項に規定する公開空地 二号に掲げる面積の占める割合を乗じて計算し 法第七十一条の十四第一項第一号に規定する 6
- 当該公開空地のうち当該土地等に係る部分
- 一 法第七十一条の十四第一項第一号に規定す る建築物の床面積のうち当該土地等に係る部
- 第二号リに規定する事項に適合している建築物 う。) において定める都市計画法第八条第三項 市計画(以下この条において「都市計画」とい 定街区」という。)に関する同号に規定する都 に規定する特定街区(以下この条において「特 政令で定める建築物は、当該建築物に係る同号 法第七十一条の十四第一項第二号に規定する 次に掲げる要件のすべてを満たすものとす 規定する政令で定める地区整備計画は、都市計 画法第十二条の五第二項第一号に規定する地区
- 平方メートル以上であること。 築物の敷地の数で除して計算した面積が三千 面積を当該特定街区の区域内に建築された建ル以上であること又は当該特定街区の区域の 当該建築物の敷地の面積が三千平方メート

整備計画で、

次に掲げる要件の全てを満たすも

- 一 当該建築物に係る特定街区の区域のうち法 効空地の面積の当該特定街区の区域の面積に 第七十一条の十四第一項第二号に規定する有 対する割合が百分の三十以上であること。
- 号リに規定する事項に適合している建築物に係 含む。)であつて、 地に類するものとして財務省令で定めるものを 内に建築された建築物の敷地の部分で、当該空 もの(当該空地と連続する当該特定街区の区域 に有効なものとして確保することとされている計画において当該特定街区の区域の環境の整備 る特定街区の区域内に有する空地で、当該都市 画において定める都市計画法第八条第三項第二 政令で定める空地は、特定街区に関する都市計 法第七十一条の十四第一項第二号に規定する 次に掲げる事項について国

適合しているものとする。 土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に

- 面積及び形状
- 道路との位置関係及び高低差
- その他使用の公開性を確保するために必要
- 地等の面積に次に掲げる面積の合計のうちに第 外の用にも供されている土地等のうち、当該土 た面積に係る土地等の価額に相当する部分とす 政令で定める部分は、同項に規定する有効空地 (以下この項において「有効空地」という。) 以 一号に掲げる面積の占める割合を乗じて計算し 法第七十一条の十四第一項第二号に規定する
- の面積 当該有効空地のうち当該土地等に係る部分
- 分の面積 る建築物の床面積のうち当該土地等に係る部 法第七十一条の十四第一項第二号に規定す
- |第四十条の二十四||法第七十一条の十五第一項に (特定の地区施設等の用に供されている土地等 についての課税価格の計算の特例) があるときは、その端数を切り捨てる。 第三項及び前項の割合に百分の十未満の端数
- メートル以上であること。 積を除く。次号において同じ。) が五千平方 に掲げる施設の用に供されている土地等の面 及び都市計画法第十二条の五第二項第一号ロ 路(次号において「既存の道路」という。) 域内にある道路法第二条第一項に規定する道 整備計画の決定又は変更の時において当該区 当該地区整備計画の区域の面積(当該地区
- 区施設道路(同法第十二条の五第二項第一号道路をいう。以下この条において同じ。)、地 内に都市計画道路(都市計画法第四条第一項 「一号施設」という。)である道路をいう。 五項第一号に規定する施設(次項において において同じ。)又は一号施設道路(同条第 に規定する地区施設である道路をいう。次項 条第一項第一号に掲げる都市計画施設である に規定する都市計画に定められた同法第十一 当該地区整備計画の区域の面積(当該区域 次

- う。) の面積の合計が占める割合が百分の十 の地区施設等の面積の合計が千平方メートル 以上であること又は当該地区計画に係る特定 の地区施設等(以下この項及び第四項におい の十五第一項に規定する地区計画に係る特定 く。) の面積を除く。) のうちに法第七十一条 分がある場合には、当該該当する部分を除 の道路(当該道路に既存の道路に該当する部 以上であること。 て「地区計画に係る特定の地区施設等」とい
- 三 当該地区計画に係る特定の地区施設等の面 地区施設等のうち専ら歩行者の歩行の用に供 するものの面積の合計が占める割合が三分の 積の合計のうちに当該地区計画に係る特定の 一以上であること。

2

- 2 規定する地区整備計画において定める都市計画 除く。)で当該地区施設に係る法第七十一条の施設(地区施設道路及び同号口に掲げるものを 画法第十二条の五第二項第一号に規定する地区設その他の施設で政令で定めるものは、都市計 置及び規模に適合しているものとする。 地区計画に定める同条第五項第一号に掲げる配 施設道路を除く。)で当該一号施設に係る当該 規模に適合しているもの並びに一号施設(一号 法第十二条の五第七項第一号に掲げる配置及び 十五第一項に規定する地区計画に定める同号に 法第七十一条の十五第一項に規定する地区施
- 3 のとする。 る柱又は門若しくは塀で同項に規定する条例に 定めるものは、建築物の壁若しくはこれに代わ より壁面の位置の制限として定められているも 法第七十一条の十五第一項に規定する政令で
- 4 等以外の用にも供されている土地等のうち、当 算した面積に係る土地等の価額に相当する部分 該土地等の面積に次に掲げる面積の合計のうち 定める部分は、地区計画に係る特定の地区施設 に第二号に掲げる面積の占める割合を乗じて計 とする。 法第七十一条の十五第一項に規定する政令で
- ち当該土地等に係る部分の面積 当該地区計画に係る特定の地区施設等のう
- 面積 の施設の面積のうち当該土地等に係る部分の 当該地区計画に係る特定の地区施設等以外
- 前項の割合に百分の十未満の端数があるとき その端数を切り捨てる。

5

は、

第四十条の二十五 法第七十一条の十六第一項に について課税価格の計算の特例) (特定の放送用施設の用に供されている土地等

項において同じ。)がある場合には、これら

- 件を満たすものとする。 規定する無線設備(以下この項において「無線 和二十五年法律第百三十一号)第二条第四号に 規定する政令で定める無線設備は、電波法(昭 設備」という。)のうち次に掲げるすべての 要
- に該当するものであること。 へ放射する無線設備で財務省令で定めるもの 電波法第二条第一号に規定する電波を空間
- る面積の当該特定の放送用施設の用に供されて 施設の用以外の用にも供されている土地等に係 定める土地等は、同項に規定する特定の放送用 未満であるものとする。 いる土地等に係る面積に対する割合が十分の 法第七十一条の十六第一項に規定する政令で利用に相当の制約を伴うものであること。 当該無線設備の用に供されている土地等の

第四章 登録免許税法の特例

第四十一条 法第七十二条の二に規定する住宅用 て新築又は取得をする住宅用の家屋その他の財社から同項に規定する住宅資金の貸付けを受け 事業主、当該事業主を構成員とする同項に規定 別区の区長(勤労者財産形成促進法第九条第一 該当する家屋であることにつき、当該個人の申 の家屋で政令で定めるものは、次の各号の一に 業主団体が出資する同項に規定する福利厚生会 する事業主団体又は当該事業主若しくは当該事 項に規定する勤労者が、当該勤労者を雇用する 請に基づき当該家屋の所在地の市町村長又は特 務省令で定める家屋にあつては、独立行政法人 証明したものとする。 (登記の税率が軽減される住宅用家屋の範囲)

- 上であるもの 家屋)で床面積の合計が五十平方メート 宅の用に供する場合には、これらのすべての 家屋(隣接する二棟以上の家屋を共に当該住 専ら当該個人の住宅の用に供される一棟の 次に掲げる一棟の家屋でその構造上区分さ
- ら住宅用の部分でその床面積が五十平方メー を区分所有する場合には、当該家屋のうち専 れた数個の部分を独立して住居その他の用途 に供することができるものにつきその各部分 トル以上であるもの

- ュー団の上也(そう面責が千平万々)、レュー団の上也(そう面責が千平万々)、レーベーの一般の一個大建築物又は同条第九号の三に規定するイー建築基準法第二条第九号の二に規定する
- ロー団の土地(その面積が千平方メートル以上のものに限る。)に集団的に新築された家屋(地上階数が三以下のものに限る。)等で建築基準法第二条第九号の三に規定するで建築基準法第二条第九号の三に規定するのとして国土交通大臣の定める基準に適合のとして国土交通大臣の定める基準に適合するもの(イに掲げる家屋に該当するものするもの(イに掲げる家屋に該当するものを除く。)

屋であることにつき、当該個人の申請に基づき第四十二条 法第七十三条に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋のうち政令で定めをものは、次に掲げる要件の全てに該当する建築後使用されたことのある住宅用家屋の範囲等)

が証明したものとする。

当該家屋の所在地の市町村長又は特別区の区長

立 一棟の家屋(登記簿に記録された当該家屋の 地域の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものにつきその各部分を区分所有する場合における当該家屋のうち専ら当該個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものにつきその各部分を区分所有する場合における当該家屋のうち専ら当該個人の住宅の用に供する部分でその床面積が五十平方メートル以上であるものは、前項の規定の平方メートル以上であるものは、前項の規定の間については、前条第二号イに掲げる家屋に該当するものとする。

部分について行う次に掲げるいずれかの修繕

とができるもののうちその者が区分所有する

又は模様替(前号に掲げる工事に該当するも

のを除く。)

は、売買又は競落とする。 法第七十三条に規定する政令で定める原因

4

後一年以内に訴えを提起した場合とし、法第七の登記に応じないため当該住宅用の家屋の新築新築した者が当該住宅用の家屋の所有権の移転(建築後使用されたことのないものに限る。)を情がある場合は前条に規定する住宅用の家屋情がある場合は前条に規定する一年以内に登記がで法第七十三条に規定する一年以内に登記がで

とする。書の作成の日から一年を経過する日までの期間書の作成の日から一年を経過する日までの期間に係る判決の確定又は和解調書若しくは認諾調十三条に規定する政令で定める期間は当該訴え

(登記の税率が軽減される低炭素建築物の範囲) 第四十二条の二 法第七十四条の二第一項に規定する特定建築物で政令で定めるものに限る。)で、 る認定集約都市開発事業計画(都市機能の集約 を図るための拠点の形成に資するものとして財務省令で定めるものに限る。)に基づき整備さ れる同項の特定建築物(低炭素化に資する建築 れる同項の特定建築物(低炭素化に資する建築 がとして財務省令で定めるものに限る。)で、 当該認定集約都市開発事業計画(都市機能の集約 を図るための拠点の形成に資するものとして財 務省令で定めるものに限る。)で、 当該認定集約都市開発事業計画に係る同法第十 条第一項の認定の日から三年以内に建築をする ものとする。

れた住宅用家屋の範囲等)

第四十二条の二の二 法第七十四条の三第一項に 法第四十二条の二の二 法第七十四条の三第一項に 規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋で政令で定めるものは、第四十二条第一項に 屋で政令で定めるものは、第四十二条第一項に 対策 は 大田条の三第一項に 対策 のとする。

一 増築、改築、建築基準法第二条第十四号にめる工事は、次に掲げる工事とする。 法第七十四条の三第二項に規定する政令で定

部分を独立して住居その他の用途に供するこの中の家屋でその構造上区分された数個の定する大規模の模様替というされた数個の規定する大規模の模様替

行う修繕又は模様替である階段の過半について又は主要構造部である階段の過半についてである床及び最下階の床をいう。)の過半この号において「主要構造部」という。)第二条第五号に規定する主要構造部(以下第二条第五号に規定する主要構造部(以下第二条第五号に規定する主要構造部(以下

更を伴うものに限る。)

「大の区分所有する部分の間仕切壁(主要を作うものに限る。)の室内に面重要でない間仕切壁をいう。)の室内に面重要でない間仕切壁をいう。)の室内に面重要でない間仕切壁及び建築物の構造上構造部である間仕切壁及び建築物の構造上

へ その区分所有する部分の主要構造部である。)

及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財「家屋について行う建築基準法施行令第三章二号に掲げる工事に該当するものを除く。)二号に掲げる工事に該当するものを除く。)は壁の全部について行う修繕又は模様替(前財務大臣と協議して定めるものの一室の床又財務大臣と協議して定めるものの一室の床又室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が室、浴屋(前号の家屋にあつては、その者が区一。家屋(前号の家屋にあつては、その者が区

く。)

「家屋について行う建築基準法施行令第三章 (前三号に掲げる工事に該当するものを除 (前三号に掲げる工事に該当する安全性 務大臣と協議して定める地震に対する安全性 及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財 及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財 及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財 家屋について行う建築基準法施行令第三章

工事に該当するものを除く。)

と協議して定める法第四十一条の三の二第一と協議して定める法第四十一条の三の二第一と協議して定める法第四十一条の三の二第一と協議して定める法第四十一条の三の二第一と協議して定める法第四十一条の三の二第一と協議して定める法第四十一条の三の二第一と協議して定める法第四十一条の三の二第一

事に該当するものを除く。) に資する修繕又は模様替(前各号に掲げる工と協議して定めるエネルギーの使用の合理化と協議して定めるエネルギーの使用の合理化、 家屋について行う国土交通大臣が財務大臣

める要件は、次に掲げる要件とする。 法第七十四条の三第二項に規定する政令で定

であること。

三百万円を超える場合には、三百万円)以上
三百万円を超える場合には、三百万円を超える場が 屋の同条第一項の個人に対する譲渡の対価の 屋の同条第一項の個人に対する譲渡の対価の とのは、三百万円を超える場合には、三百万円を超える場合には、三百万円を超える場合には、三百万円の以上、 であること。

(抵当権の設定登記の税率が軽減される建築後 (抵当権の設定登記の成本が軽減される建築後 (抵当権の設定登記の税率が軽減される建築後 (抵当権の設定登記の税率が軽減される建築後

保険契約を定めたときは、これを告示する。

号若しくは第六号の規定により修繕若しくは模

同項第四号の規定により基準を定め、同項第五

様替を定め、又は同項第七号の規定により保証

用について準用する。 第四十二条第二項の規定は、前項の規定の適る家屋とする。

(マンション建替事業により取得する土地に関

第四十二条の三 法第七十六条第一項に規定する政令で定めるマンション建替事業(次項及び第三項において項第七号に規定する施行再建マンションの住戸の規模及び構造が良好な居住環境の確保に資するものとして国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合する場合における当該施行で定める基準に適合する場合における当該施行で定める基準に適合する場合における当該施行で立める基準に適合する場合における当該施行で立める基準に適合する場合における当該施行でマンション建替事業(次項及び第三項に規定する、ション建替事業」という。)とする。

した残額に対応する部分とする。 施行マンションの敷地利用権の価額(次項にお 額」という。)から同条第一項第三号に掲げる なるもの(次項において「登記を受ける者」と 部分は、同項に規定する施行再建マンションの 十六条第一項ただし書に規定する政令で定める 行敷地」という。)を取得しない場合の法第七 替え等の円滑化に関する法律第十一条第一項に いて「施行マンション価額」という。)を控除 額(次項において「施行再建マンション概算 施行再建マンションの敷地利用権の価額の概算 に関する法律第五十八条第一項第四号に掲げる いう。)に係るマンションの建替え等の円滑化 区分所有権又は敷地利用権を与えられることと 規定する隣接施行敷地(次項において「隣接施 マンション建替事業においてマンションの

取得する場合の法第七十六条第一項ただし書に 3 マンション建替事業において隣接施行敷地を

る場合の区分に応じ当該各号に定める価額に対 規定する政令で定める部分は、次の各号に掲げ 応する部分とする。

- の持分を乗じて得た価額をいう。次号におい 規定する施行再建マンションの同項第十九号 減価額の合計額に同法第二条第一項第七号に る法律第五十八条第一項第十三号の価額及び 敷地のマンションの建替え等の円滑化に関す 概算額から隣接施行敷地持分価額(隣接施行 ョン概算額から当該施行マンション価額を控 て同じ。)を控除した残額(同号において ン価額以上となる場合 当該施行再建マンシ に規定する敷地利用権に係る登記を受ける者 「権利変換前価額」という。)が施行マンショ 登記を受ける者に係る施行再建マンション 2 画において同条第二項第一号の農用地区域とし 関する法律第八条第一項の農業振興地域整備計
- 応じ当該各号に定める価額に対応する部分とすで定める部分は、次の各号に掲げる者の区分に 法第七十六条第三項ただし書に規定する政令 行マンション価額に満たない場合 当該登記 を受ける者に係る隣接施行敷地持分価額 登記を受ける者に係る権利変換前価額が施
- 敷地持分を与えられることとなる者 当該者 同項第三号の分割実施敷地持分の価額を控除 に係る同項第四号の除却敷地持分の価額から 律第百九十一条第一項第二号に規定する除却 マンションの建替え等の円滑化に関する法
- 価額から同項第六号の分割実施敷地持分の価該者に係る同項第七号の非除却敷地持分等の 律第百九十一条第一項第五号に規定する非除一 マンションの建替え等の円滑化に関する法 額を控除した残額 却敷地持分等を与えられることとなる者 当
- 定めたときは、これを告示する。 (登記の税率の軽減を受ける農業を営む者の範 国土交通大臣は、第一項の規定により基準を

5

- 第四十二条の四 行う者としての農林水産大臣が定める基準を満 たす者とする。 定めるものは、 法第七十七条に規定する政令で定める区域 効率的かつ安定的な農業経営を 法第七十七条に規定する政令で
- 域とする 項第一号の農用地区域として定められている区 一項の農業振興地域整備計画において同条第二 農業振興地域の整備に関する法律第八条第

- 3 地若しくは開発して当該農用地とすることが適 号に規定する農用地又は同項第二号に掲げる土 法第七十七条に規定する政令で定める土地 農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一
- 定めたときは、これを告示する。 農林水産大臣は、第一項の規定により基準を

第四十二条の四の二 法第七十七条の二に規定す る政令で定める区域は、農業振興地域の整備に (登記の税率の軽減を受ける区域の範囲等)

地は、農業経営基盤強化促進法第四条第一項第 土地若しくは開発して当該農用地とすることが 適当な土地とする。 一号に規定する農用地又は同項第二号に掲げる て定められている区域とする。 法第七十七条の二に規定する政令で定める土

第四十二条の五 法第七十九条の規定の適用を受 る勧告又は指示の日の記載があるものを添付し 条の規定に該当するものであることについて財 けようとする者は、その登記を受ける事項が同 けたものである旨を証する書類で同条に規定す のであることについて当該財務大臣の承認を受 該登記を受ける事項が同条の規定に該当するも 務大臣の承認を受け、その登記の申請書に、当 (勧告等によつてする登記の税率の軽減)

第四十二条の六 法第八十条第一項に規定する事 当該事業者の関係事業者(当該事業者により経 業再編のうち政令で定めるものは、事業者又は 置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造 するもの(新たに設立される法人を含む。)を のうち、登録免許税法(昭和四十二年法律第三 事業者として財務省令で定める関係があるもの 営が実質的に支配されていると認められる他の なければならない。 の変更を行う事業活動とする。 いう。第八号において同じ。)が次に掲げる措 十五号)の施行地に本店又は主たる事務所を有 (登記の税率の軽減を受ける事業再編の範囲等) 2

ものとする。

- 会社の分割
- 三 株式交換 株式移転
- 株式交付
- 七六五 出資の受入れ 事業又は資産の譲受け又は譲渡

- 八 会社が関係事業者である場合又は当該取得に より当該他の会社が関係事業者となる場合に 他の会社の株式又は持分の取得(当該他の
- 会社の設立又は清算

2

- 定する認定事業再編計画をいう。)又は一の認を受ける者の一の認定事業再編計画(同項に規 号に規定する政令で定めるところにより計算し 化計画をいう。)に従つて増加した資本金の額 律第百二十九号)第十五条の規定の適用に係る 定事業基盤強化計画(造船法(昭和二十五年法 た金額は、同項各号に掲げる事項について登記 を合計した金額とする。 同法第十二条第二項に規定する認定事業基盤強 法第八十条第一項第一号、第二号ロ及び第三
- 3 争力強化法第二条第十八項各号に掲げる措置の中小企業者又は中堅企業者をいう。)が産業競 る産業競争力強化法第二条第十八項に規定する 務所(個人にあつては、住所又は居所)を有す 者(登録免許税法の施行地に本店又は主たる事 政令で定めるものは、中小企業者又は中堅企業 更を行う事業活動とする。 いずれかによる事業の全部又は一部の構造の変 法第八十条第二項に規定する事業再編のうち

範囲等) (登記の税率の軽減を受ける海上運送事業者の

- で定める者は、本邦の港と本邦以外の地域の港第四十三条 法第八十二条第一項に規定する政令 との間若しくは本邦以外の地域の各港間におい は海上運送法第二条第七項に規定する船舶貸渡 て船舶により人若しくは物の運送をする事業又 業を営む者とする。
- 3 確保されている対象船舶として政令で定めるも 舶とする。 トン数が一万トン以上の同項に規定する国際船 の高い国際船舶として政令で定めるものは、総 法第八十二条第一項に規定する特に輸送能力 て国土交通大臣が財務大臣と協議して指定する のは、出港の制限を受けたことのない対象船舶 (同条第一項に規定する対象船舶をいう。) とし 法第八十二条第二項に規定する航行の安全が
- 事業等の範囲 象船舶を指定したときは、これを告示する。 (登記の税率の軽減を受ける特定民間都市再生 国土交通大臣は、前項の規定により同項の対
- 第四十三条の二 法第八十三条第一項に規定する 政令で定めるものは、 次に掲げる要件の全てを

第二十五条に規定する都市再生事業(当該都市 画において定められている都市再生特別措置法 満たす同項に規定する認定民間都市再生事業計 再生事業が法第八十三条第二項の規定の適用に

争力の強化に資する建築物として財務省令で定

係るものである場合にあつては、都市の国際競

- めるものの整備を伴うものに限る。)とする。 条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。 地上階数十以上又は延べ面積が七万五千平方 次項において同じ。) が整備されること。 メートル以上の耐火建築物(建築基準法第二 (次号イにおいて「事業区域」という。) 内に 次のイ又はロのいずれかに該当すること。 当該都市再生事業の施行される土地の区域 事業区域内において整備される都市再生
- 域の面積のうちに占める割合が百分の三十 設の用に供される土地の面積の当該事業区 特別措置法第二条第二項に規定する公共施 以上であること。 都市再生特別措置法第二十九条第一項
- る権利の取得に必要な資金の額及び借入金 進に寄与する施設の整備に要する費用の額一号に規定する都市の居住者等の利便の増 ح の利子の額を除く。)が十億円以上である (当該施設に係る土地又は土地の上に存す
- 面積十五万平方メートル以上の耐火建築物が整 れる土地の区域内に地上階数三十以上又は延べ ものは、同項の特定民間都市再生事業の施行さ 備されるものとする。 法第八十三条第二項に規定する政令で定める
- 業契約の範囲等) (登記の税率の軽減を受ける不動産特定共同事
- 第四十三条の三 法第八十三条の三第一項に規定 という。)の内容として次に掲げる事項の全て 掲げる契約(以下この条において「事業契約」 定共同事業法第二条第三項第一号又は第二号に が定められているものとする。 する契約のうち政令で定めるものは、不動産特
- 的となる不動産(第三号において「対象不動 する宅地建物取引業者に委託するものに限 全てを宅地建物取引業法第二条第三号に規定 る。) による事業契約に係る不動産取引の 約に基づき行われる不動産取引に係る業務の 業者又は適格特例投資家限定事業者(事業契 法第八十三条の三第一項に規定する特例事

産」という。)の取得は、当該事業契約締結

げる土地若しくはその土地の上に存する権利その敷地の用に供されている同項第四号に掲 を取得するものであること。 た建築物又は同項第三号に掲げる建築物及び 利及びその土地の上に新築若しくは改築(以 掲げる土地若しくはその土地の上に存する権 事業者が、法第八十三条の三第一項第一号に 下この条において「新築等」という。)をし 前号の特例事業者又は適格特例投資家限定

三 次に掲げる対象不動産の区分に応じ、 ぞれ次に定める事項 それ

定建築物 当該土地又はその土地の上に存土地の上に新築等をする同号に規定する特 法第八十三条の三第一項第一号に掲げる

物の新築等に着手すること。

する権利の取得後二年以内に当該特定建築

されている同項第四号に掲げる土地又はそ 建築物 当該建築物及びその敷地の用に供法第八十三条の三第一項第三号に掲げる の土地の上に存する権利の取得後二年以内 すること に同項第三号に規定する特定増築等に着手

定める事項 その他国土交通大臣が財務大臣と協議して

るものは、次に掲げる建築物とする。 等をすることが必要な建築物として政令で定め めるもの並びに同項第三号に規定する特定増築 規定する建替えが必要な建築物として政令で定 法第八十三条の三第一項第一号及び第二号に 新築された日から起算して十年を経過した

類する災害により全壊、流失、半壊、 震災、風水害、落雷、火災その他これらに 床上浸

火建築物をいう。)であつて、建築基準法施行(建築基準法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。)又は準耐火建築物人建築基準法第二条第九号の二に規定火建築物は、次に掲げる要件の全てを満たす耐る建築物は、次に掲げる要件の全てを満たす耐 全性に係る基準に適合するものとする。 臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安 令第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大 市機能の向上に資する建築物として政令で定め 法第八十三条の三第一項第一号に規定する都水その他これらに準ずる損害を受けた建築物 4

当該建築物の用途が、住宅、事務所、店 ホテル、料理店、駐車場(駐車場

> 店舗型性風俗特殊営業及び同条第九項に規定 正化等に関する法律第二条第六項に規定する と。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適 じ。)、保育所、図書館、博物館、会館、公会 る特定民間施設をいう。第七項において同 する公的介護施設等又は同条第四項に規定す 成元年法律第六十四号)第二条第三項に規定 介護の総合的な確保の促進に関する法律(平 法第二条第二号に規定する路外駐車場に限 する店舗型電話異性紹介営業の用を除くもの 劇場、映画館、遊技場又は倉庫であるこ 病院、介護施設(地域における医療及び 次号イ及び第七項において同じ。)、学 5

二 次に掲げる建築物の用途の区分に応じ、 れぞれ次に定める要件を満たすこと。 とする。 住宅(高齢者の居住の安定確保に関する そ

件のいずれかを満たすこと。 積が二千平方メートル以上であること。 庫 高齢者向け住宅を除く。)、駐車場又は倉 法律第五条第一項に規定するサービス付き イに掲げる用途以外の用途 次に掲げる要 前号本文に規定する建築物の用途のうち 当該建築物の階数が五以上又は延べ面

イに定める要件

(2)次に掲げる場合の区分に応じ、 次に定める要件 それぞ

方メートル当たりの金額が二十五万円 築物の延べ面積で除して計算した一平 物の新築等に要した費用の額を当該建 以上であること。 メートル以上であること及び当該建築 該建築物に係る建築面積が百五十平方 当該建築物の新築等をした場合 当

財務省令で定める構造であること。 リート造、 当該建築物の構造が、鉄骨造、鉄筋コンク 五十平方メートル以上であること。 場合 当該建築物に係る建築面積が百 項第三号に規定する特定増築等をした 当該建築物の法第八十三条の三第一 鉄骨鉄筋コンクリート造その他の

該建築物と一体となつて効用を果たす設備の取 繕又は模様替の工事(当該工事と併せて行う当 定増築等は、同号の建築物につき行う増築、修 法第八十三条の三第一項第三号に規定する特

残額)が次に掲げる金額のうちいずれか多い金 れる補助金又は給付金その他これらに準ずるも 関し補助金等(国又は地方公共団体から交付さ 当該工事に要した費用の額(当該工事の費用に 替え又は取付けに係る工事を含む。)であつて、 額を超えるものをいう。 した費用の額から当該補助金等の額を控除した じ。) の交付を受ける場合には、当該工事に要 のをいう。以下この項及び第九項において同

る金額 当該建築物の取得価額の百分の一に相当す

以上であるものとする。 の敷地の用に供されている土地にあつては、そであるものとし、同項第四号に規定する建築物 より国土交通大臣が証明したものであり、かめられることにつき財務省令で定めるところに 号に規定する特定建築物の敷地の用に供するこ の土地に該当することとなる場合には、これら 物の敷地の用に供されることが確実であると認 ととされている土地にあつては、当該特定建築 規定する土地で政令で定めるものは、同項第 合を乗じて計算した面積)が三百平方メートル 的となる部分の床面積の合計の面積の占める割 の目的とする場合には、当該土地の面積に当該 の面積(一棟の建物のうちの一部を同項に規定 の土地の面積の合計)が三百平方メートル以上 (土地の上に存する権利を含む。) と併せて一団 に基づき取得することとされている他の土地つ、その面積(当該特定建築物に係る事業契約 する不動産特定共同事業契約に係る不動産取引 棟の建物の床面積の合計の面積のうちに当該 法第八十三条の三第一項第一号又は第四号に -動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目

6 ち政令で定めるものは、事業契約の内容として 次に掲げる事項の全てが定められているものと 法第八十三条の三第三項に規定する契約のう

うものであること。 いう。)の取得は、当該事業契約締結後に行 る不動産(第三号において「対象不動産」と による事業契約に係る不動産取引の目的とな 不動産特定共同事業者又は小規模特例事業者 法第八十三条の三第三項に規定する小規模

第一号に規定する特例建築物(次号ハにおい 規模特例事業者が、法第八十三条の三第三項 前号の小規模不動産特定共同事業者又は小

> 三 次に掲げる対象不動産の区分に応じ、 げる建築物又は同項第二号に掲げる建築物を ぞれ次に定める事項 て「特例建築物」という。)、同項第一号に掲

法第八十三条の三第三項第一号に掲げる

建築物 当該建築物の取得後二年以内に同

例建築物の新築等に着手すること。 号に規定する特例増築等に着手すること。 号の特例建築物の新築等に着手すること。 れている土地(土地の上に存する権利を含 建築物 当該建築物の取得後二年以内に同 む。) 当該土地の取得後二年以内に当該特 法第八十三条の三第三項第二号に掲げる 特例建築物の敷地の用に供することとさ

定める事項 その他国土交通大臣が財務大臣と協議して

俗特殊営業及び同条第九項に規定する店舗型電 館、ホテル、料理店、駐車場、学校、病院、介令で定める用途は、住宅、事務所、店舗、旅 話異性紹介営業の用を除くものとする。 関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風 だし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に 堂、劇場、映画館、遊技場又は倉庫とする。た 護施設、保育所、図書館、博物館、会館、公会 法第八十三条の三第三項第一号に規定する政

築後使用されたことのある建築物とする。 が必要な建築物として政令で定めるものは、 替えが必要な建築物として政令で定めるもの及 び同項第二号に規定する特例増築等をすること 法第八十三条の三第三項第一号に規定する建 建

ものとする。 等の額を控除した残額)が三百万円以上である の費用に関し補助金等の交付を受ける場合に あつて、当該工事に要した費用の額(当該工事 備の取替え又は取付けに係る工事を含む。)で 例増築等は、同号に掲げる建築物につき行う増 行う当該建築物と一体となつて効用を果たす設 築、修繕又は模様替の工事(当該工事と併せて は、当該工事に要した費用の額から当該補助 法第八十三条の三第三項第二号に規定する特

10 り事業契約に関する事項を定めたときは、 事業契約に関する事項を定め、第三項の規定に を告示する。 より基準を定め、又は第六項第四号の規定によ 国土交通大臣は、第一項第四号の規定により

に供する土地又は建物の範囲 (登記の税率の軽減を受ける旅客鉄道事業の用

第四十三条の四 法第八十三条の四に規定する土 する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき土地地又は建物で政令で定めるものは、同条に規定 が確実であると見込まれるものとする。 の四に規定する鉄道事業者が当該取得の日以後 客鉄道事業の用に供していた土地又は建物であ 通の活性化及び再生に関する法律第二条第九号 第八十三条の四の認定の日において地域公共交 号)第二条第二号イに規定する鉄道事業者が法 び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九 することとされている地域公共交通の活性化及 又は建物の所有権、地上権又は賃借権の譲渡を つて、これらの権利の取得をする法第八十三条 に規定する鉄道事業再構築事業に係る同号の旅 当該旅客鉄道事業の用に供すること

(登記の免税を受ける建設線の範囲)

のうち政令で定めるものは、同条に規定する建設線第四十三条の五 法第八十四条に規定する建設線 定めるものとする 設線のうち国土交通大臣が財務大臣と協議して

第四十四条 法第八十四条の二に規定する政令で 二以上の数が地方公共団体により所有されてい 定める法人は、その発行済株式の総数の三分の (登記の免税を受ける第一種鉄道事業者の範囲) 設線を定めたときは、これを告示する。 国土交通大臣は、前項の規定により同項の建

物に係る所有権の保存登記等の免税) る株式会社とする。 (自然災害の被災者等が新築又は取得をした建

第四十四条の二 法第八十四条の四第一項に規定 く。)とする。 法第二条第十二号の二に規定する分割法人を除 業に関して有する権利義務を承継させた法人税 四号に規定する分割により滅失建物等に係る事 の区長から証明を受けた者(次項第三号又は第当該滅失建物等の所在地の市町村長又は特別区 建物等」という。)の所有者であることにつき、 失建物等(以下この条及び次条において「滅失 する政令で定める被災者は、同項に規定する滅 3

める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応 じ、当該各号に定める者とする。 法第八十四条の四第一項に規定する政令で定

う。以下この条において同じ。) の被災者が る自然災害(同項に規定する自然災害をい 法第八十四条の四第一項の規定の適用に係

> その者の相続人 個人であつて前項の証明を受けた後に死亡し た場合 当該被災者が死亡したときにおける

あつたことにつき、当該滅失建物等の所在地 災者が死亡したときにおけるその者の相続人 項の証明を受ける前に死亡した場合 たもの の市町村長又は特別区の区長から証明を受け であつて当該被災者が滅失建物等の所有者で 前号の自然災害の被災者が個人であつて前 1 当該被

関して有する権利義務を承継させた場合 場合又は分割により滅失建物等に係る事業に 前項の証明を受けた後に合併により消滅した 三に規定する分割承継法人(次号において いう。)又は当該分割に係る同条第十二号の する合併法人(次号において「合併法人」と 該合併に係る法人税法第二条第十二号に規定 「分割承継法人」という。) 第一号の自然災害の被災者が法人であつて 当

割承継法人であつて当該被災者が当該滅失建該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分 建物等の所在地の市町村長又は特別区の区長 物等の所有者であつたことにつき、当該滅失 関して有する権利義務を承継させた場合 場合又は分割により滅失建物等に係る事業に から証明を受けたもの 前項の証明を受ける前に合併により消滅した 第一号の自然災害の被災者が法人であつて 当

の規定の適用を受ける建物(住宅用の建物に受けた個人であつて法第八十四条の四第一項 除く。) 当該証明を受けた個人の三親等内の 限る。)の新築又は取得をすることができな 親族で次に掲げる要件の全てを満たす者 い場合(同号に掲げる場合に該当する場合を 第一号の自然災害の被災者が前項の証明を

居していた者であること。 て滅失建物等に当該証明を受けた個人と同 当該自然災害が発生した日の前日におい 当該建物に当該証明を受けた個人と同居

2

物とする。 める建物は、次の各号のいずれかに該当する建 法第八十四条の四第一項に規定する政令で定

する者であること。

(平成十年法律第六十六号) が適用された市 る自然災害に際し、被災者生活再建支援法 法第八十四条の四第一項の規定の適用に係 村(特別区を含む。)の区域内に所在する

で定めるもの

第四十五条 法第八十五条第一項に規定する政令 で定める物品は、次に掲げる物品とする。 (指定物品の範囲等)

を除く。 定する船用品及び機用品(前号に掲げる物品 関税法第二条第一項第九号及び第十号に規 酒類及び製造たばこ

あつて母船式漁業(製造設備、冷蔵設備その他 七号)第三十六条第一項の許可を受けた船舶で て漁業に従事する船舶により行う漁業をいう。) の処理設備を有する母船及びこれと一体となつ 船舶は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十 に従事するもののうち財務省令で定めるものと 法第八十五条第一項に規定する政令で定める

第四十五条の二 法第八十五条第一項、第八十七 (酒類等の外航船等への積込みの承認)

条の五第一項又は第八十八条の三第一項の承認

を受けようとする者は、

次に掲げる事項を記載

らない。この場合において、

その指定後災害そ

と認められる積込みの期間を指定しなければな

3 められる数量の範囲内であり、かつ、 の五第一項又は第八十八条の三第一項の承認 たときは、その承認をするものとする。 税関長は、前項の承認をする場合には、

(前号に掲げるものを除く。) として財務省令 滅失建物等に代わるものとして新築又は取 個人が新築又は取得をした住宅用の建物 ない。ただし、当該積込みにつき、関税法第二 した申請書を当該税関長に提出しなければなら

地を取得した場合の所有権の移転登記等の免 (自然災害の被災者等が被災代替建物に係る土 得をした建物(前二号に掲げるものを除く。) であることにつき、財務省令で定めるところ により証明を受けたもの

税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)第 は、当該申請書の提出に代えて法第八十五条第 の規定により提出すべき申告書がある場合にする場合を含む。)又は第二十一条の三第一項 げる事項を当該申告書に付記するものとする。 十三条第一項又は第二項の承認を受けるため関 二十一条の二第一項(同条第二項において準用 |第一項の承認の申請をする旨及び第三号に掲 項、第八十七条の五第一項又は第八十八条の 録記号、国籍、種類及び自重。次条第一項に 数(当該外航船等が航空機であるときは、登 る外航船等をいう。以下この条及び次条にお する外航船等(法第八十五条第一項に規定す 条及び次条において同じ。)を積み込もうと いて同じ。) の名称、国籍、種類及び純トン 第一項第二号に掲げる物品をいう。以下この 当該酒類、製造たばこ又は特定物品(前条

第四十四条の三 法第八十四条の五第一項に規定 た土地の面積とのいずれか大きい面積とする。 面積と当該滅失建物等の敷地の用に供されてい 二号の建物にあつては、二)を乗じて計算した 取得をした住宅用の建物に限る。)又は同項第 き同条第二項に規定する区分所有者のそれぞれ 有部分の属する建物に同法第二条第四項に規定 以下この条において同じ。)の床面積(当該専 である場合には、同項の被災者等の専有部分 有等に関する法律第一条の規定に該当する建物 床面積の合計(当該滅失建物等が建物の区分所 する政令で定める面積は、同項の滅失建物等の 六(前条第三項第一号の建物(個人が新築又は の床面積を按分して計算した面積を含む。)) に の専有部分の床面積の割合により当該共用部分 する共用部分がある場合には、これを共用すべ (同法第二条第三項に規定する専有部分をいう。 第五章 消費税法等の特例

> 三 当該積み込もうとする酒類、製造たばこ又 一 当該外航船等の航海又は航行の日数並びに おいて同じ。) は特定物品に係る次に掲げる事項 旅客及び乗組員の数

(品目を含む。) 並びに当該区分ごとの数量 酒類については、酒税の税率の適用区分

ことの数量及び価額 製造たばこについては、 区分並びに区分

との数量及び価額 特定物品については、 品名並びに品名ご

みの年月日、方法及び場所 当該酒類、製造たばこ又は特定物品の積込

五 その他参考となるべき事項

び乗組員の数その他の事情を勘案して相当と認 る外航船等の航海又は航行の日数並びに旅客及 申請があつた場合において、当該申請に係る酒 酒税又はたばこ税の取締り上支障がないと認め 類、製造たばこ又は特定物品を積み込もうとす 類、製造たばこ又は特定物品の数量が、当該酒 税関長は、法第八十五条第一項、第八十七条 消費税、

4 税易長ま、長角し上五条角一頁、角し上五条のときは、当該税関長は、その指定した期間をの他やむを得ない理由により必要があると認め

5 第二項に規定する相当と認められる数量に関いて、必要があると認めるときする場合において、必要があると認めるときする場合において、必要があると認めるときする場合において、必要があると認めるときする場合において、必要があると認めるときが、その承認の申請者に対し、当該承認に係るに表示することを命ずることができる。

(酉頁等の責象をの承忍等) し必要な事項は、財務省令で定める。 第二項に規定する相当と認められる数量に関

(酒類等の積換えの承認等)

で残置されるときとする。 法第八十五条第二項に規定する政令で定める い場合は、当該外航船等が再び外航船等となる時ま 3 場合は、当該外航船等が再び外航船等となることが確実と認められる で残置されるときとする。

て相当と認められる数量の範囲内であり、かびに旅客及び乗組員の数その他の事情を勘案しが、当該酒類、製造たばこ又は特定物品を積みが、当該酒類、製造たばこ又は特定物品を積みが、当該酒類、製造たばこ又は特定物品を積みまで強いで、同条第二項中「当該申第三項の規定は、前項の承認について準用す第三項の規定は、前項の承認について準用す第三項の規定は、前項の承認について準用す第三項の規定は、前項の承認について準用す

つ、消費税」とあるのは「消費税」と、同条第 三項中「積込み」とあるのは「残置」と、第一 実でに掲げる事項、当該外航船等が外航船等で までに掲げる事項、当該外航船等が外航船等で でに掲げる事項、当該外航船等が外航船等で なくなつた後再び外航船等となる予定年月日」 と読み替えるものとする。

定) (申告書の提出先の特例を適用しない物品の指

第四十五条の三の二 法第八十五条第三項(法第四十五条の三の二 法第八十八条の三第二項 八十七条の五第二項及び第八十八条の三第二項 大田との間の相互防衛援助協定第六条1bに規定する政 の間の相互防衛援助協定第六条1bに規定する政 法第八十五条第三項(法第

免税方法等)

第四十五条の四 法第八十六条第一項に規定する方政令で定める方法は、同項に規定する課税資産の譲等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は当該課税資産の譲渡等に係る資産を記載した書類を当該事業者に提示し、又は提出し、かつ、当該事業者に提示し、又は提出し、かつ、当該事業者に提示し、又は提出し、かつ、当該事業者に提示し、又は提出し、かつ、当該事業者に提示し、又は提出し、かつ、当該事業者に提示し、又は提出し、かつ、当該事業者に提示し、又は提出するの、当該事業者に提示し、以は、同項に規定する方法とする。

は、 前項の証明書の提示は、外務省が整備及び管理をする情報システムによる当該証明書に係る 電磁的記録(法第八十六条第二項に規定する電 では、同項の財務省令で定める事項を記載した書 では、同項の財務省令で定める事項を記載した書 では、同項の財務省令で定める事項を記載した書 の提出は、当該書類に記載すべき事項に係る 理をする情報システムによる当該証明書に係る 理をする情報システムによる当該証明書に係る 理をする情報システムによる当該証明書に係る の提供をもつて代えることができるものとする。

4 消費税法第四十五条の二第一項の規定の適用についての適用がある場合には、当該課税期間に係る同の適用がある場合には、当該課税期間に係る同は、同項中「経過した日」とあるのは、「経過は、同項中「経過した日」とあるのは、「経過と 消費税法第四十五条の二第一項の規定の適用とする。

月の期間」とあるのは「から同日以後二月を経

を」と、同条第四項第一号中「末日」とあるの告対象期間」と、「二月を」とあるのは「三月過した日の前日までの間に終了した一月中間申

第四十六条 法第八十六条の二第一項に規定する 政令で定める方法は、日本国とアメリカ合衆国 政令で定める方法は、日本国とアメリカ合衆国 で、施設及び区域並びに日本国における合衆国 国軍隊の地位に関する協定第一条に規定する合衆国 国職院の構成員及び軍属並びにこれらの家族で 同協定第十五条第一項(a)に規定する海軍販 売所又はピー・エックス(以下この項において 売所又はピー・エックス(以下この項において 売所又はピー・エックス(以下この項において 売所又はピー・エックス(以下この項において 市場において輸出するものであることを記載し 大後において輸出するものであることを記載し た書類を当該海軍販売所等に提出して、当該物 た書類を当該海軍販売所等に提出して、当該物 た書類を当該海軍販売所等に提出して、当該物 た書類を当該海軍販売所等に提出して、当該物 た書類を当該海軍販売所等に提出して、当該物

とする。とする。とする。とする。とする。とする。とする。とする。とする。

法第八十六条の二第一項の規定により消費税
 おりにおける前項の規定の適用について
 にする書類を整理し、同項の物品の譲渡を行つ
 になければならない。
 に対ければならない。
 に対ける前項の規定の適用について
 に対ければならない。
 に対し、同項の規定により消費税
 に対し、対策がある場合における前項の規定の適用について
 に対し、同項の規定により消費税
 に対し、対策がある場合における前項の規定の適用について
 に対し、同項の規定により消費税
 に対し、対策が表し、対策が、

(個人事業者に係る中間申告等の特例)

| の適用がある場合における消費税法第三十七条|| 第四十六条の二 法第八十六条の四第一項の規定

書の提出期限の翌日。次項において同じ。)」

と、同令第七十一条第二項中「経過した日」と

「強用について 切の規定の適用 切の規定の適用 切の規定の適用 はの規定の適用 と、「以後」とあるのは「から一月を経過した と、「以後」とあるのは「翌日から一月を経過した日」 と、同条第五項中「二月」とあるのは「三月」 と、同条第五項中「翌日から一月を経過した日」 と、同条第五項中「翌日から一月を経過した日」 と、同条第一項及び第四項の規定の適用に 資産の譲渡等に と、同条第一項及び第四項の規定の適用に 資産の譲渡等に と、同条第一項及び第四項の規定の適用に 資産の譲渡等に と、同条第一項及び第四項の規定の適用に 対域に と、同条第二項と と、同条第一項及び第四項の規定の適用に の二第二項及び第五項(これらの規定を同条第

第八十六条の四第一項の規定の適用がある場合 日」とあるのは「経過した日(租税特別措置法 月の期間」とあるのは「から同日以後二月を経 期間に係る同項に規定する申告書の提出期限 第一項の規定の適用がある場合には、当該課税「経過した日(租税特別措置法第八十六条の四第五十四条第三項中「経過した日」とあるのは 間に係る同項に規定する申告書の提出期限の翌一項の規定の適用がある場合には、当該課税期 とあるのは「経過した日(租税特別措置法(昭 場合における消費税法施行令の規定の適用につ と、同令第七十条の十三第一項中「経過した 告対象期間」と、「二月」とあるのは「三月」 過した日の前日までの間に終了した一月中間申 同じ。)」と、同令第六十三条第五項中「以後一 定する申告書の提出期限の翌日。次項において がある場合には、当該課税期間に係る同項に規 特別措置法第八十六条の四第一項の規定の適用 八条の二第二項及び第五十八条の三第二項中 翌日。第五項において同じ。)」と、同令第五十 和三十二年法律第二十六号)第八十六条の四 いては、同令第五十条第一項中「経過した日」 には、当該課税期間に係る同項に規定する申告 日。次項及び第三項において同じ。)」と、 「経過した日」とあるのは「経過した日(租税 同令 0 第

出期限の翌日。第五項において同じ。)」とす 当該課税期間に係る同項に規定する申告書の提 六条の四第一項の規定の適用がある場合には、 あるのは「経過した日(租税特別措置法第八十

- 3 場合における第四十五条の四第三項及び前条第 係る同項に規定する申告書の提出期限の翌日)」 の規定の適用がある場合には、当該課税期間に のは、「経過した日(法第八十六条の四第一項 第三項及び前条第三項中「経過した日」とある 三項の規定の適用については、第四十五条の四 法第八十六条の四第一項の規定の適用がある
- の翌日)」とする。 税期間に係る同項に規定する申告書の提出期限 四第一項の規定の適用がある場合には、当該課 (昭和三十二年法律第二十六号) 第八十六条のとあるのは、「経過した日 (租税特別措置法 いては、これらの政令の規定中「経過した日」 場合における次に掲げる政令の規定の適用につ 法第八十六条の四第一項の規定の適用がある
- 例に関する法律施行令(昭和二十七年政令第関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特 百二十四号) 第二条第一項 域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に 及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力
- 関する法律施行令(昭和二十九年政令第百三 号) 第二条第二項 援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛 2
- いて同じ。)その他の書類の保存期間について 証明に係る書類(帳簿を含む。以下この項にお 場合における消費税法第七条第二項に規定する 法第八十六条の四第一項の規定の適用がある 財務省令で定める。

特例の届出があつた場合の中間申告に関する特 (中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の

第四十六条の三 消費税法第三十七条第一項又は 書で同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を 条第一項、第四項又は第六項の規定による申告 被災事業者が、その提出前に消費税法第四十二 を提出した法第八十六条の五第一項に規定する 第十項又は第十二項の規定によるものに限る。) 第五項の規定による届出書(法第八十六条の五 記載したもの(当該届出書の提出により同法第

> 法第四十三条第一項第三号の規定の適用につい 律第二十六号)第八十六条の五第十項又は第十 を提出している場合には、当該申告書に係る同 ないこととなる課税期間に係るものに限る。) 三十七条第一項の規定の適用を受け、又は受け つたものとして計算した場合の消費税額をい よる届出書(租税特別措置法(昭和三十二年法 費税額(第三十七条第一項又は第五項の規定に 一項の規定によるものに限る。) の提出がなか 同号中「消費税額の」とあるのは、「消

う。)の」とする。 (カジノ業務収入の割合が僅少である場合)

(完全支配関係)

第四十六条の四 法第八十六条の六第一項ただし 間における資産の譲渡等(消費税法第二条第一 算した金額のうちに当該カジノ業務収入の合計 う。以下この条において同じ。)の合計額を加一項ただし書に規定するカジノ業務収入をい 対価の額(消費税法第二十八条第一項に規定す 項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。)の 書に規定する政令で定める場合は、当該課税期 額の占める割合が百分の五を超えない場合とす る対価の額をいう。) の合計額に当該課税期間 におけるカジノ業務収入(法第八十六条の六第

第四十六条の五 消費税法施行令第二十七条及び(法人課税信託等の受託者に関する通則)

場合について準用する。 及び第四十五条から前条までにおいて適用する の規定を法第八十五条から第八十六条の六まで 第二十八条の規定は、法第八十六条の七第一項

までの規定の適用に関し必要な事項は、財務省 ら第八十六条の六まで又は第四十五条から前条 規定する固有事業者についての法第八十五条か 第三項に規定する受託事業者又は同条第四項に 令で定める。 前項に定めるもののほか、消費税法第十五条

数量等 (相続等があつた場合における前年度課税移出

第四十六条の六 相続その他の理由により酒類の 限る。) 及び第二項 製造免許 (酒税法 (昭和二十八年法律第六号) 税移出数量及び当年度酒税累計額に係る部分に 法第八十七条第一項(同項に規定する前年度課 の全部又は一部の承継があつた日以後における 十六条の八の四において同じ。)に係る製造業 第七条第一項に規定する製造免許をいう。第四 十六条の七の二、第四十六条の八の二及び第四 (同項に規定する特定品目

> 前年度課税移出数量に係る部分に限る。)の規 承継をした者が同項の規定の適用を受けて移 用を受けて移出されたものであるときは、当該 た者が移出したものとみなす。この場合におい いて「承継酒類」という。)は、当該承継をし 品目をいう。)のものに限る。以下この条にお 継に係る品目(酒税法第七条第一項に規定する 係る酒類の製造場から移出された酒類(当該承 定の適用については、当該承継前に当該承継に て、承継酒類が法第八十七条第一項の規定の適 たものとみなす

第四十六条の七 法第八十七条第四項第二号に規 当該一の者と当該法人との間の関係(以下この 資を除く。) (以下この項において「発行済株式除く。) 又は出資(当該法人が有する自己の出る割合が百分の五に満たない場合の当該株式を うちに次に掲げる株式の数を合計した数の占め有する自己の株式を除くものとし、その総数の 個人である場合には、その者及びこれと特殊の 以上の法人又は当該一の者との間に直接完全支 との間に直接完全支配関係がある一若しくは二 項において「直接完全支配関係」という。)と 等」という。)の全部を保有する場合における 関係のある個人)が法人の発行済株式(自己が 定する政令で定める関係は、一の者(その者が を保有するものとみなす。 該一の者は当該他の法人の発行済株式等の全部 人の発行済株式等の全部を保有するときは、当 配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法 する。この場合において、当該一の者及びこれ

るものに限る。) の当該主たる目的に従つて(組合員となる者が当該使用人に限られてい 取得された当該法人の株式 主たる目的とするものに限る。)による組合 法第六百六十七条第一項に規定する組合契約 (当該法人の発行する株式を取得することを 当該法人の使用人が組合員となつている民

二 会社法第二百三十八条第二項の決議 (同法 又は使用人(当該役員又は使用人であつた者 税法第二条第十五号に規定する役員をいう。) 決議を含む。)により当該法人の役員(法人 第二百四十条第一項の規定による取締役会の づく同項に規定する募集事項の決定及び同法 第二百三十九条第一項の決議による委任に基 及び当該者の相続人を含む。以下この号にお いて「役員等」という。)に付与された新株

よつて取得された当該法人の株式 等が有するものに限る。) 予約権(次に掲げる権利を含む。)の行使に 当該法人の役員等に付与された同項第三号 る改正前の商法(明治三十二年法律第四十 に規定する権利 八号)第二百十条ノ二第二項の決議により 十三年法律第七十九号)第一条の規定によ 商法等の一部を改正する等の法律(平成

(当該役員

決議により当該法人の役員等に付与された 改正前の商法第二百八十条ノ十九第二項の 年法律第百二十八号)第一条の規定による 商法等の一部を改正する法律(平成十三

同項に規定する新株の引受権

- 前項に規定する特殊の関係のある個人は、 法人の役員等に付与された新株予約権 百八十条ノ二十一第一項の決議により当該 第六十四条の規定による改正前の商法第二 関する法律(平成十七年法律第八十七号) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に 次
- に掲げる者とする。 その者と婚姻の届出をしていないが事実上 その者の親族

婚姻関係と同様の事情にある者

- ける金銭その他の資産によつて生計を維持し 前三号に掲げる者以外の者でその者から受 その者の使用人
- 五 前三号に掲げる者と生計を一にするこれ の者の親族

ているもの

(承認酒類製造者の承認に関する事項等

第四十六条の七の二 法第八十七条第五項に規定 な取組とする。 の他経営を継続的かつ安定的に行うために必要 する政令で定めるものは、酒類製造業の技術又 売先の開拓、組織の合理化、財務内容の改善そ は生産性の向上、酒類の付加価値の向上又は販

該相続人が同条第一項の申告をするまでに法第 第二項の規定の適用を受けた場合において、当含む。同項において同じ。)が酒税法第十九条 第六項において同じ。)により酒類の製造免許 た日に当該承認を受けた者とみなして、同条 項の承認を受けた当該相続人を当該相続があ 八十七条第五項の申請をしたときは、同条第六 第二項の規定の適用を受けた場合において、 規定を適用する に係る製造業を承継した相続人(包括受遺者を 相続(包括遺贈を含む。第四十六条の八の

- する場合には、書面により、これを当該申請を り当該申請の承認をし、又は当該申請の却下を した者に通知する 税務署長は、法第八十七条第六項の規定によ
- 提出しなければならない。 おいて同じ。) の所在地を所轄する税務署長に 有するときは、いずれか一の製造場。第六項に 事業計画書を酒類の製造場(二以上の製造場を きは、当該変更に係る内容及び理由を記載した の項において同じ。)の記載内容を変更すると 条第五項に規定する事業計画書をいう。以下こ 七項までにおいて同じ。)は、事業計画書(同 に規定する承認酒類製造者をいう。次項から第 承認酒類製造者(法第八十七条第四項第一号 3 4
- その効力を失う。 あつたときは、同条第六項の承認は、同日限り ない。この場合において、当該届出書の提出が 在地を所轄する税務署長に提出しなければなら める事項を記載した届出書を酒類の製造場の所 は、そのやめようとする日その他財務省令で定 定の適用を受けることをやめようとするとき 消しの処分の基因となつた事実が同項各号のい る。この場合において、その書面には、その取 類製造者に対し、書面によりその旨を通知す る取消しの処分をする場合には、同項の承認酒 承認酒類製造者は、法第八十七条第一項の規 税務署長は、法第八十七条第八項の規定によ れに該当するかを付記しなければならない。 2
- 承認は、その効力を失うものとする。 の譲渡し、又は廃止した日の翌日以後は、 業の全部を譲渡し、又は廃止した場合には、そ 承認酒類製造者が酒類の製造免許に係る製造 、その
- 合には、酒税法第三十条の二第一項又は第二項 税率の特例の手続等) 当年度酒税累計額を記載しなければならない。 る事項のほか、法第八十七条第一項に規定する に規定する申告書には、これらの規定に規定す (別送して輸入するウイスキー等に係る酒税の 法第八十七条第一項の規定の適用を受ける場 3
- 第四十六条の八 法第八十七条の三第一項に規定 当該税関長の確認を受け、 税関長に提出してその申告をしたことについて 出地を記載した申告書を当該者の入国地の所轄 等の数量、輸入の予定時期及び予定地並びに積 る者は、本邦への入国の際に、当該ウイスキー 項に規定する酒税の税率の適用を受けようとす する別送して輸入するウイスキー等について同 輸入地の所轄税関長

- キー等を輸入しなければならない。 を除くほか、その入国後六月以内に当該ウイス がやむを得ない特別の事由があると認める場合
- 2 還付するものとする。 申告書にその申告があつた旨を記載してこれを 前項の申告書の提出を受けた税関長は、当該
- めるものは、一個の課税価格(関税定率法 法第三十条の三第二項に規定する申告書を提出 ばならない。 を同条第二項に規定する税関長に提出しなけれ する際に、前項の規定により還付された申告書 法第八十七条の三第二項に規定する政令で定 第一項のウイスキー等を輸入する者は、 明
- が十万円を超えるものとする。の九までの規定に準じて算出した価格をいう。) 治四十三年法律第五十四号)第四条から第四条

(輸出酒類販売場における免税販売手続等)

第四十六条の八の二 法第八十七条の六第一項に 者であつて、国内(酒税法の施行地をいう。) 規定する政令で定める者は、日本国籍を有する 確認がされた者とする。 有することにつき財務省令で定める書類により 以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を

める酒類は、次に掲げる要件の全てを満たす酒法第八十七条の六第一項に規定する政令で定 類(以下この条において「免税酒類」という。 とする。

- 製造免許を受けた酒類と同一の品目の酒類で 項において同じ。)を経営する酒類製造者が 条並びに第四十六条の八の四第五項及び第六 あること に規定する輸出酒類販売場をいう。以下この 輸出酒類販売場(法第八十七条の六第八項
- 二 当該酒類製造者が製造した酒類であるこ
- 税法第八条第一項の規定の適用を受ける酒類三 法第八十七条の六第一項の販売につき消費 であること。
- める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応法第八十七条の六第一項に規定する政令で定 じ当該各号に定める方法とする。 入対象者(以下この条において「免税購入対 法第八十七条の六第一項に規定する免税購
- ける方法 合を除く。) その購入の際、次に掲げる要件 の全てを満たして当該免税酒類の引渡しを受 て免税酒類を購入する場合(次号に掲げる場 象者」という。)が、輸出酒類販売場におい 4

- 類販売場を経営する酒類製造者に提示し、 出力装置を含む。)の映像面を当該輸出酒 税購入対象者の使用する通信端末機器(入 当該旅券等に係る情報が表示された当該免 が整備及び管理をする情報システムにより 及び次項において同じ。)又はデジタル庁 若しくは遭難による上陸許可書をいう。イ 造者に提供すること。 かつ、当該旅券等に係る情報を当該酒類製 許可書、乗員上陸許可書、緊急上陸許可書 から第十八条までに規定する船舶観光上陸 百十九号)第十四条の二若しくは第十六条 理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三
- する酒類製造者に提示し、かつ、当該書類 規定する書類を当該輸出酒類販売場を経営 造者に提出すること。 すること又は当該書類の写しを当該酒類製 に記載された情報を当該酒類製造者に提供 第一項に規定する者にあつては、同項に
- 法によつて包装されていること。 当該免税酒類が国税庁長官が指定する方
- 用運送事業を経営する者をいう。以下この条る同法第二条第八項に規定する第二種貨物利 場で当該国際第二種貨物利用運送事業者 の購入の際、次に掲げる要件の全てを満たし 類の輸出に係る運送契約を締結する場合 そ 条第一項第五号に規定する国際貨物運送に係 条第一項の規定による許可を受けて同法第六 利用運送事業者(貨物利用運送事業法(平成 の代理人を含む。) に引き渡す方法 元年法律第八十二号)第二十条又は第四十五 て免税酒類を購入する際に、国際第二種貨物 て当該免税酒類の引渡しを受け、かつ、その において同じ。)との間において当該免税酒 免税購入対象者が、輸出酒類販売場におい
- 前号イ及びロに掲げる要件を満たすこ
- 類を当該輸出酒類販売場を経営する酒類製 造者に提出すること。 当該運送契約に係る財務省令で定める書
- 対象者でなくなる際に、その出港地を所轄する 轄する税務署長にその所持する旅券等を提示し 税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所 入した者は、本邦から出国する際又は免税購入 なければならない 前項第一号に定める方法により免税酒類を購

その所持する旅券等(旅券又は出入国管 5 報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機在地を所轄する税務署長に届け出て行う電子情じ。)を、あらかじめその輸出酒類販売場の所 う。)をいう。以下この条及び次条において同 提供した免税購入対象者により購入された免税 第十六項において「旅券情報等」という。) 酒類に関する情報を記録した電磁的記録(法第 造者は、酒類購入記録情報(当該旅券情報等を 提供を受けた輸出酒類販売場を経営する酒類製 八十七条の六第二項に規定する電磁的記録をい )と酒類製造者の使用に係る電子計算機とを (入出力装置を含む。以下この項において同じ 号イ及びロに規定する情報(以下この項及び 第三項第一号又は第二号の規定により同項第

0)

- 電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい
- 6 税庁長官に到達したものとみなす。 入記録情報は、国税庁の使用に係る電子計算機ればならない。この場合において、当該酒類購 に備えられたファイルへの記録がされた時に国 供に併せて、遅滞なく国税庁長官に提供しなけ 第十八条第七項の規定による購入記録情報の提 適用を受けるための手続の際、消費税法施行令 方法により、法第八十七条の六第一項の規定の う。)を使用する方法として財務省令で定める
- なければならない。 より、氏名又は名称を明らかにする措置を講じ する酒類製造者は、国税庁長官の定める方法に 購入記録情報を提供する輸出酒類販売場を経営 前項の場合において、同項の規定により酒類
- 供しなければならない。 やかに当該酒類購入記録情報を国税庁長官に提 当該災害その他やむを得ない事情がやんだ後速 五項の規定による酒類購入記録情報の提供につ 長官に提供することができなかつた場合には、 き、災害その他やむを得ない事情により国税庁 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、第
- 長に提供するものとする。 きを含む。)は、当該酒類購入記録情報を税関 規定により酒類購入記録情報の提供を受けたと 記録情報の提供を受けたとき(第十一項前段 国税庁長官は、第五項の規定により酒類購入
- 9 者に対し、当該免税酒類が輸出するため同号に 該輸出酒類販売場において第三項第一号に定め 定める方法により購入されるものであることそ る方法により免税酒類を購入する免税購入対象 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者は、

の他財務省令で定める事項を説明しなければな

なければならない。 運送契約に係る財務省令で定める書類を保存し 務省令で定めるところにより、当該免税酒類の を受けた国際第二種貨物利用運送事業者は、財 第三項第二号の規定により免税酒類の引渡し

財務省令で定める書類を当該輸出酒類販売場を 購入記録情報又は当該酒類購入記録情報に係る 合において、当該承認送信事業者は、当該酒類 出酒類販売場の別に行うことができる。この場 き酒類購入記録情報の提供を当該契約に係る輸 報の提供に併せて、第五項の規定により行うべ めに、同条第一項の規定により行う購入記録情 係る輸出酒類販売場を経営する酒類製造者のた 当該承認送信事業者が締結した第一号の契約に を満たすときは、第五項の規定にかかわらず、 でにおいて同じ。)は、次に掲げる要件の全て 定する承認送信事業者をいう。以下第十三項ま 適用を受ける承認送信事業者 経営する酒類製造者に提供し、又は交付するも 消費税法施行令第十八条の四第一項の規定の (同条第四項に規

提供することに関する契約が締結されている 売場に係る酒類購入記録情報を国税庁長官に いて、当該承認送信事業者が当該輸出酒類販 る承認免税手続事業者と締結されている場合 約が当該輸出酒類販売場に係る同号に規定す 費税法施行令第十八条の四第一項第一号の契 て同じ。)と当該承認送信事業者との間にお には、当該承認免税手続事業者。次号におい 輸出酒類販売場を経営する酒類製造者(消

者との間において必要な情報を共有するため約に係る輸出酒類販売場を経営する酒類製造 の措置が講じられていること。 国税庁長官に提供することにつき、前号の契 当該承認送信事業者が酒類購入記録情報を

ところにより、保存しなければならない。 が行う第十一項前段の規定による酒類購入記録 供した酒類購入記録情報を、財務省令で定める 第六項及び第七項の規定は、承認送信事業者 承認送信事業者は、前項前段の規定により提

14 購入対象者が当該免税酒類を国際第二種貨物利 により購入した免税酒類については、当該免税 情報の提供について準用する。 免税購入対象者が第三項第二号に定める方法

> 用運送事業者(その代理人を含む。)に引き渡 条の六第三項の規定を適用する。 した日に輸出したものとみなして、法第八十七

港地又は住所若しくは居所の所在地」とあるの 措置法施行令第四十六条の八の二第十五項の規第七項中「第三項本文」とあるのは「租税特別 業者」と、「当該税関長」とあるのは「当該税 十八条第十七項の規定により読み替えられた消法施行令(昭和六十三年政令第三百六十号)第「当該国際第二種貨物利用運送事業者の消費税 置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第日)までに当該酒類」とあるのは「租税特別措 ら出国する日(その者が免税購入対象者でなく 約に違反して免税酒類を輸出しないときは、前 係る納税地」とする。 定により読み替えられた第三項本文」と、「出 国際第二種貨物利用運送事業者から」と、同条 務署長」と、「その者から」とあるのは「当該 る税務署長は、当該国際第二種貨物利用運送事 等及び特定仕入れに係る納税地(第七項におい 費税法第二十七条第一項に規定する資産の譲渡 の項において同じ。)は、その者」とあるのは 合には、そのなくなる時におけるその者の住所 税関長(その者が免税購入対象者でなくなる場 利用運送事業者(以下この項において「国際第 契約を締結した同号に規定する国際第二種貨物 四十六条の八の二第三項第二号に規定する運送 方法により購入した免税購入対象者が、本邦か おいて第一項に規定する酒類を同項に規定する 項の規定は、適用しない。この場合における法 国際第二種貨物利用運送事業者が、当該運送契 て「消費税に係る納税地」という。)を所轄す 又は居所の所在地を所轄する税務署長。以下こ に規定する酒類」と、「その出港地を所轄する 運送契約に違反して当該運送契約に係る第一項 なる場合には、当該免税購入対象者でなくなる については、同条第三項中「輸出酒類販売場に 第八十七条の六第三項及び第七項の規定の適用 二種貨物利用運送事業者」という。) が、当該 第三項第二号に規定する運送契約を締結した 「国際第二種貨物利用運送事業者の消費税に

16 他第一項から第十項までの規定の適用に関し必 提供すべき酒類購入記録情報に関する事項その 要な事項は、財務省令で定める。 旅券情報等に関する事項、第五項の規定により 第三項第一号イ及びロの規定により提供する 3

(輸出酒類販売場における保存書類等)

第四十六条の八の三 法第八十七条の六第二項に 規定する書類は前条第三項第二号ロに規定する

> 報又は交付を受けた同項に規定する書類を含後段の規定により提供を受けた酒類購入記録情官に提供した酒類購入記録情報(同条第十一項 電磁的記録は前条第五項の規定により国税庁長 書類とし、法第八十七条の六第二項に規定する

して提出することができる。 (輸出酒類販売場の許可に関する手続等) む。)とする。

2 税務署長は、前項前段の申請書の提出があつ 掲げる要件のいずれかを満たさないときは、そ十七条の六第八項の許可をし、又は次の各号に た場合には、遅滞なく、これを審査し、法第八 申請を却下する。

類製造者であること。

三 法第八十七条の六第八項の許可を受けよう ら第五号まで又は第七号から第八号までに規 とする酒類製造者が、酒税法第十条第三号か 定する者でないこと。

令で定める場所は、次に掲げる要件のいずれ も該当する場所とする。 □で定める場所は、次に掲げる要件のいずれに 法第八十七条の六第八項第二号に規定する政

に係る部分に限る。)の規定により設置の許 類製造者が酒税法第二十八条第一項(第三号 可を受けた酒類の蔵置場であること。 法第八十七条の六第八項第一号に掲げる酒

第四十六条の八の四 法第八十七条の六第八項の ければならない。この場合において、当該酒類製造場の所在地を所轄する税務署長に提出しな 務署長とが異なる場合に限る。) は、輸出物品 署長と当該酒類の製造場の所在地を所轄する税 申請書(以下この項において「輸出物品販売場 製造者が消費税法施行令第十八条の二第一項の める書類を添付して、当該酒類製造者の酒類の 許可を受けようとする酒類製造者は、財務省令 販売場許可申請書を提出すべき税務署長を経由 (輸出物品販売場許可申請書を提出すべき税務 許可申請書」という。)を併せて提出するとき で定める事項を記載した申請書に財務省令で定

とする酒類製造者が、同項第一号に掲げる酒法第八十七条の六第八項の許可を受けよう

法第八十七条の六第八項の許可を受けよう

定する自動販売機型輸出物品販売場である場費税法施行令第十八条の二第二項第三号に規 合を除く。) であること。 をいう。第六項第二号において同じ。)が消 物品販売場(同号に規定する輸出物品販売場 酒類の製造場(当該酒類の製造場に係る輸出 とする酒類の製造場が、同項第二号に掲げる

れぞれ次に定める日 おける全ての品目の酒類の製造免許につき次 に掲げる場合のいずれかに該当する場合 酒税法第七条第四項の規定により当該酒 そ

れた場合 第一項の規定による申請に基づき取り消さ 規定により取り消され、 当該期限が経過する日 の規定により当該期限が延長された場合に 類の製造免許に付された期限(同条第五項 は、その延長後の期限) 当該酒類の製造免許が酒税法第十二条の 当該酒類の製造免許が取り消さ 又は同法第十七条 が経過した場合

は総合区とする。)の区域内にあること。 条の十九第一項の指定都市にあつては、区又 区を含むものとし、地方自治法第二百五十二 酒類の製造場の所在地が同一の税務署の管 前号の蔵置場の所在地と同号の酒類製造者 かつ、同一の市町村(特別

の処分に係る酒類製造者に対し、書面によりそ は第十一項又は第二項の処分をするときは、そ の旨を通知するものとする。 税務署長は、法第八十七条の六第十項若しく

長に提出しなければならない。 当該輸出酒類販売場の所在地を所轄する税務署 めようとするときは、そのやめようとする日そ 製造者は、当該許可に係る輸出酒類販売場にお の他財務省令で定める事項を記載した届出書を いて同条第一項の規定の適用を受けることをや 法第八十七条の六第八項の許可を受けた酒類

製造者が、次の各号に掲げる場合のいずれかに める日限り、その効力を失う。 該当するときは、同項の許可は、当該各号に定 法第八十七条の六第八項の許可を受けた酒類

場合 当該届出書に記載された法第八十七条 の六第一項の規定の適用を受けることをやめ ようとする日 前項の届出書を同項の税務署長に提出した

二 当該輸出酒類販売場である輸出物品販売場 る日 につき消費税法施行令第十八条の二第十七項 項の規定の適用を受けることをやめようとす 当該届出書に記載された消費税法第八条第一 の届出書を同項の税務署長に提出した場合

当該輸出酒類販売場である酒類の製造場に

あること。

造場の所在地が同一の税務署の管轄区域内に

- 散により当該酒類の製造免許が消滅した場 法人である当該酒類製造者の合併又は解 当該酒類の製造免許が消滅する日
- る場合 それぞれ次に定める日 可につき次に掲げる場合のいずれかに該当す おける全ての品目の酒類の蔵置場の設置の許 当該輸出酒類販売場である酒類の蔵置場に の適用がない場合 当該相続があつた日 個人である当該酒類製造者の相続に係る 続人につき酒税法第十九条第二項の規定
- 設置の許可に付された期限が経過した場七号)第二十九条第二項の規定により当該 合 当該期限が経過する日 酒税法施行令(昭和三十七年政令第九十 酒税法施行令第二十九条第三項の書類を
- 同項の税務署長に提出した場合 当該書類 に記載された当該蔵置場を廃止しようとす
- 該設置の許可が取り消された日 当該設置の許可が取り消された場合 当
- 規定する販売業免許をいう。以下この号にお る酒類の販売業免許(酒税法第九条第一項に 販売場をいう。次条において同じ。)におけ かに該当する場合 それぞれ次に定める日 (法第八十七条の六第九項に規定する酒類の いて同じ。)につき次に掲げる場合のいずれ された場合 条第二項の規定による申請に基づき取り消 当該輸出酒類販売場である酒類の販売場 消された日 の規定により取り消され、又は同法第十七 当該酒類の販売業免許が酒税法第十四条 当該酒類の販売業免許が取り 2
- (酒類の製造場とみなされる酒類の販売場の範 の適用がない場合 当該相続があつた日 相続人につき酒税法第十九条第二項の規定 場合 散により当該酒類の販売業免許が消滅した 個人である当該酒類製造者の相続に係る 法人である当該酒類製造者の合併又は解 当該酒類の販売業免許が消滅する日
- 第四十六条の八の五 の要件とする。 規定する政令で定める要件は、次に掲げる全て 酒類製造者の酒類の製造場に近接すること。 当該酒類の販売場の所在地と当該酒類の製 酒類製造者が経営する酒類の販売場が当該 法第八十七条の六第九項に

- 酒類の販売場において酒類の製造及び販売が て管理され、かつ、当該酒類の製造場と当該 当該酒類の販売場が当該酒類製造者によつ 体的に行われていること。
- れる事情がないこと。 酒税の取締り上特に不適当であると認めら
- づく税額等) (電磁的記録に記録された事項に係る事実に基
- 第四十六条の八の六 用する消費税法」と読み替えるものとする。 る事実に基づく税額として政令で定めるところ 項に規定する電磁的記録に記録された事項に係 特別措置法第八十七条の六第十二項において準 の二第三項中「消費税法」とあるのは、「租税 準用する。この場合において、同令第七十一条 項の規定の適用がある場合について、それぞれ において準用する消費税法第五十九条の二第一 の二第三項の規定は法第八十七条の六第十二項 において準用する消費税法第五十九条の二第一 の二第二項の規定は法第八十七条の六第十二項 により計算した金額について、同令第七十一条 消費税法施行令第七十 一条 3 2
- 第十二項の規定の適用に関し必要な事項は、財 務省令で定める。 前項に定めるもののほか、法第八十七条の六

## (税関長の権限の委任)

- 第四十六条の八の七 法第八十七条の六第三項本 号に掲げる権限の区分に応じ、当該各号に定め 長の権限については、税関長が自ら行うことを 四十三条第四項及び第五項の規定に基づく税関 読み替えて適用する同法第四十条並びに同法第 る税関官署の長に委任されるものとする。ただ る法令の規定に基づく税関長の権限は、次の各 項本文の規定により直ちに徴収する酒税に関す 文の承認及び徴収に係る税関長の権限並びに同 し、国税通則法第四十五条第一項の規定により
- 関長の権限 だし書、第四項及び第五項の規定に基づく税 びに第四十条並びに同法第四十三条第一項た 第三十六条、第三十八条第一項及び第二項並 第一項の規定により読み替えて適用する同法 適用する同法第三十二条第一項から第四項ま 法第三十三条第三項の規定により読み替えて により直ちに徴収する酒税に関する国税通則 収に係る税関長の権限並びに同項本文の規定 法第八十七条の六第三項本文の承認及び徴 同法第三十三条第四項、同法第四十五条 (以下この項においてこれらの権 3 2

- ものを除く。) 当該税関長権限に係る処分の 限を「税関長権限」という。)(次号の規定に 対象となる事項を所轄する税関支署 より同号に定める税関官署の長に委任される
- 二 税関長権限 当該税関長権限に係る処分の びに税関長が指定する税関監視署及び税関支 対象となる事項を税関長が定めるところに従 つて所轄する税関出張所、税関支署出張所並
- きる。 長に委任される権限の範囲を制限することがで 各号の規定により当該各号に定める税関官署の 税関長は、必要があると認めるときは、 前項

署監視署

- 項の規定により税関官署の長に委任される権限 管轄を定め、若しくは同号の指定をし、又は前税関長は、第一項第二号に定める税関官署の しなければならない。 の範囲を制限したときは、これらの内容を公告
- 規定の適用を受ける混和(以下この条において第四十六条の八の八 法第八十七条の八第一項の 4 規定する権限について税関長が自ら行うことと 旨を納税義務者に通知するものとする。 (みなし製造の規定の適用除外の特例) した場合には、当該税関長は、遅滞なく、 第一項ただし書の規定により同項ただし書に その
- る要件に該当するものに限るものとする。 「特例適用混和」という。)は、次の各号に掲げ 収された、若しくは徴収されるべきものに限された、若しくは納付されるべき若しくは徴地域から引き取られたことにより酒税が納付 の製造場から移出されたことにより酒税が納において同じ。)が二十度以上のもの(酒類 付された、若しくは納付されるべき又は保税 一号に規定するアルコール分をいう。第三号において同じ。)は、アルコール分(同条第 号に規定する蒸留酒類をいう。次号及び次項 当該混和前の蒸留酒類(酒税法第三条第五
- 三 混和後新たにアルコール分が一度以上の発 二 蒸留酒類と混和をする物品は、糖類、梅そ の他財務省令で定めるものであること。

る。) であること。

う。) は、特例適用混和をした蒸留酒類の月ご 日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を との数量を帳簿に記載しなければならない。 る者(以下この条において「特例適用者」とい 特例適用者は、特例適用混和の開始の日の前 法第八十七条の八第一項の規定の適用を受け 酵がないものであること。

提出しなければならない

- 規定する法人番号をいう。以下この章にお いて同じ。)又は法人番号(同条第十五項に に規定する個人番号をいう。以下この章にお めの番号の利用等に関する法律第二条第五項 て同じ。) (行政手続における特定の個人を識別するた 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号
- 二 特例適用混和を開始する営業場の所在地及
- 兀 特例適用混和の開始の年月日
- 特例適用混和の方法
- 事項を記載した申告書を提出しなければならな しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる 特例適用者は、一年以上特例適用混和を休止
- 又は法人番号 申告者の住所、 氏名又は名称及び個人番号
- 二 特例適用混和を休止する営業場の所在地及 び名称
- 特例適用混和の休止の期間
- 5 告書を提出しなければならない。 には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申 特例適用者は、特例適用混和を終了した場合 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号
- 一 特例適用混和を終了した営業場の所在地及 又は法人番号
- 特例適用混和の終了の年月日
- 6 適用混和を行う営業場の所在地の所轄税務署長 異動を生じたときは、直ちに、その旨を、特例 り申告した事項(第三項第二号及び第四号並び に申告しなければならない。 に第四項第二号に掲げる事項を除く。)につき 特例適用者は、第三項又は第四項の規定によ
- 率の特例の手続) (別送して輸入する紙巻たばこのたばこ税の税
- 第四十六条の九 法第八十八条の二第一項に規定 得ない特別の事由があると認める場合を除くほ 提出してその申告をしたことについて当該税関 この数量、輸入の予定時期及び予定地並びに積 する別送して輸入する紙巻たばこについて同項 長の確認を受け、輸入地の所轄税関長がやむを 出地を記載した申告書を入国地の所轄税関長に する者は、本邦への入国の際に、当該紙巻たば か、その入国後六月以内に当該紙巻たばこを輸 に規定するたばこ税の税率の適用を受けようと 人しなければならない。

3 還付するものとする。 申告書にその申告があつた旨を記載してこれを 前項の申告書の提出を受けた税関長は、 当該

(みなし揮発油に係る試験方法等) 規定する税関長に提出しなければならない。 の規定により還付された申告書を同条第二項に 第二項に規定する申告書を提出する際に、前項 法(昭和五十九年法律第七十二号)第十八条 第一項の紙巻たばこを輸入する者は、たばこ

第四十六条の十 法第八十八条の六第一項に規定 同じ。) に定める燃料油の蒸留試験方法とする。 百八十五号)第二十条第一項に規定する日本産 産業規格(産業標準化法(昭和二十四年法律第 める温度は、百度とする。 八条第二項及び第四十八条の六第二項において 業規格をいう。第四十七条の七第二項、第四十 する政令で定める分留性状の試験方法は、日本 法第八十八条の六第一項に規定する政令で定

第四十六条の十一 定する政令で定める場所は、揮発油税法(昭和1四十六条の十一 法第八十八条の七第一項に規 次の各号のいずれかに該当する場所とする。 揮発油をいう。以下第四十八条の五までにおい 定により揮発油(法第八十八条の五に規定する 三十二年法律第五十五号)第十四条第六項の規 て同じ。)の製造場とみなされる場所のうち、 う。) 以外の場所 る場所(次号において「特定蔵置場」とい よる承認を受けた場所その他財務省令で定め 揮発油税法第十四条第一項第五号の規定に 3

める場所 混合して蔵置する場所その他の財務省令で定 特定蔵置場のうち、二以上の者が揮発油を

(バイオエタノール等揮発油に係る届出等)

の規定による届出は、次項各号に掲げる製造場第四十六条の十二 法第八十八条の七第三項前段 けようとする製造場の次の各号に掲げる区分に で定める事項は、同条第一項の規定の適用を受 の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載 た届出書により行うものとする。 法第八十八条の七第三項前段に規定する政令 4

応じ、当該各号に定める事項とする。 発油をいう。以下第四十六条の二十七までに の七第一項に規定するバイオエタノール等揮 バイオエタノール等揮発油(法第八十八条 を製造する製造場 次に掲げ

> 人にあつては、法人番号 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法

在地及び名称 バイオエタノール等揮発油の製造場の所

六において同じ。)の別 う。次号、次条第一項及び第四十六条の十 七第一項各号に規定するバイオエタノー クルエタノール又はエチル―ターシャリー 供するバイオエタノール、カーボンリサイ チル―ターシャリ―ブチルエーテルをい ブチルエーテル(それぞれ法第八十八条の ル、カーボンリサイクルエタノール又はエ バイオエタノール等揮発油の製造の用に

開始する年月日 法第八十八条の七第一項の規定の適用を

前号に掲げる製造場以外の製造場 その他財務省令で定める事 次に掲

朩

げる事項 イ 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法 人にあつては、法人番号

(バイオエタノール等揮発油の製造場から除か

リサイクルエタノール又はエチル―ターシ に混和されたバイオエタノール、カーボン 受けようとするバイオエタノール等揮発油 法第八十八条の七第一項の規定の適用を受けようとする製造場の所在地及び名称 ャリーブチルエーテルの別 法第八十八条の七第一項の規定の適用を

法第八十八条の七第一項の規定の適用を

た届出書を同条第三項に規定する所轄税務署長 ようとする場合には、 が同条第一項の規定の適用を受けることをやめ に提出しなければならない。 法第八十八条の七第三項前段の届出をした者 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人 開始する年月日 その他財務省令で定める事項 次に掲げる事項を記載し

三 法第八十八条の七第一項の規定の適用を終 地及び名称 バイオエタノール等揮発油の製造場の所在

にあつては、法人番号

了する年月日

兀 その他財務省令で定める事項

された事項を経済産業大臣に通知するものとす 書の提出があつた場合には、当該届出書に記載 る。 税務署長は、第一項又は前項に規定する届出

明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記第四十六条の十三 法第八十八条の七第五項の証 (バイオエタノー ル等に係る証明等)

> 産業大臣に提出しなければならない。 であることを証する書類を添付し、これを経済 第二号又は第三号に掲げる物品に該当するもの エタノール又はエチル―ターシャリ―ブチルエ いて同じ。)が法第八十八条の七第一項第一号、 - テルをいう。以下この条及び次条第二号にお 、等(バイオエタノール、カーボンリサイクル

当該バイオエタノール等を揮発油に混和す

兀

その他財務省令で定める事項

2

び氏名又は名称」と読み替えるものとする。 るのは「移出する年月日並びに受取人の住所及 同項第四号中「揮発油に混和する年月日」とあ 明を受けようとする者について準用する。この Ŧī. は「当該バイオエタノール等の貯蔵場所」と、 場合において、前項第二号中「当該申請に係る 「イオエタノール等揮発油の製造場」とあるの 前項の規定は、法第八十八条の七第六項の証

る。

記録を電磁的方法により提供することができ

付を受ける者の承諾があるときは、当該電磁的

該書面が電磁的記録で作成され、かつ、当該交

付しなければならない。この場合において、当 の他財務省令で定める事項を記載した書面を交

び第八項並びに同条第五項において同じ。)そ る電磁的記録に記録された事項をいう。次項及 する証明書に記載された事項又は前項に規定す

3 方法(電子情報処理組織を使用する方法その他て同じ。)で作成されている場合には、電磁的 る情報処理の用に供されるものとして財務省令 等」という。) の提出については、当該申請書 添付すべき書面(以下この項において「申請書 おいて同じ。)をもつて行うことができる。 省令で定めるものをいう。第五項及び第六項に の情報通信の技術を利用する方法であつて財務 で定めるものをいう。第五項及び第六項におい 方式で作られる記録であつて、電子計算機によ 他人の知覚によつては認識することができない 等が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その 前二項の規定による申請書又は当該申請書に

4 された事項を第一項の申請に係るバイオエタノ 貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に通知するも 又は第二項の申請に係るバイオエタノール等の において、経済産業大臣は、当該証明書に記載 た証明書を交付しなければならない。この場合 項の申請者に、財務省令で定める事項を記載し は第六項の証明をするときは、第一項又は第二 のとする。 経済産業大臣は、法第八十八条の七第五項又 -ル等揮発油の製造場の所在地の所轄税務署長

載した申請書にその申請に係るバイオエタノー 申請者の住所及び氏名又は名称 6 5 これを電磁的方法により提供することができ をいう。以下この条及び第四十六条の十六に 七第一項に規定する証明済バイオエタノール等 諾を得て、当該証明書を電磁的記録で作成し、 交付に代えて、第一項又は第二項の申請者の いて同じ。)を譲渡する者は、当該証明済バイ

経済産業大臣は、

前項の規定による証明書

の製造場の所在地及び名称

該譲受人及び経済産業大臣)に当該証明済バイ

オエタノール等に係る証明事項(第四項に規定

オエタノール等の譲受人(当該譲受人がバイオ

証明済バイオエタノール等(法第八十八条

エタノール等揮発油の製造者であるときは、

当

当該申請に係るバイオエタノール等揮発油

三 当該バイオエタノール等の種類、規格及び

る年月日

7 務署長に提出しなければならない。 その他財務省令で定める事項が記載されたもの た書類で当該揮発油に混和された証明済バイオ に当該移入に係る揮発油の製造者から交付された者は、同条第七項の規定により提出する書類 和されたものに限る。) をバイオエタノール等が混当する揮発油(証明済バイオエタノール等が混 の写しを添付し、これを同項に規定する所轄税 るごとの当該証明済バイオエタノール等の数量 揮発油の原料とするためにその製造場に移入し エタノール等に係る証明事項、証明事項の異な 揮発油税法第十四条第一項第一号の規定に該

た証明済バイオエタノール等に係る証明事項、 者から交付された書類で当該揮発油に混和されり提出する書類に当該移入に係る揮発油の製造 製造場に移入した者は、同条第七項の規定によ タノール等が混和されたものに限る。)をその までの規定に該当する揮発油(証明済バイオエ 規定する所轄税務署長に提出しなければならな 記載されたものの写しを添付し、これを同項に 証明事項の異なるごとの当該証明済バイオエタ ノール等の数量その他財務省令で定める事項が 揮発油税法第十四条第一項第三号から第五号

9 第十四条の二第二項の規定の適用を受けている 前二項に規定する製造場について揮発油税法

V )

の移入に係る揮発油の製造者から交付された書場合には、前二項の規定にかかわらず、前二項

以外のものが混和された揮発油とみなす。 エタノール等のうち証明済バイオエタノール等 七項又は第八項の移入に係る揮発油は、バイオ 定による当該書類の保存がないとき)には、第 (前項の規定の適用がある場合には、次項の規 第七項又は第八項の移入に係る揮発油の製造 から交付された書類の写しの提出がない場合

明を受けた者、第六項の規定により書面の交付法第八十八条の七第五項若しくは第六項の証 ら七年間保存しなければならない。 た書類を、その交付され、又は提供された日か 八項の移入に係る揮発油の製造者から交付され 書面若しくは電磁的記録又は第七項若しくは第 五項に規定する電磁的記録、第六項に規定する 項若しくは第八項の揮発油をその製造場に移入 若しくは電磁的記録の提供を受けた者又は第七 した者は、第四項に規定する証明書若しくは第

第四十六条の十四 法第八十八条の七第七項に規 定する政令で定める事項は、次に掲げる事項と (バイオエタノール等揮発油に係る報告事項等)

入の数量 バイオエタノール等揮発油の戻入れ又は移

戻入れ又は移入の数量 バイオエタノール等の製造、移出、 消費、

施行令の適用) (バイオエタノール等揮発油に係る揮発油税法 バイオエタノール等揮発油の製造見込数量 その他財務省令で定める事項

第四十六条の十五 法第八十八条の七第一項の規 たバイオエタノール等揮発油(同項に規定する号)第八十八条の七第一項の規定の適用を受け 数量」とあるのは「揮発油の数量(当該揮発油については、同令第十一条第一項中「揮発油の 量に相当する数量及び前号の数量から当該エタ 措置法第八十八条の七第一項のエタノールの数第二号中「前号の数量」とあるのは「租税特別 油の数量とみなされる数量)」と、同条第四項 八十八条の七第一項の製造場から移出した揮発 三項において同じ。)である場合には、同法第 バイオエタノール等揮発油をいう。第十七条第 が租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六 (昭和三十二年政令第五十七号)の規定の適用 定の適用がある場合における揮発油税法施行令 2

名又は名称

ときは、当該証明済バイオエタノール等に係る と、同令第十七条第三項中「それぞれ」とある ル等揮発油に混和された証明済バイオエタノー ル等揮発油であるときは、当該バイオエタノー 。)の場合において、揮発油がバイオエタノー 同じ。)を、第一項(第一号及び第二号を除く 規定する証明事項をいう。以下この項において 年政令第四十三号)第四十六条の十三第六項に 証明事項(租税特別措置法施行令(昭和三十二 明済バイオエタノール等(以下この項において 特別措置法第八十八条の七第一項に規定する証 限る。)の場合において、揮発油の原料が租税 のは「第一項(第一号及び第二号に係る部分に (バイオエタノールに係る記帳義務等) ル等に係る証明事項及び当該証明済バイオエタ 「証明済バイオエタノール等」という。)である ノール等の数量を、それぞれ」とする。 ルの数量に相当する数量を控除した数量」

第四十六条の十六 バイオエタノールをバイオエ 簿に記載されている場合は、当該全部又は一部二十五条において準用する場合を含む。)の帳 らない。ただし、これらの事項の全部又は一部は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければな の製造者、輸入者若しくは販売業者(次項にお一項第二号に掲げる物品に係るものに限る。) 明済バイオエタノール等(法第八十八条の七第 タノール等揮発油の製造者に譲渡する者又は証 の事項の帳簿への記載を省略することができ 号)第九条第一項(同法第二十条第一項及び第 がアルコール事業法(平成十二年法律第三十六 いて「バイオエタノールの譲渡者等」という。)

一 移出したバイオエタノール又はカーボンリ 及び移出の年月日並びに受取人の住所及び氏 サイクルエタノールの規格、規格ごとの数量 及び移入の年月日並びに引渡人の住所及び氏 サイクルエタノールの規格、規格ごとの数量 名又は名称 移入したバイオエタノール又はカーボンリ

三 貯蔵しているバイオエタノール又はカーボ ンリサイクルエタノールの規格及び規格ごと

号に定める事項を帳簿に記載しなければならな か、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各 である場合には、前項各号に掲げる事項のほ バイオエタノールの譲渡者等が次に掲げる者

口

製造のため使用した原料の種類、種類ごと

エチル―ターシャリ―ブチルエーテルの

の数量及びその使用の年月日

エタノールの製造者 次に掲げる事項 イ 移入したバイオエタノール又はカーボン バイオエタノール又はカーボンリサイクル この場合において、同項ただし書の規定 当該各号に定める事項について準用する。 ごとの数量、移入の年月日並びに引渡人の リサイクルエタノールの原料の種類、種

種類、種類ごとの数量及びその使用の年ルエタノールの製造のため使用した原料の バイオエタノール又はカーボンリサイク

住所及び氏名又は名称

ハ 製造したバイオエタノール又はカーボン リサイクルエタノールの規格、 数量及び製造の年月日 規格ごとの

揚地 ール又はカーボンリサイクルエタノールの陸 エタノールの輸入者 輸入したバイオエタノ バイオエタノール又はカーボンリサイクル

3 等」という。)は、次に掲げる事項を帳簿に記おいて「証明済バイオエタノール等の製造者 る。)の製造者、輸入者又は販売業者(次項に 七第一項第三号に掲げる物品に係るものに限 載しなければならない。 証明済バイオエタノール等(法第八十八条の

テルの数量及び移出の年月日並びに受取人の一 移出したエチルーターシャリーブチルエー 住所及び氏名又は名称

テルの数量及び移入の年月日並びに引渡人の

移入したエチル―ターシャリ―ブチルエー

三 貯蔵しているエチル―ターシャリ―ブチル 住所及び氏名又は名称

4 当該各号に定める事項を帳簿に記載しなければ 掲げる者である場合には、前項各号に掲げる事 項のほか、次の各号に掲げる者の区分に応じ、 ならない。 証明済バイオエタノール等の製造者等が次に

エーテルの数量

造者 次に掲げる事項 エチル―ターシャリ―ブチルエーテルの製

イ 入の年月日並びに引渡人の住所及び氏名又 ーテルの原料の種類、種類ごとの数量、移 移入したエチル―ターシャリ―ブチルエ

> 製造したエチル―ターシャリ―ブチル テルの数量及び製造の年月日

二 エチル―ターシャリ―ブチルエーテル エーテルの陸揚地 入者 輸入したエチル―ターシャリ―ブチ ル

5 を付記しなければならない。 済バイオエタノール等であるときは、証明事 ル、当該カーボンリサイクルエタノール又は当 該エチル―ターシャリ―ブチルエーテルが証明 前各項の場合において、 当該バイオエタノー 項

(地方揮発油税に係る担保の提供の特例)

第四十六条の十七 法第八十八条の八第一項の規 は、「四百八十三分の五十五」として、同項 税法施行令(昭和三十年政令第百五十一号)第 定による地方揮発油税については、地方揮発油 規定を適用する。 一条第一項中「二百四十分の四十七」とあるの

(控除対象揮発油の数量を証する書類)

第四十六条の十八 法第八十九条第四項に規定す る政令で定める書類は、次に掲げる事項を記載 した書類とする。

一 控除対象揮発油(法第八十九条第四項に規 び第四十六条の二十二において同じ。)の貯定する控除対象揮発油をいう。以下この条及 蔵場所の所在地及び名称 売業者等をいう。) 九条第四項に規定する控除対象揮発油所持 控除対象揮発油所持販売業者等(法第八十 の住所及び氏名又は名称

三 当該貯蔵場所において所持する当該控除対 象揮発油の次に掲げる区分及び当該区分ごと

バイオエタノール等揮発油

四 当該控除対象揮発油につき法第八十九条第 受けようとする揮発油の製造者の住所及び氏 四項又は第七項の規定による控除又は還付を ロ イに掲げるもの以外の控除対象揮発油

五 その他参考となるべき事項 (揮発油税超過額の算定方法等)

名又は名称

第四十六条の十九 法第八十九条第四項又は第七 第四十六条の二十二第一項第五号に掲げる合計 条の二十二において同じ。)に相当する金額は、 過額(同条第四項に規定する揮発油税超過額を 項の規定により控除又は還付すべき揮発油税超 数量につき、法第八十九条第四項第一号に掲げ いう。次項、第四十六条の二十一及び第四十六

る金額から同項第二号に掲げる金額を控除した

2 同条第四項又は第七項の規定による控除又は還 付を受けようとする旨を付記しなければならな 過額を記載する者は、当該停止期間内申告書に う。以下この項において同じ。) に揮発油税超 申告書(同項に規定する停止期間内申告書をい 法第八十九条第四項の規定により停止期間内

第四十六条の二十 法第八十九条第四項に規定す る政令で定める期間は、三月とする。 (控除又は還付に係る申告書の提出期

(還付のための申告)

第四十六条の二十一 法第八十九条第五項の規定 次に掲げる事項を記載しなければならない。 受けようとする旨を付記しなければならない。 告書に法第八十九条第七項の規定による還付を 告書に揮発油税超過額を記載する者は、当該申 により揮発油税法第十条第二項の規定による申 法第八十九条第六項に規定する申告書には、 又は法人番号 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号 2

揮発油の製造場の所在地及び名称 揮発油税超過額その他当該還付に関し参考

び地方揮発油税額の計算に関する書類) (控除又は還付を受けようとする揮発油税額及 となるべき事項

第四十六条の二十二 法第八十九条第八項に規定 する計算に関する書類として政令で定める書類 区分ごとの数量 第四十六条の十八に規定する書類に基づ 控除対象揮発油の次に掲げる区分及び当該 次に掲げる事項を記載した書類とする。

バイオエタノール等揮発油

量に相当する数量として前号イの数量に財務 法第八十八条の七第一項のエタノールの数 省令で定める数値を乗じて得た数量 イに掲げるもの以外の控除対象揮発油 2

数量に百分の一・三五を乗じて得た数量 第一号ロの数量に百分の一・三五を乗じて

三 第一号イの数量から前号の数量を控除した

量を控除した数量並びに第一号ロの数量から 第一号イの数量から第二号及び第三号の数

六 前号の合計数量により算定した揮発油税超 前号の数量を控除した数量の合計数量

> 前項の規定は、法第八十九条第十一項におい その他参考となるべき事項

2

t

用する。 おける地方揮発油税に係る当該書類について準 法第八十九条第八項の規定が準用される場合に 十年法律第百四号)第九条第三項の規定により て読み替えて準用する地方揮発油税法(昭和三

(所持数量等届出書の記載事項)

する政令で定める事項は、第四十六条の十八各第四十六条の二十三 法第八十九条第九項に規定 号に掲げる事項とする。

(輸入揮発油に係る承認の申請)

第四十六条の二十四 法第八十九条第十三項の承 載した申請書を国税庁長官に提出しなければな 認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記 らない。

又は法人番号 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号

承認を受けようとする場所の所在地及び

三 その他参考となるべき事項

請者に通知しなければならない。 い場合にはその旨及びその理由を書面により申 をする場合にはその旨を、同項の承認を与えな 国税庁長官は、法第八十九条第十三項の承認

か、次に掲げる事項を記載しなければならな定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほ第四十六条の二十五 法第八十九条第十九項に規 (課税対象揮発油の手持品課税に係る申告等)

申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号

二 課税対象揮発油(法第八十九条第十八項に

規定する課税対象揮発油をいう。第四十六条

提出しないで死亡した場合について準用する。 る者が当該申告書の提出期限前に当該申告書を での規定は、前項の申告書を提出する義務があ 揮発油税法施行令第三条第二項から第五項ま地及び名称 の二十七において同じ。)の貯蔵場所の所在

第四十六条の二十六 法第八十九条第十九項第二 数量とする。 号に規定する政令で定める数量は、同項第一号 イの数量に財務省令で定める数値を乗じて得た

(エタノールの数量に相当する数量)

(税務署長の確認に係る申請等)

第四十六条の二十七 法第八十九条第二十三項の 確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を

> 署長に提出しなければならない。 たものを添付し、これを同条第二十三項の税務 通じて同条第十九項の税務署長から交付を受け 対象証明書」という。)で当該課税対象揮発油 とを証明した書類(次項において「手持品課税 税を課された、又は課されるべきものであるこ 第十八項の規定による揮発油税及び地方揮発油 記載した申請書に、当該課税対象揮発油が同条 につき同条第十八項の規定の適用を受けた者を

にあつては、法人番号 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人

当該製造場の所在地及び名称

当該区分ごとの数量 当該課税対象揮発油を当該製造場に戻し又 当該課税対象揮発油の次に掲げる区分及び 移送した者の住所及び氏名又は名称

兀

バイオエタノール等揮発油

Ŧi. び名称 る当該課税対象揮発油の貯蔵場所の所在地及 名又は名称並びにその適用を受けた時におけ 十八項の規定の適用を受けた者の住所及び氏 当該課税対象揮発油につき法第八十九条第 イに掲げるもの以外の課税対象揮発油

2 前項に規定する手持品課税対象証明書の交付六 その他参考となるべき事項 た申請書を同条第十九項の税務署長に提出しなの適用を受けた者は、次に掲げる事項を記載し を受けようとする法第八十九条第十八項の規定 ればならない。

にあつては、法人番号 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法

課税対象揮発油の貯蔵場所の所在地及び名称十八項の規定の適用を受けた時における当該 当該区分ごとの数量 当該課税対象揮発油の次に掲げる区分及び 当該課税対象揮発油につき法第八十九条第

バイオエタノール等揮発油

び名称 名又は名称並びに当該課税対象揮発油の戻入』 当該課税対象揮発油の製造者の住所及び氏 れ又は移入に係る揮発油の製造場の所在地及 イに掲げるもの以外の課税対象揮発油

Ŧi. その他参考となるべき事項

3 を当該申請書を提出した者に通知しなければな 当該確認の内容を記載した書類により、その旨 法第八十九条第二十三項の確認をしたときは、6 第一項の申請書の提出を受けた税務署長は、

施行令の適用の特例) (揮発油税及び地方揮発油税に係る国税通則

第四十六条の二十八 法第八十九条第二十五項又 時における揮発油税及び地方揮発油税の税率の条第二十五項又は第二十七項(揮発油価格高騰 規定中地方揮発油税に係る部分に限る。) の罪. 中「の罪」とあるのは「及び租税特別措置法第 税に係る部分に限る。)の罪」と、同条第四号特例規定の適用停止)(これらの規定中揮発油 第三号中「の罪」とあるのは「及び租税特別措 揮発油税及び地方揮発油税に係る国税通則法施 は第二十七項の規定の適用がある場合における 八十九条第二十五項又は第二十七項(これらの 置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十九 行令第五十三条の規定の適用については、 同条

(財務省令への委任)

第四十六条の二十九 第四十六条の十八から前条 までに定めるもののほか、法第八十九条の規定 の適用に関し必要な事項は、 財務省令で定め

(石油化学製品及び用途)

第四十七条 法第八十九条の二第一項に規定する は、次の各号に掲げる石油化学製品の製造のたるものとし、同項に規定する政令で定める用途 政令で定める石油化学製品は、次の各号に掲げ めの当該各号に定める用途とする。

構成する炭素の原子の数が六個以上のアルコ シロール、ジイソブチレン、イソオクタン、 キサン、トルオール、ノルマルヘプタン、キ 塩、メチルテトラヒドロ無水フタル酸、ア ルキルメルカプタン、オレフィンスルホン酸 を構成する炭素の原子の数が六個以上のアル ブチルアルデヒド、高級アルデヒド(一分子 四十個以下のものに限る。)、石油樹脂、塩化 を構成する炭素の原子の数が十二個以上二百 ルベンゾール、オレフィンの重合物(一分子 イソノナン、ジシクロペンタジエン、アルキ ン、ベンゾール、ノルマルヘキサン、イソ ロペンタン、ノルマルペンタン、イソペンタ パン、ブチレン、ブタン、イソプレン、シク ケニル無水こはく酸、アルキルフェノー デヒドをいう。)、高級アルコール (一分子を こはく酸、ノルマルブチルアルデヒド、イソ ビニル、アセトン、脂肪酸(ぎ酸を含む。)、 アセチレン、エチレン、プロピレン、プロ ・ルをいう。)、塩化ノルマルパラフィン、ア

料用(当該石油化学製品の製造装置につき試ニルとアルフアーオレフィンの共重合物 原 む。以下この条において同じ。) 品が製造されないこととなるときの消費を含 運転その他調整を要する場合において当該製 ド又はエチレン、塩化ビニル若しくは酢酸ビ 油酵母、脂肪族アミン、アルキレンオキサイ テッドジフェニルアミン、グルタミン酸、石 アルキルジフェニルオキサイド、オクチレー ブタジエン 炭化水素の吸収剤用 2

三 ポリエチレン又はポリプロピレン エチレ 剤用(重合溶剤又は共重合溶剤の分離用を含 ン又はプロピレンの重合溶剤用又は共重合溶

ポリビニルエーテル ビニルエーテルの重

機能低下防止用を含む。) 合溶剤用(ポリイソブチレン及びブチルゴム はアクリル酸とアクリル酸塩の共重合溶剤用 溶剤の再生工程における精留塔の熱交換器の 再生のための溶剤用及び重合溶剤又は共重合 にあつては、重合反応器又は共重合反応器の エンその他の炭化水素の重合溶剤用又は共重 酸塩の共重合物 ポリブタジエンその他の合成ゴム ブタジ ポリアクリル酸又はアクリル酸とアクリル アクリル酸の重合溶剤用又

る反応熱の冷却剤用 結晶性ポリスチレン スチレンの重合によ

又は発泡性ポリウレタン 発泡剤用 発泡性ポリエチレン、発泡性ポリスチレン 原料用、財務省令で定める装置の昇

クロヘキサン、アクリル酸エステル、メタノ 温用若しくは保温用又はメタンの吸収剤用 定める装置の昇温用若しくは保温用 ル又はブタノール 原料用又は財務省令で アンモニア、水素及び窒素の混合ガス、シ 2

てガスを発生させ、導管によりこれを供給す条第一項に規定する特定ガス発生設備におい く。)の用として製造するものに限る。) 原る同項に規定する小売供給を行う事業を除 料用又は財務省令で定める装置の昇温用若 業者が同条第十一項に規定するガス事業(同 五十一号)第二条第十二項に規定するガス事 ガス(ガス事業法(昭和二十九年法律第

(揮発油を消費して製造した製品の製造に関す

第四十七条の二 法第八十九条の二第二項に規定 する政令で定める事項は、次に掲げる事項とす

3

当該製品の製造場の所在地及び名称 当該製品の製造者の住所及び氏名又は名称

他参考となるべき事項 当該製品の種類、 当該種類ごとの数量その

(記帳等の命令)

第四十七条の三 法第八十九条の二第三項の命令 付するものとする。 をする場合には、その内容を記載した書類を交

記載すべきことを命ずる事項は、次に掲げる事 項とする。 法第八十九条の二第三項の規定により帳簿に

数量並びに受入れ及び消費の年月日 当該揮発油の受入数量、消費数量及び貯蔵

二 当該揮発油を消費して製造した石油化学製 販売数量、販売の年月日その他参考となるべ品の種類、種類ごとの数量、製造の年月日、

(特定石油化学製品の範囲等)

|第四十七条の四 法第八十九条の二第四項に規定 三に規定する規格を有するもの以外のものとす 石油化学製品のうち揮発油税法施行令第十条の する政令で定める石油化学製品は、次に掲げる

シクロヘキサン ベンゾー

ノルマルヘキサン トルオール

法第八十九条の二第四項に規定する政令で定 アルキルベンゾール キシロール

める用途は、次に掲げる用途とする。 に該当しない物の製造用 て液状のものを含む。次号において同じ。) の炭化水素で、温度十五度及び一気圧におい (炭化水素とその他の物との混合物又は単一 フェノール、合成ゴムその他炭化水素油

三 その他財務省令で定める用途 一 炭化水素油で、揮発油税法施行令第十条の 項に規定する規格を有する揮発油の製造用 四十七条の七第二項若しくは第四十八条第二 第八十九条の三第一項若しくは法第九十条第 三に規定する規格を有するもの、第四十七条 一項に規定する用途に供するためのもので第 に掲げる石油化学製品に該当するもの又は法

めるところにより算出した数量は、同項の消費 又は移出に係る特定石油化学製品 法第八十九条の二第四項に規定する政令で定 (当該特定石

> 油化学製品の原料となつた石油化学製品を含 該特定石油化学製品の数量に対応するものとし む。) の製造の際に消費された揮発油で同条第 て財務省令で定めるところにより計算した数量 項の規定の適用を受けたものの数量のうち当

4 蔵する目的その他財務省令で定める目的とす める目的は、輸出の目的、長期間にわたつて貯 法第八十九条の二第四項に規定する政令で定

(特定石油化学製品の移出についての書面の提

する政令で定める事項は、次に掲げる事項とす

提出者の住所、氏名又は名称及び個人番号

その月中において当該製造場から移出した その他参考となるべき事項

2 当該書面の提出期限前に提出しないで死亡し又 用を受けようとする者が、同条第六項の書面を 面を提出することができるものとする。 された法人は、同項の規定の例により、当該書 は合併後存続する法人若しくは合併により設立 は合併により消滅した場合には、その相続人又 法第八十九条の二第四項ただし書の規定の適

該各号に定める書類とする。 める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、 当

場合 特定石油化学製品を移入した者が同一である 移入した特定石油化学製品の種類及び種 移入した場所の所在地及び名称 次に掲げる事項を記載した書類

移入の年月日

その他参考となるべき事項

記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知た者が証する書類(その作成に代えて電磁的 掲げる事項を当該特定石油化学製品を移入し 特定石油化学製品に係る同号イからハまでに 書に規定する場所に移入されたこと及び当該 油化学製品が法第八十九条の二第四項ただし 覚によつては認識することができない方式で 前号に掲げる場合以外の場合 当該特定石

第四十七条の五 法第八十九条の二第六項に規定

移出をした製造場の所在地及び名称

特定石油化学製品の種類及び種類ごとの数量

法第八十九条の二第六項に規定する政令で定

当該特定石油化学製品を移出した者と当該 類ごとの数量

化学製品を移入した者の住所及び氏名又は名 品移入証明書」という。)に基づき、前号イ 省令で定めるものをいう。第四十七条の八第 るために作成された電磁的記録であつて財務 事項が当該者に係るものであることを証明す 署名を行つた者を確認するために用いられる かつ、当該電子署名に係る電子証明書(電子 第四十七条の八第一項第二号及び第四十八条 者により、当該電磁的記録に記録された情報 報処理の用に供されるものをいう。以下この 称を記載した書類 からニまでに掲げる事項並びに当該特定石油 む。第七項第二号において「特定石油化学製 において同じ。) が提供されているものを含 一項第二号及び第四十八条の二第一項第二号 の二第一項第二号において同じ。)が行われ、 項に規定する電子署名をいう。以下この号、 法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一 に電子署名(電子署名及び認証業務に関する であつて、当該特定石油化学製品を移入した 成がされている場合における当該電磁的記録 八条の二第一項第二号において同じ。)の作 号、第四十七条の八第一項第二号及び第四十 作られる記録であつて、電子計算機による情

令第八条中「揮発油」とあるのは、「特定石油手続について準用する。この場合において、同条第四項の規定が準用される場合における当該 化学製品」と読み替えるものとする。 令第八条中「揮発油」とあるのは、「特定石 九条の二第七項の規定により揮発油税法第十四 揮発油税法施行令第八条の規定は、法第八十

は、法第八十九条の二第八項の規定により揮発 における当該記載事項について準用する。 油税法第十四条第七項の規定が準用される場合 は、法第八十九条の二第八項の規定により揮発 揮発油税法施行令第五条の二第七項の規定 揮発油税法施行令第五条の二第六項の規定

油税法第十四条第八項の規定が準用される場合

における当該命令について準用する。

号に定める方法によりその明細を明らかにしな 油化学製品の製造者は、当該特定石油化学製品 ければならない。 につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 法第八十九条の二第十二項に規定する特定

場合 第三項第一号イからニまでに掲げる事 特定石油化学製品を移入した者が同一である 項を帳簿に記載する方法 当該特定石油化学製品を移出した者と当該

- 法第八十九条の二第十二項第二号の承認を受 油化学製品を移入した者の住所及び氏名又は イからニまでに掲げる事項並びに当該特定石 学製品移入証明書に基づいて、第三項第一号 名称を帳簿に記載する方法 前号に掲げる場合以外の場合 特定石油化
- 申請書を当該税務署長に提出しなければならな けようとする者は、次に掲げる事項を記載した 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法
- にあつては、法人番号
- 移出する製造場の所在地及び名称

13

- 場所であることの事実 が当該特定石油化学製品を継続して移入する 移出先の所在地及び名称並びに当該移出先
- 移出先に移入する者の住所及び氏名又は

- を当該税務署長に提出しなければならない。 とする者は、次に掲げる事項を記載した申請書法第八十九条の二第十三項の承認を受けよう六 その他参考となるべき事項 又は法人番号 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号 (記帳義務) 五.
- 場所が当該特定石油化学製品を継続して移入 する場所であることの事実 移入場所の所在地及び名称並びに当該移入
- 移出する製造場の所在地及び名称 移出者の住所及び氏名又は名称
- その他参考となるべき事項
- 由を当該承認の申請者に対し、書面により通知日を、承認を与えないときはその旨及びその理 しなければならない 第十三項の規定が適用されることとなる最初の きはその旨及び法第八十九条の二第十二項又は 場合において、その申請につき承認を与えると 税務署長は、前二項の申請書の提出があつた
- 11 者に対し、書面により通知しなければならな 適用されないこととなる日を当該承認を受けた の理由及び同条第十二項又は第十三項の規定が 定により承認を取り消す場合には、その旨、そ 税務署長は、法第八十九条の二第十五項の規
- 12 掲げる事項を記載しなければならない けた者に係る同条第十六項の届出書には、 法第八十九条の二第十二項第二号の承認を受 次に

- にあつては、法人番号 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人
- 氏名又は名称 びに当該移出先に移入していた者の住所及び 当該承認に係る移出先の所在地及び名称並 当該承認に係る製造場の所在地及び名称
- 兀 五. 届出の理由 当該承認を受けた年月日
- 法第八十九条の二第十二項の規定の適用を
- 七 その他参考となるべき事項 受けないこととなる年月日
- 事項を記載しなければならない。 に係る同条第十六項の届出書には、 法第八十九条の二第十三項の承認を受けた者 、次に掲げる
- 又は法人番号 届出者の住所、氏名又は名称及び個人番号
- 当該承認に係る移入場所の所在地及び名称
- 三 当該承認を受けた年月日
- 兀 届出の理由
- 六 その他参考となるべき事項 受けないこととなる年月日 法第八十九条の二第十三項の規定の適用を
- 第四十七条の六 特定石油化学製品の製造者 製品の製造者とみなされる者を除く。)は、次 税法第十四条第六項の規定により特定石油化学 第八十九条の二第八項において準用する揮発油 者が受取人である場合に限る。 いては、特定石油化学製品の製造者又は販売業 い。ただし、第五号中受取人に関する事項につ に掲げる事項を帳簿に記載しなければならな (法 3
- の住所及び氏名又は名称 種類ごとの数量、移入の年月日並びに引渡人 移入した特定石油化学製品の原料の種類、
- 料の種類、 特定石油化学製品の製造のため使用した原 種類ごとの数量及びその使用の年
- 三 製造した特定石油化学製品の種類、 との数量及び製造の年月日 種類)
- 種類ごとの数量 貯蔵している特定石油化学製品の種類及び

兀

- 五. との数量、移出の年月日並びに受取人の住所 及び氏名又は名称 移入した特定石油化学製品の種類、種類ご 移出した特定石油化学製品の種類、種類ご
- との数量、移入の年月日並びに引渡人の住所 及び氏名又は名称

- t 月日 の種類、種類ごとの数量及びその製造の年、特定石油化学製品を消費して製造した物品 との消費数量、消費の年月日及びその用途 消費した特定石油化学製品の種類、種類ご
- 2 ただし書の規定は、第三号中受取人に関する事項を帳簿に記載しなければならない。前項化学製品の製造者とみなされる者は、次に掲げ 項について準用する。 発油税法第十四条第六項の規定により特定石油 法第八十九条の二第八項において準用する揮 移入した特定石油化学製品の種類、 、種類ご
- 及び氏名又は名称 との数量、移入の年月日並びに引渡人の住所
- 二 貯蔵している特定石油化学製品の種類及び 種類ごとの数量
- 三 との数量、移出の年月日並びに受取人の住所 及び氏名又は名称 移出した特定石油化学製品の種類、 種類ご
- 兀 Ŧi. の種類、 月日 との消費数量、消費の年月日及びその用途 の種類、種類ごとの数量及びその製造の年特定石油化学製品を消費して製造した物品 消費した特定石油化学製品の種類、種類ご
- ただし書の規定は、第二号中買受人に関する事項を帳簿に記載しなければならない。第一項 項について準用する。 特定石油化学製品の販売業者は、次に掲げる
- との数量、購入の年月日並びに売渡人の住所購入した特定石油化学製品の種類、種類ご 及び氏名又は名称
- 二 販売した特定石油化学製品の種類、種類ご 及び氏名又は名称 との数量、販売の年月日並びに買受人の住所
- 三 返品した特定石油化学製品の種類、 との数量、返品の年月日並びに返品先の者の 住所及び氏名又は名称 種類ご

第四十七条の七 法第八十九条の三第一項に規定

(揮発油の免税用途及び規格)

する政令で定める用途は、次に掲げる用途とす

- 接着剤の製造用 電気絶縁塗料の製造用
- 2 揮発油(法第八十八条の六の規定により揮発油四第一項に規定する政令で定める規格を有する とみなされる揮発油類似品を除く。 法第八十九条の三第一項及び法第八十九条の 以下第四十

- 七条の九までにおいて同じ。)は、次の各号に 掲げる用途に応じ、当該各号に定めるものとす
- たり百ミリグラム以上である揮発油 の容量の留出温度と九十七パーセントの容量 測定した場合において、 業規格に定める燃料油の蒸留試験方法により の留出温度との温度差(以下この条において 上、終点温度が百六十度以下、十パーセント 電気絶縁塗料の製造用 日本産業規格に定 つ、ゴムの混入量が百立方センチメートル当 「温度差」という。)が五十度以内であり、 ゴムの溶剤用又は接着剤の製造用 初留温度が四十度以 日本産 カュ
- 第四十七条の八 法第八十九条の三第二項に規定 試験成績書(第五項第二号において「揮発油試 する政令で定める書類は、当該揮発油が前条第 二項各号に規定する規格を有することを証する 分に応じ当該各号に定める書類とする。 験成績書」という。)及び次の各号に掲げる区 (移出に係る揮発油の特定用途免税手続等) り、かつ、油脂の混入量が百立方センチメー 度が百六十度以下、温度差が五十度以内であ 合において、初留温度が八十度以上、終点温 トル当たり百ミリグラム以上である揮発油 める燃料油の蒸留試験方法により測定した場
- を記載した書類 入した者が同一である場合 次に掲げる事 当該揮発油を移出した者と当該揮発油を移 項
- 移入した場所の所在地及び名称
- 移入した揮発油の数量
- 移入の年月日
- その他参考となるべき事項
- 録された情報に電子署名が行われ、かつ、当油を移入した者により、当該電磁的記録に記 揮発油を移入した者が証する書類(その作成に係る同号イからハまでに掲げる事項を当該 号イからニまでに掲げる事項並びに当該揮発 油免税移入証明書」という。)に基づき、 るものを含む。第五項第二号において「揮発 該電子署名に係る電子証明書が提供されてい 録された情報に電子署名が行われ、かつ、 における当該電磁的記録であつて、当該揮 に代えて電磁的記録の作成がされている場合 供する場所に移入されたこと及び当該揮発油 が法第八十九条の三第一項に規定する用途に 油を移入した者の住所及び氏名又は名称を記 載した書類 前号に掲げる場合以外の場合 当該揮発油 発

及び第四項の規定が準用される場合における当 該手続について準用する。 第三項の規定により揮発油税法第十四条第三項 項まで及び第八条の規定は、法第八十九条の三 揮発油税法施行令第五条の二第三項から第五 7

における当該記載事項について準用する。 油税法第十四条第七項の規定が準用される場合 法第八十九条の三第一項に規定する用途に供 1、法第八十九条の三第四項の規定により揮発揮発油税法施行令第五条の二第六項の規定

帳簿に記載しなければならない。 する揮発油を移入した者は、次に掲げる事項を 量、移入の年月日並びに引渡人の住所及び氏 当該揮発油の規格、当該規格ごとの移入数

名又は名称

及び種類ごとの数量並びにその製造の年月日一 当該揮発油を消費して製造した物品の種類 定する用途以外の用途に消費し、又は譲り渡 したときは、その事実 当該揮発油の規格、当該規格ごとの消費数 当該揮発油を法第八十九条の三第一項に規 貯蔵数量、消費の年月日及びその用途 8

の明細を明らかにしなければならない。 る区分に応じ、当該各号に定める方法によりそ 製造者は、当該揮発油につき、次の各号に掲げ 項を帳簿に記載する方法 格及び第一項第一号イからニまでに掲げる事 入した者が同一である場合 当該揮発油の規当該揮発油を移出した者と当該揮発油を移 10

法第八十九条の三第六項に規定する揮発油の

9

ニまでに掲げる事項並びに当該揮発油を移入 した者の住所及び氏名又は名称を帳簿に記載 前号に掲げる場合以外の場合 揮発油試験 績書及び揮発油免税移入証明書に基づい . 当該揮発油の規格、第一項第一号イから

請書を当該税務署長に提出しなければならな ようとする者は、次に掲げる事項を記載した申 法第八十九条の三第六項第二号の承認を受け

にあつては、法人番号 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法

移出する製造場の所在地及び名称

ことの事実 が当該揮発油を継続して移入する場所である 移出先の所在地及び名称並びに当該移出先

移出先に移入する者の住所及び氏名又は

三

当該承認を受けた年月日

当該承認に係る移入場所の所在地及び名称

五. その他参考となるべき事項

する者は、次に掲げる事項を記載した申請書を 当該税務署長に提出しなければならない。 法第八十九条の三第七項の承認を受けようと 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号

二 移入場所の所在地及び名称並びに当該移入 あることの事実 場所が当該揮発油を継続して移入する場所で

その他参考となるべき事項

きはその旨及び法第八十九条の三第六項又は第 場合において、その申請につき承認を与えると 六 五 四 なければならない。 を当該承認の申請者に対し、書面により通 を、承認を与えないときはその旨及びその理由 七項の規定が適用されることとなる最初の日 税務署長は、前二項の申請書の提出があつた 知し

た者に係る同条第十項の届出書には、 理由及び同条第六項又は第七項の規定が適用さ により承認を取り消す場合には、その旨、その税務署長は、法第八十九条の三第九項の規定 る事項を記載しなければならない。 れないこととなる日を当該承認を受けた者に対 し、書面により通知しなければならない。 法第八十九条の三第六項第二号の承認を受け 次に掲げ

三 当該承認に係る移出先の所在地及び名称並 びに当該移出先に移入していた者の住所及び にあつては、法人番号 当該承認に係る製造場の所在地及び名称 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人

五四 氏名又は名称 届出の理由 当該承認を受けた年月日

11 七 その他参考となるべき事項 係る同条第十項の届出書には、次に掲げる事項 法第八十九条の三第七項の承認を受けた者に けないこととなる年月日 法第八十九条の三第六項の規定の適用を受

を記載しなければならない。 届出者の住所、氏名又は名称及び個人番号

又は法人番号

移出する製造場の所在地及び名称移出者の住所及び氏名又は名称

四三 五.

当該保税地域の所在地 当該揮発油の数量

引取先に移入する者の住所及び氏名又は

引取先の所在地及び名称

当該手続について準用する。 揮発油税法施行令第八条の規定は、法第八十 揮発油税法施行令第五条の二第六項の規定

第四十八条 法第九十条第一項に規定する政令で

五四 (特定用途免税揮発油の譲渡の承認手続) けないこととなる年月日 その他参考となるべき事項 法第八十九条の三第七項の規定の 適用を受

第四十七条の九 法第八十九条の三第十三項(法 掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に を含む。)の承認を受けようとする者は、次に 提出しなければならない。 第八十九条の四第五項において準用される場合

にあつては、法人番号 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法

二 当該揮発油を移入した場所の所在地及び

譲渡の理由 譲渡に係る揮発油の用途、 規格及び数量

譲渡の年月

所の所在地及び名称 譲受者の住所及び氏名又は名称 譲受者が譲受けに係る揮発油を移入する場

第四十七条の十 法第八十九条の四第一項の承認 ら引き取ろうとする者は、次に掲げる事項を記く。以下この項において同じ。)を保税地域か定により揮発油とみなされる揮発油類似品を除 当該税関長に提出しなければならない。 必要とする事実を証する書類を添えて、これを 載した申請書に、当該揮発油につき当該承認を を受けて揮発油(法第八十八条の六第二項の規 (引取りに係る揮発油の特定用途免税手続)

申請者の住所及び氏名又は名称

六五四 名称 引取りの年月日 当該揮発油の用途及び規格

3 2 条の三第八項の規定が準用される場合における 九条の四第四項の規定により揮発油税法第十四 油税法第十四条第七項の規定が準用される場合 は、法第八十九条の四第二項の規定により揮発 における当該記載事項について準用する。

定める用途は、次に掲げる用途とする。 (みなし揮発油の免税用途及び規格)

ゴムの溶剤用 塗料の製造用

印刷用インキの製造用 その他財務省令で定める用 接着剤の製造用

用途に応じ、当該各号に定めるものとする。 される揮発油類似品に限る。以下第四十八条 に規定する政令で定める規格を有する揮発油 三までにおいて同じ。)は、次の各号に掲げる (法第八十八条の六の規定により揮発油とみ 法第九十条第一項及び法第九十条の二第一項 める割合以上である揮発油 官が指定する物の含有割合が国税庁長官の定 又はメタノール、エタノールその他国税庁長 蒸気圧が十六キロパスカル以下である揮発油 油、日本産業規格に定める原油及び燃料油 体積変化率がそれぞれ七十パーセント以上若 方法」という。)により測定したアクリロニ 方法(以下この項において「体積変化の測定 試験方法の浸せき試験による体積変化の測定 において日本産業規格に定める加硫ゴム物理 ンゴム若しくはふっ素ゴムを浸せきした場合 試験用液体としてアクリロニトリルブタジエ 蒸気圧試験方法により測定した場合において しくは五十パーセント以上となる当該揮 トリルブタジエンゴム若しくはふっ素ゴムの 塗料又は印刷用インキの製造用 揮発油を 発 0 な

ミリグラム以上である揮発油 化率がそれぞれ七十パーセント以上若しくは の測定方法により測定したアクリロニトリル っ素ゴムを浸せきした場合において体積変化 てアクリロニトリルブタジエンゴム若しくは 五十パーセント以上となる当該揮発油又はゴ ブタジエンゴム若しくはふっ素ゴムの体積変 アクリロニトリルブタジエンゴム若しくはふ ムの混入量が百立方センチメートル当たり 接着剤の製造用 揮発油を試験用液体とし ゴムの溶剤用 揮発油を試験用液体として

変化率がそれぞれ七十パーセント以上若しく 発油又はゴムの混入量が百立方センチメート は五十パーセント以上となる当該揮発油、 ルブタジエンゴム若しくはふっ素ゴムの体積 化の測定方法により測定したアクリロニトリ 素分の重量が全重量の百分の五以上である揮 ふっ素ゴムを浸せきした場合において体積変 ル当たり百ミリグラム以上である揮発油 塩

3 省令で定める規格を有する揮発油 前項第五号に定める用途 用途に応じ財務

化率の測定に用いるアクリロニトリルブタジエ前項第一号から第三号までに規定する体積変 格を有しなければならない。 ンゴム及びふっ素ゴムは、財務省令で定める規

第四十八条の二 法第九十条第二項に規定する政 令で定める書類は、当該揮発油が前条第二項各 (移出に係るみなし揮発油の特定用途免税手続

分に応じ当該各号に定める書類とする。 入した者が同一である場合 次に掲げる事項当該揮発油を移出した者と当該揮発油を移

験成績書」という。)及び次の各号に掲げる区 績書(第五項第二号において「みなし揮発油試 号に規定する規格を有することを証する試験成

移入した揮発油の数量移入した場所の所在地及び名称

入した者により、当該電磁的記録に記録され る当該電磁的記録であつて、当該揮発油を移て電磁的記録の作成がされている場合におけ を移入した者が証する書類(その作成に代え 同号イからハまでに掲げる事項を当該揮発油 場所に移入されたこと及び当該揮発油に係る が法第九十条第一項に規定する用途に供する 前号に掲げる場合以外の場合 その他参考となるべき事 当該揮発油 6

揮発油税法施行令第五条の二第三項から第五 油を移入した者の住所及び氏名又は名称を記 号イからニまでに掲げる事項並びに当該揮発 油免税移入証明書」という。)に基づき、前 を含む。第五項第二号において「みなし揮発 載した書類 兀

署名に係る電子証明書が提供されているもの

た情報に電子署名が行われ、かつ、当該電子

四項の規定が準用される場合における当該手続 の規定により揮発油税法第十四条第三項及び第 項まで及び第八条の規定は、法第九十条第三項 2、法第九十条第四項の規定により揮発油税法揮発油税法施行令第五条の二第六項の規定

4 入した者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しな る当該記載事項について準用する。 第十四条第七項の規定が準用される場合におけ 法第九十条第一項の用途に供する揮発油を移 ればならない

> 当該揮発油の規格、当該規格ごとの移入数 移入の年月日並びに引渡人の住所及び氏

及び種類ごとの数量並びにその製造の年月日 用途以外の用途に消費し、又は譲り渡したと 当該揮発油を法第九十条第一項に規定する 当該揮発油を消費して製造した物品の種類 貯蔵数量、消費の年月日及びその用途

に応じ、当該各号に定める方法によりその明細 を明らかにしなければならない。 は、当該揮発油につき、次の各号に掲げる区分 法第九十条第六項に規定する揮発油の製造者

5

二 前号に掲げる場合以外の場合 みなし揮発 項を帳簿に記載する方法 格及び第一項第一号イからニまでに掲げる事 入した者が同一である場合 当該揮発油の規 当該揮発油を移出した者と当該揮発油を移 10

油試験成績書及びみなし揮発油免税移入証明 帳簿に記載する方法 発油を移入した者の住所及び氏名又は名称を 一号イからニまでに掲げる事項並びに当該揮 書に基づいて、当該揮発油の規格、第一項第

当該税務署長に提出しなければならない。 する者は、次に掲げる事項を記載した申請書を にあつては、法人番号 法第九十条第六項第二号の承認を受けようと 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人

移出する製造場の所在地及び名称

ことの事実 が当該揮発油を継続して移入する場所である 移出先の所在地及び名称並びに当該移出先

移出先に移入する者の住所及び氏名又は

Ŧ 申請の理

その他参考となるべき事項

務署長に提出しなければならない。 は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税 法第九十条第七項の承認を受けようとする者 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号

場所が当該揮発油を継続して移入する場所で 又は法人番号 移入場所の所在地及び名称並びに当該移入

兀 三 あることの事実 移出する製造場の所在地及び名称 移出者の住所及び氏名又は名称

当該揮発油の規格、当該規格ごとの消費数 ならない。 認の申請者に対し、書面により通知しなければを与えないときはその旨及びその理由を当該承 規定が適用されることとなる最初の日を、承認 きはその旨及び法第九十条第六項又は第七項の 場合において、その申請につき承認を与えると

こととなる日を当該承認を受けた者に対し、書 承認を取り消す場合には、その旨、その理由及 び同条第六項又は第七項の規定が適用されない 税務署長は、法第九十条第九項の規定により

を記載しなければならない。 係る同条第十項の届出書には、次に掲げる事項 法第九十条第六項第二号の承認を受けた者に

にあつては、法人番号 届出者の住所及び氏名又は名称並びに法人

氏名又は名称 びに当該移出先に移入していた者の住所及び 当該承認に係る移出先の所在地及び名称並 当該承認に係る製造場の所在地及び名称

法第九十条第六項の規定の適用を受けない

条第十項の届出書には、次に掲げる事項を記載 しなければならない。 法第九十条第七項の承認を受けた者に係る同 3

当該承認に係る移入場所の所在地及び名称

五四

法第九十条第七項の規定の適用を受けない

六 その他参考となるべき事項

法人番号

その他参考となるべき事項

税務署長は、前二項の申請書の提出があつた

面により通知しなければならない。

五 当該承認を受けた年月日

こととなる年月日

t その他参考となるべき事項

一 届出者の住所、氏名又は名称及び個人番号 又は法人番号

当該承認を受けた年月日

こととなる年月日

第四十八条の三 法第九十条第十三項(法第九十 を記載した申請書を当該税務署長に提出しなけ の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項 条の二第五項において準用される場合を含む。) (特定用途免税みなし揮発油の譲渡の承認手続)

申請者の住所及び氏名又は名称並びに法

二 当該揮発油を移入した場所の所在地及び

譲渡に係る揮発油 の用途、 規格及び数量

譲渡の年月日

所の所在地及び名称 譲受者が譲受けに係る揮発油を移入する場 譲受者の住所及び氏名又は名称

(引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税手

第四十八条の四 受けて揮発油(法第八十八条の六第二項の規定 当該税関長に提出しなければならない。 必要とする事実を証する書類を添えて、これを 載した申請書に、当該揮発油につき当該承認を ら引き取ろうとする者は、次に掲げる事項を記 る。以下この項において同じ。)を保税地域かにより揮発油とみなされる揮発油類似品に限 法第九十条の二第一項の承認を

申請者の住所及び氏名又は名称

当該保税地域の所在地

当該揮発油の数量

当該揮発油の用途及び規

五四 引取りの年月日

引取先に移入する者の住所及び氏名又は

税法第十四条第七項の規定が準用される場合に は、法第九十条の二第二項の規定により揮発油 七 揮発油税法施行令第五条の二第六項の規定 引取先の所在地及び名称

該手続について準用する。 条の二第四項の規定により揮発油税法第十四条 の三第八項の規定が準用される場合における当 揮発油税法施行令第八条の規定は、法第九十

(移出に係る揮発油の外国公館等用免税の承認

おける当該記載事項について準用する。

第四十八条の五 法第九十条の三第一項の承認を た申請書を当該税務署長に提出しなければなら 受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し

にあつては、法人番号 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法

二 移出をしようとする製造場の所在地及び

四三 移出の年月日 移出をしようとする揮発油の数量

五. 名 移出先に移入する者の住所及び氏名又は

移出先の所在地及び名称

2 付しなければならない。 る場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げ その他参考となるべき事項

ものであることを証する書類 こと及び当該揮発油がこれらの規定に定める する者がこれらの規定に掲げる者に該当する 規定に該当する場合 揮発油を購入しようと 法第九十条の三第一項第一号又は第二号の

揮発油を販売したことを証する書類 は第二号に掲げる者にこれらの規定に定める 法第九十条の三第一項各号に規定する政令で する場合 同号の指定給油所が同項第一号又 法第九十条の三第一項第三号の規定に該当

るもので、財務省令で定める数量の範囲内のも 該揮発油の引渡しを受ける方法により購入され 類を当該製造者又は指定給油所に提出して、当 に提示し、かつ、その購入の事実を記載した書 造者に提出し、又は当該書類を当該指定給油所 に定めるものであることを証する書類を当該製 に該当すること及び当該揮発油がこれらの規定 際、その者が同項第一号又は第二号に掲げる者 該揮発油を購入しようとする者が、その購入の 油の製造者又は同項第三号の指定給油所から当 定めるところにより購入される揮発油は、揮発 3 2 五.

税務署長に提出しなければならない。 の指定を受けようとする給油所の所在地の所轄 る者は、次に掲げる事項を記載した申請書をそ 法第九十条の三第四項の指定を受けようとす

又は法人番号 申請者の住所、 氏名又は名称及び個人番号

当該給油所の敷地の状況及び建物の構造を 当該給油所の所在地及び名称

示す図面 申請の理由

Ŧi. その他参考となるべき事項

5 れる事情がないときは、同項の指定をするもの 所につき、取締り上特に不適当であると認めら 合において、その提出者又は当該申請に係る場 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場 4

6 取り消す場合には、 税務署長は、法第九十条の三第四項の指定を その旨及びその理由を記載

所及び氏名又は名称

した書類を当該指定を取り消される者に交付す

軽減の手続等) (特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の

とする特定用途石炭が同項第一号に掲げる石炭 を保税地域から引き取ろうとする者は、次に掲 用途石炭をいう。以下この条において同じ。) 認を受けて特定用途石炭(同項に規定する特定 当該税関長に提出しなければならない。 である旨の財務大臣の証明書を添えて、これを 書又は同項第二号に掲げる石炭に該当するもの に該当するものである旨の経済産業大臣の証明 げる事項を記載した申請書に、当該引き取ろう 法第九十条の三の三第一項の承 5

当該保税地域の所在地申請者の住所又は居所及び氏名又は名称

兀 当該特定用途石炭の数量

当該特定用途石炭の用途 引取りの年月日

引取先に移入する者の住所又は居所及び氏

名又は名称

する方法とする。 政令で定める方法は、日本産業規格K三八○二 に定める電気透析を行うことにより海水を濃縮 法第九十条の三の三第一項第二号に規定する 引取先の所在地及び名称

けた特定用途石炭を同項各号に定める用途に供 する者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなけ ればならない。 法第九十条の三の三第一項の規定の適用を受

年月日並びに引渡人の住所又は居所及び氏名移入した当該特定用途石炭の数量、移入の 又は名称

の年月日 消費した当該特定用途石炭の数量及び消費

貯蔵している当該特定用途石炭の数量

兀 二号に規定する塩をいう。)の数量 ソーダ又は塩(法第九十条の三の三第一項第 当該特定用途石炭を法第九十条の三の三第 当該特定用途石炭を消費して製造した苛性 項各号に定める用途以外の用途に供し、 又

項を帳簿に記載しなければならない。 けた特定用途石炭の販売業者は、次に掲げる事 法第九十条の三の三第一項の規定の適用を受 は譲り渡したときは、その事実

購入した当該特定用途石炭の数量及び用

購入の年月日並びに売渡人の住所又は居

販売した当該特定用途石炭の数量及び用 販売の年月日並びに買受人の住所又は居

途、返品の年月日並びに返品先の者の住所又 は居所及び氏名又は名称 返品した当該特定用途石炭の数量及び用

税関長に提出しなければならない。 た申請書を当該特定用途石炭の所在場所の所轄 受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し 法第九十条の三の三第四項ただし書の承認を

の所在地及び名称 当該特定用途石炭の所在場所又は使用場所

当該用途以外の用途に供し、又は当該用途

理由 以外の用途に供するため譲渡をしようとする 当該用途以外の用途に供し、又は当該用途

は発電の用に供した場合の石油石炭税の還付の Ŧi. (特定の石油製品等を特定の運送、農林漁業又 の年月日並びに当該承認に係る承認書の番号 条の三の三第一項の承認を受けた税関及びそ

第四十八条の七 法第九十条の三の四第一項の規 油製品等が同表の各号の上欄に掲げる者の区分 定用途石油製品等が同項の表の各号の下欄に掲いう。以下この条において同じ。)は、当該特 条及び次条において同じ。)の製造者、 規定する特定用途石油製品等をいう。以下この 政令で定めるところにより計算した金額の還付 同表の第六号の下欄に掲げる用途に供された特 品等に該当する旨の農林水産大臣の証明書又は の下欄に掲げる用途に供された特定用途石油製 する旨の国土交通大臣の証明書、同表の第五号 を除く。)を記載した申請書に当該特定用途石 合にあつては、二年以内)に、次に掲げる事項 号及び第六号の下欄に掲げる用途に供された場 げる用途に供された日後一年以内(同表の第五 又は承認輸入者(同項に規定する承認輸入者を を受けようとする特定用途石油製品等(同項に 定により同項の差額に相当する金額又は同項の げる用途に供された特定用途石油製品等に該当 定用途石油製品等に該当する旨の経済産業大臣 に応じ同表の第一号から第四号までの下欄に掲 (承認輸入者にあつては、第二号に掲げる事項 採取者

長官の承認を受けたときは、当該承認を受けた の製造場、採取場又は承認輸入者の住所若しくの証明書を添付して、当該特定用途石油製品等 (財務省令で定めるところにより国税庁

場所)の所在地の所轄税務署長に提出しなけ ばならない。

申請者の住所又は居所及び氏名又は名称

場の所在地及び名称

法第九十条の三の四第一項の表の各号の下

個人にあつては、住所又は居所及び氏名)

当該特定用途石油製品等の製造場又は採取

個人番号又は法人番号(個人番号を有しない 申請者の住所又は居所、氏名又は名称及び

特定用途石炭の数量 以外の用途に供するため譲渡をしようとする

当該特定用途石炭の引取りにつき法第九十

定めるガス状炭化水素は、天然ガスと天然ガス 五 その他参考となるべき事項 法第九十条の三の四第一項に規定する政令で 項及び第七項の各号において同じ。) の数量 同項前段に規定する混合ガス。第四項、 に規定するガス状炭化水素である場合には、 製品等(当該特定用途石油製品等が次項前段 欄に掲げる用途に供された当該特定用途石油 還付を受けようとする金額 第五

2 する。 金額とする。この場合において、当該混合ガス 差額に相当する金額に百分の九十を乗じて得た 百分の九十以上であるものに限る。) に含ま ス(当該混合ガスに含まれる天然ガスの割合が 以外のガス状炭化水素その他の物質との混合ガ 燥した当該混合ガスの容量一・四立方メートル の数量は、温度零度及び一気圧の下における乾 ところにより計算した金額は、当該混合ガスに る天然ガスとし、同項に規定する政令で定める につき重量一キログラムとして計算した数量と に定める税率により計算した石油石炭税額との により計算した石油石炭税額と石油石炭税法 つき、法第九十条の三の二第二号に定める税率 (昭和五十三年法律第二十五号)第九条第二号

令で定める特別の関係がある者は、 欄に規定する苛性ソーダの製造業を営む者と政 者とする。 法第九十条の三の四第一項の表の第六号の 次に掲げる

号において同じ。)の総数の百分の五十を超の発行済株式(議決権のあるものに限る。次 える数の株式を保有されている者 当該苛性ソーダの製造業を営む者によりそ 当該苛性ソーダの製造業を営む者によりそ 発行済株式の一部を保有されている者で、

当該苛性ソーダの製造業を営む者の役員(法

げる者及び電気事業法(昭和三十九年法律第が役員として派遣されているもの(前号に掲 う。以下この号において同じ。) 又は使用人 百七十号)第二条第一項第十五号に規定する 人税法第二条第十五号に規定する役員をい 発電事業者を除く。)

供する者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しな 第一項の特定用途石油製品等を同項の用途に ればならない。

の住所又は居所及び氏名又は名称 消費した当該特定用途石油製品等の品名、 名ごとの数量、移入の年月日並びに引渡人 移入した当該特定用途石油製品等の品名、 8

名及び品名ごとの数量 貯蔵している当該特定用途石油製品等の品 名ごとの数量、 消費の年月日及びその用途

定める事項を帳簿に記載しなければならない。 次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に に供する者は、前項各号に掲げる事項のほか、三の四第一項の表の第六号の下欄に掲げる用途 第一項の特定用途石油製品等を法第九十条の 苛性ソーダの製造業を営む者 次に掲げる

した電気の量 当該特定用途石油製品等を消費して発電

第三項各号に掲げる者 次に掲げる事項 製造に使用した電気の量 苛性ソーダの製造業を営む者に供給した イに掲げる電気の量のうち苛性ソーダの

電気の量

者の住所及び名称並びに当該苛性ソーダの 製造場の所在地及び名称 石油製品等を消費して発電した電気の量 イに規定する苛性ソーダの製造業を営む イに掲げる電気の量のうち当該特定用途 3

者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければ第一項に規定する特定用途石油製品等の製造

品名ごとの数量及び製造の年月日 貯蔵している当該特定用途石油製品等の品 製造した当該特定用途石油製品等の品名

名及び品名ごとの数量 移出した当該特定用途石油製品等の品名、 名ごとの数量及び移出の年月日並びに受取

次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならな 第一項の特定用途石油製品等の販売業者は、 人の住所又は居所及び氏名又は名称

> の住所又は居所及び氏名又は名称 品名ごとの数量、購入の年月日並びに売渡人 購入した当該特定用途石油製品等の品名、

の住所又は居所及び氏名又は名称 品名ごとの数量、販売の年月日並びに買受人 販売した当該特定用途石油製品等の品名、

品名ごとの数量、返品の年月日並びに返品先 の者の住所又は居所及び氏名又は名称 返品した当該特定用途石油製品等の品名が

兀

帳簿への記載を省略することができる。 税法施行令 (昭和五十三年政令第百三十二号) だし、これらの事項の全部又は一部が石油石炭の年月日を帳簿に記載しなければならない。た 製品等の品名及び品名ごとの数量並びに引取り 輸入者は、その引取りに係る当該特定用途石油 れている場合には、当該全部又は一部の事項の 第二十条第八項本文又は第十項の帳簿に記載さ 第一項に規定する特定用途石油製品等の承認 2

認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記第四十八条の八 法第九十条の三の四第一項の承(輸入特定用途石油製品等に係る承認の申請) らない。 載した申請書を国税庁長官に提出しなければな

個人にあつては、住所又は居所及び氏名)個人番号又は法人番号(個人番号を有しない る場合には、その所在地 定用途石油製品等の輸入に係る事務所を有す 申請者の住所地又は居所地以外の場所に特 申請者の住所又は居所、氏名又は名称及び

2 り申請者に通知しなければならない。 えない場合にはその旨及びその理由を書面によ 承認をする場合にはその旨を、同項の承認を与 国税庁長官は、法第九十条の三の四第一項の その他参考となるべき事項

なつた場合において、その旨及び次に掲げる事る者が、同項の規定の適用を受ける必要がなく 項を記載した書類を国税庁長官に提出したとき は、その提出があつた日後については、当該承 法第九十条の三の四第一項の承認を受けてい その効力を失う。

個人にあつては、住所又は居所及び氏名)個人番号又は法人番号(個人番号を有しない 法第九十条の三の四第一項の承認を受けた 提出者の住所又は居所、氏名又は名称及び

三 その他参考となるべき事項

第四十八条の九 法第九十条の四第一項の承認を 受けて石油製品等 (引取りに係る石油製品等の免税の手続等) (同項に規定する石油製品等

げる事項を記載した申請書を当該税関長に提出を保税地域から引き取ろうとする者は、次に掲 をいう。以下この項及び第六項において同じ。) なければならない。

当該保税地域の所在地

当該石油製品等の品名及び数量

ある場合には、その採取の方法及び温度十五 度における比重並びに用途) 法第九十条の四第一項第一号に掲げる原油で 当該石油製品等の用途(当該石油製品等が

引取りの年月日

引取先に移入する者の住所又は居所及び氏

第五条各号に掲げる物品とする。 措置法施行令 (昭和三十五年政令第六十九号) 定する政令で定める石油化学製品は、関税暫定

3 令第六条に規定する物品とする。 で定める石油化学製品は、関税暫定措置法施行 法第九十条の四第一項第三号に規定する政令

4 税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油又 簿に記載しなければならない。 に係る用途に供する者は、次に掲げる事項を帳 項において「揮発油等」という。)をその免除 は石油ガスその他のガス状炭化水素(以下この 法第九十条の四第一項の規定により石油石炭

居所及び氏名又は名称 数量、移入の年月日並びに引渡人の住所又は

数量及び消費の年月日 消費した当該揮発油等の品名、品名ごとの

Ŧi. 又は譲り渡したときは、その事実 定による免除に係る用途以外の用途に供し、 当該揮発油等を法第九十条の四第一項の規

5 おいて「重油等」という。)の販売業者は、次税の免除を受けた重油及び粗油(以下この項に . 掲げる事項を帳簿に記載しなければならな 法第九十条の四第一項の規定により石油石炭 2

名称

申請者の住所又は居所及び氏名又は名称

法第九十条の四第一項第一号及び第二号に規2 引取先の所在地及び名称

移入した当該揮発油等の品名、品名ごとの

三 貯蔵している当該揮発油等の品名及び品名 当該揮発油等を消費して製造した物品の品

名及び品名ごとの数量

並びに売渡人の住所又は居所及び氏名又は 購入した当該重油等の数量、購入の年月日

二 販売した当該重油等の数量、販売の年月日 並びに買受人の住所又は居所及び氏名又は

三 返品した当該重油等の数量、返品の年月 並びに返品先の者の住所又は居所及び氏名又

請書を当該石油製品等の所在場所の所轄税関長 ようとする者は、次に掲げる事項を記載した申 に提出しなければならない。 法第九十条の四第六項ただし書の承認を受け

所在地及び名称 当該石油製品等の所在場所又は使用場所の 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称

三 当該用途以外の用途に供し、又は当該用途 石油製品等の品名及び数量 以外の用途に供するため譲渡をしようとする

兀 以外の用途に供するため譲渡をしようとする 当該用途以外の用途に供し、又は当該用途

五. (引取りに係る特定石炭の免税の手続等) 日並びに当該承認に係る承認書の番号 の四第一項の承認を受けた税関及びその年月 当該石油製品等の引取りにつき法第九十条

第四十八条の十 法第九十条の四の二第一項 提出しなければならない。 業大臣の証明書を添えて、これを当該税関長に 炭が特定石炭に該当するものである旨の経済産 を記載した申請書に、当該引き取ろうとする石 域から引き取ろうとする者は、次に掲げる事項 をいう。以下この条において同じ。)を保税地 認を受けて特定石炭(同項に規定する特定石炭

当該保税地域の所在地 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称

当該特定石炭の数量

当該特定石炭の用途

引取りの年月日

名又は名称 引取先に移入する者の住所又は居所及び氏

t 引取先の所在地及び名称

石炭税の免除を受けた特定石炭をその免除に係 る用途に供する者は、次に掲げる事項を帳簿に 記載しなければならない。 法第九十条の四の二第一項の規定により石油

日並びに引渡人の住所又は居所及び氏名又は 移入した当該特定石炭の数量、移入の年月

二 消費した当該特定石炭の数量及び消費の年

名及び品名ごとの数量 当該特定石炭を消費して製造した物品の品 貯蔵している当該特定石炭の数量

の規定による免除に係る用途以外の用途に供 当該特定石炭を法第九十条の四の二第一項 、又は譲り渡したときは、その事実

次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならな 石炭税の免除を受けた特定石炭の販売業者は、 法第九十条の四の二第一項の規定により石油 2

はたても − ヾ 売の年月日並びに買受人の住所又は居所及び ・ 則寻した当該特定石炭の数量及び用途、販 氏名又は名称 入の年月日並びに売渡人の住所又は居所及び 購入した当該特定石炭の数量及び用途、

氏名又は名称 返品した当該特定石炭の数量及び用途、 の年月日並びに返品先の者の住所又は居所

長に提出しなければならない。 た申請書を当該特定石炭の所在場所の所轄税関 受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し 法第九十条の四の二第四項ただし書の承認を

及び氏名又は名称

在地及び名称 当該特定石炭の所在場所又は使用場所の所 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称 3

以外の用途に供するため譲渡をしようとする三 当該用途以外の用途に供し、又は当該用途 特定石炭の数量

以外の用途に供するため譲渡をしようとする 当該用途以外の用途に供し、又は当該用途

(引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税の 月日並びに当該承認に係る承認書の番号 当該特定石炭の引取りにつき法第九十条の の二第一項の承認を受けた税関及びその年 4

第四十八条の十一 るものである旨の経済産業大臣の証明書を添え ガス又は石炭が沖縄発電用特定石炭等に該当す とする者は、次に掲げる事項を記載した申請書 条において同じ。) を保税地域から引き取ろう 定する沖縄発電用特定石炭等をいう。以下この 承認を受けて沖縄発電用特定石炭等(同項に規 当該引き取ろうとする同項に規定する天然 法第九十条の四の三第一項の

て、 これを当該税関長に提出しなければならな

当該保税地域の所在地申請者の住所又は居所及び氏名又は名称

当該沖縄発電用特定石炭等の品名及び数量 引取りの年月日

引取先に移入する者の住所又は居所及び氏

名又は名称

引取先の所在地及び名称

事項を帳簿に記載しなければならない。 その免除に係る用途に供する者は、次に掲げる 石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭等を 法第九十条の四の三第一項の規定により石油

渡人の住所又は居所及び氏名又は名称 移入した当該沖縄発電用特定石炭等の品 消費した当該沖縄発電用特定石炭等の品 品名ごとの数量、移入の年月日並びに引 2

三 貯蔵している当該沖縄発電用特定石炭等の 品名及び品名ごとの数量 名、 品名ごとの数量及び消費の年月日

当該沖縄発電用特定石炭等を消費して発電

兀

Ŧ. の事実 外の用途に供し、又は譲り渡したときは、 四の三第一項の規定による免除に係る用途以 当該沖縄発電用特定石炭等を法第九十条の . そ

販売業者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しな 石炭税の免除を受けた沖縄発電用特定石炭等の ければならない。 法第九十条の四の三第一項の規定により石油 購入した当該沖縄発電用特定石炭等の品

二 販売した当該沖縄発電用特定石炭等の品 受人の住所又は居所及び氏名又は名称 渡人の住所又は居所及び氏名又は名称 品名ごとの数量、販売の年月日並びに買 品名ごとの数量、購入の年月日並びに売

返品した当該沖縄発電用特定石炭等の品

品名ごとの数量、返品の年月日並びに返

た申請書を当該沖縄発電用特定石炭等の所在場 受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し 法第九十条の四の三第四項ただし書の承認を品先の者の住所又は居所及び氏名又は名称 の所轄税関長に提出しなければならない。 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称

三 当該用途以外の用途に供し、又は当該用途 使用場所の所在地及び名称 当該沖縄発電用特定石炭等の所在場所又は

沖縄発電用特定石炭等の品名及び数量 以外の用途に供するため譲渡をしようとする

> 兀 以外の用途に供するため譲渡をしようとする 当該用途以外の用途に供し、又は当該用途

Ŧi. 関及びその年月日並びに当該承認に係る承認 法第九十条の四の三第一項の承認を受けた税 当該沖縄発電用特定石炭等の引取りにつき

(石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石

第四十九条 法第九十条の五第一項に規定する政 する場合にあつては、同令第六条に掲げる物第一項第三号に掲げる灯油又は軽油を原料に供行令第五条各号に掲げる物品(法第九十条の四 令で定める石油化学製品は、関税暫定措置法施

は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税をいう。以下この条において同じ。)の製造者 る石油化学製品(同項に規定する石油化学製品 務署長に提出しなければならない。 法第九十条の五第一項の承認を受けようとす

個人にあつては、住所又は居所及び氏名)個人番号又は法人番号(個人番号を有しない 当該石油化学製品の製造場の所在地及び

以下この条において同じ。)の品名及び品名 の五第一項に規定する特定揮発油等をいう。 にその原料とする特定揮発油等(法第九十条 ごとの数量 製造する石油化学製品の品名及び数量並び

3 けた場所)の所在地の所轄税務署長に提出しな税庁長官の承認を受けたときは、当該承認を受 ことを証する書類を添付して、当該特定揮発油る事項を記載した申請書に当該確認が行われた 兀 等の製造場(財務省令で定めるところにより国 油石炭税額に相当する金額の還付を受けようと 定する確認が行われた後一年以内に、次に掲げ する特定揮発油等の製造者は、同条第四項に規 法第九十条の五第一項の規定により同項の石 ればならない。

油石炭税の還付の申請等)

個人にあつては、住所又は居所及び氏名) 個人番号又は法人番号(個人番号を有しない 当該特定揮発油等の製造場の所在地及び 申請者の住所又は居所、氏名又は名称及び

Ξ 当該石油化学製品の原料とした当該特定揮

4 兀 還付を受けようとする金額

油石炭税の還付の申請等)

品)とする。

申請者の住所又は居所、氏名又は名称及び

製造の期間

発油等の数量

記載しなければならない。 製品を製造する者は、次に掲げる事項を帳簿に 前項の特定揮発油等を原料に用いて石油化学

二 消費した当該特定揮発油等の品名、 又は居所及び氏名又は名称 との数量、移入の年月日並びに引渡人の住所 移入した当該特定揮発油等の品名、品名ご 品名ご

三 貯蔵している当該特定揮発油等の品名及び 品名ごとの数量 との数量及び消費の年月日

化学製品の品名、 当該特定揮発油等を消費して製造した石油 品名ごとの数量及び製造

次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならな 第三項に規定する特定揮発油等の製造者は、

品名ごとの数量 との数量及び製造の年月日 貯蔵している当該特定揮発油等の品名及び

製造した当該特定揮発油等の品名、

品名ご

三 移出した当該特定揮発油等の品名、品名ご との数量及び移出の年月日並びに受取人の住 所又は居所及び氏名又は名称

る事項を帳簿に記載しなければならない。 との数量、購入の年月日並びに売渡人の住 前項の特定揮発油等の販売業者は、次に掲げ 購入した当該特定揮発油等の品名、品名ご

一 販売した当該特定揮発油等の品名、品名ご 又は居所及び氏名又は名称 との数量、販売の年月日並びに買受人の住所 又は居所及び氏名又は名称

との数量、返品の年月日並びに返品先の者の三 返品した当該特定揮発油等の品名、品名ご 、特定の重油を農林漁業の用に供した場合の 住所又は居所及び氏名又は名称

第五十条 法第九十条の六第一項に規定する政令 項に規定する用途に供するために購入するもの漁業を営む者が、その購入の際、当該重油を同 販売業者から当該重油を購入しようとする農林 の条において「重油」という。)の製造者又は で定める方法は、同項に規定する重油 業者に提出して、当該重油の引渡しを受ける方 であることを証する書類を当該製造者又は販売 (以下こ

2 油石炭税額に相当する金額の還付を受けようと 法第九十条の六第一項の規定により同項の

法とする。

の所轄税務署長に提出しなければならない。 けたときは、当該承認を受けた場所)の所在地令で定めるところにより国税庁長官の承認を受 る書類を添付して、当該重油の製造場(財務省 に掲げる事項を記載した申請書に前項に規定す る方法により購入された日から一年以内に、次 する重油の製造者は、当該重油が同項に規定す 申請者の住所又は居所、氏名又は名称及び

一 当該重油の製造場の所在地及び名称個人にあつては、住所又は居所及び氏名)個人番号又は法人番号(個人番号を有しない

り購入された当該重油の数量 法第九十条の六第一項に規定する方法によ 還付を受けようとする金額

項を帳簿に記載しなければならない。 貯蔵している当該重油の数量 製造した当該重油の数量及び製造の年月日

3

前項に規定する重油の製造者は、次に掲げる

移出した当該重油の数量及び移出の年月日 一びに受取人の住所又は居所及び氏名又は 2

帳簿に記載しなければならない。 前項の重油の販売業者は、次に掲げる事項を

びに返品先の者の住所又は居所及び氏名又は 返品した当該重油の数量、返品の年月日並びに買受人の住所又は居所及び氏名又は名称 らに売渡人の住所又は居所及び氏名又は名称 購入した当該重油の数量、購入の年月日並 販売した当該重油の数量、販売の年月日並

出しなければならない。 請書を当該重油の所在場所の所轄税務署長に提ようとする者は、次に掲げる事項を記載した申よ第九十条の六第六項ただし書の承認を受け

5

個人番号又は法人番号(個人番号を有しない 当該重油の所在場所又は使用場所の所在地心人にあつては、住所又は居所及び氏名) 申請者の住所又は居所、氏名又は名称及び

当該重油の数量 以外の用途に供するため譲渡をしようとする一 当該用途以外の用途に供し、又は当該用途

及び名称

(石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 以外の用途に供するため譲渡をしようとする。 当該用途以外の用途に供し、又は当該用途

第五十条の二 する政令で定める者は、 法第九十条の六の二第一項に規定 同項に規定する課税済

うとする石油アスファルト等製造業者は、 の石油石炭税額に相当する金額の還付を受けよ

同項

という。)を原料の全部又は一部として石油コ 製品等(以下この条及び次条第七項において 二項及び第七項において「国産石油等残留物」 いて製造されたもの(以下この条並びに次条第 石油等の残留物(石油コークスを除く。)で課 る者及び法第九十条の六の二第三項に規定する の条及び次条第三項において同じ。)を製造す 「石油アスファルト」という。)をいう。以下こする石油アスファルト(以下この条において 石油アスファルト等(法第九十条の六の二第一 原油等」という。)又は同項に規定する石油調 みの原油等(以下この条において「課税済みの 税済みの原油等又は石油調製品等から本邦にお て「石油コークス」という。) 又は同項に規定 項に規定する石油コークス(以下この条におい 「石油調製品等」という。)を原料の一部として クスを製造する者とする。 5

下この条において同じ。)は、次に掲げる事項定する石油アスファルト等製造業者をいう。以 とする石油アスファルト等製造業者(同項に規 を記載した申請書を当該税務署長に提出しなけ ればならない。 法第九十条の六の二第一項の承認を受けよう

6

二 当該石油アスファルト等の製造場の所在地 個人にあつては、住所又は居所及び氏名)個人番号又は法人番号(個人番号を有しない 申請者の住所又は居所、氏名又は名称及び

アルト又は石油コークスの別(以下この条に三 製造する石油アスファルト等の石油アスフ おいて「石油アスファルト等の種別」とい

原料の種類 当該石油アスファルト等の製造に使用する

兀

Ŧi. その他参考となるべき事項

3 ろにより証明がされたものを除く。)とする。 その他財務省令で定める移出で、これらの移出 該他の石油コークスの製造場(同項に規定する クスの製造場への石油アスファルトの移出(当 ら除かれる政令で定めるものは、他の石油コー として消費するための石油アスファルトの移出 承認を受けた製造場に限る。)内において燃料 に該当することにつき、財務省令で定めるとこ 法第九十条の六の二第一項の規定により同項 法第九十条の六の二第一項に規定する移出か

> より国税庁長官の承認を受けたときは、当該承書を、当該製造場(財務省令で定めるところに 認を受けた場所)の所在地の所轄税務署長に提 た石油アスファルト等を移出し、又は消費した 出しなければならない。 後一年以内に、次に掲げる事項を記載した申請 に規定する承認を受けた製造場において製造し

二 当該石油アスファルト等を製造した製造場 個人にあつては、住所又は居所及び氏名)個人番号又は法人番号(個人番号を有しない申請者の住所又は居所、氏名又は名称及び

三 移出し、又は消費した当該石油アスファル ト等の種別及び当該石油アスファルト等の種

還付を受けようとする金額

る事項を記載した書類を添付しなければならな 掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定め 前項の規定による申請書には、同項第四号に

は、国産石油等残留物とする。 スファルト等の原料として政令で定めるもの 法第九十条の六の二第一項に規定する石油ア

油等、石油調製品等及び国産石油等残留物の数用された原料の合計数量に占める課税済みの原等の数量に当該石油アスファルト等の製造に使 ものを用いた場合には、当該石油アスファルト 課税済みの原油等、石油調製品等及び国産石油 の数量(当該石油アスファルト等の原料として ろにより計算した金額は、石油アスファルト等 のに限る。以下この項において同じ。)以外の 等残留物(同項の規定の適用を受けていないも 炭税額に相当する金額として政令で定めるとこ 法第九十条の六の二第一項に規定する石油石 12

じ、当該各号に定める方法により計算した数量の各号に掲げる石油アスファルト等の種別に応いるものについての前項に規定する数量は、次 石油アスファルト等で重量により計量されて

乗じて得た金額とする。

として計算する方法 一・三七キログラムにつき、 ・三七キログラムにつき、容量一リットル石油コークス 当該石油コークスの重量

二 石油アスファルト ットルとして計算する方法 重量一・○三キログラムにつき、 当該石油アスファルト 容量一 IJ

14

であつて、

法第九十条の六の二第一項の規定に

9

の所在地及び名称

別ごとの数量

兀

7

三の二第一号に規定する税率に相当する金額をる。)に、一キロリットルにつき法第九十条の量を合計した数量の割合を乗じて得た数量とす

載しなければならない。 月日 年月日

四消費した石油アスファルト等の種別、 アスファルト等の種別ごとの消費数量、 び石油アスファルト等の種別ごとの 消費 石油

前項に規定する石油アスファルト等製造業者 の年月日及びその用途 又は名称並びに移出先の所在地及び名称 年月日並びに受取人の住所又は居所及び氏 アスファルト等の種別ごとの数量及び移出 移出した石油アスファルト等の種別、 石

税者でない場合とする。 された原油又は石油製品に係る石油石炭税の納 た石油調製品等又は国産石油等残留物の原料と 定める場合は、石油アスファルト等製造業者 が、当該石油アスファルト等の製造に使用され 法第九十条の六の二第一項に規定する政令で

11 は、国産石油等残留物とする。 スファルト等の原料として政令で定めるもの 法第九十条の六の二第二項に規定する石油ア 法第九十条の六の二第三項に規定する政令で

一 提出者の住所又は居所及び氏名又は名称並定める事項は、次に掲げる事項とする。 びに法人にあつては、法人番号

移入した製造場の所在地及び名称

移入の年月日

五 当該石油等の残留物を当該製造場に移出し 兀 う。以下この条において同じ。) の種類 の二第三項に規定する石油等の残留物をい 移入した石油等の残留物(法第九十条の六

の住所又は居所及び氏名又は名称た者(第十四項において「移出者」という。) その他参考となるべき事項 当該移出がされた場所の所在地及び名称

とする。 には、その内容を記載した書類を交付するもの 法第九十条の六の二第四項の命令をする場合

認を受けたものは、次に掲げる事項を帳簿に記 つき法第九十条の六の二第一項の規定による承 石油アスファルト等製造業者でその製造場に

原料の種類、種類ごとの数量及び使用 石油アスファルト等の製造のため使用 した 0) 年

二 製造した石油アスファルト等の種別、 アスファルト等の種別ごとの数量及び製 石油 登の

三 貯蔵している石油アスファルト等の種別及

は石油等の残留物を移入した者は、次に掲げるの数量及び移入の年月日並びに移出者の住所の数量及び移入の年月日並びに移出者の住所の数量及び移入の年月日並びに移出者の住所の数量及び移入の年月日並びに移出者の住所とは居所及び氏名又は名称並びに当該移出がされた場所の所在地及び名称

類ごとの数量 類にとの数量 関節している石油等の残留物の種類及び種

四 移入した石油等の残留物を消費して製造しの消費数量、消費の年月日及びその用途三 消費した石油等の残留物の種類、種類ごと

在地及び名称

在地及び名称

本地及び名称

本地及び名称

本地及び名称

本が、大は居所及び氏名又は名称並びに移出先の所の数量及び移出の年月日並びに受取人の住所の数量及び製造の年月日が、一般出した石油等の残留物の種類、種類ごとの数量及び製造の年月日が、一般の種別ごとの数量及び製造の年月日が、一般の種別で名称

書の番号を、付記しなければならない。書の番号を、付記しなければならない。前項の場合において、石油等の残留物が輸入が当該許可に係る輸入の許可書の番号を、同法第七十三条第一項の規定による輸入の許可を受財たものにあつては当該許可を受けた年月日及び当該許可を受けた年月日及び当該承認を受けた年月日及び当該承認を受けた年月日及び当該承認を受けた年月日及び当該承認を受けた年月日及び当該承認を受けた年月日及び当該承認を受けた年月日及び当該承認を受けた年月日及び当該承認を受けた年月日及び当該承認を受けた年月日及び当該承認に係る承認を対している。

第五十条の二の二 非製品ガスに係る石油石炭税の還付の申請等) 第五十条の二の二 非製品ガス(法第九十条の六の三第一項に規定する石油精製業者(同項に規定する石油精製業者(同項に規定する石油精製業者(同項に規定する石油精製業者(同項に規定する石油精製業者(同項に規定する石油精製業者(同項に規定するおり、以下この条において同じ。)は、次に掲げる事項を記載した申請(書を当該税務署長に提出しなければならない。 個人番号又は法人番号(個人番号を有しない個人にあつては、住所又は居所及び氏名の関係では、 個人の一 申請者の住所又は居所、氏名又は名称及び個人にあつては、住所又は居所及び氏名) 個人にあつては、住所又は居所及び氏名)

種類 三 当該非製品ガスの製造に使用する原料の三 当該非製品ガスの製造場の所在地及び名称

場所 当該非製品ガスの数量の計測方法及び計測

土 その他参考となるべき事項

油等残留物とする。 ガスの原料として政令で定めるものは、国産石 ガスの原料として政令で定めるものは、国産石 2 法第九十条の六の三第一項に規定する非製品 8

には、その内容を記載した書類を交付するもの

とする。

出しなければならない。
出しなければならない。
出しなければならない。
出しなければならない。。
出しなければならない。。
出しなければならない。。
出しなければならない。。
出しなければならない。。
出しなければならない。。
出しなければならない。。
出しなければならない。。

及び名称 という 申請者の住所又は居所、氏名又は名称及び名称 という は、住所又は居所及び氏名) はま製品ガスを製造した製造場の所在地 という 申請者の住所又は居所、氏名又は名称及び

五 その他参考となるべき事項四 還付を受けようとする金額三 製造した当該非製品ガスの数量

ろにより計算した金額は、非製品ガスの数量炭税額に相当する金額として政令で定めるとこと、 法第九十条の六の三第一項に規定する石油石となければならない。

第一号に規定する税率に相当する金額を乗じて

に、一キロリットルにつき法第九十条の三の一

得た金額とする。

9 石油精製業者でその製造場につき法第九十条 日本がの一第一項の規定による承認を受けたものの六の三第一項の規定による承認を受けたもの

月日 類、種類ごとの数量及び密度並びに使用の年類、種類ごとの数量及び密度並びに使用の年 非製品ガスの製造に使用された原料の種

三 移出した非製品ガスの製造に使用された原料の一日並びに受取人の住所又は居所及び氏名又は日並びに受取人の住所又は居所及び氏名又は日並びに受取人の住所又は居所及び名称 第四項、第六項及び前項に規定する非製品ガスの並方メートル当たりのキログラムで表した当該非製品ガスの重量(温度零度及び一気圧の下における乾燥した当該非製品ガスの数量とび移出の年月日並びに受取人の住所又は居所及び氏名又は日がに受取人の住所又は居所及び移出の年月日がびに受取人の住所又は居所及び移出の年月日ができます。

(沖縄路線航空機の範囲)

で除して得た数量とする。

キロリットル当たりのキログラムで表した重量

する政令で定める航空機は、次に掲げるものと第五十条の三 法第九十条の八の二第一項に規定

由により、航空法(昭和二十七年法律第二百場を離陸した後、天候その他やむを得ない理 飛行場との間を航行するもの(新たな旅客又 の間又は当該着陸した飛行場と当該離陸した 又は当該航空機に代えて使用される航空機 規定する外国往来機で同条に規定する有償の 料税法(昭和四十七年法律第七号)第二条第 行場を除く。)に着陸した航空機(航空機燃 という。)と異なる飛行場(当該離陸した飛 条第二項第一号において「着陸予定飛行場」 を受けた、又は通報した飛行計画において最定により、当該離陸前に国土交通大臣の承認 以下この条において同じ。)に所在する飛行 項に規定する沖縄以外の本邦の地域をいう。 以外の本邦の地域(法第九十条の八の二第 で、当該着陸した飛行場と着陸予定飛行場と 以下この条及び次条第二項において同じ。) 国内運送の用に供されていないものを除く。 初の着陸地とした飛行場(以下この号及び次 三十一号)第九十七条第一項又は第二項の規 は貨物の運送の用に供されないものに限る。) 一号に規定する航空機をいい、同法第七条に 沖縄県の区域内に所在する飛行場又は沖縄

(特定離島路線航空機の範囲)

第五十条の四 法第九十条の九第一項に規定する略別とする略別という。)は、それぞれの離島(同条第一頃に規定する離島をいう。以下この項において頃に規定する離島をいう。以下この項において「特定離島路がる路線として国土交通大臣が財務大臣と協議ける路線として指定する離島をいう。以下に別の職島(同条第一人で指定するもの及び第四号に掲げる路線とする。

に該当するものを除く。) の所在地との間の交内にある支庁に限る。) の所在地との間の交内にある支庁に限る。) の所在地との間の交道府県庁又は支庁(当該離島がその所管区域当該離島と当該離島の属する都道府県の都

る航空機は、次に掲げるものとする。 2 法第九十条の九第一項に規定する政令で定め関西国際空港又は大阪国際空港との間の路線 当該離島と成田国際空港、東京国際空港、

離陸した飛行場を除く。)に着陸した航空機より、着陸予定飛行場と異なる飛行場(当該離陸した後、天候その他やむを得ない理由に離時にを後、天候その他やむを得ない理由に一一特定離島路線の使用飛行場である飛行場を

又は当該航空機に代えて使用される航空機 取り、飛行場に着陸することができなかつた は貨物の運送の用に供されないものに限る。) は貨物の運送の用に供されないものに限る。) は貨物の運送の用に供されないものに限る。) は貨物の運送の用に供されないものに限る。) は貨物の運送の用に供されないものに限る。) は貨物の運送の用に供されるいき機 で、当該着陸した飛行場と着陸予定飛行場と ができなかできなかできなかつた

省令で定めるもの 前二号に掲げる航空機に類するもので財務

(記帳義務等)

第五十条の五 法第九十条の八の二又は第九十条の五 法第九十条の八の二又は第九十年の規定の適用については、同条第一号及料税法施行令(昭和四十七年政令第五十七号)料税法施行令(昭和四十七年政令第五十七号)

数量」とする。

数量」とする。

数量」とする。

(貨物自動車の範囲)

第五十一条 法第九十条の十第二項に規定する政第五十一条の五において同じ。) で、財務省令する自動車をいう。次条、第五十一条の三及びする自動車をいう。次条、第五十一条の三及びで定める自動車は、その自動車検査証に最大

(免税対象車等の範囲)

- 自動車で財務省令で定めるものと然ガス自動車で財務省令で定めるものと然ガス自動車をいう。次第二号に規定する天然ガス自動車をいう。次第二号に規定する天然ガス自動車をいう。次第二号に規定する天然ガス自動車をいう。次第二号に規定する天然ガス自動車をいう。次第二号に規定する天然ガス自動車をいう。次第二号に規定する下の条において同じ。)にある窒素酸化物の値の十分の九を超えない。次第二号において同じ。)であつて、車両総算が一段に対している。
- う。次項第三号において同じ。) 二第一項第四号に規定する揮発油自動車をい二 次に掲げる揮発油自動車(法第九十条の十

- ・ 乗用自動車(法第九十条の十第一項に規一を指令で定めるものであるものに限る。)(令和二年度基準エネルギにおいて同じ。)(令和二年度基準エネルギにおいて同じ。)(令和二年度基準エネルギーのうち、次のいずれにも該当するものであるもの
- 化物の値の四分の一を超えないこと。七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十
- (2) エネルギー消費効率(法第九十条の十二第一項第四号イ(2)に規定するエネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。)が令和二年度基準エネルギー消費効率(同号イ(2)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率はにおいて同じ。)に百分う。以下この条において同じ。)に百分う。以下この条において同じ。)に百分う。以下二の条において同じ。)に百分う。以下二の条において同じ。)に百分方。以下二の条において得た数値以上(令和七年四月三十日までの間は、令和二年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限さい。以下この条において同じ。)が表すである。

定めるもの

化物の値の四分の一を超えないこと。七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十

エネルギー消費効率が平成二十二年度

- 化物の値の二分の一を超えないこと。
  七年揮発油軽中量車基準に定める窒素酸し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十

該当するもので財務省令で定めるもの

- 務省令で定めるものー消費効率算定自動車であるもので財のうち、次のいずれにも該当するものに限る。)のうち、次のいずれにも該当するものに限る。)のうち、次のいずれにも該当するものではでする貨物自動車をいう。以下この項にお

- 一)を超えないこと。

  一)を超えないこと。

  一)を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率(法第九十条の十二年度基準エネルギー消費効率をいう。第年度基準エネルギー消費効率をいう。第五号に規定する石油ガス自動車(法第九十条の十二第一項第六号において同じ。)(令和二年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。次第五号に規定する石油ガス自動車であること。カルギー消費効率算定自動車であるものに限ネルギー消費効率算定自動車であるもので財務省令で定めるもので財務省令で定めるもの
- では、これで、「おきのでは、これでは、これでは、これで、では、これで、でいるでは、これでは、これで、では、これで、では、いつ、窒素酸化物の排出量が平成十七く、いつ、窒素酸化物の排出量が平成十七イ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合
- 上)であること。
  上)であること。
  上)であること。
- 次項第七号及び第九号において同じ。)第一項第六号に規定する軽油自動車をいう。四 次に掲げる軽油自動車 (法第九十条の十二

- 財 務省令で定めるものお 有 乗用自動車(令和二年度基準エネルギー)
- すること。 1 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合
- 費効率以上)であること。
  て得た数値以上(令和七年四月三十日までの間は、令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九を乗じエネルギー消費効率に百分の百九を乗じ
- 財務省令で定めるもの車のうち、次のいずれにも該当するもので車のうち、次のいずれにも該当するもので
- すること。

エネルギー消費効率が令和二年度基準

- も該当するもので財務省令で定めるものン以下の貨物自動車のうち、次のいずれに車両総重量が二・五トンを超え三・五トエネルギー消費効率以上であること。
- すること。
- て得た数値以上であること。 エネルギー消費効率に百分の九十を乗じ でであること。
- 省令で定めるもの

  東西総重量が三・五トンを超える乗合自

  東西総重量が三・五トンを超える乗合自
- (1)に規定する平成二十八年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸軽油重量車基準に適合すること又は平成二十一年車基準に適合すること又は平成二十一年車基準に適合すること又は平成二十八年軽油重量(1)に規定する平成二十八年軽油重量(1)に対応が表面である。
- いう。次項第二号及び第八号において同成二十七年度基準エネルギー消費効率を十二第一項第六号ニ(2)に規定する平十二第一項第六号ニ(2)に規定する平上第一項第六号ニ(2)に規定する平上第費効率が平成二十七年度

この条において、次の各号に掲げる用語の意上であること。 じ。) に百分の百五を乗じて得た数値以

2

義は、当該各号に定めるところによる。 りエネルギー消費効率を算定しているものを の十二第一項第四号イ(2)に規定する令和動車 令和十二年度基準算定法(法第九十条 める方法をいう。同号において同じ。)によ 消費効率を算定する方法として財務省令で定 消費効率及び平成二十七年度基準エネルギー 年度基準算定法(令和二年度基準エネルギー 効率を算定していない自動車であつて令和一 四号において同じ。) によりエネルギー消費 方法として財務省令で定める方法をいう。第 いて同じ。)で財務省令で定めるものをいう。 る排出ガス保安基準をいう。以下この項にお れた天然ガス自動車に係る排出ガス保安基準 十二年度基準エネルギー消費効率を算定する (法第九十条の十二第一項第二号イに規定す 十一条第一項の規定により平成二十一年十月 令和二年度基準エネルギー消費効率算定自 日以降に適用されるべきものとして定めら 平成二十一年天然ガス車基準 .法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四 道路運送車

あつては、十一月)

安基準で財務省令で定めるものをいう。 十一年十月一日以降に適用されるべきものと十一年十月一日以降に適用されるべきものと 中一年十月一日以降に適用されるべきものと エーダニ十一年軽油軽中量車基準 道路運送

九 平成二十七年度基準エネルギー消費効率算に自動車 法第九十条の十二第一項第六号二(2)に規定する令和七年度基準エネルギー消費効率を算定しいない自動車であつて平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定して財務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しているものをいう。率を算定しているものをいう。平成二十七年度基準エネルギー消費効率算

マ成二十一年軽油重量車基準 道路運送車やで定めるものをいう。

(特定の検査自動車の範囲等)

第五十一条の三 法第九十条の十一の二第一項並第五十一条の三 法第九十条の十一の二第一項に規定する政令で定める検査自動車は、道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた軽自動車(以下この条において「軽自動車」という。)及び特定自動車(同法第六十二条に規定する継続検査(自動車検査証の有効期間の超算日が従前の有効期間の超算日が従前の有効期間の超算日が従前の有効期間の超算日が従前の有効期間の起算日が従前の有効期間の起算日が従前の有効期間の起算日が従前の有効期間の起算日が従前の有効期間の超方する日の一月前の日の前日までの間に受けるものに限る。)の結果、返付を受ける自動車検査証の有効期間の起算日が従前の目のでによる。

した年の十二月(特定自動車に該当するものは応じ、当該各号に定める月とする。 に応じ、当該各号に定める月とする。 に応じ、当該各号に定める月とする。 に応じ、当該各号に定める月とする。 は第九十条の十一の二第一項に規定する政令

算して十八年を経過する月の前月規定による登録を受けた日の属する月から起え。) 初めて道路運送車両法第七条第一項のく。) 特定自動車(軽自動車に該当するものを除

:費効率算 第一項後段の規定による車両番号の指定を受いう。 一 軽自動車 初めて道路運送車両法第六十条(出ガス保 る。 動車の区分に応じ、当該各号に定める月とすらり平成二 定する政令で定める月は、次の各号に掲げる自道路運送 3 法第九十条の十一の三第一項及び第二項に規

3

(自動車重量税の納付の事実の確認等の特例) の規定の適用がある場合における自動車重量税法については、同法第六条第二項第四号中「政令については、同法第六条第二項第四号中「政令で定める場所」とあるのは「主たるものの所在がよ、同項第五号中「政令で定める」と、同項第五号中「政令で定める」とあるのは「租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九十条の十二の二第三項の援定(自動車重量税の納付の事実の確認等の特例)の規定により課する」とする。

請等)

(使用済自動車に係る自動車重量税の還付の申必要な事項は、財務省令で定める。
必要な事項は、財務省令で定める。

の日出」という。)のうち解体を事由とするの届出」という。)のうち解体を事由とする出(以下この条において「検査対象軽自動車車両法第六十九条の二第一項の規定による届一 前号に掲げる自動車以外のもの 道路運送

定により計算した金額から当該還付された金

合又は同条第四項の規定による申請書を提出の規定の適用により還付された金額がある場

し還付を受けようとしている場合

前号の

重量税の額につき、既に、法第九十条の十五

使用済自動車又は被災自動車に係る自動

月とす 次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各げる自 又は解体したものとして政令で定めるものは、項に規 2 法第九十条の十五第二項に規定する滅失し、

した年の十二月(特定自動車に該当するものけた日の属する年から起算して十三年を経過

動車重量税の額に相当する金額を自動車検 証の交付又は返付を受ける際に納付された自 金額の合計額) 際に納付された自動車重量税の額に相当する 額を旧自動車検査証の有効期間の月数で除し 合には、旧自動車検査証の交付又は返付の際 以下この号において同じ。)の有効期間の満 ける自動車検査証をいう。以下この号にお 動車検査証(当該継続検査の結果、返付を受 に規定する被災自動車(以下この条において 車」という。) 又は法第九十条の十五第二項 自動車(以下この条において「使用済自動 ら当該自動車検査証に記録された有効期間 証の有効期間の月数で除し、これに確定日 て計算した金額及び新自動車検査証の返付 に納付された自動車重量税の額に相当する金 了する日の一月前の日までの間の日である場 (当該返付を受ける前の自動車検査証をいう。 て同じ。) の返付の日から旧自動車検査 する特定自動車であり、かつ、確定日が新自 (法第九十条の十五第一項に規定する使用 満了する日までの月数を乗じて計算した金 「被災自動車」という。)が第五十一条の三第 一項に規定する継続検査を受けた同項に規定 次号に掲げる場合以外の場合 自動車検査

額又は当該還付を受けようとする金額を控除

4 る場合の区分に応じ、当該各号に定める日をい 前項に規定する確定日とは、次の各号に掲げ

場合 当該永久抹消登録を受けた日 使用済自動車に係る永久抹消登録を受けた

という。)のいずれか遅い日 申請があつたものとみなされる場合を含む。) 告を受けた日(次号において「報告受領日」 に報告されたことについて国土交通大臣が報 同法第百十四条に規定する情報管理センター 同法第二条第十一項に規定する引取業者から により当該使用済自動車を引き取つたことが 年法律第八十七号)第八十一条第一項の規定 自動車の再資源化等に関する法律(平成十四 に基づき一時抹消登録を受けた日又は使用済 申請(同法第十五条の二第五項の規定により つた場合 道路運送車両法第十六条第一項の 使用済自動車に係る登録自動車の届出を行 8

三 使用済自動車に係る検査対象軽自動車の届 返納した日又は報告受領日のいずれか遅い日 の規定により設立された軽自動車検査協会 は運輸支局長又は道路運送車両法第五章の二 を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しく 臣等(国土交通大臣若しくはその権限の委任 出を行つた場合 自動車検査証を国土交通大 いう。第七項及び第八項において同じ。)に (第九項第五号において「協会」という。) を 9

一月に満たない端数を生じたときは、これを切 第三項第一号の月数は、暦に従つて計算し、 第九十条の十五第二項に規定する自然災害を 合 これらの被災自動車に係る自然災害(法 合又は被災自動車に係る登録自動車の届出若 いう。第八項において同じ。)の発生した日 しくは検査対象軽自動車の届出を行つた場 被災自動車に係る永久抹消登録を受けた場

兀

める事項は、次に掲げる事項とする。 法第九十条の十五第四項に規定する政令で定

二 使用済自動車又は被災自動車の自動車登録 ない者にあつては、住所及び氏名又は名称) 又は法人番号(個人番号又は法人番号を有し 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号

番号又は車両番号及び車台番号 その他参考となるべき事項 還付を受けようとする金額

> 7 情がある場合には、同時に提出することを要し 届出と同時に、前項に掲げる事項を記載した申 請書を、国土交通大臣等に対し経由のため提出 第九項において同じ。)は、永久抹消登録の申 の還付を受けようとする使用済自動車の所有者 しなければならない。ただし、やむを得ない事 請、登録自動車の届出又は検査対象軽自動車の (同項に規定する使用済自動車の所有者をいう。 法第九十条の十五第一項の規定による還付金

る事項を記載した申請書を、国土交通大臣等に 永久抹消登録の申請、登録自動車の届出又は検 し、やむを得ない事情がある場合には、同時に 対し経由のため提出しなければならない。ただ 査対象軽自動車の届出と同時に、第六項に掲げ 日から同日以後五年を経過する日までの間に、 は、当該被災自動車に係る自然災害の発生した の還付を受けようとする被災自動車の所有者 提出することを要しない。 法第九十条の十五第二項の規定による還付金

に該当するかに応じ当該各号に定める場所とす 動車の所有者が次の各号に掲げる場合のいずれ める場所は、使用済自動車の所有者又は被災自 法第九十条の十五第四項に規定する政令で定

である場合 その住所地 いて「国内」という。)に住所を有する個人 自動車重量税法の施行地(以下この条にお

二 国内に住所を有せず居所を有する個人であ る場合 その居所地

三 国内に本店又は主たる事務所を有する法人 である場合 その本店又は主たる事務所の所

車の届出の事務をつかさどる官公署又は協会 登録、登録自動車の届出又は検査対象軽自動 済自動車又は当該被災自動車に係る永久抹消 これらに準ずるものの所在地(これらが二以 上ある場合には、主たるものの所在地) る者である場合 その事務所、営業所その他 前各号に掲げる場合以外の場合 当該使用 前三号に掲げる場合を除き、国内に事務 営業所その他これらに準ずるものを有す

Ŧi.

(国際観光旅客税が免除される外交官等の本邦

第五十一条の六 法第九十条の十六第一項の規定 の適用を受ける大使等(同項に規定する大使等 からの出国に係る運送契約の範囲等

> をいう。以下この項及び第四項において同じ。) 邦から出国する大使等の氏名その他の財務省令 務を遂行するために必要なものであることを証 等の本邦からの出国が同条第一項に規定する任 れたものでなければならない。 で定める事項を記載した書類を提出して締結さ する書類として財務省令で定めるものを提示 は、その締結に際し、当該運送契約による大使 し、又は提出し、かつ、当該運送契約により本 本邦からの出国のために締結される運送契約

2 めるものは、次に掲げる者とする。 法第九十条の十六第二項に規定する政令で定

国賓その他これに準ずる賓客として接遇さ

者及びその随員 びその随員であつて国賓その他これに準ずる れることが閣議において決定又は了解された 前号に掲げるもののほか、次に掲げる者及

2

賓客として接遇されるもの の任務を遂行する団体の構成員を含む。) 外国の元首(当該国の憲法に基づき元首

及び外国の元首の任務を代行し得る地位に

務を代行し得る地位にある者並びにこれら ある者並びにこれらの者の家族 の者の家族 外国の政府の長及び外国の政府の長の任

務を代行し得る地位にある者並びにこれら の者の家族 外国の議会の長及び外国の議会の長の任

二 外国の大臣及びこれに同行する家族並び に外国の大臣に準ずる地位にある者

ホ 他の国際機関の事務局長及びこれに準ずる 地位にある者並びにこれらの者に同行する 国際連合の事務総長及び事務次長並びに

3 この条において同じ。)の本邦からの出国のた 等であることを証する書類として財務省令で定 当該運送契約により本邦から出国する者が国賓 めに締結される運送契約は、その締結に際し、 る国賓等(同項に規定する国賓等をいう。以下 めるものを提出して締結されたものでなければ ならない。 法第九十条の十六第二項の規定の適用を受け

た第一項又は前項の書類を整理し、当該運送契 を締結した同項に規定する国際旅客運送事業を 営む者は、当該運送契約の締結に際し提出され 約による大使等又は国賓等の本邦からの出国の 法第九十条の十六第三項に規定する運送契約

> これを保存しなければならない。 日の属する月の翌々月末日の翌日から七年間、 (自然災害の被災者が作成する代替建物の取得

又は新築等に係る不動産譲渡契約書等の印紙税

第五十二条 第十二号の二に規定する分割法人を除く。)と する分割により滅失等建物等に係る事業に関し 物等の所在地の市町村長又は特別区の区長から 滅失等建物又は同項第二号に規定する損壊建物 政令で定める被災者は、同項第一号に規定する て有する権利義務を承継させた法人税法第二条 証明を受けた者(次項第三号又は第四号に規定 (以下この条において「滅失等建物等」という の所有者であることにつき、当該滅失等建 法第九十一条の二第一項に規定する

の項において同じ。) 若しくは分割承継法人 条第十二号に規定する合併法人をいう。以下こ の被災者の相続人又は合併法人(法人税法第二 る自然災害をいう。以下この項において同じ。) める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ 明らかにされているものに限る。)とする。 定する不動産譲渡契約書等その他の書面により 承継法人をいう。以下この項において同じ。) 当該各号に定める者(自然災害(同項に規定す に該当することが法第九十一条の二第一項に規 (法人税法第二条第十二号の三に規定する分割 法第九十一条の二第一項に規定する政令で定

一 自然災害の被災者が個人であつて前項の 明を受けた後に死亡した場合 当該被災者が 死亡したときにおけるその者の相続人

自然災害の被災者が個人であつて前項の

市町村長又は特別区の区長から証明を受けた 死亡したときにおけるその者の相続人であつ 明を受ける前に死亡した場合 当該被災者が たことにつき、当該滅失等建物等の所在地 て当該被災者が滅失等建物等の所有者であつ

三 自然災害の被災者が法人であつて前項の に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継 有する権利義務を承継させた場合 分割により滅失等建物等に係る事業に関して 明を受けた後に合併により消滅した場合又は 当該合併

明を受ける前に合併により消滅した場合又は 分割により滅失等建物等に係る事業に関して 自然災害の被災者が法人であつて前項の

有者であつたことにつき、当該滅失等建物等 法人であつて当該被災者が滅失等建物等の所 明を受けたもの の所在地の市町村長又は特別区の区長から証 有する権利義務を承継させた場合 当該合併 に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継

第二号若しくは第四号の市町村長又は特別区の約書等に、滅失等建物等に係る第一項又は前項 区長からの証明に係る書類を添付しなければな ようとする者は、同項に規定する不動産譲渡契 法第九十一条の二第一項の規定の適用を受け 4

他当該滅失等建物に代わるものと認められる建 同号に規定する滅失等建物の滅失又は損壊の直 令で定める建物は、その全部又は一部の用途が 面により明らかにされているものに限る。)と 同項に規定する不動産譲渡契約書等その他の書 物(当該滅失等建物に代わるものであることが 前の全部又は一部の用途と同一である建物その 法第九十一条の二第一項第三号に規定する政 5

の印紙税の非課税) としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書等 (都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資

第五十二条の二 法第九十一条の三第一項に規定 貸付けに係る事業の費用に充てるための資金の生徒に対して無利息で行う学資としての資金の 部科学大臣が財務大臣と協議して指定したもの を含む。)に限る。)を受けている法人として文 類する資金の提供として財務省令で定めるものけの条件を当該都道府県が定めるもの(これに 提供(当該資金の提供に当たり当該資金の貸付 校等(同項に規定する高等学校等をいう。)の する政令で定めるものは、都道府県から高等学

理由により修学に困難があるもの(次項第一号四条第三項の認定を受ける者と同程度の経済的 において「生徒等」という。)とする。 支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十 める生徒又は学生等は、独立行政法人日本学生 法第九十一条の三第二項に規定する政令で定 法第九十一条の三第二項に規定する政令で定

当するものであることにつき文部科学大臣の確める資金の貸付けは、次の各号のいずれにも該 認を受けたものとする。 ての資金の貸付けであること。 生徒等に対して無利息で行われる学資とし

> 二 特定の法人等(法人その他の団体又は個人 貸付けと認められるものでないこと。 貸付けその他当該従業者の福利厚生のための をいう。)の従業者の親族のみを対象とする

三 貸主(当該貸主が実施する学資としての資 金の貸付けに係る事業を委託した者を含む。) したものでないこと。 当該貸主に直接的な利益をもたらす条件を付 への就職を条件とする貸付けその他卒業後に

確認を受ける者に書面で通知しなければならな は、当該確認に三年以内の期限を付して、その 文部科学大臣は、前項の確認をする場合に

主たる事務所の所在地に保存しなければならな れた期限の翌日から七年間、前項の書面をその 第三項の確認を受けた者は、当該確認に付さ

(印紙税の非課税の対象となる消費貸借契約書

第五十二条の三 法第九十一条の四第一項に規定 する政令で定める者は、次に掲げる者とする。 私立学校振興・共済事業団 備機構、独立行政法人福祉医療機構及び日本 金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整 沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人住宅

の貸付けを行う金融機関(次項において「預 る災害(以下この条において「指定災害」と ころにより法第九十一条の四第一項に規定す 託貸付金融機関」という。) いう。)により被害を受けた者に対して金銭 の預託を受けて当該地方公共団体の定めると 号及び次項第三号において同じ。) から金銭 ら金銭の貸付けを受けた者を含む。以下この 金銭の貸付けを受けた者又は地方公共団体か 地方公共団体(国から出資を受けた者から

三 地方公共団体(独立行政法人中小企業基盤 四号において同じ。)から資金の貸付け(当地方公共団体に限る。以下この号及び次項第 限る。)の規定による資金の貸付けを受けた う。) から独立行政法人中小企業基盤整備機 整備機構(以下この号において「機構」とい 対して金銭の貸付けを行う同号ニに規定する ころにより指定災害により被害を受けた者に 受けて当該地方公共団体又は機構の定めると る事業として行う資金の貸付けに限る。)を 該地方公共団体が同条第一項第三号ニに掲げ 構法第十五条第一項(第三号ニに係る部分に

第八条第一項に規定する融資機関(次項にお 特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号) 項又は漁業経営の改善及び再建整備に関する 号) 第二条第二項、漁業近代化資金融通法 代化資金融通法(昭和三十六年法律第二百二 第百三十六号) 第三条第二項第一号、 の融通に関する暫定措置法(昭和三十年法律 いて「融資機関」という。) (昭和四十四年法律第五十二号) 第二条第二 天災による被害農林漁業者等に対する資金

るものは、次の各号に掲げる場合の区分に応 利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定め じ、当該各号に定める金銭の貸付けとする。 法第九十一条の四第一項に規定する特別に有 た者に対して金銭の貸付けを行う場合 いずれかに該当する金銭の貸付け 地方公共団体が指定災害により被害を受け 次の

付けの条件(貸付金の利率又は据置期間そ の他財務省令で定める条件をいう。以下こ の号及び第三号において同じ。) に比し有 た者に対する特別貸付制度(他の金銭の貸 地方公共団体が、災害により被害を受け おいて「支援事業者」という。) 中小企業者を支援する事業を行う者(次項に

利な条件で金銭の貸付けを行う制度をい

う。以下この号において同じ。)を指定災

含む。 附則第四十五条第一項又は第四十六条第一項項の規定による指定を受けた金融機関(同法 る指定を受けたものとみなされた金融機関を の規定により同法第十一条第二項の規定によ を行う者(次項において「転貸者」という。) 発金融公庫等の定めるところにより指定災害 の貸付けに限る。)を受けて当該沖縄振興開 資金(次項において「特定資金」という。) う。) として行う同条第四号に規定する特定 応業務(次項において「危機対応業務」とい 定された同法第二条第五号に規定する危機対 第五十七号)第十一条第二項の規定により認 中央金庫による金銭の貸付けにあつては、株 う。) から金銭の貸付け (株式会社商工組合 条において「沖縄振興開発金融公庫等」とい 立行政法人勤労者退職金共済機構(以下この 中央金庫、株式会社日本政策金融公庫又は独 式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律 により被害を受けた者に対して金銭の貸付け 株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二 沖縄振興開発金融公庫、株式会社商工組 次項において「指定金融機関」とい

貸付けを行う制度を設け、当該制度の下で

行う金銭の貸付け

地方公共団体が、災害の被災者に対する

けの条件に比し特別に有利な条件で金銭の

て当該特別貸付制度の下で行う金銭の貸付 て、指定災害により被害を受けた者に対し 生した日の前日に有していた場合にお た者に対する特別貸付制度を指定災害が発 別貸付制度の下で行う金銭の貸付け た者に対する特別貸付制度を設け、当該特 場合において、指定災害により被害を受け 害が発生した日の前日に有していなかつた

地方公共団体が、災害により被害を受け

法第九十一条の四第一項に規定する公的貸 銭の貸付け 日に有していた場合において、当該特別貸 を行う制度を設け、当該制度の下で行う金 貸付けの条件と同等の条件で金銭の貸付け かつた指定災害により被害を受けた者に対 付制度の下では金銭の貸付けが受けられな 特別貸付制度を指定災害が発生した日の して当該特別貸付制度の下における金銭

融資機関を除く。以下この号において「公的 関、支援事業者、転貸者、指定金融機関及び 付機関等(地方公共団体、預託貸付金融 害を受けた者に対して金銭の貸付けを行う場 貸付機関等」という。)が指定災害により被 いて同じ。)を指定災害が発生した日の前貸付けを行う制度をいう。以下この号にお 付制度を設け、当該特別貸付制度の下で行 災害により被害を受けた者に対する特別貸 日に有していなかつた場合において、指定 をいう。以下この号、第五号及び第七号に 貸付けの条件(貸付金の利率又は据置期間 おいて同じ。)に比し有利な条件で金銭 けた者に対する特別貸付制度(他の金銭の 公的貸付機関等が、災害により被害を受 次のいずれかに該当する金銭の貸付け

発生した日の前日に有していた場合におい けた者に対する特別貸付制度を指定災害が けの条件に比し特別に有利な条件で金銭 て当該特別貸付制度の下で行う金銭の貸付 て、指定災害により被害を受けた者に対し 公的貸付機関等が、災害により被害を受

う金銭の貸付け

貸付けを行う制度を設け、当該制度の下で

けを行う制度を設け、当該制度の下で行う 対して当該特別貸付制度の下における金銭 なかつた指定災害により被害を受けた者に 貸付制度の下では金銭の貸付けが受けられ る特別貸付制度を指定災害が発生した日の の貸付けの条件と同等の条件で金銭の貸付 前日に有していた場合において、当該特別 公的貸付機関等が、災害の被災者に対す

次のいずれかに該当する金銭の貸付け 受けた者に対して金銭の貸付けを行う場合 預託貸付金融機関が指定災害により被害を 地方公共団体が災害により被害を受けた

害を受けた者に対する特別預託貸付制度を 号において「預託貸付制度」という。)で 付金融機関が行う金銭の貸付け 設け、当該特別預託貸付制度の下で預託貸 た日の前日に有していなかつた場合におい の号において同じ。) を指定災害が発生し で金銭の貸付けを行うものをいう。以下こ 他の金銭の貸付けの条件に比し有利な条件 融機関が当該地方公共団体の定めるところ 者に対する特別預託貸付制度(預託貸付金 て、当該地方公共団体が指定災害により被 により金銭の貸付けを行う制度(以下この

別に有利な貸付条件の預託貸付制度を設度の下で行う金銭の貸付けの条件に比し特害を受けた者に対して当該特別預託貸付制 て、当該地方公共団体が指定災害により被発生した日の前日に有していた場合におい 機関が行う金銭の貸付け 者に対する特別預託貸付制度を指定災害が 地方公共団体が災害により被害を受けた 当該預託貸付制度の下で預託貸付金融

件と同等の貸付条件の預託貸付制度を設 託貸付制度の下における金銭の貸付けの条により被害を受けた者に対して当該特別預 金銭の貸付けが受けられなかつた指定災害 公共団体が当該特別預託貸付制度の下では前日に有していた場合において、当該地方 別預託貸付制度を指定災害が発生した日の 機関が行う金銭の貸付け け、当該預託貸付制度の下で預託貸付金融 地方公共団体が災害の被災者に対する特 六

者に対して金銭の貸付けを行う場合 支援事業者が指定災害により被害を受けた 支援事

> 業者が、地方公共団体から独立行政法人中小 て指定災害により被害を受けた者に対して行 に掲げる事業として行う資金の貸付けを受け 企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号二

かに該当する金銭の貸付け 対して金銭の貸付けを行う場合 次のいずれ 転貸者が指定災害により被害を受けた者に

災害により被害を受けた者に対する転貸制 度を設け、当該転貸制度の下で転貸者が行 この号において同じ。) を指定災害が発生 件で金銭の貸付けを行うものをいう。以下 う金銭の貸付け いて、当該沖縄振興開発金融公庫等が指定 した日の前日に有していなかつた場合にお で他の金銭の貸付けの条件に比し有利な条 下この号において「転貸制度」という。) ところにより金銭の貸付けを行う制度(以 者が当該沖縄振興開発金融公庫等の定める 害を受けた者に対する特別転貸制度(転貸

指定災害により被害を受けた者に対して当 災害が発生した日の前日に有していた場合 う金銭の貸付け 度を設け、当該転貸制度の下で転貸者が行 該特別転貸制度の下で行う金銭の貸付けの において、当該沖縄振興開発金融公庫等が 害を受けた者に対する特別転貸制度を指定 条件に比し特別に有利な貸付条件の転貸制 沖縄振興開発金融公庫等が災害により被

設け、当該転貸制度の下で転貸者が行う金 制度の下では金銭の貸付けが受けられなか 該沖縄振興開発金融公庫等が当該特別転貸 た日の前日に有していた場合において、当 銭の貸付け 付けの条件と同等の貸付条件の転貸制度を て当該特別転貸制度の下における金銭の貸 つた指定災害により被害を受けた者に対し に対する特別転貸制度を指定災害が発生し

た者に対して金銭の貸付けを行う場合 指定 に対して危機対応業務として行う特定資金の 金融機関が、指定災害により被害を受けた者 指定金融機関が指定災害により被害を受け

沖縄振興開発金融公庫等が災害により被 3

沖縄振興開発金融公庫等が災害の被災者 4

t に対して金銭の貸付けを行う場合 融資機関が指定災害により被害を受けた者 融資機関

> 金貸付制度の下で行う金銭の貸付け 条件で資金の貸付けを行う制度をいう。以下 この号において同じ。)を設け、当該特別資 第一項に規定する資金をいう。以下この号に 改善及び再建整備に関する特別措置法第八条 項に規定する漁業近代化資金又は漁業経営の 代化資金、漁業近代化資金融通法第二条第三 化資金融通法第二条第三項に規定する農業近 定する経営資金若しくは事業資金、農業近代 暫定措置法第二条第四項若しくは第八項に規 害農林漁業者等に対する資金の融通に関する 特別資金貸付制度(他の資金(天災による被 おいて同じ。)の貸付けの条件に比し有利な

める金融機関は、次に掲げる金融機関とする。 法第九十一条の四第二項に規定する政令で定

信用金庫

信用協同組合

労働金庫 信用金庫連合会

二号の事業を行う協同組合連合会 中小企業等協同組合法第九条の九第一項第

労働金庫連合会

を行う農業協同組合 農業協同組合法第十条第一項第二号の事業

を行う農業協同組合連合会 農業協同組合法第十条第一項第二号の事業

行う漁業協同組合 百四十二号)第十一条第一項第三号の事業を 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第一

号の事業を行う水産加工業協同組合 号の事業を行う漁業協同組合連合会 水産業協同組合法第九十三条第一項第 水産業協同組合法第八十七条第一項第三

2

十三 水産業協同組合法第九十七条第一項第

号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

株式会社商工組合中央金庫 農林中央金庫

物に被害を受けた者であることその他指定災害 める被災者は、指定災害によりその所有する建 の市町村長その他相当な機関から証明を受けた の被災者であることにつき、当該建物の所在地 法第九十一条の四第二項に規定する政令で定

5 利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定め 法第九十一条の四第二項に規定する特別に有

載した書面(以下この条において「電子申請等

が、指定災害により被害を受けた者に対する 害の被災者又は指定災害により被害を受けた者 貸付けを行う制度をいう。以下この項において 貸付けの区分に応じ、当該各号に定める金銭の るものは、同項に規定する金融機関が、指定災 金銭の貸付けとする。 同じ。)を設け、当該特別貸付制度の下で行う 対する特別貸付制度(次の各号に掲げる金銭の (以下この項において「被災者等」という。)に する貸付金の利率として明示されている利率 銭の貸付け に比し年○・五パーセント以上有利である金 示されている利率が、被災者等以外の者に対 貸付金の利率が明示されている金銭の貸付 被災者等に対する貸付金の利率として明

償還期間が一年以上であることその他の有利 六月以上である金銭の貸付け(当該貸付金の 前号に掲げる金銭の貸付け以外の金銭 被災者等に対する貸付金の据置期間が

6 の証明に係る書類を添付しなければならない。 書に、第四項の市町村長その他相当な機関から ようとする者は、同項に規定する消費貸借契約 法第九十一条の四第二項の規定の適用を受け

財務省令で定める要件に該当するものに限 な条件で行う金銭の貸付けであることに関し

第五十三条 削除

第六章 雑則

第五十四条 法第九十七条に規定する政令で定め 判官又は国税審議会会長とする。 徴収職員をいう。)、国税不服審判所長、担当審 法律第百四十七号)第二条第十一号に規定する る者は、徴収職員(国税徴収法(昭和三十四年 (電子申請等証明書の交付)

の各号に掲げる事項(第二号に掲げる事項にあ の規定による請求があつた場合には、当該請求 長等をいう。第四項において同じ。)は、同条 つては、第四項に規定する請求書に同項第三号 れた法第九十七条に規定する申請等をいう。以の規定により電子情報処理組織を使用して行わ 通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 に掲げる事項の記載がある場合に限る。)を記 下この条において同じ。)が行われた旨及び次 に係る電子申請等(国税に関する法律又は情報 (平成十四年法律第百五十一号) 第六条第一項 税務署長等(法第九十七条に規定する税務署

証明書」という。)を当該請求をした者に交付 しなければならない。

録がされた日(次項において「到達日」とい 係る電子計算機に備えられたファイルへの記 当該電子申請等について、国税庁の使用に

一 当該電子申請等について、当該電子申請等 を行う者が入力して送信した事項

は、次に掲げる事項を記載した請求書を税務署 る日の前日から起算して三年前の日前であると が法第九十七条の規定による請求をしようとす 電子申請等証明書の交付を受けようとする者 電子申請等証明書の交付を受けようとする者 は、当該請求をすることができない。 証明を受けようとする電子申請等の到達日

長等に提出しなければならない。

前号の電子申請等を行つた日 証明を受けようとする電子申請等

3

は、その旨 に掲げる事項の証明を受けようとする場合に 第一号の電子申請等につき、第二項第二号 4

几 その他参考となるべき事項

いて、当該電子情報処理組織を使用して行われ組織を使用して行うものとする。この場合におする法律第六条第一項に規定する電子情報処理 九十七条及び前各項の規定を適用する。 た電子申請等証明書の交付の請求及びその交付 電子申請等証明書の交付の請求及びその交付 書面により行われたものとみなして、 情報通信技術を活用した行政の推進等に関 法第

書の様式は、財務省令で定める。 第四項に規定する請求書及び電子申請等証明

(事務の区分)

第五十五条 第十九条第十一項及び第十二項第四 第九項第一号に規定する第一号法定受託事務と び第十項第四号の規定により都道府県が処理す項及び第十七項並びに第三十八条の五第九項及 ることとされている事務は、地方自治法第二条 号、第十九条の六第三項、第二十五条の四第二 2

条の六第四項、第六項、第十項、第十五項、第 三十八条の五第九項及び第十項第四号、第四十 第三十二項において準用する場合を含む。)、第 九条の六第三項、第二十六条第二十二項(同条 第十九条第十一項及び第十二項第四号、 八項第二号、第四十四項及び第五十一項第四 (第四十条の七第五十五項において準用する 第十 5 4 法人の設立のための財産の提供について適用

四項、第四十一条並びに第四十二条第一項の規 る第一号法定受託事務とする。 務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定す 定により市町村が処理することとされている事 十条の七の六第十七項第四号、第四十条の九第 場合を含む。)、第四十条の七第二項、第五項、 第九項、第十九項第二号及び第四十九項、第四

#### 抄

1

する。 この政令は、昭和三十二年四月一日から施行

| 2 法附則第四条第三項第二号に規定する政令で 附則第二項各号に掲げる預金(第二号に掲げる改正する政令(昭和三十四年政令第八十四号) 預金のうち大蔵省令で定めるものを除く。)と 定める預金は、租税特別措置法施行令の一部を

同運用信託とする。 の一部を改正する政令附則第三項に規定する合 定める合同運用信託は、租税特別措置法施行令 法附則第四条第三項第三号に規定する政令で

遺贈者を含むものとする。 には、その者の被相続人及びその者に係る包括 の適用については、これらの規定に規定する者 法附則第四条第三項第一号又は第四号の規定

号) 抄 則 (昭和三二年四月六日政令第五七

この政令は、法施行の日から施行する。 附則 三二二号) (昭和三二年一一月一八日政令第

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、昭和三十三年四月一日から施行 附 八号) 則 (昭和三三年三月三一日政令第六

1

する。 令」という。) 第七条の規定は、昭和三十四年 築された貸家住宅を含む。)については、なおし、同日前に新築された貸家住宅(同日前に増 に増築された貸家住宅を含む。) について適用 一月一日以後に新築された貸家住宅(同日以後 改正後の租税特別措置法施行令(以下「新

の所得税について適用し、昭和三十二年分以前 新令第十六条の規定は、昭和三十三年分以後 従前の例による。 の所得税については、なお従前の例による。 新令第二十六条第一項の規定は、昭和三十三

年四月一日以後の贈与又は遺贈及び同日以後の

6 設立のための財産の提供については、なお従前 の例による。 し、同日前の贈与又は遺贈及び同日前の法人の

合併が行われた場合における合併後存続する法 度の探鉱費額又は基準年度の交際費額の計算に れた場合における合併後存続する法人の基準年 額の計算について適用し、同日前に合併が行わ 第三号の規定は、昭和三十三年四月一日以後に 人の基準年度の探鉱費額又は基準年度の交際費 ついては、なお従前の例による。 新令第二十八条第五項及び第三十九条第三項 5

# (昭和三四年三月三一日政令第八

附

する。 この政令は、昭和三十四年四月一日から施 四号)

1

2

う。) 附則第四項第二号に規定する政令で定め 三十四年法律第七十七号。以下「改正法」とい る預金は、改正後の租税特別措置法施行令(以 下「新令」という。)第三条第二項に規定する 金融機関に対する預金で次に掲げるものとす 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和

初に積み立てた日からすえ置くべき期間の満定めて任意に又は定期に積み立てる預金で最 を除く。 該期間が一年に満たない間に解約されたもの 了の日までの期間が一年以上であるもの(当 き一定の期間及びすえ置くべき一定の期間を 間が一年以上である定期預金(契約の日から 一年に満たない間に解約されたものを除く。) 当該預金に係る契約において積み立てるべ 当該預金に係る契約において定める預入期

三 当該預金に係る契約において積み立てるべ 日後一年以上すえ置くこととされているもの き一定の金額及びすえ置くべき一定の期間を 約されたものを除く。) の積み立てた金額が当該一定の金額に達した 定めて任意に又は定期に積み立てる預金でそ (当該すえ置く期間が一年に満たない間に解

3 年に満たない間に解約されたものを除く。) 約期間が一年以上であるもの(契約の日から一 当該合同運用信託に係る契約において定める契 営する銀行を含む。) に対する合同運用信託で める合同運用信託は、信託会社(信託業務を兼 改正法附則第四項第三号に規定する政令で定 ط

4 積み立てる預金で政令で定めるものは、 改正法附則第四項に規定する任意又は定期に 第二項

> た金額とする。 約において定めるすえ置くべき期間の満了の ち所得税を課さない部分は、当該預金に係る契 第二号に掲げる預金とし、当該預金の利子のう 分として大蔵省令で定めるところにより計算し において一年以上預入されていた金額に係る部 日

げる字句に読み替えるものとする。 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲 規定の適用については、これらの規定中同表の 当する場合には、次の表の上欄に掲げる新令の 個人又は法人が改正法附則第九項の規定に該

## ||規定 |読み替え|読み替える字句 られる字

*(*) ||項 第に掲げる|(以下「旧法」という。) 第二十 号 条ら第十号別措置法の一部を改正する法 十第四号か|第四号から第十号まで及び租税 第十二号による改正前の租税特別措置法 ||まで及び|(昭和三十四年法律第七十七号) |条第一項第十二号に掲げる取引の 術輸出取引に相当する取引 日から同年三月三十一日までの技 引以外の取引並びにその年一月 定する技術輸出取引に相当する取 うち法第二十一条の三第一項に規

||三 条|当該年分|額に九を乗じこれを十二で除して 第 第 |の五 |の事業所||得た金額 三第四号か第四号から第十号まで及び旧法 十計算した<br />
計算した<br />
計算した<br />
当該年分の<br />
事業所得の金 得の金額

第 五条 第 三|計算した|計算した当該事業年度の所得の 第第十二号項に規定する技術輸出取引に相当 項に掲げる のまで及び取引のうち法第五十五条の三第 ||当該事業||額に昭和三十四年四月一日 ||ら第十号||五十五条第一項第十二号に掲げる 取引 |年度の所該事業年度終了の日までの期間 |業年度開始の日から昭和三十四 する取引以外の取引並びに当該事 三月三十一日までの技術輸出取引 に相当する取引 いから当 年

### 三八三号) 則 (昭和三四年一二月二六日政令第

附

得の金額月数を乗じこれを当該事業年度

月数で除して得た金額

1 十五年一月一日)から施行する。 この政令は、国税徴収法の施行の日 (昭和三

# 附 (昭和三五年二月一八日政令第八

附 則 の政令は、 .昭和三五年七月一一日政令第二 公布の日から施行する。

この政令は、 〇四号) 則 (昭和三五年八月三一日政令第二 公布の日から施行する。

租税特別措置法施行令第二十条第一項の規定 この政令は、公布の日から施行し、改正後の 昭和三十五年六月二十三日から適用する。 四五号) 附則 (昭和三六年三月三一日政令第六

8

この政令は、 改正後の 租税特別措置法施行令(以下「新 昭和三十六年四月一日から施行

得税について適用し、昭和三十五年分以前の所あるものを除くほか、昭和三十六年分以後の所令」という。)第二章の規定は、別段の定めが 三条の二から第十三条の四まで及び第十四条の 又は総収入金額への算入については、旧令第十 は第二十二条の規定による必要な経費への算入 措置法(以下「旧法」という。)第二十一条の るものとされる改正法による改正前の租税特別 う。) 附則第五条の規定によりその効力を有す 三十六年法律第四十号。以下「改正法」とい 得税については、なお従前の例による。 二若しくは第二十三条第三項若しくは第六項又 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和 9

栽培を開始した旧令第十六条に規定する農産物 規定は、なおその効力を有する。 税については、なお従前の例による。 に係る昭和三十六年分以前の所得に対する所得 得に対する所得税について適用し、施行日前に 日以後に生じた同条に規定する農産物に係る所 新令第十六条の規定は、昭和三十六年一月一

ない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後 税については、なお従前の例による。 に終了する事業年度分の法人税について適用 律第二十八号)第一条第二項に規定する人格の を除くほか、法人 新令第三章の規定は、別段の定めがあるもの 法人の同日前に終了する事業年度分の法人 (法人税法 (昭和二十二年法

械等、合理化機械等又は旧令第二十七条第一項目においてまだ事業の用に供していない重要機 に規定する協同事業用機械等 法人が、施行日前に取得し、又は製作して同 (旧法第四十五条

> 二十七条の規定は、なおその効力を有する。 第一項に規定する法人で同日以後に同項に規定 理化機械等又は協同事業用機械等の償却範囲額 の用に供した場合における当該重要機械等、合 係るものに限る。)を施行日から六月以内にそ の計算については、旧令第五条、第六条又は第 する直前の事業年度終了の日が到来するものに

二第一項の規定の適用については、新令第二十三十一条、第三十三条第二項及び第三十三条の の規定によりその効力を有するものとされる同和三十六年法律第四十号)附則第十四条第二項及び租税特別措置法の一部を改正する法律(昭十条第二項」とあるのは、「法第六十条第二項 法による改正前の法第六十一条第二項」とす 十七条の二第一項、第二十七条の五第二項、第 項の規定の適用を受ける法人に対する新令第二 効力を有するものとされる旧法第六十一条第二 十一条第一項及び第三十三条第二項中「法第六 七条の二第一項、第二十七条の五第二項、第三 改正法附則第十四条第二項の規定によりその 2

るのは、「法第六十五条の二の規定(租税特別 項の規定によりその効力を有するものとされる 項の規定を含む。)」とする。 十五条の二並びに法第五十七条第三項及び第六 項、第六項及び第七項の規定によりその効力を 措置法の一部を改正する法律附則第十三条第一 新令第二十七条の二第二項の規定の適用につい くは第六項の規定の適用を受ける法人に対する 旧法第五十五条の二又は第五十七条第三項若し 有するものとされる同法による改正前の法第五 ては、同項中「法第六十五条の二の規定」とあ 改正法附則第十三条第一項、第六項又は第七

第五十七条第三項若しくは第六項の規定の適用 とされる旧法第五十五条の二、第五十六条又は 又は第七項の規定によりその効力を有するもの改正法附則第十三条第一項、第三項、第六項 の規定を含む。)」とする。 る同法による改正前の法第五十五条の二、法第 七項の規定によりその効力を有するものとされ 項の規定(租税特別措置法の一部を改正する法 第二項の規定」とあるのは、「第十条の三第二 項の規定の適用については、新令第二十七条の 項、第三十三条第二項及び第三十三条の二第一 を受ける法人に対する新令第二十七条の五第二 五十六条並びに法第五十七条第三項及び第六項 律附則第十三条第一項、第三項、第六項及び第 五第二項及び第三十三条第二項中「第十条の三 4

は、

11 第五十六条の規定により損金に算入され、又は 若しくは第五十七条第三項若しくは第六項又は 第三十三条の二から第三十三条の四まで、第三 有するものとされる旧法第五十五条の二第一項 効力を有する。 十四条及び第三十四条の二の規定は、なおその 益金に算入される金額の計算については、旧令 改正法附則第十三条の規定によりその効力を

# (昭和三六年四月二八日政令第一

規定は、昭和三十六年四月一日以後に開始する 事業年度分の法人税について適用する。 改正後の租税特別措置法施行令第三十八条の この政令は、公布の日から施行する。

### 附 則 六七号) (昭和三六年七月二五日政令第1

1

2

附則

三八三号) 則 (昭和三六年一一月二五日政令第

産には、その年における事業所得の計算上必要 令」という。) 第十五条の五に規定する固定資 次に掲げる法律の規定の適用を受ける固定資産 な経費に算入する減価償却費の額の計算に関し 改正後の租税特別措置法施行令(以下「新 含まれないものとする。

第四項又は同条第二項の規定によりその効力 五号)第五条の五又は第二十一条の二第一項 税特別措置法第十条若しくは第十一条 を有するものとされる同法による改正前の租 和三十六年法律第四十号。以下「改正法」と る旧租税特別措置法(昭和二十一年法律第十 項の規定によりその効力を有するものとされ いう。) 附則第三条第一項、第三項若しくは 租税特別措置法の一部を改正する法律 租税特別措置法附則第五条第二項又は第五 昭

ものとされる旧租税特別措置法第五条の六、 項又は第七項の規定によりその効力を有する 第七条の五又は第二十一条の二第二項 含まれないものとする。 租税特別措置法附則第十二条第二項、

この政令は、公布の日から施行する。 (昭和三六年九月二七日政令第三

この政令は、公布の日から施行する。 三号)

この政令は、公布の日から施行する。

2

5 は、なおその効力を有する。

次に掲げる法律の規定の適用を受ける固定資産 新令第三十四条の六に規定する固定資産に 当該事業年度における償却額の計算に関し 法」という。) の施行の日から施行する。

第五

くは第四十五条 租税特別措置法第四十二条、第四十三条若し 力を有するものとされる同法による改正前 は第四項又は同条第二項の規定によりその 改正法附則第十一条第一項、第三項若しく

### 七号) 附 (昭和三七年二月二六日政令第三

この政令は、 九号) 則 (昭和三七年三月三一日政令第九 公布の日から施行する

する。 この政令は、昭和三十七年四月一日から施行

1

#### 附 〇二号) 則 抄(昭和三七年三月三一日政令第一

この政令は、昭和三十七年四月一日から施行

令」という。) 第七条の規定は、昭和三十七年 よる。 築をした貸家住宅については、なお従前の例に 適用し、同日前に取得し、又は新築若しくは増 をした同条の規定に該当する貸家住宅について 四月一日以後に取得し、又は新築若しくは増築 改正後の租税特別措置法施行令(以下「新

前の例による。 同日前の登記に係る登録税については、なお従 一日以後の登記に係る登録税について適用し、 新令第四十三条の規定は、昭和三十七年四

業協同組合のする登記に係る登録税について を昭和三十七年四月一日前に受けて合併した漁 第六十一号)第十四条第一項の規定による勧告 は、旧令第四十四条の規定中同法に係る部 漁業協同組合整備促進法(昭和三十五年法律

## 則 (昭和三七年四月二日政令第一三

第一条 この政令は、 関係法令の整備等に関する法律(以下「整備 (施行期日) 国税通則法の施行等に伴う

第三条 国税通則法附則第七条の規定により納付 みなす。 を含む。)の規定の適用については、延滞税と 税をいう。)に関する法律(これに基づく政令 は、消費税(同法第二条第三号に規定する消費 し、又は徴収すべき利子税額及び延滞加算税額

第四条 国税通則法第七十条第二項第三号の規定 は、 法人税については、 施行日以後に法定申告

ものについては、従前の例による。 て適用し、施行日前に法定申告期限が到来した 限をいう。以下同じ。)が到来するものについ 期限(同法第二条第七号に規定する法定申告期 (租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

従前の例により更正又は決定をした場合には、 なす。この場合においては、納税の告知を要し 知書に記載された納付すべき税額とそれぞれみ 項第三号イからハまでに掲げる金額又は決定通 を更正通知書に記載された同法第二十八条第二 決定に係る通知書に記載された納付すべき税額 を更正通知書又は決定通知書と、当該更正又は 用については、当該更正又は決定に係る通知書 国税通則法第三十五条第二項第二号の規定の適 整備法附則第十五条第一項の規定により

## 四一九号) (昭和三七年一〇月二三日政令第

この政令は、公布の日から施行する。 則 (昭和三八年三月四日政令第三二

この政令は、公布の日から施行する 附 則 (昭和三八年三月三一日政令第九

2 この政令は、 昭和三十八年四月一日から施行

る所得税については、なお従前の例による。 用し、同日前に行なわれた当該資産の譲渡に係 される行為を含む。)に係る所得税について適 の他新法の規定において譲渡に含まれるものと 2 等による譲渡があつたものとみなされる行為そ という。)第三十一条第三項の規定により収用 による改正後の租税特別措置法(以下「新法」 年法律第六十五号。(以下「改正法」という。) 特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十八 これらの規定に規定する譲渡資産の譲渡(租税 定は、昭和三十八年一月一日以後に行なわれた 令」という。) 第二十条第四項及び第五項の規 改正後の租税特別措置法施行令(以下 1

た当該資産の譲渡に係る所得税については、な 係る所得税について適用し、同日前に行なわれ る買い取られた資産の当該買取りによる譲渡に 十八年一月一日以後に行なわれた同項に規定す 新令第二十五条の四第四項の規定は、昭和三 3

4 新令第三十九条の二第三項及び第四項の規定 昭和三十八年四月一日以後に行なわれたこ

> 含む。)に係る法人税について適用し、同日前 いては、なお従前の例による。 定において譲渡に含まれるものとされる行為を があつたものとみなされる行為その他新法の規 れらの規定に規定する譲渡資産の譲渡(新法第 に行なわれた当該資産の譲渡に係る法人税につ 六十四条第二項の規定により収用等による譲渡

お従前の例による。 に受けた当該承認等に係る合併については、な する承認等に係る合併について適用し、同日前 新令第三十九条の七第一項の規定は、昭和三 -八年四月一日以後に受けた同項第二号に規定

による。 十八年四月一日以後に受けた同項に規定する承新令第三十九条の九第二項の規定は、昭和三 認に係る出資について適用し、同日前に受けた 当該承認に係る出資については、なお従前の例

5

項四

6

## 九号) 則 (昭和三八年六月八日政令第一八

附

(施行期日)

第 一条 この政令は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和三八年七月五日政令第二三

この政令は、公布の日から施行する。 五号) 附 則 (昭和三八年七月三〇日政令第二

(施行期日)

八五号)

抄

この政令は、 附 則 (昭和三八年九月二五日政令第三 公布の日から施行する。

三七号)

抄

この政令は、 三号) 附 則 (昭和三九年三月三一日政令第七 公布の日から施行する。

経必

する。 この政令は、 昭和三十九年四月一日から施行

得税について適用し、昭和三十八年分以前の所あるものを除くほか、昭和三十九年分以後の所 得税については、なお従前の例による。 令」という。) 第二章の規定は、別段の定めが 改正後の租税特別措置法施行令(以下「新

う。) 附則第十条第二項の規定により読み替え 三十九年法律第二十四号。以下「改正法」とい られた同法による改正後の租税特別措置法(以 価償却費の限度額のうち同項に規定する固定資 定する政令で定める金額は、同項に規定する減 租税特別措置法の一部を改正する法律 「新法」という。)第十三条の三第二項に規

4 産につき所得税法(昭和二十二年法律第二十七 却費の額をこえる部分の金額とする。 号)第十条第二項の規定により計算した減価 改正法附則第十一条第二項において準用する

る部分の金額とする。 減価償却費の額をこえる場合におけるそのこえ き所得税法第十条第二項の規定により計算した 十三条の三第一項各号に規定する固定資産につ 租税特別措置法(以下「旧法」という。)第二 効力を有するものとされる同法による改正前の が改正法附則第十一条第一項の規定によりその 定める金額は、同項に規定する減価償却費の額 れた新法第十三条の三第二項に規定する政令で 同法附則第十条第二項の規定により読み替えら

条から第二十三条までの規定の適用を受ける個 りその効力を有するものとされる旧法第二十一 人については、次の表の上欄に掲げる新令の規 掲げる字句にそれぞれ読み替えてこれらの規定 定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に を適用する。 改正法附則第五条から第九条までの規定によ

第 |法 第 二|法第二十一条第一項から第三項まで 5 (ま)第五条から第九条までの規定により 条及び租税特別措置法の一部を改正す 第号。以下「改正法」という。) 附則 項る法律(昭和三十九年法律第二十四 (以下「旧法」という。) 第二十一条 法による改正前の租税特別措置法 その効力を有するものとされる改正 から第二十三条まで

三三法と 第条第し くも 算入し · 《額》を除くものとし、法第十三条のよるいては、技術輸出取引による収入金 を 費 に法附則第七条の規定によりその効力 要な必要な経費に算入した金額又は改正 のれる旧法第二十一条第三項第五号) 引三十九年四月一日前の収入金額に 海技術海外取引による収入金額(昭 |については、改正法附則第五条の規 条の三第一項の規定により同項に規 |定によりその効力を有するものとさ |三第七項第六号(同日前の収入金額 を有するものとされる旧法第二十 に関し必要な経費に算入した金額 おいて「技術輸出取引」という。) 定する技術輸出取引(以下この条に

額収に外技

条 第 第 経費 つ 取 定 い 引 す た金額 必 入 し<br />
効力を有するものとされる旧法第1 要 に 第 な必要な経費に算入した金額若しく る 規 六に規定する取引については、これ 改正法附則第七条の規定によりそ の号 十一条の三第一項の規定により技 輸出取引に関し必要な経費に算入

四十号)附則第五条第四項の規定によりその 法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第 るのは、「部分に限る。)の規定(租税特別措置 定によりその効力を有するものとされる同法に 税特別措置法第二十三条第六項の規定を含む。) 力を有するものとされる同法による改正前の 十三条第一項中「部分に限る。)の規定」とあ 三十六年法律第四十号)附則第五条第四項の の規定の適用を受ける個人については、新令第 よる改正前の租税特別措置法第二十三条第六項 | と読み替えて同項の規定を適用する。 租税特別措置法の一部を改正する法律 (昭

規定を適用する。 る個人については、次の表の上欄に掲げる旧令 年分の所得税につきこれらの規定の適用を受け 第十三条から第十五条までの規定は、なおその 第二十三条第一項の規定により必要な経費若し 第一項の規定によりその効力を有するものとさ 欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えてこれら の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の 効力を有する。この場合において、昭和三十九 税特別措置法施行令(以下「旧令」という。) 求ができる金額の計算については、改正前の くは総収入金額に算入される金額又は更正の れる旧法第二十一条第一項、第二十一条の二第 項、第二十一条の三第一項、第二十二条又は 改正法附則第五条から第八条まで又は第九条 請

||三条に算入した||租税特別措置法の一部を改正 第十必要な経費必要な経費に算入した金額又は <u>項</u>場合には、 金額があるる法律(昭和三十九年法律第 当該金額 別措置法(以下「新法」とい 十四号)による改正後の租税

第 十一条の二	という。)に関し必要な経 見入した金額がある場合に 関大した金額がある場合に 関大した金額がある場合に には、指定期間内 には、には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	号から第三号までに掲げる取引り新法第十三条の三第四項第一。) 第二十一条第一項の規定によ
10 新令第十六条又は第十七条の規定は、昭和三十九年一月一日以後に生じたこれらの規定に規に、なおその効力を有する。この場合において、昭和三十九年分以後の所得税につきこれらの規定の適用を受ける個人については、旧令第十五条の五第一項中「法第十一条から第十七条まで」とあるのは、「法第十一条から第十七条まで」とあるのは、「法第十一条から第十七条まで」とあるのは、「法第十一条から第十七条まで」とあるのは、「法第十一条から第十七条まで」とあるの規定は、昭和三十九年一月一日以後に生じたこれらの規定に規 十九年一月一日以後に生じたこれらの規定に規 十九年一月一日以後に生じたこれらの規定に規 は、なおその対策	三条に算入した新法第二十一条第一項の規定によりる金額 には、足費に関し必要な経費に算入した金額がある場合第 場合には、経費に算入した金額がある場合第 場合には、経費に算入した金額がある場合第 場合には、経費に算入した金額がある場合で	第十必要な経費必要な経費に算入した金額外の期間内指定期間以指定期間内
四算入し第十八条の規定によりその効力を有項 三第一項の規定により同項に規定する技術輸出取引(以下「技術輸出取引」という。)に関し損金に算入した金額 た金額 た金額 た金額 た金額 た金額 た金額 た金額 た金額 た金額	ては、なお従前の例による。 では、なお従前の例による。 を除くほか、法人(法人税法(昭和二十二年法 を除くほか、法人(法人税法(昭和二十二年法 を除くほか、法人(法人税法(昭和二十二年法 を除くほか、法人(法人税法(昭和二十二年法 を除くほか、法人(法人税法(昭和二十二年法 を下する事業年度分の法人税について適用し、 のいては、なお従前の例による。 一七第六十五条がら第五十七条の上での規定を適用する。 一七第六十法附則第十六条から第二十二条までの規定を適用する。 一七十六条第一項、第五十五条の三財ー項、第五十五条のしくは第二十一条の規定によりその効力を有するものとされる旧法第二十十六条第十六条から第二十二条。 第三十七条 第五十七条の 二まで	又は播種若しくは植付けをした旧令第十六条又税について適用し、施行日前に栽培を開始し、定する農産物又は作物に係る所得に対する所得
14	日	

438			
十第三三	二条十第 項第三三 税並	一条十第 項第三三 れに次こ行な旧は定五 内以、す規で場 各五、く入引技 額はあし損ちによる第二に十	一項効
- 三引に関し! - 三射に関し!	法び	内以、す規で、 外指で、 大きのでは、 は、 、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	項、力 、 第五有
判 し 出 損 取	に 法 人	内以 、	五十する
により	に法人並びに新法第四十二条の項及び第三項、第五十八条項及び第三項、第五十八条第三項(新六十一条第五項において第六十一条第一項並びに第六十六条第一項並びに法人税法	五十七条第一項又は第五十七条の二第一項は更正の請求ができる金額の計算についてに掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句は、同表の上欄に掲げる字句は、同表の上欄に掲げる字句は、同表の上欄に掲げる字句は、同表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句は、一方を額を除収入金額については、技術輸出取技術輸出取引に係る収入金額を除収入金額については、技術を登上取引に係る収入金額にによ第四十六条の二第三項第一次を額を除収入金額にによ第四十六条の二第三項第一次を額を除収入金額にでは、新法第四十六条の二第三項第一項を引に係る収入金額ににより、指定期間内で、同項の関定には、新法第四十六条の二第三項第一項を引に係る収入金額に、新法第五十のとし、法第五十五条第四項号(同日以後の収入金額にては、新法第四十六条の二第一項の規定に該当場合におい場合には、指定期間内で、同項の関係る収入金額に対外の期間とは、指定期間内で、同項の関係を対しては、新法第四十六条の二第一項各号)	条ののと
入り 技術 五	に法項場のの一次のの一次のの一次のの一次のの一次のの一次のの一次のの一次のできます。	本の上、 本の上、 は、 、に 、に 、に 、に 、に 、に 、に 、に 、に 、	h. → h
金輸条 額出取 若取三	税びを条法項項第四、次言	大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	   中六条の   東、第五   東五
金額若しくの一条の三第一		期間内 一大五条第三項第八される金額又は新月について 一十六条金額又は新月について に算入したの規定中同表の に第三項第一日表の に第三項第一日表の に第三項第一日表の に第三項第一日表の に第三項第一日表の に第三項第一日表の に第三項第一日表の に第三項第一日表の に第三項第一日表の に第三項第一日表の に第二項第一項第一項第一項	二十五
			一条五 項の条
法損規第金定	の十て項九第第五一準及条一一		
16 第 はる 一改技!	る 六 「出 法 の 掲 て の も 日 条 海 取 第 規 げ 、規 の	第三場合におい場合には 十三て、法第五十五条第四項各号 表第十五条の二 第三百分の五十百分の五十二条第四項各号 第三百分の五十百分の五十八条第一項の規定に、 第三百分の五十百分の五十八条第一項の規定に、 第三百分の五十百分の五十八条第一項の規定に、 第三百分の五十百分の五十に相当する法第五十八条第一項の規定により損金に算入した金額である場合には、 第三百分の五十百分の五十に相当する法第五十八条第一項の規定により損金に算入した金額である場合には、 第三百分の五十百分の五十に相当するとされる旧規定する法人が施行日以後に終了、 変相のうち当該法人が施行日以後に終了、 変相のうち当該技社を受けたことにより、 では、旧令第三十四条の二の規定は、新法第四十条第二項の規定により損金に算入される金額で表表が施行日以後に終了。 変相のうち当該大人が施行日以後に終了、 変数のうち当該大人が施行日以後に終了、 を数では、 本額のうち当該大人が施行日以後に終了、 を数でとは、、 の対を有するものとし、当該損金に算入 を数でとは、、 の対を有するものとし、当該損金に算入 を数でとは、、 の対を有するものとし、当該損金に算入 を数でとは、、 がた第三十四条の二の規定に、 を数でとは、、 がた第三十四条の二の規定に、 を数でとは、、 がた第三十四条の二の規定に、 を数でとは、、 がた第三十四条の二の規定に、 を数でとは、、 がた第三十四条の二の規定に、 を数でとは、、 がた第三十四条の二の規定に、 を数でとは、、 がた第三十四条の二の規定に、 を数でとは、 を数でとは、 を数でとは、 がた第三十四条の二の規定に、 を数でとは、 がた第三十四条の二の規定に、 を数でとは、 がた第三十四条の二の規定に、 を数でとは、 がた第三十四条の二の規定に、 を数でとは、 を数でとない、 をない、 をない、 をない、 をない、 をない、 をない、 をない、 をない、 をない、 をない、 をない、 をない、 をない、 をない、 をない、	五 項 た 金
項正術活の法輪等	は 大の お引 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の	の年額の大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、	1項 た金額
規附出る	を の 計算に へいて に の 規定を準用するものに て、 同項中 「法第四十六	(大) 法第五	
よニー彡り十ヶ多	たり 同三のある四 ララカるの ララカ	フィンスを見ります。 また 一日のよる 男子 一日の た 一日の	た 術 五 金 海 外 八
その効果が	ーのあ」一力の十のに 頁効ると項をは六と こ力であに有「条す業	一日   一日   一日   一日   一日   一日   一日   一日	和外条の外条の場合を表現の表別を表現の表別を表現の表別を表現しています。
が 力を 対 方を 対 方 を 対 で 対 を 対 で 対 を 対 で 対 で 対 で 対 で が か か か か か か か か か か か か か か か か か か	現を見れる。質なので、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この	新な子目では、第一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年	に 関 項
を有するを有する。	見を 見を は に は に な の は に な の は に な の は に る の は に る の は に る の は に る の に に る の に る の に る の に る の に る の に る の し に の し に の し に の し に の し に の し の の の の の の の の の の の の の	日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の 日本の	し 損 規 金 定
別力を有するものとする 管えるものとする であるものとする	第一頁と現在する輸出取引又第一頁と現在する。この場合においた大条の二第三項第二号に第一項に規定する間接技術輸別力を有するものとされる旧であるのは「改正法附則第十八条」とあるのは「改正法附則第十八条」とあるのは「改正法附則第十八条に対している。	1	に 塩 よ
と四つの	別さ第 <sub>と</sub> 術る八号おも 又れ十、輸旧条にいり	R	入 し <u>技</u>

暦に従つて計算し、一年に満たない端数を生じ

期間の年数に一を加算した数で除して計算した金の額を同日から当該終了又は解約の日までの年四月一日以後最初に支払を受ける収益の分配

金額とする。この場合において、当該年数は、

# 九号) 附 則 (昭和三九年九月一日政令第二八

(施行期日)

# 五号) 沙附 川 (昭和四〇年三月三一日政令第九八一日)から施行する。

1 この政令は、昭和四十年四月一日から施行す

租免等別售置去り一部を女匠する去車(召引税については、なお従前の例による。税について適用し、昭和三十九年分以前の所得あるものを除くほか、昭和四十年分以後の所得令」という。)第二章の規定は、別段の定めがっという。)第二章の規定は、別段の定めがる。

2

3 租税特別措置法の一部を改正する。 田税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十年三月三は収益の計算期間の初日から昭和四十年三月三は収益の計算期間の初日から昭和四十年三月三は収益の計算期間の初日から昭和四十年三月三は収益の計算期間の初日から昭和四十年三月三は収益の金額に係る同項に規定する利子所得のよった。以下「改正法」という。 附則第三条第二項に規定する利子所得のうち施行日までの期間に対応する部分の金額は、当該利子所得に係る同項に規定する法律(昭和の日数で除して計算した金額とする。

の分配に係る配当所得の金額のうち、昭和四十十二年 でごとあるの 会まで又は新 については、その追加設定の目)から当該終了 をされた証券投資信託の終了又は一部の解約に が適用を受ける をされた証券投資信託の終了又は一部の解約に が適用を受ける をされた証券投資信託の終了又は一部の解約に とあるの 設定に係る証券投資信託の終了又は一部の解約に とあるの 設定に係る証券投資信託の設定の日(追加 をされた証券投資信託の終了又は一部の解約に とあるの 設定に係る証券投資信託の受益証券に係る収益 でごとあるの 設定に係る証券投資信託の受益証券に係る収益 で当該証券投資信託の設定の日(追加 がら当該終了 をされた証券投資信託の終了又は一部の解約に がら当該終了 をされた証券投資信託の表での期間が一年以上であるもの 対しては、その追加設定を含む。) をされた証券投資信託の終了 をされた証券投資信託の表での関に対応する配当所得

5 新令第六条の三の規定は、個人が昭和四十年 5 新令第六条の三の規定は、個人が昭和四十年 階機械等の償却費の額の計算について が同日前に取得し又は製作した場合における当 整備等に関する法律(昭和四十年法律第三十六 を開いる改正後の租税特別措置法(以下「新 をしては製作して事業の用に供した改正法及び のが同日前に取得し又は製作した場合における当 という。)第十三条第一項に規定する工業 用機械等の償却費の額の計算について適用し、 個人が同日前に取得し又は製作した場合における当 該工業用機械等の償却費の額の計算について は、なお従前の例による。

個人の昭和三十九年分の事業所得に係る総収 入金額の合計額」とあるのは「総収入金額のう を額の合計額」とあるのは「総収入金額のうちに旧法第十三条第五項の規定により読み いこととなつた取引による収入金額がある場合 における新令第十二条第五項の規定の適用につ いては、新令第十二条第五項において準用する がでは、新令第十二条第五項において準用する がでは、新令第十二条第五項においで連用する における新令第十二条第五項において連用する がでは、新令第十二条第五項の規定の適用につ いては、新令第十二条第五項の規定の適用につ いては、新令第十二条第五項の規定の適用にる を額の合計額」とあるのは「総収入金額のう は、新令第十二条第五項の規定の適用に係る総収 と数額の合計額」とあるのは「総収入金額のう

項二第条三十第 令 新 定を適用するときは、次の表の上欄に掲げる新行日以後の収入金額につき新法第二十一条の規改正法附則第八条の場合において、同条の施 令第十三条の規定中同表の中欄に掲げる字句 によるものとの合計額」とする。 じて計算した金額と、当該収入金額で海外取引 該被相続人が事業を営んでいた期間の月数を乗 いた期間の月数で除してこれに昭和四十年一月 当該被相続人が当該前年において事業を営んで とあるのは「収入金額で移行取引によるものを 引による収入金額との合計額」と、同号ロ 除してこれに三を乗じて計算した金額と海外取 金額のうち、移行取引による収入金額を十二で による収入金額の合計額」とあるのは「総収入 のとの合計額」と、同号ロ(1)中「海外取引 同年三月三十一日までの期間のうち当該被相続 の月数で除してこれに昭和四十年一月一日から 続人が当該前年において事業を営んでいた期間 は「収入金額で移行取引によるものを当該被相 る収入金額との合計額」と、同号イ(2)中 これに三を乗じて計算した金額と海外取引によ 引」という。)による収入金額を十二で除して に掲げる取引(以下この号において「移行取 えるものとする。 一日から同年三月三十一日までの期間のうち当 (2) 中「海外取引による収入金額の合計額」 した金額と、当該収入金額で海外取引によるも 人が事業を営んでいた期間の月数を乗じて計算 「海外取引による収入金額の合計額」とあるの 入 金額 を除金額については、旧技術海外取引による収(昭和四十年四月一目前の収入 技 同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替 新法第十三条の三第四項第三号又は第七号 要経費に必要経費に算入した金額及び租 術 入した金 :海外取技術海外取引による収入金額 |引による収入金額) 税特別措置法の一部を改正する 引」という。) に関し必要経費 第二十一条第一項に規定する第 号)による改正前の租税特別措 法律(昭和四十年法律第三十二 に算入した金額 十三条の三第四項第一号から第 一号までに掲げる取引(以下) 条において「旧技術海外取 .法(以下「旧法」という。) を除くも 第 条 第 令 十 9 ものとする。 課 定期間(以いう。)内の収入金額規定する指この条において「指定期間」と 所得税法第所得税法 額 |算入した金|技術海外取引に関し必要経費に |必要経費に||必要経費に算入した金額及び旧 条第一項に二月三十一日までの期間 法 に限る。) 収入金額 いう。) 内の 定期間」と おいて「指 下この条に 定する取引 取引 置法第二十三条第六項を含む。 算入した金額 同法による改正前の租税特別措 その効力を有するものとされる

同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替える 第十三条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 を適用するときは、次の表の上欄に掲げる旧令 行日前の収入金額につき旧法第二十一条の規定 改正法附則第八条の場合において、 同条の施

|法令により|後の租税特別措置法(以下「新 関する部分和三十六年法律第四十号)附則当する税に置法の一部を改正する法律(昭 |九条の四第十三号) 第四十六条、 、(外国の年法律第三十二号)による改正、十条第四一部を改正する法律(昭和四十 せられる法」という。)第二十一条第一 得税に相項から第三項まで(租税特別措 項並びに第一項並びに租税特別措置法の 項及び第第一項及び第二項、第七十一条 第五条第四項の規定によりなお (昭和四十年法律第1 第七十条 項四 第 に 算入 した新技術海外取引に関し必要な経

第二十二条及び第二十三条の規定の適用を受けのとされる同法による改正前の租税特別措置法び第九条の規定によりなおその効力を有するも 法による改正前の租税特別措置法第二十三条第定によりなおその効力を有するものとされる同三十六年法律第四十号)附則第五条第四項の規 六項又は租税特別措置法の一部を改正する法律 (昭和三十九年法律第二十四号) 附則第八条及 租税特別措置法の一部を改正する法律 新令第十三条第 (昭和

第六号に規の三第七項第六号)に規定する の三第七項|五号又は第六号(同日前の収入 | 第二十一|昭和四十年四月一日から同年十 (五号又は)金額については、旧法第十三条 第十三条とし、法第十三条の三第七項第 条 金額 必 に 要な経費/必要な経費に算入した金額及び 算入した新法第二十一条第一項に規定す 海外取引」という。)に関し必 号から第四号までに掲げる取引 る新法第十三条の三第四項第 (以下この条において「新技術

( ) 以下

第

要な経費に算入した金額

引による収(昭和四十年四月一日以後の収技術海外取技術海外取号による収)を |法 第 十 三 条||のとし、法第十三条の三第七項 については 定する取引 第 六 号 に 規ついては、新法第十三条の三第 の三第七項第六号(同日以後の収入金額に くものとし、 金額を除入金額については、新技術海外 |取引による収入金額)を除くも の号 する取引については、 |七項第五号又は第六号) に規定 これら

おいて「指下この条に 収入金額 定期間(以う。)内の収入金額 規定する指の条において「指定期間」とい いう。) 内の 定期間」と 第一 第二 項に月三十一日までの期間(以下2十一昭和四十年一月一日から同年三十

12 13 解散又は合併による清算所得に対する法人税に 余財産の一部分配により納付すべき法人税を含 前に終了した事業年度分の法人税及び同日前 る法人の清算中の事業年度に係る法人税及び残 定する人格のない社団等を含む。以下同じ。) を除くほか、法人(法人税法第二条第八号に規 む。以下同じ。)について適用し、法人の同 する法人税(清算所得に対する法人税を課され び同日以後の解散又は合併による清算所得に対 の施行日以後に終了する事業年度分の法人税及 ついては、なお従前の例による。 新令第三章の規定は、別段の定めがあるもの

|必要な経費||必要な経費に算入した金額及び

費に算入した金額

の例による。 前に取得し又は製作した当該工業用機械等をそ 償却範囲額の計算について適用し、法人が同日 以後に取得し又は製作して事業の用に供した新 械等の償却範囲額の計算については、なお従前 の事業の用に供した場合における当該工業用 法第四十五条第一項に規定する工業用機械等の 新令第二十七条の七の規定は、法人が施行日

規定する海外取引等によるものについて適用 以後の収入金額で新法第四十六条の二第一項に の二第一項に規定する海外取引等によるもの ついては、 新令第二十七条の九の規定は、法人の施 法人の同日前の収入金額で旧法第四十六条 なお従前の例による。

る。 前の租税特別措置法第二十二条及び第二十三条 その効力を有するものとされる同法による改正 四号)附則第八条及び第九条の規定によりなお の規定を含む。)」として同項の規定を適用す るものとされる同法による改正前の租税特別措 第五条第四項の規定によりなおその効力を有す 正する法律(昭和三十六年法律第四十号)附則 置法第二十三条第六項並びに租税特別措置法の 七十一条第一項の規定」とあるのは、 部を改正する法律(昭和三十九年法律第二十 条第一項の規定(租税特別措置法の一部を改 「第七十

外取引」とあるのは「技術等海外取引」とす 令」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正 る同項の規定の適用については、同項中「新規定する個人の昭和四十年分以後の年分におけ 改正後の租税特別措置法施行令」と、「技術海 する政令(昭和四十年政令第九十五号)による (昭和三十九年政令第七十三号)附則第八項に 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

に額 れげ掲八同 」た三て引引ロ額間合も計同と十にる下の基外読つ第ると二法うの以 法つ三、規及 読るげ条条 と金月こに額ら海月のを「イ海日該入の第年引替て十令つ一よに第に 税て一小十三第会日 18項五第条四十三第会新 項二第条四十三	がないないで、1000円である。 は、1000円である第二十条の三第二項の規定(中小企業投)
一号から第三号までに掲げる 大海海外取引は術海外取引による収入金額 による収入金(昭和四十年四月一目前の収入金額に対いて「指 定する取引 旧法第四十六条の二第十六条の二第ものとし、法第四十六条の二第十分を観については、旧技術海外取引による収入金額において「指定期間(以下この条において「指定期間(以下この条において「指定期間」という。) 内の収入金額につき旧法第五号又は第六号(同た活いて「指別金の額に算損金の額に算損金の額に算損金の額に算損金の初に算人した金額 間技術海外取引に関し損金の初に算過金の規定中同表の中欄に掲げる字句にそれぞの混っ第二十四条の規定中同表の中欄に掲げる中間表の中欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。 及び三十四号)第二十八条の規定の規定する取引 額に算入した金額 額に算人とを額につき旧法第五十八条の月間という。) 内の収入金額に可表の中欄に掲げる字句にそれぞの表の上欄に掲げる字句に表し、次の表の上欄に掲げる字句に表し、次の表の上欄に掲げる字句にそれぞれ読み替第二項並び条第一項、第五十八条の規定する。 及び三十四号)第二十八条の規定第二十八条の規定第二十八条の規定するときは、次の表の上欄に掲げる字句にそれぞれ読み替第二項並び至十一条、第四十一条、第四十一条、第四十一条、第四十一条、第四十年法律第 及び第五十十条第一項並びに	する第四十
第五項 三項まで (租税特別措置法の 第五項 三項まで (租税特別措置法の 第五項 一部を改正する法律 (昭和三 中 5 合 記 の 上 5 の と 1 を 会 記 の 収入金額 に 2 か の と 1 を 会 記 の 収入金額 に 2 か の 収入金額 に 3 か 以 所 の 収入金額 に 2 か の と b を 会 む の と b を 会 む の と b を る b か 取 引 に 2 か な の と b を る b か な の と b を る b か な か な の と b を る b か な か な の と b を る b か な か な の と b を る b か な か な の と b を る b か な か な の と b を る b か な か な の と b を る b か な か な の と b を る b か な か な か な か な か な か な か な か な か な か	に第十条の三新法第五十八条第一項から
(昭和三十九年政令第七十三号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第四十号)附則第十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第五十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第五十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十九年政律第二十四号)附則第十二条第六項及び租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第四十号)附則第十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租稅特別措置法施行令の一部を改正する法律(昭和三十九年政令第七十三号)附則第十三条第七頃の規定における同項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正者の規定におりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租稅特別措置法施行令の一部を改正する法律(昭和四十年政令第七十三号)附則第十五条の元主での規定でが提供を対しては、同項の規定を含む。」として同項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正者の規定によりなおその対方を第二十九条の一部を改正する政令(昭和四十年政令第七十三号)附則第十五条の元主で表の、日本税特別措置法施行令」と、「技術海外取引」とあるのは「我術等海外取引」とあるのは「技術等海外取引」とあるのは「技術等海外取引」とある。	) しと 、い

に係る相続税については、なお従前の例によ し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産 により取得した財産に係る相続税について適用 ずる贈与を含む。以下この項において同じ。)

22 係る登録税については、なお従前の例による。 に係る登録税について適用し、同日前の登記に 新令第四十三条の規定は、 三八号) (昭和四〇年四月三〇日政令第一 施行日以後の登記

#### この政令は、公布の日から施行する。 九八号) 附則 (昭和四〇年六月一〇日政令第

(施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

則 (昭和四〇年六月二三日政令第二

まで及び次項の規定は、法人の昭和四十年四月 の法人税については、なお従前の例による。 て適用し、法人の同日前に終了した事業年度分 一日以後に終了する事業年度分の法人税につい 改正後の第三十三条の二から第三十三条の六 この政令は、公布の日から施行する。

務の廃止若しくは上場商品の一部の上場廃止又 違約損失補償準備金勘定の金額に対応するもの 日後新たに加入する会員について同日における に繰り入れるため徴収した特別会費の額及び同 九月三十日までの間に違約損失補償準備金勘定 る場合における当該事業年度開始の日から同年 含む事業年度が同日後に終了する事業年度であ 損失補償準備金勘定の金額、当該法人の同日を の金額(昭和三十四年九月三十日における違約 有する同号に規定する違約損失補償準備金勘定 含む事業年度以後の各事業年度において、その 旨を定めていたものが、昭和四十年四月一日を 全部又は一部に相当する金額を会員に交付する あつた場合に違約損失補償準備金勘定の金額の おける一部の上場商品の売買取引業務の廃止が は会員の脱退若しくは会員の行なう商品市場に る定款において、当該法人の解散前における業 する法人で、昭和三十四年九月二十九日におけ に規定する違約損失補償準備金勘定の金額を有 租税特別措置法第五十七条の三第一項第二号 2

付した場合には、その交付した金額は、その交 ?した日を含む事業年度の所得の金額の計算 損金の額に算入する。

付

# 五 附 九 号 ) (昭和四〇年七月二三日政令第二

この政令は、公布の日から施行する。 六号) 附則 抄 (昭和四一年三月三一日政令第七

する。 この政令は、 昭和四十一年四月一日から施行

1

七号) 附 則 抄 (昭和四一年三月三一日政令第七

(施行期日)

第一条 この政令は、 施行する。 昭和四十一年四月一日 から

(所得税の特例に関する経過規定の原則

第二条 得税については、なお従前の例による。 があるものを除くほか、昭和四十一年分以後の 所得税について適用し、昭和四十年分以前の所 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め (個人の減価償却に関する経過規定) 改正後の租税特別措置法施行令(以下 第

第三条 新令第六条の五第二項の規定は、個 る。 引に係るものについては、 三条の三第四項第四号に掲げる取引に係るもの 租税特別措置法(以下「新法」という。)第十 号。以下「改正法」という。)による改正後の を改正する法律(昭和四十一年法律第三十五 う。)以後の収入金額で租税特別措置法の一部 昭和四十一年四月一日(以下「施行日」と いう。) 第十三条の三第四項第四号に掲げる取 よる改正前の租税特別措置法(以下「旧法」と について適用し、同日前の収入金額で改正法に なお従前の例によ 人の 第 第四

条

残

額ものとされる旧法第二十三条の二第 |一項の規定によりその効力を有する 令

控

除控除した残額(改正法附則第六条第

に関する経過規定) (個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除

第四条 個人の昭和四十一年分の所得税に係る新 令第十三条第二項の規定の適用については、同 る。 年四月一日以後の同項第一号及び第七号」とす るのは、「第五号及び第六号並びに昭和四十一 項中「第一号及び第五号から第七号まで」とあ

規定の適用を受ける個人の昭和四十一年以後の 力を有するものとされる旧法第二十三条の二の 定による事業所得の金額の計算については、改 各年に係る新令第十三条第一項又は第二項の規 改正法附則第六条第一項の規定によりその効

する金額を定款の定めるところにより会員に交 る部分の金額に限る。) の全部又は一部に相当 準備金勘定に繰り入れるため徴収した金額に係 として定款の定めるところにより違約損失補償

> 正前の租税特別措置法施行令(以下「旧令」と いう。)第十三条第三項の規定は、なおその効 力を有する。

(個人の鉱業所得の課税の特例に関する経過規

第五条 昭和四十一年以後の各年において改正法 げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の 条の規定の適用については、次の表の上欄に掲 用を受ける個人に係る新令第十四条及び第十五 附則第六条第一項の規定によりその効力を有す 下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものと るものとされる旧法第二十三条の二の規定の適

兀 第 新 <u>条</u>る + <u>令</u> 次 げ法の一部を改正する法律(昭和四十に次に掲げる収入金額(租税特別措置 金という。) 附則第六条第一項の規定に 収一年法律第三十五号。以下「改正法 条の二の規定の適用に係るものを除 |法(以下「旧法」という。) 第二十三 改正法による改正前の租税特別措置 よりその効力を有するものとされる

Ŧi. 第 第 新 項 条 介そ 得 のを除く。) 所十三条の二の規定の適用に係るもの 事効力を有するものとされる旧法第二 分附則第六条第一項の規定によりその のその年分の事業所得の金額(改正法 項の規定の適用に係るものを除く

税に関する経過規定) (個人の新規重要物産の製造等による所得の免 金額

第六条 改正法附則第六条第一項の規定によりそ

の効力を有するものとされる旧法第二十三条の

ものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年第七条 新令第三章の規定は、別段の定めがある 定による所得税の免除については、旧令第二章二の規定の適用を受ける個人の同条第一項の規 の解散又は合併による清算所得に対する法人税 後に終了する事業年度分の法人税及び同日以後 のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以 法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格 第四節の三の規定は、なおその効力を有する。 (法人税の特例に関する経過規定の原則) 2

併による清算所得に対する法人税については、 算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の た事業年度分の法人税及び同日前の解散又は合 じ。) について適用し、法人の同日前に終了し 部分配により納付すべき法人税を含む。以下同 なお従前の例による。 (清算所得に対する法人税を課される法人の

に関する経過規定) (配当等に充てた所得に対する法人税率の特例

第八条 新令第二十七条の二の規定は、 行日以後に開始する事業年度の所得に対する法 お従前の例による。 事業年度の所得に対する法人税については、 人税について適用し、法人の同日前に開始した 法人の な

(法人の減価償却に関する経過規定)

第九条 新令第二十八条の三の規定は、 お従前の例による。 事業年度の所得に対する法人税については、な人税について適用し、法人の同日前に開始した 行日以後に開始する事業年度の所得に対する法 法人の

2 お従前の例による。 第四号に掲げる取引に係るものについては、な同日前の収入金額で旧法第四十六条の二第三項 四号に掲げる取引に係るものについて適用し、 以後の収入金額で新法第四十六条の二第三項第 新令第二十八条の五第三項の規定は、施行日

経過規定) (証券業を営む法人の価格変動準備金に関する

第十条 改正法附則第十条第一項に規定する法人 格変動準備金勘定の金額に第一号に掲げる金額 の日において有する同項の価格変動準備金勘定 が施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了 のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗 の金額のうち株式に係る部分の金額として政令 じて計算した金額とする。 で定めるところにより計算した金額は、当該価

の合計額 同項各号に定めるところにより計算した金額 第五十三条第一項に規定する有価証券につき 当該直前の事業年度終了の日における旧法

行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日 において有する前項の金額に相当する価格変動 二 前号の有価証券のうち株式につき旧法第五 改正法附則第十条第一項に規定する法人の 十三条第一項各号に定めるところにより計算 した金額

準備金勘定の金額(以下この条において

施行日を含む事業年度の所得の金額の計算に関

新令第三十一条第五項の規定を適用する場合

「繰入額のうち所得の金額の計算

各事業年度終了の日における当該株式価格変動 む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に する金額は、その該当することとなつた日を含 となつたときは、当該各号に掲げる金額に相当 る法人が次の各号に掲げる場合に該当すること の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。 した日の前日を含む事業年度までの各事業年度 年度から当該事業年度開始の日以後五年を経過 額)に相当する金額は、その施行日を含む事業 こえる場合には、当該株式価格変動準備金残 いて「株式価格変動準備金残額」という。)を は、当該金額を控除した金額。以下この条にお 入されるべきこととなつた金額がある場合に 項の規定により益金の額に算入された、又は算 準備金勘定の金額(その日までにこの項又は次 を六十で除して算出した金額(その金額が当該 当該金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれ 前項に規定する場合において、同項に規定す 3 2

た場合 号)第二条第八項に規定する証券業を廃止し 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五 当該廃止の日における株式価格変動

算入する

価格変動準備金残額(合併により解散した場合 当該解散の日における株式 合において合併法人に引き継がれたものを除 2

三 前項及び前二号の場合以外の場合において 格変動準備金残額のうちその取りくずした金 額に相当する金額 式価格変動準備金残額を取りくずした場 その取りくずした日における当該株式価 3 の規定の適用を受ける法人の施行日以後に終了 効力を有するものとされる旧法第五十八条の四

5 を含む。以下この項において同じ。」とする。 合併法人に係る株式価格変動準備金勘定の金額 式価格変動準備金勘定の金額」といい、その被 備金勘定の金額」という。」とあるのは、「「株の適用については、同項中 「「株式価格変動準 準備金残額を引き継いだときは、第二項の規定 て、その合併により被合併法人の株式価格変動 に規定する法人の合併法人である場合におい 行日において存する新法第五十六条の三第一項 新法第五十六条の三第一項に規定する法人の 改正法附則第十条第一項に規定する法人が施

令の一部を改正する政令(昭和四十一年政令第 算入されている金額のうち租税特別措置法施行 上損金の額に算入されている金額」とあるの は、「繰入額で所得の金額の計算上損金の額に 七十七号)附則第十条第一項の規定により計算 した金額以外の金額」とする。

価格変動準備金勘定の金額」という。)のうち、

第十一条新令第三十二条の二第三項の規定は、 施行日以後の同項に規定する商工組合の指定に ついては、 ついて適用し、同日前の当該商工組合の指定に (法人のその他の準備金に関する経過規定) なお従前の例による。

日前に終了した事業年度の所得に対する法人税 十一年三月三十一日以後に終了する事業年度の 商工組合として指定されたものとみなす。 第三十二条の二第三項に規定するその他の特定 された商工組合は、施行日以後においては新令 については、なお従前の例による。 所得に対する法人税について適用し、法人の同 旧令第三十二条の二第三項の規定により指定 新令第三十三条の四の規定は、法人の昭和四 新

に関する経過規定) (法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除

第十二条 新令第三十四条(株式売買損失準備金 お従前の例による。 事業年度の所得に対する法人税については、な 行日以後に開始する事業年度の所得に対する法 勘定に係る部分を除く。)の規定は、法人の施 人税について適用し、法人の同日前に開始した

改正法附則第十二条第一項の規定によりその

年度開始の日が昭和四十一年五月一日以後であおいて、法人の施行日以後最初に開始する事業 は、旧令第三十四条第四項の規定による。第二項の規定による所得の金額の計算についてする事業年度に係る新令第三十四条第一項又は のとする。この場合において、同条の規定の適当該収入金額について同条の規定を適用するも 期間に係る当該収入金額については、 用を受ける当該直前の事業年度の施行日以後の の所得に対する法人税の計算上、施行日以後の る収入金額があるときは、当該直前の事業年度 業年度において新法第五十八条第二項に規定す り、かつ、当該法人の当該事業年度の直前の事 十四条の規定は、適用しない。 改正法附則第十一条の規定を適用する場合に

第十三条 改正法附則第十二条第一項の規定によ りその効力を有するものとされる旧法第五十八 (法人の鉱業所得の課税の特例に関する経過規

> る字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ 及び第三十四条の三の規定の適用については、 に終了する事業年度に係る新令第三十四条の二 条の四の規定の適用を受ける法人の施行日以後 読み替えるものとする。

第一項人 条の二る 三十四掲 新令第次 金五十八条の四の規定に係るものを 収効力を有するものとされる旧法第 げ第十二条第一項の規定によりそのに次に掲げる収入金額(改正法附則 除く。)

三十四 条の三年 三十四事 新 第二項 条 第二項 の -令 第当 令 第控 除控除した残額(改正法附則第十) 度りその効力を有するものとされる 額有するものとされる旧法第五十二 業法附則第十二条第一項の規定によ 4条第一項の規定によりその効力を 旧法第五十八条の四の規定の適用 |条の四第一項の規定の適用に係る に係るものを除く。) ものを除く。

税に関する経過規定) (法人の新規重要物産の製造等による所得の免 金額

第十四条 改正法附則第十二条第一項の規定によ 事業年度分の法人税につき旧令第三十四条の八 三章第三節の三の規定は、なおその効力を有す の規定による法人税の免除については、旧令第条の四の規定の適用を受ける法人の同条第一項 るのは、「法人税法第六十六条第一項から第三 「法人税法第六十六条第一項又は第二項」とあ の規定の適用を受ける法人については、同条中 る。この場合において、施行日以後に開始する りその効力を有するものとされる旧法第五十八 項まで」とする。

は、法人の施行日以後に開始する事業年度の法第十五条 新令第三十五条及び第三十七条の規定 例に関する経過規定) 度の法人税については、なお従前の例による。 人税について適用し、同日前に終了した事業年 (農地等を贈与した場合の贈与税の納期限の特

る

四号) 附 則 抄 (昭和四一年三月三一日政令第八

(施行期日)

第一条 この政令は、 施行する 昭和四十一 年四月一日から

七号) 附 則 抄 (昭和四一年三月三一日政令第八

(施行期日)

1 この政令は、 昭和四十一年四月一日から施行

第一条 この政令は、公布の日から施行し、 項及び第二項の規定は、昭和四十一年四月一日 後の第二条第一項及び第二項並びに第四条第一 から適用する。

この政令は、 公布の日から施行する。

則

(昭和四一年七月一日政令第二二

1 規定する指定日から施行する。 (昭和四十一年法律第三十六号) この政令は、関税法等の一部を改正する法律 附則第一

附則 九〇号) 抄

施行期日)

三六五号)

(協同組合の課税の特例に関する経過規定) 2

第十六条 新令第三十九条の十六第十一項の規定 に該当する事実が生じた場合について適用す る受贈者につき新法第七十条の四第九項の規定 は、昭和四十一年一月一日以後に同項に規定す

する。

この政令は、

昭和四十二年四月一日から施行

一九号) 則 (昭和四一 抄 年四月一四日政令第一

(施行期日)

六号) 附 則 (昭和四一年六月二日政令第一七

八号) 抄 一項に

(昭和四一年八月一八日政令第二

この政令は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和四一年一一月一四日政令第

この政令は、 公布の日から施行する。

附則 九号) (昭和四二年三月二〇日政令第三

に終了した事業年度分の法人税については、な年度分の法人税について適用し、法人の同日前 和四十一年十二月三十一日以後に終了する事業 改正後の第三十三条の五の規定は、法人の この政令は、公布の日から施行する。

お従前の例による。 三号) 則 (昭和四二年三月三一日政令第五

に終了した事業年度分の法人税については、

附 則 (昭和四二 |年五月三一日政令第一

〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、 (所得税の特例に関する経過規定の原則) 昭和四十二年六月一日 から

所得税については、なお従前の例による。 所得税について適用し、昭和四十一年分以前の があるものを除くほか、昭和四十二年分以後の 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め (配当所得に関する経過規定) 改正後の租税特別措置法施行令(以下

第三条 租税特別措置法の一部を改正する法律 たない端数を生じたときは、これを一月とす 計算期間の月数で除して計算した金額とする。 月三十日までの期間の月数を乗じ、これを当該 る金額につき、当該計算期間の初日から同年六 るものの金額のうち同日以後最初に支払を受け で昭和四十二年七月一日以後に支払期が到来す の一部の解約により支払を受けるものを除く。) 当所得(証券投資信託の終了又は証券投資信託 収益の計算期間が一年以上であるものに係る配 ところにより計算した金額は、証券投資信託の 期間に対応する部分の金額として政令で定める 得の金額のうち昭和四十二年六月三十日までの という。) 附則第四条第二項に規定する配当所 (昭和四十二年法律第二十四号。以下「改正法」 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満

3 払を受けるべき当該配当所得については、なお 規定する配当所得について適用し、同日前に支 う。)以後に支払を受けるべきこれらの規定に 従前の例による。 昭和四十二年六月一日(以下「施行日」とい 新令第五条の二第一項及び第二項の規定は、

(個人の減価償却に関する経過規定)

正法による改正前の租税特別措置法(以下「旧第四条 改正法附則第六条第二項の規定により改 置法施行令(以下「旧令」という。)第六条の費の額の計算については、改正前の租税特別措 二の規定は、なおその効力を有する。 とされる同項に規定する開発研究機械等の償却 法」という。) 第十二条の規定の例によるもの 2

行日以後に取得し、又は建設して業務の用に供 した同号に規定する家屋について適用する。 (外国技術使用料課税に関する経過規定) 新令第八条第一項第五号の規定は、個人が施

第五条 改正法附則第九条の規定によりその効力 を有するものとされる旧法第二十八条の規定の

> 規定による税率の軽減については、旧令第十九 条の規定は、なおその効力を有する。 (法人税の特例に関する経過規定の原則) 適用を受ける同条第一項に規定する者の同項の

第六条 新令第三章の規定は、別段の定めがある ものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年 解散又は合併による清算所得に対する法人税に た事業年度の所得に対する法人税及び同日前の 算中の事業年度に係る法人税及び残余財産の一 (清算所得に対する法人税を課される法人の清 の解散又は合併による清算所得に対する法人税 後に開始する事業年度分の法人税及び同日以後 のない社団等を含む。以下同じ。) の施行日以 法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格 じ。)について適用し、法人の同日前に開始し 部分配により納付すべき法人税を含む。以下同 ついては、なお従前の例による。

に関する経過規定) (配当等に充てた所得に対する法人税率の特例

第七条 の同日前に終了した事業年度の所得に対する法度の所得に対する法人税について適用し、法人 の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年 (法人の税額控除に関する経過規定) 人税については、なお従前の例による。 新令第二十七条の二及び第二十七条の三

第八条 新令第二十七条の七第一項第一号に掲げ ものとする。 究機械等の償却費の額が含まれている場合に は、当該開発研究機械等の償却費の額は、 による償却範囲額に係る同項に規定する開発研 る費用のうちに、旧法第四十四条第一項の規定 ない

第九条 新令第二十八条の六第一項第五号の規定 (法人の減価償却に関する経過規定)

用する。 業の用に供した同号に規定する家屋について適 については、旧令第二十八条の二の規定は、な に規定する開発研究機械等の償却範囲額の計算 第四十四条の規定の例によるものとされる同項 は、法人が施行日以後に取得し又は建設して事 改正法附則第十四条第四項の規定により旧法

3 百六号)附則第三条第三項の規定により改正前 令の一部を改正する政令(昭和四十二年政令第 号)第五十八条又は第六十条(同令附則第六条 の法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七 を含む。)の規定の例によることとされる同令 法人の有する減価償却資産で、法人税法施行

おその効力を有する。

この項において「旧償却不足額」という。)が から第四十八条まで又は新法第四十九条第二項 別措置法(以下「新法」という。)第四十六条 あるものにつき、改正法による改正後の租税特 第五十八条第三項に規定する償却不足額(以下 ところによる。 の規定を適用する場合には、次の各号に定める

額は、当該普通償却限度額から旧償却不足額法第四十九条第二項に規定する普通償却限度 該合計額に旧償却不足額に相当する金額を加 法第四十九条第二項に規定する合計額は、当 新法第四十六条から第四十八条まで及び新 新法第四十六条から第四十八条まで及び新 1.相当する金額を控除した金額とする。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除 に関する経過規定) 算した金額とする。

以後に終了する事業年度の所得に対する法人税第十条 新令第三十四条の規定は、法人の施行日 年度の所得に対する法人税については、 前の例による。 について適用し、法人の同日前に終了した事業 なお従

の一部改正に関する経過規定) (租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

第十二条 前条の規定による改正後の租税特別措 資信託の収益の分配については、なお従前の例 き同項に規定する証券投資信託の収益の分配に 規定は、昭和四十二年七月一日以後に支払うべ 置法施行令の一部を改正する政令附則第四項の ついて適用し、同日前に支払うべき当該証券投 による。

六二号) (昭和四二年六月三〇日政令第一

1 する。 この政令は、昭和四十二年八月一日から施行

五四号) 則 抄 (昭和四二年八月一四日政令第二

5

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 規定の施行の日(昭和四十二年八月十六日)かで、法附則第二十一条及び法附則第二十七条の 法附則第六条、法附則第十三条から第十五条ま だし、附則第三条から第十二条までの規定は、 ら施行する。 (施行期日)

七二号) 則 (昭和四二年八月三一日政令第二

1 Ļ この政令は、公布の日から施行する。ただ 第二十条第八項、 第二十二条の二、 第二十

2 日から施行する。 法律(昭和四十二年法律第七十四号)の施行 五の改正規定は、土地収用法の一部を改正する 三条、第三十九条の二第九項及び第三十九条 改正後の第二十条第八項及び第二十二条の二

譲渡に係る所得税については、なお従前の例に 条の二の規定に該当する資産の譲渡(法第三十 後に行なわれた租税特別措置法(以下「法」と 施行の日(以下「収用法施行日」という。)以 の規定は、 よる。 以下次項までにおいて同じ。)に係る所得税に いう。)第三十一条、第三十二条又は第三十三 ついて適用し、同日前に行なわれた当該資産 いて譲渡に含まれるものとされる行為を含む。 つたものとみなされる行為その他法の規定にお 一条第三項の規定により収用等による譲渡があ 土地収用法の一部を改正する法律

3 る 第三十二条の規定の適用を受けたものに係る当 四条第一項に規定する代替資産等について適用 二条の規定の適用を受けたものに係る法第三十 以後に譲渡した資産で法第三十一条又は第三十 該代替資産等については、なお従前の例によ し、同日前に譲渡した資産で法第三十一条又は 改正後の第二十三条の規定は、収用法施行日

お従前の例による。 た当該資産の譲渡に係る法人税については、 た当該資産の譲渡に係る法人税については、な係る法人税について適用し、同日前に行なわれ譲渡に含まれるものとされる行為を含む。)に 係る法人税について適用し、同日前に行なわ ものとみなされる行為その他法の規定において 第二項の規定により収用等による譲渡があつた た法第六十四条、第六十五条又は第六十五条の 条の五の規定は、収用法施行日以後に行なわ 三の規定に該当する資産の譲渡(法第六十四条 改正後の第三十九条の二第九項及び第三十

規定する財産について適用する。 会に対して贈与をする法第七十条の二第一項に 法(昭和四十二年法律第百二十三号)による日 係る部分に限る。)の規定は、日本学術振興会 本学術振興会の設立の日以後当該日本学術振興 改正後の第四十条第一号(日本学術振興会に

号) 則 抄 (昭和四三年一月二二日政令第四

1 という。)から施行する。 (昭和四十三年一月二十七日。以下「施行日」 法律(以下「改正法」という。)の施行の この政令は、商品取引所法の一部を改正する 日

#### 附 則 抄 (昭和四三年四月二〇日政令第九

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 (所得税の特例に関する経過規定の原則)

所得税については、なお従前の例による。 所得税について適用し、昭和四十二年分以前の があるものを除くほか、昭和四十三年分以後の 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め 改正後の租税特別措置法施行令 (以下

(個人の税額控除に関する経過規定)

第三条 租税特別措置法の一部を改正する法律 含む。)とする。 くは指示により事業の用に供していないものを く行政機関の認可を受け、又は命令、勧告若し している機械その他の設備(法令の規定に基づ 続人又は包括遺贈者を含む。)の事業の用に供続人又は包括受遺者である場合には、その被相 まで引き続き二年以上当該個人(当該個人が相 行令第七条第一項第一号の計画書を提出する日 るこの政令による改正前の企業合理化促進法施 の規定によりなおその効力を有するものとされ 機械その他の設備のうち、個人が附則第十五条 属する事業を営む者の同表の当該下欄に掲げる 定める設備は、附則別表の上欄に掲げる業種に という。) 附則第四条第二項に規定する政令で (昭和四十三年法律第二十三号。以下「改正法」 2

う。) 第五条の三第二項中「特定設備」とある 項に規定する廃棄をした場合については、改正 三条第一項に規定する機械その他の設備」とし る政令(昭和四十三年政令第九十七号)附則第 のは、「租税特別措置法施行令の一部を改正す 前の租税特別措置法施行令(以下「旧令」とい る前項に規定する機械その他の設備の同条第一 という。) 第十条の規定の例によるものとされ による改正前の租税特別措置法(以下「旧法」 によるものとする。 て、同条第二項、第四項及び第五項の規定の例 改正法附則第四条第二項の規定により改正法

(個人の減価償却に関する経過規定)

第四条 特定繊維工業構造改善臨時措置法第二条 を受けた場合において、 の承認(同法第十七条第一項の承認を含む。) 画を作成し、昭和四十三年四月一日前に、同項 施するため、同項の特定織布業構造改善事業計 第十六条第一項の特定織布業構造改善事業を実 第三項に規定する特定織布業商工組合が、 当該特定織布業構造改 同法

善計画が新令第六条の四第三項各号に掲げる要 法」という。) 第十三条の二及び新令第六条の 法による改正後の租税特別措置法(以下「新 新令第六条の四第一項の承認とみなして、改正 商産業大臣の認定を受けたときは、当該認定を 代化基本計画に適合していることについて、通 四号)第三条第一項の規定に基づく中小企業近 小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十 四の規定を適用する。 工組合の組合員の営む同項の指定事業に係る中 件のすべてに該当し、かつ、当該特定織布業商

適用し、同日前の収入金額で旧法第十三条の三 第四項第四号に掲げる取引に係るものについて 年四月一日以後の収入金額で新法第十三条の三 第四項第四号に掲げる取引に係るものについて は、なお従前の例による。 新令第六条の五第四項の規定は、昭和四十三

する経過規定) (公益法人に対する寄附財産の非課税手続に関

第六条 昭和四十三年四月一日以後にする財産の贈与又六条 新令第二十六条第一項の規定は、個人が は、なお従前の例による。 は遺贈に係る所得税について適用し、同日前に した財産の贈与又は遺贈に係る所得税について

(法人の税額控除に関する経過規定)

第七条 改正法附則第十一条第二項に規定する政 する。 る日まで引き続き二年以上当該法人(当該法人 法施行令第七条第一項第一号の計画書を提出す されるこの政令による改正前の企業合理化促進 げる機械その他の設備のうち、法人が附則第十 種に属する事業を営む者の同表の当該下欄に掲 より事業の用に供していないものを含む。)と の認可を受け、又は命令、勧告若しくは指示に 械その他の設備(法令の規定に基づく行政機関 合併法人を含む。) の事業の用に供している機 が合併法人である場合には、当該合併に係る被 五条の規定によりなおその効力を有するものと 令で定める設備は、附則別表の上欄に掲げる業

2 政令 条第一項に規定する機械その他の設備」とし 前項に規定する機械その他の設備の同条第一項 第四十二条の四の規定の例によるものとされる 二十七条の五第二項中「特定設備」とあるの に規定する廃棄をした場合については、旧令第 改正法附則第十一条第二項の規定により旧法 「租税特別措置法施行令の一部を改正する (昭和四十三年政令第九十七号) 附則第七

3 て、同条第二項及び第四項の規定の例によるも

五第一項に規定する特定合併(以下この項にお より計算した金額とする。 る政令で定める特定合併とみなして、新令第二 前に行なわれた当該旧特定合併を同項に規定す 定する特定合併を行なつたもののこれらの規定で、同日以後に新法第四十二条の五第一項に規 いて「旧特定合併」という。)を行なつた法人 十七条の六第三項から第五項までの規定の例に により法人税の額から控除される金額は、同日 昭和四十三年四月一日前に旧法第四十二条の

(法人の減価償却に関する経過規定)

第三項に規定する特定織布業商工組合が、同法第八条 特定繊維工業構造改善臨時措置法第二条 承認とみなして、新法第四十五条の二及び新令きは、当該認定を新令第二十八条の三第一項の ことについて、通商産業大臣の認定を受けたと 業商工組合の組合員の営む同項の指定事業に係 る要件のすべてに該当し、かつ、当該特定織布 の承認(同法第十七条第一項の承認を含む。)画を作成し、昭和四十三年四月一日前に、同項 第十六条第一項の特定織布業構造改善事業を実 第二十八条の三の規定を適用する。 基づく中小企業近代化基本計画に適合している る中小企業近代化促進法第三条第一項の規定に 善計画が新令第二十八条の三第三項各号に掲げ を受けた場合において、当該特定織布業構造改 施するため、同項の特定織布業構造改善事業計

2 三項に規定する償却不足額がある減価償却資 規定の例によることとされる同令第五十八条 条又は第六十条(同令附則第六条を含む。) 則第三条第三項の規定により改正前の法人税 改正する政令(昭和四十二年政令第百六号) 令附則第九条第三項中「第四十六条」とある ける場合について準用する。この場合にお 施行令(昭和四十年政令第九十七号)第五十 項の規定は、法人が、法人税法施行令の一部を につき、新法第四十五条の二の規定の適用を (昭和四十二年政令第百九号) 附則第九条第三 て、租税特別措置法施行令の一部を改正する 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 「第四十五条の二」と読み替えるものと

3 条の二第三項第四号に掲げる取引に係るものに | 造業 十三年四月一日以後の収入金額で新法第四十六||アンモニア系肥料製アンモニア製造装置のう| 新令第二十八条の五第五項の規定は、

ガス発生装置及び合成

については、なお従前の例による。 ついて適用し、同日前の収入金額で旧法第四十 六条の二第三項第四号に掲げる取引に係るもの

(株式売買損失準備金に関する経過規定)

第九条 新令第三十二条の九の規定は、法人の 日前に開始した事業年度の所得に対する法人税 和四十三年四月一日以後に開始する事業年度の については、なお従前の例による。 所得に対する法人税について適用し、法人の 同

に関する経過規定) (法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除

第十条 新令第三十四条の規定は、法人の昭和四 に終了した事業年度の所得に対する法人税につ に対する法人税について適用し、法人の同日前 いては、なお従前の例による。 十三年四月一日以後に終了する事業年度の所得

関する経過規定) (法人の収用換地等の場合の所得の特別控除に

第十一条 新令第三十九条の五の規定は、 税については、なお従前の例による。 同日前に終了した事業年度の所得に対する法人 の所得に対する法人税について適用し、法人の 昭和四十三年四月一日以後に終了する事業年度 (被合併法人から引き継いだ欠損金額に係る合 法人の

第十二条 新令第三十九条の八の規定は、法第六 前にした合併により引き継いだ当該欠損金額に 同項に規定する欠損金額について適用し、 三年四月一日以後にした合併により引き継いだ 十六条の三第一項に規定する法人が、昭和四十 併法人の所得計算の特例に関する経過規定) ついては、 なお従前の例による。

附則別表

程 (溶銑を使用す平炉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	具另表	
属加工業  鋼(溶銑を使用す平炉 国加工業    	業種	機械その他の設
属加工業     鋼索より線       園熱間圧延(溶銑棄される加快を圧延するもの薬される加快を圧延するもの薬される加快のであるのを除く。)     次のを除く。)       は銅合金の圧延に棄される加機の合金の圧延に変される加機の合金の圧延に変される加機ので限る。)     次の変に変される加機ので限る。)       日本のに限る。)     次の変に変される加機ので限る。)       日本のに限る。)     とは電気炉又は電気炉又は       日本のに限る。)     とは電気炉又は       日本のに限る。)     とは電気が変える       日本のに取るが変える     とはではなる       日本のに限るのに限る。)     とはではなる       日本のに限るのに限るのできる     とはなる       日本のに限るのできる     とはなる       日本のになる     とはなる       日本のになる     とはなる       日本のできる     とはなる </td <td>鋼(溶銑を使用す</td> <td></td>	鋼(溶銑を使用す	
属加工業 鋼索より線を圧延される加速を圧延するもの乗される加速を圧延するもの乗される加くのでは、	ものを除く。)又は	気炉又は
属加工業 鋼索より線 機を圧延するもの棄される加 (係るものを除く。) ※ (特殊鋼 又は冷却機 (係るものを除く。) ※ (特殊鋼 又は冷却機 は銅合金の圧延に棄される加 は銅合金の圧延に要される加 は銅合金の圧延に変される加	鋼熱間圧延(溶銑	される
属加工業 - 鋼索より線 (場合をのを除く。) (係るものを除く。) (係るものを除く。) (場正延機又は (場正延機又は で解炉(場 で解炉(場 で解炉(場 で解炉(場 で解炉(場 で解炉(場 で解がし のものに限る。)	使用して製鋼した	延機及び
属加工業       鋼索より線         最加工業       鋼索より線         なものに限る。)       溶解炉 (鋳金属圧延業 (銅圧延機又は         係るものを除く。)	塊を圧延するもの	される加
属加工業鋼索より線るものに限る。)溶解炉 (鋳は銅合金の圧延に棄される加銀圧延機又は係るものを除く。)	除く。)業(特殊鋼	冷却
属加工業鋼索より線るものに限る。)溶解炉 (鋳な展圧延業 (銅圧延機又は	係る	
属加工業鋼索より線るものに限る。)溶解炉 (鋳は銅合金の圧延に棄される加	鉄金属圧延業(銅	延機又は
属加工業 鋼索より線るものに限る。) 溶解炉(鋳	は銅合金の圧延に	される加
属加工業 鋼索より線	るものに限る。)	解炉(鋳
	属加工業	索より線

製波板の製造に係る ものに限る。) |プラスチック製品製|波つけ機 (塩化ビニー |塔又はこれらとともに廃棄 モニア分離装置 成ガス圧縮機若しくはア 分離機、ガス精製装置、合 される原料精製装置、空気

2

造業

### 四三号) 則 《昭和四三年七月一五日政令第二

3

施行する。 この政令は、 昭和四十三年七月二十五日か

#### 号 附 則 抄 昭和四四年四月八日政令第八六

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。た 律第三十六号)の施行の日から施行する。 促進法の一部を改正する法律(昭和四十四年法 びに第四十四条の改正規定は、中小企業近代化 項の改正規定中卸売業に係る部分を除く。) 並 定(第六条の四第九項及び第二十八条の三第九 だし、第六条の四及び第二十八条の三の改正規

所得税について適用し、昭和四十三年分以前の い金融機関等に関する経過措置) 所得税については、なお従前の例による。 があるものを除くほか、昭和四十四年分以後の (その受ける利子所得について源泉徴収されな 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め (所得税の特例に関する経過措置の原則) 改正後の租税特別措置法施行令(以下 3 2

第三条 新令第四条第一項の規定は、 条の規定を適用する場合については、なお従前 規定する利子又は収益の分配につき同条の規定 を受けるべき当該利子又は収益の分配につき同 を適用する場合について適用し、同日前に支払 払を受けるべき租税特別措置法第八条第一項に する金融機関が昭和四十四年六月一日以後に支 同項に規定 4

(個人の減価償却に関する経過措置)

第四条 新令第六条の二の規定は、個人が昭和四 租税特別措置法(以下「新法」という。)第十 は建築して事業の用に供した租税特別措置法の 十四年四月一日以後に取得し又は製作し若しく 一部を改正する法律(昭和四十四年法律第十五 二条の二第一項に規定する工業用機械等の償却 以下「改正法」という。)による改正後の

> は、なお従前の例による。 該工業用機械等の償却費の額の計算について 機械等をその事業の用に供した場合における当 取得し又は製作し若しくは建築した当該工業用 費の額の計算について適用し、個人が同日前に

については、なお従前の例による。 四十四年四月一日以後に取得し又は新築し若し くは増築した貸家住宅について適用し、同日前 に取得し又は新築し若しくは増築した貸家住宅 新令第七条第二項及び第三項の規定は、 昭和

建設した建物又は構築物については、 月一日以後に取得し又は建設した建物又は構築 物について適用し、個人が同日前に取得し又は の例による。 新令第八条の規定は、個人が昭和四十四年四 なお従前

措置) (個人の譲渡所得等の課税の特例に関する経過

第五条 改正法附則第七条第二項の規定によりそ う。) 第二十二条の三の規定は、なおその効力 前の租税特別措置法施行令(以下「旧令」とい 第三十三条の三の規定の適用については、改正 前の租税特別措置法(以下「旧法」という。) の効力を有するものとされる改正法による改正 を有する。

改正法附則第八条第一項第一号の規定により

日までの間は、新令第二十二条の七第四項中 を受ける場合には、都市計画法の施行の日の前 新法第三十四条の二第二項第五号の規定の適用 のは、「開発区域又は施行地区」とする。 るものとして同条の規定の適用を受ける場合に 旧法第三十八条の十三の規定がなお効力を有す 令第二十五条の十第二項中「施行地区」とある は、都市計画法の施行の日以後においては、旧 改正法附則第八条第一項第二号の規定により

るのは「建築基準法第四十八条第一項の規定に 地域に関する都市計画の定められた地域」とあ 項及び第四項において準用する場合を含む。) と、「同号」とあるのは「同項」とする。 より同項の用途地域として指定された地域」 七項第二号中「同法第八条第一項第一号の用途 の規定を適用する場合には、新令第二十五条第 た資産につき新法第三十七条第一項(同条第三 「開発区域」とあるのは、「施行地区」とする。 (住宅貯蓄控除に関する経過措置) 都市計画法の施行の日の前日までに取得をし

第六条 新令第二十六条の二から第二十六条の四 までの規定は、 この政令の施行の日以後に締結

> する新法第四十一条の二第一項に規定する住宅 る。 該住宅貯蓄契約については、なお従前の例によ 貯蓄契約について適用し、同日前に締結した当

ものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年第七条 新令第三章の規定は、別段の定めがある 法律第三十四号) 第二条第八号に規定する人格 (法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十条 改正法附則第十二条第二項の規定により

(法人の準備金に関する経過措置)

なお従前の例による

条の二第四項の規定は、なおその効力を有す 第三項の規定の適用については、旧令第三十二 その効力を有するものとされる旧法第五十五条

(配当等に充てた所得に係る法人税の軽減等に

2

第八条 新令第二十七条の二及び第二十七条の三

四項(同法第六十五条第三項において準用する 十四年法律第十五号)附則第十四条第二項の規租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四 「法第六十五条の二から第六十五条の四まで、条の二から第六十五条の四まで」とあるのは、 五条の三」とする。 場合を含む。)、第六十五条の二若しくは第六十 よる改正前の租税特別措置法第六十四条の二第 定によりその効力を有するものとされる同法に 年度については、これらの規定中「法第六十五 年十二月三十一日を含む事業年度までの各事業 並びに第三十五条の規定は、昭和四十四年四月 人税について適用する。この場合において、同 一日以後に終了する事業年度の所得に対する法

(法人の減価償却に関する経過措置)

2 第九条 新令第二十八条第一項の規定は、 械等の償却限度額の計算については、なお従前の事業の用に供した場合における当該工業用機 製作し若しくは建築した当該工業用機械等をそ算について適用し、法人が同日前に取得し又は は建築して事業の用に供した新法第四十五条第 当することとなる法人について適用する。 十四年四月一日以後に取得し又は製作し若しく 十四年四月一日以後に同項に規定する法人に該 一項に規定する工業用機械等の償却限度額の計 新令第二十八条の二の規定は、法人が昭和四 昭和四

3 に対する法人税について適用し、法人の同日前十四年四月一日以後に終了する事業年度の所得 の例による。 に終了した事業年度の所得に対する法人税につ いては、 新令第二十八条の四の規定は、法人の昭和四 なお従前の例による。 3

4 得し又は建設した建物又は構築物については、 又は構築物について適用し、法人が同日前に取 十四年四月一日以後に取得し又は建設した建 新令第二十八条の六の規定は、法人が昭和

業年度分の法人税については、なお従前の例に 税について適用し、法人の同日前に開始した事 四年四月一日以後に開始する事業年度分の法人 のない社団等を含む。以下同じ。) の昭和四十

関する経過措置)

る経過措置) については、なお従前の例による。 (法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関

日前に終了した事業年度の所得に対する法人税 所得に対する法人税について適用し、法人の

十四年三月三十一日以後に終了する事業年度

同 0

新令第三十三条の四の規定は、法人の昭和

第十一条 改正法附則第十四条第二項の規定によ する部分とされる部分を除く。)」とする。 四十四年政令第八十六号)附則第十一条第三項特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和 を譲渡して土地等又は土地等及び清算金を取得 等により譲渡した資産(換地処分により土地等 により譲渡した資産」とあるのは、「収用換 る法人については、同条第三項中「収用換地等につき旧令第三十九条の五の規定の適用を受け 規定は、なおその効力を有する。この場合にお 旧令第三十九条の二から第三十九条の五までの る法人の資産の譲渡に係る法人税については、 条から第六十五条の三までの規定の適用を受け りその効力を有するものとされる旧法第六十四 の規定により当該取得した土地等の価額に対応 した場合には、当該譲渡した土地等のうち租税 いて、昭和四十四年四月一日から同年十二月三 十一日までの間にする資産の譲渡に係る法人税 地

の額との合計額のうちに占める割合(次項にお 等の価額と当該土地等とともに取得した清算金 以下この条において同じ。)の価額が当該土地 十四条第一項第三号に規定する土地等をいう。 する政令で定めるところにより計算した金 は、換地処分により取得した土地等(新法第六 した土地等の譲渡直前の帳簿価額に乗じて計算 いて「取得資産割合」という。)を、 改正法附則第十四条第三項の表の下欄に規定

する政令で定める部分は、 改正法附則第十四条第三項の表の下欄に規 当該譲渡した土地 等

価額に乗じて計算した金額に相当する部分とす のうち、取得資産割合を当該譲渡した土地等の

- るのは、「施行地区」とする。 新令第三十九条の五第五項中「開発区域」とあ 第六十五条の四の規定の適用を受ける場合に 改正法附則第十四条第四項の規定により新法 都市計画法の施行の日の前日までの間は、 2
- は、旧令第三十九条の六の規定は、なおその効 から第六十五条の六までの規定の適用について 効力を有するものとされる旧法第六十五条の四 改正法附則第十四条第七項の規定によりその
- り同項の用途地域として指定された地域」と、 のは「建築基準法第四十八条第一項の規定によ 域に関する都市計画の定められた地域」とある 項第二号中「同法第八条第一項第一号の用途地 を適用する場合には、新令第三十九条の六第三 た資産につき新法第六十五条の六第三項の規定 「同号」とあるのは「同項」とする。 都市計画法の施行の日の前日までに取得をし

第十二条 新令第三十九条の十の規定は、同条第(法人税のその他の特例に関する経過措置)

る当該利子税については、旧令第三十九条の十 の規定は、なおその効力を有する。 る日以後に同項に規定する納期限が到来する法 当たりで定められる利率から年利率に改められ 人税に係る同条第二項の利子税について適用 項に規定する基準割引歩合が百円につき一日 同日前に当該納期限が到来する法人税に係

前に終了した事業年度の所得に対する法人税に 四十四年四月一日以後に終了する事業年度の所新令第三十九条の十六の規定は、法人の昭和 ついては、なお従前の例による。 得に対する法人税について適用し、法人の同日

(登録免許税に関する経過措置)

第十三条 新令第四十二条の規定は、昭和四十四 について適用し、同日前に取得した当該家屋に ついての抵当権の設定の登記に係る登録免許税 する家屋の所有権の移転の登記及び当該家屋に 年四月一日以後に個人が取得する住宅の用に供 は、なお従前の例による。 いてのこれらの登記に係る登録免許税につい

# (昭和四四年八月二六日政令第二

1 この政令は、公布の日から施行する。ただ 租税特別措置法施行令第二十五条第七項及

興地域の整備に関する法律の施行の日から施行 び第三十九条の六第三項の改正規定は、農業振

2

改正法附則第四条第二項に規定する配当所得

金額のうち昭和四十五年四月三十日までの期

二号に規定する防災建築物については、改正後 造成法(昭和三十六年法律第百十号)第二条第 なお効力を有するものとされる旧防災建築街区 又は第四十一条第二項第一号の規定にかかわら の第八条第一項第四号、第二十八条の六第四号 都市再開発法附則第四条第二項の規定により なお従前の例による。

### 号) 抄 則 (昭和四五年四月一日政令第四八

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 附 〇七号) 則 (昭和四五年四月三〇日政令第一 抄

(施行期日)

|第一条 この政令は、昭和四十五年五月一日 施行する。 から

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下 所得税については、なお従前の例による。 所得税について適用し、昭和四十四年分以前の があるものを除くほか、昭和四十五年分以後の (利子所得に関する経過措置)

2 第三条 租税特別措置法の一部を改正する法律 う。) 第二条の規定は、なおその効力を有する。 る同項に規定する利子所得については、改正前 という。) 第三条の規定の例によるものとされ という。) 附則第三条第二項の規定により同法 条の規定を適用する場合については、なお従前 規定する利子又は収益の分配につき同条の規定 による改正前の租税特別措置法(以下「旧法」 の例による。 を受けるべき当該利子又は収益の分配につき同 を適用する場合について適用し、同日前に支払 払を受けるべき租税特別措置法第八条第一項に する金融機関が昭和四十五年七月一日以後に支 の租税特別措置法施行令(以下「旧令」とい (昭和四十五年法律第三十八号。以下「改正法」 新令第三条の五第一項の規定は、同項に規定

(配当所得に関する経過措置)

第四条 改正法附則第四条第二項の規定により旧 法第八条の二及び第八条の三の規定の例による その効力を有する は、旧令第五条及び第五条の二の規定は、 ものとされる同項に規定する配当所得について なお

四十五年四月三十日までの期間の月数を乗じ、到来するものの金額につき、当該初日から昭和く。)で昭和四十六年一月一日以後に支払期が信託の一部の解約により支払を受けるものを除 る配当所得(証券投資信託の終了又は証券投資 ころにより計算した金額は、証券投資信託の収 これを当該計算期間の月数で除して計算した金 算期間の初日が同月三十日以前であるものに係 益の計算期間が一年以上であり、かつ、当該計 間に対応する部分の金額として政令で定めると 額とする。

3 たない端数を生じたときは、これを一月とす る。 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満

受けるべき同条に規定する配当所得について適 一日(以下「施行日」という。)以後に支払を 用する。 新令第五条の二の規定は、昭和四十五年五月

(個人の税額控除に関する経過措置)

第五条 改正法附則第五条第二項の規定により旧 二第一項」として、同条の規定の例による。 八号)による改正前の租税特別措置法第十条の の二第一項」とあるのは、「租税特別措置法の 法第十条の規定の例によるものとされる同条第 (個人の減価償却に関する経過措置) 一部を改正する法律(昭和四十五年法律第三十 ついては、旧令第五条の三第六項中「法第十条 項に規定する特定の設備の廃棄をした場合に

2 新令第八条の規定は、個人が施行日以後に取 第六条 改正法附則第六条第二項の規定によりな 用し、個人が同日前に取得し、又は建設した建 得し、又は建設した建物又は構築物について適 る。 から第五項までの規定は、なおその効力を有すの額の計算については、旧令第六条の三第三項 おその効力を有するものとされる旧法第十三条 第一項の規定の適用を受ける漁船に係る償却費

(個人の準備金に関する経過措置)

物又は構築物については、なお従前の例によ

第七条 改正法附則第七条第一項の規定によりな 二の規定は、なおその効力を有する。 の二の規定の適用については、旧令第十二条のおその効力を有するものとされる旧法第二十条

第八条 旧法第二十四条第一項に規定する開墾、 埋立て又は干拓により耕作の用に供することが (開墾地等の農業所得の免税に関する経過措置)

> ける米の栽培から生ずる所得については、 できることとなった土地で次に掲げるものにお

昭和四十四年以前の年産の米の栽培のため

域内において造成される田の大部分が同日以なつた田(当該土地改良事業の施行に係る地 る場合において昭和四十五年十二月三十一日二項に規定する土地改良事業として行なわれ ることができることとなつたものを含む。) るものにあつては、同日後に耕作の用に供す 前に耕作の用に供することができることとな 以前に耕作の用に供することができることと つたものとして農林大臣が指定した事業に係 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第二条第 当該開墾、埋立て又は干拓が土地改良

所得等の非課税に関する経過措置) (公益法人に対して財産を寄附した場合の譲渡

第九条 新令第二十六条の規定は、個人が施行日 以後にする財産の贈与又は遺贈に係る所得 ついて適用する。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十条 新令第三章の規定は、別段の定めがある よる。 業年度分の法人税については、なお従前の 税について適用し、法人の同日前に開始した事 五年四月一日以後に開始する事業年度分の法人 のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十 法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格 ものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年

(法人の税額控除に関する経過措置)

第十一条 改正法附則第十二条第一項の規定によ り旧法第四十二条の四の規定の例によるものと 規定は、なおその効力を有する。 をした場合については、旧令第二十七条の五 される同条第一項に規定する特定の設備の廃棄

2 四十二条の四第一項」とあるのは「租税特別措 五年政令第百七号)による改正前の租税特別措 第二項中「前条第一項」とあるのは「租税特別 同条第一項に規定する政令で定める特定合併を 第四十二条の五の規定の例によるものとされる 第三十八号)による改正前の租税特別措置法 置法の一部を改正する法律(昭和四十五年法 置法施行令第二十七条の五第一項」と、「法第 措置法施行令の一部を改正する政令(昭和四十 行なつた場合については、旧令第二十七条の六 改正法附則第十二条第三項の規定により旧

二条の三第一項」とあるのは「旧法第四十二条 の三第一項」として、同条の規定の例によるも 二条の四第一項」と、同条第三項中「法第四十 (以下この条において「旧法」という。) 第四十

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十二条 新令第二十八条第八項後段の規定は、 る同号の設備について適用する。 事の施行に伴う取得又は製作若しくは建設に係 項の表の第九号に規定する政令で定められる工 置法(以下「新法」という。)第四十三条第一 施行日以後に改正法による改正後の租税特別措

第一項の規定の適用を受ける漁船の償却限度額その効力を有するものとされる旧法第四十六条 の計算については、旧令第二十八条の四第三項 に規定する工業用機械等について適用する。 設して事業の用に供した新法第四十五条第一項 施行日以後に取得し、又は製作し、若しくは建 新令第二十八条の二第一項の規定は、法人が 改正法附則第十三条第四項の規定によりなお

から第五項までの規定は、なおその効力を有す

三項に規定する償却不足額がある減価償却資産規定の例によることとされる同令第五十八条第 改正する政令(昭和四十二年政令第百六号)附項の規定は、法人が、法人税法施行令の一部を(昭和四十二年政令第百九号)附則第九条第三 ける場合について準用する。 につき、新法第四十六条の三の規定の適用を受 条又は第六十条(同令附則第六条を含む。)の 施行令(昭和四十年政令第九十七号)第五十八 則第三条第三項の規定により改正前の法人税法 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 2

設した建物又は構築物については、なお従前のついて適用し、法人が同日前に取得し、又は建 以後に取得し、又は建設した建物又は構築物に 新令第二十八条の七の規定は、法人が施行日

(法人の準備金に関する経過措置)

第十三条 改正法附則第十四条第二項に規定する 計算については、次に定めるところによる。 第五項の規定により益金の額に算入する金額の 又は新法第五十五条第五項若しくは第五十六条 項(以下この項において「旧規定」という。) 前の例によることとされる旧法第五十六条第五 場合において、同条第一項の規定によりなお従 定法人の株式等の一部を有しないこととなつ 法人が旧法第五十六条第一項に規定する特 4

> の金額とみなして、新令第三十二条の二第十おいて「新海外投資損失準備金」という。) 算入することとなる金額に相当する金額とす 発投資損失準備金につきそれぞれ益金の額に 場合に、そのみなされた旧海外投資損失準備 第一項の海外投資損失準備金(以下この項に 準備金」という。)の金額を新法第五十五条 金又は新海外投資損失準備金若しくは石油開 五条第五項第一号の規定を適用して計算した いて準用する場合を含む。) 又は新法第五十 項第一号(新令第三十二条の三第十一項にお 備金(以下この項において「旧海外投資損失 は、旧法第五十六条第一項の海外投資損失準 第一号の規定により益金の額に算入する金額 五条第五項第一号若しくは第五十六条第五項 た場合における旧規定第一号又は新法第五十

二 法人が前号に規定する株式等についてその となる金額に相当する金額とする。 備金につきそれぞれ益金の額に算入すること 投資損失準備金若しくは石油開発投資損失準 みなされた旧海外投資損失準備金又は新海外 四号の規定を適用して計算した場合に、その 場合を含む。)又は新法第五十五条第五項第 令第三十二条の三第十一項において準用する 額に算入する金額は、旧海外投資損失準備金 第五十六条第五項第三号の規定により益金の 号又は新法第五十五条第五項第四号若しくは 帳簿価額を減額した場合における旧規定第四 して、新令第三十二条の二第十項第二号(新 の金額を新海外投資損失準備金の金額とみな

行日以後に新法第四十三条第一項の表の第九号 新令第三十二条の七第二項後段の規定は、施 同項に規定する特定織布業商工組合の積み立て 定は、なおその効力を有する。 た特定織布業構造改善準備金の金額の益金の額 第五十六条の三の規定の例によるものとされる への算入については、旧令第三十二条の五の規 改正法附則第十四条第四項の規定により旧法

3 備支出金額(改正法附則第十四条第五項に規定 する発電設備支出金額をいう。)について適用 に規定する政令で定められる工事に係る発電設

の八の規定は、 の六の規定の適用については、旧令第三十二 その効力を有するものとされる旧法第五十六条 改正法附則第十四条第六項の規定によりなお なおその効力を有する 二条

5 日前に終了した事業年度の所得に対する法人税 については、なお従前の例による。 所得に対する法人税について適用し、法人の同 十五年三月三十一日以後に終了する事業年度の (現物出資した場合の課税の特例に関する経過 新令第三十三条の四の規定は、法人の昭和四

第十四条 改正法附則第十七条の規定によりなお の四の規定の適用については、旧令第三十九条その効力を有するものとされる旧法第六十六条 件等に関する経過措置) の九の規定は、なおその効力を有する。 (法人税率の特例の適用を受ける医療法人の要

する承認を受ける場合について適用し、法人がが施行日以後に法第六十七条の二第一項に規定第十五条 新令第三十九条の十五の規定は、法人 同日前に同項に規定する承認を受けた場合につ いては、なお従前の例による。

税の特例に関する経過措置) (農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課

の施行日以後に終了する事業年度の所得に対す第十六条 新令第三十九条の十六の規定は、法人 る法人税について適用し、法人の同日前に終了 は、なお従前の例による。 した事業年度の所得に対する法人税について

(登録免許税に関する経過措置)

に受ける住宅用の新築家屋の所有権の移転の登第十七条 新令第四十二条の規定は、施行日以後 けた当該家屋についてのこれらの登記に係る登 記及び当該家屋についての抵当権の設定の登記 の一部改正に伴う経過措置) 録免許税については、なお従前の例による。 に係る登録免許税について適用し、同日前に受 (租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

第十九条 前条の規定による改正後の租税特別措 前の例による。同日前に開始した事業年度については、 六項の規定は、法人の昭和四十五年四月一日以 置法施行令の一部を改正する政令附則第九条第 後に開始する事業年度について適用し、 法人の なお従

## 九一号) (昭和四五年六月一九日政令第

る。 の日(昭和四十五年六月二十日)から施行す る法律(昭和四十五年法律第九十二号)の施行 この政令は、農林物資規格法の一部を改正す

1

#### 00号) 則 (昭和四五年六月二九日政令第1

(施行期日)

第一条 この政令は、 施行する。 昭和四十五年七月一日 から

## 附則 〇〇号) (昭和四五年一〇月九日政令第三

律(昭和四十五年法律第十八号)の施行 (昭和四十五年十月十二日) から施行する。 この政令は、ガス事業法の一部を改正する法 日

1

## 附則 三三号) (昭和四五年一二月二日政令第三

(施行期日)

1 法」という。)の施行の日(昭和四十六年一月 律(昭和四十五年法律第百九号。以下「改正 一日)から施行する。 この政令は、建築基準法の一部を改正する法

次の各号に掲げる政令の規定は、なおその効力 過する日までの間は、この政令による改正前 用地区又は空地地区若しくは容積地区に関して 第二章の規定による都市計画において定められ を有する。 は、この政令の施行の日から起算して三年を経 ている用途地域、住居専用地区若しくは工業専 この政令の施行の際現に改正前の都市計画

一から三まで 略

租税特別措置法施行令

#### 四号) 則 抄 (昭和四六年三月三一日政令第七

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和四十六年四月一日から 当該各号に掲げる日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

の 日 改正規定 外国証券業者に関する法律の施行 第二条の四第一項及び第三十三条第二項

一 第九条の次に一条を加える改正規定及び第 中小企業特恵対策臨時措置法(昭和四十六年二十九条の三の次に一条を加える改正規定 法律第三十八号)の施行の日

四 第四十四条の改正規定中卸売市場法第七十 十六の次に一条を加える改正規定 塩業の整三 第二章第七節の改正規定及び第三十九条の 和四十六年法律第四十七号)の施行の日 備及び近代化の促進に関する臨時措置法 措置法(昭 塩業の整

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

三条第一項の規定に係る部分

同法の施

第二条 改正後の租税特別措置法施行令 「新令」という。) 第二章の規定は、 別段の定め

所得税について適用し、昭和四十五年分以前のがあるものを除くほか、昭和四十六年分以後の 所得税については、なお従前の例による。

(利子所得に関する経過措置)

第三条 新令第二条の二第一号の規定は、個人が ついては、なお従前の例による。 の二第一項に規定する利子所得について適用 以後に支払を受けるべき租税特別措置法第三条 この政令の施行の日 (以下「施行日」という。) 同日前に支払を受けるべき当該利子所得に 3

の例による。 条の規定を適用する場合については、なお従前 を受けるべき当該利子又は収益の分配につき同 を適用する場合について適用し、同日前に支払 規定する利子又は収益の分配につき同条の規定 払を受けるべき租税特別措置法第八条第一項に する金融機関が昭和四十六年六月一日以後に支 新令第三条の五第一項の規定は、同項に規定

第四条 新令第七条第一項の規定は、施行日以後 について適用し、同日前に取得し又は新築し若 に取得し又は新築し若しくは増築した貸家住宅 しくは増築した貸家住宅については、なお従前 (新築貸家住宅の割増償却に関する経過措置) (個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除

号。以下「改正法」という。) による改正後の 額については、なお従前の例による。 第二十一条第一項及び第二項に規定する収入金 正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。) ついて適用し、個人の同日前の改正法による改 十一条第一項及び第二項に規定する収入金額に 租税特別措置法(以下「新法」という。)第二 を改正する法律(昭和四十六年法律第二十二 に関する経過措置 個人の施行日以後の租税特別措置法の一部 新令第十三条第二項及び第三項の規定 2

日から施行日の前日までの期間のうち当該個人 四項第一号から第四号までに掲げる取引(同年 指定期間と、同年における新法第十三条の三第 んでいた期間を新令第十三条第二項に規定する 三十一日までの期間のうち当該個人が事業を営 に規定する指定期間と、施行日から同年十二月 が事業を営んでいた期間を旧令第十三条第二項 の規定の適用については、昭和四十六年一月一 う。) 第十三条第二項及び新令第十三条第二項 個人の昭和四十六年分の所得税に係る改正前 租税特別措置法施行令(以下「旧令」とい 第九条 3 以後に発行される新法第四十一条の十二第七項 に規定する割引債について適用し、同日前に発

る同項第四号の二に掲げる取引を含む。)を旧 定する技術海外取引と、それぞれみなす。 令第十三条第二項及び新令第十三条第二項に規 一月一日から施行日の前日までの期間内におけ

の額」とする。 あるのは、「複製費、宣伝費その他の直接経費 金額がある場合における新令第十三条第三項の 四号の二に掲げる取引による当該期間内の収入 までの期間内の日の属する各年分の事業所得の 規定の適用については、同項中「費用の額」と 総収入金額のうちに新法第十三条の三第四項第 個人の施行日から昭和四十七年三月三十一日

措置) (山林所得に係る植林費特別控除に関する経過

第六条 改正法附則第八条の規定により旧法第三 十条の二の規定の例によることとされる同条第 (個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措 は、旧令第十九条の四の規定の例による。 一項に規定する山林の伐採又は譲渡について

第七条 に規定する譲渡又は取得をする同項の表の第六は、個人が施行日以後に新法第三十七条第一項 げる資産については、なお従前の例による。 日前に旧法第三十七条第一項に規定する譲渡又 号又は第八号に掲げる資産について適用し、同 は取得をした同項の表の第六号又は第七号に掲 (住宅貯蓄控除に関する経過措置) 新令第二十五条第八項又は第九項の規定

後に締結する新法第四十一条の二第一項に規定第八条 新令第二十六条の二の規定は、施行日以 以後に新法第四十一条の五第一項の規定により 所得税を徴収して納付すべき場合について適用 宅貯蓄契約については、なお従前の例による。 結した旧法第四十一条の二第一項に規定する住 ては、なお従前の例による。 により所得税を徴収して納付すべき場合につい し、同日前に旧法第四十一条の四第一項の規定 する住宅貯蓄契約について適用し、同日前に締 新令第二十六条の三第三項の規定は、施行日

に関する経過措置)

合について適用する。 以後に同項に規定する貯蓄証明書を交付する場 新令第二十六条の四第一項の規定は、施行日

関する経過措置 (償還差益の分離課税等に係る割引債の範囲に

新令第二十六条の十四の規定は、施行日

る割引債については、なお従前の例による。 行された旧法第四十一条の十二第七項に規定す (法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十条 新令第三章の規定は、別段の定めがある 後に開始する事業年度分の法人税について適用 のない社団等を含む。以下同じ。) の施行日以 法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格 ものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年 税については、なお従前の例による。 法人の同日前に開始した事業年度分の法人

第十一条 新令第二十八条第十一項の規定は、法(法人の減価償却に関する経過措置) 四十三条第一項の表の第十二号に掲げる船舶及 人が施行日以後にその事業の用に供する新法第 び航空機について適用する。

(法人の準備金に関する経過措置)

|第十二条 改正法附則第十三条第三項に規定する り益金の額に算入する金額の計算については、 条第五項若しくは第五十六条第四項の規定によ 前の例によることとされる旧法第五十五条第五 場合において、同条第二項の規定によりなお従 項の資源開発投資損失準備金の金額とそれぞれ 発投資損失準備金の金額を新法第五十六条第一 備金の金額と、旧法第五十六条第一項の石油開 金額を新法第五十五条第一項の海外投資損失準 旧法第五十五条第一項の海外投資損失準備金の 項若しくは第五十六条第五項又は新法第五十五 る場合を含む。) の規定を適用する。 十六条第四項又は新令第三十二条の二第十項 (法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除 (新令第三十二条の三第十四項において準用す かして、新法第五十五条第五項若しくは第五

第十三条 第二項に規定する収入金額については、なお従 し、法人の同日前の旧法第五十八条第一項及び第二項に規定する収入金額について適用 定は、法人の施行日以後の新法第五十八条第一 前の例による。 新令第三十四条第二項及び第四項の規

2 期間と、施行日から適用年度終了の日までの期の期間を旧令第三十四条第二項に規定する指定 及び新令第三十四条第二項の規定の適用につい年度」という。)に係る旧令第三十四条第二項 終了する事業年度(以下この項において「適用 間を新令第三十四条第二項に規定する指定期間 ては、適用年度開始の日から施行日の前日まで 法人の施行日前に開始し、かつ、同日以後に

> れみなす。 四条第二項に規定する技術海外取引と、それぞ と、適用年度の期間内における新法第四十六条 む。)を旧令第三十四条第二項及び新令第三十 間内における同項第四号の二に掲げる取引を含 の二第三項第一号から第四号までに掲げる取引 (適用年度開始の日から施行日の前日までの 期

のは、「複製費、宣伝費その他の直接経費の額」 ある場合における新令第三十四条第四項の規定二に掲げる取引による当該期間内の収入金額が 額のうちに新法第四十六条の二第三項第四号 までの期間内の日を含む各事業年度の総収入金 とする。 の適用については、同項中「費用の額」とある 法人の施行日から昭和四十七年三月三十一日

る経過措置) (法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関す

第十四条 新令第三十九条の六第四項又は第五項 又は第七号に掲げる資産については、なお従前 規定する譲渡又は取得をした同項の表の第六号 適用し、同日前に旧法第六十五条の六第一項に の表の第六号又は第八号に掲げる資産について の規定は、法人が施行日以後に新法第六十五条 の六第一項に規定する譲渡又は取得をする同項 の例による。

(登録免許税に関する経過措置)

第十五条 新令第四十三条第一項の規定は、 のこれらの登記に係る登録免許税については、 抵当権の設定の登記に係る登録免許税について 日以後に新造される新法第七十九条第一項に規 適用し、同日前に新造された当該船舶について 定する船舶についての所有権の保存の登記又は なお従前の例による。

## 七号) 則 (昭和四六年六月一日政令第一六

この政令は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる政令の規定にかかわらず、 住宅組合に関しては、この政令による改正後の 六年法律第九十六号)附則第十五項に規定する お従前の例による。 許可、認可等の整理に関する法律(昭和四 な

租税特別措置法施行令

## 号 (昭和四六年六月一日政令第一七

一月を経過した日から施行する。 一条まで及び第五条の規定は同日から起算して 第四条の規定は公布の日から、第一条から第

#### 一九号) 附 則 (昭和四六年六月三〇日政令第二

(施行期日)

第一条 この政令は、 施行する。 昭和四十六年七月一日から

#### (施行期日) 九号) 則 抄 (昭和四六年七月二日政令第二三

第一条 この政令は、

昭和四十六年八月十七日か

ら施行する。

第九条 前三条の規定による改正後の所得税法施 部分に限る。) は、海洋科学技術センター法第条第一号の規定(海洋科学技術センターに係る 項に規定する財産について適用する。 和三十二年法律第二十六号)第七十条の二第一 項第三号に規定する寄付金並びに同日以後同セ 八条第二項第三号に掲げる寄付金及び法人税法 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十 十四条第二項の規定による海洋科学技術センタ 十七条第一号及び租税特別措置法施行令第四十 行令第二百十五条第一号、法人税法施行令第七 ンターに対して贈与をする租税特別措置法(昭 (昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三 (所得税法施行令等の一部改正に伴う経過規定) の成立の日以後同センターに対して支出する

# 三四三号) (昭和四六年一一月二〇日政令第

この政令は、 昭和四十七年一月一日から施行

## 三七二号) 則 (昭和四六年一二月一六日政令第

この政令は、公布の日から施行する。

附則 抄 (昭和四七年四月一五日政令第七

**第一条** この政令は、公布の日から施行する。た 施行の日から施行する。 び第三十九条の六第四項の改正規定は、同法の 貿易地域に係る部分並びに第二十五条第八項及 工業開発地区及び同法第二十三条第一項の自由 定中沖縄振興開発特別措置法第十一条第一項の (施行期日) 3

第二条 改正後の租税特別措置法施行令 所得税については、 所得税について適用し、昭和四十六年分以前の があるものを除くほか、昭和四十七年分以後の「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め (所得税の特例に関する経過措置の原則) なお従前の例による。 (以下

(個人の海外取引等がある場合の割増償却に関

別措置法施行令(以下「旧令」という。)第六 例によるものとされる同法による改正前の租税 という。) 附則第五条第三項の規定によりその (昭和四十七年法律第十四号。以下「改正法」 条の五の規定の例による。 の三の規定の適用については、改正前の租税特 特別措置法(以下「旧法」という。)第十三条 租税特別措置法の一部を改正する法律

第四条 新令第七条第一項の規定は、この政令の 得し又は新築し若しくは増築した貸家住宅につ 施行の日(以下「施行日」という。)以後に取 による。 は増築した貸家住宅については、なお従前の例 いて適用し、同日前に取得し又は新築し若しく (新築貸家住宅の割増償却に関する経過措置)

措置) (個人の耐火建築物等の割増償却に関する経過

第五条 が施行日以後に取得し又は建設した同号に規定 する家屋については、なお従前の例による。 する家屋について適用し、個人が同日前に取得 (個人の農業所得の免税に関する経過措置) し又は建設した旧令第八条第一項第五号に規定 新令第八条第一項第五号の規定は、 個人

第六条 新令第十六条の規定は、昭和四十七年一 の例による。 月一日以後に生じた同条第一項各号に掲げる農 産物に係る所得に対する所得税について適用 前の所得に対する所得税については、なお従前 し、施行日前に栽培を開始した旧令第十六条第 一項に規定する農産物に係る昭和四十七年分以

2 を有するものとされる旧法第二十五条の規定の 得税の免除については、旧令第十七条の規定 適用を受ける個人の同条第一項の規定による所 規定の適用については、同項中「法第二十四条 適用を受ける個人に係る新令第十七条第二項の は、なおその効力を有する。 を有するものとされる旧法第二十五条の規定の て改正法附則第八条の規定によりなおその効力 改正法附則第八条の規定によりなおその効力 昭和四十七年分以後の各年分の所得税につい

のは 措置法第二十五条第一項」と、 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四 十七年法律第十四号)による改正前の租税特別 第一項」とあるのは「法第二十四条第一項又は 「これらの規定」とする。 「同項」とある 3

後に締結する改正法による改正後の租税特別措第八条 新令第二十六条の二の規定は、施行日以 第一項に規定する住宅貯蓄契約について適用 置法(以下「新法」という。)第四十一条の二 前の例による。 項に規定する住宅貯蓄契約については、 し、同日前に締結した旧法第四十一条の二第一 なお従

第九条 新令第三章の規定は、別段の定めがある(法人税の特例に関する経過措置の原則)

業年度分の法人税については、なお従前の例に税について適用し、法人の同日前に開始した事 ものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年 七年四月一日以後に開始する事業年度分の法人 のない社団等を含む。以下同じ。) の昭和四十 法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十条 改正法附則第十二条第三項の規定により その例によるものとされる旧法第四十六条の二 の規定の例による。 の規定の適用については、旧令第二十八条の六

を期末為替相場で換算しなかつた場合の課

(通貨調整措置前に取得した長期外貨建債権等

特例に関する経過措置)

2 又は建設した旧令第二十八条の八第五号に規定 る家屋について適用し、法人が同日前に取得し 施行日以後に取得し又は建設した同号に規定す 附属設備については、なお従前の例による。 同項に規定する建物及びその附属設備について 四十七年四月一日以後にその事業の用に供する する家屋については、 旧令第二十八条第二項に規定する建物及びその 適用し、法人が同日前にその事業の用に供した 新令第二十八条の八第五号の規定は、法人が 新令第二十八条第一項の規定は、法人が昭和 なお従前の例による。

(個人の塩業整理交付金に係る課税の特例に関 4 定する石油貯蔵施設について適用し、法人が同 施行日以後に原油の備蓄の用に供する同項に規

日前に原油の備蓄の用に供した旧令第二十八条

新令第二十八条の九第三項の規定は、法人が

の九第一項に規定する石油貯蔵施設について

は、なお従前の例による。

(法人の資源開発投資損失準備金に関する経過

第七条 改正法附則第九条の規定により旧法第一 第二十八条の三の規定の例によるものとされる 場合とし、改正法附則第九条の規定により旧法認められる事情その他これに準ずる事情がある 規定する税務署長が認定した日とする。 る二年を経過する日後二年以内において同項に 土地の改良ができるものとして、同項に規定す 同条第三項に規定する政令で定める日は、当該 成するために要する期間が通常二年をこえると 規定する塩田であつた土地を埋め立て宅地に造 情がある場合は、旧令第十九条第一項第二号に 第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事 八条の三の規定の例によるものとされる同条 第十一条 新令第三十二条の四第四項の規定は、

法人が施行日以後に新法第五十六条第一項に規

定する資源開発株式等を取得する場合について

(住宅貯蓄控除に関する経過措置)

第十二条 新令第三十九条の六第四項第二号の二 する譲渡又は取得をする同項の表の第六号に掲行の日以後に新法第六十五条の六第一項に規定 の規定は、法人が沖縄振興開発特別措置法の施 げる資産について適用する。 (法人の塩業整理交付金に係る課税の特例に関

る経過措置

適用する。

(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関す

第十三条 改正法附則第十八条の規定により旧 五項に規定する場合とし、改正法附則第十八条 同条第三項に規定する政令で定めるやむを得な 第六十七条の四の規定の例によるものとされる 轄税務署長が認定した日までの期間とする。 七条の四第一項に規定する塩業整理交付金の 規定する場合に該当するものとして旧法第六十 定める期間は、新令第三十九条の十六第五項に よるものとされる同条第三項に規定する政令で の規定により旧法第六十七条の四の規定の例に い事情がある場合は、新令第三十九条の十六第 する経過措置) 付を受けた日から四年以内において納税地の 交

第十四条 新法第六十八条の二第一項の規定の 得の金額は、これらの規定によるほか、新法第定する所得の金額を計算する場合には、当該所二十日を含む事業年度に係るこれらの規定に規規定により当該内国法人の昭和四十六年十二月 税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第七 用を受ける同項に規定する内国法人につき法人 して計算した所得の金額による。 六十八条の二第一項の規定を適用しないものと 十三条第二項又は旧令第三十一条の三第一項の

2 (昭和三十七年法律第六十六号) 改正法附則第二十条の規定により国税通 第二十三条第

なければならない。この場合において、同条第 とともに、同条第八項に規定する書類を添附し より損金の額に算入されるべき金額を記載する 定の適用を受けようとする旨及び同項の規定に る事項のほか、新法第六十八条の二第一項の規 第三項に規定する更正請求書に、同項に規定す に算入されるべき金額に限るものとする。 (相続税に関する経過措置) は、当該更正請求書に記載されたその損金の額一項の規定により損金の額に算入される金額 項の更正の請求をしようとする法人は、同条 9 1 る。

第十五条 新令第四十条の規定は、昭和四十七年 前の例による。 取得した財産に係る相続税については、なお従 について適用し、同日前に相続又は遺贈により いて同じ。)により取得した財産に係る相続税 より効力を生ずる贈与を含む。以下この条にお 一月一日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡に

0)

の一部改正に伴う経過措置 (租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

**第十七条** 改正法附則第二十五条第一項の規定に 第四条第二項の規定の例による。 の一部を改正する政令(以下この条において 条の規定による改正前の租税特別措置法施行令 個人の昭和四十四年分の所得税については、前じ。)附則第四条第三項の規定の適用を受ける 十四年改正法をいう。以下この条において同十四年改正法(同項に規定する改正前の昭和四 「改正前の昭和四十四年改正令」という。) 附則

2 六項までの規定の例による。 の昭和四十四年改正令附則第九条第四項から第 年度の所得に対する法人税については、改正前 定の適用を受ける法人の当該適用を受ける事業 改正法附則第十一条第六項から第八項までの規 の例によるものとされる改正前の昭和四十四年 改正法附則第二十五条第三項の規定によりそ 2

# (昭和四七年五月一日政令第一五

十五日)から施行する。 廃に関する法律の施行の日 この政令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改 (昭和四十七年五月

## 八六号) 則 (昭和四七年五月一三日政令第一

お従前の例による。

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 (昭和四七年六月一九日政令第二

二七号)

支払うべき同号に掲げる利子について適用す 行令第二条の二第四号の規定は、施行日以後に 前項の規定による改正後の租税特別措置法施 この政令は、公布の日から施行する。

# 二 附 九 号 則 (昭和四七年六月一九日政令第二

この政令は、公布の日から施行する。 (昭和四七年七月二七日政令第1

# この政令は、公布の日から施行する。ただ

並びに次項の規定は、工業再配置促進法の施行 し、第九条の二及び第二十九条の四の改正規定 日から施行する。

### 六五号) 則 (昭和四七年九月三〇日政令第三

日)から施行する。 改正する法律の施行の日(昭和四十七年十月) この政令は、産炭地域振興事業団法の一部を

#### 四号) 附 則 (昭和四八年四月二一日政令第九

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 (所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下 所得税について適用し、昭和四十七年分以前のがあるものを除くほか、昭和四十八年分以後の 所得税については、なお従前の例による。 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め (個人の減価償却に関する経過措置)

第三条 新令第七条第一項の規定は、個人が昭和 別措置法施行令(以下「旧令」という。)第八 よる。 四十八年四月一日以後に貸家の用に供する貸家 同日前にその事業の用に供した改正前の租税特 る同号に規定する家屋について適用し、個人が 和四十八年四月一日以後にその事業の用に供す 住宅について適用し、個人が同日前に貸家の用 条第一項第五号に規定する家屋については、な に供した貸家住宅については、なお従前の例に 新令第八条第一項第五号の規定は、個人が昭

3 よることとされる同法による改正前の租税特別 う。) 附則第三条第三項の規定によりその例に 四十八年法律第十六号。以下「改正法」とい 措置法(以下 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和 「旧法」という。)第十一条の規

> 定の適用については、旧令第六条の規定の例に 改正法附則第三条第六項の規定によりその例

4 によることとされる旧法第十三条の規定の適用 については、旧令第六条の四の規定の例によ

第三条の二 改正法附則第四条第二項第二号に規 定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる 年分の区分に応じ、当該各号に定めるところに より計算した金額とする。 (個人の価格変動準備金に関する経過措置)

う。)を乗じて計算した金額 ころにより計算した金額の占める割合をい 号に掲げるたな卸資産につき同号に定めると より計算した金額の合計額のうちに同項第一 たな卸資産につき同項各号に定めるところに の租税特別措置法第十九条第一項に規定する 正する法律(昭和五十年法律第十六号。以下 三十一日における租税特別措置法の一部を改 第六条第二項の規定の例により計算した金額 以下「昭和四十三年改正法」という。)附則 に修正積立限度額割合(昭和四十九年十二月 「昭和五十年改正法」という。)による改正前 - する法律(昭和四十三年法律第二十二号。 昭和五十年分 租税特別措置法の一部を改

二 昭和五十一年分以後の各年分 その年の前 和五十年改正法附則第二十三条の規定による 五十年新法」という。)第十九条第一項(昭 年十二月三十一日において昭和五十年改正法 同日における価格変動準備金の金額とみなし 経費に算入された価格変動準備金の金額)を 動準備金の金額を超える場合には、当該必要 の金額の計算上必要経費に算入された価格変 金額(当該金額がその年の前年分の事業所得 四条第二項を含む。)の規定により計算した 後の昭和四十八年改正法」という。) 附則第 律(昭和四十八年法律第十六号。以下「改正 改正後の租税特別措置法の一部を改正する法 定の例により計算した金額 て昭和四十三年改正法附則第六条第二項の規 による改正後の租税特別措置法(以下「昭和

に関する経過措置) (みなし法人課税を選択した場合の課税の特例

第四条 改正法附則第五条第一項の選択をした居 事業所得の金額のうち昭和四十八年一月一日か住者の昭和四十八年分の不動産所得の金額又は ら同項に規定する選択開始月の前月末日までの

> けるその取りくずしに係る部分を除き、適用 引当金及び準備金の額を取りくずした場合にお 五まで、第二十二条及び第二十八条の五の規定 期間(以下この条において「個人課税期間」と は、個人課税期間においてこれらの規定による 下「新法」という。) 第十九条から第二十条の 所得税法第五十二条から第五十五条の二まで並 びに改正法による改正後の租税特別措置法(以 いう。)に係る部分の金額の計算については、

の金額を控除した金額とする。 項において「みなし法人課税期間」という。) ら昭和四十八年十二月三十一日までの期間(次 の昭和四十八年分の不動産所得の金額又は事業 は事業所得の金額から個人課税期間に係る部分 所得の金額のうち同項に規定する選択開始月か に係る部分の金額は、当該不動産所得の金額又 改正法附則第五条第一項の選択をした居住者

間の月数を乗じて計算した金額とする。 第二十五条の二第一項の事業から受ける報酬 正法附則第五条第二項の書類に記載された新法 除すべき同号に規定する事業主報酬の額は、改第一号に規定するみなし法人所得額の計算上控 の昭和四十八年分の新法第二十五条の二第二項 額として定めた額の月割額にみなし法人課税期 (土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例 改正法附則第五条第一項の選択をした居住者

第五条 改正法附則第六条第一号イに規定する当 に関する経過措置)

をする者を含む。)とする。 係その他これに準ずる関係のある者(当該個人 年政令第九十七号)第四条に規定する特殊の関 る者は、当該個人と法人税法施行令(昭和四十 該個人と特殊の関係にある者として政令で定め が新令第十九条第二項に規定する行為をした者 である場合における当該行為に係る報酬の支払

(住宅貯蓄控除に関する経過措置)

第六条 新令第二十六条の二第二項第二号の規定 は、なお従前の例による。 同日前に締結した当該住宅貯蓄契約について 項の規定による住宅貯蓄契約について適用し、 う。) 以後に締結する新法第四十一条の二第一 は、この政令の施行の日(以下「施行日」とい

2 施行日以後に同項に規定する事実が生じた場合 について適用する。 新令第二十六条の三第二項第二号の規定は、

第七条 新令第二十六条の十五の規定は、施行日 泉徴収の不適用に関する経過措置) (船舶の貸付けに係る国内源泉所得に対する源

(法人税の特例に関する経過措置の原則) る船舶の貸付けの契約について適用する。 以後に締結する新法第四十一条の十三に規定す第七条 新令第二十六条の十五の規定は、施行日

第八条 新令第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例に表している。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第九条 新令第二十八条の九の規定は、法人が昭和四和一人年四月一日以後にその事業の用に供する新法第四十三条の二第一項に規定する公害防止施設をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新令第二十八条の九の規定は、法人が昭和四十八年四月一日以後にその事業の用に供した貸家住宅については、なお従前の例による。 3 新令第二十八条の十第五号の規定は、法人が昭和四十八年四月一日以後に貸家の用に供する貸家住 2 る。

規定の例による。
・ 改正法附則第十一条第四項の規定によりその規定の例によることとされる旧法第四十三条の規定の例によることとされる旧法第四十三条の規定の規定によりその従前の例による。

条の八第五号に規定する家屋については、

、なお

度の区分に応じ、当該各号に定めるところによ政令で定める金額は、次の各号に掲げる事業年

改正法附則第十二条第二項第二号に規定する

が同日前にその事業の用に供した旧令第二十八

例による。
例によることとされる旧法第四十六条の規定の例によることとされる旧法第四十六条の規定の例によることとされる旧法第四十六条の規定の規定の規定によりその

(準備金に関する経過措置)

第十条 改正法附則第十二条第一項第一号及び第第十条 改正法附則第十二条第一項第一号及び第二項各号列記以外の部分に規定する政令で定めに規定する被合併法人のその合併の日を含む事に規定する被合併法人のぞの合併の日を含む事に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

規定の例により計算した金額)

規定の例により計算した金額)

現定の適用がある法人については、同項のの規定の適用がある法人については、同項のの規定の適用がある法人については、第二年該事業年度終了の日において旧法第五十三条該事業年度終了の日において旧法第五十三条該事業年度終了の日において旧法第五十三条

定により計算した金額の合計額) といいでは、改正事業年度(改正法附則第十二条第一項各号の規定が出入については、改正事業年度終了の日において新法第五十三条第一項を見の規定の適 4 の日において新法第五十三条第一項を対した。以下この条に規定する改正事業年度(改正法附則第十二条第一項といい。

経過措置)

改正法附則第十二条第二項第一号口に規定する被合併法人のその合併の日を含む事業年度終了の日において新法第五十三条第同号に規定する被合併法人のその合併の日を含むまで定めるところにより計算した金額は、る政令で定めるところにより計算した金額は、る政治法所則第十二条第二項第一号口に規定すする。

田和五十年改正法の施行の日以後最初に開始する事業年度 昭和五十年改正法による改正前の租税特別措昭和五十年改正法による改正前の租税特別措昭和五十年改正法による改正前の租税特別措昭和五十年改正法による改正前の租税特別措昭和五十年改正法による改正前の租税特別措昭和五十年改正法による改正前の租税特別措昭和五十年改正法の満分。 と乗じた金額の合計額の合計額の方とにより計算した金額の占める割合をいう。)を乗じた金額の占める割合をいう。)を乗じて計算した金額の占める割合をいう。)を乗じて計算した金額の占める割合をいう。)を乗じて計算した金額の占める割合をいう。)を乗じて計算した金額の占める割合をいう。)を乗じて計算した金額とする。

年度の直前の事業年度終了の日において昭和一 前号の事業年度後の各事業年度 当該事業

大金額

五十年新法第五十三条第一項(改正後の昭和 五十年新法第五十三条第一項(改正後の昭和 三計 直前の事業年度の所得の金額の計算上損金の 「額に算入された価格変動準備金の金額を超える場合には、当該損金の額に算入された価格変動準備金の金額を超える場合には、当該損金の額に算入された価格変動準備金の金額とみなして昭和四十三年改正法 「事備金の金額とみなして昭和四十三年改正法 で動準備金の金額とみなして昭和四十三年改正法 本書のの金額との規定の例により計算した金額 大金額

第十一条 改正法附則第十四条第一号イに規定する的を除くものとする。) とする。

会社。) ・ 当該法人の法人税法第二条第十四号に規定する株主等のうち法人税法施行令第七十一条 第一項第四号イからハまでの規定中「役員」 とあるのを「株主等」と読み替えた場合に同 号イからハまでに掲げる要件のすべてを満た している者(これと同令第四条に規定する特 という。)を (第三号において「同族関係者」という。)を (第三号において「同族関係者」という。)を (第三号において「同族関係者」という。)を (第三号において「同族関係者」という。)を (第三号において「同族関係者」という。)を

のある法人 出該法人と法人税法施行令第四条第二項に 当該法人と法人税法施行令第四条第二項に

該他の法人

「政権の法人の発行済株式の総数
を対している場合における当め、の所有に属している場合における当の法人又は個人(これらの者の同族関係者をの法人又は出資金額の百分の五十以上がともに同一とは出資金額の百分の五十以上がともに同一を対している。

| 者をいう。 | 名 | 前項に規定する公募販売者とは、次に掲げる

かにされたもの ところにより明ら その旨が大蔵省令で定めるところにより明らその旨が大蔵省令で定めると認められる者で、 一日までに当該土地等を公募の方法により譲 土地取得者のうち、昭和四十九年三月三十

の規定を適用する。

が現実によりには、その者に当該土地等を譲渡した当該法人については、同日の翌日に当該となかつた場合には、その者に当該土地等を渡しなかった場合には、その者に当該土地等をがした当該土地等を公募の方法により譲

(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関す

(景気調整のための課税の特例に関する経過措等)一項に規定する譲渡をする同項の表の第十二第一項に規定する譲渡をする同項の表の第十二定は、法人が施行日以後に新法第六十五条の六第十二条 新令第三十九条の六第七項第三号の規

第十三条 改正法附則第十七条の規定によりその例によることとされる旧法第六十六条の六の規例によることとされる旧法第二項(租税特別措置るのは、「法第四十三条第一項(租税特別措置るのは、「法第四十三条第一項(租税特別措置をの適用については、旧令第三十九条の六の規定の適用については、旧令第三十九条の十一第一項及び第二項中「法第四十三条第一項」とある。

(相続税に関する経過措置)

第十四条 新令第四十条の規定は、昭和四十八年第十四条 新令第四十条の規定は、昭和四十八年について適用し、同日前に相続又は遺贈によりいて同じ。)により取得した財産に係る相続税いて同じ。)により取得した財産に係る相続又は遺贈(贈与者の死亡に一月一日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡に第十四条 新令第四十条の規定は、昭和四十八年

(登録免許税に関する経過措置)

年四月一日以後に新築する住宅用の新築家屋の第十五条 新令第四十一条の規定は、昭和四十八

れらの登記に係る登録免許税については、なお 用し、同日前に新築した当該家屋についてのこ 当権の設定の登記に係る登録免許税について適 所有権の保存の登記及び当該家屋についての抵 1

年四月一日以後に取得する住宅用の新築家屋の れらの登記に係る登録免許税については、なお 用し、同日前に取得した当該家屋についてのこ 当権の設定の登記に係る登録免許税について適 所有権の移転の登記及び当該家屋についての抵 新令第四十二条第二項の規定は、施行日の翌 新令第四十二条第一項の規定は、昭和四十八 2

建物取引業者が同号に規定する資金の貸付けを新令第四十二条第二項第二号に規定する宅地 の登記に係る登録免許税について適用し、同日転の登記及び当該家屋についての抵当権の設定 る。この場合における同号の規定の適用につい 号に掲げる事情があるものとみなすものとす する個人については、当該家屋の取得につき同 る。) を取得した新法第七十三条第一項に規定 十六年十二月十五日以後に到来するものに限部に相当する金額が支払われるべき日が昭和四 屋の所有権の移転の登記をする旨の契約がある の対価の全部又は一部の支払があつた後当該家 受けて施行日以前に新築した同号の家屋で、そ いては、なお従前の例による。 前に受けたこれらの登記に係る登録免許税につ 三十一日とする。 ては、同号に掲げる日は、昭和四十八年十二月 の(当該契約に基づき当該対価の全部又は一

## (昭和四八年四月二六日政令第一 抄

この政令は、物品税法の一部を改正する法律

る法律の施行の日 (昭和四十八年四月二十七日) から施行する。 (昭和四十八年法律第二十二号)の施行の日 この政令は、日本てん菜振興会の解散に関す 七三号) (昭和四八年六月二九日政令第一 (昭和四十八年七月一日)か

#### ら施行する。 号) 則 抄 (昭和四八年七月五日政令第一九

2

1 する。 (施行期日) この政令は、 昭和四十八年七月六日 から施行

### 附 則 (昭和四九年二月二八日政令第四

二十九条の四及び第三十九条の六第四項第二号 の改正規定は、昭和四十九年三月三十一日から し、第九条の二、第二十五条第八項第二号、 この政令は、 公布の日から施行する。 第

了する事業年度分の法人税について適用する。 限る。)は、法人のこの政令の施行の日以後終 組合法第十条第一項第六号の事業に係る部分に改正後の第三十七条第四項の規定(農業協同 附則

# (昭和四九年三月一八日政令第五

(施行期日)

日以後に受ける住宅用の新築家屋の所有権の移

から施行する。 る法律の施行の日(昭和四十九年三月十九日) この政令は、公有水面埋立法の一部を改正す

#### 八号) 附則 抄 (昭和四九年三月三〇日政令第七

に関する経過措置)

(施行期日)

第一条 この政令は、 施行する。 昭和四十九年四月一日 から

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下 があるものを除くほか、昭和四十九年分以後の 所得税については、なお従前の例による。 所得税について適用し、昭和四十八年分以前の 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め (利子所得に関する経過措置)

第三条 租税特別措置法の一部を改正する法律 なければならない。 三十九条の二各号若しくは第三十四条第一項各 する同項の申告書及び申込書には、改正法によ 項の規定により提出するものである旨を記載し 号に掲げる事項のほか、改正法附則第三条第三 の四第三項において準用する所得税法施行令第 第十条第三項各号に掲げる事項又は新令第二条 う。) 第四条第二項において準用する所得税法 る改正後の租税特別措置法(以下「新法」とい という。) 附則第三条第三項の規定により提出 (昭和四十九年法律第十七号。以下「改正法」

定により提出する同項の申告書及び申込書につ いて準用する。 前項の規定は、改正法附則第四条第三項の規

(配当所得に関する経過措置)

第四条 昭和四十九年一月一日から同年三月三十 一日までの間に支払うべき配当所得に係る新令

> 律第十七号)による改正前の租税特別措置法第 第五条の二の規定の適用については、同条中 措置法の一部を改正する法律(昭和四十九年法 八条の五第一項」とする。 「法第八条の五第一項」とあるのは、「租税特別

(個人の減価償却に関する経過措置)

第五条 新令第七条第一項の規定は、個人がこの については、なお従前の例による。 政令の施行の日 (以下「施行日」という。) 以 後に貸家の用に供する貸家住宅について適用 し、個人が同日前に貸家の用に供した貸家住宅

税額」とする。

は「係るもの並びにみなし法人税対応源泉徴収 計額」と、同項第一号中「係るもの」とあるの

2 (みなし法人課税を選択した場合の課税の特例 適用を受けるものを除く。)とする。 の額の計算に関し新法第十四条第一項の規定の に規定する施設建築物(その年における償却費 物等のうち政令で定めるものは、都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号) 第二条第六号 改正法附則第六条第五項に規定する耐火建築

第六条 昭和四十九年分の所得税に係る新令第十 中「七百万円」とあるのは、「六百万円」とす 七条の七第二項の規定の適用については、同項

2 た者に係る所得税法及び災害被害者に対する租 法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 つた各種所得」とする。 は租税特別措置法第二十五条の二第二項第一号 各種所得」とあるのは「当該課税総所得金額又 額に相当する所得税の額の合計額」と、「当該 課税を選択した場合の課税の特例)に掲げる金 税総所得金額に係る所得税の額及び租税特別措 の規定の適用については、同項第一号中「課税 税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改 に規定するみなし法人所得額の計算の基礎とな 置法第二十五条の二第二項第一号(みなし法人 総所得金額に係る所得税の額」とあるのは「課 正する法律(昭和四十九年法律第十五号。以下 十六号)附則第五条第一項の規定の適用を受け 「所得税法改正法」という。)附則第六条第一項 昭和四十八年分の所得税につき租税特別措置

3 算した金額とその者の昭和四十九年分の租税特 得税法改正法附則第六条第五項において準用す 条の二第一項の規定の適用を受けた者に係る所 る同条第一項の規定の適用については、同項中 別措置法第二十五条の二第二項第一号 「乗じて計算した金額」とあるのは「乗じて計 昭和四十九年分の所得税につき新法第二十五 (みなし

徴収税額」という。) を控除した金額) との合 金額(第一号において「みなし法人税対応源泉 当該所得税の額のうち当該金額に達するまでの た又はされるべき所得税の額がある場合には、 算の基礎となつた事業所得につき源泉徴収され 法人課税を選択した場合の課税の特例)に掲げ (同号に規定するみなし法人所得額の

の適用がある場合の予定納税基準額の計算の の適用がある場合の予定納税基準額の計算の特(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例

第七条 昭和四十八年分の所得税につき改正法に 第二十八条の六第一項(土地の譲渡等に係る事 算した金額」とあるのは、「乗じて計算した金 条第五項において準用する場合を含む。)の規 者に係る所得税法改正法附則第六条第一項(同法第二十八条の六第一項の規定の適用を受けた 受けた者又は昭和四十九年分の所得税につき新 よる改正前の租税特別措置法(以下「旧法」と 額」とする。 る事業所得等の金額に係る所得税の額との合計 業所得等の課税の特例)に規定する土地等に係 額とその者のその年の前年分の租税特別措置法 定の適用については、同条第一項中「乗じて計 いう。)第二十八条の六第一項の規定の適用を

の課税の特例に関する経過措置) (特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得

第八条 新令第二十五条第八項第九号及び第十四 た当該資産の譲渡に係る所得税については、 る所得税について適用し、個人が同日前に行つ 項の規定は、個人が施行日以後に行う新法第三 お従前の例による。 十七条第一項の規定に該当する資産の譲渡に係 な

(住宅取得控除に関する経過措置)

第九条 新令第二十六条第一項の規定は、居住者 使用されたことのない家屋については、 新築の工事に着手した家屋又は取得した新築後 手する家屋又は取得する新築後使用されたこと が昭和四十九年一月一日以後に新築の工事に着 のない家屋について適用し、居住者が同日前に 前の例による。 なお従

(住宅貯蓄控除に関する経過措置)

第十条 新令第二十六条の三第三項の規定は、 三第一項に規定する住宅貯蓄契約について適用 住者が施行日以後に締結する新法第四十一条

二第一項に規定する住宅貯蓄契約について 居住者が同日前に締結した旧法第四十一条

- 2 については、昭和五十年一月一日以後に旧法第条において「旧一般住宅貯蓄契約」という。) 実が生じた場合については、なお従前の例によ 合について適用し、同日前に同項に規定する事 四十一条の五第一項に規定する事実が生じた場 る財形住宅貯蓄契約に該当するもの(以下この 除く。)で新法第四十一条の三第三項に規定す 住宅貯蓄契約(同条第二項の規定によるものを 結された旧法第四十一条の二第一項に規定する第二十六条の四第一項の規定は、施行目前に締 る徴収を行う者に係る部分に限る。) 及び新令 新法第四十一条の六第一項(同項の規定によ 3
- 3 第四十一条の三第三項第二号イに規定する賃金 の支払者に送付しなければならない。 十二月三十一日までに、当該居住者に係る新法 同項の居住者の各人別に作成し、昭和四十九年 第四十一条の六第四項に規定する帳簿の写しを 条の二第三項に規定する貯蓄取扱機関は、旧法 旧一般住宅貯蓄契約を締結した旧法第四十一 2
- 令第七十八号)附則第十条第三項の送付に係 えるものとする。 る」と、「これらの通知の内容」とあるのは 施行令の一部を改正する政令(昭和四十九年政 らの通知に係る」とあるのは「租税特別措置法 する。この場合において、同条第四項中「これ 送付を受けた同項の賃金の支払者について準用 「当該送付に係る帳簿の写しの内容」と読み替 新法第四十一条の七第四項の規定は、前項の 4 3
- る変更があつた場合について適用する。 の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定す 新令第二十六条の五第九項から第十一項まで
- 第十一条 新令第三章の規定は、別段の定めがあ(法人税の特例に関する経過措置の原則) 以後に開始する事業年度分の法人税について適 年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人 るものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十 用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法 格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日 人税については、なお従前の例による。
- 法人が施行日以後に貸家の用に供する貸家住宅 について適用し、 (法人の減価償却に関する経過措置) 新令第二十八条の八第一項の規定は 法人が同日前に貸家の用に供

した貸家住宅については、 なお従前の例によ

- 2 第三十五号)第二条第四項に規定する地方卸売 定める事業は、卸売市場法(昭和四十六年法律 改正法附則第十三条第六項に規定する政令で 場を開設し、運営する事業とする。
- の規定の適用を受けるものを除く。)とする。 業年度における償却額の計算に関し新法第四十 法第二条第六号に規定する施設建築物(当該事 築物等のうち政令で定めるものは、都市再開発 七条又は同条に係る新法第五十二条の四第一項 (法人の準備金に関する経過措置) 改正法附則第十三条第九項に規定する耐火建

第十三条新令第三十二条の二第八項の規定は、 法人が施行日以後に新法第五十五条第一項に規 前の例による。 定する特定株式等を取得する場合について適用 一項に規定する特定株式等については、なお従 し、法人が同日前に取得した旧法第五十五条第

- の施行日以後に終了する事業年度分の法人税に新令第三十二条の十五第三項の規定は、法人 る。 度分の法人税については、なお従前の例によ ついて適用し、法人の同日前に終了した事業年
- 分の法人税について適用する。 昭和五十一年四月一日以後に開始する事業年度 新令第三十三条の四第六項の規定は、法人の
- 四十八」と、「百分の七」とあるのは「百分の項中「百分の四十六・五」とあるのは「百分の 四項の規定を準用する。この場合において、同 金額の計算については、新令第三十三条の四第 年三月三十一日までの間に開始する各事業年度 のは「百分の六十」と、それぞれ読み替えるも あるのは「百分の二」と、「百分の百」とある のは「百分の五十八」と、「百分の三・五」と 分の五十二」と、「百分の九十六・五」とある 四」と、「百分の五十三・五」とあるのは「百 自動車共済等に係る新法第五十七条の四第一項 定する自動車保険等及び同項第十号に規定する のとする。 に規定する政令で定めるところにより計算した における新令第三十三条の四第二項第六号に規 法人の昭和四十九年四月一日から昭和五十一
- 5 二項の規定の適用については、 における新令第三十三条の四第十一項及び第十 年三月三十一日までの間に開始する各事業年度 法人の昭和四十九年四月一日から昭和五十一 同条第十一項第

二号中「百分の三十」とあるのは「百分の六 とあるのは「百分の三十」とする。 十」と、同条第十二項第二号中「百分の十五」 (土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する

第十四条 新令第三十八条の四の規定は、 施行日以後に新法第六十三条第一項に規定する る経過措置) 土地の譲渡等をする場合について適用する。 (法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関す 法人が

第十項の規定は、法人が施行日以後に行う新法第十五条 新令第三十九条の七第四項第九号及び 前に行つた当該資産の譲渡に係る法人税につい譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日 第六十五条の七第一項の規定に該当する資産の ては、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十六条 新令第四十一条の規定は、施行日以後 る登録免許税については、なお従前の例によ新築した当該家屋についてのこれらの登記に係 記に係る登録免許税について適用し、同日前に登記及び当該家屋についての抵当権の設定の登 に新築する住宅用の新築家屋の所有権の保存の

2 る登録免許税については、なお従前の例によ取得した当該家屋についてのこれらの登記に係 記に係る登録免許税について適用し、同日前に登記及び当該家屋についての抵当権の設定の登 に取得する住宅用の新築家屋の所有権の移転の新令第四十二条第一項の規定は、施行日以後

る経過措置) (揮発油税及び地方道路税の手持品課税に関す

- 第十七条 改正法附則第二十条第七項の確認を受 けた者を通じて同条第六項の税務署長から交付 又は徴収されるべきものであることを証明した る揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、 申請書に、当該揮発油が同条第三項の規定によ けようとする者は、次に掲げる事項を記載した 務署長に提出しなければならない。 を受けたものを添付し、これを同条第七項の税 書類で当該揮発油につき同項の規定の適用を受
- 発油の製造場の所在地及び名称 当該揮発油のもどし入れ又は移入に係る揮
- 又は移送した者の住所及び氏名又は名称 当該揮発油を当該揮発油の製造場にもどし

十四号)第五条の二第一項の承認が取り消され

た日の属する年を除く。次項において同じ。)

の十二月三十一日」とあるのは

三百三十七号)第二条の四第五項の規定により

Ξ

兀 該揮発油の貯蔵場所の所在地及び名称 は名称並びにその適用を受けた時における当項の規定の適用を受けた者の住所及び氏名又 その他参考となるべき事項 当該揮発油につき改正法附則第二十条第三

Ŧi.

2 を当該申請書を提出した者に通知しなければな 当該確認の内容を記載した書類により、その旨 正法附則第二十条第七項の確認をしたときは、 前項の申請書の提出を受けた税務署長は、 改

## 附 則 (昭和四九年七月一六日政令第二

- 号)の施行の日から施行する。 を改正する法律(昭和四十九年法律第三十九規定は、森林法及び森林組合合併助成法の一部し、第三十七条第三項第九号及び第十号の改正 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 用を受けようとする場合における同号及び改正ものを実施しているものとして同号の規定の適 終了の日が到来することとされていた場合を除造改善計画に定める構造改善事業の実施期間の 和四十九年十二月三十一日前に当該中小企業構う。)第六条の六の規定の適用については、昭前の租税特別措置法施行令(以下「旧令」とい う。) 第十三条の二第一項第一号に規定する中 う。) に属する事業を営む個人が、昭和四十九 定する特定業種(以下「特定繊維工業」とい 法律第八十二号)第二条第一項に規定する繊 企業近代化促進法施行令(昭和三十八年政令第 三月三十一日」と、旧令第六条の六第一項中 の十二月三十一日」とあるのは「昭和四十九年 き、旧法第十三条の二第一項第一号中「その 小企業構造改善計画で当該特定繊維工業に係る る改正前の租税特別措置法(以下「旧法」とい 定によりその例によることとされる改正法によ 下「改正法」という。)附則第六条第二項の規改正する法律(昭和四十九年法律第十七号。以 年分の所得税につき、租税特別措置法の一部を 十八年法律第六十四号)第五条の二第一項に規 工業に該当する中小企業近代化促進法 「同号の規定の適用を受けようとする年(中小 繊維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年 (昭和三 年

て中小企業近代化促進法第五条の二第一項」 とあるのは「昭和四十九年三月三十一日におい じ。)終了の日において同法第五条の二第一項」 れた日を含む事業年度を除く。次項において同 代化促進法第五条の二第一項の承認が取り消さ 行令第二条の四第五項の規定により中小企業近 ようとする事業年度(中小企業近代化促進法施 十八条の六第一項中「同号の規定の適用を受け

同条第二項中

「同号の規定の適用を受けよ

得」とあるのは「昭和四十九年の事業所得」と るのは「(中小企業近代化促進法第五条の二第 あるのは「昭和四十九年」と、「(同項の」とあ る期間に限る。以下この号において同じ。)」と 同項の承認を受けたもののその承認を受けてい 進法第五条の二第一項に規定する商工組合等で 和四十九年三月三十一日」と、同項第一号中 うとする年の十二月三十一日」とあるのは「昭 と、同条第二項中「同号の規定の適用を受けよ れらの日」とあるのは「同年三月三十一日」 法律第六十四号)第五条の二第一項」と、「こ るのは「中小企業近代化促進法(昭和三十八年 での間に」と、「同法第五条の二第一項」とあ るのは「同年一月一日から同年三月三十一日ま 三月三十一日」と、「年の中途において」とあ 「その年(当該構成員に係る中小企業近代化促 項の」と、同項第二号中「その年の事業所 5

3 同号及び旧令第二十八条の六の規定の適用につ 号に規定する人格のない社団等を含む。以下同 業構造改善計画に定める構造改善事業の実施期 いては、当該事業年度終了の日前に当該中小企 号の規定の適用を受けようとする場合における 維工業に係るものを実施しているものとして同 に規定する中小企業構造改善計画で当該特定繊 に掲げる資産の償却限度額の計算につき、同号 こととされる旧法第四十五条の三第一項第一号 附則第十三条第三項の規定によりその例による 前日までの期間内の日を含む事業年度の改正法 じ。)が、昭和四十九年四月一日から特定繊維 税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八 工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律 (昭和四十九年法律第五十八号)の施行の日の 特定繊維工業に属する事業を営む法人(法人

規定の適用を受けようとする事業年度」と、同同号に規定する構成員に該当し、かつ、同号のあるのは「昭和四十九年三月三十一日において する。 おいて同じ。)」とあるのは「当該事業年度」との承認を受けている期間に限る。以下この号にする商工組合等で同項の承認を受けたもののそ 項第一号中「当該事業年度(当該構成員に係る する構成員に該当し、かつ、当該事業年度」と うとする事業年度終了の日において同号に規定 -小企業近代化促進法第五条の二第一項に規定

日以後に開始する事業年度分の法人税について分以後の所得税及び法人の昭和四十九年四月一分正後の別表の規定は、個人の昭和四十九年 年度分の法人税については、なお従前の例によについて適用し、法人の同日前に終了した事業 る施行の日以後に終了する事業年度分の法人税 の規定は、法人の附則第一項ただし書に規定す び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税 適用し、個人の昭和四十八年分以前の所得税及 改正後の第三十七条第三項第九号及び第十号

# については、なお従前の例による。 (昭和四九年八月一日政令第二八

行の日 の改正規定中「及び第八号」を加える部分及び第八号」を加える部分、第三十九条の五第八項 第四十二条の四の改正規定は、生産緑地法の施 この政令は、公布の日から施行する。ただ 第二十二条の八第七項の改正規定中「及び (昭和四十九年八月三十一日)から施行

#### 附 三五七号) 則 (昭和四九年一〇月二八日政令第 抄

の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第三この政令は、森林法及び森林組合合併助成法 日) から施行する。 十九号)の施行の日(昭和四十九年十月三十一

(施行期日)

一項第一号中「各事業年度終了の日」とあるの 年度に係る場合を除き、旧法第四十五条の三第 間の終了の日が到来することとされていた事業

「昭和四十九年三月三十一日」と、旧令第1

律 (昭和四十九年十一月二十九日) から施行する。 この政令は、輸出保険法の一部を改正する法 (昭和四十九年法律第六十一号)の施行の日 三七八号)

(昭和四九年一一月二八日政令第

# 〇附号 訓 (昭和五〇年三月三一日政令第六

第一条 この政令は、 行する。 (施行期日) 昭 ·和五十年四月一日 「から施

> 第二条 改正後の租税特別措置法施行令 得税について適用し、昭和四十九年分以前の所 があるものを除くほか、昭和五十年分以後の所 得税については、なお従前の例による。 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め (所得税の特例に関する経過措置の原則) (以下

第三条 新令第七条第一項の規定は、個人がこの 政令の施行の日 (以下「施行日」という。) 以 貸家住宅については、なお従前の例による。 新築をした改正前の租税特別措置法施行令(以 宅について適用し、個人が施行日前に取得又は 後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住 下「旧令」という。)第七条第一項に規定する

第四条 租税特別措置法の一部を改正する法律 された価格変動準備金の金額に、第一号に掲げ る法律(昭和四十八年法律第十六号。以下「改 ころにより計算した金額は、改正法による改正 る金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割 年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入 四条第二項を含む。)の規定により昭和四十九 第十九条第一項(改正法附則第二十三条の規定 前の租税特別措置法(以下「旧法」という。) いう。) 附則第六条に規定する政令で定めると 合を乗じて計算した金額とする。 正前の昭和四十八年改正法」という。) 附則第 による改正前の租税特別措置法の一部を改正す (昭和五十年法律第十六号。以下「改正法」と

同項各号に定めるところにより計算した金額 第十九条第一項に規定するたな卸資産につき の合計額 昭和四十九年十二月三十一日における旧法

(みなし法人課税を選択した場合の予定納税基 ところにより計算した金額 項第一号に規定するものにつき同号に定める

第五条 昭和四十九年分の所得税につき旧法第二 「乗じて計算した金額とその者の昭和四十九年は、同項中「乗じて計算した金額」とあるのは う。) 附則第三条第一項の規定の適用について 法律第十三号。以下「所得税法改正法」とい る所得税法の一部を改正する法律(昭和五十年 分の租税特別措置法第二十五条の二第二項第一 十五条の二第一項の規定の適用を受けた者に係 号(みなし法人課税を選択した場合の課税の特

額)との合計額」と、同項第一号中「係るも

(個人の価格変動準備金に関する経過措置) (個人の減価償却に関する経過措置)

前号のたな卸資産のうち旧法第十九条第

準額の計算の特例)

例)に掲げる金額(同号に規定するみなし法人 税対応源泉徴収税額」という。)を控除した金 するまでの金額(第一号において「みなし法人 場合には、当該所得税の額のうち当該金額に達 泉徴収された又はされるべき所得税の額がある 所得額の計算の基礎となつた事業所得につき源

の適用がある場合の予定納税基準額の計算の特 (土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特 対応源泉徴収税額」とする。

の」とあるのは「係るもの並びにみなし法人税

第七条 新令第三章の規定は、別段の定めがある 第六条 昭和四十九年分の所得税につき旧法第二 ものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年 の金額に係る所得税の額との合計額」とする。 税の特例)に規定する土地等に係る事業所得等 六第一項(土地の譲渡等に係る事業所得等の課 昭和四十九年分の租税特別措置法第二十八条の とあるのは、「乗じて計算した金額とその者の 用については、同項中「乗じて計算した金額」 る所得税法改正法附則第三条第一項の規定の適 (法人税の特例に関する経過措置の原則) 十八条の六第一項の規定の適用を受けた者に係

後に開始する事業年度分の法人税について適用 のない社団等を含む。以下同じ。) の施行日 法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格 し、法人の施行日前に開始した事業年度分の 人税については、なお従前の例による。 以

人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規第八条 新令第二十八条の八第一項の規定は、法 前に取得又は新築をした旧令第二十八条の八第 (法人の減価償却に関する経過措置) の例による。 定する貸家住宅について適用し、法人が施行日 一項に規定する貸家住宅については、なお従前

(法人の準備金に関する経過措置)

第九条 改正法附則第十四条第一項に規定する政 この条において「改正事業年度」という。)の 法」という。) 第五十三条第一項に規定する法 法による改正後の租税特別措置法(以下「新 令で定めるところにより計算した金額は、 直前の事業年度終了の日において旧法第五十三 の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算 人の施行日以後最初に開始する事業年度(以下 十二条第二項を含む。)の規定により当該直 (改正前の昭和四十八年改正法附則第

割合を乗じて計算した金額とする。 げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める 入された価格変動準備金の金額に、第一号に掲

有価証券につき同項各号に定めるところによ 第五十三条第一項に規定するたな卸資産及び 当該直前の事業年度終了の日における旧法 前号のたな卸資産のうち旧法第五十三条第 計算した金額の合計額

ところにより計算した金額 項第一号に掲げるものにつき同号に定める

控除した数を乗じ、これを三十六で除して計算 業年度終了の日までの期間の月数に相当する数 被合併法人の基準日以後当該合併法人の当該事 特別価格変動準備金の金額に三十六から当該各 該金額に、当該合併に係る各被合併法人の当該 算した金額は、これらの規定にかかわらず、当及び改正法附則第十四条第一項の規定により計 年法律第十六号) 附則第十二条第二項を含む。) 特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八 正法附則第二十三条の規定による改正後の租税 以後の各事業年度の新法第五十三条第一項(改 た法人であるときは、設立後最初の事業年度) 事業年度(当該合併法人が合併により設立され 価格変動準備金の金額を有するものであるとき いて改正法附則第十四条第一項に規定する特別 が施行日以後最初に終了する事業年度終了の日 した金額の合計額を加算した金額とする。 (その数が三十六を超えるときは、三十六) を (以下この項において「基準日」という。) にお 、当該合併に係る被合併法人の全部又は一部法人が施行日以後に合併をした場合におい 当該合併に係る合併法人の合併の日を含む

たない端数を生じたときは、これを一月とす 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満

及び第二項の規定は、 については、改正法附則第十四条第一項の規定 な卸資産に係る当該特別価格変動準備金の金額 各事業年度における当該異なることとなつたた 又は一部の評価方法が旧法第五十三条第一項第 価格変動準備金の金額に係るたな卸資産の全部 て、改正法附則第十四条第一項に規定する特別 一号に規定する方法と異なることとなつた場合 法人の改正事業年度以後の各事業年度におい .は、その異なることとなつた事業年度以後の 適用しない。

5 効力を有するものとされる旧法第五十七条の六 改正法附則第十四条第五項の規定によりその

6 六の規定は、なおその効力を有する。 年度分の法人税については、旧令第三十三条の の規定の適用を受ける同条第一項に規定する法 人の昭和五十年四月三十日までに開始する事業

る経過措置) 異常危険準備金の金額のうちその積立てをした があるときは、当該積み立てた金額は、これら 十七条の二第五項の規定により益金の額に算入まで又は同条第八項において準用する旧法第五 の額への算入については、当該事業年度終了の 第六項に規定する異常危険準備金の金額の益金 替えてその例によることとされる旧法第五十七 入されたものとして計算するものとする。 事業年度が最も古いものから順次益金の額に算 の規定に規定する事実が生じた日における当該 された、又は算入されるべきこととなつた金額 日までに旧法第五十七条の六第四項から第七項 条の六第六項の規定による改正法附則第十四条 (法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関す 改正法附則第十四条第六項の規定により読み

第十条 新令第三十九条第七項の規定は、法人が 資産の譲渡に係る法人税については、 税について適用し、法人が同日前に行つた当該 条第二項の規定により収用等による譲渡があつ 第一項第八号の規定に該当する資産の譲渡(同 昭和五十年一月一日以後に行う新法第六十四条 の例による。 たものとみなされる行為を含む。) に係る法人 なお従前

(相続税及び贈与税に関する経過措置)

第十一条 昭和四十九年十二月三十一日以前に行 中「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、同規定の適用については、同条第六項及び第十項適用を受けるものに対する旧令第四十条の二の その効力を有する。この場合において、当該贈 条第一項に規定する農地等の贈与に係る贈与税 われた旧法第七十条の四の規定の適用に係る同 との続柄」と、「当該受贈者の氏名」とあるの 贈者に係る贈与者若しくは当該死亡した受贈 あるのは「(当該贈与者又は当該受贈者」と、 与者又は受贈者につき」と、「(当該受贈者」と 条第十一項中「受贈者につき」とあるのは 与税で改正法附則第二十条第二項後段の規定の 「当該死亡した贈与者又は当該死亡した受贈者 者」と、「当該受贈者との続柄」とあるのは 亡した贈与者に係る受贈者又は当該死亡した受 「贈与者又は当該受贈者」とあるのは「当該死 については、旧令第四十条の二の規定は、なお 贈

いものとする。

2 中「共同利用する場合」とあるのは「現に共同 が現に」と、「常時従事者になる場合」とある 条の六第八項第二号中「者が」とあるのは「者 規定の適用については、平成十四年新令第四十る土地の面積を計算する場合におけるこの項の 積に加算される当該譲渡等の時前の譲渡等に係する譲渡等があつた当該農地等に係る土地の面 規定の適用を受ける同項に規定する農地等の譲定は、次項に定めるもののほか、同条第一項の 効力を有するものとされる旧法第七十条の四第 利用している場合」とする。 のは「常時従事者である場合」と、同項第三号 該当する場合におけるその設定とする。ただ 定が同項第二号若しくは第三号に掲げる場合に 作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設 の譲渡又は当該農地等についての地上権、永小 項各号に掲げる場合に該当する場合におけるそ 租税特別措置法施行令(以下この条において 令(平成十四年政令第百五号)による改正後の 渡が租税特別措置法施行令の一部を改正する政 し、当該旧法第七十条の四第一項第一号に規定 「平成十四年新令」という。)第四十条の六第八 改正法附則第二十条第二項の規定によりその

3 移譲年金を含む。)の支給を受けるため旧法第三年法律第三十九号)附則第八条第一項の経営 う。)が農業者年金基金法(昭和四十五年法律 効力を有するものとされる旧法第七十条の四第 改正法附則第二十条第二項の規定によりその 等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八 六第十二項各号に掲げる要件に準ずる要件のす 贈者の推定相続人で平成十四年新令第四十条の 第一項に規定する贈与者の死亡の日前に当該受 規定する農地及び採草放牧地(以下第五項まで 業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十 第七十八号)の規定に基づく特例付加年金(農 受贈者(以下この条において「受贈者」とい 号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定に で定めるところにより農業委員会(農業委員会 において「農地等」という。)に係る当該同条 七十条の四第一項の規定の適用を受ける同項に べてに該当する個人であることにつき財務省令 項本文の規定の適用を受ける同項に規定する

者の氏名」と、「当該受贈者が」とあるのは は「当該死亡した贈与者又は当該死亡した受贈 「その」とし、同条第十二項の規定は適用がな

項第一号に規定する政令で定める譲渡又は設 による。

市町村長)が証明した個人のうちの一人の者に より農業委員会を置かない市町村にあつては、

ものとされる旧令第四十条の二第五項及び第十 項並びに第一項の規定によりその効力を有する ものとされる旧法第七十条の四第一項及び第二 第二十条第二項の規定によりその効力を有する 農地等を引き続きその推定相続人に使用させて 利の設定をした受贈者が当該設定をした後当該 同条第二項の規定は、適用がないものとする。 定する政令で定める設定とする。この場合にお定は、当該旧法第七十条の四第一項第一号に規所轄税務署長に提出されたときにおける当該設 二月を経過する日までに当該受贈者の納税地の省令で定めるところにより、当該設定の日から 受贈者が有する農地等で当該旧法第七十条の 貸借による権利の設定の時の直前において当該 対しこの項の規定の適用を受けようとする使用 項の規定の適用については、 いる場合における当該受贈者に係る改正法附則 いては、当該設定については、同項第二号及び 件を満たしていることについての届出書が財務 十条の六第十四項各号に掲げる要件に準ずる要該受贈者が当該設定に関し平成十四年新令第四 第一項本文の規定の適用を受けているもののす した場合において、当該設定をしたこと及び当 べてについて当該使用貸借による権利の設定を 前項の規定の適用を受ける使用貸借による権 次に定めるところ

場合には、当該受贈者が当該譲渡等又は廃止 れている農地等に係る農業経営の廃止をした する譲渡等をした場合又は当該権利が設定さ の当該旧法第七十条の四第一項第一号に規定 定を受けている推定相続人(次号において をしたものとみなす。 「被設定者」という。)がその有する当該権利 当該農地等につき使用貸借による権利の

一被設定者が当該受贈者の推定相続人に該当 その者に係る贈与者の推定相続人に該当しな いこととなつたものとみなす。 しないこととなつた場合には、当該受贈者が

使用貸借による権利が設定されている農地等 消滅を含まないものとする。 転用若しくは設定又は消滅に伴う当該権利の の受贈者による同号に規定する譲渡、贈与、 する譲渡等には、前項の規定の適用を受けた 当該旧法第七十条の四第一項第一号に規定

る農地等で前項の規定の適用を受けた受贈者 前号の使用貸借による権利が設定されてい 五十年改正令附則第十一条第四項第一号及び第 項」と、「同条第六項各号」とあるのは「昭和 租税特別措置法第七十条の四第一項及び第二 効力を有するものとされる同法による改正前の 十六号)附則第二十条第二項の規定によりその

定に該当すこれらの規当該譲渡等

る譲渡等

る

この政令は、

昭和五十年十月一日から施行す

条第三項」と読み替えるものとする 項」とあるのは「昭和五十年改正令附則第十一

る農地等に含まれるものとする。 当該受贈者の耕作又は養畜の用に供されてい の耕作又は養畜の用に供されているものは、 から当該権利の設定を受けたその推定相続人

6

号に掲げる事項に準ずる事項及びその他参考別措置法施行令第四十条の六第四十二項第五 となるべき事項」とする。 十四年政令第百五号)による改正後の租税特 別措置法施行令の一部を改正する政令(平成他参考となるべき事項」とあるのは「租税特 業を含む。)」と、同条第十項第五号中「その は、その推定相続人の耕作若しくは養畜の事三項の規定の適用を受けた者である場合に 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 業」とあるのは「養畜の事業(当該受贈者が (昭和五十年政令第六十号) 附則第十一条第 当該旧令第四十条の二第五項中「養畜の事

件に準ずる要件のすべてに該当する個人である 六第十五項第二号中「第十二項各号に掲げる要 この場合において、平成十四年新令第四十条の 項及び第二項の規定の適用について準用する。 力を有するものとされる旧法第七十条の四第一 改正法附則第二十条第二項の規定によりその効 から第四号までの規定は、前項の受贈者に係る 平成十四年新令第四十条の六第十五項第二号

5

日以後に死亡した場合における当該贈与者の死 規定による農地等の贈与者が平成十二年四月一 同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げ の租税特別措置法第七十条の五の規定の適用に 税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十 る字句に、それぞれ読み替えるものとする。 ついては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中 亡による相続又は遺贈に係る相続税に対する租 一年法律第十三号)第一条の規定による改正後 改正法附則第二十条第四項に規定する旧法の 7

の 五 第七前条第 納税の猶予 一項 租税特別措置法の一部を改正す 納期限の延長 |号)||附則第二十条第二項の規定 う。) 第七十条の四第一項 特別措置法(以下「旧法」とい される同法による改正前の租税 る法律(昭和五十年法律第十六 によりその効力を有するものと

項の規定にの繰上げ又は国税通則法第三十 同 係る農地等係る農地等(同項に規定する農 の贈与者 条第二十同条第七項の規定による納期限 条第十 九 |旧法第七十条の四第六項 条において同じ。) 定する贈与者をいう。 地等をいう。以下この条におい て同じ。)の贈与者(同項に規 以下この

猶予に係る請求 期限の繰り 係る受贈者 よる納税の |係る受贈者(旧法第七十条の四 八条第一項の規定による納付の 一項に規定する受贈者を

(施行期日) 0号)

置法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第四第一項及び第三項」とあるのは「租税特別措

の五五項

第七前条第十四

旧法第七十条の四第

項

|又は第四項

条第三項

旧法第七十条の四第1

一項

う。以下この条において同じ。

これら

同項

条項又は第

のは「同項」と、同項第三号中「法第七十条の とあり、及び「法第七十条の四第五項」とある 農業委員会が証明した個人」と、「第十三項」 令」という。) 附則第十一条第三項に規定する 五十年政令第六十号。以下「昭和五十年改正 特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和 ことにつき財務省令で定めるところにより租税 件に準ずる要件のすべてに該当する個人である 法施行令第四十条の六第十二項各号に掲げる要 年政令第百五号)による改正後の租税特別措置 措置法施行令の一部を改正する政令(平成十四委員会が証明した個人」とあるのは「租税特別 ことにつき財務省令で定めるところにより農業

(施行期日) 附 八八号) 則 (昭和五〇年九月二九日政令第1 抄

九三号) 則 (昭和五〇年九月三〇日政令第1 農地又は採農地

り市町村が処理することとされている事務は、 年新令第四十条の六第十五項第二号の規定によ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第 一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事 第三項又は第五項において準用する平成十四

の一部改正に伴う経過措置) (租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

第十四条 改正法附則第十四条第五項の規定によ 条の六の規定の適用を受ける同条第一項に規定 りその効力を有するものとされる旧法第五十七 おその効力を有する。 改正する政令附則第十三条第六項の規定は、 る事業年度分の法人税については、前条の規定 する法人の昭和五十年四月三十日までに開始す による改正前の租税特別措置法施行令の一部を な

## 八九号) (昭和五〇年六月二一日政令第一

る日から施行する。 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げ この政令は、公布の日から施行する。ただ

第二条の五第六項の改正規定中郵便貯金に係る 第一項の項の改正規定中郵便局に係る部分及び える改正規定 昭和五十年十月一日 正規定、第十九条の三の改正規定及び同条を第 六とし、第十九条の四を第十九条の五とする改 十九条の四とし、第十九条の二の次に一条を加 目次の改正規定、第十九条の五を第十九条の 第二条の五第一項の改正規定中国に係る部 同条第三項の表の所得税法施行令第四十条

#### 昭和五十一年一月一日 則 (昭和五〇年八月五日政令第二五

部分

第一条 この政令は、法の施行の日 (月一日) から施行する。 (昭和五十年

1 この政令は、 昭和五十年九月三十日から施行

# 則 (昭和五〇年一〇月一日政令第二

施行の日(昭和五十年十月十日)から施行す この政令は、航空法の一部を改正する法律

# 三一二号) (昭和五〇年一〇月三一日政令第

する。 この政令は、昭和五十年十一月一日から施行 附

#### 四号) 則 抄 (昭和五一年三月三一日政令第五

(施行期日)

第一条 この政令は、 施行する。 昭和五十一年四月一日 から

第二条 改正後の租税特別措置法施行令 得税については、なお従前の例による。 所得税について適用し、昭和五十年分以前の があるものを除くほか、昭和五十一年分以後の 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め (所得税の特例に関する経過措置の原則) (個人の減価償却に関する経過措置) ( 以 下 所

第三条 新令第八条第二項及び第三項の規定は、 五条第一項に規定する特定備蓄施設等について 租税特別措置法(以下「旧法」という。)第十 及び第三項の規定に係る改正法による改正前 個人がこの政令の施行の日(以下「施行日」と 施行令(以下「旧令」という。)第八条第二項 定備蓄施設等について適用し、個人が施行日前 いう。) による改正後の租税特別措置法 (以下 定に係る租税特別措置法の一部を改正する法律 は、なお従前の例による。 に取得又は建設をした改正前の租税特別措置法 いう。)以後に取得又は建設をするこれらの規 (昭和五十一年法律第五号。以下「改正法」と 新法」という。)第十五条第一項に規定する特

(個人の準備金に関する経過措置)

第四条 改正法附則第四条第四項の規定によりそ 規定は、なおその効力を有する。 の規定の適用については、旧令第十二条の四 の効力を有するものとされる旧法第二十条の四

う。以下この項において同じ。)を有する場合 累積限度額を超える場合のその超える金額をい て同項に規定するその年の前年から繰り越され 金を積み立てている個人が昭和五十一年十二月 た商品取引責任準備金の金額が同項に規定する 三十一日において累積限度超過額(同日におい 新法第二十条の四第一項の商品取引責任準備

金額の計算上、総収入金額に算入する。 年から昭和五十五年までの各年分の事業所得の 限度超過残額に相当する金額)は、昭和五十一 において同じ。)を超える場合には、当該累積 なつた金額を控除した金額をいう。以下この条 金額に算入された、又は算入されるべきことと の日までにこの項又は次項の規定により総収入 ける累積限度超過残額(累積限度超過額からそ る金額(当該金額がその年十二月三十一日にお らず、当該累積限度超過額の五分の一に相当す の規定の適用については、同項の規定にかかわ における当該累積限度超過額に係る同条第二項 5 6

業所得の金額の計算上、総収入金額に算入す その該当することとなつた日の属する年分の事 号に掲げる場合に該当することとなつた場合に 前項の規定の適用を受けている個人が次の各 当該各号に掲げる金額に相当する金額は、

となつた日における累積限度超過残額 引員でないこととなつた場合 そのないこと いて累積限度超過残額を取り崩した場合 そ 前項、前号及び次項の場合以外の場合にお 新法第二十条の四第一項に規定する商品取

て同じ。)の属する年分及びその翌年分の事業やめた年の十二月三十一日。以下この項におい 二分の一に相当する金額(当該金額が当該事実 額のうち、第二項に規定する累積限度超過額の届出書の提出をした日における累積限度超過残 所得の金額の計算上、当該事実のあつた日又は る申告をやめた年の翌年である場合には、その 事実のあつた日又はその届出書の提出をした日 た場合には、その承認の取消しの基因となつた 告書による申告をやめる旨の届出書の提出をし 申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申 (その届出書の提出をした日が青色申告書によ 額のうちその取り崩した金額に相当する金額の取り崩した日における当該累積限度超過残 第二項の規定の適用を受けている個人が青色

この項又は次項の規定により総収入金額に算入 こととなつた場合について準用する。この場合 された、又は算入されるべきこととなつた金額 とあるのは「累積限度超過残額(その日までに がある場合には、当該金額を控除した金額。以 において、同項第一号中「累積限度超過残額」 いる個人が第三項各号に掲げる場合に該当する 「前項、前号及び次項」とあるのは「前号及び下この項において同じ。)」と、同項第二号中 第三項の規定は、前項の規定の適用を受けて

された商品取引責任準備金の金額については、 同条第一項に規定するその年の前年から繰り越法第二十条の四の規定を適用する場合における 除されたものとみなす。 に規定する累積限度超過額に相当する金額が控ける当該商品取引責任準備金の金額から第二項 昭和五十一年十二月三十一日において同日にお 個人につき昭和五十二年以後の各年において新 次項」と読み替えるものとする。 第二項又は第四項の規定の適用を受けている

2

取引員でないこととなつた場合 その廃

し、又はないこととなつた日における累積限

の特例に関する経過措置) (個人の長期外貨建債権等を有する場合の課税

第五条 改正法附則第六条第二項の規定によりそ 定の例による。 規定の適用については、旧令第十八条の五の規 の例によることとされる旧法第二十八条の五の

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

第六条 昭和五十年分以前の所得税につき租税特 別措置法第三十三条第二項の規定の適用を受け 期間に係る旧令第二十二条第十一項第一号イ又 いては、新令第二十二条第十一項第一号の規定 る場合における当該代替資産の取得の期間につ 過した日が昭和五十一年一月一日以後に到来す はロに規定する収用等のあつた日から四年を経 の例による。 ている個人の同項に規定する代替資産の取得の

囲に関する経過措置) 泉徴収税率の軽減から除かれる特殊関係者の範 (船舶の貸付けに係る国内源泉所得に対する源

|第七条 改正法附則第八条第一項又は第二項の規 定によりその例によることとされる旧法第四十 十六条の十六の規定の例による。 一条の十四の規定の適用については、 旧令第二

度終了の日における累積限度超過残額(累積限

除して算出した金額(当該金額が当該各事業年

に当該各事業年度の月数を乗じてこれを六十で 同項の規定にかかわらず、当該累積限度超過額

額に係る同条第三項の規定の適用については、 じ。)を有する場合における当該累積限度超過

う。以下第六項までにおいて同じ。)を超える るべきこととなつた金額を控除した金額をい 定により益金の額に算入された、又は算入され 度超過額からその日までにこの項又は次項の規

前二項の規定は、

第八条 新令第三章の規定は、別段の定めがある ものを除くほか、法人(法人税法 (法人税の特例に関する経過措置の原則) (昭和四十年

額に相当する金額)は、

総収入金額に算入す 前二項の規定は、

適

金額)を超える場合には、当該累積限度超過残 つた金額がある場合には、当該金額を控除した 額に算入された、又は算入されるべきこととな 項において準用する前項の規定により総収入金 累積限度超過残額(その日までにこの項又は次 する年又はその翌年の十二月三十一日における のあつた日若しくは届出書の提出をした日の属

> し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法後に開始する事業年度分の法人税について適用 法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格 のない社団等を含む。以下同じ。) の施行日以 人税については、なお従前の例による。

第九条 新令第二十八条第十五項の規定は、法人 業の用に供した場合については、なお従前の例第二十八条第十五項に規定する航空機をその事 用に供する同項に規定する航空機について適用が施行日以後に取得又は製作をしてその事業の による。 し、法人が施行目前に取得又は製作をした旧令

条の九第四項から第六項までの規定に係る旧法 規定する特定備蓄施設等について適用し、法人 るこれらの規定に係る新法第四十八条第一項に 規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をす 第四十八条第一項に規定する特定備蓄施設等に が施行日前に取得又は建設をした旧令第二十八 ついては、なお従前の例による。 新令第二十八条の八第四項から第六項までの

第十条 改正法附則第十一条第十二項の規定によ 2 二項に規定する商品累積限度額を超える場合の 条第一項に規定する証券累積限度額又は同条第 二条の十五の規定は、なおその効力を有する。 条の十二の規定の適用については、旧令第三十 りその効力を有するものとされる旧法第五十六 その超える金額をいう。以下この項において同 ら繰り越された商品取引責任準備金の金額が同 の金額又は同条第二項に規定する前事業年度か 事業年度から繰り越された証券取引責任準備金 超過額(同日において同条第一項に規定する前 てている法人が昭和五十一年四月一日以後最初 又は同条第二項の商品取引責任準備金を積み立 に開始する事業年度終了の日において累積限度 新法第五十七条第一項の証券取引責任準備金

事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算 年を経過した日の前日を含む事業年度までの各 場合には、当該累積限度超過残額)に相当する する事業年度から当該事業年度開始の日以後五 金額は、昭和五十一年四月一日以後最初に開

その該当することとなつた日を含む事業年度 号に掲げる場合に該当することとなつた場合に 所得の金額の計算上、益金の額に算入する。 は、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、 前項の規定の適用を受けている法人が次の各 廃止した場合又は同条第二項に規定する商品 新法第五十七条第一項に規定する証券業を

(法人の準備金に関する経過措置)

(法人の減価償却に関する経過措置) 3

残額のうちその取り崩した金額に相当するその取り崩した日における当該累積限度超過 限度超過残額(合併により解散した場合にお おいて累積限度超過残額を取り崩した場合 いて合併法人に引き継がれたものを除く。) 解散した場合 当該解散の日における累積 前二号及び次項の場合以外の場合に

は、益金の額に算入する。この場合においは、当該累積限度超過残額)に相当する金 業年度終了の日における累積限度超過残額(そ 度超過残額のうち、第二項に規定する累積限度た日又は届出書の提出をした日における累積限 申告書の提出の承認を取り消され、又は青色 は、当該金額を控除した金額)を超える場合に 入されるべきこととなつた金額がある場合に 項の規定により益金の額に算入された、又は算 の日までにこの項又は次項において準用する前 を経過した日の前日を含む事業年度までの各事 る申告をやめた事業年度終了の日後である場合 事実のあつた日又はその届出書の提出をした日 た場合には、その承認の取消しの基因となつた 告書による申告をやめる旨の届出書の提出をし 十四で除して算出した金額(当該金額が当該事 超過額に当該事業年度の月数を乗じてこれを二 業年度の所得の金額の計算上、当該事実のあつ む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年 には、同日。以下この項において同じ。)を含 (その届出書の提出をした日が青色申告書によ 第二項の規定の適用を受けている法人が青色

5 次項」と読み替えるものとする。 この項において同じ。)」と、同項第三号中「前 ある場合には、当該金額を控除した金額。以下 れた、又は算入されるべきこととなつた金額が この項又は次項の規定により益金の額に算入さ とあるのは「累積限度超過残額(その日までに において、同項第一号中「累積限度超過残額」 こととなつた場合について準用する。この場合 いる法人が第三項各号に掲げる場合に該当する 第三項の規定は、前項の規定の適用を受けて 前二号及び次項」とあるのは「前二号及び 9

超える金額を含む。)」とする。 については、同項中「超える金額」とあるの 残額を引き継いだときは、第二項の規定の適用 て、その合併により被合併法人の累積限度超過 条第二項に規定する法人が合併した場合におい 新法第五十七条第一項に規定する法人又は同 「超える金額(その被合併法人に係る当該

始する事業年度後の各事業年度において新法第法人につき昭和五十一年四月一日以後最初に開 過額に相当する金額が控除されたものとみな 準備金の金額から第二項に規定する累積限度超 券取引責任準備金の金額又は当該商品取引責任事業年度終了の日において同日における当該証 準備金の金額については、当該最初に開始する する前事業年度から繰り越された商品取引責任 券取引責任準備金の金額又は同条第二項に規定 一項に規定する前事業年度から繰り越された証五十七条の規定を適用する場合における同条第 第二項又は第四項の規定の適用を受けている 10

8

金の金額が当該各商品市場又は有価証券市場に 度超過額からその日までにこの項又は次項の規 度終了の日における累積限度超過残額(累積限 除して算出した金額(当該金額が当該各事業年 に当該各事業年度の月数を乗じてこれを六十で 同項の規定にかかわらず、当該累積限度超過額 額に係る同条第二項の規定の適用については、 じ。)を有する場合における当該累積限度超過 その超える金額をいう。以下この項において同 係る同項に規定する累積限度額を超える場合の 市場又は有価証券市場に係る違約損失補償準備 に規定する前事業年度から繰り越された各商品 いて累積限度超過額(同日において同条第一項 備金を積み立てている法人が昭和五十一年四月 日以後最初に開始する事業年度終了の日にお 新法第五十七条の三第一項の違約損失補償準 12 11 読み替えるものとする。

号に掲げる場合に該当することとなつた場合に その該当することとなつた日を含む事業年度の 当該累積限度超過残額)に相当する金額は、昭 う。次項において同じ。)を超える場合には、 所得の金額の計算上、益金の額に算入する。 た日の前日を含む事業年度までの各事業年度の 度から当該事業年度開始の日以後五年を経過し 和五十一年四月一日以後最初に開始する事業年 るべきこととなつた金額を控除した金額を 定により益金の額に算入された、又は算入され 所得の金額の計算上、益金の額に算入する。 は、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、 前項の規定の適用を受けている法人が次の各

有価証券市場に係る累積限度超過残額 合 商品市場又は有価証券市場を閉鎖した場 当該閉鎖の日における当該商品市場又は

限度超過残額 解散した場合 当該解散の日における累積

され、又は青色申告書による申告をやめる旨の 累積限度超過残額の益金算入について準用す 届出書を提出した場合における同項に規定する 三 前項、前二号及び次項の場合以外の場合に る。この場合において、第四項中「第二項に規 ている法人が青色申告書の提出の承認を取り消 第四項の規定は、第八項の規定の適用を受け 券市場に係る累積限度超過残額のうちその取 崩した日における当該各商品市場又は有価証 り崩した金額に相当する金額 積限度超過残額を取り崩した場合 その取り おいて各商品市場又は有価証券市場に係る累

定する」とあるのは「第八項に規定する」と、

前二項」とあるのは「第八項及び第九項」と

に掲げる場合に該当することとなつた場合につ 項の規定の適用を受けている法人が第九項各号 及び次項において準用する第四項」と読み替え がある場合には、当該金額を控除した金額。以 された、又は算入されるべきこととなつた金額 超過残額(その日までにこの項又は次項におい 中「累積限度超過残額」とあるのは「累積限度 いて準用する。この場合において、同項第一号 るものとする。 「前項、前二号及び次項」とあるのは「前二号 下この項において同じ。)」と、同項第三号中 て準用する第四項の規定により益金の額に算入 第九項の規定は、前項において準用する第四

規定の適用を受けている法人につき昭和五十一 第八項又は第十項において準用する第四項の

> の金額から第八項に規定する累積限度超過額に において同日における当該違約損失補償準備金 証券市場に係る違約損失補償準備金の金額につ 事業年度から繰り越された各商品市場又は有価 適用する場合における同条第一項に規定する前

13 これを一月とする。 計算し、一月に満たない端数を生じたときは、 合を含む。)及び第八項の月数は、暦に従つて 第二項、第四項(第十項において準用する場

14 分の五」とあるのは「百分の六」と、「百分の とあるのは「百分の九(昭和五十一年四月一日 各事業年度における新令第三十三条の四第四項 昭和五十三年三月三十一日までの間に開始する までに掲げる法人の昭和五十一年四月一日から する事業年度については、百分の十)」と、「百 から昭和五十二年三月三十一日までの間に開始 の規定の適用については、同項中「百分の八」 新法第五十七条の四第一項第一号から第四号

15 ら昭和五十五年三月三十一日までの間に開始す 号までに掲げる法人の昭和五十一年四月一日か 別措置法第五十七条の三第一項第一号から第四 三十五の割合にあつては、同表の上欄に掲げる 災保険、積荷保険及び運送保険又は農家火災共 げる割合とし、同条第五項第二号に規定する火 掲げる事業年度の区分に応じ、同表の中欄に掲 百分の五十の割合にあつては、次の表の上欄に 船舶保険及び航空保険に係る同号イに規定する 定の適用については、同項第二号イに規定する 新令」という。)第三十三条の三第十三項の規 五十四年法律第十五号)による改正後の租税特 合とする。 事業年度の区分に応じ、 済に係る同条第十三項第二号に規定する百分の る各事業年度における租税特別措置法施行令の (附則第十五条第一項において「昭和五十四年 号)による改正後の租税特別措置法施行令 部を改正する政令(昭和五十四年政令第七十 同表の下欄に掲げる割

始する事業年度 昭和五十一年四月一日から昭和五百分の |十二年三月三十一日までの間に開 七十四 四十 百分の

いては、当該最初に開始する事業年度終了の日 | 始する事業年度 昭和五十四年四月一日から昭和五 ||十五年三月三十一日までの間に開|五十六|三十八 始する事業年度

相当する金額が控除されたものとみなす。

」とあるのは「百分の二」とする。

租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和

事業年度において新法第五十七条の三の規定を ||十三年三月三十一日までの間に開六十八|四十 年四月一日以後最初に開始する事業年度後の各 | 昭和五十二年四月一日から昭和五百分の 十四年三月三十一日までの間に開六十二 昭和五十三年四月一日から昭和五 始する事業年度 百分の 百分の

四百分二

百分

百分

経過措置) (土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する

第十一条 新令第三十八条の四の規定は、法人が る経過措置) 土地の譲渡等をする場合について適用する。 施行日以後に新法第六十三条第一項に規定する (法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関す

第十二条 昭和五十年十二月三十一日において租 第十一項第一号の規定の例による。 資産の取得の期間については、新令第三十九条 前日までの間に到来する場合における当該代替 施行日以後最初に開始する事業年度開始の日の 四年を経過する日が昭和五十一年一月一日 の取得の期間に係る旧令第三十九条第十一項第用を受けている法人の同項に規定する代替資産 税特別措置法第六十四条の二第一項の規定の (法人の長期外貨建債権等を有する場合の課税 一号イ又は口に規定する収用等のあつた日から Iから

第十三条 改正法附則第十六条の規定によりその の特例に関する経過措置)

規定の例による。 定の適用については、旧令第三十九条の十八 例によることとされる旧法第六十八条の二の の 規

る経過措置) (合併の場合の清算所得等の課税の特例に関

第十四条 改正法附則第十四条第二項に規定する 日において現に存する法人とする。 政令で定める法人は、昭和五十一年三月三十一 (登録免許税の特例に関する経過措置)

第十五条 改正法附則第十八条第四項の規定によ りその効力を有するものとされる旧法第七十六 る政令で定める期間は、当該各号に掲げる事情 ことにつき政令で定めるやむを得ない事情があ 条第一項に規定する一年以内に登記ができない とする。 が消滅した日以後一年を経過する日までの期間 号に掲げる事情がある場合とし、同項に規定す る場合は、昭和五十四年新令第四十二条の五各

2 新令第四十二条の六第二項の規定は、施行日と 新令第四十二条の六第二項の規定は、施行日 に当該買入れ又は借受け をした土地のこれらの登記に係る登録免許税につ 2 をした土地のこれらの登記に係る登録免許税につ 2 をした土地のこれらの登記に係る登録免許税につ 2 をした土地のこれらの登記に係る登録免許税につ 2 をした土地のこれらの登記に係る登録免許税につ 2 をした土地の所有権又は賃借 2 をした土地のの規定は、施行日 2 をした土地のによる。

の規定の例による。
一条の規定の適用については、旧令第四十四条定によりその例によることとされる旧法第八十定によりその例によることとされる旧法第八十度の規

る経過措置) (揮発油税及び地方道路税の手持品課税に関す

第十六条 改正法附則第十九条第七項の確認を受第十六条 改正法附則第十九条第七項の税 はようとする者は、次に掲げる事項を記載した 中請書に、当該揮発油が同条第三項の規定の適用を受けた者を通じて同条第六項の税務署長から交付 た者を通じて同条第六項の税務署長に提出しなければならない。

発油の製造場の所在地及び名称という。当該揮発油のもどし入れ又は移入に係る揮

二 当該揮発油の数量 と 当該揮発油の数量 と 当該揮発油を当該揮発油の製造場にもどし

五 その他参考となるべき事項 該揮発油の貯蔵場所の所在地及び名称 該揮発油の貯蔵場所の所在地及び名称 すの規定の適用を受けた者の住所及び氏名又 回 当該揮発油につき改正法附則第十九条第三

(企業合理化促進法施行令の廃止)

去(召和二十七年去聿第五号)第五条第一頁の 第十八条 改正法による改正前の企業合理化促進 置) 一年政令第五十二号)は、廃止する。 年政令第五十二号)は、廃止する。 年政令第五十二号)は、廃止する。

附 則 (昭和五一年六月一日政令第一三備等の証明については、なお従前の例による。承認を受けた者に対する新技術企業化用機械設法(昭和二十七年法律第五号)第五条第一項の第十八条 改正法による改正前の企業合理化促進

(施行期日)

(個人の減価償却に関する経過措置) 1 この政令は、公布の日から施行する。

業を含む。)」とする。 四条の二第一項に規定する特定業種に属する事 造改善計画に係る旧中小漁業振興特別措置法第 律第五十九号)第四条の二第一項の認定を受け 事業」とあるのは「属する事業(旧中小漁業構 整備特別措置法第五条第一項の」と、「属する 所得」と、「(同項の」とあるのは「(漁業再建 いて同じ。)の事業所得」とあるのは「の事業 認定を受けている期間に限る。以下この号にお 業協同組合等で同項の認定を受けたもののその 再建整備特別措置法第五条第一項に規定する漁 同条第九項第一号中「(当該構成員に係る漁業 項において同じ。)に従つて同条第一項」と、 認定を受けたものとみなされたものを含む。次 法附則第三項の規定により同法第五条第一項の 善計画」という。)で、漁業再建整備特別措置 造改善計画(次項において「旧中小漁業構造改 業構造改善計画(旧中小漁業振興特別措置法 造改善計画に従つて同項」とあるのは「中小漁 の適用については、同条第八項中「中小漁業構 という。)第六条の五第八項及び第九項の規定 改正後の租税特別措置法施行令(以下「新令」 員である個人の昭和五十一年分の所得税に係る る同項に規定する漁業協同組合等の租税特別措 業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四 た同項に規定する中小漁業構造改善計画で、漁 (昭和四十二年法律第五十九号)第四条の二第 置法第十三条の二第一項第三号に規定する構成 十三号)附則第三項の規定により同法第五条第 一項の認定を受けた同項に規定する中小漁業構 一項の認定を受けたものとみなされたものに係 旧中小漁業振興特別措置法(昭和四十二年法 4

3 旧中小漁業振興特別措置法第四条の二第一項の認定を受けた同項に規定する中小漁業構造改善が高工十八条の五第八項及び第九項の規定の漁産の組定が表別措置法附則第三項に規定する漁業再建整備特別措置法附則第三項に規定する漁業再建整備特別措置法附則第三項に規定する漁業再建整備特別措置法附則第三項に規定する漁業再建整備特別措置法附則第三項に規定する漁業再建整備特別措置法第四条の二第一項の認定を受けた同項に規定する漁業再建整備特別措置法第四条の二第一項

その認定を受けている期間に限る。以下この号る漁業協同組合等で同項の認定を受けたものの 業構造改善計画(次項において「旧中小漁業構 措置法第四条の二第一項に規定する特定業種に 漁業再建整備特別措置法第五条第一項に規定す 項の認定を受けたものとみなされたものを含 措置法附則第三項の規定により同法第五条第一 造改善計画」という。)で、漁業再建整備特別 属する事業を含む。)」とする。 「の総収入金額」と、「(同項の」とあるのは「 において同じ。)の総収入金額」とあるのは と、同条第九項第一号中「(当該構成員に係る 二第一項の認定を受けた同項に規定する中小漁 小漁業構造改善計画に係る旧中小漁業振興特別 「属する事業」とあるのは「属する事業(旧中 (漁業再建整備特別措置法第五条第一項の」と、 次項において同じ。)に従つて同条第一項

(登録免許税の特例に関する経過措置)

三一三号) 附 則 (昭和五一年一二月一四日政令第

施行する。 この政令は、昭和五十一年十二月十五日から

則

(昭和五一年一二月二三日政令第

この政令は、公布の日から施行する。三二六号)

四号) 抄附一則 (昭和五二年三月三一日政令第五院) (昭和五二年三月三一日政令第五

施行する。 第一条 この政令は、昭和五十二年四月一日から(施行期日)

があるものを除くほか、昭和五十二年分以後の「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下(所得税の特例に関する経過措置の原則)

(利子所得に関する経過措置) 所得税については、なお従前の例による。所得税については、なお従前の例による。所得税について適用し、昭和五十一年分以前

改善計画(旧中小漁業振興特別措置法第四条の計画に従つて同項」とあるのは「中小漁業構造

第三条 租税特別措置法及び国税収納金整理資金 う。) に係る利子で施行日以後に行われた当該 べき利子所得(改正法第一条の規定による改正 利子所得で政令で定めるものは、この政令の 正法」という。) 附則第三条第二項に規定する に関する法律の一部を改正する法律(以下 ものに係る利子所得以外の利子所得とする。 三十一日以前に支払を受けるべきものとされた 預貯金に係る当該契約の変更により同年十二月 く。) のうち、同日以前に預入された所得税法 第三条第一項の規定の適用を受けるものを除 後の租税特別措置法(以下「新法」という。) 十二年十二月三十一日までの間に支払を受ける 行の日(以下「施行日」という。)から昭和 (個人の税額控除に関する経過措置) に関する契約において定められた預入期間をい (当該預貯金の預入の際に締結されたその預入 十号に規定する預貯金の同日を含む預入期間 (昭和四十年法律第三十三号) 第二条第一項第 改 五 施

第四条 改正法附則第五条に規定する高度の技術第四条 改正法附則第五条に規定する高度の技術等四条 改正法附則第五条の規定によりその例によるものとされる新法第十条第二項に規定する費用で改正法附則第五条の規定によりその例によるものとされる新法第十条第二項に規定する政令で定めるものについては、改正前の租税特別措置法施行令(以下「旧令」という。)第五条の三第三項に規定する政令で定めるものとされる新法第十条第二項に規定する政令で定めるものについては、改正前の租税特別措置法施行令(以下「旧令」という。)第五条の三第三項に規定する高度の技術

(個人の減価償却に関する経過措置)

用の機械その他の設備のうち安全性の確保に著費者の日常生活の用に供される製品に係る検査めるものは、その安全性の確保が必要な一般消2 改正法附則第六条第四項に規定する政令で定

とし、同項に規定する政令で定める期間は、一 年を超えない範囲内で大蔵大臣が定める期間と しい効果があるもので大蔵大臣が指定するもの

期間を定めたときは、これを告示する。 その他の設備を指定し、又は同項の規定により 大蔵大臣は、前項の規定により検査用の機械

個人が施行日から昭和五十三年三月三十一日ま十一日において事業所得を生ずべき事業を営む よる。この場合において、昭和五十二年三月三 の用に供した場合については、なお従前の例に 第六条第十項に規定する電子計算機をその事業 同項に規定する電子計算機の本体について適用 後に取得又は製作をしてその事業の用に供する 新令第六条第八項の規定は、個人が施行日以 個人が施行日前に取得又は製作をした旧令

項の表の第八号に規定する電子計算機に係る新

での間に取得又は製作をする新法第十一条第一

中「電子計算機の本体」とあるのは、「第三十 令第六条第八項の規定の適用については、同項

用機械等をその事業の用に供した場合について る新法第十二条の二第一項に規定する工業用機 をした旧法第十二条の二第一項に規定する工業 械等について適用し、個人が施行日前に取得等 いう。以下同じ。)をしてその事業の用に供す 日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設を 二条の十二第一項各号に掲げる機器」とする。 新令第六条の二第二項の規定は、個人が施行 なお従前の例による。

併設住宅について適用し、個人が施行日前に取後に取得又は新築をする同項に規定する店舗等 得又は新築をした旧令第七条第一項に規定する 店舗等併設住宅については、なお従前の例によ 得又は新築をした旧令第七条第三項に規定する 貸家住宅については、なお従前の例による。 貸家住宅について適用し、個人が施行日前に取 後に取得又は新築をする同条第一項に規定する 新令第七条第三項の規定は、個人が施行日以 新令第七条第二項の規定は、個人が施行日以

第六条 新令第十六条第一項の規定は、昭和五十 なお従前の例による。 二年分以前の所得に対する所得税については、 六条第一項各号に掲げる農産物に係る昭和五十 て適用し、施行日前に栽培を開始した旧令第十 掲げる農産物に係る所得に対する所得税につい 二年一月一日以後に栽培を開始した同項各号に (開墾地等の農業所得の免税に関する経過措置)

(みなし法人課税を選択した場合の予定納税基

第七条 昭和五十一年分の所得税につき旧法第二 泉徴収税額」と、同条第二項中「控除した金 るのは「係るもの並びにみなし法人所得対応源 規定の適用については、同条第一項中「乗じて る所得税法の一部を改正する法律(昭和五十二 額」とあるのは「控除した金額とその者の昭和 の合計額」と、同項第一号中「係るもの」とあ 収税額」という。)を控除した金額。次項にお (第一号において「みなし法人所得対応源泉徴 所得税の額のうち当該金額に達するまでの金額 はされるべき所得税の額がある場合には、当該 礎となつた事業所得につき源泉徴収をされた又 を選択した場合の課税の特例)に掲げる金額 第二十五条の二第二項第一号(みなし法人課税 額とその者の昭和五十一年分の租税特別措置法 計算した金額」とあるのは「乗じて計算した金 法」という。) 附則第三条第一項及び第二項の 年法律第十四号。次条において「所得税法改正 額」とする。 五十一年分のみなし法人所得対応税額との合計 いて「みなし法人所得対応税額」という。)と (同号に規定するみなし法人所得額の計算の基 十五条の二第一項の規定の適用を受けた者に係

の適用がある場合の予定納税基準額の計算の特 (土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例

第八条 昭和五十一年分の所得税につき旧法第二 得税の額との合計額」とする。 計額」と、同条第二項中「控除した金額」とあ 係る事業所得等の金額に係る所得税の額との合 る所得税法改正法附則第三条第一項及び第二項 定する土地等に係る事業所得等の金額に係る所 分の租税特別措置法第二十八条の四第一項に規 るのは「控除した金額とその者の昭和五十一年 事業所得等の課税の特例)に規定する土地等に 法第二十八条の四第一項(土地の譲渡等に係る 金額とその者の昭和五十一年分の租税特別措置 の規定の適用については、同条第一項中「乗じ 十八条の四第一項の規定の適用を受けた者に係 て計算した金額」とあるのは「乗じて計算した

第九条 新令第二十五条第八項の規定は、個人が の課税の特例に関する経過措置) (特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得

> 用し、個人が施行日前に行つた当該資産の譲渡 に係る所得税については、なお従前の例によ

(住宅貯蓄控除に関する経過措置)

第十一条 新令第三章の規定は、別段の定めがあ 第十条 新令第二十六条の三第四項第二号の規定 るものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十 宅貯蓄契約については、なお従前の例による。 て適用し、居住者が施行日前に締結した当該住 (法人税の特例に関する経過措置の原則) 一条の三第一項に規定する住宅貯蓄契約につい 居住者が施行日以後に締結する新法第四十

第十二条 改正法附則第十条に規定する高度の技 規定する政令で定めるものについては、旧令第 よるものとされる新法第四十二条の三第二項に 知識及び技能に係る研修とし、当該研修に係る に規定するプログラムの設計及び作成に必要なる情報処理に関する組織の設計又は同条第二項 事業協会等に関する法律第二条第一項に規定す 術の研修で政令で定めるものは、情報処理振興 以後に開始する事業年度分の法人税について適 格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日 年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人 費用で改正法附則第十条の規定によりその例に (法人の税額控除に関する経過措置) 法人税については、なお従前の例による。 用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の 一十七条の四第二項第七号の規定の例による。

第十三条 改正法附則第十一条第二項の規定によ する減価償却資産に係る部分に限る。)は、な九項の規定(改正法附則第十一条第二項に規定 条第一項の表の第四号の規定の適用について りその効力を有するものとされる旧法第四十三 は、旧令第二十八条第四項、第十七項及び第十 おその効力を有する。 (法人の減価償却に関する経過措置)

8

2 改正法附則第十一条第四項に規定する政令で 二年を超えない範囲内で大蔵大臣が定める期間 著しい効果があるもので大蔵大臣が指定するも 査用の機械その他の設備のうち安全性の確保に 消費者の日常生活の用に供される製品に係る検 定めるものは、その安全性の確保が必要な一般 とする。 のとし、同項に規定する政令で定める期間は、

施行日以後に行う新法第三十七条第一項の規定 に該当する資産の譲渡に係る所得税について適 3 その他の設備を指定し、又は同項の規定により 期間を定めたときは、これを告示する。 大蔵大臣は、前項の規定により検査用の機械

4 第八号に規定する電子計算機に係る新令第二十 得又は製作をする新法第四十三条第一項の表の 日から昭和五十三年三月三十一日までの間に取 前の例による。この場合において、昭和五十二 その事業の用に供した場合については、なお 旧令第二十八条第十項に規定する電子計算機を 日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供 八条第八項の規定の適用については、同項中 年三月三十一日において現に存する法人が施 適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした する同項に規定する電子計算機の本体について 新令第二十八条第八項の規定は、法人が施

施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する新令第二十八条の三第二項の規定は、法人が なお従前の例による。 等について適用し、法人が施行日前に取得等を る新法第四十五条第一項に規定する工業用機械 械等をその事業の用に供した場合については、 した旧法第四十五条第一項に規定する工業用機

の十二第一項各号に掲げる機器」とする。

「電子計算機の本体」とあるのは、「第三十二条

前の例による。 第一項に規定する貸家住宅については、なお従 日前に取得又は新築をした旧令第二十八条の 規定する貸家住宅について適用し、法人が施行 施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に 新令第二十八条の七第二項の規定は、法人が

なお従前の例による。 第三項に規定する店舗等併設住宅については、 日前に取得又は新築をした旧令第二十八条の る店舗等併設住宅について適用し、法人が施行 施行日以後に取得又は新築をする同項に規定す 新令第二十八条の七第三項の規定は、法 人が

従前の例による。 三項に規定する石油貯蔵施設については、 前に取得又は建設をした旧令第二十八条の八第 る石油貯蔵施設について適用し、法人が施行日 施行日以後に取得又は建設をする同項に規定す 新令第二十八条の八第三項の規定は、法人が なお

9 10 した場合については、なお従前の例による。 該取得又は建設をした旧令第二十九条の二第二 る構築物について適用し、法人が施行日前に当 施行日以後に取得(改良を含む。)又は建設を 項に規定する構築物を同項の拡大造林の用に供 して同項の拡大造林の用に供する同項に規定す 新令第二十九条の二第二項の規定は、法人が 新令第二十九条の二第三項の規定は、法人が

施行日以後に支出をする新法第五十条第二項に

植林費については、なお従前の例による。 前に支出をした旧法第五十条第二項に規定する 規定する植林費について適用し、法人が施行日 (法人の準備金に関する経過措置)

第十四条 改正法附則第十二条第一項に規定する う。)が、その施行日前に開始し、かつ、施行 の金額の計算上、益金の額に算入する。 額は、当該適用法人の改正直前事業年度の所得 その引き継いだ益金算入猶予残額に相当する金 下この条において同じ。)を引き継いだときは、(同項に規定する益金算入猶予残額をいう。以その合併により被合併法人の益金算入猶予残額 ら改正直前事業年度終了の日までの間に合併を て「改正直前事業年度」という。) の施行日か 日以後に終了する事業年度(以下この条におい 法人(以下この条において「適用法人」とい した合併後存続する法人である場合において、 3

とみなして同項の規定の例により計算した金額 附則第十二条第一項に規定する益金算入猶予額 当該各号に掲げる金額を当該適用法人の改正法 号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ、 金額の計算については、当該適用法人が次の各 の日を含む事業年度以後の各事業年度の所得の かである場合における当該適用法人のその合併 を益金の額に算入する。 適用法人が次の各号に規定する法人のいずれ

備金の金額とみなして同項の規定の例により との合計額を当該合併法人の改正法附則第十 損金の額に算入された価格変動準備金の金額 き継いだ価格変動準備金の金額と当該合併法 変動準備金の金額を引き継いだ場合 その引 同じ。)がその合併により被合併法人の価格 三号において同じ。)を除く。次号において に当該合併により設立された法人をいう。第 業年度以後の事業年度において行われた場合 合併が当該合併に係る各被合併法人の改正事 り設立された法人(特定新設合併法人(その 併後存続する法人又は施行日以後の合併によ の条において同じ。)において合併をした合 人の改正直前事業年度の所得の金額の計算上 一条第二項に規定する直前年度末価格変動準 その改正事業年度(改正法附則第十二条第 項に規定する改正事業年度をいう。以下こ

二 その改正事業年度において合併をした合併 後存続する法人又は施行日以後の合併により 設立された法人がその合併により被合併法人

は、

額をいう。以下この条において同じ。)と当附則第十二条第一項に規定する益金算入猶予 される被合併法人の益金算入猶予額(改正法 引き継いだ益金算入猶予残額の計算の基礎と の益金算入猶予残額を引き継いだ場合 その 定により計算した金額との合計額 該合併法人の改正法附則第十二条第二項の規 5

三 その改正事業年度後の事業年度において合 礎とされる益金算入猶予額との合計額 併をした合併後存続する法人又は特定新設合 当該合併直前の益金算入猶予残額の計算の基 合併法人の益金算入猶予額と当該合併法人の だ益金算入猶予残額の計算の基礎とされる被 入猶予残額を引き継いだ場合 その引き継い 併法人がその合併により被合併法人の益金算

当該益金算入猶予残額の計算の基礎とされる当 うち益金算入猶予総額(引継益金算入猶予額に 当該合併直前の益金算入猶予残額との合計額の 場合に算出される金額に相当する金額をいう。 場合において、その合併が当該合併に係る被合 予額については、新法第五十三条第五項の規定 る。この場合においては、当該引継益金算入猶 度の所得の金額の計算上、 算入猶予残額)に相当する金額を当該各事業年 た金額を控除した金額をいう。以下この項にお おいてこの項の規定により益金の額に算入され となつた金額又は同日前に終了した事業年度に おいて準用する同条第三項の規定により益金の 予残額(当該合計額からその日までに第五項に 該各事業年度終了の日における特殊益金算入猶 該適用法人の益金算入猶予額を加算した金額を 以下この項において同じ。)と当該適用法人の 附則第十二条第二項の規定の例により計算した 直前事業年度を改正事業年度とみなして改正法 変動準備金の金額のうち当該被合併法人の改正 金算入猶予額(被合併法人から引き継いだ価格 む事業年度以後の各事業年度において、引継益 該被合併法人の価格変動準備金の金額を引き継 併法人の改正直前事業年度において行われ、当 いて同じ。) を超える場合には、当該特殊益金 額に算入された、若しくは算入されるべきこと を三十六で除して算出した金額(当該金額が当 いう。) に当該各事業年度の月数を乗じてこれ いだときは、当該適用法人の当該合併の日を含 において合併をした合併後存続する法人である 適用法人が、その改正事業年度後の事業年度 益金の額に算入す

4 法附則第十二条第三項各号に掲げる場合に該当 することとなつた場合には、同項の規定の例に 第二項の規定の適用を受けている法人が改正

別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和五中「益金算入猶予残額」とあるのは、「租税特 号に掲げる場合に該当することとなつた場合に る。 特殊益金算入猶予残額」と読み替えるものとす 十二年政令第五十四号)附則第十四条第三項の の規定の適用を受けている法人が同条第三項各 ついて準用する。この場合において、同項各号 改正法附則第十二条第三項の規定は、

6 の月数を計算する場合について準用する。 改正法附則第十二条第四項の規定は、 第三項

7 る経過措置) 以後に大蔵大臣が指定する同項の特定工事につ (法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関す 該特定工事については、なお従前の例による。 いて適用し、施行日前に大蔵大臣が指定した当 新令第三十二条の九第一項の規定は、施行日

第十五条 新令第三十九条の七第四項の規定は、 資産の譲渡に係る法人税については、なお従前 法人が施行日以後に行う新法第六十五条の七第 について適用し、法人が施行日前に行つた当該一項の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税 の例による。

(相続税の特例に関する経過措置)

第十六条 新令第四十条の規定は、昭和五十二年 より効力を生ずる贈与を含む。以下この条にお 前の例による。 いて同じ。)により取得した財産に係る相続税 一月一日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡に

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十七条 新令第四十一条第一項第一号及び第四 特例に関する経過措置) の登記、当該家屋の所有権の移転の登記及び当るこれらの規定に規定する家屋の所有権の保存 免許税については、なお従前の例による。 た当該家屋についてのこれらの登記に係る登録 録免許税について適用し、施行日前に新築され 該家屋についての抵当権の設定の登記に係る登 十二条第一項の規定は、施行日以後に新築され (登録ホテル業等の減価償却資産の耐用年数の

第十八条 新令別表の規定は、個人又は法人が施 行日以後に取得等をする同表に掲げる減価償却

> については、なお従前の例による。 に取得等をした旧令別表に掲げる減価償却資産 資産について適用し、個人又は法人が施行日

この政令は、 附則 (昭和五三年三月三一日政令第七 公布の日から施行する。

三〇一号)

(昭和五二年一〇月二八日政令第

九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、 施行する。 昭和五十三年四月一日

(所得税の特例に関する経過措置の原則

第三条 租税特別措置法及び国税収納金整理資金 第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下 合には、当該合併に係る合併法人)とする。 正法」という。) 附則第四条第三項に規定する に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置) 所得税について適用し、昭和五十二年分以前のがあるものを除くほか、昭和五十三年分以後の 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め 存する法人(当該法人が合併により消滅した場 の日(以下「施行日」という。)において現に 政令で定める漁業協同組合は、この政令の施 所得税については、なお従前の例による。 に関する法律の一部を改正する法律(以下「改 (特定の漁業協同組合の合併によるみなし配当 (個人の減価償却に関する経過措置)

第四条 新令第六条の三第二項の規定は、個人が 例による。 作をした機械及び装置については、なお従前のについて適用し、個人が施行日前に取得又は製 施行日以後に取得又は製作をする機械及び装置

2 等のうち政令で定めるものは、改正法第一条に 等とする。 成する会員の構成員とする。)とする商工組 条に規定する中小企業者をその構成員(当該商 法律第六十四号)第四条第一項の特定業種とし 日以前に中小企業近代化促進法(昭和三十八年 等」という。)のうち、昭和五十三年九月三十 よる改正後の租税特別措置法(以下「新法」と 工組合等が二以上の商工組合等を会員とする法 る商工組合等(以下この項において「商工組合 いう。)第十三条の二第一項第一号イに規定す て定められた業種に属する事業を営む同法第二 人である場合には当該法人を直接又は間接に構 改正法附則第五条第八項に規定する商工組合

3 が施行日以後に取得又は建設をするこれらの 新令第八条第二項及び第三項の規定は、 規

ては、なお従前の例による。 十五条第一項に規定する特定備蓄施設等についの租税特別措置法 (以下「旧法」という。) 第 第三項の規定に係る改正法第一条による改正前 令(以下「旧令」という。) 第八条第二項及び 得又は建設をした改正前の租税特別措置法施行 蓄施設等について適用し、個人が施行日前に取 定に係る新法第十五条第一項に規定する特定備 2

(個人の準備金に関する経過措置)

第五条 改正法附則第六条第二項の規定によりそ 定の適用については、旧令第十二条の二の規定 の例による。 の例によるものとされる旧法第二十条の二の規

三第一項の規定の適用については、同項中「積準備金を積み立てる個人に係る新令第十一条の新法附則第六条第二項の規定により公害防止 り公害防止準備金として積み立てた金額」とす 年法律第十一号)附則第六条第二項の規定によ 関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三 及び租税特別措置法及び国税収納金整理資金に み立てた金額」とあるのは、「積み立てた金額 3

は、「千分の十五」とする。 ついては、同条第二項中「千分の五」とあるの 場合における新令第十二条の二の規定の適用に 二第一項のプログラム保証準備金を積み立てる 個人が昭和五十三年において新法第二十条の

に関する経過措置) (土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例

用を受けようとする同条第一項に規定する土地合には、同項第一号から第六号までの規定の適 旧法第二十八条の四第二項の規定の例による場 定の例によるものとする。 の譲渡等のすべてについて、旧令第十九条の規 法第二十八条の四第二項の規定の適用に代えて 改正法附則第八条第一項の規定により新 人税については、なお従前の例による。 し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

第七条 改正法附則第十一条の規定により新法第 の規定の例によるものとする。 土地等の譲渡のすべてについて、旧令第十九条 の規定の適用を受けようとする同項に規定する 十二条第三項の規定の例による場合には、同項 三十二条第三項の規定の適用に代えて旧法第三

第八条 新令第十九条の二第三項に規定する認定 の特例に関する経過措置) (認定中小企業者の純損失の繰戻しによる還付

中小企業者に該当するみなし法人課税選択者の

きる。 規定による所得税の還付の請求については、こ 規定により読み替えられた新令第十七条の五の 過する日までに当該還付の請求をすることがで れらの規定にかかわらず、施行日から四月を経 なし法人損失額に係る同条第三項又は第四項の 昭和五十二年において生じた同項に規定するみ

令第十七条の五の規定による所得税の還付の請 同項に規定するみなし法人損失額につき既に旧 適用することができる。 請求がなかつたものとみなして、前項の規定を 次項において同じ。) については、当該還付の 第十七条の五第六項に規定する相続人を含む。 求をしている当該みなし法人課税選択者(新令 法人課税選択者の昭和五十二年において生じた 前項の場合において、同項に規定するみなし

規定する還付の請求に基づく還付金の還付を受 求に基づく還付金の内払とみなす。 項に規定する還付の請求に基づく還付金の額に けている場合には、当該還付金の額のうち第一 で第一項の規定の適用を受けるものが、前項に 達するまでの金額は、同項に規定する還付の請 前項の規定に該当するみなし法人課税選択者

第九条 新令第三章の規定は、別段の定めがある 法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格 ものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年 後に開始する事業年度分の法人税について適用 のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以 (法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十条 改正法附則第十四条第八項に規定する商 る法人である場合には当該法人を直接又は間接 組合等とする。 該商工組合等が二以上の商工組合等を会員とす 等(以下この項において「商工組合等」とい 第二条に規定する中小企業者をその構成員(当 として定められた業種に属する事業を営む同法 中小企業近代化促進法第四条第一項の特定業種 う。) のうち、昭和五十三年九月三十日以前に 工組合等のうち政令で定めるものは、新法第四 に構成する会員の構成員とする。)とする商工 十五条の三第一項第一号イに規定する商工組合 (法人の減価償却に関する経過措置)

2 るこれらの規定に係る新法第四十八条第一項に 規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をす 新令第二十八条の八第四項から第六項までの

(法人の準備金に関する経過措置)

なお従前の例による。

2 らば新法第五十五条第一項に規定する特定株式 るのを「法人」と、新令第三十二条の二第六項 造業、建設業その他の政令で定める事業を主と ち、新法第五十五条第三項第一号中「法人(製 の取得する株式(出資を含む。)又は債権のう 定める株式(出資を含む。)又は債権は、法人 第一号中「前項に規定する事業」とあるのを して営むことを目的とするものに限る。)」とあ 「その事業」としてこれらの規定を適用したな 改正法附則第十五条第一項に規定する政令で

3 株式等又は購入資源株式等とする。 表の第三号から第六号までに掲げる新増資資源 定める特定株式等は、旧法第五十五条第一項の 改正法附則第十五条第二項に規定する政令で

4 事については、なお従前の例による。 適用し、施行日前に大蔵大臣が指定した当該工 大蔵大臣が指定する同条第二項の工事について 新令第三十二条の八の規定は、施行日以後に

の五」とあるのは、「千分の十五」とする。 積み立てる場合における新令第三十二条の十二 五十六条の九第一項のプログラム保証準備金を の規定の適用については、同条第二項中「千分

7 施行日以後最初に開始する事業年度において当 改正法附則第十五条第八項に規定する法人が

条の八第四項から第六項までの規定に係る旧法 規定する特定備蓄施設等について適用し、法人 第四十八条第一項に規定する特定備蓄施設等に が施行日前に取得又は建設をした旧令第二十八 ついては、なお従前の例による。

第十一条 新令第三十二条の二第四項の規定は、 約に係る同項に規定する特定海外工事について 締結した同条第二項に規定する特定海外工事契 条第一項に規定する特定株式等又は施行日前に 用し、法人が施行日前に取得した旧法第五十五に係る同項に規定する特定海外工事について適 法人が施行日以後に取得する新法第五十五条第 結する同条第二項に規定する特定海外工事契約 一項に規定する特定株式等又は施行日以後に締

等に該当することとなるものとする。

5 6 までの間に開始する各事業年度において新法第 例によるものとされる旧法第五十六条の八の規 規定の例による。 定の適用については、旧令第三十二条の十一の 改正法附則第十五条第七項の規定によりその 法人が施行日から昭和五十四年三月三十一日

9 五十四年政令第七十一号)による改正後の租税 特別措置法施行令の一部を改正する政令 日までの間に開始する各事業年度における租税 げる法人の施行日から昭和五十五年三月三十一 五十七条の三第一項第一号から第八号までに掲 項において「昭和五十四年新法」という。)第 別措置法(第十項から第十二項まで及び第十四 五十四年法律第十五号)による改正後の租税特 特別措置法施行令(第十項から第十二項まで及 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭

旧法第五十七条の三第二項から第九項までの規 第二項から第九項までの規定の例による。 の額への算入については、旧法第五十七条の三 業年度の当該違約損失補償準備金の金額の益金 開始する事業年度から当該事業年度開始の日以 後十年を経過する日を含む事業年度までの各事 する場合における当該法人の施行日以後最初に 同項に規定する違約損失補償準備金の金額を有 該事業年度の直前の事業年度から繰り越された 前項の規定によりその例によるものとされる

る。 当する数(その数が百二十を超えるときは、 二十から改正直前年度の翌事業年度開始の日以 あるのは「百分の八十に相当する金額)に、百 前年度」と、「百分の八十に相当する金額)」と れを百二十で除して計算した金額」とし、同項超えるときは、百二十)を控除した数を乗じこ を生じたときは、これを一月とする。次号にお 数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数 約損失補償準備金の金額に相当する金額)」と 額が当該法人の昭和四十一年三月三十一日にお 日」と、「百分の十二に相当する金額(当該金 直前年度」という。)及び改正直前年度開始 日を含む事業年度(以下この項において「改正 始の日」とあるのは「昭和五十三年三月三十一 項第一号中「当該事業年度及び当該事業年度開 定の適用については、旧令第三十三条の三第二 後当該事業年度終了の日までの期間の月数に相 第二号中「当該事業年度」とあるのは「改正直 該事業年度終了の日までの期間の月数(当該月 から改正直前年度の翌事業年度開始の日以後当 あるのは「百分の六に相当する金額に、百二十 の金額に相当する金額を超えるときは、当該違 ける同項第二号に規定する違約損失補償準備金 て計算した金額」として、同条の規定の例によ いて同じ。)に相当する数(その数が百二十を 一十)を控除した数を乗じこれを百二十で除 百 0)

 号に掲げる法人の施行日から昭和五十五年三月
 12 昭和五十四年新令」とい

 「百分の五」とあるのは「百分の内」とあるのは「百分の四(火災保険、積荷保険及び運送保険又は
 で、第一次に応いては、百分の八」とあるのは「百分の五」とあるのは「百分の内」となるのは「百分の五」とあるのは「百分の九とする。」と、分に応じあるのは「にあつては百分の九とする。」と、分に応じあるのは「にあつては百分の九とする。」と、分に応じあるのは「にあつては百分の九とする。」と、分に応じあるのは「にあつては百分の九とする。」と、分に応じあるのは「にあつては百分の九とする。」と、分に応じあるのは「にあつては百分の九とする。」と、分に応じまるのは「にあつては百分の九とする。」と、分に応じまるのは「にあつては百分の九とする。」と、分に応じるの五」とあるのは「百分の十一次保険、積荷保険及び運送保険又は

 「百分の五」とあるのは「百分の九」とあるのは「百分の九とする。」と、分に応じまるのは「百分の五」とあるのは「百分の九とする。」と、分に応じまるのは、「百分の九」とする。

 「百分の五」とあるのは「百分の九とする。」と、分に応じまるのは「百分の九とする。」と、分に応じまるのは、「百分の九」とする。

 「百分の五」とあるのは「百分の九とする。」と、分に応じまるのは「百分の九」とする。

 「百分の五」とする。

 「百分の五」とする。

11 規定する法人で同条第四項に規定するその他の 同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替える る字句に、当該生命共済付建物共済については 他の風水害等共済については同表の中欄に掲げ 六項中次の表の上欄に掲げる字句は、当該その 替えられた昭和五十四年新令第三十三条の三第 る。この場合において、前項の規定により読み ころにより計算した金額の計算について準用す 五十七条の三第一項に規定する政令で定めると おけるこれらの共済に係る昭和五十四年新法第 三月三十一日までの間に開始する各事業年度に 済の事業を行うものの施行日から昭和五十五年 済に係るものを除く。) 又は生命共済付建物共 風水害等共済(同条第二項第七号に規定する共 年新令第三十三条の三第六項の規定は、前項に 前項の規定により読み替えられた昭和五十四

七五 百分の六十三・ 百分の 百分の百三十九 百分の二十二・五 ものとする。 八十六 百分の八十一・ 百分の六十八 七五. 百分の百四十三 百分の十三・五 百 百分 百分の十八 百 分 分 0) 0) の 六 百 八 兀 14

号ホに掲げる百分の七十五の割合は同表の第五 割合は同表の第二欄に掲げる割合とし、同号ハ 号から第八号までに掲げる法人で昭和五十四年 欄に掲げる割合とする。 げる割合とし、同号ニに掲げる百分の六十七・ に掲げる百分の六十の割合は同表の第三欄に掲 分に応じ、同項第二号ロに掲げる百分の四十の らの共済に係る同条第十三項の規定の適用につ 日までの間に開始する各事業年度におけるこれ 新令第三十三条の三第二項第一号から第六号ま 五の割合は同表の第四欄に掲げる割合とし、同 いては、次の表の第一欄に掲げる事業年度の区 行うものの施行日から昭和五十七年三月三十一 で、第八号及び第九号に規定する共済の事業を 昭和五十四年新法第五十七条の三第一項第四 百分の七 百分の九

|昭和五十六年四月一日 から昭和五十六年三月 昭和五十五年四月一日 始する事業年度 ||間に開始する事業年度 ||年三月三十一日までの 三十一日までの間に開十二 から昭和五十七年三月 始する事業年度 三十一日までの間に開 三十一日までの間に開 から昭和五十五年三月 施行日から昭和五十四百 第一欄 始する事業年度 昭和五十四年四月一日 の 四 十六 の四 十四四 十八 の 百 百分百 0) 第 <u>分</u>百 <u>分</u>百 <u>分</u>百 兀 兀 第 <u>+</u> の の 0) の 六七十五 <u>分</u>百 六七十五 <u>分</u>百 分百分の 三第四欄 三 • 五 分 分 分 の百 0) の 0) 0) 十七 第 十四四 百 百 の 分 Ŧi.

分の十一」とする。

の百三十九」と、「百分の十」とあるのは「百

二五」と、「百分の百四十」とあるのは「百分「百分の八十五」とあるのは「百分の八十六・

の二十」とあるのは「百分の二十二・五」と、「百分とあるのは「百分の六十三・七五」と、「百分定の適用については、同項中「百分の六十五」を昭和五十四年新令第三十三条の三第六項の規三十一日までの間に開始する各事業年度におけ

2 前項の規定の適用を受ける法人の昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度における同項の規定の適用については、同項中「昭和五十四年新令第三十三条の三第二項第一号、第二十三条の三第二項第一号から第六号まで、第三十三条の三第二項第一号から第六号まで、第三十三条の三第二項第一号から第六号まで、第三十三条の三第二項第一号がら第六号まで、第三十三条の三第二項第一号がら第六号まで、第二十三条の三第二項第一号がら昭和五十六年四月一日から昭和五十六年四月一日から昭和五十六年四月一日から昭和五十六年四月一日から昭和五十六年四月一日から昭和五十六年四月一日から昭和五十六年四月一日から昭和五十六年四月一日から昭和五十六年四月一日から昭和五十六年四月一日から昭和五十六年四月一日から昭和五十六年四月一日が日間に対している。

する事業年度の直前の事業年度終了の日におけを積み立てている法人の施行日以後最初に開始日出送第五十七条の四第一項の異常危険準備金

る同項の異常危険準備金の金額(同項の規定に る同項の異常危険準備金の金額の計算上損金の額に算入された金額に限るものとし、当該金額をととなつた金額がある場合には、当該金額をととなつた金額がある場合には、当該金額を控ととなつた金額がある場合には、当該金額を控ととなつた金額がある場合には、当該金額を控ととなつた金額がある場合には、当該金額の三項第十号に掲げる共済をいう。次項において同じ。) て係るものの益金の額への算入については、なお従前の例による。

15 これらの保険又は共済につき積み立てた異常危 ものを除く。)又は自動車共済等に係る異常危 日から昭和五十五年三月三十一日までの間に開 て現に存する法人に限る。) が当該法人の施行 号から第八号までに掲げる法人(施行日におい 三号中「百分の一」とあるのは、「千分の七・ 力を有する。この場合において、同条第四項第 険準備金の金額の益金の額への算入について 積立限度額の計算及び当該各事業年度において 険準備金の金額を積み立てる場合におけるその 険、建設工事保険及び賠償責任保険に該当する 第七号までに掲げる風水害保険、動産総合保 五十四年新令第三十三条の三第三項第四号から 始する各事業年度において自動車保険等(昭和 は、旧令第三十三条の四の規定は、なおその効 五」とする。 昭和五十四年新法第五十七条の三第一項第一

-┣-I-┣ 新含幕三片町巻第一頁り見뒫よ、長人に関する経過措置) (法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除

第十二条 新令第三十四条第一項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の技術等海外取引に係る所得の特別控除の控除限度額の計算については、お業年度の当該控除限度額の計算については、お業年度の当該控除限度額の計算については、お光能能前の例による。この場合において、改正法お従前の例による。この場合において、改正法お従前の規定の適用については、同項中「及び株式表質損失準備金及び公害防止準備金及で公害防止準備金」とあるのは、「、株式売買損失準備金及び公害防止準備金」とあるのは、「、株式売買損失準備金及び公害防止準備金」とあるのは、「、株式売買損失準備金及び公害防止準備金」とする。

旧法第六十三条第三項の規定の例による場合にり新法第六十三条第三項の規定の適用に代えて第十三条 改正法附則第十七条第一項の規定によ

(合併の場合の課税の特例に関する経過措置)規定の例によるものとする。 関等のすべてについて、旧令第三十八条の四の受けようとする同条第一項に規定する土地の終めは、同項第一号から第六号までの規定の適用を

第十四条 改正法附則第十八条第四項に規定する 第十四条 改正法附則第十八条第四項に規定おいて 政令で定める漁業協同組合は、施行日において た場合には、当該合併に係る合併法人)とす

(相続税の特例に関する経過措置)

第十五条 新令第四十条の規定は、昭和五十三年第十五条 新令第四十条の規定は、昭和五十三年第十五条 新令第四十条の規定は、昭和五十三年第十五条 新令第四十条の規定は、昭和五十三年第十五条 新令第四十条の規定は、昭和五十三年第十五条 新令第四十条の規定は、昭和五十三年

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十六条 改正法附則第二十三条第八項の中小企業者が施行日前に取得した新法第七十八条の三第一項に規定する建物について受ける所有権の定め適用については、新令第四十二条の十第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項中「当該各号に規定する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号)の施行の日」と読み替えるものとす

に| 令で定める漁業協同組合は、施行日において現し|2 改正法附則第二十三条第十三項に規定する政

特例に関する経過措置) (登録ホテル業等の減価償却資産の耐用年数の 場合には、当該合併に係る合併法人)とする。 に存する法人(当該法人が合併により消滅した

第十七条 新令別表の規定は、個人又は法人が施 ては、なお従前の例による。 等をした旧令別表に掲げる減価償却資産につい ついて適用し、個人又は法人が施行日前に取得 て同じ。) をする同表に掲げる減価償却資産に をいう。以下この条及び附則第二十二条におい 行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設

の一部改正に伴う経過措置 (租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

第十九条 前条の規定による改正後の租税特別措 利の設定がされた場合における当該農地等に係 る贈与税については、なお従前の例による。 につき同項第一号に規定する使用貸借による権 第一項本文の規定の適用を受ける同項の農地等 について適用し、施行日前に同法第七十条の四 がされる場合における当該農地等に係る贈与税 条第三項に規定する使用貸借による権利の設定 用を受ける同項の農地等につき同令附則第十一 特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適を有するものとされる同法による改正前の租税 号)附則第二十条第二項の規定によりその効力 までの規定は、施行日以後に租税特別措置法の 政令第六十号)附則第十一条第二項から第五項 置法施行令の一部を改正する政令(昭和五十年 一部を改正する法律(昭和五十年法律第十六

適用については、当該受贈者は、新法第七十条 法第七十条の六及び新令第四十条の三の規定の みなされる場合における当該受贈者に対する新 定により相続又は遺贈により取得されたものと が施行日以後に死亡し、当該農地等が同項の規 受贈者に係る新法第七十条の五第一項の贈与者 き続きその推定相続人に使用させている同項の 借による権利の設定をした後同項の農地等を引 六十号)附則第十一条第三項に規定する使用貸 行令の一部を改正する政令(昭和五十年政令第 の四第三項の規定の適用を受けた受贈者とみな 前条の規定による改正後の租税特別措置法施

# 則 (昭和五三年四月一八日政令第一

(施行期日) 三二号)

第一条 この政令は、 年四月十八日)から施行する。 法の施行の日 (昭和五十三

## 六 附 八 号 則 (昭和五三年五月一五日政令第一 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和五十三年六月一日 施行する。 から

措置) (租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過

|第五条 前条の規定による改正後の租税特別措置 おいて準用する場合を含む。)の規定により読 は、昭和五十三年六月二日以後にされる租税特 法施行令第十九条の二第七項及び第九項の規定 日前にされたこれらの規定による還付の請求に 四十一条又は租税特別措置法施行令第十九条の み替えられた所得税法第百四十条若しくは第百 別措置法第二十八条の五第一項(同条第二項に ついては、なお従前の例による。 五の規定による還付の請求について適用し、同 二の規定により読み替えられた同令第十七条の

#### 附 則 七五号) (昭和五三年五月二三日政令第

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 号) 抄 (昭和五三年七月五日政令第二八

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 八 附 六 号 則 (昭和五三年七月一一日政令第1 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(昭和五十三 年十月二日)から施行する。

#### 四三号) 附 則 (昭和五三年九月三〇日政令第三 抄

改正する法律の施行の日(昭和五十三年十月一 日)から施行する。 この政令は、勤労者財産形成促進法の一部を

## 附 則 三七二号) (昭和五三年一一月一四日政令第

この政令は、公布の日から施行する。

附則 号) 抄 (昭和五四年三月三一日政令第七

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和五十四年四月一日から 施行する。ただし、第五条の三第二項に一号を える改正規定及び第二十八条の四の次に一条を 加える改正規定は、産地中小企業対策臨時措置 る改正規定、第二十七条の四第一項に一号を加 加える改正規定、第六条の三の次に一条を加え

(昭和五十四年法律第五十三号)の施行の日

.所得税の特例に関する経過措置の原

第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下 があるものを除くほか、昭和五十四年分以後の 所得税については、なお従前の例による。 所得税について適用し、昭和五十三年分以前の (勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税に 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め

第三条 新令第二条の五第七項の規定は、同項に 勤者の財産形成非課税貯蓄継続適用申告書を提 行日」という。) 以後に同項に規定する海外転 規定する個人がこの政令の施行の日(以下「施 出する場合について適用する。 (特定機械設備等を取得した場合の所得税額の 関する経過措置)

第四条 租税特別措置法の一部を改正する法律 和五十六年改正法による改正後の租税特別措置 三号。以下「昭和五十六年改正法」という。) この場合において、同条第二項中「同条第二 第五条の四の規定は、なおその効力を有する。 正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。) その効力を有するものとされる改正法による改 という。) 附則第五条第一項の規定によりなお 法第十条の二第三項」と、同条第七項中「法第 改正前の租税特別措置法第十条の二第一項、昭 有するものとされる昭和五十六年改正法による 附則第三条第一項の規定によりなおその効力を の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第十 項」とあるのは「同条第二項、租税特別措置法 租税特別措置法施行令(以下「旧令」という。) 第十条の二の規定の適用については、改正前の 十条の二第一項」とあるのは「法第十条の二第 (昭和五十四年法律第十五号。以下「改正法」 特別控除に関する経過措置)

2 改正法附則第五条第一項の規定の適用がある 四第一項及び第七項並びに第十七条の三第三項 場合における新令第五条の三第一項、第五条の 「法第十条の二第一項及び第二項」とあるのは の規定の適用については、第五条の三第一項中

項を含む。)」と、「同条第二項」とあるのは

による改正後の租税特別措置法第十条の二第三

「法第十条の二第二項」とする。

置法第十条の二第一項及び昭和五十六年改正法

規定によりなおその効力を有するものとされる一項(昭和五十六年改正法附則第三条第一項の 昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措 の二第一項及び第二項を含む。)」とする。 なおその効力を有するものとされる旧法第十条 第二項(改正法附則第五条第一項の規定により 条の二第二項の規定による控除、法第十条の二 りなおその効力を有するものとされる旧法第十 規定による控除、法第十条の二第一項の規定に を有するものとされる旧法第十条の二第一項 法附則第五条第一項の規定によりなおその効力 定による控除、同条第二項」とあるのは「改正 を有するものとされる旧法第十条の二第一項若 法附則第五条第一項の規定によりなおその効力 第十条の二第一項及び第二項を含む。)」と、 条の二第一項(改正法附則第五条第一項の規定 中「法第十条の二第一項」とあるのは「法第十 定する配当控除の額」とあるのは「規定する配 る改正前の租税特別措置法(次条及び第十七条 りなおその効力を有するものとされる同法によ 第十五号。次条及び第十七条の三において「改 「法第十条の二第一項及び第二項、租税特別 第二項」と、「及び第二項」とあるのは「及び 項」とあるのは「若しくは第二項若しくは改正 項」と、第十七条の三第三項中「若しくは第二 第十条の二第一項及び第二項」と、同条第七項 によりなおその効力を有するものとされる旧法 と、同条第二項中「同条第二項」とあるの ある場合には当該控除される金額を含む。)」 よりなおその効力を有するものとされる旧法第 当控除の額(改正法附則第五条第一項の規定に 正法」という。) 附則第五条第一項の規定によ よる控除、改正法附則第五条第一項の規定によ しくは第二項」と、「法第十条の二第一項の規 によりなおその効力を有するものとされる旧法 十条の二第一項の規定により控除される金額が の三において「旧法」という。)第十条の二第 「同条第二項」とあるのは「法第十条の二第二 置法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律 一同条第二項、改正法附則第五条第一項の規定 項及び第二項」と、第五条の四第一項中「規 は

3 るのは「法第十条の二第三項及び第四項、一項中「法第十条の二第三項及び第四項、一項中「法第十条の二第三項及て第旦」 四第八項から第十項まで及び第十七条の三第三 特別措置法施行令第五条の三第一項、第五条の 五十六年政令第七十三号)による改正後の租税 特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭 特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十四 項の規定の適用については、同令第五条の三第 第一項の規定の適用がある場合における租税 「法第十条の二第三項及び第四項」とあ

別措置法第十条の二第二項の規定による控除、れる昭和五十四年改正法による改正前の租税特 よる控除、昭和五十四年改正法附則第五条第一項」とあるのは「法第十条の二第三項の規定に う。) 附則第五条第一項の規定によりなおその 年法律第十五号。以下この項、次条及び第十七 前の租税特別措置法第十条の二第二項を含む。) るものとされる昭和五十四年改正法による改正 第五条第一項の規定によりなおその効力を有するのは「及び第四項(昭和五十四年改正法附則 法第十条の二第四項」と、「及び第四項」とあ 項の規定によりなおその効力を有するものとさ 第十条の二第三項の規定による控除、同条第四 の租税特別措置法第十条の二第二項」と、「法ものとされる昭和五十四年改正法による改正前 五条第一項の規定によりなおその効力を有するくは第四項若しくは昭和五十四年改正法附則第 第三項中「若しくは第四項」とあるのは「若し 法による改正前の租税特別措置法第十条の二第 の効力を有するものとされる昭和五十四年改正 年改正法附則第五条第一項の規定によりなおそ とあるのは「法第十条の二第三項(昭和五十四 項」と、同条第十項中「法第十条の二第三項」 よる改正前の租税特別措置法第十条の二第二 力を有するものとされる昭和五十四年改正法に 正法附則第五条第一項の規定によりなおその効 項」とあるのは「同条第四項、昭和五十四年改項」と、同令第五条の四第九項中「同条第四 による改正前の租税特別措置法第十条の二第二 効力を有するものとされる昭和五十四年改正法 条の三において「昭和五十四年改正法」とい 二項を含む。)」と、「同条第四項」とあるのは 「法第十条の二第四項」と、同令第十七条の三 3 2 第六条 旧令第十九条の二第三項に規定する認定 4 に当該還付の請求をすることができる。 かかわらず、施行日から四月を経過する日まで

(個人の減価償却に関する経過措置)

第五条 個人が施行日前に取得等(取得又は製作 については、なお従前の例による。項に規定する減価償却資産の償却費の額の計算 した旧令第六条第一項に係る旧法第十二条第一 若しくは建設をいう。次項において同じ。)を

正法による改正後の租税特別措置法(以下「新日以後に取得等をしてその事業の用に供する改 する工業用機械等をその事業の用に供した場合 に取得等をした旧法第十二条の二第一項に規定 工業用機械等について適用し、個人が施行日前 法」という。)第十二条の二第一項に規定する 新令第六条の二第二項の規定は、個人が施行 なお従前の例による。 4

日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供 いては、なお従前の例による。 第六条の三第二項に規定する機械及び装置につ する同項に規定する機械及び装置について適用 し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧令 新令第六条の三第二項の規定は、個人が施行

貸家住宅については、なお従前の例による。 得又は新築をした旧令第七条第一項に規定する 貸家住宅について適用し、個人が施行日前に取 の特例に関する経過措置) 後に取得又は新築をする同条第一項に規定する (認定中小企業者の純損失の繰戻しによる還付 新令第七条第二項の規定は、個人が施行日以

得税の還付の請求については、これらの規定に 失額に係る同項又は同条第四項の規定により読 令第十九条の二第三項に規定するみなし法人損 者を除く。) の昭和五十三年において生じた新 三年法律第二号)第三条第一項の認定を受けた 場高騰関連中小企業対策臨時措置法(昭和五十 昭和五十二年において生じた同項に規定するみ 中小企業者に該当するみなし法人課税選択者の み替えられた新令第十七条の五の規定による所 企業者に該当するみなし法人課税選択者(円相 従前の例による。 定による所得税の還付の請求については、なお 定により読み替えられた旧令第十七条の五の規 なし法人損失額に係る同項又は同条第四項の規 新令第十九条の二第三項に規定する認定中小

3 適用することができる。 請求がなかつたものとみなして、 次項において同じ。) については、当該還付の 第十七条の五第六項に規定する相続人を含む。 求をしている当該みなし法人課税選択者(新令 令第十七条の五の規定による所得税の還付の請 同項に規定するみなし法人損失額につき既に旧 法人課税選択者の昭和五十三年において生じた 前項の場合において、同項に規定するみなし 前項の規定を

2

規定する還付の請求に基づく還付金の還付を受 求に基づく還付金の内払とみなす 達するまでの金額は、 項に規定する還付の請求に基づく還付金の額に けている場合には、当該還付金の額のうち第二 で第二項の規定の適用を受けるものが、前項に 前項の規定に該当するみなし法人課税選択者 同項に規定する還付の請 3

(個人の譲渡所得に関する経過措置) は、なお従前の例による。

第八条 新令第二十六条の五第二項の規定は、 定による通知については、なお従前の例によし、施行日前の旧令第二十六条の五第二項の規 行日以後の同項の規定による通知について適用 (住宅貯蓄控除に係る通知に関する経過措置)

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第九条 新令第三章の規定は、別段の定めがある し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法後に開始する事業年度分の法人税について適用 法律第三十四号) 第二条第八号に規定する人格 ものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年 のない社団等を含む。以下同じ。) の施行日以 (法人の税額控除に関する経過措置) 人税については、なお従前の例による。

|第十条 新令第二十七条の四第一項第七号の規定 の日以後に支出する同号に規定する負担金につ は、法人が産地中小企業対策臨時措置法の施 いて適用する。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十一条 新令第二十八条の二に規定する法人が の償却限度額の計算については、なお従前の例業の用に供した場合における当該公害防止施設 をいう。次項において同じ。)をした旧法第四施行日前に取得等(取得又は製作若しくは建設 十四条第一項に規定する公害防止施設をその事 による。

等について適用し、法人が施行日前に取得等を る新法第四十五条第一項に規定する工業用機械 施行日以後に取得等をしてその事業の用に供す なお従前の例による。 械等をその事業の用に供した場合については、 した旧法第四十五条第一項に規定する工業用機 新令第二十八条の三第二項の規定は、法人が

適用し、 旧令第二十八条の四第二項に規定する機械及び に供する同項に規定する機械及び装置について 施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用 装置については、 新令第二十八条の四第二項の規定は、 法人が施行日前に取得又は製作をした なお従前の例による。 法人が

第七条 新令第二十五条第八項、第九項及び第十 係る所得税について適用し、個人が施行日前に三十七条第一項の規定に該当する資産の譲渡に 四項の規定は、個人が施行日以後に行う新法第 行つた当該資産の譲渡に係る所得税について 第一項に規定する貸家住宅については、なお従 日前に取得又は新築をした旧令第二十八条の七 規定する貸家住宅について適用し、法人が施行 施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に 新令第二十九条の二第二項の規定は、法人が 新令第二十八条の八第二項の規定は、法人が

施

項に規定する構築物を同項の拡大造林の用に供

した場合については、なお従前の例による。

該取得又は建設をした旧令第二十九条の二第二

る構築物について適用し、法人が施行目前に当

施行日以後に取得(改良を含む。)又は建設を

して同項の拡大造林の用に供する同項に規定す

第十二条 改正法附則第十七条第二項に規定する する。 額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲算上損金の額に算入された価格変動準備金の金 定により当該直前の事業年度の所得の金額の計度終了の日において旧法第五十三条第一項の規 て「改正事業年度」という。)の直前の事業年後最初に開始する事業年度(以下この条におい法第五十三条第一項に規定する法人の施行日以 政令で定めるところにより計算した金額は、 げる金額の占める割合を乗じて計算した金 (法人の準備金に関する経過措置) 新

有価証券につき同項各号に定めるところによ 第五十三条第一項に規定するたな卸資産及び 当該直前の事業年度終了の日における旧法 計算した金額の合計額

二 前号の有価証券のうち旧法第五十三条第一 該各号に定めるところにより計算した金 所に上場されている株式以外のものにつき当 及び同項第二号に掲げる有価証券で証券取引 項第一号に掲げる有価証券で株式以外のもの

2 ときは、その引き継いだ益金算入猶予準備金 う。以下この条において同じ。)を引き継いだ 正直前事業年度」という。)の施行日から改正 額に相当する金額は、当該適用法人の改正直前 併により被合併法人の益金算入猶予準備金残額 併後存続する法人である場合において、その合 直前事業年度終了の日までの間に合併をした合 が、その施行日前に開始し、かつ、施行日以後 に終了する事業年度(以下この条において「改 (以下この条において「適用法人」という。) (同項に規定する益金算入猶予準備金残額をい 改正法附則第十七条第一項に規定する法人

3 事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算

4

た金額を益金の額に算入する。 備金額とみなして同項の規定の例により計算し 附則第十七条第一項に規定する益金算入猶予準 当該各号に掲げる金額を当該適用法人の改正法 号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ、 金額の計算については、当該適用法人が次の各 の日を含む事業年度以後の各事業年度の所得の かである場合における当該適用法人のその合併 適用法人が次の各号に規定する法人のいずれ

一 その改正事業年度において合併をした合併 この条において同じ。)と当該合併法人の改 規定する益金算入猶予準備金額をいう。以下 後存続する法人又は施行日以後の合併により に算入された価格変動準備金の金額のうち同直前事業年度の所得の金額の計算上損金の額 場合に算出される金額と当該合併法人の改正 則第十七条第二項の規定の例により計算した 猶予準備金額(改正法附則第十七条第一項に の計算の基礎とされる被合併法人の益金算入 の益金算入猶予準備金残額を引き継いだ場 設立された法人がその合併により被合併法人 項の規定により計算した金額との合計額 継いだ価格変動準備金の金額のうち改正法附 動準備金の金額を引き継いだ場合 その引き じ。) がその合併により被合併法人の価格変 号において同じ。)を除く。次号において同 当該合併により設立された法人をいう。第三 年度以後の事業年度において行われた場合に 併が当該合併に係る各被合併法人の改正事業 設立された法人(特定新設合併法人(その合 後存続する法人又は施行日以後の合併により その改正事業年度において合併をした合併 その引き継いだ益金算入猶予準備金残額 5 場合においては、当該引継益金算入猶予準備金 は、適用しない。 額については、新法第五十三条第五項の規定

三 その改正事業年度後の事業年度において合 併法人がその合併により被合併法人の益金算 併をした合併後存続する法人又は特定新設合 額と当該合併法人の当該合併直前の益金算入 礎とされる被合併法人の益金算入猶予準備金 き継いだ益金算入猶予準備金残額の計算の基 入猶予準備金残額を引き継いだ場合 その引 猶予準備金残額の計算の基礎とされる益金算 人猶予準備金額との合計額 7

同条第二項の規定により計算した金額との合 額に算入された価格変動準備金の金額のうち 正直前事業年度の所得の金額の計算上損金の

> 準備金額に当該益金算入猶予準備金残額の計算 ち益金算入猶予準備金総額(引継益金算入猶予 場合において、その合併が当該合併に係る被合 得の金額の計算上、益金の額に算入する。この 金残額)に相当する金額を当該各事業年度の所 を超える場合には、当該特殊益金算入猶予準備 又は同日前に終了した事業年度においてこの項 同条第三項の規定により益金の額に算入され 計額からその日までに第六項において準用する 年度の月数を乗じてこれを二十四で除して算出 備金額を加算した金額をいう。)に当該各事業 の基礎とされる当該適用法人の益金算入猶予準 直前の益金算入猶予準備金残額との合計額のう 項において同じ。)と当該適用法人の当該合併 出される金額に相当する金額をいう。以下この 金算入猶予準備金額(被合併法人から引き継い 該被合併法人の価格変動準備金の金額を引き継 併法人の改正直前事業年度において行われ、当 した金額をいう。以下この項において同じ。) の規定により益金の額に算入された金額を控除 た、若しくは算入されるべきこととなつた金額 における特殊益金算入猶予準備金残額(当該合 した金額(当該金額が当該各事業年度終了の日 七条第二項の規定の例により計算した場合に算 だ価格変動準備金の金額のうち改正法附則第十 む事業年度以後の各事業年度において、引継益 いだときは、当該適用法人の当該合併の日を含 において合併をした合併後存続する法人である 適用法人が、その改正事業年度後の事業年度 8

法附則第十七条第三項各号に掲げる場合に該当 よる。 することとなつた場合には、同項の規定の例に 第三項の規定の適用を受けている法人が改正

6 替えるものとする。 号に掲げる場合に該当することとなつた場合に 第四項の特殊益金算入猶予準備金残額」と読み 中「益金算入猶予準備金残額」とあるのは、 の規定の適用を受けている法人が同条第三項各 (昭和五十四年政令第七十一号) 附則第十二条 「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 ついて準用する。この場合において、同項各号 改正法附則第十七条第三項の規定は、第四項 2

の月数を計算する場合について準用する。 改正法附則第十七条第四項の規定は、 第四 項

> る同項に規定する特定海外工事については、なた同条第二項に規定する特定海外工事契約に係 規定する特定株式等又は施行日以後に締結する る同項に規定する特定海外工事については、 項に規定する特定株式等又は施行日前に締結し 法人が施行日前に取得した旧法第五十五条第一 同条第二項に規定する特定海外工事契約に係る 施行日以後に取得する新法第五十五条第一項に お従前の例による。 新令第三十二条の二第四項の規定は、法人が 『項に規定する特定海外工事について適用し、

(法人の資産の譲渡等の場合の経過措置)

第十三条 新令第三十八条の四第三項の規定は、 税について適用し、法人の施行日前に終了した 開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度 事業年度分の法人税については、なお従前の例 法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人 株式又は出資の譲渡とする。 定する政令で定める譲渡は、次の各号に掲げる において行う新法第六十三条第一項第二号に規 による。この場合において、法人が施行日前に

日から当該事業年度終了の日までの間に限るのは「当該事業年度(昭和五十四年四月一 法第六十三条第一項第二号に規定する譲渡に 度とみなした場合における当該事業年度の旧当該事業年度を施行日前に終了した事業年 要件(同号中「当該事業年度において」とあ 第一号に掲げる要件及び同項第二号に掲げる 四第三項の規定を適用した場合において同項 号に規定する譲渡につき、新令第三十八条の 二号の株式又は出資の譲渡 該当するときの当該事業年度における同項第 用した場合において同項各号に掲げる要件に つき、旧令第三十八条の四第三項の規定を適 当該事業年度の新法第六十三条第一項第二

三及び第六十三条」とする。 第四十二条の三」とあるのは「、第四十二条の の規定の適用については、同条第一項中「及び 合における改正法附則第二十一条第一項の規定 による改正前の租税特別措置法第六十六条の五 によりなおその効力を有するものとされる同法 新法第六十三条第一項の規定の適用がある場 する株式又は出資の譲渡を除く。)

渡(前号に掲げる株式又は出資の譲渡に該当 該事業年度における同号の株式又は出資の譲 ける当該要件とする。)に該当するときの当 る。)において」であるものとした場合にお

3 和五十四年一月一日以後に行う同項の規定に 新令第三十九条の五第三項の規定は、 法人が

項の規定は、法人が施行日以後に行う新法第六 税については、なお従前の例による。 第三項の規定に該当する資産の譲渡に係る法人 該当する資産の譲渡に係る法人税について適用 し、法人が同日前に行つた旧令第三十九条の 新令第三十九条の七第四項、第五項及び第十

に係る法人税について適用し、法人が施行日前 十五条の七第一項の規定に該当する資産の譲渡 は、なお従前の例による。 に行つた当該資産の譲渡に係る法人税について

第十四条 改正法附則第二十条第二項に規定する の規定の適用については、旧令第三十九条の八その効力を有するものとされる旧法第六十六条 場合には、当該合併に係る合併法人)とする。 の規定は、なおその効力を有する。 政令で定める中小企業者は、施行日において現 に存する法人(当該法人が合併により消滅した (合併の場合の課税の特例に関する経過措置) 改正法附則第二十条第二項の規定によりなお

特別控除に関する経過措置) (特定機械設備等を取得した場合の法人税額

第十五条 改正法附則第二十一条第一項の規定に 三十九条の十二の規定は、なおその効力を有す よりなおその効力を有するものとされる旧法第 六十六条の五の規定の適用については、旧令第

る経過措置 (揮発油税及び地方道路税の手持品課税に関す

第十六条 改正法附則第二十六条第七項の確認を た申請書に、当該揮発油が同条第三項の規定に 受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し を受けた者を通じて同条第六項の税務署長から よる揮発油税額及び地方道路税額を徴収され の税務署長に提出しなければならない。 交付を受けたものを添付し、これを同条第七項 た、又は徴収されるべきものであることを証明 した書類で当該揮発油につき同項の規定の適用

の製造場の所在地及び名称 当該揮発油の戻入れ又は移入に係る揮発油

一 当該揮発油を当該揮発油の製造場に戻し又 は移送した者の住所及び氏名又は名称

当該揮発油につき改正法附則第二十六条第 当該揮発油の数量

Ŧi. 三項の規定の適用を受けた者の住所及び氏名 当該揮発油の貯蔵場所の所在地及び名称 又は名称並びにその適用を受けた時における その他参考となるべき事項

は、当該確認の内容を記載した書類により、そ 前項の申請書の提出を受けた税務署長は、改 旨を当該申請書を提出した者に通知しなけれ ならない。 :則第二十六条第七項の確認をしたとき

(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 部改正に伴う経過措置)

の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年第十一条第九項から第十二項まで及び第十四項税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第二十条 附則第十八条の規定による改正後の租 税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第十九条 附則第十七条の規定による改正後の租 度の法人税について適用し、法人の施行日前に 開始する事業年度の法人税について適用し、法第十条第十五項の規定は、法人の施行日以後に 開始した事業年度の法人税については、なお従 人の施行日前に開始した事業年度の法人税につ なお従前の例による。

# (昭和五四年五月一一日政令第一

この政令は、公布の日から施行する。

号 則 抄 (昭和五五年三月三一日政令第四

第一条 この政令は、昭和五十五年四月一日から く。)、第二十六条から第二十六条の十四までの正規定(同条を第十九条の四とする部分を除る。)、第十九条の五の改系の二とする部分を除く。)、第十九条の三の改正規定(同条を第十九の七―第二十六条の十六」に改める部分に限 施行する。ただし、目次の改正規定(「第二十 及び第十一条の規定は、昭和五十六年一月一日号」に改める部分を除く。)並びに附則第十条 「第二条第二項第一号」を「第二条第一項第一改正規定及び第二十六条の十五の改正規定( 六条の六―第二十六条の十五」を「第二十六条 六条の五」を「第二十六条の六」に、「第二十 から施行する。 (施行期日)

所得税について適用し、昭和五十四年分以前のがあるものを除くほか、昭和五十五年分以後の「新令」という。) 第二章の規定は、別段の定めの主義の租税特別措置法施行令(以下(所得税の特例に関する経過措置の原則) 所得税については、なお従前の例による。

する源泉徴収の不適用に関する経過措置) (昭和五十五年法律第九号。 租税特別措置法の一部を改正する法律 以下「改正法」と

(特定の森林組合の合併によるみなし配当に対

める森林組合は、この政令の施行の日(以下 「施行日」という。)において現に存する法人 該合併に係る合併法人)とする。 (当該法人が合併により消滅した場合には、当 いう。)附則第六条第二項に規定する政令で定

(個人の減価償却に関する経過措置)

第四条 個人が施行日から昭和五十六年三月三十 地区内において取得等をされる工業用機械等の当するときは新令第六条の二第八項に規定する るものとして、新法第十二条第一項の規定を適 同条第八項に規定する地区又は同条第五項に規 みに、当該工業用機械等が同条第五項に規定す 低開発地域工業開発地区として指定された地区用機械等が同項の表の第一号の第一欄に掲げる 別措置法(以下「新法」という。)第十二条第 る地区内において改正法による改正後の租税特 用する。 等をされる工業用機械等のみにそれぞれ該当す 定する地区のいずれか一の地区内において取得 る地区内において取得等をされる工業用機械等 内において取得等をされる工業用機械等にも該 おいて同じ。) をする場合において、当該工業 得又は製作若しくは建設をいう。以下この条に にも該当するときは、当該個人の選択により、 いて「工業用機械等」という。)の取得等(取 一日までの間に新令第六条の二第八項に規定す 一項に規定する工業用機械等(以下この条にお

(個人の準備金に関する経過措置)

第五条 新法第二十条の三第一項の商品取引責任 三十一日における累積限度超過残額(累積限度の一に相当する金額(当該金額がその年十二月 条の三第二項の規定の適用については、同項のにおける当該累積限度超過額に係る新法第二十 累積限度額を超える場合のその超える金額をい 二月三十一日において累積限度超過額(同日に 準備金を積み立てている個人が昭和五十五年十 各年分の事業所得の金額の計算上、 場合には、当該累積限度超過残額に相当する金 う。以下第三項までにおいて同じ。)<br />
を超える るべきこととなつた金額を控除した金額をい 超過額からその日までにこの項又は次項の規定 規定にかかわらず、当該累積限度超過額の五分 う。以下この条において同じ。)を有する場合 取引責任準備金の金額が同項第二号に規定する おいてその年の前年から繰り越された当該商品 に算入する。 額)は、昭和五十五年から昭和五十九年までの により総収入金額に算入された、又は算入され 総収入金額

用しない。

2

3 告書による申告をやめる旨の届出書の提出をし 申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申

4 金額を控除した金額。以下この項において同 るべきこととなつた金額がある場合には、当該 中「累積限度超過残額」とあるのは「累積限度 事業所得の金額の計算については、同項第一号 のその該当することとなつた日の属する年分の 各号に掲げる場合に該当するときは、当該個人 超過残額(その日までにこの項又は次項の規定 じ。)」と、 により総収入金額に算入された、又は算入され 前項の規定の適用を受けている個人が第二項 同項第二号中「前項、 前号及び次

その該当することとなつた日の属する年分の事 号に掲げる場合に該当することとなつた場合に 業所得の金額の計算上、総収入金額に算入す は、当該各号に定める金額に相当する金額は、 前項の規定の適用を受けている個人が次の各 5 同条第一項に規定するその年の前年から繰り越 法第二十条の三の規定を適用する場合における 個人につき昭和五十六年以後の各年において新 の規定の例による。 項」とあるのは「前号及び次項」として、 第一項又は第三項の規定の適用を受けている

同

員でないこととなつた日における累積限度超 引員でないこととなつた場合 その商品取引 新法第二十条の三第一項に規定する商品取

度超過額に相当する金額が控除されたものとみ ける当該商品取引責任準備金の金額から累積限 昭和五十五年十二月三十一日において同日にお された商品取引責任準備金の金額については、

(その日までにこの項又は次項においてその例年の十二月三十一日における累積限度超過残額 る。この場合においては、前二項の規定は、 額に相当する金額)は、 金額)を超える場合には、当該累積限度超過残 額に算入された、又は算入されるべきこととな は届出書の提出をした日の属する年又はその翌 る金額(当該金額が当該事実のあつた日若しく 額のうち、累積限度超過額の二分の一に相当す 届出書の提出をした日における累積限度超過残 やめた年の十二月三十一日。以下この項におい る申告をやめた年の翌年である場合には、その 事実のあつた日又はその届出書の提出をした日 た場合には、その承認の取消しの基因となつた によるものとされる前項の規定により総収入金 所得の金額の計算上、当該事実のあつた日又は て同じ。) の属する年分及びその翌年分の事業 (その届出書の提出をした日が青色申告書によ 二 前項、前号及び次項の場合以外の場合にお つた金額がある場合には、当該金額を控除した 第一項の規定の適用を受けている個人が青色 額のうちその取り崩した金額に相当する金額 の取り崩した日における当該累積限度超過残 いて累積限度超過残額を取り崩した場合 そ 総収入金額に算入す 適

されている場合には、当該加算された金額を除 項から第四項までの規定を適用する。この場合 累積限度超過残額を有する場合には、当該旧累 第二項から第五項までの規定にかかわらず、 規定する累積限度超過額につき昭和五十五年分 則第十四条第八項及び第九項において「昭和五 正する政令(昭和五十一年政令第五十四号。附 度超過残額(租税特別措置法施行令の一部を改度超過額を有する個人が同日において旧累積限 額(次項に規定する旧累積限度超過残額が加算 における前項の規定の適用については、同 積限度超過残額を加算した金額)」として、同 超える金額(同日において第六項に規定する旧 の事業所得の金額の計算上総収入金額に算入す を有する場合には、個人の同年分以後の各年分 ける同項に規定する累積限度超過残額をいう。) 総収入金額に算入すべき金額の当該総収入金額 の事業所得の金額の計算上、同項の規定により 十一年改正令」という。) 附則第四条第二項に く。)」とする。 「累積限度超過額」とあるのは、「累積限度超過 項中「その超える金額」とあるのは、「その き当該旧累積限度超過残額については、同条 の算入を行わないものとした場合の同日にお 昭和五十五年十二月三十一日において累積限 呵項中 第

第六条 新令第十六条第一項の規定は、施行日以 第十六条第一項各号に掲げる農産物の当該栽培 当該栽培から生ずる所得に対する所得税につい 後に栽培を開始する同項各号に掲げる農産物の 租税特別措置法施行令(以下「旧令」という。) お従前の例による。 から生ずる所得に対する所得税については、 て適用し、施行日前に栽培を開始した改正前 (開墾地等の農業所得の免税に関する経過措置) な

による還付の特例に関する経過措置 (認定中小企業者のみなし法人損失額の繰戻し

中小企業者に該当するみなし法人課税選択者の第七条 旧令第十九条の二第三項に規定する認定 同項に規定するみなし法人損失額に係る同項又 第十七条の五の規定による所得税の還付につい は同条第四項の規定により読み替えられた旧令 昭和五十三年又は昭和五十四年において生じた ては、なお従前の例による。

の源泉徴収の特例に関する経過措置) (恩給及び給与等とみなす年金に係る給与所得

**第八条** 新令第十九条の四第二項に規定する恩給 税庁長官の承認を受けようとする場合には、新おいて準用する場合を含む。)の規定による国 おいて、当該申請書に係る同条第五項の規定 の申請書を提出することができる。この場合に 令第十九条の四第二項の規定の例により、同項 係る新法第二十九条の三第二項(同条第三項に 又は従たる給与についての扶養控除等申告書に 三項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書 支払うべき当該恩給又は年金についての同条第

(個人の譲渡所得に関する経過措置)

第九条 新令第二十五条第八項及び第九項の規定 の例による。 資産の譲渡に係る所得税については、 について適用し、個人が施行目前に行つた当該 項の規定に該当する資産の譲渡に係る所得税 個人が施行日以後に行う新法第三十七条第 なお従前

(住宅取得控除に関する経過措置)

第十条 新令第二十六条第一項の規定は、居住者 た旧令第二十六条第一項に規定する家屋につい 用に供する同項に規定する家屋について適用 が昭和五十六年一月一日以後にその者の居住の ては、なお従前の例による。 居住者が同日前にその者の居住の用に供し

(住宅貯蓄控除に関する経過措置)

が昭和五十六年一月一日以後に締結する新法第第十一条 新令第二十六条の三の規定は、居住者 する住宅貯蓄契約については、なお従前の例に 改正法による改正前の租税特別措置法(以下 約について適用し、居住者が同日前に締結した 四十一条の三第一項に規定する財形住宅貯蓄契 「旧法」という。)第四十一条の三第一項に規定

2 、から第十一項までの規定は、 新令第二十六条の五及び第二十六条の六第八 新法第四十一条

> に係る昭和五十五年分以前の所得税について第四十一条の三第一項に規定する住宅貯蓄契約 五十六年分以後の所得税について適用し、旧法の三第三項に規定する住宅貯蓄契約に係る昭和 は、なお従前の例による。

第十二条 新令第三章の規定は、別段の定めがあ 用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の 格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日 年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人 るものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十 法人税については、なお従前の例による。 以後に開始する事業年度分の法人税について適 (法人の減価償却に関する経過措置) (法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十三条 法人が施行日から昭和五十六年三月三 用する。 十一日までの間に新令第二十八条の三第八項に ものとして、新法第四十五条第一項の規定を適 条第八項に規定する地区又は同条第五項に規定 も該当するときは、当該法人の選択により、 地区内において取得等をされる工業用機械等に ときは新令第二十八条の三第八項に規定する地 地域工業開発地区として指定された地区内にお 等が同項の表の第一号の第一欄に掲げる低開発 同じ。) をする場合において、当該工業用機械 製作若しくは建設をいう。以下この条において 規定する地区内において新法第四十五条第一項 をされる工業用機械等のみにそれぞれ該当する する地区のいずれか一の地区内において取得等 に、当該工業用機械等が同条第五項に規定する 区内において取得等をされる工業用機械等のみ いて取得等をされる工業用機械等にも該当する 「工業用機械等」という。)の取得等(取得又は に規定する工業用機械等(以下この条において 同 2

(法人の準備金に関する経過措置)

第十四条 新法第五十七条第一項の証券取引責任 年度から繰り越された商品取引責任準備金の金 準備金の金額又は同条第二項に規定する前事業 場合のその超える金額をいう。 同条第二項に規定する商品累積限度額を超える 額が同条第一項に規定する証券累積限度額又は 度」という。)終了の日において累積限度超過 る事業年度(以下この条において「改正事業年 積み立てている法人が施行日以後最初に開始す 準備金又は同条第二項の商品取引責任準備金を する前事業年度から繰り越された証券取引責任 (同日において新法第五十七条第一項に規定 以下第七項まで

> 上、益金の額に算入する。 相当する金額は、改正事業年度から当該事業年 事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算 度開始の日以後五年を経過した日の前日を含む を超える場合には、当該累積限度超過残額)に 金額をいう。以下第六項までにおいて同じ。) は算入されるべきこととなつた金額を控除した は次項の規定により益金の額に算入された、又 該各事業年度終了の日における累積限度超過残 限度超過額に当該各事業年度の月数を乗じてこ れを六十で除して算出した金額(当該金額が当 積限度超過額に係る同条第三項の規定の適用に において同じ。)を有する場合における当該累 いては、同項の規定にかかわらず、当該累積 (累積限度超過額からその日までにこの項又

その該当することとなつた日を含む事業年度の 号に掲げる場合に該当することとなつた場合に 所得の金額の計算上、益金の額に算入する。 は、当該各号に定める金額に相当する金額は、 前項の規定の適用を受けている法人が次の各 なつた日における累積限度超過残額 を廃止し、又はその商品取引員でないことと 取引員でないこととなつた場合 その証券業 廃止した場合又は同条第二項に規定する商品 新法第五十七条第一項に規定する証券業を

三 前項、前二号及び次項の場合以外の場合に 二 解散した場合 その解散の日における累積 金額 残額のうちその取り崩した金額に相当する その取り崩した日における当該累積限度超過 おいて累積限度超過残額を取り崩した場合 限度超過残額(合併により解散した場合にお いて合併法人に引き継がれたものを除く。)

3 度超過残額のうち、累積限度超過額に当該事業 た日又は届出書の提出をした日における累積限 る申告をやめた事業年度終了の日後である場合 事実のあつた日又はその届出書の提出をした日 た場合には、その承認の取消しの基因となつた 告書による申告をやめる旨の届出書の提出をし 申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申 年度の月数を乗じてこれを二十四で除して算出 業年度の所得の金額の計算上、当該事実のあつ を経過した日の前日を含む事業年度までの各事 む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年 には、同日。以下この項において同じ。)を含 (その届出書の提出をした日が青色申告書によ 第一項の規定の適用を受けている法人が青色 8

のその該当することとなつた日を含む事業年度 各号に掲げる場合に該当するときは、当該法人 項の規定により益金の額に算入された、又は算 又は次項においてその例によるものとされる前 おける累積限度超過残額(その日までにこの は、益金の額に算入する。この場合にお は、当該累積限度超過残額)に相当する金 は、当該金額を控除した金額)を超える場合に 入されるべきこととなつた金額がある場合に した金額(当該金額が当該事業年度終了の日に 前項の規定の適用を受けている法人が第二項 前二項の規定は、適用しない。

いて

5 定の例による。 あるのは「前二号及び次項」として、 と、同項第三号中「前項、前二号及び次項」と を控除した金額。以下この項において同じ。)」 より益金の額に算入された、又は算入されるべ きこととなつた金額がある場合には、当該金額 過残額(その日までにこの項又は次項の規定に の所得の金額の計算については、同項第一号中 「累積限度超過残額」とあるのは「累積限度 第一項及び第三項の月数は、暦に従つて計算 同項の規 超

を一月とする。 一月に満たない端数を生じたときは、 これ

る当該超える金額を加算した金額」とする。 条第二項に規定する法人が合併した場合にお 法人につき改正事業年度後の各事業年度におい のは、「その超える金額にその被合併法人に係 については、同項中「その超える金額」とある 残額を引き継いだときは、第一項の規定の適用 て、その合併により被合併法人の累積限度超過 第一項又は第三項の規定の適用を受けている 新法第五十七条第一項に規定する法人又は

7 が控除されたものとみなす。 備金の金額から累積限度超過額に相当する金額 取引責任準備金の金額又は当該商品取引責任準 業年度終了の日において同日における当該証券 された証券取引責任準備金の金額又は同条第二 る同条第一項に規定する前事業年度から繰り越 取引責任準備金の金額については、当該改正事 項に規定する前事業年度から繰り越された商品 て新法第五十七条の規定を適用する場合におけ

則第十条第二項に規定する累積限度超過額につ する累積限度超過額を有する法人が同日にお き改正事業年度において同項の規定により益金 て旧累積限度超過残額(昭和五十一 改正事業年度終了の日において第一項に規定 年改正令附

該加算された金額を除く。)」とする。 積限度超過残額が加算されている場合には、当 のは、「累積限度超過額(次項に規定する旧累 については、同項中「累積限度超過額」とある 適用する。この場合における前項の規定の適用金額)」として、同項から第六項までの規定を 場合には、当該旧累積限度超過残額を加算した 第八項に規定する旧累積限度超過残額を有する とあるのは、「その超える金額(同日において 定にかかわらず、第一項中「その超える金額」 入については、同条第二項から第六項までの規 年度以後の各事業年度における益金の額への算 合における当該旧累積限度超過残額の改正事業 定する累積限度超過残額をいう。) を有する場 わないものとした場合の同日における同項に規 額に算入すべき金額の益金の額への算入を行 11

るのは、「その超える金額にその被合併法人に 過残額を引き継いだときは、第一項の規定の適改正令附則第十条第二項に規定する累積限度超 算した金額」とする。 係る第八項に規定する旧累積限度超過残額を加 用については、同項中「その超える金額」とあ て、その合併により被合併法人の昭和五十一年条第二項に規定する法人が合併した場合におい新法第五十七条第一項に規定する法人又は同 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和

日までの間に開始する事業年度については、百 分の四・五)」とする。 五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十一 開始する事業年度については、百分の七)」と、 四」とあるのは「百分の六(昭和五十五年四月 度については、百分の三・五)」と、「百分の 「百分の二・五」とあるのは「百分の四(昭和 一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に 十七年三月三十一日までの間に開始する事業年

号に掲げる法人の施行日から昭和五十九年三月1 昭和五十八年新法第五十七条の四第一項第四 三十一日までの間に開始する各事業年度におけ る昭和五十八年新令第三十三条の四第六項の規 は、それぞれ同表の第二欄、第三欄、 百分の百四十二・五及び百分の七・五の割合 事業年度の区分に応じ、同項に規定する百分の 定の適用については、次の表の第一欄に掲げる 六十七・五、百分の十五、百分の八十二・五、 第四

第一欄 第五欄及び第六欄に定める割合とする。 第二欄第 |第四欄|第五欄 第

各号に掲げる法人の施行日から昭和五十九年三 | 四月一日から|六 三月三十一日 ||昭和五十七年||百分の| 始する事業年 三月三十一日五 昭和五十九年七・一 ||始する事業年 までの間に開 までの間に開 昭和五十五年百分の 12 る昭和五十八年新法第五十七条の四第一項に規 開始する各事業年度におけるこれらの共済に係 行日から昭和五十九年三月三十一日までの間に 又は生命共済付建物共済の事業を行うものの施 条の四第四項に規定するその他の風水害等共済 十八年新法第五十七条の四第一項第四号又は第 年新令第三十三条の四第六項の規定は、昭和五 の計算について準用する。この場合において、 定する政令で定めるところにより計算した金額 六号に掲げる法人で昭和五十八年新令第三十三 前項の規定により読み替えられた昭和五十八 五 五 0) 0) 百 百 分百分の 育分の百分 八十四 百四十 百四十 百分 \_ -0) <u>ーナ</u> 七七の 五 ー の 九 百 欄 2 2 新令第三十九条の七第四項及び第五項の規定

十八年新法」という。) 第五十七条の四第一項 別措置法(次項及び第十二項において「昭和五 五十八年法律第十一号)による改正後の租税特

項中「百分の三」とあるのは「百分の四・五十三条の四第五項の規定の適用については、同 において「昭和五十八年新令」という。)第三 後の租税特別措置法施行令(次項及び第十二項 令(昭和五十八年政令第六十一号)による改正 ける租税特別措置法施行令の一部を改正する政 月三十一日までの間に開始する各事業年度にお

(船舶保険及び航空保険にあつては昭和五十五

付建物共済については同表の下欄に掲げる字句ては同表の中欄に掲げる字句に、当該生命共済 げる字句は、当該その他の風水害等共済につい新令第三十三条の四第六項中次の表の上欄に掲 にそれぞれ読み替えるものとする。

百分の七・七五	二五二五二五五二五五二五五二五五二五五二二五五二二五五二二五五二二二五五二二二二	五三三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	分の八十二・	百分の十五・五	五五	百分の六十七・	分の九		百分の百四十一	八十四	分の十八	百分の六十六
			分の七十九・	刃の九・五		刃の七十・二五	分の五・五	四・五	百分の百四十百	百分の八十・五	分の	百分の六十九・五百分の六十
百分の五	十百五分	∃ }	百分の八十	百分の十		一百分の七十一	百分の七	十三	百分の百四	 百分の八十	百分の十四	百分の六十

第十五条 新令第三十九条の五第十項及び第三十 譲渡に係る法人税については、なお従前の例に 第三十九条の六第一項の規定に該当する資産の同日前に行つた旧令第三十九条の五第十項及び 産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が 九条の六第一項の規定は、法人が昭和五十五年 よる。 (法人の資産の譲渡等の場合の経過措置) 月一日以後に行うこれらの規定に該当する資

第十六条 改正法附則第二十条第四項に規定する 法律第十一号。次項において「昭和五十三年改する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関 当該資産の譲渡に係る法人税については、なお人税について適用し、法人が施行日前に行つた 七第一項の規定に該当する資産の譲渡に係る法 合には、当該合併に係る合併法人)とする。 する政令で定める法人は、施行日において現に 政令で定める中小漁業者及び同条第六項に規定 政令で定める森林組合、同条第五項に規定する 存する法人(当該法人が合併により消滅した場 従前の例による。 (合併の場合の課税の特例に関する経過措置) 法人が施行日以後に行う新法第六十五条の

九の規定は、なおその効力を有する。 第七項又は改正法附則第二十条第四項の規定に いては、旧令第三十九条の八及び第三十九条 六十六条及び第六十六条の二の規定の適用につ よりなおその効力を有するものとされる旧法第

九号。第三十七条第二項第一号において「昭和法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第第十八条第四項及び第七項並びに租税特別措置おいて「昭和五十三年改正法」という。) 附則 五十五年改正法」という。) 附則第二十条第四 三年法律第十一号。第三十七条第二項第一号に 第一項」とあるのは「、法第六十六条の十四第 定の適用がある場合における新令第三十四条及 に終了する各事業年度に該当する場合を除く。) 合併の日を含む事業年度開始の日以後五年以内 項の規定の適用を受けて合併をした場合の当該 五十三年改正法附則第十八条第四項若しくは第 五百万円以上である場合(当該事業年度が昭和 千五百万円以上である場合」とあるのは「二千 項」と、新令第三十七条第二項第一号ロ中「二 三十四条第一項中「並びに法第六十六条の十四 び第三十七条の規定の適用については、新令第 くは第七項又は改正法附則第二十条第四項の規 七項又は昭和五十五年改正法附則第二十条第四 に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十 とする。 項、租税特別措置法及び国税収納金整理資金 昭和五十三年改正法附則第十八条第四項若し

措置) (現物出資した場合の課税の特例に関する経過

第十七条 改正法附則第二十一条第三項に規定す する法人(当該法人が合併により消滅した場合 る政令で定める法人は、施行日において現に存 には、当該合併に係る合併法人)とする。

第十八条 新法第七十条の七第四項の規定は、 正法附則第二十三条第二項の規定の適用を受け ようとする者について準用する。 (相続税の特例に関する経過措置) 改

定は、施行日以後に新法第七十八条の三第一項第十九条 新令第四十二条の十第二項第一号の規 条の三第一項に規定する中小企業者が同項に規 定する事業協同組合等から取得した同項に規定 建物について適用し、施行日前に旧法第七十八 同組合等から取得する同項に規定する土地又は に規定する中小企業者が同項に規定する事業協 (登録免許税の特例に関する経過措置)

五・五とする。)」と、「百分の二」とあるのはでの間に開始する事業年度については百分の 同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日ま 間に開始する事業年度については百分の六と、 四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの 五とし、森林災害共済にあつては昭和五十五年 の間に開始する事業年度については百分の五・ 年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで

「百分の三(昭和五十五年四月一日から昭和五

前項の規定により読み替えられた昭和五十八年

正法」という。) 附則第十八条第四項若しくは

(昭和五十九年改正法附則第三条第一項の規定

する土地又は建物については、 なお従前の例に

第四十二条の十一第二項各号に掲げる土地と び第二号に規定する政令で定める土地は、旧令 改正法附則第二十四条第七項の表の第一号及 同表の第三号に規定する政令で定める建物 同項各号に掲げる建物とする。

## 二三号) (昭和五五年八月二九日政令第二

(施行期日)

(昭和五十五年十月一日)から施行する。 (昭和五十五年法律第六十六号) の施行の日この政令は、農地法の一部を改正する法律

## 四二号) (昭和五五年九月二九日政令第二

(施行期日)

第一条 この政令は、 施行する。 昭和五十五年十月一日 から

則

(昭和五五年一一月二九日政令第

この政令は、公布の日から施行する。 三一三号)

#### 附 則 二号) 抄 (昭和五六年三月二七日政令第四

(施行期日)

政管理庁設置法等の一部を改正する法律(以下この政令は、地方支分部局の整理のための行 四月一日)から施行する。 「改正法」という。)の施行の日 (昭和五十六年

### 附 則 三 号) 抄 (昭和五六年三月三一日政令第七

施行期日)

第一条 この政令は、昭和五十六年四月一日から 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は

五から第二十五条の十五までに係る改正規定 の次に一条を加える改正規定、第二十五条の 条の八―第三十九条の十」を「第三十九条の 三十九条の九」に改める部分及び「第三十九 の十一―第二十五条の十六」に改める部分、 十」に改める部分に限る。)、第二十五条の四 正規定を除く。)、第二十七条に一号を加える 三」の下に「、第五十七条の四」を加える改 (第二十五条の十一第五項中「第五十七条の 「第三十九条の七」を「第三十九条の七―第 第二十五条の十」に改める部分、「第二十五 目次の改正規定(「第二十五条の九」を -第二十五条の十五」を「第二十五条

> 加える改正規定(第四十二条の八第三項に係 法律第八十六号)の施行の日 る部分に限る。) 農住組合法(昭和五十五年 改正規定並びに第四十二条の七の次に一条を 正規定、第三十九条の十の前に節名を付する 定、第三十九条の八及び第三十九条の九の改 改正規定、第三章第八節の節名を削る改正規 定、第三十九条の七第九項に一号を加える 第三十八条の四第二十五項の改正

する法律(昭和五十六年法律第三十三号)の 係る部分に限る。) 石油備蓄法の一部を改正 第二十八条の九の改正規定(同条第三項に

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法施行令 (以下 所得税については、なお従前の例による。 があるものを除くほか、昭和五十六年分以後の 特別控除に関する経過措置) 所得税について適用し、昭和五十五年分以前の (産業転換設備等を取得した場合の所得税額の 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め

第三条 その効力を有するものとされる改正法による改 の二第一項」とあるのは「法第十条の二第一項 改正法」という。)附則第五条第一項の規定に 以下この項及び第七項において「昭和五十四年 を改正する法律(昭和五十四年法律第十五号。 第三項から第五項まで、租税特別措置法の一部 第十条の二第三項及び第四項、同法第十条の三 特別措置法第十条の二第三項及び第四項、昭和 される昭和五十九年改正法による改正前の租税 正する法律(昭和五十九年法律第六号。以下 のは「同条第二項、租税特別措置法の一部を改 四の規定は、なおその効力を有する。この場合 置法施行令(以下「旧令」という。)第五条の 第十条の二の規定に基づく改正前の租税特別措 正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。) という。) 附則第三条第一項の規定によりなお 十条の二第二項」と、 十四年改正法による改正前の租税特別措置法第 よりなおその効力を有するものとされる昭和五 五十九年改正法による改正後の租税特別措置法 「昭和五十九年改正法」という。) 附則第三条第 において、同条第二項中「同条第二項」とある (昭和五十六年法律第十三号。以下「改正法」 一項の規定によりなおその効力を有するものと 租税特別措置法の一部を改正する法律 同条第七項中「法第十条

改正後の租税特別措置法第十条の二第三項及び 五十九年改正法による改正前の租税特別措置法によりなおその効力を有するものとされる昭和 とあるのは「法第十条の二第二項」とする。 昭和五十四年改正法附則第五条第一項の規定に 第十条の二第三項、昭和五十九年改正法による 十条の二第二項を含む。)」と、「同条第二項」 十四年改正法による改正前の租税特別措置法第 よりなおその効力を有するものとされる昭和五

2 改正法附則第三条第一項の規定の適用がある 三項」とあるのは「法第十条の二第三項(改正 法附則第三条第一項の規定によりなおその効力「同条第四項」とあるのは「同条第四項、改正 令第五条の四第八項中「規定する配当控除のいう。) 第十条の二第一項及び第二項」と、新 条の三において「改正法」という。) 附則第三 るのは「法第十条の二第三項及び第四項、租税 四第八項から第十項まで及び第十七条の三第三 場合における新令第五条の三第一項、第五条の される旧法第十条の二第一項若しくは第二項 のは「法第十条の二第四項」と、新令第十七条 を有するものとされる旧法第十条の二第一項及 法附則第三条第一項の規定によりなおその効力 び第二項」と、同条第十項中「法第十条の二第 を有するものとされる旧法第十条の二第一項及 控除される金額を含む。)」と、同条第九項中 規定により控除される金額がある場合には当該 を有するものとされる旧法第十条の二第一項の 法附則第三条第一項の規定によりなおその効力 条第一項の規定によりなおその効力を有するも 年法律第十三号。以下この項、次条及び第十七 特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十六 項の規定の適用については、新令第五条の三第 同条第四項」とあるのは「改正法附則第三条第 と、「法第十条の二第三項の規定による控除、 の三第三項中「若しくは第四項」とあるのは び第二項を含む。)」と、「同条第四項」とある 額」とあるのは「規定する配当控除の額(改正 法(次条及び第十七条の三において「旧法」と のとされる改正法による改正前の租税特別措置 一項の規定によりなおその効力を有するものと 「若しくは第四項若しくは改正法附則第三条第 一項中「法第十条の二第三項及び第四項」とあ 一項の規定によりなおその効力を有するものと

び第二項を含む。)」とする。 を有するものとされる旧法第十条の二第一項及 法附則第三条第一項の規定によりなおその効力 の規定による控除、法第十条の二第四項」と、 力を有するものとされる旧法第十条の二第二項 「及び第四項」とあるのは「及び第四項(改正 第一項の規定の適用がある場合における租税

除、法第十条の二第三項の規定による控除、改される旧法第十条の二第一項の規定による控 正法附則第三条第一項の規定によりなおその効 第三項中「若しくは第四項」とあるのは「若し 規定によりなおその効力を有するものとされる 四項、昭和五十六年改正法附則第三条第一項 四項」とあるのは「法第十条の二第三項及び第 条第一項の規定によりなおその効力を有するも 第十一項及び第十二項、第五条の五第五項並び 別措置法施行令第五条の三第一項、第五条の四 第十条の二第三項の規定による控除、同条第四 の租税特別措置法第十条の二第二項」と、「法 ものとされる昭和五十六年改正法による改正前 三条第一項の規定によりなおその効力を有する くは第四項若しくは昭和五十六年改正法附則第 昭和五十六年改正法による改正前の租税特別措 五条の五第五項中「法第十条の二第三項及び第 するものとされる昭和五十六年改正法による改 則第三条第一項の規定によりなおその効力を有 租税特別措置法第十条の二第二項」と、同条第 のとされる昭和五十六年改正法による改正前の 第五条の四第十一項中「同条第四項」とあるの の租税特別措置法第十条の二第二項」と、同令 ものとされる昭和五十六年改正法による改正前 三条第一項の規定によりなおその効力を有する いて「昭和五十六年改正法」という。)附則第 する法律(昭和五十六年法律第十三号。以下こ 五十九年政令第六十号)による改正後の租税特 特別措置法施行令の一部を改正する政令 項」とあるのは「法第十条の二第三項の規定に 置法第十条の二第二項」と、同令第十七条の三 とあるのは「法第十条の二第三項」と、同令第 む。以下この項において同じ。)」と、「同項」 正前の租税特別措置法第十条の二第二項を含 「法第十条の二第三項(昭和五十六年改正法附十二項中「法第十条の二第三項」とあるのは は「同条第四項、昭和五十六年改正法附則第三 三項及び第四項、租税特別措置法の一部を改正 三項及び第四項」とあるのは「法第十条の二第 は、同令第五条の三第一項中「法第十条の二第 に第十七条の三第三項の規定の適用について よる控除、昭和五十六年改正法附則第三条第一 項、次条、第五条の五及び第十七条の三に (昭

るのは「及び第四項(昭和五十六年改正法附則 別措置法第十条の二第二項の規定による控除、れる昭和五十六年改正法による改正前の租税特 前の租税特別措置法第十条の二第二項を含む。) るものとされる昭和五十六年改正法による改正 第三条第一項の規定によりなおその効力を有す 法第十条の二第四項」と、「及び第四項」とあ 項の規定によりなおその効力を有するものとさ

(個人の減価償却に関する経過措置)

第四条 新令第六条の二第二項の規定は、個人が の事業の用に供した場合については、なお従前第六条の三第二項に規定する機械及び装置をそ 措置法(以下「新法」という。)第十二条第一 業の用に供する改正法による改正後の租税特別 する同項に規定する機械及び装置について適用 日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供 した場合については、なお従前の例による。 項に規定する工業用機械等をその事業の用に供 人が施行日前に取得等をした旧法第十二条第一 項に規定する工業用機械等について適用し、個 う。以下この条において同じ。)をしてその事 以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をい この政令の施行の日(以下「施行日」という。) 新令第六条の三第二項の規定は、個人が施行 個人が施行日前に取得又は製作をした旧令 2

び備品をその事業の用に供した場合について に規定する医療用の機械及び装置並びに器具及 前に取得又は製作をした旧令第六条の三第四項 に器具及び備品について適用し、個人が施行日 する同項に規定する医療用の機械及び装置並び 日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供 新令第六条の三第四項の規定は、個人が施行 なお従前の例による。

項に規定する事業合理化用機械等について適用 に供した場合については、なお従前の例によ に規定する事業合理化用機械等をその事業の用 業者である個人が施行日前に取得等をした同項 し、旧法第十二条の三第一項に規定する中小企 日以後に取得等をしてその事業の用に供する同 第一項に規定する中小企業者である個人が施行 新令第六条の四の規定は、新法第十二条の三

5 得又は新築をする新法第十四条第一項に規定す る貸家住宅について適用し、 新令第七条の規定は、 個人が施行日以後に取 個人が施行日前に

> する貸家住宅については、なお従前の例によ 取得又は新築をした旧法第十四条第一項に規定

関する経過措置 (肉用牛の売却による農業所得の課税の特例に

第五条 あつた農業協同組合若しくは農業協同組合連合 受けた市場又は同条第二項の規定による指定が があつた農業協同組合若しくは農業協同組合連 合会とみなす。 を受けた市場又は同条第三項の規定による指定 第二項第三号若しくは第四号の規定による認定 会は、それぞれ、施行日において新令第十七条 旧令第十七条第一項の規定による認定を

三号若しくは第四号の規定による認定を受けた とされる旧法第二十五条第一項の規定に基づく 定があつた農業協同組合若しくは農業協同組合 定を受けた市場又は同条第二項の規定による指 それぞれ、旧令第十七条第一項の規定による認 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会は、 市場又は同条第三項の規定による指定があつた ついては、施行日以後に新令第十七条第二項第 旧令第十七条第一項及び第二項の規定の適用に 五条第一項本文の規定によりその例によるもの 連合会とみなす。 昭和五十六年分の所得税につき改正法附則第

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第六条 新令第三章の規定は、別段の定めがある ものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年 法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格 特別控除に関する経過措置 (産業転換設備等を取得した場合の法人税額の 後に開始する事業年度分の法人税について適用 のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以 人税については、なお従前の例による。 し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法

第七条 改正法附則第十条第一項の規定によりな 定は、なおその効力を有する。 条の四の規定に基づく旧令第二十七条の五の規 おその効力を有するものとされる旧法第四十二

(法人の減価償却に関する経過措置)

第八条 新令第二十八条第八項の規定は、法人が は、 新法第四十三条第一項の表の第八号に掲げる航 施行日以後に取得をしてその事業の用に供する る航空機をその事業の用に供した場合について 空機について適用し、法人が施行目前に取得を した旧法第四十三条第一項の表の第八号に掲げ なお従前の例による

> 2 その事業の用に供する新法第四十五条第一項に 施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建 た場合については、なお従前の例による。 施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項 規定する工業用機械等について適用し、法人が 設をいう。以下この条において同じ。)をして に規定する工業用機械等をその事業の用に供し 新令第二十八条の三第二項の規定は、

4 3 なお従前の例による。 装置をその事業の用に供した場合については、 適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした 旧令第二十八条の四第二項に規定する機械及び に供する同項に規定する機械及び装置について 施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用 新令第二十八条の四第二項の規定は、法人が

5 者が施行日前に取得等をした同項に規定する事 規定する事業合理化用機械等について適用し、 後に取得等をしてその事業の用に供する同項に 条の三第一項に規定する中小企業者が施行日以 業合理化用機械等をその事業の用に供した場合 旧法第四十五条の三第一項に規定する中小企業 ついては、なお従前の例による。 四第四項に規定する医療用の機械及び装置並び に器具及び備品をその事業の用に供した場合に

6 前の例による。 項に規定する貸家住宅について適用し、法人が 以後に取得又は新築をする新法第四十七条第一 第一項に規定する貸家住宅については、 施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条 新令第二十八条の八の規定は、法人が施行日

7 ては、なお従前の例による。この場合におい定する石油貯蔵施設の償却限度額の計算につい 第四十八条第一項に規定する石油貯蔵施設の償 及び第五項の規定は、同条第一項に規定する法新令第二十八条の九第一項、第二項、第四項 条の九第一項に規定する法人の施行日前に終了 却限度額の計算について適用し、旧令第二十八 した事業年度に係る旧法第四十八条第一項に規 人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法 施行日から石油備蓄法の一部を改正する法

法人が 8 する。 新令第二十八条の九第一項に規定する法人で

行日前に取得又は製作をした旧令第二十八条の 並びに器具及び備品について適用し、法人が施 に供する同項に規定する医療用の機械及び装置 施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用 新令第二十八条の四第四項の規定は、法人が

については、なお従前の例による。 新令第二十八条の五の規定は、新法第四十五

なお従

第九条 新令第三十八条の四第二十五項及び第三 の施行の日以後に行う新法第六十三条及び第六 十九条の七第九項の規定は、法人が農住組合法 植林費については、なお従前の例による。 前に支出をした旧法第五十条第二項に規定する 規定する植林費について適用し、法人が施行日 施行日以後に支出をする新法第五十条第二項に (法人の資産の譲渡等の場合の経過措置) 十五条の七の規定に該当する資産の譲渡に係る 新令第二十九条の二第二項の規定は、法人が

油(石油ガスを除く。)」とあるのは「石油」と る」とあるのは「石油精製業を営む」と、「石 適用については、同項中「石油精製業者であ 度における新令第二十八条の九第四項の規定 律の施行の日の前日までの間に終了する事業年

割合が百分の百三を超えるときは、 割合が百分の百三を超えるときは、百分の百は、同号中「割合」とあるのは、「割合(当該 ける同条第四項第七号の規定の適用について 同項第一号ロに掲げる場合に該当する場合にお 業年度に係る同項に規定する年度基準備蓄量が 和五十七年三月三十一日までの間に終了する事 施行日において現に存するものの施行日から昭 三)」とする。

産業大臣の認定を受けたものとみなす。 各号に掲げる要件のすべてに該当する旨の通商 基準備蓄量を超え、かつ、その超えている旨の 基づき通商産業大臣が通知する同項に規定する 年法律第九十六号)第十条の四第一項の規定に らず、同条第三項に規定する石油ガス輸入法人 の規定の適用については、同項の規定にかかわ十八条の九第三項において準用する同条第一項 業年度の当該石油ガス貯蔵施設に係る新令第二 該石油ガス貯蔵施設の償却限度額の計算につい 償却限度額及び同日後に取得又は建設をする当 規定は、同条第三項に規定する法人の石油備蓄 の当該事業年度は、新令第二十八条の九第一項 通商産業大臣の認定を受けたときは、当該法人 十六年九月十五日までに石油備蓄法(昭和五十 ける同条第一項に規定する平均貯蔵量が昭和五 の同日から当該事業年度終了の日までの間にお 貯蔵施設の同日以後に終了する事業年度に係る する新法第四十八条第一項に規定する石油ガス 法の一部を改正する法律の施行の日において有 て適用する。この場合において、 新令第二十八条の九第三項から第五項までの 同日を含む事

当する資産の譲渡に係る法人税については、 当する資産の譲渡に係る法人税については、な旧法第六十三条及び第六十五条の七の規定に該 お従前の例による。 法人税について適用し、法人が同日前に行つた

に関する経過措置 (特定外国子会社等の未処分所得の金額の計算

の計算については、なお従前の例による。 に開始した事業年度の決算に基づく所得の金額 第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前 の計算について適用し、旧令第三十九条の十四に開始する事業年度の決算に基づく所得の金額 項に規定する特定外国子会社等の施行日以後 新令第三十九条の十四の規定は、同条第

例に関する経過措置) (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特

第十一条 新令第三十九条の二十一の規定は、 の例による 第一項に規定する負担金については、なお従前 二第一項に規定する負担金について適用し、法 人の施行日前に支出した旧法第六十六条の十二 人の施行日以後に支出する新法第六十六条の十 法 3

税の特例に関する経過措置 (農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課

による認定を受けた市場又は同条第二項の規定第十二条 旧令第三十九条の二十三第一項の規定 若しくは農業協同組合連合会とみなす。 第三項の規定による指定があつた農業協同組合 第四号の規定による認定を受けた市場又は同条 新令第三十九条の二十三第二項第三号若しくは 協同組合連合会は、それぞれ、施行日において による指定があつた農業協同組合若しくは農業 (登録免許税の特例に関する経過措置)

第十三条 新令第四十一条及び第四十二条第一項 施行日前に新築し、又は取得した旧令第四十一 条又は第四十二条第一項に規定する家屋につい これらの規定に規定する家屋について適用し、 の規定は、施行日以後に新築し、又は取得する ては、なお従前の例による。

第十四条 改正法附則第十七条第七項に規定する する家屋については、なお従前の例による。 施行日前に新築した旧令第四十二条の三に規定 新築する同条に規定する家屋について適用し、 (物品税の手持品課税に係る申告等) 新令第四十二条の三の規定は、施行日以後に

政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 申告者の住所及び氏名又は名称 該物品の貯蔵場所の所在地及び貯蔵の

2 ことを証明した書類で当該物品につき同項の規 とする者は、次に掲げる事項を記載した申請書 条第八項の税務署長に提出しなければならな 署長から交付を受けたものを添付し、これを同 を徴収された、又は徴収されるべきものである 定の適用を受けた者を通じて同条第七項の税務 に、当該物品が同条第五項の規定による物品税 改正法附則第十七条第八項の確認を受けよう

申請者の住所及び氏名又は名称

当該製造場の所在地

当該物品を当該製造場に戻した者の住所及

品名ごとの数量及び価額 当該物品の号別及び品目ごとの品名並びに

兀

五. 該物品の貯蔵場所の所在地 は名称並びにその適用を受けた時における当 項の規定の適用を受けた者の住所及び氏名又 当該物品につき、改正法附則第十七条第五 1

その他参考となるべき事項

ればならない した書類により、その旨を当該申請書を提出し項の確認をしたときは、当該確認の内容を記載 た者及び同項第五号に規定する者に通知しなけ 前項の申請書の提出を受けた税務署長は、 同

特例に関する経過措置) (登録ホテル業等の減価償却資産の耐用年数の

第十五条 新令別表の規定は、個人又は法人が施 等をした旧令別表に掲げる減価償却資産についついて適用し、個人又は法人が施行日前に取得 行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設 をいう。以下この条及び附則第二十一条におい (租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 ては、なお従前の例による。 て同じ。)をする同表に掲げる減価償却資産に

第十九条 附則第十七条の規定による改正後の租 以前の所得税については、なお従前の例によ 第四条の規定は、個人の昭和五十六年分以後の 税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則 所得税について適用し、個人の昭和五十五年分

の一部改正に伴う経過措置)

#### 八号) 附 則 昭昭 :和五六年八月三日政令第二六

(施行期日)

第一条 この政令は、 施行する。 昭和五十六年十月一日 から

(租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過

第五条 の規定により解散した旧日本住宅公団が旧日本 政令の施行後も、なおその効力を有する。 六条の三及び第二十六条の十五の規定は、この 定による改正前の租税特別措置法施行令第二十 住宅公団法第四十九条第二項の規定により発行 した特別住宅債券に関しては、第三十六条の規 住宅・都市整備公団法附則第六条第一項

## 一六号) (昭和五六年一一月五日政令第三

(施行期日)

一月六日)から施行する。 この政令は、法の施行の日(昭和五十六年十

# 三号) (昭和五七年三月三〇日政令第六

する。 この政令は、昭和五十七年四月一日から施行

3 この政令の施行前に課した、又は課すべきで あつた揮発油税及び地方道路税については、 お従前の例による。 な

### 則 抄 (昭和五七年三月三一日政令第七

(施行期日) 号)

第一条 この政令は、昭和五十七年四月一日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

第七条の規定 昭和五十八年一月一日 七条第四項及び第五項の改正規定並びに附則項、第五条の二、第十六条第二項並びに第十 第二条第二項、第四条第二項、第五条第六

四項に係る部分を除く。)、第二十八条の六の二 第六条の六の改正規定(同条第一項及び第 する法律(昭和五十七年法律第四十三号)の規定 漁業再建整備特別措置法の一部を改正 を除く。)及び第二十八条の七第五項の改正 改正規定(同条第一項及び第四項に係る部分

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下 所得税について適用し、昭和五十六年分以前の があるものを除くほか、昭和五十七年分以後の 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め 所得税については、なお従前の例による。 (利子所得及び配当所得に関する経過措置)

第三条 昭和五十八年一月一日から同年三月三十 日までの間に支払を受ける無記名公社債の利

> する。 の規定によりその例によることとされる旧法第 るのは「昭和五十五年改正法附則第八条第二項 第二項及び第三項並びに第二百二十五条」とあ 項及び第五条の二中「所得税法第二百二十四条 という。)第二百二十四条及び所得税法第二百 第五条第六項及び第五条の二において「旧法」 正法による改正前の所得税法(第四条第二項、 改正法」という。)附則第八条第二項の規定に 第六項及び第五条の二において「昭和五十五年 律第八号。以下この項、第四条第二項、第五条 得税法の一部を改正する法律(昭和五十五年法 条第二項、第四条第二項、第五条第六項及び第 二百二十四条及び所得税法第二百二十五条」と 二十五条」と、新令第四条第二項、第五条第六 よりその例によることとされる昭和五十五年改 第三項並びに第二百二十五条」とあるのは「所 第二項中「所得税法第二百二十四条第二項及び 五条の二の規定の適用については、新令第二条 配当又は収益の分配をいう。)に係る新令第二 子等 (所得税法 (昭和四十年法律第三十三号) 第二百二十四条第二項に規定する利子、利益

特別控除等に関する経過措置) (試験研究費の額が増加した場合の所得税額

第四条 昭和五十七年分の所得税に係る新令第五 八号。 条の三第一項及び第五条の四第九項の規定の 昭和五十七年改正法附則第十二条第一項の規定 るのは「法第四十一条第一項及び第二項並びに 九項中「法第四十一条第一項及び第二項」とあ 第四十一条の四第一項」と、新令第五条の四第 和五十七年改正法」という。) 附則第十二条第 法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第 四十一条第一項及び第二項並びに租税特別措置 四十一条第一項及び第二項」とあるのは「法第 用については、新令第五条の三第一項中 法(次条第九項において「旧措置法」という。) 和五十七年改正法による改正前の租税特別措置 によりその例によることとされる旧措置法第四 十一条の四第一項」とする。 一項の規定によりその例によることとされる昭 以下この項及び次条第九項において「昭

(個人の減価償却に関する経過措置)

第五条 新令第六条の二の規定は、個人がこの 用に供する租税特別措置法の一部を改正する法 以下この項において同じ。)をしてその事業の 令の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後 に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。

ついては、なお従前の例による。 第十五条第一項に規定する特定備蓄施設等に出りた場合について適用し、個人が施行日以後に取得又は建設をした旧供した場合については、なお従前の例による。 第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。 第一項に規定する特定備蓄施設等について適用し、個人が施行日以後に取得又は建設をする新法第十五条第一項に規定する特定備蓄施設等について適人が施行日以後に取得又は建設をする新法第十五条第一項に規定する特定備蓄施設等について適人が施行日前に取得又は建設をした旧人が施行日的では、なお従前の例による。

する経過措置) (個人の技術等海外取引に係る課税の特例に関

第六条 新令第十三条第二項の規定は、個人が施行日以後に行う同項第四号又は第五 2 令」という。)第十三条第二項第四号又は第五 2 令」という。)第十三条第二項第四号又は第五 2 による。

項の国税局長の処分とみなす。 第二項第四号又は第五号の規定によりされた同 によりされた大蔵大臣の処分は、新令第十三条 旧令第十三条第二項第四号又は第五号の規定

経過措置) (個人の開墾地等の農業所得の免税等に関する

第七条 新令第十六条第二項、第十七条第四項及 | 第七条 新令第十六条第二項、第十七条第四項及 | 第七条 新令第十六条第二項、第十七条第四項及 | 第七条 新令第十六条第二項、第十七条第四項及

(個人の沖縄県の区域内にある土地の譲渡に係の個人の沖縄県の区域内にある土地等による事業所得等の課税の特例に関する経過措置) をした場合には、当該譲渡による事業所得及び雑所の日であるものを含む。)の譲渡(新法第二十八条の四第一項に規定する土地等で新令第十十八条の四第一項に規定する土地等であるものを含む。)の譲渡(新法第二十八条の四第一項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、当該譲渡による事業所得及び雑所の日であるものを含む。)の譲渡(新法第二十八条の四第一項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、当該譲渡による事業所得及び雑所の目であるものを含む。)の誤域の特例に関する経過措置)をした場合には、新法第二十八条の四の規定は、信人の計算が表し、関するとは、いる。

は個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

(昭和五十七年法律第八号。以下「改正法」

及び第四項の規定の適用については、新令第二 十条第二項及び第三項並びに第二十一条第一項 和四十七年四月一日前に取得したものを除く。) 分の七十以上である法人の株式については、昭 区域内にある土地等の価額の合計額の割合が百 土地等の価額の合計額のうちに占める沖縄県の 前に取得したものを除く」と、同項第二号中 の区域内にある土地等で昭和四十七年四月一日 前の日である当該土地等又は建物等にあつて は「取得をした日(沖縄県の区域内にあり、か 「法人の株式」とあるのは「法人の株式(当該 一号中「をいう」とあるのは「をいい、沖縄県 において同じ。)」と、新令第二十一条第四項第 は、昭和四十六年十二月三十一日。以下この項 つ、当該取得をした日が昭和四十七年四月一日 十条第三項第一号中「取得をした日」とあるの とする。 昭和五十七年分の所得税に係る新令第二

新令第二十二条の八第三項の規定は、個人が施行日以後に行う新法第三十四条の二第二項の規定に該当する土地等の譲渡に係る所得税については、なお従前の例による。この場合において、地域改善対策特別措置る。この場合において、地域改善対策特別措置る。この場合において、地域改善対策前三項に規定する同和対策事業で施行日以後に実施されるものは、新令第二十二条の八第三項の規定は、個人が本が、新令第二十二条の八第三項の規定は、個人が本が、新令第二十二条の八第三項の規定は、個人が本が、新令第二十二条の八第三項の規定は、個人が大会が、

(住宅貯蓄控除に関する経過措置)

措置) (償還差益に対する所得税の還付に関する経過

第十一条 新令第二十六条の十三第二項(新令第 第十一条 新令第二十六条の十三第二項(新令第 の規定による還付について適用する。 大項の規定による還付について適用する。 大項の規定による還付について適用する。 大項の規定による還付について適用する。 大項の規定による還付について適用する。 大項の規定による還付について適用する。 大項の規定による還付について適用する。 大項の規定による還付について適用する。

(法人税の特例に関する経過措置の原則) (法人税の特例に関する経過措置の原則) 和五十五年改正法による改正前の租税特別措置和五十五年改正法による改正前の租税特別措置和五十五年改正法による改正前の租税特別措置和五十五年改正法による改正前の租税特別措置和五年改正法による改正前の租税特別措置和五年改正法による改正前の租税特別措置和五年改正法による改正前の租税特別措置和五年改正法による改正前の租税特別措置和五年改正法的公司。

第十二条 新令第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十八後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の減価償却に関する経過措置) 法人の減価償却に関する経過措置) 法人の減価償却に関する経過措置) 法人の減価償却に関する経過措置) (法人の減価償却に関する経過措置) をして (法人の減価償却に関する経過措置) を行り後に取得等(取得又は製作若しくは建 かつ (法人の減価償却に関する経過措置) を行り後に取得等(取得又は製作若しくは建 を 新令第二十八条の三の規定は、別段の定めがある をの事業の用に供する新法第四十五条第一項に

た場合については、なお従前の例による。 
た場合については、なお従前の例による。 
な、法人が施行日以後に取得又は建設をしてそ 
な、法人が施行日以後に取得又は建設をしてそ 
をする特定備蓄施設等について適用し、法人が 
施行日前に取得又は建設をしてその事業の用に 
佐した旧法第四十八条第一項に規定する特定備 
供した旧法第四十八条第一項に規定する特定備 
供した旧法第四十八条第一項に規定する特定備 
大が 
でする経過措置)

施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一項

規定する工業用機械等について適用し、法人が

に規定する工業用機械等をその事業の用に供

第十四条 新令第三十四条第三項の規定は、法人第十四条 新令第三十四条第三項第四号又は第五に行つた旧令第三十四条第三項第四号又は第五号の申請に係る処分について適用し、法人が施行日前が施行日以後に行う同項第四号又は第五号の申による。

た同項の国税局長の処分とみなす。四条第三項第四号又は第五号の規定によりされた大蔵大臣の処分は、新令第三十2 旧令第三十四条第三項第四号又は第五号の規

区域内にある新法第六十三条第一項第一号に規第十五条 法人が昭和五十七年中に行う沖縄県の(法人の資産の譲渡等の場合の経過措置)

る場合には、同日」と、同条第二十四項第一号日」とあるのは「昭和四十七年四月一日前であ

ロ中「の所有期間(その取得の日の翌日から当

るのは「昭和四十七年四月一日以後に取得をし 二項中「その取得をした日から引き続き所有し 四月一日以後に取得をした土地等」と、同条第 もの(当該合併の日の属する年において取得を 日までの所有期間とする。)が十年以下である 日の翌日から当該合併の日の属する年の一月一 第一項第四号中「その取得をした日から引き続 する年において取得をしたものを含む。)」とあ 翌日から当該土地の譲渡等をした日の属する年 したものを含む。)」とあるのは「昭和四十七年 き所有していた土地等で所有期間(その取得 等に対する同条の規定の適用については、 下であるもの(当該土地の譲渡等をした日の属 ていた土地等で所有期間(その取得をした日の 定する土地等に係る同項に規定する土地の譲 の一月一日までの所有期間とする。)が十年以

2 日以前の日である場合には、同年の翌年一月一 と、同条第六項第一号中「当該土地の譲渡等を 日前に取得をしていた特定株式等を含む。)」 と、「十年を超えるもの」とあるのは「十年を 等」という。)については、昭和四十七年四月式又は出資(以下この号において「特定株式 地等に係る同項に規定する土地の譲渡等に対す 条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税 た土地等」とする。 した日の属する年の十年前の年の十二月三十一 超えるもの(被合併法人が昭和四十七年四月一 合計額の割合が百分の七十以上である法人の株 「含むものとし、土地等の価額の合計額のうち る」と、同号ロ中「含むものとし」とあるのは 月一日以後に取得をしたものに限るものとす にある土地等である場合には、昭和四十七年四「含むものとし、当該土地等が沖縄県の区域内は、同条第三項第一号イ中「含む」とあるのは る新令第三十八条の四の規定の適用について ある新法第六十三条第一項第一号に規定する土 おいて、法人が同年中に行う沖縄県の区域内に については、なお従前の例による。この場合に 項に規定する土地の譲渡等に係る法人税につい に占める沖縄県の区域内にある土地等の価額の て適用し、法人が同日前に行つた旧法第六十三 十七年一月一日以後に行う新法第六十三条第一 一日以後に取得をしたものに限るものとし」 新令第三十八条の四の規定は、法人が昭和

はいいである年の一月一日までの所有期 であるのは「昭和四十七年四月一日以後に 大三条第一項第一号の短期所有土地等に該当す の日の属する年において取得をしたものを含 大三条第一項第一号の短期所有土地等に該当す の日の属する年において取得をしたものを含 な」とあるのは「が昭和四十七年四月一日以 をに取得したものと含 な」とあるのは「が昭和四十七年四月一日以 をに取得したものを含 な」とあるのは「昭和四十七年四月一日以 をに取得したものを含 であるのは「昭和四十七年四月一日以 をは、 である。」と、 であるのは「昭和四十七年四月一日以 をは、 であるのは「昭和四十七年四月一日以 をは、 であるのは「昭和四十七年四月一日以 をは、 であるのは「昭和四十七年四月一日以 をは、 であるのは、 でるのは、 で

5 係る法人税については、なお従前の例による。 については、なお従前の例による。 第一号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税 日前に行つた旧法第六十五条の七第一項の表の の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同 条の七第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産 昭和五十七年一月一日以後に行う新法第六十五 第四項に規定する地域改善対策事業とみなす。 以後に実施されるものは、新令第三十九条の五 法附則第三項に規定する同和対策事業で施行日 る。この場合において、地域改善対策特別措置渡に係る法人税については、なお従前の例によ 十五条の四第一項の規定に該当する土地等の譲 いて適用し、法人が施行日前に行つた旧法第六 規定に該当する土地等の譲渡に係る法人税につ 施行日以後に行う新法第六十五条の四第一項の 六十四条第一項の規定に該当する資産の譲渡に について適用し、法人が同日前に行つた旧法第一項の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税 五十七年一月一日以後に行う新法第六十四条第 新令第三十九条の五第四項の規定は、法人が 新令第三十九条の七第一項の規定は、法人が 新令第三十九条第五項の規定は、法人が昭和

第十六条 改正法附則第十八条第三項に規定する政令で定める中小企業者及び同条第四項に規定した場合には、当該合併に係る合併法人)とすした場合には、当該合併に係る合併法人)とする。

年政令第百五十一号)第六十一条各号に掲げるの適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七 知定める場合は、沖縄の復帰に伴う国税関係法令 改正法附則第十八条第五項に規定する政令で

・ 改正法附則第十八条第五項の規定によりなおのは、「財務省令」とする。 この場の用については、旧令第三十九条の三の規定の適用については、旧令第三十九条の三の規定の適用については、旧令第三十九条の上される旧法第六十六条のは、「財務省令」とする。

(相続税の特例に関する経過措置)

第十七条 新令第四十条の規定は、昭和五十七年 第十七条 新令第四十条の規定は、昭和五十七年 一月一日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡に 一月一日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡に 前の例による。

**トハ条** 牧王去村則第二十条第七頁の表の(登録免許税の特例に関する経過措置)

特例に関する経過措置)(登録ホテル業等の減価償却資産の耐用年数の

第十九条 新令別表の規定は、個人又は法人が施第十九条 新令別表の規定は、個人又は法人が施行日前に取得等をした旧令別表に掲げる減価償却資産について適用し、個人表に掲げる減価償却資産について適用し、個人表に掲げる減価償却資産について追別・個人又は法人が施まれる。

(現物出資の場合の課税の特例に関する経過措

# 六三号) 附 則 (昭和五七年九月二五日政令第二

^る。 この政令は、昭和五十七年十月一日から施行

# 七八号) 附別 (昭和五七年一〇月一日政令第二

(施行期日)

関する経過措置) (勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税に第一条 この政令は、公布の日から施行する。

「新令」という。)第二条の五から第二条の二十第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下

による改正前の現定は、なお従前の例によいであり、 「旧法」という。)第四条の二第一項に規定する は、)をする同号に規定する は、)をする同号に規定する は、)をする同号に規定する財産形成貯蓄につ に、)をする同号に規定する財産形成貯蓄につ に、)をする同号に規定する財産形成貯蓄につ に、)をする同号に規定する財産形成貯蓄につ に、)をする同号に規定する財産形成貯蓄につ に、)をする同号に規定する財産形成貯蓄につ に、)をする同号に規定する預入等をいう。以下同 に、)をする同号に規定する預入等をいう。以下同 に、)をする同号に規定する預入等をいう。以下同 に、)をする同号に規定する預入等をいう。以下同 に、)という。)以後に預入等(新令第一条 が、一条

2 昭和五十七年改正法附則第四条第二項の規定 定により提出し、又は作成された申告書、申込び新令第二条の六から第二条の二十一までの規 含む。)の規定による申告書、申込書その他の たものとみなされる旧財産形成貯蓄(昭和五十 よる改正後の租税特別措置法(以下「新法」と 書その他の書類とみなす。 は、これらの規定に相当する新法第四条の二及 書類(帳簿を含む。以下この項において同じ。) 第四十三条まで及び第四十六条第二項の規定を 前に提出し、又は作成された旧法第四条の二及 形成貯蓄をいう。以下同じ。)につき、施行日 いう。) 第四条の二の要件に従つて預入等をし により、施行日において昭和五十七年改正法に び改正前の租税特別措置法施行令第二条の五 七年改正法附則第四条第二項に規定する旧財産 (昭和四十年政令第九十六号)第三十四条から (同条第四項において準用する所得税法施行令

3 前項の場合において、施行日において旧財産 前項の場合において、施行日において旧財産の適用については、同項中「当該財産形成貯蓄を有する者に係る新令第二条の十五第

する経過措置) る場合の特別財産形成非課税貯蓄申告書等に関 の場合の特別財産形成非課税貯蓄申告書等に関

第三条 施行日において旧財産形成貯蓄を有する第一条の二第四号に規定する特別財産形成年金貯蓄(以下「財産形成年金貯蓄」という。)の預入等をするものとして、野潜」という。)の預入等をするものとして、所法第四条の三第一項の規定の適用を受けようが法第四条の三第一項の規定の適用を受けようをする場合には、その者が提出する当該預入等をするものとされる財産形成年金貯蓄契約に基づく同号に規定する場合には、その者が提出する当該預入等をするものとされる財産形成貯蓄を有する

成定する 課税貯蓄申告書の提出があつたときは、その提 (以下 2 前項の規定による記載をした特別財産形成非 (以下 2 前項の規定する現在高という。第三項にお (以下 2 前項の規定する現在高という。第三項にお (以下 2 前項の規定する現在高という。第三項にお 以下同 則第四条第三項に規定する変更をするものとさ 別蓄につ の変更年月日並びに当該預入等をするものとさ 以下同 則第四条第三項に規定する変更をするものとさ 以下同 則第四条第三項に規定する変更をするものとさ の変更年月日並びに当該預入等をするものとさ 以下同 財第四条第三項に規定する変更をする目及びそ の変更年月日並びに当該預入等をするものとさ 以下の 対策四条の三第四項各

財蓄の現在高を記載しなければならない。 第一項に規定する者が、財産形成年金貯蓄と ことさは、当該限度額のほか、当該預入等を する財産形成年金貯蓄が昭和五十七年改正法附 関第四条第三項に規定する変更に係るものであ 財産形成年金貯蓄が昭和五十七年改正法附 関第四条第三項に規定する変更に係るものであ の言を記載しなければならない。この場合において 準用する新令第二条の二十九において でが、当該限度額のほか、当該変更をする財産形成年金貯蓄の現在高に係る限度額を記載するとさは、当該限度額のほか、当該変更をするとさは、当該限度額のほか、当該で見た。 とさば、当該限度額のほか、当該変更をするとさば、当該限度額のほか、当該変更をする を形成年金貯蓄の現在高に係る限度額を記載するとさば、当該限度額のほか、当該変更をする の場合において 準用する新令第二条の二第 でが、財産形成年金貯蓄と

第四条 昭和五十七年改正法附則第四条第三項の第四条 昭和五十七年改正法附則第四条第三項の規定の適用については、同項第一号中「場合には、最後の金銭等の払込みがあつた日とし、当該申告書の提出があつた日とし、当該申告書の提出があつた日とし、当該申告書の提出があつた日とし、当該申告書の提出があつた日とし、当該申告書の提出があつた日とする」とする。

# 三二四号) 附 則 (昭和五七年一二月二八日政令第

する。 この政令は、昭和五十八年一月一日から施行

#### 

(施行期日)

当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、第一条 この政令は、昭和五十八年四月一日から

和五十八年法律第三十一号)の施行の日 改正規定並びに附則第七条並びに第十四条第る。)及び第三十九条の七第五項第二号ハの和五十八年六月三十日」を改める部分に限 業対策臨時措置法の一部を改正する法律(昭 和五十四年四月一日」を改める部分及び「昭正規定(「特定不況地域」を改める部分、「昭 を改める部分に限る。)、第二十五条第九項第 改める部分及び「昭和五十八年六月三十日」 を改める部分、「昭和五十四年四月一日」を 第二十六条の十の改正規定及び附則第九条 | 「項及び第三項の規定 特定不況地域中小企 号を加える改正規定、第二十八条の三の改一号への改正規定、第二十七条の四第一項に 第五条の三第二項に一号を加える改正規 第六条の二の改正規定(「特定不況地域」

の規定 昭和五十九年一月一日

第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下 (所得税の特例に関する経過措置の原則)

所得税について適用し、昭和五十七年分以前の があるものを除くほか、昭和五十八年分以後の

「新令」という。) 第二章の規定は、別段の定め

第三条 新令第二条の四第一項第二号の規定は、 公債を購入する場合について適用する。 下「新法」という。) 第四条第一項に規定する という。)による改正後の租税特別措置法(以 以後に租税特別措置法の一部を改正する法律 この政令の施行の日(以下「施行日」という。) 所得税については、なお従前の例による。 (昭和五十八年法律第十一号。以下「改正法」 (少額公債の利子の非課税に関する経過措置)

という。) 第四条第一項及び第三項に規定する 公債については、なお従前の例による。 による改正前の租税特別措置法(以下「旧法」 について適用し、施行日前に発行された改正法 に発行される新法第四条第一項に規定する公債 新令第二条の四第二項の規定は、施行日以後

条第一項及び第二項の要件に従つて購入された 五項の規定により読み替えて適用する旧法第四 三項に規定する公債で改正前の租税特別措置法 月三十一日までの間に購入された旧法第四条第 める公債は、昭和五十八年一月一日から同年三 改正法附則第三条第一項に規定する政令で定 行令(以下「旧令」という。)第二条の四第

4 四条第一項及び第二項の要件に従つて購入をし 改正法附則第三条第二項の規定により新法第

> 定(以下この項において「旧所得税法施行令の三十四条から第四十八条まで及び第五十条の規持税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第分を有するものとされる同令による改正前の所号)附則第三条第二項の規定によりなおその効 規定」という。)による申告書、申込書その他 第三項において準用する所得税法施行令の一部第一項及び第二項の規定並びに旧令第二条の四 たものとみなされる同条第一項の公債につき、 書その他の書類とみなす。 定により提出し、又は作成された申告書、申込 第三項において準用する旧所得税法施行令の規 第一項及び第二項の規定並びに新令第二条の四 の書類(帳簿を含む。以下この項において同 を改正する政令(昭和五十六年政令第三百十四 施行日前に提出し、又は作成された旧法第四条 じ。)は、これらの規定に相当する新法第四条

特別控除等に関する経過措置) (試験研究費の額が増加した場合の所得税額の

第四条 昭和五十八年分の所得税に係る新令第五 四十一条第一項、租税特別措置法の一部を改正項中「法第四十一条第一項」とあるのは「法第 条の三第一項及び同年分から昭和六十年分まで の規定の適用については、新令第五条の三第一 の各年分の所得税に係る新令第五条の四第九項 法第四十一条第一項及び第二項」とする。 第一項」とあるのは「法第四十一条第一項、 」と、新令第五条の四第九項中「法第四十一条 八号)附則第十一条第二項の規定により読み替 法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第 法による改正前の租税特別措置法第四十一条第 する法律(昭和五十八年法律第十一号)附則第 「旧法第四十一条第一項及び第二項」という。) えて適用する場合を含む。次条第九項において 七条の規定によりその例によることとされる同 一項及び第二項(これらの規定を租税特別措置

第五条 新令第六条の三第二項の規定は、個人が 設をいう。以下この項及び第四項において同施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建 条第一項に規定する工業用機械等をその事業の 条第一項に規定する工業用機械等について適用 用に供した場合については、 じ。)をしてその事業の用に供する新法第十二 し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二 (個人の減価償却に関する経過措置) なお従前の例によ

2 日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供 新令第六条の四第二項の規定は、個人が施行

の事業の用に供した場合については、なお従前第六条の三第二項に規定する機械及び装置をそ する同項に規定する機械及び装置について適用 個人が施行日前に取得又は製作をした旧令

3 日以後に取得又は製作をしてその事業の用に供 新令第六条の四第八項の規定は、個人が施行 は、なお従前の例による。び備品をその事業の用に供した場合について 前に取得又は製作をした旧令第六条の三第四項 する同項に規定する医療用の機械及び装置並び に規定する医療用の機械及び装置並びに器具及 に器具及び備品について適用し、個人が施行日

従前の例による。 をその事業の用に供した場合については、なお得等をした同項に規定する事業合理化用機械等 する中小企業者に該当する個人が施行日前に取ついて適用し、旧法第十二条の三第一項に規定 個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用 条の三第一項に規定する中小企業者に該当する 新令第六条の五第一項の規定は、新法第十二 |供する同項に規定する事業合理化用機械等に

5 する貸家住宅については、なお従前の例によ取得又は新築をした旧法第十四条第一項に規定 る貸家住宅について適用し、個人が施行日前に得又は新築をする新法第十四条第一項に規定す 新令第七条の規定は、個人が施行日以後に取

の特例に関する経過措置) (特定の基金に対する負担金等の必要経費算入

第六条 新令第十八条の二第三項の規定は、個人 施行日前に支出した旧法第二十八条の二第一項 が施行日以後に支出する新法第二十八条の二第 に規定する負担金については、なお従前の例に 一項に規定する負担金について適用し、個人が

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

第七条 第三十七条第一項の規定に該当する資産の譲渡税について適用し、個人が同日前に行つた旧法第一項の規定に該当する資産の譲渡に係る所得 条第一号に定める日以後に行う新法第三十七条 に係る所得税については、なお従前の例によ は、次項に定めるものを除き、個人が附則第一

2 した旧法第三十七条第

(旧令第二十五条第九項第二号ハに掲げる区

(住宅取得控除に関する経過措置)

新令第二十五条第九項第二号ハの規定

個人が附則第一条第一号に定める日前に取得 一項に規定する買換資産

設をいう。以下この項及び第五項にお 施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは

新令第二十八条の三第二項の規定は、

建

第一項の規定に該当する資産の譲渡が同日以後 に行われた場合における当該資産の譲渡に係る 内にあるものに限る。)に係る新法第三十七条 所得税については、なお従前の例による。

第八条 新令第二十六条及び第二十六条の二の の例による。 昭和六十年分までの各年分の所得税について 家屋を施行日前に同項の定めるところによりそ りその者の居住の用に供した場合について適用 る家屋を施行日以後に同項の定めるところによ 定は、居住者が新法第四十一条第一項に規定す は、旧令第二十六条及び第二十六条の二の規定 の者の居住の用に供した場合におけるその者の し、居住者が旧法第四十一条第一項に規定する

例に関する経過措置) (協業のために現物出資した場合の納期限の特

第九条 改正法附則第九条の規定によりなおその 含む。)の規定の適用については、旧令第二十 効力を有するものとされる旧法第四十一条の十 六条の十の規定は、なおその効力を有する。 (法人税の特例に関する経過措置の原則) 一第一項(同条第二項において準用する場合を

第十条 新令第三章の規定は、別段の定めがある ものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年 後に開始する事業年度分の法人税について適用 のない社団等を含む。以下同じ。) の施行日 法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格 (法人の税額控除に関する経過措置) し、法人の施行日前に開始した事業年度分の 人税については、なお従前の例による。 以

第十一条 新令第二十七条の四第一項第八号の規 規定する負担金について適用する。 定は、法人が附則第一条第一号に定める日以後 に支出する新令第二十七条の四第一項第八号に (法人の減価償却に関する経過措置)

第十二条 新令第二十八条第七項の規定は、 ては、なお従前の例による。 げる航空機をその事業の用に供した場合につい をした旧法第四十三条第一項の表の第八号に掲 航空機について適用し、法人が施行日前に取得 る新法第四十三条第一項の表の第八号に掲げる が施行日以後に取得をしてその事業の用に供す

業の用に供した場合については、なお従前の例 十五条第一項に規定する工業用機械等をその事用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四 五条第一項に規定する工業用機械等について適 じ。)をしてその事業の用に供する新法第四十

3 旧令第二十八条の四第二項に規定する機械及び なお従前の例による。 装置をその事業の用に供した場合については、 適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした に供する同項に規定する機械及び装置について 施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用 新令第二十八条の四第二項の規定は、法人が 2

行日前に取得又は製作をした旧令第二十八条の並びに器具及び備品について適用し、法人が施 四第四項に規定する医療用の機械及び装置並び ついては、なお従前の例による。 に器具及び備品をその事業の用に供した場合に に供する同項に規定する医療用の機械及び装置 施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用 新令第二十八条の四第八項の規定は、法人が 4 3

法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用 条の三第一項に規定する中小企業者に該当する お従前の例による。 等をその事業の用に供した場合については、な 取得等をした同項に規定する事業合理化用機械 定する中小企業者に該当する法人が施行日前に ついて適用し、旧法第四十五条の三第一項に規 に供する同項に規定する事業合理化用機械等に 新令第二十八条の五の規定は、新法第四十五 5

施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条 項に規定する貸家住宅について適用し、法人が 以後に取得又は新築をする新法第四十七条第一 前の例による。 第一項に規定する貸家住宅については、なお従 新令第二十八条の八の規定は、法人が施行日

九の規定は、なおその効力を有する。この場合 日以後に終了する事業年度に係る償却限度額の 規定する施行日以後取得の石油貯蔵施設の施行 をした同項に規定する石油貯蔵施設又は同項に 託を受けて行う法人が施行日前に取得又は建設 スを除く。)の貯蔵の業務を専ら当該法人の委 する石油精製業者である法人又は石油(石油ガ において、改正法附則第十一条第十二項に規定 条の規定の適用については、旧令第二十八条の おその効力を有するものとされる旧法第四十八 改正法附則第十一条第十二項の規定によりな

計算については、旧令第二十八条の九第一項中 「第二号に掲げる要件」とする。 「次の各号に掲げる要件のすべて」とあるのは、

2

新令第三十九条の七第五項第二号ハの規定

(法人の準備金に関する経過措置)

第十三条 新令第三十二条の七第一項及び第 に規定する工事については、なお従前の例によ 大蔵大臣が指定した旧令第三十二条の七第二項 項に規定する工事について適用し、施行日前に の規定は、施行日以後に大蔵大臣が指定する同 垣

以後に大蔵大臣が指定する同項に規定する工事 ついては、なお従前の例による。 た旧令第三十二条の八第二項に規定する工事に について適用し、施行日前に大蔵大臣が指定し 新令第三十二条の八第二項の規定は、施行日

ついては、なお従前の例による。 た旧令第三十二条の九第二項に規定する工事に について適用し、施行日前に大蔵大臣が指定し 以後に大蔵大臣が指定する同項に規定する工事 新令第三十二条の九第二項の規定は、施行日

用済核燃料再処理準備金に相当する引当金を積 第百七十号)第三十六条の規定により同項の使 規定する法人が電気事業法(昭和三十九年法律 定める事業年度は、法第五十七条の三第一項に む当該法人の事業年度とする。 た日(次項において「指定日」という。)を含 み立てることにつき通商産業大臣の指定を受け 改正法附則第十二条第五項に規定する政令で

三第三項に規定する大蔵省令で定める金額との 掲げる金額を控除した金額と新令第三十三条の 金額から第二号に掲げる金額を控除した金額 の日数を乗じてこれを当該事業年度の日数で除 合計額に指定日から当該事業年度終了の日まで は、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に 五十七条の三第一項に規定する第一号に掲げる 再処理準備金の金額の計算については、新法第 して計算した金額とする。 前項の事業年度における同項の使用済核燃料

(法人の資産の譲渡等の場合の経過措置)

第十四条 施行日の前日において旧法第六十四条 用等のあつた日以後二年を経過する日が施行日 の二第一項の規定の適用を受けていた漁業協同 第二号及び第十二項の規定の例による 得の期間については、新令第三十九条第十 以後に到来する場合における当該代替資産の取 代替資産の取得の期間に係る同項に規定する収 組合又は漁業協同組合連合会の同項に規定する 項

条第一号に定める日以後に行う新法第六十五条 は、 産の譲渡に係る法人税については、なお従前の 旧法第六十五条の七第一項の規定に該当する資 法人税について適用し、法人が同日前に行つた の七第一項の規定に該当する資産の譲渡に係る 例による。 次項に定めるものを除き、法人が附則第一

3 の譲渡に係る法人税については、なお従前の例渡が同日以後に行われた場合における当該資産 六十五条の七第一項の規定に該当する資産の譲げる区域内にあるものに限る。) に係る新法第 資産(旧令第三十九条の七第五項第二号ハに掲 した旧法第六十五条の七第一項に規定する買換 による。 法人が附則第一条第一号に定める日前に取得

する経過措置) (特定の基金に対する負担金等の損金算入に関

第十五条 新令第三十九条の二十二第三項の規定 条の十二第一項に規定する負担金について適用 お従前の例による。 の十二第一項に規定する負担金については、 の十二第一項に規定する負担金については、なし、法人が施行日前に支出した旧法第六十六条 は、法人が施行日以後に支出する新法第六十六

後に相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を第十六条 新令第四十条の二の規定は、施行日以 生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。) る。 産に係る相続税については、なお従前の例によ により取得する財産に係る相続税について適用 し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財 (相続税に関する経過措置)

2 (その交付を受けた日が二以上あるときは、施交付を受けた場合には、その交付を受けた日 に掲げる法人にあつては、五年)以内の間にそワ又はヨに掲げる法人が施行日前二年(同号ハー新令第四十条の二第一項第二号ハ、ト、チ、 行日に最も近い日)において同号の認定を受け の主たる目的である業務に関し国から補助金の たものとみなす。

用し、施行日前に取得した旧令第四十二条の二以後に取得する同条に規定する家屋について適第十七条 新令第四十二条の二の規定は、施行日 (登録免許税の特例に関する経過措置)

第二項に規定する家屋については、なお従前の (登録ホテル業等の減価償却資産の耐用年数の

第十八条 新令別表の規定は、 特例に関する経過措置) 行日以後に取得等 (取得又は製作若しくは建設 個人又は法人が施

> 等をした旧令別表に掲げる減価償却資産につい をいう。以下この条及び附則第二十九条にお ては、なお従前の例による。 ついて適用し、個人又は法人が施行日前に取得 て同じ。)をする同表に掲げる減価償却資産に

## 〇 附 八 号 則 (昭和五八年五月二四日政令第一

(施行期日)

第一条 この政令は、 関する経過措置) 却又は所得税額若しくは法人税額の特別控除に (省エネルギー設備等を取得した場合の特別 公布の日から施行する。

第二条 改正後の租税特別措置法施行令第五条の については、なお従前の例による。 が施行日前に取得等をした省エネルギー設備等 等」という。)について適用し、個人又は法人 備等(以下この条において「省エネルギー設備 四十二条の四第一項に規定する省エネルギー設 をする租税特別措置法第十条の二第一項又は第 十四号)第二条第八号に規定する人格のない社 個人又は法人(法人税法(昭和四十年法律第三 四第七項又は第二十七条の五第七項の規定は、 日」という。)以後に取得又は製作若しくは建 の政令の施行の日(以下この条において「施行 団等を含む。以下この条において同じ。)がこ 設(以下この条において「取得等」という。)

三十日までの間に取得等をするものについて 特定産業以外のものに係る省エネルギー設備等 年法律第五十三号)附則第三条に規定する継続 臨時措置法の一部を改正する法律(昭和五十八 で個人又は法人が施行日以後昭和五十八年六月 前項に定めるもののほか、特定不況産業安定 なお従前の例による。

三一号) 則 (昭和五八年六月一七日政令第一

この政令は、 公布の日から施行する

この政令は、 九号) 附則 (昭和五八年八月九日政令第一七

(昭和五八年八月一〇日政令第一

公布の日から施行する。

**第一条** この政令は、 年十一月一日)から施行する。 (施行期日) 八 附 一 号 則 抄 法の施行の日 (昭和五十八

九 附一号 則 則 (昭和五八年八月三〇日政令第一

この 政令は、 公布の日から施行する

### 〇五号 則 《昭和五八年九月二七日政令第二

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 一三号 (昭和五八年一〇月七日政令第二

附則 二二三号) の政令は、公布の日から施行する。 (昭和五八年一〇月二八日政令第

#### 日(昭和五十八年十一月一日)から施行する。 する法律(以下「改正法」という。)の施行の (関係政令の改正に伴う経過措置) この政令は、水産業協同組合法の一部を改正 (施行期日)

おその効力を有する。 地方税法施行令及び農林水産省組織令の規定 法施行令、所得税法施行令、法人税法施行令、 による改正前の相続税法施行令、租税特別措置 び当該契約に係る共済金については、この政令 合共済会並びにその締結した共済に係る契約及 この政令の施行の際現に存する水産業協同組 当該水産業協同組合共済会が存する間、 な

### 則 抄 (昭和五九年三月一七日政令第三

施行期日

職員に係る共済組合制度の統合等を図るための第一条 この政令は、国家公務員及び公共企業体 の施行の日(昭和五十九年四月一日)から施行 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

### 則 抄 (昭和五九年三月三一日政令第六

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和五十九年四月一日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

四条の改正規定の施行の日 六条の規定 石油税法の一部を改正する法律 (昭和五十九年法律第十六号) 中石油税法第 附則第十九条の規定 第四十八条の五の改正規定及び附則第二十

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

昭和五十九年十二月

第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下 所得税について適用し、昭和五十八年分以前のがあるものを除くほか、昭和五十九年分以後の 所得税については、 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め なお従前の例による。

除、昭和五十九年改正法附則第三条第 るのは「法第十条の二第三項の規定による控

気の規

別措置法第十条の二第四項」と、「法第十条の

二第三項の規定による控除、同条第四項」とあ

(試験研究費の額が増加した場合の所得税額の 特別控除等に関する経過措置)

第三条 昭和五十九年分及び昭和六十年分の所得 条第一項」とあるのは「法第四十一条第一項、 税に係る新令第五条の三第一項、第五条の四第 るのは「法第四十一条第一項、旧法第四十一条 という。)」と、新令第五条の四第十一項及び第 第一項及び第二項」とする。 五条の五第五項中「法第四十一条第一項」とあ 合を含む。次条第十一項及び第五条の五第五項 租税特別措置法第四十一条第一項及び第二項 その例によることとされる同法による改正前の 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五 において「旧法第四十一条第一項及び第二項」 する法律(昭和五十七年法律第八号)附則第十 (これらの規定を租税特別措置法の一部を改正 いては、新令第五条の三第一項中「法第四十一 十一項及び第五条の五第五項の規定の適用につ 一条第二項の規定により読み替えて適用する場 -八年法律第十一号)附則第七条の規定により

額の特別控除に関する経過措置) (省エネルギー設備等を取得した場合の所得税

第四条 租税特別措置法の一部を改正する法律 特別措置法第十条の二第三項及び第四項、昭和される昭和六十一年改正法による改正前の租税 四の規定は、なおその効力を有する。この場合 前の租税特別措置法(以下「旧法」という。) 三項を含む。以下この項において同じ。)」と、 法による改正後の租税特別措置法第十条の二第 る昭和六十一年改正法による改正前の租税特別 の規定によりなおその効力を有するものとされ 第三項(昭和六十一年改正法附則第三条第一項 第十条の二第三項」とあるのは「法第十条の一 第三項から第五項まで」と、同条第十項中「法 正する法律(昭和六十一年法律第十三号。以下 第十条の二の規定に基づく改正前の租税特別措 の効力を有するものとされる改正法による改正 いう。) 附則第三条第一項の規定によりなおそ 第十条の二第三項及び第四項、同法第十条の三 六十一年改正法による改正後の租税特別措置法 「昭和六十一年改正法」という。) 附則第三条第 のは「同条第四項、租税特別措置法の一部を改 において、同条第九項中「同条第四項」とある 置法施行令(以下「旧令」という。)第五条の (昭和五十九年法律第六号。以下「改正法」と 一項の規定によりなおその効力を有するものと

「同項」とあるのは「法第十条の二第三項」と

2

四第十項から第十二項まで、第五条の五第五項 場合における新令第五条の三第一項、第五条の 五条の五及び第十七条の三において「旧法」と 正法による改正前の租税特別措置法(次条、第 三項及び第四項」とあるのは「法第十条の二第 定によりなおその効力を有するものとされる改 項、次条、第五条の五及び第十七条の三におい する法律(昭和五十九年法律第六号。以下この は、新令第五条の三第一項中「法第十条の二第 て「改正法」という。) 附則第三条第一項の規 三項及び第四項、租税特別措置法の一部を改正 改正法附則第三条第一項の規定の適用がある

正法附則第三条第一項の規定によりなおその効第三項」とあるのは「法第十条の二第三項(改 規定により控除される金額がある場合には当該 法附則第三条第一項の規定によりなおその効力額」とあるのは「規定する配当控除の額(改正令第五条の四第十項中「規定する配当控除の その効力を有するものとされる旧法第十条の二 除、改正法附則第三条第一項の規定によりなお る控除、法第十条の二第三項の規定による控 ものとされる旧法第十条の二第三項の規定によ 三条第一項の規定によりなおその効力を有する 四項」と、「法第十条の二第三項の規定による ものとされる旧法第十条の二第三項若しくは第 三条第一項の規定によりなおその効力を有する るのは「若しくは第四項若しくは改正法附則第 第十七条の三第三項中「若しくは第四項」とあ る旧法第十条の二第三項及び第四項」と、新令 二第三項及び第四項、改正法附則第三条第一項 項」と、新令第五条の五第五項中「法第十条の 及び第四項を含む。以下この項において同じ。) 力を有するものとされる旧法第十条の二第三項 び第四項」と、同条第十二項中「法第十条の二 を有するものとされる旧法第十条の二第三項及 法附則第三条第一項の規定によりなおその効力 「同条第四項」とあるのは「同条第四項、改正控除される金額を含む。)」と、同条第十一項中 を有するものとされる旧法第十条の二第三項の いう。)第十条の二第三項及び第四項」と、 控除、同条第四項」とあるのは「改正法附則第 二第三項及び第四項」とあるのは「法第十条の と、「同項」とあるのは「法第十条の二第三 規定によりなおその効力を有するものとされ 新

第四項の規定による控除、法第十条の二第四 項(改正法附則第三条第一項の規定によりなお 項」と、「及び第四項」とあるのは「及び第四

その効力を有するものとされる旧法第十条の二

るのは「法第十条の二第三項及び第四項、 される昭和五十九年改正法による改正前の租税 第四項、昭和五十九年改正法附則第三条第一項の四第十項中「同条第四項」とあるのは「同条 特別措置法第十条の二第四項」と、同令第五条される昭和五十九年改正法による改正前の租税 及び第四項」とあるのは「法第十条の二第三項同令第五条の三第一項中「法第十条の二第三項 特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭 第三項及び第四項を含む。)」とする。 れる昭和五十九年改正法による改正前の租税特 項の規定によりなおその効力を有するものとさ 項若しくは昭和五十九年改正法附則第三条第一 年改正法による改正前の租税特別措置法第十条 なおその効力を有するものとされる昭和五十九 五十九年改正法附則第三条第一項の規定により 五項中「法第十条の二第三項及び第四項」とあ 措置法第十条の二第四項」と、同条第十一項中 る昭和五十九年改正法による改正前の租税特別 の規定によりなおその効力を有するものとされ 法律(昭和五十九年法律第六号。以下この 及び第四項、租税特別措置法の一部を改正する 第十七条の三第三項の規定の適用については、 第十項及び第十一項、第五条の五第五項並びに 特別措置法施行令第五条の三第一項(同条第三 の二第四項」と、同令第十七条の三第三項中 項において同じ。)」と、「同項」とあるのは 特別措置法第十条の二第四項を含む。以下この の二第三項(昭和五十九年改正法附則第三条第 次条、第五条の五及び第十七条の三において 項において準用する場合を含む。)、第五条の四 六十一年政令第八十一号)による改正後の租税 「若しくは第四項」とあるのは「若しくは第四 法第十条の二第三項」と、同令第五条の五第 一項の規定によりなおその効力を有するものと 「昭和五十九年改正法」という。) 附則第三条第 法第十条の二第三項」とあるのは「法第十条 項の規定によりなおその効力を有するものと 第一項の規定の適用がある場合における租税 項、

については、

なお従前の例による

法第十条の二第四項の規定による控除、法第十 和五十九年改正法による改正前の租税特別措置 税特別措置法第十条の二第四項を含む。)」とす とされる昭和五十九年改正法による改正前の租第一項の規定によりなおその効力を有するもの 条の二第四項」と、「及び第四項」とあるのは 定によりなおその効力を有するものとされる昭 「及び第四項(昭和五十九年改正法附則第三条

(みなし法人課税を選択した場合の予定納税基

分の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十「乗じて計算した金額とその者の昭和五十八年 額」とする。 額」と、同項第一号中「係るもの」とあるのは 収税額」という。)を控除した金額)との合計 額(第一号において「みなし法人税対応源泉徴 該所得税の額のうち当該金額に達するまでの金 又はされるべき所得税の額がある場合には、当の基礎となつた事業所得につき源泉徴収された 金額(同号に規定するみなし法人所得額の計算 六号)第二十五条の二第二項第一号(みなし法 う。) 附則第三条第一項の規定の適用について 九年法律第五号。以下「所得税法改正法」とい る所得税法等の一部を改正する法律(昭和五十 十五条の二第一項の規定の適用を受けた者に係 「係るもの並びにみなし法人税対応源泉徴収税 人課税を選択した場合の課税の特例)に掲げる 同項中「乗じて計算した金額」とあるのは 昭和五十八年分の所得税につき旧法第二

の特例に関する経過措置) (特定の基金に対する負担金等の必要経費算入

のこの政令の施行の日(以下「施行日」とい第六条 新令第十八条の二第三項の規定は、個人 税特別措置法(以下「新法」という。)第二十 従前の例による。 の二第一項に規定する負担金については、なお 八条の二第一項に規定する負担金について適用 う。) 以後に支出する改正法による改正後の租 し、個人の施行日前に支出した旧法第二十八条

に関する経過措置) (土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例

第七条 新令第十九条第十項の規定は、個人が施 四第一項に規定する土地の譲渡等に係る所得税 定する土地の譲渡等に係る所得税について適用 行日以後に行う新法第二十八条の四第一項に規 個人が施行日前に行つた旧法第二十八条の

> の適用がある場合の予定納税基準額の計算の特 (土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例

第八条 昭和五十八年分の所得税につき旧法第1 場合の課税の特例に関する経過措置) の金額に係る所得税の額との合計額」とする。 四第一項(土地の譲渡等に係る事業所得等の課 昭和五十八年分の租税特別措置法第二十八条の とあるのは、「乗じて計算した金額とその者の 用については、同項中「乗じて計算した金額」 る所得税法改正法附則第三条第一項の規定の適 税の特例)に規定する土地等に係る事業所得等 十八条の四第一項の規定の適用を受けた者に係 (給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた

第九条 新令第十九条の二第四項の規定は、同項 銭の支払を受ける場合について適用する。 で施行日以後に支払うべきものに充てるため金 厚生会社から借り受けた同項の資金に係る利子 に規定する給与所得者等が同項に規定する福利 (個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

第十条 新令第二十五条の四の規定は、個人が施 旧法第三十七条の五第一項に規定する譲渡資産 行日以後に行う新法第三十七条の五第一項に規 は、なお従前の例による。 に該当する資産の譲渡に係る所得税について 得税について適用し、個人が施行目前に行つた 定する譲渡資産に該当する資産の譲渡に係る所 (特定外国子会社等の未処分所得の金額の計算

第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以第十一条 新令第二十五条の十四の規定は、同条 四第一項に規定する特定外国子会社等の施行日 額の計算については、なお従前の例による。 前に開始した事業年度の決算に基づく所得の金 額の計算について適用し、旧令第二十五条の十 後に開始する事業年度の決算に基づく所得の金 (住宅取得控除に関する経過措置) に関する経過措置)

第十二条 新令第二十六条第二項の規定は、居住 者が昭和五十九年一月一日以後にその者の居住 た旧令第二十六条第二項に規定する家屋につい の用に供する同項に規定する家屋について適用 ては、なお従前の例による。 し、居住者が同日前にその者の居住の用に供し

第十三条 新令第三章の規定は、別段の定めがあ るものを除くほか、法人(法人税法 (法人税の特例に関する経過措置の原則) (昭和四十

> 第十四条 改正法附則第十条第一項の規定により 法人税については、なお従前の例による。用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の以後に開始する事業年度分の法人税について適格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日 規定は、なおその効力を有する。 二条の四の規定に基づく旧令第二十七条の五のなおその効力を有するものとされる旧法第四十 年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人 却又は法人税額の特別控除に関する経過措置) (省エネルギー設備等を取得した場合の特別償

第十五条 よる。 渡等に係る法人税については、なお従前の例に 法第六十三条第一項の規定に該当する土地の譲税について適用し、法人が施行日前に行つた旧 は、法人が施行日以後に行う新法第六十三条第 関する経過措置) 項の規定に該当する土地の譲渡等に係る法人 新令第三十八条の四第十二項の規定

(法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に

に関する経過措置) (特定外国子会社等の未処分所得の金額の計算

後に開始する事業年度の決算に基づく所得の金第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以第十六条 新令第三十九条の十四の規定は、同条 額の計算については、なお従前の例による。 前に開始した事業年度の決算に基づく所得の金四第一項に規定する特定外国子会社等の施行日 例に関する経過措置) 額の計算について適用し、旧令第三十九条の十 (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特

第十七条 新令第三十九条の二十二第三項の規定 条の十二第一項に規定する負担金について適用 お従前の例による。 の十二第一項に規定する負担金については、 は、法人の施行日以後に支出する新法第六十六 の十二第一項に規定する負担金については、なし、法人の施行日前に支出した旧法第六十六条

第十八条 新令別表の規定は、個人又は法人が施 掲げる減価償却資産については、なお従前の例又は法人が施行日前に取得等をした旧令別表に表に掲げる減価償却資産について適用し、個人をいう。以下この条において同じ。)をする同行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設 特例に関する経過措置) による。

年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特 (社会保険診療報酬を有する居住者の昭和六十

> を加算した金額」とする。 酬に係る事業所得がある場合には、当該診療報 つた所得税の額の百分の八十五に相当する金 酬につき源泉徴収をされた又はされるべきであ 料金等に係る源泉徴収義務)に規定する診療報 所得のうちに第二百四条第一項第三号(報酬、 額」とあるのは、「控除した額とし、 ては、同法第百四条第一項第二号中「控除した む。)に規定する予定納税基準額の計算につい 一項の規定により読み替えて適用する場合を含 .新令第十七条の八第一項及び第十九条第二十 〔昭和四十年法律第三十三号〕第百四条第一 当該各種

をされた又はされるべきであつた所得税の額 き確定申告書の提出があり、かつ、当該申告書 に同年分の所得税に係る所得税法第二百四条第 記載がある場合に限り、適用する。 一項第三号に規定する診療報酬につき源泉徴 前項の規定は、昭和五十九年分の所得税につ

第二十条 (登録免許税の特例に関する経過措置)

(登録ホテル業等の減価償却資産の耐用年数の

第十九条 改正法附則第六条第二項に規定する居

住者の昭和六十年分の所得税に係る所得税

法

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 号及び第三号に規定する政令で定める土地は、 物とする。 する政令で定める建物は、 項各号に掲げる土地とし、同表の第四号に規定 の租税特別措置法施行令第四十二条の十一第二 (昭和五十五年政令第四十二号) による改正 改正法附則第十七条第六項の表の第二 同項各号に掲げる建

(物品税の手持品課税に係る申告等)

第二十一条 改正法附則第十八条第七項に規定す る政令で定める事項は、次に掲げる事項とす

二 当該物品の貯蔵場所の所在地及び貯蔵 申告者の住所及び氏名又は名称

2 条第八項の税務署長に提出しなければならな 署長から交付を受けたものを添付し、これを同 定の適用を受けた者を通じて同条第七項の税務 ことを証明した書類で当該物品につき同項の規 を徴収された、又は徴収されるべきものである とする者は、次に掲げる事項を記載した申請書 に、当該物品が同条第五項の規定による物品税 改正法附則第十八条第八項の確認を受けよう

- 申請者の住所及び氏名又は名称
- 当該製造場の所在地
- び氏名又は名称 当該物品を当該製造場に戻した者の住所

品名ごとの数量及び価額 当該物品につき、改正法附則第十八条第五 当該物品の号別及び品目ごとの品名並びに

該物品の貯蔵場所の所在地 は名称並びにその適用を受けた時における当 項の規定の適用を受けた者の住所及び氏名又 その他参考となるべき事項

た者及び同項第五号に規定する者に通知しなけ した書類により、その旨を当該申請書を提出し 項の確認をしたときは、当該確認の内容を記載 前項の申請書の提出を受けた税務署長は、同 ばならない。

3

### 五号) 附 則 (昭和五九年五月二日政令第一二

この政令は、 公布の日から施行する。

附則 六号) 抄 (昭和五九年六月六日政令第一七

施行する。 (経過措置)

第一条 この政令は、

昭和五十九年七月一日

から

(施行期日)

第二条 この政令の施行前に次の表の上欄に掲げ 同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処 下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申 の行為(以下「申請等」という。)は、同表の に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他 分等とみなし、この政令の施行前に同表の上欄 その他の行為(以下「処分等」という。)は、 定によりした許可、認可その他の処分又は契約 る行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規 1

東北海運局長(山形県又は秋東北運輸局長 北海海運局長 請等とみなす。 北海道運輸局長

東海海運局長 |申請等に係る場合に限る。) 及 田県の区域に係る処分等又は 東北海運局長(山形県又は秋新潟運輸局長 申請等に係る場合を除く。) |田県の区域に係る処分等又は 中国海運局長 関東海運局長 州海運局長 国海運局長 畿海運局長 新潟海運監理部長 中部運輸局長 |関東運輸局長 九州運輸局長 四国運輸局長 中国運輸局長 近畿運輸局長

東京陸運局長 神戸海運局長 福岡陸運局長 仙台陸運局長 高松陸運局長 広島陸運局長 大阪陸運局長 名古屋陸運局長 新潟陸運局長 札幌陸運局長 九州運輸局長 四国運輸局長 中国運輸局長 中部運輸局長 関東運輸局長 新潟運輸局長 |東北運輸局長 北海道運輸局長 神戸海運監理部長 畿運輸局長

三号) 附 則 抄 (昭和五九年八月七日政令第二五

(施行期日等)

第一条 この政令は、公布の日から施行し、第二 条から第五条まで及び次条の規定は、 九年四月一日から適用する。 昭和五十

則 (昭和五九年九月二六日政令第1

八九号)

この政令は、公布の日から施行する。 則 (昭和五九年一一月七日政令第三

(施行期日) 一九号)

行の日(昭和六十年二月十三日)から施行す する法律(昭和五十九年法律第七十六号)の施 この政令は、風俗営業等取締法の一部を改正

### 附 則 (昭和五九年一一月九日政令第三

(施行期日) 二〇号)

第一条 この政令は、昭和五十九年十二月一日 ら施行する。

(製造の開廃等の申告に係る経過措置)

第二条 定める事項は、次に掲げる事項とする。 という。) 附則第二条第一項に規定する政令で (昭和五十九年法律第七十四号。以下「改正法」 申告者の住所及び氏名又は名称 租税特別措置法の一部を改正する法律

製造設備の能力

当該製造場の敷地の状況及び建物の構造を

当該製造する揮発油類似品の種類

第三条 改正法附則第三条第五項に規定する政令 (みなし揮発油の手持品課税に係る申告等)

申告者の住所及び氏名又は名称で定める事項は、次に掲げる事項とする。 所持するみなし揮発油の規格

> の規定の適用を受けた者を通じて同条第五項のを証明した書類で当該みなし揮発油につき同項 三 その他参考となるべき事項 を同条第六項の税務署長に提出しなければなら 税務署長から交付を受けたものを添付し、これ 収された、又は徴収されるべきものであること の規定による揮発油税額及び地方道路税額を徴 する者は、次に掲げる事項を記載した申請書 に、当該みなし揮発油が同条第一項又は第二項 改正法附則第三条第六項の確認を受けようと

揮発油の製造場の所在地及び名称 当該みなし揮発油の戻入れ又は移入に係る

三 二 当該みなし揮発油を当該揮発油の製造場に 戻し又は移送した者の住所及び氏名又は名称 当該みなし揮発油の規格及び規格ごとの 8

兀 たときにおける当該みなし揮発油の貯蔵場所住所及び氏名又は名称並びにその適用を受け 第一項又は第二項の規定の適用を受けた者の 当該みなし揮発油につき改正法附則第三条

Ŧi. その他参考となるべき事項

3 ない。 当該申請書を提出した者に通知しなければなら 該確認の内容を記載した書類により、その旨を 正法附則第三条第六項の確認をしたときは、前項の申請書の提出を受けた税務署長は、 当 改

以内に、当該税務署長に提出しなければならな を、昭和五十九年十二月一日から起算して一月 する者は、次に掲げる事項を記載した申請書

び規格ごとの数量 貯蔵場所ごとの当該みなし揮発油の規格及

当該みなし揮発油の用途

5 Ŧī. その他参考となるべき事項

める用途は、輸出用とする。 改正法附則第三条第九項ただし書の承認を受

月日

の所在地及び名称

4 改正法附則第三条第七項の確認を受けようと

申請者の住所及び氏名又は名称

当該みなし揮発油の貯蔵場所の所在地

改正法附則第三条第七項に規定する政令で定

申請書を当該税務署長に提出しなければならな 書の提出期限までに次に掲げる事項を記載した けようとする者は、同項本文の規定による申告

申請者の住所及び氏名又は名称

二 揮発油の製造場から移出したものとみなさ れるみなし揮発油の規格及び規格ごとの数量

四 当該申告書の提出期限の延長を受けようと する理由

当該申告書を提出することができる予定年

六 その他参考となるべき事項

とはできない。 正法附則第三条第八項の規定により移出したも ならない。この場合において、当該期限は、改項の申告書を提出すべき期限を指定しなければ税務署長は、前項の承認をする場合には、同 のとみなされた日から起算して一月を超えるこ 税務署長は、前項の承認をする場合には、

合において、揮発油税及び地方道路税の取締り 認を与えないことができる。 又は保全上特に不適当と認めるときは、その 税務署長は、第六項の承認の申請があつた場 承

附 号) 則 抄 (昭和六〇年一月二五日政令第五

行する。 ○附号 訓 則 (昭和六〇年一月二九日政令第一

第一条 この政令は、昭和六十年四月一日から施

(施行期日)

この政令は、 公布の日から施行する。

号) 則 (昭和六〇年三月五日政令第二四

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 昭和六十年四月一日から施

は施設を定めるの件等の一部改正に伴う経過措 (小切手法の適用につき銀行と同視すべき人又

第十三条 この政令の施行の際現に存する塩業組 次に掲げる勅令及び政令の規定にかかわらず、 合に関しては、この政令の規定による改正後の なお従前の例による。

から三まで 略

兀 租税特別措置法施行令

附則 (昭和六○年三月一五日政令第三

号) 抄

(施行期日)

|第一条 この政令は、 行する。 昭和六十年四月一日から施

号) 則 抄 (昭和六〇年三月三〇日政令第六

(施行期日)

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

(試験研究費の額が増加した場合の所得税額の得税については、なお従前の例による。得税について適用し、昭和五十九年分以前の所があるものを除くほか、昭和六十年分以後の所があるものを除くほか、昭和六十年分以後の所第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下

第三条 個人が、改正前の租税特別措置法施行令は、なおその効力を有する。 (以下「旧令」という。) 第五条の三第二項第七日(以下「施行日」という。) 前に同号の承認 日 (以下「施行日」という。) 第五条の三第二項第七 は、なおその効力を有する。

| 個人の減価償却に関する経過措置)

第四条 新令第六条の三第二項の規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。)をしてその事業の用に供する租税特別措置法(以下「新法」という。)第十二条第一項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした改正法第一条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第十二条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供する租税特別措置法(以下「新法」という。)第十二条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

定は、なおその効力を有する。の規定の適用については、旧令第六条の五の規の効力を有するものとされる旧法第十二条の三の対を有するものとされる旧法第十二条の三

(個人の準備金に関する経過措置)

(特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の五の規定は、なおその効力を有する。 五の規定の適用については、旧令第十二条の五の規定の適用については、旧令第十二条の かしきれる旧法第二十条

一項に規定する負担金について適用し、個人がが施行日以後に支出する新法第二十八条の二第第六条 新令第十八条の二第三項の規定は、個人の特例に関する経過措置)

よる。 に規定する負担金については、なお従前の例に に規定する負担金については、なお従前の例に

の特例に関する経過措置) (居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税

\*七条 新令第二十五条の十四第一項、第二項及る。

新令第二十五条の十四第三項の規定は、同項に規定する特定外国子会社等が施行日以後に同項に規定する特定外国子会社等が施行日以後に同項に規定する他の特定外国子会社等が施行日以後に同項に規定する配当等(当該他の特定外国子会社等が施行日以後に同項に規定する配当等(当該他の特定外国子会社等が施行日以後に同項に規定する特定外国子会社等が施行日以後に同項に規定する特定外国子会社等が施行日以後に同項に規定する特定外国子会社等が施行日以後に同項に規定する。

特例等に関する経過措置)(農業生産法人に現物出資した場合の納期限の

第八条 改正法附則第十二条第一項の規定により 一条の九第一項の規定の適用については、旧令なおその効力を有するものとされる旧法第四十 中「農業生産法人」とあるのは「農地所有適格 省令」とあるのは「財務省令」と、同条第八項 業生産法人に」とあるのは「同条第一項に規定 生産法人」とあるのは「旧農業生産法人」と、 る」と、同項第一号中「農業生産法人に農地等 産法人に対し農地等を出資した」とあるのは あるのは「農地所有適格法人は」と、「農業生 法人」と、同条第九項中「農業生産法人は」と 「農地所有適格法人」と、同条第七項中「大蔵 と、同条第四項中「農業生産法人」とあるのは 産法人の」とあるのは「農地所有適格法人の」 「旧農業生産法人」という。)に」と、「農業生 する旧農業生産法人(第九項第三号において とあるのは「「農地所有適格法人」と、「当該農 同条第三項中「農業生産法人(」とあるのは る。この場合において、同条の見出し中「農業 第二十六条の八の規定は、なおその効力を有す 「農地所有適格法人に対し農地等を出資してい 「農地所有適格法人(」と、「「農業生産法人」

生産法人」とあるのは「農地所有適格法人」とを選出している」と、同項第四号及び第五号中「農業生産法人が」とあるのは「農業生産法人が」とあるのは「農地所有適格法人が」と、「農業生産法人に」とあるのは「農地所有適格法人が」と、「農業生産法人に」とあるのは「農地所有適格法人が」と、「農業生産法人に」とあるのは「農地等を出資している」と、同項第二号中対し農地等を出資している」と、同項第二号中対し農地等を出資している」と、同項第二号中対し農地等を出資している」と、同項第二号中対し農地等を出資している」と

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第九条 新令第三章の規定は、別段の定めがある場合を除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。人税については、なお従前の例による。人税については、なお従前の例による。

第十条 法人が、旧令第二十七条の四第一項第七第十条 法人が、旧令第二十七条の四第一項第七級位置の第十条 法人が、旧令第二十七条の四第一項第七

第十一条 新令第二十八条の四第二項の規定は、第十一条 新令第二十八条の四第二項の規定は、ないでは、ないでは、一次において同じ。)をしてその事業の用に供する所法第四十五条第一項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行目前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行目前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、ないが、対象の四第二項の規定は、第十一条 新令第二十八条の四第二項の規定は、第十一条 新令第二十八条の四第二項の規定は、

を出資した」とあるのは「農地所有適格法人に| その効力を有するものとされる旧法第四十五条る」と、同項第一号中「農業生産法人に農地等| 2 改正法附則第十六条第八項の規定によりなお

農業生 める旨の届出書の提出をした場合における株式法人が」
 た人が」を取り消され、又は青色申告書による申告をや、長業生 用を受けている法人が青色申告書の提出の承認出資し (法人の準備金に関する経過措置)
 の六の規定は、なおその効力を有する。
 の方の規定の適用については、旧令第二十八条

損失準備金残額をいう。次項及び第三項におい売買損失準備金残額(同項に規定する株式売買

て同じ。)については、旧令第三十二条の十三

2 改正法附則第十七条第二項に規定する法人で 2 改正法附則第十七条第二項に規定するものが、改正 
事業年度(同項に規定する改正事業年度をい 
う。以下この項及び第四項において同じ。)開 
う。以下この項及び第四項において同じ。)開 
始の日から改正事業年度開始の日以後十年を経 
始の日から改正事業年度開始の日以後十年を経 
始の日から改正事業年度開始の日以後十年を経 
時に合併により消滅した場合には、その合併の 
日における当該法人の株式売買損失準備金残額 
との合併に係る合併法人に引き継がれたもの 
は、その合併に係る合併法人に引き継がれたもの 
は、その合併に係る合併法人の株式売買損失準備金残額とみなす。

3 前項の場合において、同項の合併法人が、その合併の日を含む事業年度(当該合併法人が合併により設立された法人である場合には、設立併により提出することができる者でないとき又書により提出することができる者でないとき又は証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する証券業を営む者でないときは、当該事業年度(到該合併法人が、そときは、当該事業年度(当該合併法人が、その合併の場合において、同項の合併法人が、その合併の場合において、同項の合併法人が、その合併の場合において、同項の合併法人が、その合併の場合において、同項の合併法人が、その合併の場合において、同項の合併法人が、その合併の場合において、同項の合併法人が、その合併を表して、

同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、 された株式売買損失準備金の金額については、 法人が合併後存続する法人であるときは、その 規定を適用する。この場合において、当該合併 金の金額に含まれるものとして、同条第二項 準備金の金額をいう。以下この項において同法附則第十七条第二項に規定する株式売買損失 の日における株式売買損失準備金の金額(改正 合併法人の改正事業年度の直前の事業年度終了 得の金額の計算については、当該合併に係る被 合併の日を含む事業年度以後の各事業年度の 額の計算上、益金の額に算入する。 合併の日を含む事業年度のその含まれるものと の事業年度終了の日における株式売買損失準 じ。) は、当該合併法人の改正事業年度の直 第二項の規定の適用を受ける合併法人のその 所

5 日までの期間の月数」とする。 「当該合併の日から同日を含む事業年度終了の

その効力を有するものとされる旧法第五十六条 条の十四の規定は、なおその効力を有する。 の十一の規定の適用については、旧令第三十二 (農業協同組合等の留保金額の計算等に関する 改正法附則第十七条第八項の規定によりなお

第十三条 新令第三十七条第二項から第四項まで に終了した事業年度分の法人税については、な度分の法人税について適用し、法人の施行日前 の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年 お従前の例による。

税の特例に関する経過措置) (内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課

第十四条 新令第三十九条の十四第一項、第二項 分所得の金額の計算については、なお従前の例 度の旧法第六十六条の六第一項に規定する未処 特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年 用し、旧令第三十九条の十四第一項に規定する に規定する未処分所得の金額の計算について適 終了する事業年度の新法第六十六条の六第一項 項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に 及び第五項から第八項までの規定は、同条第一

に規定する特定外国子会社等が施行日以後に同2 新令第三十九条の十四第三項の規定は、同項 象配当等の額について適用する。 配当等を除く。)に係る同項に規定する控除対 社等の施行日前に終了した事業年度に係る当該 同項に規定する配当等(当該他の特定外国子会 項に規定する他の特定外国子会社等から受ける

いては、なお従前の例による。 金額に係る同項に規定する外国法人税の額につ 項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終 算について適用し、旧令第三十九条の十七第一 金額に係る同項に規定する外国法人税の額の計 了する事業年度の同項に規定する課税対象留保 に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終 了した事業年度の同項に規定する課税対象留保 新令第三十九条の十七第一項の規定は、同項

第十五条 新令第三十九条の二十二第三項の規定 例に関する経過措置) (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特

し、法人が施行日前に支出した旧法第六十六条 条の十二第一項に規定する負担金について適用 は、法人が施行日以後に支出する新法第六十六

> の十二第一項に規定する負担金については、 お従前の例による。 な

過措置) (転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経

|第十六条 新令第三十九条の二十六の規定は、新 た日以後二年を経過する日が施行日以後に到来 法第六十七条の四第三項に規定する交付を受け 過する日が施行日前に到来した場合について 第三項に規定する交付を受けた日以後二年を経 は、なお従前の例による。 する場合について適用し、旧法第六十七条の四

(登録ホテル業等の減価償却資産の耐用年数の 特例に関する経過措置)

第十七条 新令別表の規定は、個人又は法人が施 資産について適用し、個人又は法人が施行日前 行日以後に取得等をする同表に掲げる減価償却 については、なお従前の例による。 に取得等をした旧令別表に掲げる減価償却資産

(相続税の特例に関する経過措置)

第十八条 改正法附則第二十五条第二項に規定す る当該立木の価額に対応するものとして政令で 到来する分納税額のうちに施行日前に納付され 部分の税額(施行日以後に延納に係る納期限が 定めるものは、旧法第七十条の七第一項に規定 により当該税額を控除した金額)とする。 た税額があるときは、大蔵省令で定めるところ に延納に係る納期限が到来する分納税額に係る する森林計画立木部分の税額のうち施行日以後

#### 附則 二四号) (昭和六○年五月一七日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十一年一月一日 施行する。 (国外公社債等の利子等の源泉徴収等の特例に から

関する経過措置

|第八条 施行日前に取得された新措置法第三条の 四第一項に規定する公社債又は公社債投資信託 の受益証券につき施行日以後最初にその利子又 算期間に対応する」とあるのは「当該最初に支 支払を受けるべき日までの期間」と、「当該計 計算期間」とあるのは「昭和六十一年一月一日 う。) 第二条の三第七項の規定の適用について 行令(次条において「新措置法施行令」とい 第二条の規定による改正後の租税特別措置法施 は収益の分配の支払を受けるべき場合における から同日以後最初にその利子又は収益の分配の は、同項第一号中「その利子又は収益の分配の

> 払を受けるべき」と、同項第二号中「その利子 益の分配(昭和六十一年一月一日以後最初に支 又は収益の分配」とあるのは「その利子又は収 払を受けるべきものを除く。)」とする。 (少額公債の利子の非課税に関する経過措置)

第九条 施行日において改正法附則第四条第二項 提出した旧特別非課税貯蓄申告書(同項第二号一項に規定する販売機関の営業所等を経由して 告書とみなす。 四条第一項第二号に規定する特別非課税貯蓄申 等」という。)を経由して提出した新措置法第 等(以下この条において「販売機関の営業所 従つて同条第一項に規定する販売機関の営業所 法第一条の規定による改正前の租税特別措置法 債」という。) を有する者が、施行日前に改正 に規定する旧公債(以下この条において「旧公 は、施行日において、新措置法第四条の要件に に係るものをいう。以下この条において同じ。) (次条において「旧措置法」という。) 第四条第 に規定する特別非課税貯蓄申告書で当該旧公債

2 らないものとし、当該特別非課税貯蓄申告書が 当該最高限度額に相当する金額としなければな 提出している場合及び大蔵省令で定める場合を の購入をする場合(当該旧特別非課税貯蓄申告 う。) とみなされた旧特別非課税貯蓄申告書の 二号に規定する特別非課税貯蓄申告書(以下こ された旧特別非課税貯蓄申告書は当該購入をす 前項の規定により特別非課税貯蓄申告書とみな 当該購入をする日までに提出されないときは、 最高限度額は、当該旧特別非課税貯蓄申告書の 蓄申告書に記載する同条第三項第三号に掲げる らない。この場合において、当該特別非課税貯 第五項に定めるところにより提出しなければな 項において準用する所得税法第十条第三項及び に特別非課税貯蓄申告書を新措置法第四条第二 除く。)には、その購入をする日までに、新た の営業所等を経由して特別非課税貯蓄申告書を 書につき既にこの項の規定により当該販売機関 定する公債(第八項において「公債」という。) 提出の際に経由した販売機関の営業所等におい の条において「特別非課税貯蓄申告書」とい 後に同項の規定により新措置法第四条第一項第 て同項の規定の適用を受けようとする同項に規 前項の規定の適用を受ける個人が、施行日以

3 る日以後その効力を失うものとする。 書を提出する場合において、 前項の規定により同項の特別非課税貯蓄申告 同項に規定する旧

ることができない。 別非課税貯蓄申告書に記載する新措置法第四条 項及び次項において「旧最高限度額」という。) 特別非課税貯蓄申告書の最高限度額(以下この るときは、当該特別非課税貯蓄申告書は提出す 限度額との合計額が三百万円を超えることとな 書に記載すべき同条第三項第四号に掲げる最高 た後の金額によるものとする。この場合にお かわらず、その端数を切り上げ、又は切り捨て 号に掲げる最高限度額は、前項後段の規定にか 第二項において準用する新法第十条第三項 が一万円未満であるときを含む。)は、当該特 て、当該最高限度額と当該特別非課税貯蓄申告 に一万円未満の端数があるとき(旧最高限度

5 されたものである旨及び当該申告書に係る同項 合には、当該申告書に、同項の規定により提出 提出された特別非課税貯蓄申告書を受理した場 提出があつたものとみなす。 用する新法第十条第四項の規定による申告書 額に変更する新措置法第四条第二項において準 当該特別非課税貯蓄申告書に記載した最高限度 申告書の提出があつたときは、旧最高限度額を の旧特別非課税貯蓄申告書の提出年月日を記載 前項の場合において、同項の特別非課税貯蓄 販売機関の営業所等は、第二項の規定により

する。 中「翌月十日」とあるのは、「翌々月末日」と 第四十七条の二の規定の適用については、同条 施行令第二条の四第三項において準用する新令 しなければならない。 前項の特別非課税貯蓄申告書に係る新措置法

7 いてその効力を失うものとする。 書とみなされるものを除き、施行日の前日にお 書は、第一項の規定により特別非課税貯蓄申告 施行日前に提出された旧特別非課税貯蓄申告

新令第三十五条第一項に規定する現在高に係る 置法施行令第二条の四第三項において準用する 得税法施行令第三十五条第一項に規定する普通 う。) 第二条の四第三項において準用する旧 別措置法施行令(以下「旧措置法施行令」とい 法第四条の要件に従つて購入したものとみなさ 限度額(旧措置法施行令第二条の四第三項に 債に係る同項の特別非課税貯蓄申込書は、新措 預金契約等に基づくものであるときは、当該公 れる公債が第二条の規定による改正前の租税特 いて準用する旧所得税法施行令第三十五条第二 改正法附則第四条第二項の規定により新措置 所

2

十四の規定は、

載された新措置法施行令第二条の四第三項におれている場合には、変更後の最高限度額)が記 税貯蓄申込書とみなす。 いて準用する新令第三十五条第一項の特別非課 項の規定による特別非課税貯蓄申込書が提出さ

る旧措置法施行令第二条の四第三項において準施行日前に受理し、又は作成した旧公債に係 第五項に規定する書面及び帳簿の保存について 同条第四項に規定する申告書の写し並びに同条 定する申込書、同条第三項に規定する帳簿及び 用する旧所得税法施行令第四十八条第一項に規 なお従前の例による。

(配当所得に関する経過措置)

第十条 旧措置法第八条の四第一項に規定する居 置法第八条の四第一項の規定により提出された 規定する申告書(旧措置法施行令第五条第三項 同項の申告書とみなす。 の申告書が提出されたものを除く。)は、新措 住者又は非居住者が施行日前に提出した同項に 措置)

# (昭和六〇年七月三日政令第二一

(昭和六十年七月六日) から施行する。 伝(昭和六十年法律第五十五号)の施行の日この政令は、中小企業技術開発促進臨時措置

の規定は、個人がこの政令の施行の日(次項に 号に規定する負担金について適用する。 おいて「施行日」という。)以後に支出する同 て「新令」という。)第五条の三第四項第八号 改正後の租税特別措置法施行令(次項におい

3 法人が施行日以後に支出する同号に規定する負 担金について適用する。 新令第二十七条の四第二項第八号の規定は、

## 七〇号) (昭和六〇年九月二七日政令第二

この政令は、昭和六十年十月一日から施行す

## 三一六号) 則 (昭和六〇年一二月二〇日政令第

(施行期日)

この政令は、 昭和六十一年一月一日から施行

## 三三四号) 則 (昭和六〇年一二月二七日政令第

この政令は、 昭和六十一年一月一日から施行

改正後の第二十六条の十二及び第二十六条の

この政令の施行の日以後に発行

される租税特別措置法第四十一条の十二第七項 による。 行された当該割引債については、なお従前の例 に規定する割引債について適用し、同日前に発

### 五号) 附 (昭和六一年三月二八日政令第四

この政令は、 昭和六十一年四月一日から施行

### 則 抄 (昭和六一年三月二八日政令第五

附

(施行期日) 号)

(租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過 一年三月三十一日)から施行する。 この政令は、法の一部の施行の日 (昭 和六十

2 この政令の施行の日 う。)前に相続又は遺贈(贈与者の死亡により 効力を生ずる贈与を含む。) により取得した財 については、なお従前の例による。 により効力を生ずる贈与を除く。)をする場合 産を、貿易研修センターに贈与(贈与者の死亡 (以下「施行日」とい

### 号 則 (昭和六一年三月三一日政令第八

附

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十一年四月一日 施行する。

から

第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下(所得税の特例に関する経過措置の原則) 等の源泉徴収等の特例に関する経過措置) 得税については、なお従前の例による。 があるものを除くほか、昭和六十一年分以後の 所得税について適用し、昭和六十年分以前の所 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め (国外公社債等の利子等及び国外株式等の配当

第三条 新令第二条の三第五項、第八項及び第九 る改正後の租税特別措置法(以下「新法」とい法律第十三号。以下「改正法」という。)によ 別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年 項の規定は、この政令の施行の日(以下「施行 に規定する国外公社債等の利子等については、法(以下「旧法」という。)第三条の四第一項 受けるべき改正法による改正前の租税特別措置 等の利子等について適用し、施行日前に支払を う。) 第三条の四第一項に規定する国外公社債 日」という。) 以後に支払を受けるべき租税特

2 施行日以後に支払を受けるべき新法第九条の二 新令第五条の二第四項及び第五項の規定は、

条第一項の規定によりなおその効力を有するも 条の二第三項及び昭和六十三年改正法附則第四

> 項」と、「法第十条の二第三項の規定による控 のとされる昭和六十一年旧法第十条の二第四

同条第四項」とあるのは「法第十条の二第

第十二項中「法第十条の二第三項」とあるのは 昭和六十三年新法第四十一条第一項」と、同条

「法第十条の二第三項(昭和六十三年新法第十

十三年新法第十条の四第三項から第五項まで、 新法第十条の三第三項から第五項まで、昭和六

適用し、 第一項に規定する国外株式等の配当等について 条の二第一項に規定する国外株式等の配当等に (試験研究費の額が増加した場合等の所得税額 ついては、なお従前の例による。 施行日前に支払を受けるべき旧法第九

第四条 昭和六十一年分及び昭和六十二年分の所 律第十三号)附則第十条第一項の規定によりそ 措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法とあるのは、「法第四十一条第一項、租税特別 税特別措置法第四十一条第一項」とする。 の例によることとされる同法による改正前の租 ては、これらの規定中「法第四十一条第一項」 において準用する場合を含む。)、第五条の四第 得税に係る新令第五条の三第一項(同条第三項 十項及び第五条の五第五項の規定の適用につい )特別控除等に関する経過措置)

2 が施行日以後に支出する同号に規定する負担 について適用する。 (エネルギー利用効率化設備等を取得した場合 新令第五条の三第四項第九号の規定は、個

第五条 改正法附則第三条第一項の規定によりな 二第三項及び第四項」と、「法第十条第一項」 は、なおその効力を有する。この場合におい令 (以下「旧令」という。)第五条の四の規定 の所得税額の特別控除に関する経過措置) 第四十一条第一項」とあるのは「昭和六十三年 と、「法第十条の三第三項から第五項まで、法 とあるのは「昭和六十三年新法第十条第一項」 改正法による改正前の租税特別措置法第十条の おその効力を有するものとされる昭和六十三年 の項及び次項において「昭和六十三年新法」と う。) による改正後の租税特別措置法(以下こ 及び次項において「昭和六十三年改正法」とい る法律(昭和六十三年法律第四号。以下この項 二の規定に基づく改正前の租税特別措置法施行 おその効力を有するものとされる旧法第十条の 十三年改正法附則第四条第一項の規定によりな いう。) 第十条の二第三項及び第四項、昭和六 「同条第四項、租税特別措置法の一部を改正す 同条第十一項中「同条第四項」とあるのは

は「法第十条の二第三項」とする。 この項において同じ。)」と、「同項」とあるの 租税特別措置法第十条の二第三項を含む。以下 のとされる昭和六十三年改正法による改正前

2 三項中「若しくは第四項」とあるのは「若しく 第四項」と、昭和六十三年新令第十七条の三第 年旧法第十条の二第四項を含む。以下この項に 六十一年改正法附則第三条第一項の規定により 三項」とあるのは「法第十条の二第三項(昭 第四項」と、同条第十三項中「法第十条の二第 則第三条第一項の規定によりなおその効力を有 あるのは「同条第四項、昭和六十一年改正法附 年新令第五条の四第十二項中「同条第四項」と という。) 第十条の二第四項」と、昭和六十三 三条第一項の規定によりなおその効力を有する いて「昭和六十一年改正法」という。)附則第次条から第五条の六まで及び第十七条の三にお 律(昭和六十一年法律第十三号。以下この項、 び第四項」とあるのは「法第十条の二第三項及令第五条の三第一項中「法第十条の二第三項及 第五項、第五条の六第八項及び第十七条の三第条の四第十一項から第十三項まで、第五条の五 条第三項において準用する場合を含む。)、第五 別措置法施行令の一部を改正する政令(昭 条第一項の規定によりなおその効力を有するも は第四項若しくは昭和六十一年改正法附則第三 するものとされる昭和六十一年旧法第十条の二 則第三条第一項の規定によりなおその効力を有 の二第三項及び第四項、昭和六十一年改正法附 の二第三項及び第四項」とあるのは「法第十条 の五第五項及び第五条の六第八項中「法第十条 おいて同じ。)」と、「同項」とあるのは「法第 なおその効力を有するものとされる昭和六十一 び第十七条の三において「昭和六十一年旧法」 の租税特別措置法(次条から第五条の六まで及 ものとされる昭和六十一年改正法による改正前 三項の規定の適用については、昭和六十三年新 別措置法施行令(以下この項において「昭和六 十条の二第三項」と、昭和六十三年新令第五条 するものとされる昭和六十一年旧法第十条の二 び第四項、租税特別措置法の一部を改正する法 十三年新令」という。)第五条の三第一項(同 十三年政令第七十三号)による改正後の租税特 前項の規定の適用がある場合における租税

和六十一年旧法第十条の二第四項を含む。)」と 定によりなおその効力を有するものとされる昭 項」と、「及び第四項」とあるのは「及び第四 第四項の規定による控除、法第十条の二第四 するものとされる昭和六十一年旧法第十条の二 則第三条第一項の規定によりなおその効力を有 三項の規定による控除、昭和六十一年改正法附 (昭和六十一年改正法附則第三条第一項の規

(個人の工業用機械等の特別償却に関する経過

設をいう。以下この条において同じ。)をして 施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建 合については、なお従前の例による。 定する工業用機械等をその事業の用に供した場 行日前に取得等をした旧法第十二条第一項に規 定する工業用機械等について適用し、個人が施 その事業の用に供する新法第十二条第一項に規 新令第六条の三第二項の規定は、個人が 2

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

第七条 新令第二十五条第九項、第十項及び第十 係る所得税について適用し、個人が施行日前に の例による。 資産の譲渡に係る所得税については、なお従前 行つた旧法第三十七条第一項の規定に該当する 三十七条第一項の規定に該当する資産の譲渡に 二項の規定は、個人が施行日以後に行う新法第

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

ものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年第八条 新令第三章の規定は、別段の定めがある し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法後に開始する事業年度分の法人税について適用のない社団等を含む。以下同じ。) の施行日以 法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格 人税については、なお従前の例による。 2

は、法人が施行日以後に支出する同号に規定す第九条 新令第二十七条の四第二項第九号の規定 の特別控除に関する経過措置 (試験研究費の額が増加した場合等の法人税額

の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経 (エネルギー利用効率化設備等を取得した場合 る負担金について適用する。

なおその効力を有するものとされる旧法第四十第十条 改正法附則第十二条第一項の規定により 二条の五の規定に基づく旧令第二十七条の五の なおその効力を有する。

(法人の工業用機械等の特別償却に関する経過

第十一条 新令第二十八条の四第二項の規定は、 等をその事業の用に供した場合については、 くは建設をいう。以下この条及び附則第十七条 法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若し お従前の例による。 新法第四十五条第一項に規定する工業用機械等 た旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械 について適用し、法人が施行日前に取得等をし において同じ。)をしてその事業の用に供する な

(法人の準備金に関する経過措置)

第十二条 新令第三十二条の三第七項の規定は いては、なお従前の例による。 旧令第三十二条の三第七項に規定する契約につ 約について適用し、法人が施行日前に締結した 法人が施行日以後に締結する同項に規定する契

その効力を有するものとされる旧法第五十六条 臣」とする。 の四の規定に基づく旧令第三十二条の七の規定 て、同条中「大蔵大臣」とあるのは、「財務大 は、なおその効力を有する。この場合におい 改正法附則第十五条第五項の規定によりなお

(法人の資産の譲渡等の場合の経過措置)

第十三条 新令第三十九条の五第十四項の規定 する。 四第一項に規定する土地等の譲渡について適用 は、法人が施行日以後に行う新法第六十五条の

三項の規定は、法人が施行日以後に行う新法第 なお従前の例による。 該当する資産の譲渡に係る法人税については、 前に行つた旧法第六十五条の七第一項の規定に 渡に係る法人税について適用し、法人が施行日 六十五条の七第一項の規定に該当する資産の譲 新令第三十九条の七第五項、第六項及び第十

(相続税の特例に関する経過措置)

第十四条 新令第四十条の二第一項第二号の規定 税について適用し、同日前に相続又は遺贈によ り取得した財産に係る相続税については、 従前の例による。 おいて同じ。)により取得した財産に係る相続 により効力を生ずる贈与を含む。以下この条に は、施行日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十五条 改正法附則第二十条第四項の表の第1 号及び第三号に規定する政令で定める土地は、 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

> する政令で定める建物は、同項各号に掲げる建 項各号に掲げる土地とし、同表の第四号に規定 (昭和五十五年政令第四十二号) による改正前 |租税特別措置法施行令第四十二条の十一第|

第十六条 改正法附則第二十一条第五項に規定す 次に掲げる事項を記載しなければならない。

じ。)の所在地及び名称 販売業者にあつては、同法第二十二条第一項 律第六十八号)第九条第六項に規定する小売 に規定する営業所。以下この条において同 貯蔵場所(たばこ事業法(昭和五十九年法

うとする者は、次に掲げる事項を記載した申

改正法附則第二十一条第十項の確認を受けよ

るたばこ消費税を課された、又は課されるべき 書に、当該製造たばこが同条第四項の規定によ

ものであることを証明した書類で当該製造たば

2 前項の申告書を提出する義務がある者が当該申 死亡した場合について準用する。 告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで 号)第十一条第二項から第四項までの規定は、 たばこ消費税法施行令(昭和六十年政令第五

3 書に、当該製造たばこ(たばこ消費税法(昭和うとする者は、次に掲げる事項を記載した申請 付し、これを同条第九項の税関長に提出しなけ 署長から交付を受けたもの(当該製造たばこに 五十九年法律第七十二号)第三条に規定する製 第五項の税務署長から交付を受けたもの)を添 ばこ消費税を課された、又は課されるべきもの が改正法附則第二十一条第四項の規定によるた 造たばこをいう。以下この条において同じ。) は、同項の規定の適用を受けた者を通じて同条 の規定の適用を受けた者が異なる場合にあつて つき当該確認を受けようとする者と同条第四項 であることを証明した書類で同条第五項の税務 改正法附則第二十一条第九項の確認を受けよ

申請者の住所及び氏名又は名称

二 当該製造たばこの区分(たばこ消費税法第 二条第二項に規定する製造たばこの区分をい との数量 う。以下この条において同じ。)及び区分ご

該製造たばこの貯蔵場所の所在地及び名称 条第四項の規定の適用を受けた時における当 けた者の住所及び氏名又は名称並びにその適 なる場合にあつては、同項の規定の適用を受 とする者と同項の規定の適用を受けた者が異 (当該製造たばこにつき当該確認を受けよう 当該製造たばこにつき改正法附則第二十一

場所の所在地及び名称 用を受けた時における当該製造たばこの貯蔵 地及び名称 当該製造たばこの輸出に係る販売場の所在

五 その他参考となるべき事項

前項の申請書の提出を受けた税関長は、

(たばこ消費税の手持品課税に係る申告等) を当該申請書を提出した者に通知しなければな 当該確認の内容を記載した書類により、その旨 法附則第二十一条第九項の確認をしたときは、

る申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、 申告者の住所及び氏名又は名称

添付し、これを同条第十項の税務署長に提出し 同条第五項の税務署長から交付を受けたものを こにつき同項の規定の適用を受けた者を通じて

なければならない。

申請者の住所及び氏名又は名称

三 当該製造たばこを当該製造場に戻し又は移二 当該製造場の所在地及び名称

送した者の住所及び氏名又は名称

7

6 る。 六 その他参考となるべき事項 第四項の規定は、 前項の場合について準用す

名称

ける当該製造たばこの貯蔵場所の所在地及び 氏名又は名称並びにその適用を受けた時にお

条第四項の規定の適用を受けた者の住所及び

当該製造たばこにつき改正法附則第二十一

当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量

ばこに該当するものとする。 費税法施行令第九条第一項各号に掲げる製造た を課された、又は課されるべきものでたばこ消 このうち同条第四項の規定によりたばこ消費税 ばこ製造者がその製造場から移出した製造たば る政令で定めるものは、同項に規定する製造た 改正法附則第二十一条第十項第一号に規定す

特例に関する経過措置) (登録ホテル業等の減価償却資産の耐用年数

第十七条 新令別表の規定は、個人又は法人が施 資産について適用し、個人又は法人が施行日前 行日以後に取得等をする同表に掲げる減価償却 については、なお従前の例による。 に取得等をした旧令別表に掲げる減価償却資産

B-Lak 前条の見ぎことの女に後の且说寺川背の一部改正に伴う経過措置) (租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

は、なお従前の例による。 適用し、昭和六十年分以前の所得税について規定は、昭和六十一年分以後の所得税について規定は、昭和六十一年分以後の所得税について置法施行令の一部を改正する政令附則第四条の第十九条 前条の規定による改正後の租税特別措

# 六一号) 抄附 則 (昭和六一年五月一六日政令第一

(施行期日)

第二条 法人(法人税法第二条第八号に規定する 大十一年四月一日前に開始し、かつ、同日以後 に終了する事業年度における第一条の規定によ る改正後の租税特別措置法施行令第三十九条の 二十五第二項の規定の適用については、同項中 「適用せず」とあるのは、「適用せず、当該事業 年度の価格変動準備金として積み立てた金額の 全額を損金の額に算入し」とする。

# 九四号) 抄附 則 (昭和六一年五月三〇日政令第一

附則(昭和六一年六月五日政令第二〇この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第四十一条、第四十二条第二項及び第四十一年一月一日以後に同項に定めるところによい、昭和六十一年七月一日から施行する。は、昭和六十一年七月一日から施行する。は、昭和六十一年七月一日から施行する。は、昭和六十一年七月一日から施行する。大道、居住者が租税特別措置法施行令(以下「新規定は、居住者が租税特別措置法施行令(以下「新規定は、居住者が租税特別措置法施行令(以下「新規定は、居住者が租税特別措置法施行令(以下「新知法を関係を表現を表現を表現を表現を表現を表現した場合について適用している。

項(新令第四十二条の二第二項において準用す4 新令第四十一条、第四十二条第一項及び第二

従前の例による。 を場合を含む。)、第四十二条の二第一項並びに第四十二条の三に規定する家屋について適用し、同日前に新築し、又は取得した改正前の租税特別措置法施行し、又は取得した改正前の租税特別措置法施行し、又は取得した改正前の租税特別措置法施行し、又は取得した改正前の租税特別措置法施行し、又は取得した改正前の租税特別措置法施行し、又は取得した改正前の規定は、昭和六十一年七月一第四十二条の三に規定は、昭和六十一年七月一第四十二条の三第一項並びにる場合を含む。)、第四十二条の二第一項並びにる場合を含む。)、第四十二条の二第一項並びに

### 

(施行期日)

(旧特殊法人登記令等の暫定的効力)第一条 この政令は、公布の日から施行する。

第二条 農業機械化研究所については、 規定による改正前の身体障害者雇用促進法施行前の地方公務員等共済組合法施行令、第六条の 規定による改正前の特殊法人登記令、第三条の 解散するまでの間は、なおその効力を有する。 第二条第一項の規定により農業機械化研究所が 令は、生物系特定産業技術研究推進機構法附則 第十五条の規定による改正前の農林水産省組織 三条の規定による改正前の地方税法施行令及び 条の規定による改正前の法人税法施行令、第十 の規定による改正前の所得税法施行令、第十二 よる改正前の租税特別措置法施行令、第十一条 の安定等に関する法律施行令、第十条の規定に 第九条の規定による改正前の高年齢者等の雇用 中小企業者の受注の確保に関する法律施行令、 第八条の規定による改正前の官公需についての 係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関 令、第七条の規定による改正前の国の利害に関 等共済組合法施行令、第五条の規定による改正 行令、第四条の規定による改正前の国家公務員 規定による改正前の国家公務員等退職手当法施 (租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過 する法律第七条第一項の公法人を定める政令、 、第二条の 2

一八号) 抄附 則 (昭和六一年六月一七日政令第二)

規定に 施行する。 七月一 第一条 この政令は、昭和六十一年七月一日业びに (施行期日)

# 四二号)附《则》(昭和六一年六月二七日政令第二十分)

(施行期日)

(特別受債等)特別賃却に関いる経過時間でする。 する。 コースの政令は、昭和六十一年七月一日から施行

(特定設備等の特別償却に関する経過措置) (特定設備等の特別償却に関する経過措置) (特定設備等の特別債型に関する経過性でいたものを対していたは建設をした租税特別措置法第四十三条第一項の表の第四号に掲げる機械及び装置をお。)が、この政令の施行の日前に取得又は製作若しくは建設をした租税特別措置法施行令第二十八条第三条第一項の表の第四号に掲げる機械及び装置を立った。 

「特定設備等の特別償却に関する経過措置)

# 六六号) (昭和六一年七月二二日政令第二

(昭和六十一年七月二十九日) から施行する。法(昭和六十一年法律第四十二号) の施行の日この政令は、特定都市鉄道整備促進特別措置

# 〇号) (昭和六一年九月二日政令第二九)

行日」という。) 前に同号の承認を受けた同号

に規定する認定組合等に対し施行日から昭和六

十二年三月三十一日までの間に支出する同号に

行する。 この政令は、昭和六十一年十二月一日から施

# 五七号) 附 則 (昭和六一年一二月二日政令第三

りその者の居住の用に供した場合について適用 十一年一月一日以後に同項に定めるところによい、昭和六十二年一月一日から施行する。 は、昭和六十二年一月一日から施行する。 は、昭和六十二年一月一日から施行する。 は、昭和六十二年一月一日から施行する。 は、昭和六十二年一月一日から施行する。 は、昭和六十二年一月一日から施行する。 は、昭和六十二年一月一日から施行する。 に、第四十一条、第四十二条第二項及び第四十 し、第四十一条、第四十二条第二項及び第四十 し、第四十一条、第四十二条第二項及び第四十

前の例による。 新令第四十条の三第二項及び第三項の規定 新令第四十条の三第二項及び第三項の規定とより の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この死亡による。

項(新令第四十二条の二第二項において準用す4 新令第四十一条、第四十二条第一項及び第二

附 則 (昭和六一年一二月五日政令第三時四十二条の三に規定する家屋については、なお切害を含む。)、第四十二条の二第一項並びに第一段で含む。)、第四十二条の二第一項をび第二項に同令第四十一条、第四十二条の二第一項及び第二項規定する家屋について適用し、同日前に新築規定する家屋について適用し、同日前に新築地、又は取得するこれらの規定に別定する家屋について適用し、同日前に新築規定する家屋について適用し、同日前に新築地で第四十二条の三第一項並びにの場合を含む。)、第四十二条の二第一項並びにる場合を含む。)、第四十二条の二第一項並びに

# 六六号) 抄 明 (昭和六一年一二月五日政令第三

(施行期日)

第一条 この政令の施行の日(以下この条において「施第二条 個人が、第二条の規定による改正前の租税特別措置法施行令」という。)第五 上前の租税特別措置法施行令(以下この条において「改税特別措置法施行令(以下この条において「改成特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

表の三の規定は、なおその効力を有する。この 2 特定地域中小企業対策臨時措置法(以下この 会において「法」という。) 附則第六条第二項 の規定によりなおその効力を有するものとされ る法附則第五条の規定による改正前の租税特別 措置法(以下この条において「改正前の租税特別 措置法(以下この条において「改正前の租税特別 措置法(以下この条において」で、 の担定によりなおその効力を有する。 という。) 附則第六条第二項 のいては、改正前の租税特別 措置法(以下この 表の三の規定は、なおその効力を有する。この ないでは、なお従前の例によ

3 第二条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条第他行令(以下この条において「改正後の租税特別措置法(以下この条定による改正後の租税特別措置法(以下この条定による改正後の租税特別措置法(以下この条定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「改正後の租税特別措置法(以下この条において「改正後の租税特別措置法」という。)第二十七条第一項の規定に該当する資産の譲渡に係る所得税について適用し、個人が施行目前に係る所得税について適用し、個人が施行目前に係る所得税について適用し、個人が施行目前に係る所得税について適用し、個人が施行目前による改正後の租税特別措置法第三十七条第二十七条第一位の表表を表示。

三月三十一日」とする。

二年六月三十日」とあるのは、「昭和六十二年場合において、同条第一項第三号中「昭和六十

4 個人が施行日から昭和六十二年三月三十一日については、なお従前の例による。 一項の規定に該当する資産の譲渡に係る所得税

4 個人が施行日から昭和六十二年三月三十一日までの間に行う改正後の租税特別措置法第三十七条第一項の規定に該当する資産の譲渡であつて、当該資産の譲渡に係る同項に規定する買換資産が施行日以後に取得されたものに係る所得第二十五条第九項の規定は、なおその効力を有第二十五条第九項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第二号ハ中「特する。この場合において、同項第二号ハ中「特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法」とある。

- 法附則第六条第五項の規定によりなおその効用とする。

の例による。 む正後の租税特別措置法施行令第三十九条の の例による。 の例による。 の例による。 の例による。

までの間に行う改正後の租税特別措置法第六十9 法人が施行日から昭和六十二年三月三十一日

税特別措置法施行令第二十二条の八第三項及び

工条の七第一項の規定に該当する資産の譲渡で 五条の七第一項の規定に該当する資産の譲渡で 大人税については、改正前の租税特別措置法施 対力を有する。この場合において、同項第二号 効力を有する。この場合において、同項第二号 が中「特定業種関連地域中小企業対策臨時措置 法」とあるのは、「日特定業種関連地域中小企 業対策臨時措置法」とする。

10 法人が施行日前に取得した改正前の租税特別 措置法第六十五条の七第一項の規定に該当する資産の譲渡 下五条の七第一項の規定に該当する資産の譲渡 に限る。)に係る改正後の租税特別措置法第六十五条の七第一項の規定に該当する資産の譲渡 に限る。)に係る改正後の租税特別措置法第六 に限る。)に係る改正後の租税特別措置法第六 に限る。)に係る改正後の租税特別 による。

# 四号) 抄 別 (昭和六二年三月二〇日政令第五

(施行期日)

# 〇二号) 抄 別 、 昭和六二年三月三一日政令第一

(施行期日)

(租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過施行する。

第七条 措置) 法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号) 及び第三十九条の五第四項の規定は、個人又は 置法施行令」という。)第二十二条の八第三項 法施行令(以下この条において「新租税特別措 策事業で施行日以後に実施されるものは、新租 る。この場合において、旧地域改善対策特別措 税又は法人税については、なお従前の例によ 施行日前に行つた当該土地等の譲渡に係る所得 税又は法人税について適用し、個人又は法人が の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る所得 置法附則第二項ただし書に規定する地域改善対 十六号)第三十四条の二第一項又は第六十五条 に行う租税特別措置法(昭和三十二年法律第二 む。以下この条において同じ。)が施行日以後 第二条第八号に規定する人格のない社団等を含 前条の規定による改正後の租税特別措置 3 2

特定事業とみなす。 第三十九条の五第四項に規定する地域改善対策

# 〇六号) 抄附 則 (昭和六二年三月三一日政令第一

(施行期日)

第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下第一条)。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第四条 新令第六条の三の規定は、個人が施行日第四条 新令第六条の三の規定は、個人が施行日間に取得等(取得又は製作若しくは建設をいる法律(昭和六十二年法律第十四号。以下「改る法律(昭和六十二年法律第十四号。以下「改法(以下「新法」という。)第十二条第一項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行目前に取得等をした改正法による改正前の施行日前に取得等をした改正法による改正前の地行目前に取得等をした改正法による改正的の事件。

する。

新令第七条第三項及び第十一項の規定は、個場合については、なお従前の例による。 規定する減価償却資産をその事業の用に供したた改正前の租税特別措置法施行令(以下「旧た改正前の租税特別措置法施行令(以下「旧に供するこれらの規定に規定する減価償却資産に供するこれらの規定に規定する減価償却資産の人が施行日以後に取得等をしてその事業の用額分が施行の方法の規定は、

財名によりでは、おお代前の例による。 お名第12年について 所令第七条第三項に規定する貸家住宅について 画用 四条第一項に規定する貸家住宅について 適用 四条第一項に規定する貸家住宅について 適用 四条第一項に規定する貸家住宅について 適用 は、 なお従前の例による。

第五条 改正法附則第五条第二項の規定により とあるのは「おける当該みなし総所得金額」と るのは「)がない」と、「おける総所得金額」 三第三項第二号において同じ。)がない」とあ に規定する所得の金額」とあるのは「改正法附という。)を控除した残額をいう。)」と、「同項 る所得の金額(その年分の当該所得の金額が三 後の租税特別措置法第二十四条第一項に規定す う。)の施行の日前に栽培を開始したいぐさ及 年法律第十四号。次項において「改正法」とい 条の規定の適用については、旧令第十六条の規 おその効力を有するものとされる旧法第二十四 残額を超える」と、「三百万円と」とあるの 百万円から新法免税対象所得の金額を控除した 別措置法第二十四条第一項に規定する所得の金 するものとされる改正法による改正前の租税特 則第五条第二項の規定によりなおその効力を有 百万円を超える場合には、三百万円とする。以 額」とあるのは「その年分のみなし総所得金額 る。)」と、同条第二項中「その年分の総所得金 二月三十一日までの間の栽培に係るものに限 び桑(桑にあつては、同日から昭和六十五年十 特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十二 及び桑」とあるのは「及び葉たばこ並びに租税 定は、なおその効力を有する。この場合におい (開墾地等の農業所得の免税に関する経過措置) 額」と、「三百万円を超える」とあるのは「三 下この項において「新法免税対象所得の金額」 「当該残額と」と、「次条第四項及び第十七条の (その年分の総所得金額から改正法による改正 て、同条第一項第四号中「、葉たばこ、いぐさ

墾地免税対象所得の金額」とする。 する所得の金額」とあるのは「の規定による開 と、新令第十七条の三第三項第二号中「に規定 よりなおその効力を有するものとされる改正法 する法律(昭和六十二年法律第十四号。以下 は「前条第一項(租税特別措置法の一部を改正 む」と、同条第五項中「前条第一項」とあるの とあるのは「開墾地免税対象所得の金額を含 ない」と、「同項に規定する所得の金額を含む」 て「開墾地免税対象所得の金額」という。) が 下この項及び第十七条の三第三項第二号におい 百万円を超える場合には、三百万円とする。以 額に相当する所得の金額(当該所得の金額が三 は「これらの規定に規定する所得の金額の合計 による改正前の前条第一項の規定を含む。)」 「改正法」という。)附則第五条第二項の規定に 2 3

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

法第三十七条第一項の規定に該当する資産の譲税について適用し、個人が施行日前に行つた旧第一項の規定に該当する資産の譲渡に係る所得 渡に係る所得税については、なお従前の例によ 定は、個人が施行日以後に行う新法第三十七条 新令第二十五条第九項及び第十二項の規

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

場合を除くほか、法人(法人税法(昭和四十年第七条 新令第三章の規定は、別段の定めがある し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法後に開始する事業年度分の法人税について適用 のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以 法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格 (試験研究費の額が増加した場合等の法人税額 人税については、なお従前の例による。 特例に関する経過措置) (登録ホテル業等の減価償却資産の耐用年数の

は、法人が施行日以後に支出する同号に規定す第八条 新令第二十七条の四第二項第九号の規定 の特別控除に関する経過措置

る負担金について適用する。 (法人の減価償却に関する経過措置)

第九条 新令第二十八条の五の規定は、法人が施 四十五条第一項に規定する工業用機械等をその適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第 同じ。)をしてその事業の用に供する新法第四をいう。以下この条及び附則第十二条において 事業の用に供した場合については、 十五条第一項に規定する工業用機械等について 行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設 なお従前の 1

は、 場合については、なお従前の例による。 規定する減価償却資産をその事業の用に供した をした旧令第二十八条の七第一項及び第三項に 資産について適用し、法人が施行日前に取得等 の用に供するこれらの規定に規定する減価償却 新令第二十八条の七第一項及び第三項の規定 法人が施行日以後に取得等をしてその事業 1

法第四十七条第一項に規定する貸家住宅につい た旧法第四十七条第一項に規定する貸家住宅に ついては、なお従前の例による。 て適用し、法人が施行日前に取得又は新築をし 新令第二十九条の三第三項及び第十項の規定 法人が施行日以後に取得又は新築をする新

する経過措置) (法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関

第十条 新令第三十九条の七第五項及び第十三項 する資産の譲渡に係る法人税については、なお行つた旧法第六十五条の七第一項の規定に該当 係る法人税について適用し、法人が施行日前に の規定は、法人が施行日以後に行う新法第六十 五条の七第一項の規定に該当する資産の譲渡に 従前の例による。

(相続税の特例に関する経過措置)

第十一条 新令第四十条の二第一項第二号の規定 より取得した財産に係る相続税については、な 税について適用し、施行日前に相続又は遺贈に おいて同じ。)により取得した財産に係る相続 は、施行日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡 お従前の例による。 により効力を生ずる贈与を含む。以下この条に

第十二条 新令別表の規定は、個人又は法人が施 資産について適用し、個人又は法人が施行日前 については、なお従前の例による。 に取得等をした旧令別表に掲げる減価償却資産 行日以後に取得等をする同表に掲げる減価償却

する経過措置)

第十五条 前条の規定による改正後の租税特別措 置法施行令の一部を改正する政令附則第五条第 の一部改正に伴う経過措置) (租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 一項及び第二項の規定は、昭和六十二年分以後

の所得税について適用し、昭和六十一年分以前 所得税については、なお従前の例による。 則 (昭和六二年四月二八日政令第

この政令は、

公布の日から施行する

附 則 (昭和六二年六月九日政令第二〇

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。 六号) 則 (昭和六二年八月五日政令第1 七

2 り取得した財産に係る相続税については、なお 第一項第二号の規定は、この政令の施行の日 以下同じ。)により取得した財産に係る相続税 従前の例による。 について適用し、施行日前に相続又は遺贈によ (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。 (以下「施行日」という。) 以後に相続又は遺贈 改正後の租税特別措置法施行令第四十条の二 この政令は、公布の日から施行する。

附則 一五号) (昭和六二年九月二六日政令第三

この政令は、昭和六十二年十月一日から施行 (昭和六二年九月二九日政令第三

する。

(施行期日)

三三号)

第一条 この政令は、昭和六十二年十月一日から 第三項の改正規定は、商品の名称及び分類につ 施行する。ただし、第四十八条の七第二項及び ための関係法律の整備に関する法律(昭和六十 いての統一システムに関する国際条約の実施の (所得税の特例に関する経過措置の原則) 一年法律第八十号)の施行の日から施行する。 3

第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下 ものを除くほか、昭和六十二年分以後の所得税「新令」という。)の規定は、別段の定めがある については、なお従前の例による。 について適用し、昭和六十一年分以前の所得税 (有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関

第三条 新令第二十五条の八第一項の規定は、 譲渡に係る所得税については、なお従前の例に令第二十五条の八第五項各号に掲げる公社債の る公社債の譲渡に係る所得税について適用し、「施行日」という。)以後に行う同項各号に掲げ 施行日前に行つた改正前の租税特別措置法施行 譲渡に係る所得税については、 人がこの政令の施行の日(以下この条において 個

三五七号) (昭和六二年一〇月二七日政令第

この政令は、

昭和六十三年一月一日から施

八九号) 附 則 (昭和六二年一二月一日政令第三

第一条 この政令は、 施行する。 昭和六十三年四月一日 から

(利子所得に関する経過措置)

第二条 所得税法等の一部を改正する法律(昭 ものとして大蔵省令で定めるものとする。 定する納税貯蓄組合預金その他これらに類する 規定する納税準備預金、納税貯蓄組合法(昭 改正法第九条の規定による改正後の租税特別措 る政令で定めるものは、普通貯金、所得税法等 六十二年法律第九十六号。以下「所得税法等改 置法(以下「新法」という。)第五条第二項に 正法」という。)附則第四十条第一項に規定す 一十六年法律第百四十五号)第二条第二項に規規定する納税準備預金、納税貯蓄組合法(昭和

2 の昭和六十三年四月一日を含む当該利子所得又 金等に係る同項に規定する利子所得又は利子等 する政令で定める日は、同項に規定する普通預 は利子等の計算期間の末日の翌日とする。 所得税法等改正法附則第四十条第一項に規定

利子等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号 三項に規定する政令で定めるところにより計算 した金額は、同条第二項又は第三項に規定する に定める金額とする。 所得税法等改正法附則第四十条第二項及び第

年三月三十一日までの期間の日数を乗じた額応するものの額に当該計算期間の初日から同 入の日の属する月から払戻しの日の属する月 る月から同年三月までの月数を乗じた額を預 に当該利子に係る郵便貯金の預入の日の属す 四月一日を含む計算期間に対応するものの を当該計算期間の日数で除して計算した金額 の前月までの月数で除して計算した金額 の昭和六十三年四月一日を含む計算期間に対 郵便貯金の利子 当該利子の昭和六十三年 郵便貯金の利子以外の利子等 当該利子等 額

算期間の初日から同年三月三十一日までの期間 日を含む計算期間に対応するものの額に当該 該国外公社債等の利子等の昭和六十三年四月一 する政令で定めるところにより計算した金額 の日数を乗じた額を当該計算期間の日数で除し は、同項に規定する国外公社債等の利子等で当 て計算した金額とする。 所得税法等改正法附則第四十条第五項に規定

(老人等の少額公債の利子の非課税に関する経

定めるところにより計算した金額について準用 附則第四十一条第二項第二号に規定する政令で 前条第三項の規定は、所得税法等改正法

四十年政令第八十六号)第三十四条第一項各号第三項において準用する所得税法施行令(昭和を受けようとする旨及び改正後の租税特別措置を受けようとする旨及び改正後の租税特別措置がる事項並びに新法第四条第一項の規定の適用 四十一条第三項の規定により提出するものであに掲げる事項のほか、所得税法等改正法附則第 る旨を記載しなければならない。 四十年法律第三十三号)第十条第三項各号に掲第四条第二項において準用する所得税法(昭和蓄申告書及び特別非課税貯蓄申込書には、新法 定により提出する同項に規定する特別非課税貯 所得税法等改正法附則第四十一条第三項の規

年金貯蓄の利子所得等の非課税に関する経過措(勤労者財産形成住宅貯蓄及び勤労者財産形成

同条第一項に規定する契約が解約された場合に の施行の日(以下「施行日」という。)以後に四条 新令第二条の二十八の規定は、この政令 については、なお従前の例による。 二十四第一項に規定する契約が解約された場合 置法施行令(以下「旧令」という。)第二条の ついて適用し、施行日前に改正前の租税特別措 新令第二条の三十一において準用する新令第 5

の書類(帳簿を含む。)の保存については、な三十二までの規定による申告書、申込書その他 置法(以下「旧法」という。)第四条の二及び 日前に当該事実が生じた場合については、なお お従前の例による。 第四条の三並びに旧令第二条の六から第二条の 改正法第九条の規定による改正前の租税特別措 従前の例による。 掲げる事実が生じた場合について適用し、施行 二条の十三の規定は、施行日以後に同条各号に 施行日前に受理し、又は作成した所得税法等

掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とす 号に規定する政令で定めるところにより計算し、所得税法等改正法附則第四十二条第二項第二 た金額は、同項に規定する利子等の次の各号に

預貯金、合同運用信託又は旧法第四条の二 項に規定する有価証券に係る利子(郵便

> 当該計算期間の日数で除して計算した金額 貯金の利子を除く。)又は収益の分配 三月三十一日までの期間の日数を乗じた額を 子又は収益の分配の計算期間の初日から同年 を含む計算期間に対応するものの額に当該利 利子又は収益の分配の昭和六十三年四月一日 郵便貯金の利子 当該利子の昭和六十三年 当該

の日の属する月の前月までの月数で除して計該郵便貯金の預入の日の属する月から払戻し る月から同年三月までの月数を乗じた額を当 四月一日を含む計算期間に対応するものの額 算した金額 に当該利子に係る郵便貯金の預入の日の属す 7

保険期間等の日数で除して計算した金額 三十一日までの期間の日数を乗じた額を当該のの額に当該保険期間等の初日から同年三月 ら当該解約の日までの期間。以下この号にお の共済期間(当該保険期間又は当該共済期間 を含む当該生命保険の保険期間又は生命共済 する差益 当該差益の昭和六十三年四月一日又は生命共済に係る契約に基づく同項に規定 いて「保険期間等」という。)に対応するも は、当該保険期間又は当該共済期間の初日か の中途において当該契約が解約されたとき 旧法第四条の二第一項に規定する生命保険

により計算した現在高とし、同項に規定する生券については同項第三号に規定する額面金額等 産形成貯蓄(以下この条において「旧財産形成等改正法附則第四十二条第四項に規定する旧財 合計額とする。第八項において同じ。)その他ては払込保険料の金額又は払込共済掛金の額の のである旨、同日における旧財産形成貯蓄の現十二条第四項又は第五項の規定の適用に係るも 告書及び同項の財産形成非課税住宅貯蓄申込書 大蔵省令で定める事項を記載しなければならな 命保険の保険料又は生命共済の共済掛金につい 在高(旧法第四条の二第一項に規定する有価証 申告書及び申込書が所得税法等改正法附則第四 の六第一項各号に掲げる事項のほか、これらの 蓄申込書には、同条第四項各号又は新令第二条 び同条第一項に規定する財産形成非課税住宅貯 項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書及 の規定に該当して提出する新法第四条の二第四 並びに所得税法等改正法附則第四十二条第五項 より提出する同項の財産形成非課税住宅貯蓄申 貯蓄」という。)を有する者が、同項の規定に 昭和六十三年三月三十一日において所得税法

6 み替えるものとする。 各号」とあるのは、「新令第二条の三十一にお 場合において、前項中「新令第二条の六第一項 及び同項の財産形成非課税年金貯蓄申込書並び いて準用する新令第二条の六第一項各号」と読 非課税年金貯蓄申込書について準用する。この 貯蓄申告書及び同条第一項に規定する財産形成 四条の三第四項に規定する財産形成非課税年金 に同条第五項の規定に該当して提出する新法第 提出する同項の財産形成非課税年金貯蓄申告書 法等改正法附則第四十二条第四項の規定により 前項の規定は、同項に規定する者が、所得税

銭等の払込みがない場合には、これらの申込書 法第四条の二第一項に規定する財産形成非課税 用を受ける同条第一項に規定する財産形成住宅 第五項の規定により新法第四条の二の規定の適 の提出があつた日とする」とする。 住宅貯蓄申込書の提出があつた日以後に当該金 込書又は同条第五項の規定に該当して提出する より提出する同項の財産形成非課税住宅貯蓄申 律第九十六号)附則第四十二条第四項の規定に 税法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法 等の払込みがあつた日」とあるのは、「場合に 貯蓄に係る新令第二条の十三の規定の適用につ は、最後の金銭の払込みがあつた日とし、所得 いては、同条第一号中「場合には、最後の金銭 所得税法等改正法附則第四十二条第四項又は

算した金額

中「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」とあるの用について準用する。この場合において、前項 る財産形成年金貯蓄に係る新令第二条の三十一 二条第四項又は第五項の規定により新法第四条 において準用する新令第二条の十三の規定の適 の三の規定の適用を受ける同条第一項に規定す 替えるものとする。 は、「財産形成非課税年金貯蓄申込書」と読み 前項の規定は、所得税法等改正法附則第四十

9 三十一日における旧財産形成貯蓄の現在高とす 定する政令で定める金額は、昭和六十三年三月 所得税法等改正法附則第四十二条第五項に規 所得税法等改正法附則第四十二条第五項に規

区分に応じ当該各号に定める金額とする。 定する政令で定めるところにより計算した金額 は、同項に規定する利子等の次の各号に掲げる 正法附則第四十二条第五項の規定により同条 配 当該利子又は収益の分配の所得税法等改 第四項第一号に掲げる利子又は収益の分

一 第四項第二号に掲げる利子 約締結日を含む計算期間に対応するものの 契約締結日の前日までの期間の日数を乗じた するものの額に当該計算期間の初日から当該 約締結日」という。)を含む計算期間に対応 約又は勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結し 第一項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契 額を当該計算期間の日数で除して計算した たものとされる日(以下この項において「契 当該利子の

属する月から払戻しの日の属する月の前月ま 乗じた額を当該保険期間等の日数で除して計 ら当該契約締結日の前日までの期間の日数を 対応するものの額に当該保険期間等の初日か 約締結日を含む同号に規定する保険期間等に での月数で除して計算した金額 た額を当該利子に係る郵便貯金の預入の日の 第四項第三号に掲げる差益 当該差益の契

約締結日の前日の属する月までの月数を乗じ に当該計算期間の初日の属する月から当該契

額

ら第二条の三十四までの規定により提出し、 作成された旧法第四条の三及び旧令第二条の二 産形成年金貯蓄につき、同日前に提出し、又は 等をしたものとみなされる同項に規定する旧財 第四条の三の要件に従つて同項に規定する預入 定により、昭和六十三年四月一日において新法 は作成された申告書、申込書その他の書類とみ する新法第四条の三及び新令第二条の二十七 書、申込書その他の書類(帳簿を含む。以下こ の項において同じ。)は、これらの規定に相当 十三から第二条の三十二までの規定による申告 所得税法等改正法附則第四十二条第三項の規 又

関する経過措置 (証券投資信託の収益の分配に係る配当所得に

第五条 所得税法等改正法附則第四十三条第二項 む計算期間に対応するものの額に当該計算期間 金額は、同項に規定する証券投資信託の収益の に規定する政令で定めるところにより計算した を乗じた額を当該計算期間の日数で除して計算 の初日から同年三月三十一日までの期間の日数 分配に係る配当等の昭和六十三年四月一日を含 分配に係る配当等で当該証券投資信託の収益の した金額とする。

三条第三項及び第五項に規定する政令で定める ところにより計算した金額について準用する。 (定期積金の給付補てん金等の分離課税等に関 前項の規定は、所得税法等改正法附則第四十

第六条 所得税法等改正法附則第四十七条第二項 る給付補てん金等の次の各号に掲げる区分に応 に規定する政令で定める期間は、同項に規定す じ当該各号に定める期間とする。 所得税法第百七十四条第三号及び第四号に

る契約に基づき最初に掛金を支払うべき日か ら当該給付補てん金等の支払を受けるべき日 掲げる給付補てん金 これらの規定に規定す 所得税法第百七十四条第五号に掲げる利

息の計算期間 所得税法第百七十四条第六号に掲げる利 同号に規定する契約に定められた当該利

同号に規定する契約に基づき同号に規定

該預貯金に係る契約の解約の日の前日までの益 同号に規定する預貯金の預入の日から当 売戻しをした日までの期間 する金その他の貴金属の買入れをした日から 所得税法第百七十四条第七号に掲げる差

間等の初日から当該解約の日までの期間) て当該契約が解約されたときは、当該保険期 る保険期間等(当該保険期間等の中途におい ☆ 同号に規定する契約に係る同号に規定す所得税法第百七十四条第八号に掲げる差

日数を乗じた額を当該計算期間の日数で除して期間の初日から同年三月三十一日までの期間の間」という。)に対応するものの額に当該計算 計算した金額とする。 に規定する期間(以下この項において「計算期 補てん金等の昭和六十三年四月一日を含む前項 定する政令で定めるところにより計算した金額 所得税法等改正法附則第四十七条第二項に規 同項に規定する給付補てん金等で当該給付

令で定めるところにより計算した金額についいて、前項の規定は、同条第三項に規定する政 十七条第三項に規定する政令で定める期間につ て、それぞれ準用する。 第一項の規定は、所得税法等改正法附則第四

(償還差益に対する所得税の還付に関する経過

第七条 新令第二十六条の十五の規定は、施行日 ととなった場合について適用する。 以後に同条第一項に規定する場合に該当するこ

#### 九三号) 附 則 、昭和六二年一二月四日政令第三

二年法律第七十一号)附則第二条の規定の施行 る。 の日(昭和六十二年十二月五日)から施行す この政令は、総合保養地域整備法(昭和六十

### 五号) 則 (昭和六三年二月二三日政令第二

附

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(昭和六十三 年三月一日)から施行する。

## 附則 (昭和六三年三月三一日政令第七

(施行期日)

第一条 この政令は、昭和六十三年四月一日 施行する。 から

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め (老人等の少額公債の利子の非課税制度の対象 所得税については、なお従前の例による。 所得税について適用し、昭和六十二年分以前のがあるものを除くほか、昭和六十三年分以後の とされる販売機関の範囲に関する経過措置)

第三条 新令第二条の四第一項の規定は、この政 令の施行の日(以下「施行日」という。) 以後 る公債について適用する。 に購入をする租税特別措置法の一部を改正する 法」という。)による改正後の租税特別措置法 法律(昭和六十三年法律第四号。以下「改正 (以下「新法」という。) 第四条第一項に規定す

税に関する経過措置) (勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課

第四条 令第二条の二十一第二項の規定は、個人が施行 二条の二十一第二項に規定する継続適用不適格 う。) 第二条の三十一において準用する旧令第 場合について適用し、個人が施行日前に改正前 同項に規定する継続適用不適格事由に該当する 日以後に新令第二条の三十一において準用する 事由に該当した場合については、 の租税特別措置法施行令(以下「旧令」とい による。 新令第二条の三十一において準用する新 なお従前の例

ないものに関する経過措置) (民間国外債の利子等で非課税の特例の適用が

第五条 新令第三条の二の規定は、内国法人が施 行日以後に発行する新法第六条第一項に規定す

> 2 新令第二十六条の十七の規定は、非居住者が に規定する民間国外債につき支払を受ける同条 に規定する発行差金について適用し、非居住者 が施行日前に発行された旧法第四十一条の十三 に規定する民間国外債につき支払を受ける同条 施行日以後に発行される新法第四十一条の十三 に規定する発行差金については、なお従前の例 お従前の例による。

の特別控除に関する経過措置) (試験研究費の額が増加した場合等の所得税額

第六条 個人が施行日前に支出した旧令第五条の 三第四項第四号に掲げる費用については、なお 従前の例による。

第七条 改正法附則第四条第一項の規定によりな 年改正法附則第三条第一項の規定によりなおそ 特別措置法(次項において「平成二年新法」と おその効力を有するものとされる旧法第十条の よる改正前の租税特別措置法第十条の二第三項 成二年改正法」という。)による改正後の租税 第十項中「同条第四項」とあるのは「同条第四 おその効力を有する。この場合において、同条 二の規定に基づく旧令第五条の四の規定は、な の効力を有するものとされる平成二年改正法に いう。) 第十条の二第三項及び第四項、平成二 成二年法律第十三号。以下この項において「平 租税特別措置法の一部を改正する法律(平

> 令第五条の五第五項及び第五条の六第八項中 項」とあるのは「法第十条の二第三項」と、新を含む。以下この項において同じ。)」と、「同 ものとされる旧法第十条の二第三項及び第四項 四条第一項の規定によりなおその効力を有する あるのは「法第十条の二第三項(改正法附則第 と、同条第十三項中「法第十条の二第三項」と

2 改正法附則第四条第一項の規定の適用がある 項、 第十一項から第十三項まで、第五条の五第五 場合における新令第五条の三第一項(同条第三 項において準用する場合を含む。)、第五条の四 第五条の六第八項及び第十七条の三第三項

る債券につき支払う同項に規定する利子につい 法」という。) 第六条第一項に規定する債券に 法による改正前の租税特別措置法(以下「旧 つき支払う同項に規定する利子については、な '適用し、内国法人が施行日前に発行した改正 条第一項の規定によりなおその効力を有するも 四第十一項中「規定する配当控除の額」とある 十条の二第三項及び第四項」と、新令第五条の う。) 附則第四条第一項の規定によりなおその 法律第四号。以下この項、次条から第五条の六 別措置法の一部を改正する法律(昭和六十三年 のは「法第十条の二第三項及び第四項、租税特 項中「法第十条の二第三項及び第四項」とある の規定の適用については、新令第五条の三第一 のとされる旧法第十条の二第三項の規定により のは「規定する配当控除の額(改正法附則第四 び第十七条の三において「旧法」という。)第 効力を有するものとされる改正法による改正前 まで及び第十七条の三において「改正法」とい の租税特別措置法(次条から第五条の六まで及

(エネルギー基盤高度化設備を取得した場合の

条第一項の規定によりなおその効力を有するも 項」とあるのは「同条第四項、改正法附則第四 金額を含む。)」と、同条第十二項中「同条第四 控除される金額がある場合には当該控除される

のとされる旧法第十条の二第三項及び第四項」

とあるのは「法第十条の二第三項」とする。 (平成二年新法第十条の二第三項及び平成二年二第三項」とあるのは「法第十条の二第三項 含む。以下この項において同じ。)」と、「同項」 る改正前の租税特別措置法第十条の二第三項を 効力を有するものとされる平成二年改正法によ 改正法附則第三条第一項の規定によりなおその 及び第四項」と、同条第十一項中「法第十条の 所得税額の特別控除に関する経過措置)

> るものとされる旧法第十条の二第三項及び第四 第四条第一項の規定によりなおその効力を有す

「法第十条の二第三項及び第四項、改正法附 法第十条の二第三項及び第四項」とあるの

則は

効力を有するものとされる旧法第十条の二第三 改正法附則第四条第一項の規定によりなおその 第四項」とあるのは「若しくは第四項若しくは 項」と、新令第十七条の三第三項中「若しくは

規定による控除、改正法附則第四条第一項の規 条の二第四項」と、「及び第四項」とあるの 法第十条の二第四項の規定による控除、法第十 定によりなおその効力を有するものとされる旧 三項の規定による控除、法第十条の二第三項 の効力を有するものとされる旧法第十条の二第 の規定による控除、同条第四項」とあるの 項若しくは第四項」と、「法第十条の二第三項 によりなおその効力を有するものとされる旧 - 及び第四項(改正法附則第四条第一項の規 「改正法附則第四条第一項の規定によりなおそ は

第十条の二第三項及び第四項を含む。)」とす

第八条 新令第五条の五第二項の規定は、個人が した場合については、なお従前の例による。 規定する電子機器利用設備をその事業の用に供 に取得又は製作をした旧法第十条の三第一項に 機器利用設備について適用し、個人が施行日前 に供する新法第十条の三第一項に規定する電子 施行日以後に取得又は製作をしてその事業の用 却又は所得税額の特別控除に関する経過措置) (特定の基金に対する負担金等の必要経費算入 (電子機器利用設備を取得した場合等の特別償

第九条 新令第十八条の二第三項の規定は、個人 に規定する負担金については、なお従前の例に 施行日前に支出した旧法第二十八条の二第一項 が施行日以後に支出する新法第二十八条の二第 項に規定する負担金について適用し、個人が

の特例に関する経過措置)

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

第一項の規定に該当する資産の譲渡に係る所得 税については、なお従前の例による。 用し、個人が施行日前に行つた旧法第三十七条 に該当する資産の譲渡に係る所得税について適 施行日以後に行う新法第三十七条第一項の規定 新令第二十五条第九項の規定は、個人が

例に関する経過措置)

(特定の基金に対する負担金等の損金算入の特

る場合を除くほか、法人(法人税法(昭和四十第十一条 新令第三章の規定は、別段の定めがあ 用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の 年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人 (試験研究費の額が増加した場合等の法人税額 法人税については、なお従前の例による。 以後に開始する事業年度分の法人税について適 格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日 (法人税の特例に関する経過措置の原則) 金等の利子で非課税の特例の適用がないものに

第十二条 法人が施行日前に支出した旧令第二十 は、なお従前の例による。 七条の四第二項第四号に掲げる費用について の特別控除に関する経過措置)

特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過 (エネルギー基盤高度化設備を取得した場合の

第十三条 改正法附則第十一条第一項の規定によ りなおその効力を有するものとされる旧法第四 の規定は、なおその効力を有する。 十二条の五の規定に基づく旧令第二十七条の五 第十九条 新令第三十九条の二十九の規定は、外

条に規定する利子又は発行差金について適用 条に規定する民間国外債につき支払を受ける同 国法人が施行日以後に発行される新法第六十八

第十四条 新令第二十七条の六第二項の規定は、 条の六第一項に規定する電子機器利用設備をそ 業の用に供する新法第四十二条の六第一項に規 法人が施行日以後に取得又は製作をしてその事 の事業の用に供した場合については、 が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十二 定する電子機器利用設備について適用し、法人 却又は法人税額の特別控除に関する経過措置) なお従前

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十五条 新令第二十九条の二第三項の規定は、 適用し、法人の施行日前に終了した事業年度に 法人の施行日以後に終了する事業年度について (法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関 ついては、なお従前の例による。

第十六条 新令第三十九条の七第四項の規定は、 譲渡に係る法人税については、なお従前の例に 第六十五条の七第一項の規定に該当する資産の について適用し、法人が施行日前に行つた旧法一項の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税 法人が施行日以後に行う新法第六十五条の七第 する経過措置)

第十七条 新令第三十九条の二十二第三項の規定 条の十二第一項に規定する負担金について適用 の十二第一項に規定する負担金については、な し、法人が施行目前に支出した旧法第六十六条 (特別国際金融取引勘定において経理された預 お従前の例による。 は、法人が施行日以後に支出する新法第六十六

法第六十七条の五第一項に規定する外国法人が第十八条 新令第三十九条の二十八の規定は、新 る利子については、なお従前の例による。 施行日以後に支払を受ける同項に規定する利子 払を受けた旧法第六十七条の五第一項に規定す について適用し、当該外国法人が施行日前に支 例の適用がないものに関する経過措置) (民間国外債の利子及び発行差金で非課税の特 関する経過措置

(電子機器利用設備を取得した場合等の特別償 る同条に規定する利子又は発行差金について (相続税の特例に関する経過措置) は、なお従前の例による。 -八条に規定する民間国外債につき支払を受け 外国法人が施行日前に発行された旧法第六

第二十条 新令第四十条の二第一項第二号の規定 おいて同じ。) により取得した財産に係る相続 お従前の例による。 より取得した財産に係る相続税については、 税について適用し、施行日前に相続又は遺贈に により効力を生ずる贈与を含む。以下この条に は、施行日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡 な

第二十一条 新法第九十条の三第一項から第三項 「数量及び価額」とあるのは「数量」と、同条び数量」と、同条第二項第一号及び第三項中 第四項第三号中「、数量及び価額」とあるのは 項第三号中「、数量及び価額」とあるのは「及 十八条の六の規定の適用については、同条第一 までの規定の適用がある場合における新令第四 「及び数量」とする。 (石油税に関する経過措置)

特例に関する経過措置) (登録ホテル業等の減価償却資産の耐用年数の

第二十二条 新令別表の規定は、個人又は法人が 例による。 に掲げる減価償却資産については、なお従前の人又は法人が施行日前に取得等をした旧令別表 同表に掲げる減価償却資産について適用し、個 設をいう。以下この条において同じ。)をする 施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建

の一部改正に伴う経過措置) (租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

第二十四条 前条の規定による改正後の租税特別 措置法施行令の一部を改正する政令附則第五条 て適用し、昭和六十二年分以前の所得税についの規定は、昭和六十三年分以後の所得税につい ては、なお従前の例による。

# (昭和六三年四月八日政令第八九

号 附

(施行期日)

2 この政令の施行前にされた改正前の第二条各 1 この政令は、精神衛生法等の一部を改正する 法律の施行の日(昭和六十三年七月 (地方税法施行令等の一部改正に伴う経過措置) 月 から

号に掲げる規定による判定は、

改正後のこれら

の規定による判定とみなす。

# 附 (昭和六三年四月八日政令第九三

1 和六十三年四月八日)から施行する。 による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法 (昭和六十三年法律第十七号) の施行の日 この政令は、異分野中小企業者の知識の融合 (昭

2 の譲渡に係る所得税又は法人税について適用す は第六十五条の七第一項の規定に該当する資産 以後に行う租税特別措置法第三十七条第一項又 のない社団等を含む。)がこの政令の施行の日 法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格 規定は、個人又は法人(法人税法(昭和四十年 九項第六号又は第三十九条の七第四項第六号の 改正後の租税特別措置法施行令第二十五条第

### 〇五号) 則 (昭和六三年六月一八日政令第二

2 に規定する特定の施設について適用し、法人がに供する租税特別措置法第四十三条の二第一項に供する租税特別措置法第四十三条の二第一項い社団等を含む。以下同じ。)がこの政令の施第三十四号)第二条第八号に規定する人格のな 二の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律 定の施設をその事業の用に供した場合について 同日前に取得又は建設をした同項に規定する特 は、なお従前の例による。 改正後の租税特別措置法施行令第二十八条の この政令は、公布の日から施行する

## 五〇号) (昭和六三年八月一三日政令第二

(施行期日)

第一条 この政令は、 の特例に関する経過措置) (特定の基金に対する負担金等の必要経費算入 公布の日から施行する。

第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下 の規定は、個人がこの政令の施行の日(以下 置法第二十八条の二第一項に規定する負担金に 「施行日」という。)以後に支出する租税特別措 「新令」という。)第十八条の二第三項第十一号 ついて適用する。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

第三条 係る所得税について適用し、 三十一条の三第一項に規定する土地等の譲 は、個人が施行日以後に行う租税特別措置法第 新令第二十条の三第二項第一号の規定 個人が施行日前に 感渡に

について適用する

税については、なお従前の例による 行つた同項に規定する土地等の譲渡に係る所得

定の施設の特別償却に関する経過措置) (民間事業者の能力の活用により整備される特

第四条 新令第二十八条の二の規定は、法人(法 同じ。) が施行日以後に取得又は建設をしてそ 場合については、なお従前の例による。 に規定する特定の施設をその事業の用に供した し、法人が施行日前に取得又は建設をした同項 の二第一項に規定する特定の施設について適用 の事業の用に供する租税特別措置法第四十三条 八号に規定する人格のない社団等を含む。以下 人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第

例に関する経過措置) (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特

第五条 新令第三十九条の二十二第三項第十一号 担金について適用する。 別措置法第六十六条の十二第一項に規定する負 の規定は、法人が施行日以後に支出する租税特

## 五五号) (昭和六三年八月二六日政令第二

(施行期日)

第一条 この政令は、 施行する。 昭和六十三年九月一日 から

### 附則 八七号) (昭和六三年九月三〇日政令第二 抄

(施行期日)

この政令は、 昭和六十三年十月一日から施行

### 三二二号) 附 則 (昭和六三年一一月一一日政令第

(施行期日)

- 十一月十五日)から施行する。 (租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過 部を改正する法律の施行の日(昭和六十三年この政令は、都市再開発法及び建築基準法の
- に該当する資産の譲渡に係る所得税又は法人税 十七条第一項又は第六十五条の七第一項の規定 む。) がこの政令の施行の日以後に行う租税特 第二条第八号に規定する人格のない社団等を含 法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号) 九条の七第四項第五号の三の規定は、個人又は 施行令第二十五条第九項第五号の三又は第三十 第五条の規定による改正後の租税特別措置法 (昭和三十二年法律第二十六号) 第三 三

#### 三六二号) 則 (昭和六三年一二月三〇日政令第 抄

十八条・第三十八条の二)/第五節の二

第一条 この政令は、昭和六十四年一月一日 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。 次に掲げる規定 公布の日

四十条及び第四十一条の規定 分、 加える改正規定並びに附則第三十三条、 四十条の五とし、同条の前に一条を加える 条の八とする改正規定、同令第四十条の五 四十条の九とし、同条の次に一条を加える 規定、同令第三章の二中第四十条の七を第 とし、同条第四項を同条第三項とする改正 同条第一項とし、同条第三項を同条第二項 八条の三及び第三十九条の七第六項第二号 る。)、同令第三章第五節の二を同章第五節 特例(第三十八条の三)/」に改める部 新規取得土地等に係る負債の利子の課税の 改正規定 (「第五節 交際費等の課税の特 ·からハまで 略 十条の三とし、同令第四十条の次に一条を 改正規定及び同令第四十条の二を同令第四 十条の六とし、同令第四十条の三を同令第 条の七とし、同令第四十条の四を同令第四 改正規定、同令第四十条の五を同令第四十 第二十五項の表の第五条の二第一項の項の 改正規定、同令第四十条の六を同令第四十 改正規定、同条第二項の改正規定、同項を イの改正規定、同令第四十条第一項を削る の前に節名を付する改正規定、同令第三十 の三とする改正規定、同令第三十八条の三 七」を「第四十条の十」に改める部分に限 十八条・第三十八条の二)/第五節の二 例(第三十八条―第三十八条の三)」を / 第五節 交際費等の課税の特例(第三 第八条中租税特別措置法施行令の目 土地」に改める部分及び「第四十条の 「第五節の二 土地」を「第五節の三 第

ホ 第十八条の規定

イからへまで 略 次に掲げる規定 昭和六十四年四月一日

九条の十七第一項、第三項及び第五項の改

に関する経過措置)

例 (第三十八条―第三十八条の三)」を 改正規定(「第五節 「/第五節 交際費等の課税の特例 第八条中租税特別措置法施行令の目次の 交際費等の課税の特 (第三

> る改正規定、同条第九項を同条第十項と 正規定、同条第十項から第十二項までを削 だし書を加える改正規定、同条第八項の改 条第六項及び第七項の改正規定、同項にた 正規定、同項に各号を加える改正規定、同

同条第八項の次に一項を加える改正規

削る改正規定、同令第二十七条から第二十てた所得に係る法人税の軽減等の特例」を 及び四条を加える改正規定、「第三章 法令第二十五条の十二とし、同条の前に節名 四とし、第二十五条の九を第二十五条の十 とし、第二十五条の十一を第二十五条の十 節中第二十五条の十二を第二十五条の十六 改正規定、同令第二章第八節の二を同章第五条の十三を同令第二十五条の十七とする 十五条の十九とし、同令第二十五条の十四 条の二十とする改正規定、同令第二十五条 定、同令第二十五条の十六を同令第二十五条の二十一とする改正規 二中第二十五条の十八を第二十五条の二十 項を同条第十項とし、同条第六項の次に三 十八条の四第三項の改正規定、同令第三十 条第一項、第三十四条の三第二項及び第三 及び節名を付する改正規定、同令第三十四 改正規定、同令第二十七条の四の前に章名 特別税額控除及び減価償却の特例」を削る 七条の三までの改正規定、「第一節の二 人税法の特例」及び「第一節 配当等に充 一項及び第二項の改正規定並びに同条を同 定、同令第二十五条の八の見出し、同条第三とし、同条の前に節名を付する改正規 五とし、第二十五条の十を第二十五条の十 八節の四とする改正規定、同令第二章第八 を同令第二十五条の十八とし、同令第二十 の十五第五項の改正規定、同条を同令第一 第二項第一号及び第三項の改正規定、同条 二とする改正規定、同令第二十五条の十七 項を加える改正規定、同令第二章第八節の 同条第八項を同条第十一項とし、同条第七 く。)、同令第二十一条第三項の改正規定、 七」を「第四十条の十」に改める部分を除 分、「第五節の二 土地」を「第五節の三 特例(第三十八条の三) 新規取得土地等に係る負債の利子の課税の 土地」に改める部分及び「第四十条

> 並びに附則第三十四条から第三十九条まで 条の八から第五十二条までを削る改正規定 及び同条の改正規定、同条に二項を加える 規定、同項にただし書を加える改正規定、 五項とする改正規定、同条第十八項の改正 規定、同条第十五項の改正規定、同項に後 三第二項第一号、第四十八条の五及び第四 改正規定、同令第四十六条の三から第四十 同令第四十六条、第四十六条の二の見出し 定、同令第四十五条の四を削る改正規定、 第二項及び第四項並びに第四十五条の三第 る改正規定、同令第四十五条の二第一項、 を同条第二項とし、同項の前に一項を加え 十五条の見出し及び同条の改正規定、同条 る改正規定、同令第五章の章名並びに第四 第十九項を削る改正規定、同令第三十九条 同項を同条第十六項とする改正規定、同条 同条第十七項の改正規定、同項を同条第十 とする改正規定、同条第十六項の改正規 段を加える改正規定、同項を同条第十三項 改正規定、同項を同条第十二項とする改正 第十一項とする改正規定、同条第十四 十八条の六の改正規定並びに同令第四十八 六条の五まで、第四十七条、第四十七条の 九節中第三十九条の三十の次に一条を加え の二十四第二項の改正規定、同令第三章第 定、同項を同条第十四項とする改正規定、 一項及び第三項から第五項までの改正規 同条第十三項の改正規定、同項を同

税の特例に関する経過措置の原則) (租税特別措置法施行令の一部改正に伴う所得

第三十条 第八条の規定による改正後の租税特別 得税について適用し、昭和六十三年分以前の所あるものを除くほか、昭和六十四年分以後の所 得税については、なお従前の例による。 令」という。) 第二章の規定は、別段の定めが 措置法施行令(以下「新租税特別措置法施行 (みなし法人課税を選択した場合の課税の特例

2 第三十一条 昭和六十四年分の所得税に係る新租 の規定による改正前の租税特別措置法 七・五」とあるのは「百分の四十」とする。 あるのは「百分の二十九」と、「百分の三十 の適用については、同項中「百分の二十八」と 税特別措置法施行令第十七条の七第四項の規定 昭和六十三年分の所得税につき改正法第十条

等の適用がある場合の予定納税基準額の計算の びにみなし法人税対応源泉徴収税額」とする。 第一号中「係るもの」とあるのは「係るもの並 う。)を控除した金額)との合計額」と、同項 おいて「みなし法人税対応源泉徴収税額」とい のうち当該金額に達するまでの金額(第一号に き所得税の額がある場合には、当該所得税の額 た事業所得につき源泉徴収された又はされるべ 規定するみなし法人所得額の計算の基礎となつ 十五条の二第二項第一号に掲げる金額(同号に その者の昭和六十三年分の租税特別措置法第二 の規定の適用については、同項中「乗じて計算 適用を受けた者に係る改正法附則第七条第一項 法」という。)第二十五条の二第一項の規定の 十二年法律第二十六号。以下「旧租税特別措置 (土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例 した金額」とあるのは「乗じて計算した金額と

第三十三条 新租税特別措置法施行令第三章の規 第三十二条 昭和六十三年分の所得税につき旧租 税の特例に関する経過措置の原則) 金額に係る所得税の額との合計額」とする。 規定する超短期所有土地等に係る事業所得等の る所得税の額又は同法第二十八条の五第一項に に規定する土地等に係る事業所得等の金額に係三年分の租税特別措置法第二十八条の四第一項 改正法附則第七条第一項の規定の適用について 八条の五第一項の規定の適用を受けた者に係る 税特別措置法第二十八条の四第一項又は第二十 (租税特別措置法施行令の一部改正に伴う法人 「乗じて計算した金額とその者の昭和六十 同項中「乗じて計算した金額」とあるの

開始した事業年度分の法人税については、なお 定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人 従前の例による。 度分の法人税について適用し、法人の同日前に の昭和六十四年四月一日以後に開始する事業年

に関する経過措置) (配当等に充てた所得に対する法人税率の特例

第三十四条 改正法附則第六十八条第一項の内国 法人の昭和六十四年四月一日から昭和六十五年 有する。この場合において、同条第一項中「法 及び第二十七条の二の規定は、なおその効力を 租税特別措置法施行令」という。)第二十七条 よる改正前の租税特別措置法施行令(以下「旧 得に対する法人税については、第八条の規定に 三月三十一日までの間に開始する事業年度の所

税特別措置法第四十二条の三第一項」と、「法えられた改正法第十条の規定による改正前の租 十五条の規定により読み替えて適用される法人 う。) 附則第六十九条の規定によりなおその効 百九号。以下この項において「改正法」とい 等の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 第四十二条の三第一項」とあるのは「所得税法 税法第二十三条」とする。 力を有するものとされ同条の規定により読み替 人税法第二十三条」とあるのは「改正法附則第

関する経過措置) (法人の受けた配当等の益金不算入の特例等に

| 六十四年四月一日から昭和六十五年三月三十一第三十五条 改正法附則第六十九条の法人の昭和 金の額に算入しない金額をいう。)及び」とす置法施行令第二十七条の二第一項に規定する益 等に関する政令(昭和六十三年政令第三百六十 ない配当等の金額及び」とあるのは、「益金のこの場合において、同条中「益金の額に算入し 計算については、旧租税特別措置法施行令第二 日までの間に開始する事業年度の所得の金額の えて適用される同令による改正前の租税特別措 力を有するものとされ同条の規定により読み替 部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備 額に算入しない配当等の金額(所得税法等の一 十七条の三の規定は、なおその効力を有する。 二号)附則第三十四条の規定によりなおその効

2 一項中「益金の額に算入しない配当等の金額四十二条の三の規定の適用については、同条第 規定する政令で定める金額をいい、」とする。 条の規定による改正前の租税特別措置法第四十 律第百九号) 附則第六十八条第一項の規定によ税法等の一部を改正する法律(昭和六十三年法は「益金の額に算入しない配当等の金額(所得 算等に関する経過措置) 条第二項の規定により読み替えられた同法第十 りなおその効力を有するものとされ同項及び同 同日以後に受けたものに限る。以下」とあるの 効力を有するものとされた旧租税特別措置法第 (技術等海外取引に係る所得の特別控除額の計 「所得等からした配当等の金額(同条第一項に い配当等の金額をいう。以下この項及び」と、 二条の二第一項に規定する益金の額に算入しな (同日以後最初に終了する事業年度については、 「所得等からした配当等の金額(」とあるのは 改正法附則第六十九条の規定によりなおその 2

第三十六条 法人の昭和六十四年四月一日から昭 和六十五年三月三十一日までの間に開始する事

> り読み替えられた同法第十条の規定による改正 前の租税特別措置法第四十二条の三第一項及び おその効力を有するものとされ同条の規定によ 得税法等の一部を改正する法律(昭和六十三年 あるのは、「第六十六条の十四第一項並びに所 業年度の所得の金額の計算に係る新租税特別措 第三項」とする。 法律第百九号)附則第六十九条の規定によりな 置法施行令第三十四条第一項の規定の適用につ いては、同項中「第六十六条の十四第一項」と

除に関する経過措置)

第三十七条 法人の昭和六十四年四月一日から昭 正する法律(昭和六十三年法律第百九号)附則は、「及び第三項並びに所得税法等の一部を改 業年度の所得の金額の計算に係る新租税特別措 和六十五年三月三十一日までの間に開始する事 第四十二条の三第一項及び第三項」とする。 法第十条の規定による改正前の租税特別措置法 ものとされ同条の規定により読み替えられた同 第六十九条の規定によりなおその効力を有する 置法施行令第三十四条の三第二項の規定の適用 については、同項中「及び第三項」とあるの (特定外国子会社等の課税対象留保金額に係る

第三十八条 新租税特別措置法施行令第三十九条 ついて適用し、旧租税特別措置法第六十六条の九条の十七第五項に規定する外国法人税の額に 従前の例による。 項に規定する外国法人税の額については、なお 旧租税特別措置法施行令第三十九条の十七第五 七第一項の規定の適用を受けた後に減額された 後に減額された新租税特別措置法施行令第三十 法第六十六条の七第一項の規定の適用を受けた 正法第十条の規定による改正後の租税特別措置 十七第五項、第六項及び第九項の規定は、改

用し、同法第六十六条の六第一項の規定により 十一項から第十六項までの規定は、租税特別措 が同法第六十六条の八第一項の規定により損金 に算入された同項に規定する課税対象留保金額 定により損金の額に算入された場合について適 対象留保金額が同法第六十六条の八第一項の規 いて益金の額に算入された同項に規定する課税 十四年四月一日以後に開始する各事業年度にお 置法第六十六条の六第一項の規定により昭和六 同日前に開始した各事業年度において益金の額 新租税特別措置法施行令第三十九条の十七第

西文化学術研究都市における文化学術研究交流 (東京湾横断道路の建設事業を行う会社又は関

(新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控

外国税額の控除に関する経過措置)

の額に算入された場合については、 なお従前

の課税の特例に関する経過措置) 施設の設置等を行う会社に対し出資をした場合

第三十九条 法人の昭和六十四年四月一日から昭 条の三第一項及び第三項」とする。 条の規定によりなおその効力を有するものとさ び第三項」とあるのは、「第六十一条第一項及適用については、同項中「第六十一条第一項及 業年度の所得の金額の計算に係る新租税特別措 和六十五年三月三十一日までの間に開始する事 の規定による改正前の租税特別措置法第四十二 れ同条の規定により読み替えられた同法第十条 律(昭和六十三年法律第百九号)附則第六十九 び第三項並びに所得税法等の一部を改正する法 置法施行令第三十九条の二十四第二項の規定の

計算の特例に関する経過措置) (小規模宅地等についての相続税の課税価格

第四十条 改正法附則第七十二条第一項後段 施行令第四十条第一項の規定は、なおその効力 等に係る相続税については、旧租税特別措置法 法第六十九条の三第一項に規定する小規模宅地 定により読み替えて適用される旧租税特別措置 を有する。 の規

る経過措置 (不動産等に係る相続税の延納等の特例に関す

第四十一条 改正法附則第七十六条第二項に規定 り当該税額を控除した金額)とする。 来する分納税額のうちに同日前に納付された税部分の税額(同日以後に延納に係る納期限が到 係る延納相続税額のうち改正法の施行の日以後 三号)第三十八条第二項に規定する不動産等に る改正前の相続税法 する当該不動産等の価額に対応するものとして 額があるときは、大蔵省令で定めるところによ 政令で定めるものは、 に延納に係る納期限が到来する分納税額に係る (昭和二十五年法律第七十 改正法第三条の規定によ

## 則 (平成元年三月三一日政令第九四

号 附

第一条 この政令は、平成元年四月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該

二十七条の四第二項第六号及び第二十九条の 第五条の三第四項第六号、第六条の六、第

法」という。) の施行 改正規定並びに附則第四条第一項及び第十条 一項の規定 繊維工業構造改善臨時措置法 。以下「繊維工業構造改善臨時措置法改正一部を改正する法律(平成元年法律第十九

成元年法律第六十五号)の施行の日 定 定が定農産加工業経営改善臨時措置法(平に附則第四条第二項及び第十条第二項の規 十九条の二十三に一項を加える改正規定並び 改正規定、第二十八条の八の改正規定、第三 正規定、第二十七条の七第五項及び第六項の 定、第二十七条の四第二項に一号を加える改 足、第五条の六第五項及び第六項の改正規第五条の三第四項に一号を加える改正規 特定農産加工業経営改善臨時措置法

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下 四年一月一日から平成元年十二月三十一日まで があるものを除くほか、平成元年分(昭和六十「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め いては、なお従前の例による。 いて適用し、昭和六十三年分以前の所得税につ の期間に係る年分をいう。)以後の所得税につ

第三条 新令第二条の四第一項の規定は、この政 に購入をする租税特別措置法の一部を改正する 令の施行の日(以下「施行日」という。)以後 とされる販売機関の範囲に関する経過措置) (老人等の少額公債の利子の非課税制度の対象

法律(平成元年法律第十二号。以下「改正法」

下「新法」という。)第四条第一項に規定する という。)による改正後の租税特別措置法(以

の特別控除に関する経過措置) (試験研究費の額が増加した場合等の所得税額 公債について適用する。

第四条 新令第五条の三第四項第六号の規定は、 ついて適用し、個人が同日前に支出した改正前行の日以後に支出する同号に規定する負担金に 個人が繊維工業構造改善臨時措置法改正法の施 金については、なお従前の例による。 う。) 第五条の三第四項第六号に規定する負担 の租税特別措置法施行令(以下「旧令」とい

の日以後に支出する同号に規定する負担金につ人が特定農産加工業経営改善臨時措置法の施行 新令第五条の三第四項第十一号の規定は、個

第五条 新令第五条の五第八項の規定は、個人が 施行日以後に賃借をしてその事業の用に供する 却又は所得税額の特別控除に関する経過措置) (電子機器利用設備を取得した場合等の特別償

> 場合については、なお従前の例による。 設備について適用し、個人が施行日前に賃借を 新法第十条の三第四項に規定する電子機器利用 (個人の減価償却に関する経過措置) する電子機器利用設備をその事業の用に供 下「旧法」という。)第十条の三第四項に規定 した改正法による改正前の租税特別措置法(以

第六条 新令第五条の七第一項の規定は、個人が 設をいう。以下この条において同じ。) をして 施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建 については、なお従前の例による。 他の減価償却資産をその事業の用に供した場合 第十一条第一項の表の第一号に掲げる機械その 事業の用に供する新法第十一条第一項の表の第 て適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法 一号に掲げる機械その他の減価償却資産につい

2 業の用に供した場合については、なお従前の例 適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第 日以後に取得等をして事業の用に供する新法第 十二条第一項に規定する工業用機械等について による。 十二条第一項に規定する工業用機械等をその事 新令第六条の三第二項の規定は、個人が施行

3 日前に取得又は新築をした旧法第十四条第一項 規定する貸家住宅について適用し、個人が施行 後に取得又は新築をする新法第十四条第一項に による。 に規定する貸家住宅については、なお従前の例 新令第七条第三項の規定は、個人が施行日以

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

第七条 新令第二十五条第十五項の規定は、個人 得税については、なお従前の例による。 条第一項の規定に該当する資産の譲渡に係る所 適用し、個人が施行日前に行った旧法第三十七 が施行日以後に行う新法第三十七条第一項の規 課税に関する経過措置) 定に該当する資産の譲渡に係る所得税について (上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択

第八条 新令第二十五条の九第二項第二号又は第 三号の規定は、施行日以後に行われる同項第二 号に規定する株式の公開又は同項第三号に規定 株式について適用する。 する株式の募集若しくは売出しに際し取得した

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第九条 新令第三章の規定は、別段の定めがある 場合を除くほか、法人(法人税法 (昭和四十年

とする者(以下この項において「貸付会社」と

法律第三十四号) 第二条第八号に規定する人格 の特別控除に関する経過措置) 後に開始する事業年度分の法人税について適用 のない社団等を含む。以下同じ。) の施行日以 人税については、なお従前の例による。 (試験研究費の額が増加した場合等の法人税額 し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法

2 新令第二十七条の四第二項第十一号の規定 第十条 新令第二十七条の四第二項第六号の規定 令第二十七条の四第二項第六号に規定する負担 金について適用し、法人が同日前に支出した旧 金については、なお従前の例による。 の施行の日以後に支出する同号に規定する負担 は、法人が繊維工業構造改善臨時措置法改正法

金について適用する。 は、法人が特定農産加工業経営改善臨時措置法 の施行の日以後に支出する同号に規定する負担

|第十一条 新令第二十七条の六第五項の規定は、 供する新法第四十二条の六第三項に規定する電 法人が施行日以後に賃借をしてその事業の用に た場合については、なお従前の例による。 定する電子機器利用設備をその事業の用に供し 前に賃借をした旧法第四十二条の六第三項に規 子機器利用設備について適用し、法人が施行日 却又は法人税額の特別控除に関する経過措置) (電子機器利用設備を取得した場合等の特別償 (法人の減価償却に関する経過措置)

第十二条 新令第二十八条第一項の規定は、 三条第一項の表の第一号に掲げる機械その他の 掲げる機械その他の減価償却資産について適用 建設をいう。以下同じ。)をしてその事業の用 いては、なお従前の例による。 が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは 減価償却資産をその事業の用に供した場合につ し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十 に供する新法第四十三条第一項の表の第一号に 法人

2 新令第二十八条の二第六項の規定は、法人が 3 等について適用し、法人が施行日前に取得等を る新法第四十五条第一項に規定する工業用機械 施行日以後に取得等をしてその事業の用に供す 場合については、なお従前の例による。 取得又は建設をした旧法第四十三条の二第一項 特定の施設について適用し、法人が施行日前に 施行日以後に取得又は建設をしてその事業の用 に規定する特定の施設をその事業の用に供した に供する新法第四十三条の二第一項に規定する 新令第二十八条の十第二項の規定は、法人が

> なお従前の例による。 械等をその事業の用に供した場合については、 した旧法第四十五条第一項に規定する工業用機

4 なお従前の例による。 法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四 条第一項に規定する貸家住宅について適用し、 施行日以後に取得又は新築をする新法第四十七 十七条第一項に規定する貸家住宅については、 新令第二十九条の三第三項の規定は、法人が

(法人の準備金に関する経過措置) の規定に基づく旧令第二十九条の四第一項から その効力を有するものとされる旧法第四十八条 第四項までの規定は、なおその効力を有する。 改正法附則第十条第十六項の規定によりなお

第十三条 法人の施行日から平成二年三月三十一 約に係るもの(次号において「特約付販売によ の電子計算機の貸付けを業とする者とに対し電該法人が当該特定電子計算機貸付会社とその他 を行つている場合には、当該その他の電子計算 貸付けを業とする者とに対し電子計算機の販売 第二項中「同項に規定する電子計算機」とある 日までの間に開始する事業年度における新令第 貸付会社及びその他の電子計算機の貸付けを業 機貸付会社との」とあるのは「特定電子計算機 機貸付会社」と、同条第四項中「特定電子計算 機貸付会社(次項において「特定電子計算機貸 第五十六条の四第一項に規定する特定電子計算 る収入金額」という。)」と、同条第三項中「法 売に係る収入金額)で同条第三項に規定する特 子計算機の販売を行つている場合には、当該 に対する電子計算機の販売に係る収入金額(当 入金額」とあるのは「特定電子計算機貸付会社 額)」と、同項第一号中「特約付販売による収 計額の二分の一に相当する金額を加算した金 機の貸付けを業とする者に対する電子計算機 定電子計算機貸付会社とその他の電子計算機の する電子計算機」と、「(以下この項において 付会社」という。)に対する同条第一項に規定 のは「同項に規定する特定電子計算機貸付会社 三十二条の十三の規定の適用については、同条 付会社」という。)」とあるのは「特定電子計算 販売に係る収入金額で当該特約に係るものの合 額」とあるのは「の合計額(当該法人が当該特 「特約付販売による収入金額」という。) の合計 (以下第四項までにおいて「特定電子計算機貸

2 社」とあるのは「当該貸付会社」とする。 いう。)との」と、「当該特定電子計算機貸付会 改正法附則第十一条第七項の規定によりなお

の五の規定に基づく旧令第三十三条の五の規定 その効力を有するものとされる旧法第五十七条 なおその効力を有する。

(農業協同組合等の留保金額の計算等に関する

第十四条 法人の平成元年四月一日から平成二年 適用については、同条第二項第一号中「及び法得の金額の計算に係る新令第三十七条の規定の の二第一項」とする。 改正する法律による読替え後の旧法第四十二条 第六十八条の三第一項及び所得税法等の一部を び法第六十八条の三第一項」とあるのは 金額を加算した金額)」と、同項第一号中「及 金の額に算入される金額がある場合には、当該 四十二条の三第一項又は第三項の規定により益 第十条の規定による改正前の租税特別措置法第 のとされ同条の規定により読み替えられた同法 六十九条の規定によりなおその効力を有するも する法律(昭和六十三年法律第百九号)附則第 とあるのは「合計額(所得税法等の一部を改正 る法律による読替え後の旧法第四十二条の二第 正前の租税特別措置法第四十二条の二第一項 より読み替えられた同法第十条の規定による改 有するものとされ同項及び同条第二項の規定に 第六十八条第一項の規定によりなおその効力を 正する法律(昭和六十三年法律第百九号)附則 十八条の三第一項並びに所得税法等の一部を改 第六十八条の三第一項」とあるのは「、法第六 三月三十一日までの間に開始する事業年度の所 (第五項において「所得税法等の一部を改正す 項」という。)」と、同条第五項中「合計額」 7 法

する経過措置) (法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関

第十五条 新令第三十九条の七第十五項の規定 旧法第六十五条の七第一項の規定に該当する資 産の譲渡に係る法人税については、 七第一項の規定に該当する資産の譲渡に係る法 人税について適用し、法人が施行日前に行った 法人が施行日以後に行う新法第六十五条の なお従前の

る。

(相続税の特例に関する経過措置)

第十六条 新令第四十条の三の規定は、施行日以 生ずる贈与を含む。 後に相続又は遺贈 (贈与者の死亡により効力を 以下この項において同じ。) | 1

産に係る相続税については、なお従前の例によ により取得した財産に係る相続税について適用 し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財

2 該証明(当該証明が二以上あるときは、施行日当する旨の証明をした事実がある場合には、当 該証明を受けた日を同号の認定を受けた日とみ に規定する主務大臣が施行日前に当該法人に該 なす。 に最も近い証明に限る。)を同号の認定と、当 へ、ヌ、ル、ヨ又はレに掲げる法人につき同号 新令第四十条の三第一項第三号イ、ロ、ホ、

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十七条 新令第四十四条の四第一項の規定は、 業については、なお従前の例による。 資金の貸付けを受けて行う新令第四十四条の四 施行日以後に新法第八十三条第一項に規定する (登録ホテル業等の減価償却資産の耐用年数の けて行う旧令第四十四条の四第一項に掲げる事 第一項に掲げる事業について適用し、施行日前 に旧法第八十三条に規定する資金の貸付けを受

第十八条 新令別表の規定は、個人又は法人が施 資産について適用し、個人又は法人が施行日前 行日以後に取得等をする同表に掲げる減価償却 に取得等をした旧令別表に掲げる減価償却資産 特例に関する経過措置)

については、なお従前の例による。 七号) 附 則 (平成元年六月三〇日政令第二〇

この政令は、公布の日から施行する

号) 附 則 抄 (平成元年七月七日政令第二一七

この政令は、公布の日から施行する 九附号。 則 (平成元年八月二二日政令第二四

業推進臨時措置法(平成元年法律第六十号)の 施行の日(平成元年八月二十五日)から施行す この政令は、地域ソフトウェア供給力開発事

附 則 (平成元年九月二二日政令第二七

ら施行する。 正する法律の施行の日(平成元年十月一日) この政令は、新技術開発事業団法の一部を改 かか

附 則 (平成元年一一月一四日政令第三

この政令は、 〇〇号) 公布の日から施行する

> 2 用し、昭和六十三年分以前の所得税について 月一日から平成元年十二月三十一日までの期間 第二項の規定は、平成元年分(昭和六十四年一 に係る年分をいう。)以後の所得税について適 改正後の租税特別措置法施行令第十八条の二 なお従前の例による。

附則 〇九号) (平成元年一一月二一日政令第三 抄

(施行期日)

1 の施行の日(平成元年十一月二十二日) 行する。 この政令は、道路法等の一部を改正する法律 から施

(平成二年一月二六日政令第六

(施行期日) 号 附

る法律の施行の日(平成二年三月二十日)から1 この政令は、国土利用計画法の一部を改正す 施行する。

号 則 (平成二年三月三〇日政令第八五

の租税特別措置法第十条の二第三項を含む。以するものとされる平成四年改正法による改正前

下この項において同じ。)」と、「同項」とある

この政令は、公布の日から施行する。

号) 附 抄 (平成二年三月三一日政令第九三

則

第一条 この政令は、平成二年四月一日から施 二項の規定は、森林の保健機能の増進に関する 条の九第一項の改正規定並びに附則第十五条第 する。ただし、第四十条の八第一項及び第四十 の日から施行する。 特別措置法(平成元年法律第七十一号) (施行期日 の施行

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下 以前の所得税については、なお従前の例によ条第一項及び第二十六条第一項において同じ。) 間に係る年分をいう。附則第十九条、第二十三 税について適用し、平成元年分(昭和六十四年があるものを除くほか、平成二年分以後の所得 る。 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め 一月一日から平成元年十二月三十一日までの期

る経過措置) 場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関す (経済社会エネルギー基盤強化設備を取得した

第三条 租税特別措置法の一部を改正する法律 (平成二年法律第十三号。以下「改正法」とい う。) 附則第三条第一項の規定によりなおその 効力を有するものとされる改正法による改正前

年新法第十条の二第三項及び平成四年改正法附項」とあるのは「法第十条の二第三項(平成四 律第十四号。以下この項において「平成四年改特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法 則第三条第一項の規定によりなおその効力を有 前の租税特別措置法第十条の二第三項及び第四 第十条の二第三項及び第四項、平成四年改正法 法(次項において「平成四年新法」という。) 正法」という。)による改正後の租税特別措置 「同条第四項」とあるのは「同条第四項、租税 の租税特別措置法第十条の二の規定に基づく改 項」と、同条第十三項中「法第十条の二第三 有するものとされる平成四年改正法による改正 附則第三条第一項の規定によりなおその効力を 有する。この場合において、同条第十二項中 正前の租税特別措置法施行令(以下「旧令」と いう。) 第五条の四の規定は、なおその効力を

条から第五条の七まで及び第十七条の三におい法律(平成二年法律第十三号。以下この項、次 及び第四項、租税特別措置法の一部を改正する及び第四項」とあるのは「法第十条の二第三項新令第五条の三第一項中「法第十条の二第三項 第十五項から第十七項まで、第五条の五第五 場合における新令第五条の三第一項(同条第三 第十七条の三第三項の規定の適用については、 項において準用する場合を含む。)、第五条の のは「法第十条の二第三項」とする。 項、第五条の六第八項、第五条の七第七項及び て「改正法」という。) 附則第三条第一項の規 改正法附則第三条第一項の規定の適用がある

2 その効力を有するものとされる旧法第十条の二 三項の規定により控除される金額がある場合に の効力を有するものとされる旧法第十条の二第 と、新令第五条の四第十五項中「規定する配当 第五条の七まで及び第十七条の三において「旧 第三項及び第四項」と、同条第十七項中 控除の額」とあるのは「規定する配当控除の 法」という。) 第十条の二第三項及び第四項」 正法による改正前の租税特別措置法(次条から 項、改正法附則第三条第一項の規定によりなお は、当該控除される金額を含む。)」と、同条第 定によりなおその効力を有するものとされる改 十六項中「同条第四項」とあるのは「同条第四 (改正法附則第三条第一項の規定によりなおそ 額

条第一項の規定によりなおその効力を有するも 三項及び第四項を含む。)」とする。 の効力を有するものとされる旧法第十条の二第 (改正法附則第三条第一項の規定によりなおそ と、「及び第四項」とあるのは「及び第四項 項の規定による控除、法第十条の二第四項」 効力を有するものとされる旧法第十条の二第四 改正法附則第三条第一項の規定によりなおその 控除、法第十条の二第三項の規定による控除、 のとされる旧法第十条の二第三項の規定による 条第一項の規定によりなおその効力を有するも 除、同条第四項」とあるのは「改正法附則第三 項」と、「法第十条の二第三項の規定による控のとされる旧法第十条の二第三項若しくは第四 とあるのは「若しくは第四項、改正法附則第三 新令第十七条の三第三項中「若しくは第四項」 される旧法第十条の二第三項及び第四項」と、 条の二第三項及び第四項、改正法附則第三条第 条の二第三項及び第四項」とあるのは「法第十 条の六第八項及び第五条の七第七項中「法第十 の二第三項」と、新令第五条の五第五項、第五 二第三項及び第四項を含む。以下この項においおその効力を有するものとされる旧法第十条の 三項(改正法附則第三条第一項の規定によりな て同じ。)」と、「同項」とあるのは「法第十条 十条の二第三項」とあるのは「法第十条の二第 一項の規定によりなおその効力を有するものと 2

(個人の減価償却に関する経過措置)

第四条 新令第六条の四第二項の規定は、 する工業用機械等については、なお従前の例に をした改正法による改正前の租税特別措置法 械等について適用し、個人が施行日前に取得等 という。) 第十二条第一項に規定する工業用機 による改正後の租税特別措置法(以下「新法」 う。<br />
以下この項において同じ。<br />
)をする改正法 以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をい この政令の施行の日 (以下「施行日」という。) (以下「旧法」という。) 第十二条第一項に規定 個人が 3 2

に規定する貸家住宅については、なお従前の例日前に取得又は新築をした旧法第十四条第一項規定する貸家住宅について適用し、個人が施行 後に取得又は新築をする新法第十四条第一項に 新令第七条第三項の規定は、個人が施行日以

(個人の準備金に関する経過措置)

第五条 改正法附則第七条第一項の規定によりな おその効力を有するものとされる旧法第二十条

の規定に基づく旧令第十二条の規定は、 の効力を有する なおそ

の規定に基づく旧令第十二条の六の規定は、な の効力を有するものとされる旧法第二十条の六 おその効力を有する。 改正法附則第七条第二項の規定によりなおそ

関する経過措置) (肉用牛の売却による農業所得の課税の特例に

第六条 却した場合について適用し、個人が施行日前に 法第二十五条第一項第二号に定める肉用牛を売 協同組合又は農業協同組合連合会に委託して新 行日以後に同項の規定により指定を受けた農業 を売却した場合については、なお従前の例によ 農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託し 旧令第十七条第三項の規定により指定を受けた て旧法第二十五条第一項第二号に定める肉用牛 新令第十七条第三項の規定は、個人が施

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

第七条 宅地等のための譲渡に該当する同項の譲渡又は の譲渡について適用し、個人が施行日前に行っ 良住宅地等予定地のための譲渡に該当する同項 る同項の譲渡又は同条第三項に規定する確定優 が施行日以後に行う新法第三十一条の二第一項 は、なお従前の例による。 のための譲渡に該当する同項の譲渡について 同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地 た旧法第三十一条の二第一項に規定する優良住 に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当す 新令第二十条の二第二項の規定は、 個人

については、なお従前の例による。 当する資産の譲渡に係る所得税について適用 日以後に行う新法第三十七条第一項の規定に該 一項の規定に該当する資産の譲渡に係る所得税 し、個人が施行目前に行った旧法第三十七条第 新令第二十五条第十項の規定は、個人が施行

する譲渡資産に該当する資産の譲渡に係る所得 日前に行った旧法第三十七条の五第一項に規定 譲渡に係る所得税について適用し、個人が施行 五第一項に規定する譲渡資産に該当する資産の 税については、なお従前の例による。 は、個人が施行日以後に行う新法第三十七条の (法人税の特例に関する経過措置の原則) 新令第二十五条の四第二項及び第三項の規定

第八条 新令第三章の規定は、別段の定めがある ものを除くほか、法人(法人税法 (昭和四十年

> た場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関 後に開始する事業年度分の法人税について適用 人税については、なお従前の例による。 する経過措置) し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法 (経済社会エネルギー基盤強化設備等を取得し

> > 5

替えられた新法第五十七条の三第一項第二号並

改正法附則第二十条第八項の規定により読み

びに改正法附則第二十条第六項第一号及び第二

規定は、なおその効力を有する。 (法人の減価償却に関する経過措置)

2 第十条 新令第二十八条の二第三項第一号の規定 五条第一項に規定する工業用機械等についてし、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十 条第一項に規定する工業用機械等について適用 二十八条において同じ。) をする新法第四十五 建設をいう。以下この項、附則第十七条及び第 が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは、新令第二十八条の十一第二項の規定は、法人 特定の施設については、なお従前の例による。 法第四十三条の二第一項に規定する特定の施設 は、法人が施行日以後に取得又は建設をする新 設をした旧法第四十三条の二第一項に規定する について適用し、法人が施行日前に取得又は建

3 条第一項に規定する貸家住宅について適用し、 施行日以後に取得又は新築をする新法第四十七 なお従前の例による。 法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四 十七条第一項に規定する貸家住宅については、

(法人の準備金に関する経過措置)

第十一条 改正法附則第二十条第一項の規定によ 十四条の規定に基づく旧令第三十二条の規定りなおその効力を有するものとされる旧法第五 は、なおその効力を有する。

2 新令第三十二条の二第一項及び第六項の規定 は、なお従前の例による。 二第一項及び第六項に規定する認定について について適用し、施行目前の旧令第三十二条の は、施行日以後のこれらの規定に規定する認定

3 改正法附則第二十条第三項の規定によりなお その効力を有するものとされる旧法第五十六条 なおその効力を有する。この場合において、 規定に基づく旧令第三十二条の十の規定は、

法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格 ない社団等を含む。以下同じ。) の施行日以 その効力を有するものとされる旧法第五十六条 定は、なおその効力を有する。 の六の規定に基づく旧令第三十二条の十五の規 条中「大蔵大臣」とあるのは、 改正法附則第二十条第五項の規定によりなお

「財務大臣」と

第九条 改正法附則第十五条第一項の規定により

二条の五の規定に基づく旧令第二十七条の五の なおその効力を有するものとされる旧法第四十

> る金額は、次に掲げる金額のうちいずれか少な 号ロ並びに第七項第二号に規定する政令で定め

租税特別措置法施行令の一部を改正する政

い金額とする。

は、なお従前の例による。 新令第二十九条の三第三項の規定は、法人が

第十二条 規定は、法人が施行日以後に取得する同号に規 に規定する土地等については、なお従前の例に 定する土地等について適用し、法人が施行日前 に取得した旧令第三十八条の三第十一項第八号 (法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関 新令第三十八条の三第十一項第八号の

例に関する経過措置)

(新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特

における新法第五十七条の三第一項第一号イ

施行日以後に終了する各事業年度終了の

に掲げる金額のうち最も少ない金額

五項の規定により計算した金額を控除した 第一号に掲げる金額から同令附則第十三条第 終了の日における旧法第五十七条の三第一項 三条第四項に規定する指定日を含む事業年度 令(昭和五十八年政令第六十一号)附則第十

第十三条 新令第三十九条の七第五項、第七項 する経過措置)

行日前に行った旧法第六十五条の七第一項の規の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施 法第六十五条の七第一項の規定に該当する資産 び第八項の規定は、法人が施行日以後に行う新 は、なお従前の例による。 定に該当する資産の譲渡に係る法人税について

税の特例に関する経過措置) (農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の

第十四条 新令第三十九条の二十五第三項の規定 法人が施行日前に旧令第三十九条の二十五第三 定める肉用牛を売却した場合について適用し、 を受けた農業協同組合又は農業協同組合連合会 に委託して新法第六十七条の三第一項第二号に は、法人が施行日以後に同項の規定により指定

合については、なお従前の例による。 の三第一項第二号に定める肉用牛を売却した場 農業協同組合連合会に委託して旧法第六十七条 項の規定により指定を受けた農業協同組合又は

(相続税の特例に関する経過措置)

第十五条 新令第四十条の三第一項第二号及び第 相続又は遺贈により取得した旧令第四十条の九 る土地に係る相続税について適用し、同日前に 行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係 第一項に規定する土地に係る相続税について 後に相続又は遺贈により取得した同項に規定す 健機能の増進に関する特別措置法の施行の日以 る相続税については、なお従前の例による。 取得した財産に係る相続税について適用し、施 与を含む。以下この条において同じ。) により 又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈 四十条の四第三項の規定は、施行日以後に相続 新令第四十条の九第一項の規定は、森林の保 なお従前の例による。 る。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十六条 新令第四十四条の三の規定は、 前の例による。 十四条の三に規定する法人については、なお従 適用し、施行日前に当該認定を受けた旧令第四 る新令第四十四条の三に規定する法人について 年法律第七十七号)第四条第一項の認定を受け の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一 以後に民間事業者の能力の活用による特定施設 施行日

特例に関する経過措置) (登録ホテル業等の減価償却資産の耐用年数の

二十日)から施行する。

附 則

(平成二年一一月九日政令第三|

五号)

行日以後に取得等をする同表に掲げる減価償却第十七条 新令別表の規定は、個人又は法人が施 については、なお従前の例による。 に取得等をした旧令別表に掲げる減価償却資産 資産について適用し、個人又は法人が施行日前

の一部改正に伴う経過措置) (租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

第十九条 前条の規定による改正後の租税特別措 従前の例による。 し、平成元年分以前の所得税については、なお 規定は、平成二年分以後の所得税について適用 置法施行令の一部を改正する政令附則第七条の

#### 附 則 七号) 抄 (平成二年五月一八日政令第一一

(施行期日)

第一条 この政令は、 する。 平成二年十月一日 から施行

(租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過

第八条 人が施行日前に売買した商品の売買金額についる商品の売買金額について適用し、個人又は法 法施行令第十二条の三第二項及び第三十三条第 ては、 の日(以下「施行日」という。)以後に売買す 二項の規定は、個人又は法人がこの政令の施行 前条の規定による改正後の租税特別措置 なお従前の例による。

#### 二号) 附 (平成二年六月二二日政令第 一七

この政令は、公布の日から施行する。 六 附 号 <sub>訓</sub> 則 (平成二年六月二九日政令第一九

この政令は、 平成二年七月一日から施 行す

### 四附号訓 則 (平成二年七月一〇日政令第二一

この政令は、貨物自動車運送事業法の施行の 四 附 号 〕 則 (平成二年十二月一日) から施行する。 (平成二年九月一二日政令第二六

日

滑化法(平成二年法律第三十五号)の施行の日 (平成二年九月十三日) から施行する。 この政令は、特定通信・放送開発事業実施円

部を改正する法律の施行の日(平成) この政令は、都市計画法及び建築基準法 三号) 附 則 (平成二年一一月九日政令第三) 二年十一月 0)

る法律(平成二年法律第六十二号)の施行の日供給の促進に関する特別措置法の一部を改正す (平成二年十一月二十日) から施行する。 (施行期日) この政令は、大都市地域における住宅地等の

五四号) 附 則 (平成二年一二月一四日政令第三 抄

(施行期日)

する法律(平成二年法律第五十二号。以下「改第一条 この政令は、商品取引所法の一部を改正 二十九日)から施行する。 正法」という。)の施行の日(平成] 一年十二月

附 則 (平成三年一月二五日政令第六

第一条 する。 (施行期日) この政令は、 平成三年四月一日 から施行

> (施行期日) 号附 則 (平成三年三月一五日政令第二九

第一条 この政令は、 する。 附 (平成三年三月三〇日政令第八八 平成三年四月一日から施行

(施行期日) 号)

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該第一条 この政令は、平成三年四月一日から施行 各号に定める日から施行する。

改正規定(「第十二号」を「第十三号」に改に改める部分を除く。)並びに同条第八項の 十八条の五とする改正規定、同条の前に一条定、第三十八条の四の改正規定、同条を第三 規定、同条を第三十八条の六とする改正規加える部分に限る。)、第三十八条の五の改正項」の下に「、法第六十二条の三第一項」を 条第二項の改正規定(「第四十二条の七第六 規定、「第十節 その他の特例」を削り、第二十六条の三から第二十六条の六までの改正定、第二十五条の四第十九項の改正規定、第 八項まで、第十条第二項から第十四項まで、 第十一項まで、第八条、第九条第三項から第 の七の改正規定並びに附則第四条第六項 規定、第四十条の六の改正規定及び第四十条 める部分を除く。)を除く。)、第三十九条の に改める部分及び「第七項」を「第十一項 項の改正規定(「第十二号」を「第十三号」 を加える改正規定、第三十九条の七の改正規 第二十八条の二第一項の改正規定、第三十七 改正規定を除く。)、第二十五条の二の改正規 第三号の改正規定並びに同項に一号を加える 条の四第五項」に改める部分を除く。)、第二 定(「第二十五条の四第四項」を「第二十五 除く。)、第二十条の二第六項第一号の改正規 の四」を「第四十四条の五」に改める部分を 十二条の四」に改める部分及び「第四十四条 第十二条及び第十三条の規定 十の改正規定、同条の前に節名を付する改正 定、同項に一号を加える改正規定、同条第九 二号」を「第十三号」に改める部分を除く。) 定(同条第十六項第三号の改正規定(「第十 二十六条の六の前に節名を付する改正規定、 十五条の改正規定(同条第十四項第一号及び 同条第十三項第一号及び第三号の改正規 目次の改正規定(「第十二条の五」を「第 平成四年一 月 3

二 第二十八条の十に一項を加える改正規 第二十七号)の施行の日 電気通信基盤充実臨時措置法 (平成三年法律 定

三 第四十二条の五第三項の改正規定 森林法 等の一部を改正する法律(平成三年法律第三

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法施行令 があるものを除くほか、平成三年分以後の所得 税について適用し、平成二年分以前の所得税に 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め ついては、なお従前の例による。 以下

(個人の減価償却に関する経過措置)

第三条 租税特別措置法の一部を改正する法 年十二月四日」とする。 の効力を有する。この場合において、 の四第一項第七号及び第二項の規定は、なおそ 十二条第一項の規定に基づく改正前の租税特別の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第 効力を有するものとされる改正法による改正前 う。) 附則第四条第五項の規定によりなおその 「平成三年三月三十一日」とあるのは、 措置法施行令(以下「旧令」という。)第六条 (平成三年法律第十六号。以下「改正法」とい 平成三 同号中

2 については、なお従前の例による。 た旧法第十二条第一項に規定する工業用機械等 う。) 第十二条第一項に規定する工業用機械等 改正後の租税特別措置法(以下「新法」とい 取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以の施行の日(以下「施行日」という。)以後に 十一項及び第十二項の規定は、個人がこの政令 について適用し、個人が施行日前に取得等をし 下この条において同じ。)をする改正法による 新令第六条の四第二項、第八項、第九項、 第

項及び第三項に規定する減価償却資産について が施行日前に取得等をした旧令第六条の五第一 に規定する減価償却資産について適用し、個人 個人が施行日以後に取得等をするこれらの規定 は、なお従前の例による。 新令第六条の五第一項及び第三項の規定は、

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

第四条 渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲定は、個人が施行日以後に行う新法第三十一条R四条 新令第二十条の二第六項及び第八項の規 定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する

譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例項に規定する確定優良住宅地等予定地のための 地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三 旧法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅 譲渡について適用し、個人が施行日前に行った

- に該当する譲渡については、なお従前の例によ 規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡 が同日前に行った旧法第三十一条の二第三項に めの譲渡に該当する譲渡について適用し、個人 第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のた 成三年一月一日以後に行う新法第三十一条の二 新令第二十条の二第九項の規定は、個人が平 5 6
- 令」と、同条第三項中「地方税法」とあるのは 方税法施行令」とあるのは「旧地方税法施行 税法施行令」という。」と、同項第三号中「地 あるのは「政令第二百四十五号。以下「旧地方 方税法施行令」と、「政令第二百四十五号」と 三年政令第八十二号)第二条による改正前の地「地方税法施行令の一部を改正する政令(平成 同項第二号中「地方税法施行令」とあるのは 百二十六号。以下「旧地方税法」という。」と、 第七号)第二条による改正前の地方税法」と、 交付金法の一部を改正する法律(平成三年法律 るのは「、地方税法及び国有資産等所在市町村 については、同条第二項中「、地方税法」とあ の間に行う同項の特定市街化区域農地等の譲渡 成四年一月一日から平成五年三月三十一日まで なおその効力を有する。この場合において、平 三の規定に基づく旧令第二十条の三の規定は、 の効力を有するものとされる旧法第三十一条の 「法律第二百二十六号」とあるのは「法律第二 「旧地方税法」とする。 改正法附則第七条第四項の規定によりなおそ 8 の規定は、なおその効力を有する。
- 則第七条第四項の規定によりなおその効力を有 三」という。)の規定」と、同条第五項中「又 及び第二十一条において「旧法第三十一条の の租税特別措置法第三十一条の三(以下この条 するものとされる平成三年改正法による改正前 十六号。以下「平成三年改正法」という。)附措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第 と、「)の規定」とあるのは「)又は租税特別 項の項中「特例)又は」とあるのは「特例)、 ては、新令第二十条第四項の表の第十一条第二 令第二十条及び第二十一条の規定の適用につい 前項前段の規定の適用がある場合における新 9

又は旧法第三十一条の三の」とする。 新令第二十一条第三項及び第十項中「又は第三 第三十一条の三又は旧法第三十一条の三」と、 中「又は法第三十一条の三」とあるのは「、法 の三又は旧法第三十一条の三」と、同条第六項 は第三十一条の三」とあるのは「、第三十一条 十一条の三の」とあるのは「、第三十一条の三

- については、なお従前の例による。 行日以後に行う新法第三十七条第一項の表の第 一項の表の第十二号の上欄に掲げる資産の譲渡 し、個人が施行日前に行った旧法第三十七条第 十三号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用 平成二年中に取得(建設及び製作を含む。以 新令第二十五条第二十項の規定は、個人が施
- 二十五条から第二十五条の三まで(旧法第三十 七条第一項の表の第十四号に係る部分に限る。) から第三十七条の四までの規定に基づく旧令第 その効力を有するものとされる旧法第三十七条 条第一項の表の下欄に規定する資産に係る新令 下この条において同じ。)をした新法第三十七 は、同項中「翌年三月十五日」とあるのは、 第二十五条第二十四項の規定の適用について 「翌々年三月十五日」とする。 改正法附則第七条第十七項の規定によりなお
- 平成四年三月三十一日までに、同年一月一日前 おいて「減価償却資産」という。)につき旧法 の第十四号の下欄に掲げる資産(以下この条に 有するものとされる旧法第三十七条第一項の表 げる事項を記載した届出書により行わなければ 第三十七条の規定の適用を受ける旨及び次に掲 に取得をした同項の規定によりなおその効力を ならない。 改正法附則第七条第十七項第一号の届出は、
- 届出者の氏名及び住所
- 在地、用途、取得年月日及び取得価額 定長期所有土地等をいう。次項及び第十項に 等 譲渡をする見込みである特定長期所有土地 当該減価償却資産の種類、構造、規模 (改正法附則第七条第十七項に規定する特 所
- おいて同じ。) の種類 その他参考となるべき事項
- の写し及び当該譲渡に係る対価の額のうちその を記載した届出書に、同号の譲渡に係る契約書 平成四年三月三十一日までに、次に掲げる事項 百分の二十に相当する金額以上の額の支払を受 改正法附則第七条第十七項第二号の届出は、

けたことを証する書類を添付して、 届出者の氏名及び住所 行わなけれ

- 価額 係る契約の相手方及び当該譲渡の譲渡予定 旦 地等の種類、規模、所在地、用途、取得年月 譲渡をすることとしている特定長期所有土 取得価額、譲渡予定年月日、 当該譲渡に
- 取得をする見込みである減価償却資産の

- 10 建設若しくは製作を開始したことを証する書類 平成四年三月三十一日までに、次に掲げる事項 兀 ったことを証する書類又は当該減価償却資産の 百分の二十に相当する金額以上の額の支払を行 の写し及び当該取得に係る対価の額のうちその を記載した届出書に、同号の取得に係る契約書 を添付して、行わなければならない。 改正法附則第七条第十七項第三号の届出は、2 その他参考となるべき事項
- 届出者の氏名及び住所
- 年月日及び取得予定価額 種類、構造、規模、所在地、用途、取得予定 取得をすることとしている減価償却資産の
- 三 譲渡をする見込みである特定長期所有土地
- その他参考となるべき事項
- 11 第一項に規定する資産の譲渡については、 が平成四年一月一日以後に行う新法第三十七条 兀 従前の例による。 の五第一項に規定する資産の譲渡について適用 し、個人が同日前に行った旧法第三十七条の五 新令第二十五条の四第二十項の規定は、個人 、なお
- 12 新令第二十五条の五第三項の規定は、個人が 三号に規定する交換分合による土地等の譲渡に 三十七条の六第一項第三号に規定する交換分合 施行日以後に行う新法第三十七条の六第一項第 ついて適用し、個人が施行日前に行った旧法第 による土地等の譲渡については、なお従前の例 による。
- 除に関する経過措置) (住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控
- 第五条 新令第二十六条の規定は、居住者が施行 条において同じ。)を同項の定めるところによ 日以後に新法第四十一条第一項に規定する居住 りその者の居住の用に供した場合について適用 屋(当該増改築等に係る部分に限る。以下この 用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家

その者の居住の用に供した場合については、 し、居住者が施行日前に旧法第四十一条第一項 改築等をした家屋を同項の定めるところにより お従前の例による に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増 な

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第六条 新令第三章の規定は、別段の定めがある し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法後に開始する事業年度分の法人税について適用 法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格 場合を除くほか、法人(法人税法(昭和四十年 のない社団等を含む。以下同じ。) の施行日 人税については、なお従前の例による。 以

(法人の減価償却に関する経過措置)

- 第七条 新令第二十八条第八項の規定は、法人が なお従前の例による。 法人が施行日前に取得をした旧法第四十三条第 の表の第六号に掲げる航空機について適用し、 施行日以後に取得をする新法第四十三条第一項 一項の表の第六号に掲げる航空機については、
- 2 月四日」とする。 年三月三十一日」とあるのは、「平成三年 を有する。この場合において、同号中「平成三 第一項の規定に基づく旧令第二十八条の十一第 その効力を有するものとされる旧法第四十五条 一項第七号及び第二項の規定は、なおその効力 改正法附則第十二条第九項の規定によりなお
- 3 については、なお従前の例による。 旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等 法第四十五条第一項に規定する工業用機械等に をいう。以下この条において同じ。)をする新 行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建 項、第十一項及び第十二項の規定は、法人が施 ついて適用し、法人が施行日前に取得等をした 新令第二十八条の十二第二項、第八項、
- 関する経過措置) 却資産については、なお従前の例による。 八条の十二第一項及び第三項に規定する減価償 し、法人が施行日前に取得等をした旧令第二十の規定に規定する減価償却資産について適用 定は、法人が施行日以後に取得等をするこれら (法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に 新令第二十八条の十三第一項及び第三項の規
- 第八条 法人の平成四年一月一日前に開始し、 合における当該事業年度の同条第二項第三号及 第六十三条の二第一項の譲渡利益金額がある場 つ、同日以後に終了する事業年度において新法 か

び第五項に規定する当該事業年度の所得の金額 して、同条の規定を適用する。 (法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関 同条第一項の譲渡利益金額からなるものと

第九条 新令第三十九条の三第六項の規定は、 る収用換地等による資産の譲渡に係る法人税に ついて適用する。 人が平成三年一月一日以後に行う同項に規定す 法

る法人税について適用し、法人が施行日前に行の表の第十四号の上欄に掲げる資産の譲渡に係 ては、なお従前の例による。 の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税につい った旧法第六十五条の七第一項の表の第十三号 が施行日以後に行う新法第六十五条の七第一項 新令第三十九条の七第十七項の規定は、 法人の平成四年一月一日前に取得(建設及び 、法人 7

了した事業年度において取得をした資産についとあるのは、「翌日(平成四年一月一日前に終 に掲げる資産に係る新令第三十九条の七第二十 た新法第六十五条の七第一項の表の各号の下欄 製作を含む。以下この条において同じ。)をし ては、同日)」とする。 項の規定の適用については、同項中「翌日」

令第三十九条の七(旧法第六十五条の七第一項の七から第六十五条の九までの規定に基づく旧 その効力を有するものとされる旧法第六十五条 なおその効力を有する。 の表の第十五号に係る部分に限る。)の規定は、 改正法附則第十五条第八項の規定によりなお

なければならない。 び次に掲げる事項を記載した届出書により行わ 旧法第六十五条の七の規定の適用を受ける旨及 条において「減価償却資産」という。)につき の表の第十五号の下欄に掲げる資産(以下この 有するものとされる旧法第六十五条の七第一項 に取得をした同項の規定によりなおその効力を 平成四年三月三十一日までに、同年一月一日前 改正法附則第十五条第八項第一号の届出は、 所

在地、用途、取得年月日及び取得価額 当該減価償却資産の種類、構造、 規模、

定長期所有土地等をいう。次項及び第七項に 譲渡をする見込みである特定長期所有土地 (改正法附則第十五条第八項に規定する特

三 その他参考となるべき事項

6 平成四年三月三十一日までに、次に掲げる事項 改正法附則第十五条第八項第二号の届出は、

> の写し及び当該譲渡に係る対価の額のうちその けたことを証する書類を添付して、行わなけれ 百分の二十に相当する金額以上の額の支払を受 を記載した届出書に、同号の譲渡に係る契約書

係る契約の相手方及び当該譲渡の譲渡予定 日、取得価額、譲渡予定年月日、当該譲渡に 地等の種類、規模、所在地、用途、取得年月 譲渡をすることとしている特定長期所有土

二 取得をする見込みである減価償却資産の

2

三 その他参考となるべき事項

平成四年三月三十一日までに、次に掲げる事項 建設若しくは製作を開始したことを証する書類 ったことを証する書類又は当該減価償却資産の 百分の二十に相当する金額以上の額の支払を行 の写し及び当該取得に係る対価の額のうちその を記載した届出書に、同号の取得に係る契約書 を添付して、行わなければならない。 改正法附則第十五条第八項第三号の届出は、 3

年月日及び取得予定価額 種類、構造、規模、所在地、 取得をすることとしている減価償却資産の 用途、 取得予定

二 譲渡をする見込みである特定長期所有土地 等の種類

三 その他参考となるべき事項

8 くは第六十六条第二項若しくは第三項又は平成 号。以下この項において「平成三年改正法」と法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六 る場合における租税特別措置法の一部を改正す の七から第六十五条の九までの規定の適用があ その効力を有するものとされる旧法第六十五条 法による改正前の租税特別措置法第六十五条の 三年改正法附則第十五条第八項の規定によりな から第六十五条の九までの」と、「又は第六十 その効力を有するものとされる平成三年改正法 とあるのは「第六十六条若しくは租税特別措置 用については、同条第九項中「第六十六条の」 後の租税特別措置法第六十二条の三の規定の適 る法律(平成六年法律第二十二号)による改正 おその効力を有するものとされる平成三年改正 六条第二項若しくは第三項」とあるのは「若し による改正前の租税特別措置法第六十五条の七 いう。) 附則第十五条第八項の規定によりなお 改正法附則第十五条第八項の規定によりなお (同法第六十五条の八第六項にお

第十条 新令第四十条の三第一項第二号の規定

る告示があった場合とする。 項において準用する場合を含む。)の規定によ 第百号) 第二十条第一項(同法第二十一条第1 定める場合は、都市計画法(昭和四十三年法律

省令」とあるのは、「財務省令」とする。 力を有する。この場合において、同条中「大蔵 ては、旧令第四十条の七の規定は、なおその効 定する農地、採草放牧地又は準農地がある場合 項に規定する取得をした財産のうちに同項に規 における当該相続又は遺贈に係る相続税につい 平成四年一月一日前に旧法第七十条の六第

4 各号に掲げる要件に該当することを証する書類旨及び次に掲げる事項を記載した申請書に同項 は、平成十九年一月三十一日までに、同項に規 で財務省令で定めるものを添付し、これを納税 定する特定市街化区域農地等(以下この項にお を受けようとする同項に規定する農業相続人 地の所轄税務署長に提出しなければならない。 いて同条第六項の規定の適用を受けようとする いて「特定市街化区域農地等」という。)につ 改正法附則第十九条第六項の税務署長の承認 申請者の氏名及び住所

。)の取得をした年月日及び当該特例農地等 (以下この項において「特例農地等」という

第六項の承認を受けようとする特定市街化区 当該特例農地等のうち改正法附則第十九条

得の時における旧令第四十条の七第十三項に 該特例農地等及び当該特定市街化区域農地等 規定する農業投資価格控除後の価額並びに当 地等の被相続人からの相続又は遺贈による取 に係る納税猶予分の相続税の額 当該特例農地等及び当該特定市街化区域農 10 9

八第三項若しくは第四項」とする。 準用する場合を含む。)若しくは第六十五条の (相続税の特例に関する経過措置)

産に係る相続税については、なお従前の例によ により取得した財産に係る相続税について適用 により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。) し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財 施行日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡

改正法附則第十九条第四項に規定する政令で

附則第十九条第六項に規定する特例農地等一 被相続人からの相続又は遺贈により改正法

域農地等の明細

Ŧi. 六 その他参考となるべき事項 件に係る事項として財務省令で定めるもの 改正法附則第十九条第六項各号に掲げる要

6 5 ときは、当該申請の承認があったものとみな において、その提出があった日から一月以内 に、当該申請の承認又は却下の処分がなかった 前項の規定による申請書の提出があった場合

政令で定める法人は、 6令で定める法人は、地方住宅供給公社とす改正法附則第十九条第六項第一号に規定する

るすべての要件とする。 号イに規定する政令で定める要件は、 改正法附則第十九条第六項第一号イ及び第二 次に掲げ

るものであること。 当該共同住宅のすべてが居住の用に供され

一 当該共同住宅に係る賃貸が公募の方法によ り行われるものであること。

三 改正法附則第十九条第六項第一号イ又は第 が次に掲げる要件のすべてを満たすこと。 き部分を含む。以下この号において同じ。) 係る廊下、階段その他その共用に供されるべ 二号イに規定する独立部分(当該独立部分に 方メートル以下で、かつ、五十五平方メー べき部分の床面積を除く。)が百二十五平 係る廊下、階段その他その共用に供される トル以上のものであること。 当該独立部分の床面積(当該独立部分に

備えたものであること。 専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を

のであること。 有するものについては、百万円)以下の 条第七号に規定する耐火構造をいう。)を 準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二 トル当たり九十五万円(耐火構造(建築基備に係るものを除く。)が三・三平方メー の財務省令で定める附属設備以外の附属設 当該独立部分の取得価額(当該独立部分

号に掲げる農業協同組合連合会とする。 建設融資利子補給臨時措置法施行令(昭和四十 る政令で定める法人は、農地所有者等賃貸住宅 六年政令第二百五十号)第一条第一号又は第二 改正法附則第十九条第六項第二号ニに規定す

項に規定する譲渡又は設定とする。 定める譲渡又は設定は、旧令第四十条の七第七 改正法附則第十九条第九項に規定する政令で 改正法附則第十九条第十項の規定により提

引き続いて同条第五項の規定

第六項

|合における同法による改正 の例によることとされる場

で定める書類を添付しなければならない。 及び次に掲げる事項を記載し、かつ、財務省令 第七十条の六第一項の規定の適用を受けたい旨 によりなおその効力を有するものとされる旧法 平成十五年新 |七 第 二 項 第四 第 六 第十 六 号 ) 附 則 第 十 九 条 第 令第四十条の十

法

第七租税特別措置法の

条の四第三項

|前の租税特別措置法第七十

正する法律(平成三年法律租税特別措置法の一部を改

項の規定によりなお従前

-条 の

改正法附則第十九条第六項の税務署長の承 届出者の氏名及び住所

件に該当する事実の明細 認を受けた年月日 改正法附則第十九条第六項各号に掲げる要 二号

第四項第二号から第四号までに掲げる事項

11 は、当該証明書の写しを同号ホに規定する提出 出する同条第六項第二号ニの証明書の写しに 改正法附則第十九条第十二項の規定により提 その他参考となるべき事項

詳細を記載した書類を添付しなければならな

期限までに提出することができなかった事情の

第二号

五項部を改正する政令(平成三 条第租税特別措置法施行令の

前の租税特別措置法(以下 合における同法による改正 の例によることとされる場

この条において「旧法」と

. う。) 第七十条の四第三項

年政令第八十八号)による 改正前の租税特別措置法施

行令(以下この条において

「旧令」という。) 第四十条

12 定める書類を添付しなければならない。 情の詳細を記載し、かつ、第十項の財務省令で する期限までに提出することができなかった事 する事項のほか当該届出書を同条第十項に規定 出する同条第十項の届出書には、第十項に規定 改正法附則第十九条第十二項の規定により提 令第四十条の 七第十六項 |平成十五年新法 第七|旧法第七十条の四第三項

四第六 十条の

の六第十四項第二号

前条第旧令第四十条の六第十一

項

十二項各号

同条第同条第十二項

13 発公社とする。 で定める法人は、地方住宅供給公社及び土地開 改正法附則第十九条第十三項に規定する政令

14 規定による農地等の贈与者が平成十五年一月一 置法施行令(以下この項において「平成十五年 政令第百三十九号)による改正後の租税特別措 置法施行令の一部を改正する政令(平成十五年新法」という。)第七十条の六及び租税特別措 特別措置法(以下この項において「平成十五年 律第八号)第十二条の規定による改正後の租税 得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法 亡による相続又は遺贈に係る相続税に対する所 日以後に死亡した場合における当該贈与者の死 改正法附則第十九条第二項に規定する旧法の |七第二十七項 || 令第四十条の地等が || る特例農地等をいう。 |平成十五年新特 例 農特例農地等(同項に規定す

六第九項 第六項 第十六号)附則第十九条第法第七十条の条の四正する法律(平成三年法律平成十五年新第七 十租税特別措置法の一部を改 げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。 中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲 ついては、次の表の上欄に掲げるこれらの規定 新令」という。)第四十条の七の規定の適用に 項の規定によりなお従前 第十一条 改正法附則第二十条第四項の規定によ 15 りなおその効力を有するものとされる旧法第八 する者の申請について準用する。 則第十九条第十七項の規定の適用を受けようと 規定は、 十一条第二項の規定に基づく旧令第四十四条の (登録免許税の特例に関する経過措置) 新法第七十条の七第五項の規定は、 なおその効力を有する。 改正法附

1

この政令は、平成三年八月一日から施行す

る。

十五項

条第同条第五項

(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 一部改正に伴う経過措置)

第十三条 前条の規定による改正後の租税特別 は遺贈に係る相続税については、なお従前の例が死亡した場合における当該死亡による相続又 令附則第十一条第二項又は第三項に規定する譲 規定する農地等の贈与者(以下この条において第一項の規定の適用に係る贈与税に係る同項に 渡又は設定及び同日前に昭和五十年旧法適用者 前の租税特別措置法施行令の一部を改正する政 五十年旧法適用者がした前条の規定による改正 旧法適用者が死亡した場合における相続又は遺 定する譲渡又は設定及び同日以後に昭和五十年 ら第六項までの規定は、平成四年一月一日以後 置法施行令の一部を改正する政令(以下「昭和 による。 五十年新令附則第十一条第二項又は第三項に規 法による改正前の租税特別措置法第七十条の四 定によりなおその効力を有するものとされる同 五十年法律第十六号)附則第二十条第二項の規 五十年新令」という。)附則第十一条第二項か 贈に係る相続税について適用し、同日前に昭和 「昭和五十年旧法適用者」という。)がする昭和 .租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和

#### 九号) 附 則 (平成三年五月二一日政令第一六

この政令は、 平成四年一月一日から施行す

る。

# 則 (平成三年五月二四日政令第一七

条の七第十三項の改正規定は、平成四年一月 し、第四十条の六第十項の改正規定及び第四十 日から施行する。 この政令は、公布の日から施行する。ただ

|法 第七|旧法第七十条の四第一項

この条において同じ。)がる特例農地等をいう。以下

-条の

第

## 五号) (平成三年五月三一日政令第一九

施行の日(平成三年六月一日)から施行する。 この政令は、電気通信基盤充実臨時措置法の 0号) (平成三年七月三一日政令第二五

2 条の十三第八項の規定は、個人又は法人(法人 令」という。) 第六条の五第八項又は第二十八 税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八 号に規定する人格のない社団等を含む。 改正後の租税特別措置法施行令(以下「新 以下同

得等をする場合における新令第六条の五第八項る区域をいう。)内において工業用機械等の取 という。) 以後に取得等(取得又は製作若しく じ。)がこの政令の施行の日(以下「施行日」 を除く」とする。 又は第二十八条の十三第八項の規定の適用につ 租税特別措置法施行令第六条の四第八項又は第 又は法人が施行日から平成五年十一月十二日ま なお従前の例による。この場合において、個人 日前に取得等をした工業用機械等については、 定する工業用機械等(以下「工業用機械等」と は建設をいう。以下同じ。)をする租税特別 政令(平成三年政令第二百五十号)附則第二項 は、「(租税特別措置法施行令の一部を改正する いては、これらの規定中「を除く」とあるの での間に旧対象区域(施行日において改正前の いう。)について適用し、個人又は法人が施行 置法第十二条第一項又は第四十五条第一項に規 に規定する旧対象区域に該当する区域を除く。) 二十八条の十三第八項に規定する区域に該当す

#### 五号) 附 則 抄 (平成三年九月二五日政令第二九

る。 この政令は、平成三年十月一日から施 行す

(施行期日)

#### 号) 附 則 抄 (平成四年三月三一日政令第八七

(施行期日)

第一条 この政令は、平成四年四月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該

。)、第十三条第一項の改正規定、第十五条第 る部分及び第二条に一号を加える部分を除 (「第二条第六項」を「第三条第六項」に改め 条の二―第十七条の九)」を削る部分に限る く。) 及び第三十四条の規定 十条 (同条第十三項を除く。)、第三十三条 八条の五第二十五項の改正規定並びに附則第 第二章第五節の二を削る改正規定並びに第十 定、 二項の改正規定、第十六条第二項の改正規 人課税を選択した場合の課税の特例(第十七 目次の改正規定(「第五節の二 みなし 第十七条第一項及び第六項の改正規定、 平成五年一月

及び第二十七条の四第二項に一号を加える改 正規定並びに附則第四条第二項及び第十四条 第五条の三第四項に一号を加える改正規定

(行事的) 宇利に関いた ひを動き置い 原川(年) の施行の日 (中成四年法する法律の一部を改正する法律(平成四年法第二項の規定 伝統的工芸品産業の振興に関

→ 文三谷○丑免与川寺置は百子子(所得税の特例に関する経過措置の原則)

年金貯蓄の利子所得等の非課税に関する経過措

第三条 新令第二条の二十一第二項(新令第二条の三十一において準用する場合を含む。)の規定は、個人がこの政令の施行の日(以下「施行とは、個人がこの政令の施行の日(以下「施行とは、個人がこの政令の施行の日(以下「施行という。)以後に同項に規定する継続適用で適格事由に該当する場合について進用する場合を含む。)に規定する継続適用で適格事由に該当に出た場合については、なお従前の例による。(試験研究費の額が増加した場合等の所得税額に対応で、なお従前の例による。した場合については、なお従前の例による。(試験研究費の額が増加した場合等の所得税額に関する経過措置)

第四条 個人が、平成五年二月二十四日までに旧第四条 個人が、平成五年二月二十四日までに旧第四条 個人が、平成五年二月二十四日までに旧

過世置) 過世置) 過世置) 過世置) の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経 に規定する負担金について適用する。 に規定する負担金について適用する。 に規定する法律の施行の日以後に支出する同号 を改正する法律の施行の日以後に支出する同号 が伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部 が伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部

第五条 租税特別措置法(次項において「新法」といいれた。)。) 附則第三条第一項の規定による改正後の租税特別措置法(以下「旧法」という。) 第一条第四項、租税特別措置法(以下「旧法」という。) 第一条第一项中 「同条第四項」とあるのはて、同条第十六項中「同条第四項」とあるのはて、同条第十六項中「同条第四項」とあるのはて、同条第十六項中「同条第四項」とあるのはて、同条第十六項中「同条第四項」とあるのはで、同条第十六項中「同条第四項」とあるのはで、同条第十六項中「同条第四項」とある改正法という。) 附則第三条第一項の規定によりな正式という。) 附則第三条第一項の規定によりな正式という。

項」と、同条第十六項中「法第十条の二第三

四項を含む。以下この項において同じ。)」と、 う。) 第十条の二第三項及び第四項、 法による改正前の租税特別措置法第十条の二第 項中「法第十条の二第三項」とあるのは「法第 租税特別措置法第十条第四項」と、同条第十七 る法律(平成五年法律第十号)による改正後の 条の二第四項」と、「及び第三項」とあるのは 年改正法」という。) 附則第三条第一項の規定 措置法の一部を改正する法律(平成二年法律第 「同項」とあるのは「法第十条の二第三項」と おその効力を有するものとされる平成二年改正 成二年改正法附則第三条第一項の規定によりな 十条の二第三項(新法第十条の二第三項及び平 「及び第三項、租税特別措置法の一部を改正す によりなおその効力を有するものとされる平成 十三号。以下この項及び次項において「平成二 一年改正法による改正前の租税特別措置法第十 租税特別

三条第一項の規定によりなおその効力を有する 四項」とあるのは「同条第四項、改正法附則第 条第一項の規定によりなおその効力を有するも のは「規定する配当控除の額(改正法附則第三四第十四項中「規定する配当控除の額」とある る改正前の租税特別措置法(次条から第五条の なおその効力を有するものとされる改正法によ 第三項及び第四項、租税特別措置法の一部を改第三項及び第四項」とあるのは「法第十条の二 において「平成五年新令」という。) 第五条の 場合における租税特別措置法施行令の一部を改 ものとされる旧法第十条の二第三項及び第四 のとされる旧法第十条の二第三項の規定により 第三項及び第四項」と、平成五年新令第五条の 七までにおいて「旧法」という。)第十条の二 法」という。) 附則第三条第一項の規定により 項及び次条から第五条の七までにおいて「改正 成五年新令第五条の三第一項中「法第十条の二 第五条の七第七項の規定の適用については、平 含む。)、第五条の四第十四項から第十六項ま 三第一項(同条第三項において準用する場合を る改正後の租税特別措置法施行令(以下この項 正する政令(平成五年政令第二百十二号)によ る金額を含む。)」と、同条第十五項中「同条第 控除される金額がある場合には、当該控除され 正する法律(平成四年法律第十四号。 で、第五条の五第五項、第五条の六第九項及び 改正法附則第三条第一項の規定の適用がある 以下この

第六条 改正法附則第四条第二項の規定によりな 中「同条第五項まで」とあるのは「同条第五項効力を有する。この場合において、同条第八項 から第六項までを除く。)の規定は、なおその 四の規定に基づく旧令第五条の六(同条第二項 おその効力を有するものとされる旧法第十条の 条第十三項中「第四項」とあるのは「第四項並 条の四第三項及び新法第十条の四第三項」と、 第十条の四第三項」とあるのは「並びに法第十 置法第十条第四項」と、同条第十項中「及び法 成五年法律第十号)による改正後の租税特別措 法」という。) 第十条の四第三項から第五項ま 特別措置法(第十項及び第十三項において「新 まで、租税特別措置法の一部を改正する法律 項」とする。 「同条第五項」とあるのは「法第十条の四第五 びに新法第十条の四第三項及び第四項」と、 項」とあるのは「法第十条の四第四項」と、同 項、租税特別措置法の一部を改正する法律(平 で」と、「及び第三項」とあるのは「及び第三 (平成四年法律第十四号) による改正後の租税 「同項」とあるのは「これら」と、「同条第四

2 改正法附則第四条第二項の規定の適用がある と 改正法附則第四条第二項の規定の適用がある のは「法第十条の四第三項から第五項まで、租 を改正後の租税特別措置法施行令(以下この項 第一四項並びに第五条の一第十項、第五条の六第八項、第五条の五第五 含む。)、第五条の四第十五項、第五条の五第五 含む。)、第五条の四第十五項、第五条の五第五 含む。)、第五条の四第十五項、第五条の一部を改 高 中四項並びに第五条の七第七項の規定の適用がある と 改正法附則第四条第二項の規定の適用がある と 改正法附則第四条第二項の規定の適用がある

旧法第十条の四第三項から第五項まで」とす 規定によりなおその効力を有するものとされる ら第五項まで」とあるのは「法第十条の四第三 令第五条の七第七項中「法第十条の四第三項 るのは「法第十条の四第五項」と、平成五年 三項から第五項まで」と、「同条第五項」とあ 条の四第三項から第五項まで」と、同条第十一 りなおその効力を有するものとされる旧法第十 五項まで、改正法附則第四条第二項の規定によ九項中「同条第五項まで」とあるのは「同条第 除の額」とあるのは「規定する配当控除の額五年新令第五条の六第八項中「規定する配当控法第十条の四第三項から第五項まで」と、平成 定によりなおその効力を有するものとされる旧から第五項まで、改正法附則第四条第二項の規 四条第二項の規定によりなおその効力を有する の七までにおいて「改正法」という。) 附則 税特別措置法の一部を改正する法律(平成四 項から第五項まで、改正法附則第四条第二項 の効力を有するものとされる旧法第十条の四第 あるのは「法第十条の四第三項及び第四項並び 十四項中「法第十条の四第三項及び第四項」と とあるのは「法第十条の四第四項」と、同条第 項」とあるのは「これら」と、「同条第四項」 る旧法第十条の四第三項及び第四項」と、「同 の規定によりなおその効力を有するものとされ 項中「法第十条の四第三項」とあるのは「法第 三項の規定により控除される金額がある場合に の効力を有するものとされる旧法第十条の四第 第五項まで」とあるのは「法第十条の四第三項 第五条の五第五項中「法第十条の四第三項 法」という。)第十条の四第三項から第五項ま 置法(次条から第五条の七までにおいて「旧 ものとされる改正法による改正前の租税特別措 法律第十四号。以下この項及び次条から第五条 に改正法附則第四条第二項の規定によりなおそ は、当該控除される金額を含む。)」と、同条第 で」と、平成五年新令第五条の四第十五項及び 十条の四第三項並びに改正法附則第四条第二項 (改正法附則第四条第二項の規定によりなおそ いから

種に属する事業を営んでいた個人で、同日から定業種の指定が行われた日において当該指定業定する政令で定める個人は、同項に規定する指(以下「新法」という。)第十条の四第一項に規えられた改正法による改正後の租税特別措置法3 改正法附則第四条第四項の規定により読み替3 改正法附則第四条第四項の規定により読み替

人とする。 供した日まで引き続き当該事業を営んでいた個 供した日まで引き続き当該事業を営んでいた個

(個人の減価償却に関する経過措置)

第七条 新令第五条の八第五項の規定は、個人が鹿行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建度。)をする新法第十一条第一項に規定する特定で設備等について適用し、個人が施行日前に取定設備等について適用し、個人が施行日前に取得をした旧法第十一条第一項に規定する特定を対している。以下この項及び第三項において同談の場合では、個人が第五項の規定は、個人が第七条 新令第五条の八第五項の規定は、個人が

ついては、なお従前の例による。

ついては、なお従前の例による。

ついては、なお従前の例による。

お十二条の二第二項に規定する医療用機器に用し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧用し、個人が施行日前に取得又は製作をしたのに適等一項の規定は、個人が施行のいては、なお従前の例による。

て適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法

新令第七条第三項の規定は、個人が施行日以 とに取得又は新築をした旧法第十四条第一項 に規定する貸家住宅について適用し、個人が施行 規定する貸家住宅について適用し、個人が施行 規定する貸家住宅については、なお従前の例 をに取得又は新築をする新法第十四条第一項に 後に取得又は新築をする新法第十四条第一項に

いては、なお従前の例による。
四条第三項に規定する特定再開発建築物等につ四条第三項に規定する特定再開発建築物等について適用し、規定する特定再開発建築物等について適用し、後に取得又は新築をする新法第十四条第四項に後に取得又は新築をする新法第十四条第四項に

に関する経過措置)(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除

る。 技術等海外取引については、なお従前の例によ

(開墾地等の農業所得の免税に関する経過措置) 第九条 新令第十六条第一項第一号に掲げる農産物の当該栽培いて適用し、施行日前に栽培を開始した旧令第一六条第一項第一号に掲げる農産物の当該栽培から生ずる所得に対する所得税につから生ずる所得に対する所得に対する展産物から生ずる所得に対する展産物に関する経過措置)

に関する経過措置)(みなし法人課税を選択した場合の課税の特例

第十条 平成四年分の所得税について旧法第二十 額」という。)とみなして、同法第七十条第一 る純損失の金額(第三項において「純損失の金 じた所得税法第二条第一項第二十五号に規定す 得税法(昭和四十年法律第三十三号)第百四十 項の規定を適用する。 じたものであるときは、平成二年)において生 当該みなし法人損失額が生じた各年(当該みな の計算の基礎となったものを除く。次項におい 条の四第一項及び第十七条の七第四項の規定に 三号に規定するみなし法人損失額(旧令第十七 年内の各年において生じた旧令第十七条の二第 法人課税適用者」という。) の平成四年以前五 住者(以下この条において「平成四年分みなし 五条の二第一項の規定の適用を受けた同項の居 し法人損失額が昭和六十三年又は平成元年に生 における平成五年分以後の所得税については、 て「みなし法人損失額」という。)がある場合 二条第二項の規定により還付を受けるべき金額 に旧令第十七条の五第七項において準用する所 より平成四年以前において控除されたもの並び

なし法人課税適用者は、平成五年において生じは事業所得を生ずべき事業を営む平成四年分み又は第二十七条第一項に規定する不動産所得又。 平成五年において所得税法第二十六条第一項

項において「みなし法人税相当所得税の額」と人税相当所得税の額(第五項、第六項及び第八 た純損失の金額のうちにこれらの所得の金額の 還付を請求することができる。この場合におい 割合を乗じて計算した金額に相当する所得税の 等の損失に係る純損失の金額に相当する金額の おいて「みなし法人所得額」という。)のうち 損失に係る純損失の金額」という。)がある場 以下この項及び第六項において「事業所得等の 第一号、第三号及び第五号の規定による控除を る当該事業所得等の損失に係る純損失の金額に に占める平成五年において生じた当該事業所得 なし法人所得額(第五項、第六項及び第八項に 合には、平成五年分の青色申告書の提出と同時 計算上生じた損失の部分の金額(所得税法施 ついては、同法第百四十条第一項の規定は、適 て、当該平成四年分みなし法人課税適用者に係 いう。)に、同年分の同条第一項に規定するみ に、納税地の所轄税務署長に対し、平成四年分 してもなお控除しきれない部分の金額をいう。 旧令第十七条の五第一項に規定するみなし法 (昭和四十年政令第九十六号)第百九十八条 6

5 成五年分の所得税に係る確定申告期限までに、 申告書を連続して提出している場合に限り、平 その者は、平成三年分以後の所得税に係る青色 五第七項において準用する同法第百四十二条第年において控除されたもの及び旧令第十七条の 五年において所得税法第百四十条第五項に規定 じた当該みなし法人損失額に相当する金額の割 法人所得額のうちに占める平成四年において生 なし法人税相当所得税の額に、同年分のみなし の基礎となったものを除く。)があるときは、 みなし法人損失額(第一項の規定により平成五 いて生じた旧令第十七条の二第三号に規定する 合を乗じて計算した金額に相当する所得税の還 納税地の所轄税務署長に対し、平成三年分のみ する事実が生じた場合において、平成四年にお 一項の規定により還付を受けるべき金額の計算

> 法人所得額とみなす。 社人所得額とみなす。 法人所得額とみなす。 は人所得額とみなす。 は人所得額とみなす。 は人所得額とみなす。 は人所得額とみなす。 は人所得額と とみなし、かつ、同年分のみなし法人所得額に とみなし、かつ、同年分のみなし法人所得額に とみなし、かつ、同年分のみなし法人所得額に とみなし、かつ、同年分のみなし法人所得額と とみなし、かつ、同年分のみなし法人所得額と とみなし、かつ、同年分のみなし法人所得額と とみなし、かつ、同年分のみなし法人所得額と とみなし、かつ、同年分のみなし法人所得額と との適用に係る同項のみなし 法人損失額を控除した金額をもって当該みなし 法人所得額とみなす。

百四十一条第一項の規定は、適用しない。 合において、当該申告書に係る当該事業所得等 事業所得等の損失に係る純損失の金額に相当す 額のうちに占める平成五年において生じた当該 法人課税適用者の平成四年分のみなし法人所得 みなし法人課税適用者の平成四年分のみなし法 得税の納税地の所轄税務署長に対し、同条第一 場合には、大蔵省令で定めるところにより、 当該申告書に記載すべき平成五年において生じ 申告書(青色申告書に限る。)を提出する者は、 五項の規定に該当してこれらの規定に規定する の損失に係る純損失の金額については、同法第 所得税の還付を請求することができる。この場 項又は第三項に規定する死亡をした平成四年分 た事業所得等の損失に係る純損失の金額がある る金額の割合を乗じて計算した金額に相当する 該申告書の提出と同時に、当該申告書に係る所 人税相当所得税の額に、当該平成四年分みなし 所得税法第百二十五条第一項、第三項又は第 当

があるときは、その相続人(包括受遺者を含 法第百四十二条第二項の規定により還付を受け 令第十七条の五第七項において準用する所得税 号に規定するみなし法人損失額(第一項の規定 において死亡した場合において、平成四年にお 認める場合には、当該申告書をその提出期限後 当該申告書をその提出期限までに提出した場合 あって、同項に規定する申告書を提出する者が 成四年分みなし法人課税適用者が平成四年分の む。) は、 るべき金額の計算の基礎となったものを除く。) により平成五年において控除されたもの及び に提出した場合を含む。)に限り、適用する。 所得税につき青色申告書を提出している場合で いて生じたその者に係る旧令第十七条の二第三 (税務署長においてやむを得ない事情があると 平成四年分みなし法人課税適用者が平成五年 前項の規定は、同項に規定する死亡をした平 その平成四年分みなし法人課税適用 旧

項後段の規定を準用する。 することができる。この場合においては、第五 て計算した金額に相当する所得税の還付を請求 みなし法人損失額に相当する金額の割合を乗じ 額のうちに占める平成四年において生じた当該 法人課税適用者の平成三年分のみなし法人所得 みなし法人課税適用者の平成三年分のみなし法 確定申告期限までに、当該所得税の納税地の所 令で定めるところにより、その平成四年分みな が連続して提出されている場合に限り、大蔵省 者の平成三年分以後の所得税に係る青色申告書 し法人課税適用者の平成五年分の所得税に係る 人税相当所得税の額に、当該平成四年分みなし 当該死亡をした平成四年分 13

五項、第六項又は前項の規定による還付の請求所得税法第百四十二条の規定は、第三項、第 ついて準用する。

を改正する政令(平成四年政令第八十七号)附第百六十六条及び租税特別措置法施行令の一部 則第十条第九項」とする。 号中「同法第百六十六条」とあるのは、「同法 号)第二条第一号の規定の適用については、同 関する法律施行令(昭和二十九年政令第五十一 前項の場合において、国税収納金整理資金に

を含む。)」とする。 特例に関する経過措置)において準用する場合 九項(みなし法人課税を選択した場合の課税の 政令(平成四年政令第八十七号)附則第十条第 ついては、同項中「還付)」とあるのは、「還 おける所得税法第七十条第一項の規定の適用に 第三項及び第六項の規定の適用がある場合に (租税特別措置法施行令の一部を改正する とあるのは「(改正法附則第三条第一項の規定れる旧法第十条の四第五項」と、「及び第四項」 項の規定によりなおその効力を有するものとさ四項の規定による控除、改正法附則第四条第二

置法第二十五条の二第二項第一号に規定するみは「課税総所得金額又は平成四年旧租税特別措 なし法人所得額」とする。 と、同項第二号中「課税総所得金額」とあるの に掲げる金額に相当する所得税の額の合計額」 (みなし法人課税を選択した場合の課税の特例) 置法」という。)第二十五条の二第二項第一号 措置法(次号において「平成四年旧租税特別措 成四年法律第十四号)による改正前の租税特別 及び租税特別措置法の一部を改正する法律(平 とあるのは「課税総所得金額に係る所得税の額」第一号中「課税総所得金額に係る所得税の額」 定する予定納税基準額の計算については、同項 分の所得税に係る所得税法第百四条第一項に規 平成四年分みなし法人課税適用者の平成五年 第十一条 新令第十八条の三第三項第十七号の規 する。 八条の二第一項に規定する負担金について適用 定は、個人が施行日以後に支出する新法第二十 の特例に関する経過措置) ら第五項までを含む。)に」とする。 を有するものとされる旧法第十条の四第三項か 法附則第四条第二項の規定によりなおその効力 るのは「法第十条の四第三項及び第四項(改正 第十条の二第三項及び第四項を含む。)」と、 (特定の基金に対する負担金等の必要経費算入

くは第四項」とあるのは「、租税特別措置法の 改正法附則第四条第二項の規定によりなおその るのは「法第十条の四第三項若しくは第四項、 措置法 (以下この項において「旧法」という。) の規定の適用については、同条第三項中「若し 十条の四第三項から第五項まで若しくは」とあ 第十条の二第三項若しくは第四項」と、「法第 るものとされる改正法による改正前の租税特別 第三条第一項の規定によりなおその効力を有す 以下この項において「改正法」という。)附則 平成四年分の所得税に係る旧令第十七条の三 部を改正する法律(平成四年法律第十四号。 みなす。 令第二十二条の八第三項に規定する特例事業と 特定事業で施行日以後に実施されるものは、新 第一条第二項ただし書に規定する地域改善対策 対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関 従前の例による。この場合において、地域改善 する法律(昭和六十二年法律第二十二号)附則 項に規定する土地等の譲渡について適用し、

2 新令第二十五条第十三項及び第二十項の規定 は、個人が施行日以後に行う新法第三十七条第 し、個人が施行日前に行った旧法第三十七条第一項の規定に該当する資産の譲渡について適用 なお従前の例による。 一項の規定に該当する資産の譲渡については、

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十三条 新令第三章の規定は、別段の定めがあ 用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の以後に開始する事業年度分の法人税について適 るものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十 の特別控除に関する経過措置) 法人税については、なお従前の例による。 格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日 年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人 (試験研究費の額が増加した場合等の法人税額

定による控除、法第十条の四第三項の規定によ有するものとされる旧法第十条の四第三項の規附則第四条第二項の規定によりなおその効力をによる控除、同条第五項」とあるのは「改正法

四第三項の規定による控除、同条第四項の規定

れる旧法第十条の二第四項」と、「法第十条の

の四第四項の規定による控除、法第十条の四第 なおその効力を有するものとされる旧法第十条 る控除、改正法附則第四条第二項の規定により

によりなおその効力を有するものとされる旧法

一法第十条の四第三項から第五項までに」とあ

項の規定によりなおその効力を有するものとさ三項の規定による控除、改正法附則第三条第一

の二第三項の規定による控除、法第十条の二第 なおその効力を有するものとされる旧法第十条 るのは「改正法附則第三条第一項の規定により 項から第五項まで若しくは」と、「法第十条の 効力を有するものとされる旧法第十条の四第三

二第三項の規定による控除、同条第四項」とあ

第十四条 担金については、同項の規定は、なおその効力 定商工組合等に対し支出する同号に規定する負 旧令第二十七条の四第二項第八号に規定する特 を有する。 法人が、平成五年二月二十四日までに

2 法人が伝統的工芸品産業の振興に関する法律の 合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する (エネルギー環境変化対応設備等を取得した場 同号に規定する負担金について適用する。 一部を改正する法律の施行の日以後に支出する 新令第二十七条の四第二項第十号の規定は、

第十五条 改正法附則第十九条第一項の規定によ りなおその効力を有するものとされる旧法第四 の規定は、なおその効力を有する。 十二条の五の規定に基づく旧令第二十七条の五 (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別僧

項に規定する土地等の譲渡については、なお [人が施行日前に行った旧法第三十四条の二第 う。) 附則第二十条第二項の規定によりなおそ よる改正前の租税特別措置法第四十二条の七第 の効力を有するものとされる平成四年改正法に 法律第十四号。以下「平成四年改正法」とい 税特別措置法の一部を改正する法律(平成四 置法第四十二条の七第六項」とあるのは「(租 場合において、同条第十六項中「(租税特別 く。)の規定は、なおその効力を有する。この (同条第二項から第六項まで及び第十七項を除

される平成四年改正法による改正前の租税特別 二項の規定によりなおその効力を有するものと とあるのは「、平成四年改正法附則第二十条第 と、「、租税特別措置法第四十二条の七第六項」 前の租税特別措置法第四十二条の七第六項」 則第二十条第二項の規定によりなおその効力を 七第六項」とあるのは「及び平成四年改正法附 有するものとされる平成四年改正法による改正 六項」と、「及び租税特別措置法第四十二条の

2 字句に、それぞれ読み替えるものとする。 ては、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同十九号)第四条及び第七条の規定の適用につい 並びに法人特別税法施行令(平成四年政令第八 令(昭和四十年政令第九十七号)第百四十条及 る場合における新令第三十七条、 措置法第四十二条の七第六項」とする。 表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる び第百四十二条、法人臨時特別税に関する政令 (平成三年政令第三十五号) 第四条及び第六条 改正法附則第二十条第二項の規定の適用があ 法人税法施行

号 項 新令第又 条 三十七法 第二六 第する法律(平成四年法律第十四 は又は租税特別措置法の一部を改正 条う。)附則第二十条第二項の規定 -号。以下「平成四年改正法」と とされる平成四年改正法による改 の七第六項 正前の租税特別措置法第四十二条 によりなおその効力を有するもの 若しくは同法

第十六条 改正法附則第二十条第二項の規定によ りなおその効力を有するものとされる旧法第四 却又は法人税額の特別控除に関する経過措置) 十二条の七の規定に基づく旧令第二十七条の七 法法 令 ・第 <u>百</u>法 適号。以下「平成四年改正法」と 特別償却又は法人税額の特別控除基盤強化設備を取得した場合等の 正する法律(平成四年法律第十四 う。)附則第二十条第二項(事業 に関する経過措置)の規定により 又は租税特別措置法の一 部を改

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措 新令第二十二条の八第三項の規定は、

第十二条

個人が施行日以後に行う新法第三十四条の二第

	30.	<u> </u>																																				
	欄の	) 令 治	5 別 7	<b>且</b> の	第	条	令	す	税	時》	去口	頁多	<b>元</b>	令	法	法																						
	第	5の前	鱼措利	兑 表	六	及	第	る	に	特	人	角	第十	第	施	人																						
	Д	項行	<b> </b>	寺の	条	び	兀	政			臨	-	- =	百	行	税																						
						六	七	条	+	第二	又				規定	)	(同			ß	余 /	0 li	こ規	見)	0	_	_	条	+ 3	第同	訂刀	Z						
						項	第	O	<u>-</u>	四~	は				疋	の	同法				*	空 ]	よ対	色の		項	第	Ø)	= -	六治	<u> </u>	t						
			,	六項和税特別措置法第四十二条の七第二		なおその効力を有するものとされ	附則第二十条第二項の規定により		る法律(平成四年法	は租税特別措置法の一	若しくは第四十二条の七第六項又		なつた場合の法人税額)の規定	強化設備を事業の用に	<b></b>		(租税特別措置法	別控除)の規定により控除	を取得した場合等の法人税額の特	ら第四項まで(事業基盤強化設備)	別措置法第四十二条の七第二項かれている。その日前の利利の利利の利利の利利の利利の利利の利利の利利の利利の利利の利利の利利の利利	四手女王去こよる女王前の祖弟寺の努力を有するものとごれる平月	の効力を有するものとされる平式二十条第二項の規定によりなまそ	百二十条第二頁の見官こよ)なおでの) 若しくは平成四年改正法附則第			7.10			日十二条の七角デザの			措置法第四十二条の七第六項」と	額)(以下「平成四年旧租税特別		六項(事業基盤強化設備を事業の一種利用の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の一種の	当上二番りによる改正	なおその効力を有するものとされ
	4					3						2							笙								3	第	の;	施扌	昔 利	兑 表	七	及	第:	第加	世別	」法
五冬	が施行日の新令第一	るる	こ取得等な	取	項及び第-	新	る。ま	見したけ	しし	へて適用.	施行	新	償却	法し筆	ハて適用し	第 - 一 3	├	きが病	第十七条	(法人の減	人1	供 [ L ]	司頃に規定	重こ属する	三美重 つる定する政へ	読み	改正法以	ПП	項	行置	置 华	寺の	条	Ü	-	四彳	亍 秭	人
かの	行令	業	: 得月	等	び	令	7	ずじ	ī 日 i	商六	: 日	令	資	л 四 j	適り	頁点	エト		条	人.	す	たし	京 原	三属種	重る	替	企		の ·	令 治	去 另	刂租	. O	第	項	条分	> 注	特
<u>-</u>	月第	月	等核	を	第 :	第一	7	5 }	去月	月第	以	第	産	土力	刊 0	26	ΞV	, 日	-101-	減	る。	日月	規で	すり	) 政	え	法							六	七:	条一	上 第	,又

た日まで引き続き当該事業を営んでいた法 属する事業を営んでいた法人で、同日から 種の指定が行われた日において当該指定業 替えられた新法第四十二条の七第一項に規 る政令で定める法人は、同項に規定する指 に規定する事業基盤強化設備を事業の用に 止法附則第二十条第四項後段の規定により

(の減価償却に関する経過措置)

日以後に取得又は製作をする新法第四十四 令第二十八条の十第一項の規定は、法人が 資産については、なお従前の例による。 四十三条第一項の表の第四号に掲げる減価 項の表の第四号に掲げる減価償却資産につ 条において同じ。)をする新法第四十三条 行日以後に取得等(取得又は製作若しくは する設備については、 適用し、法人が施行日前に取得又は製作を 六第一項の表の第一号に規定する設備につ をいう。以下この項、第三項及び附則第二 新令第二十八条第五項の規定は、法人 法第四十四条の六第一項の表の第一号に 法人が施行日前に取得等をした旧 なお従前の例によ 2

用機械等について適用し、法人が施行日前 得等をした旧法第四十五条第一項に規定す 業用機械等については、なお従前の例によ 等をする新法第四十五条第一項に規定する 5)第十五項の規定は、法人が施行日以後に 守第二十八条の十三第一項、第二項、第八

五条の二第二項の表の第一号に規定する医療用 行日以後に取得又は製作をする新法第四十 令第二十八条の十四第三項の規定は、法人

> 第一号に規定する医療用機器については、なおは製作をした旧法第四十五条の二第二項の表の 機器について適用し、法人が施行日前に取得又 従前の例による。

5 6 法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四 条第一項に規定する貸家住宅について適用し、 なお従前の例による。 施行日以後に取得又は新築をする新法第四十七 十七条第一項に規定する貸家住宅については、 新令第二十九条の三第三項の規定は、

<del>大</del>項

第附則第二十条第二項の規定により

|なおその効力を有するものとされ

る平成四年改正法による改正前の

四は租税特別措置法の一部を改正す は若しくは第四十二条の七第六項又

||る法律(平成四年法律第十四号。

以下「平成四年改正法」という。

条第四項に規定する特定再開発建築物等につい 建築物等については、なお従前の例による。 て適用し、法人が施行日前に取得又は新築をし 施行日以後に取得又は新築をする新法第四十七 た旧法第四十七条第三項に規定する特定再開発 新令第二十九条の三第六項の規定は、法人が

第十八条 新令第三十二条の四第一項の規定は、 三第一項に規定する特定株式等について適用 法人が施行日以後に取得する新法第五十五条の なお従前の例による。 の三第一項に規定する特定株式等については、 法人が施行目前に取得した旧法第五十五条

に関する経過措置) (法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除

第十九条 新令第三十四条第三項の規定は、法人 定する技術等海外取引について適用し、法人がが施行日以後に行う新法第五十八条第二項に規 する技術等海外取引については、なお従前の例 施行日前に行った旧法第五十八条第二項に規定 による。

する経過措置) (法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関

第二十条 条の三第一項に規定する土地の譲渡等に係る法 規定は、 人税について適用する。

政上の特別措置に関する法律附則第一条第二項において、地域改善対策特定事業に係る国の財税については、なお従前の例による。この場合 規定する土地等の譲渡に係る法人税について適施行日以後に行う新法第六十五条の四第一項に 行日以後に実施されるものは、新令第三十九条 ただし書に規定する地域改善対策特定事業で施 の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人 用し、法人が施行日前に行った旧法第六十五条 の五第四項に規定する特例事業とみなす 新令第三十九条の五第四項の規定は、 法人が

3

法人が

|租税特別措置法第四十二条の七第

(法人の準備金に関する経過措置)

新令第三十八条の四第十一項第二号の 法人が施行日以後に行う新法第六十二

た旧法第六十五条の七第一項の規定に該当する 定は、法人が施行日以後に行う新法第六十五条 法人税について適用し、法人が施行日前に行っ の七第一項の規定に該当する資産の譲渡に係る 新令第三十九条の七第六項及び第十七項の

入額に関する経過措置) (特定外国子会社等の課税済留保金額の損金算 資産の譲渡に係る法人税については、なお従前

の例による。

第二十一条 損金の額への算入については、なお従前の例に された同項に規定する課税対象留保金額に係る 損金の額に算入された場合について適用し、旧 に開始した各事業年度において益金の額に算入 法第六十六条の六第一項の規定により施行日 金額が新法第六十六条の八第一項の規定により の額に算入された同項に規定する課税対象留保 施行日以後に開始する各事業年度において益金 定は、新法第六十六条の六第一項の規定により 新令第三十九条の十八第十六項の規 前

例に関する経過措置) (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特

第二十二条 法第六十六条の十一第一項に規定する負担金に 七号の規定は、法人が施行日以後に支出する新 ついて適用する。 新令第三十九条の二十二第三項第十

(相続税の特例に関する経過措置)

第二十三条 新令第四十条の三第一項第一号及び り取得した財産に係る相続税については、 以下同じ。)により取得した財産に係る相続税 第三号の規定は、施行日以後に相続又は遺贈 について適用し、施行日前に相続又は遺贈によ 従前の例による。 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。 なお

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第二十四条 改正法附則第三十一条第七項の規定 第八十一条の規定に基づく旧令第四十四条の規 によりなおその効力を有するものとされる旧法 定は、なおその効力を有する

特例に関する経過措置) (登録ホテル業等の減価償却資産の耐用年数

第二十五条 新令別表の規定は、個人又は法人が 産については、なお従前の例による。 施行日以後に取得等をする同表に掲げる減価償 前に取得等をした旧令別表に掲げる減価償却資 却資産について適用し、個人又は法人が施行日

(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 部改正に伴う経過措置

第二十九条 前条の規定による改正後の租税特別 行日前に終了した事業年度分の法人税について 事業年度分の法人税について適用し、法人の施 第八項の規定は、法人の施行日以後に終了する 措置法施行令の一部を改正する政令附則第九条 なお従前の例による。

お従前の例による。 七項第三号に規定する独立部分については、なに提出した同項に規定する申請書に係る同条第 第十条第四項に規定する農業相続人が施行日前税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則 について適用し、前条の規定による改正前の租 書に係る同条第七項第三号に規定する独立部分人が施行日以後に提出する同項に規定する申請 三号の規定は、同条第四項に規定する農業相続 行令の一部を改正する政令附則第十条第七項第前条の規定による改正後の租税特別措置法施

## 号 (平成四年四月一日政令第九六

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

#### 附 則 八号) 抄 (平成四年六月二六日政令第二一

(施行期日)

する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関 の施行の日 部を改正する法律(以下「改正法」という。) (平成四年七月四日) から施行す

## 則 (平成四年七月一六日政令第二五

(施行期日) 号)

第一条 この政令は、 める日から苞子とう。だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定 める日から施行する。

第三十九条の七第六項第五号の改正規定並び 五第十二項及び第十三項第三号の改正規定、 の五第五項第一号の改正規定、第三十九条の の四第十二項第一号の改正規定、第三十八条定、第三十八条の三の改正規定、第三十八条 規定、第二十五条第十三項第五号の改正規 に第四十二条の九第五項の改正規定 二条の八第十一項及び第十二項第三号の改正二十条の二第二項第一号の改正規定、第二十 第十八条の五第九項第一号の改正規定、 平成四 第二条

四号)の施行の日 条の七の改正規定 特定中小企業集積の活性 第二項に一号を加える改正規定及び第二十七 化に関する臨時措置法(平成四年法律第四十 第五条の三第四項に一号を加える改正規 第五条の六の改正規定、第二十七条の四

号に係る部分に限る。) 産業廃棄物の処理に 係る特定施設の整備の促進に関する法律 を加える改正規定(同項第十九号及び第二十 正規定及び第三十九条の二十二第三項に三号 項に二号を加える改正規定、第二十八条の改 第五条の八の改正規定、第十八条の三第三 伞

配置の促進に関する法律(平成四年法律第七方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再附則第三条第一項及び附則第六条の規定 地 十九条の十五の改正規定並びに次条第一項、号及び第二号の改正規定を除く。)及び第三 三十九条の七の改正規定(同条第六項第五号 定、第三十八条の四第十三項の改正規定、第第二十九条の三第七項に一号を加える改正規 | 第七条第八項に一号を加える改正規定、成四年法律第六十二号)の施行の日 十六号)の施行の日 四号」に改める部分並びに同条第十四項第一 第三項第四号」を「第二十九条の四第三項第 の改正規定、同条第十項中「第二十九条の三 十八条の十二の次に一条を加える改正規定、 二条第七項の改正規定、第二十五条の改正規 一十条の二第七項第一号の改正規定、第二十 -八条の十三を第二十八条の十四とし、第二-八条の十四を第二十八条の十五とし、第二第二十五条の十九第七項の改正規定、第二 (同条第十三項第五号の改正規定を除く。) 第

置法の一部を改正する法律(平成四年法律第四項の改正規定 金属鉱業等鉱害対策特別措第五号」に改める部分に限る。)及び同条第 同条第四項の改正規定並びに第三十九条の二第一項第五号」に改める部分に限る。)及び 第一項第四号」を「第六十六条の十一第一項 十二第三項の改正規定(「第六十六条の十一 八条の二第一項第四号」を「第二十八条の二 第十八条の三第三項の改正規定(「第二十 十八号)の施行の日

2

年法律第六十五号)の施行の日定 中小企業流通業務効率化促発 定 中小企業流通業務効率化促進法(平成四第二十八条の十二に一項を加える改正規

(所得税の特例に関する経過措置) 改正後の租税特別措置法施行令 (以下

「新令」という。)第七条第八項第三号の規定

特定再開発建築物等について適用する。 務施設の再配置の促進に関する法律の施行の日 は、個人が地方拠点都市地域の整備及び産業業 下「法」という。) 第十四条第四項に規定する 以後に取得又は新築をする租税特別措置法(以

2 う。) 以後に行う法第三十七条の五第一項に規 がこの政令の施行の日(以下「施行日」とい 従前の例による。 日前に行った当該資産の譲渡については、なお 定する資産の譲渡について適用し、個人が施行 新令第二十五条の四第十七項の規定は、個人

(法人税の特例に関する経過措置)

第三条 新令第二十九条の四第七項第三号の規定 律の施行の日以後に取得又は新築をする法第四備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法 を含む。以下同じ。)が地方拠点都市地域の整 号)第二条第八号に規定する人格のない社団等 は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四 ついて適用する。 十七条第四項に規定する特定再開発建築物等に

2 規定する資産の譲渡について適用し、法人が施 行日前に行った当該資産の譲渡については、な が施行日以後に行う法第六十五条の七第一項に お従前の例による。 新令第三十九条の七第十五項の規定は、法人

#### 八号) 附 則 抄 (平成四年九月二五日政令第三〇

(施行期日)

1 この政令は、平成四年九月二十八日から施行

### 二号) 則 (平成四年九月三〇日政令第三|

1 る。 施行する。 は、国際観光ホテル整備法の一部を改正する法 この政令は、平成四年十月一日から施行す (平成四年法律第六十四号) の施行の日から ただし、第十条及び第三十一条の改正規定

別措置法第三十七条第一項又は第六十五条の七 二条第八号に規定する人格のない社団等を含 第一項の規定に該当する資産の譲渡に係る所得 む。) がこの政令の施行の日以後に行う租税特 人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第十九条の七第六項第六号の規定は、個人又は法 税又は法人税について適用する。 改正後の第二十五条第十三項第六号又は第三

# (平成五年三月三日政令第二九

(施行期日)

第一条 この政令は、金融制度及び証券取引制度 という。)の施行の日(平成五年四月一日)か の改革のための関係法律の整備等に関する法律 ら施行する。 (平成四年法律第八十七号。以下「制度改革法」

措置) (租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過

第十三条 第二十一条の規定による改正後の租税 集に係る同項の地方債については、なお従前 別措置法施行令第二条の四第二項に規定する募 る同項の地方債について適用し、施行日前に開施行日以後に開始する同項に規定する募集に係 特別措置法施行令第二条の四第二項の規定は、 始した第二十一条の規定による改正前の租税特 例による。

#### 号 則 抄 (平成五年三月三日政令第三一

附

(施行期日)

第一条 この政令は、金融制度及び証券取引制度 の施行の日(平成五年四月一日)から施行す の改革のための関係法律の整備等に関する法律

### 附 則 (平成五年三月三一日政令第八七

号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成五年四月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該

定 を加える改正規定及び第二条の四の改正規 第二条の二とする改正規定、同条の次に一条 第二条の二を削る改正規定、第二条の三を 平成六年一月一日

第二十八条の十第一項の次に三項を加える改二 第十八条の三第三項第十五号の改正規定、 改正する法律(平成五年法律第六十五号)の規定 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を び第三十九条の二十二第三項第十五号の改正正規定(同条第四項に係る部分に限る。)及

.所得税の特例に関する経過措置の原則.

「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下 ついては、なお従前の例による。税について適用し、平成四年分以前の所得税に があるものを除くほか、平成五年分以後の所得

BUN 所含等互除り四等二頁をが等十一頁)見る経過措置) る経過措置) 場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関す(エネルギー需給構造改革推進設備を取得した

第三条 新令第五条の四第二項及び第十一項の規定するエネルギー需給構造改革推進設備について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をする租税特別措置法の一部を改正する法律し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした改正法による改正前の租税特別措置法(以下「施行し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした改正法による改正前の租税特別措置法(以下「施行し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした改正法による改正前の租税特別措置法(以下「施行し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした改正法による改正前の租税特別措置法(以下「施行」という。)以後に取得又は製作若しくは建立。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第四条 新令第五条の八第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建施行日以後に取得等でにおいて同じ。)を設をいう。以下第三項までにおいて同じ。)を設をいう。以下第三項までにおいて同じ。)を表を表した旧法第十一条第一項の表の第一号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

る。 本お従前の例による。 本お従前の例による。 なお従前の例による。 なお従前の例による。 が施行日以後に取得又は製作をした改正し、個人が施行日前に取得又は製作をした改正し、個人が施行日前に取得又は製作をした改正し、個人が施行日以後に取得又は製作をするこれらの規定に規定する減価償却資産について適用の規定は規定する減価償却資産について適用の規定は、がお従前の例による。

条第一項に規定する工業用機械等については、

2

第一項に規定する工業用機械等について適用

個人が施行日前に取得等をした旧法第十二

置)(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

が施行日以後に行う新法第三十一条の二第三項

新令第二十条の二第十項の規定は、個人

第七条

は、

居住者が施行日以後に法第四十一条第一項(新令第二十六条第一項及び第二項の規定

に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。当する譲渡については、なお従前の例による。当する譲渡については、なお従前の例による。第十七項の規定に該当する土地等のに対策に対している。

 新令第二十五条の十五第二項の規定は、個人 新令第二十五条の十五第二項の規定は、個人 が平成四年一月一日以後に開始した場合について 連により取得した資産を で規定する相続又は遺贈により取得した資産を で規定する相続又は遺贈により取得した資産を で規定する相続又は遺贈により取得した資産を で表合及び同日以後に開始した場合について という。)第三十九条第一項 と場合及び同日以後に開始した当該相続又は遺贈により取得した資産を で規定する相続又は遺贈により取得した資産を である。

の特例に関する経過措置) (居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税

第六条 新令第二十五条の十八の規定は、同条第第六条 新令第二十五条の十八第一項第二号の外国し、旧令第二十五条の十八第一項第二号の外国し、旧令第二十五条の十八第一項第二号の外国関係会社の施行日以後に終了

新令第二十五条の十九第二項の規定は、新法 第四十条の四第一項に規定する特定外国子会社 第四十条の四第一項に規定する事業年度の同条第二 第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前 第一項に規定する特定外国子会社等の施行目前 第一項に規定する特定外国子会社等の施行目前 第一項に規定する特定外国子会社等の施行目前 第一項に規定する特定外国子会社等の施行目前 第一項に規定する特定外国子会社 第四十条の四第一項に規定する特定外国子会社 第四十条の四第一項に規定する特定外国子会社

除に関する経過措置) (住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控

ついては、なお従前の例による。

2 るところによりその者の居住の用に供したとき 三十一日までの間に法第四十一条第一項の定め 置法施行令の一部を改正する政令(平成五年政屋若しくは既存住宅又は増改築等(租税特別措 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第 契約を締結している場合(当該住宅の取得等が 四十一条第一項に規定する住宅の取得等に係る とする。 方メートル」とあるのは、「四十平方メートル」 定の適用については、これらの規定中「五十平 新令第二十六条第一項及び第十五項第三号の規 成五年法律第六十八号)による改正後の法第四 る。)をした家屋を施行日から平成五年十二月 第二十六条第十四項第一号に該当するものに限 置法施行令(以下「平成五年新令」という。) 令第三百二十五号)による改正後の租税特別措 いて、法第四十一条第一項に規定する居住用家 る場合には、当該確認を受けている場合)にお 六条第一項の規定による確認を要するものであ は、租税特別措置法の一部を改正する法律(平 十一条の規定を適用する場合における平成五年 居住者が、平成五年三月三十一日までに法第

り、適用する。 
3 前項の規定は、同項の契約を締結しているこれが現分に限り、適用する。

(免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供 (免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供報酬に含まれないものとされた給与若しくは報酬又は対価で施いものとされた給与若しくは報酬に係る源泉徴収の特例に関する経過措置)

4

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格ものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年第九条 新令第三章の規定は、別段の定めがある

「現の定める 第十条 新令第二十七条の五第二項及び第十二項とおいる。
 「エネルギー需給構造改革推進設備等を取得して供した場」が、
 「エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場」が、
 「エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場」が、
 「大人の施行日前に開始した事業年度分の法付住宅文は増」後に開始する事業年度分の法人税について適用を記する。

規定するエネルギー需給構造改革推進設備等に

ついて適用し、法人が施行日前に取得又は製作

の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若

しくは建設をする新法第四十二条の五第一項に

2 新令第二十八条の五第二項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする新法第四十四条第一項に規定する地震防災対策用資産について適用四条第一項に規定する地震防災対策用資産について適用の条第一項に規定する地震防災対策用資産について適用の規定は、法人が

いては、なお従前の例による。 第四十五条第一項に規定する工業用機械等につて適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法四十五条第一項に規定する工業用機械等につい四十五条第一項に規定する工業用機械等につい四十五条第一項に規定する工業用機械等についった。 新令第二十八条の十四第一項及び第二項の規

お令第二十八条の十五第一項及び第三項の規定おの規定に規定する減価償却資産については、なお従前の例に正れらの規定に規定する減価償却資産についてこれらの規定に規定する減価償却資産について定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする

第十二条 新令第三十八条の四第二十項から第二する経過措置) する経過措置)

十二項までの規定は、法人が施行日以後に行う第十二条。新令第三十八条の匹第二十項から第三

お従前の例による。 日前に行った旧法第六十二条の三第一項に規定日前に行った旧法第六十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が施行額等に係る法人税について適用し、法人が施行

・ 「子等に」よいのでは、ほうほどは、に、ば、なお従前の例による。 第十八項の規定に該当する土地等の譲渡についと、 法人が施行日前に行った旧令第三十九条の五

税の特例に関する経過措置)

税の特例に関する経過措置)

税の特例に関する経過措置)

税の特例に関する経過措置)

第十三条 新令第三十九条の十四の規定は、同条第十三条 新令第三十九条の十四第一項第二号の外国関係会社の施行日前に終了した事業年度の同号の所得の金額について適当関係会社の施行日前に終了した事業年度の同号の所得の金額については、なお従前の例によりである。

第十四条 新令第四十条の三第一項第三号の規定は、施行日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡は、施行日以後に相続又は遺贈におり取得した財産に係る相続だっいて適用し、施行日前に相続又は遺贈(贈与者の死亡より取得した財産に係る相続及は遺贈(贈与者の死亡お従前の例による。

に係る贈与税については、なお従前の例によて適用し、施行日前に贈与により取得した財産じ。)により取得した財産に除る贈与税につい力を生ずる贈与を除く。以下この項において同力を生ずる贈与を除く。以下この項においなは、施行日以後に贈与(贈与者の死亡により効は、施行日以後に贈与(贈与者の死亡により効は、新令第四十条の五第二項及び第三項の規定

・ 1000 「1000」(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十五条 新令第四十一条、第四十二条第一項及 2 平方メートル」と、新令第四十二条第一項十各号中「五十平方メートル」とあるのは「四十までの規定の適用については、新令第四十一条 保存及び移転の登記並びに抵当権の設定の登記きは、当該各号の住宅用の家屋に係る所有権の とあるのは「十五年」と、同条第二項(新令第 り読み替えられた前条第一号」と、「二十年」 行令の一部を改正する政令(平成五年政令第八「前条第一号」とあるのは「租税特別措置法施 準用する場合を含む。)、第四十二条の二第一項 び第二項(新令第四十二条の二第二項において 令附則第十五条第二項の規定により読み替えら 項中「前条第一項」とあるのは「平成五年改正 四十二条の二第二項において準用する場合を含 令」という。)附則第十五条第二項の規定によ についての新令第四十一条から第四十二条の一 宅用の家屋については、なお従前の例による。 用し、施行日前に新築をし、又は取得をした住 をし、又は取得をする住宅用の家屋について適 新築 (増築を含む。以下この条において同じ。) 並びに第四十二条の三の規定は、施行日以後に れた前条第一項」とする。 十平方メートル」と、新令第四十二条の二第一 む。)中「五十平方メートル」とあるのは「四 十七号。次条第一項において「平成五年改正 個人が、次の各号に掲げる場合に該当すると

結しているとき。 施行日前に当該住宅用の家屋の売買契約を締施行日前に当該住宅用の家屋の取得をした場合において、に住宅用の家屋の取得をした場合において、いての間(次号において「特例期間」という。)

き。合において、次に掲げる要件に該当すると合において、次に掲げる要件に該当すると特別間内に住宅用の家屋の新築をした場

- 当該住宅用の家屋の新築が建築確認を要いう。以下この号において同じ。)を要すいう。以下この号には、施行日前に建築確るものである場合には、施行日前に建築確いう。以下この号において同じ。)を要すいう。以下この号において同じ。)を要す業基準法第六条第一項の規定による確認を

を締結していること。

を締結していること。

とおいものである場合には、施行日前に当しないものである場合には、施行日前に当しないものである場合には、施行日前に当

三号) 抄附 則 (平成五年六月一六日政令第一九

頁文 | (施行期日)

める日から施行する。 だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定第一条 この政令は、公布の日から施行する。た

用に関する事業活動の促進に関する臨時措置ネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利 第十一条、第十二条及び第十四条の規定 エ条の九」に改める部分に限る。) 並びに附則 正規定及び第三十九条の十五第一項第一号のとし、第三十三条の六の次に一条を加える改 を加える改正規定、第二十七条の四第二項に定、第二章第三節中第十二条の四の次に一条 法(平成五年法律第十八号)の施行の日 改正規定(「第五十七条の八」を「第五十七 規定、第三章第二節中同条を第三十三条の八 七条の五の改正規定、第三十三条の七の改正 正規定、同条第六項の改正規定(同項第三号 限る。)、第五条の三第四項に一号を加える改 の七」を「第三十三条の八」に改める部分に 定(同項第三号に係る部分を除く。)、第二十 に係る部分を除く。)、第五条の四の改正規 十二条の五」に改める部分及び「第三十三条 一号を加える改正規定、同条第四項の改正規 目次の改正規定(「第十二条の四」を「第

除く。)、第六条の八の改正規定、同条の次に の七」を「第三十三条の八」に改める部分を の強化のための関係法律の整備に関する法律 第十六条及び第十八条の規定 農業経営基盤 の六第三項の改正規定並びに附則第十五条、 、第三章第四節の次に一節を加える改正規 条の四第四項及び第五項に係る部分を除く。) の三の次に一条を加える改正規定(第二十九 第二十九条の五とする改正規定、第二十九条 九条の六とする改正規定、第二十九条の四を 七とする改正規定、第二十九条の五を第二十 条の八とし、第二十九条の六を第二十九条の 九第一号の改正規定、第二十九条の八を第二 び第七項に係る部分を除く。)、第二十二条の 十二条の五」に改める部分及び「第三十三条 十二条の五第一項の改正規定及び第四十二条 定、第三十九条の六第二項の改正規定、第四 十九条の九とし、第二十九条の七を第二十九 一条を加える改正規定(第六条の九第六項及 (平成五年法律第七十号)の施行の日 目次の改正規定(「第十二条の四」を「第

に係る部分に限る。)、第二十七条の四第四項三 第五条の三第六項の改正規定(同項第三号

四第六条の八の次に一条を加える改正規定該各号に定びに附則第十条の規定 平成五年十月一日行する。た 及び第四十条の三第一項第一号の改正規定並の改正規定(同項第三号に係る部分に限る。)

第七条第三項第四号及び第五項第二号の改 等に表現。第七条第三項第四号及び第五項に係る部分に限る。) 林業等振興資金融 五項に係る部分に限る。) 林業等振興資金融 える改正規定(第二十九条の四第四項及び第 える改正規定(第二十九条の四第四項及び第 限る。)及び第二十九条の三の次に一条を加 (第六条の九第六項及び第七項に係る部分に

五 第七条第三項第四号及び第五項第二号の改 定 の改正規定、同条第十八項の改正規定並びにの改正規定、第三十九条の七第十一項第二号 第五項第二号の改正規定、同条第十六項の改改正規定、第二十九条の四第三項第四号及び 条第二号イ及びロの改正規定並びに次条並び 第四十条の十四第七項第二号並びに第四十一 項第一号の改正規定、第三十八条の六第九項 正規定、第三十八条の四第十五項及び第十七 改正規定、第二十五条第十九項第二号及び第 二項の改正規定、第十九条第八項の改正規 正規定、同条第十七項の改正規定、第八条第 に附則第三条及び第六条から第八条までの規 第一号の改正規定、第二十九条の五第一項の 定、第二十条の二第五項及び第七項第一号の 二十一項の改正規定、第二十五条の四第五項 平成五年六月二十五日

(個人の減価償却に関する経過措置)

又は新築をする租税特別措置法(以下「法」と定は、個人が平成五年六月二十五日以後に取得「新令」という。) 第七条第三項及び第五項の規第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下

従前の例による。 した同項に規定する貸家住宅については、 ついて適用し、個人が同日前に取得又は新築を いう。)第十四条第一項に規定する貸家住宅に 、なお

2 に規定する倉庫用建物等については、なお従前用し、個人が同日前に取得又は建設をした同項 五条第一項に規定する倉庫用建物等について適 六月二十五日以後に取得又は建設をする法第十 新令第八条第二項の規定は、個人が平成五年

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

に該当する譲渡については、なお従前の例によ規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡 渡に該当する譲渡について適用し、個人が同日に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項 のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に 前に行った同条第一項に規定する優良住宅地等 法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地 個人が平成五年六月二十五日以後に行う 新令第二十条の二第五項及び第七項の規 2

2 の規定に該当する資産の譲渡については、なお渡について適用し、個人が同日前に行った同項法第三十七条第一項の規定に該当する資産の譲 従前の例による。 定は、個人が平成五年六月二十五日以後に行う 新令第二十五条第十九項及び第二十一項の規

の譲渡について適用し、個人が同日前に行ったの五第一項に規定する譲渡資産に該当する資産 平成五年六月二十五日以後に行う法第三十七条 の特例に関する経過措置) については、なお従前の例による。 同項に規定する譲渡資産に該当する資産の譲渡 (居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税 新令第二十五条の四第五項の規定は、個人が

第四条 新令第二十五条の十八の規定は、同条第 業年度の同号の租税の額については、なお従前 項第二号の外国関係会社の同日前に終了した事 ついて適用し、改正前の租税特別措置法施行令 日以後に終了する事業年度の同号の租税の額に一項第二号の外国関係会社のこの政令の施行の (以下「旧令」という。) 第二十五条の十八第一

除に関する経過措置) (住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控

第五条 新令第二十六条の規定は、居住者が平成 五年四月一日以後に租税特別措置法の 一部を改

> 第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しく ところによりその者の居住の用に供した場合に 築等に係る部分に限る。以下この条において同 は既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改 「平成五年改正法」という。)による改正後の法 正する法律(平成五年法律第六十八号。以下 存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定める 十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既 同日前に平成五年改正法による改正前の法第四 住の用に供した場合について適用し、居住者が じ。)を同項の定めるところによりその者の居

ついては、なお従前の例による。 (法人の減価償却に関する経過措置)

第六条 新令第二十九条の五第三項及び第五項の 貸家住宅については、なお従前の例による。 十四号)第二条第八号に規定する人格のない社 規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三 が同日前に取得又は新築をした同項に規定する 五日以後に取得又は新築をする法第四十七条第 団等を含む。以下同じ。)が平成五年六月二十 一項に規定する貸家住宅について適用し、法人 新令第二十九条の六の規定は、法人が平成五

同項に規定する倉庫用建物等については、なお 四十八条第一項に規定する倉庫用建物等につい 年六月二十五日以後に取得又は建設をする法第 従前の例による て適用し、法人が同日前に取得又は建設をした

関する経過措置) (法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に

第七条 新令第三十八条の四第十五項及び第十七 する譲渡に係る法人税については、なお従前のる確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当 の譲渡に該当する譲渡又は同条第五項に規定すが同日前に行った同条第四項に規定する土地等 等の譲渡に該当する譲渡又は同条第五項に規定 当する譲渡に係る法人税について適用し、法人 する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該 に行う法第六十二条の三第四項に規定する土地 項の規定は、法人が平成五年六月二十五日以後

1

する経過措置) (法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関

第八条 新令第三十九条の七第十一項及び第十八 る資産の譲渡に係る法人税について適用し、法 項の規定は、法人が平成五年六月二十五日以後 人が同日前に行った同項の規定に該当する資産 に行う法第六十五条の七第一項の規定に該当す

の譲渡に係る法人税については、 税の特例に関する経過措置) (内国法人の特定外国子会社等に係る所得の

第九条 新令第三十九条の十四の規定は、 二号の外国関係会社の同日前に終了した事業年 度の同号の租税の額については、なお従前の例 日以後に終了する事業年度の同号の租税の額に ついて適用し、旧令第三十九条の十四第一項第 による。 項第二号の外国関係会社のこの政令の施行の

(相続税の特例に関する経過措置)

得した財産に係る相続税については、なお従前ついて適用し、同日前に相続又は遺贈により取 与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以 下同じ。) により取得した財産に係る相続税に は、平成五年十月一日以後に相続又は遺贈(贈 の例による。 新令第四十条の三第一項第一号の規定

の一部改正に伴う経過措置) (租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

第十二条 前条の規定による改正後の租税特別措 ついて適用し、平成四年分以前の所得税についび第六条の規定は、平成五年分以後の所得税に ては、なお従前の例による。 置法施行令の一部を改正する政令附則第五条及

## (平成五年六月二三日政令第二〇

止等に関する法律の一部を改正する法律の施行 の日(平成五年八月一日)から施行する。 この政令は、暴力団員による不当な行為の防

## 二号)抄 則 (平成五年六月二三日政令第二一

する法律(平成五年法律第六十九号)の施行の この政令は、農業機械化促進法の一部を改正 から施行する。

#### 附 五号) 則 (平成五年一〇月六日政令第三二

2 ころによりその者の居住の用に供した場合につ る部分に限る。以下同じ。)を同項の定めると 宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係 規定は、居住者が平成五年十月一日以後に租税 既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定め 特別措置法第四十一条第一項に規定する既存住 いて適用し、居住者が同日前に同項に規定する 改正後の租税特別措置法施行令第二十六条の この政令は、公布の日から施行する。

> るところによりその者の居住の用に供した場合 については、なお従前の例による。

なお従前の例

七〇号) (平成五年一一月一九日政令第三 抄

課

この政令は、公布の日から施行する。 附 〇二号) 則 (平成五年一二月二七日政令第四 抄

(施行期日)

1 る。 この政令は、 平成六年一 月一日 から施 行す

号 附 則 抄 (平成六年三月二四日政令第六五

(施行期日)

第一条 この政令は、 する。 附 則 (平成六年三月三一日政令第一一 平成六年四月一日から施行

0号) 抄

する。

第一条 この政令は、

平成六年四月一日から施行

(施行期日)

(所得税の特例に関する経過措置の原則

第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下 年金貯蓄の利子所得等の非課税に関する経過措(勤労者財産形成住宅貯蓄及び勤労者財産形成 税について適用し、平成五年分以前の所得税に があるものを除くほか、平成六年分以後の所得 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め ついては、なお従前の例による。

第三条 新令第二条の十九及び第二条の二十 務先に該当しないこととなった場合について 条の十九に規定する前の勤務先が当該個人の 別措置法施行令(以下「旧令」という。)第二 合について適用し、施行日前に改正前の租税特 が当該個人の勤務先に該当しないこととなる場 ついて新令第二条の十九に規定する前の勤務先の日(以下「施行日」という。)以後に個人に れらの規定を新令第二条の三十一において準用 は、なお従前の例による。 する場合を含む。)の規定は、この政令の施

の特別控除に関する経過措置) (試験研究費の額が増加した場合等の所得税

第四条 新令第五条の三第四項第十三号の規定 は、個人が施行日以後に支出する同号に規定す る負担金について適用する。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第五条 新令第六条の五第二項の規定は、個 施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする 人が

という。) 第十二条第一項に規定する工業用機 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成六 十二条第一項に規定する工業用機械等について の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第 は製作若しくは建設をした改正法による改正前 械等について適用し、個人が施行日前に取得又 による改正後の租税特別措置法(以下「新法」 年法律第二十二号。以下「改正法」という。) なお従前の例による。

2 行日以後に取得又は建設をする新法第十五条第 良貸家住宅については、なお従前の例による。 又は新築をした旧令第七条第五項に規定する優 家住宅について適用し、個人が施行日前に取得 後に取得又は新築をする同項に規定する優良貸 新令第八条第一項第五号の規定は、個人が施 新令第七条第六項の規定は、個人が施行日以 項に規定する倉庫用建物等について適用す

(特定の基金に対する負担金等の必要経費算入 定は、なおその効力を有する。 項第二号の規定に基づく旧令第八条第三項の規 の効力を有するものとされる旧法第十五条第一 改正法附則第六条第十項の規定によりなおそ

第六条 新令第十八条の三第三項第二十号の規定 は、個人が施行日以後に支出する新法第二十八 条の二第一項に規定する負担金について適用す の特例に関する経過措置)

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

成六年一月一日以後に行う新法第三十一条の二 について適用する。 良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡 該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優 第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に ための譲渡に該当する譲渡について適用する。 三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等の 新令第二十条の二第十項の規定は、個人が平 個人が平成六年三月九日以後に行う新法第 新令第二十条の二第二項第三号の規定 4 3

三項に規定する確定優良住宅地等予定地のため 個人が施行日前に行った旧法第三十一条の二第 のための譲渡に該当する譲渡について適用し、 の二第三項に規定する確定優良住宅地等予定地 定は、個人が施行日以後に行う新法第三十一条 (同条第十五項第五号に係る部分に限る。) の規 新令第二十条の二第十五項から第十七項まで 5

の譲渡に該当する譲渡については、なお従前の

(法人税の特例に関する経過措置の原

第八条 新令第三章の規定は、別段の定めがある 後に開始する事業年度分の法人税について適用 ものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年 (試験研究費の額が増加した場合等の法人税額 のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以 法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格 人税については、なお従前の例による。 し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法

第九条 の特別控除に関する経過措置) 新令第二十七条の四第二項第十三号の規

する負担金について適用する。 定は、法人が施行日以後に支出する同号に規定

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十条 新令第二十八条の六第二項の規定は、 第一項に規定する高度技術工業用設備について する高度技術工業用設備について適用し、法人 は建設をいう。以下この項及び次項において同 が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の二 じ。)をする新法第四十四条の二第一項に規定 人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しく なお従前の例による。 法

2 第一項に規定する工業用機械等については、な が施行日以後に取得等をする新法第四十五条第 お従前の例による。 法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条 一項に規定する工業用機械等について適用し、 新令第二十八条の十三第二項の規定は、法人 2

施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する新令第二十九条の五第六項の規定は、法人が る優良貸家住宅について適用し、法人が施行日 施行日以後に取得又は建設をする新法第四十八 従前の例による。 前に取得又は新築をした旧令第二十九条の五第 五項に規定する優良貸家住宅については、なお 新令第二十九条の六第五号の規定は、法人が

条第一項第二号の規定に基づく旧令第二十九条 する。 の六第二項の規定は、なおその効力を有する。 おその効力を有するものとされる旧法第四十八 条第一項に規定する倉庫用建物等について適用 (法人の準備金に関する経過措置) 改正法附則第十五条第十六項の規定によりな

|第十一条 新令第三十二条の二第二項の規定は、 法人が施行日以後に取得する新法第五十五条第

> 一項に規定する特定株式等について適用し、 1.規定する特定株式等については、なお従前の が施行日前に取得した旧法第五十五条第一項

2 その効力を有するものとされる旧法第五十六条 は、なおその効力を有する。この場合におい の二の規定に基づく旧令第三十二条の十の規定 改正法附則第十六条第五項の規定によりなお

例に関する経過措置)

第十二条 定する土地等について適用し、法人が施行日前 規定は、法人が施行日以後に取得する同号に規 に規定する土地等については、なお従前の例に に取得した旧令第三十八条の三第十一項第四号

第十三条 新令第三十八条の四第十項の規定は、 法人税については、なお従前の例による。 二条の三第一項に規定する土地の譲渡等に係る 法人が施行日以後にする新法第六十二条の三第 いて適用し、法人が施行目前にした旧法第六十 一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税につ

係る法人税について適用する。 六十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等に は、法人が平成六年三月九日以後にする新法第

3

4 る。)の規定は、法人が施行日以後にする新法項まで(同条第二十五項第五号に係る部分に限 第六十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等 0) 地の譲渡等に係る法人税については、なお従前 に係る法人税について適用し、法人が施行目前 にした旧法第六十二条の三第一項に規定する土 新令第三十八条の四第二十五項から第二十七 例による。

5 る 年度分の法人税については、なお従前の例によ ついて適用し、法人の施行日前に終了した事業

臣」とする。 同条中「大蔵大臣」とあるのは、「財務大

(新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特

新令第三十八条の三第十一項第四号の

する経過措置)

新令第三十八条の四第十二項第三号の規定

税について適用する。 の三第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人 が平成六年一月一日以後にする新法第六十二条新令第三十八条の四第二十項の規定は、法人

3

の施行日以後に終了する事業年度分の法人税に新令第三十八条の六第十四項の規定は、法人

法 6 新令第三十八条の六第十五項の規定は、

7

(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関

2

令」とする。

に規定する欠損金額に相当する金額について適規定により損金の額に算入されたこれらの規定 税法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の施行日以後に終了する事業年度において法人

については、同日)」とする。 前に終了した事業年度において取得をした資産 「翌日」とあるのは、「翌日(平成六年四月一日 号の下欄に掲げる資産に係る新令第三十九条の をした新法第六十五条の七第一項の表の第十九 七第二十六項の規定の適用については、同項中 法人の施行日前に取得又は建設若しくは製作

た事業年度において譲渡をした資産について 適用については、同項中「開始の日」とあるの の七第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産 は、同日)」とする。 に係る新令第三十九条の七第三十五項の規定 は、「開始の日(平成六年四月一日前に終了し 法人の施行日前に譲渡をした新法第六十五条

第十四条 新令第三十九条の二十二第三項第二十 法第六十六条の十一第一項に規定する負担金に 例に関する経過措置) (特定の基金に対する負担金等の損金算入の 一号の規定は、法人が施行日以後に支出する新

ついて適用する。

第十五条 改正法附則第二十二条第一項ただし書 は、なおその効力を有する。この場合にお 規定の適用については、旧令第四十条の規定 に規定する場合における旧法第六十九条の三の て、同条中「大蔵省令」とあるのは、「財務省 (相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

は、なお従前の例による。 相続税について適用し、施行日前に相続又は 項において同じ。)により取得した財産に係る 死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この 規定は、施行日以後に相続又は遺贈(贈与者の 贈により取得した財産に係る相続税につ 新令第四十条の三第一項第一号及び第四号の いて

前の例による。 取得した財産に係る贈与税については、なお る贈与税について適用し、同日前に贈与により の項において同じ。) により取得した財産に係 の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下こ 規定は、平成六年一月一日以後に贈与 新令第四十条の五第二項及び第三項第二号の (贈与者

措置)(地価税の課税価格の計算の特例に関する経過(地価税の課税価格の計算の特例に関する経過)

第十六条 新令第四十条の十六第四項及び第五項の規定は、平成六年以後の各年の課税時期におの規定は、平成六年以後の各年の課税時期におる地価税について適用する。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十七条 施行日前に旧法第八十三条第一項に規定する資金の貸付けを受けて行う旧令第四十四条の四第一項第二号、第三号、第七号及び第八条の四第一項第二号、第三号、第七号及び第八転の登記に係る登録免許税については、なお従転の登記に係る登録免許税については、なお従いのでは、

## 二号) (平成六年四月二二日政令第一三

一十八日)から施行する。
部を改正する法律の施行の日(平成六年四月この政令は、繊維工業構造改善臨時措置法の

# 三号) 以下成六年七月二九日政令第二五 以下,则 (平成六年七月二九日政令第二五

行する。

「対する。

# 号) 抄附 則 (平成六年九月二日政令第二八二

(施行期日)

# 

成六年九月二十八日)から施行する。律(平成六年法律第四十四号)の施行の日(平利用できる特定建築物の建築の促進に関する法この政令は、高齢者、身体障害者等が円滑に

# 七号) 抄附 則 (平成六年一一月九日政令第三四

(施行期日等)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

#置) (租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過

R四条 前条の規定による改正後の租税特別措置 お従前の例による。

#### 

(施行期日)

第一条 この政令は、政治資金規正法の一部を改第一条 この政令は、政治資金規正は、平成七年の施行の日から施行する。ただし、第二条第二四十一条の十六第三号」を「第四十一条の十七第一項第三号」に改める部分に限る。)、同条第四号の改正規定(「第四十一条の十七第一項第四号」に改める部分に限る。)、第七条の改正規定(「第四十一条の十七第一項第四号」に改める部分に限る。)、第七条の改正規定及び本則に一条を加える改正規定及び本則に一条を加える改正規定といる。

# 一四号) 抄附 則 (平成六年一二月二八日政令第四

(施行期日)

第一条 この政令は、関税定率法等の一部を改正規定する日から施行する。

# 八号) 抄 附 則 (平成七年三月三一日政令第一五

(施行期日)

各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該第一条 この政令は、平成七年四月一日から施行

五第四項」を「第十条の五第三項から第五項 第五条の三第一項の改正規定 (「第十条の

条(「第十条の四まで、第十条の五第一項」の六第一項」に改める部分に限る。)、第四十

を「第十条の五まで、

第十条の六第一項」

正規定、同条第十一項から第十三項までの改正規定、同条第十項(第六号を除く。)の改正規定、同条第十項(第六号を除く。)の改項、法第十条の六第四項」に改める部分に限項、法第十条の六第四項」に改める部分に限 第二項の次に三項を加える改正規定(同条第る部分に限る。)並びに第三十九条の二十四 の下に「、法第四十二条の八第六項」を加え第一号の改正規定(「第四十二条の七第六項」 の改正規定、同条を第二十七条の九とする改る。)、同条第十六項、第十七項及び第十九項 える改正規定、第二十七条の四第二項の改正とする改正規定、第五条の六の次に一条を加 の五第一項」を「第十条の五まで及び第十条 、第三十七条(「第十条の四まで及び第十条 を「第四十二条の八」に改める部分に限る。) 第十八条、第三十五条(「第四十二条の七」 五項に係る部分に限る。)並びに附則第三条、 改正規定、第三十条第二項の改正規定、第三 正規定、第二十七条の七の次に一条を加える 二条の九第六項第三号」に改める部分に限 項まで、第七項及び第十一項から第十四項ま 分を除く。)、第二十七条の八第一項から第五「第四十二条の四第八項第一号」に改める部 規定(「第四十二条の四第七項第一号」を の五第八項第一号」を「第十条の六第八項第 正規定、同条第十四項の改正規定(「第十条 十条の五第三項から第五項まで及び第十一 項の改正規定(「第十条の五第四項」を「第 第五項まで及び第十一項、法第十条の六第四 十二条第七項の改正規定、第三十七条第二項 「第四十二条の八第六項第三号」を「第四十 での改正規定、同条第十五項の改正規定 及び第十六項の改正規定、同条を第五条の八 項」に改める部分に限る。)、第五条の六第九 十条の五第四項」を「第十条の五第三項から 限る。)、第五条の五第五項の改正規定 (「第 改める部分に限る。)、同条第四項の改正規定 まで及び第十一項、法第十条の六第四項」に 十五項の改正規定(「第十条の五第四項」を 一号」に改める部分に限る。)、同条第十五項 一項、法第十条の六第四項」に改める部分に 第十条の五第三項から第五項まで及び第十 一号」に改める部分を除く。)、第五条の四

> 三条第一項の表の第三号の中欄のイに係る部 規定(法第十一条第一項の表の第三号の中欄 一 第五条の八第五項の次に一項を加える改正 別措置法(平成七年法律第三十九号)の施行 分に限る。) 電線共同溝の整備等に関する特 五項の次に一項を加える改正規定(法第四十 のイに係る部分に限る。)及び第二十八条第 業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置 項」に改める部分に限る。) の規定 中小企 二条の七まで、第四十二条の八第一項」を 改める部分及び「第四十二条の七まで、第四 法(平成七年法律第四十七号)の施行の日 「第四十二条の八まで、第四十二条の九第一 第十条の五第一項」を「第十条の五まで、第 限る。)及び第四十三条(「第十条の四まで、 で、第四十二条の九第一項」に改める部分に 十二条の八第一項」を「第四十二条の八ま -条の六第一項」に改める部分及び「第四十

一 第六条の三に第一項として一項を加える改正規定、第十八条の三第三項第十五号の改正規定、第二十八条の一第一項の次に一項を加える改正規定(電気通信基盤充実臨時措置法を改正規定(電気通信基盤充実臨時措置法を事業者に係る部分に限る。)及び第三十九条の二十二第三項祭十五号の改正規定並び、第二号の第一欄に規定する有線テレビジョン放送事業者に係る部分に限る。)及び第三十九条の二十二第三項終十五号の改正規定並び、所列第七条第二項及び第二十二条第二項の次に一項を加える改定。第十八条の三に第一項として一項を加える改定。第十八条の三第三項を加入の政策を表示。

関する特別措置法の一部を改正する法律(平地域における住宅及び住宅地の供給の促進に第一項として一項を加える改正規定 大都市 成七年法律第十五号)の施行の日 場合(同号の上欄に掲げる資産のうち第一 七項の次に一項を加える改正規定及び同条に 第一項」に改める部分に限る。)、同条第三十 の同号」を加える部分及び「同項」を「同条 項第一号の改正規定 (「第一号」の下に に規定する資産の譲渡をした場合を除く。) ヮ 項

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下 税について適用し、平成六年分以前の所得税にがあるものを除くほか、平成七年分以後の所得「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め ついては、なお従前の例による。

の特別控除に関する経過措置) (試験研究費の額が増加した場合等の所得税額

規定する負担金については、なお従前の例によ いう。) 第五条の三第四項第七号及び第八号に 正前の租税特別措置法施行令(以下「旧令」と .関する臨時措置法の施行の日前に支出した改 1条 個人が中小企業の創造的事業活動の促進

定する負担金について適用する。 臨時措置法の施行の日以後に支出する同号に規 人が中小企業の創造的事業活動の促進に関する新令第五条の三第四項第十二号の規定は、個 青色申告書を提出する個人が、中小企業の創

規定する試験研究費とみなして、同条の規定を(以下「新法」という。)第十条第七項第一号に 六十三年法律第十七号)第四条第一項に規定す新分野の開拓の促進に関する臨時措置法(昭和 廃止前の異分野中小企業者の知識の融合による法の施行の日前に同法附則第二条の規定による 法」という。)による改正後の租税特別措置法法律(平成七年法律第五十五号。以下「改正 賦課されるものを支出した場合には、当該支出 で同条第三項に規定する賦課の基準に基づいて る知識融合開発事業に関する計画に係る負担金 る特定組合が同項の認定を受けた同項に規定す の日から平成九年三月三十一日までの間に、同 造的事業活動の促進に関する臨時措置法の施行 した負担金を租税特別措置法の一部を改正する

場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関す (エネルギー需給構造改革推進設備を取得した

第四条 新令第五条の四第十一項の規定は、 がこの政令の施行の日 ( 以 下 「施行日」 とい 個人

> お従前の例による。 ネルギー需給構造改革推進設備については、な 法による改正前の租税特別措置法(以下「旧 行日前に取得又は製作若しくは建設をした改正 給構造改革推進設備について適用し、個人が施 新法第十条の二第一項に規定するエネルギー需 法」という。) 第十条の二第一項に規定するエ う。) 以後に取得又は製作若しくは建設をする

第五条 改正法附則第九条第二項の規定によりな おその効力を有するものとされる旧法第十条の 第十条の四第十七項」と、「同項」とあるのは 平成七年改正法による改正前の租税特別措置法 規定によりなおその効力を有するものとされる の四第五項」と、同条第十六項第一号及び第十 項」と、「同条第五項」とあるのは「法第十条 税特別措置法第十条の四第十七項及び第十八 ものとされる平成七年改正法による改正前の租 九条第二項の規定によりなおその効力を有する のは「及び第四項並びに平成七年改正法附則第 項」と、同条第十四項中「及び第四項」とある 租税特別措置法第十条の四第十七項及び第十八 るものとされる平成七年改正法による改正前の 前の租税特別措置法第十条の四第十九項におい 附則第九条第二項の規定によりなおその効力を この条において「平成七年改正法」という。) 改正する法律(平成七年法律第五十五号。以下 るのは「及び第五項(租税特別措置法の一部を 第十四項、第十六項及び第十九項の規定の適用 個人に係る租税特別措置法施行令の一部を改正 四第十七項又は第十八項の規定の適用を受けた 却又は所得税額の特別控除に関する経過措置) 「これら」とする。 第三項又は平成七年改正法附則第九条第二項の 九項第二号中「同条第三項」とあるのは「同条 第九条第二項の規定によりなおその効力を有す て準用する場合を含む。)、平成七年改正法附則 有するものとされる平成七年改正法による改正 については、同条第九項中「及び第五項」とあ 正後の租税特別措置法施行令(第三項において する政令(平成八年政令第八十三号)による改 (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償 「平成八年新令」という。)第五条の六第九項、

2 定は、 の効力を有するものとされる旧法第十条の四第 第五条の六第二十三項から第三十九項までの規 十五項から第二十一項までの規定に基づく旧令 改正法附則第九条第二項の規定によりなおそ なおその効力を有する。この場合におい

同条第三十六項中

額」」とあるのは「「に規定する税額控除限度法第十条の四第十五項」と、「「税額控除限度 とあるのは「平成七年新法第十条の五第三項か「法第十条の五第四項、法第四十一条第一項」 う。) 第十条の四第三項」と、「同条第十七項」 とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する 額」」と、「税額控除限度額又は同条第四項」と る平成七年改正法による改正前の租税特別措置 の規定によりなおその効力を有するものとされ とあるのは「平成七年改正法附則第九条第二項 条の四第六項」と、同条第三十三項中「第十六 項」とあるのは「平成七年新法第十条の四第五 という。)第五条の六第十四項」と、「同条第五 を改正する政令(平成七年政令第百五十八号) 項」とあるのは「租税特別措置法施行令の一部 の四第十七項」と、同条第三十一項中「第十四 法第十条の四第三項及び第四項並びに法第十条 第四項及び第十七項」とあるのは「平成七年新 条の六第四項、平成七年新法第四十一条第一 ら第五項まで及び第十一項、平成七年新法第十 のは「平成七年新法第十条の三第三項」と、 適用する場合を含む。)、平成七年新法第十条の 項及び第六項」と、「、法第十条の二第三項」 るのは「平成七年新法第十条第一項(同条第一 項」と、「法第十条第一項(同条第二項」とあ 第二十六項中「同条第三項」とあるのは「平成 とあるのは「法第十条の四第十七項」と、同条 の租税特別措置法(以下「平成七年新法」とい 法律(平成七年法律第五十五号)による改正後 十六項第一号」と、「法第十条の四第十五項」 項、」とあるのは「平成七年新令第五条の六第 のは「平成七年新令第五条の六第十五項」と、 項」と、同条第三十二項中「第十五項」とある 十二年政令第四十三号。以下「平成七年新令\_ による改正後の租税特別措置法施行令(昭和三 と、同条第二十八項中「法第十条の四第三項、 二第三項」と、「法第十条の三第三項」とある とあるのは「(同条第六項において読み替えて 項」とあるのは「法第十条の四第十九項」と、 七年新法第十条の四第六項」と、「第十六項第 十六項、」と、「同条第六項」とあるのは「平成 七年新法第十条の四第三項」と、「同条第十九 「同条第六項」とあるのは「平成七年新法第十 「第十七項」とあるのは「法第十条の四第十七 号」とあるのは「平成七年新令第五条の六第 平成七年新法第四十一条の十七第二項」 同条第二十五項中「法第十条の四第三項」 条第二項の規定によりなおその効力を有するも の四第十一項」と、」と、 のとされる平成七年改正法による改正前の租税 控除限度額又は法第十条の四第四項」と、「第 特別措置法第十条の四第十七項に規定する税額 二十項第一号中」とあるのは「同条第二十項第 号中「同条第十一項」とあるのは「法第十条

とあるのは「若しくは平成七年改正法附則第九 度額の」と、「税額控除限度額又は同条第四項」 措置法第十条の四第十五項」と、「「税額控除限される平成七年改正法による改正前の租税特別 措置法第十条の四第十八項」と、「同条第十五される平成七年改正法による改正前の租税特別 五項」と、「第十条の四第四項」とあるのは措置法第十条の四第十八項又は法第十条の四第 される平成七年改正法による改正前の租税特別 とあるのは「平成七年新令第五条の六第十九項 四第十一項」と、「第十九項中「同条第四項」 第十一項」とあるのは「平成七年新法第十条の とあるのは「平成七年新法第十条の四第十 新令第五条の六第十八項」と、「同条第十一項」 中」とあるのは「同条第十七項中」と、同条第 るのは「平成七年改正法附則第九条第二項の規 別措置法第十条の四第十七項に規定する税額控 あるのは「若しくは平成七年改正法附則第九条 度額の」とあるのは「「に規定する税額控除限 項」とあるのは「平成七年改正法附則第九条第 項」とあるのは「平成七年改正法附則第九条第 項」とあるのは「平成七年改正法附則第九条第 中「同条第四項又は第五項」と、「同条第十八 の六第十九項から第二十一項まで」と、「同条 十一項まで」とあるのは「平成七年新令第五条 項」と、同条第三十五項中「第十九項から第二 三十四項中「第十八項」とあるのは「平成七年 のは「法第十条の四第五項」」と、「第十七項 成七年改正法による改正前の租税特別措置法第 定によりなおその効力を有するものとされる平 項」」とあるのは「「法第十条の四第四項」とあ 条の四第四項」とあるのは「第十条の四第十八 除限度額又は法第十条の四第四項」と、「「第十 とされる平成七年改正法による改正前の租税特 第二項の規定によりなおその効力を有するも 十条の四第十八項」と、「同条第五項」とある 「法第十条の四第四項」と、「第十条の四第十八 二項の規定によりなおその効力を有するものと 一項の規定によりなおその効力を有するものと 一項の規定によりなおその効力を有するものと

条の六第二十二項」とする。 「第二十二項」とあるのは「平成七年新令第五

3 用については、これらの規定中「第十条の四第 条の七第六項及び第五条の八第七項の規定の適 租税特別措置法第十条の四第十七項及び第十八 るものとされる平成七年改正法による改正前の 第九条第二項の規定によりなおその効力を有す する場合を含む。) 並びに平成七年改正法附則 税特別措置法第十条の四第十九項において準用 ものとされる平成七年改正法による改正前の租 九条第二項の規定によりなおその効力を有する 号。以下「平成七年改正法」という。)附則第の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五 四第三項、第四項及び第五項(租税特別措置法 三項から第五項まで」とあるのは、「第十条の 第五条の四第十三項、第五条の五第五項、第五 場合における平成八年新令第五条の三第一項 (同条第三項において準用する場合を含む。)、 改正法附則第九条第二項の規定の適用がある 2 4

増償却又は所得税額の特別控除に関する経過措 (製品輸入額が増加した場合の製造用機械の割

第六条 施行日から附則第一条第一号に定める日 の前日までの間における新令第五条の七第十六 らの規定中「第十条の六第一項」とあるのは、 項及び第十七項の規定の適用については、これ 「第十条の五第一項」とする。

(個人の減価償却に関する経過措置)

- 第七条 新令第五条の九第一項及び第八項の規定 の中欄及び同表の第四号の中欄に掲げる減価償 若しくは建設をいう。以下この条において同は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作 産については、なお従前の例による。 欄及び同表の第四号の中欄に掲げる減価償却資 等をした旧法第十一条第一項の表の第一号の中 却資産について適用し、個人が施行日前に取得 じ。)をする新法第十一条第一項の表の第一号
- 電気通信設備について適用する。 をする新法第十一条の五第一項に規定する特定 の一部を改正する法律の施行の日以後に取得等 通信基盤充実臨時措置法及び通信・放送機構法 新令第六条の三第一項の規定は、個人が電気
- 行日前に取得等をした旧法第十二条第一項に規 定する工業用機械等について適用し、個人が施 日以後に取得等をする新法第十二条第一項に規 新令第六条の五第二項の規定は、個人が施行

定する工業用機械等については、なお従前の例

- 却資産については、なお従前の例による。 個人が施行日以後に取得又は製作をするこれら 第六条の六第一項及び第三項に規定する減価償 の規定に規定する減価償却資産について適用 経過措置) (開墾地における免税農産物の範囲等に関する し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧令 新令第六条の六第一項及び第三項の規定は、
- 第八条 改正法附則第十二条第一項の規定により なおその効力を有するものとされる旧法第二十 四条の規定に基づく旧令第十六条の規定は、 おその効力を有する。 な
- 第二十四条第一項に規定する所得の金額を含条第一項の規定の適用を受ける場合には、旧法 (以下「旧法第二十四条第一項」という。) の規る改正前の租税特別措置法第二十四条第一項 円とする。以下同じ。)がないものとして計算 りなおその効力を有するものとされる同法によ る場合における新令第十七条の規定の適用につ む。)」とする。 金額」とあるのは「所得の金額(旧法第二十四 あるのは「法第二十五条第一項」と、「所得の 得の金額が三百万円を超える場合には、三百万 定の適用を受ける場合には、旧法第二十四条第 律第五十五号)附則第十二条第一項の規定によ 特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法 額」とあるのは「その年分の総所得金額(租税 いては、同条第四項中「その年分の総所得金 した場合における総所得金額)」と、「同項」と 一項に規定する所得の金額(その年分の当該所 改正法附則第十二条第一項の規定の適用があ
- 3 成七年法律第五十五号)による改正後の租税特は「租税特別措置法の一部を改正する法律(平 法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十 とあるのは「新法第二十五条第二項第二号」 第二項に」と、「法第二十五条第二項第二号」 別措置法(以下「新法」という。)第二十五条 る場合においては、旧令第十七条第五項の規定 の租税特別措置法第二十四条第一項」とする。 の効力を有するものとされる同法による改正前 五号)附則第十二条第一項の規定によりなおそ と、「前条第一項」とあるのは「租税特別措置 は、なおその効力を有する。この場合におい て、 改正法附則第十二条第一項の規定の適用があ 同項中「法第二十五条第二項に」とあるの

(特定の基金に対する負担金等の必要経費算入 特例に関する経過措置)

- 第九条 新令第十八条の三第三項第二十一号の規 定は、個人が施行日以後に支出する新法第二十 する。 八条の二第一項に規定する負担金について適用
- (個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措
- 第十条 について適用し、個人が施行目前に行った旧法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡 第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡 十五項の規定は、個人が施行日以後に行う新法 については、なお従前の例による。 新令第二十二条の八第二十一項及び第二

する経過措置) (株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等に関

関する経過措置)

- 第六号に掲げる特定株式投資信託の受益証券の が施行日以後に行う新法第三十七条の十第三項 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者 譲渡について適用する。 新令第二十五条の八第十項の規定は、
- 2 新令第二十五条の九第二項及び第四項の規定 十一第一項に規定する上場株式等の譲渡につい て適用する。 個人が施行日以後に行う新法第三十七条の

(海外移住者の範囲等に関する経過措置)

- 第十二条 改正法附則第十七条の規定によりなお く旧令第二十五条の十四の規定は、なおその効 その効力を有するものとされる改正法による改 の特例に関する経過措置) 措置法施行令第二十二条の四第一項」とする。 年政令第百五十八号)による改正後の租税特別 別措置法施行令の一部を改正する政令(平成七 が平成七年四月一日前に」と、同条第二項中 「国の行政機関が」とあるのは「国の行政機関力を有する。この場合において、同条第一項中 正前の租税特別措置法第三十八条の規定に基づ 「第二十二条の四第一項」とあるのは「租税特 (居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税
- 第十三条 新令第二十五条の二十一第二項第五号 年度の同項に規定する適用対象留保金額につい 特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業 の規定は、新法第四十条の四第一項に規定する は、 度の同項に規定する適用対象留保金額について 特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年 て適用し、旧法第四十条の四第一項に規定する なお従前の例による

(山林を現物出資した場合の納期限の特例に関

- 第十四条 改正法附則第十九条の規定によりなお 七年法律第五十五号)による改正後の租税特別「租税特別措置法の一部を改正する法律(平成 の六の規定に基づく旧令第二十六条の八の規定 その効力を有するものとされる旧法第四十一条 のは「新法第三十条の二第一項」とする。 同条第二項中「法第三十条の二第一項」とある 措置法(以下「新法」という。)第三十条」と、 (懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等に て、同条第一項中「法第三十条」とあるの は、なおその効力を有する。この場合にお はい
- 第十五条 新令第二十六条の八第六項及び第七項 の懸賞金等について適用する。 貯金等に係る同項に規定する懸賞金付預貯金等 の規定は、施行日以後に新法第四十一条の九第 項に規定する預入等を行う同項に規定する預
- 第十六条 新令第二十七条第三項の規定は、 報酬等に係る源泉徴収の特例に関する経過措 (免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供
- 第四十二条第一項に規定する免税芸能法人等が 号)第百六十一条第二号に掲げる対価の支払を 供に係る所得税法(昭和四十年法律第三十三 施行日以後に同項に規定する芸能人等の役務提 受ける場合について適用する。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

- 第十七条 新令第三章の規定は、別段の定めがあ 法人税については、なお従前の例による。 用し、法人の施行日前に開始した事業年度 以後に開始する事業年度分の法人税について適 格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日 年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人 るものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十 (試験研究費の額が増加した場合等の法人税額
- 2 第十八条 法人が中小企業の創造的事業活動の促 進に関する臨時措置法の施行の日前に支出した 関する臨時措置法の施行の日以後に支出する同 規定する負担金については、なお従前の例によ 旧令第二十七条の四第二項第七号及び第八号に 新令第二十七条の四第二項第十二号の規 法人が中小企業の創造的事業活動の促進に

の特別控除に関する経過措置)

号に規定する負担金について適用する

四第八項第一号に規定する試験研究費とみなし 基準に基づいて賦課されるものを支出した場合 画に係る負担金で同条第三項に規定する賦課の た同項に規定する知識融合開発事業に関する計 第一項に規定する特定組合が同項の認定を受け 新分野の開拓の促進に関する臨時措置法第四条 廃止前の異分野中小企業者の知識の融合による 法の施行の日前に同法附則第二条の規定による の日から平成九年三月三十一日までの間に、同 造的事業活動の促進に関する臨時措置法の施行 は、当該支出した負担金を新法第四十二条の 青色申告書を提出する法人が、中小企業の創 同条の規定を適用する。 3

た場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関 (エネルギー需給構造改革推進設備等を取得し

第十九条 新令第二十七条の五第十二項の規定 するエネルギー需給構造改革推進設備等についは建設をした旧法第四十二条の五第一項に規定 適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しく るエネルギー需給構造改革推進設備等について 建設をする新法第四十二条の五第一項に規定す は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償 ては、なお従前の例による。

第二十条 新令第二十七条の七第十三項の規定 項の規定の適用については、同項第二号イ中を受けた法人に係る新令第二十七条の七第十四 条の七第十四項若しくは第十五項の規定の適用 おその効力を有するものとされる旧法第四十二 化設備については、なお従前の例による。 法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強 ついて適用し、法人が施行日前に賃借をした旧 却又は法人税額の特別控除に関する経過措置) 二条の七第一項に規定する事業基盤強化設備に 第四十二条の七第二項」とあるのは「第四十 改正法附則第二十六条第二項の規定によりな 法人が施行日以後に賃借をする新法第四十

> 項」と、「同項」とあるのは「法第四十二条の 置法第四十二条の七第十四項若しくは第十五 れる平成七年改正法による改正前の租税特別措 項の規定によりなおその効力を有するものとさ じ。)又は平成七年改正法附則第二十六条第二 準用する場合を含む。以下この号において同 税特別措置法第四十二条の七第十六項において ものとされる平成七年改正法による改正前の租 七第四項」とする。 六条第二項の規定によりなおその効力を有する

条の七第十三項から第十七項までの規定に基づ おその効力を有するものとされる旧法第四十二 四十二条の七第十三項第一号」と、「「又は」と のは「平成七年旧法第四十二条の七第十三項第 項第一号イに掲げる法人が賃借した同号」及び という。)」と、「第十三項第一号中」とあるの 別措置法第四十二条の七第十三項第一号(以下 とされる平成七年改正法による改正前の租税特 法人が賃借した平成七年改正法附則第二十六条 条の七第十三項第一号イ」という。) に掲げる の効力を有するものとされる平成七年改正法に と、「第十五項」とあるのは「第十六項」と、 条の七第十三項中」と、「法第四十二条の七第 項中「第十二項から第十四項まで」とあるのは 新法第四十二条の七第六項」と、同条第二十五 項」と、「同条第六項」とあるのは「平成七年 あるのは「平成七年新令第二十七条の七第十二 までの規定は、なおその効力を有する。この場 く旧令第二十七条の七第十九項から第二十七項 あるのは 「同号イに掲げる法人が賃借した同号」とある は 「平成七年旧法第四十二条の七第十三項第一号」 第二項の規定によりなおその効力を有するもの 十三項第一号イ(以下「平成七年旧法第四十二 よる改正前の租税特別措置法第四十二条の七第 正法附則第二十六条第二項の規定によりなおそ 法人が賃借した同号」とあるのは「平成七年改 「法第四十二条の七第十三項第一号イに掲げる 十二項中」とあるのは「平成七年新令第二十七 「平成七年新法第四十二条の七第六項」と、「第 十五項まで」と、「同条第六項」とあるのは 「平成七年新令第二十七条の七第十三項から第 合において、同条第二十四項中「第十一項」と 一号イに掲げる法人が賃借した平成七年旧法第 一項第五号」とあるのは「同条第一項第五号」 改正法附則第二十六条第二項の規定によりな 「同条第十四項第一号中」と、「同条第十三 「若しくは」」とあるのは「二第四十二 条 第 4

三項第一号」と、「読み替える」とあるのは「、 る改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十 条の七第十六項において準用する場合を含む 三項」とあるのは「法第四十二条の七第三項」 二項若しくは平成七年改正法附則第二十六条第 七条の七第十七項」とする。 第四項」と読み替える」と、同条第二十七項中 とあるのは「平成七年旧法第四十二条の七第十 四十二条の七第十三項第一号イ」と、「同号」 新令第二十七条の七第十六項中」と、「同条第 項」と、「第十五項中」とあるのは「平成七年 あるのは「平成七年新法第四十二条の七第六 第十六項及び第十八項」と、「同条第六項」と 項」とあるのは「平成七年新令第二十七条の七 四項若しくは第十五項」と、「同項」とあるの 効力を有するものとされる平成七年改正法によ 法附則第二十六条第二項の規定によりなおその 以下この号において同じ。)又は平成七年改正 改正法による改正前の租税特別措置法第四十二 りなおその効力を有するものとされる平成七年 で」とあるのは「、第三項若しくは第四項(平 るのは「これら」と、同号ロ中「から第四項ま と、「読み替える」とあるのは「、「同項」とあ 措置法第四十二条の七第十四項」」と、「同条第 される平成七年改正法による改正前の租税特別 二項の規定によりなおその効力を有するものと 条の七第二項」とあるのは「第四十二条の七第 「第十六項」とあるのは「平成七年新令第二十 「同条第四項」とあるのは「法第四十二条の七 十三項第一号イ」とあるのは「平成七年旧法第 と、同条第二十六項中「第十五項及び第十七 成七年改正法附則第二十六条第二項の規定によ 「法第四十二条の七第四項」と読み替える. 令 施 税法 号 十条 百 第 第四十二 六項、 第四十 特別措置 法

は

法施行令 (昭和四十年政令第九十七号) 第百四 句に、それぞれ読み替えるものとする。 の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字 ある場合における新令第三十七条並びに法人税 は、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表 十条及び第百四十二条の規定の適用について 三条の七第措置法の一部を改正する法律(平 今第四十二第四十二条の七第六項(租税特別 項 第 七 六 項 改正法附則第二十六条第二項の規定の適用 成七年法律第五十五号) 附則第二 の効力を有するものとされる同法 による改正前の租税特別措置法第 十六条第二項の規定によりなおそ

項くなつた

項若しくは第四項

(平成七年改正法附則第二十

号ロ中「から第四項まで」とあるのは「、第三

正前の租税特別措置法第四十二条の七第十四 を有するものとされる平成七年改正法による改 則第二十六条第二項の規定によりなおその効力 の号において「平成七年改正法」という。) 附 正する法律(平成七年法律第五十五号。以下こ

「同項」とあるのは「これら」と、

同

一条の七第二項又は租税特別措置法の一部を改

第業基盤強別措置法の一部を改正する法 行六項(事なつた場合の法人税額) 法条の七第強化設備等を事業の用に供しなく |第四十二条の七第六項 |四十二条の七第十六項において準 用する場合を含む。 (事業基盤 (租税 律特

四|化設備を|(平成七年法律第五十五号。以 事業の用「平成七年改正法」という。) 附 又は租税若しくは租税特別措置法 条の七第旧租税特別措置法第四十二条の 場合の法又は法人税額の特別控除に関する により控六条第二項の規定によりなおその 人 税 額) |経過措置)の規定によりなおその くなつた設備を取得した場合等の特別償 に供しな第二十六条第二項(事業基盤強 の規定) 同第十六項において準用する場合を |第四十二条の七第六項(平成七年 しくは第十五項若しくは平成七年措置法第四十二条の七第十四項若 | 効力を有するものとされる平成七 |含む。)、租税特別措置法 措置法第四十二条の七第十六項 |年改正法による改正前の租税特別 |法第四十二条の七第十六項」と |年改正法による改正前の租税特別 効力を有するものとされる平成七 旧租税特別措置法第四十二条の む。)、租税特別措置法 う。) において準用する場合を含 以下「平成七年旧租税特別措 又は平成七年改正法附則第二十 下

施 税 法 百 令 第に供しな 四化設備を七第十六項において準用する場合 第業基盤強年旧租税特別措置法第四十二条の 行六項(事なつた場合の法人税額)(平成 法条の七第強化設備等を事業の用に供しなく |事業の用を含む。)、 (第四十二)第四十二条の七第六項(事業基盤 規定により控除 別措置法第四十二条の七第四項の第十六項において準用する租税特 租税特別措置法

、同法 額)

置) 増償却又は法人税額の特別控除に関する経過措 (製品輸入額が増加した場合の製造用機械の割

- 第二十一条 新令第二十七条の九第十九項から第二十一項までの規定は、法人の施行日以後に終了した事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日以後に終第二十一項までの規定は、法人の施行日以後に終第二十一条

項第二号」とする。

第二十二条 新令第二十八条第一項及び第八項の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は関連について適用し、法人が施行日前に 面償却資産について適用し、法人が施行日前に 面償却資産について適用し、法人が施行目前に 面側 で。)をする新法第四十三条第一項の表の第一号の中欄及び同表の第四号の中欄に掲げる減価 (関連資産については、なお従前の例による。 (質力資産については、なお従前の例による。 (質力資産については、なお従前の例による。

- 一項に規定する工業用機械等について適用し、 な、 が施行日以後に取得等をする新法第四十五条第 規定する特定電気通信設備について適用する。 規定する特定電気通信設備について適用する。 規定する特定電気通信設備について適用する。 機に取得等をする新法第四十四条の六第一項に 後に取得等をする新法第四十四条の六第一項に 後に取得等をする新法第四十四条の一頭では、法人 が施行日以後に取得等をする新法第四十四条の一項に として、 として として、 として、
- 定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする4.新令第二十八条の十四第一項及び第三項の規お従前の例による。

第一項に規定する工業用機械等については、な法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条

よる。 は、ないに関すでは、なお従前の例には、第二十八条の十四第一項及び第三項に規定にの第二人、法人が施行日前に取得又は製作をした適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした。

規定は、なおその効力を有する。六条の三の規定に基づく旧令第二十九条の三の対定に基づく旧令第二十九条の三のなおその効力を有するものとされる旧法第四十な正法附則第二十七条第十一項の規定により

(法人の準備金に関する経過措置)

定は、なおその効力を有する。 条の五の規定に基づく旧令第三十二条の六の規おその効力を有するものとされる旧法第五十五との法が則第二十八条第一項の規定によりな

少ない金額とする。 改正法附則第二十八条第五項の規定により読むる金額は、次に掲げる金額のうちいずれか並びに改正法附則第二十八条第三項第一号及び並びに改正法附則第二十八条第三項第一号及びがある金額は、次に掲げる金額の列表により読むる金額とする。

一租税特別措置法施行令の一部を改正する政会額の規定により計算した金額を控除したである。 一号に掲げる金額から同令附則第十三条 での日における租税特別措置法の一部を改 正する法律(平成二年法律第十三号)による 改正前の租税特別措置法第五十七条の三第一 正する法律(平成二年法律第十三号)による 改正前の租税特別措置法第五十七条の三第一 でよる。 第五項の規定により計算した金額を控除した 金額

金額のうち最も少ない金額 事業年度までの各事業年度終了の日における 一 平成二年四月一日を含む事業年度から当該

する経過措置) (法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関

第二十四条 新令第三十九条の五第二十二項及び第二十四条 新令第三十九条の四第一項に規定日前に行った旧法第六十五条の四第一項に規定日前に行った旧法第六十五条の四第一項に規定する土地等の該渡に係る法人税について適用し、法人が施行日以後に行うお従前の例による。

|三項に規定| 第二十五条 新令第三十九条の十七第二項第五号||製作をした| 税の特例に関する経過措置)||産について| (内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課

いては、なお従前の例による。 業年度の同項に規定する適用対象留保金額につ業年度の同項に規定する適用対象留保金額につする特定外国子会社等の施行日前に終了した事する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度の同項に規定する適用対象留保金額については、なお従前の例による。

例に関する経過措置) (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置) (相続税及び贈与税の特例に関する経過措置) (相続税及び贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。 ( まいる 相続税について適用し、施行日前に相産に係る相続税とついて同じ。) により取得した財政下この項において同じ。) により取得した財産に係る相続税について適用し、施行日以後に相続又は遺贈のいては、なお従前の例による。

2 平成七年一月一日前に行われた旧法第七十条の四の規定の適用に係る同条第一項に規定する。四十条の六の規定は、なおその効力を有する。四十条の六の規定は、第十五項、第二十二項及び第一項、第十二項、第十五項、第十五項、第十五項、第十五項、第十五項、第十五項、第十五項、第十二項中「大蔵省令」とあるのは、「財務省令」とする。

全てに該当する同条第三項に規定する農業生産令で定める農業生産法人は、次に掲げる要件の項及び第十九項において同じ。)に規定する政において準用する場合を含む。以下この項、次3 改正法附則第三十六条第三項(同条第十二項

第四項に規定する農地所有適格法人であること 号中「農業生産法人」とあるのを「農地所有適 の項において同じ。) に規定する政令で定める 第十二項において準用する場合を含む。以下こ 法人であることにつき財務省令で定めるところ た場合における当該要件の全てに該当する同条 あるのを「第二条第三項第二号ホ」と読み替え 第三条の規定による改正前の農地法」とあるの 格法人」と、「農業協同組合法等の一部を改正 農地所有適格法人は、第一号中「農業生産法 ものとし、改正法附則第三十六条第四項(同条 の項及び第十二項において同じ。)が証明した ただし書又は第五項の規定により農業委員会を を「農地法」と、「第二条第三項第二号ニ」と する等の法律(平成二十七年法律第六十三号) 人」とあるのを「農地所有適格法人」と、第二 置かない市町村にあっては、市町村長。以下こ により農業委員会(農業委員会等に関する法律 (昭和二十六年法律第八十八号) 第三条第一項 つき農業委員会が証明したものとする。

改正法附則第三十六条第三項の規定の適用改正法附則第三十六条第三項の規定の適用な正法附則第三十六条第三項の規定の適用な正法附則第三十六条第三項の規定の適用

二 当該受贈者が当該農業生産法人の農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号)第三条の規定による改正前の農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第三項第二号ニに規定する常時従事者である組合員、社員又は株主(一年時従事者である組合員、社員又は株主(一年時従事者である組合員、社員又は株主(一年時成事者である組合員、社員又は株主(一年時であり、かつ、当該農業に必要な農作業に規定する農業に従事する日数が百五十日以上であり、かつ、当該農業に必要な農業協同主な農業に従事すると認められるものに限る。

法の一部を改正する法律による改正前の租税特なお従前の例によることとされる租税特別措置 いる者(以下この条において「平成三年旧法適号)附則第十九条第一項の規定の適用を受けて 法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六 いて行われるものでなければならない。 とする。)の適用を受けているものの全てにつ 法」という。)第七十条の四第一項本文の規定 用者」という。) にあっては同項の規定により にあっては同項本文の規定とし、租税特別措置 において「昭和五十年旧法適用者」という。) 本文の規定の適用を受けている者(以下この条 和五十年旧法」という。)第七十条の四第一項 その効力を有するものとされる同法による改正 1の租税特別措置法(以下この条において「昭 (以下この条において「平成三年旧 兀

出した場合とする。 までに当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提 当しないこととなった日から一月を経過する日 に該当しないこととなった旨の届出書を当該該 むを得ない事由により常時従事者である構成員 において、財務省令で定めるところにより、や て当該被設定者の代表者である場合に限る。) ないこととなった場合(当該受贈者が引き続い る事由により常時従事者である構成員に該当し その他やむを得ない事由として税務署長が認め する政令で定める場合は、受贈者が老齢、疾病 十二項において準用する場合を含む。) に規定 改正法附則第三十六条第五項第二号(同条第

長が当該期限内にその提出がなかったことにつ 限内に提出されたものとみなす。 の規定の適用については、当該届出書が当該期 出書が当該税務署長に提出されたときは、同項 いて、財務省令で定めるところにより、当該届 いてやむを得ない事情があると認める場合にお 出されなかった場合においても、同項の税務署 前項の届出書が同項に規定する期限までに提 兀

いう。)に基づき貸付けを行った改正法附則第 及び次項第三号において「地上権等の設定」と め同項に規定する地上権等の設定(以下この項 「一時的道路用地等」という。)の用に供するた 定する一時的道路用地等(以下この条において る受贈者は、改正法附則第三十六条第六項に規 いて同じ。)の税務署長の承認を受けようとす において準用する場合を含む。以下この条にお改正法附則第三十六条第六項(同条第十二項 三十六条第五項に規定する農地等 (以下この条 9

ものを、当該地上権等の設定に基づき貸付けを 行った日から一月以内に、納税地の所轄税務署 とする旨の申請書で次に掲げる事項を記載した 附則第三十六条第六項の規定の適用を受けよう 長に提出しなければならない。 において「農地等」という。) について改正法

10

- 申請者の氏名及び住所
- 当該地上権等の設定に基づき貸し付けた農
- 業の用に供する予定年月日 る特定農地所有適格法人(以下この条におい 地等を改正法附則第三十六条第四項に規定す て「特定農地所有適格法人」という。) の農 当該地上権等の設定に基づき貸し付けた農

その他参考となるべき事項

8 うとする農地等について租税特別措置法等の一 地等に係る事業が同項に規定する道路に関する 法附則第三十六条第六項の規定の適用を受けよ 省令で定める書類を添付しなければならない。 書類で次に掲げる事項を記載したもの及び財務 としての認定を含む。)を行ったことを証する のである場合には、同項に規定する準ずる事業 事業、河川に関する事業及び鉄道事業以外のも 時的道路用地等に係る同項に規定する代替性の 第七十条の四第十五項に規定する主務大臣が一 部を改正する法律(平成十三年法律第七号)第 ない施設の用地として認定(当該一時的道路用 下この条において「平成十三年新法」という。) 一条の規定による改正後の租税特別措置法(以 等の所有者の氏名及び住所 前項の規定により提出する申請書には、改正 当該一時的道路用地等の用に供される農地

二 当該一時的道路用地等の用に供される農地

受ける日及び当該借受けに係る期限 事業の施行者が地上権等の設定に基づき借り 定する主務大臣が同項の規定により認定した 一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地 平成十三年新法第七十条の四第十五項に規 当該一時的道路用地等の用に供するために

に関すること その他参考となるべき事項

ときは、当該申請の承認があったものとみな 合において、その提出があった日から一月以内 に、当該申請の承認又は却下の処分がなかった 五. 第七項の規定による申請書の提出があった場

13

上権等の解約が行われたことにより当該地上権

前項の場合において、貸付期限の到来前に地

地等の用に供されている農地等について引き続定する期限の二月前において当該一時的道路用 届出書には、当該一時的道路用地等に係る事業 正法附則第三十六条第七項に規定する継続貸付 行している旨を証する書類で次に掲げる事項を き借り受けている旨及び当該事業を引き続き施 記載したものを添付しなければならない。 の施行者の当該継続貸付届出書に係る同項に規

氏名及び住所 農地等を事業の施行者に貸し付けている者の 当該一時的道路用地等の用に供されている

二 当該事業の施行者が借り受けている農地等 の明細

三 その他参考となるべき事項

11 改正法附則第三十六条第八項(同条第十二項 とができなかった事情の詳細を記載し、かつ、 届出書を同項に規定する期限までに提出するこには、同項に規定する事項のほか当該継続貸付 ければならない。 前項に規定する事業の施行者の書類を添付しな 提出する同条第七項に規定する継続貸付届出書 十五項において同じ。)の規定により受贈者が において準用する場合を含む。第十三項及び第

12 書に、農業委員会の証明書で財務省令で定める旨その他財務省令で定める事項を記載した届出 同項に規定する貸付期限(第十五項までにおい 供されている農地等につき、当該農地等に係る 税務署長に提出しなければならない。 等の消滅した日から二月以内に、納税地の所轄 省令で定める書類を添付し、これを当該地上権 ところにより当該特定農地所有適格法人の農業 解約が行われたことにより当該地上権等が消滅 た場合又は当該貸付期限の到来前に地上権等の 次項において「地上権等」という。)が消滅し 若しくは使用貸借による権利(以下この項及び 六項の規定の適用に係る同項の地上権、賃借権 受けている受贈者は、一時的道路用地等の用に 特定農地所有適格法人の農業の用に供している て「貸付期限」という。)の到来により同条第 した場合には、その消滅した旨、当該農地等を 改正法附則第三十六条第六項の規定の適用を 用に供されている旨を証するものその他財務 17

的道路用地等の用に供されている農地等には、則第三十六条第六項の規定の適用を受ける一時

適用しない。

いて同じ。)の規定により受贈者が提出する改 改正法附則第三十六条第七項(同条第十二項 l.おいて準用する場合を含む。以下この条にお において同じ。)の規定を適用する。 条第六項から第九項まで(同項の規定を同条第 日を貸付期限とみなして、改正法附則第三十六 等が消滅したときは、当該地上権等が消滅した 十二項において準用する場合を含む。第十五項

れを当該貸付期限の到来する日から一月以内 書類その他財務省令で定める書類を添付し、こ ることとなったときは、受贈者は、引き続き同る事業の施行の遅延により貸付期限が延長され 受けて農地等を一時的道路用地等の用に供して する事情の詳細を記載した当該事業の施行者の げる事項を記載した届出書に、貸付期限を延長 項の規定の適用を受けようとする旨及び次に掲 いる場合において、当該一時的道路用地等に係 に、納税地の所轄税務署長に提出しなければな 改正法附則第三十六条第六項の規定の適用を

届出者の氏名及び住所

当該貸付期限の延長に係る農地等の明 延長されることとなった期限

五. 兀 贈者の農業の用に供する予定年月日 その他参考となるべき事項 当該貸付期限の延長に係る農地等を当該

15 こととなったときは、当該延長されることとな 三十六条第六項から第九項までの規定を適用す った期限を貸付期限とみなして、改正法附則第 前項の場合において、貸付期限が延長される

でを除く。)の規定を適用する。 該当するものとして同条(第五項から第七項ま 当該農地等は同号に規定する都市営農農地等に 時的道路用地等の用に供した場合においては、 規定する都市営農農地等に該当する農地等を一 旧法第七十条の四第七項の規定は、改正法附 受贈者が、旧法第七十条の四第二項第四号に

る農地等は、租税特別措置法施行令の一部を改 用を受ける一時的道路用地等の用に供されてい 年新法第七十条の六第一項の規定の適用につい 受ける贈与者が死亡した場合における平成十三 正する政令 よる改正後の租税特別措置法施行令第四十条 ては、改正法附則第三十六条第六項の規定の適 改正法附則第三十六条第六項の規定の適用を (平成十三年政令第百四十一号) に

七第五項に規定する農地等に該当するものとす

の明細を記載しなければならない。 設定者が特定農地所有適格法人に該当する事実 産及び出荷の状況並びに収入金額並びに当該被 内に開始した各事業年度における農業に係る生 書の提出期限を含む事業年度開始の日前三年以 いる所在地の異なる当該農地等ごとの当該届出 第五項第一号に規定する被設定者に使用させて 適用を受ける同項に規定する農地等に係る同条 書には、改正法附則第三十六条第三項の規定の 四第七項の規定とする。)により提出する届出 旧法適用者にあっては平成三年旧法第七十条の 旧法第七十条の四第五項の規定とし、平成三年 る読替え後の旧法第七十条の四第十項の規定 項において準用する場合を含む。)の規定によ 書を提出した受贈者が同条第十項(同条第十二 (昭和五十年旧法適用者にあっては昭和五十年 改正法附則第三十六条第三項に規定する届出 21

第七項の規定の適用については、次に定めると に同条第一項の規定に基づく旧令第四十条の六旧法第七十条の四第一項及び第三項の規定並び 使用させている場合における当該受贈者に係る する農地等を引き続き特定農地所有適格法人に が当該設定をした後当該設定に係る同項に規定 受ける使用貸借による権利の設定をした受贈者 改正法附則第三十六条第三項の規定の適用を

消滅に伴う当該権利の消滅を除く。以下このよる当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は 法附則第三十六条第三項の規定の適用を受け のは「当該受贈者の農業の用(平成七年改正 条第三項中「当該受贈者の農業の用」とある う。)の耕作又は養畜の用を含む。)」と、同 項において「特定農地所有適格法人」とい 四項に規定する特定農地所有適格法人(第三 定の適用を受けた受贈者にあつては、同条第 条」と、「養畜の用」とあるのは「養畜の用 権利が設定されている農地等の当該受贈者に の規定の適用を受けた同項の使用貸借による 年改正法」という。) 附則第三十六条第三項 号。以下この号及び第三項において「平成七 部を改正する法律(平成七年法律第五十五 この条」とあるのは「(租税特別措置法の一 た受贈者にあつては、 (平成七年改正法附則第三十六条第三項の規 旧法第七十条の四第一項第一号中「(以下 特定農地所有適格法人 22

三十六条第十二項において準用する同条第三項 平成三年旧法適用者について、改正法附則第

の農業の用を含む。)」と、 は「第一項に」とする。 「同項に」とある

とあるのは「租税特別措置法の一部を改正す る法律(平成七年法律第五十五号)附則第三 適格法人」とする。 るのは「同条第四項に規定する特定農地所有 十六条第三項」と、「その推定相続人」とあ 旧令第四十条の六第七項中「同条第五項

地所有適格法人に使用させている場合における おいて「昭和五十年旧令」という。) よる改正前の租税特別措置法施行令(第二号に よりなおその効力を有するものとされる同令に 年政令第六十号)附則第十一条第一項の規定に 第一項の規定及び同項の規定に基づく租税特別 当該受贈者に係る昭和五十年旧法第七十条の四 設定をした受贈者が当該設定をした後当該設定 項の規定の適用を受ける使用貸借による権利の 第三十六条第十二項において準用する同条第三 るところによる。 の二第五項の規定の適用については、 措置法施行令の一部を改正する政令(昭和五十 に係る同項に規定する農地等を引き続き特定農 昭和五十年旧法適用者について、改正法附則 次に定め 第四十条

項の規定の適用を受けた受贈者にあつては、 当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅 定の適用を受けた同項の使用貸借による権利 五十五号。以下この号において「平成七年改 用を含む。)」とする。 する特定農地所有適格法人の耕作又は養畜の 平成七年改正法附則第三十六条第四項に規定 と、「養畜の用」とあるのは「養畜の用(同 に伴う当該権利の消滅を除く。以下この条」 が設定されている農地等の当該受贈者による 正法」という。) 附則第三十六条第三項の規 置法の一部を改正する法律(平成七年法律第 昭和五十年旧法第七十条の四第一項第一号 「(以下この条」とあるのは「(租税特別措

法人の耕作若しくは養畜の事業を含む。)」とは、同条第四項に規定する特定農地所有適格 贈者が租税特別措置法の一部を改正する法律 第三項の規定の適用を受けた者である場合に (平成七年法律第五十五号) 附則第三十六条 畜の事業」とあるのは「養畜の事業(当該受 昭和五十年旧令第四十条の二第五項中「養

成三年旧令」という。)第四十条の六第七項のの租税特別措置法施行令(第二号において「平 基づく租税特別措置法施行令の一部を改正する の規定の適用を受ける使用貸借による権利の設 規定の適用については、次に定めるところによ 政令(平成三年政令第八十八号)による改正前 項及び第二項の規定並びに同条第一項の規定に 該受贈者に係る平成三年旧法第七十条の四第一 所有適格法人に使用させている場合における当 係る同項に規定する農地等を引き続き特定農地 定をした受贈者が当該設定をした後当該設定に

の農業の用を含む。)」とする。 た受贈者にあつては、特定農地所有適格法人 法附則第三十六条第三項の規定の適用を受け のは「当該受贈者の農業の用(平成七年改正 条第二項中「当該受贈者の農業の用」とある う。)の耕作又は養畜の用を含む。)」と、同 項において「特定農地所有適格法人」とい 第四項に規定する特定農地所有適格法人(次 規定の適用を受けた受贈者にあつては、同条 用(平成七年改正法附則第三十六条第三項の の条」と、「養畜の用」とあるのは「養畜の は消滅に伴う当該権利の消滅を除く。以下こ による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又 る権利が設定されている農地等の当該受贈者 項の規定の適用を受けた同項の使用貸借によ 七年改正法」という。) 附則第三十六条第三 十五号。以下この号及び次項において「平成 法の一部を改正する法律(平成七年法律第五 「(以下この条」とあるのは「(租税特別措置 平成三年旧法第七十条の四第一項第一号中

二 平成三年旧令第四十条の六第七項中「同条 附則第三十六条第三項」と、「その推定 を改正する法律(平成七年法律第五十五 第三項」とあるのは「租税特別措置法の 農地所有適格法人」とする。 人」とあるのは「同条第四項に規定する

るこれらの規定中同表の第二欄に掲げる 準用する場合において、次の表の第一欄に 昭和五十年旧法適用者又は平成三年旧法適 四欄に掲げる字句に、それぞれ読み替える 旧法適用者に準用する場合にあっては同表 っては同表の第三欄に掲げる字句に、平成 は、昭和五十年旧法適用者に準用する場合 について同条第三項から第十一項までの規 とする。 改正法附則第三十六条第十二項の規定に

改正法附前項の規定租税特別措置 租税特別措 第 |欄 第二欄 第三欄

第四

欄

六条第三その効力を正する法律正する法側第三十によりなお法の一部を改法の一部を (以下この条(以下この条 高農地等 ける同項に規る同項に規定 定する農地等する 農 地 等 定する農地等する 農 地等 でする農地等する 農 地等 条の四第一法第七十条の第七十条の旧法第七十昭和五十年旧平成三年旧 とされる法律第十六律第十六号) 有するもの(昭和五十年(平成三年 同条第三項 租税特別措置別措置法(以される同法に同法に同法による改有するものとこととされる 号) 附則第二附則第十九 年旧法」とい 項から第十一第十一項まで 規定によりなによりなお従十条第二項の第一項の規定 地等」という地等」という 項までにおい|において「平 同条第二項 において「農において「農 て「昭和五十成三年旧 おその効力を前の例による (以下この下この項から という。) 同条第二項 を 四法 法律改

もの	の第	三年	にあ	字句	掲げ	定	用.		4	寺 木	目亡	ユーテー	- [  }
	項	六条第十	則第三十	改正法附		項	条第八	第三十	改正法附	項	六条第五	則第三十	改正法陈
の適用を受	同項の規定	十項	条の四第	旧法第七十		及び第三項	項ただし書	0)	旧法第七十		及び第三項		旧法
	届出書	四第五項	法第七十条の	昭和五十年旧	項	し書及び第二	四第一項ただ	0	昭和五十年旧		及び第二項	法	昭和五十年旧
	届出書	第七項	第七十条の四	平成三年旧法		及び	第一項	第七十条	平成三年旧法		及び第二項		五十年旧平成三年旧法
	のの適	もの の適用を受	もの     項     同項の規定届出書     届出       三年     六条第十十項     四第五項     第七	ものの適用を受届出書三年六条第十十項四第五項第七項三年一項の規定届出書日本日項の規定届出書日本 </td <td>ものの適用を受の第 項同項の規定届出書第七項の適用を受面項の規定届出書届出書の適用を受届出書日本</td> <td>もの       の適用を受         の第       項         同項の規定届出書       第七項         の適用を受       日項の規定届出書         の適用を受       日項の規定届出書         日項の規定届出書       日出書         日項の規定届出書       日出書         日本       日本         日本       日本</td> <td>もの       の適用を受         もの       の適用を受         の第       項         の第       項         の適用を受       の適用を受         もの       の適用を受         の適用を受       届出書         日項の規定届出書       届出書         日本       日本         日本</td> <td>田者       六条第八項ただし書四第一項ただ第一項ただ         京       フェストー項         京       フェストー項         京       フェストー項         京       フェストー項         京       フェストー項         京       フェストー項         京       フェストーストーの第二十条の第七十条の第七十条の第七十条の第七十条の第七十条の第七十条の第七十条の第七</td> <td>より       則第三十条の四第一法第七十条の第七十条の第二十条の四第五項       国域の規定届出書         日項の規定届出書       日項の規定届出書         日項の規定届出書       日本         日項の規定届出書       日本         日項の規定届出書       日本         日項の規定届出書       日出書         日本       日本         日項の規定届出書       日出書         日本       日本         日本       日本</td> <td># 5 改正法附旧法第七十昭和五十年旧平成三年旧</td> <td>もの       の適用を受         もの       の適用を受</td> <td>  14.5                                      </td> <td>  1号   1号   1号   1号   1号   1号   1号   1号</td>	ものの適用を受の第 項同項の規定届出書第七項の適用を受面項の規定届出書届出書の適用を受届出書日本	もの       の適用を受         の第       項         同項の規定届出書       第七項         の適用を受       日項の規定届出書         の適用を受       日項の規定届出書         日項の規定届出書       日出書         日項の規定届出書       日出書         日本       日本         日本       日本	もの       の適用を受         もの       の適用を受         の第       項         の第       項         の適用を受       の適用を受         もの       の適用を受         の適用を受       届出書         日項の規定届出書       届出書         日本       日本         日本	田者       六条第八項ただし書四第一項ただ第一項ただ         京       フェストー項         京       フェストー項         京       フェストー項         京       フェストー項         京       フェストー項         京       フェストー項         京       フェストーストーの第二十条の第七十条の第七十条の第七十条の第七十条の第七十条の第七十条の第七十条の第七	より       則第三十条の四第一法第七十条の第七十条の第二十条の四第五項       国域の規定届出書         日項の規定届出書       日項の規定届出書         日項の規定届出書       日本         日項の規定届出書       日本         日項の規定届出書       日本         日項の規定届出書       日出書         日本       日本         日項の規定届出書       日出書         日本       日本         日本       日本	# 5 改正法附旧法第七十昭和五十年旧平成三年旧	もの       の適用を受         もの       の適用を受	14.5	1号   1号   1号   1号   1号   1号   1号   1号

六条第十 改正法附 第一項及び第三項の規定の適用については、次の四第一項及び第二項並びに旧法第七十条の四法第七十条の四第一項、平成三年旧法第七十条 項 の規定の適用を受ける者に対する昭和五十年旧の規定の適用がある場合における同条第十二項 第三十 改正法附則第三十六条第六項から第八項まで -同条第一項|同条第一項 及び第三項 旧法 適用しない の規定は、 条第十三項 正法附則 出書 平成七年改|届出書(平成|届出書(平成| 記載した届 び当該農地 けたい旨及 いては、そ 受贈者につ 等を有する 市営農農地 のうちに都 適用し、 する事項を 業経営に関 等に係る農 の適用を受 に限る。 同 七年改正法附七年改正法附 法 昭和五十年旧平成三年旧法 適用する に限る。 同条第一項及 第十項の規定 び第二項 適用し、 に限る。 適用しな 同条

定の適用を受けている受贈者については、同二 平成三年旧法第七十条の四第一項本文の規 とあるのは「供されているもの及び平成七年 る。」と、同条第二項中「供されているもの」 等の用に供されている農地等については同項 については、」とあるのは「、準農地につい利の消滅を除く。以下この条」と、「準農地 又は消滅に伴う同項の規定の適用に係る同項 用地等の用に供されている農地等の当該受贈 設定がされている同項に規定する一時的道路 定の適用を受ける同項に規定する地上権等の 年法律第五十五号。以下この号及び次項にお 税特別措置法の一部を改正する法律(平成七 項第一号中「(以下この条」とあるのは「(租 に供されている農地等」とする。 受ける同項に規定する一時的道路用地等の用 改正法附則第三十六条第六項の規定の適用を の用に供されている農地等に係る土地とす の規定の適用を受ける当該一時的道路用地等 第三十六条第六項に規定する一時的道路用地 ては」と、「ものに係る土地」とあるのは の地上権、賃借権若しくは使用貸借による権 者による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定 十六条第十二項の規定により同条第六項の規 いて「平成七年改正法」という。) 附則第三 いる農地等に係る土地とする。)」とする。 「ものに係る土地とし、平成七年改正法附則

26

三 旧法第七十条の四第一項本文の規定の適用 されている同項に規定する一時的道路用地等 用を受ける同項に規定する地上権等の設定が 第十二項の規定により同条第六項の規定の適 を受けている受贈者については、同項第一号 条第六項に規定する一時的道路用地等の用に 係る土地とし、平成七年改正法附則第三十六 ては、」とあるのは「、準農地については」 滅を除く。以下この条」と、「準農地につい 滅に伴う同項の規定の適用に係る同項の地上 る当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消 の用に供されている農地等の当該受贈者によ 五十五号。以下この号及び第三項において 置法の一部を改正する法律(平成七年法律第 中「(以下この条」とあるのは「(租税特別措 「平成七年改正法」という。) 附則第三十六条 賃借権若しくは使用貸借による権利の消 「ものに係る土地」とあるのは「ものに

ている同項に規定する一時的道路用地等の用受ける同項に規定する地上権等の設定がされ

に供されている農地等の当該受贈者による当

成七年法律第五十五号)附則第三十六条第十

一項の規定により同条第六項の規定の適用を

(租税特別措置法の一部を改正する法律 (平

同項第一号中「(以下この条」とあるのは「 規定の適用を受けている受贈者については、

るのは「供する土地(当該農地等のうち同項 除く。以下この条」と、「供する土地」とあ 賃借権若しくは使用貸借による権利の消滅を 伴う同項の規定の適用に係る同項の地上権、 該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に

に規定する一時的道路用地等の用に供されて

に定めるところによる。

昭和五十年旧法第七十条の四第一項本文の

ている農地等」と、「同項に」とあるのは項に規定する一時的道路用地等の用に供され 則第三十六条第六項の規定の適用を受ける同 は「供されているもの及び平成七年改正法附 同条第三項中「供されているもの」とあるの されている農地等に係る土地とする。」と、 適用を受ける当該一時的道路用地等の用に供 供されている農地等については同項の規定の 「第一項に」とする。

受ける当該一時的道路用地等の用に供されて

いる農地等については、同項の規定の適用を

条の十の規定に基づく旧令第四十条の十一の規 定は、なおその効力を有する。 なおその効力を有するものとされる旧法第七十 改正法附則第三十六条第十三項の規定により

25

て準用する場合を含む。)並びに第四十二条の及び第二項(新令第四十二条の二第二項におい第二十九条 新令第四十一条、第四十二条第一項 含む。以下この条において同じ。)をし、又は 二第一項の規定は、施行日以後に新築(増築を 理することとされている事務は、地方自治法。 第三項及び第十二項の規定により市町村が処 日前に新築をし、又は取得をした住宅用の家屋 取得をする住宅用の家屋について適用し、施行 第一号に規定する第一号法定受託事務とする。 (登録免許税の特例に関する経過措置) (昭和二十二年法律第六十七号) 第二条第九項

措置法施行令の一部を改正する政令(以下「昭第三十一条 前条の規定による改正後の租税特別 規定の適用に係る贈与税に係る同項に規定する改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項の 律第十六号)附則第二十条第二項の規定により 別措置法の一部を改正する法律(昭和五十年法 又は設定及び施行日前に昭和五十年旧法適用者 附則第十一条第二項又は第三項に規定する譲渡 の租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 十年旧法適用者がした前条の規定による改正前 係る相続税について適用し、施行日前に昭和五 譲渡又は設定及び施行日以後に昭和五十年旧法 新令附則第十一条第二項又は第三項に規定する 十年旧法適用者」という。)がする昭和五十年農地等の贈与者(以下この条において「昭和五 なおその効力を有するものとされる同法による から第六項までの規定は、施行日以後に租税特 和五十年新令」という。)附則第十一条第二項 の一部改正に伴う経過措置) 適用者が死亡した場合における相続又は遺贈に 第一条

は遺贈に係る相続税については、なお従前の例 が死亡した場合における当該死亡による相続又

の一部改正に伴う経過措置) (租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

第三十三条 前条の規定による改正後の租税特 従前の例による。 る相続又は遺贈に係る相続税については、 法適用者が死亡した場合における当該死亡によ 相続税について適用し、施行日前に平成三年旧 合における当該死亡による相続又は遺贈に係る 号)附則第十九条第二項に規定する旧法の規定 法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六 第十四項の規定は、施行日以後に租税特別措置 措置法施行令の一部を改正する政令附則第十条 「平成三年旧法適用者」という。)が死亡した場 による農地等の贈与者(以下この条にお いて

### 則 抄 (平成七年五月二四日政令第二一

(施行期日) 四号)

1 日) から施行する。 る法律の一部の施行の日 この政令は、都市再開発法等の一部を改正す (平成七年五月二十五

八号) 則 抄 (平成七年六月三〇日政令第二七

(施行期日)

については、なお従前の例による。

(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

第一条 この政令は、 する。 平成七年七月一日から施行

五九号) 附 則 (平成七年一〇月一八日政令第三 抄

第一条 この政令は、電気事業法の一部を改正す る法律(以下「改正法」という。)の施行の (平成七年十二月一日) から施行する。 施行期日) 日

九二号) 則 (平成七年一一月一七日政令第三

附

この政令は、 公布の日から施行する。

(平成七年一二月二二日政令第四

四月一日)から施行する。 この政令は、保険業法の施行の日 附 則 二六号) (平成八年

附 則 (平成八年三月二五日政令第四二

施行期日) 号) 抄 この政令は、 平成八年四月一日から施

する。

(租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過

置法施行令第四十条の三第一項第六号の規定記条 第七条の規定による改正後の租税特別措 により効力を生ずる贈与を含む。)により取得 した財産に係る相続税について適用する。 施行日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡

# (平成八年三月三一日政令第八三

(施行期日)

第一条 この政令は、平成八年四月一日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。 第五条の三第六項第三号の改正規定及び第

三 第六条の九第十五項を同条第十六項とし、 八年法律第四十五号)の施行の日 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成 同条第十四項の次に一項を加える改正規定及 等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する 機構法第二十七条の改正規定の施行の日 び第二十九条の三に一項を加える改正規定 法律(平成八年法律第四十六号)の施行の日 項の改正規定 林業改善資金助成法及び林業 定並びに第二十九条の三第十一項及び第十二 号) 中医薬品副作用被害救済·研究振興調査 部を改正する法律(平成八年法律第八十一 品副作用被害救済・研究振興調査機構法の 一十七条の四第四項第三号の改正規定 第六条の九第十三項及び第十四項の改正規 医薬

規定 大都市地域における優良宅地開発の促項、第十二条第二項並びに第十三条第三項の 条の六第四項の改正規定、第三十八条の四第 律(平成八年法律第二十四号)の施行の日 える改正規定 中小企業の創造的事業活動の 定及び第三十九条の二十二第三項に一号を加1 第十八条の三第三項に一号を加える改正規 進に関する緊急措置法の一部を改正する法律 の改正規定並びに附則第五条第二項及び第五 促進に関する臨時措置法の一部を改正する法 (平成八年法律第十六号) の施行の日 十八項の改正規定及び第三十九条の九第三項 第二十条の二第八項の改正規定、第二十五

する法律(平成八年法律第三十六号)の施行 第四十二条の十一の次に一条を加える改正 定 関西国際空港株式会社法の一部を改正

規定並びに第四十六条の七を第四十六条の八 第四十五条の二及び第四十五条の三の改正

> 第四十六条の四の次に一条を加える改正規 とし、第四十六条の六を第四十六条の七と 定 平成八年十月一日 第四十六条の五を第四十六条の六とし、

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

があるものを除くほか、平成八年分以後の所得 税について適用し、平成七年分以前の所得税に 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め ついては、なお従前の例による。 改正後の租税特別措置法施行令(以下

(個人の減価償却に関する経過措置)

第三条 新令第五条の九第一項の規定は、個人が の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産につ置法(以下「旧法」という。)第十一条第一項 別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律 以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をい この政令の施行の日(以下「施行日」という。) 取得等をした改正法による改正前の租税特別措 価償却資産について適用し、個人が施行日前に 第十一条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減 正後の租税特別措置法(以下「新法」という。) 第十七号。以下「改正法」という。) による改 う。以下この条において同じ。) をする租税特 いては、なお従前の例による。

第四条 改正法附則第八条の規定によりなおその は、なおその効力を有する。この場合におい(以下「旧令」という。) 第十二条の五の規定 規定に基づく改正前の租税特別措置法施行令 効力を有するものとされる旧法第二十条の五の の五第三項第一号」とする。 る同法による改正前の租税特別措置法第二十条 の規定によりなおその効力を有するものとされ 号」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正 項第一号」とあるのは「新令第十二条の二第十 第十二条の二第十一項」と、「第十二条第十二 租税特別措置法施行令(以下「新令」という。) 政令(平成九年政令第百六号)による改正後の のは「租税特別措置法施行令の一部を改正する する法律(平成八年法律第十七号)附則第八条 二項第一号」と、「法第二十条の五第三項第一 (個人の準備金に関する経過措置) 同条第八項中「第十二条第十一項」とある

第五条 は、個人が平成八年一月一日以後に行う新法第 (個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措 新令第二十条の二第一項第二号の規定

三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等の

2 優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は る譲渡については、なお従前の例による。 ための譲渡に該当する譲渡について適用し、 後に行う新法第三十一条の二第一項に規定する 緊急措置法の一部を改正する法律の施行の日以 都市地域における優良宅地開発の促進に関する に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当す 同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地 人が同日前に行った旧法第三十一条の二第一項 新令第二十条の二第八項の規定は、個人が大

3 二十五条第十四項第五号の三に規定する土地のむ。以下この条において同じ。) をした旧令第 の第七号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合 る資産については、なお従前の例による。 行日以後に取得をする旧区域に係る同欄に掲げ 区域(以下この項において「旧区域」という。) における施行日前に取得(建設及び製作を含 いては、なお従前の例による。 に係る同表の第七号の下欄に掲げる資産又は施 個人が施行日前に旧法第三十七条第一項の表

4 資産については、なお従前の例による。 う。) に係る同号の下欄に掲げる資産又は施行 号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合におけ 日以後に取得をする旧施策に係る同欄に掲げる する施策(以下この項において「旧施策」とい 前に取得をした旧令第二十五条第十九項に規定 に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日 に旧法第三十七条第一項の表の第十二号の上欄 に掲げる資産について適用し、個人が施行日前 又は施行日以後に取得をする新施策に係る同欄 項に規定する施策(以下この項において「新施 る施行日前に取得をした新令第二十五条第十九 行日以後に新法第三十七条第一項の表の第十二 策」という。) に係る同号の下欄に掲げる資産 新令第二十五条第十九項の規定は、個人が施

5 新令第二十五条の六第四項の規定は、個人が る緊急措置法の一部を改正する法律の施行の日 条の七第一項に規定する土地等の同項に規定す て適用し、個人が同日前に行った旧法第三十七 る土地等の同項に規定する交換又は譲渡につい 以後に行う新法第三十七条の七第一項に規定す 大都市地域における優良宅地開発の促進に関す

個 る交換又は譲渡については、 なお従前の例によ

関する経過措置) (懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等に

第六条 新令第二十六条の八第一項及び第二項 条の九第一項に規定する預入等をした同項に規 金等について適用し、施行日前に旧法第四十一 項に規定する預入等をする同項に規定する預貯 規定は、施行日以後に新法第四十一条の九第一 定する預貯金等については、なお従前の例によ

の特例に関する経過措置 (外国銀行等の受ける貸付金の利子に係る課税

個人が同日前に行った旧法第三十一条の二第一

のための譲渡に該当する譲渡について適用し、

宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡につ する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住 項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当

第七条 新令第二十七条の二第一項第三号に規定 する外国証券会社(以下この条において「外国 証券会社」という。)に係る新法第四十二条の 一の規定の適用については、 次に定めるところ

おいて「貸付金利子」という。)について適 十一条第六号に掲げる国内源泉所得(次項に 行日以後に支払を受けるべき所得税法第百六 部分に限る。) の規定は、外国証券会社が施 年法律第三十三号)第百八十条第一項に係る 用する。 新法第四十二条の二(所得税法 (昭和四

二 新法第四十二条の二 (所得税法第百八十条 規定する証明書について適用する。 証券会社が施行日以後に交付を受ける同項に 第一項に係る部分を除く。)の規定は、外国

社が当該証明書を新法第四十二条の二の規定に 場合には、当該外国証券会社が施行日以後その ろにより貸付金利子の支払をする者に提出した 条第一項に規定する証明書を同項の定めるとこ したものとみなして、同項の規定を適用する。 の定めるところにより当該支払をする者に提示 より読み替えられた所得税法第百八十条第一項 き当該貸付金利子については、当該外国証券会 証明書が効力を有している間に支払を受けるべ (法人税の特例に関する経過措置の原則) 外国証券会社が施行日前に所得税法第百八十

第八条 新令第三章の規定は、別段の定めがある 法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格 ものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年 後に開始する事業年度分の法人税について適用 のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以 人税については、なお従前の例による し、法人の施行日前に開始した事業年度分の

第九条 新令第二十八条第一項の規定は、 新法第四十三条第一項の表の第一号の中欄に掲 設をいう。以下この条において同じ。)をする 施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建 (法人の減価償却に関する経過措置)

法人が

2 四条の三第一項に規定する特定事業用資産につ 第一項に規定する特定事業用資産について適用 施行日以後に取得等をする新法第四十四条の三 いては、なお従前の例による。 新令第二十八条の七第二項の規定は、法人が 法人が施行日前に取得等をした旧法第四十

の第一号の中欄に掲げる減価償却資産について 日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の表 げる減価償却資産について適用し、法人が施行

4

なお従前の例による。

定する共同利用施設については、なお従前の例取得等をした旧令第二十八条の十一第一項に規 同利用施設について適用し、法人が施行日前に が施行日以後に取得等をする同項に規定する共 新令第二十八条の十一第一項の規定は、法人

(法人の準備金に関する経過措置)

第十条 改正法附則第十三条第五項に規定する法 場合において、当該取引責任準備金残額につい 旧令第三十三条第十項の規定の例による。この 以下第三項までにおいて同じ。)については、 提出をした場合における取引責任準備金残額 は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の ては、次項の規定は、適用しない。 (同項に規定する取引責任準備金残額をいう。 人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又 5

併法人がその合併の日において有する取引責任 準備金残額とみなす。 に係る合併法人に引き継がれたものは、その合 ける当該法人の取引責任準備金残額でその合併 併により消滅した場合には、その合併の日にお 日の前日を含む事業年度終了の日までの間に合から改正事業年度開始の日以後五年を経過した 下この項及び第四項において同じ。) 開始の日 年度(同項に規定する改正事業年度をいう。以 取引責任準備金残額を有するものが、改正事業 改正法附則第十三条第五項に規定する法人で

3 書により提出することができる者でないとき又 後最初の事業年度)の確定申告書等を青色申告 併により設立された法人である場合には、設立 の合併の日を含む事業年度(当該合併法人が合 前項の場合において、同項の合併法人が、そ

金額の計算上、益金の額に算入する。 取引責任準備金残額は、当該事業年度の所得の でないときは、当該事業年度終了の日における 九号)第四十一条第三項に規定する商品取引員 第二条第八項に規定する証券業を営む者若しく は証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号) は商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十

期間の月数」とする。 併の日から同日を含む事業年度終了の日までの 商品取引責任準備金の金額については、同項中 るものとされた証券取引責任準備金の金額又は 該合併法人が合併後存続する法人であるとき 五項の規定を適用する。この場合において、当 任準備金の金額に含まれるものとして、同条第 の改正事業年度の直前の事業年度終了の日にお 以下この項において同じ。)は、当該合併法人 の金額又は商品取引責任準備金の金額をいう。 第十三条第五項に規定する証券取引責任準備金 品取引責任準備金の金額(それぞれ改正法附則 の日における証券取引責任準備金の金額又は商 合併法人の改正事業年度の直前の事業年度終了 得の金額の計算については、当該合併に係る被 は、その合併の日を含む事業年度のその含まれ ける証券取引責任準備金の金額又は商品取引責 合併の日を含む事業年度以後の各事業年度の所 「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該合 第二項の規定の適用を受ける合併法人のその 6

条において「改正事業年度」という。)の直前 施行日以後最初に開始する事業年度(以下この 金 項第一号に掲げる金額は第一号に掲げる金額と おける同条の規定の適用については、同条第一 を有する場合には、当該法人の改正事業年度に をいう。以下この項及び次項において同じ。) 項に規定する原子力発電施設解体準備金の金額 設解体準備金の金額(新法第五十七条の四第三 電施設(以下この項及び次項において「特定原 併の日)において同項に規定する特定原子力発 の事業年度終了の日(当該法人が改正事業年度 子力発電施設」という。)に係る原子力発電施 に合併をした合併法人である場合には、当該合 新法第五十七条の四第一項に規定する法人が 同項第二号に掲げる金額は第二号に掲げる

年度終了の日における新法第五十七条の四 次に掲げる金額のうちいずれか多い金額 第一項第一号に規定する解体費用の額の見 当該特定原子力発電施設に係る改正事業

> れる同号の累積発電量割合として大蔵省令 積額として政令で定める金額の百分の八十 で定める割合を乗じて計算した金額 五に相当する金額に改正事業年度に適用さ

発電施設に係る原子力発電施設解体準備金 当該合併により引き継いだ当該特定原子力 設に係る原子力発電施設解体準備金の金額 (当該合併法人については、同日における 度から繰り越された当該特定原子力発電施 改正事業年度終了の日における前事業年

新令第三十三条の五第三項第三号から第九号ま

でに掲げる保険(以下この条において「火災保

度の直前の事業年度終了の日における旧法第 当該特定原子力発電施設に係る改正事業年

る新法第五十七条の四の規定の適用について 額が第二号に掲げる金額を超えることとなる最 事業年度の翌事業年度から第一号イに掲げる金 の金額を引き継いだ合併法人を含む。)の改正 子力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金 金額を有する法人から、合併により当該特定原 力発電施設に係る原子力発電施設解体準備金の する法人(同項の規定の適用を受けた特定原子 設に係る原子力発電施設解体準備金の金額を有 掲げる金額とし、同項第二号に掲げる金額は第 初の事業年度までの各事業年度(平成十年四月 は、同条第一項第一号に掲げる金額は第一号に 一日以後に開始する事業年度を除く。)におけ 一号に掲げる金額とする。 前項の規定の適用を受けた特定原子力発電施

次に掲げる金額のうちいずれか多い金額 積額として政令で定める金額の百分の八十 第一項第一号に規定する解体費用の額の見 年度終了の日における新法第五十七条の四 で定める割合を乗じて計算した金額 れる同号の累積発電量割合として大蔵省令 五に相当する金額に当該事業年度に適用さ 当該特定原子力発電施設に係る当該事業

発電施設に係る原子力発電施設解体準備金 当該合併により引き継いだ当該特定原子力 (当該合併法人については、同日における 設に係る原子力発電施設解体準備金の金額 度から繰り越された当該特定原子力発電施 当該事業年度終了の日における前事業年

7 二 当該特定原子力発電施設に係る前項第一号 に掲げる法人で改正事業年度終了の日において 新法第五十七条の五第一項第一号又は第二号 イ又は第二号に掲げる金額のいずれか多

が第二号に掲げる金額を超える事業年度を除業年度までの各事業年度(第一号に掲げる金額

開始の日以後五年を経過した日の前日を含む事 を有するものの改正事業年度から改正事業年度 険等」という。) に係る異常危険準備金の金額

規定の適用については、同項第二号に掲げる金 く。) における新令第三十三条の五第十三項

用の額の見積額として政令で定める金額の百 量割合を乗じて計算した金額 分の八十五に相当する金額に同号の累積発電 五十七条の四第一項第二号に規定する解体費

> 額は、第二号に掲げる金額とする。 号において同じ。) に百分の三十四を乗じて 第一号に規定する正味収入保険料をいう。次 正味収入保険料(新令第三十三条の五第五項 当該各事業年度における当該火災保険等の

規定又は同条第九項において準用する旧法第業年度において同条第六項若しくは第七項の 該火災保険等の正味収入保険料に百分の三十 定する異常危険準備金の金額(当該直前の事 繰り越された旧法第五十七条の五第七項に規 おける当該火災保険等に係る前事業年度から 五を乗じて計算した金額のいずれか少ない 金額とする。)と当該各事業年度における当 により損金の額に算入された金額を加算した 度において旧法第五十七条の五第一項の規定 算入された金額を控除し、当該直前の事業年 五十七条の二第五項の規定により益金の額に 改正事業年度の直前の事業年度終了の 自に

例に関する経過措置) (新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特

第十一条 規取得土地等については、次項に定める場合を が施行日前に事業の用に供した建物又は構築物 取得土地等」という。) について適用し、 規定する新規取得土地等(次項において「新規 又は構築物に係る新法第六十二条の二第一項に は、法人が施行日以後に事業の用に供する建 に係る旧法第六十二条の二第一項に規定する新 新令第三十八条の三第十三項の規定 法人

2 構築物 法人の施行日前に事業の用に供した建物又は (旧令第三十八条の三第十三項第一号又

除き、なお従前の例による。

は第二号に掲げる建物又は構築物に該当せず、は第二号に掲げる建物又は構築物に係る新規取得土地等は係るものに限る。)が新令第三規取得土地等に係るものに限る。)が新令第三規取得土地等に係るものに限る。)が新令第三規取得土地等に係るものに限る。)が新令第三規取得土地等に係るものに限る。)が新令第三規取得土地等に係るものに限る。)が新令第三規取得土地等に係るものである場合においてその負債利子損金不算入期間の末日は、施行日の負債利子損金不算入期間の末日は、施行日の負債利子損金不算入期間の末日は、施行日の負債利子損金不算入期間の末日は、施行日の負債利子損金不算入期間の末日は、施行日の負債利子損金不算入期間の末日は、施行日の負債利子損金不算入期間の表目は、施行日の負債利子損金不算入期間の末日は、施行日の負債利子損金不算入期間の末日は、施行日のは、

関する経過措置) (法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に

第十二条 新令第三十八条の四第十一項第二号の 法第六十二条の三第四項に規定する土地等の譲 ついては、なお従前の例による。 地のための譲渡に該当する譲渡に係る法人税に は同条第五項に規定する確定優良住宅地等予定 四項に規定する土地等の譲渡に該当する譲渡又 譲渡に該当する譲渡に係る法人税について適用 項に規定する確定優良住宅地等予定地のためのする土地等の譲渡に該当する譲渡又は同条第五 日以後にする新法第六十二条の三第四項に規定 する緊急措置法の一部を改正する法律の施行の が大都市地域における優良宅地開発の促進に関 係る法人税については、なお従前の例による。 四項に規定する土地等の譲渡に該当する譲渡に 渡に該当する譲渡に係る法人税について適用 規定は、法人が平成八年一月一日以後にする新 新令第三十八条の四第十八項の規定は、法人 法人が同日前にした旧法第六十二条の三第 法人が同日前にした旧法第六十二条の三第 3

する経過措置) (法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関

する土地の区域(以下この項において「旧区」 生の一次のでは、以下この項において同じ。)をした場合における施行日前に取得(建設及びをした場合における施行日前に取得(建設及びをした場合におけるが、場所では、 
「現の表の第七号の上欄に掲げる資産の譲渡第十三条 法人が施行日前に旧法第六十五条の七

は、なお従前の例による。旧法第六十五条の八第一項の特別勘定について旧法第六十五条の八第一項の特別勘定についてげる資産又は施行日以後に取得をする旧区域にげる資産では施行日以後に取得をする旧区域に域」という。)に係る同表の第七号の下欄に掲

が施行日以後に新法第六十五条の七第一項の表 新令第三十九条の七第十一項の規定は、法人 別勘定については、なお従前の例による。 条の七第十一項に規定する施策(以下この項に 合における施行日前に取得をした新令第三十九 らの資産に係る旧法第六十五条の八第一項の特 をする旧施策に係る同欄に掲げる資産及びこれ 同号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得 令第三十九条の七第十一項に規定する施策(以 第一項の表の第十二号の上欄に掲げる資産の譲 適用し、法人が施行日前に旧法第六十五条の七 新法第六十五条の八第一項の特別勘定について 策に係る同欄に掲げる資産及び当該資産に係る の第十二号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場 下この項において「旧施策」という。)に係る 渡をした場合における施行日前に取得をした旧 に掲げる資産又は施行日以後に取得をする新施 おいて「新施策」という。)に係る同号の下欄 2

第十四条 旧令第三十九条の二十四第六項に規定第十四条 旧令第三十九条の二十四第六項に規定する法人の施行日以後に開始する各事業年度に以下、同項に規定する特例欠損金額と、改正法附に、同項に規定する特例欠損金額と、改正法附に、同項に規定する特例欠損金額と、改正法附に、同項に規定する報に保る旧令規定する超える金額に相当する金額に係る旧令第三十九条の二十四第六項に規定規金額とがある場合における当該繰越欠損金額とがある場合における当該繰越欠損金額とがある場合における当該繰越欠損金額については、なお従前の例による。

第十五条 平成八年一月一日から施行日の前日ま特例の廃止に伴う経過措置) は建物等についての相続税の課税価格の計算の(相続開始前三年以内に取得等をした土地等又

での間に相続若しくは遺贈(贈与者の死亡によ

用を受けようとする旨を記載しなければならな という。)に、旧法第六十九条の四の規定の適 による申告書(これらの申告書に係る国税通則係る相続税法第二十七条又は第二十九条の規定 告書を含む。次項において「相続税の申告書」 書に係る同法第十九条第三項に規定する修正申 法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第 定の適用を受けようとする者は、当該相続税に 係る相続税について、旧法第六十九条の四の規適用に係る相続が当該期間内に開始したものに 号)第十九条の規定の適用を受けるものでその 項に規定する土地等若しくは建物等又は贈与 じ。) により取得した旧法第六十九条の四第 二項に規定する期限後申告書及びこれらの申告 のうち相続税法(昭和二十五年法律第七十三 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く 。)により取得した当該土地等若しくは建物等 ^ 効力を生ずる贈与を含む。 次条において同

特例相続人が、改正法附則第十九条第七項に

限り、同条の規定を適用することができる。 によっとする言及び当該やむを得 た場合又は前項の記載がない相続税の申告書の 提出があった場合においても、その提出又は 載がなかったことについてやむを得ない事情が がなかったことについてやむを得ない事情が 最がなかったことについてやむを得ない事情が した場合又は前項の記載がない相続税の申告書の 提出できる。

3 二十一条までの規定中 条第三項」と、同法第十九条の三第一項中 あるのは「前項」と、同法第十九条の四から第 条まで」とあるのは「前条まで及び平成八年 条の三から第二十一条まで及び第二十七条に 改正する法律(平成八年法律第十七号。 るのは「前条まで及び租税特別措置法の一部 第四条の三及び第四条の四の規定の適用に 続税法施行令(昭和二十五年政令第七十 第二十一条まで及び第二十七条の規定並び 十の割合を乗じて算出した金額とされる個 額が同項の規定により同項に規定する百分の 年改正法附則第十九条第三項」と、「同項」 正法附則第十九条第三項」と、同条第二項 いて「平成八年改正法」という。) 附則第-ては、同法第十九条第一項中「前条まで」と に対する相続税法第十九条、第十九条の三か 「前条まで」とあるのは「前条まで及び平成 (以下この条において「特例相続人」という 改正法附則第十九条第三項に規定する相続 「前条まで」とあるのは

「前条まで及び平成八年改正法附則第十九条第三項」とす年法律第十七号)附則第十九条第三項の規定並び下成八年改正法附則第十九条の二まで及びの二まで」とあるのは「第十九条の三第での規定並び平成八年改正法附則第十九条第三項の規定をまで及び」とあるのは「第十九条第三項の規定及まで及び」とあるのは「第十九条第三項」と、同法第二十七条第一項中「第十九条第三項」と、同法第二十七条第一項中「第十九条第三項」と、同法第二十七条第一項中「第十九条第三項」と、同法第二十七条第一項中「第十九条第三項」とは、同法第二項目のには、

売る資産を施行日の前日までに譲渡をして規定する資産を施行日の前日までに譲渡をして規定する資産を施行日の前日までに譲渡をして規定する資産を施行日の前日までに譲渡をして規定する資産を施行日の前日までに譲渡をして規定する資産を施行日の前日までに譲渡をして規定する資産を施行日の前日までに譲渡をして規定する資産を施行日の前日までに譲渡をして規定する資産を施行日の前日までに譲渡をして規定する資産を施行日の前日までに譲渡をして規定する資産を施行日の前日までに譲渡をして規定する資産を施行日の前日までに譲渡をして規定する。

		£ .
もの 		と
ている		成 八
確定し計算されるべきもの		中
税額		牛 改
る相続金額		前
規定す規定する相続税額に相当する		十九.
一項		に :
第一項  て適用される法第三十九条第	第二項	
五十九条第七項の規定により読み替え	五条の十	部 を る
十法第三平成八年改正法附則第	旧令第二	と、あり
税法		ハ :
のとした場合における相続		号 村
第三項の規定の適用がない		こ 7 目 1
同法 平成八年改正法附則第十九条		ر ار را
額は		) 1i ピノ
相続税相続税額に相当する金額は		1
第三十九条第一項		) 形
より読み替えて適用される法		Ź
附則第十九条第七項の規定に		。信
「平成八年改正法」という。)		うる
第一項七号。以下この条において	第一項	身 規
五十九条する法律(平成八年法律第十	五条の十	り信
	旧令第二	言に言

	519
中では、 神(平成八年法律第一項 大条第一項 大条第一項 大条第一項 大条第一項 大条第一項 大条第一項 一項の規定においまする金額は を場合における相当する金額は に相当する金額は た場合における相差により がないも た場合における相差により がないも た場合における相差により がないも た場合における相続 に相当する金額は を表に表により がないも た場合における相続 に相当する金額は を表に表により がないも た場合における相続 に相当する金額は に相当する金額は に相当する金額は に相当する金額は に相当する金額は に相当する金額は に相当する金額は に相当する金額は に相当する金額は に相当する金額は に相当する金額は に相当する金額は に相当する金額は に相当する金額は に相当する金額は にものの規定により がないも た場合における相続 においる にはいる にはい にはい にはいる にはいる にはいる にはいる にはいる にはいる にはいる にはいる にはいる にな	<ul><li>額に</li><li>に</li><li>に</li><li>に</li><li>に</li><li>に</li><li>に</li><li>に</li><li>に</li><li>お</li><li>さ</li><li>は</li><li>た</li><li>は</li><li>た</li><li>は</li><li>た</li><li>は</li><li>た</li><li>は</li><li>た</li><li>は</li><li>に</li><li>お</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><l>さ<li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li><li>さ</li></l></ul>
の一部を施行日以後に譲渡をした場合における新令第二十五条の十五の規定にかかわらは、同条第二項第一号中「土地等の譲渡につき、既に法第三十九条第一項の規定により同き、既に法第三十九条第一項の規定に規定する相続土地等の譲渡につき、既に、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成八年政令第八十三号)附則第十五条第五項に規定する相続土地等の譲渡につき、既に、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年改正法」という。)附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用された金額」とあるのは「得た金額」という。)附則第十九条第一項の規定により読み替えて適用された金額」とあるのは「得た金額(控除して控除しきれない金額があるときは、当該金額は、おりこれらの規定によりこれらの規定」と、「得年での相続土地等の一部の譲渡が可任十二月三月一日以後にされたものであり、かつ、施行日の前日までの相続土地等の一部の譲渡が可保にされたものであり、かつ、施行日の前日までの相続土地等の一部の譲渡が可保にといるのもり、かつ、施行日の前日までの相続土地等の一部の譲渡が可保にといるときは、当該金額は、新令第二十五条の十五の規定にかわら額は、新令第二十五条の十五の規定にかわら額には、当該金額によりに表別では、当該金額によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	本の十五年旧相続税相続税額に相当する金額は 一年の十五第国税通当該相続税額に相当する金額は 一年の十五第国税通当該相続税額に相当する金額は 一年の十五第国税通当該相続税額に相当する金額は 一年の十五第国税通当該相続税額に相当する金額は 一年の十五第三項の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定の規定による 一方も日令第二十五条の十五第二項第一号に規定 「おける相続税額に相当する金額に おける相続税額に おける相続税額に相当する金額に おける相続税額に おける相続税額に おける相続税額に おける相続税額に おける相続税額に おける相続税額に おける相続税額に おける相続税額に おける相続税額に おける相続税額に おける相続税額に おける相続税額に おける相続税額に おける相続税額に おける相続税額に おける相続税額に おける相続税額に おけるもの(以下この項におい ないうとした特例相続人が相続社の おはる。 はなる。
に限る。)は、旧令第四十条の三第一項第三号の認定を受け、その認定を受けた日の翌日からなす。  (農地等についての贈与税の納税猶予等に係る利子税の特例に関する経過措置)  (農地等についての贈与税の納税猶予等に係る利子税の特例に関する経過措置)  (農地等についての贈与税の納税猶予等に係る明まは、以下この条において「平成十三年法律第十六号。)、所則第十九条第一項の規定により第一条の規定による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律(平成十三年法律第十分。)、第七十条和規定による改正後の租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第十十条第一項の規定を準用する場合において、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。  (表生) 第一条の規定によりなお従前の例によるな正統第の四第一する法律(平成三年法律第十十条の規定を準用する場合において、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。  「一項の現でする法律(平成三年法律第十十条の項)  「一項の規定を準用する場合において「平成十三第七十条。)、所則第十九条第一項の規定の規定によりなお従前の例による、第十条の項。  「一項の規定を受けた日の翌日からの記述を表別措置法の一部を改正、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句は、同表のとする。  「一項の規定を受けた日の翌日から、「平の認定を受けた日の翌日から、「平成三年、「平成二年、「平成二年、「平成十三年、「平成二年、「平成二年、「平成十三年、「平成一年、「平成二年、「平成三年、「平成二年、「平成二年、「平成二年、「平成三年、「平成三年、「平成三年、「平成三年、「平成三年、「平成三年、「平成三年、「平成二年、「平成三年、	第二条第二項の規定により組織変更をしたもの第二条第二項の規定により組織変更をしたものにされたものとしてこれらの譲渡につき同条の規定により計算した金額とのいずれか多い金額とする。は、東生保護には、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例により取得した財産に係る相続では、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続では、海三号及び第一個十条の四の規定は、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続では、東生保護法の施行及びこれに伴う関係法律の整件、要生保護法の施行及びこれに伴う関係法律の契により組織変更をしたもの第二条第二項の規定により組織変更をしたもの第二条第二項の規定により組織変更をしたもの第二条第二項の規定により組織変更をしたもの第二条第二項の規定により組織変更をしたもの第二条第二項の規定により組織変更をしたもの第二条第二項の規定により組織変更をしたもの第二条第二項の規定により組織変更をしたもの第二条第二項の規定により組織変更をしたもの第三条第二項の規定により組織変更をしたものがは、対している。
第一号又規定によりなお従前の下欄による改正法附則第二十条第四項の規定による改正法附則第二十条第四項の規定による改正法附則第二十条第四項の規定による改正法附則第二十条第四項の規定によりなおる改正法附則第二十条第四項の規定によりなおるで、次の表の上欄に掲げる字句に読み替えるものとで、次の表の上欄に掲げる字句に読み替えるものとをれる平成三年条の一項第一項条第一項条第一項条第一項条第一項等回入。表籍では、大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大	成三年旧法」という。)第七十条の四第一項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

則第二十七 十 条七十条の七第三項及び第四項 改正法附新 法 第次項において準用する新法第 年新法第 七第四項 一十条の 成十三第 法 t 項 又は改正前の租税特別措置法第七 項 第 第六号) 附則第十九条第五項の 第租税特別措置法の一部を改正 |十条の六第十九項第一号又は 規定によりなおその効力を有 |租税特別措置法の一部を改正 するものとされる同法による おいて準用する第二項 する法律(平成三年法律第十 七号)附則第二十条第二項に する法律(平成八年法律第十 6 5 4

(登録免許税の特例に関する経過措置)

項各号に掲げる土地又は建物とする。 の租税特別措置法施行令第四十二条の十一第二 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 (昭和五十五年政令第四十二号) による改正前 一号に規定する政令で定める土地又は建物は、 改正法附則第二十二条第三項の表の第 7

合が百分の八以下であったものとする。 なかったもの又は当該各事業年度に係る配当割 内に終了した各事業年度に係る利益の配当をし の保存の登記の申請をする日前二年以内の期間 第二十二条第五項に規定する外航船舶の所有権する船舶貸渡業を営むもののうち、改正法附則 十四年法律第百八十七号)第二条第七項に規定 六項において同じ。) 又は海上運送法(昭和二 舶により人又は物の運送をする事業をいう。第 との間又は本邦以外の地域の各港間において船 で海洋運輸業(本邦の港と本邦以外の地域の港 で定める者は、法施行地内に本店を有する会社 改正法附則第二十二条第五項に規定する政令 9 8

度の終了の時における資本又は出資の金額(当 年度の日数に対する割合を乗じて計算した金額 ら当該事業年度終了の日までの日数の当該事業 又は出資の金額に当該増加又は減少をした日か あった場合には、当該増加又は減少をした資本 該事業年度中に資本又は出資の増加又は減少が 係る利益の配当の金額が当該配当に係る事業年 前項に規定する配当割合とは、各事業年度に 当該事業年度開始の時における資本又は出

資の金額に加算し、又はこれから控除した金 乗じ、これを当該事業年度の月数で除して計算 が一年に満たない場合には、当該割合に十二を した割合)をいう。 額)のうちに占める割合(当該事業年度の期間

たない端数を生じたときは、これを一月とす 前項の月数は、暦に従って計算し、

給契約が締結されたものを除く。)とする。 銀行及び外航船舶建造融資利子補給臨時措置法 (その建造につき同法第三条に規定する利子補 で定める外航船舶は、その建造につき日本開発 (昭和二十八年法律第一号)第二条に規定する 般金融機関が共にその資金を融通したもの 改正法附則第二十二条第五項に規定する政令

ン以上のものに限る。)のうち海洋運輸業の用 第四条第一項に規定する国際総トン数が五千ト 度に関する法律 (昭和五十五年法律第四十号) で定める外航船舶は、鋼船(船舶のトン数の測 の経営の合理化に著しく資するものとして政令 に供されるもので運輸大臣が指定するものとす 改正法附則第二十二条第五項に規定する事業

条の規定に基づく旧令第四十四条の規定は、 ところにより運輸大臣が証明したものとする。 中間甲板付二重船側構造を有するタンカーで、 おその効力を有する。 おその効力を有するものとされる旧法第八十一 されるものであることにつき大蔵省令で定める である他のタンカーに代替するものとして新造 条第一項の抹消の登録時の船齢が二十三年以下 船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第十四 流出することを防止するため二重船殼構造又は で定めるタンカーは、衝突等の事故に際し油が 改正法附則第二十二条第七項の規定によりな 改正法附則第二十二条第五項に規定する政令 な

は、なお従前の例による。 施行日前に旧法第八十三条第一項に規定する

(有価証券取引税の特例に関する経過措置)

(施行期日) 附

一月に満

所有権の移転の登記に係る登録免許税について第一項第四号に掲げる事業の用に供する土地の 資金の貸付けを受けて行う旧令第四十四条の四

第十九条 新令第五十四条第二項の規定は、施行 の譲渡に係る有価証券取引税について適用し、 日以後に行われる同項に規定する証券又は証書 税については、 施行日前に行われた旧令第五十四条第二項に規 定する証券又は証書の譲渡に係る有価証券取引 なお従前の例による。 第四条 新措置法施行令第三十八条の四第十二項

## 号 則 (平成八年五月二二日政令第一五

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 措置) (租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過

第三条 前条の規定による改正後の租税特別措置 権の移転の登記に係る登録免許税については、減額した価額で取得された土地又は建物の所有 年法律第二十六号)第八十一条の二に規定する 物の所有権の移転の登記に係る登録免許税につ 無償又は減額した価額で取得される土地又は建 法施行令第四十二条の十一の規定は、この政令 なお従前の例による。 いて適用し、同日前に同条に規定する無償又は 施行の日以後に租税特別措置法(昭和三十二

## 則 (平成八年五月三一日政令第一六

九号)

する法律等の一部を改正する法律(平成八年法第一条 この政令は、幹線道路の沿道の整備に関 律第四十八号)の施行の日から施行する。ただ する。 第三条及び第五条の規定は、公布の日から施 の十六の改正規定及び第二条の規定並びに附則 (施行期日) 第一条中租税特別措置法施行令第二十六条

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措 等のための譲渡に該当する譲渡について適用す 法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地 線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改 第二十条の二第二項第四号の規定は、個人が幹 置法施行令(以下「新措置法施行令」という。) 正する法律の施行の日以後に行う租税特別措置

関する経過措置 (償還差益の分離課税等に係る割引債の範囲に

第三条 新措置法施行令第二十六条の十六の規定 別措置法第四十一条の十二第八項に規定する割 引債について適用する。 は、平成八年四月一日以後に発行される租税特

関する経過措置) (法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に

第四号の規定は、法人が幹線道路の沿道の整備

に関する法律等の一部を改正する法律の施行の

日以後にする租税特別措置法第六十二条の三第 係る法人税について適用する。 四項に規定する土地等の譲渡に該当する譲渡に

### 号) 抄 (平成八年七月五日政令第二一二

施行期日)

第一条 この政令は、 月二十日)から施行する。 法の施行の日 (平成八年七

## 号) 附 則 (平成八年八月一二日政令第二四 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、 する。 (租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経 平成八年十月一日から施行

第二条 合の当該財産に係る相続税については、なお従 を生ずる贈与を含む。)により取得した財産を 前の例による。 六号)第七十条第一項に規定する贈与をした場 前に新技術事業団又は日本科学技術情報センタ この政令の施行の日(以下「施行日」という。) ーに租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十 相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力

## 二号) 則 (平成八年九月二六日政令第二九

る。 この政令は、平成八年十月一日から施行す

2 二条の二十三まで(これらの規定を同令第二条 二、第二条の十四若しくは第二条の十八から第 税特別措置法施行令第二条の六、第二条の 条の三十二の規定による申告書、申込書若しく 第二条の十四若しくは第二条の十八から第二条 特別措置法施行令第二条の六、第二条の十二、 す。 第二条の三十二の規定によりされたものとみな の三十一において準用する場合を含む。)又は は書類の提出又は通知は、それぞれ改正後の の二十三まで(これらの規定を同令第二条の三 十一において準用する場合を含む。) 又は第二 この政令の施行の日前にされた改正前の租 +租

#### 附 一四号) 則 (平成八年一〇月三〇日政令第三

(施行期日)

1 日) から施行する。 正する法律の施行の日 この政令は、自動車ターミナル法の一部を改 (平成八年十一月二十八

## 四七号) (平成八年一二月二六日政令第三

(施行期日)

第一条 この政令は、平成九年一月一日から施行 並びに次条第二項並びに附則第三条及び第四条 の規定は、公布の日から施行する。 る改正規定 (同条第五号に係る部分に限る。) する。ただし、第十四条の二十三に二号を加え

(租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過

第四条 用する場合を含む。以下同じ。)に規定する新 又は財産形成年金貯蓄について適用する。 契約に基づく同項に規定する財産形成住宅貯蓄 の二十第二項(新令第二条の三十一において準 この政令の公布の日以後に締結する新令第二条 法施行令(以下「新令」という。)の規定は、 前条の規定による改正後の租税特別措置

### 号)抄 則 (平成九年三月二八日政令第八四

(施行期日)

第一条 この政令は、 する。 平成九年四月一日 から施行

五号) 附 則 抄 (平成九年三月三一日政令第一〇

(施行期日)

第一条 この政令は、 平成九年十月一日から施行

#### 六号) 則 抄 (平成九年三月三一日政令第一〇

(施行期日)

各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 一条 この政令は、平成九年四月一日 から施行 当該

項第五号」に改める部分を除く。) 及び第二 の七第一項第四号」を「第四十二条の七第一 同条第三項の次に四項を加える改正規定、第 の改正規定、同条第四項を同条第八項とし、 改める部分を除く。)、第五条の十一の見出し 項第四号」を「第十条の四第一項第五号」に 条の六第六項の改正規定(「第十条の四第一 十八条の八の改正規定並びに附則第三条及び 十七条の七第七項の改正規定(「第四十二条 一十七条の四第二項第九号の改正規定、第二 第五条の三第四項第九号の改正規定、第五 (平成九年法律第二十八号) 特定産業集積の活性化に関す

二 第十九条の三第二項の改正規定 する法律(平成九年法律第三十六号)の施行 信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正 特定通

三 第二十条の二第二項に一号を加える改正規 四十九号)の施行の日の整備の促進に関する法律(平成九年法律第 第二項の規定 密集市街地における防災街区附則第八条第一項並びに第十四条第一項及び 規定、同条第二十八項の改正規定(「第二十項及び第二十四項から第二十六項までの改正 規定、同条第十二項に一号を加える改正規項の改正規定、第三十八条の四第十項の改正 規定並びに第四十三条の三の改正規定並びに る。)、同条第二十九項及び第四十項の改正規 中「附則第一条第三項」を「附則第一条第六 四十一項の改正規定、第二十五条の十九第七 規定、同条第二十四項、第二十五項及び第二 び第七項の改正規定、同条第二十三項の改正に改める部分を除く。)、第二十五条第六項及 十九条の十五第一項第一号及び第七項の改正 定、同条第四十四項第一号の改正規定、第三 一号」を「第二十二号」に改める部分に限 十項の改正規定、同条第二十一項、第二十二 に改める部分を除く。)、第三十九条の七第二 項」に、「特例事業」を「経過措置対象事業」 定、第三十九条の五の改正規定(同条第四項 第三十項の改正規定、同条第三十一項及び第 十七項から第二十九項までの改正規定、同条 項」に、「特例事業」を「経過措置対象事業」 中「附則第一条第三項」を「附則第一条第六 第二十二条の八の改正規定(同条第三項

創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の 条の十三とする改正規定及び第二十五条の十 第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、 条の十四を削る改正規定、第二十五条の十三 五条の九第二項第四号の改正規定、第二十五 二十五条の十二の改正規定、同条を第二十五 同条を第二十五条の十四とする改正規定、第 第二十五条の八第十項の改正規定、第二十 の次に一条を加える改正規定 中小企業の 部を改正する法律(平成九年法律第四十六

る。) 及び第五十一条の改正規定並びに附則 五十条の三及び第五十条の四に係る部分に限 第十八条の規定 第五十条の次に三条を加える改正規定 平成九年七月一日 (第

第二条 改正後の租税特別措置法施行令

第三条 新令第五条の三第四項第九号の規定は、 負担金については、なお従前の例による。 という。) 第五条の三第四項第九号に規定する 改正前の租税特別措置法施行令(以下「旧令\_ 担金について適用し、個人が同日前に支出した 法の施行の日以後に支出する同号に規定する負 個人が特定産業集積の活性化に関する臨時措置 の特別控除に関する経過措置) (試験研究費の額が増加した場合等の所得税額

第四条 新令第五条の六第一項の規定は、個人が この政令の施行の日(以下「施行日」という。) う。) 第十条の四第一項に規定する事業基盤強 る改正前の租税特別措置法(以下「旧法」とい 下「改正法」という。) 第一条の規定による改を改正する法律(平成九年法律第二十二号。以る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部 別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係 以後に取得若しくは製作又は賃借をする租税特 化設備については、なお従前の例による。 は製作又は賃借をした改正法第一条の規定によ 第十条の四第一項に規定する事業基盤強化設備 正後の租税特別措置法(以下「新法」という。) 却又は所得税額の特別控除に関する経過措置) について適用し、個人が施行日前に取得若しく (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別僧

第五条 新令第五条の九第一項の規定は、 新法第十一条第一項の表の第一号の中欄に掲げ 設をいう。以下この条において同じ。)をする 施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建 なお従前の例による。 る減価償却資産について適用し、個人が施行日 前に取得等をした旧法第十一条第一項の表の第 号の中欄に掲げる減価償却資産については、 個人が

(個人の減価償却に関する経過措置)

2 げる減価償却資産については、なお従前の例に第十一条の五第一項の表の第二号の第三欄に掲 後に取得等をする新法第十一条の五第一項の表 て適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法の第二号の第三欄に掲げる減価償却資産につい 新令第六条第二項の規定は、個人が施行日以

税について適用し、平成八年分以前の所得税に があるものを除くほか、平成九年分以後の所得 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め (所得税の特例に関する経過措置の原則) ついては、なお従前の例による。 以 下

規定は、個人が施行日以後に取得又は製作をす 定する工業用機械等については、なお従前の例行日前に取得等をした旧法第十二条第一項に規 定する工業用機械等について適用し、個人が施 日以後に取得等をする新法第十二条第一項に規 新令第六条の六第一項、第三項及び第四項 新令第六条の五第二項の規定は、個人が施行

規定する減価償却資産については、 た旧令第六条の六第一項、第三項及び第四項に るこれらの規定に規定する減価償却資産につい 例による。 て適用し、個人が施行日前に取得又は製作をし なお従前

(個人の準備金に関する経過措置)

第六条 改正法附則第五条第一項の規定によりな の効力を有する。 の規定に基づく旧令第十二条の規定は、なおそ おその効力を有するものとされる旧法第二十条

の特例に関する経過措置) (特定の基金に対する負担金等の必要経費算入

第七条 個人が施行日前に支出した旧令第十八条 金については、なお従前の例による。 号に掲げる業務に係る基金に充てるための負担 の三第三項第十号から第十二号まで及び第十四

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過

第八条 のための譲渡に該当する譲渡について適用す 第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等 の促進に関する法律の施行の日以後に行う新法 は、個人が密集市街地における防災街区の整備 新令第二十条の二第二項第五号の規定

2 三項に規定する経過措置対象事業とみなす。 律(昭和六十二年法律第二十二号)附則第一条 定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法 例による。この場合において、地域改善対策特 規定する土地等の譲渡については、なお従前 施行日前に行った旧法第三十四条の二第一項に 規定する土地等の譲渡について適用し、個人が 施行日以後に行う新法第三十四条の二第一項に 後に実施されるものは、新令第二十二条の八第 第三項ただし書に規定する特例事業で施行日以 新令第二十二条の八第三項の規定は、個人が 0

間における新令第二十五条第四十二項の規定 備の促進に関する法律の施行の日の前日までの 施行日から密集市街地における防災街区の整

適用については、同項中「第十九号」とあるの 「第十八号」とする。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第九条 新令第三章の規定は、別段の定めがある し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法後に開始する事業年度分の法人税について適用 のない社団等を含む。以下同じ。) の施行日以 法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格 ものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年 人税については、なお従前の例による。

の特別控除に関する経過措置) (試験研究費の額が増加した場合等の法人税額

第十一条 新令第二十七条の七第一項、第二項、却又は法人税額の特別控除に関する経過措置) (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別僧 る負担金については、なお従前の例による。 した旧令第二十七条の四第二項第九号に規定す る負担金について適用し、法人が同日前に支出 措置法の施行の日以後に支出する同号に規定す 法人が特定産業集積の活性化に関する臨時 新令第二十七条の四第二項第九号の規定

四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化設 なお従前の例による。 くは製作又は賃借をした旧法第四十二条の七第 備について適用し、法人が施行日前に取得若し 以後に取得若しくは製作又は賃借をする新法第 第十三項及び第十五項の規定は、法人が施行日 一項に規定する事業基盤強化設備については、

(法人の減価償却に関する経過措置)

- 第十二条 新令第二十八条第一項の規定は、法人 掲げる減価償却資産について適用し、法人が施 建設をいう。以下この条において同じ。)をす ては、なお従前の例による。 表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産につい行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項の る新法第四十三条第一項の表の第一号の中欄に が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは
- お従前の例による。 の第三欄に掲げる減価償却資産については、 をした旧法第四十四条の六第一項の表の第三号 資産について適用し、法人が施行日前に取得等 第一項の表の第三号の第三欄に掲げる減価償却 施行日以後に取得等をする新法第四十四条の六 新令第二十八条の十第三項の規定は、法人が 3 2
- 3 新令第二十八条の十五第二項の規定は、法人 項に規定する工業用機械等について適用し、 施行日以後に取得等をする新法第四十五条第

法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条 第一項に規定する工業用機械等については、な

四項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製新令第二十八条の十六第一項、第三項及び第 及び第四項に規定する減価償却資産について 作をした旧令第二十八条の十六第一項、第三項 作をするこれらの規定に規定する減価償却資産 は、なお従前の例による。 について適用し、法人が施行日前に取得又は製

第十三条 改正法附則第十四条第七項の規定によ り読み替えられた新法第五十七条の三第一項第 二号並びに改正法附則第十四条第五項第一号及 び第二号ロ並びに第六項第二号に規定する政令 で定める金額は、次に掲げる金額のうちいずれ (使用済核燃料再処理準備金に関する経過措置) 少ない金額とする。

第五項の規定により計算した金額を控除した 改正前の租税特別措置法第五十七条の三第一 項第一号に掲げる金額から同令附則第十三条 正する法律(平成二年法律第十三号)による 終了の日における租税特別措置法の一部を改 三条第四項に規定する指定日を含む事業年度 租税特別措置法施行令の一部を改正する政 (昭和五十八年政令第六十一号) 附則第十

二 平成二年四月一日を含む事業年度から当該 事業年度までの各事業年度終了の日における 金額のうち最も少ない金額 新法第五十七条の三第一項第一号イに掲げる

する経過措置) (法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関

|第十四条 新令第三十八条の四第十項の規定は、 進に関する法律の施行の日以後にする新法第六 法人が密集市街地における防災街区の整備の促 る法人税について適用する。 十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等に係

第六十二条の三第四項に規定する土地等の譲渡 の促進に関する法律の施行の日以後に行う新法 に該当する譲渡に係る法人税について適用す は、法人が密集市街地における防災街区の整備 新令第三十八条の四第十二項第五号の規定

用し、 規定する土地等の譲渡に係る法人税について適 施行日以後に行う新法第六十五条の四第一項に 新令第三十九条の五第四項の規定は、法人が 法人が施行日前に行った旧法第六十五条

> の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人 規定する経過措置対象事業とみなす。 ただし書に規定する特例事業で施行日以後に実 政上の特別措置に関する法律附則第一条第三項 税については、なお従前の例による。この場合 施されるものは、新令第三十九条の五第四項に において、地域改善対策特定事業に係る国の財

4 取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産 得(建設及び製作を含む。以下この項においてて、施行日以後に同号の下欄に掲げる資産の取 従前の例による。 産の譲渡をする場合における施行日前に取得を びに法人が施行日以後に同号の上欄に掲げる資 に係る旧法第六十五条の八第一項の特別勘定並 した同号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に 産の譲渡をした場合における施行日前に取得を の七第一項の表の第二十一号の上欄に掲げる資 いて適用し、法人が施行日前に旧法第六十五条 係る新法第六十五条の八第一項の特別勘定につ 表の第二十二号の上欄に掲げる資産の譲渡をし 人が施行日以後に新法第六十五条の七第一項の 同じ。)をする場合の当該資産及び当該資産に した同号の下欄に掲げる資産については、なお 新令第三十九条の七第二十八項の規定は、法

5 十九号」とする。 同条第四十一項中「第二十号」とあるのは「第 「第二十二号」とあるのは「第二十一号」と、 の適用については、同条第二十七項及び前項中 間における新令第三十九条の七及び前項の規定 備の促進に関する法律の施行の日の前日までの 施行日から密集市街地における防災街区の整

例に関する経過措置) (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特

|第十五条 法人が施行日前に支出した旧令第三十 九条の二十二第三項第十号から第十二号まで及 措置) めの負担金については、なお従前の例による。 び第十四号に掲げる業務に係る基金に充てるた (公益法人等の収支計算書の提出に関する経過

第十六条 新令第三十九条の三十七第二項の規定 の平成九年一月一日以後に開始する事業年度の は、新法第六十八条の六に規定する公益法人等 収支計算書について適用する。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十七条 改正法附則第十九条第三項の規定によ りなおその効力を有するものとされる旧法第七 十七条の四第二項の規定に基づく旧令第四十二

年法律第二十二号)第一条の規定による改正後 例に関する法律の一部を改正する法律(平成九 とあるのは、「租税特別措置法及び阪神・淡路 条の六第四項及び第五項の規定は、なおその 大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時 力を有する。この場合において、同条第四項中 「法第七十条の四第二項第三号イからハまで」

(航空機燃料税の特例に関する経過措置)

の租税特別措置法第七十条の四第二項第三号イ

からハまで」とする。

第十八条 改正法附則第二十一条第二項の規定 の数量」とあるのは、「航空機燃料の税率の異 の適用については、同条第二号中「航空機燃料 適用がある場合における航空機燃料税法施行令 なるごとに、その数量」とする。 (昭和四十七年政令第五十七号) 第九条の規定

の一部改正に伴う経過措置) (租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

第二十条 改正法附則第二十九条の規定によりな 令附則第十条第四項から第十二項までの規定 前の租税特別措置法施行令の一部を改正する政 号)附則第十九条第六項から第十二項まで及び 二十八条の規定による改正前の租税特別措置法 おその効力を有するものとされる改正法附則第 第十四項の規定に基づく前条の規定による改正 の一部を改正する法律(平成三年法律第十六 なおその効力を有する。

九号) (平成九年六月一八日政令第一九

第一条 この政令は、 (経過措置) 公布の日から施行する。

(施行期日)

第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下 この政令の施行の日(以下「施行日」という。) 事業基盤強化設備については、なお従前の例に 得若しくは製作又は賃借をした同項に規定する 強化設備について適用し、個人が施行日前に取 別措置法第十条の四第一項に規定する事業基盤 以後に取得若しくは製作又は賃借をする租税特 「新令」という。) 第五条の六の規定は、個人が

2 に規定する事業基盤強化設備について適用し、 借をする租税特別措置法第四十二条の七第一項 じ。) が施行日以後に取得若しくは製作又は賃 法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号 に規定する人格のない社団等を含む。以下同 新令第二十七条の七の規定は、法人(法人税

法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借を た同項に規定する事業基盤強化設備について

# (平成九年八月二九日政令第二七

部を改正する法律の施行の日(平成九年九月一 この政令は、都市計画法及び建築基準法の から施行する。

### - 号 則 (平成九年九月二五日政令第二九

3

第一条 この政令は、 (平成九年一一月六日政令第三二 平成十年四月一日から施行

(施行期日)

十一月八日)から施行する。 整備の促進に関する法律の施行の日 この政令は、 関する法律の施行の日(平成九年密集市街地における防災街区の

## 五三号) (平成九年一二月一〇日政令第三

(施行期日)

第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関 日)から施行する。 に掲げる規定の施行の日(平成十年六月十七 おいて「改正法」という。) 附則第一条第一号 する法律の一部を改正する法律(以下この条に 2

## 五五号) 附 則 (平成九年一二月一〇日政令第三

(施行期日)

第一条 この政令は、 平成十年一月一日から施行

## 六二号) 則 平成九年一二月一七日政令第三

この政令は、 平成十年四月一日から施行す

## 八三号) 則 (平成九年一二月二五日政令第三

法の一部を改正する法律の施行の日(平成十年第一条 この政令は、外国為替及び外国貿易管理 (施行期日)

四月一日)から施行する。 (租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過 第一条

第十四条 前条の規定による改正後の租税特別措 う。) 第二条の二第二項の規定は、施行日以後 置法施行令(以下この条において に支払を受けるべき租税特別措置法 「新令」とい (昭和三十

利子等については、なお従前の例による。 する国外公社債等の利子等について適用し、施 二年法律第二十六号)第三条の三第一項に規定 行日前に支払を受けるべき当該国外公社債等の

2 外証券投資信託の配当等については、なお従前て適用し、施行日前に支払を受けるべき当該国 の例による。 項に規定する国外証券投資信託の配当等につい 払を受けるべき租税特別措置法第八条の三第一 新令第四条第一項の規定は、施行日以後に支

式の配当等については、なお従前の例による。用し、施行日前に支払を受けるべき当該国外株 第一項に規定する国外株式の配当等について適 に支払を受けるべき租税特別措置法第九条の二 新令第四条の四第一項の規定は、施行日以後 (平成九年一二月二五日政令第三

## 八 附 五 号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十年四

月一日)から施行する。 この政令は、公布の日から施行する。附 則 (平成一〇年一月月日日46 則(平成一〇年一月八日政令第三号)

いて準用する場合を含む。)の規定は、この政の租税特別措置法施行令第二条の四第三項にお する。 等に同項の移管の依頼をする場合について適用 第四十三条第三項(第二条の規定による改正後 令の施行の日以後に同項に規定する特定営業所 第一条の規定による改正後の所得税法施行令

## 〇 三 号 則 (平成一〇年三月三一日政令第一 抄

(施行期日)

第一条 する。 この政令は、平成十年四月一日から施行

### 〇 附 四 号 則 (平成一〇年三月三一日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十年四月一日から施行 する。

〇 五 号 則 (平成一〇年三月三一日政令第 抄

(施行期日)

#### する。 この政令は、 (平成一〇年三月三一日政令第 平成十年四月一日から施行

〇 附 六 号 則 抄

(施行期日)

第一条 する。 この政令は、 平成十年四月一日 から施行

## 〇八号) (平成一〇年三月三一日政令第一 抄

第一条 この政令は、平成十年四月一日から施 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

五.

九項の改正規定及び第三十九条の七第十一

項

第二十五条第十八項の改正規定、同条第十

法(平成十年法律第五十九号)の施行の日 規定並びに同項を同条第十項とする改正規定十一項を削る改正規定、同条第十二項の改正 の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置 並びに附則第三条及び第十一条の規定 食品 条の八第九項の改正規定、同条第十項及び第 四第二項に一号を加える改正規定、第二十八 定、第五条の十一の改正規定、第二十七条の第五条の三第四項に一号を加える改正規

二 第六条の二の改正規定、第二十条の二第二 える改正規定並びに附則第八条第一項の規除く。)及び第四十三条の三の次に一条を加(同条第十五項第三号に係る部分に限る。)を 加える改正規定、第三十九条の五の改正規定改正規定、第三十八条の四第十二項に一号を除く。)、第二十八条の十一に十三項を加える 項の改正規定、第二十二条の八の改正規定 地整備改善活性化法」という。)の施行の日 び商業等の活性化の一体的推進に関する法律 定 中心市街地における市街地の整備改善及 項に一号を加える改正規定、第二十二条第七 (平成十年法律第九十二号。以下「中心市街 (同条第十四項の次に一項を加える改正規定 (同条第十四項第三号に係る部分に限る。) を (同条第十三項の次に一項を加える改正規定

兀 三 第十二条の四に一項を加える改正規定、第 る改正規定(同条第十四項第三号に係る部分 げる規定の施行の日 (平成十年六月十七日) 掃に関する法律の一部を改正する法律(平成 項及び第四項の規定 中心市街地整備改善活 号に係る部分に限る。)及び第三十九条の七 える改正規定、第三十九条の五第十四項の次 に限る。)、第二十五条の四第三項に一号を加 九年法律第八十五号)附則第一条第一号に掲 十二条の五の改正規定及び第三十二条の八に 性化法の施行の日又は都市再開発法及び都市 に一項を加える改正規定(同条第十五項第三 一項を加える改正規定 廃棄物の処理及び清 第二十二条の八第十三項の次に一項を加え

する法律(平成十年法律第八十号。以下「都開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正 のいずれか遅い日 市再開発法等改正法」という。)の施行の日

六 第三十九条の二十二第三項に一号を加える 改正規定及び附則第二十条第二項の規定 の改正規定並びに附則第八条第四項及び第十 八条第二項の規定 施行の日 都市再開発法等改正法の

同日) 業協同組合合併助成法の一部を改正する法律改正規定及び附則第二十条第二項の規定 漁 の日が平成十年四月一日前である場合には、 (平成十年法律第三十二号) の施行の日 (そ

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法施行令 税について適用し、平成九年分以前の所得税に があるものを除くほか、平成十年分以後の所得 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め ついては、なお従前の例による。

の特別控除に関する経過措置) (試験研究費の額が増加した場合等の所得税額

第三条 新令第五条の三第四項第十三号の規定 に規定する負担金について適用する。 する臨時措置法の施行の日以後に支出する同号 は、個人が食品の製造過程の管理の高度化に関 (エネルギー需給構造改革推進設備を取得した

る経過措置)

場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関す

第四条 新令第五条の四第二項及び第十一項の規 という。)第十条の二第一項に規定するエネル 第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進 別措置法(以下「新法」という。)第十条の二 という。)第一条の規定による改正後の租税特 律(平成十年法律第二十三号。以下「改正法」 日」という。) 以後に取得又は製作若しくは建 定は、個人がこの政令の施行の日(以下「施行 ギー需給構造改革推進設備については、 は製作若しくは建設をした改正法第一条の規定 設備について適用し、個人が施行日前に取得又 設をする租税特別措置法等の一部を改正する法 による改正前の租税特別措置法(以下「旧法」

(個人の減価償却に関する経過措置)

第五条 新令第五条の九第二項及び第三項の規定 は、 個人が施行日以後に取得等(取得又は製作

については、なお従前の例による。 個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条第 の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、 若しくは建設をいう。以下この条において同 項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産 をする新法第十一条第一項の表の第一号

- 新令第六条の五第二項及び第六項の規定は、用資産については、なお従前の例による。 法第十一条の八第一項に規定する輸入関連事業 いて適用し、個人が施行日前に取得等をした旧 の八第一項に規定する輸入関連事業用資産につ 個人が施行日以後に取得等をする新法第十一条 新令第六条の四第一項及び第三項の規定は、 2
- なお従前の例による。 条第一項に規定する工業用機械等については、 第一項に規定する工業用機械等について適用 個人が施行日以後に取得等をする新法第十二条 個人が施行日前に取得等をした旧法第十二 3
- し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法条第一項に規定する優良賃貸住宅について適用 ては、なお従前の例による。 第十四条第一項に規定する優良賃貸住宅につい が施行日以後に取得又は新築をする新法第十四 新令第七条第一項及び第五項の規定は、個人 4

の特例に関する経過措置) (特定の基金に対する負担金等の必要経費算入

第六条 個人が施行日前に支出した改正前の租税 業務に係る基金に充てるための負担金について 十八条の三第三項第六号及び第十三号に掲げる 特別措置法施行令(以下「旧令」という。)第 なお従前の例による。

の特例等に関する経過措置) (個人の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税

第七条 平成九年分の所得税について旧法第二十 税の額」とあるのは、「租税特別措置法(昭和は、同項第一号中「課税総所得金額に係る所得 係る所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第 における課税総所得金額に係る所得税の額」と 規定の適用がなかつたものとして計算した場合 地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例)の 項(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特 三十二年法律第二十六号)第二十八条の四第一 する場合における同項の規定の適用について 百四条第一項に規定する予定納税基準額を計算 定の適用があった個人の平成十年分の所得税に 八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規 及び第二十八条の五第一項(超短期所有土 6 5 号に定める日以後に行う新法第三十七条の五第 分に限る。) の規定は、個人が附則第一条第四 一項に規定する譲渡資産に該当する資産の譲渡

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

の日以後に行う新法第三十一条の二第一項に規 は、個人が中心市街地整備改善活性化法の施行 定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲 渡について適用する。 新令第二十条の二第二項第六号の規定

二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡 地等のための譲渡に該当する譲渡について適用 新法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅 に該当する譲渡については、 し、個人が施行日前に行った旧法第三十一条の に限る。) の規定は、個人が施行日以後に行う 新令第二十条の二第六項(第二号に係る部分 なお従前の例によ

る。 第一項に規定する土地等の譲渡について適用す 四号に定める日以後に行う新法第三十四条の二 部分に限る。)の規定は、個人が附則第一条第 新令第二十二条の八第十四項(第三号に係る

る資産の取得をした場合におけるこれらの譲渡 個人が同日前に新施策に係る同号の下欄に掲げ 号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該 同日以後に新法第三十七条第一項の表の第十二 日前に旧法第三十七条第一項の表の第十二号の 欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が 後に新法第三十七条第一項の表の第十二号の上 については、なお従前の例による。 上欄に掲げる資産の譲渡をした場合及び個人が 合における当該譲渡について適用し、個人が同 に係る同号の下欄に掲げる資産の取得をする場 施策 (以下この項において「新施策」という。) 同日以後に新令第二十五条第十七項に規定する は、個人が都市再開発法等改正法の施行の日以 新令第二十五条第十六項及び第十七項の規定

の五第一項に規定する譲渡資産に該当する資産 用し、個人が施行日前に行った旧法第三十七条 日以後に行う新法第三十七条の五第一項に規定 号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行 の譲渡については、なお従前の例による。 する譲渡資産に該当する資産の譲渡について適 新令第二十五条の四第三項(第三号に係る部 新令第二十五条の四第二項及び第三項(第二

(居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税 特例に関する経過措置)

第九条 新令第二十五条の二十第二項及び第七項 に規定する未処分所得の金額の計算についてに終了した事業年度の旧法第四十条の四第一項 四十条の四第一項に規定する未処分所得の金額 社等の施行日以後に終了する事業年度の新法第 は、なお従前の例による。 第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前 の計算について適用し、旧令第二十五条の十九 の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会

社等の施行日以後に終了する事業年度に係る同 定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度 適用し、旧法第四十条の四第一項に規定する特 項に規定する課税対象留保金額の計算について に係る同項に規定する課税対象留保金額の計算

3 施行日以後に終了する事業年度に係る当該事実げる事実にあっては、当該特定外国子会社等の 規定は、新法第四十条の五第一項に規定する特 算については、なお従前の例による。 た場合を含む。)の当該各号に掲げる金額の計 た事業年度に係る当該事実が施行日以後に生じ 会社につき施行日前に同項各号に掲げる事実が 額の計算について適用し、旧法第四十条の五第 以後に同項各号に掲げる事実(同項第一号に掲 定外国子会社等又は外国関係会社につき施行日 は、当該特定外国子会社等の施行日前に終了し 生じた場合(同項第一号に掲げる事実にあって に限る。)が生ずる場合の当該各号に掲げる金 一項に規定する特定外国子会社等又は外国関係

ものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年第十条 新令第三章の規定は、別段の定めがある の特別控除に関する経過措置) し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法後に開始する事業年度分の法人税について適用のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以 法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格 人税については、なお従前の例による。 (試験研究費の額が増加した場合等の法人税額

第十一条 に関する臨時措置法の施行の日以後に支出する 規定は、法人が食品の製造過程の管理の高度化 同号に規定する負担金について適用する 新令第二十七条の四第二項第十三号の

について適用する

第十二条 新令第二十七条の五第二項及び第十二 (エネルギー需給構造改革推進設備等を取得し た場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関

法第四十条の四第一項に規定する特定外国子会2 新令第二十五条の二十一第二項の規定は、新 については、なお従前の例による。

第十三条 新令第二十八条第二項及び第三項の規

等については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

作若しくは建設をした旧法第四十二条の五第一

項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備

について適用し、法人が施行日前に取得又は製

に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等

若しくは建設をする新法第四十二条の五第一項 項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作

三条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減

価償

し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四

号の中欄に掲げる減価償却資産について適用 じ。)をする新法第四十三条第一項の表の第一 作若しくは建設をいう。以下この条において同 定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製

(法人税の特例に関する経過措置の原則) 新令第二十五条の二十三第二項及び第三項の

2 う。)」とあるのは「資金」と、同条第六項中 金(第九項において「高度化事業資金」とい 日までの間における新令第二十八条の十の規定 前の例による。 中欄に掲げる減価償却資産については、なお従 産について適用し、法人が施行日前に取得等を 第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資 施行日以後に取得等をする新法第四十四条の七 却資産については、 の適用については、同条第三項第二号ロ中「資 した旧法第四十四条の七第一項の表の第一号の 新令第二十八条の十第一項の規定は、法人が 施行日から附則第一条第二号に定める日の なお従前の例による。

よる。 をした旧法第四十四条の十第一項に規定する輸 資産について適用し、法人が施行日前に取得等 四十四条の十第一項に規定する輸入関連事業用 定は、法人が施行日以後に取得等をする新法第 入関連事業用資産については、なお従前の 新令第二十八条の十三第一項及び第三項

積」とする。

用部分の床面積」という。)」とあるのは

「床面積(第十三項及び第十六項において「共

四十五条第一項に規定する工業用機械等につい 定は、法人が施行日以後に取得等をする新法第 て適用し、 新令第二十八条の十四第二項及び第六項の規 法人が施行日前に取得等をした旧

いては、なお従前の例による。 第四十五条第一項に規定する工業用機械等につ

貸住宅については、なお従前の例による。 をした旧法第四十七条第一項に規定する優良賃 法第四十七条第一項に規定する優良賃貸住宅に は、法人が施行日以後に取得又は新築をする新 (中小企業の貸倒引当金の特例に関する経過措 新令第二十九条の四第一項及び第五項の規定 いて適用し、法人が施行日前に取得又は新築

第十四条 法人の平成十年四月一日から平成十二 年三月三十一日までの間に開始する各事業年度 らに準ずる金銭債権の額の合計額」とする。 三月三十一日」と、「一般売掛債権等の額の合 るのは「昭和五十五年四月一日」と、「平成十 については、同項中「平成十年四月一日」とあ に係る新令第三十三条の八第三項の規定の適用 (農業協同組合等の留保金額の計算等に関する 二年三月三十一日」とあるのは「昭和五十七年 「額」とあるのは「売掛金、貸付金その他これ

用を受ける法人に係る新令第三十七条第二項の第十五条 改正法附則第二十条第四項の規定の適 規定の適用については、同項中「又は法第六十 租税特別措置法第六十三条の二第一項の規定」 効力を有するものとされる同法による改正前の号)附則第二十条第四項の規定によりなおその の一部を改正する法律(平成十年法律第二十三 第六十三条第一項の規定又は租税特別措置法等 三条第一項の規定」とあるのは、「若しくは法 2

例の廃止に伴う経過措置) (新規取得土地等に係る負債の利子の課税の特

第十六条 改正法附則第十九条の規定によりなお るのは、「財務省令」とする。 合において、同条第十一項第十号、第十三項第 の三の規定は、なおその効力を有する。この場 の二の規定の適用については、旧令第三十八条 その効力を有するものとされる旧法第六十二条 一号及び第十八項第十一号中「大蔵省令」とあ

関する経過措置) (法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に

第十七条 改正法附則第二十条第一項の法人が同 条の三第五項に規定する土地等の譲渡で同項の いて平成十年一月一日以後にした新法第六十二 において「経過措置対象年度」という。)にお 項の規定の適用を受けた事業年度(以下この項

> 規定の適用を受けたもの(以下この項において 人は、同条第八項及び第九項の規定にかかわら掲げる金額を上回ることとなるときは、当該法 う。) が同条第九項に規定する益金の額に算入 げる金額となるまで減額することができる。 係る同条第九項に規定する譲渡利益金額に加算 場合において、第一号に掲げる金額が第二号に された金額があるときに該当することとなった き同条第九項に規定する損金算入額のあるもの 金額をいう。以下この項において同じ。)につ 譲渡利益金額(同条第一項に規定する譲渡利益 同条第一項に規定する土地の譲渡等(以下この 定の適用を受けることとなった場合又は当該法 する金額を、第一号に掲げる金額が第二号に掲 定する譲渡利益金額又は当該特定土地譲渡等に (以下この項において「特定土地譲渡等」とい 項において「土地の譲渡等」という。)でその 人が経過措置対象年度において同日以後にした 「特定土地等譲渡」という。)が同条第八項の規 当該特定土地等譲渡に係る同条第八項に規

譲渡利益金額に加算する金額の合計額 特定土地譲渡等に係る同条第九項に規定する の三第八項に規定する譲渡利益金額及び当該 当該特定土地等譲渡に係る新法第六十二条

改正法附則第二十条第二項の法人が同項の規 金額に相当する金額 に係る譲渡利益金額の合計額を控除して得た 額から経過措置対象年度にした土地の譲渡等 した土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計 経過措置対象年度の平成十年一月一日前に

損金算入額のあるもの(以下この項において 準用する新法第六十二条の三第九項に規定する 項の規定にかかわらず、当該短期所有に係る特 額を上回ることとなるときは、当該法人は、同 額があるときに該当することとなった場合にお 同条第九項に規定する益金の額に算入された金 同じ。)につき新法第六十三条第四項において する譲渡利益金額をいう。以下この項において う。) でその譲渡利益金額(同条第二項に規定 おいて「短期所有に係る土地の譲渡等」とい る短期所有に係る土地の譲渡等(以下この項に 成十年一月一日以後にした同条第二項に規定す 定の適用を受けた事業年度(以下この項におい 定土地譲渡等に係る同項に規定する譲渡利益金 いて、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金 「短期所有に係る特定土地譲渡等」という。)が て「経過措置対象年度」という。)において平

額に加算する金額を、第一号に掲げる金額が第 二号に掲げる金額となるまで減額することがで

新法第六十三条第一項中「第六十

- 第六十二条の三第九項に規定する譲渡利益金 新法第六十三条第四項において準用する新法 額に加算する金額の合計額 当該短期所有に係る特定土地譲渡等に係る
- る金額 益金額の合計額を控除して得た金額に相当す た短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡利 利益金額の合計額から経過措置対象年度にし した短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲渡

合において、同条第十項中「第三十八条の六第

|項」とあるのは「租税特別措置法施行令の

その効力を有するものとされる旧法第六十三条

改正法附則第二十条第四項の規定によりなお

の規定の適用があるものを除く。)」とする。

の二の規定の適用については、旧令第三十八条

の六の規定は、なおその効力を有する。この場

3 と、「第六十三条の二第一項」」と」とあるのは 租税特別措置法(以下「平成十年旧措置法」と 五項中「租税特別措置法第六十三条の二第一項 六十三条の二の規定の適用については、 いてなおその効力を有するものとされる旧法第 に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等につ 「平成十年旧措置法第六十三条の二並びに」と と」と、「第六十三条の二並びに」とあるのは 「平成十年旧措置法第六十三条の二第一項」」 いう。) 第六十三条の二第一項 (超短期所有」 効力を有するものとされる同法による改正前の 号)附則第二十条第四項の規定によりなおその の一部を改正する法律(平成十年法律第二十三 (超短期所有」とあるのは「租税特別措置法等 同条第

条の二第一項」と、「及び租税特別措置法第六

十三条の二第一項」とあるのは「及び平成十年

第四項の規定によりなおその効力を有するもの 法律(平成十年法律第二十三号)附則第二十条 るのは「「租税特別措置法等の一部を改正する

条第十二項中「「第六十三条の二第一項」とあ 別措置法施行令第三十八条の六第一項」と、 則第十七条第五項の規定によりなおその効力を 部を改正する政令(平成十年政令第百八号)

附

有するものとされる同令による改正前の租税特

同

とされる同法による改正前の租税特別措置法

(以下「平成十年旧措置法」という。) 第六十三

4 「次条第一項又は平成十年旧措置法第六十三条第一項」と、「次条第一項の規定」とあるのは 三及び第六十三条の規定の適用については、新 る場合における新法第六十二条、第六十二条の 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成 項」とあるのは「第六十八条の三第一項並びに 法第六十二条第一項中「第六十八条の三第一 第一項並びに平成十年旧措置法第六十三条の二 八条の三第一項」とあるのは「第六十八条の三 の二第一項の規定」と、同条第八項中「第六十 第一項並びに平成十年旧措置法第六十三条の二 八条の三第一項」とあるのは「第六十八条の三 項」と、新法第六十二条の三第一項中「第六十 十年旧措置法」という。)第六十三条の二第一 法による改正前の租税特別措置法(以下「平成 定によりなおその効力を有するものとされる同 十年法律第二十三号)附則第二十条第四項の規 改正法附則第二十条第四項の規定の適用があ

第一項並びに平成十年旧措置法第六十三条の二 第一項」と、 渡等(平成十年旧措置法第六十三条の二第一項 等」とあるのは「当該短期所有に係る土地の 第一項」と、「当該短期所有に係る土地の譲渡 八条の三第一項」とあるのは「第六十八条の三

- 経過措置対象年度の平成十年一月一日前に
- 改正法附則第二十条第四項の規定により同項
- 6 定の適用を受けた事業年度(以下この項にお 旧措置法第六十三条の二第一項」とする。 定する譲渡利益金額をいう。以下この項にお る超短期所有に係る土地の譲渡等(以下この 成十年一月一日以後にした同条第四項に規定す いう。)でその譲渡利益金額(同条第四項に規 において「超短期所有に係る土地の譲渡等」と て「経過措置対象年度」という。)において平 て同じ。) につき同条第四項の規定によりなお 改正法附則第二十条第四項の法人が同項の規 項
- 条第九項に規定する益金の額に算入された金 期所有に係る特定土地譲渡等」という。)が同 の二第四項(以下この項において「旧措置法第その効力を有するものとされる旧法第六十三条 定土地譲渡等に係る同項に規定する譲渡利益金 の規定にかかわらず、当該超短期所有に係る特 を上回ることとなるときは、当該法人は、 があるときに該当することとなった場合にお 算入額のあるもの(以下この項において「超短 する新法第六十二条の三第九項に規定する損金六十三条の二第四項」という。) において準用 て、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金

二号に掲げる金額となるまで減額することがで 額に加算する金額を、第一号に掲げる金額が第

- 用する新法第六十二条の三第九項に規定する 譲渡利益金額に加算する金額の合計額 る旧措置法第六十三条の二第四項において準 当該超短期所有に係る特定土地譲渡等に係
- 一 経過措置対象年度の平成十年一月一日前に 渡利益金額の合計額を控除して得た金額に相した超短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲 渡利益金額の合計額から経過措置対象年度に した超短期所有に係る土地の譲渡等に係る譲 4

(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関

第十八条 新令第三十九条の五第十五項 (第三号 条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法 に係る部分に限る。)の規定は、 人税について適用する。 条第四号に定める日以後に行う新法第六十五 法人が附則第

2 別勘定について適用し、法人が同日前に旧法第 産については、なお従前の例による。 取得をした旧施策に係る同号の下欄に掲げる資 掲げる資産の譲渡をする場合における同日前に 第六十五条の七第一項の表の第十二号の上欄に 第一項の特別勘定並びに法人が同日以後に新法 産及びこれらの資産に係る旧法第六十五条の八 以後に取得をする旧施策に係る同欄に掲げる資 う。) に係る同号の下欄に掲げる資産又は同日 る施策(以下この項において「旧施策」とい 得をした旧令第三十九条の七第十一項に規定す げる資産の譲渡をした場合における同日前に取 六十五条の七第一項の表の第十二号の上欄に掲 当該資産に係る新法第六十五条の八第一項の特 に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び おいて「新施策」という。)に係る同号の下欄 九条の七第九項に規定する施策(以下この項に げる資産の譲渡をして、同日以後に新令第三十 六十五条の七第一項の表の第十二号の上欄に掲 都市再開発法等改正法の施行の日以後に新法第 新令第三十九条の七第九項の規定は、法人が 6 5

行日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をす 第十四号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、 施行日以後に新法第六十五条の七第一項の表の る場合の当該資産及び当該資産に係る新法第六 (第二号に係る部分に限る。) の規定は、法人が 新令第三十九条の七第十一項及び第十二項 施 第十九条 新令第三十九条の十五第一項、第二項 及び第七項の規定は、

資産については、なお従前の例による。 日以後に新法第六十五条の七第一項の表の第十 ける施行日前に取得をした同号の下欄に掲げる 四号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合にお 場合における施行日前に取得をした同号の下欄 表の第十四号の上欄に掲げる資産の譲渡をした 法人が施行日前に旧法第六十五条の七第一項の 十五条の八第一項の特別勘定並びに法人が施行 に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧法第六 に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄 十五条の八第一項の特別勘定について適用し、

号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合におけ以後に新法第六十五条の七第一項の表の第十四 用し、法人が同日前に旧法第六十五条の七第一法第六十五条の八第一項の特別勘定について適 得をする場合の当該資産及び当該資産に係る新 項の表の第十四号の上欄に掲げる資産の譲渡を 四号に定める日以後に新法第六十五条の七第一 る同日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産 十五条の八第一項の特別勘定並びに法人が同日 欄に掲げる資産又は同日以後に取得をする同欄 項の表の第十四号の上欄に掲げる資産の譲渡を 部分に限る。)の規定は、法人が附則第一条第 に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧法第六 した場合における同日前に取得をした同号の下 して、同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取 新令第三十九条の七第十二項(第三号に係る 3 4

該当するものを除く。)に係る新令第三十九条第一項の表の第二十二号の下欄に掲げる資産に 資産については、同日)」とする。 をした新法第六十五条の七第一項の表の第二十 中「翌日」とあるのは、「翌日(平成十年四月 の七第二十九項の規定の適用については、同項 二号の下欄に掲げる資産(旧法第六十五条の七 については、なお従前の例による。 一日前に終了した事業年度において取得をした 法人の施行日前に取得又は建設若しくは製作

号の上欄に掲げる資産に該当するものを除く。) 適用については、同項中「開始の日」とあるの に係る新令第三十九条の七第三十九項の規定の 産(旧法第六十五条の七第一項の表の第二十二 の七第一項の表の第二十二号の上欄に掲げる資 は、同日)」とする。 た事業年度において譲渡をした資産について は、「開始の日(平成十年四月一日前に終了し 法人の施行日前に譲渡をした新法第六十五条

例に関する経過措置)

税の特例に関する経過措置) (内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課

同条第一項に規定する特

する負担金について適用する。

定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年 計算については、なお従前の例による。 等の施行日前に終了した事業年度の旧法第六十 度の新法第六十六条の六第一項に規定する未処 六条の六第一項に規定する未処分所得の金額の 十九条の十五第一項に規定する特定外国子会社 分所得の金額の計算について適用し、旧令第三

に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終2 新令第三十九条の十六第二項の規定は、同項 年度に係る旧法第六十六条の六第一項に規定す る特定外国子会社等の施行日前に終了した事業 る課税対象留保金額の計算については、 適用し、旧令第三十九条の十六第二項に規定す 項に規定する課税対象留保金額の計算について 前の例による。 了する事業年度に係る新法第六十六条の六第一 なお従

第六十六条の八第一項に規定する外国関係会社 じた同項第四号に掲げる事実については、なお 項に規定する外国関係会社につき施行日前に生 事実について適用し、旧法第六十六条の八第一 につき施行日以後に生ずる同項第四号に掲げる 従前の例による。 新令第三十九条の十六第三項の規定は、新法

該各号に掲げる金額の計算について適用し、旧度に係る当該事実に限る。)が生ずる場合の当 第六十六条の八第一項に規定する特定外国子会 計算については、なお従前の例による。 じた場合を含む。) の当該各号に掲げる金額の が生じた場合(同項第一号に掲げる事実にあっ 会社等につき施行日前に同項各号に掲げる事実 法第六十六条の八第一項に規定する特定外国子 定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年(同項第一号に掲げる事実にあっては、当該特 社等につき施行日以後に同項各号に掲げる事実 (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特 ては、当該特定外国子会社等の施行日前に終了 した事業年度に係る当該事実が施行日以後に生 新令第三十九条の十九第二項の規定は、新法

2 第二十条 法人が施行日前に支出した旧令第三十 る業務に係る基金に充てるための負担金につい九条の二十二第三項第六号及び第十三号に掲げ 定は、法人が附則第一条第六号に定める日以後 ては、なお従前の例による。 に支出する新法第六十六条の十一 新令第三十九条の二十二第三項第十八号の規 第一項に規定

第二十一条

2 前の例による。

3 なお従前の例による。 権の移転の登記に係る登録免許税については、 項第三号に掲げる事業の用に供する土地の所有 資金の貸付けを受けて行う旧令第四十三条第一

の一部改正に伴う経過措置) (租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

第二十三条 法人の施行日前に開始した事業年度 異常危険準備金の積立てに係る所得の金額の計 の旧法第五十七条の六第一項の地震保険に係る

## 附則 一五号) (平成一〇年三月三一日政令第一

(施行期日)

1 る。 この政令は、平成十年四月一日から施 行す

附 八四号 則 (平成一〇年五月二七日政令第一

日

第一条 この政令は、 (中小企業者の機械の特別償却に関する経過措 (平成十年六月二十二日) から施行する (施行期日) この政令は、金融監督庁設置法の施 九三号) 則 (平成一〇年五月二九日政令第一 公布の日から施行する。

第二条 平成十年分所得税の特別減税のための 法律(平成十年法律第八十四号。次条において 時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する 条第二項に規定する政令で定める機械及び装置 「租税特別措置法等改正法」という。)附則第五

(登録免許税の特例に関する経過措置)

転の登記に係る登録免許税については、なお 第七十三条に規定する住宅用家屋の所有権の移 行日以後に取得する新法第七十三条に規定する 許税について適用し、施行日前に取得した旧 住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録免 新令第四十二条第三項の規定は、

当権の設定の登記に係る登録免許税について適する漁船についての所有権の保存の登記又は抵 係る登録免許税については、なお従前の例によ 用し、施行日前に新造された旧法第七十九条第 以後に新造される新法第七十九条第一項に規定 一項に規定する漁船についてのこれらの登記に 新令第四十二条の九第二項の規定は、 施 行日

施行日前に旧法第八十三条第一項に規定する

算については、なお従前の例による。

(中小企業者等の機械の特別償却に関する経過 定する大蔵省令で定める機械及び装置とする。 いて「新令」という。)第六条の六第一項に規 改正後の租税特別措置法施行令(次条にお

で定める機械及び装置とする。 令第二十八条の十五第一項に規定する大蔵省令 項に規定する政令で定める機械及び装置は、新 附則 租税特別措置法等改正法附則第七条第二 (平成一〇年八月二一日政令第二

る。

### (施行期日) 八〇号) 抄

第一条 この政令は、特定目的会社による特定資 九月一日)から施行する。 産の流動化に関する法律の施行の日(平成十年 附則 (平成一〇年八月二六日政令第二

## 第一条 この政令は、国土利用計画法の一部を改 (施行期日) 八四号)

の日(平成十年九月一日)から施行する。 正する法律(平成十年法律第八十六号)の施行 附 則 〇八号) (平成一○年九月一七日政令第三

料開発事業団法の一部を改正する法律の施行の この政令は、原子力基本法及び動力炉・核燃 (平成十年十月一日) から施行する。 附 則

## 三三六号) (平成一〇年一〇月二一日政令第 抄

(施行期日)

債務等の処理に関する法律の施行の日(平成十第一条 この政令は、日本国有鉄道清算事業団の 年十月二十二日)から施行する。

## 附 則 (平成一〇年一一月二〇日政令第 三六九号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十年十二月一日 行する。 「から施

(租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過

第二十一条 特別措置法施行令(次項において「新租税特別計一条 第十七条の規定による改正後の租税 措置法施行令」という。)第二十五条の八第十 について適用する。 後に発行する当該私募証券投資信託の受益証券 証券に係る部分に限る。)の規定は、施行日以 項(同項に規定する私募証券投資信託の受益

2 規定は、施行日以後に発行する同条に規定する 新租税特別措置法施行令第二十六条の十七の

> ては、 行令第二十六条の十七に規定する公社債につい 十七条の規定による改正前の租税特別措置法施 公社債について適用し、施行日前に発行した第 なお従前の例による。

### 附則 三七二号 (平成一〇年一一月二六日政令第

この政令は、平成十一年四月一日から施行す

### 四一五号) 則 (平成一〇年一二月二四日政令第

月一日)から施行する。 のための雇用管理の改善の促進に関する法律の 一部を改正する法律の施行の日(平成十一年 この政令は、中小企業における労働力の確保

### 号) 附 則 (平成一一年二月一五日政令第1

(施行期日)

第一条 この政令は、新事業創出促進法の施行の 日 (平成十一年二月十六日) から施行する。

#### 附 則 一七号) (平成一一年三月三一日政令第一 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十一年四月一日から施 行する。

#### 二〇号) 附 則 (平成一一年三月三一日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十一年四月一日 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 該各号に定める日から施行する。 目次の改正規定 (「第五章 消費税法等の

特例(第四十五条—第五十三条)」を「/第

十三条) /第六章 利子税の特例(第五十四 五章 消費税法等の特例(第四十五条—第五

二 第五条の六第九項の改正規定、同条第十八 項及び第十八項」を「。 項」に改める部分を除く。)、同項第二号の改 第一号の改正規定(「第十八項」を「第十九 の五)」を削る部分に限る。)、同条第十六項 改正規定、第二十七条の七第十項の改正規 条第二十一項の改正規定、同条第二十二項の 項の改正規定、同条第十九項の改正規定、同 条)/」に改める部分に限る。)及び本則に 正規定及び同条第十五項の改正規定(「。次 止設備が特定農業機械である場合には、百分 定、同条第十八項の改正規定 (「(当該供用廃 一章を加える改正規定 平成十二年一月一日 次項及び第十九項」

> 年法律第百十号)の施行の日 産方式の導入の促進に関する法律(平成十一 に改める部分を除く。) 持続性の高い農業生

三 第五条の九第一項の改正規定、同条第二項 関する法律(平成十一年法律第百十二号)の畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に 項の改正規定、第二十八条第一項の改正規 の各号に」に改める部分に限る。)、同条第三 の改正規定(「次に」を「前項第二号及び次 定、同条第二項の改正規定(「次に」を「前 施行の日

兀 の改正規定並びに第四十五条の三第一項の改六 第四十五条の二第一項、第二項及び第四項 Ŧi. る。)、第二十七条及び第三十八条の規定 平項、第十六項及び第十七項の改正規定に限 成十一年五月一日 正規定並びに附則第二十五条(附則第十四 (平成十一年法律第百二十五号) の施行の日る改正規定 商法等の一部を改正する法律 規定及び第三十九条の三十の次に一条を加え 七十六号)附則第一条ただし書に規定する日 第二十五条の十二の次に一条を加える改正 第二十五条の十五に一項を加える改正規 都市基盤整備公団法(平成十一年法律第

t 一日 附則第二十三条の規定 平成十一年七月

第二条 改正後の租税特別措置法施行令 (以下 得税について適用し、平成十年分以前の所得税 があるものを除くほか、平成十一年分以後の所 については、なお従前の例による。 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め (転職者等の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用 (所得税の特例に関する経過措置の原則)

下この条において同じ。) は、この政令の施行二条の三十一において準用する場合を含む。以第三条 新令第二条の二十第二項の規定(新令第 二条の三十一において準用する場合を含む。 る新令第二条の二十第二項に規定する新契約に 申告書等に関する経過措置) 「旧令」という。)第二条の二十第二項(旧令第 産形成年金貯蓄について適用し、施行日前に締 基づく同項に規定する財産形成住宅貯蓄又は財 の日(以下「施行日」という。)以後に締結す 結した改正前の租税特別措置法施行令(以下 以

は、なお従前の別ここう。
形成住宅貯蓄又は財産形成年金貯蓄について
形成住宅貯蓄又は財産形成年金貯蓄に対定する財産 は、なお従前の例による。 下この条において同じ。)に規定する新契約に

第四条 新令第五条の六第四項及び第十四項の規 第一条の規定による改正前の租税特別措置法 日前に取得若しくは製作又は賃借をした改正法事業基盤強化設備について適用し、個人が施行 条の規定による改正後の租税特別措置法(以下 年法律第九号。以下「改正法」という。)第一 震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例は賃借をする租税特別措置法及び阪神・淡路大 定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又 却又は所得税額の特別控除に関する経過措置) の例による。 定する事業基盤強化設備については、 定する事業基盤強化設備については、なお従前(以下「旧法」という。)第十条の四第一項に規 に関する法律の一部を改正する法律(平成十 (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別 新法」という。)第十条の四第一項に規定する

(個人の減価償却に関する経過措置)

2 第五条 新令第五条の九第一項から第三項までの の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産につ条において同じ。)をする新法第十一条第一項 て適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産につい行日以後に取得等をする新法第十一条第一項の 価償却資産については、なお従前の例による。 第十一条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減 用の促進に関する法律の施行の日以後に取得等 規定(同条第一項第二号に係る部分に限る。) いて適用し、個人が同日前に取得等をした旧 (取得又は製作若しくは建設をいう。以下この は、個人が家畜排せつ物の管理の適正化及び利 新令第五条の九第十一項の規定は、個人が施

例による。 基本構想に係る旧法第十一条の四第一項に規定 項に規定する変更の承認に係る同項に規定する 用し、施行日前に受けた旧令第五条の十二第一 第一項に規定する特定余暇利用施設について適 項に規定する基本構想に係る新法第十一条の四後に受ける同項に規定する変更の承認に係る同 価償却資産については、なお従前の例による。 第十一条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減 する特定余暇利用施設については、 新令第五条の十二第一項の規定は、施行日 なお従前

4 る重点整備地区の区域の追加に係る変更を含む 施行日前に新令第五条の十二第一項に規定す 承認等に該当するものとみなして、 は、同令第五条の十二第一項に規定する変更の 事項の追加が行われる変更に係る同意に限る。) 規定する財務省令で定めるものの設置に関する 変更により当該追加される区域における同項に に規定する基本構想において、その同意に係る 後の租税特別措置法施行令第五条の十二第一項 令(平成十二年政令第百四十八号)による改正 係る租税特別措置法施行令の一部を改正する政 備法第六条第一項に規定する同意(当該同意に 整備地区の区域の追加承認又は総合保養地域整 該基本構想につき施行日以後最初に受ける重点 地区の区域の追加承認」という。)を受けた当 る承認に限る。以下この項において「重点整備 の設置に関する事項の追加が行われる変更に係 その承認に係る変更により当該追加される区域 条の十二第一項に規定する基本構想において、 備法(昭和六十二年法律第七十一号)第六条第 八十八条の規定による改正前の総合保養地域整 に関する法律(平成十一年法律第八十七号)第 における同項に規定する大蔵省令で定めるもの 項に規定する承認(当該承認に係る新令第五 同項の規定 2

行日以後に取得又は建設をする新法第十一条の 用施設については、なお従前の例による。 旧法第十一条の四第一項に規定する特定余暇利 適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした 四第一項に規定する特定余暇利用施設について 新令第五条の十二第二項の規定は、個人が施

同条第一項、第二項及び第四項の規定の適用に 年法律第十八号)附則第二条の規定による廃止 あるのは「中小企業経営革新支援法(平成十一 と、「中小企業近代化促進法第四条第一項」と よる廃止前の中小企業近代化促進法施行令」 法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 法施行令」とあるのは「中小企業経営革新支援 ついては、同条第一項中「中小企業近代化促進 施行の日(平成十一年七月二日)以後における 経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)の の効力を有する。この場合において、中小企業 から第四項まで及び第十三項の規定は、なおそ 部分に限る。) に基づく旧令第六条の八第一項 第十三条の二の規定(同条第一項第一号に係る によりなおその効力を有するものとされる旧法改正法附則第十条第九項又は第十一項の規定 (平成十一年政令第二百二号) 第一条の規定に 第八条 2 が施行日以後に行う新法第三十一条の二第一

進法第四条第一項」とあるのは「中小企業経営 促進法」と、同条第四項中「中小企業近代化促 近代化促進法」とあるのは「旧中小企業近代化 化促進法」と、同条第二項第一号中「中小企業 項」と、「同法」とあるのは「旧中小企業近代 中小企業近代化促進法」という。)第四条第一 第六十四号。以下この項及び次項において「旧 前の中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律 (特定の基金に対する負担金等の必要経費算入 小企業近代化促進法第四条第一項」とする。 革新支援法附則第二条の規定による廃止前の中

第六条 個人が施行日前に支出した旧令第十八条 従前の例による。 る基金に充てるための負担金については、なお の三第三項第四号及び第十号に掲げる業務に係 の特例に関する経過措置)

の表の第一号の上欄に掲げる資産の譲渡につい個人が施行日前に行った旧法第三十七条第一項

二第一項に規定する負担金について適用する。 合の課税の特例に関する経過措置) 個人が施行日以後に支出する新法第二十八条の (給与所得者等が住宅資金の貸付けを受けた場 新令第十八条の三第三項第十五号の規定は、 4

第七条 新令第十九条の二第二項の規定は、同項 お従前の例による。 間の末日が施行日前であるものについては、な する期間又は同項に規定する支払利息の計算期 条の二第二項に規定する利息の計算期間に相当 経済的利益で当該経済的利益に係る旧令第十九 益に係る同項に規定する利息の計算期間に相当 受けた場合における経済的利益で当該経済的利 金の貸付けを無利息又は低い金利による利息で に規定する給与所得者等(以下この条において 又は低い金利による利息で受けた場合における 間の末日が施行日以後であるものについて適用 する期間又は同項に規定する支払利息の計算期 「給与所得者等」という。)が同項に規定する資 給与所得者等が当該資金の貸付けを無利息 5

うべきものに充てるため支払を受ける同項に規 者等が同項に規定する利子で施行日以後に支払 第五項に規定する支払を受けた金額について のに充てるため支払を受けた旧令第十九条の二 所得者等が当該利子で施行日前に支払うべきも 定する支払を受けた金額について適用し、給与 新令第十九条の二第五項の規定は、給与所得

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

新令第二十条の二第六項の規定は、

個人 項

二条第二十三項に規定する投資主(以下この

において「規約」という。)において、同法第 第六十七条第一項に規定する規約(以下この号

において「投資主」という。)の請求により

ことを目的として設立されたもののうち、同法

価証券以外のものに対する投資として運用する

人」という。)でその有する資産を主として有

2 る譲渡について適用し、 は、なお従前の例による。 宅地等のための譲渡に該当する譲渡について た旧法第三十一条の二第一項に規定する優良住 に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当す 新令第二十二条の八第二十九項の規定は、 個人が施行日前に行っ

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等

3 号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用し、 日以後に行う新法第三十七条第一項の表の第一 前の例による。 人が施行日以後に行う新法第三十四条の二第一 項に規定する土地等の譲渡については、なお従 項に規定する土地等の譲渡について適用し、 人が施行日前に行った旧法第三十四条の二第一 新令第二十五条第八項の規定は、個人が施行

個

の譲渡については、なお従前の例による。 条第一項の表の第二十二号の上欄に掲げる資産 第二十二号の上欄に掲げる資産の譲渡について 施行日以後に行う新法第三十七条第一項の表の新令第二十五条第二十六項の規定は、個人が ては、なお従前の例による。 適用し、個人が施行日前に行った旧法第三十七

の効力を有する。欄のイに係る部分に限る。)の規定は、 条、第三十七条の三及び第三十七条の四の規定 その効力を有するものとされる旧法第三十七 で(旧法第三十七条第一項の表の第十九号の上 に基づく旧令第二十五条から第二十五条の三ま 改正法附則第十四条第六項の規定によりなお なおそ

課税に関する経過措置) (上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択

第九条 改正法附則第十五条第二項の規定により 三十七条の十一第一項」と、「証券投資信託及 なおその効力を有するものとされる旧法第三十 ものとされる改正法第一条の規定による改正前 五条第二項の規定によりなおその効力を有する 律第九号。以下「改正法」という。)附則第十 する法律の一部を改正する法律(平成十一年法 の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関 るのは「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災 有する。この場合において、旧令第二十五条の 及び第二十五条の十の規定は、なおその効力を 七条の十一の規定に基づく旧令第二十五条の九 び証券投資法人に関する法律第二条第十三項」 の租税特別措置法(以下「旧法」という。) |第一項中「法第三十七条の十一第一項」とあ

> する投資法人(以下この号において「投資法び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定 し」という。) に該当する株式の募集又は売出及び第四号において「有価証券の募集又は売出 取引法第二条第三項又は第四項に規定する有価 う。) に際し取得した株式」とあるのは「証券 四項に規定する有価証券の募集又は有価証券の 務省令」と、「大蔵大臣」とあるのは「内閣総 げる株式(協同組織金融機関の優先出資に関す 効力を有するものとされる旧法第三十七条の十 二十八号)附則第七条第一項の規定によりなお 等の一部を改正する法律(平成十三年法律第百 等の一部を改正する法律(平成十四年法律第十 証券の募集又は有価証券の売出し(以下この号 売出しに該当する株式の募集又は売出しをい 理大臣」と、「証券取引法第二条第三項又は第 優先出資を含む。第二号において同じ。)若し る法律(平成五年法律第四十四号)に規定する 正法附則第十五条第二項の規定によりなおその 新法第三十七条の十第三項」と、同条第二項中 三十七条の十第三項」とあるのは「平成十四年 従前の例によることとされた転換社債」と、 のをいう。)若しくは店頭売買転換社債(商法 関する資料を公開するものとして指定をしたも 付社債で、 十七条の十第三項第三号に規定する新株予約権 五号)第一条の規定による改正後の租税特別措 転換社債型新株予約権付社債(租税特別措置法 頭売買転換社債(転換社債」とあるのは「店頭 で」とあるのは 律第二条第二十一項」と、「次項から第四 とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法 しをいう。)に際し取得した株式、投資信託 くは投資口」と、「大蔵省令」とあるのは「財 し、かつ、当該新株予約権付社債の発行法人に 置法(以下「平成十四年新法」という。)第三 「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、「法第 い、その店頭売買につき、その売買値段を発表 一第一項」と、「掲げる株式」とあるのは「掲 法第三十七条の十一第一項」とあるのは「改 証券業協会が、その定める規則に従 「第三項及び第四項」と、「店

該上場に関する規則に従つて行われる未公開株れる場合において、当該証券取引所の定める当 投資口の募集又は売出しをいう。) に際し取得 又は売出しに該当する未公開株式等投資法人の 式等投資法人の投資口の公開(有価証券の募集 理大臣への届出がなされて証券取引所に上場さ 証券取引法第百十条第一項の規定により内閣総 られているものの投資口(以下この号において 定める割合を百分の五十以上とすることが定め 口に掲げるものの価額の割合として財務省令で 額のうちに占める同号イに掲げるもの及び同号 割合を百分の七十以上とすること並びに当該価 げるものの価額の割合として財務省令で定める 五号)による改正後の租税特別措置法施行令第 令の一部を改正する政令(平成十四年政令第百 資産の総額のうちに占める租税特別措置法施行 その規約に、投資主の請求により投資口の払戻 投資口の募集又は売出しをいう。)に際し取得 の募集又は売出しに該当する不動産投資法人のれる不動産投資法人の投資口の公開(有価証券 所の定める当該上場に関する規則に従つて行わ 引所に上場される場合において、当該証券取引 により内閣総理大臣への届出がなされて証券取 という。)が証券取引法第百十条第一項の規定 下この号において「不動産投資法人の投資口」 七十五以上に定められているものの投資口(以額の割合として財務省令で定める割合が百分のに限る。)をいう。第四号において同じ。)の価 定めた同条第十六号に規定する契約に係るもの 第十号までに掲げる資産のみに運用することを の持分(その出資された財産を同条第八号から ものに限る。) 及び同条第十六号に掲げる出資 げる地上権、同条第十五号に掲げる信託の受益 九号に掲げる不動産の賃借権、同条第十号に掲 八十号)第三条第八号に掲げる不動産、同条第 のうちに占める不動産等(投資信託及び投資法 旨が記載又は記録され、かつ、その資産の総額 条第二十一項に規定する投資口(以下この号に 第三十七条の十第三項第五号」とあるのは した未公開株式等投資法人の投資口」と、 した不動産投資法人の投資口又は投資法人で、 「未公開株式等投資法人の投資口」という。) が 人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百 一十五条の八第十四項第四号イからハまでに掲 しをしない旨が記載又は記録され、かつ、その いて「投資口」という。)の払戻しをしない (同号ニ又はホに掲げる資産のみを信託する 坖 第六項中「法第三十七条の十一第一項」とある

あるのは「改正法附則第十五条第二項の規定に同条第四項中「法第三十七条の十一第一項」と 第一号」とあるのは「改正法附則第十五条第二と、同条第三項中「法第三十七条の十一第四項 証券」という。)が証券取引法第百十条第一項(以下この号において「不動産投資信託の受益 条第二項の規定によりなおその効力を有するも の十一第一項」とあるのは「改正法附則第十五 証券の公開」と、同条第五項中「法第三十七条 募集若しくは売出し又は不動産投資信託の受益 未公開株式等投資法人の投資口の公開、株式の る不動産投資信託の受益証券の公開」と、 の募集若しくは売出し又は同項第四号に規定す は売出し」とあるのは「若しくは不動産投資法 と、「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、 のは「平成十四年新法第三十七条の十第二項」 証券」と、「法第三十七条の十第二項」とある とあるのは「規定する特定株式投資信託の受益 三十七条の十一第一項」と、「掲げる受益証券」 よりなおその効力を有するものとされる旧法第 れる旧法第三十七条の十一第四項第一号」と、 項の規定によりなおその効力を有するものとさ 投資信託の受益証券の募集又は売出しをいう。) 券取引所の定める当該上場に関する規則に従つ の規定により内閣総理大臣への届出がなされて の信託財産の総額のうちに占める不動産等の価 益証券の解約をしない旨が記載され、かつ、そ る投資信託約款において、信託契約期間中に受 第一項若しくは第四十九条の四第一項に規定す 投資信託及び投資法人に関する法律第二十六条 は同号に規定する非公社債等投資信託のうち、 と、「の受益証券」とあるのは「の受益証券又 成十四年新法第三十七条の十第三項第五号」 「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、同条 のとされる旧法第三十七条の十一第一項」と、 しくは不動産投資法人の投資口の公開若しくは は株式の募集若しくは売出し」とあるのは 人の投資口の公開、同項第三号に規定する株式人の投資口の公開若しくは未公開株式等投資法 「又は同項第三号に規定する株式の募集若しく に際し取得した不動産投資信託の受益証券」 (有価証券の募集又は売出しに該当する不動産 て行われる不動産投資信託の受益証券の公開 証券取引所に上場される場合において、当該証 七十五以上に定められているものの受益証券 額の割合として財務省令で定める割合が百分の 若 乊又 2

あるのは「改正法附則第十五条第二項の規定に 同条第二項中「法第三十七条の十一第二項」と と、「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、 ものとされる旧法第三十七条の十一第二項」 五条第二項の規定によりなおその効力を有する 条の十一第二項」とあるのは「改正法附則第十 と、旧令第二十五条の十第一項中「法第三十七 項」と、「大蔵省令」とあるのは「財務省令」 するものとされる旧法第三十七条の十一第一 第十五条第二項の規定によりなおその効力を有 なおその効力を有するものとされる旧法第三十 三十七条の十一第二項」とする。 よりなおその効力を有するものとされる旧法第 七条の十一第一項」と、同条第八項中「法第三 -七条の十一第一項」とあるのは「改正法附則 は「改正法附則第十五条第二項の規定により

第十条 居住者が平成十年十二月三十一日以前に 家屋又は既存住宅のうち次に掲げる家屋のいずの者の居住の用に供した同項に規定する居住用 新法第四十一条第一項の定めるところによりそ れかに該当するものは、同項に規定する居住用 家屋又は既存住宅に該当しないものとみなし 控除に関する経過措置) (住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別

該当するもの 屋又は既存住宅であって、次に掲げる家屋に 新法第四十一条第一項に規定する居住用家

同項の規定を適用する。

トルを超えるもの 一棟の家屋で床面積が二百四十平方メー

区分所有する場合には、その者の区分所有 することができるものにつきその各部分を 個の部分を独立して住居その他の用途に供 を超えるもの する部分の床面積が二百四十平方メート 一棟の家屋で、その構造上区分された数

であって、次に掲げる建物に該当するもの イ ロに規定する耐火建築物以外の建物で、 (前号に掲げる家屋に該当するものを除く。) 以前十五年前に建築されたもの 新法第四十一条第一項に規定する既存住宅 定する取得の日をいう。 ロにおいて同じ。) その取得の日(新法第四十一条第一項に規

に建築されたもの 耐火建築物で、その取得の日以前二十年前 新令第二十六条第二項第三号に規定する

第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しく

居住者が平成十年十二月三十一日以前に新法

ろによりその者の居住の用に供した場合におけ る新令第二十六条第五項、第八項、第十一項、 築等に係る部分に限る。) を同項の定めるとこ は既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改 第十四項、第十七項及び第二十一項並びに第二 十六条の二第三項の規定の適用については、 に定めるところによる。 次

借入金等」という。)」とする。 とあるのは「法第四十一条第一項に規定する 三号に」と、同項第一号中「住宅借入金等」 家屋及び当該土地等)」とあるのは「既存住 住宅借入金等(以下次条までにおいて「住宅 宅」と、「次に」とあるのは「第一号又は第 住宅借入金等が含まれる場合には、これらの 家屋の敷地の用に供する土地等の取得に係る いて「住宅借入金等」という。)にこれらの に規定する住宅借入金等(以下次条までにお 新令第二十六条第五項中「既存住宅(同

用家屋又は当該既存住宅の敷地の用に供されにした当該宅地建物取引業者からの当該居住 新築の工事の着工の日後にされたものに限 等の取得を含む。)」とあるのは「取得」と、 の取得とともにする当該家屋の敷地の用に供 ていた土地等の取得を含む。)」とあるの るものについては、当該借入金の受領が同号 ニ」と、「借入金(前号ロに掲げる資金に係 からニまで」とあるのは「前号イ、ハ又は あるのは「場合」と、同項第五号中「前号イ ていた土地等の取得をした場合を含む。)」と 屋とともにこれらの家屋の敷地の用に供され は「資金」と、同号ハ中「場合(これらの家 る。)」とあるのは「借入金」と、同号イ中 るものについては、当該借入金の受領がロ はニに」と、「借入金(ロに掲げる資金に係 同項第四号中「次に」とあるのは「イ、ハ又 該居住用家屋の敷地の用に供されていた土地 と、「取得(当該居住用家屋の取得とともに 土地等の譲渡を含む。)」とあるのは「譲渡」 もにする当該家屋の敷地の用に供されていた は「取得」と、「譲渡(当該家屋の譲渡とと されていた土地等の取得を含む。)」とあるの 該居住用家屋又は当該既存住宅の取得ととも 「資金(ロに掲げる資金を除く。)」とあるの 「取得」と、同項第三号中「取得(当該家屋 した当該居住用家屋の譲渡をした者からの当 新令第二十六条第八項第二号中「取得 0)

供されていた土地等の取得を含む。)」とある るのは「、第一号又は第二号に」と、同項第 限る。)」とあるのは「借入金」とする。 む。)」とあるのは「当該居住用家屋」とす 住用家屋の敷地の用に供される土地等を含 のは「取得」と、「当該居住用家屋(当該居 掲げる者からの当該居住用家屋の敷地の用に 地の用に供される土地等を含む。)」とあるの と、「当該居住用家屋(当該居住用家屋の敷 土地等の取得を含む。)」とあるのは「取得」 の当該居住用家屋の敷地の用に供されていた にした当該事業主団体又は福利厚生会社から 新令第二十六条第十一項中「、次に」とあ 号中「取得(当該居住用家屋の取得ととも (当該居住用家屋の取得とともにした当該 「当該居住用家屋」と、同項第二号中「取 4

ロの新築の工事の着工の日後にされたものに

五 新令第二十六条第十七項中「次に」とある はされていた土地等の取得を含む。)」 家屋の敷地の用に供される土地等を含む。)」 家屋の敷地の用に供される土地等を含む。)」 とあるのは「居住用家屋(当該居住用 では「取得」と、「居住用家屋(当該居住用 では「取得」と、「居住用家屋(当該居住用 では「取得」ともにした当該既存住宅の譲 では、のは「居住用家屋」とする。

項第五号中「場合(これらの家屋とともにこのは「第一号、第五号又は第六号に」と、同

れらの家屋の敷地の用に供されていた土地等

地の用に供する土地等」とあるのは「又は既地の用に供する土地等」とあるのは「又は既存住宅(これた条の二第二項に規定する基準利率(次号において「基準利率」と、同項第二号中「基準利率」とあるのは「年三パーセントの利率」と、同項第三号中「若しくは既存住宅(これらの家屋の敷地の用に供されていた土地等を含む。)又は同項に規定する居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等を含む。)又は同項に規定する居住用家屋の敷地の用に供する土地等」とあるのは「又は既存住用家屋の敷地の用に供する土地等」とあるのは「又は既存に関係を含む。)」とあるのは「又は既かる場合を含む。)とあるのは「又は既かる場合を含む。)とあるのは「又は既かる場合を含む。)とあるのは「又は既かる場合を含む。)とあるのは「又は既かる場合を含む。)とあるのは「又は既かる場合を含む。)とあるのは「又は既かる場合を含む。)とあるのは「又は既かる。」とあるのは「又は既かる場合を含む。)とあるのは「又は既かる。」とあるのは「又は既かる。」とあるのは「以来が、またいる。」とあるのは「又は既かる。」という。

存住宅」とする。

されている土地(土地の上に存する権利を含されている土地(土地の上に存することができた。以下この項において「土地等」という。)とともに取得し、かつ、当該居住用家屋又は既存住宅を平成十年十二月三十一日以前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した地等を一の契約により同一の者から譲り受けた地等を一の契約により同一の者から譲り受けた地等を一の契約により同一の者から譲りで対価の額がこれらの資産ごとに区分されていないことでがいる土地(土地の上に存する権利を含め、以下この項において「土地等」という。)とともに取得し、かつ、当該居住用家屋又は既存住宅を乗じて計算した金額を、当該居住用家屋又は既存住宅の取得の対価の額とすることができた。以下この項において「土地等」という。)

と当該他の住宅借入金等の金額ごとに次の各号 る他の住宅取得等(以下この項において「他の 項に規定する特例適用年(その特例適用年が平 金等特別税額控除額は、五十万円とする。 当該特例適用年における同条第二項の住宅借入 る金額(当該金額に百円未満の端数があるとき の規定によりそれぞれ計算した当該各号に掲げ 該区分をした当該特例適用住宅借入金等の金額 宅借入金等」という。)の金額とに区分し、当 の住宅借入金等(以下この項において「他の住 の金額」という。)と同条第三項に規定する他 (以下この項において「特例適用住宅借入金等 第三項に規定する特例適用住宅借入金等の金額 住宅借入金等の金額につき改正法附則第十八条 なくなった日)における同条第一項に規定する 死亡し、又はその居住の用に供することができ 第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅 定めるところにより計算した金額は、同条第二 は、これを切り捨てる。)の合計額とする。た に供することができなくなった場合には、その 又は増改築等をした家屋が災害により居住の用 住宅取得等」という。)をした新法第四十一条 する住宅の取得等若しくは同条第三項に規定す (その者が死亡した場合又は同条第二項に規定 成十六年である場合に限る。以下この項におい て「特例適用年」という。)の十二月三十一日 改正法附則第十八条第三項に規定する政令で 当該合計額が五十万円を超えるときは、 3 2

て計算した金額 正法附則第十八条第二項第二号の規定に準じ 正法附則第十八条第二項第二号の規定に準じ 当該特例適用住宅借入金等の金額につき改

| こっ、こは、司を第十項及び第十一項の規定の適用を受けた場合における同条第十項及び第十一項の規定の適用を受けた場合における同条第十項及び第十一項の規定の適用を受けた場合における同条第二項の規定により新法をとした居住年に係る他の住宅取得等に係る他のした居住年に係る他の住宅取得等に係る他の住宅財調第十八条第二項の規定により新法をという。) ごとに区分し、当該区分をした居住年に係る他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額ごとにそれぞれ同条第二項を表しておいる同条第二項の規定の適用を受けた金額であるの。 これの自然を表していては、司を第十項及び第十一項の規定の適用を受けたうとする場合では、司を第十項及び第十一項の規定の適用を受けたうとする場合では、司を第十項及び第十一項の規定の適用を受けたうとする場合では、司を第十項及び第十一項の規定の適用を受けたうとなる。

失の繰越控除に関する経過措置) (特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損

第十一条 新令第二十六条の七第六項の規定は、第十一条 新令第二十六条の七第六項の規定する譲渡資産の特定譲渡をする場合について適用し、個人が同日前に旧法第四十一条の五第三項第一号に規定する譲渡資産の特定に旧法第四十一条の五第三項第一号に規定する譲渡資産の特定はが、場合については、

控除等に関する経過措置)

は前の例による。 従前の例による。 を清していては、なお できない金額の還付については、なお は行り前に発行された旧法第四十一条の十二 の還付については、なお従前の例による。 の還付については、なお従前の例による。 の還付については、なお従前の例による。 の還付については、なお従前の例による。

第十三条 新令第三章の規定は、別段の定めがあ(法人税の特例に関する経過措置の原則)

るものを除くほか、法人(法人税法

(昭和四十

はいいでは、なおには、これでは、 「本学」というでは、なお従前の例による。 は大人税については、なお従前の例による。 する平成 用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の する平成 用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の は大税については、なお従前の例による。 は大税については、なお従前の例による。 は大税については、なお従前の例による。 は大税については、なお従前の例による。 は大の施行日前に開始した事業年度分の について適 にのが行り、の施行日

で第十三項の規定は、法人が施行日以後に取得 で第十三項の規定は、法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の 付による。

置) した場合の法人税額の特別控除に関する経過措 (自由貿易地域等において工業用機械等を取得

第十六条 新令第二十八条第一項から第三項まで 第十六条 新令第二十八条第一項から第三項まで の規定 (同条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産に ついて適用し、法人が同日前に取得等をした旧項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産に ついて適用し、法人が同日前に取得等をした旧 ないて適用し、法人が同日前に取得等をした 取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において適用し、法人が同日前に取得等をした旧 なぶ価償却資産については、なお従前の例による。

施行日以後に取得等をする新法第四十三条の二 新令第二十八条の二第一項の規定は、法人が

従前の例による。 二第一項に規定する研究施設については、なお人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条の 第一項に規定する研究施設について適用し、法

4 項に規定する特定余暇利用施設については、 定する基本構想に係る旧法第四十四条の五第一 て適用し、施行日前に受けた旧令第二十八条の の五第一項に規定する特定余暇利用施設につい 同項に規定する基本構想に係る新法第四十四条 以後に受ける同項に規定する変更の承認に係る 新令第二十八条の八第一項の規定は、施行日 第一項に規定する変更の承認に係る同項に規 、 な 9 8

等に該当するものとみなして、同項の規定を適 等に関する法律第八十八条の規定による改正前 令第二十八条の八第一項に規定する変更の承認 加が行われる変更に係る同意に限る。)は、同財務省令で定めるものの設置に関する事項の追 り当該追加される区域における同項に規定する る基本構想において、その同意に係る変更によ 別措置法施行令第二十八条の八第一項に規定す 別措置法施行令の一部を改正する政令(平成十 第一項に規定する同意(当該同意に係る租税特 区域の追加承認又は総合保養地域整備法第六条 につき施行日以後最初に受ける重点整備地区のの追加承認」という。) を受けた当該基本構想 る。以下この項において「重点整備地区の区域 る事項の追加が行われる変更に係る承認に限 に規定する大蔵省令で定めるものの設置に関す る変更により当該追加される区域における同項 項に規定する基本構想において、その承認に係 承認(当該承認に係る新令第二十八条の八第一 の総合保養地域整備法第六条第一項に規定する む地方分権の推進を図るための関係法律の整備 する重点整備地区の区域の追加に係る変更を含 二年政令第百四十八号)による改正後の租税特 施行日前に新令第二十八条の八第一項に規定

余暇利用施設については、なお従前の例によ した旧法第四十四条の五第一項に規定する特定 いて適用し、法人が施行日前に取得又は建設を 条の五第一項に規定する特定余暇利用施設につ 施行日以後に取得又は建設をする新法第四十四 新令第二十八条の八第二項の規定は、法人が 10

7 施行日以後に取得等をする新法第四十四条の七 新令第二十八条の十第四項の規定は、法人が

> 中欄に掲げる減価償却資産については、なお従 した旧法第四十四条の七第一項の表の第五号の 産について適用し、法人が施行日前に取得等を 第一項の表の第五号の中欄に掲げる減価償却資

令の整備に関する政令(平成十一年政令第二百「中小企業経営革新支援法の施行に伴う関係政「中小企業近代化促進法施行令」とあるのは第四項の規定の適用については、同条第一項中 が施行日以後に取得又は建設をする新法第四十新令第二十八条の十五第六項の規定は、法人 とする。 係る部分に限る。)に基づく旧令第二十九条第 る旧法第四十六条の規定(同条第一項第一号に 医療用建物については、なお従前の例による。 廃止前の中小企業近代化促進法第四条第一項」 業近代化促進法第四条第一項」とあるのは「中 企業近代化促進法」と、同条第四項中「中小企 第四条第一項」と、「同法」とあるのは「旧中 おいて「旧中小企業近代化促進法」という。) 代化促進法施行令(昭和三十八年政令第三百三二号)第一条の規定による廃止前の中小企業近 月二日)以後における同条第一項、第二項及び 企業経営革新支援法の施行の日(平成十一年七 おその効力を有する。この場合において、中小 の規定によりなおその効力を有するものとされ した旧法第四十五条の二第三項に規定する特定 いて適用し、法人が施行日前に取得又は建設を 五条の二第三項に規定する特定医療用建物につ 小企業経営革新支援法附則第二条の規定による 「中小企業近代化促進法」とあるのは「旧中小 小企業近代化促進法」と、同条第二項第一号中 十八年法律第六十四号。以下この項及び次項に (平成十一年法律第十八号) 附則第二条の規定 十七号)」と、「中小企業近代化促進法第四条第 一項から第四項まで及び第十三項の規定は、な による廃止前の中小企業近代化促進法(昭和三 一項」とあるのは「中小企業経営革新支援法 改正法附則第二十六条第十二項又は第十四項 2 3

従前の例による 規定する植林費を支出する場合について適用 定する植林費を支出した場合については、 は、法人が施行日以後に新法第五十条第一項に し、法人が施行日前に旧法第五十条第一項に規 新令第二十九条の七第一項及び第三項の規定 なお 3

(法人の準備金に関する経過措置)

第十七条 改正法附則第二十七条第二項の規定に よりなおその効力を有するものとされる旧法第

2 は、「財務省令」とする。 いて、同条第十九項中「大蔵省令」とあるの規定は、なおその効力を有する。この場合にお 五十五条の規定に基づく旧令第三十二条の二の

る。 ものとされる同法第一条の規定による改正前の 関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税 るのは「財務省令」と、同条第七項中「第五十 条の六の規定に基づく旧令第三十二条の七の規 租税特別措置法第五十五条の六第一項に」とす 七条第三項の規定によりなおその効力を有する する法律(平成十一年法律第九号)附則第二十 五条の六第一項に」とあるのは「租税特別措置 定は、なおその効力を有する。この場合におい おその効力を有するものとされる旧法第五十五 て、同条第二項及び第五項中「大蔵省令」とあ

て、同条中「通商産業省令」とあるのは、「経定は、なおその効力を有する。この場合におい条の二の規定に基づく旧令第三十三条の二の規 おその効力を有するものとされる旧法第五十七 済産業省令」とする。 改正法附則第二十七条第六項の規定によりな

する経過措置) (法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関

は、法人が施行日以後に行う新法第六十五条の第十八条 新令第三十九条の五第三十項の規定 る に係る法人税については、なお従前の例によ第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、法人が施行目前に行った旧法 四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税

については、なお従前の例による。 に係る法人税について適用し、法人が施行日前項の表の第二十三号の上欄に掲げる資産の譲渡 に行った旧法第六十五条の七第一項の表の第二 十三号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税 人が施行日以後に行う新法第六十五条の七第一 新令第三十九条の七第二十四項の規定は、法

ら第二十二号までの上欄に掲げる資産の譲渡に での上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税につ 項の表の第一号及び第二十号から第二十二号ま 十五条の七第一項の表の第一号及び第二十号かいて適用し、法人が施行日前に行った旧法第六 係る法人税については、 人が施行日以後に行う新法第六十五条の七第一 新令第三十九条の七第三十六項の規定は、 なお従前の例による。 法

4

改正法附則第二十七条第三項の規定によりな 2

2

第二十二条 改正法附則第三十八条第二項の承認 を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載 の五第四項の規定は、なおその効力を有する。 条の表の第三号の規定に基づく旧令第四十二条 おその効力を有するものとされる旧法第七十七 した申請書を国税庁長官に提出しなければなら (輸入製造たばこの移入に係る承認の申請) 改正法附則第三十七条第二項の規定によりな

承認を受けようとする場所の所在地及び 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称

法律第六十八号) 第十二条第二 申請者に係るたばこ事業法(昭和五十九年 号 (同法第二

る。) の規定は、なおその効力を有する。 項の表の第二十号の上欄のイに係る部分に限 旧令第三十九条の七(旧法第六十五条の七第一 条の七から第六十五条の九までの規定に基づく おその効力を有するものとされる旧法第六十五 改正法附則第二十九条第四項の規定によりな

第十九条 法人が施行日前に支出した旧令第三十 九条の二十二第三項第四号及び第十号に掲げる は、なお従前の例による。 業務に係る基金に充てるための負担金について

例に関する経過措置)

(特定の基金に対する負担金等の損金算入の特

六条の十一第一項に規定する負担金について適 定は、法人が施行日以後に支出する新法第六十 新令第三十九条の二十二第三項第十九号の

(贈与税の特例に関する経過措置)

見らま、平成十一年一月一日以後に贈与(贈与第二十条 新令第四十条の五第二項及び第三項の(則上 私(4十一—) この条において同じ。)により取得した財産に 従前の例による。 り取得した財産に係る贈与税については、 係る贈与税について適用し、同日前に贈与によ 者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。 なお 以下

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第二十一条 新令第四十一条、第四十二条第一項 については、なお従前の例による。 日前に新築をし、又は取得をした住宅用の家屋 取得をする住宅用の家屋について適用し、施行 含む。以下この項において同じ。)をし、又は 二第一項の規定は、施行日以後に新築(増築を 及び第二項(新令第四十二条の二第二項にお て準用する場合を含む。)並びに第四十二条の

四 その也参考となるべき事頁 定する登録年月日及び登録番号 十一条において準用する場合を含む。) に規

| 国党庁長宮は、女E去付川寛三匹|| その他参考となるべき事項

本の数量」とする。 は正法附則第三十九条第二項から第四項まで は正法所則第三号中「航空機燃料の数量」とあ の規定の適用がある場合における航空機燃料税 の規定の適用がある場合における航空機燃料税 の規定の適用がある場合における航空機燃料税 の規定の適用がある場合における航空機燃料税

異なるごとに区分した数量」とする。

置) 料に係る航空機燃料税の特例に関する経過措料に係る航空機燃料税の特例に関する経過措

2 改正法附則第四十条第二項の規定の適用がある場合における航空機燃料税法施行令適用がある場合における航空機燃料税法施行令適用がある場合における航空機燃料税法施行令の場定の適用については、同条第一号及るごとに区分した数量」とする。

## 二二号) 抄附 則 (平成一一年三月三一日政令第

(施行期日)

付 川 (平戈・・平り引ん司及合権・日行する。 第一条 この政令は、平成十一年四月一日から施

# 五号) 抄附 則 (平成一一年四月九日政令第一四

(施行期日)

措置) (租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過第一条 この政令は、公布の日から施行する。

いう。) 前に租税特別措置法(昭和三十二年法第三条 この政令の施行の日(以下「施行日」と

は、なお従前の例による。
は、なお従前の例による。
(地面稅法(平成三年法律第六十九号)第七十一条の四第一項に規定する事業協同組合等が同項第一号に規定する高度という。)第四十条の十四第一項に規定する事業団法施行令(以下「旧中小企業事業団法施行令」という。)第三条第一年に表るで、前条の規定による改正前の中小企業事業団法施行令」という。)第三条第一年で、地価稅法(平成三年法律第六十九号)第二条第一号に規定する土地等(地価稅法(平成三年法律第六十九号)第七十一条の四第一項に規定する事業協同組合等が同項第一号に規定するものの用に供する。

2 施行目前に租税特別措置法第七十八条の三第一項に規定する高度化資金の貸付けを受け、旧租税特別措置法施行令第四十二条の八第二項に規定する事業のうち旧中小企業事業団法施行令第三条第一項第二号に掲げるものの用に供する土地又は建物を取得した場合における当該事業協同組合等から取得する当該土地又は建物を取得した場合における当該事業協同組合等から取得する当該主地又は建物を取得した場合における当該事業協同組合等から取得する当該土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

# 七九号) 附 則 (平成一一年六月一一日政令第一

日)から施行する。 日)から施行する。 日(平成十二年二月一則第一条第二号に定める日(平成十二年二月一

# 〇四号) 抄 別(平成一一年六月二三日政令第二

(施行期日)

第五条 第二十七条の規定による改正後の租税特別措置法施行令(以下この条において「施行日」という。)以後に行う租税特別措置法施行令」という。)第二十二条の八年法律第二十六号)第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施定する土地等の譲渡について適用し、個人が施定する土地等の譲渡について適用し、個人が施定する土地等の譲渡について適用し、個人が施定する土地等の譲渡に力が発出が、個人がこの地では、なお従前の例による。

九項の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法九項の規定に前の租免時別措置法施行合第二十二条の規定の適用については、第二十七条の規定の四第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、法人が施行日以後に行う租税特別措置法第六十五条所し、法人が施行日前に行った同項に規定する上地等の譲渡については、なお従前の例によ土地等の譲渡については、なお従前の例による。

#### 

年六月三十日)から施行する。 (施行期日) から施行する。 この政令は、都市開発資金の貸付けに関係を対して、 の政令は、都市開発資金の貸付けに関係を この政令は、都市開発資金の貸付けに関係を対して、 の政令は、 おお開発資金の貸付けに関

# 一五号) 抄 別(平成一一年六月三〇日政令第二

める日から施行する。
第一条 この政令は、公布の日から施行する。た(施行期日)

施行の日臨時措置法(平成十一年法律第六十三号)の

号)の施行の日改正する法律(平成十一年法律第百二十五)の正規定 商法等の一部を三 第十九条の三の改正規定 商法等の一部を

の特別控除に関する経過措置)(試験研究費の額が増加した場合等の所得税等

R二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下「紹二条 改正後の租税特別措置法施行令に以下「旧令」という。)第五条の三第四項第四月に支出した改正前の租税特別措置法施行令前に支出した改正前の租税特別措置法施行令前に支出した改正前の租税特別措置法施行令がです。)第五条の三第四項第四号に規定する負担金について適用し、個人が施行日規定する負担金について適用し、個人が施行日規定する負担金について適用し、個人が前条第一号に規定する負担金については、なお従前の例による。

の特別控除に関する経過措置) (試験研究費の額が増加した場合等の法人税額

第三条 新令第二十七条の四第二項第四号の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四法人が施行日前に支出した旧令第二十七条の四法人が施行日前に支出した旧令第二十七条の四第二項第四号に規定する負担金について適用し、法人が施行日前に支出した旧令第二十七条の四第二項第四号の規定第三条 新令第二十七条の四第二項第四号の規定

# 五六号) 抄附 則 (平成一一年八月一八日政令第二

(施行期日)

一年十月一日)から施行する。「公団法」という。)の一部の施行の日(平成十二第一条 この政令は、都市基盤整備公団法(以下

措置)(租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過

地は、都市基盤整備公団が造成した団地とみな2 施行日前に住宅・都市整備公団が造成した団

高度テレビジョン放送施設整備促進

して、 の七第五項の規定を適用する。 新令第二十五条第十二項及び第三十九条

## 七二号) (平成一一年九月二〇日政令第二 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 平成十一年十月一日 Iから施

#### 七六号) 附 則 (平成一一年九月二〇日政令第二 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、 (租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過 年十月一日)から施行する。 「法」という。)の一部の施行の日(平成十 雇用・能力開発機構法(以

第四条 個人がこの政令の施行の日(以下「施行 日」という。)前に行った雇用促進事業団に対 渡については、なお従前の例による。 定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲 する租税特別措置法第三十一条の二第一項に規 の譲渡については、なお従前の例による。 六号)第二十八条の四第三項に規定する土地等 する租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十 個人が施行日前に行った雇用促進事業団に対

号) 第二条第八号に規定する人格のない社団等 の三第四項に規定する土地等の譲渡について 促進事業団に対する租税特別措置法第六十二条 を含む。以下同じ。)が施行日前に行った雇用 法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四 なお従前の例による。

る土地等の譲渡については、 する租税特別措置法第六十三条第三項に規定す法人が施行日前に行った雇用促進事業団に対 なお従前の例によ

## 八二号) 則 (平成一一年九月二四日政令第二

この政令は、 平成十一年十月一日から施行す

#### 〇六号) 附 則 (平成一一年九月二九日政令第三 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 平成十一年十月一日 「から施

(租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過

る改正前の租税特別措置法施行令第二十二条第 個人が施行日前に第二十一条の規定によ

> 六号)第三十三条第一項に規定する資産の譲渡 については、 した租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十 一項に規定する法令の規定に基づく収用により なお従前の例による。

## 則 (平成一一年九月二九日政令第三

(施行期日) ——号)

(平成十一年十月一日)から施行する。 (平成十一年法律第百三十一号)の施行の日第一条 この政令は、産業活力再生特別措置法 過措置) (個人の事業革新設備等の特別償却に関する経

第二条 租税特別措置法の一部を改正する法律 得の課税の特例に関する経過措置) する臨時措置法(平成七年法律第六十一号。以る廃止前の特定事業者の事業革新の円滑化に関 という。) 附則第二条第一項の規定によりなお (平成十一年法律第百三十二号。以下「改正法」 法」とあるのは「の旧事業革新法」とする。 定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置 と、「同法」とあるのは「旧事業革新法」と、 とあるのは「産業活力再生特別措置法(平成十 する臨時措置法 (平成七年法律第六十一号)」 臣」と、「特定事業者の事業革新の円滑化に関 条第一項中「大蔵大臣」とあるのは「財務大 なおその効力を有する。この場合において、同 第五条の十一第一項から第三項までの規定は、 税特別措置法施行令(以下「旧令」という。) 第十一条の三第一項の規定に基づく改正前の租 正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。) その効力を有するものとされる改正法による改 (特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所 下この項において「旧事業革新法」という。)」 「大蔵省令」とあるのは「財務省令」と、「の特 一年法律第百三十一号)附則第五条の規定によ

第三条 改正法附則第三条第二項の規定によりな 条から第三十七条の四までの規定に基づく旧令 円滑化に関する臨時措置法 法(平成十一年法律第百三十一号)附則第五条 措置法」とあるのは、「産業活力再生特別措置「特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時 場合において、旧令第二十五条第三十六項中 十七条第一項の表の第十九号に係る部分に限 第二十五条から第二十五条の三まで(旧法第三 おその効力を有するものとされる旧法第三十七 の規定による廃止前の特定事業者の事業革新の 十一号)」とする る。)の規定は、なおその効力を有する。この (平成七年法律第六

#### 附 三七一号) 則 (平成一一年一一月一七日政令第

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十一年十一月十九日か ら施行する。

## 則 (平成一一年一二月二七日政令第

**第一条** この政令は、 抄

(法人の事業革新設備等の特別償却に関する経

第四条 改正法附則第四条第一項の規定によりな 革新の円滑化に関する臨時措置法」とあるのは革新の円滑化に関する臨時措置法」とあるのは業革新法」という。」と、「同法」とあるのは六十一号。以下この項及び次項において「旧事の円滑化に関する臨時措置法(平成七年法律第の円滑化に関する臨時措置法(平成七年法律第 令」とあるのは「財務省令」と、「特定事業者蔵大臣」とあるのは「財務大臣」と、「大蔵省 条の規定による廃止前の特定事業者の事業革新 力を有する。この場合において、同条第一項中七第一項から第四項までの規定は、なおその効 条の四第一項の規定に基づく旧令第二十八条の るのは「旧事業革新法」とする。 の事業革新の円滑化に関する臨時措置法」とあ 置法(平成十一年法律第百三十一号)附則第五 時措置法」とあるのは「、産業活力再生特別措 おその効力を有するものとされる旧法第四十四 「、特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨 「最初に旧事業革新法」と、同条第二項中「大

関する経過措置) (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に

おその効力を有するものとされる旧法第六十五第五条 改正法附則第五条第二項の規定によりな よる廃止前の特定事業者の事業革新の円滑化に 条の七から第六十五条の九までの規定に基づく 十一年法律第百三十一号)附則第五条の規定に とあるのは、「産業活力再生特別措置法(平成 業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法」 項の表の第二十号に係る部分に限る。) の規定 旧令第三十九条の七(旧法第六十五条の七第一 とする。 関する臨時措置法(平成七年法律第六十一号)」 て、旧令第三十九条の七第三十七項中「特定事 なおその効力を有する。この場合におい

抄

(施行期日) 四三一号) 抄

平成十二年三月二十一日

(平成一二年三月一日政令第五二

(施行期日)

ら施行する。 律の一部の施行の日(平成十二年三月二日)かのための中小企業関係法律の一部を改正する法 この政令は、中小企業の事業活動の活性化等

### 号) 抄 則 (平成一二年三月一日政令第五四

(施行期日)

第一条 この政令は、 号)の施行の日(平成十二年三月二日)から施 改正する法律(平成十一年法律第二百二十三 行する。 新事業創出促進法の

## 四 附八号) 則 (平成一二年三月三一日政令第一 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施 三条の規定は、平成十三年一月一日から施 行する。ただし、第三条の改正規定及び附則第

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法施行令 得税について適用し、平成十一年分以前の所得があるものを除くほか、平成十二年分以後の所 税については、なお従前の例による。 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め (以下

(一括登録国債の利子の課税の特例に関する経 過措置)

第三条 新令第三条第十四項の規定は、非居住者 年一月一日前であるものについては、 後であるものについて適用し、同項に規定するでその計算期間の初日が平成十三年一月一日以 五条の二第一項に規定する一括登録国債の利子 又は外国法人が支払を受ける租税特別措置法第 の例による。 一括登録国債の利子でその計算期間の初日が同 なお従前

の特別控除に関する経過措置) (試験研究費の額が増加した場合等の所得税額

第四条 個人がこの政令の施行の日(以下「施 については、なお従前の例による。 の三第四項第六号及び第九号に規定する負担金 措置法施行令(以下「旧令」という。)第五条日」という。)前に支出した改正前の租税特別 日」という。) 前に支出した改正前の租税特

第五条 新令第五条の四第九項の規定は、個人が る経過措置 場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関す (エネルギー需給構造改革推進設備を取得した

施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする

前の租税特別措置法(以下「旧法」という。) 造改革推進設備については、なお従前の例によ 第十条の二第一項に規定するエネルギー需給構 くは建設をした改正法第一条の規定による改正 て適用し、個人が施行日前に取得又は製作若し 定するエネルギー需給構造改革推進設備につい (以下「新法」という。) 第十条の二第一項に規 第一条の規定による改正後の租税特別措置法 十二年法律第十三号。以下「改正法」という。) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成 2 3

(個人の減価償却に関する経過措置)

第六条 新令第五条の九第一項から第三項まで及 第四号の中欄に掲げる減価償却資産について 等をした旧法第十一条第一項の表の第一号及び 却資産について適用し、個人が施行日前に取得 の表の第一号及び第四号の中欄に掲げる減価償 条において同じ。)をする新法第十一条第一項 び第八項の規定は、個人が施行日以後に取得等 (取得又は製作若しくは建設をいう。以下この なお従前の例による。

- 行日以後に取得又は建設をする新法第十一条の 用施設については、なお従前の例による。 旧法第十一条の四第一項に規定する特定余暇利 適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした 四第一項に規定する特定余暇利用施設について 新令第五条の十二第二項の規定は、個人が施
- 3 定する工業用機械等については、なお従前の例行日前に取得等をした旧法第十二条第一項に規 定する工業用機械等について適用し、個人が施 日以後に取得等をする新法第十二条第一項に規 新令第六条の五第二項の規定は、個人が施行
- ては、なお従前の例による。 第十四条第一項に規定する優良賃貸住宅につい 条第一項に規定する優良賃貸住宅について適用 が施行日以後に取得又は新築をする新法第十四 新令第七条第五項及び第六項の規定は、個人 個人が施行日前に取得又は新築をした旧法

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

条の二第三項に規定する確定優良住宅地等予定 て適用し、個人が同日前に行った旧法第三十一 地等予定地のための譲渡に該当する譲渡につい 第三十一条の二第三項に規定する確定優良住宅 個人が平成十二年一月一日以後に行う新法 新令第二十条の二第十五項第四号の規定

地のための譲渡に該当する譲渡については、 な

- 収用等による譲渡について適用する。 日以後に行う新法第三十三条第一項に規定する 新令第二十二条第一項の規定は、個人が施行
- 二第一項に規定する土地等の譲渡については、 なお従前の例による。 の二第一項に規定する土地等の譲渡について適 平成十二年一月一日以後に行う新法第三十四条 新令第二十二条の八第六項の規定は、個人が 個人が同日前に行った旧法第三十四条の
- 4 新令第二十五条第十四項の規定は、個人が施 行日以後に行う新法第三十七条第一項の表の第 九号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用 ついては、なお従前の例による。 一項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡に し、個人が施行日前に行った旧法第三十七条第

控除に関する経過措置) (住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別

第八条 新令第二十六条第八項第六号の規定は、 る。 る債権に係る借入金又は債務について適用す 施行日以後に同号の譲渡がされた同号に規定す

2 項の書面の通知について適用する。 の譲渡がされた同号に掲げる債務に係る新令第 は、施行日以後に新令第二十六条第八項第六号 二十六条の二第一項の書類の交付及び同条第二 新令第二十六条の二第一項及び第二項の規定

第九条 新令第三章の規定は、別段の定めがある ものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年 の特別控除に関する経過措置) 法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格 後に開始する事業年度分の法人税について適用 のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以 (試験研究費の額が増加した場合等の法人税額 人税については、なお従前の例による。 し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法 (法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十条 法人が施行日前に支出した旧令第二十七 条の四第二項第六号及び第九号に規定する負担 金については、なお従前の例による。 する経過措置) た場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関 (エネルギー需給構造改革推進設備等を取得し

第十一条 新令第二十七条の五第九項の規定は、 をする新法第四十二条の五第一項に規定するエ 法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設

> 設をした旧法第四十二条の五第一項に規定する ネルギー需給構造改革推進設備等について

却又は法人税額の特別控除等に関する経過措(電子機器利用設備を取得した場合等の特別償

第十二条 新令第二十七条の六第八項第二号、 条の十二第十項第二号の規定は、法人の施行日 二十七条の七第十四項第二号、 以後に終了する事業年度分の法人税について適 第二十七条の十一第十三項第二号及び第二十七 第九項第二号、第二十七条の十第六項第二号、 用する。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十三条 新令第二十八条第一項から第三項まで 価償却資産について適用し、法人が施行日前に いては、なお従前の例による。 号及び第四号の中欄に掲げる減価償却資産につ 取得等をした旧法第四十三条第一項の表の第 の条において同じ。) をする新法第四十三条第 等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下こ 及び第八項の規定は、法人が施行日以後に取得 項の表の第一号及び第四号の中欄に掲げる減

2 余暇利用施設については、なお従前の例によした旧法第四十四条の五第一項に規定する特定 条の五第一項に規定する特定余暇利用施設につ 施行日以後に取得又は建設をする新法第四十四 いて適用し、法人が施行日前に取得又は建設を 新令第二十八条の八第二項の規定は、 法人が

4 3 第一項に規定する工業用機械等については、 法人が施行日前に取得等をした旧法第四十五条 が施行日以後に取得等をする新法第四十五条第 却資産については、なお従前の例による。 の七第一項の表の第十号の中欄に掲げる減価償 法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条 お従前の例による。 項に規定する工業用機械等について適用し、 新令第二十八条の十四第二項の規定は、法人 旧令第二十八条の十第十六項第三号に掲げる

5 は、 をした旧法第四十七条第一項に規定する優良賃 ついて適用し、法人が施行日前に取得又は新築 法第四十七条第一項に規定する優良賃貸住宅に 貸住宅については、 新令第二十九条の四第五項及び第六項の規定 法人が施行日以後に取得又は新築をする新 なお従前の例による。

る。

し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建ネルギー需給構造改革推進設備等について適用 第十四条 新法第五十七条の四第一項に規定する 合には、当該合併の日)において同条第一項に 下この項及び次項において「改正事業年度」と 法人が施行日以後最初に開始する事業年度 が改正事業年度に合併をした合併法人である場 (法人の準備金に関する経過措置) いう。)の直前の事業年度終了の日(当該法人

议

第二十七条の八 第

原子力発電施設解体準備金の金額(同条第三項

いて「特定原子力発電施設」という。)に係る

規定する特定原子力発電施設(以下この項に

合には、当該法人の改正事業年度における同条 多い金額とする。 掲げる金額は、次に掲げる金額のうちいずれ の規定の適用については、同条第一項第二号に いう。以下この項において同じ。)を有する場 に規定する原子力発電施設解体準備金の金額を 項に規定する費用の見積額として同条第二項度終了の日における新令第三十三条の四第四 発電量割合として財務省令で定める割合を乗 度の新法第五十七条の四第一項第二号の累積 に当該特定原子力発電施設に係る改正事業年 じて計算した金額 に規定する金額の百分の九十に相当する金 当該特定原子力発電施設に係る改正事業年

額

係る原子力発電施設解体準備金の金額) 合併法人については、同日における当該合併 係る原子力発電施設解体準備金の金額(当該 から繰り越された当該特定原子力発電施設に により引き継いだ当該特定原子力発電施設に 改正事業年度終了の日における前事業年度

2 当該最初の事業年度の直前の事業年度までの各条の規定の適用については、改正事業年度からる最初の事業年度までの各事業年度における同 額は当該改正事業年度繰越準備金の金額とす 初の事業年度にあっては同項第二号に掲げる金 該改正事業年度繰越準備金の金額とし、当該最 事業年度にあっては同項各号に掲げる金額は当 正事業年度繰越準備金の金額を超えることとな の改正事業年度から同号に掲げる金額が当該改第一号に掲げる金額を超えるときは、当該法人 該改正事業年度繰越準備金の金額が同条第一 金の金額」という。)となる場合において、 第一項第二号の金額が前項第二号に掲げる金 (以下この項において「改正事業年度繰越準 前項の規定の適用により新法第五十七条の 項当備

3 第八項及び第十三項の規定は、 新令第三十三条の五第二項から第五項まで、 法人の施行日以

し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法後に終了する事業年度分の法人税について適用 人税については、なお従前の例による。 (法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関

第十五条 新令第三十九条の五第七項の規定は の譲渡に係る法人税については、なお従前の例た旧法第六十五条の四第一項に規定する土地等 る法人税について適用し、法人が同日前に行っ 十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係 法人が平成十二年一月一日以後に行う新法第六

人税について適用し、法人が施行日前に行った表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法 旧法第六十五条の七第一項の表の第九号の上欄 施行日以後に行う新法第六十五条の七第一項の なお従前の例による。 に掲げる資産の譲渡に係る法人税については 新令第三十九条の七第六項の規定は、法人が

(利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例 に関する経過措置)

第十七条 新令第四十条の規定は、施行日以後に(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置) 第十六条 新令第三十九条の三十四第二項及び第 贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を した財産に係る贈与税について適用し、施行日 除く。以下この項において同じ。)により取得 る和議事件については、なお従前の例による。 七十二号)の規定による和議開始の申立てに係規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第 て適用し、施行日前にされた同法附則第二条の る再生手続開始の申立てに係る再生事件につい 三項の規定は、施行日以後にされる民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) の規定によ

前の例による。 日前の期間に対応するものについては、なお従るものについて適用し、当該利子税のうち施行 定する利子税のうち施行日以後の期間に対応す 十五年法律第七十三号)第四十三条第八項に規 新令第五十四条の規定は、相続税法(昭和一

前に贈与により取得した財産に係る贈与税につ

いては、なお従前の例による。

の適用については、次に定めるところによる。 法第七十条の四第七項から第十二項までの規定 る場合における同項各号に掲げる者に対する新 改正法附則第十九条第三項の規定の適用があ 改正法附則第十九条第三項第一号に掲げる 新法第七十条の四第七項中

> 四第一項ただし書及び第二項」とする。 項」とあるのは「昭和五十年旧法第七十条の 項及び第十二項中「第一項ただし書及び第三 十年旧法第七十条の四第二項」と、同条第九 前の租税特別措置法(以下この条において の効力を有するものとされる同法による改正 号)附則第二十条第二項の規定によりなおそ 部を改正する法律(昭和五十年法律第十六 「昭和五十年旧法」という。)第七十条の四第 「同項の」とあるのは「租税特別措置法の一 頃の」と、「第三項」とあるのは「昭和五

一 改正法附則第十九条第三項第二号に掲げる 成三年旧法第七十条の四第二項」と、同条第四第一項の」と、「第三項」とあるのは「平 附則第十九条第一項の規定によりなお従前の部を改正する法律 (平成三年法律第十六号) 四第一項ただし書及び第二項」とする。 例によることとされる場合における同法によ 者については、新法第七十条の四第七項中 三項」とあるのは「平成三年旧法第七十条の 九項及び第十二項中「第一項ただし書及び第 いて「平成三年旧法」という。)第七十条の る改正前の租税特別措置法(以下この条にお 「同項の」とあるのは「租税特別措置法の一

三 改正法附則第十九条第三項第三号に掲げる び第十二項中「第一項ただし書及び第三項」旧法第七十条の四第三項」と、同条第九項及項の」と、「第三項」とあるのは「平成七年 項ただし書及び第三項」とする。 部を改正する法律(平成七年法律第五十五「同項の」とあるのは「租税特別措置法の一 者については、新法第七十条の四第七項中 とあるのは「平成七年旧法第七十条の四第 正前の租税特別措置法(以下この条において その効力を有するものとされる同法による改 号)附則第三十六条第二項の規定によりなお 「平成七年旧法」という。)第七十条の四第一

項中「第一項ただし書及び第三項」とあるの 十条の四第三項」と、同条第九項及び第十二 法」という。) 第七十条の四第一項の」と、 置法(以下この条において「平成十二年旧 「同項の」とあるのは「租税特別措置法等の 者については、新法第七十条の四第七項中 「第三項」とあるのは「平成十二年旧法第七 改正法附則第十九条第三項第四号に掲げる 部を改正する法律(平成十二年法律第十三 第一条の規定による改正前の租税特別措

4 規定の適用がある場合における改正法附則第十 その効力を有するものとされる同法による改正 九条第三項各号に掲げる者に対する租税特別措 置法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第 十六号)附則第二十条第二項の規定によりなお 新法第七十条の四第七項から第十二項までの は「平成十二年旧法第七十条の四第一項ただ 書及び第三項」とする。

三項並びに旧法第七十条の四第一項及び第三項 の規定の適用については、次に定めるところに 年旧法」という。)第七十条の四第一項及び第 その効力を有するものとされる同法による改正 五号)附則第三十六条第二項の規定によりなお 法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十 第七十条の四第一項及び第二項、租税特別措置 及び第六項において「平成三年旧法」という。) る同法による改正前の租税特別措置法(第二号 りなお従前の例によることとされる場合におけ 法律第十六号)附則第十九条第一項の規定によ 税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年 前の租税特別措置法(第三号において「平成七 前の租税特別措置法(第一号において「昭和五 -年旧法」という。)第七十条の四第一項、

る当該貸付特例適用農地等に係る土地とす 第七十条の四第七項に規定する貸付特例適用 この条」と、「供する土地」とあるのは「供 消滅に伴う当該賃借権等の消滅を除く。以下 規定する貸付特例適用農地等の当該受贈者に に規定する賃借権等が設定されている同項に七十条の四第七項の規定の適用を受ける同項 号において「平成十二年新法」という。) 三項の規定により適用される同法第一条の規 第一項第一号中「(以下この条」とあるのは 者については、昭和五十年旧法第七十条の四 る。)」とする。 農地等については、同項の規定の適用を受け する土地(当該農地等のうち平成十二年新法 よる当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は 定による改正後の租税特別措置法(以下この (平成十二年法律第十三号) 附則第十九条第 「(租税特別措置法等の一部を改正する法律 改正法附則第十九条第三項第一号に掲げる 第

二 改正法附則第十九条第三項第二号に掲げる 者については、平成三年旧法第七十条の四第 一項第一号中「(以下この条」とあるのは (租税特別措置法等の一部を改正する法律

> 規定する貸付特例適用農地等については同項とし、平成十二年新法第七十条の四第七項に 七項の規定の適用を受ける同項に規定する貸 等に係る土地とする。」と、同条第二項 とあるのは「、準農地については」と、「もく。以下この条」と、「準農地については、」 受贈者による当該譲渡、贈与、転用若しくはる同項に規定する貸付特例適用農地等の当該 三項の規定により適用される同法第一条の規 付特例適用農地等」とする。 いるもの及び平成十二年新法第七十条の四第 の規定の適用を受ける当該貸付特例適用農地 のに係る土地」とあるのは「ものに係る土地 設定又は消滅に伴う当該賃借権等の消滅を除 う。) 第七十条の四第七項の規定の適用を受 号及び次項において「平成十二年新法」とい 定による改正後の租税特別措置法(以下この 「供されているもの」とあるのは「供されて ける同項に規定する賃借権等が設定されてい (平成十二年法律第十三号) 附則第十九条第 中

租

農地等に係る土地とする。」と、同条第三項同項の規定の適用を受ける当該貸付特例適用 のは「第一項に」とする。 中「供されているもの」とあるのは「供され 除く。以下この条」と、「準農地については 該受贈者による当該譲渡、贈与、転用若しく 者については、平成七年旧法第七十条の四第 貸付特例適用農地等」と、 第七項の規定の適用を受ける同項に規定する ているもの及び平成十二年新法第七十条の四 項に規定する貸付特例適用農地等については 土地とし、平成十二年新法第七十条の四第七 「ものに係る土地」とあるのは「ものに係る は設定又は消滅に伴う当該賃借権等の消滅を 受ける同項に規定する賃借権等が設定されて 号及び第三項において「平成十二年新法」と 定による改正後の租税特別措置法(以下この 三項の規定により適用される同法第一条の規 、」とあるのは「、準農地については」と、 いる同項に規定する貸付特例適用農地等の当 いう。)第七十条の四第七項の規定の適用を 改正法附則第十九条第三項第三号に掲げる (平成十二年法律第十三号) 附則第十九条第 (租税特別措置法等の一部を改正する法 一項第一号中「(以下この条」とあるのは 「同項に」とある

者については、旧法第七十条の四第一項第一 改正法附則第十九条第三項第四号に掲げる

地等」と、「同項に」とあるのは「第一項に 適用を受ける同項に規定する貸付特例適用農 平成十二年新法第七十条の四第七項の規定の るもの」とあるのは「供されているもの及び 地とする。」と、同条第三項中「供されてい 用を受ける当該貸付特例適用農地等に係る土 付特例適用農地等については同項の規定の適 地」とあるのは「ものに係る土地とし、平成 の条」と、「準農地については、」とあるのは 滅に伴う当該賃借権等の消滅を除く。以下こ る当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消 定する貸付特例適用農地等の当該受贈者によ 規定する賃借権等が設定されている同項に規 後の租税特別措置法(以下この号及び第三項 より適用される同法第一条の規定による改正 法律第十三号)附則第十九条第三項の規定に 措置法等の一部を改正する法律(平成十二年 号中「(以下この条」とあるのは「(租税特別 十二年新法第七十条の四第七項に規定する貸 十条の四第七項の規定の適用を受ける同項に において「平成十二年新法」という。)第七 準農地については」と、「ものに係る土

法第七十条の六第十項から第十五項までの規定 る場合における同項各号に掲げる者に対する新 だし書及び第七項」とする。 るのは「平成三年旧法第七十条の六第一項た と、「第七項」とあるのは「平成三年旧法第 三年旧法」という。) 第七十条の六第一項に 租税特別措置法(以下この条において「平成 力を有するものとされる同法による改正前の 附則第十九条第五項の規定によりなおその効 部を改正する法律 (平成三年法律第十六号) 者については、新法第七十条の六第十項中 適用については、次に定めるところによる。 改正法附則第十九条第五項の規定の適用があ 十五項中「第一項ただし書及び第七項」とあ 七十条の六第七項」と、同条第十二項及び第 「同項に」とあるのは「租税特別措置法の一 改正法附則第十九条第五項第一号に掲げる

一 改正法附則第十九条第五項第二号に掲げる 置法(以下この条において「平成十二年旧号)第一条の規定による改正前の租税特別措 「同項に」とあるのは「租税特別措置法等の者については、新法第七十条の六第十項中 法」という。) 第七十条の六第一項に」 部を改正する法律(平成十二年法律第十三

> だし書及び第七項」とする。 のは「平成十二年旧法第七十条の六第一項た 五項中「第一項ただし書及び第七項」とある 十条の六第七項」と、同条第十二項及び第十 「第七項」とあるのは「平成十二年旧法第七

規定の適用がある場合における改正法附則第十 法第七十条の六第一項及び第七項並びに旧法第 九条第五項各号に掲げる者に対する平成三年旧 七十条の六第一項及び第七項の規定の適用につ ては、次に定めるところによる。 新法第七十条の六第十項から第十五項までの

係る土地とし、平成十二年新法第七十条の六と、「ものに係る土地」とあるのは「ものに 号及び第七項において「平成十二年新法」と定による改正後の租税特別措置法(以下この する貸付特例適用農地等」とする。 の六第十項の規定の適用を受ける同項に規定 されているもの及び平成十二年新法第七十条 七項中「供されているもの」とあるのは「供 適用農地等に係る土地とする。」と、同条第 ては同項の規定の適用を受ける当該貸付特例 第十項に規定する貸付特例適用農地等につい ては、」とあるのは「、準農地については」 滅を除く。以下この条」と、「準農地につい しくは設定又は消滅に伴う当該賃借権等の消 該農業相続人による当該譲渡、贈与、転用若 いる同項に規定する貸付特例適用農地等の当 受ける同項に規定する賃借権等が設定されて いう。) 第七十条の六第十項の規定の適用を 五項の規定により適用される同法第一条の規 者については、平成三年旧法第七十条の六第 (平成十二年法律第十三号) 附則第十九条第 (租税特別措置法等の一部を改正する法律 改正法附則第十九条第五項第一号に掲げる 項第一号中「(以下この条」とあるのは「

措置法等の一部を改正する法律(平成十二年号中「(以下この条」とあるのは「(租税特別 者については、旧法第七十条の六第一項第一 改正法附則第十九条第五項第二号に掲げる 定する貸付特例適用農地等の当該農業相続人 規定する賃借権等が設定されている同項に規 十条の六第十項の規定の適用を受ける同項に において「平成十二年新法」という。) 第七 後の租税特別措置法(以下この号及び第七項 より適用される同法第一条の規定による改正 法律第十三号)附則第十九条第五項の規定に による当該譲渡、贈与、 転用若しくは設定又

> 項に」とする。 用農地等」と、「同項に」とあるのは「第一 定の適用を受ける同項に規定する貸付特例適 及び平成十二年新法第七十条の六第十項の規 る貸付特例適用農地等については同項の規定 平成十二年新法第七十条の六第十項に規定す る土地」とあるのは「ものに係る土地とし、 のは「、準農地については」と、「ものに係 る土地とする。」と、同条第七項中「供され の適用を受ける当該貸付特例適用農地等に係 下この条」と、「準農地については、」とある は消滅に伴う当該賃借権等の消滅を除く。以 ているもの」とあるのは「供されているもの

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十八条 改正法附則第二十条第四項の規定によ の規定は、なおその効力を有する。

りなおその効力を有するものとされる旧法第八 の一部改正に伴う経過措置) 十条第一項の規定に基づく旧令第四十二条の十 (租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

第二十条 前条の規定による改正後の租税特別措 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附年旧法適用者がした前条の規定による改正前の 用者が死亡した場合における相続又は遺贈に係 令附則第十一条第二項又は第三項に規定する譲年旧法適用者」という。)がする昭和五十年新 第十六号)附則第二十条第二項の規定によりな ら第六項までの規定は、施行日以後に租税特別 五十年新令」という。) 附則第十一条第二項か置法施行令の一部を改正する政令(以下「昭和 死亡した場合における当該死亡による相続又は は設定及び施行日前に昭和五十年旧法適用者が 則第十一条第二項又は第三項に規定する譲渡又 る相続税について適用し、施行日前に昭和五十 地等の贈与者(以下この条において「昭和五十 定の適用に係る贈与税に係る同項に規定する農 正前の租税特別措置法第七十条の四第一項の規 おその効力を有するものとされる同法による改 措置法の一部を改正する法律(昭和五十年法律 遺贈に係る相続税については、なお従前の例に 渡又は設定及び施行日以後に昭和五十年旧法適

の一部改正に伴う経過措置) (租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

第十四項の規定は、

第二十五条 前条の規定による改正後の租税特 行令の一部を改正する政令附則第十七条第二項 ついては、なお従前の例による。 法の規定による贈与税の納税猶予適用者が同 号。次項において「平成三年改正法」という。) 法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六 条第一項の規定は、施行日以後に租税特別措置 措置法施行令の一部を改正する政令附則第十七 同項に規定する収用交換等による譲渡をしたこ 相続税の納税猶予適用者」という。)が新法第 た場合について適用し、施行日前に平成三年 又は第二号に掲げる場合に該当することとなっ ことにより新法第七十条の四第二十四項第一号 き同項に規定する収用交換等による譲渡をした 新法第七十条の七第一項に規定する農地等につ 附則第十九条第一項の規定の適用を受けている 七十条の七第三項に規定する特例農地等につき 下この項において「平成三年旧法の規定による の規定は、施行日以後に平成三年改正法附則第 に規定する収用交換等による譲渡をした場合に による贈与税の納税猶予適用者」という。) 者(以下この項において「平成三年旧法の規定 十九条第五項の規定の適用を受けている者 前条の規定による改正後の租税特別措置法施 议 が 旧

定する収用交換等による譲渡をした場合につい 規定による相続税の納税猶予適用者が同項に規 合について適用し、施行日前に平成三年旧法の 第二号に掲げる場合に該当することとなった場 とにより新法第七十条の六第三十項第一号又は ては、なお従前の例による。

#### 七九号) 則 (平成一二年三月三一日政令第一 抄

(施行期日)

第二十二条 前条の規定による改正後の租税特別 措置法施行令の一部を改正する政令附則第十条 施行日以後に租税特別措置 第一条 この政令は、 行する。 平成十二年四月一日から施

の一部改正に伴う経過措置) 相続税について適用し、施行日前に平成三年旧 合における当該死亡による相続又は遺贈に係る 号)附則第十九条第二項に規定する旧法の規定 る相続又は遺贈に係る相続税については、 法適用者が死亡した場合における当該死亡によ 法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六 従前の例による。 「平成三年旧法適用者」という。)が死亡した場 による農地等の贈与者(以下この条にお

いて

(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

# (平成一二年四月七日政令第一九

日 化に関する法律の一部を改正する法律の施行のこの政令は、環境衛生関係営業の運営の適正 (平成十) 一年四月十日)から施行する。

## (平成一二年六月二日政令第二四 第

(施行期日)

条の規定、第四条中地方税法施行令第五十四条 関する法律施行令第六条の二第二号の改正規定 公布の日から施行する。 の十五の三の改正規定並びに第五条の規定は、 四章中同条の前に一条を加える改正規定、第二 及び同令第八条を同令第八条の二とし、同令第 る。ただし、第一条中廃棄物の処理及び清掃に この政令は、平成十二年十月一日から施行す 第一条 この政令は、食品流通構造改善促進法の

#### 2 適用については、なお従前の例による。 この政令の施行前にした行為に対する罰則の 則 (平成一二年六月七日政令第二四

経過措置)

(施行期日) 四号) 抄

第一条 この政令は、 行する。 平成十二年七月一日から施

#### 七号) 則 抄 (平成一二年六月七日政令第三〇

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 平成十三年一月六日 いら施

第三条 この政令の施行の日前に大蔵大臣がした 施行令第三十九条の十二第十二項第一号に規定 第六十条の規定による改正前の租税特別措置法 (租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過

## する租税条約に基づく合意とみなす。 (平成一二年六月七日政令第三二

施行令第三十九条の十二第十二項第一号に規定 第六十条の規定による改正後の租税特別措置法 する租税条約に基づく合意は、財務大臣がした

この政令は、 平成十三年一月六日から施行す

#### 五四号 附 則 (平成一二年六月二三日政令第三

(施行期日)

第一条 この政令は、 更生手続の特例等に関する法律の一部を改正す 保険業法及び金融機関等の

> る法律(平成十二年法律第九十二号)の施行の 日 (平成十二年六月三十日) から施行する。

#### 附 三号) 則 (平成一二年七月四日政令第三七

施行期日)

一条この政令は、 附則 (平成一二年七月二七日政令第三 公布の日から施行する。

(施行期日) 九九号) 抄

## 月一日)から施行する。 則 (平成一二年九月一三日政令第四

附

部を改正する法律の施行の日(平成十二年八

3

この政令は、平成十三年一月六日から施行す 二三号)

## 則 (平成一二年九月一三日政令第四

の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保 成十二年十月一日)から施行する。 証保険法の一部を改正する法律の施行の日 この政令は、青年等の就農促進のための資金 伞

## 四八二号) 則 (平成一二年一一月一七日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、特定目的会社による特定資 う。) から施行する。 律(以下「改正法」という。) の施行の日(平産の流動化に関する法律等の一部を改正する法 成十二年十一月三十日。以下「施行日」とい

(租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過

第四条 個人が施行日前に譲渡をした第三条の規 措置) る。 項において準用する場合を含む。) に規定する 定による改正前の租税特別措置法施行令第二十 信託の受益証券については、なお従前の例によ 特定株式投資信託の受益証券又は私募証券投資 五条の八第十一項(同令第二十五条の十一第五

2 する証券投資法人であってこの政令の施行の際 信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十 現に存するものの施行日から施行日後最初に投 に終了する事業年度における第三条の規定によ 資信託及び投資法人に関する法律第百四十条第 六年法律第百九十八号)第二条第十一項に規定 一項の規約の変更が行われる日の前日までの間 改正法第二条の規定による改正前の証券投資

> う。)」とする。 律(以下この条において「投資法人法」といとあるのは「投資信託及び投資法人に関する法 る目論見書」と、同条第三項中「投資法人法. とあるのは「証券取引法第二条第十項に規定す 第三十九条の三十二の三の規定の適用について る改正後の租税特別措置法施行令(以下この条 という。) 第六十七条第一項に規定する規約」 する法律(以下この条において「投資法人法」 おいて「新租税特別措置法施行令」という。) 同条第二項中「投資信託及び投資法人に関

に開始した事業年度分の法人税については、な度分の法人税について適用し、法人の施行日前 の三第六項(同項第二号に係る部分に限る。) お従前の例による。 新租税特別措置法施行令第三十九条の三十二 規定は、法人の施行日以後に開始する事業年

## 四八三号) (平成一二年一一月一七日政令第 抄

(施行期日)

引法の一部を改正する法律の施行の日(平成十第一条 この政令は、証券取引法及び金融先物取 二年十二月一日)から施行する。

#### 附則 五二五号) (平成一二年一二月二二日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年二月一日 行する。 エから施

### 五二六号 則 (平成一二年一二月二二日政令第

2 (平成十一年法律第九号) 附則第十五条第二項の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律 の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡に 規定による改正前の租税特別措置法第三十七条 同項の規定により読み替えられた同法第一条の 神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律 の施行の日以後に行う租税特別措置法及び阪 する政令附則第九条の規定は、個人がこの政令 いて適用する。 改正後の租税特別措置法施行令の一部を改正 規定によりなおその効力を有するものとされ この政令は、公布の日から施行する。

### 六号) 則 (平成一三年一月三一日政令第一

定、第三十九条の九の改正規定(同条第一項る部分を除く。)、第三十九条の八の改正規る部分及び同条第十二項第二号イ(1)に係

条の三の改正規定、第三十九条の七の改正規

定(同条第五項に係る部分、同条第六項に係

第三号に係る部分を除く。)、第三十九条の

の二の改正規定(同条第一項第一号に係る部

分を除く。)、第三十九条の十から第三十九条

(施行期日)

附

第一条 この政令は、医療法等の一部を改正する 行する。

#### 号 附 則 (平成一三年二月二日政令第二三

(施行期日)

第一条 この政令は、 する。 律の施行の日(平成十三年三月一日)から施行 農地法の一部を改正する法

## 四附一号則 (平成一三年三月三〇日政令第一

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

にから施

該各号に定める日から施行する。 第四条の三の改正規定、第四条の七から

条の三の改正規定、第二十五条の二十第三項の改正規定、第二十五条の十九第二項の改正規定、第正規定、第二十五条の十九第二項の改正規定、第二十五条の十二第二十三項第十号の改正規定、第二十五条の八第八項の改正規 条の三の改正規定、第二十五条の四第五項の条の三の改正規定、第二十五条の四第五項の条の三の改正規定、第二十五条の四第五項の条の三の改正規定、第二十五条の四第五項の条の三の改正規定、第二十五条の四第五項の条の三の改正規定、第二十五条の四第五項の く。)、第三十九条の二の改正規定、第三十九改正規定(同条第十項第二号に係る部分を除 条の二十二の改正規定、第二十五条の二十三 項第二号に係る部分を除く。)、第三十九条の 規定、第三十七条の三の改正規定(同条第二 除く。)、第三十三条の改正規定(同条第四項 部分及び「五年」を「四年」に改める部分を 改正規定(「七年前」を「六年前」に改める 条の十までの改正規定、第三十二条の十二の 号の改正規定、第三十二条の二から第三十二 七第二項の改正規定、第二十九条第六項第二 一号」に改める部分に限る。)、第二十八条の 定(「第二条第二十二号」を「第二条第二十 の改正規定、第二十七条の八第四項の改正規 第六号の改正規定、第十七条第七項の改正規 二の改正規定、第三十七条の二第二項の改正 三十三条の八までの改正規定、第三十四条の 定、第十八条の三第四項の改正規定、第十九 五条の二までの改正規定、第五条の八第九項 に係る部分を除く。)、第三十三条の三から第

第三十九条までの規定 平成十三年三月三十 六条第一項及び第三項、第十九条第三項、第 条を加える改正規定並びに附則第七条、第十 の改正規定及び第三十九条の三十七の次に一 十五の九から第三十九条の三十五の十二まで 三」を加える部分を除く。)、第三十九条の三 (「第四十五条の二」の下に「、第四十五条の正規定、第三十九条の三十五の八の改正規定 五の五から第三十九条の三十五の七までの改 の二十九までの改正規定、第三十九条の三十 正規定、第三十九条の二十三から第三十九条 四十五条の三」を加える部分を除く。)、第三 改正規定(「第四十五条の二」の下に「、第の十四までの改正規定、第三十九条の十五の 十九条の十六から第三十九条の二十までの改 一十一条、第二十二条並びに第三十六条から 正規定(「第四十五条の二」の下に「、 五.

一 第七条第五項第一号の改正規定、第二十条 成十二年法律第七十三号)の施行の日 法及び建築基準法の一部を改正する法律(平 第一項第一号の改正規定並びに第四十条の二 定、第三十九条の七第五項第二号の改正規定、第三十九条の五第三十項第四号の改正規 条第二十五項第一号から第三号までの改正規 号の改正規定、同条第十九項の改正規定、同 規定、同条第十五項第二号及び第十七項第一 定、第三十八条の四第十四項第二号ロの改正 規定、第二十九条の四第五項第一号の改正規 定、第二十五条の七の二第一項第一号の改正規定、第二十五条の六第一項第三号の改正規 第二十五条の四第三項第二号イ(1)の改正 第二号の改正規定、同項第三号の改正規定、 九項第四号の改正規定、第二十五条第十三項 三号までの改正規定、第二十二条の八第二十 九項の改正規定、同条第十五項第一号から第 第二号及び第七項第一号の改正規定、同条第 の二第四項第二号ロの改正規定、同条第五項 定、同項第三号の改正規定、同条第十二項第 十三第四項及び第五項の改正規定 都市計画 一項第三号の改正規定、第三十九条の九の二一号イ(1)の改正規定、第三十九条の九第 別控除に関する経過措置)

及び同条第十七項の改正規定 高齢者の居住改正規定、第二十九条の四第七項の改正規定三 第七条第七項の改正規定、同条第十八項の 二十六号)の施行の日 の安定確保に関する法律(平成十三年法律第 第四条

棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関 第十八条の三第三項の改正規定(「産業廃

> 則第八条第二項、第十九条第一項及び第二十一号ずつ繰り上げる部分を除く。)並びに附 の一部を改正する等の法律(平成十三年法律 の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等 第三十九条の五第二十七項の改正規定 石油 第五十五号)の施行の日 する法律(平成十三年法律第六十六号。以下 条第二項の規定 五号とし、同項第十七号から第十九号までを 項第十五号を削り、 び第三十九条の二十二の改正規定(同条第三 定、第三十九条の五第二十二項の改正規定及 正規定、第二十二条の八第二十一項の改正規 六項とし、同条第四項の次に一項を加える改 く。)、同条第五項の改正規定、同項を同条第 号)」を加える部分及び同項第十四号を削り、 する法律」の下に「(平成四年法律第六十二 「環境事業団法改正法」という。)の施行の日 第二十二条の八第二十六項の改正規定及び .項第十五号を同項第十四号とする部分を除 環境事業団法の一部を改正 同項第十六号を同項第十

六 第二十二条の九の改正規定及び第三十九条 年法律第百八号)の施行の日暫定措置法の一部を改正する法律(平成十三 の強化等の促進のための資金の融通に関するの六に一項を加える改正規定 林業経営基盤

七 第三十九条の二十二の次に一条を加える改 正規定 平成十三年十月一日

成十三年五月一日 附則第二十六条及び第三十五条の規定 平

第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下 得税について適用し、平成十二年分以前の所得 があるものを除くほか、平成十三年分以後の所 税については、なお従前の例による。 (試験研究費が増加した場合等の所得税額の特 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め (所得税の特例に関する経過措置の原則)

日」という。)前に支出した改正前の租税特別第三条 個人がこの政令の施行の日(以下「施行 措置法施行令(以下「旧令」という。)第五条 は、なお従前の例による。 の三第四項第六号に規定する負担金について

は所得税額の特別控除に関する経過措置) (事業化設備等を取得した場合等の特別償却又 新令第五条の七第一項及び第九項の規定

賃借をする租税特別措置法等の一部を改正する

は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は

という。)第一条の規定による改正後の租税特 法律(平成十三年法律第七号。以下「改正法」 の五第一項に規定する事業化設備等について 税特別措置法(以下「旧法」という。)第十条 借をした改正法第一条の規定による改正前の租 第一項に規定する事業化設備等について適用 別措置法(以下「新法」という。)第十条の五 は、なお従前の例による。 個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃

(個人の減価償却に関する経過措置)

第五条 新令第五条の九第一項の規定は、 る減価償却資産について適用し、個人が施行日 新法第十一条第一項の表の第一号の中欄に掲げ 設をいう。以下この条において同じ。)をする 施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建R五条 新令第五条の九第一項の規定は、個人が なお従前の例による。 前に取得等をした旧法第十一条第一項の表の第 一号の中欄に掲げる減価償却資産については、

日以後に取得等をする新法第十一条の六第一項 新令第六条の二第一項の規定は、個人が施行 用施設については、なお従前の例による。 旧法第十一条の四第一項に規定する特定余暇利 適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした 四第一項に規定する特定余暇利用施設について げる減価償却資産については、なお従前の例に 法第十一条の六第一項の表の第一号の中欄に掲 いて適用し、個人が施行日前に取得等をした旧 の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産につ

3

4 に規定する再商品化設備等について適用し、 日以後に取得等をする新法第十一条の七第一項 なお従前の例による。 第一項に規定する再商品化設備等については、 人が施行日前に取得等をした旧法第十一条の七 新令第六条の三第三項の規定は、個人が施行 個

5 までに係る部分を除く。)に規定する工業用機 て適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法 第十二条第一項に規定する工業用機械等につい 規定は、個人が施行日以後に取得等をする新法 械等については、なお従前の例による。 第十二条第一項(同項の表の第六号から第八号

6 の効力を有するものとされる旧法第十二条の規 定に基づく旧令第六条の五 改正法附則第八条第六項の規定によりなおそ

は第二号の個人の有する同項第一号又は第二号

号に定める減価償却資産については、なお従前 又は第二号の個人の有する同項第一号又は第二 又は第二号に規定する認定を受けた同項第一号に規定する農業経営改善計画につき同項第一号 前に旧法第十三条の三第一項第一号又は第二号 に定める減価償却資産について適用し、施行日

2 新令第五条の十二第二項の規定は、個人が施 行日以後に取得又は建設をする新法第十一条の

よる。 9 10

新令第六条の五第二項、第八項及び第九項の

(旧法第十二条第一

る。) の規定は、なおその効力を有する。 は第二号に規定する認定を受ける同項第一号又 規定する農業経営改善計画につき同項第一号又 項の表の第六号から第八号までに係る部分に限 に新法第十三条の三第一項第一号又は第二号に 新令第六条の十第二項の規定は、施行日以後

は、なお従前の例による。 画につき同号に規定する認定を受けた同号の個 条の三第一項第三号に規定する林業経営改善計 却資産について適用し、施行日前に旧法第十三 受ける同号の個人の有する同号に定める減価償 林業経営改善計画につき同号に規定する認定を 後に新法第十三条の三第一項第三号に規定する の例による。 人の有する同号に定める減価償却資産について 新令第六条の十第十四項の規定は、施行日

従前の例による。 施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第 後に取得又は新築をする新法第十四条第一項第 一項第一号に掲げる賃貸住宅については、なお 一号に掲げる賃貸住宅について適用し、個人が 新令第七条第一項の規定は、個人が施行日

なお従前の例による。 四条第三項第六号に掲げる構築物については、 個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十 第二項第六号に掲げる構築物について適用し、 日以後に取得又は新築をする新法第十四条の二 新令第七条の二第八項の規定は、個人が施行

の特例に関する経過措置) (特定の基金に対する負担金等の必要経費算入

第六条 個人が施行日前に支出した旧令第十八条 充てるための負担金については、 の三第三項第十四号に掲げる業務に係る基金に なお従前の例

税等に関する経過措置) 行使による株式の取得に係る経済的利益の非 (特定の取締役等が受ける株式譲渡請求権等 課

第七条 個人が平成十三年四月一日前の法人の合 併により取得した旧令第十九条の三第七項に規

定する分割等株式については、なお従前の例に

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

規定する資産の譲渡については、なお従前の例個人が同日前に行った旧法第三十三条第一項に 第一項に規定する資産の譲渡について適用し、 平成十三年一月一日以後に行う新法第三十三条 新令第二十二条第七項の規定は、 個人が 2

規定する譲渡資産の譲渡に係る同項に規定する施行日以後に行う新法第三十六条の六第一項に 資産の譲渡に係る同項に規定する買換資産につ 渡については、なお従前の例による。 法第三十四条の二第一項に規定する土地等の譲譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧新法第三十四条の二第一項に規定する土地等の った旧法第三十六条の六第一項に規定する譲渡 買換資産について適用し、個人が施行目前に行 人が環境事業団法改正法の施行の日以後に行う 新令第二十四条の五第一項の規定は、 新令第二十二条の八第二十一項の規定は、個 個人が 2

3

課税のための手続等に関する経過措置) (公益法人に対する寄附財産の譲渡所得等の非 資産の譲渡については、なお従前の例による。 第七号の上欄及び同表の第九号の上欄に掲げる 施行日前に行った旧法第三十七条第一項の表の 欄に掲げる資産の譲渡について適用し、個人が いては、なお従前の例による。 は、個人が施行日以後に行う新法第三十七条第新令第二十五条第十三項及び第十四項の規定 項の表の第七号の上欄及び同表の第九号の上

用し、施行日前にされた旧法第四十条第一項後 後段に規定する財産の贈与又は遺贈について適定は、施行日以後にされる新法第四十条第一項元4条 新令第二十五条の十七第二項第二号の規 なお従前の例による。 段に規定する財産の贈与又は遺贈については、

第十条 新令第三章の規定は、別段の定めがある し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法後に開始する事業年度分の法人税について適用後に開始する事業年度分の法人税について適用法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格法のを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年 (法人税の特例に関する経過措置の原則)

の特別控除に関する経過措置) (試験研究費の額が増加した場合等の法人税額 人税については、なお従前の例による。

から第十三項までの規定は、平成十三年四月一 新令第二十七条の四第二項及び第七項 2

日以後に合併、分割、現物出資又は事後設立 設立が行われた場合については、なお従前の例 による。 いて適用し、同日前に合併、現物出資又は事後 設立をいう。 (法人税法第二条第十二号の六に規定する事後 以下同じ。)が行われる場合につ

四第二項第六号に規定する負担金については、 なお従前の例による。 法人が施行日前に支出した旧令第二十七条の

は法人税額の特別控除に関する経過措置) (事業化設備等を取得した場合等の特別償却又

の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製第十二条 新令第二十七条の八第二項及び第七項 げる内国法人について適用し、同日前に設立さ 平成十三年四月一日以後に設立される同号に掲 等については、なお従前の例による。 法第四十二条の八第一項に規定する事業化設備 施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧 規定する事業化設備等について適用し、法人が 作又は賃借をする新法第四十二条の八第一項に れた旧令第二十七条の八第三項第一号に掲げる 新令第二十七条の八第三項第一号の規定は、

3 三年四月一日以後に合併、分割、現物出資又は 合については、なお従前の例による。 事後設立が行われる場合について適用し、同日 内国法人については、なお従前の例による。 前に合併、現物出資又は事後設立が行われた場 (製品輸入額が増加した場合の法人税額の特別 新令第二十七条の八第五項の規定は、平成十

第十三条 新令第二十七条の十一第二項、第十五 設立が行われた場合については、なお従前の例 いて適用し、同日前に合併、現物出資又は事後 割、現物出資又は事後設立が行われる場合につ の規定は、平成十三年四月一日以後に合併、分 項、第十七項から第二十項まで及び第二十五項 による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

| が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは||第十四条||新令第二十八条第一項の規定は、法人 の第一号の中欄に掲げる減価償却資産についていて同じ。) をする新法第四十三条第一項の表 施行日以後に取得又は建設をする新法第四十三 四十三条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減 価償却資産については、なお従前の例による。 適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第 建設をいう。以下この条及び附則第十七条にお 新令第二十八条の三第一項の規定は、法人が

定中核的民間施設については、なお従前の例にをした旧法第四十三条の三第一項に規定する特 条の三第一項に規定する特定中核的民間施設に いて適用し、法人が施行日前に取得又は建設

3 第二項の表の第二号の下欄に掲げる減価償却資 施行日以後に取得等をする新法第四十三条の三 新令第二十八条の三第六項の規定は、法人が 前の例による。 下欄に掲げる減価償却資産については、 した旧法第四十三条の三第二項の表の第二号の 産について適用し、法人が施行日前に取得等を

4 る。 余暇利用施設については、なお従前の例によ した旧法第四十四条の五第一項に規定する特定 条の五第一項に規定する特定余暇利用施設につ 施行日以後に取得又は建設をする新法第四十四 いて適用し、法人が施行日前に取得又は建設を 新令第二十八条の八第二項の規定は、法人が

の第三欄に掲げる減価償却資産については、なをした旧法第四十四条の六第一項の表の第三号 資産について適用し、法人が施行日前に取得等 第一項の表の第四号の第三欄に掲げる減価償却 施行日以後に取得等をする新法第四十四条の六 お従前の例による。 新令第二十八条の九第五項の規定は、法人が

5

6 る。 欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人 十四条の七第一項の表の第一号及び第二号の中 減価償却資産については、なお従前の例によ 第一項の表の第一号及び第二号の中欄に掲げる が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の七 は、法人が施行日以後に取得等をする新法第四

控除に関する経過措置)

7 九第一項に規定する再商品化設備等について適が施行日以後に取得等をする新法第四十四条の ついては、なお従前の例による。 十四条の九第一項に規定する再商品化設備等に 用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四 新令第二十八条の十二第三項の規定は、法人

8 る工業用機械等については、 る新法第四十五条第一項に規定する工業用機械 る。 から第八号までに係る部分を除く。) に規定す 等について適用し、法人が施行日前に取得等を 九項の規定は、法人が施行日以後に取得等をす した旧法第四十五条第一項(同項の表の第六号 新令第二十八条の十四第二項、第八項及び第 なお従前の例によ

9

なお従

新令第二十八条の十第一項及び第二項の規定

いては、なお従前の例による。 条の二第三項第六号に掲げる構築物について適 施行日以後に取得又は新築をする新法第四十七

価償却資産を移転した場合とする。 において旧法第五十二条の三第一項若しくは 項において「準備金積立事業年度」という。) 月一日以後に開始した各事業年度(以下この 第二項又は改正法附則第二十条第二項、 当該減価償却資産が特定資産(平成六年

10 その効力を有するものとされる旧法第四十五条 有する。 係る部分に限る。) の規定は、なおその効力を 四十五条第一項の表の第六号から第八号までに の規定に基づく旧令第二十八条の十四 改正法附則第十八条第九項の規定によりなお (旧法第

定める減価償却資産については、なお従前の例第二号の法人の有する同項第一号又は第二号に 第二号に規定する認定を受けた同項第一号又は 定する林業経営改善計画につき同項第一号又は 規定する農業経営改善計画又は同項第二号に規 第一号に規定する農業経営改善計画又は同項第 定は、施行日以後に新法第四十六条の三第一項 による。 施行日前に旧法第四十六条の三第一項第一号に 第二号に定める減価償却資産について適用し、 一号又は第二号の法人の有する同項第一号又は 一号又は第二号に規定する認定を受ける同項第 一号に規定する林業経営改善計画につき同 新令第二十九条の三第一項及び第十二項 頂第

12 11 いては、なお従前の例による。 第四十七条第一項第一号に掲げる賃貸住宅につ 条第一項第一号に掲げる賃貸住宅について適用 施行日以後に取得又は新築をする新法第四十七 し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧 新令第二十九条の五第七項の規定は、法人が 新令第二十九条の四第一項の規定は、法

第十五条 改正法附則第二十条第十三項、第十六 又は適格事後設立(以下この条において「適格 れらの規定に規定する適格分割、 項及び第十九項に規定する政令で定める場合 法第四十七条第三項第六号に掲げる構築物に 用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧 定に規定する分割承継法人、被現物出資法人又 分割等」という。)によりそれぞれこれらの規 は、これらの規定に規定する法人がそれぞれこ は被事後設立法人に次に掲げる要件を満たす減 (準備金方式による特別償却に関する経過措置) 適格現物出資

るものであること。
資産をいう。次項において同じ。)に該当す別償却準備金の金額の対象となった減価償却明常担当の場所の規定により積み立てた特別である。

- 二 当該減価償却資産に係る特別償却準備金の金額が準備金の金額を基礎として合理的な方法により計算こ十条第十三項、第十六項及び第十九項に規定する政令で定めるところにより制償却準備金の金額を前項第二号に規定する特別償却準備金の金額を前項第二号に規定する時別的な方法により計算した場合における特別資力準備金の金額を前項第二号に規定する合理的な方法により計算した場合における特別償却準備金の金額を前項第二号に規定することとなった各特定資産に係る特別償却準備金のととなった各特定資産に係る特別償却準備金のことを額の合計額とする。
- 改正法附則第二十条第十三項、第十六項及び 第十九項の規定は、これらの規定に規定する法 人 (適格分割等により減価償却資産の全部を移 を除く。) が当該適格分割等の日以後二月以内 を除く。) が当該適格分割等の日以後二月以内 を除く。) が当該適格分割等の日以後二月以内 に当該適格分割等により剥き継ぐ特別償却準備 企の金額その他の財務省令で定める事項を記載 に当該適格分割等により利き継ぐこととなるもの と除く。) が当該適格分割等の日以後二月以内 に当該適格分割等により利き継ぐこととなるもの と除く。) が当該適格分割等の日以後二月以内 に当該適格分割等により利き継ぐ時別償却 企の金額その他の財務省令で定める事項を記載 した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場 した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場 した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場 とにより川等二十条第十三項、第十六項及び
- \* 改正法附則第二十条の規定の適用がある場合における法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第二十二条の規定の適用については、同条第一項第一号ロ中「の規定」とあるのは、「及び租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第七号)附則第二十条(準備金方式による特別償却に関する経過措置)の規定の適用がある場合とする。
- ・ 改正法附則第二十条の規定の適用がある場合 ・ 改正法附則第二十条の規定」とする。 ・ 改正法附則第二十条の規定の適用については、同項第一号 ・ 会別では、一段で租税特別措置 ・ 大きの一部を改正する法律(平成十三年法律第 ・ 大きの一部を改正する法律(平成十三年法律第 ・ 大きの一部を改正する法律(平成十三年法律第 ・ 大きの一部を改正する法律(平成十三年法律第 ・ 大きの一部を改正する法律(平成十三年法律) ・ はいまの地質によります。

(法人の準備金に関する経過措置)

るのは「その合併」と」とする。 われた」と、「その合併又は分割型分割」とあ るのは「当該法人を被合併法人とする合併が行 るのは「の日」と、同項第一号」と、「とある が行われた」と、「又は分割型分割の日」とあ 条第十二号の八に規定する適格合併をいう。) のは「第三十二条の四第四項及び第五項」と、 二号の六に規定する事後設立」と、同条第六項 又は分割型分割により合併法人又は分割承継法 のは、」とあるのは「とあるのは」と、「有しな 法人の株式等を移転した」とあるのは「当該法 いこととなつた場合」と、同項第二号中「合併 いこととなつた場合」と」とあるのは「有しな 人を被合併法人とする適格合併(法人税法第1 「第三十二条の四第五項中「適格合併、適格分 「第三十二条の四第四項第一号」とあるのは 人に認定法人の株式等の全部を移転した」とあ 「第三十二条の四第三項及び第四項」とある 適格現物出資又は適格事後設立により認定

「適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格 条の三第二項から第六項まで及び第八項の規定 おその効力を有するものとされる旧法第五十六 分割型分割」とあるのは「その合併」と」とす を移転した」とあるのは「当該法人を被合併法 項第二号中「合併又は分割型分割により合併法 あるのは「有しないこととなつた場合」と、同 号」と、「とあるのは、」とあるのは「とあるの 型分割の日」とあるのは「の日」と、同項第一 適格合併をいう。)が行われた」と、「又は分割 合併(法人税法第二条第十二号の八に規定する とあるのは「当該法人を被合併法人とする適格 事後設立により認定法人の株式等を移転した」 項及び第五項」と、「第三十二条の四第四項第 及び第四項」とあるのは「第三十二条の四第四 場合において、同項中「第三十二条の四第三項 項までの規定は、なおその効力を有する。この に基づく旧令第三十二条の十一第四項から第六 人とする合併が行われた」と、「その合併又は 人又は分割承継法人に認定法人の株式等の全部 は」と、「有しないこととなつた場合」と」と 一号」とあるのは「第三十二条の四第五項中 改正法附則第二十一条第四項の規定によりな

る旧令第三十三条の規定の適用については、同法第五十七条の規定の適用を受ける場合におけが、同項の規定により読み替えて適用される旧よる。改正法附則第二十一条第六項に規定する法人

項 条第十八項中「第三十二条の四第三項及び第四項 条第十八項中「第三十二条の四第四項及び第四分 併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立 は あるのは「第三十二条の四第五項中「適格合は あるのは「第三十二条の四第五項中「適格合け、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立 は「当該法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合」と、同項第二号中「合併又は分割型分あ 止の日」と、同項第二号中「合併又は分割型分あ 止の日」と、同項第二号中「合併又は分割型分あ かれた場合」と、同項第二号中「合併又は分割型分あ かれた場合」と、同項第二号中「合併又は分割型分あ かれた場合」と、同項第二号中「合併又は分割型分あ かれた場合」と、同項第二号中「合併又は分割型分あ かれた場合」と、同項第二号中「合併又は分割型分あ かれた場合」とあるのは「当該解散な かれず等の全部を移転した」とあるのは「当該解散な かれず等の全部を移転した」とあるのは「当該解散な かれず等の全部を移転した」とあるのは「当該解散なな は、「という」という。

る経過措置)

第十七条 新令第三十七条の三第二項の規定は、第十七条 新令第三十七条の三第一項に規定する特定農業用と第六十一条の三第一項に規定する特定農業用法第六十一条の三第一項に規定する特定農業用法第六十一条の三第一項に規定する特定農業用機械等については、なお従前の例による。(土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する場合を表面計画)

2 新令第三十八条の五第一項第二号イ(2)の なお従前の例による。 については、なお従前の例による。 については、なお従前の例による。 については、なお従前の例による。 については、なお従前の例による。 する経過措置)

に行う新法第六十五条の四第一項に規定する土は、法人が環境事業団法改正法の施行の日以後第十九条 新令第三十九条の五第二十二項の規定

は、なお従前の例による。 規定する土地等の譲渡に係る法人税についてが同日前に行った旧法第六十五条の四第一項に地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人

2 新令第三十九条の七第六項及び第七項の規定 
 新令第三十九条の七第六項及び第七月の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税につい 
 正条の七第一項の表の第七号の上欄及び同表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税につい 
 五条の七第一項の表の第七号の上欄及び同表の第九号 
 正条のも開います。 
 正条のも、 
 正のいては、なお従前の例による。

従前の例による。 従前の例による。 は前の例による。 は前の例による。 は前の例による。 は前の例による。 は前の例による。 は前の例による。 は前の例による。 は前の例による。

例に関する経過措置)

(特定の基金に対する負担金等の損金算入の特

定する負担金について適用する。 後に支出する新法第六十六条の十一第一項に規定は、法人が環境事業団法改正法の施行の日以2 新令第三十九条の二十二第三項第十九号の規

第二十一条 法人が平成十三年四月一日以後に合 年新法人税法」という。) 第五十七条第五項 後の法人税法(以下この条において「平成十五 度で同条第五項の規定により読み替えて適用さ 第五項に規定する適格合併等(以下この項に 正後の租税特別措置法(以下この条において 年改正法」という。) 第十二条の規定による改 年法律第八号。以下この項において「平成十五 る所得税法等の一部を改正する法律(平成十五 併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とな 業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年 いて、当該法人の当該適格合併等の日を含む事 いて「適格合併等」という。)を行う場合にお 「平成十五年新法」という。)第六十六条の十二 れる平成十五年改正法第二条の規定による改 (欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置) 一号に規定する欠損金額の生じた事業年度

り読み替えて適用される第一項」と、「除く。 開始した各事業年度にあつては当該事業年度に れたものを除く。)とし、 含む。)又は第九項の規定によりないものとさ 五項の規定により読み替えて適用される場合を びこの項(租税特別措置法第六十六条の十二第 得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及合を含む。)の規定により当該各事業年度の所 につき第一項(租税特別措置法第六十六条の十 当該経過措置事業年度において生じた欠損金額 年度の前事業年度までの各事業年度において、 日の翌日の属する事業年度から当該合併等事業 の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了の の日の属する事業年度又は次項に規定する承認 れた基因となつた第二項に規定する適格合併等損金額(当該みなし欠損金額が生じたものとさ 措置事業年度」という。) にあつてはみなし欠 始した各事業年度(以下この号において「経過 「生じた欠損金額(平成十三年四月一日前に開は「「生じた欠損金額(第一項」とあるのは より読み替えて適用される第一項」」とあるの 税特別措置法第六十六条の十二第一項の規定に 含み、この項」と、「「第一項」とあるのは「租 「「ものを含み、この項」とあるのは「もの(第 この項」とあるのは「、この項」とあるのは 成十五年新法第六十六条の十二第五項中「「、 第五十七条第五項の規定の適用については、平 り読み替えて適用される平成十五年新法人税法 十五年新法第六十六条の十二第五項の規定によ ものとされた事業年度があるときにおける平成 欠損金額とみなされたものをいう。) が生じた 日を含む事業年度前の事業年度において生じた の規定により当該法人の当該直前適格合併等の される平成十五年新法人税法第五十七条第二項 おいて同条第四項の規定により読み替えて適用 の項において「直前適格合併等」という。)に 条の十二第四項に規定する適格合併等(以下こ 格合併等の前に行った平成十五年新法第六十六 に限る。)のうちに、みなし欠損金額(当該適 に規定する特定資本関係事業年度前の事業年度 成十三年四月一日前に開始した事業年度で同号 一号において「みなし欠損金額」という。)を 一第一項の規定により読み替えて適用される場 いて生じた欠損金額(同条第一項の規定によ 同年四月一日以後に

同項に規定する適格合併等に係る当該法人の平前項の場合において、同項に規定する法人が

する。)」」とする。

次号において同じ。)」とあるのは「除く。)と

金額に係る特定資本関係前未処理欠損金額又は係前未処理欠損金額」とあるのは「の制限対象する」と、「の制限対象金額に係る特定資本関る欠損金額はないものとする」とあるのは「と度」という。)」と、「とし、同項第二号に掲げ

特定設備廃棄等欠損金額(当該事業年度が平成

十三年四月一日前に開始した各事業年度(ロ及

項の規定により読み替えて適用される法第五十

(租税特別措置法第六十六条の十二第五、第二項中「欠損金額」とあるのは「欠

の規定によりないものとされたものを除くも

関係前未処理欠損金額がない」とあるのは 号に規定する」と、「被合併法人等前五年内事規定する」とあるのは「第五十七条第五項第一 と、「により当該被合併法人等の」とあるのは 等の」とあるのは「が当該設備廃棄等法人の」 項第一号に規定する」と、「が当該被合併法人 あるのは「設備廃棄等法人の法第五十七条第五 等の法第五十七条第三項第一号に規定する」と 第五項第一号」と、同項第一号中「被合併法人 規定により読み替えて適用される法第五十七条 繰越期間の特例)の法人をいう。以下この項に特別措置法第六十六条の十二第一項(欠損金の 第二号」」とあるのは「「設備廃棄等法人(租税 第三項第二号」とあるのは「第五十七条第五項 準用する同条第八項第一号」と、「第五十七条 八項第一号」とあるのは「前条第十項において の属する事業年度の前事業年度」と、「前条第 業年度」とあるのは「前五年内事業年度」と、 同項各号」と、「被合併法人等の」とあるのは 法人の同条第五項に規定する適格合併等に係る される法第五十七条第五項第一号」と、「「内国 繰越期間の特例)の規定により読み替えて適用 特別措置法第六十六条の十二第五項(欠損金の 条第四項中「の同項各号」とあるのは「の租税 年新令第三十九条の二十三第七項の規定にかか 及び第二項の規定の適用については、平成十五 う。) 第百十三条の規定の適用を受けるときに 正後の法人税法施行令(以下この項及び第五項 三十九条の二十三第七項の規定により読み替え 五項において「平成十五年新令」という。)第 令(平成十五年政令第百三十九号)による改正 法第五十七条第五項第一号に掲げる欠損金額に より読み替えて適用される平成十五年新法人税 成十五年新法第六十六条の十二第五項の規定に 上であるとき又は当該被合併法人等の特定資本 「により当該設備廃棄等法人の」と、「合計額以 十二第五項に規定する適格合併等に係る同項の おいて同じ。)の租税特別措置法第六十六条の 「日の前日の属する事業年度」とあるのは「日 わらず、平成十五年新法人税法施行令第百十三 おける同条第四項において準用する同条第一項 において「平成十五年新法人税法施行令」とい 政令(平成十五年政令第百三十一号)による改 後の租税特別措置法施行令(以下この項及び第 「内国法人の」と、「第五十七条第三項第一号に て適用される法人税法施行令の一部を改正する つき租税特別措置法施行令の一部を改正する政 合

> までに法第五十七条第九項又は租税特別措置法もの並びに当該特定資本関係事業年度開始の時 計額と特定設備廃棄等欠損金額(当該特定資本 年内事業年度(次号において「前七年内事業年 五年内事業年度」という。)」とあるのは「前七 年内事業年度(次号において「被合併法人等前 額又は特定設備廃棄等欠損金額が」と、「前五 とあるのは「係る特定資本関係前未処理欠損金 と、「係る特定資本関係前未処理欠損金額が」 理欠損金額又は当該特定設備廃棄等欠損金額 損金額」とあるのは「当該特定資本関係前未処 と、「の合計額」とあるのは「の合計額と特定 併法人等の」とあるのは「設備廃棄等法人の\_ 五項の規定により読み替えて適用される法第五 あるのは「租税特別措置法第六十六条の十二第 ないものとされたものを除く。)をいう。次号 度前の各事業年度の所得の金額の計算上損金の 条第一項の規定により当該特定資本関係事業年 の規定により読み替えて適用される法第五十七 含み、租税特別措置法第六十六条の十二第一項 設備廃棄等法人の欠損金額とみなされたものを 用される法第五十七条第二項の規定により当該 係事業年度開始の時までに租税特別措置法第六 用があるものに限るものとし、当該特定資本関 読み替えて適用される法第五十七条第一項の適 別措置法第六十六条の十二第一項の規定により 度を除く。)において生じた欠損金額(租税特 事業年度(同日前五年以内に開始した各事業年 関係事業年度開始の日前七年以内に開始した各 した金額」と、「当該特定資本関係前未処理欠 設備廃棄等欠損金額の合計額とを合計した金 上である」と、「法第五十七条第三項各号」と において同じ。)の合計額とを合計した金額以 て適用される法第五十七条第五項の規定により 第六十六条の十二第五項の規定により読み替え 額に算入されたもの及び法第八十条の規定によ 十六条の十二第四項の規定により読み替えて適 額」と、「当該合計額」とあるのは「当該合計 十七条第五項第一号」と、同項第二号中「被合 、還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた

される場合を含む。) 又は法第五十七条第九項 事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算 された基因となつた法第五十七条第二項に規定 合併法人等前五年内事業年度」とあるのは「前 六条の十二第五項の規定により読み替えて適用 度において同条第五項(租税特別措置法第六十 第五項の適格合併等の日の属する事業年度の前 ものとし、当該みなし欠損金額が生じたものと る場合を含む。) に掲げる欠損金額は、経過措 の十二第五項の規定により読み替えて適用され 七条第五項第一号(租税特別措置法第六十六条 替えて適用される場合を含む。) 又は法第五 置法第六十六条の十二第五項の規定により読み とあるのは「法第五十七条第五項(租税特別措 の前事業年度」と、「同条第五項又は第九項」 る事業年度」とあるのは「日の属する事業年度 度)から同条第五項の」と、「日の前日の属す じたものとされた基因となつた法第五十七条第 事業年度である場合には、みなし欠損金額 金額とみなされたものをいう。ロ及び次号に の規定により読み替えて適用される場合を含 び次号において「経過措置事業年度」という。) 上損金の額に算入された金額及び当該各事業年 する適格合併等の日の属する事業年度から同条 置事業年度にあつては、みなし欠損金額に限る 七年内事業年度」と、「法第五十七条第三項第 の」とあるのは「設備廃棄等法人の」と、「被 七条第九項」と、同項第三号中「被合併法人等 定資本関係事業年度(当該事業年度が経過措置 定資本関係事業年度から当該」とあるのは「特 読み替えて適用される場合を含む。)」と、「特 別措置法第六十六条の十二第一項の規定により 欠損金額のうち、法第五十七条第一項(租税特 七条第一項」とあるのは「又は特定設備廃棄等 いて同じ。)に限る。)」と、「のうち、法第五十 む。)の規定により当該設備廃棄等法人の欠損 本関係事業年度開始の時までに法第五十七条第 である場合には、みなし欠損金額(当該特定資 イ及びロに掲げる金額」とあるのは「法第五十 二項に規定する適格合併等の日の属する事業年 一号及び第二号に掲げる欠損金額は、それぞれ 一項(租税特別措置法第六十六条の十二第四項 が生

第二項に規定する適格合併等の日の属する事業

と、「当該合計額」とあるのは「当該合計した、特定特例欠損金額の合計額とを合計した金額」

「当該特定資本関係前未処理欠損金

金額」と、

法人等の」とあるのは「特定対内投資事業者等

の」と、「の合計額」とあるのは「の合計額と

項の規定により読み替えて適用される法第五十るのは「租税特別措置法第六十六条の十三第七

である」と、「法第五十七条第三項各号」とあおいて同じ。)の合計額とを合計した金額以上

適用される法第五十七条第五項の規定によりな

八十六条の十三第七項の規定により読み替えて

いものとされたものを除く。)をいう。次号に

でに法第五十七条第九項又は租税特別措置法第の並びに当該特定資本関係事業年度開始の時ま還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたも

七条第五項第一号」と、同項第二号中「被合併

「とする。」とする。

4 去人が平戊十三年四月一日以後こ合併去人、一年人が平戊十三年四月一日以後に設立される同条第三項第一号に掲げる内国法人第一号又は同条第三項第一号に掲げる内国法人については、なお従前の例による。こついては、なお従前の例による。こうのは、なお従前の例による。こうのでは、なお従前の例による。

いう。)にあつてはみなし欠損金額(当該みな て適用される第一項」」とあるのは「「生じた欠 の十三第一項又は第二項の規定により読み替え 損金額」という。)を含み、この項」と、「「第 とあるのは「もの(第一号において「みなし欠 この項」とあるのは「「ものを含み、この項」 条の十三第七項中「「、この項」とあるのは「、 定の適用については、平成十五年新法第六十六 る平成十五年新法人税法第五十七条第五項の規 の十三第七項の規定により読み替えて適用され があるときにおける平成十五年新法第六十六条 ものをいう。)が生じたものとされた事業年度 事業年度において生じた欠損金額とみなされた の当該直前適格合併等の日を含む事業年度前の 定により読み替えて適用される平成十五年新法格合併等」という。)において同条第六項の規 する適格合併等(以下この項において「直前適 平成十五年新法第六十六条の十三第六項に規定 みなし欠損金額(当該適格合併等の前に行った 関係事業年度前の事業年度に限る。)のうちに、 金額の生じた事業年度(平成十三年四月一日前 人税法第五十七条第五項第一号に規定する欠損定により読み替えて適用される平成十五年新法 年以内に開始した各事業年度で同条第七項の規 該適格合併等の日を含む事業年度開始の日前七 という。)を行う場合において、当該法人の当 格合併等(以下この項において「適格合併等」 五年新法第六十六条の十三第七項に規定する適 分割承継法人又は被現物出資法人となる平成十 (以下この号において「経過措置事業年度」と (平成十三年四月一日前に開始した各事業年度 人税法第五十七条第二項の規定により当該法人 し欠損金額が生じたものとされた基因となつた に開始した事業年度で同号に規定する特定資本 項」とあるのは「租税特別措置法第六十六条 法人が平成十三年四月一日以後に合併法人、 (第一項」とあるのは「生じた欠損金額 5

年度又は次項に規定する承認の取消し等の場合 する。)」」とする。 じた欠損金額(同条第一項又は第二項の規定に 各事業年度にあつては当該事業年度において生 を除く。)とし、同年四月一日以後に開始した 又は第九項の規定によりないものとされたもの 規定により読み替えて適用される場合を含む。) 項の規定により読み替えて適用される場合を含 年度において生じた欠損金額につき第一項 までの各事業年度において、当該経過措置事業 事業年度から当該合併等事業年度の前事業年度 次号において同じ。)」とあるのは より読み替えて適用される第一項」と、「除く。 項(租税特別措置法第六十六条の十三第七項の 額の計算上損金の額に算入されたもの及びこの む。)の規定により当該各事業年度の所得の金 税特別措置法第六十六条の十三第一項又は第二 の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する 「除く。)と (租

の」とあるのは「内国法人の」と、「第五十七格合併等に係る同項各号」と、「被合併法人等 成十五年新法第六十六条の十三第七項の規定に 同項に規定する適格合併等に係る当該法人の平 と、「第五十七条第三項第二号」とあるのは 条第十項において準用する同条第八項第一号」 度」と、「前条第八項第一号」とあるのは「前 とあるのは「日の属する事業年度の前事業年 内事業年度」と、「日の前日の属する事業年度」 法人等前五年内事業年度」とあるのは「前五年 条第三項第一号に規定する」とあるのは「第五 号」と、「「内国法人の同条第五項に規定する適 み替えて適用される法第五十七条第五項第一 項(欠損金の繰越期間の特例)の規定により読 行令第百十三条第四項中「の同項各号」とある の規定にかかわらず、平成十五年新法人税法施 同条第一項及び第二項の規定の適用について けるときにおける同条第四項において準用する 新法人税法施行令第百十三条の規定の適用を受 の規定により読み替えて適用される平成十五年 法第五十七条第五項第一号に掲げる欠損金額に より読み替えて適用される平成十五年新法人税 定対内投資事業者等 「第五十七条第五項第二号」」とあるのは「「特 十七条第五項第一号に規定する」と、「被合併 のは「の租税特別措置法第六十六条の十三第七 は、平成十五年新令第三十九条の二十四第七項 つき平成十五年新令第三十九条の二十四第七項 前項の場合において、同項に規定する法人が (租税特別措置法第六十六

前の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額第一項の規定により当該特定資本関係事業年度

に算入されたもの及び法第八十条の規定により

規定により読み替えて適用される法第五十七条

| 措置法第六十六条の十三第一項又は第二項の

等の欠損金額とみなされたものを含み、租税特条第二項の規定により当該特定対内投資事業者の規定により読み替えて適用される法第五十七

条の十三第一項又は第二項(欠損金の繰越期間 項又は第二項の規定により読み替えて適用され 損金額(租税特別措置法第六十六条の十三第一 始した各事業年度を除く。)において生じた欠 内に開始した各事業年度(同日前五年以内に開 併法人等の特定資本関係前未処理欠損金額がな とあるのは「により当該特定対内投資事業者等 事業者等の」と、「により当該被合併法人等の」 併法人等の」とあるのは「が当該特定対内投資 条第五項第一号に規定する」と、「が当該被合 あるのは「特定対内投資事業者等の法第五十七 等の法第五十七条第三項第一号に規定する」と 第五項第一号」と、同項第一号中「被合併法人 い」とあるのは「合計額と特定特例欠損金額 の」と、「合計額以上であるとき又は当該被合 規定により読み替えて適用される法第五十七条 十三第七項に規定する適格合併等に係る同項の おいて同じ。)の租税特別措置法第六十六条の (当該特定資本関係事業年度開始の日前七年以 特例)に規定する法人をいう。以下この項に

条第五項第一号(租税特別措置法第六十六条の 併法人等前五年内事業年度」とあるのは「前七 るのは「特定対内投資事業者等の」と、「被合 用される場合を含む。)又は法第五十七条第九 十六条の十三第七項の規定により読み替えて適は「法第五十七条第五項(租税特別措置法第六 年度」と、「同条第五項又は第九項」とあるの 定する適格合併等の日の属する事業年度)からとされた基因となつた法第五十七条第二項に規 第五十七条第一項(租税特別措置法第六十六条 とあるのは「又は特定特例欠損金額のうち、 えて適用される場合を含む。)の規定により当 法第六十六条の十三第六項の規定により読み替の時までに法第五十七条第二項(租税特別措置 金額」とあるのは「の制限対象金額に係る特定制限対象金額に係る特定資本関係前未処理欠損 号において「前七年内事業年度」という。)」 という。)」とあるのは「前七年内事業年度(次 場合を含む。)に掲げる欠損金額は、 及び口に掲げる金額」とあるのは「法第五十七 号及び第二号に掲げる欠損金額は、それぞれイ 年内事業年度」と、「法第五十七条第三項第一 項」と、同項第三号中「被合併法人等の」とあ 度」とあるのは「日の属する事業年度の前事業 係事業年度(当該事業年度が経過措置事業年度係事業年度から当該」とあるのは「特定資本関で適用される場合を含む。)」と、「特定資本関 限る。)」と、「のうち、法第五十七条第一項」 たものをいう。ロ及び次号において同じ。)に 資本関係前未処理欠損金額又は特定特例欠損金 と、「とし、同項第二号に掲げる欠損金額はな 号において「被合併法人等前五年内事業年度」 特例欠損金額が」と、「前五年内事業年度(次 同条第五項の」と、「日の前日の属する事業年 の十三第一項又は第二項の規定により読み替え 該特定対内投資事業者等の欠損金額とみなされ なし欠損金額(当該特定資本関係事業年度開 措置事業年度」という。)である場合には、み 始した各事業年度(ロ及び次号において「経過 額(当該事業年度が平成十三年四月一日前に開 いものとする」とあるのは「とする」と、「の 特定資本関係前未処理欠損金額が」とあるの 額」とあるのは「当該特定資本関係前未処理 十三第七項の規定により読み替えて適用される である場合には、みなし欠損金額が生じたもの 損金額又は当該特定特例欠損金額」と、「係る 「係る特定資本関係前未処理欠損金額又は特定 法

までに租税特別措置法第六十六条の十三第六項ものとし、当該特定資本関係事業年度開始の時

る法第五十七条第一項の適用があるものに限る

事業年度にあつては、みなし欠損金額に限るものとし、当該みなし欠損金額が生じたものとされた基因となつた法第五十七条第二項の適格合併等の日の属する事業年度から同条第五項の適格合併等の日の属する事業年度の前事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額及び当該各事業年度にあいて同条第五項(租税特別措置法第六十六条の十三第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)又は法第五十七条第九項の規定により読み替えて適用される法第五十七条第九項のとされる場合を含む。)又は法第五十七条第二項に規定する。 第二項中「欠損金額が生じたものとされる場合を含む。)又は法第五十七条第九項の規定により読み替えて適用される法第五十七条第二項の規定により読み替えて適用される法第五十七条第二項の過格合所等の日の属する事業年度から同条第五項の過格合所等の日の場合を表示。)」」と
第五項第一号に掲げる欠損金額を含む。)」」と
第五項第一号に掲げる欠損金額を含む。)」」と
第五項第一号に掲げる欠損金額を含む。)」」と
第五項第一号に掲げる欠損金額を含む。)」」と
第五項第一号に掲げる欠損金額を含む。)」」と
第五項第一号に掲げる欠損金額を含む。)」」と
第五項第一号に掲げる欠損金額を含む。)」」と
第五項第一号に掲げる欠損金額を含む。)」と

過措置) (欠損金の繰戻しによる還付の特例に関する経

第二十二条 新令第三十九条の二十四の二第一項の規定は、平成十三年四月一日以後に設立される 所国法人について適用し、同日前に設立された旧令第三十九条の二十四第三項第一号に掲げる 内国法人については、なお従前の例による。 にる内国法人については、なお従前の例による。 についた (中小企業者等に対する同族会社の特別税率の 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の 不適用に関する経過措置)

第二十三条 新令第三十九条の三十五の二第一項各号に掲げる同族会社については、なる同項各号に掲げる同族会社について適用し、る同項各号に掲げる同族会社について適用し、の規定は、平成十三年四月一日以後に設立されの規定は、平成十三年四月一日以後に設立されの規定は、平成十三年四月一日以後に設立され

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置) 第二十四条 改正法附則第三十二条第三項の規定 により、平成十三年一月一日から平成十四年十二月三十一日までの間に、個人が贈与(贈与者に規定する住宅取得資金について同項の規定がに規定する住宅取得資金について同項の規定がに規定する住宅取得資金を贈与により取得した日の属する年宅取得資金を贈与により取得した日の属する年の翌年一月一日から三月十五日までの間に、同条第二項第四号口に規定する住宅用の家屋及び農業二項第四号口に規定する住宅用の家屋及び農業二項第四号口に規定する住宅用の家屋及び農業に対る同項第二号及び同条第四項の規定並びに表第二項第四号口に規定する住宅用の家屋及び農業がよりで定めるものを譲渡したときにおける同項第二号及び同条第四項の規定並びに表述された。

こと」とあるのは「であり、かつ、当該贈与をこと」とあるのは「であり、かつ、当該贈与を改正する政令(平成十三年政令第百四十一を改正する政令(平成十三年政令第百四十一を改正する政令(平成十三年政令第百四十一とあるのは「適用がある場合(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成十三年政令第百四十一号)附則第二十四条第一項の規定の適用を受ける者を含む。)の同年」と、あるのは「適用がある場合(租税特別措置法施行令の一部を改正する場合(租税特別措置法施行令の一部を改正する場合(平成十三年政令第百四十一号)附則第二十四条第一項の規定の適用がある場合を含む。)と、「同条第一項」とあるのは「法第七十条の三第一項」とする。

場合について準用する。 2 新令第四十条の五第十二項の規定は、前項の

は、なおその効力を有する。の三の規定に基づく旧令第四十条の五の規定の見の規定に基づく旧令第四十条の五の規定の当の規定によりな3 改正法附則第三十二条第四項の規定によりな

での適用については、次に定めるところによ第七十条の五及び第七十条の六第二十五項の規第七十条の五及び第七十条の六第二十五項の規新法第七十条の四第十五項から第十八項まで、ある場合における同項各号に掲げる者に対する。での適用については、次に定めるところにより、な正法附則第三十二条第六項の規定の適用がる。

りなおその効力を有するものとされる同法に 律第十六号)附則第二十条第二項の規定によ 措置法の一部を改正する法律(昭和五十年法 中「第一項本文の規定の適用を受ける受贈者 る者については、新法第七十条の四第十五項 年旧法第七十条の四第一項及び第二項」と、 をいう。以下この条において同じ。)」と、 じ。) に係る贈与者 (同項に規定する贈与者 農地等をいう。第七十条の五までにおいて同 与者」とあるのは「農地等(同項に規定する 第七十条の四第一項」と、「農地等に係る贈 までにおいて「昭和五十年旧法」という。) よる改正前の租税特別措置法(第七十条の六 において「受贈者」という。)が、租税特別 第一号に規定する受贈者(第七十条の六まで 項に規定する受贈者とみなされた同条第六項 号)附則第三十二条第六項の規定により第一 が、同項」とあるのは「租税特別措置法等の 「第一項及び第三項」とあるのは「昭和五十 部を改正する法律(平成十三年法律第七 改正法附則第三十二条第六項第一号に掲げ

> 求」と、「同条第十五項」とあるのは「前条法第三十八条第一項の規定による納付の請税の猶予に係る納期限の繰上げ又は国税通則げ」とあるのは「同条第七項の規定による納 条第一項」とあるのは「昭和五十年旧法第七「同条第十五項」とあるのは「同項」と、「同 十条の四第一項」とする。 とあるのは「受贈者」と、「同条第一項に規 の六第二十五項中「同項に規定する受贈者 とあるのは「当該譲渡等」と、新法第七十条 三項」と、「これらの規定に該当する譲渡等」 とあるのは「昭和五十年旧法第七十条の四第 同条第二項中「前条第十四項又は第十九項 項」と、「これら」とあるのは「同項」と、 あるのは「昭和五十年旧法第七十条の四第1 第十五項」と、「同条第三項又は第四項」と の規定による納税の猶予に係る納期限の繰上 るのは「同条第六項」と、「同条第二十四項 の四第一項」と、「納税の猶予」とあるのは 項」と、新法第七十条の五第一項中「前条第 旧法第七十条の四第一項ただし書及び第一 だし書及び第三項」とあるのは「昭和五十年 号に定める」と、同条第十七項中「第一項た 定する贈与者」とあるのは「贈与者」と、 「納期限の延長」と、「同条第二十三項」とあ 次に定める」とあるのは「第一号及び第二 一項」とあるのは「昭和五十年旧法第七十条

措置法の一部を改正する法律(平成三年法律において「受贈者」という。)が、租税特別 中「第一項本文の規定の適用を受ける受贈者 与者をいう。第七十条の六までにおいて同 う。)第七十条の四第一項」と、「農地等に係 第十六号)附則第十九条第一項の規定により 第二号に規定する受贈者(第七十条の六まで 項に規定する受贈者とみなされた同条第六項 号)附則第三十二条第六項の規定により第一 が、同項」とあるのは「租税特別措置法等の る者については、新法第七十条の四第十五項 じ。)」と、「第一項及び第三項」とあるのは て同じ。) に係る贈与者 (同項に規定する贈 する農地等をいう。第七十条の五までにお る贈与者」とあるのは「農地等(同項に規定 十条の六までにおいて「平成三年旧法」とい る同法による改正前の租税特別措置法(第七 なお従前の例によることとされる場合におけ 一部を改正する法律(平成十三年法律第七 改正法附則第三十二条第六項第二号に掲げ

> 第二項」と、「これら」とあるのは「同項」項」とあるのは「平成三年旧法第七十条の四 七十条の四第一項」とする。 と、「同条第十五項」とあるのは「同項」と、 者」とあるのは「受贈者」と、「同条第一項 等」とあるのは「当該譲渡等」と、新法第七 項」とあるのは「平成三年旧法第七十条の四と、同条第二項中「前条第十四項又は第十九 条第二十三項」とあるのは「同条第九項」 ることとなる同法第一条の規定による改正後 に規定する贈与者」とあるのは「贈与者」 十条の六第二十五項中「同項に規定する受贈 第五項」と、「これらの規定に該当する譲渡 十一項」と、「同条第十五項」とあるの 四第一項ただし書及び第二項」と、新法第七 三項」とあるのは「平成三年旧法第七十条の の租税特別措置法第七十条の四第十五項」 附則第三十二条第六項の規定により適用され 部を改正する法律 (平成十三年法律第七号) 十五項」とあるのは「租税特別措置法等の一 「同条第一項」とあるのは「平成三年旧法第 と、「同条第二十四項」とあるのは「同条第 「平成三年旧法第七十条の四第一項」と、「同 十条の五第一項中「前条第一項」とあるのは 「平成三年旧法第七十条の四第二項」と、「第 項」と、同項第三号中「第三項」とあるの 「平成三年旧法第七十条の四第一項及び第二 「前条第十五項」と、「同条第三項又は第四 同条第十七項中「第一項ただし書及び第 は

三 改正法附則第三十二条第六項第三号に掲げ 措置法の一部を改正する法律(平成七年法律において「受贈者」という。)が、租税特別 第三号に規定する受贈者(第七十条の六まで項に規定する受贈者とみなされた同条第六項 る者については、新法第七十条の四第十五項 与者」とあるのは「農地等(同項に規定する 第五十五号)附則第三十六条第二項の規定に 中「第一項本文の規定の適用を受ける受贈者 農地等をいう。第七十条の五までにおいて同 第七十条の四第一項」と、「農地等に係る贈 六までにおいて「平成七年旧法」という。) よりなおその効力を有するものとされる同法 号)附則第三十二条第六項の規定により第一 一部を改正する法律(平成十三年法律第七 が、同項」とあるのは「租税特別措置法等の じ。) に係る贈与者 による改正前の租税特別措置法(第七十条の (同項に規定する贈与者

年旧法第七十条の四第一項」とする。 条第一項に規定する贈与者」とあるのは「贈 「前条第十五項」と、「同条第三項又は第四十四項」と、「同条第十五項」とあるのはと、「同条第二十四項」とあるのは「同条第 項」と、「同条第一項」とあるのは「平成七 与者」と、「同条第十五項」とあるのは「同 する受贈者」とあるのは「受贈者」と、「同 新法第七十条の六第二十五項中「同項に規定 年旧法第七十条の四第七項又は第八項」と、 第十四項又は第十九項」とあるのは「平成七 第三項又は第四項」と、同条第二項中「前条 項」とあるのは「平成七年旧法第七十条の四 条第二十三項」とあるのは「同条第十二項」 条の五第一項中「前条第一項」とあるのは 第一項ただし書及び第三項」と、新法第七十 項」とあるのは「平成七年旧法第七十条の四 同条第十七項中「第一項ただし書及び第三 租税特別措置法第七十条の四第十五項」と、 則第三十二条第六項の規定により適用される を改正する法律(平成十三年法律第七号)附五項」とあるのは「租税特別措置法等の一部 成七年旧法第七十条の四第三項」と、「第十 と、同項第三号中「第三項」とあるのは「平 七年旧法第七十条の四第一項及び第三項」 と、「第一項及び第三項」とあるのは「平成 をいう。第七十条の六までにおいて同じ。)」 「平成七年旧法第七十条の四第一項」と、「同 こととなる同法第一条の規定による改正後の

る者については、新法第七十条の四第十五項 与者(同項に規定する贈与者をいう。第七十 第七十条の五までにおいて同じ。)に係る贈 は「農地等(同項に規定する農地等をいう。 租税特別措置法(第七十条の六までにおいて 法律第十三号)第一条の規定による改正前の 措置法等の一部を改正する法律(平成十二年 において「受贈者」という。)が、租税特別 第四号に規定する受贈者(第七十条の六まで 項に規定する受贈者とみなされた同条第六項 号)附則第三十二条第六項の規定により第一 が、同項」とあるのは「租税特別措置法等の 中「第一項本文の規定の適用を受ける受贈者 条の六までにおいて同じ。)」と、 「平成十二年旧法」という。)第七十条の四第 改正法附則第三十二条第六項第四号に掲げ 項」と、「農地等に係る贈与者」とあるの 部を改正する法律(平成十三年法律第七

> のは「平成十二年旧法第七十条の四第三項又五項」と、「同条第三項又は第四項」とある 又は第十九項」とあるのは「平成十二年旧法は第四項」と、同条第二項中「前条第十四項 第七十条の四第一項」とする。 と、「同条第十五項」とあるのは「同項」と、 項に規定する贈与者」とあるのは「贈与者. 贈者」とあるのは「受贈者」と、「同条第一 七十条の六第二十五項中「同項に規定する受 第七十条の四第七項又は第八項」と、新法第 と、「同条第十五項」とあるのは「前条第十 第二十四項」とあるのは「同条第十三項」 項」とあるのは「同条第十二項」と、「同条 法第七十条の四第一項」と、「同条第二十三 中「前条第一項」とあるのは「平成十二年旧 書及び第三項」と、新法第七十条の五第一項 中「第一項ただし書及び第三項」とあるのは 法第七十条の四第十五項」と、同条第十七項 法第一条の規定による改正後の租税特別措置 第六項の規定により適用されることとなる同 七十条の四第三項」と、「第十五項」とある 中「第三項」とあるのは「平成十二年旧 十条の四第一項及び第三項」と、同項第三号 び第三項」とあるのは「平成十二年旧法第七 「同条第一項」とあるのは「平成十二年旧法 「平成十二年旧法第七十条の四第一項ただし は「租税特別措置法等の一部を改正する法 (平成十三年法律第七号) 附則第三十二条 5

は「平成十三年旧法第七十条の四第一項及び同じ。)」と、「第一項及び第三項」とあるの 中「第一項本文の規定の適用を受ける受贈者 る者については、新法第七十条の四第十五項 第三項」と、同項第三号中「第三項」とある る贈与者をいう。第七十条の六までにおいて おいて同じ。)に係る贈与者(同項に規定す 規定する農地等をいう。第七十条の五までに に係る贈与者」とあるのは「農地等(同項に という。)第七十条の四第一項」と、「農地等 七十条の六までにおいて「平成十三年旧法」 条の規定による改正前の租税特別措置法(第 において「受贈者」という。)が、同法第一 第五号に規定する受贈者(第七十条の六まで 項に規定する受贈者とみなされた同条第六項 号)附則第三十二条第六項の規定により第一 が、同項」とあるのは「租税特別措置法等の 改正法附則第三十二条第六項第五号に掲げ 部を改正する法律(平成十三年法律第七

> のは「平成十三年旧法第七十条の四第十四項二項中「前条第十四項又は第十九項」とある 項」と、「同条第二十三項」とあるのは「同あるのは「平成十三年旧法第七十条の四第一 とあるのは「平成十三年旧法第七十条の四第項」とあるのは「同項」と、「同条第一項」 者」とあるのは「贈与者」と、「同条第十五「受贈者」と、「同条第一項に規定する贈与 又は第十五項」と、新法第七十条の六第二十 とあるのは「前条第十五項」と、「同条第三 のは「同条第二十項」と、「同条第十五項」 条第十九項」と、「同条第二十四項」とある 及び第三項」とあるのは「平成十三年旧法第 五項」と、同条第十七項中「第一項ただし書 法等の一部を改正する法律(平成十三年法律 五項中「同項に規定する受贈者」とあるのは 第七十条の四第三項又は第四項」と、 項又は第四項」とあるのは「平成十三年旧法 新法第七十条の五第一項中「前条第一項」と 七十条の四第一項ただし書及び第三項」と、 る改正後の租税特別措置法第七十条の四第十 適用されることとなる同法第一条の規定によ 第七号)附則第三十二条第六項の規定により と、「第十五項」とあるのは「租税特別措置 のは「平成十三年旧法第七十条の四第三項. 一項」とする。 同条第

税特別措置法(第三号において「平成七年旧力を有するものとされる同法による改正前の租 和五十年旧法」という。)第七十条の四第一項、改正前の租税特別措置法(第一号において「昭 別措置法の一部を改正する法律(昭和五十年法 三十二条第六項各号に掲げる者に対する租税特 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成 法」という。)第七十条の四第一項及び第三項、 附則第三十六条第二項の規定によりなおその効 部を改正する法律 (平成七年法律第五十五号) 条の四第一項及び第二項、租税特別措置法の一 号において「平成三年旧法」という。) 第七十 年法律第十六号)附則第十九条第一項の規定に 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三 なおその効力を有するものとされる同法による 律第十六号)附則第二十条第二項の規定により ける同法による改正前の租税特別措置法(第1 よりなお従前の例によることとされる場合にお 十二年法律第十三号)第一条の規定による改正 規定の適用がある場合における改正法附則第 新法第七十条の四第十五項から第十八項まで

> めるところによる。 の租税特別措置法(第四号及び第七項においては、次に定 で「平成十二年旧法」という。)第七十条の四 前の租税特別措置法(第四号及び第七項におい

地等については、同項の規定の適用を受けるする一時的道路用地等の用に供されている農 当該一時的道路用地等の用に供されている農 平成十三年新法第七十条の四第十五項に規定 消滅を除く。以下この条」と、「供する土地」 若しくは設定又は消滅に伴う当該地上権等の 等の当該受贈者による当該譲渡、贈与、 四第十五項の規定の適用を受ける同項に規定 る者については、昭和五十年旧法第七十条の改正法附則第三十二条第六項第一号に掲げ 地等に係る土地とする。)」とする。 とあるのは「供する土地(当該農地等のうち る一時的道路用地等の用に供されている農地 する地上権等が設定されている同項に規定す 改正後の租税特別措置法(以下この号にお 第六項の規定により同法第一条の規定による 律(平成十三年法律第七号)附則第三十二条 四第一項第一号中「(以下この条」とあるの て「平成十三年新法」という。) 第七十条 「(租税特別措置法等の一部を改正する法 転用

一 改正法附則第三十二条第六項第二号に掲げ 等の用に供されている農地等に係る土地とす 七十条の四第十五項に規定する一時的道路用 農地については、」とあるのは「、準農地に 上権等の消滅を除く。以下この条」と、「準与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該地 規定する一時的道路用地等の用に供されてい 十条の四第十五項の規定の適用を受ける同項 る者については、平成三年旧法第七十条の 項の規定の適用を受ける当該一時的道路用 地等の用に供されている農地等については は「ものに係る土地とし、平成十三年新法第 ついては」と、「ものに係る土地」とあるの る農地等の当該受贈者による当該譲渡、 に規定する地上権等が設定されている同項に 正後の租税特別措置法(以下この号及び次項 「(租税特別措置法等の一部を改正する法律第一項第一号中「(以下この条」とあるのはる者については、平成三年旧法第七十条の四 る。」と、同条第二項中「供されているもの」 において「平成十三年新法」という。)第七 六項の規定により同法第一条の規定による改 (平成十三年法律第七号) 附則第三十二条第 贈

受ける同項に規定する一時的道路用地等の用 年新法第七十条の四第十五項の規定の適用を とあるのは「供されているもの及び平成十三 に供されている農地等」とする。

上権等の消滅を除く。以下この条」と、「準与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該地いる農地等の当該受贈者による当該譲渡、贈 第一項第一号中「(以下この条」とあるのはる者については、平成七年旧法第七十条の四 受ける同項に規定する一時的道路用地等の用 年新法第七十条の四第十五項の規定の適用を とあるのは「供されているもの及び平成十三 る。」と、同条第三項中「供されているもの」 等の用に供されている農地等に係る土地とす 項の規定の適用を受ける当該一時的道路用地地等の用に供されている農地等については同七十条の四第十五項に規定する一時的道路用 は「ものに係る土地とし、平成十三年新法第ついては」と、「ものに係る土地」とあるの 農地については、」とあるのは「、準農地に 項に規定する地上権等が設定されている同項 項において「平成十三年新法」という。)第 正後の租税特別措置法(以下この号及び第三 に供されている農地等」と、「同項に」とあ に規定する一時的道路用地等の用に供されて 七十条の四第十五項の規定の適用を受ける同 六項の規定により同法第一条の規定による改 (平成十三年法律第七号) 附則第三十二条第 「(租税特別措置法等の一部を改正する法律 改正法附則第三十二条第六項第三号に掲げ

るのは「第一項に」とする。

用地等の用に供されている農地等については とあるのは「第一項に」とする。 の用に供されている農地等」と、「同項に」 用を受ける同項に規定する一時的道路用地等 十三年新法第七十条の四第十五項の規定の適 の」とあるのは「供されているもの及び平成 する。」と、同条第三項中「供されているも 地等の用に供されている農地等に係る土地と 同項の規定の適用を受ける当該一時的道路用 第七十条の四第十五項に規定する一時的道路 は「ものに係る土地とし、平成十三年新法

れている農地等については同項の規定の適用五項に規定する一時的道路用地等の用に供さ 当該受贈者による当該譲渡、贈与、転用若し時的道路用地等の用に供されている農地等の 別措置法等の一部を改正する法律(平成十三 る者については、旧法第七十条の四第一項第 いる農地等」と、「同項に」とあるのは に規定する一時的道路用地等の用に供されて 十条の四第十五項の規定の適用を受ける同項 第三項中「供されているもの」とあるのは ている農地等に係る土地とする。」と、同条 を受ける当該一時的道路用地等の用に供され 土地とし、平成十三年新法第七十条の四第十 は、」とあるのは「、準農地については」と、 を除く。以下この条」と、「準農地について くは設定又は消滅に伴う当該地上権等の消滅 地上権等が設定されている同項に規定する一 十五項の規定の適用を受ける同項に規定する 特別措置法(以下この号及び第三項において により同法第一条の規定による改正後の租税 年法律第七号)附則第三十二条第六項の規定 一号中「(以下この条」とあるのは「(租税特 「ものに係る土地」とあるのは「ものに係る 「平成十三年新法」という。)第七十条の四第 - 供されているもの及び平成十三年新法第七 改正法附則第三十二条第六項第五号に掲げ 項に」とする。

七十条の六第一項ただし書」とする。

条の六第二十項」と、同条第二十二項中「第 の規定による改正後の租税特別措置法第七十 規定により適用されることとなる同法第一条

一項ただし書」とあるのは「平成三年旧法第

十三年法律第七号)附則第三十二条第九項の 税特別措置法等の一部を改正する法律(平成

6 新法第七十条の六第二十項から第二十四項まで ある場合における同項各号に掲げる者に対する の規定の適用については、 改正法附則第三十二条第九項の規定の適用が 次に定めるところに

同項に規定する地上権等が設定されている同第七十条の四第十五項の規定の適用を受ける

三項において「平成十三年新法」という。) 改正後の租税特別措置法(以下この号及び第 第六項の規定により同法第一条の規定による 律(平成十三年法律第七号)附則第三十二条

項に規定する一時的道路用地等の用に供され

ている農地等の当該受贈者による当該譲渡、

は「(租税特別措置法等の一部を改正する法四第一項第一号中「(以下この条」とあるのる者については、平成十二年旧法第七十条の

改正法附則第三十二条第六項第四号に掲げ

続人が、同項に規定する納税猶予期限」とあ中「第一項本文の規定の適用を受ける農業相 る者については、新法第七十条の六第二十項 改正法附則第三十二条第九項第一号に掲げ

地上権等の消滅を除く。以下この条」と、 贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該

については」と、「ものに係る土地」とある

「準農地については、」とあるのは「、準農地

租税特別措置法(以下この条において「平成 部を改正する法律(平成三年法律第十六号) 相続人」という。)が、租税特別措置法の する農業相続人(以下この条において「農業 相続人とみなされた同条第九項第一号に規定 条第九項の規定により第一項に規定する農業 六第七項」と、「第二十項」とあるのは「租 七項」とあるのは「平成三年旧法第七十条の 六第一項及び第七項」と、同項第三号中「第 七項」とあるのは「平成三年旧法第七十条の の条において同じ。)の」と、「第一項及び第 だし書による納税の猶予に係る期限」と、 三年旧法」という。) 第七十条の六第一項た 力を有するものとされる同法による改正前の 附則第十九条第五項の規定によりなおその効 るのは「租税特別措置法等の一部を改正する (同項に規定する特例農地等をいう。以下こ 「特例農地等の」とあるのは「特例農地等 (平成十三年法律第七号) 附則第三十二

続人が、同項に規定する納税猶予期限」とあ中「第一項本文の規定の適用を受ける農業相 成十二年旧法第七十条の六第七項」と、 地等をいう。以下この条において同じ。)の\_ るのは「特例農地等(同項に規定する特例農 る納税猶予期限」と、「特例農地等の」とあ 置法(以下この条において「平成十二年旧号)第一条の規定による改正前の租税特別措 相続人」という。)が、租税特別措置法等の 相続人とみなされた同条第九項第二号に規定 条第九項の規定により第一項に規定する農業 法律 (平成十三年法律第七号) 附則第三十二 るのは「租税特別措置法等の一部を改正する る者については、新法第七十条の六第二十項 と、同項第三号中「第七項」とあるのは 十二年旧法第七十条の六第一項及び第七項. と、「第一項及び第七項」とあるのは「平成 法」という。)第七十条の六第一項に規定す する農業相続人(以下この条において「農業 一部を改正する法律(平成十二年法律第十三 改正法附則第三十二条第九項第二号に掲げ

三 改正法附則第三十二条第九項第三号に掲げ あるのは「平成十二年旧法第七十条の六第一 項ただし書」とする。 の租税特別措置法第七十条の六第二十項」 ることとなる同法第一条の規定による改正後 附則第三十二条第九項の規定により適用され 部を改正する法律 (平成十三年法律第七号) 二十項」とあるのは「租税特別措置法等の一 同条第二十二項中「第一項ただし書」と

相続人」という。)が、同法第一条の規定に る者については、新法第七十条の六第二十項 年旧法第七十条の六第一項ただし書」とす 中「第一項ただし書」とあるのは「平成十三 第七十条の六第二十項」と、同条第二十二項 七項」とあるのは「平成十三年旧法第七十条 する農業相続人(以下この条において「農業 相続人とみなされた同条第九項第三号に規定 条第九項の規定により第一項に規定する農業 法律(平成十三年法律第七号)附則第三十二 るのは「租税特別措置法等の一部を改正する 続人が、同項に規定する納税猶予期限」とあ 中「第一項本文の規定の適用を受ける農業相 第一条の規定による改正後の租税特別措置法 九項の規定により適用されることとなる同法 十条の六第七項」と、「第二十項」とあるの の六第一項及び第七項」と、同項第三号中 の条において同じ。)の」と、「第一項及び第 条の六第一項に規定する納税猶予期限」と、 おいて「平成十三年旧法」という。) 第七十 よる改正前の租税特別措置法(以下この条に (平成十三年法律第七号) 附則第三十二条第 は「租税特別措置法等の一部を改正する法律 「第七項」とあるのは「平成十三年旧法第七 (同項に規定する特例農地等をいう。以下こ 「特例農地等の」とあるのは「特例農地等

律第十六号)附則第十九条第五項の規定により 第三十二条第九項各号に掲げる者に対する租税 及び第七項並びに旧法第七十条の六第一項及び び第七項、平成十二年旧法第七十条の六第一項 成三年旧法」という。)第七十条の六第一項及 改正前の租税特別措置法(第一号において「平 なおその効力を有するものとされる同法による 特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法 での規定の適用がある場合における改正法附則 新法第七十条の六第二十項から第二十四項

第七項の規定の適用については、次に定めると

る者については、平成十二年旧法第七十条の二 改正法附則第三十二条第九項第二号に掲げ 平成十三年新法第七十条の六第二十項の規定 道路用地等の用に供されている農地等につい新法第七十条の六第二十項に規定する一時的 地等の用に供されている農地等」とする。 の適用を受ける同項に規定する一時的道路用 るもの」とあるのは「供されているもの及び 地とする。」と、同条第七項中「供されてい 路用地等の用に供されている農地等に係る土 あるのは「ものに係る土地とし、平成十三年 農地については」と、「ものに係る土地」と と、「準農地については、」とあるのは「、準 当該地上権等の消滅を除く。以下この条」 渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う 項に規定する地上権等が設定されている同項 項において「平成十三年新法」という。)第 正後の租税特別措置法(以下この号及び第七 九項の規定により同法第一条の規定による改 第一項第一号中「(以下この条」とあるのは る者については、平成三年旧法第七十条の六改正法附則第三十二条第九項第一号に掲げ ては同項の規定の適用を受ける当該一時的道 いる農地等の当該農業相続人による当該譲 に規定する一時的道路用地等の用に供されて 七十条の六第二十項の規定の適用を受ける同 (平成十三年法律第七号) 附則第三十二条第 (租税特別措置法等の一部を改正する法律

地等の用に供されている農地等」と、「同項 の適用を受ける同項に規定する一時的道路用 平成十三年新法第七十条の六第二十項の規定 るもの」とあるのは「供されているもの及び に」とあるのは「第一項に」とする。 地とする。」と、同条第七項中「供されてい 路用地等の用に供されている農地等に係る土 ては同項の規定の適用を受ける当該一時的道

三 改正法附則第三十二条第九項第三号に掲げ 供されている農地等については同項の規定の第二十項に規定する一時的道路用地等の用に 消滅を除く。以下この条」と、「準農地につ若しくは設定又は消滅に伴う当該地上権等の ている農地等」と、「同項に」とあるのは項に規定する一時的道路用地等の用に供され されている農地等に係る土地とする。」と、 適用を受ける当該一時的道路用地等の用に供 当該農業相続人による当該譲渡、贈与、転用 時的道路用地等の用に供されている農地等の 年法律第七号)附則第三十二条第九項の規定 別措置法等の一部を改正する法律(平成十三 る者については、旧法第七十条の六第一項第 七十条の六第二十項の規定の適用を受ける同 は「供されているもの及び平成十三年新法第 同条第七項中「供されているもの」とあるの 係る土地とし、平成十三年新法第七十条の六 と、「ものに係る土地」とあるのは「ものに いては、」とあるのは「、準農地については」 地上権等が設定されている同項に規定する一 二十項の規定の適用を受ける同項に規定する 特別措置法(以下この号及び第七項において により同法第一条の規定による改正後の租税 一号中「(以下この条」とあるのは「(租税特 「第一項に」とする。 「平成十三年新法」という。)第七十条の六第 2

## (登録免許税の特例に関する経過措置)

第二十五条 新令第四十二条第三項の規定は、施 用し、施行日前に旧令第四十二条第三項に規定 築し、又は購入する同号の住宅用家屋に係る所 業者が同号に規定する資金の貸付けを受けて新 については、なお従前の例による。 資金の貸付けを受けて新築した同号の住宅用家 する宅地建物取引業者が同項第二号に規定する 有権の移転の登記に係る登録免許税について適 行日以後に同項第二号に規定する宅地建物取引 屋に係る所有権の移転の登記に係る登録免許税

項に規定する一時的道路用地等の用に供され 同項に規定する地上権等が設定されている同 第七十条の六第二十項の規定の適用を受ける 七項において「平成十三年新法」という。) 改正後の租税特別措置法(以下この号及び第 第九項の規定により同法第一条の規定による 律(平成十三年法律第七号)附則第三十二条 は「(租税特別措置法等の一部を改正する法六第一項第一号中「(以下この条」とあるの

いる農地等の当該農業相続人による当該譲

2 おその効力を有するものとされる旧法第八十四 改正法附則第三十三条第八項の規定によりな

道路用地等の用に供されている農地等につい 新法第七十条の六第二十項に規定する一時的 あるのは「ものに係る土地とし、平成十三年 農地については」と、「ものに係る土地」と と、「準農地については、」とあるのは「、準 当該地上権等の消滅を除く。以下この条」 渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う

> 第二十六条 改正法附則第三十四条第六項第三号 条第一項の規定に基づく旧令第四十四条の規定 に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事 項とする。 は、なおその効力を有する。 (手持品課税に係る申告等)

貯蔵場所の所在地及び名称 申告者の住所及び氏名又は名称

号)第三十九条第三項から第五項までの規定 いて準用する。 出する義務がある者が当該申告書の提出期限 に当該申告書を提出しないで死亡した場合につ 改正法附則第三十四条第九項の確認を受けよ 酒税法施行令(昭和三十七年政令第九十七 、改正法附則第三十四条第六項の申告書を提 その他参考となるべき事項

3 書に、当該酒類が同条第四項の規定による酒税 うとする者は、次に掲げる事項を記載した申請 添付し、これを同条第九項の税務署長に提出し 所在地の所轄税務署長から交付を受けたものを を証明した書類で当該酒類につき同項の規定の を課された、又は課されるべきものであること なければならない。 適用を受けた者を通じて当該酒類の貯蔵場所の

申請者の住所及び氏名又は名称

当該製造場の所在地及び名称

た者の住所及び氏名又は名称 当該酒類を当該製造場に戻し、 又は移送し

との数量 当該酒類の税率の適用区分及び当該区分ご

Ŧī. は名称並びにその適用を受けた時における当項の規定の適用を受けた者の住所及び氏名又 該酒類の貯蔵場所の所在地及び名称 その他参考となるべき事項 当該酒類につき改正法附則第三十四条第四

4 ばならない。 の旨を当該申請書を提出した者に通知しなけれ 正法附則第三十四条第九項の確認をしたとき は、当該確認の内容を記載した書類により、そ 前項の申請書の提出を受けた税務署長は、改

第二十八条 前条の規定による改正後の租税特別 措置法施行令の一部を改正する政令(以下「昭 の一部改正に伴う経過措置) (租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

二項から第五項までの規定は、施行日以後に租

和五十年改正新令」という。)附則第十一条第

税特別措置法の一部を改正する法律

(昭和五十

続税について適用し、施行日前に昭和五十年旧力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)に係る相 規定する譲渡又は設定及び施行日以後に昭和五 和五十年旧法適用者」という。)がする昭和 年法律第十六号)附則第二十条第二項の規定に 定及び施行日前に昭和五十年旧法適用者が死亡 特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第 法適用者がした前条の規定による改正前の租税 亡による相続又は遺贈(贈与者の死亡により効 和五十年旧法適用者」という。)がする昭和五する農地等の贈与者(以下この条において「昭 項の規定の適用に係る贈与税に係る同項に規定 よる改正前の租税特別措置法第七十条の四第一 に係る相続税については、なお従前の例によ した場合における当該死亡による相続又は遺贈 十年旧法適用者が死亡した場合における当該死 十年改正新令附則第十一条第二項又は第三項に よりなおその効力を有するものとされる同法に 十一条第二項又は第三項に規定する譲渡又は設

の一部改正に伴う経過措置) (租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

第三十条 前条の規定による改正後の租税特別措 死亡による相続又は遺贈に係る相続税について おいて「平成三年旧法適用者」という。)が死 条の四第一項の規定の適用に係る贈与税に係る 号)附則第十九条第二項に規定する旧法第七十 置法施行令の一部を改正する政令附則第十条第 成三年旧法適用者が死亡した場合における当該 同項に規定する農地等の贈与者(以下この条に 十四項の規定は、施行日以後に租税特別措置 は、なお従前の例による。 贈に係る相続税について適用し、施行日前に平 亡した場合における当該死亡による相続又は遺 の一部を改正する法律(平成三年法律第十六

の一部改正に伴う経過措置) (租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

第三十三条 前条の規定による改正後の租税特別 措置法施行令の一部を改正する政令附則第十七 ことにより新法第七十条の四第二十八項第一号 き同項に規定する収用交換等による譲渡をした 号。次項において「平成三年改正法」という。) 法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六 条第一項の規定は、施行日以後に租税特別措置 新法第七十条の七第一項に規定する農地等につ 者(以下この項において「平成三年旧法の規定 附則第十九条第一項の規定の適用を受けている による贈与税の納税猶予適用者」という。) が

に規定する収用交換等による譲渡をした場合に法の規定による贈与税の納税猶予適用者が同項 た場合について適用し、施行日前に平成三年旧 又は第二号に掲げる場合に該当することとなっ ついては、なお従前の例による。

場合について適用し、施行日前に平成三年旧法 規定する収用交換等による譲渡をした場合につ の規定による相続税の納税猶予適用者が同項に は第二号に掲げる場合に該当することとなった とにより新法第七十条の六第三十六項第一号又 同項に規定する収用交換等による譲渡をしたこ 七十条の七第三項に規定する特例農地等につき 相続税の納税猶予適用者」という。)が新法第 下この項において「平成三年旧法の規定による十九条第五項の規定の適用を受けている者(以 の規定は、施行日以後に平成三年改正法附則第行令の一部を改正する政令附則第十七条第二項前条の規定による改正後の租税特別措置法施 なお従前の例による。

## (平成一三年六月六日政令第一九

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 (租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過

日前に設定された同条に規定する特定株式投資 後に設定される租税特別措置法第三条の二に規 項の規定は、施行日以後に設定される同項に規 信託については、なお従前の例による。 定する特定株式投資信託について適用し、施行 施行令」という。)第二条の規定は、施行日以 置法施行令(次項において「新租税特別措置法 新租税特別措置法施行令第二十五条の八第十 第三条の規定による改正後の租税特別措

(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 定する特定株式投資信託について適用する。

第五条 第五条の規定による改正後の租税特別措 する法律(平成十一年法律第九号)附則第十五関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正 規定は、個人が施行日以後に行う租税特別措置置法施行令の一部を改正する政令附則第九条の 第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等 法第一条の規定による改正前の租税特別措置法のとされる同項の規定により読み替えられた同 条第二項の規定によりなおその効力を有するも 法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税 の一部改正に伴う経過措置)

#### 七四号) 附 則 (平成一三年八月一五日政令第二 抄

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この政令は、平成十三年十月一日から施 該各号に定める日から施行する。

四条中消費税法施行令第六条の改正規定、同正規定及び同令第百八十七条の改正規定、第 条の八の改正規定、同令第二十九条の二の改 定並びに第六条中租税特別措置法施行令第六 定、第二条中法人税法施行令第五条の改正規 以下「商法等改正法」という。)の施行の日 並びに同令第五十三条の改正規定並びに次条 条の改正規定、第五条の規定並びに第六条中 同令第五十一条の改正規定及び同令第五十九 号の改正規定、同令第四十八条の改正規定、 令第九条の改正規定、同令第十条第三項第五 九条の三の改正規定、同令第百七十七条の改 第百三十六条の四の改正規定、同令第百三十 改正規定、同令第百十九条の改正規定、同令 正規定及び同令第四十条の十九の改正規定 する等の法律(平成十三年法律第七十九号。 及び附則第三条の規定 商法等の一部を改正 正規定(同条第十二項に係る部分に限る。) 令第十九条の三の見出し及び同条の改正規定 定、同令第五条の二の見出しの改正規定、同 租税特別措置法施行令第四条の三の改正規 同令第十一条の改正規定、同令第二十三条の 第二条中法人税法施行令第九条の改正規定、 正規定及び同令第三百四十六条の改正規定、 八十条の改正規定、同令第二百九十一条の改 定、同令第百十四条の改正規定、同令第二百 四条の改正規定、同令第百十三条の改正規 定、同令第六十一条の改正規定、同令第八十 二十五条の八第十一項の次に五項を加える改 (同条第十一項に係る部分を除く。)、同令第 第一条中所得税法施行令第四条の改正規 第一条中所得税法施行令第十条の改正規

三 第六条中租税特別措置法施行令第十九条の から第十三項までを六項ずつ繰り下げる改正第十四項を同条第二十項とし、同条第十一項 項の改正規定(「第三十七条の十第七項第五 規定、同条第十項を同条第十一項とする改正 三第十一項の改正規定、同令第二十五条の八 二項の改正規定、同令第二十五条の十一第五 同条第三項第一号の改正規定、同条第

正規定 平成十三年十月一日又は商法等改正外の部分の改正規定及び同条第二十五項の改二十二項の改正規定、同条第二十四項の表以 法の施行の日のいずれか早い日(商法等改正

律(平成十三年法律第三十七号)の施行の日 正規定 都市緑地保全法の一部を改正する法 法の施行の日が同年十月一日である場合に の七の改正規定及び同令第三十九条の四の改 (平成十三年八月二十四日) 附則 第六条中租税特別措置法施行令第二十二条 一七号) (平成一三年九月二七日政令第三

第一条 この政令は、平成十三年十月一日から施

(施行期日)

行する。 附 則 (平成一三年一〇月一九日政令第

三三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施 行する。

三三九号) 則 (平成一三年一○月三一日政令第

る。 この政令は、平成十四年一月一日から施行す

四 附 六 号 則 (平成一三年一一月七日政令第三

行する。 律の施行の日(平成十三年十二月一日)から施 鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法 この政令は、 旅客鉄道株式会社及び日本貨物

三七四号 則 (平成一三年一一月三〇日政令第

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年一月一日から施 律第百三十四号)附則第一条ただし書に規定す 措置法等の一部を改正する法律(平成十三年法行する。ただし、次に掲げる規定は、租税特別 る日から施行する。

を加える改正規定 正規定及び同令第二十五条の十三の次に一条 の八の改正規定、同令第二十五条の十一の改 第一条中租税特別措置法施行令第二十五条

> と、同条第三項中「、第十四項、次条第一項及 とあるのは「一般長期所有上場株式等の譲渡」

法第三十七条の十一第二項」とあるのは 十四項」と、同条第五項中「、同条第六項又は び第二十五条の十第二項」とあるのは「及び第

三 次条及び附則第三条の規定

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関す

める部分を除く。)、同令第二十五条の十二第号」を「第三十七条の十第十項第五号」に改

第二条 第一条の規定による改正後の租税特別 譲渡については、なお従前の例による。 定する日以後に行う租税特別措置法第三十七条久的施設を有する非居住者が前条ただし書に規 条の八第十四項の規定は、居住者又は国内に恒 る非居住者が同日前に行った当該上場株式等 置法施行令(以下「新令」という。)第二十 て適用し、 の十第六項に規定する上場株式等の譲渡につい 居住者又は国内に恒久的施設を有す

第三条 附則第一条ただし書に規定する日から平 2 条ただし書に規定する日以後に行う租税特別措 定株式等に係る譲渡所得の金額」とあるの び第十項」とあるのは「。次項」と、「一般長 上場株式等」と、「。次項並びに次条第五項及 場特定株式等」とあるのは「規定する長期所有 る譲渡所得の金額」と、「規定する長期所有上額」とあるのは「一般長期所有上場株式等に係 長期所有上場特定株式等に係る譲渡所得の金同条第五項」とあるのは「この項」と、「一般 とあるのは「及び第十五項」と、「この項及び 項」と、「、次項及び次条第五項」とあるのは 用については、同条第一項中「第三十七条の十 税特別措置法施行令第二十五条の八の規定の適 特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成成十四年十二月三十一日までの間における租税 式等の譲渡については、なお従前の例による。 施設を有する非居住者が同日前に行った当該株 譲渡について適用し、居住者又は国内に恒久的 置法第三十七条の十第三項に規定する株式等の 者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が前 額」と、「一般長期所有上場特定株式等の譲渡」 次項」と、同条第二項中「一般長期所有上場 般長期所有上場株式等の譲渡」と、「、次項並 期所有上場特定株式等の譲渡」とあるのは「一 三第八項」とあるのは「第三十七条の十三第十 びに次条第五項及び第十項」とあるのは「及び 十四年政令第百五号)の規定による改正後の租 「一般長期所有上場株式等に係る譲渡所得の金 及び次項」と、「、第十五項及び次条第五項」 新令第二十五条の八第十八項の規定は、居住

のは「上場株式等を」とする。 上場株式等」と、「上場特定株式等を」とある 等」と、「の上場特定株式等」とあるのは「の 特定株式等」とあるのは「長期所有上場株式 は第二項」と、同条第十六項中「長期所有上場 五項、第九項若しくは第十項」とあるのは「又 場株式等」と、「、第二項又は次条第四項、第 所有上場特定株式等」とあるのは「長期所有上 のは「同条第六項」と、同条第十五項中「長期 項若しくは法第三十七条の十一第二項」とある とあるのは「又は同条第六項」と、「同条第六 場特定株式等又は法第三十七条の十一第二項」 同条第六項」と、「、同条第六項に規定する上 3

### 三七五号) (平成一三年一一月三〇日政令第

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施 行する。

(特例適格退職年金契約の承認に関する経過措

第五条 施行日前に第七条の規定による改正前の 租税特別措置法施行令第三十九条の三十六第十 第三百七十五号)第七条の規定による改正前の 行令等の一部を改正する政令(平成十三年政令 六第十三項の規定の適用については、同項中 ける新租税特別措置法施行令第三十九条の三十 租税特別措置法施行令第三十九条の三十六第十 のとみなす。この場合において、当該契約が旧 条の三十六第六項の規定による承認を受けたも 定による改正後の租税特別措置法施行令(以下 更後のもの)については、施行日に第七条の規 規定による変更の承認があったときは、その変 号に規定する適格退職年金契約(同条第八項の 項の規定による承認を受けた同条第十八項第四 法施行令」という。) 第三十九条の三十六第六 租税特別措置法施行令(以下「旧租税特別措置 二項の規定の適用を受けたものを含む。)」とす 「新租税特別措置法施行令」という。)第三十九 「前項の規定の適用を受けたもの(所得税法施 「前項の規定の適用を受けたもの」とあるのは、 一項の規定の適用を受けたものであるときにお

2 この政令の施行の際現に旧租税特別措置法施 た承認の申請とみなす 令第三十九条の三十六第五項の規定によりされ れている承認の申請は、新租税特別措置法施行 行令第三十九条の三十六第五項の規定によりさ 五.

七項の改正規定、同項を同条第十八項とする

第二十条の二第一項の改正規定、同条第十

条の三十六第十二項の規定により認定を受けた 同項に規定する定型的な契約書については、施 行日に新租税特別措置法施行令第三十九条の三 みなす。 十六第十二項の規定による認定を受けたものと 施行日前に旧租税特別措置法施行令第三十九

#### 号) 則 (平成一四 年一月一七日政令第

附

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 平成十四年四月一日から施

号) 附 則 (平成一四年二月八日政令第二七

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 〇号) 附 則 (平成一四年三月二五日政令第六

(施行期日)

|第|条 この政令は、平成十四年四月一日から施 行する。

〇五号) 附 則 (平成一四 年三月三一日政令第

第一条 この政令は、平成十四年四月一日 該各号に定める日から施行する。 (施行期日)

九の改正規定、第二十五条の十第一項の改正同条第二十項の表の改正規定、第二十五条の 条の十二の改正規定並びに附則第十三条の規 二十五条の十一の二の改正規定及び第二十五 規定、同条の次に十条を加える改正規定、第 第二条の三の見出しの改正規定(「老人等 附則第十四条の規定 平成十四年九月一日 第二十五条の八第十九項の表の改正規定、 平成十五年一月一日

同条の改正規定並びに附則第九条第七項後段 定、第四十二条の九の見出しの改正規定及び 第二十九条の三の次に一条を加える改正規 四条第一項の規定 平成十八年一月一日 第二条の四の見出しの改正規定並びに附則第 を「障害者等」に改める部分に限る。) 及び 成十四年法律第七十三号)の施行の日 整備特別措置法等の一部を改正する法律 及び第二十四条第八項後段の規定 漁業再建 第六条の十の次に一条を加える改正規定、

> 年政令第四十三号)の項の改正規定(「第一別表第一租税特別措置法施行令(昭和三十二 定に限る。)、第三十九条の七第八項の改正規規定(同条第四項の次に一項を加える改正規 条第三項の次に一項を加える改正規定に限 定、 号。以下「都市再開発法等改正法」という。) 部を改正する法律(平成十四年法律第十 に改める部分に限る。) 都市再開発法等の 十条の二第六項」を「第二十条の二第七項 自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 項及び第二項の規定並びに第三十七条中地方 る部分に限る。) 並びに附則第二十六条第一 定及び第五十五条の改正規定(「第二十条の 三十九条の改正規定、第三十九条の五の改正 る。)、第二十九条の五第一項の改正規定、第 の改正規定、第二十二条の八の改正規定(同 正規定、同条第九項を同条第十項とする改正 正規定、同条第十項を同条第十一項とする改 規定、同条第十一項を同条第十二項とする改 条第十四項を同条第十五項とする改正規定、 二第六項」を「第二十条の二第七項」に改め 定、同条第十二項を同条第十三項とする改正 同条第十三項を同条第十四項とする改正規 第二十二条の改正規定、第二十二条の五 同条第四項を同条第五項とする改正規 同条第六項を同条第七項とする改正規同条第七項を同条第八項とする改正規 同条第三項を同条第四項とする改正規 同条第二項の次に一項を加える改正規 同条第五項を同条第六項とする改正規 同条第八項を同条第九項とする改正規

の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第工項に規定、同条第六項の改正規定、同条第五項 六号の改正規定を除く。)、同条第十四項の改一第二十条の二第十五項の改正規定(同項第 第二十二条の八の改正規定(同条第三十一項 える改正規定、第二十二条の六の改正規定、 三項の改正規定、第二十二条の三に四項を加 同条第十項の改正規定、同条第九項の改正規 二項の改正規定、同条第十一項の改正規定、 正規定、同条第十三項の改正規定、同条第十 の改正規定及び同条第三十項を同条第三十一 定、同条第八項の改正規定、同条第七項の改

改正規定、同条第十六項を同条第十七項とす の 日 び第四十二条の二の次に一条を加える改正規定、第三十九条の三十七第一項の改正規定及 る。)、第三十九条の七第三十六項の改正規を同条第三十二項とする部分を除く。) に限次に一項を加える改正規定(同条第三十一項 規定、第三十九条の二の改正規定、第三十九を除く。)に限る。)、第二十五条の四の改正 法律(平成十四年法律第七十八号)の施行 定 マンションの建替えの円滑化等に関する 条第三十一項を同条第三十二項とし、同項の 条の三第六項の改正規定、第三十九条の五 項とし、同項の次に一項を加える改正規 改正規定(同条第三十二項の改正規定及び (同条第三十項を同条第三十一項とする部

同

十九条の三第五項の改正規定 号)の施行の日 一部を改正する法律(平成十三年法律第百三 第二十二条の四第二項の改正規定及び第三 土地収用法

する法律の施行の日のいずれか早い日 規定を除く。) 都市再開発法等改正法の施行 の改正規定及び第五号に規定する同条の改正 する同条の改正規定、同条第三十一項第二号 び第三十九条の五の改正規定(第六号に規定 五号に規定する同条の改正規定を除く。)及 改正規定、同条第二十四項の改正規定及び第 する同条の改正規定、同条第三十項第二号 の日又はマンションの建替えの円滑化等に関 第二十二条の八の改正規定(第六号に規定

九 第三十二条の十一を削る改正規定、第三十 及び第三十二条の九の次に一条を加える改正 三第一項」に改める部分を除く。)を除く。) る法律(平成十四年法律第六十四号)の施 規定 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正す (「第五十六条の二第一項」を「第五十六条の 二条の十の改正規定(同条第六項の改正規定

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下 税については、なお従前の例による。 得税について適用し、平成十三年分以前の所得 があるものを除くほか、平成十四年分以後の所 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め

第三条 新令第二条の規定は、この政令の施行 日(以下「施行日」という。)以後に設定され る租税特別措置法等の一部を改正する法律 (特定株式投資信託の要件に関する経過措置) 伞

第三条の二に規定する特定株式投資信託につい 正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。) 日前に設定された改正法第一条の規定による改 定する特定株式投資信託について適用し、施行 置法(以下「新法」という。)第三条の二に規 成十四年法律第十五号。以下「改正法」とい ては、なお従前の例による。 第一条の規定による改正後の租税特別措

(障害者等の少額公債の利子の非課税に関する

第四条 改正法附則第三条第二項に規定する政令 該計算期間の日数で除して計算した金額とす 二月三十一日までの期間の日数を乗じた額を当 のの額に当該計算期間の初日から平成十七年十 年一月一日を含む利子の計算期間に対応するも 規定する障害者等未確認公債の利子で平成十八 で定めるところにより計算した金額は、同項に

2 つき確認を受けなければならない。 じ。)を提示して、障害者等に該当することに 規定する書類をいう。以下この条において同 を提出し、その者の障害者等確認書類(同項に 条において「障害者等確認申請書」という。) 省令で定める事項を記載した申請書(以下この 条において同じ。)に該当する旨その他の財務 等(同項に規定する障害者等をいう。以下この その者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者 いて「販売機関の営業所等」という。)の長に、 規定する販売機関の営業所等(以下この条にお る障害者等未確認公債(以下この条において ものは、平成十八年一月一日前に同項に規定す に該当する個人で同項の確認を受けようとする 「障害者等未確認公債」という。)に係る同項に 改正法附則第三条第三項に規定する障害者等 6

りその者が障害者等に該当する事実を確認しな長は、当該提示を受けた障害者等確認書類によ 係る障害者等確認書類の名称を記載しなければ 等確認申請書にその確認した旨及び当該確認に ときは、同項の規定により提出のあった障害者 ければならないものとし、当該事実を確認した 前項の場合において、販売機関の営業所等の

年政令第九十六号) 項において準用する所得税法施行令(昭和四十 行令(以下「旧令」という。)第二条の四第三 は、その提出の際、 第二項の障害者等確認申請書を提出した者 改正前の租税特別措置法施 第四十八条第一項の規定に

る。 ことができるものとする。この場合において、 該当することにつき確認した旨の表示を受ける る同項に規定する通帳、証書、証券その他の書 より証印を受けた当該障害者等未確認公債に係 通帳等に当該確認した旨の表示をするものとす 販売機関の営業所等の長は、当該提示を受けた を提示して、当該通帳等にその者が障害者等に 類(以下この条において「通帳等」という。)

名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当す より提出があった障害者等確認申請書に第三項 所等の所在地の所轄税務署長に通知しなければ 十八年一月三十一日までに当該販売機関の営業 る事実その他の財務省令で定める事項を、平成 は、当該提出をした者の各人別に、その者の氏 の規定による確認した旨の記載をした場合に ならない。 販売機関の営業所等の長は、第二項の規定に

らない。 務省令で定めるところにより保存しなければな 請書の提出を受けた場合には、当該申請書を財 販売機関の営業所等の長は、障害者等確認申

の特別控除に関する経過措置) (試験研究費の額が増加した場合等の所得税額

第五条 新令第五条の三第四項第四号の規定は、 る経過措置) 個人が施行日以後に支出する同号に規定する負 場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関す (エネルギー需給構造改革推進設備を取得した 金については、なお従前の例による。 担金について適用し、個人が施行日前に支出し た旧令第五条の三第四項第五号に規定する負担

第六条 新令第五条の四第二項の規定は、個人が る。 新法第十条の二第一項に規定するエネルギー需 造改革推進設備については、なお従前の例によ 第十条の二第一項に規定するエネルギー需給構 行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法 給構造改革推進設備について適用し、個人が施 施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする

第七条 新令第五条の五第三項の規定は、個人が 新法第十条の三第一項に規定する事業基盤強化 施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする 設備について適用し、個人が施行日前に取得若 却又は所得税額の特別控除に関する経過措置) (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償 しくは製作又は賃借をした旧法第十条の四第一

項に規定する事業基盤強化設備については、

な

償却又は所得税額の特別控除に関する経過措 (中小企業者が機械等を取得した場合等の特別

|第八条 新令第五条の八第二項及び第十項の規定 る減価償却資産について適用し、個人が施行日 賃借をする新法第十条の六第一項第一号に掲げ 条の七第一項第一号に掲げる減価償却資産につ 前に取得若しくは製作又は賃借をした旧法第十 は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は いては、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)

|第九条 新令第五条の九第一項第三号の規定は、 ては、なお従前の例による。 をする新法第十一条第一項の表の第一号の中欄 くは建設をいう。以下この条において同じ。) 個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若し 表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産につい 施行日前に取得等をした旧法第十一条第一項の に掲げる減価償却資産について適用し、個人が

2 新令第五条の十二第二項の規定は、個人が施 旧法第十一条の四第一項に規定する特定余暇利 四第一項に規定する特定余暇利用施設について 行日以後に取得又は建設をする新法第十一条の 適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした

3 に規定する再商品化設備等について適用し、個日以後に取得等をする新法第十一条の七第一項 なお従前の例による。 第一項に規定する再商品化設備等については、 人が施行日前に取得等をした旧法第十一条の七 新令第六条の三第五項の規定は、個人が施行

4 規定は、なおその効力を有する。 条第一項の表の第一号に係る部分に限る。)の 定に基づく旧令第六条の五第二項(旧法第十二 の効力を有するものとされる旧法第十二条の規

6 日以後に取得又は製作をする新法第十二条の二 新令第六条の六第三項の規定は、個人が施行

用施設については、なお従前の例による。

新令第六条の五第二項、第十項及び第十一項 改正法附則第七条第七項の規定によりなおそ

5 については、なお従前の例による。 法第十二条第一項に規定する工業用機械等につ 項の表の第一号の第三欄に掲げる資産を除く。) 法第十二条第一項に規定する工業用機械等(同 いて適用し、個人が施行日前に取得等をした旧 の規定は、個人が施行日以後に取得等をする新

> 第十二条の二第二項に規定する医療用機器等に 第二項に規定する医療用機器等について適用 ついては、なお従前の例による。 個人が施行日前に取得又は製作をした旧

業再建整備法」とする。 再建整備特別措置法等の一部を改正する法律 とあるのは「漁業再建整備特別措置法施行令及 日以後における旧令第六条の九の規定の適用に る法律(平成十四年法律第七十三号)の施行 の効力を有するものとされる旧法第十三条の二 業再建整備法」と、同条第三項及び第四項中 と、同条第二項第一号中「漁業再建整備特別 と、「同法」とあるのは「旧漁業再建整備法」 第四十三号)第五条第一項」とあるのは「漁業 施行令 (昭和五十一年政令第百三十二号)」と、 の規定による改正前の漁業再建整備特別措置法 政令(平成十四年政令第二百二十九号)第一条 置法施行令(昭和五十一年政令第百三十二号)」 の規定に基づく旧令第六条の九(旧法第十三条 置法」とあり、及び「同法」とあるのは「旧漁 十一年法律第四十三号。第四項までにおいて よる改正前の漁業再建整備特別措置法(昭和五 び中小漁業融資保証法施行令の一部を改正する ついては、同条第一項中「漁業再建整備特別措 の二第一項第一号に係る部分に限る。)の規 「旧漁業再建整備法」という。)第五条第一項」 (平成十四年法律第七十三号) 第一条の規定に て、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正す は、なおその効力を有する。この場合にお 「漁業再建整備特別措置法」とあるのは 漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律 改正法附則第七条第九項の規定によりなおそ

その効力を有するものとされる旧法第十三条の 力を有する。 に基づく旧令第六条の十の規定は、 三(第一項第四号に係る部分に限る。)の規定 改正法附則第七条第十一項の規定によりなお なおその効

この項において「旧都市計画法」という。)」 第二条の規定による改正前の都市計画法(以下 する法律(平成十四年法律第八十五号。以下こ 令第七条の規定は、なおその効力を有する。こ その効力を有するものとされる旧法第十四 画法」とあるのは「建築基準法等の一部を改正 の場合において、同条第五項第二号中「都市計 (第一項に係る部分に限る。) の規定に基づく旧 改正法附則第七条第十三項の規定によりな 「項において「建築基準法等改正法」という。) 条

都市再開発法」と、「建築基準法」とあるのは築基準法等改正法第三条の規定による改正前の 計画法」と、「都市再開発法」とあるのは「建 項第三号中「都市計画法」とあるのは「旧都市 号において「旧建築基準法」という。)」と、同 法第一条の規定による改正前の建築基準法 と、「同法」とあるのは「旧都市計画法」と、 「建築基準法」とあるのは「建築基準法等改正 「旧建築基準法」とする。 (次

する法律(」とする。 規定による改正前の幹線道路の沿道の整備に関 る法律(平成十四年法律第八十五号)第四条の (」とあるのは、「建築基準法等の一部を改正す 第六項中「幹線道路の沿道の整備に関する法律 おその効力を有する。この場合において、同条 二の規定に基づく旧令第七条の二の規定は、な その効力を有するものとされる旧法第十四条の 改正法附則第七条第十五項の規定によりなお 2

規定する倉庫用建物等について適用する。 後に取得又は建設をする新法第十五条第一項に 新令第八条第二項の規定は、個人が施行日以 改正法附則第七条第十七項の規定によりなお

(特定の基金に対する負担金等の必要経費算入 力を有する。 規定に基づく旧令第八条の規定は、なおその効 その効力を有するものとされる旧法第十五条の

の特例に関する経過措置

第十条 個人が施行日前に支出した旧令第十八条 なお従前の例による。 に係る基金に充てるための負担金については の三第三項第八号から第十号までに掲げる業務

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

る同表の第七号の下欄に掲げる資産又は施行日(以下この条において「旧区域」という。)に係令第二十五条第十三項第二号の二に掲げる区域 産については、なお従前の例による。 以後に取得をする旧区域に係る同欄に掲げる資 を含む。以下この条において同じ。)をした旧た場合における施行日前に取得(建設及び製作 項の表の第七号の上欄に掲げる資産の譲渡をし 個人が施行日前に旧法第三十七条第一 2

理されていること。

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関す

第十二条 居住者又は国内に恒久的施設を有する 非居住者が施行日前に行った旧令第二十五条の 八第十八項に規定する株式等の同項に規定する

> 法第二百二十五条の支払調書の提出について 第三十三号)第二百二十四条の三の告知及び同 株式等の譲渡に係る所得税法(昭和四十年法律 登録金融機関への売委託による同項に規定する は、なお従前の例による。

渡所得等の課税の特例に関する経過措置) (上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲

第十三条 新令第二十五条の九第一項第一号の規 条第一項の規定によりなお従前の例によること 新株予約権付社債には、商法等改正法附則第七 る新令第二十五条の九第一項第一号の規定の適 則第七条第一項の規定の適用がある場合におけ 同項の譲渡による所得について適用する。 三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の 居住者が平成十五年一月一日以後に行う新法第 とされた旧令第二十五条の九第一項第一号に規 用については、同号に規定する店頭転換社債型 第二項において「商法等改正法」という。)附 律第百二十八号。以下この項及び附則第十五条 定は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非 商法等の一部を改正する法律(平成十三年法

第十四条 改正法附則第十三条第四項第一号に規 得計算等の特例に関する経過措置) 定する政令で定める要件は、次に掲げるものと

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所 定する店頭売買転換社債を含むものとする。

得をした同項に規定する特定新株予約権等に 条及び次条において同じ。)は、新法第二十一項に規定する上場株式等をいう。以下この う。以下この条において同じ。)において管 条第四項第一号に規定する他の保管口座をい されている他の保管口座(改正法附則第十三 額、事実その他の事項が、その保管の委託が 算及び同項第二号の日の判定の基礎となる金 係る上場株式等でないこと。 九条の二第一項本文の規定の適用を受けて取 その上場株式等の第七項第一号の金額の計 その上場株式等(新法第三十七条の十一

条及び次条において同じ。)が行う上場株式等 座を開設している証券業者(改正法附則第十三 の募集(証券取引法(昭和二十三年法律第二十 条第三項に規定する証券業者をいう。以下この 者が、その者の有価証券の保管の委託に係る口 五号)第二条第三項に規定する有価証券の募集 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住

3 に該当するものに限る。)により上場株式等の る買付けの委託による取得に該当するものとみ 取得をした場合には、その取得は当該証券業者 なして、この条及び同項の規定を適用する。 への改正法附則第十三条第四項第一号に規定す

令(平成十四年政令第三百四十一号)第一条のち租税特別措置法施行令等の一部を改正する政 設している証券業者への改正法附則第十三条第託がされた上場株式等は当該他の保管口座を開 定する株式交換等により取得がされたものは第 う。) 第二十五条の十の二第十四項第八号に規 規定による改正後の租税特別措置法施行令(以 されたものと、第一号に掲げる上場株式等のう 又は当該証券業者からの取得(以下この条にお に保管の委託がされた場合には、当該保管の委する方法により当該各号に定める他の保管口座 及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三 用する。 の条及び改正法附則第十三条第四項の規定を適 特定取得がされたものとそれぞれみなして、こ 下この条及び次条において「新措置法令」とい いてこれらの取得を「特定取得」という。)が 十号)に規定する顧客口座簿に記載又は記録を 一号に規定する従前の上場株式等の取得の日に 次の各号に掲げる上場株式等が株券等の保管 |項第一号に規定する買付けの委託による取得

がその特定取得の日の翌日から当該事由の生 取得に該当し、かつ、当該従前の上場株式等 となった上場株式等(以下この号において 式等であって、当該上場株式等の取得の基因 務省令で定める事由により取得をした上場株 五号から第九号までに規定する事由その他財 託がされていたものであるもの じた日まで引き続き他の保管口座に保管の委 「従前の上場株式等」という。)の取得が特定 新措置法令第二十五条の十の二第十四項第 当該他の保

口座に保管の委託がされていたものであるも ら当該事由の生じた日まで引き続き他の保管 当該従前の社債がその特定取得の日の翌日か という。)の取得が特定取得に該当し、かつ、 となった同号に規定する上場株式等償還特約 式等であって、当該上場株式等の取得の基因 付社債(以下この号において「従前の社債」 十号に規定する事由により取得をした上場株 新措置法令第二十五条の十の二第十四項第 当該他の保管口座

三 新措置法令第二十五条の十の二第十四項第 権利の行使又は義務の履行が他の保管口座を た同号に規定する有価証券オプション取引の 株式等で当該上場株式等の取得の基因となっ 開設している証券業者に設けられた口座にお 十一号に規定する事由により取得をした上場 いて行われたもの 当該他の保管口座

業者からの取得によるものかどうかを基礎とし 等の数並びにその受入れが同項第一号の証券業 場株式等がある場合には、当該同一銘柄の上場 柄を区分して、当該他の保管口座における上場 者への買付けの委託による取得又は同号の証券 省令で定める日)及び受け入れた当該上場 同一銘柄の上場株式等の受入れの日として財務 たものから順次払出しがされたものとした場合 株式等の受入れの日(当該他の保管口座にお 定は、それぞれの他の保管口座ごとに、その銘 る特定上場株式等に該当するか又は同項第二号 が、改正法附則第十三条第四項第一号に規定す する準備口座をいう。以下この条において て行うものとする。 れる日又は合理的な基準により定められたその にその同一銘柄の上場株式等の受入れの日とさ 株式等のうち先に当該他の保管口座に受け入れ に規定する上場株式等に該当するかどうかの判 じ。)に受け入れる他の保管口座の上場株式等 て二回以上にわたって受け入れた同一銘柄の上 準備口座(改正法附則第十三条第三項に規

11

同

行わなければならないものとする。 久的施設を有する非居住者に交付せずに、 等のすべてについて、当該居住者又は国内に恒 開設している営業所(国内にあるものに限る。 場株式等及び同項第二号に規定する上場株式等 る他の保管口座に保管の委託がされている改正 他の保管口座から当該準備口座に直接移管する 依頼に基づき、当該営業所の長が、その移管の 以下この条及び次条において同じ。)の長への 住者からの当該証券業者の当該他の保管口座を 項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居 法附則第十三条第四項第一号に規定する特定上 方法又は当該準備口座への振替の方法により、 際に、当該特定上場株式等及び非特定上場株式 いう。) の当該準備口座への移管は、同条第四 (以下この項において「非特定上場株式等」と 準備口座を設定した証券業者に開設されてい

6 る他の信用取引口座(改正法附則第十三条第六 準備口座を設定した証券業者に開設されてい

ないものとする。 について、当該他の信用取引口座から当該準備長が、その移管の際に、当該信用取引のすべて る営業所の長への依頼に基づき、当該営業所の 証券業者の当該他の信用取引口座を開設してい国内に恒久的施設を有する非居住者からの当該 の当該準備口座への移管は、同項の居住者又は をいう。以下この条及び次条において同じ。) していない信用取引(同項に規定する信用取引 の条において同じ。) においてその決済が終了 項に規定する他の信用取引口座をいう。以下こ 座への振替の方法により、行わなければなら

後に譲渡した場合にその譲渡による所得の金額入非特定上場株式等」という。)をその受入れ の日については、次に定めるところによる。 上場株式等の所有期間の判定の基礎となる取得 額及び当該受入特定上場株式等又は受入非特定 上場株式等又は受入非特定上場株式等の取得価は取得費の額の計算の基礎となる当該受入特定 の計算上総収入金額から控除すべき売上原価又 上場株式等(以下この項及び次項において「受 等」という。) 又は同条第四項第二号に掲げる 法附則第十三条第四項第一号に掲げる上場株式 他の保管口座から準備口座に受け入れた改正 (以下この項において「受入特定上場株式 当該他の保管口座に係る銘柄ごとの受入特 8

出した金額)を当該受入特定上場株式等の取りの取得価額に相当する金額を基礎として算 同項の規定により特定取得がされたものとみ三項第一号に規定する従前の上場株式等及び けの委託による取得又は証券業者からの取得法附則第十三条第四項第一号に規定する買付 得価額とした場合における当該他の保管口座 三第四項の規定に準じて計算した一単位当た 第四節第三款第二目及び新令第二十五条の十 場株式等につき所得税法施行令第二編第一章 なされた上場株式等にあっては、これらの上 当該受入特定上場株式等に対応する金額(第 たものに限る。次項において同じ。)のうちした費用の額(当該他の保管口座で処理され をした上場株式等のこれらの取得のために要 れの日とされた日において証券業者への改正の規定によりその受入特定上場株式等の受入定上場株式等の取得価額については、第四項 に係る銘柄ごとの受入特定上場株式等の当該

第二項に規定する所有期間の判定の基礎とな 受入特定上場株式等の新法第三十七条の十

の取得の日とする。

り算出された金額を同項第三号の取得価 金額を基礎として前項第一号の規定の例によ

その記載等がされた受入日を同項第四号

それぞれみなして、

同項の規定を適用する。

とされる場合の上場株式等の受入れの日をい よる取得又は証券業者からの取得によるもの 三条第四項第一号に規定する買付けの委託に (その受入れが証券業者への改正法附則第十 定された当該受入特定上場株式等の受入日 当該他の保管口座に係る上場株式等につき判 る取得の日については、第四項の規定により 次項において同じ。) をその取得の日と

算した金額をいう。) の百分の八十に相当す 号に掲げる株式等の区分に応じ当該各号に定 受入非特定上場株式等の平成十三年十月一日 特定上場株式等の取得価額については、当該 る金額とする。 める金額をその一単位当たりの価額として計 における価額(新令第二十五条の十第二項各 当該他の保管口座に係る銘柄ごとの受入非

とする。 十日を当該受入非特定上場株式等の取得の日 なる取得の日については、平成十三年九月三 十第二項に規定する所有期間の判定の基礎と 受入非特定上場株式等の新法第三十七条の

者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、 同項第三号及び第四号の規定にかかわらず、 額及び同項第四号の取得の日については、居住 に定めるところによることができる。 株式等については、当該受入非特定上場株式 う。) がある場合には、当該受入非特定上場 の金額及びその取得に係る受入日の記載又は項において同じ。)にその取得に要した費用 り証券業者が作成したものに限る。以下この 法律(昭和四十六年法律第五号)第二十一条 場株式等について、付された新措置法令第二 受入非特定上場株式等の前項第三号の取得価 等につきその記載等がされた金額に対応する 記録(以下この項において「記載等」と において準用する場合を含む。)の規定によ 取引法第百八十八条(外国証券業者に関する を受け入れた証券業者が保存する帳簿(証券 行使により取得をした受入非特定上場株式等 株予約権若しくは与えられた新株の引受権の 十五条の十の二第十四項第九号に規定する新 は他の保管口座に保管の委託がされていた上 平成四年十二月三十一日以前に特定取得又 次

> の上場株式等につきその記載等がされた金額受入非特定上場株式等については、当該従前 入日を同項第四号の取得の日とする。 取得価額とし、かつ、その記載等がされた受 定の例により算出された金額を同項第三号の 式等の取得に要した費用の金額及び特定取得 権及び新株の引受権の行使により取得をした に係る受入日の記載等がある場合には、当該 証券業者が保存する帳簿に当該従前の上場株 ものを除く。)の取得の基因となった同項第 に対応する金額を基礎として前項第一号の規 つ、当該受入非特定上場株式等を受け入れた 十二月三十一日以前に特定取得をされ、 した受入非特定上場株式等(前号の新株予約 一号に規定する従前の上場株式等が平成四年 第三項第一号に規定する事由により取得を カュ

当該他の信用取引口座で処理された新令第二十 算の基礎となる金額は、当該信用取引について信用取引の決済により生ずべき所得の金額の計 五条の十の十第四項各号に掲げる金額に相当す る金額とする。 他の信用取引口座から準備口座に受け入れた

10 当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居 間に、同項の居住者又は国内に恒久的施設を有 第四項に規定するいずれか一の日の前日までの 場株式等は同項第二号に規定する上場株式等と 株式等と、当該移管がされた第二号に掲げる上 管がされた第一号に掲げる上場株式等は改正法 株式等に含まれる場合に限る。)には、 ものに限る。)はすべて当該移管がされる上場 式等又は第二号に掲げる上場株式等に該当する されている上場株式等(第一号に掲げる上場株 他の証券業者の保管口座において保管の委託が 当該移管がされる上場株式等と同一銘柄の当該 る上場株式等の一部の移管がされる場合には、 業者の保管口座において保管の委託がされてい 全部又は一部が移管された場合(当該他の証券 れている上場株式等で次の各号に掲げるものの 保管口座」という。) において保管の委託がさ る口座(以下この項において「他の証券業者の 住者が開設している有価証券の保管の委託に係 附則第十三条第四項第一号に規定する特定上場 (第一号において「他の証券業者」という。) に 口座が開設されている証券業者以外の証券業者 する非居住者の他の保管口座に、当該他の保管 平成十四年九月一日から改正法附則第十三条 当該移

として財務省令で定めるところにより証明 項第一号に規定する買付けの委託による取得 る要件を満たすものに限る。次号において 保管がされていることその他財務省令で定め き続き当該他の証券業者の保管口座において 上場株式等(その取得後その移管の時まで引 ものに限る。)後直ちに保管の委託がされ 又は当該他の証券業者からの取得に該当する 該他の証券業者への改正法附則第十三条第四 当該他の証券業者の保管口座に平成十三年 「他社特定上場株式等」という。)であるもの (平成五年一月一日以後の取得であって、 当該他の証券業者の保管口座にその取得

た

財務省令で定めるところにより証明がされ 特定上場株式等を除く。) であるものとして き保管の委託がされている上場株式等(他社 九月三十日以前からその移管の時まで引き続

11 しなければならないものとする。 記載又は記録をして、当該他の保管口座に移管 係る保管上場株式等のすべてを、株券等の保管 財務省令で定める事項を記載した書類を提出し 他の保管口座に移管することを依頼する旨、移において「保管上場株式等」という。)を当該 の項において「移管元の証券業者」という。) という。)が開設されている証券業者(以下こ 口座に同項各号に掲げる上場株式等の受入れを 及び振替に関する法律に規定する顧客口座簿に 移管元の証券業者の営業所の長は、当該依頼に なければならないものとし、当該依頼を受けた を、当該他の保管口座に移管することを依頼し 管する保管上場株式等の種類、銘柄、数その他 係る前項各号に掲げる上場株式等(以下この の営業所の長に対し、当該移管元の保管口座に 座(以下この項において「移管元の保管口座」 しようとする居住者又は国内に恒久的施設を有 する非居住者は、同項の他の証券業者の保管口 て当該移管元の保管口座に係る保管上場株式等 前項の移管を行う場合には、同項の他の保管 項

る上場株式等を含む。」と、「同条第四項第二号 則第十三条第四項第一号に掲げる上場株式等 項の規定の適用については、同項中「改正法 に掲げる上場株式等(」とあるのは「同条第四 (」とあるのは「改正法附則第十三条第四項第 第十項の規定の適用がある場合における第七 号に掲げる上場株式等(第十項第一号に掲げ

掲げる上場株式等を含む。」と、同項第一号及 第四項の規定又は第十項第一号の証明」とす び第二号中「、第四項の規定」とあるのは「、 項第二号に掲げる上場株式等(第十項第二号に

住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が に該当するものとみなして、同項の規定を適用 げる上場株式等は当該各号に定める上場株式等 限る。)には、その移管がされた当該各号に掲 当該移管がされる上場株式等に含まれる場合に る上場株式等と同一銘柄の上場株式等はすべて されている上場株式等のうち、当該移管がされ れる場合には、当該相続等口座に保管の委託が 管された場合(当該上場株式等の一部が移管さ に、当該相続等口座から当該他の保管口座に移 項に規定するいずれか一の日の前日までの間成十四年九月一日から改正法附則第十三条第四 で次の各号に掲げるものの全部又は一部が、平 において保管の委託がされているものに限る。) の項及び次項において「相続等口座」という。) した有価証券の保管の委託に係る口座(以下こ の項において「被相続人等」という。)が開設相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者(以下こ う。) に当該贈与をした者、当該相続に係る被 の項及び次項において「同一証券業者」とい 他の保管口座を開設している証券業者(以下こ を除く。)により取得した上場株式等(当該居 又は遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係るもの 者が贈与、相続(限定承認に係るものを除く。) 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住

をしていた上場株式等 き続き当該他の保管口座において保管の委託定取得をし、かつ、当該特定取得の日以後引 する非居住者が当該特定取得があった日に特 もの 当該居住者又は国内に恒久的施設を有 たことその他財務省令で定める要件を満たす 続き当該相続等口座に保管の委託がされてい た上場株式等で、その特定取得の日以後引き 得をいう。以下この号において同じ。)をし 第十三条第四項第一号に規定する買付けの委 特定取得(当該同一証券業者への改正法附則 託による取得及び当該同一証券業者からの取 その被相続人等が平成五年一月一日以後に 16

該相続等口座に保管の委託がされていた上場 平成十三年九月三十日以前から引き続き当 (前号に掲げるものを除く。) 当該居

> 託をしていた上場株式等 引き続き当該他の保管口座において保管の委 が同日に取得をし、かつ、当該取得の日以後 住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者

提出しなければならないものとする。 ばならないものとする。この場合において、当の保管口座への振替の方法により、行わなけれ 同項第一号に掲げる上場株式等(以下この項に は、その依頼の際に、財務省令で定める書類を 住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者 が同項の贈与によるものであるときは、当該居 該特定相続株式等又は非特定相続株式等の取得 該他の保管口座に直接移管する方法又は当該他 非居住者に交付せずに、当該相続等口座から当 株式等及び非特定相続株式等のすべてについ が、その移管の際に、当該依頼に係る特定相続 業所の長への依頼に基づき、当該営業所の長 一証券業者の当該相続等口座を開設している営に恒久的施設を有する非居住者からの同項の同 の保管口座への移管は、同項の居住者又は国内 て「非特定相続株式等」という。)の前項の他第二号に掲げる上場株式等(以下この項におい おいて「特定相続株式等」という。) 及び前項 て、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する 前項の相続等口座に保管の委託がされている

15 第十三項の規定の適用がある場合における第 号に掲げる上場株式等を含む。」とする。 七項の規定の適用については、同項中「改正法 四項第二号に掲げる上場株式等(第十三項第二 号に掲げる上場株式等(」とあるのは「同条第 げる上場株式等を含む。」と、「同条第四項第二 附則第十三条第四項第一号に掲げる上場株式等 一号に掲げる上場株式等(第十三項第一号に掲 (」とあるのは「改正法附則第十三条第四項第

に関する記録並びに当該記録及びこれらの移管 省令で定める に関する書類の保存に関し必要な事項は、 第五項、第六項、第十項及び第十三項の移管 財務

式等の移管等に関する経過措置) (平成十五年中に開設する特定口座への上場株

第十四条の二 居住者又は国内に恒久的施設を有 条第三項の規定により同年一月一日に提出され 定する特定口座開設届出書(改正法附則第十三 十二月三十一日までの間に、証券業者の営業所 たものとみなされるものを除く。 に新法第三十七条の十一の三第三項第一号に規 する非居住者が、平成十五年一月一日から同年 次項において

> 定口座(同号に規定する特定口座をいう。以下 する非居住者が当該特定口座の開設の日の前日 のほか、当該居住者又は国内に恒久的施設を有 第二十五条の十の二第十四項各号に掲げるもの 定する政令で定める上場株式等は、新措置法令 新法第三十七条の十一の三第三項第二号ハに規 この条において同じ。)を開設する場合には、 において有する上場株式等のうち次に掲げる上 「特定口座開設届出書」という。)を提出して特 ※株式等でその開設の日に当該特定口座に受け

場株式等」という。)で当該他の保管口座か ら移管がされるもの を満たすものに限る。次号において「特定上 の委託がされた上場株式等(次に掲げる要件 取得に該当するものに限る。) 後直ちに保管 含む。)による取得又は当該証券業者からの 託(買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を 日以後の取得で当該証券業者への買付けの委 座」という。) にその取得(平成五年一月一 る口座(以下この項において「他の保管口 有する非居住者の有価証券の保管の委託に係 れている当該居住者又は国内に恒久的施設を 当該特定口座を開設する証券業者に開設さ

イ その上場株式等について、その取得後引 き続き当該他の保管口座において保管がさ

定新株予約権等に係る上場株式等でないこ 適用を受けて取得をした同項に規定する特 新法第二十九条の二第一項本文の規定の

がされるもの 定上場株式等を除く。)で当該口座から移管 続き保管の委託がされている上場株式等(特 る口座に平成十三年九月三十日以前から引き 有する非居住者の有価証券の保管の委託に係 れている当該居住者又は国内に恒久的施設を 当該特定口座を開設する証券業者に開設さ 保管口座において管理されていること。 なる金額、事実その他の事項が、当該他の の計算及び同項第二号の日の判定の基礎と て読み替えられた前条第七項第一号の金額 その上場株式等について、第三項におい

2 者が、平成十五年一月一日から同年十二月三十 開設届出書を提出して特定口座を開設する場合 日までの間に、証券業者の営業所に特定口座 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住

二十五条の十の二第二十項各号に掲げるもの 該特定口座を開設する証券業者に開設されてい ほか、当該特定口座の開設の日の前日までに当 に規定する政令で定める事項は、新措置法令第 には、新法第三十七条の十一の三第三項第三号

れる上場株式等とする。 3

うこととされているものに限る。) を当該特定 れ、かつ、当該決済を当該特定口座において行開設の日以後に当該信用取引に係る決済が行わ 引の契約に係る口座(以下この項において「他居住者の当該特定口座以外の有価証券の信用取 該特定口座に移管することができることとす 口座の開設の日に当該他の信用取引口座から当 ている上場株式等の信用取引(当該特定口座 の信用取引口座」という。) において処理され る当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非

条第六項」とあるのは「次条第二項」と、「当 第六項中「準備口座を設定した」とあるの 備口座」とあるのは「当該特定口座」と、「同 とあるのは「次条第一項第一号」と、「当該準 るのは「同項第一号」と、同条第五項中「準備 とあるのは「同号」と、「及び改正法附則第十 他の保管口座をいう。以下この条において同 項中「定める他の保管口座」とあるのは「定め とあるのは「次条第一項第一号」と、同条第三 その他第一項及び前項の規定の適用に関し必要 れた上場株式等の取得価額及び取得時期の特 該準備口座」とあるのは「当該特定口座」と、 条第四項」とあるのは「同条第一項」と、同条 する」と、「改正法附則第十三条第四項第一号」 口座を設定した」とあるのは「特定口座を開設 と、「改正法附則第十三条第四項第一号」とあ 三条第三項に規定する準備口座」とあるの と、同条第四項中「準備口座(改正法附則第十 三条第四項」とあるのは「及び次条第一項」 じ。)」と、「改正法附則第十三条第四項第一号」 る他の保管口座(次条第一項第一号に規定する な事項については、前条第二項から第十六項ま 例、前項の信用取引の移管の方法、移管がされ 座」と、「改正法附則第十三条第四項第一号」 同条第七項中「準備口座」とあるのは「特定 第二項中「改正法附則第十三条第四項第一号」 での規定の例による。この場合において、 た上場株式等の信用取引に係る必要経費の特例 特定口座を開設する」と、「改正法附則第十三 特定口座(次条第一項に規定する特定口座」 第一項の上場株式等の移管の方法、移管がさ 同条 は

条第一項第二号」とする。 号」と、「同条第四項第二号」とあるのは 条第四項第一号」とあるのは「次条第一項第一 三条第四項第一号」とあるのは「次条第一項第 の特定口座の開設の日」と、「改正法附則第十 するいずれか一の日」とあるのは「次条第一項 第十三項中「改正法附則第十三条第四項に規定 号」とあるのは「同条第一項第二号」と、同条 は「次条第一項第一号」と、「同条第四項第二 は「次条第一項第一号」と、同条第十二項中 のは「は同条第一項第一号」と、同項第一号中 は「次条第一項の特定口座の開設の日」と、 条第四項に規定するいずれか一の日」とあるの 定口座」と、同条第十項中「改正法附則第十三 四項第二号」とあるのは「同条第一項第二号」 とあるのは「次条第一項第一号」と、「同条第 「改正法附則第十三条第四項第一号」とあるの 「は改正法附則第十三条第四項第一号」とある 「改正法附則第十三条第四項第一号」とあるの 号」と、同条第十五項中「改正法附則第十三 同条第九項中「準備口座」とあるのは「特 同 2 3

管の委託に関する経過措置 十一日までの間の特定口座への上場株式等の保(平成十五年四月一日から平成十六年十二月三

第十四条の三 平成十五年四月一日から平成十六 有する非居住者の有価証券の保管の委託に係る されている当該居住者又は国内に恒久的施設を の条において「証券業者等」という。) に開設 三第三項第一号に規定する証券業者等(以下こ する上場株式等(新措置法第三十七条の十一の 有する新措置法第三十七条の十一第一項に規定 住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が する新措置法第三十七条の十一の三第一項の居 各号に掲げるもののほか、当該特定口座を開設 二十五条の十の二第十四項各号及び前条第一項の条において「平成十六年新令」という。)第 による改正後の租税特別措置法施行令(以下こ 部を改正する政令 (平成十六年政令第百五号) める上場株式等は、 う。) に係る同項第二号ハに規定する政令で定 定口座(以下この条において「特定口座」とい 三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特 第七条の規定による改正後の租税特別措置法 部を改正する法律 (平成十六年法律第十四号) 年十二月三十一日までの間は、所得税法等の一 口座に保管の委託がされているものを除く。 (以下この条において「新措置法」という。) 第 租税特別措置法施行令の一

> とする 下この条において「特例上場株式等」という。)

- 開設されている証券業者等の営業所(平成十六で定める事項を記載した書類を当該特定口座が 久的施設を有する非居住者が同項の特定口座に に提出しなければならない。 業所をいう。以下この条において同じ。) 年新令第二十五条の十の二第五項に規定する営 座に保管の委託をする旨、保管の委託をする特 合には、当該居住者又は国内に恒久的施設を有 特例上場株式等の保管の委託をしようとする場 十一日までの間に、前項の居住者又は国内に恒 例上場株式等の種類、銘柄、数その他財務省令 する非居住者は、特例上場株式等を当該特定口 平成十五年四月一日から平成十六年十二月三 の長
- 株式等をいう。)の譲渡をした場合における譲措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場 特例上場株式等の取得の日の判定については、 となる当該特例上場株式等の取得価額及び当該 渡による所得の金額の計算上総収入金額から控 該特例上場株式等と同一銘柄の上場株式等 定めるところによる。 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に 除すべき売上原価又は取得費の額の計算の基礎 特定口座への特例上場株式等の受入れ後に当 (新
- 認をした場合 当該確認がされた金額を基礎 株式等の取得に要した金額及び取得の日の確 四十一条第一項に規定する取引報告書その他 を当該特例上場株式等の取得の日とする。 の取得価額とし、当該確認がされた取得の日 により算出された金額を当該特例上場株式等 として附則第十四条第七項第一号の規定の例 の財務省令で定める書類により当該特例上場 を受けた当該特例上場株式等の証券取引法第 国内に恒久的施設を有する非居住者から提出 券業者等の営業所の長が、前項の居住者又は 当該特例上場株式等の当該特定口座への受 (れの際に、当該特定口座を開設している証 5
- 取得の日における当該特例上場株式等の価額 号に掲げる場合を除く。) 当該確認がされた 上場株式等の取得の日の確認をした場合 の他の財務省令で定める書類により当該特例 を受けた当該特例上場株式等の株券の写しそ 国内に恒久的施設を有する非居住者から提出 券業者等の営業所の長が、前項の居住者又は 入れの際に、当該特定口座を開設している証 当該特例上場株式等の当該特定口座への受 (前

- 当該特例上場株式等の取得の日とする。 取得価額とし、当該確認がされた取得の日を より算出された金額を当該特例上場株式等の る金額をその一単位当たりの価額として計算 る金額に準じて算出した当該取得の日におけ して附則第十四条第七項第一号の規定の例に した金額をいう。)に相当する金額を基礎と (平成十六年新令第二十五条の十第二項各号 に掲げる株式等の区分に応じ当該各号に定め
- 年十月一日における当該特例上場株式等の価 月三十日を当該特例上場株式等の取得の日と 例上場株式等の取得価額とし、平成十三年九 号の規定の例により算出された金額を当該特 る金額を基礎として附則第十四条第七項第一 算した金額をいう。)の百分の八十に相当す める金額をその一単位当たりの価額として計 号に掲げる株式等の区分に応じ当該各号に定 額(平成十六年新令第二十五条の十第二項各
- 4 算の基礎となる取得価額及び取得の日が同項各の前項に規定する売上原価又は取得費の額の計 号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める 及び取得の日を基礎として計算されたものとみ る場合の区分に応じ当該各号に定める取得価額 金額は、当該特例上場株式等の前項各号に掲げ 規定する満たない部分の金額として計算された 徴収選択口座内調整所得金額又は同条第四項に 法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉 める場合を除き、当該特定口座において新措置 該営業所の長の責めに帰すべき理由があると認 地の所轄税務署長がその異なることについて当 特定口座を開設する証券業者等の営業所の所在 取得価額及び取得の日と異なる場合には、当該 特定口座において処理された特例上場株式等
- 三十七条の十一の五第一項各号に掲げる金額に ついては、同条の規定は適用しない。 となるときは、当該特定口座に係る新措置法第 なることにより所得税の負担を減少させる結果 前項に規定する異なる場合において、その異
- 6 る。 録並びに当該記録及び当該受入れに関する書類 の保存に関し必要な事項は、財務省令で定め 第二項の特例上場株式等の受入れに関する記
- 7 までの間における前各項の規定の適用について

- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 平成十三

- 平成十五年四月一日から同年十二月三十一日

法」と、「平成十六年新令」とあるのは「新措 令」と、第三項中「新措置法」とあるのは「新 令(平成十四年政令第三百四十一号)第一条の 法」と、「租税特別措置法施行令の一部を改正 とする。 と、第五項中「新措置法」とあるのは「新法」 あるのは「同条第三項に規定する超える部分」 と、「同条第四項に規定する満たない部分」と 額」とあるのは「特定口座内調整所得金額」 置法令」と、第四項中「新措置法」とあるのは 項中「平成十六年新令」とあるのは「新措置法 と、「新措置法」とあるのは「新法」と、第二 規定による改正後の租税特別措置法施行令(以 「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政いて「平成十六年新令」という。)」とあるのは 正後の租税特別措置法施行令(以下この条にお よる改正後の租税特別措置法(以下この条にお 下この条において「新措置法令」という。)」 する政令(平成十六年政令第百五号)による改 いて「新措置法」という。)」とあるのは「新 「新法」と、「源泉徴収選択口座内調整所得金 (平成十六年法律第十四号) 第七条の規定に 第一項中「所得税法等の一部を改正する法

関する経過措置) (特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に

- 第十五条 新令第二十五条の十三の二第一項第一 号及び第三項の規定は、居住者又は国内に恒久 株式等の同項に規定する取得について適用す 法第三十七条の十四の二第一項に規定する上場 的施設を有する非居住者が施行日以後に行う新
- りなお従前の例によることとされた旧令第二十 規定する店頭転換社債型新株予約権付社債に 第一項第一号の規定の適用については、同号に がある場合における新令第二十五条の十三の二 買転換社債を含むものとする。 五条の十三の二第一項第一号に規定する店頭売 は、商法等改正法附則第七条第一項の規定によ 商法等改正法附則第七条第一項の規定の適用

の金額の計算に関する経過措置) (居住者に係る特定外国子会社等の未処分所得

第十六条 新令第二十五条の二十第七項の規定 施行日以後に終了する事業年度の新法第四十条 に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了 について適用し、旧令第二十五条の二十第一項 の四第一項に規定する未処分所得の金額の計算 は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の

従前の例による。 する未処分所得の金額の計算については、なお した事業年度の旧法第四十条の四第一項に規定

控除に関する経過措置) (住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別

第十七条 新令第二十六条第十九項の規定は、 居住の用に供した場合については、 例による。 居住の用に供した場合については、なお従前のした家屋を同項の定めるところによりその者の に旧法第四十一条第一項に規定する増改築等を 供した場合について適用し、居住者が施行日前 同項の定めるところによりその者の居住の用に た部分に限る。以下この条において同じ。)を 定する増改築等をした家屋(当該増改築等をし 住者が施行日以後に新法第四十一条第一項に規 居

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十八条 新令第三章の規定は、別段の定めがあ 法人税については、なお従前の例による。 格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日 の特別控除に関する経過措置) (試験研究費の額が増加した場合等の法人税額 用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の 以後に開始する事業年度分の法人税について適 年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人 るものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十

第十九条 新令第二十七条の四第三項第四号の規 定する負担金については、なお従前の例によ 支出した旧令第二十七条の四第三項第五号に規 する負担金について適用し、法人が施行日前に定は、法人が施行日以後に支出する同号に規定

た場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関 (エネルギー需給構造改革推進設備等を取得し

第二十条 新令第二十七条の五第二項の規定は、 をする新法第四十二条の五第一項に規定するエ エネルギー需給構造改革推進設備等について 設をした旧法第四十二条の五第一項に規定する し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建 ネルギー需給構造改革推進設備等について適用 法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設 なお従前の例による。

賃借をする新法第四十二条の七第一項に規定す 却又は法人税額の特別控除に関する経過措置) (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償 法人が施行日以後に取得若しくは製作又は 新令第二十七条の七第五項の規定

> 行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧法 る事業基盤強化設備について適用し、法人が施 設備については、なお従前の例による。 第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化

した場合の法人税額の特別控除に関する経過措 (沖縄の特定地域において工業用機械等を取得

|第二十二条 新法第四十二条の九第一項の表の第 規定する期間とする。 である場合には、新令第二十七条の九第一項第 第八条第二項の規定により同法第六条第三項第 興特別措置法(平成十四年法律第十四号)附則 一号の第一欄に規定する観光振興地域が沖縄振 一号に定める期間は、同法附則第八条第二項に 一号に規定する観光振興地域とみなされた地域

2 とする。 期間は、同法附則第八条第一項に規定する期間 興特別措置法附則第八条第一項の規定により同 産業振興地域とみなされた地域である場合に 法第二十八条第三項第一号に規定する情報通信 は、新令第二十七条の九第一項第二号に定める 一欄に規定する情報通信産業振興地域が沖縄振 新法第四十二条の九第一項の表の第二号の第

別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措 (中小企業者等が機械等を取得した場合等の特

第二十三条 新令第二十七条の十一第二項及び第 掲げる減価償却資産については、なお従前の例 借をした旧法第四十二条の十二第一項第一号に は製作又は賃借をする新法第四十二条の十一第 八項の規定は、法人が施行日以後に取得若しく による。 一項第一号に掲げる減価償却資産について適用 し、法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃

(法人の減価償却に関する経過措置)

第二十四条 新令第二十八条第一項第三号の規定 号の中欄に掲げる減価償却資産について適用 却資産については、なお従前の例による。 し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十 若しくは建設をいう。以下この条において同 三条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償 じ。)をする新法第四十三条第一項の表の第一 は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作

2 は、法人が施行日以後に取得等をする新法第四 ついて適用し、法人が施行日前に取得等をした 十三条の三第二項に規定する保全事業等資産に 新令第二十八条の三第五項及び第六項の規定

3 条の五第一項に規定する特定余暇利用施設につ 等資産については、なお従前の例による。 る 余暇利用施設については、なお従前の例によ 施行日以後に取得又は建設をする新法第四十四 いて適用し、法人が施行日前に取得又は建設を した旧法第四十四条の五第一項に規定する特定 新令第二十八条の八第二項の規定は、法人が

4 用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四 九第一項に規定する再商品化設備等について適 が施行日以後に取得等をする新法第四十四条の 十四条の九第一項に規定する再商品化設備等に ついては、なお従前の例による。 新令第二十八条の十二第五項の規定は、法人

5 る。)の規定は、なおその効力を有する。 第四十五条第一項の表の第一号に係る部分に限 条の規定に基づく旧令第二十八条の十四(旧法 おその効力を有するものとされる旧法第四十五 改正法附則第二十三条第十項の規定によりな

7 6 機器等については、なお従前の例による。 た旧法第四十五条の三第一項に規定する医療用 五条の三第一項に規定する医療用機器等につい が施行日以後に取得又は製作をする新法第四十 産を除く。)については、なお従前の例による。 械等について適用し、法人が施行日前に取得等 て適用し、法人が施行日前に取得又は製作をし 機械等(同項の表の第一号の第三欄に掲げる資 をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用 する新法第四十五条第一項に規定する工業用機 十一項の規定は、法人が施行日以後に取得等を 新令第二十八条の十四第二項、第十項及び第 新令第二十八条の十六第一項の規定は、法人

8 九号)第一条の規定による改正前の漁業再建整部を改正する政令(平成十四年政令第二百二十 十六条第一項第一号に係る部分に限る。)の規六条の規定に基づく旧令第二十九条(旧法第四 なおその効力を有するものとされる旧法第四十 備特別措置法施行令 置法施行令」とあるのは「漁業再建整備特別措 日以後における旧令第二十九条の規定の適用に る法律(平成十四年法律第七十三号)の施行の 定は、なおその効力を有する。この場合におい 置法施行令及び中小漁業融資保証法施行令の一 て、漁業再建整備特別措置法等の一部を改正す ついては、同条第一項中「漁業再建整備特別措 改正法附則第二十三条第十三項の規定により (昭和五十一年政令第百三

旧法第四十三条の三第二項に規定する保全事業 中「漁業再建整備特別措置法」とあり、及び は「旧漁業再建整備法」と、同条第二項第一号 という。)第五条第一項」と、「同法」とあるの 整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三 等の一部を改正する法律(平成十四年法律第七 号。第四項までにおいて「旧漁業再建整備法」 十三号)第一条の規定による改正前の漁業再建 第一項」とあるのは「漁業再建整備特別措置法 十二号)」と、「漁業再建整備特別措置法第五条 「同法」とあるのは「旧漁業再建整備法」と、

9 なおその効力を有する。 の規定に基づく旧令第二十九条の三の規定は、 六条の三 (第一項第三号に係る部分に限る。) なおその効力を有するものとされる旧法第四十 改正法附則第二十三条第十五項の規定により

置法」とあるのは「旧漁業再建整備法」とす

同条第三項及び第四項中「漁業再建整備特別措

10 市計画法」と、「建築基準法」とあるのは「建都市計画法(以下この項において「旧都市計画正法」という。) 第二条の規定による改正前の正法」という。) 第二条の規定による改正前の 法」とあるのは「旧建築基準法」とする。 とあるのは「建築基準法等改正法第三条の規定 るのは「旧都市計画法」と、「都市再開発法」 建築基準法(次号において「旧建築基準法」と 等の一部を改正する法律(平成十四年法律第八 いう。)」と、同項第三号中「都市計画法」とあ 築基準法等改正法第一条の規定による改正前 十五号。以下この項において「建築基準法等改 力を有する。この場合において、同条第五項第 七条(第一項に係る部分に限る。)の規定に基 なおその効力を有するものとされる旧法第四十 づく旧令第二十九条の四の規定は、なおその による改正前の都市再開発法」と、「建築基準 一号中「都市計画法」とあるのは「建築基準法 改正法附則第二十三条第十七項の規定により

各連結事業年度において当該賃貸住宅につき法 される旧法第四十七条第一項に規定する供用日 業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む のとして同項の規定の適用を受けようとする事 七項の規定によりなおその効力を有するものと した賃貸住宅に係る改正法附則第二十三条第十 人税法等の一部を改正する法律(平成十四年法 一項第一号に掲げる優良賃貸住宅に該当するも (次項において「供用日」という。) から同条第 法人が、施行日前に、その取得し、又は新築

る書類の添付があったものとみなす。 の確定申告書に同項に規定する財務省令で定め よりなおその効力を有するものとされる旧令第 定める書類の添付があるときは、前項の規定に 三十九条の六十三第三項に規定する財務省令で の規定による改正後の租税特別措置法施行令第 政令(平成十四年政令第二百七十一号)第二条 いう。)に法人税法施行令等の一部を改正する 定申告書(次項において「連結確定申告書」と て、当該適用を受けた最初の連結事業年度の法第一項の規定の適用を受けている場合におい る改正後の租税特別措置法第六十八条の三十四 より読み替えて適用する同法第三条の規定によ 律第七十九号)附則第二十八条第四項の規定に 二十九条の四第八項に規定する最初の事業年度 人税法第二条第三十一号の三に規定する連結確

度の確定申告書に同項に規定する財務省令で定 第二十九条の四第九項に規定する最初の事業年によりなおその効力を有するものとされる旧令 める書類の添付があったものとみなす。 定める書類の添付があるときは、第十項の規定 三十九条の六十三第五項に規定する財務省令で の規定による改正後の租税特別措置法施行令第 政令(平成十四年政令第二百七十一号)第二条 定申告書に法人税法施行令等の一部を改正する 当該適用を受けた最初の連結事業年度の連結確 改正後の租税特別措置法第六十八条の三十四第 り読み替えて適用する同法第三条の規定による 第七十九号)附則第二十八条第四項の規定によ 税法等の一部を改正する法律(平成十四年法律 連結事業年度において当該賃貸住宅につき法人 年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各 として同項の規定の適用を受けようとする事業 イ又は口に掲げる優良賃貸住宅に該当するもの するものとされる旧法第四十七条第一項第二号 十三条第十七項の規定によりなおその効力を有 した賃貸住宅に係る供用日から改正法附則第二 一項の規定の適用を受けている場合において、 法人が、施行日前に、その取得し、又は新築 17 16 15 する。 条第一項に規定する倉庫用建物等について適用 施行日以後に取得又は建設をする新法第四十八

線道路の沿道の整備に関する法律第九条第二 項」とする。

日から同項の規定の適用を受けようとする事業 項の規定によりなおその効力を有するものとさ 類の添付があったものとみなす。 定申告書に同項に規定する財務省令で定める書 九条の五第十項に規定する最初の事業年度の確 なおその効力を有するものとされる旧令第二十 る書類の添付があるときは、前項の規定により 九条の六十四第三項に規定する財務省令で定め 定による改正後の租税特別措置法施行令第三十 書に法人税法施行令等の一部を改正する政令 第二条第三十一号の三に規定する連結確定申告 該適用を受けた最初の連結事業年度の法人税法 項の規定の適用を受けている場合において、当 正後の租税特別措置法第六十八条の三十五第一 読み替えて適用する同法第三条の規定による改 七十九号)附則第二十八条第五項の規定により 法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第 連結事業年度において当該建築物につき法人税 年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各 れる旧法第四十七条の二第一項に規定する供用 した建築物に係る改正法附則第二十三条第十九 (平成十四年政令第二百七十一号) 第二条の規 新令第二十九条の六第二項の規定は、法人が 法人が、施行日前に、その取得し、

定は、なおその効力を有する。 りなおその効力を有するものとされる旧法第四 十八条の規定に基づく旧令第二十九条の六の規 改正法附則第二十三条第二十一項の規定によ

る供用日から同項の規定の適用を受けようとす 含む各連結事業年度において当該建物又は構築 るものとされる旧法第四十八条第一項に規定す 条第二十一項の規定によりなおその効力を有す 合において、当該適用を受けた最初の連結事業 条の三十六第一項の規定の適用を受けている場 の規定による改正後の租税特別措置法第六十八 項の規定により読み替えて適用する同法第三条 成十四年法律第七十九号)附則第二十八条第六 物につき法人税法等の一部を改正する法律(平 る事業年度開始の日の前日までの期間内の日を した建物又は構築物に係る改正法附則第二十三 年度の法人税法第二条第三十一号の三に規定す 法人が、施行日前に、その取得し、又は建設

規定は、なおその効力を有する。この場合にお

七条の二の規定に基づく旧令第二十九条の五の なおその効力を有するものとされる旧法第四十

改正法附則第二十三条第十九項の規定により

律第八十五号)第四条の規定による改正前の幹 基準法等の一部を改正する法律(平成十四年法 関する法律第九条第二項」とあるのは、「建築 いて、同条第五項中「幹線道路の沿道の整備に

> る連結確定申告書に法人税法施行令等の一部を 省令で定める書類の添付があったものとみな れる旧令第二十九条の六第三項に規定する最初 項の規定によりなおその効力を有するものとさ 財務省令で定める書類の添付があるときは、前 法施行令第三十九条の六十五第三項に規定する 号)第二条の規定による改正後の租税特別措置 改正する政令(平成十四年政令第二百七十一 事業年度の確定申告書に同項に規定する財務

(法人の準備金に関する経過措置)

2 業年度が連結事業年度に該当する場合には、当 定は、なおその効力を有する。この場合におい条の四の規定に基づく旧令第三十二条の五の規 第五十五条の二の規定に基づく旧令第三十二条 業年度(当該事業年度開始の日の前日を含む事 同条第四項中「前事業年度」とあるのは「前事 おその効力を有するものとされる旧法第五十五 の三の規定は、なおその効力を有する。 「第三十二条の二第十三項及び第十四項」と、 て、同条第二項中「前条第四項」とあるのは 改正法附則第二十四条第二項の規定によりな

3 行の日の前日までの間における新令第三十二条正する法律(平成十四年法律第六十四号)の施。 施行日から全国新幹線鉄道整備法の一部を改 「第五十六条の二第五項第一号」とする。

4 五第十三項の規定の適用については、同項第二 二」とする。

する経過措置) (法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関

2 都市再開発法等改正法の施行の日以後に行う新新令第三十九条の五第五項の規定は、法人が 法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲 渡に係る法人税について適用する。

第三十条 新令第四十条の三第一項第三号の規定

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措

は、施行日以後に相続又は遺贈

(贈与者の死亡

3

によりなおその効力を有するものとされる旧法第二十五条 改正法附則第二十四条第一項の規定

該連結事業年度)」とする。

の十一の規定の適用については、同条第六項中 第五十六条の三第五項第一号」とあるのは、

開始する各事業年度における新令第三十三条の施行日から平成十五年三月三十一日までの間に 号中「百分の三十」とあるのは、「百分の三十 新法第五十七条の五第七項に規定する法人の

第二十六条 新令第三十九条第五項、第七項、 四条第一項に規定する収用等による資産の譲渡 に係る法人税について適用する。 発法等改正法の施行の日以後に行う新法第六十 十二項及び第十四項の規定は、法人が都市再開 第

第二十九条 新令第三十九条の三十五の八第一項 する特定外国子会社等の施行日以後に終了する第一号及び第七項の規定は、同条第一項に規定 業年度の旧法第六十八条の三の七第一項に規定 定する未処分所得の金額の計算について適用 事業年度の新法第六十八条の三の七第一項に規 する未処分所得の金額の計算については、 する特定外国子会社等の施行日前に終了した事 し、旧令第三十九条の三十五の八第一項に規定

項に規定する土地等の譲渡に係る法人税につい 人が施行日以後に行う新法第六十五条の四 新令第三十九条の五第三十二項の規定は、

よる。 第一項の特別勘定については、 以後に取得をする旧区域に係る同欄に掲げる資 第三十九条の七第六項第二号の二に掲げる区域 含む。以下この項において同じ。)をした旧令 場合における施行日前に取得(建設及び製作を の表の第七号の上欄に掲げる資産の譲渡をした 産及びこれらの資産に係る旧法第六十五条の八 る同表の第七号の下欄に掲げる資産又は施行日 (以下この項において「旧区域」という。) に係 法人が施行日前に旧法第六十五条の七第一項 なお従前の例に

得の金額の計算に関する経過措置) (内国法人に係る特定外国子会社等の未処分所

第二十七条 新令第三十九条の十五第一項第一号 計算については、なお従前の例による。 等の施行日前に終了した事業年度の旧法第六十 度の新法第六十六条の六第一項に規定する未処 及び第七項の規定は、同条第一項に規定する特 六条の六第一項に規定する未処分所得の金額の 十九条の十五第一項に規定する特定外国子会社 分所得の金額の計算について適用し、旧令第三 定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年

例に関する経過措置) (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特

第二十八条 法人が施行日前に支出した旧令第三 得の金額の計算に関する経過措置) 担金については、なお従前の例による。 (特定信託に係る特定外国子会社等の未処分所 十九条の二十二第三項第八号、第十号及び第十 一号に掲げる業務に係る基金に充てるための負

従前の例による。

お従前の例による。 おり取得した財産に係る相続税については、な税について適用し、施行日前に相続又は遺贈において同じ。)により取得した財産に係る相続により効力を生ずる贈与を含む。以下この項ににより効力を生ずる贈与を含む。以下この項に

項並びに新法第七十条の六第九項の規定の適用 新法第七十条の四第五項、第六項及び第三十二 ある場合における同項各号に掲げる者に対する改正法附則第三十二条第五項の規定の適用が 「農地等(同項に規定する農地等をいう。以定」と、「農地等に係る贈与者」とあるのは年旧法」という。)第七十条の四第一項の規 あるのは「昭和五十年旧法第七十条の四第一 新法第七十条の六第九項中「同条第一項」と 同条第三十二項中「第一項の」とあるのは 年旧法第七十条の四第一項及び第二項」と、 項に規定する贈与者をいう。以下この条にお 置法(第七十条の六までにおいて「昭和五十 ものとされる同法による改正前の租税特別措 条第二項の規定によりなおその効力を有する 法律(昭和五十年法律第十六号)附則第二十 あるのは「租税特別措置法の一部を改正する 定する受贈者(第七十条の六までにおいて る受贈者とみなされた同条第五項第一号に規 る者については、新法第七十条の四第五項中 ついては、次に定めるところによる。 項」とする。 とあるのは「昭和五十年旧法第七十条の四第 いて同じ。)」と、「同項ただし書及び第三項 下この条において同じ。)に係る贈与者(同 「受贈者」という。)」と、「第一項の規定」と 三十二条第五項の規定により第一項に規定す する法律(平成十四年法律第十五号)附則第 とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正 「昭和五十年旧法第七十条の四第一項の」と、 「第一項及び第三項」とあるのは「昭和五十 |第一項本文の規定の適用を受ける受贈者| 項ただし書及び第二項」と、同条第六項中 改正法附則第三十二条第五項第一号に掲げ

> あるのは「平成三年旧法第七十条の四第一項 四第一項」とする。 の」と、新法第七十条の六第九項中「同条第 二項」と、同条第三十二項中「第一項の」と は「平成三年旧法第七十条の四第一項及び第 同条第六項中「第一項及び第三項」とあるの 七十条の四第一項ただし書及び第二項」と、 書及び第三項」とあるのは「平成三年旧法第 の六までにおいて同じ。)」と、「同項ただし 者(同項に規定する贈与者をいう。第七十条 う。以下この条において同じ。) に係る贈与 るのは「農地等(同項に規定する農地等をい 項の規定」と、「農地等に係る贈与者」とあ 税特別措置法(第七十条の六までにおいて とされる場合における同法による改正前の租 第一項の規定によりなお従前の例によること 法律(平成三年法律第十六号)附則第十九条 あるのは「租税特別措置法の一部を改正する 「平成三年旧法」という。) 第七十条の四第一 「受贈者」という。)」と、「第一項の規定」と 項」とあるのは「平成三年旧法第七十条の

三 改正法附則第三十二条第五項第三号に掲げ 「農地等(同項に規定する農地等をいう。以定」と、「農地等に係る贈与者」とあるのは年旧法」という。)第七十条の四第一項の規 る者については、新法第七十条の四第五項中 成七年旧法第七十条の四第一項及び第三項 六項中「第一項及び第三項」とあるのは「平 の四第一項ただし書及び第三項」と、同条第 第三項」とあるのは「平成七年旧法第七十条 でにおいて同じ。)」と、「同項ただし書及び 項に規定する贈与者をいう。第七十条の六ま 下この条において同じ。)に係る贈与者(同 措置法(第七十条の六までにおいて「平成七 るものとされる同法による改正前の租税特別 六条第二項の規定によりなおその効力を有す 法律 (平成七年法律第五十五号) 附則第三十 あるのは「租税特別措置法の一部を改正する 定する受贈者(第七十条の六までにおいて る受贈者とみなされた同条第五項第三号に規 三十二条第五項の規定により第一項に規定す する法律(平成十四年法律第十五号)附則第 とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正 「受贈者」という。)」と、「第一項の規定」と 「第一項本文の規定の適用を受ける受贈者」 「平成七年旧法第七十条の四第一項の」 同条第三十二項中「第一項の」とあるの

第一項」とする。項」とあるのは「平成七年旧法第七十条の四項」とあるのは「平成七年旧法第七十条の八第九項中「同条第一と、新法第七十条の六第九項中「同条第一

与者をいう。第七十条の六までにおいて同て同じ。) に係る贈与者 (同項に規定する贈 に規定する農地等をいう。以下この条におい等に係る贈与者」とあるのは「農地等(同項う。)第七十条の四第一項の規定」と、「農地 のは「平成十二年旧法第七十条の四第一項 第七十条の六第九項中「同条第一項」とある 第三十二項中「第一項の」とあるのは 法第七十条の四第一項及び第三項」と、同条一項及び第三項」とあるのは「平成十二年旧 じ。)」と、「同項ただし書及び第三項」とあ 条の六までにおいて「平成十二年旧法」とい 規定による改正前の租税特別措置法(第七十 あるのは「租税特別措置法等の一部を改正す る者については、新法第七十条の四第五項中 とする。 十二年旧法第七十条の四第一項の」と、新法 ただし書及び第三項」と、同条第六項中「第 るのは「平成十二年旧法第七十条の四第一項 る法律(平成十二年法律第十三号)第一条の 定する受贈者(第七十条の六までにおいて る受贈者とみなされた同条第五項第四号に規 三十二条第五項の規定により第一項に規定す する法律(平成十四年法律第十五号)附則第 とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正 「受贈者」という。)」と、「第一項の規定」と 「第一項本文の規定の適用を受ける受贈者\_ 改正法附則第三十二条第五項第四号に掲げ 平成

で同じ。)に係る贈与者(同項に規定する贈りて同じ。)」と、「同項ただし書及び第三項」と、同条第六項中「第一項及び第三項」と、同条第七十条の四第一項及び第三項」と、同条第二十二項中「第一項及び第三項」とあるのは「平成十三年旧法第七十条の四第一項及び第三項」と、同条第二十二項中「第一項及び第三項」と、同条第二十二項中「第一項及び第三項」と、同条第二十二項中「第一項及び第三項」と、新法第七十条の四第一項の」とあるのは「平成十三年旧法第七十条の一第一項。と、新法第七十条の四第一項」とあるのは「平成十三年旧法第七十条の四第一項」とあるのは「平成十三年旧法第七十条の四第一項」とあるのは「平成十三年旧法第七十条の四第一項」とあるのは「平成十三年旧法第七十条の四第一項」とあるのは「平成十三年旧法第七十条の四第一項」とあるのは、「平成十条の四第一項」とあるのは「平成十条の四第一項」とあるのは「平成十三年に対策という。

六 改正法附則第三十二条第五項第六号に掲げ 与者をいう。第七十条の六までにおいて同て同じ。)に係る贈与者(同項に規定する贈 のは「平成十四年旧法第七十条の四第一項」 第七十条の六第九項中「同条第一項」とある 等に係る贈与者」とあるのは「農地等(同項 規定による改正前の租税特別措置法(第七十 する法律(平成十四年法律第十五号)附則第 る者については、新法第七十条の四第五項中 法第七十条の四第一項及び第三項」と、 るのは「平成十四年旧法第七十条の四第一項 じ。)」と、「同項ただし書及び第三項」とあ う。)第七十条の四第一項の規定」と、「農地 条の六までにおいて「平成十四年旧法」とい る法律(平成十四年法律第十五号)第一条の あるのは「租税特別措置法等の一部を改正す 定する受贈者(第七十条の六までにおいて る受贈者とみなされた同条第五項第六号に規 三十二条第五項の規定により第一項に規定す とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正 とする。 第三十二項中「第一項の」とあるのは「平成 ただし書及び第三項」と、同条第六項中「第 に規定する農地等をいう。以下この条におい 「受贈者」という。)」と、「第一項の規定」と 「第一項本文の規定の適用を受ける受贈者」 一項及び第三項」とあるのは「平成十四年旧 -四年旧法第七十条の四第一項の」と、新法

3 新法第七十条の八第五項の規定は、改正法附別第三十二条第八項の規定の適用を受けようと別第三十二条第八項の規定の適用を受けようと別第三十二条第八項の規定の適用を受けようと別ができます。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

2 改正法附則第三十三条第六項の規定によりなと、政正法附則第三十三条第十五項の規定により、なおその効力を有する。 八第三項の規定は、なおその効力を有する。 八第三項の規定は、なおその効力を有する。 で正法附則第三十三条第十五項の規定により なおその効力を有するものとされる旧法第八十三条の三第一項の規定は、なおその効力を有する。 (沖縄特定離島路線航空機燃料の税率の特別に関する。)

本の数量」とする。 との数量」とする。 との数量」とする。 との数量」とする。 との数量」とする。 との数量」とする。

の一部改正に伴う経過措置)(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

第三十五条 前条の規定による改正前の開定により読み替えられた旧平成十一年租税特別措置法施行令の一部を改正する法律の開定に保る国置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国産は、個人が施行日以後に行う租税特別措置法を改立。 附則第十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項の規定により読み替えられた旧平成十一年租税特別措置法等改正法第一条の規定による改正後の租税特別措置法等改正法第一条の規定による改正後の租税特別

する上場株式等の譲渡について適用する。租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定

を改正する政令(平成十三年政令第百三十五

号)附則第七条の規定及び第九条の規定による

### (八号) (平成一四年五月三一日政令第

施行する。 を法律の施行の日(平成十四年六月一日)から る法律の施行の日(平成十四年六月一日)から この政令は、都市再開発法等の一部を改正す

# 七号) 抄附 则 (平成一四年六月五日政令第一九

(施行期日)

**第一条** この政令は、平成十五年四月一日から施

# 〇号) 抄 別 (平成一四年六月七日政令第二〇

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年七月一日から施

# 二九号) 抄 別 (平成一四年六月二五日政令第二

(施行期日)

七月一日)から施行する。の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年第一条 この政令は、漁業再建整備特別措置法等

## 五八号) (平成一四年七月二六日政令第二

この政令は、公布の日から施行する。 五八号)

(施行期日)

附 則

(平成一四年八月一日政令第二七

号)

抄

第一条 この政令は、平成十四年八月一日から施行する。ただし、第二条中租税特別措置法施行律(平成十四年法律第七十八号)の施行の日か律(平成十四年法律第七十八号)の施行の日から施行する。

の原則) の原則)

条の規定による改正後の法人税法施行令の一部令(以下「新法人税法施行令」という。)の規定、第八令(以下「新法人税法施行令」という。)の規定、第三条の規定による改正後の租税特別措置法施行令(以下「新租税特別措置法施行令」という。)の規定、第三条の規定による改正後の租税特別措置法施行令」という。)の規定、第三条の規定による改正後の決施行令」という。)の規定による改正後の担定による改正後の法人税法施行会」という。)の規定による改正後の法人税法施行会の規定による改正後の法人税法施行会の規定による改正後の法人税法施行会の規定による改正後の法人税法施行令の出ている。

2

み替えて適用する改正法第三条の規定による改

る連結事業年度

めるものは、同項の規定の適用を受けようとす漁業構造改善計画を実施する者として政令で定

(漁業再建整備特別措置法施

改正法附則第二十八条第一項の規定により読

年度の退職年金等積立金に対する法人税及び法 年度の所得に対する法人税、特定信託の受託者 く。以下この条において同じ。)による清算所 業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び 二十一条の規定は、法人(法人税法等の一部をる政令(平成十三年政令第百四十一号)附則第 改正後の租税特別措置法施行令の一部を改正す 税については、なお従前の例による。 について適用し、法人の同日前に終了した事業 き法人税を含む。以下この条において同じ。) 法人税及び残余財産の一部分配により納付すべ 課される法人の清算中の事業年度の所得に係る 得に対する法人税(清算所得に対する法人税を 法人の同日以後の解散(合併による解散を除 連結所得に対する法人税、特定信託の受託者で 連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の 後に終了する事業年度の所得に対する法人税、 第二条第八号に規定する人格のない社団等を含 正後の法人税法(以下「新法人税法」という。) 改正する法律(平成十四年法律第七十九号。以 に対する法人税、法人の同日前に終了した事業 である法人の同日前に終了した計算期間の所得 に対する法人税、法人の同日以後に終了する事 ある法人の同日以後に終了する計算期間の所得 む。以下同じ。)の平成十五年三月三十一日以 下「改正法」という。)第一条の規定による改 への同日前の解散による清算所得に対する法

第十条 改正法附則第二十八条第一項に規定する 期間内に同号の第一欄に規定する低開発地域工 設をする場合における当該指定の日から四十年欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又は増 を有するものとされる同法第一条の規定による 則第二十三条第十項の規定によりなおその効力 を改正する法律(平成十四年法律第十五号) までの期間に限るものとする。 当該指定の日からその該当しないこととなる日 業開発地区に該当しないこととなる場合には、 間とする。ただし、当該指定された地区が当該 の第一号の第一欄に掲げる低開発地域工業開発 改正前の租税特別措置法第四十五条第一項の表 政令で定める期間は、租税特別措置法等の一 地区として指定された地区において同号の第二 (連結法人の減価償却に関する経過措置) 附 4

含む。)」とする。 条第一項の表の第一号に掲げる地区において事の規定による改正前の租税特別措置法第四十五 とあるのは、「地区又は地域並びに租税特別措 第一項の規定により読み替えて適用する場合を 業の用に供する設備について法第六十八条の二 なおその効力を有するものとされる同法第一条 第十五号)附則第二十三条第十項の規定により 規定の適用については、同条中「地区又は地 新租税特別措置法施行令第三十九条の五十六の 正後の租税特別措置法(以下この条にお 十七第一項(法人税法等の一部を改正する法律 置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律 十七第一項の規定の適用を受ける場合における において事業の用に供する設備について同項」 (平成十四年法律第七十九号) 附則第二十八条 新租税特別措置法」という。)第六十八条の二

める事業とする。

める事業とする。

める事業とする。

める事業とする。

の区分に応じ当該各号に定

で定める区分は、次の各号に掲げる場合の区分

で定める区分は、次の各号に掲げる場合の区分

の正法附則第二十八条第二項に規定する政令

3

改正法附則第二十八条第二項に規定する中小 のエネルギーの使用の合理化に関する事業 法第五条第一項に規定する漁船用燃料その ある場合 協業化事業等及び旧漁業再建整備 る認定を受けたことのある漁業協同組合等で い漁業協同組合等である場合 協業化事業等 中小漁業構造改善計画をいう。第六項までに 他の中小漁業構造改善計画(同項に規定する び次号において同じ。)について定められ の協業化に関する事業をいう。以下この号及 定する経営規模の拡大又は生産行程について る漁業協同組合等をいう。第六項までにお 建整備法」という。)第五条第一項に規定す 第四十三号。第七項までにおいて「旧漁業再 漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律 律第七十三号)第一条の規定による改正前 て定められた他の中小漁業構造改善計画に係 おいて同じ。)に係る認定を受けたことの て同じ。) が協業化事業等(同条第一項に規 置法等の一部を改正する法律(平成十四 その漁業協同組合等が協業化事業等につい その漁業協同組合等(漁業再建整備特別 た な

する政令(平成十四年政令第二百二十九号)第一条の規定による改正前の漁業再建整備特別措置法施行令(昭和五十一年政令第百三十二号)第七条第三項の認定が取り消された日を含む連結事業年度を除く。次項及び第六項において同じ。)終了の日において漁業構造改善計画(前項長である者のうち、旧漁業再建整備法第五条第一項の認定に係る中小漁業構造改善計画(前項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事業について計画が定められているものに限る。以下この項及び第六項において同じ。)に従って当該中小漁業構造改善計画に定める事業について計画が定められているものに限る。以下この項及び第六項において制造を持続の機構の機構を表す。

令及び中小漁業融資保証法施行令の一部を改正

6

5 改正法附則第二十八条第二項に規定する中小 7 漁業構造改善計画に係るものを主として営む場合として政令で定める場合は、同項の規定により読み替えて適用する新租税特別措置法第六十八条の三十第一項に規定する連結事業年度終了の日において同項に規定する構成員に該当し、かつ、当該連結事業年度において次の各号のいずれかに該当する事実がにおいて次の各号のいずれかに該当する事実がある場合とする。

合が百分の五十を超えること。 又は山林の譲渡に係るもの及び合併又は分割 じ。)に係る収入金額(固定資産、有価証券 定業種に属する事業をいう。次号において同 旧漁業再建整備法第四条第一項に規定する特 計画対象事業(中小漁業構造改善計画に係る ものを除く。)のうちに当該連結事業年度の 係るもの及び合併又は分割による移転に係る 金額(固定資産、有価証券又は山林の譲渡に 限る。以下この号において同じ。)の総収入 を受けたもののその認定を受けている期間に 合等で旧漁業再建整備法第五条第一項の認定 連結事業年度(当該構成員に係る漁業協同組 による移転に係るものを除く。)の占める割 当該連結親法人又はその連結子法人の当該 8

の五十を超えること。 
一 当該連結親法人又はその連結子法人の当該 
正計事業年度終了の日においてその使用する 
原る漁船の合計総トン数のうちに計画対象事業に 
連結事業年度終了の日においてその使用する

する新租税特別措置法第六十八条の三十第一項めるものは、同項の規定により読み替えて適用 協同組合等の構成員に準ずる者として政令で定 置法第四条の二第一項の認定を含む。)を受け 第一項に規定する中小漁業構造改善計画を含 法 業協同組合等の構成員である者のうち、当該中 漁業再建整備法第五条第一項の認定を受けた漁 た他の漁業協同組合等の構成員であったものと む。)に係る当該認定(旧中小漁業振興特別措 小漁業構造改善計画(旧中小漁業振興特別措置 小漁業構造改善計画に係る当該認定前に他の中 の規定の適用を受けようとする連結事業年度終 了の日において中小漁業構造改善計画に係る旧 改正法附則第二十八条第二項に規定する他の -小漁業構造改善計画に係る認定を受けた漁業 (昭和四十二年法律第五十九号)第四条の二

改正法附則第二十八条第二項に規定する燃料 改正法附則第二十八条第二項に規定する燃料 で定めるものは、旧漁業再建整備法第四条第一で定めるものは、旧漁業再建整備法第四条第一で定めるものは、旧漁業再建整備法第四条第一及び船型、船体の重量又は推進器の直径につい及び船型、船体の重量又は推進器の直径についたじ、その主機関の一時間当たりの燃料消費量度が開発、船位の重量又は推進器のであることにつき財務省令で定めるところにより証明されたものとする。

2

改正法附則第二十八条第六項の規定により読
 改正法附則第二十八条第六項の規定により読
 改正法附則第二十八条第六項の規定により読
 改正法附則第二十八条第六項の規定により読
 改正法附則第二十八条第六項の規定により読
 改正法附則第二十八条第六項の規定により読
 改正法附則第二十八条第六項の規定により読
 改正法附則第二十八条第六項の規定により読
 改正法附則第二十八条第六項の規定により読
 改正法附則第二十八条第六項の規定により読

(連結法人の準備金に関する経過措置)

第十一条 改正法附則第二十九条第四項第一号に額とする。

正法附則第二十九条第三項に規定する特定会一 当該創業中小企業投資損失準備金に係る改

は、

繰り越されたものは、当該適格合併後において

当該合併法人に係る創業中小企業投資損失

占める割合 といこの条において「特定会社」とい社(以下この条において「特定会社の株式の数がないこととなった当該特定会社の株式の数がないこととなった当該特定会社の株式の数が場合(次号に掲げる場合を除く。) その有したいた当該特定会社の株式の一部を有しないこととなったう。)の株式の一部を有しないこととなったり。)の株式の一部を有しないこととなったり。

二 当該創業中小企業投資損失準備金に係る特定会社の資本の減少により株式の一部を有した金銭の三第一項の規定により同項に規定する一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における新法人税協第二十四条第一項第三号及び第四号の規定はより利益の配当の額とみなされる金額を該により利益の配当の額とみなされる金額を除く。)がその株式の一部を有しないこととなった時の直前において有していた当該特定会社の株式の帳簿価額の合計額のうちに占める割合

なして、同項第一号の規定を適用する。

当該適格合併直前において被合併法人である特

定会社の株式を有しないこととなったものとみ

育成会社に対する改正法附則第二十九条第四

業中小企業投資損失準備金の金額を有する投資

の規定の適用については、当該投資育成会社

当該投資育成会社の当該適格合併の日における 格合併に係る合併法人が被出資会社(当該適格併法人とする適格合併が行われ、かつ、当該適 規定により益金の額に算入された金額(改正法度等の終了の日までに同条第三項又は第四項の 中小企業投資損失準備金の金額(前連結事業年事業年度等」という。)から繰り越された創業 度等(以下この項及び第四項において「前連結 社」という。) が同項に規定する前連結事業年 被合併法人である特定会社に係る創業中小企業 社をいう。次項において同じ。)であるときは、 号までに掲げる事業として保有している株式会 年法律第百一号)第五条第一項第一号から第三 式を中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八 0) 五十五条の四第三項又は同条第二項において準 第三条の規定による改正前の租税特別措置法第 育成会社(以下この条において「投資育成会 投資損失準備金の金額で前連結事業年度等から 合併直前において、当該投資育成会社がその株 いて同じ。)を有する場合において、当該創業 は、当該金額を控除した金額。以下この条にお 改正法附則第二十九条第三項に規定する投資 額に算入された金額を含む。)がある場合に ?する同法第五十五条第三項の規定により益金 小企業投資損失準備金に係る特定会社を被合 5

株式の数のうちに 併法人が被出資会社でないときにおける当該創時の直前において 行われた場合において、当該適格合併に係る合会社の株式の数が に係る特定会社を被合併法人とする適格合併が除く。) その有し 3 前項に規定する創業中小企業投資損失準備金ないこととなった 条第三項及び第四項の規定を適用する。「特定会社」とい 準備金の金額とみなして、改正法附則第二十九「特定会社」とい 準備金の金額とみなして、改正法附則第二十九

号から第三号までに掲げる事業として保有して された創業中小企業投資損失準備金の金額を有 額に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げ じ。) であるときは、当該投資育成会社の当該 中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第一 直前において、当該投資育成会社がその株式を 割型分割が行われ、かつ、当該適格分割型分割 準備金に係る特定会社を分割法人とする適格分 する場合において、当該創業中小企業投資損失 る金額の占める割合を乗じて計算した金額に相 額のうち当該創業中小企業投資損失準備金の金 定会社に係る創業中小企業投資損失準備金の金 適格分割型分割の日における分割法人である特 いる株式会社をいう。以下この条において同 に係る分割承継法人が被出資会社(分割型分割 投資育成会社が前連結事業年度等から繰り

特定会社の株式の法人税法第六十一条の二第二 当該適格分割型分割に係る分割法人であるた当該適格分割型分割に係る分割法人である特定会社の株式の帳簿価額の合計額 特定会社の株式の帳簿価額の合計額 いま 過過格分割型分割直前において有してい 当該適格分割型分割直前において有してい

三項に規定する分割純資産対応帳簿価額

損失準備金の金額とみなして、改正法附則第二

は、当該分割承継法人に係る創業中小企業投資

当する金額は、当該適格分割型分割後において

ては、当該各号に定めるところによる。 正法附則第二十九条第四項の規定の適用につい 準備金の金額を有する投資育成会社に対する改 準備金の金額を有する投資育成会社に対する改 に係る特定会社を分割法人とする分割型分割が に係る特定会社を分割法人とする分割型分割が に係る特定会社を分割法人とする分割型分割が に係る特定会社を分割法人とする分割型分割が

ない場合(次号及び第四号に掲げる場合を除一 当該分割型分割が適格分割型分割に該当し

時において分割法人である特定会社の株式のく。) 当該投資育成会社が当該分割型分割の 則第二十九条第四項第一号の規定を適用す ないこととなったものとみなして、改正法附 う。次号及び第三号において同じ。)を有し 行ったものとみなされる同項の分割承継法人 の適用につき同条第三項の規定により譲渡を おける法人税法第六十一条の二第一項の規定 同項に規定する個別損金額を計算する場合に 法人税法第八十一条の三第一項の規定により うち当該分割型分割によりその分割承継法人 に移転した資産及び負債に対応する部分をい 移転した資産及び負債に対応する部分(新

資会社でない場合(第四号に掲げる場合を除 附則第二十九条第四項第一号の規定を適用す しないこととなったものとみなして、改正法 に移転した資産及び負債に対応する部分を有 うち当該分割型分割により当該分割承継法人 前において分割法人である特定会社の株式の く。) 当該投資育成会社が当該分割型分割直 当該分割型分割に係る分割承継法人が被出

三 当該分割型分割に係る分割法人である特定 適用する。 改正法附則第二十九条第四項第一号の規定を のを有しないこととなったものとみなして、 転した資産及び負債に対応する部分以外のも 当該分割型分割により当該分割承継法人に移 おいて分割法人である特定会社の株式のうち 割承継法人が被出資会社である場合に限る。) こととなった場合(当該分割型分割に係る分 会社が当該分割型分割により特定会社でない 当該投資育成会社が当該分割型分割直前に

則第二十九条第四項第一号の規定を適用す ないこととなったものとみなして、改正法附 分割法人である特定会社の株式の全部を有し 投資育成会社が当該分割型分割直前において より特定会社でないこととなった場合 当該 分割法人である特定会社が当該分割型分割に 資会社でなく、かつ、当該分割型分割に係る 当該分割型分割に係る分割承継法人が被出

個別所得金額又は個別欠損金額を計算するとき 新法人税法第八十一条の十八第一項に規定する 定の適用がある場合において、投資育成会社の 改正法附則第二十九条第三項又は第四項の規

6

帰属益金額に含まれるものとする。 規定により益金の額に算入される金額は、新法 は、改正法附則第二十九条第三項又は第四項の 人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別

関する経過措置) (連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に

第十二条 施行日からマンションの建替えの円滑 「第六十五条第一項若しくは第六項」とする。六十五条第一項若しくは第五項」とあるのは、 化等に関する法律の施行の日の前日までの間に おける新租税特別措置法施行令第三十九条の百 会社の特別税率の不適用等に関する経過措置) (連結親法人である中小企業者等に対する同族 一の規定の適用については、同条第五項中「第

第十三条 改正法附則第三条第一項に規定する内 連結事業年度終了の日の翌日」と、同項第二号 条の三第五項に規定する時価評価法人及び連結 国法人及び当該内国法人との間に当該内国法人 る。 資を直接又は間接に保有するものの同項の当該 は連結事業年度前開始法人が発行済株式又は出 事業年度前開始法人並びに当該時価評価法人又 の規定により読み替えて適用する法人税法第四 おいて「改正法」という。) 附則第三条第三項 する法律(平成十四年法律第七十九号。次号に める日」とあるのは「法人税法等の一部を改正 あつた場合における同項第一号又は第二号に定 税法第四条の三第九項に規定する承認の処分が の規定の適用については、同項第一号中「法人 特別措置法施行令第三十九条の百二十八第五項 第一項の申請書を提出した場合における新租税 項の規定の適用を受けて新法人税法第四条の三 配関係がある同条に規定する他の内国法人が同 による新法人税法第四条の二に規定する完全支 えて適用する法人税法第四条の三第十項」とす 「改正法附則第三条第三項の規定により読み替 「法人税法第四条の三第十項」とあるのは

### 八 八 二 号 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 平成十四年十月一日から施

附 則 (平成一 四 年一〇月二日政令第三

3 2

### (平成一四年八月三〇日政令第二

〇七号) 抄

第一条 この政令は、 行する。 平成十五年一月一日 から施

5

新租税特別措置法施行令第二十九条の四第五

項の規定は、

法人(法人税法

(昭和四十年法律

(施行期日)

#### 三二一号 則 (平成一四年一〇月三〇日政令第

法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施この政令は、鉄道事業法等の一部を改正する 行する。

#### 二九号) 則 (平成一四年一一月七日政令第三 抄

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施 行する。 (施行期日)

(施行期日)

三三一号)

則

( 平成

一四年一一月一三日政令第

する法律の施行の日(平成十五年一月一日)か第一条 この政令は、建築基準法等の一部を改正 ら施行する。 (租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過

第三条 第七条の規定による改正後の租税特別措 税特別措置法 (昭和三十二年法律第二十六号) は、個人が施行日以後に取得又は新築をする租措置法施行令」という。)第七条第五項の規定 の例による。 た同号に掲げる賃貸住宅については、なお従前 て適用し、個人が施行日前に取得又は新築をし 第十四条第一項第二号に掲げる賃貸住宅につい 置法施行令(以下この条において「新租税特別

掲げる建築物について適用し、個人が施行日前る租税特別措置法第十四条の二第二項第五号に 規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をす いては、なお従前の例による。 に取得又は新築をした同号に掲げる建築物につ 新租税特別措置法施行令第七条の二第七項の

譲渡については、なお従前の例による。規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する る優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡に 及び第七項の規定は、個人が施行日以後に行う 租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定す ついて適用し、個人が施行日前に行った同項に 新租税特別措置法施行令第二十条の二第五項

する譲渡資産の譲渡について適用し、個人が施う租税特別措置法第三十七条の五第一項に規定項及び第三項の規定は、個人が施行日以後に行 については、なお従前の例による。 行日前に行った同項に規定する譲渡資産の譲渡 新租税特別措置法施行令第二十五条の四第二

> 築をした同号に掲げる賃貸住宅については、なについて適用し、法人が施行日前に取得又は新 が施行日以後に取得又は新築をする租税特別措 第三十四号)第二条第八号に規定する人格の お従前の例による。 置法第四十七条第一項第二号に掲げる賃貸住宅 い社団等を含む。以下この条において同じ。)

7 物については、なお従前の例による。 行日前に取得又は新築をした同号に掲げる建築 五号に掲げる建築物について適用し、法人が施 をする租税特別措置法第四十七条の二第三項第 項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築 新租税特別措置法施行令第二十九条の五第六 新租税特別措置法施行令第三十九条の七第十

前の例による。 項の表の第十二号の上欄に掲げる資産の譲渡に の第十四号の上欄又は第六十八条の七十八第一 行う租税特別措置法第六十五条の七第一項の表 の規定に掲げる資産の譲渡については、 項及び第十一項の規定は、法人が施行日以後に ついて適用し、法人が施行日前に行ったこれら なお従

#### 三四一号) 則 (平成一四年一一月二七日政令第

施行する。 し、第一条の規定は、平成十五年一月一日から この政令は、公布の日から施行する。 ただ

2 規定する上場特定株式等の譲渡及び同法第三十 施行令第二十五条の八第十五項及び第二十五条 について適用し、同日前に行ったこれらの譲渡七条の十一第二項に規定する上場株式等の譲渡 に行う租税特別措置法第三十七条の十第六項に の九第九項の規定は、平成十五年一月一日以後 については、なお従前の例による。 第一条の規定による改正後の租税特別措置

#### 六三号) (平成一四年一二月六日政令第三 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 (租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過 平成十五年一月六日から施

措置)

第四条 市場整備法第十四条の規定による改正前の租税 によりなおその効力を有するものとされる証券 う。)<br />
第四条(第一項第一号に係る部分に限る 証券市場整備法附則第十条第二項の規定

四の規定は、なおその効力を有する。この場合 保険会社等の営業所等」とする。 のは「金融商品取引法」と、同条第五項中「 るのは「金融機関」と、「証券取引法」とある 者又は」と、「金融機関又は郵政事業庁」とあ の支店若しくは」とあるのは「金融商品取引業 同条第二項中「証券会社若しくは外国証券会社 るのは「金融商品取引法第三十三条の二」と、 号中「証券取引法第六十五条の二第一項」とあ 融商品取引業を行う者に限る。)」と、同項第一 者(同法第二十八条第一項に規定する第一種金 に規定する支店」とあるのは「金融商品取引業 条第二号に規定する外国証券会社の同条第八号 に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第一 商品取引法」と、「証券会社及び外国証券業者 同項第一号中「証券取引法」とあるのは「金融 は」とあるのは「金融商品取引業者又は」と、 法施行日以後は、同条第一項中「証券業者又 あるのは「日本郵政公社」とし、金融商品取引 法施行令第二条の四第二項中「郵政事業庁」と という。)の前日までの間は、旧租税特別措置 政令第九十二号)附則第一条第七号に定める日 置法施行令の一部を改正する政令(平成十九年 において、平成十五年四月一日から租税特別措 の租税特別措置法施行令(以下この条において 。)の規定に基づく第八条の規定による改正前 (以下この条において「金融商品取引法施行日」 (郵便局」とあるのは「(生命保険会社」と、 「旧租税特別措置法施行令」という。)第二条の 「郵便局その他の営業所等」とあるのは「生命 3

別措置法第四条の二(第一項第二号及び第三号 者」とあるのは「金融商品取引業者」と、 取引法施行日以後は、同条第一項中「証券業 よる改正前の所得税法施行令」とし、金融商品 改正する政令(平成十五年政令第百三十号)に 金融商品取引法施行日の前日までの間は、同項 本郵政公社に」とし、平成十六年一月一日から 令第二条の五第二項中「国に」とあるのは「日 月三十一日までの間は、旧租税特別措置法施行 合において、平成十五年四月一日から同年十二 までの規定は、なおその効力を有する。この場 別措置法施行令第二条の五から第二条の二十六 に係る部分に限る。)の規定に基づく旧租税特 りなおその効力を有するものとされる旧租税特 「同令」とあるのは「所得税法施行令の一部を 証券市場整備法附則第十条第五項の規定によ 「国に」とあるのは「日本郵政公社に」と、 4

とあるのは「(以下」とする。 二条の二十二第一項中「若しくは同一」とある とあるのは「所得税法施行令の一部を改正する 号及び第五号」と、同条第二項中「若しくは国 のは「又は同一」と、「又は他の郵便局 のは「受益権」と、旧租税特別措置法施行令第 前の所得税法施行令」と、「受益証券」とある 政令(平成十五年政令第百三十号)による改正 三十二条第四号」とあるのは「第三十二条第四 に対する」とあるのは「に対する」と、「同令」 (以下」

りなおその効力を有するものとされる旧租税特 るのは「に対する」と、「同令」とあるのは 令(平成十五年政令第百三十号)による改正前 とあるのは「日本郵政公社に」と、「同令」と 引法施行日の前日までの間は、同条中「国に\_ 別措置法第四条の三(第八項に係る部分に限 十五年政令第百三十号)による改正前の所得税 日以後は、同条中「若しくは国に対する」とあ の所得税法施行令」とし、金融商品取引法施行 あるのは「所得税法施行令の一部を改正する政 の二十七中「国に」とあるのは「日本郵政公社 日までの間は、旧租税特別措置法施行令第二条 第二条の二十七から第二条の三十四までの規定 る。)の規定に基づく旧租税特別措置法施行令 権」とする。 法施行令」と、「受益証券」とあるのは「受益 「所得税法施行令の一部を改正する政令(平成 に」とし、平成十六年一月一日から金融商品取 て、平成十五年四月一日から同年十二月三十一 証券市場整備法附則第十条第八項の規定によ なおその効力を有する。この場合におい

う関係政令の整備等に関する政令(平成十四年めの関係法律の整備等に関する法律の施行に伴 中「第二十六条の十八第六項」とあるのは「証を有する。この場合において、同条第二十二項 別措置法施行令第三条の規定は、なおその効力 よりなおその効力を有するものとされる旧租税 は 施行令」という。) 第二十六条の十八第六項」 行令(以下この項において「旧租税特別措置法 第八条の規定による改正前の租税特別措置法施 項において「証券市場整備法施行令」という。) 政令第三百六十三号。以下この項及び第二十七 券決済制度等の改革による証券市場の整備のた 特別措置法第五条の二の規定に基づく旧租税特 と、「法第四十一条の十二第十二項」とあるの 証券市場整備法附則第十条第十一項の規定に 「証券決済制度等の改革による証券市場の整

> のは「証券市場整備法施行令第七条の規定によ 号」とする。 法施行令第五十一条の二第一項第一号」とある の十八第五項」と、同条第二十七項中「所得税 あるのは「旧租税特別措置法施行令第二十六条 第十二項」と、「第二十六条の十八第五項」と よる改正前の租税特別措置法第四十一条の十二 成十四年法律第六十五号。第二十七項において 備のための関係法律の整備等に関する法律(平 る改正前の所得税法施行令第五十一条の二第一 「証券市場整備法」という。)第十四条の規定に

5 備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備 革による証券市場の整備のための関係法律の整 を受ける場合における当該国債については、旧終了するものに対応するものに限る。)の支払 り登録を受けたものを除く。)であって、証券 る外国法人又は同条第三項に規定する公益信託 令第五十一条の二第一項第一号」とする。 号)第七条の規定による改正前の所得税法施行 等に関する政令(平成十四年政令第三百六十三 租税特別措置法施行令第三条第二十七項の規定 施行日以後五年を経過する日までにその期間が き、施行日以後にその利子(利子の計算期間で 振替受入簿に記載又は記録を受けたものにつ 号)附則第十九条の規定により同条に規定する の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五 市場整備法第一条の規定による改正後の社債等 律(明治三十九年法律第三十四号)の規定によ の受託者から取得をした国債(国債に関する法 規定する内国法人若しくは同条第二項に規定す 間の中途において、所得税法第十一条第一項に は、なおその効力を有する。この場合におい 一項第一号」とあるのは「証券決済制度等の改て、同項中「所得税法施行令第五十一条の二第 非居住者又は外国法人が、その利子の計算期

又は同条第三十項」とする。

条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関

種金融商品取引業を行う者に限る。)、同法第二

引業者(同法第二十八条第一項に規定する第一 法第二条第二十八項」とあるのは「金融商品取 会社の同条第八号に規定する支店又は証券取引 条第五項中「証券業者又は」とあるのは「金融び同条第三項に規定する特定目的信託」と、同二項に規定する証券投資信託以外の投資信託及

取引法」と、「証券会社若しくは外国証券業者 と、「、証券取引法」とあるのは「、金融商 商品取引業者、金融商品取引清算機関又は

に関する法律第二条第二号に規定する外国証券

三項に規定する集団投資信託、法第九条の四第用信託」とあるのは「所得税法第百七十六条第

6 二条の規定による改正前の租税特別措置法第九 条の三第二項」とあるのは「所得税法等の一部 基づく旧租税特別措置法施行令第三条の三の規 特別措置法第八条(第一項第一号及び第三号並 よりなおその効力を有するものとされる旧租税 条の三第二項」とし、 を改正する法律(平成十五年法律第八号)第十 行日の前日までの間は、同条第三項中「法第九 定は、なおその効力を有する。この場合におい びに同条第二項に係る部分に限る。)の規定に て、平成十五年四月一日から金融商品取引法施 証券市場整備法附則第十条第十五項の規定に 金融商品取引法施行日以

受けたものに限る。)」と、同条第二項中「提出 第一項第一号に掲げる特定目的信託及び合同 該当するものに限る。)、所得税法第百七十六条 定投資信託以外の投資信託又は法第九条の三第 託(所得税法第百七十六条第二項に規定する特中「証券投資信託、証券投資信託以外の投資信 十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を 後は、同条第一項中「信託会社」とあるの した」とあるのは「提示した」と、同条第三項 二項に規定する証券投資信託以外の投資信託に 信託会社(信託業法(平成十六年法律第百

第五条の二第五項第六号」と、「第三条第十七 項第三号ハ」とあるのは「証券決済制度等の改 九項において「旧租税特別措置法」という。) 改正前の租税特別措置法(第二十六条の十八第 第二十六条の十六及び第二十六条の十七の規定 項までの規定に基づく旧租税特別措置法施行令 特別措置法第四十一条の十二第九項から第十 よりなおその効力を有するものとされる旧租 のための関係法律の整備等に関する法律(平成 中「法第五条の二第五項第六号」とあるの 十四年法律第六十五号)第十四条の規定による 中「法第五条の二第五項第六号」とあるのはて、旧租税特別措置法施行令第二十六条の十六 証券決済制度等の改革による証券市場の整 証券市場整備法附則第十条第十八項の規定に なおその効力を有する。この場合におい

よりなおその効力を有するものとされる旧租税 法施行令第三条第十七項第三号ハ」とする。 革による証券市場の整備のための関係法律の整 号)第八条の規定による改正前の租税特別措置 等に関する政令(平成十四年政令第三百六十三 備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備 証券市場整備法附則第十条第二十項の規定に

有する。この場合において、同条第九項中「法令第二十六条の十八の規定は、なおその効力を 措置法第五条の二第九項」とする。 第五条の二第九項」とあるのは、「旧租税特別 四項までの規定に基づく旧租税特別措置法施行 特別措置法第四十一条の十二第十二項から第十

税特別措置法第四十一条の十二第十五項及び第 項から第三項までの規定は、なおその効力を有 第二十六条の十九及び第二十六条の二十一第一 十九項の規定に基づく旧租税特別措置法施行令 によりなおその効力を有するものとされる旧租証券市場整備法附則第十条第二十二項の規定

の二十一第四項及び第五項の規定は、なおその置法施行令第二十六条の二十並びに第二十六条 税特別措置法第四十一条の十二第十六項、第十によりなおその効力を有するものとされる旧租によりなおをの数力を有するものとされる旧租 税特別措置法第四十一条の十二第二十一項からによりなおその効力を有するものとされる旧租証券市場整備法附則第十条第二十五項の規定 法施行令第二十六条の二十一第六項から第八項 第二十三項までの規定に基づく旧租税特別措置 七項及び第二十項の規定に基づく旧租税特別措

措置法施行令第二十七条の二の規定は、なおそ係る部分に限る。)の規定に基づく旧租税特別 税特別措置法第四十二条の二第一項(第一号に の効力を有する。 によりなおその効力を有するものとされる旧租 証券市場整備法附則第十条第二十七項の規定

までの規定は、なおその効力を有する。

十三の規定は、なおその効力を有する。この場基づく旧租税特別措置法施行令第三十九条の三 第四十一条の十二第九項」とする。 第十四条の規定による改正前の租税特別措置法 等に関する法律(平成十四年法律第六十五号) 合において、同条第二項中「法第四十一条の十 税特別措置法第六十七条の十六第三項の規定に によりなおその効力を有するものとされる旧租証券市場整備法附則第十条第三十一項の規定 による証券市場の整備のための関係法律の整備二第九項」とあるのは「証券決済制度等の改革

#### 三八五号) 則 (平成一四年一二月一八日政令第

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 平成十五年四月一日 「から施

#### 附 則 (平成一五年一月二二日政令第一

(施行期日)

第一条 この政令は、中小企業等が行う新たな事 業活動の促進のための中小企業等協同組合法等 の一部を改正する法律の施行の日 二月一日)から施行する。 (平成十五年

#### 附則 三九号) (平成一五年三月三一日政令第 抄

|第一条||この政令は、平成十五年四月一日から施(施行期日) 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。

十五年三月三十一日 を「第二項」に改める部分を除く。)並びに 項から第八項までの改正規定(「第二項各号」 部分を除く。)及び第三十九条の二十四第六 する部分及び同条第四項を同条第五項とする 同条第八項とする部分、同条第六項を同条第 項から第七項までの改正規定(同条第七項を 条第十一項」を「第百十二条第十二項」に改 附則第四十四条及び第四十五条の規定 七項とする部分、同条第五項を同条第六項と める部分に限る。)、第三十九条の二十三第四 第三十五条第五項の改正規定 (「第百十二 平成

二 第四十六条の五の改正規定 平成十五年五 附則第三十九条及び第四十条の規定並びに

条の九第一項第二号の改正規定、第二十五条定、第二十二条第一項の改正規定、第二十二 七十条の四第六項」に改める部分を除く。)、 条の六十の改正規定、第四十条の三第一項第 九条の七第六項第五号の改正規定、 十八条の五第五項第一号の改正規定、第三十の改正規定、同条第十三項の改正規定、第三 第十三項第五号の改正規定、第二十九条の一 改正規定 平成十五年七月一日 第四十条の十二(見出しを含む。) の改正規定(「第七十条の四第五項」を「第 一号の二の改正規定、第四十条の六第十四項 の改正規定、第三十八条の四第十二項第二号 二号の改正規定、同条第二項第一号の改正規 項第一号の改正規定、第二十条の二第一項第 第六条の八の改正規定、第十八条の五第八 第三十九 の改正規

> 項、第五項及び第六項並びに第二十三条第二 正規定及び第四十九条から第五十条の二まで 項の規定 平成十五年十月一日 の改正規定並びに附則第十二条第一項、第三 の六の改正規定、同条の次に二条を加える改 定、第四十条の十九の改正規定、第四十八条

四条の二の改正規定、第四条の四第一項の改十七の改正規定、第三条の四の改正規定、第 改正規定、第二十五条の十の六から第二十五の改正規定を除く。)、第二十五条の十の四の 第二号の改正規定及び同条第二十二項第二号規定(同条第一項の改正規定、同条第十二項 金整理資金に関する法律施行令第二条第十五 四条の規定並びに附則第四十二条中国税収納 改正規定並びに附則第四条、第六条及び第十 条の十の十の改正規定、第二十五条の十の十 用取引等」に改める部分に限る。)、第二十五 の九第七項の改正規定(「信用取引」を「信 条の十の八までの改正規定、第二十五条の十 る部分に限る。)、第二十五条の十の二の改正 正規定(「公募投資信託等の収益の分配」を に改める部分及び「国外公募投資信託等」を 一第二項の改正規定及び第二十五条の十四の 「国外私募公社債等運用投資信託等」に改め 「私募公社債等運用投資信託等の収益の分配」 第二条の五第二項の改正規定、第二条の二

六 第二十六条第八項第四号及び第十一項第一 条第三項第二号の改正規定 発機構」を「独立行政法人雇用・能力開発機 号の改正規定、同条第十五項第二号の改正規 構」に改める部分に限る。)並びに第四十二 定、第四十一条の改正規定(「雇用・能力開 平成十六年三月

号)附則第十四項、第十六項及び第十七項の る法律施行令(昭和二十九年政令第五十一 附則第四十二条中国税収納金整理資金に関す

t 平成十六年四月一日

える改正規定、第三十九条の二十四の二の改での改正規定、同条に第一項として一項を加 第四項から第七項までの改正規定(同条第七 する部分に限る。)、同条第一項から第三項ま 項とする部分及び同条第四項を同条第五項と 条第七項とする部分、同条第五項を同条第六 項を同条第八項とする部分、同条第六項を同 の十第一項の改正規定、第三十九条の二十三 定、第二十八条の七の改正規定、第三十九条 正規定、第三十九条の五十の改正規定、 第五条の十一の次に一条を加える改正規 第三

号の改正規定 平成十六年一月一日

第四十六条の四第一項及び第二項の改正規

第三条 新令第二条の二第八項の規定は、同項に 三第一項に規定する国外公社債等の利子等につ 特別措置法(以下「旧法」という。)第三条の べき改正法第十二条の規定による改正前の租税 べき所得税法等の一部を改正する法律(平成十 規定する加入者保護信託がこの政令の施行の日 いては、なお従前の例による。 当該加入者保護信託が施行日前に支払を受ける 定する国外公社債等の利子等について適用し、 十二条の規定による改正後の租税特別措置法 五年法律第八号。以下「改正法」という。)第 (以下「施行日」という。) 以後に支払を受ける (公募投資信託等の配当等の分離課税等に関 (以下「新法」という。) 第三条の三第一項に規

第四条 平成十五年十二月三十一日において旧法 第八条の二第一項第一号に掲げる受益証券(無 る経過措置) 記名のものを除く。)を有する個人が、平成十

を改正する法律(平成十五年法律第二十六八条の規定 産業活力再生特別措置法の一部 の改正規定並びに附則第二十七条及び第二十 号)の施行の日 十九条の百十の改正規定及び第四十二条の十

正する法律(平成十五年法律第七十一号)の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改 施行の日 に一条を加える改正規定 食品の製造過程の 部分に限る。) 及び第三十九条の五十三の 十八条の十一の改正規定(同条第二項に係る 第六条の次に一条を加える改正規定、 第二十二条の八第二十七項の改正規定及び 次

十一 第四十二条の八の改正規定 四月一日又は漁業協同組合合併促進法の一部 る法律(平成十四年法律第九十三号)附則第 公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関す 第三十九条の五第二十八項の改正規定 一条第二号に定める日 平成十五年 石油

第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下 (所得税の特例に関する経過措置の原則) の施行の日の翌日のいずれか遅い日 を改正する法律(平成十五年法律第十三号)

得税について適用し、平成十四年分以前の所得があるものを除くほか、平成十五年分以後の所 税については、なお従前の例による。 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め 経過措置) (国外公社債等の利子等の分離課税等に関する

規定を適用する。

告知をした日に締結されたものと、当該告知を なして、同条の規定を適用する。 第三項に規定する告知書の提出があったこと る。) には、当該保管の委託に係る契約は当該 の帳簿に相当する帳簿を備えている場合に限 六項に規定する事項の記載又は記録をした同項 融機関の営業所等の長が同令第三百三十九条第 る告知に相当する告知をしている場合(当該金 令第三百三十六条第一項又は第三項の規定によ の長。以下この項において同じ。)に対して同 規定する財務省令で定める金融機関の営業所等 該受益証券の保管の委託の取次ぎをした同項に る場合には、当該保管委託取次契約に基づき当 保管の委託が保管委託取次契約に係るものであ での間に、当該金融機関の営業所等の長(当該 際又は当該締結の日から同年十二月三十一日ま 含む。以下この条において同じ。)を締結した 条において「保管委託取次契約」という。)を をしている個人が、 する金融機関の営業所等(以下この条において を所得税法施行令第三百三十九条第三項に規定 旧法第八条の二第一項第一号に掲げる受益証券 したことは当該締結の際に同令第三百三十九条 (同項に規定する保管委託取次契約 (以下この 「金融機関の営業所等」という。)に保管の委託 平成十五年十二月三十一日において無記名の 当該帳簿は同条第六項の帳簿とそれぞれみ 当該保管の委託に係る契約

を当該金融機関の営業所等の長(当該保管の委を当該金融機関の営業所等の長(当該保管の委託取次契約に基づき当該受益証は、当該保管委託取次契約に基づき当該受益証は、当該保管委託取次契約に基づき当該受益証が保管委託取次契約に基づき当該受益証が保管委託取次契約に基づき当該受益証が保管委託取次契約に基づき当該受益証が保管を支援出をした。

る経過措置) (国外投資信託等の配当等の分離課税等に関す

第五条 新令第四条第四項の規定は、同項に規定する加入者保護信託が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する国外発行投資信託等の受益証券の収益の分配について適用し、当該加入者保護信託が施行日前に支払を受けるべき改正前の租税特別措置法施行令(以下「旧令」という。)第四条第四項に規定する国外発行投資信託等の受益証券の収益の分配については、なお、まない。

に関する経過措置) (特定投資法人の投資口の配当等の分離課税等

第六条 平成十五年十二月三十一日において旧法 2第六条 平成十五年十二月三十一日において旧法 2第八条の四第一項に規定する特定投資法人の投資口の利益の配当の支払の確定する日までに 投資口の利益の配当の支払の確定する日までに 3 当該投資口の利益の配当に保る所得税法施行令 3 当該投資口の利益の配当に保る所得税法施行令 3 当該投資口の利益の配当の支払の確定する支払事務取扱 第三百三十六条第一項に規定する专知をした場合又 は同年一月一日前に同条第二項各号に掲げる場合に相当する告知をしている場合に、同項第六号 では同年の方の告知をしている場合に、フはしている場合に、同項第六号 では、アスは、同項を対して、対している場合に、同項第六号 では、アスは、同項第六号 では、アスは、同項第六号 では、アスは、同項第六号 では、アスは、同項を対象を表する。

第七条 改正法附則第六十五条第二項に規定する経過措置)

規定する加入者保護信託が施行日以後に支払を第八条 新令第四条の五第四項の規定は、同項に

会契 (試験研究費の額が増加した場合等の所得税額ので支払を受けるべき旧令第四条の六第四項に規定でする株式の利益の配当については、なお従前のでする株式の利益の配当については、なお従前のでする株式の利益の配当については、なお従前の

三第四項第五号、第六号及び第八号に掲げる負第九条 個人が施行日前に支出した旧令第五条のの特別控除に関する経過措置)

(国人) 成面賞印に制たる差面皆量)費の額については、なお従前の例による。研究に係る同条第七項第一号に定める試験研究した旧令第五条の三第六項第一号に掲げる試験と 個人が平成十五年十二月三十一日以前に支出担金については、なお従前の例による。

第十条 新令第五条の九第一項第一号及び第四号第十条 新令第五条の九第一号以後に取得等(取得又の規定は、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条第一項の表の第一号に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条第一項の表の第一号に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条第一項の表の第一号に掲げる減価償却資産について適大が施行日前に旧令第五条の第二条の第一号に掲げる地域又は区域において取得等では、なお従前の例による。

3 改正法附則第七十二条第四項の規定によりな3 改正法附則第七十二条第四項の規定によびく旧令第五条の十一第四項の規定は、なおその効力を有するものとされる旧法第十一条

等をした旧法第十一条の二第一項に規定する地

震防災対策用資産については、なお従前の例に

よる。

4 新令第六条の三第五項の規定は、個人が施行 外に規定する再商品化設備等については、 
第一項に規定する再商品化設備等について適用し、個 
日以後に取得等をする新法第十一条の九第一項 
なお従前の例による。

5 女臣去付川第二十二条第十三頁の見官こより などま付川第二十二条第一項に規定する工業用機械等につい第十二条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。 ては、なお従前の例による。 新令第六条の五第二項、第八項及び第九項の

条の三(第一項第一号に係る部分に限る。)のなおその効力を有するものとされる旧法第十三6 改正法附則第七十二条第十三項の規定により

有する。 項まで及び第十六項の規定は、なおその効力を 規定に基づく旧令第六条の十第一項から第十二

る。
第二項第二号に掲げる建築物について適用す第二項第二号に掲げる建築物について適用す日以後に取得又は新築をする新法第十四条の二8 新令第七条の二第四項の規定は、個人が施行

は、なおその効力を有する。 条の二の規定に基づく旧令第七条の二の規定 なおその効力を有するものとされる旧法第十四 の立法附則第七十二条第十七項の規定により

(個人の準備金に関する経過措置)

第十一条 改正法附則第七十三条第二項の規定に は、なおその効力を有するものとされる旧法第 第十一条 改正法附則第七十三条第二項の規定に

置)(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

第十二条 新令第二十条の二第一項第三号及び第二項第一号の規定は、個人が附則第一条第四号に定める日以後に行う新法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が同日前に行っする譲渡について適用し、個人が附則第一条第四号に出法第三十一条の二第一項第三号及び第

は、なお従前の例による。 新令第二十二条第一項の規定は、個人が附別等による譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧法第三十三三条第一項に規定する収用等による譲渡につい三条第一項に規定する収用等による譲渡につい第一条第四号に定める日以後に行う新法第三十第一条第四号に定める日以後に行う新法第三十第一条第一項の規定は、個人が附則

3

償金を取得する場合について適用し、個人が施行日以後に新法第三十三条第三項に規定する補4 新令第二十二条第十七項の規定は、個人が施

- 新令第二十五条第十二項第五号の規定は、個人が施行日以後に行う新法第三十七条の一次においては、なお従前の例による。
   「新令第二十五条の四第二項及び第三項の規定行った旧法第三十七条第一項の表の第七号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の側による。
   「新令第二十五条第十二項第五号の規定は、個人が陥則第一条第四号に定める日以後に行う新機に掲げる資産の譲渡については、個人が施行日以後に行う新法第三十五条第十二項第五号の規定は、個人が施行日以後に行う新法第三十五条第十二項第五号の規定は、個人が陥りに対している。
- (株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する第一項に規定する譲渡資産の譲渡については、個人が施行日前に行った旧法第三十七条の五第一項に規定する譲渡資産の譲渡について適用し、個人が施行日以後に行う新法第三十七条のは、個人が施行日以後に行う新法第三十七条のは、個人が施行日以後に行う新法第三十七条のは、個人が施行日以後に行う新法第三十五条の四第二項及び第三項の規定
- 非居住者に対して支払われる同項に規定する金属項の居住者又は国内に恒久的施設を有するによりその特定株式投資信託」という。)の終了によりその特定株式投資信託」という。)の終了に規定する特定株式投資信託(以下この条に項に規定する特定株式投資信託(以下この条にる経過措置)

額については、なお従前の例による。

マ成十五年四月一日から同年十二月三十一日 中定株式投資信託の受益証券を有する非居住者又は国内に恒久的施 会で、同項に規定する私募証券投資信託等の終了 は、同項に規定する私募証券投資信託等の終了 は、同項に規定する私募証券投資信託等の終了 は、同項に規定する私募証券投資信託等の終了 によりその私募証券投資信託の受益証券を有 する者に対して支払われる金額 3 までの間の特定株式投資信託の終了によりその は、同項に規定する私募証券投資信託等の終了によりその は、同項に規定する私募証券投資信託の終了によりその は、同項に規定する私募証券投資信託等の を有する者に対して支払われる金額には含まれない ものとする。

得計算等の特例に関する経過措置)(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所

者に開設されている当該特定口座以外の口座に法第三十七条の十一の三第三項第一号の証券業は、同項に規定する特定口座を開設している新第十四条 改正法附則第七十八条第二項の移管

ければならないものとする。
ければならないものとする。
ければならないものとする。
ければならないものとする。
ければならないものとする。
ければならないものとする。
ければならないものとする。
ければならないものとする。

管に対する源泉徴収等の特例に関する経過措等に対する源泉徴収等の特例に関する経過措(特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得

第十五条 改正法附則第七十九条第四項の規定に第十五条 改正法附則第七十九条第四項の規定による控除後の金がある場合には、同項の規定による控除後の金がある場合には、同項の規定による性別で、明令第二十五条の十の十第七項の規定の適用のでは、一項の第二十五条の十の十第七項の規定によるがある場合には、同項の規定によるでは、同項の証がある場合には、同項の規定によるでは、その還付をすべき同額とし、既に納付された金額を除く。)から控制を対し、既に納付された金額を除く。)から控制を対し、既に納付された金額を除く。)から控制を対し、既に納付された金額を除く。)から控制を対している。

- 2 前項の規定を適用する場合において、同項の 2 前項の規定を適用する場合において、同項の 2 前項の規定を適用する場合において、同項の 3 前項の規定を適用する場合において、同項の 4 前項の規定を適用する場合には、その指定をされた納税は (同法第十八条第二項の規定による納税地(同法第十八条第二項の規定による納税地(同法第十八条第二項の規定による納税地(同法第十八条第二項の規定による納税地(同法第十八条第二項の規定による納税地(同法第十八条第二項の規定による納税地(同法第十八条第二項の規定とができない金額に相当する金額を当該証券業者に還さない金額に相当する金額を当該証券業者に還さない金額に相当する金額を当該証券業者に還さない金額に相当する金額を当該証券業者に還けずる。
- a 前項の規定の適用を受けようとする同項の証 を業者は、同項の規定に該当することとなった 質収をすべき所得税の額の合計額、還付をし でいる改正法附則第七十九条第四項の特定口座 でとの同項第一号に規定する徴収をした、又は でとの同項第一号に規定する徴収をした、又は でとの同項第一号に規定する徴収をした、又は でとの同項第一号に規定する徴収をした、又は でとの同項第一号に規定する徴収をした、又は でとの同項第一号に規定する徴収をした、又は でとの同項第一号に規定する徴収をした、又は でとの同項第一号に規定する徴収をした、又は でとの同項第一号に規定する徴収をした、又は でとの同項第一号に規定する でとの一項の規定に該 でといる改事項を記載 を、又は でいる改事項を記載 でいるののののののでは でいるのでは に提出しなければならない。 でいるのでは に提出しなければならない。 でいるのでは でいるのでは に提出しなければならない。

- 本の適することとなった日)までの期間と 「中国に規定する還付かにのいて国税通り 「大の還付金につき充当する日(同日前に充当 「大の還付金につき充当する日(同日前に充当 「大の還付金につき充当する日(同日前に充当 「大の還付金につき充当する日(同日前に充当 「大の遺付金につき充当する日(同日前に充当 「大の遺付金につき充当する日(同日前に充当 「大の遺付金につき充当する日(同日前に充当 「大の遺することとなった日)までの期間は、前項 「大の遺することとなった日)までの期間は、前項 「大の遺することとなった日)までの期間と 「大の遺する」「大の遺する場合に 「大の遺する」「大の遺する場合に 「大の遺する」「大の遺する場合に 「大の遺する」「大の遺する場合に 「大の遺する」「大の真する」「大の遺する」「大の遺する」「大の遺する」「大の遺する」「大の遺する」「大の遺する」「大の真する」「大の真する」「大の真する」「大の真する」「大の遺する」「大の真する」」「大の真する」「大の真する」「大の真する」「大の真する」「大の真する」「大の真する」「大の真する」「大の真する」「大の真する」「大の真する」「大の真する」「大の真する」「大の真する」「大の真する」「大の真する」「大の真する」「大の真する」「大の真する」」「大の真する」「大の真する」「大の真する」「大の真する」「大の真する」「大の真する」「大の真する」「大の真する」「大の真する」」「大の真する」」「大の真する」」「大の真する」「大の真する」「大の真する」「大の真する」「大の真する」」「大の真する」」「大の真する」「大の真する」「大の真する」」「大の真する」」「大の真する」」「大の真する」」「大の真する」」「大の真する」「大の真する」「大の真する」」「大の真する」「大の真す
- なす。
  5 第二項の規定による還付金は、国税収納金整
  5 第二項の規定による還付金は、国税収納金整

課税のための手続等に関する経過措置)(公益法人に対する寄附財産の譲渡所得等の非

第十八条 新令第二十五条の十七の規定は、施行第十八条 新令第二十五条の十七の規定は、施行日別後にされた旧法第四十条第一項後段に規定する財産の贈与又は遺贈について適用し、施行日別後にされる新法第四十条第一項後段に規定る財産の贈与又は遺贈については、なお従前の目のによる。

の特例に関する経過措置)(居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税

- 第十七条 新令第二十五条の二十第一項、第二項第十七条 新令第二十五条の二十第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度の新法第四十条の近第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度の旧法第四十条一項に規定する特定外国子会社等の施行目前に終了した事業年度の旧法第四十条の四第一項に規定する未処分所得の金額の計算について適用し、旧令第二十五条の二十第一項、第二項については、なお従前の例による。
- する経過措置) (先物取引の差金等決済をする者の告知等に関
- の規定は、平成十六年一月一日以後に行う新法第十八条 新令第二十六条の二十四第二項第二号

済について適用する。
正券先物取引等に係る同項に規定する差金等決証券先物取引等に係る同項に規定する差金等決

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十九条 新令第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

の特別控除に関する経過措置)

- る。 定する負担金については、なお従前の例によ 七条の四第三項第五号、第六号及び第八号に規 第二十条 法人が施行日前に支出した旧令第二十
- 法人の平成十五年一月一日から平成十五年三の効力を有する。
   法人の平成十五年一月一日から平成十五年三の効力を有する。

(法人の減価償却に関する経過措置)

- 第二十一条 新令第二十八条第一項第一号及び第四号の規定は、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十 表の第一号に掲げる減価償却資産 し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十 し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十 し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十 し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十 一条第一項の表の第一号とび第一項第一号及び第一項のいては、なお従前の例による。
- をした旧法第四十三条の三第一項に規定する特のいて適用し、法人が施行日前に取得又は建設をの三第一項に規定する特定中核的民間施設に施行日以後に取得又は建設をする新法第四十三2 新令第二十八条の三第一項の規定は、法人が

定中核的民間施設については、 なお従前の例に

から第五号までに掲げる地域又は区域において 等資産については、なお従前の例による。 旧法第四十三条の三第二項に規定する保全事業 ついて適用し、法人が施行日前に取得等をした 十三条の三第二項に規定する保全事業等資産に 法人が施行日前に旧令第二十八条の四第二号 新令第二十八条の三第五項及び第六項の規定 法人が施行日以後に取得等をする新法第四 12

地震防災対策用資産については、なお従前の例 取得等をした旧法第四十四条第一項に規定する おその効力を有するものとされる旧法第四十四 改正法附則第九十六条第六項の規定によりな

条の四第二項の規定に基づく旧令第二十八条の

号に掲げる減価償却資産について適用し、法人 の規定は、法人が施行日以後に取得等をする新 却資産については、なお従前の例による。 第一項の表の第一号及び第二号に掲げる減価償 が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の七 法第四十四条の七第一項の表の第一号及び第一 七第五項の規定は、なおその効力を有する。 新令第二十八条の十第一項及び第二項第二号

る。

ついては、なお従前の例による。 十四条の九第一項に規定する再商品化設備等に 用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四 九第一項に規定する再商品化設備等について適 が施行日以後に取得等をする新法第四十四条の 新令第二十八条の十二第五項の規定は、法人

械等については、なお従前の例による。 した旧法第四十五条第一項に規定する工業用機 等について適用し、法人が施行日前に取得等を る新法第四十五条第一項に規定する工業用機械 九項の規定は、法人が施行日以後に取得等をす 新令第二十八条の十四第二項、第八項及び第

規定は、なおその効力を有する。 づく旧令第二十九条の四第七項及び第十二項の 七条(第三項に係る部分に限る。)の規定に基 なおその効力を有するものとされる旧法第四十 第十項までの規定は、なおその効力を有する。 の規定に基づく旧令第二十九条の三第一項から 六条の三(第一項第一号に係る部分に限る。) なおその効力を有するものとされる旧法第四十 改正法附則第九十六条第十八項の規定により 改正法附則第九十六条第十六項の規定により

施行日以後に取得又は新築をする新法第四十七 新令第二十九条の五第三項の規定は、法人が

> 条の二第三項第二号に掲げる建築物について適 については、なお従前の例による。 法第四十七条の二第三項第二号に掲げる建築物 法人が施行日前に取得又は新築をした旧

七条の二の規定に基づく旧令第二十九条の五の 措置法施行令第三十九条の六十四第三項」とす するものとされる同令による改正前の租税特別 政令(平成十五年政令第百三十九号)附則第三 のは「租税特別措置法施行令の一部を改正する 項」と、「第三十九条の六十四第三項」とある 前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一 るものとされる同法第十二条の規定による改正 五条第二十項の規定によりなおその効力を有す する法律(平成十五年法律第八号)附則第百十 第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正 いて、 規定は、なおその効力を有する。この場合にお なおその効力を有するものとされる旧法第四十 十二条第十一項の規定によりなおその効力を有 改正法附則第九十六条第二十項の規定により 同条第十一項中「法第六十八条の三十五 3 2

(法人の準備金に関する経過措置)

第二十二条 改正法附則第九十七条第二項の規定 税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十八条の五十一第一項」とあるのは「所得 第五十七条の規定に基づく旧令第三十三条の規によりなおその効力を有するものとされる旧法 項」と、同条第二十一項中「第三十九条の七十 よる改正前の租税特別措置法第五十七条第三 力を有するものとされる同法第十二条の規定に 附則第九十七条第二項の規定によりなおその効 第五十七条第三項」とあるのは「所得税法等の 別措置法第六十八条の五十一第一項」と、「法 第八号)第十二条の規定による改正前の租税特 条の七十九第十六項」と、同条第二十項中「法 二十一項において「旧令」という。)第三十九 号)による改正前の租税特別措置法施行令(第 部を改正する政令(平成十五年政令第百三十九 九第十六項」とあるのは「旧令第三十九条の七 一部を改正する法律 (平成十五年法律第八号) 六項」とあるのは「租税特別措置法施行令の一 十九第十六項」とする。 て、同条第十九項中「第三十九条の七十九第十 なおその効力を有する。この場合におい

第二十三条 新令第三十九条第十四項の規定は、 する経過措置) (法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関

> する補償金を取得した場合については、 法人が施行日前に旧法第六十四条第二項に規定 前の例による。 定する補償金を取得する場合について適用し、 なお従

る に係る法人税については、なお従前の例によ第一項の表の第七号の上欄に掲げる資産の譲渡 し、法人が同日前に行った旧法第六十五条の七に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用新法第六十五条の七第一項の表の第七号の上欄 法人が附則第一条第四号に定める日以後に行う 新令第三十九条の七第五項第五号の規定は、

第十四号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人目前に行った旧法第六十五条の七第一項の表の 譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行七第一項の表の第十四号の上欄に掲げる資産のは、法人が施行日以後に行う新法第六十五条の 税については、なお従前の例による。 新令第三十九条の七第九項及び第十項の規定

第二十四条 項及び第七項の規定は、同条第一項に規定する8二十四条 新令第三十九条の十五第一項、第二 税の特例に関する経過措置) 特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業 (内国法人の特定外国子会社等に係る所得の 課

2 同項の規定を適用する場合について適用し、旧度の同項に規定する適用対象留保金額について 定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年定は、新法第六十六条の六第三項に規定する特 を適用する場合については、なお従前の例によ 規定する適用対象留保金額について同項の規定 会社等の施行日前に終了した事業年度の同項に 法第六十六条の六第三項に規定する特定外国子

例に関する経過措置) (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特

| 十九条の二十二第二項第八号及び第十一号に掲第二十五条 法人が施行日前に支出した旧令第三 げる業務に係る基金に充てるための負担金につ (認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損 金算入の特例に関する経過措置) いては、なお従前の例による。

法人が施行日以後に新法第六十四条第二項に規 |第二十六条 新令第三十九条の二十二の二第一項 及び第三項の規定は、 法人が施行日以後に行う

第六十六条の十一の二第二項の認定の申請につ 新法第六十六条の十一の二第三項の認定の申 について適用し、法人が施行日前に行った旧

第二十七条 欠損金額について適用し、法人の同日前に終了 定は、法人の附則第一条第八号に定める日以後 六条の十二第一項に規定する設備廃棄等による に終了する事業年度において生じた新法第六十 (欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置) 十二第一項に規定する設備廃棄等による欠損金 いては、なお従前の例による。 した事業年度において生じた旧法第六十六条の 新令第三十九条の二十三第三項の規

第二十八条 以後に終了する事業年度において生じた新法第 の規定は、 経過措置) 額については、なお従前の例による。 (欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する

社等の施行目前に終了した事業年度の旧法第六 三十九条の十五第一項に規定する特定外国子会 処分所得の金額の計算について適用し、旧令第 の計算については、なお従前の例による。 十六条の六第一項に規定する未処分所得の金額 年度の新法第六十六条の六第一項に規定する未

過措置)

損金額については、なお従前の例による。 条の十四第一項に規定する設備廃棄等による欠 終了した事業年度において生じた旧法第六十六

(特定の医療法人の法人税率の特例に関する経

六十六条の十四第一項に規定する設備廃棄等に

法人の附則第一条第八号に定める日 新令第三十九条の二十四の二第五

よる欠損金額について適用し、法人の同日前に

新令第三十九条の十七第一項及び第二項の規 2

第二十九条 新令第三十九条の二十五第一項及び 療法人の施行日以後に終了する事業年度に係る なお従前の例による。 六十七条の二第一項の承認の申請については、 新法第六十七条の二第一項の承認の申請につい 第三項の規定は、医療法人が施行日以後に行う て適用し、医療法人が施行日前に行った旧法第 新令第三十九条の二十五第五項の規定は、 医

税の特例に関する経過措置) 同項に規定する証明書の提出について適用す (特定信託の特定外国子会社等に係る所得の

第三十条 新令第三十九条の三十五の八第一 事業年度の新法第六十八条の三の七第一項に規 する特定外国子会社等の施行日以後に終了する 第二項及び第七項の規定は、同条第一項に規定 従前の例による。 する未処分所得の金額の計算については、 業年度の旧法第六十八条の三の七第一項に規定 する特定外国子会社等の施行日前に終了した事 定する未処分所得の金額の計算について適用 し、旧令第三十九条の三十五の八第一項に規定

2

新令第三十九条の三十五の十第一項及び第二|

項の規定は、新法第六十八条の三の七第三項に 現定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度の同項に規定する適用対象留保金額について同項の規定を適用する場合について 
適用し、旧法第六十八条の三の七第三項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事 
する特定外国子会社等の施行日以後に終了 
いて同項の規定を適用する場合については、な 
がだ前の例による。

R三十一条(新合第三十七条の三十七第十頁第三の法人税額の特別控除に関する経過措置)(連結法人の試験研究費の額が増加した場合等)

第三十一条 新令第三十九条の三十九第十項第三 月以後に支出する同号に掲げる費用について適 用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行目前に きばした旧令第三十九条の三十九第一項第三号 5 支出した旧令第三十九条の三十九第一項第三 6 たばげる費用については、なお従前の例によ 5 たばげる費用については、なお従前の例によ 5 たばげる費用については、なお従前の例によ 5 たばげる費用については、なお従前の例によ 5 たばいる。

本 連結法人の連結親法人事業年度(法人税法第 十五条の二第一項に規定する連結事業年度(施行日以後に終了する連結事業年度(施行日以後に終了する連結事業年度に限る。)に支出した旧令第三十九条の三十九第六項に規定する試験研究(旧令第二十七条の四第五項第一号に掲げる試験研究に係る部分に限る。)に係る旧令第三十九条の三十九第六項及び第七項の規定(旧令第二十七条の四第五項第一号に掲げる試験研究に係る部分に限る旧令第三十九条の三十九第七項第一号に掲げる試験研究に係る部分に限る日令第三十九条の三十九第七項の規定(旧令第二十七条の四第五項第一号に掲げる試験研究に係る部分に限る日本の連結親法人事業年度(法人税法第 第五項第一号に掲げる試験研究に係る部分に限 3。)は、なおその効力を有する。

(連結法人の減価償却に関する経過措置)

なお従前の例による。

東語親法人又は当該連結親法人による連結完立。連結親法人又は当該連結親法人による連結完立。

東三十九条の四十八に規定する地域又は区域に第三十九条の四十八に規定する地域又は区域に第三十九条の四十八に規定する地域又は区域になる連結子法人が施行日前に旧令金支配関係にある連結子法人が施行日前に旧令金、連結親法人又は当該連結親法人による連結完

る。 ・ 改正法 ・ 公正法 ・ 公正 ・ 公正 ・ 一第二項の規定に基づく旧令第三十九 おその効力を有するものとされる旧法第六十八 おその効力を有するものとされる旧法第六十八 おその効力を有するものとされる旧法第六十八 おその効力を有するものとされる旧法第六十八

5 新令第三十九条の五十三第一項及び第二項第 新令第三十九条の五十三第一項及び第二号に掲法人による連結完全支配関係にある連結親法人による連結完全支配関係にある連結親法人による連結完全支配関係にある連結親法人による連結完全支配関係にある連結規法人による連結完全支配関係にある連結規法人による連結完全支配関係にある連結親法人による連結規法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結規法人による連結規法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結決人が施行の減価償却資産については、なお従前の例による。

o 新令第三十九条の五十四の規定は、連結親法 人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧法第六十 話手結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧法第六十八条の二十五第一項に規定する再商 話子法人が施行日前に取得等をした旧法第六十八条の二十五第一項に規定する再商 が第六十八条の二十五第一項に規定する再商 話子法人が施行日前に取得等をした旧法第六十八条の二十五第一項に規定する再商 については、なお従前の例による。

不 新令第三十九条の五十六の規定は、連結親法本 新令第三十九条の五十六の規定は、連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧法第六十八条の二十七第一項に規定する工業期機械等について適用し、連結親法人とよる連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする上機械等について適用し、連結親法人による連結完全支配関係の二十七第一項に規定する工業制機械等について適に取得等をした。

8 改正法附則第百十五条第十六項の規定により

10 二号に掲げる建築物について適用し、連結親法 配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又 規定に基づく旧令第三十九条の六十三第二項及 八条の三十四(第三項に係る部分に限る。)の なおその効力を有するものとされる旧法第六十 特定再開発建築物等については、なお従前の例 にある連結子法人が施行日前に取得又は新築を 人又は当該連結親法人による連結完全支配関係 は新築をする新法第六十八条の三十五第三項第 結親法人又は当該連結親法人による連結完全支 び第七項の規定は、なおその効力を有する。 した旧法第六十八条の三十五第三項に規定する 新令第三十九条の六十四第三項の規定は、 改正法附則第百十五条第十八項の規定により 連

1 改正法附則第百十五条第二十項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十なおその効力を有する。この六十四の規定は、なおその効力を有する。この六十四の規定は、なおその効力を有する。この六十四の規定は、なおその効力を有する。この六十四の規定は、なおその効力を有する。この六十四の規定は、なおその効力を有する。この六十四の規定は、なおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定によりなおその効力を有大二項の規定によりなおその効力を有大二項の規定によりなおその効力を有大二項の規定によりなおその効力を有大二項の規定によりなおその効力を有大二項の規定によりなおその効力を有大二項の規定によりなおその対して、第二十九条の五第十項」とあるのは「租と、「第二十九条の五第十項」とあるのは「租と、「第二十九条の五第十項」とする。

第三十三条 改正法附則第百十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八条の五十一の規定に基づく旧令第三十三条第十六項」とあるのは「租税特別措置法施行令の一部を改正するのは「租税特別措置法十三条第十六項」とあるのは「租税特別措置法十三条第十六項」とあるのは「租税特別措置法十三条第十六項」とあるのは「租税特別措置法十三条第十六項」とあるのは「租税特別措置法権行令(次項において「旧令」という。)第三 (連結法人の準備金に関する経過措置)

十六項」とする。 二条第十六項」とあるのは「旧令第三十三条第十六項」と、同条第二十項中「第三十

に関する経過措置) (連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例

₹三十四条 新令第三十九条の百六第二項及び第 行日以後に行う新法第六十八条の七十八第一項の表の第十二号の上欄に掲げる資産の表の第十二号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧法第六十八条の七十八第一項の表の第十二号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

税の特例に関する経過措置)(連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課

第三十五条 新令第三十九条の百十五第一項、第二十五条 新令第三十九条の九十第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度の新法第六十八条の九十第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度の田は定する事業年度の新法第六十八条の九十第一項に規定する表別分所得の金額の計算については、おお従前の例によって、第三十九条の百十五第一項、第第三十五条

し、旧法第六十八条の九十第三項に規定する特いて同項の規定を適用する場合について適用業年度の同項に規定する適用対象留保金額につ為定は、新法第六十八条の九十第三項に規定す規定は、新法第六十八条の五十第三項に規定す

項の規定を適用する場合については、なお従前 の同項に規定する適用対象留保金額について同 定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度

の特例に関する経過措置) (特定の医療法人である連結親法人の法人税率

第三十六条 新令第三十九条の百二十二の二第一 定する証明書の提出について適用する。 日以後に終了する連結事業年度に係る同項に規 項の規定は、医療法人である連結親法人の施行

第三十七条 改正法附則第百二十三条第八項の規 項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する において、同条第一項中「法第七十条の三第一 五の規定は、なおその効力を有する。この場合 法第七十条の三の規定に基づく旧令第四十条の 定によりなおその効力を有するものとされる旧 (相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

項中「法第七十条の三第二項第四号ロ」とある は「租税特別措置法(以下「法」という。)第と、「法第三十五条第一項の規定の」とあるの 第六項に」とあるのは「旧法第七十条の三第六 十条の三第六項第三号」と、「法第七十条の三 の三第六項第一号」と、同条第十項中「法第七 の三第六項第一号」とあるのは「旧法第七十条 条の三第六項」と、同条第九項中「法第七十条 第七十条の三第六項」とあるのは「旧法第七十 法第七十条の三第五項」と、同条第八項中「法 項中「法第七十条の三第五項」とあるのは「旧 のは「旧法第七十条の三第三項」と、同条第七 同条第六項中「法第七十条の三第三項」とある のは「旧法第七十条の三第二項第四号ロ」と、 の三第二項第四号ロ」と、同条第四項及び第五 三第二項第四号ロ」とあるのは「旧法第七十条三十五条第一項の規定の」と、「法第七十条の とあるのは「旧法第七十条の三第二項第二号」 同条第三項中「法第七十条の三第二項第二号」 るのは「登記簿に記録された当該家屋の」と、 十条の三第六項第三号」とあるのは「旧法第七 同条第十一項中「法第七十条の三第

> 二項」とあるのは「旧法第七十条の三第二項」 とあるのは「旧法第七十条の三第三項」とす と、同条第十二項中「法第七十条の三第三項」

2 納について適用し、施行日前に相続又は遺贈に 同じ。)により取得した財産に係る相続税の延 効力を生ずる贈与を含む。以下この項において は、なお従前の例による。 より取得した財産に係る相続税の延納について 後に相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により 新令第四十条の十第一項の規定は、施行日以

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第三十八条 改正法附則第百二十四条第十項の規 のは「旧法第八十一条」とする。 条」と、同条第二項中「法第八十一条」とある 特別措置法(以下「旧法」という。)第八十一 される同法第十二条の規定による改正前の租税 十項の規定によりなおその効力を有するものと あるのは「所得税法等の一部を改正する法律 合において、同条第一項中「法第八十一条」と 十一の規定は、なおその効力を有する。この場 法第八十一条の規定に基づく旧令第四十二条の 定によりなおその効力を有するものとされる旧 (たばこ税の手持品課税に係る申告等) (平成十五年法律第八号) 附則第百二十四条第

第三十九条 改正法附則第百三十一条第二項に規 か、次に掲げる事項を記載しなければならな 定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほ

屋の不動産登記法施行令第七条に定める」とあ 第一項」と、「建物登記簿に記載された当該家 条の三第一項」とあるのは「旧法第七十条の三 十条の三第一項」と、同条第二項中「法第七十 租税特別措置法(以下「旧法」という。)第七 のとされる同法第十二条の規定による改正前の 条第八項の規定によりなおその効力を有するも 法律 (平成十五年法律第八号) 附則第百二十三

じ。) の所在地及び名称 に規定する営業所。以下この条において同五十九年法律第六十八号)第二十二条第一項売販売業者にあっては、たばこ事業法(昭和 第七十二号)第二十七条第二項に規定する小 貯蔵場所(たばこ税法(昭和五十九年法律 申告者の住所又は居所及び氏名又は名称

3 2 たときは、当該保税地域の所在地を所轄する税 たばこの区分をいう。以下この条において同 ばこの区分(同条第二項第一号に規定する製造 関長にその旨を届け出るとともに、当該製造た ようとする者は、製造たばこを保税地域に入れ の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡 の申告書を提出する義務がある者が当該申告書 第十一条第二項から第四項までの規定は、前項 した場合について準用する。 改正法附則第百三十一条第六項の承認を受け たばこ税法施行令(昭和六十年政令第五号)

> 保税地域の所在地及び名称並びに廃棄の日時、 じ。) 及び区分ごとの数量、その置かれている を受けて廃棄しなければならない。 方法及び理由を記載した申請書を当該税関長に 提出し、改正法附則第百三十一条第六項の承認

4 法附則第百三十一条第六項の承認をしたとき を確認するものとする。 は、立会いその他の方法により当該廃棄の事実

5 条第二項の税務署長から交付を受けたもの)を 請書に、当該製造たばこが同条第一項の規定に 添付し、これを同条第六項の税関長に提出しな ては、同項の規定の適用を受けた者を通じて同 項の規定の適用を受けた者が異なる場合にあっ 務署長から交付を受けたもの(当該製造たばこ のであることを証明した書類で同条第二項の税 よるたばこ税を課された、又は課されるべきも につき当該確認を受けようとする者と同条第 ようとする者は、次に掲げる事項を記載した申

にその適用を受けた時における当該製造たば けた者の住所又は居所及び氏名又は名称並び なる場合にあっては、同項の規定の適用を受 とする者と同項の規定の適用を受けた者が異 当該製造たばこの貯蔵場所の所在地及び名称 (当該製造たばこにつき当該確認を受けよう 一条第一項の規定の適用を受けた時における 当該製造たばこにつき改正法附則第百三十

場の所在地及び名称 当該製造たばこの輸出又は廃棄に係る販売

Ŧi. その他参考となるべき事項

6 ばならない。 法附則第百三十一条第六項の確認をしたとき の旨を当該申請書を提出した者に通知しなけ は、当該確認の内容を記載した書類により、そ

よるたばこ税を課された、又は課されるべきも ようとする者は、次に掲げる事項を記載した申 条第二項の税務署長から交付を受けたものを添 のであることを証明した書類で当該製造たばこ 請書に、当該製造たばこが同条第一項の規定に につき同項の規定の適用を受けた者を通じて同 改正法附則第百三十一条第七項の確認を受け

前項の申請書の提出を受けた税関長は、改正

改正法附則第百三十一条第六項の確認を受け ればならない。

この貯蔵場所の所在地及び名称) 当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量申請者の住所又は居所及び氏名又は名称

なお従前の例による。 (平成一五年四月二三日政令第二

前項の申請書の提出を受けた税関長は、改正

付し、これを同条第七項の税務署長に提出しな

当該製造場の所在地及び名称 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称

けた時における当該製造たばこの貯蔵場所 は居所及び氏名又は名称並びにその適用を受 送した者の住所又は居所及び氏名又は名称 所在地及び名称 一条第一項の規定の適用を受けた者の住所又 当該製造たばこを当該製造場に戻し又は移 当該製造たばこにつき改正法附則第百三十 当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量

第六項の規定は、前項の場合について準用す六 その他参考となるべき事項

8

9 該当するものとする。 施行令第九条第一項各号に掲げる製造たばこに ばこのうち同条第一項の規定によりたばこ税を たばこ製造者がその製造場から移出した製造た する政令で定めるものは、同項に規定する製造 課された、又は課されるべきものでたばこ税法 改正法附則第百三十一条第七項第一号に規定

の一部改正に伴う経過措置) (租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

第四十五条 前条の規定による改正後の租税特別 日前に開始した事業年度分の法人税について 業年度分の法人税について適用し、法人の施行 措置法施行令の一部を改正する政令附則第二十 一条の規定は、法人の施行日以後に開始する事

一三号) 抄

三十日)から施行する。 一号に掲げる規定の施行の日(平成十五年七月 ん業取締法の一部を改正する法律附則第一条第 この政令は、薬事法及び採血及び供血あつせ

二九号) (平成一五年五月二一日政令第二

律の一部を改正する法律の施行の日(平成十五 及びマンションの建替えの円滑化等に関する法 年六月一日) この政令は、建物の区分所有等に関する法律 から施行する。

(平成一五年六月一一日政令第二

五〇号) 抄

| 第一条 この政令は、 (施行期日) 公布の日から施行する。

# 七一号) 抄 別 (平成一五年六月二〇日政令第二

(施行期日)

# 八〇号) 附 則 (平成一五年六月二五日政令第二

六月三十日)から施行する。 法律附則第一条第二号に定める日(平成十五年 この政令は、証券取引法等の一部を改正する

# 二五号) 附 則 (平成一五年七月二四日政令第三

第一条 この政令は、平成十五年七月二十五日か

(施行期日)

(個人の減価償却に関する経過措置)

第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下「新令」という。)第五条の十第二項の規定は、知例の方面で、以下「施行日」という。)以後に同項に規定する地域において取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下「施行日」という。)をする租税特別措置法第十一条の二第一項に規定する地震防災対策用資産について適用する。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第三条 新令第二十八条の四第二項の規定は、法第三条 新令第二十八条の四第二項の規定する地震防災対策用資産について適いて取得等をする租税特別措置法第四十四条第二条第八号に規定する人格のない社団等を含二条第八号に規定する人格のない社団等を含用する。

# 三七号) 抄附 則 (平成一五年七月三〇日政令第三

(施行期日)

第一条 この政令は、下請中小企業振興法の一部第一条 この政令は、下請中小企業振興法の一部

# 四二号) 抄 別 (平成一五年七月三〇日政令第三

(施行期日)

は、平成十五年十月一日から施行する。だし、附則第五条から第二十三条までの規定第一条 この政令は、公布の日から施行する。た

### 

(施行期日)

| 施行する。 第一条 この政令は、平成十五年十二月一日

から

# 七六号) 抄 附 則 (平成一五年一二月三日政令第四

y。 この政令は、平成十六年四月一日から施行す

五二三号) 抄附 則 (平成一五年一二月一七日政令第

(施行期日)

第一条 この政令は、密集市街地における防災街

#### 

(施行期日)

該各号に定める日から施行する。行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施

項第二号及び第三号の改正規定、第二十六条 項第二号の改正規定、第二十六条の七第十二 の改正規定、同条第十五項第三号及び第十七 規定、同項第二号の改正規定、同条第十二項 第四号の改正規定、同条第十項第一号の改正 の十五第三項の改正規定、第二十六条第七項 の十五第二項の改正規定、第二十七条の三の 生機構」に改める部分に限る。)、第二十五条 地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再 構」に改める部分に限る。)、第二十五条第十 盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機 る。)、同条第二十八項の改正規定 (「都市基 立行政法人都市再生機構」に改める部分に限 項の改正規定(「都市基盤整備公団」を「独 正規定、同条第二項の改正規定、同条第十二 第六項第二号の改正規定、第二十二条の七第 二項第三号の改正規定(「都市基盤整備公団 項の改正規定、第二十二条の八第一項の改 第三条の三第二項の改正規定、第七条の二

三 第六条の五第一項の改正規定(「、離島振 の第三号」に、「離島振興法(昭和二十八年に掲げる地区において法第十二条第一項の表 として指定された地区において同号」を「次四号の第一欄に掲げる離島振興対策実施地域 三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に の改正規定(「又は第六項に規定する奄美群 条第三項及び第四項を削る改正規定、同条第 期間」に改め、同項第四号に次のように加え 掲げる地区の区分に応じそれぞれ次に定める る場合には、同日)から十二年間」を「次に 公示の日(その日が平成五年四月一日前であ 法律第七十二号)第二条第二項の規定による 改める部分及び「法第十二条第一項の表の第 する地区」を加える部分、「平成十六年三月 興対策実施地域」の下に「若しくはこれに類 島のうち同項の規定により指定された地区! 五項から第七項までの改正規定、同条第八項 る部分を除く。)、同条第二項の改正規定、同

> の規定 平成十七年一月一日 条、第二十二条第五項及び第三十四条第四項 並びに附則第六条第三項、第十条、第十七 改正規定、第三十九条の五十六の改正規定並 改正規定、同条第十一項から第十五項までの 分を除く。)、同条第十項を同条第八項とする うち同項の規定により指定された」を削る部島振興対策実施地域として指定された地区の 除く。)、同条第二項の改正規定、同条第三項 おいて同号」を「次に掲げる地区において法島振興対策実施地域として指定された地区に 三月三十一日」に改める部分及び「法第四十 改正規定、第二十八条の十四第一項の改正規定、第二十六条の二十六の次に一条を加える の二十七を第二十六条の二十八とする改正規 地区のうち同項の規定により指定された」を びに第五十一条の次に一条を加える改正規定 第六項に規定する奄美群島のうち同項の規定 分を除く。)、同条第九項の改正規定 (「又は 同項の規定により指定された地区」を削る部 定(「又は第六項に規定する奄美群島のうち 第七項までの改正規定、同条第八項の改正規 及び第四項を削る改正規定、同条第五項から 改め、同項第四号に次のように加える部分を 区の区分に応じそれぞれ次に定める期間」に 振興法第二条第二項の規定による公示の日 第四十五条第一項の表の第三号」に、「離島 定(「、離島振興対策実施地域」の下に「若 十六条の二十九とする改正規定、第二十六条 までの改正規定、第二十六条の二十八を第二 とする改正規定、同条第十一項から第十五項 削る部分を除く。)、同条第十項を同条第八項 び「離島振興対策実施地域として指定された の規定により指定された地区」を削る部分及 を削る部分を除く。)、同条第九項の改正規定 により指定された地区」を削る部分及び「離 は、同日)から十二年間」を「次に掲げる地 (その日が平成五年四月一日前である場合に 五条第一項の表の第四号の第一欄に掲げる離 「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年 しくはこれに類する地区」を加える部分、 (「又は第六項に規定する奄美群島のうち同項

の改正規定、同条第十一項の改正規定(同項の改正規定、第三十九条の三十五の三第二項の改正規定、第三十九条の十七十六条の十一の改正規定、第二十五条の工十二第一項及び第二項の改正規定、第二四、第三条の三第一項の改正規定、第二十五条

号)の施行の日 規定(同項の表の第六十三条第四項の項中 規定 信託業法(平成十六年法律第百五十四の改正規定並びに第三十九条の百十七の改正 第三号に係る部分を除く。)、第三十九条の三 規定(同条第七項から第九項までに係る部分 の改正規定、第三十九条の三十五の五の改正 を「第六十五条の七から第六十五条の十五ま 三第十三項の改正規定、同条第十四項の改正 改める部分を除く。)、第三十九条の三十五の 六十五条の七から第六十五条の十五まで」に 五条の七から第六十五条の十四まで」を「第 の表の第六十二条の三第九項の項中「第六十 十五の九から第三十九条の三十五の十三まで 定(同条第十六項に係る部分を除く。)、第三 を除く。)、第三十九条の三十五の六の改正規 三十五の四第二項の改正規定、同条第十六項 で」に改める部分を除く。)、第三十九条の三 十九条の三十五の八の改正規定(同条第二項 十五の三第十九項の改正規定、第三十九条の |第六十五条の七から第六十五条の十四まで| t

九項、第二十二条第十一項及び第三十四条第 条の五第九項の改正規定並びに附則第六条第 (平成十五年法律第七十七号) の施行の日 八項の規定 特定都市河川浸水被害対策法 第七条の二第十項の改正規定及び第二十九

備機構」に改める部分に限る。)、第二十二条整備公団」を「独立行政法人中小企業基盤整 条の二第二項第一号の改正規定(「地域振興 興整備公団」を「独立行政法人中小企業基盤 る。)、同条第二十九項の改正規定 (「地域振 規定(「地域振興整備公団」を「独立行政法 の改正規定、第三十九条の五第十三項の改正 る部分に限る。)、第二十六条第十一項第三号 独立行政法人中小企業基盤整備機構」を加え 正規定(「規定する地方公共団体」の下に「、 分に限る。)、第二十五条第十二項第三号の改 行政法人中小企業基盤整備機構」に改める部 の改正規定(「地域振興整備公団」を「独立 構」に改める部分に限る。)、同条第二十八項 団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機 の八第十二項の改正規定(「地域振興整備公 盤整備機構」に改める部分に限る。)、第二十 振興整備公団」を「独立行政法人中小企業基 人中小企業基盤整備機構」に改める部分に限 第十九条第九項第一号の改正規定(「地域

> 規定の施行の日 法律第三十五号)附則第一条第二号に掲げる 備機構法の一部を改正する法律(平成十六年 金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整 る。) 並びに附則第十三条の規定 中小企業 する地方公共団体」の下に「、独立行政法人 十九条の七第五項第三号の改正規定(「規定 小企業基盤整備機構」を加える部分に限

号)の施行の日 号の改正規定並びに同項第三号の改正規定並 に関する法律(平成十四年法律第百四十六 総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等 びに附則第二十二条第三項の規定 の改正規定、第三十九条の五十三第五項第一 第二号イの改正規定、同条第二十四項第二号 ハの改正規定、同条第二十一項第一号イ及び 五第二十項第一号ニの改正規定、同項第二号 定、同項第二号ロの改正規定、第三十九条の 五項第一号イの改正規定、同号ハの改正規 十三項第二号の改正規定、第二十八条の十第 第一号イ及び第二号イの改正規定、同条第二 正、同項第二号ハの改正規定、同条第二十項第二十二条の八第十九項第一号ニの改正規 中小企業

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下 年金貯蓄の利子所得等の非課税に関する経過措 税については、なお従前の例による。 得税について適用し、平成十五年分以前の所得 があるものを除くほか、平成十六年分以後の所 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め (勤労者財産形成住宅貯蓄及び勤労者財産形成

第三条 新令第二条の十九及び第二条の二十第一 う。) 第二条の十九に規定する前の勤務先が当 項(これらの規定を新令第二条の三十一におい 該個人の勤務先に該当しないこととなった場合 の租税特別措置法施行令(以下「旧令」とい となる場合について適用し、施行目前に改正前 の勤務先が当該個人の勤務先に該当しないこと (試験研究費の額が増加した場合等の所得税額 いう。)以後に新令第二条の十九に規定する前 いて、この政令の施行の日(以下「施行日」と て準用する場合を含む。)の規定は、個人につ については、なお従前の例による。

第四条 は、 の特別控除に関する経過措置) 個人が施行日以後に支出する同号に規定す 新令第五条の三第十二項第四号の規定

整備機構」に改める部分に限る。)及び第三

2 用し、個人が施行日前に交付を受けた旧令第五 助成金に係る同号に掲げる試験研究について適 同号に掲げる試験研究については、なお従前の 条の三第十四項第二号に規定する助成金に係る る負担金については、なお従前の例による。 例による。 人が施行日以後に交付を受ける同号に規定する 新令第五条の三第十四項第二号の規定は、

第六条 改正法附則第二十五条第二項の規定によ りなおその効力を有するものとされる旧法第十 一条の五の規定に基づく旧令第五条の十三の規

3 2 価償却資産については、なお従前の例による。 第十一条の九第一項第二号に掲げる減価償却資 日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設を 十一年十二月三十一日までの期間」とする。 第一号中「三十三年間」とあるのは、「平成一 効力を有する。この場合において、同条第一項 定に基づく旧令第六条の五の規定は、なおその おその効力を有するものとされる旧法第十二条 産について適用し、個人が施行日前に取得等を いう。以下この条において同じ。)をする新法 (第一項の表の第一号に係る部分に限る。) の規 した旧法第十一条の九第一項第二号に掲げる減 改正法附則第二十五条第五項の規定によりな 新令第六条の三第五項の規定は、個人が施行

五. により指定された地区においてソフトウエア業 |第六項に規定する奄美群島のうち同項の規定 個人が施行日前に取得等をした旧令第六条の

出した旧令第五条の三第十二項第四号に規定す る負担金について適用し、個人が施行日前に支 個 のは、「第四号」とする。

償却又は所得税額の特別控除に関する経過措(中小企業者が機械等を取得した場合等の特別

第五条 新令第五条の五第二項及び第十項の規定 借をした改正法第七条の規定による改正前の租 措置法(以下「新法」という。)第十条の三第いう。)第七条の規定による改正後の租税特別 税特別措置法(以下「旧法」という。)第十条 賃借をする所得税法等の一部を改正する法律 は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は ては、なお従前の例による。 の三第一項第一号に掲げる減価償却資産につい し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃一項第一号に掲げる減価償却資産について適用 (平成十六年法律第十四号。以下「改正法」と 9

定は、なおその効力を有する。 (個人の減価償却に関する経過措置)

10

却資産については、なお従前の例による。 条第一項第四号及び第十項中「第三号」とある る新令第六条の五の規定の適用については、同表の第四号の第三欄に掲げる減価償却資産に係 までの間に取得等をする新法第十二条第一項 の用に供する同条第九項第一号に定める減価償 個人が施行日から平成十六年十二月三十一日

6 ついては、なお従前の例による。 第十三条第三項に規定する障害者対応設備等に 項に規定する障害者対応設備等について適用 日以後に取得又は製作をする新法第十三条第三 し、個人が施行日前に取得又は製作をした旧法 新令第六条の八第三項の規定は、個人が施行

定に基づく旧令第六条の十の規定は、なおその おその効力を有するものとされる旧法第十三条 効力を有する。 の三(第一項第三号に係る部分に限る。)の規 改正法附則第二十五条第七項の規定によりな

8 条の二の規定に基づく旧令第七条の二の規定 なおその効力を有するものとされる旧法第十四 令第七条の規定は、なおその効力を有する。 おその効力を有するものとされる旧法第十四条 (第一項に係る部分に限る。) の規定に基づく旧 改正法附則第二十五条第九項の規定によりな 改正法附則第二十五条第十一項の規定により なおその効力を有する。

の効力を有する。 条の規定に基づく旧令第八条の規定は、なおそ なおその効力を有するものとされる旧法第十五 改正法附則第二十五条第十三項の規定により

の特例に関する経過措置) (特定の基金に対する負担金等の必要経費算入

第七条 個人が施行日前に支出した旧令第十八条 担金については、なお従前の例による。 の三第三項第五号に掲げる業務に係る基金に充 てるための旧法第二十八条第一項に規定する負

2 法第二十八条第一項に規定する負担金につ 項に規定する負担金について適用し、個人が施 行日前に支出した旧令第十八条の三第三項第十 一号に掲げる業務に係る基金に充てるための旧 人が施行日以後に支出する新法第二十八条第一 新令第十八条の三第三項第十号の規定は、 なお従前の例による 個

- 置)(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措
- 2 新令第二十条の二第二項第五号の規定は、個は、なお従前の例による。 二第一項第三号に掲げる土地等の譲渡について 第八条 個人が施行日前に行った旧令第二十条の
- 新令第二十二条第十九頁第二号及び第二十頁 「大が施行日以後に行う新法第三十一長が施行日以後に行う新法第三十一条の二第一項に規定する優良 住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について は、なお従前の例による。 は、なお従前の例による。 は、なお従前の例による。
- 3 新令第二十二条第十九項第二号及び第二十項 新二号の規定は、施行日前に行われた旧法第三十三条 第三項第二号の取壊し又は除去につい 正十三条第三項第二号の取壊し又は除去につい お従前の例による。
- (平成十三年九月三十日以前に取得した上場株施行日以後に行う新法第三十六条の二第一項に規定する譲渡資産の譲渡については、なお従に規定する譲渡資産の譲渡については、なお従に規定する譲渡資産の譲渡については、なお従い規定する譲渡資産の譲渡については、なお従いができる。
- について適用し、個人が同日前に行った旧法第七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡4九系 新令第二十五条の十第一項の規定は、個第九条 新令第二十五条の十第一項の規定は、個式等の取得費の特例に関する経過措置)

三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の

- ま渡については、なお従前の例による。 第令第二十五条の十第三項の規定は、施行日前に行い後に行われる同項に規定する法人の資本若し以後に行われる同項に規定する法人の資本若し以後に行われる同項に規定する法人の資本若し以後に行われる同項に規定する法人の資本若しまで、という。)については、なお従前の例による。
- 合について適用する。 第十一条 新令第二十五条の十の五の規定は、施第十一条 新令第二十五条の十の五の規定は、施
- 定は、個人が施行日以後に行う新法第三十七条第十二条新令第二十五条の十二の三第三項の規

- は、なお従前の例による。 定する特定中小会社の特定株式の譲渡についてに行った旧法第三十七条の十三の三第一項に規定株式の譲渡について適用し、個人が施行日前の十三の三第一項に規定する特定中小会社の特の十三の三第一項に規定する特定中小会社の特
- 控除に関する経過措置)(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別
- 第十三条 中小企業金融公庫法及び独立行政法人第十三条 中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律で附則第一条第六号に定める日前に締結された旧令第二十六条第十一項第三号に規定する契た旧令第二十六条第十一項第三号に規定する契定の規定による解散前の地域振興整備公団との項の規定による解散前の地域振興整備公団との項の規定による解散前の地域振興整備公団との項の規定による解散前の地域振興整備公団との規定を適用する。
- 第十四条 個人が、平成十六年一月一日から同年第十四条 個人が、平成十六年一月一日から同年公団」とする。

関する経過措置) (償還差益の分離課税等に係る割引債の範囲に

- 第十六条 新令第二十六条の十六の規定は、施行日以後に発行される新法第四十一条の十二第九項日前に発行された旧法第四十一条の十二第九項に規定する短期公社債については、なお従前のに規定する短期公社債については、なお従前のによい。
- る経過措置)
- により読み替えて適用される所得税法施行令第二十七条 新令第二十六条の二十七第一項の規定

課税の特例に関する経過措置)(外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の

- 第十八条 新法第四十二条の二第一項の規定は、第十八条 新法第四十二条の二第一項に規定する債券現先取引につき支払を受ける同項に規定する債券現先取引につき支払を受ける同項に規定する債券現先取引につき支払を受ける同項に規定する債券現先取引につき支払を受ける同項に規定する人国のに規定する外国金融機関等が施行日以後に関始する制力については、なお従前の例による。
- 第十九条 新令第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日がに開始する事業年度分の法人税及び連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行目前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日がに別分で連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

の特別控除に関する経過措置)(試験研究費の額が増加した場合等の法人税額

- 第二十条 新令第二十七条の四第九項第四号に規定する負担金については、なお従前の例によする負担金について適用し、法人が施行日前に定は、法人が施行日以後に支出する同号に規定をは、法人が施行日以後に支出する同号に規定
- 本お役前の例による。本お役前の例による。本お役前の例による。本お役前の例による。本の関第十一項第二号に規定する助にのでは、法人が施行日前に交付を受けた旧定する助成金に係る同号に掲げる試験研究につ定する助成金に係る同号に掲げる試験研究につまする助成金に係る同号に掲げる試験研究にのまた。
- 第二十一条 新令第二十七条の六第二項及び第八

別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措

(中小企業者等が機械等を取得した場合等の特

る。 「は、一人のでは、なお従前の例によ 「は、一人のでは、なお従前の例によ は、い施行日前に取得若しくは製作又は賃借を 第一号に掲げる減価償却資産について適用し、 製作又は賃借をする新法第四十二条の六第一項

(法人の減価償却に関する経過措置)

- 第二十二条 新令第二十八条第九項の規定は、法第二十二条 新令第二十八条第九項の規定は、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一項 に掲げる減価償却資産について適用し、法人が に掲げる減価償却資産について適用し、法人が に掲げる減価償却資産について適用し、法人が に掲げる減価償却資産について適用し、法人が における減価償却資産については、なお従前の例による。
- 「行うちこと、どう」を記していませれる旧法第四十四条の五の規定に基づく旧令第二十八条の八の規定の五の規定に基づく旧令第二十八条の八の規定の効力を有するものとされる旧法第四十四条での効力を有するものとされる旧法第四項の規定によりなお
- 新令第二十八条の十第五項第二号ロの規定 とした旧法第四十四条の七第一項の表の第五号 の中欄に掲げる減価償却資産については、なお をした旧法第四十四条の七第一項の表の第五号 ので資金の貸付けを受けて、同号ロに規定する 中小小売商業高度化事業を行う法人が取得等 し、同日前に旧令第二十八条の十第五項第二号 ロの資金の貸付けを受けて、同号ロに規定 でした旧法第四十四条の七第一項の表の第五 をした旧法第四十四条の七第一項の表の第五 をした旧法第四十四条の七第一項の表の第五号 の中欄に掲げる減価償却資産については、なお をした旧法第四十四条の十第五項第二号ロの規定
- 産については、なお従前の例による。四十四条の九第一項第二号に掲げる減価償却資適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第九第一項第二号に掲げる減価償却資産についてが施行日以後に取得等をする新法第四十四条のが施行日以後に取得等をする新法第四十四条のが施行日以後に取得等をする新法第四十四条のが施行日以後に取得等をする新法第四十四条のが施行日以後に取得等をする減には、法人
- 改正法附則第四十条第八項の規定によりなお 立の効力を有するものとされる旧法第四十五条 第一項第一号中「三十三年間」とあるのは、 定に基づく旧令第二十八条の十四の規定は、な おその効力を有する。この場合において、同条 おその効力を有する。この場合において、同条 おその効力を有するものとされる旧法第四十五条 で正述づく旧令第二十八条の十四の規定は、な おその効力を有するものとされる旧法第四十五条 で正述が則第四十条第八項の規定によりなお
- 条の十四第六項に規定する奄美群島のうち同項6 法人が施行日前に取得等をした旧令第二十八

減価償却資産については、なお従前の例によ エア業の用に供する同条第九項第一号に定める の規定により指定された地区においてソフトウ 法人が施行日から平成十六年十二月三十一日

号」とあるのは、「第四号」とする。 者対応設備等については、なお従前の例によ した旧法第四十六条の二第二項に規定する障害 いて適用し、法人が施行日前に取得又は製作を 条の二第二項に規定する障害者対応設備等につ 施行日以後に取得又は製作をする新法第四十六 ては、同条第一項第四号及び第十項中「第三 係る新令第二十八条の十三の規定の適用につい の表の第四号の第三欄に掲げる減価償却資産に までの間に取得等をする新法第四十五条第一項 新令第二十九条の二第三項の規定は、法人が 12

する。

る基金に充てるための旧法第六十六条の十一第

- その効力を有するものとされる旧法第四十六条 その効力を有する。 定に基づく旧令第二十九条の三の規定は、 の三(第一項第二号に係る部分に限る。)の規 改正法附則第四十条第十二項の規定によりな 改正法附則第四十条第十項の規定によりなお 、なお
- 「法第六十八条の三十四第一項」とあるのはを有する。この場合において、同条第十二項中 力措置法第六十八条の三十四第一項」と、「第 第六十八条の三十四第一項」とあるのは「旧効 九条の六十三第六項」と、同条第十四項中「法 いて「旧効力措置法施行令」という。)第三十 改正前の租税特別措置法施行令(第十四項にお なおその効力を有するものとされる同令による 第百五号)附則第三十四条第七項の規定により 施行令の一部を改正する政令(平成十六年政令 の六十三第六項」とあるのは「租税特別措置法 第六十八条の三十四第一項」と、「第三十九条 法第七条の規定による改正前の租税特別措置法 定によりなおその効力を有するものとされる同 年法律第十四号)附則第四十九条第十二項の規 く旧令第二十九条の四の規定は、なおその効力 条(第一項に係る部分に限る。)の規定に基づ おその効力を有するものとされる旧法第四十七 (第十四項において「旧効力措置法」という。) 「所得税法等の一部を改正する法律(平成十六 する経過措置)
- 11 おその効力を有するものとされる旧法第四十七 改正法附則第四十条第十四項の規定によりな の規定は、

措置法施行令第三十九条の六十三第八項」とす 三十九条の六十三第八項」とあるのは「旧効力

> 条の二の規定に基づく旧令第二十九条の五の規 別措置法施行令第三十九条の六十四第七項」と 「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 と、「第三十九条の六十四第七項」とあるのは る租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」 る法律(平成十六年法律第十四号)附則第四十 八項の規定により読み替えて適用される租税特 (平成十六年政令第百五号) 附則第三十四条第 九条第十四項の規定により読み替えて適用され て、同条第十二項中「法第六十八条の三十五第 一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正す なおその効力を有する。この場合におい

条第十六項の規定によりなおその効力を有する 条の規定に基づく旧令第二十九条の六の規定 おその効力を有するものとされる旧法第四十八 令第三十九条の六十五第三項」とする。 される同令による改正前の租税特別措置法施行 と、「第三十九条の六十五第三項」とあるのは 租税特別措置法第六十八条の三十六第一項」 法律(平成十六年法律第十四号)附則第四十九 項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する 九項の規定によりなおその効力を有するものと (平成十六年政令第百五号) 附則第三十四条第 ものとされる同法第七条の規定による改正前の (法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関 「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 改正法附則第四十条第十六項の規定によりな 同条第四項中「法第六十八条の三十六第一 なおその効力を有する。この場合におい

第二十三条 新令第三十九条第十六項第二号及び る新法第六十四条第二項第二号の取壊し又は除第十七項第二号の規定は、施行日以後に行われ ては、 去について適用し、施行日前に行われた旧法第 六十四条第二項第二号の取壊し又は除去につい (国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特 なお従前の例による。 五第 項四 第

法人税法

第二十四条 新令第三十九条の十三第十七項の規 定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分 の法人税について適用し、法人の施行日前に終 例に関する経過措置) 了した事業年度分の法人税については、 なお従 項 第

法人税法

施法人税法施行令の一部を改正

|行令(以下この項及び次項にお 号)による改正前の法人税法施 る政令(平成十六年政令第百 十七条第二項

法人税法

旧法人税法

法人税法第五旧法人税法第五十七条第二項

の効力を有するものとされる同 経過措置)の規定によりなおそ 損金の繰越期間の特例に関する

第二十五条 得の金額の計算に関する経過措置) (内国法人に係る特定外国子会社等の未処分所 新令第三十九条の十五第二項第三号

同項に規定する特定外国子会社等の

第二十六条 法人が施行日前に支出した旧令第三 十九条の二十二第二項第五号に掲げる業務に係 規定する未処分所得の金額の計算については、 項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終 算について適用し、旧令第三十九条の十五第二 条の六第一項に規定する未処分所得の金額の計 施行日以後に終了する事業年度の新法第六十六 例に関する経過措置) なお従前の例による。 了した事業年度の旧法第六十六条の六第一項に (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特

第六項」とあ第六項」とあるのは「所得税

|いて「旧法人税法施行令」と

るのは「租税等の一部を改正する法律(平成

間の特例に関する経過措置)の十四条第一項(欠損金の繰越期十六年法律第十四号)附則第四

るものとされる同法第七条の規 規定によりなおその効力を有す

定による改正前の租税特別措置

「旧効力措置法」という。) (以下この条及び次条におい 特別措置法

2 基金に充てるための旧法第六十六条の十一第一 条の二十二第二項第十三号に掲げる業務に係る 用し、法人が施行日前に支出した旧令第三十九 六条の十一第一項に規定する負担金について適 項に規定する負担金については、なお従前の例 定は、法人が施行日以後に支出する新法第六十 例による。 による。 新令第三十九条の二十二第二項第十二号の規 項に規定する負担金については、なお従前の

第二十七条 改正法附則第四十四条第一項の規定 条の二十三の規定は、なおその効力を有する。 第六十六条の十二の規定に基づく旧令第三十九 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下 この場合において、次の表の上欄に掲げる同条 によりなおその効力を有するものとされる旧法 欄に掲げる字句とする。 (欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置)

所得税法等の一部を改正する法

法人 措置法 同令 行令 0) 租税特別「の所得税法等の一部を改正 税 法 施旧法人税法施行令 号)附則第四十四条第一項(欠 る法律(平成十六年法律第十四 旧法人税法施行令

第二条の規定による改正前の法

(平成十六年法律第十四号

人税法(以下この条におい 旧法人税法」という。)

項( の繰越期間の特例に関する経過の 十二 第一附則第四十四条第一項(欠損金 法第六十六条律 (平成十六年法律第十四号) 租税特別措置所得税法等の一部を改正する法 の繰越期間の特例に関する経 租税特別措置法 法第七条の規定による改正前 の規定によりなおその

七	第															
十七条第五項	法人税法第五	の十二第一項	法第六十六条	租税特別措置	措置法	は「租税特別	号」とあるの	同条第三項各	同令	項の	の十二第四	法第六十六条	租税特別措置	の十二第五項	法第六十六条	租税特別措置
	旧法人税法第五十七条第五項		条第一項	旧効力措置法第六十六条の十二			とあるの 「旧効力措置法	同条第三項各号」とあるのは	旧法人税法施行令			第四項の	旧効力措置法第六十六条の十二		第五項	旧効力措置法第六十六条の十二

	571
項 六 第 項 二 第 2  項 八 第	
(東六十六条の十二第一項(の) (中二第一項の) (中二第一項) (中二第一項) (中二第一項) (中二第一項) (中二第一項) (中二第一項) (中二第一項) (中二第一項) (中二第一項) (中元十二第一項) (中元十二第一項) (中元十二第一項) (中元十二第一項) (中元十二第一項) (中元十二第一項) (中元十二第一項) (中元十二第一項) (中元十二年法律第十四号) (中元十二年法律第十四号) (中元十二年法律第十四号) (中元十二年法律第十四号) (中元十二年法律第十四号) (中元十二年法律第十四号) (中元十二年法律第十四号) (中元十二年法律第十四号) (中元十二年法律第十四号) (中元十二年法年第十四号) (中元十二年法律第十四号) (中元十二年法律第十四号) (中元十二年法律第十四号) (中元十二年法律第十四号) (中元十二年法律第十四号) (中元十二年法律第十四号) (中元十二年法律第十四号) (中元十二年法律第十四号) (中元十二年法律第一项) (中元十二年法第一项) (中元十二年) (中二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	たたなのけて第一 「旧効力措置法」に 別措置法(以下この 条の規定による改正 を有するものとされ
	V 10L 317
でこの条及び次条において、 一部を改正する法律(平成 がこの条及び次条において、 一部を改正前の租税特別措置法第六十六条の十三 が法施行令 税法施行令 成法第五十七条第五項 (欠損金の繰越期 対するものとされる同法第 で、大条の十三 の効 の対 の対 の対 の対 の の の の の の の は の の の は の の は の の は の の の は の の は の の の の の の の は の の の の の の の の の の の の の	行令(以下この項及び次項に う。) 行令(以下この項及び次項に
第二項(	知措所得税 十三附則第 十三附則第

法人税については、なお従る投資法人の施行目前に終 適用し、旧法第六十七条の 日以後に終了する事業年度 十七条の十五第一項に規定十九条の三十二の三第七項 関連者との取引に係る課 の特例に関する経過措置)

の受託者である法人の施行託をいう。以下この条及び次入税法第二条第二十九号の三二十九条の三十五の五の規定 過措置) **鼻期間(同法第十五条の三** (に規定する計算期間をい

2

法人税について適用し、特定信託の受託者であ う。以下この条及び次条において同じ。) 分の 税については、なお従前の例による。 る法人の施行日前に開始した計算期間分の法人 (特定信託に係る特定国外受益者等に係る負債

第三十条 新令第三十九条の三十五の六第十六項 なお従前の例による。 日以後に終了する計算期間分の法人税について の規定は、特定信託の受託者である法人の施行 前に終了した計算期間分の法人税については、 適用し、特定信託の受託者である法人の施行日 の利子の課税の特例に関する経過措置)

ある法人」とあるのは、「受託者である内国法 項の規定の適用については、同項中「受託者で 則第一条第四号に定める日までの間に終了する 計算期間の新令第三十九条の三十五の六第十六 人」とする。 特定信託の受託者である法人の施行日から附

又は第二項の

措置法第六十六条の十二

措置法第六十六条の十三

2

条の十三第一項又は第二 効力措置法」という。) 第 置法(以下この条におい 規定による改正前の租税 するものとされる同法第 の規定によりなおその効 期間の特例に関する経過 四十四条第二項(欠損金 成十六年法律第十四号) 法等の一部を改正する法

得の金額の計算に関する経過措置) (特定信託に係る特定外国子会社等の未処分所

第三十一条 新令第三十九条の三十五の八第二項 等の施行日前に終了した事業年度の旧法第六十 第三号の規定は、同項に規定する特定外国子会 額の計算については、なお従前の例による。 八条の三の七第一項に規定する未処分所得の金 の三十五の八第二項に規定する特定外国子会社 の金額の計算について適用し、旧令第三十九条 社等の施行日以後に終了する事業年度の新法第 の法人税額の特別控除に関する経過措置) 六十八条の三の七第一項に規定する未処分所得 (連結法人の試験研究費の額が増加した場合等

措置法第六十六条の十二

措置法第六十六条の十三

第三十二条 新令第三十九条の三十九第十項 例による。 四号に規定する負担金については、 る。) の規定は、連結親法人又は当該連結親法 令第二十七条の四第九項第四号に係る部分に限 行日前に支出した旧令第二十七条の四第九項第 施行日以後に支出する同号に規定する負担金に による連結完全支配関係にある連結子法人が施 ついて適用し、連結親法人又は当該連結親法人 人による連結完全支配関係にある連結子法人が なお従前の (新

以後に交付を受ける同号に規定する助成金に係 十七条の四第十一項第二号に係る部分に限る。) る同号に掲げる試験研究について適用し、 る連結完全支配関係にある連結子法人が施行日 の規定は、連結親法人又は当該連結親法人によ 新令第三十九条の三十九第十五項(新令第二

は、なお従前の例による。
は、なお従前の例による。
も助成金に係る同号に掲げる試験研究についての助成金に係る同号に掲げる試験研究について関係にある連結子法人が施行日前に交付を受け関係にある連結子法人が

置) 別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措(中小連結法人が機械等を取得した場合等の特

第三十三条 新令第三十九条の四十一第一項及び第三十三条 新令第三十九条の四十一第一項及び第六項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をするが施行日前に取得若しくは製作又は賃借をしたが施行日前に取得若しくは製作又は賃借をしたが施行日前に取得若しくは製作又は賃借をしたが施行日前に取得若しくは製作又は賃借をしたが施行日前に取得若しくは製作又は賃借をしたが施行日前に取得若しくは製作又は賃借をしたが施行日前に取得若しくは製作又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得若しくは製作又は当該連結親法人では、本さにある連結系が、連結親法人又は当該連結親法人の四十一第一項及び第三十二条

H - 日全 「介育三」してり目して見しています。 (連結法人の減価償却に関する経過措置) 遅にていては、 だお行前の例による

第三十四条 新令第三十九条の四十六第九項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結子法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする新法第六十八条の十六第一項の表の第四号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結子法人が施行日前に取得等をした旧法第六十十八条の十六第一項の表の第四号の中欄に掲げる連結子法人が施行日前に取得等をした旧法第六十八条の十六第一項の表の第四号の中欄に掲げる連結子法人が施行日前に取得等をした旧法第六十八条の四十六第九項の規制を開始している。

5 新令第三十九条の五十五の規定は、連結視法十一の規定は、なおその効力を有する。 条の二十二の規定に基づく旧令第三十九条の五おその効力を有するものとされる旧法第六十八お 改正法附則第四十九条第四項の規定によりな

については、なお従前の例による。 については、なお従前の例による。。 については、なお従前の例による。。

> 限る。)の定められた日から平成二十一年十二 げる地区において事業の用に供する設備につい 正法第七条の規定による改正前の租税特別措置 おその効力を有するものとされる平成十六年改 という。) 附則第四十条第八項の規定によりな 号。以下この条において「平成十六年改正法」 円」とあるのは、「千万円とし、所得税法等の 第一項の表の第一号に規定する実施計画(平成 ては二千八百万円とする。」とする。 定により読み替えて適用される法第六十八条の て平成十六年改正法附則第四十九条第八項の規 法第四十五条第一項の表の第一号の第一欄に掲 六の規定の適用については、同条中「、千万 する工業用機械等に係る新令第三十九条の五十 月三十一日までの間に取得等をする同項に規定 十六年十二月三十一日までに定められたものに 一十七第一項の規定の適用を受ける場合にあつ 一部を改正する法律(平成十六年法律第十四

ある 第法人又は当該連結親法人による連結完全支配 関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製 にある連結子法人が施行日前に取得又は製 にある連結子法人が施行日前に取得又は製 とする障害者対応設備等について適用し、連結 製作をする新法第六十八条の三十一第二項に規定 にある連結子法人が施行日前と取得又は製 にある連結子法人が施行日以後に取得又は製 関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製 でした旧法第六十八条の三十一第二項に規定 でをした旧法第六十八条の三十一第二項に規定 である連結子法人が施行日以後に取得又は製 をした旧法第六十八条の三十一第二項の規定は、連結 対応でいては、なお従前の 例による。

は、なおその効力を有する。 
の規定に基づく旧令第三十九条の六十一の規定 
条の三十二(第一項第二号に係る部分に限る。) 
おその効力を有するものとされる旧法第六十八 
おその効力を有するものとされる旧法第六十八 
おその効力を有するものとされる旧法第六十八 
おその効力を有する。

7 規定に基づく旧令第三十九条の六十三の規定 八条の三十四(第一項に係る部分に限る。)の なおその効力を有するものとされる旧法第六十 の一部を改正する政令 第十一項」とあるのは「租税特別措置法施行令 う。) 第四十七条第一項」と、「第二十九条の四 置法(第九項において「旧効力措置法」とい る同法第七条の規定による改正前の租税特別措 の規定によりなおその効力を有するものとされ 成十六年法律第十四号)附則第四十条第十二項 るのは「所得税法等の一部を改正する法律(平 て、同条第七項中「法第四十七条第一項」とあ 改正法附則第四十九条第十二項の規定により なおその効力を有する。この場合におい (平成十六年政令第百五

号)附則第二十二条第十項の規定によりなおそのは「旧効力措置法施行令」という。)第二十九条の四第十一項」とあるのは「旧効力措置法施行令」という。)第二十九条の四第十一項」とあるのは「旧効力措置法施行令」という。)第二十九条の四第十一項」とあるのは「旧効力措置法施行令」という。)第二十九条の四第十三項」とあるのは「旧効力措置法施行令」という。)第二十九条の四第十一項」とあるのは「旧効力措置法施行令」という。)第二十九条の四第十一項」とする。

 改正法附則第四十九条第十四項の規定により 改正法附則第四十九条第十四項の規定により 改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五 改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五 改正前の租税特別措置法第二十二条の 有」と、「第二十九条の五第十一項」とあるのは「所得税法等の一部 改正前の租税特別措置法第四十七条の規定による 改正前の租税特別措置法第四十七条の二第一 改正前の租税特別措置法第四十七条の三十二条 公正前の租税特別措置法第四十七条の三十二条 公正前の租税特別措置法第四十五条の五第十一項」とあるの は「租税特別措置法施行令の一部を改正する政 は「租税特別措置法施行令の一期を改正する政 は「租税特別措置法施行令の一項」とあるの は「租税特別措置法施行令の一項」とあるの は「租税特別措置法施行令の一項」とあるの は「租税特別措置法施行令の一項」とあるの は「租税特別措置法施行令の一項」とあるの は「租税特別措置法施行令の一項」とあるの は「租税特別措置法施行令の一項」とあるの は「租税特別措置法施行令の一項」とあるの は「租税特別措置法施行令の一項」とあるの は、「第二十二条の五第十一項」とする。

9 条第十六項の規定によりなおその効力を有する る法律(平成十六年法律第十四号)附則第四十 八条の三十六の規定に基づく旧令第三十九条の なおその効力を有するものとされる旧法第六十 よる改正前の租税特別措置法施行令第二十九条 よりなおその効力を有するものとされる同令に 令第百五号)附則第二十二条第十二項の規定に 法施行令の一部を改正する政令(平成十六年政 租税特別措置法第四十八条第一項」と、「第二 ものとされる同法第七条の規定による改正前の 一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正す 場合において、同条第四項中「法第四十八条第 六十五の規定は、なおその効力を有する。この の六第三項」とする。 -九条の六第三項」とあるのは「租税特別措置 改正法附則第四十九条第十六項の規定により 2

の課税の特例に関する経過措置)(連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子

第三十五条 新令第三十九条の百十三第十五項の第三十五条 新令第三十九条の百十三第十五項の第三十五条 新令第三十九条の百十三第十五項の第三十五条 新令第三十九条の百十三第十五項の

**停三上でを** 新守第三上し条り百十五第二頁第三得の金額の計算に関する経過措置) (連結法人に係る特定外国子会社等の未処分所

第三十六条 新令第三十九条の百十五第二項第三十六条 新令第三十九条の百十五第二項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度の新法第六十の施行日以後に終了する事業年度の新法第六十五第二項に規定する特定外国子会社等の施行日に規定する未処分所得の金額前に終了した事業年度の旧法第六十八条の百十五第二項に規定する未処分所得の金額がに裁定する未処分所得の金額の施行日以後に終了する事業年度の新法第六十八条の百十五第二項第三第三十六条

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置) 第三十七条 新令第四十条の三第一項第一号の二から第三号までの規定は、相続又は遺む。以下この条において同じ。)により取得した財産の施行日以後の贈与(贈与をとた者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。)について適用し、相続又は遺贈(贈与をおいて同じ。)について適用し、相続又は遺贈(贈与を治いて同じ。)について適用し、相続又は遺贈(贈与を治いては、なお従前の例による。

(航空機燃料税の特例に関する経過措置) には、同号の規定は、なおその効力を有する。には、同号の規定は、なおその効力を有する。旧令第四十条の三第一項第二号へに掲げるものに対し施行日から二年以内の期に該当するものに対し施行日から二年以内の期に該当するものに対し施行日の前日において旧令第四十条の三第一項第二号へに掲げるものに対した財産を民法(明相続又は遺贈により取得した財産を民法(明相続又は遺贈により取得した財産を民法(明

第三十八条 改正法附則第五十七条第二項及び第二号中「数量」とあるのは、「税率の異なが第二号中「数量」とあるのは、「税率の異なび第二号中「数量」とあるのは、「税率の異なび第二号中「数量」とあるのは、「税率の異なの適用がある場合における航空機燃

数量」とする。

数量」とする。

数量」とする。

数量」とする。

数量」とする。

数量」とする。

数量」とする。

の一部改正に伴う経過措置)

税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年十四項の規定は、平成十五年一月一日以後に租置法施行令の一部を改正する政令附則第十条第第四十条 前条の規定による改正後の租税特別措

死亡による相続又は遺贈に係る相続税について る農地等の贈与者が死亡した場合における当該 について適用し、同日前に当該旧法の規定によ む。以下この条において同じ。)に係る相続税 をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含 合における当該死亡による相続又は遺贈(贈与 旧法の規定による農地等の贈与者が死亡する場 法律第十六号)附則第十九条第二項に規定する なお従前の例による。

の一部改正に伴う経過措置) (租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

第四十二条 居住者が、租税特別措置法及び阪 神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律 ついては、なお従前の例による。 年に係る同項の住宅借入金等特別税額控除額に 場合における特例適用年が平成十五年以前の各 等の金額及び他の住宅借入金等の金額を有する 額控除額について適用し、特例適用住宅借入金 が平成十六年である同項の住宅借入金等特別税 同法附則第十八条第二項に規定する特例適用年 の適用については、その適用を受けようとするの一部を改正する政令附則第十条第四項の規定 条の規定による改正後の租税特別措置法施行令 等」という。)の金額を有する場合における前 入金等(以下この条において「他の住宅借入金額」という。)及び同項に規定する他の住宅借この条において「特例適用住宅借入金等の金 に規定する特例適用住宅借入金等の金額(以下 の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律 (以下この条において「特例適用年」という。) (平成十一年法律第九号) 附則第十八条第三項

第四十四条 前条の規定による改正後の租税特別 る政令附則第十四条の三第一項に規定する特例 改正前の租税特別措置法施行令の一部を改正す について適用し、施行日前に前条の規定による 定する特例上場株式等の保管の委託をする場合 条の三の規定は、施行日以後に同条第一項に規 措置法施行令の一部を改正する政令附則第十四 の一部改正に伴う経過措置) 場株式等の保管の委託をした場合について なお従前の例による。

### 八一号) (平成一六年五月二六日政令第一

この政令は、機構の成立の時から施行する。 (平成一六年六月二日政令第一八

> 災機能の確保等を図るための建築基準法等の一 号)附則第一条第二号に定める日から施行す 部を改正する法律(平成十六年法律第六十七 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防

#### 附 号) 則 抄 (平成一六年七月二日政令第二]

(施行期日)

第一条 この政令は、青年等の就農促進のための 資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改 から施行する。 正する法律の施行の日(平成十六年八月一日)

#### 四五号) 則 (平成一六年七月二三日政令第1

(平成十六年八月一日) から施行する。 この政令は、預金保険法の一部を改正する法 (平成十六年法律第百二十九号) の施行の日

律

### 三一八号) 附 則 (平成一六年一〇月二〇日政令第 抄

(施行期日)

一月一日)から施行する この政令は、破産法の施行の日(平成十七年

#### 三五四号) 附 則 (平成一六年一一月一二日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、証券取引法等の一部を改正 する法律附則第一条第三号に定める日(平成十 六年十二月一日)から施行する。

### 三九六号) 附 則 (平成一六年一二月一五日政令第 抄

(施行期日)

(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

第一条 この政令は、都市緑地保全法等の一部を 行の日(平成十六年十二月十七日。以下 日」という。)から施行する。 改正する法律(以下「改正法」という。)の施 「施行

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

第四条 改正法附則第二条から第五条まで及び前 による改正前のそれぞれの法律又はこの政令に二条に規定するもののほか、施行日前に改正法 その他の行為とみなす。 る改正後のそれぞれの政令に相当の規定がある よる改正前のそれぞれの政令の規定によってし ものは、これらの規定によってした処分、手続 た処分、手続その他の行為であって、改正法に よる改正後のそれぞれの法律又はこの政令によ

#### 四号) 附 則 (平成一七年二月一八日政令第二

「(土地又は土地の上に存する権利をいう。以分、同条第四項第三号中「土地等」の下に正す。)

# (平成一七年三月九日政令第三七

行の日(平成十七年四月一日)から施行する。この政令は、民法の一部を改正する法律の施 (平成一七年三月三一日政令第

(施行期日)

該各号に定める日から施行する。

の改正規定、第三十九条の七十五の改正規とする改正規定、第三十九条の三十七第四項 を「第五十六条の二第一項」に、「第五十六第七項の改正規定(「第五十六条の三第一項」 の九を削る改正規定、第三十二条の十第一項同条第八項とする部分を除く。)、第三十二条 に附則第十四条の規定 平成十七年七月一日 びに附則第十九条第三項及び第二十九条第 第四十条の三第一項第一号の五の改正規定並 改める部分に限る。)、同条を第三十二条の六 条の三第六項」を「第五十六条の二第六項 項の改正規定、同条第六項の改正規定、同条 同条第三項の改正規定、同条第四項及び第五 改める部分及び「第五十六条の二第四項」を 六条の二第二項」を「第五十六条第二項」に 条第一項」に、「第五十六条の二第六項」を 定(「第五十六条の二第一項」を「第五十六 十六条の二第二項」を「第五十六条第二項」 の改正規定、同条第二項の改正規定(「第五 び第二十六条の二十五第一項の改正規定並び テープ等」を「光ディスク等」に改める部分 第三十九条の七十七第一項の改正規定並びに 定、第三十九条の七十六第一項の改正規定、 に改める部分及び「第五十六条の三第五項第 十二条の十一第一項及び第二項の改正規定 同条を第三十二条の五とする改正規定、第三 に改める部分に限る。)、同条第三項の改正規 に限る。)、第二十六条の二十四の改正規定及 一号」を「第五十六条の二第五項第一号」に 「第五十六条第四項」に改める部分に限る。)、 「第五十六条第六項」に改める部分、「第五十 二十六条の二十一第六項の改正規定(「磁気 第二十五条の九第九項の改正規定(同項を

- 第一条 この政令は、不動産登記法の施 (平成十七年三月七日) から施行する。 行の 日

〇三号)

第二十五条の十の十第四項の改正規定、

- 三 第二条の三第四項の改正規定及び第二十六 条の六の次に一条を加える改正規定 平成十
- 四 第五条の六の改正規定(同条第四項に係る 年法律第三十号)の施行の日 革新支援法の一部を改正する法律(平成十七 十九条の百二十八の改正規定 中小企業経営 定、第三十九条の四十二の改正規定及び第三 改正規定、第三十九条の三十四の二の改正規 部分を除く。)、第三十九条の二十四第一項 二十七条の七の改正規定(同条第四項に係る 部分及び同条第十一項中 から第五項まで」の下に「、法第十条の七第 一項及び第二項」を加える部分を除く。)、第 「第十条の六第三項  $\hat{o}$
- 条ただし書に規定する日 際観光の振興に関する法律の一部を改正する観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国 法律 (平成十七年法律第五十四号) 附則第一 び第十七条の規定 通訳案内業法及び外国人

五 第五条の六第四項の改正規定及び第二十七

条の七第四項の改正規定並びに附則第五条及

利をいう。以下この条において同じ。)」を加 第七条の二の改正規定(同条第三項及び第 三項若しくは第五十一条の二第一項」に改め は第三項」を「、第十四条第一項若しくは第 項第四号中「若しくは第十四条第一項若しく 二項に係る部分、同条第十九項第一号中「 規定(同条第一項第三号に係る部分、同条第 に改める部分を除く。)、第二十条の二の改正 る耐火建築物をいう。第六項において同じ。) に「(建築基準法第二条第九号の二に規定す える部分、同条第六項中「耐火建築物」の下 等」の下に「(土地又は土地の上に存する権 四項を削る部分、同条第五項第三号中「土地 改正規定(同条第二項及び第三項を削る部 分及び同条第六項中「第三条第二項」の下に る部分、同条第十一項の次に一項を加える部 は第五十一条の二第一項」に改める部分、同 を「、第十四条第一項若しくは第三項若しく 」を加える部分並びに同条第十項を次のよう 二十五条の四の改正規定、第二十九条の五 る場合を含む。)」を加える部分を除く。)、第 「若しくは第十四条第一項若しくは第三項」 (昭和二十九年法律第百十九号)」を削り、 (同法第八十六条の九第一項において準用す

法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の十条及び第三十八条(別表第一租税特別措置 をいう。第五項において同じ。)」を加える部準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物 の都市再生特別措置法等の一部を改正する法能力を活用した市街地の整備を推進するため 改める部分に限る。) の規定 民間事業者の 項第一号中「第二十条の二第十項」を「第二 及び第十七項」に改める部分を除く。)並び定(「第十一項及び第十六項」を「第十一項分を除く。)及び第五十五条第一項の改正規 第一項」を「第八十三条第一項」に改める部 む。)の改正規定(同条中「第八十三条の二 の改正規定、第四十三条の二(見出しを含 おいて同じ。)」を加える部分を除く。)、第三 権利をいう。以下この号及び第五項第二号に 地等」の下に「(土地又は土地の上に存する加える部分及び同項第二号中「の区域内の土 火建築物をいう。第五項において同じ。)」を る部分、同条第五項中「耐火建築物」の下に 十四の改正規定(同条第二項及び第三項を削 定、同条第十項の改正規定、第三十九条の六を除く。)、第三十九条の七第九項の改正規 分並びに同条第九項を次のように改める部分 条第五項中「耐火建築物」の下に「(建築基 ただし書に規定する日 二十項」を「第三十八条の四第二十一項」に 十条の二第十一項」に、「第三十八条の四第 十九条の百六第二項の改正規定、同条第三項 下この条において同じ。)」を加える部分、同 に附則第九条第八項、第二十条第三項、第三 「(建築基準法第二条第九号の二に規定する耐 (平成十七年法律第三十四号) 附則第一条

総合化及び効率化の促進に関する法律(平成並びに第二十八条第七項の規定 流通業務の及び第十一項、第十八条第十項及び第十一項六第二項の改正規定並びに附則第六条第十項 及び第三十九条の百二十五の次に二条を加え る部分に限る。) 有限責任事業組合契約に関 る改正規定(第三十九条の百二十五の三に係 び第三十九条の三十二に係る部分に限る。) る改正規定(第三十九条の三十一第十一項及 定、第三十九条の三十の二の次に二条を加え 十七年法律第八十五号)の施行の日 する法律(平成十七年法律第四十号)の施行 第八条第二項の改正規定及び第二十九条の 第十八条の二の次に一条を加える改正規

九 附則第九条第一項の規定 日本道路公団等民 営化関係法施行法 第二十条の二第一項第三号の改正規定及び (平成十六年法律第百二

第一項第二十一号」を「第六十五条の四第一同条第三十項の改正規定(「第六十五条の四 用した市街地の整備を推進するための都市再 項及び第二項の規定 民間事業者の能力を活 条第四項から第六項まで並びに第二十条第一 条の九十九第六項の改正規定並びに附則第九 項の次に一項を加える改正規定及び第三十九 項第二十号」に改める部分及び同項を同条第 第二項」を「第二十八条第二項」に改める部 八項とする部分を除く。)、同条第二十八項の二十号」に改める部分及び同項を同条第二十 規定、第二十二条の八第七項の改正規定(同 改める部分を除く。)、第二十二条の五の改正 生特別措置法等の一部を改正する法律(平成 二十九項とする部分を除く。)、同条第二十九 定(同項を同条第七項とする部分を除く。)、 分を除く。)、第三十九条の五第八項の改正規 正規定(同条第十六項第二号中「第二十一条 次に一項を加える改正規定、第三十九条の改 項第二十一号」を「第三十四条の二第二項第 二十九項の改正規定(「第三十四条の二第二 項を同条第六項とする部分を除く。)、同条第 二十一条第二項」を「第二十八条第二項」に 二条の改正規定(同条第十九項第二号中「第 十一項の次に一項を加える改正規定、第二十 の二第一項」に改める部分に限る。)、同条第 条第一項若しくは第三項若しくは第五十一条 十四条第一項若しくは第三項」を「、第十四 る。)、同項第四号の改正規定(「若しくは第 は第五十一条の二第一項」に改める部分に限 を「、第十四条第一項若しくは第三項若しく (「(昭和二十九年法律第百十九号)」を削り、 「若しくは第十四条第一項若しくは第三項」 第二十条の二第十九項第一号の改正規定 七年法律第三十四号)の施行の日

施行の日 条第二項」の下に「(同法第八十六条の九第 正する法律(平成十六年法律第六十七号)の 確保等を図るための建築基準法等の一部を改 定 建築物の安全性及び市街地の防災機能の る部分に限る。) 及び附則第九条第三項の規 項において準用する場合を含む。)」を加え 第二十条の二第六項の改正規定(「第三

十二 第二十二条第十九項第二号の改正規定及 する法律(平成十七年法律第三十七号)の施害防止対策の推進に関する法律の一部を改正 防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災 び第三十九条第十六項第二号の改正規定 水

十三 第二十二条の九第二項の改正規定、第三 十三号)の施行の日 の一部を改正する法律(平成十七年法律第五 の四の改正規定 農業経営基盤強化促進法等 十九条の六第三項の改正規定及び第四十二条

の 日 -四 第三十三条の三の改正規定及び第三十九 る法律(平成十七年法律第四十八号)の施行 理等のための積立金の積立て及び管理に関す 規定 原子力発電における使用済燃料の再処 五項から第七項まで及び第二十九条第四項の 条の八十一の改正規定並びに附則第十九条第

第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下 得税について適用し、平成十六年分以前の所得 があるものを除くほか、平成十七年分以後の所 税については、なお従前の例による。 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め (所得税の特例に関する経過措置の原則) (振替国債の利子の課税の特例に関する経過措

第三条 新令第三条第三項、第四項及び第十七項 う。) 第三条第一項に規定する振替記載等を受 条第三項に規定する利付振替国債につき同項に 施行の日(以下「施行日」という。)以後に同 るものに限る。)については、 けた同項に規定する振替国債(利子が支払われ の租税特別措置法施行令(以下「旧令」とい 規定する振替記載等を受ける場合について適用 の規定は、非居住者又は外国法人がこの政令の し、非居住者又は外国法人が施行日前に改正前 なお従前の例に

第四条 個人が施行日前に支出した旧令第五条の の特別控除に関する経過措置) (試験研究費の額が増加した場合等の所得税額

3

2 新令第五条の三第十四項第二号の規定は、個 三第十二項第四号及び第五号に規定する負担金 用し、個人が施行日前に交付を受けた旧令第五 助成金に係る同号に掲げる試験研究について適 については、なお従前の例による。 人が施行日以後に交付を受ける同号に規定する

同号に掲げる試験研究については、 なお従前

第五条 新令第五条の六第四項の規定は、個人が 作又は賃借をした改正法第五条の規定による改ついて適用し、個人が同日前に取得若しくは製 の租税特別措置法(以下「新法」という。)第五条の規定による改正後 却又は所得税額の特別控除に関する経過措置) 第十条の四第一項に規定する事業基盤強化設備 正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。) は製作又は賃借をする所得税法等の一部を改正 附則第一条第五号に定める日以後に取得若しく については、なお従前の例による。 する法律(平成十七年法律第二十一号。以下 (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償 十条の四第一項に規定する事業基盤強化設備に

(個人の減価償却に関する経過措置)

第六条 新令第五条の十一第二項の規定は、 例による。 る地震防災対策用資産については、なお従前 対策用資産について適用し、個人が施行日前にる新法第十一条の二第一項に規定する地震防災 建設をいう。以下この条において同じ。)をす が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは 取得等をした旧法第十一条の二第一項に規定す

2 域)」とする。 間にあつては、第一号又は第二号に掲げる区 係る新令第五条の十一第二項の規定の適用につ 条の二第一項に規定する地震防災対策用資産に 別措置法(平成十六年法律第二十七号)の施行 六年法律第二十七号)の施行の日の前日までの 震防災対策の推進に関する特別措置法 ら日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地 の日の前日までの間に取得等をする新法第十一 溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特 は、「次に掲げる区域(平成十七年四月一日 いては、同項中「次に掲げる区域」とある 個人が施行日から日本海溝・千島海溝周辺 (平成十

従前の例による。 得等をした旧法第十二条第一項の表の第二号の 価償却資産について適用し、個人が同日前に取 十二条第一項の表の第二号の第三欄に掲げる減 規定による指定の日以後に取得等をする新法第 に限る。)及び第四項の規定は、個人が同項の新令第六条の五第一項(第二号ロに係る部分 第三欄に掲げる減価償却資産については、

4 六条の六第二項に規定する救急医療用の機械及 個人が施行目前に取得又は製作をした旧令第

条の三第十四項第二号に規定する助成金に係る

び装置並びに器具及び備品については、 なお従

- 前の中小企業経営革新支援法」とする。 る法律(平成十七年法律第三十号)による改正 第一号中「中小企業経営革新支援法」とあるの 規定の適用については、同条第一項及び第二項 法律第三十号)の施行の日以後における同条の革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年 力を有する。この場合において、中小企業経営 二(第一項第一号に係る部分に限る。)の規定 その効力を有するものとされる旧法第十三条の に基づく旧令第六条の九の規定は、なおその効 改正法附則第十八条第七項の規定によりなお 「中小企業経営革新支援法の一部を改正す 置) る。
- 力を有する に基づく旧令第六条の十の規定は、なおその効 三(第一項第二号に係る部分に限る。)の規定 その効力を有するものとされる旧法第十三条の 改正法附則第十八条第九項の規定によりなお 2
- 定に基づく旧令第七条の二の規定は、なおその の二(第二項第二号に係る部分に限る。)の規 おその効力を有するものとされる旧法第十四条 令第七条の規定は、なおその効力を有する。 おその効力を有するものとされる旧法第十四条 (第一項に係る部分に限る。) の規定に基づく旧 改正法附則第十八条第十二項の規定によりな 改正法附則第十八条第十一項の規定によりな 3
- 用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧は新築をする同項に規定する構築物について適 限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得又 令第七条の二第十項に規定する構築物について 新令第七条の二第十項(第一号に係る部分に なお従前の例による。 4

効力を有する。

- ついて適用する 新法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等に 条第七号に定める日以後に取得又は建設をする 新令第八条第二項の規定は、個人が附則第一
- 効力を有する。 の規定に基づく旧令第八条の規定は、なおその おその効力を有するものとされる旧法第十五条 改正法附則第十八条第十六項の規定によりな

(個人の準備金に関する経過措置)

第七条 改正法附則第十九条の規定によりなおそ の効力を有するものとされる旧法第二十条の五 おその効力を有する の規定に基づく旧令第十二条の三の規定は、 な 6 三十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡に 附則第一条第十号に定める日以後に行う新法第 ついて適用し、

個人が同日前に行った旧法第三

の特例に関する経過措置 (特定の基金に対する負担金等の必要経費算入

- 第八条 個人が施行日前に支出した旧令第十八条 規定する負担金については、なお従前の例によ る基金に充てるための旧法第二十八条第一項に の三第三項第六号及び第九号に掲げる業務に係
- (個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措
- 第九条 よる。 適用し、個人が同日前に行った旧法第三十一条 住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について 行う新法第三十一条の二第一項に規定する優良 渡に該当する譲渡については、なお従前の例に の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲 は、個人が附則第一条第九号に定める日以後に 新令第二十条の二第一項第三号の規定
- 二項第三号に掲げる法人に対する旧法第三十一 条の二第一項に規定する優良住宅地等のための 譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例 による。 個人が施行日前に行った旧令第二十条の二第
- 三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等の 則第一条第十一号に定める日以後に行う新法第 る譲渡については、なお従前の例による。 ための譲渡に該当する譲渡について適用し、 に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当す 人が同日前に行った旧法第三十一条の二第一項 新令第二十条の二第七項の規定は、個人が附 個

十一日までの間の特定口座への上場株式等の

保

- は、なお従前の例による。 宅地等のための譲渡に該当する譲渡について 法第三十一条の二第三項に規定する確定優良住 する確定優良住宅地等のための譲渡に該当する 日以後に行う新法第三十一条の二第三項に規定 号の規定は、個人が附則第一条第十号に定める 譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧 新令第二十条の二第二十一項第一号及び第四
- 5 場合について適用し、個人が同日前に旧法第三 第三十三条第三項に規定する補償金を取得する 個人が附則第一条第十号に定める日以後に新法 については、なお従前の例による。 十三条第三項に規定する補償金を取得した場合 新令第二十二条の八第六項の規定は、個 新令第二十二条第二十一項第二号の規定は、 人が

- いては、なお従前の例による。 十四条の二第一項に規定する土地等の譲渡につ
- 項に規定する買換資産を施行日以後に取得する の六第一項に規定する譲渡資産の譲渡に係る同 平成十七年一月一日以後に行う新法第三十六条 産については、なお従前の例による。 た旧法第三十六条の六第一項に規定する買換資 場合について適用し、個人が施行日前に取得し 新令第二十四条の五第一項の規定は、
- 8 資産の譲渡については、なお従前の例による。 資産の譲渡について適用し、個人が同日前に行 行う新法第三十七条の五第一項に規定する譲渡 った旧法第三十七条の五第一項に規定する譲渡 得計算等の特例に関する経過措置) (特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所 は、個人が附則第一条第六号に定める日以後に 新令第二十五条の四第二項及び第三項の規定

3

- 第十条 新令第二十五条の十の二第十三項、第十 三項第一号の証券業者に貸し付ける場合につい 久的施設を有する非居住者が施行日以後に同項 四項第十三号及び第十九項の規定は、新法第三 に規定する特定口座内保管上場株式等を同条第 十七条の十一の三第一項の居住者又は国内に恒 (平成十七年四月一日から平成二十一年五月三
- 第十一条 平成十七年四月一日から平成二十一年 第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株内に恒久的施設を有する非居住者が有する新法 この条において「特定口座」という。)に係る 五月三十一日までの間は、新法第三十七条の十 取引業者等の営業所に開設されている当該居住 る営業所をいう。以下この条において同じ。) 業所(新令第二十五条の十の二第六項に規定す おいて「金融商品取引業者等」という。)の営 式等(新法第三十七条の十一の三第三項第一号 法第三十七条の十一の三第一項の居住者又は国 掲げるもののほか、当該特定口座を開設する新 等は、新令第二十五条の十の二第十五項各号に 同項第二号ハに規定する政令で定める上場株式 一の三第三項第一号に規定する特定口座(以下 管の委託に関する経過措置) 者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の有 十三年法律第七十五号)に規定する振替口座簿 に規定する金融商品取引業者等(以下この条に に記載又は記録がされているもの及び金融商品 に係る社債、株式等の振替に関する法律(平成

「特例上場株式等」という。)とする。 されているものを除く。以下この条にお 価証券の保管の委託に係る口座に保管の委託

いて

- 2 合には、当該居住者又は国内に恒久的施設を有 久的施設を有する非居住者が同項の特定口座に 長に提出しなければならない。 開設されている金融商品取引業者等の営業所 例上場株式等の種類、銘柄、数その他財務省令 特例上場株式等の保管の委託をしようとする場 十一日までの間に、前項の居住者又は国内に恒 で定める事項を記載した書類を当該特定口座 座に保管の委託をする旨、保管の委託をする特 する非居住者は、特例上場株式等を当該特定口 平成十七年四月一日から平成二十一年五月三
- 日の判定については、次の各号に掲げる場合の 等の取得価額及び当該特例上場株式等の取得 得費の額の計算の基礎となる当該特例上場 算上総収入金額から控除すべき売上原価又は取をした場合における譲渡による所得の金額の計の十一の三第二項に規定する上場株式等の譲渡 該特例上場株式等と同一銘柄の新法第三十七条 区分に応じ当該各号に定めるところによる。 特定口座への特例上場株式等の受入れ後に当 株式
- た金額を基礎として所得税法施行令(昭和四取得の日の確認をした場合 当該確認がされ 取得の日を当該特例上場株式等の取得の日と 場株式等の取得価額とし、当該確認がされた 第五項までの規定に準じて計算した一単位当 十年政令第九十六号)第二編第一章第四節第 当該特例上場株式等の取得に要した金額及び た書類その他の財務省令で定める書類により 第三十七条の四第一項の規定に基づき作成し 商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 融商品取引業者等の営業所の長が、前項の居 たりの取得価額に相当する金額を当該特例上 三款第二目及び第百六十七条の七第三項 から提出を受けた当該特例上場株式等の金融 住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者 入れの際に、当該特定口座を開設している金 当該特例上場株式等の当該特定口座への受 いから
- 住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者 融商品取引業者等の営業所の長が、前項の居 入れの際に、当該特定口座を開設している金 から提出を受けた当該特例上場株式等の株券 又は投資証券の写しその他の財務省令で定め 当該特例上場株式等の当該特定口座への受

得の日における金額をその一単位当たりの価該各号に定める金額に準じて算出した当該取 認がされた取得の日を当該特例上場株式等の当該特例上場株式等の取得価額とし、当該確 取得の日とする。 た一単位当たりの取得価額に相当する金額を 第三項から第五項までの規定に準じて計算し 章第四節第三款第二目及び第百六十七条の七 金額を基礎として所得税法施行令第二編第一 額として計算した金額をいう。)に相当する 十第二項各号に掲げる株式等の区分に応じ当 該特例上場株式等の価額(新令第二十五条の の確認をした場合(前号に掲げる場合を除 る書類により当該特例上場株式等の取得の日 当該確認がされた取得の日における当

算の基礎となる取得価額及び取得の日が同項各 取得の日を基礎として計算されたものとみな 合の区分に応じ当該各号に定める取得価額及び は、当該特例上場株式等の前項各号に掲げる場 は同条第三項に規定する満たない部分の金額若 に規定する源泉徴収選択口座内調整所得金額又 て租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項 あると認める場合を除き、当該特定口座におい ついて当該営業所の長の責めに帰すべき理由が 所の所在地の所轄税務署長がその異なることに 特定口座を開設する金融商品取引業者等の営業 取得価額及び取得の日と異なる場合には、当該 号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める の前項に規定する売上原価又は取得費の額の計 しくは特定費用の金額として計算された金額 特定口座において処理された特例上場株式等

ては、同条の規定は適用しない。 七条の十一の五第一項各号に掲げる金額につい となるときは、当該特定口座に係る新法第三十 なることにより所得税の負担を減少させる結果 前項に規定する異なる場合において、その異 第二項の特例上場株式等の受入れに関する記 2

の保存に関し必要な事項は、財務省令で定め 録並びに当該記録及び当該受入れに関する書類

控除に関する経過措置) (住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別

第十二条 新令第二十六条第二項の規定は、居住 者が施行日前に取得をした旧法第四十一条第一 者が施行日以後に取得をする新法第四十一条第 項に規定する既存住宅について適用し、居住

項に規定する既存住宅については、なお従前の

第十三条 新令第二十六条の十八の二第二項の規 た同項に規定する特定振替国債等については、が施行日前に同項に規定する振替記載等を受け 令第二十六条の十八の二第二項に規定する顧客 る振替記載等を受ける場合について適用し、旧 定は、 なお従前の例による。 に規定する特定振替国債等につき同項に規定す (外国仲介業者による通知に関する経過措置) 同項に規定する顧客が施行日以後に同項

する経過措置) (先物取引の差金等決済をする者の告知等に関

第十四条 新令第二十六条の二十四第二項第三号 先物取引に係る同項に規定する差金等決済につ 第四十一条の十四第一項第三号に規定する金融 の規定は、平成十七年七月一日以後に行う新法 いて適用する。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十五条 新令第三章の規定は、別段の定めがあ 年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人 るものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十 の例による。 連結事業年度分の法人税については、 配関係にある連結子法人の施行日前に開始した 結親法人又は当該連結親法人による連結完全支 施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連 結事業年度分の法人税について適用し、法人の 係にある連結子法人の施行日以後に開始する連 法人又は当該連結親法人による連結完全支配関 以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親 格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日 なお従前

の特別控除に関する経過措置) (試験研究費の額が増加した場合等の法人税額

第十六条 法人が施行日前に支出した旧令第二十 担金については、なお従前の例による。 定する助成金に係る同号に掲げる試験研究につ 七条の四第九項第四号及び第五号に規定する負 いて適用し、法人が施行日前に交付を受けた旧 は、法人が施行日以後に交付を受ける同号に規 新令第二十七条の四第十一項第二号の規定

|第十七条 新令第二十七条の七第四項の規定は、 却又は法人税額の特別控除に関する経過措置) 法人が附則第一条第五号に定める日以後に取得 (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償

成金に係る同号に掲げる試験研究については、令第二十七条の四第十一項第二号に規定する助

なお従前の例による。

若しくは製作又は賃借をする新法第四十二条の る事業基盤強化設備については、なお従前の例 賃借をした旧法第四十二条の七第一項に規定す 七第一項に規定する事業基盤強化設備について 法人が同日前に取得若しくは製作又は

第十八条 新令第二十八条の四第二項の規定は、 災対策用資産について適用し、法人が施行日前 法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若し 例による。 る地震防災対策用資産については、なお従前の をする新法第四十四条第一項に規定する地震防 くは建設をいう。以下この条において同じ。) に取得等をした旧法第四十四条第一項に規定す (法人の減価償却に関する経過措置)

2 年四月一日から日本海溝・千島海溝周辺海溝型 規定の適用については、同項中「次に掲げる区 別措置法の施行の日の前日までの間に取得等を 溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特 置法の施行の日の前日までの間にあつては、第 地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措 域」とあるのは、「次に掲げる区域(平成十七 対策用資産に係る新令第二十八条の四第二項の する新法第四十四条第一項に規定する地震防災 一号又は第二号に掲げる区域)」とする。 法人が施行日から日本海溝・千島海溝周辺海

3 日前に取得等をした旧法第四十五条第一項の表 新法第四十五条第一項の表の第二号の第三欄に同項の規定による指定の日以後に取得等をする る部分に限る。)及び第四項の規定は、法人が ては、なお従前の例による。 の第二号の第三欄に掲げる減価償却資産につい 掲げる減価償却資産について適用し、法人が同 新令第二十八条の十三第一項(第二号ロに係

4 二十八条の十四第二項に規定する救急医療用の なお従前の例による。 機械及び装置並びに器具及び備品については、 法人が施行日前に取得又は製作をした旧令第

5 第四十六条第一項に規定する適用事業年度が中 効力を有する。この場合において、法人の旧法 定に基づく旧令第二十九条の規定は、なおその 六条(第一項第一号に係る部分に限る。)の規 なおその効力を有するものとされる旧法第四十 (平成十七年法律第三十号) の施行の日以後に 小企業経営革新支援法の一部を改正する法律 終了する場合における旧令第二十九条の規定の 改正法附則第三十三条第十五項の規定により

中小企業経営革新支援法」とする。 律(平成十七年法律第三十号)による改正前 中「中小企業経営革新支援法」とあるのは、 「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法 適用については、同条第一項及び第二項第一号 法人の新法第四十六条第一項に規定する適用

券」という。)」とあるのは、「有価証券」とす

定する有価証券(以下この章において「有価証 同項第一号中「法人税法第二条第二十一号に規 令第二十九条第一項の規定の適用については、 る日の前日までの間に終了する場合における新 事業年度が施行日から附則第一条第四号に定め

7 六十三第六項」とする。 る改正前の租税特別措置法施行令第三十九条 りなおその効力を有するものとされる同令によ 令第百三号) 附則第二十八条第五項の規定によ 法施行令の一部を改正する政令(平成十七年政条の六十三第六項」とあるのは「租税特別措置 法第六十八条の三十四第一項」と、「第三十 年法律第二十一号)附則第四十七条第十八項 なおその効力を有するものとされる旧法第四十 同法第五条の規定による改正前の租税特別措置 規定によりなおその効力を有するものとされる 力を有する。この場合において、同条第七項 七条(第一項に係る部分に限る。)の規定に基 づく旧令第二十九条の四の規定は、なおその 法第六十八条の三十四第一項」とあるの 所得税法等の一部を改正する法律(平成十七 改正法附則第三十三条第十八項の規定により 九 单 効

る同令による改正前の租税特別措置法施行令第 第十九項の規定によりなおその効力を有するも とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律 条第十二項中「法第六十八条の三十五第一項」 なおその効力を有する。この場合において、同 の規定に基づく旧令第二十九条の五の規定は、 七条の二 (第三項第二号に係る部分に限る。) なおその効力を有するものとされる旧法第四十 三十九条の六十四第七項」とする。 の規定によりなおその効力を有するものとされ 成十七年政令第百三号)附則第二十八条第六項 税特別措置法施行令の一部を改正する政令 税特別措置法第六十八条の三十五第一項」と、 のとされる同法第五条の規定による改正前の 「第三十九条の六十四第七項」とあるのは (平成十七年法律第二十一号) 附則第四十七条 改正法附則第三十三条第十九項の規定により 伞 租 租

得又は新築をする同項に規定する構築物につい分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取 た旧令第二十九条の五第九項に規定する構築物 て適用し、法人が施行日前に取得又は新築をし ついては、なお従前の例による。 新令第二十九条の五第九項(第一号に係る部

用建物等について適用する。 設をする新法第四十八条第一項に規定する倉庫 附則第一条第七号に定める日以後に取得又は建 新令第二十九条の六第二項の規定は、法人が

十八条の規定に基づく旧令第二十九条の六の規りなおその効力を有するものとされる旧法第四 施行令第三十九条の六十五第三項」とする。 のとされる同令による改正前の租税特別措置法 条第七項の規定によりなおその効力を有するも 政令(平成十七年政令第百三号)附則第二十八 項」と、「第三十九条の六十五第三項」とある 前の租税特別措置法第六十八条の三十六第一 するものとされる同法第五条の規定による改正 七条第二十三項の規定によりなおその効力を有 法律(平成十七年法律第二十一号)附則第四十 項」とあるのは「所得税法等の一部を改正するて、同条第四項中「法第六十八条の三十六第一 (法人の準備金に関する経過措置) 改正法附則第三十三条第二十三項の規定によ は、なおその効力を有する。この場合におい 「租税特別措置法施行令の一部を改正する 項 連

十七第一

項

第十九条 新令第三十二条の二の規定は、法人が 又は債権について適用する。 る被現物出資法人に移転する新法第五十五条第 施行日以後に適格現物出資により外国法人であ 項に規定する特定法人の株式(出資を含む。)

の適用については、同項中「第三十二条の二第場合における旧令第三十二条の九第二項の規定書による申告をやめる旨の届出書の提出をした 備金(連結事業年度において積み立てた旧法第一旧法第五十六条第一項の特定都市鉄道整備準 項」とあるのは 条の二第十三項」と、「第三十二条の二第十五 下この項において「旧令」という。)第三十二 号)による改正前の租税特別措置法施行令(以 十三項」とあるのは「租税特別措置法施行令の 告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告 日から平成十七年九月三十日までの間に青色申 備金を含む。)を積み立てている法人が、施行 六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準 一部を改正する政令(平成十七年政令第百三 「旧令第三十二条の二第十五 第 兀 4 法 八条の とする。 |法 第 六 十||所得税法等の一部を改正する法律

項

|第四十八条第三項の規定によりな (平成十七年法律第二十一号) 附則

Ŧi.

3 は、なおその効力を有する。この場合におい条の規定に基づく旧令第三十二条の九の規定 おその効力を有するものとされる旧法第五十六 は、同表の下欄に掲げる字句とする。 て、 改正法附則第三十四条第二項の規定によりな 同条第二項中次の表の上欄に掲げる字句

二第十 二条 結 Ξ 十租税特別措置法施行令の一部を改正する 事 の |の項において「旧令」という。) 第三十 |改正前の租税特別措置法施行令(以下に 政令(平成十七年政令第百三号)による 所得税法等の一部を改正する法律 一条の二第十三項 (令和

七の + 法 業年度 第 兀 八 第 条 |第二項の規定によりなおその効力を有す |改正前の租税特別措置法第六十八条の四 |るものとされる同法第五条の規定による |所得税法等の一部を改正する法律 十七年法律第二十一号)附則第四十八条 改正前の租税特別措置法第二条第二項第 -九号に規定する連結事業年度 |年法律第八号) 第十六条の規定による ( 平<u>成</u>

二第 ||十 六 条|十七年法律第二十一号)附則第三十四条 五項 二条 第一号 第三士 法 第 項第二項の規定によりなおその効力を有す 五|所得税法等の一部を改正する法律 0) るものとされる同法第五条の規定による おいて「旧効力措置法」という。) 改正前の租税特別措置法 旧令第三十二条の二第十五 (以下この項に 項 平成 第五

八

条

0)

第一項

第一項 中欄に掲げる字句は、 条の二の規定に基づく旧令第三十三条の二の規 定は、なおその効力を有する。この場合におい おその効力を有するものとされる旧法第五十七 て、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の 六 第 ょ 改正法附則第三十四条第三項の規定によりな ŋ により旧効力措置法第五十六条第一項 十六条第一項第一号 同表の下欄に掲げる字句

八 法 項 第六

条 一第七項 の 五 六十 しく は若しくは所得税法等の一部を改正 定によりなおその効力を有するも 七項 という。) 第六十八条の五十二第 る改正前の租税特別措置法(以下 のとされる同法第五条の規定によ する法律(平成十七年法律第二十 この項において「旧効力措置法」 号) 附則第四十八条第三項の規

条 の二 第正する政令(平成十七年政令第百第 三十 二租税特別措置法施行令の一部を改 法 条の五十 第 一第九項 六十八 第六 しく は若しくは旧効力措置法第六十八条 十旧効力措置法第六十八条の五十 第十三項 置法施行令(以下この項において の五十二第九項 三号)による改正前の租税特別措 「旧令」という。) 第三十二条の1

五第 項

条 十五項 条 項 の 二 より 五十七る法律(平成十七年法律第二十 の二第 三 十 一 第 第号) 附則第三十四条第三項の規定 法により所得税法等の |旧令第三十二条の二第十五項 の項において「旧効力措置法」と 改正前の租税特別措置法(以下) とされる同法第五条の規定による によりなおその効力を有するもの 第五十七条の二第 部を改正す 一項 7

条の 二 第 七おその効力を有するものとされる 十旧効力措置法第六十八条の五十二 次項において「旧効力措置法」と租税特別措置法(以下この項及び 同法第五条の規定による改正前の いう。) 第六十八条の五十二第七項 5

第 第九項

第 若

の額に算入する。 金額を控除した金額。以下第七項までにおいて るべきこととなった金額がある場合には、当該 出をした日における同条第八項に規定する使用 を含む事業年度までの各事業年度の所得の金 事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日次項において同じ。)を含む事業年度から当該 届出書の提出をした場合には、その承認の取 され、又は青色申告書による申告をやめる旨の 受ける法人が青色申告書の提出の承認を取り消 再処理準備金の金額)に相当する金額は、 定により益金の額に算入された、又は算入され 金額(その日までにこの項から第七項までの規 終了の日における使用済核燃料再処理準備金 除して算出した金額(当該金額が当該事業年度 済核燃料再処理準備金の金額のうち、当該金 の計算上、当該事実のあった日又は届出書の提を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額 が青色申告書による申告をやめた事業年度終了 書の提出をした日(その届出書の提出をした日 同じ。)を超える場合には、当該使用済核燃料 の日後である場合には、同日。以下この項及び しの基因となった事実のあった日又はその届出 に当該事業年度の月数を乗じてこれを二十四で 改正法附則第三十四条第五項の規定の適用

上、益金の額に算入する。 度開始の日の前日を含む事業年度終了の日にお 日を含む事業年度が連結事業年度に該当すると 条第八項に規定する二年経過日までの期間内の 含む事業年度開始の日から改正法附則第三十四 る事実のあった日又は届出書の提出をした日を る金額は、当該事業年度の所得の金額の計 きは、当該期間内に最初に開始した連結事業年 ける使用済核燃料再処理準備金の金額に相当す 前項に規定する場合において、同項に規定す

こととなったときは、当該各号に定める金額に という。)を移転した場合を除く。)に該当する 用済燃料(以下この項において「使用済燃料」 を含む事業年度(第二号に掲げる場合にあって 相当する金額は、その該当することとなった日 より改正法附則第三十四条第七項に規定する使 する法人が次の各号に掲げる場合(適格合併に 金額の計算上、 は、合併の日の前日を含む事業年度) 第五項に規定する場合において、 益金の額に算入する 同項に規定 の所得

### 七条の一 「法第五十 「旧効力措置法第五十七条の二第 項

- 又は廃止の日における使用済核燃料再処理準 規定する発電事業を廃止した場合 その解散 年法律第百七十号)第二条第一項第十四号に 解散した場合又は電気事業法(昭和三十九
- 核燃料再処理準備金の金額 移転した場合 その合併直前における使用済 合併により合併法人に使用済燃料の全部を
- 核燃料再処理準備金の金額のうちその取り崩 した場合 その取り崩した日における使用済 て使用済核燃料再処理準備金の金額を取り崩 前二項及び前二号の場合以外の場合におい

する経過措置) (法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関

第二十条 新令第三十九条第十八項第二号の規定 場合については、なお従前の例による。 第六十四条第二項に規定する補償金を取得した する場合について適用し、法人が同日前に旧法 新法第六十四条第二項に規定する補償金を取得 法人が附則第一条第十号に定める日以後に

- 附則第一条第十号に定める日以後に行う新法第新令第三十九条の五第七項の規定は、法人が 等の譲渡に係る法人税については、なお従前の った旧法第六十五条の四第一項に規定する土地 係る法人税について適用し、法人が同日前に行 六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に
- 3 条の七第一項の表の第十四号の上欄に掲げる資 産の譲渡に係る法人税については、なお従前の て適用し、法人が同日前に行った旧法第六十五 の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税につい 行う新法第六十五条の七第一項の表の第十四号 新令第三十九条の七第九項及び第十項の規定 法人が附則第一条第六号に定める日以後に 2

得の金額の計算に関する経過措置) (内国法人に係る特定外国子会社等の未処分所

第二十一条 新令第三十九条の十五第一項及び第二項の規定 関する法律の施行の日の前日までの間における 額をいう」とあるのは「をいう」と、「又は第 規定する組合事業による同項に規定する損失の 第十三号中「又は法第六十七条の十三第一項に 六十七条の十二及び第六十七条の十三」とある の適用については、同条第一項第一号中「、第 は「及び第六十七条の十二」と、同条第二項 施行日から有限責任事業組合契約に

十三第二項の規定」とあるのは「の規定」とす 規定」と、同項第十四号中「又は第六十七条の 六十七条の十三第一項の規定」とあるのは「の

例に関する経過措置) (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特

第二十二条 法人が施行日前に支出した旧令第三 げる業務に係る基金に充てるための旧法第六十 十九条の二十二第二項第六号及び第十一号に掲 は、なお従前の例による。 六条の十一第一項に規定する負担金について

(認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損 金算入の特例に関する経過措置]

第二十三条 新令第三十九条の二十三の規定は、 長官が施行日前に行った同条第五項の認定の取 日以後に行う同条第五項の認定の取消しについ (組合事業に係る損失がある場合の課税の特例 消しについては、なお従前の例による。 の二第三項の認定の申請又は国税庁長官が施行 法人が施行日以後に行う新法第六十六条の十一 に関する経過措置) 六条の十一の二第三項の認定の申請又は国税庁 て適用し、法人が施行日前に行った旧法第六十

第二十四条 改正法附則第四十条第一項に規定す 等による承継とする。 おいて「適格合併等」という。)に係る被合併 適格現物出資又は適格事後設立(以下この項に る政令で定める承継は、適格合併、適格分割、 合における当該組合員たる地位の当該適格合併 約に係る同項に規定する組合員となっていた場 法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法 人が施行日前から同条第一項に規定する組合契

る。

(特定信託に係る国外関連者との取引に係る課 項、法第六十七条の十四第一項」とあるのは、 第四項中「法第六十七条の十三第一項及び第二 十九条の三十一の規定の適用については、同条 律の施行の日の前日までの間における新令第三 「法第六十七条の十四第一項」とする。 施行日から有限責任事業組合契約に関する法

第二十五条 新令第三十九条の三十五の五の規定 この条において同じ。)分の法人税について適 ら第三項までに規定する計算期間をいう。以下 に規定する特定信託をいう。以下この条におい 税の特例に関する経過措置) て同じ。) の受託者である法人の施行日以後に は、特定信託(法人税法第二条第二十九号の三 (同法第十五条の三第一項か

に開始した計算期間分の法人税については、な用し、特定信託の受託者である法人の施行日前

産について適用し、連結親法人又は当該連結親

得の金額の計算に関する経過措置)

新令第三十九条の三十五の八第一項及び第二項 関する法律の施行の日の前日までの間における のは「の規定」と、同項第十四号中「又は第六 「又は第六十七条の十三第一項の規定」とある 損失の額をいう」とあるのは「をいう」と、 第二項第十三号中「又は法第六十七条の十三第 「、第六十七条の十二及び第六十七条の十三」 とあるのは「及び第六十七条の十二」と、同条 の規定の適用については、同条第一項第一号中 定」とする。 十七条の十三第二項の規定」とあるのは「の規

第二十七条 新令第三十九条の三十九第十項の規 支出した旧令第三十九条の三十九第十項第三号 結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に 用し、連結親法人又は当該連結親法人による連 結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後 定は、連結親法人又は当該連結親法人による連 に支出する同項第三号に掲げる費用について適 の法人税額の特別控除に関する経過措置) (連結法人の試験研究費の額が増加した場合等

2 新令第三十九条の三十九第十五項(新令第二 関係にある連結子法人が施行日前に交付を受け 親法人又は当該連結親法人による連結完全支配 る同号に掲げる試験研究について適用し、連結 以後に交付を受ける同号に規定する助成金に係 る連結完全支配関係にある連結子法人が施行日 十七条の四第十一項第二号に係る部分に限る。) る助成金に係る同号に掲げる試験研究について た旧令第二十七条の四第十一項第二号に規定す の規定は、連結親法人又は当該連結親法人によ は、なお従前の例による。

(連結法人の減価償却に関する経過措置)

第二十八条 新令第三十九条の四十八第二項の規 結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後 定は、連結親法人又は当該連結親法人による連 以下この条において同じ。)をする新法第六十 に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。 八条の十九第一項に規定する地震防災対策用資

(特定信託に係る特定外国子会社等の未処分所 ては、なお従前の例による 九第一項に規定する地震防災対策用資産についが施行日前に取得等をした旧法第六十八条の十 法人による連結完全支配関係にある連結子法

全支配関係にある連結子法人が施行日から日

連結親法人又は当該連結親法人による連結完

海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災

第二十六条 施行日から有限責任事業組合契約に 項に規定する組合事業による同項に規定する 2

に掲げる費用については、なお従前の例によ

は第二号に掲げる区域)」とする。 地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行 第二項各号に掲げる区域(平成十七年四月一日 新令第三十九条の四十八第二項の規定の適用に 日までの間に取得等をする新法第六十八条の十対策の推進に関する特別措置法の施行の日の前 の日の前日までの間にあつては、同項第一号又 から日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る に掲げる区域」とあるのは、「第二十八条の四 ついては、同項中「第二十八条の四第二項各号 九第一項に規定する地震防災対策用資産に係る 連結親法人又は当該連結親法人による連結完

3 前の中小企業経営革新支援法」とする。 る法律(平成十七年法律第三十号)による改正 企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平 条の三十第一項に規定する適用事業年度が中小 八条の三十 (第一項第一号に係る部分に限る。) なおその効力を有するものとされる旧法第六十 具及び備品については、なお従前の例による。 又は製作をした旧令第三十九条の五十八第二項 全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得 は、「中小企業経営革新支援法の一部を改正 定の適用については、同条第一項及び第二項第 成十七年法律第三十号)の施行の日以後に終了 完全支配関係にある連結子法人の旧法第六十八 の規定に基づく旧令第三十九条の五十九の規定 する場合における旧令第三十九条の五十九の規 て、連結親法人又は当該連結親法人による連結 は、なおその効力を有する。この場合にお に規定する救急医療用の機械及び装置並びに器 一号中「中小企業経営革新支援法」とあるの 改正法附則第四十七条第十五項の規定により

るのは 規定に基づく旧令第三十九条の六十三の規定 八条の三十四(第一項に係る部分に限る。)の なおその効力を有するものとされる旧法第六十 は、なおその効力を有する。この場合にお て、同条第七項中「法第四十七条第一項」とあ 改正法附則第四十七条第十八項の規定により 「所得税法等の一部を改正する法律 伞

の租税特別措置法施行令第二十九条の四第六 の効力を有するものとされる同令による改正前 三号)附則第十八条第七項の規定によりなおそ 令の一部を改正する政令(平成十七年政令第百 の四第六項」とあるのは「租税特別措置法施行 別措置法第四十七条第一項」と、「第二十九条 される同法第五条の規定による改正前の租税特 八項の規定によりなおその効力を有するものと 成十七年法律第二十一号)附則第三十三条第十 第二十九条 新令第三十九条の七十二の規定は、

6 特別措置法施行令(第八項において「旧効力措を有するものとされる同令による改正前の租税 る。)の規定に基づく旧令第三十九条の六十四八条の三十五(第三項第二号に係る部分に限 「旧効力措置法施行令第二十九条の五第十一項」と、「第二十九条の五第十一項」とあるのは するものとされる同法第五条の規定による改正 る法律(平成十七年法律第二十一号)附則第三 各号」と、同条第八項中「法第四十七条の二第 置法施行令」という。)第二十九条の五第二項 附則第十八条第八項の規定によりなおその効力 部を改正する政令 (平成十七年政令第百三号) 各号」とあるのは「租税特別措置法施行令の一 おいて、同条第二項中「第二十九条の五第二項 の規定は、なおその効力を有する。この場合に なおその効力を有するものとされる旧法第六十 十三条第十九項の規定によりなおその効力を有 項」とあるのは「所得税法等の一部を改正す 改正法附則第四十七条第十九項の規定により の租税特別措置法第四十七条の二第一項」 3 2 十五の規定は、なおその効力を有する。

効力措置法施行令第二十九条の六第二項各号」 二十九条の六第一項各号」と、同条第二項中 において「旧効力措置法施行令」という。) 正前の租税特別措置法施行令(次項及び第四項 おその効力を有するものとされる同令による改 百三号)附則第十八条第十一項の規定によりな行令の一部を改正する政令(平成十七年政令第 六第一項各号」とあるのは「租税特別措置法施 の場合において、同条第一項中「第二十九条の の六十五の規定は、なおその効力を有する。こ 十八条の三十六の規定に基づく旧令第三十九条 りなおその効力を有するものとされる旧法第六 「第二十九条の六第二項各号」とあるのは「旧 改正法附則第四十七条第二十三項の規定によ 「旧効力措置法施行令第二十九条の六第二項 「第二十九条の六第二項第一号」とあるの 第 七条の一 ||法第五十|旧効力措置法第五十七条の二第九項 第五十七第九項 第九項

三条第二十三項の規定によりなおその効力を有 (連結法人の準備金に関する経過措置) 措置法施行令第二十九条の六第三項」とする。 前の租税特別措置法第四十八条第一項」と、 するものとされる同法第五条の規定による改正 法律(平成十七年法律第二十一号)附則第三十 項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する 第一号」と、同条第四項中「法第四十八条第一||条の二第 「第二十九条の六第三項」とあるのは「旧効力

条の四十七の規定に基づく旧令第三十九条の七 おその効力を有するものとされる旧法第六十八 定する特定法人の株式(出資を含む。)又は債に移転する新法第六十八条の四十三第一項に規 支配関係にある連結子法人が施行日以後に適格 権について適用する。 現物出資により外国法人である被現物出資法人 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全 改正法附則第四十八条第二項の規定によりな

第八項 法第五十所得税法等の一部を改正する法律 七条の一 条の五十二の規定に基づく旧令第三十九条の八 字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 において、同条第四項中次の表の上欄に掲げる 十の規定は、なおその効力を有する。この場合 おその効力を有するものとされる旧法第六十八 改正法附則第四十八条第三項の規定によりな |成十七年法律第二十一号)附則第三十 四条第三項の規定によりなおその効力 |定による改正前の租税特別措置法 |を有するものとされる同法第五条の規 トこの項において「旧効力措置法」と . う。) 第五十七条の二第八項 () LI 伞

(連結法人に係る特定外国子会社等の未処分所

第五十七法律 八項 ||条の二第||第三十四条第三項の規定によりなお ||若しくは||若しくは所得税法等の一部を改正する |若しくは||若しくは旧効力措置法第五十七条の |五条の規定による改正前の租税特別措 |その効力を有するものとされる同法第 置法」という。)第五十七条の二第八項 (平成十七年法律第二十一号) 附 (以下この項において「旧効力措

九項 4

得金額又は個別欠損金額を計算するときは、改税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所 規定する連結親法人又はその連結子法人の法人 八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金 より益金の額に算入される金額は、法人税法第 正法附則第四十八条第五項又は第七項の規定に 定の適用がある場合において、これらの規定に 額に含まれるものとする。 改正法附則第四十八条第五項及び第七項の規

に関する経過措置) (連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例

第三十条 新令第三十九条の百六第二項及び第三 法第六十八条の七十八第一項の表の第十二号の 支配関係にある連結子法人が同日前に行った旧 項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人に は、なお従前の例による。 上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全 げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、 八条の七十八第一項の表の第十二号の上欄に掲 第一条第六号に定める日以後に行う新法第六十 よる連結完全支配関係にある連結子法人が附則

第三十一条 施行日から有限責任事業組合契約に 「の規定」と、同項第十四号中「又は第六十七第六十三第一項の規定」とあるのは るのは「及び第六十七条の十二」と、同条第二 第六十七条の十二及び第六十七条の十三」とあ 得の金額の計算に関する経過措置) 条の十三第二項の規定」とあるのは「の規定」 の額をいう」とあるのは「をいう」と、「又は に規定する組合事業による同項に規定する損失 項第十三号中「又は法第六十七条の十三第一項 定の適用については、同条第一項第一号中「、 新令第三十九条の百十五第一項及び第二項の規 関する法律の施行の日の前日までの間における とする。

第三十二条 改正法附則第五十三条第一項に規定 項において「適格合併等」という。)に係る被 する政令で定める承継は、適格合併、適格分 課税の特例に関する経過措置) (連結法人の組合事業に係る損失がある場合の 適格現物出資又は適格事後設立(以下この

合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設

とあるのを「耕作(農地法第四十三条第一項 う農地法」と、同号ロ(1)(i)中「耕

規定により耕作に該当するものとみなされる農

法第二条第三項第二号ホ」と、同号イ(1)及 二号ニ」とあるのを「農地所有適格法人の農地 号中「農業生産法人の旧農地法第二条第三項第

びロ(1)中「行う旧農地法」とあるのを「行

十五条第四項に規定する政令で定める農地所有

人」とあるのを「農地所有適格法人」と、第三 適格法人は、第一号及び第二号中「農業生産法 市町村長。以下この項及び第二十四項において

同じ。) が証明したものとし、改正法附則第五

立法人が施行日前から同条第一項に規定する組

合併等による承継とする。 た場合における当該組合員たる地位の当該適格 合契約に係る同項に規定する組合員となってい

2

律の施行の日の前日までの間における新令第三 施行日から有限責任事業組合契約に関する法 第一項」とする。 項」とあるのは、「並びに第六十八条の六十三 項並びに第六十八条の百五の三第一項及び第二 は、同条第二項中「、第六十八条の六十三第一 十九条の百二十五の二の規定の適用について

2 第三十三条 新令第四十条の五第二項の規定は、 効力を生ずる贈与を除く。) に係る贈与税につ に規定する農地等の贈与(贈与者の死亡により 第三項第三号に規定する既存住宅用家屋につい用し、施行日前に取得をした旧法第七十条の三 項第三号に規定する既存住宅用家屋について適 施行日以後に取得をする新法第七十条の三第三 いては、旧令第四十条の六の規定は、なおそ ては、なお従前の例による。 (相続税及び贈与税の特例に関する経過措置) 施行日前に行われた旧法第七十条の四第一項

3 項において同じ。)であることにつき財務省令 三項に規定する農業生産法人をいう。以下この 法(昭和二十七年法律第二百二十九号。以下こ第六十三号)第三条の規定による改正前の農地 効力を有する。 より農業委員会を置かない市町村にあっては、 号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定に 等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八 の項において「旧農地法」という。) 第二条第 の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律 で定めるところにより農業委員会(農業委員会 てに該当する農業生産法人(農業協同組合法等 で定める農業生産法人は、 改正法附則第五十五条第三項に規定する政令 次に掲げる要件の全

証明したものとする。 法人をいう。) であることにつき農業委員会が 当該要件の全てに該当する農地所有適格法人 のを「同条第三項第三号」と、同号ロ(1) 地を含む。)」と、「同条第三項第二号」とある なして適用する同法第二条第一項に規定する農 により農作物の栽培を耕作に該当するものとみ のを「同法」と、「規定する農地」とあるのを 作物の栽培を含む。)」と、「旧農地法」とある に規定する農地等」と読み替えた場合における (農地法第二条第三項に規定する農地所有適格 「規定する農地(同法第四十三条第一項の規定 (ii) 中「農地等」とあるのを「同条第四項

- 件に該当するものとなっていること。 農業生産法人が、次に掲げるいずれかの要
- う。) であること。 の項及び第五項において「認定法人」とい る認定農業者である農業生産法人(以下こ 法律第六十五号)第十三条第一項に規定す 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年
- 条第四項に規定する特定農業法人である農 て「認定特定農業法人」という。) である 業生産法人(以下この項及び第五項におい 項の規定により認定農業者とみなされる同 農業経営基盤強化促進法第二十三条第七
- 表権を有するものに限る。第五項において産法人が認定法人である場合にあっては、代 業務を執行する社員又は取締役(当該農業生 者」という。)が当該農業生産法人の理事、 定する受贈者(以下この条において「受贈 規定の適用を受けようとする同条第三項に規改正法附則第五十五条第三項又は第五項の 「理事等」という。)となっていること。
- 第二条第三項第二号ニに規定する常時従事者一 当該受贈者が当該農業生産法人の旧農地法 おいて「常時従事者である構成員」という。) 合員、社員又は株主の区分に応じそれぞれ次 となっていること。 である組合員、社員又は株主(次に掲げる組 に定める要件を満たすものに限る。第五項に
- 掲げる全ての要件 認定法人の組合員、社員又は株主 次に
- に従事する日数が、 地法第二条第三項第一号に規定する農業 日以上であること。 当該受贈者が当該認定法人の行う旧農 一年間のうち百五十

- (2)間のうち六十日以上であること。 に必要な農作業に従事する日数が、 当該受贈者が当該認定法人の行う農業 年
- 認定特定農業法人の組合員、社員又は株 次に掲げる全ての要件
- ち次に掲げる日数のいずれか多い日数以 する農業に従事する日数が、一年間のう 行う旧農地法第二条第三項第一号に規定 当該受贈者が当該認定特定農業法人の
- 日数が、百五十日を超えているときは 得た日数を同条第三項第二号に規定す う。(ii) において同じ。) を乗じて として農林水産大臣が定める日数をい 間に農業に従事することが必要な日数 牧地(以下(i)において「農地又は 百五十日とし、六十日未満のときは六 る構成員の数で除して得た日数(その 面積一ヘクタール当たりにおいて一年 農業従事日数(農地又は採草放牧地の 採草放牧地」という。)の面積に必要 畜の事業の用に供している旧農地法第 二条第一項に規定する農地又は採草放 当該認定特定農業法人の耕作又は養
- 項及び第五項の規定により使用貸借に きは、百五十日とする。) 必要農業従事日数を乗じて得た日数 よる権利の設定をする農地等の面積に (その日数が百五十日を超えていると 受贈者が改正法附則第五十五条第三

(2)

が、

行う農業に必要な農作業に従事する日数

一年間のうち六十日以上であるこ

当該受贈者が当該認定特定農業法人の

受けようとする受贈者は、同項に規定する旧特 定農業生産法人(第七項において「旧特定農業 項に規定する貸付特例適用農地等(以下この条 項本文の規定の適用を受けているものの全て 貸借による権利の設定の時の直前において当該 生産法人」という。) に対し同条第三項の使用 において「貸付特例適用農地等」という。)に (当該直前において改正法附則第五十五条第五 受贈者が有する農地等で旧法第七十条の四第一 改正法附則第五十五条第三項の規定の適用を

- 5 該当するものを除く。)について、当該設定を しなければならない。
- 二 認定法人に係る農業経営基盤強化促進法第 提出したとき。 なった旨の届出書を納税地の所轄税務署長に 同法第十三条第一項に規定する認定農業者と が新たに同法第十二条第一項の認定を受け、 から二月を経過する日までに、当該認定法人 務省令で定めるところにより、当該満了の日 変更の認定があったときは、その変更後のも 改善計画(同法第十三条第一項の規定による 十二条第一項の認定を受けた同項の農業経営 の)の有効期間が満了した場合において、財
- 三 認定特定農業法人に係る農業経営基盤強化 期間が満了した場合において、財務省令で定て「特定農用地利用規程」という。)の有効 の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した 係る特定農用地利用規程において同条第四項 新たに同条第一項の認定を受け、当該認定に めるところにより、当該満了の日から二月を 第二十四条第一項の規定による変更の認定が 第七項に規定する特定農用地利用規程 促進法第二十三条第一項の認定を受けた同条 経過する日までに、当該認定特定農業法人が に該当するもの。以下この号及び次号におい 十三条第七項に規定する特定農用地利用規程 あったときは、その変更後のもので同法第二 に規定する特定農業法人として定められた旨 (同法
- 兀 程の有効期間が満了した場合において、財務 省令で定めるところにより、当該満了の日 認定特定農業法人に係る特定農用地利用

- る政令で定める場合は、次に掲げる場合とす 改正法附則第五十五条第四項第二号に規定す
- 省令で定めるところにより、やむを得ない事理事等である場合に限る。) において、財務 当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出し こととなった日から一月を経過する日までに いこととなった旨の届出書を当該該当しない 由により常時従事者である構成員に該当しな 五十五条第四項第一号に規定する被設定者の 場合(当該受贈者が引き続いて改正法附則第 事者である構成員に該当しないこととなった 由として税務署長が認める事由により常時従 受贈者が老齢、疾病その他やむを得ない事

- 限内に提出されたものとみなす。 の規定の適用については、当該届出書が当該期出書が当該税務署長に提出されたときは、同項 出されなかった場合においても、同項の税務署 長が当該期限内にその提出がなかったことにつ いてやむを得ない事情があると認める場合にお いて、財務省令で定めるところにより、当該届 前項の届出書が同項に規定する期限までに提 業法人が新たに農業経営基盤強化促進法第十 ら二月を経過する日までに、当該認定特定農 を納税地の所轄税務署長に提出したとき。 項に規定する認定農業者となった旨の届出書 二条第一項の認定を受け、同法第十三条第一
- より、同項に規定する借受代替農地等(以下こ 受けようとする受贈者は、次に掲げるところに 全てにつき使用貸借による権利の設定をしなけ の項において「借受代替農地等」という。)の ればならない。 農業生産法人に対し使用貸借による権利の設用集積計画の定めるところにより一の旧特定 改正法附則第五十五条第五項の規定の適用を 基盤強化促進法第二十条に規定する農用地利 当該借受代替農地等の全てにつき農業経営
- 定をすること。 当該受贈者が旧法第七十条の四第一項の規
- 法附則第五十五条第三項に規定するところに除く。)を有している場合にあっては、改正 設定をすること。 定農業生産法人に対し使用貸借による権利 の条において同じ。)(貸付特例適用農地等を 五条第四項に規定する農地等をいう。以下こ 定の適用を受ける農地等(改正法附則第五十 より使用貸借による権利の設定を受ける旧
- 同意を得ていること。 いて、あらかじめ当該旧特定農業生産法人の き使用貸借による権利の設定を行うことにつ 生産法人に対し当該貸付特例適用農地等につ 号に規定する賃借権等の存続期間が満了する 地等につき改正法附則第五十五条第六項第三 こととなる場合において、当該満了の日から 一月を経過する日までに第一号の旧特定農業 当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農
- 四 当該借受代替農地等の全てに係る使用貸借 する賃借権等(以下この条において「賃借権 受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係 る改正法附則第五十五条第六項第一号に規定 による権利の存続期間の満了の日が、当該借

等」という。)の存続期間の満了の日以後の であること

8 げるところにより、当該農地等につき使用貸借 \*の規定の適用を受けようとするものは、次に掲 している受贈者で改正法附則第五十五条第五項 る農地等(貸付特例適用農地等を除く。)を有 による権利の設定をしなければならない。 定の適用を受ける農地等(貸付特例適用農地当該受贈者が旧法第七十条の四第一項の規 旧法第七十条の四第一項の規定の適用を受け 17 16

第五十五条第三項の規定の適用を受けて、使等を除く。)のすべてについて、改正法附則 農地等に係る設定が、同一の日に行われるこ 用貸借による権利の設定をすること。 前号の使用貸借による権利の設定及び改正 附則第五十五条第五項に規定する借受代替

項第二号に規定する政令で定める場合について 第五項の規定は、改正法附則第五十五条第六

第五項の届出書が同項に規定する期限までに提

第六項の規定は、前項の規定により準用する

一項の規定による納税の猶予に係る期限が到来四第四項又は第五項の規定の適用により同条第 農地等であった農地等の全て(旧法第七十条の る農地等で政令で定めるものは、貸付特例適用 出されなかった場合について準用する。 した農地等を除く。)とする。 改正法附則第五十五条第六項第三号に規定す 19

日までに、当該設定をしたことについての届出等につき当該設定をした日から二月を経過する 借による権利の設定をすべき受贈者は、財務省改正法附則第五十五条第六項第三号の使用貸 書を納税地の所轄税務署長に提出するものとす 令で定めるところにより、前項に規定する農地 20

いて準用する。 七項に規定する農地等で政令で定めるものにつ 第十一項の規定は、改正法附則第五十五条第

長に提出しなければならない。 たことについての届出書を納税地の所轄税務署 日から二月を経過する日までに、当該設定をし 十一項に規定する農地等につき当該設定をした るところにより、前項の規定により準用する第 る権利の設定をする受贈者は、財務省令で定め 改正法附則第五十五条第七項の使用貸借によ 21

15 八項の規定により読み替えて適用する旧法第七 第十一項の規定は、改正法附則第五十五条第

> めるものについて準用する。 十条の四第十一項に規定する農地等で政令で定

所有適格法人をいう。以下この条において同所有適格法人(同条第四項に規定する特定農地 受代替農地等に係る設定を受けている特定農地 規定する政令で定める特定農地所有適格法人 み替えて適用する旧法第七十条の四第十一項に じ。)とする。 は、改正法附則第五十五条第五項に規定する借 改正法附則第五十五条第八項の規定により読

ばならない。 届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなけれ き同条第十項第二号に定める日から二月を経過 使用貸借による権利の設定をする受贈者は、財 務省令で定めるところにより、第十五項の規定 み替えて適用する旧法第七十条の四第十一項の する日までに、当該設定をしたことについての により準用する第十一項に規定する農地等につ 改正法附則第五十五条第八項の規定により読

18 規定により同項の貸付特例適用農地等であった 場合は、改正法附則第五十五条の規定の適用に み替えて適用する旧法第七十条の四第十一項の 用を受ける農地等とみなす。 農地等につき使用貸借による権利の設定をした ついては、当該農地等は同条第三項の規定の適 改正法附則第五十五条第八項の規定により読

地等」という。)の用に供していた農地等につ路用地等(以下この条において「一時的道路用 権利の消滅の直前に、同項に規定する一時的道 格法人とする。 き当該権利の設定を受けていた特定農地所有適 定農地所有適格法人は、同項の使用貸借による 部分及び同項第二号に規定する政令で定める特 改正法附則第五十五条第十項各号列記以外の

るために同項に規定する地上権等の設定に基づ るところにより、一時的道路用地等の用に供す 認を受けようとする受贈者は、財務省令で定め 以内に、納税地の所轄税務署長に提出しなけれ 権等の設定に基づき貸付けを行った日から一月 適用を受けようとする旨の申請書を、当該地上 き貸付けを行った農地等について同項の規定の ばならない。 改正法附則第五十五条第十項の税務署長の承 26

25

において、その提出があった日から一月以内 す。 ときは、当該申請の承認があったものとみな に、当該申請の承認又は却下の処分がなかった 前項の規定による申請書の提出があった場合

22 る期限の二月前において当該一時的道路用地等 行者の当該継続貸付届出書に係る同項に規定す 書には、当該一時的道路用地等に係る事業の施受贈者が提出する同項に規定する継続貸付届出 し、かつ、前項に規定する事業の施行者の書類 提出することができなかった事情の詳細を記載 該継続貸付届出書を同項に規定する期限までに 貸付届出書には、同項に規定する事項のほか当 受贈者が提出する同条第十一項に規定する継続 を記載したものを添付しなければならない。 ている旨を証する書類で財務省令で定める事項 り受けている旨及び当該事業を引き続き施行し 改正法附則第五十五条第十一項の規定により 改正法附則第五十五条第十二項の規定により 用に供されている農地等について引き続き借

24 業の用に供されている旨を証するものその他財 るところにより当該特定農地所有適格法人の農 出書に、農業委員会の証明書で財務省令で定め る旨その他財務省令で定める事項を記載した届 供されている農地等につき、当該農地等に係る 務省令で定める書類を添付し、これを当該地上 を特定農地所有適格法人の農業の用に供してい 滅した場合には、その消滅した旨、当該農地等 の解約が行われたことにより当該地上権等が消 び次項において「地上権等」という。)が消滅 権若しくは使用貸借による権利(以下この項及 第十項の規定の適用に係る同項の地上権、賃借 同項に規定する貸付期限(第二十七項までにお 受けている受贈者は、一時的道路用地等の用に を添付しなければならない。 いて「貸付期限」という。)の到来により同条 した場合又は当該貸付期限の到来前に地上権等 改正法附則第五十五条第十項の規定の適用を

ることとなったときは、受贈者は、引き続き同 る事業の施行の遅延により貸付期限が延長され 条第十項から第十三項までの規定を適用する。 日を貸付期限とみなして、改正法附則第五十五 等が消滅したときは、当該地上権等が消滅した 上権等の解約が行われたことにより当該地上権。 前項の場合において、貸付期限の到来前に地 項の規定の適用を受けようとする旨及び財務省 いる場合において、当該一時的道路用地等に係 受けて農地等を一時的道路用地等の用に供して 轄税務署長に提出しなければならない。 権等の消滅した日から二月以内に、納税地の所 令で定める事項を記載した届出書に、 改正法附則第五十五条第十項の規定の適用を 貸付期限 32

27 こととなったときは、当該延長されることとな ばならない。 以内に、納税地の所轄税務署長に提出しなけ 行者の書類その他財務省令で定める書類を添付 を延長する事情の詳細を記載した当該事業の 以内に、納税地の所轄税務署長に提出しなけれし、これを当該貸付期限の到来する日から一月 前項の場合において、貸付期限が延長される

28 する。 五十五条第十項から第十三項までの規定を適用 った期限を貸付期限とみなして、改正法附則第 受贈者が、旧法第七十条の四第二項第四号に

29 附則第五十五条第十項の規定の適用を受ける一 までを除く。)の規定を適用する。 該当するものとして同条(第六項から第十五項 当該農地等は同号に規定する都市営農農地等に 時的道路用地等の用に供した場合においては、 規定する都市営農農地等に該当する農地等を一 旧法第七十条の四第十五項の規定は、改正法

る一時的道路用地等の用に供されている農地等 正法附則第五十五条第十項の規定の適用を受け 規定する贈与者が死亡した場合における新法第 受ける受贈者に係る旧法第七十条の四第一項に 該当するものとする。 は、新令第四十条の七第六項に規定するものに 七十条の六第一項の規定の適用については、改 改正法附則第五十五条第十項の規定の適用を

は、

適用しない。

時的道路用地等の用に供されている農地等に

係る生産及び出荷の状況並びに収入金額とす 三年以内に開始した各事業年度における農業に 該届出書の提出期限を含む事業年度開始の日 させている所在地の異なる当該農地等ごとの当 号又は第六項第一号に規定する被設定者に使用 なされるものを含む。)に係る同条第四項第一 り同条第三項の規定の適用を受ける農地等とみ 条第三項又は第五項の規定の適用を受ける農地 定する届出書を提出した受贈者が同条第十四 等(同条第七項の規定及び第十八項の規定によ 農業経営に関する事項は、改正法附則第五十五 の規定による読替え後の旧法第七十条の四 十二項の規定により提出する届出書に記載する 改正法附則第五十五条第三項又は第五項に規

当該設定をした後当該設定に係る農地等 した受贈者で同条第十六項第一号に掲げる者が 定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を 改正法附則第五十五条第三項又は第五項の規 (同条

定の適用を受けたい旨並びに平成十七年改正適用を受けたい旨の」とあるのは「同項の規 を含む。)」と、同条第五項中「同項の規定の 有適格法人」という。)の耕作又は養畜の用所有適格法人(第五項において「特定農地所 法附則第五十五条第四項に規定する特定農地 を含む。)である場合には、平成十七年改正

法附則第五十五条第三項又は第五項の規定の

いう。) 第四十条の六第七項の規定並びに第三

正前の租税特別措置法施行令(第三号において

「平成七年旧令」という。)第四十条の六第七

用については、次に定めるところによる。 四十条の二第五項の規定並びに前項の規定の適 同令による改正前の租税特別措置法施行令(第 規定によりなおその効力を有するものとされる 和五十年政令第六十号)附則第十一条第一項の税特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭 う。) 第七十条の四第一項及び第五項並びに租 び第四十項において「昭和五十年旧法」とい 同法による改正前の租税特別措置法(第一号及 規定によりなおその効力を有するものとされる 和五十年法律第十六号)附則第二十条第二項の 係る租税特別措置法の一部を改正する法律(昭人に使用させている場合における当該受贈者に ものを含む。)を引き続き特定農地所有適格法 三項の規定の適用を受ける農地等とみなされる 第七項の規定及び第十八項の規定により同条第 二号において「昭和五十年旧令」という。) 第 中「(以下この条」とあるのは「(所得税法等 昭和五十年旧法第七十条の四第一項第一号 二 昭和五十年旧令第四十条の二第五項中「養

適格法人に該当する事実の明細を記載した\_ 関する事項及び当該被設定者が特定農地所有 六項第一号に規定する被設定者の農業経営に のを含む。)に係る同条第四項第一号又は第 の規定の適用を受ける農地等とみなされるも より平成十七年改正法附則第五十五条第三項 七年改正令附則第三十三条第十八項の規定に 適用を受ける農地等(同条第七項及び平成十

む。)」とする。 農地所有適格法人の耕作又は養畜の事業を含 である場合には、同条第四項に規定する特定 の適用を受けることとなる受贈者を含む。) 成十七年改正法附則第五十五条第三項の規定 号)附則第三十三条第十八項の規定により平 第五十五条第三項の規定の適用を受ける受贈 おいて「平成十七年改正法」という。) 附則 受贈者が所得税法等の一部を改正する法律 畜の事業」とあるのは、「養畜の事業(当該 (平成十七年法律第二十一号。以下この項に 部を改正する政令(平成十七年政令第百三 (同条第七項及び租税特別措置法施行令の

係る租税特別措置法の一部を改正する法律(平人に使用させている場合における当該受贈者に 当該設定をした後当該設定に係る農地等(同条 法施行令(第三号において「平成三年旧令」と政令第八十八号)による改正前の租税特別措置 ものを含む。)を引き続き特定農地所有適格法 三項の規定の適用を受ける農地等とみなされる 第七項の規定及び第十八項の規定により同条第 定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を 措置法施行令の一部を改正する政令(平成三年 項、第二項、第七項及び第十項並びに租税特別 「平成三年旧法」という。)第七十条の四第一(第一号及び第二号並びに第四十項において における同法による改正前の租税特別措置法 定によりなお従前の例によることとされる場合 成三年法律第十六号)附則第十九条第一項の規 した受贈者で同条第十六項第二号に掲げる者が 改正法附則第五十五条第三項又は第五項の規 項に規定する昭和五十年旧法第七十条の四第 五項の規定を含む。)」とする。 二項の規定(次項の規定による読替え後の同 定」とあるのは、「旧法第七十条の四第二十 前項中「旧法第七十条の四第二十二項の規

成十七年改正令附則第三十三条第十八項の規 成十七年改正法附則第五十五条第七項及び平 贈者が同項の規定の適用を受ける受贈者(平

三項の規定の適用を受けることとなる受贈者 定により平成十七年改正法附則第五十五条第 当該権利の消滅を除く。以下この条」と、

「養畜の用」とあるのは「養畜の用(当該受

渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う

るものを含む。) の当該受贈者による当該譲 三項の規定の適用を受ける農地等とみなされ 定により平成十七年改正法附則第五十五条第 令」という。) 附則第三十三条第十八項の規の号及び第五項において「平成十七年改正

33

第三項の規定の適用を受ける同項の使用貸借 成十七年改正法」という。)附則第五十五条

十一号。以下この号及び第五項において「平 の一部を改正する法律(平成十七年法律第二

する政令(平成十七年政令第百三号。以下こ 七項及び租税特別措置法施行令の一部を改正 による権利が設定されている農地等(同条第

十一項の規定の適用については、次に定めると

項又は第五項の届出書の提出期限)」と、「同 の適用を受けることとなつたものである場合 第三十三項第二号の規定によりこの項の規定 条第七項中「提出期限」とあるのは「提出期 項中「当該受贈者の農業の用」とあるのは の耕作又は養畜の用を含む。)」と、同条第二 おいて「特定農地所有適格法人」という。) る特定農地所有適格法人(次項及び第七項に じ。) である場合には、同条第四項に規定す 受贈者を含む。次項及び第七項において同 項の規定により平成十七年改正法附則第五十 及び平成十七年改正令附則第三十三条第十八 項の規定の適用を受ける受贈者(同条第七項 贈者が平成十七年改正法附則第五十五条第三 当該権利の消滅を除く。以下この条」と、 三項の規定の適用を受ける農地等とみなされ 条第三項の規定の適用を受ける同項の使用貸 第三十三条第十八項の規定により平成十七年 地等(同条第七項及び平成十七年改正令附則 条第三項又は第五項の規定の適用を受ける農 項の規定の適用を受けたい旨の」とあるのは には、平成十七年改正法附則第五十五条第三 る受贈者で平成十七年改正令附則第三十三条 限(当該受贈者が平成十七年改正法附則第五 地所有適格法人の農業の用を含む。)」と、同 適用を受ける受贈者である場合には、特定農 五条第三項の規定の適用を受けることとなる 渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う るものを含む。)の当該受贈者による当該譲 定により平成十七年改正法附則第五十五条第 令」という。) 附則第三十三条第十八項の規 正する政令(平成十七年政令第百三号。以下 第七項及び租税特別措置法施行令の一部を改 借による権利が設定されている農地等(同条 十五条第三項又は第五項の規定の適用を受け 十七年改正法附則第五十五条第三項の規定の 「養畜の用」とあるのは「養畜の用(当該受 この号及び第七項において「平成十七年改正 「平成十七年改正法」という。)附則第五十五 「(以下この条」とあるのは「(所得税法等の 第一項の規定の適用を受けたい旨並びに同 当該受贈者の農業の用(当該受贈者が平成 部を改正する法律(平成十七年法律第二十 平成三年旧法第七十条の四第一項第一号中 号。以下この号、次項及び第七項において 34

する事実の明細を記載した」とする。 当該被設定者が特定農地所有適格法人に該当 定する被設定者の農業経営に関する事項及び 係る同条第四項第一号又は第六項第一号に規 受ける農地等とみなされるものを含む。)に 改正法附則第五十五条第三項の規定の適用を

三 平成三年旧令第四十条の六第七項中「同条 第三項の規定の適用を受けた者」とあるの 平成三年旧法第七十条の四第十項の規定

項の規定」とあるのは、「旧法第七十条の四 定する特定農地所有適格法人」とする。 受けることとなる受贈者を含む。)」と、「そ 第三十三条第十八項の規定により平成十七年 改正法附則第五十五条第三項の規定の適用を 正する政令(平成十七年政令第百三号)附則 第七項及び租税特別措置法施行令の一部を改 条第三項の規定の適用を受ける受贈者(同条 七年法律第二十一号。以下この項において 「平成十七年改正法」という。) 附則第五十五 「所得税法等の一部を改正する法律(平成十 推定相続人」とあるのは「同条第四項に規

定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を 令の一部を改正する政令(平成七年政令第百五 第十項及び第十三項並びに租税特別措置法施行 旧法」という。)第七十条の四第一項、第三項、 及び第二号並びに第四十項において「平成七年 る同法による改正前の租税特別措置法(第一号 係る租税特別措置法の一部を改正する法律(平 第七項の規定及び第十八項の規定により同条第 当該設定をした後当該設定に係る農地等(同条 四 第三十一項中「旧法第七十条の四第二十二 おその効力を有するものとされる同令による改 の規定によりなおその効力を有するものとされ 成七年法律第五十五号)附則第三十六条第二項 ものを含む。)を引き続き特定農地所有適格法 三項の規定の適用を受ける農地等とみなされる した受贈者で同条第十六項第三号に掲げる者が 十八号)附則第二十八条第二項の規定によりな 人に使用させている場合における当該受贈者に 改正法附則第五十五条第三項又は第五項の規 読替え後の同項に規定する平成三年旧法第七 第二十二項の規定(第三十三項の規定による 十条の四第七項の規定を含む。)」とする。

の規定並びに第三十一項の規定の適用について 次に定めるところによる

滅に伴う当該権利の消滅を除く。以下このる当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消 都市営農農地等を有する受贈者については、 合には、平成十七年改正法附則第五十五条第 定の適用を受けることとなつたものである場 条第三十四項第二号の規定によりこの項の規 ける受贈者で平成十七年改正令附則第三十三 五十五条第三項又は第五項の規定の適用を受 期限(当該受贈者が平成十七年改正法附則第同条第十項中「提出期限」とあるのは「提出 特定農地所有適格法人の農業の用を含む。)」 規定の適用を受ける受贈者である場合には、 が平成十七年改正法附則第五十五条第三項の るのは「当該受贈者の農業の用(当該受贈者 同条第三項中「当該受贈者の農業の用」とあ という。)の耕作又は養畜の用を含む。)」と、 おいて同じ。)である場合には、同条第四項 則第五十五条第三項の規定の適用を受けるこ 条第十八項の規定により平成十七年改正法附 条第七項及び平成十七年改正令附則第三十三 五条第三項の規定の適用を受ける受贈者(同 条」と、「養畜の用」とあるのは「養畜の用 みなされるものを含む。) の当該受贈者によ 七年改正令」という。)附則第三十三条第十 号。以下この号及び第十項において「平成十部を改正する政令(平成十七年政令第百三 用貸借による権利が設定されている農地等 三項又は第五項の届出書の提出期限)」と、 と、「同項に」とあるのは「第一項に」と、 び第十項において「特定農地所有適格法人. に規定する特定農地所有適格法人(第三項及 ととなる受贈者を含む。第三項及び第十項に 十五条第三項の規定の適用を受ける農地等と 八項の規定により平成十七年改正法附則第五 十五条第三項の規定の適用を受ける同項の使 その適用を受けたい旨及び当該農地等に係る (当該受贈者が平成十七年改正法附則第五十 (同条第七項及び租税特別措置法施行令の一 て「平成十七年改正法」という。)附則第五 (同項の規定の適用を受ける農地等のうちに 「同項の規定の適用を受けたい旨の届出書 「(以下この条」とあるのは「(所得税法等の平成七年旧法第七十条の四第一項第一号中 部を改正する法律(平成十七年法律第二十 号。以下この号、第三項及び第十項におい 35 三 平成七年旧令第四十条の六第七項中「同条

第一号に規定する被設定者の農業経営に関す 書」とする。 法人に該当する事実の明細を記載した届出 る事項及び当該被設定者が特定農地所有適格 含む。)に係る同条第四項第一号又は第六項 定の適用を受ける農地等とみなされるものを 平成十七年改正法附則第五十五条第三項の規 改正令附則第三十三条第十八項の規定により を受ける農地等(同条第七項及び平成十七年 旨並びに同条第三項又は第五項の規定の適用 とあるのは「第一項の規定の適用を受けたい 農業経営に関する事項を記載した届出書)」

平成七年旧法第七十条の四第十三項の規定

第五項の規定の適用を受けた者」とあるのは

定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を 項において「平成十二年旧法」という。)第七 る改正前の租税特別措置法(第一号及び第四十 係る租税特別措置法等の一部を改正する法律 ものを含む。)を引き続き特定農地所有適格法 三項の規定の適用を受ける農地等とみなされる 第七項の規定及び第十八項の規定により同条第 当該設定をした後当該設定に係る農地等(同条 した受贈者で同条第十六項第四号に掲げる者が 十二年政令第百四十八号)による改正前の租税 特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成 十条の四第一項、第三項及び第十項並びに租税 (平成十二年法律第十三号) 第一条の規定によ 人に使用させている場合における当該受贈者に 改正法附則第五十五条第三項又は第五項の規 第二十二項の規定(第三十四項の規定による 項の規定」とあるのは、「旧法第七十条の四 十条の四第十項の規定を含む。)」とする。 読替え後の同項に規定する平成七年旧法第七 定する特定農地所有適格法人」とする。 の推定相続人」とあるのは「同条第四項に規 受けることとなる受贈者を含む。)」と、「そ 改正法附則第五十五条第三項の規定の適用を 第三十三条第十八項の規定により平成十七年 正する政令(平成十七年政令第百三号)附則 第七項及び租税特別措置法施行令の一部を改 条第三項の規定の適用を受ける受贈者(同条 七年法律第二十一号。以下この項において 「平成十七年改正法」という。) 附則第五十五 所得税法等の一部を改正する法律(平成十 第三十一項中「旧法第七十条の四第二十二

年旧令」という。)第四十条の六第七項の規定 特別措置法施行令(第二号において「平成十二 並びに第三十一項の規定の適用については、 に定めるところによる。

「当該受贈者の農業の用(当該受贈者が平成項中「当該受贈者の農業の用」とあるのは 条」と、「養畜の用」とあるのは「養畜の用滅に伴う当該権利の消滅を除く。以下このる当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消 ける農地等とみなされるものを含む。)に係 正法附則第五十五条第三項の規定の適用を受 三十三条第十八項の規定により平成十七年改 第三項又は第五項の規定の適用を受ける農地 は「並びに平成十七年改正法附則第五十五条 地等に係る農業経営に関する事項」とあるの 第十項中「及び同項の規定の適用を受ける農 地所有適格法人の農業の用を含む。)」と、 の耕作又は養畜の用を含む。)」と、同条第三 る特定農地所有適格法人(第三項及び第十項 ととなる受贈者を含む。第三項において同 則第五十五条第三項の規定の適用を受けるこ 条第十八項の規定により平成十七年改正法附 条第七項及び平成十七年改正令附則第三十三 みなされるものを含む。) の当該受贈者によ 七年改正令」という。) 附則第三十三条第十 号。以下この号及び第十項において「平成十 部を改正する政令(平成十七年政令第百三 使用貸借による権利が設定されている農地等 五十五条第三項の規定の適用を受ける同項の いて「平成十七年改正法」という。)附則第十一号。以下この号、第三項及び第十項にお の一部を改正する法律(平成十七年法律第二 る同条第四項第一号又は第六項第一号に規定 適用を受ける受贈者である場合には、特定農 において「特定農地所有適格法人」という。) じ。) である場合には、同条第四項に規定す 五条第三項の規定の適用を受ける受贈者(同 十五条第三項の規定の適用を受ける農地等と 八項の規定により平成十七年改正法附則第五 (同条第七項及び租税特別措置法施行令の する被設定者の農業経営に関する事項及び当 「同項に」とあるのは「第一項に」と、同条 十七年改正法附則第五十五条第三項の規定の (当該受贈者が平成十七年改正法附則第五十 平成十二年旧法第七十条の四第一項第一号 「(以下この条」とあるのは「(所得税法等 (同条第七項及び平成十七年改正令附則第

> 該被設定者が特定農地所有適格法人に該当す る事実の明細」とする

改正法附則第五十五条第三項の規定の適用を第三十三条第十八項の規定により平成十七年 定する特定農地所有適格法人」とする。 受けることとなる受贈者を含む。)」と、「そ 条第三項の規定の適用を受ける受贈者(同条 条第五項の規定の適用を受けた者」とあるの 正する政令(平成十七年政令第百三号)附則 第七項及び租税特別措置法施行令の一部を改 十七年法律第二十一号。以下この項において は「所得税法等の一部を改正する法律(平成 「平成十七年改正法」という。)附則第五十五 平成十二年旧令第四十条の六第七項中「同 推定相続人」とあるのは「同条第四項に規

年旧令」という。)第四十条の六第七項の規定 において「平成十三年旧法」という。)第七十改正前の租税特別措置法(第一号及び第四十項 三項の規定の適用を受ける農地等とみなされる 第七項の規定及び第十八項の規定により同条第 当該設定をした後当該設定に係る農地等(同条 定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を 並びに第三十一項の規定の適用については、次 特別措置法施行令(第二号において「平成十三 特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成 条の四第一項、第三項及び第十七項並びに租税 係る租税特別措置法等の一部を改正する法律 ものを含む。)を引き続き特定農地所有適格法 した受贈者で同条第十六項第五号に掲げる者が に定めるところによる。 十三年政令第百四十一号)による改正前の租税 人に使用させている場合における当該受贈者に (平成十三年法律第七号) 第一条の規定による 改正法附則第五十五条第三項又は第五項の規 読替え後の同項に規定する平成十二年旧法第 第二十二項の規定(第三十五項の規定による 項の規定」とあるのは、「旧法第七十条の四 七十条の四第十項の規定を含む。)」とする。 第三十一項中「旧法第七十条の四第二十二

の使用貸借による権利が設定されている農地第五十五条第三項の規定の適用を受ける同項おいて「平成十七年改正法」という。) 附則 十一号。以下この号、第三項及び第十七項に の一部を改正する法律(平成十七年法律第二 中「(以下この条」とあるのは「(所得税法等 平成十三年旧法第七十条の四第一項第一号 (同条第七項及び租税特別措置法施行令の

七十条の四第二十一項の規定を含む。)」とす 読替え後の同項に規定する平成十四年旧法第 第二十二項の規定(第三十七項の規定による 項の規定」とあるのは、「旧法第七十条の四

条第七項及び平成十七年改正令附則第三十三五条第三項の規定の適用を受ける受贈者(同 同条第十七項中「及び同項の規定の適用を受 定農地所有適格法人の農業の用を含む。)」 定の適用を受ける受贈者である場合には、特 平成十七年改正法附則第五十五条第三項の規 のは「当該受贈者の農業の用(当該受贈者が 条第三項中「当該受贈者の農業の用」とある う。)の耕作又は養畜の用を含む。)」と、同 項において「特定農地所有適格法人」とい る特定農地所有適格法人(第三項及び第十七 じ。) である場合には、同条第四項に規定す ととなる受贈者を含む。第三項において同 則第五十五条第三項の規定の適用を受けるこ 条第十八項の規定により平成十七年改正法附 条」と、「養畜の用」とあるのは「養畜の用 消滅に伴う当該権利の消滅を除く。以下この よる当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は 号。以下この号及び第十七項において「平成 と、「同項に」とあるのは「第一項に」と、 (当該受贈者が平成十七年改正法附則第五十 とみなされるものを含む。)の当該受贈者に 五十五条第三項の規定の適用を受ける農地等 十七年改正令」という。) 附則第三十三条第 部を改正する政令(平成十七年政令第百三 八項の規定により平成十七年改正法附則第 37 受けることとなる受贈者を含む。)」と、「そ

当する事実の明細」とする。 用を受ける農地等とみなされるものを含む。) 正する政令(平成十七年政令第百三号)附則 第七項及び租税特別措置法施行令の一部を改 条第三項の規定の適用を受ける受贈者(同条 は「所得税法等の一部を改正する法律(平成 条第五項の規定の適用を受けた者」とあるの び当該被設定者が特定農地所有適格法人に該 規定する被設定者の農業経営に関する事項及 に係る同条第四項第一号又は第六項第一号に 七年改正法附則第五十五条第三項の規定の適 附則第三十三条第十八項の規定により平成十 る農地等(同条第七項及び平成十七年改正令 あるのは「並びに平成十七年改正法附則第五 ける農地等に係る農業経営に関する事項」と 第三十三条第十八項の規定により平成十七年 十七年法律第二十一号。以下この項において 十五条第三項又は第五項の規定の適用を受け 改正法附則第五十五条第三項の規定の適用を 「平成十七年改正法」という。) 附則第五十五 平成十三年旧令第四十条の六第七項中「同

三 第三十一項中「旧法第七十条の四第二十二 第二十二項の規定(第三十六項の規定による 項の規定」とあるのは、「旧法第七十条の四 定する特定農地所有適格法人」とする。 七十条の四第十七項の規定を含む。)」とす 読替え後の同項に規定する平成十三年旧法第 の推定相続人」とあるのは「同条第四項に規

四第一項、第三項及び第二十一項並びに租税特 令」という。) 第四十条の六第七項の規定並び 置法施行令(第二号において「平成十四年旧 四年政令第百五号)による改正前の租税特別措 別措置法施行令の一部を改正する政令(平成十 れる場合における同法第一条の規定による改正 四項の規定によりなお従前の例によることとさ 係る租税特別措置法等の一部を改正する法律 ものを含む。)を引き続き特定農地所有適格法 三項の規定の適用を受ける農地等とみなされる 第七項の規定及び第十八項の規定により同条第 当該設定をした後当該設定に係る農地等(同条 した受贈者で同条第十六項第六号に掲げる者が 定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を めるところによる。 に第三十一項の規定の適用については、次に定 いて「平成十四年旧法」という。)第七十条の 前の租税特別措置法(第一号及び第四十項にお (平成十四年法律第十五号) 附則第三十二条第 人に使用させている場合における当該受贈者に 改正法附則第五十五条第三項又は第五項の規

項の使用貸借による権利が設定されている農則第五十五条第三項の規定の適用を受ける同 において「平成十七年改正法」という。)附十一号。以下この号、第三項及び第二十一項 中「(以下この条」とあるのは「(所得税法等 この条」と、「養畜の用」とあるのは「養畜 又は消滅に伴う当該権利の消滅を除く。 者による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定 地等とみなされるものを含む。)の当該受贈 則第五十五条第三項の規定の適用を受ける農 条第十八項の規定により平成十七年改正法附 三号。以下この号及び第二十一項において の一部を改正する政令(平成十七年政令第百 地等(同条第七項及び租税特別措置法施行令 の一部を改正する法律(平成十七年法律第一 「平成十七年改正令」という。)附則第三十三 平成十四年旧法第七十条の四第一項第一号

> 令附則第三十三条第十八項の規定により平成 とあるのは「並びに平成十七年改正法附則第 特定農地所有適格法人の農業の用を含む。)\_ 規定の適用を受ける受贈者である場合には、 るのは「当該受贈者の農業の用(当該受贈者 法附則第五十五条第三項の規定の適用を受け 事項及び当該被設定者が特定農地所有適格法 む。)に係る同条第四項第一号又は第六項第 適用を受ける農地等とみなされるものを含 十七年改正法附則第五十五条第三項の規定の ける農地等(同条第七項及び平成十七年改正 五十五条第三項又は第五項の規定の適用を受 受ける農地等に係る農業経営に関する事項」 同条第二十一項中「及び同項の規定の適用を と、「同項に」とあるのは「第一項に」と、 が平成十七年改正法附則第五十五条第三項の 同条第三項中「当該受贈者の農業の用」とあ する特定農地所有適格法人(第三項及び第二 同じ。) である場合には、同条第四項に規定 ることとなる受贈者を含む。第三項において 十三条第十八項の規定により平成十七年改正 五十五条第三項の規定の適用を受ける受贈者 の用(当該受贈者が平成十七年改正法附則第 一号に規定する被設定者の農業経営に関する いう。)の耕作又は養畜の用を含む。)」と、 十一項において「特定農地所有適格法人」と (同条第七項及び平成十七年改正令附則第三 人に該当する事実の明細」とする。

第三十三条第十八項の規定により平成十七年正する政令(平成十七年政令第百三号)附則 条第五項の規定の適用を受けた者」とあるの一 平成十四年旧令第四十条の六第七項中「同 定する特定農地所有適格法人」とする。 の推定相続人」とあるのは「同条第四項に規 受けることとなる受贈者を含む。)」と、「そ 改正法附則第五十五条第三項の規定の適用を 第七項及び租税特別措置法施行令の一部を改 条第三項の規定の適用を受ける受贈者(同条 は「所得税法等の一部を改正する法律(平成 「平成十七年改正法」という。)附則第五十五 十七年法律第二十一号。以下この項において 第三十一項中「旧法第七十条の四第二十二

38 という。) 第四十条の六第七項の規定並びに第 法施行令(第二号において「平成十五年旧令」 令第百三十九号)による改正前の租税特別措置 における同法第十二条の規定による改正前の租定によりなお従前の例によることとされる場合 第七項の規定及び第十八項の規定により同条第 当該設定をした後当該設定に係る農地等(同条 定の適用を受ける使用貸借による権利の設定を 法施行令の一部を改正する政令(平成十五年政 項、第三項及び第二十一項並びに租税特別措置 税特別措置法(第一号及び第四十項において 五年法律第八号)附則第百二十三条第十項の規 係る所得税法等の一部を改正する法律(平成十 ものを含む。)を引き続き特定農地所有適格法 三項の規定の適用を受ける農地等とみなされる 三十一項の規定の適用については、 した受贈者で同条第十六項第七号に掲げる者が 「平成十五年旧法」という。)第七十条の四第一 人に使用させている場合における当該受贈者に ところによる。 改正法附則第五十五条第三項又は第五項の規 次に定める

において「平成十七年改正法」という。)附十一号。以下この号、第三項及び第二十一項 法附則第五十五条第三項の規定の適用を受け 者による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定 則第五十五条第三項の規定の適用を受ける農 条第十八項の規定により平成十七年改正法附 地等(同条第七項及び租税特別措置法施行令 項の使用貸借による権利が設定されている農 則第五十五条第三項の規定の適用を受ける同 の一部を改正する法律(平成十七年法律第二 中「(以下この条」とあるのは「(所得税法等 する特定農地所有適格法人(第三項及び第二 同じ。)である場合には、同条第四項に規 ることとなる受贈者を含む。第三項において の用(当該受贈者が平成十七年改正法附則第 又は消滅に伴う当該権利の消滅を除く。 地等とみなされるものを含む。)の当該受贈 三号。以下この号及び第二十一項において の一部を改正する政令(平成十七年政令第百 十一項において「特定農地所有適格法人」と 十三条第十八項の規定により平成十七年改正 (同条第七項及び平成十七年改正令附則第三 五十五条第三項の規定の適用を受ける受贈者 この条」と、「養畜の用」とあるのは「養畜 「平成十七年改正令」という。) 附則第三十三 平成十五年旧法第七十条の四第一項第一号 以下

事項及び当該被設定者が特定農地所有適格法 適用を受ける農地等とみなされるものを含 十七年改正法附則第五十五条第三項の規定の令附則第三十三条第十八項の規定により平成 ける農地等(同条第七項及び平成十七年改正五十五条第三項又は第五項の規定の適用を受 受ける農地等に係る農業経営に関する事項」 同条第二十一項中「及び同項の規定の適用を と、「同項に」とあるのは「第一項に」と、 特定農地所有適格法人の農業の用を含む。)」 規定の適用を受ける受贈者である場合には、 が平成十七年改正法附則第五十五条第三項の 同条第三項中「当該受贈者の農業の用」とあ 人に該当する事実の明細」とする。 む。)に係る同条第四項第一号又は第六項第 とあるのは「並びに平成十七年改正法附則第 いう。)の耕作又は養畜の用を含む。)」と、 号に規定する被設定者の農業経営に関する 「当該受贈者の農業の用(当該受贈者

三 第三十一項中「旧法第七十条の四第二十二 第三十三条第十八項の規定により平成十七年正する政令(平成十七年政令第百三号)附則 読替え後の同項に規定する平成十五年旧法第 第二十二項の規定(第三十八項の規定による 項の規定」とあるのは、「旧法第七十条の四 定する特定農地所有適格法人」とする。 の推定相続人」とあるのは「同条第四項に規 受けることとなる受贈者を含む。)」と、「そ 改正法附則第五十五条第三項の規定の適用を 第七項及び租税特別措置法施行令の一部を改 条第三項の規定の適用を受ける受贈者(同条 条第五項の規定の適用を受けた者」とあるの 十七年法律第二十一号。以下この項において は「所得税法等の一部を改正する法律(平成 「平成十七年改正法」という。)附則第五十五 平成十五年旧令第四十条の六第七項中「同

定農地所有適格法人」とする。

は、次に定めるところによる。旧令第四十条の六第七項の規定の適用について係る旧法第七十条の四第一項及び第四項並びに

用を受けることとなる受贈者を含む。第四項七年改正法附則第五十五条第三項の規定の適附則第三十三条第十八項の規定により平成十 は設定又は消滅に伴う当該権利の消滅を除該受贈者による当該譲渡、贈与、転用若しく ととなる受贈者を含む。)」と、「その推定相 則第五十五条第三項の規定の適用を受けるこ 条第十八項の規定により平成十七年改正法附 令(平成十七年政令第百三号)附則第三十三 年改正法」という。) 附則第五十五条第三項 第二十一号。以下この項において「平成十七 法等の一部を改正する法律(平成十七年法律 規定の適用を受けた者」とあるのは「所得税 「当該受贈者の農業の用(当該受贈者が平成項中「当該受贈者の農業の用」とあるのは る受贈者(同条第七項及び平成十七年改正令法附則第五十五条第三項の規定の適用を受け 利が設定されている農地等(同条第七項及び 規定の適用を受ける同項の使用貸借による権 続人」とあるのは「同条第四項に規定する特 び租税特別措置法施行令の一部を改正する政 の規定の適用を受ける受贈者(同条第七項及 地所有適格法人の農業の用を含む。)」と、 適用を受ける受贈者である場合には、特定農 十七年改正法附則第五十五条第三項の規定の の耕作又は養畜の用を含む。)」と、同条第四 において「特定農地所有適格法人」という。) 項に規定する特定農地所有適格法人(第四項 において同じ。) である場合には、同条第四 は「養畜の用(当該受贈者が平成十七年改正 ける農地等とみなされるものを含む。)の当 正法附則第五十五条第三項の規定の適用を受 三十三条第十八項の規定により平成十七年改 いて「平成十七年改正令」という。) 附則第 (平成十七年政令第百三号。以下この号にお 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 改正法」という。)附則第五十五条第三項の 以下この号及び第四項において「平成十七年 改正する法律(平成十七年法律第二十一号。 この条」とあるのは「(所得税法等の一部を 旧令第四十条の六第七項中「同条第六項の 「同項に」とあるのは「第一項に」とする。 旧法第七十条の四第一項第一号中「(以下 以下この条」と、「養畜の用」とあるの

40 十四年旧法第七十条の四第一項及び第三項、平三年旧法第七十条の四第一項及び第三項、平成年旧法第七十条の四第一項及び第三項、平成十 旧法第七十条の四第一項及び第三項、平成十二旧法第七十条の四第一項及び第二項、平成七年 昭和五十年旧法第七十条の四第一項、平成三年 成十五年旧法第七十条の四第一項及び第三項並 本文の規定の適用を受けている受贈者に対する 項各号に掲げる者及び旧法第七十条の四第一項 での規定の適用がある場合における同条第十六 びに旧法第七十条の四第一項及び第四項の規定 改正法附則第五十五条第十項から第十二項ま がされている同項に規定する一時的道路用地適用を受ける同項に規定する地上権等の設定 (平成十七年法律第二十一号) 附則第五十五のは「(所得税法等の一部を改正する法律 適用については、次に定めるところによる。 れている農地等に係る土地とする。)」とす 用を受ける当該一時的道路用地等の用に供さ れている農地等については、同項の規定の適 同項に規定する一時的道路用地等の用に供さ とあるのは「供する土地(当該農地等のうち 消滅を除く。以下この条」と、「供する土地」 上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の 消滅に伴う同項の規定の適用に係る同項の地 よる当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は 等の用に供されている農地等の当該受贈者に 条第十六項の規定により同条第十項の規定の の四第一項第一号中「(以下この条」とある げる者については、昭和五十年旧法第七十条 改正法附則第五十五条第十六項第一号に掲

については、と、「ものに係る土地」とあるについては、と、「ものに係る土地とし、平成十七年改正は同項の規定の適用を受ける当該一時的道路用地等の用に供されている農地等については同項の規定の適用を受ける当該一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る土地とする。」と、同条第二項中「供されているとする。」と、同条第二項中「供されているもの及び平成十七年改正法附則第五十五条第十項に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地等に係る土地とする。とする。」とする。

用地等の用に供されている農地等に係る土地は同項の規定の適用を受ける当該一時的道路 成十七年法律第二十一号。以下この号及び第は「(所得税法等の一部を改正する法律(平 四第一項第一号中「(以下この条」とあるの 地等の用に供されている農地等」と、 成十七年改正法附則第五十五条第十項の規定 もの」とあるのは「供されているもの及び平 とする。」と、同条第三項中「供されている 路用地等の用に供されている農地等について については」と、「ものに係る土地」とある 当該受贈者による当該譲渡、贈与、転用若し 時的道路用地等の用に供されている農地等の 上権等の設定がされている同項に規定する一 附則第五十五条第十六項の規定により同条第 げる者については、平成七年旧法第七十条の に」とあるのは「第一項に」とする。 の適用を受ける同項に規定する一時的道路用 法附則第五十五条第十項に規定する一時的道 のは「ものに係る土地とし、平成十七年改正 「準農地については、」とあるのは「、準農地 係る同項の地上権、賃借権若しくは使用貸借 くは設定又は消滅に伴う同項の規定の適用に 十項の規定の適用を受ける同項に規定する地 三項において「平成十七年改正法」という。) による権利の消滅を除く。以下この条」と、

古る地上権等の設定がされている同項に規定 同条第十項の規定の適用を受ける同項に規定 で成十七年法律第二十一号。以下この号及 で第三項において「平成十七年改正法」とい で第三項において「平成十七年改正法」とい で第三項において「平成十七年改正法」とい で第一項第一号中「(以下この条」とある の四第一項第一号中」(以下この条」とある の四第一項第一号中」(以下この条」とある の四第一項第一号中」(以下この条」とある の四第一項第一号中」(以下この条」とある の四第一項第一号中」(以下この条」とある の四第一項第一号中」(以下この条」とある の四第一項第一号中」(以下この条」とある の四第一項第一号に表

「、準農地については」と、「ものに係る土条」と、「準農地については、」とあるのは 用若しくは設定又は消滅に伴う同項の規定の と、「同項に」とあるのは「第一項に」とす 時的道路用地等の用に供されている農地等」 十項の規定の適用を受ける同項に規定する一 もの及び平成十七年改正法附則第五十五条第 されているもの」とあるのは「供されている 用貸借による権利の消滅を除く。以下この 適用に係る同項の地上権、賃借権若しくは使 地等の当該受贈者による当該譲渡、贈与、 に係る土地とする。」と、同条第三項中「供 等については同項の規定の適用を受ける当該 地」とあるのは「ものに係る土地とし、平成 する一時的道路用地等の用に供されている農 時的道路用地等の用に供されている農地等 一時的道路用地等の用に供されている農地 七年改正法附則第五十五条第十項に規定す

「、準農地については」と、「ものに係る土条」と、「準農地については、」とあるのは 地等の当該受贈者による当該譲渡、贈与、転する一時的道路用地等の用に供されている農 げる者については、平成十三年旧法第七十条 改正法附則第五十五条第十六項第五号に掲 時的道路用地等の用に供されている農地等」 もの及び平成十七年改正法附則第五十五条第 されているもの」とあるのは「供されている に係る土地とする。」と、同条第三項中「供 等については同項の規定の適用を受ける当該 る一時的道路用地等の用に供されている農地 地」とあるのは「ものに係る土地とし、平成 用貸借による権利の消滅を除く。以下この 適用に係る同項の地上権、賃借権若しくは使 用若しくは設定又は消滅に伴う同項の規定の 同条第十項の規定の適用を受ける同項に規定 う。) 附則第五十五条第十六項の規定により の四第一項第一号中「(以下この条」とある 十項の規定の適用を受ける同項に規定する一 する地上権等の設定がされている同項に規定 び第三項において「平成十七年改正法」とい (平成十七年法律第二十一号。以下この号及 時的道路用地等の用に供されている農地等 七年改正法附則第五十五条第十項に規定す は「(所得税法等の一部を改正する法律 「同項に」とあるのは「第一項に」とす

> 時的道路用地等の用に供されている農地等. されているもの」とあるのは「供されている 用貸借による権利の消滅を除く。以下この 十項の規定の適用を受ける同項に規定する一 もの及び平成十七年改正法附則第五十五条第 に係る土地とする。」と、同条第三項中「供 等については同項の規定の適用を受ける当該 る一時的道路用地等の用に供されている農地 十七年改正法附則第五十五条第十項に規定す 地」とあるのは「ものに係る土地とし、平成 条」と、「準農地については、」とあるのは 適用に係る同項の地上権、賃借権若しくは使 用若しくは設定又は消滅に伴う同項の規定の 地等の当該受贈者による当該譲渡、贈与、転 する一時的道路用地等の用に供されている農 する地上権等の設定がされている同項に規定 同条第十項の規定の適用を受ける同項に規定 う。) 附則第五十五条第十六項の規定により び第三項において「平成十七年改正法」とい (平成十七年法律第二十一号。以下この号及 げる者については、平成十四年旧法第七十条 改正法附則第五十五条第十六項第六号に掲 時的道路用地等の用に供されている農地等 は「(所得税法等の一部を改正する法律 四第一項第一号中「(以下この条」とある 準農地については」と、「ものに係る土 「同項に」とあるのは「第一項に」とす

用若しくは設定又は消滅に伴う同項の規定の る一時的道路用地等の用に供されている農地 地」とあるのは「ものに係る土地とし、平成 条」と、「準農地については、」とあるのは 用貸借による権利の消滅を除く。以下この 適用に係る同項の地上権、賃借権若しくは使 地等の当該受贈者による当該譲渡、贈与、転 する一時的道路用地等の用に供されている農 する地上権等の設定がされている同項に規定 同条第十項の規定の適用を受ける同項に規定 う。) 附則第五十五条第十六項の規定により び第三項において「平成十七年改正法」とい (平成十七年法律第二十一号。以下この号及 の四第一項第一号中「(以下この条」とある げる者については、平成十五年旧法第七十条 改正法附則第五十五条第十六項第七号に掲 七年改正法附則第五十五条第十項に規定す は「(所得税法等の一部を改正する法律 準農地については」と、「ものに係る土

> まで、「同項に」とあるのは「第一項に」とすいる。 一時的道路用地等の用に供されている農地等」 されているもの」とあるのは「供されている されているもの」とあるのは「供されている されているもの」とあるのは「供されている もの及び平成十七年改正法附則第五十五条第 もの及び平成十七年改正法附則第五十五条第 もの及び平成十七年改正法附則第五十五条第 もの及び平成十七年改正法附則第五十五条第 もの及び平成十七年改正法附則第五十五条第 と、「同項に」とあるのは「第一項に」とす と、「同項に」とあるのは「第一項に」とす と、「同項に」とあるのは「第一項に」とす と、「同項に」とあるのは「第一項に」とす と、「同項に」とあるのは「第一項に」とす と、「同項に」とあるのは「第一項に」とす

滅を除く。以下この条」と、「準農地につい権、賃借権若しくは使用貸借による権利の消 滅に伴う同項の規定の適用に係る同項の地上る当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消 されている同項に規定する一時的道路用地等 中「(以下この条」とあるのは「(所得税法等 れている農地等」と、「同項に」とあるのは 同項に規定する一時的道路用地等の用に供さ 附則第五十五条第十項の規定の適用を受ける は「供されているもの及び平成十七年改正法 供されている農地等に係る土地とする。」と、 の適用を受ける当該一時的道路用地等の用に 五条第十項に規定する一時的道路用地等の用 係る土地とし、平成十七年改正法附則第五十 と、「ものに係る土地」とあるのは「ものに ては、」とあるのは「、準農地については」 の用に供されている農地等の当該受贈者によ 用を受ける同項に規定する地上権等の設定が 第十六項の規定により同条第十項の規定の適 成十七年改正法」という。) 附則第五十五条 十一号。以下この号及び第四項において「平 の一部を改正する法律(平成十七年法律第一 を受けている受贈者については、同項第一号 同条第四項中「供されているもの」とあるの に供されている農地等については同項の規定 「第一項に」とする。 旧法第七十条の四第一項本文の規定の適用

41 第三項及び第二十四項の規定により市町村が41 第三項及び第二十四項の規定により市町村が5 第三十四条 新令第四十二条第一項及び第四十二条第一項及び第四十二条第一項及び第四十二条第一項及び第四十二条第一項及び第四十二条第一項及び第二十四条に規定する建築後使用されたことのある住宅用家屋について第一時間、施行日以後に取得をする新法第七十三条又は第七十四条に規定する経過措置) 第三項及び第二十四項の規定により市町村が2 第三項及び第二十四項の規定により市町村が

による。 とのある住宅用家屋については、なお従前の例

# 〇五号) 抄附 則 (平成一七年三月三一日政令第一

(施行期日)

**第一条** この政令は、平成十七年四月一日から施

# 四九号) 四九号)

る。 施行の日(平成十七年十月一日)から施行す この政令は、航空法の一部を改正する法律の

# 五五号) 抄附 則 (平成一七年七月二七日政令第二

(施行期日)

第三条 第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第二十六条の一五年法律第百五十六号)第二十七条の三第四項の規定による改正前政令の施行前に発行された住宅金融公庫は、なお従前の例による改正前政令の施行前に発行された住宅金融公庫は、なお従前の例による改正前の租税特別措

# 六二号) 抄 別 (平成一七年七月二九日政令第二

(施行期日)

九月一日)から施行する。 の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年第一条 この政令は、農業経営基盤強化促進法等

## 三五号) 抄附 則 (平成一八年三月三一日政令第一

(施行期日)

- 該各号に定める日から施行する。行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施
- 五月一日では、第四十五条の二第一項第三号イの改正規定で、第四十六条の七第一項の改正規定(「三年」を定、第四十六条の六第三項の改正規定及び第定、第四十五条の二第一項第三号イの改正規
- 第三項を同条第二項とする改正規定、同条第二 第五条の十四第二項を削る改正規定、同条

第四項を同条第三項とする改正規定、同条第 六項の改正規定 平成十八年六月一日 五項を同条第四項とする改正規定及び同条第 条第三項を同条第二項とする改正規定、同条 三十九条の五十二第二項を削る改正規定、同 第四項とする改正規定、同条第六項の改正規 条第三項とする改正規定、同条第五項を同条 同条第二項とする改正規定、同条第四項を同 び同項を同条第五項とする部分に限る。)、第 定(「第四項」を「第三項」に改める部分及 の九第二項を削る改正規定、同条第三項を .項を同条第三項とする改正規定、第二十八

条の規定 平成十八年七月一日 第六条の八第四項第一号の改正規定、第二 附則第四十八条、第五十三条及び第五十六

割当てを受けることにより取得する当該特定により同号に規定する特定親会社から新株の 第九号とする部分を除く。)、第二十五条の十同条第十四項第八号の改正規定(同号を同項 株式」を「株式交換により取得をした同号の交換等により取得をした同号の特定親会社の 除く。)、同条第五項第四号の改正規定(同号 る。)、同条第四項の改正規定(同項第一号中 号に係る部分を除く。)、同条第三項の改正規 正規定(同項第二号に係る部分及び同項第三 第二十五条の十三の改正規定、第二十五条の 株式で、これらの」に改める部分に限る。)、 得する同号に規定する株式移転完全親法人の の株式又は同号に規定する株式移転により取 取得する同号に規定する株式交換完全親法人 親会社の株式で、当該」を「株式交換により の五第三項第四号の改正規定(「株式交換等 内保管上場株式等」に改める部分に限る。)、 の株式の取得の基因となつた同号の特定口座 法人の株式若しくは当該株式移転完全親法人 の特定子会社株式」を「当該株式交換完全親 特定親会社の株式の取得の基因となつた同号 完全親法人の株式」に改める部分及び「当該 る株式移転により取得をした同号の株式移転 当するものに限る。) 若しくは同号に規定す 株式交換完全親法人の株式(上場株式等に該 十五条の十の二第十三項の改正規定(「株式 三十七条の十四第一項」に改める部分に限 定(「第三十七条の十四の二第一項」を「第 十三の二第一項の改正規定、同条第二項の改 を同項第五号とする部分を除く。)、 「第十三項」を「第十四項」に改める部分を 同条第六

> (同項を同条第三十五項とする部分を除く。)、加える改正規定、同条第三十四項の改正規定定、第三十九条の七第五十三項の次に一項を 十四項とする部分を除く。)、同条第二十七項 同条第三十三項の改正規定(同項を同条第三 改正規定、第三十九条の三第六項の改正規 五項」に改める部分に限る。)、第三十九条の 百十九条の三第四項」を「第百十九条の三第 除く。)、同条第六項第二号の改正規定(「第 の改正規定(同項を同条第四項とする部分を 条第五項の改正規定、第三十八条の四第五項 九条の二第六項第一号の改正規定、第三十六 を同条第十三項とする部分を除く。)、第二十 分を除く。)、同条第十二項の改正規定(同項 項の改正規定(同項を同条第十四項とする部 条第十五項とする部分を除く。)、同条第十三 正規定、同条第十四項の改正規定(同項を同 条の十四第一項各号」に改める部分に限る。) 十七条の十四の二第一項各号」を「第三十七 分に限る。)、同条第九項の改正規定 (「第三 七条の十四第一項の上場株式等」に改める部 部分及び「同項の上場株式等」を「法第三十 項」を「第三十七条の十四第一項」に改める 表以外の部分中「第三十七条の十四の二第一 の改正規定、同条第八項の改正規定(同項の 第三項」に改める部分を除く。)、同条第七項 項の改正規定(「同条第三項各号」を「同条 同条第十項の改正規定、同条第十一項の改 規定 第四項並びに第二十一条第二項及び第三項の第十三条第二項、第十四条第六項、第十五条 を除く。)、第三十九条の百八の改正規定、第の改正規定(同項を同条第十五項とする部分六項」に改める部分に限る。)、同条第十四項 四項の改正規定(同項を同条第二十五項とす項の次に一項を加える改正規定、同条第二十 の百六第四十四項の改正規定(同項を同条第十九条の百一第五項の改正規定、第三十九条 規定並びに第三十九条の百二十五の二を第三 四の三及び第三十九条の百二十五を削る改正 る部分を除く。)、同条第二十三項の改正規定 四十六項とする部分を除く。)、同条第四十二 号の改正規定(「第百十九条の三第四項」を 十九条の百二十五とする改正規定並びに附則 二十四の二の改正規定、第三十九条の百二十 三十九条の百九の改正規定、第三十九条の百 十九第十五項」を「第六十八条の七十九第十 同条第十七項の改正規定(「第六十八条の七 る。)、第三十九条の九十九の改正規定、第三 の九十七第三項の改正規定、同条第四項第一 (同項を同条第二十四項とする部分を除く。)、 十九条の九十第六項の改正規定、第三十九条 六十六条まで」に改める部分を除く。)、第三 「第百十九条の三第五項」に改める部分に限 十六条」を「若しくは第六十五条の七から第

Ŧi. 条の十の十の改正規定(同条第二項に係る部 五条の九第十一項の表の改正規定、第二十五正規定、同条第九項の表の改正規定、第二十 る改正規定、第二十五条の八第八項の表の改定、第十九条第二十六項及び第二十七項を削 第二十項の表の改正規定 平成十九年一月 の表の改正規定並びに第二十五条の十二の二 分を除く。)、第二十五条の十一の二第十二項 第十七条第八項及び第九項を削る改正規

平成十八年十月一日

条の九の二に一項を加える改正規定、第三十

九条の九に一項を加える改正規定、第三十九 同条第二十五項とする部分を除く。)、第三十 限る。)、同条第二十四項の改正規定(同項を 「第六十五条の八第十五項」に改める部分にの改正規定(「第六十五条の八第十四項」を

及び第二十四条の五第七項の改正規定、第二条第八項の改正規定、第二十四条の四第一項 章第八節中第二十五条の七の三の次に一条を 百九の三」に改める部分に限る。)、第二十二 を「第二十五条の七の四」に改める部分及び 六十二条の三第九項の項の改正規定(「第六 定、第三十九条の三十五の三第十一項の表第 加える改正規定、第三十九条の十の改正規 「第三十九条の百九の二」を「第三十九条の 目次の改正規定(「第二十五条の七の三」

号に規定する特定親会社から新株の割当てを

(同条第三項第四号中「株式交換等により

を除く。)、第二十五条の十の五の改正規定 部分(同号を同項第九号とする部分を除く。) 改める部分並びに同条第十四項第八号に係る

受けることにより取得する当該特定親会社

当該」を「株式交換により取得する

株式で、

表第六十二条の三第九項の項の改正規定( 限る。)、第三十九条の三十五の三第十一項の 三十九条の百二十五第三項」に改める部分に (「第三十九条の百二十五の二第三項」を「第 定、第三十九条の三十一第六項の改正規定 の三十の二を第三十九条の三十とする改正規 規定、第三十九条の三十を削り、第三十九条 二十八の二を第三十九条の二十九とする改正 九条の二十九を削る改正規定、第三十九条の

「第六十五条の十五」を「第六十六条」に改

同条第十四項の表第六十

の七から第六十五条の十五まで若しくは第六 三条第四項の項の改正規定(「、第六十五条

> 七 第二条の九第二項の改正規定、第二条の二 第四号」に改める部分、同条第八項の表に係十第三項第五号」を「第三十七条の十第三項 若しくは同号に規定する株式移転により取得 る部分及び同条第九項の表に係る部分を除 条の六の改正規定、第四条の七の改正規定、 正規定、第四条の五第四項の改正規定、第四 十二(見出しを含む。)の改正規定、第四条 三章第二十二節中第三十九条の百九の二の次 なつた同号の特定口座内保管上場株式等」に 該株式移転完全親法人の株式の取得の基因と 得の基因となつた同号の特定子会社株式」を 改める部分及び「当該特定親会社の株式の取 をした同号の株式移転完全親法人の株式」に の株式(上場株式等に該当するものに限る。) により取得をした同号の株式交換完全親法人 の改正規定、第二十五条の十の二の改正規定 項の表に係る部分を除く。)、第二十五条の十 定、第二十五条の九の改正規定(同条第十一 く。)、第二十五条の八の二の改正規定、第二 の改正規定(同条第二項に係る部分を除く。) 第四条の八第二項の改正規定、第十九条の三 の三の改正規定、第四条の四第四項を削る改 るための国有財産法等の一部を改正する法 条の規定 国有財産の効率的な活用を推進す 条」を「若しくは第六十五条の七から第六十 ら第六十五条の十五まで若しくは第六十六 四項の項の改正規定(「、第六十五条の七 分に限る。)、同条第十四項の表第六十三条第 「当該株式交換完全親法人の株式若しくは当 した同号の特定親会社の株式」を「株式交換 十五条の八の三(見出しを含む。)の改正規 八の改正規定(同条第六項中「第三十七条の イ及び口に係る部分を除く。)、第二十五条の (平成十八年法律第三十五号) の施行の日 に一条を加える改正規定並びに附則第五十二 六条まで」に改める部分に限る。) 並びに第 十五条の十五」を「第六十六条」に改める部 (同条第十三項中「株式交換等により取得を 第二十一条の改正規定(同条第四項第一号

に係る部分を除く。)、第二十五条の十二の改条の十一の二第十二項の改正規定(同項の表 条の二各号」を「第七十二条の三各号」に改 改正規定(同条第七項第一号へ中「第七十二 条第四項の改正規定、第二十五条の二十一の 定、第二十五条の二十第三項の改正規定、同 五条の十九第二項第一号イ(1)の改正規 項を同条第十四項とする改正規定、同条第十 を同条第十五項とする改正規定、 各号」に改める部分を除く。)、同条第十四項二第一項各号」を「第三十七条の十四第一項条第九項の改正規定(「第三十七条の十四の 項の上場株式等」に改める部分を除く。)、同 条第八項の改正規定(同項の表以外の部分中 を「同条第三項」に改める部分に限る。)、同 同条第六項の改正規定(「同条第三項各号」 同項第五号とする部分を除く。)を除く。)、 の改正規定(同項第四号に係る部分(同号を 十四項」に改める部分に限る。)、同条第五項四項第一号の改正規定(「第十三項」を「第 る部分を除く。) に限る。)、第二十五条の十 える部分(同条第十一項を同条第十二項とす 項を同条第十二項とし、同項の次に一項を加 償割当て株式」を加える部分及び同条第十一 を「第二十五条の九第十二項」に改める部 正規定、第二十五条の十二の二の改正規定 第二十五条の十の十一の改正規定、第二十五 条の十の六(見出しを含む。)の改正規定、 これらの」に改める部分を除く。)、第二十五 号に規定する株式移転完全親法人の株式で、 は同号に規定する株式移転により取得する同 十一項の次に一項を加える改正規定、第二十 の上場株式等」を「法第三十七条の十四第一 七条の十四第一項」に改める部分及び「同項 の改正規定、同条第三項の改正規定(「第三 を有することとなつたことがある場合」を、 に「又は前項に規定する特定無償割当て株式 分、同条第十二項中「ことがある場合」の下 同号に規定する株式交換完全親法人の株式又 十四第一項」に改める部分を除く。)、同条第 三の二第二項第二号の改正規定、同項第三号 「当該特定分割等株式」の下に「及び特定無 (同条第二十項中「第二十五条の九第十一項 「第三十七条の十四の二第一項」を「第三十 十七条の十四の二第一項」を「第三十七条の 一項を同条第十三項とする改正規定、同条第 同項第二号イからハまでを改める部分及 同条第十三

部分、同条第六項第二号に係る部分、同条第第一項又は第六十二条の九第一項」に改める 十二第一項」を「若しくは第六十一条の十二める部分、同条第五項中「又は第六十一条の項」に、「同令」を「法人税法施行令」に改項 第二号イ中「法人税法施行令第百五十六条の四条第一項及び第二項」に改める部分、同項定(同条第二項第一号イ中「第四条」を「第 号の改正規定、第三十四条の改正規定、第三 定、第三十二条の二の改正規定(同条第二項改正規定、第二十八条の三第一項の改正規 五項第三号並びに第七項第四号及び第五号のの十第五項の改正規定、第二十七条の十二第 同項第七号の改正規定、 第三十九条の十五第二項第二号の改正規定、 条の十四第二項第一号イ(1)の改正規 同条第二十四項第一号の改正規定、第三十九 十九条の五第十八項の改正規定、同条第二十 を除く。)、第三十八条の五の改正規定、第三 中「第十四号」を「第十二号」に改める部分 十三項第五号に係る部分及び同条第二十一項 三第一項」を「第三十九条の三十五の三第五 む。)の改正規定、第三十八条の四の改正規 の改正規定、第三十七条の四(見出しを含 十七条第二項第三号の改正規定、同条第六項 に係る部分を除く。)、第三十三条第四項第三 る。)、同条第十三項の改正規定、第二十七条 本金の額又は出資金の額」に改める部分に限 の改正規定(「資本又は出資の金額」を「資 改める部分に限る。)、第二十七条の七第九項 資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に 同条第六項の改正規定(「資本の金額又は出 第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、 び第五号の改正規定、第二十七条の六第十項 第三号の改正規定、同条第二十三項第四号及 四号及び第五号の改正規定、同条第二十一項 第十五項第三号の改正規定、同条第十七項第 十五条の二十八の改正規定、第二十七条の四 規定、同条第三項第二号イの改正規定、第二 改正規定、第二十五条の二十七第一項の改正 十六第二項の改正規定、同条第三項第三号の 第二項第一号イの改正規定、第二十五条の二 条の二十三の改正規定、第二十五条の二十五 の次に一項を加える部分を除く。)、第二十五 び同条第八項を同条第九項とし、同条第七項 (3) の改正規定、同項第四号イの改正規定 項第一号イ(1)の改正規定、同号イ 同条第三項の改正規

三十五の三第一項の改正規定、同条第三項の九条の三十五の二の改正規定、第三十九条の 条の三十五の十四第二項第一号イの改正規 九条の三十五の十一第一項の改正規定、第三三十五の十第二項第二号の改正規定、第三十 の改正規定、同条第五項の改正規定、第三十 正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項 八第二項第二号の改正規定、同項第七号の改イ(1)の改正規定、第三十九条の三十五の 規定、第三十九条の三十五の七第二項第一号第三十九条の三十五の五第四項第一号の改正 規定、第三十九条の三十五の四の改正規定、 条第十六項の改正規定、同条第十七項の改正 項の改正規定、同条第十二項の改正規定、同 改正規定、同条第六項の改正規定、同条第七 三第二項」を「第三十九条の百二十六第二 三項の改正規定(「第三十九条の百二十五の 項第四号の改正規定、第三十九条の三十二第 規定、同条第三項の改正規定、第三十九条の 改正規定、同項第四号の改正規定(「利益の 三十五の十六の改正規定、第三十九条の三十 規定、同条第三項の改正規定、第三十九条の 定、第三十九条の三十五の十五第二項の改正 十九条の三十五の十二の改正規定、第三十九 九条の三十五の九の改正規定、第三十九条の 定(同条第八項に係る部分を除く。)、第三十 を除く。)、第三十九条の三十二の三の改正規 十二の二の改正規定(同条第八項に係る部分 項」に改める部分に限る。)、第三十九条の三 十の六の改正規定、第三十九条の二十六第二 二十の五第一項の改正規定、第三十九条の二 等」に改める部分に限る。)、第三十九条の二 配当又は剰余金の分配」を「剰余金の配当 の三第二項の改正規定、同条第三項第三号の の十九の改正規定、第三十九条の二十の二第 六項の次に一項を加える部分を除く。)、第三 分及び同条第七項を同条第八項とし、 に改め、同項第二号イからハまでを改める部 六の改正規定(同条第六項第一号へ中「第七 第十九項第三号の改正規定、 十五の十八の改正規定、第三十九条の三十九 十の四第一項の改正規定、同条第二項の改正 二項第一号イの改正規定、第三十九条の二十 十九条の十八第一項の改正規定、第三十九条 十二条の二各号」を「第七十二条の三各号」 同条第四項の改正規定、第三十九条の十 同条第二十一 同条第

頁角三号位がこ第六項第四号及び第五号の改項の改正規定、第三十九条の四十五の二第四十六項の改正規定、第三十九条の四十五の二第四十六項の改正表別。 項の改正規定、第三十九条の百二十の六の 四の改正規定、第三十九条の百二十の五第一 八第一項の改正規定、第三十九条の百十九の 正規定、同項第七号の改正規定、同条第三項規定、第三十九条の百十五第二項第二号の改 第二項第三号を削る改正規定、同条第四項第 一項第三号ロ」に改める部分に限る。)、同条五条第一項第三号ロ」を「第二百二十六条第 四条第一項及び第二項」に改める部分を除一号の改正規定(同号イ中「第四条」を「第 十九条の八十八の改正規定、第三十九条の九九条の七十八第三項第三号の改正規定、第三 出資金の額」に改める部分に限る。)、同条第(「資本又は出資の金額」を「資本金の額又は 改める部分に限る。)、同条第十項の改正規資金額」を「資本金の額又は出資金の額」に 正規定、第三十九条の百二十六を削る改正規 改める部分に限る。)、第三十九条の百二十 又は剰余金の分配」を「剰余金の配当等」に 規定、同項第四号の改正規定(「利益の配当 第二項の改正規定、同条第三項第三号の改正 改正規定、第三十九条の百二十の二第二項第 九条の百十六の改正規定、第三十九条の百十 の改正規定、同条第四項の改正規定、第三十 十九条の百十四第二項第一号イ(1)の改正 規定、第三十九条の九十八の改正規定、 同条第九項の改正規定、同条第十二項の改正 く。)、同項第二号イの改正規定 (「第百六十 正規定、第三十九条の四十七第一項の改正規 定、第三十九条の四十二第九項の改正規定 四号及び第五号の改正規定、第三十九条の 三十項第三号の改正規定、同条第三十二項第 及び同項第一号に係る部分に限る。)、同条第 項の改正規定 (「(資本又は出資の金額」を (1) 及び(2) 並びに口(1) の改正規定、 三号を削る改正規定、同条第五項第一号イ 五の改正規定、第三十九条の九十七第一項第 十三の見出しの改正規定、第三十九条の九十 定、第三十九条の七十二の改正規定、第三十 十六項の改正規定、第三十九条の四十四第八 十一第三項の改正規定(「資本の金額又は 「(資本金の額又は出資金の額」に改める部分 第四号及び第五号の改正規定、同条第二十七 一号イの改正規定、第三十九条の百二十の三 第三十九条の百二十五の三を第三十九条 第三 出四

法律第八十六号)の施行の日 びに第五十七条の規定 会社法(平成十七年四十九条から第五十一条まで、第五十四条並 及び第二項、第三十五条、第三十八条、第三 十七条から第二十条まで、第二十一条第一十五条第一項から第三項まで及び第五項、第 ら第五項まで及び第七項から第九項まで、第十三条第一項及び第三項、第十四条第一項か 三項まで、第九条、第十一条、第十二条、第規定並びに附則第三条、第四条第一項から第 条の改正規定並びに第五十五条第一項の改正 条第三項」に改める部分を除く。)、第五十三 正規定(「第八十条の二第三項」を「第八十 四十条の十の改正規定、第四十二条の十の改 改正規定、第四十条の二の二の改正規定、 の百二十六とする改正規定、第四十条の二の 十九条第二項、第四十五条、第四十六条、第 六条第二項、第三十三条、第三十四条第一項 項、第四項及び第五項、第二十五条、第二十

を同項第三号とする改正規定、同項第一号の八 第五条の十第四項第二号の改正規定、同号 律第五号) 附則第一条第二号に定める日 止法等の一部を改正する法律(平成十八年法健康等に係る被害の防止のための大気汚染防 項及び第四十一条第二項の規定 石綿による 定並びに附則第七条第二項、第二十八条第二 定及び同項第一号の次に一号を加える改正規 の改正規定、同号を同項第三号とする改正規 改正規定、第三十九条の四十六第四項第二号 る改正規定、同項第一号の次に一号を加える 項第二号の改正規定、同号を同項第三号とす 次に一号を加える改正規定、第二十八条第四 規定及び第三十九条の六十三の改正規定並び定、第三十九条の九の二第一項第一号の改正 項の規定 中心市街地における市街地の整備 項、第四十一条第五項並びに第四十三条第一 第八項、第三十条第三項、第四項及び第六

に附則第七条第七項、第十条第一項、第二

第五項、第七項及び第八項、第二十八条

る部分に限る。)、同条第十項第三号の改正規

第三十九条の九の二第一項第一号の改正

九 第七条の改正規定、第二十条の二第二項第 定、第二十五条第十二項の改正規定(「農業 加える改正規定、同条第二十七項の改正規 部分を除く。)、同条第二十五項の次に一項を 」に改める部分及び同号を同項第二号とする 同号ロ中「第一号ロ(1)」を「前号ロ(1) 十二号ロ」に改める部分、同号イ中「第一号項第十二号ハ」を「第三十四条の二第二項第 を「前項第二号」に、「第三十四条の二第一 項第三号の改正規定(同号中「前項第三号」 条第十九項第三号ロの改正規定、同条第二十 定、第二十二条の八第十四項の改正規定、同 五号の改正規定、第二十二条第七項の改正規 と」の下に「、第八号に掲げる区域内にある (1)」を「前号イ (1)」に改める部分、 第三条

同条第二十項第三号ロの改正規定、同条第二規定、第三十九条の五第十五項の改正規定、規定、第三十八条の四第十三項第五号の改正規定、第三十八条の四第十三項第五号の改正 事業と」を加える部分及び同項に一号を加え 載された施設において営むこととされている 号ロ中「第一号ロ(1)」を「前号ロ(1)」 号ロ」に改める部分、同号イ中「第一号イ十二号ハ」を「第六十五条の四第一項第十二 第十二条第一項に規定する認定基本計画に記 にあつては中心市街地の活性化に関する法律 の下に「、第八号に掲げる区域内にある資産 第三十九条の七第五項の改正規定(「農業と」 える改正規定、同条第二十八項の改正規定、 分を除く。)、同条第二十六項の次に一項を加 に改める部分及び同号を同項第二号とする部 (1)」を「前号イ(1)」に改める部分、同 十一項第三号の改正規定(「前項第三号」を 項第一号の改正規定、第二十九条の四の改正 第三号の改正規定、第二十五条の七の二第一 加える部分に限る。)、第二十五条の四第三項 いる事業と」を加える部分及び同項に一号を に記載された施設において営むこととされて 法律第十二条第一項に規定する認定基本計画 資産にあつては中心市街地の活性化に関する 「前項第二号」に、「第六十五条の四第一項第 2

成十六年法律第七十四号)附則第一条第二号 に定める日 同条第二項の改正規定 総合法律支援法 年法律第五十四号) の施行の日 第四十条の三第一項第三号の改正規定及び 伞

る法律の一部を改正する等の法律(平成十八 改善及び商業等の活性化の一体的推進に関す

「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下(所得税の特例に関する経過措置の原則) 得税について適用し、平成十七年分以前の所得があるものを除くほか、平成十八年分以後の所 税については、なお従前の例による。

(有価証券の記録等に関する経過措置) 新令第二条の九第二項の規定は、附則第

一条第七号に定める日(以下「会社法施行日」

う。) 第四条の二第一項に規定する有価証券に る改正後の租税特別措置法(以下「新法」とい 項に規定する有価証券については、なお従前の 置法(以下「旧法」という。)第四条の二第一 正法第十三条の規定による改正前の租税特別措 以下「改正法」という。)第十三条の規定によ を改正する等の法律(平成十八年法律第十号。 という。)以後に購入をする所得税法等の一部 例による。 ついて適用し、会社法施行日前に購入をした改

(確定申告を要しない配当所得等に関する経過

第四条 新令第四条の三第五項の規定は、 る基準日が会社法施行日前であるものについて 第五号に掲げる配当等で当該配当等の支払に係 べき旧法第八条の五第一項第一号、第二号又は あるものについて適用し、個人が支払を受ける 当等の支払に係る基準日が会社法施行日以後で 支払を受けるべき新法第八条の五第一項第一 措置) は、なお従前の例による。 号、第二号又は第五号に掲げる配当等で当該配 個人が

額とみなされるものに係る配当等については、六項に規定する利益の配当又は剰余金の分配の 施行令(以下「旧令」という。)第四条の三第前に支払を受けるべき改正前の租税特別措置法 る配当等について適用し、個人が会社法施行日 法施行日以後に支払を受けるべき同項に規定す なお従前の例による。 新令第四条の三第六項の規定は、個人が会社

3 る。 を受けるべき新法第八条の五第一項第一号に掲 会社法施行日以後であるものについて適用す げる配当等で当該配当等の支払に係る基準日が 新令第四条の三第七項の規定は、個人が支払

3

4 又は第九条の三第一項第一号に掲げる配当等に 支払を受けるべき旧法第八条の五第一項第二号 という。)から会社法施行日の前日までの間に 項第五号に規定する社員その他の出資者」とす 項の規定の適用については、これらの規定中 係る旧令第四条の三第二項又は第四条の六第一 「同項第六号に規定する社員」とあるのは「同 「第五号まで」とあるのは「第四号まで」と、 個人がこの政令の施行の日(以下「施行日

4

に関する経過措置) (試験研究を行った場合の所得税額の特別控除

第五条 新法第十条第三項又は第五項に規定する 個人のこれらの規定の適用を受けようとする年

の額は、当該試験研究費の額から当該特別償却 用については、当該各年分における試験研究費 **却費の額を控除した金額をいう。**)がある場合 号)第四十九条第一項の規定により計算した償 施額(当該各年分において旧法第十一条の三第 には、新法第十条第三項又は第五項の規定の 設備につき所得税法(昭和四十年法律第三十三 必要経費に算入された金額から当該開発研究用 以下この条において同じ。)のうち特別償却実 計算上必要経費に算入される試験研究費の 又はその年の前年の各年分の事業所得の金額 一項に規定する開発研究用設備の償却費として (同条第一項に規定する試験研究費の額をいう。

又は所得税額の特別控除に関する経過措置) (情報通信機器等を取得した場合等の特別償 実施額を控除した金額とする。

適

第六条 改正法附則第八十二条の規定によりなお の規定に基づく旧令第五条の八の規定は、 その効力を有するものとされる旧法第十条の六 その効力を有する。 なお

(個人の減価償却に関する経過措置)

第七条 個人が施行日前に取得等(取得又は製作 いては、なお従前の例による 第四号に掲げる機械その他の減価償却資産につ じ。)をした旧令第五条の十第一項第二号又は 若しくは建設をいう。以下この条において同

ついて適用する。 項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産に 定める日以後に取得等をする新法第十一条第一 限る。)の規定は、個人が附則第一条第八号に 新令第五条の十第三項(第二号に係る部分に

2

の四第一項」とする。 線テレビジョン放送施設の取得等をした場合に での間に旧令第五条の十四第二項に規定する有 おける同項の規定の適用については、同項中 「第十一条の六第一項」とあるのは、「第十一条 個人が施行日から平成十八年五月三十一日ま

ては、なお従前の例による。 をする同号に掲げる減価償却資産について適用 限る。) の規定は、個人が施行日以後に取得等 の三第一項第二号に掲げる減価償却資産につい し、個人が施行日前に取得等をした旧令第六条 新令第六条の三第一項(第二号に係る部分に

5 おその効力を有するものとされる旧法第十三条 の三 (第一項第三号に係る部分に限る。) 改正法附則第八十三条第八項の規定により の規

3

効力を有する 定に基づく旧令第六条の十の規定は、 なおその

- おその効力を有するものとされる旧法第十三条 の四の規定に基づく旧令第六条の十一の規定 改正法附則第八十三条第九項の規定によりな なおその効力を有する。
- く旧令第七条の規定は、なおその効力を有す 条(第一項に係る部分に限る。)の規定に基づ なおその効力を有するものとされる旧法第十四 改正法附則第八十三条第十一項の規定により

(個人の準備金に関する経過措置)

第八条 改正法附則第八十四条の規定によりなお の効力を有する。 の規定に基づく旧令第十二条の規定は、なおそ 二 (第一項の表の第二号に係る部分に限る。) その効力を有するものとされる旧法第二十条の 2

第九条 個人が会社法施行日前に取得した旧令第 による株式の取得に係る経済的利益の非課税等 に関する経過措置) (特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使

- なお従前の例による。 十九条の三第九項に規定する端株については、 会社法施行日から平成十八年九月三十日まで
- 項に規定する株式移転完全親法人から交付を受 株式、同条第二項に規定する株式移転により同 人から交付を受けた当該株式交換完全親法人の 式交換により同項に規定する株式交換完全親法 の間における新令第十九条の三第九項及び第十 「所得税法第五十七条の四第一項に規定する株 項の規定の適用については、同条第九項中 4
- 定並びに第二十五条の十三第四項の規定」とす 定」とあるのは「第百六十七条の七第四項の規 をいう。)を受けた新株」と、同条第十一項中 会社から割当て(同項に規定する新株の割当て 定する株式交換等により同項に規定する特定親 を受けた株式、法第三十七条の十四第一項に規 受けた株式」とあるのは「取得決議により交付 四第三項第二号」と、「取得決議により交付を 項第二号」とあるのは「所得税法第五十七条の けた当該株式移転完全親法人の株式、同条第三 「第百六十七条の七第二項から第四項までの規 5 7 6
- 予約権等を付与した日の属する年の翌年一月三 規定の適用については、同項中「当該特定新株 ある場合における新令第十九条の三第十六項の 改正法附則第八十八条第二項の規定の適用が

日」とする。 十一日」とあるのは、「平成十九年一月三十一

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

- 第十条 よる。 渡に該当する譲渡については、 の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲 適用し、個人が同日前に行った旧法第三十一条 住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について 行う新法第三十一条の二第一項に規定する優良 個人が附則第一条第九号に定める日以後に 新令第二十条の二第二項第五号の規定 なお従前の例に
- 三条第一項に規定する資産の譲渡で同項第三号 る清算金を取得する場合については、なお従前 項に規定する資産の譲渡で同項第三号に規定す に規定する清算金を取得する場合について適用 第一条第九号に定める日以後に行う新法第三十 の例による。 し、個人が同日前に行った旧法第三十三条第一 新令第二十二条第七項の規定は、個人が附則
- 3 の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前に行った旧法第三十七条第一項の表の第七号 げる資産の譲渡について適用し、個人が施行日 新法第三十七条第一項の表の第七号の上欄に掲 に限る。) の規定は、個人が施行日以後に行う 前の例による。 新令第二十五条第十二項(第三号に係る部分
- 前の例による。 第七号の下欄に掲げる資産については、なお従 げる区域内にある旧法第三十七条第一項の表の 第十二項第二号から第五号まで及び第十号に掲 個人が施行日前に取得をした旧令第二十五条
- 適用する。 表の第七号の上欄に掲げる資産の譲渡について に限る。) の規定は、個人が附則第一条第九号 に定める日以後に行う新法第三十七条第一項の 新令第二十五条第十二項(第八号に係る部分
- 号に定める日以後に行う新法第三十七条の五第 分に限る。)の規定は、個人が附則第一条第九 する土地等については、なお従前の例による。 施行日以後に取得をする新法第三十七条第二項 日前に取得をした旧法第三十七条第二項に規定 に規定する土地等について適用し、個人が施行 一項に規定する譲渡資産の譲渡について適用 新令第二十五条の四第三項(第三号に係る部 新令第二十五条第二十二項の規定は、個 [人が

第一項に規定する譲渡資産の譲渡については、

8 接土地等の同項に規定する交換又は譲渡につい 法第三十七条の九の二第一項に規定する所有隣 人が附則第一条第九号に定める日以後に行う新 新令第二十五条の七の二第一項の規定は、

る経過措置) 従前の例による。 (株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関す

条の九の二第一項に規定する所有隣接土地等の

て適用し、個人が同日前に行った旧法第三十七

- 2 第十一条 号に掲げる事由により交付を受ける同項第一号 個人が会社法施行日以後に同項第一号又は第一 ついて適用する。 の合計額又は同項第二号に規定する金銭の額に に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額 新令第二十五条の八第三項の規定は、
- 号に掲げる事由による取得については、なお従行目前に行った旧令第二十五条の八第六項第四 法人が会社法施行日以後に行う同号に掲げる事 前の例による。 由による取得について適用し、法人が会社法施 新令第二十五条の八第六項第四号の規定は、
- 3 第二十五条の八第六項第四号に掲げる買取りに 第一項の規定による買取りによる取得は、新令 治三十二年法律第四十八号)第二百二十条ノ六 同法第六十四条の規定による改正前の商法(明 に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十 よる取得とみなす。 によりなお従前の例によることとされる端株の 七年法律第八十七号)第八十六条第一項の規定 法人が会社法施行日以後に行う会社法の施行

係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措 (特定管理株式が価値を失った場合の株式等に

- 第十二条 会社法施行日から平成十八年九月三十 四項、第八項第一号ハ及び第九項第一号の規定 日までの間における新令第二十五条の八の二第 式等の取得費の特例に関する経過措置) 第二十五条の十三第四項の規定」とする。 のは、「第百六十七条の七第四項の規定並びに 七条の七第二項から第四項までの規定」とある の適用については、これらの規定中「第百六十 (平成十三年九月三十日以前に取得した上場株
- 第十三条 新令第二十五条の十第四項及び第五項 第三号から第五号までの規定は、個人が会社法

し、個人が同日前に行った旧法第三十七条の五

- 上場株式等について適用する。 取得をする新法第三十七条の十一の二第一項 施行日以後にこれらの規定に掲げる事由により
- いて適用する。 第三十七条の十一の二第一項の上場株式等につ れらの規定に掲げる事由により取得をする新法 の規定は、個人が平成十八年十月一日以後にこ 新令第二十五条の十第五項第一号又は第二号
- 同項に規定する交換又は譲渡については、なお 3 三号若しくは第四号に規定する」と、「当該上第五項に規定する特定子会社株式又は同項第第一号から第四号までに規定する」とあるのは第三号若しくは第四号に掲げる」と、「第五項第三号若しくは第四号に掲げる」と、「第五項 等を受ける場合を除く。) 及び第三号から第 特定子会社株式の譲渡がなかつたものとされる 当該株式交換等により移転した同項に規定する 場株式等」とあるのは「当該特定子会社株式又 るのは「第五項に規定する株式交換等又は同 五項の規定の適用については、同条第三項中 の間における新令第二十五条の十第三項及び第 号までに掲げる事由」とする。 場合に限るものとし、同項に規定する交付金 げる事由」とあるのは「法第三十七条の十四第 は当該上場株式等」と、同条第五項中「次に掲 「第五項第一号から第四号までに掲げる」とあ 会社法施行日から平成十八年九月三十日まで 項に規定する株式交換等(同項の規定により

得計算等の特例に関する経過措置) (特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所

- 第十四条 新令第二十五条の十の二第七項の規定 いては、なお従前の例による。 第二号に規定する上場株式等保管委託契約につ 等保管委託契約について適用し、会社法施行日 条の十一の三第三項第二号に規定する上場株式 前に締結した旧法第三十七条の十一の三第三項 は、会社法施行日以後に締結する新法第三十七
- は、なお従前の例による。 者が会社法施行日前に取得した旧令第二十五条 の十の二第七項第一号に規定する端株について 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住
- 3 る上場株式等について適用する。 後に行われる同号に規定する法人の合併により 係る部分に限る。)の規定は、会社法施行日 より同号の特定口座に受け入れる同号に規定す 後に行われる同号に規定する株式無償割当てに 係る部分に限る。)の規定は、会社法施行日以 新令第二十五条の十の二(第十四項第六号に 新令第二十五条の十の二(第十四項第七号に 以

所含第二十五条の十つに(第十四頁第八号と 外球式については、なお従前の例による。 人株式については、なお従前の例による。 が持足可座に受け入れる同号に規定する合併法 が活人の株式又は出資について適用し、会社法 併法人の株式又は出資について適用し、会社法 所法人の株式又は出資について適用し、会社法 の場合に対して、

- 5 新令第二十五条の十の二(第十四項第八号に 係る部分に限る。)の規定は、会社法施行日以 で、る部分に限る。)の規定は、会社法施行日以 で、る部分に限る。)の規定は、会社法施行日以 で、日前に行われる同号に規定する法人の分割により 同号の特定口座に受け入れる同号に規定する分割承継法 人の株式については、なお従前の例による。 人の株式に行われる同号に規定する株式交換又 は、会社法施行日以 に係る部分に限る。)の規定は、会社法施行日以 に係る部分に限る。)の規定は、会社法施行日以 によって、第十四項第八号に
- 第令第二十五条の十の二(第十回項第十号に 保る部分に限る。)の規定する上場株式等につ 座に受け入れる同号に規定する請求権の行使、取 後に行われる同号に規定する請求権の行使、取 後に行われる同号に規定する請求権の行使、取 の規定は、会社法施行日以
- 本が発二十五条の十の二(第十四項第十一号 は、会社法施行日前に行われる同号に規定する特定口座内保管 上場株式等について与えられた株式の割当てを 受ける権利又は新株予約権の行使により同号の 受ける権利又は新株予約権の行使により同号の 受ける権利又は新株予約権の行使により同号の でのいて適用し、会社法施行日前に行われた 日令第二十五条の十の二第十四項第九号に規定 する特定口座内保管上場株式等について与えら する特定口座内保管上場株式等について与えら は受け入れる同号に規定する株式の割当てを は受け入れる同号に規定する株式の割当てを は受け入れる同号に規定する株式の割当でを は受け入れる同号に規定する株式の割当でを は受け入れる同号に規定する株式については、 に受け入れる同号に規定する株式については、 に受け入れる同号に規定すると に受け入れる同号に規定する に受け入れる。 に受け、 に受け、 に受け、 に受け、 に受け、 に受け、 に受け、 にして、 に
- 及び第二十二項第一号の規定の適用について第十一項第二号イ、第十二項第一号、第十九項の間における新令第二十五条の十の二第一項、9 会社法施行日から平成十八年九月三十日まで

三第四項の規定」とする。十七条の七第四項の規定並びに第二十五条の十から第四項までの規定」とあるのは、「第百六は、これらの規定中「第百六十七条の七第二項

- 新令第二十五条の十の五(第三項第三号に係る部分に限る。)の規定は、会社法施行日以後 場所に行われた旧令第二十五条の十の五第三 行日前に行われた旧令第二十五条の十の五第三 行日前に行われた旧令第二十五条の十の五第三 法人の株式又は出資について適用し、会社法施 号の出国口座に受け入れる同号に規定する合併 法人の株式又は出資について適用し、会社法施 行日前に行われた旧令第二十五条の十の五第三 法人の株式又は出資について適用し、会社法施 行日前に行われる同号に規定する合併 法人の株式又は出資について適用し、会社法施 行日以後 る部分に限る。)の規定は、会社法施行日以後 る部分に限る。)の規定は、会社法施行日以後 る部分に限る。)の規定は、会社法施行日以後 る部分に限る。)の規定は、会社法施行日以後
- 株式については、なお従前の例による。株式については、なお従前の例による。 新令第二十五条の十の五第三項第三号に規定する法人の分割により同号の出国口座に受け入れる同号に規定する分割で表述法人の株式について適用し、会社法施行日別後に行われた旧令第二十五条の十の五第三項第三号に規定する法人の分割により同場に対して、会社法施行日以後をいる。 新令第二十五条の十の五(第三項第四号に係式については、なお従前の例による。

する経過措置)

- 「大き、「下系」」」) 「特定口座廃止届出書等に関する経過措置) 長に規定する上場株式等について適用する。 号に規定する上場株式等について適用する。 日本の発生又は の規定は、会社法施行日以後 の規定は、会社法施行日以後
- 住者が施行日以後に同項に規定する特定口座取は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居第十六条 新令第二十五条の十の七第四項の規定

。 定」とあるのは、「第百六十七条の七第四項のる同号に規 「第百六十七条の七第二項から第四項までの規 式無償割当 第四項第一号の規定の適用については、同号中 会社法施行 日までの間における新令第二十五条の十の十一 第三項第二 第十七条 会社法施行日から平成十八年九月三十

2

新令第二十五条の十三の二第五項第五号の規

金額の控除等に関する経過措置)(特定中小会社が発行した株式の取得に要した

規定並びに第二十五条の十三第四項の規定」と

- 第十八条 新令第二十五条の十二第六項の規定第二十五条の十二第六項に規定する株式無償割第二十五条の十二第六項に規定する株式無償割第二十五条の十二第六項の規定第二十五条の十二第六項の規定
- (特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の間における新令第二十五条の十二第古六十七条の七第四項の規定」とあるのは、「第百六十七条の七第四項までの規定」とあるのは、「第百六十七条の方第四項までの規定」とあるのは、「第一項から第四項までの規定」とあるのは、「第一」というでは、「第一」には、「第一」というでは、「第一」には、「第一」には、「第一」には、「第一」には、「第一」には、「第一」には、「第一」にはいるままない。「第一」には、「第一」には
- (株式交換又は株式移転に係る課税の特例に関 第十九条 新令第二十五条の十二の二第十三項に規定する 新令第二十五条の十二の二第十三項に規定する 新令第二十五条の十二の二第十三項に規定する を は、会社法施行日以後に行われる新法第三 の繰越控除等に関する経過措置)
- 関する経過措置) (特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に
- 以後にこれらの規定に掲げる事由により取得をに恒久的施設を有する非居住者が会社法施行日二号から第四号までの規定は、居住者又は国内第二十一条 新令第二十五条の十三の二第五項第

については、なお従前の例による。 まり取得をした同項に規定する取得上場株式等 三の二第五項第二号及び第三号に掲げる事由に 居住者が会社法施行日前に旧令第二十五条の十 用し、居住者又は国内に恒久的施設を有する非 のでのでは、なお従前の例による。

- 3 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住場株式等について適用する。 場株式等について適用する。 を事由により取得をする同項に規定する取得上居住者が平成十八年十月一日以後に同号に掲げ居住者が平成十八年十月一日以後に同号に掲げ
- 4 新令第二十五条の十三の二第五項第六号の規者が平成十八年十月一日前に旧令第二十五条の十三の二第五項第四号に掲げる事由により取得をした同項に規定する取得上場株式等については、なお従前の例による。 居伯者文に国外に指外的施説を有する別居伯

る経過措置)

- 第二十二条 新令第二十五条の十六第二項の規定する資産の譲渡については、なお従前の例人が施行日前に行った旧法第三十九条第一項に規定する資産の譲渡について適用し、個人が施行日以後に行う新法第三十九条第による。
- (法人税の特例に関する経過措置の原則)
- 親法人又は当該連結親法人による連結完全支配日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行あるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四第二十三条 新令第三章の規定は、別段の定めが

た連結事業年度分の法人税については、 支配関係にある連結子法人の施行日前に開始し 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全 の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び 連結事業年度分の法人税について適用し、法人 なお従 3

関係にある連結子法人の施行日以後に開始する

に関する経過措置 (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

額から当該特別償却実施額を控除した金額とす の規定の適用については、当該適用事業年度等 合には、新法第四十二条の四第三項又は第七項 定める金額を控除した残額をいう。) がある場 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に の償却費として損金の額に算入された金額から 条の三第一項に規定する開発研究用設備(以下 額(当該適用事業年度等において旧法第四十四下この項において同じ。)のうち特別償却実施 条第一項に規定する試験研究費の額をいう。以算上損金の額に算入される試験研究費の額(同 の前日を含む事業年度(以下この項において ようとする事業年度又は当該事業年度開始の日 項に規定する法人のこれらの規定の適用を受け における試験研究費の額は、当該試験研究費の この項において「開発研究用設備」という。) 「適用事業年度等」という。)の所得の金額の計 新法第四十二条の四第三項又は第七 措置 別償却又は法人税額の特別控除等に関する経過 (中小企業者等が機械等を取得した場合等の特

の三第一項の規定の適用を受けた場合 当該開発研究用設備につき旧法第四十四条 規定する普通償却限度額 同項

場合 これらの規定に規定する普通償却限度 の二第一項又は第四項の規定の適用を受けた 額として政令で定める金額 当該開発研究用設備につき旧法第五十二条

日を含む事業年度が連結事業年度に該当し、かの適用を受けようとする事業年度開始の日の前 た金額から附則第三十七条第一項各号に掲げる 研究用設備の償却費として損金の額に算入され 法第六十八条の二十の二第一項に規定する開発 特別償却実施額(当該連結事業年度において旧 額をいう。以下この項において同じ。)のうち第六十八条の九第一項に規定する試験研究費の つ、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算 三項又は第七項に規定する法人のこれらの規定 前項の場合において、新法第四十二条の四第 |損金の額に算入される試験研究費の額(新法 2

施額を控除した金額とする。 額は、当該試験研究費の額から当該特別償却実 二条の四第三項又は第七項の規定の適用につい ては、当該連結事業年度における試験研究費の した残額をいう。)があるときは、新法第四十 場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除

規定の適用を受けた法人である場合には、同項 受ける法人が旧令第二十七条の四第二十三項の 新令第二十七条の四第二十項の規定による届出 理的な方法について受けた認定とみなし、旧令 みなす。 をした同項の分割法人等及び分割承継法人等と した同項の分割法人等及び分割承継法人等は、 第二十七条の四第二十三項の規定による届出を は、新令第二十七条の四第二十項に規定する合 に規定する合理的な方法について受けた認定 新令第二十七条の四第二十項の規定の適用を

める。 び届出に関し必要な経過措置は、財務省令で定行われたものである場合における同項の認定及 行日以後最初に開始する事業年度開始の日前に 除く。)の同条第二十項に規定する分割等が施 受ける法人(前項の規定の適用を受けるものを 新令第二十七条の四第二十項の規定の適用を

第二十五条 会社法施行日前に整理開始の命令が あった場合又は会社法の施行の際現に係属して 条の七第十三項第二号又は第二十七条の十第五 る旧令第二十七条の六第十項第二号、第二十七行日以後に整理開始の命令があった場合におけ 項第二号に掲げる事実については、なお従前の いる会社の整理に関する事件について会社法施

償却又は法人税額の特別控除に関する経過措(情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別

第二十六条 新法第四十二条の十一第六項に規定 について、会社法の施行の際現に係属している 決定」とあるのは、「更生手続開始の決定、 定の適用については、同号中「更生手続開始の の命令があった場合における新令第二十七条の する法人について、会社法施行日前に整理開始 法の規定による整理開始の命令」とする。 十一第八項(第二号に係る部分に限る。)の規 新法第四十二条の十一第六項に規定する法人 商 第

一号

|の十五第七項|の十五第七項

前の商法の規定による整理開始の命令」とす 開始の決定、会社法の施行に伴う関係法律の整 令第二十七条の十一第八項(第二号に係る部分 以後に整理開始の命令があった場合における新 会社の整理に関する事件について会社法施行日 備等に関する法律第六十四条の規定による改正 に限る。) の規定の適用については、同号中 「更生手続開始の決定」とあるのは、「更生手続

又は法人税額の特別控除に関する経過措置) (情報通信機器等を取得した場合等の特別償却

第二十七条 改正法附則第百六条の規定によりな おいて、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同の規定は、なおその効力を有する。この場合に 条の十一の規定に基づく旧令第二十七条の十一 おその効力を有するものとされる旧法第四十二 字句とする。 表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる

|第十六項||法第六十八条||所得税法等の 用廃止設備がが旧効力措置法第六十八 の十五第一項 法第六十八条条の十五第七項 額(当該供総額(当該供用廃止設備 する等の法律 おその効力を有するもの という。) 第六十八条の十 特別措置法(以下この条 規定による改正前の租税 年法律第十号)附則第百 において「旧効力措置法 とされる同法第十三条の 二十二条の規定によりな 一部を改正 (平成十八 第 第十九項 十七七 一号ニ 項

第十六項 法第六十八条旧劾力措置法第六十八条 第三十九条の の十五第七項 項 + Ŧi. 第 租税特別措置法施行令の 九条の四十五第十一項 施行令」という。) 号)附則第四十条の規定 成十八年政令第百三十五 置法施行令(以下この条 よる改正前の租税特別措 一部を改正する政令(平 するものとされる同令に !おいて「旧効力措置法 よりなおその効力を有 第三十 項第 \_ +

の十五第六項の十五第六項

法第六十八条|旧効力措置法第六十八条

項

第 第十七 号 項 第一号 第三十九条の|旧効力措置法施行令第三 号

|法第六十八条|旧効力措置法第六十八条 の十五第十の十五第十一項 四十五第十項十九条の四十五第十項第 の十五第七項の十五第七項

第二号口 第 第 第 .十七項法第六十八条旧効力措置法第六十八条 十七 十七項法第六十八条旧効力措置法第六十八条 号 一号イ 項 |の十五第六項|の十五第六項 条の十五 の十五第九項の十五第九項 法第六十八条旧 効力措置法第六十八条 法第六十八条旧効力措置法第六十八条 の十五第八項の十五第八項 八項 法第六十八 第条の十五第八項 旧効力措置法第六十

第二十項 第 十七項法第六十八条旧効力措置法第六十八条 二号ハ |法第六十八条|旧効力措置法第六十八 |法第六十八条|旧効力措置法第六十八条 の十五第十の十五第十二項 |法第六十八条|旧効力措置法第六十八条 の十五第十の十五第十一項 の十五第十の十五第十二項 四十五第二十十九条の四十五第二十 第三十九条の|旧効力措置法施行令第三 の十五第十の十五第十一項 の十五第八項の十五第八項 法第六十八条|旧効力措置法第六十八条 項第二号 第二号 条 項

条の |法第六十八条||日効力措置法第六十八条 法第六十八条|旧効力措置法第六十八条 又は第六十八|又は旧効力措置法第六十 法第六十八条旧劾力措置法第六十八条 の十五第七項の十五第七項 項 十五第二項の十五第二項 十五第九項の十五第九項 十· 五. 第八条の十五第九項

																																					93	j
製作若しくは建設をいう。以下この条において類ニ十八条 法人が施行日前に取得等(取得又は(法人の減価償却に関する経過措置)	項の項	条	第百四十	の項及び	一第一項	十四条の	、第写三	ライツ頁 一項第一	・〔〔5: -   の十九第	八十一条	の項、第	条第一項	第八十二		→ 07.	・ の表 第 注	)を写示5月~~50~~50~~51~~50~~50~~50~50~50~50~50~50~50~50~50~50~	条の十一第十一項	」という。)第四	以下	による改正前の租税特別	:	号の項・コーク	一項第一項 一	十二条の 十一 第 十年法律第十号)附則の 君勇 海第四十二条 でる等の 海雀(平 瓦	長寛去寛四十二巻十 る等の去車 (平戈十一三)利利のおお置所役利治等の一部を改	二十三目説寺川昔置「万事説去等の一邪シ女第十一項	置法第四十二条	による改正前の租税	れる同法第十三条の	号及び の効力を有する	一項 六条の規定によりなお	十一条の十 一第十年法律第十号)附則第一の第二次第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	頂の長第去第四十二条する等の去聿(平戊十八第二十三種称特別措置所得税法等の一部を改正	第一号	九項の十五第	法第六十八条旧効力措置	項第一号 の十五第九項の十五第九項  第二十二法第六十八条旧効力措置法第六十八条
措置法施行令の一部を改正する政令(平成十八十九条の六十三第六項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の三十四第一項」と、「第三	る同法第十三条の規定による改正前の租税特別	の規定によりなおその効力を有するものとされ	十八年法律第十号)附則第百三十三条第十三項一一一行不称答案。一音《司司》之等《沒行》至月	「所导说去等の一部を牧王する等の去聿(平戏   「治算プーノ彡の三」四第一式」 きょそのじ	「去第六十八条の三十四第一頁」とあるのは		発育では、これの一般では、これのように、   条(第一項に係る部分に限る。)の規定に基づ	その効力を有するものとされる旧法第四十	改正法附則第百七条第十三項の規定により	定[	条の四の規定に基づく日令第二十九条の三の二  おその努力を本するせのとされる旧法第四十万	つうのめりを付けるようのできれる日共寛明トマーク   改正法除則第百七条第十一項の規定によりな	ていいけりまする。	定に基づく旧令第二十九条の三の規定は、なお	の三(第一項第二号に係る部分に限る。)の規	その効力を有するものとされる旧法第四十六条	6 改正法附則第百七条第十項の規定によりなお	ついては、なお従前の列による。	- 人の庖亍目前こ冬了レニ事業再度分の法人弟こ一 丁する事業年度父の法人移について適用し 法	「「から下巻戸隻子の去し兒このって適用し、去」(一分に限る。)の規定は「港人の施行日以後に終	5 新令第二十九条の二	資産については、なお	二十八条の十二第一項第二号に掲げる減価	適用し、法人が施行日前に取得等をした旧	同号に掲げる減価償却資産につ	分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取	第二十八条の十第一項(第二号に係[纾)エレ゚゚゚゚゚゚゚゚゚	四条の四第一項  とする。  「第四十四条の四第一項」とあるのは 「第四十	つは、「寛国上」	した場合		人が施行日から平成十八年五月三十一日ま		一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産	「官かる日以後こ文导等を計る所去第四十三条第    阿る) の規定に   海ノが附貝第一第第八号に	录る。) )見三は、 ちへざ 対川等一 条等へみこ2 新令第二十八条第三項(第二号に係る部分に	お従前の例による。	は第四号に掲げる機械その他の減価償却資産に同じ。)をした旧令第二十八条第一項第二号又
十  五第一項		る改正前の租	ものとされる		条第一項		<b>9</b>	第七頁各号 の一部を牧王する致令  第三十九条の七十四種移料別措置法施行令	第一項又は 条の四十五第一項又に	第六年八条の四十旧効	十五第一項の		「旧効力措置	項及び第十八項におい  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別措置法(以前)の計画では、	ノヨ	る司 去食	の規定に	項 則第百三十	二十八年法律	十   五第一項の   正する等の法律 (	第 法第六十八条の四十 所得税法等の一部を	0	げる字句は、	いる同条の規定中同表の中欄	なおその効力を有する。この場合において、欠	の規定に基づく日令第三十二条の四の規定は、  の方(第一項の表の第二号に係る音をに限る)	ので、第一頁の長の第二号に表う耶分に長う。  その効力を有するものとされる旧法第五十五条	2 改正法附則第百九条第四項の規定によりなお	お従前の例による。	条第一項に規定する特定株式等については、な	し、法人が施行日前に取得をした旧法第五十五	一項に開	は、法人が施行日以後に取得をする新法第五十  第二十十分	· 情	計 全に	改正前の租税特別措置法施行令第三	規定によりなおその効力を有するものとされる  項年政令第百三十五号) 附則第四十一条第五項の  八
石炭等採掘場長終処分場又は露天泉終処分場又は露天	取り消された場合	規定により租鉱	十三条第一	、若し	鉱業権が取	第五十五条の	ロー	炭等の采掘第三号に規	一分におけ	、は露天	効力を失つ	くは当	可が取り	しくは司号に糸外の	最終処分を廃上し、	見三十分落塞	ける司長の角二号か 棄物最終処分場に許可が効力を失つた	いけこれでは、「こう」にはいまれては当り消された場合、消され、若しくは当	録簿の登録がに規定する許可が取	規定する採石廃止し、若し	若しくはる廃棄物の最終処分	する岩石の採取の表の第二号に規定	項の表の第一号に第五十五条の六第一	六第ける旧効力単体措置	石採取場における廃棄物最終処分場に	最終処分場」という。		いに「馨芸芸の長祭心分器(从で場(以下この第二号に規定する廃	ける露天 石炭	『法」という。) 第五	「旧効力単体	16置法(以下この項	6る改正前の租税特	物最司法第十三条の規定二号を有するものとされ	り寛二子 注言しい ついさい場合 とり定によりなまその努	いて則第百九条第四項の	規定する岩石採取場十八年法律第十号)	一項の表の第一号に正す法第五十五条の六第所得

594			
		項一十第び及号二第項十第四	る 掲 の な の の そ
連結事業年度	十五第一項の	連結事業年度に	第一項 第一項 五第十五条の二第十五条の二の効力を有するものとされる旧法 おその効力を有する。この場合 おその効力を有する。この場合 表の上欄に掲げる同条の用で 周に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句は、同表の第二条の二の五第十五条の二の五第十五条の二の五第十五条の二の五第十五条の二の五第十五条の二の五第十五条の二の五第十五条の二の五第十五条の二の五第十五条の二の五第十五条の二の五第十五条の二の五第十五条の二の五第十五条の二の一条第二条の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の
まりなおその対する まりなおその対する この項及び第十八年 の四十五第一項の 正第一項の 一方。)第六十八条の 一部を 一方。)第六十八条の 一部を 一方。)第六十八条の 一部を 一方。)第六十八条の 一部を 一方。)第六十八条の 一部を 一方。)第六十八条の 一部を 一方。)第六十八条の 一部を 一方。)第六十八条の 一部を 一方。)第二百段の 一方。)第二百段の 一方。)第二百段の 一方。)第二百段の 一方。)第二百段の 一方。)第二百段の 一方。)第二百段の 一方。)第二百段の 一方。)第二百段の 一方。)第二百段の 一方。)第二百段の 一方。)第二百段の 一方。)第二百段の 一方。)第二百段の 一方。)第二百段の 一方。)第二百段の 一方。)第二百段の 一方。)第二百段の 一方。)	三十五条第十五条第十五条第十法 日前得税法等 日前得税法等	年九 措 に 第 年 九 措 に 第 年 号 居 居 居 居 居 法 る 改 注 ( 現 二 ) 第 二 第 第 二 第 年 第 二 第 年 第 二 第 年 年 年 年 年 年	五第十五条の1型第十五条の1型第十五条の1型を1型を1型を1型を1型を1型を1型を1型を1型を1型を1型を1型を1型を1
とお事第特規法改一八一四一に以正第有別	五頁の規定は、一年(平成十二年(平成十二年)の一部を改せ	定する連結事業にある連結事業	の五第十五条の二の六第一項 同表の下欄に掲げる字句とす でではる同条の規定中同表の中欄に があることされる旧法第五十五条 でである。この場合において、次 でである。この場合において、次 である。この場合において、次 である。この場合において、次 である。この場合において、次 である。この場合において、次 では、次 では、次 では、か では、か では、か では、か では、か では、か では、か では、か
いい業十別定律正 条 十とお下前十寸に	こ百八正	<u>業十別定律正</u> 項八十章	<u> </u>
の十場 場「下石号と、		一年 条の二年	第三十九条の七十四第七項各号の七十二条の二十二条の十十二条の十十十二条の十十十十二条の十十十十十十十十十十十
十る廃 場お終二五指項 税ののなれ年す 五旧棄 といか 号条置に 特別とおそ第年 とて分にのこい 特にされの五番のカー島 い 場相 たい 特に れの 第一番 の	下 所 得 税 が 第 二 号 資 源 特 定	四項	祖号十税る効項号成一租 税 九特同力の附件の部税 等 条別令を規附任を物 の 措に有定則年改別
一 措分 物下る項う。旧 (改法を規) で 現置場 最こ廃 表の 正 第十 す に 則 成 を ま 第 力 下 前 十 す に 則 成	を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	の一大き二一下税の令ずが	置 十法るるよ四令す置 去 四施改もり十二百改施 第行正とお条三令行 七令前とお条三令行
表第お 処項物の五単この三るよ第十の五け 分に最第十体の租条もり百八		第一八十いの別定省政会	令 項第のさそ第十(令 等 各三租れの二五平の
原等採掘場 「旧効力歩 ではよりな でによりな でによりな によりな でによりな でによりな でによりな でによりな でによりな でによりな でによりな でによりな でいる力歩 でいるの でいるの の効力を でいるの の効力を でいるの の効力を でいるの のが のが のが のが のが のが のが のが のが の	鉱権が取り消され 項の規定により租 法第八十三条第一	り鉱業権の規定は 大型を が効力をは が効力をは が効力をは が効力をは が放力をは が放力を が成り消され が成り消され、 が成り消され、 が成り消され、 が成り消され、 が成り消され、 が成り消され、 が成り消され、 が成り消され、 が成り消され、 が成り が成り消され、 がののまた。 がののた場	く分のの分合か業号止る はを廃第場、取者にし岩 たは可しの第
場合 場合 場合 場合 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京			第二号に規定する廃棄物の最終処分を廃止し、若しくは同号に規定する許可が効力を失つた場合
4 3 2	第 後係 <b>=</b> す		項七第
(では、 (では	☆第六十五条の七巻は、『第三十九条の七巻』)	(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関 一号 「治・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中工   一項   七十十七第一項   七十十七第一項   七十十七第一項   七十十七第一項   七十十七第一項   一項   年の効力を有す   その効力を有す   その効力を有す   年別措置法第六   年別措置法第六   年別措置法第六   年別措置法第六   日項   日項   日   日   日   日   日   日   日
大の音楽の 大の音楽の 大の音楽の 大の音楽の 大の音楽の 大の音楽の 大の音楽の 大の音楽の 大の一年 一年 大の一年 大の一年 大の一年 大の一年 大の一年 大の一年 大の一年 大の一年 大の一年 大の一年 一年 大の一年 大の一年 大の一年 大の一年 大の一年 大の一年 大の一年 大の一年 大の一年 大の一年 一年 大の一年 大の一年 大の一年 一年 大の一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年	のが ( 表施 第	税 (こまりなおそ によりなおそ によりなおそ において「旧 において、 第五十 大条の二第 十六条の二第	5 十のるり附等 条 等 九租同な則の の

いては、なお従前の例による。 号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税につ 行った旧法第六十五条の七第一項の表の第十四

5 第二項に規定する土地等については、なお従前 七第二項に規定する土地等について適用し、法人が施行日以後に取得をする新法第六十五条の 人が施行日前に取得をした旧法第六十五条の七 新令第三十九条の七第二十一項の規定は、法

人税について適用し、法人が同日前に行った旧土地等の同項に規定する交換又は譲渡に係る法 土地等の同項に規定する交換又は譲渡に係る法 法第六十五条の十三第一項に規定する所有隣接 法第六十五条の十三第一項に規定する所有隣接 (国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の 人が附則第一条第九号に定める日以後に行う新 人税については、なお従前の例による。 新令第三十九条の九の二第一項の規定は、法 項

特例に関する経過措置) 項

資産流動化法第

会社法関係整備法第二百

第三十一条 項第二号及び第三号に掲げる者とし、改正法附 する場合における同号の資金に係る負債を除項に規定する負債(同条第十三項第一号に規定 で定める負債は、新令第三十九条の十三第十六 のとし、改正法附則第百十四条に規定する政令 新令第三十九条の十三第十五項各号に掲げるも 則第百十四条に規定する政令で定めるものは、 令で定める者は、新令第三十九条の十三第十三 く。)とする。 改正法附則第百十四条に規定する政

金算入の特例に関する経過措置) (認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損 第

同項第

一号口

第三十二条 新令第三十九条の二十三の規定は、 消しについては、なお従前の例による。 長官が施行日前に行った同条第五項の認定の取六条の十一の二第三項の認定の申請又は国税庁 て適用し、法人が施行日前に行った旧法第六十 日以後に行う同条第五項の認定の取消しについ の二第三項の認定の申請又は国税庁長官が施行 法人が施行日以後に行う新法第六十六条の十一 (株式交換又は株式移転に係る課税の特例に関 項

式等を取得した同項に規定する特定親会社の当令第三十九条の三十第四項に規定する子会社株 該子会社株式等の取得価額に係る同項の規定の 適用を受ける同項に規定する特定子会社から旧十日までの間に旧法第六十七条第一項の規定の 会社法施行日から平成十八年九月三 第 項

する経過措置)

適用については、同項中「第八号」とあるの は、「第二十二号」とする。

措置)

第三十四条 改正法附則第百二十一条第二項の場 中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲 については、次の表の上欄に掲げる同条の規定 合における新法第六十七条の十四の規定の適用 げる字句とする。

뭉 第八条第一項の特法律の整備等に関する法 資産流動化法第会社法の施行に伴う関係 定目的会社名簿律(次号において「会社 る |に登載されてい|法関係整備法」という。 定によりみなされて適用 を受けている される同条第二項の登録 第二百三十条第七項の規

一号 第百九十五条第一 第二項各号に掲 特定資産(同条特定資産 資産流動化法第会社法関係整備法第二 資産流動化計画 産の流動化 |項に規定する資特定資産の流動化 げる資産に限る 一百条第 号口及同項第 項 |同条第八項第五号に規定 |三十条第二項に規定する する資産流動化計画 三十三条第二十七 二百

第 項 2 る字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げ の三十二の二の規定の適用については、次の表 前項に規定する場合における新令第三十九条 ||資産流動化法第||会社法の施行に伴う関係法| 一条第一項 |律の整備等に関する法律 係整備法」という。) (第八項において「会社法関 一十条第三項 第

|次に掲げる全て|第一号に掲げる要件

法第六十七条の|会社法関係整備法第

二百

十四第一項第

十条第八項第五号

の要件

(特定目的会社に係る課税の特例に関する経

第三十五条 産の流動化

施行日前に終了した事業年度分の法人税につい 七条の十五第一項に規定する投資法人の会社法 業年度分の法人税について適用し、旧法第六十 する投資法人の会社法施行日以後に終了する事 の規定は、新法第六十七条の十五第一項に規定 ては、なお従前の例による。

第三十六条 改正法附則第百二十六条に規定する 改正法附則第百二十六条に規定する政令で定め 六第十四項第二号及び第三号に掲げる者とし、 政令で定める者は、新令第三十九条の三十五の の特別控除に関する経過措置) 六条に規定する政令で定める負債は、新令第三 項各号に掲げるものとし、改正法附則第百二十 るものは、新令第三十九条の三十五の六第十五 同号の資金に係る負債を除く。)とする。 (同条第十四項第一号に規定する場合における 十九条の三十五の六第十六項に規定する負債 (連結法人が試験研究を行った場合の法人税額

第三十七条 連結親法人若しくは当該連結親法人 所得の金額の計算上損金の額に算入される試験配関係にある連結子法人の連結事業年度の連結 規定の適用を受けようとする連結事業年度終了 規定する開発研究用設備(以下この項において 度において旧法第六十八条の二十の二第一項に 施額(当該連結事業年度又は当該前連結事業年 算入される試験研究費の額のうち、特別償却実 事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に る連結完全支配関係にある連結子法人の前連結 当該連結親法人若しくは当該連結親法人の同条 研究費の額(同条第一項に規定する試験研究費 の新法第六十八条の九第三項若しくは第七項の いう。)終了の時において当該連結親法人によ 度(以下この項において「前連結事業年度」と 第三項若しくは第七項に規定する前連結事業年 「開発研究用設備」という。)の償却費として損 額をいう。以下この項において同じ。)又は 時において当該連結親法人による連結完全支

同項第二号ハ 会社法関係整備法第二百三 十三条第二十七 項

資産流動化法第 項に規定する資資産の流動化 百九十五条第二十条第二項に規定する特定 会社法関係整備法第 一百

(投資法人に係る課税の特例に関する経過措置) 新令第三十九条の三十二の三第七項

の利子等の課税の特例に関する経過措置) (特定信託に係る特定国外受益者等に係る負債

費の額から当該特別償却実施額を控除した金 金の額に算入された金額から次の各号に掲げる 年度における試験研究費の額は、当該試験研究 十八条の九第三項又は第七項の規定の適用につ 場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除 いては、当該連結事業年度又は当該前連結事業 した残額をいう。)がある場合には、新法第六

- 合 の二十の二第一項の規定の適用を受けた場 当該開発研究用設備につき旧法第六十八条 同項に規定する普通償却限度額
- 度額として政令で定める金額 た場合 これらの規定に規定する普通償却 の四十第一項又は第四項の規定の適用を受け 当該開発研究用設備につき旧法第六十八条 限

号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める 定する開発研究用設備の償却費として損金の額 おいて同じ。)のうち特別償却実施額(当該事規定する試験研究費の額をいう。以下この項に 試験研究費の額(新法第四十二条の四第一項に度の所得の金額の計算上損金の額に算入される 度がない場合において、当該連結親法人又は当 額を控除した金額とする。 適用については、当該連結親法人又はその連結 新法第六十八条の九第三項又は第七項の規 金額を控除した残額をいう。)があるときは、 業年度において旧法第四十四条の三第一項に規 当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年 該連結事業年度終了の時において当該連結親法 する連結親法人の前項に規定する前連結事業年 は、当該試験研究費の額から当該特別償却実施 子法人の当該事業年度における試験研究費の に算入された金額から附則第二十四条第一項各 人による連結完全支配関係にある連結子法人の 新法第六十八条の九第三項又は第七項に規定 定

3 又はその連結子法人の連結事業年度をいう。) 事業年度が他の連結事業年度(他の連結親法人 定を適用する。 よる連結完全支配関係にあった当該連結親法人 同項に規定する事業年度とみなして、同項の規 に該当する場合には、当該他の連結事業年度を 人の同項の連結事業年度開始の日の前日を含む (当該連結親法人以外の連結親法人をいう。) 前項に規定する連結親法人又はその連結子法

4 適用を受ける連結親法人又は当該連結親法人に よる連結完全支配関係にある連結子法人が旧令 新令第三十九条の三十九第二十七項の規 定

及び 力を有するものとされる 項第 に前の租税特別措所得税法等の一部を改正 十七租税特別措所得税法等の一部を改正 十七租税特別措所得税法等の一部を改正 十二項力条の規定によりなおその 法第十二項力を有するものとされる 正前の租税特別措置法 (正前の租税特別措置法 (正前の租税特別措置法 (正前の租税特別措置法 (正前の租税特別措置法 (正前の租税特別措置法 (正前の租税特別措置法 (正前の租税特別措置法 (上)。) 第六十八条の十五項 (上)。	第二十項法第四十二旧効力措置法第四十二条の第二十項法第四十二旧効力措置法第四十二条の法第四十二旧効力措置法第四十二条の法第四十二旧効力措置法第四十二条の法第四十二旧効力措置法第四十二条の法第四十二旧効力措置法第四十二条の十一第十一第十一第十一第十一第十一第十一第十一第十一第十一第十一第十一第十一第十	第十四項又は第七項 若しくは第七項 第十四項又は第七項 若しくは第七項 若しくは第七項 若しくは第七項 左額のうち 特別措置法第六十八条の十五第二項若しくは第三項の 超額 金額のうち 特別措置法第六十八条の十五第二項若しくは第三項の 地域(当該総額(当該総額(当該供用廃止設平成十八年改正法附則第百備が法第四六条の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整	整理開始の 規定による連結完す による連結完す による連結完す による連結にないによる連結にないによる連結にないによる連結にないによる連結になる連結による連結による連結による連結による しょう いんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう はんしょう はんしょく はんしょう はんしょく はんしんしょく はんしんしん はんしんしん はんしんしん はんしんしん はんしんしん はんしんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はん
東十一項 条の十一第十一第九項第一号 (平成十八) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京	<ul><li>(項</li><li>(項</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li>()</li><li></li></ul>	院額から空除される金額 新和税特別措置法」という。)第六十八条の十五第 す若しくは第三項の規定 より当該連結事業年度の が開発しては第三項の規定 でによる改正後の租税特 が開発していて が関から空除される金額 が関から空除される金額 が関から空除される金額 が関から空除される金額 が関がら空除される金額 が関がら空除される金額 が関がら空除される金額 が関がら空除される金額 が関がら空除される金額 が関がら空除される金額 が関がら空除される金額 が関がら空除される金額 が関がら空除される金額 が関がら空除される金額 が関がら空除される金額 が関がら空除される金額 が関がら空除される金額	(連結十一人) 名名法 清
法第二又 第二条 第二条 第二条 第二条 第二条 第四二十二 第四二十二 1日 第二十二 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日 1日	とされる同令による改正前 の租税特別措置法施行令」とい う。)第二十七条の十一第 十項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(日令第三十九条の四人) (日令第三十九条の四人) (日令第三十九条の四人) (日令第三十九条の四人) (日令第三十九条の四人) (日令第三十九条の四人) (日令第三十九条の四人) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本	E 措別 会しの開二のよ適 .
第二十七条旧効力措置法第四十二条の 第二十項法第四十二旧効力措置法第四十二条の 第二十項法第四十二旧効力措置法第四十二条の 第二十項法第四十二旧効力措置法第四十二条の 第二十項法第四十二旧効力措置法第四十二条の 十二項 十二項 十一項 十一項 十二項 十二項 十一項 十二項 十二項 十二項 十二項 十二項 十二項 十二項 十二項 十二項 十二	「のり附十一」一とに税条	における新令第三十九条の四十五 (は、同号中「更生手続開始の決定、会社法 関係法律の整備等に関する法律第 関係法律の整備等に関する法律第 関係法律の整備等に関する法律第 関係法律の整備等に関する法律第 対した場合。 の規定の が一、ののとといる。 の関定によるのでは、同号中「更生手続開始の決定 の規定の が一、ののとといる。 ののにおける新令第三十九条の四十五	5 新令幕三十九条の三十九第二十七頁の規定の適用を野に行る分割承継法人等の連結親法人等の連結親法人及に対分割承継法人等の連結親法人は、新令第三十九条の三十九第二十七項の規定による届出をした条の三十九第二十七項の規定による届出をした条の三十九第二十七項の規定による届出をした条の三十九第二十七項の規定による届出をしたた同項の分割等に係る分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人は、新令第三十九条の三十九第二十七項の規定の適用を第三十九条の三十九第三十二項の規定の適用を第三十九条の三十九第二十二項の規定の適用を第三十九条の三十九第二十二項の規定の適用を

597 び第百三 二号ロの 号ロ及び二項第一 3 第四十一条 連結親法人又は当該連結親法人によ 0) 項第二号 十四条の の二十 二号の項 第一項第 第二 一十第 械その他の減価償却資産については、なお従前条の四十六第一項第二号又は第四号に掲げる機う。次項において同じ。)をした旧令第三十九前に取得等(取得又は製作若しくは建設をいる連結完全支配関係にある連結子法人が施行日 条 第 八 三 十 八十一条 項、 の第一号の中欄に掲げる減価償却資産について取得等をする新法第六十八条の十六第一項の表結子法人が附則第一条第八号に定める日以後に 該連結親法人による連結完全支配関係にある連る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当新令第三十九条の四十六第三項(第二号に係 の例による。 十九第第十一項 十一条八条の十 (連結法人の減価償却に関する経過措 条の 第八 おその効力を有するものとされる旧法第六十改正法附則第百三十三条第十項の規定により 第 表第置法第六十 |十七||租税特別措||日効力措置法第六十八条の 置法第六十十五第十一 租税特別措旧効力措置法第六十八条の は第十二項 第十一項又 八条の十五項の 十五第十一項 項又は第十二 置 第六係る法第係る所得税法等の一部を改正する 項 第四十二条 改正法附則第百三十五条第四項の規 5 りなおその効力を有するものとされる旧法第六 八条の三十二(第一項第二号に係る部分に限 げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 第六項」とする。 令の一部を改正する政令(平成十八年政令第百 別措置法第四十七条第一項」と、「第二十九条 れる同法第十三条の規定による改正前の租税特 項の規定によりなおその効力を有するものとさ りなおその効力を有するものとされる旧法第六 る。) の規定に基づく旧令第三十九条の六十一 表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲 おその効力を有する。この場合において、 法第六十八条の四十五(旧法第五十五条の六第 定によりなおその効力を有するものとされる旧 改正前の租税特別措置法施行令第二十九条の四 なおその効力を有するものとされる同令による 三十五号)附則第二十八条第八項の規定により の四第六項」とあるのは「租税特別措置法施行 (平成十八年法律第十号) 附則第百七条第十三 るのは「所得税法等の一部を改正する等の法律 十八条の三十四(第一項に係る部分に限る。) 十八条の三十三の規定に基づく旧令第三十九条 に基づく旧令第三十九条の七十四の規定は、な (連結法人の準備金に関する経過措置) 項の表の第二号に係る部分に限る。)の規定 第一項の | 六十二の規定は、なおその効力を有する。 改正法附則第百三十三条第十一項の規定によ 規定に基づく旧令第三十九条の六十三の規定 改正法附則第百三十三条第十三項の規定によ 規定は、なおその効力を有する。 |五十五条等の法律(平成十八年法律第十 (法第五十 同条第七項中「法第四十七条第一項」とあ なおその効力を有する。この場合におい 六 |号)||附則第百九条第四項の規定に の条において「旧効力措置法」と 改正前の租税特別措置法(以下) される同法第十三条の規定による よりなおその効力を有するものと 、旧効力措置法第五十五条の六第 項 う。) 第五十五条の六第 項 次の び第第一項 項及五条の び第第一項項及五条の 第九法第五十四 |項||五十五条等の法律(平成十八年法律第十第六係る法第係る所得税法等の一部を改正する 第九法 八項 第七法第五十 2 第七法第五十 八項 旧令第三十九条の七十四の規定は、なおその効 八条の四十五 なおその効力を有するものとされる旧法第六十 力を有する。この場合において、次の表の上欄 項の六第 条の四第正する政令(平成十八年政令第百第三十二]租税特別措置対所ぞその「ニュース 改正法附則第百三十五条第五項の規定により 1掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句 第二号に係る部分に限る。)の規定に基づく 五条の・ 条 の 四 第正する政令(平成十八年政令第百第三十 二租税特別措置法施行令の一部を改 第 十項各号 五. 第一項 十項各号 (法第五十 同表の下欄に掲げる字句とする。 条第の五 項 項 六 六 + 六 |三十五号) 附則第二十九条第二項 |三十五号) 附則第二十九条第三項 るものとされる同令による改正前 旧効力措置法第五十五条の六第 旧 改正前の租税特別措置法(以下) |号)附則第百九条第五項の規定に |旧効力措置法第五十五条の六第 旧効力措置法第五十五条の六第 の規定によりなおその効力を有す の条において「旧効力措置法」 される同法第十三条の規定による 条の四第十項各号 るものとされる同令による改正前 の規定によりなおその効力を有す よりなおその効力を有するものと (旧効力措置法第五十五条の六第 (旧法第五十五条の六第一項の表 一項 いう。) 第五十五条の六第一項 一項 項 項の対措置法第五十五条の六第 項 租税特別措置法施行令第三十 2

> 条の四第十項各号 |の租税特別措置法施行令第三十二|

とあるのは「旧効力措置法施行令第三十二条 条の六第六項」と、「第三十二条の六第三項」 前の租税特別措置法施行令(以下この項にお 八条の四十九の規定に基づく旧令第三十九条の その効力を有するものとされる同令による改正 五号)附則第二十九条第四項の規定によりなお 第六項」とあるのは「租税特別措置法施行令の 場合において、同条第一項中「第三十二条の なおその効力を有するものとされる旧法第六十 七十七の規定は、なおその効力を有する。この 六第三項」とする。 て「旧効力措置法施行令」という。)第三十二 一部を改正する政令(平成十八年政令第百三十 改正法附則第百三十五条第六項の規定により

に関する経過措置) (連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例

第四十三条 新令第三十九条の百六第三項 る。) の規定は、連結親法人又は当該連結親 第三十九条の七第十項第三号に係る部分に限 による。 の譲渡に係る法人税については、なお従前の 六十八条の七十八第一項の表の第十二号の上欄 附則第一条第九号に定める日以後に行う新法第 十八第一項の表の第十二号の上欄に掲げる資産 し、法人が同日前に行った旧法第六十八条の七 に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用 人による連結完全支配関係にある連結子法人が (新令 法

条の七十八第二項に規定する土地等について 七十八第二項に規定する土地等について適用 し、法人が施行日前に取得をした旧法第六十八 人が施行日以後に取得をする新法第六十八条の 新令第三十九条の百六第十一項の規定は、 なお従前の例による。

等の課税の特例に関する経過措置) (連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子

第四十四条 る政令で定める負債は、新令第三十九条の百十 附則第百四十条に規定する政令で定めるもの 令で定める者は、新令第三十九条の百十三第十 債を除く。)とする。 号に規定する場合における同号の資金に係る負 三第十五項に規定する負債(同条第十三項 げるものとし、改正法附則第百四十条に規定す は、新令第三十九条の百十三第十四項各号に掲 三項第二号及び第三号に掲げる者とし、改正法 改正法附則第百四十条に規定する政

の特例に関する経過措置 (連結法人の株式交換又は株式移転に係る課税

第四十五条 会社法施行日から平成十八年九月三 規定の適用を受ける同項に規定する特定子会社 とあるのは、「第二十二号」とする。 項の規定の適用については、同項中「第八号」 親会社の当該子会社株式等の取得価額に係る同 る子会社株式等を取得した同項に規定する特定 から旧令第三十九条の百二十五第三項に規定す 十日までの間に旧法第六十八条の百五第一項の (相続税の特例に関する経過措置) 3 2

第四十六条 会社法施行日から平成十八年九月三 銭等を受ける場合を除く」とする。 るのは「限るものとし、同項に規定する交付金 あるのは「特定子会社株式」と、「限る」とあ 当該株式交換により移転した」と、「旧株」と 交換(法第三十七条の十四第一項の規定により 式交換(同項の規定により」とあるのは「株式「所得税法第五十七条の四第一項に規定する株 十一項第五号の規定の適用については、同号中 十日までの間における新令第四十条の二の二第 4

(同項の規定により」とあるのは「株式移転法第五十七条の四第二項に規定する株式移転 を受ける場合を除く」とする。 のは「特定子会社株式」と、「限る」とあるの 株式移転により移転した」と、「旧株」とある 六号の規定の適用については、同号中「所得税 の間における新令第四十条の二の二第十一項第 (法第三十七条の十四第一項の規定により当該 会社法施行日から平成十八年九月三十日まで 「限るものとし、同項に規定する交付金銭等 5

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第四十七条 旧令第四十二条第四項第二号に規定 する宅地建物取引業者が施行日前に年金資金運 定は、なおその効力を有する。 いては、同項(同号に係る部分に限る。)の規 所有権の移転の登記を受けようとする個人につ いて、施行日以後に新法第七十三条に規定する て新築し、又は購入する同号の住宅用家屋につ 用基金から同号に規定する資金の貸付けを受け

定する申告書には、同項各号に掲げる事項のほ第四十八条 改正法附則第百五十六条第二項に規 (たばこ税の手持品課税に係る申告等) 次に掲げる事項を記載しなければならな

貯蔵場所(たばこ税法(昭和五十九年法律 申告者の住所又は居所及び氏名又は名称

第七十二号)第二十七条第二項に規定する小

項において同じ。) の所在地及び名称 五十九年法律第六十八号)第二十二条第一項売販売業者にあっては、たばこ事業法(昭和 に規定する営業所。第五項、第六項及び第八

六項及び第八項において同じ。)及び区分ごと たばこの区分をいう。以下この項、第五項、第 の申告書を提出する義務がある者が当該申告書 第十一条第二項から第四項までの規定は、前項 の数量、その置かれている保税地域の所在地及 ばこの区分(同条第二項第一号に規定する製造 関長にその旨を届け出るとともに、当該製造た たときは、当該保税地域の所在地を所轄する税 ようとする者は、製造たばこを保税地域に入れ改正法附則第百五十六条第六項の承認を受け の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡 した場合について準用する。

ない。 法附則第百五十六条第六項の承認をしたとき、 前項の申請書の提出を受けた税関長は、改正 を確認するものとする。 は、立会いその他の方法により当該廃棄の事実

よるたばこ税を課された、又は課されるべきも 請書に、当該製造たばこが同条第一項の規定に ようとする者は、次に掲げる事項を記載した申 税関長に提出しなければならない。 を受けたもの)を添付し、これを同条第六項の けた者を通じて同条第二項の税務署長から交付 異なる場合にあっては、同項の規定の適用を受 で同条第二項の税務署長から交付を受けたもの において「手持品課税対象証明書」という。) のであることを証明した書類(次項及び第八項 する者と同条第一項の規定の適用を受けた者が (当該製造たばこにつき当該確認を受けようと 改正法附則第百五十六条第六項の確認を受け

この貯蔵場所の所在地及び名称) にその適用を受けた時における当該製造たば けた者の住所又は居所及び氏名又は名称並び なる場合にあっては、同項の規定の適用を受 とする者と同項の規定の適用を受けた者が異 (当該製造たばこにつき当該確認を受けよう 当該製造たばこの貯蔵場所の所在地及び名称 六条第一項の規定の適用を受けた時における 当該製造たばこにつき改正法附則第百五十当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称

Ŧi. 兀

たばこ税法施行令(昭和六十年政令第五号) 6 ればならない。

した申請書を当該税関長に提出しなければならび名称並びに廃棄の日時、方法及び理由を記載 7 Ŧi. 又は名称

8 Ŧī.

9

を受けようとする改正法附則第百五十六条第一 を記載した申請書を当該税務署長に提出しなけ 項の規定の適用を受けた者は、次に掲げる事項

製造たばこの引取りに係る保税地域の所在地 当該製造たばこの貯蔵場所の所在地及び名称 の住所又は居所及び氏名又は名称並びに当該 六条第一項の規定の適用を受けた時における 当該製造たばこにつき改正法附則第百五十

第五十一条 会社法施行日から平成十八年九月三

の租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 十日までの間における前条の規定による改正後 の一部改正に伴う経過措置)

(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

施行令第九条第一項各号に掲げる製造たばこに

課された、又は課されるべきものでたばこ税法

該当するものとする。

ばこのうち同条第一項の規定によりたばこ税を たばこ製造者がその製造場から移出した製造た する政令で定めるものは、同項に規定する製造

改正法附則第百五十六条第七項第一号に規定

ばならない。 の旨を当該申請書を提出した者に通知しなけれ 正法附則第百五十六条第六項の確認をしたとき は、当該確認の内容を記載した書類により、そ 第五項の申請書の提出を受けた税関長は、 改

署長から交付を受けた手持品課税対象証明書を なければならない。 添付し、これを同条第七項の税務署長に提出し 定の適用を受けた者を通じて同条第二項の税務 請書に、当該製造たばこにつき同条第一項の規 ようとする者は、次に掲げる事項を記載した申 改正法附則第百五十六条第七項の確認を受け

当該製造場の所在地及び名称 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称

所在地及び名称 送した者の住所又は居所及び氏名又は名称 けた時における当該製造たばこの貯蔵場所の は居所及び氏名又は名称並びにその適用を受 六条第一項の規定の適用を受けた者の住所又 当該製造たばこを当該製造場に戻し又は移 当該製造たばこにつき改正法附則第百五十 当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量

その他参考となるべき事項

者」とあるのは「当該製造たばこ製造者」と、 号中「当該製造たばこを引き取った特定販売業 いて準用する。この場合において、第六項第四 又は移入に係る製造たばこの製造場」と、 「引取りに係る保税地域」とあるのは「戻入れ 第六項及び第七項の規定は、前項の場合につ 第七

当該製造たばこの輸出又は廃棄に係る販売 項中「税関長」とあるのは「税務署長」と、 六条第七項」と読み替えるものとする。 「第百五十六条第六項」とあるのは「第百五十

その他参考となるべき事項

前項に規定する手持品課税対象証明書の交付

当該製造たばこを引き取った特定販売業者 当該製造たばこの区分及び区分ごとの数量 申請者の住所又は居所及び氏名又は名称

その他参考となるべき事項

四項の規定」とする。

附則 二〇号)

(平成一八年九月二六日政令第三

項までの規定」とあるのは、「第百六十七条の 同項各号中「第百六十七条の七第二項から第四 附則第十一条第三項の規定の適用については、

七第四項の規定並びに新令第二十五条の十三第

の日(平成十八年十月一日)から施行する。

附 則

(平成一八年一二月八日政令第三

七九号)

抄

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十八年 十二月二十日)から施行する。 (施行期日)

二号) 則 抄 (平成一九年三月三〇日政令第九

(施行期日)

| 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当|第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施 該各号に定める日から施行する。

係る所得の課税の特例(第二十五条の三十― 係株主等である居住者に係る特定外国法人に 五. る所得の課税の特例(第三十九条の二十の二 第二十五条の三十五)/」に改める部分、 十五条の二十五―第二十五条の二十九)」を 特定外国信託に係る所得の課税の特例(第二 る内国法人に係る特定外国法人に係る所得 「第八節の五 内国法人の特定外国信託に係 「/第八節の五 削除/第八節の六 特殊関 ―第三十九条の二十の七)」を「/第八節 目次の改正規定(「第八節の五 削除/第八節の六 特殊関係株主等であ 居住者

改正規定(「第二十五条の十の十二」を「第 項の改正規定、第二十五条の十の二第一項の 百十二条第一項」に改める部分及び同項の次 合併法人の株式の項中「第百十二条」を「第 規定する合併により取得した同号に規定する 同表法第三十七条の十一の二第二項第三号に 改正規定、第二十五条の十第三項の改正規定 信託及び投資法人に関する法律第二条第二十 条の九第一項第一号の改正規定(「及び投資 号ハ及び第九項第一号の改正規定、第二十五 項の次に二項を加える改正規定、第二十五条 第四項第一号の改正規定(「を含む」の下に 条第五項を同条第七項とする改正規定、同条 び同項を同条第八項とする部分に限る。)、同 第二十一項に規定する投資口」を削る部分及 同条第七項から第九項までを三項ずつ繰り下 第二十五条の八第十項を同条第十三項とし、 分及び「第三十九条の百二十七」を「第三十 第三十九条の百二十の十四)/」に改める部 得の課税の特例(第三十九条の百二十の八一 第三十九条の百二十の七)」を「/第二十八 得の課税の特例(第三十九条の百二十の二一 課税の特例(第三十九条の二十の八―第三十 正規定(「限る。)若しくは」の下に「同号に に次のように加える部分を除く。)、同条第四 下に「若しくは第六号」を加える部分並びに の八の二第四項の改正規定、同条第八項第一 に限る。)、同項を同条第六項とし、同条第三 び投資信託及び投資法人に関する法律第二条 げる改正規定、同条第六項の改正規定(「及 を「第百十二条第一項」に、「同条に」を 九条の百二十八」に改める部分に限る。)、第 である連結法人に係る特定外国法人に係る所 規定する親法人の株式 「。以下この節において同じ」を加える部分 二十八節 連結法人の特定外国信託に係る所 (同項の表以外の部分中「第五項第五号」の 「同項に」に改める部分を除く。)、同条第十 十九条の三第九項の改正規定(「第百十二条」 一十五条の十の十一」に改める部分を除く。) 同条第十一項第二号イの改正規定、同条第 同条第十一項の改正規定、同条第十二項の 項に規定する投資口」を削る部分に限る。) 項の改正規定、同条第十三項の改正規定、 条の二十の十四)/」に改める部分、「第 削除/第二十八節の二 特殊関係株主等 (上場株式等に該当す 同条第十三項の改

の十一の改正規定、第二十五条の十一の二の条の十の十二第一項の改正規定、第二十五条 十の十一第四項第一号の改正規定、第二十五十項」に改める部分に限る。)、第二十五条の 第一号の改正規定、第二十五条の十の五第三 を「第百六十七条の七第三項から第五項ま「第百六十七条の七第二項から第四項まで」 部分及び「受入れを、」の下に「振替口座簿 含む。以下この号において同じ。)」を加える 第十四項第七号の改正規定(「法人の合併」 資口」を削る部分に限る。)、 る部分及び同条第十八項に係る部分を除く。) 五条の十二の二の改正規定(同条第一項に係 第二十五条の十二第七項の改正規定、第二十 改正規定(同条第八項に係る部分を除く。)、 二十五条の八第七項」を「第二十五条の八第 第二十五条の十の十第九項の改正規定(「第 承継親法人株式の」に改める部分に限る。)、 株式」を加え、「株式の」を「株式又は分割 、同項第四号の改正規定(「同じ。)」の下にる親法人の株式又は」に改める部分に限る。) る部分に限る。)、同項第五号の改正規定( 式若しくは出資又は合併親法人株式」に改め 併親法人株式」に、「株式又は出資」を「株 資」を「若しくは出資又は同号に規定する合 をいう。以下この号において同じ。)又は出 項第三号の改正規定 (「(同号に規定する株式 で」に改める部分に限る。)、同条第二十二項 部分を除く。)、同条第十九項の改正規定( 座簿又は」を加え、同号を同項第九号とする 第十二号の三」を「同号」に改める部分及び (「法人税法第二条第十二号の二」及び「同条 する部分を除く。)、同項第八号の改正規定 又は」を加える部分及び同号を同項第十号と 改正規定(「受入れを、」の下に「振替口座簿 又は」を加える部分を除く。)、同項第九号の の下に「(法人課税信託に係る信託の併合を 株式若しくは」を加える部分に限る。)、同条 び「の株式若しくは」の下に「当該親法人の るものに限る。)若しくは」を加える部分及 に関する法律第二条第二十一項に規定する投 「又は同項第九号に規定する分割承継親法人 二号」に改め、「受入れを、」の下に「振替口 「法人税法第二条第十二号の九」を「同項第 (同項第一号中「及び投資信託及び投資法人 「株式又は」を「株式若しくは同号に規定す 第二十五条の十三の二第一項の改正規定 同条第五項第三

二 第二十六条の二十七第一項の改正規定 項の次に一項を加える改正規定、第三章第二同項を同条第五項とする改正規定、同条第三 とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第定、第三十九条の百十九第八項を同条第九項 改正規定、第三十九条の九十第六項の改正規の三十四の二とし、同条の次に二条を加える 項を同条第六項とする改正規定、同条第四項六項を同条第七項とする改正規定、同条第五 とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第く。)、第三十九条の十九第八項を同条第九項 の次に一条を加える改正規定、第二章第八節限る。)、第二十五条の十四の改正規定、同条 第三十九条の規定 平成十九年五月一日 第二十八条、第三十二条、第三十五条並びに 項、第十八条第一項、第十九条、第二十条、 び第六項、第十七条第一項、第四項及び第六 章第二十九節中第三十九条の百二十七の次に 第一号の改正規定、同項第三号の改正規定、 項を同条第六項とする改正規定、同条第四項 六項を同条第七項とする改正規定、同条第五 九条の三十五の改正規定、同条を第三十九条 節の五の次に一節を加える改正規定、第三十 項の次に一項を加える改正規定、第三章第八 同項を同条第五項とする改正規定、同条第三 第一号の改正規定、同項第三号の改正規定、 を「第百十二条第十三項」に改める部分を除 条第五項の改正規定(「第百十二条第十二項」 の五の次に一節を加える改正規定、第三十六 中「合併法人の株式」の下に「又は合併親法を除く。)、同条第八項の改正規定(同項の表 十八節の次に一節を加える改正規定並びに同 式」を、「うち分割承継法人株式」の下に 分割承継親法人株式」を、「その分割承継法 分及び「分割承継法人の株式」の下に「又は 下に「若しくは合併親法人株式」を加える部 号の改正規定(同号を同項第五号とする部分 を同項第六号とする部分を除く。)、同項第四 号の改正規定、同項第五号の改正規定(同号 「又は分割承継親法人株式」を加える部分に 人株式」の下に「若しくは分割承継親法人株 人株式」を加える部分、「合併法人株式」の 一項及び第二項、第十六条第一項、第四項及 | 条を加える改正規定並びに附則第十五条第

十四条の二」に改める部分に限る。)、第四条目次の改正規定(「第四十四条」を「第四

四 目次の改正規定(「第五十四条」を「第五六条第二項の規定 平成二十年一月一日六条第二項の規定 平成二十年一月一日の三第五項の改正規定及び第四章中第四十四

十一条の十九の三第一項並びに」に改める部第九項の改正規定(「並びに」を「、法第四 びに」を「、法第四十一条の十九の三第一項限る。)、第五条の五第八項の改正規定(「並 、第五条の三第二項の改正規定(「並びに」 に附則第二十四条の規定 三第一項並びに」に改める部分に限る。)、第定(「並びに」を「、法第四十一条の十九の る部分に限る。)、第五条の九第二項の改正規 第四十一条の十九の三第一項並びに」に改め の八第三項の改正規定 (「並びに」を「、法一項並びに」に改める部分に限る。)、第五条 (「並びに」を「、法第四十一条の十九の三第分に限る。)、第五条の七第三項の改正規定 並びに」に改める部分に限る。)、第五条の六 条の十九の三第一項並びに」に改める部分に 項の改正規定(「並びに」を「、法第四十一 を「、法第四十一条の十九の三第一項並 とし、同条の前に一条を加える改正規定並び 正規定及び第六章中第五十四条を第五十五条 に」に改める部分に限る。)、第五条の四第九 十四条・第五十五条」に改める部分に限る。) 二十六条の二十八の三の次に一条を加える改 平成二十年一月

第三十九条の四十二(見出しを含む。)の改条の四十一(見出しを含む。)の改正規定、 六条及び第三十三条の規定 平成二十年四月 項後段の改正規定並びに附則第十条、第二十 四十四(見出しを含む。)の改正規定、第三 条の四十三第七項の改正規定、第三十九条の を同条第八項とする部分を除く。)、第三十九 九項を同条第七項とする部分及び同条第十項 同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第 正規定(同条第六項を削り、同条第七項中 定、第三十九条の四十の改正規定、第三十九の改正規定、第三十九条の三十九の改正規 同条第五項後段の改正規定、同条第六項後段 定、第三十八条の四第三項後段の改正規定、 改正規定、第三十七条第二項第一号の改正規 定、第二十七条の十一(見出しを含む。)の第二十七条の十(見出しを含む。)の改正規 く。)、第二十七条の九第十一項の改正規定、 り、同条第九項を同条第七項とする部分を除め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削 号」を「第四十二条の七第一項第五号」に改 同条第七項中「第四十二条の七第一項第六 含む。)の改正規定、第二十七条の七(見出 の五の改正規定、第二十七条の六(見出しを 条第十四項に係る部分を除く。)、第二十七条 分に限る。)、第二十七条の四の改正規定(同 第六項の改正規定(「国税通則法」の下に「 項第三号の改正規定、第二十五条の十の十一 項後段の改正規定、第二十五条の八の二第二 びに」に改める部分を除く。)、第十九条第四 第五条の九の改正規定(同条第二項中「並び の三第一項並びに」に改める部分を除く。)、 三項中「並びに」を「、法第四十一条の十九 定、同条第四項後段の改正規定及び同条第五 定、第三十九条の九十七第二項後段の改正規 しを含む。)の改正規定(同条第六項を削り、 (昭和三十七年法律第六十六号)」を加える部 十九条の四十五(見出しを含む。)の改正規 十八条の十二第一項第五号」に改め、 に」を「、法第四十一条の十九の三第一項並 「第六十八条の十二第一項第六号」を「第六 同項を

三とする改正規定、第一章中第一条の次に一三を第一条の四とし、第一条の二を第一条の一条の二」に改める部分に限る。)、第一条の条・第一条の二)に、「第一条の二」を「第六 目次の改正規定(「(第一条)」を「(第一

条の二十四第二項の改正規定、

同条に二項を

号及び第六項第二号ロの改正規定、第二十五

定、同条第四項の改正規定、同条第五項第二

部分に限る。)、第四条の八の次に一条を加え第四条の七の改正規定(同条に一項を加える 部分中「第五項第五号」の下に「若しくは第 項を同条第八項とする部分を除く。)、第二十六項の改正規定、同条第九項の改正規定(同 に一項を加える改正規定、同条第四項第一号く。)を除く。)、第二十五条の八第八項の次 。)、第二十一条の改正規定 (同条第五項に係 の改正規定、 改正規定、第二十五条の十の二第九項第三号 る部分に限る。)、同条第五項に一号を加える に改める部分及び同項の次に次のように加え 項中「第百十二条」を「第百十二条第一項 り取得した同号に規定する合併法人の株式の の十一の二第二項第三号に規定する合併によ 六号」を加える部分並びに同表法第三十七条 五条の十第三項の改正規定(同項の表以外の 八の二第三項の改正規定、第二十五条の九第 く。)、同項第二号の改正規定、第二十五条の 以下この節において同じ」を加える部分を除 条第十四項」に改め、「を含む」の下に「。 の改正規定(「第二条第二十一項」を「第1 る部分(「前項第一号ロ」を「前項第二号」 四十年政令第九十七号)」を削る部分に限る 二十条の三第一項第五号の改正規定 (「(昭和 に」を「同項に」に改める部分に限る。)、第 十二条」を「第百十二条第一項」に、「同条 定、第十九条の三第九項の改正規定(「第百 る改正規定、第十八条の四第四項の改正規 同条第九項とする部分を除く。)を除く。)、 係る部分及び同条第八項に係る部分(同項を 第四条の五の改正規定(同条第一項第一号に 条第一項第五号イ」に改める部分に限る。)、 条第三項中「第九条第一項第五号」を「第九 加える改正規定、第四条の四の改正規定(同 を同条第九項とし、同条第七項の次に一項を 行信託」を加える部分に限る。)、同条第八項 された投資信託」の下に「、特定受益証券発 く。)、第四条の三第一項の改正規定 (「発行 第四条の改正規定(同条第八項に係る部分 の改正規定、第三条の三第三項の改正規定、 に一項を加える改正規定、第二条の三第一項 二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次 条を加える改正規定、第二条の二第九項の改 (同項を同条第九項とする部分を除く。) を除 規定、同条第十一項の改正規定、同条第十 「同号ロ」を「同号」に改める部分を除 同条第十三項の改正規定 (1次

から第五項まで」に改める部分を除く。)、第ら第四項まで」を「第百六十七条の七第三項項の改正規定(「第百六十七条の七第二項か 第九号を同項第十号とする改正規定、同項第十一号を同項第十一号とする改正規定、同項十一号を同項第十二号とする改正規定、同項三号を同項第十三号とする改正規定、同項第 第五号とする部分に限る。)、同項第三号の次十四項第九号」に改める部分及び同号を同項 同条第五項第六号を同項第七号とする改正規 ン取引」を「取引」に改める部分を除く。)、 の二第三項の改正規定(「有価証券オプショ 第十四項第八号」を「第二十五条の十の二第 項第四号の改正規定(「第二十五条の十の二 び同号を同項第六号とする部分に限る。)、同 条の十の二第十四項第十号」に改める部分及 五条の十の二第十四項第九号」を「第二十五 改める部分及び同号を同項第七号とする部分「第二十五条の十の二第十四項第十一号」に とする改正規定、同項第六号の改正規定( 号の次に一号を加える改正規定、同条第十九 の二」及び「同条第十二号の三」を「同号」 八号の改正規定 (「法人税法第二条第十二号 同項第十六号とする改正規定、同項第十四号 部分に限る。)、同項第七号の改正規定(「法 規定(「第十二号」を「第十三号」に改める る部分に限る。)、同条第十四項第一号の改正 に一号を加える改正規定、第二十五条の十三 に限る。)、同項第五号の改正規定(「第二十 を同項第九号とする部分に限る。)、同項第七 九」を「同項第二号」に改める部分及び同号 に改める部分、「法人税法第二条第十二号の 号を同項第十四号とする改正規定、同項第十 を同項第十五号とする改正規定、同項第十三 項第十七号とする改正規定、同項第十五号を 託の併合を含む。以下この号において同じ。) 人の合併」の下に「(法人課税信託に係る信 及び「同項第九号」を「同項第十号」に改め 第十五号」を「同項第十六号」に改める部分 項第九号」を「次項第十号」に改める部分、 二十五条の十の五第三項第七号を同項第八号 」を加える部分に限る。)、同項第十六号を同 「第二十五条の十の二第十四項第十号」を 「同項第十号」を「同項第十一号」に、「同項 同項第五号を同項第六号とする改正規 同項第三号の次に一号を加える改正規 同項第四号を同項第五号とする改正規

者である法人」を「又は内国法人」に改める第二号イ中「、内国法人又は特定信託の受託 除く。)、同条第二項第一号の改正規定、同項 等(以下この条及び次条第二項において「特 の改正規定(「同項に規定する特定外国子会一号の改正規定、第二十五条の二十三第一項 各号に掲げる者」に改める部分に限る。)、同に限る。)」を「又は第六十八条の九十第一項 | 項第四号を削る改正規定、同項第五号の改正 二号の改正規定、同項第三号の改正規定、同部分に限る。)、第二十五条の二十二第一項第 国法人又は特定信託の受託者である法人と」 る。)、同条第七項の改正規定(同項中「、内 の節において「課税対象留保金額」という。) を、「その分割承継法人株式」の下に「若し 第二号の改正規定、同項第四号を削る改正規 定外国子会社等」という。)」に改める部分を 社等」を「、同項に規定する特定外国子会社 号を同項第四号とする改正規定、同項第六号 項各号に掲げる特定信託の受託者である法人 号に掲げる者又は法第六十八条の三の七第一 規定(「若しくは第六十八条の九十第一項各 を「又は内国法人と」に改める部分及び同項 第三項の改正規定、同条第五項の改正規定 号の改正規定、同項第二号の改正規定、同条 の二十一第一項の改正規定、同条第二項第一 正規定、同条第五項の改正規定、第二十五条 規定、同条第四項第三号及び第四号を削る改 改正規定、同項第三号及び第四号を削る改正 九第二項第二号ロの改正規定、第二十五条の 式」を加える部分を除く。)、第二十五条の十 継法人株式」の下に「又は分割承継親法人株 株式」の下に「又は分割承継親法人株式」 正規定(同項の表中「合併法人の株式」の下 を同項第五号とする改正規定、同条第二項第 二十第二項の改正規定、同条第三項第一号の くは分割承継親法人株式」を、「うち分割 人株式」を加える部分及び「分割承継法人の 「合併法人株式」の下に「若しくは合併親法 に「又は合併親法人株式」を加える部分、 (当該特定信託の信託財産の運用に係る場合 (「同項に規定する課税対象留保金額 (以下こ を「課税対象留保金額」に改める部分に限 同条第六項の改正規定、同条第八項の

加える改正規定、第二章第八節の五の改正規

改正規定、同条第三項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同条第二項第十三号の 改正規定、第三十九条の七第五十三項の改正第四項の改正規定、第三十九条第二十六項の 正規定、同項第二号の改正規定、同条第六項条第四項の改正規定、同条第五項第一号の改正規定、同条第五項第一号の改正規定、同規定、同条第二項の改正規定、同条第三項第 社等」の下に「(以下この条において「特定 条の十八第一項の改正規定(「特定外国子会 九条の十七第一項第二号及び第三号の改正規 は内国法人」に改める部分に限る。)、第三十 受託者である法人と」を「又は内国法人と」 正規定(同項中「、内国法人又は特定信託の定、同条第五項の改正規定、同条第六項の改条第三項の改正規定、同条第四項の改正規 一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同同条第五項の改正規定、第三十九条の十六第 号」を「(次条第三項」に改める部分に限る 四項第二号の改正規定 (「(次条第三項第一 項第三号及び第四号を削る改正規定、同条第 款」を「第十款」に改める部分に限る。)、同 九条の十五第一項第一号の改正規定(「第八 条の十四第二項第二号ロの改正規定、第三十 規定(同項を同条第五十四項とする部分を除 項の改正規定、同条第二項の改正規定、同条 同条第九項の改正規定、第三十八条の五第一 第一号の改正規定、同条第七項の改正規定、 項の改正規定、第三十八条の四第一項の改正 改正規定、第二十九条の四第七項の改正規定 の改正規定、第二十六条の十一第三項を削る 定、第二十六条の六の二(見出しを含む。) 定、同条第二項第一号の改正規定、第三十九 定、同項第六号を同項第五号とする改正規 の改正規定、同号を同項第四号とする改正規 定、同項第四号を削る改正規定、同項第五号 人又は特定信託の受託者である法人」を「又 に改める部分及び同項第二号イ中「、内国法 第三十九条の九の二第十三項の改正規定、第 く。)、第三十九条の九第二十項の改正規定、 五第十二項の改正規定、第二十九条の六第四 (「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十 外国子会社等」という。)」を加える部分を除 。)、同項第三号及び第四号を削る改正規定、 三十九条の十二第五項の改正規定、第三十九 一号」に改める部分に限る。)、第二十九条の

項の改正規定、同条第五項から第七項までを第一号ハ」に改める部分に限る。)、同条第四項第一号ハ」を「第六十八条の三の二第一項 に、「第二十五条第一項又は第四十九条の四約款(投資信託及び投資法人に関する法律」 託及び投資法人に関する法律」を「投資信託改正規定、同条第一項の改正規定(「投資信 第十項の改正規定(「証券取引法」を「金融改正規定、同条第九項を削る改正規定、同条 削る改正規定、同条第八項の改正規定、同項 規定(「受益証券」を「受益権」に改める部の三の見出しの改正規定、同条第一項の改正 の麦第百四十二条第二項の項の改正規定、第分を除く。)、第三十九条の三十二の二第八項 条の三十二の改正規定(同条第一項に係る部 項中「第百十二条第十二項」を「第百十二条出しの改正規定、同条の改正規定(同条第四 規定(「第六十八条の三の四第一項第一号ロ」 この条において同じ」に改める部分を除く。) る委託者非指図型投資信託約款をいう。以下 款又は投資信託法第四十九条第一項に規定す 条第一項に規定する委託者指図型投資信託約 において「投資信託約款」という」を「第四 第一項に規定する投資信託約款(以下この条 正規定、第三十九条の三十五の四の見出しの 正規定、同条第十一項から第十九項までを削 同条第七項とし、同項の次に二項を加える改 商品取引法」に改める部分を除く。)、同項を を同条第五項とし、同項の次に一項を加える 三項の改正規定(「第六十八条の三の三第一 分を除く。)、同条第二項の改正規定、同条第 五の二を削る改正規定、第三十九条の三十五 条第二項の項の改正規定、第三十九条の三十 三十九条の三十二の三第八項の表第百四十二 第十三項」に改める部分を除く。)、第三十九 五の改正規定、第三十九条の三十一の前の見 十に二項を加える改正規定、第三章第八節の 二号及び第三号の改正規定、第三十九条の二 く。)、同条第二項の改正規定、同条第三項第 外国子会社等」という。)」に改める部分を除 定外国子会社等(以下この条において「特定 特定外国子会社等」を「、同項に規定する特 の十九第一項の改正規定(「同項に規定する 十二項及び第十七項の改正規定、第三十九条 く。)、同条第三項第二号の改正規定、同条第 同条第二項の改正規定、同条第三項の改正 「第二十五条第一項又は第四十九条の四 同条を第三十九条の三十五の二とする改

三十九条の九十八第一項の改正規定、同条第六項の改正規定、同条第八項の改正規定、同条第八項の改正規定、同条第規定、同条第五項第一号の改正規定、同項第二号の改正 五号とする改正規定、同条第二項第一号の改第四号とする改正規定、同項第六号を同項第正規定、同項第五号の改正規定、同号を同項 規定、同条第五項の改正規定、第三十九条のに限る。)、同項第三号及び第四号を削る改正 定、同条第四項第二号の改正規定(「次条第規定、同項第三号及び第四号を削る改正規 十三号の改正規定、同条第三項第一号の改正名。)、同項第二号の改正規定、同条第二項第(「第八款」を「第十款」に改める部分に限三十九条の百十五第一項第一号の改正規定 号の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第二項第一号の改正規定、同項第二 規定、第三十九条の九十七第一項の改正規改正規定、第三十九条の六十五第三項の改正部分に限る。)、第三十九条の六十四第七項の 九条の三十六第一項の改正規定、第三十九条の三十五の十九までを削る改正規定、第三十 定、第三十九条の三十五の五から第三十九条五の三とし、同条の次に一条を加える改正規 及び第三号の改正規定、同項第四号を削る改 規定、同条第三項の改正規定、同条第四項の百十六第一項の改正規定、同条第二項の改正 三項第一号」を「次条第三項」に改める部分 の六十三第六項の改正規定(「第二条第三十 める部分に限る。)、同条第五項の改正規定、 定(「特定外国子会社等」の下に「(以下この 正規定、第三十九条の百十八第一項の改正規 改正規定、第三十九条の百十七第一項第二号 九条の百十四第二項第二号ロの改正規定、第 三十九条の九十九第六項の改正規定、第三十 十六項までを削り、同条を第三十九条の三十 項及び第九項の改正規定、同条第十項から第 品取引法」に改める部分を除く。)、同条第八 定(同項第二号中「証券取引法」を「金融商 同条第六項の改正規定、同条第七項の改正規 (「第六十八条の三の四第一項第一号ハ」を 改める部分に限る。)、同条第四項の改正規定 を「第六十八条の三の三第一項第一号ロ」に 条において「特定外国子会社等」という。)」 二項の改正規定、同条第四項の改正規定、第 一号の三」を「第二条第三十二号」に改める 「第六十八条の三の三第一項第一号ハ」に改

> 第二項の改正規定、第四十六条の二及び第四四号口に係る部分を除く。)、第四十五条の四定、第四十条の四の改正規定(同条第一項第規定、第四十条の二に一項を加える改正規 条の改正規定、第三十九条の百二十六の改正九条の百二十五の前の見出しの改正規定、同 規定、第三章第二十八節の改正規定、第三十定、第三十九条の百二十に二項を加える改正定、同条第三項第二号及び第三号の改正規 律第百八号)の施行の日 項及び第三項の規定 信託法 (平成十八年法 及び第五項、 及び第五項、第十八条第二項、第二十二条、第三項及び第五項、第十七条第二項、第三項 規定、第三十九条の百十九第一項の改正規 第三十一条、第三十八条並びに第四十条第一 第三項、第十五条第三項、第十六条第二項、 正規定並びに第四十六条の五の改正規定並び 条において「特定外国子会社等」という。)」 同項に規定する特定外国子会社等(以下この (「同項に規定する特定外国子会社等」を「、 改正規定、同条第十二項及び第十七項の改正 を加える部分を除く。)、同条第三項第二号 に附則第三条第一項、第四条、第五条第一 に改める部分を除く。)、同条第二項の改正規 十六条の三の改正規定、第四十六条の四の改 第六条第一項、第七条第一項、第十三条

七 第二条の改正規定、第二条の二第五項の 二十項第二号の改正規定、第三条の二第十九規定、第二条の二十七の改正規定、第三条第 く。)、第五条の改正規定、第十九条の三の改七の改正規定(同条に一項を加える部分を除 る部分を除く。)、第四条の五第一項第一号の第五号」を「第九条第一項第五号イ」に改め四の改正規定(同条第三項中「第九条第一項 改正規定、同条第四項の改正規定、第四条の信託」を加える部分を除く。)、同条第三項の 定、第四条の三第一項の改正規定(「発行さ 項の改正規定、第三条の三第五項の改正規 での改正規定、第二条の二十五第五項の改正 の改正規定、第二条の四から第二条の十七ま 正規定、同条第七項の改正規定、同条第八項 正規定(同条第二項第一号に係る部分、同条 改正規定、第四条の六の改正規定、第四条の れた投資信託」の下に「、特定受益証券発行 三項に係る部分を除く。)、第二十一条第五項 第九項に係る部分、 同条第十三項に係る部分及び同条第二十 同条第十一項に係る部

商品取引業者等」に改める部分に限る。)、同第五項の改正規定(「証券業者等」を「金融 規定、第二十五条の十の三第一項、第三項及 等」を「金融商品取引業者等」に改める部分 く。)、同項第十二号の改正規定(「証券業者 部分及び同号を同項第十四号とする部分を除 れを、」の下に「振替口座簿又は」を加える 等」を「金融商品取引業者等」に改める部分 る。)、同項第十四号の改正規定(「証券業者 を「金融商品取引業者」に改める部分に限 及び第四号の改正規定(「証券業者等」を 除く。)、同項第二号の改正規定、同項第三号 限る。)、同条第十四項第一号の改正規定( 者」を「金融商品取引業者」に改める部分に 除く。)、同条第十三項の改正規定(「証券業 第二号イに係る部分及び同号ロに係る部分を 分に限る。)、同条第十一項の改正規定(同項 者等」を「金融商品取引業者等」に改める部改正規定、同条第十項の改正規定(「証券業 条第七項第一号、 同条第二項の改正規定、第二十五条の十の二 除く。)、第二十五条の十第一項の改正規定、 項に係る部分及び同条第十二項に係る部分を 除く。)、同条第十項に係る部分、同条第十一 る部分、同条第六項に係る部分、同条第九項 律第二条第二十一項に規定する投資口」を削 号中「及び投資信託及び投資法人に関する法 第二十五条の九の改正規定(同条第一項第一 条の八の四(見出しを含む。)の改正規定、 条の八の三(見出しを含む。)及び第二十五 る部分を除く。)、同条第四項第一号の改正規 資口」を削る部分及び同項を同条第八項とす を除く。)、第二十五条の八第六項の改正規定 号」に、「同号ロ」を「同号」に改める部分 び第四項並びに第二十五条の十の四第一項及 に限る。)、同項第十三号の改正規定 (「受入 の二第七項及び第八項の改正規定、第二十五 項」に改める部分に限る。)、第二十五条の八 定(「第二条第二十一項」を「第二条第十四 に関する法律第二条第二十一項に規定する投 (同項第二号中「及び投資信託及び投資法人 「第十二号」を「第十三号」に改める部分を に係る部分(同項を同条第八項とする部分を ')、同項第十五号の改正規定(「証券業者」 金融商品取引業者等」に改める部分に限る 限る。)、同条第十五項及び第十七項の改正 第八項及び第九項第一号の

条第十項とし、同項の次に一項を加える改正る。)、同条第十項を削り、同条第十一項を同 条の十三の二第一項の改正規定(同項第一号 (同条第九項中「第二十五条の八第七項」を除く。)、第二十五条の十の十の改正規定 (「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に第一項の改正規定、同条第三項の改正規定 (「第五項」を「第六項」に改める部分を除 第三十九条の三十二の二第二項の改正規定 定、第三十九条の二十九第一項の改正規定、 第三十九条の二十二第二項第八号の改正規 除く。)、第三十二条の二第八項の改正規定、 二十六条の二十四の改正規定、第二十六条の 正規定、第二十六条の二十三の改正規定、第 規定、第二十六条の九第一項及び第二項の改 ション取引」を「取引」に改める部分に限 定、同条第三項の改正規定(「有価証券オプ 部分を除く。)、同条第二項第四号の改正規 第二条第二十一項に規定する投資口」を削る 中「及び投資信託及び投資法人に関する法律 五条の十二の二第一項の改正規定、第二十五 六十六号)」を加える部分を除く。)、第二十 条第四項第一号に係る部分及び同条第六項中 く。)、第二十五条の十の十一の改正規定(同「第二十五条の八第十項」に改める部分を除 記載若しくは記録又は保管、」に改める部分 五条の十の九(見出しを含む。)の改正規定 定、第二十五条の十の八の改正規定、第二十 改める部分に限る。)、同条第四項の改正規 を含む。)の改正規定、第二十五条の十の七 の五第四項及び第二十五条の十の六(見出し 等」に改める部分に限る。)、第二十五条の十 融商品取引業者等」に改める部分及び同項第 分並びに同項第一号中「証券業者等」を「金 改める部分及び「再び当該証券業者等」を 品取引業者等の営業所に開設されている」に 者等の営業所に開設されている」を「金融商 融商品取引業者等」に改める部分、「証券業 び第二項の改正規定、第二十五条の十の五第 く。)、同条第六項第二号の改正規定、 二十六の改正規定(同条第七項に係る部分を (同条第一項中「保管、」を「振替口座簿への 二号中「証券業者等」を「金融商品取引業者 「国税通則法」の下に「(昭和三十七年法律第 「再び当該金融商品取引業者等」に改める部 中「提出した証券業者等」を「提出した金 同条第

> 規定及び第三十九条の四十九の改正規定 企(第六条の改正規定、第二十八条の五の改正 法律第四十号) の施行の日 四十九条の四第一項に規定する投資信託約款関する法律」に、「第二十五条第一項又は第 る。)、第三十九条の三十五の四第一項の改正法」を「金融商品取引法」に改める部分に限 律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日 条の規定 証券取引法等の一部を改正する法 定並びに附則第八条、第十四条及び第四十八 改正規定並びに第四十条の十第一項の改正規 の改正規定、第四十条の四第一項第四号ロの る部分に限る。)、第三十九条の七十二第四項 型投資信託約款又は投資信託法第四十九条第う」を「第四条第一項に規定する委託者指図 規定(「投資信託及び投資法人に関する法律」 除く。)、同条第十項の改正規定(「証券取引 条の三の二第一項第一号ハ」に改める部分を 八条の三の三第一項第一号ハ」を「第六十八 八項の表第百四十二条第一項の項の改正規 の改正規定、同条第六項の改正規定、同条第 を除く。)、同条第七項第二号の改正規定 八条の三の三第一項第一号ハ」に改める部分 分を除く。)、同条第四項の改正規定(「第六 部分に限る。)、同条第三項の改正規定 (「第 をいう。以下この条において同じ」に改める を「投資信託約款(投資信託及び投資法人に に限る。)、同条第三項の改正規定 (「第六十 定(「受益証券」を「受益権」に改める部分 分を除く。)、第三十九条の三十二の三第三項 五項の改正規定(同項を同条第六項とする部 「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め 十八条の三の四第一項第一号ハ」を「第六十 十八条の三の三第一項第一号ロ」に改める部 六十八条の三の四第一項第一号ロ」を「第六 一項に規定する委託者非指図型投資信託約款 (以下この条において「投資信託約款」とい 定、第三十九条の三十五の三第一項の改正規

第十一条第二項及び第二十七条第三項の規第二号」に改める部分を除く。)並びに附則七第一項第二号」を「第四十四条の六第一項人条の十第二項の改正規定(「第四十四条の大第一項の七第一項第二号」を「第十一条の六第一項の七第一項第二号」を「第十一条の六第一項の七第一項第二号」を「第十一条の六第一項の七第一項第二号」を「第十一条の六第一項第二項の改正規定(「第十一条)

の改正規定(「前項第一号ロ」を「前項第二

施設又は一般交通用施設」に改める部分、同般交通用施設又は公共用施設」を「生活関連 第二十項第二号イに係る部分を除く。)、第三 条第十三項第二号イに係る部分及び同条第十 のもの」を加える部分及び同号イ(2)に係九第四項に規定する特定共済組合連合会以外 条第二十項第一号中「受けた法人」の下に 規定(同条第二十七項中「特定旅客施設、 に係る部分を除く。)、第二十二条の八の改正 第二号イに係る部分及び同条第九項第二号イ 協同組合法第九条の二第七項に規定する特定 号中「受けた法人」の下に「で、中小企業等 用施設」に改める部分、同条第二十一項第一 公共用施設」を「生活関連施設又は一般交通 定、第三十九条の五の改正規定(同条第二十 十五項の改正規定、同条第二十六項の改正規 第七項まで、第九項、第十八項第二号イ及び 第三十八条の四の改正規定(同条第一項から る。)、第二十五条の二十第七項の改正規定、 改正規定(同条第四項第二号に係る部分に限 七項に係る部分を除く。)、第二十五条の四 る部分を除く。)、第二十五条の改正規定(同 項に規定する特定共済組合及び同法第九条の 共済組合及び同法第九条の九第四項に規定す 十八条の五第二十四項の改正規定、同条第二 「で、中小企業等協同組合法第九条の二第七 項中「特定旅客施設、一 第二十条の二の改正規定(同条第十一項 般交通用施設又は 0)

号)の施行の日 一部を改正する法律(平成十九年法律第十九第四十九条の規定 都市再生特別措置法等の 並びに附則第十三条第一項、第四十五条及び の改正規定及び第五十四条第一項の改正規定 条の百六の改正規定、第三十九条の百十五第 第十項の改正規定、同条第十二項第一号の改 同条第七項の改正規定、第三十九条の九十七 号」を「第十九号」に改める部分に限る。)、 条の十五第一項第一号の改正規定(「第十八 第三号ロ」に改める部分を除く。)、第三十九 第十項に係る部分並びに同条第五十三項中 第三十九条の七の改正規定(同条第九項及び る特定共済組合連合会以外のもの」を加える 正規定、同条第十七項の改正規定、第三十九 |第十四条の五第三号ロ」を「第十四条の八 -九号」に改める部分に限る。)、同条第七項 項第一号の改正規定(「第十八号」を「第 分及び同号イ(2)に係る部分を除く。)、 2

規定(同条第四項第二号に係る部分を除く。)に係る部分に限る。)、第二十五条の四の改正 第二号イに係る部分及び同条第九項第二号イ 成十八年法律第四十六号)の施行の日(平成 めの都市計画法等の一部を改正する法律(平 条の二十四の改正規定並びに附則第十三条第 第十項第二号イ(1)の改正規定及び第四十 十九年十一月三十日) 定、同条第二十項第二号イの改正規定、第三 十七条の規定 都市の秩序ある整備を図るた 十九条の七第九項第二号イの改正規定、同条 二項及び第五項、第三十条第一項並びに第三 第三十八条の四第十八項第二号イの改正規 第二十条の二の改正規定(同条第十一項 3

法人国立博物館法の一部を改正する法律(平十三 第二十五条の十八の改正規定 独立行政 成十九年法律第七号)の施行の日

十四 第二十八条の六第一項の改正規定、第三 号)の施行の日 を改正する法律(平成十九年法律第三十六 項の規定 産業活力再生特別措置法等の一部 に附則第二十七条第二項及び第三十四条第二 二条の九(見出しを含む。)の改正規定並び 十九条の五十一第一項の改正規定及び第四十

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下 があるものを除くほか、平成十九年分以後の所 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め

税については、なお従前の例による。 得税について適用し、平成十八年分以前の所得

経過措置) (国外公社債等の利子等の分離課税等に関する

|第三条 新令第二条の二第九項及び第十二項の規 条の規定による改正前の租税特別措置法(以下 年法律第六号。以下「改正法」という。)第十 き所得税法等の一部を改正する法律(平成十九 託法施行日」という。)以後に支払を受けるべ 定は、附則第一条第六号に定める日(以下「信 国外公社債等の利子等については、なお従前の する国外公社債等の利子等について適用し、信下「新法」という。)第三条の三第一項に規定 「旧法」という。)第三条の三第一項に規定する 託法施行日前に支払を受けるべき改正法第十二 二条の規定による改正後の租税特別措置法(以

う。) 以後に支払を受けるべき新法第三条の三 第四項に係る部分に限る。) の規定は、内国法 債等の利子等については、なお従前の例によ べき旧法第三条の三第一項に規定する国外公社 第一項に規定する国外公社債等の利子等につい て適用し、内国法人が施行日前に支払を受ける 人がこの政令の施行の日(以下「施行日」とい (昭和四十年政令第九十六号) 第三百三十六条 新令第二条の二第十三項(所得税法施行令

一日以後に提出する同法第二百二十八条第一項係る部分に限る。)の規定は、平成二十年一月 十年法律第三十三号)第二百二十八条第一項に に規定する調書について適用し、同日前に提出 した当該調書については、なお従前の例によ 新令第二条の二第十三項(所得税法(昭和四

(その受ける利子所得について源泉徴収されな い金融機関等に関する経過措置)

第四条 新令第三条の三第三項の規定は、同項に 規定する公社債の利子については、なお従前の 公社債の利子について適用し、信託法施行日前 受けるべき新法第八条第一項第一号に規定する 規定する金融機関が信託法施行日以後に支払を に支払を受けるべき旧法第八条第一項第一号に

る経過措置) (国外投資信託等の配当等の分離課税等に関す

第五条 新令第四条第五項及び第八項の規定は、 信託法施行日以後に支払を受けるべき新法第八

けるべき旧法第八条の三第二項に規定する国外 条の三第二項に規定する国外投資信託等の配当 投資信託等の配当等については、なお従前の例 等について適用し、信託法施行日前に支払を受 による。

2 よる。

3 前に提出した当該調書については、なお従前の 条第一項に規定する調書について適用し、同日 十年一月一日以後に提出する同法第二百二十八 第一項に係る部分に限る。) の規定は、平成二 例による。 新令第四条第九項(所得税法第二百二十八条

(確定申告を要しない配当所得等に関する経過

第六条 新令第四条の三第一項の規定は、個人が 条の五第一項に規定する配当等について適用 ては、なお従前の例による。 旧法第八条の五第一項に規定する配当等につい 信託法施行日以後に支払を受けるべき新法第八 し、個人が信託法施行日前に支払を受けるべき

2 法第二百二十八条第一項に規定する調書につい第二百二十五条第二項に規定する通知書又は同 二百二十五条第二項に規定する通知書又は同法 条の三第一項に規定する配当等に係る所得税法 適用し、同日前に交付又は提出をした旧法第四 第二百二十八条第一項に規定する調書について の五第一項に規定する配当等に係る所得税法第 ては、なお従前の例による。 一月一日以後に交付又は提出をする新法第八条 新令第四条の三第五項の規定は、平成二十年

(国外株式の配当等の源泉徴収等の特例に関す る経過措置)

第七条 新令第四条の五第五項及び第八項の規定 について適用し、 第九条の二第一項に規定する国外株式の配当等 信託法施行日以後に支払を受けるべき新法 信託法施行日前に支払を受け

2 式の配当等については、なお従前の例による。 百三十六条第四項に係る部分に限る。)の規定 るべき旧法第九条の二第一項に規定する国外株 は、居住者又は内国法人が施行日以後に支払を 新令第四条の五第九項(所得税法施行令第三

資信託等の配当等については、なお従前の例に 日前に支払を受けるべき同項に規定する国外投 る国外投資信託等の配当等又は内国法人が施行 受けるべき旧法第八条の三第二項第二号に掲げ 等について適用し、居住者が施行日前に支払を 居住者が施行日以後に支払を受けるべき新法第 けるべき同項に規定する国外投資信託等の配当 の配当等又は内国法人が施行日以後に支払を受 八条の三第二項第二号に掲げる国外投資信託等 十六条第四項に係る部分に限る。) の規定は、 新令第四条第九項(所得税法施行令第三百三 前の例による。同日前に提出した当該調書については、なお従 条の二第一項に規定する国外株式の配当等につ

いては、なお従前の例による。

新令第四条の五第九項(所得税法第二百二十

十八条第一項に規定する調書について適用し、 成二十年一月一日以後に提出する同法第二百二 八条第一項に係る部分に限る。)の規定は、平 外株式の配当等について適用し、居住者又は内 受けるべき新法第九条の二第一項に規定する国

国法人が施行日前に支払を受けるべき旧法第九

の課税の特例に関する経過措置) (特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等

第八条 新令第四条の七第一項の規定は、 配に係る源泉徴収の特例に関する経過措置) た金融商品取引業者等が支払を受ける収益の お従前の例による。 第一項第一号に掲げる投資法人については、 九条の四第一項第一号に掲げる投資法人につい 一条第七号に定める日以後に設立される新法第 第一項第一号に掲げる投資法人については、なて適用し、同日前に設立された旧法第九条の四 (公募株式等証券投資信託の受益権を買い取っ 附則第

第九条 新令第四条の八第四項の規定は、施行日 以後に次項の規定により読み替えられた同条第 は、なお従前の例による。 資信託の受益証券に係る収益の分配について が買い取った同項に規定する公募株式等証券投 う。) 第四条の八第四項に規定する証券業者等 収益の分配について適用し、施行日前に改正前 定する公募株式等証券投資信託の受益権に係る 四項に規定する証券業者等が買い取る同項に規 の租税特別措置法施行令(以下「旧令」とい

用については、同条第一項中「登録金融機関日までの間における新令第四条の八の規定の適権行日から附則第一条第七号に定める日の前 法第二条第八項に規定する協同組織金融機関を 録金融機関をいう。)及び投資信託委託会社(金融商品取引法第二条第十一項に規定する登 いう。以下この項において同じ。)、 あるのは「銀行、協同組織金融機関 十一項に規定する投資信託委託会社をいう」と (投資信託及び投資法人に関する法律第二条第

引業者等」とあるのは「証券業者等」とする。 条第五項から第八項までの規定中「金融商品取 会社」とあるのは「投資信託委託業者」と、同 とあるのは「証券業者等」と、「投資信託委託 (」と、同条第四項中「金融商品取引業者等」 型投資信託約款(」とあるのは「投資信託約款 るのは「第二十六条第一項」と、「委託者指図 のは「証券取引法」と、「第四条第一項」とあ るのは「勧誘」と、「金融商品取引法」とある 券業者等」と、同条第三項中「取得勧誘」とあ 規定する投資信託委託業者をいう」と、同条第 託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に 機関を除く。)及び投資信託委託業者(投資信 る登録金融機関をいい、銀行及び協同組織金融 に関する経過措置) (試験研究を行った場合の所得税額の特別控除 二項中「金融商品取引業者等」とあるのは「証 (証券取引法第六十五条の二第三項に規定す 6

収入金額について適用する。 第六十五条第二項に規定するリース譲渡に係る 多改正法第一条の規定による改正後の所得税法 が平成二十年四月一日以後に締結する契約に係 第十条 新令第五条の三第十一項の規定は、個人

(個人の減価償却に関する経過措置)

第一条第九号に定める日以後に取得等をする同 2 第一条第九号に定める日以後に取得等をする同 2 第一条第九号に定める日以後に取得等をした旧 令第六条の三第二項に規定する機械その他の減 位置却資産については、なお従前の例による。 改正法附則第七十条第十四項の規定によりな 公司の規定に基づく旧令第六条の十の規定は、個人が附則 の三の規定に基づく旧令第六条の十の規定は、個人が附則

合第七条の見定は、なおその効力を育する。(第二項に係る部分に限る。)の規定に基づく旧おその効力を有するものとされる旧法第十四条故正法附則第七十条第十七項の規定によりな

用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧条の二第二項第一号に掲げる建築物について適が施行日以後に取得又は新築をする新法第十四が施行日以後に取得又は新築をする新法第十四人の規定は、なおその効力を有する。

6 旧令第七条の二第四項第二号に掲げる個人がついては、なお従前の例による。 法第十四条の二第二項第一号に掲げる建築物に

合の課税の特例に関する経過措置)
・ 旧令第七条の二第六項第二号に掲げる個人が施行日前に取得又は新築をした同項に規定する耐火建築物については、なお従前の例による。耐火建築物については、なお従前の例による。耐火建築物については、なお従前の例による。

第十二条 租税特別措置法第二十九条第三項の給第十二条 租税特別措置法第二十九条第三項の給定によりなお従前の例によることされる同法附則第八十七条の規定による改正前の勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律前の勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律前の勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律置法第二十九条第一項に規定する住宅等を低い規定に基づき行われる貸付けに係る租税特別措置法第二十九条第一項に規定する住宅等を低い規定に基づき行われる貸付けに係る租税特別措置法第二十九条第三項の給期定により請求。

置) (個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

第十三条 新令第二十条の二第二項第六号の規定 は、個人が附則第一条第十一号に定める日以後 良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡につい 良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡についる日以後 は、個人が附則第一条第十一号に定める日以後

ては、なお従前の例による。 日本のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。 別のでは、個人が同日前に第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡について適用し、個人が同日前に第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に第一項第二号イの規定は、個人が附則第一条第十三項第二号イの規定は、個人が附則第一条第十三項第二号イ及び第十三項第二号イ及び第十三項第二号イ及び第十三項第二号イ及び第十三項第二号イ及び第十三項第二号イ及び第十三項第二号イ及び第十三項第二号では、なお従前の例による。

おその効力を有するものとされる旧法第三十六改正法附則第七十四条第九項の規定によりな

五」とする。

和、二から第三十六条の五までの規定に基づくによる改正後の租税特別措置法第三十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合にお規定は、なおその効力を有する。この場合にお規定は、なおその効力を有する。この場合にお規定は、なおその効力を有する。この場合におりて、同条第一項中「法第三十六条の四までの規定に基づく同条第二十六条の五までの規定に基づく

る経過措置)

(平成十三年九月三十日以前に取得した上場株式の取得について適用する。 定は、附則第一条第七号に定める日以後に行う 第十四条 新令第二十五条の八第八項第三号の規

第十五条 新法第三十七条の十一の二第二項第三 第十五条 新法第三十七条の十二の二第二項第三 の合併に係る部分に限る。)は、個人が同号に規定する合併により取得をする新法第三十七条 の十一の二第一項の上場株式等で当該合併が平成十九年五月一日以後であるものについて適用し、個人が旧法第三十七条の十の二第二項第三 号に規定する合併により取得をした同条第一項の上場株式等で当該合併が同日前であるものについては、なお従前の例による。

5

新令第二十五条の十の二(第十四項第九号に

る同号に規定する分割により同号の特定口座に部分に限る。)は、信託法施行日以後に行われ係る部分に限る。)の規定(信託の分割に係る

「日にお 3 新令第二十五条の十第三項及び第五項第六までの による。 第一項の上場株式等については、なお従前の

る。 の十一の二第一項の上場株式等について適用す 資信託の併合により取得をする新法第三十七条 は、個人が信託法施行日以後に同号に掲げる投 の規定(投資信託の併合に係る部分に限る。)

得計算等の特例に関する経過措置)(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所

出資について適用する。 受け入れる同号に規定する合併法人の株式又は では入れる同号に規定する合併により同号の特定口座に の同号に規定する合併により同号の特定口座に の同号に限る。)は、信託法施行日以後に行われ の規定(信託の併合に係る の規定(信託の併合に係る

について適用する 受け入れる同号に規定する分割承継法人の株式 新令第二十五条の十の二(第十四項第十号に

なお従前の例による。 式又は株式移転完全親法人の株式については、 交換又は株式移転により同号の特定口座に受け 十五条の十の二第十四項第九号に規定する株式 式について適用し、同日前に行われた旧令第二 くは親法人の株式又は株式移転完全親法人の株 同号に規定する株式交換完全親法人の株式若し は株式移転により同号の特定口座に受け入れる 係る部分に限る。)の規定は、平成十九年五月 入れた同号に規定する株式交換完全親法人の株 一日以後に行われる同号に規定する株式交換又 6 5

第十七条 新令第二十五条の十の五 (第三項第三 の例による。 合併法人の株式又は出資については、なお従前 り同号の出国口座に受け入れた同号に規定する 十の五第三項第三号に規定する法人の合併によ て適用し、同日前に行われた旧令第二十五条の の株式若しくは出資又は合併親法人株式につい 出国口座に受け入れる同号に規定する合併法人 後に行われる同号に規定する合併により同号の 係る部分を除く。)は、平成十九年五月一日以 号に係る部分に限る。) の規定(信託の併合に (特定口座継続適用届出書等に関する経過措置)

同号に規定する合併により同号の出国口座に受 分に限る。) は、信託法施行日以後に行われる る部分に限る。)の規定(信託の併合に係る部新令第二十五条の十の五(第三項第三号に係 資について適用する。 け入れる同号に規定する合併法人の株式又は出

投資信託の受益権について適用する。り同号の出国口座に受け入れる同号に規定する に行われる同号に規定する投資信託の併合によ る部分に限る。) の規定は、信託法施行日以後 新令第二十五条の十の五(第三項第四号に係 2

式については、 に受け入れた同号に規定する分割承継法人の株項第四号に規定する分割により同号の出国口座 同日前に行われた旧令第二十五条の十の五第三 株式又は分割承継親法人株式について適用し、 座に受け入れる同号に規定する分割承継法人の われる同号に規定する分割により同号の出国口 分を除く。)は、平成十九年五月一日以後に行る部分に限る。)の規定(信託の分割に係る部新令第二十五条の十の五(第三項第五号に係 なお従前の例による。 この場合 2

号」とあるのは、「同項第八号」とする。 号の規定の適用については、同号中「同項第九 において、同日から信託法施行日の前日までの 間における新令第二十五条の十の五第三項第五

け入れる同号に規定する分割承継法人の株式に 同号に規定する分割により同号の出国口座に受 分に限る。) は、信託法施行日以後に行われる る部分に限る。)の規定(信託の分割に係る部 ついて適用する。 新令第二十五条の十の五(第三項第五号に係

る部分に限る。)の規定は、平成十九年五月一新令第二十五条の十の五(第三項第六号に係 号に規定する株式交換完全親法人の株式若しく 日以後に行われる同号に規定する株式交換又は は株式移転完全親法人の株式については、 又は株式移転により同号の出国口座に受け入れ は親法人の株式又は株式移転完全親法人の株式 株式移転により同号の出国口座に受け入れる同 従前の例による た同号に規定する株式交換完全親法人の株式又 五条の十の五第三項第五号に規定する株式交換 について適用し、同日前に行われた旧令第二十 なお

関する経過措置 (特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に

第十八条 新令第二十五条の十三の二第五項第三 り取得する同項に規定する取得上場株式等につ 号、第五号及び第六号の規定は、居住者又は国 については、なお従前の例による。 する非居住者が同日前に旧令第二十五条の十三 内に恒久的施設を有する非居住者が平成十九年 により取得した同項に規定する取得上場株式等 の二第五項第三号から第五号までに掲げる事由 いて適用し、居住者又は国内に恒久的施設を有 五月一日以後にこれらの規定に掲げる事由によ

居住者が信託法施行日以後に同号に掲げる事由定は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非 権について適用する。 により取得する同号に規定する投資信託の受益 新令第二十五条の十三の二第五項第四号の規

第十九条 新令第二十五条の十四第九項及び第十 場合の課税の特例に関する経過措置) (合併等により外国親法人株式の交付を受ける

受けるこれらの規定に規定する国内事業管理親 項の規定は、平成十九年五月一日以後に交付を 法人株式について適用する。

までの規定は、平成十九年五月一日以後に行わ 新令第二十五条の十四第十一項から第十三項

> れるこれらの規定に規定する特定合併、 支配親法人株式について適用する。 外国分割承継親法人株式又は外国株式交換完全 これらの規定に規定する外国合併親法人株式、 割型分割又は特定株式交換により交付を受ける (特定の合併等が行われた場合の株主等の課税 特定分

第二十条 新令第二十五条の十四の二第一項から 式交換により交付を受けるこれらの規定に規定合併、特定非適格分割型分割又は特定非適格株 第三項までの規定は、平成十九年十月一日以後 外国株式交換完全支配親法人株式について適用 合併親法人株式、外国分割承継親法人株式又は する特定軽課税外国法人の株式に該当する外国 に行われるこれらの規定に規定する特定非適格

控除に関する経過措置) (住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別

月日を記載しなければならない。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

を施行日前に同項の定めるところによりその者 築等をした家屋(当該増改築等をした部分に限居住者が新法第四十一条第一項に規定する増改 の居住の用に供した場合については、なお従前 四十一条第一項に規定する増改築等をした家屋 に同項の定めるところによりその者の居住の用 る。以下この条において同じ。) を施行日以後 に供する場合について適用し、居住者が旧法第 の例による。

の特例に関する経過措置)

第二十二条 改正法附則第八十四条第一項に規定 等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六 四項中「特定受益者」とあるのは、「所得税法 する旧信託の同項に規定する旧受益者たる地位 税特別措置法第四十一条の四の二第一項に規定 えられた同法第十二条の規定による改正後の租 号)附則第八十四条第二項の規定により読み替 六条の六の二の規定の適用については、同条第 の二の規定を適用する場合における新令第二十 の承継を受ける者について新法第四十一条の四 する特定受益者」とする。

関する経過措置) (償還差益の分離課税等に係る割引債の範囲に

第二十三条 独立行政法人住宅金融支援機構法 前に公的資金による住宅及び宅地の供給体制の 項の規定による解散前の住宅金融公庫が施行日 (平成十七年法律第八十二号) 附則第三条第一

律(平成十七年法律第七十八号)附則第四条第 整備のための公営住宅法等の一部を改正する法 十一条の十二第七項に規定する割引債について は、なお従前の例による 項の規定により発行した債券に係る旧法第四

(施行日前に電子情報処理組織を使用して確定

の特例に関する経過措置) 第二十四条 改正法附則第八十六条第二項の規定 定申告書の提出を行った年月日及び所得税法第 規定する電子情報処理組織を使用して同項の確 号)第二十三条第一項の更正の請求をしようと 申告書の提出を行い出国をした者に係る特例) の所得税につき改正法附則第八十六条第一項に する個人は、同条第三項に規定する更正請求書 に、同項に規定する事項のほか、平成十九年分 により国税通則法(昭和三十七年法律第六十六 二条第一項第四十二号に規定する出国をした年

第二十一条新令第二十六条第十九項の規定は、

(特定組合員等の不動産所得に係る損益通算等

第二十五条 新令第三章の規定は、別段の定め 前の例による。 た連結事業年度分の法人税については、 支配関係にある連結子法人の施行日前に開始し の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び 連結事業年度分の法人税について適用し、法人 関係にある連結子法人の施行日以後に開始する 親法人又は当該連結親法人による連結完全支配 日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結 十年法律第三十四号)第二条第八号に規定するあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全 人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行 、なお従

に関する経過措置) (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

第二十六条 法人税法第六十三条第二項に規定するリース譲 契約に係る改正法第二条の規定による改正後の は、法人が平成二十年四月一日以後に締結する 渡に係る収益の額について適用する。 新令第二十七条の四第八項の規定

(法人の減価償却に関する経過措置)

第二十七条 法人が施行日前に取得等(取得又は げる機械その他の減価償却資産については、なじ。)をした旧令第二十八条第一項第二号に掲 お従前の例による。 げる機械その他の減価償却資産については、 製作若しくは建設をいう。第三項において同

2 又は第五号に掲げる法人が附則第一条第十四号 号に係る部分に限る。)の規定は、同項第四 新令第二十八条の六第一項(第四号及び第五

十四条の三第一項に規定する事業革新設備につ に定める日以後に取得又は製作をする新法第四

3 の他の減価償却資産については、なお従前の例 た旧令第二十八条の十第二項に規定する機械そ 産について適用し、法人が同日前に取得等をし る同項第一号に掲げる機械その他の減価償却資 附則第一条第九号に定める日以後に取得等をす 新令第二十八条の八第二項の規定は、法人が

とする。

なおその効力を有するものとされる旧法第四十 その効力を有する。 に基づく旧令第二十八条の十二の規定は、 五条の二(第二項に係る部分に限る。)の規定 なおその効力を有するものとされる旧法第四十 改正法附則第九十三条第十五項の規定により 改正法附則第九十三条第十八項の規定により なお 二項

六条の三の規定に基づく旧令第二十九条の三の

規定は、なおその効力を有する。

- 法人が施行日以後に取得又は新築をする新法第 基づく旧令第二十九条の四の規定は、 りなおその効力を有するものとされる旧法第四 した旧法第四十七条の二第三項第一号に掲げる いて適用し、法人が施行日前に取得又は新築を 四十七条の二第三項第一号に掲げる建築物につ 効力を有する。 基づく旧令第二十九条の四の規定は、なおその十七条(第三項に係る部分に限る。)の規定に 改正法附則第九十三条第二十一項の規定によ 新令第二十九条の五第一項第三号の規定は、
- する耐火建築物については、 建築物については、なお従前の例による。 人が施行日前に取得又は新築をした同項に規定 旧令第二十九条の五第三項第二号に掲げる法 なお従前の例によ
- する耐火建築物については、 人が施行日前に取得又は新築をした同項に規定 旧令第二十九条の五第五項第二号に掲げる法 なお従前の例によ

(沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する経

第二十八条 平成十九年五月一日から信託法施行 項の規定の適用については、同項中「及び第六 第三十九条の二十の五第十四項」とする。 六条の九の三第三項及び第六十六条の九の七第 十六条の九の七第三項」とあるのは「、第六十 日の前日までの間における新令第三十六条第五 |項」と、「含む。)」とあるのは「含む。)及び

第二十九条 改正法附則第九十六条の規定により は、なおその効力を有する。この場合におい令第三十七条の二及び第三十七条の三の規定 中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句 なおその効力を有するものとされる旧法第六十 一条の二及び第六十一条の三の規定に基づく旧 (農業生産法人の課税の特例に関する経過措置) 次の表の上欄に掲げる旧令の規定中同表の

|第 三||法 第 六||所得税法等の一部を改正する法律| <u>第</u>四 <u>の</u>の六十 七十八条(平成十九年法律第六号) 附則第百 の二第十六条の規定によりなおその効力 法 号 項 一条(平成十九年法律第六号) 附則第九 第六|所得税法等の一部を改正する法律 〈第を有するものとされる同法第十1 を有するものとされる同法第十二 措置法(次条第四項において「旧 |条の規定による改正前の租税特別 |十九条の規定によりなおその効力 |措置法第六十一条の二第三項第 条の規定による改正前の租税特別 |効力措置法」という。) 第六十八条 の六十四第一項 項四 第 第項

四項 条 三第第一項 する経過措置) (法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関 0) 六十五 八条の 第 六 十|旧効力措置法第六十八条の六十五 第一項

第三十条 新令第三十九条の七第九項第二号の規 前の例による。 十五条の七第一項の表の第十二号の上欄に掲げ 後に行う新法第六十五条の七第一項の表の第十 定は、法人が附則第一条第十二号に定める日以 る資産の譲渡に係る法人税については、なお従 ついて適用し、法人が同日前に行った旧法第六 二号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税に

2 用し、法人が施行日前に行った旧法第六十五条 規定する交換又は譲渡に係る法人税について適 は、 の十三第一項に規定する所有隣接土地等の同項 十三第一項に規定する所有隣接土地等の同項に は、法人が施行日以後に行う新法第六十五条の に規定する交換又は譲渡に係る法人税について 新令第三十九条の九の二第一項第一号の規定 第 項 五第

なお従前の例による

用とみなされる当該

信託の信託財産に帰

該法人の収益及び費れる収入及び支出

例に関する経過措置) (組合事業等による損失がある場合の課税の特

る旧信託の同項に規定する旧受益者たる地位の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄 適用については、次の表の上欄に掲げる同条の 特別措置法施行令第三十九条の三十一の規定の 七条の十二の規定を適用する場合における租税 承継を受ける者について租税特別措置法第六十 改正法附則第百五条第一項に規定す

(法 置法 る改正後の租税特別措 法第十二条の規定によ 百五条第二項の規定に 年法律第六号)附則第 正する法律(平成十九 より読み替えられた同 所得税法等の一部を改

産に帰せられる収益 の規定により当該法託の信託財産に帰せ 同法第十二条第一項当該法人に係る当該信 る当該信託の信託財 人の収益とみなされれる収入の額

号 |法人税法第十二条第|当該法人に係る当該信 分の価額の割合 現物資産の価額に対現物資産について所得 ものとみなされる部定による改正前の法人 の規定により有する|律第六号) 第二条の規 税法第十二条第一項る法律(平成十九年法 する各受益者が法人税法等の一部を改正す 税法第十二条第一項本 文の規定において各受 当該現物資産の価額に なされる部分の価額の 益者が有するものとみ 対する割合

掲げる字句とする。

同法第十二条第一項当該法人に係る当該信 |産に帰せられる費用 る当該信託の信託財 人の費用とみなされれる支出の額 の規定により当該法 託の信託財産に帰せら

2

項の規定により当託の信託財産に帰せら [の額 3 条の二十七第一項に規定する工業用機械等につ 用機械等について適用し、連結親法人又は当該 新法第六十八条の二十七第一項に規定する工業 用する。 にある連結子法人が施行日以後に取得等をする 人又は当該連結親法人による連結完全支配関係 新令第三十九条の五十六の規定は、連結親法

せられる収益及び費 用に係る損益の額

第三十二条 新令第三十九条の三十五第二項 日以後に行われる合併、分割型分割又は株式交 第五項までの規定は、法人が平成十九年十月 の特例に関する経過措置) (特定の合併等が行われた場合の株主等の (出資を含む。) に 課税

の特別控除に関する経過措置) (連結法人が試験研究を行った場合の法人税 換により交付を受ける株式

ついて適用する。

第三十三条 新令第三十九条の三十九第九項の規 額を計算する場合における平成二十年四月一日 三第一項の規定により同項に規定する個別益金 条の規定による改正後の法人税法第八十一条の 定は、連結親法人又は当該連結親法人による連 項に規定するリース譲渡に係る収益の額につ 結完全支配関係にある連結子法人が改正法第二 以後に締結する契約に係る同法第六十三条第二 て適用する。

(連結法人の減価償却に関する経過措置

第三十四条 連結親法人又は当該連結親法人によ 九条の四十六第一項第二号に掲げる機械その他 う。第三項において同じ。)をした旧令第三十 る連結完全支配関係にある連結子法人が施行日 の減価償却資産については、なお従前の例によ 前に取得等(取得又は製作若しくは建設をい

係にある連結子法人で、同項第四号又は第五号 法人又は当該連結親法人による連結完全支配関 第五号に係る部分に限る。)の規定は、連結親 十一第一項に規定する事業革新設備について適 以後に取得又は製作をする新法第六十八条の二 に掲げるものが附則第一条第十四号に定める日 新令第三十九条の五十一第一項(第四号及び

いては、なお従前の例による。 なおその効力を有するものとされる旧法第六十 子法人が施行日前に取得等をした旧法第六十八 連結親法人による連結完全支配関係にある連結 改正法附則第百十七条第十八項の規定により

第一項」とあるのは、「租税特別措置法施行令場合において、同条第一項中「第二十九条の三 前の租税特別措置法施行令第二十九条の三第一 その効力を有するものとされる同令による改正 二号)附則第二十七条第五項の規定によりなお 六十一の規定は、なおその効力を有する。この 八条の三十二の規定に基づく旧令第三十九条の とする 一部を改正する政令(平成十九年政令第九十

の規定に基づく旧令第三十九条の六十三の規定 十八条の三十四 (第三項に係る部分に限る。) 改正法附則第百十七条第二十一項の規定によ 新令第三十九条の六十四第一項第三号の規定 なおその効力を有するものとされる旧法第六 なおその効力を有する。

号に掲げる建築物については、なお従前の例に 新築をした旧法第六十八条の三十五第三項第一 配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は 結親法人又は当該連結親法人による連結完全支 三項第一号に掲げる建築物について適用し、連 取得又は新築をする新法第六十八条の三十五第 完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に 連結親法人又は当該連結親法人による連結

前に取得又は新築をした同項に規定する耐火建条の六十四第三項第二号に掲げるものが施行日 築物については、なお従前の例による。 全支配関係にある連結子法人で、旧令第三十九 連結親法人又は当該連結親法人による連結完

築物については、なお従前の例による。 前に取得又は新築をした同項に規定する耐火建 条の六十四第五項第二号に掲げるものが施行日 全支配関係にある連結子法人で、旧令第三十九 (沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関す 連結親法人又は当該連結親法人による連結完

る経過措置)

第三十五条 平成十九年五月一日から信託法施行 るのは「含む。)及び第三十九条の百二十の五八条の九十三の七第三項」と、「含む。)」とあ 「、第六十八条の九十三の三第三項及び第六十 び第六十八条の九十三の七第三項」とあるのは 十第六項の規定の適用については、同項中「及 日の前日までの間における新令第三十九条の九 第十四項」とする。

関する経過措置) (連結法人である農業生産法人の課税の特例に

なおその効力を有するものとされる旧法第六十 改正法附則第百十九条の規定により

規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄の場合において、次の表の上欄に掲げる旧令の の九十二の規定は、なおその効力を有する。こ 基づく旧令第三十九条の九十一及び第三十九条 八条の六十四及び第六十八条の六十五の規定に に掲げる字句とする。

第一号 条の九十七 第三十九第三 第一項二第 項 第 条 の 十租税特別措置法施行令の一部 |政令第九十二号) 附則第二十 |効力措置法施行令」という。) |法施行令(次条において「旧 九条の規定によりなおその効 を改正する政令(平成十九年 第三十七条の二第一項第一号 による改正前の租税特別措置 力を有するものとされる同令

条の九十 条の九十 第三十九第六 二第二項三第一 二第四項三 第三十九第 項 Ł 一条 項各号 第 条 上所得税法等の一部を改正する の の される同法第十二条の規定に |なおその効力を有するものと 附則第九十六条の規定により |法律(平成十九年法律第六号 条の三第二項各号 旧 よる改正前の租税特別措置法 効力措置法施行令第三十

二第七項三 第三十九第 二第七項三 条の九十 第一号 条の九十 第二号 第三十九第 t t 条 Ξ 第 三 第 第 第 条 の 十|旧効力措置法施行令第三十七 の 十旧効力措置法施行令第三十七 条の三第六項第二号 条の三第六項第一号 第六十一条の三第一項

に関する経過措置) (連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例

| 第三十九条の七第九項第二号に係る部分に限第三十七条 新令第三十九条の百六第二項(新令 第六十八条の七十八第一項の表の第十二号の上附則第一条第十二号に定める日以後に行う新法 る。) の規定は、連結親法人又は当該連結親法 結完全支配関係にある連結子法人が同日前に行 欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適 人による連結完全支配関係にある連結子法人が 連結親法人又は当該連結親法人による連

いては、なお従前の例による。

第三十八条 改正法附則第百二十七条第一項に規 位の承継を受ける者について新法第六十八条の 定する旧信託の同項に規定する旧受益者たる地 の課税の特例に関する経過措置)

額の割合

なされる部分の価みなされる部分の価額

当該現物資産の価額に

対の

する割合

り有するものとみ各受益者が有するものと

第 項 る。 第 一項 する法律 び次項において「改正法

信託の信託財産に

帰せられる収益及

び費用に係る損益

とみなされる当該

人の収益及び費用

又はその連結子法る収入及び支出の額 り当該連結親法人託の信託財産に帰せら 第一項の規定によ連結子法人に係る当該 |法人税法第十二条|当該連結親法人又はその

れ信

|法第六十七条の十||所得税法等の一部を改正 項の規定により当同法第十二条第一 当該連結親法人又はその |連結子法人に係る当該信 |条第二項の規定により読 の租税特別措置法第六十 み替えられた改正法第十 律第六号。以下この項及 八条の百五の二第一項 という。) 附則第百二十 |条の規定による改正後 (平成十九年法

(特定の合併等が行われた場合の株主等の課

その連結子法人のる支出の額該連結親法人又は託の信託財産に帰せられ |産に帰せられる費 当該信託の信託財 費用とみなされる

項 |二第一項に規定す項の規定により読み替え法第六十七条の十改正法附則第百五条第二 用の額 益の額 る受益者 産に帰せられる収 当該信託の信託財 収益とみなされる |その連結子法人の|る収入の額 |該連結親法人又は||託の信託財産に帰せら 項の規定により当連結子法人に係る当該信 同法第十二条第一当該連結親法人又はその 規定による改正後の租税 られた改正法第十二条の 2

った旧法第六十八条の七十八第一項の表の第十 一号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税に

(連結法人の組合事業等による損失がある場合

第 項

第一項の規定によ一項本文の規定において法人税法第十二条前の法人税法第十二条第

第

現物資産の価額に現物資産について改正

対する各受益者が第二条の規定による改

三十九条の百二十五の規定の適用については、 百五の二の規定を適用する場合における新令第 次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄 に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とす 項 号 第 第

号

の額

第三十九条 新令第三十九条の百二十八第二項 る株式(出資を含む。)について適用する。 併、分割型分割又は株式交換により交付を受け 法人が平成十九年十月一日以後に行われる合 結親法人による連結完全支配関係にある連結子 ら第四項までの規定は、連結親法人又は当該 の特例に関する経過措置) (相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

第四十条 新令第四十条の二第十六項の規定は、 除く。)については、なお従前の例による。 (遺言によってされた信託にあっては信託法施適用し、信託法施行日前に効力が生じた信託 第一項、第三十条第二項又は第五十六条第二項 第十一条第二項、第十五条第二項、第二十六条 う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年 信託法施行日以後に効力が生ずる信託(遺言に 行日前に遺言がされたものを含み、新法信託を 信託とされた信託(以下この項及び第三項にお 法律第百九号)第三条第一項、第六条第一項、 に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴 よってされた信託にあっては信託法施行日以後 の規定により同法第三条第一項に規定する新法 いて「新法信託」という。) を含む。) について

五第七項、第八項、第十項及び第十一項の規定 項、第二十九項及び第三十項並びに第四十条 は、施行日以後に贈与により取得する財産に る相続税又は贈与税について適用し、 新令第四十条の二の二第二十五項、第二十六

特別措置法第六十七条の

十二第一項に規定する受

券業者等」とする

与税については、なお従前の例による。 に贈与により取得した財産に係る相続税又は贈

3 後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信 については、なお従前の例による。 に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。) によってされた信託にあっては信託法施行日前 ものに限り、新法信託を含む。)について適用 託にあっては信託法施行日以後に遺言がされた し、信託法施行日前に効力が生じた信託(遺言 新令第四十条の四の規定は、信託法施行日以

第四十一条 免許税について適用し、施行日前に取得をした お従前の例による。 の移転の登記に係る登録免許税については、 旧法第七十三条に規定する住宅用家屋の所有権 る住宅用家屋の所有権の移転の登記に係る登録 行日以後に取得をする新法第七十三条に規定す 四十一条 新令第四十二条第四項の規定は、施(登録免許税の特例に関する経過措置) な

(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 一部改正に関する経過措置

2

第四十四条 施行日から平成十九年四月三十日ま 四項中「金融商品取引業者等」とあるのは「証 一条第一項に規定する取引報告書」と、同条第 定に基づき作成した書類」とあるのは「第四十 券業者等」と、「金融商品取引法」とあるのは 三項中「金融商品取引業者等」とあるのは「証 業者等」とあるのは「証券業者等」と、同条第 ては、同条第一項及び第二項中「金融商品取引 改正する政令附則第十一条の規定の適用につい による改正後の租税特別措置法施行令の一部をに定める日の前日までの間における前条の規定 等」とし、同年五月一日から附則第一条第七号 の七第二項から第四項まで」と、同条第四項中 項から第五項まで」とあるのは「第百六十七条 する取引報告書」と、「第百六十七条の七第三 た書類」とあるのは「第四十一条第一項に規定 融商品取引法」とあるのは「証券取引法」と、 引業者等」とあるのは「証券業者等」と、「金 「証券業者等」と、同条第三項中「金融商品取び第二項中「金融商品取引業者等」とあるのは 十一条の規定の適用については、同条第一項及 特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第での間における前条の規定による改正後の租税 「金融商品取引業者等」とあるのは「証券業者 「第三十七条の四第一項の規定に基づき作成し 「証券取引法」と、「第三十七条の四第一項の規

### 附 則 (平成一九年八月三日政令第二三

(施行期日)

第一条 この政令は、 する。 改正法の施行の日から施行

#### 五号) 附 則 抄 (平成一九年八月三日政令第二三

(施行期日)

|第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施 行する。

措置) (租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過

第二十三条 個人が施行日前に行った第三十五条 については、なお従前の例による。 の譲渡に係る租税特別措置法(昭和三十二年法 の規定による改正前の租税特別措置法施行令 いう。)第十九条第八項第二号に掲げる土地等 (次項において「旧租税特別措置法施行令」と 律第二十六号)第三十二条第三項の規定の適用

の譲渡については、なお従前の例による。行令第二十条の二第一項第二号に掲げる土地等 個人が施行日前に行った旧租税特別措置法施

### 九二号) (平成一九年九月二〇日政令第二

この政令は、公布の日から施行する。

二 附 九 号) (平成一九年一一月七日政令第三

|第一条 この政令は、貸金業の規制等に関する法 律等の一部を改正する法律(以下「改正法」と 以下「施行日」という。)から施行する。 いう。)の施行の日(平成十九年十二月十九日) (施行期日)

### 三六三号) 附 則 (平成一九年一二月一二日政令第 抄

から施行する。 法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日) この政令は、学校教育法等の一部を改正する

#### 号) 附 則 (平成二〇年三月二八日政令第八

法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日 (平成二十年十一月四日)から施行する。 この政令は、道路運送法等の一部を改正する

### 六 附 一 号 則 (平成二〇年四月三〇日政令第一

を除く。)、第二十五条の十四の改正規定(同

く。)、第二十六条の二十四及び第二十六条 に係る部分及び同項第九号を削る部分を除 条の十四の二の改正規定(同条第六項第一号 を次のように改める部分を除く。)、第二十五 条第十六項第一号に係る部分及び同項第七号

(施行期日)

第一条 だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定 める日から施行する この政令は、公布の日から施行する。

> 第二条の四第一項第二号の改正規定、 第三十九条の百二十一の見出しの改正 平成二十年七月一日 第一

条の九第二項の改正規定、第二条の三十六の 条の規定 平成二十年十月一日 定及び第三十九条の五第二十二項第三号イ 規定、第三条の三第一項の改正規定、第二十 改正規定、第三条の二第十九項第一号の改正 (1) の改正規定並びに附則第三条及び第四 二条の八第二十一項第三号イ(1)の改正規

三 第四条の改正規定(同条第四項に係る部 の改正規定、第二十五条の十第一項の改正規第二十五条の八の改正規定、第二十五条の九 七を第六条の五とする改正規定、第六条の八定、第六条の六を第六条の四とし、第六条の 改正規定、第五条の九の改正規定、第六条のの七第三項の改正規定、第五条の八第三項の 定(同条第八項に係る部分を除く。)、第五条定、第五条の六(見出しを含む。)の改正規 項とする改正規定、同条第十八項から第二十 二十五条の十の十一までにおいて同じ。)、法定する上場株式等をいう。以下この条から第 規定(「上場株式等、同条第一項」を「上場 三号とし、同項に一号を加える部分を除く。) 項第二号とする部分及び同項第四号を同項第 正規定、第十九条の三第十三項の改正規定、 第七項の改正規定、第十九条第二十五項の改 改正規定、第六条の九の改正規定、第十七条 を第六条の六とし、同条の次に一条を加える とする改正規定、第六条の四を削る改正規 二を削る改正規定、第六条の三を第六条の二 る部分を除く。)、第五条の五第八項の改正規 第九項の改正規定(同項を同条第十三項とす 正規定、第五条の三の改正規定、第五条の四 第四項に係る部分を除く。)、第四条の六の改 三の改正規定、第四条の五の改正規定(同条 を除く。)、第四条の二の改正規定、第四条の に改める部分に限る。)、同項を同条第二十三 に限る。)、第二十五条の十の二第二十二項第 第三十七条の十一の二第一項」に改める部分 株式等(法第三十七条の十一の三第二項に規 定(同項第二号を削る部分、同項第三号を同 定、第六条の五を第六条の三とする改正規 第十一項第二号ロ」を「第十二項第二号ロ 一号の改正規定、同項第二号の改正規定 項までの改正規定、 同条第二項の改正規定、同条第三項の改正 同条第十七項の改正規

> 改正規定(同項第二号に係る部分を除く。)、規定、同条第五項の改正規定、同条第八項の 部分に限る。)、同条第三項及び第四項の改正を「第三十七条の十一の四第二項」に改める 第二十五条の十一第五項の改正規定(「寄付 正規定、第二十五条の十の十二の改正規定、 条の十の九の改正規定、第二十五条の十の 項を同条第十二項とする改正規定、同条第十 定、同条第十三項の改正規定、同条第十三項正規定、同項を同条第十五項とする改正規 項の改正規定、同条第十五項を同条第十六項 得した相続上場株式等のうち移管が」と読み その他財務省令で定める場合」と、「同項」 定(「の長」と、「同項」を「の長」と、「送 改正規定、第二十五条の十二の二の改正規定 の二(見出しを含む。)の改正規定、第二十 と」を削る部分を除く。)、第二十五条の十一 び租税特別措置法第三十七条の十二第一項」 「、「税率)及び同項」とあるのは「税率)及 金控除」を「寄附金控除」に改める部分及び 同条第十二項の改正規定、同条第十三項の改 の改正規定(「第三十七条の十一の四第三項」 部分を除く。)、第二十五条の十の十一第一項 第九項の改正規定(同項を同条第十項とする の次に一号を加える部分を除く。)、第二十五 規定、第二十五条の十の五第三項の改正規定 七項とする改正規定、同条第五項を同条第六 七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第 第八項を同条第九項とする改正規定、同条第 項の改正規定、同条第九項の改正規定、同条 を同条第十三項とする改正規定、同条第十一 とする改正規定、同条第十四項第十六号の 替える」に改める部分を除く。)、同条第十六 又は国内に恒久的施設を有する非居住者が取 (同条第十一項から第十三項までに係る部分 五条の十二第二項の改正規定、同条第九項の (同項第八号を同項第九号とし、同項第七号 「、当該移管が」とあるのは「、当該居住者 に改める部分及び「と読み替える」を「と、 ?がない場合」とあるのは「送付がない場合 同条第四項の次に一項を加える改正 +改

六条、第二十七条第一項及び第三項、第二十 正規定並びに附則第五条から第九条まで、第正規定並びに第二十六条の二十八第一項の改二十五の改正規定、第二十六条の二十六の改 八条並びに第六十二条の規定 平成二十一 十七条第一項及び第三項、第十八条、第二十 第四条の六の次に一条を加える改正規定 年

六十六条の規定 平成二十二年一月一日 三条第二項、第二十四条、第二十五条及び第に附則第二十条第一項、第二十二条、第二十 の十の十二の次に一条を加える改正規定並びる。)、同条第九項の改正規定及び第二十五条 八項の改正規定(同項第二号に係る部分に限 七条の十一の四第二項」に改める部分を除 定、第二十五条の十の十一第一項の改正規定 第二十五条の十の十第九項を同条第十項と を除く。)、第二十五条の十の七の改正規定、 項の改正規定(同項を同条第六項とする部分 を同条第八項とする部分を除く。)、同条第五 部分を除く。)、同条第七項の改正規定(同項 第八項の改正規定(同項を同条第九項とする 第二十五条の十の二第一項の改正規定、同条 く。)、同条第二項第一号の改正規定、同条第 (「第三十七条の十一の四第三項」を「第三十 し、同条第八項の次に一項を加える改正規

十九項第二号及び第三十三項第二号の改正規 第二条の二第八項の改正規定、第三条第二

四項の改正規定、第十八条の四第四項の改正定、第四条第四項の改正規定、第四条の五第 正規定(「規定する法人」を「規定する内国 限る。)、第二十六条の十三第一項第一号の改 社団法人又は一般財団法人」に改める部分に 四条の規定により設立された法人」を「一般 六条の三第十四項の改正規定(「民法第三十 定、第二十六条第十七項の改正規定、第二十 を「寄附金控除」に改める部分に限る。)、第五条の十一第五項の改正規定(「寄付金控除」 第二十二条の九第一項第一号の改正規定、第 規定(同条第十七項に係る部分及び同条第二 七第二項の改正規定、第二十二条の八の改正 二十条の二第二項の改正規定、第二十二条の 規定、第十九条第九項第二号の改正規定、第 法人」に改める部分に限る。)、第二十六条の 二十五条の十七(見出しを含む。)の改正規 二十五条の七の二第六項の改正規定、第二十 一項第三号イ(1)に係る部分を除く。)、

> 第六十四条並びに第六十五条の規定 一般社 九条の二十三の二(見出しを含む。)の改正三十九条の二十二第三項の改正規定、第三十 十八年法律第四十八号)の施行の日(平成二 団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 条、第五十七条、第五十八条、第六十一条、 四十条、第四十三条、第四十五条、第五十五 から第七項まで、第三十条、第三十四条、第 三条、第十五条、第十六条第一項及び第四項 第五十五条第一項の改正規定並びに附則第十 定、第四十四条の二第三号の改正規定並びに る改正規定、第四十二条の四第一項の改正規 十条の三の改正規定、第四十条の四の二を削 規定、第四十条の二第七項の改正規定、第四 の改正規定、第三十九条の百九第三項の改正 の改正規定、第三十九条の百六第七項第三号 規定、第三十九条の三十七(見出しを含む。) 第三十九条の九の二第四項の改正規定、第三 第三十九条の七第十六項第三号の改正規定、 る部分を除く。)、第三十九条の六第二項及び 部分及び同条第二十二項第三号イ(1)に係 十九条の五の改正規定(同条第十八項に係る 二十八の二の改正規定、第三十七条の四の改 -九条の十三第二十九項の表の改正規定、第 第三十九条の四第三項の改正規定、第三 第三十八条の五第六項第二号の改正規 第三十八条の四第十二項の改正規

六 第六条の改正規定、第二十八条の五の改正 成二十年法律第三十七号)の施行の日 性化に関する法律の一部を改正する法律 等による地域における産業集積の形成及び活 規定及び第三十九条の四十九の改正規定並び び第五十四条第二項の規定 企業立地の促進 に附則第十二条第二項、第三十九条第二項及 十年十二月一日) 宷

t 油等の品質の確保等に関する法律の一部を改 第六十条第一項から第三項までの規定 揮発 第四十七条の五第四項の改正規定並びに附則 規定、第四十七条の四第一項の改正規定及び し、第四十六条の十の次に六条を加える改正 第四十六条の十一を第四十六条の十七と (平成二十年法律第四十八号)の

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 があるものを除くほか、平成二十年分以後の所 「新令」という。)第二章の規定は、別段の定め 改正後の租税特別措置法施行令(以下

> 得税について適用し、平成十九年分以前の所得 税については、なお従前の例による。 (有価証券の記録等に関する経過措置)

規定する金融機関が平成二十年十月一日以後に第四条 新令第三条の三第一項の規定は、同項に 第三条 新令第二条の九第二項の規定は、 支払を受けるべき新法第八条第一項に規定する 払を受けるべき同項第三号に規定する有価証券 の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第いて適用し、改正法第八条の規定による改正前 労者が平成二十年十月一日以後に支払を受ける 法」という。) 第四条の二第一項に規定する勤 規定による改正後の租税特別措置法(以下「新 二十三号。以下「改正法」という。)第八条の 法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 の利子については、なお従前の例による。 四条の二第一項に規定する勤労者が同日前に支 べき同項第三号に規定する有価証券の利子につ (その受ける利子所得について源泉徴収されな い金融機関等に関する経過措置)

ては、同項の表の第十一条第二項の項中「特

る経過措置) 利子又は収益の分配について適用する。 (国外投資信託等の配当等の分離課税等に関す

第五条 新令第四条第九項の規定は、平成二十一 当等について適用し、同日前に支払を受けるべ の三第二項第二号に掲げる国外投資信託等の配 年一月一日以後に支払を受けるべき新法第八条 資信託等の配当等については、なお従前の例に き旧法第八条の三第二項第二号に掲げる国外投

する経過措置) (上場株式等に係る配当所得の課税の特例に関

第六条 平成二十一年一月一日から同年十二月三 徴収)」とする。 五章」と、「源泉徴収)又は租税特別措置法第 の項中「若しくは第五章」とあるのは「又は第 とあるのは「特例)」と、同表の第百六十六条 株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例)」「特例)若しくは第九条の三の二第一項(上場 とあるのは「若しくは第九条の二第二項」と、 条第三項第三号の項中「、第九条の二第二項」 る源泉徴収義務等の特例)」とあるのは「源泉 九条の三の二第一項(上場株式等の配当等に係 十一日までの間における新令第四条の二第五項 規定の適用については、同項の表の第百二十

2 ある場合には、 改正法附則第三十二条第一項の規定の適用が 次に定めるところによる

一 新令第四条の二第六項の規定の適用につい 部を改正する法律(平成二十年法律第二十三 る配当所得の課税の特例に関する経過措置) 号)附則第三十二条第一項(上場株式等に係 例)」とあるのは、「特例)(所得税法等の一 じ。)」とする。 の規定により適用される場合を含む。以下同 ては、同項の表の第百四条第一項の項中「特 新令第四条の二第四項の規定の適用につい

三 新令第四条の二第八項の規定の適用につい を改正する法律(平成二十年法律第二十三 は、「第八条の四第一項(所得税法等の一部 ては、同項中「第八条の四第一項」とあるの の規定により適用される場合を含む。以下同 る配当所得の課税の特例に関する経過措置) 号)附則第三十二条第一項(上場株式等に係 部を改正する法律(平成二十年法律第二十三 例)」とあるのは、「特例)(所得税法等の一 じ。)」とする。

される場合を含む。)」とする。 号)附則第三十二条第一項の規定により適用

.確定申告を要しない配当所得に関する経過措

第七条 新法第八条の五第一項及び新令第四条の 三第二項の規定は、平成二十一年一月一日以後 当等については、なお従前の例による。 受けるべき旧法第八条の五第一項に規定する配 定する配当等について適用し、同日前に支払を に支払を受けるべき新法第八条の五第一項に規

る経過措置) (国外株式の配当等の源泉徴収等の特例に関す

第八条 新令第四条の五第九項の規定は、平成二 第九条の二第一項に規定する国外株式の配当等 九条の二第一項に規定する国外株式の配当等に 十一年一月一日以後に支払を受けるべき新法第 については、なお従前の例による。 ついて適用し、同日前に支払を受けるべき旧法 (エネルギー需給構造改革推進設備を取得した

第十条 新令第五条の四第四項の規定は、個人が 平成二十年四月一日以後に取得又は製作若しく 日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第 掲げる減価償却資産について適用し、個人が同 は建設をする新法第十条の二第一項第一号ハに

る経過措置)

場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関す

(情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償 については、なお従前の例による。 十条の二第一項第一号ハに掲げる減価償却資産

第十一条 新令第五条の八第一項の規定は、平成 中「七十万円」とあるのは、「三百万円」とす の規定の適用を受ける場合を除き、同条第一項 得税に係る同項の規定の適用については、次項 による。この場合において、平成二十年分の所 九年分以前の所得税については、なお従前の例 二十年分以後の所得税について適用し、平成十 却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第五条の八第一項の規定を適用する。 に規定する指定期間とみなして、同条及び新令 場合を除く。)は、当該経過期間を同条第一項 における適用対象投資額が三百万円以上である う。) が七十万円以上であるとき (平成二十年 当該情報基盤強化設備等の取得価額の合計額 供した場合において、当該経過期間内における は製作して、これを同項に規定する事業の用に 項に規定する情報基盤強化設備等を取得し、又 過期間」という。)内に、新法第十条の六第一 三十一日までの期間(以下この項において「経 (個人の減価償却に関する経過措置) (以下この項において「適用対象投資額」とい 個人が、平成二十年四月一日から同年十二月

定は、個人が平成二十年四月一日以後に取得等第十二条 新令第五条の十第一項及び第二項の規 同日前に取得等をした旧法第十一条第一項に規 定する特定設備等については、なお従前の例に に規定する特定設備等について適用し、個人が 条において同じ。)をする新法第十一条第一項 (取得又は製作若しくは建設をいう。以下この

産については、なお従前の例による。 法第十一条の五第一項に規定する集積産業用資 ついて適用し、個人が同日前に取得等をした旧 十一条の五第一項に規定する集積産業用資産に 条第六号に定める日以後に取得等をする新法第 新令第六条第二項の規定は、個人が附則第一

の特例に関する経過措置) (特定の基金に対する負担金等の必要経費算入

第十三条 新令第十八条の四第四項の規定は、同 項に規定する公益法人等が附則第一条第五号に 令」という。) 第十八条の四第四項に規定する 定める日以後に受ける同項の指定について適用 改正前の租税特別措置法施行令(以下「旧 3

公益法人等が同日前に受けた同項の指定につい ては、なお従前の例による。

の特例に関する経過措置) (少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入

第十四条 新令第十八条の五の規定は、個人が平 産については、なお従前の例による。 る少額減価償却資産について適用し、個人が同 建設をする新法第二十八条の二第一項に規定す 日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第 成二十年四月一日以後に取得又は製作若しくは 二十八条の二第一項に規定する少額減価償却資

の特例に関する経過措置) (個人の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税

第十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関す る法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認 規定により一般社団法人又は一般財団法人とし 整備法第四十五条の認可を取り消されたものを もの(整備法第百三十一条第一項の規定により (整備法第百二十一条第一項において読み替え された法人であって、整備法第四十条第一項の 法律第八十九号) 第三十四条の規定により設立 等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以 定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備 する公益社団法人又は公益財団法人とみなし いう。)は、新令第十九条第九項第二号に規定 除く。次条第七項において「特例民法法人」と て準用する場合を含む。)の登記をしていない て存続するもののうち、整備法第百六条第一項 八条の規定による改正前の民法(明治二十九年 下この条において「整備法」という。)第三十 て、同項の規定を適用する。

軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等のづく施設及び区域並びに日本国における合衆国

第百四十号)又は独立行政法人森林総合研究所 使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律 との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基号)」とあるのは、「、日本国とアメリカ合衆国

関する特別措置法(昭和二十七年法律第百四十

位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

第十六条 新令第二十条の二第二項第二号から第 なお従前の例による。 る譲渡について適用し、個人が同日前に行った 地等のための譲渡に該当する譲渡については、 旧法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅 定める日以後に行う新法第三十一条の二第一項 に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当す 六号までの規定は、個人が附則第一条第五号に

2 よりした旧法第三十三条第一項に規定する資産 条第一項に規定する法令の規定に基づく収用に の譲渡については、なお従前の例による。 個人が平成二十年四月一日前に旧令第二十二

平成二十年四月一日以後に独立行政法人森林

総合研究所法(平成十一年法律第百九十八号)

令第二十二条第一項の規定の適用については、 年法律第四十三号)第十九条第一項第一号若し 附則第九条第一項に規定する業務のうち独立行 及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設 同項中「又は日本国とアメリカ合衆国との間の 年法律第八号)による廃止前の独立行政法人緑 くは第六号の事業が施行された場合における新 (平成十一年法律第七十号) 附則第八条の規定 のうち森林開発公団法の一部を改正する法律 合研究所法附則第十一条第一項に規定する業務 に係るものに限る。) 又は独立行政法人森林総 資源機構法(平成十四年法律第百三十号)第十 による廃止前の農用地整備公団法(昭和四十九 一条第一項第七号イ若しくはロ若しくは第九号 事業(同号の事業にあっては、土地改良施設 (法人緑資源機構法を廃止する法律 (平成二十

4 なお従前の例による。 条第一項に規定する土地等の譲渡については、 て適用し、個人が同日前に行った旧法第三十四 三十四条第一項に規定する土地等の譲渡につい 附則第一条第五号に定める日以後に行う新法第 法(平成十一年法律第百九十八号)」とする。 新令第二十二条の七第二項の規定は、個人が

5 た旧法第三十四条の二第一項に規定する土地等 等の譲渡について適用し、個人が同日前に行っ の譲渡については、なお従前の例による。 行う新法第三十四条の二第一項に規定する土地 は、個人が附則第一条第五号に定める日以後に 新令第二十二条の八第十三項から第十七項ま 第二十一項及び第二十三項第二号の規定

6 法第三十四条の三第一項に規定する土地等の譲 新法第三十四条の三第一項に規定する土地等の 個人が附則第一条第五号に定める日以後に行う 渡については、なお従前の例による。 譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧 新令第二十二条の九第一項第一号の規定は、

7 部を改正する政令(平成二十五年政令第百十四 特例民法法人は、租税特別措置法施行令の一

号)による改正後の租税特別措置法施行令第二 る経過措置) なして、これらの規定を適用する。 第二十九項並びに第二十二条の九第一項第一号 十五項まで、第十九項、第二十二項第二号及び 二条の七第二項、第二十二条の八第十項から第 十条の二第二項第二号から第六号まで、第二十 (株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関す に規定する公益社団法人又は公益財団法人とみ

第十七条 新令第二十五条の八第一項の規定は、 前の例による。 平成二十年分以前の所得税については、なお従 平成二十一年分以後の所得税について適用し、

2 平成二十年分の所得税に係る旧令第二十五条 第三十七条の十三の三第一項」とする。 法第八条の規定による改正前の租税特別措置法 成二十年法律第二十三号)附則第四十八条の規 号中「法第三十七条の十三の三第一項」とある の八第一項の規定の適用については、同項第一 定によりなおその効力を有するものとされる同 のは、「所得税法等の一部を改正する法律(平

3 特定株式に係る事業所得の金額をいう。以下同 令附則第十八条第四項第一号に規定する公開等 額から控除するものとする」と、同項第二号中 得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得の金 失の金額は、まず公開等特定株式に係る譲渡所 額をいう。以下同じ。)があるときは、当該損号に規定する公開等特定株式に係る雑所得の金 係る譲渡所得の金額をいう。以下同じ。)又は 八条第四項第四号に規定する公開等特定株式に 改正する政令(平成二十年政令第百六十一 適用については、同項第一号中「控除する」と 別措置法施行令第二十五条の八第一項の規定の 三の三の規定の適用がある場合における租税 効力を有するものとされる旧法第三十七条の十 定株式に係る事業所得の金額(平成二十年改正 得の金額又は雑所得の金額のうちに、公開等特 公開等特定株式に係る雑所得の金額(同項第七 以下「平成二十年改正令」という。) 附則第十 渡所得の金額(租税特別措置法施行令の一部を 所得の金額のうちに、公開等特定株式に係る譲 あるのは「控除する。この場合において、当該 じ。) 又は公開等特定株式に係る雑所得の金 において、 「控除する」とあるのは「控除する。この場合 改正法附則第四十八条の規定によりなおその 般株式等の譲渡に係る譲渡所得の金額又は雑 当該一般株式等の譲渡に係る事業所 号。

があるときは、当該損失の金額は、まず公開等特定株式に係る事業所得の金額及び公開等特定株式に係る事業所得の金額及び公開等特定株式に係る事業所得の金額又は譲渡所得の金額又は公開等特定株式に係る事業所得の金額又は公開等特定株式に係る事業所得の金額と、当該損失の金額と、当該損失の金額と、当該損失の金額と、当該損失の金額と、当該損失の金額と、当該損失の金額ととする」とする」とする」とする。

第十八条 改正法附則第四十三条第二項に規定す渡所得等の課税の特例に関する経過措置)(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲

渡をいう。第三項及び第四項において同じ。)渡(同項の規定の適用がある同項に規定する譲、式等をいう。以下この条において同じ。)の譲その年中の上場株式等(同項に規定する上場株る政令で定めるところにより計算した金額は、

に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑

得の金額(」とあるのは「若しくは公開等特定前条第三項中「又は公開等特定株式に係る雑所 定する上場株式等に係る事業所得の金額をい株式等に係る事業所得の金額(同項第二号に規 は公開等特定株式に係る雑所得の金額又は上場 式に係る雑所得の金額が」とあるのは「若しく に係る雑所得の金額」と、「又は公開等特定株場株式等に係る譲渡所得の金額及び上場株式等 お控除しきれない損失の金額があるときは、上 等特定株式に係る雑所得の金額から控除し、な の金額」とあるのは「譲渡所得の金額及び公開 渡所得の金額及び公開等特定株式に係る雑所得 額をいう。以下同じ。)があるときは」と、「譲 第八号に規定する上場株式等に係る雑所得の金 若しくは上場株式等に係る雑所得の金額(同項 等に係る譲渡所得の金額をいう。以下同じ。) 渡所得の金額(同項第五号に規定する上場株式 きは」とあるのは「)又は上場株式等に係る譲 株式に係る雑所得の金額(」と、「)があると るときについて準用する。この場合において、 は雑所得の金額の計算上生じた損失の金額があ 譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額又 新法第三十七条の十第一項に規定する株式等の 所得の金額の合計額とする。 前項の場合において、前条第三項の規定は

等に係る事業所得の金額及び上場株式等に係る 等特定株式に係る雑所得の金額」とあるのは 譲渡所得の金額」と読み替えるものとする。 得の金額」と、「及び公開等特定株式に係る譲 業所得の金額若しくは上場株式等に係る譲渡所 失の金額があるときは、上場株式等に係る事業 所得の金額から控除し、なお控除しきれない損 所得の金額が」と、「事業所得の金額及び公開 しきれない損失の金額があるときは、上場株式 式に係る譲渡所得の金額から控除し、 渡所得の金額」とあるのは「及び公開等特定株 に係る譲渡所得の金額又は上場株式等に係る事 の金額」とあるのは「若しくは公開等特定株式 額」と、「又は公開等特定株式に係る譲渡所得 所得の金額及び上場株式等に係る雑所得の金 「事業所得の金額及び公開等特定株式に係る雑 なお控除

3 の規定によりその額及び価額の合計額が同条第規定する株式等の譲渡(同条第三項又は第四項との年中にした新法第三十七条の十第一項に 収入金額とみなされる金銭及び金銭以外の資産一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る 金額、 号に規定する事由に基づく株式等についての当 の計算上、当該各号に定めるところにより控除 所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額 第一項に規定する上場株式等の譲渡に係る事業 及び次項において「株式等の譲渡」という。) 該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額に対 の交付の基因となった同条第三項又は第四項各 は、当該損失の金額は、新令第二十五条の八第 のうちに上場株式等の譲渡がある場合におい 応する権利の移転又は消滅を含む。以下この項 項に規定する株式等の譲渡に係る事業所得の 次の各号に掲げる損失の金額があるとき 譲渡所得の金額及び雑所得の金額並びに

る。 なに掲げる事業所得の金額の計算上生じた なに掲げる事業所得の金額の計算上生じた

- 公開等特定株式に係る事業所得の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額は、まず上場株式等に係る事業所得の金額は、まず上場株式等に係る事業所得の金額があるときは、一般株式等に係る事業所得の金額の

まず公開等特定株式に係る事業所得の金額上生じた損失の金額 当該損失の金額は、口 上場株式等に係る事業所得の金額の計算

以下同じ。)若しくは上場株式等に係る雑

では、これでは、「最近では、これでは、これでは、これでは、一般株式等に係る事業所があるときは、一般株式等に係る事業所から控除し、なお控除しきれない損失の金

大こ掲げる譲渡所导り金預り計算上生ごと がら控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、上場株式等に係る事業所 額があるときは、上場株式等に係る事業所 まず公開等特定株式に係る事業所得の金額 よず公開等特定株式に係る事業所得の金額は、 上生じた損失の金額 当該損失の金額の計算

損失の金額 それぞれ次に定めるところによ損失の金額 それぞれ次に定めるところによる。

- 公開等特定株式に係る譲渡所得の金額は、まず上場株式等に係る譲渡所得の金額は、まず上場株式等に係る譲渡所額があるときは、一般株式等に係る譲渡所額があるときは、一般株式等に係る譲渡所得の金額から控除する。 上生じた損失の金額 当該損失の金額 当該損失の金額 当該損失の金額 当該損失の金額の計算 上場株式等に係る譲渡所得の金額の計算 上生じた損失の金額 当該損失の金額の

この金額 それぞれ次に定めるところによ失の金額 それぞれ次に定めるところによる 次に掲げる雑所得の金額の計算上生じた損

金額から控除する。 金額から控除する。 金額から控除する。 当該損失の金額 当該損失の金額があるときは、一般株式等に係る雑所得の金額があるときは、一般株式等に係る雑所得の金額があるときは、一般株式等に係る雑所得の金額の計

額から控除する。 生じた損失の金額 当該損失の金額が が公開等特定株式に係る雑所得の金額が が公開等特定株式に係る雑所得の金額がら さない 一般株式等に係る雑所得の金額がら ときは、一般株式等に係る雑所得の金額の計算上

生じた損失の金額 当該損失の金額は、まハ 一般株式等に係る雑所得の金額の計算上

「全の金に、 は、4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義 での金額は、4 前項において、次の各号に掲げる用語の意義 で額の計算 額から控除する。 あるときは、上場株式等に係る雑所得の金額がら がは、なお控除しきれない損失の金額がら がは、なお控除しきれない損失の金額がら

一 公開等特定株式に係る事業所得の金額 は、当該各号に定めるところによる。

こ 一段株代等に係る事業所得の金額 上場株式等の譲渡(公開等特定株式の譲渡に該当す式等の譲渡(公開等特定株式の譲渡に該当す」、 上場株式等に係る事業所得の金額 上場株

一 一般株式等に係る事業所得の金額を明等特定株式の譲渡による譲渡所得の金額 公演」という。)による事業所得の金額 公渡」という。)による事業所得の金額をいう。 以下この項において「一般株式等の譲渡に該当するものを除く。以下この項において「一般株式等の譲渡に該当するもの譲渡(公開等特定株式の譲渡に該当するもの譲渡(公開等特定株式の譲渡に該当するもの譲渡(公開等特定株式の譲渡による譲渡所得の金額 株式等の譲渡(公開等特定株式の譲渡による譲渡の金額 株式等の

額があるときは、一般株式等に係る譲渡所から控除し、なお控除しきれない損失の金

等特定株式の譲渡による雑所得の金額をいて、 一般株式等に係る譲渡所得の金額 公開大 一般株式等に係る譲渡所得の金額 一般株式等に係る譲渡所得の金額 一般株式等に係る譲渡所得の金額 上場株式等に係る譲渡所得の金額をいう。

等の譲渡による雑所得の金額をいう。 一般株式等に係る雑所得の金額 一般株式等の譲渡による雑所得の金額をいう。

612				
二 — 四 第 — 二 号 項 条 二 号 項 第 第 百   第	二十第並二及一九百号 夏条百び号び号条七 \ 1 5第八にイ第イ第十第	条 第 条 第 第 十 二 の 十 五 七 T、二 一	項	条第 6 第十の定ず令政あ 7 下中、第令る改
金 総 額 所	5 第八に4第4第〒第.	金 総 額 所		第二金額 学売 大一 金額 一 一 総 所得 に おいま かっこ
得総所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額のうちに平成二十年改正法附則第四十三条第二項(上場株式等を譲渡所得等の課税の特式等に係る譲渡所得等の課税の特式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額がら当該上		211 17 =	金定る経譲等附下平得	十七条の十第一項(株式等に係る総所得金額、租税特別措置法第三人の規定の適用については、新聞に掲げる所得税法施行令の規定の適用については、新開に掲げる字句は、それぞれ同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表とでは、新十四項の規定の適用が一つが、新りの規定の適用が一つが、
号 条 六 第 第 号 項	〔条五第 ;第十二 ·三八百	項	第十二三及第十二び	第第十第五第二二九二条二号項条百、百
額 所 課 金 総 得 税 額 所		得税し金総て額所課	金総 額 所 得	金総 額所 得
総課税総所得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額 機能所得金額、株式等に係る譲渡所		いう。)  「は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	得等の金額、株式等に係る譲渡所	場株式等に係る譲渡所得等の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額)
一 二 一 を 二 この十(項に る はつ るの十(所) の新地	7 0 改	項条六第 第 第十二 二 三六百 <sup>項</sup>	東項条六第項条六こ及第十二第十頁び一六百三二	第 号 条 六 第 二 第 十 二
い新り相任のこの新せ			見 バ 一 去 古 コー	五 一 五 五 1
(平成二) (平成元) (平元) (平成元) (平元) (平元) (平元) (平元) (平元) (平元) (平元) (平	号正 7 法 1 附 H III	額 所 課 て に 得 税 準	で 額所課 票 泉れ 準規 得税 徴る	二 第十二       五 五 五 五 交
本を場合には、次に、 一 新令第二十五条の 「所得税法等の一部 (所得税法等の一部 (所得税法等の一部 (所得税法等の一部 一 新令第二十五条の 一 新令第二十五条の でいては、同集第 ついては、同条第 は「特例)(所得税 は「特例)(所得税	Table   Ta	額 所 課 て に 得 税 準 金 総 じ	この額所課 票泉れ       準規 得税 徴窓       ご定 金総 収源       ト及 税課よ係口第特	付 額所 率 節 章 交 所総の供別第
(平成二十年法律第二十五条の八第十 とあるのは、「第三上 長税法等の一部を改正 長税法等の一部を改正 上法律第二十五条の十の十 には、同条第一号中 には、同条第一号中 に対し、「得三」 に対し、「の条第一号中 に対し、「の条第一号中 に対し、「の条第一号中 に対し、「の条第一号中	正法	額 所 課 て に 得 税 準 金 総 じ	この額所課 票泉れ       準規 得税 徴窓       ご定 金総 収源       ト及 税課よ係口第特	付 額所 率 節 章 交 所総の供別第
(平成二十年法律第二十三号。以外令第二十五条の八第十五年の別第四十三号)附別第四十三号)附別第四十三号)附別第四十三号)附別第四十三号)附別第四十二号)附別第四十二号)附別第四十二号)十三十三条の十二十五条の十二十五条の十二十五条の十二十五条の十二十五条の十二十五条の十二十五条の十二十五条の十二十五条の十二十五条の十二十五条の十二十五条の十二十五条の十二十五条の十二十五条の十二十五条の一十五条の一十五条の一十五条の一十五条の一十五条の一十五条の一十五条の一	正法附則第四十二条第二項の規定 に規定する上場株式等に 得等の金額から当該上場 は、当該株式等に係る課税譲渡所得等の金額があ 課務の金額から当該上場 に規定する上場株式等に 係る課税譲渡所得等の金額があ る課税譲渡所得等の金額があ	額 所 課 て に 得 税 準 金 総 じ	この額所課 票泉れ       準規 得税 徴窓       ご定 金総 収源       ト及 税課よ係口第特	三章第三章第一節(税率) (株式等に係る譲渡率) (株式等に係る譲渡率) (株式等に係る譲渡の特例) の特例) の特例)
《会には、みに定めるところにはる。 教令第二十五条の八第十五項の規定の適用 とあるのは、「第三十七条の十第一 とあるのは、「第三十七条の十第一 とあるのは、「第三十七条の十第一 とあるのは、「第三十七条の十第一 とあるのは、「第三十七条の十第一 とあるのは、「第三十七条の十二の規定の適用 では、同条第一号中「特例」とある 「特例」(所得税法等の一部を改正する法律(平成 「特例)(所得税法等の一部を改正する。」とある 「特例)(所得税法等の一部を改正する。」と なにより適用される場合を含む。」と とあるのは、「第三十七条の十二の規定の適用 とあるのは、「第三十七条の十第一 とある。」と 「特例」(所得税法等の一部を改正する。 「特例)(所得税法等の一部を改正する。)」と 「特例)(所得税法等の一部を改正する。)」と 「特例)(所得税法等の一部を改正する。)」と 「特例)(所得税法等の一部を改正する。)」と 「特別)(所得税法等の一部を改正する。)」と 「特別)(所得税法等の一部を改正する。)」と 「特別)(所得税法等の一部を改正する。)」と 「特別)(所得税法等の一部を改正する。)」と 「特別)(所得税法等の一部を改正する。)」と 「特別)(所得税法等の一部を改正する。)」と 「特別)(所得税法等の一部を改正する。)」と 「特別)(所得税法等の一部を改正する。)」と 「特別)(所得税法等の一部を改正する。)」と 「特別)(所得税法等の一部を改正する。)」と 「特別)(所得税法等の一部を改正する。)」と 「特別)(所得税法等の一部を改正する。)」と 「特別)(所得税法等の一部を改正する。)」と 「特別)(所得税法等の一部を改正する。)」と 「特別)(所得税法等の一部を改正する。)」と 「特別)(所得税法等の一部を改正する。)」と 「特別)(所得税法等の一部を改正する。)」と 「特別)(所得税法等の一部を改正する。」)と 「特別)(所得税法等の一部を改正する。」)と 「特別)(所得税法等の一部を改正する。」 「特別)(所得税法等の一部を改正する。」 「特別)(所得税法等の一部を 「特別)(所得税法等の一部を 「特別)(所得税法等の一部を 「特別)(「特別)(「特別)(「特別)(「特別)(「特別)(「特別)(「特別)(	7 までの根京等・(存えに)が に規定する上場株式等に係る課税 譲渡所得等の金額がある場合 は、当該株式等に係る課税譲渡 保る課税譲渡所得等の金額がある場合 した残額又は当該上場株式等に係る課税 高課税譲渡所得等の金額を控 した残額又は当該上場株式等に係る課税 高課税譲渡所得等の金額がある場合	額 所 課 て に 得 税 準 金 総 じ	東 徴収第七項及び第九項ただし書 原 徴収第七項及び第九項ただし書 所得金税譲渡所得等の金額 所得金税譲渡所得等の金額 が規定及び租税特別措置法第三十 で利定及び租税特別措置法第三十 を の規定及び租税特別措置法第三十 を の規定及び租税特別措置法第三十 を の規定及び租税特別措置法第三十 を の規定及び租税特別措置法第三十 を の規定及び租税特別措置法第三十 を の規定及び租税特別措置法第三十 を の規定及び租税特別措置法第三十	三章第三章第一節(税率)及び和 一節別措置法第三十七条の十第 一節別措置法第三十七条の十第 の特例) の特例) の特例) の特例)
中法律第二十三号。以下「平成 「領税法等の一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 が 一部を改正する法律(平成二 を の用される場合を含む。)」とする が が が が が が が が が が が が が	は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	に準じ十第一項(株式等に係る譲渡所得等に準じ十第一項(株式等に係る譲渡所得金税譲渡所得等の金額(当該株式等所得金税譲渡所得金額、株式等に係る課意、保る課税総所得金額、株式等に係る課意、大に平成二十年改正法附則第四十三条第二項(上場株式等に係る譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得に準じ十第一項(株式等に係る譲渡所得に	れる源特別措置法第三十七条の十一の三泉 徴収第七項及び第九項ただし書(特定原の規定に係る所得計算等の特例)の規定により交付される報告書が得金税譲渡所得等の金額額額。  「おり交付される報告書」で、おり交付される報告書が、株式等に係る課所得金額、株式等に係る課所の規定及び租税特別措置法第三十七条の一人の規定及び租税特別措置法第三十七条の十一の三人様代等と係る譲渡時間がある。	三章第三章第一節(税率)及び租税特(本)(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例) (株式等に係る譲渡所得等の課税の特例) (株式等に係る譲渡所得参所得金額及び株式等に係る譲渡所得を所の金額 (大きな)
中法律第二十三号。以下「平成 「領税法等の一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 が 一部を改正する法律(平成二 を の用される場合を含む。)」とする が が が が が が が が が が が が が	は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	に準じ十第一項(株式等に係る譲渡所得等に準じ十第一項(株式等に係る譲渡所得金税譲渡所得等の金額(当該株式等所得金税譲渡所得金額、株式等に係る課意、保る課税総所得金額、株式等に係る課意、大に平成二十年改正法附則第四十三条第二項(上場株式等に係る譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得に準じ十第一項(株式等に係る譲渡所得に	れる源特別措置法第三十七条の十一の三泉 徴収第七項及び第九項ただし書(特定原の規定に係る所得計算等の特例)の規定により交付される報告書が得金税譲渡所得等の金額額額。  「おり交付される報告書」で、おり交付される報告書が、株式等に係る課所得金額、株式等に係る課所の規定及び租税特別措置法第三十七条の一人の規定及び租税特別措置法第三十七条の十一の三人様代等と係る譲渡時間がある。	三章第三章第一節(税率)及び租税特(本)(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例) (株式等に係る譲渡所得等の課税の特例) (株式等に係る譲渡所得参所得金額及び株式等に係る譲渡所得を所の金額 (大きな)
中法律第二十三号。以下「平成 「領税法等の一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 が 一部を改正する法律(平成二 を の用される場合を含む。)」とする が が が が が が が が が が が が が	は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	に準じ十第一項(株式等に係る譲渡所得等に準じ十第一項(株式等に係る譲渡所得金税譲渡所得等の金額(当該株式等所得金税譲渡所得金額、株式等に係る課意、保る課税総所得金額、株式等に係る課意、大に平成二十年改正法附則第四十三条第二項(上場株式等に係る譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得に準じ十第一項(株式等に係る譲渡所得に	れる源特別措置法第三十七条の十一の三泉 徴収第七項及び第九項ただし書(特定原の規定に係る所得計算等の特例)の規定により交付される報告書が得金税譲渡所得等の金額額額。  「おり交付される報告書」で、おり交付される報告書が、株式等に係る課所得金額、株式等に係る課所の規定及び租税特別措置法第三十七条の一人の規定及び租税特別措置法第三十七条の十一の三人様代等と係る譲渡時間がある。	三章第三章第一節(税率)及び租税特(本)(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例) (株式等に係る譲渡所得等の課税の特例) (株式等に係る譲渡所得参所得金額及び株式等に係る譲渡所得を所の金額 (大きな)
中法律第二十三号。以下「平成 「領税法等の一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 が 一部を改正する法律(平成二 を の用される場合を含む。)」とする が が が が が が が が が が が が が	は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	に準じ十第一項(株式等に係る譲渡所得等に準じ十第一項(株式等に係る譲渡所得金税譲渡所得等の金額(当該株式等所得金税譲渡所得金額、株式等に係る課意、保る課税総所得金額、株式等に係る課意、大に平成二十年改正法附則第四十三条第二項(上場株式等に係る譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得に準じ十第一項(株式等に係る譲渡所得に	れる源特別措置法第三十七条の十一の三泉 徴収第七項及び第九項ただし書(特定原の規定に係る所得計算等の特例)の規定により交付される報告書が得金税譲渡所得等の金額額額。  「おり交付される報告書」で、おり交付される報告書が、株式等に係る課所得金額、株式等に係る課所の規定及び租税特別措置法第三十七条の一人の規定及び租税特別措置法第三十七条の十一の三人様代等と係る譲渡時間がある。	三章第三章第一節(税率)及び租税特(本)(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例) (株式等に係る譲渡所得等の課税の特例) (株式等に係る譲渡所得参所得金額及び株式等に係る譲渡所得を所の金額 (大きな)
中法律第二十三号。以下「平成 「領税法等の一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 が 一部を改正する法律(平成二 を の用される場合を含む。)」とする が が が が が が が が が が が が が	は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	に準じ十第一項(株式等に係る譲渡所得等に準じ十第一項(株式等に係る譲渡所得金税譲渡所得等の金額(当該株式等所得金税譲渡所得金額、株式等に係る課意、保る課税総所得金額、株式等に係る課意、大に平成二十年改正法附則第四十三条第二項(上場株式等に係る譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得に準じ十第一項(株式等に係る譲渡所得に	れる源特別措置法第三十七条の十一の三泉 徴収第七項及び第九項ただし書(特定原の規定に係る所得計算等の特例)の規定により交付される報告書が得金税譲渡所得等の金額額額。  「おり交付される報告書」で、おり交付される報告書が、株式等に係る課所得金額、株式等に係る課所の規定及び租税特別措置法第三十七条の一人の規定及び租税特別措置法第三十七条の十一の三人様代等と係る譲渡時間がある。	三章第三章第一節(税率)及び租税特(本)(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例) (株式等に係る譲渡所得等の課税の特例) (株式等に係る譲渡所得参所得金額及び株式等に係る譲渡所得を所の金額 (大きな)
中法律第二十三号。以下「平成 「第三十七条の十第一項 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一三号)附則第四十三条第二項 開される場合を含む。)」とす 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法律(平成二 一部を改正する法	(大学) (4 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	に準じ十第一項(株式等に係る譲渡所得等に準じ十第一項(株式等に係る譲渡所得金税譲渡所得等の金額(当該株式等所得金税譲渡所得金額、株式等に係る課意、保る課税総所得金額、株式等に係る課意、大に平成二十年改正法附則第四十三条第二項(上場株式等に係る譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得に準じ十第一項(株式等に係る譲渡所得に	れる源特別措置法第三十七条の十一の三泉 徴収第七項及び第九項ただし書(特定原 ) 「四座内保管上場株式等の譲渡等に保る所得計算等の特例」の規定により交付される報告書」、より交付される報告書」、おり交付される報告書が、株式等に係る課所得金税譲渡所得等の金額額額。  「おいたら、関係の、株式等に係る課額額額。」  「おいたら、後、大学による、後後所得を加速等に係る課額。」  「おいたら、後、大学による、後後所得を加速等に係る課額。」  「おいたら、後、大学による、後後所得を加速等による。後、大学による。後、大学による。後、大学による。後、大学による。後、大学による。後、大学による。後、大学による。後、大学による。後、大学による。後、大学による。後、大学による。後、大学による。後、大学による。後、大学による。後、大学による。後、大学によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	三章第三章第一節(税率)及び租税特 一節別措置法第三十七条の十第一項 一節別措置法第三十七条の十第一項 の特例) の特例) の特例) の特例) の特例) の特例) の特例) の特例)

行日前に同号の特定口座に受け入れた同号に規第三号に規定する贈与、相続又は遺贈により施いて適用し、旧令第二十五条の十の二第十四項 定する上場株式等については、なお従前の例に 座に受け入れる同号に規定する上場株式等につ 相続又は遺贈により施行日以後に同号の特定口

に受け入れた同号に規定する上場株式等につい 当てを受ける権利の行使により同号の特定口座 項第十二号に規定する新株予約権又は新株の割し、施行日前の旧令第二十五条の十の二第十四 れる同号に規定する上場株式等について適用 取得事由の発生により同号の特定口座に受け入 ける権利又は取得条項付新株予約権の行使又は 同号に規定する新株予約権、株式の割当てを受 に係る部分に限る。) の規定は、施行日以後の ては、なお従前の例による。 新令第二十五条の十の二第十五項(第十二号

得事由の発生により同号の出国口座に受け入れ 後の同号に規定する取得条項付新株予約権の取 る同号の上場株式等について適用する。 (特定口座廃止届出書等に関する経過措置) (特定口座継続適用届出書等に関する経過措置) 八号に係る部分に限る。) の規定は、施行日以 新令第二十五条の十の五第三項(第

第二十二条 新令第二十五条の十の七第一項、 口座廃止届出書を提出した場合については、な旧令第二十五条の十の七第一項に規定する特定 出書を提出する場合について適用し、同日前に 日以後に同条第一項に規定する特定口座廃止届 お従前の例による。 口座廃止届出書を提出した場合については、 |項及び第五項の規定は、平成二十二年||月|

成二十二年一月一日以後に同項に規定する二年 なお従前の例による。 る日が到来することとなった場合については、 十五条の十の七第三項に規定する二年を経過す て適用し、平成二十二年一月一日前に旧令第二 を経過する日が到来することとなる場合につい (特定口座年間取引報告書に関する経過措置) 新令第二十五条の十の七第三項の規定は、平

第二十三条 定する上場株式等の譲渡の対価について適用 成二十二年一月一日以後に支払を受けるべき同 の対価については、なお従前の例による。 条の十の十第八項に規定する上場株式等の譲渡 新令第二十五条の十の十第九項の規定は、 には、施行日以後に支払を受けるべき同項に規 施行日前に支払を受けるべき旧令第二十五 新令第二十五条の十の十第八項の規

項に規定する上場株式等の配当等について適用

等に対する源泉徴収等の特例に関する経過措 (特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得

第二十四条 新令第二十五条の十の十一第八項 が同日前に同項の規定による還付をした場合に 等が平成二十二年一月一日以後に同項の規定に 三十七条の十一の四第三項の金融商品取引業者 ついては、なお従前の例による。 十七条の十一の四第四項の金融商品取引業者等 よる還付をする場合について適用し、旧法第三 (第二号に係る部分に限る。) の規定は、新法第

び源泉徴収等の特例に関する経過措置) (源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及

第二十五条 平成二十二年一月一日において新法 金融商品取引業者等の営業所(同号に規定する みなして、同条の規定を適用する。 座内配当等受入開始届出書の提出をしたものと 条の十一の六第二項に規定する源泉徴収選択口 品取引業者等の営業所の長に対し新法第三十七 場合には、その提出の際、その者は当該金融商 日までの間に、当該金融商品取引業者等の営業 有する非居住者が、同日から同年十二月三十一 を開設している居住者又は国内に恒久的施設を 特定口座 (同号に規定する特定口座をいう。) 営業所をいう。以下この条において同じ。)に 第三十七条の十一の三第一項第一号に規定する 定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出した 所に対し新令第二十五条の十の十一第一項に規 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰

第二十六条 改正法附則第四十三条第二項の規定 この場合において、当該株式等に係る譲渡所得 所得等の金額を控除した残額から控除し、 る譲渡損失の金額は、まず当該株式等に係る譲 得等の金額があるときは、当該上場株式等に係 三条第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所 法律 (平成二十年法律第二十三号) 附則第四十 等の金額のうちに所得税法等の一部を改正する 二号中「控除する」とあるのは、「控除する。 の適用がある場合における新令第二十五条の十 る」とする 上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除す 控除しきれない損失の金額があるときは、当該 渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡 一の二第八項の規定の適用については、同項第 越控除に関する経過措置) なお

2 条第六項の規定にかかわらず、次の表の上欄に 条の十一の二第二十項の規定並びに附則第十八 四十三条第二項の規定により適用される場合を 若しくは第三十七条の十第一項(改正法附則第 七項、第二十五条の八第十四項並びに第二十五 適用については、新令第四条の二第六項及び第 含む。)の規定の適用があり、かつ、新法第三 条第一項の規定により適用される場合を含む。) 十七条の十二の二第一項若しくは第六項の規定 新法第八条の四第一項(改正法附則第三十二 穴がある場合における所得税法施行令の規定の 適用がある場合又は同条第十一項の規定の適

第十総 読み替えるものとする。 所総所得金額、租税特別措置法第八条 第二十三号。以下「平成二十年改正 |部を改正する法律(平成二十年法律 所得の課税の特例)(所得税法等の |の四第一項(上場株式等に係る配当

条第二項(上場株式等を譲渡した場 例)(平成二十年改正法附則第四十三 株式等に係る配当所得の金額」とい 法」という。)附則第三十二条第一項 合の株式等に係る譲渡所得等の課税 う。)、同法第三十七条の十第一項 る場合には、その適用後の金額。 算及び繰越控除)の規定の適用があ 七条の十二の二第一項又は第六項 所得の金額(租税特別措置法第三十 り適用される場合を含む。以下同じ 特例に関する経過措置)の規定によ ト第二百十九条までにおいて「上場 、株式等に係る譲渡所得等の課税の特 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通 、上場株式等に係る配当所得の課税の に規定する上場株式等に係る配当 百 第二 第 項 並 号 百 に 第 及 号 四 百 げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句掲げる所得税法施行令の規定中同表の中欄に掲 十第七九申確 五号 条 び項 第 第 項 <u>条</u>得 十総 第 金所得の金額 所総所得金額、 等の金額 上場株式等に係る配当

株式等に係る譲渡所得

以下第二百十九条までにおいて「株 がある場合には、その適用後の金額 式等に係る譲渡所得等の金額」と 七条の十二の二第六項の規定の適用 得等の金額(租税特別措置法第三十 より適用される場合を含む。以下同 の特例に関する経過措置)の規定に じ。)に規定する株式等に係る譲渡所 条 第 第 総 金所得の金額(当該株式等に係る譲渡所得等の金額(当該株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過渡所得等の課税の特例に関する経過渡所得等の課税の特別に関する経過に係る譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得 告|七条の十二の二第十一項(上場株 金所得の金額、 所 金所得の金額、 所総所得金額、 定確定申告書(租税特別措置法第三十 総所得金額、 適用後の金額) の規定の適用がある場合には、 |株式等に係る譲渡損失の繰越控除) |第三十七条の十二の二第六項(上場 |譲渡所得等の金額(租税特別措置 等の金額 |含む。以下第三百三十条までにお いて準用する法第百二十三条第一項等に係る譲渡損失の繰越控除)にお 場合を含む。)の規定による申告書を 者に対する準用)において準用する 失申告書)(法第百六十六条(非居住 (上場株式等の譲渡損失に係る確定損 (同じ。) 株式等に係る譲渡所得 上場株式等に係る配当 上場株式等に係る配当 がある場合には、 そ 法

614		
		十二び条百第 九百第及五二
額得総課し 額得約		額得総
一部 (以下「上場株式等に係る譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得金額、株式等に係る譲渡所得金が、租税特別措置でして課税総所得金額、租税特別措置をする上場株式等に係る額当所得の課税の特例)に規定の金額(以下「上場株式等に係る譲渡所得金がる上場株式等に係る譲渡所得金が、租税特別措置の金額(以下「上場株式等に係る譲渡所得金が、租税特別措置の金額(以下「上場株式等に係る譲渡所得金額(以下「上場株式等に係る譲渡所得金額(以下「上場株式等に係る譲渡所得金額(以下「上場株式等に係る譲渡所得金額(以下「上場株式等に係る譲渡所得金額(以下「上場株式等に係る譲渡所得金額(以下「上場株式等に係る譲渡所得の金額(以下「上場株式等に係る譲渡所得の金額(以下「上場株式等に係る譲渡所得の金額(以下「上場株式等に係る譲渡所得の金額(以下「上場株式等に係る譲渡所得の金額(以下「上場株式等に係る譲渡所得の金額(以下「上場株式等に係る譲渡所得の金額(以下「上場株式等に係る譲渡所得金額(以下「上場株式等に係る譲渡所得の金額(以下「上場株式等に係る譲渡所得の金額(以下)に対している。	総所得金額、租税特別措置法第八条 の四第一項(上場株式等に係る配当所得の課税の特例)に規定する上場 する株式等に係る配当所得の金額、 を高麗渡所得等の課税の特例)に規定する上場 は、その適用後の金額(同法第三十七条の十二の二第一項(大場株式等に係る 護渡所得等の課税の特例)に規定する上場 を記当所得の金額(同法第三十七条の十二の 「上場株式等に係る譲渡所得等の金額、 の四第一項(居の金額、 の四第一項(上場株式等に係る配当所得の金額 「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)、同法第三十七条の十二の 「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。 という。)、同法第三十七条の十二の 「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)、同法第三十七条の十二の 「上場株式等に係る譲渡所得の金額」という。 という。)、同法第三十七条の十二の 「本式等に係る譲渡所得等の金額」という。) 等に係る譲渡所得等の金額」という。)	該株式等に係る譲渡所得等の金額が 株式等に係る譲渡所得等の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額) 等の金額
十百第二条十百第二六二号第二六二	一条十百第二 5	A === (V - 1
及て第三十七条の十男一耳(確定係る譲渡所得金額、上場株式等に係る譲渡所得金額及び株式等に係る譲渡が得等の金額とび株式等に係る譲渡が日本の金額とびは、1000円の一第十四項(確定並びに租税特別措置法施行令第 並びに租税特別措置法施行令第 一方一耳(核定の)の一方一耳(核定の)の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の	章 第三章第一節(税率)並びに租税特	を額 税配当所得の金額」という。)、同法 税 総る課税に当所得の金額、株式等に係 の 課の課税総所得等の課税の特例)に規定 が同等の金額」という。) の 課の課税配当所得の金額、上場株式等に係 の 課の課税配当所得の金額、上場株式等に係 の 課の課税配当所得の金額、上場株式等に係 の 課の課税配当所得の金額、上場株式等に係 の 課の課税を所得等の金額。 を額 という。)
三条十百第 項第六六二	項第及一条十百第 二 び 項第六 六 二	三条十百第 項第及一条 <sup>項</sup> 第二六二 二び項第
額得総課 で	準定の   類得総課   収泉るさ交   一条十百第 票 項	す準いに 場す
等に係る課税譲渡所得金額、上場株式等を譲渡所得等の金額、上場株式等を譲渡した出場株式等を譲渡した場がの課をに係る譲渡所得等の金額の課をに係る課税譲渡所得等の銀の課をに係る課税譲渡所得等の課の課をは、	正常二百二十五条第二項及び第二六交付される通知書(鬼税・別書)の規定により交付される通知書が収票、租税特別措置法第八条の四第一項(上場株式等の配当所得の課税の特例)に規定により交付される源泉徴収票、租税特別者を額、大事だし書の規定により交付される源泉徴収票、租税特別者を額、上場株式等のに領土の三第七項及び第九項ただし書の規定により交付される源泉徴収票、租税特別者を額、上場株式等のに規一項(上場株式等のを額、上場株式等の金額、上場株式等の金額、上場株式等の金額、上場株式等の金額、上場株式等の金額、上場株式等の金額、上場株式等の金額、上場株式等の金額、上場株式等の金額、上場株式等の金額、上場株式等の金額、上場株式等のの規定に入るのの場がでは、一項(上場株式等の金額、上場株式等のの規定に入り、というでは、大きののの場がでは、大きのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	用用する において準用する場合 において準用する場合 て五条の十一の二第十四項にお
	東京 ( ) 「 ) 「 ) 「 ) 「 ) 「 ) 「 ) 「 ) 「 ) 「 )	い第 て二 用 準十

「年分の同項」とあるのは用前の金額。以下この項に 旧効力措置法」という。) 前の旧租税特別措置法(以 するものとされる同法第八 附則第四十八条の規定によ を改正する法律(平成二十寺に係る譲渡所得等の金額 所得等の金額」とあるのは 同項第一号中「適用前の一 十五条の十二第二項の規定 がある場合における租税特 される旧法第三十七条の十 八条の規定によりなおその |第一項の規定の適用があ

があるときは、当該特定株式に係る譲渡損失の金額は、まず当該株式等に係る譲渡所得等の金額がら当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額がら当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額がら当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額があるときは、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額では、まずる新法第三十七条の十三の二第五項に規定する特定株式に係る譲渡所得等の金額では、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額では、当該大道では、当は、当は、当該大道では、当は、当該大道では、当は、当は、当は、当は、当は、当は、当は、当は、当は、当は、当は、当は、当は	第二十八条 新令第二十五条の十二の二第六項の規定は、平成二十一年分以後の所得税について	渡 設、とのの学系るるの。。る額当特定す 損 立「あ二十る場」に 分譲公株 失 特控る第二。十合法定 分譲公株
条金額	成二十年改正法」という。) 附則第四十三条第二項(上場株式等を譲渡所得等の金額(租式等に係る譲渡所得等の金額(租式等に係る譲渡所得等の金額(租式等に係る譲渡所得等の金額(租式等に係る譲渡所得等の金額(租工等の側定により適用される場合を含む。以下同じ。)に規定する株を含む。以下同じ。)に規定する株を含む。以下同じ。)に規定する株を含む。以下同じ。)に規定する株を含む。以下同じ。)に規定する株を含む。以下同じ。)に規定する株を含む。以下同じ。)に規定する株を含む。以下同じ。)に規定する株が発行した場合の。	新法第三十七条の十第一項(改正法附則第四 新法第三十七条の十第一項(改正法附則第四 新法第三十七条の十第一項(株式等に係る 条金額 十七条の十第一項(株式等に係る 条金額 十七条の十第一項(株式等に係る 条金額 十七条の十第一項(株式等に係る を金額 十七条の十第一項(株式等に係る
に 妖 (係 (条 (条 (等 を と に (係 (等 に (格 (条 () () () () () () () () () ()	日本年間   日本の主義の   日本の主義の   日本の主義の   日本の主義の   日本の主義の   日本の主義の   日本の主義の   日本の主法の   日本の主義の   日本の主義の主義の   日本の主義の   日本の主義の   日本の主義の   日本の主義の   日本の主義の   日本の主義の   日本の主義の   日本の主義の   日本の主義の   日	十一項(上場株式等に係る譲渡所 大の繰越控除)において準用する場合を をか。)の規定による申告書を含 会む。)の規定による申告書を含 をが。以下第三百三十条までにおいて同じ。) で同じ。) で同じ。) で同じ。) で同じ。) で同じ。) で同じ。)
ラ 項 金額 金額 第一 五金額 名	- 「余十日弟 項 第八五二   一	一 項

五項に」と、「前条第十四項第一号」とあるの

61	16							
7	及一条	<b>十百第</b>		三条十百第項	第及一条十百第	二条十百第		一条十百第二び号
7	び項第			第二六二	二び項第二六二	2 一六一		第一六二 第
٦	て に の 準 規	額所課	票 泉 れ 交 徴 る 付	すてに る準お	合すてに る 場用い	金総額所	(親子) (親子) (親子) (親子) (親子) (親子) (親子) (親子)	課 金総 税 額 所
_	じ定	金総	収源さ	用 い	場用い	4	T 筋 音  全 :	<b>総</b>
	等 十 及 の 第 ひ		よ係口第特交りる座七別付	進 五 び	準 所 十 並 用 得 五 び	所総	特例) ・ (株式等に (株式等に ) (株式等に ) (株式等に ) (株式等に ) (株式等に )	課 得総 等所
∄ #	果 一 租	渡 総	交所内項措さ	用 条 に	) 申条に	等得	文 置 変	総の得
0	7) 性	所得等	付される。日本のでは、日	すの租る十税	に告の租 お書十税	所得等の金額の総所得金額及	等に係る譲る	機械総所得金額
华	· 侍 州 代 州 代 州 州 州 州 州 州 州	等金	される報管上場なり、おります。	一特の別	い い で 添 の 別	額及   び		金  `
	筝 簧 置	金額株	等株が、三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	二 措	準 付 二 措	株	譲渡七 額 額	式
	)の規定では一等に係る譲	額株	告書例を表えた。	第置十法	用するの別の	式 等 に	で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	株 等 式 に に
<b>気</b>	定る三	等 - に	書例等だ条票の金の譲書が	四 施	る場での項行	に	等の及の	等 係
· 注	規定こ準じて.係る譲渡所!	[ 係	規渡(一に	に令	台 4 ム	係る	等の第 組	額、株式等に係る譲渡
-	し 所 条 の	る 課	現 優 ( に ) で	お第い二	で発布の定二	譲渡	税一税の項特	る  渡  課  所
		•						
五年月 頁新打	u m 🛆					第		三条十百第項第
× 451 11	世 十 笠	第用第	(平和五の所第	のと得とる一は - ぁ 笑 ぁ の B	:公改年この七な 布正四の十条お	第 二等 キ カ		項
こ令値	世帯五甲等の	第十四項第三項	(平成一年) (平成一年) (平成一年) (平成年)	のとも	,布正四の十条お のす月場二のそ	<b>第二十九</b> (特定中 (特定中		項 第六六二 二 額所課
こっと と	別昔置去拖四十五号)	第十四項に第三項(同	(平成二十年 一租税特別世 十五条の九 の」と、「毎 所得の金額 第一項に規	あの金の『後該	のす月場二のそ	<b>第二十九条</b> (特定中小へ		項 第六六二 初所課 得税
こって、こう さいこう かんかん かんしょう こうしょう という	7世置去をうる四十五号)第一円等の一部を改	第十四項に」と第三項(同令附	(平成二十年政 所得の金額、譲 所得の金額、譲 所得の金額、譲 所得の金額、譲	あの金の「後該の」という の」という の」といった。 の」といった。	のす月場二のそ	第二十九条 (特定中小会社 (特定中小会社 (特定中小会社	課の当譲にの	項 第 六 六 二 二 二 額 稱 稅 金 総
!] ° :	四昔置去布亍冷(7四十五号)第一条の下等の一部を改正す	第十四項に」とある第三項(同令附則等	(平成二十年政令第 「租税特別措置法施 「租税特別措置法施 所得の金額、譲渡所 所得の金額、譲渡所 所得の金額、譲渡所 の」と、「第二十五 の」と、「第二十五 の」と、「第二十五 の」と、「第二十五	あの金の「後該の」という の」という の」といった。 の」といった。	のす月場二のそ	第二十九条の改正法科等の課税の特例に関係している社が発展を関係している。	課の当譲にの 税金該渡規課 譲額株所定税	項 第第 第 第 第 第 第 第 第 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8
z – (	別昔置去施亍冷 (以下四十五号) 第一条の規.P等の一部を改正する.	第十四項に」とあるの第二項(同令附則第二	(平成二十年政令第百七年) 一項に規定する上場の」と、「第二十五条の 一人、「第二十五条の」と、「第二十五条の の」と、「第二十五条の」と、「第二十五条の」と、「第二十五条のの場所である上場のである。	あの金の「後該の」という の」という の」といった。 の」といった。	のす月場二のそ	<b>第二十九条</b> 改正法附則 等の課税の特例に関す 等の課税の特例に関す 税譲渡所得	譲額株所定税	項 第第 第 第 第 第 第 第 第 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8
入第二十八字 第二十八字 第二十八字 第二十八字 アンプロ	テ合(以下この第一条の規定にを改正する政会	・「は、」とあるのは場合を含む。)」と(同令附則第二十	(平成二十年政令第百六十一五条の九第五項若しくは十五条の九第五項若しくは十五条の九第五項若しくはかの」と、「第二十五条の八第二十五条の八第二十五条の九第二項若しくはかける。	あの金の「後該の」という の」という の」といった。 の」といった。	のす月場二のそ	第二十九条 改正法附則第四等の課税の特例に関する経等の課税の特例に関する経験である。	譲額株所定税 渡水等等の 所ら等の でいる。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 であ	項 第 第 に係る課税総 に係る課税 に係る課税 に係る課税 に係る課税 に係る課税 に係る課税 に に で の に の に の に の の の の の の の の の の の
入第二十八字 第二十八字 第二十八字 第二十八字 アンプロ	〒  合(以下1の1年)  第一条の規定になる。	・パー にこうにい 頃に」とあるのは「場合を含む。)」と、(同令附則第二十九	(平成二十年政令第百六十一号 「租税特別措置法施行令の一部 一五条の九第五項若しくは第六 十五条の九第五項若しくは第六 一項に規定する上場株式等の 第一項に規定する上場株式等の	あの金の「後該の」という の」という の」といった。 の」といった。	のす月場二のそ	第二十九条 改正法附則第四十二等の課税の特例に関する経過端の特別に関する経過端の特別に関する経過場では、 一次 では、 一次 で	譲額株所定税 渡水等等の 所ら等の でいる。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 であ	工課税総課税総所得金額、 二課税総課税総所得等の金 六額 に係る課税譲渡所 ちに平成二十年改 ちに平成二十年改 ちに平成二十年改
と第十四頁第一) 第二十五条の	〒  合(以下1の1年)  第一条の規定になる。	・「ここで、「八八年」で、「八年」で、「とあるのは「租税特場合を含む。)」と、同条第(同令附則第二十九条第二	(平成二十年政令第百六十一号) 「租税特別措置法施行令の一部を政 所得の金額、譲渡所得の金額及び投 所得の金額、譲渡所得の金額及び投 所得の金額、譲渡所得の金額及び投 所得の金額及び投 第一項に規定する上場株式等の譲	あの金の「後該の」という の」という の」といった。 の」といった。	のす月場二のそ	で正法附則第四十八条 の特例に関する経過措置 の特例に関する経過措置 の特別に関する経過措置 残額又は当該上場株	譲渡所得等の金額、定する上場に関いた。	工課税総課税総所得金額、 二課税総課税総所得等の金 六額 に係る課税譲渡所 ちに平成二十年改 ちに平成二十年改 ちに平成二十年改
と第十四頁第一号 (以下この巧において)	〒合(以下10頁こおハで第一条の規定による改正後  を改正する政令(令和五年	・ひことので、八十二世頃に」とあるのは「租税特別措場合を含む。)」と、同条第三項(同令附則第二十九条第二項に	(平成二十年政令第百六十一号) 附則「租税特別措置法施行令の一部を改正「租税特別措置法施行令の一部を改正十五条の九第五項若しくは第六項」と「第二十五条の八第一項後段の」と、「第二十五条の八第一項後段所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所が得の金額、	あの金の「後該の」という の」という の」といった。 の」といった。	のす月場二のそ	で 一次 で で で で で で で で で で で で で	譲渡所得等の金額、定する上場に関いた。	項
と第十四頁第一号 (以下この巧において)	〒合(以下10頁こおハで第一条の規定による改正後  を改正する政令(令和五年	・ひことので、八十二世頃に」とあるのは「租税特別措場合を含む。)」と、同条第三項(同令附則第二十九条第二項に	平成二十年政令第百六十一号)附則第租税特別措置法施行令の一部を改正す五条の九第五項若しくは第六項」とあり、と、「第二十五条の八第一項後段又、第二十五条のの第及び雑所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得が	あるのは「金額又は法第三十七条のは「規定する一般株式等」と、のは「規定する一般株式等に係るのは「金額又は上場株式等に係る「一般株式等」と、「金額として「一般株式等」と、「金額として「一般株式等」とし、平成二十一	の日」と、「同年三月三十一日」とする法律(平成二十年法律第二十三月一日」とあるのは「所得税法等の場合において、同条第三項中「平成二の三の規定は、なおその効力を有の十三の三の規定は、なおその効力を有するものとされる旧法	で 一次 で で で で で で で で で で で で で	譲渡所得等の金額、定する上場に関いた。	項
条第十四頁第一号 こから) 第二十五条の十二の三第 )第二十五条の十二の三第	予令(以下この頂こおハて  第一条の規定による改正後  を改正する政令(令和五年	・「こう」と、「私物の大学では、「ない」と、「人物の大学では、「人物の大学では、「人物の大学では、「人物の大学では、「人が、「人物の大学では、「人物の大学では、「人物の大学では、「人物の大学では、「人	十るるはのる。	あるのは「金額又は法第三十七条の十のは「規定する一般株式等」と、「金金額として政令」と、「規定する株式等のは「金額又は上場株式等に係る譲渡「一般株式等」と、「金額として政令「一般株式等」とし、平成二十一年一	の日」と、「同年三月三十一日」とあする法律(平成二十年法律第二十三号月一日」とあるのは「所得税法等の一場合において、同条第三項中「平成二二の三の規定は、なおその効力を有すの十三の三の規定は、なおその効力を有するものとされる旧法第	で 一次 で で で で で で で で で で で で で	譲渡所得等の金額を控除し額から当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額がある場合にはだする上場株式等に係る課税譲渡所得の金額がある場合には、	項 第

三の二第七項」とあるのは「第三十七条の十三 の三第十項」と、「第三十七条の十二の二第五 項第一号」と、同条第四項中「第三十七条の十 は「令和五年新令第二十五条の十二の三第十五 項」とする。 項」とあるのは 「第三十七条の十二の二第九

2

四十八条の規定によりなおその効力を有するも るのは「上場株式等」と読み替えるものとす 二十五条の九第一項」と、「一般株式等」とあ 項中「第二十五条の八第一項」とあるのは「第 第二十五条の九第一項の規定の適用について準 用する。この場合において、附則第十七条第三 適用がある場合における租税特別措置法施行令 のとされる旧法第三十七条の十三の三の規定の 附則第十七条第三項の規定は、改正法附則第

渡所得等の非課税に関する経過措置) (公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲

2

伴第二十三号)の特税法等の一部を 成二十一年一月 )効力を有する。 旧令第二十五条 に係る譲渡所得 一日」とあるの 第三十条 改正法附則第五十条第三項に規定する ればならない。 当該公益法人等の主たる事務所の所在地の所轄 を受けたことを証する書類を添付して、これを という。)である同条第三項に規定する公益法 特例民法法人(次項において「特例民法法人」 税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなけ は、同条第三項に規定する認定を受けた日から 人等(次項において「公益法人等」という。) 一月以内に、同項に規定する書類に、当該認定

所の所在地の所轄税務署長を経由して、国税庁添付して、これを当該公益法人等の主たる事務 ら一月以内に、同項に規定する書類に、当該認則第五十条第三項に規定する認可を受けた日か 所の所在地の所轄税務署長を経由して、 可を受けたことを証する書類及び定款の写しを 長官に提出しなければならない。 (居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税 特例民法法人である公益法人等は、改正法附

2

第三十一条 新令第二十五条の二十一第九項第二 する課税対象留保金額について適用し、旧法第額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定 金額に係る同項に規定する課税対象留保金額に 四十条の四第一項に規定する特定外国子会社等 事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金 する特定外国子会社等の施行日以後に終了する 号イの規定は、新法第四十条の四第一項に規定 定する適用対象留保金額及び当該適用対象留保 の特例に関する経過措置) ついては、なお従前の例による。 施行日前に終了した事業年度に係る同項に規

法人に係る所得の課税の特例に関する経過措 (特殊関係株主等である居住者に係る特定外国

第三十二条 新令第二十五条の三十第二項の規定 の例による。 金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規 た事業年度に係る同項に規定する適用対象留保 は、新法第四十条の十第一項に規定する特定外 定する課税対象留保金額については、なお従前 項に規定する特定外国法人の施行日前に終了 保金額について適用し、旧法第四十条の十第一 対象留保金額に係る同項に規定する課税対象留 同項に規定する適用対象留保金額及び当該適用 国法人の施行日以後に終了する事業年度に係る

項に規定する適用対象留保金額については、な 同項に規定する適用対象留保金額について適用 国法人の施行日以後に終了する事業年度に係る 国法人の施行日前に終了した事業年度に係る同 し、旧法第四十条の十第一項に規定する特定外 お従前の例による。 新令第二十五条の三十三第一項第六号の規定 新法第四十条の十第一項に規定する特定外

控除に関する経過措置) (住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別

第三十三条 よりその者の居住の用に供した場合について 居住者が新法第四十一条第一項に規定する増改 等をした家屋を同日前に同項の定めるところに 者の居住の用に供する場合について適用し、居 四月一日以後に同項の定めるところによりその 築等をした家屋(当該増改築等をした部分に限 住者が旧法第四十一条第一項に規定する増改築 る。以下この条において同じ。)を平成二十 なお従前の例による。 新令第二十六条第十九項の規定は、 年

寄附金控除の特例に関する経過措置) (特定地域雇用等促進法人に寄附をした場合の

第三十四条 個人が旧民法法人 (一般社団法人及 えて準用する場合を含む。)の登記をする日を の条において「整備法」という。)第三十八条 及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行 び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人 項(整備法第百二十一条第一項において読み替 旧民法法人の移行登記日(整備法第百六条第一 より設立された法人をいう。)に対して、当該 の規定による改正前の民法第三十四条の規定に に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下こ いう。)の前日までに寄附をした場合のその寄

と、「とする」とあるのは「とする」とする」 改正)の規定による改正前の地域再生法(」 るものとされる同法第二条(地域再生法の一部 法律(平成二十年法律第三十六号)附則第二条 (」とあるのは「地域再生法の一部を改正する あるのは、「と、同号サ中」と、「地域再生法 「、改正令附則第十三条第二項中「とする」と 得税法施行令」と、「、同号サ中」とあるのはを有するものとされる改正令による改正前の所 附則第十三条第二項の規定によりなおその効力 号。以下この項において「改正令」という。) を改正する政令(平成二十年政令第百五十五 法施行令」とあるのは「所得税法施行令の一部 規定による改正前の地域再生法」と、「所得税 おその効力を有するものとされる同法第二条の 年法律第三十六号)附則第二条の規定によりな が地域再生法の一部を改正する法律(平成二十 四十五条の認可を取り消されたものを除く。) 備法第百三十一条第一項の規定により整備法第 る場合を含む。)の登記をしていないもの(整第百二十一条第一項において読み替えて準用す るもののうち、整備法第百六条第一項(整備法 り一般社団法人又は一般財団法人として存続す 法人であつて整備法第四十条第一項の規定によ 正前の民法第三十四条の規定により設立された 成十八年法律第五十号。以下この項において 施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平 法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の た法人が地域再生法」とあるのは「一般社団法 二項中「民法第三十四条の規定により設立され その効力を有する。この場合において、同条第 く旧令第二十六条の二十八の二の規定は、なお される旧法第四十一条の十八の二の規定に基づ 五条の規定によりなおその効力を有するものと 附に係る支出金については、改正法附則第五十 (経過措置) の規定によりなおその効力を有す 「整備法」という。)第三十八条の規定による改 人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団 3 2

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第三十五条 新令第三章の規定は、別段の定めが 二十年四月一日以後に開始する事業年度分の法 十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する あるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四 連結完全支配関係にある連結子法人の同日以後 人税及び連結親法人又は当該連結親法人による 人格のない社団等を含む。以下同じ。) の平成

> 開始した連結事業年度分の法人税については、 連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に 人税及び連結親法人又は当該連結親法人による に開始する連結事業年度分の法人税について適 法人の同日前に開始した事業年度分の法

に関する経過措置) (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

第三十六条 新令第二十七条の四第十四項の規定 る届出をした同項の分割法人等及び分割承継法 等は、新令第二十七条の四第十四項の規定によ の適用を受ける法人が旧令第二十七条の四第二 届出をした同項の分割法人等及び分割承継法人 する合理的な方法について受けた認定とみな は、同項に規定する合理的な方法について受け 十項の規定の適用を受けた法人である場合に 人等とみなす。 し、旧令第二十七条の四第二十項の規定による た認定は、新令第二十七条の四第十四項に規定

二号に係る部分に限る。) の規定の適用を受け る合理的な方法について受けた認定とみなし、 定は、新令第二十七条の四第二十二項に規定す るものに限る。)が旧令第二十七条の四第十一 を受ける法人(新法第四十二条の四第九項(第 る届出をした同項の分割法人等及び分割承継法 をした同項の分割法人等及び分割承継法人等 旧令第二十七条の四第十二項の規定による届出 同項に規定する合理的な方法について受けた認 項の規定の適用を受けた法人である場合には、 人等とみなす。 は、新令第二十七条の四第二十二項の規定によ 新令第二十七条の四第二十二項の規定の適用

用を受けるものを除く。)の同条第十四項又は の認定及び届出に関し必要な経過措置は、 行われたものである場合におけるこれらの規定 第二十二項に規定する分割等が平成二十年四月 の規定の適用を受ける法人(前二項の規定の適 省令で定める。 一日以後最初に開始する事業年度開始の日前に 新令第二十七条の四第十四項又は第二十二項 財務

(エネルギー需給構造改革推進設備等を取得し する経過措置) た場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関

第三十七条 新令第二十七条の五第四項の規定 製作若しくは建設をする新法第四十二条の五第 は、法人が平成二十年四月一日以後に取得又は 一項第一号ハに掲げる減価償却資産について適

(情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償 による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

規定は、法人が平成二十年四月一日以後に取得第三十九条 新令第二十八条第一項及び第二項の 一項に規定する特定設備等について適用し、法の条において同じ。)をする新法第四十三条第 項に規定する特定設備等については、 等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下こ 人が同日前に取得等をした旧法第四十三条第一 なお従前

5

2 附則第一条第六号に定める日以後に取得等をす 業用資産について適用し、 る新法第四十四条の二第一項に規定する集積産 新令第二十八条の五第二項の規定は、法人が 法人が同日前に取得

掲げる減価償却資産については、なお従前の例設をした旧法第四十二条の五第一項第一号ハに 用し、法人が同日前に取得又は製作若しくは建

第三十八条 新令第二十七条の十一第一項の規定 あるのは、「三百万円」とする。 事業年度分の法人税について適用し、法人の同 合を除き、同条第一項第二号中「七十万円」と 適用については、次項の規定の適用を受ける場 業年度」という。)に係る同条第一項の規定の 法人の同日前に開始し、かつ、同日以後に終了 却又は法人税額の特別控除に関する経過措置) する事業年度(次項において「経過措置対象事 1前に終了した事業年度分の法人税について なお従前の例による。この場合において、 法人の平成二十年四月一日以後に終了する

2 新令第二十七条の十一第一項第二号に掲げる ある場合を除く。)は、当該経過期間を同条第 年度における適用対象投資額が三百万円以上で るものとして財務省令で定めるものを除く。) 新令第二十七条の十一第一項の規定を適用す が七十万円以上であるとき(経過措置対象事業 この項において「適用対象投資額」という。) 業の用に供した場合において、当該経過期間内 得し、又は製作して、これを同項に規定する事 十一第一項に規定する情報基盤強化設備等を取 年度終了の日までの期間(以下この項において が、平成二十年四月一日から経過措置対象事業 法人(同項に規定する相互会社及びこれに準ず における同項に規定する適用対象投資額(以下 「経過期間」という。)内に、新法第四十二条の 項に規定する指定期間とみなして、同条及び 2 3

る 集積産業用資産については、なお従前の例によ 等をした旧法第四十四条の二第一項に規定する

の日前に行われたものである場合における同項 を受ける法人の同項に規定する分割等が平成二 の認定及び届出に関し必要な経過措置は、 十年四月一日以後最初に開始する事業年度開始 省令で定める。 新令第二十九条の二の二第六項の規定の適用

する経過措置) (法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関

第四十条 新令第三十九条の四第三項の規定は、 従前の例による。 る土地等の譲渡に係る法人税については、 前に行った旧法第六十五条の三第一項に規定す 譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日 新法第六十五条の三第一項に規定する土地等の 法人が附則第一条第五号に定める日以後に行う なお

なお従前の例による。 等の譲渡に係る法人税について適用し、 定する土地等の譲渡に係る法人税については、 同日前に行った旧法第六十五条の四第一項に規 行う新法第六十五条の四第一項に規定する土地 は、法人が附則第一条第五号に定める日以後に 新令第三十九条の五第十四項から第十八項ま 第二十二項及び第二十四項第二号の規定 法人が

例による。 等の譲渡に係る法人税については、なお従前 係る法人税について適用し、法人が同日前に行 六十五条の五第一項に規定する土地等の譲渡に 附則第一条第五号に定める日以後に行う新法第 った旧法第六十五条の五第一項に規定する土地 新令第三十九条の六第二項の規定は、法人が

例による。 産の譲渡に係る法人税については、 条の七第一項の表の第十四号の上欄に掲げる資 は、法人が附則第一条第五号に定める日以後に の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税につい 行う新法第六十五条の七第一項の表の第十四号 新令第三十九条の七第十六項第三号の規定 法人が同日前に行った旧法第六十五 なお従前

三十四条の規定により設立された法人であっ う。) 第三十八条の規定による改正前の民法第 関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関 する法律(以下この項において「整備法」とい 及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

規定を適用する。 団法人又は公益財団法人とみなして、 第三十九条の七第六項第三号に規定する公益社 号及び第三十項、第三十九条の六第二項並びに から第十六項まで、 三十九条の四第三項、第三十九条の五第十一項 第六号まで、第三十八条の五第六項第二号、第 という。)第三十八条の四第十二項第二号から 特別措置法施行令(以下「平成二十五年新令」 特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成 の認可を取り消されたものを除く。)は、租税 三十一条第一項の規定により整備法第四十五条 含む。)の登記をしていないもの(整備法第百 うち、整備法第百六条第一項(整備法第百二十 一条第一項において読み替えて準用する場合を 二十五年政令第百十四号)による改正後の租税 法人又は一般財団法人として存続するものの 整備法第四十条第一項の規定により一般社 第二十項、第二十三項第二 これらの

税の特例に関する経過措置) (内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課

第四十一条 については、なお従前の例による。 保金額に係る同項に規定する課税対象留保金額 規定する適用対象留保金額及び当該適用対象留 等の施行日前に終了した事業年度に係る同項に 六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社 する課税対象留保金額について適用し、旧法第 額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規定 事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金 する特定外国子会社等の施行日以後に終了する イの規定は、新法第六十六条の六第一項に規定 新令第三十九条の十六第八項第二号

(特殊関係株主等である内国法人に係る特定外

規定は、新法第六十六条の九の六第一項に規定 額に係る同項に規定する課税対象留保金額につ する適用対象留保金額及び当該適用対象留保金 施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定 六条の九の六第一項に規定する特定外国法人の 課税対象留保金額について適用し、旧法第六十 び当該適用対象留保金額に係る同項に規定する 年度に係る同項に規定する適用対象留保金額及 する特定外国法人の施行日以後に終了する事業 新令第三十九条の二十の八第二項の

2 規定は、新法第六十六条の九の六第一項に規定 いては、なお従前の例による。 新令第三十九条の二十の十一第一項第六号の

> (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特 額については、なお従前の例による。 事業年度に係る同項に規定する適用対象留保金 年度に係る同項に規定する適用対象留保金額に ついて適用し、旧法第六十六条の九の六第一項 する特定外国法人の施行日以後に終了する事業 に規定する特定外国法人の施行日前に終了した

規定する公益法人等が同日前に受けた同項の指 第五号に定める日以後に受ける同項の指定につ 定は、同項に規定する公益法人等が附則第一条 定については、なお従前の例による。 いて適用し、旧令第三十九条の二十二第三項に

金算入の特例に関する経過措置) (認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損

2 各号に掲げる要件(同条第十三項の規定を適用を行った法人(新令第三十九条の二十三第一項 定の取消しについては、なお従前の例による。 掲げる要件を満たすものとみなして、新法第六 三第一項各号に掲げる要件を満たすときは、当 ないものに限る。)が、旧令第三十九条の二十 新法第六十六条の十一の二第三項の認定の申請 は国税庁長官が同日前に行った同条第五項の認 法第六十六条の十一の二第三項の認定の申請又 消しについて適用し、法人が同日前に行った旧 庁長官が同日以後に行う同条第五項の認定の取 該法人は新令第三十九条の二十三第一項各号に する場合における当該要件を含む。)を満たさ 平成二十年四月一日から施行日前までの間に

国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措 4 3 日までの間における新令第三十九条の二十三第 表」とする。 十六条の十一の二第三項の規定を適用する。 「別表第一」とあるのは、「別表第一第一号の 一項の規定の適用については、同項第一号イ中 法人が平成二十一年四月一日から平成二十三 施行日から附則第一条第五号に定める日の前

けた法人が当該申請を行う場合を除く。)にお 年六月三十日までの間に新法第六十六条の十一 「二年」とすることができる。 いては、同条第三項中「五年」とあるの ける新令第三十九条の二十三の規定の適用につ 上旧法第六十六条の十一の二第三項の認定を受 定する認定特定非営利活動法人及び既に二回以 の二第三項の認定の申請を行う場合(同項に規 は、

5

第四十三条 新令第三十九条の二十二第三項の規 例に関する経過措置)

第四十四条 新令第三十九条の二十三の規定は、 法人が平成二十年四月一日以後に行う新法第六 十六条の十一の二第三項の認定の申請又は国税

その旨をその提出する新令第三十九条の二十三 第四項の申請書に記載しなければならない。 入の特例に関する経過措置) (特定地域雇用会社等に対する寄附金の損金算 前項の規定の適用を受けようとする法人は、

第四十五条 法人が旧民法法人 (一般社団法人及 中」とあるのは「、改正令附則第十二条第二項 よる改正前の法人税法施行令」と、「、 りなおその効力を有するものとされる改正令に 法」と、「法人税法施行令」とあるのは「法人れる同法第二条の規定による改正前の地域再生 る法律(平成二十年法律第三十六号)附則第二 条第一項(整備法第百二十一条第一項において この項において「整備法」という。)第三十八 のは「一般社団法人及び一般財団法人に関する定により設立された法人が地域再生法」とある えて準用する場合を含む。) の登記をする日を 令」という。) 附則第十二条第二項の規定によ 政令第百五十六号。以下この項において「改正 税法施行令の一部を改正する政令(平成二十年 条の規定によりなおその効力を有するものとさ たものを除く。)が地域再生法の一部を改正す 読み替えて準用する場合を含む。)の登記をし 法人として存続するもののうち、整備法第百六 第一項の規定により一般社団法人又は一般財団 条の規定による改正前の民法第三十四条の規定 法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定 は、改正法附則第六十五条の規定によりなおそ 旧民法法人の移行登記日(整備法第百六条第一 より設立された法人をいう。)に対して、当該 の規定による改正前の民法第三十四条の規定に の条において「整備法」という。)第三十八条 及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行 び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人 等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等 の効力を有するものとされる旧法第六十六条の いう。)の前日までに支出する寄附金について 項(整備法第百二十一条第一項において読み替 定により整備法第四十五条の認可を取り消され ていないもの(整備法第百三十一条第一項の規 により設立された法人であつて整備法第四十条 に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下 十二の規定に基づく旧令第三十九条の二十三の において、同条第二項中「民法第三十四条の規 二の規定は、なおその効力を有する。この場合 1.伴う関係法律の整備等に関する法律 (以下こ 「とする」とあるのは、 と 同号サ中」と、

域再生法(」と、「とする」とあるのは「とす その効力を有するものとされる同法第二条(地 号)附則第二条(経過措置)の規定によりなお 部を改正する法律(平成二十年法律第三十 域再生法の一部改正)の規定による改正前の地 「地域再生法(」とあるのは「地域再生法の一

措置) (特定目的会社に係る課税の特例に関する経

る」とする」とする。

第四十六条 的会社の同日前に終了した事業年度分の法人税 旧法第六十七条の十四第一項に規定する特定目 終了する事業年度分の法人税について適用し、 の規定は、 については、なお従前の例による。 する特定目的会社の平成二十年四月一日以後に 新法第六十七条の十四第一項に規定 新令第三十九条の三十二の二第七項

第四十七条 新令第三十九条の三十二の三第七項 同日前に終了した事業年度分の法人税について 第六十七条の十五第一項に規定する投資法人の の規定は、新法第六十七条の十五第一項に規定 は、なお従前の例による。 する事業年度分の法人税について適用し、旧法 (投資法人に係る課税の特例に関する経過措置) する投資法人の平成二十年四月一日以後に終了

関する経過措置) (特定目的信託に係る受託法人の課税の特例に

第四十八条 新令第三十九条の三十五の二第七項 事業年度分の法人税については、 る同項に規定する受託法人の同日前に終了した 条の三の二第一項に規定する特定目的信託に係 年度分の法人税について適用し、旧法第六十八 法人の平成二十年四月一日以後に終了する事業定する特定目的信託に係る同項に規定する受託 の規定は、新法第六十八条の三の二第一項に規 による。 なお従前の

関する経過措置) (特定投資信託に係る受託法人の課税の特例に

第四十九条 新令第三十九条の三十五の三第六項 事業年度分の法人税については、 る同項に規定する受託法人の同日前に終了した 条の三の三第一項に規定する特定投資信託に係 年度分の法人税について適用し、旧法第六十八 法人の平成二十年四月一日以後に終了する事業 定する特定投資信託に係る同項に規定する受託 の規定は、新法第六十八条の三の三第一項に規 による。 なお従前の

(課税所得の範囲の変更等の場合の特例に関す

規定は、施行日後に同項に規定する特定普通法 人が行う合併について適用する。 新令第三十九条の三十五の五第三項の

項に規定する特定普通法人とみなす。 責任中間法人は、新法第六十八条の三の五第一 る日に法人税法第二条第六号に規定する公益法 (連結法人が試験研究を行った場合の法人税額 人等に該当することとなる場合には、当該有限 有限責任中間法人が附則第一条第五号に定め

の特別控除に関する経過措置)

継法人等とみなす。 による届出をした同項の分割法人等及び分割承 は、新令第三十九条の三十九第二十一項の規定 出をした同項の分割法人等及び分割承継法人等 第三十九条の三十九第二十七項の規定による届 理的な方法について受けた認定とみなし、旧令 令第三十九条の三十九第二十一項に規定する合 定する合理的な方法について受けた認定は、新の適用を受けたものである場合には、同項に規 人が旧令第三十九条の三十九第二十七項の規定 親法人による連結完全支配関係にある連結子法 の規定の適用を受ける連結親法人又は当該連結 新令第三十九条の三十九第二十一項

をした同項の分割法人等及び分割承継法人等と 三十九条の三十九第二十七項の規定による届出 項の分割法人等及び分割承継法人等は、新令第条の三十九第十三項の規定による届出をした同 法について受けた認定とみなし、旧令第三十九 九条の三十九第二十七項に規定する合理的な方 理的な方法について受けた認定は、新令第三十 受けたものである場合には、同項に規定する合 令第三十九条の三十九第十三項の規定の適用を る。)の規定の適用を受けるものに限る。)が旧第六十八条の九第九項(第二号に係る部分に限 よる連結完全支配関係にある連結子法人(新法 適用を受ける連結親法人又は当該連結親法人に 新令第三十九条の三十九第二十七項の規定の 2

開始する連結事業年度開始の日前に行われたも 定する分割等が平成二十年四月一日以後最初に 除く。)の同条第二十一項又は第二十七項に規 結子法人(前二項の規定の適用を受けるものを 該連結親法人による連結完全支配関係にある連 十七項の規定の適用を受ける連結親法人又は当 新令第三十九条の三十九第二十一項又は第二

のである場合におけるこれらの規定の認定及び 届出に関し必要な経過措置は、財務省令で定め

等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特(連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備 別控除に関する経過措置)

第五十二条 新令第三十九条の四十第二項(新令 規定は、連結親法人又は当該連結親法人による 第二十七条の五第四項に係る部分に限る。)の 建設をした旧法第六十八条の十第一項第一号ハ る連結子法人が同日前に取得又は製作若しくは る減価償却資産について適用し、連結親法人又 年四月一日以後に取得又は製作若しくは建設を 連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十 例による。 に掲げる減価償却資産については、 は当該連結親法人による連結完全支配関係にあ する新法第六十八条の十第一項第一号ハに掲げ なお従前の

経過措置) 合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する (連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場

第五十三条 新令第三十九条の四十五第一項の規 という。)に係る同条第一項の規定の適用につ 税について適用し、連結親法人又は当該連結親 結完全支配関係にある連結子法人の平成二十年 定は、連結親法人又は当該連結親法人による連 は、「三百万円」とする。 いては、次項の規定の適用を受ける場合を除 (次項において「経過措置対象連結事業年度」 始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度 結完全支配関係にある連結子法人の同日前に開 の同日前に終了した連結事業年度分の法人税に 法人による連結完全支配関係にある連結子法人 四月一日以後に終了する連結事業年度分の法人 いて、連結親法人又は当該連結親法人による連 ついては、なお従前の例による。この場合にお 同条第一項第二号中「七十万円」とあるの 3

る連結法人 (同項に規定する相互会社を除く。) 事業年度終了の日までの期間(以下この項にお 期間内における同項に規定する適用対象投資額 する事業の用に供した場合において、 等を取得し、又は製作して、これを同項に規定 八条の十五第一項に規定する情報基盤強化設備 が、平成二十年四月一日から経過措置対象連結 (以下この項において「適用対象投資額」とい いて「経過期間」という。)内に、新法第六十 新令第三十九条の四十五第一項第二号に掲げ 当該経過

う。) が七十万円以上であるとき (経過措置対 象連結事業年度における適用対象投資額が三百 間を同条第一項に規定する指定期間とみなし 万円以上である場合を除く。)は、当該経過期 規定を適用する。 て、同条及び新令第三十九条の四十五第一項の

第五十四条 新令第三十九条の四十六第二項の規 法人が同日前に取得等をした旧法第六十八条の結親法人による連結完全支配関係にある連結子 る新法第六十八条の十六第一項に規定する特定 四月一日以後に取得等(取得又は製作若しくは 結完全支配関係にある連結子法人が平成二十年定は、連結親法人又は当該連結親法人による連 十六第一項に規定する特定設備等については、 設備等について適用し、連結親法人又は当該連 建設をいう。以下この条において同じ。)をす なお従前の例による。 (連結法人の減価償却に関する経過措置)

2 連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に適用し、連結親法人又は当該連結親法人による 結親法人又は当該連結親法人による連結完全支 例による。 取得等をした旧法第六十八条の二十第一項に規 二十第一項に規定する集積産業用資産について 定する集積産業用資産については、なお従前の 定める日以後に取得等をする新法第六十八条の 配関係にある連結子法人が附則第一条第六号に 新令第三十九条の四十九第二項の規定は、 連

連結完全支配関係にある連結子法人の同項に規を受ける連結親法人又は当該連結親法人による のである場合における同項の認定及び届出に関 開始する連結事業年度開始の日前に行われたも 定する分割等が平成二十年四月一日以後最初に し必要な経過措置は、財務省令で定める。 (連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例 新令第三十九条の六十一第六項の規定の適用

第五十五条 新令第三十九条の百六第七項第三号 第六十八条の七十八第一項の表の第十四号の上配関係にある連結子法人が同日前に行った旧法 る資産の譲渡に係る法人税について適用し、連条の七十八第一項の表の第十四号の上欄に掲げ 欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について 結親法人又は当該連結親法人による連結完全支 る連結完全支配関係にある連結子法人が附則第 の規定は、連結親法人又は当該連結親法人によ 一条第五号に定める日以後に行う新法第六十八 なお従前の例による。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

三十一条第一項の規定により整備法第四十五条含む。)の登記をしていないもの(整備法第百 う。) 第三十八条の規定による改正前の民法第 及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に 社団法人又は公益財団法人とみなして、平成二 第三十九条の百六第二項第三号に規定する公益 うち、整備法第百六条第一項(整備法第百二十 団法人又は一般財団法人として存続するもの する法律(以下この項において「整備法」とい 関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関 の認可を取り消されたものを除く。)は、平成 三十四条の規定により設立された法人であっ 十九条の百六第二項第三号の規定を適用する。 て、整備法第四十条第一項の規定により一般社 (特殊関係株主等である連結法人に係る特定外 十五年新令第三十九条の九十八第六項及び第三 一十五年新令第三十八条の五第六項第二号及び 一条第一項において読み替えて準用する場合を

0)

の規定は、新法第六十八条の九十三の六第一項第五十六条 新令第三十九条の百二十の八第二項 に規定する特定外国法人の施行日以後に終了す 国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措

に関する経過措置) 2

金額について適用し、旧法第六十八条の九十三 る事業年度に係る同項に規定する適用対象留保 の規定は、 る 旧法第六十八条の九十三の六第一項に規定する 金額及び当該適用対象留保金額に係る同項に規 る事業年度に係る同項に規定する適用対象留保 対象留保金額については、なお従前の例によ の六第一項に規定する特定外国法人の施行日 に規定する特定外国法人の施行日以後に終了す 税対象留保金額については、なお従前の例によ 係る同項に規定する適用対象留保金額及び当該 特定外国法人の施行日前に終了した事業年度に 定する個別課税対象留保金額について適用 に終了した事業年度に係る同項に規定する適用 適用対象留保金額に係る同項に規定する個別課 (相続税の特例に関する経過措置) 新令第三十九条の百二十の十一第一項第六号 新法第六十八条の九十三の六第一項

前

第五十七条 相続又は遺贈(贈与をした者の死亡 を旧民法法人(一般社団法人及び一般財団法 により効力を生ずる贈与を含む。第五項にお て同じ。) により財産を取得した者が当該財 産

とあるのは「当該」とする。 八十四条の二その他の法令の規定により当該」 れたものを除く。」と、同項第三号中「民法第 規定により整備法第四十五条の認可を取り消さ て読み替えて準用する場合を含む。)の登記を六条第一項(整備法第百二十一条第一項におい 団法人として存続するもののうち、整備法第百 条第一項の規定により一般社団法人又は一般財 定により設立された法人であつて整備法第四十 八条の規定による改正前の民法第三十四条の規 下この号において「整備法」という。)第三十 等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以 定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備 る法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認 るのは「一般社団法人及び一般財団法人に関す 三十四条の規定により設立された法人(」とあ の場合において、同条第一項第二号中「民法第 条第二項の規定は、なおその効力を有する。こ 第四十条の三第一項第二号及び第三号並びに同 において同じ。)をした場合については、旧令 をする日の前日までにするものに限る。第五項 いて読み替えて準用する場合を含む。)の登記 百六条第一項(整備法第百二十一条第一項にお 生ずる贈与を除き、当該旧民法法人が整備法第 立された法人をいう。第五項において同じ。) による改正前の民法第三十四条の規定により設 の整備等に関する法律(以下この条及び次条に 人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律 に対し贈与(贈与をした者の死亡により効力を に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法 していないもの(整備法第百三十一条第一項の いて「整備法」という。)第三十八条の規定 3 5 4

る法人)が当該贈与があった日から二年を経過る法人)が当該贈与があった日から二年を経過した日においてなお当該財産をその作成した整計画(整備法第百二十五条第一項の変更の認可備法第百十九条第一項に規定する公益目的支出ところに従って公益を目的とする事業の用に供ところに従って公益を目的とする事業の用に供ところに従って公益を目的とする事業の利率を受けた当該場合にあっては、当該財産の移転を受けた当該場合にあっては、当該財産の移転を受けた当該場合に該当しないものとする。

前項の規定は、第一項又は旧法第七十条第一項の規定の適用を受ける贈与により財産を取得した法人で前項の登記をしたもの(整備法第百十九条第一項に規定する公益目的支出計画の作成を要しないものに限る。)が、当該登記をした日前に取得した当該財産を旧法第七十条第一項の公益を目的とする事業の用に供している場中「その作成した整備法第百十九条第一項に規中「その作成した整備法第百十九条第一項に規中「その作成した整備法第百十九条第一項に規定する公益目的支出計画(整備法第百二十五条第一項の変更の認可を受けたときは、もの変更後のもの)に定めたところに従って」とあるのとする。

を受けた日」とする。 第二項に規定する移行法人が同項の規定の適用を受けた場合における同項の規定の適用については、同項日までに整備法第百二十四条の確認を受けた場日」とあるのは、「整備法第百二十四条の確認を受けた場別を受ける関与があった日から二年を経過する第二項に規定する移行法人が同項の規定の適

条第一 こおいて売み替えて集用する場合を含む。) の の認可 第三十八条の規定により一般社団法人及び公益財団法人 に供 第四十条第一項の規定により一般社団法人又は 定めた 条の規定により設立された法人であつて整備法 定めた 条の規定により設立された法人であつて整備法 であって整備法 (平成十八年法律第五十 という。) を経過 の認定等に関する法律(平成十八年法律第五十 とを経過 の認定等に関する法律(平成十八年法律第五十 とを経過 の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の を経過 を備等に関する法律のが行に伴う関係法律の とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に た当該 とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に

する」とする」とする。 第五十七条第一項中「とする」とあるのは、 と、「、同号ノ中」とあるのは「、改正令附則 第四十条の三第一項第三号イからヰまでに」 附則第五十七条第一項の規定によりなおその効 号。以下この項において「改正令」という。) を改正する政令(平成二十年政令第百六十一 法第二条の規定による改正前の地域再生法」 とあるのは「地域再生法の一部を改正する法律 力を有するものとされる改正令による改正前の に」とあるのは「租税特別措置法施行令の一部 と、「第四十条の三第一項第三号イからヰまで 定によりなおその効力を有するものとされる同 登記をしていないもの(整備法第百三十一条第 において読み替えて準用する場合を含む。)の 法第百六条第一項(整備法第百二十一条第一項 「と、同号ノ中」と、「とする」とあるのは「と (平成二十年法律第三十六号) 附則第二条の規 項の規定により整備法第四十五条の認可を取 消されたものを除く。)」と、「地域再生法」

6 第二項から第四項までの規定は、旧法第七十 と、第三項中「第一項又は旧法第七十条第一 るのは「同項において準用する同条第二項」 的とする」とあるのは「旧法第七十条第十一項 条第一項の変更の認可を受けたときは、その変 定地域雇用等促進法人」と、「前項又は旧法第あるのは「旧法第七十条第十一項に規定する特 号又は第三号に掲げるものに該当するもの」と 取得した場合について準用する。この場合にお に規定する」と、「旧法第七十条第二項」とあ 更後のもの)に定めたところに従って公益を目 規定する公益目的支出計画(整備法第百二十五 と、「その作成した整備法第百十九条第一項に いて、第二項中「旧令第四十条の三第一項第二 が前項の規定の適用を受ける贈与により財産を 条第十一項に規定する特定地域雇用等促進法人 七十条第十一項において準用する同条第一項」 七十条第一項」とあるのは「第五項又は旧法第

項」とあるのは「第五項又は旧法第七十条第十一項において準用する同条第一項」と、「旧法第七十条第十一項に規定する」と、「「旧法第七十条第十一項に規定する」と、「「旧法第七十条第一項の公益を目的とする」と、「「旧法第七十条第十一項に規定する」と、「「おいて」とあるのは「第五項又は旧法第七十条第十項」とあるのは「第五項又は旧法第七十条第十元項」とあるのは「第五項又は旧法第七十条第十元項」とあるのとする。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第五十八条 整備法第三十八条の規定による改正 条第一項(整備法第百二十一条第一項において 第一項の規定により一般社団法人又は一般財団により設立された法人であつて整備法第四十条 条の規定による改正前の民法第三十四条の規定 この項において「整備法」という。)第三十八 等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等 四条の規定により設立された法人」とあるの 用地の買入れをする場合については、旧令第四 前の民法第三十四条の規定により設立された法 定により整備法第四十五条の認可を取り消され ていないもの(整備法第百三十一条第一項の規 読み替えて準用する場合を含む。)の登記をし 法人として存続するもののうち、整備法第百六 法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定 は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する るものが同法第四条第一項第一号に規定する農 律第六十五号)第七条第一項の承認を受けてい たものを除く。)」とする。 に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下 する。この場合において、同項中「民法第三十 十二条の四第一項の規定は、なおその効力を有 人で農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法

経過措置) (みなし製造の規定の適用除外の特例に関する

第五十九条 施行日から起算して三月を経過する日までに」とすいい。 一年でに新法第八十七条の八第一項の規定の適 日までに新法第八十七条の八第一項の規定の適 日までに新法第八十七条の八第一項の規定の適 日までに新法第八十七条の八第一項の規定の適 日までに新法第八十七条の八第一項の規定の適 日までに新法第八十七条の八第一項の規定の適 日までに新法第八十七条の八第一項の規定の適 日本でに新法第八十七条の八第一項の規定の適 日本でに新法第八十七条の八第一項の規定の適 日本でに新法第八十七条の八第一項の規定の適 日本でに新法第八十七条の八第一項の規定の適 日本でに新法第八十七条の八第一項の規定の適 日本でに新法第二十九条 施行日から起算して三月を経過する

措置) (揮発油税及び地方道路税の特例に関する経過

第六十条 改正法附則第九十一条の証明を受けよ

付して、これを経済産業大臣に提出しなければして製造したものであることを証する書類を添 の七第一項各号のいずれかに掲げる物品を混和書に、その申請に係る揮発油が新法第八十八条

- 申請者の住所及び氏名又は名称
- 当該揮発油の規格、数量及び製造の年月日 当該揮発油の製造場の所在地及び名称 その他財務省令で定める事項
- 定める事項を記載した証明書を交付しなければ 明をするときは、前項の申請者に、財務省令で に通知するものとする。 に係る揮発油の製造場の所在地の所轄税務署長 は、当該証明書に記載された事項を同項の申請 ならない。この場合において、経済産業大臣 経済産業大臣は、改正法附則第九十一条の証
- 揮発油税法施行令(昭和三十二年政令第五十七 された事項を付記しなければならない。 号)第十七条第一項の帳簿に当該証明書に記載 新令第四十六条の十、第四十七条の七及び第 改正法附則第九十一条の証明を受けた者は、
- 四十七条の八の規定は、平成二十年四月一日か ら適用する。 新令第四十七条の四第二項第二号の規定は、
- (事務の区分に関する経過措置) 施行日の翌日から適用する。
- 第六十一条 理することとされている事務については、旧令条の三第一項第三号の規定により都道府県が処 第五十五条第一項の規定は、なおその効力を有 なおその効力を有するものとされる旧令第四十 附則第五十七条第一項の規定により 1

#### 0号) 附 則 抄 (平成二〇年五月二日政令第一七

(施行期日)

1

この政令は、 平成二十年七月一日から施行す

# 則 (平成二〇年五月二日政令第一七

この政令は、公布の日から施行する。

(平成二〇年七月四日政令第二一

#### 附 則 抄

第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の う。)の施行の日から施行する。 等の一部を改正する法律(以下「改正法」とい 合理化を図るための社債等の振替に関する法律 (施行期日)

# 則 (平成二〇年七月一六日政令第二

来訪及び滞在の促進に関する法律の施行の日 (平成二十年七月二十三日) から施行する。 この政令は、観光圏の整備による観光旅客の

## 三〇号) 附則 (平成二〇年七月一六日政令第1

(施行期日)

1

改正する法律(以下「改正法」という。)の施・この政令は、海上運送法及び船員法の一部を 行の日(平成二十年七月十七日)から施行す る。

## 則 (平成二〇年九月二四日政令第三

附

月一日)から施行する。 年法律第四十九号)の施行の日(平成二十年十 に関する法律の一部を改正する法律(平成二十 この政令は、地域公共交通の活性化及び再生 〇二号)

## 三一四号) 附 則 (平成二〇年一〇月一〇日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十年 十月二十一日)から施行する。

## 三三八号) 附 則 (平成二〇年一〇月三一日政令第 抄

(施行期日)

及び向上に関する法律の施行の日(平成二十年)この政令は、地域における歴史的風致の維持 十一月四日) から施行する。

#### 六九号) 附則 (平成二〇年一二月五日政令第三 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を 年十二月十二日)から施行する。 改正する法律(平成二十年法律第六十五号。以 下「改正法」という。)の施行の日 (平成二十

#### 〇七号) 附則 (平成二一年三月三一日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日 施行する。

## 則 (平成二一年三月三一日政令第 抄

〇八号)

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。 (施行期日)

- の改正規定並びに附則第四条及び第十五条 第一項及び第二十六条の二十八の三第七項 の改正規定並びに同令第二十六条の二十八 十三の改正規定、同令第二十六条の二十六 二第四項の改正規定、同令第二十六条の二 第一条中租税特別措置法施行令第四条の
- 出しを含む。)の改正規定並びに附則第五条、出しの改正規定及び同令第四十二条の八(見 の改正規定、同令第三十九条の百二十一の見同令第三十九条の五十一(見出しを含む。) 条第二十五項に係る部分を除く。)、同令第二 十一年法律第二十九号)の施行の日 特別措置法等の一部を改正する法律(平成 産業活動の革新等を図るための産業活力再生 び第三十六条第三項の規定 我が国における 第二十条、第二十二条第四項、第三十四条及 十八条の六(見出しを含む。)の改正規定、 正規定、同令第二十七条の四の改正規定(同 の改正規定(同条第二項に係る部分を除く。) 第一条中租税特別措置法施行令第五条の三 同令第五条の十二(見出しを含む。)の改 正規定及び同令附則第二十五条の改正規定 改正する政令附則第六条第二項第一号の改 第二条中租税特別措置法施行令の一部を
- 三 第一条中租税特別措置法施行令第六条の二 号)の施行の日 進に関する法律(平成二十一年法律第二十五までの改正規定 米穀の新用途への利用の促 第三十九条の五十三から第三十九条の五十五 条の八の次に一条を加える改正規定及び同令 の次に一条を加える改正規定、同令第二十八
- の六の改正規定、同令第四十条の七の改正規百六第七項第三号の改正規定、同令第四十条 条の八第三十三項の改正規定、同令第二十二 第四項第四号の改正規定、同令第三十九条の 項第六号の改正規定、同令第三十九条の百一 号の改正規定、同令第三十九条の二十二第二 改正規定、同令第三十九条の七第十六項第三 三十四項の改正規定、同令第三十九条の六の 項第四号の改正規定、同令第三十九条の五第 条の九の改正規定、同令第三十九条の三第五 の四第二項第四号の改正規定、同令第二十二 四第三項第六号の改正規定、同令第二十二条 第一条中租税特別措置法施行令第十八条の (同条第五十七項中「次条第二項、 第四十

- 次に掲げる規定 平成二十二年一月一日 及び第六項並びに第四十四条(第十九項を除項及び第七項、第二十九条、第四十条第三項第三項及び第六項、第二十六条第三項、第四 条の九第三項及び第四十条の十第三項」を る部分を除く。) 並びに附則第九条、第十条 第五十五条第二項の改正規定(「第四十条の 定、同令第四十二条の五の改正規定及び同令 る改正規定、同令第四十二条の四の改正規 除く。)、同令第四十条の七の次に二条を加え 及び第四十条の十一第三項」に改める部分を 八第四項」を「第四十条の九第四項」に改め 「第四十条の九第二項、第四十条の十第三項
- 五 第一条中租税特別措置法施行令第二十二条 部を改正する法律(平成二十一年法律第五十 七号)の施行の日

四項」に改める部分を除く。) 農地法等の一

政令第四十三号)の項第二号の改正規定(

「第四十条の八第四項」を「第四十条の九第

表第一租税特別措置法施行令(昭和三十二年治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)別く。)の規定並びに附則第四十六条中地方自

- の八第二十項の改正規定、同条第二十一項のの八第二十項の改正規定、同条第二十二項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに附則第十条第一項、第二元を加入の正規定、同条に一項を加入の八第二十項の改正規定、同条第二十一項の改正規定、同条第二十一項の八第二十項の改正規定、同条第二十一項の の 日 法律(平成二十一年法律第八十号)の施行 住民の需要に応じた事業活動の促進に関する 第五項の規定 商店街の活性化のための地域
- 六 第一条中租税特別措置法施行令第三十三条 定 特定商取引に関する法律及び割賦販売法並びに附則第二十四条及び第三十八条の規 の九第四項第四号の改正規定及び同令第三十 の一部を改正する法律(平成二十年法律第七 九条の八十六(見出しを含む。)の改正規定 十四号)の施行の日
- る経過措置) 七 附則第七条第七項、第二十二条第九項及び (法人課税信託の受託者等に関する通則に関す 定確保に関する法律の一部を改正する法律第三十六条第七項の規定 高齢者の居住の安 (平成二十一年法律第三十八号) の施行の日
- 第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措 置法施行令(以下 「新令」という。)第一条

結事業年度分の法人税について適用する。 十一年二月一日以後に終了する事業年度又は連 第一条の二第三項に規定する受託法人の平成二 十九号の二に規定する法人課税信託に係る新令 税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二 第一号の項及び法第六十八条の九十八第一項第 (所得税の特例に関する経過措置の原則) 二第三項(同項の表法第六十六条の十三第一項 号の項に係る部分に限る。) の規定は、法人

第三条 新令第二章の規定は、別段の定めがある について適用し、平成二十年分以前の所得税にものを除くほか、平成二十一年分以後の所得税 する経過措置) ついては、なお従前の例による。 (上場株式等に係る配当所得の課税の特例に関

十二年分以後の所得税について適用し、平成二第四条 新令第四条の二第四項の規定は、平成二 十一年分以前の所得税については、なお従前の

に関する経過措置) (試験研究を行った場合の所得税額の特別控除

第五条 新令第五条の三第十一項 (第三号に係る 従前の例による。 第十一項第三号に掲げる費用については、なお 法施行令 (以下「旧令」という。) 第五条の三 げる費用について適用し、個人が同日前に支出 二号に定める日以後に支出する同項第三号に掲 部分に限る。)の規定は、個人が附則第一条第 した第一条の規定による改正前の租税特別措置 2

用」とあるのは、「費用(我が国における産業 条の三第十一項 (第三号に係る部分に限る。)用で同日以後に支出されたものに係る新令第五 費用とみなされるものを含む。)」とする。 律第二十九号)附則第十一条の規定により当該 置法等の一部を改正する法律(平成二十一年法 活動の革新等を図るための産業活力再生特別措 の規定の適用については、同項第三号中「費 号)第十三条第一項の規定により賦課された費 業技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一 改正する法律第二条の規定による改正前の鉱工 図るための産業活力再生特別措置法等の一部を める日前に我が国における産業活動の革新等を 前項の場合において、附則第一条第二号に定 3

条の三第十三項第一号に規定する試験研究費に に係る部分に限る。)の規定は、個人が附則第 新令第五条の三第十二項(第一号及び第四号 条第二号に定める日以後に支出する新令第五 5

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償 五条の三第十三項第一号に規定する試験研究費 については、なお従前の例による。 ついて適用し、個人が同日前に支出した旧令第

第六条 この政令の施行の日(以下「施行日」という。) 作をした改正法第五条の規定による改正前の租 以後に取得又は製作をする所得税法等の一部を 却又は所得税額の特別控除に関する経過措置) の四第一項に規定する事業基盤強化設備につい 税特別措置法(以下「旧法」という。)第十条 第十条の四第一項に規定する事業基盤強化設備 改正する法律(平成二十一年法律第十三号。以 ては、なお従前の例による。 について適用し、個人が施行日前に取得又は製 正後の租税特別措置法(以下「新法」という。) 下「改正法」という。) 第五条の規定による改 新令第五条の六第五項の規定は、個人が 7

(個人の減価償却に関する経過措置)

第七条 新令第五条の十第五項及び第六項の規定 設備等については、なお従前の例による。 得等をした旧法第十一条第一項に規定する特定 若しくは建設をいう。以下この条において同 定設備等について適用し、個人が施行日前に取 じ。)をする新法第十一条第一項に規定する特 は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作

日」とあるのは、「平成二十四年三月三十一日」 条第一項第一号ホ中「平成二十一年三月三十一 なおその効力を有する。この場合において、同 第一項(同項の表の第一号ニに係る部分に限 おその効力を有するものとされる旧法第十二条 通信設備等については、なお従前の例による。 は、個人が施行日以後に取得等をする新法第十 対策用資産については、なお従前の例による。 た旧法第十一条の二第一項に規定する地震防災 は、個人が施行日以後に取得等をする新法第十 る。) の規定に基づく旧令第六条の三の規定は、 た旧法第十一条の四第一項に規定する特定電気 について適用し、個人が施行日前に取得等をし について適用し、個人が施行日前に取得等をし 一条の四第一項に規定する特定電気通信設備等 一条の二第一項に規定する地震防災対策用資産 改正法附則第二十七条第六項の規定によりな 新令第五条の十一第一項及び第二項の規定 新令第五条の十三第二項及び第四項の規定

る事業に係る部分に限る。)の規定は、個人が 新令第六条の三(同条第五項第三号ニに掲げ

日以後に取得又は製作をする新法第十二条の一 定める減価償却資産について適用する。 施行日以後に取得等をする同条第七項第五号に 新令第六条の四第三項の規定は、個人が施行

(第二項に係る部分に限る。) の規定に基づく旧おその効力を有するものとされる旧法第十四条 ついては、なお従前の例による。 改正法附則第二十七条第十項の規定によりな

8 改正法附則第二十七条第十二項の規定により 規定に基づく旧令第七条の二の規定は、 条の二 (第二項第一号に係る部分に限る。) の なおその効力を有するものとされる旧法第十四 なおそ

9 新令第八条第一項及び第二項の規定は、個人 第十五条第一項に規定する倉庫用建物等についし、個人が施行日前に取得又は建設をした旧法 条第一項に規定する倉庫用建物等について適用 が施行日以後に取得又は建設をする新法第十五

第八条 改正法附則第二十八条第一項の規定によ りなおその効力を有するものとされる旧法第二 る。)又は」とあるのは、「又は」とする。

第九条 新令第十八条の四第三項第六号の規定 支出する同項第六号に掲げる業務に係る基金に 日前に支出した旧令第十八条の四第三項第六号 充てるための負担金について適用し、個人が同 は、個人が附則第一条第四号に定める日以後に の特例に関する経過措置) (特定の基金に対する負担金等の必要経費算入 十条の二の規定に基づく旧令第十二条の規定 に掲げる業務に係る基金に充てるための負担金 は、なおその効力を有する。

第十条 改正法附則第二十九条第五項に規定する 政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。 する国又は地方公共団体の計画に適合して行 その事業が都市計画その他の土地利用に関 れるものであること。

第十二条の二第一項に規定する医療用機器等に 第一項に規定する医療用機器等について適用 し、個人が施行目前に取得又は製作をした旧法

令第七条の規定は、なおその効力を有する。

の効力を有する。 ては、なお従前の例による。

10 施行日から附則第一条第七号に定める日の前 り、及び「、第十四条(第二項に係る部分に限ついては、同条第五号中「、第十項又は」とあ 日までの間における新令第十条の規定の適用に (個人の特定災害防止準備金に関する経過措置)

については、なお従前の例による。 (個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

二 その事業により顧客その他の地域住民の 定める施設が設置されること。 便の増進を図るための施設として財務省令で

三 その事業の区域として財務省令で定める区 域の面積が千平方メートル(当該事業が中小 メートル)以上であること。 るものに限る。) である場合には、五百平方 計画に基づく事業(当該共同店舗等整備計画 号)第四条第三項の共同店舗等整備計画に基 小売商業振興法(昭和四十八年法律第百一 に基づく事業に類するもので財務省令で定め づく事業又は同条第六項の商店街整備等支援

四 その事業が独立行政法人中小企業基盤整備 受けて行われるものであること。 五条第一項第三号又は第四号に掲げる業務 に係るものに限る。)に係る資金の貸付け 機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十 (同項第三号ロ又はハに掲げる事業又は業務

五 その他財務省令で定める要件

2 商店街整備等支援計画に基づく事業にあっては合又は協業組合に限るものとし、同条第六項の 興法第四条第三項の共同店舗等整備計画に基づ定共済組合連合会以外のもの(中小小売商業振 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百 で定める法人は、同項の認定を受けた法人で、 済組合及び同法第九条の九第四項に規定する特 八十一号)第九条の二第七項に規定する特定共 く事業にあっては事業協同組合、事業協同小 次に掲げる法人に限る。)とする。 改正法附則第二十九条第五項に規定する政令

興法第四条第六項に規定する特定会社のう 地方公共団体の出資に係る中小小売商業振 次に掲げる要件を満たすもの

所有され、又は出資をされていること。 独立行政法人中小企業基盤整備機構により は総額の三分の二以上が地方公共団体又は 当該法人の発行済株式又は出資の総数又

中小サービス業者をいう。ハにおいて同 第二百八十六号)第二条第二号に規定する 第二項に規定する中小小売商業者又は中小 小売商業者等(中小小売商業振興法第二条 第一項に規定する商店街振興組合等(中小 じ。)又は商店街振興組合等(同法第四 小売商業振興法施行令(昭和四十八年政令 企業等協同組合法第九条の九第一項第一号 「株主等」という。) の三分の二以上が中小 当該法人の株主又は出資者(ハにおいて

へ その有する当該法人の株式又は出資の数へ その有する当該法人の株式又は出資の数小がれかであること。

一中小小売商業振興法第四条第六項に規定する一般社団法人等であって、その定款においる一般社団法人等であって、その定款においまの他の公益を目的とする事業を行う法人においる一般社団法人等であって、その定款においる一般社団法人等であって、その定款においる一般社団法人等であって、その定款においる一体社団法人等であって、その定款においる。

その社員総会における議決権の総数の四有されている公益社団法人であること。 分の一を超える数が地方公共団体により保分の一を超える数が地方公共団体により保

ニ その拠出をされた金額の四分の一以上のいる公益財団法人であること。いる公益財団法人であること。

保有されている公益社団法人であること。分の一以上の数が一の地方公共団体により

法第三十四条の三第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同目前に行った旧個人が附則第一条第四号に定める日以後に行う個人が附則第一条第四号に定める日以後に行うる公益財団法人であること。 ている公益財団法人であること。 ている公益財団法人であること。

3

渡については、なお従前の例による。

大人であって、整備法第四十条第一項の規定に 及び公益社団法人及び一般財団法人の認定等に 及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に 規定による改正前の民法(明治二十九年法律第 項において「整備法」という。)第三十八条の 項において「整備法」という。)第三十八条の 2 する法律(平成十八年法律第五十号。以下この 2 関する法律のを備等に関

の 特例民法法人は、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第百十四十二条の八第二十九項及び第二十二条の九第一十二条の八第二十九項及び第二十二条の九第一時、以上の公益、大とみなして、これらの規定を適用する。法人とみなして、これらの規定を適用する。法人とみなして、これらの規定を適用する。(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置)

第十一条 新令第二十五条の八第九項の規定は、第十一条 新令第二十五条の八第九項の規定は、なお従前の例による。 三十七条の十第四項第一号に規定する公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約について適用し、施行日前の旧法第三十七条の十第四項第一号に規定する公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約について適用し、施行日前の旧法第三十七条の十第四項第一号に規定する。

第十二条 新令第二十五条の十の二第十四項の規第十二条 新令第二十五条の十の二第十五項第十号、第十六号及び第十九号に掲定する特定口座に受け入れた旧令第二十五条の十の二第十五項第十号、第十六号及び第十九号に掲げる株式又は上場株式等について適用し、施行日前に旧法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座に受け入れた旧令第二十五項第十号、第十五項第十号、第十一号及び第十六号に掲げる株式又は上場株式等については、なお従前の例株式又は上場株式等については、なお従前の例による。

号に規定する上場株式等について適用し、旧令り施行日以後に同号の特定口座に受け入れる同定は、同号に規定する贈与、相続又は遺贈によ係る部分に限る。)、第十六項及び第十八項の規2 新令第二十五条の十の二第十五項(第三号に2

は、なお従前の例による。 は、なお従前の例による。 は、なお従前の例による。 は、なお従前の例による。 は、なお従前の例による。 は、なお従前の例による。 なお従前の例による。 に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後のは、なお従前の例による。 は、なお従前の例による。 に係る部分に限る。)の規定は、施行日前の旧令第二十五条の十の二第十五項第十一号に規定する計 が、なお従前の例による。 に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後の が、なお従前の例による。 に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後の は、なお従前の例による。

3

新令第二十五条の二十一第三項の規定は、

例による。

4 新令第二十五条の十の二第十五項(第十二号に保る部分に限る。)の規定は、施行日以後の日である同号に規定する権利の行使又は取得事由の発生により取得した同号に規定する権利の行使又は取得事由の発生により取得した同号に規定する上場株式等については、なお従前の例による。上場株式等については、なお従前の例による。上場株式等については、なお従前の例による。上場株式等については、なお従前の例による。上場株式等については、なお従前の例による。上場等の日が施行日以後の日である同号に規定する上場等の日が施行日以後の日である同号に規定する上場等の日が施行日以後の日である同号に規定する上場等の日が施行日以後の日である同号に規定すると場合に関る。

定する株式について適用する。 に係る部分に限る。)の規定は、同号に規定する上場等の日が施行日以後の日である同号に規定する上場等の日が施行日以後の日である同号に規定する株式について適用する。

(居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税局等に者の特定り下の場合では、施行日以後にに係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に保る部分に限る。)の規定は、施行日以後にの、係る部分に限る。)の規定は、施行日以後にの、第十五項(第十五条の十の二第十五項(第十九号

得計算等の特例に関する経過措置)

第十三条 新令第二十五条の二十第三項及び第四第十三条 新令第二十五条の二十一第一項の規定は、同類に規定する満年度に係る同項に規定する適用対象金額の計算について適用し、旧法第四十条の四第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する未処分所得のた事業年度に係る同項に規定する未処分所得のた事業年度に係る同項に規定する未処分所得のた事業年度に係る同項に規定する未処分所得の計算については、なお従前の例による。金額の計算については、なお従前の例による。金額の計算については、なお従前の例による。金額の計算については、なお従前のが関に関する経過措置)の特例に関する経過措置)

税対象留保金額の計算については、なお従前の度に係る旧法第四十条の四第一項に規定する課券特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年し、旧令第二十五条の二十一第二項に規定する。項に規定する課税対象金額の計算について適用

法第四十条の四第一項に規定する特定外国子会 は、なお従前の例による。 は、ないのでは、 は、 は、 ないのでは、 は、 ないのでは、 は、 ないのでは、 ないのでは、

れないものとする。 税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第二居住者に対して課される税を含む。)は、所得 会社等の所得のうち当該居住者に帰せられるも 当等の額の計算の基礎となった当該特定外国子 金額を有する居住者が当該金額に係る特定外国 定外国子会社等(以下この項において「特定外 者に係る新法第四十条の五第一項に規定する特 百二十一条第一項に規定する外国所得税に含ま のとして計算される金額を課税標準として当該 子会社等から受ける同項に規定する剰余金の 課税標準として課される税(同項各号に掲げる 後に開始する事業年度に係るものに限る。)を 配当等の額(当該特定外国子会社等の施行日以 の規定の適用を受ける同項に規定する剰余金 国子会社等」という。)から受ける同条第一項 居住者の施行日の属する年において当該居住 配

置) 法人に係る所得の課税の特例に関する経過措 (特殊関係株主等である居住者に係る特定外国

第十四条 新令第二十五条の二十七第一項の規定は、同項に規定する課税対象金額の計算について適一項に規定する課税対象金額の計算について適用し、旧令第二十五条の三十二第二項に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る旧法第四十条の十第一項に規定する課税対象金額の計算については、なお従前の例対象留保金額の計算については、なお従前の例が、同項に規定する特定外国法人の施行日以後による。

の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に法第四十条の七第一項に規定する特定外国法人2 新令第二十五条の二十七第二項の規定は、新

前の例による。 に係る雑所得の金額の計算については、なお従 業年度に係る同項に規定する課税対象留保金額 規定する特定外国法人の施行日前に開始した事 算について適用し、旧法第四十条の十第一項に 規定する課税対象金額に係る雑所得の金額の計

額(当該特定外国法人の施行日以後に開始する適用を受ける同項に規定する剰余金の配当等の る税を含む。)は、所得税法施行令第二百二十 額を課税標準として当該居住者に対して課され 該居住者に帰せられるものとして計算される金 基礎となった当該特定外国法人の所得のうち当 る同項に規定する剰余金の配当等の額の計算の 居住者が当該金額に係る特定外国法人から受け 事業年度に係るものに限る。)を課税標準とし 人」という。)から受ける同条第一項の規定の 定外国法人(以下この項において「特定外国法 者に係る新法第四十条の八第一項に規定する特 ものとする。 て課される税(同項各号に掲げる金額を有する 条第一項に規定する外国所得税に含まれない 居住者の施行日の属する年において当該居住

に関する経過措置 (先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

第十五条 新令第二十六条の二十六第二項の規定 同日前に行った旧令第二十六条の二十六第二項 定する先物取引の差金等決済について適用し、 なお従前の例による。 に規定する先物取引の差金等決済については、 は、平成二十二年一月一日以後に行う同項に規

特別控除に関する経過措置) (既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の

第十六条 新令第二十六条の二十八の四第一項の 規定は、居住者が平成二十一年一月一日以後に なお従前の例による。 規定する住宅耐震改修をした場合については、 が同日前に旧法第四十一条の十九の二第一項に 宅耐震改修をする場合について適用し、居住者 新法第四十一条の十九の二第一項に規定する住

(外国組合員に対する課税の特例に関する経過

第十七条 施行日前から引き続いて投資組合契約 居住者又は外国法人(以下この条において「非 る同法第四十一条の二十一第一項に規定する非 条において同じ。)を締結している組合員であ (租税特別措置法第四十一条の二十一第四項第 号に規定する投資組合契約をいう。以下この

> 号)の施行の日」とする。 規定の適用については、同項中「当該投資組合 る要件を満たしている場合(同項第五号に掲げ まで継続して同項第一号から第四号までに掲げ 同項各号に掲げる要件を満たしている者が、当 契約の締結の日」とあるのは、「所得税法等の 約についての同法第四十一条の二十一第五項の 用がある場合を除く。)には、当該投資組合契 法施行令第二十六条の三十第十八項の規定の適 る要件(以下この条において「第五号要件」と 該投資組合契約につきその締結の日から施行日 居住者等」という。)であって施行日において いう。)を満たしている場合及び租税特別措置 一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三

2 施行日前から引き続いて投資組合契約を締結 ととなる日」と、「第一項各号」とあるのは きその締結の日からその満たすこととなる日ま 当該投資組合契約につき第五号要件を満たすこ 日において第五号要件を満たしていない者が、 同法第四十一条の二十一第五項の規定の適用に 除く。) における当該投資組合契約についての たしているとき(租税特別措置法施行令第二十 第一項第一号から第四号までに掲げる要件を満 で継続して租税特別措置法第四十一条の二十一 ととなる場合において、当該投資組合契約につ している組合員である非居住者等であって施行 「につき第一項第五号に掲げる要件を満たすこ ついては、同項中「の締結の日」とあるのは 六条の三十第十八項の規定の適用があるときを 「同項各号」とする。

3 なる日まで継続して租税特別措置法第四十一条 こととなる場合において、それぞれの投資組合 投資組合契約以外の投資組合契約に基づいて国 規定の適用については、同項中「当該投資組合 約についての同法第四十一条の二十一第五項の るときを除く。) における当該一の投資組合契 令第二十六条の三十第十九項の規定の適用があ 要件を満たしているとき(租税特別措置法施行 の二十一第一項第一号から第四号までに掲げる 契約につきその締結の日からその満たすことと 該一の投資組合契約につき第五号要件を満たす 内において事業を行っていないとしたならば当 い者が、当該二以上の投資組合契約のうち一の って施行日において第五号要件を満たしていな 約を締結している組合員である非居住者等であ 契約の締結の日」とあるのは「所得税法等の一 施行日前から引き続いて二以上の投資組合契 2

提出した日以後」とする。

第十八条 新令第二十六条の三十一の規定は、同 条第一項に規定する国内に恒久的施設を有しな 又は出資の同項に規定する譲渡について適用す い非居住者が施行日以後に行う内国法人の株式

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十九条 新令第三章の規定は、別段の定めがあ じ。) の施行日以後に開始する事業年度分の法 号に規定する人格のない社団等を含む。以下同 るものを除くほか、法人(法人税法第二条第八 日前に開始した連結事業年度分の法人税につい よる連結完全支配関係にある連結子法人の施行 の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人に 適用し、法人の施行目前に開始した事業年度分 後に開始する連結事業年度分の法人税について 連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以 人税及び連結親法人又は当該連結親法人による ては、なお従前の例による。

第二十条 新令第二十七条の四第六項(第三号に 改正する法律第二条の規定による改正前の鉱工 める日前に我が国における産業活動の革新等を げる費用については、なお従前の例による。 条第二号に定める日以後に支出する同項第三号 係る部分に限る。) の規定は、法人が附則第一 における産業活動の革新等を図るための産業活 第三号中「費用」とあるのは、「費用(我が国 部分に限る。)の規定の適用については、同項 係る新令第二十七条の四第六項(第三号に係る 賦課された費用で同日以後に支出されたものに 業技術研究組合法第十三条第一項の規定により 図るための産業活力再生特別措置法等の一部を 支出した旧令第二十七条の四第六項第三号に掲 に掲げる費用について適用し、法人が同日前に 力再生特別措置法等の一部を改正する法律 前項の場合において、附則第一条第二号に定

部を改正する法律(平成二十一年法律第十三 る全ての投資組合契約につき特例適用申告書を のは「当該非居住者又は外国法人が締結してい ととなる日)」と、「その提出の日以後」とある 当該施行の日後である場合には、その満たすこ 項第五号に掲げる要件を満たすこととなる日が 号)の施行の日(当該投資組合契約につき第一 3

の特例に関する経過措置) (恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 2

に関する経過措置) 3 5

とする。 定により当該費用とみなされるものを含む。)」 成二十一年法律第二十九号)附則第十一条の規

第二十一条 新令第二十七条の七第五項の規定 二十七条の四第九項第一号に規定する試験研究第一条第二号に定める日以後に支出する新令第号に係る部分に限る。)の規定は、法人が附則の新令第二十七条の四第八項(第一号及び第四 定する事業基盤強化設備については、 又は製作をした旧法第四十二条の七第一項に規 化設備について適用し、法人が施行日前に取得法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強 は、法人が施行日以後に取得又は製作をする新 却又は法人税額の特別控除に関する経過措置) 令第二十七条の四第九項第一号に規定する試 費について適用し、法人が同日前に支出した旧 研究費については、なお従前の例による。 (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別 験

の例による。 (法人の減価償却に関する経過措置)

第二十二条 新令第二十八条第五項及び第六項 る特定設備等については、なお従前の例によ に取得等をした旧法第四十三条第一項に規定す る特定設備等について適用し、法人が施行日前 同じ。)をする新法第四十三条第一項に規定す 製作若しくは建設をいう。以下この条において 規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は

は、なおその効力を有する。 の三の規定に基づく旧令第二十八条の三の規定 その効力を有するものとされる旧法第四十三条 改正法附則第四十条第三項の規定によりなお

用資産については、なお従前の例による。 旧法第四十四条第一項に規定する地震防災対策 十四条第一項に規定する地震防災対策用資産に は、法人が施行日以後に取得等をする新法第四 ついて適用し、法人が施行日前に取得等をした 新令第二十八条の四第一項及び第二項の規定

は、なお従前の例による。 条の三第一項に規定する事業革新設備について し、旧令第二十八条の六第一項各号に定める法第一項に規定する事業革新設備について適用 以後に取得又は製作をする新法第四十四条の三 号に定める法人が附則第一条第二号に定める日 人が同日前に取得又は製作をした旧法第四十四 新令第二十八条の六第一項の規定は、同項各

伞 項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする 新令第二十八条の七第二項、第三項及び第六

する特定電気通信設備等については、なお従前取得等をした旧法第四十四条の四第一項に規定 通信設備等について適用し、法人が施行日前に 新法第四十四条の四第一項に規定する特定電気

6 十一日」とする。 三十一日」とあるのは、「平成二十四年三月三 定は、なおその効力を有する。この場合においる。)の規定に基づく旧令第二十八条の九の規 第一項(同項の表の第一号ニに係る部分に限 その効力を有するものとされる旧法第四十五条 改正法附則第四十条第八項の規定によりなお 同条第一項第一号亦中「平成二十一年三月

器等については、なお従前の例による。 施行日以後に取得又は製作をする新法第四十五新令第二十八条の十第三項の規定は、法人が 旧法第四十五条の二第一項に規定する医療用機 適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした 条の二第一項に規定する医療用機器等について 号に定める減価償却資産について適用する。 掲げる事業に係る部分に限る。)の規定は、法新令第二十八条の九(同条第五項第三号ニに 人が施行日以後に取得等をする同条第七項第五

おその効力を有するものとされる旧法第四十七

改正法附則第四十条第十二項の規定によりな

く旧令第二十九条の四の規定は、なおその効力 条(第三項に係る部分に限る。)の規定に基づ

を有する。

特別措置法施行令第三十九条の六十四第七項 とされる同令第一条の規定による改正前の租税 第八項の規定によりなおその効力を有するもの 税特別措置法施行令等の一部を改正する政令 税特別措置法第六十八条の三十五第一項」と、 のとされる同法第五条の規定による改正前の租 第十四項の規定によりなおその効力を有するも(平成二十一年法律第十三号)附則第五十六条 あるのは「所得税法等の一部を改正する法律 第十二項中「法第六十八条の三十五第一項」と おその効力を有する。この場合において、同条 規定に基づく旧令第二十九条の五の規定は、 条の二(第三項第一号に係る部分に限る。)の おその効力を有するものとされる旧法第四十七 (平成二十一年政令第百八号) 附則第三十六条 「第三十九条の六十四第七項」とあるのは「租 改正法附則第四十条第十四項の規定によりな な

11 新令第二十九条の六第一項及び第二項の規定 法人が施行日以後に取得又は建設をする新 十六項

建物等については、なお従前の例による。 をした旧法第四十八条第一項に規定する倉庫用 法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等に ついて適用し、法人が施行日前に取得又は建設

条の三十四第三項又は第六十八条の三十五」と るのは「第五十六条第十四項」と、「第六十八 号中「第五十六条第十二項又は第十四項」とあ とあるのは「第四十七条の二」と、同項第十二 条の規定の適用については、新令第三十条第 日までの間における新令第三十条及び第三十二 限る。)又は」とあるのは「又は」とする。 り、及び「、第四十七条(第三項に係る部分に あるのは「第六十八条の三十五」と、新令第三 と、「第四十七条第三項又は第四十七条の二」 は第十四項」とあるのは「第四十条第十四項」 と、同条第三項第六号中「第四十条第十二項又 項第五号中「、第十二項又は」とあり、及び (法人の準備金に関する経過措置) 十二条第一項第五号中「、第十二項又は」とあ 「、第四十七条第三項又は」とあるのは「又は」 施行日から附則第一条第七号に定める日の前 2

||十四項か五号)第一条の規定による改正前の租 条の二第する政令(平成二十六年政令第百四十 第三十二租税特別措置法施行令等の一部を改正 項まで ||ら第十六||税特別措置法施行令(以下この項にお 第二十三条 改正法附則第四十一条第一項の規定 合において、同条第十三項中次の表の上欄に掲 の四の規定は、なおその効力を有する。この場 第五十五条の六の規定に基づく旧令第三十二条 げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 によりなおその効力を有するものとされる旧法 第十二項から第十四項まで いて「旧令」という。)第三十二条の

||十五第一|七条第一項の規定によりなおその効力||八条の四成二十一年法律第十三号)附則第五十 ||法第六十||所得税法等の一部を改正する法律(平 年度 和二年法律第八号)第十六条の規定に連結事業所得税法等の一部を改正する法律(令 を有するものとされる同法第五条の規 定による改正前の租税特別措置法第六 よる改正前の租税特別措置法第二条第 十八条の四十五第一項 一項第十九号に規定する連結事業年度 3

条の二第 第三十二 ||旧令第三十二条の二第十四項

> 債権(以 |資源特定資源特定債権 (第一号及び第三 号

|又は同表||又は所得税法等の一部を改正する法律 の第二号 (平成二十一年法律第十三号) 附則第四 規定による改正前の租税特別措置法 力を有するものとされる同法第五条の う。) 第五十五条の六第一項の表の第 十一条第一項の規定によりなおその効 (第一号において「旧効力措置法」とい

表の第一 おける同 項の表の第二号

度開始の日以後二年を経過した日の前日を含むおいて同じ。)を含む事業年度から当該事業年である場合には、同日。以下この項及び次項に の提出をした場合には、その承認の取消しの基又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書 連結事業年度開始の日)以後四年を経過する日 年度が連結事業年度に該当する場合には、当該 年度開始の日(施行日以後最初に開始する事業 備金の金額)に相当する金額は、益金の額に算 を控除した金額。以下この条において同じ。) きこととなった金額がある場合には、当該金額 日における電子計算機買戻損失準備金の金額 算出した金額(当該金額が当該事業年度終了の 事業年度の月数を乗じてこれを二十四で除して 事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算 申告書による申告をやめた事業年度終了の日後 出をした日(その届出書の提出をした日が青色 までに青色申告書の提出の承認を取り消され、 受ける法人が、施行日以後最初に開始する事業 を超える場合には、当該電子計算機買戻損失準 より益金の額に算入された、又は算入されるべ 買戻損失準備金の金額のうち、当該金額に当該 た日における同条第五項に規定する電子計算機 因となった事実のあった日又はその届出書の提 入する。 (その日までにこの項から第四項までの規定に 上、当該事実のあった日又は届出書の提出をし 改正法附則第四十一条第二項の規定の適用を

条第五項に規定する二年経過日までの期間内の 含む事業年度開始の日から改正法附則第四十一 る事実のあった日又は届出書の提出をした日を 日を含む事業年度が連結事業年度に該当すると 前項に規定する場合において、同項に規定す 下この項

おける旧効力措置法第五十五条の六第

5

に係る部分に限る。)の規定は、 過措置) 前の例による。 (沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する経

る金額は、当該事業年度の所得の金額の計算 ける電子計算機買戻損失準備金の金額に相当す 度開始の日の前日を含む事業年度終了の日に きは、当該期間内に最初に開始した連結事業年 益金の額に算入する。

合にあっては、合併の日の前日を含む事業年 第四項に規定する特定電子計算機(以下この となった日を含む事業年度(第二号に掲げる場 める金額に相当する金額は、その該当すること に該当することとなったときは、当該各号に定 において「特定電子計算機」という。)の買戻 は適格分割型分割により改正法附則第四十一条 する法人が次の各号に掲げる場合(適格合併又 度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入す しの全部を行わないこととなった場合を除く。) 第二項に規定する場合において、 同項に規定 項

おける電子計算機買戻損失準備金の金額 なった場合 その該当することとなった日に 規定する政令で定める特約を有しないことと 解散した場合又は旧法第五十七条第三項に

三 前二項及び前二号の場合以外の場合にお 一 合併により特定電子計算機の買戻しの全部 算機買戻損失準備金の金額のうちその取り崩した場合 その取り崩した日における電子計 を行わないこととなった場合 その合併の直 て電子計算機買戻損失準備金の金額を取り崩 前における電子計算機買戻損失準備金の金 した金額に相当する金額 V

満たない端数を生じたときは、これを一月とす 第二項の月数は、暦に従って計算し、一月に

(中小企業の貸倒引当金の特例に関する経過措

第二十四条 新令第三十三条の九第四項(第四号 了した事業年度分の法人税については、なお従分の法人税について適用し、法人の同日前に終 一条第六号に定める日以後に終了する事業年度 法人の附則第

第二十五条 改正法附則第八条の規定によりなお る法人に係る新令第三十六条第五項の規定の適 法」という。) 第二十八条の規定の適用を受け 規定による改正前の法人税法(以下「旧法人税 その効力を有するものとされる改正法第二条の

**律第十三号)附則第八条の規定によりなおその税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法** よる改正前の法人税法第二十八条」とする。 効力を有するものとされる同法第二条の規定に とあるのは、「第百十二条第十三項並びに所得 用については、同項中「第百十二条第十三項」 (法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関

第二十六条 改正法附則第四十三条第四項に規定 する政令で定める要件は、次に掲げる要件とす

する国又は地方公共団体の計画に適合して行その事業が都市計画その他の土地利用に関 れるものであること。

便の増進を図るための施設として財務省令で一 その事業により顧客その他の地域住民の利 定める施設が設置されること。

域の面積が千平方メートル (当該事業が中小三) その事業の区域として財務省令で定める区 整備等支援計画に基づく事業(当該共同店舗備計画に基づく事業又は同条第六項の商店街 五百平方メートル)以上であること。 省令で定めるものに限る。) である場合には 等整備計画に基づく事業に類するもので財務 小売商業振興法第四条第三項の共同店舗等整

げる業務(同項第三号ロ又はハに掲げる事業 貸付けを受けて行われるものであること。 又は業務に係るものに限る。)に係る資金の 機構法第十五条第一項第三号又は第四号に掲 その事業が独立行政法人中小企業基盤整備 その他財務省令で定める要件

計画に基づく事業にあっては事業協同組合、事小売商業振興法第四条第三項の共同店舗等整備規定する特定共済組合連合会以外のもの(中小 条第六項の商店街整備等支援計画に基づく事業 業協同小組合又は協業組合に限るものとし、同 する特定共済組合及び同法第九条の九第四項に 中小企業等協同組合法第九条の二第七項に規定 で定める法人は、同項の認定を受けた法人で、 改正法附則第四十三条第四項に規定する政令 興法第四条第六項に規定する特定会社のう あっては次に掲げる法人に限る。)とする。 地方公共団体の出資に係る中小小売商業振 次に掲げる要件を満たすもの 3

独立行政法人中小企業基盤整備機構により は総額の三分の二以上が地方公共団体又は 当該法人の発行済株式又は出資の総数又 又は出資をされていること。 4

> 号又は第三号の事業を行う協同組合連合会 同じ。)又は商店街振興組合等(同法第四 を除く。)をいう。ハにおいて同じ。)であ 小企業等協同組合法第九条の九第一項第一 条第一項に規定する商店街振興組合等(中 ること。 する中小サービス業者をいう。ハにおいて 小売商業振興法施行令第二条第二号に規定 第二項に規定する中小小売商業者又は中小 小売商業者等(中小小売商業振興法第二条 株主等」という。)の三分の二以上が中小 当該法人の株主又は出資者(ハにおいて 6

中小小売商業者等又は商店街振興組合等の 体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、 又は金額の最も多い株主等が地方公共団 いずれかであること。 その有する当該法人の株式又は出資の数

イ げる要件のいずれかを満たすもの 帰属する旨の定めがあるもののうち、次に掲 もつ他の公益を目的とする事業を行う法人に が地方公共団体又は当該法人と類似の目的を て、その法人が解散した場合にその残余財産 る一般社団法人等であって、その定款におい 中小小売商業振興法第四条第六項に規定す

有されている公益社団法人であること。 分の一を超える数が地方公共団体により保 その社員総会における議決権の総数の三 その社員総会における議決権の総数の四

保有されている公益社団法人であること。 いる公益財団法人であること。 る金額が地方公共団体により拠出をされて その拠出をされた金額の三分の一を超え

分の一以上の数が一の地方公共団体により

等の譲渡に係る法人税については、なお従前の 係る法人税について適用し、法人が同日前に行 附則第一条第四号に定める日以後に行う新法第 った旧法第六十五条の五第一項に規定する土地 六十五条の五第一項に規定する土地等の譲渡に 新令第三十九条の六第二項の規定は、法人が ている公益財団法人であること。 金額が一の地方公共団体により拠出をされ その拠出をされた金額の四分の一以上の

第一項の表の第十四号の上欄に掲げる資産の譲 四号に定める日以後に行う新法第六十五条の七 例による。 部分に限る。)の規定は、法人が附則第一条第 新令第三十九条の七第十六項(第三号に係る

5 ついては、なお従前の例による。

されたものに限る。)の額について適用し、内に規定する特定外国子会社等の所得に対して課

う。) 第三十九条の五第二十項第一号口に規定措置法施行令(以下「平成二十五年新令」とい 五年政令第百十四号)による改正後の租税特別 措置法施行令の一部を改正する政令(平成二十 する公益社団法人又は公益財団法人とみなし て、これらの規定を適用する。 特例民法法人は、第二項第二号及び租税特別

7 三十九条の七第六項第三号に規定する公益社団 条の五第三十項、第三十九条の六第二項及び第 定を適用する。 法人又は公益財団法人とみなして、これらの規 特例民法法人は、平成二十五年新令第三十九

税の特例に関する経過措置) (内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課

第二十七条 新令第三十九条の十五第一項から第 前に開始した事業年度に係る同項に規定する未 六第一項に規定する特定外国子会社等の施行日 金額の計算について適用し、旧法第六十六条の 四項までの規定は、新法第六十六条の六第一項 処分所得の金額の計算については、なお従前の 始する事業年度に係る同項に規定する適用対象 に規定する特定外国子会社等の施行日以後に開 例による。

2 について適用する。 条第二項第二号に規定する基準所得金額の計算 社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同 第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会 新令第三十九条の十五第八項の規定は、新法

3 新令第三十九条の十六第一項及び第二項の規 計算について適用し、旧令第三十九条の十六第六十六条の六第一項に規定する課税対象金額の 開始した事業年度に係る旧法第六十六条の六第 二項に規定する特定外国子会社等の施行日前に の施行日以後に開始する事業年度に係る新法第 定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等 ては、なお従前の例による。 項に規定する課税対象留保金額の計算につい

渡に係る法人税について適用し、法人が同日前 四号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税に に行った旧法第六十五条の七第一項の表の第十 4 度において減額されるこれらの規定に規定する 定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年 外国法人税(当該内国法人に係るこれらの規定 新令第三十九条の十八第五項及び第六項の規

法第六十五条の七第一項の表の第十九号の下欄 に掲げる資産については、なお従前の例によ 七第一項の表の第十九号の下欄に掲げる資産に ついて適用し、法人が施行日前に取得をした旧 人が施行日以後に取得をする新法第六十五条の 新令第三十九条の七第二十一項の規定は、法

ては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄 和四十年政令第九十七号)の規定の適用につい ある場合における新令及び法人税法施行令(昭

に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とす

いては、なお従前の例による。

改正法附則第四十四条第五項の規定の適用

所得に対して課されたものに限る。)の額に るこれらの規定に規定する特定外国子会社等 六項に規定する外国法人税(当該内国法人に係 減額された旧令第三十九条の十八第五項及び第 国法人の施行日前に開始した事業年度において

る。

五項 ||新 令 第 三|第 六|第六十二条の九第一項並びに旧 ||十 六 条 第|十二|法等の一部を改正する法律(平成 九 |新 令 第 三第 百第百十二条第十一項並びに所得税 十第六条の| 十二力法人税法第八十一条の五 九第 |条 第||二十一年法律第十三号)||附則第四 第二条の規定による改正前の法人 十四条第五項の規定によりなおそ 税法(以下「旧効力法人税法」と の効力を有するものとされる同法 いう。) 第二十八条

七十三条定 律第十三号)附則第四十四条第施 行令 第る規を改正する法律(平成二十一年 |百四十二定||| 百四十二定||| 在 7 令 第 3 規八条(法人税額から控除する外施 7 令 税 法掲 げ掲げる規定並びに旧効力法第二 び第七 第二項及 法 条の一 人税法掲げ掲げる規定及び所得税法等の一部 項 |掲げる規定並びに旧効力法第二十 |律第十三号)||附則第四十四条第五 項(内国法人の特定外国子会社等 効力を有するものとされる同法第 定による改正前の法人税法(以下 経過措置)の規定によりなおその 社の外国税額の益金算入)の規定 、法人税額から控除する外国子会 旧効力法」という。)第二十八条 に係る所得の課税の特例に関する 一条(法人税法の一部改正)の規

条の二十五定 施行令第る規一法人税法掲げ場 び第第二 条の 施 行 令 第る 規条の五(連結法人税額から控除す法 人 税 法掲 げ掲げる規定及び旧効力法第八十一 条の十二 |百 五 十 五||定を||る外国子会社の外国税額の益金算 三の一 五第条百 項 項 項及 第 |掲げる規定並びに旧効力法第八十 算入)の規定 する外国子会社の外国税額の益金 子会社の外国税額の益金算入) 入) の規定を 一条の五(連結法人税額から控除 の

国子会社等から受ける同項に規定する剰余金の 配当等の額」とする。 税の特例に関する経過措置)に規定する特定外 十一年法律第十三号)附則第四十四条第五項及び所得税法等の一部を改正する法律(平成二 号中「受けるもの」とあるのは、「受けるもの の二第七項の規定の適用については、同項第三 ある場合における法人税法施行令第百四十二条 (内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課 改正法附則第四十四条第五項の規定の適用が 9

の四十一の規定は、なおその効力を有する。 ら第百五十五条の三十八まで及び第百五十五条 五十五条の十二並びに第百五十五条の三十五か 百四十九条まで及び第百五十条の三並びに第百 いう。) 第二十七条並びに第百四十六条から第 法人税法施行令(以下「旧法人税法施行令」と 基づく法人税法施行令の一部を改正する政令 八項、第九項、第十一項及び第十二項の規定に 又は第八十一条の五並びに第八十一条の十五第 二十八条並びに第六十九条第八項及び第十一項 おその効力を有するものとされる旧法人税法第 (平成二十一年政令第百五号) による改正前の 改正法附則第四十四条第五項の規定によりな 10

成二十一年改正法」という。)附則第四十四条 る法律(平成二十一年法律第十三号。 の適用については、 用がある場合における旧法人税法施行令の規定 「益金不算入)又は所得税法等の一部を改正す 改正法附則第四十四条第六項前段の規定の適 項第一号ロ中「益金不算入)」とあるのは (内国法人の特定外国子会社等に係 旧法人税法施行令第九条第

る

る配当等の益金不算入)」とする。 国法人に対して課される税を含む。)」と、旧法として計算される金額を課税標準として当該内 (内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課成二十一年改正法附則第四十四条第六項前段 会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入 措置法第六十六条の八第二項前段(特定外国子 る所得の課税の特例に関する経過措置)の規定 される法第二十三条の二(外国子会社から受け 税の特例に関する経過措置)の規定により適用 の特例)」とあるのは「課税の特例)並びに平 等の額を課税標準として課される税(当該剰余 子会社から受ける同項に規定する剰余金の配当 ら受ける配当等の益金不算入)に規定する外国 される法第二十三条の二第一項(外国子会社か 項中「掲げる税」とあるのは「掲げる税及び平 等)の規定により読み替えて適用する場合を含 社から受ける配当等の益金不算入)(租税特別 (内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課 成二十一年改正法附則第四十四条第六項前段 人税法施行令第百四十二条の三第四項中「課税 子会社の所得のうち内国法人に帰せられるもの 金の配当等の額の計算の基礎となつた当該外国 税の特例に関する経過措置)の規定により適用 む。)」と、旧法人税法施行令第百四十一条第三 により適用される法第二十三条の二(外国子会

? 内国法人の施行日前に開始した事業年度にお用に関し必要な事項は、財務省令で定める。 る剰余金の配当等の額に係るこれらの規定の適 正法附則第四十四条第五項及び第六項に規定す 会社等の施行日以後に開始する事業年度に係る規定する剰余金の配当等の額(当該特定外国子 において「特定外国子会社等」という。)から一項に規定する特定外国子会社等(以下この項 項に規定する外国法人税に含まれないものとす 含む。)は、法人税法施行令第百四十一条第一 ものに限る。)を課税標準として課される税 受ける同条第一項の規定の適用を受ける同項に いて当該内国法人に係る新法第六十六条の八第 標準として当該内国法人に対して課される税を に帰せられるものとして計算される金額を課税 該特定外国子会社等の所得のうち当該内国法人 る剰余金の配当等の額の計算の基礎となった当 定外国子会社等から受ける同条第一項に規定す する内国法人が当該特定課税対象金額に係る特 (同条第三項に規定する特定課税対象金額を有 第五項から前項までに定めるもののほか、改

> 国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措 (特殊関係株主等である内国法人に係る特定外

は、 得金額の計算について適用し、旧法第六十六条 年度に係る同条第二項第三号に規定する基準所 規定は、新法第六十六条の九の二第一項に規定 号に規定する未処分所得の金額の計算について 日前に開始した事業年度に係る同条第二項第三 の九の六第一項に規定する特定外国法人の施行 する特定外国法人の施行日以後に開始する事業 新令第三十九条の二十の四第一項の規定は、 なお従前の例による。

3 措置)」と読み替えるものとする。 法施行令第七十三条第二項及び第七十七条の二

4 の二第七項の規定の適用については、同項第三ある場合における法人税法施行令第百四十二条 号中「受けるもの」とあるのは、「受けるもの 置)に規定する特定外国法人から受ける同項に 国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措 十一年法律第十三号)附則第四十五条第五項 及び所得税法等の一部を改正する法律(平成) (特殊関係株主等である内国法人に係る特定外 改正法附則第四十五条第五項の規定の適用が

おその効力を有するものとされる旧法人税法第 二十八条並びに第六十九条第八項及び第十一項 改正法附則第四十五条第五項の規定によりな

5

基づく旧法人税法施行令第二十七条並びに第百 八項、第九項、第十一項及び第十二項の規定に 又は第八十一条の五並びに第八十一条の十五第 四十六条から第百四十九条まで及び第百五十条

第二十八条 新令第三十九条の二十の三第四項の

力を有する。

前条第八項の規定は、改正法附則第四十五条

び第百五十五条の四十一の規定は、なおその効五条の三十五から第百五十五条の三十八まで及

の三並びに第百五十五条の十二並びに第百五十

2 お従前の例による。 定する課税対象留保金額の計算については、 年度に係る旧法第六十六条の九の六第一項に規 定する特定外国法人の施行日前に開始した事業 適用し、旧令第三十九条の二十の十第二項に規 第一項に規定する課税対象金額の計算について 始する事業年度に係る新法第六十六条の九の二 同項に規定する特定外国法人の施行日以後に開 な

、〒111日間長人から受ける剰余金の配当等の益とあるのは「第六十六条の九の四第二項前段等が60号にそ乗えるで14......

等から受ける剰余金の配当等の益金不算入等)」

「第六十六条の八第二項前段(特定外国子会社

る所得の課税の特例に関する経過措置)」と、

とあるのは「第四十五条第六項前段(特殊関係

に係る所得の課税の特例に関する経過措置)」

株主等である内国法人に係る特定外国法人に係

る。この場合において、前条第八項中「第四十 法人税法施行令の規定の適用について準用す 第六項前段の規定の適用がある場合における旧

四条第六項前段(内国法人の特定外国子会社等

金不算入等)」と読み替えるものとする。

第三項から前項までに定めるもののほか、改

外国法人に係る所得の課税の特例に関する経過 特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関第二項の項中「第四十四条第五項(内国法人の 三十六条第五項の項中「第四十四条第五項」と 項(特殊関係株主等である内国法人に係る特定 する経過措置)」とあるのは「第四十五条第五 あるのは「第四十五条第五項」と、同表法人税 る。この場合において、前条第五項の表新令第 び法人税法施行令の規定の適用について準用す 第五項の規定の適用がある場合における新令及 前条第五項の規定は、改正法附則第四十五条 7

用に関し必要な事項は、財務省令で定める。 る剰余金の配当等の額に係るこれらの規定の 正法附則第四十五条第五項及び第六項に規定す

適

項

規定する剰余金の配当等の額」とする。

法施行令第百四十一条第一項に規定する外国法 法人に対して課される税を含む。)は、法人税 等の額の計算の基礎となった当該特定外国法人 から受ける同条第一項に規定する剰余金の配当人が当該特定課税対象金額に係る特定外国法人 施行日以後に開始する事業年度に係るものに限 る同条第一項の規定の適用を受ける同項に規定 四第一項に規定する特定外国法人(以下この いて当該内国法人に係る新法第六十六条の九 の所得のうち当該内国法人に帰せられるものと 項に規定する特定課税対象金額を有する内国 る。) を課税標準として課される税(同条第三 において「特定外国法人」という。)から受け 人税に含まれないものとする。 して計算される金額を課税標準として当該内国 する剰余金の配当等の額(当該特定外国法人の (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特 内国法人の施行日前に開始した事業年度に

第二十九条 新令第三十九条の二十二第二項第六 号の規定は、 例に関する経過措置) 法人が附則第一条第四号に定める

2

る。

「田本の角担金については、なお従前の例によに第二項第六号に掲げる業務に係る基金に充てに第二項第六号に掲げる業務に係る基金に充て法人が同日前に支出した旧令第三十九条の二十法人が同日前に支出する同項第六号に掲げる業務に係日以後に支出する同項第六号に掲げる業務に係

措置) (特定目的会社に係る課税の特例に関する経過

第三十条 新令第三十九条の三十二の二第八項 (第二号に係る部分に限る。)の規定は、同号の (第二号に係る部分に限る。)の規定は、同号の 分の法人税について適用し、旧令第三十九条の 日前に終了した事業年度 特定目的会社の施行日以後に終了する事業年度 特定目的会社の施行日以後に終了する事業年度 は、なお従前の例による。

前の例による。

「大資法人に係る課税の特例に関する経過措置」

「大方の法人税について適用し、旧法第六十七条の分の法人税について適用し、旧法第六十七条の分の法人税について適用し、旧法第六十七条の分の法人税について適用し、旧法第六十七条の方の法人税について適用し、旧法第六十七条の方の法人税について適用し、旧法第六十七条の方の法人税については、おお従行。 (投資法人に係る課税の特例に関する経過措置)

第三十二条 施行目前から引き続いて投資組合契 **号要件」という。)を満たしている場合及び租五号に掲げる要件(以下この条において「第五** 得税法等の一部を改正する法律(平成二十一 該投資組合契約の締結の日」とあるのは、「所 第四項において準用する同法第四十一条の二十 投資組合契約についての同法第六十七条の十六 の規定の適用がある場合を除く。)には、当該 税特別措置法施行令第三十九条の三十三第二項 までに掲げる要件を満たしている場合(同項第 から施行日まで継続して同項第一号から第四号 る者が、当該投資組合契約につきその締結の日 の二十一第一項各号に掲げる要件を満たしてい 国法人であって施行日において同法第四十一条 ある同法第六十七条の十六第一項に規定する外 の条において同じ。)を締結している組合員で 第一号に規定する投資組合契約をいう。以下こ 第五項の規定の適用については、同項中「当 (租税特別措置法第四十一条の二十一第四項 年

している組合員である租税特別措置法第六十七|施行日前から引き続いて投資組合契約を締結|第法律第十三号)の施行の日」とする。

とする。 条の十六第一項に規定する外国法人であって施 日」と、「第一項各号」とあるのは「同項各号」 第一項第五号に掲げる要件を満たすこととなる 三十三第二項の規定の適用があるときを除く。) 第一号から第四号までに掲げる要件を満たして 日まで継続して同法第四十一条の二十一第一項 すこととなる場合において、当該投資組合契約 行日において第五号要件を満たしていない者 十一条の二十一第五項の規定の適用について 十七条の十六第四項において準用する同法第四 いるとき(租税特別措置法施行令第三十九条の につきその締結の日からその満たすこととなる が、当該投資組合契約につき第五号要件を満た における当該投資組合契約についての同法第六 同項中「の締結の日」とあるのは「につき

となる日まで継続して同法第四十一条の二十一 約を締結している組合員である租税特別措置法 日)」と、「その提出の日以後」とあるのは「当 日後である場合には、その満たすこととなる 掲げる要件を満たすこととなる日が当該施行の 用については、同項中「当該投資組合契約の締 除く。)における当該一の投資組合契約につい 九条の三十三第三項の規定の適用があるときを たしているとき(租税特別措置法施行令第三十 第一項第一号から第四号までに掲げる要件を満 合契約につきその締結の日からその満たすこと 当該一の投資組合契約につき第五号要件を満た 国内において事業を行っていないとしたならば の投資組合契約以外の投資組合契約に基づいて ない者が、当該二以上の投資組合契約のうち一 あって施行日において第五号要件を満たしてい 第六十七条の十六第一項に規定する外国法人で につき特例適用申告書を提出した日以後」とす 該外国法人が締結している全ての投資組合契約 の日(当該投資組合契約につき第一項第五号に する法律(平成二十一年法律第十三号)の施行 結の日」とあるのは「所得税法等の一部を改正 する同法第四十一条の二十一第五項の規定の適 ての同法第六十七条の十六第四項において準用 すこととなる場合において、それぞれの投資組 施行日前から引き続いて二以上の投資組合契

の特例に関する経過措置) (恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得

は、同条第一項に規定する国内に恒久的施設を第三十三条 新令第三十九条の三十三の二の規定

ととなる **第三トリ条** 所令第三トし条り三トし第し頁(新組合契約 の特別控除に関する経過措置) 保結法人が試験研究を行った場合の法人税額いない者 の株式又は出資の譲渡について適用する。あって施 有しない外国法人が施行日以後に行う内国法人

1 前項の場合において、附則第一条第二号に定を含む。)」とする。

3 新令第三十九条の三十九第九項(新令第二十九条の四第八項第一号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結決大による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に支出した旧令第三十九条の三十九第十項第一号に規定する試験研究費について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に支出した旧令第三十九条の三十九第九項(新令第二十ついては、なお従前の例による。

経過措置)等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する(連結法人が事業基盤強化設備を取得した場合

に取得又は製作をする新法第六十八条の十二第結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後定は、連結親法人又は当該連結親法人による連第三十五条 新令第三十九条の四十二第五項の規

に規定する事業基盤強化設備については、なお得又は製作をした旧法第六十八条の十二第一項完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取し、連結親法人又は当該連結親法人による連結一項に規定する事業基盤強化設備について適用

(連結法人の減価償却に関する経過措置)

第三十六条 新令第三十九条の四十六第五項及び第三十六条 新令第三十九条の四十六第五項及び第六項の規定は、連結親法人又は当該連結第六項の規定は、連結親法人又は当該連結第法第六十八条の十六第一項に規定する特定設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧法第六十八条の十六第一項に規定する特定設備等については、連結親法人でよる連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧法第六十八条の十六第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

所介等にしたの立って等し長の見どは、極大の規定は、なおその効力を有する。との対力を有するものとされる旧法第六十八名の対方を有するものとされる旧法第六十八名の対方を対しまりなる。

3 新令第三十九条の五十一第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同項各号に定める配関係にある連結子法人で、同項各号に定める規法人又は当該連結親法人で、同項各号に定める関係にある連結子法人で、同項各号に定める関係にある連結子法人で、同項各号に定める規定する事業革新設備については、なお従前の規定する事業革新設備については、なお従前の例による事業革新設備については、なお従前の例による事業革新設備については、なお従前の例による。

新令第三十九条の五十二第二項、第三項及び
 本 新令第三十九条の五十二第二項に規定する特定電気通信設備等について
 市 可に規定する特定電気通信設備等について
 市 可に規定する特定電気通信設備等について
 お 直結完全支配関係にある連結子法人が施行
 お 直結完全支配関係にある連結子法人が
 よ る連結完全支配関係にある連結子法人が
 本 新令第三十九条の五十二第二項、第三項及び

(以下この項において「読替え後の新法第六十み替えられた新法第六十八条の二十七第一項5 改正法附則第五十六条第八項の規定により読

れらの号に定める減価償却資産とする。 は第三号に掲げる事業の区分に応じそれぞれこ のとされる旧令第二十八条の九第八項第一号又 条第六項の規定によりなおその効力を有するも 令第二十八条の九第六項第四号に定める事業と 定によりなおその効力を有するものとされる旧 令で定める事業は、附則第二十二条第六項の規 八条の二十七第一項」という。)に規定する政 に規定する政令で定めるものは、附則第二十二 読替え後の新法第六十八条の二十七第一項

6 る医療用機器等については、なお従前の例によ をした旧法第六十八条の二十九第一項に規定す 係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作 法人又は当該連結親法人による連結完全支配関 規定する医療用機器等について適用し、連結親 は製作をする新法第六十八条の二十九第一項に 配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又 結親法人又は当該連結親法人による連結完全支 新令第三十九条の五十八第三項の規定は、連

7 規定に基づく旧令第三十九条の六十三の規定 八条の三十四(第三項に係る部分に限る。)の なおその効力を有するものとされる旧法第六十 改正法附則第五十六条第十二項の規定により なおその効力を有する。 2

措置法施行令第二十九条の五第十一項」とすれる同令第一条の規定による改正前の租税特別 項の規定によりなおその効力を有するものとさ 成二十一年政令第百八号)附則第二十二条第十 特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平 租税特別措置法第四十七条の二第一項」と、 ものとされる同法第五条の規定による改正前の 条第十四項の規定によりなおその効力を有する 法律(平成二十一年法律第十三号)附則第四十 項」とあるのは「所得税法等の一部を改正するおいて、同条第八項中「法第四十七条の二第一 の規定は、なおその効力を有する。この場合に る。) の規定に基づく旧令第三十九条の六十四 八条の三十五(第三項第一号に係る部分に限 なおその効力を有するものとされる旧法第六十 「第二十九条の五第十一項」とあるのは「租税 改正法附則第五十六条第十四項の規定により

日までの間における新令第三十九条の六十九及 び第三十九条の七十一の規定の適用について 施行日から附則第一条第七号に定める日の前 新令第三十九条の六十九第一項第五号中 |第三十九条 改正法附則第十五条の規定によりな 八十一条の五の規定の適用を受ける連結親法人 おその効力を有するものとされる旧法人税法第 又は当該連結親法人による連結完全支配関係に

十条第十四項」と、「第四十七条第三項又は第十条第十二項又は第十四項」とあるのは「第四 若しくは」とあるのは「若しくは」とする。 四十七条の二」とあるのは「第四十七条の二」 三項又は第六十八条の三十五」とあるのは「第 (連結法人の準備金に関する経過措置) 十八条の三十四 (第三項に係る部分に限る。) と、新令第三十九条の七十一第一項第五号中 六十八条の三十五」と、同項第十二号中「第四 十六条第十四項」と、「第六十八条の三十四第 六条第十二項又は第十四項」とあるのは「第五 「若しくは」と、同条第三項第六号中「第五十 八条の三十四第三項若しくは」とあるのは 第十二項若しくは」とあり、及び「、第六 第十二項若しくは」とあり、及び「、第六 2

第三十七条 改正法附則第五十七条第一項の規定 九条の七十四の規定は、なおその効力を有す 第六十八条の四十五の規定に基づく旧令第三十 によりなおその効力を有するものとされる旧法

まれるものとする。 条の十八第一項に規定する個別帰属益金額に含 計算するときは、改正法附則第五十七条第二 の連結子法人の法人税法第八十一条の十八第一 項又は第十項の規定の適用がある場合におい 金の額に算入される金額は、法人税法第八十一 項、第四項、第七項又は第十項の規定により益 項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を て、これらの規定に規定する連結親法人又はそ 改正法附則第五十七条第二項、第四項、第七

過措置) (中小連結法人の貸倒引当金の特例に関する経

第三十八条 新令第三十九条の八十六第三項(第 四号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法 日以後に終了する連結事業年度分の法人税につ にある連結子法人の附則第一条第六号に定める は、なお従前の例による。 前に終了した連結事業年度分の法人税について よる連結完全支配関係にある連結子法人の同日 いて適用し、連結親法人又は当該連結親法人に 人又は当該連結親法人による連結完全支配関係

(沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関す る経過措置)

る同法第二条の規定による改正前の法人税法第 九第一項並びに所得税法等の一部を改正する法 二条の九第一項」とあるのは、「第六十二条の ある連結子法人に係る新令第三十九条の九十第 八十一条の五」とする。 の規定によりなおその効力を有するものとされ 律(平成二十一年法律第十三号)附則第十五条 六項の規定の適用については、同項中「第六十 (連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例

|第四十条 改正法附則第五十八条第四項に規定す 各号に掲げる要件とする。 る政令で定める要件は、附則第二十六条第一項

> 条の九十第一項に規定する特定外国子会社等の 対象金額の計算について適用し、旧法第六十八

に開始する事業年度に係る同項に規定する適用

項に規定する特定外国子会社等の施行日以後

法人に限る。) とする。 条第六項の商店街整備等支援計画に基づく事業業協同小組合又は協業組合に限るものとし、同 計画に基づく事業にあっては事業協同組合、 小売商業振興法第四条第三項の共同店舗等整備 規定する特定共済組合連合会以外のもの(中小 中小企業等協同組合法第九条の二第七項に規定 で定める法人は、同項の認定を受けた法人で、 にあっては附則第二十六条第二項各号に掲げる する特定共済組合及び同法第九条の九第四項に 改正法附則第五十八条第四項に規定する政令 事

3 号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税につ う新法第六十八条の七十八第一項の表の第十四 子法人が附則第一条第四号に定める日以後に行 部分に限る。) の規定は、連結親法人又は当該 よる連結完全支配関係にある連結子法人が同日 いて適用し、連結親法人又は当該連結親法人に 連結親法人による連結完全支配関係にある連結 人税については、なお従前の例による。

4 よる。 法第六十八条の七十八第一項の表の第十九号の 法人又は当該連結親法人による連結完全支配関 号の下欄に掲げる資産について適用し、連結親 る新法第六十八条の七十八第一項の表の第十九 関係にある連結子法人が施行日以後に取得をす | 親法人又は当該連結親法人による連結完全支配 係にある連結子法人が施行日前に取得をした旧 下欄に掲げる資産については、なお従前の例に 新令第三十九条の百六第十項の規定は、連結

5 号に規定する公益社団法人又は公益財団法人と みなして、第二項の規定を適用する。 特例民法法人は、附則第二十六条第二項第二

七条第五項の表新令第三十六条第五項の項

|第四十四条第五項」とあるのは「第五十九条

いて準用する。この場合において、

6 第四十一条 新令第三十九条の百十五第一項 条の百六第二項第三号に規定する公益社団法人 第四項までの規定は、新法第六十八条の九十第 税の特例に関する経過措置) 又は公益財団法人とみなして、同号の規定を適 用する。 (連結法人の特定外国子会社等に係る所得の 特例民法法人は、平成二十五年新令第三十

に関する経過措置)

3 2

計算について適用する。

る同条第二項第二号に規定する基準所得金額の 子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係法第六十八条の九十第一項に規定する特定外国 従前の例による。

新令第三十九条の百十五第八項の規定は、

新

する未処分所得の金額の計算については、 施行日前に開始した事業年度に係る同項に規定

の第十四号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法前に行った旧法第六十八条の七十八第一項の表 新令第三十九条の百六第七項(第三号に係る

5 4 第五十九条第五項の規定の適用がある場合にお る。)の額については、なお従前の例による。 国子会社等の所得に対して課されたものに限 連結法人に係るこれらの規定に規定する特定外 第五項及び第六項に規定する外国法人税(当該 度において減額された旧令第三十九条の百十八し、連結法人の施行日前に開始した連結事業年 規定は、連結法人の施行日以後に開始する連結 金額の計算については、なお従前の例による。 施行日前に開始した事業年度に係る旧法第六十 象金額の計算について適用し、旧令第三十九条 第六十八条の九十第一項に規定する個別課 等の施行日以後に開始する事業年度に係る新法 規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社 ける新令及び法人税法施行令の規定の適用につ の規定に規定する特定外国子会社等の所得に対 定する外国法人税(当該連結法人に係るこれら 事業年度において減額されるこれらの規定に規 八条の九十第一項に規定する個別課税対象留保 の百十六第二項に規定する特定外国子会社等の して課されたものに限る。)の額について適用 新令第三十九条の百十八第五項及び第六項の 新令第三十九条の百十六第一項及び第二項 附則第二十七条第五項の規定は、改正法附則

過措置)」と読み替えるものとする。 国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経 るのは「第五十九条第五項(連結法人の特定外 る所得の課税の特例に関する経過措置)」とあ 四条第五項(内国法人の特定外国子会社等に係 第五項」と、同表法人税法施行令第七十三条第 二項及び第七十七条の二第二項の項中「第四十

まで及び第百五十条の三の規定は、なおその効 三十八まで及び第百五十五条の四十一並びに第 びに第百五十五条の三十五から第百五十五条の 基づく旧法人税法施行令第百五十五条の十二並 び第十一項又は第二十八条並びに第六十九条第 八十一条の五並びに第八十一条の十五第八項及 おその効力を有するものとされる旧法人税法第 外国子会社等から受ける同項に規定する剰余金 課税の特例に関する経過措置)に規定する特定 成二十一年法律第十三号)附則第五十九条第五 もの及び所得税法等の一部を改正する法律(平 第二号中「受けるもの」とあるのは、「受ける の二十七第五項の規定の適用については、同項 ある場合における法人税法施行令第百五十五条 二十七条並びに第百四十六条から第百四十九条 改正法附則第五十九条第五項の規定の適用が 改正法附則第五十九条第五項の規定によりな 項、第九項、第十一項及び第十二項の規定に 配当等の額」とする。 (連結法人の特定外国子会社等に係る所得の

子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過則第五十九条第六項前段(連結法人の特定外国 金額の計算上益金の額に算入されない金額及び する場合に限る。) (個別益金額又は個別損金額 て適用する場合を含む。)の規定により法第八 配当等の益金不算入等)の規定により読み替え 項前段(特定外国子会社等から受ける剰余金の 入) (租税特別措置法第六十八条の九十二第二 二(外国子会社から受ける配当等の益金不算 号。以下「平成二十一年改正法」という。)附 部を改正する法律(平成二十一年法律第十三 二第一項第一号ロ中「第八十一条の四」とある の適用については、 用がある場合における旧法人税法施行令の規定 十一条の三第一項に規定する個別益金額を計算 改正法附則第五十九条第六項前段の規定の適 益金又は損金算入)の規定により連結所得の 置)の規定により適用される法第二十三条の は「第八十一条の三第一項(所得税法等の一 旧法人税法施行令第九条の 10

ら受ける配当等の益金不算入)の規定により個 り適用される法第二十三条の二(外国子会社か 定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関す正法附則第五十九条第六項前段(連結法人の特 とあるのは「掲げる規定並びに平成二十一年改行令第百五十五条の六第一項中「掲げる規定」 等の額の計算の基礎となつた当該外国子会社の 四十一条第三項中「掲げる税」とあるのは「掲 又は個別損金額の益金又は損金算入)、第八十 別益金額を計算する場合に限る。)(個別益金額 得の課税の特例に関する経過措置)の規定によ 項前段(連結法人の特定外国子会社等に係る所 税法施行令第百五十五条の二十七第四項中「第 三条の二第二項及び第三項(外国子会社から受 る経過措置)の規定により適用される法第二十 対して課される税を含む。)」と、旧法人税法施 算される金額を課税標準として当該連結法人に 所得のうち連結法人に帰せられるものとして計 課税標準として課される税(当該剰余金の配当 ら受ける同項に規定する剰余金の配当等の額を 第二十三条の二第一項に規定する外国子会社か の規定により適用される法第二十三条の二第一 等に係る所得の課税の特例に関する経過措置) げる税及び法第八十一条の三第一項(個別益金 法第八十一条の四」と、旧法人税法施行令第百 八十一条の四」とあるのは「第八十一条の三第 ける配当等の益金不算入)の規定」と、旧法人 十九条第六項前段(連結法人の特定外国子会社 する個別益金額(平成二十一年改正法附則第五 額又は個別損金額の益金又は損金算入)に規定 一項(平成二十一年改正法附則第五十九条第六 条の四」とする。 (外国子会社から受ける配当等の益金不算 に係る部分に限る。)を計算する場合の法

連結法人の施行日前に開始した連結事業年度用に関し必要な事項は、財務省令で定める。 る剰余金の配当等の額に係るこれらの規定の適 年度に係るものに限る。)を課税標準として課 う。) から受ける同条第一項の規定の適用を受 九十二第一項に規定する特定外国子会社等(以 において当該連結法人に係る新法第六十八条の 正法附則第五十九条第五項及び第六項に規定す される税 特定外国子会社等の施行日以後に開始する事業 ける同項に規定する剰余金の配当等の額(当該 下この項において「特定外国子会社等」とい 第五項から前項までに定めるもののほか、改 (同条第三項に規定する特定個別課税

> まれないものとする。 第百四十一条第一項に規定する外国法人税に含 される金額を課税標準として当該連結法人に対 うち当該連結法人に帰せられるものとして計算 の基礎となった当該特定外国子会社等の所得の 条第一項に規定する剰余金の配当等の額の計算 対象金額に係る特定外国子会社等から受ける同 対象金額を有する連結法人が当該特定個別課税 して課される税を含む。)は、法人税法施行令

第四十二条 る事業年度に係る同条第二項第三号に規定する の規定は、新法第六十八条の九十三の二第一項紀十二条 新令第三十九条の百二十の三第四項 算については、なお従前の例による。 第二項第三号に規定する未処分所得の金額の計 基準所得金額の計算について適用し、旧法第六 に規定する特定外国法人の施行日以後に開始す 法人の施行日前に開始した事業年度に係る同条 十八条の九十三の六第一項に規定する特定外国

国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措

(特殊関係株主等である連結法人に係る特定外

2 新令第三十九条の百二十の四第一項の規定 額の計算については、なお従前の例による。 計算について適用し、旧令第三十九条の百二十 十三の六第一項に規定する個別課税対象留保金 の十第二項に規定する特定外国法人の施行日前 に開始する事業年度に係る新法第六十八条の九 は、同項に規定する特定外国法人の施行日以後 に開始した事業年度に係る旧法第六十八条の九 十三の二第一項に規定する個別課税対象金額の

3 る新令及び法人税法施行令の規定の適用につい第六十条第五項の規定の適用がある場合におけ 附則第二十七条第五項の規定は、改正法附則 得の課税の特例に関する経過措置)」とあるの 及び第七十七条の二第二項の項中「第四十四条 項」と、同表法人税法施行令第七十三条第二項四十四条第五項」とあるのは「第六十条第五 特例に関する経過措置)」と読み替えるものと 結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の は「第六十条第五項(特殊関係株主等である連 第五項(内国法人の特定外国子会社等に係る所 条第五項の表新令第三十六条第五項の項中「第 て準用する。この場合において、附則第二十七

4 二十七第五項の規定の適用については、 る場合における法人税法施行令第百五十五条の 改正法附則第六十条第五項の規定の適用があ 同項第

5

あるのは「第六十八条の九十三の四第二項前段 ら受ける剰余金の配当等の益金不算入等)」と 六項前段の規定の適用がある場合における旧法 第十一項又は第二十八条並びに第六十九条第八 その効力を有するものとされる旧法人税法第八 規定する剰余金の配当等の額」とする。 るのは「第六十条第六項前段(特殊関係株主等 る所得の課税の特例に関する経過措置)」とあ 第六項前段(連結法人の特定外国子会社等に係 を有する。 の及び所得税法等の一部を改正する法律(平成 二号中「受けるもの」とあるのは、「受けるも の課税の特例に関する経過措置)」と、「第六十 である連結法人に係る特定外国法人に係る所得 で及び第百五十条の三の規定は、なおその 項、第九項、第十一項及び第十二項の規定に基 十一条の五並びに第八十一条の十五第八項及び 置)に規定する特定外国法人から受ける同項に 国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措 八条の九十二第二項前段(特定外国子会社等か この場合において、前条第八項中「第五十九条 十七条並びに第百四十六条から第百四十九条ま 十八まで及び第百五十五条の四十一並びに第二 に第百五十五条の三十五から第百五十五条の三 づく旧法人税法施行令第百五十五条の十二並び (特殊関係株主等である連結法人に係る特定外 人税法施行令の規定の適用について準用する。 改正法附則第六十条第五項の規定によりなお 前条第八項の規定は、改正法附則第六十条第 一十一年法律第十三号)附則第六十条第五

に関し必要な事項は、財務省令で定める。 剰余金の配当等の額に係るこれらの規定の 正法附則第六十条第五項及び第六項に規定する 金不算入等)」と読み替えるものとする。 (特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益 第三項から前項までに定めるもののほか、 適用 改

国法人の施行日以後に開始する事業年度に係る ものに限る。)を課税標準として課される税 項に規定する剰余金の配当等の額(当該特定外 から受ける同条第一項の規定の適用を受ける同 下この項において「特定外国法人」という。) 九十三の四第一項に規定する特定外国法人(以 において当該連結法人に係る新法第六十八条の に係る特定外国法人から受ける同条第一項に規 を有する連結法人が当該特定個別課税対象金 .同条第三項に規定する特定個別課税対象金額 連結法人の施行日前に開始した連結事業年度

項に規定する外国法人税に含まれないものとす 含む。)は、法人税法施行令第百四十一条第一 標準として当該連結法人に対して課される税を に帰せられるものとして計算される金額を課税 た当該特定外国法人の所得のうち当該連結法人 定する剰余金の配当等の額の計算の基礎となっ

計算の特例等に関する経過措置) (非上場株式等についての相続税の課税価格の

第四十三条 改正法附則第六十四条第二項の規定 続税の申告書に添付することを要しない。 対象宅地等」という。)の取得をした個人が一 定する特例対象宅地等(第三号において「特例 くは同項に規定する特例対象山林(第三号にお において「特例対象受贈山林」という。) 若し くは同項に規定する特例対象受贈山林(第三号 号において「特例対象株式等」という。) 若し 若しくは同項に規定する特例対象株式等(第三でにおいて「特例対象受贈株式等」という。) する特例対象受贈株式等(第一号から第三号ま 同じ。)により旧令第四十条の二第三項に規定 るものに係る贈与に限る。以下この条において 号)第二十一条の九第三項の規定の適用を受け につき相続税法(昭和二十五年法律第七十三 く。)であって当該贈与により取得をした財産をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除 与(当該相続に係る被相続人からの贈与(贈与与を含む。以下この条において同じ。)又は贈贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈 規定する特定贈与者(以下第三項までにおいて なければならない。この場合において、同項に四条第二項の規定の適用を受けるものを選択し 社株式等」という。) のうち改正法附則第六十 株式等(以下この条において「特定受贈同族会より、同条第一項に規定する特定受贈同族会社 すべてを当該相続税の申告書に添付することに という。)に記載し、かつ、次に掲げる書類の い旨を同項第一号に規定する相続税の申告書 法附則第六十四条第二項の規定の適用を受けた 特定事業用資産相続人等(以下この条において の適用を受けようとする同条第一項に規定する 人であるときは、第三号に掲げる書類を当該相 いて「特例対象山林」という。)又は同項に規 「特定贈与者」という。)からの相続若しくは遺 (以下第十四項までにおいて「相続税の申告書」 「特定事業用資産相続人等」という。)は、改正 2

を受けるものとして選択をしようとする特例 対象受贈株式等の明細を記載した書類 改正法附則第六十四条第二項の規定の適用

> 式等が特定受贈同族会社株式等に該当する旨 前号の選択をしようとする特例対象受贈株

三 特例対象受贈株式等若しくは特例対象株式 象山林又は特例対象宅地等の取得をしたすべ 等若しくは特例対象受贈山林若しくは特例対 ての個人の第一号の選択についての同意を証

その他財務省令で定める書類

る政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合 の区分に応じ当該各号に定める期間とする。 改正法附則第六十四条第二項第二号に規定す 与者の死亡により開始した相続に係る改正法 贈与の日から当該申告期限までの間) という。)までの間より長い場合には、 附則第六十四条第二項に規定する申告期限 定受贈同族会社株式等の贈与の日から特定贈 応じそれぞれ次に定める期間(当該期間が特 前に死亡した場合 次に掲げる場合の区分に (以下この項及び第六項において「申告期限」 特定贈与者が平成二十二年三月三十一日以 当該

当該贈与に係る特定贈与者の死亡により開 限までの間の百分の八十に相当する期間)) の死亡により開始した相続に係る申告期与者が死亡した場合には、当該特定贈与者 始した相続に係る申告期限までの間の百分 上である場合 二年間(当該贈与の日から 会社株式等の贈与の日において六十五歳以 限) までの間の百分の八十に相当する期間 満である場合 当該贈与の日から当該特定 会社株式等の贈与の日において六十五歳未 の八十に相当する期間が二年より短い場合 た場合には、当該贈与の日から当該申告期 歳に達する日前に当該特定贈与者が死亡し (当該期間が二年より短い場合には、二年 (当該達する日前に当該贈与に係る特定贈 事業用資産相続人等が六十五歳に達する日 には、当該期間) 特定事業用資産相続人等が特定受贈同族 特定事業用資産相続人等が特定受贈同族 (当該特定事業用資産相続人等が六十五

死亡した場合 次に掲げる場合の区分に応じ それぞれ次に定める期間 特定贈与者が平成二十二年四月一日以後に

満である場合 会社株式等の贈与の日において六十五歳未 特定事業用資産相続人等が特定受贈同族 当該贈与の日から当該特定

> 間)) 及び同年四月一日から当該特定贈与までの間が二年より短い場合には、当該期 年間(当該贈与の日から同年三月三十一日 限(当該特定事業用資産相続人等が当該申 間(当該期間が二年より短い場合には、二 早い日までの間の百分の八十に相当する期 告期限前に死亡した場合には、当該死亡し 者の死亡により開始した相続に係る申告期 又は平成二十二年三月三十一日のいずれか

告期限前に死亡した場合には、当該死亡し 限(当該特定事業用資産相続人等が当該申 た日)までの間 た日)までの間 者の死亡により開始した相続に係る申告期 期間)及び同年四月一日から当該特定贈与 (当該期間が二年より短い場合には、当該 二年三月三十一日までの間のうちの二年間 上である場合 当該贈与の日から平成二十 会社株式等の贈与の日において六十五歳以 特定事業用資産相続人等が特定受贈同族

4 特定事業用資産相続人等が改正法附則第六十 3 とあるのは「議決権(当該個人が、当該認定承 条の八の二第一項及び第四項の規定の適用につ 四条第二項の規定により新法第七十条の七の二 社の株式又は出資に限る。)については、旧法 与者から相続又は遺贈により取得をする株式又 第六十四条第二項の規定の適用を受ける場合に いて「経営承継相続人等」という。)」とあるの 権を含む。)の数が」と、「認定承継会社の同号 定する選択特定受贈同族会社株式等に係る議決 る。)をした改正法附則第六十四条第二項に規 正法」という。)の施行の日前にしたものに限 第十三号。以下この号及び第四項において「改 法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律 定する経営承継相続人等(以下この条において いては、同条第一項第二号中「議決権の数が」 の規定の適用を受ける場合における新令第四十 第六十九条の五第一項の規定は、適用しない。 は出資(当該特定受贈同族会社株式等に係る会 は、当該特定受贈同族会社株式等に係る特定贈 上場株式等が」とあるのは は「経営承継相続人等」と、同条第四項中「非 に規定する経営承継相続人等(以下この条にお 継会社の法第七十条の七の二第二項第三号に規 「経営承継相続人等」という。) に贈与(所得税 特定受贈同族会社株式等について改正法附則 「非上場株式等 改 8

事業用資産相続人等が六十五歳に達する日 う。) は、改正法附則第六十四条第七項の規定 者(以下この条において「特定受贈者」とい 受けようとする同条第六項に規定する特定受贈 金額を除く。)」とする。 に規定する選択特定受贈同族会社株式等を含 正法附則第六十四条第二項の規定により相続又 の適用を受けたい旨を相続税の申告書に記載 額(当該選択特定受贈同族会社株式等の数又は む。)が」と、「又は金額」とあるのは「又は金 は遺贈により取得をしたものとみなされる同 改正法附則第六十四条第七項の規定の適用を

6

とする。 亡により開始した相続に係る申告期限までの から同項に規定する特定同族株式等贈与者の死 る政令で定める期間は、平成二十二年四月一日 ばならない。 特定同族株式等のうち改正法附則第六十四条第 該相続税の申告書に添付することにより、当該 定同族株式等(以下この条において「特定同族 七項の規定の適用を受けるものを選択しなけ 株式等」という。)の明細を記載した書類を当 て選択をしようとする同条第六項に規定する特 し、かつ、同項の規定の適用を受けるものとし 改正法附則第六十四条第七項第二号に規

流定す

受けた場合には、適用しない。 項又は第七十条の三の四第一項の規定の適用を の規定の適用を受ける財産の贈与による取得を 三の三第一項において準用する場合を含む。) 三項(旧法第七十条の三第一項又は第七十条の 人から相続又は遺贈により財産の取得をした者日以後に開始するものに限る。)に係る被相続 五第一項の規定は、これらの規定の相続(施 した者を含む。)が旧法第七十条の三の三第一 (当該被相続人から相続税法第二十一条の九第 新法第六十九条の四第一項又は第六十九条の

する。 定の適用を受けた場合は、 をした者から贈与により取得をした財産につい 当該特定受贈者が、当該住宅取得等資金の贈与 規定の適用を受けた場合における新法第七十条特定受贈者が旧法第七十条の三の三第一項の の租税特別措置法第七十条の三の三第一項の規 一年法律第十三号)第五条の規定による改正前て所得税法等の一部を改正する法律(平成二十 「準用する」とあるのは、「準用する。ただし、 の三第一項の規定の適用については、同項中 この限りでない」と

9 規定の適用を受けた場合における新法第七十条 特定受贈者が旧法第七十条の三の三第一項

等の数又は金額を除く。)」とする。 とあるのは「又は金額(当該選択特定同族株式 特定同族株式等を含む。)が」と、「又は金額」 得をしたものとみなされる同項に規定する選択 四条第七項の規定により相続又は遺贈により取 とあるのは「非上場株式等(改正法附則第六十 続人等」と、同条第四項中「非上場株式等が」 相続人等」という。)」とあるのは「経営承継相 承継相続人等(以下この条において「経営承継 が」と、「認定承継会社の同号に規定する経営 択特定同族株式等に係る議決権を含む。)の数 した改正法附則第六十四条第七項に規定する選 という。)の施行の日前にしたものに限る。)を 号。以下この号及び第四項において「改正法」 部を改正する法律(平成二十一年法律第十三 相続人等」という。)に贈与(所得税法等の一 承継相続人等(以下この条において「経営承継 第七十条の七の二第二項第三号に規定する経営 「議決権(当該個人が、当該認定承継会社の法第一項第二号中「議決権の数が」とあるのは を受ける場合における新令第四十条の八の二第 規定により新法第七十条の七の二の規定の適用 項及び第四項の規定の適用については、同条 特定受贈者が改正法附則第六十四条第七項の 13

するものとする 第四十条の八の二第四項に規定する部分に該当 営承継相続人等が先に取得をしたものから新令 項第二号に規定する非上場株式等のうち当該経 同条第二項第一号に規定する認定承継会社の同 定の適用に係る相続又は遺贈により取得をした に規定する経営承継相続人等が同条第一項の規 る。) 及び新法第七十条の七の二第二項第三号 四条第七項に規定する選択特定同族株式等に限 る。)、当該特定同族株式等(改正法附則第六十 項に規定する選択特定受贈同族会社株式等に限 贈同族会社株式等(改正法附則第六十四条第二 二第四項の規定の適用については、当該特定受 適用を受ける場合における新令第四十条の八の 株式等について新法第七十条の七の二の規定の 定により特定受贈同族会社株式等又は特定同族 改正法附則第六十四条第二項又は第七項の規 15

は正法附則第六十四条第二項又は第七項の規定により特定受贈同族会社株式等又は当該特定同族株式等は同四第六項の規定の適用については、当該特定受贈同族会社株式等又は当該特定同族株式等について新法第七十条の七の四第六項の規定の適用については、当該特定受贈同族会社株式等又は特定同族とはより特定受贈同族会社株式等又は特定同族とはより特定受贈同族会社株式等又は第七項の規定の法計。

は、改正法附則第六十五条第一項又は第二項の規 は、改正法附則第六十五条第一項の被相続人又 は、改正法附則第六十五条第一項の被相続人又 は、改正法附則第六十五条第一項の被相続人又 は、改正法附則第六十五条第一項の被相続人又 は、改正法附則第六十五条第一項の被相続人又 に規定する特定受贈同族会社株式等贈与者 に規定する特定受贈同族会社株式等 に規定する特定司族 は、改正法附則第六十五条第一項の被相続人又 は、改正法附則第六十五条第一項の被相続人又 は、改正法附則第六十五条第一項の被相続人又 は、改正法附則第六十五条第一項の被相続人又 は、改正法附則第六十五条第一項又は第二項の規 をした者をいう。 次項及び第十六項において同 に規定する代表権を有して は、改正法附則第六十五条第一項又は第二項の規 は、改正法附則第六十五条第一項又は第二項の規

受ける同項の被相続人から相続若しくは遺贈若 過する日までに当該相続税の申告書を提出しな 始があったことを知った日の翌日から十月を経 特定受贈同族会社株式等贈与者に係る相続の開 与者から贈与により財産の取得をした者が当該 規定の適用を受ける特定受贈同族会社株式等贈 項に規定する相続税の申告書を提出しないで死 月を経過する日までに相続税法第二十七条第一 続の開始があったことを知った日の翌日から十 出期限については、同項中「十月以内」とある 二十七条第二項に規定する相続税の申告書の提 (包括受遺者を含む。) が提出すべき相続税法第 いで死亡した場合には、これらの者の相続人 亡した場合又は改正法附則第六十五条第二項の しくは贈与により財産の取得をした者が当該相 改正法附則第六十五条第一項の規定の適用を

して提出しなければならない。 いずれか遅い日まで」とする。この場合においいずれか遅い日まで」とする。この場合においいずれか遅い日まで」とする。この場合においいば、当該被相続人又は当該特定受贈同族会社株式等贈与者が改正法附則第六十五条第一項に株式等贈与者が改正法附則第六十五条第一項に株式等贈与者が改正法附則第六十五条第一項に株式等贈与者が改正法附則第六十五条第一項には、当該被相続人又は当該特定受贈同族会社株式等贈与者が改正法附則第六十二年出りのは、「十月以内又は平成二十二年二月一日ののは、「十月以内又は平成二十二年二月一日ののは、「十月以内又は平成二十二年二月一日のいずれか遅いる。

16 改正法附則第六十五条第一項の規定の適用を て提出しなければならない。 条第一項に規定する代表権を有していたことを 当該特定受贈同族会社株式等贈与者に係る相続 始があったことを知った日の翌日から十月を経特定受贈同族会社株式等贈与者に係る相続の開 規定の適用を受ける特定受贈同族会社株式等贈 七条第二項に規定する相続税の申告書に添付し 証する財務省令で定める書類を相続税法第二十 贈同族会社株式等贈与者が改正法附則第六十五 者を含む。)は、当該被相続人又は当該特定受 がないときは、これらの者の相続人(包括受遺 税について新法第七十条の七の二の規定の適用 いで死亡した場合において、当該被相続人又は 過した日以後に当該相続税の申告書を提出しな 与者から贈与により財産の取得をした者が当該 亡した場合又は改正法附則第六十五条第二項の 月を経過した日以後に相続税法第二十七条第一 続の開始があったことを知った日の翌日から十 受ける同項の被相続人から相続若しくは遺贈若 項に規定する相続税の申告書を提出しないで死 しくは贈与により財産の取得をした者が当該相

17 平成二十年十月一日から附則第一条第四号に 令第四十条の八の二第十八項中「第四十条の七 る場合を含む。) の規定の適用については、新 用資産相続人等及び特定受贈者を含む。)又は 第三号に規定する経営承継相続人等(特定事業 財産の取得をした新法第七十条の七の二第二項 第十三項」とあるのは、 る場合における新令第四十条の八の二第十八項 新法第七十条の七の四第二項第三号に規定する 定める日の前日までの間に相続又は遺贈により (新令第四十条の八の三第七項において準用す 七十条の六第一項の規定の適用を受ける者であ 第一項又は第七十条の七の四第一項及び旧法第 経営相続承継受贈者が、新法第七十条の七の二 「第四十条の七第十五 3

予等に関する経過措置)

附則第一条第四号に定める日前に行

等の贈与(贈与をした者の死亡により効力を生われた旧法第七十条の四第一項に規定する農地

ずる贈与を除く。第六項において同じ。)に係

2 三条第一項」と、同項第二号中「農業経営基盤 条第九項第一号中「農業経営基盤強化促進法第 書の規定による公告を含む。) を受け、かつ、 知を受け、かつ、同条第二項」とあるのは「農 化促進法第二十七条の二第一項の規定による通 第四十条の六第二項第一号中「農業経営基盤強 含む。)に係る農地」と、同項第一号中「農業 強化促進法第五条第二項第四号ハに規定する遊 後の農地法(昭和二十七年法律第二百二十九 等改正法」という。) 第一条の規定による改正 法律第五十七号。以下この条において「農地法 強化促進法第二十七条の三第二項」とあるの よる公告を含む。) を受け、かつ、同法第三十 二条の規定による通知(同条ただし書の規定に かつ、同条第二項」とあるのは「農地法第三十 とあるのは「農地法第三十五条第一項」と、同 業経営基盤強化促進法第二十七条の三第二項」 同法第三十三条第一項」と、同項第二号中「農 地法第三十二条の規定による通知(同条ただし あるのは「農地法第三十三条第一項」と、旧令 経営基盤強化促進法第二十七条の二第二項」と 第七十条の四第一項並びに前項の規定によりな 合における改正法附則第六十六条第二項の規定 第三十条第三項の規定による指導が行われる場 号。第十一項において「新農地法」という。) 農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年 七十条の四第一項に規定する農地等について、 による通知(同条ただし書の規定による公告を 休農地」とあるのは「農地法第三十二条の規定 は、旧法第七十条の四第一項中「農業経営基盤 の六第二項及び第九項の規定の適用について おその効力を有するものとされる旧令第四十条 によりなおその効力を有するものとされる旧法 「農地法第三十五条第一項」とする。 一十七条の二第一項の規定による通知を受け、

する新法第七十条の四第二十一項から第二十四ある場合における同項各号に掲げる受贈者に対め正法附則第六十六条第三項の規定の適用が

は、次に定めるところによる。 せいましょう 第二十九項の規定の適用については、次に定めるところによる。 及び第三十七項、第二十条の五第一項並びに第項まで、第二十八項、第三十四項、第三十五項

正する法律(平成二十一年法律第十三号)附受贈者」とあるのは「所得税法等の一部を改 七項」とあるのは「前条第十七項」と、 項の規定による納付の請求」と、「同条第十 期限の繰上げ又は国税通則法第三十八条第一 げ」とあるのは「同条第七項の規定による納 項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上 一項」とあるのは「昭和五十年旧法第七十条項」と、新法第七十条の五第一項中「前条第 るのは「昭和五十年旧法第七十条の四第一第三十五項及び第三十七項中「第一項」とあ 第四項の規定の適用がある場合を除き、第二 のは「同条第二項」と、「これら」とあるの四第一項」と、「第四項又は第五項」とある項」とあるのは「昭和五十年旧法第七十条の 中「第一項ただし書及び第四項」とあるのは項ただし書及び第二項」と、同条第二十二項 あるのは「昭和五十年旧法第七十条の四第一 じ。)」と、「第一項ただし書及び第四項」と をいう。以下第七十条の六までにおいて同 適用を受ける農地等(同項に規定する農地等 という。)第七十条の四第一項本文の規定の 同法による改正前の租税特別措置法(以下第 定によりなおその効力を有するものとされる 税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五 規定の適用を受ける農地等」とあるのは「租いて「受贈者」という。)」と、「同項本文の 定する受贈者とみなされた同条第三項第一号 則第六十六条第三項の規定により第一項に規 とあるのは「同条第六項」と、「同条第三十 の四第一項」と、「納税の猶予が」とあるの 読み替えて適用される国税通則法第七十三条 は「同項」と、「第三十一項第三号において 書及び第二項」と、同条第二十八項中「第一 七十条の六までにおいて「昭和五十年旧法」 十年法律第十六号)附則第二十条第二項の規 に掲げる受贈者(以下第七十条の六までにお 十一項中「第一項本文の規定の適用を受ける る受贈者については、新法第七十条の四第二 十六項」とあるのは「同条第五項」と、同条 「昭和五十年旧法第七十条の四第一項ただし 改正法附則第六十六条第三項第一号に掲げ 「納期限の延長が」と、「同条第二十九項」

第三十四項の規定は、適用しない。第三十四項の規定は、適用しない。のは「受贈者」と、新法第七十条の四第二十一項」と、新法第七十条の四第二十一項」とあるのは「第七十年旧法第七十条の四第二十一項」とあるのは「昭和五十年日法第七十条の四第一項」とあるのは「昭和五十年日法第七十条の四第二十一項」とあるのは「昭和五十条第四項又は第五項」とあるのは「昭和五十条第四項又は第五項」とあるのは「昭和五十条第四項又は第五項」とあるのは「昭和五十

「同項」と、「第三十一項第三号」とあるのはは「同条第二項」と、「これら」とあるのは 項ただし書及び第二項」と、同条第二十二項とあるのは「平成三年旧法第七十条の四第一 税特別措置法の一部を改正する法律(平成三 規定の適用を受ける農地等」とあるのは「租 則第六十六条第三項の規定により第一項に規 条の四第二項」と、 十条の四第一項ただし書」と、同項第二号中 項ただし書」とあるのは「平成三年旧法第七 の」と、「次の各号」とあるのは「次の各号 るのは「平成三年旧法第七十条の四第一項 項」と、同条第三十四項中「第一項の」とあ あるのは「平成三年旧法第七十条の四第七 第一項」と、「第四項又は第五項」とあるの 項」とあるのは「平成三年旧法第七十条の四 及び第二項」と、同条第二十八項中「第一 「平成三年旧法第七十条の四第一項ただし書 中「第一項ただし書及び第四項」とあるのは て同じ。)」と、「第一項ただし書及び第四項 農地等をいう。以下第七十条の六までにおい 規定の適用を受ける農地等(同項に規定する 旧法」という。)第七十条の四第一項本文の (以下第七十条の六までにおいて「平成三年 における同法による改正前の租税特別措置法 によりなお従前の例によることとされる場合 年法律第十六号)附則第十九条第一項の規定 いて「受贈者」という。)」と、「同項本文の に掲げる受贈者(以下第七十条の六までにお 定する受贈者とみなされた同条第三項第二号 正する法律(平成二十一年法律第十三号)附 受贈者」とあるのは「所得税法等の一部を改 十一項中「第一項本文の規定の適用を受ける る受贈者については、新法第七十条の四第二 (第三号を除く。)」と、同項第一号中「第一 「同条第十二項第三号」と、「第二十六項」と 「第四項」とあるのは「平成三年旧法第七十 改正法附則第六十六条第三項第二号に掲げ 同項第四号中

四第二十一項」とする。 中「前条第一項」とあるのは「平成三年旧法条の四第一項」と、新法第七十条の五第一項 は「平成三年旧法第七十条の四第一項」と、 のは「受贈者」と、「同条第一項」とあるの 二十九項中「同項に規定する受贈者」とある とあるのは「同項」と、新法第七十条の六第 第十七項」とあるのは「前条第十七項」と、 項」とあるのは「同条第十一項」と、「同条 とあるのは「同条第九項」と、「同条第三十 第七十条の四第一項」と、「同条第二十九項」 るのは「平成三年旧法第七十条の四第十 「同条第二十一項」とあるのは「第七十条の 三年旧法第七十条の四第二項」と、「これら」 項」と、同条第三十五項及び第三十七項中 第九項」と、同項第五号中「第三十項」とあ 項」とあるのは「平成三年旧法第七十条の四 「同条第四項又は第五項」とあるのは「平成 「第一項」とあるのは「平成三年旧法第七十

三 改正法附則第六十六条第三項第三号に掲 定する受贈者とみなされた同条第三項第三号 則第六十六条第三項の規定により第一項に規 正する法律(平成二十一年法律第十三号)附 受贈者」とあるのは「所得税法等の一部を改 は「同条第三項又は第四項」と、「第三十一第一項」と、「第四項又は第五項」とあるの 税特別措置法の一部を改正する法律(平成七規定の適用を受ける農地等」とあるのは「租 項第三号」とあるのは をいう。以下第七十条の六までにおいて同適用を受ける農地等(同項に規定する農地等 第七十条の六までにおいて「平成七年旧法」 規定によりなおその効力を有するものとされ 年法律第五十五号)附則第三十六条第二項の いて「受贈者」という。)」と、「同項本文のに掲げる受贈者(以下第七十条の六までにお る受贈者については、新法第七十条の四第二 項」とあるのは「平成七年旧法第七十条の四 及び第三項」と、同条第二十八項中「第一 ただし書及び第三項」と、同条第二十二項中 あるのは「平成七年旧法第七十条の四第一項 じ。)」と、「第一項ただし書及び第四項」と という。) 第七十条の四第一項本文の規定の る同法による改正前の租税特別措置法(以下 十一項中「第一項本文の規定の適用を受ける 「平成七年旧法第七十条の四第一項ただし書 「第一項ただし書及び第四項」とあるのは 「同条第十五項第三

> るのは「同条第十二項」と、「同条第三十項」条の四第一項」と、「同条第二十九項」とあ 第一項」と、新法第七十条の五第一項中「前項」とあるのは「平成七年旧法第七十条の四 五項」とあるのは「平成七年旧法第七十条の第七十条の四第三項」と、同項第三号中「第 の四第一項」と、「同条第二十一項」とある 第一項」とあるのは「平成七年旧法第七十条 る受贈者」とあるのは「受贈者」と、「同条 法第七十条の六第二十九項中「同項に規定す 旧法第七十条の四第三項又は第四項」と、新 条第四項又は第五項」とあるのは「平成七年 条第一項」とあるのは「平成七年旧法第七十 年旧法第七十条の四第十項」と、同条第三十 七項」とあるのは「前条第十七項」と、「同 とあるのは「同条第十四項」と、「同条第十 と、同条第三十五項及び第三十七項中「第一 のは「平成七年旧法第七十条の四第十四項」 二項」と、同項第五号中「第三十項」とある 四第四項」と、同項第四号中「第二十九項」 二号中「第四項」とあるのは「平成七年旧法法第七十条の四第一項ただし書」と、同項第 法第七十条の四第一項の」と、同項第一号中 四項中「第一項の」とあるのは「平成七年旧 号」と、「第二十六項」とあるのは「平成七 とあるのは「平成七年旧法第七十条の四第十 「第一項ただし書」とあるのは「平成七年

四 改正法附則第六十六条第三項第四号に掲げ 十二年法律第十三号)第一条の規定による改税特別措置法等の一部を改正する法律(平成規定の適用を受ける農地等」とあるのは「租 則第六十六条第三項の規定により第一項に規正する法律(平成二十一年法律第十三号)附受贈者」とあるのは「所得税法等の一部を改 いて「受贈者」という。)」と、「同項本文のに掲げる受贈者(以下第七十条の六までにお 定する受贈者とみなされた同条第三項第四号 る受贈者については、新法第七十条の四第二 のは「第七十条の四第二十一項」とする。 第七十条の六までにおいて同じ。)」と、「第 農地等(同項に規定する農地等をいう。 七十条の四第一項本文の規定の適用を受ける 正前の租税特別措置法(以下第七十条の六ま 十一項中「第一項本文の規定の適用を受ける でにおいて「平成十二年旧法」という。) 十二年旧法第七十条の四第一項ただし書及び 項ただし書及び第四項」とあるのは「平成 第

第二十一項」とあるのは「第七十条の四第二 贈者」と、「同条第一項」とあるのは 中「同項に規定する受贈者」とあるのは「受 は第四項」と、新法第七十条の六第二十九項 のは「平成十二年旧法第七十条の四第三項又 七項」と、「同条第四項又は第五項」とある と、「同条第十七項」とあるのは「前条第十 条第三十項」とあるのは「同条第十三項」 九項」とあるのは「同条第十二項」と、「同 旧法第七十条の四第一項」と、「同条第二十 項中「前条第一項」とあるのは「平成十二年 十条の四第一項」と、新法第七十条の五第一 項」と、同条第三十五項及び第三十七項中 るのは「平成十二年旧法第七十条の四第十三 とあるのは「平成十二年旧法第七十条の四第 四第四項」と、同項第四号中「第二十九項」 項」とあるのは「平成十二年旧法第七十条の 条の四第一項ただし書」と、同項第二号中 の四第一項の」と、同項第一号中「第一項た項の」とあるのは「平成十二年旧法第七十条 条の四第十項」と、同条第三十四項中「第一 あるのは「同条第十四項第三号」と、「第一 項又は第四項」と、「第三十一項第三号」と と、同条第二十八項中「第一項」とあるのは 法第七十条の四第一項ただし書及び第三項. 第三項」と、同条第二十二項中「第一項ただ 十一項」とする。 十二年旧法第七十条の四第一項」と、「同条 十二項」と、同項第五号中「第三十項」とあ 十条の四第三項」と、同項第三号中「第五 「第四項」とあるのは「平成十二年旧法第七 だし書」とあるのは「平成十二年旧法第七十 十六項」とあるのは「平成十二年旧法第七十 し書及び第四項」とあるのは「平成十二年旧 「第一項」とあるのは「平成十二年旧法第七 「第四項又は第五項」とあるのは「同条第三 「平成十二年旧法第七十条の四第一項」と、 平成

第二十一項」とあるのは「第七十条の四第1 中「同項に規定する受贈者」とあるのは「受 のは「平成十三年旧法第七十条の四第三項又七項」と、「同条第四項又は第五項」とある 年旧法第七十条の四第一項」と、「同条第一 第七十条の四第三項」と、同項第三号中「第号中「第四項」とあるのは「平成十三年旧法 十三年旧法第七十条の四第一項」と、「同条 贈者」と、「同条第一項」とあるのは「平成 は第四項」と、新法第七十条の六第二十九項 と、「同条第十七項」とあるのは「前条第十 七十条の四第一項」と、新法第七十条の五第 中「第一項」とあるのは「平成十三年旧法第 二十項」と、同条第三十五項及び第三十七項 とあるのは「平成十三年旧法第七十条の四第 四第十九項」と、同項第五号中「第三十項 項」とあるのは「平成十三年旧法第七十条の の四第四項」と、同項第四号中「第二十九 五項」とあるのは「平成十三年旧法第七十条 第七十条の四第一項ただし書」と、同項第一 七十条の四第一項の」と、同項第一号中「第 十条の四第十七項」と、同条第三十四項中 二十六項」とあるのは「平成十三年旧法第七 あるのは「同条第二十一項第三号」と、「第 項又は第四項」と、「第三十一項第三号」と と、同条第二十八項中「第一項」とあるのは 第七十条の四第一項ただし書及び第三項」 書及び第四項」とあるのは「平成十三年旧法 三項」と、同条第二十二項中「第一項ただし 三年旧法第七十条の四第一項ただし書及び第 項ただし書及び第四項」とあるのは「平成十 七十条の六までにおいて同じ。)」と、「第一 地等(同項に規定する農地等をいう。以下第 十条の四第一項本文の規定の適用を受ける農 において「平成十三年旧法」という。)第七 前の租税特別措置法(以下第七十条の六まで 十三年法律第七号)第一条の規定による改正 税特別措置法等の一部を改正する法律(平成 「同条第三十項」とあるのは「同条第二十項 「平成十三年旧法第七十条の四第一項」と、 「第一項の」とあるのは「平成十三年旧法第 「第四項又は第五項」とあるのは「同条第三 項中「前条第一項」とあるのは「平成十三 項ただし書」とあるのは「平成十三年旧法 -九項」とあるのは「同条第十九項」と、

る受贈者については、新法第七十条の四第二、 改正法附則第六十六条第三項第六号に掲げ

項」と、

条第二十九項」とあるのは「同条第二十三

「同条第三十項」とあるのは

四第二十三項」と、同項第五号中「第三十項」とあるのは「平成十四年旧法第七十条の の四第四項」と、同項第四号中「第二十九五項」とあるのは「平成十四年旧法第七十条 第七十条の四第三項」と、同項第三号中「第四項」とあるのは「平成十四年旧法 の五第一項中「前条第一項」とあるのは「平 旧法第七十条の四第一項」と、新法第七十条 四第二十四項」と、同条第三十五項及び第三 項」とあるのは「平成十四年旧法第七十条の 一項ただし書」とあるのは「平成十四年旧法七十条の四第一項の」と、同項第一号中「第 あるのは「同条第二十五項第三号」と、「第 項又は第四項」と、「第三十一項第三号」と 第七十条の四第一項ただし書及び第三項」 四年旧法第七十条の四第一項ただし書及び第 地等(同項に規定する農地等をいう。以下第 る場合における同法第一条の規定による改正の規定によりなお従前の例によることとされ 規定の適用を受ける農地等」とあるのは「租 いて「受贈者」という。)」と、「同項本文のに掲げる受贈者(以下第七十条の六までにお 則第六十六条第三項の規定により第一項に規 受贈者」とあるのは「所得税法等の一部を改 十七項中「第一項」とあるのは「平成十四年 第七十条の四第一項ただし書」と、同項第二 二十六項」とあるのは「平成十四年旧法第七 と、同条第二十八項中「第一項」とあるのは 書及び第四項」とあるのは「平成十四年旧 三項」と、同条第二十二項中「第一項ただし 項ただし書及び第四項」とあるのは「平成十 七十条の六までにおいて同じ。)」と、「第 十条の四第一項本文の規定の適用を受ける農 前の租税特別措置法(以下第七十条の六まで 十四年法律第十五号)附則第三十二条第四項 税特別措置法等の一部を改正する法律(平成 定する受贈者とみなされた同条第三項第六号 正する法律(平成二十一年法律第十三号)附 十条の四第二十一項」と、同条第三十四項中 「第四項又は第五項」とあるのは「同条第三 「平成十四年旧法第七十条の四第一項」と、 において「平成十四年旧法」という。)第七 十一項中「第一項本文の規定の適用を受ける 「第一項の」とあるのは「平成十四年旧法第

七 ただし書」とあるのは「平成十五年旧法第七条の四第一項の」と、同項第一号中「第一項 は第四項」と、「第三十一項第三号」とある四項又は第五項」とあるのは「同条第三項又 成十五年旧法第七十条の四第一項」と、「第同条第二十八項中「第一項」とあるのは「平 いて「平成十五年旧法」という。)第七十条租税特別措置法(以下第七十条の六までにお 則第六十六条第三項の規定により第一項に規正する法律(平成二十一年法律第十三号)附受贈者」とあるのは「所得税法等の一部を改 及び第四項」とあるのは「平成十五年旧法第 旧法第七十条の四第一項ただし書及び第三 条の六までにおいて同じ。)」と、「第一項た の四第一項本文の規定の適用を受ける農地等 規定の適用を受ける農地等」とあるのは「所 る受贈者については、新法第七十条の四第二 の四第二十一項」と、同条第三十四項中「第 のは「同条第二十五項第三号」と、「第二十 項」と、同条第二十二項中「第一項ただし書 だし書及び第四項」とあるのは「平成十五年 における同法第十二条の規定による改正前 法律第八号)附則第百二十三条第十項の規定 得税法等の一部を改正する法律(平成十五年 いて「受贈者」という。)」と、「同項本文の に掲げる受贈者(以下第七十条の六までに 定する受贈者とみなされた同条第三項第七号 十一項中「第一項本文の規定の適用を受ける 項」とあるのは「平成十五年旧法第七十条 六項」とあるのは「平成十五年旧法第七十条 七十条の四第一項ただし書及び第三項」と、 によりなお従前の例によることとされる場合 十条の四第三項」と、同項第三号中「第 「第四項」とあるのは「平成十五年旧法第七 十条の四第一項ただし書」と、同項第二号中 一項の」とあるのは「平成十五年旧法第七十 (同項に規定する農地等をいう。以下第七十 改正法附則第六十六条第三項第七号に掲げ

のは「第七十条の四第二十一項」とする。の四第一項」と、「同条第二十一項」とある 受贈者」とあるのは「受贈者」と、「同条第 第七十条の六第二十九項中「同項に規定する あるのは「同条第三項又は第四項」と、新法 第十五項」と、「同条第四項又は第五項」と 項」と、「同条第十七項」とあるのは「同条第三十項」とあるのは「同条第二十四 年旧法第七十条の四第一項」と、「同条第二 あるのは「平成十五年旧法第七十条の四第一 とあるのは「平成十五年旧法第七十条の四第 七十条の四第一項」と、新法第七十条の五第 十四項」と、同条第三十五項及び第三十七項 十九項」とあるのは「同条第二十三項」と、 改正法附則第六十六条第三項第八号に掲げ 項中「前条第一項」とあるのは「平成十五 項」とあるのは「平成十五年旧法第七十条 「第一項」とあるのは「平成十五年旧法第

定する受贈者とみなされた同条第三項第八号則第六十六条第三項の規定により第一項に規正する法律(平成二十一年法律第十三号)附受贈者」とあるのは「所得税法等の一部を改十一項中「第一項本文の規定の適用を受ける に掲げる受贈者(以下第七十条の六までにお る受贈者については、新法第七十条の四第二 四第四項」と、同項第四号中「第二十九項」 条の四第二十一項」とする。

得税法等の一部を改正する法律(平成二十一規定の適用を受ける農地等」とあるのは「所 則第六十六条第三項の規定により第一項に規正する法律(平成二十一年法律第十三号)附 受贈者」とあるのは「所得税法等の一部を改 第一項ただし書」と、同条第二十二項中 とあるのは「平成二十一年旧法第七十条の四 でにおいて同じ。)」と、「第一項ただし書」 規定する農地等をいう。以下第七十条の六ま 項本文の規定の適用を受ける農地等(同項に 二十一年旧法」という。)第七十条の四第一 置法(以下第七十条の六までにおいて「平成 同法第五条の規定による改正前の租税特別措 定によりなおその効力を有するものとされる 年法律第十三号)附則第六十六条第二項の規 いて「受贈者」という。)」と、「同項本文の に掲げる受贈者(以下第七十条の六までにお 定する受贈者とみなされた同条第三項第九号 十一項中「第一項本文の規定の適用を受ける る受贈者については、新法第七十条の四第二 改正法附則第六十六条第三項第九号に掲げ

十七年旧法」という。)第七十条の四第一項置法(以下第七十条の六までにおいて「平成同法第五条の規定による改正前の租税特別措

定によりなおその効力を有するものとされる 法律第二十一号)附則第五十五条第二項の規 得税法等の一部を改正する法律(平成十七年 規定の適用を受ける農地等」とあるのは「所 いて「受贈者」という。)」と、「同項本文の

> 項」と、「同条第三十項」とあるのは「同条条第二十九項」とあるのは「同条第二十四 と、「同条第二十一項」とあるのは「第七十 二十九項中「同項に規定する受贈者」とある は「同条第十六項」と、新法第七十条の六第 第二十五項」と、「同条第十七項」とあるの 成十七年旧法第七十条の四第一項」と、 の五第一項中「前条第一項」とあるのは 旧法第七十条の四第一項」と、新法第七十条 十七項中「第一項」とあるのは「平成十七年 四第二十五項」と、同条第三十五項及び第三 項」とあるのは「平成十七年旧法第七十条の の四第二十四項」と、同項第五号中「第三十 九項」とあるのは「平成十七年旧法第七十条 十条の四第五項」と、同項第四号中「第二十 旧法第七十条の四第四項」と、同項第三号中 第二号中「第四項」とあるのは「平成十七年 旧法第七十条の四第一項ただし書」と、同項 第七十条の四第二十二項」と、同条第三十四 「第五項」とあるのは「平成十七年旧法第七 「第一項ただし書」とあるのは「平成十七年 (中「第一項の」とあるのは は「受贈者」と、「同条第一項」とあるの 「平成十七年旧法第七十条の四第一項」 平 同

4 贈者が同条第四項の規定により読み替えて適用 法第七十条の四の規定は、適用しない。 する同条第三項の規定の適用を受けた場合に は、同項各号に規定する改正前の租税特別措置 改正法附則第六十六条第三項各号に掲げる受

5 前項の場合における改正法附則第六十六条第 三項各号に掲げる受贈者に対する新法第七十条 の四の規定の適用については、 四第一項に規定する農地等のうちに同条第二 二号に掲げる受贈者が有する新法第七十条の 改正法附則第六十六条第三項第一号又は第 次に定めるとこ

項第三号に規定する特定市街化区域農地等が

のは「同条第四項」と、「第三十一項第三号」 第七十条の四第一項」と、「第四項」とある 項中「第一項」とあるのは「平成十七年旧法

とあるのは「同条第二十六項第三号」と、

第二十六項」とあるのは

「平成十七年旧法

ただし書」とあるのは「平成十七年旧法第七 項ただし書」と、同条第二十二項中「第一項 あるのは「平成十七年旧法第七十条の四第一 において同じ。)」と、「第一項ただし書」と 定する農地等をいう。以下第七十条の六まで 本文の規定の適用を受ける農地等(同項に規

十条の四第一項ただし書」と、同条第二十八

同項第一号中「第一項ただし書」とあるのは 成二十一年旧法第七十条の四第一項の」と、 条第三十四項中「第一項の」とあるのは「平 とあるのは「同条第四項」と、「第三十一項 号」と、「第二十六項」とあるのは「平成二 第三号」とあるのは「同条第二十六項第三 法第七十条の四第一項ただし書」と、同条第 十一年旧法第七十条の四第二十二項」と、同 一年旧法第七十条の四第一項」と、「第四項」 一十八項中「第一項」とあるのは「平成二十 一項ただし書」とあるのは「平成二十一年旧

第一項」と、新法第七十条の五第一項中「前とあるのは「平成二十一年旧法第七十条の四 同条第三十五項及び第三十七項中「第一項」二十一年旧法第七十条の四第二十五項」と、 項第四号中「第二十九項」とあるのは「平成成二十一年旧法第七十条の四第五項」と、同 と、同項第三号中「第五項」とあるのは「平は「平成二十一年旧法第七十条の四第四項」 項」とあるのは「第七十条の四第二十一項 法第七十条の四第一項」と、「同条第二十一 規定する受贈者」とあるのは「受贈者」と、 三十項」とあるのは「同条第二十五項」と、 とあるのは「同条第二十四項」と、「同条第 条第一項」とあるのは「平成二十一年旧法第 同項第五号中「第三十項」とあるのは「平成 し書」と、同項第二号中「第四項」とあるの 「平成二十一年旧法第七十条の四第一項ただ と、新法第七十条の六第二十九項中「同項に 七十条の四第一項」と、「同条第二十九項」 二十一年旧法第七十条の四第二十四項」と、 「同条第一項」とあるのは「平成二十一年旧 「同条第十七項」とあるのは「同条第十六項」

「引き続いて第一項」とする。 の租税特別措置法第七十条の四第十三項の力を有するものとされる同法による改正前 第三十六条第二項の規定によりなおその効する法律(平成七年法律第五十五号)附則 改正前の租税特別措置法第七十条の四第十 よることとされる場合における同法による げる受贈者 租税特別措置法の一部を改正 げる受贈者 十九条第一項の規定によりなお従前の例に する法律(平成三年法律第十六号)附則第 改正法附則第六十六条第三項第三号に掲 改正法附則第六十六条第三項第二号に掲 租税特別措置法の一部を改正

の七第二項において準用する場合を含む。)」 用する同法第七十五条の五第一項」とあるのは 第一項若しくは」と、「同条第二項において準 地利用権」という。) が設定され、又は買取り 法等改正法第一条の規定による改正前の農地 る場合において、農地法等改正法附則第七条第 る農地等について同項本文の規定の適用を受け り取得をする新法第七十条の四第一項に規定す 農地法」とあるのは「の農地法第七十五条の二 項」とあるのは「附則第七条第一項」と、「の 項(第三号に係る部分に限る。)の規定の適用 が行われるときにおける新令第四十条の六第九 第七十五条の二第一項に規定する草地利用権 については、同項第三号中「附則第七条第二 (第八項、第十五項及び第十七項において「草 一項の規定により、当該農地等について、農地 一同法第七十五条の五第一項(同法第七十五 附則第一条第四号に定める日以後に贈与によ 法

規定する農地等について同項第一号に規定する 条の四第一項本文の規定の適用を受ける同項に 譲渡等を行う場合における新令第四十条の六第 前項の規定の適用を受けた者が、新法第七十

して同条の規定を適用する。 所在する同条第一項に規定する農地等とみな ある場合には、当該特定市街化区域農地等に ついては同号イからハまでに掲げる区域外に

一 次に掲げる者が次に定める規定の適用を受 した日」と、「引き続いて同項」とあるのは限」とあるのは「第二十一項の届出書を提出大項中「第一項の贈与税の申告書の提出期 けている場合には、新法第七十条の四第二十 した日」と、「引き続いて同項」とあるの

前の例による。 る当該受贈者に係る贈与税については、なお従 が設定され、又は買取りが行われる場合におけ 正法附則第七条第一項の規定により草地利用権 る同項に規定する農地等について、農地法等改 法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受け する同項各号に規定する改正前の租税特別措置 附則第六十六条第三項各号に掲げる受贈者が有 五条の五第一項(同法第七十五条の七第二項に 七十五条の五第一項」とあるのは「同法第七十 は」と、「同条第二項において準用する同法第 るのは「の農地法第七十五条の二第一項若しく 中」とあるのは、「第三号中「の農地法」とあ 九項の規定の適用については、同項中「第三号 附則第一条第四号に定める日以後に、改正法 いて準用する場合を含む。)」と、」とする。

む。)」と、」とする。 七十五条の七第二項において準用する場合を含 あるのは「同法第七十五条の五第一項(同法第おいて準用する同法第七十五条の五第一項」と 五条の二第一項若しくは」と、「同条第二項に 号中「の農地法」とあるのは「の農地法第七十 いて、同項中「第三号中」とあるのは、「第三 条の六第九項の規定を適用する。この場合にお 第一項に規定する受贈者とみなして新令第四十 除く。)には、当該受贈者を新法第七十条の四 する譲渡等を行う場合(前項に規定する場合を 項に規定する農地等について同項第一号に規定 七十条の四第一項本文の規定の適用を受ける同 同項各号に規定する改正前の租税特別措置法第 附則第六十六条第三項各号に掲げる受贈者が 附則第一条第四号に定める日以後に、改正法 12

10 附則第一条第四号に定める日前に相続又は遺別・附則第一条第四号に定める日前に相続について項に規定する特例農地等に係る相続税について項に規定する特例農地等に係る相続税については、旧令第四十条の七の規定は、おする第十五項及び第十九項において同贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈贈(贈与を言う)。

旧令第四十条の七第三項及び第九項の規定の適規定によりなおその効力を有するものとされる第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第七十条の六第一項並びに前項のとされる旧法第七十条の六第一項に規定する特例農地等についとされる旧法第三十条第三項の規定による指導が行われる場合における改正法附則第六十六条が行われる場合における改正法附則第六条第四号に定める日以後に、旧法第七令第四十条の七第三項及び第九項の規定による指導で、新農地法第三十条第三項及び第九項の規定の適用を第四十条の七第三項及び第九項の規定の適用を第四十条の七第三項及び第二項の規定の適用を第三項及び第九項の規定の適用を表面といる。

による通知(同条ただし書の規定による公告を第二項」とあるのは「農地法第三十二条の規定 号中「農業経営基盤強化促進法第二十七条の一 と、同項第二号中「農業経営基盤強化促進法第 含む。)を受け、かつ、同法第三十三条第一項 第二項」とあるのは「農地法第三十二条の規定 化促進法第二十七条の三第二項」とあるのは 含む。)を受け、かつ、同法第三十三条第一項 第二項」とあるのは「農地法第三十三条第一 よる公告を含む。) に係る農地」と、同項第一 二条の規定による通知(同条ただし書の規定に 業経営基盤強化促進法第五条第二項第四号ハに 十五条第一項」とする。 二十七条の三第二項」とあるのは「農地法第三 による通知(同条ただし書の規定による公告を 二第一項の規定による通知を受け、かつ、同条 と、同項第三号及び第四号中「農業経営基盤強 項」と、旧令第四十条の七第三項第一号及び第 一号中「農業経営基盤強化促進法第二十七条の 「農地法第三十五条第一項」と、同条第九項第 |第一項の規定による通知を受け、かつ、同条 一号中「農業経営基盤強化促進法第二十七条の

> 等」とあるのは「同項に規定する特例農地「同項に規定する農業相続人」と、「特例農地六第一項」と、「農業相続人」とあるのは 年法律第十六号)附則第十九条第五項の規定税特別措置法の一部を改正する法律(平成三 る改正前の租税特別措置法第七十条の四第十例によることとされる場合における同法によ 法による改正前の租税特別措置法第七十条の 項中「第七十条の六第一項」とあるのは「租 条第五項の規定によりなおその効力を有する とあるのは「租税特別措置法の一部を改正す 四第三十五項」と、「第七十条の六第一項」 附則第十九条第一項の規定によりなお従前の 項第三号」とあるのは「租税特別措置法の 項(第四号に係る部分に限る。)」とあるのは第一項」と、「第七項、第八項又は第三十八 特例農地等(」と、同条第三十三項中「第 地等(」とあるのは「同条第一項に規定する 第七十条の六第一項ただし書」と、「特例農 五項の規定によりなおその効力を有するもの 律(平成三年法律第十六号)附則第十九条第 るのは「租税特別措置法の一部を改正する法 」と、「第七十条の六第一項ただし書」とあ 例農地等をいう。以下この条において同じ。) 等」とする。 によりなおその効力を有するものとされる同 置法第七十条の六第一項」と、同条第四十二 ものとされる同法による改正前の租税特別措 る法律(平成三年法律第十六号)附則第十九 と、同条第四十項中「第一項の」とあるのは は「平成三年旧法第七十条の六第十一項の」 二項第三号」と、「第三十一項の」とあるの 部を改正する法律 (平成三年法律第十六号) は「を除く」と、「第三十六項」とあるのは 税及び同号に定める相続税を除く」とあるの 項」とあるのは「平成三年旧法第七十条の六 とされる同法による改正前の租税特別措置法 適用を受ける特例農地等(同項に規定する特 という。) 第七十条の六第一項本文の規定の 「同条第三十五項」とあるのは「第七十条の 「平成三年旧法第七十条の六第一項の」と、 「同条第十六項」と、「第七十条の四第三十 「同条第七項」と、「、特定農地等に係る相続

ける農業相続人」とあるのは「所得税法等の第二十七項中「第一項本文の規定の適用を受る農業相続人については、新法第七十条の六二 改正法附則第六十六条第七項第二号に掲げ

項」と、同項第四号中「第三十四項」とある

は「平成十二年旧法第七十条の六第十五

六第七項」と、同項第三号中「第八項」とあ項」とあるのは「平成十二年旧法第七十条の

「平成十二年旧法第七十条の六第八

六第一項ただし書」と、同項第二号中「第七

書」とあるのは「平成十二年旧法第七十条の 六第十三項の」と、同条第三十九項中「第一の」とあるのは「平成十二年旧法第七十条の 成十二年旧法第七十条の六第一項」と、「第同条第三十三項中「第一項」とあるのは「平 だし書」と、「特例農地等(」とあるのは正前の租税特別措置法第七十条の六第一項た 基礎とする部分については」とあるのは「あ 価格控除後の価額に対応する部分の金額とし 内農地等で政令で定めるものに係る農業投資 する相続税に相当する金額のうち市街化区域を受けた」と、「あつては、当該各号に規定 項の規定の適用を受けた」とあるのは「平成 十条の四第十四項第三号」と、「第三十一項 項第三号」とあるのは「平成十二年旧法第七 等に係る」と、「第三十六項」とあるのはび同号に定める」とあるのは「及び特定農地 第八項」と、「、特定農地等に係る相続税及 部分に限る。)」とあるのは「同条第七項又は 七項、第八項又は第三十八項(第四号に係る 税特別措置法等の一部を改正する法律(平成 る特例農地等(同項に規定する特例農地等を 第七十条の六第一項本文の規定の適用を受け の規定による改正前の租税特別措置法(以下 する法律(平成十二年法律第十三号)第一条 とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正 第七項第二号に掲げる農業相続人(以下この つては」と、同項第一号中「第一項ただし て政令で定めるところにより計算した金額を 十二年旧法第七十条の六第一項の規定の適用 「同条第十八項」と、「第七十条の四第三十一 「同条第一項に規定する特例農地等(」と、 十二年法律第十三号)第一条の規定による改 七十条の六第一項ただし書」とあるのは「租 いう。以下この条において同じ。)」と、「第 この条において「平成十二年旧法」という。) 条において「農業相続人」という。)」と、 三号)附則第六十六条第七項の規定により第 「同項本文の規定の適用を受ける特例農地等」 一部を改正する法律(平成二十一年法律第十 項に規定する農業相続人とみなされた同条

六第一項」と、同条第四十二項中「第七十条の定による改正前の租税特別措置法第七十条の 規定する特例農地等」とする。 措置法第七十条の六第一項」と、「農業相続 三号)第一条の規定による改正前の租税特別 の一部を改正する法律(平成十二年法律第十 の六第一項」とあるのは「租税特別措置法等 法律(平成十二年法律第十三号)第一条の規 るのは「租税特別措置法等の一部を改正する 三十五項」と、「第七十条の六第一項」とあ 条第三十五項」とあるのは「第七十条の四第 条第四十項中「第一項の」とあるのは「平成 成十二年旧法第七十条の六第十七項」と、同 同項第六号中「第三十五項」とあるのは「平 項」と、同項第五号中「第一項」とあるのは 人」と、「特例農地等」とあるのは「同項に 十二年旧法第七十条の六第一項の」と、「同 「平成十二年旧法第七十条の六第一項」と、 人」とあるのは「同項に規定する農業相続

る農業相続人については、新法第七十条の六三 改正法附則第六十六条第七項第三号に掲げ 限る。)」とあるのは「同条第七項又は第八 第八項又は第三十八項(第四号に係る部分に 三年旧法第七十条の六第一項」と、「第七項、 第三十三項中「第一項」とあるのは「平成十 条第一項に規定する特例農地等(」と、同条 前の租税特別措置法第七十条の六第一項ただ 十三年法律第七号)第一条の規定による改正税特別措置法等の一部を改正する法律(平成 七十条の六第一項ただし書」とあるのは「租いう。以下この条において同じ。)」と、「第 る特例農地等(同項に規定する特例農地等を 第七十条の六第一項本文の規定の適用を受け の条において「平成十三年旧法」という。) 規定による改正前の租税特別措置法(以下こ 条において「農業相続人」という。)」と、 第七項第三号に掲げる農業相続人(以下この ける農業相続人」とあるのは「所得税法等の 第二十七項中「第一項本文の規定の適用を受 し書」と、「特例農地等(」とあるのは「同 する法律(平成十三年法律第七号)第一条の とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正 三号)附則第六十六条第七項の規定により第 「同項本文の規定の適用を受ける特例農地等」 項に規定する農業相続人とみなされた同条 部を改正する法律(平成二十一年法律第十 兀

同条第四十項中「第一項の」とあるのは「平成十三年旧法第七十条の六第二十六項」と、同項第六号中「第三十五項」とあるのは「平 措置法第七十条の六第一項」と、「農業相続 等の一部を改正する法律(平成十三年法律第 条の六第一項」とあるのは「租税特別措置法 規定による改正前の租税特別措置法第七十条 成十三年旧法第七十条の六第一項の」と、 の六第一項ただし書」と、同項第二号中「第 を基礎とする部分については」とあるのはして政令で定めるところにより計算した金額 条の四第二十一項第三号」と、「第三十一項 規定する特例農地等」とする。 七号)第一条の規定による改正前の租税特別 の六第一項」と、同条第四十二項中「第七十 する法律(平成十三年法律第七号)第一条の とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正 四第三十五項」と、「第七十条の六第一項」 項」と、同項第五号中「第一項」とあるのは のは「平成十三年旧法第七十条の六第二十四 項」と、同項第四号中「第三十四項」とある あるのは「平成十三年旧法第七十条の六第八 の六第七項」と、同項第三号中「第八項」と 七項」とあるのは「平成十三年旧法第七十条 し書」とあるのは「平成十三年旧法第七十条 資価格控除後の価額に対応する部分の金額と 域内農地等で政令で定めるものに係る農業投 定する相続税に相当する金額のうち市街化区 用を受けた」と、「あつては、当該各号に規 成十三年旧法第七十条の六第一項の規定の適 六第二十二項の」と、同条第三十九項中「第 の」とあるのは「平成十三年旧法第七十条の 第三号」とあるのは「平成十三年旧法第七十 第二十七項」と、「第七十条の四第三十一項 係る」と、「第三十六項」とあるのは「同条 号に定める」とあるのは「及び特定農地等に 人」と、「特例農地等」とあるのは「同項に 人」とあるのは「同項に規定する農業相続 「同条第三十五項」とあるのは「第七十条の 「平成十三年旧法第七十条の六第一項」と、 「あつては」と、同項第一号中「第一項ただ 一項の規定の適用を受けた」とあるのは「平

一部を改正する法律(平成二十一年法律第十ける農業相続人」とあるのは「所得税法等の第二十七項中「第一項本文の規定の適用を受る農業相続人については、新法第七十条の六のと正法附則第六十六条第七項第四号に掲げ

「あつては」と、同項第一号中

一第一項た

項」と、「、特定農地等に係る相続税及び同

百二十三条第十項の規定によりなお従前の例正する法律(平成十五年法律第八号)附則第第三号」とあるのは「所得税法等の一部を改 第三十三項」と、「第七十条の四第三十一項係る」と、「第三十六項」とあるのは「同条 限る。)」とあるのは「同条第七項又は第八第八項又は第三十八項(第四号に係る部分に 書」と、「特例農地等(」とあるのは「同条租税特別措置法第七十条の六第一項ただし の適用を受けた」と、「あつては、当該各号 「第一項の規定の適用を受けた」とあるのはの六第二十八項の」と、同条第三十九項中 項の」とあるのは「平成十五年旧法第七十条 条の規定による改正前の租税特別措置法第七 号に定める」とあるのは「及び特定農地等に 項」と、「、特定農地等に係る相続税及び同 年旧法第七十条の六第一項」と、「第七項、 三十三項中「第一項」とあるのは「平成十五 第一項に規定する特例農地等(」と、同条第 律第八号)附則第百二十三条第十一項の規定 税法等の一部を改正する法律(平成十五年法 特例農地等(同項に規定する特例農地等をい 条において「平成十五年旧法」という。)第 条第十一項の規定によりなお従前の例による 金額を基礎とする部分については」とあるの 額として政令で定めるところにより計算した 業投資価格控除後の価額に対応する部分の金 化区域内農地等で政令で定めるものに係る農 十条の四第二十五項第三号」と、「第三十一 によることとされる場合における同法第十二 における同法第十二条の規定による改正前の によりなお従前の例によることとされる場合 十条の六第一項ただし書」とあるのは「所得 う。以下この条において同じ。)」と、「第七 七十条の六第一項本文の規定の適用を受ける 定による改正前の租税特別措置法(以下この こととされる場合における同法第十二条の規 律(平成十五年法律第八号)附則第百二十三 とあるのは「所得税法等の一部を改正する法 第七項第四号に掲げる農業相続人(以下この に規定する相続税に相当する金額のうち市街 「平成十五年旧法第七十条の六第一項の規定 「同項本文の規定の適用を受ける特例農地等 条において「農業相続人」という。)」と、 三号)附則第六十六条第七項の規定により第 項に規定する農業相続人とみなされた同条

> 則第百二十三条第十一項の規定によりなお従を改正する法律(平成十五年法律第八号)附の六第一項」とあるのは「所得税法等の一部 と、「特例農地等」とあるのは「同項に規定 法第七十条の六第一項」と、「農業相続人」 第十二条の規定による改正前の租税特別措置 前の例によることとされる場合における同法 六第一項」と、同条第四十二項中「第七十条の定による改正前の租税特別措置法第七十条の 条の六第一項ただし書」と、同項第二号中 とあるのは「同項に規定する農業相続人」 条第十一項の規定によりなお従前の例による 律(平成十五年法律第八号)附則第百二十三 とあるのは「所得税法等の一部を改正する法 四第三十五項」と、「第七十条の六第一項」 と、同条第四十項中「第一項の」とあるのは のは「平成十五年旧法第七十条の六第一項」 三十項」と、同項第五号中「第一項」とある とあるのは「平成十五年旧法第七十条の六第 項」とあるのは「平成十五年旧法第七十条の 十条の六第七項」と、同項第三号中「第八 だし書」とあるのは「平成十五年旧法第七十 こととされる場合における同法第十二条の規 「同条第三十五項」とあるのは「第七十条の 「平成十五年旧法第七十条の六第一項の」と、 「平成十五年旧法第七十条の六第三十二項」 と、同項第六号中「第三十五項」とあるのは 六第八項」と、同項第四号中「第三十四項」 「第七項」とあるのは「平成十五年旧法第七

条において「平成十七年旧法」という。) 三号)附則第六十六条第七項の規定により第 第二十七項中「第一項本文の規定の適用を受 定による改正前の租税特別措置法(以下この ることとされる場合における同法第五条の規 五条第十七項の規定によりなお従前の例によ 律(平成十七年法律第二十一号)附則第五十 とあるのは「所得税法等の一部を改正する法 条において「農業相続人」という。)」と、 第七項第五号に掲げる農業相続人(以下この 一部を改正する法律(平成二十一年法律第十 ける農業相続人」とあるのは「所得税法等の る農業相続人については、新法第七十条の六 「同項本文の規定の適用を受ける特例農地等」 一項に規定する農業相続人とみなされた同条 七十条の六第一項本文の規定の適用を受ける 改正法附則第六十六条第七項第五号に掲げ

する特例農地等」とする。

則第五十五条第二項の規定によりなおその効正する法律(平成十七年法律第二十一号)附第三号」とあるのは「所得税法等の一部を改第三十三項」と、「第七十条の四第三十一項 項中「第一項の」とあるのは「平成十七年旧 法第七十条の六第三十二項」と、同条第四十 中「第三十五項」とあるのは「平成十七年旧 年旧法第七十条の六第一項」と、同項第六号 項第五号中「第一項」とあるのは「平成十七 成十七年旧法第七十条の六第三十項」と、同 同項第四号中「第三十四項」とあるのは「平 項」と、同項第三号中「第八項」とあるのは あるのは「平成十七年旧法第七十条の六第七 項ただし書」と、同項第二号中「第七項」と あるのは「平成十七年旧法第七十条の六第一 除後の価額に対応する部分の金額として政令 等で政令で定めるものに係る農業投資価格控 続税に相当する金額のうち市街化区域内農地た」と、「あつては、当該各号に規定する相 旧法第七十条の六第一項の規定の適用を受け 定の適用を受けた」とあるのは「平成十七年 るのは「平成十七年旧法第七十条の六第二十 よる改正前の租税特別措置法第七十条の四第 係る」と、「第三十六項」とあるのは「同条 号に定める」とあるのは「及び特定農地等に 項」と、「、特定農地等に係る相続税及び同 限る。)」とあるのは「同条第七項又は第八 第八項又は第三十八項(第四号に係る部分に 年旧法第七十条の六第一項」と、「第七項、三十三項中「第一項」とあるのは「平成十七 第一項に規定する特例農地等(」と、同条第 書」と、「特例農地等(」とあるのは「同条 租税特別措置法第七十条の六第一項ただし 合における同法第五条の規定による改正前の 定によりなお従前の例によることとされる場 律第二十一号)附則第五十五条第十七項の規 税法等の一部を改正する法律(平成十七年法 う。以下この条において同じ。)」と、 特例農地等(同項に規定する特例農地等をい は」と、同項第一号中「第一項ただし書」と する部分については」とあるのは「あつて で定めるところにより計算した金額を基礎と 八項の」と、同条第三十九項中「第一項の規 二十六項第三号」と、「第三十一項の」とあ 力を有するものとされる同法第五条の規定に 十条の六第一項ただし書」とあるのは「所得 「平成十七年旧法第七十条の六第八項」と、 「第七

六 改正法附則第六十六条第七項第六号に掲げ の規定による改正前の租税特別措置法第七十によることとされる場合における同法第五条 条の六第一項」と、「農業相続人」とあるの 地等」とする。 農地等」とあるのは「同項に規定する特例農 は「同項に規定する農業相続人」と、「特例 五十五条第十七項の規定によりなお従前の例 る法律(平成十七年法律第二十一号)附則第 項」とあるのは「所得税法等の一部を改正す 正前の租税特別措置法第七十条の六第一項 れる場合における同法第五条の規定による改 項の規定によりなお従前の例によることとさ 七年法律第二十一号)附則第五十五条第十七 項」と、「第七十条の六第一項」とあるのは 五項」とあるのは「第七十条の四第三十五 法第七十条の六第一項の」と、「同条第三十 「所得税法等の一部を改正する法律(平成十 同条第四十二項中「第七十条の六第一

項」と、「第七項、 等(」と、同条第三十三項中「第一項」とあ の条において同じ。)」と、「第七十条の六第(同項に規定する特例農地等をいう。以下こ 第二十七項中「第一項本文の規定の適用を受 る農業相続人については、新法第七十条の六 るのは「平成二十一年旧法第七十条の六第一 とあるのは「同条第一項に規定する特例農地 の六第一項ただし書」と、「特例農地等(」 規定による改正前の租税特別措置法第七十条 その効力を有するものとされる同法第五条の 号)附則第六十六条第六項の規定によりなお 部を改正する法律(平成二十一年法律第十三 第一項本文の規定の適用を受ける特例農地等 前の租税特別措置法(以下この条において るものとされる同法第五条の規定による改正 六条第六項の規定によりなおその効力を有す 律(平成二十一年法律第十三号)附則第六十 とあるのは「所得税法等の一部を改正する法 条において「農業相続人」という。)」と、 第七項第六号に掲げる農業相続人(以下この 三号)附則第六十六条第七項の規定により第 ける農業相続人」とあるのは「所得税法等の 「平成二十一年旧法」という。)第七十条の六 「同項本文の規定の適用を受ける特例農地等 部を改正する法律(平成二十一年法律第十 項ただし書」とあるのは「所得税法等の一 項に規定する農業相続人とみなされた同条 第八項又は第三十八項

項の規定の適用を受けた」と、「あつては、 るのは「平成二十一年旧法第七十条の六第一 法律第十三号)附則第六十六条第二項の規定 条の四第三十一項第三号」とあるのは「所得 とあるのは「同条第三十二項」と、「第七十 税法等の一部を改正する法律(平成二十一年 「及び特定農地等に係る」と、「第三十六項」 に係る相続税及び同号に定める」とあるのは (第四号に係る部分に限る。)」とあるのは 「同条第七項又は第八項」と、「、特定農地

(第三十四項)とあるのは「平成二十一年旧法第七十条の六第八項」と、同項第四号中号中「第八項」とめるのは「平成二十一年旧 項」とあるのは「第七十条の四第三十五項」第七十条の六第一項の」と、「同条第三十五 うち市街化区域内農地等で政令で定めるもの当該各号に規定する相続税に相当する金額の 年法律第十三号)附則第六十六条第六項の規 得税法等の一部を改正する法律(平成二十一 項中「第七十条の六第一項」とあるのは「所 年法律第十三号)附則第六十六条第六項の規 得税法等の一部を改正する法律(平成二十一 法第七十条の六第三十項」と、同項第五号中 年旧法第七十条の六第一項ただし書」と、同 「第一項ただし書」とあるのは「平成二十一とあるのは「あつては」と、同項第一号中 部分の金額として政令で定めるところにより 九項中「第一項の規定の適用を受けた」とあ 第七十条の六第二十八項の」と、同条第三十 法第五条の規定による改正前の租税特別措置 置法第七十条の六第一項」と、同条第四十二 同法第五条の規定による改正前の租税特別措 定によりなおその効力を有するものとされる と、「第七十条の六第一項」とあるのは「所 十条の六第三十一項」と、同条第四十項中 十五項」とあるのは「平成二十一年旧法第七 項第二号中「第七項」とあるのは「平成二十 計算した金額を基礎とする部分については\_ に係る農業投資価格控除後の価額に対応する 三十一項の」とあるのは「平成二十一年旧法 法第七十条の四第二十六項第三号」と、「第 によりなおその効力を有するものとされる同 定によりなおその効力を有するものとされる 七十条の六第一項」と、同項第六号中「第三 一年旧法第七十条の六第七項」と、同項第三 「第一項の」とあるのは「平成二十一年旧法 「第一項」とあるのは「平成二十一年旧法第

項」とする。

合」と、「第十三項」とあるのは「同条第三

年新法」という。)第七十条の六第一項の場

第三十五項」と、同項各号中「第一項」とあ 十四項」と、「第十五項」とあるのは「同条

るのは「平成二十一年新法第七十条の六第一

置法第七十条の六第一項」と、「農業相続人」同法第五条の規定による改正前の租税特別措 する特例農地等」とする。 と、「特例農地等」とあるのは「同項に規定 とあるのは「同項に規定する農業相続人」

業相続人が同条第八項の規定により読み替えて

改正法附則第六十六条第七項各号に掲げる農

適用する同条第七項の規定の適用を受けた場合

措置法第七十条の六の規定の適用については、における同項各号に規定する改正前の租税特別 次に定めるところによる。 別措置法(以下この項において「平成二十一ける同法第五条の規定による改正後の租税特 替えて適用する同条第七項の規定の適用を受 号)附則第六十六条第八項の規定により読み を改正する法律(平成二十一年法律第十三 適用しない。この場合において、同項中 正前の租税特別措置法第七十条の六の規定 る農業相続人については、同号に規定する改 は、同条第五項及び第十八項の規定を除き、 | 女|| こう || では、 こうでは、 | であるのは「所得税法等の一部場別しない。 この場合において、同項中「第 改正法附則第六十六条第七項第一号に掲げ

項」と、 るのは 合」と、 年新法」という。)第七十条の六第一項の場別措置法(以下この項において「平成二十一 替えて適用する同条第七項の規定の適用を受号)附則第六十六条第八項の規定により読み 一項の場合」とあるのは「所得税法等の一部適用しない。この場合において、同項中「第 は「平成二十一年新法第七十条の六第一項」 を改正する法律(平成二十一年法律第十三 正前の租税特別措置法第七十条の六の規定 る農業相続人については、同号に規定する改 十五項」と、同項各号中「第一項」とあるの ける同法第五条の規定による改正後の租税特 改正法附則第六十六条第七項第二号に掲げ 同条第五項及び第二十項の規定を除き、 「同条第一項ただし書又は第三十 「第十七項」とあるのは「同条第三 「同項ただし書又は第十五項」とあ

三 改正法附則第六十六条第七項第三号に掲げ る農業相続人については、 同号に規定する改

項」とする。 るのは「平成二十一年新法第七十条の六第一 第三十五項」と、同項各号中「第一項」とあ 四項」と、「第二十六項」とあるのは「同条 とあるのは「同条第一項ただし書又は第三十 場合」と、「第一項ただし書又は第二十四項」 特別措置法(以下この項において「平成二十受ける同法第五条の規定による改正後の租税 み替えて適用する同条第七項の規定の適用を 三号)附則第六十六条第八項の規定により読 「第一項の場合」とあるのは「所得税法等のき、適用しない。この場合において、同項中 年新法」という。)第七十条の六第一項の 部を改正する法律(平成二十一年法律第十 前の租税特別措置法第七十条の六の規定 同条第五項及び第二十九項の規定を除

場合」と、「第一項ただし書又は第三十項」一年新法」という。)第七十条の六第一項の 受ける同法第五条の規定による改正後の租税み替えて適用する同条第七項の規定の適用を 項」とする。 るのは「平成二十一年新法第七十条の六第一 第三十五項」と、同項各号中「第一項」とあ 四項」と、「第三十二項」とあるのは とあるのは「同条第一項ただし書又は第三十 特別措置法(以下この項において「平成二十 「第一項の場合」とあるのは「所得税法等のき、適用しない。この場合において、同項中 は、同条第五項及び第三十五項の規定を除 正前の租税特別措置法第七十条の六の規定 る農業相続人については、同号に規定する改 三号)附則第六十六条第八項の規定により読 部を改正する法律(平成二十一年法律第十 改正法附則第六十六条第七項第四号に掲げ 「同条 14

正前の租税特別措置法第七十条の六の規定る農業相続人については、同号に規定する改 特別措置法(以下この項において「平成二十 受ける同法第五条の規定による改正後の租税 み替えて適用する同条第七項の規定の適用を 「第一項の場合」とあるのは「所得税法等のき、適用しない。この場合において、同項中 は、同条第五項及び第三十五項の規定を除 三号)附則第六十六条第八項の規定により読 改正法附則第六十六条第七項第五号に掲げ 年新法」という。)第七十条の六第一項の 部を改正する法律(平成二十一年法律第十 「第一項ただし書又は第三十項」

> るのは「平成二十一年新法第七十条の六第一 第三十五項」と、同項各号中「第一項」とあ 四項」と、「第三十二項」とあるのは「同条 項」とする。 とあるのは「同条第一項ただし書又は第三十

第三十五項」と、同項各号中「第一項」とあ四項」と、「第三十一項」とあるのは「同条 項」とする。 るのは「平成二十一年新法第七十条の六第一 とあるのは「同条第一項ただし書又は第三十 受ける同法第五条の規定による改正後の租税 る農業相続人については、同号に規定する改 場合」と、「第一項ただし書又は第三十項」 特別措置法(以下この項において「平成二十 み替えて適用する同条第七項の規定の適用を 三号)附則第六十六条第八項の規定により読 一部を改正する法律(平成二十一年法律第十「第一項の場合」とあるのは「所得税法等の 正前の租税特別措置法第七十条の六の規定 改正法附則第六十六条第七項第六号に掲げ 年新法」という。)第七十条の六第一項の 適用しない。この場合において、同項中 同条第五項及び第三十四項の規定を除

十条の六の規定の適用については、次に定める七項各号に掲げる農業相続人に対する新法第七 ところによる。 前項の場合における改正法附則第六十六条第

市営農農地等以外の新法第七十条の六第五項域農地等については同項第四号に規定する都 域農地等がある場合には、当該特定市街化区 条の四第二項第三号に規定する特定市街化区 条の規定を適用する。 に規定する市街化区域内農地等とみなして同 項に規定する特例農地等のうちに新法第七十 る農業相続人が有する新法第七十条の六第一 改正法附則第六十六条第七項第一号に掲げ

一 次に掲げる者が次に定める規定の適用を受 た日」と、「引き続いて同項」とあるのは る第七十条の四第二十一項の届出書を提出し 限」とあるのは「第二十七項において準用す 一項中「第一項の相続税の申告書の提出期 けている場合には、新法第七十条の六第三十 引き続いて第一項」とする。

則第十九条第五項の規定によりなおその効 改正する法律(平成三年法律第十六号)附げる農業相続人 租税特別措置法の一部を 改正法附則第六十六条第七項第一号に掲 租税特別措置法の一部を

ホ 改正法附則第六十六条第七項第五号に掲 置法第七十条の六第三十一項の規定

については、次に定めるところによる。 イ 改正法附則第六十六条第七項第一号に掲 取得をした日において都市営農農地等であ げる農業相続人については、新法第七十条 のは、「年六・六パーセント」とする。 ついては、年六・六パーセント)」とある ろにより計算した金額を基礎とする部分に 応する部分の金額として政令で定めるとこ ものに係る農業投資価格控除後の価額に対 のうち市街化区域内農地等で政令で定める 当該各号に規定する相続税に相当する金額 るものを有しない農業相続人にあつては、 (特例農地等のうちに相続又は遺贈により の六第三十九項中「年三・六パーセント

第六号までに掲げる農業相続人について る金額のうち市街化区域内農地等で政令で ては、当該各号に規定する相続税に相当す は、新法第七十条の六第三十九項中「あつ 改正法附則第六十六条第七項第二号から

の租税特別措置法第七十条の六第十四項の力を有するものとされる同法による改正前

げる農業相続人 租税特別措置法等の一部ロ 改正法附則第六十六条第七項第二号に掲 措置法第七十条の六第十六項の規定 号)第一条の規定による改正前の租税特別 を改正する法律(平成十二年法律第十三

15

法第七十条の六第二十五項の規定 第一条の規定による改正前の租税特別措置 を改正する法律 (平成十三年法律第七号) げる農業相続人 租税特別措置法等の一部改正法附則第六十六条第七項第三号に掲

一 改正法附則第六十六条第七項第四号に掲 第十二条の規定による改正前の租税特別措 の例によることとされる場合における同法 置法第七十条の六第三十一項の規定 百二十三条第十一項の規定によりなお従前 する法律(平成十五年法律第八号)附則第 げる農業相続人 所得税法等の一部を改正

新法第七十条の六第三十九項の規定の適用 則第五十五条第十七項の規定によりなお従 する法律(平成十七年法律第二十一号)附げる農業相続人 所得税法等の一部を改正 法第五条の規定による改正前の租税特別措 前の例によることとされる場合における同

17

第七十条の六第一項に規定する農業相続人とみ 号に規定する譲渡等を行う場合(前項に規定す る同項に規定する特例農地等について同項第一 法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受け ては、なお従前の例による。 とあるのは、 なして新令第四十条の七第八項の規定を適用す る場合を除く。) には、当該農業相続人を新法 が、同項各号に規定する改正前の租税特別措置 附則第六十六条第七項各号に掲げる農業相続人 る。この場合において、同項中「同項第三号」 附則第一条第四号に定める日以後に、改正法 「租税特別措置法施行令等の一部

部分については」とあるのは、「あつては」 るところにより計算した金額を基礎とする 額に対応する部分の金額として政令で定め 定めるものに係る農業投資価格控除後の

16 第百八号)附則第四十四条第六項の規定により令等の一部を改正する政令(平成二十一年政令 りが行われるときにおける新令第四十条の七第等について、草地利用権が設定され、又は買取 読み替えて適用する」とする。 が」とあるのは、「譲渡が租税特別措置法施行 八項の規定の適用については、同項中「譲渡 附則第七条第一項の規定により、当該特例農地 の適用を受ける場合において、農地法等改正法 に規定する特例農地等について同項本文の規定 遺贈により取得をする新法第七十条の六第一項 附則第一条第四号に定める日以後に相続又は

読み替えて適用する前条第九項第三号」とす 第百八号)附則第四十四条第七項の規定により 令等の一部を改正する政令(平成二十一年政令 項第三号」とあるのは、「租税特別措置法施行七第八項の規定の適用については、同項中「同 規定する特例農地等について同項第一号に規定 条の六第一項本文の規定の適用を受ける同項に する譲渡等を行う場合における新令第四十条の 前項の規定の適用を受けた者が、新法第七十

合における当該農業相続人に係る相続税につい地利用権が設定され、又は買取りが行われる場 地法等改正法附則第七条第一項の規定により草受ける同項に規定する特例農地等について、農 措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を が有する同項各号に規定する改正前の租税特別 附則第六十六条第七項各号に掲げる農業相続人 附則第一条第四号に定める日以後に、改正法

19 平成二十年十月一日から附則第一条第四号に適用する前条第九項第三号」とする。附則第四十四条第九項の規定により読み替えてを改正する政令(平成二十一年政令第百八号)

いう。) と調整前株式等猶予税額(新法第七十年のをいう。) との合計額が猶予分の相続税額第二項第四号に規定する納税猶予分の相続税額第二項第四号に規定する納税猶予分の相続税額等四十条の八の二第十二項いら第十七項まで(新令第四十条の八の二第十二項において準まで(新令第四十条の八の二第十二項において準制を表し、と調整前株式等猶予税額(新法第七十いう。) と調整前株式等猶予税額(新法第七十 条の七第十五項の規定により計算されたものを 定の適用を受ける者である場合において、調整七の二第一項又は第七十条の七の四第一項の規 端数金額を切り捨てる。 予税額が当該合計額に占める割合を乗じて計算 額は、当該猶予可能税額に当該調整前農地等猶 等に係る同項に規定する納税猶予分の相続税のる旧法第七十条の六第一項に規定する特例農地計算した金額)をいう。)を超えるときにおけ 金額であるものとしてこれらの規定を適用して 当該金額を同法第十七条の規定により計算した 十六の規定の適用を受ける者である場合には、 の二まで、第二十一条の十五又は第二十一条の 該農業相続人が相続税法第十八条から第二十条 法第七十条の六第二項第二号に定める金額(当 規定する納税猶予分の相続税の額で旧令第四十前農地等猶予税額(旧法第七十条の六第一項に 定する農業相続人が、同項及び新法第七十条の 財産の取得をした旧法第七十条の六第一項に規 定める日の前日までの間に相続又は遺贈により した金額に百円未満の端数があるときは、その した金額とする。この場合において、当該計算

# 

施行期日)

# 八号) 抄 別 り (平成二二年三月三一日政令第五(平成二十一年十二月十五日) から施行する。

法律(以下「改正法」という。) の施行の日第一条 この政令は、農地法等の一部を改正する

(施行期日)

当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から

> 第二号に規定する」を削る部分を除く。)、同二項第一号の改正規定(「第一条の三第一項 平成二十二年六月一日 正規定、同令第四十八条の七第四項の改正規の改正規定、同令第四十八条の六第五項の改 第四十八条の二第三項の改正規定、同令第四 項第一号の改正規定(「締約国」の下に「又の改正規定、同令第三十九条の百十二第十二 の改正規定、同令第三十九条の三十六第一項規定する」を削る部分を除く。)、同項第二号 号の改正規定(「第一条の三第一項第二号に 第八条、第二十一条及び第二十三条の規定 び同令第五十条第五項の改正規定並びに附則 定、同令第四十八条の八第四項の改正規定及 十八条の三の改正規定、同令第四十八条の四 規定、同令第四十七条の十の改正規定、同令 三項の改正規定、同令第四十七条の九の改正 項第二号の改正規定、同令第四十七条の八第 の改正規定、同令第三十九条の百十二の二第 いう。)」を加える部分に限る。)、同項第二号 は締約者(次号において「条約相手国等」と る。)、同令第三十九条の十二の二第二項第一 国」を「条約相手国等」に改める部分に限 同項第二号の改正規定(「我が国以外の締約 手国等」という。)」を加える部分に限る。)、 の下に「又は締約者(次号において「条約相 六条の十八の二の改正規定、同令第三十九条 十六条の十八第九項の改正規定、同令第二十 二十六条の十六第二号の改正規定、 第一条中租税特別措置法施行令第四条の七 十二第十三項第一号の改正規定 (「締約国」 二(見出しを含む。)の改正規定、同令第

第六項第二号の改正規定、同令第二十五条の三第十一項の改正規定、同令第二十五条の八三 第一条中租税特別措置法施行令第十九条の

規定、同条第六項の改正規定、同令第三十九号の改正規定、同項第四号及び第五号の改正

条の二十七の改正規定、

同令第三十九条の三

改正規定、同項第二号の改正規定、同項第三人(」に改める部分に限る。)、同項第一号の

五項」を「第六項」に改める部分に限る。)、十六条の二十八の三第六項の改正規定(「第 第三十二条の五の改正規定、同令第三十三条 規定、同令第三十二条の四の改正規定、 削る部分並びに「これら」を「これ」に改め 規定(同項を同条第十四項とする部分を除 項とする部分を除く。)、同条第十三項の改正 項第六号」に改める部分及び同項を同条第七 の七第一項第五号」を「第四十二条の七第 二十五条の二十第二項の改正規定、同令第二十五条の十四の二第四項の改正規定、同令第 を「第六項」に改める部分に限る。)、同条第 の下に「及び第十九号」を加える部分を除 同条第十五項第九号の改正規定(「この号」 改正規定、同条第十三項第一号の改正規定 める部分に限る。)、同条第十二項第二号イの び同項第二号中「第五項」を「第六項」に改 項から第六項までの規定の」に改める部分及 項までの規定の」を「第百六十七条の七第三 同令第二十五条の十の二第一項の改正規定 第一号ハの改正規定(「第五項」を「第六項 る部分を除く。)、同令第三十二条の三の改正 規定する」及び「、伐採した木材の切削」を む。)、金属鉱物、石炭及び木材とし、同号に 定める資源は、石油(可燃性天然ガスを含 同令第二十九条の二の二の改正規定(同条第 定、同令第二十七条の十第三項の改正規定、 く。)、同令第二十七条の九第十一項の改正規 十七条の七第六項の改正規定(「第四十二条 第二十七条の六第九項の改正規定、同令第二 項を同条第十三項とする部分を除く。)、同令 同令第二十七条の五第十四項の改正規定(同 く。)、同令第二十七条の四の二の改正規定、 に係る部分及び同条第三項に係る部分を除 同令第二十七条の四の改正規定(同条第一項 十五条の十四第十四項の改正規定、同令第二 の十の十一第四項第一号の改正規定、同令第 二十三項第一号の改正規定、同令第二十五条 く。)、同条第二十項の改正規定 (「第五項」 定(同項を同条第五項とする部分を除く。)、 に改める部分に限る。)、同条第四項の改正規 八の二第九項第一号の改正規定、同条第八項 の三及び第三十三条の四第七項の改正規定 二十五条の十二第七項の改正規定、同令第二 (同項中「第百六十七条の七第三項から第五 一条の二の改正規定(同条第二項中「政令で 項第五号に係る部分を除く。)、同令第三十 同令第

く。)、同令第三十九条の十二の二第一項第一約国」を「条約相手国等」に改める部分を除 規定、同令第三十九条の十二の改正規定(同改正規定、同令第三十九条の十第四項の改正 の九の改正規定、同令第三十九条の九の二の九条の八第六項の改正規定、同令第三十九条 の日の翌日。次項において同じ。)」に改める 等」という。)の日」を「適格組織再編成定(「適格合併等(次項において「適格合併 定、同令第三十九条の十九第四項の改正規定 号の改正規定、同令第三十九条の十三第二十 える部分及び同項第二号中「我が国以外の締号において「条約相手国等」という。)」を加 規定、同令第三十九条の二第九項の改正規 第三十三条の八の改正規定、同令第三十三条 規定、同令第三十三条の七の改正規定、同令 条第十五項の改正規定、同条第十八項の改正 同令第三十三条の五第十四項の改正規定、 部分及び「事後設立法人(」を「現物分配法 の分配である場合には、その残余財産の確定 の日(当該適格組織再編成が残余財産の全部 項とする部分を除く。)、同条第三項の改正規 (「第六十六条の八第五項」を「第六十六条の 項第一号の改正規定、同項第二号の改正規 九項の改正規定、同令第三十九条の十五第一 に改め、「締約国」の下に「又は締約者(次 条第五項に係る部分、同条第十三項第一号中 同令第三十九条の七の改正規定、同令第三十 定、同令第三十九条の三第六項の改正規定、 三十八条の五の改正規定(同条第六項第一号 第十二項第一号に係る部分を除く。)、同令第 規定、同令第三十八条の四の改正規定(同条 三第五項の改正規定、同令第三十八条の改正 三項とする部分を除く。)、同令第三十七条の 十七条の二第四項の改正規定(同項を同条第 同令第三十七条第五項の改正規定、同令第三 正規定、同令第三十六条第五項の改正規定、 の九第四項の改正規定、同令第三十四条の改 (次項において「適格組織再編成」という。) 八第六項」に改める部分及び同項を同条第五 「同項に規定する租税条約」を「租税条約」 に係る部分を除く。)、同令第三十九条の改正

は、その残余財産の確定の日の翌日。次項に 編成が残余財産の全部の分配である場合に 織再編成」という。)の日(当該適格組織再 を「適格組織再編成(次項において「適格組 項において「適格合併等」という。)の日」 分及び同項を同条第五項とする部分を除く。) を「第六十八条の九十二第六項」に改める部 の改正規定(「第六十八条の九十二第五項」 の改正規定、同令第三十九条の百十九第四項 百十五第一項第一号の改正規定、同項第二号 九の三第五項の改正規定、同令第三十九条の 九条の百九の改正規定、同令第三十九条の百 令第三十九条の百八の改正規定、同令第三十 同令第三十九条の百七第六項の改正規定、同 正規定、同令第三十九条の百六の改正規定、 改正規定、同令第三十九条の百一第五項の改九の改正規定、同令第三十九条の百第八項の の九十七の改正規定、同令第三十九条の九十 同令第三十九条の八十八の改正規定、同令第 同令第三十九条の八十六第三項の改正規定、 同令第三十九条の八十五第三項の改正規定、五項の改正規定、同条第十八項の改正規定、 九条の八十三第十四項の改正規定、同条第十 九条の七十六第一項の改正規定、同令第三十 第三十九条の七十四の改正規定、同令第三十 規定(同条第一項第五号に係る部分を除く。) の改正規定、同令第三十九条の六十一の改正 の改正規定、 分を除く。)、同令第三十九条の四十三第七項項の改正規定(同項を同条第十七項とする部 の改正規定、同令第三十九条の四十二第十六 の改正規定、 五の四を削る改正規定、同令第三十九条の三 項第五号の改正規定、同令第三十九条の三十 おいて同じ。)」に改める部分及び「事後設立 八第一項の改正規定、同令第三十九条の九十 十九条の九十六の改正規定、同令第三十九条 三十九条の九十第六項の改正規定、同令第三 六第十九項の改正規定、同令第三十九条の三 十五の五の改正規定、同令第三十九条の三十 十九条の九十二第五項の改正規定、同令第三 の改正規定、同令第三十九条の四十一第八項二の改正規定、同令第三十九条の四十第十項 十九の改正規定、同令第三十九条の三十九の 同条第三項の改正規定(「適格合併等(次 同令第三十九条の七十二の改正規定、同令 |正規定、同令第三十九条の三十四の三第| 一の改正規定、同令第三十九条の三十二の 同令第三十九条の四十四第六項

平成二十二年十月一日 第五十五条第一項並びに第五十九条の規定 附則第四十二条第四項の改正規定に限る。)、 令附則第二十八条第四項の改正規定、改正令 項の改正規定、同条第六項の改正規定、改正 十九条第五項、第六項及び第八項、第三十条規定並びに附則第十六条、第二十五条、第二 号の改正規定、同項第三号の改正規定、同項 法人(」を「現物分配法人(」に改める部分 附則第四十一条第六項の改正規定及び改正令 第二十三条第四項の改正規定、改正令附則第 下この号において「改正令」という。) 附則 正する政令(平成二十一年政令第百八号。以 十四条(租税特別措置法施行令等の一部を改 第四十四条、第四十五条、第四十八条、第五 条、第四十三条第四項、第五項及び第七項、 から第三十三条まで、第三十七条、第三十九 規定並びに同令第三十九条の百二十六の改正 改正規定、同令第三十九条の百二十五の改正 改正規定、同令第三十九条の百二十三の二の 第四号及び第五号の改正規定、同条第六項の に限る。)、同項第一号の改正規定、同項第二 二十七条第五項の表新令第三十六条第五項の

Ŧi.

部分に限る。)、同令第二十五条の十四第十五 項第二号中「第五項」を「第六項」に改める ら第六項までの規定の」に改める部分及び同 令第二十五条の十の二第一項の改正規定(同五条の九及び第二十五条の十の改正規定、同 条の八第八項第二号の改正規定、同令第二十 同令第十九条の二の改正規定、同令第二十五 改正規定、同令第四条の六の二の改正規定、 第一項の改正規定、同令第四条の六第一項の 限る。)、同項第五号の改正規定、同項第六号 める部分及び同号を同項第三号とする部分に を「第二十五条の十四第十五項第三号」に改 規定(「第二十五条の十四第十五項第四号」 項第三号を削る改正規定、同項第四号の改正 十四号の三」を「第三十四号の四」に改める 令第二十五条の十の十二の改正規定(「第三 正規定 (同項第一号に係る部分を除く。)、同 十二項を削る改正規定、同条第二十三項の改 定、同条第二十項の改正規定(「第五項」を 部分を除く。)、同条第十三項第二号の改正規 での規定の」を「第百六十七条の七第三項か 項中「第百六十七条の七第三項から第五項ま 「第六項」に改める部分を除く。)、同条第二 第一条中租税特別措置法施行令第四条の一

の十一の二第二十項の表第二百六十二条 第一項及び第二項の項の改正規定 平成 第一項及び第二項の項の改正規定及び同令第 条の十二の二第二十二項の表第二百六十二条 八十六条の二十六第十一項の改正規定 平成 二十六条の二十六第十十項の表第二百六十二条第一 の十一の二第二十項の表第二百六十二条第一 の十一の二第二十五条

五の二 第一条中租税特別措置法施行令の目次の改正規定(「第五条の二」を「第五条の二」を「第五条の二」に改める部分に限る。)、同令第二十五条の八の四第二項の改正規定、同令第二十五条の八の四第二項の改正規定、同令第二十五条の十の二の改正規定、同令第二十五条の十の二の改正規定、同条の大に六条を加える改正規定、同条第二十五条の十の定、同令第二十五条の十四の立正規定、同項第二号の改正規定、同年第二十五条の十四第十五条の十四の立正規定、同項に一号を加える改正規定、同年の改正規定、同年第二十五条の十四方、同年第二十五条の十四方、同年第二十五条の十四第十五条の十四方第二十五条の十四方、同項第二号の改正規定、同項第二号の改正規定、同項に一号を加える改正規定、同年の改正規定、同年の改正規定、同年の改正規定、同年の次に第十五条の十四第十五条の十四の正規定、同項第二号の改正規定、同年第二十五条の十四第十五条の十四第十五条の十四第十五条の十四第二十五条の十四の正規定、同項第二号の改正規定、同令第二十五条の十四第二十五条の十四条二十五条の十四条の十四条の十四条の十四条の十四条の十四条の十四条の十四条の十四条の対に関係を加える改正。

へ 第一条中租税特別措置法施行令第五条の四 の改正規定(同条第十項に係る部 を第二十七条の五の改正規定(同条第十四項 の表第百三十四条の二第二項の項中「第百三 十四条の二第二項」を「第百三十五条第二 十四条の二第二項」を「第百三十五条第二 の表第百三十四条の二第二項の項中「第百三 が表第百三十四条の二第二項の項中「第百三 十四条の一第二項の項中「第百三 が表別を除く。)、同 第三項及び第四項」を削る部分を除く。)、同 第三項及び第四項」を削る部分を除く。)、同 第三項及び第四項」を削る部分を除く。)、同 第三項及び第四項」を削る部分を除く。)、同 第三項及び第四項」を削る部分を除く。)、同

> の日 法律(平成二十一年法律第七十号)の施行 導入の促進に関する法律等の一部を改正する

る経過措置)(法人課税信託の受託者等に関する通則に関す

第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令(以下「新令」という。)第一条の二第三項の規定は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託(以下この条において「法人課税信託」という。)に係る同項に規定する受託法人のこの政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度又は連結事業年度分の法人税について適用し、法人課税信託に係る第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令(以下「旧令」という。)第一条の二條る第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行令(以下「旧令」という。)第一条の法人概について適用し、法人課税信託に係る第一条の規定による改正後の租税特別措置法施行令(以下「旧令」という。)第一条の元法を表示。

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

(民間国外債等の利子の課税の特例に関する経については、なお従前の例による。について適用し、平成二十二年分以前の所得税をのを除くほか、平成二十二年分以後の所得税第三条 新令第二章の規定は、別段の定めがある

過措置)

第四条 所得税法等の一部を改正する法律(平成第四条 所得税法等の一部を改正する法律(平成第四条 所得税法等の一部を改正法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第六条(第十項から第十二項までにによる改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)の二の規定は、なおその効力を有する。の二の規定は、なおその効力を有する。の二の規定は、なおその効力を有する。(上場株式等に係る配当所得の課税の特例等に(上場株式等に係る配当所得の課税の特例等に(上場株式等に係る配当所得の課税の特例等に(日本では、なおその効力を有する。

式の取得について適用する。 三年一月一日以後に行う同号に掲げる自己の株の規定は、同号に規定する株式会社が平成二十の規定は、同号に規定する株式会社が平成二十項に限る第四条の六第一項第二号に係る部

る経過措置)(国外株式の配当等の源泉徴収等の特例に関す

という。) 第九条の二第一項に規定する国外株による改正後の租税特別措置法(以下「新法」以後に支払を受けるべき改正法第十八条の規定第六条 新令第四条の五第一項の規定は、施行日

条の十八第二項」とあるのは「第十条の六第一

外株式の配当等については、 受けるべき旧法第九条の二第一項に規定する国 式の配当等について適用し、施行日前に支払を なお従前の例によ

特例に関する経過措置) (上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の

平成二十三年一月一日以後に生ずる同項第一号 場株式等の配当等について適用する。 に規定する事由により支払う同項に規定する上 (上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の 新令第四条の六の二第十三項の規定は、

特例に関する経過措置)

成二十二年六月一日以後に設定される新法第九 託については、なお従前の例による。 九条の四の二第一項に規定する上場証券投資信 等について適用し、同日前に設定された旧法第 条の四の二第一項に規定する上場証券投資信託 新令第四条の七の二第一項の規定は、平

第九条 改正法附則第五十一条第二項の規定によ おその効力を有する。 条の六の規定に基づく旧令第五条の規定は、 りなおその効力を有するものとされる旧法第九 のみなし配当課税の特例に関する経過措置) (上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合 な

第十条 新令第五条の六第十四項 (第五号に係る 支出する同号に掲げる拠出金について適用し、 三項第五号に掲げる拠出金については、なお従 個人が施行日前に支出した旧令第五条の六第十 部分に限る。) の規定は、個人が施行日以後に 却又は所得税額の特別控除に関する経過措置) (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償

第十一条 改正法附則第五十五条の規定によりな 第四項中「法第十条第一項」とあるのは「現下 三第三項」と、「第四十一条第一項、第四十一 第一項」と、「第十条の三第三項」とあるのは 条の規定による改正後の租税特別措置法第十条 る法律(平成二十三年法律第八十二号)第十七 の整備を図るための所得税法等の一部を改正す の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制 おその効力を有する。この場合において、同条 六の規定に基づく旧令第五条の八の規定は、なおその効力を有するものとされる旧法第十条の 却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)<br/> 前の例による。 (情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償 「第十条の二の三第三項及び第四項、第十条の

> 税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十 と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。 三年法律第二十九号) 第八条第二項の規定を\_ の十八の三第一項」と、「規定を」とあるのは 項、 「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国 第四十一条の十八の二第二項、第四十一条 第四十一条第一項、第四十一条の十八第二

2 三第二項、第五条の四第十二項、第五条の四の る改正前の租税特別措置法第十条の六第三項又 効力を有するものとされる旧法第十条の六の規 は第四項の規定を」と、「同法」とあるのは を有するものとされる同法第十八条の規定によ 号)附則第五十五条の規定によりなおその効力 項、第五条の七第三項及び第五条の八第五項中 八までの規定の適用については、同令第五条の 租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の 令第百九十九号) 第一条の規定による改正後の 行令等の一部を改正する政令(平成二十三年政 定の適用がある場合における租税特別措置法施 二第八項、第五条の五第八項、第五条の六第八 「所得税法」とする。 「規定を」とあるのは「規定並びに所得税法等 改正法附則第五十五条の規定によりなおその 一部を改正する法律(平成二十二年法律第六

に関する経過措置) (所得税の額から控除される特別控除額の特例

第十二条 改正法附則第五十五条の規定によりな 用については、次の表の上欄に掲げる同条の規 の六の規定に基づく新令第五条の九の規定の適 おその効力を有するものとされる旧法第十条の 六の規定の適用がある場合における新法第十条 掲げる字句とする。 定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に

第 第 項 項 |規定を|規定並びに所得税法等の一部を改正す 号に掲第十条の六第三項又は第四項の規定を |げる規含む。) 同 . 項 各|同項各号に掲げる規定(旧効力措置法 法 は第四項の規定を 置法」という。)第十条の六第三項又 の規定による改正前の租税特別措置法 則第五十五条の規定によりなおその効 る法律(平成二十二年法律第六号)附 **所得税法** 力を有するものとされる同法第十八条 (次項及び第三項において「旧効力措 5

項 第 |規 定 に|規定(旧効力措置法第十条の六第十項 かかわの規定を含む。)にかかわらず げる規律第六号)附則第五十五条の規定によ |号に掲||一部を改正する法律(平成二十二年法 同項各同項各号に掲げる規定(所得税法等の (同項 とりなおその効力を有するものとされる |(法第十条の六第一項 同法第十八条の規定による改正前の租

(個人の減価償却に関する経過措置) |税特別措置法第十条の六第三項又は第 四項の規定を含む。)」と

2 新令第六条の三 (同条第五項第二号ハに掲げ が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは第十三条 新令第五条の十第二項の規定は、個人 施行日以後に取得等をする同条第七項第六号に る事業に係る部分に限る。)の規定は、個人が 定設備等について適用し、個人が施行日前に取 建設をいう。以下この項及び次項において同 第七項第四号に定める減価償却資産について 二号に定めるソフトウエア業の用に供する同条 行日前に取得等をした旧令第六条の三第五項第 定める減価償却資産について適用し、個人が施 設備等については、なお従前の例による。 得等をした旧法第十一条第一項に規定する特定 じ。)をする新法第十一条第一項に規定する特

4 3 二十三年分以後の所得税について適用し、平成4 新令第六条の七第一項第五号の規定は、平成 割合の計算については、なお従前の例による。 法第十三条第五項第二号に規定する障害者雇用 における旧令第六条の六第五項の規定による旧 は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合 は、なお従前の例による。 個人が平成二十二年七月一日前に死亡し、又

二十二年分以前の所得税については、なお従前

3

例による。

第十四条 改正法附則第五十八条第二項に規定す 給与所得者等(以下この条において「給与所得 る政令で定める場合は、同条第一項に規定する 令第七条の規定は、なおその効力を有する。 場合の課税の特例に関する経過措置) おその効力を有するものとされる旧法第十四条 (第一項に係る部分に限る。) の規定に基づく旧 (給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた 改正法附則第五十七条第五項の規定によりな

> 該支払利息の額を控除した残額とする。 により計算した利息の額に相当する金額から当 当該給与所得者等が当該住宅等の取得に要する 利率により計算した利息の額に相当する金額と る場合には一年とし、当該利息の計算期間がな 率その他の住宅資金の貸付けに係る金利の水準 支援機構若しくは銀行の住宅に係る貸付金の 資金の貸付けを受けている金額につき基準利率 払利息の計算期間ごとに当該計算期間において する資金の貸付けを受けている金額につき基準 い場合には一月とする。) ごとに当該期間にお 当する期間(当該利息の計算期間が一年を超え するものにつき定めている利息の計算期間に相して行う金銭の貸付けで当該資金の貸付けに類 い場合にあっては当該使用者がその使用人に対 定する政令で定める金額は、当該支払利息がな 達しない利率である場合とし、同条第二項に規 及び第四項において「基準利率」という。)に を勘案して財務省令で定める利率(以下この 支援機構若しくは銀行の住宅に係る貸付金の利は当該支払利息の利率が独立行政法人住宅金融 において「支払利息」という。) がない場合又 則第五十八条第二項に規定する住宅等の取得に である地位に基づいて貸付けを受けた改正法 し、当該支払利息がある場合にあっては当該支 いて当該給与所得者等が当該住宅等の取得に要 要する資金につき支払うべき利息(以下この この項及び第四項において同じ。)から使用 項

2 する債権処理会社とする。 年法律第九十三号)第三条第一項第二号に規定 務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八 で定める者は、特定住宅金融専門会社の債権債 改正法附則第五十八条第四項に規定する政令

金の貸付けの業務を行う法人として財務省令で 囲内で改正法附則第五十八条第四項に規定する をその者に係る同項に規定する貸付限度額の範法第九条第一項の規定による貸付けに係る資金 第九十二号)第九条第一項に規定する勤労者に 等(勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律 受けた場合で政令で定める場合は、給与所得者 等の取得に要する資金を福利厚生会社から借り 定めるものに限る。)から借り受けた場合とす 福利厚生会社(主として勤労者に対する住宅資 該当する者に限る。)が、勤労者財産形成促 改正法附則第五十八条第四項に規定する住宅

4 支払を受ける金額を著しく超える場合として政 改正法附則第五十八条第四項に規定する通常

者等」という。)がその使用者(改正法附則第

五十八条第二項に規定する使用者をいう。

以下

ら当該残額を控除した金額とする。 っては当該計算した利子の額に相当する金額か 払を受けた金額を控除した残額がある場合にあ に相当する金額とし、当該利子の額から当該支 額である場合にあっては当該計算した利子の額は、当該支払を受けた金額が当該利子の額と同 る場合とし、同項に規定する政令で定める金額 た利子の額に相当する金額に満たないこととな 子の計算期間を基として基準利率により計算し 従いその算定の基礎とされた借入金の額及び利を控除した残額が当該利子の額の算定の方法に 合又は当該利子の額から当該支払を受けた金額 てるものとされる当該利子の額と同額である場 ある地位に基づいて支払を受けた金額がその充 する利子に充てるためその使用者から使用人で 令で定める場合は、給与所得者等が同項に規定

に関する経過措置) による株式の取得に係る経済的利益の非課税等 (特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使

第十四条の二 新令第十九条の四第五項の規定 規定する特例適用者が同日前に同項に規定する 合について適用し、 に同項に規定する同一銘柄株式の譲渡をする場 定する特例適用者が平成二十六年一月一日以後 報告については、なお従前の例による。 った旧令第十九条の四第五項第一号に規定する 号に規定する報告について適用し、同日前に行 は、平成二十六年一月一日以後に行う同項第一 新令第十九条の四第七項の規定は、同項に規 旧令第十九条の四第七項に 3

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

同一銘柄株式の譲渡をした場合については、な

第十五条 個人が施行日前に行った独立行政法人

空港周辺整備機構に対する旧法第二十八条の四

十二条第三項の規定の適用については、なお従第一項に規定する土地等の譲渡に係る旧法第三 個人が施行日前に行った独立行政法人空港周

(平成十三年九月三十日以前に取得した上場株 る譲渡については、なお従前の例による。 に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当す 辺整備機構に対する旧法第三十一条の二第一項

第十六条 平成二十二年十月一日から同年十二月 第一項に規定する上場株式等の譲渡をした場合 三十一日までの間に旧法第三十七条の十一の二 式等の取得費の特例に関する経過措置)

> とあるのは「第二条第十二号の九イ」とする。 得計算等の特例に関する経過措置) 項」と、同条第四項中「第二条第十二号の九」 百十三条第二項」とあるのは「第百十三条第三 項」とあるのは「第百十二条第三項」と、「第 のは「若しくは第三項」と、「第百十二条第二 百十二条」とあるのは「、第百十二条第一項若 の規定の適用については、同条第三項中「、第 (特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所 しくは第三項」と、「若しくは第二項」とある における旧令第二十五条の十第三項及び第四項

2 三号及び第四号に係る部分に限る。)及び第十第十七条 新令第二十五条の十の二第十五項(第 場株式等については、なお従前の例による。 は遺贈により取得したこれらの号に規定する上 受け入れたこれらの号に規定する贈与、相続又 等について適用し、同日前に旧令第二十五条の れるこれらの号に規定する贈与、相続又は遺贈 十の二第十五項第三号又は第四号の特定口座に により取得したこれらの号に規定する上場株式 六項から第十八項までの規定は、平成二十六年 一月一日以後にこれらの号の特定口座に受け入 新令第二十五条の十の二第十五項(第十八号

に規定する分割承継法人の株式又は分割承継親同号に規定する法人の分割により取得する同号 併親法人株式について適用する。 に係る部分に限る。) の規定は、施行日以後に 新令第二十五条の十の二第十五項(第十九号

4 法人の株式又は同号に規定する株式移転により規定する株式交換完全親法人の株式若しくは親 取得する同号に規定する株式移転完全親法人の 同号に規定する株式交換により取得する同号に 株式について適用する。 に係る部分に限る。) の規定は、施行日以後に 新令第二十五条の十の二第十五項(第二十号

5 号に規定する株式無償割当て又は新株予約権無 る同号に規定する上場株式等について適用し、 割当て又は新株予約権無償割当てにより取得す 月一日以後に行われる同号に規定する株式無償 係る部分に限る。)の規定は、平成二十六年一 償割当てにより取得した同号に規定する上場株 同日前に旧令第二十五条の十の二第十五項第六 なお従前の例による。

7 6

8

に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に に規定する合併法人の株式若しくは出資又は合 同号に規定する法人の合併により取得する同号

法人株式について適用する。

新令第二十五条の十の二第十五項(第六号に

受け入れる同号に規定する割当株式について適平成二十六年一月一日以後に同号の特定口座に 定する割当株式については、なお従前の例によ 項第二十二号の特定口座に受け入れた同号に規 用し、同日前に旧令第二十五条の十の二第十五 号に係る部分に限る。)及び第二十項の規定は、 新令第二十五条の十の二第十五項(第二十二

号に係る部分に限る。)の規定は、平成二十六 同号に規定する非課税口座内上場株式等につい 年一月一日以後に同号の特定口座に受け入れる て適用する。 新令第二十五条の十の二第十五項(第二十四

場株式等の譲渡をした場合における当該特定口 いては、なお従前の例による。 座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得につ 十の二第二十二項に規定する特定口座内保管上 平成二十三年一月一日前に旧令第二十五条の

に係る部分に限る。)の規定は、平成二十三年9 新令第二十五条の十の二第二十二項(第二号 株式等の同項に規定する払出しをした場合につ 上場株式等の同項に規定する払出しをする場合 の二第二十三項に規定する特定口座内保管上場 について適用し、同日前に旧令第二十五条の十 いては、なお従前の例による。 | 月一日以後に同項に規定する特定口座内保管

第十八条 新令第二十五条の十の五第一項の規定 国をした場合については、なお従前の例によ有する非居住者が施行日前に同項に規定する出 をする場合について適用し、旧令第二十五条の る非居住者が施行日以後に同項に規定する出国 (特定口座継続適用届出書等に関する経過措置) -の五第一項の居住者又は国内に恒久的施設を 同項の居住者又は国内に恒久的施設を有す

の特例に関する経過措置) (居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税

第十九条 新令第二十五条の十九第一項及び第二 四第一項に規定する外国関係会社の施行日前に る外国関係会社の施行日以後に開始する事業年 従前の例による。 で定める外国関係会社の判定については、 開始した事業年度における同項に規定する政令 係会社の判定について適用し、旧法第四十条の 度における同項に規定する政令で定める外国関 項の規定は、新法第四十条の四第一項に規定す なお

2 法第四十条の四第三項に規定する特定外国子会 新令第二十五条の二十二第十項の規定は、新

3 規定の適用については、同項中「第二条第四十 における新令第二十五条の二十二の二第二項 を適用する場合について適用する。 社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同 項に規定する適用対象金額について同項の規定 施行日から平成二十二年九月三十日までの

一号」とあるのは、「第二条第四十五号」とす

所得税法等の一部を改正する法律(平成二十

保有の株式等の数をいう。次項において同じ。) うちに当該事業年度終了の時において当該居住 案保有株式等をいう。次項において同じ。)の五条の二十一第二項第一号に規定する請求権勘 子会社等の請求権勘案保有株式等(新令第二十終了の時における居住者の有する当該特定外国会社等の当該課税対象留保金額に係る事業年度 じ。)の課税対象留保金額に、当該特定外国子定外国子会社等をいう。以下この条において同 二十一年旧法第四十条の五第一項に規定する特 政令で定める金額は、特定外国子会社等(平成 の項において「課税対象留保金額」という。) 五第一項に規定する課税対象留保金額(以下こ 有の株式等の数(同項第二号イに規定する間 者が新法第四十条の五第二項の外国法人を通じ に係る改正法附則第六十八条第六項に規定する の租税特別措置法(以下この条及び次条にお て間接に有する当該特定外国子会社等の間接保 て「平成二十一年旧法」という。) 第四十条 一年法律第十三号) 第五条の規定による改正前

社等の間接保有の株式等の数の占める割合を乗 いて当該居住者が新法第四十条の五第二項の外保有株式等のうちに当該事業年度終了の時にお 者の有する当該特定外国子会社等の請求権勘案 当等の額に係る事業年度終了の時における居住額に、当該特定外国子会社等の当該控除未済配 附則第六十八条第六項に規定する政令で定める する控除未済配当等の額(以下この項において の占める割合を乗じて計算した金額とする。 じて計算した金額とする。 金額は、特定外国子会社等の控除未済配当等の 国法人を通じて間接に有する当該特定外国子会 「控除未済配当等の額」という。)に係る改正法 平成二十一年旧法第四十条の五第二項に規定

第二十条 新令第二十五条の二十五第七項の規定 は、 法人に係る所得の課税の特例に関する経過措 新法第四十条の七第一項に規定する外国関

(特殊関係株主等である居住者に係る特定外

外国関係法人の判定については、なお従前の例 事業年度における同項に規定する政令で定める に規定する外国関係法人の施行日前に開始した 判定について適用し、旧法第四十条の七第一項 る同項に規定する政令で定める外国関係法人の條法人の施行日以後に開始する事業年度におけ

項」とあるのは「第四十条の十一第一項」と、 政令で定める金額について準用する。この場合 に係る改正法附則第六十九条第四項に規定する 十条の十一第一項に規定する課税対象留保金額 人」と、「第四十条の五第二項」とあるのは「特定外国子会社等」とあるのは「特定外国法 において、前条第四項中「第四十条の五第一 「第四十条の八第二項」と読み替えるものとす 前条第四項の規定は、平成二十一年旧法第四

3 合において、前条第五項中「第四十条の五第二 のは「第四十条の八第二項の」と読み替えるも 国法人」と、「第四十条の五第二項の」とある 項に」とあるのは「第四十条の十一第二項に」 る政令で定める金額について準用する。この場 額に係る改正法附則第六十九条第四項に規定す 十条の十一第二項に規定する控除未済配当等の (特定振替記載等の範囲等に関する経過措置) 前条第五項の規定は、平成二十一年旧法第四 「特定外国子会社等」とあるのは「特定外

第二十一条 新令第二十六条の十六の規定は、平 条の十二第九項に規定する短期公社債について いて適用し、同日前に発行された旧法第四十一 十一条の十二第九項に規定する短期公社債につ 成二十二年六月一日以後に発行される新法第四 なお従前の例による。

合については、なお従前の例による。 定する短期国債等につき振替記載等を受ける場 に発行された旧令第二十六条の十八第九項に規いう。) を受ける場合について適用し、同目前 記載等(以下この条において「振替記載等」と する特定振替国債等につき同項に規定する振替二十二年六月一日以後に発行される同項に規定 新令第二十六条の十八第九項の規定は、平成

3 同条第三項に規定する短期国債等若しくは短期れる同条第二項に規定する特定振替国債等又は の規定は、平成二十二年六月一日以後に発行さ 社債等につき振替記載等を受ける場合について 新令第二十六条の十八の二第二項及び第三項

前の例による。 き振替記載等を受ける場合については、 適用し、同日前に発行された旧令第二十六条の -八の二第二項に規定する特定振替国債等につ なお従

(外国組合員に対する課税の特例に関する経過

第二十二条 新令第二十六条の三十第一項 (第三 号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後 項第三号に掲げる行為については、なお従前の 施行目前に行われた旧令第二十六条の三十第一 に行われる同号に掲げる行為について適用し、

課税の特例に関する経過措置) (外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の

第二十三条 新法第四十二条の二第二項第一号の 場合において、平成二十二年六月一日において 供することを定める規定を有するものに限る。) 条約(租税の賦課及び徴収に関する情報を相互 子に対する同号の規定の適用については、同号 き新法第四十二条の二第一項に規定する特定利 項に規定する外国金融機関等が支払を受けるべ 限る。)の我が国以外の締約国の法人である同 効力を有する所得税法第百六十二条に規定する (租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提 に提供することを定める規定を有しないものに とあるのは、「条約」とする。 「条約その他の我が国が締結した国際約束

第二十四条 新令第三章の規定は、別段の定めが 法人税及び連結親法人又は当該連結親法人によ 同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の 八号に規定する人格のない社団等を含む。以下 あるものを除くほか、法人(法人税法第二条第 行日前に開始した連結事業年度分の法人税につ 分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人 以後に開始する連結事業年度分の法人税につい る連結完全支配関係にある連結子法人の施行日 いては、なお従前の例による。 による連結完全支配関係にある連結子法人の施 て適用し、法人の施行日前に開始した事業年度 (法人税の特例に関する経過措置の原則) 第五項

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 に関する経過措置)

第二十五条 新令第二十七条の四第十三項から第 までに規定する月別試験研究費の額、 行われる分割に係る同条第十三項から第十五項 の規定は、法人の平成二十二年十月一日以後に 十五項まで又は第二十二項から第二十四項まで 移転試験

> る月別売上金額、移転売上金額若しくは月別移 金額、移転売上金額若しくは月別移転売上金額 十一項から第二十三項までに規定する月別売上 若しくは月別移転試験研究費の額又は同条第二 する月別試験研究費の額、移転試験研究費の額 転売上金額について適用し、法人の同日前に行 一十七条の四第十三項から第十五項までに規定 れた分割型分割又は分社型分割に係る旧令第

2 日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日 については、なお従前の例による。 れらの規定の届出に関し必要な経過措置は、 までの間に行われたものである場合におけるこ 定する現物分配が平成二十二年十月一日から同 の規定の適用を受ける法人のこれらの規定に規 務省令で定める。 新令第二十七条の四第十六項又は第二十五項

第二十六条 新令第二十七条の七第十二項 (第五 七条の七第十一項第五号に掲げる拠出金につい 日以後に支出する同号に掲げる拠出金について 号に係る部分に限る。) の規定は、法人が施行 適用し、法人が施行日前に支出した旧令第二十 却又は法人税額の特別控除に関する経過措置) ては、なお従前の例による。

一第二項租税特別旧効力措置法第四十二条の

一第五項

四十二条 措置法第

の十一第

第二十七条 改正法附則第七十七条の規定により この場合において、次の表の上欄に掲げる同条 なおその効力を有するものとされる旧法第四十 欄に掲げる字句とする。 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下 を除く。)の規定は、なおその効力を有する。 二条の十一の規定に基づく旧令第二十七条の十 却又は法人税額の特別控除に関する経過措置) (第六項の表第八十条第一項の項に係る部分

法第六十所得税法等の一部を改正する 五第五項号)附則第百十条の規定に上 八条の十法律(平成二十二年法律第六 法(以下この項において「旧 りなおその効力を有するもの 効力措置法」という。) 第六十 八条の十五第五項 による改正前の租税特別措置 とされる同法第十八条の規定

> た情報基盤強化設備等の取得価額については、 るのは「における当該期間内に事業の用に供し

二百億円に当該取得価額が当該合計額」とす

研究費の額若しくは月別移転試験研究費の額又 は同条第二十二項から第二十四項までに規定す || || || || || || 項第一号 | 項第一号の十一第よりなおその効力を有するも ||表第七十|措置法第|法律(平成二十二年法律第 及び第二五項 |第六項の|租税特別|所得税法等の一部を改正する |一条第||四十二条||号)||附則第七十七条の規定に |法第六十||日効力措置法第六十八条の 八条の十五第二項 五第二項 定による改正前の租税特別措のとされる同法第十八条の規 |置法第四十二条の十一第五項

財 の項 五項 のとされる同法第十八条の規項第二号の十一第よりなおその効力を有するも |四条第二四十二条号)附則第七十七条の規定に ||表第七十||措置法第法律(平成二十二年法律第 |第六項の||租税特別||所得税法等の一部を改正する

定による改正前の租税特別措のとされる同法第十八条の規

という。)第四十二条の十一 置法(以下「旧効力措置法」

第

五項

項

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償 十四条の第二項 表第百三四条の |第六項の|第百三十第百三十五条第|

(情報基盤強化設備等を取得した場合の特別償

2 る投資額特例法人以外の法人の施行日前に開 とされる旧令第二十七条の十一第二項に規定す 供した情報基盤強化設備等の取得価額の合計 とあるのは「当該供用年度開始の日から平成二 用年度の指定期間内における適用対象投資額」 十一の規定の適用については、同条第一項中 ける改正法附則第七十七条の規定によりなおそ 設備等の取得価額が当該適用対象投資額」とあ 額」と、「には、二百億円に当該情報基盤強化 の効力を有するものとされる旧法第四十二条の 十二年三月三十一日までの期間内に事業の用に し、かつ、施行日以後に終了する事業年度にお 大規模法人として政令で定める法人の当該供 前項の規定によりなおその効力を有するも

(法人税の額から控除される特別控除額の特例

(法人の減価償却に関する経過措置)

字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 七条の十一の規定の適用については、次の表の 法第四十二条の十一の規定に基づく新令第二十 二条の十一の規定の適用がある場合における新 なおその効力を有するものとされる旧法第四十 同 項 各同項各号に掲げる規定(所得税法等 |欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる 改正法附則第七十七条の規定により 2

項 号 に 掲の一部を改正する法律(平成二十二 同項 る 規年法律第六号)附則第七十七条の規 改正前の租税特別措置法(次項にお 定によりなおその効力を有するもの 定を含む。) とされる同法第十八条の規定による 十二条の十一第二項又は第三項の規 法第四十二条の十一第 て「旧効力措置法」という。)第四 項 3

第 規 定け か 同 る か定 13 項 規を改正する法律(平成二十二年法律掲)に掲げる規定(所得税法等の一部 わ一第十項の規定を含む。)にかかわに規定(旧効力措置法第四十二条の十 |の租税特別措置法(以下「旧効力単 る同法第十八条の規定による改正前 |第六号)||附則第七十七条の規定によ りなおその効力を有するものとされ (租税特別措置法第四十二条の十一第 第二項又は第三項の規定を含む。) 措置法」という。)第四十二条の十 4

5 二号の六に規定する現物分配をいう。以下同 条第二項に規定する十月新法人税法第二条第十 に行われる分割又は現物分配(改正法附則第十 合計額若しくは月別支援事業所取引金額又は同 じ。) に係る新令第二十九条の二の二第四項若 での規定は、法人の平成二十二年十月一日以後 条第六項若しくは第七項に規定する移転支援事 しくは第五項に規定する支援事業所取引金額の 新令第二十九条の二の二第四項から第七項ま

号

に 項

各同項各号に掲げる規定(旧効力単体

掲措置法第四十二条の十一第二項又は

る 規第三項の規定を含む。)」

لح

ま

ず

同まず租税特別措置法第四十二条の

第一項

第二十九条 新令第二十八条第二項の規定は、 等については、なお従前の例による。 等について適用し、法人が施行日前に取得等を は建設をいう。以下この条において同じ。)を する新法第四十三条第一項に規定する特定設備 した旧法第四十三条第一項に規定する特定設備 人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しく 新令第二十八条の九(同条第五項第二号ハに 法

号に定める減価償却資産について適用し、法人 掲げる事業に係る部分に限る。)の規定は、法 第五項第二号に定めるソフトウエア業の用に供 が施行日前に取得等をした旧令第二十八条の九 ついては、なお従前の例による。 する同条第七項第四号に定める減価償却資産に 人が施行日以後に取得等をする同条第七項第六

平成二十二年七月一日以後に終了する事業年度新令第二十九条の二第九項の規定は、法人の 前の例による。 分の法人税について適用し、法人の同日前に終 了した事業年度分の法人税については、なお従

7

乗じて得た数)」とあるのは「労働者の数」と 中「労働者の数(短時間労働者にあつては、当 る事業年度分の法人税について適用し、法人の 該短時間労働者の数に財務省令で定める割合を た数。」とあるのは「数(」と、同号ロ及びハ 労働者の数に財務省令で定める割合を乗じて得 の号において同じ。) にあつては、当該短時間 第三項に規定する短時間労働者をいう。以下こ 同号
イ中「数(短時間労働者(同法第四十三条 を受けるときの同号の規定の適用については、 からハまでに規定する公共職業安定所長の証明 同日から同年十二月三十一日までの間に同号イ 同日前に終了した事業年度分の法人税について は、法人の平成二十二年七月一日以後に終了す は、なお従前の例による。この場合において、 新令第二十九条の二の二第一項第五号の規定 8

従前の例による。 月別移転支援事業所取引金額については、なお 取引金額又は同条第六項若しくは第七項に規定 二の二第四項若しくは第五項に規定する支援事 をいう。以下同じ。) に係る旧令第二十九条の 業所取引金額について適用し、法人の同日前に 業所取引金額の合計額若しくは月別移転支援事 する移転支援事業所取引金額の合計額若しくは 業所取引金額の合計額若しくは月別支援事業所 行われた分割型分割、分社型分割又は事後設立 人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立 (改正法附則第十条第二項に規定する十月旧法

6 二十二年十月一日から同日以後最初に開始する を受ける法人の同項に規定する現物分配が平成 新令第二十九条の二の二第八項の規定の適用 経過措置は、財務省令で定める。 のである場合における同項の届出に関し必要な 事業年度開始の日の前日までの間に行われたも

施行令等の一部を改正する政令(平成二十二年の六十三第三項」とあるのは「租税特別措置法 第一条の規定による改正前の租税特別措置法施 第六十八条の三十四第一項」と、「第三十九条 第十八条の規定による改正前の租税特別措置法 二年法律第六号)附則第百十二条第五項の規定 を有する。この場合において、同条第四項中 く旧令第二十九条の四の規定は、なおその効力 条(第一項に係る部分に限る。)の規定に基づ おその効力を有するものとされる旧法第四十七 政令第五十八号)附則第四十三条第六項の規定 によりなおその効力を有するものとされる同法 「法第六十八条の三十四第一項」とあるのは によりなおその効力を有するものとされる同令 「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十 改正法附則第七十九条第五項の規定によりな

おその効力を有するものとされる旧法第四十七 く旧令第二十九条の四の規定は、 条(第四項に係る部分に限る。) を有する。 改正法附則第七十九条第九項の規定によりな の規定に基づ なおその効力

用定がるた適規

を 適おいて同じ。) を適用した場合の」と る 規第三項の規定を含む。以下この条に

場合の

号に

掲措置法第四十二条の十一第二項又は 各同項各号に掲げる規定(旧効力単体

項

(法人の準備金に関する経過措置)

第三十条 新令第三十二条の二第十五項及び第十 九項の規定は、法人の平成二十二年十月一日以 又は事後設立により移転した旧令第三十二条の て適用し、法人の同日前に行われた分割型分割 規定に規定する株式等又は資源特定債権につい 後に行われる現物分配により移転するこれらの

2 型分割又は現物出資により交付を受ける同項に る。 資源特定債権については、なお従前の例によ 二第十六項及び第二十項に規定する株式等又は を受けた旧令第三十二条の二第二十七項に規定 分社型分割、現物出資又は事後設立により交付 式等について適用し、法人が同日前に行われた 規定する分割承継法人又は被現物出資法人の株 人が平成二十二年十月一日以後に行われる分社 新令第三十二条の二第二十六項の規定は、

第三十三条の五第十四項に規定する保険契約に

ついて適用し、旧法第五十七条の五第七項の法

月一日以後に行われる分割により移転する新令

第五十七条の五第七項の法人の平成二十二年十

新令第三十三条の五第十四項の規定は、

よる。

設立法人の株式等については、なお従前の例に

する分割承継法人、被現物出資法人又は被事後

3

新令第三十三条の五第十五項の規定は、

な

行令第三十九条の六十三第三項」とする。 の同日前に終了した事業年度分の法人税につい 第五十七条の五第七項の法人の平成二十二年十 お従前の例による。 五第十四項に規定する保険契約については、 又は事後設立により移転した旧令第三十三条 月一日以後に終了する事業年度分の法人税につ いて適用し、旧法第五十七条の五第七項の法人 人の同日前に行われた分割型分割、分社型分割

ては、なお従前の例による。 新令第三十三条の七第三項の規定は、新法第

日前に行われた旧令第三十三条の七第三項に規 旧法第五十七条の八第一項に規定する法人が同 二年十月一日以後に行われる新令第三十三条の 五十七条の八第一項に規定する法人が平成二十 定する適格合併等により移転を受けた同項に規 ける同項に規定する固定資産について適用し、 七第三項に規定する適格合併等により移転を受 定する固定資産については、 なお従前の例によ

過措置) (沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する経

第三十一条 新令第三十六条第五項の規定は、 る法人の同日前に終了した事業年度分の法人税 について適用し、旧法第六十条第一項に規定す 年十月一日以後に終了する事業年度分の法人税 法第六十条第一項に規定する法人の平成二十二 については、なお従前の例による。

(商工組合等の留保所得の特別控除に関する経

第三十二条 定する法人の同日前に終了した事業年度分の法税について適用し、旧法第六十一条第一項に規 二年十月一日以後に終了する事業年度分の法人 法第六十一条第一項に規定する法人の平成二十 人税については、なお従前の例による。 新令第三十七条第五項の規定は、 新

(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関

第三十三条 新令第三十九条第二十六項、第三十 九条の七第五十三項、第三十九条の九第二十項 いた特別勘定の金額については、なお従前の例 号ロ又はハに掲げる特別勘定の金額に該当して 項に規定する法人税法施行令第十四条の八第三 条の九第二十項及び第三十九条の九の二第十三 十六項、第三十九条の七第五十四項、第三十九 法人が有していた同日前に旧令第三十九条第二 額に該当する特別勘定の金額について適用し、 の八第四号ロからニまでに掲げる特別勘定の金 れらの規定に規定する法人税法施行令第十四条 及び第三十九条の九の二第十三項の規定は、法 人が有している平成二十二年十月一日以後にこ 第 |第六項||第六十六条の八第五||第六十六条の八第六 第 6

税の特例に関する経過措置) (内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課

号

第三十四条 日前に開始した事業年度における同項に規定す る政令で定める外国関係会社の判定について 六条の六第一項に規定する外国関係会社の施行 国関係会社の判定について適用し、旧法第六十 業年度における同項に規定する政令で定める外 定する外国関係会社の施行日以後に開始する事 二項の規定は、新法第六十六条の六第一項に規 なお従前の例による。 新令第三十九条の十四第一項及び第

2 を適用する場合について適用する。 項に規定する適用対象金額について同項の規定 社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同 第六十六条の六第三項に規定する特定外国子会 新令第三十九条の十七第十項の規定は、新法

4 十九条の十九第三項 号」とあるのは、「第二条第四十五号」とする。 定の適用については、同項中「第二条第四十一 における新令第三十九条の十七の二第二項の規 施行日から平成二十二年九月三十日までの間 施行日から平成二十二年九月三十日までの間 行われる合併又は分割型分割に係る旧令第三 (第一号に係る部分に限

のは、「第六十六条の八第六項第三号」とする。 係る部分に限る。)の規定の適用については、 号」とあるのは「同条第六項第二号」と、「以 字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる 十九第六項の規定の適用については、次の表の に行われる分割型分割に係る旧令第三十九条の 同号中「第六十六条の八第五項第三号」とある 下第五項」とあるのは「以下第六項」とする。 る。) の規定の適用については、同号中「第六| に係る旧令第三十九条の十九第三項(第三号に に行われる分社型分割、現物出資又は事後設立 六条の八第六項第一号」と、「同条第五項第二 施行日から平成二十二年九月三十日までの間 施行日から平成二十二年九月三十日までの間 六条の八第五項第一号」とあるのは「第六十

|第 六 項適格分社型分割等に適格分割型分割に係 第六項適格分社型分割等 一号 係る分割法人等の分る分割法人の分割前 割等前十年内事業年 項第三号 適格分割型分割 十年内事業年度 項第二号

第一号項 ||第 六 項|第六十六条の八第 |当該特定外国子会社法第六十六条の八第 当該特定外国子会社同項の外国法人 分割法人等 分割法人等 適格分社型分割等 五第六十六条の八第 適格分割型分割 分割法人 六項の外国法人 分割法人 8

第 第二号 ||第 六 項|適格分社型分割等 |第 六 項|適格分社型分割等に|適格分割型分割に係 号 |割等前十年内事業年 |係る分割法人等の分||る分割法人の分割前 当該特定外国子会社法第六十六条の八第 分割法人等 適格分割型分割 十年内事業年度 六項の外国法人 分割法人

||第六項第六十六条の八第五第六十六条 7 第二号項 定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に 用については、次の表の上欄に掲げる同条の規 に係る旧令第三十九条の十九第六項の規定の適 に行われる分社型分割、 施行日から平成二十 適格分社型分割等 当該特定外国子会社|同項の外国法人 分割法人等 一年九月三十日までの間 現物出資又は事後設立 六項 分割法人

第六項第第六十六条の八第第六十六条の八第 第六項第当該特定外国子会法第六十六条の八第 第六項 第六項第第六十六条の八第第六十六条の八第 |第六項第||当該特定外国子会法第六十六条の八第 一号イ 一号ロ 号イ 号口 掲げる字句とする。 社等 社等 社等 五項 |当該特定外国子会||同項の外国法人 五項 |当該特定外国子会||同項の外国法人 五項第三号 第六十六条の八第第六十六条の八第六 項第三号 六項の外国法人 項 「項の外国法人

て当該内国法人が新法第六十六条の八第十一項同じ。) のうちに当該事業年度終了の時におい この項において「課税対象留保金額」という。) る請求権勘案保有株式等をいう。次項において 該特定外国子会社等の請求権勘案保有株式等 事業年度終了の時における内国法人の有する当 定外国子会社等の当該課税対象留保金額に係る おいて同じ。)の課税対象留保金額に、当該特 令で定める金額は、特定外国子会社等(平成二 に係る改正法附則第九十条第九項に規定する政 第一号の外国法人を通じて間接に有する当該特 定外国子会社等をいう。以下この項及び次項に 十一年旧法第六十六条の八第一項に規定する特 て「平成二十一年旧法」という。) 第六十六条 (新令第三十九条の十六第二項第一号に規定す 年法律第十三号)第五条の規定による改正前 八第一項に規定する課税対象留保金額(以下 租税特別措置法(以下この条及び次条にお 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十 の項 第五項の項 第四項第二号業年度 第十二項の表合併等前十年内事合併前十 11

適格分割型分割 小の八第 定外国子会社等の間接保有の株式等の数(同項 う。次項において同じ。) の占める割合を乗じ 第二号イに規定する間接保有の株式等の数をい て計算した金額とする。

割合を乗じて計算した金額とする。 外国子会社等の間接保有の株式等の数の占める 定する課税済留保金額(同条第二項又は第三項 当該内国法人が新法第六十六条の八第十一項第 株式等のうちに当該事業年度終了の時において 有する当該特定外国子会社等の請求権勘案保有 金額は、特定外国子会社等の課税済留保金 法附則第九十条第九項に規定する政令で定める 金額とみなされたものを含む。以下この項にお 額に係る事業年度終了の時における内国法人の いて「課税済留保金額」という。)に係る改正 の規定により同条第一項に規定する課税済留保 に、当該特定外国子会社等の当該課税済留保金 一号の外国法人を通じて間接に有する当該特定 平成二十一年旧法第六十六条の八第一項に規 額

十二項の規定の適用については、次の表の上 十二項の規定の適用については、次の表の上欄に行われる合併に係る新令第三十九条の十九第 は、同表の下欄に掲げる字句とする。 に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句 施行日から平成二十二年九月三十日までの間

	烘						1	丛	烘	1
	ع						0	第	第	Ι.
	+						項	兀	十	1
	_							項	+==	l
	項							項第	項	[
	0								$\hat{o}$	
•	<i>V</i>								<i>V</i>	(
	表						_	号	表	(
	台	業	台	業	合		同条第十三項		司	l
	併	年	併	年	併		条		項第	1
:	华	度	华	度	华		笙		笙	
	퓻		<del>寸</del>		<del>寸</del>		7		21	1
	刖		刖		刖				一号	]
	+		_		+		=		亏	
	年		年		年		項			ľ
	第十二項の表合併等前十年内事合併前十年内事		等前二年内事合併前二		等前十年内事合併前十年内事					,
	車		車		車					ľ
-	去	業	去	羋	去	第	绺	绺	绺	١
	끖	未	끘	業年	끘	*	第六	第五	第六	١
	1/1	年	1#	生	1#	土	<i>^</i>	丑.		l.
	前	度	前	度	前	<u> </u>	+	項	十	l
	+				+	三項	-六条の	項第	十六条	l
	在.		一年内事		疟		冬		冬	l
	<del>+</del>		<del>-</del>		<del>-</del>		1	号	かの	l
	LJ.		F.1		F.1		0)	ク	0)	l
_	事		事		事		八		八	
										_

に行われる分割型分割に係る新令第三十九条 十九第十二 施行日から平成二十二年九月三十日までの 二項の規定の適用については、次の 間 表 Ó

業年度又は分割等業年度合併等前二年内事合併前

合併等前二年内事合併 前十年内事業年度

年内事

業年度又は分割等業年度

合併等前

二年内事合併前二

年内事

年内事

前二年内事業年度

			647
の項の表第六号条の十九第六項第一号の表第六号条の十九第六項第一号	十二項第六項 (平成二十二年政令第一 売替を送り日令第三十四 (平成二十二年政令第一 大項の (平成二十二年政令第一 大政 ( 下成二十二年政令第一 大政 ( 下成 ( 下成 ) ) 。) ( 下成 ) ( 下成	中央	の項
<b>一</b> 同日		項の第     の項の第     のイ項の第       第表十     項第表十       二第二     二第二     以一等二       号六項     号六項     日子六項       号第     長年分     号第       イ六     内割     内割	度年分度年分內割 內割
二号 第同条第六項第三号	年九月三十日までの間 現物出資又は事後設立 の上欄に掲げる同条の の上欄に掲げる同条の る字句は、同表の下欄 る字句は、同表の下欄	表られた同条第六項第二 東 業年 事 業年 及びロ 条の十九第六項第三十九 及びロ 条の十九第六項第三十九 及びロ 条の十九第六項第二号イ 及びロ 条の十九第六項第二号イ 及びロ 条の十九第六項第二号イ 及びロ 条の十九第六項第二号イ	事業年 等前十分割前十年内事業年度 等前二分割前二年内事業年度
十六条の九の八第一 では、なお従前の例と は、なお従前の例と は、なお従前の例と は、なおで定める処 が、ないでにある処 が、ないでにある処 が、ないでにある処 が、ないでにある処 が、ないでにない。	の項 の項 原十二項の表第 六 項読替ネ 第十二項の表第 六 項読替ネ 第六項第二号第 二 号条の上 日本会 新令第三十九条 一 日本会 新令第三十九条 一 日本会 新令第三十九条 一 日本会 新令第三十九条 一 日本会 一	第第 イ第第 第第十二項 第第十二項 第十二項 第十二項 第十二項 第十二項 第十二項 第一 第十二項 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一 第一	上欄 第十二項の表第六項
八第一項に規定する課税対象留保 の規定は、平成二十一年旧法第六 の例による。 一項に規定する外国関係法人の施 に規定する外国関係法人の施 に規定する外国関係法人の施	る政令で定める外国 上、第六項第二号イ ・九第六項第二号イ 特例に関する経過措 の二十の二第一項に規定 の二十の二第七項の の二十の二第七項の の二十の二第七項の	で 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	えられた同令第一条の規 七項の規定により読み替 八号)附則第三十四条第 八号)附則第三十四条第 の一部を改正する政令 の一部を改正する政令
3新令第三十九条項までの規定は、事業年度のこれらする。	第三十六条 新令第 第三十六条 新令第 で第十一項から第 が第十一項から第 が第十一項から第 第六十六条の十一の二 は、なお従前の例 は、なお従前の例 は、なお従前の例 は、なおで第三十九条	3	定項第場す金

規定は、平成二十一年旧法第六 几の四第十項第一号」と読み替 あるのは「特定外国法人」と、 の九の八第一項」と、「特定外 条の八第一項」とあるのは「第 を含む。) に係る改正法附則第 項に規定する課税済留保金額と より平成二十一年旧法第六十六 成二十一年旧法第六十六条の八 又は同条第三項の規定により読 第一項に規定する課税済留保金 7.第十一項第一号」とあるのは 匁」とあるのは「平成二十一年 旧法第六十六条の八第三項」 八第一項」と、「第三項」とあ この場合において、前条第九 に規定する政令で定める金額に 二項の規定により読み替えられ

入の特例に関する経過措置) 足特定非営利活動法人に対する客附金の損

二十六条 新令第三十九条の二十三(第九項及二十六条の十一の二第三項の認定の申請についていて適用し、法人が施行目前に行った旧法第六いて適用し、法人が施行目前に行った旧法第六十六条の十一の二第三項の認定の申請について・。○の規定は、法人が施行日以後に行う新法い。○の規定は、法人が施行日以後に行う新法の第十一項から第十三項までに係る部分を除い、

業年度のこれらの規定に規定する書類についまでの規定は、法人の施行日以後に終了するまでの規定は、法人の施行日以後に終了する。の十一の二第五項の認定の取消しについて適する。ととなる法人についての新法第六十六方る。として、法人の施行日以後に同項第三号又は第四号に掲げる場合に該近号に係る部分に限る。の規定は、施行日本の二十三第九項(第三号又は新令第三十九条の二十三第九項(第三号又は新令第三十九条の二十三第九項(第三号又は新令第三十九条の二十三第九項(第三号又は新令第三十九条の二十三第九項(第三号又は

三十九条の二十三第八項に規定する書類につい ては、なお従前の例による。 法人の施行日前に終了した事業年度の旧令第

例に関する経過措置) (組合事業等による損失がある場合の課税の特

第三十七条 新令第三十九条の三十一第四項の規 する特定組合員又は特定受益者の同日前に終了 特定組合員又は特定受益者の平成二十二年十月 定は、新法第六十七条の十二第一項に規定する した事業年度分の法人税については、 て適用し、旧法第六十七条の十二第一項に規定 日以後に終了する事業年度分の法人税につい なお従前

いては、なお従前の例による。 たる地位又は信託の受益者たる地位の承継につ 及び第十四項に規定する組合契約に係る組合員 第三十九条の三十一第六項、第十項、第十三項 割型分割、分社型分割又は事後設立による旧令 継について適用し、法人の同日前に行われた分組合員たる地位又は信託の受益者たる地位の承 二年十月一日以後に行われる分割又は現物分配 十三項及び第十四項の規定は、法人の平成二十 によるこれらの規定に規定する組合契約に係る 新令第三十九条の三十一第六項、第十項、第

3 成二十二年十月一日以後に終了する事業年度分 業年度分の法人税については、なお従前の例に 三第一項に規定する法人の同日前に終了した事 の法人税について適用し、旧法第六十七条の十 法第六十七条の十三第一項に規定する法人の平 新令第三十九条の三十二第一項の規定は、新

4 組合員たる地位の承継について適用し、法人の 組合契約に係る組合員たる地位の承継について 事後設立による旧令第三十九条の三十二第三 同日前に行われた分割型分割、分社型分割又は の規定に規定する有限責任事業組合契約に係る 以後に行われる分割又は現物分配によるこれら 第七項の規定は、法人の平成二十二年十月一日 新令第三十九条の三十二第三項、第六項及び なお従前の例による。 第六項及び第七項に規定する有限責任事業

(特定目的会社に係る課税の特例に関する経過

る。)の規定は、新法第六十七条の十四第一項(同項に規定する基準特定出資に係る部分に限第三十八条 新令第三十九条の三十二の二第三項 に規定する特定目的会社(以下この条において 2

なお従前の例による。 施行日以後最初に変更等届出をする日前に終了 く。)にあっては施行日以後に開始し、かつ、 月一日前に終了した事業年度を含み、施行日前 会社の施行日前に開始した事業年度(届出未済 限る。) 分の法人税について適用し、特定目的 条第一項の規定による同法第五条第一項第一号 更等届出(新法第六十七条の十四第一項第一号 会社を除く。)にあっては施行日以後最初に変 規定する届出未済会社(以下この条において する事業年度(改正法附則第九十六条第一項に した事業年度を含む。)分の法人税については、 に設立された特定目的会社(届出未済会社を除 会社にあっては施行日以後に開始し、 て同じ。) をする日以後に終了する事業年度に 項の規定による届出をいう。以下この条におい に掲げる事項の変更の届出又は同法第十条第一 化に関する法律(平成十年法律第百五号)第九 施行日前に設立された特定目的会社(届出未済 七年四月一日以後に終了する事業年度に限り、 「届出未済会社」という。)にあっては平成二十 「特定目的会社」という。) の施行日以後に開始 ハに規定する資産流動化計画に係る資産の流動 かつ、同

の特別控除に関する経過措置) (連結法人が試験研究を行った場合の法人税額

第三十九条 新令第三十九条の三十九第二十項か ら第二十二項まで又は第二十七項から第二十九 月別試験研究費の額、移転試験研究費の額若し 平成二十二年十月一日以後に行われる分割に係 については、なお従前の例による 金額、移転売上金額若しくは月別移転売上金額 する月別試験研究費の額、移転試験研究費の額 条の三十九第二十項から第二十二項までに規定 日前に行われた分社型分割に係る旧令第三十九 項から第二十九項までに規定する月別売上金 くは月別移転試験研究費の額又は同条第二十七 る同条第二十項から第二十二項までに規定する 人による連結完全支配関係にある連結子法人の 項までの規定は、連結親法人又は当該連結親法 十六項から第二十八項までに規定する月別売上 若しくは月別移転試験研究費の額又は同条第二 による連結完全支配関係にある連結子法人の同 ついて適用し、連結親法人又は当該連結親法人 額、移転売上金額若しくは月別移転売上金額に 第八項の租税特別所得税法等の一部を改正する 表 第 七 十措置法第法律(平成二十二年法律第六

連結親法人による連結完全支配関係にある連結 十項の規定の適用を受ける連結親法人又は当該 新令第三十九条の三十九第二十三項又は第三

> る連結事業年度開始の日の前日までの間に行わ 子法人のこれらの規定に規定する現物分配が平 出に関し必要な経過措置は、財務省令で定め れたものである場合におけるこれらの規定の届 成二十二年十月一日から同日以後最初に開始す

経過措置) 等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する (連結法人が事業基盤強化設備を取得した場合

第四十条 新令第三十九条の四十二第十四項(第 五号に係る部分に限る。) の規定は、連結親法 は当該連結親法人による連結完全支配関係にあ にある連結子法人が施行日以後に支出する同号 人又は当該連結親法人による連結完全支配関係 九条の四十二第十三項第五号に掲げる拠出金に る連結子法人が施行日前に支出した旧令第三十 に掲げる拠出金について適用し、連結親法人又 ついては、なお従前の例による。

経過措置) 合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する (連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場

第四十一条 改正法附則第百十条の規定によりな において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中 五の規定は、なおその効力を有する。この場合 条の十五の規定に基づく旧令第三十九条の四十 おその効力を有するものとされる旧法第六十八 る字句とする。 同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げ

一条 第 一六十八条号)附則第百十条の規定によ

第八項の租税特別 項第一号 による改正前の租税特別措置及び第二五項 とされる同法第十八条の規定項第一号の十五第りなおその効力を有するもの の項 |表 第 八 十措置法第法律(平成二十二年法律第1 項第二号五項 |十二第一|の十五第りなおその効力を有するもの |一条 の二|六十八条|号)附則第百十条の規定にト 五項 とされる同法第十八条の規定 所得税法等の一部を改正する |いう。) 第六十八条の十五第 法 による改正前の租税特別措置 法第六十八条の十五第五項 (以下「旧効力措置法」と

||表 第 八 十||措置法第||五第五項 第八項 O 租税特別 旧効力措置法第六十八条の十

||一条の三|六十八条 2 一の十五

価額については、二百億円に当該取得価額が当 当該情報基盤強化設備等の取得価額が当該適用 期間内に事業の用に供した情報基盤強化設備等 開始の日から平成二十二年三月三十一日までの 条第一項中「大規模連結法人として政令で定め 第六十八条の十五の規定の適用については、同によりなおその効力を有するものとされる旧法 とされる旧令第三十九条の四十五第二項に規定 に事業の用に供した情報基盤強化設備等の取得 対象投資額」とあるのは「における当該期間内 の取得価額の合計額」と、「には、二百億円に る適用対象投資額」とあるのは「当該供用年度 る連結法人の当該供用年度の指定期間内におけ 結事業年度における改正法附則第百十条の規定 日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する連 する投資額特例連結法人以外の連結法人の施行 該合計額」とする。 前項の規定によりなおその効力を有するもの

除額の特例に関する経過措置) (連結法人の法人税の額から控除される特別控

第四十二条 改正法附則第百十条の規定によりな 条の四十五の規定の適用については、次の表 第六十八条の十五の規定に基づく新令第三十九 条の十五の規定の適用がある場合における新法 おその効力を有するものとされる旧法第六十八 上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる

第 字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 項同条第一 |項各号に|(所得税法等の一部を改正する |同条第一項各号に掲げる規 改正前の租税特別措置法(次項 |号)附則第百十条の規定により 置法」という。)第六十八条 及び第三項において「旧効力措 れる同法第十八条の規定による なおその効力を有するものとさ 十五第二項又は第三項の規定を

第 項 規定にか規定(旧効力措置法第六十八条 かわらず 同項 の十五第十一項の規定を含む にかかわらず (法第六十八条の十五第一項

Add: Add:   Add:	649
第第 三三 号項 号項 各一条第 げ五第条第 の第条第 同 規に同 規に同 ま 合用規に同 合	
号第の三 る号一の六 規十の六 項 定掲項  定掲項  ず のし定掲項  間	る 規定 掲 げ
(社) 大田 (本) 大田	措置法(以下「旧効力連結措置の規定による改正前の租税特別の規定による改正前の租税特別の規定による改正前の租税特別の規定によりなおその効力を有の規定によりなおその効力を有い規定によりなおその対策を有い、 に掲げる規定(所得税法等の
2 第 ② 口第第 □ 1 第 □ 1 第 □ 1 第 □ 1 第 □ 1 第 □ 1 第 □ 1 第 □ 1 第 □ 1 第 □ 1 第 □ 1 第 □ 1 第 □ 1 第 □ 1 1 1 1	第 イ 第 第 三 三 三 項 号 項
るは三。る等全、六条。配結 人間完め四十第の二間にの四十第の二十条と同様に	
子連結親法人又は当該連結子法人の四十五第六十八条の四十五第三十九条の四十五第三十九条の四十五第三十九条の四十五第三十九条の四十五第三十九条の四十五第三十九条の四十五第六十八条の十一第一次にある連結子法人の十一第一次にある連結子法人がある。	措置法施行令」という。) 第三 十九条の四十五第六項各号 これらの金額 これらの金額 それぞれこれらの規定
5 定連を 引引項若第に行連適若項援る分二よで 数割は及じ短以十ての同いつの法税七	3 完は はにるて 会、

は、なお従前の例による。に終了した連結事業年度分の法人税についてに終了した連結事業年度分の法人税についての連結完全支配関係にある連結子法人の同日前て適用し、連結親法人又は当該連結親法人によ

びハ中「労働者の数(短時間労働者にあつて (全支配関係にある連結子法人の平成二十二年)、連結親法人又は当該連結親法人による連結 新令第三十九条の六十一第一項第五号の規定 」とする。 合を乗じて得た数)」とあるのは「労働者の 時間労働者の数に財務省令で定める割合を乗 下この号において同じ。)にあつては、当該 三条第三項に規定する短時間労働者をいう。 は、同号イ中「数(短時間労働者(同法第四 証明を受けるときの同号の規定の適用につい 号イからハまでに規定する公共職業安定所長 同日前に終了した連結事業年度分の法人税に 人による連結完全支配関係にある連結子法人 月一日以後に終了する連結事業年度分の法人 て得た数。」とあるのは「数(」と、同号ロ て、同日から同年十二月三十一日までの間に いては、なお従前の例による。この場合にお について適用し、連結親法人又は当該連結親 当該短時間労働者の数に財務省令で定める 7

、金額の合計額若しくは月別移転支援事業所取若しくは第七項に規定する移転支援事業所取 係る旧令第二十九条の二の二第四項若しくは おれた分割型分割、分社型分割又は事後設立 支援事業所取引金額の合計額若しくは月別支 る連結完全支配関係にある連結子法人の平成 の規定は、連結親法人又は当該連結親法人に 新令第三十九条の六十一第四項から第七項ま 金額については、なお従前の例による。 五項に規定する支援事業所取引金額の合計額 結完全支配関係にある連結子法人の同日前に しくは月別移転支援事業所取引金額について に規定する移転支援事業所取引金額の合計額 事業所取引金額又は同条第六項若しくは第七 配に係る同条第四項若しくは第五項に規定す 十二年十月一日以後に行われる分割又は現物 しくは月別支援事業所取引金額又は同条第六 連結親法人又は当該連結親法人による

以後最初に開始する連結事業年度開始の日のをする現物分配が平成二十二年十月一日から同会に完全支配関係にある連結子法人の同項に規支受ける連結親法人又は当該連結親法人による連続の第三十九条の六十一第八項の規定の適用

ついて | 令で定める。 | | 令で定める。 | | る同項の届出に関し必要な経過措置は、財務省人によ | 前日までの間に行われたものである場合におけ

- 条の四第三項」とする。 号)附則第二十九条第七項の規定によりなおそ 第四十七条第一項」と、「第二十九条の四第三 条の三十四(第一項に係る部分に限る。)の規 おその効力を有するものとされる旧法第六十八 の効力を有するものとされる同令第一条の規定 部を改正する政令(平成二十二年政令第五十八 項」とあるのは「租税特別措置法施行令等の一 第十八条の規定による改正前の租税特別措置法 条第四項中「法第四十七条第一項」とあるのは なおその効力を有する。この場合において、同 による改正前の租税特別措置法施行令第二十九 によりなおその効力を有するものとされる同法 定に基づく旧令第三十九条の六十三の規定は、 一年法律第六号)附則第七十九条第五項の規定 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十 改正法附則第百十二条第五項の規定により
- ・ 改正法附則第百十二条第九項の規定によりな 改正法附則第百十二条第九項の規定によりな の別 を の 三十四 (第四項に係る部分に限る。) の 規 おその 効力を 有するものとされる 旧法第六十八 お 正法附則第百十二条第九項の規定によりな

(連結法人の準備金に関する経過措置)

第四十四条 新令第三十九条の七十二第十二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の平成二十二十月一日以後に行われる現物分配により移転する同項に規定する株式等又は資源特定債権について適用し、連結親法人又は当該連結親法について適用し、連結親法人又は当該連結親法について適用し、連結親法人又は当該連結親法について適用し、連結親法人又は当該連結親法について適用し、連結親法人又は当該連結親法とり移転した旧令第三十九条の七十二第十二項に規定する株式等又は資源特定債権については、なお従前の例による。

を受けた旧令第三十九条の七十二第十九項に規
を受けた旧令第三十九条の七十二第十九項に規
を受けた旧令第三十九条の七十二第十九項に規
を受けた旧令第三十九条の七十二第十九項の規定は、
東結親法人又は当該連結親法人による連結完全
連結親法人又は当該連結親法人による連結完全
連結親法人又は当該連結親法人による連結完全
連結親法人又は当該連結親法人による連結完全
連結親法人又は当該連結親法人による連結完全
を受けた旧令第三十九条の七十二第十九項の規定は、

後設立法人の株式等については、なお従前の例 定する分割承継法人、被現物出資法人又は被事

3 契約については、なお従前の例による。 令第三十九条の八十三第十四項に規定する保険 にある連結子法人の同日前に行われた分割型分 十三第十四項に規定する保険契約について適用 われる分割により移転する新令第三十九条の八 る連結子法人の平成二十二年十月一日以後に行 は当該連結親法人による連結完全支配関係にあ 新法第六十八条の五十五第七項の連結親法人又 人又は当該連結親法人による連結完全支配関係 し、旧法第六十八条の五十五第七項の連結親法 新令第三十九条の八十三第十四項の規定は 分社型分割又は事後設立により移転した旧 2

年度分の法人税については、なお従前の例によ にある連結子法人の同日前に終了した連結事業 了する連結事業年度分の法人税について適用 る連結子法人の平成二十二年十月一日以後に終 は当該連結親法人による連結完全支配関係にあ 新法第六十八条の五十五第七項の連結親法人又 人又は当該連結親法人による連結完全支配関係 し、旧法第六十八条の五十五第七項の連結親法 新令第三十九条の八十三第十五項の規定は、 3

5 移転を受けた同項に規定する固定資産について 条の八十五第三項に規定する適格合併等により 規定する法人が同日前に行われた旧令第三十九 いて適用し、旧法第六十八条の五十八第一項に より移転を受ける同項に規定する固定資産につ 十九条の八十五第三項に規定する適格合併等に 平成二十二年十月一日以後に行われる新令第三 法第六十八条の五十八第一項に規定する法人が 新令第三十九条の八十五第三項の規定は、新 なお従前の例による。 5 4

る経過措置 (沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関す

第四十五条 新令第三十九条の九十第六項の規定 る連結完全支配関係にある連結子法人の同日前 に規定する連結親法人又は当該連結親法人によ ついて適用し、旧法第六十八条の六十三第一項 支配関係にある連結子法人の平成二十二年十月 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全 日以後に終了する連結事業年度分の法人税に 終了した連結事業年度分の法人税について 新法第六十八条の六十三第一項に規定する なお従前の例による 第 第

税の特例に関する経過措置) (連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課

第四十六条 新令第三十九条の百十四の規定は、 る同項に規定する政令で定める外国関係会社の 係会社の施行日以後に開始する事業年度におけ 新法第六十八条の九十第一項に規定する外国関 める外国関係会社の判定については、なお従前 判定について適用し、旧法第六十八条の九十第 した事業年度における同項に規定する政令で定 一項に規定する外国関係会社の施行日前に開始 例による。

規定を適用する場合について適用する。 る同項に規定する適用対象金額について同項の 法第六十八条の九十第三項に規定する特定外国 子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係 施行日から平成二十二年九月三十日までの間 新令第三十九条の百十七第十項の規定は、新

とする。 と、「以下第五項」とあるのは「以下第六項」 十九条の百十九第三項(第一号に係る部分に限 五項第二号」とあるのは「同条第六項第二号」 六十八条の九十二第六項第一号」と、「同条第 十八条の九十二第五項第一号」とあるのは「第 る。) の規定の適用については、同号中「第六 に行われる合併又は分割型分割に係る旧令第三

とする。 同号中「第六十八条の九十二第五項第三号」と あるのは、「第六十八条の九十二第六項第三号」 に係る旧令第三十九条の百十九第三項(第三号 に行われる分社型分割、現物出資又は事後設立 に係る部分に限る。)の規定の適用については、 施行日から平成二十二年九月三十日までの間

百十九第六項の規定の適用については、次の表 の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げ る字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 に行われる分割型分割に係る旧令第三十九条の 施行日から平成二十二年九月三十日までの間

||第 六 項|適格分社型分割等 第六項適格分社型分割等に適格分割型分割に係 |第六項||第六十八条の九十二||第六十八条の九十二 一号 係る分割法人等の分る分割法人の分割前 号 割等前十年内事業年 第五項第三号 第六項第二号 適格分割型分割 十年内事業年度

第一

第二号 係る分割法人等の分る分割法人の分割前 第六項適格分社型分割等に適格分割型分割に係 <u>号</u>第五項 割等前十年内事業年十年内事業年度 分割法人等 適格分社型分割等 第六項 分割法人

第二号第五項 第六項第六十八条の九十二 第二 第六項適格分社型分割等 口 号 |当該特定外国子会社||同項の外国法人 当該特定外国子会社法第六十八条の九十 分割法人等 分割法人等 適格分社型分割等 一第六十八条の九十二 適格分割型分割 適格分割型分割 第六項 分割法人 分割法人 第六項の外国法

号」と読み替えるものとする。

第一号」と、「第六十六条の八第十一項第一号」

号」とあるのは「第三十九条の百十六第二項

三十四条第八項中「第六十六条の八第一項」と

「課税対象留保金額」とあるのは「個別課税対

について準用する。この場合において、附則第

定する個別課税対象留保金額に係る改正法附則

とあるのは「第六十八条の九十二第十一項

6 に係る旧令第三十九条の百十九第六項の規定の 適用については、次の表の上欄に掲げる同条の に行われる分社型分割、 に掲げる字句とする。 規定中同表の中欄に掲げる字句は、 施行日から平成二十二年九月三十日までの間 現物出資又は事後設立 同表の下欄

|第六項第第六十八条の九十|第六十八条の九十| |第六項第当該特定外国子会法第六十八条の九十 第六項 |第六項第||第六十八条の九十 第六項第当該特定外国子会法第六十八条の九十 一号イ 一号イ 一号ロ 号口 第六十八条の九十第六十八条の九十 社等 社等 当該特定外国子会同項の外国法人 一第五項第三号 一第五項 一第五項 第六十八条の九十 第六項第三号 第六項 一第六項の外国法 一第六項の外国法人

第六項第六十八条の九十 当該特定外国子会社法第六十八条の九十 分割法人等 |第六十八条の九十 分割法人 第六項の外国法人

附則第三十四条第八項の規定は

一年法律第十

|当該特定外国子会|同項の外国法人

|当該特定外国子会社||同項の外国法人 適格分割型分割 象留保金額」と、「第三十九条の十六第二項第 第百十九条第九項に規定する政令で定める金額 の一部を改正する法律(平成二十 あるのは「第六十八条の九十二第一項」と、 法」という。)第六十八条の九十二第一項に規 置法(次項及び次条において「平成二十一年旧 三号)第五条の規定による改正前の租税特別措

8 項第一号」と読み替えるものとする。 則第三十四条第九項中「第六十六条の八第一 附則第百十九条第九項に規定する政令で定める 定により同条第一項に規定する個別課税済留保 別課税済留保金額(同条第二項又は第三項の規 年旧法第六十八条の九十二第一項に規定する個 済留保金額」と、「第六十六条の八第十一項第 と、「課税済留保金額」とあるのは「個別課税 項」とあるのは「第六十八条の九十二第一項」 金額について準用する。この場合において、附 金額とみなされたものを含む。)に係る改正法 一号」とあるのは「第六十八条の九十二第十一 附則第三十四条第九項の規定は、平成二十一

句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 第十一項の規定の適用については、次の表の上 に行われる合併に係る新令第三十九条の百十九 欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字 施行日から平成二十二年九月三十日までの間

の項 第四項第一号 第十一項の表同項第 業年度 業年度 同条第十三項 合併等前二 合併等前十年內事 一号 一年内事合併前二 業年度 合併前-第六十八条の 第六十八条の 十二第五項第 業年度 一第十三項 十年内事 一年内事 九 九

												6	51
上欄のま十 項の表 第一 の 表 第一 の の の の の の の の の の の の の の の の の の		合事等	項の項を対する場所である。現の項を対して、現の項を対して、関係では、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	項 第 二 号 任 合 度	[ 年 合	度年合	度年合	の項 男 男 男 一 号 第 一 号 一 号	十一項同ばる字句は	10 に行われる公 に行われる公	<u> </u>	項の項の表	第四項第二号業
項	年二は事業 円 は事業 円 内割年	等前 年度 十年内 割	又は分割 併等前十分割前	内 事業 年	内 事業 年 分割並	内事業年 分割並	内事業年 分割並	六項	児第一号  同条窓  同表の下欄に掲げる同条の規	一項の規定の適分割型分割に係ら平成二十二年	前二年内事業年度 、会併等前二年内事 、会併等前二年内事 前十年内事業年度	は十分年	会拼等前二年内 会并等前十年内
第五項の規定により読み十八号)附則第四十六条(平成二十二年政令第五の一部を改正する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令を		前二年内事業年度	則十年内事業年度	前二年内事業年度	前十年内事業年度	前二年内事業年度	前十年内事業年度	同条第六項第二号	- 一項同項第一号  同条第五項第二号	一項の規定の適用については、次の分割型分割に係る新令第三十九条のら平成二十二年九月三十日までの間	-度	等事合併前十年内	事
欄ののにほれる新規に掲げ	項 及 び ロ	第一	年分度年	項第二	第表 十	の 項 及 び ロ 号	第 一 六 項 号 第		度年分	度年分	の項第一号 ラララ		
す欄、九分	いた子上型子可いる平成二十二年	イ及びロ条	事等 業前 年二 分	ョ 事 等 前 モ 十	六 項 第 二 読		イ及びロ 一	二第み	内事 業 年	内事業年分	六 項 第 一 条 読	三後こ	特 規 替
。 「男や出資フに再後記式の表の上欄に掲げる同条の上欄に掲げる同条で上欄に掲げる同条である。 「別では、同表の下である。」 「別では、同表の下である。」	かけ でくな事を	みが4 の百十九第六項第二号 2替え後の旧令第三十九	割前二年内事業年度	分割前十年内事業年度	の百十九第六項第二号語を入後の旧令第三十九	及びロ	(の百十九第六項第一号を替え後の旧令第三十九分号において同じ。)	二年内事業年度をいう。第二号に規定する分割前み替えられた同条第六項	十三項の公第六十	割前十年内事業年度		十九条の百十九第六項の旧令」という。)第の頃において「読替え	別措置法施行令(以下定による改正前の租税えられた同令第一条の
第	イ第	第十一項の表第	十一及ガロ軍	· Ø1 —	可項の表	第十一項の項の	項の	第十一項の表			第十一項の夷の	3	の頃第三号第十一項の表
)外国関係法人新法第六十八 新法第六十八			六 及 - 項 び <del>見</del> 読 イ 条	. 곳ㅣ -	大項	第第二	第九八条 六二 項二 項第	第 六 十 第 六 九 条 の 旧	の別定	え六八	第六項 租税 の税	項条三項第第	条第
人の施行日以後に開始す、九条の百二十の二第一項、九条の百二十の二第一項、五条の百二十の二第七項が、	「係る特定」	の旧令第八第六項	旧第	が日第	2017年に第二十九日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	条第六項第三号	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	六十八条の九十二第六条の百十九第六項 という。)第三十	の項において「読替え後別措置法施行令(以下こ定による改正前の租税特	られた同令第一条の規境の規定により読み替り)附則第四十六条第	(平成二十二年政令第五十の 一部 を改 正する 政令和税特別措置法施行令等	第三号	第六十八条の九十二第十項第三号
の課税の収得のは関連は親法人による連結完全第四十八条 新令第三十九条の百五の二第一項に規定は、新法第六十八条の百五の二第一項に規定は、新法第六十八条の百五の二第一項に対している。	関連結よ− 十項第 一号」	第一項」と、「特定外国子会社等」とある第一項」と、「特定外国子会社等」とあるは「平成二十一年旧法第六十八条の九十三の九十二第三項」と、「同条第一項」とあ	り読み替えられた平成二十一年旧法第六十八「第三項」とあるのは「同条第三項の規定に金額」とあるのは「個別課税済留保金額」・十八条の九十三の八第一項」と、「課税済留	中「第六十六条の八第一項」とあるのは項に規定する政令で定める金額について	のを含む。)に係る改正法附別に規定する個別課税済留保金の	対二十一手日去角で十八条の 旧法第六十八条の九十二第三 三項の規定により読み替えら	の国川県党等智品を頂(可会 年旧法第六十八条の九十三の 年旧法第六十八条の九十三の規	四第十頁第一号」と読み替えるものとする。 項第一号」とあるのは「第六十八条の九十三六第二項第一号」と、「第六十六条の八第十第二項第一号」とあるのに「第三十十条の音	高に見らした。 いっこうは「第三十九条ののは「特定外国法人」と、「第三十九条の象留保金額」と、「特定外国子会社等」と一課税対象留保金額」とあるのは「個別課	_	二十条第七項に規定する政令る個別課税対象留保金額に係年旧法第六十八条の九十三の別第三十匹条第八項の規	定同係に項法	八条の九十三の二第一項国関係法人の判定につい業年度における同項に規
出る二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	は	(で) とある 八条の九十三 第一項」とある	年旧法の第三項の	項」とあるのは「第附則第三十四条第九の金額について準用	則第百二額とみ,	1.項れまれまれません 現れません 現れません 現れません おままれま しゅうしゅう	等に 東京 に こう に こう に こう に こう に こう	おもの条件 十六条の	身に一よぎので 第三十九条の十十会社等」とあ のは「個別課税	の八第一項」とれて、附則第一項	る正元	別による。 外国関係	に規定する外見て適用し、旧場定する政令でで

党定する政令で定める外国関係法人の判 施行日前に開始した事業年度における 《の九十三の二第一項に規定する外国関 |係法人の判定について適用し、旧法第 ては、なお従前の例による。 度における同項に規定する政令で定め

とあるのは「第六十八条の九十三の四国法人」と、「第六十六条の八第十一項と、「特定外国子会社等」とあるのは 名三十四条第八項の規定は、平成二十一 ||二十一年旧法第六十八条の九十三の八 コ゚)に係る改正法附則第百二十条第七 、る個別課税済留保金額とみなされたも 象留保金額」とあるのは「個別課税対 第六十八条の九十三の八第一項」と、 /項中「第六十六条の八第一項」とある//する。この場合において、附則第三十 「えられた平成二十一年旧法第六十八条」 こあるのは「個別課税済留保金額」と、 )場合において、附則第三十四条第九項 でする政令で定める金額について準用す 年旧法第六十八条の九十三の八第一項八十八条の九十二第三項の規定により平定により読み替えられた平成二十一年 『税済留保金額(同条第二項又は同条第 六十八条の九十三の八第一項に規定す |三十四条第九項の規定は、平成二十| 2」とあるのは「第六十八条の九十三の 《第一号」と、「第六十六条の八第十一 『定外国法人』と、「第三十九条の十六 **並額」と、「特定外国子会社等」とある** 7七項に規定する政令で定める金額につ |税対象留保金額に係る改正法附則第百 六十八条の九十三の八第一項に規定す |第三項」と、「同条第一項」とあるの 九十三の八第一項」と、「課税済留保 (第一号」と読み替えるものとする。 十六条の八第一項」とあるのは「第六 とあるのは「同条第三項の規定によ | 号」とあるのは「第三十九条の百十

2定組合員又は特定受益者に該当する連 、又は当該連結親法人による連結完全支 新法第六十八条の百五の二第一項に規 新令第三十九条の百二十五第二項の

人の組合事業等による損失がある場合

配関係にある連結子法人の平成二十二年十月一配関係にある連結子法人の可日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従いて適用し、旧法第六十八条の百五の二第一項に規定する特定組合員又は特定受益者に該当する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の平成二十二年十月一配関係にある連結子法人の平成二十二年十月一配関係にある連結子法人の平成二十二年十月一配関係にある連結子法人の平成二十二年十月一配関係にある連結子法人の平成二十二年十月一

2 新令第三十九条の百二十五第四項及び第八項から第十項までの規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結そ法人の平成二十二年十月一日以後に行われる分割又は現物分配によるこれらの規定に規定する組合契約に係る組合員たる地位又は信託の受益者たる地位の承継について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に行われた分割型分割、分社型分割又は軍後設立による旧令第三十九条の百二十五第四項及び第八項から第十項までに規定する組合契約に係る組合員たる地位又に規定する組合契約に係る組合員たる地位又は信託の受益者たる地位の承継については、なは信託の受益者たる地位の承継については、なは信託の受益者たる地位の承継については、なは信託の受益者たる地位の承継については、なは信託の受益者たる地位の承継については、ない。

 新令第三十九条の百二十六第一項の規定は、 新法第六十八条の百五の三第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人の正式 に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結手業年度分の法人税について適用し、旧法第六十八条の百五の三第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に終了した連結事業年度分の法人税について終了した連結事業年度分の法人税について終了した連結事業年度分の法人税について、

本 新令第三十九条の百二十六第三項、第六項及 び第七項の規定は、連結親法人又は当該連結親 は現物分配による正れらの規定に規定する有限 は現物分配によるこれらの規定に規定する有限 は現物分配によるこれらの規定に規定する有限 について適用し、連結親法人又は当該連結親法 について適用し、連結親法人又は当該連結親法 について適用し、連結親法人又は当該連結親法 は現物分配による旧令第三十九条の百二十六第三 項、第六項及び第七項に規定する有限 は現物分配による旧令第三十九条の百二十六第三項、第六項及 は、なお従前の例による。

亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。) 第四十九条 施行日前に贈与(贈与をした者の死(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

との間に同号への支配関係がある法人が会社法 号の規定の適用については、次に定めるところ 四第二項及び同条第十一項において準用する平 ときにおける平成二十三年新法第七十条の七の る医療法人をいう。) の株式又は出資を有する る改正後の租税特別措置法施行令(以下次項ま 別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成 該当するものに限る。)又は医療法人(租税特 規定する外国会社(当該会社の特別関係会社に 以下この項において同じ。)であって当該会社 係る会社又は当該会社の特別関係会社(同条第 用を受ける場合において、当該非上場株式等に という。)第七十条の七の四第一項の規定の適 限る。)に伴い当該非上場株式等について同法 改正法施行日」という。)以後における死亡に の日(次項及び第三項において「平成二十三年 る法律(平成二十三年法律第八十二号)の施行 の整備を図るための所得税法等の一部を改正す の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制 当該非上場株式等の贈与をした者の死亡(現下 定の適用を受けている同項の経営承継受贈者が 第五十五条第二項において「非上場株式等」と に規定する非上場株式等(以下この項及び附則 成二十三年新法第七十条の七の二第十四項第十 十三年新令第四十条の八の二第十三項に規定す 四十条の八の三第八項において準用する平成二 でにおいて「平成二十三年新令」という。)第 (平成十七年法律第八十六号) 第二条第二号に 二項第一号ハに規定する特別関係会社をいう。 (以下第三項までにおいて「平成二十三年新法. 第十七条の規定による改正後の租税特別措置法 いう。)について旧法第七十条の七第一項の規 により取得した旧法第七十条の七第二項第二号 一十三年政令第百九十九号)第一条の規定によ 2

るものとみなす。 第一号への規定の適用については、当該会社第一号への規定の適用については、当該会社平成二十三年新法第七十条の七の四第二項

のは「場合には、所得税法等の一部を改正すれる。」とある「場合には、同項の規定の適用に係る」とある所法第七十条の七の四第二項第四号イ中「場所は第七十条の七の四第二項第四号イ中「場所の規定の適用については、平成二十三年新法第七十条の七の二第十四項第二項工程、工成二十三年新法第七十条の七の四第二項

ころにより計算した価額に」とする。た価額に」とあるのは「財務省令で定めると 項の規定の適用に係る贈与により取得をしたる改正前の租税特別措置法第七十条の七第一 一部を改正する法律(平成二十二年法律第六等が当該株式等」とあるのは「所得税法等の 定相続承継会社の」と、「当該認定承継会社等」と、「認定承継会社の」とあるのは「認継会社等」とあるのは「認定相続承継会社 用に係る贈与により取得をした非上場株式等税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適 日前に同法第十八条の規定による改正前の租る法律(平成二十二年法律第六号)の施行の 他政令で定める法人の株式等」と、「計算し 当該認定相続承継会社等が当該外国会社その 定相続承継会社の株式等の価額を基礎とし、 非上場株式等の当該贈与の時における当該認 号)の施行の日前に同法第十八条の規定によ のは「認定相続承継会社との」と、「「認定承 承継会社」と、「認定承継会社との」とある るのは「認定相続承継会社又は当該認定相続 とあるのは「特例相続非上場株式等」と、 の当該」と、平成二十三年新法第七十条の七 の二第十四項第十号中「特例非上場株式等」 「認定承継会社又は当該認定承継会社」とあ

係る会社又は当該会社の特別関係会社(同条第において、当該選択特定受贈同族会社株式等に 等に係る同項に規定する特定贈与者が平成二十を受ける場合(当該選択特定受贈同族会社株式 贈同族会社株式等について同項の規定により平業用資産相続人等が同項に規定する選択特定受 号に掲げる要件のすべてを満たす同項の特定事 年改正法」という。) 附則第六十四条第二項各 規定の適用については、 第七十条の七の二第二項及び第十四項第十号の は出資を有するときにおける平成二十三年新法 療法人(平成二十三年新令第四十条の八の二第 特別関係会社に該当するものに限る。)又は医 第二条第二号に規定する外国会社(当該会社の との間に同号ホの支配関係がある法人が会社法 以下この項において同じ。)であって当該会社 二項第一号ハに規定する特別関係会社をいう。 三年改正法施行日以後に死亡する場合に限る。) 十三項に規定する医療法人をいう。)の株式又 成二十三年新法第七十条の七の二の規定の適用 年法律第十三号。次項において「平成二十 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十 次に定めるところによ

得をした非上場株式等の当該相続の開始の時項の規定の適用に係る相続又は遺贈により取 定する選択特定受贈同族会社株式等の当該贈四条第二項の贈与により取得をした同項に規 価額にそれぞれ百分の二十」とする。 他政令で定める法人の株式等」と、「計算し 基に当該認定承継会社等が当該外国会社その 成二十一年法律第十三号)の施行の日前に同 のは「所得税法等の一部を改正する法律(平 「当該認定承継会社等が当該株式等」とある 法人の株式等」と、「価額。」とあるのは「価継会社等が当該外国会社その他政令で定める 株式等の当該相続の開始の時における当該認 に係る相続又は遺贈により取得をした非上場価額を基に計算した価額と前項の規定の適用 与の時における当該認定承継会社の株式等の 律第十三号)の施行の日前に同法附則第六十 法等の一部を改正する法律(平成二十一年法 継会社等が当該株式等」とあるのは「所得税 第五号及び第十四項第十号の規定の適用に た価額に百分の二十」とあるのは「計算した における当該認定承継会社の株式等の価額を 社の株式等の価額を基に計算した価額と第一 式等の当該贈与の時における当該認定承継会 法附則第六十四条第二項の贈与により取得を 額との合計額。」と、同条第十四項第十号中 定承継会社の株式等の価額を基に当該認定承 いては、同条第二項第五号イ中「当該認定 した同項に規定する選択特定受贈同族会社株 平成二十三年新法第七十条の七の二第二項

3 前項の規定は、平成二十一年改正法附則第六十四条第七項各号に掲げる要件のすべてを満たす同項の特定受贈者が同項に規定する選択特定同族株式等について同項の規定により平成二十三年新法第七十条の七の二の規定の適用を受ける場合(当該選択特定同族株式等階与者が平成二十三年規定する特定同族株式等贈与者が平成二十一年改正法附則第六ついて準用する。

二十三年一月一日以後にその直系尊属からの贈同条第二項第一号に規定する特定受贈者が平成旧法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた旧。

条の規定は、適用しない。 五号に規定する住宅取得等資金については、同 与により取得をする新法第七十条の二第二項第

(登録免許税の特例に関する経過措置)

別措置法施行令の一部を改正する政令附則第四第五十一条 第二条の規定による改正後の租税特 定によりなおその効力を有するものとされる旧第五十条 改正法附則第百二十五条第十一項の規 則第四十四条第四項に規定する申請について 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附 施行日前に行った第二条の規定による改正前の う同項に規定する申請について適用し、法人が 十四条第四項の規定は、法人が施行日以後に行 の一部改正に伴う経過措置) 条の四の規定は、なおその効力を有する。 法第八十三条の四の規定に基づく旧令第四十三 (租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

令の一部改正に伴う経過措置) (租税特別措置法施行令等の一部を改正する政 は、なお従前の例による。

第五十五条 前条の規定による改正後の租税特別 月一日以後に行う合併により同項に規定する特 十三条第四項の規定は、法人が平成二十二年十措置法施行令等の一部を改正する政令附則第二 ては、なお従前の例による。 戻しの全部を行わないこととなった場合につい 二十三条第四項に規定する特定電子計算機の買 別措置法施行令等の一部を改正する政令附則第 った合併又は分割型分割により改正前の租税特 なった場合について適用し、法人が同日前に行 定電子計算機の買戻しの全部を行わないことと

四項及び第十項の規定は、施行日以後に死亡す 特定受贈同族会社株式等をいう。以下この項に 贈同族会社株式等(同条第二項に規定する選択 得をした非上場株式等とみなされる選択特定受 を含む。以下この項において同じ。)により取 条第二項又は第七項の規定により相続又は遺贈者をいう。以下この項において同じ。)から同 者(同条第七項に規定する特定同族株式等贈与 条第二項に規定する特定贈与者をいう。以下こ 律(平成二十一年法律第十三号)附則第六十四 る特定贈与者(所得税法等の一部を改正する法 行令等の一部を改正する政令附則第四十三条第 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与 前条の規定による改正後の租税特別措置法施 いて同じ。)又は選択特定同族株式等(同条 項において同じ。)又は特定同族株式等贈与 | 第一条 この政令は、平成二十三年十月一日

会社株式等又は選択特定同族株式等に係る相続た非上場株式等とみなされた選択特定受贈同族 七項の規定により相続又は遺贈により取得をし 以下この項において同じ。)に係る相続税につ 第七項に規定する選択特定同族株式等をいう。 税については、なお従前の例による。 は特定同族株式等贈与者から同条第二項又は第 いて適用し、施行日前に死亡した特定贈与者又

次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

第一条中租税特別措置法施行令第四条の

### 九 附 六 号 則 (平成二二年九月一〇日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日 十三年一月一日)から施行する。 (平成)

附 〇六号) 則 (平成二二年九月二九日政令第1

法律の一部の施行の日(平成二十二年十月 日)から施行する。 この政令は、雇用保険法等の一部を改正する

八号) 附 則 (平成二三年三月三一日政令第八

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日 施行する。 から

附 号) 則 (平成二三年三月三一日政令第九

この政令は、 平成二十三年四月一日から施行

二号) 附 則 (平成二三年三月三一日政令第九

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日 施行する。 から

(施行期日) 六 附 六 号 則 (平成二三年六月一〇日政令第 抄

九九号) 則

(平成二三年六月三〇日政令第

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定 める日から施行する。 (施行期日) た

十三年十月一日 の改正規定並びに附則第三条の規定 十二の改正規定及び同令第三十九条の百十二 の二第十二項の改正規定、同令第三十九条の 第一条中租税特別措置法施行令第四条の六 平成二

> 第一十五条の八第十三項の表第百二十七条第二十五条の八第十三項の表第百二十十条第一項の項の改正規定(同表第百二十一条第一項の項ので)」とあるのは「個人」とし」に改めるじ。」とあるのは「個人」とし」に改める 分に限る。) に限る。) の規定 二十七条第一項の改正規定並びに同令第二 の改正規定(同条第五項の表第百二十一条 十一の改正規定、同令第二十六条の二十三 二第二十項の改正規定、同令第二十六条の 項及び第十八項並びに第二十五条の十二の 正規定、同令第二十五条の十一の二第十七の改正規定、同令第二十五条の十の十の改第一項及び第二項並びに第百五十五条の項 非居住者をいう。以下この項において同 あるのは「個人」とし」を「非居住者(第 分並びに同条第二十五項中「非居住者」と 「、第四十二条の二の二及び」に改める部 十七条の三の改正規定並びに附則第三十六 十六条の二十六第九項の改正規定、 第一項の項に係る部分を除く。)、同令第一 八第三項の改正規定、同令第二十六条の二 (非居住者に対する課税の方法) に掲げる 百六十四条第一項第一号から第三号まで 三項、第四項及び第七項第二号イに係る部 五十五条及び第二百三十二条の項の改正規 (第一条第一号の改正規定 (「及び」を 同令第十九条の三の改正規定(同条第 同令第

二百六十二条第一項及び第二項の項及び第改正する政令附則第二十六条第二項の表第 及び第二項の項の改正規定 二十八条第四項の表第二百六十二条第一項 第二条中租税特別措置法施行令の一部を

三 第一条中租税特別措置法施行令第二十五条 兀 の七の改正規定、同令第二十五条の十四第十四第二項の改正規定、同令第二十五条の十三 第十一条の規定 平成二十六年一月一日 の十三の改正規定、同令第二十五条の十三の 十四の二第五項第七号の改正規定並びに附則 五項第七号の改正規定及び同令第二十五条の 第一条中租税特別措置法施行令第六条の七 (同条第七項に係る部分を除く。)

> 律の整備に関する法律(平成二十二年法律第 障害者等の地域生活を支援するための関係法 障害保健福祉施策を見直すまでの間において 制度改革推進本部等における検討を踏まえて 令第三十九条の六十一の改正規定 障がい者 施行の日 七十一号)附則第一条第三号に掲げる規定の 同令第二十九条の二の二の改正規定及び

る部分を除く。)、同令第四条の七の二の改一項の項及び第百二十一条第一項の項に係

正規定、同令第十九条第二十三項の表第百

五 第一条中租税特別措置法施行令第七条(見 する法律(平成二十三年法律第三十二号)の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正 出しを含む。)の改正規定、同令第二十九条 施行の日 五項及び第二十九条第三項の規定 正規定並びに附則第四条第四項、第十九条第 第三十九条の六十三(見出しを含む。)の改 の四(見出しを含む。)の改正規定及び同令 高齢者の

六 第一条中租税特別措置法施行令第十九条の る。)及び第二十一条第七項の表租税特別措令第三十六条の三第二項の項に係る部分に限 に次のように加える改正規定(租税特別措置置法施行令第三十九条の九十第六項の項の次 置法施行令第三十六条第五項の項の次に次の 及び同条第六号の次に二号を加える改正規定 節の三に係る部分に限る。)並びに附則第六 十四節の次に二節を加える改正規定(第十四(第三節の五に係る部分に限る。)及び同章第 条を加える改正規定、同令第二十五条の十の の四の改正規定、同令第十九条の三の次に一 第十九条の五を削る改正規定、同令第十九条 る改正規定、同条の改正規定(同条第三項及 三の見出しを削り、同条の前に見出しを付す 国籍企業による研究開発事業等の促進に関す 係る部分に限る。)に限る。)の規定 法施行令第三十九条の九十の三第二項の項に ように加える改正規定(租税特別措置法施行 第三十八条(第十六条第六項の表租税特別措 る改正規定 (第二十号に係る部分に限る。) を同条第十八号とし、同号の次に二号を加え 条、第十二条、第三十六条(第二条第十六号 三章第三節の三の次に二節を加える改正規定 の十四の二第五項第一号の改正規定、同令第 第十五項第一号の改正規定、同令第二十五条 二第七項の改正規定、同令第二十五条の十四 び第七項第二号イに係る部分に限る。)、同令 (第八号に係る部分に限る。) に限る。) 及び

号)の施行の日(平成二十四年十一月一日) る特別措置法(平成二十四年法律第五十五 十三年法律第八十一号)の施行の日 次に掲げる規定 総合特別区域法(平成一 第一条中租税特別措置法施行令第二十二

施行令第三十九条の九十の三第二項の項に 条の三第二項の項に係る部分を除く。)及 る部分のうち同条第二十号に係る部分を除 加える改正規定(同条第十六号を同条第十 係る部分を除く。)に限る。)の規定 のように加える改正規定(租税特別措置法 行令第三十九条の九十第六項の項の次に次 び第二十一条第七項の表租税特別措置法施 改正規定(租税特別措置法施行令第三十六 を除く。)に限る。)及び第三十八条(第十 える部分に限る。)及び同条第六号の次に 第六十八条の十五(第五項を除く。)」を加 く。)、同条第十二号の改正規定 (「第六十 八号とする部分及び同号の次に二号を加え 号を同条第十八号とし、同号の次に二号を の下に「、第四十二条の十一(第五項を除 規定(「第四十二条の十(第五項を除く。)」 定(第十四節の三に係る部分を除く。)並び同章第十四節の次に二節を加える改正規 三十九条の四十五に係る部分に限る。)及 の四十四の次に二条を加える改正規定(第 三十九条の五の改正規定、同令第三十九条 章第三節の三の次に二節を加える改正規定 七条の十一に係る部分に限る。)、同令第三 の十の次に二条を加える改正規定(第二十 条の八の改正規定、同令第二十六条の二十 十六条第五項の項の次に次のように加える 六条第六項の表租税特別措置法施行令第三 八条の十四(第五項を除く。)」の下に「、 く。)」を加える部分に限る。)、同条第十六 びに附則第三十六条(第二条第二号の改正 八の三第八項の改正規定、同令第二十七条 二号を加える改正規定(第八号に係る部分 (第三節の五に係る部分を除く。)、同令第

第二号」に改める部分に限る。)及び同令定(「第二十三項第二号」を「第二十四項 附則第四十条第五項の改正規定(「第二十 改正する政令附則第十六条第七項の改正規 四項第二号」を「第二十五項第二号」に改 める部分に限る。) 第二条中租税特別措置法施行令の一部を

0) 第一条中租税特別措置法施行令第二十八条 六第一項の改正規定 (「第四十四条の三第

> 四十八号)の施行の日(平成二十三年七月一 の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 再生及び産業活動の革新に関する特別措置法 第四十二条の七第一項第一号の改正規定並び 同令第三十九条の五十一の改正規定及び同令 四十四条の三第二項第一号」を「第四十四条 部分を除く。)、同条第三項の改正規定(「第 に附則第三十三条第一項の規定 産業活力の の二第二項第一号」に改める部分を除く。)、 項」を「第四十四条の二第一項」に改める

措置法の一部を改正する法律(平成二十三年条を加える改正規定 電気通信基盤充実臨時 令第三十九条の五十三の改正規定及び同条を 法律第五十九号) の施行の日 同令第三十九条の五十二とし、同条の次に一 とし、同条の次に一条を加える改正規定、同 の八の改正規定、同条を同令第二十八条の七 第一条中租税特別措置法施行令第二十八条

三年法律第二十四号)の施行の日 る。)及び同条第二項の改正規定 定民間都市再生事業計画」に改める部分に限 の三第一項の改正規定(「認定計画」を「認 特別措置法の一部を改正する法律(平成二十 第一条中租税特別措置法施行令第四十三条 都市再生

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の(所得税の特例に関する経過措置の原則) 規定による改正後の租税特別措置法施行令(以 十三年分以後の所得税について適用し、平成二下「新令」という。)第二章の規定は、平成二 十二年分以前の所得税については、なお従前の

特例に関する経過措置) (上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の

第三条 新令第四条の六の二第十二項の規定は、 条の六の二第十二項に規定する大口株主等が同 う。) 第十七条の規定による改正後の租税特別 日前に支払を受けるべき改正法第十七条の規定 別措置法施行令(以下「旧令」という。)第四 二第一項に規定する上場株式等の配当等につい 措置法(以下「新法」という。)第九条の三の 二十三年法律第八十二号。以下「改正法」とい ための所得税法等の一部を改正する法律(平成 状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る 同項に規定する大口株主等が平成二十三年十月 て適用し、第一条の規定による改正前の租税特 一日以後に支払を受けるべき現下の厳しい経済

四条の二第二項第一号に掲げる建築物について

場株式等の配当等については、なお従前の例に という。)第九条の三の二第一項に規定する上 による改正前の租税特別措置法(以下「旧法」|8

(個人の減価償却に関する経過措置)

は、個人がこの政令の施行の日(以下「施行第四条 新令第五条の十第二項及び第三項の規定 資産については、なお従前の例による。 条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一 て同じ。) をする新法第十一条第一項の表の第 日」という。)以後に取得等(取得又は製作若 しくは建設をいう。以下この項及び次項におい 一号の中欄に掲げる減価償却資産について適用

三号ロからニまでに掲げる事業並びに同項第四2 新令第六条の三(同条第五項第一号ロ及び第 令第六条の三第七項第一号から第五号までに定 個人が施行日以後に取得等をする同条第七項第 号に定める事業に係る部分に限る。) の規定は、 める減価償却資産については、なお従前の例に よる。 いて適用し、個人が施行日前に取得等をした旧 一号から第四号までに定める減価償却資産につ

にする同項の指定について適用し、施行目前に3 新令第六条の三第六項の規定は、施行目以後 した旧令第六条の三第六項の指定については、 なお従前の例による。

4 の規定に基づく旧令第七条の規定は、なおその おその効力を有するものとされる旧法第十四条 効力を有する。 改正法附則第三十一条第七項の規定によりな

個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十 第二項第一号に掲げる建築物について適用し、

7 四条の二第二項第二号に掲げる建築物について 個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十 日以後に取得又は新築をする新法第十四条の二 は、 第二項第二号に掲げる建築物について適用し、 なお従前の例による。

9

6 5 日以後に取得又は新築をする新法第十四条の二 の二(第二項第三号に係る部分に限る。)の規おその効力を有するものとされる旧法第十四条 効力を有する。 定に基づく旧令第七条の二の規定は、なおその 新令第七条の二第二項の規定は、個人が施行 改正法附則第三十一条第八項の規定によりな

は、なお従前の例による。 新令第七条の二第三項の規定は、個人が施行

個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十 第二項第三号に掲げる建築物について適用し、 日以後に取得又は新築をする新法第十四条の二 新令第七条の二第五項の規定は、個人が施行

四条の二第二項第四号に掲げる建築物について

なお従前の例による。

第五号に掲げる構築物については、なお従前 掲げる構築物について適用し、個人が施行日前 は新築をする新法第十四条の二第二項第四号に 限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得又 に取得又は新築をした旧法第十四条の二第二項 新令第七条の二第八項(第二号に係る部分に

施行日前に取得又は建設をした旧法第十五条第 規定する倉庫用建物等について適用し、個人が 後に取得又は建設をする新法第十五条第一項に 従前の例による。 一項に規定する倉庫用建物等については、 新令第八条第一項の規定は、個人が施行日 なお

の特例に関する経過措置) (特定の基金に対する負担金等の必要経費算入

第五条 新令第十八条の四第三項第九号の規定 業務に係る基金に充てるための負担金について 適用する。 は、個人が施行日以後に支出する同号に掲げる (特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使

第六条 附則第一条第六号に定める日から平成二 に関する経過措置) による株式の取得に係る経済的利益の非課税等

条第二十三項」とあるのは「前条第二十五項」 と、「同条第十九項及び第二十項」とあるの は「前条第二十一項及び第二十二項」と、「前 同項中「前条第十九項及び第二十項」とあるの 十九条の四第十五項の規定の適用については、 十三年十二月三十一日までの間における新令第 (個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措 「同条第二十一項及び第二十二項」とする。

第七条 新令第二十五条第七項の規定は、個人が 施行日以後に行う新法第三十七条第一項の表の ついては、なお従前の例による。 第一号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用 し、個人が施行日前に行った旧法第三十七条第 一項の表の第一号の上欄に掲げる資産の譲

2 第十一項第二号から第八号までに掲げる区域内 にある旧法第三十七条第一項の表の第七号の 個人が施行日前に取得をした旧令第二十五条

欄に掲げる資産については、 なお従前の例によ

3 条第一項の表の第十号の下欄に掲げる資産につ 表の第六号の下欄に掲げる資産について適用 行日以後に取得をする新法第三十七条第一項の げる資産については、なお従前の例による。 旧法第三十七条第一項の表の第九号の下欄に掲 第十二項第二号ハ及びニに掲げる地域内にある 新令第二十五条第十二項の規定は、個人が施 個人が施行日前に取得をした旧令第二十五条 個人が施行日前に取得をした旧法第三十七

得計算等の特例等に関する経過措置) (特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所

いては、なお従前の例による。

第八条 新令第二十五条の十の二第十五項 (第四 号に係る部分に限る。)、第十七項及び第十八項 式等については、なお従前の例による。 の特定口座に受け入れた同号に規定する上場株 する贈与、相続又は遺贈により施行日前に同号 旧令第二十五条の十の二第十五項第四号に規定 る同号に規定する上場株式等について適用し、 により施行日以後に同号の特定口座に受け入れ の規定は、同号に規定する贈与、相続又は遺贈

係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に行 に係る部分に限る。) の規定は、施行日以後の 上場株式等については、なお従前の例による。 株式無償割当てにより取得した同号に規定する 第二十五条の十の二第十五項第六号に規定する る上場株式等について適用し、施行日前に旧令 予約権無償割当てにより取得する同号に規定す われる同号に規定する株式無償割当て又は新株 新令第二十五条の十の二第十五項(第十二号 新令第二十五条の十の二第十五項(第六号に 2

号に係る部分に限る。)及び第二十項から第二 取得する同号に規定する上場株式等について適 ついては、なお従前の例による。 生により取得した同号に規定する上場株式等に 五項第十二号に規定する行使又は取得事由の発 用し、施行日前の旧令第二十五条の十の二第十 同号に規定する行使又は取得事由の発生により 新令第二十五条の十の二第十五項(第二十二

いて適用する 口座に受け入れる同号に規定する割当株式につ 十三項までの規定は、施行日以後に同号の特定 (特定口座継続適用届出書等に関する経過措置)

第九条 新令第二十五条の十の五第三項(第二号 に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に

> 規定する上場株式等については、なお従前の例 規定する株式無償割当てにより取得した同号に われた旧令第二十五条の十の五第三項第二号に する上場株式等について適用し、施行日前に行 行われる同号に規定する株式無償割当て又は新 株予約権無償割当てにより取得する同号に規定

座に関する帳簿書類の整理保存に関する経過措 (金融商品取引業者等の営業所における特定口

第十条 新令第二十五条の十の九第二項、第四項 は受理をする場合について適用する。 定に規定する金融商品取引業者等の営業所の長 及び第六項の規定は、施行日以後にこれらの規 がこれらの規定に規定する通知、確認、提出又 2

得等の非課税に関する経過措置) (非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所

第十一条 新令第二十五条の十三第九項(第二号 る。 する同号に規定する上場株式等について適用す 償割当て又は新株予約権無償割当てにより取得 に係る部分に限る。)の規定は、平成二十六年 一月一日以後に行われる同号に規定する株式無

する同号に規定する上場株式等について適用す 日以後に生ずる同号に規定する事由により取得 部分に限る。)の規定は、平成二十六年一月一 新令第二十五条の十三第九項(第九号に係る

(合併等により外国親法人株式の交付を受ける

第十二条 附則第一条第六号に定める日から平成 四項」とあるのは、「第二十五条の八の二第三 条の十四の二第五項第一号の規定の適用につい 第二十五条の十四第十五項第一号及び第二十五 二十五年十二月三十一日までの間における新令 場合の課税の特例等に関する経過措置) 項」とする。 ては、これらの規定中「第二十五条の八の二第

の特例に関する経過措置) (居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税

第十三条 新令第二十五条の十九第二項の規定 る部分適用対象金額に係る同条第一項に規定す 規定する適用対象金額又は同条第四項に規定す する課税対象金額又は同条第四項に規定する部 者の平成二十三年分以後の各年分の同項に規定 る外国関係会社の平成二十二年四月一日以後に 分課税対象金額を計算する場合の同条第一項に は、新法第四十条の四第一項各号に掲げる居住

> 平成二十二年分以前の各年分の同項に規定する る 関係会社の判定については、なお従前の例によ 国関係会社の同項に規定する政令で定める外国 分適用対象金額に係る同条第一項に規定する外 税対象金額を計算する場合の同条第一項に規定 課税対象金額又は同条第四項に規定する部分課 旧法第四十条の四第一項各号に掲げる居住者の で定める外国関係会社の判定について適用し、 開始した事業年度における同項に規定する政令 する適用対象金額又は同条第四項に規定する部

号に掲げる居住者の平成二十三年分以後の各年 二十一項の規定は、新法第四十条の四第一項各 額については、なお従前の例による。 計算する場合の同項に規定する部分適用対象金 分の同条第四項に規定する部分課税対象金額を 号に掲げる居住者の平成二十二年分以前の各年 額について適用し、旧法第四十条の四第一項各 計算する場合の同項に規定する部分適用対象金 分の同条第四項に規定する部分課税対象金額を 新令第二十五条の二十二の二第二十項及び第

法人に係る所得の課税の特例に関する経過措(特殊関係株主等である居住者に係る特定外国

第十四条 新令第二十五条の二十九第十二項及び 条第四項に規定する部分課税対象金額を計算す 部分課税対象金額を計算する場合の同項に規定 規定する特殊関係株主等である居住者の平成二 第十三項の規定は、新法第四十条の七第五項に る場合の同項に規定する部分適用対象金額につ ある居住者の平成二十二年分以前の各年分の同 四十条の七第五項に規定する特殊関係株主等で する部分適用対象金額について適用し、旧法第 十三年分以後の各年分の同条第四項に規定する いては、なお従前の例による。

控除に関する経過措置) (住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別

第十五条 新令第二十六条 (第五項及び第二十 る契約を締結した場合については、 五項に規定する認定長期優良住宅の新築等に係 宅の取得等又は同条第五項に規定する認定長期 行日以後に新法第四十一条第一項に規定する住 項に係る部分に限る。)の規定は、居住者が施 例による。 優良住宅の新築等に係る契約を締結する場合に 一条第一項に規定する住宅の取得等又は同条第 いて適用し、居住者が施行日前に旧法第四十 なお従前の

> の特別控除に関する経過措置) (公益社団法人等に寄附をした場合の所得税

第十六条 新法第四十一条の十八の三第一項各号 条第三項中「五年」とあるのは、「二年」とす 第一項及び第二項の規定の適用については、同 までの間における新令第二十六条の二十八の二 に掲げる法人の平成二十三年から平成二十五年 ることができる。

の特例に関する経過措置 (保険年金の保険金受取人等に係る更正の請求

第十七条 施行日から平成二十三年十二月三十一 日までの間における新令第二十六条の二十九の 六条第三項第四号」とする。 七十六条第六項第四号」とあるのは、 一第二項の規定の適用については、同項中「第 「第七十

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十八条 別段の定めがあるものを除き、新令第 法人税については、なお従前の例による。 た連結事業年度(同日以後に開始し、かつ、 用し、法人の同年四月一日前に開始した事業年 連結事業年度を除く。)分の法人税について適 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全 年四月一日以後に開始する事業年度(施行日 律第三十四号)第二条第八号に規定する人格の 三章の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法 行日前に終了する連結事業年度を含む。)分の 係にある連結子法人の同年四月一日前に開 法人又は当該連結親法人による連結完全支配関 度(同日以後に開始し、かつ、施行日前に終了 に開始する連結事業年度(施行日前に終了する 支配関係にある連結子法人の同年四月一日以後 に終了する事業年度を除く。)分の法人税及び ない社団等を含む。以下同じ。)の平成二十三 する事業年度を含む。) 分の法人税及び連結親 (法人の減価償却に関する経過措置)

定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製第十九条 新令第二十八条第二項及び第三項の規 減価償却資産については、 第四十三条第一項の表の第一号の中欄に掲げる 作若しくは建設をいう。以下この項及び次項に 表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産につい おいて同じ。)をする新法第四十三条第一項 て適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法 なお従前の例によ 0)

2 第四号に定める事業に係る部分に限る。) び第三号ロからニまでに掲げる事業並びに同 新令第二十八条の九(同条第五項第一号ロ及 の

従前の例による。 号までに定める減価償却資産については、なお した旧令第二十八条の九第七項第一号から第五 産について適用し、法人が施行日前に取得等を 七項第一号から第四号までに定める減価償却資 定は、法人が施行日以後に取得等をする同条第 9

いては、なお従前の例による。 前にした旧令第二十八条の九第六項の指定につ 以後にする同項の指定について適用し、 新令第二十八条の九第六項の規定は、 施行日 施行日

規定は、なおその効力を有する。 なおその効力を有するものとされる旧法第四十 六条の四の規定に基づく旧令第二十九条の三の なおその効力を有するものとされる旧法第四十 改正法附則第五十三条第十三項の規定により 改正法附則第五十三条第十一項の規定により 11

七条の規定に基づく旧令第二十九条の四の規定

等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 条第十二項中「法第六十八条の三十五第一項」 なおその効力を有する。この場合において、同 令第三十九条の六十四第七項」とする。 よりなおその効力を有するものとされる同令第 第百九十九号)附則第二十九条第四項の規定に 令等の一部を改正する政令(平成二十三年政令 十四第七項」とあるのは「租税特別措置法施行 十八条の三十五第一項」と、「第三十九条の六 七条の規定による改正前の租税特別措置法第六 りなおその効力を有するものとされる同法第十 八十二号)附則第六十八条第十四項の規定によ 勢に対応して税制の整備を図るための所得税法 とあるのは「現下の厳しい経済状況及び雇用情 の規定に基づく旧令第二十九条の五の規定は、 七条の二(第三項第三号に係る部分に限る。) なおその効力を有するものとされる旧法第四十 改正法附則第五十三条第十四項の規定により 条の規定による改正前の租税特別措置法施行 なおその効力を有する。 3 2 号の下欄に掲げる資産については、なお従前の内にある旧法第六十五条の七第一項の表の第七 の七第五項第二号から第八号までに掲げる区域 する経過措置)

用し、法人が施行目前に取得又は新築をした旧 条の二第三項第一号に掲げる建築物について適施行日以後に取得又は新築をする新法第四十七 については、なお従前の例による。 法第四十七条の二第三項第一号に掲げる建築物 新令第二十九条の五第一項の規定は、法人が

施行日以後に取得又は新築をする新法第四十七 新令第二十九条の五第二項の規定は、法人が (の二第三項第二号に掲げる建築物について適 法人が施行日前に取得又は新築をした旧

る部分に限る。) の規定は、

法人が施行日以後

及び第十三項の規定は、

については、なお従前の例による。 法第四十七条の二第三項第二号に掲げる建築物

10 条の二第三項第三号に掲げる建築物について適 行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条の 四号に掲げる構築物について適用し、法人が施 得又は新築をする新法第四十七条の二第三項第 分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取新令第二十九条の五第七項(第二号に係る部 法第四十七条の二第三項第四号に掲げる建築物 用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧 施行日以後に取得又は新築をする新法第四十七 については、なお従前の例による。 新令第二十九条の五第四項の規定は、法人が

第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等につ 条第一項に規定する倉庫用建物等について適用 施行日以後に取得又は建設をする新法第四十八 お従前の例による。 (法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関 いては、なお従前の例による。 し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法 新令第二十九条の六第一項の規定は、法人が

第二十条 新令第三十九条の七第二項の規定は、 法人が施行日以後に行う新法第六十五条の七第 ては、なお従前の例による。 の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税につい 行った旧法第六十五条の七第一項の表の第一号 係る法人税について適用し、法人が施行日前に 一項の表の第一号の上欄に掲げる資産の譲渡に

る。 欄に掲げる資産については、なお従前の例によ る旧法第六十五条の七第一項の表の第九号の下 の七第六項第二号ハ及びニに掲げる地域内にあ 法人が施行日前に取得をした旧令第三十九条

資産については、なお従前の例による。 施行日以後に取得をする新法第六十五条の七第 適用し、法人が施行日前に取得をした旧法第六 十五条の七第一項の表の第十号の下欄に掲げる 一項の表の第六号の下欄に掲げる資産について 新令第三十九条の九の二第一項(第一号に係 新令第三十九条の七第五項の規定は、法人が

(17) (日でいて) (17) (日本の) (17) (日本の) る所有隣接土地等の同項に規定する交換又は譲 渡に係る法人税については、なお従前の例によ に行った旧法第六十五条の十三第一項に規定す

二第三項第五号に掲げる構築物については、な 税の特例に関する経過措置)

外国関係会社の判定については、なお従前の例る外国関係会社の同項に規定する政令で定める る部分適用対象金額に係る同条第一項に規定す 規定する適用対象金額又は同条第四項に規定す 月一日前に終了した事業年度に係る同項に規定第一項各号に掲げる内国法人の平成二十三年四 社の判定について適用し、旧法第六十六条の六おける同項に規定する政令で定める外国関係会 分課税対象金額を計算する場合の同条第一項に する課税対象金額又は同条第四項に規定する部 成二十二年四月一日以後に開始した事業年度に

2 従前の例による。

法人が施行日前に取得をした旧令第三十九条

3 に規定する部分課税対象金額を計算する場合のの同日前に終了した事業年度に係る同条第四項 規定する部分適用対象金額について適用し、旧する部分課税対象金額を計算する場合の同項に後に終了する事業年度に係る同条第四項に規定 号に掲げる内国法人の平成二十三年四月一日以十一項の規定は、新法第六十六条の六第一項各 同項に規定する部分適用対象金額については、 法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人 なお従前の例による。 新令第三十九条の十七の二第二十項及び第二

第二十二条 国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措 (特殊関係株主等である内国法人に係る特定外 ·ling )見臣よ、斯宏第六十六条の九の新令第三十九条の二十の六第十二項

に行う新法第六十五条の十三第一項に規定する

(内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課

第二十一条 新令第三十九条の十四第二項の規定 に係る同条第一項に規定する外国関係会社の平額又は同条第四項に規定する部分適用対象金額 算する場合の同条第一項に規定する適用対象金 は同条第四項に規定する部分課税対象金額を計 事業年度に係る同項に規定する課税対象金額又 国法人の平成二十三年四月一日以後に終了する は、新法第六十六条の六第一項各号に掲げる内

物分配が行われる場合について適用し、施行日係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に現法第六十二条の五及び第六十二条の七の規定に、新令第三十九条の十五第一項第一号(法人税) 前に現物分配が行われた場合については、なお による。

る場合の同項に規定する部分適用対象金額につ 条第四項に規定する部分課税対象金額を計算す 内国法人の同日前に終了した事業年度に係る同 九の二第五項に規定する特殊関係株主等である 用対象金額について適用し、旧法第六十六条の 象金額を計算する場合の同項に規定する部分適 業年度に係る同条第四項に規定する部分課税対 法人の平成二十三年四月一日以後に終了する事 二第五項に規定する特殊関係株主等である内国

措置) いては、なお従前の例による。 (技術研究組合の所得計算の特例に関する経過

第二十三条 新令第三十九条の二十一の規定は、 究組合法第九条第一項の規定により賦課した金 資産について適用し、法人が施行日前に技術研 法第六十六条の十第一項に規定する試験研究用 り賦課する金額をもって取得又は製作をする新 法人が施行日以後に技術研究組合法 額をもって取得又は製作をした旧法第六十六条 六年法律第八十一号)第九条第一項の規定によ は、なお従前の例による。 の十第一項に規定する試験研究用資産について (昭和三十

例に関する経過措置) (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特

第二十四条 新令第三十九条の二十二第二項第十 号に掲げる業務に係る基金に充てるための負担 三号の規定は、法人が施行日以後に支出する同 金について適用する。

金算入の特例に関する経過措置) (認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損

第二十五条 第三項の認定の申請については、なお従前の例 が施行日前に行った旧法第六十六条の十一の二 の二第三項の認定の申請について適用し、法人 法人が施行日以後に行う新法第六十六条の十一 による。 新令第三十九条の二十三の規定は、

用情勢に対応して税制の整備を図るための地 の規定の適用については、同項第一号ハ中「地項の申請書を提出する場合における同条第一項 月一日までの間に新令第三十九条の二十三第四 けようとする法人が施行日から平成二十四 税法等の一部を改正する法律(平成二十三年 は「地方税法施行令等の一部を改正する政令 方税法第三十七条の二第一項第四号」とあるの (平成二十三年政令第二百二号) 附則第三条第 新法第六十六条の十一の二第三項の認定を受 項の規定により現下の厳しい経済状況及び

四条の七第三項の例により定めることができる 同条第一項第四号」とする。 令附則第五条第一項の規定により同法第三百十 三百十四条の七第一項第四号」とあるのは「同 ことができる同条第一項第四号」と、「同法第 方税法第三十七条の二第三項の例により定める 律第八十三号)第一条の規定による改正後の地

(特定目的会社に係る課税の特例に関する経過

第二十六条 法第十一条第二項に規定する新計画届出をした 施行日前に終了した事業年度分の法人税につい度分の法人税について適用し、特定目的会社の ものを除く。)の新令第三十九条の三十二の二 先出資をいう。)を発行した特定目的会社(同 流動化に関する法律第二条第五項に規定する優施行日前に二以上の種類の優先出資(資産の ては、なお従前の例による。 おいて同じ。)の施行日以後に終了する事業年 に規定する特定目的会社をいう。以下この条に る法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項 の規定は、特定目的会社(資産の流動化に関す 新令第三十九条の三十二の二第三項 4 3 2

置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十る旨(」とあるのは、「超える旨(租税特別措 三年政令第百九十九号)の施行の日以後に」と 第三項の規定の適用については、同項中「超え

関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号) については、なお従前の例による。 法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税 する事業年度分の法人税について適用し、投資 下この条において同じ。)の施行日以後に終了 第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以 の規定は、投資法人(投資信託及び投資法人に (投資法人に係る課税の特例に関する経過措置) 新令第三十九条の三十二の三第三項

関する経過措置) (特定目的信託に係る受託法人の課税の特例に

第二十八条 了した事業年度分の法人税については、 の二第一項に規定する受託法人の施行日前に終 用し、特定目的信託に係る旧法第六十八条の三 条の三の二第一項に規定する受託法人の施行日 下この条において同じ。)に係る新法第六十八 十九号の二ホに掲げる特定目的信託をいう。以 の規定は、特定目的信託(法人税法第二条第二 後に終了する事業年度分の法人税について適 新令第三十九条の三十五の二第三項 なお従 5

第二十九条 新令第三十九条の四十六第二項及び 中欄に掲げる減価償却資産については、なお従 欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結 設をいう。以下この項において同じ。)をする 施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建 第三項の規定は、連結親法人又は当該連結親法 た旧法第六十八条の十六第一項の表の第一号の 関係にある連結子法人が施行日前に取得等をし 親法人又は当該連結親法人による連結完全支配 新法第六十八条の十六第一項の表の第一号の中 人による連結完全支配関係にある連結子法人が

(連結法人の減価償却に関する経過措置)

なおその効力を有するものとされる旧法第六十 八条の三十三の規定に基づく旧令第三十九 前の例による。 六十二の規定は、なおその効力を有する。 改正法附則第六十八条第十一項の規定により

六十三の規定は、なおその効力を有する。 八条の三十四の規定に基づく旧令第三十九条の なおその効力を有するものとされる旧法第六十 改正法附則第六十八条第十三項の規定により

る。)の規定に基づく旧令第三十九条の六十四 の規定による改正前の租税特別措置法施行令第 税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法用情勢に対応して税制の整備を図るための所得 八条の三十五(第三項第三号に係る部分に限 なおその効力を有するものとされる旧法第六十 なおその効力を有するものとされる同令第一条 等の一部を改正する政令(平成二十三年政令第 第四十七条の二第一項」と、「第二十九条の五 第十七条の規定による改正前の租税特別措置法 律第八十二号)附則第五十三条第十四項の規定 項」とあるのは「現下の厳しい経済状況及び雇 おいて、同条第八項中「法第四十七条の二第一 の規定は、なおその効力を有する。この場合に 二十九条の五第十一項」とする。 百九十九号)附則第十九条第六項の規定により によりなおその効力を有するものとされる同法 改正法附則第六十八条第十四項の規定により 一項」とあるのは「租税特別措置法施行令

は新築をする新法第六十八条の三十五第三項第 配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又 結親法人又は当該連結親法人による連結完全支 にある連結子法人が施行日前に取得又は新築を 人又は当該連結親法人による連結完全支配関係 一号に掲げる建築物について適用し、 新令第三十九条の六十四第一項の規定は、 連結親法 連

6 二号に掲げる建築物について適用し、連結親法 結親法人又は当該連結親法人による連結完全支 げる建築物については、なお従前の例による。 した旧法第六十八条の三十五第三項第一号に掲 げる建築物については、なお従前の例による。 にある連結子法人が施行日前に取得又は新築を は新築をする新法第六十八条の三十五第三項第 配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又 (連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課 した旧法第六十八条の三十五第三項第二号に掲 人又は当該連結親法人による連結完全支配関係 新令第三十九条の六十四第二項の規定は、連

第三十条 新令第三十九条の百十四第二項の規定 判定については、なお従前の例による。 象金額又は同条第四項に規定する部分適用対象 を計算する場合の同条第一項に規定する適用対は同条第四項に規定する個別部分課税対象金額 した事業年度における同項に規定する政令で定国関係会社の平成二十二年四月一日以後に開始 連結法人の平成二十三年四月一日以後に終了す は、新法第六十八条の九十第一項各号に掲げる の同項に規定する政令で定める外国関係会社の 金額に係る同条第一項に規定する外国関係会社 年度に係る同項に規定する個別課税対象金額又 の平成二十三年四月一日前に終了した連結事業 第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人 める外国関係会社の判定について適用し、旧法 分適用対象金額に係る同条第一項に規定する外 する適用対象金額又は同条第四項に規定する部 税対象金額を計算する場合の同条第一項に規定 対象金額又は同条第四項に規定する個別部分課 る連結事業年度に係る同項に規定する個別課税 税の特例に関する経過措置)

2 日前に現物分配が行われた場合については、 現物分配が行われる場合について適用し、施行 お従前の例による。 に係る部分に限る。) の規定は、施行日以後に 税法第六十二条の五及び第六十二条の七の規定 新令第三十九条の百十五第一項第一号(法人 な

3 以後に終了する連結事業年度に係る同条第四項 各号に掲げる連結法人の平成二十三年四月一日 二十項の規定は、新法第六十八条の九十第一項 適用し、旧法第六十八条の九十第一項各号に掲 合の同項に規定する部分適用対象金額について に規定する個別部分課税対象金額を計算する場 げる連結法人の同日前に終了した連結事業年度 新令第三十九条の百十七の二第十九項及び第

第三十一条 る連結法人の平成二十三年四月一日以後に終了 十三の二第五項に規定する特殊関係株主等であ 項及び第十三項の規定は、新法第六十八条の 対象金額については、なお従前の例による。 国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措 金額を計算する場合の同項に規定する部分適用 に係る同条第四項に規定する個別部分課税対象 (特殊関係株主等である連結法人に係る特定外 新令第三十九条の百二十の六第十二

の例による。 定する部分適用対象金額については、 別部分課税対象金額を計算する場合の同項に規 た連結事業年度に係る同条第四項に規定する個 殊関係株主等である連結法人の同日前に終了し 法第六十八条の九十三の二第五項に規定する特 規定する部分適用対象金額について適用し、旧 個別部分課税対象金額を計算する場合の同項に する連結事業年度に係る同条第四項に規定する (相続税の特例に関する経過措置)

第三十二条 新令第四十条の七第六十九項、 従前の例による。 日前の期間に対応する延滞税については、 後の期間に対応する延滞税について適用し、同 第二十四項の規定は、平成二十三年四月一日以 十条の八の二第五十三項及び第四十条の八の三

第三十三条 新令第四十二条の六第一項(登録免許税の特例に関する経過措置)

いては、なお従前の例による。 定する認定がされた場合における同項各号に掲 げる事項についての登記に係る登録免許税につ 定する認定がされる場合における同項各号に掲 八号に定める日以後に新法第八十条第一項に規 に係る部分に限る。) の規定は、附則第一条第 いて適用し、同日前に旧法第八十条第一項に規 げる事項についての登記に係る登録免許税に (第一号

| 2 新令第四十三条の四第一項の規定は、施行日 受けた場合における同項に規定する建築物の所 の翌日以後に新法第八十三条第一項に規定する 有権の保存の登記に係る登録免許税について 登録免許税について適用し、同日前に旧法第八 国土交通大臣の認定を受ける場合における同項 十三条第一項に規定する国土交通大臣の認定を に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る なお従前の例による。

3 日の前日までの間における新令第四十三条の四 施行日の翌日から附則第一条第十号に定める

「第二十九条第一項第二号」とする。 「第二十九条第一項第一号」とあるのは、 項の規定の適用については、 同項第二号口

(航空機燃料税の特例に関する経過措置)

適用については、同項第一号中「場所ごとの数四十七年法律第七号)第十四条第一項の規定の四十七年法律第七号)第十四条第一項の規定の第三十四条 改正法附則第八十条第二項の規定の 率の異なるごとに区分した数量並びに税率の異量及びその合計数量」とあるのは「場所及び税 ごとに区分した課税標準数量」とする。 中「課税標準数量」とあるのは「税率の異なる なるごとに区分した合計数量」と、同項第二号

定の適用については、同令第五条第一号及び第十七年政令第五十七号)第五条及び第九条の規る場合における航空機燃料税法施行令(昭和四 機燃料の税率の異なるごとに、その数量」とす 三号中「航空機燃料の数量」とあるのは「航空 に区分した数量」と、同令第九条第二号及び第 二号中「数量」とあるのは「税率の異なるごと 改正法附則第八十条第二項の規定の適用があ

第三十五条 第三条の規定による改正後の租税特 令の一部改正に伴う経過措置) (租税特別措置法施行令等の一部を改正する政

別措置法施行令等の一部を改正する政令附則第

について適用し、平成二十二年分以前の所得税 十一条の規定は、平成二十三年分以後の所得税

しくは同条第七項に規定する特定同族株式等贈 附則第六十四条第二項に規定する特定贈与者若 の項において「平成二十一年改正法」という。) する法律(平成二十一年法律第十三号。以下こ に規定する贈与者又は所得税法等の一部を改正 については、なお従前の例による。 施行日前に死亡した旧法第七十条の七第一項

いては、なお従前の例による。規定する選択特定同族株式等に係る相続税につ る非上場株式等又は同条第二項に規定する選択 を改正する政令附則第四十九条第一項に規定す による改正前の租税特別措置法施行令等の一部より取得をしたものとみなされた第三条の規定 者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。) に 第七項の規定により相続又は遺贈(贈与をした 二十一年改正法附則第六十四条第二項若しくは与者から旧法第七十条の七の三第一項又は平成 2

二〇号 (平成二三年七月一五日政令第二

> 等の処理に関する法律等の一部を改正する法律 の施行の日(平成二十三年八月一日)から施行 この政令は、日本国有鉄道清算事業団の債務

## 二 附 五 号 則 (平成二三年七月二二日政令第1

(施行期日)

正する法律の施行の日(平成二十三年七月二十 五日)から施行する。 この政令は、 都市再生特別措置法の一部を改

## 則 (平成二三年八月三〇日政令第1

この政令は、公布の日から施行する。 〇 附 八 号 則 八二号) (平成二三年九月三〇日政令第三

(施行期日)

抄

第一条 この政令は、平成二十三年十月一日 施行する。 から

#### 附則 三一九号) (平成二三年一〇月一四日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日 施行する。 から

措置) (租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過

第五条 令の施行の日以後に終了する事業年度分の法人る認定特定非営利活動法人である法人のこの政 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律 法施行令第三十九条の二十三第一項の規定は、 税について適用する。 十六号)第六十六条の十一の二第一項に規定す 正後の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二 「改正法」という。)附則第九条の規定による改 (平成二十三年法律第七十号。 次項において 前条の規定による改正後の租税特別措置

なお従前の例による。項の書類の同項の規定による閲覧については、 を含む。)に係る前条の規定による改正前の租六十六条の十一の二第三項の認定を受けた法人 定による改正前の租税特別措置法(以下この項改正法の施行の日前に改正法附則第九条の規 税特別措置法施行令第三十九条の二十三第十四 (同日以後に改正法附則第十条第二項の規定に十六条の十一の二第三項の認定を受けた法人 基づきなお従前の例により旧租税特別措置法第 において「旧租税特別措置法」という。)第六

三三九号) (平成二三年一一月一六日政令第

律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 (平成二十三年十一月二十四日) から施行する。

のための金融商品取引法等の一部を改正する法

この政令は、資本市場及び金融業の基盤強化

# 三六三号) 則 (平成二三年一一月二八日政令第

(施行期日)

第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を に次条及び附則第三条の規定は、平成二十四年限る。)、第二十五条及び第二十七条の規定並び 三条(景観法施行令第六条第一号の改正規定に 条第一項及び第十八条の改正規定を除く。)、 規定の施行の日(平成二十三年十一月三十日) 四月一日から施行する。 に次条及び附則第三条の規定は、平成二十四 限る。)、第二十条から第二十二条まで、第二十 進に関する法律施行令第五十九条の改正規定に 九条(密集市街地における防災街区の整備の促 除く。)、第十四条、第十五条、第十八条、第十 条、第五条(道路整備特別措置法施行令第十五 高めるための改革の推進を図るための関係法律 六条、第九条、第十一条、第十二条、第十三条 から施行する。ただし、第一条、第三条、第四 (都市再開発法施行令第四十九条の改正規定を 整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる 第

### 七〇号) (平成二三年一二月二日政令第三 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 第一条 この政令は、平成二十三年改正法の施 だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定 の日(平成二十四年四月一日)から施行する。 (施行期日) 附則 八三号) (平成二三年一二月二日政令第三

める日から施行する。 六の改正規定、第五条の七の改正規定、第五条の五第八項の改正規定、第五条の改正規定、第五条の四とする改正規 規定、第十条に一号を加える改正規定、第二 規定、第六条の二(見出しを含む。)の改正 第五条の十一を削る改正規定、第六条の改正 条の八の改正規定、第五条の九の改正規定、 五条の四を削る改正規定、第五条の四の二の 改正規定、第五条の三第二項の改正規定、第 十七条の五を削る改正規定、第二十七条の五 の二の改正規定、 目次の改正規定、第一条の二第三項の表の 同条を第二十七条の五とす

規定、第二十五条の十の十に一項を加える改

正規定、第二十五条の十一の二の改正規

(同条第十九項第八号に係る部分を除く。)、

第二十五条の十二の二の改正規定(同条第二

える改正規定、第二十二条第一項の改正規 を加える改正規定、第十九条の四に一項を加 を含む。)の改正規定、第十九条の三に一項

定、第二十二条の八第二十七項第三号の改正

条の規定 平成二十四年四月一日 一項の改正規定、第三十九条の三十五第五項条の三十一第四項及び第三十九条の三十二第 改正規定、同章中第四節の二を第四節とし、の二第四項の改正規定、第三章第四節を削る 規定、第三十二条の四の改正規定、第三十三 第十二条の改正規定、第十二条の二(見出し 第二十条まで、第二十一条(第二条第八号の 条から附則第四条まで並びに附則第六条から の改正規定、第三十九条の百十八第九項の 規定、第三十九条の八十五(見出しを含む。) 項に一号を加える改正規定、第三十九条の 改正規定、第三十九条の五十二(見出しを含 規定、第三十九条の三十六第四項の改正 改正規定、第三十六条第五項及び第三十六条 条の四の改正規定、第三十三条の七(見出し 六項の表の改正規定を除く。)及び第二十三 改正規定を除く。)、第二十二条 (第十六条第 びに第四十七条第十一号の改正規定並びに次 正規定、第四十二条の六第一項の改正規定並 十一の改正規定、第三十九条の七十四の改正 む。)の改正規定、第三十九条の六十九第一 第三十九条の五十及び第三十九条の五十一の 改正規定、第三十九条の四十九の改正規定、 十二の改正規定、第三十九条の四十五の三の 九条の四十とする改正規定、第三十九条の四 定、第三十九条の四十を削る改正規定、第三 三十九条の十八第九項の改正規定、第三十九 第四節の三を第四節の二とする改正規定、第 を含む。)の改正規定、第三十五条第二項 出しを含む。)の改正規定、第三十条第一項 十八条の六の改正規定、第二十八条の七(見 改正規定、第二十八条の五の改正規定、第二 の八の改正規定、第二十七条の十三第二項 十九条の四十の二の改正規定、同条を第三十 に一号を加える改正規定、第三十二条の改正 る改正規定、第二十七条の七及び第二十七条 第四条の七の二に一項を加える改正規定 ©定、第三十九条の三十六第四項の改正規1改正規定、第三十九条の三十五の四の改正 0

条の二十一に一項を加える改正規定、第二十 年一月一日 正規定並びに附則第五条の規定 九条の百十二第十一項の次に一項を加える改 二第三項の改正規定、第三十九条の十二第十 に係る部分を除く。)、第二十六条の二十九の 六条の二十六の改正規定(同条第十項第八号 |項の次に一項を加える改正規定及び第三十 一項第八号に係る部分を除く。)、第二十六 平成二十五

規定 平成二十六年一月一日 第二十五条の十三の七に一項を加える改正

場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関す (エネルギー需給構造改革推進設備を取得した 号)の施行の日(平成二十四年十一月一日) る特別措置法(平成二十四年法律第五十五 国籍企業による研究開発事業等の促進に関す 項の表の改正規定に限る。) の規定 特定多 定に限る。)及び第二十二条(第十六条第六 びに附則第二十一条(第二条第八号の改正規 第三十六条の三の改正規定及び第三章第三 :の五中同条を第三十七条とする改正規定並 2

第二条 経済社会の構造の変化に対応した税制の の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第 条の五第一項、第十条の五の二第三項、第十条 四項、第十条の三第五項から第七項まで、第十 から第六項まで、第十条の二の二第三項及び第 定による改正後の租税特別措置法第十条第一項 る法律(平成二十六年法律第十号)第十条の規 及び第四項、第十条の六第一項」とあるのは第三項、第四項及び第六項、第十条の五第三項 項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の四 第六項まで、第十条の二の三第三項及び第四 二項中「及び同条第四項、法第十条第一項から の効力を有する。この場合において、同条第十 基づく改正前の租税特別措置法施行令(以下 下「旧法」という。) 第十条の二の二の規定に 九条の規定による改正前の租税特別措置法(以 なおその効力を有するものとされる改正法第十 正法」という。) 附則第四十五条の規定により 法律(平成二十三年法律第百十四号。以下「改 構築を図るための所得税法等の一部を改正する 「旧令」という。)第五条の四の規定は、なおそ 一項並びに第四十一条の十九の五第一項の規定 「及び同条第四項、所得税法等の一部を改正す 第二項、第四十一条の十九の四第一項及び第 第十条の五の五第五項及び第六項」と、 した税制の構築を図るための所得税法等の一部のは「規定並びに経済社会の構造の変化に対応 を改正する法律(平成二十三年法律第百十四

及び第四項、第十条の二の三第三項及び第四の二第三項及び第四項、第十条の二の二第三項 並びに」とあるのは「第三項並びに第四十一条 並びに第十条の三の三第一項の規定を」と、 項、第十条の三第一項、第十条の三の二第一項 十三年法律第二十九号)第八条第二項、第十条 国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二 は「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る 項及び第四項の規定、」と、「規定を」とあるの の効力を有するものとされる同法第一条の規定 法律第十六号)附則第七条の規定によりなおそ 措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年 の十九の四第一項及び第三項の規定、租税特別 「同法」とあるのは「所得税法」とする。 による改正前の租税特別措置法第十条の四第三 3

めの所得税法等の一部を改正する法律(平成二会の構造の変化に対応した税制の構築を図るた 成二十六年新令第五条の三第二項、第五条の四う。)第五条の七の規定の適用については、平 規定によりなおその効力を有するものとされる 条において「平成二十六年新令」という。)第 と、「同法」とあるのは「所得税法」と、平成 第十条の二の二第三項及び第四項の規定を」 項、第五条の六の二第六項、第五条の六の三第 第八項、第五条の五第八項、第五条の六第五 同令による改正前の租税特別措置法施行令 成二十四年政令第百五号)附則第四条第一項の 税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平 後の租税特別措置法施行令(以下この項及び次 年政令第百四十五号)第一条の規定による改正 法施行令等の一部を改正する政令(平成二十六 の規定の適用がある場合における租税特別措置 効力を有するものとされる旧法第十条の二の二 第十九条の規定による改正前の租税特別措置法 によりなおその効力を有するものとされる同法 十三年法律第百十四号)附則第四十五条の規定 と、「規定を」とあるのは「規定並びに経済社 五第四項中「規定並びに」とあるのは「規定、」 五項、第五条の六の四第二項及び第五条の六の 下この項において「平成二十四年旧令」とい 五条の三から第五条の六の五までの規定及び租 改正法附則第四十五条の規定によりなおその 以

> 項及び第四項の規定を」とする。 る改正前の租税特別措置法第十条の二の二第三 号)附則第四十五条の規定によりなおその効力 を有するものとされる同法第十九条の規定によ

効力を有するものとされる旧法第十条の二の二 二の二第三項及び第四項の規定を」とする。 とあるのは「規定並びに旧効力措置法第十条の 三第二項、第十二条の三第三項、第十二条の三 同令第十二条の二の二第三項、第十二条の二の 別措置法(以下「旧効力措置法」という。)第 れる同法第十九条の規定による改正前の租税特 条の規定によりなおその効力を有するものとさ を図るための所得税法等の一部を改正する法律 に経済社会の構造の変化に対応した税制の構築 までの規定の適用については、同令第十二条の 特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時 に関する経過措置) 定並びに」とあるのは「規定、」と、「規定を」 の二第五項及び第十二条の三の三第三項中「規 十条の二の二第三項及び第四項の規定を」と、 二第四項第一号中「規定並びに」とあるのは 百十二号)第十二条の二から第十二条の三の三 する法律施行令の一部を改正する政令(平成二 (平成二十三年法律第百十四号) 附則第四十五 「規定、」と、「規定を」とあるのは「規定並び 十六年政令第百四十九号)による改正後の東日 (所得税の額から控除される特別控除額の特例 改正法附則第四十五条の規定によりなおその 被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関 規定の適用がある場合における東日本大震災 項 第

に規

定規定(旧効力措置法第十条の二の二第

|十二項の規定を含む。) にかかわらず

か

項 第 十号)第十条の規定による改正後の租税特別措 等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 その効力を有するものとされる旧法第十条の二 令第五条の七の規定の適用については、次の表 置法第十条の六の規定に基づく平成二十六年新 の二の規定の適用がある場合における所得税法 る字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げ を 規 改正法附則第四十五条の規定によりなお |を有するものとされる改正法第十九条|

|の規定による改正前の租税特別措置

項 第 各 同 同法 (同項|(改正法附則第四十八条の規定により 号第十条の二の二第三項又は第四項の 項同項各号に掲げる規定 所得税法 |み替えられた租税特別措置法第十条 定を含む。 法」という。)第十条の二の二第三項 |び第四項の規定を 六第一項 (次項及び第三項において「旧効力措置 (旧効力措置 規法 及

規定 各同 措置)の規定によりなおその効力を有 と 革推進設備を取得した場合の特別償却 と 工は所得税額の特別控除に関する経過 が る律(平成二十三年法律第百十四号)附 が る律(平成二十三年法律第百十四号)附 号造の変化に対応した税制の構築を図 同項各号に掲げる規定 得税額の特別控除)の規定を含む。)」構造改革推進設備を取得した場合の所 改正前の租税特別措置法第十条の二の 特別措置法の一部改正)の規定による するものとされる同法第十九条(租 一第三項又は第四項(エネルギー需給 (経済社会の 税

過措置) (個人の事業革新設備等の特別償却に関する経

第四条 改正法附則第四十九条第二項の規定によ りなおその効力を有するものとされる旧法第十 に基づく旧令第五条の十一の規定は、 一条の二(第二項に係る部分に限る。)の規定 効力を有する。 なおその

(個人の準備金に関する経過措置)

第五条 改正法附則第五十条第一項の規定により る部分に限る。)の規定に基づく旧令第十二条条の二 (第三項から第六項まで及び第八項に係 の規定は、なおその効力を有する。

に」とあるのは「規定、」と、「規定を」とある 二十四年旧令第五条の七第三項中「規定並び

場合において、 改正法附則第五十条第二項の規定を適用する 同項に規定する個人が同項に規

じ。)を超える場合には、

当該特別修繕準備金

び第五項の規定は、適用しない。 当該特別修繕準備金の金額については、次項及 いて、第二号に掲げる場合に該当するときは、 計算上、総収入金額に算入する。この場合にお いて同じ。) は、その年分の事業所得の金額の 特別修繕準備金の金額をいう。以下この項にお 特別修繕準備金の金額(同条第三項に規定する 号に定める年の十二月三十一日において有する 各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各 ける個人で中小事業者に該当するものが、次の 判定は、平成二十五年一月一日の現況による。 「中小事業者」という。)に該当するかどうかの 定する中小事業者(次項及び第四項において 改正法附則第五十条第二項の規定の適用を受 5 る個人が次の各号に掲げる場合に該当すること

小事業者に該当しないこととなった日の属す 業者に該当しないこととなった場合 その中 該当しないこととなった場合 平成二十八年 二月三十一日までの間において中小事業者に 平成二十五年一月一日から平成二十八年十 平成二十九年一月一日以後において中小事

別の修繕をいう。以下この号において同じ。)

法第六旧 十八条項

対力措置法第六十八条の十第

った日における特別修繕準備金の金額 いこととなった場合 その該当することとな を完了した場合若しくは特別の修繕を行わな 該個人が死亡した場合又は準備金設定資産に の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合、当 以下この号において同じ。)をその用に供す

る事業 (同項第三号に規定する事業をいう。)

(第一号に規定する準備金設定資産をいう) 準備金設定資產(改正法附則第五十条第四

ついて特別の修繕(同項第一号に規定する特

上、当該事実のあった日又は届出書の提出をし 年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算 十一日。以下この項において同じ。)の属する 翌年である場合には、そのやめた年の十二月三 をした日が青色申告書による申告をやめた年の その届出書の提出をした日(その届出書の提出 認の取消しの基因となった事実のあった日又は める旨の届出書の提出をした場合には、その承 を取り消され、又は青色申告書による申告をや 十三年までの各年)に青色申告書の提出の承認 が、平成二十五年一月一日において中小事業者 五年から平成二十七年までの各年(当該個人 る。) の規定の適用を受ける個人が、平成二十 に該当する場合には、平成二十五年から平成三 (同項第一号に掲げる場合に該当する場合に限改正法附則第五十条第二項の規定又は前項

第六条 第三章の規定は、法人(法人税法(昭和四十年 組税特別措置法施行令(以下「新令」という。) R六条 別段の定めがあるものを除き、改正後の (法人税の特例に関する経過措置の原則) のうちその取り崩した金額に相当する金額

備金の金額のうち、その二分の一に相当する金 た日における同条第五項に規定する特別修繕準 措置) 始した連結事業年度分の法人税については、な結完全支配関係にある連結子法人の同日前に開 お従前の例による。 税及び連結親法人又は当該連結親法人による連 (中小企業者等の法人税率の特例に関する経過

除した金額。以下この項及び次項において同 ととなった金額がある場合には、当該金額を控 収入金額に算入された、又は算入されるべきこ 十二月三十一日における特別修繕準備金の金額 出書の提出をした日の属する年又はその翌年の (その日までにこの項又は次項の規定により総 (当該金額が当該事実のあった日若しくは届 第八条 第七条 改正法附則第五十二条の規定によりなお 令第二十七条の三の二の規定は、なおその効力の三の二第一項の表の第二号の規定に基づく旧 その効力を有するものとされる旧法第四十二条 (エネルギー需給構造改革推進設備等を取得し する経過措置) た場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関 を有する。

その効力を有するものとされる旧法第四十二条 改正法附則第五十五条の規定によりなお |項の表別措置項 ||第十三||租税特|旧効力措置法第四十二条の五第五

の五の規定に基づく旧令第二十七条の五の規定 -欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句 次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の なおその効力を有する。この場合におい |第八十|法第四

となったときは、当該各号に定める金額に相当

前項に規定する場合において、同項に規定す

する金額は、その該当することとなった日の属

する年分の事業所得の金額の計算上、

総収入金

額に算入する。

の金額に相当する金額)は、

総収入金額に算入

第十一 とする。 ||法第六|経済社会の構造の変化に対応した 五項 の十第等の一部を改正する法律(平成) 十八条税制の構築を図るための所得税法 条の規定による改正前の租税特別 効力措置法」という。) 第六十八条 措置法(以下この項において「旧 を有するものとされる同法第十九 十三年法律第百十四号)附則第七 の十第五項 十二条の規定によりなおその効力

開始する連結事業年度分の法人税について適用 結完全支配関係にある連結子法人の同日以後に 税及び連結親法人又は当該連結親法人による連 四年四月一日以後に開始する事業年度分の法人 のない社団等を含む。以下同じ。)の平成二十 法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格 取り崩した日における特別修繕準備金の金額別修繕準備金の金額を取り崩した場合 その 法人の同日前に開始した事業年度分の法人 前項及び前号の場合以外の場合において特 号の項 項第一 び第一 第七十法第四等の一部を改正する法律(平成 頃の表別措置税制の構築を図るための所得税 |第十三||租税特||経済社会の構造の変化に対応した 一号及五項 一項第の五第十五条(エネルギー需給構造改革 一条第十二条十三年法律第百十四号) 附則第五 の十第 項 | 償却又は法人税額の特別控除に関 推進設備等を取得した場合の特別 租税特別措置法第四十二条の五第 法第十九条の規定による改正前 その効力を有するものとされる同 する経過措置)の規定によりなお 条第金額 十三したに旧効力措置法第四十二条の五第五

|の規定により加算された金額がある場

合には、当該金額の百分の四・四に

当する金額を控除した金額

法人税法

||第七十法第四等の一部を改正する法律(平成 |四条第十二条|十三年法律第百十四号)||附則第五 |項の表別措置税制の構築を図るための所得税法 |第十三||租税特||経済社会の構造の変化に対応した 一項第の五第十五条(エネルギー需給構造改革 |号の||五項 償却又は法人税額の特別控除に関 推進設備等を取得した場合の特別 五項 法第十九条の規定による改正前の その効力を有するものとされる同 する経過措置)の規定によりなお

五項 置法」という。)第四十二条の五第 租税特別措置法(以下「旧効力措

五条第 及び第五項 項の項の五第 条第一十二条 百三十

第五項の規定の適用がある場合における地方 適用については、次の表の上欄に掲げる同法 効力を有するものとされる旧法第四十二条の 人税法(平成二十六年法律第十一号)の規定 掲げる字句とする。 改正法附則第五十五条の規定によりなおそ

|第十||掲げ||掲げる金額(当該金額に係る基準法 項 2 六条る金税額に経済社会の構造の変化に対応 に動すらき J・・・。 規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄 通月にくしてに、次の表の上欄に掲げる同法の |加算|加算した金額とし、当該基準法人税 合には、当該金額の百分の四・四に相の規定により加算された金額がある場 |た税制の構築を図るための所得税法等 置法」という。)第四十二条の五第五項前の租税特別措置法(以下「旧劾力措される同法第十九条の規定による改正 定によりなおその効力を有するものと 法律第百十四号)附則第五十五条の規 の一部を改正する法律(平成二十三年 当する金額を控除した金額。

条第額を力措置法第四十二条の五第五項の規定 第 · 九 税 の (法人税の額から控除される特別控除額の特 附帯附帯税の額を除くものとし |額を控除した金額とする |当該金額の百分の四・四に相当する金 |により加算された金額がある場合には、 税事業年度の所得基準法人税額に旧 当該各

第九条 改正法附則第五十五条の規定によりなお 等の一部を改正する法律 の五の規定の適用がある場合における所得税 その効力を有するものとされる旧法第四十二条 (平成二十六年法律第

に関する経過措置)

げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は 三の規定の適用については、次の表の上欄に掲 改正後の租税特別措置法施行令第二十七条の十 十六年政令第百四十五号)第一条の規定による 措置法施行令等の一部を改正する政令(平成) 置法第四十二条の十三の規定に基づく租税特別 十号)第十条の規定による改正後の租税特別措 表の下欄に掲げる字句とする。

第

同

項同項各号に掲げる規定(経済社会の構

項 同 項 る律(平成二十三年法律第百十四号。 |(改正法附則第六十三条第一 |造の変化に対応した税制の構築を図る| という。)第四十二条の五第二項又は第 |置法(次項において「旧効力措置法」 |効力を有するものとされる改正法第十 |附則第五十五条の規定によりなおその 九条の規定による改正前の租税特別措 下この項において「改正法」という。 ための所得税法等の一部を改正する法 |項の規定を含む。) 項の規定

第規 定規定(旧効力措置法第四十二条の五第 四十二条の十三第一項 より読み替えられた租税特別措置法第

に か る |ルギー需給構造改革推進設備等を取得 |正法」という。) 附則第五十五条 (エネ |成二十三年法律第百十四号。以下「改 |所得税法等の一部を改正する法律(平 |化に対応した税制の構築を図るための |十二項の規定を含む。)にかかわらず た場合の特別償却又は法人税額の特 に掲げる規定(経済社会の構造の変

年度結 項まで ら第十四税特別措置法施行令(以下この項にお |十二項か||五号)第一条の規定による改正前の租 事 業 和二年法律第八号)第十六条の規定に 所得税法等の一部を改正する法律 いて「旧令」という。)第三十二条の よる改正前の租税特別措置法第二条第 |第十二項から第十四項まで (令

同

項

|(改正法附則第六十三条第一

項

(法人税

に関する経過措置)

の

規定により読み

の額から控除される特別控除額の特例

又は法人税額の特別控除)の規定を含推進設備等を取得した場合の特別償却

|置法」という。) 第四十二条の五第二項 租税特別措置法(以下「旧効力単体措 改正法第十九条の規定による改正前の りなおその効力を有するものとされる |別控除に関する経過措置) の規定によ

又は第三項(エネルギー需給構造改革

|替えられた租税特別措置法第四十二条 の十三第一項

を 各同 る取得した場合の特別償却又は法人税額 |置法第四十二条の五第二項又は第三項||同項各号に掲げる規定(旧効力単体措 لح 条において同じ。)を適用した場合の |の特別控除)の規定を含む。以下この |(エネルギー需給構造改革推進設備等を

項 第一項 |まず租税特別措置法第四十二条の十三

同

合

規定」の特別控除)の規定を含む。)」と る|取得した場合の特別償却又は法人税額 掲(エネルギー需給構造改革推進設備等を 号置法第四十二条の五第二項又は第三項 同項各号に掲げる規定 (旧効力単体措

過措置 (法人の事業革新設備等の特別償却に関する経

第十条 改正法附則第六十四条第三項の規定によ りなおその効力を有するものとされる旧法第四 その効力を有する。 定に基づく旧令第二十八条の六の規定は、 十四条の二(第二項に係る部分に限る。) の規 なお 2 の第一号 一項の表

第十一条 改正法附則第六十五条第一項の規定に 規定に基づく旧令第三十二条の四の規定は、な 五十五条の六(第三項から第七項まで及び第十 よりなおその効力を有するものとされる旧法第 一項から第十六項までに係る部分に限る。)の

(法人の準備金に関する経過措置)

第十二項中次の表の上欄に掲げる字句は、 おその効力を有する。この場合において、

同表 同条

条の二第する政令(平成二十六年政令第百四十 第三十二租税特別措置法施行令等の一部を改正 の下欄に掲げる字句とする。

|項第十九号に規定する連結事業年度 4

項 法第六十経済社会の構造の変化に対応した税制 八条の四の構築を図るための所得税法等の一部 五第一を改正する法律(平成二十三年法律第 五第一 前の租税特別措置法第六十八条の四 される同法第十九条の規定による改正 定によりなおその効力を有するものと 百十四号)附則第八十二条第一項の規 項

条の二第 第三 十二|旧令第三十二条の二第十四

表 第一項の部を改正する法律(平成二十三年法律 五条の六制の構築を図るための所得税法等の 十四項 法第五十「経済社会の構造の変化に対応した税 の第 規定によりなおその効力を有するもの 第百十四号)附則第六十五条第一項 正前の租税特別措置法(第一号にお とされる同法第十九条の規定による改 「旧効力措置法」という。) 第五十

定は、平成二十四年四月一日以後最初に開始す 規定する中小企業者(以下この条において「中 る事業年度開始の日の現況による。 小企業者」という。)に該当するかどうかの判 る場合において、同項に規定する法人が同項に 改正法附則第六十五条第二項の規定を適用

3 改正前の租税特別措置法(次項において「令和 。)に該当する法人は、中小企業者に該当する 事業年度が所得税法等の一部を改正する法律 を適用する。 ものとして改正法附則第六十五条第二項の規定 附則第八十二条第二項に規定する中小連結法人 号に規定する連結事業年度(以下この条におい 二年旧措置法」という。)第二条第二項第十九 (令和二年法律第八号) 第十六条の規定による は、当該連結事業年度開始の日において改正法 (以下この条において「中小連結法人」という て「連結事業年度」という。)に該当するとき 前項の場合において、 同項の最初に開始する 6

受ける法人(改正法附則第八十二条第二項の規 定の適用を受ける令和二年旧措置法第二条第二 改正法附則第六十五条第二項の規定の適用を

み替えられた同条第二項の規定の適用について第十項、第十四項又は第十八項の規定により読 資産」という。)を移転した場合における同条 資産(第七項及び第十項において「準備金設定 法附則第六十五条第四項に規定する準備金設定 この条において「適用法人」という。)が適 において「適格合併等」という。)により改正 合併、適格分割又は適格現物出資(以下この 項第十号の六に規定する連結法人を含む。

るかどうかの判定は当該適格合併等の日の現況

法人又は被現物出資法人(以下この条において は、当該適格合併等に係る合併法人、分割承継

「合併法人等」という。)が中小企業者に該当す

によるものとし、当該適格合併等に係る合併法

人等が平成二十四年四月一日後に設立されたも

のであるときにおける改正法附則第六十五条第

十項、第十四項又は第十八項の規定により読み

条の六第 第五十五 おける法 おける旧効力措置法第五十五条の六第 五条の六第一項の表の第一号 項の表の第一号

5 度において旧法第五十七条の八第十二項にお 業年度が連結事業年度に該当する場合には、当 の日の前日までの期間とする。 該連結事業年度)開始の日から当該適格合併等 平成二十四年四月一日以後に開始する事業年 V

開始する事業年度(同日以後最初に開始する事

該適格合併等に係る適用法人の同日以後最初に 替えられた同条第二項に規定する経過期間は当

等に係る被合併法人、分割法人又は現物出資法 という。)によりこれらの規定に規定する特別 改正法附則第六十五条第八項、第十一項及び第 現物出資(以下この項において「適格合併等」 適格合併又は旧法第五十七条の八第十三項若し 十五項の規定の適用については、当該適格合併 修繕準備金の金額の引継ぎを受けた場合には、 て準用する旧法第五十五条第十一項に規定する 人は適用法人とみなす。 くは第十五項に規定する適格分割若しくは適格

別修繕準備金の金額については、第八項から第 修繕準備金の金額をいう。 修繕準備金の金額(同条第三項に規定する特別 号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号 受ける法人で中小企業者に該当するもの(中小 第二号に掲げる場合に該当するときは、当該特 同じ。) は、当該事業年度の所得の金額の計算 に定める事業年度終了の日において有する特別 連結法人に該当するものを含む。)が、 十項までの規定は、 上、益金の額に算入する。この場合において、 改正法附則第六十五条第二項の規定の適用を 適用しない 以下この項において 次の各

ととなった場合を含む。) 当該四年経過日を ある場合には、中小連結法人に該当しないこ のうちに連結事業年度に該当する事業年度が 日までの間において中小企業者に該当しない 年経過日」という。)を含む事業年度終了の 過する日(以下この号及び次号において「四 結事業年度)開始の日から同日以後四年を経 事業年度(同日以後最初に開始する事業年度 こととなった場合(その間を含む各事業年度 連結事業年度に該当する場合には、当該連 平成二十四年四月一日以後最初に開始する

後において中小企業者に該当しないこととな 含む事業年度が連結事業年度に該当する場合 った場合 その中小企業者に該当しないこと には、当該連結事業年度)終了の日の翌日以 となった日を含む事業年度 四年経過日を含む事業年度(四年経過日を

の日において中小企業者に該当する者」とす と、「できる者」とあるのは「できる者又はそ 第十七項中「がその」とあるのは「が、その」 の適用については、同条第九項、第十三項及び 附則第六十五条第八項から第十八項までの規定 後の各事業年度に該当する場合における改正法 年度に該当する場合には、当該連結事業年度) 後四年を経過する日を含む事業年度が連結事業 る日を含む事業年度(当該事業年度開始の日以 事業年度とする。)開始の日以後四年を経過す 併等に係る適用法人の同日以後最初に開始する 後に設立されたものである場合には当該適格合 当該連結事業年度とし、当該合併法人等が同日 る事業年度が連結事業年度に該当する場合には 初に開始する事業年度(同日以後最初に開始す 当該合併法人等の平成二十四年四月一日以後最 法人等の当該適格合併等の日を含む事業年度が した場合において、当該適格合併等に係る合併 併等」という。)により準備金設定資産を移転 出資(以下この項及び第十項において「適格合 適用法人が適格合併、適格分割又は適格現物 9 当該事業年度の所得の金額の計算上、 ける特別修繕準備金の金額に相当する金額は、 に算入する。

開始の日以後三年 年度に該当する場合には、当該連結事業年度) 十四年四月一日以後最初に開始する事業年度 限る。)の規定の適用を受ける法人が、平成二 (同日以後最初に開始する事業年度が連結事業 改正法附則第六十五条第二項の規定又は第六 (同項第一号に掲げる場合に該当する場合に (当該法人が、同年四月一日

この項及び次項において同じ。)を含む事業年業年度終了の日後である場合には、同日。以下 除して算出した金額(当該金額が当該事業年度 定する特別修繕準備金の金額のうち、当該金額 届出書の提出をした日における同条第五項に規 所得の金額の計算上、当該事実のあった日又はた日の前日を含む事業年度までの各事業年度の 度から当該事業年度開始の日以後二年を経過し 出をした日が青色申告書による申告をやめた事 承認の取消しの基因となった事実のあった日又 最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当 中小企業者に該当する場合(同年四月一日以後 以後最初に開始する事業年度開始の日にお に当該事業年度の月数を乗じてこれを二十四で はその届出書の提出をした日(その届出書の提 やめる旨の届出書の提出をした場合には、その 認を取り消され、又は青色申告書による申告を 年)を経過する日までに青色申告書の提出の承 いて中小連結法人に該当する場合)には、九 する場合には、当該連結事業年度開始の日にお 11

条第五項に規定する二年経過日までの期間内の 含む事業年度開始の日から改正法附則第六十五 る事実のあった日又は届出書の提出をした日を 度開始の日の前日を含む事業年度終了の日にお きは、当該期間内に最初に開始した連結事業年 日を含む事業年度が連結事業年度に該当すると に相当する金額は、益金の額に算入する。 超える場合には、当該特別修繕準備金の金額) となった金額がある場合には、当該金額を控除 金の額に算入された、又は算入されるべきこと 日までにこの項から第十項までの規定により益 終了の日における特別修繕準備金の金額(その した金額。以下第十項までにおいて同じ。)を 前項に規定する場合において、同項に規定す

する法人が次の各号に掲げる場合(適格合併等 度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入す 合にあっては、合併の日の前日を含む事業年 となった日を含む事業年度(第二号に掲げる場 める金額に相当する金額は、その該当すること により準備金設定資産を移転した場合を除く。) に該当することとなったときは、当該各号に定 第八項に規定する場合において、同項に規定

除く。)又は準備金設定資産について特別の 解散した場合(合併により解散した場合を

> 場合を除く。) その該当することとなった日 行わないこととなった場合(次号に該当する じ。)を完了した場合若しくは特別の修繕を る特別の修繕をいう。以下この号において同 修繕(改正法附則第六十五条第二項に規定す

金額のうちその取り崩した金額に相当する その取り崩した日における特別修繕準備金の て特別修繕準備金の金額を取り崩した場合 備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額 転した場合 当該合併の直前における当該準 前二項及び前二号の場合以外の場合におい

る。 満たない端数を生じたときは、これを一月とす 第八項の月数は、暦に従って計算し、一月に

税の特例に関する経過措置) (内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課

第十二条 改正法第十九条の規定による改正後の 二十六年三月三十一日までの間に開始する各事 ただし書中「除く。)」とあるのは、「除く。) 条の十八第九項の規定の適用については、同項 改正する政令(平成二十五年政令第百十四号) 業年度における租税特別措置法施行令の一部を げる内国法人の平成二十四年四月一日から平成 租税特別措置法第六十六条の六第一項各号に掲 六分の五に相当する金額」とする。 による改正後の租税特別措置法施行令第三十九 の

第十三条 特定多国籍企業による研究開発事業等 項並びに第六十一条第四項」とあるのは「並び 六十条の二第一項」と、「、第六十条の二第四 二第一項、第六十一条第一項」とあるのは「第 及び第三十九条の三十二第一項中「第六十条の 用については、新令第三十九条の三十一第四項 条の三十一及び第三十九条の三十二の規定の適 同法の施行の日の前日までの間の新令第三十九 十四年四月一日後である場合における同日から の促進に関する特別措置法の施行の日が平成二 例に関する経過措置) に第六十条の二第四項」とする。

益金の額

第十四条 改正法附則第六十九条の規定によりな 条の八の規定に基づく旧令第三十九条の三十八 おその効力を有するものとされる旧法第六十八 例に関する経過措置)

おける特別修繕準備金の金額 法律(平成二十三年法律第百十四号)附則第六 構築を図るための所得税法等の一部を改正する 合において、同条中「租税特別措置法」とある のは「経済社会の構造の変化に対応した税制 の二の規定は、なおその効力を有する。この場 十九条(中小企業者等である連結法人の法人税

一 合併により合併法人に準備金設定資産を移

金額

第十五条 改正法附則第七十二条の規定により

別控除に関する経過措置)

等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特

(連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備

規定による改正前の租税特別措置法」と、「第 その効力を有するものとされる同法第十九条の 率の特例に関する経過措置)の規定によりなお

置法第六十八条の百第一項」とする。 六十八条の百第一項」とあるのは「租税特別措

規定は、なおその効力を有する。この場合にお 条の十の規定に基づく旧令第三十九条の四十の おその効力を有するものとされる旧法第六十八

の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字 いて、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表

句とする。

(組合事業等による損失がある場合の課税の特

第 第 七 項法第六所得税法等の一部を改正する法 Ł 号 項法第六新租税特別措置法第六十八条 |の十の|第十条の規定による改正後の 十八条律(平成二十六年法律第十号) 二第二税特別措置法(次号において 十八条|十第二項 第六十八条の十第二項 「新租税特別措置法」という。) 租

の十の

(中小企業者等である連結法人の法人税率の特 第第 号 項 号項九条八 及 第別措置た税制の構築を図るための所 |租税特||経済社会の構造の変化に対応し 法第六税法等の一部を改正する法 十八条(平成二十三年法律第百十四号) 二第一 ネルギー需給構造改革推進設備 の租税特別措置法第六十八条 法第十九条の規定による改正前の効力を有するものとされる同 経過措置)の規定によりなおそ は法人税額の特別控除に関する 等を取得した場合の特別償却又 十第五項

第 本 本当でで登者 (川交) 計量法等 で 連結所得に対する同項に規定と		(連本を図るための所得) 一条(連結法人がエー条(連結法人がエー条(連結法人がエー条(連結法人がエーの規定によりなおそを改正する法律第百十四号) が特別控除に関する法律を図るための所得 が対象の大力の規定による改正前 がある改正前 があるである所得 を図るための所得 による改正前 があるである所得 を図るための所得 による改正前 を変していう。)第六十八条の十第 を変しているの所得 を変しているの所得 を変しているの所得 を変しているの所得 を変しているの所得 を変しているの所得 を変しているの所得 を変しているの所得 を変している。 第六十八条の十第 を変している。 を変しているののの形式 を変している。 を変して、
条 当 の 、子 ち 調 年 <sup>1</sup> 第 該 十 当 法 当 整 度 <i>J</i> 二 連 第 該 人 該 前 の 多	大大大人人を では、一大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大	当 れる金額がある場合には、これらの当 れる金額がある場合には、これらの 当 れる金額がある場合には、これらの は 項に規定する調整前連結税額から控除 は 項に規定する過度により出る金額がある場合には、これらの は 表の 中の規定の適用がある場合における所属により 第十七条 改正法所則第七十二条の規定により 第十条の一部を改正する法律 (平成二十八条の十 おその効力を有するものとされる旧法第六十 条の一の規定の適用がある場合における所得 は 表の 中の規定の適用がある場合における所得 は 表の 中の規定による改正後の規定による は 表に表 は 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表
及り は では では では では では では では では では	:場用定げ号同 (同 項 項 の) た適規掲各 (	三 項 定げ) らか規 るに ずか定 規掲 わに

う。) に該当する法人は、中小連結法人に該当 小企業者(第六項において「中小企業者」とい

各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各

号に定める連結事業年度終了の日において有す

の額に算入する

連結事業年度の連結所得の金額の計算上、

了の日における特別修繕準備金の金額は、

事業年度)後の各連結事業年度に該当するとき

は、当該適格合併等の日を含む連結事業年度終

受ける連結親法人又はその連結子法人で、中小

連結親法人又は中小連結子法人に該当するもの

(中小企業者に該当するものを含む。)が、次の

6	664																																					
				ロ	第六号定	第三項当	イダテ	第三項当	;																	第六号	第三項第										第三項同	
İ	額 げ ろ に	分名	領げ		1		万 万								各号	第	兀		第	定		-	項	七	+	八	第	規六定項	六			第	cn.					1
	るに	- 0	の る 一 。		1	該		該		該					b	四	+		三		-		第			条	六				条	六		同			こ項	
ł	金指金		<u>区 金</u> 掲	: 掲		規ぞ		規マ	-	金そ	九 打	= 令	· }	効	BII	<u>項</u>	五行	の定	十 第		規	掲	八	=	の第	の 号	十 第	T)	) <u>十</u>	の 十	り担	十 第		項が		見 打	<u>る 谷</u> 署 同	1
	金額	-	丞据ける金額の のである。 	れだ		それぞれ		それれ		れが	条量		るるか	力	第一	王	行令の	んめっ	十第三十					三項	第六十	に担	第六			十第十三項の	規定		後段	法	I	頁 沒	去項	
	È		合金	てれ		て れ		それ		れぞれ	の指	日下	正	を有	五	二年	<i>-</i>	金金	十九					の規定	十八	拘 げ	十八			十三	旧	九		井	t ŧ	りょえ	お合号	
	の 規	1	額	これ		これ		これ			十千	この	前の	する	条の	政会	部か	額▽	-九条の					定	-八条の	る 相	条 の			項	効力	条の		+	į	臣 -	トにり場	
	定	<del>-</del>	区分	5		6		40 ら		これらの金額	条の四十第八項各号	遺坛面庁合一 ごいうご(以下この号において	• 租	£.	規	第	一部を改正する政令	つは	四						+	定	十五				措	+		が法第六十八条の十五	7 2	三頂の規定を含い。	入げ	
	٤	:	分	・の規		の 相		の #E		の全	項と	こに	· 柷 ; 特	りと	延に	芸	止す	柤税	四十五第四						十第二項若	乂は	のし			規定を含む	直法	<u>ホ</u> の		の 十	ą	ء م	りる上規	
	13 1/4	-		定		規定		規定	-	額	号	, V	別	さな	より	八	Ś	特別	第						項	旧	七第			含	第一	六		五の			第定	
	K	-		کے									置,置	る	かな	圭	中	州措	項						l	力	<del>罗</del>			t,	<b>十</b>	舟		七第		Ī	頁 旧	
	規定ことに次に掲ける	<b></b> 5		それぞれこれらの規定ごとに次に							第 =	19日 対	よる改正前の租税特別措置法施行	効力を有するものとされる同令に	則第十五条の規定によりなおその	二十三年政令第三百八十三号)附	· (平成	定める金額又は租税特別措置法施	「項各号						くは第	号に掲げる規定又は旧効力措置法	項第			_	(旧効力措置法第六十八条	六 項		第一		î	曷置去第六十八条の十第二頁又は第各同項各号に掲げる規定(旧効力措	
	Ž	5		ĸ							=	-	行	E	Ď	附	成	施	Č						第	法	八				の	$\widehat{\mathcal{O}}$		項		É	<b>育措</b>	
I.	いまた	3 /=	<u> </u>	L	1 1	+ z	2	14	on #	<b>杏</b> 土	· 1-	第~	\ 14	<i>D</i>	ب	1-	第上	z								2	ロ	第第							1	コラ	第 第	
Ę	いて改正 該当しな る	人を支引に引命へってない。 前項の場合において、平成年度関数の日の判決による	美十	という。)に該当するかどうか	人(次項及び第七項においてにその道経三治)が同項に対し	はその重吉子去! る場合において	。改	は、	規 -	<del> </del>	ŋ :	第十九条 牧正法附則第八十二条第一項(連絡法)の準備金に関する経過措置)	巨け	の規定に基づく旧令第三十九条の五十	六十八条の二十一	かり	第十八条	る経過措置)	(連結法人									第六号九第三項第								1	第六号九	
色	改し最正な対	受力17月18~ 0年後前項の場合において、 関関めの日の判決に1	昇四 4年	5	次項证	り合に	正法	なおその効力を有する。	定りため	頁 八い条	なけ	条 沿	ななお	定に	八条	なお	条	過措	法	同項	三項	+	八	第					同項	二項	+	八						
<del>-</del>	法いに	場の		15	及糸	吉ま	附	そ	基づ	0	そに	とり の	くっそ	基	0	その	改	置	人の	久				六	号	四		条三	179	欠			六	$\overline{\mathcal{A}}$	四 -		条 三	
F	法附則第六に開始する	11合日	月了一	該	びき	上して	第	の、効	つらく	彩 四 上 十	効	牧正法附則第八十二条第一項/の準備金に関する経過措置.	重め	くく	干	め効	改正法附			ح		<u>第</u>	<u>の</u> 力	十第		<u>項</u>	<u>五</u> 条	の ナ 又 第		$\vdash$		の力	十第六		<u>項</u> :		<u>り十</u> 又第	ł
頁	第はする	おり	見日	当け	七十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	K I	八八	力	直 3	五五	力	附有	育力は	旧合	·	力	附		事業革新設備等の	これら			措置	名			の	文は旧効 第三十九	これ			措	关		0	0 (	は三	
c S	十当事	すてに	見後	ゟ゙	埋に	司項		を 有	第一	貝(第	有	刑第二に	を言を	第	第	を有	別第		新	9			追法	人			四十	四 丁効 九	·   S			追法	十八		-	宜し	力力力	
_	五該業		最初	かど	おし	頁に	条	すっ	三元	で三項	する	八月す	すする	三十	二項	する	八十		設備				第一	条の			第一	力条の				第一	条の		5	- 第1	力条の	
_	第業度	成。	るに	5	った	見定	22	ි :	九方	くが	ŧ.	- 2	, S	九	にに	£	_		等の				十	<u>+</u>			項	置四				十	<u>+</u>		I	頁词	量四	
F N	二年が項度連	平成二十四年四月	開始	の	っぱる	が司頁こ見定する中小車同項に規定する連結親法	`現		余るの立	る第	の トイ	条 道	E B	余の	係る	りと	則第八十一条第三項		特				八冬	九第			第八項第二号	法 十 五				八久	五 第		5	頁第一号	去七五	
Ė	に開発	四	す	の判定は、	小	5 連	規		七岁	五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五	3	一指	当	五	部	さ	三		別僧				<b>不</b>	芸			号	行角				<b></b> の	二		- 1	寻 犭	一第	
E 字	規 炉 事	* 年	連	たは	連ん	ドだり	を		一四に	とはま	る	タ き	-	_	がに	れる	りの		却				十	又 又				戸 項				十	又 又			Ą.	育項	
-	て改正法附則第六十五条第二項に規定する中当しないときは、当該事業年度開始の日にお後最初に開始する事業年度が連続事業年度に	. 月	<b>ドぎ開台つ日つ見记こよる。</b> 二十四年四月一日以後最初に開始する連結事業	亚	人(次項及び第七項において「中小連結法人」にその過剰で終ります。	重法と			の規定に基づく旧令第三十九条の七十四の規定第二項が改第十四項第三十五項第三十四の規定	<b>第十頁から第十五頁までこ系る部分こ艮る。) 六十八条の四十五(第三項から第五項まで及び</b>	効力を有するものとされる旧法第	の規定こ		の相	(第二項に係る部分に限る。)	よりなおその効力を有するものとされる旧法第	の規定		特別償却に関				力措置法第六十八条の十第三項	十第六十八条の十五第三項又は旧効				又は旧効力措置法施行令第三十九  第三十九条の四十五第四項第二号				力措置法第六十八条の十第二項	十五第二項又は旧効			=	の又は日効力昔置去布う令第三十九十第三十九条の四十五第四項第一号	
`	中おに	- 日	業	平成:	人 ½	吉太 又	デ す		定	2 0	第	2		規定	, o.e.	第	定に		ずし				坦	効				九号	_			垻	効			7	七号	

するものとして改正法附則第八十二条第二項の 規定を適用する

結事業年度に該当しない場合には、当該事業年 業年度(同日以後最初に開始する事業年度が連 係る適用法人の同日以後最初に開始する連結事 判定は当該適格合併等の日の現況によるものと 連結子法人」という。)に該当するかどうかの おいてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小 中小連結親法人又は中小連結子法人(第六項に 継法人又は被現物出資法人(以下この条におい ては、当該適格合併等に係る合併法人、分割承 読み替えられた同条第二項の規定の適用につい 同条第七項、第十項又は第十三項の規定により 定する準備金設定資産を移転した場合における う。) により改正法附則第八十二条第四項に規 資(以下この項において「適格合併等」とい 附則第六十五条第二項の規定の適用を受ける法 受ける連結親法人又はその連結子法人(改正法 での期間とする。 度)開始の日から当該適格合併等の日の前日ま 第二項に規定する経過期間は当該適格合併等に 又は第十三項の規定により読み替えられた同条 十四年四月一日後に設立されたものであるとき て「合併法人等」という。) が同項に規定する いう。) が適格合併、適格分割又は適格現物出 における改正法附則第八十二条第七項、第十項 人を含む。以下この条において「適用法人」と 改正法附則第八十二条第二項の規定の適用を 当該適格合併等に係る合併法人等が平成一

> 以後において中小連結親法人又は中小連結子 い場合には、当該事業年度)終了の日の翌日 日を含む事業年度が連結事業年度に該当しな

を受けた場合には、改正法附則第八十二条第六 規定に規定する特別修繕準備金の金額の引継ぎ 格分割若しくは適格現物出資(以下この項にお 五十八第十二項若しくは第十四項に規定する適 項において準用する旧法第六十八条の四十三第 業年度において旧法第六十八条の五十八第十一 は、当該適格合併等に係る被合併法人、分割法 いて「適格合併等」という。)によりこれらの 十項に規定する適格合併又は旧法第六十八条の 人又は現物出資法人は適用法人とみなす。 平成二十四年四月一日以後に開始する連結事 改正法附則第八十二条第二項の規定の適用を 第八項及び第十一項の規定の適用について

る特別修繕準備金の金額(同条第三項に規定す 結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の る特別修繕準備金の金額をいう。) は、当該連 額に算入する。

一 四年経過日を含む連結事業年度(四年経過 合を含む。) 当該四年経過日を含む連結事業 事業年度に該当しない事業年度がある場合に 場合(その間を含む各事業年度のうちに連結 は中小連結子法人に該当しないこととなった 終了の日までの間において中小連結親法人又 当該事業年度)開始の日から同日以後四年を 年度が連結事業年度に該当しない場合には、 連結事業年度(同日以後最初に開始する事業 は、中小企業者に該当しないこととなった場 経過する日(以下この号及び次号において 「四年経過日」という。)を含む連結事業年度 平成二十四年四月一日以後最初に開始する

度が連結事業年度に該当しない場合には、当該 度開始の日以後四年を経過する日を含む事業年 連結事業年度とする。)開始の日以後四年を経 後に設立されたものである場合には当該適格合 当しない連結親法人又は連結子法人に限る。) 等」という。) の日において中小連結法人に該 くは第十五項又は第八十二条第六項、第八項若 過する日を含む連結事業年度(当該連結事業年 併等に係る適用法人の同日以後最初に開始する の当該適格合併等の日を含む連結事業年度が当 格現物出資(以下この項において「適格合併 の合併法人等(その適格合併、適格分割又は適 する事業年度が連結事業年度に該当しない場合 に開始する連結事業年度(同日以後最初に開始 該合併法人等の平成二十四年四月一日以後最初 しくは第十一項の場合において、これらの規定 には当該事業年度とし、当該合併法人等が同日 改正法附則第六十五条第八項、第十一項若し 小連結親法人又は中小連結子法人に該当しな 法人に該当しないこととなった場合 その中 いこととなった日を含む連結事業年度

第一項に規定する個別帰属益金額に含まれるも 算入される金額は、法人税法第八十一条の十八 くは第四項又は前二項の規定により益金の額に するときは、改正法附則第八十二条第二項若し 規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算 結子法人の法人税法第八十一条の十八第一項に これらの規定に規定する連結親法人又はその連 又は前二項の規定の適用がある場合において、 改正法附則第八十二条第二項若しくは第四項

税の特例に関する経過措置) (連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課

は、改正法第十九条の規定による改正後の租税第二十条 新令第三十九条の百十八第九項の規定 法人税について適用し、旧法第六十八条の九十四年四月一日以後に開始する連結事業年度分の する金額」とする。 の規定の適用については、同項ただし書中「除 税特別措置法施行令第三十九条の百十八第九項 成二十五年政令第百十四号)による改正後の租 税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平 までの間に開始する各連結事業年度における租十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日掲げる連結法人の連結親法人事業年度が平成二 において、新法第六十八条の九十第一項各号に 税については、なお従前の例による。この場合 年度が同日前に開始した連結事業年度分の法人 第一項各号に掲げる連結法人の連結親法人事業 いう。以下この条において同じ。)が平成二十 条の二第一項に規定する連結親法人事業年度を 結法人の連結親法人事業年度(法人税法第十五 う。) 第六十八条の九十第一項各号に掲げる連 特別措置法(以下この条において「新法」とい く。)」とあるのは、「除く。) の六分の五に相当

## 四二一号) 則 (平成二三年一二月二六日政令第

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法施行日 に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行 年七月九日)から施行する。ただし、次の各号 (平成二十四

十五条の十三第十五項に係る部分に限る。) 第九条第一号 平成二十六年一月一日 (租税特別措置法施行令第1 から三まで

**号附**規定 抄 (平成二四年一月一〇日政令第

を

(施行期日)

#### |第一条 この政令は、公布の日から施行する。 附則 〇五号) (平成二四年三月三一日政令第 抄

|第一条 この政令は、平成二十四年四月一日 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 当該各号に定める日から施行する。 第五十一条の二の改正規定及び第五十一条

二 第二十六条の八を削り、第二十六条の八の 条の五までを一条ずつ繰り上げる改正規定並四十三条とし、第四十三条の三から第四十三 正規定中「第九十条の十三第一項」を「第九十九年政令第五十一号)第二条第十五号の改 条の五十八の二(第三項から第五項まで、第 及び同条第十四号の改正規定(「、第六十八 二年政令第六十七号)第一条第一号の改正規況の透明化等に関する法律施行令(平成二十 及び第四十三条を削り、第四十三条の二を第 十九条の八十四の次に一条を加える改正規定三条の六の次に一条を加える改正規定、第三 二を第二十六条の八とする改正規定、第三十 の規定 平成二十四年五月一日 十条の十五第一項」に改める部分に限る。) 及び第十一項を除く。)」を削る部分を除く。) 十七条の九(第三項から第七項まで、第十項 定、同令第二条第三号の改正規定(「、第五 びに附則第三十一条(租税特別措置の適用状

三 第四十六条の十第一項の改正規定、第四十 十条の三の四第一項」を加える部分に限る。)規定中「第八十九条第七項」の下に「、第九 の規定 平成二十四年十月一日 金に関する法律施行令第二条第十五号の改正 定、第四十八条の七を第四十八条の十とし、 二十九条及び第三十七条(国税収納金整理資 第五十条の二第七項の改正規定並びに附則第 十八条の五の次に三条を加える改正規定及び 第四十八条の六を第四十八条の九とし、第四 八条の八を第四十八条の十一とする改正規

五. 目次の改正規定(「第二十五条の十八の二 第十九条の四の改正規定 「第二十五条の十八」に改める部分を除 平成二十五年一

収納金整理資金に関する法律施行令(昭和二の三の改正規定並びに附則第三十七条(国税 定の施行の日

八項及び第九項を除く。)」を削る部分を除 七十四号)の施行の日

三十五の四第三項第一号の改正規定及び第三、第三十三条の八の改正規定、第三十九条の 第九項を除く。)」を削る部分に限る。) に限 則第二十二条及び第三十一条(租税特別措置 する等の法律 (平成二十四年法律第三十号) る。) の規定 郵政民営化法等の一部を改正 八の二(第三項から第五項まで、第八項及び 第十四号の改正規定(「、第六十八条の五十 項を除く。)」を削る部分に限る。)及び同条 二条第三号の改正規定(「、第五十七条の九 の適用状況の透明化等に関する法律施行令第 十九条の八十五の二を削る改正規定並びに附 (第三項から第七項まで、第十項及び第十一

び附則第二十五条の規定 第三十九条の九十の三第二項の改正規定及 特定多国籍企業に

三項、

第十条の五の三第三項及び第四項、

改正規定 平成二十五年四月一日 名を付する改正規定及び同節に一款を加える 定、第三十九条の百十二第十三項第一号の改付する改正規定、同節に一款を加える改正規 正規定、同節中第三十九条の百十三の前に款 第三十九条の百十三(見出しを含む。)の改 正規定、同章第二十六節の節名の改正規定、 規定、同節中第三十九条の十三の前に款名を 第三十九条の十三(見出しを含む。)の改正 く。)、第三章第八節の三の節名の改正規定、

気の調達に関する特別措置法(平成二十三年定 電気事業者による再生可能エネルギー電項」に改める部分に限る。)に限る。)の規 法律第百八号)附則第一条第三号に掲げる規 (「第五条の四第八項」を「第五条の四第九三百八十三号) 附則第二条第二項の改正規定 七条及び第三十五条(租税特別措置法施行令の改正規定並びに附則第三条、第十条、第十 は」を「及び」に改める部分を除く。)、第二第十条の四第三項及び第四項」を削り、「又 の一部を改正する政令(平成二十三年政令第 十七条の五の改正規定及び第三十九条の四十 第五条の四の改正規定(同条第八項中「、

の一部を改正する法律(平成二十四年法律第3 第二十五条の十二の改正規定 地域再生法

成二十四年法律第八十四号)の施行の日定 都市の低炭素化の促進に関する法律(平の改正規定並びに第二十六条の四の改正規改正規定、第二十六条の三第一項及び第三項 第二十六条の改正規定、第二十六条の二の

く。) に限る。) の規定 平成二十四年七月

第四条 租税特別措置法等の一部を改正する法律 の五第一項から第三項まで、第十条の五の二第 項から第七項まで、第十条の四第三項、第十条 この場合において、同条第三項中「法第十条第 第五条の七の規定は、なおその効力を有する。税特別措置法施行令(以下「旧令」という。) という。) 附則第七条の規定によりなおその 十条の五第一項」とあるのは「第十条の三第五 く。)による改正後の租税特別措置法第十条第 る法律(平成二十七年法律第九号)第八条の規 よる改正前の租税特別措置法(以下「旧法」と 力を有するものとされる改正法第一条の規定に 定(同法附則第一条第四号ハに掲げる規定を除 いう。)第十条の四の規定に基づく改正前の 一項」と、「第十条の三第三項及び第四項、第 (平成二十四年法律第十六号。以下「改正法」 項」とあるのは「所得税法等の一部を改正す

法(平成二十四年法律第五十五号)の施行 よる研究開発事業等の促進に関する特別措置

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の 第二章の規定は、平成二十四年分以後の所得税 租税特別措置法施行令(以下「新令」という。) (エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得し については、なお従前の例による。 について適用し、平成二十三年分以前の所得税

た場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関

第三条 電気事業者による再生可能エネルギー 生可能エネルギー発電設備」とする。 同項第二号中「認定発電設備」とあるのは 係る同項の再生可能エネルギー発電設備」と、 るのは「附則第三条第一項の認定に係る発電に「第三条第二項に規定する認定発電設備」とあ るのは「次に掲げる再生可能エネルギー発電設 る日から平成二十四年六月三十日までの間にお 気の調達に関する特別措置法附則第三条第一項 する経過措置) るのは「再生可能エネルギー発電設備(」と、 備」と、同項第一号中「認定発電設備(」とあ 同条第一項中「次に掲げる認定発電設備」とあ ける新令第五条の四の規定の適用については、 の認定を受けた個人の附則第一条第六号に定め 팱

に関する経過措置) 得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除(沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取

条の二の三第三項及び第四項、第十条の三第一 九号)第八条第二項、第十条の二第三項及び第 時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十 日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨 定、」と、「規定を」とあるのは「規定並びに東 に第四十一条の十九の四第一項及び第三項の規 第一項の規定並びに」とあるのは「第三項並び 第一項及び第二項並びに第四十一条の十九の五 第六項」と、「第二項、第四十一条の十九の四 三第一項の規定を」と、 所得税法」とする。 項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十 第十条の三の二第一項並びに第十条の三の 第十条の五の五第五項及び 「同法」とあるのは

のは「所得税法」とする。 三項及び第四項の規定を」と、「同法」とある 定による改正前の租税特別措置法第十条の四第 その効力を有するものとされる同法第一条の規 年法律第十六号)附則第七条の規定によりなお 別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四 第四項中「規定並びに」とあるのは「規定、」 項、第五条の六の四第二項及び第五条の六の五 第五条の六の二第六項、第五条の六の三第五 二十七年新租税特別措置法施行令第五条の三第条の六の五までの規定の適用については、平成 ら第五条の五まで及び第五条の六の二から第五 税特別措置法施行令」という。)第五条の三か第一項及び第二項において「平成二十七年新租 租税特別措置法施行令(以下この項並びに次条 四号イに掲げる規定を除く。)による改正後の 百四十八号)第一条の規定(同令附則第一条第 等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第 適用がある場合における租税特別措置法施行令 を有するものとされる旧法第十条の四の規定の 改正法附則第七条の規定によりなおその効力 |項、第五条の四第八項、第五条の五第八項、 「規定を」とあるのは「規定並びに租税特 5

合には、施行日から同号に定める日の前日まで 行の日(以下「施行日」という。)後である場 等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 適用がある場合における東日本大震災の被災者 を有するものとされる旧法第十条の四の規定の 条の四第八項」とする。 項中「第五条の四第九項」とあるのは、 の間における前項の規定の適用については、同 改正法附則第七条の規定によりなおその効力 附則第一条第六号に定める日がこの政令の施 「第五

> 法第十条の四第三項及び第四項の規定を」とす 同法第一条の規定による改正前の租税特別措置 規定によりなおその効力を有するものとされる 律(平成二十四年法律第十六号)附則第七条の 定並びに租税特別措置法等の一部を改正する法 るのは「規定、」と、「規定を」とあるのは「規 第十二条の三の三第三項中「規定並びに」とあ 施行令第十二条の二第四項第一号、第十二条の 令第百五十一号)の規定(同令附則第一項第一 施行令の一部を改正する政令(平成二十七年政 の適用については、平成二十七年新震災特例法 第十二条の二から第十二条の三の三までの規定 百十二号。以下この項及び次条第二項において 特例に関する法律施行令(平成二十三年政令第 本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時 号に掲げる規定を除く。) による改正後の東日 二条の三第三項、第十二条の三の二第五項及び 「平成二十七年新震災特例法施行令」という。) 一の二第三項、第十二条の二の三第二項、第十 第

条の二及び第十二条の三」と、「、第十二条の 措置法施行日」という。)が施行日後である場 条の三の二第三項」とあるのは「及び第十二条 ら第十二条の三の二まで」とあるのは「第十二 十条の三第一項」と、前項中「第十二条の二か第十条の三の二第一項」とあるのは「並びに第 の前日までの間における第一項及び前項の規定 合には、施行日から福島復興特別措置法施行日 第二十五号)の施行の日(以下「福島復興特別 の三第三項」とする。 二の二第二項、第十二条の三第三項及び第十二 一第三項及び第四項、第十条の三第一項並びに )適用については、第一項中「、第十条の二の 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律 項

に関する経過措置) (所得税の額から控除される特別控除額の特例

第五条 改正法附則第七条の規定によりなおその (次項において「平成二十七年新租税特別措置法規定を除く。) による改正後の租税特別措置法 を改正する法律(平成二十七年法律第九号)第定の適用がある場合における所得税法等の一部 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 規定の適用については、次の表の上欄に掲げる 効力を有するものとされる旧法第十条の四の規 の下欄に掲げる字句とする。 二十七年新租税特別措置法施行令第五条の七の 法」という。) 第十条の六の規定に基づく平成 八条の規定(同法附則第一条第四号ハに掲げる 同表 2

第 を規 同法 定規定並びに租税特別措置法等の一部を 所得税法 |条の四第三項及び第四項の規定を おいて「旧効力措置法」という。)第十 の租税特別措置法(次項及び第三項に れる改正法第一条の規定による改正前 改正する法律(平成二十四年法律第十 によりなおその効力を有するものとさ 「改正法」という。)附則第七条の規定 六号。以下この項及び次項において 項 第

項 第 各 同 規定 項 号第十条の四第三項又は第四項の規定を 含む。) |同項各号に掲げる規定(旧効力措置法

規 (同項|(改正法附則第八条第一項の規定によ 定規定(旧効力措置法第十条の四第十 の規定を含む。)にかかわらず 読み替えられた法第十条の六第一 項

か

各 ||取得した場合の特別償却又は所得税額 |法等の一部を改正する法律(平成二十 |同項各号に掲げる規定(租税特別措置 等を取得した場合の所得税額の特別控 別措置法第十条の四第三項及び第四項 部改正)の規定による改正前の租税特 れる同法第一条(租税特別措置法の の特定中小企業者が経営革新設備等を 四年法律第十六号)附則第七条(沖縄 除)の規定を含む。)」と によりなおその効力を有するものとさ の特別控除に関する経過措置)の規定 (沖縄の特定中小企業者が経営革新設備

規定を除く。)による改正後の東日本大震災の三条の規定(同法附則第一条第四号ホに掲げる 特別措置法施行令第五条の七の規定の適用につ る場合における平成二十七年新租税特別措置法 る法律(平成二十三年法律第二十九号)第十条 改正する法律(平成二十七年法律第九号)第十 を有するものとされる旧法第十条の四の規定の 第十条の六の規定に基づく平成二十七年新租税 の二から第十条の三の三までの規定の適用があ 被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関す 適用がある場合であって、所得税法等の一部を 改正法附則第七条の規定によりなおその効力 前項及び平成二十七年新震災特例法施

> 字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 施行令第五条の七の規定中同表の中欄に掲げる 行令第十二条の四の規定にかかわらず、次の の上欄に掲げる平成二十七年新租税特別措置法

|規定||規定並びに租税特別措置法等の一部を改 同法|所得税法 第十条の三第一項、第十条の三の二第 |第四項、第十条の二の二第三項及び第四 |法」という。) 第十条の四第三項及び第四 法律(平成二十三年法律第二十九号。 項の規定並びに東日本大震災の被災者等 条の規定による改正前の租税特別措置法 の効力を有するものとされる改正法第一 という。) 附則第七条の規定によりなおそ 以下この項及び次項において「改正法」 正する法律(平成二十四年法律第十六号) 項並びに第十条の三の三第一項の規定を 下この条において「震災特例法」という (次項及び第三項において「旧効力措 に係る国税関係法律の臨時特例に関する 第八条第二項、第十条の二第三項及び 第十条の二の三第三項及び第四項、 置

|項|に掲特例法第十条の二第三項又は第四項の規 第 各号十条の四第三項又は第四項の規定、震災 |同項||同項各号に掲げる規定(旧効力措置法第 規定は第四項の規定、震災特例法第十条の二 の金かつ、東日本大震災の被災者等に係る国 |所得||第三項又は第四項の規定の適用があり、 事業事業所得の金額(震災特例法第十条の げる|定、震災特例法第十条の二の二第三項又 (同(改正法附則第八条第二項の規定により |税関係法律の臨時特例に関する法律施行 |例法第十条の三の三第一項の規定を含む 第十条の三の二第一項の規定及び震災 令(平成二十三年政令第百十二号)第十 法第十条の三第一項の規定、震災特例法 の三第三項又は第四項の規定、震災特例 金額及び事業所得の金額の合計額)の る場合に該当するときは、不動産所得 |条の二第四項第一号又は第三号に掲げ||(平成二十三年 耳く!

項 第 |かわ|規定、震災特例法第十条の二の二第九 にか規定、 規定規定 らずの規定、 震災特例法第十条の二第十一項(旧効力措置法第十条の四第十項 震災特例法第十条の二の三第

み替えられた法第十条の六第一項

00	
を含む。)にかかわらずを含む。)にかかわらずを含む。)にかかわらずを含む。)にかかわらず、条の三の二まで、同日から福島復興特別措置法がの関邦にないて機械等を取得税額の特別控除)の規定において機械等を取得税額の特別控除)の規定において機械等を取得税額の特別控除)の規定において機械等を取得税額の特別控除)の規定において機械等を取得税額の特別控除)の規定において機械等を取得税額の特別控除)の規定において機械等を取得税額の特別控除)の規定において機械等を取得した場合の間における改正法がの時別控除)の規定において機械等を取得した場合の間における改正法がの時別控除)の規定において機械等を取得した。 での間における改正法の時別控除)の規定におりなど、同日から福島復興特別控除)の規定において機械等を取得した場合の間における改正法がの時別控除)の規定、同日から福島復興を下側、の世別控除)の規定、同日から福島復興を下側、での間における改正法の時別とでの間における改正法の時別を下側、の地には、同様の対策をを限した。	の規定、震災特例法第十条の三の二第四項の規定、震災特例法第十条の三第五項
第一項 「関の規定、震災特例法第十条の二の二第二項又は及び震災特例法第十条の二の二第二項の規定による控除をしてとれない金額を控除した金額では、同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額では、同妻の工第二項を担定する機越税第十条の二の規定にあつてはそれぞした。震災特例法第十条の二の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の二の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の二の開日までの間における第二項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三の二第二項がに第十条の二の二第二項の規定、震災特例法第十条の二の第十条の二の二第一項の規定、震災特例法第十条の二の第十条の二の第十条の二の第十条の二の二第一項の規定、震災特例法第十条の二の第十条の二第一項の規定、震災特例法第十条の二の二第一項の規定、震災特例法第十条の二の二第一項の規定、震災特例法第十条の二の二第一項をである。 「関東特別法第十条の二の二第金額を控除した金額としても控除しきれない金額を控除した金額としても控除しきれない金額を控除した金額といては第十条の二第二及び無力が施行日後である。とは第十条の三第一項の規定の適用でが表別では第十条の三第一項の規定の適用でが表別では第十条の三第二段が展別を対した。とは第十条の三第二段が展別法第十条の三第一項の規定の適用でが表別を対した。とは第十条の三第一項を表別を対した。とは第十条の三第二段が展別を対した。とは第十条の三第十条の三第十条の三第十条の三第十条の三第十条の三第十条の三第十条の三	条の三   は第十
居 例性に旧保行 措 と正有附を一措興律神(「第効定力正な、にるげ区十 人の法 税 災 項 除 取 (第 住 新に と 所 所 を 所 で 一 指 異 機 神 で 一 か に る げ 区 十 と で を 下 に 表 統 原 足 で で に る げ 区 と こ 改 に に 法 第 年 に で に な に な ら に と な な に な が 第 す に で の る の る の る の ま に と ま な が 第 す に で の ま に と に な が 第 す に で の ま に と に な が 第 す に で の ま に と に な が 第 す に で の ま に と に な が 第 す に で る の ま に と に な に な に と に な に と に な に と に な に と に な に と に な に な	条の三の二第四項第五項の規定及び震災特例法第十

第九条 別段の定めがあるものを除き、新令第三 等の額については、なお従前の例による。 額について適用し、施行日前に旧法第四十条の 条の二十三第四項に規定する剰余金の配当等の 五第二項第一号の外国法人から受けた旧令第二 二項第一号の外国法人から受ける新令第二十 十五条の二十三第四項に規定する剰余金の配当 (法人税の特例に関する経過措置の原則)

第三十四号)第二条第八号に規定する人格のな章の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律 よる。 年度分の法人税について適用し、法人の施行日 開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又 業年度分の法人税については、なお従前の例に 前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法 る連結子法人の施行日以後に開始する連結事業 は当該連結親法人による連結完全支配関係にあ にある連結子法人の施行日前に開始した連結事 い社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に 人又は当該連結親法人による連結完全支配関係

する経過措置) た場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関 (エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得し

第十条 電気事業者による再生可能エネルギー とあるのは「再生可能エネルギー発電設備 る日から平成二十四年六月三十日までの間にお の認定を受けた法人の附則第一条第六号に定め 気の調達に関する特別措置法附則第三条第一項 と、同項第二号中「認定発電設備」とあるのは とあるのは「附則第三条第一項の認定に係る発 と、「第三条第二項に規定する認定発電設備」 とあるのは「次に掲げる再生可能エネルギー発 電に係る同項の再生可能エネルギー発電設備」 電設備」と、同項第一号中「認定発電設備 は、同条第一項中「次に掲げる認定発電設備」 ける新令第二十七条の五の規定の適用について (沖縄の特定地域において工業用機械等を取得 再生可能エネルギー発電設備」とする。 

第十一条 項の表の第二号の第一欄に掲げる地区とみなし 第一欄に掲げる地区を新法第四十二条の九第一 より旧法第四十二条の九第一項の表の第二号の 九第一項第二号の規定にかかわらず、 定する政令で定める期間は、新令第二十七条 て同条の規定を適用する場合における同項に規 改正法附則第二十一条第二項の規定に 施行日

した場合の法人税額の特別控除に関する経過措

沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四(平成二十四年法律第十三号)による改正後の た場合には、その指定があった日の前日)まで 号)第二十八条第一項の規定による指定があっ ら施行日以後六月を経過する日(その日まで 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律 十三 項

る指定の日とみなす。 適用については、施行日を同項第四号に規定す 第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定の は増設をする場合における新令第二十七条の九 第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又 法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄 に掲げる地区とみなされる地域において同号の 改正法附則第二十一条第三項の規定により新 二項 第一 +

得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 に関する経過措置) (沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取 3

第十二条 改正法附則第二十二条第一項の規定に 四十二条の十の規定に基づく旧令第二十七条の る改正前の租税特別措置法」とする。 力を有するものとされる同法第一条の規定によ 除に関する経過措置)の規定によりなおその効 取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控 成二十四年法律第十六号)附則第二十二条第一 第三項の表中「租税特別措置法」とあるのは、 おその効力を有する。この場合において、同条 よりなおその効力を有するものとされる旧法第 「租税特別措置法等の一部を改正する法律(平 (第二項に係る部分を除く。) の規定は、な (沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を に関する経過措置)

規定の適用については、次の表の上欄に掲げる の下欄に掲げる字句とする。 同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)の 条の十第五項の規定の適用がある場合における おその効力を有するものとされる旧法第四十二 改正法附則第二十二条第一項の規定によりな 同表

項第 六条る金税額に租税特別措置法等の一部を改正第十掲げ掲げる金額(当該金額に係る基準法人 号 第 |加算された金額がある場合には、 措置法(以下「旧効力措置法」という おその効力を有するものとされる同法 |する法律(平成二十四年法律第十六号) 附則第二十二条第一項の規定によりな 第四十二条の十第五項の規定により 条の規定による改正前の租税特別 項げ

||条第金額の規定により加算された金額がある場 |した|に旧効力措置法第四十二条の十第五項 ||加算||加算した金額とし、 当する金額を控除した金額 合には、当該金額の百分の十・三に相 |金額の百分の十・三に相当する金額を 控除した金額。 当該基準法人税額

||条第||額を||力措置法第四十二条の十第五項の規定 九|税の|税事業年度の所得基準法人税額に旧効 |附帯||附帯税の額を除くものとし、 うち |額を控除した金額とする 当該金額の百分の十・三に相当する金 |により加算された金額がある場合には うち、 法人税法 当該各課 項らず

法

「第十七条の三第六項」とあるのは「第十七条三」と、同項の表第十七条の三第六項の項中 第二十二条第三項の規定の適用については、同置法施行日の前日までの間における改正法附則 項中「第十七条の二から第十七条の三の二ま (法人税の額から控除される特別控除額の特例 の三第五項」とする。 で」とあるのは「第十七条の二及び第十七条の 日後である場合には、同日から福島復興特別措 「第十七条の三第六項」とあるのは 福島復興特別措置法施行日が改正法の施行の

第十三条 改正法附則第二十二条第一項の規定に 四十二条の十の規定の適用がある場合における げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句 三の規定の適用については、次の表の上欄に掲 特別措置法施行令」という。)第二十七条の十 法施行令(次項において「平成二十六年新租税 号)第一条の規定による改正後の租税特別措置 を改正する政令(平成二十六年政令第百四十五 の規定に基づく租税特別措置法施行令等の一部 租税特別措置法」という。)第四十二条の十三 税特別措置法(次項において「平成二十六年新 年法律第十号)第十条の規定による改正後の租 よりなおその効力を有するものとされる旧法第 同表の下欄に掲げる字句とする。 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十六 は

号に掲法等の一部を改正する法律(平成二十 同項各同項各号に掲げる規定(租税特別措置 る<br />
四年法律第十六号。<br />
以下この項にお 「改正法」という。)附則第二十二条

の規定を含む。)」

لح

項

二項の規定、

震災特例法第十七条の二の

にか

|項の規定、震災特例法第十七条の二第

(同項 (改正法附則第二十三条第 四十二条の十第二項又は第三項の規定 第一項の規定によりなおその効力を有 より読み替えられた法第四十一 を含む。) において「旧効力措置法」という。)第 による改正前の租税特別措置法(次項 するものとされる改正法第一条の規定 一項の規定 一条の十 2

律第十号)第十三条の規定による改正後の東日

本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時

税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法

条の十の規定の適用がある場合であって、

おその効力を有するものとされる旧法第四十二

改正法附則第二十二条第一項の規定によりな

|第||規定に||規定(旧効力措置法第四十二条の十第 |かかわ|十項の規定を含む。) にかかわらず 一第一項

部を改正する政令(平成二十六年政令第百四十税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一

施行令第二十七条の十三の規定の適用について の規定に基づく平成二十六年新租税特別措置法 成二十六年新租税特別措置法第四十二条の十三 三の三までの規定の適用がある場合における平 特例に関する法律第十七条の二から第十七条

は、前項及び東日本大震災の被災者等に係る国

九号) による改正後の東日本大震災の被災者等

に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施

|律第十六号。以下「改正法」という。 別措置法(以下「旧効力措置法」とい 法第一条の規定による改正前の租税特 おその効力を有するものとされる改正 除に関する経過措置)の規定によりな 場合の特別償却又は法人税額の特別控 附則第二十二条第一項(沖縄の特定中 除)の規定を含む。) 等を取得した場合の法人税額の特別控 (沖縄の特定中小企業者が経営革新設備 う。) 第四十二条の十第二項又は第三項 小企業者が経営革新設備等を取得した 一部を改正する法律(平成二十四年法 に掲げる規定(租税特別措置法等

> 掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とす 施行令第二十七条の十三の規定中同表の中欄に

の上欄に掲げる平成二十六年新租税特別措置法 行令第十七条の四の規定にかかわらず、次の表

同項各|同項各号に掲げる規定(旧効力措置法 (同項 替えられた租税特別措置法第四十二条 の額から控除される特別控除額の特例 (改正法附則第二十三条第一項 の十三第一項 に関する経過措置)の規定により読み (法人税

号に掲第四十二条の十第二項及び第三項(沖 |同項各||同項各号に掲げる規定 同項 用したの規定を含む。以下この条において同 |定を適||を取得した場合の法人税額の特別控除| げる規縄の特定中小企業者が経営革新設備等 号に掲第四十二条の十第二項及び第三項(沖 定」と|を取得した場合の法人税額の特別控除) げる規縄の特定中小企業者が経営革新設備等 第一項 まず租税特別措置法第四十二条の十 じ。)を適用した場合の」と (旧効力措置法

| げる正法」という。) 附則第二十二条第一項の項に掲法律第十六号。以下この項において「改一各号等の一部を改正する法律(平成二十四年第同項同項各号に掲げる規定(租税特別措置法 |第||規定||規定(旧効力措置法第四十二条の十第 規定規定によりなおその効力を有するもの |り読み替えられた法第四十二条の十三第 |(改正法附則第二十三条第二項の規定によ の規定、震災特例法第十七条の三の二第の規定、震災特例法第十七条の三第一項例法第十七条の三の三第二項又は第三項 関する法律(以下この条において「震災 特例法」という。)第十七条の二第二項又 災者等に係る国税関係法律の臨時特例 項又は第三項の規定、東日本大震災の の租税特別措置法(次項において「旧 される改正法第一条の規定による改正 の三第一項の規定を含む。) は第三項の規定、震災特例法第十七条 力措置法」という。) 第四十二条の十第1 項の規定及び震災特例法第十七条の三 一の二第二項又は第三項の規定、震災特第三項の規定、震災特例法第十七条の

被

かわ |る規十六号。以下「改正法」という。) 附則第 らず二の三第九項の規定、 同 条の三 する経過措置) 額から控除される特別控除額の特例に関 雇用者等を雇用した場合の法人税額の特一項(避難解除区域等において避難対象 規定又は震災特例法第十七条の三の三第 特例法第十七条の三の二第一項(企業立 合の法人税額の特別控除)の規定、震災 得した場合の法人税額の特別控除)の規 第二十九号。以下「震災特例法」という 時特例に関する法律(平成二十三年法律 法人税額の特別控除)の規定、東日本大 効力措置法」という。) 第四十二条の十第 償却又は法人税額の特別控除に関する経 部を改正する法律(平成二十四年法律第 第十七条の三の三第四項の規定を含む。 条の三の二第四項の規定及び震災特例法 (改正法附則第二十三条第二項 雇用した場合の法人税額の特別控除) 地促進区域において避難対象雇用者等を 区域において被災雇用者等を雇用した場 例法第十七条の三第一項(復興産業集積 の法人税額の特別控除)の規定、震災特 除区域等において機械等を取得した場合 の二の三第二項若しくは第三項(避難解 特別控除)の規定、震災特例法第十七条 いて機械等を取得した場合の法人税額の 震災の被災者等に係る国税関係法律の 業者が経営革新設備等を取得した場合の よる改正前の租税特別措置法(以下「旧 過措置)の規定によりなおその効力を有 が経営革新設備等を取得した場合の特別 (復興産業集積区域等において機械等を取 するものとされる改正法第一条の規定に にかかわらず 一第九項の規定、震災特例法第十七条の |項若しくは第三項(沖縄の特定中小企 一十二条第一項(沖縄の特定中小企業者 に掲げる規定 しくは第三項(企業立地促進区域にお 第十七条の二第二項若しくは第三項 震災特例法第十七条の二の二第二項 一第五項の規定、 規定を含む。 の規定により読み替えら (租税特別措置法等の 震災特例法第十七 震災特例法第十 (法人税の |各号|四十二条の十第二項及び第三項(沖縄の 同項 まず 同項|同項各号に掲げる規定 を 特定中小企業者が経営革新設備等を取得 域等において機械等を取得した場合の法の二の三第二項及び第三項 (避難解除区特別控除)の規定、震災特例法第十七条 二項及び第三項(企業立地促進区域におの規定、震災特例法第十七条の二の二第を取得した場合の法人税額の特別控除) まず租税特別措置法第四十二条の十三第 いて機械等を取得した場合の法人税額の 震災特例法第十七条の二第二項及び第三 した場合の法人税額の特別控除)の規定 において被災雇用者等を雇用した場合の 人税額の特別控除)の規定、 て同じ。)を適用した場合の」と 項各号に掲げる規定 (復興産業集積区域等において機械等

(旧効力措置法第

控除しきれない金額を控除した金額又は

同条第三項に規定する繰越税額控除限度

別控除)

震災特例法第十七条の二の二第並びに震災特

等を雇用した場合の法人税額の特 解除区域において避難対象雇用者

|超過額のうち同項の規定による控除をし

ても控除しきれない金額を控除した金

税額控除限度額のうち同項の規定による 第一項の規定にあつては同項に規定する

|控除をしても控除しきれない金額を控除

した金額

第十七条の二の一

一第二項及び第三項

並

びに

金額とし、

震災特例法第十七条の三の二|金

額

等を雇用した場合の法人税額の特等を雇用した場合の法人税額の特等を雇用した場合の法第十七条の三第一項(復興積区域においた機械等を取得した場合の法の三第一項(工項及び第三項(避難解除区域に例法第十七条

各号四十二条の十第二項及び第三項(沖縄の を取得した場合の法人税額の特別控除) 人税額の特別控除)の規定、震災特例法域等において機械等を取得した場合の法 |特別控除) の規定、震災特例法第十七条| |特定中小企業者が経営革新設備等を取得 |第十七条の三第一項(復興産業集積区域 |いて機械等を取得した場合の法人税額の 控除)の規定を含む。以下この条におい 用者等を雇用した場合の法人税額の特別 並びに震災特例法第十七条の三の三第 進区域において避難対象雇用者等を雇用 法第十七条の三の二第一項(企業立地促 法人税額の特別控除)の規定、震災特例 の二の三第二項及び第三項(避難解除区 の規定、震災特例法第十七条の二の二第 震災特例法第十七条の二第二項及び第三 した場合の法人税額の特別控除)の規定 れた租税特別措置法第四十二条の十三第 した場合の法人税額の特別控除)の規定 において被災雇用者等を雇用した場合の 一項及び第三項(企業立地促進区域にお (復興産業集積区域等において機械等 (避難解除区域等において避難対象雇 (旧効力措置 |ぞれ同条第二項に規定する税額控除限度 第二項又は第三項の規定にあつてはそ |第十七条の二から第十七条の三の二まで|第 3 額のうち同項の規定による控除をしても の三の二第一項 は第三項の規定、震災特例法第十七条の災 金額とし、 二第一項の規定及び震災特例法第十 第二十三条第二項の規定の適用については、同置法施行日の前日までの間における改正法附則 日 震災特例法第十七条の二の二第二項又及 (中次の表の上欄に掲げる字句は、 掲げる字句とする。 後である場合には、同日から福島復興特別措 福島復興特別措置法施行日が改正法の施行の 進区域において避難対象雇用者等を雇用 控除)の規定を含む。)」と 用者等を雇用した場合の法人税額の特別 した場合の法人税額の特別控除)の規定 びに震災特例法第十七条の三の三第一 (避難解除区域等において避難対象雇 震災特例法第十七条の二の 同表の下欄 金 の 三 額 び 第 特 0) + t

第十七条の三並びに第十七条の三の二 第十七条の二第四項若しくは第十七条の第 第十七条の二第 一の二第1 一第四 互項 |項若しくは第十七条の|第 第四項 第 第三項 の 十七七 + . の -+ の 三 を雇用した場合の法人税額の特別 |除区域において避難対象雇用者等|除|

一第一項(復興産業集積区域

の

震災特例法

の規定、

項

については、同項中次の表の上欄に掲げる字句日の前日までの間における第二項の規定の適用 場合には、 福島復興特別措置法施行日が施行日後である 施行日から福島復興特別措置法施行

法第十七条の三第一項の規定及び 震災特例法第十七条の三の二第 |第十七条の二から第十七条の三の|第十七条の 一項又は第三項の規定、震災特例法第十七 一まで 震災特例法第十七条の二の二第及び震災特 は、同表の下欄に掲げる字句とする。 三第 の 三 又は第十七 項 条 の例 <u>条</u>

域において機械等を取得した場合三第一項 法第十七条の三の二第一項 用者等を雇用した場合の法人税額 (復興産業集積区域において被災雇災雇用者等を震災特例法第十七条の三第一項域において被の法人税額の特別控除)の規定、興産業集積区域において機械等を取得した場合三第一項(復二項若しくは第三項(避難解除区法第十七条の の特別控除)の規定又は震災特例の法人税 の三第五項の規定及び震災特例法 八項の規定、 震災特例法第十七条の二の二第及び震災特 震災特例法第十七条の二の二第又は震災特 十七条の三の二第四項 震災特例法第十七条法第十七 (避難 雇用した場 三第四項 条 の合 の例

法人の 減価償却に関する経過措置)

より新法第四十五条第一項の表の第三号の第十四条 改正法附則第二十四条第三項の規定 又は増設をする場合における新令第二十八条 の第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新設欄に掲げる地区とみなされる地域において同号

する指定の日とみなす。 の適用については、施行日を同項第三号に規定 九第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定

前の沖縄振興特別措置法」とする。 法律(平成二十四年法律第十三号)による改正 第一項第一号中「沖縄振興特別措置法」とある おその効力を有する。この場合において、同条 条の規定に基づく旧令第二十九条の規定は、な おその効力を有するものとされる旧法第四十六 改正法附則第二十四条第四項の規定によりな 「沖縄振興特別措置法の一部を改正する

(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に

第十五条 新令第三十九条の七第八項 (同項に規 については、なお従前の例による。 同号の下欄に掲げる資産 (旧機関車に限る。) の譲渡をする場合における同日前に取得をした びに法人が同日以後に同号の上欄に掲げる資産 及びこれらの資産に係る旧法第六十五条の八第 をする同欄に掲げる資産(旧機関車に限る。) 関車」という。)に限る。)又は同日以後に取得 道事業用の機関車(以下この条において「旧機 る同日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産 号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合におけ 同日前に旧法第六十五条の七第一項の表の第九 勘定又は期中特別勘定について適用し、法人がる新法第六十五条の八第一項又は第二項の特別 の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係 同号の下欄に掲げる資産 (新機関車に限る。) の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に 以後に新法第六十五条の七第一項の表の第九号 る。) の規定は、法人が平成二十四年一月一日 おいて「新機関車」という。)に係る部分に限 定する貨物鉄道事業用の機関車(以下この条に (旧令第三十九条の七第八項に規定する貨物鉄 項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定並 2

税の特例に関する経過措置 (内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課

第十六条 新令第三十九条の十九第八項の規定 の配当等の額については、なお従前の例によ旧令第三十九条の十九第八項に規定する剰余金 六条の八第十一項第一号の外国法人から受けた 等の額について適用し、施行日前に旧法第六十 三十九条の十九第八項に規定する剰余金の配当 八第十一項第一号の外国法人から受ける新令第 は、内国法人が施行日以後に新法第六十六条の

等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特 (連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備 別控除に関する経過措置)

第十七条 連結親法人又は当該連結親法人による 行令の一部を改正する政令(平成二十四年政令定発電設備」とあるのは、「租税特別措置法施 能エネルギー発電設備」とする。 れた第二十七条の五第一項各号に掲げる再生可 第百五号)附則第十条の規定により読み替えら 業者による再生可能エネルギー電気の調達に関 連結完全支配関係にある連結子法人で、電気事 十九条の四十の規定の適用については、同条第 たものの附則第一条第六号に定める日から平成 する特別措置法附則第三条第一項の認定を受け 一十四年六月三十日までの間における新令第三 項中「第二十七条の五第一項各号に掲げる認

する経過措置) 械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関 (連結法人が沖縄の特定地域において工業用機

第十八条 改正法附則第三十二条第二項の規定に 期間とする。 場合には、その指定があった日の前日)までの 法第二十八条第一項の規定による指定があった 律第十三号)による改正後の沖縄振興特別措置 措置法の一部を改正する法律(平成二十四年法 月を経過する日(その日までに、沖縄振興特別 の規定にかかわらず、施行日から施行日以後六 間は、新令第三十九条の四十三第一項(新令第 項の表の第二号の第一欄に掲げる地区とみなし 第一欄に掲げる地区を新法第四十二条の九第一 より旧法第四十二条の九第一項の表の第二号の における同条第一項に規定する政令で定める期 て新法第六十八条の十三の規定を適用する場合 二十七条の九第一項第二号に係る部分に限る。)

施行日を新令第二十七条の九第一項第四号に規 第二欄に掲げる事業の用に供する設備の新設又 法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄 定する指定の日とみなす。 に係る部分に限る。)の規定の適用については、 十三第一項(新令第二十七条の九第一項第四号 は増設をする場合における新令第三十九条の四 に掲げる地区とみなされる地域において同号の 改正法附則第三十二条第三項の規定により新

除に関する経過措置) 取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控 (沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を

第十九条 改正法附則第三十三条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされる旧法第

2 される同法第一条の規定による改正前の租税特 (第3) 又は法人税額の特別控除に関する経過措結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別号) 附則第三十三条第一項(沖縄の特定中小連部を改正する法律(平成二十四年法律第十六部を改正する法律(平成二十四年法律第十六部を改正する法律(平成二十四年法律第十六部を改正する法律(平成二十四年法律第十六部を改正する法律(平成二十四年法律第一 別措置法」とする。 置)の規定によりなおその効力を有するものと 場合において、同条第六項の表中「租税特別

一 項 号 第 第 六条る金税額に租税特別措置法等の一部を改正 第十掲げ掲げる金額(当該金額に係る基準法人 る地方法人税法の規定の適用については、次の条の十四第五項の規定の適用がある場合におけ おその効力を有するものとされる旧法第六十八 改正法附則第三十三条第一項の規定によりな 表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲 げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 を控除した金額。 |附則第三十三条第一項の規定によりな |する法律(平成二十四年法律第十六号) 該金額の百分の十・三に相当する金額 おその効力を有するものとされる同 り加算された金額がある場合には、 。)第六十八条の十四第五項の規定によ 措置法(以下「旧効力措置法」という 第一条の規定による改正前の租税特別

条第 十三 第二加算 項 金額 したに旧効力措置法第六十八条の十四第 うち うち、 相当する金額を控除した金額 場合には、当該金額の百分の十・三に 項の規定により加算された金額がある 加算した金額とし、 法人税法 当該基準法人税額 第

> 項 か規

カュ

わの十四第十一項の規定を含む。

3 )夏中「育二十五条の三第六項」とあるのは五条の三」と、同項の表第二十五条の三第六項まで」とあるのは「第二十五条の二及び第二十項中「第二十丑多のニューを 第三十三条第三項の規定の適用については、同置法施行日の前日までの間における改正法附則日後である場合には、同日から福島復興特別措置法施行日が改正法の施行の 項中「第二十五条の二から第二十五条の三の二 (連結法人の法人税の額から控除される特別控 「第二十五条の三第五項」とする。 同

第二十条 改正法附則第三十三条第一項の規定に よりなおその効力を有するものとされる旧法第 除額の特例に関する経過措置)

四十四の規定は、なおその効力を有する。こ 、十八条の十四の規定に基づく旧令第三十九条 別措置法施行令(次項において「平成二十六年 四十五号)第一条の規定による改正後の租税特 五の七の規定に基づく租税特別措置法施行令等 新租税特別措置法」という。)第六十八条の 租税特別措置法(次項において「平成二十六年 る所得税法等の一部を改正する法律(平成二十 の一部を改正する政令(平成二十六年政令第百 六年法律第十号)第十条の規定による改正後の 六十八条の十四の規定の適用がある場合にお

+

第 字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。 項同 上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げ 号 条 第同条第一項各号に掲げる規定 規十六号。以下この項において掲する法律(平成二十四年法律第 各(租税特別措置法等の一部を改正 「改正法」という。) 附則第三十 る

条の四十八の規定の適用については、次の表

新租税特別措置法施行令」という。)第三十

同 項 |規定(旧効力措置法第六十八条 規定により読み替えられた法第 の租税特別措置法(次項及び第正法第一条の規定による改正前の効力を有するものとされる改 六十八条の十五の七第一 項又は第三項の規定を含む。) という。) 第六十八条の十四第 (改正法附則第三十四条第一項 二項において「旧効力措置法」 二条第一項の規定によりなおそ 0

る 規法等の一部を改正する法律(平 にかかわらず 額の特別控除に関する経過措置) 結法人が経営革新設備等を取得三条第一項(沖縄の特定中小連 成二十四年法律第十六号。 )に掲げる規定(租税特別措 した場合の特別償却又は法人税 「改正法」という。) 附則第三十 以 下

連結法人が経営革新設備等を 項又は第三項(沖縄の特定中 という。)第六十八条の十四第二 措置法(以下「旧効力措置法」 の規定による改正前の租税特別 の規定によりなおその効力を有 するものとされる改正法第一条

等を雇用した場合の法人税額の特別一興産業集積区域において被災雇用者		規定	九条の に定める金額又は租税特別措置第三十第三十九条の四十五第四項各号
・夏、夏時 N. ス 規定、震災特例法	t°)		;
等を取得した場合の法人税	三の三第		
孙□ -	項の規定及び震災特例法第	立 <u>尊</u> 三頁 条 の効力措置法第六十八条の十四	
第二	規定、喪災特例法第二十五条の三の一震災特例法第二十五条の三第一項の	十第六十八条の十五第	第一しくは第
) の見ぎ、蒙然・引き気にて取得した場合の法人税額の特	舟削忠第二一 1元巻の三尊の三第二項又は第三項の	第二号	五 の置法第六十八条の十
て機	規定、	2) 第 I 四 ·	の八号に掲げる規定又は
二第二項若しくは第三項	法第二十五条の二の二第二項又は第	ロー四十 五十九条の四十四第四項第二号 ジュータン 対し アンドータン 対し 深が インチョ	六 十第六十八条の十五の七第一項第
の規定、震災特例法第二十五条の二	第二項又は第三項の規定、震災特例		定 <sub>」(</sub>
得した場合の法人税額の特別控除)	特例法」という。)第二十五条の二	= 7	六 項 の - 、
産業集積区域等において機械等を取	る法律(以下この条において「震災	定	第十。)
項若しくは第三項(連結法人が復興	係る国税関係法律の臨時特例に関す	司 頂 のこれらの規定	カロ
法一という。)第二十五条の二第二	の規定、東日本大震災の被災者等に	育	のの規定(日効力昔置去第六十一分の規定(日効力昔置去第六十八分の十五の六第十六
年法律第二十九号。以下「震災特例」	第六十八条の十四第二項又は第三項	五 寛二頁 一角 のダブ指置沿角デコ	た 上第六十八条の十五の六第十六
臨時時列こ関する法律(平成二十三ジの被災者等に侵る国利限侵法律の)	おいて「旧効力措置法」という。)	六 十第六十八条の	を安 頂後受が 一番の七第一
後の安を介育に長ら国記冑を長書の一名の特別招防)の規定、東日本大震		一号	
類の新月 and (1) の見れる 原一でになる 革新設備等を取得した場合の法人税	を 規なおその効力を有するものとされる	(1) 第四項	る 規又は第三項の規定を
項(沖縄の特定中小連結法人が経営	げが則	十 五十九条	に 掲措置法第六十八条の十四第二項
六十八条の十四第二項若しくは第三	号 にこの項において「改正法」という。)		各同項各号に掲げる規定(旧効力
(以下「旧効力措置法」という。) 第	項 各(平成二十四年法律第十六号。以下	三十第三十	
定による改正前の租税特別措置法	笠	額	した場合の法人税額
するものとされる改正法第一条の規	第 一同 条同条第一項各号に掲げる規定(租税	げる 金金額	_
置)の規定によりなおその効力を有	掲げる字句とする。		る 規及び第三項(沖縄の
法人税額の特別控除に関する経過措	0	分	に 掲措置法第六十八条の
備等を取得した場合の特別償却又は	7	区	項 各同項各号に掲げる担
	わらず、次の表の上欄に掲げる平成二十六年新	げる 金に掲げる金額の区分	の十五の七第一
いう	する法律施行令第二十二条の四の規定	に 掲それぞれこれらの	ず 同まず租税特別措置法第六十八条
年法律第十六号。以下「改正法」	時	六号定	
掲げの一部を改正する法律(平成二十四	十九号)による改正後の東日	第三項当 該 規それぞれこれらの規定	いて同じ。)を適用した場合の」
に掲げる規定(租税特別措置法	部を改正する政令(平成二	イ ! : : : : : : : : : : : : : : : : : :	合の一の規定を含む。以下この条にお
か、	院法律の臨時特例に関	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	したした場合の法人脱額の特別控除)
$=$ $\tilde{c}$	適用については、前項及び東日本大震災の被災	第三項当 核 規それぞれこれらの規定	適結法人が経営革新設備等を取得りのできます。
二第元	第三十九条の四十八の10分~。3 月二一万名	なるおこれにおいる	る規及び第
マ レ 任 ½	- 基づく平戊二十六年74年7月世紀年7月	亥 金それぞれこ	場 音 置 去 育 六 十 八 条 り 十 四 育 二 名 同 項 名 号 に 排 じ る 財 気 ( 旧 交
鬘 泛 寺 刑 長	する平戊二十六年新且兑寺別昔置去寛六十八条	四頁各号	頁 各同頁各号に掲げる見主 (日別十十八条の十五の七第一項
、褒芸・計芸第二十三十八十八十二十五条の二の二第九項	「長の三の三の第三の題目にある場時特例に関する法律第二十五条の二から	さいりご 第三十七条)日十日第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	法第
わ十五条の二第十三項の規定、震災		別措置法施行令(以下この号に	る経過措置)の規定により読み
に か四第十一項の規定、震災特例法第	法律第十号)第十三条の規定による改正	れる同令による改正前の租税特	特別控除額の特例に関
二規 定規定(旧効力措置法第六十八	得税法等の一部を改正する法律(平成二十六年)	なお	(連結法人の対
十五の七第一項	条の十四の規定の適用がある場合であっ	号 則第-	止法附則第三十四条第一
定により読み替えら	おその効力を有するものとされる旧法第一により	四 項(平均	除)の規定を含む。)
クロ	2 牧正去付則第三十三条第	四十五  去値庁令の一部を牧圧する攻令	

大学を雇用した場合の法人税 一項 一項 一項 一項 一項 一項 一項 一項 一項 一項	等において避難対象 三第一項(連結法人 定又は震災特例法第 において避難対象雇 において避難対象雇 において避難対象雇
と	規定」額の特別控除)の規定、震災特例法 に 掲項(沖縄の特定中小連結法人が経営 に 掲項(沖縄の特定中小連結法人が経営 同 項同項各号に掲げる規定(旧効力措置 同項 五の七第一項
会当	五五条の二第十三項の規で、震災の第十一項の規定、震災の第十一項の規定、震災の第十一項の規定、震災の第十一項の規定、震災の第十一項の規定、震災の第十一項の規定、震災の第十一項の規定、震災の第十一項の規定を
1)	号次     に       こ当     該       表現定     該       れぞれ     それぞれ

			673
	口七項第	イ七項第 	七項第号
五 げ 次 十 施 で 島 同	되	項十二五四条十第規当	規げに九項第の十条十第定の同項第 定スポーダートエのルカー根で
二 又 は   日本の   月	それぞれこれらの規定 三第三十九条の四十五の二第十四項又 一若しくは第二十二条の三の三第二項 第二日、第二十二条の三の三第二項 第二十二条の三の三第二項	図されぞれこれらの規定 の第二項、第二十二条の三の二第二項 の第二項、第二十二条の三の二第四項 一若しくは第二十二条の三の三第二項 の	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
場合には、旅行目から福島後野県別荘置対旅行日の前日までの間における第二十五条の第二十五条の第二十五条の第二十五条の三から第二十五条の第二十五条の三の二まで 二又は第二十五条の二まで 二文は第二十五条の三	三	五 (	超過額のうち同項の規定に 三年
(東) 年代 (京) 1 日 (宗) 1	の規定、震災特例法第二十五条の興産業集積 三第一項(連結法人が復興産業集域において で規定がいて被災雇用者等を雇災雇用者等を 所した場合の法人税額の特別控除) 十五条の三の二第一項(連結法人特別控除) が避難解除区域において避災特例法第二の法人税額 雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) が避難解除区域において避難対象 雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除) が過期において避難対象 を開入した場合の法人税額の特別控除) が過期において避難対象 を開入した場合の法人税額の特別控除) が過期において避難対象 を開入した場合の法人税	を雇用した場合の法人税額の特別控除) (連結法人が復 一十五条の三の二第一項(連結法人特別控除) 「震災特例法第二十五条の二の二並びに震災特別控除) 「震災特例法第二十五条の二の二並びに震災特別控除) 「震災特別控除」 「震災特別法第二十五条の二の二並びに震災特別控除」 「震災特別法第二十五条の二の二並びに震災特別控除」 「震災特別法第二十五条の二の二並びに震災特別を開工。 「震災特別法第二十五条の二の二並びに震災特別を開工。 「震災特別法第二十五条の二の二並びに震災特別を開工。」 「震災特別法第二十五条の二の二並びに震災特別を開工。」 「連結法人が避難解除区域において機械等を取得条の三角、震災特別を開工。」 「連結法人が復の特別雇用した場合の法人税額の特別雇用した場合の法人税額の特別雇用した場合の法人税額の特別雇用した場合。」	大被災雇用者等災雇用者等災雇用者等災雇用者等災雇用者等災雇用者等災雇用者等災雇用者等
2 改正法阵則第三十五条第匹項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八条の三十の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項第一号中「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十三号)による改正前の沖縄振興特別措置法」とあるのは、「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十三号)による改正前の沖縄振興特別措置法」とする。		(連結法人の減価償却に関する経過措置)         二十五条の二第二項         二第二項         二第二項         二十五条の二第二項         二十二条の三の二第二項         二十二条の三の二第二項         二十二条の三の二第二項若しくは第第二十五条の三年         二十二条の三の二第二項         二第三項         二第三項         二第三項         二第三項         二第三項         三第二項         <	東日本大震災の被災者等に係る又に東日本大震災の被災者等に係る又に東日本大震災特例法権が行令 等に係る国税関係法律の臨時特例に関する震災の被災者 を額又は震災特例法施行令第二二第四項各号に定め第二十二条の 会は第二十二条の二の二第三項各号 十二条の二の二第三項各号

過措置) (連結法人の社会・地域貢献準備金に関する経

第二十二条 改正法附則第三十六条第三項の規定 お親法人の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属 するときは、改正法附則第三十六条第三項の規 
定により益金の額に算入される金額は、法人税 
規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算 
規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算 
は会額に含まれるものとする。

る経過措置) (沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関す

第二十三条 施行日から平成二十四年六月三十日 第二十三条 施行日から平成二十四年六月三十日 第二十二条 が出しては、同条第五項中「第六十八条 の五十七第一項、第六十八条の五十七第一項、第六十八条の五十四年六月三十日 とあるのは、「第六十八条の六十二第一項」と

2 改正法附則第三十七条第三項又は第四項の規定の適用を受ける連結親法人又は当該連結親法をの適用を受ける連結事業年度における新た行日以後に終了する連結事業年度における新令第三十九条の九十の規定の適用については、同条第八項中「百分の四十」とあるのは、「百分の三十五」とする。

税の特例に関する経過措置)(連結法人である認定研究開発事業法人等の課

第二十五条 附則第一条第十号に定める日が平成二十四年七月一日前である場合には、同号に定める日から同年六月三十日までの間における新な、同条第二項中「第六十八条の五十七第一は、同条第二項中「第六十八条の五十七第一は、同条第二項中「第六十八条の五十七第一は、同条第二項中「第六十八条の五十二第一項」とする。

税の特例に関する経過措置)(連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課

に規定する貨物鉄道事業用の機関車

(以下この

新令第三十九条の百六第三項(同項

条において「旧機関車」という。)に限る。)又 に規定する貨物鉄道事業用の機関車(以下この欄に掲げる資産(旧令第三十九条の百六第三項 該連結親法人による連結完全支配関係にある連 条の七十九第一項又は第三項の特別勘定又は期 条の七十八第一項の表の第九号の上欄に掲げる 号の下欄に掲げる資産(旧機関車に限る。)に 譲渡をする場合における同日前に取得をした同 子法人が同日以後に同号の上欄に掲げる資産の 結子法人が同日前に旧法第六十八条の七十八第 中特別勘定について適用し、連結親法人又は当 合の当該資産及び当該資産に係る新法第六十八 げる資産 (新機関車に限る。) の取得をする場 資産の譲渡をして、同日以後に同号の下欄に掲 親法人による連結完全支配関係にある連結子法 条において「新機関車」という。)に係る部分 ついては、なお従前の例による。 連結親法人による連結完全支配関係にある連結 定又は期中特別勘定並びに連結親法人又は当該 第六十八条の七十九第一項又は第三項の特別勘 機関車に限る。)及びこれらの資産に係る旧法 は同日以後に取得をする同欄に掲げる資産(旧 人が平成二十四年一月一日以後に新法第六十八 した場合における同日前に取得をした同号の下 一項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡を .限る。) の規定は、連結親法人又は当該連結 3

税の特例に関する経過措置)(連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課

る指定特定事業法人の課税の特例に関する経過

(国際戦略総合特別区域における連結法人であ

第二十七条 新令第三十九条の百十九第八項の規定する剰余金の配当等の額については、なお新令第三十九条の百十九第八項に規定する剰余金の配当等の額について適用し、施行日前に旧法第六十八条の九十二第十一項第一号の外国法法第六十八条の九十二第十一項第一号の外国法人から受けた旧令第三十九条の百十九第八項の規定する剰余金の配当等の額については、なお規定する剰余金の配当等の額については、なお規定する剰余金の配当等の額については、なお規定する剰余金の配当等の額については、なお規定する剰余金の配当等の額については、なお、連結法人が施行日以後に新法の額については、は、連結法人が施行日以後に新法の額に対している。

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置) 受贈者が同日前に贈与により取得をした同項第四項の規定は、新法第七十条の二第二項第五号に規定する特定受贈者が平成二十四年一月一日に規定する贈与を除く。以下この項において同じ。) 生ずる贈与を除く。以下この項において同じ。) 生ずる贈与を除く。以下この項において同じ。) というの人により取得をする同条第二項第五号に規定する時方を除く。以下この項において同じ。) というの人に関する経過措置) (相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

2 施行日以後に、改正法第一条の規定による改立の四第一項に規定する受贈者を新法第七十条法いて「新法」という。)第七十条の四第一項各号に掲げる受贈者が、同項各号に規定する農地本文の規定の適用を受ける同項に規定する農地本文の規定の適用を受ける同項に規定する農地本文の規定の適用を受ける同項に規定する農地をする場合には、改正法第一条の規定による改立。

3 新法第七十条の八の二の規定と適用する。 四十条の六第九項の規定によりなおその効力を第四十一条第二項に規定する森林施業計画の期間満了後に引き続いて新法第六十九条の五第二項第一条第二項に規定する森林施業計画の期間満了一条第二項に規定する森林施業計画の期間満了一条第二項に規定する森林施業計画の期間満了一条第二項に規定する森林施業計画の期間満了の規定と適用を受ける者が改正法附則第四十条の六第九項の規定を適用する。

4 新令第四十条の十第一項及び第二項並びに第年、なお名間の例により取得をする財産に係る相続税について適により取得をする財産に係る相続税について適により取得をする財産に係る相続税について適により取得をする財産に係る相続税について適により取得をする財産に係る相続税については、施行日以後に相の十条の十第二項の規定は、施行日以後に相の十条の十第一項及び第二項並びに第

の申請等に関する経過措置)

三十一日までの間における新令第五十条の二第3 平成二十六年四月一日から平成二十八年三月

とする。
とする。
とする。
とする。

五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税に

(航空機燃料税の特例に関する経過措置)

第三十条 改正法附則第五十条第二項の規定の適第三十条 改正法附則第五十名第二人会のは「航空機燃料の数量」とあるのは「航空機燃料の税率の異なるごとに区分した数量」とあるのは「航空機燃料の税率の異なるごとに区分した数量」とあるのは「航空機燃料の税率の異なるごとに区分した数量」とあるのは「航空機燃料の税率の異なるごとに区分した数量」とあるのは「航空機燃料の税率の異なるごとに、その数は「航空機燃料の税率の異なるごとに、その数量」とする。

# 〇七号) 抄附 則 (平成二四年三月三一日政令第一

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日(施行期日)

四 第十二条の二の次に一条を加える改正規一から三まで 略 当該各号に定める日から施行する。

# 七八号) 抄 別 (平成二四年六月二九日政令第一

(施行期日)

日)から施行する。 正する法律の施行の日(平成二十四年七月一 1 この政令は、都市再生特別措置法の一部を改

〇二号) 抄附 則 (平成二四年七月二五日政令第二

(施行期日)

第一条 この政令は、郵政民営化法等の一部を改 から施行する。ただし、第二十条及び附則第三 という。)の施行の日(平成二十四年十月一日) 正する等の法律(以下「平成二十四年改正法」 公布の日から施行する。

## 二七二号) 附 則 (平成二四年一〇月三一日政令第

(施行期日)

則第三項の規定は、公布の日から施行する。 一月一日)から施行する。ただし、次項及び附 この政令は、法の施行の日(平成二十四年十 附 則 (平成二五年三月三〇日政令第

(施行期日) 一四号) 抄

第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 附則第十三条第四項の規定 平成二十五年

改正規定(「第十七条の二第十二項」を「第

表第一項の項の改正規定、同表第二項の項の 分及び同項の表の改正規定を除く。)、同項の

二第八項」を「第十七条の二の二第九項」に 十七条の二第十三項」に、「第十七条の二の

一 第五条の三の二の改正規定、第五条の六の 第七号の改正規定、第三十九条の十一第一項号の改正規定、第二十五条の十四の二第五項 項から第三項までの規定 平成二十六年一月 改正規定並びに附則第四条及び第十三条第一 の改正規定及び第三十九条の百十一第一項の の改正規定、第二十五条の十四第十五項第七項の改正規定、第二十五条の十三の六第五項 条第一項の改正規定、第二十五条の十の二第 第八項」を「第十条の二第四項」に改める部 第五条の七第三項の改正規定(「第十条の一 改正規定 (同条第五項に係る部分を除く。)、 十五項第二十四号の改正規定、第二十五条の 分に限る。)、第十四条の改正規定、第二十二 十三の改正規定、第二十五条の十三の二第三

五の三」を「平成二十五年新租税特別措置法条の十五の六」に、「新令第三十九条の四十

を「平成二十五年新租税特別措置法第六十八 項の改正規定(「新法第六十八条の十五の三」改める部分を除く。)、同令附則第二十条第二

施行令第三十九条の四十五の六」に改める部

分及び同項の表の改正規定を除く。)、同項の

五の三第一項」を「第六十八条の十五の六第表第一項の項の改正規定(「第六十八条の十

項」に改める部分を除く。)、同表第二項の

三 第三十九条の二十二第二項の改正規定及び 部を改正する法律(平成二十四年法律第八十附則第二十条の規定 金融商品取引法等の一 六号)の施行の日

める部分を除く。)、同表第三項の項の改正規項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改

二第九項」に、「第六十八条の十五の三第一 五条の二の二第八項」を「第二十五条の二の を「第二十五条の二第十四項」に、「第二十 項の改正規定(「第二十五条の二第十三項」

項並びに第十条の三の三第一項」に改める部 項、第十条の三第一項、第十条の三の二第一 (「第十条の三第一項並びに第十条の三の二第百八十三号) 附則第二条第一項の改正規定 附則第三十三条(租税特別措置法施行令の 部を改正する政令(平成二十三年政令第三 項」を「第十条の二の三第三項及び第四

> 則第五条第二項の改正規定(「新法」を「平 十五年新租税特別措置法施行令」に改める部 新租税特別措置法」に、「新令」を「平成二 に改める部分を除く。)、同令附則第十三条第 を「平成二十五年新租税特別措置法施行令」 成二十五年新租税特別措置法」に、「新令」 分に限る。)、同条第四項の改正規定、同令附 項並びに第十条の三の三第一項」に改める部 項、第十条の三第一項、第十条の三の二第一 第百五号) 附則第四条第一項の改正規定 ( 二項の改正規定(「新法」を「平成二十五年 「第十条の三第一項並びに第十条の三の二第 項」を「第十条の二の三第三項及び第四

第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下 「 第十三項第二号に規定する試験研究費及び 日(以下「施行日」という。) 以後に支出する に限る。) の規定は、個人がこの政令の施行の から第四号まで、第六号及び第七号に係る部分 がら第四号まで、第六号及び第七号に係る部分 研究費については、なお従前の例による。第十三項第二号から第四号までに規定する試験法施行令(以下「旧令」という。)第五条の三 た場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関 (エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得し 同項第三号に規定する費用について適用し、個 する経過措置) 人が施行日前に支出した改正前の租税特別措置 3

第三条 新令第五条の四第二項の規定は、個人が 第一項第一号ロに掲げる減価償却資産について置法(以下「旧法」という。)第十条の二の二 改正法第八条の規定による改正前の租税特別措 が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした口に掲げる減価償却資産について適用し、個人 「新法」という。)第十条の二の二第一項第一号条の規定による改正後の租税特別措置法(以下年法律第五号。以下「改正法」という。)第八 施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五 は、なお従前の例による。

控除に関する経過措置) (雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別

第

し、平成二十五年分以前の所得税については、規定は、平成二十六年分の所得税について適用第四条 新令第五条の六第七項から第九項までの なお従前の例による。 (個人の特定再開発建築物等の割増償却に関す

十三項」を「第二十五条の二第十四項」に、 の十五の五第六項」に、「第二十五条の二第 六十八条の十五の二第六項」を「第六十八条 「第六十八条の十五の六第一項後段」に、 定(「第六十八条の十五の三第一項後段」を

「第二十五条の二の二第八項」を「第二十五

|第五条 改正法附則第三十八条第五項の規定によ りなおその効力を有するものとされる旧法第十 る経過措置)

条の十五の六第一項第七号」に改める部分を 八条の十五の三第一項第七号」を「第六十八 同表第三項第五号の項の改正規定(「第六十 条の二の二第九項」に改める部分を除く。)、

> を改正する法律(平成二十五年法律第十二。)の規定 福島復興再生特別措置法の一部二第十四項」に改める部分を除く。)に限る「前条第十四項」を「第三十九条の四十五のイの項及び第三項第六号ロの項の改正規定イの項及び第三項第六号ロの項の改正規定 める部分を除く。)並びに同表第三項第六号「第六十八条の十五の六第一項第八号」に改 (「第六十八条の十五の三第一項第八号」を正規定、同表第三項第六号の項の改正規定 正規定、同表第三項第五号ロ(2)の項の改除く。)、同表第三項第五号ロ(1)の項の改

に関する経過措置) (試験研究を行った場合の所得税額の特別控除

る。

号)の施行の日 2 旧令第七条の二の規定は、 る建築物に係る部分に限る。) の規定に基づく 四条の二(第二項第一号から第三号までに掲げ

なおその効力を有す

第六条 新令第二十二条第七項の規定は、個人が 算金について適用する。 土地等の譲渡については、なお従前の例によ 日前に行った旧法第三十四条第一項に規定する する土地等の譲渡について適用し、個人が施行 施行日以後に行う新法第三十四条第一項に規定 する資産の譲渡に係る同項第三号に規定する清 施行日以後に行う新法第三十三条第一項に規定 (個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措 新令第二十二条の七第二項の規定は、個人が

るのは、「第三十七条の九第一項」とする。 の五第八項の取得価額については、同項の規定 当該対象先行取得土地等の旧令第二十五条の七 項の規定の適用を受けようとする場合における 行日以後に租税特別措置法第三十七条の九第一 第一項の規定の適用を受けた者を除く。)が施 受け土地建物等に該当する旧令第二十五条の七 て、同項中「第三十七条の九の五第一項」とあ は、なおその効力を有する。この場合におい の五第八項に規定する対象先行取得土地等を有 する個人(施行日前に旧法第三十七条の九の 旧法第三十七条の九の二第五項に規定する譲

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 く。附則第十九条第二項において「特例民法法法第四十五条の認可を取り消されたものを除 する場合を含む。)の登記をしていないも 法第百二十一条第一項において読み替えて準用 するもののうち、整備法第百六条第一項(整備 法人であって、整備法第四十条第一項の規定に 八十九号)第三十四条の規定により設立された 規定による改正前の民法(明治二十九年法律第 関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関 及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に より一般社団法人又は一般財団法人として存続 項において「整備法」という。) 第三十八条の する法律(平成十八年法律第五十号。以下この なして、同項の規定を適用する。 に規定する公益社団法人又は公益財団法人とみ 人」という。)は、新令第二十二条の七第二項 (整備法第百三十一条第一項の規定により整備  $\mathcal{O}$ 

に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措 (特定管理株式等が価値を失った場合の株式等

第七条 新令第二十五条の八の二第八項の規定 理口座開設届出書を提出する場合について適用 施行日以後に同条第七項に規定する特定管

得計算等の特例に関する経過措置) (特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所

第八条 新令第二十五条の十の二第六項の規定 第六項に規定する特定口座開設届出書を提出し て適用し、施行日前に旧令第二十五条の十の二 届出書の同項に規定する提出をする場合につい た場合については、なお従前の例による。 施行日以後に同項に規定する特定口座開設

3 益証券発行信託の受益権の分割又は併合により 係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同新令第二十五条の十の二第十五項(第五号に り取得した同号に規定する上場株式等について 五項第五号に規定する株式の分割又は併合によ 用し、施行日前に旧令第二十五条の十の二第十 取得する同号に規定する上場株式等について適 号に規定する株式又は投資信託若しくは特定受 合併法人等新株予約権等について適用する。 規定する合併等により取得する同号に規定する 部分に限る。)の規定は、施行日以後に同号に 項(これらの規定のうち同項第十号の二に係る 新令第二十五条の十の二第十四項及び第十五 2

第九条 新令第二十五条の十の五第二項の規定 る提出をする場合について適用し、施行日前に座内保管上場株式等移管依頼書の同項に規定す した場合については、なお従前の例による。 る出国口座内保管上場株式等移管依頼書を提出 旧令第二十五条の十の五第二項第二号に規定す (特定口座継続適用届出書等に関する経過措置) なお従前の例による。 施行日以後に同項第二号に規定する出国口 3

し、施行日前に旧令第二十五条の十の五第三項得する同号に規定する上場株式等について適用 なお従前の例による。 得した同号に規定する上場株式等については、 第一号に規定する株式の分割又は併合により取 証券発行信託の受益権の分割又は併合により取 に規定する株式又は投資信託若しくは特定受益 る部分に限る。) の規定は、施行日以後に同号 新令第二十五条の十の五第三項(第一号に係

3 る部分に限る。) の規定は、 新令第二十五条の十の五第三項(第七号に係 施行日以後に同号 三章の規定は、法人(法人税法

る合併法人等新株予約権等について適用する。 に規定する合併等により取得する同号に規定す (特定口座廃止届出書等に関する経過措置)

第十条 旧令第二十五条の十の七第三項の特定口 等に対する源泉徴収等の特例に関する経過措 場合については、なお従前の例による。 する二年を経過する日が到来することとなった 座につき平成二十五年一月一日前に同項に規定 (特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得

第十一条 新令第二十五条の十の十一第一項後段 座源泉徴収選択届出書を提出する場合について の規定は、施行日以後に同項に規定する特定口 適用する。

び源泉徴収等の特例に関する経過措置) (源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及

第十二条 新令第二十五条の十の十三第二項後段 収選択口座内配当等受入開始届出書を提出するの規定は、施行日以後に同項に規定する源泉徴 場合について適用する。

得等の非課税に関する経過措置) (非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所

に係る部分に限る。)の規定は、平成二十六年第十三条 新令第二十五条の十三第十項(第一号 株式等について適用する。 割又は併合により取得する同号に規定する上場 託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の分 一月一日以後に同号に規定する株式又は投資信

する経過措置)

経由して同項の書類又は書面の交付をする場合長が同項の金融商品取引業者等の営業所の長を平成二十六年一月一日以後に同項の所轄税務署 部分に限る。)の規定は、平成二十六年一月一新令第二十五条の十三第十項(第七号に係る 同号に規定する合併法人等新株予約権等につい 日以後に同号に規定する合併等により取得する て適用する。 新令第二十五条の十三第二十二項の規定は、

項の規定により行われたものとみなす。 日前においても、新令第二十五条の十三第二十 務省令で定める事項の提供は、同日において同 営業所の長に提供することができる。この場合 令で定める事項を同項の金融商品取引業者等の 二項の規定の例により、同項に規定する財務省 について適用する。 において、同項の規定の例によりされた当該財 前項の所轄税務署長は、平成二十六年一月一

|第十四条 別段の定めがあるものを除き、新令第 (法人税の特例に関する経過措置の原則)

(昭和四十年法

事業年度分の法人税については、なお従前の例係にある連結子法人の施行日前に開始した連結 法人又は当該連結親法人による連結完全支配関 日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親 業年度分の法人税について適用し、法人の施行 ある連結子法人の施行日以後に開始する連結事 又は当該連結親法人による連結完全支配関係に ない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後 に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 に関する経過措置)

第十五条 新令第二十七条の四第八項 (第二号か 同項第三号に規定する費用について適用し、法る同条第九項第二号に規定する試験研究費及び 限る。)の規定は、法人が施行日以後に支出す ら第四号まで、第六号及び第七号に係る部分に た場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関 九項第二号から第四号までに規定する試験研究 (エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得し 費については、なお従前の例による。 人が施行日前に支出した旧令第二十七条の四第

第十七条 新令第二十七条の五第二項の規定は、 四十二条の五第一項第一号ロに掲げる減価償却 日前に取得又は製作若しくは建設をした旧法第 法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設 資産については、なお従前の例による。 げる減価償却資産について適用し、法人が施行 をする新法第四十二条の五第一項第一号ロに掲 (法人の特定再開発建築物等の割増償却に関す

第十八条 改正法附則第六十七条第八項の規定に 四十七条の二(第三項第一号から第三号までに よりなおその効力を有するものとされる旧法第 る経過措置) 令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第 よりなおその効力を有するものとされる同法第 「法第六十八条の三十五第一項」とあるのは力を有する。この場合において、同条第十項中 掲げる建築物に係る部分に限る。)の規定に基 十八条の三十五第一項」と、「第三十九条の六 八条の規定による改正前の租税特別措置法第六 五年法律第五号)附則第八十条第八項の規定に づく旧令第二十九条の五の規定は、なおその効 「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十 -四第五項」とあるのは「租税特別措置法施行

律第三十四号)第二条第八号に規定する人格の の租税特別措置法施行令第三十九条の六十四第 百十四号)附則第二十四条の規定によりなおそ 五項」とする。 の効力を有するものとされる同令による改正前 (特定土地区画整理事業等のために土地等を譲

渡した場合の所得の特別控除に関する経過措

2 第十九条 新令第三十九条の四第三項の規定は、 なして、同項の規定を適用する。 に規定する公益社団法人又は公益財団法人とみ 法人が施行日以後に行う新法第六十五条の三第 る法人税については、なお従前の例による。 十五条の三第一項に規定する土地等の譲渡に係 いて適用し、法人が施行日前に行った旧法第六 一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税につ 特例民法法人は、新令第三十九条の四第三項

例に関する経過措置) (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特

第二十条 新令第三十九条の二十二第二項 掲げる業務に係る基金に充てるための負担金に の負担金について適用し、法人が同日前に支出 第十二号に掲げる業務に係る基金に充てるため 則第一条第三号に定める日以後に支出する同項 した旧令第三十九条の二十二第二項第十二号に ついては、なお従前の例による。 一号に係る部分に限る。)の規定は、 法人が附 (第十

の特別控除に関する経過措置) (連結法人が試験研究を行った場合の法人税額

第二十一条 新令第三十九条の三十九第九項(新 令第二十七条の四第八項第一号、第五号及び第 る連結完全支配関係にある連結子法人が施行日 第三十九条の三十九第十項第二号に規定する試 人又は当該連結親法人による連結完全支配関係 八号に係る部分を除く。) の規定は、連結親 いては、なお従前の例による。 前に支出した旧令第三十九条の三十九第十項第 て適用し、連結親法人又は当該連結親法人によ 験研究費及び同項第三号に規定する費用につい にある連結子法人が施行日以後に支出する新令 二号から第四号までに規定する試験研究費につ 法

第二十三条 新令第三十九条の四十第一項(新令 連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以 規定は、連結親法人又は当該連結親法人による 第二十七条の五第二項に係る部分に限る。)の 別控除に関する経過措置)

等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特

(連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設

関する経過措置) 価償却資産については、なお従前の例による。 旧法第六十八条の十第一項第一号ロに掲げる減 が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした 法人による連結完全支配関係にある連結子法人 産について適用し、連結親法人又は当該連結親 十八条の十第一項第一号ロに掲げる減価償却資 後に取得又は製作若しくは建設をする新法第六 (連結法人の特定再開発建築物等の割増償却に

定は、新法第六十八条の九十第一項各号に掲げ第二十五条 新令第三十九条の百十八第九項の規 第二十四条 改正法附則第八十条第八項の規定に 則第十八条の規定によりなおその効力を有する正する政令(平成二十五年政令第百十四号)附とあるのは「租税特別措置法施行令の一部を改 律第五号)附則第六十七条第八項の規定により 税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法「法第四十七条の二第一項」とあるのは「所得を有する。この場合において、同条第六項中令第三十九条の六十四の規定は、なおその効力 十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年 る連結法人の連結親法人事業年度(法人税法第 税の特例に関する経過措置) 法施行令第二十九条の五第九項」とする。 ものとされる同令による改正前の租税特別措置 条の二第一項」と、「第二十九条の五第九項」の規定による改正前の租税特別措置法第四十七 なおその効力を有するものとされる同法第八条 建築物に係る部分に限る。)の規定に基づく旧 びに旧法第四十七条の二第三項第三号に掲げる 六十八条の三十五(第三項第一号及び第二号並 よりなおその効力を有するものとされる旧法第 (連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課

に掲げる連結法人の連結親法人事業年度が施行いて適用し、旧法第六十八条の九十第一項各号 度をいう。以下この条において同じ。)が施行 日前に開始した連結事業年度分の法人税につい 日以後に開始する連結事業年度分の法人税につ ては、なお従前の例による。

第二十六条 新令第四十条の六第四十五項の規定 定する貸付けについて適用する。 いて準用する新法第七十条の四第二十一項に規 日以後に行う新法第七十条の六第二十七項にお る新令第四十条の六第四十五項の規定は、施行 は、施行日以後に行う新法第七十条の四第二十 (相続税及び贈与税の特例に関する経過措置) 項に規定する貸付けについて適用する。 新令第四十条の七第四十九項において準用す

#### 附 一七号) 則 (平成二五年三月三〇日政令第一

この政令は、 平成二十五年四月一日から施行

する

## 六 附 九号) (平成二五年五月三一日政令第

第一条 この政令は、平成二十八年一月一日 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 (施行期日)

四の改正規定、第四十条の四の三第六項の改 限る。)、同条第二十一項第一号の改正規定、 を「同条第二十五項第六号」に改める部分に 一項を同条第二十三項とする改正規定、同条同条第二十四項とする改正規定、同条第二十 四年政令第十六号)第十三条第一項の表租税 条(復興特別所得税に関する政令(平成二十 びに附則第六条、第十条、第十一条、第十七 改正規定及び第五十五条第二項の改正規定並 二の二とし、第四十二条の次に一条を加える 十二条の二の改正規定、同条を第四十二条の 定、第四十条の十五第一項の改正規定、第四 正規定、第四十条の五に一項を加える改正規 第二十七条第一項の改正規定、第三十八条の 条第二十六項」に、「同条第二十三項第六号 五項第一号」に、「同条第二十四項」を 条第二十三項第一号」を「第二十六条第二十 改正規定(「第二十六条第二十三項各号」を 各号」に改める部分に限る。)、同条第七項の 第二十三項各号」を「第二十六条第二十五項 十六条の四第六項の改正規定(「第二十六条 第二十項の次に二項を加える改正規定、第二 二十五項とする改正規定、同条第二十二項を 項とする改正規定、同条第二十三項を同条第 る改正規定、同条第二十四項を同条第二十六 号ロの改正規定、同項を同条第二十七項とす 十八項とする改正規定、同条第二十五項第三 とする改正規定、同条第二十六項を同条第二 十項とし、同条第二十七項を同条第二十九項 同条第二十八項の改正規定、同項を同条第三 二号の改正規定、同条第二十項の改正規定 三項」に改める部分に限る。)、同条第六項第 五項の改正規定(「第二十一項」を「第二十 第二十五条の十七の改正規定、第二十六条第 項の改正規定、第二十五条の四の改正規定、 「第二十六条第二十五項各号」に、「第二十六 第二十条の二の改正規定、第二十二条第七 一同

及び第二十一条の規定

四十条の二の二第一項第一号の改正規定並び(同条第三項第二号の改正規定を除く。)、第 第五項第一号に係る部分、同条第六項中「第改正規定、第二十六条の四の改正規定(同条 正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第項」に改める部分に限る。)、第二十六条の改 並びに附則第十三条の規定 に第四十条の六第四十五項第三号の改正規定 第一項の改正規定、第四十条の二の改正規定 を「五十万円」に改める部分及び同条第二十 る部分、同条第二十項第一号中「三十万円」 を「第二十六条の二十八の五第八項」に改め 条第二十五項第六号」に改める部分、同条第 六項」に、「同条第二十三項第六号」を「同 号」に、「同条第二十四項」を「同条第二十 三項第一号」を「第二十六条第二十五項第一 条第二十五項各号」に、「第二十六条第二十 二十六条の二の改正規定、第二十六条の三の の二第八項」を「第二十五条の八の二第九 の十三第二項の改正規定(「第二十五条の八 十の十一第一項の改正規定、第二十五条の十 十九項中「第二十六条の二十八の五第九項」 二十五項各号」に改める部分、同条第七項中 二十六条第二十三項各号」を「第二十六条第 一項第一号に係る部分を除く。)、第三十四条 「第二十六条第二十三項各号」を「第二十六 第十四条第一項の改正規定、第二十五条の 平成二十六年一

三 第五条の三第二項の改正規定、第五条の四 定、第二十六条の四第五項第一号の改正規の四第二項及び第五条の七第一項の改正規 第六項、第五条の六の三第五項、第五条の六 五条の六第五項の改正規定、第五条の六の二 第九項及び第五条の五第八項の改正規定、 同条第十九項の改正規定 (「第二十六条 第

部を改正する政令(平成二十五年政令第百六 の一部を改正する政令(平成二十五年政令第 第二項の改正規定(「租税特別措置法施行令 成二十三年政令第三百八十三号)附則第二条 特別措置法施行令の一部を改正する政令(平 項」に改める部分に限る。)、第十九条 (租税 第二十三項」を「第二十五条の十七第二十六 特別措置法施行令の項中「第二十五条の十七 十九号)」に改める部分を除く。) に限る。) 百十四号)」を「租税特別措置法施行令の 平成二十五年六月 十六年四月一日 規定を除く。)及び第二十条の規定 平成二 定並びに附則第十九条(第一号に掲げる改正 条の二十八の六(見出しを含む。)の改正 六条の二十八の四第二項の改正規定、第二十 六条の二十八の五の改正規定並びに第二十六 「五十万円」に改める部分に限る。)、第二十 第二十項第一号の改正規定(「三十万円」を 八の五第八項」に改める部分に限る。)、同条 の二十八の五第九項」を「第二十六条の二十

規

第第

経過措置) 五 第四十三条の三の改正規定及び同条を第四 (国外公社債等の利子等の分離課税等に関する) しを含む。)の改正規定及び第四十二条の六む。)の改正規定、第四十条の八の三(見出 の改正規定、第四十条の八の二(見出しを含む。) 定、第四十条の七(見出しを含む。)の改正改正規定、第四十条の六の見出しの改正規 四十条の二の二第六項第一号の改正規定、1 第四十条の二第三項第二号の改正規定、 を加える改正規定 不動産特定共同事業法の 十三条の四とし、第四十三条の二の次に一条 第一項の改正規定並びに附則第十四条及び第 規定、第四十条の七の四(見出しを含む。) 規定、第四十条の四の三の次に二条を加える 四十条の四の三第十九項に一号を加える改正 十六号)の施行の日 十五条の規定 平成二十七年一月一日 一部を改正する法律(平成二十五年法律第五

第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下 社債等の利子等については、 という。)第三条の三第一項に規定する国外公 等について適用し、改正前の租税特別措置法施 三条の三第二項に規定する国外公社債等の利子 以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改 この政令の施行の日(以下「施行日」という。) 同項に規定する公益信託又は加入者保護信託が 「新令」という。)第二条の二第七項の規定は、 行日前に支払を受けるべき改正法第八条の規定 行令(以下「旧令」という。)第二条の二第八 の租税特別措置法(以下「新法」という。)第 正する法律(平成二十五年法律第五号。 項に規定する公益信託又は加入者保護信託が施 による改正前の租税特別措置法(以下「旧法」 「改正法」という。) 第八条の規定による改正後 なお従前の例によ 以下

過措置) (振替社債等の利子等の課税の特例に関する経

第三条 新令第三条の二第二十四項 項ただし書の規定を適用する。 れているものとして、新令第三条の二第二十四 時に係るこれらの規定に規定する書類が提出さ に新令第三条の二第二十四項又は第三条の二の 項に規定する書類を提出している場合には、既三条の二第十七項又は第三条の二の二第三十四 十二条において同じ。)開始の時に係る旧令第事業年度をいう。以下この条、次条及び附則第 第三十四号)第十三条及び第十四条に規定する 日を含む事業年度(法人税法(昭和四十年法律 規定により当該特定振替社債等の発行者の施行 の二第十七項又は第三条の二の二第三十四項の 定する特定振替社債等の発行者が、旧令第三条 む。以下この条及び次条において同じ。)に規 五項の規定により読み替えて適用する場合を含 二第三十四項の規定により当該事業年度開始の 2 2

過措置) (民間国外債等の利子の課税の特例に関する経

第四条 新令第三条の二の二第三十四項に規定する民間国外債の発行をした者が、旧令第三条の二の二第十七項又は第三条の二の二第一十四項の規定により当該民間国外債の発行をした者の施行第三十四項の規定により当該事業年度開始の時に係るこれらの規定に規定する書類を提出している場合には、既に新令第三条の二第二十四項又は第三条の二の二第三十四項の規定に係るこれらの規定に規定する書類を提出している場合に係るこれらの規定に規定する書類を提出している場合に表

に関する経過措置)による株式の取得に係る経済的利益の非課税等(特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使

第五条 新令第十九条の三第十三項及び第十五項 (これらの規定を新令第十九条の四第十一項に おいて準用する場合を含む。)の規定は、平成 二十七年分以後の所得税について適用し、平成 二十七年分以前の所得税については、なお従前 の例による。

置) (個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について行う新法第三十一条の二第一項に規定する優良の規定は、個人が平成二十五年六月一日以後に第六条 新令第二十条の二第十三項及び第十四項

得計算等の特例に関する経過措置) (特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所譲渡については、なお従前の例による。譲渡については、なお従前の例による。譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧譲渡について適用し、個人が平成二十五条の四第二項及び第三項の規定

る。
る政令で定める要件は、次に掲げるものとする政令で定める要件は、次に掲げるものとする政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

規定する振替口座簿をいう。以下この条にお に規定する営業所をいう。以下この条におい商品取引業者等」という。)の営業所(同項 ること は当該他の保管口座に保管の委託がされてい いて同じ。) に記載若しくは記録がされ、又 において同じ。)に係る振替口座簿(同号に に規定する他の保管口座をいう。以下この条 て同じ。) に開設された他の保管口座(同号 商品取引業者等(以下この条において「金融 続き当該特定取得に係る同項に規定する金融 をいう。以下この条において同じ。)後引き 取得(同条第二項第一号に規定する特定取得 十二項において同じ。)について、その特定 二項に規定する上場株式等をいう。以下このその上場株式等(改正法附則第四十四条第 から第六項まで、第八項、第十一項及び第 4

欠り各号こ掲げる上湯朱弌等が当该各号こ定保管口座において管理されていること。となる金額、事実その他の事項が、当該他の金額の計算及び同項第二号の日の判定の基礎二 その上場株式等について、第六項第一号の

附則第四十四条第二項の規定を適用する。 める他の保管口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされた場合には、当該記載若しくは記録又は保管の委託がされた上場株式等は特定取の委託がされた場合には、当該記載若しくは記録がされた場合には、当該記載若しくは記録でれた場合には、当該配置で記載若しる。 次の各号に掲げる上場株式等が当該各号に定

では で当該上場株式等の取得の基因となった金融で当該上場株式等の取得の基因となった金融で当該上場株式等の取得の基因となった金融で当該上場株式等の取得の基因となった金融第二十八条第八項第三号ハに掲げる取引による権利の行使又は義務の履行が他の保管口座る権利の行使又は義務の履行が他の保管口座る権利の行使又は義務の履行が他の保管口座を開設している金融商品取引業者等に表す。 で当該上場株式等の取得の基因となった金融で開設している金融商品取引業者等により取得をした上場株式等に規定する。 で当該上場株式等の取得をした上場株式等に規定する事由により取得をした上場株式等に規定する。 で当該上場株式等の取得をした上場株式等に関する。 で当該上場株式等の取得の基因となった。 で当該他の保管口座

得に該当するかどうかを基礎として行うものと 当該上場株式等の数並びにその受入れが特定取 日として財務省令で定める日)及び受け入れた められたその同一銘柄の上場株式等の受入れの 入れの日とされる日又は合理的な基準により定のとした場合にその同一銘柄の上場株式等の受 座に受け入れたものから順次払出しがされたも とに、その銘柄を区分して、当該他の保管口座 かどうかの判定は、それぞれの他の保管口座ご る特定取得上場株式等をいう。次項において同 定する特定口座をいう。以下この条において同 同一銘柄の上場株式等がある場合には、当該同 管口座において二回以上にわたって受け入れた における上場株式等の受入れの日(当該他の保 式等をいう。次項において同じ。)に該当する じ。) に該当するか又は一般取得上場株式等 が、特定取得上場株式等(同項第一号に規定す じ。)に受け入れる他の保管口座の上場株式等 (同条第二項第二号に規定する一般取得上場株 一銘柄の上場株式等のうち先に当該他の保管口 特定口座(改正法附則第四十四条第二項に規

株式等の当該金融商品取引業者等に開設されてれている特定取得上場株式等及び一般取得上場され、又は当該他の保管口座に保管の委託がさ管口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録が5 金融商品取引業者等に開設されている他の保

b、行わなければならないものとする。 り、行わなければならないものとする。 
額の合計額とする たものに限る。)のうち当該受入特定取得上した費用の額(当該他の保管口座で処理され ごとの受入特定取得上場株式等の当該取得価 当該受入特定取得上場株式等の取得価額とし 相当する金額を基礎として算出した金額)を 号)第二編第一章第四節第三款第二目の規定 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六 式等にあっては、これらの上場株式等につき り特定取得がされたものとみなされた上場 場株式等に対応する金額(第三項第一号に規 等の受入れの日とされた日において特定取得 定取得上場株式等の取得価額については、第 た場合における当該他の保管口座に係る銘柄 に準じて計算した一単位当たりの取得価 定する従前の上場株式等及び同項の規定によ をした上場株式等のその特定取得のために要 四項の規定によりその受入特定取得上場株式 当該他の保管口座に係る銘柄ごとの受入特

に係る上場株式等につき判定された当該受入ては、第四項の規定により当該他の保管口座二 受入特定取得上場株式等の取得の日につい

等の受入れの日をいう。) をその取得の日と 特定取得によるものとされる場合の上場株式 特定取得上場株式等の受入日(その受入れが

に掲げる上場株式等の区分に応じそれぞれ次 般取得上場株式等の取得価額については、 に定める価額とする。 当該他の保管口座に係る銘柄ごとの受入一

座の振替口座簿への記載若しくは記録がさ 公社債の数を乗じて計算した金額 された日における当該公社債の発行価額又 座の振替口座簿への記載若しくは記録がさ げる受益権 当該受益権が当該他の保管口 は売出価額に、当該特定口座に受け入れた れ、又は当該他の保管口座に保管の委託が げる公社債 当該公社債が当該他の保管口 改正法附則第四十四条第五項第二号に掲 改正法附則第四十四条第五項第一号に掲

ては、当該受入一般取得上場株式等が当該他 受入一般取得上場株式等の取得の日につい された日における当該受益権の一口当たり 該特定口座に受け入れた受益権の口数を乗 の価額として財務省令で定める金額に、当 れ、又は当該他の保管口座に保管の委託が じて計算した金額 9

る同項に規定する上場株式等(以下この項から 又は国内に恒久的施設を有する非居住者が有す の間に、改正法附則第四十四条第三項の居住者 施行日から平成二十八年十二月三十一日まで 託がされた日とする。

録がされ、又は当該他の保管口座に保管の委

の保管口座の振替口座簿への記載若しくは記

特定口座に保管の委託をしようとする場合に 替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は当該 う。)につき、同条第三項の特定口座に係る振 第九項までにおいて「特例上場株式等」とい

10

該特例上場株式等と同一銘柄の上場株式等の譲 者等の営業所の長に提出しなければならない。 当該特定口座が開設されている金融商品取引業 の他の財務省令で定める事項を記載した書類を 委託をする特例上場株式等の種類、銘柄、数そ 旨、当該記載若しくは記録を受け、又は保管の を受け、又は当該特定口座に保管の委託をする 特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録 非居住者は、当該特例上場株式等につき、当該 は、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する 特定口座への特例上場株式等の受入れ後に当 11 四項の規定により読み替えられた第六項第一号 となるときは、当該特定口座に係る新法第三十 となる金額、事実その他の事項が、相続等口座 る政令で定める要件は、その上場株式等の第十 七条の十一の五第一項各号に掲げる金額につい の金額の計算及び同項第二号の日の判定の基礎 なることにより所得税の負担を減少させる結果 ては、同条の規定は適用しない。 改正法附則第四十四条第四項第一号に規定す

認をした取得の日を当該特例上場株式等の取得 が開設されている金融商品取引業者等の営業所 当該特定口座への受入れの際に、当該特定口座 取得費の額の計算の基礎となる当該特例上場株 計算上総収入金額から控除すべき売上原価又は 上場株式等の取得価額とし、当該書類により確 る金額を基礎として算出した金額)を当該特例 じて計算した一単位当たりの取得価額に相当す 令第二編第一章第四節第三款第二目の規定に準 る事由により取得をした特例上場株式等にあっ 株式等の金融商品取引法第三十七条の四第一項 の日の判定については、当該特例上場株式等の 式等の取得価額及び当該特例上場株式等の取得 渡をした場合における譲渡による所得の金額の ては、当該特例上場株式等につき所得税法施行 式等の取得に要した金額(第三項各号に規定す で定める書類により確認をした当該特例上場株 の規定に基づき作成した書類その他の財務省令 有する非居住者から提出を受けた当該特例上場 の長が、前項の居住者又は国内に恒久的施設を

されたものとみなす。 当該特例上場株式等の前項の規定により確認が 満たない部分の金額として計算された金額は、 場合を除き、当該特定口座において新法第三十 業所の長の責めに帰すべき理由があると認める と異なる場合には、当該特定口座が開設されて 算の基礎となる取得価額及び取得の日が同項の の日とする。 された取得価額及び取得の日を基礎として計算 口座内調整所得金額又は同条第三項に規定する 七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択 轄税務署長が、その異なることについて当該営 いる金融商品取引業者等の営業所の所在地の所 規定により確認がされた取得価額及び取得の日 の前項に規定する売上原価又は取得費の額の計 特定口座において処理された特例上場株式等

前項に規定する異なる場合において、その異

(同条第四項に規定する相続等口座をいう。 次

8

12 改正法附則第四十四条第四項第二号に規定す る政令で定める日は、同項に規定する被相続人 等が同号に掲げる上場株式等につき、相続等口 されていることとする。 項及び第十三項において同じ。) において管理 座に係る振替口座簿に記載若しくは記録を受

け、又は当該相続等口座に保管の委託をした日

2

に、財務省令で定める書類を提出しなければな久的施設を有する非居住者は、その依頼の際 るものであるときは、当該居住者又は国内に恒 この場合において、当該特定相続上場株式等又法により、行わなければならないものとする。 当該相続等口座から当該他の保管口座に直接移 に恒久的施設を有する非居住者に交付せずに、場株式等の全てについて、当該居住者又は国内に係る当該特定相続上場株式等及び一般相続上 いて「一般相続上場株式等」という。)の同条項第二号に掲げる上場株式等(以下この項にお「特定相続上場株式等」という。)及び同条第四 記録がされ、又は当該相続等口座に保管の委託は相続等口座に係る振替口座簿に記載若しくは らないものとする。 管する方法又は当該他の保管口座への振替の方 当該営業所の長が、その移管の際に、当該依頼 を開設している営業所の長への依頼に基づき、 の同項の金融商品取引業者等の当該相続等口座 者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から 第四項の他の保管口座への移管は、同項の居住 号に掲げる上場株式等(以下この項において がされている改正法附則第四十四条第四項第一 は一般相続上場株式等の取得が同項の贈与によ

式等を含む。」とする。 等(」とあるのは「同条第二項第二号に掲げるむ。」と、「同条第二項第二号に掲げる上場株式 附則第四十四条第二項第一号に掲げる上場株式号に掲げる上場株式等(」とあるのは「改正法 ある場合における第六項の規定の適用について、 改正法附則第四十四条第四項の規定の適用が 上場株式等(同条第四項第二号に掲げる上場株 等 は、同項中「改正法附則第四十四条第二項第一 (同条第四項第一号に掲げる上場株式等を含

入れに関する書類の保存に関し必要な事項は、 れに関する記録並びに当該記録及び移管又は受 財務省令で定める。 第五項、第七項及び第十三項の移管又は受入

第八条 新令第二十五条の十の十第五項の規定 は、 (特定口座年間取引報告書に関する経過措置) 施行日以後に同項に規定する支払を受ける

> 保育機能施設をいう。ロ及び次項第三号ロに 施設(認定こども園法第二条第四項に規定する

いて同じ。)」とあるのは

「保育所以外の保育所

よる。 式等の譲渡の対価については、なお従前の例に 令第二十五条の十の十第五項に規定する上場株 べき同項に規定する上場株式等の譲渡の対価に ついて適用し、施行日前に支払を受けるべき旧

座に受け入れた旧令第二十五条の十の十第六項 行日以後に新法第三十七条の十一の三第三項第 に規定する上場株式等の配当等については、な 七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口 配当等について適用し、施行日前に旧法第三十 お従前の例による。 十五条の十の十第六項に規定する上場株式等の 一号に規定する特定口座に受け入れる新令第二 新令第二十五条の十の十第六項の規定は、

等に対する源泉徴収等の特例に関する経過措 (特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得

は、新法第三十七条の十一の四第三項の金融商第九条 新令第二十五条の十の十一第八項の規定 条の十一の四第三項の金融商品取引業者等が施 品取引業者等が施行日以後に同項の規定による 行日前に同項の規定による還付をした場合につ 還付をする場合について適用し、旧法第三十七 いては、なお従前の例による。

(国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得

第十条 平成二十五年六月一日から子ども・子育 「第三十五条第七項」と、同号ロ中「保育機能法」と、「第三十五条第十二項」とあるのは園法」という。)」とあるのは「認定こども園 第七十七号。ロ及び次項において「認定こども 以下この号及び次項において「認定こども園進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。 施行令等の一部を改正する政令(平成二十六年 行の日の前日までの間における租税特別措置法 等の非課税に関する経過措置) 的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律 法」という。) 第二条第四項」と、同号イ中 どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推 定の適用については、同条第二十二項第二号中 の租税特別措置法施行令第二十五条の十七の規 政令第百四十五号)第一条の規定による改正後 て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合 「法第四十条第十項」とあるのは「就学前の子

は「旧幼保連携型認定こども園又は幼保連携型 十六項中「幼保連携型認定こども園」とあるの 者を除く。)」と、同号イ及びロ並びに同条第二 のは「を設置しようとする者(第一号に掲げる 同項第三号中「を設置しようとする者」とある 第七項に規定する幼保連携型認定こども園をい 十六号)による改正後の認定こども園法第二条 の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六 携型認定こども園(就学前の子どもに関する教 るのは「旧幼保連携型認定こども園又は幼保連 除く。)」と、「幼保連携型認定こども園」とあ は「を設置しようとする者(前号に掲げる者を 項第二号中「を設置しようとする者」とあるの と」とあるのは「)を行つていること」と、同 項の規定による届出」と、「以下この号におい 定を受けた者の変更の届出」と、「第十七条第 あるのは「当該旧幼保連携型認定こども園の認 省令で定めるものに限る。)の設置の認可」と限る。)」と、「幼保連携型認定こども園(財務 成する幼稚園又は保育所の設置者であるものに 育所以外の当該旧幼保連携型認定こども園を構 者」とあるのは「とする者(当該幼稚園又は保 う。)を構成するものに限る。)」と、「とする 項において「旧幼保連携型認定こども園」とい 成されるものに限る。以下この項及び第二十六 規定する幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構 園」という。)」とあるのは「幼稚園又は保育所 び第二十六項において「幼保連携型認定こども 定する幼保連携型認定こども園(以下この項及 園」と、同項第一号中「法第四十条第十項に規 携型認定こども園、幼稚園」とあるのは「幼稚 設」という。)」と、 こども園法第十七条第二項の申請をしているこ て同じ。)を受け、又は当該設置の認可の認定 こども園である認定こども園法第三条第三項に (認定こども園法第七条第一項に規定する認定 項に規定する認可」とあるのは「第七条第一 (ロ及び次項第三号ロにおいて「保育機能施 次号及び第二十六項において同じ。)」と、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律 同条第二十三項中「幼保連

るのは、「第四十一条第五項」とする。 は、これらの規定中「第四十一条第十項」とあ十項から第二十二項までの規定の適用について三十一日までの間における新令第二十六条第二第十一条 平成二十五年六月一日から同年十二月

控除に関する経過措置)

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別

認定こども園」とする。

る経過措置) (振替割引債の差益金額等の課税の特例に関す

計算の特例に関する経過措置) (小規模宅地等についての相続税の課税価格の

第十三条 平成二十六年一月一日から同年三月三 第十三条 平成二十六年一月一日から同年三月三 第二条第十一項」とあるのは「同条第十項」と、「同条第十項」とあるのは「同条第十二項」と、「同条第十項」とあるのは「障害程度区分」とあるのは「障害程度区分」と、「同条第十五項」とあるのは「障害程度区分」と、「同条第十五項」とあるのは「障害程度区分」と、「同条第十五項」とあるのは「障害程度区分」と、「同条第十五項」とあるのは「障害程度区分」と、「同条第十五項」とあるのは「関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係している。」といる。

納税猶予等に関する経過措置)(非上場株式等についての贈与税又は相続税の

第十四条 改正法附則第八十六条第二項の規定に第十四条 改正法附則第八十六条第二項の租税特別措置法(以下この条において「旧租の租税特別措置法(以下この条において「旧租時第四十条の八(第三項、第四項及び第三十二項第二号を除く。)の規定は、なおその効力を有する。

2 改正法附則第八十六条第四項各号に掲げる規定には、改正法附則第八十六条第四項各号に掲げる規定にの場合において、新令第四十条の八第三項、第四項並びに第で、新令第四十条の八第三項、第四項並びに第で、新令第四十条の八第三項、第四項並びに第二十一項第二号とはによるととはの租税特別措置法(以下この条におよる改正後の租税特別措置法(以下この条におよるととはの規定の適用については、次に定めるこれらの規定の適用については、次に定めることにあるととも。

項本文」とあるのは「平成二十二年旧法第七 項第二号及び第三号中「法第七十条の七第七 旧法第七十条の七第一項」と、同条第三十一 条の七第一項に」と、同条第四項中「法第七 条の七第二項第一号に規定する認定贈与承継 る改正前の租税特別措置法(以下この条にお される場合における同法第十八条の規定によ の適用を受けようとする経営承継受贈者」と の八第三項中「法第七十条の七第一項の規定 十条の七第七項本文」とする。 十条の七第一項」とあるのは「平成二十二年 項に」とあるのは「平成二十二年旧法第七十 社」という。)(」と、「法第七十条の七第一 会社(以下この条において「認定贈与承継会 いて「平成二十二年旧法」という。)第七十 六項の規定によりなお従前の例によることと 成二十二年法律第六号)附則第百二十四条第 のは「所得税法等の一部を改正する法律(平 いう。)」と、「認定贈与承継会社(」とある る法律(平成二十五年法律第五号)附則第八 贈者とみなされた所得税法等の一部を改正す 号)附則第十四条第二項の規定により法第七 正する政令(平成二十五年政令第百六十九 あるのは「租税特別措置法施行令の一部を改 る経営承継受贈者については、新令第四十条 (以下この条において「経営承継受贈者」と 十六条第四項第一号に掲げる経営承継受贈者 十条の七第二項第三号に規定する経営承継受 改正法附則第八十六条第四項第一号に掲げ

一 改正法附則第八十六条第四項第二号に掲げ 八十二号)附則第七十八条第二項の規定によ 対応して税制の整備を図るための所得税法等 のは「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に 贈者とみなされた所得税法等の一部を改正す 正する政令(平成二十五年政令第百六十九 あるのは「租税特別措置法施行令の一部を改 の適用を受けようとする経営承継受贈者」と の八第三項中「法第七十条の七第一項の規定 る経営承継受贈者については、新令第四十条 りなお従前の例によることとされる場合にお の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 いう。)」と、「認定贈与承継会社(」とある る法律(平成二十五年法律第五号)附則第八 十条の七第二項第三号に規定する経営承継受 号)附則第十四条第二項の規定により法第七 (以下この条において「経営承継受贈者」と 十六条第四項第二号に掲げる経営承継受贈者

> 原本文」とする。 東本文」とする。 東本文」とする。 原本文」とする。

中「法第七十条の七第一項」とあるのは「平 特法第七十条の七第一項に」と、同条第四項 第七十条の七第二項第一号に規定する認定贈 る法律(平成二十五年法律第五号)附則第八贈者とみなされた所得税法等の一部を改正す 号)附則第十四条第二項の規定により法第七 正する政令(平成二十五年政令第百六十九 あるのは「租税特別措置法施行令の一部を改 の適用を受けようとする経営承継受贈者」と の八第三項中「法第七十条の七第一項の規定 る経営承継受贈者については、新令第四十条 二十五年旧租特法第七十条の七第七項本文」 第七十条の七第七項本文」とあるのは「平成 と、同条第三十一項第二号及び第三号中「法 成二十五年旧租特法第七十条の七第一項」 七第一項に」とあるのは「平成二十五年旧 承継会社」という。)(」と、「法第七十条の 与承継会社(以下この条において「認定贈与 において「平成二十五年旧租特法」という。) される同法附則第一条第五号ハに掲げる規定 項の規定によりなおその効力を有するものと 成二十五年法律第五号)附則第八十六条第二 のは「所得税法等の一部を改正する法律(平 いう。)」と、「認定贈与承継会社(」とある 十条の七第二項第三号に規定する経営承継受 による改正前の租税特別措置法(以下この条 (以下この条において「経営承継受贈者」と 十六条第四項第三号に掲げる経営承継受贈者 改正法附則第八十六条第四項第三号に掲げ

みなされた改正法附則第八十六条第四項各号にの七第二項第三号に規定する経営承継受贈者と同項の選択をしたことにより新租特法第七十条3 改正法附則第八十六条第四項の規定に基づき

定めるところによる。
に対するこれらの規定の適用については、次にに対するこれらの規定の適用については、次にに対するこれらの規定の適用については、次にに対するところによる。

三号に規定する経営承継受贈者(第三号におは「平成二十二年旧法第七十条の七第二項第 る改正前の租税特別措置法(以下この項及び の所得税法等の一部を改正する法律(平成) び雇用情勢に対応して税制の整備を図るため 九号」とあるのは「現下の厳しい経済状況及 の八第二十三項中「法第七十条の七第四項第 る経営承継受贈者については、新令第四十条 改正法附則第八十六条第四項第二号に掲げ いて「経営承継受贈者」という。)」とする。 という。)」と、「経営承継受贈者」とあるの 条第二項第一号に規定する認定贈与承継会社 例受贈非上場株式等(以下この項において 条の七第四項第十七号」とあるのは「平成」 項第八号」と、同条第二十四項中「法第七十 るのは「平成二十二年旧法第七十条の七第二 二号中「法第七十条の七第二項第八号」とあいは「同項第八号」と、同項第 別関係会社」と、「法第七十条の七第二項第 法第七十条の七第二項第一号ハに規定する特 別関係会社」とあるのは「の平成二十二年旧という。) のうち」と、同項第一号中「の特 社又は同項第九号に規定する資産運用型会社 法」という。) 第七十条の七第四項第九号」 下この項及び次項において「平成二十二年旧条の規定による改正前の租税特別措置法(以 九号」とあるのは「所得税法等の一部を改正 の八第二十三項中「法第七十条の七第四項第 る経営承継受贈者については、新令第四十条 十三年法律第八十二号)第十七条の規定によ (以下この項において「認定贈与承継会社」 「特例受贈非上場株式等」という。)に係る同 十二年旧法第七十条の七第一項に規定する特 係る認定贈与承継会社」とあるのは「平成二 と、同項第一号中「特例受贈非上場株式等に と、「資産保有型会社等のうち」とあるのは する法律(平成二十二年法律第六号)第十八 次項において「平成二十三年旧法」という。] (以下この項において「資産保有型会社等」 十二年旧法第七十条の七第四項第十七号」 「同条第二項第八号に規定する資産保有型会 改正法附則第八十六条第四項第一号に掲げ

> 場株式等」という。)に係る同条第二項第一 二十三年旧法第七十条の七第二項第八号」七十条の七第二項第八号」とあるのは「平成 ち」と、同項第一号中「の特別関係会社」と 承継受贈者」という。)」とする。 する経営承継受贈者(第三号において「経営 において「認定贈与承継会社」という。)」 号に規定する認定贈与承継会社(以下この項 株式等(以下この項において「特例受贈非上 七十条の七第一項に規定する特例受贈非上場 承継会社」とあるのは「平成二十三年旧法第 号中「特例受贈非上場株式等に係る認定贈与 第七十条の七第四項第十七号」と、同項第一 項第十七号」とあるのは「平成二十三年旧法 と、同条第二十四項中「法第七十条の七第四 のは「同項第八号」と、同項第二号中「法第 と、「法第七十条の七第二項第八号」とある 第二項第一号ハに規定する特別関係会社」 あるのは「の平成二十三年旧法第七十条の七 おいて「資産保有型会社等」という。)のう 号に規定する資産運用型会社(以下この項に 八号に規定する資産保有型会社又は同項第九 型会社等のうち」とあるのは「同条第二項第 第七十条の七第四項第九号」と、「資産保有 十三年旧法第七十条の七第二項第三号に規定 「経営承継受贈者」とあるのは「平成二

五年旧租特法第七十条の七第二項第八号」 条の七第二項第八号」とあるのは 項第一号ハに規定する特別関係会社」と、 「の平成二十五年旧租特法第七十条の七第二 同項第一号中「の特別関係会社」とあるのは する資産運用型会社(以下この項において 定する資産保有型会社又は同項第九号に規定 のうち」とあるのは「同条第二項第八号に規 の七第四項第九号」と、「資産保有型会社等 税特別措置法(以下この項及び次項において する法律(平成二十五年法律第五号)附則第 九号」とあるのは「所得税法等の一部を改正 の八第二十三項中「法第七十条の七第四項第 る経営承継受贈者については、新令第四十条 「同項第八号」と、同項第二号中「法第七十 「法第七十条の七第二項第八号」とあるのは 「資産保有型会社等」という。)のうち」と、 「平成二十五年旧租特法」という。)第七十条 改正法附則第八十六条第四項第三号に掲げ 条第五号ハに掲げる規定による改正前の租

東京 は という。)」とする。

「平成二十五年旧租特法第七十条の七第四項第十七号」と、同項 

「平成二十五年旧租特法第七十条の七第四項第十七号」と、同項 

「平成二十五年旧租特法第七十条の七第二項 

「平成二十五年旧租特法第七十条の七第二項 

「平成二十五年旧租特法第七十条の七第二項 

「平成二十五年旧租特法第七十条の日第二項 

「平成二十五年旧租特法第七十条の日第二項 

「平成二十五年旧租特法第七十条の日第二項 

「平成二十五年旧租特法第七十条の日第二項 

「平成二十五年旧租特法第七十条の日第二項 

「平成二十五年旧租特法第七十条の日第二項 

「平成二十五年旧租 

「平成二十五年旧租 

「平成二十五年旧租 

「平成二十五年旧租 

「平成二十五年旧租 

「平成二十五年日租 

「平成二十五年日 

「中本十五年日 

「中本十五年日

の規定によりなお従前の例によることとされの規定によりなお従前の例によることとされ「所得税法等の一部を改正する法律(平成二「所得税法等の一部を改正する法律(平成二に係る特例受贈非上場株式等」とあるのはに係る特例受贈非上場株式等」とあるのはなど意味継受贈者については、新租特法第七つ経済によりなお従前の例によることとされているによりでは、新租特法第七つ規定によりなお従前の例によることとされている。

旧法第七十条の七第一項」と、同条第二十八三項中「第一項」とあるのは「平成二十二年

法第七十条の七第一項」と、「第四項」とあ

項中「第一項」とあるのは「平成二十二年旧

成二十二年旧法第七十条の七第四項第一号、るのは「第四項第二号若しくは第十号又は平

条の七第十二項」と、「第十三項又は第十五 号に規定する経営贈与承継期間(以下この条 号から第十七号まで、第五項、第六項、 の七第十三項又は第十五項」と、同条第二十 項」とあるのは「平成二十二年旧法第七十条 十二年旧法第七十条の七第六項」と、「第十 第一項」と、「第六項」とあるのは「平成二 項第四号」と、同条第二十二項中「第一項」 のは「平成二十二年旧法第七十条の七第十七 において「経営贈与承継期間」という。)」 第十号中「経営贈与承継期間」とあるのは 又は平成二十二年旧法第七十条の七第四項第 条において「経営承継受贈者」という。)」 項第一号に掲げる経営承継受贈者(以下この 定する特別関係会社(以下この号において 「認定贈与承継会社」という。)又は」と、る認定贈与承継会社(以下この条において 例受贈非上場株式等(以下この条において 第一項の規定の適用に係る同項に規定する特 二項」とあるのは「平成二十二年旧法第七十 とあるのは「平成二十二年旧法第七十条の七 と、同条第十七項第一号中「第四号」とある と、「、第一項」とあるのは「、同条第一項」 「平成二十二年旧法第七十条の七第二項第六 前二項又は次項」とあるのは「第四項第十号 と、同条第十四項第九号中「第四項(同項第 号に規定する経営承継受贈者とみなされた同 号)附則第八十六条第四項の規定により第三 経営承継受贈者」とあるのは「所得税法等の 「特別関係会社」という。)で」と、「前項 定贈与承継会社又は」とあるのは「平成二十 「平成二十二年旧法」という。)第七十条の 正前の租税特別措置法(以下この条にお る場合における同法第十八条の規定による改 二項、第十三項若しくは第十五項」と、同項 二号に係る部分を除く。)、第五項、第六項、 一部を改正する法律(平成二十五年法律第五 「特別関係会社で」とあるのは「同号ハに規 一年旧法第七十条の七第二項第一号に規定す 「特例受贈非上場株式等」という。)」と、「認 号、第三号から第九号まで若しくは第十一 第十

一 改正法附則第八十六条第四項第二号に掲げ 株式等(以下この条において「特例受贈非上の適用に係る同項に規定する特例受贈非上場旧法」という。) 第七十条の七第一項の規定 措置法(以下この条において「平成二十三年同法第十七条の規定による改正前の租税特別 法第七十条の七第四項第一号、 あるのは「第四項第十号又は平成二十三年旧 く。)、第五項、第六項、前二項又は次項」と 九号中「第四項(同項第二号に係る部分を除 承継受贈者」という。)」と、同条第十四項第 経営承継受贈者(以下この条において「経営 承継受贈者とみなされた同項第二号に掲げる 条第四項の規定により第三号に規定する経営 律(平成二十五年法律第五号)附則第八十六 という。)で」と、「前項の経営承継受贈者」 会社(以下この号において「特別関係会社」 会社」という。)又は」と、「特別関係会社 継会社(以下この条において「認定贈与承継 社又は」とあるのは「平成二十三年旧法第七 場株式等」という。)」と、「認定贈与承継会 お従前の例によることとされる場合における 部を改正する法律(平成二十三年法律第八十 に係る特例受贈非上場株式等」とあるのは十条の七第二項第五号中「前項の規定の適用 る経営承継受贈者については、新租特法第七 とあるのは「所得税法等の一部を改正する法 で」とあるのは「同号ハに規定する特別関係 十条の七第二項第一号に規定する認定贈与承 二号)附則第七十八条第二項の規定によりな して税制の整備を図るための所得税法等の一 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応 第三号から第

条の七第一項」とする。 と、「第十三項又は第十五項」とあるのは「平成二十三年旧法第七十条の七第十二項」 第十七項第三号」と、同条第二十九項中「第 とあるのは「平成二十三年旧法第七十条の七 の七第十七項第二号」と、「第十七項第三号 号」とあるのは「平成二十三年旧法第七十条 第七十条の七第十三項」と、「第十七項第二 第六項」と、「第十二項」とあるのは「平成 とあるのは「平成二十三年旧法第七十条の七 年旧法第七十条の七第五項」と、「第六項」 号」と、「第五項」とあるのは「平成二十三 で」と、「同項各号」とあるのは「これらの 第九号まで若しくは第十一号から第十七号ま 旧法第七十条の七第四項第一号、第三号から 四項第二号若しくは第十号又は平成二十三年 の七第一項」と、「第四項」とあるのは「第 項」とあるのは「平成二十三年旧法第七十条 の七第一項」と、同条第二十八項中「第一 項」とあるのは「平成二十三年旧法第七十条 は第十五項」と、同条第二十三項中「第一 の七第六項」と、「第十二項」とあるのは 項」とあるのは「平成二十三年旧法第七十条 十三年旧法第七十条の七第一項」と、「第六 第二十二項中「第一項」とあるのは「平成」 旧法第七十条の七第十七項第四号」と、同条 一号中「第四号」とあるのは「平成二十三年 るのは「、同条第一項」と、同条第十七項第 承継期間」という。)」と、「、第一項」とあ 与承継期間(以下この条において「経営贈与 第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈 与承継期間」とあるのは「平成二十三年旧法 しくは第十五項」と、同項第十号中「経営贈 で、第五項、第六項、第十二項、第十三項若 九号まで若しくは第十一号から第十七号ま 二十三年旧法第七十条の七第十二項」と、 「平成二十三年旧法第七十条の七第十三項又 「第十三項」とあるのは「平成二十三年旧法 項」とあるのは「平成二十三年旧法第七十

定によりなおその効力を有するものとされるる経営承継受贈者については、新租特法第七十五年法律第五号。以下この項において「改上五年法律第五号。以下この項において「改工所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号中「前項の規定の適用とあるのは第二項第五号中「前項の規定の適用を持続等のでは、新租特法第七十五年法との方法を表表して、

三項又は第十五項」と、同条第二十三項中

第一項」とあるのは「平成二十五年旧租

平成二十五年旧租特法第七十条の七第四項第あるのは「第四項第二号若しくは第十号又は特法第七十条の七第一項」と、「第四項」と中「第一項」とあるのは「平成二十五年旧租中「第一項」とあるのは「平成二十五年旧租法第七十条の七第一項」と、同条第二十八項

十八条の規定による改正前の租税特別措置法

は「平成二十五年旧租特法第七十条の七第十 項」と、「第十三項又は第十五項」とあるの の七第六項」と、「第十二項」とあるのは とあるのは「平成二十五年旧租特法第七十条 旧租特法第七十条の七第一項」と、「第六項 四号」とあるのは「平成二十五年旧租特法第 という。)」と、「、第一項」とあるのは「、 第二項第六号に規定する経営贈与承継期間 項、第十二項、第十三項若しくは第十五項. は第十一号から第十七号まで、第五項、第六 第四項第一号、第三号から第九号まで若しく 号において「特別関係会社」という。)で」 又は」と、「特別関係会社で」とあるのは 規定する特例受贈非上場株式等(以下この条 「平成二十五年旧租特法第七十条の七第十二 二項中「第一項」とあるのは「平成二十五年 七十条の七第十七項第四号」と、同条第二十 同条第一項」と、同条第十七項第一号中「第 るのは「平成二十五年旧租特法第七十条の七 と、同項第十号中「経営贈与承継期間」とあ 項、前二項又は次項」とあるのは「第四項第 第二号に係る部分を除く。)、第五項、第六 」と、同条第十四項第九号中「第四項(同項 この条において「経営承継受贈者」という。) た同項第三号に掲げる経営承継受贈者(以下 第三号に規定する経営承継受贈者とみなされ の条において「認定贈与承継会社」という。) 第一号に規定する認定贈与承継会社(以下こ 」と、「認定贈与承継会社又は」とあるのは 七十条の七第一項の規定の適用に係る同項に る改正前の租税特別措置法(以下この条にお 改正法附則第一条第五号ハに掲げる規定によ (以下この条において「経営贈与承継期間」 十号又は平成二十五年旧租特法第七十条の七 と、「前項の経営承継受贈者」とあるのは 「同号ハに規定する特別関係会社(以下この 「平成二十五年旧租特法第七十条の七第二項 において「特例受贈非上場株式等」という。) いて「平成二十五年旧租特法」という。) 「改正法附則第八十六条第四項の規定により

> 第七十条の七第十二項」と、「第十三項」と 号から第十七号まで」と、「同項各号」とあ 第十七項第三号」と、同条第二十九項中「第 るのは「平成二十五年旧租特法第七十条の七 十七項第二号」と、「第十七項第三号」とあ のは「平成二十五年旧租特法第七十条の七第 七第十三項」と、「第十七項第二号」とある あるのは「平成二十五年旧租特法第七十条の 五項」と、「第六項」とあるのは「平成二十 のは「平成二十五年旧租特法第七十条の七第 るのは「これらの号」と、「第五項」とある 七十条の七第一項」とする。 十二項」とあるのは「平成二十五年旧租特法 五年旧租特法第七十条の七第六項」と、「第 一号、第三号から第九号まで若しくは第十一 項」とあるのは「平成二十五年旧租特法第

四十条の八の二第五項、第六項並びに第三十八十条の七の二の規定は、なおその効力を有する。除く。)の規定は、なおその効力を有する。改正法附則第八十六条第八項各号に掲げる者は、新租特法第七十条の七の二第二項第三号を改正法附則第八十六条第八項各号に掲げる者は、新租特法第七十条の七の二第二項第二号を改正法附則第八十六条第七項の規定によりな改正法附則第八十六条第七項の規定によりな

合において、当該経営承継相続人等に対するこ項第二号及び第三号の規定を適用する。この場

れらの規定の適用については、次に定めるとこ

ろによる。

一 改正法附則第八十六条第八項第一号に掲げ の例によることとされる場合における同法第 の例によることとされる場合における同法第 の例によることとされる場合における同法第 の例によることとされる場合における同法第一項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等とみなされた所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年政令第五号)附則第八十六条第八項第一号に掲げる経営承継相続人等(以下この条において「経営承継相続人等(以下この条において「経営承継相続人等」という。)」と、「認定承継会社(」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)附則第八十六条第八項第一号に掲げる経営承継相続人等」という。)」と、「認定承継会社(」とあるのは「所得税法等の一部を継会社(」とあるのは「所得税法等の一部を継会社(」とあるのは「所得税法等の一部を継会社(」とあるのは「所得税法等の一部を設定する法律(平成二十二年法律第六号)附別第一号に掲げる経営承継相続人等」という。)」と、「認定承継を表表して、「記述といる。」といるといる。

(以下この条において「平成二十二年旧法」という。)第七十条の七の二第二項第一号にという。)(」と、「法第七十条の七の二第一項」と、同条第六項中「法第七十条の七の二第一項」と、同条第六項中「法第七十条の七の二第一項」と、同条第六項中「法第七十条の七の二第一項」と、同条第六項中「法第七十条の七の二第一項」と、同条第六項中「法第七十条の七の二第二項第一号にという。)第七十条の七の二第二項第一号にという。)第七十条の七の二第二項第一号にという。)第七十条の七の二第二項第一号にという。)

継会社(」とあるのは「現下の厳しい経済状「経営承継相続人等」という。)」と、「認定承 第七十条の七の二第六項本文」とあるのは 第一項に」とあるのは「平成二十三年旧法第社」という。)(」と、「法第七十条の七の二 継会社(以下この条において「認定承継会 おいて「平成二十三年旧法」という。)第七 よる改正前の租税特別措置法(以下この条に 第二項の規定によりなお従前の例によること成二十三年法律第八十二号)附則第七十八条 ための所得税法等の一部を改正する法律(平 況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る る経営承継相続人等(以下この条において 第五号)附則第八十六条第八項第二号に掲げ 等の一部を改正する法律(平成二十五年法律 する経営承継相続人等とみなされた所得税法より法第七十条の七の二第二項第三号に規定 第百六十九号)附則第十四条第七項の規定に 令の一部を改正する政令(平成二十五年政令 相続人等」とあるのは「租税特別措置法施行 条の八の二第五項中「法第七十条の七の二第 る経営承継相続人等については、新令第四十 「平成二十三年旧法第七十条の七の二第六項 と、同条第三十八項第二号及び第三号中「法 七十条の七の二第一項に」と、同条第六項中 十条の七の二第二項第一号に規定する認定承 とされる場合における同法第十七条の規定に 「平成二十三年旧法第七十条の七の二第一項」 「法第七十条の七の二第一項」とあるのは 改正法附則第八十六条第八項第二号に掲げ 項の規定の適用を受けようとする経営承継 8

条の八の二第五項中「法第七十条の七の二第一る経営承継相続人等については、新令第四十三 改正法附則第八十六条第八項第三号に掲げ

旧租特法第七十条の七の二第六項本文」とすの二第六項本文」とあるのは「平成二十五年 十八項第二号及び第三号中「法第七十条の七 特法第七十条の七の二第一項」と、同条第三 の二第一項」とあるのは「平成二十五年旧租 「平成二十五年旧租特法第七十条の七の二第「法第七十条の七の二第一項に」とあるのは において「認定承継会社」という。)(」と、 第一号に規定する認定承継会社(以下この条 租特法」という。)第七十条の七の二第二項 置法(以下この条において「平成二十五年旧 号ハに掲げる規定による改正前の租税特別措 力を有するものとされる同法附則第一条第五 則第八十六条第七項の規定によりなおその効 改正する法律(平成二十五年法律第五号)附 継会社(」とあるのは「所得税法等の一部を る経営承継相続人等(以下この条において 第五号)附則第八十六条第八項第三号に掲げ 等の一部を改正する法律(平成二十五年法律 する経営承継相続人等とみなされた所得税法 より法第七十条の七の二第二項第三号に規定 第百六十九号)附則第十四条第七項の規定に 「経営承継相続人等」という。)」と、「認定承 項に」と、同条第六項中「法第七十条の七 項の規定の適用を受けようとする経営承継 続人等」とあるのは「租税特別措置法施行

 改正法附則第八十六条第八項の規定に基づき 改正法附則第八十六条第八項の規定を適用する。この場合において、当該経営承継相続人等については、新 名。この場合において、当該経営承継相続の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続の る。この場合において、当該経営承継相続の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続の おいて、当該経営承継相続の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続の七の二第二項の規定に基づきる。

とあるのは「平成二十三年旧法第七十条の七二号中「法第七十条の七の二第二項第八号」とあるのは「同項第八号」と、同項第八号」と、同項第

るのは「同条第二項第八号に規定する資産保るのは「同条第二項第八号に規定する資産保有型会社等のうち」とあいます。第三項第九号」とあるのは「所得税法等の一第三項第九号」とあるのは「所得税法等の一第三項第九号」とあるのは「所得税法等の一第三項第九号」とあるのは「所得税法等の一第三項第九号」と、「資産保有型会社等のは「所得税法等の一第三項第九号」と、「資産保有型会社等の方ち」とあるのは「同条第二項第八号に規定する資産保有型会社等の方ちに表別である。

一 改正法附則第八十六条第八項第二号に掲げ 係会社」と、「法第七十条の七の二第二項第 条の七の二第二項第一号ハに規定する特別関 社」とあるのは「の平成二十三年旧法第七十 項において「資産保有型会社等」という。) 第九号に規定する資産運用型会社(以下この 項第八号に規定する資産保有型会社又は同項 保有型会社等のうち」とあるのは「同条第一 第七十条の七の二第三項第九号」と、「資産 の項において「平成二十三年旧法」という。) 規定による改正前の租税特別措置法(以下こ 図るための所得税法等の一部を改正する法律 済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を 第三項第九号」とあるのは「現下の厳しい経 条の八の二第三十項中「法第七十条の七の」 る経営承継相続人等については、新令第四十 法第七十条の七の二第二項第八号」とする。 第二項第八号」とあるのは「平成二十二年旧 号」と、同項第二号中「法第七十条の七の二 七の二第二項第八号」とあるのは「同項第八 規定する特別関係会社」と、「法第七十条の 二年旧法第七十条の七の二第二項第一号ハに 「の特別関係会社」とあるのは「の平成二十 社等」という。) のうち」と、同項第一号中 のうち」と、同項第一号中「の特別関係会 型会社(以下この項において「資産保有型会 有型会社又は同項第九号に規定する資産運用 (平成二十三年法律第八十二号) 第十七条の

三 改正法附則第八号」とする。

三 改正法附則第八十六条第八項第三号に掲げる経営承継相続人等については、新令第四十条の八の二第三項第九号」と、同項第一号中「の特別関係会社」という。)第七て「平成二十五年旧租特法」という。)第七て「平成二十五年旧租特法」という。)第七て「平成二十五年旧租特法」という。)第七て「平成二十五年旧租特法」という。)第七十条の七の二第三項第九号」と、「資産保有型会社等のうち」とあるのは「同条第二項第八号」という。)第七十条の七の二第三項第九号」と、「資産保有型会社等の方」とあるのは「同条第二項第八号」とする。

七の二第二項第八号」とする。 とあるのは「平成二十五年旧租特法第七十条のあるのは「平成二十五年旧租特法第七十条の七の二第二項第八号」と時」と、「法第七十条の七の二第二項第八号」と、「法第七十条の七の二第二項第一号へに規定する特別関係の七の二第二項第一号へに規定する特別関係の七の二第二項第一号へに規定する特別関係の七の二第二項第一号へに規定する特別関係の七の二第二項第一号へに規定する特別関係の七の二第二項第一号へに規定する特別関係の七の二第二項第一号へに規定する特別関係の七の二第二項第一号へに対して

の八の二第三十項の規定は、適用しない。 四十条の八の二第二十九項並びに旧令第四十条 第五十八号)第一条の規定による改正前の租税 令等の一部を改正する政令(平成二十二年政令 の七の二第二項第五号、第三項第二号及び第十は、同条第二項に規定する旧租特法)第七十条 正前の租税特別措置法(同項第三号について 営承継相続人等が同項及び前項の規定の適用を の規定による改正前の租税特別措置法施行令第 政令(平成二十三年政令第百九十九号)第一条 項、租税特別措置法施行令等の一部を改正する 特別措置法施行令第四十条の八の二第二十八 受けた場合には、同条第八項各号に規定する改 号、第十四項第九号から第十一号まで並びに第 十七項第一号の規定並びに租税特別措置法施行 改正法附則第八十六条第八項の規定により新 改正法附則第八十六条第八項各号に掲げる経

10 改正法附則第八十六条第八項の規定により新れた改正法附則第八十六条第八項各号に掲げる経営承継相続人等とみなされた改正法附則第人十六条第八項各号に掲げる経営承継相続人等とみなされた改正法附則第号、第十四項第九号、第二十三項、第二十三項第一号、第二十二項、第二十三項第二号、第十四項第一号、第二十三項第三号に規定する新出特法第七十条の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続人等とみなされた改正法附則第八十六条第八項の規定により新出特法第七十条の七の二第二項第三号に規定する経営承担。

○ 改正法附則第八十六条第八項第一号に掲げる認定承継会社(以下この条において「特例非上場株式等」という。)」と、「認定の適用に係る特例非上場株式等」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年は治した。の通用に係る特例非上場株式等」という。)第七十条の七の二第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十八条の規定によいな正前の租税特別措置法(以下この条において「特例非上場株式等」という。)と、「認定する特例非上場株式等」という。)と、「認定する特例非上場株式等」という。)と、「認定する特例非上場株式等」という。)と、「認定する特例非上場株式等」という。)と、「認定する特例非上場株式等」という。)と、「認定する特例非上場株式等」という。)と、「認定する特例非上場株式等」という。)と、「認定する特別非上場株式等」という。)と、「認定する特別非上場株式等」という。)と、「認定する特別非上場株式等」という。)と、「認定する経営承継会社(以下この条において「認定する経営承継会社(以下この条において「認定する経営承継会社(以下この条において「認定する経営承継会社(以下この条において、記述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述といる。

項第四号」と、同条第二十二項中「第一項」 条第十七項第一号中「第四号」とあるのは 特別措置法第七十条の七の二第三項」と、同 同項に規定する特例非上場株式等のうち租税 る同法第十八条(租税特別措置法の一部改 与税の特例に関する経過措置)の規定により 号)附則第百二十四条第六項(相続税及び贈 うち同条第三項」とあるのは「所得税法等の用に係る同項に規定する特例非上場株式等の 七の二第一項」と、同項第十二号中「第一項とあるのは「、平成二十二年旧法第七十条の のは「)とし、相続税法」と、「、第一項」 間」という。)」と、「)とし、同法」とある 承継期間(以下この条において「経営承継期 七十条の七の二第二項第六号に規定する経営承継期間」とあるのは「平成二十二年旧法第 若しくは第十五項」と、同項第十号中「経営 まで、第四項、第五項、第十二項、第十三項 ら第九号まで若しくは第十一号から第十七号 あるのは「第三項第十号又は平成二十二年旧 号中「第三項(同項第二号に係る部分を除 十条の七の二第一項」と、同条第十四項第九「前項」とあるのは「平成二十二年旧法第七 営承継相続人等」という。)」と、同号ロ中 経営承継相続人等(以下この条において「経 第八項の規定により第三号に規定する経営承 あるのは「所得税法等の一部を改正する法律 う。) で」と、「前項の経営承継相続人等」と 社で」とあるのは「同号ハに規定する特別関 承継会社」という。)又は」と、「特別関係会 とあるのは「平成二十二年旧法第七十条の七 正)の規定による改正前の租税特別措置法第 なお従前の例によることとされる場合におけ の七の二第一項の」と、「租税特別措置法第 の」とあるのは「平成二十二年旧法第七十条 法第七十条の七の二第三項第一号、第三号か く。)、第四項、第五項、前二項又は次項」と 継相続人等とみなされた同項第一号に掲げる の二第一項」と、「第五項」とあるのは ての相続税の納税猶予)の規定の適用に係る 七十条の七の二第一項(非上場株式等につい ての相続税の納税猶予及び免除)の規定の適 七十条の七の二第一項(非上場株式等につい (平成二十五年法律第五号) 附則第八十六条 「平成二十二年旧法第七十条の七の二第十七 部を改正する法律(平成二十二年法律第六

> 号」と、同条第二十九項中「第一項」とある 年旧法第七十条の七の二第十七項第二号」「第十七項第二号」とあるのは「平成二十二 は「平成二十二年旧法第七十条の七の二第十の七の二第五項」と、「第十二項」とあるの 号」と、「第四項」とあるのは「平成二十二 第七十条の七の二第三項第一号、第三号から第二号若しくは第十号又は平成二十二年旧法 年旧法第七十条の七の二第十三項又は第十五 のは「平成二十二年旧法第七十条の七の二第 十二年旧法第七十条の七の二第十七項第三 と、「第十七項第三号」とあるのは「平成一 十二年旧法第七十条の七の二第十三項」と、 二項」と、「第十三項」とあるのは「平成一 項」とあるのは「平成二十二年旧法第七十条 年旧法第七十条の七の二第四項」と、「第五 で」と、「同項各号」とあるのは「これらの 第九号まで若しくは第十一号から第十七号ま 第一項」と、「第三項」とあるのは「第三項 るのは「平成二十二年旧法第七十条の七の一 一項」と、同条第二十八項中「第一項」とあ のは「平成二十二年旧法第七十条の七の二第 項」と、同条第二十三項中「第一項」とある 三項又は第十五項」とあるのは「平成二十二 旧法第七十条の七の二第十二項」と、「第十 成二十二年旧法第七十条の七の二第五項」 項」とする。 「第十二項」とあるのは「平成二十二年

の規定の適用に係る同項に規定する特例非上年旧法」という。)第七十条の七の二第一項 の二第二項第一号に規定する認定承継会社 とあるのは「平成二十三年旧法第七十条の七 株式等」という。)」と、「認定承継会社又は. 場株式等(以下この条において「特例非上場 別措置法(以下この条において「平成二十三 る同法第十七条の規定による改正前の租税特 なお従前の例によることとされる場合におけ 十二号)附則第七十八条第二項の規定により 応して税制の整備を図るための所得税法等の 定の適用に係る特例非上場株式等」とあるの 七十条の七の二第二項第五号イ中「前項の規 る経営承継相続人等については、新租特法第 (以下この条において「認定承継会社」と 部を改正する法律(平成二十三年法律第八 改正法附則第八十六条第八項第二号に掲げ 「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対 「特別関係会社で」とあるの

> と、「租税特別措置法第七十条の七の二第一二十三年旧法第七十条の七の二第一項の」 項第十二号中「第一項の」とあるのは「平成十三年旧法第七十条の七の二第一項」と、同 法」と、「、第一項」とあるのは「、平成二とし、同法」とあるのは「)とし、相続税 「平成二十三年旧法第七十条の七の二第二項同項第十号中「経営承継期間」とあるのは 項第一号、第三号から第九号まで若しくは第又は平成二十三年旧法第七十条の七の二第三 第六号に規定する経営承継期間(以下この条 という。)」と、同号ロ中「前項」とあるのは された同項第二号に掲げる経営承継相続人等 り第三号に規定する経営承継相続人等とみな 律第五号)附則第八十六条第八項の規定によ 法等の一部を改正する法律(平成二十五年法 項の経営承継相続人等」とあるのは「所得税 において「経営承継期間」という。)」と、「) 第十二項、第十三項若しくは第十五項」と、 十一号から第十七号まで、第四項、第五項、 前二項又は次項」とあるのは「第三項第十号 二号に係る部分を除く。)、第四項、第五項、 と、同条第十四項第九号中「第三項(同項第 いて「特別関係会社」という。)で」と、「前 は「同号ハに規定する特別関係会社(イにお 「平成二十三年旧法第七十条の七の二第一項」 (以下この条において「経営承継相続人等」

ち租税特別措置法第七十条の七の二第三項. 律第八十二号)附則第七十八条第二項(相続法等の一部を改正する法律(平成二十三年法 する特例非上場株式等のうち同条第三項」と予及び免除)の規定の適用に係る同項に規定 項」とあるのは「平成二十三年旧法第七十条 十七項第四号」と、同条第二十二項中「第 のは「平成二十三年旧法第七十条の七の二第 と、同条第十七項第一号中「第四号」とある に係る同項に規定する特例非上場株式等のう についての相続税の納税猶予)の規定の適用 置法第七十条の七の二第一項(非上場株式等 合における同法第十七条(租税特別措置法の 定によりなお従前の例によることとされる場 税及び贈与税の特例に関する経過措置)の規 勢に対応して税制の整備を図るための所得税 あるのは「現下の厳しい経済状況及び雇用情 項(非上場株式等についての相続税の納税猶 一部改正)の規定による改正前の租税特別措

> 年旧法第七十条の七の二第四項」と、「第五 第七十条の七の二第三項第一号、第三号から第二号若しくは第十号又は平成二十三年旧法 十三年旧法第七十条の七の二第十三項」と、 は「平成二十三年旧法第七十条の七の二第十の七の二第五項」と、「第十二項」とあるの 項」とあるのは「平成二十三年旧法第七十条 号」と、「第四項」とあるのは「平成二十三 第九号まで若しくは第十一号から第十七号ま るのは「平成二十三年旧法第七十条の七の二 のは「平成二十三年旧法第七十条の七の二第 三項又は第十五項」とあるのは「平成二十三 号」と、同条第二十九項中「第一項」とある 年旧法第七十条の七の二第十七項第二号」 で」と、「同項各号」とあるのは「これらの 第一項」と、「第三項」とあるのは「第三項 一項」と、同条第二十八項中「第一項」とあ 項」と、同条第二十三項中「第一項」とある 年旧法第七十条の七の二第十三項又は第十五 旧法第七十条の七の二第十二項」と、「第十 と、「第十二項」とあるのは「平成二十三年 「平成二十三年旧法第七十条の七の二第五項」 十三年旧法第七十条の七の二第十七項第三 と、「第十七項第三号」とあるのは「平成二 「第十七項第二号」とあるのは「平成二十三 二項」と、「第十三項」とあるのは「平成二 項」とする。

三 改正法附則第八十六条第八項第三号に掲げ 同項に規定する特例非上場株式等(以下この る改正法附則第一条第五号ハに掲げる規定に規定によりなおその効力を有するものとされ 定の適用に係る特例非上場株式等」とあるの る経営承継相続人等については、新租特法第 おいて「認定承継会社」という。)又は」と、 条において「特例非上場株式等」という。)」 第七十条の七の二第一項の規定の適用に係る おいて「平成二十五年旧租特法」という。) よる改正前の租税特別措置法(以下この条に は「所得税法等の一部を改正する法律(平成 七十条の七の二第二項第五号イ中「前項の規 と、「認定承継会社又は」とあるのは「平成 「改正法」という。) 附則第八十六条第七項 二十五年法律第五号。以下この項において 「特別関係会社で」とあるのは「同号ハに規 一号に規定する認定承継会社(以下この条に 一十五年旧租特法第七十条の七の二第二項第

定する特別関係会社(イにおいて「特別関係

第一項」とあるのは「、z~~」と、「一法」とあるのは「)とし、相続税法」と、「一人を一人をして、「)とし、同 年旧租特法第七十条の七の二第五項」と、 項」と、「第五項」とあるのは「平成二十五 成二十五年旧租特法第七十条の七の二第一 同条第二十二項中「第一項」とあるのは「平 特法第七十条の七の二第十七項第四号」と、 中「第四号」とあるのは「平成二十五年旧租 条の七の二第三項」と、同条第十七項第一号 例非上場株式等のうち租税特別措置法第七十 猶予)の規定の適用に係る同項に規定する特 改正前の租税特別措置法第七十条の七の二第 相続税の納税猶予等に関する経過措置)の規 第七項(非上場株式等についての贈与税又は るのは「所得税法等の一部を改正する法律 る特例非上場株式等のうち同条第三項」とあ 及び免除)の規定の適用に係る同項に規定す 旧租特法第七十条の七の二第一項の」と、 号中「第一項の」とあるのは「平成二十五年 法第七十条の七の二第一項」と、同項第十二 旧租特法第七十条の七の二第二項第六号に規「経営承継期間」とあるのは「平成二十五年 除く。)、第四項、第五項、前二項又は次項」 第九号中「第三項(同項第二号に係る部分を 第七十条の七の二第一項」と、同条第十四項 営承継相続人等」という。)」と、同号ロ中 経営承継相続人等(以下この条において「経 継相続人等とみなされた同項第三号に掲げる 第八項の規定により第三号に規定する経営承 続人等」とあるのは「改正法附則第八十六条 会社」という。)で」と、「前項の経営承継相 同法附則第一条第五号ハに掲げる規定による 定によりなおその効力を有するものとされる 定する経営承継期間(以下この条において とあるのは「第三項第十号又は平成二十五年 (平成二十五年法律第五号) 附則第八十六条 (非上場株式等についての相続税の納税猶予 十三項若しくは第十五項」と、同項第十号中 十七号まで、第四項、第五項、第十二項、第二号から第九号まで若しくは第十一号から第 第十二項」とあるのは 「租税特別措置法第七十条の七の二第一項 「前項」とあるのは「平成二十五年旧租特法 項(非上場株式等についての相続税の納税 租特法第七十条の七の二第三項第一号、第 「平成二十五年旧租 13 12 11

二第一項」とする。 のは「平成二十五年旧租特法第七十条の七の 号」と、同条第二十九項中「第一項」とある るのは「これらの号」と、「第四項」とある 号から第十七号まで」と、「同項各号」とあ 二十五年旧租特法第七十条の七の二第三項第のは「第三項第二号若しくは第十号又は平成 あるのは「平成二十五年旧租特法第七十条の 年旧租特法第七十条の七の二第十三項又は第 年旧租特法第七十条の七の二第十七項第三 特法第七十条の七の二第十七項第二号」と、 七項第二号」とあるのは「平成二十五年旧租 特法第七十条の七の二第十三項」と、「第十 旧租特法第七十条の七の二第十二項」と、 と、「第十二項」とあるのは「平成二十五年 二十五年旧租特法第七十条の七の二第五項」 二第四項」と、「第五項」とあるのは「平成 のは「平成二十五年旧租特法第七十条の七の 十条の七の二第一項」と、「第三項」とある 項」とあるのは「平成二十五年旧租特法第七 七の二第一項」と、同条第二十八項中「第一 十五項」と、同条第二十三項中「第一項」と 三項又は第十五項」とあるのは「平成二十五 特法第七十条の七の二第十二項」と、「第十 「第十七項第三号」とあるのは「平成二十五 「第十三項」とあるのは「平成二十五年旧租 号、第三号から第九号まで若しくは第十一 15 14

は、改正法附則第八十六条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租特法第なおその効力を有する。)の規定は、なおその効力を有する。

三号の規定を適用する。
三号の規定を適用する。
三号の規定を適用する。
三号の規定を適用する。
を正共済の代の三第十七項において準用する新令第四十条の八の三第十七項において準用する新令第四十条の八の三第十七項において準用する新令第四十条の八の三第十七項において準用する新の第四十条の八の三第十七項とおいて準用する新の第四十条の八の三第二項を号に掲げる

条の七の四第二項第三号に規定する経営相続承き同項の選択をしたことにより新租特法第七十13 改正法附則第八十六条第十二項の規定に基づ

を適用する。
本適用する。
を適用する新令第四十条の八の二第三十項の規定では、新令第四十条の八の三第十六項においては、新令第四十条の八の三第十六項においては、新令第四十条の八の三第十六項においては、

三十項の規定は、適用しない。 四第十二項において準用する旧措置法第七十条 ら第十一号まで並びに旧措置法第七十条の七のる旧措置法第七十条の七の二第十四項第九号か この項において「旧措置法」という。)第七十 六項において準用する旧令第四十条の八の二第 の二第二十九項及び旧令第四十条の八の三第十 改正前の租税特別措置法施行令第四十条の八の 措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二 の七の二第十七項第一号の規定並びに租税特別 置法第七十条の七の四第十一項において準用す 七十条の七の二第三項第二号及び第十号、旧 条の七の四第三項において準用する旧措置法第 する改正前の租税特別措置法(同項第三号につ 用を受けた場合には、同条第十二項各号に規 経営相続承継受贈者が同項及び前項の規定の適 三第十六項において準用する同令第四十条の八 十三年政令第百九十九号)第一条の規定による いては、 改正法附則第八十六条第十二項各号に掲げる 同条第二項に規定する旧租特法。以下

は、次に定めれた新租特法第十二項の規定により 新租特法第七十条の七の四第二項第三号に規定 の世の二第三項第二号、新租特法第七十条の七の四第十二項の規定により読み替えられた新租特法第七十条の七の四第三項 の世の二第三項第二号、新租特法第七十条の七の四第十二項の規定により読み替えられた新租特法第七十条の七の四第三項 の世の二第二年の世の世の世の世の世の世の一第二年 の世の二第二年の世の世の一第二年 の世の二第二年の世の世の世の一第二年 の世の二第二年の世の世の世の一第二年 の世の二第十二項の規定により 大変により 大変になり 
こととされる場合における同法第十八条の規四条第六項の規定によりなお従前の例によるの規定の適用に係る特例相続非上場株式等」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法とあるのは「所得税法等の一部を改正する法とあるのは「所得税法等の一部を改正する法とあるのは「所得税法等の一部を改正する法とあるのは「所得税法等の一部を改正法所則第八十六条第十二項第一号に掲述正法所則第八十六条第十二項第一号に掲述を表示。

定相続承継会社(以下この号及び第十号にお

いて「認定相続承継会社」という。)」と、

う。)に係る同条第二項第一号に規定する認十号において「特例相続非上場株式等」とい

第五号に規定する経営相続承継期間

「を経営相続承継期間」とあるのは

(以下こ

措置法(以下この号において「平成二十二年同法第十八条の規定による改正前の租税特別 定贈与承継会社」とあるのは「所得税法等の項第二号中「特例受贈非上場株式等に係る認 第七十条の七の四第一項」と、「第七十条の前項」とあるのは「には、平成二十二年旧法 則第百二十四条第六項の規定によりなお従前改正する法律(平成二十二年法律第六号)附 お従前の例によることとされる場合における 号)附則第百二十四条第六項の規定によりな 特法第七十条の七の四第三項の規定により読 と、同号ロ中「前項」とあるのは「平成二十 項第一号に掲げる経営相続承継受贈者(ロに 規定する経営相続承継受贈者とみなされた同 則第八十六条第十二項の規定により第三号に のは「平成二十二年旧法第七十条の七の四第 う。)」と、「認定相続承継会社又は」とある 七十条の七の四第一項の規定の適用に係る同 る特例相続非上場株式等(以下この号及び第 の例によることとされる場合における平成二 承継会社」とあるのは「所得税法等の一部を 第一号に規定する認定贈与承継会社」と、 旧法」という。)第七十条の七第一項に規定 み替えられた新租特法第七十条の七の二第三 おいて「経営相続承継受贈者」という。)」 改正する法律(平成二十五年法律第五号)附 継受贈者」とあるのは「所得税法等の一部を 七第一項」とあるのは「平成二十二年旧法第 号ハに規定する特別関係会社で」と、「には、 二項第一号に規定する認定相続承継会社又 口において「特例相続非上場株式等」とい 項に規定する特例相続非上場株式等(イ及び において「平成二十二年旧法」という。)第 定による改正前の租税特別措置法(イ及び 十二年旧法第七十条の七の四第一項に規定す する特例受贈非上場株式等に係る同条第二項 二年旧法第七十条の七の四第一項」と、新租 七十条の七第一項」と、「前項の経営相続承 は」と、「特別関係会社で」とあるのは「同 「当該特例相続非上場株式等に係る認定相 部を改正する法律(平成二十二年法律第六

第一号中「経営相続承継期間(第七十条の七えられた新租特法第七十条の七の二第十七項 措置法(以下この項及び次項において「平成号)第十八条の規定による改正前の租税特別 の七の四第一項」とあるのは「所得税法等の 第二十二項中「経営相続承継期間(第七十条 り読み替えられた新租特法第七十条の七の二 租特法第七十条の七の四第十三項の規定によ 法第七十条の七の二第十七項第四号」と、新四第十二項において準用する平成二十二年旧 あるのは「平成二十二年旧法第七十条の七の 相続承継会社」という。)」と、「第四号」と 定相続承継会社(以下この号において「認定 う。) に係る同条第二項第一号に規定する認 号において「特例相続非上場株式等」とい に規定する特例相続非上場株式等(以下このる平成二十二年旧法第七十条の七の四第一項なお従前の例によることとされる場合におけ 認定相続承継会社」とあるのは「所得税法等 号」と、「当該特例相続非上場株式等に係る 号」と、「前条第二項第六号」とあるのは 成二十二年旧法第七十条の七の四第二項第五 号において「経営相続承継受贈者」という。) 第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者 法律 (平成二十五年法律第五号) 附則第八十 るのは「受ける所得税法等の一部を改正する 項」と、「受ける経営相続承継受贈者」とあ 号に規定する経営相続承継期間(同条第一 法」という。) 第七十条の七の四第二項第五法 (以下この号において「平成二十二年旧 第十八条の規定による改正前の租税特別措置 を改正する法律(平成二十二年法律第六号) の四第一項」とあるのは「所得税法等の一部 規定する経営贈与承継期間」と、新租特法第 成二十二年旧法第七十条の七第二項第六号に 六号)附則第百二十四条第六項の規定により の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 とみなされた同法附則第八十六条第十二項第 六条第十二項の規定により第七十条の七の四 七十条の七の四第十二項の規定により読み替 「平成二十二年旧法第七十条の七第二項第六 二十二年旧法」という。) 第七十条の七の四 一と、「同条第二項第五号」とあるのは「平 部を改正する法律(平成二十二年法律第六 号に掲げる経営相続承継受贈者(以下この と、「経営贈与承継期間」とあるのは「平

> 成二十二年旧法第七十条の七の四第一項」と 四第一項の規定に」と、同条第二十三項中 則第八十六条第十二項の規定により第七十条改正する法律(平成二十五年法律第五号)附 「第七十条の七の四第一項」とあるのは「平 あるのは「平成二十二年旧法第七十条の七の と、「第七十条の七の四第一項の規定に」と と、「第十三項」とあるのは「同条第十三項」と、「第十二項」とあるのは「同条第十二項」「平成二十二年旧法第七十条の七の二第五項」 会社」という。)」と、「第五項」とあるのは 継会社(以下この条において「認定相続承継 係る同条第二項第一号に規定する認定相続承 いて「特例相続非上場株式等」という。)に 相続非上場株式等(以下この項及び次項にお 旧法第七十条の七の四第一項に規定する特例 よることとされる場合における平成二十二年 二十四条第六項の規定によりなお従前の例に る法律(平成二十二年法律第六号)附則第百 社」とあるのは「所得税法等の一部を改正す 特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会 項第六号」と、「第七十条の七の四第一項の るのは「平成二十二年旧法第七十条の七第二 二項第五号」と、「前条第二項第六号」とあ のは「平成二十二年旧法第七十条の七の四第 という。)」と、「同条第二項第五号」とある 十二項第一号に掲げる経営相続承継受贈者 継受贈者とみなされた同法附則第八十六条第 の七の四第二項第三号に規定する経営相続承 者」とあるのは「受ける所得税法等の一部を 第二項第五号に規定する経営相続承継期間 (以下この条において「経営相続承継受贈者」 (同条第一項」と、「受ける経営相続承継受贈

の号において「経営相続承継期間」という。)

附則第七十八条第二項の規定によりなお従前

いて「認定相続承継会社」という。)」と、定相続承継会社(以下この号及び第十号におう。)に係る同条第二項第一号に規定する認う号において「特例相続非上場株式等」といる特例相続非上場株式等(以下この号及び第十三年旧法第七十条の七の四第一項に規定すの例によることとされる場合における平成二の例によることとされる場合における平成二

「を経営相続承継期間」とあるのは「を同項

第五号に規定する経営相続承継期間

(以下こ

下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して

(第七十条の七の四第一項」とあるのは「現

条の七の二第二十二項中「経営相続承継期間

制の整備を図るための所得税法等の一部を改の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税

正する法律(平成二十三年法律第八十二号)

れる場合における同法第十七条の規定による項の規定によりなお従前の例によることとさ るのは「所得税法等の一部を改正する法律項」と、「前項の経営相続承継受贈者」とあ のは「平成二十三年旧法第七十条の七第一第一項」と、「第七十条の七第一項」とある 関係会社で」と、「には、前項」とあるのは会社で」とあるのは「同号ハに規定する特別 承継会社」と、「当該特例相続非上場株式等 会社」とあるのは「現下の厳しい経済状況及 新租特法第七十条の七の二第三項第二号中 相続承継受贈者」という。)」と、同号ロ中 げる経営相続承継受贈者(ロにおいて「経営 相続承継受贈者とみなされた同項第二号に掲 第十二項の規定により第三号に規定する経営 例相続非上場株式等(イ及びロにおいて「特 に係る認定相続承継会社」とあるのは「現下 に係る同条第二項第一号に規定する認定贈与 の七第一項に規定する特例受贈非上場株式等 改正前の租税特別措置法(以下この号におい の所得税法等の一部を改正する法律(平成一 び雇用情勢に対応して税制の整備を図るため の七の四第三項の規定により読み替えられた 十条の七の四第一項」と、新租特法第七十条 「には、平成二十三年旧法第七十条の七の四 する認定相続承継会社又は」と、「特別関係 年旧法第七十条の七の四第二項第一号に規定 相続承継会社又は」とあるのは「平成二十三 例相続非上場株式等」という。)」と、「認定 て「平成二十三年旧法」という。)第七十条 十三年法律第八十二号)附則第七十八条第二 (平成二十五年法律第五号) 附則第八十六条 「前項」とあるのは「平成二十三年旧法第七 特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継

相続承継受贈者」という。)」と、「同条第二相続承継受贈者(以下この号において「経営 定により第七十条の七の四第二項第三号に規年法律第五号)附則第八十六条第十二項の規得税法等の一部を改正する法律(平成二十五経営相続承継受贈者」とあるのは「受ける所 等」という。)に係る同条第二項第一号に規(以下この号において「特例相続非上場株式 四第一項に規定する特例相続非上場株式等合における平成二十三年旧法第七十条の七の とあるのは「現下の厳しい経済状況及び雇用 第七十条の七第二項第六号」と、「当該特例 二項第六号」とあるのは「平成二十三年旧法七十条の七の四第二項第五号」と、「前条第 附則第八十六条第十二項第二号に掲げる経営 規定による改正前の租税特別措置法(以下こ 第一号中「経営相続承継期間(第七十条の七 規定する経営贈与承継期間」と、新租特法第 の号において「経営相続承継期間」という。) の規定により読み替えられた新租特法第七十 号」と、新租特法第七十条の七の四第十三項 条の七の四第十二項において準用する平成二 四号」とあるのは「平成二十三年旧法第七十 定によりなお従前の例によることとされる場 法律第八十二号)附則第七十八条第二項の規 税法等の一部を改正する法律(平成二十三年 情勢に対応して税制の整備を図るための所得 相続非上場株式等に係る認定相続承継会社」 項第五号」とあるのは「平成二十三年旧法第 定する経営相続承継受贈者とみなされた同法 営相続承継期間(同条第一項」と、「受ける 第七十条の七の四第二項第五号に規定する経 の号において「平成二十三年旧法」という。) るための所得税法等の一部を改正する法 状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図 の四第一項」とあるのは「現下の厳しい経済 えられた新租特法第七十条の七の二第十七 成二十三年旧法第七十条の七第二項第六号に 十三年旧法第七十条の七の二第十七項第四 て「認定相続承継会社」という。)」と、「第 定する認定相続承継会社(以下この号におい (平成二十三年法律第八十二号) 第十七条の 七十条の七の四第十二項の規定により読み替 と、「経営贈与承継期間」とあるのは「平 項

税制の整備を図るための所得税法等の一部を

げる経営相続承継受贈者については、新租特三 改正法附則第八十六条第十二項第三号に掲 非上場株式等」という。) に係る同条第二項等(以下この項及び次項において「特例相続七の四第一項に規定する特例相続非上場株式 旧法第七十条の七の四第一項」とする。 の七の四第一項」とあるのは「平成二十三年 の規定に」と、同条第二十三項中「第七十条 「平成二十三年旧法第七十条の七の四第一項七十条の七の四第一項の規定に」とあるのは 項」とあるのは「同条第十二項」と、「第十 旧法第七十条の七の二第五項」と、「第十二 の条において「認定相続承継会社」という。) 第一号に規定する認定相続承継会社(以下こ る場合における平成二十三年旧法第七十条のの規定によりなお従前の例によることとされ三年法律第八十二号)附則第七十八条第二項 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十 雇用情勢に対応して税制の整備を図るための 社」とあるのは「現下の厳しい経済状況及び特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会 項第六号」と、「第七十条の七の四第一項の るのは「平成二十三年旧法第七十条の七第二 のは「平成二十三年旧法第七十条の七の四第 という。)」と、「同条第二項第五号」とある 継受贈者とみなされた同法附則第八十六条第の七の四第二項第三号に規定する経営相続承 則第八十六条第十二項の規定により第七十条 改正する法律(平成二十五年法律第五号)附者」とあるのは「受ける所得税法等の一部を (同条第一項」と、「受ける経営相続承継要贈第二項第五号に規定する経営相続承継期間 二十三年旧法」という。)第七十条の七の四措置法(以下この項及び次項において「平成 号)第十七条の規定による改正前の租税特別 改正する法律(平成二十三年法律第八十二 三項」とあるのは「同条第十三項」と、「第 (以下この条において「経営相続承継受贈者」 十二項第二号に掲げる経営相続承継受贈者 」と、「第五項」とあるのは「平成二十三年 二項第五号」と、「前条第二項第六号」とあ

附則第八十六条第十二項の規定により第三号 旧租特法第七十条の七の四第一項」と、「第は、前項」とあるのは「には、平成二十五年 のは「平成二十五年旧租特法第七十条の七の う。)」と、「認定相続承継会社又は」とある 相続承継期間」とあるのは「を同項第五号に に係る同条第二項第一号に規定する認定相続 おいて「特例相続非上場株式等」という。) 相続非上場株式等(以下この号及び第十号に 特法第七十条の七の四第一項に規定する特例 効力を有するものとされる平成二十五年旧租 則第八十六条第十一項の規定によりなおその る認定相続承継会社」とあるのは「改正法附 会社」と、「当該特例相続非上場株式等に係 る同条第二項第一号に規定する認定贈与承継 第一項に規定する特例受贈非上場株式等に係 二十五年旧租特法」という。)第七十条の七 租税特別措置法(以下この号において「平成 第一条第五号ハに掲げる規定による改正前の おその効力を有するものとされる改正法附則 う。) 附則第八十六条第二項の規定によりな 第五号。以下この号において「改正法」とい 等の一部を改正する法律(平成二十五年法律 る認定贈与承継会社」とあるのは「所得税法 第三項第二号中「特例受贈非上場株式等に係 り読み替えられた新租特法第七十条の七の二 新租特法第七十条の七の四第三項の規定によ 五年旧租特法第七十条の七の四第一項」と、 と、同号ロ中「前項」とあるのは「平成二十 において「経営相続承継受贈者」という。)」 同項第三号に掲げる経営相続承継受贈者(ロ に規定する経営相続承継受贈者とみなされた の経営相続承継受贈者」とあるのは「改正法 年旧租特法第七十条の七第一項」と、「前項 七十条の七第一項」とあるのは「平成二十五 又は」と、「特別関係会社で」とあるのは 四第二項第一号に規定する認定相続承継会社 口において「特例相続非上場株式等」とい 項に規定する特例相続非上場株式等(イ及び 七十条の七の四第一項の規定の適用に係る同 いて「平成二十五年旧租特法」という。)第 よる改正前の租税特別措置法(イ及びロにお る改正法附則第一条第五号ハに掲げる規定に 規定によりなおその効力を有するものとされ 「同号ハに規定する特別関係会社で」と、「に 「認定相続承継会社」という。)」と、「を経営 (以下この号及び第十号において

二十五年旧租特法」という。)第七十条の七租税特別措置法(以下この号において「平成第一条第五号ハに掲げる規定による改正前の下この号において「改正法」という。)附則下二の号において「改正法」という。)附則四第一項」とあるのは「所得税法等の一部を四第一項」とあるのは「所得税法等の一部を は「平成二十五年旧租特法第七十条の七の四継会社」という。)」と、「第四号」とあるの 式等に係る認定相続承継会社」とあるのは第二項第六号」と、「当該特例相続非上場株 十六条第十二項の規定により第七十条の七の受贈者」とあるのは「受ける改正法附則第八 間(同条第一項」と、「受ける経営相続承継期の四第二項第五号に規定する経営相続承継期 の一部を改正する法律(平成二十五年法律第 条の七の四第一項」とあるのは「所得税法等 新租特法第七十条の七の四第十三項の規定に 第十二項において準用する平成二十五年旧租 承継会社(以下この号において「認定相続承 おいて「特例相続非上場株式等」という。) りなおその効力を有するものとされる平成二 るのは「平成二十五年旧租特法第七十条の七 う。)」と、「同条第二項第五号」とあるのは 項第三号に掲げる経営相続承継受贈者(以下 者とみなされた改正法附則第八十六条第十二 四第二項第三号に規定する経営相続承継受贈 一号中「経営相続承継期間(第七十条の七のられた新租特法第七十条の七の二第十七項第 法」という。)附則第一条第五号ハに掲げる 五号。以下この項及び次項において「改正 より読み替えられた新租特法第七十条の七の 特法第七十条の七の二第十七項第四号」と、 に係る同条第二項第一号に規定する認定相続 定する特例相続非上場株式等(以下この号に 十五年旧租特法第七十条の七の四第一項に規 二項第五号」と、「前条第二項第六号」とあ この号において「経営相続承継受贈者」とい 定する経営贈与承継期間」と、新租特法第七 五年旧租特法第七十条の七第二項第六号に規 いて「経営相続承継期間」という。)」と、 規定する経営相続承継期間(以下この号にお 「改正法附則第八十六条第十一項の規定によ 「平成二十五年旧租特法第七十条の七の四第 十条の七の四第十二項の規定により読み替え 「経営贈与承継期間」とあるのは「平成二十 一第二十二項中「経営相続承継期間(第七十

> 項」とする。 と、「第五項」とあるのは「平成二十五年旧条において「認定相続承継会社」という。)」 とされる平成二十五年旧租特法第七十条の七 第六号」と、「第七十条の七の四第一項の特「平成二十五年旧租特法第七十条の七第二項号」と、「前条第二項第六号」とあるのは 号に規定する経営相続承継受贈者とみなされ 項」と、「受ける経営相続承継受贈者」とあ 号に規定する経営相続承継期間(同条第一 四第一項の規定に」と、同条第二十三項中 のは「平成二十五年旧租特法第七十条の七の 租特法第七十条の七の二第五項」と、「第十 の四第一項に規定する特例相続非上場株式等 社」とあるのは「改正法附則第八十六条第十 例相続非上場株式等に係る認定相続承継会 五年旧租特法第七十条の七の四第二項第五「同条第二項第五号」とあるのは「平成二十 項の規定により第七十条の七の四第二項第三 るのは「受ける改正法附則第八十六条第十二 法」という。) 第七十条の七の四第二項第 の項及び次項において「平成二十五年旧租 成二十五年旧租特法第七十条の七の四第一 「第七十条の七の四第一項」とあるのは「平 「第七十条の七の四第一項の規定に」とある 十三項」とあるのは「同条第十三項」と、 一号に規定する認定相続承継会社(以下この上場株式等」という。)に係る同条第二項第 (以下この項及び次項において「特例相続非 て「経営相続承継受贈者」という。)」と、 げる経営相続承継受贈者(以下この条におい た改正法附則第八十六条第十二項第三号に掲 二項」とあるのは「同条第十二項」と、「第 項の規定によりなおその効力を有するもの

## 七〇号) 抄附 則 (平成二五年五月三一日政令第一

(施行期日)

当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、第一条 この政令は、平成二十六年一月一日から

条の十九の四第十二項」を「第四十一条の十第十三条の五第一項の改正規定(「第四十一び第十二条の三の三第三項の改正規定並びに二条の三第三項、第十二条の三の二第五項及二第三項、第十二条の二第三項、第十二条の二第四項第一号、第十二条の二

規定による改正前の租税特別措置法

(以下こ

律 (平成二十五年法律第五号。イにおいてとあるのは「所得税法等の一部を改正する法の規定の適用に係る特例相続非上場株式等」法第七十条の七の四第二項第四号イ中「前項

「改正法」という。)附則第八十六条第二項の

一日びに附則第三条の規定(平成二十六年四月びに附則第三条の規定(平成二十六年四月九の四第十三項」に改める部分に限る。) 並

## 三号) 抄附 則 (平成二六年一月一七日政令第一

(施行期日)

## 号) 附 則 (平成二六年三月五日政令第五四

三号) 抄 三号) 抄 三号) 抄 の日(平成二十六年三月六日)から施行する。 から(平成二十六年三月六日)から施行する。 する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行

(施行期日)

第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び

211条 存続厚生年金基金(平成二十五年改正法)とする。
 211条 存続厚生年金基金(平成二十五年法律第六十三号)附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金法」とあるのは、同項中「確定給付企業年金法」とあるのは、同項中「確定給付企業年金法」とあるのは、同項中「確定給付企業年金法」とあるのは、同項中「確定給付企業年金法」とあるのは、同項中「確定給付企業年金法」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金果の規定の適用については、同項中「確定給付企業年金法」とする。

# 四五号) 抄附 則 (平成二六年三月三一日政令第一

(施行期日)

当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から

> 次に掲げる規定 平成二十六年十月一日 の改正規定、同令第三十九条の四十第七項加える改正規定、同令第三十九条の三十九 「第百四十五条第一項」を「第百四十四条 える改正規定、同令第三十八条の五に一項五項とし、同条第四十三項の次に一項を加 令第三十八条に一項を加える改正規定、 同令第二十七条の十二の三の改正規定、 令第二十七条の六に一項を加える改正規 項の次に一項を加える改正規定(同条第十 定、同令第三十九条の三十八の二に一項を 号を加える改正規定、同条第四項の改正規 号を同項第六号とし、同項第三号の次に二 第二項第三号の改正規定、同条第三項第四 十九条の十二の二第一項の改正規定、同条 九条の十二第十五項の改正規定、同令第三 の八」に改める部分を除く。)、同令第三十 (「第百四十五条第一項」を「第百四十四条 える部分を除く。)、同条第二項の改正規定 の下に「若しくは第百四十四条の八」を加 じ」を削り、「同法第七十五条の二第一項」 の八」に改め、「。以下この項において同 分を除く。)、同項ただし書の改正規定( 第一項本文の改正規定(「第百四十五条第 を加える改正規定、同令第三十九条の十 令第三十八条の四第四十四項を同条第四十 正規定、同令第二十七条の十の改正規定 定、同令第二十七条の九に一項を加える改 十七条の五第十一項を同条第十項とし、同 二十七条の十一に一項を加える改正規定、 (同条第八項に係る部分に限る。)、同令第 項」を「第百四十四条の八」に改める部 項を同条第十項とする部分を除く。)、同 同 同

の 第十九条の改正規定及び同令附則 等)附則第十二条の改正規定及び同令附則 の正する政令(平成二十四年政令第百五 の第四条中租税特別措置法施行令の一部を

定及び同令附則第十五条に一項を加える改十三号)附則第八条に一項を加える改正規

改正する政令(平成二十三年政令第三百八

第三条中租税特別措置法施行令の一部を第十八項の項の改正規定に限る。)の規定

分に限る。)及び同令附則第二十二条の表

までの改正規定(同表第五項の項に係る部六条の表第四項第一号の項から第五項の項

(平成二十五年政令第百十四号) 附則第十税特別措置法施行令の一部を改正する政令第二項の改正規定並びに附則第四十条(租

項に係る部分に限る。)、同令第三十九条の四十一に二項を加える改正規定(第十二に一項を加える改正規定、同令第三十九条の改正規定、同条第八項の改正規定、同条

八項に係る部分に限る。)、同令第三十九条令第三十九条の四十四の改正規定(同条第

第三項の改正規定、同令第二条の八第二号の三 第一条中租税特別措置法施行令第二条の七

第三十九条の四十五の四の改正規定、同令九条の四十五の三第七項の改正規定、同令十五の二第十四項の改正規定、同令第三十一五の二第十四項の改正規定、同令第三十九条の四十五の改正規定、同令第三十九条の四

本の政正規定、同令第二条の十三第一号の改正規定、同令第二条の二十五の改正規定、同令第二条の二十五の改正規定、同令第二条の三十一の改正規定、同令第二条の二十五の改正規定、同令第二条の三十二第一項の改正規定、同令第二十八の改正規定、同令第二条の三十二第一項の改正規定、同令第三十九条の百十二の二第三項第四号の改正規定(同号を同項第六号とする部分を除く。)、同令第三十九条の百十二の二第三項の改正規定(同号を同項第六号とする部分を除く。)及び同令第五十四条の三十二第一項の改正規定(同号を同項第六号とする部分を除く。)及び同令第五十四条の共定、同令第二条の十三第一号の改正規定、同令第二条の二十二第一号の改正規定、同令第二条の二十二第一号の改正規定、同令第二条の二十二条の二十二条の一条を加える。 第四号の改正規定(同号を同項第六号とする部分を除く。)及び同令第五十四条の三十二第一項の改正規定、同令第二条の以正規定、同令第二条の二十二条の以正規定、同令第二条の二十二条の二十二条を加える。

の規定、平成二十七年十月一日の規定、平成二十七年十月一日の出た、平成二十七年十月一日の出来の第一条中租税特別措置法施行令第二十六条

の改正規定、同令第三十九条の百二十七にの次に二号を加える改正規定、同条第四項

一項を加える改正規定及び同令第四十六条

三項第四号を同項第六号とし、同項第三号定、同条第二項第三号の改正規定、同条第第三十九条の百十二の二第一項の改正規

第三十九条の百十一の改正規定、同令第三条の九十八に一項を加える改正規定、同令

十九条の百十二第十四項の改正規定、同令

を加える改正規定、同令第三十九条の九十を除く。)、同令第三十九条の九十六に二項

改正規定(同項を同条第十八項とする部分同令第三十九条の四十五の五第二十三項の

(「第八十一条の十八」の下に「及び地方法第三十九条の四十五の六第三項の改正規定

人税法第十五条」を加える部分に限る。)、

七に一項を加える改正規定、同令第三十九

本、に掲げる規定 平成二十八年一月一日 へに掲げる規定 平成二十八年一月一日 で及び同令第二十六条の二十の改正規定、同令第二十五条の九の二第十項の改正規定、同令第二十六条の十五に一項を加える改正規定、同令第二十六条の十七第一項の改正規定、同令第二十六条の十七第一項の改正規定、同令第二十六条の十七第一項の改正規定、同令第二十六条の二十の改正規定をび同令第二十六条の二十の改正規定をび同令第二十六条の二十八年一月一日で及び同令第二十六条の二十八年一月一日で表している。

六 第一条中租税特別措置法施行令の目次の 改正規定、同令第二十七条の四第三項の改正改正規定、同令第二十六条の三十二第三項の く。)、同令第二十五条の八第十六項の改正規の二」を「第四十四条」に改める部分を除 二」を「第四十条の十一」に、「第四十四 の七」に改める部分及び「第四十条の十一の正規定(「第三十三条の八」を「第三十三条 同令第三十八条の五第一項第一号の改正規 号の改正規定、同条第四十三項の改正規定、 八条の四第一項の改正規定、同条第三項第一 正規定、同条第五項の改正規定、同令第三十 号ロの改正規定、同令第三十八条第二項の改 規定、同令第二十七条の十二の四第八項第一 める部分に限る。)、同項ただし書の改正規定 十五条第一項」を「第百四十四条の八」に改 九条の十一第一項本文の改正規定(「第百四 定、同条第二十六項の改正規定、同令第三十 定、同令第二十五条の十二の二第二十四項 第二条の規定 条

第二十二条の規定 平成二十八年四月一日 の次に一条を加える改正規定、同令第三十九令第三十九条の三十三の三の改正規定、同条 条の八第三項第一号の改正規定、 の二第一項第二号の改正規定、同令第二十五 同令第二条の二十七の改正規定、同令第四条 正規定、同令第二条の五第二項の改正規定、 令第三十九条の百三十の改正規定並びに附則 令第三十九条の百二十九の改正規定並びに同 二十六の三の次に一条を加える改正規定、同十一項までの改正規定、同令第三十九条の百 規定、同令第三十九条の百十八第九項から第十九条の百十五第一項第四号ハ及びニの改正の百十三の二第十六項の改正規定、同令第三 第十三項第一号の改正規定、同令第三十九条 を加える改正規定、同令第三十九条の百十二 除く。)、同令第三十九条の三十五の四に三項 五の三の改正規定(同条第六項に係る部分を 条の三十五の改正規定、同令第三十九条の三 一号の改正規定、同条第六項の改正規定、同改正規定、同令第三十九条の三十二第三項第十一第六項第一号の改正規定、同条第十項の 九条の三十の改正規定、同令第三十九条の三 令第三十九条の十八の改正規定、同令第三十 の十五第一項第四号ハ及びニの改正規定、同合第三十二項の改正規定、同令第三十九条 項の改正規定、同条第二十一項の改正規定、 を除く。)、同条第十六項の改正規定、同条第 第四項」を「第六十条第一項及び第二項、第 (「第六十条第一項、第六十条の二第一項及び同令第三十九条の十三の二第一項の改正規定 正規定、同令第三十九条の十三の改正規定、 第三十九条の十二の二の次に一条を加える改 第五項の改正規定、同令第三章第八節の二中 改める部分に限る。)、同令第三十九条の十二 四十五条第一項」を「第百四十四条の八」に 分に限る。)、同条第二項の改正規定 (「第百 を削り、「同法第七十五条の二第一項」の下 八」に改め、「。以下この項において同じ」 五条の十の二第十五項第六号の改正規定 十五の二の改正規定、同令第三十九条の三十 十八項及び第十九項の改正規定、同条第二十 六十条の二第一項及び第五項」に改める部分 に「若しくは第百四十四条の八」を加える部 (「第百四十五条第一項」を「第百四十四条の 「株式無償割当て又は」を「株式無償割当て 第一条中租税特別措置法施行令第二条の改

> 第三号に掲げる規定の施行の日 無償割当て」を「、新株予約権無償割当て又 (平成二十五年法律第四十五号) 附則第一条 改める部分を除く。) 並びに附則第三条の規 をし、又は当該非課税口座に保管の委託」に の改正規定(「又は記録」を「若しくは記録 託」に改める部分を除く。) 及び同項第九号 記録をし、又は当該非課税口座に保管の委 二号の改正規定(「又は記録」を「若しくは の改正規定、同令第二十五条の十三第十項第 に限る。)、同令第二十五条の十一の二第五項 は新投資口予約権無償割当て」に改める部分 第三項第二号の改正規定(「又は新株予約権 二号ロの改正規定、同令第二十五条の十の五 取得する」に改める部分に限る。)、同項第十 に規定する新投資口予約権無償割当てにより 及び投資法人に関する法律第八十八条の十三 」に、「により取得する」を「又は投資信託 金融商品取引法等の一部を改正する法律

、同令第二十条の二第二項第五号の改正規の改正規定(同条第五項に係る部分を除く。) 条の四第十二項第五号の改正規定、同令第三 条第四項に係る部分を除く。)、同令第三十八 条の十第二項第二号の改正規定 薬事法等の 四第八項第八号の改正規定及び同令第二十八 第二項第二号の改正規定、同令第二十七条の 第十二項第八号の改正規定、同令第六条の四 に関する法律の一部を改正する法律(平成二 項に係る部分を除く。) 中心市街地の活性化 令第三十九条の六十四の改正規定(同条第四 十九条の五第二十項第二号の改正規定及び同 正規定、同令第二十九条の五の改正規定(同 定、同令第二十二条の八第十九項第二号の改 十四号)の施行の日 一部を改正する法律(平成二十五年法律第八 第一条中租税特別措置法施行令第七条の一 第一条中租税特別措置法施行令第五条の三

関する法律の一部を改正する法律 十四第二項の改正規定、同令第三十九条の三第二十八項の改正規定、同令第三十九条の二 六年法律第八十号) の施行の日 改正規定 マンションの建替えの円滑化等に 第三項の改正規定及び同令第四十二条の三の 条第四十五項とする部分を除く。)、同令第三 規定、同条第四十四項の改正規定(同項を同 第十八項とし、同項の次に一項を加える改正 規定、同条第十九項の改正規定、同項を同条 六項を削り、同条第十七項を同条第十六項と 三十八条の四第十五項の改正規定、同条第十 同令第二十七条の三の二の改正規定、同令第 同令第二十二条の八第二十七項の改正規定、 改正規定、同令第二十二条の六の改正規定、 項の改正規定、同令第二十二条の三第七項の 定、同条第十一項の改正規定、同条第二十六 の二第九項の改正規定、同条第十項の改正規 し、同条第十八項を同条第十七項とする改正 十七第一項の改正規定、同令第三十九条の百 十九条の二の改正規定、同令第三十九条の五 第一条中租税特別措置法施行令第二十条 (平成二十

十二 第一条中租税特別措置法施行令第二十八十二 第一条中租税特別措置法施行令第二十八条の五十人の改正規定 港湾法の一部を改正する法律(平成正規定 港湾法の一部を改正規定並びに同令第二十五年法律第三十一号) 附則第一条第二十八十二 第一条中租税特別措置法施行令第二十八十二 第一条中租税特別措置法施行令第二十八十二

十四 第一条中租税特別措置法施行令第四十条 則第三十五条第二項の規定 就学前の子ども 条の四の三第六項第二号の改正規定並びに附 三項に一号を加える改正規定及び同令第四十 の三第四号の改正規定、同令第四十条の四第 規定、同条第三項の改正規定並びに同令第四 定、同令第四十条の八の二第二十項の改正規 に限る。)、同令第四十条の七の四の改正規 に一項を加える改正規定(第三号に係る部分 の七第十三項を同条第十五項とし、同項の次 十四年法律第六十六号)の施行の日 に関する教育、保育等の総合的な提供の推進 十条の十第二項及び第四十条の十一第二項の 定、同令第四十条の八の三の次に五条を加え に関する法律の一部を改正する法律(平成二 第一条中租税特別措置法施行令第四十条 同令第四十条の九第一項の改正

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の例による。

(特定株式投資信託の要件に関する経過措置) 第三条 新令第二条の規定は、所得税法等の一部 第三条 新令第二条の担定は、所得税法等の一部 第三条の二に規定する支払の確定した日が附則 第三条の二に規定する配当等について適用し、改正法 第十条の規定による改正前の租税特別措置法 (以下「新法」という。)第十条の規定による改正前の租税特別措置法 (以下「旧法」という。)第二条の規定による改正前の租税特別措置法 (以下「旧法」という。)第二条の規定による改正前の租税特別措置法 (以下「旧法」という。)第二条の規定による改正前の租税特別措置法 (以下「旧法」という。)第二条の規定による改正前の租税法等。以下「日法」という。)第三条の規定は、所得税法等の一部 (特定株式投資信託の要件に関する経過措置)

蕃継続適用申告書等に関する経過措置)(育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯

第四条 新令第二条の七第三項、第二条の八(第二条に係る部分に限る。)、第二条の二十一の二、号に係る部分に限る。)、第二条の二十一の二、号に係る部分に限る。)、第二条の二十一の二、第二条の二十世野三項並びに第二条の三十一においてに。)並びに第二条の三十一の二第一項の規定は、新令第二条の二十一の二第一項に規定する個人が平成二十七年四月一日以後に同項に規定する個人が平成二十七年四月一日以後に同項に規定する個人が平成二十七年四月一日以後に同項に規定する個人が平成二十七年四月一日以後に同項に規定する者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書若しくは育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書若しくは育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書とは同項に規定する育児休業等をする者の財産形成非課税年金貯蓄継続適用申告書とは同項に規定する資品を表第三項に規定する育児休業等ある経過措置)

第五条 旧法第八条第一項に規定する金融機関が徴収の不適用に関する経過措置)

この政令の施行の日(以下「施行日」という。)常五条 旧法第八条第一項に規定する金融機関が

う。) 第三条の三第一項に規定する利子等につ 前の租税特別措置法施行令(以下「旧令」とい 前に支払を受けるべき第一条の規定による改正 いては、なお従前の例による。

償却に関する経過措置) (個人の特定地域における工業用機械等の特別

第六条 改正法附則第五十三条第三項の規定によ 法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第経過する日(その日までに、沖縄振興特別措置 った日の前日)までの期間とする。 積計画の提出があった場合には、その提出があ よる同条第一項に規定する国際物流拠点産業集 措置法」という。)第四十一条第五項の規定に 成十四年法律第十四号。以下「新沖縄振興特別 七号)による改正後の沖縄振興特別措置法(平 定にかかわらず、施行日から施行日以後六月を める期間は、新令第六条の三第一項第三号の規適用する場合における同項に規定する政令で定 の第一欄に掲げる地区とみなして同項の規定を 掲げる地区を新法第十二条第一項の表の第三号 り旧法第十二条第一項の表の第三号の第一欄に 4

工業用機械等については、なお従前の例によ くは建設をした旧法第十二条第一項に規定する て適用し、個人が施行日前に取得又は製作若し 第十二条第一項に規定する工業用機械等につい 日以後に取得又は製作若しくは建設をする新法 新令第六条の三第二項の規定は、個人が施行

3 間が開始したもの(以下この項において「旧産 内の市町村の長が策定した同条第十二項に規定 る旧産業投資促進計画に記載された事業を同条 八項に規定する地区と、当該指定した地区に係 関係大臣が指定した地区を新令第六条の三第十 る旧令第六条の三第十六項の規定により同項の 振興促進計画と、当該旧産業投資促進計画に係 作成した同条第十三項第三号に定める認定産業 間と、当該旧産業投資促進計画を当該市町村が 間を新令第六条の三第十二項に規定する計画期 定を受けた日の前日)までの間は、当該計画期 き同条第八項の認定を受けた場合には、その認 十一条第一項に規定する産業振興促進計画につ に、当該市町村が作成した奄美群島振興開発特 日から平成二十六年六月三十日(その日まで 業投資促進計画」という。)については、施行 する産業投資促進計画で施行日前にその計画期 旧令第六条の三第十五項に規定する奄美群島 (昭和二十九年法律第百八十九号) 第 2

限る。)、第十八項及び第十九項の規定を適用す 部分に限る。)、第十三項(第三号に係る部分に 載された事業と、それぞれみなして、同条第十 第十九項に規定する認定産業振興促進計画に記 二項(新法第十二条第三項の表の第三号に係る

までの規定は、なおその効力を有する。 第十一項、第十二項及び第十五項から第十八項 部分に限る。)の規定に基づく旧令第六条の三 政令で定める区域に係る部分に限る。)に係る (第三項の表の第二号 (同号の上欄に規定する おその効力を有するものとされる旧法第十二条 (特定の基金に対する負担金等の必要経費算入 改正法附則第五十三条第五項の規定によりな

の特例に関する経過措置)

第七条 個人が施行日前に支出した旧令第十八条 掲げる業務に係る基金に充てるための負担金に の四第三項第三号及び第五号から第八号までに ついては、なお従前の例による。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

第八条 新令第二十条の二第二項 (第六号に係る 部分に限る。) の規定は、個人が附則第一条第 ては、なお従前の例による。 良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡につい 行った旧法第三十一条の二第一項に規定する優 該当する譲渡について適用し、個人が同日前に 第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に 十号に定める日以後に行う新法第三十一条の二

宅地等のための譲渡に該当する譲渡及び新法第 う新法第三十一条の二第一項に規定する優良住 分に限る。) の規定は、個人が施行日以後に行 ては、 条の五第一項に規定する譲渡資産の譲渡につい 第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等 三十七条の五第一項に規定する譲渡資産の譲渡 のための譲渡に該当する譲渡及び旧法第三十七 について適用し、個人が施行日前に行った旧法 新令第二十条の二第十四項(第二号に係る部 なお従前の例による。

定する譲渡資産の譲渡について適用し、個人が当する譲渡及び新法第三十七条の五第一項に規 号に定める日以後に行う新法第三十一条の二第 定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲 分に限る。)の規定は、個人が附則第一条第十 同日前に行った旧法第三十一条の二第一項に規 一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該 新令第二十条の二第十四項(第四号に係る部

4 る。

5

号に掲げる事業に限る。)」とする。 保有合理化法人又は同法第十一条の十二に規定営基盤強化促進法第八条第一項に規定する農地 保有合理化法人」という。)が新たに行う同条保有合理化法人(以下この項において「旧農地よりなお従前の例により同条に規定する旧農地 成二十五年法律第百二号)附則第三条の規定に盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平 に規定する旧農地保有合理化法人(」と、「同 法律 (平成二十五年法律第百二号) 附則第三条 業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の 理化法人又は農地利用集積円滑化団体が一般社 を有する。この場合において、同号中「農業経 三十四条の三第一項に規定する土地等の譲渡に 項第一号に掲げる事業に限る。) のために、個 二条第一項に規定する旧基盤強化法第四条第二 に規定する旧農地保有合理化事業(同法附則第 する旧農地保有合理化事業(同法附則第二条第 げる農地売買等事業」とあるのは「同条に規定 法第四条第二項第一号又は第三項第一号ロに掲 あるのは「農業の構造改革を推進するための農 団法人又は一般財団法人である場合には、」と する農地利用集積円滑化団体(当該農地保有合 に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力 ついては、旧令第二十二条の九第一項(第一号 人が旧農地保有合理化法人に対して行う新法第 項に規定する旧基盤強化法第四条第二項第一

6 の表の第六号又は第十号の上欄に掲げる資産のは、個人が施行日以後に新法第三十七条第一項 個人が施行日以後にこれらの号の上欄に掲げる 前に旧法第三十七条第一項の表の第六号又は第 おける当該譲渡について適用し、個人が施行日 らの号の下欄に掲げる資産の取得をする場合に 譲渡をし、かつ、当該個人が施行日以後にこれ 資産の譲渡をし、 十号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合及び 新令第二十五条第十一項及び第十五項の規定 かつ、当該個人が施行日前に

渡及び旧法第三十七条の五第一項に規定する譲 渡資産の譲渡については、なお従前の例によ これらの号の下欄に掲げる資産の取得をした場 合におけるこれらの譲渡については、なお従前

う新法第三十四条の三第一項に規定する土地等 分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に行 た旧法第三十四条の三第一項に規定する土地等 の譲渡について適用し、個人が施行日前に行っ 新令第二十二条の九第一項(第一号に係る部

第一項の表の第八号に係る部分に限る。) の

規

定に基づく旧令第二十五条第一項から第五項ま

なおその効力を有するものとされる旧法第三十

改正法附則第五十九条第十二項の規定により

七条から第三十七条の四まで(旧法第三十七条

の譲渡については、なお従前の例による。 農業の構造改革を推進するための農業経営基

中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句

は、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の

とする。

がある場合における新令の規定の適用について

改正法附則第五十九条第十二項の規定の適用

の三の規定は、なおその効力を有する。

十一項まで、第二十五条の二並びに第二十五条 で、第十二項、第十五項及び第十九項から第二

第二十五条の 十五条の四第十 第 第二十四条の 第 第二十五条の 第一項第二号 四項 第十八条の五 号 一項及び第二 |項第二号 六又は若しくは 大又は 四又は 第又は 規又は旧効力措置法第三十 規又は旧効力措置法第三十 規又は所得税法等の一部 規 十条の規定による改正前するものとされる同法第によりなおその効力を有によりなおのの規定 岩しくは 一若しくは 第三十七条の四の規定 の規定 改正する法律(平成二十 七条の規定 七条の四の規定 の規定又は旧効力措置 第三十七条の三の規定 の租税特別措置法(以下 六年法律第十号) 附則 旧効力措置法」という。

される旧法(以下この項及び次項において「旧 二項の規定によりなおその効力を有するものと る法律(平成二十三年法律第二十九号。 被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関す 条第一項の表の各号の上欄又は東日本大震災の 効力措置法」という。)第三十七条第一項の表 の第八号の上欄に掲げる資産が、新法第三十七 震災特例法」という。)第十二条第一項の表 個人の譲渡をした改正法附則第五十九条第十

規定により譲渡がなかったものとされる部分の十七条第一項又は震災特例法第十二条第一項の 当するものとして、旧効力措置法第三十七条第 号のいずれかの号の上欄に掲げる資産にのみ該 十二条第一項の表の各号のうち、その該当する 第三十七条第一項の表の各号又は震災特例法第 力措置法第三十七条第一項の表の第八号、新法 全部又は一部は、当該個人の選択により、旧効 金額の計算については、その譲渡をした資産の ける旧効力措置法第三十七条第一項、新法第三 各号の上欄に掲げる資産にも該当する場合にお 項、新法第三十七条第一項又は震災特例法第 一条第一項の規定を適用する。 2

災特例法第十二条第一項の規定により譲渡がな を適用する。 条第一項又は震災特例法第十二条第一項の規定 旧効力措置法第三十七条第一項、新法第三十七 下欄に掲げる資産にのみ該当するものとして、 各号のうち、その該当する号のいずれかの号の表の各号又は震災特例法第十二条第一項の表の第一項の表の第八号、新法第三十七条第一項の 該個人の選択により、旧効力措置法第三十七条 は、その取得をした資産の全部又は一部は、当かったものとされる部分の金額の計算について 三十七条第一項、新法第三十七条第一項又は震 資産にも該当する場合における旧効力措置法第 例法第十二条第一項の表の各号の下欄に掲げる 第三十七条第一項の表の各号の下欄又は震災特 項の表の第八号の下欄に掲げる資産が、新法 個人の取得をした旧効力措置法第三十七条第 5 4 3

8

三十七条の五第一項に規定する譲渡資産の譲渡 について適用し、個人が同日前に行った旧法第三十七条の五第一項に規定する譲渡資産の譲渡 附則第一条第十号に定める日以後に行う新法第 (特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所 新令第二十五条の四第二項の規定は、個人が .ついては、なお従前の例による。

第九条 新令第二十五条の十の二第十五項 (第1 き取得する同号に規定する上場株式等について 以後に同号に規定する株式付与信託契約に基づ 十四号に係る部分に限る。) の規定は、施行日 得計算等の特例に関する経過措置)

(特定口座異動届出書に関する経過措置)

同項の規定により届出書を提出する場合につい に係る部分に限る。) の規定は、施行日以後に 新令第二十五条の十の四第一項 (第二号

> 得等の非課税に関する経過措置等 (非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所

> > 等」とあるのは「租税特別措置法施行令等の一

第十一条 新令第二十五条の十三第二十三項 条第二十項の申請書に係る部分に限る。)の規 条第二十項の申請書について適用する。 定は、平成二十七年一月一日以後に提出する同 (同

を、施行日から平成二十六年十二月三十一日まの他の財務省令で定める事項を記載した申請書 うとする同項に規定する金融商品取引業者等の での間に、同項に規定する所轄税務署長に提出 定する提供事項を提供しようとする税務署長そ 営業所の長は、その名称及び所在地、 しなければならない。 改正法附則第六十一条第四項の承認を受けよ 同項に規 7

申請をした者に対し、 があった場合において、その申請につき承認を し、又は承認をしないこととしたときは、その するものとする。 前項の所轄税務署長は、同項の申請書の提出 その旨を書面により通知

等の営業所の長」という。) に提出することが 住者で、当該非課税口座に係る新法第三十七条 同日においてその承認があったものとみなす。 の間に旧令第二十五条の十三第二十項の申請書施行日から平成二十六年十二月三十一日まで の長(以下この条において「金融商品取引業者 第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所 に限り、当該非課税口座が開設されていた同項 から平成二十九年九月三十日までの間に、一回 座廃止通知書交付申請書」という。) を、同日 のは、その旨その他財務省令で定める事項を記 通知書」という。)の交付を受けようとするも 通知書(以下この条において「非課税口座廃止 の十四第五項第五号に規定する非課税口座廃止 十四第五項第一号に規定する非課税口座を廃止 日までにその申請につき承認をし、又は承認を 又は第二項の申請書の提出があった場合におい 載した申請書(以下この条において「非課税口 した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居 しないこととした旨の通知がなかったときは、 て、その申請書の提出の日から二月を経過する 平成二十七年一月一日前に旧法第三十七条の

6 金融商品取引業者等の営業所の長について準用 課税口座廃止通知書交付申請書の提出を受けた する。この場合において、同項中「非課税口座 廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者 新法第三十七条の十四第十九項の規定は、非

は」と読み替えるものとする。 定めるときに限り」とあるのは「営業所の長 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に 廃止通知書交付申請書」と、「営業所の長は、 税口座廃止届出書」とあるのは「、非課税口座 課税口座廃止通知書交付申請書」と、「、非課 該非課税口座廃止届出書」とあるのは「当該非 の提出を受けた金融商品取引業者等」と、「当 座廃止通知書交付申請書(以下この項において 五号)附則第十一条第五項に規定する非課税口 部を改正する政令(平成二十六年政令第百四十 「非課税口座廃止通知書交付申請書」という。)

署長に提供することができる。同項後段の規定 方法により、同項に規定する廃止届出事項を同 等の営業所の長は、前項において準用する同条 所轄税務署長の承認を受けた金融商品取引業者 は、この場合について準用する。 条第二十三項に規定する財務省令で定める税務 第十九項の規定にかかわらず、同項に規定する 新法第三十七条の十四第二十三項に規定する

施行令等の一部を改正する政令(平成二十六年項中「その他」とあるのは「、租税特別措置法 「第十九項」とあるのは「第十九項(租税特別三の六の規定の適用については、同条第四項中 業所の長が非課税口座廃止通知書交付申請書の する非課税口座廃止通知書交付申請書その他. 政令第百四十五号)附則第十一条第五項に規定 提出を受けた場合における新令第二十五条の十 とする。 において準用する場合を含む。)」と、同条第五 十六年政令第百四十五号)附則第十一条第六項 措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二 第五項の規定により金融商品取引業者等の営

定は、施行日以後に同項に規定する非課税口座第十二条 新令第二十五条の十三の二第一項の規 三の二第一項に規定する非課税口座異動届出書 異動届出書の同項に規定する提出をする場合に を提出した場合については、なお従前の例によ ついて適用し、施行日前に旧令第二十五条の十 (非課税口座異動届出書等に関する経過措置)

3

(出国届出書等に関する経過措置)

第十三条 平成二十七年一月一日前に提出した旧 税口座廃止届出書については、 令第二十五条の十三の四第一項に規定する非課 なお従前の例に

2 国をした場合については、なお従前の例によ 旧令第二十五条の十三の四第三項に規定する出 する出国をする場合について適用し、同日前に 平成二十七年一月一日以後に同条第一項に規定 新令第二十五条の十三の四第二項の規定は、

の特例に関する経過措置) (貸付信託の受益権等の譲渡による所得の課税

第十四条 新令第二十五条の十四の三の規定は、 益権等の譲渡について適用する。 三十七条の十五第一項に規定する貸付信託の受 個人が平成二十八年一月一日以後に行う新法第

る経過措置) (相続財産に係る譲渡所得の課税の特例に関す

第十五条 新令第二十五条の十六第二項の規定 始した相続又は遺贈による旧法第三十九条第一 資産の譲渡について適用し、個人が同日前に開 財産の取得をする場合における同項に規定する 力を生ずる贈与を含む。以下この条において同 る相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効 の例による。 項に規定する資産の譲渡については、 項に規定する財産の取得をした場合における同 じ。) による新法第三十九条第一項に規定する は、個人が平成二十七年一月一日以後に開始す なお従前

渡所得等の非課税に関する経過措置) (公益法人等に対して財産を寄附した場合の 譲

第十六条 新令第二十五条の十七第三項 よる譲渡について適用する。 第一項後段に規定する公益法人等が施行日以後 に行う同号に規定する株式交換又は株式移転に に係る部分に限る。)の規定は、 新法第四十条

例による。 る財産の贈与又は遺贈については、 日前にされた旧法第四十条第一項後段に規定す する財産の贈与又は遺贈について適用し、 日以後にされる新法第四十条第一項後段に規定 新令第二十五条の十七第五項の規定は、 なお従前 施行

新法第四十条第一項後段に規定する財産の贈与 部分に限る。) の規定は、 又は遺贈について適用する。 新令第二十五条の十七第六項(第五号に係る 施行日以後にされる

合について適用し、旧令第二十五条の十七第十 定する公益法人等が施行日以後に解散をする場 まで及び第三十項の規定は、同条第十五項に規 新令第二十五条の十七第十五項から第十七項

(公的年金等控除の最低控除額等の特例に関す した場合については、なお従前の例による。 五項に規定する公益法人等が施行日前に解散を

第十七条 新令第二十六条の二十七第一項の規定 従前の例による。 条の六に規定する公的年金等については、 第一条の規定による改正前の所得税法第二百三 いて適用し、同日前に支払を受けるべき改正法 号)第二百三条の六に規定する公的年金等につ る改正後の所得税法(昭和四十年法律第三十三 後に支払を受けるべき改正法第一条の規定によ 十二第二項の規定は、平成二十七年十月一日以 により読み替えて適用される所得税法施行令 (昭和四十年政令第九十六号)第三百十九条の 、なお

第十八条 新令第二十七条の三第四項(同条第一 行日以後に提出する同条第一項の申請書につい項の申請書に係る部分に限る。)の規定は、施 (支払調書等の提出の特例に関する経過措置)

した場合の法人税額の特別控除に関する経過措 (沖縄の特定地域において工業用機械等を取得

第十九条 改正法附則第八十条第二項の規定によ り旧法第四十二条の九第一項の表の第二号の第 計画の提出があった場合には、その提出があっ による同条第一項に規定する情報通信産業振興 新沖縄振興特別措置法第二十八条第五項の規定 施行日以後六月を経過する日(その日までに、 第一項第二号の規定にかかわらず、施行日から する政令で定める期間は、新令第二十七条の九 同条の規定を適用する場合における同項に規定 の表の第二号の第一欄に掲げる地区とみなして 一欄に掲げる地区を新法第四十二条の九第一項 た日の前日)までの期間とする。 3 2

2 日の前日)までの期間とする。 画の提出があった場合には、その提出があった 同条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計 振興特別措置法第四十一条第五項の規定による 以後六月を経過する日(その日までに、新沖縄 第四号の規定にかかわらず、施行日から施行日 令で定める期間は、新令第二十七条の九第一項 規定を適用する場合における同項に規定する政 第四号の第一欄に掲げる地区とみなして同条の 掲げる地区を新法第四十二条の九第一項の表の 第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄に 改正法附則第八十条第三項の規定により旧法

3 号)第二条第八号に規定する人格のない社団等は、法人(法人税法(昭和四十年注1951日 用機械等については、なお従前の例による。 製作若しくは建設をする新法第四十二条の九第 法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設を を含む。以下同じ。)が施行日以後に取得又は (法人の特定地域における工業用機械等の特別 した旧法第四十二条の九第一項に規定する工業 項に規定する工業用機械等について適用し、 新令第二十七条の九第二項及び第三項の規定

第二十条 改正法附則第八十四条第四項の規定に より旧法第四十五条第一項の表の第三号の第一 日の前日)までの期間とする。 画の提出があった場合には、その提出があった 同条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計 以後六月を経過する日(その日までに、新沖縄 令で定める期間は、新令第二十八条の九第一項 規定を適用する場合における同項に規定する政 欄に掲げる地区を新法第四十五条第一項の表の 振興特別措置法第四十一条第五項の規定による 第三号の規定にかかわらず、施行日から施行日 第三号の第一欄に掲げる地区とみなして同項の 償却に関する経過措置)

規定する工業用機械等については、なお従前の 作若しくは建設をした旧法第四十五条第一項に 新法第四十五条第一項に規定する工業用機械等 施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする 例による。 について適用し、法人が施行日前に取得又は製 新令第二十八条の九第二項の規定は、法人が

画期間が開始したもの(以下この項において 規定する産業投資促進計画で施行日前にその計 群島内の市町村の長が策定した同条第十三項に 七項の規定により同項の関係大臣が指定した地 業投資促進計画に係る旧令第二十八条の九第十 号に定める認定産業振興促進計画と、当該旧産 計画を当該市町村が作成した同条第十四項第三 項に規定する計画期間と、当該旧産業投資促進 特別措置法第十一条第一項に規定する産業振興 施行日から平成二十六年六月三十日(その日ま 区を新令第二十八条の九第十九項に規定する地 は、当該計画期間を新令第二十八条の九第十二 には、その認定を受けた日の前日)までの間 促進計画につき同条第八項の認定を受けた場合 でに、当該市町村が作成した奄美群島振興開発 「旧産業投資促進計画」という。)については、 旧令第二十八条の九第十六項に規定する奄美 2

4 それぞれみなして、同条第十二項(新法第四十 区と、当該指定した地区に係る旧産業投資促進 項及び第二十項の規定を適用する。 第十四項 (第三号に係る部分に限る。)、第十九 五条第二項の表の第三号に係る部分に限る。)、 る認定産業振興促進計画に記載された事業と、 計画に記載された事業を同条第二十項に規定す

過措置) (沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する経

第二十一条 改正法附則第八十六条第五項の規定 る。) の規定に基づく旧令第三十六条の規定は、 三十六号)による改正前の沖縄振興特別措置法 の一部を改正する政令(平成二十六年政令第百 令」とあるのは、「沖縄振興特別措置法施行令 条第二項第三号中「沖縄振興特別措置法施行 なおその効力を有する。この場合において、同 第六十条(第一項の表の第三号に係る部分に限 施行令」とする。 によりなおその効力を有するものとされる旧法

2

条の三十二第一項の規定の適用については、こ ある場合における新令第三十九条の十三の二第 号)附則第八十六条第五項の規定によりなおそ は、「第百十二条第十四項並びに所得税法等の れらの規定中「第百十二条第十四項」とあるの 改正法附則第八十六条第五項の規定の適用が 部を改正する法律(平成二十六年法律第十 項、第三十九条の三十一第四項及び第三十九

3

る部分に限る。)の規定に基づく旧令第二十八 る政令で定める区域に係る部分に限る。)に係 条(第二項の表の第二号(同号の上欄に規定す 条の五十六第七項」とする。 による改正前の租税特別措置法施行令第三十九の効力を有するものとされる同令第一条の規定 号)附則第三十一条第四項の規定によりなおそ 改正する政令(平成二十六年政令第百四十五 とあるのは「租税特別措置法施行令等の一部を 号)附則第百十五条第六項の規定によりなおそ 条の二十七第二項」とあるのは「所得税法等の する。この場合において、同項中「法第六十八 条の九第十一項から第十三項まで及び第十六項 おその効力を有するものとされる旧法第四十五 十七第二項」と、「第三十九条の五十六第七項」 の効力を有するものとされる同法第十条の規定 から第二十項までの規定は、なおその効力を有 による改正前の租税特別措置法第六十八条の二 改正法附則第八十四条第六項の規定によりな 部を改正する法律(平成二十六年法律第十

定法人の所得の特別控除)の規定を適用しない 前の租税特別措置法第六十条第一項(沖縄の する経過措置)の規定によりなおその効力を有第五項(沖縄の認定法人の所得の特別控除に関 律(平成二十六年法律第十号)附則第八十六条 らの規定中「規定を適用しないで」とあるの 政令第九十七号)第七十三条第二項及び第七十 ある場合における法人税法施行令(昭和四十 項」とする。 による改正前の租税特別措置法第六十条第一 の効力を有するものとされる同法第十条の規定 関する経過措置) 七条の二第二項の規定の適用については、これ で」とする。 するものとされる同法第十条の規定による改正 (使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例に 改正法附則第八十六条第五項の規定の適用 「規定及び所得税法等の一部を改正する法

第二十二条 外国法人の平成二十八年四月一日 する経過措置) 合には、当該金額を控除した金額」とする。 条第一項(使途秘匿金の支出がある場合の課税 とあるのは、「加算した金額とし、租税特別措 の特例)の規定により加算された金額がある場 置法(昭和三十二年法律第二十六号)第六十二 同項の表第一項第一号の項中「加算した金額」 則第三十三条第二項の規定の適用については、 に開始した事業年度において旧法第六十二条第 (法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関 一項の規定の適用がある場合における改正法附

第二十三条 る。 第六十五条の五第一項に規定する土地等の譲渡 について適用し、法人が施行日前に行った旧法 五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税 は、法人が施行日以後に行う新法第六十五条の に係る法人税については、 新令第三十九条の六第二項の規定 なお従前の例によ

保有合理化法人」という。)が新たに行う同条 保有合理化法人(以下この項において「旧農 盤強化促進法等の一部を改正する等の法律 項第一号に掲げる事業に限る。) のために、 二条第一項に規定する旧基盤強化法第四条第二 よりなお従前の例により同条に規定する旧農地 成二十五年法律第百二号)附則第三条の規定に に規定する旧農地保有合理化事業(同法附則第 人が旧農地保有合理化法人に対して行う新法第 農業の構造改革を推進するための農業経営基 伞 地

の七第一項の表の第八号に係る部分に限る。)の七第一項の表の第八号に係る部分に限る。)の規定に基づく旧令第三十九項及び第三十一項から第四十七項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中間、第二十四項、第二十一項まで、次の表の上欄に掲げる同条の第八号に係る部分に限る。)の七第一項の表の第八号に係る部分に限る。)	七から第六十五条の九まで(旧法第六十五条の効力を有するものとされる旧法第六十五条の別力を有するものとされる旧法第六十五条ついては、なお従前の例による。に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産に取得をしたこれらの号の下欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行日地でに法人が施行日以後にこれらの号の上欄が「項」は第二項の特別勘定又は期中特別勘算「項」は第二項の特別勘定又は期中特別勘算「項」を対します。	資産及びこれらの資産に係る旧法第六十五条の 第一項の特別勘定又は期中特別勘定について 第一項の表の第六号又は第十号の上欄に掲げる 資産の譲渡をした場合における施行日前に取得 をしたこれらの号の下欄に掲げる 資産の譲渡をした場合における施行目前に取得 をしたこれらの資産に係る旧法第六十五条の七	るのは「同条に規定する旧農地保有合理化事業るのは「同条に規定する旧農地保有合理化事業を明確の譲渡をして、施行日以後にこれらの号の下産の譲渡をして、施行日以後に新法第六十五条の七第一項の表の第六号又は第十号の上欄に掲げる資産の規定は、法人が施行日以後に新法第六十五条の七第一項の表の第六号又は第十号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、施行日以後に新法第六十五条の七第は、法人が施行日以後に新法第六十五条の七第は、法人が施行日以後に新法第六十五条の人第一項の表のは「同条に規定する旧農地保有合理化事業とする。	第三項第一号ロに掲げる農地売買等事業」とあれては、旧令第三十九条の六第二項の規定 T ついては、旧令第三十九条の六第二項の規定 T で、同項中「農業経営基盤強化促進法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積件(当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体(当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体(当該農地保有合理化法人又は農地利用集積である場合には、」とあるのは「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法第八条第一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第一百二号)附則第三条に規定する土地等の譲渡に T に して、
項		別措置法(以下この)のののでで、「旧効力連結措置法第六人条の方。)第六十八条の方。)第六十八条の十八年の一人項	大第九項前段 項前段 で前段 であれる同法第十年三十九条の旧効力連結措置法施行令第三十二年八第八項 法律(平成二十六年法律第十三七十八第八項 法律(平成二十六年法律第十十三七十八第八項 法律(平成二十六年法律第十十三十八条の所得税法等の一部を改正するが、	五項九条の百六第等の一部を改正する政令(平 九項前段 成二十六年政令第百四十五 月)附則第三十三条第一項の 規定によりなおその効力を有 明措置法施行令(以下この条 において「旧効力連結措置法 施行令」という。)第三十九 をの百六第九項前段 条の百六第九項前段 条の百六第九項前段
第二号 の 又は所得税法等の一部を改正す 第二号 の 又は所得税法等の一部を改正す のとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法 よる改正前の租税特別措置法 よる改正前の租税等十条の規定によりなおその対策 (以下「旧効力措置法」という。)	九第一項は 一大条文 若しくは 三十九条文 若しくは、同表の下欄に掲げる平成二十八年新令の規定中の表の上欄に掲げる平向は、同表の下欄に掲げる字句とする。	第一条の規定による改正後の租税特別措置 第一条の規定による改正後の租税特別措置と応行令等の一部合における租税特別措置法施行令等の一部正法附則第九十条第八項の規定の適用があ正法附則第九十条第八項の規定の適用があ換資産  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	十八条日別力車詰措置法第六十八条 第五項 の七十九第五項 第五項 の七十九第五項 第五項 の七十九第五項 十九第条の七十九第八項	十九第八条の七十九第五項 十八条旧効力連結措置法第六十八条 11分割連結措置法第六十八条 11分割連結措置法第六十八条 11分割連結措置法第六十八条 11分割連結措置法第六十八条 11分割連結措置法第六十八条 11分割連結措置法第六十八条 11分割連結措置法第六十八条 11分割連結措置法第六十八条
に	四 二 第 三 項 十	第百二十特 同表の中欄 同表の中欄 でいては、 る字句とす	の 又は旧効力措置法第六十五条の スは旧効力措置法第六十五条の スは旧効力措置法第六十五条の スは旧効力措置法第六十五条の スは旧効力措置法第六十五条の おして は	第三十九条又 若しくは の九第二項は の九第二項は の九第二項は

1   1   1   1   1   1   1   1   1   1
十第十一項若しくは   1
十第十一項若しくは   十第十一項若しくは   1
十一項若しくは 十一項若しくは 十一項若しくは第十一項 行定の資産の譲渡に伴い特別勘 行定の資産の譲渡に伴い特別勘 行定の資産の譲渡に伴い特別勘 行定の資産の資産の課税の特例) の課税の特例等)の規定 で(特定の資産の買換えの場 で(特定の資産の買換えの場 の課税の特例等)の規定

7 災特例法第十九条第一項若しくは第八項の規定 法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は震 置法第六十五条の七第一項若しくは第九項、新 げる資産にのみ該当するものとして、旧効力措 ち、その該当する号のいずれかの号の上欄に掲 又は震災特例法第十九条第一項の表の各号のう 第八号、新法第六十五条の七第一項の表の各号り、旧効力措置法第六十五条の七第一項の表の た資産の全部又は一部は、当該法人の選択によ入される金額の計算については、その譲渡をし 第一項若しくは第九項、新法第六十五条の七第 する場合における旧効力措置法第六十五条の七第一項の表の各号の上欄に掲げる資産にも該当 の上欄に掲げる資産が、新法第六十五条の七第 という。) 第六十五条の七第一項の表の第八号 る旧法(以下この条において「旧効力措置法 の規定によりなおその効力を有するものとされ 項若しくは第八項の規定により損金の額に算 項の表の各号の上欄又は震災特例法第十九条 項若しくは第九項又は震災特例法第十九条第 法人の譲渡をした改正法附則第九十条第八項

算について準用する。 項の規定により損金の額に算入される金額の計 第十九条第一項若しくは震災特例法第二十条第 法第二十条第七項において準用する震災特例法 用する新法第六十五条の七第九項又は震災特例 若しくは新法第六十五条の八第八項において準項において準用する新法第六十五条の七第一項 条の八第八項において準用する旧効力措置法第 定の金額の計算及び旧効力措置法第六十五条の 金額若しくは同条第二項に規定する期中特別勘 八項において準用する震災特例法第十九条第八 六十五条の七第九項、新法第六十五条の八第七 五条の七第一項若しくは旧効力措置法第六十五 八第七項において準用する旧効力措置法第六十 算又は震災特例法第二十条第一項の特別勘定の 同条第二項に規定する期中特別勘定の金額の計 に規定する期中特別勘定の金額の計算、新法第 ハ第一項の特別勘定の金額若しくは同条第二項 八十五条の八第一項の特別勘定の金額若しくは 二項の規定は、旧効力措置法第六十五条の

る経過措置) (国外関連者との取引に係る課税の特例に関す

第二十四条 新令第三十九条の十二第九項の規定 助例による。

例に関する経過措置) (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特

を適用する。

(情却又は法人税額の特別控除に関する経過措 十九条の二十二第二項第三号、第五号から第七 十九条の二十二第二項第三号、第五号から第七 よる。 よる。 はる。 はのの負担金については、なお従前の例に よる。 はの二十二第二項第三号、第五号から第七 第二十五条 法人が施行日前に支出した旧令第三

までの間における新令第三十九条の四十一第九第二十六条 施行日から平成二十六年九月三十日

(連結法人が沖縄の特定地域において工業用機の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」とあるのは「金額」と、こ十一項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、同法」とする。

第二十七条 改正法附則第百九条第二項の規定に第二十七条 改正法附則第百九条第二項の表の第二号の規定による同条第一欄に掲げる地区とみなして新法第六十八条の十三の規定を適用する場合における同条第一項に規定する政令で定める期間は、新令第三十九条の四十三第一項(新令第二十七条の九第一項第二号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、施行日から施行日以後六月を経過する日(その日までに、新沖縄振興特別措置法第二十八条第五項の規定による同条第一項に規定する情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日)あった場合には、その提出があった日の前日)あった場合には、その提出があった日の前日)までの期間とする。

2 改正法附則第百九条第三項の規定により旧法 2 改正法附則第百九条第三項の規定による同条第一項に規定する政令で定める期間は、新第四号の第一欄に規定する政令で定める期間は、新有第三十九条の出手でに、新沖縄振興特別措置にかかわらず、施行目から施行目以後六月を経の九第一項第四号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、施行目から施行目以後六月を経の九第一項第四号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、施行目から施行目以後六月を経過する日(その日までに、新沖縄振興特別措置にかかわらず、施行目から施行目以後六月を経過する日(その日までに、新沖縄振興特別措置にかかわらず、施行目から施行目以後六月以後六月とは、新加州による国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日)までの期間とする。

し、連結親法人又は当該連結親法人による連結三第一項に規定する工業用機械等について適用に製作若しくは建設をする新法第六十八条の十配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又計憲連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支

の地 別控除に関する経過措置)の十三第一家を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特と、(連結法人が国家戦略特別区域において機械等とす。は、なお従前の例による。は、なお従前の例による。大人税の十三第一項に規定する工業用機械等について入税の十三第一項に規定する工業用機械等について入税の十三第一項に規定する工業用機械等について入税の十三第一項に規定する工業用機械等にいる連結子法人が施行日前に取る地域の

第二十八条 施行日から平成二十六年九月三十日 までの間における新令第三十九条の四十四第十五項中「金額及び法第六十八条の十四第十五項中「金額及び法第六十八条の十四第十三項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額」とあるのは「金額」と、同条第六項中「金額及び法第六十八条の十四第十四項の規定により読み替えて適用される地方法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、法人税法第十五条第一項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額は、法人税法。

械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関

する経過措置

合の法人税額の特別控除に関する経過措置)合の法人税額の特別控除に関する経過措置)(連結法人の雇用者給与等支給額が増加した場

第二十九条 連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が改正法附則第百十二条第二項の規定の通用される新法第六十八条の十五の五第一項の規定の適用を受ける場合には、当該連結親法人又はその連結子法人に係る新令第三十九条の四十六第十八項の規定の適用については、当該連結親法人又はその連結子法人のうち次の各長に掲げる連結法人に該当するもの(以下この条において「特例連結法人に該当するもの(以下この条において「特例連結法人に該当するもの(以下この条において「特例連結法人に該当するもの(以下この条において「特例連結法人等」という。)に係る同項第一号に掲げる金額には当該各号に定める金額には各特例連結法人等の当該各号に定める金額には各特例連結法人等の当該各号に定める金額には各特例連結法人等の当該各号に定める金額の合計額を含むものとし、同項第二号に掲げる金額には各特例連結法人等の当該各号に定める金額の合計額を含むものとし、同項第二号に掲げる金額には各特例連結法人等の当該各号に定める金額の合計額を含むものとし、同項第二号に掲げる金額の付款。

の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経 (連結法人が生産性向上設備等を取得した場合 項に規定する経過雇用者給与等支給増加額 度について改正法附則第八十二条第二項の規 る特例連結事業年度の期間に相当する事業年 法人の改正法附則第百十二条第二項に規定す 象事業年度の期間を改正法附則第八十二条第 る当該特例連結法人の同項に規定する特例対 定により読み替えて適用する新法第四十二条 一項に規定する経過年度として当該特例連結 改正法附則第百十二条第四項に規定する特 十二の四の規定を適用した場合の同条第一 同項各号に掲げる事業年度であ

第三十条 金額」とあるのは、「金額」とする。 項各号列記以外の部分に規定する政令で定める み替えて適用される地方法人税法第十五条第一 第六十八条の十五の六第十六項の規定により読 の規定の適用については、同項中「金額及び法 での間における新令第三十九条の四十七第十項 (連結法人の特定地域における工業用機械等の 施行日から平成二十六年九月三十日ま

第三十一条 の提出があった日の前日)までの期間とする。 拠点産業集積計画の提出があった場合には、そ 項の規定による同条第一項に規定する国際物流 までに、新沖縄振興特別措置法第四十一条第五 行日から施行日以後六月を経過する日(その日 合における同項に規定する期間は、新令第二十 第六十八条の二十七第一項の規定を適用する場 特別償却に関する経過措置) 八条の九第一項第三号の規定にかかわらず、施 により旧法第四十五条第一項の表の第三号の第 欄に掲げる地区を新法第四十五条第一項の表 第三号の第一欄に掲げる地区とみなして新法 改正法附則第百十五条第四項の規定

いては、なお従前の例による。 条の二十七第一項に規定する工業用機械等につ 取得又は製作若しくは建設をした旧法第六十八 結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に 用し、連結親法人又は当該連結親法人による連 十七第一項に規定する工業用機械等について適 旧令第二十八条の九第十六項に規定する奄美

は製作若しくは建設をする新法第六十八条の二 配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又 結親法人又は当該連結親法人による連結完全支

新令第三十九条の五十六第一項の規定は、

連

3 群島内の市町村の長が策定した同条第十三項に

とする

を適用する。 みなして、同条第二項(新法第六十八条の二十 び第四項(第三号に係る部分に限る。)の規定 七第二項の表の第三号に係る部分に限る。)及 号に定める認定産業振興促進計画と、それぞれ 進計画を当該市町村が作成した同条第四項第三 促進計画につき同条第八項の認定を受けた場合 特別措置法第十一条第一項に規定する産業振興 施行日から平成二十六年六月三十日(その日ま 画期間が開始したもの(以下この項において 規定する産業投資促進計画で施行日前にその計 二項に規定する計画期間と、当該旧産業投資促 は、当該計画期間を新令第三十九条の五十六第 には、その認定を受けた日の前日)までの間 でに、当該市町村が作成した奄美群島振興開発 「旧産業投資促進計画」という。)については、

る政令(平成二十六年政令第百四十五号)附則のは「租税特別措置法施行令等の一部を改正す 条の二十七(第二項の表の第二号(旧法第四十 と、「第二十八条の九第十九項」とあるのは とあるのは「旧効力措置法第四十五条第二項 項」と、同条第八項中「法第四十五条第二項」 第二号中「第二十八条の九第十八項」とあるの 条の九第十三項」とあるのは「旧効力措置法施 条の九第十二項」と、同条第四項中「第二十八 前の租税特別措置法施行令(以下この条におい 条第三項中「第二十八条の九第十二項」とある 措置法」という。)第四十五条第二項」と、同 租税特別措置法(以下この条において「旧効力 ものとされる同法第十条の規定による改正前の 四条第六項の規定によりなおその効力を有する る法律(平成二十六年法律第十号)附則第八十 場合において、同条第二項中「法第四十五条第 項までの規定は、なおその効力を有する。この で定める区域に係る部分に限る。)に係る部分 五条第二項の表の第二号の上欄に規定する政令 おその効力を有するものとされる旧法第六十八 「旧効力措置法施行令第二十八条の九第十九 は 行令第二十八条の九第十三項」と、同条第六項 するものとされる同令第一条の規定による改正 第二十条第四項の規定によりなおその効力を有 二項」とあるのは「所得税法等の一部を改正す 十六第二項から第四項まで及び第六項から第八 に限る。)の規定に基づく旧令第三十九条の五 て「旧効力措置法施行令」という。) 第二十八 改正法附則第百十五条第六項の規定によりな 「旧効力措置法施行令第二十八条の九第十八 九 九 3

る経過措置) (沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関す

損

金額一項の表の第三号の中欄に掲

る地区内で行う同号の下欄に掲げ一項の表の第三号の中欄に掲げ

げる事業(以下この項において 「旧特定事業」という。)を含む。

2 第三十二条 改正法附則第百十七条第四項の規 条第十項第一号中「百分の四十」とあるの 第三十九条の九十の規定の適用については、 行日以後に終了する連結事業年度における新令 の適用を受ける同項に規定する旧認定法人の施 「百分の三十五」とする。 改正法附則第百十七条第五項の規定によりな は

人に該

する号の上欄に掲げる連結法人を含

結法連結法人(旧効力措置法第六十

以下この項において同じ。)に係

る特定事業軽減対象連結欠損

金

八条の六十三第一項の表の第三

の結

第六十八条の六十三第一項 六十三第一項又は旧効力措置法 む。) に該当する法第六十八条

あつては、租税特別措置法施

行

金

合令等の一部を改正する政令(平

成二十六年政令第百四十五号)

よりなおその効力を有するも 附則第三十二条第二項の規定

(同条第一項」とあるのは「軽減対象連結所得象連結所得金額の百分の四十に相当する金額 までの規定は、なおその効力を有する。この場第一項から第三項まで及び第五項から第十一項 条の六十三(第一項の表の第三号に係る部分に 項」とする。 別措置法施行令第三十九条の九十第六項の規定 される同令第一条の規定による改正後の租税特 第三十二条第三項の規定により読み替えて適用 る政令(平成二十六年政令第百四十五号)附則 金額(租税特別措置法施行令等の一部を改正す 三第一項の規定を」と、 等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 特別措置法施行令」と、 年政令第百三十六号)による改正前の沖縄振興 置法施行令の一部を改正する政令(平成二十六 別措置法施行令」とあるのは「沖縄振興特別措 合において、同条第二項第三号中「沖縄振興特 限る。)の規定に基づく旧令第三十九条の九十 おその効力を有するものとされる旧法第六十八 額。以下この項において同じ。)の百分の四 の適用がある場合には、同項第一号に定める金 を」とあるのは「並びに東日本大震災の被災者 に相当する金額(法第六十八条の六十三第 (平成二十三年法律第二十九号) 第二十六条の 同条第八項中「軽減対 同条第五項中「の規定

六項 とする。 + 条 第る特定律第十号)附則第百十七条第五の業に係改正する法律(平成二十六年法十年定事特定事業(所得税法等の一部を 連結欠措置法(以下「旧効力措置法」減対象有するものとされる同法第十条事業軽項の規定による改正前の租税特別 という。) 第六十八条の六十三

九九第 号 項 + 条 三 十第六 十第六十八条の六十三第一項又は 第六十三 の |八条の||旧効力措置法第六十八条の六十 頭の 三第 前項並びに同条第三項の 一項

条の九十第三項に規定する軽 置法施行令」という。)第三十 令(第一号において「旧効力措る改正前の租税特別措置法施行 る改正前の租税特別措置法施 とされる同令第一条の規定によ

対象連結所得金額)の合計

中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句 ある場合における新令の規定の適用について は、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の 改正法附則第百十七条第五項の規定の適用が 九 九 第 + 条 <u>第</u>九 の 第 所得の |る連結||効力措置法施行令第三十九条 規定す規定する連結所得の金額又は 条の効力措置法第六十八条の六十三十十二条の九第一項並びに旧 第 第 連結所得金額 九十第三項に規定する軽減対 項 象の

九九第 十条三のの十 第 を 0) 適用 規定並 の六十三 びに旧効力措置法第六十八条 一第 項の規定を適用

1	_
第二三     1年	九とき(第三十
二十六年政令第百四十五号) 三二十六年政令第百四十五号) 三二十六年政令第百四十五号) 一三十二年政府令(以下このとされる同令第一年 一三十五年のとされる同令第一年 一三十五年の出土五号) 一三十五年の出土五号) 一三十五年の出土五年の対力を有する 大年五年の対力単体措置法に以下このがカル単体措置法に以下このがカル単体措置法が、十五条の上第八項の規定する。 一項による改正前の租税特別措置法第六十五条の上第八項の規定はよる改正前の租税特別相置法第六十五条の上第八項の規定する。 一項に規定する。 一項に規定する。 一項に規定する。 一項に規定する。 一項に規定する。 一項に規定する。 一項に規定する。 一項に規定する。 一項に規定する。 一項に提定する。 一項に規定する。 一項に提定する。 一項に規定する。 一項に規定する。 一項にお第六十五条。 一項で規定する。 一項にお第六十五条。 一項で規定する。 一項にお第六十五条。 一項で規定する。 一項において 第二十六年法律第六十五条。 一項において 第二十六年法律第六十五条。 一項において 一項に規定する。 一項において 一項の規定 一項の規定 一項の規定 一項の規定 一項の規定 一項の規定 一項の規定 一項の規定 一項の規定 一項の規定 一項の規定 一項の規定 一項の規定 一項の規定 一方第二十五条。 一方第二十五十五条。 一方第二十五十五条。 一方第二十五十五条。 一方第二十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五	とき(租税特別措置法施行令
第六十五条旧効力単体措置法第六十五条 第六十五条旧効力単体措置法第六十五条 第六十五条の川効力単体措置法第六十五条 第六十五条の川効力単体措置法第六十五条 第六十五条の川効力単体措置法第六十五条 第六十五条の川効力単体措置法第六十五条 第六十五条の川効力単体措置法第六十五条 第六十五条の川効力単体措置法第六十五条 第六十五条の川効力単体措置法第六十五条 第六十五条の川効力単体措置法第六十五条 第二は 第二は 第二は 第二は 第二は 第二は 第二は 第二は	法第六十五条旧効力単体措置法第六十五条
第三十九条) 第三十九条) 第三十九条) 第二項第二は 第二項第二は 第二項第二は 第二項第二は 第二項第二は 第二項第二は 第二項第二は 第二項第二は 第二項第二は 第百五字句とする。 「連相する場合を含む 一で本門表の中欄に掲げる字句とは 一でよる改正前の租税によりなおそのの規定によりなおそので表の上欄に掲げる字句は、同法 一でよる改正前の租税によりなおそので表の人十まで(特定の資産の課税の特例に関する場合を含定。 「連結法人の資産の課税の特例に関する場合を含定。 第1五字句とする。 「連結法人の資産の課税の特例に関する場合を含定。 第1五字句とする。 「本十八条の七十九第一項(旧効力措置法 の改正する法律(平成一第十二項方とは を算益金算入)又は所得税法 による改正前の租税 による改正前の租税 による改正前の租税 による改正前の租税 による改正前の租税 による改正前の租税 による改正前の租税 による改正前の租税 による改正前の租税 を対象のも十九第十二項方とは 「本十八条の七十九第十一項方とは 特例)に規定する。 「本十八条の七十九第十一項方とでの資産の議 特例)に規定する。 「本十八条の七十九第十一項方とでの資産の議 特別勘定を設けた場 での資産の資産の議 を含さる。 「本十二項方とは 「本十二項方とは 「本十二項方とは 「本十二項方とは 「本十二項方とは 「本十二項方とは 「本十二項方とは 「本十二項方とは 「本)の表の七十九第十一 「本)の表の七十九第十一人条の 「本)の表のとされる同法第 「本)の表の七十九第十一人。 「本)の表の一十九第十一人。 「本)の表の一十九第十一人。 「本)の表の一十九第十一人。 「本)の表の一十九第十一人。 「本)の表の一十九第十一人。 「本)の表の一十九第十一人。 「本)の表の一十九第十一人。 「本)の表の一十九第十一人。 「本)の表の一十九第十一人。 「本)の表の一十九第十一人。 「本)の表の一十九第十一人。 「本)の表の一十九第十一人。 「本)の、一方、一方、一方、一方、一方、一方、一方、一方、一方、一方、一方、一方、一方、	第九項(旧効力措

の 岩号 五. 連結親法人又は当該連結親法人による連結完 第条の 規定 法 の例 |特例等) 又は旧効力措置法第六十 合の課税の特例等)の規定 八条の七十八から第六十八条の八 十まで(特定の資産の買換えの場 6

規定を適用する。 震災特例法第二十七条第一項若しくは第八項の 第六十八条の七十八第一項若しくは第九項又は 六十八条の七十八第一項若しくは第九項、新法 産にのみ該当するものとして、旧効力措置法第 の該当する号のいずれかの号の上欄に掲げる資 特例法第二十七条第一項の表の各号のうち、そ 第六十八条の七十八第一項の表の各号又は震災 第六十八条の七十八第一項の表の第八号、新法 はその連結子法人の選択により、旧効力措置法 算入される金額の計算については、その譲渡を 第一項若しくは第八項の規定により損金の額に 項若しくは第九項、新法第六十八条の七十八第 における旧効力措置法第六十八条の七十八第一 表の各号の上欄に掲げる資産にも該当する場合 各号の上欄又は震災特例法第二十七条第一項の 資産が、新法第六十八条の七十八第一項の表の 条の七十八第一項の表の第八号の上欄に掲げる の効力を有するものとされる旧法(以下この条 法附則第百二十二条第八項の規定によりなおそ 全支配関係にある連結子法人の譲渡をした改正 した資産の全部又は一部は、当該連結親法人又 項若しくは第九項又は震災特例法第二十七条 .おいて「旧効力措置法」という。) 第六十八

5 表の第八号、新法第六十八条の七十八第一項の 当該連結親法人又はその連結子法人の選択によ ては、その取得をした資産の全部又は一部は、 により損金の額に算入される金額の計算につい特例法第二十七条第一項若しくは第八項の規定 十八条の七十八第一項若しくは第九項又は震災 八条の七十八第一項若しくは第九項、新法第六 二十七条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産 十八第一項の表の各号の下欄又は震災特例法第 号の下欄に掲げる資産が、新法第六十八条の七 力措置法第六十八条の七十八第一項の表の第八 全支配関係にある連結子法人の取得をした旧効 にも該当する場合における旧効力措置法第六十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完 旧効力措置法第六十八条の七十八第一項の 2 施行日前に開始した連結事業年度分の法人税に 業年度分の法人税について適用し、連結法人の

項若しくは第八項の規定を適用する。 若しくは第九項又は震災特例法第二十七条第一 の下欄に掲げる資産にのみ該当するものとし の各号のうち、その該当する号のいずれかの号 表の各号又は震災特例法第二十七条第一項の表 しくは第九項、新法第六十八条の七十八第一項 旧効力措置法第六十八条の七十八第一項若

三項に規定する期中特別勘定の金額の計算、新 七十九第一項の特別勘定の金額若しくは同条第 金額の計算について準用する。 七条第八項の規定により損金の額に算入される 法第二十七条第一項若しくは震災特例法第二十 法第二十八条第八項において準用する震災特例 る新法第六十八条の七十八第九項又は震災特例 新法第六十八条の七十九第九項において準用す 用する新法第六十八条の七十八第一項若しくは 準用する旧効力措置法第六十八条の七十八第九 効力措置法第六十八条の七十九第九項において 力措置法第六十八条の七十八第一項若しくは旧 期中特別勘定の金額の計算及び旧効力措置法第 特別勘定の金額若しくは同条第三項に規定する 金額の計算又は震災特例法第二十八条第一項の 若しくは同条第三項に規定する期中特別勘定の 法第六十八条の七十九第一項の特別勘定の金額 (連結法人の国外関連者との取引に係る課税の 八条第九項において準用する震災特例法第二十 項、新法第六十八条の七十九第八項において準 六十八条の七十九第八項において準用する旧効 前二項の規定は、旧効力措置法第六十八条の

第三十四条 新令第三十九条の百十二第八項の規 定は、連結法人の施行日以後に開始する連結事 特例に関する経過措置)

第三十五条 新令第四十条の三第一号の三の規定 の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下こは、施行日以後に相続又は遺贈(贈与をした者 る相続税について適用し、施行日前に相続又は は、なお従前の例による。 遺贈により取得した財産に係る相続税について の条において同じ。) により取得する財産に係 (相続税及び贈与税の特例に関する経過措置) ついては、なお従前の例による。

三項第十二号の規定は、附則第一条第十三号に 定める日以後に相続又は遺贈により取得する財 産に係る相続税について適用し、 新令第四十条の三第四号及び第四十条の四第 同日前に相続

3

5 4 条の八の二第十三項」とあるのは「第四十条のあるのは「第八項」と、同項第二号中「第四十 該貸付特例適用農地等につき耕作の放棄があつ号の規定の適用については、同号中「場合(当 がある場合における同項第一号から第六号まで、改正法附則第百二十八条第八項の規定の適用 八の二第十四項」とする。 の間における新令第四十条の七の規定の適用に た場合を含む。)」とあるのは、「場合」とする。 く。) に対する新法第七十条の六第十二項第三 六十六条第八項の規定の適用を受けた者を除する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第 含む。)」とあるのは、「場合」とする。 に掲げる農業相続人(所得税法等の一部を改正 ついては、同条第十六項第一号中「第九項」と 施行日から平成二十六年十二月三十一日まで

6 経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法のは、「農業の構造改革を推進するための農業 らの規定中「農業経営基盤強化促進法」とある (第四号に係る部分に限る。)、第四十六項(第ととされる場合には、旧令第四十条の六第九項 理化事業の実施についてなお従前の例によるこ掲げる同法附則第三条に規定する旧農地保有合 規定する旧農地保有合理化法人が新たに同条に 律(平成二十五年法律第百二号)第一条の規定 おその効力を有する。この場合において、これ る部分に限る。)及び第五十四項の規定は、な 規定する旧農地保有合理化事業を行う場合又は 第三条の規定によりなお従前の例により同条に 盤強化促進法等の一部を改正する等の法律附則 に第四十条の七第八項、第五十項(第一号に係 同法附則第四条第一項の規定により同項各号に による改正前の農業経営基盤強化促進法」とす 一号に係る部分に限る。)及び第五十五項並び 農業の構造改革を推進するための農業経営基

7

又は遺贈により取得した財産に係る相続税につ

例適用農地等につき耕作の放棄があつた場合をの適用については、同号中「場合(当該貸付特 法律 (平成二十一年法律第十三号) 附則第六十 に掲げる受贈者(所得税法等の一部を改正する がある場合における同項第一号から第九号まで 改正法附則第百二十八条第四項の規定の適用 に対する新法第七十条の四第十項第三号の規定 六条第四項の規定の適用を受けた者を除く。)

りなおその効力を有するものとされる旧法第七 改正法附則第百二十八条第十二項の規定によ

(施行期日)

の規定は、なおその効力を有する。 条の六の二第一項及び第四十条の七の二第一項 係る部分に限る。)の規定に基づく旧令第四 る。) 及び第七十条の六の二第一項(第一号に 十条の四の二第一項(第一号に係る部分に限 +

六年十二月三十一日までの間における新令第四 二十項中「第十三項」とあるのは、「第十四項」 十条の八の二の規定の適用については、同条第 附則第一条第十四号に定める日から平成二十

は、なお従前の例による。 贈により取得した財産に係る相続税について る相続税について適用し、同日前に相続又は 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係 第二項の規定は、附則第一条第十四号に定める 四」とあるのは、「第七十条の二の三」とする。 六年十二月三十一日までの間における新令第四 十条の八の五の規定の適用については、同条第 新令第四十条の十第二項及び第四十条の十一 項中「第七十条の二の三及び第七十条の二の 附則第一条第十四号に定める日から平成二十

10

の十一の二の規定は、なおその効力を有する。 十条の十二第三項の規定に基づく旧令第四十条 りなおその効力を有するものとされる旧法第七 に関する経過措置) (非製品ガスに係る石油石炭税の還付の申 改正法附則第百二十八条第二十項の規定によ

第三十六条 施行日から平成二十八年三月三十一 する。 律第十六号)附則第四十三条第三項第一号」と 条の三の二第一号」とあるのは、「租税特別措 項の規定の適用については、同項中「法第九十 日までの間における新令第五十条の二の二第六 置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法

### 七九号) (平成二六年五月一四日政令第一 抄

第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行 する。 識別するための番号の利用等に関する法律附則 この政令は、行政手続における特定の個人を

### 二五号) 則 (平成二六年六月二五日政令第二 抄

附

この政令は、 附 則 (平成二六年七月二日政令第二四 公布の日から施行する。

1

(施行期日)

号 抄

律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十この政令は、中心市街地の活性化に関する法 六年七月三日)から施行する。

# (平成二六年七月二日政令第二四

する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正 日 (平成二十六年十二月一日) から施行す

### 八九号) 附 則 (平成二六年八月二〇日政令第二

(施行期日) この政令は、平成二十六年十月一日から施行

### 二号) 附 則 (平成二六年九月三日政令第二九

(施行期日)

法律施行令の一部を改正する政令(平成二十六 年政令第二百九十四号)の施行の日から施行す この政令は、投資信託及び投資法人に関する

### 適用区分)

する投資法人の同日前に終了した事業年度分の業年度分の法人税について適用し、同項に規定 法人税については、なお従前の例による。 資法人のこの政令の施行の日以後に終了する事 別措置法第六十七条の十五第一項に規定する投 三十二の三第八項及び第十項の規定は、租税特 改正後の租税特別措置法施行令第三十九条の

### 附則 四八号) (平成二七年三月三一日政令第一 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は Iから

定、同令第五十一条の二を同令第五十一条の条の三を同令第五十一条の四とする改正規 七項」に改める部分に限る。)、同令第五十一 定 (「第百十七条第六項」を「第百十七条第る。)、同令第四十条の八の二第五項の改正規を「第百十七条第七項」に改める部分に限 八第三項の改正規定(「第百十七条第六項」第一条中租税特別措置法施行令第四十条の 二とする改正規定及び同令第五十一条の次に 条を加える改正規定 平成二十七年五月

の八第十三項の改正規定、 第一条中租税特別措置法施行令第二十五条 同令第二十五条の

定する事業場等」を加える部分並びに同項

四第十五項第一号」を「第二十五条の十四 同項第一号の改正規定(「第二十五条の十

第九項第一号」に、「第二十五条の十四第

十五項第二号」を「第二十五条の十四第九

二号の改正規定、同項第三号の改正規定 項第二号」に改める部分を除く。)、同項第

(「第二十五条の十四第十五項第三号」を

同令第二十六条の三十二とし、同条の次に一限る。)、同令第二十七条の改正規定、同条をの三第一項、第百五十五条」に改める部分に 条を加える改正規定、同令第四十条の八の四 及び第二十一条の規定 平成二十七年七月 項の改正規定並びに附則第十六条、第二十条 の改正規定及び同令第四十条の八の七第十六 を「第百五十三条の二第一項、第百五十三条 の二十六第九項の改正規定(「第百五十五条」 条」に改める部分に限る。)、同令第二十六条 項、第百五十三条の三第一項、第百五十五 (「第百五十五条」を「第百五十三条の二第一 第二十六条の二十三第五項の表の改正規定 同令第二十五条の十二の二の改正規定、同令 十三条の三第一項」を加える部分に限る。)、 の下に「、第百五十三条の二第一項、第百五 十一の二第十八項の改正規定(「及び第二項」 の五第二項の改正規定、同令第二十五条の

三 第一条中租税特別措置法施行令第四十六条 の四第二項の改正規定 平成二十七年十月

章第一節中第五条の二の二の次に一条を加第九項の表に係る部分を除く。)、同令第二 次に掲げる規定 平成二十八年一月一日 四十二条の四第十二項第五号」を「第四十 四条の二の改正規定(同条第一項第一号に の所得税法第百六十一条第一項第一号に規 下に「及び当該個人が非居住者である場合 を「、当該個人」に改め、「ある法人」の 六の七」に、「同条第十二号の七の三」を 第十二号の七の二」を「第二条第十二号の 第六項第四号」に改める部分及び「第二条 の九第十二項第六号」を「第六十八条の九 号の七」に改める部分、同項第七号中「第 十二項第三号中「第二条第十二号の七の える改正規定、同令第五条の三の改正規定 係る部分、同条第二項に係る部分及び同条 の二の三」に改める部分に限る。)、同令第 改正規定(「第五条の二の二」を「第五条 二」を「第二条第十二号の六の七」に、 「同条第十二号の七」に、「及び当該個人」 二条の四第六項第四号」に、「第六十八条 (同条第十一項第二号に係る部分、同条第 「同条第十二号の七の三」を「同条第十二 第一条中租税特別措置法施行令の目次の

> 部分を除く。)、同令第五条の五(見出しを 項、第十条の五第九項」に改める部分を除 「第十条の五第五項」を「第十条の四第七 同令第五条の七の改正規定(同条第三項中 条を同令第五条の六の四とする改正規定、 規定、同令第五条の六の五の改正規定、同 定、同条を同令第五条の六の三とする改正 る改正規定、同令第五条の六の四の改正規 を除く。)、同条を同令第五条の六の二とす 一項に係る部分及び同条第八項を削る部分 出しの改正規定、同条の改正規定(同条第 を削る改正規定、同令第五条の六の三の見 含む。)の改正規定、同令第五条の六の二 及び「同号イ」の下に「又はロ」を加える び同条第十一項中「同条第一項第一号イ」 二項に係る部分、同条第三項に係る部分及 三の二を削る改正規定、同令第五条の四 第八号に係る部分を除く。)、同令第五条の

定(同条第十一項に係る部分を除く。)、同項の改正規定、同令第十九条の四の改正規 第一項及び第二項第三号から第五号までの 及び第二百三十二条の項の項の改正規定、 びに第百六十条第四項第二号イ(2)の項五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ並項、第百二十七条第一項及び第二項、第百 第一項及び第二項第三号から第五号までの十一第六項の表第十五項の表第百二十三条 の二第一項の改正規定、同令第二十五条の五条の九の改正規定、同令第二十五条の九 第十二項第四号の改正規定、同条第二十三 条の五の見出しの改正規定、同令第十九条 令第六条の六とする改正規定、同令第十八第一項」に改める部分に限る。)、同条を同 部分に限る。)、同条第二項の改正規定 の八第一項の改正規定(「第十三条の三第令第六条の七を削る改正規定、同令第六条 の六を同令第六条の五とする改正規定、同く。)、同令第六条の五を削り、同令第六条 及び第二百三十二条の項の項の改正規定 びに第百六十条第四項第二号イ(2)の項五十五条、第百五十九条第四項第二号ロ並 項、第百二十七条第一項及び第二項、第百 同条第七項の表第十五項の表第百二十三条 令第二十条第三項の改正規定、同令第二十 「第十三条の三第一項」を「第十三条の二 一項」を「第十三条の二第一項」に改める

> 三十七条の十四の二第五項第三号」を「第に限る。)、同条第十二項の改正規定 (「第 改める部分及び「第三十七条の十四の二第項」を「第三十七条の十四の三第一項」に の改正規定(「第三十七条の十四の二第一 定、同条第十一項の改正規定(「第三十七第七項の改正規定、同条第八項の改正規 五項第二号」を「第三十七条の十四の三第項の改正規定(「第三十七条の十四の二第 規定、同条第十八項の改正規定(「及び 同令第二十五条の十一の二第十七項の改 第十五項各号列記以外の部分の改正規定、 五項第三号」に改める部分に限る。)、同条 五項第三号」を「第三十七条の十四の三第 項」に改める部分を除く。)、同条第十四 る部分に限る。)、同条第十三項の改正規定 三十七条の十四の三第五項第三号」に改め 条の十四の三第五項第一号」に改める部分 条の十四の二第五項第一号」を「第三十 五項第二号」に改める部分に限る。)、同条 第四項」に改める部分に限る。)、同条第六 四の二第四項」を「第三十七条の十四の三 条の十三の四第一項の改正規定、同令第二 の二第三項の改正規定、同令第二十五条の 第九項の改正規定、同令第二十五条の十三 九項第一号」に改める部分に限る。)、同条 第二十二項の改正規定、同令第二十五条の 第二項の項に係る部分及び同表第二百六十 外の部分、同表第二百六十二条第一項及び 二項」の下に「、第百五十三条の二第一 (「第百六十五条」を「第百六十五条第一 十四第二項の改正規定(「第三十七条の 十五条の十三の七の改正規定、同条の次に 十三の三第一項の改正規定、同令第二十五 十三第五項の改正規定(「第九項」を「第 二条第三項の項に係る部分に限る。)、同条 定、同条第二十項の改正規定(同項の表以 分を除く。)、同条第十九項第二号の改正規 項、第百五十三条の三第一項」を加える部 一条を加える改正規定、同令第二十五条の Ł +

十八の三第九項の改正規定、同令第二十七七第一項の改正規定、同令第二十六条の二 める部分を除く。)、同条第十項第二号の改五十三条の三第一項、第百五十五条」に改 条の二十六第九項の改正規定(「第百五十 条」に改める部分を除く。)、同令第二十六項、第百五十三条の三第一項、第百五十五 規定、同条第六項の改正規定、同令第二十に改める部分に限る。)、同条第五項の改正 四の四第二項」に改める部分に限る。)、同条の十四の三第二項」を「第三十七条の十 条の十四の四第一項」に改める部分に限 改正する政令(平成二十三年政令第三百八 第四項まで、第六項から第八項まで及び第 第十五条、第十七条、第十八条第二項から 項」を「第十条第二項」に、「中小企業者 四第八項第七号の改正規定(「第十条第四 条の三の二の改正規定、同令第二十七条の 係る部分に限る。)、同令第二十六条の二十 表第二百六十二条第二項及び第三項の項に 正規定、同条第十一項の表の改正規定(同 五条」を「第百五十三条の二第一項、第百 百五十五条」を「第百五十三条の二第一 六条の二十三第五項の表の改正規定(「第 六条の十七第一項の改正規定、同令第二十 二項」を「第三十七条の十四の四第二項」 改める部分及び「第三十七条の十四の三第 項」を「第三十七条の十四の四第一項」に の改正規定(「第三十七条の十四の三第一 三項」に改める部分に限る。)、同条第四項 の三第三項」を「第三十七条の十四の四第 条第三項の改正規定(「第三十七条の十四 る。)、同条第二項の改正規定(「第三十七 条の十四第九項第六号」に改める部分を除 十項、第二十二条並びに第二十五条の規定 に限る。)及び同令第四十条の二第二項第 で法」を「中小事業者で法」に改める部分 三十七条の十四の三第一項」を「第三十七 十五条の十四の二第一項の改正規定(「第 く。)、同条第十六項の改正規定、同令第二 限る。)、同項第六号の改正規定 (「第二十 る部分を除く。)、同項第五号の改正規定 十三号)附則第五条の改正規定 五条の十四第十五項第六号」を「第二十五 第三条中租税特別措置法施行令の 二号の改正規定並びに附則第八条第二項、 〔「第三十七条の十四の二第六項」を「第三 |-七条の十四の三第六項」に改める部分に 第二十五条の十四第九項第三号」に改め

五. 項及び第二項第三号から第五号までの項、第条第六項の表第十五項の表第百二十三条第一 る部分及び同条第九項の表に係る部分に限条第一項第一号に係る部分、同条第二項に係 規定、同令第二十五条の十一の改正規定(同 規定、同令第二十五条の十の五第一項の改正 める部分に限る。)、同令第二章 (第十九条の 条の二十五―第二十五条の三十一)/」に改 外国法人に係る所得の課税の特例(第二十五 条の十九―第二十五条の二十四) /第八節の 項の項に係る部分を除く。)、同令第二十五条 項第二号イ(2)の項及び第二百三十二条の 十九条第四項第二号ロ並びに第百六十条第四 条第一項及び第二項、第百五十五条、第百五 二項第三号から第五号までの項、第百二十七 の表第十五項の表第百二十三条第一項及び第 三十二条の項の項に係る部分及び同条第七項 六十条第四項第二号イ(2)の項及び第二百 条、第百五十九条第四項第二号ロ並びに第百 百二十七条第一項及び第二項、第百五十五 の改正規定、同令第二十条第四項の表の改正 の三の改正規定、同令第十九条の四第十一項 条第二十四項の表の改正規定、同令第十九条 正規定、同令第五条の改正規定、同令第十九 る。)、同令第四条の六の二第一項第二号の改 の改正規定、同令第四条の二の改正規定(同 の二の改正規定、同令第三条の二の三第一項 同令第三条の二の改正規定、同令第三条の二 に改める改正規定、同令第三条の改正規定、 居住者」を「恒久的施設を有する非居住者」 を除く。)中「国内に恒久的施設を有する非 十五条の十の五第二項及び第二十五条の十四 三第二十三項、第十九条の四第十一項、第二 の十九―第二十五条の二十四) /第八節の 会社等に係る所得の課税の特例(第二十五条 八の四) / 第八節の五 居住者の特定外国子 等(第二十五条の十八の三・第二十五条の十 「/第八節の四 条の二十五―第二十五条の三十一)/」を 外国法人に係る所得の課税の特例(第二十五 子会社等に係る所得の課税の特例(第二十五 二百六十二条第一項及び第二項の項に係る部 第一条中租税特別措置法施行令の目次の改 十一の二第二十項の表の改正規定(同表第 規定(「/第八節の四 特殊関係株主等である居住者に係る特定 特殊関係株主等である居住者に係る特定 内部取引に係る課税の特例 居住者の特定外国

第一号の改正規定(「第二十五条の十四第十を同条第八項とする改正規定、同条第十五項第五項第三号」に改める部分を除く。)、同項二第五項第三号」を「第三十七条の十四の三 改正規定(「第百六十五条」を「第百六十五正規定、同令第二十五条の十四の二第一項の 号」に改める部分に限る。)、同項第六号の改第五号」を「第二十五条の十四第九項第五 第十三項の改正規定(「第百六十五条」を。)、同項を同条第六項とする改正規定、同条 定、同条第七項を同条第三項とする改正規を除く。)、同項を同条第二項とする改正規 正規定、同条第十六項を同条第十項とする改 る部分に限る。)、同項を同条第九項とする改 を「第二十五条の十四第九項第六号」に改め 正規定(「第二十五条の十四第十五項第六号」 号の改正規定(「第二十五条の十四第十五項 五項第一号」を「第二十五条の十四第九項第 項」に改める部分及び「第三十七条の十四の 第十四項の改正規定(「第三十七条の十四 。)、同項を同条第七項とする改正規定、同条「第百六十五条第一項」に改める部分に限る 条第十二項の改正規定(「第百六十五条」を る。)、同項を同条第五項とする改正規定、 を「第百六十五条第一項」に改める部分に限 第一項とし、同条第三項から第五項までを削 を削る改正規定、同条第二項の改正規定 改める部分に限る。)、同項第三号の改正規定 号」を「第二十五条の十四第九項第二号」に 一号」に、「第二十五条の十四第十五項第二 二第一項」を「第三十七条の十四の三第 同条第十一項の改正規定(「第百六十五条」 定、同条第九項及び第十項を削る改正規定、 七条の十四の三第五項第二号」に改める部分 十七条の十四の二第五項第二号」を「第三十 る改正規定、同条第六項の改正規定(「第三 く。)、同項各号を削る改正規定、同項を同条 七条の十四の三第四項」に改める部分を除 部分を除く。)、同令第二十五条の十四第一項 条第一項」に改める部分に限る。)、同条第二 に限る。)、同項第四号の改正規定、同項第五 二十五条の十四第九項第三号」に改める部分 (「第二十五条の十四第十五項第三号」を「第 「第百六十五条第一項」に改める部分に限る 「第三十七条の十四の二第四項」を「第三十 分及び同表第二百六十二条第三項の項に係る 同条第八項を同条第四項とする改正規 同

定、同令第二十六条の十七第五項の改正規改正規定、同令第二十六条の十六の改正規 条の十二第六項」の下に「、第四十二条の十 十六条の三十一(見出しを含む。)の改正規十六条の三十第十六項の改正規定、同令第二 第二十六条の二十三第六項の表の改正規定、 定、同章第八節の四を同章第八節の五とし、 十五条の十九第二項第二号ロの改正規定、同 を同章第八節の六とする改正規定、同令第二 項」に改める部分を除く。)、同令第二十五条 第三項の改正規定(「第百六十五条」を「第 項の改正規定(「第百六十五条」を「第百六 四十二条の十第十一項」に改め、「第四十二 項」に、「第四十二条の十第十二項」を「第 る場合を含む。)」を「第四十二条の四第十 四の二第五項の規定により読み替えて適用す 同令第二十七条の十三第二項の改正規定( に規定する本店等」を加える部分に限る。)、 である場合の同法第百三十八条第一項第一号 る他の者」の下に「及び当該法人が外国法人 び当該法人」を「、当該法人」に改め、「あ二十七条の四第八項第七号の改正規定(「及 定、同令第二十七条の二の改正規定、同令第 の六の次に一条を加える改正規定、同令第二 める部分を除く。)、同令第二十六条の二十八 を「第二百六十二条第三項及び第四項」に改 規定(「第二百六十二条第二項及び第三項」 同令第二十六条の二十六第十一項の表の改正 定、同令第二十六条の二十の改正規定、同令 の改正規定、同令第二十六条の十九の改正規 定、同令第二十六条の十八(見出しを含む。) 定、同令第二十六条の九第六項及び第七項の 同章第八節の三の次に一節を加える改正規 令第二十五条の二十一第三項第二号の改正規 の二十七第二項の改正規定、同章第八節の 三第二項」を「第三十七条の十四の四第二 項」に改める部分及び「第三十七条の十四 の三第一項」を「第三十七条の十四の四第一 同条第四項の改正規定(「第三十七条の十四 百六十五条第一項」に改める部分に限る。)、 「第四十二条の四第十七項(法第四十二条の 十五条第一項」に改める部分に限る。)、同条 同令第二十五条の二十四第二項の改正規 五.

の二第七項、」を削り、「にかかわらず」を

二の二第十項」を加え、「第四十二条の十二

「並びに平成二十四年旧効力措置法第四十二

条の十第十項の規定にかかわらず」に改める

規定、同令第三十九条の二十の七第三項の改部分を除く。)、同令第三十九条の十五の改正 項の規定 平成二十八年四月一日 まで、第三十五条第二項及び第四十四条第1 条、第二十六条、第二十九条から第三十一条 七第三項の改正規定並びに附則第五条、第六 の改正規定並びに同令第三十九条の百二十の 三の三の改正規定、同令第三十九条の百十五 含む。)の改正規定、同令第三十九条の三十 定、同令第三十九条の三十三の二(見出しを 正規定、同令第三十九条の三十三の改正規

正規定、同令第二条の四の改正規定、同令第3第一条中租税特別措置法施行令第二条の改 七号の改正規定(「及び当該個人」を「、当第十一項第二号の改正規定、同条第十二項第 二条の六第一項第一号の改正規定、同令第二 五年法律第二十八号)附則第三号に掲げる規 う関係法律の整備等に関する法律(平成二十 ための番号の利用等に関する法律の施行に伴 定並びに附則第三条、第四条、第十九条、第び同令第四十条の四の三第二十六項の改正規 名及び個人番号」に改める部分に限る。)及 定、同条第四項の改正規定(「氏名」を「氏同令第二十五条の十三の二第一項の改正規 各号の改正規定、同条第十九項の改正規定、 条の十三第十四項の改正規定、同条第十六項 の四第一項第一号の改正規定、同令第二十五 条の十の三の改正規定、同令第二十五条の十 条の三十六第十項の改正規定、同令第二十五 第三項の改正規定及び同令第二十五条第二十 第二十一条の改正規定、同令第二十三条の二 分及び同条第四項に係る部分を除く。)、同令 令第二十条の改正規定(同条第三項に係る部 一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同等」を加える部分に限る。)、同令第十九条第百六十一条第一項第一号に規定する事業場 当該個人が非居住者である場合の所得税法第 該個人」に改め、「ある法人」の下に「及び 二十三条第一項及び第四十六条第二項の規 項の改正規定 平成二十九年一月一日 第一条中租税特別措置法施行令第五条の三 行政手続における特定の個人を識別する

融商品取引法等の一部を改正する法律(平成 第六項の改正規定及び附則第七条の規定 一十六年法律第四十四号)の施行の日 第一条中租税特別措置法施行令第三条の三

九 する法律(平成二十七年法律第四十九号)の 次に掲げる規定 地域再生法の一部を改正

規定、同条第三十一項の改正規定、同条第 三十二項の改正規定及び同条第三十三項の 規定(「第六十八条の十五の二第六項」を 四十五の次に一条を加える改正規定、同令 改正規定、同条第二十項の改正規定、同条 四十二条の十二の二第十項」を加える部分 同令第二十七条の十三第二項の改正規定 条の十二の二とする改正規定、同令第二十 条の十二の改正規定、同条を同令第二十七 の改正規定(「第十条の五第五項」を「第 条の六の改正規定、同令第五条の七第三項 五の次に一条を加える改正規定、 及び第十一条の規定 改正規定並びに附則第八条第一項、第十条 十五項の改正規定、同条第二十六項の改正 正規定、同条第十四項の改正規定、同条第 る。)、同令第三十九条の百六第十三項の改 条の十五の三第十項」に改める部分に限 を加える部分に限る。)、同条第二項の改正 を同項第八号とし、同項第六号の次に一号 イに係る部分、同号ロに係る部分及び同号 五の三第十項」に改める部分、同項第七号 十八条の十五の二第七項、第六十八条の十 第三十九条の四十八第三項の改正規定( 五の三とする改正規定、同令第三十九条の の改正規定、同条を同令第三十九条の四十 の改正規定、 条第三十八項の改正規定、同条第三十九項 改正規定、同条第三十七項の改正規定、同 第二十一項の改正規定、同条第三十二項の に限る。)、同令第三十九条の七第十九項の (「第四十二条の十二第六項」の下に「、第 七条の十一の次に一条を加える改正規定、 第二十五条の二の改正規定、同令第二十七 の改正規定、同条第五項の改正規定、同令 める部分に限る。)、同令第二十五条第四項 十条の四第七項、第十条の五第九項」に改 「第六十八条の十五の二第七項、第六十八 「第六十八条の十五の二第六項」を「第六 第一条中租税特別措置法施行令第五条の 同令第三十九条の四十五の二 同令第五

号) 附則第四条の改正規定及び同令附則第 改正する政令(平成二十四年政令第百五 第四条中租税特別措置法施行令の一部を

> く。)、同項を同条第五項とする改正規定、同四条の二第二項第三号」に改める部分を除 る法律(平成二十七年法律第二十二号)の施 十三条第六項、第三十二条第六項及び第四十 九条の六十四第八項の改正規定並びに附則第 を同条第七項とする改正規定及び同令第三十 項を同条第六項とする改正規定、同条第十項 規定(「第四十七条の二第三項第四号」を 五第六項を削る改正規定、同条第七項の改正 条第七項とする改正規定、同令第二十九条の 条第九項を同条第六項とし、同条第十項を同 定(「第十四条の二第二項第四号」を「第十 第七項を削る改正規定、同条第八項の改正規 行の日 定、同条第八項を同条第五項とし、同条第九 分を除く。)、同項を同条第四項とする改正規 「第四十七条の二第三項第三号」に改める部 一条第六項の規定 水防法等の一部を改正す 第一条中租税特別措置法施行令第七条の二

条の二十八の三第八項の改正規定 国家戦略-一 第一条中租税特別措置法施行令第二十六 の 日 号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行 改正する法律(平成二十七年法律第五十六 特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を

十三 第一条中租税特別措置法施行令第三十三 十二 第一条中租税特別措置法施行令第三十二 法律第四十七号)附則第一条第八号に掲げる等の一部を改正する等の法律(平成二十七年 第三十九条の八十一の改正規定 電気事業法 条の五の次に一条を加える改正規定及び同令 規定の施行の日

施行の日 する法律(平成二十六年法律第七十二号)の十二の改正規定 電気事業法等の一部を改正 条第五項の改正規定及び同令第三十九条の八

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の 十七年分以後の所得税について適用し、平成二下「新令」という。)第二章の規定は、平成二 規定による改正後の租税特別措置法施行令(以 例による。 十六年分以前の所得税については、なお従前の

|第三条 新令第二条 (第五号及び第七号に係る部 分に限る。) の規定は、附則第一条第七号に定 める日以後に行う新令第二条第五号に規定する (特定株式投資信託の要件に関する経過措置)

前の例による。 施行令(以下「旧令」という。)第二条第五号 た第一条の規定による改正前の租税特別措置 受託者への登録について適用し、同日前に行っ に規定する受託者への登録については、なお従

措置法施行令第二条の規定を適用する。 当該終了日以後である同条に規定する配当等に 提示し、又は租税特別措置法第三十七条の十一 者に、その者の同法第二条第七項に規定する個 された日から一月を経過する日。以下この項に を識別するための番号の利用等に関する法律 規定する計算期間の終了する日(同日において 第五号に規定する受託者への氏名又は名称及び 同法第三条の二に規定する支払の確定した日が 者が終了日までに当該登録を行わないときは、 ればならない。この場合において、当該旧登録 信して個人番号又は法人番号の登録を行わなけ おいて「終了日」という。)までに、当該受託 同日以後に個人番号又は法人番号が初めて通知 い者にあっては、行政手続における特定の個人 の項において「法人番号」という。)を有しな いう。)及び同号に規定する法人番号(以下こ 個人番号(以下この条において「個人番号」と 租税特別措置法施行令第二条第五号に規定する 住所の登録を行った者(以下この条において の三第四項に規定する署名用電子証明書等を送 人番号カードその他の財務省令で定める書類を (平成二十五年法律第二十七号) の規定により した日以後最初に到来する旧令第二条第七号に ついては、前項の規定にかかわらず、租税特別 「旧登録者」という。)は、同日から六年を経過 附則第一条第七号に定める日前に旧令第二条

3 律第六十六号)第七十四条の十三の四第二項の。)の個人番号を国税通則法(昭和三十七年法 規定による同項に規定する番号等の提供を受け 規定による個人番号の登録を行っていない者 行われたものとみなす。 該受託者に前項の規定による個人番号の登録 (以下この項において「番号未登録者」という て確認した場合には、当該番号未登録者から当 前項に規定する受託者が、旧登録者で同項

(特定寄附信託の利子所得の非課税に関する経 過措置)

第四条 新令第二条の三十六第十項の規定は、 則第一条第七号に定める日以後に提出する同項R**四条** 新令第二条の三十六第十項の規定は、附 用し、同日前に提出した旧令第二条の三十六第 に規定する特定寄附信託異動申告書について適

(辰替国責等の別子の課弟の時列等こ関する径ては、なお従前の例による。 十項に規定する特定寄附信託異動申告書につい

過措置) (振替国債等の利子の課税の特例等に関する経

2 平成二十六年改正法附則第四十五条第六項の 2 平成二十六年旧租税特別措置法第五条の三第三 平成二十六年旧租税特別措置法第五条の三第三 は、なおその効力を有するものとされる 2 平成二十六年改正法附則第四十五条第六項の

過措置) (民間国外債等の利子の課税の特例に関する経

の規定は、なおその効力を有する。 項の規定に基づく旧令第三条の二の二第十六項 項の規定に基づく旧令第三条の二の二第十六項 項の規定によりなおその効力を有するものとさ 第大条 平成二十六年改正法附則第四十六条第三

第15k 所含等三条の三等で真り見三は、斤寿兒 徴収の不適用に関する経過措置) 後収の不適用に関する経過措置)

21.56。 新令第三条の三第六項の規定は、所得税 大条 新令第三条の三第六項の規定は、所得税 新力等について適用し、改正法第八条の規定に 利子等について適用し、改正法第八条の規定に 利子等について適用し、改正法第八条の規定に 利子等について適用し、改正法第八条の規定に 利子等について適用し、改正法第八条の規定に がう。)第八条第二項に規定する金融商 法」という。)第八条第二項に規定する金融商 定による改正後の租税特別措置法(以下「新 定による改正後の租税特別措置法(以下「新 定による改正後の租税特別措置法(以下「新 定による改正後の租税特別措置法(以下「新 定による改正後の租税特別措置法(以下「新 をによる改正後の租税特別措置法(以下「新 をによる改正がの規定は、所得税

等に関する経過措置) (試験研究を行った場合の所得税額の特別控除

(以下この項並びに附則第十二条及び第十三条く。)による改正後の租税特別措置法施行令の規定(附則第一条第四号イに掲げる規定を除の規定(附則第一条第四号イに掲げる規定を除事八条 附則第一条第九号に定める日から平成二

第四項において「平成二十七年新租税特別措置 第四項において「平成二十七年新租税特別措置 法施行令」という。)第五条の三第三項、第五条の 四第八項、第五条の六の三第五項、第五条の六の二 第六項、第五条の六の三第五項、第五条の六の二 第六項、第五条の六の三第五項、第五条の六の二 第一項」とあるのは「第十条の四第三項、第五条の 第一項」とあるのは「第十条の四第三項、第十条の四第三項、第十条の五の二第三項」とす

とする。 とあるのは、「第九十五条」の適用については、同項中「第九十五条及び第百六十五条の六」とあるのは、「第九十五条及び第までの間における新令第五条の三第七項の規定とする。

する経過措置) た場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得し

関する経過措置) した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に(地方活力向上地域において特定建物等を取得

第十条 改正法附則第六十条の規定により読み替第十条 改正法附則第六十条の規定により読み替第十条の五の三第三項、第十条の五の三第二項を除く。)による改正後の租税特別措置法規定を除く。)による改正後の租税特別措置法第二項及び第四項、第十条の三第二項から第三項及び第四項、第十条の三第五項から第三項及び第四項、第十条の三の三第三項及び第四項、第十条の担定に規定する所得の方式。

2 占める割合を乗じて計算した金額とする。 三項第二号に掲げる所得に係る部分について 動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の 四十一条の十九の四第一項及び第三項の規定、 四十一条の十九の三第一項及び第三項並びに第 四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八 所得の金額の合計額のうちに事業所得の金額 時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑 は、その金額の二分の一に相当する金額)、一 金額、譲渡所得の金額(所得税法第三十三条第 税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不 特別措置法第十条の四第四項の規定を適用しな とされる同法第一条の規定による改正前の租税 第七条の規定によりなおその効力を有するもの 正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則 五条の規定並びに租税特別措置法等の一部を改 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第九十 の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第 いで計算したその年分の総所得金額に係る所得

(雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別

第十一条 改正法附則第六十一条第二項の規定に第十一条 改正法附則第六十一条第二項の規定に規定する所得税の額として政令で定める金額は、定する所得税の額として政令で定める金額は、定する所得税の額として政令で定める金額は、方の特別償却又は所得税額の特別作品を設定して政令で定める金額は、第十一条第二項の規定に発給。

建設をいう。以下この項において同じ。)をす 第十三条 施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは 第十三条 新令第五条の六の三第一項」とする。 とあるのは、「第十条の五の三第一項」とする。 (個人の減価償却に関する経過措置) (個人の減価償却に関する経過措置) が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは が施行日以後に取得等(取得工法)とする。

げる減価償却資産について適用し、個人が施行る新法第十一条第一項の表の第二号の中欄に掲

は、なお従前の例による。 第二号の中欄に掲げる減価償却資産について 目前に取得等をした旧法第十一条第一項の表の

|十一条第一項、第四十一条の十八第二項、沿一項、第十条の五の五第五項及び第六項、

第第

2 び第十五項の規定を適用する。 条第十二項 (第一号に係る部分に限る。)、第十 画に記載された事業と、それぞれみなして、 条第十五項に規定する認定半島産業振興促進 係る旧産業投資促進計画に記載された事業を同 の関係大臣が指定した地区を新令第六条の三第保る旧令第六条の三第十四項の規定により同項 と、当該旧産業投資促進計画を当該市町村が作第六条の三第十二項第一号に規定する計画期間 た日の前日)までの間は、当該計画期間を新令 九項の認定を受けた場合には、その認定を受け 法(昭和六十年法律第六十三号)第九条の二第(同日までに、当該市町村が作成した半島振興 第十三項に規定する産業投資促進計画で施行日 三項(第一号に係る部分に限る。)、第十四 業振興促進計画と、当該旧産業投資促進計画に 成した同条第十三項第一号に定める認定半島産 前にその計画期間が開始したもの(以下この 地区内の市町村の長が策定した旧令第六条の三 定する半島振興対策実施地域として指定された 十四項に規定する地区と、当該指定した地区に において ついては、 旧法第十二条第三項の表の第一号の上欄に規 項に規定する産業振興促進計画につき同条第 「旧産業投資促進計画」という。) 施行日から平成二十七年六月三十日 に 同計

改正法附則第六十四条第五項の規定によりなする。

は、「第十三条の三第一項」とする。は、同項中「第十三条の二第一項」とあるの行令第六条の八第二項の規定の適用についての間における平成二十七年新租税特別措置法施の指行から平成二十七年十二月三十一日まで

- その効力を有する。 の規定に基づく旧令第七条の二の規定は、 令で定めるものを含む。)に係る部分に限る。) 築物と併せて設置される同項に規定する財務省 条の二(第二項第四号に掲げる構築物(当該構 なおその効力を有するものとされる旧法第十四 改正法附則第六十四条第十三項の規定により 、なお
- 後に取得又は建設をする新法第十五条第一項に 従前の例による。 施行日前に取得又は建設をした旧法第十五条第 規定する倉庫用建物等について適用し、個人が 新令第八条第二項の規定は、個人が施行日以 項に規定する倉庫用建物等については、なお
- の特例に関する経過措置) (特定の基金に対する負担金等の必要経費算入 三項」とあるのは、「又は第十一項」とする。 ついては、同条第七号中「、第十一項又は第十 日までの間における新令第十条の規定の適用に 施行日から附則第一条第十号に定める日の前

第十四条 個人が施行日前に支出した旧令第十八 充てるための負担金については、なお従前の例 条の四第二項第四号に掲げる業務に係る基金に (特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使

第十五条 新令第十九条の四第五項の規定は、平 定する報告について適用し、同日前に行った旧成二十八年一月一日以後に行う同項第一号に規 令第十九条の四第五項第一号に規定する報告に に関する経過措置) による株式の取得に係る経済的利益の非課税等 いては、なお従前の例による。

お従前の例による。 同一銘柄株式の譲渡をした場合については、 規定する特例適用者が同日前に同項に規定する 合について適用し、 に同項に規定する同一銘柄株式の譲渡をする場 定する特例適用者が平成二十八年一月一日以後 新令第十九条の四第七項の規定は、同項に規 旧令第十九条の四第七項に

(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関す

第十六条 平成二十七年七月一日から同年十二月 第十三項の規定の適用については、同項の表以 み替えるほか、次の」とする。 得金額、株式等に係る譲渡所得等の金額」と読 三十二条中「総所得金額」とあるのは、「総所 外の部分中「次の」とあるのは、「同法第二百 三十一日までの間における新令第二十五条の八

に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措 (特定管理株式等が価値を失った場合の株式等

| 第十七条 新令第二十五条の九の二第一項の規定 る特定口座に移管がされる新法第三十七条の十 従前の例による。 る特定口座内保管上場株式等については、 は、平成二十八年一月一日以後に同項に規定す れた旧法第三十七条の十一の二第一項に規定す の九の二第一項に規定する特定口座に移管がさ 式等について適用し、同日前に旧令第二十五条 一の二第一項に規定する特定口座内保管上場株 なお

得計算等の特例に関する経過措置) (特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所

第十八条 新令第二十五条の十の二第十一項(同 この項において同じ。)の規定は、施行日以後 条第十七項において準用する場合を含む。以下 従前の例による。 合を含む。)に規定する移管については、 用し、施行日前に行った旧令第二十五条の十の に行う同条第十一項に規定する移管について適 二第十一項(同条第十七項において準用する場 なお

- 2 月一日以後に同号の特定口座に受け入れる同号 場株式等については、なお従前の例による。 相続又は遺贈により取得した同号に規定する上 の特定口座に受け入れた同号に規定する贈与、 日前に旧令第二十五条の十の二第十五項第三号 同号に規定する上場株式等について適用し、同 係る部分に限る。)の規定は、平成二十八年一 に規定する贈与、相続又は遺贈により取得した 新令第二十五条の十の二第十五項(第三号に
- 3 当て又は新投資口予約権無償割当てにより取得 月一日以後に同号の特定口座に受け入れる同号 係る部分に限る。)の規定は、平成二十八年一 規定する上場株式等については、なお従前の例 投資口予約権無償割当てにより取得した同号に 株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は新 第六号の特定口座に受け入れた同号に規定する に規定する株式無償割当て、新株予約権無償割 した同号に規定する上場株式等について適用 新令第二十五条の十の二第十五項(第六号に 同日前に旧令第二十五条の十の二第十五項
- 4 年一月一日以後の同号ハに規定する新株予約権 の行使により同号の特定口座に受け入れる同号 ハに係る部分に限る。) の規定は、平成二十八 新令第二十五条の十の二第十五項(第十二号

に規定する上場株式等について適用し、同日前 ついては、なお従前の例による。 口座に受け入れた同号に規定する上場株式等に の旧令第二十五条の十の二第十五項第十二号ハ に規定する新株予約権の行使により同号の特定

5 は、なお従前の例による。 受け入れた同号に規定する割当株式について五条の十の二第十五項第二十二号の特定口座に 当株式について適用し、施行目前に旧令第二十 同号の特定口座に受け入れる同号に規定する割 号(同号の未成年者口座に係る部分を除く。) に係る部分に限る。) の規定は、施行日以後に 新令第二十五条の十の二第十五項(第二十二

6 定する割当株式については、なお従前の例によ 項第二十二号の特定口座に受け入れた同号に規 用し、同日前に旧令第二十五条の十の二第十五 受け入れる同号に規定する割当株式について適 平成二十八年一月一日以後に同号の特定口座に 号(同号の未成年者口座に係る部分に限る。) に係る部分に限る。)及び第二十項の規定は、 新令第二十五条の十の二第十五項(第二十二

7 いて適用する。 年一月一日以後に同号の特定口座に受け入れる 号に係る部分に限る。)の規定は、平成二十八 同号に規定する未成年者口座内上場株式等につ 新令第二十五条の十の二第十五項(第二十六

9 この項において「未成年者口座内上場株式等」 という。) であつた上場株式等又は」とあるの 項に規定する未成年者口座内上場株式等(以下 未成年者口座(以下この項及び第十九項におい 第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する は「若しくは法」と、「上場株式等若しくは法 く。)と」と、同項第三号中「、法」とあるの 等(平成二十七年十二月三十一日までは、第二 部分中「上場株式等と」とあるのは「上場株式 適用については、同条第十五項各号列記以外の て「未成年者口座」という。) に係る同条第一 十六号及び第二十七号に掲げる上場株式等を除 間における新令第二十五条の十の二の規定の

式等を除く」とあるのは「を除く」と、同項第 と、同項第六号中「及び未成年者口座内上場 成年者口座を」とあるのは「非課税口座を」 のは「当該」と、「もの、当該金融商品取引業 は「上場株式等又は」と、「非課税口座及び 十二号ハ中「新株予約権のうち、当該」とある

8 る同号に規定する特定口座内保管上場株式等に 年一月一日以後に同号に規定する課税未成年者 号に係る部分に限る。)の規定は、平成二十八 口座である特定口座以外の特定口座に受け入れ ついて適用する。 新令第二十五条の十の二第十五項(第二十七

施行日から平成二十七年十二月三十一日まで

10 税口座及び未成年者口座」とあるのは「及び非「新株予約権」と、同項第二十二号中「、非課者口座内上場株式等であるもの」とあるのは 及び第二十七号中「恒久的施設を」とあるの 五項の規定の適用については、同項第二十六号 までの間における新令第二十五条の十の二第十 口座を除く」とあるのは「を除く」とする。 者等に開設された非課税口座に係る非課税口座 は、「国内に恒久的施設を」とする。 業者等に開設された未成年者口座に係る未成年 内上場株式等であるもの又は当該金融商品取引 課税口座」と、同条第二十項中「及び未成年者 平成二十八年一月一日から同年三月三十一日

第十九条 新令第二十五条の十の四第一項の規定 る特定口座異動届出書については、なお従前 出した旧令第二十五条の十の四第四項に規定す 定口座異動届出書について適用し、同日前に提 る新令第二十五条の十の四第四項に規定する特 例による は、附則第一条第七号に定める日以後に提出す

(特定口座異動届出書に関する経過措置)

第二十条 新令第二十五条の十の五第二項の規定 前の例による。 保管上場株式等移管依頼書については、なお従 規定する提出をした同号に規定する出国口座内 日前に旧令第二十五条の十の五第二項第二号に 保管上場株式等移管依頼書について適用し、同規定する提出をする同号に規定する出国口座内 は、平成二十七年七月一日以後に同項第二号に (特定口座継続適用届出書等に関する経過措置)

| 2 平成二十七年七月一日から平成二十八年三月 三十一日までの間における新令第二十五条の十 の五第二項の規定の適用については、同項中 設を」とする。 「恒久的施設を」とあるのは、 「国内に恒久的

の繰越控除等に関する経過措置) (特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失

第二十一条 平成二十七年七月一日から同年十二 項中「並びに第百六十条第四項第二号イ(2)」 十二の二の規定の適用については、同条第二十 月三十一日までの間における新令第二十五条の

得等の非課税に関する経過措置) あるのは「第二百六十二条第三項」とする。 項」とあるのは「第二項」と、同表第二百六十 (2) 並びに第二百三十二条」と、同条第二十 とあるのは「、第百六十条第四項第二号イ 二条第四項の項中「第二百六十二条第四項」と 二百六十二条第一項及び第三項の項中「第三 (非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所 「第二百三十二条」と、同条第二十二項の表第 項第二号中「第二百三十三条」とあるのは

第二十二条 平成二十八年一月一日から同年三月 を」とする。 久的施設を」とあるのは、「国内に恒久的施設三第九項の規定の適用については、同項中「恒 三十一日までの間における新令第二十五条の十

日以後に同号の移管がされる同号に掲げる上場 株式等について適用する。 部分に限る。)の規定は、平成二十八年一月一 新令第二十五条の十三第九項(第二号に係る

第二十三条 新令第二十五条の十三の二第一項の 項に規定する提出をする同項に規定する非課税 した同項に規定する非課税口座異動届出書につ 第二十五条の十三の二第一項に規定する提出を 口座異動届出書について適用し、同日前に旧令 規定は、附則第一条第七号に定める日以後に同 (非課税口座異動届出書等に関する経過措置) 2

所轄税務署長に提供する事項について適用し、 者等において事業譲渡等があった場合に関する(非課税口座が開設されている金融商品取引業 規定により同項に規定する所轄税務署長に提供 施行日前に旧令第二十五条の十三の二第四項の 施行日以後に同項の規定により同項に規定する いては、なお従前の例による。 した事項については、なお従前の例による。 新令第二十五条の十三の二第四項の規定は 3

第二十四条 新令第二十五条の十三の三第二項の 規定する所轄税務署長に提供する事項について規定は、施行日以後に同項の規定により同項に 長に提供した事項については、 第二項の規定により同項に規定する所轄税務署 適用し、施行日前に旧令第二十五条の十三の三 なお従前の例に

所得等の非課税に関する経過措置) (未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡

第二十五条 平成二十八年一月一日から同年三月 三十一日までの間における新令第二十五条の十

的施設を」とあるのは、「国内に恒久的施設を」 三の八の規定の適用については、同条中「恒久

場合の課税の特例に関する経過措置) (合併等により外国親法人株式の交付を受ける

第二十六条 平成二十六年改正法附則第六十二条 とされる平成二十六年旧租税特別措置法第三十 第二項の規定によりなおその効力を有するもの の特例に関する経過措置) 七条の十四の三の規定に基づく旧令第二十五条 の十四の規定は、なおその効力を有する。 (居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税

第二十七条 新令第二十五条の十九第一項の規定 外国関係会社の判定については、なお従前の例 事業年度における同項に規定する政令で定める に規定する外国関係会社の施行日前に開始した 判定について適用し、旧法第四十条の四第一項 る同項に規定する政令で定める外国関係会社の 係会社の施行日以後に開始する事業年度におけ は、新法第四十条の四第一項に規定する外国関

合については、なお従前の例による。 を適用する場合について適用し、旧法第四十条 項に規定する適用対象金額について同項の規定 社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同 適用対象金額について同項の規定を適用する場 日前に開始した事業年度に係る同項に規定する の四第三項に規定する特定外国子会社等の施行 法第四十条の四第三項に規定する特定外国子会 新令第二十五条の二十二第十項の規定は、 新

料については、なお従前の例による。 は第五項の規定を適用する場合に確定申告書に 規定する部分適用対象金額につき同条第三項又 同項に規定する適用対象金額又は同条第四項に 添付すべき書面及び保存すべき書類その他の資 子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る (特殊関係株主等である居住者に係る特定外国 旧法第四十条の四第一項に規定する特定外国

法人に係る所得の課税の特例に関する経過措

第二十八条 新令第二十五条の二十五第七項の規 ける同項に規定する政令で定める外国関係法人 関係法人の施行日以後に開始する事業年度にお 定は、新法第四十条の七第一項に規定する外国 項に規定する外国関係法人の施行日前に開始し の判定について適用し、旧法第四十条の七第一 た事業年度における同項に規定する政令で定め

る外国関係法人の判定については、 なお従前の

過措置) (振替国債等の償還差益の非課税等に関する経

第二十九条 平成二十六年改正法附則第七十条第 の十八第四項の規定は、なおその効力を有す 条の十三第五項の規定に基づく旧令第二十六条 される平成二十六年旧租税特別措置法第四十一 二項の規定によりなおその効力を有するものと

る経過措置) (振替割引債の差益金額等の課税の特例に関す

第三十条 平成二十六年改正法附則第七十二条第 条の十三の三第五項の規定に基づく旧令第二十 される平成二十六年旧租税特別措置法第四十一 二項の規定によりなおその効力を有するものと 六条の二十第五項の規定は、なおその効力を有

措置) (外国組合員に対する課税の特例に関する経過

第三十一条 平成二十六年改正法附則第七十四条 二十六条の三十及び第二十六条の三十一の規定 とされる平成二十六年旧租税特別措置法第四十 第二項の規定によりなおその効力を有するもの は、なおその効力を有する。 一条の二十一の規定の適用については、 旧令第

人(改正法第二条の規定による改正後の法人税第三十二条 新令第二十八条第三項の規定は、法 償却資産については、なお従前の例による。 十三条第一項の表の第二号の中欄に掲げる減価用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四 じ。)が施行日以後に取得等(取得又は製作若 第二号の中欄に掲げる減価償却資産について適 て同じ。) をする新法第四十三条第一項の表の しくは建設をいう。以下この項及び次項におい (法人の減価償却に関する経過措置) 1.規定する人格のない社団等を含む。以下同 (昭和四十年法律第三十四号) 第二条第八号

3 2 規定する半島振興対策実施地域として指定され 設備については、なお従前の例による。 四十四条の五第一項に規定する特定信頼性向上 第一項に規定する特定信頼性向上設備について 適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第 施行日以後に取得等をする新法第四十四条の五 た地区内の市町村の長が策定した旧令第二十八 旧法第四十五条第二項の表の第一号の上欄に 新令第二十八条の八第二項の規定は、法人が

> 項第一号に定める認定半島産業振興促進計画資促進計画を当該市町村が作成した同条第十四 載された事業と、それぞれみなして、 が指定した地区を新令第二十八条の九第十五項 合には、その認定を受けた日の前日)までの間 興促進計画につき同条第九項の認定を受けた場 半島振興法第九条の二第一項に規定する産業振 月三十日(同日までに、当該市町村が作成した う。) については、施行日から平成二十七年六 この項において「旧産業投資促進計画」と 条の九第十四項に規定する産業投資促進計画で 十六項の規定を適用する。 産業投資促進計画に記載された事業を同条第十 八条の九第十五項の規定により同項の関係大臣 と、当該旧産業投資促進計画に係る旧令第二十 項第一号に規定する計画期間と、当該旧産業投 は、当該計画期間を新令第二十八条の九第十二 施行日前にその計画期間が開始したもの 六項に規定する認定半島産業振興促進計画に記 に規定する地区と、当該指定した地区に係る旧

八項」とする。 の租税特別措置法施行令第三十九条の五十六第るものとされる同令第一条の規定による改正前 九十条第八項の規定によりなおその効力を有す の場合において、同項中「法第六十八条の二十 る。)、第十五項、第十六項、第二十一項及び第第十三項、第十四項(第一号に係る部分に限 条(第二項の表の第一号に係る部分に限る。) おその効力を有するものとされる旧法第四十五 令(平成二十七年政令第百四十八号) 附則第四 と、「第三十九条の五十六第八項」とあるの の租税特別措置法第六十八条の二十七第二項」 るものとされる同法第八条の規定による改正前 正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第 七第二項」とあるのは「所得税法等の一部を改 二十二項の規定は、なおその効力を有する。こ の規定に基づく旧令第二十八条の九第十二項、 十一条第四項の規定によりなおその効力を有す 「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政と、「第三十九条の五十六第八項」とあるのは 改正法附則第七十九条第八項の規定によりな

5 築物(同号に掲げる建築物にあっては、同号ロ なおその効力を有するものとされる旧法第四十 に掲げる地域内において整備されるものに限 七条の二(第三項第一号及び第二号に掲げる建 改正法附則第七十九条第十二項の規定により

九条の六十四第七項」とする。 定による改正前の租税特別措置法施行令第三十 その効力を有するものとされる同令第一条の規 部を改正する政令(平成二十七年政令第百四十 項」とあるのは「租税特別措置法施行令等の一 三十五第一項」と、「第三十九条の六十四第七 定による改正前の租税特別措置法第六十八条の その効力を有するものとされる同法第八条の規 九号)附則第九十条第十二項の規定によりなお 等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 る。この場合において、同条第十項中「法第六 第二十九条の五の規定は、なおその効力を有す る。) に係る部分に限る。) の規定に基づく旧令 八号)附則第四十一条第五項の規定によりなお -八条の三十五第一項」とあるのは「所得税法

租税特別措置法施行令第三十九条の六十四第七ものとされる同令第一条の規定による改正前の は、なおその効力を有する。この場合におい。)の規定に基づく旧令第二十九条の五の規定 税特別措置法施行令等の一部を改正する政令 税特別措置法第六十八条の三十五第一項」と、 のとされる同法第八条の規定による改正前の租 第十四項の規定によりなおその効力を有するも 法律 (平成二十七年法律第九号) 附則第九十条 項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する 省令で定めるものを含む。) に係る部分に限る 構築物と併せて設置される同項に規定する財務 七条の二(第三項第四号に掲げる構築物(当該 なおその効力を有するものとされる旧法第四十 (平成二十七年政令第百四十八号) 附則第四十 「第三十九条の六十四第七項」とあるのは「租 改正法附則第七十九条第十四項の規定により 条第六項の規定によりなおその効力を有する 同条第十項中「法第六十八条の三十五第一 (内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課

第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等につし、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法 いては、なお従前の例による。 条第一項に規定する倉庫用建物等について適用 施行日以後に取得又は建設をする新法第四十八 新令第二十九条の六第二項の規定は、法人が 2

第十四項」とあるのは、「又は第十二項」とす に第三十二条第一項第七号中「、第十二項又は 項第七号並びに第三項第八号及び第十六号並び 条の規定の適用については、新令第三十条第一 日までの間における新令第三十条及び第三十二 施行日から附則第一条第十号に定める日の前 3

(中小企業の貸倒引当金の特例に関する経過措

第三十三条 三十三条の七第三項に規定する法人の施行日前 る事業年度分の法人税について適用し、旧令第 お従前の例による。 に開始した事業年度分の法人税については、な は、同項に規定する法人の施行日以後に開始す 新令第三十三条の七第三項の規定

関する経過措置) (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に

第三十四条 法人が平成二十七年一月一日前に旧 る場合における同日前に取得をした同号の下欄 る資産(コンテナ用貨車に限る。)及びこれら 限る。)又は同日以後に取得をする同欄に掲げ の条において「コンテナ用貨車」という。)に 取得をした同号の下欄に掲げる資産(旧令第三 掲げる資産の譲渡をした場合における同日前に 法第六十五条の七第一項の表の第九号の上欄に 同日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をす の資産に係る旧法第六十五条の八第一項又は第 十九条の七第七項のコンテナ用の貨車(以下こ いては、なお従前の例による。 に掲げる資産(コンテナ用貨車に限る。)につ 二項の特別勘定又は期中特別勘定並びに法人が

|第三十五条 新令第三十九条の十四第一項の規定 める外国関係会社の判定については、 ける同項に規定する政令で定める外国関係会社 関係会社の施行日以後に開始する事業年度にお 税の特例に関する経過措置) した事業年度における同項に規定する政令で定 の判定について適用し、旧法第六十六条の六第 は、新法第六十六条の六第一項に規定する外国 一項に規定する外国関係会社の施行日前に開始 例による。 なお従前

過措置)

(技術研究組合の所得の計算の特例に関する経

用対象金額の計算については、なお従前の例に 前に開始した事業年度に係る同項に規定する適 象金額の計算について適用し、旧法第六十六条 開始する事業年度に係る同項に規定する適用対 定外国子会社等の平成二十八年四月一日以後に 定は、新法第六十六条の六第一項に規定する特 の六第一項に規定する特定外国子会社等の同日 新令第三十九条の十五第一項及び第三項の規

第六十六条の六第三項に規定する特定外国子会 社等の施行日以後に開始する事業年度に係る同 新令第三十九条の十七第十項の規定は、新法

4 る同項に規定する適用対象金額又は同条第四項 条の六第三項に規定する特定外国子会社等の施 又は第五項の規定を適用する場合に同条第七項 国子会社等の施行目前に開始した事業年度に係 場合については、なお従前の例による。 る適用対象金額について同項の規定を適用する 行日前に開始した事業年度に係る同項に規定す を適用する場合について適用し、旧法第六十六 項に規定する適用対象金額について同項の規定 に規定する確定申告書に添付すべき書面及び保 旧法第六十六条の六第一項に規定する特定外 |規定する部分適用対象金額につき同条第三項

国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措 (特殊関係株主等である内国法人に係る特定外 前の例による。 存すべき書類その他の資料については、なお従

第三十六条 新令第三十九条の二十の二第七項の 条の九の二第一項に規定する外国関係法人の施 関係法人の判定について適用し、旧法第六十六 年度における同項に規定する政令で定める外国 規定は、新法第六十六条の九の二第一項に規定 する政令で定める外国関係法人の判定について する外国関係法人の施行日以後に開始する事業 は、なお従前の例による。 行日前に開始した事業年度における同項に規定

第三十七条 新令第三十九条の二十一の規定は、 資産について適用し、法人が施行日前に技術研 法第六十六条の十第一項に規定する試験研究用 り賦課する金額をもって取得又は製作をする新 法人が施行日以後に技術研究組合法(昭和三十 の十第一項に規定する試験研究用資産について 額をもって取得又は製作をした旧法第六十六条 究組合法第九条第一項の規定により賦課した金 六年法律第八十一号)第九条第一項の規定によ は、なお従前の例による。

第三十八条 法人が施行日前に支出した旧令第三 る基金に充てるための負担金については、なお 例に関する経過措置) 十九条の二十二第二項第八号に掲げる業務に係

第三十九条 施行日から平成二十八年三月三十一 日までの間における新令第三十九条の三十二の (投資法人に係る課税の特例に関する経過措置)

従前の例による。

三の規定の適用については、同条第一項中「第 条」とする。 百四十二条第二項」とあるのは、「第百四 干二

措置) (適格合併等の範囲に関する特例に関する経

第四十条 新令第三十九条の三十四の三の規定 われた合併、分割、株式交換又は現物出資につ 換又は現物出資について適用し、施行日前に行 は、施行日以後に行われる合併、 いては、なお従前の例による。 分割、株式交

(連結法人の減価償却に関する経過措置)

第四十一条 新令第三十九条の四十九第三項の規 の例による。 欄に掲げる減価償却資産については、なお従前 旧法第六十八条の十六第一項の表の第二号の 係にある連結子法人が施行日前に取得等をした 法人又は当該連結親法人による連結完全支配関 法第六十八条の十六第一項の表の第二号の中欄 以下この項及び次項において同じ。)をする新 結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後 定は、連結親法人又は当該連結親法人による連 に掲げる減価償却資産について適用し、連結親 に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。 中

2 旧法第六十八条の二十六第一項に規定する特定 係にある連結子法人が施行日前に取得等をした 法人又は当該連結親法人による連結完全支配関 る特定信頼性向上設備について適用し、連結親 をする新法第六十八条の二十六第一項に規定す 配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等 結親法人又は当該連結親法人による連結完全支 信頼性向上設備については、なお従前の例によ 新令第三十九条の五十五第二項の規定は、

(特定の基金に対する負担金等の損金算入の特 3 条の五十六第四項に規定する産業投資促進計画た地区内の市町村の長が策定した旧令第三十九 項第一号に規定する計画期間と、当該旧産業投 興促進計画につき同条第九項の認定を受けた場 半島振興法第九条の二第一項に規定する産業振 月三十日(同日までに、当該市町村が作成した 規定する半島振興対策実施地域として指定さ 資促進計画を当該市町村が作成した新令第三十 は、当該計画期間を新令第二十八条の九第十二 合には、その認定を受けた日の前日)までの間 う。) については、施行日から平成二十七年六 下この項において「旧産業投資促進計画」とい で施行日前にその計画期間が開始したもの(以 旧法第四十五条第二項の表の第一号の上欄に

とあるのは「旧効力措置法施行令第二十八条の 五条第二項」と、「第二十八条の九第二十一項 五条第二項」とあるのは「旧効力措置法第四十 条の九第十六項」と、同条第九項中「法第四十 項」とあるのは 税特別措置法施行令第二十八条の九第四項第二 るのは「改正令第一条の規定による改正後の租 第一号」とあるのは「旧効力措置法施行令第二 十五条第二項」と、「第二十八条の九第十四項 十五条第二項」とあるのは「旧効力措置法第四 九第十三項」と、同条第四項第一号中「法第四 租税特別措置法施行令(以下この条において のとされる改正令第一条の規定による改正前の 条第四項の規定によりなおその効力を有するも 項において「改正令」という。)附則第三十二十七年政令第百四十八号。以下この項及び第五 措置法施行令等の一部を改正する政令(平成二 二十八条の九第十三項」とあるのは「租税特別 。) 第四十五条第二項」と、同条第三項中「第 第八条の規定による改正前の租税特別措置法 七年法律第九号)附則第七十九条第八項の規定 条第二項中「法第四十五条第二項」とあるのは なおその効力を有する。この場合において、 限る。)、第五項、第八項及び第九項の規定は、 第二項、第三項、第四項(第一号に係る部分に る。) の規定に基づく旧令第三十九条の五十六 の二十七(第二項の表の第一号に係る部分に限 その効力を有するものとされる旧法第六十八条 号」と、同項第二号中「第二十八条の九第十六 一号中「第二十八条の九第四項第一号ロ」とあ (以下この条において「旧効力措置法」という によりなおその効力を有するものとされる同法 「旧効力措置法施行令」という。) 第二十八条の 「所得税法等の一部を改正する法律(平成二十 改正法附則第九十条第八項の規定によりなお -八条の九第十四項第一号」と、同条第五項第 「旧効力措置法施行令第二十八 同 6

九項」とする。 るのは「旧効力措置法施行令第二十九条の五第 条の三十五(第三項第一号及び第二号に掲げる 定による改正前の租税特別措置法第四十七条の その効力を有するものとされる同法第八条の規 号)附則第七十九条第十二項の規定によりなお 四十七条の二第一項」とあるのは「所得税法等 条の五第三項第一号」と、同条第八項中「法第 号」とあるのは「旧効力措置法施行令第二十九 と、同条第三項中「第二十九条の五第三項第一 法施行令」という。) 第二十九条の五第一項」 置法施行令(以下この条において「旧効力措置 る同令第一条の規定による改正前の租税特別措 の規定によりなおその効力を有するものとされ 七年政令第百四十八号)附則第三十二条第五項 る。) に係る部分に限る。) の規定に基づく旧令 口に掲げる地域内において整備されるものに限 建築物(同号に掲げる建築物にあっては、同号 おその効力を有するものとされる旧法第六十八 二第一項」と、「第二十九条の五第九項」とあ の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九 置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十 有する。この場合において、同条第一項中「第 第三十九条の六十四の規定は、なおその効力を 一十九条の五第一項」とあるのは「租税特別措 改正法附則第九十条第十二項の規定によりな 7

四号」と、同条第八項中「法第四十七条の二第 正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第項第四号」とあるのは「所得税法等の一部を改 る旧法第六十八条の三十五第三項に規定する財 条の三十五(旧法第四十七条の二第三項第四号 おその効力を有するものとされる旧法第六十八 する政令(平成二十七年政令第百四十八号)附 るのは「租税特別措置法施行令等の一部を改正 二第一項」と、「第二十九条の五第九項」とあ 力措置法」という。)第四十七条の二第三項第 おいて、同条第六項中「法第四十七条の二第三 の規定は、なおその効力を有する。この場合に る。) の規定に基づく旧令第三十九条の六十四 務省令で定めるものを含む。)に係る部分に限 則第三十二条第六項の規定によりなおその効力 一項」とあるのは「旧効力措置法第四十七条の 正前の租税特別措置法(第八項において「旧効 有するものとされる同法第八条の規定による改 七十九条第十四項の規定によりなおその効力を に掲げる構築物(当該構築物と併せて設置され 改正法附則第九十条第十四項の規定によりな

> 第九項」とする。 改正前の租税特別措置法施行令第二十九条の五を有するものとされる同令第一条の規定による

・ 施行日から附則第一条第十号に定める日の前 固措置)

第四十三条 連結親法人又は当該連結親法人によ 後に取得をする同欄に掲げる資産(コンテナ用 の下欄に掲げる資産(コンテナ用貨車に限る。) 渡をする場合における同日前に取得をした同号 法人が同日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲 結親法人による連結完全支配関係にある連結子 又は期中特別勘定並びに連結親法人又は当該連 貨車に限る。)及びこれらの資産に係る旧法第 十七年一月一日前に旧法第六十八条の七十八第 る連結完全支配関係にある連結子法人が平成一 については、なお従前の例による。 六十八条の七十九第一項又は第三項の特別勘定 のコンテナ用の貨車(以下この条において「コ 欄に掲げる資産(旧令第三十九条の百六第三項 )た場合における同日前に取得をした同号の下 項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡を

税の特例に関する経過措置)(連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課

に開始した事業年度における同項に規定する政たける同項に規定する外国関係会社の施行日前たおける同項に規定する外国関係会社の施行日前における同項に規定する政令で定める外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に、新法第六十八条の九十第一項に規定する第四十四条 新令第三十九条の百十四第一項の規

九第二十一項」とする。

の五 お従前の例による。 おで定める外国関係会社の判定については、

な

- 新令第三十九条の百十五第一項及び第三項の例による。
   新令第三十九条の五十五第一項に規定する適用対象金額の計算について適用し、旧法第六十円条の九十第一項に規定する適用と、旧法第六十円条の九十第一項に規定する適用対象金額の計算については、なお従前する適用対象金額の計算については、なお従前する適用対象金額の計算については、なお従前する適用対象金額の計算については、なお従前する適用対象金額の計算については、なお従前で表別では、新法第六十八条の百十五第一項及び第三項のの例による。
- 及び保存すべき書類その他の資料については、 係る同項に規定する適用対象金額又は同条第四 外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に 用する場合については、なお従前の例による。 規定する適用対象金額について同項の規定を適 等の施行日前に開始した事業年度に係る同項に る同項に規定する適用対象金額について同項 法第六十八条の九十第三項に規定する特定外国 なお従前の例による。 項に規定する連結確定申告書に添付すべき書面 項又は第五項の規定を適用する場合に同条第七 項に規定する部分適用対象金額につき同条第三 規定を適用する場合について適用し、旧法第六 子会社等の施行日以後に開始する事業年度に係 十八条の九十第三項に規定する特定外国子会社 新令第三十九条の百十七第十項の規定は、 旧法第六十八条の九十第一項に規定する特定 新 0

置) 国法人に係る所得の課税の特例に関する経過措 (特殊関係株主等である連結法人に係る特定外

第四十五条 新令第三十九条の百二十の二第七項の規定は、新法第六十八条の九十三の三第一項に規定する外国関係法人の判定について適用し、旧法第六十八条の九十三の二第一項に規定する外国関係法人の判定について適用し、旧法第六十八条の九十三の二第一項に規定する外国関係法人の指定は、新法第六十八条の九十三の二第一項に規定する政令で定める外国関係法人の施行日がに関始した事業年度については、なお従前の例による。

附則第一条第七号に定める日以後に提出する新2 新令第四十条の四の三第二十六項の規定は、一時でより効力を生ずる贈与を含む。)により取応行日以後に相続又は遺贈(贈与をした者の死施行日以後に相続又は遺贈(贈与をした者の死施行日以後に相続及び贈与税の特例に関する経過措置)

名又は個人番号」とあるのは、「又は氏名」と 十二項の規定の適用については、同項中「、氏 日までの間における新令第四十条の四の四第三 異動申告書については、なお従前の例による。 二十八項に規定する教育資金管理契約に関する 資金管理契約に関する異動申告書について適用 令第四十条の四の三第二十八項に規定する教育 施行日から附則第一条第七号に定める日の前 同日前に提出した旧令第四十条の四の三第

等資金に係る贈与税について適用する。 より取得をする同項第五号に規定する住宅取得 者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)に 平成二十七年一月一日以後に贈与(贈与をした 十条の三第三項第一号に規定する特定受贈者が新令第四十条の五第四項の規定は、新法第七 改正法附則第九十七条第七項の規定により新

とする。

法第七十条の七の二第二項第三号に規定する経 の八第十六項及び第四十八項から第五十項まで七項各号に掲げる者については、新令第四十条 継受贈者とみなされた改正法附則第九十七条第 七条第九項各号に掲げる者については、新令第 営承継相続人等とみなされた改正法附則第九十 の規定を適用する 法第七十条の七第二項第三号に規定する経営承 改正法附則第九十七条第九項の規定により新

十五項の規定を適用する。 する新令第四十条の八の二第五十四項及び第五 新令第四十条の八の三第二十四項において準用 新令第四十条の八の二第二十二項の規定並びに 新令第四十条の八の三第十項において準用する 九十七条第十一項各号に掲げる者については、 経営相続承継受贈者とみなされた改正法附則第 新法第七十条の七の四第二項第三号に規定する 五十五項の規定を適用する。 改正法附則第九十七条第十一項の規定により

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第四十七条 新令第四十三条の三第三項の規定 係る登録免許税について適用し、施行日前に旧 合における当該建築物の所有権の保存の登記に は同条第一項第三号に規定する増築等をする場 者が同項に規定する建築物の新築、改築若しく 移転の登記又は同条第二項に規定する特例事業取得をする場合における当該不動産の所有権の 規定する特例事業者が同項に規定する不動産の は、施行日以後に新法第八十三条の三第一項に (施行期日)

物の所有権の保存の登記に係る登録免許税につ 建築物の新築、改築若しくは同条第一項第三号 第二項に規定する特例事業者が同項に規定する ける当該不動産の所有権の移転の登記又は同条 が同項に規定する不動産の取得をした場合にお 法第八十三条の三第一項に規定する特例事業者 いては、なお従前の例による。 に規定する増築等をした場合における当該建築

第四十八条 施行日から平成二十七年四月三十日 まで」とあるのは、「次条及び第五十一条の三」 までの間における新令第五十一条の規定の適用 については、同条中「次条から第五十一条の四 (自動車重量税の特例に関する経過措置)

### 五五号) 則 (平成二七年三月三一日政令第

条の四第五項第一号」に改める改正規定及び第 行令第五十一条の三第五項第一号の改正規定中 する。ただし、第七条のうち租税特別措置法施 ら施行する。 八条第四十一項の改正規定は、同年五月一日か 「第五十一条の三第五項第一号」を「第五十一 この政令は、平成二十七年四月一日から施行

### 五三号) 則 (平成二七年六月二四日政令第1 抄

(施行期日)

1

四十条の八の二第二十二項、第五十四項及び第

この政令は、 附 則 (平成二七年八月二八日政令第三 公布の日から施行する。

〇三号)

革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日 (平成二十七年九月一日) から施行する。 この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改

七号) 附 則 抄 (平成二八年一月二九日政令第二

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日 施行する。 から

三号) 附 則 抄 (平成二八年二月一七日政令第四

第一条 この政令は、改正法施行日 年四月一日)から施行する。 則 (平成二八年二月一九日政令第四 (平成二十八

に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の 合的な確保を推進するための関係法律の整備等 この政令は、地域における医療及び介護の総

正規定並びに同令第五十条の二第十一項第 号並びに第四十八条の五第一項第一号の改

第十一項の改正規定、同令第二十五条の九第

十五項の改正規定、同令第二十五条の十一の

二第二十項の表の改正規定、

同令第二十五条

五号)

施行の 日 (平成二十八年四月一日) から施行す

#### 五 附 九 号) (平成二八年三月三一日 抄 政令第

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

定及び同令附則第三十三条第二項の改正規定百四十五号)附則第二十三条第五項の改正規 を除く。) の規定 の一部を改正する政令(平成二十六年政令第 次に掲げる規定 平成二十九年一月一日 附則第四十三条(租税特別措置法施行令等

及び第六十六項第一号の改正規定、同令第第一号の改正規定、同条第六十四項第一号 項第一号イの改正規定、同項第二号イの改 二を同令第二十六条の二十七の三とし、同号の改正規定、同令第二十六条の二十七の 二十七第一項第一号及び第二項第一号、第 四第十一項第一号の改正規定、同令第四十 項第一号の改正規定、同令第四十条の八の 定、同令第四十条の八第三十五項第一号の四十条の七の四第十七項第一号の改正規 び第三十九項第一号の改正規定、同条第四 同条第三十項第一号、第三十四項第一号及 規定、同令第四十条の七第二十五項第一号 十四項第一号及び第六十六項第一号の改正 項の改正規定、同令第四十条の六第二十 改正規定、同令第四十条の四の三第二十六 令第二十六条の二十七の次に一条を加える 条第十八項第一号及び第二十項第一号の改 四十七条の九第一号、第四十八条の三第 六条の十二の改正規定、同令第四十六条の 改正規定、同令第四十条の八の二第四十二 十三項第一号の改正規定、同条第五十二項 イの改正規定、同項第二号イの改正規定、 条第四十六項第一号の改正規定、同条第六 正規定、同条第二十九項第一号、第三十二 定、同令第二十五条の十八の四第三項第一 及び第二十五条の六第五項第一号の改正規 正規定、同令第二十五条の四第八項第一号 第一条中租税特別措置法施行令第二十五

> 除く。)、第三十八条及び第三十九条の規定 改正する政令(平成七年政令第百五十八 第三十七条(第一項、第五項及び第九項を 一号の改正規定並びに附則第八条第三項、 第三条中租税特別措置法施行令の一部を

第一条中租税特別措置法施行令第三条の三 定及び同条第十四項第一号の改正規定並 に附則第四十条の規定

号)附則第二十八条第七項第一号の改正規

令第二十七条の十三第一項の改正規定、同条令第二十七条の十二の五を削る改正規定、同の五の三第六項」に改める部分に限る。)、同及び第十条の五の四第十項」を「及び第十条 の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第の四を削る改正規定、同令第五条の七第一項 附則第六条の規定 平成二十九年四月一日 十二号を同項第十一号とする部分に限る。)、 改める部分及び同項第十一号を削り、同項第 若しくは第六十八条の十五の六第十六項」を改正規定(「、第六十八条の十五の五第六項 の十五の五第六項及び第六十八条の十五の六定、同条第五項の改正規定(「、第六十八条 定、同令第三十九条の四十八第一項の改正規改正規定、同令第三十九条の四十七の改正規 に改める部分に限る。)、同令第三十九条の十項」を「及び第四十二条の十二の四第六項」 四第六項及び第四十二条の十二の五第十五 第五項の改正規定(「、第四十二条の十二の 改正規定(「、第十条の五の四第五項及び第 第一項の改正規定、同令第五条の三第七項 第三十九条の百二十六の四の改正規定並びに 九条の百十二の二第一項の改正規定及び同令 第三十九条の百十二の改正規定、同令第三十 「第十一号ロ」に改める部分に限る。)、 同条第七項の改正規定(「第十二号ロ」を 六項」に改める部分に限る。)、同条第六項 第十六項」を「及び第六十八条の十五の五第 の改正規定、同令第三十九条の三十三の四 五項の改正規定(「、第十条の五の三第六項 六項」を削る部分に限る。)、同令第五条の六 「若しくは第六十八条の十五の五第六項」に 二の改正規定、同令第三十九条の十二の二第 第一条中租税特別措置法施行令第四条の二 項の改正規定、同令第三十九条の十二の三 同令 0 0)

四の二 第六条中租税特別措置法施行令の一部 改正規定 平成三十年一月一日 改正規定及び同令第二十六条の二十八の七の 規定、同令第二十六条の二十八の三第九項の 同令第二十六条の二十六第十一項の表の改正 第二十五条の十八の三の改正規定、同令第二 十五条の十八の四第一項第一号の改正規定、 十二の二第二十四項の表の改正規定、同令

則第七条第三項、

第十七条第三項及び第三十

第六十一条第一項及び第五項」を削る部分にる。)、同令第三十六条第七項の改正規定(「、 定事業法人」を「国家戦略特別区域における連結法人である指定特 定特定事業法人」を「国家戦略特別区域にお正規定(「国際戦略総合特別区域における指正規定(「国際戦略総合特別区域における指正規定)を「国家、関係の政策を関する。」というでは、対して、関係に対して、関係に対して 第四十一条の規定 令和元年十月一日 人税法」に改める部分を除く。)並びに附則ち、同法」に、「、法人税法」を「うち、法 表第二十三条第一項の項中「、同法」を「う同令附則第十九条第二項の表の改正規定(同 項及び第三十九条の百二十六第一項の改正規 る。) 並びに同令第三十九条の百二十五第二 条の六十三の二第一項」に改める部分に限 六十三の二第一項及び第五項」を「第六十八 十三の二第一項の改正規定(「第六十八条のの九十の二の改正規定、同令第三十九条の百 四節の二の節名の改正規定、同令第三十九条 項の改正規定(「第六十八条の六十三の二第 条の三十一第四項及び第三十九条の三十二第 規定、同令第三十七条の改正規定、同令第三 限る。)、同令第三章第三節の四の節名の改正 連結法人である指定法人」に改める部分に限 ける指定法人」に改める部分及び「国際戦略 号)附則第十二条第二項の表の改正規定及び を改正する政令(平成二十四年政令第百五 二第一項」に改める部分に限る。)、同章第十 十一条第一項及び第五項」を「第六十一条第 十九条の十三の二第一項の改正規定(「第六 項及び第五項」を「第六十八条の六十三の 項の改正規定、同令第三十九条の九十第七 項」に改める部分に限る。)、同令第三十九 (平成二十八年法律第五十五号)の 国家戦略特別区域法の一部を改正する法 施行 九

同令第三十九条の六十五の改正規定並びに附 第一条中租税特別措置法施行令第八条の改 規定、同令第二十九条の六の改正規定及び

> 行の日 る法律(平成二十八年法律第七十二号)の施規定 都市再生特別措置法等の一部を改正す 十九条の改正規定、同令第三十九条の二の改条の四第十項第三号ロの改正規定、同令第三 第八条第一項及び第二項並びに第二十二条の 九条の百六第二十一項の改正規定並びに附則 令第三十九条の百の改正規定及び同令第三十 正規定、同令第三十九条の七の改正規定、同 の改正規定、同令第二十二条の三の改正規 条第三項の規定 二十五条第十七項の改正規定、同令第三十八 定、同令第二十二条の六の改正規定、同令第 (平成二十八年法律第三十六号) の施行の日 化の促進に関する法律の一部を改正する法律 第一条中租税特別措置法施行令第二十二条 流通業務の総合化及び効率

五号)の施行の日(平成二十八年六月二十三部を改正する法律(平成二十七年法律第四十 の規制及び業務の適正化等に関する法律の一 の十七第三項第三号の改正規定 風俗営業等 第一条中租税特別措置法施行令第二十六条 第一条中租税特別措置法施行令第二十五条

三を同令第三十九条の四十五の二とし、同条る部分を除く。)、同令第三十九条の四十五の 規定 地域再生法の一部を改正する法律 規定 地域再生法の一部を改正する法律(平正規定並びに附則第十五条及び第二十八条の 会福祉法等の一部を改正する法律(平成二十 の二十八の二第一項第三号ロの改正規定 成二十八年法律第三十号)の施行の日 の四十八第六項第八号の次に一号を加える改 二とする部分を除く。)及び同令第三十九条 条の四十五の三を同令第三十九条の四十五の の次に一条を加える改正規定(同令第三十九 七条の十二の二を同令第二十七条の十二とす 条の次に一条を加える改正規定(同令第二十 げる規定の施行の日 八年法律第二十一号)附則第一条第二号に掲 第一条中租税特別措置法施行令第二十七条 十二の二を同令第二十七条の十二とし、同 社

構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化改正規定 国立研究開発法人情報通信研究機 令第三十九条の五十五 (見出しを含む。) の 条の八(見出しを含む。)の改正規定及び同 法の一部を改正する等の法律(平成二十八年 法律第三十二号)の施行の日 第一条中租税特別措置法施行令第二十八 2

十二 第一条中租税特別措置法施行令第三十九 号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行 を改正する法律(平成二十七年法律第七十四 条の百二十二の二の改正規定 医療法の一部 条の二十四の二の改正規定及び同令第三十九

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の 規定による改正後の租税特別措置法施行令(以 十七年分以前の所得税については、なお従前の十八年分以後の所得税について適用し、平成二 下「新令」という。) 第二章の規定は、平成二 (所得税の特例に関する経過措置の原則)

第三条 新令第二条の規定は、所得税法等の一部 従前の例による。 条の二に規定する支払の確定した日が施行日前 う。) 以後である同条に規定する配当等につい がこの政令の施行の日(以下「施行日」とい う。) 第三条の二に規定する支払の確定した日 改正後の租税特別措置法(以下「新法」とい 以下「改正法」という。)第十条の規定による を改正する法律(平成二十八年法律第十五号。 である同条に規定する配当等については、なお 租税特別措置法(以下「旧法」という。)第三 て適用し、改正法第十条の規定による改正前の (特定株式投資信託の要件に関する経過措置)

び提出等に関する経過措置)

第四条 新令第二条の六第一項及び第四項、第二 前の例による。 貯蓄申込書又は第一条の規定による改正前の租 四条の二第一項に規定する財産形成非課税住宅 書について適用し、施行日前に提出した旧法第定する財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告 四第一項の規定は、施行日以後に提出する新法 条の十四第一項及び第三項並びに第二条の二十 住宅貯蓄限度額変更申告書については、 第二条の十四第一項に規定する財産形成非課税 税特別措置法施行令(以下「旧令」という。) 宅貯蓄申込書又は新令第二条の十四第一項に規 第四条の二第一項に規定する財産形成非課税住 なお従

定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書について 施行日前に受理した旧法第四条の二第四項に規 産形成非課税住宅貯蓄申告書について適用し、 に受理する新法第四条の二第四項に規定する財 新令第二条の十七の二の規定は、施行日以後 なお従前の例による 2 3

第五条 新令第二条の三十一において準用する新 第一項及び第三項並びに第二条の二十四第一項令第二条の六第一項及び第四項、第二条の十四 の規定は、施行日以後に提出する新法第四条の

例による。

2

例による。

貯蓄限度額変更申告書については、なお従前 条の十四第一項に規定する財産形成非課税年金 旧令第二条の三十一において準用する旧令第二

に規定する財産形成非課税年金貯蓄申込書又はし、施行日前に提出した旧法第四条の三第一項課税年金貯蓄限度額変更申告書について適用

新令第二条の十四第一項に規定する財産形成非

込書又は新令第二条の三十一において準用する

三第一項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申

二条の十七の二の規定は、施行日以後に受理す

新令第二条の三十一において準用する新令第

(財産形成非課税住宅貯蓄申込書の記載事項及

お従前の例による。項の規定により提出した届出書については、 徴収の不適用に関する経過措置) (金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉 て適用し、施行日前に旧令第二条の三十二第三

な

3

従前の例による。

産形成非課税年金貯蓄申告書については、

なお

に受理した旧法第四条の三第四項に規定する財

課税年金貯蓄申告書について適用し、 る新法第四条の三第四項に規定する財産形成

施行日前

以後に同項の規定により提出する届出書につい

新令第二条の三十二第三項の規定は、施

第六条 新令第三条の三第一項の規定は、新法第 三第一項に規定する利子等について適用する。 四月一日以後に支払を受けるべき新令第三条の 貿易保険に係る部分に限る。)が平成二十九年 八条第一項に規定する金融機関(株式会社日本 (個人の減価償却に関する経過措置)

第七条 改正法附則第六十三条第二項の規定によ り読み替えて適用する新法第十三条第一項に規 物及びその附属設備とする。 定する政令で定めるものは、新令第六条の五第 一項に規定する機械及び装置並びに工場用の建

効力を有する。 おその効力を有するものとされる旧法第十五条 の規定に基づく旧令第七条の規定は、 おその効力を有するものとされる旧法第十四条 改正法附則第六十三条第七項の規定によりな 改正法附則第六十三条第五項の規定によりな なおその

び提出等に関する経過措置)

(財産形成非課税年金貯蓄申込書の記載事項及

税特別措置法施行令第八条第一項第一号に規定 指定する」とあるのは、「租税特別措置法施行 する財務省令で定める」とする。 第百五十九号)第一条の規定による改正後の租 令等の一部を改正する政令(平成二十八年政令 第一号中「国土交通大臣が財務大臣と協議して 効力を有する。この場合において、同条第一項 の規定に基づく旧令第八条の規定は、なおその 2

は、「の規定」とする。 とあり、及び「又は第十五条の規定」とあるの ついては、同条第七号中「又は第七項の規定」 日までの間における新令第十条の規定の適用に 施行日から附則第一条第六号に定める日の前

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

第八条 新令第二十二条第十一項の規定は、個人 金を取得した場合については、なお従前の例に 法第三十三条第一項第三号の二に規定する補償 得する場合について適用し、個人が同日前に旧 十三条第一項第三号の二に規定する補償金を取 が附則第一条第七号に定める日以後に新法第三

用し、個人が同日前に旧法第三十三条第三項第 号に規定する補償金を取得する場合について適 号に定める日以後に新法第三十三条第三項第二 分に限る。)の規定は、個人が附則第一条第七 二号に規定する補償金を取得した場合について 新令第二十二条第二十一項(第一号に係る部 なお従前の例による。

3

により提出した申請書については、 八項若しくは旧令第二十五条の六第五項の規定 出書又は同条第二十項、旧令第二十五条の四第 令第二十五条第十八項の規定により提出した届り提出する申請書について適用し、同日前に旧 若しくは新令第二十五条の六第五項の規定によ 又は同条第二十項、新令第二十五条の四第八項 二十五条第十八項の規定により提出する届出書 の規定は、平成二十九年一月一日以後に新令第十五条の四第八項並びに第二十五条の六第五項 新令第二十五条第十八項及び第二十項、第二 なお従前の

(特定口座異動届出書に関する経過措置)

第九条 新令第二十五条の十の四第二項の規定 出書について適用し、施行日前に旧令第二十五は、施行日以後に同項の規定により提出する届 については、 条の十の四第二項の規定により提出した届出書 なお従前の例による。

第十条 提出した旧令第二十五条の十三の二第二項に規 (非課税口座異動届出書等に関する経過措置) 従前の例による。 税口座移管依頼書について適用し、施行日前に 定する非課税口座移管依頼書については、 施行日以後に提出する同項に規定する非課 新令第二十五条の十三の二第二項の規定 なお

前に提出した旧令第二十五条の十三の八第十七 成年者口座移管依頼書について適用し、施行日 定は、施行日以後に提出する同項に規定する未 準用する新令第二十五条の十三の二第二項の規 第二項に規定する未成年者口座移管依頼書につ 項において準用する旧令第二十五条の十三の二 いては、なお従前の例による。 新令第二十五条の十三の八第十七項にお いて

控除に関する経過措置) (住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別

第十一条 居住者が旧法第四十一条第十三項に規 場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例 場合については、なお従前の例による。 号に掲げる工事に係るものに限る。)をした家 規定により読み替えられた同条第二十五項第六 に関する経過措置) (特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する 定めるところによりその者の居住の用に供した 二十八年一月一日前に旧法第四十一条第一項の 屋(当該増改築等をした部分に限る。)を平成 定する増改築等(旧令第二十六条第二十六項の

第十二条 居住者が旧法第四十一条の三の二第1 項又は第六項に規定する増改築等(旧令第二十 お従前の例による。 その者の居住の用に供した場合については、な 三の二第一項又は第五項の定めるところにより を平成二十八年一月一日前に旧法第四十一条の をした家屋 (当該増改築等をした部分に限る。) 条第六項に規定する工事に係るものに限る。) 六条の四第七項の規定により読み替えられた同

供した場合については、なお従前の例による。 を平成二十八年一月一日前に旧法第四十一条第 をした家屋 (当該改修工事をした部分に限る。) (法人税の特例に関する経過措置の原則) 十八項に規定する改修工事に係るものに限る。) 工事(同項の規定により読み替えられた同条第 一項の定めるところによりその者の居住の用に 居住者が旧令第二十六条の四第十九項の改修

第十三条 別段の定めがあるものを除き、新令第 三章の規定は、法人(法人税法 (昭和四十年法

二項第二号に規定する外国法人の恒久的施設帰

事業年度分の法人税については、なお従前の例係にある連結子法人の施行日前に開始した連結 律第三十四号)第二条第八号に規定する人格の 法人又は当該連結親法人による連結完全支配関 日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親 業年度分の法人税について適用し、法人の施行 ある連結子法人の施行日以後に開始する連結事 又は当該連結親法人による連結完全支配関係に ない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後 による。 1開始する事業年度分の法人税及び連結親法人

寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する 経過措置) (認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する

事業年度における新令第二十七条の十二の二の 規定の適用については、同条第一項中「百分の 一・四」とあるのは、「百分の二・五八」とす

2 二号」とあるのは「所得税法等の一部を改正す 条第十二項第二号又は第三百二十一条の八第十 三条第十三項(第一号に係る部分に限る。)又 の」と、「同法第五十三条第十二項第一号又は第三項において準用する場合を含む。)の規定 方税法」という。)」と、「の規定の」とあるの税法(以下この号において「平成二十六年旧地 号)附則第四条第三項又は第十一条第三項の規一部を改正する法律(平成二十六年法律第四 る法律(平成二十六年法律第十号)附則第二十 新令第二十七条の十二の二の規定の適用につい 税額とみなされる金額を含む。)、同法第五十三 第一号に規定する内国法人の控除対象還付法人 十二項第一号又は第三百二十一条の八第十二項 部分に限る。)の規定により同法第五十三条第 は第三百二十一条の八第十三項(第一号に係る 内国法人の控除対象還付法人税額(同法第五十 第三百二十一条の八第十二項第一号に規定する は「(平成二十六年旧地方税法第七百三十四条 における同法第二条の規定による改正前の地方 定によりなお従前の例によることとされる場合 三号中「地方税法」とあるのは「地方税法等の 前の法人税法第百四十一条第四号」と、同項第 れる場合における同法第三条の規定による改正 五条の規定によりなお従前の例によることとさ ては、同条第一項中「法人税法第百四十一条第 法人の施行日前に開始した事業年度における

十三条第十三項 属所得に係る控除対象還付法人税額(同法第五

第十五条 法人の令和元年十月一日前に開始した

規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係 又は第三百二十一条の八第十三項(第二号に係 る控除対象還付法人税額(同法第五十三条第十 金額を含む。)及び同法第五十三条第十二項第 項第二号に規定する外国法人の恒久的施設帰属 第十二項第二号又は第三百二十一条の八第十二 る部分に限る。)の規定により同法第五十三条 三号又は第三百二十一条の八第十二項第三号に 所得に係る控除対象還付法人税額とみなされる (第二号に係る部分に限る。)

平成二十六年旧地方税法第五十三条第十二項又 税額(平成二十六年旧地方税法第五十三条第十 は「これらの規定に規定する控除対象還付法人 む。) のうち、同法第五十三条第十二項各号又 る控除対象還付法人税額とみなされる金額を含 規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係 三号又は第三百二十一条の八第十二項第三号に 二十一条の八第十三項(第二号に係る部分に限 三項(第二号に係る部分に限る。)又は第三百 項中「同項各号」とあるのは「同項第一号、 は第三百二十一条の八第十二項」と、同条第二 付法人税額とみなされる金額を含む。)のうち、 百二十一条の八第十二項に規定する控除対象還 三項又は第三百二十一条の八第十三項(平成二 は第三百二十一条の八第十二項各号」とあるの る。)の規定により同法第五十三条第十二項第 て準用する場合を含む。)の規定により平成二 十六年旧地方税法第七百三十四条第三項におい 十六年旧地方税法第五十三条第十二項又は第三 一号及び第四号」とする。 第

に関する経過措置) (法人税の額から控除される特別控除額の特

第十六条 施行日から附則第一条第十号に定める 第三項」とあるのは、「第四十二条の十二第十 四十二条の十二第十項、第四十二条の十二の二 三の規定の適用については、同条第五項中「第 日の前日までの間における新令第二十七条の 項」とする。 +

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十七条 改正法附則第九十二条第五項の規定に の建物及びその附属設備とする。 条第一項に規定する機械及び装置並びに工場用 に規定する政令で定めるものは、新令第二十九より読み替えて適用する新法第四十六条第一項

2 おその効力を有するものとされる旧法第四十七 改正法附則第九十二条第八項の規定により

租税特別措置法施行令第三十九条の六十三第二 ものとされる同令第一条の規定による改正前の 十条第二項の規定によりなおその効力を有する 令(平成二十八年政令第百五十九号)附則第三 租税特別措置法第六十八条の三十四第一項」 ものとされる同法第十条の規定による改正前の 五条第八項の規定によりなおその効力を有する 法律(平成二十八年法律第十五号)附則第百十 項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する 条の規定に基づく旧令第二十九条の四の規定 「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政 同条第三項中「法第六十八条の三十四第一 なおその効力を有する。この場合におい 「第三十九条の六十三第二項」とあるのは

則第三十条第三項の規定によりなおその効力を るのは「所得税法等の一部を改正する法律(平第四項中「法第六十八条の三十六第一項」とあ 十五第三項」とする。 改正前の租税特別措置法施行令第三十九条の六 有するものとされる改正令第一条の規定による 十九条の六十五第三項」とあるのは「改正令附 措置法第六十八条の三十六第一項」と、「第三 れる同法第十条の規定による改正前の租税特別 項の規定によりなおその効力を有するものとさ 成二十八年法律第十五号)附則第百十五条第十 第一号に規定する財務省令で定める」と、同条 の租税特別措置法施行令第二十九条の六第一項 別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成 大臣と協議して指定する」とあるのは「租税特 は、なおその効力を有する。この場合におい 条の規定に基づく旧令第二十九条の六の規定 おその効力を有するものとされる旧法第四十八 二十八年政令第百五十九号。第四項において 「改正令」という。)第一条の規定による改正後 改正法附則第九十二条第十項の規定によりな 同条第一項第一号中「国土交通大臣が財務 2

条の規定の適用については、新令第三十条第一 とあり、並びに新令第三十二条第一項第七号中 あり、及び「又は第六十八条の三十六の規定」 あり、同項第十六号中「又は第十項の規定」と 定」とあり、及び「又は第四十八条の規定」と 項第七号及び第三項第八号中「又は第十項の規 日までの間における新令第三十条及び第三十二 十八条の規定」とあるのは、 「又は第十項の規定」とあり、及び「又は第四 施行日から附則第一条第六号に定める日の前 「の規定」とする。 3

(新幹線鉄道大規模改修準備金に関する経過措

第十八条 改正法附則第九十三条第二項の規定に 改正前の租税特別措置法第六十八条の四十八第 則第百十六条第二項の規定によりなおその効力 改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附 規定は、なおその効力を有する。この場合にお 五十六条の規定に基づく旧令第三十二条の五の よりなおその効力を有するものとされる旧法第 五項第三号」とする。 を有するものとされる同法第十条の規定による 五項第三号」とあるのは「所得税法等の一部を る連結事業年度」と、「第六十八条の四十八第 租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定す 年法律第八号)第十六条の規定による改正前の は「所得税法等の一部を改正する法律(令和) いて、同条第二項中「連結事業年度」とあるの

措置) (探鉱準備金又は海外探鉱準備金に関する経過

第十九条 日以後に同項の認定を受ける外国法人についてR十九条 新令第三十四条第十項の規定は、施行 定を受けた外国法人については、なお従前の例適用し、施行日前に旧令第三十四条第十項の認

る経過措置) (法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関す

|第二十二条 新令第三十九条第七項の規定は、法 償金を取得した場合については、なお従前の例 旧法第六十四条第一項第三号の二に規定する補 取得する場合について適用し、法人が同日前に 六十四条第一項第三号の二に規定する補償金を による。 人が附則第一条第七号に定める日以後に新法第

に定める日以後に新法第六十四条第二項第二号 に限る。)の規定は、法人が附則第一条第七号 号に規定する補償金を取得した場合について は、なお従前の例による。 し、法人が同日前に旧法第六十四条第二項第二 に規定する補償金を取得する場合について適用 新令第三十九条第十八項(第一号に係る部分

号に定める日以後に取得(建設及び製作を含 分に限る。) の規定は、法人が附則第一条第七 る資産について適用し、法人が同日前に取得を した旧法第六十五条の七第一項の表の第六号の 六十五条の七第一項の表の第六号の下欄に掲げ む。以下この項において同じ。)をする新法第 新令第三十九条の七第五項(第一号に係る部

下欄に掲げる資産については、なお従前の例に

の提供に関する経過措置) (特定多国籍企業グループに係る国別報告事項

第二十三条 施行日から平成二十九年三月三十 用については、同項中「次に掲げる場合のいず る新令第三十九条の十二の四第一項の規定の適 第四項第七号に規定する最終親会計年度におけ 日までの間に開始する新法第六十六条の四の四 れか」とあるのは、「第三号に掲げる場合」と

税の特例に関する経過措置) (内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課

は、同項に規定する特定外国子会社等の施行日第二十四条 新令第三十九条の十八第一項の規定 九条の十八第一項に規定する特定外国子会社等 以後に開始する事業年度に係る同項に規定する 定する調整適用対象金額については、なお従前 の施行日前に開始した事業年度に係る同項に規 調整適用対象金額について適用し、旧令第三十 の例による。

例に関する経過措置)

の五の二第一項に規定する事実が生じた場合に 合について適用し、施行日前に旧法第六十七条 七条の五の二第一項に規定する事実が生ずる場 及び第二項の規定は、施行日以後に新法第六十 ついては、なお従前の例による。

第二十七条 新令第三十九条の四十五の二第十項 用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日 前に開始した連結事業年度分の法人税について に開始する連結事業年度分の法人税について適 人事業年度をいう。以下同じ。)が施行日以後 の規定は、連結法人の連結親法人事業年度(法 は、なお従前の例による。 人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法

第二十八条 連結親法人又は当該連結親法人によ 年十月一日前に開始した連結事業年度における る連結完全支配関係にある連結子法人の令和元 除に関する経過措置) に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控

(連結法人が認定地方公共団体の寄附活用事業

2

に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特(中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産

第二十五条 新令第三十九条の二十八の二第一項 (連結法人の雇用者の数が増加した場合の法人

税額の特別控除に関する経過措置)

新令第三十九条の四十五の三の規定の適用につ

のは、「百分の二・五八」とする。 いては、同条第一項中「百分の一・ 四」とある

旧地方税法第五十三条第十二項又は第三百二十 第十二項に規定する控除対象還付法人税額とみ 法第五十三条第十二項又は第三百二十一条の八 を含む。)の規定により平成二十六年旧地方税 法第七百三十四条第三項において準用する場合 第五十三条第十二項第一号又は第三百二十一条税額とみなされる金額を含む。)のうち、同法 第一号に規定する内国法人の控除対象還付法人 十二項第一号又は第三百二十一条の八第十二項部分に限る。)の規定により同法第五十三条第 は第三百二十一条の八第十三項(第一号に係る 内国法人の控除対象還付法人税額(同法第五十 税法(以下この号において「平成二十六年旧 定によりなお従前の例によることとされる場合 全支配関係にある連結子法人の施行日前に開 号」とする。 号」とあるのは なされる金額を含む。)のうち、平成二十六年 定に規定する控除対象還付法人税額(平成二十 三条第十三項(第一号に係る部分に限る。)又 第三百二十一条の八第十二項第一号に規定する 方税法」という。)」と、「の規定の」とあるの 号)附則第四条第三項又は第十一条第三項の規 六年旧地方税法第五十三条第十三項又は第三百 の八第十二項第一号」とあるのは「これらの規 の」と、「同法第五十三条第十二項第一号又は 第三項において準用する場合を含む。)の規定 は「(平成二十六年旧地方税法第七百三十四条 における同法第二条の規定による改正前の地 の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四 第三号中「地方税法」とあるのは「地方税法等 十五の三の規定の適用については、同条第一項 した連結事業年度における新令第三十九条の四 一条の八第十二項」と、同条第二項中 一十一条の八第十三項(平成二十六年旧地方税 連結親法人又は当該連結親法人による連結完 「同項第一号、 第二号及び第四 地 方

除額の特例に関する経過措置) (連結法人の法人税の額から控除される特別控

第二十九条 施行日から附則第一条第十号に定め 四十八の規定の適用については、同条第五項及 る日の前日までの間における新令第三十九条の 六十八条の十五の二第十項」とする。 六十八条の十五の三第四項」とあるのは、 び第六項中「第六十八条の十五の二第十項、 「第 第

「旧効力令第二十九条の六第三項

第三十条 改正法附則第百十五条第五項の規定に 置並びに工場用の建物及びその附属設備とす 第三十九条の六十第一項に規定する機械及び装 より読み替えて適用する新法第六十八条の三十 第一項に規定する政令で定めるものは、新令

(連結法人の減価償却に関する経過措置)

施行令第二十九条の四第二項」とする。 令第一条の規定による改正前の租税特別措置法 定によりなおその効力を有するものとされる同年政令第百五十九号)附則第十七条第二項の規 法施行令等の一部を改正する政令(平成二十八 十九条の四第二項」とあるのは「租税特別措置 租税特別措置法第四十七条第一項」と、「第一 ものとされる同法第十条の規定による改正前の 法律(平成二十八年法律第十五号)附則第九十 項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する 合において、同条第三項中「法第四十七条第一 十三の規定は、なおその効力を有する。この場 条の三十四の規定に基づく旧令第三十九条の六 おその効力を有するものとされる旧法第六十八 二条第八項の規定によりなおその効力を有する 改正法附則第百十五条第八項の規定によりな

十八条第一項」と、「第二十九条の六第三項」 十条の規定による改正前の租税特別措置法第四 よりなおその効力を有するものとされる同法第 法律第十五号)附則第九十二条第十項の規定に 得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年 四項中「法第四十八条第一項」とあるのは「所 力令第二十九条の六第二項第一号」と、同条第 項中「第二十九条の六第二項各号」とあるのは 。)第二十九条の六第一項各号」と、同条第二 の規定による改正前の租税特別措置法施行令 なおその効力を有するものとされる同令第一条 百五十九号)附則第十七条第三項の規定により 等の一部を改正する政令(平成二十八年政令第 合において、同条第一項中「第二十九条の六第 十五の規定は、なおその効力を有する。この場 条の三十六の規定に基づく旧令第三十九条の六 おその効力を有するものとされる旧法第六十八 二十九条の六第二項第一号」とあるのは「旧効 (次項及び第四項において「旧効力令」という 「旧効力令第二十九条の六第二項各号」と、「第 一項各号」とあるのは「租税特別措置法施行令 改正法附則第百十五条第十項の規定によりな 2

4 及び「又は第六十八条の三十六の規定」とあ び第三十九条の七十一の規定の適用について 日までの間における新令第三十九条の六十九及 とする。 十八条の三十六の規定」とあるのは、「の規定」 り、及び「又は第四十八条の規定」とあり、並 第三項第八号中「又は第十項の規定」とあり、 は、新令第三十九条の六十九第一項第七号及び 「又は第十項の規定」とあり、及び「又は第六 びに新令第三十九条の七十一第一項第七号中 施行日から附則第一条第六号に定める日の前 同項第十六号中「又は第十項の規定」とあ

する経過措置) (連結法人の新幹線鉄道大規模改修準備金に関

第三十一条 改正法附則第百十六条第二項の規定 第六十八条の四十八の規定に基づく旧令第三十 五項第三号」とする。 定による改正前の租税特別措置法第五十六条第 その効力を有するものとされる同法第十条の規 の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十 る。この場合において、同条第一項中「第五十 九条の七十六の規定は、なおその効力を有す によりなおその効力を有するものとされる旧法 五号)附則第九十三条第二項の規定によりなお 六条第五項第三号」とあるのは、「所得税法等

(連結法人の鉱業所得の課税の特例に関する経 過措置)

第三十二条 新令第三十九条の八十八第九項の規 定は、施行日以後に同項の認定を受ける外国法 の八十八第九項の認定を受けた外国法人につい 人について適用し、施行目前に旧令第三十九条 ては、なお従前の例による。

配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度 結事業年度分の法人税については、なお従前の の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連 法人による連結完全支配関係にある連結子法人 税について適用し、連結親法人又は当該連結親 が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人 結親法人又は当該連結親法人による連結完全支 新令第三十九条の八十九第一項の規定は、連

税の特例に関する経過措置) (連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課

定は、同項に規定する特定外国子会社等の施行第三十五条 新令第三十九条の百十八第一項の規 日以後に開始する事業年度に係る同項に規定す る調整適用対象金額について適用し、 旧令第三

> に規定する調整適用対象金額については、なお社等の施行日前に開始した事業年度に係る同項 従前の例による。 -九条の百十八第一項に規定する特定外国子会

産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の 特例に関する経過措置) (中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財

地

第三十七条 新令第四十条の六第六項の規定は、 第三十六条 新令第三十九条の百二十四の二第 施行日以後に贈与(贈与をした者の死亡により 場合については、なお従前の例による。 る場合について適用し、施行日前に旧法第六十 項及び第二項の規定は、施行日以後に新法第六 効力を生ずる贈与を除く。) により取得をする 八条の百二の三第一項に規定する事実が生じた 十八条の百二の三第一項に規定する事実が生ず (相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

2 り提出した申請書については、なお従前の例に 平成二十九年一月一日以後に同条第二十四項若 る贈与税について適用する。 項、第三十六項若しくは第三十九項の規定によ 出した届出書又は同条第二十九項、第三十二 第二十四項若しくは第四十六項の規定により提 若しくは第三十九項の規定により提出する申請 又は同条第二十九項、第三十二項、第三十六項 に係る部分に限る。)及び第四十六項の規定は、 第三十二項、第三十六項、第三十九項(第一号 書について適用し、同日前に旧令第四十条の六 しくは第四十六項の規定により提出する届出書 新令第四十条の六第二十四項、第二十九項、

3 条の六第六十四項の届出書については、 二十九年一月一日以後に提出する同項の届出書 前の例による。 について適用し、同日前に提出した旧令第四十 新令第四十条の六第六十四項の規定は、平成 なお従

4 二十九年一月一日以後に同項の規定により提出 新令第四十条の六第六十六項の規定は、平成 書については、なお従前の例による。 する届出書について適用し、同日前に旧令第四 十条の六第六十六項の規定により提出した届出 改正法附則第百二十七条第六項の規定の適用

5 法律 (平成二十一年法律第十三号) 附則第六十 六条第四項の規定の適用を受けた者を除く。) に掲げる受贈者(所得税法等の一部を改正する がある場合における同項第一号から第八号まで

新法第七十条の四第一項に規定する農地等に係 は設定」とする。 設定若しくは耕作の放棄」とあるのは「若しく じ。)をし、又は」とあるのは「又は」と、「、 があつたことをいう。以下この条において同 おける当該通知。第十項第二号において同じ。) 条第一項各号に該当する旨の通知をするときに 用意向調査に係るものであつて農地法第三十六 の所在地の所轄税務署長に対し、当該農地が利る者が、政令で定めるところにより、当該農地 成二十五年法律第百一号)第二条第三項に規定 する場合には、農業委員会その他の政令で定め 地が農地中間管理事業の推進に関する法律(平 法第三十六条第一項の規定による勧告(当該農 該農地等につき耕作の放棄(農地について農 は「、若しくは当該農地等」と、「若しくは当 ては、同項第一号中「、当該農地等」とあるの 一号に係る部分に限る。)の規定の適用につ する農地中間管理事業の事業実施地域外に所在 に対する新法第七十条の四第一項ただし書(第

前の例による。 条の七第六十四項の届出書については、なお従 について適用し、同日前に提出した旧令第四十 二十九年一月一日以後に提出する同項の届出書 三十九項若しくは第四十三項の規定により提出 平成二十九年一月一日以後に同条第二十五項若 係る部分に限る。)及び第五十二項の規定は、 三十四項、第三十九項、第四十三項(第一号に した申請書については、なお従前の例による。 した届出書又は同条第三十項、第三十四項、第二十五項若しくは第五十二項の規定により提出 について適用し、同日前に旧令第四十条の七第 又は同条第三十項、第三十四項、第三十九項若 しくは第四十三項の規定により提出する申請書 しくは第五十二項の規定により提出する届出書 新令第四十条の七第二十五項、第三十項、 新令第四十条の七第六十四項の規定は、平成 第

書については、なお従前の例による。 二十九年一月一日以後に同項の規定により提出 十条の七第六十六項の規定により提出した届 する届出書について適用し、同日前に旧令第四 新令第四十条の七第六十六項の規定は、

六十六条第八項の規定の適用を受けた者を除 がある場合における同項第一号から第五号まで く。)に対する新法第七十条の六第一項ただし する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第 に掲げる農業相続人(所得税法等の一部を改正 改正法附則第百二十七条第十項の規定の適用

いて同じ。)をし、又は」とあるのは「又は」つたことをいう。同号及び第十二項第三号にお 該通知。第十二項第二号において同じ。)があ 各号に該当する旨の通知をするときにおける当 査に係るものであつて農地法第三十六条第一項 の所轄税務署長に対し、当該農地が利用意向調 政令で定めるところにより、当該農地の所在地 には、農業委員会その他の政令で定める者が、 中間管理事業の事業実施地域外に所在する場合 推進に関する法律第二条第三項に規定する農地 定による勧告(当該農地が農地中間管理事業の 棄(農地について農地法第三十六条第一項の規 と、「若しくは当該特例農地等につき耕作の放 については、同項第一号中「、当該特例農地書(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用 若しくは設定」とする。 とあるのは「、若しくは当該特例農地等」 「、設定若しくは耕作の放棄」とあるのは 3 2

届出書については、なお従前の例による。申請書又は同条第十四項の規定により提出した

過措置) (揮発油税及び地方揮発油税の特例に関する経

いては、なお従前の例による。 第一項の届出書について適用し、同日前に提出は、平成二十九年一月一日以後に提出する同条第三十八条 新令第四十六条の十二第二項の規定

書については、なお従前の例による。十六条の十二第三項の規定により提出した届出する届出書について適用し、同日前に旧令第四二十九年一月一日以後に同項の規定により提出二新令第四十六条の十二第三項の規定は、平成

新令第四十六条の二十七第一項及び第二項、 第四十七条の九、第四十八条の五第一項の規定 四十八条の五第一項の規定は、平成二十九年一月一 日以後にこれらの規定は、平成二十九年一月一 日以後にこれらの規定により提出する申請書に ついて適用し、同目前に旧令第四十七条の九、第 世帯一項若しくは第二項、第四十七条の九、第 世帯一項若しくは第二項、第四十七条の九、第 世帯一項表の三文は第四十八条の三並びに第四十 により提出した申請書については、なお従前の により提出した申請書については、なお従前の により提出した申請書については、なお従前の により提出した申請書については、なお従前の により提出した申請書については、なお従前の により提出した申請書については、なお従前の により提出した申請書については、なお従前の により提出した申請書については、なお従前の

(石油石炭税の特例に関する経過措置)

第四十条 第三条の規定により提出した 第四十条 第三条の規定による改正後の租税特別 措置法施行令の一部を改正する政令附則第二十 八条第七項(第一号に係る部分に限る。)及び 第十四項の規定は、平成二十九年一月一日以後 に同条第十四項の規定により提出する届出書について適用し、同日前に第三条の規定による改正する政令附則第二十 に同条第七項の規定により提出する届出書について適用し、同日前に第三条の規定による改正後の租税特別 第四十条 第三条の規定による改正後の租税特別 第四十条 第三条の規定による改正後の租税特別

第四十一条 第六条の規定による改正後の租税特第四十一条 第六条の規定による改正後の租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(以下この条において「新平成二十四年改正令」という。)附則第十二条第二項の規定は、法人の令和元年十月一日以後に開始する同項第一号に規定する前課税事業年度の同号に規定する地方法人税額について適用し、法人の同日前に開始した第六条の規定による改正前の租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(以下この条において「旧平成二十四年改正令」という。)附則第十二条第二項の規定による改正する政定(以下この条において「旧平成二十四年改正令」という。)附則第十二条第二項の規定による改正後の租税特別措置法施行令の一部を改正する政定(以下この条に対策)が表示を改正する政定(以下この条に対策)が表示を改正する政定(以下に対策)が表示を対策といる政定による改正後の租税特別措置法施行令の一部を改正する政定を以下に対策という。

に第四十 項に規定する所得基準法人税額に対する地方法 一日以後に開始する同項の各課税事業年度の同 に第四 2 新平成二十四年改正令附則第十二条第二項の は、平成 る前課税事業年度の同号に規定する地方法人税法第 は、平成 る前課税事業年度の同号に規定する地方法人税 1

4 新平成二十四年改正令附則第十九条第二項の例による。

# 二六号) 抄 別 (平成二八年五月二五日政令第二

(施行期日)

第一条 この政令は、所得税法等の一部を改正す第一条 この政令は、所得税法等の一部を改正法」との日から施行する、所得税法等の一部を改正す

四〇号) 抄 明(平成二八年六月一七日政令第二

(施行期日)

げる規定の施行の日から施行する。て「改正法」という。) 附則第一条第四号に掲法律(平成二十八年法律第十六号。次項におい1 この政令は、関税定率法等の一部を改正する

一九号)
附 則 (平成二八年九月三〇日政令第三

附 則 (平成二八年一一月二四日政令第年十月一日)から施行する。 この政令は、改正法の施行の日(平成二十八

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日(施行期日)

定する所得基準法人税額に対する地方法人税の第二十九条第二項の各課税事業年度の同項に規

の規定により読み替えて適用する地方法人税法した旧平成二十四年改正令附則第十二条第二項人税の額について適用し、法人の同日前に開始

三五九号) 附 則 (平成二八年一一月二八日政令第施行する。

附 則 (平成二九年一月二五日政令第七この政令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

号

1

行する。

「なの政令は、環太平洋パートナーシップに関が日本国について効力を生ずる日の前日から施が日本国について効力を生ずる日がら施行する。ただし、附則第対る包括的及び先進的な協定が日本国についてする包括の及び先進的な協定が日本国についてするの政令は、環太平洋パートナーシップに関

(調整規定)

3 環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日前となる場合には、第一条のうち畜産経営の安定に関する法律施行令第十四条に一号を加える改正規定、第二条のうち・附別のでん粉の価格調整に関する法律施行令第第四条の改正規定並びに同する法律施行令第第四条の改正規定並びに同する法律施行令第第四条の改正規定がの方式に関するとは、第一条の四第七号に係る部分並びに関するとは、第一条の四第七号に係る部分並びに関する包括的及び先進的な協定」とあるのは、「環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日が環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日が表現で、「環太平洋パートナーシップ協定が日本国について対対を表示といる。

## 〇号) 抄 附 則 (平成二九年三月二三日政令第四

(施行期日)

年四月一日)から施行する。 第一条 この政令は、第五号施行日(平成二十九

三号) 少附 則 (平成二九年三月二九日政令第六

項の改正規定、同令第三十九条の三十五第四改正規定、同条第二項の改正規定、同条第四

三(見出しを含む。)の改正規定、

出しを含む。)の改正規定、同令第三十九条改正規定、同令第三十九条の百二十の七(見

二十の四から第三十九条の百二十の六までのを含む。)の改正規定、同令第三十九条の百

の百二十の八の改正規定(同条第十項中

定、同令第三十九条の三十四の三第一項の

**第一条** この政令は、 (施行期日)

附 則 (平成二九年三月三一日政令第一施行する。 一条 この政令は、平成二十九年四月一日から

# 一四号) 抄附 則 (平成二九年三月三一日政令第一

施行期日)

一 第一条中租税特別措置法施行令第五十一条当該各号に定める日から施行する。施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から

の十の二第十四項第二十五号の改正規定、同四の三の改正規定(同条第十九項第二号に係四の三の改正規定(同条第十九項第二号に係る部分を除く。) 平成二十九年六月一日の二の改正規定 平成二十九年五月一日の二の改正規定 平成二十九年五月一日の二の改正規定 平成二十九年五月一日の二の改正規定 平成二十九年五月一日の二の改正規定 平成二十五号の改正規定、同

正規定、同令第三十九条の三十四の二の改正 の二第十三項の改正規定、同条第十四項の改 第十二号の六」を「第二条第十二号の五の 同令第二十七条の四第九項第一号の改正規定 を「第二条第十二号の六の三」に改める部分 項の改正規定(「第二条第十二号の六の四」 第十二項」に改める部分に限る。)、同条第七 条第十項第三号」を「同条第十一項第三号」 条第二十六項に係る部分を除く。)、同令第二 正規定(同条第七項第一号に係る部分及び同の改正規定、同令第二十五条の十三の八の改一項の改正規定、同令第二十五条の十三の六 部分を除く。)、同令第二十五条の十三の二第 五号に係る部分及び同号の次に一号を加える 部分、同条第十項第三号に係る部分、同項第 の十三の改正規定(同条第七項第二号に係る 項第二十六号ロの改正規定、同令第二十五条 の五の二」に改める部分に限る。)、同令第二 の改正規定、同条第五項第六号の改正規定、 に限る。)、同令第二十五条の十四の二第三項 十五条の十四第九項第六号の改正規定(「同 二」に改める部分に限る。)、同令第三十二条 二の四第八項第一号イの改正規定(「第二条 に改める部分に限る。)、同令第二十七条の十 十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」 (「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号 に改める部分及び「同条第十一項」を「同条 ・七条の十二第九項の改正規定(「第二条第

> 同令第二十六条の二十七の二の改正規定並び同令第二十六条の二十六第七項の改正規定、同令第二十六条の二十三第四項の改正規定、 「同項」を「前項」に改める部分を除く。)及を「には」に改める部分及び同条第二項中 項の改正規定、同令第四十六条の六の改正規条の二の改正規定、同令第四十五条の三第一 規定 平成三十年一月一日 条を加える改正規定 平成二十九年十月一日 換等」に改める部分に限る。)、同令第四十五 第二条第十二号の十七に規定する適格株式交 条の四十五の二第十項の改正規定(「第二条 九条の三十九第十項第一号の改正規定(「第 交換等」に改める部分に限る。)、同令第三十 法第二条第十二号の十七に規定する適格株式 に同令第二十六条の二十八の三第九項の改正 第二十五条の十二の二第十九項の改正規定、 十五条の十一の二第十四項の改正規定、同令 十一第四項及び第五項の改正規定、同令第二 の八第十四項の改正規定、同令第二十五条の の八の六とし、同令第四十六条の八の次に四 び同令第四十六条の八の二を同令第四十六条 因して」を「基因して」に、「にあつては」 四十六条の八の改正規定(同条第一項中「起 定、同令第四十六条の七の改正規定、同令第 の改正規定(「適格株式交換」を「法人税法 改正規定、同令第三十九条の百二十八第四項 の七十二第十項の改正規定、同条第十一項の 条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の の四十六第八項第一号イの改正規定(「第二 第十二号の六」を「第二条第十二号の五の の二」に改める部分に限る。)、同令第三十九 二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五 項の改正規定(「適格株式交換」を「法人税 二」に改める部分に限る。)、同令第三十九条 二」に改める部分に限る。)、同令第三十九条 第一条中租税特別措置法施行令第二十五条

第一条中租税特別措置法施行令の目次の改第二十五条の二十一のび第二十五条の二十一の前の改正規定、同令第二十五条の所の五の節名の改正規定、同令第二十五条の所の立の前名の改正規定、同令第二十五条の大」に、「特定外国法人」を「外国関係法に、「特定外国子会社等」を「外国関係法の改正規定、同令第二十五条の次に二条を加える改工規定、同令第二十五条の次に二条を加える改正規定、同令第二十五条の次に二条を加える改正規定、「特定外国子会社等」を「外国関係法

定、同令第三十九条の十四の改正規定、同条定、同令第三章第八節の四の節名の改正規三十九条の十三の三第三項第二号の改正規第二十七条」を加える部分を除く。)、同令第 (同条第一項中「第二十三条の二」の下に「、規定、同令第三十九条の十三の二の改正規定除く。)、同令第三十九条の十二第五項の改正 の五の節名の改正規定、同令第三十九条の二 令第三十九条の二十の改正規定、同章第八節 規定、同令第三十九条の十九の改正規定、同 第三十九条の十八(見出しを含む。)の改正 条の十七の次に一条を加える改正規定、同令 の次に二条を加える改正規定、同令第三十九 の十七の二(見出しを含む。)の改正規定、 三十九条の十七の改正規定、同令第三十九条 部分を除く。)、同令第三十九条の十六及び第 条第七項中「第十号」を「第八号」に改める 条第一項第一号中「第五項まで」の下に 条の十五(見出しを含む。)の改正規定(同 の次に二条を加える改正規定、同令第三十九 条、第四十条」に改める部分を除く。)、同令 七項の改正規定(「第四十条」を「第二十七 第四項第四号の改正規定、同令第三十六条第 号ロ」を「第四十二条の四第八項第二号ロ」 項の改正規定(「第四十二条の四第六項第二 三十一の改正規定、同令第二十七条の四第四 の改正規定、同令第二十五条の二十七から第 同令第二十五条の二十六(見出しを含む。) 規定、同令第二十五条の二十五の改正規定、 四の改正規定、同章第八節の六の節名の改正 の二十三の改正規定、同令第二十五条の二十 次に一条を加える改正規定、同令第二十五条 加える改正規定、同令第二十五条の二十二の 十五条の二十二の三とし、同条の次に二条を 出しを含む。)の改正規定、同条を同令第二 十の二の改正規定、同令第三十九条の二十の 同条を同令第三十九条の十七の三とし、同条 六項」を「第六十一条の二第十七項」に、 第二十七条」を加え、「第六十一条の二第十 を「第二十七条、第四十条」に改める部分を 第三十七条第四項の改正規定(「第四十条」 に改める部分を除く。)、同令第三十三条の七 十五条の三十の改正規定、同令第二十五条の 改正規定、同令第二十五条の二十二の二(見 二十五条の二十九までの改正規定、同令第二 「第十号」を「第八号」に改める部分及び同

令第三十九条の百十八(見出しを含む。)の規定、同条の次に二条を加える改正規定、同九条の百十七の二(見出しを含む。)の改正 条の次に一条を加える改正規定、同令第三十 の改正規定、同章第二十七節の節名の改正規、同令第三十九条の百十三の三第三項第二号 を「第八十一条の五の二第一項、第八十一条 部分を除く。)、同令第三十九条の九十の二第 二第一項、第八十一条の七第一項」に改める 令第三十九条の九十第七項の改正規定(「第 規定、同条第十三項の改正規定、同令第三十 条の二十の八の改正規定、同令第三十九条の 規定、同令第三十九条の百二十の三(見出し 正規定、同令第三十九条の百二十の二の改 定(同条第十二項中「損金算入」を「限る。」 改正規定、同令第三十九条の百十九の改正規 第三十九条の百十七の改正規定、同令第三十 部分を除く。)、同令第三十九条の百十六及び 条第七項中「第十号」を「第八号」に改める 十六項」を「第六十一条の二第十七項」に、 九条の百十五(見出しを含む。)の改正規定 三十九条の百十二第十五項第一号の改正規 の七第一項」に改める部分を除く。)、同令第 四項の改正規定(「第八十一条の七第一項」 八十一条の七第一項」を「第八十一条の五の を同項第三号とし、 九条の三十九第三項第二号の改正規定、同号 までの改正規定、同令第三十九条の二十の 二十の改正規定、同章第二十八節の節名の改 に改める部分を除く。)、同令第三十九条の 「、第二十七条」を加え、「第六十一条の二第 定、同令第三十九条の百十四の改正規定、同 定、同令第三十九条の百十三の二の改正規定 とし、同号の前に一号を加える改正規定、同 二十の九の改正規定、同令第三十九条の三十 (見出しを含む。) の改正規定、同令第三十九 十九条の二十の四から第三十九条の二十の 「第十号」を「第八号」に改める部分及び (同条第一項第一号中「第五項まで」の下に (同条第一項中「除く。)」の下に「、第八十 条の五の二第一項」を加える部分を除く。) 「の三第六項の改正規定、同条第八項の改正 同項第一号を同項第二号 同

同令第三十九条の百二十の九の改正規定並び に一条を加える改正規定並びに附則第三十五 の二十九とし、同令第四十六条の二十七の次 金算入」を「限る。」に改める部分を除く。)、 に同令第四十六条の二十八を同令第四十六条 平成三十年四月一日

二十五条の十の十第七項の改正規定、同令第定、同令第二十五条の九の改正規定、同令第第九項の改正規定、同条第十一項の改正規六 第一条中租税特別措置法施行令第四条の二 条の十二の二第二十四項の表第二百六十二条 九条及び第十二条の規定 平成三十一年一月 第五項の項の改正規定並びに附則第四条、第 二条第五項の項の改正規定及び同令第二十五二十五条の十一の二第二十項の表第二百六十

第七項の改正規定(「第十条の四第三項」の る。)、同令第二十七条の十一の二の改正規定 第十条の四の二第七項」を加える部分に限 の改正規定(「第十条の四第七項」の下に「、 条第六項の改正規定、同令第五条の七第五項 規定、同令第五条の六第四項の改正規定、同定、同令第五条の五の次に一条を加える改正 分に限る。)、同令第五条の五の二の改正規定 二条の十一の三第一項」に改める部分に限 (「第四十二条の十一の二第一項」を「第四十 下に「、第十条の四の二第三項」を加える部 「第十条第八項第五号」に改める部分を除く ')、同条を同令第五条の五の三とする改正規 (同条第一項中「第十条第六項第四号」を 第一条中租税特別措置法施行令第五条の三

> 部を改正する法律(平成二十九年法律第四十産業集積の形成及び活性化に関する法律の一 七号)の施行の日

第三十九条の二十四に二項を加える改正規 条の四(見出しを含む。)の改正規定、同令 十五号)の施行の日 業競争力強化支援法(平成二十九年法律第三 九条第六項及び第二十六条第四項の規定 十二条の六第三項の改正規定並びに附則第十 条の次に一条を加える改正規定及び同令第四 二を同令第三十九条の百二十一の二とし、同 む。)の改正規定、同令第三十九条の百二十 定、同令第三十九条の六十三(見出しを含 次に一条を加える改正規定、同令第二十九 農

二十六号)の施行の日 の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 及び第二十三条第一項の規定 都市緑地法等 四第三項の改正規定並びに附則第八条第一項 の七第二項の改正規定及び同令第三十九条の 第一条中租税特別措置法施行令第二十二条

十二 第一条中租税特別措置法施行令第四十条 正する法律(平成二十九年法律第三十号)の子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改 条の八十二の次に一条を加える改正規定 施行の日 第一条中租税特別措置法施行令第三十九 原

の八の四第五項の改正規定及び同令第四十条

十三 第一条中租税特別措置法施行令第四十三 法等の一部を改正する法律(平成二十九年法の八の八の次に一条を加える改正規定 医療 財務大臣と協議して定める地震に対する安全章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が 条の三の改正規定(同条第三項中「)とす 号の規定」を加える部分を除く。) 不動産特 「により事業契約に関する事項を定め、第三る部分及び同条第六項中「の規定」の下に る」を「)であつて、建築基準法施行令第三 定の施行の日 律第五十七号)附則第一条第二号に掲げる規 十九年法律第四十六号)の施行の日 定共同事業法の一部を改正する法律(平成) 項の規定により基準を定め、又は第六項第四 性に係る基準に適合するものとする」に改め

第六項」の下に「、第四十二条の十一の三第第五項の改正規定(「第四十二条の十一の二

条を加える改正規定、同令第二十七条の十三 る改正規定、同令第二十七条の十一の次に一 る。)、同条を同令第二十七条の十一の三とす

条の四十四の二の次に一条を加える改正規 六項」を加える部分に限る。)、同令第三十九

第一条中租税特別措置法施行令第六条の六 2 る。

財産形成非課税住宅貯蓄申告書又は旧法第四条 律第四号。以下「改正法」という。) 第十二条 等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法は、当該徴収された所得税の額がある所得税法 当該事実が新令第二条の二十五の二に規定する り徴収された所得税の額がある場合において、 収益の分配又は差益について所得税法(昭和四 発生したことにより、当該各号に定める利子、 所得税の額の還付を請求することができる。

子、収益の分配又は差益 産形成住宅貯蓄に係る同項各号に定める利 る事実 旧法第四条の二第一項に規定する財しくは二に定める要件に該当しないこととな 同項第二号ハ若しくは二又は同項第三号ハ若 労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九 産形成住宅貯蓄契約又はその履行につき、勤旧法第四条の二第一項に規定する勤労者財 十二号)第六条第四項第一号ロ若しくはハ、

産形成年金貯蓄契約又はその履行につき、勤旧法第四条の三第一項に規定する勤労者財 規定する財産形成年金貯蓄に係る同項各号に いこととなる事実 第三号ロ若しくはハに定める要件に該当しな 労者財産形成促進法第六条第二項第一号口若 しくはハ、同項第二号ロ若しくはハ又は同項 定める利子、 収益の分配又は差益 旧法第四条の三第一項に

及び同項第六号の次に一号を加える部分に限 第六十八条の十四の三第七項」を加える部分

条

等の一部を改正する法律(平成二十八年法律

の六第五項第五号の改正規定 関税定率法

第一条中租税特別措置法施行令第四十八

企業立地の促進等による地域における

部分に限る。)及び同条第六項の改正規定

「、第六十八条の十四の三第七項」を加える

(「第六十八条の十四の二第七項」の下に 同令第三十九条の四十八第五項の改正規

「第六十八条の十四の二第七項」の下に「、

第十六号)附則第一条第四号に掲げる規定の

3

(昭和三十七年法律第六十六号)第五十八条第

前項の請求に係る還付金について国税通則

項に規定する還付加算金を計算する場合に

る金銭の払出しに関する経過措置) (所得税の徴収が行われない災害等の事由によ

第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措 二十五の二(新令第二条の三十一において準用 同じ。)の規定は、この政令の施行の日(以下 置法施行令(以下「新令」という。)第二条の の二十五の二に規定する事実について適用す する場合を含む。以下この項及び次項において 「施行日」という。)以後に発生する新令第二条

納税地の所轄税務署長に対し、当該徴収された ころにより、平成三十年三月三十一日までに、 申告書を提出した個人は、財務省令で定めると の三第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄 「旧法」という。) 第四条の二第四項に規定する の規定による改正前の租税特別措置法(以下 災害等の事由により発生したものであるとき 十年法律第三十三号)第百八十一条の規定によ 施行日前一年以内に次の各号に掲げる事実が

> 二条第一号に掲げる還付金とみなす。 第五十一号)の規定の適用については、同令第 理資金に関する法律施行令(昭和二十九年政令

その適することとなった日)までの期間とす るのに適することとなった日がある場合には、

第二項の請求に係る還付金は、国税収納金整

「充当」という。)をする日(同日前に充当をす 第一項の規定による充当(以下この項において をする日又はその還付金につき同法第五十七条 の規定による還付の請求があった日後一月を経 は、その計算の基礎となる同項の期間は、前項

過する日の翌日からその還付のための支払決定

4

行令等の一部を改正する政令 (平成二十九年政付に限る。)」とあるのは、「租税特別措置法施 は、その還付」と読み替えるものとする。 所得税の額の還付をする同項の所轄税務署長 令第百十四号)附則第二条第二項の請求に係る 得税の還付をすべき者は、その還付(当該各号 徴収された復興特別所得税の額に相当する金額 第三項及び第六項並びに第三十一条第三項の規 するために必要な財源の確保に関する特別措置 に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める還 同条第三項中「次の各号に掲げる規定により所 の還付について準用する。この場合において、 額と同法第二十八条第一項の規定により併せて 定は、第二項の請求により還付される所得税の 法(平成二十三年法律第百十七号)第二十八条 東日本大震災からの復興のための施策を実施

6 項の規定による」と、 財源の確保に関する特別措置法第二十八条第三 らの復興のための施策を実施するために必要な るのは「次項において準用する東日本大震災か る」と、第四項中「第二項の請求に係る」とあ 律第百十七号)第二十八条第三項の規定によ 所得税の還付について準用する。この場合にお措置法第二十八条第三項の規定による復興特別 実施するために必要な財源の確保に関する特別 用する東日本大震災からの復興のための施策を 源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法 の復興のための施策を実施するために必要な財 は「第五項において準用する東日本大震災から いて、第三項中「前項の請求に係る」とあるの 第三項及び第四項の規定は、前項において準 「第二条第一号」とある

は「第二条第十八号」と読み替えるものとす

第三条 新令第二条の二十八第一項の規定は、 に規定する解約返戻金については、なお従前の(以下「旧令」という。) 第二条の二十八第一項 条の規定による改正前の租税特別措置法施行令 金について適用し、 行日以後に支払われる同項に規定する解約返戻 (財産形成年金貯蓄に関する経過措置 施行日前に支払われた第一

関する経過措置) 定する事実については、なお従前の例による。 (上場株式等に係る配当所得等の課税の特例に 施行日前に発生した旧令第二条の三十三に規

用し、平成三十年分以前の所得税については、 令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分 なお従前の例による。 をいう。以下同じ。) 以後の所得税について適 定は、令和元年分(平成三十一年一月一日から 新令第四条の二第九項及び第十一項の規 3

第五条 個人の平成二十九年分の所得税について 金額に係る所得税の額から控除される金額があ すべき金額に含まれるものとする。 よる改正後の租税特別措置法(以下「新法」と 該控除される金額は、改正法第十二条の規定に 第三項及び第四項の規定の適用については、当 六の二第四項及び第五項並びに第五条の六の三 る場合には、新令第五条の五第八項、第五条の 第十条の三第六項の規定により同年分の総所得 従前の例によることとされる場合における旧法 改正法附則第四十六条第二項の規定によりなお 却又は所得税額の特別控除に関する経過措置) (中小事業者が機械等を取得した場合の特別償 いう。) 第十条の三第三項の規定による控除を 5 4

(個人の減価償却に関する経過措置)

第六条 新令第五条の八第一項の規定は、個人が 個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条第 設をいう。以下この項及び第三項において同 の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、 じ。)をする新法第十一条第一項の表の第一号 施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建 項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産 ついては、なお従前の例による。

2 る規定は、次に掲げる規定とする。 で定める減価償却資産に関する特例を定めてい 改正法附則第四十九条第二項に規定する政令 新法第十九条各号に掲げる規定

> 項において準用する場合を含む。)、第三十三 項において準用する場合を含む。) 又は第三 第三十三条の三第二項、 条、第三十三条の二第一項若しくは第二項、 |第一項、第二十八条の三第二項(同条第|| 七条の五第一項の規定 第三十七条第一項(同条第三項及び第四 第四項若しくは第六

二 新法第二十四条の三第一項、第二十八条の

三 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法 第十二条第一項(同条第三項及び第四項にお 律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法 いて準用する場合を含む。) の規定 律第二十九号。以下「震災特例法」という。)

旧法第十九条各号に掲げる規定

Ŧī. 六 所得税法等の一部を改正する法律(平成) 四項において準用する場合を含む。)の規定 正前の租税特別措置法第十九条各号に掲げる 十八年法律第十五号)第十条の規定による改 旧法第三十七条第一項(同条第三項及び第

よる。 日前に取得等をした旧法第十二条第一項に規定 する工業用機械等について適用し、個人が施行 以後に取得等をする新法第十二条第一項に規定 する工業用機械等については、なお従前の例に に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日新令第六条の三(第四項第三号に掲げる事業

の規定に基づく旧令第七条の規定は、 おその効力を有するものとされる旧法第十四条 効力を有する。 改正法附則第四十九条第三項の規定によりな なおその

二項第一号に掲げる建築物について適用し、個 行日以後に取得又は新築をする新法第十四条第 条の二第二項第一号に掲げる建築物について は、なお従前の例による。 人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四 新令第七条第二項第一号の規定は、個人が施

第一号中「第九条」とあるのは「第三十条」 効力を有する。この場合において、同条第五項 定めるものを含む。)に係る部分に限る。)の規 と併せて設置される同号に規定する財務省令で 並びに同項第三号に掲げる構築物(当該構築物 の二(第二項第二号に掲げる建築物及び構築物 おその効力を有するものとされる旧法第十四条 十一条第一項第三号」とする。 定に基づく旧令第七条の二の規定は、なおその 改正法附則第四十九条第五項の規定によりな 「第十条第一項第三号」とあるのは「第三

> による株式の取得に係る経済的利益の非課税等 (特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使

第七条 新令第十九条の三第九項の規定は、施 日以後に取得をする同項に規定する分割等株式 十九条の三第九項に規定する分割等株式につい について適用し、施行日前に取得をした旧令第 ては、なお従前の例による。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

規 の

十七条の四の規定

|の規定又は旧効力措置法第|

の規定

正前の租税特別措置法(以下 同法第十二条の規定による改 の効力を有するものとされる 第十六項の規定によりなおそ

「旧効力措置法」という。) 第 十七条の三の規定

第八条 新令第二十二条の七第二項の規定は、 は、なお従前の例による。 十四条第一項に規定する土地等の譲渡について 法第三十四条第一項に規定する土地等の譲渡に ついて適用し、個人が同日前に行った旧法第三 人が附則第一条第十号に定める日以後に行う新

2 新令第二十五条第十四項の規定は、個人が施 行日以後に新法第三十七条第一項の表の第八号 をした場合におけるこれらの譲渡については、 の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個 の譲渡をした場合及び個人が施行日以後に同号 得(建設及び製作を含む。以下この項及び第六 の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個 なお従前の例による。 人が施行日前に同号の下欄に掲げる資産の取得 十七条第一項の表の第十号の上欄に掲げる資産 渡について適用し、個人が施行日前に旧法第三 項において同じ。)をする場合における当該譲 人が施行日以後に同号の下欄に掲げる資産の取

4 3 ら第五項まで及び第十六項から第二十二項まで る。) の規定に基づく旧令第二十五条第一項か なおその効力を有するものとされる旧法第三十 第一項の表の第二号及び第七号に係る部分に限 七条から第三十七条の四まで(旧法第三十七条 改正法附則第五十一条第十六項の規定により 規定は、なおその効力を有する。

第二項第二号 第十八条の五又 令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 定の適用については、次の表の上欄に掲げる同 がある場合における租税特別措置法施行令の規 改正法附則第五十一条第十六項の規定の適用 -欄に掲げる字句とする。 定規の 若しくは する等の法律(平成二十九年 又は所得税法等の一部を改正 同表の

|法律第四号)||附則第五十一

第二十五条の 第二十四 四第十五項 第一項及び 及び以及の又

条第一項の表の第二号若しくは第七号、新法第 当該個人の選択により、旧効力措置法第三十七 なかったものとされる部分の金額の計算につい る資産にも該当する場合における旧効力措置法特例法第十二条第一項の表の各号の上欄に掲げ の第二号又は第七号の上欄に掲げる資産が、新効力措置法」という。) 第三十七条第一項の表 される旧法(以下この項及び次項において「旧 二条第一項の規定を適用する。 項、新法第三十七条第一項又は震災特例法第十 するものとして、旧効力措置法第三十七条第一 のいずれかの号の上欄に掲げる資産にのみ該当 三十七条第一項の表の各号又は震災特例法第十 及び次項において同じ。)の規定により譲渡が 四項において準用する場合を含む。以下この 第三項及び第四項において準用する場合を含 第三十七条第一項(同条第三項及び第四項にお 法第三十七条第一項の表の各号の上欄又は震災 六項の規定によりなおその効力を有するものと ては、その譲渡をした資産の全部又は一部は、 震災特例法第十二条第一項(同条第三項及び第 む。以下この項及び次項において同じ。)又は において同じ。)、新法第三十七条第一項(同条 いて準用する場合を含む。以下この項及び次項 二条第一項の表の各号のうち、その該当する号 個人の譲渡をした改正法附則第五十一条第十 定 項

算については、その取得をした資産の全部又は り譲渡がなかったものとされる部分の金額の 欄に掲げる資産にも該当する場合における旧 又は震災特例法第十二条第一項の表の各号の下 産が、新法第三十七条第一項の表の各号の下欄 力措置法第三十七条第一項、新法第三十七条第 一項又は震災特例法第十二条第一項の規定によ 一部は、当該個人の選択により、 個人の取得をした旧効力措置法第三十七条第 項の表の第二号又は第七号の下欄に掲げる資 旧効力措置法 効

特例法第十二条第一項の規定を適用する。 十七条第一項、新法第三十七条第一項又は震災 にのみ該当するものとして、旧効力措置法第三 該当する号のいずれかの号の下欄に掲げる資産 特例法第十二条第一項の表の各号のうち、その 第三十七条第一項の表の第二号若しくは第七 新法第三十七条第一項の表の各号又は震災 2

第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と、 八条の五の規定の適用については、同条第二項 がある場合における租税特別措置法施行令第十 なおその効力を有する。 で及び第十四項から第二十四項までの規定は、 定に基づく旧令第二十五条第一項から第五項ま 第一項の表の第十号に係る部分に限る。)の規 七条から第三十七条の四まで(旧法第三十七条 なおその効力を有するものとされる旧法第三十 改正法附則第五十一条第十八項の規定の適用 改正法附則第五十一条第十八項の規定により

規定による改正前の租税特別措置法第三十七条その効力を有するものとされる同法第十二条の 号)附則第五十一条第十八項の規定によりなおを改正する等の法律(平成二十九年法律第四 の三の規定」とする。 「の規定」とあるのは「又は所得税法等の一部

定する買換資産については、新法第三十七条第一項に規定する譲渡をした資産に係る同項に規 旧法第三十七条第四項において準用する同条第 規定によりなおその効力を有するものとされる 改正法附則第五十一条第十六項又は第十八項の として指定された非常災害が発生したときは、 る同条第一項の規定の適用を受けている場合に とされる旧法第三十七条第四項において準用す 十八項の規定によりなおその効力を有するもの 八項の規定の例による。 個人が改正法附則第五十一条第十六項又は第 いて、新法第三十七条第八項の特定非常災害 所得等の非課税に関する経過措置) (未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡

関する経過措置 (上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に

第九条 新令第二十五条の九第十四項及び第十五 適用し、平成三十年分以前の所得税について項の規定は、令和元年分以後の所得税について なお従前の例による。

得計算等の特例に関する経過措置) (特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所

号の二に係る部分に限る。) の規定は、同号に

新令第二十五条の十の二第十四項(第九

規定する法人の同号に規定する株式分配で施行

規定する株式について適用する。 受け入れる同号に規定する完全子法人の同号に 日以後に行われるものにより同号の特定口座に

定する法人の同号に規定する株式分配で施行日 の二に係る部分に限る。)の規定は、同号に規新令第二十五条の十の二第十四項(第十九号 定する株式について適用する。 け入れる同号に規定する完全子法人の同号に規 以後に行われるものにより同号の特定口座に受

第十一条 新令第二十五条の十の五第三項(第五 日以後に行われるものにより同号の出国口座に規定する法人の同号に規定する株式分配で施行 号の二に係る部分に限る。)の規定は、同号に 規定する株式について適用する。 受け入れる同号に規定する完全子法人の同号に (特定口座継続適用届出書等に関する経過措置)

十五条の十一の二第二十項及び第二十五条の十第十二条 新令第二十五条の十の十第七項、第二(特定口座年間取引報告書等に関する経過措置) 得等の非課税に関する経過措置) 得税については、なお従前の例による。 所得税について適用し、平成三十年分以前の所 二の二第二十四項の規定は、令和元年分以後の (非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所

第十三条 新令第二十五条の十三第十一項(第五 号の二に係る部分に限る。)の規定は、同号に 日以後に行われるものにより同号の非課税口座 規定する法人の同号に規定する株式分配で施行 に規定する株式について適用する。 に受け入れる同号に規定する完全子法人の同号

第十四条 新令第二十五条の十三の八第七項(第 2 のにより金銭その他の資産の交付を受ける場合に規定する株式分配で施行日以後に行われるも について適用する。 一号に係る部分に限る。)の規定は、新法第三 -七条の十第三項第三号に規定する法人の同号

号に規定する株式について適用する。 規定する法人の同号に規定する株式分配で施行 号の二に係る部分に限る。)の規定は、同号に 準用する新令第二十五条の十三第十一項(第五 座に受け入れる同号に規定する完全子法人の同 日以後に行われるものにより同号の未成年者口 新令第二十五条の十三の八第十七項において

渡所得等の非課税に関する経過措置) (公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲

第十五条 新令第二十五条の十七第七項及び第八

施行日以後にされる新法第四十条

項の規定は、

いて適用し、施行日前にされた旧法第四十条第 (公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額 ては、なお従前の例による。 項後段に規定する財産の贈与又は遺贈につい

第十六条 新令第二十六条の二十八の二第一項の 除く。)の閲覧については、 年四月一日以後に開始する同条第五項第四号に 規定は、同項第三号に掲げる法人の平成二十八 する事業年度に係る同条第一項第三号ロ(1) 規定する事業年度に係る同条第一項第三号ロ に掲げる書類 (同号口 (1) に規定する定款を 定款を除く。)の閲覧について適用し、旧令第 人の同日前に開始した同条第五項第四号に規定 (1) に掲げる書類(同号ロ(1)に規定する 一十六条の二十八の二第一項第三号に掲げる法 なお従前の例によ

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

を受ける法人が旧令第二十七条の四第二十二項

新令第二十七条の四第二十一項の規定の適用

の規定(旧令第三十九条の三十九第二十一項

0

の四第十九項に規定する届出と、それぞれみな 等がした同項に規定する届出は新令第二十七条 割等に係る同項の分割法人等及び分割承継法人

けた認定と、旧令第二十七条の四第二十項の分 四第十九項に規定する合理的な方法について受 な方法について受けた認定は新令第二十七条の

規定を含む。)の適用を受けた法人である場合

には、旧令第二十七条の四第二十二項の現物分

する届出とみなす。ただし、当該被現物分配法 届出は、新令第二十七条の四第二十一項に規定 配に係る被現物分配法人がした同項に規定する

人が当該現物分配により同条第三項第二号に掲

第十七条 新令第二十七条の四第九項の規定の適 三項第二号に定める費用の額が含まれる場合 号イ若しくはロに規定する月別移転試験研究費 含む。)の適用を受けた法人である場合には、 用を受ける法人(人格のない社団等を含む。以 は、この限りでない。 の額若しくは月別移転試験研究費の額に同条第 の額又は同項第三号に規定する移転試験研究費 は口に規定する移転試験研究費の額、同項第二 ただし、当該分割等に係る同項第一号イ若しく 四第九項に規定する届出と、それぞれみなす。 がした同項に規定する届出は新令第二十七条の 等に係る同項の分割法人等及び分割承継法人等 た認定と、旧令第二十七条の四第十一項の分割 四第九項に規定する合理的な方法について受け な方法について受けた認定は新令第二十七条の 旧令第二十七条の四第十一項に規定する合理的 定(旧令第三十九条の三十九第十二項の規定を 下同じ。)が旧令第二十七条の四第十一項の規

2 新令第二十七条の四第十一項の規定の適用を 新令第二十七条の四第十一項に規定する届出と 旧令第二十七条の四第十三項の現物分配に係る 被現物分配法人がした同項に規定する届出は、 含む。)の適用を受けた法人である場合には、 定(旧令第三十九条の三十九第十四項の規定を 受ける法人が旧令第二十七条の四第十三項の規 みなす。 ただし、当該被現物分配法人が当該現

第一項後段に規定する財産の贈与又は遺贈につ 受ける法人が旧令第二十七条の四第二十項の規 は、この限りでない。 究の用に供される資産の移転を受けている場合 物分配により同条第三項第二号に掲げる試験研 新令第二十七条の四第十九項の規定の適用

の特別控除に関する経過措置)

旧令第二十七条の四第二十項に規定する合理的 含む。)の適用を受けた法人である場合には、 定(旧令第三十九条の三十九第十九項の規

が定を

に関する経過措置)

ている場合は、この限りでない。 げる試験研究の用に供される資産の移転を受け

第十八条 法人の平成三十年四月一日前に終了し 関する経過措置) た場合の特別償却又は法人税額の特別控除等に 開始の日前に行われたものである場合における 除く。)が施行日以後最初に開始する事業年度 配(第二項又は前項の規定の適用に係るものを 又は同条第十一項若しくは第二十一項の現物分 項又は第三項の規定の適用に係るものを除く。) 九項又は第二十一項の規定の適用を受ける法人 適用に関し必要な経過措置は、財務省令で定め 項又は第二十一項の届出その他前各項の規定の 同条第九項又は第十九項の認定及び同条第十一 の同条第九項若しくは第十九項の分割等(第一 (エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得し 新令第二十七条の四第九項、第十一項、

度における新令第二十七条の五第四項(第五号 第十六条第一項第一号に規定する前課税事業年 た地方法人税法(平成二十六年法律第十一号) 六第八項、 に係る部分に限るものとし、新令第二十七条の 第二十七条の九第十一項、 第二十七

第五号中「百分の十・三」とあるのは、「百分の適用については、新令第二十七条の五第四項 第五項において準用する場合を含む。)の規定 の四・四」とする。 条の十二の三第七項及び第二十七条の十二の四

三」とあるのは、「百分の四・四」とする。 の規定の適用については、同号中「百分の十・ 十二の四第五項において準用する場合を含む。 第二十七条の十二の三第七項及び第二十七条の 十七条の六第八項、第二十七条の九第十一項、 事業年度における新令第二十七条の五第四項 法人税法第二十三条第一項本文に規定する課税 (第六号に係る部分に限るものとし、新令第一 法人の平成三十年四月一日前に終了した地方 法人の平成三十年四月一日前に終了した地方

おける新令第二十七条の五第四項(第七号に係 法人税法第二十九条第二項の各課税事業年度に のは、「百分の四・四」とする。 用については、同号中「百分の十・三」とある 項において準用する場合を含む。)の規定の適 十二の三第七項及び第二十七条の十二の四第五 八項、第二十七条の九第十一項、第二十七条の る部分に限るものとし、新令第二十七条の六第 3

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十九条 新令第二十八条第一項の規定は、法人 が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは ついては、なお従前の例による。 項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産に が施行日前に取得等をした旧法第四十三条第一 欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人 をする新法第四十三条第一項の表の第一号の中 建設をいう。以下第五項までにおいて同じ。) 5

年以内事業年度等が連結事業年度である場合に る規定は、次に掲げる規定(同項に規定する一 で定める減価償却資産に関する特例を定めてい 改正法附則第六十七条第三項に規定する政令 附則第二十六条第二項各号に掲げる規定)

行日以後に取得等をする新法第四十五条第一項

事業に係る部分に限る。) の規定は、法人が施

新令第二十八条の九(第四項第三号に掲げる

に規定する工業用機械等について適用し、法人

を含む。)、第六十五条の七第一項(新法第六 又は第六十五条第三項において準用する場合 若しくは第八項(新法第六十四条の二第八項 五条第三項において準用する場合を含む。) 十五条の八第七項において準用する場合を含 む。)若しくは第九項 新法第六十一条の三第一項、第六十四条第 項(新法第六十四条の二第七項又は第六十 新法第五十三条第一項各号に掲げる規定 (新法第六十五条の八

> 六十七条の五第一項の規定 十項において準用する場合を含む。)又は第 する場合を含む。)若しくは第三項(同条第 第八項において準用する場合を含む。)、第六 ·七条の四第二項(同条第九項において準用

三 震災特例法第十九条第一項 (震災特例法第 いて準用する場合を含む。)の規定 又は第八項(震災特例法第二十条第八項にお 二十条第七項において準用する場合を含む。)

7

Ŧī. 条の八第七項において準用する場合を含む。) いて準用する場合を含む。)の規定 又は第九項(旧法第六十五条の八第八項にお 旧法第六十五条の七第一項(旧法第六十五 旧法第五十三条第一項各号に掲げる規定

六 所得税法等の一部を改正する法律(平成) 旧法」という。)第五十三条第一項各号に掲 げる規定 正前の租税特別措置法(以下「平成二十八年 八年法律第十五号)第十条の規定による改

施行日前に取得等をした旧法第四十四条第一項 項に規定する研究施設について適用し、法人が による。 施行日以後に取得等をする新法第四十四条第一 に規定する研究施設については、なお従前の例 新令第二十八条の四第一項の規定は、法人が

4 新令第二十八条の五の規定は、法人が施行日 以後に取得等をする新法第四十四条の三第一項 お従前の例による。 第一項に規定する共同利用施設については、 が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の三 に規定する共同利用施設について適用し、法人 な

6 条の規定に基づく旧令第二十九条の四の規定 項に規定する工業用機械等については、なお従 が施行日前に取得等をした旧法第四十五条第一 等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第八 項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する は、なおその効力を有する。この場合におい おその効力を有するものとされる旧法第四十七 前の例による。 るものとされる同法第十二条の規定による改正 十二条第八項の規定によりなおその効力を有す 改正法附則第六十七条第七項の規定によりな 同条第三項中「法第六十八条の三十四第一

> 項第六号及び第三項第七号中「第六十七条第七 条の規定の適用については、新令第三十条第一

る収入金額の課税の特例に関する経過措置)

(対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶によ

第二項」とする。 る政令(平成二十九年政令第百十四号)附則第 前の租税特別措置法第六十八条の三十四第一 前の租税特別措置法施行令第三十九条の六十三 するものとされる同令第一条の規定による改正 項」と、「第三十九条の六十三第二項」とある 二十六条第四項の規定によりなおその効力を有 は「租税特別措置法施行令等の一部を改正す

四十七条の二第三項第一号に掲げる建築物につ 法人が施行日以後に取得又は新築をする新法第 建築物については、なお従前の例による。 した旧法第四十七条の二第三項第一号に掲げる いて適用し、法人が施行日前に取得又は新築を 新令第二十九条の五第一項第一号の規定は、

8 日までの間における新令第三十条及び第三十二 法施行令第三十九条の六十四第五項」とする。 物並びに同項第三号に掲げる構築物(当該構築 条の二(第三項第二号に掲げる建築物及び構築 おその効力を有するものとされる旧法第四十七 同令第一条の規定による改正前の租税特別措置 規定によりなおその効力を有するものとされる 九年政令第百十四号)附則第二十六条第五項の 九条の六十四第五項」とあるのは「租税特別措 同法第十二条の規定による改正前の租税特別措 規定によりなおその効力を有するものとされる 条」と、「第十条第一項第三号」とあるのは 第四項第一号中「第九条」とあるのは「第三十 おその効力を有する。この場合において、同条 規定に基づく旧令第二十九条の五の規定は、 で定めるものを含む。)に係る部分に限る。) 物と併せて設置される同号に規定する財務省令 置法施行令等の一部を改正する政令(平成二十 置法第六十八条の三十五第一項」と、「第三十 「法第六十八条の三十五第一項」とあるのは「第三十一条第一項第三号」と、同条第七項中 「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成 一十九年法律第四号)附則第八十二条第十項の 改正法附則第六十七条第九項の規定によりな 施行日から附則第一条第九号に定める日の前 なの

条の二」とあるのは「第四十七条の二」とす 置法」と、新令第三十二条第一項第六号中「第 十七条第九項」と、「第四十七条又は第四十七 六十七条第七項又は第九項」とあるのは「第六

(特定事業再編投資損失準備金に関する経過措

第二十条 改正法附則第六十八条の規定により 九項」と、同条第五項中「法第六十八条の四十 二第十八項」とあるのは とあるのは「旧効力措置法第六十八条の四十三 を有するものとされる同法第十二条の規定によ 業年度」という。)」と、「法第六十八条の四十 る連結事業年度(以下この条において「連結事 租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定す とあるのは「日は、旧産業競争力強化法」と、 法律第二十六号)第一条の規定による改正前の 定は、なおその効力を有する。この場合にお おその効力を有するものとされる旧法第五十五 三の三第一項」とあるのは「旧効力措置法第六 の三第一項」と、同項第二号中「第六十一条の 第一号中「法第六十八条の四十三の三第一項」 第五項において「旧効力措置法」という。)第 る改正前の租税特別措置法(第四項第一号及び 号)附則第八十三条の規定によりなおその効力 を改正する等の法律(平成二十九年法律第四 三の三第一項」とあるのは「所得税法等の一部 年法律第八号)第十六条の規定による改正前の 同条第二項第一号中「連結事業年度」とあるの 法」という。」と、「日は、産業競争力強化法」 号。以下この項において「旧産業競争力強 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八 力強化法等の一部を改正する法律(平成三十年 条の三の規定に基づく旧令第三十二条の四の 六十八条の四十三の三第一項」と、同条第四項 は「所得税法等の一部を改正する法律(令和二 十五年法律第九十八号」とあるのは「産業競争 て、同条第一項中「産業競争力強化法(平成二 十八条の四十三の三第一項」とする。 「第六十一条の二第十

第二十一条 第九項」とあるのは「第三十九条の二十の三第 五条の二十六第九項」とあるのは「第二十五条 規定の適用については、同項第一号中「第二十 までの間における新令第三十五条の二第四項 の二十六第一項」と、「第三十九条の二十の三 施行日から平成三十年三月三十一日 0

中「第八十二条第八項又は第十項」とあるのは あるのは「第四十七条の二」と、同項第十四号 項」と、「第四十七条又は第四十七条の二」と 項又は第九項」とあるのは「第六十七条第九

十八条の三十四又は」とあるのは「租税特別措 「第八十二条第十項」と、「租税特別措置法第六

東」とあるのは「第三十九条の百二十項」とする。 「大田大学の譲渡の場合の課税の特例に関すを 一項」とする。 新令第三十九条の四第三項の規定 新令第三十九条の四第三項の規定 一項又は第二項の特別第一条第十号に定める日以後に 一項又は第二項の特別をこれらの場での 一型で第六十五条の二第一項に規定する土地 をして、施行日以後に新法第六十五条の三第一項又は第二項の特別を 一項又は第二項の特別勘定並びに法人が施行日以後に下出場がる資産の取得(建設及び第八項の規定 に掲げる資産及び当該資産に係る新法第六十五条の七第一項の表の大十五条の七第一項の表の特別勘定立びに法人が施行日以後に下れらの資産に保る新法第六十五条の七第一項の表のが施行日前に取得をしたよりが施行日前に取得をしたよりの特別とで、なお従前の規定とよりの方の大調では、第二十九条の七第一項がら第二十九条の七第一項がら第二十九条の七第一項がら第二十九条の七第一項がある。 の下欄に掲げる資産の譲渡をするこれらの資産に係る新法第六十五条の七第一項の表のが施行日以後に正は場に表が、本は、なおだ前の規定を含む。の場合において、次の表の上欄に掲げる字面の規定によりなの規定中同表の中欄に掲げる字面とする場に掲げる字面とする場に掲げる字面とする。	「第三十九条の百二十
項の七十八年政令第三十とき (第三十とき (第三十とき (第三十とき (第三十とき (第三十とき (第三十上き (第三十上き (第三十上き (第三十上き (第三十上き (第三十上き (第三十上き (第三十上き (第三十上き (第三十上 (1) (第三十上 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	十八条所得
「項	条の旧効力連
4 改正法附則第六十九条第九項の規定の適用がある場合における相税特別措置法施行令第三十九条の上欄に掲げる音を含む。のと第六十五条の七第一項を以下第七項を立てにおいて「旧効力措置法」という。)若しくは関策をした資産によりなおその規定によりなおその規定によりなおその機にという。)第六十五条の大衛によりなおその表別を有するものとされる同法第十十五条の七第一項に規定する場合において増に掲げる資産によりなおその表別を有するものとされる同法第六十五条の七第一項をした資産の全部又は第六十五条の七第一項者という。)第六十五条の七第一項者とは第六十五条の七第一項を改正法的別措置法第六十五条の七第一項を表別力を有するものとされる同法第十九条第一項を表別力を有するものとされる同法第十九条第一項を表別力を有するものとされる同法第十十五条の七第一項者としくは第九項の規定によりなおその表の表の第二号若しくは第九項の規定による資産が、新法第六十五条の七第一項者とくは第九項の表の表の表の表の表の名号の方ち、その該当方の号のを表の名号の方ち、その該当方の号のを表のとの表別措置法第六十五条の七第一項を表のとの表の名号の方とは第九項又は震災特別計では、当の表のを見ては対しる旧効力措置法第六十五条の七第一項の表の各号の方と、対策、対策、対策、対策、対策、対策、対策、対策、対策、対策、対策、対策、対策、	十八条 旧効力連結増

項の規定により損金の額に算入される金額の計八項において準用する震災特例法第十九条第八 の計算については、その取得をした資産の全部第八項の規定により損金の額に算入される金額第九項又は震災特例法第十九条第一項若しくはは第九項、新法第六十五条の七第一項若しくは 九条第一項若しくは第八項の規定を適用する。 令で定める金額は、千万円とする。 第十九条第一項若しくは震災特例法第二十条第 法第二十条第七項において準用する震災特例法用する新法第六十五条の七第九項又は震災特例 若しくは新法第六十五条の八第八項において準項において準用する新法第六十五条の七第一項 六十五条の七第九項、新法第六十五条の八第七 条の八第八項において準用する旧効力措置法第 五条の七第一項若しくは旧効力措置法第六十五 八第七項において準用する旧効力措置法第六十 定の金額の計算及び旧効力措置法第六十五条の金額若しくは同条第二項に規定する期中特別勘算又は震災特例法第二十条第一項の特別勘定の 同条第二項に規定する期中特別勘定の金額の計 六十五条の八第一項の特別勘定の金額若しくは に規定する期中特別勘定の金額の計算、新法第 定を適用する。 震災特例法第十九条第一項若しくは第八項の規 新法第六十五条の七第一項若しくは第九項又は 措置法第六十五条の七第一項若しくは第九項、 掲げる資産にのみ該当するものとして、旧効力 うち、その該当する号のいずれかの号の下欄に号又は震災特例法第十九条第一項の表の各号の は第七号、新法第六十五条の七第一項の表の各 置法第六十五条の七第一項の表の第二号若しく 又は一部は、当該法人の選択により、旧効力措 ける旧効力措置法第六十五条の七第一項若しく 各号の下欄に掲げる資産にも該当する場合にお 号の下欄又は震災特例法第十九条第一項の表の る資産が、新法第六十五条の七第一項の表の各 の七第一項若しくは第九項又は震災特例法第十 条の七第一項若しくは第九項、新法第六十五条 み該当するものとして、旧効力措置法第六十五 へが同項に規定する通算開始直前事業年度又は 改正法附則第六十九条第十一項に規定する政 改正法附則第六十九条第十一項に規定する法 第一項の特別勘定の金額若しくは同条第二項 前二項の規定は、旧効力措置法第六十五条の 第一項の表の第二号又は第七号の下欄に掲げ 法人の取得をした旧効力措置法第六十五条の 三項条の七十 第十法第六十 五項十九条の百 第十とき(第三 10 項、 第九項まで及び第十一項から第十九項まで並び の表の第十号に係る部分に限る。)の規定に基 に第六十五条の九(旧法第六十五条の七第一項 五条の七、第六十五条の八第一項、第四項から なおその効力を有するものとされる旧法第六十 当するときは、当該特別勘定残額については、 分に応じ当該各号に定める特別勘定の金額に該 当該特別勘定残額が次の各号に掲げる法人の区 勘定残額」という。)を有する場合において、 る特別勘定の金額(以下この項において「特別 通算加入直前事業年度終了の時に同項に規定す 表の下欄に掲げる字句とする。 る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同 する。この場合において、次の表の上欄に掲げ で及び第四十九項の規定は、なおその効力を有 づく旧令第三十九条の七第一項、第八項、第九 二 法人税法第六十四条の十二第一項に規定す 同条第十一項の規定は、適用しない。 改正法附則第六十九条第十二項の規定により 段 金 条の十三第三項第四号ロに掲げる特別勘定の る他の内国法人 法人税法施行令第百三十 六第九項前 定の金額 十一条の十三第二項第四号ロに掲げる特別勘 施行令(昭和四十年政令第九十七号)第百三 六十四条の十一第一項に規定する内国法人 (同項に規定する親法人を除く。) 法人税法 第四十二項、第四十五項から第四十七項ま 第十一項から第二十四項まで、第二十八 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第 第二十九項、第三十二項から第三十九項ま 所得税法等の一部を改正する等 |おその効力を有するものとされ とき(租税特別措置法施行令等 の法律(平成二十九年法律第四 る同令第一条の規定による改正 二十九条第六項の規定によりな十九年政令第百十四号)附則第の一部を改正する政令(平成二 効力連結措置法」という。) 第 置法(以下この条において「旧 規定による改正前の租税特別措 るものとされる同法第十二条の 規定によりなおその効力を有す 号) 附則第八十四条第十一項の 十八条の七十八第三項 \_\_\_\_ 及 び 十四条の七十二 第四 第 項第第五項 十四条の七十九七十九第五項第三法第六十八条の第三法第六十八旧効力連結措置法第六十八条の 第 項 第 |八項||の百六第十||九条の百六第十二項前段 項た第八項 第十第三 二号 第 法第六十 条の七十 法 第四項 条の七十 第一項に の七十八第七十八第八項第六十八条旧効力連結措 年 む 度 連 定する経過税特別措置法(第二十二項にお項前段に規十六条の規定による改正前の租 換資産にあむ所得税法等の一部を改正する項前段の買前段に規定する経過する日を含 定する 八項 連結所得 する日を含いて「令和二年旧措置法」とい つては、 の百六第九段の買換資産にあつては、同項 事 (第三十九条|行令第三十九条の百六第九項前 一項前段 業 六 十八条旧効力連結措置法第六十八条の 十九条旧効力連結措置法施行令第 結事業う。)第二条第二項第十九号に 年 ·八七十八第八項 ・八旧効力連結措置法第六十八条の 八七十八第四 同法律(令和二年法律第八号)第 度事業年度(旧効力連結措置法施 旧 |七十八第一項に規定する 旧 |第二十二号に規定する連結所得 | 令和二年旧措置法第二条第二項 という。) の条において「連結事業年度 規定する連結事業年度(以下) 措置法施行令」という。)第三 Fこの条において「旧効力連結 !効力連結措置法第六十八条の 効力連結措置法第六十八条の 九条の百六第九項前段 号 三 第項 第 号 第 項 第 12 第 項 令で定める金額は、千万円とする。 規定の適用については、次の表の上欄に掲げる がある場合における新令第三十九条の二十八の 通算加入直前事業年度終了の時に同項に規定す 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 の下欄に掲げる字句とする。 人が同項に規定する通算開始直前事業年度又は 八八条の七 改正法附則第六十九条第十三項に規定する法 |又は第六十|又は旧効力連結措置法第六十 改正法附則第六十九条第十三項に規定する政 規の 定 規の は 改正法附則第六十九条第十二項の規定の 第五項 第八項 は |法 第 六 十 八|旧効力連結措置法第六十八条の 条の七十九七十九第八項 法第六十八 条の七十 法第六十 条の七十 第八項 九第五項 おいて準用する場合を含む。)の規定 規定による改正前の租税特別措置法(以 又は旧効力措置法第六十五条の七第九 する場合を含む。)の規定 置法第六十五条の八第七項において準 下この条において「旧効力措置法」と 力を有するものとされる同法第十二条の 十九条第十二項の規定によりなおその効 又は所得税法等の一部を改正する等の (旧効力措置法第六十五条の八第八項に う。) 第六十五条の七第一項(旧効力措 若しくは (平成二十九年法律第四号) 附則第六 九七十九第八項 九七十九第五項 (旧効力連結措置法第六十八条 - 条の七十九第五項 |旧効力連結措置法第六十八条 同表 適用

用

一 法人税法第六十四条の十一第一項に規定する特別勘定の金額(以下この項においては、当するときは、当該特別勘定残額については、当該特別勘定残額」という。)を有する場合において、勘定残額」という。)を有する場合において、特別勘定の金額(以下この項において「特別

金額条の十三第三項第四号ロに掲げる特別勘定の条の十三第三項第四号ロに掲げる特別勘定のる他の内国法人 法人税法施行令第百三十一 法人税法第六十四条の十二第一項に規定す第四号ロに掲げる特別勘定の金額

る内国法人 (同項に規定する親法人を除く。)

16

法人税法施行令第百三十一条の十三第二項

14 改正法附則第六十九条第九項又は第十二項の地定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同る同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同規定の適用がある場合における法人税法施行令規定の適用がある場合における法人税法施行令

五号 する 産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場話 改正法附則第六十九条第九項の規定の適用がある場合における東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 2 る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令 2 については、同令第十八条の八第二項中「)又は」とあるのは「)若しくは」と、「の規定」は」とあるのは「)若しくは」と、「の規定」とあるのは「又は所得税法等の一部を改正するとあるのは「又は所得税法等の一部を改正するとあるのは「又は所得税法等の一部を改正するとあるのは「又は所得税法等の一部を改正するとあるのは「又は所得税法等の一部を改正するとあるのは「又は所得税法等の一部を改正するという。

の八第)

六項第規

定第十項若しくは第十二項(特定の資

又は旧効力措置法第六十五条のハ

第百

若しくは

十三条は

六項第一号イ」とする。六項第一号イ」とする。六項第一号イ」とする。六項第一号イ」という。)第六十五条の七第十四項をあるのは「若しくは第六十六条の二第十四項第二号イ」とあるのは「若しくは第六十六条の一第十四項第二号イ又は旧効力措置法(以下この項において「旧前の租税特別措置法(以下この項において「旧前の租税特別措置法(以下この項において「旧前の租税特別措置法(以下この項において「旧前の租税特別措置法」

は、法人が改正法附則第六十九条第九項又は第十 については、同項の規定の例による。 二項の規定によりなおその効力を有するものと 大手常災害が発生したときは、当該特別勘定 た非常災害が発生したときは、当該特別勘定 については、同項の規定によりなおその効力を有するものと については、同項の規定にありなおその効力を有するものと については、同項の規定の例による。

3

1196 所の答正しようこしましほう見の特別控除に関する経過措置) (連結法人が試験研究を行った場合の法人税額

第二十四条 新令第三十九条の三十九第八項の規 月別移転試験研究費の額に同条第三項第二号に 第三号に規定する移転試験研究費の額若しくは口に規定する月別移転試験研究費の額又は同項 第二十七条の四第十一項の規定を含む。)の適旧令第三十九条の三十九第十二項の規定(旧令 定の適用を受ける連結親法人又は当該連結親法 定める費用の額が含まれる場合は、この限りで る移転試験研究費の額、同項第二号イ若しくは 分割等に係る同項第一号イ若しくはロに規定す 分割法人等)及び分割承継法人等の連結親法人 等に係る同項の分割法人等の連結親法人(当該 八項に規定する合理的な方法について受けた認 条の三十九第十二項に規定する合理的な方法に 用を受けたものである場合には、旧令第三十九 定する届出と、それぞれみなす。ただし、当該 する届出は新令第三十九条の三十九第八項に規 には、当該分割承継法人等)がした同項に規定 (当該分割承継法人等が連結親法人である場合 分割法人等が連結親法人である場合には、当該 定と、旧令第三十九条の三十九第十二項の分割 ついて受けた認定は新令第三十九条の三十九第 人による連結完全支配関係にある連結子法人が

九第十四項の現物分配に係る被現物分配法人の大第十四項の現物分配に係る被現物分配法人の全したものである場合には、旧令第三十九条の三十九年の四第十三項の規定を含む。)の適用を受ける連結完全支配関係にある連結子法人が旧令第三連結完全支配関係にある連結子法人が旧令第三連結完全支配関係にある連結子法人が旧令第三を受ける連結親法人又は当該連結親法人によるを受ける連結親法人又は当該連結親法人によるを受ける連結親法人又は当該連結親法人によるを受ける連結親法人又は当該連結親法人による

である場合には、当該被現物分配法人が連結親法人 連結親法人(当該被現物分配法人が連結親法人 連結親法人(当該被現物分配により同条第 同項に規定する届出とみなす。ただし、当 同項に規定する届出とみなす。ただし、当 により同条第 により同条第 にある場合には、当該被現物分配法人が連結親法人

割法人等が連結親法人である場合には、当該分 三十九条の三十九第十九項の規定(旧令第二十 る連結完全支配関係にある連結子法人が旧令第 用を受ける連結親法人又は当該連結親法人によ 規定する届出と、それぞれみなす。 割法人等)及び分割承継法人等の連結親法人 と、旧令第三十九条の三十九第十九項の分割等 受けた認定は新令第三十九条の三十九第十八項 十九第十九項に規定する合理的な方法について 七条の四第二十項の規定を含む。)の適用を受 する届出は新令第三十九条の三十九第十八項に には、当該分割承継法人等)がした同項に規定 (当該分割承継法人等が連結親法人である場合 に係る同項の分割法人等の連結親法人(当該分 けたものである場合には、旧令第三十九条の三 に規定する合理的な方法について受けた認定 新令第三十九条の三十九第十八項の規定の適

4 新令第三十九条の三十九第二十項の規定の適用を受ける連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧令第三十九条の三十九第二十一項の規定を含む。)の適用を受けたものである場合には、旧令第三十九条の三十九第二十一項の規定を含む。)の適用を受けたものである場合には、当該被現物分配法人が連結親法人である場合には、当該被現物分配法人が連結親法人である場合には、当該被現物分配法人が直によりの三十九第二十項に規定する届出は、新令第三十九条の三十九第二十項に規定する届出は、新令第三十九条の三十九第二十項に規定する届出は、新令第三十九条の三十九第二十項に規定する届出は、新令第三十九条の三十九第二十項に規定する場合には、当該被現物分配法人が当該被現物分配法人が回り、当該被現物分配法人が回り、当該被現物分配法人が回り、方の通知の場合により同条第三項第二十九第二十項の規定の適用に供される資産の移転を受けている場合は、この限りでない。

は第二十項の現物分配(第二項又は前項の規定 用に係るものを除く。) 又は同条第十項若しく 十八項の分割等(第一項又は第三項の規定の適 関係にある連結子法人の同条第八項若しくは第 関係にある連結子法人の同条第八項若しくは第 規法人又は当該連結親法人による連結完全支配 規法人又は第二十項の規定の適用を受ける連結 表別項、第十項、第

ッでな 条の三十九第八項又は第十八項の認定及び同条 に規定する連結親法人事業年度をいう。附則第 の三十 和四十年法律第三十四号)第十五条の二第一項 がした に開始する連結親法人事業年度をいう。附則第 がした に開始する連結親法人事業年度(法人税法(昭 がした)の適用に係るものを除く。)が施行日以後最初

別控除等に関する経過措置)等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特(連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備

める。

の適用に関し必要な経過措置は、財務省令で定第十項又は第二十項の届出その他前各項の規定

連結法人の平成三十年四月一日前に終了した
 連結法人の平成三十年四月一日前に終了した
 連結法人の平成三十年四月一日前に終了した
 連結法人の平成三十年四月一日前に終了した
 連結法人の平成三十年四月一日前に終了した
 連結法人の平成三十年四月一日前に終了した
 連結法人の平成三十年四月一日前に終了した
 連結法人の平成三十年四月一日前に終了した

結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後定は、連結親法人又は当該連結親法人による連第二十六条 新令第三十九条の四十九第一項の規(連結法人の減価償却に関する経過措置)

3

中欄に掲げる減価償却資産については、なお従 以下この項及び第三項において同じ。)をする 前の例による。 た旧法第六十八条の十六第一項の表の第一号の 関係にある連結子法人が施行日前に取得等をし 親法人又は当該連結親法人による連結完全支配 欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結 新法第六十八条の十六第一項の表の第一号の中 に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。 4

ない事業年度である場合には、附則第十九条第 年以内連結事業年度等が連結事業年度に該当し る規定は、次に掲げる規定(同項に規定する一 で定める減価償却資産に関する特例を定めてい 一項各号に掲げる規定)とする。 改正法附則第八十二条第四項に規定する政令 新法第六十八条の四十二第一項各号に掲げ

含む。) 又は第六十八条の百二の二第一項の 三項(同条第十一項において準用する場合を む。)、第六十八条の百二第二項(同条第十項 の七十九第九項において準用する場合を含 を含む。)若しくは第九項(新法第六十八条 の七十二第三項において準用する場合を含 法第六十八条の七十一第九項又は第六十八条 準用する場合を含む。)若しくは第七項(新 八項又は第六十八条の七十二第三項において 条の七十第一項(新法第六十八条の七十一第 む。)、第六十八条の七十八第一項(新法第六 十八条の七十九第八項において準用する場合 新法第六十八条の六十五第一項、第六十八 おいて準用する場合を含む。)若しくは第 5

改正法附則第八十二条第十項の規定によりな

三 震災特例法第二十七条第一項(震災特例法 九項において準用する場合を含む。)の規定 第二十八条第八項において準用する場合を含 む。)又は第八項(震災特例法第二十八条第 旧法第六十八条の四十二第一項各号に掲げ

十九第九項において準用する場合を含む。) を含む。)又は第九項(旧法第六十八条の七 十八条の七十九第八項において準用する場合 旧法第六十八条の七十八第一項(旧法第六

六 平成二十八年旧法第六十八条の四十二第 項各号に掲げる規定

人が施行日以後に取得等をする新法第六十八条 新令第三十九条の五十二の規定は、連結親法

> 置法施行令第二十九条の四第二項」とする。 別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成 る同令第一条の規定による改正前の租税特別措 の規定によりなおその効力を有するものとされ 前の租税特別措置法第四十七条第一項」と、 るものとされる同法第十二条の規定による改正 等の法律(平成二十九年法律第四号)附則第六 項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する合において、同条第三項中「法第四十七条第一 条の三十四の規定に基づく旧令第三十九条の六 おその効力を有するものとされる旧法第六十八 同利用施設については、なお従前の例による。 の二十四第一項に規定する共同利用施設につい 十七条第七項の規定によりなおその効力を有す 十三の規定は、なおその効力を有する。この場 た旧法第六十八条の二十四第一項に規定する共 て適用し、連結親法人が施行日前に取得等をし 一十九年政令第百十四号)附則第十九条第六項 第二十九条の四第二項」とあるのは「租税特 改正法附則第八十二条第八項の規定によりな

令第二十九条の五第六項」とする。 第四十七条の二第三項第三号」とあるのは有する。この場合において、同条第四項中 条の三十五(第三項第二号に掲げる建築物及び 政令第百十四号)附則第十九条第八項の規定に 施行令等の一部を改正する政令(平成二十九年 九条の五第六項」とあるのは「租税特別措置法 四十七条の二第三項第三号」と、同条第六項中 第十二条の規定による改正前の租税特別措置法 得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十 る同号に規定する財務省令で定めるものを含 に掲げる構築物(当該構築物と併せて設置され 構築物並びに旧法第四十七条の二第三項第三号 おその効力を有するものとされる旧法第六十八 よりなおその効力を有するものとされる同令第 力措置法第四十七条の二第一項」と、「第二十 「法第四十七条の二第一項」とあるのは「旧効 (第六項において「旧効力措置法」という。) 第 によりなおその効力を有するものとされる同法 九年法律第四号)附則第六十七条第九項の規定 第三十九条の六十四の規定は、なおその効力を む。)に係る部分に限る。)の規定に基づく旧令 一条の規定による改正前の租税特別措置法施行 所 法

び第三十九条の七十一の規定の適用について 日までの間における新令第三十九条の六十九及 施行日から附則第一条第九号に定める日の前

> 税特別措置法第六十八条の三十四又は」とある 項」とあるのは「第八十二条第十項」と、「租 第三項第七号中「第八十二条第八項又は第十 と、新令第三十九条の七十一第一項第六号中 のは「租税特別措置法」と、同項第十四号中 置法」とする。 十七条の二」とあるのは「第四十七条の二」 十八条の三十四又は」とあるのは「租税特別措 「第八十二条第十項」と、「租税特別措置法第六 「第六十七条第九項」と、「第四十七条又は第四 第八十二条第八項又は第十項」とあるのは 第六十七条第七項又は第九項」とあるのは 新令第三十九条の六十九第一項第六号及び

> > 第六十八条の七十九第一項又は第三項の特別

定又は期中特別勘定について適用し、連結親法

人又は当該連結親法人による連結完全支配関係

を含む。以下この項及び第四項において同じ。)

同号の下欄に掲げる資産の取得(建設及び製作

をする場合の当該資産及び当該資産に係る新法

新法第六十八条の七十八第一項の表の第七号の

完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に

上欄に掲げる資産の譲渡をして、

施行日以後に

する経過措置) (連結法人の特定事業再編投資損失準備金に関

取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産

した同号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に

項の特別勘定又は期中特別勘定並びに連結親法

に係る旧法第六十八条の七十九第一項又は第三

産の譲渡をした場合における施行日前に取得を

の七十八第一項の表の第九号の上欄に掲げる資 にある連結子法人が施行日前に旧法第六十八条

第二十七条 改正法附則第八十三条の規定により 条の七十二の三の規定は、なおその効力を有す 八条の四十三の三の規定に基づく旧令第三十九 項」とする。 と、同条第四項中「法第五十五条の三第一項 項」とあるのは「第六十一条の二第十九項」 項」と、同項第二号中「第六十一条の二第十八 とあるのは「旧効力措置法第五十五条の三第 条第三項第一号中「法第五十五条の三第一項 別措置法施行令第三十二条の四第一項」と、同 される同令第一条の規定による改正前の租税特 第一号及び第四項において「旧効力措置法」と おその効力を有するものとされる同法第十二条 年法律第四号)附則第六十八条の規定によりな 税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九 る。この場合において、同条第一項第一号中 なおその効力を有するものとされる旧法第六十 とあるのは「旧効力措置法第五十五条の三第 十条の規定によりなおその効力を有するものと 政令(平成二十九年政令第百十四号)附則第二 は「租税特別措置法施行令等の一部を改正する 号)第一条の規定による改正前の産業競争力強 力強化法」とあるのは「産業競争力強化法等の いう。)第五十五条の三第一項」と、「産業競争 の規定による改正前の租税特別措置法(第三項 「法第五十五条の三第一項」とあるのは「所得 化法」と、「第三十二条の四第一項」とあるの 部を改正する法律(平成三十年法律第二十六 2

号に係る部分に限る。)の規定に基づく旧令第

六十八条の七十八第一項の表の第二号及び第七

ら第四十一項までの規定は、なおその効力を有

で、第二十二項、第二十三項及び第二十五項 三十九条の百六第一項、第四項から第十八項ま 条の七十八から第六十八条の八十まで(旧法第 おその効力を有するものとされる旧法第六十八 は、なお従前の例による。

改正法附則第八十四条第九項の規定によりな

掲げる資産の譲渡をする場合における施行日

に取得をした同号の下欄に掲げる資産について

にある連結子法人が施行日以後に同号の上欄に 人又は当該連結親法人による連結完全支配関係

第二十九条 新令第三十九条の百六第三項の規定 税の特例に関する経過措置) (連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課

項第

五項前段

九|とき(第三十|とき(租税特別措置法施行令

九条の七第十|等の一部を改正する政令(平

附則第二十三条第三項の規定 成二十九年政令第百十四号)

は、連結親法人又は当該連結親法人による連結

項 第七法第六十五条所得税法等の一部を改正する の七第三項 等の法律(平成二十九年法律 法」という。)第六十五条のにおいて「旧効力単体措置 租税特別措置法(以下この 項の規定によりなおその効力 第四号)附則第六十九条第九 租税特別措置法(以下この条十二条の規定による改正前の を有するものとされる同法第

る司条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同する。この場合において、次の表の上欄に掲げ 表の下欄に掲げる字句とする。

																													721	
-	十第六三		項十	三三		項 -	十第一三	号鱼	第及四び	二号	項 - 第 <i>)</i>	· -	-   書	ただ	項 -	$+ _{1}$	七 9 -	上耳			項	第十								
3	条の七第一頃 条の七第一頃、法第六十五、旧効力単体措置法の八第七項 の八第七項	第六十五条旧効力単体措置法第  八第四項  の八第四項  の八第四項	ラスト 日外 日本 古貴とさら の 人 第四項 王 条の 人 第四項	のし第四頁「豆をつし第四頁は第六十五又は旧効力単体措置	八第七項 の八第七項第六十五条旧効力単体措置法第	定する。	の七第一頁この七第一頁こ見定する法第六十五条旧効力単体措置法第六十五条						15. ラフ・コンコカフシ は音量に変		の七第八項 の七第八項	第六十五条旧効力単体措置法第	の七第八項	ドト丘条の日効力単本普置去寛ドト七第四項 の七第四項	第六十五条	段	七第十八項前十九条の七第十八項前段	三十九条の旧効力単体措置法施行	+ ====================================	九条置法施行令第三十九条の	度連結事業年度(旧効力単体措		」という。)第三十九条の  ・・  タラ単位技術を	り単本昔置去をう  (以下この条にお	による改正前の租税特別	ものとされる同令第一条の規一によりなおその効力を有する
<ul><li>効力措置法第六十八条の七十八第一項下欄に掲げる資産にも該当する場合に又は震災特例法第二十七条第一項の表</li></ul>	措置法第六十八条の七十八第一項の表の各号の号又は第七号の下欄に掲げる資産が、租税特別力措置法第六十八条の七十八第一項の表の第二		『ハーラ』に、 よら、頃の乱ない個別でいる 第一項若しくは第九項又は震災特例法第二十七は第九項、 租税特別措置法第六十八条の七十八	にあった、 しんき 丁青春 できょう こうごう しん 日外 日本	上闌こ曷げる資産このみ该当するものとして、各号のうち、その該当する号のいずれかの号の	の各号又は震災特例法第二十七条第一項の表の租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表	の七十八第一項の表の第二号若しくは第七号、の光十八第一項の表の第二号若しくは第七号、	子去人の選尺こより、日効力昔置去第六十八条全部又は一部は、当該連結親法人又はその連結	金額の計算については、その譲渡をした資産の	くは第八頁の規定こより貴金の碩こ算入されるは第九項又は震災特例法第二十七条第一項若し	はいません できる できる できる できる 一般特別措置法第六十八条の七十八第一項若しく	第六十八条の七十八第一項若しくは第九項、租	る資産にも該当する場合における旧効力措置法例注第二十七条第一項の表の名号の上欄に掲け	リミュー ここら しょうとう こまい 条の七十八第一項の表の各号の上欄又は震災特	上欄に掲げる資産が、租税特別措置法第六十八	八条の七十八第一項の表の第二号又は第七号の	刀措置法」という。) 第六	するものとされる日去(以下第五頁)十四条第九項の規定によりたまそ	く 引き等 4頁の見ぎこじり よる係にある連結子法人の譲渡をした	親法人又は当該連結親法人による連結	産	る買換産ーザル大気でを買担している	) ご覧一頁 こりご覧一頁 こ見三十 う買換 子法第六 十五条旧效力単体措置法第六十五条	の八第七項条の八第七項	、法第六十五、旧効力単		の八第四項の	三 育 に 一 三 条 の 目 助 力 単 本 昔 資 産	定する買換産	の七第一項にの七第一項に規定する買換資法第六十五条旧効力単体措置法第六十五条
は、なおその効力を有する。この場合にまで及び第三十八項から第四十一項まで二項、第二十三項、第二十五項から第三	ハ第一項、第五項から第十=に限る。)の規定に基づく旧ー人条の七十八第一項の表の	2七十八から第六十八条の八十まで(旧この効力を有するものとされる旧法第六11対附貝第广十四条第十一項の財気によ		質に算くないのを買り計算について進展災特例法第二十七条第八項の規定によ	&災特例法第二十八条第九項において準H用する震災特例法第二十七条第一項若	元項又は震災特例法第二十八条第八項にない て準用する同法第六十八条の七	ていた。 は同法第六十八条の の第一項若しくは同法第六十八条の	7八項において準用する同法第六十八条/7第九項、 租税特別措置法第六十八条の	ないて準用する旧効力措置法第六十八条	>は旧効力措置法第六十八条の七十九第5=   ダブ打置活第テーノ多の十一ノ第	3日勍力昔置去第六十八条の七十八第一旦法第六十八条の七十九第八項において	にする期中特別勘定の金額の計算及び旧	項の特別勘定の金額若しくは同条第三	91主の金額の計算又は震災寺列去第二十36金額者しくに同条第三項に規定する其	/ 盆質47 ~ - は別よりに見て見ずに、の用が措置法第六十八条の七十九第一項の特	に規定する期中特別勘定の金額の計算、	の特別勘定の金額若しくは同条	足は、旧効力措置法第六十八条	て 多 第 一 項 者 し く に 質	1条第一項若しくは第4	は第九項、租税特別	旧効力措置法第六十	の下欄に掲げる資産に	7条号のうら、その数の各号又は震災特値	租税特別措置法第六	衆の七十八第一項の書	又はその連結子法人の選択により	した資産の全部算入される金額	条第一項若しくは第八項の規定に	八第一項若しくは第九項又は震災特例法第二十くは第九項、租税特別措置法第六十八条の七十一
び 号	項第項 用の八第四項 用の八第四項 用の八第四項 用いる 八第四の八第四項 用法第六十五条	書だ項の分別の分別の分別の分別の分別の分別の分別の分別の分別の分別の分別の分別の分別の	真条の 七 第八の七第八十法第六 十五旧効力単	<u> ヒ頁 の七第八頁</u> の七第八頁 第 十第六 十五条旧効力単体措置法第六十五条	項条の七第四の	法第六十五旧効力単	<b>力</b> .	第三十九条旧効力単体措置	十五項前段 十五項前段	(第三十置法施行令第三十九条の七	結事業年連結事業年度(旧	十五項前段		法施行令(以下)	よる改正前の租	のとされる同令第	によりなおその効力		等一 五 頁 前 及 二一	き(第三とき(租税特別措	三項	法」という。)第六十五条の七十二年の第一年の第一年の第一年の第一年の第二十二年の十五年の十五年の十五年の第二十二年の第二十五年の第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	条こおいて「日効力単本措置」の租務特別措置法(以下この	9 14 1年11年11日 (リア・リア・リア・リア・リア・リア・リア・リア・リア・リア・リア・リア・リア・リ	力を有するものとされる同法	一項の規定によりな	項   第四号)  附則第六十  第6十  第四号)  附則第六十	の七第三等の去津(平戈二十ル手去第六十五所得税法等の一部を改正す	する。	中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句て、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の

22 五 第	の五五第  7 項十第 項十第
条に規定条の七十九第十十特例)特例)又は旧効         百)又は)若しくは         正	で   で   で   で   で   で   で   で   で   で
力措置法第六十八	横入 (単語 法第六十五条 別定によるとされり、第八十四年 では、第六十五条 の場のでは、第六十五条 の場のでは、第六十五条 の場のでは、第六十五条 の場のでは、第六十五条 の場のでは、第六十五条 の場のでは、第六十五条 の場のでは、第六十五条 ののでは、第六十五条 のがまのとされりのでは、第六十五条 ののでは、第六十五条 ののでは、第六十五条 のがまるというでは、第六十五条 のがまるというでは、第六十五条 のがまるというでは、第六十五条 のがまるというでは、第六十五条 がまるというでは、第六十五条 がまるというでは、第二十二条 は、第二十二条 がまるというでは、第二十二条 は、第二十二条 は、第二十二十二条 は、第二十二十二十二条 は、第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
: 则 呂	「領」には、

3

六条から第五十八条までの規定の適用について なった額に相当する贈与税の国税通則法第五十 の七第三十一項及び第三十三項の規定の適用並 びに同条第三十項の規定の適用により過誤納と 次に定めるところによる。

定の適用については、新法第七十条の七第三 税通則法第五十六条から第五十八条までの規 じ。)から二月」と、同項第一号」とする。 年法律第四号)の施行の日前である場合に 法等の一部を改正する等の法律(平成二十九 から二月」とあるのは「日(当該日が所得税 項中「同項第一号」とあるのは「同項中「日 九年法律第四号)の施行の日前である場合に 税法等の一部を改正する等の法律(平成二十 中「日から」とあるのは「日(当該日が所得 項の規定の適用については、同条第三十一項 あったものとみなす。 十一項の届出書の提出があった日に過誤納が より過誤納となった額に相当する贈与税の国 は、当該施行の日。以下この項において同 は、当該施行の日)から」と、同条第三十三 新法第七十条の七第三十項の規定の適用に 新法第七十条の七第三十一項及び第三十三

条において「平成二十五年改正法」という。) 三号までに掲げる者(所得税法等の一部を改正 第二号から第四号までの規定及び新令第四十条 附則第八十六条第四項の規定の適用を受けた者 する法律(平成二十五年法律第五号。以下この の八第五十六項第一号の規定の適用について を除く。)に対する新法第七十条の七第三十項 改正法附則第八十八条第十一項第一号から第 次に定めるところによる。

整備を図るための所得税法等の一部を改正す 措置法第七十条の七第四項第二号、現下の厳号)第十八条の規定による改正前の租税特別 与承継期間の末日において経営贈与承継期間 基準日におけるその」と、「の合計を経営贈 あるのは「経営贈与承継期間内に第一種贈与 号までの規定の適用については、同項第二号 内にある第一種贈与基準日の数で除して計算 る法律(平成二十三年法律第八十二号)第十 した数が、当該」とあるのは「が当該」と、 イ中「各第一種贈与基準日におけるその」と 第三項第二号」とあるのは「所得税法等の 部を改正する法律(平成二十二年法律第六 新法第七十条の七第三十項第二号から第四 い経済状況及び雇用情勢に対応して税制の

四項第九号に係る部分に限る。)に掲げる場

部を改正する法律(平成二十五年法律第五 合又は経営贈与承継期間内に所得税法等の

条第六項の表の第一号の上欄(同条第四項第

「限り、

経営贈与承継期間の末日

号に掲げる場合若しくは贈与特定期間内に同 置法第七十条の七第四項第二号若しくは第九 号)第八条の規定による改正前の租税特別措

第一号の上欄(同条第四項第九号に係る部分 号の第一種贈与基準日においては、当該各 のは「あつては、」と、「同号」とあるのは 特別措置法第七十条の七第四項第二号若しく 十二号)第十七条の規定による改正前の租税 応して税制の整備を図るための所得税法等の 内に現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対 に限る。)に掲げる場合、経営贈与承継期間 若しくは贈与特定期間内に同条第六項の表の 七第四項第二号若しくは第九号に掲げる場合 定による改正前の租税特別措置法第七十条の 律(平成二十二年法律第六号)第十八条の規 とあるのは「所得税法等の一部を改正する法 第五項の表の第一号の上欄(第三項第九号」 は第九号に掲げる場合又は贈与特定期間内に 号」と、同項第四号中「第三項第二号若しく 末日においては、同号」とあるのは「当該各 定による改正前の租税特別措置法第七十条の 法律(平成二十五年法律第五号)第八条の規 四項第二号又は所得税法等の一部を改正する よる改正前の租税特別措置法第七十条の七第 めの所得税法等の一部を改正する法律(平成 及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るた 条の七第四項第二号、現下の厳しい経済状況 の規定による改正前の租税特別措置法第七十 る法律(平成二十二年法律第六号)第十八条 号」とあるのは「所得税法等の一部を改正す 部を改正する法律(平成二十五年法律第 七条の規定による改正前の租税特別措置法第 内に同条第六項の表の第一号の上欄(同条第 は第九号に掲げる場合若しくは贈与特定期間 七第四項第二号」と、「経営贈与承継期間 二十三年法律第八十二号)第十七条の規定に 「当該各号」と、同項第三号中「第三項第二 ては、各第一種贈与基準日における」とある 置法第七十条の七第四項第二号」と、「あつ 号)第八条の規定による改正前の租税特別措 七十条の七第四項第二号又は所得税法等の一 一部を改正する法律(平成二十三年法律第八

る場合又は贈与特定期間内に同表の第一号の いて」とあるのは「期間)」とする。 げる場合に該当することとなつた場合にあつ 上欄(同項第九号に係る部分に限る。)に掲 ては」とあるのは「限り」と、「期間))にお (経営贈与承継期間内に第三項第九号に掲げ

合をいう。以下この号において同じ。)の次 場合には、特定売上割合(前項に規定する割 が経営贈与承継期間の末日の翌日以後である るのは「(最初の売上判定事業年度終了の日 が」とあるのは「)が」と、「以上で」とあ の末日における常時使用従業員の数の割合) 時使用従業員の数に対する経営贈与承継期間 贈与承継会社の特例対象贈与の時における常の末日の翌日以後である場合には、当該認定 基準日の数で除して計算した割合(最初の売 おいて当該売上判定事業年度に係る雇用判定 売上判定事業年度に係る雇用判定基準日」 の平均値」という。)の」とあるのは「)の」 定する割合。以下この号において「売上割合 の末日の翌日以後である場合には、前項に規上判定事業年度終了の日が経営贈与承継期間 業年度の数で除して計算した割合(最初の売 営贈与承継期間内に終了する当該売上判定事の合計を経営贈与承継期間の末日において経 あるのは「)をいう。以下この項」と、「) 第三十項第四号」と、「)をいう。次号」と るのは「売上判定事業年度(法第七十条の七 置法第七十条の七第四項第二号」と、「各売 号)第八条の規定による改正前の租税特別措 部を改正する法律(平成二十五年法律第五 七十条の七第四項第二号又は所得税法等の一 る法律(平成二十三年法律第八十二号)第十 整備を図るための所得税法等の一部を改正す 措置法第七十条の七第四項第二号、現下の厳号)第十八条の規定による改正前の租税特別 部を改正する法律(平成二十二年法律第六 第三項第二号」とあるのは「所得税法等の一 の適用については、同号中「法第七十条の七新令第四十条の八第五十六項第一号の規定 上判定事業年度終了の日が経営贈与承継期間 と、「)の合計を経営贈与承継期間の末日に と、「各雇用判定基準日」とあるのは「当該 上判定事業年度(同条第三十項第四号」とあ 七条の規定による改正前の租税特別措置法第 のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ い経済状況及び雇用情勢に対応して税制の 6 5 4

> この項において同じ。)から二月」と、 の日前である場合には、当該施行の日。以下

同項

又は特定売上割合」とする。 合)以上で」と、同号イからハまでの規定中 の割合がそれぞれイからハまでに定める割 承継期間の末日における常時使用従業員の数 当該認定贈与承継会社の特例対象贈与の時に 「売上割合の平均値」とあるのは「売上割合 ける常時使用従業員の数に対する経営贈与

- 者は、新法第七十条の七の二第二項第三号に規 十条の八の二第二項及び第二十八項の規定を適 定する経営承継相続人等とみなして、新令第四 改正法附則第八十八条第十四項各号に掲げる
- 第五十六条から第五十八条までの規定の適用に誤納となった額に相当する相続税の国税通則法 新法第七十条の七の二第二項第三号に規定する 十条の七の二第三十一項の規定の適用により過 八の二第六十五項の規定の適用並びに新法第七 七十条の七の二第三十四項及び新令第四十条の 十八条第十四項各号に掲げる者に対する新法第 経営承継相続人等とみなされた改正法附則第八 等の法律(平成二十九年法律第四号)の施行 いては、次に定めるところによる。 改正法附則第八十八条第十四項の規定により 「日(当該日が所得税法等の一部を改正する るのは、「同項中「日から二月」とあるのは 適用については、同項中「同項第一号」とあ 新法第七十条の七の二第三十四項の規定の
- の施行の日前である場合には、当該施行の正する等の法律 (平成二十九年法律第四号) 適用については、同項第一号中「日前」とあ一 新令第四十条の八の二第六十五項の規定の 日」とあるのは「当該災害等の発生した日 日。以下この項において同じ。) 前」と、「同 るのは「日(当該日が所得税法等の一部を改 第一号」とする。
- 三 新法第七十条の七の二第三十一項の規定の での規定の適用については、新法第七十条の 税の国税通則法第五十六条から第五十八条ま に過誤納があったものとみなす。 七の二第三十二項の届出書の提出があった日 適用により過誤納となった額に相当する相続

号」と、「)をいう。次号」とあるのは

承継期間の末日において経営承継期間内に終 をいう。以下この項」と、「)の合計を経営

日が経営承継期間の末日の翌日以後である場 算した割合(最初の売上判定事業年度終了 了する当該売上判定事業年度の数で除して計

三号までに掲げる者(平成二十五年改正法附則 第八十六条第八項の規定の適用を受けた者を除 改正法附則第八十八条第十四項第一号から第

く。)に対する新法第七十条の七の二第三十一 条の八の二第六十一項第一号の規定の適用につ 項第二号から第四号までの規定及び新令第四 いては、次に定めるところによる。

年法律第六号)第十八条の規定による改正前得税法等の一部を改正する法律(平成二十二 税法等の一部を改正する法律(平成二十三年情勢に対応して税制の整備を図るための所得三項第二号、現下の厳しい経済状況及び雇用 は「所得税法等の一部を改正する法律(平成と、同項第三号中「第三項第二号」とあるの は、」と、「同号」とあるのは「当該各号」第一種基準日における」とあるのは「あつての七の二第三項第二号」と、「あつては、各 び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための二第三項第二号、現下の厳しい経済状況及 第一種基準日においては、当該各号」と、同 においては、同号」とあるのは「当該各号の二第三項第二号」と、「経営承継期間の末日 第二号又は所得税法等の一部を改正する法律 法律第八十二号)第十七条の規定による改正 改正前の租税特別措置法第七十条の七の二第 規定による改正前の租税特別措置法第七十条 る法律(平成二十五年法律第五号)第八条の 第三項第二号又は所得税法等の一部を改正す る改正前の租税特別措置法第七十条の七の二 による改正前の租税特別措置法第七十条の七(平成二十二年法律第六号)第十八条の規定 あるのは「所得税法等の一部を改正する法律 あるのは「が当該」と、「第三項第二号」と 基準日の数で除して計算した数が、当該」と の末日において経営承継期間内にある第一種 におけるその」と、「の合計を経営承継期間 とあるのは「経営承継期間内に第一種基準日 第二号イ中「各第一種基準日におけるその」 ら第四号までの規定の適用については、同項 の租税特別措置法第七十条の七の二第三項第 掲げる場合又は特定期間内に第五項の表の第 項第四号中「第三項第二号若しくは第九号に よる改正前の租税特別措置法第七十条の七の 前の租税特別措置法第七十条の七の二第三項 二十二年法律第六号)第十八条の規定による 十三年法律第八十二号)第十七条の規定によ の所得税法等の一部を改正する法律(平成二 (平成二十五年法律第五号) 第八条の規定に 新法第七十条の七の二第三十一項第二号 (第三項第九号」とあるのは「所

> 税特別措置法第七十条の七の二第三項第二律第六号)第十八条の規定による改正前の租 律第六号)第十八条の規定による改正前の租法等の一部を改正する法律(平成二十二年法 規定の適用については、同号中「法第七十条 一 新令第四十条の八の二第六十一項第一号の 継期間の末日(経営承継期間内に第三項第九欄(同条第三項第九号」と、「限り、経営承 年度(法第七十条の七の二第三十一項第四 三十一項第四号」とあるのは「売上判定事業 十五年法律第五号)第八条の規定による改正は所得税法等の一部を改正する法律(平成二 応して税制の整備を図るための所得税法等の号、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対 の七の二第三項第二号」とあるのは「所得税 において」とあるのは「期間)」とする。 あつては」とあるのは「限り」と、「期間)) 号の上欄 (同項第九号に係る部分に限る。) 号に掲げる場合又は特定期間内に同表の第一 項第二号若しくは第九号に掲げる場合若しく 分に限る。)に掲げる場合又は経営承継期間の第一号の上欄(同条第三項第九号に係る部 の七の二第三項第二号若しくは第九号に掲げ 規定による改正前の租税特別措置法第七十条 第二号」と、「各売上判定事業年度(同条第 前の租税特別措置法第七十条の七の二第三項 特別措置法第七十条の七の二第三項第二号又 に掲げる場合に該当することとなつた場合に は特定期間内に同条第五項の表の第一号の上 正前の租税特別措置法第七十条の七の二第三 る場合若しくは特定期間内に同条第五項の表 (平成二十三年法律第八十二号) 第十七条の 図るための所得税法等の一部を改正する法律 済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を げる場合、経営承継期間内に現下の厳しい経 十二号)第十七条の規定による改正前の租税 内に所得税法等の一部を改正する法律(平成 定期間内に同条第五項の表の第一号の上 二号若しくは第九号に掲げる場合若しくは特 二十五年法律第五号)第八条の規定による改 (同条第三項第九号に係る部分に限る。) に掲 一部を改正する法律(平成二十三年法律第八

用判定基準日」と、「(当該認定承継会社の同とあるのは「当該売上判定事業年度に係る雇 平均値」とあるのは「売上割合又は特定売上 と、同号イからハまでの規定中「売上割合の ぞれイからハまでに定める割合)以上で」 日における常時使用従業員の数の割合がそれ 時使用従業員の数に対する経営承継期間の末 規定の適用に係る相続の開始の時における常 認定承継会社の法第七十条の七の二第一項のからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該 るのは「(最初の売上判定事業年度終了の日 が」とあるのは「)が」と、「以上で」とあ 末日における常時使用従業員の数の割合) 常時使用従業員の数に対する経営承継期間の の規定の適用に係る相続の開始の時における る場合には、当該認定承継会社の同条第一項 の法第七十条の七の二第一項」と、「)の合 条第一項」とあるのは「(当該認定承継会社 割合」とする。 が経営承継期間の末日の翌日以後である場合 了の日が経営承継期間の末日の翌日以後であ 定事業年度に係る雇用判定基準日の数で除し 計を経営承継期間の末日において当該売上判 とあるのは「)の」と、「各雇用判定基準日. いう。以下この号において同じ。)の次のイ て計算した割合(最初の売上判定事業年度終 には、特定売上割合(前項に規定する割合を いて「売上割合の平均値」という。)の」 2 前日までの間における新令第四十三条の三第六 施行日から附則第一条第十三号に定める日の

第四十条の八の二第二十八項の規定を適用す四十条の八の三第十六項において準用する新令 定する経営相続承継受贈者とみなして、新令第 者は、新法第七十条の七の四第二項第三号に規 改正法附則第八十八条第十七項各号に掲げる

8 五十八条までの規定の適用について準用する。 相当する相続税の国税通則法第五十六条から第 十一項の規定の適用により過誤納となった額に 項において準用する新法第七十条の七の二第三 規定の適用並びに新法第七十条の七の四第十六 て準用する新令第四十条の八の二第六十五項の項及び新令第四十条の八の三第二十四項においおいて準用する新法第七十条の七の二第三十四 る者に対する新法第七十条の七の四第十七項に れた改正法附則第八十八条第十七項各号に掲げ 第三号に規定する経営相続承継受贈者とみなさ 七項の規定により新法第七十条の七の四第二項 第五項の規定は、改正法附則第八十八条第十 は、

項第一号の規定の適用について準用する。 おいて準用する新令第四十条の八の二第六十一 条の七の四第十六項において準用する新法第七 適用を受けた者を除く。)に対する新法第七十 十五年改正法附則第八十六条第十二項の規定の 七項第一号から第三号までに掲げる者(平成二 の規定及び新令第四十条の八の三第二十四項に 十条の七の二第三十一項第二号から第四号まで 第六項の規定は、改正法附則第八十八条第十 2

前項に規定する割合。以下この号に

9

は、施行日以後に新法第八十三条の三第一項に第三十一条 新令第四十三条の三第三項の規定 物の所有権の保存の登記に係る登録免許税につ 新築、改築又は同条第一項第三号に規定する特 事業契約に係る同条第二項に規定する建築物の 業者が締結する同項に規定する不動産特定共同 規定する特例事業者又は適格特例投資家限定事 いては、なお従前の例による。 に規定する増築等をした場合における当該建築 する建築物の新築、改築又は同条第一項第三号 動産特定共同事業契約に係る同条第二項に規定 定する特例事業者が締結した同項に規定する不 権の保存の登記に係る登録免許税について適用 定増築等をする場合における当該建築物の所有 (登録免許税の特例に関する経過措置) 施行日前に旧法第八十三条の三第一項に規 3

届出等に関する特例に関する経過措置の適用対 とあるのは「又は第三項」と、「定め、又は第 項の規定の適用については、同項中「第三項」 象となる者等) (納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の を定めた」とあるのは「定めた」とする。 六項第四号の規定により事業契約に関する事項

第三十二条 改正法附則第九十条第二項に規定す 災害に係る国税通則法施行令(昭和三十七年政 る日は、同令第三条第三項の規定により指定さ 項の規定の適用を受けた者を除く。) とし、改 受けた消費税法(昭和六十三年法律第百八号) 令第百三十五号)<br />
第三条第三項の規定の適用を る政令で定める者は、同項に規定する特定非常 正法附則第九十条第二項に規定する政令で定め 定非常災害について、改正法附則第九十条第一 第二条第一項第四号に規定する事業者(当該特

第三十三条 改正法附則第九十三条第五項に規定 する第三者と政令で定める特別の関係がある者 (自動車重量税の特例に関する経過措置) 次に掲げる者とする。

> 売することを業とするもの 約を締結している者であって当該自動車を販

出を行おうとする者は、次の各号に掲げる事項 臣等に提出しなければならない。 を記載した申出書を同項に規定する国土交通大

う。) の車名、車台番号その他の当該検査自 動車を特定するために必要な事項 九十条の十第一項に規定する検査自動車をい 申出に係る検査自動車(租税特別措置法第

所」とあるのは「主たるものの所在地」と、同同法第六条第二項第四号中「政令で定める場 ある場合における自動車重量税法 (昭和四十六 改正法附則第九十三条第六項の規定の適用が 三 その他参考となるべき事項 置)の規定により課する」とする。 のは「所得税法等の一部を改正する等の法律 項中「同項に規定する納付していない」とある 税務署の管轄区域内の」と、同法第十四条第一 項第五号中「政令で定める」とあるのは「麹町 年法律第八十九号)の規定の適用については、 六項後段(自動車重量税の特例に関する経過措 (平成二十九年法律第四号) 附則第九十三条第

4 要な事項は、財務省令で定める。 十三条第五項及び第六項の規定の適用に関し必 (租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 前三項に定めるもののほか、改正法附則第九

第三十四条 法人の令和元年十月一日前に開始し 分の十・三」とあるのは、「百分の四・四」 第一項の項に係る部分に限る。)の規定の適用 政令附則第十二条第二項(同項の表第二十三条 正 る課税事業年度における第三条の規定による改 た地方法人税法第二十三条第一項本文に規定す については、同表第二十三条第一項の項中「百 一後の租税特別措置法施行令の一部を改正する

#### 二七号) 附 則 (平成二九年三月三一日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、 施行する。 則 (平成二九年四月七日政令第一三 平成二十九年四月一日

削る部分に限る。)、同条第二十項の改正規定

(「第二十三項」を「第二十五項」に改める部

二号)

当該第三者が製作する自動車を購入する契 当該第三者の株式又は出資を保有する者

改正法附則第九十三条第五項の規定による申

この政令は、平成三十年四月一日から施行す

二六四号) 附

則

(平成二九年一〇月二五日政令第

1

の一部改正に伴う経過措置)

する。 この政令は、平成三十一年四月一日から施行 五 附 八 号 則

1

(施行期日)

の施行の日(平成二十九年六月十九日)

から施

この政令は、水防法等の一部を改正する法

(平成二九年六月一四日政令第一

申出者の氏名又は名称及び住所

### 附 則

この政令は、 平成三十年四月一日から施行す

二七一号

則

(平成二九年一〇月二七日政令第

#### (施行期日) 号 抄 (平成三〇年一月三一日政令第二

する。 の施行の日(平成三十年六月十五日)から施行 この政令は、旅館業法の一部を改正する法律

#### 附 一号) 則 (平成三〇年三月二六日政令第六

行する。 この政令は、 平成三十年三月三十一日から施

#### 附 四五号) 則 (平成三〇年三月三一日政令第一

施行期日

第一条 この政令は、平成三十年四月一日 行する。ただし、 該各号に定める日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、

一 第一条中租税特別措置法施行令第二十五条 項に一号を加える改正規定、同条第二十三項 正規定、同条第二十八項の改正規定、同条第の十三第五項の改正規定、同条第三十項の改 座簡易開設届出書の提出をしようと」に改め 「の提出をしようと」を「若しくは非課税 出書」を加える部分に限る。)、同条第二十四 書」の下に「若しくは非課税口座簡易開設届 二十七項の改正規定(「非課税口座開設届出 の九の改正規定 る部分及び「その他財務省令で定める者」を の改正規定、同条第二十二項の改正規定 第一条中租税特別措置法施行令第四十六条 平成三十年十月一日 とは、当いから施

分を除く。)、同条第十四項の改正規定(「非

の項の改正規定、同令第二十五条の十七の二 前条第一項の項の改正規定、同表前条第四項 条第二十一項」に改める部分に限る。)、同表 部分に限る。)、同表第二十五条の十三の六第 第二十項若しくは第二十三項又は」に改める 九項又は」を「第三十七条の十四第十七項、 の十三の六第四項の項の改正規定(「第三十 段」に改める部分に限る。)、同表第二十五条 引業者等の営業所の長、同条第二十五項後 項後段」を「同条第十一項後段の金融商品取の六第三項の項の改正規定(「同条第二十一 改める部分を除く。)、同表第二十五条の十三 条の十三の三第一項の項の改正規定、同表第三の二第三項の項の改正規定、同表第二十五 項の項の改正規定(「第三十七条の十四第一 部分に限る。)、同表第二十五条の十三第三十 の改正規定 (「第三十七条の十四第二十三項」る。)、同表第二十五条の十三第二十八項の項 項」を「同条第十三項」に改める部分に限 く。)、同令第二十五条の十三の七第一項の改は第二十三項」に改める部分に限る。)を除 項」を「第二十五条の十三第十五項第二号又 分に限る。)及び同条第五項に係る部分(「第 る部分(「第二十五条の十三第二十六項」を 定(同条第二項に係る部分、同条第三項に係 正規定、同令第二十五条の十三の六の改正規規定、同令第二十五条の十三の四第二項の改 同令第二十五条の十三の二第三項の改正規 座簡易開設届出書」を加える部分に限る。)、 の見出しの改正規定、 五項の項の改正規定(「同条第十四 七条の十四第十三項、第十六項若しくは第十 (「第二十五条の十三の八第九項第二号」を二十五条の十三の四第二項の項の改正規定 を「第三十七条の十四第二十七項」に改める 五条の十三の八第十七項の表第二十五条の十 正規定、同条第四項の改正規定、同令第二十 定、同令第二十五条の十三の三第一項の改正 「第二十五条の十三の八第十二項第二号」に に改める部分に限る。)、同表第二十五条の十 十三項」を「第三十七条の十四第二十七項」 三第二十三項の項の改正規定(「同条第十一 二十五条の十三第十四項第二号又は第二十一 「同条第十八項」に、「同条第十七項」を「同 「第二十五条の十三第二十八項」に改める部 |税口座開設届出書」の下に「又は非課税口 同条の改正規定 (|第 四項」を 兀

三 附則第四十五条第三項の規定 令和元年十 第一項第四号ロの改正規定並びに附則第四十 改正規定、同令第三十九条の三十三の二の改 六条の規定 平成三十一年一月 一号の改正規定及び同令第三十九条の百十五 正規定、同令第三十九条の百十二第十五項第 号ロの改正規定、同令第三十九条の三十三の 改正規定、同令第三十九条の十五第一項第四 の改正規定、同令第三十九条の十二第五項の の三十の改正規定、同令第二十六条の三十一 三第十項第一号の改正規定、同令第二十六条 める部分に限る。)、同令第二十五条の十八の 四十条の二第一項」を「第四十条の二」に改 日

月一日

の改正規定、同令第二十六条の二十六第十一 正規定、同令第二十六条の二十三第六項の表 項第一号イの項の改正規定、同令第二十五条 第一号イの項の改正規定、同令第二十五条の十一の二第二十項の表第二百五十八条第四項 又は第二項の規定の適用がある場合には、当額」の下に「(法第四十一条の三の三第一項 条の五」に改める部分に限る。)、同令第四条 の四」に、「第二十六条の六」を「第二十六 第三項の改正規定、 項の表の改正規定、 の五の前に節名を付する改正規定、 十節の節名を削る改正規定、同令第二十六条 の十三の七第二項の改正規定、同令第二章第 十二の二第二十四項の表第二百五十八条第四 十五条の十一の改正規定、同令第二十五条の 五条の十の十一第六項の改正規定、同令第二 五条の十の十第六項の改正規定、同令第二十 条の八第十六項の表の改正規定、同令第二十 第十九条第二十四項の表の改正規定、同令第 令第十八条の二第二項各号の改正規定、同令 除をした残額)」を加える部分に限る。)、同 該給与所得の金額からこれらの規定による控 五の三」に改める部分及び「給与所得 の三第八項の改正規定(「第九十五条」を 正規定、同令第五条の改正規定、同令第五条 規定、同令第四条の八の次に三条を加える改 の二の改正規定、同令第四条の六の二の改正 正規定(「第二十六条の五」を「第二十六条 び第三十七条第四項の改正規定、 二十条第五項の表の改正規定、同令第二十五 「第九十三条、第九十五条、第百六十五条の 第一条中租税特別措置法施行令の目次の改 同令第三十六条第七項及 同令第三十 同条の改 の金

> 改正規定、同令第三十九条の百十五第一項第規定、同令第三十九条の百十三の二第一項の 定、同令第三十九条の三十五の三の改正規の二第十二項から第十五項までを削る改正規 でを削る改正規定、同令第三十九条の三十五 る。)、同令第三十九条の三十二の二第十二項 第三十九条の十八の改正規定(同条第十二項 十の改正規定 令和二年一月一日 十九条の三十二の三第十五項から第十八項ま から第十五項までを削る改正規定、同令第三 に係る部分及び同条第十五項に係る部分に限 十九条の十五第一項第一号の改正規定、同令 九条の十三の二第一項の改正規定、同令第三 一号の改正規定並びに同令第三十九条の百三 、同令第三十九条の九十の二第四項の改正、同令第三十九条の九十第七項の改正規

章第二十九節中第三十九条の百三十の次に一令第三十九条の三十六の改正規定、同令第三 月一日 二の改正規定及び同令第四十六条の八の三 条を加える改正規定、同令第四十六条の八の 九条の百三十一」に改める部分に限る。)、同 正規定(「第三十九条の百三十」を「第三十 十五条第一項及び第二項の規定 令和二年四 (見出しを含む。) の改正規定並びに附則第四 第一条中租税特別措置法施行令の目次の改

第一条中租税特別措置法施行令第二十六条

正規定並びに附則第十七条の規定 令和二年の三の改正規定及び同令第二十六条の四の改 特例(第三十九条の十一)」を「/第七節の正規定(「第八節 景気調整のための課税の の二第二項の改正規定 令和五年十月一日 の三の規定」を加える部分に限る。)、 る。)、同令第十九条の三第十一項の改正規定 例(第三十九条の百十)」に改める部分に限 節 特別事業再編を行う法人の株式を対価と のための課税の特例(第三十九条の十一) する株式等の譲渡に係る所得の計算の特例 (「含む。)」の下に「並びに第二十五条の十二 する株式等の譲渡に係る連結所得の計算の特 (第三十九条の十の三) /第八節 二 特別事業再編を行う法人の株式を対価と 二十五条の九の二第五項の改正規定 /」に、「第二十三節 削除」を「第二十三 第一条中租税特別措置法施行令の目次の改 第一条中租税特別措置法施行令第四十六条 景気調整

> を除く。)、同条第二十五項第一号の改正規定条の七第四項から第七項まで」に改める部分 強化法等の一部を改正する法律(平成三十年 る。)、同令第三章第七節の次に一節を加える 適用する」を「並びに第二十五条の十二の三 令第二十五条の十三第二項の改正規定(「を で」に改める部分を除く。)、同令第二十五条 の三の規定」を加える部分に限る。)、同令第 の七第三項から第六項まで」を「第百六十七条同条第二十三項の改正規定(「第百六十七条 一号の改正規定 (「第百六十七条の七第三項る。)、同条第十一項第二号イ及び第十二項第 規定(「の適用については、次」を「並びに る。)、同令第二十五条の十の二第一項の改正 の改正規定(「規定」の下に「並びに第二十 用する」を「並びに第二十五条の十二の三 同令第四十二条の六の改正規定 改正規定、同章第二十三節の改正規定並びに 二の三の規定の適用に」に改める部分に限 定(「の適用に」を「並びに第二十五条の十 同令第二十六条の二十八の三第六項の改正規 の規定を適用する」に改める部分に限る。)、 の十二の二の次に一条を加える改正規定、 に」に改める部分に限る。)、同令第二十五条 「並びに第二十五条の十二の三の規定の適用 の十二第七項の改正規定(「の適用に」を を「第百六十七条の七第四項から第七項ま 項から第七項まで」に改める部分を除く。)、 から第六項まで」を「第百六十七条の七第四 十五条の十二の三の規定」を加える部分に限 の改正規定(「の規定」の下に「並びに第二 第二十五条の十二の三の規定の適用について 五条の十二の三の規定」を加える部分に限 条第十項第一号ハの改正規定(「規定(」 規定を適用する」に改める部分に限る。)、 (「第百六十七条の七第三項から第六項まで」 二十五条の十の十一第四項第一号の改正規定 (「の規定」の下に「並びに第二十五条の十二 は、次」に改める部分に限る。)、同項第二号 に改める部分に限る。)、同条第十一項第一号「規定並びに第二十五条の十二の三の規定(」 産業競争力 を 同

法律第二十六号)の施行の日

九 第一条中租税特別措置法施行令の目次の改 章中第四十四条の三を同令第四十四条の四と の四」に改める部分に限る。)及び同令第四 正規定(「第四十四条の三」を「第四十四 同令第四十四条の二を同令第四十四条の 条

九号)の施行の日に関する特別措置法(平成三十年法律第四十に関する特別措置法(平成三十年法律第四十改正規定 所有者不明土地の利用の円滑化等さし、同令第四十四条の次に一条を加える

及びロに係る部分、同項第十号イ及びロに係段」に改める部分に限る。)、同項第十一号イ 五の三の見出しの改正規定、 の二イ及びロに係る部分並びに同項に一号を 同項第七号イ及びロに係る部分、同項第六号 五の八第一項後段」に改める部分に限る。)、 の十五の七第一項後段」を「第六十八条の十 項第八号イ及びロに係る部分(「第六十八条 る部分、同項第九号イ及びロに係る部分、同 項後段」を「第六十八条の十五の八第一項後 口に係る部分(「第六十八条の十五の七第一 三項」を「第三十九条の四十四の二第二項」 号に係る部分(「第三十九条の四十四の二第 係る部分、同項第五号に係る部分、同項第六 る。)、同項第三号に係る部分、同項第四号に 条の十五の八第一項後段」に改める部分に限 条の十五の七第一項後段」を「が法第六十八 号イに係る部分及び同号ロ中「が法第六十八 条の十五の七第一項第五号」を「第六十八条 る部分、同項第二号に係る部分(「第六十八 十五の七第一項の」を「第六十八条の十五の及び同条第六項の改正規定(「第六十八条の 条の十五の七第一項後段」を「第六十八条の 九条の四十八第四項の改正規定(「第六十八 七の次に一条を加える改正規定、同令第三十 三第一項の改正規定、同令第三十九条の四十 の六第五項」を加える部分に限る。)、同条第 定(「規定は」の下に「、第二十七条の十二同令第三十九条の三十五の四第三項の改正規 条の十二の五の次に一条を加える改正規定、 の次に一条を加える改正規定、同令第二十七 第八項の改正規定(「第四十一条第一項」を 加える部分に限る。) 生産性向上特別措置法 の十五の八第一項第五号」に改める部分、同 八第一項の」に改める部分、同項第一号に係 十五の八第一項後段」に改める部分に限る。) 七項の改正規定、同令第三十九条の四十五の に改める部分に限る。)、同令第五条の六の四 に改める部分を除く。)、同項第十二号イ及び (平成三十年法律第二十五号)の施行の日 「第十条の五の五第三項、第四十一条第一項 第一条中租税特別措置法施行令第五条の三 第一条中租税特別措置法施行令第五条の 同令第五条の六

の十二第四項」を「第四十二条の十二第三部分、同項第一号に係る部分(「第四十二条 向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活除く。)、同条第九項の改正規定(「地方活力 月数を乗じてこれを十二で」に改める部分に 第四項第一号」に、「同条第三項(同条第四改める部分、「同条第五項第一号」を「同条 見出しの改正規定、同令第二十七条の十二の部分に限る。)、同令第二十七条の十一の三の 項の改正規定(「平成二十八年四月一日」をに限る。)、同令第二十六条の二十八の三第八 項の改正規定(「地方活力向上地域特定業務備計画」に改める部分に限る。)、同条第十六 画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整 整備計画」に改める部分に限る。)、同条第二 計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設 規定(「地方活力向上地域特定業務施設整備 の二の見出しの改正規定、同条第九項の改正 見出しの改正規定、同令第三十九条の四十五 る部分に限る。)、同令第三十九条の四十五の 力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め 第四項第十四号」に改める部分に限る。) を 二項」に、「同条第五項第十二号」を「同条 二条の十二第三項」を「第四十二条の十二第 限る。)及び同項第二号に係る部分(「第四十 第二項に規定する三十万円に当該適用年度の 項」に、「同条第三項に規定する」を「同条 項」を「同条第二項(同条第三項」に改める 三項の」を「第四十二条の十二第二項の」に 第十七項の改正規定(「第四十二条の十二第 施設整備計画」に改める部分に限る。)、同条 整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務 改正規定(「地方活力向上地域特定業務施設 画」に改める部分に限る。)、同条第二十項の を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計 (「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」 見出しの改正規定、同条第八項の改正規定 十年法律第三十八号)の施行の日」に改める 地域等特定業務施設整備計画」に改める部分 域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上 同条第十二項の改正規定(「地方活力向上地 業務施設整備計画」に改める部分に限る。)、 施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定 の見出しの改正規定、同条第十一項の改正規 十三項第三号の改正規定(「第六十八条の十 「地域再生法の一部を改正する法律(平成三 (「地方活力向上地域特定業務施設整備計

> 第二十三号)の施行の日 法等の一部を改正する法律(平成三十年法律--1 次に掲げる規定 農業経営基盤強化促進 律(平成三十年法律第三十八号)の施行の日 八条の規定 地域再生法の一部を改正する法 画」に改める部分に限る。)並びに附則第十 を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計 業年度の月数を乗じてこれを十二で」に改め 条の十五の二第四項第十四号」に、「第二十 条の十五の二第五項第十二号」を「第六十八 項の改正規定(「地方活力向上地域特定業務 五の二第三項」を「第六十八条の十五の二第 (「地方活力向上地域特定業務施設整備計画\_ る部分を除く。) 及び同条第十項の改正規定 三十万円に当該適用年度に係る連結親法人事 三項に規定する」を「同条第二項に規定する 三項第三号」を「第二十五項第二号イ」に、 同条第十九項第一号の改正規定(「第六十八 業務施設整備計画」に改める部分に限る。)、 施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定 二項」に改める部分を除く。)、同条第二十二 「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第

#### 第三条の規定

第四十条の七の四の改正規定(同条第十項に常四十条の七の四の改正規定(同条第十項に不成三十年法律第三十一号)の施行の日年を廃止する等の法律の一部を改正する法律等を廃止する等の法律の一部を改正する法律等を廃止する等の法律の一部を改正する法律等を廃止する等の法律の一部を改正する法律等を廃止する等の法律の一部を改正する法律等を解一、項に係る部分(同項第一号に係る部分、同条第十六項に係る部分(同項第一号に係る部分、同条第十六項に係る部分(同項第一号に係る部分、同条第十六項に係る部分(同項第一号に係る部分を除く。)、同条第二十一号、係名部分を除く。)、同条第二十号、の七の改正規定(同条第十項に係る部分を除く。)、同条第十項に係る部分を除く。)、同条第二十号、同条第十項に

同号を同項第四号とし、

同項第二号の次に一

規定(「第七十条の六の四第一項」を「第七の十第二項及び第四十条の十一第二項の改正 正規定、同令第四十条の九第一項、第四十条定、同令第四十条の八の七第十項第二号の改令第四十条の八の二第二十項第二号の改正規 の六の六第二項第五号」に改める部分に限 条の七の三の次に二条を加える改正規定、同 条の七の六とする部分に限る。)、同令第四十 正規定(同令第四十条の七の四を同令第四 条の七の六とし、同条の次に一条を加える改 部分を除く。)を除く。)、同条を同令第四十 係る部分(同項中「第七十条の六の四第一 滑化に関する法律(平成三十年法律第六十八 びに第五十一条の規定 都市農地の貸借の円 定並びに附則第四十四条第四項及び第六項 る。) 並びに同令第五十五条第二項の改正 七十条の六の四第二項第五号」を「第七十条 十条の六の六第一項」に改める部分及び「第 項」を「第七十条の六の六第一項」に改める の施行の日

十 五 項第二号」を「第四十条の七第十六項第三項第二号の改正規定(「第四十条の七第十六 正規定(「第七十条の七の八第一項」を「第定、同令第四十条の七の四第十項第三号の改 四十条の七第十六項第二号」を「第四十条 の六とする部分を除く。)、同令第四十条の八 六とし、同条の次に一条を加える改正規定加える改正規定、同条を同令第四十条の七の 号」に改める部分に限る。)、同号を同項第三 く。)、同号を同項第四号とする改正規定、同七十条の七の十二第一項」に改める部分を除 規定、同項第二号を同項第三号とする改正規 の七第十六項第三号を同項第四号とする改正 七第十六項第三号」に改める部分に限る。)、 部分に限る。)、同項第三号の改正規定(「第 の改正規定(「第四十条の七第十六項第三号」 える改正規定、同令第四十条の八の七第十項 同項第四号とし、同項第二号の次に一号を加 の七第十六項第三号」を「第四十条の七第十 の二第二十項第三号の改正規定(「第四十条 号とする改正規定、同項第一号の次に一号を を「第四十条の七第十六項第四号」に改める 六項第四号」に改める部分に限る。)、同号を (同令第四十条の七の四を同令第四十条の 第一条中租税特別措置法施行令第四十条 同項第一号の次に一号を加える改正規 七

第七十条の七の二第二項第五号、」に改める 政の組織及び運営に関する法律の一部を改正 部分に限る。) 文化財保護法及び地方教育行 くは」を「第七十条の六の七第二項第六号、 分及び「第七十条の七の二第二項第五号若し 第一項若しくは」を「第七十条の六の七第一 号を加える改正規定並びに同令第四十条の九 する法律(平成三十年法律第四十二号)の施 項、第七十条の七の二第一項、」に改める部 一項、第四十条の十第二項及び第四十条の 一第二項の改正規定(「第七十条の七の」

定の施行の日 律第二十六号)附則第一条第二号に掲げる規 化法等の一部を改正する法律(平成三十年法 八の二第四十六項の改正規定 産業競争力強 八第四十項の改正規定及び同令第四十条の 第一条中租税特別措置法施行令第四十条

(特定寄附信託の利子所得の非課税に関する経

第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措 三十五第十項の規定は、この政令の施行の日置法施行令(以下「新令」という。)第二条の 定寄附信託異動申告書については、 という。) 第二条の三十五第十項に規定する特 改正前の租税特別措置法施行令(以下「旧令」 用し、施行日前に提出した第一条の規定による に規定する特定寄附信託異動申告書について適 (以下「施行日」という。) 以後に提出する同項 なお従前の

等に関する法律の施行に伴う財務省関係政令の 用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備 における特定の個人を識別するための番号の利 ための番号の利用等に関する法律及び行政手続 の間に行政手続における特定の個人を識別する 告書を提出した者(同日から施行日の前日まで 項の規定により同項に規定する特定寄附信託申 「平成二十五年旧法」という。)第四条の五第三則第十条第二項及び第十一条第二項において 七条の規定による改正前の租税特別措置法(附 項において「番号利用法整備法」という。)第 の項並びに附則第十条第二項及び第十一条第二 る法律(平成二十五年法律第二十八号。以下こ する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関す 特定の個人を識別するための番号の利用等に関 整備に関する政令 平成二十八年一月一日前に行政手続における (平成二十六年政令第百七十

> るのは「書類」と、「当該本人確認等書類」と 項において「本人確認等書類」という。)」とあ 号利用法」という。) 第二条第五項に規定する あるのは「当該書類」とする。 写しその他の財務省令で定める書類。以下この 名若しくは住所若しくは居所を証する住民票の 氏名若しくは住所若しくは居所及び変更後の氏 合にあつては、当該書類又はその者の変更前の 項の規定の適用については、同項中「書類(そ ける租税特別措置法施行令第二条の三十五第十 条第二項において同じ。)を変更した場合にお 個人番号をいう。附則第十条第二項及び第十一 律第二十七号。附則第十条第二項において「番 の番号の利用等に関する法律(平成二十五年法 その者の氏名、住所若しくは居所又は個人番号 同項に規定する特定寄附信託異動申告書を提出 置法施行令第二条の三十五第十項の規定により 九号)第七条の規定による改正後の租税特別措 の者の氏名又は住所若しくは居所を変更した場 していない者に限る。)が、施行日以後最初に (行政手続における特定の個人を識別するため

十九年分以前の所得税については、なお従前の三十年分以後の所得税について適用し、平成二 例による。

過措置) の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経 (高度省エネルギー増進設備等を取得した場合

第四条 得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法「法第十条の二第一項第一号」とあるのは「所 る改正法第十五条の規定による改正後の租税特 三十年法律第七号。以下「改正法」という。) 別措置法(以下「新法」という。)第十条の二 附則第六十二条の規定により読み替えて適用す 定事業者又は」とあるのは「同条第一項第一号 以下この項及び次項」と、「同号に規定する特 項第一号」と、「。以下この項」とあるのは「。 ネルギー(同号」とあるのは「エネルギー(同 えて適用する法(次項において「読替え後の 律第七号)附則第六十二条の規定により読み替 条の四の規定の適用については、同条第一項中 第一項の規定を適用する場合における新令第五 に規定する特定事業者又は同項第二号に規定す 法」という。)第十条の二第一項各号」と、「エ 所得税法等の一部を改正する法律(平成

として経済産業大臣が財務大臣と協議して指定う。以下この項において同じ。) に資するもの 律第四十九号)第四十六条第一項に規定する工 使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法けるエネルギーの使用の合理化(エネルギーの 二号に規定する工場等に係るものとして政令」 で定めるところにより証明がされたものとす合理化に資するものであることにつき財務省令 各号の」と、「とし、同号に規定する工場等に 場等におけるエネルギーの使用の合理化をい と、「機械その他の減価償却資産で工場等にお とあるのは「読替え後の法第十条の二第一項第 工場等をいう。)におけるエネルギーの使用の 事業をいう。)に係る工場等(同号に規定する の特定連鎖化事業(同号に規定する特定連鎖化 備等のうち、当該特定加盟者が設置しているそ 者が取得等をする特定高度省エネルギー増進設 係るものとして政令で定めるものは、特定加盟 る」と、「(以下この項に」とあるのは「(次項 る」とあるのは「とする」と、同条第二項中 「次項」と、「同号の」とあるのは「同条第一項 に」と、「以下この項及び次項」とあるのは 「法第十条の二第一項第二号に規定する政令」

に関する経過措置) (試験研究を行った場合の所得税額の特別控除

第三条 新令第五条の三第十三項の規定は、平成 するもののうち、法第十条の二第一項第二号に

減価償却資産で貨物の輸送に係るエネルギーのに規定する政令で定めるものは、機械その他の 得等をされるものとして当該連携省エネルギー 規定する連携省エネルギー措置の実施により取下この項において同じ。)に記載された同号に 号に規定する連携省エネルギー計画をいう。以規定する認定に係る連携省エネルギー計画(同 実施により取得等をされるものとして当該荷主 た同号に規定する荷主連携省エネルギー措置の 務大臣と協議して指定するもののうち、同号に 同じ。)に資するものとして経済産業大臣が財 送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギ 関する法律第百十七条第一項に規定する貨物輸 使用の合理化(エネルギーの使用の合理化等に より証明がされたものとし、同条第一項第三号 のであることにつき財務省令で定めるところに 連携省エネルギー計画に記載されたものである 規定する認定に係る荷主連携省エネルギー計画 におけるエネルギーの使用の合理化に資するも 計画に記載されたものであることその他工場等 いう。以下この項において同じ。)に記載され (同号に規定する荷主連携省エネルギー計画を -の使用の合理化をいう。以下この項において

> 第五項中「第一項又は第二項」とあるのは 事業(同号に規定する特定連鎖化事業をいう。) 当該特定加盟者が設置しているその特定連鎖化 ことその他貨物の輸送に係るエネルギーの使用 におけるエネルギーの使用の合理化」と、同条 する特定高度省エネルギー増進設備等のうち、 の合理化」とあるのは「特定加盟者が取得等を に係る工場等(同号に規定する工場等をいう。) 項」とする。 第

第五条 個人が改正法附則第六十四条第二項の適 二項(同条第四項において準用する場合を含 おける当該適用年に係る新令第五条の六の四第 用年において同項の規定の適用を受ける場 の所得税額の特別控除に関する経過措置) む。)の規定の適用については、同条第二項中 「百分の二十」とあるのは、「百分の三十」とす 一合に

(給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等

に関する経過措置) (所得税の額から控除される特別控除額の特例

第六条 施行日から附則第一条第十号に定める日 増償却に関する経過措置) (個人が次世代育成支援対策に係る基準適合認 るのは、「及び第十条の五の四第七項」とする。 五の四第七項及び第十条の五の五第七項」とあ の前日までの間における新令第五条の七第二項 の規定の適用については、同項中「、第十条の

第七条 改正法附則第六十七条第三項の規定によ 基づく旧令第六条の六の規定は、なおその効力 りなおその効力を有するものとされる改正法第 を有する。 十五条の規定による改正前の租税特別措置法 (以下「旧法」という。) 第十三条の二の規定に

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

第八条 新令第二十二条の九第一項の規定は、 渡については、なお従前の例による。 法第三十四条の三第一項に規定する土地等の 譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧 新法第三十四条の三第一項に規定する土地等の 人が附則第一条第十二号に定める日以後に行う 個 譲

2 産の取得をする場合における当該譲渡について 当該個人が施行日以後に同項に規定する買換資 第一項に規定する譲渡資産の譲渡をし、かつ、 平成三十年一月一日以後に新法第三十六条の二 新令第二十四条の二第三項の規定は、個人が

合における当該譲渡については、なお従前の例 日前に同項に規定する買換資産の取得をした場 る譲渡資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行 をした場合及び個人が同日以後に同項に規定す 三十六条の二第一項に規定する譲渡資産の譲渡 適用し、個人が平成三十年一月一日前に旧法第

規定の適用を受けた者を除く。)が施行日以後(施行日前に旧法第三十七条の九の五第一項の の九第一項」とする。 条の九の五第一項」とあるのは、「第三十七条 有する。この場合において、同項中「第三十七 額については、同項の規定は、なおその効力を 地等の旧令第二十五条の七の五第八項の取得価 けようとする場合における当該対象先行取得土 に新法第三十七条の九第一項の規定の適用を受 宅地に該当する旧令第二十五条の七の五第八項 に規定する対象先行取得土地等を有する個人 旧法第三十七条の九第一項に規定する譲受け

得計算等の特例に関する経過措置) (特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所

第九条 新令第二十五条の十の二第十四項(第1 について適用する。 除される同号に規定する特定譲渡制限付株式等 以後に同号に規定する譲渡についての制限が解 十五号に係る部分に限る。) の規定は、施行日

分割型分割、株式分配又は払戻し等について適 新令第二十五条の十の二第二十六項の規定 施行日以後に行われる同項各号に規定する

(特定口座異動届出書に関する経過措置)

第十条 新令第二十五条の十の四第一項の規定 従前の例による。 規定する特定口座異動届出書については、なお 前に提出した旧令第二十五条の十の四第四項に る特定口座異動届出書について適用し、施行日 施行日以後に提出する同条第四項に規定す 2

定する経過日以後最初に当該特定口座における 施行日から番号利用法整備法第八条第三項に規 の項において「番号未告知者」という。)が、 規定による告知をしていない者に限る。以下こ る非居住者(番号利用法整備法第八条第三項の 条第四項の居住者又は国内に恒久的施設を有す 出をして同号に規定する特定口座を開設した同 座開設届出書の同条第三項第一号に規定する提 第三十七条の十一の三第四項に規定する特定口 平成二十八年一月一日前に平成二十五年旧法

び変更後の氏名若しくは住所を証する住民票の書類又はその者の変更前の氏名若しくは住所及 口座につき租税特別措置法第三十七条の十一の属する年の十二月三十一日までの間に当該特定 あるのは「当該書類」とする。 四項に規定する住所をいう。次条第二項におい るのは「書類」と、「当該本人確認等書類」と 項において「本人確認等書類」という。)」とあ 写しその他の財務省令で定める書類。以下この 名又は住所の変更をした場合にあつては、当該 の適用については、同項中「書類(その者の氏 措置法施行令第二十五条の十の四第一項の規定 住所(租税特別措置法第三十七条の十一の三第 該事由が生じた日の属する月の翌月末日)) ま 三第七項に規定する事由が生じた場合には、 年一月三十一日(当該通知された日から同日の る日(同日において個人番号を有しない者にあ 項に規定する上場株式等の配当等の受入れをす 場株式等の譲渡又は当該特定口座への同条第七 くは同条第二項に規定する信用取引等に係る上 規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡若し 租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に て同じ。) の変更をした場合における租税特別 での間に、最初に当該番号未告知者の氏名又は いて「番号通知日」という。)の属する年の翌 人番号が初めて通知された日(次条第二項にお っては、番号利用法の規定により同日以後に個 当

第十一条 新令第二十五条の十三の二第一項の規 お従前の例による。 規定する非課税口座異動届出書については、な 課税口座異動届出書について適用し、施行日前 に提出した旧令第二十五条の十三の二第一項に 定は、施行日以後に提出する同項に規定する非 (非課税口座異動届出書等に関する経過措置)

第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課 税口座内上場株式等の譲渡又は当該非課税口座 措置法第三十七条の十四第一項に規定する非課 日以後最初に当該非課税口座における租税特別 番号利用法整備法第八条第五項に規定する経過 告知をしていない者に限る。以下この項におい 住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者 同号に規定する非課税口座を開設した同号の居 税口座開設届出書の同号に規定する提出をして への同法第九条の八に規定する配当等の受入れ (番号利用法整備法第八条第五項の規定による て「番号未告知者」という。)が、施行日から 平成二十八年一月一日前に平成二十五年旧法

> う。)」とあるのは「書類」と、「当該本人確認 をする日(同日において個人番号を有しない者 口座に関する帳簿書類の整理保存に関する経過 等書類」とあるのは「当該書類」とする。 住民票の写しその他の財務省令で定める書類。 は住所及び変更後の氏名若しくは住所を証する の者の氏名又は住所の変更をした場合にあつて 項の規定の適用については、同項中「書類(そ 税特別措置法施行令第二十五条の十三の二第一 者の氏名又は住所の変更をした場合における租 三十一日)までの間に、最初に当該番号未告知 にあっては、番号通知日の属する年の翌年一月 以下この項において「本人確認等書類」とい は、当該書類又はその者の変更前の氏名若しく (金融商品取引業者等の営業所における非課税

第十二条 施行日から平成三十年十二月三十一日 までの間における新令第二十五条の十三の六第 条の十三第九項若しくは」とあるのは、 二項の規定の適用については、同項中「法第三 十五条の十三第九項又は」とする。 十七条の十四第十二項後段の規定又は第二十五 第一

第十三条 新令第二十五条の十三の八第二十項に 施行日前に提出した旧令第二十五条の十三の八 おいて準用する新令第二十五条の十三の二第一 する未成年者口座異動届出書について適用し、 項の規定は、施行日以後に提出する同項に規定 所得等の非課税に関する経過措置)

2 施行日から平成三十年十二月三十一日までの 第十二項後段の規定又は第二十五条の十三第九 第九項又は」とする。 項若しくは」とあるのは、「第二十五条の十三 の十三の六第二項の項中「法第三十七条の十四 間における新令第二十五条の十三の八第二十項 規定の適用については、同項の表第二十五条

第十四条 新令第二十五条の十七第五項及び第七 与又は遺贈について適用し、 る新法第四十条第一項後段に規定する財産の贈 項から第十項までの規定は、施行日以後にされ 又は遺贈については、 旧法第四十条第一項後段に規定する財産の贈与 なお従前の例による。 施行日前にされた

2 第十五条 新令第二十五条の二十二の二第二項 象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に 税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課 年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額 規定は、新法第四十条の四第二項第一号に規 例に関する経過措置) 行日以後に同条第三項第六号に規定する特定管 する外国関係会社の施行日以後に開始する事業 理方法による管理を開始した新法第四十条第三 項に規定する財産等について適用する。 (居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特 新令第二十五条の十七第十四項の規定は、

(未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡

三の二第一項に規定する未成年者口座異動届出 書については、なお従前の例による。 第十七項において準用する旧令第二十五条の十

法人に係る所得の課税の特例に関する経過措(特殊関係株主等である居住者に係る外国関係

規定する金融子会社等部分課税対象金額につ 該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に 規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当

ては、なお従前の例による。

象金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に

規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に

及び当該適用対象金額に係る同項に規定する課 年度に係る同条第一項に規定する適用対象金額

税対象金額、同条第六項に規定する部分適用対

規定する金融子会社等部分課税対象金額につい

定する外国関係会社の施行日前に開始した事業 て適用し、旧法第四十条の四第二項第一号に規 該金融子会社等部分適用対象金額に係る同項に

規定する金融子会社等部分適用対象金額及び当 規定する部分課税対象金額並びに同条第八項に

渡所得等の非課税に関する経過措置) (公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲

> 第十六条 新令第二十五条の二十五第五項(第四 定する金融関係法人部分課税対象金額につ 定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該 に規定する課税対象金額並びに同条第八項に規適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項 以後に開始する事業年度に係る同項に規定する 条の七第一項に規定する外国関係法人の施行日 号に係る部分に限る。)の規定は、新法第四 金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規 適用する。 いって +

2 額の計算について適用し、旧令第二十五条の二 新法第四十条の七第一項に規定する課税対象金 項に規定する特定外国関係法人又は対象外国関 係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る 十五第七項に規定する特定外国関係法人又は対 新令第二十五条の二十五第七項の規定は、 同

対象金額の計算については、 に係る旧法第四十条の七第一項に規定する課税 象外国関係法人の施行日前に開始した事業年度 なお従前の例によ

3 等の額がある場合については、なお従前の例に国法人から受けた同項に規定する剰余金の配当 る特殊関係株主等である居住者が施行日前に外 いて適用し、旧法第四十条の八第一項に規定す に規定する剰余金の配当等の額がある場合につ 居住者が施行日以後に外国法人から受ける同項 条の八第一項に規定する特殊関係株主等である 新令第二十五条の三十の規定は、新法第四十

控除に関する証明書等に関する経過措置) (住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別

第十七条 新令第二十六条の三第三項から第七項 類について適用する。 付する新令第二十六条の三第一項に規定する書 含む。)の規定は、令和二年十月一日以後に交 十四項の規定により読み替えて適用する場合を まで(これらの規定を新令第二十六条の四第二

場合の課税の特例に関する経過措置) (特定新規中小会社が発行した株式を取得した

条の五第一項第二号に規定する工場等に係るも

規定する」とあるのは「読替え後の法第四十二

のとして」と、「機械その他の減価償却資産で

工場等におけるエネルギーの使用の合理化(エ

ネルギーの使用の合理化等に関する法律第四十

一の使用の合理化をいう。以下この項において 六条第一項に規定する工場等におけるエネルギ

第十八条 改正法附則第八十三条第二項の規定に の三の規定は、なおその効力を有する。 る。) の規定に基づく旧令第二十六条の二十八 四十一条の十九(第一項第五号に係る部分に限 よりなおその効力を有するものとされる旧法第 (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

は、法人(人格のない社団等を含む。以下同第十九条 新令第二十七条の四第十五項の規定 た事業年度分の法人税については、なお従前の じ。) の施行日以後に終了する事業年度分の法 人税について適用し、法人の施行日前に終了し

下この項において同じ。)に記載された同号に号に規定する連携省エネルギー計画をいう。以

規定する認定に係る連携省エネルギー計画 務大臣と協議して指定するもののうち、同号に 同じ。)に資するものとして経済産業大臣が財

同

計画に記載されたものであることその他工場等 得等をされるものとして当該連携省エネルギー 規定する連携省エネルギー措置の実施により取

におけるエネルギーの使用の合理化に資するも

に関する経過措置)

の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経 (高度省エネルギー増進設備等を取得した場合

第二十条 改正法附則第八十八条第一項の規定に 七条の五の規定の適用については、同条第一項 より読み替えて適用する新法第四十二条の五第 により読み替えて適用する法 項の規定を適用する場合における新令第二十 年法律第七号)附則第八十八条第一項の規定 「法第四十二条の五第一項第一号」とあるの 「所得税法等の一部を改正する法律 (次項において (平成三 うち、

規定する工場等に係るものとして政令で定める 条第二項中「法第四十二条の五第一項第二号に れたものとする」とあるのは「とする」と、同 定する特定連鎖化事業をいう。)に係る工場等 が設置しているその特定連鎖化事業(同号に規 ものは、特定加盟者が取得等をする特定高度省 のは「同条第一項各号の」と、「とし、同号に 項」とあるのは「次項」と、「同号の」とある とあるのは「(次項に」と、「以下この項及び次 同項第二号に規定する」と、「(以下この項に) 項」とあるのは「。以下この項及び次項」と、 項各号」と、「エネルギー につき財務省令で定めるところにより証明がさ ルギーの使用の合理化に資するものであること (同号に規定する工場等をいう。) におけるエネ エネルギー増進設備等のうち、当該特定加盟者 「同条第一項第一号に規定する特定事業者又は 「同号に規定する特定事業者又は」とあるのは 「エネルギー(同項第一号」と、「。以下この 「読替え後の法」という。)第四十二条の五第一 (同号」とあるのは

第二十一条 改正法附則第八十九条第一項の規定 改正後の法人税法(昭和四十年法律第三十四 がある場合における改正法第二条の規定による 税特別措置法第四十二条の五第五項」と読み替 三十年法律第七号)附則第八十九条第一項の規 第一号中「法第四十二条の六第五項」とあるの 改正法附則第八十九条第一項の規定にかかわら 法」という。) 第四章の規定の適用については、 成二十六年法律第十一号。以下「新地方法人税 第三条の規定による改正後の地方法人税法(平 おける旧法第四十二条の五第五項の規定の適用 えるものとする。 における同法第十五条の規定による改正前の租 定によりなお従前の例によることとされる場合 は、「所得税法等の一部を改正する法律(平成 項の規定を準用する。この場合において、同項 ず、租税特別措置法施行令第二十七条の六第九 によりなお従前の例によることとされる場合に (第二節を除く。) 及び第四章並びに改正法 以下「新法人税法」という。)第二編第一

償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措 (中小企業者等が機械等を取得した場合の特別

第二十二条 新令第二十七条の六第八項 行日以後に終了する前事業年度等(法人税法第 第七項又は第二十七条の十二の四第五項におい 二十七条の九第十一項、第二十七条の十二の三 及び第四号に係る部分に限るものとし、 七十一条第一項第一号に規定する前事業年度又 て準用する場合を含む。)の規定は、法人の施 新令第 (第一号

係るエネルギーの使用の合理化をいう。以下こ

定する貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に

の合理化等に関する法律第百十七条第一項に規 エネルギーの使用の合理化(エネルギーの使用 機械その他の減価償却資産で貨物の輸送に係る 第一項第三号に規定する政令で定めるものは、 より証明がされたものとし、法第四十二条の五 のであることにつき財務省令で定めるところに

産業大臣が財務大臣と協議して指定するものの の項において同じ。)に資するものとして経済

同号に規定する認定に係る荷主連携省エ

場等をいう。)におけるエネルギーの使用の合 業をいう。)に係る工場等(同号に規定する工 特定連鎖化事業(同号に規定する特定連鎖化事 等のうち、当該特定加盟者が設置しているその が取得等をする特定高度省エネルギー増進設備 ギーの使用の合理化」とあるのは「特定加盟者 ものであることその他貨物の輸送に係るエネル ネルギー計画(同号に規定する荷主連携省エネ とあるのは「第一項」とする。 理化」と、同条第四項中「第一項又は第二項 て当該荷主連携省エネルギー計画に記載された ギー措置の実施により取得等をされるものとし に記載された同号に規定する荷主連携省エネル (ギー計画をいう。以下この項において同じ。)

た場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関 する経過措置) (エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得し

ては、なお従前の例による。 終了した前課税事業年度の地方法人税額につ う。以下この項において同じ。) の確定申告書 確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第 し、法人の施行日前に終了した前事業年度等のう。以下この項において同じ。)について適用 六条第一項第一号に規定する地方法人税額をい べき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額 をいう。以下この項において同じ。)に記載す は同条第二項第一号に規定する各事業年度を て同じ。)の地方法人税額(地方法人税法第十 する前課税事業年度をいう。以下この項にお 度(地方法人税法第十六条第一項第一号に規定 及び法人の施行日以後に終了する前課税事業年 (同法第二条第三十一号に規定する確定申告書 項第二号に掲げる金額及び法人の施行日前に

ては、なお従前の例による。 項本文に規定する課税事業年度の同項に規定す る法人税の額及び法人の施行日前に終了した同 日前に終了した還付所得事業年度の所得に対す る地方法人税の額について適用し、法人の施行 条第一項に規定する還付所得事業年度をいう。 る場合を含む。) の規定は、法人の施行日以 の九第十一項、第二十七条の十二の三第七項又 号に係る部分に限るものとし、新令第二十七条 る基準法人税額に対する地方法人税の額につ 事業年度の同項に規定する基準法人税額に対す 以下この項において同じ。)の所得に対する法 は第二十七条の十二の四第五項において準用す 法人税法第二十三条第一項本文に規定する課税 に終了する還付所得事業年度(法人税法第八十 人税の額及び法人の施行日以後に終了する地方 新令第二十七条の六第八項(第二号及び第五 後

る地方法人税の額について適用し、法人の施 年度の同項に規定する所得基準法人税額に対す る地方法人税法第二十九条第二項の各課税事業 度開始の日前一年以内に開始する各事業年度を る場合を含む。) の規定は、法人の施行日以 は第二十七条の十二の四第五項において準用す の九第十一項、第二十七条の十二の三第七項又 号に係る部分に限るものとし、新令第二十七条 日前に終了した更正前事業年度の所得に対する する法人税の額及び法人の施行日以後に終了す 五条第二項に規定する更正の日の属する事業年 に終了する更正前事業年度(法人税法第百三十 いう。以下この項において同じ。)の所得に対 新令第二十七条の六第八項(第三号及び第六 後

お従前の例による。 人税額に対する地方法人税の額については、な人税額に対する地方法人税の額に規定する所得基準法の各課税事業年度の同項に規定する所得基準法法人税の額及び法人の施行日前に終了した同項

額の特別控除に関する経過措置)(雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税

第二十三条 法人が改正法院則第九十一条第一項の適用年度において同項の規定の適用を受ける場合における当該適用年度に係る新令第二十七条の十二の五第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第一項中「百分の二十」とあるのは、「百分の三十」とする。

に関する経過措置)(法人税の額から控除される特別控除額の特例

項の規定、改正法附則第八十六条の規定によりおける旧法第四十二条の五第二項若しくは第三によりなお従前の例によることとされる場合に第二十四条 改正法附則第八十九条第一項の規定

定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割れている。

「法人が次世代育成支援対策に係る基準適合認明をでの間における新令第二十七条の十二の六第六項」とあるのは「第四十二条の十二の六第六項」とあるのは「第四十二条の十二の六第六項」とあるのは「第四十二条の十二の六第六項」とあるのは「第四十二条の十二の五第七項」と、前項中「第四四十二条の十二の五第七項」とかるのは「第四十二条の十二の六第六項」とあるのは「第四十二条の十二の五第七項」とあるのは「第四十二条の十二の五第七項」とあるのは「第四十二条の十二の五第七項」と表の計算の表面に対しては、第四十二条の十二の五第七項と表面に対しては、第四十二条の計算の表面に対しては、第四十二条の計算の表面に対しては、第四十二条の計算の対策を受けた場合の表面に対策を受けた場合の表面に対策を受けた場合の表面に対策を受けた場合の表面に対策を受けた場合の表面に対策を受けた場合の制度を受けた場合の表面に対策を受けた場合の制度を受けた場合の制度を受けた場合の制度を表面に対策を受けた。

第二十五条 改正法附則第九十四条第四項の規定 三十八条の規定によりなおその効力を有するも る政令(平成三十年政令第百四十五号)附則第 十三第一項」とあるのは「所得税法等の一部を合において、同条第三項中「法第六十八条の三 第四十六条の二の規定に基づく旧令第二十九条 増償却に関する経過措置 税特別措置法施行令第三十九条の六十二第一 のとされる同令第一条の規定による改正前の租 のは「租税特別措置法施行令等の一部を改正す 項」と、「第三十九条の六十二第二項」とある 前の租税特別措置法第六十八条の三十三第一 るものとされる同法第十五条の規定による改正 改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第 によりなおその効力を有するものとされる旧法 項」とする。 百十条第四項の規定によりなおその効力を有す の三の規定は、なおその効力を有する。この場

(海外投資等損失準備金に関する経過措置)

第二十六条 新令第三十二条の二第十六条 新令第三十二条の二第十一、施行日前に併又は分割型分割について適用し、施行日前に行われた合併又は分割型分割について適用し、施行日前に行われた合併又は分割型分割について適用し、施行日以後に行われる合併では分割型分割について適用し、施行日以後に行われる合

(関する経過措置) (使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例等

年三月三十一日までの間に開始する事業年度に

準適合認 ける租税特別措置法施行令第三十八条第五項 人税法第二十九条第二項の各課税事業年度にお 「第四十 3 法人の令和元年十月一日前に開始した地方法 「第四十 3 法人の令和元年十月一日前に開始した地方法 中「第四 三」とあるのは、「百分の四・四」とする。 中「第四 三」とあるのは、「百分の四・四」とする。 人税法第二十二条第二項の各課税事三十八条 可条第 一項本文に規定する課税事 人税法第二十五項文は第三十八条 の規定の適用については、同号中「百分の十・ 中「第四 三」とあるのは、「百分の四・四」とする。 人税法第二十五条第一項本文に規定する課税事 人税法第二十五条第一項本文に規定する課税事 人税法第二十五条第一項本文に規定する課税事

お 法人の令和元年十月一日前に開始した地方法人税法第二十九条第二項の各課税事業年度における租税特別措置法施行令第三十八条第五項(第八号に係る部分に限るものとし、同令第三十八条の四第四十五項又は第三十八条の五第二十六年の四第四十五項又は第三十八条の五第二十六年の四第四十五項又は第三十八条の五第二十六条の四第四十五場とも含まる場合では、「百分の四・四」とする。 は、人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)

第二十八条 新令第三十九条第三十二項及び第三十九条の二第九項の規定は、施行日前に行われた適格分割、適格現物出資又は適格現物分配について適用し、施行日前に行われた適格分配について適用し、施行日前に行われた適格分割、適格現物出資又は適格現物分配は、なお従前の例による。

2 新令第三十九条の六第二項の規定は、法人がの例による。

特例に関する経過措置)(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の

| 第二十九条 新令第三十九条の十五第一項第五号

に規定する外国関係会社及び同条第二項第十八

号に規定する外国関係会社の施行日から令和二

おける同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項第五号ロ中「二年」とあるのは「五年」と、「譲渡(その本店所在地国ののは「五年」と、「譲渡(その本店所在地国のことが困難であると認められる場合には、特を関係発生日から当該特定関係発生日以後五年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度において行われる譲渡)」とあるのは「譲渡しておいて行われる譲渡)」とあるのは「譲渡」とある。

2 は、なお従前の例による。 額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定 象金額、同条第六項に規定する部分適用対象金 当該適用対象金額に係る同項に規定する課税対 及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定す 金額、同条第六項に規定する部分適用対象金額 係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当 新法第六十六条の六第二項第一号に規定する外 する金融子会社等部分適用対象金額及び当該金 る外国関係会社の施行日前に開始した事業年度 る金融子会社等部分適用対象金額及び当該金融 る部分課税対象金額並びに同条第八項に規定す 該適用対象金額に係る同項に規定する課税対象 国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に 融子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定 する部分課税対象金額並びに同条第八項に規定 に係る同条第一項に規定する適用対象金額及び る金融子会社等部分課税対象金額について適用 子会社等部分適用対象金額に係る同項に規定す する金融子会社等部分課税対象金額について し、旧法第六十六条の六第二項第一号に規定す 新令第三十九条の十七の二第二項の規定は、

3 施行日から令和元年十二月三十一日までの間 
3 施行日から令和元年十二月三十一日までの間 
5 施行日から令和元年十二月三十一日までの間 
5 施行日から令和元年十二月三十一日までの間 
7 施行日から令がよります。

置) 係法人に係る所得の課税の特例に関する経過措 (特殊関係株主等である内国法人に係る外国関

十六条の九の二第一項に規定する外国関係法人四号に係る部分に限る。)の規定は、新法第六第三十条 新令第三十九条の二十の二第五項(第

について適用する。 同項に規定する金融関係法人部分課税対象金額 及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る 八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額 係る同項に規定する課税対象金額並びに同条第 規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に の施行日以後に開始する事業年度に係る同項に 2

中「法第十条及び第十二条の二」」とあるのは 第十条及び第十二条の二」とあるのは 並びに」とあるのは「法第十条及び」と、「、 十の七第十三項の規定の適用については、同項 における租税特別措置法施行令第三十九条の一 十条」とする。 「法第十条」」と、「法第十条及び第十二条の二 施行日から令和元年十二月三十一日までの間 「及び第 3

件等に関する経過措置) (法人税率の特例の適用を受ける医療法人の要

第三十一条 年度に係る旧法第六十七条の二第一項の承認又 同条第二項の規定に基づく承認の取消しについ度に係る新法第六十七条の二第一項の承認又は (連結法人が試験研究を行った場合の法人税額 いては、なお従前の例による。 は同条第二項の規定に基づく承認の取消しにつ て適用し、医療法人の施行日前に開始した事業 定は、医療法人の施行日以後に開始する事業年三十一条 新令第三十九条の二十五第一項の規

第三十二条 新令第三十九条の三十九第十四項の 規定は、連結法人の施行日以後に終了する連結 については、なお従前の例による。 の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税 事業年度分の法人税について適用し、連結法人

の特別控除に関する経過措置

別控除に関する経過措置) 等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特 (連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備

第三十三条 改正法附則第百五条第一項の規定に あるのは、「所得税法等の一部を改正する法律 同項第一号中「法第六十八条の十一第五項」と 第八項の規定を準用する。この場合において、 の規定にかかわらず、新令第三十九条の四十一 の適用については、改正法附則第百五条第一項 及び第四章並びに新地方法人税法第四章の規定 二節を除く。)、第一章の二 (第二節を除く。) ある場合における新法人税法第二編第一章(第 ける旧法第六十八条の十第五項の規定の適用が よりなお従前の例によることとされる場合にお (平成三十年法律第七号) 附則第百五条第一項

> 場合における同法第十五条の規定による改正前 み替えるものとする。 の租税特別措置法第六十八条の十第五項」と読 の規定によりなお従前の例によることとされる

条の四十第三項各号に掲げる連結法人の区分に 新法第六十八条の九第十三項第二号及び第五号 応じ当該各号に定める金額(当該各号のいずれ にも該当する連結法人にあっては、当該各号に に規定する政令で定める金額は、旧令第三十九 改正法附則第百五条第二項において準用する

改正法附則第百五条第五項において準用する定める金額の合計額)とする。 れた金額とする。 承認を取り消された連結親法人又は連結子法人 号に規定する政令で定める金額は、法人税法第 新法第六十八条の十一第十三項第一号及び第三 業年度の連結所得に対する法人税の額に加算さ 該承認の取消しのあった日の前日を含む連結事 ける旧法第六十八条の十第五項の規定により当 よりなお従前の例によることとされる場合にお 四条の五第一項の規定により同法第四条の二の について、改正法附則第百五条第一項の規定に

償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措 (中小連結法人が機械等を取得した場合の特別

第三十四条 新令第三十九条の四十一第八項 において準用する場合を含む。)の規定は、連十五の四第九項又は第三十九条の四十六第九項 条第一項第一号に規定する地方法人税額をい 同じ。)の地方法人税額(地方法人税法第十六 | る前課税事業年度をいう。以下この項において 法人の施行日以後に終了する前課税事業年度 条の二十二第一項第二号に掲げる金額及び連結 項において同じ。) に記載すべき同法第八十一 号に規定する連結確定申告書をいう。以下この 連結事業年度をいう。以下この項において同 第四項第一号ロ若しくは第二号ロに規定する各 する各連結事業年度又は同法第八十一条の十九 る前事業年度若しくは同条第二項第一号に規定 等(法人税法第七十一条第一項第一号に規定す 結法人の施行日以後に終了する前連結事業年度 令第三十九条の四十三第七項、第三十九条の四 (地方法人税法第十六条第一項第一号に規定す じ。)の連結確定申告書(同法第二条第三十二 一号及び第四号に係る部分に限るものとし、新 以下この項において同じ。)について適用 連結法人の施行日前に終了した前連結事業 (第

> 年度の地方法人税額については、なお従前の例及び連結法人の施行日前に終了した前課税事業 第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額 年度等の連結確定申告書に記載すべき法人税法

2 に終了した同項本文に規定する課税事業年度の得に対する法人税の額及び連結法人の施行日前 日前に終了した還付所得連結事業年度の連結所方法人税の額について適用し、連結法人の施行 おいて同じ。)の連結所得に対する法人税の額る還付所得連結事業年度をいう。以下この項に (法人税法第八十一条の三十一第一項に規定す施行日以後に終了する還付所得連結事業年度 準用する場合を含む。)の規定は、連結法人の 第九項又は第三十九条の四十六第九項において 九条の四十三第七項、第三十九条の四十五の四 第五号に係る部分に限るものとし、新令第三十 年度の同項に規定する基準法人税額に対する地 税法第二十三条第一項本文に規定する課税事業 及び連結法人の施行日以後に終了する地方法人

3 の各課税事業年度の同項に規定する所得基準法税の額及び連結法人の施行日前に終了した同項 結法人の施行日以後に終了する地方法人税法第同じ。)の連結所得に対する法人税の額及び連 施行日以後に終了する更正前連結事業年度(法 準用する場合を含む。)の規定は、連結法人の 第九項又は第三十九条の四十六第九項において 九条の四十三第七項、第三十九条の四十五の四第六号に係る部分に限るものとし、新令第三十 お従前の例による。 た更正前連結事業年度の連結所得に対する法人 する所得基準法人税額に対する地方法人税の額二十九条第二項の各課税事業年度の同項に規定 る各連結事業年度をいう。以下この項において 結親法人事業年度開始の日前一年以内に開始す の属する同法第十五条の二第一項に規定する連 について適用し、連結法人の施行日前に終了し 人税法第百三十五条第二項に規定する更正の日 人税額に対する地方法人税の額については、 新令第三十九条の四十一第八項(第三号及び な

4 第八項 課税事業年度における新令第三十九条の四十一 方法人税法第十六条第一項第一号に規定する前 連結法人の令和元年十月一日前に開始した地 (第四号に係る部分に限るものとし、 新

条の四十一第八項第四号中「百分の十・三」と 九項又は前条第一項において準用する場合を含 む。) の規定の適用については、新令第三十 十五の四第九項若しくは第三十九条の四十六第 令第三十九条の四十三第七項、第三十九条の

同項に規定する基準法人税額に対する地方法人 新令第三十九条の四十一第八項(第二号及び 6

税の額については、なお従前の例による。

第三十五条 改正法附則第百七条第五項にお 第三十九条の四十五の二第二十三項各号に掲げ び第五号に規定する政令で定める金額は、 準用する新法第六十八条の九第十三項第二号及 る場合の区分に応じ当該各号に定める金額とす (連結法人の雇用者給与等支給額が増加した場 旧令

過措置)

増加した場合の法人税額の特別控除に関する経

(連結法人の特定の地域において雇用者の数が

の適用については、同号中「百分の十・三」 第一項において準用する場合を含む。)の規定 項若しくは第三十九条の四十六第九項又は前条の四十三第七項、第三十九条の四十五の四第九 号に係る部分に限るものとし、新令第三十九条

لح

あるのは、「百分の四・四」とする。

方法人税法第二十九条第二項の各課税事業年度

連結法人の令和元年十月一日前に開始した地

における新令第三十九条の四十一第八項(第六

の十・三」とあるのは、「百分の四・四」とす む。)の規定の適用については、同号中「百分 項又は前条第一項において準用する場合を含 五の四第九項若しくは第三十九条の四十六第九第三十九条の四十三第七項、第三十九条の四十 税事業年度における新令第三十九条の四十一第 方法人税法第二十三条第一項本文に規定する課

八項(第五号に係る部分に限るものとし、

新令

あるのは、「百分の四・四」とする。

九

連結法人の令和元年十月一日前に開始した地

第三十六条 連結法人が改正法附則第百七条第二 る場合における当該適用年度に係る新令第三十 項の適用年度において同項の規定の適用を受け 合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

九条の四十七第一項(同条第二項において準用

同条第一項中「百分の二十」とあるのは、「百 する場合を含む。)の規定の適用については、

2 新法第六十八条の九第十三項第二号及び第五号 分の三十」とする。 に規定する政令で定める金額は、旧令第三十九 改正法附則第百八条第三項において準用する

「第六十八条の十五の八第一項

**はよいが、女には寸川等宜は冬等っぽう見ぎに除額の特例に関する経過措置)** (連結法人の法人税の額から控除される特別控

第三十七条 改正法附則第百五条第一項の規定に 八条第三項」とする。 第百五条第二項、第百七条第五項若しくは第百 を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則 条の十五の六の二第七項又は所得税法等の一部 の二第七項」とあるのは、「若しくは第六十八 ついては、同項中「又は第六十八条の十五の六 行令第三十九条の四十八第二項の規定の適用に 定の適用がある場合における租税特別措置法施 における旧法第六十八条の十五の六第一項の規 定によりなお従前の例によることとされる場合 までの規定又は改正法附則第百八条第一項の規 る旧法第六十八条の十五の二第一項から第三項 りなお従前の例によることとされる場合におけ の規定、改正法附則第百七条第一項の規定によ ける旧法第六十八条の十第二項若しくは第三項 よりなお従前の例によることとされる場合にお

八条の十五の八第一項第十五号」とあるのは 第一項第十四号」と、同項第十二号中「第六十 第十四号」とあるのは「第六十八条の十五の七同項第十一号中「第六十八条の十五の八第一項 八条の十五の八第一項第十三号」とあるのは 項第十二号」とあるのは「第六十八条の十五の は「第六十八条の十五の七第一項第十一号」 六十八条の十五の八第一項第十一号」とあるの 十五の七第一項第十号」と、同項第八号中「第 の八第一項第十号」とあるのは「第六十八条の 第七項」と、同項第七号中「第六十八条の十五 七項」とあるのは「又は第六十八条の十五の六 の十五の六第七項又は第六十八条の十五の七第 の六第七項」と、同条第三項中「、第六十八条 七第七項」とあるのは「又は第六十八条の十五 八条の十五の六第七項又は第六十八条の十五の び前項の規定の適用については、同条第二項中 日までの間における新令第三十九条の四十八及 「第六十八条の十五の七第一項第十五号」と、 「第六十八条の十五の七第一項」と、「、第六十 「第六十八条の十五の七第一項第十三号」と、 「第六十八条の十五の八第一項」とあるのは 施行日から附則第一条第十号に定める日の前 第一項第十二号」と、同項第十号中「第六十 同項第九号中「第六十八条の十五の八第一

第十六号」とあるのは「第六十八条の十五の七第七項」と、同号イ及びロ中「第六十八条の十五の七第六項」と、前項中「第六十八条の十五の七第六項」と、前項中「第六十八条の十五の七第六項」と、同号イ及びロ中「第三十第一項第十六号」とあるのは「第六十八条の十五の七第十六号」とあるのは「第六十八条の十五の七第十六号」とあるのは「第六十八条の十五の七第十六号」とあるのは「第六十八条の十五の七第十六号」とあるのは「第六十八条の十五の七

の割増償却に関する経過措置)合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産合認定を受けた場合の次世代育成支援対策に係る基準適

第三十八条 改正法附則第百十条第四項の規定に 条の三第二項」とする。 るのは「改正令附則第二十五条の規定によりな この場合において、同条第一項中「第二十九条 条の六十二の規定は、なおその効力を有する。 よりなおその効力を有するものとされる旧法第 おその効力を有するものとされる旧令第二十九 定による改正前の租税特別措置法第四十六条の の効力を有するものとされる同法第十五条の規 号)附則第九十四条第四項の規定によりなおそ 等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七 第四十六条の二第一項」とあるのは「所得税法 う。)第一条の規定による改正前の租税特別措 百四十五号。第三項において「改正令」とい 令等の一部を改正する政令(平成三十年政令第 二第一項」と、「第二十九条の三第二項」とあ 第二十九条の三第一項」と、同条第三項中「法 置法施行令(第三項において「旧令」という。) の三第一項」とあるのは「租税特別措置法施行 六十八条の三十三の規定に基づく旧令第三十九

関する経過措置)

過措置) (連結法人の海外投資等損失準備金に関する経

第三十九条 新令第三十九条の七十二第十項から第三十九条 新令第三十九条の七十二第十項までの規定は、施行日以後に行われるは従前の例による。

税の特例等に関する経過措置)(連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課

第四十条 連結法人の令和元年十月一日前に開始第四十条 連結法人の令和元年十月一日前に開始

東資産 の十・三」とあるのは、「百分の四・四」とする。 第二十 三」とあるのは、「百分の四・四」とする。 第二十九条の九十七項において準用する場合を含 九十八第二十七項において準用する場合を含 九十八第二十七項において準用する場合を含 九十八第二十七項において準用する場合を含 九十八第二十七項において準用する場合を含 九十八第二十七項において準用する場合を含 大きのカー十二条の一項本文に規定する課 の十・三」とあるのは、「百分の四・四」とする。

部分課税対象金額については、なお従前の例に

第四十一条 新令第三十九条の九十九第十八項及第四十一条 新令第三十九条の百第七項の規定は、施行日以後格分割、適格現物出資又は適格現物分配について適用し、施行日前に行われた適格分割、適格現物出資又は適格現で第三十九条の百第七項の規定は、施行日以後第四十一条 新令第三十九条の九十九第十八項及

特例に関する経過措置)特例に関する経過措置)

第四十二条 新令第三十九条の百十五第一項第五 新四十二条 新令第三十九条の百十五第一項第五 目標 であると認められる場合には、同条第一項第五号ロ中「二年」とあるのは「五年」と、「譲渡(その本店所在地国の法令又は慣行その他やむを得ない理由によりの法令又は慣行その他やむを得ない理由によりの法令又は慣行その他やむを得ない理由によりの法令又は慣行その他やむを得ない理由によりの法令又は慣行その他やむを得ない理由によりの法令又は慣行その他やむを得ない理由によりの法令又は慣行その他やむを得ない理由によりの法令又は慣行その他やむを得ない理由によりの法令又は慣行その他やむを出められる場所であるとが困難であると認められる場合には、同様に対して、一項第五とある。

係る同条第一項に規定する適用対象金額及び当国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に法第六十八条の九十第二項第一号に規定する外2 新令第三十九条の百十七第二項の規定は、新

象金額に係る同項に規定する個別金融子会社等 並びに同条第八項に規定する金融子会社等部分 規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に 始した事業年度に係る同条第一項に規定する適 第一号に規定する外国関係会社の施行日前に開について適用し、旧法第六十八条の九十第二項 該適用対象金額に係る同項に規定する個別課 適用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対 額に係る同項に規定する個別部分課税対象金額 に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額 当該金融子会社等部分適用対象金額に係る同 に規定する金融子会社等部分適用対象金額及び 定する個別部分課税対象金額並びに同条第八項 する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金 金額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規 同条第六項に規定する部分適用対象 項

置) (特殊関係株主等である連結法人に係る外国関

第四十三条 新令第三十九条の百二十の二第五項(第四十三条 新令第三十九条の規定は、新法第六十八条の九十三の一頭に規定する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る同項に規定する適別課税対象金額並びに同条第八項に規定する値別課税対象金額並びに同条第八項に規定する強別課税対象金額並びに同条第人項に規定する金融関係法人部分適用対象金額及び当該金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する金融関係法人部分適用対象金額に係る同項に規定する過別金融関係法人部分適用対象金額について適用する。

二十の七第十四項及び第十五項の規定の適用ににおける租税特別措置法施行令第三十九条の百2 施行日から令和元年十二月三十一日までの間

ついては、同条第十四項中「並びに」とあるのは「及び」と、「の」とあるのは「法第十条及び」と、「うちに同法」とあるのは「法第十条及び」と、「うちに同法」と、「第十二条の二」とあるのは「法第十条及び」と、「うちに同法」と、「の」とあるのは「とあるのは「かび」と、「の」とあるのは「及び」と、「の」とあるのは「及び」と、「の」とあるのは「及び」と、「の」とあるのは「とあるのは「とが第十条並びに租税特別措置法第六十八条「及び第十条並びに租税特別措置法第六十八条のした。

(相続税又は贈与税の特例に関する経過措置) は、施行日以後に相続又は遺贈(贈与をした者の条において同じ。)により取得する財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用し、施行日前に相続又はは、なお従前の例による。 なお従前の例による。

条の七第十項の規定は、施行日以後に相続若し

効力を生ずる贈与を除く。以下この項において く。)に対する新法第七十条の四第一項ただし 六十六条第四項の規定の適用を受けた者を除 する法律(平成二十一年法律第十三号)附則第 までに掲げる受贈者(所得税法等の一部を改正 ある場合における同条第九項第一号から第八号 六第一項に規定する特例農地等に係る相続税又 四第一項に規定する農地等又は旧法第七十条の 遺贈又は贈与により取得をした旧法第七十条の 与税について適用し、施行日前に相続若しくは 同じ。) により取得をする新法第七十条の四第 くは遺贈又は贈与(贈与をした者の死亡により 改正法附則第百十八条第八項の規定の適用が 項に規定する特例農地等に係る相続税又は贈 贈与税については、なお従前の例による。 項に規定する農地等又は新法第七十条の六第

新令第四十条の七第六十八項の規定は、附則るときにおける当該通知。第十項第二号において同じ。)があつたことをいう。以下この条において同じ。)があつたことをいう。以下この条において同じ。)があつたことをいう。以下この条におしては設定」とする。

のは「若しくは設定」とする。 五号までに掲げる農業相続人(所得税法等の一 がある場合における同条第十五項第一号から第 係る相続税については、なお従前の例による。 法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に 定する特例農地等に係る相続税について適用 第一条第十四号に定める日以後に相続又は遺贈 は」と、「、設定若しくは耕作の放棄」とある があつたことをいう。同号及び第十二項第三号 所在地の所轄税務署長に対し、当該農地が利用 者が、政令で定めるところにより、当該農地の る場合には、農業委員会その他の政令で定める る農地中間管理事業の事業実施地域外に所在す 事業の推進に関する法律第二条第三項に規定す 項の規定による勧告(当該農地が農地中間管理 作の放棄(農地について農地法第三十六条第一 地等」と、「若しくは当該特例農地等につき耕 例農地等」とあるのは「、若しくは当該特例農 定の適用については、同項第一号中「、当該特 項ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規 た者を除く。)に対する新法第七十条の六第一 号)附則第六十六条第八項の規定の適用を受け 部を改正する法律(平成二十一年法律第十三 により取得をする新法第七十条の六第一項に規 において同じ。)をし、又は」とあるのは「又 ける当該通知。第十二項第二号において同じ。) 第一項各号に該当する旨の通知をするときにお 意向調査に係るものであつて農地法第三十六条 し、同日前に相続又は遺贈により取得をした旧 改正法附則第百十八条第十四項の規定の適用

あるのは「、若しくは当該農地等」と、「若しについては、同項第一号中「、当該農地等」と書(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用

て農地法第三十六条第一項の規定による勧告くは当該農地等につき耕作の放棄(農地につい

(当該農地が農地中間管理事業の推進に関する

!律(平成二十五年法律第百一号)第二条第三

「平成二十五年改正法」という。) 附則第八十六成二十五年法律第五号。以下この条においてげる者(所得税法等の一部を改正する法律(平ける法律(所得税法等の一部を改正する法律(平の正法附則第百十八条第二十一項第三号に掲

号」とあるのは「所得税法等の一部を改正す

農地が利用意向調査に係るものであつて農地法当該農地の所在地の所轄税務署長に対し、当該令で定める者が、政令で定めるところにより、外に所在する場合には、農業委員会その他の政項に規定する農地中間管理事業の事業実施地域

一 新法第七十条の七第三項第二号及び第三十とあるのは「又は」 四十条の八第五十七項第一号の規定の適用につい。以下この条に 十項第二号から第四号までの規定並びに新令第二十項第二号におい 対する新法第七十条の七第三項第二号及び第三での通知をす 条第四項の規定の適用を受けた者を除く。)に

いては、次に定めるところによる。 期間内にある各基準日における」とあるのは四項第二号」と、「あつては、従業員数確認 与基準日」と、「の合計を従業員数確認期間とあるのは「経営贈与承継期間内に第一種贈 各基準日(当該提出期限の翌日から一年を経三十項第二号イにおいて同じ。)内に存する 日までに死亡した場合には、その死亡の日の者又は当該経営承継受贈者に係る贈与者が同 出する最初の贈与税の申告書又は同項に規定は次条第一項の規定の適用を受けるために提 るのは「所得税法等の一部を改正する法律 るのは「が当該」と、「第三項第二号」とあ 準日の数で除して計算した数が、当該」とあ の末日において従業員数確認期間内にある基 る。イにおいて同じ。)内にある各基準日」 期間(当該災害が発生した日以後の期間に限 と、同条第三十項第二号イ中「従業員数確認 とあるのは「場合 当該第一種贈与基準日. るときを除く。) 従業員数確認期間の末日. 第七十条の七の四第一項の規定の適用を受け のは「第一種贈与基準日において」と、「数 第二号イにおいて同じ。) における」とある 前日)までの期間をいう。以下この号及び第 日以後五年を経過する日(当該経営承継受贈 する相続税の申告書の提出期限の翌日から同 与承継会社の非上場株式等について第一項又 項第二号から第四号までの規定の適用につい よる改正前の租税特別措置法第七十条の七第 継受贈者が当該対象受贈非上場株式等につき る贈与者が死亡した場合において当該経営承 ずれか早い日までに当該経営承継受贈者に係 業員数確認期間内に存する基準日の数で除し の合計を従業員数確認期間の末日において従 過するごとの日をいう。以下この号及び同項 間(当該対象受贈非上場株式等に係る認定贈 ては、同条第三項第二号中「従業員数確認期 (平成二十五年法律第五号) 第八条の規定に 「場合(前項第六号イ又は口に掲げる日のい て計算した数が、」とあるのは「数が」と、 「あつては、」と、同項第三号中「第三項第二 新法第七十条の七第三項第二号及び第三十

> り」と、「期間))において」とあるのはととなつた場合にあつては」とあるのは 間内に同表の第一号の上欄(同項第九号に係に第三項第九号に掲げる場合又は贈与特定期 営贈与承継期間の末日(経営贈与承継期間内の上欄(同条第四項第九号」と、「限り、経は贈与特定期間内に同条第六項の表の第一号 る部分に限る。) に掲げる場合に該当するこ による改正前の租税特別措置法第七十条の七律(平成二十五年法律第五号)第八条の規定 第五項の表の第一号の上欄(第三項第九号」 規定による改正前の租税特別措置法第七十条 る法律(平成二十五年法律第五号)第八条 間)」とする。 第四項第二号若しくは第九号に掲げる場合又 旦と、 の末日」とあるのは「同号の第一種贈与基準 の七第四項第二号」と、「経営贈与承継期 とあるのは「所得税法等の一部を改正する法 .第九号に掲げる場合又は贈与特定期間内に 同項第四号中「第三項第二号若しく 期限

贈与承継会社の特例対象贈与の時における常 上判定事業年度終了の日が経営贈与承継期間基準日の数で除して計算した割合(最初の売 定する割合。以下この号において「売上割合 の末日の翌日以後である場合には、前項に規上判定事業年度終了の日が経営贈与承継期間業年度の数で除して計算した割合(最初の売 営贈与承継期間内に終了する当該売上判定事の合計を経営贈与承継期間の末日において経 上判定事業年度(同条第三十項第四号」とあ 置法第七十条の七第四項第二号」と、「各売 部を改正する法律(平成二十五年法律第五 第三項第二号」とあるのは「所得税法等の一 の適用については、同号中「法第七十条の 時使用従業員の数に対する経営贈与承継期間 の末日の翌日以後である場合には、当該認定 おいて当該売上判定事業年度に係る雇用判定 売上判定事業年度に係る雇用判定基準日」 と、「各雇用判定基準日」とあるのは「当該 の平均値」という。)の」とあるのは「)の」 あるのは「)をいう。以下この項」と、「) 第三十項第四号」と、「)をいう。次号」と るのは「売上判定事業年度(法第七十条の七 号)第八条の規定による改正前の租税特別措 と、「)の合計を経営贈与承継期間の末日に 新令第四十条の八第五十七項第一号の規 末日における常時使用従業員の数の割合)

いて従業員数確認期間内にある基準日の数で

又は特定売上割合」とする。

又は特定売上割合」とする。

とあるのは「、したの、以上で」とあるのは「売上割合の平均値」とあるのは「売上割合の下に対しているのは「売上割合のは「売上割合のは「売上割合のは「売上割合のは「売上割合のは「売上割合のは「売上割合のは「売上割合のは「売上割合のは「売上割合の下に対しているのは「売上割合の下に対している。

用については、次に定めるところによる。 第四十条の八の二第六十一項第一号の規定の適 十一項第二号から第四号までの規定並びに新令 る新法第七十条の七の二第三項第二号及び第三 八項の規定の適用を受けた者を除く。)に対す げる者(平成二十五年改正法附則第八十六条第 るのは「経営承継期間内に第一種基準日」 イにおいて同じ。)内にある各基準日」とあ 第三十一項第二号イ中「従業員数確認期間 るのは「場合 当該第一種基準日」と、同条 と、「場合 従業員数確認期間の末日」とあ 除して計算した数が、」とあるのは「数が」 及び同項第二号イにおいて同じ。)における」 及び第三十一項第二号イにおいて同じ。) 内 の日の前日)までの期間をいう。以下この号 等が同日までに死亡した場合には、その死亡 以後五年を経過する日(当該経営承継相続人 る贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日 する最初の相続税の申告書又は同項に規定す 前条第一項の規定の適用を受けるために提出 承継会社の非上場株式等について第一項又は 確認期間(当該対象非上場株式等に係る認定 三十一項第二号から第四号までの規定の適用 改正法附則第百十八条第二十三項第三号に掲 と、「の合計を従業員数確認期間の末日にお (当該災害が発生した日以後の期間に限る。 とあるのは「第一種基準日において」と、 については、同条第三項第二号中「従業員数 て従業員数確認期間内に存する基準日の数で に存する各基準日(当該提出期限の翌日から 数の合計を従業員数確認期間の末日におい 新法第七十条の七の二第三項第二号及び第 年を経過するごとの日をいう。以下この号

> 号の上欄(第三項第九号」とあるのは「所得 あるのは「所得税法等の一部を改正する法律は、」と、同項第三号中「第三項第二号」と 年法律第五号)第八条の規定による改正前の 得税法等の一部を改正する法律(平成二十五 あるのは「期間)」とする。 あるのは「限り」と、「期間))において」と に該当することとなつた場合にあつては」と 項第九号に係る部分に限る。)に掲げる場合 合又は特定期間内に同表の第一号の上欄(同 項第九号」と、「限り、経営承継期間の末日 に同条第五項の表の第一号の上欄(同条第三 若しくは第九号に掲げる場合又は特定期間内 税特別措置法第七十条の七の二第三項第二号 法律第五号) 第八条の規定による改正前の租 税法等の一部を改正する法律(平成二十五年 げる場合又は特定期間内に第五項の表の第一 第四号中「第三項第二号若しくは第九号に掲 とあるのは「同号の第一種基準日」と、同項 二第三項第二号」と、「経営承継期間の末日」 よる改正前の租税特別措置法第七十条の七の ある各基準日における」とあるのは「あつて 号」と、「あつては、従業員数確認期間内に 租税特別措置法第七十条の七の二第三項第二 当該」と、「第三項第二号」とあるのは 除して計算した数が、当該」とあるの (経営承継期間内に第三項第九号に掲げる場 (平成二十五年法律第五号) 第八条の規定に 9

一 新令第四十条の八の二第六十一項第一号の 規定の適用については、同号中「法第七十条 「)の」と、「各雇用判定基準日」とあるのは 項に規定する割合。以下この号において「売 継期間の末日の翌日以後である場合には、前 上判定事業年度の数で除して計算した割合 日において経営承継期間内に終了する当該売 この項」と、「)の合計を経営承継期間の末 をいう。次号」とあるのは「)をいう。以下 第七十条の七の二第三十一項第四号」と、「) 第四号」とあるのは「売上判定事業年度(法 と、「各売上判定事業年度(同条第三十 特別措置法第七十条の七の二第三項第二号」 律第五号) 第八条の規定による改正前の租税 法等の一部を改正する法律(平成二十五年法 の七の二第三項第二号」とあるのは「所得税 (最初の売上判定事業年度終了の日が経営承 「当該売上判定事業年度に係る雇用判定基準 割合の平均値」という。)の」とあるのは · 項

> 前項の規定は、改正法附則第百十八条第二十特定売上割合」とする。 継期間の末日における常時使用従業員の数の総期間の末日における常時使用従業員の数に対する経営承条第一項の規定の適用に係る相続の開始の時ある場合には、当該認定承継会社の最初の同終了の日が経営承継期間の末日の翌日以後で 上割合の平均値」とあるのは「売上割合又は以上で」と、同号イからハまでの規定中「売割合がそれぞれイからハまでに定める割合) 継期間の末日における常時使用従業員の数のにおける常時使用従業員の数に対する経営承 二第一項の規定の適用に係る相続の開始の時当該認定承継会社の最初の法第七十条の七の 合をいう。以下この号において同じ。)の次場合には、特定売上割合(前項に規定する割 のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、 の日が経営承継期間の末日の翌日以後である とあるのは「(最初の売上判定事業年度終了 割合)が」とあるのは「)が」と、「以上で」 判定事業年度に係る雇用判定基準日の数で除 初の法第七十条の七の二第一項」と、「)の して計算した割合(最初の売上判定事業年度 合計を経営承継期間の末日において当該売上 日」と、「(当該認定承継会社の最初の同条第 項」とあるのは「(当該認定承継会社の最 2

田について準用する。 第四十条の八の二第六十一項第一号の規定の適 第四十条の八の二第六十一項第一号の規定の適 第四十条の八の二第六十一項第一号の規定を 東において準用する新法第七十条の七の二第三十 ではいて準用する新法第七十条の七の二第三十 ではいて準用する新法第七十条の七の二第三十 ではいて準用する新法第七十条の七の二第三十 を除く。)に対する新法第七十条の七の二第三十 ではいて準用する新法第七十条の七の二第三十 を除く。)に対する新法第七十条の七の二第三 ではいて準用する新法第七十条の七の二第三十 を除く。)に対する新法第七十条の七の二第三十 ではにおいて準用する新令 第四十条の八の二第六十一項第一号の規定の適 第四十条の八の二第六十一項第一号の規定の適

10 施行日から附則第一条第十四号に定める日の情報出酒類販売場で行う免税販売手続等に関す「第七十条の六の四第一項」とあるのは、「第七十条の六の四第一項」とする。「第七十条の六の四第一項」とする。「第七十条の六の四第一項」とする。「第七十条の六の四第一項」とする。「第七十条の六の四第一項」とあるのは、「第四十条の七第十六項第三号の規定の適用については、同号中「第四十条の七第十六項第三号に定める日のは、「第四十条の七第十六項第三号に定める日のは、「第四十条の七第十六項第三号に定める日のは、「第四十条の七第十六項第三号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対し、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対し、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対して、同号に対し、同号に対して、同号に対しまが、同号に対しまが、同号に対しまが、同号に対しまが、同号に対しまが、同号に対しまが、同号に対しまが、同号に対しまが、同号に対しまが対しまが、同号に対しまが、同子に対しまが、同子に対しまが、同からは、同子に対しまが、同子に対しまが、同子に対しまが、同子に対しまが、同子に対しまが、同子に対しまが、同子に対しまが、同子に対しまが、同子に対しは、同子に対しまが、同子に対しは対しまが、同子に対しまが、同子に対しまが、同子に対し

六条の八の三の規定は、令和二年四月一日以後第四十五条 新令第四十六条の八の二及び第四十

る経過措置)

に、新令第四十六条の八の二第一項第一号に規定する輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が、同条第二項各号に定める方法により購入さため同条第二項各号に定める方法により購入さため同条第二項各号に定める方法により購入さため同条第二項名号に定める方法により購入さため同条第二項第一号に規定する免税酒類を輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に、新令第四十六条の八の二第一項第一号に規定する免税酒類については、なお従前の例によい、新令第四十六条の八の二第一項第一号に規定する免税酒類については、なお従前の例によい、新令第四十六条の八の二第一項第一号に規定する免税酒類については、なお従前の例によい、同条第二項第一号に規定する免税酒類については、なお従前の例によい、同条第二項第一号に規定する免税酒類については、なお従前の例によい、同条第二項第一号に規定する免税酒類については、なお従前の例により、同条第二項第二項第一項第一号に規定する免税酒類に対している。

- 新令第四十六条の八の二第一項第一号に規定 条の八の二第四項の規定の例により、同項の規 条の六第一項の規定の適用を受けるための手続 、令和二年四月一日から令和三年九月三十日 は、令和二年四月一日から令和三年九月三十日 は、令和二年四月一日から令和三年九月三十日 は、令和二年四月一日前においても、新令第四十六条の八の二第一項第一号に規定 る。 日令第四十六条の八の二第一項第一号に規定 る。

六一号) 抄 附 則 (平成三〇年四月一八日政令第一定による届出を行うことができる。

(施行期日)

施行する。 施行する。 ア成三十一年一月七日から

の対令は、民去の一部を女圧する去書の毎三号) 三号) 附 則 (平成三〇年六月六日政令第一八

附 則 (平成三〇年七月六日政令第一九行の日(令和二年四月一日)から施行する。この政令は、民法の一部を改正する法律の施

(施行期日)

九号)

抄

十年七月九日)から施行する。 第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成三

二九三号) 抄附 則 (平成三〇年一〇月一七日政令第

施行期日)

十年十月二十二日)から施行する。 第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成三

号) 附 則 (平成三一年一月一七日政令第四

施行する。 律の施行の日(平成三十一年一月十七日)から効率的推進等に関する法律の一部を改正する法等による研究開発能力の強化及び研究開発等の この政令は、研究開発システムの改革の推進

#### 0号) 則 (平成三一年三月二〇日政令第四

この政令は、 平成三十一年四月一日から施行

#### 〇〇号) 則 (平成三一年三月二九日政令第一

(施行期日)

(経過措置) この政令は、令和十六年四月一日から施行す

揮発油税及び地方揮発油税については、同法附 則第二十六条及び第八十二条に規定する場合を 規定の施行前に課した、又は課すべきであった 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十 年法律第六号)附則第一条第十二号に掲げる なお従前の例による。

#### 〇二号) 則 (平成三一年三月二九日政令第 抄

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 Lから

- 十二条(租税特別措置法施行令等の一部を改附則第四条第一項、第二十三条第一項、第四及び同令第五十五条第一項の改正規定並びに 規定、同令第四十四条の二第一項の改正規定の改正規定、同令第三十九条の九十七の改正 四条及び第四十六条の規定 附則第二十七条の改正規定に限る。)、第四十 正する政令(平成三十年政令第百四十五号) の改正規定、同令第三十九条第十七項第二号 改正規定、同条第三項の改正規定、同令第三 号の改正規定、同令第二十五条の四第二項の 部分を除く。)、同令第二十二条第二十項第二 口に係る部分を除く。)、同令第三十八条の五 十八条の四の改正規定(同条第二十項第二号 一の改正規定(同条第十一項第二号ロに係る 第一条中租税特別措置法施行令第二十条の 令和元年六月
- 四の三第三項第二号の改正規定、同条第十三 項の改正規定、 第一条中租税特別措置法施行令第四十条の 同条第二十三項の改正規定、

三 第一条中租税特別措置法施行令第五条の六 項の改正規定に限る。)の規定 の二第一項の改正規定、同令第二十七条の十 (昭和二十九年政令第五十一号)附則第十七(国税収納金整理資金に関する法律施行令 の二第二項の改正規定並びに附則第四十五条 二の三第一項の改正規定及び同令第四十六条 項及び第四項の規定 令和元年七月一日 十九項の改正規定並びに附則第三十八条第三 の四の四第二十六項の改正規定及び同条第二 二十三項に係る部分に限る。)、同令第四十条 に五項を加える改正規定(第二十二項及び第 同条第二十項の改正規定、 同条第十八項の次 令和元年十

る部分に限る。)を除く。)の規定 令和二年を「第三十九条の百二十の七第九項」に改め 第十五項」を「第三十九条の百十八第十九 定並びに附則第四十一条(復興特別所得税に 及び同令第二十六条の二十七第一項の改正規同令第二十五条の十三の七第二項の改正規定 同令第二十五条の十の十第六項の改正規定、の十一の改正規定、同令第五条の改正規定、 の二の改正規定、同令第四条の九の改正規 項」に、「第三十九条の百二十の七第六項」 二十の七第九項」に、「第三十九条の百十八 十九条の二十の七第六項」を「第三十九条の を「第三十九条の十八第十九項」に、「第三 の改正規定(「第三十九条の十八第十五項」 十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項 関する政令(平成二十四年政令第十六号)第 定、同令第四条の十の改正規定、同令第四条 第一条中租税特別措置法施行令第四条の六 月一日

十二の二第一項の改正規定、同令第三十九九条の十二の改正規定、同令第三十九条の 次に掲げる規定 令和二年四月一日 係る」に改める部分に限る。)、同令第三十 純支払利子等の」を「対象純支払利子等に 規定、同令第三十九条の三十三の四の改正 九条の十三の三(見出しを含む。)の改正 名の改正規定、同令第三十九条の十三の二 節の三の節名の改正規定、同節第二款の款 条の十二の三の改正規定、同令第三章第八 「支払利子等に係る」に、「関連者等に係る 改正規定(「関連者等に係る利子等の」を (見出しを含む。) の改正規定、同令第三十 第一条中租税特別措置法施行令の目次の

> 規定(「特例対象宅地等(以下この項」の改正規定、同令第四十条の二第五項の改正 附則第二十五条、第三十四条及び第三十五 同令第三十九条の百三十一に一号を加える 令第三十九条の百二十六の四の改正規定、 改正規定、同節第二款の款名の改正規定、 び同項の次に一項を加える改正規定並びに 下に「、次項」を加える部分に限る。)及 三の三(見出しを含む。)の改正規定、同 む。)の改正規定、同令第三十九条の百十 同令第三十九条の百十三の二(見出しを含 一項の改正規定、同章第二十六節の節名の 改正規定、同令第三十九条の百十二の二第 える改正規定、同令第三十九条の百十二の 規定、同令第三十九条の三十六に一号を加

- 加える改正規定 を改正する政令(平成二十七年政令第百四 に改める部分に限る。)及び同条に一項を (以下この項」を「個人番号(以下この条. 二条第七号」に改める部分及び「個人番号 に改める部分、「同条第七号」を「旧令第 十八号)附則第三条第二項の改正規定 「者(以下この項」を「者(以下この条」 第二条中租税特別措置法施行令等の一部
- 七 第一条中租税特別措置法施行令第二十五条 の十八の三の改正規定、同令第二十五条の十 第十四条第一項の規定 令和二年十月一日 三十一項」に改める部分を除く。)及び附則 「第四十一条第二十六項」を「第四十一条第 合には十一年内とする。」に改める部分及び 項の規定により同条の規定の適用を受ける場 を「十三年内とし、同条第十三項又は第十六 の四第二十四項の改正規定(「、十三年内」 「同条第二十六項」を「同条第三十一項」に、 第一条中租税特別措置法施行令第二十六条
- 八 第一条中租税特別措置法施行令第二十五条 項の改正規定 令和四年四月一日 条の十三の八第二項の改正規定及び同条第七 八歳」に改める部分に限る。)、同令第二十五 の十三第五項の改正規定(「二十歳」を「十
- 九 正規定(「退職所得」を「退職所得等」に改 める部分に限る。)、同令第六条の二の次に一 第一条中租税特別措置法施行令の目次の改

築基準法の一部を改正する法律(平成三十年十八条の四第二十項第二号ロの改正規定 建 二第十一項第二号ロの改正規定及び同令第三

法律第六十七号)の施行の日

十 第一条中租税特別措置法施行令第二十条の 小企業等経営強化法等の一部を改正する法律中小企業の事業活動の継続に資するための中 規定、同令第二十八条の五から第二十八条の く。)、同令第二十五条の十の二第六項の改正 二から第三十九条の五十四までの改正規定 第二項第三号」に改める部分に限る。)を除 る部分(「同項第五号」を「同項第三号」に、 の節名の改正規定、同令第十九条の三(見 条を加える改正規定、同令第二章第七節の二 (令和元年法律第二十一号) の施行の日 七までの改正規定及び同令第三十九条の五十 しを含む。)の改正規定(同条第十二項に係 「第八十四条第二項第五号」を「第八十四条

- 項第四号の改正規定、同令第三十九条の四第係る部分に限る。)、同令第三十九条の三第五 業の推進に関する法律等の一部を改正する法 項を加える改正規定及び同令第三十九条の百 五項を同条第六項とし、同条第四項の次に一 二条の七に三項を加える改正規定(第六項に 条の四第二項第四号の改正規定、同令第二十 一第四項第四号の改正規定 農地中間管理事 第一条中租税特別措置法施行令第二十二
- 十二 第一条中租税特別措置法施行令第二十二 、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例に 除く。)並びに同令第四十条の七の二第六項の七の改正規定(同条第十六項に係る部分を 条の八の改正規定(同条第二十八項第一号に 則第一条第二号に掲げる規定の施行の日 を改正する法律(令和元年法律第十二号) 地中間管理事業の推進に関する法律等の 第三十八条第五項から第八項までの規定 及び第四十条の七の四第九項の改正規定並び の六の二第十一項の改正規定、同令第四十条 同令第四十条の六の改正規定、同令第四十条 定、同令第三十九条の六第二項の改正規定、 項の改正規定、同令第三十九条の五の改正規 係る部分を除く。)、同令第二十二条の九第一 律(令和元年法律第十二号)の施行の日 に附則第四条第三項、第二十三条第三項及び か 部 農

八の四第一項第一号の改正規定及び同令第二

十六条の二十八の七の改正規定 令和三年

第二条 この政令の施行の日(以下「施行日」と いう。)前に提出した確定申告書(所得税法等 関する経過措置)

第五条において同じ。)の規定の適用について 百六十六条において準用する場合を含む。附則 六条において準用する場合を含む。) 並びに第 条第四項(これらの規定を旧所得税法第百六十 条第三項、第百二十五条第四項及び第百二十七 所得税法」という。)第百二十条第三項第四号 三号。以下この条及び附則第五条において「旧 よる改正前の所得税法(昭和四十年法律第三十 定により読み替えられた改正法第一条の規定に の規定による改正前の租税特別措置法施行令 申告書をいう。以下同じ。)についての第一条 という。) 第二条第一項第十号に規定する確定 の一部を改正する法律(平成三十一年法律第六 (旧所得税法第百二十二条第三項、第百二十三 (以下「旧令」という。) 第四条の二第九項の規 なお従前の例による。 以下「改正法」という。)第十一条の規定 3 2

・「いっぱり見さい」のではない(個人の減価償却に関する経過措置)

2 改正法附則第三十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十四条(第二項第一号に掲げる構築物に係る部分に限る。)の規定に基づく旧令第七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第四項第一号中「第九条」とあるのは「第三十条」と、「第十条第一項第三号」とあるのは「第三十条」と、「第十条第一項第三号」とする。

置い、個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

条第三項第二号に規定する資産の損失に対する
について適用し、個人が同日前に旧法第三十三する資産の損失に対する補償金を取得する場合の日以後に新法第三十三条第三項第二号に規定 2部分に限る。)の規定は、個人が令和元年六月 18四条 新令第二十二条第二十項(第二号に係る

例による。補償金を取得した場合については、なお従前の

- 新令第二十二条の九第一項の規定は、個人がび第六項」とあるのは、「第四項」とする。び第六項」とあるのは、「第四項」とする。項の規定の適用については、同項中「第四項及前日までの間における新令第二十二条の七第二 施行日から附則第一条第十一号に定める日の

新令第二十二条の九第一項の規定は、個人が 新令第二十二条の一項に規定する土地等の譲渡 第三十四条の三第一項に規定する土地等の譲渡 附則第一条第十二号に定める日以後に行う新法 附則第一条第十二条の九第一項の規定は、個人が

関する経過措置)(上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に

る。 第五条 施行日前に提出した確定申告書については、 第五条 施行日前に提出した確定申告書について 第五条 施行日前に提出した確定申告書について

六条 所令第二十五条の十の二第十四頁(第二得計算等の特例等に関する経過措置) (特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所)

第六条 新令第二十五条の十の二第十四項(第二第六条 新令第二十五条の十の二第十四項に規定する発行法人等に対する役務以後に同号に規定する発行法人等に対する役務の提供の対価として当該発行法人等に対する役務

新令第二十五条の十の十第七項(新令第二十五条の十三の八第二十八項において準用する場合を含む。)の規定は、令和元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。以下同じ。)以後のの期間に係る年分をいう。以下同じ。)以後のの期間に係る年分をいう。以下同じ。)以後のの期間に係る年分をいう。以下同じ。)以後の人職間に係る年分をいう。以下同じ。)以後の大事に係る護渡損失の損益通算及び繰び、対策に係る護渡損失の損益通算及び繰び、対策による場合では、なお従前の例による。

る政令(平成三十一年政令第九十五号)による読み替えられた所得税法施行令の一部を改正す令第二十五条の十一の二第二十項の規定により施行目前に提出した確定申告書についての旧

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失による。 第五項の規定の適用については、なお従前の例「旧所得税法施行令」という。) 第二百六十二条改正前の所得税法施行令(次条第二項において

百二十一条の三第二項及び第二百二十一条の六規定により読み替えられた所得税法施行令第二第八条 新令第二十五条の十二の二第二十四項のの繰越控除等に関する経過措置)

り読み替えられた旧所得税法施行令第二百六十令第二十五条の十二の二第二十四項の規定によう第二十五条の十二の二第二十四項の規定によいて適用し、平成三十年分以前の所得税についいて適用し、平成三十年分以前の所得税につい第一項の規定は、令和元年分以後の所得税につい第一項の規定は、令和元年分以後の所得税につい第一項の規定により読み替えられた所得税法施行令第二規定により読み替えられた所得税法施行令第二

第九条 施行日から附則第一条第九号に定める日得等の非課税に関する経過措置)

権等」とする。「特定新株予約権」とあるのは、「特定新株予約権」とあるのは、「特定新株予約権」とあるのは、「項第三号中の前日までの間における新令第二十五条の十三の前日までの間における新令第二十五条の十三

2 新令第二十五条の十三第八項(第二号に係る 2 新令第二十五条の十三第八項(第二号にほる部の方に限る。)及び第十項(同条第十一項においいて準用する場合を含む。)の規定は、施行日いて準用する場合を含む。)の規定は、施行日いて準用する場合を含む。)の規定は、施行日といて準用する場合を含む。)の規定は、施行日のによる提供については、か行目による場合を含む。)及び第十項(同条第十一項におる。

(非課税口座異動届出書等に関する経過措置) (非課税口座異動届出書については、なお従前の例によい上で、近の規定は、施行日前に提出した旧令出書について適用し、施行日前に提出した旧令出書について適用し、施行日以後に同条第二項の規定により提出する同条第三項の規定により提出する同条第三項の規定により提出する経過措置)

所得等の非課税に関する経過措置)(未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡

方法による提供について適用し、施行日前に行定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的第十一条 新令第二十五条の十三の八第三項の規

の例による。 る電磁的方法による提供については、なお従前った旧令第二十五条の十三の八第三項に規定す

「項の」をあるのは、「二十歳」とする。 規定の適用については、同項第五号中「十八億損失」における新令第二十五条の十三の八第十二項のと損失」を 施行日から令和四年十二月三十一日までの間

適用する。

3 令和五年一月一日において、新令第二十五条3 令和五年一月一日において、新令第二十五歳である場合には、その者を同日において十八歳である場合には、その者を同日において十八歳である者とみなして、 新令第二十五条

(居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特前の例による。

例に関する経過措置)

第十二条 新令第二十五条の二十第二項、第五 第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金 前の各年分の同項に規定する課税対象金額 四第一項各号に掲げる居住者の平成三十年分以 をいい、当該居住者に係る同条第二項第一号に 象金額等(同項に規定する課税対象金額、 げる居住者の令和元年分以後の各年分の課税対 項の規定は、新法第四十条の四第一項各号に掲 及び第六項並びに第二十五条の二十二の二第二 額を計算する場合については、なお従前の例に 条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条 計算する場合について適用し、旧法第四十条の 後に開始した事業年度に係るものに限る。) 八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額 第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第 規定する外国関係会社の平成三十年四月一日以 同条 を 同

法人に係る所得の課税の特例に関する経過措 (特殊関係株主等である居住者に係る外国関係

第十八項までの規定は、新法第四十条の七第一第十三条 新令第二十五条の二十六第十六項から 額を計算する場合については、なお従前の例に 年分以前の各年分の同項に規定する課税対象金 定する特殊関係株主等である居住者の平成三十について適用し、旧法第四十条の七第一項に規 事業年度に係るものに限る。)を計算する場合 関係法人の平成三十年四月一日以後に開始した 象金額(当該居住者に係る同項に規定する外国 和元年分以後の各年分の同項に規定する課税対 項に規定する特殊関係株主等である居住者の令

第十四条 新令第二十六条の三第三項(新令第三 控除に関する証明書等に関する経過措置) (住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別

いて同じ。)のいずれかの年分の所得税につき三項に規定する八年内をいう。以下この項にお 日」という。)の属する年分(令和元年(平成規定する居住日(以下この項において「居住 十六条の三第三項に規定する証明書について 対し令和二年十月一日以後に交付する新令第二 第四十一条第一項の規定の適用を受けた個人に 後八年内のいずれかの年分の所得税につき新法三十年以前の各年分に限る。)又はその翌年以 規定する証明書及び居住日の属する年分(平成 定により読み替えて適用する場合を含む。)に 三第三項(旧令第二十六条の四第二十四項の規 て適用し、同日前に交付した旧令第二十六条の 第二十六条の三第三項に規定する証明書につい 新法第四十一条第一項の規定の適用を受けた個 分に限る。)又はその翌年以後八年内(同条第までの期間をいう。)から令和三年までの各年 三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日 じ。) の規定は、新令第二十六条の三第三項に 適用する場合を含む。以下この項において同 十六条の四第二十四項の規定により読み替えて 人に対し令和二年十月一日以後に交付する新令 なお従前の例による。

屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家 第二十六条の三第三項中「から」とあるのは の四第二十四項の規定の適用については、新令 ける新令第二十六条の三第三項及び第二十六条 「からその適用に係る同項に規定する居住用家 施行日から令和二年九月三十日までの間にお

係る」と、「当該各号に掲げる事項についての」 屋又は同条第十項に規定する認定住宅及び同条 年政令第百二号)附則第十四条第二項の規定に 法施行令等の一部を改正する政令(平成三十一 二十四項中「前条」とあるのは「租税特別措置 とあるのは「当該」と、新令第二十六条の四第 「次の各号に掲げる」とあるのは「当該申請に 該居住の用に供した年月日についての」と、 第一項に規定する土地等に関する事項並びに当 (先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除 より読み替えて適用される前条」とする。

第十五条 新令第二十六条の二十六第十一項の規 定により読み替えられた所得税法施行令第二百 は、なお従前の例による。 一項の規定は、令和元年分以後の所得税につい 二十一条の三第二項及び第二百二十一条の六第 て適用し、平成三十年分以前の所得税について

に関する経過措置)

第十六条 別段の定めがあるものを除き、新令第 三章の規定は、法人(租税特別措置法第二条第 した連結事業年度分の法人税については、なお子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始 に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同和四十年法律第三十四号)第十五条の二第一項 年度分の法人税及び連結親法人(同項第十号の む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業 従前の例による た事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該 じ。) が施行日以後に開始する連結事業年度 同じ。) の連結親法人事業年度(法人税法(昭 第十号の五に規定する連結子法人をいう。以下 をいう。以下同じ。) にある連結子法人(同項 四に規定する連結親法人をいう。以下同じ。) 連結親法人による連結完全支配関係にある連結 人税について適用し、法人の施行日前に開始し する連結事業年度をいう。以下同じ。) 分の法 (租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定 (同項第十号の七に規定する連結完全支配関係 又は当該連結親法人による連結完全支配関係 二項第二号に規定する人格のない社団等を含

に関する経過措置) (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

2

3

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

|第十七条 法人が新令第二十七条の四第九項の規 四第九項に規定する合理的な方法について受け 定の適用を受ける場合には、旧令第二十七条の た認定は新令第二十七条の四第九項に規定する

> 出と、それぞれみなす。 届出は新令第二十七条の四第九項に規定する届 合理的な方法について受けた認定と、旧令第二 人等及び分割承継法人等がした同項に規定する ·七条の四第九項の分割等に係る同項の分割法

項の分割法人等及び分割承継法人等がした同項令第二十七条の四第二十四項の分割等に係る同 第二十四項に規定する合理的な方法について受 の適用を受ける場合には、旧令第二十七条の四 項に規定する届出と、それぞれみなす。 定する合理的な方法について受けた認定と、旧 けた認定は新令第二十七条の四第二十四項に規 に規定する届出は新令第二十七条の四第二十四 法人が新令第二十七条の四第二十四項の規定

償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別 十四項の分割等(前二項の規定の適用に係るも 規定の適用を受ける法人の同条第九項又は第二 ける同条第九項又は第二十四項の認定及び届出 年度開始の日前に行われたものである場合にお のを除く。)が施行日以後最初に開始する事業 に関し必要な経過措置は、財務省令で定める。 新令第二十七条の四第九項又は第二十四項の

第十八条 法人の施行日前に開始した事業年度に るのは「又は資本」と、「又は第二十七条の四 じ。)」とあるのは「出資」と、「、資本」とあ 自己の株式又は出資を除く。次号において同 おける新令第二十七条の六第一項の規定の適用 い」とあるのは「をいい」とする。 第十二項第一号イ若しくはロに掲げる法人をい については、同項第一号中「出資(その有する

2 施行日から中小企業の事業活動の継続に資す るための中小企業等経営強化法等の一部を改正 第一項の規定の適用については、同項第一号中 日の前日までの間における新令第二十七条の六 する法律(令和元年法律第二十一号)の施行の 「第二十三条第一項」とあるのは、「第十七条第 項」とする。

(法人税の額から控除される特別控除額の特例 に関する経過措置)

|第十九条 新令第二十七条の十三第五項(第二号 定する普通法人及び同項第一号の四に規定する 新法第二条第二項第一号の三に規定する公益法 協同組合等について適用し、 人等に該当することとなる同項第二号の二に規 (に係る部分に限る。) の規定は、施行日後に 施行日以前に旧法

普通法人等については、なお従前の例による。 等に該当することとなった同項に規定する特定 第六十八条の三の四第一項に規定する公益法人 (法人の減価償却に関する経過措置)

第二十条 新令第二十八条の四第二項の規定は、

をする新法第四十四条第一項に規定する研究施 法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設

|2 新令第二十八条の十第二項(第一号に係る部 に規定する研究施設については、なお従前の例製作若しくは建設をした旧法第四十四条第一項設について適用し、法人が施行日前に取得又は による。

お従前の例による。 行日前に取得又は製作をした旧法第四十五条 規定する医療用機器について適用し、法人が施得又は製作をする新法第四十五条の二第一項に 分に限る。) の規定は、法人が施行日以後に取 一第一項に規定する医療用機器については、 な

3 条第二項の規定によりなおその効力を有するも 令(平成三十一年政令第百二号)附則第三十一 改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第 第六十九条第五項の規定によりなおその効力を 条第五項中「連結事業年度に」とあるのは「連とあるのは「第三十一条第一項第三号」と、同 るのは「第三十条」と、「第十条第一項第三号」 る。)及び同項第二号に掲げる構築物に係る部に掲げる地域内において整備されるものに限 条の二(第三項第一号に掲げる建築物(同号ロ おその効力を有するものとされる旧法第四十七 と、「第三十九条の六十四第三項」とあるの 改正法第三条の規定による改正前の法人税法」 改正する法律(平成三十一年法律第六号)附則 条において同じ。)に」と、「法第六十八条の三 九号に規定する連結事業年度をいう。以下この よる改正前の租税特別措置法第二条第二項第十 結事業年度(所得税法等の一部を改正する法律 五の規定は、なおその効力を有する。この場合 のとされる同令第一条の規定による改正前の 有するものとされる同法第十一条の規定による 十五第一項」とあるのは「所得税法等の一部を 分に限る。)の規定に基づく旧令第二十九条の 「令和二年改正法」という。)第十六条の規定に において、同条第三項第一号中「第九条」とあ (令和二年法律第八号。以下この条にお 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政 「項」と、「法人税法」とあるのは「令和二年 改正法附則第五十二条第五項の規定によりな いて

に係る法人税について適用し、法人が同日前に

から第十八項までの規定は、

ハ項までの規定は、新法第六十六条の新令第三十九条の二十の三第十六項

税特別措置法施行令第三十九条の六十四第三

(新事業開拓事業者投資損失準備金に関する経

第二十一条 同条第四項第一号中「以後」とあるのは「から 年改正法」という。) 第十六条の規定による改 規定は、なおその効力を有する。この場合にお なおその効力を有するものとされる旧法第五十 平成三十一年三月三十一日までの間」とする。 法第三条の規定による改正前の法人税法」と、 中「、法人税法」とあるのは「、令和二年改正 規定する連結事業年度(以下この条において 正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に 二年法律第八号。以下この条において「令和二 のは「所得税法等の一部を改正する法律(令和 いて、同条第一項中「連結事業年度に」とある 五条の二の規定に基づく旧令第三十二条の三の (探鉱準備金又は海外探鉱準備金に関する経過 「連結事業年度」という。)に」と、同条第二項 改正法附則第五十三条の規定により

第二十二条 新令第三十四条第八項から第十項ま 十項の認定を受けた同項の外国法人について 用し、施行日前に旧令第三十四条第八項又は第 十項の認定を受ける同項の外国法人について適 項の認定を受ける法人及び施行日以後に同条第 での規定は、施行日以後に同条第八項又は第九 「項の認定を受けた法人及び施行日前に同条第 なお従前の例による。

(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関す

第二十三条 新令第三十九条第十七項(第二号に 取得した場合については、なお従前の例によ に同号に規定する資産の損失に対する補償金を を取得する場合について適用し、法人が同日前 項第二号に規定する資産の損失に対する補償金 六月一日以後に租税特別措置法第六十四条第二 係る部分に限る。)の規定は、法人が令和元年

3 項の規定の適用については、同項中「次項及び 第六十五条の五第一項に規定する土地等の譲渡 附則第一条第十二号に定める日以後に行う新法 第五項」とあるのは、「次項」とする。 前日までの間における新令第三十九条の四第三 施行日から附則第一条第十一号に定める日の 新令第三十九条の六第二項の規定は、法人が 第二十七条

行った旧法第六十五条の五第一項に規定する土 地等の譲渡に係る法人税については、 の例による。 なお従前

の提供に関する経過措置) (特定多国籍企業グループに係る国別報告事項

第二十四条 新令第三十九条の十二の四第一項の 定する国別報告事項については、なお従前の例同号に規定する最終親会計年度に係る同項に規報告事項について適用し、施行日前に開始した 終親会計年度に係る同条第一項に規定する国別 第六十六条の四の四第四項第七号に規定する最 規定は、施行日以後に開始する租税特別措置法 による。

経過措置) (対象純支払利子等に係る課税の特例に関する

|第二十五条 新令第三十九条の十三の三第一項の 旧令第三十九条の十三の三第二項に規定する対子額について適用し、法人の同日前に開始した る同条第二項に規定する対象事業年度に係る新 象事業年度に係る旧法第六十六条の五の三第一 法第六十六条の五の三第一項に規定する超過利 規定は、法人の令和二年四月一日以後に開始す の例による。 項に規定する超過利子額については、 なお従前

特例に関する経過措置) (内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の

第二十六条 新令第三十九条の十四の三第一 に限る。)を計算する場合について適用し、旧年四月一日以後に開始した事業年度に係るもの 税対象金額をいい、当該内国法人に係る同条第 規定は、新法第六十六条の六第一項各号に掲げ 項及び第五項から第七項まで、第三十九条の十 十八項及び第二十九項、第三十九条の十五第二 ら第四項まで、第二十五項、第二十六項、 分課税対象金額及び同条第八項に規定する金融 定する課税対象金額、同条第六項に規定する部 法第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人 及び同条第八項に規定する金融子会社等部分課 金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額 係る課税対象金額等(同項に規定する課税対象 る内国法人の施行日以後に終了する事業年度に 七第二項並びに第三十九条の十七の二第二項の の施行日前に終了した事業年度に係る同項に規 二項第一号に規定する外国関係会社の平成三十 一項か

係法人に係る所得の課税の特例に関する経過措 (特殊関係株主等である内国法人に係る外国関

いては、なお従前の例による。

子会社等部分課税対象金額を計算する場合につ

計算する場合については、なお従前の例によ 事業年度に係る同項に規定する課税対象金額を 係株主等である内国法人の施行日前に終了した 法第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関 年四月一日以後に開始した事業年度に係るもの に係る同項に規定する外国関係法人の平成三十 る同項に規定する課税対象金額(当該内国法人 に限る。) を計算する場合について適用し、旧

る経過措置) (課税所得の範囲の変更等の場合の特例に関す

第二十八条 新令第三十九条の三十五の四第三項 令第三十九条の三十五の四第四項に規定する合 の特別控除に関する経過措置) 併については、なお従前の例による。 合併について適用し、施行日以前に行われた旧 の規定は、施行日後に行われる同項に規定する (連結法人が試験研究を行った場合の法人税額

第二十九条 連結親法人又は当該連結親法人によ 条の三十九第八項に規定する届出と、それぞれ 法人等の連結親法人(当該分割承継法人等が連ある場合には、当該分割法人等)及び分割承継 三十九第八項の分割等に係る同項の分割法人等方法について受けた認定と、旧令第三十九条の 三十九条の三十九第八項の規定の適用を受ける 等)がした同項に規定する届出は新令第三十九 結親法人である場合には、当該分割承継法人 の連結親法人(当該分割法人等が連結親法人で 第三十九条の三十九第八項に規定する合理的な 定する合理的な方法について受けた認定は新令 場合には、旧令第三十九条の三十九第八項に規 る連結完全支配関係にある連結子法人が新令第

2 分割承継法人等の連結親法人(当該分割承継法 割法人等の連結親法人(当該分割法人等が連結 条の三十九第二十三項の分割等に係る同項の分 的な方法について受けた認定と、旧令第三十九 第三十九条の三十九第二十三項に規定する合理 定する合理的な方法について受けた認定は新令 全支配関係にある連結子法人が新令第三十九条 親法人である場合には、当該分割法人等)及び には、旧令第三十九条の三十九第二十三項に規 の三十九第二十三項の規定の適用を受ける場合 人等が連結親法人である場合には、 連結親法人又は当該連結親法人による連結完 当該分割承

九の二第一項に規定する特殊関係株主等である 内国法人の施行日以後に終了する事業年度に係 3 と、それぞれみなす。 三十九条の三十九第二十三項に規定する届出 継法人等)がした同項に規定する届出は新令第 新令第三十九条の三十九第八項又は第二十三

償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措 要な経過措置は、財務省令で定める。 第八項又は第二十三項の認定及び届出に関し必 日以後最初に開始する連結親法人事業年度開始 二項の規定の適用に係るものを除く。)が施行 法人の同条第八項又は第二十三項の分割等(前 項の規定の適用を受ける連結親法人又は当該 の日前に行われたものである場合における同条 結親法人による連結完全支配関係にある連結子 (中小連結法人が機械等を取得した場合の特別

第三十条 とあるのは「又は資本」と、「又は第三十九条 て同じ。)」とあるのは「出資」と、「、資本」 の有する自己の株式又は出資を除く。ロにおい の適用については、同項第一号イ中「出資(そ における新令第三十九条の四十一第一項の規定 連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法 い」とする。 の三十九第十一項第一号イ(1)若しくは (2) に掲げる法人をいい」とあるのは「をい 人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度 連結親法人又は当該連結親法人による

号イ中「第二十三条第一項」とあるのは、「第 日の前日までの間における新令第三十九条の るための中小企業等経営強化法等の一部を改正 十一第一項の規定の適用については、同項第一 する法律(令和元年法律第二十一号)の施行の 十七条第一項」とする。 施行日から中小企業の事業活動の継続に資す

(連結法人の減価償却に関する経過措置)

第三十一条 なお従前の例による。 得又は製作若しくは建設をした旧法第六十八条 又は製作若しくは建設をする新法第六十八条の 支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全 の十九第一項に規定する研究施設については、 完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取 し、連結親法人又は当該連結親法人による連結 十九第一項に規定する研究施設について適用 新令第三十九条の五十一の規定は、

条の三十五(第三項第一号に掲げる建築物 おその効力を有するものとされる旧法第六十八 改正法附則第六十九条第五項の規定により (同

法第四十七条の二第一項」と、「第二十九条の法第十一条の規定による改正前の租税特別措置 五第四項」とあるのは「旧効力措置法施行令第 定によりなおその効力を有するものとされる同 十一年法律第六号)附則第五十二条第五項の規 は「所得税法等の一部を改正する法律(平成三 第四項中「法第四十七条の二第一項」とあるの う。) 第二十九条の五第一項第一号」と、同条 条の規定による改正前の租税特別措置法施行令 りなおその効力を有するものとされる同令第一 政令第百二号)附則第二十条第三項の規定によ 施行令等の一部を改正する政令(平成三十一年 五第一項第一号」とあるのは「租税特別措置法 の場合において、同条第一項中「第二十九条の の六十四の規定は、なおその効力を有する。こ 部分に限る。) の規定に基づく旧令第三十九条 限る。)及び同項第二号に掲げる構築物に係る 号ロに掲げる地域内において整備されるものに 二十九条の五第四項」とする。 (第四項において「旧効力措置法施行令」とい 特例に関する経過措置)

(連結法人の準備金に関する経過措置)

第三十二条 改正法附則第七十条の規定によりな おその効力を有するものとされる旧法第六十八 十一日までの間」とする。 る。この場合において、同条第四項第一号中 の七十二の二の規定は、なおその効力を有す 条の四十三の二の規定に基づく旧令第三十九条 「以後」とあるのは、「から平成三十一年三月三

前の例による。 た連結事業年度分の法人税については、なお従 支配関係にある連結子法人の施行日前に開始し 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全 する連結事業年度分の法人税について適用し、 支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全 新令第三十九条の八十三第二十項の規定は

関する経過措置 (連結法人の探鉱準備金又は海外探鉱準備金に

第三十三条 新令第三十九条の八十八第七項から よる連結完全支配関係にある連結子法人及び施 認定を受けた連結親法人又は当該連結親法人に に旧令第三十九条の八十八第七項又は第八項の ける同項の外国法人について適用し、施行日前 子法人及び施行日以後に同条第九項の認定を受 連結親法人による連結完全支配関係にある連結 又は第八項の認定を受ける連結親法人又は当該 第九項までの規定は、施行日以後に同条第七項

法人については、なお従前の例による。 行日前に同条第九項の認定を受けた同項の外国 (連結法人の国外関連者との取引に係る課税の

第七項までの規定は、連結法人の令和二年四月第三十四条 新令第三十九条の百十二第五項から 結事業年度分の法人税については、なお従前のついて適用し、連結法人の同日前に開始した連 一日以後に開始する連結事業年度分の法人税に

例に関する経過措 例による。 (連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特

第三十五条 新令第三十九条の百十三の三第一項 る旧法第六十八条の八十九の三第一項に規定す 三の三第二項に規定する対象連結事業年度に係 開始する同条第二項に規定する対象連結事業年 の規定は、連結法人の令和二年四月一日以後に る連結超過利子額については、 法人の同日前に開始した旧令第三十九条の百十 規定する連結超過利子額について適用し、連結 度に係る新法第六十八条の八十九の三第一項に なお従前の例に 2

特例に関する経過措置) (連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の

から第四項まで、第二十五項、第二十六項、第第三十六条 新令第三十九条の百十四の二第一項 一日以後に開始した事業年度に係るものに限一号に規定する外国関係会社の平成三十年四月金額をいい、当該連結法人に係る同条第二項第 第二項、第五項及び第六項並びに第三十九条の 係法人に係る所得の課税の特例に関する経過措 算する場合については、なお従前の例による。 規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定 施行日前に終了した連結事業年度に係る同項に る。) を計算する場合について適用し、旧法第 八項に規定する個別金融子会社等部分課税対象 項に規定する個別部分課税対象金額及び同条第 (特殊関係株主等である連結法人に係る外国関 定する個別金融子会社等部分課税対象金額を計 する個別部分課税対象金額及び同条第八項に規 六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人の (同項に規定する個別課税対象金額、同条第六 第一項各号に掲げる連結法人の施行日以後に終 百十七第二項の規定は、新法第六十八条の九十 二十八項及び第二十九項、第三十九条の百十五 了する連結事業年度に係る個別課税対象金額等 5

第三十七条 項から第十四項までの規定は、 新令第三十九条の百二十の三第十二 新法第六十八条

> 規定する個別課税対象金額を計算する場合につ 施行日前に終了した連結事業年度に係る同項に 項に規定する特殊関係株主等である連結法人の 年度に係るものに限る。)を計算する場合につ 法人の平成三十年四月一日以後に開始した事業 業年度に係る同項に規定する個別課税対象金額 いては、なお従前の例による。 いて適用し、旧法第六十八条の九十三の二第一 である連結法人の施行日以後に終了する連結事 の九十三の二第一項に規定する特殊関係株主等 (当該連結法人に係る同項に規定する外国関係

第三十八条 施行日から令和元年六月三十日まで(相続税又は贈与税の特例に関する経過措置) るのは、「第二号」とする。 規定の適用については、同項中「第四号」とあ の間における新令第四十条の四の三第十六項の

第二十四項第三号の贈与者(新法第七十条の二金銭等は、新令第四十条の四の三第二十項又は 同項に規定する信託受益権又は同項に規定する 法第七十条の二の二第一項の規定の適用に係る とする。 前三年以内に取得をしたものに含まれないもの の二第十項に規定する贈与者をいう。)の死亡 第二項第二号に規定する受贈者が取得をした旧 施行日前に租税特別措置法第七十条の二の二 9

3 る。 第一号又は第二十三項の遺留分による減殺の清第一号又は第二十三項の遺留分による減殺の清水があった場合について適用し、同日前に開始る相続に係るこれらの規定の遺留分侵害額の請り項の規定は、令和元年七月一日以後に開始す 求があった場合については、なお従前の例によ 新令第四十条の四の三第二十五項及び第二十

4 請求があった場合については、なお従前の例に項第一号又は第二十九項の遺留分による減殺の 求があった場合について適用し、同日前に開始る相続に係るこれらの規定の遺留分侵害額の請 九項の規定は、令和元年七月一日以後に開始す した相続に係る旧令第四十条の四の四第二十六 新令第四十条の四の四第二十六項及び第二十

いては、なお従前の例による。 の四第一項に規定する農地等に係る贈与税につ 積円滑化事業のために譲渡をした旧法第七十条 十条の六第十一項第四号に規定する農地利用集 附則第一条第十二号に定める日前に旧令第四

6 の規定は、附則第一条第十二号に定める日以後 新令第四十条の六第五十二項及び第六十一項

十条の七第十項に規定する農地利用集積円滑化 従前の例による。 困難時貸付けを行う場合について適用し、 農困難時貸付けを行った場合については、 前に旧法第七十条の四第二十二項に規定する営 に新法第七十条の四第二十二項に規定する営農 附則第一条第十二号に定める日前に旧令第四

なお

同日

困難時貸付けを行った場合については、なお従に旧法第七十条の六第二十八項に規定する営農 難時貸付けを行う場合について適用し、同日前 新法第七十条の六第二十八項に規定する営農困 規定は、附則第一条第十二号に定める日以後に は、なお従前の例による。 項に規定する特例農地等に係る相続税について 事業のために譲渡をした旧法第七十条の六第一 新令第四十条の七第五十六項及び第六十項

らの規定に規定する財務省令で定める事由が生る場合を含む。)の規定は、施行日以後にこれ ずる場合について適用する。 第四十条の八の五第十三項後段において準用す 場合を含む。)及び第二十二項ただし書(新令 四十条の八の五第十一項後段において準用する 前の例による。 新令第四十条の八第十九項ただし書(新令第

及び第四十条の八の六第十三項後段(新令第四 省令で定める事由が生ずる場合について適用す む。) において準用する場合を含む。) の規 ただし書(新令第四十条の八の四第十六項後段 おいて準用する場合を含む。)及び第二十七項 の八第三項において準用する場合を含む。)に は、施行日以後にこれらの規定に規定する財務 十条の八の六第十一項後段(新令第四十条の 十条の八の八第三項において準用する場合を含 (新令第四十条の八の四第十四項後段及び第 新令第四十条の八の二第二十五項ただし書 四 八

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第三十九条 の登記に係る登録免許税については、 項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合 新法第八十三条第一項に規定する国土交通大臣 に係る部分に限る。) の規定は、 築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税に の認定を受ける場合における同項に規定する建 の例による における同項に規定する建築物の所有権の保存 ついて適用し、施行日前に旧法第八十三条第一 新令第四十三条の二第一項 施行日以後に (第一号

例事業者又は適格特例投資家限定事業者が取得 以後に新法第八十三条の三第一項に規定する特 係る登録免許税については、なお従前の例によ 同項に規定する不動産の所有権の移転の登記に 業者又は適格特例投資家限定事業者が取得した に旧法第八十三条の三第一項に規定する特例事 記に係る登録免許税について適用し、施行日前 する同項に規定する不動産の所有権の移転の登 新令第四十三条の三第一項の規定は、施行日

## (印紙税の特例に関する経過措置)

第四十条 新令第五十二条の三第三項の規定は 係る同項に規定する消費貸借契約書について適 平成三十年五月二十日以後に発生した租税特別 措置法第九十一条の四第二項に規定する災害に

法第九十一条の四第二項に規定する消費貸借契り印紙税を課さないこととされる租税特別措置 過誤納金とみなして、同条の規定を適用する。 和四十二年法律第二十三号)第十四条第一項の いては、当該納付された印紙税を印紙税法(昭 れている場合には、当該納付された印紙税につまでの間に作成したものにつき印紙税が納付さ 約書で平成三十年五月二十日から施行日の前日 新令第五十二条の三第三項の規定の適用によ

### 〇八号) (平成三一年三月二九日政令第一

この政令は、平成三十一年四月一日から施行〇八号) 抄

#### 号 附 則 抄 ( 令和元年六月二八日政令第四四

(施行期日)

改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を から施行する。

三 第二十六条の六の二の次に一条を加える改

号イ及びロの改正規定、第三十九条の十一第 正規定、第二十六条の二十八の三第六項第二

項の改正規定並びに附則第二十六条の規項の改正規定並びに第三十九条の百十一第

令和三年一月一日

#### 附 則 八三号) (令和元年一二月一三日政令第 抄

(施行期日)

行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに第一条 この政令は、情報通信技術の活用による 月十六日)から施行する。 法律等の一部を改正する法律(次条において 手続等における情報通信の技術の利用に関する 行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政 「改正法」という。)の施行の日 (令和元年十)

第二条 改正法の施行の日前に改正法第一条の規 定による改正前の行政手続等における情報通信

> る改正後の租税特別措置法施行令第五十四条第 みなして、同条の規定及び第二十条の規定によ 租税特別措置法第九十七条に規定する申請等と という。)第六条第一項の規定により同項に規 通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 の証明書の交付の請求があったときは、当該申 第九十七条の規定により当該申請等に係る同条 の規定による改正後の租税特別措置法(以下こ 合において、同日以後に改正法附則第三十九条 号)第九十七条に規定する申請等が行われた場 の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 定する電子情報処理組織を使用して行われた新 (以下この条において「新情報通信技術活用法」 請等を改正法第一条の規定による改正後の情報 の項において「新租税特別措置法」という。) 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六 より同項に規定する電子情報処理組織を使用し 技術利用法」という。)第三条第一項の規定に 百五十一号。以下この条において「旧情報通信 て改正法附則第三十九条の規定による改正前の 一項の規定を適用する。

#### 号) 則 抄 (令和二年三月三一日政令第一1

(施行期日)

| 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 1998年 | 199 各号に定める日から施行する。

及び第三十九条の規定 令和二年六月二十の二十六第二項の改正規定並びに附則第九条 第十七条第二項の改正規定及び第三十九条

べき事項の提供で、 非課税口座内上場株式等移管依頼書に記載す えて行う電磁的方法による当該特定口座への 課税口座内上場株式等移管依頼書の提出に代 書」という。)の提出(当該特定口座への非 定口座への非課税口座内上場株式等移管依頼 及び第二十五条の十の九第五項において「特 改正規定(同号イ中「を提出して」を「(イ 第二十五条の十の二第十四項第二十七号の その者の住所等確認書類

の改正規定及び第二十五条の十四の二第五項 る改正規定、第二十五条の十四第十項第六号 十項とし、同条第二十五項の次に四項を加え とする改正規定、同条第二十六項を同条第三 改正規定、同条第二十七項を同条第三十一項 定、同条第二十八項を同条第三十二項とする

により提供された当該非課税口座移管依頼書課税口座移管依頼書」の下に「(電磁的方法項の改正規定、同条第五項の改正規定(「非 改正規定(「又は累積投資勘定」を「、累積の十三の二第一項の改正規定、同条第二項の二項第九号に係る部分を除く。)、第二十五条 条の十三の三の改正規定、第二十五条の十三 改正規定、同条第七項の改正規定、第二十五 管理勘定」に改める部分に限る。)、同条第三 投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税 項及び第四項」に改める部分並びに同条第十 第十七項第一号」を「以下この条、次条第二 条、次条第二項及び第四項並びに第二十五条 む。)」を加える部分を除く。)、同条第六項の に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含 の十三の八」に改める部分及び「第十項及び 及び第二十五条の十三の八」を「以下この 三の改正規定(同条第八項第二号中「第十項 の送信と併せて行われるものを含む。)をし の提示又はその者の特定署名用電子証明書等 て」に改める部分を除く。)、第二十五条の十

定、同条第十七項の改正規定、同条第二十項定、第二十五条の十三の八第二項の改正規を除く。)、第二十五条の十三の七の改正規に改める部分並びに同条に一項を加える部分 第四号又は」を「同項第四号に規定する未成十三の二第一項前段」に改める部分、「同項 条の十三の二第一項後段」を「第二十五条の磁的記録を含む。)」を削る部分、「第二十五 部分及び「第二十五条の十三の二第一項後事項を記録した電磁的記録を含む。)」を削る 法により提供された当該届出書に記載すべきの六の改正規定 (同条第五項中「(電磁的方 える部分を除く。)、同条第二十一項の改正規 出書」を「に規定する未成年者出国届出書」 年者帰国届出書、」に改める部分及び「の届 第五項の項中「(電磁的方法により提供され 段」を「第二十五条の十三の二第一項前段」 に改める部分並びに同項の次に次のように加 た当該届出書に記載すべき事項を記録した電 の改正規定(同項の表第二十五条の十三の六

> 第六号の改正規定並びに附則第十八条の 令和三年四月一日 規

第四十六条の八の四の改正規定 令和三年

六 第二十五条の十一の二第二十項の表第二百

- 第二十六条の二十六第十一項の表第二百六十 第二十五条の十二の二第二十四項の表第二百 六十二条第一項及び第四項の項の改正規定、 十二条第四項の項を削る改正規定 令和五年 二条第一項の項の改正規定及び同表第二百六 六十二条第一項及び第四項の項の改正規定、 一月一日
- の 日 並びに附則第五条第二項及び第三十条の規第二十七条の四第十八項第十二号の改正規定 する法律(令和元年法律第六十三号)の施行 安全性の確保等に関する法律等の一部を改正 定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 第五条の三第十項第十二号の改正規定及び
- 八 第五条の六の四を第五条の六の三の二と 改正規定 特定高度情報通信技術活用システ 第十二号の二とし、同号の次に一号を加える び第三十九条の四十八第三項第十三号を同項 第三十九条の四十七を第三十九条の四十六の 二とし、同条の次に一条を加える改正規定、 (令和二年法律第三十七号) の施行の日 ムの開発供給及び導入の促進に関する法律 二とし、同条の次に一条を加える改正規定及 十七条の十二の五を第二十七条の十二の四 し、同条の次に一条を加える改正規定、第二
- 九 第十九条の三第二十一項の改正規定、 律(令和元年法律第七十号)の施行の日条第二項の規定 会社法の一部を改正する法 二条の六第一項の改正規定並びに附則第十二 の十三第十二項第九号の改正規定及び第四十 定、同項第二十六号の改正規定、第二十五条 十五条の十の二第十四項第十二号ニの改正規
- しの改正規定、同条の次に一条を加える改正四第三項の改正規定、第二十三条の二の見出 規定、同条第七項の改正規定、第二十二条の項第一号の項の改正規定、同条第六項の改正 月一日又は土地基本法等の一部を改正する法 規定及び第二十四条の改正規定 令和二年七 の改正規定、同条第五項の表第九十七条第一 律(令和二年法律第十二号)附則第一項第一 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日 第二十条第四項の表第百二十条第一項の

における文化観光の推進に関する法律(令和の規定 文化観光拠点施設を中核とした地域 八項の改正規定並びに附則第二十二条第三項 「及び次項」を削る部分に限る。) 及び同条第 |年法律第十八号) の施行の日 第二十五条の十七第七項の改正規定( 2

る金銭の払出しに関する経過措置) (所得税の徴収が行われない災害等の事由によ 法律(令和二年法律第四十三号)の施行の日 第四十条の七第六十七項第一号の改正規 都市再生特別措置法等の一部を改正する

第二条 改正後の租税特別措置法施行令(以下 別措置法施行令第二条の三十一において準用す 事由については、なお従前の例による。 行日前に生じた改正前の租税特別措置法施行令 という。)以後に生ずる新令第二条の二十五の 規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」 る場合を含む。以下この条において同じ。)の 二に規定する災害等の事由について適用し、施 「新令」という。)第二条の二十五の二(租税特 て準用する場合を含む。)に規定する災害等の (租税特別措置法施行令第二条の三十一におい (以下「旧令」という。) 第二条の二十五の二

過措置) (振替国債等の利子の課税の特例等に関する経

に関する経過措置)

第三条 新令第三条第十六項(新令第三条の二第 告書を提出する場合について適用する。 項において準用する場合を含む。)に定める申 条の三第九項及び第四十一条の十三の三第十二 の二第十二項第一号若しくは第三号(同法第五 項に規定する非課税適用申告書又は同法第五条 の三第一項若しくは第四十一条の十三の三第一 後に租税特別措置法第五条の二第一項、第五条 て準用する場合を含む。)の規定は、施行日以 十九項及び第二十六条の二十第二十二項におい (民間国外債等の利子の課税の特例に関する経

第四条 新令第三条の二の二第十二項(同条第三 用申告書を提出する場合について適用する。 て準用する場合を含む。)に規定する非課税適 第六条第四項(同条第九項及び第十一項におい む。)の規定は、施行日以後に租税特別措置法 十項及び第三十三項において準用する場合を含 に関する経過措置) (試験研究を行った場合の所得税額の特別控除

第五条 施行日から附則第一条第八号に定める日 の前日までの間における新令第五条の三第八項

> の規定の適用については、同項中「第二項、第 十条の五の四の二第三項」とあるのは、「第二 項」とする。

適用し、個人の同日の属する年分前の所得税に に限る。) の規定は、個人の附則第一条第七号 に定める日の属する年分以後の所得税について ついては、なお従前の例による。 新令第五条の三第十項(第十二号に係る部分

の所得税額の特別控除に関する経過措置) (給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等

第六条 この政令 (附則第一条第八号に掲げる改 得税については、なお従前の例による。 係る年分をいう。附則第二十五条第二項におい おいて準用する場合を含む。)の規定は、 正規定を除く。) による改正後の租税特別措置 第二項に規定する特例対象年分を含む。)の所 適用し、個人の令和元年分(平成三十一年一月 する特例対象年分を除く。)の所得税について 改正する法律(令和二年法律第八号。以下「改 の令和二年分以後の年分(所得税法等の一部を 法施行令第五条の六の四第二項(同条第四項に (所得税の額から控除される特別控除額の特例 て同じ。)以前の年分(改正法附則第五十六条 正法」という。) 附則第五十六条第二項に規定 一日から令和元年十二月三十一日までの期間に 個人

第七条 施行日から附則第一条第八号に定める日 とあるのは、「及び第十条の五の四第七項」と 五の四第七項及び第十条の五の四の二第七項」 の規定の適用については、同項中「、第十条の の前日までの間における新令第五条の七第二項

に関する経過措置) (個人の企業主導型保育施設用資産の割増償却

2

なおその効力を有するものとされる改正法第十 五条の規定による改正前の租税特別措置法(以 有する。 づく旧令第六条の七の規定は、 下「旧法」という。) 第十三条の三の規定に基 改正法附則第六十条第四項の規定により なおその効力を

関する経過措置) (肉用牛の売却による農業所得の課税の特例に

第九条 新令第十七条第二項(第二号に係る部分 に限る。) の規定は、個人が令和二年六月二十 特別措置法 行う改正法第十五条の規定による改正後の租税 一日以後に同号に掲げる地方卸売市場において (以下「新法」という。) 第二十五

条第一項第一号に定める肉用牛の売却について 適用する。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

第十条 資産の同項に規定する取得をする場合について 号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行 項に規定する代替資産の同項に規定する取得を 適用し、個人が施行日前に旧法第三十三条第一 日以後に新法第三十三条第一項に規定する代替 新令第二十二条第四項(第一号及び第三

3

等については、なお従前の例による。

号(同号の特定累積投資勘定及び特定非課税管

新令第二十五条の十の二第十四項(第二十七

項の規定は、個人が施行日以後に新法第三十七2 新令第二十五条第七項、第十四項及び第十五 らの号の下欄に掲げる資産の取得をした場合に 後にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得(建る資産の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日以 条第一項の表の第一号又は第七号の上欄に掲げ おけるこれらの譲渡については、なお従前の例 の譲渡をし、かつ、当該個人が施行日前にこれ 第一号又は第八号の上欄に掲げる資産の譲渡を 個人が施行日前に旧法第三十七条第一項の表の をする場合における当該譲渡について適用し、 設及び製作を含む。以下この項において同じ。) した場合については、なお従前の例による。 した場合及び個人が施行日以後にこれらの資産 による。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等 に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措

第十一条 書については、なお従前の例による。 適用し、 項に規定する特定管理口座開設届出書について 九の二第八項に規定する特定管理口座開設届出 施行日以後に同項に規定する提出をする同 新令第二十五条の九の二第八項の規定 施行日前に提出した旧令第二十五条の

た同項に規定する電磁的方法による提供につい 恒久的施設を有する非居住者が施行日前に行っ ては、なお従前の例による。 旧令第二十五条の九の二第九項の居住者又は

得計算等の特例に関する経過措置) (特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所

第十二条 新令第二十五条の十の二第十四項 事由の発生又は取得決議により同号の特定口座下日以後に同号に規定する請求権の行使、取得二十号の二に係る部分に限る。)の規定は、施 に受け入れる同号に掲げる上場株式等について (第

2 号に係る部分に限る。) の規定は、 新令第二十五条の十の二第十四項(第二十六 附則第一条

> 五条の十の二第十四項第二十六号に規定する発 場株式等について適用し、同日前に旧令第二十 第九号に定める日以後に同項第二十六号に規定 発行法人等から取得した同号に掲げる上場 行法人等に対する役務の提供の対価として当該 て当該発行法人等から取得する同号に掲げる上 する発行法人等に対する役務の提供の対価とし

規定する書類については、なお従前の例によ 令第二十五条の十の二第十四項第二十八号イに 依頼書について適用し、施行日前に提出した旧 る特定口座への未成年者口座内上場株式等移管 号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以 ては、なお従前の例による。 二第十四項第二十七号イに規定する書類についし、施行日前に提出した旧令第二十五条の十の 税口座内上場株式等移管依頼書について適用 。) の規定は、施行日以後に同号イに規定する に同号イに規定する提出をする同号イに規定す 提出をする同号イに規定する特定口座への非課 理勘定に係る部分を除く。)に係る部分に限る 新令第二十五条の十の二第十四項(第二十八 後

5 号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以 場株式等について適用する。 に同号の特定口座に受け入れる同号に掲げる上 新令第二十五条の十の二第十四項(第二十九 後

6 は「同条第十六項」とする。 開設届出書」と、「同条第十一項」とあるの 口座開設届出書」とあるのは「非課税口座簡易 九号の規定の適用については、同号中「非課税 おける新令第二十五条の十の二第十四項第二十 「同条第十五項」と、「同条第十二項」とあるの 施行日から令和三年三月三十一日までの間に

頼書については、なお従前の例による。 の二第十五項に規定する相続上場株式等移管依 用し、施行日前に提出した旧令第二十五条の十規定する相続上場株式等移管依頼書について適 施行日以後に同項に規定する提出をする同項に 新令第二十五条の十の二第十五項の規定は、

8 提出した旧令第二十五条の十の二第十六項にお 株式等移管依頼書について適用し、 用する同条第十項の規定は、施行日以後に同項 に規定する提出をする同項に規定する相続上場 新令第二十五条の十の二第十六項において準 施行日

(特定口座異動届出書に関する経過措置)

2 新令第二十五条の十の四第三項の規定は、施は、施行日以後に同項に規定する提出をする同いては、なお従前の例による。いては、なお従前の例による。いては、なお従前の例による。 第十三条 新令第二十五条の十の四第二項の規定 2 第十三条 新令第二十五条の十の四第二項の規定 2

する同号に規定する特定口座継続適用届出書に 第十四条 新令第二十五条の十の五第二項第一号 第二十五条の十の四第二項の届出書について 第二十五条の十の四第二項の届出書について は、なお従前の例による。 は、なお従前の例による。 は、なお従前の例による。 は、なお従前の例による。

第十五条 新令第二十五条の十の七第一項の規定する特定口座廃止届出書について適用し、施行日前に提出した旧令第二十五条の十のし、施行日前に提出した旧令第二十五条の十のては、なお従前の例による。

(特定口座開設者死亡届出書についる) (特定口座開設者死亡届出書についる) (特定口座開設者死亡届出書について適用し、施行目前に提出した旧令第二十五条の十の人の規定は、施力に、施行日前に提出した旧令第二十五条の十の人の規定は、施力に規定する特定口座開設者死亡届出書に関する経過措置)

L L L M 新今幕二十丘条の十の十三幕四頁の見び源泉徴収等の特例に関する経過措置) び源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及

定は、施行日以後に同項に規定する提出をする第十九条 新令第二十五条の十三の二第二項の規(非課税口座異動届出書等に関する経過措置)

書については、なお従前の例による。十三の二第二項に規定する非課税口座異動届出治三の二第二項に規定する非課税口座異動届出者について同項に規定する非課税口座異動届出書について

置)(非課税口座開設者死亡届出書に関する経過措)

書については、なお従前の例による。 施行日以後に同条に規定する非課税口座開設者死亡届出 適用し、施行日前に提出した旧令第二十五条の 村三の五に規定する非課税口座開設者死亡届出書について 大三の五に規定する提出をする同条に 規定する非課税の所に提出した旧令第二十五条の 十三の五の規定は、

所得等の非課税に関する経過措置)(未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡

第二十一条 新令第二十五条の十三の八第八項の規定する災害等事由については、なお従前の例第三十七条の十四の二第五項第二号へ(1)に規定する災害等事由について適用し、施行日前に生じた旧法規定する災害等事由について適用し、施行日以後に生ずる新法第三十七条の規定する災害等事由については、なお従前の例による。

4 新令第二十五条の十三の八第十二項第四号の届出書については、地行日前に提出した旧令第二十五条の十三の八第十二項第四号の届出書については、地行日以後に同号に規定する提出をすなお従前の例による。

同項に規定する未成年者口座移管依頼書につい定は、施行日以後に同項に規定する提出をする準用する新令第二十五条の十三の二第四項の規新令第二十五条の十三の八第二十項において

る。

「の十三の八第二十項において準用するに今第二十五条の十三の二第四項に規定する未成年者口の十三の八第二十項において準用する旧令第二の十三の八第二十項において準用する旧令第二十五条で適用し、施行日前に提出した旧令第二十五条

新令第二十五条の十三の八第二十項においては、なお従前の例によれて事用する新令第二十五条の十三の五に規定する未成年者口座開設の十三の八第二十項において準用する阿条に規定する未成年者口座開設者死亡届出書についた。
 新令第二十五条の十三の五の規定は、準用する新令第二十五条の十三の八第二十項において

渡所得等の非課税に関する経過措置)(公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲

第二十二条 新令第二十五条の十七第三項(第六号(同号に規定する特定買換資産に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)及び第二十項の規定は、施行日以後にされる租税特別措置法第四十条第五項第二号に規定する財産の譲渡については、施行日以後にされる租税特別措置法第四十条第五項第二号に規定する財産の規管が表現。

2 新令第二十五条の十七第七項及び第九項の規2 新令第二十五条の十七第七項及び第九項の規定は、施行日以後にされた当該財産の贈与又は遺贈について適用し、施行日以後にされる租税特別措置法第四と 新令第二十五条の十七第七項及び第九項の規

ついて適用する。 3 新令第二十五条の十七第八項(第一号に係る 3 新令第二十五条の十七第八項(第一号に係る 3 新令第二十五条の十七第八項(第一号に係る

4 新令第二十五条の十七第十四項の規定は、施工た当該財産等については、なお従前の例によい、施行日前に旧令第二十五条の十七第三項第四十条第三項に規定する財産等について適用理方法による管理を開始した租税特別措置法第理方法による管理を開始した租税特別措置法第

例に関する経過措置)(居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特

第二十三条 新令第二十五条の二十二の三第八項(第二十三条 新令第二十五条の二十二の三第八項に規定する事業年度をいう。次条において同じ。)に係る同法第四十条の四第二項第十八号に規定する事業年度をいう。次条において同じ。)に係る同法第四十条の四第二項第一号に規定する部分調例対象金額について適用する。

置) 法人に係る所得の課税の特例に関する経過措 (特殊関係株主等である居住者に係る外国関係

の特別控除に関する経過措置)

第二十五条 新令第二十六条の二十八の二(第一項第二号は、同号に掲げる法人の平成三十一年四月一日は、同号に掲げる法人の平成三十一年四月一日以後に開始する同条第一項第二号ロ(1)に掲げる書類(同号ロ(1)に規定する事附行為を除く。)の閲覧について適用し、旧令第二十六条の二十八の二第一項第二号に掲げる法人の同目前に開始した同条第五項第四号に規定する事業年度に係る同条第一項第二号ロ(1)に掲げる書類(同号ロ(1)に規定する高階(同号ロ(1)に規定する高階(同号ロ(1)に規定する高階(日)に規定する高階(日)に規定する。

場合の課税の特例に関する経過措置)(特定新規中小会社が発行した株式を取得した

分以前の所得税については、なお従前の例によ二年分以後の所得税について適用し、令和元年口(1)に係る部分を除く。)の規定は、令和

第二十六条 新令第二十六条の二十八の三第六項

ある場合における新令第二十六条の二十八の三 2 改正法附則第七十四条第三項の規定の適用が

とする。 及びロ中 の規定の適用については、同条第六項第二号イ 「八百万円」とあるのは、「千万円」

(外国組合員に対する課税の特例に関する経過

第二十七条 定は、施行日以後に租税特別措置法第四十一条 合について適用する。 同条第九項に規定する変更申告書を提出する場 の二十一第五項に規定する特例適用申告書又は (外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証 新令第二十六条の三十第十三項の規

第二十八条 拠金に係る利子の課税の特例に関する経過措 新令第二十七条第五項の規定は、施

に定める申告書を提出する場合について適用す 規定する非課税適用申告書又は同条第八項各号 行日以後に租税特別措置法第四十二条第五項に (外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子

の課税の特例に関する経過措置)

第二十九条 新令第二十七条の二第二十五項の規 条第十一項各号に定める申告書を提出する場合 の二第八項に規定する非課税適用申告書又は同 定は、施行日以後に租税特別措置法第四十二条 について適用する。

に関する経過措置) (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

号に係る部分に限る。)の規定は、法人(租税第三十条 新令第二十七条の四第十八項(第十二 した事業年度分の法人税については、なお従前の法人税について適用し、法人の同日前に終了 条第七号に定める日以後に終了する事業年度分 のない社団等を含む。以下同じ。)の附則第一 特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格

の法人税額の特別控除に関する経過措置) (給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等

第三十一条 用し、法人の施行日前に終了した事業年度(改対象事業年度を除く。)分の法人税について適(改正法附則第八十二条第二項に規定する特例定は、法人の施行日以後に終了する事業年度 措置法施行令第二十七条の十二の五第一項(同る改正規定を除く。)による改正後の租税特別 お従前の例による 事業年度を含む。)分の法人税については、 正法附則第八十二条第二項に規定する特例対象 条第二項において準用する場合を含む。)の規 この政令(附則第一条第八号に掲げ な

に関する経過措置) (法人税の額から控除される特別控除額の特例

第三十二条 施行日から附則第一条第八号に定め 第四十二条の十二の五第七項」とする。 条の十二の五の二第六項」とあるのは、「又は る日の前日までの間における新令第二十七条の 十三第二項の規定の適用については、同項中 第四十二条の十二の五第七項又は第四十二

(法人の企業主導型保育施設用資産の割増償却 に関する経過措置)

第三十三条 改正法附則第八十六条第四項の規定 税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第第六十八条の三十四第一項」とあるのは「所得 るのは「連結事業年度(所得税法等の一部を改 特別措置法施行令第三十九条の六十三第二項」 を有するものとされる同令による改正前の租税 号)附則第四十三条の規定によりなおその効力 部を改正する政令(令和二年政令第百二十 連結確定申告書等に租税特別措置法施行令の一 措置法第二条第二項第二十七号の二に規定する 九条の六十三第二項」とあるのは「令和二年旧 十四第一項」と、「連結確定申告書等に第三十 効力を有するものとされる同法第十五条の規定 項において「令和二年旧措置法」という。)第 規定による改正前の租税特別措置法(以下この おいて、同条第三項中「連結事業年度に」とあ の規定は、なおその効力を有する。この場合に 第四十七条の規定に基づく旧令第二十九条の四 による改正前の租税特別措置法第六十八条の三 八号)附則第百条第五項の規定によりなおその いう。以下この条において同じ。)に」と、「法 正する法律(令和二年法律第八号)第十六条の によりなおその効力を有するものとされる旧法 一条第二項第十九号に規定する連結事業年度を

関する経過措置) (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に

第三十四条 新令第三十九条の七第二項、第八項 前に旧法第六十五条の七第一項の表の第一号又 は期中特別勘定について適用し、法人が施行日 第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又 の上欄に掲げる資産の譲渡をして、施行日以後 第六十五条の七第一項の表の第一号又は第七号 及び第九項の規定は、法人が施行日以後に新法 をする場合の当該資産及び当該資産に係る新法 及び製作を含む。以下この条において同じ。) にこれらの号の下欄に掲げる資産の取得(建設

> の号の下欄に掲げる資産については、なお従前 以後にこれらの号の上欄に掲げる資産の譲渡を 特別勘定又は期中特別勘定並びに法人が施行日 欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をするこ は第八号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合 する場合における施行日前に取得をしたこれら 例による。 |係る旧法第六十五条の八第一項又は第二項の ?らの号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産 おける施行日前に取得をしたこれらの号の下

経過措置) (対象純支払利子等に係る課税の特例に関する

第三十五条 施行日前に開始した事業年度分の法人税についる事業年度分の法人税について適用し、法人の び第五項の規定は、法人の施行日以後に開始す ては、なお従前の例による。

|第三十六条 新令第三十九条の十七の三第十項 係法人に係る所得の課税の特例に関する経過措 する部分課税対象金額について適用する。 額及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定 度に係る同条第六項に規定する部分適用対象金 る外国関係会社の施行日以後に開始する事業年 別措置法第六十六条の六第二項第一号に規定す (特殊関係株主等である内国法人に係る外国関 (第二号に係る部分に限る。) の規定は、租税特

第三十七条 新令第三十九条の二十の四第八項 外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度 別措置法第六十六条の九の二第一項に規定する による還付の不適用に関する経過措置) る部分課税対象金額について適用する。 及び当該部分適用対象金額に係る同項に規定す に係る同条第六項に規定する部分適用対象金額 (第二号に係る部分に限る。) の規定は、 (中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻し 租税特

措置)

った場合等の法人税額の特別控除に関する経過

第三十八条 改正法附則第九十一条第二項に規定 同法第八十条第四項又は第百四十四条の十三第 設備廃棄等欠損金額」という。)がある法人が の規定により還付を受ける金額の計算の基礎と 又は第百四十四条の十三第一項若しくは第二項 する特定設備廃棄等欠損金額について法人税法 九項若しくは第十項の規定に該当することとな した金額(以下この条において「還付対象特定 (昭和四十年法律第三十四号) 第八十条第一項

った場合において、

(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の 新令第三十九条の十三の二第一項及

特例に関する経過措置)

る。 条第一項若しくは第二項の規定を適用するとき 四条の十三第九項において準用する同条第一項 棄等欠損金額に相当する金額は、ないものとす 定する欠損金額のうち当該還付対象特定設備廃 税特別措置法第六十六条の十二第一項本文に規 じたこれらの規定に規定する欠損事業年度の租 の規定若しくは同条第十項において準用する同 は、当該還付対象特定設備廃棄等欠損金額 て準用する同条第一項の規定又は同法第百四 同法第八十条第四項にお が生

の課税の特例に関する経過措 (農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得

第三十九条 新令第三十九条の二十六第二項 二号に係る部分に限る。) の規定は、法人が令 第一号に定める肉用牛の売却について適用 和二年六月二十一日以後に同号に掲げる地方卸 売市場において行う新法第六十七条の三第一項 (第

の損金算入の特例に関する経過措置) (中小企業者等の少額減価償却資産の取得価

第四十条 新令第三十九条の二十八第一項の規定 若しくは建設をした同項に規定する少額減価償 建設をする同項に規定する少額減価償却資産に 企業者等が施行日以後に取得又は製作若しくは は、新法第六十七条の五第一項に規定する中小 却資産については、なお従前の例による。 定する中小企業者等が施行日前に取得又は製作 (連結法人が給与等の引上げ及び設備投資を行 ついて適用し、旧法第六十七条の五第一項に規

第四十一条 この政令 (附則第一条第八号に掲げ 条第二項に規定する特例対象連結事業年度を含 税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定す 年度を除く。)分の法人税について適用し、 第九十六条第二項に規定する特例対象連結事業第十九号に規定する連結事業年度(改正法附則規定する連結法人の施行日以後に終了する同項 は、租税特別措置法第二条第二項第十号の六に 第二項において準用する場合を含む。)の規定 措置法施行令第三十九条の四十七第一項 る改正規定を除く。) による改正後の租税特 る連結法人の施行日前に終了した同項第十九号 に規定する連結事業年度(改正法附則第九十六 分の法人税については、 なお従前の例に (同条 租

像四十二条 施行日から附則第一条第八号に定める日の前日までの間におけるこの政令(同号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の租税第三項の規定の適用については、同条第三項中「、第六十八条の十五の六第七項」とあるのは「又は第六十八条の十五の六第七項」と、同条第三項中「、第六十八条の十五の六第七項」とあるのは「又は第六十八条の十五の六の二第七項」とあるのは「又は第六十八条の十五の六の二第七項」とあるのは「又は第六十八条の十五の六第七項」とあるのは「又は第六十八条の十五の六第七項」とあるのは「京本学工項」とあるのは「前条第二十七項」とあるのは「前条第二十七項」とあるのは「前条第二十七項」とあるのは「前条第二十七項」とあるのは「前条第二十七項」とあるのは「前条第二十七項」とあるのは「前条第二十七項」とあるのは「前条第二十七項」とあるのは「前条第二十七項」とあるのは「前条第二十七項」とあるのは「前条第二十七項」とする。

第四十三条 改正法附則第百条第五項の規定によ 法第四十七条第一項」と、「第二十九条の四第 法第十五条の規定による改正前の租税特別措置 定によりなおその効力を有するものとされる同 和二年法律第八号)附則第八十六条第四項の規 るのは「所得税法等の一部を改正する法律(令 と、同条第三項中「法第四十七条第一項」とあ 効力令」という。) 第二十九条の四第一項各号」 の租税特別措置法施行令(第三項において「旧 の効力を有するものとされる同令による改正前 二十一号)附則第三十三条の規定によりなおそ 行令の一部を改正する政令(令和二年政令第百 四第一項各号」とあるのは「租税特別措置法施 の場合において、同条第一項中「第二十九条の の六十三の規定は、なおその効力を有する。こ 十八条の三十四の規定に基づく旧令第三十九条 りなおその効力を有するものとされる旧法第六 二項」とあるのは「旧効力令第二十九条の四第 一項」とする。

る経過措置) (連結法人の金属鉱業等鉱害防止準備金に関す

第四十四条 改正法附則第百一条第一項の規定に第四十四条 改正法附則第百一条第一項の規定に基づく旧令第三十九条の七十三の規定は、なおその効力を有する。(連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特別に関する経過措置)

法第二条第二項第十号の六に規定する連結法人及び第五項の規定は、連結法人(租税特別措置第四十五条 新令第三十九条の百十三の二第一項

特例に関する経過措置) (連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の

第四十六条 新令第三十九条の百十七の二第十項(第二号に係る部分連用対象金額に係る同項に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同条第六項に規定する。

置) 係法人に係る所得の課税の特例に関する経過措 (特殊関係株主等である連結法人に係る外国関

第四十七条 新令第三十九条の百二十の四第八項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同条第六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象金額に係る同条第六項に規定する。別措置法第六十八条の九十三の二第一項に規定定する個別部分課税対象金額について適用する。

た金額をいう。)との合計額」とする。

> を控除した金額)の占める割合を乗じて計算し るまでの金額のうちに当該欠損連結事業年度に二年改正法附則第百五条第二項に規定する達す 基礎となつた特定設備廃棄等欠損金額に、令和法人の特定設備廃棄等欠損金個別帰属額(当該 るべき金額の計算の基礎となつた特定設備廃棄 金額を超える場合には、その超える部分の金額 同条第二項に規定する計算した金額を控除した 欠損金個別帰属発生額から当該連結法人に係る 等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用) 九条の百二十二第一項(中小連結法人の欠損金 施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第三十 第百二十一号)による改正前の租税特別措置法 法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令 おいて生じた当該連結法人に係る租税特別措置 た金額」とあるのは「計算した金額と当該連結 等欠損金額を控除した金額)に」と、「計算し を受けたときは、同条の規定により還付を受け 金額につき法第八十一条の三十一の規定の適用 がある場合において、当該特定設備廃棄等欠損 規定する特定設備廃棄等欠損金額(以下この号 がされた金額(当該金額が当該連結法人の連結 に規定する財務省令で定めるところにより証明 .おいて「特定設備廃棄等欠損金額」という。)

第五十三条 施行日から附則第一条第八号に定め第五十三条 施行日から附則第一条第八号に定め正後の租税特別措置法施行令等の一部を改正後の租税特別措置法施行令等の一部を改正 な正後の租税特別措置法施行令等の一部を改正 第一項の規定の適用については、同令附則第二十四条第一項及び第三十七条 第一項とあるのは「第四十二条の十二の五第二十四条第一項及び第三十七条 中四条第一項といる第二十四条第一項中で第二十四条第一条第八号に定め 第五十三条 施行日から附則第一条第八号に定め

改正する政令の一部改正に伴う経過措置)

十八条の十五の六第七項」とする。
「第六年の十五の六の二第七項」とあるのは「第六

# 号) 抄附 則 (令和二年四月三日政令第一四二

(施行期日)

け 則 (名和二年大明二大日政合第二) は融取引の多様化に対応する法律(以下「改 で法」という。)の施行の日(令和二年五月一 正法」という。)の施行の日(令和二年五月一 日)から施行する。

# 七号) 抄附 則 (令和二年六月二六日政令第二〇

(施行期日)

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行

の原則)(法人税法施行令等の一部改正に伴う経過措置

第二条 別段の定めがあるものを除き、 対する地方法人税について適用する。 年度(旧事業年度を除く。)の基準法人税額に 条までにおいて同じ。)のこの政令の施行の の規定による改正後の東日本大震災の被災者等 る改正後の地方法人税法施行令、第三条の規定 法人税法施行令」という。)、第二条の規定によ 規定による改正後の法人税法施行令(以下「新 する法人税及び施行日以後に開始する課税事業「旧事業年度」という。)を除く。)の所得に対 則第十四条第一項に規定する旧事業年度(以下 年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和 施行令等の一部を改正する政令の規定は、法人 第九条の規定による改正後の国税通則法施行令 行令(以下「新震災特例法施行令」という。)、 及び第二十四条の規定による改正後の法人税法 (以下「施行日」という。) 以後に開始する事業 に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施 による改正後の租税特別措置法施行令(以下 一年法律第八号。以下「改正法」という。) (人格のない社団等を含む。以下附則第二十二 「新租税特別措置法施行令」という。)、第四条 第一条の 附 日

第二条第十二号の七の二に規定する連結法人を前に開始した事業年度(旧事業年度を含む。)前に開始した事業年度(旧事業年度を含む。) による改正前の法人税法(昭和四十年同じ。)による改正前の法人税法(昭和四十年同じ。)による改正前の法人税法(昭和四十年同じ。)による改正前の法人税法(昭和四十年同じ。)による改正前の法人税法(昭和四十年同じ。)による改正前の法人税法(日本)に対する。

改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関 措置法施行令」という。)、第四条の規定による 前の租税特別措置法施行令(以下「旧租税特別 地方法人税法施行令、第三条の規定による改正 行令」という。)、第二条の規定による改正前の 改正前の法人税法施行令(以下「旧法人税法施 という。)の規定に基づく第一条の規定による 十年法律第七号。以下「旧平成三十年改正法」 前の所得税法等の一部を改正する法律(平成三 五号ネに掲げる改正規定に限る。) による改正 び改正法第三十条の規定(改正法附則第一条第 の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第 の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律 六号)、改正法第二十三条の規定による改正前 特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十 実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の 正規定に限る。)による改正前の租税条約等のの規定(改正法附則第一条第五号ルに掲げる改 三十七年法律第百四十四号)、改正法第十八条 改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義 条第五号ヌに掲げる改正規定に限る。) による う。)、改正法第十七条の規定(改正法附則第一 律第二十六号。以下「旧租税特別措置法」といよる改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法 年法律第六十六号)、改正法第十六条の規定にる。) による改正前の国税通則法 (昭和三十七 正法附則第一条第五号へに掲げる改正規定に限 人税法」という。)、改正法第十三条の規定(改(平成二十六年法律第十一号。以下「旧地方法おいて同じ。)による改正前の地方法人税法 改正法第四条の規定(改正法附則第一条第五号 おその効力を有するものとされる旧法人税法、 は、改正法附則第十四条第二項の規定によりな の基準法人税額に対する地方法人税について 開始した課税事業年度(旧事業年度を含む。) じ。) に対する法人税並びに法人の施行日前に 得をいう。以下附則第三十八条までにおいて同 法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所 三十八条までにおいて同じ。)の連結所得(旧 項に規定する連結事業年度をいう。以下附則第 う。) が施行日前に開始した連結事業年度(同 の連結親法人事業年度(旧法人税法第十五条の いう。以下附則第三十九条までにおいて同じ。) による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 ハに掲げる改正規定に限る。附則第四十四条に 一十九号。以下「旧震災特例法」という。)及 第一項に規定する連結親法人事業年度をい

(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に財験研究を行った場合の所得税額の特別控除 を改正前の法人税法施行令、第十一条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の規定による改正前の名法律施行令、第十三条の規定による改正前の法人税法施行令、第十三条の規定による改正前の法人税法施行令、第十三条の規定による改正前の法人税法施行令の一部を改正する政令の規定による改正前の法人税法施行令等の一部を改正する政令及び第二十四条の規定に対している。第十三条の規定による改正前の法人税法施行令等の一部を改正する政令の規定による改正前の法人税法施行令等の一部を改正する政策に対している。

第四十条 租税特別措置法施行令第五条の三の規定する法人には当該法人が旧法人税法第二条不住に規定する連結親法人である場合における当該法人による同条第十二号の六の七に規定する連結子法人を含むものとし、同項第九号に規定する連結子法人を含むものとし、同項第九号に規定する中小事業者等には用租税特別措置法第六十八条の九第八項第六号に規定する中小事業者等には規定する中小連結法人に該当するものを含むも規定する中小連結法人に該当するものを含むものとする。

第四十一条 新租税特別措置法施行令第二十五条 号に掲げる者には同号に規定する外国関係会社 号に掲げる者を含むものとし、新租税特別措置 の十九の三第二十一項の規定の適用について 規定する外国関係会社に係る旧租税特別措置法 とし、新租税特別措置法施行令第二十五条の十 十五条の十九の三第二十一項第一号及び第二号 三号に掲げる者(新租税特別措置法施行令第二 置法施行令第二十五条の十九の三第二十一項第 第二十一項第三号に掲げる者には旧租税特別措 新租税特別措置法施行令第二十五条の十九の三 項各号に掲げる連結法人を含まないものとし、 法施行令第二十五条の十九の三第二十一項第二 法施行令第二十五条の十九の三第二十一項第一 は、同項第一号に掲げる者には旧租税特別措置 に係る被支配外国法人(租税特別措置法施行令 第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人 九の三第二十一項第四号に掲げる者には同号に に掲げる者に該当する者を除く。)を含むもの に係る旧租税特別措置法第六十八条の九十第一

別控除 算した株式等の数又は金額をいう。)を有する所控除 算した株式等の数又は金額をいう。)を有する社に関す に該当する者を除く。)を含むものとし、新租得に対 九の三第二十一項第二号及び第三号に掲げる者に関す に該当する者を除く。)を含むものとし、新租得に対 九の三第二十一項第二号及び第三号に掲げる者による 村一項第五号に掲げる者には同号に規定する外 九の三第二十五条の十九年第一項各号に掲げる書には同号に規定する外 社に係る間接保有の株式等(旧租税特別措置法第六十八条 付法及 社に係る間接保有の株式等(旧租税特別措置法第六十八条 社に係る間接保有の株式等(旧租税特別措置法第六十八条 社に係る間接保有の株式等(旧租税特別措置法第六十八条 社に係る間接保有の株式等(旧租税特別措置法第六十八条 社に係る間接保有の株式等(旧租税特別措置法 が表する はいっ。)を有する

る者を除く。)を含むものとする。 ある者(当該外国関係会社に係る同項各号及び 税特別措置法施行令第三十九条の百十四第三項場合における当該間接保有の株式等に係る旧租 施行令第三十九条の百十四第三項に規定する計社に係る間接保有の株式等(旧租税特別措置法 特別措置法施行令第二十五条の十九の三第二十 置法第六十八条の九十第一項各号並びに新租税 同法第六十六条の六第一項各号、旧租税特別措 項第四号に規定する政令で定める特殊の関係の る連結法人と租税特別措置法第四十条の四第一 特別措置法第六十八条の九十第一項各号に掲げ 第一号に規定する他の外国法人又は同項第二号 算した株式等の数又は金額をいう。)を有する 十五条の十九の三第二十一項第六号に掲げる者 を含むものとし、新租税特別措置法施行令第二 結法人に係る被支配外国法人が当該外国関係会 には同号に規定する外国関係会社に係る旧租税 に規定する他の外国法人及び出資関連外国法人 項第一号から第五号までに掲げる者に該当す

2 前項の規定は、改正法附則第百十二条の規定 2 前項の規定は、改正法附則第百十二条の規定により読み替えられた改正法第十六条の規定により読み替えられた改正法第十六条の規定に第三号ハ(1)に規定する政令で定める者及び同項第三号ハ(1)に規定する政令で定める者及び同項第三号ハ(1)に規定する政令で定める者について準用する。

3 新租税特別措置法施行令第二十五条の十九のの九十第一項各号に掲げる連結法人を含むもの一号に規定する関連者には、同号に規定する外回関係会社に係る旧租税特別措置法第六十八条の九十二項の規定の適用については、同項第

条の八十八第一項の規定の適用がある場合を含適用がある場合には旧租税特別措置法第六十八租税特別措置法第六十八条の四第一項の規定の適用については、同項に規定する4 新租税特別措置法施行令第二十五条の二十第

新租税特別措置法施行令第二十五条の二十第規定する独立企業間価格を含むものとする。旧租税特別措置法第六十八条の八十八第一項に条の二十第二項に規定する独立企業間価格には金のとし、新租税特別措置法施行令第二十五

租税特別措置法第四十条の四第二項第一号に場合を含むものとする。第六十八条の八十八第一項の規定の適用があるの規定の適用がある場合には旧租税特別措置法

規定する租税特別措置法第六十六条の四第一項四項の規定の適用については、同項第一号ロに

含む。)を」とする。 する事実があるときのその該当する事業年度を 第六十八条の九十第五項各号に掲げる外国 第十六条の規定による改正前の租税特別措置法 含む。)を」とあるのは「及び令和二年改正 法第六十六条の六第二項第三号又は令和二年改 第二項第二号に規定する特定外国関係会社及び 律(令和二年法律第八号。以下この号においてあるのは「又は所得税法等の一部を改正する法 年度に当該外国関係会社が旧租税特別措置法第 る事業年度をいう。以下この条及び次条にお 規定する外国関係会社(新租税特別措置法第四 会社の区分に応じ当該各号に定める場合に該当 置法第六十八条の九十第二項第三号」と、「を 正法第十六条の規定による改正前の租税特別措 よる改正前の租税特別措置法第六十八条の九十 規定する特定外国関係会社及び同項第三号」と 項の規定の適用については、同項第一号中「に 新租税特別措置法施行令第二十五条の二十第五 係会社に該当する事業年度がある場合における 租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定す 社に該当するものに限る。)の各事業年度(新 会社又は同項第三号に規定する対象外国関係会 て同じ。) 開始の日前七年以内に開始した事業 十条の四第二項第二号に規定する特定外国関係 「令和二年改正法」という。)第十六条の規定に 十八条の九十第二項第一号に規定する外国関

・ 新租税特別措置法施行令第二十五条の二十二 ものとする。

規定する外国金融子会社等に該当するものを除規定する部分対象外国関係会社(同項第七号に8 租税特別措置法第四十条の四第二項第六号に

する事業年度を含む」とする。 項第一号に該当する事実がある場合のその該当 ものを除く。)に」と、「を含む」とあるのは 第七号に規定する外国金融子会社等に該当する 第六号に規定する部分対象外国関係会社(同項 別措置法」という。)第六十八条の九十第二項 税特別措置法(以下この項において「旧租税特法律第八号)第十六条の規定による改正前の租 は所得税法等の一部を改正する法律(令和二年 のを除く。)に」とあるのは「ものを除く。)又 とあるのは「部分対象外国関係会社、」と、「も いては、同項中「部分対象外国関係会社又は」 十五条の二十二の三第三十項の規定の適用につ ある場合における新租税特別措置法施行令第二 に規定する外国関係会社に該当する事業年度が 租税特別措置法第六十八条の九十第二項第一号 した事業年度に当該部分対象外国関係会社が旧 く。)の各事業年度開始の日前七年以内に開始 「及び旧租税特別措置法第六十八条の九十第十 2

年度を含む。)を」とする。 に該当する事実がある場合のその該当する事業 租税特別措置法第六十八条の九十第十項第一号 令和二年改正法第十六条の規定による改正前の の部分」と、「を含む。)を」とあるのは「及び 別措置法第六十八条の九十第八項各号列記以外 いう。) 第十六条の規定による改正前の租税特 号。以下この項において「令和二年改正法」と 法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八 項中「の部分」とあるのは「の部分又は所得税 二十二の四第九項の規定の適用については、同 における新租税特別措置法施行令第二十五条の る外国関係会社に該当する事業年度がある場合 措置法第六十八条の九十第二項第一号に規定す 年度に当該部分対象外国関係会社が旧租税特別 各事業年度開始の日前七年以内に開始した事業 以外の部分に規定する部分対象外国関係会社の 租税特別措置法第四十条の四第八項各号列記 3

法人に係る所得の課税の特例に関する経過措 (特殊関係株主等である居住者に係る外国関係

第四十二条 新租税特別措置法施行令第二十五条 項第一号に掲げる者には旧租税特別措置法施行 二十五条の二十六第十三項第三号に掲げる者に 者を含むものとし、 令第二十五条の二十六第十三項第一号に掲げる の二十六第十三項の規定の適用については、同 .旧租税特別措置法施行令第二十五条の二十六 新租税特別措置法施行令第

第二号に掲げる者に該当する者を除く。)を含 施行令第二十五条の二十六第十三項第一号及び 第十三項第三号に掲げる者(新租税特別措置法

第三号に規定する特定外国関係法人及び法第六租税特別措置法第六十八条の九十三の二第二項 業年度を含む。) を」とする。 合に該当する事実があるときのその該当する事 外国関係法人の区分に応じ当該各号に定める場 法第六十八条の九十三の二第五項各号に掲げる 法第十六条の規定による改正前の租税特別措置 法第六十八条の九十三の二第二項第四号」と、 法第十六条の規定による改正前の租税特別措置 第八号。以下この号において「令和二年改正 得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律 関係法人及び同項第四号」とあるのは「又は所 令第二十五条の二十六第十七項の規定の適用に 年度がある場合における新租税特別措置法施行 当するものに限る。) の各事業年度開始の日前 は同項第四号に規定する対象外国関係法人に該 七第二項第三号に規定する特定外国関係法人又 する外国関係法人(租税特別措置法第四十条の 「を含む。)を」とあるのは「及び令和二年改正 法」という。) 第十六条の規定による改正前の ついては、同項第一号中「に規定する特定外国 第一項に規定する外国関係法人に該当する事業 七年以内に開始した事業年度に当該外国関係法 十六条の九の二第二項第四号又は令和二年改正 人が旧租税特別措置法第六十八条の九十三の二 新租税特別措置法第四十条の七第一項に規定

に規定する外国関係法人に該当する事業年度が租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項 規定する外国金融関係法人に該当するものを除 規定する部分対象外国関係法人(同項第八号に 二項第七号に規定する部分対象外国関係法人 措置法」という。)第六十八条の九十三の二第 特別措置法(以下この項において「旧租税特別 律第八号)第十六条の規定による改正前の租税 を除く。)に」とあるのは「ものを除く。)又は あるのは「部分対象外国関係法人、」と、「もの ある場合における新租税特別措置法施行令第二 所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法 ては、同項中「部分対象外国関係法人又は」と 十五条の二十七第二十五項の規定の適用につい した事業年度に当該部分対象外国関係法人が旧 く。)の各事業年度開始の日前七年以内に開始 租税特別措置法第四十条の七第二項第七号に

当するものを除く。)に」と、「を含む」とある 三の二第十項第一号に該当する事実がある場合 (同項第八号に規定する外国金融関係法人に該 は「及び旧租税特別措置法第六十八条の九十

各事業年度開始の日前七年以内に開始した事業 以外の部分に規定する部分対象外国関係法人の 第十項第一号に該当する事実がある場合のその 正前の租税特別措置法第六十八条の九十三の二 措置法第六十八条の九十三の二第八項各号列記 う。) 第十六条の規定による改正前の租税特別 以下この項において「令和二年改正法」とい る外国関係法人に該当する事業年度がある場合 措置法第六十八条の九十三の二第一項に規定す 年度に当該部分対象外国関係法人が旧租税特別 に関する経過措置) (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 該当する事業年度を含む。)を」とする。 以外の部分」と、「を含む。)を」とあるのは の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。 二十八第七項の規定の適用については、同項中 における新租税特別措置法施行令第二十五条の のその該当する事業年度を含む」とする。 「及び令和二年改正法第十六条の規定による改 「の部分」とあるのは「の部分又は所得税法等 租税特別措置法第四十条の七第八項各号列記

第四十三条 租税特別措置法施行令第二十七条の をいう。以下附則第五十六条までにおいて同 法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得 究費の額は法人の事業年度の新租税特別措置法第六十八条の九第八項第一号に規定する試験研 規定する連結事業年度をいう。以下附則第五十 四の規定の適用については、法人の連結事業年 額は租税特別措置法施行令第二十七条の四第二 じ。) の金額の計算上益金の額に算入される金 係る収益の額として連結所得(旧租税特別措置 第二十七条の四第十三項の棚卸資産の販売等に 研究費の額とみなし、旧租税特別措置法施行令 第四十二条の四第十九項第一号に規定する試験 八条までにおいて同じ。) の旧租税特別措置法 度(旧租税特別措置法第二条第二項第十九号に 金の額に算入される金額とみなす。 十六項の収益の額として所得の金額の計算上益

2 租税特別措置法施行令第二十七条の四の規定 措置法第六十八条の九第八項第一号イ(1)に する当該固定資産又は繰延資産には旧租税特別 の適用については、同条第十六項第二号に規定 規定する当該固定資産又は繰延資産を含むもの

中小連結法人に該当するものを含むものとす 措置法第六十八条の九第八項第六号に規定する 第九号に規定する中小事業者等には旧租税特別 法人(旧租税特別措置法第二条第二項第十号の とし、同令第二十七条の四第二十四項第三号イ 係にある他の連結子法人を含むものとし、 法人及び当該連結親法人による連結完全支配関 ある各連結子法人並びに当該他の者が連結子法 他の者には当該他の者が連結親法人である場合 第二十七条の四第二十四項第三号ロに規定する 条までにおいて同じ。)を含むものとし、 規定する連結子法人をいう。以下附則第五十一 条までにおいて同じ。)にある各連結子法人 税特別措置法第二条第二項第十号の七に規定す る当該他の法人による連結完全支配関係(旧 四に規定する連結親法人をいう。以下附則第五 に規定する他の法人には当該他の法人が連結親 における当該他の者による連結完全支配関係に る連結完全支配関係をいう。以下附則第五十一 人である場合における当該他の者に係る連結親 十一条までにおいて同じ。) である場合におけ (旧租税特別措置法第二条第二項第十号の五に

同令

3 度の連結所得の金額から当該連結所得に対する 行令第二十七条の四第十九項第三号ロ(1)にれ控除した金額とする。)は租税特別措置法施 施行令第二十七条の四第二十三項第三号 項の規定の適用については、旧租税特別措置法 規定する被合併等事業年度の所得の金額とみな て同じ。) に相当する金額の合計額を、それぞ 額をいう。以下この項及び次項第一号口におい 合には同条の規定により還付を受けるべき金額 き新法人税法第八十条の規定の適用があった場 金額を、当該連結所得に対する法人税の額につ 五十六条の二までにおいて同じ。) に相当する るべき金額の計算の基礎となった連結欠損金 き旧法人税法第八十一条の三十一の規定の適用 の金額(当該連結所得に対する法人税の額につ 置法第二条第二項第二十一号に規定する欠損金 の計算の基礎となった欠損金額(新租税特別措 三に規定する連結欠損金額をいう。以下附則第 があった場合には同条の規定により還付を受け し、旧租税特別措置法施行令第二十七条の四第 (1) に規定する被合併等事業年度の連結所得 二十三項第三号ロ(2)に規定する設立事業年 .旧租税特別措置法第二条第二項第二十二号 租税特別措置法施行令第二十七条の四第十九 0)

法人税の額につき旧法人税法第八十一条の三十 一の規定により還付を受けるべき金額及び 当該連結所得に対する法人税の額につき新法人 額の計算の基礎となった欠損金額に相当する金 額の計算の基礎となった欠損金額に相当する金額及び 当該連結所得に対する法人税の額につき新法人 で第二十七条の四第十九項第三号ロ(2)に 行令第二十七条の四第十九項第三号ロ(2)に 規定する控除した金額とみなす。

- 年度」という。)開始の日から起算して三年前判定対象年度(以下この項において「判定対象 いて「判定法人」という。)が同号に規定する項第一号に規定する判定法人(以下この項にお る政令で定めるところにより計算した金額とす 分に応じ当該各号に定める金額を同項に規定す の適用については、次の各号に掲げる場合の区う。)における判定法人の同条第十九項の規定 第一号及び第二号において「旧四号事由」とい を経過していないことに該当する場合を除く。 った法人の全てがその設立の日の翌日以後三年 おいても判定対象年度開始の日において判定法 以下この項において同じ。)をみなした場合に 条第十八項第四号に規定する設立の日をいう。 項第二号に規定する合併法人等の設立の日(同第二十項第一号に規定する特定合併等に係る同 八項第四号イ及びロに定めるところにより同条 に該当していた場合(同令第二十七条の四第十 う。以下附則第四十七条までにおいて同じ。) 二条第二項第十号の六に規定する連結法人をい かの時において連結法人(旧租税特別措置法第 から判定対象年度開始の日の前日までのいずれ の日 (第一号ロにおいて「基準日」という。) 人及び判定法人との間に連結完全支配関係があ 租税特別措置法施行令第二十七条の四第十八
- 定する合併等調整額の合計額十九項第三号イに掲げる金額及び同号に規・租税特別措置法施行令第二十七条の四第

則第四十五条において同じ。)の月数の合 税の額につき新法人税法第八十条の規定の 当する金額を、当該連結所得に対する法人 額の計算の基礎となった連結欠損金額に相 する連結親法人事業年度をいう。ロ及び附 度(旧法人税法第十五条の二第一項に規定 該各連結事業年度に係る連結親法人事業年 ぞれ控除した金額とする。)の合計額(当 欠損金額に相当する金額の合計額を、それ 付を受けるべき金額の計算の基礎となった 適用があった場合には同条の規定により還 には同条の規定により還付を受けるべき金 十一条の三十一の規定の適用があった場合 に対する法人税の額につき旧法人税法第八 事業年度の連結所得の金額(当該連結所得 までの期間内に終了した判定法人の各連結 基準日から判定対象年度開始の日の前日 5

があった場合には同条の規定により還付を額につき新法人税法第八十条の規定の適用 前に終了した事業年度を除く。)の所得の連結完全支配関係を有することとなった日 当する金額を、当該所得に対する法人税の 場合には同条の規定により還付を受けるべ 旧法人税法第八十条の規定の適用があった を乗じて計算した金額)に、当該連結親法数の合計数で除し、これに当該期間の月数 当該合計額を当該連結親法人事業年度の月 金額とする。)の合計額を加算した金額 金額に相当する金額を、それぞれ控除した 受けるべき金額の計算の基礎となった欠損 き金額の計算の基礎となった欠損金額に相 金額(当該所得に対する法人税の額につき なくなった日の前日を含む事業年度(当該 連結法人の当該期間内に終了したその有し よる連結完全支配関係を有しなくなった各 の間に判定法人との間にその連結親法人に 人事業年度開始の日からその終了の日まで

イ(2)に掲げる数が三十六を超える場合 人税の 十九項第四号イ(1)に掲げる金額(同号 に対して 和税特別措置法施行令第二十七条の四第 ニ 新りる金額の合計額を三で除して計算した金額 される金額の合計額を三で除して計算した金額 されい項第五号に掲げる事由に該当する場合(旧 する)八項第五号に掲げる事由に該当する場合(旧 する)八項第五号に掲げる事由に該当する場合(旧 する)

十六を乗じて計算した金額)には、当該金額を当該数で除し、これに三

- 当該金額を除く。)
  当該金額を除く。)
  当該金額を除く。)
  の計算の基礎とされた金額がある場合には、当該金額を除く。)の合計額(当該合語の計算の基礎とされた金額がある場合には、当該金額を除く。)の合計額(当該金額を除く。)の合計額(当該金額を除く。)の合計額(当該金額を除く。)の合計額(当該金額を除く。)の合計額(当該金額を除く。)
- 月とする。 「月に満たない端数を生じたときは、これを一川に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

置) 償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措 (中小企業者等が機械等を取得した場合の特別

おいて同じ。)の月数を超える場合には、

計数が当該期間(判定法人の連結事業年度

に該当しない事業年度の期間を除く。ロに

第四十四条 改正法附則第十四条第二項の規定に る同法第七条の規定による改正前の租税特別措りなお従前の例によることとされる場合におけ 定又は所得税法等の一部を改正する法律(令和前の租税特別措置法第四十二条の五第五項の規 る場合における同法第十五条の規定による改正 よりなおその効力を有するものとされる旧租税 法第四条の規定による改正後の地方法人税法一章(第二節を除く。)及び第四章並びに改正 三年法律第十一号)附則第四十七条の規定によ 項の規定によりなお従前の例によることとされ 項の規定、所得税法等の一部を改正する法律 特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条 の適用がある場合における新法人税法第二編第 この条において「経過税額加算規定」という。) 置法第四十二条の十二の三第五項の規定(以下 (平成三十年法律第七号) 附則第八十九条第 の九第四項若しくは第四十二条の十二の四第五 人税法」という。) 第四章の規定の適用につい ては、次に定めるところによる。 (以下附則第六十一条までにおいて「新地方法

- された金額を控除した金額とする。 税額に含まれる経過税額加算規定により加算税額に含まれる経過税額加算規定により加算可る法人税額は、当該法人税額から当該法人
- 人税の額から当該所得に対する法人税の額にに対する法人税の額は、当該所得に対する法一 新法人税法第八十条第一項に規定する所得

三 折去く说去第11三十五条第二頁二見言十五金額を控除した金額とする。 含まれる経過税額加算規定により加算された

- れた金額を控除した金額とする。 
  る法人税の額から当該所得に対する法人税の額から当該所得に対する法人税の 
  育は、当該所得に対する法人税の額は、当該所得に対す 
  新法人税法第百三十五条第二項に規定する
- 四 新地方法人税法第十六条第一項第一号に規四 新地方法人税法第十六条第一項第一号に規定する基準法人税額に含まれる経過六条に規定する基準法人税額に係る新地方法人税額から当該地方法人税税第に係る新地方法人税法第
- 五 新地方法人税法第二十三条第一項に規定す 新地方法人税額に対する地方法人税の額い 当該基準法人税額に対する地方法人税の額 に係る同項に規定する基準法人税額に対する地方法人税の額 に係る同項に規定する基準法人税額に対する地方法人税の額 とする。
- 六 新地方法人税法第二十九条第二項に規定する金額を控除した金額とする。

措置) 加した場合の法人税額の特別控除に関する経過(地方活力向上地域等において雇用者の数が増

第四十五条 租税特別措置法施行令第二十七条の第四十五条 租税特別措置法施行令第二十七条の

(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の

内雇用者」という。)に対する同項第三号に規定する国内雇用者(以下この条において「旧国産する国内雇用者(以下この条において「旧国産する国内雇用者(以下この条において「旧国産する国内雇用者(以下出の五第二項の規定の適用金額の計算上損金の額に算入される旧租税特別者置法施行令第二十七第四十五条の二 租税特別措置法施行令第二十七第四十五条の二 租税特別措置法施行令第二十七第四十五条の二 租税特別措置法施行令第二十七

2 租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第十二項及び第十四項の規定の適用については、法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される旧租税特別措置法第四十二条の十二の五第一項第二号に規定する教育訓練費の額は、同令第二十七条の十二の五第 1十二項及び第十四項に規定する法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される租税特別措置法第四十二条の十二の五第 14 大公・ 14 大公・ 15 大公・ 16 大公・ 17 大公・ 17 大公・ 18 
与等支給額とみなす。

- 一 租税特別措置法第四十二条の十二の五第三 政令で定めるところにより計算した金額は、次 政令で定めるところにより計算した金額は、次 の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。
- 等の月数の合計数で除して計算した金額等の月数の合計数で除して計算した金額 第の月数の合計数で除して計算した金額 第の月数の合計数で除して計算した金額 第の月数の合計数で除して計算した。 (4において「連結事業年度(当該開始の日前 一年以内に終了した事業年度(当該開始の日前 一年以内に終了した事業年度(当該開始の日前 一年度に該当しない場合には、当該事業年度の所得の金額の計算上 「保る給与等支給額(当該事業年度にあっては、当該事業年度の所得の金額の計算上 「保る給与等支給額(当該事業年度が連結事業年度の目的 「保る給与等支給額」の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを連結事業年度の月数の合計数で除して計算した金額 第の月数の合計数で除して計算した金額 第の月数の合計数で除して計算した金額 第の月数の合計数で除して計算した金額 第の月数の合計数で除して計算した金額 第の月数の合計数で除して計算した金額 第の月数の合計数で除して計算した金額 第の月数の合計数で除して計算した金額 第の月数の合計数で除して計算した金額 第の月数の合計数で除して計算した金額 第の月数の目前 第の月数の日前によりに対した。

- は、同号イに規定する前一年事業年度に係る給合 当該連結事業年度に係る給与等支給額合 当該連結事業年度に係る給与等支給額度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入合理結所得の金額の計算上損金の初に第三号不に規定する一年以内に終了した各連結事業年度の月数で除して計算した金額連結事業年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度が六月以上である場当該連結事業年度が六月以上である場
- 5 租税特別措置法施行令第二十七条の十二の五第十九項及び第二十項の規定する適用年度の所数とが異なる場合における第三項第一号度の月数とが異なる場合における第三項第一号度の月数とが異なる場合における第三項第一号中別措置法第四十二条の十二の五第三項第十号時別措置法第四十二条の十二の五第三項第十号に規定する比較雇用者給与等支給額は租税に関定する比較雇用者給与等支給額の計算上損金の額に算入される旧国内雇用者に対する旧給与等の支給額とみなし、法人の連結事業年度の連結所得の超限之が第二十項に規定する法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額とみなす。
- (法人税の額から控除される特別控除額の特例を一月とする。 と、一月に満たない端数を生じたときは、これ第三項及び第五項の月数は、暦に従って計算
- ま施行令第二十七条の十三第六項第一号の対象 第四十五条の三 新租税特別措置法施行令第二十 大(改正法附則第二十九条第一項の規定により 大(改正法附則第二十九条第一項の規定により 所措置法第四十二条の十三第五項に規定する法 「通算承認」という。)があったものとみなされ 下新租税特別措置法第二条第二項第十号の六に 「通算承認」という。)があったものとみなされ で新租税特別措置法第二条第二項第十号の六に があったものとみなされ という。)を除く。)の租税特別措置 があったものとみなされ に関する経過措置)
  - くなったことを含むものとし、同号に定める日 新租税特別措置法第四十二条の十三第六項の法二十七条の十三第八項第三号に掲げる事実には みなされたことにより通算承認の効力が生じた という。)前一年(当該対象年度が一年に満た 合におけるその有しなくなった日を含むものと こととなったことを含まないものとし、同令第 関係をいう。第三項において同じ。)を有する 二条第二項第十号の七に規定する通算完全支配 合における改正法附則第二十九条第一項の規定 より通算承認の効力が生じたことを含まないも 三第六項の法人が経過通算法人に該当する場合 業年度に限るものとし、同条第八項第一号に掲 おける同令第二十七条の十三第六項第一号に規 び第三項第二号において同じ。)がある場合に 日前に終了した事業年度をいう。以下この項及 条第一項の規定により通算承認があったものと 該当しない事業年度のうち改正法附則第二十九 た各事業年度に単体事業年度(連結事業年度に 当する新租税特別措置法第四十二条の十三第五 各事業年度に限るものとし、経過通算法人に該 最も新しい連結事業年度終了の日後に終了した 日前一年以内に終了した各連結事業年度のうち ない場合には、当該対象年度の期間。以下この 年度開始の日(以下この項において「開始日」 には当該連結完全支配関係を有しなくなった場 人の全て)との間に連結完全支配関係を有しな 該法人が連結親法人である場合には、連結子法 により通算完全支配関係(新租税特別措置法第 掲げる事実には新租税特別措置法第四十二条の のとし、同令第二十七条の十三第八項第二号に より通算承認があったものとみなされたことに げる事実には新租税特別措置法第四十二条の十 新しい単体事業年度終了の日後に終了した各事 定する前事業年度は当該各事業年度のうち最も 項に規定する法人の開始日前一年以内に終了し に連結事業年度に該当する事業年度がある場合 項において同じ。) 以内に終了した各事業年度 十三第六項の法人が経過通算法人に該当する場 における改正法附則第二十九条第一項の規定に における同号に規定する前事業年度は当該開始 により通算承認があったものとみなされたこと (経過通算法人を除く。) が連結親法人(当
- は、基準個別所得等金額(第四項第四号に掲げ二十七条の十三第六項の規定の適用について2 経過通算法人に係る租税特別措置法施行令第

- みなす。 の主導が現第二号の基準所得等金額と額がある場合には、当該金額を加算した金
- 第七項第四号又は第八号の対象年度が当該終了 算法人に係る通算親法人(新租税特別措置法第 項第四号及び租税特別措置法施行令第二十七条 の日に終了する事業年度である場合における同 有することとなったものをいう。第二号におい のうちその設立の日に当該通算完全支配関係を 後最初に開始する事業年度(第二号において の十三第十一項の規定の適用については、 て同じ。)の租税特別措置法第四十二条の十三 ある同条第二項第十号の六に規定する通算法人 いう。以下この項において同じ。)の施行日 定めるところによる。 て当該通算親法人との間に通算完全支配関係が 経過基準事業年度」という。)終了の日にお 一条第二項第十号の四に規定する通算親法人を 経過通算法人又は経過設立法人(当該経過通 以
- 租税特別措置法第四十二条の十三第七項第租税特別措置法第四十二条の十三第七項第租税特別措置法第四十二条の十三第七項租税特別措置法第四十二条の十三第七項第
- 二 租税特別措置法施行令第二十七条の十三第 (当該経過基準事業年度が一年に満たない場期間は当該経過基準事業年度開始の日の一年 通算法人(以下この号及び次号において「他人との間に通算完全支配関係がある他の経過 日後の期間に限る。以下この号及び次号にお 通算親法人の最も新しい単体事業年度終了の 日から当該開始の日の前日までの期間(当該 ないものとし、同項第一号イに規定する対象 事業年度終了の日に終了する事業年度を含ま の経過通算法人」という。)の当該経過基準 日において当該経過通算法人又は経過設立法 は当該経過通算法人及び当該対象年度終了の 十一項第一号イ及びロの最初通算事業年度に 過通算法人の最も新しい単体事業年度終了 のとし、同項第一号イに規定する前事業年度 いて「通算前一年期間」という。)に限るも 合には、当該経過基準事業年度の期間)前 年度を含まないものとし、 には当該通算前一年期間内に終了した当該 以前に終了した当該経過通算法人の各事業 同号ロに規定する

とする。
とする。
とする。
とする。
とする。

二 通算前一年期間内に終了した当該経過通算法人の各事業年度のうちに設立の日を含む連結事業年度がある場合は同号ローの日を含む連結事業年度がある場合は租税特別措置法施行とみなし、通算前一年期間内に終了した他の経過通算法人の各事業年度がある場合とみなし、通算前一年期間内に終了した当該経過通算に規定する設立の日を含む連結事業年度がある場合とみなす。

前二項に規定する基準個別所得等金額とは、口の基準通算所得等金額とみなす。行令第二十七条の十三第十一項第二号イ及び一基準個別所得等金額は、租税特別措置法施

より計算した金額 税法施行令第百五十五条の十二の二の規定に一 当該連結法人の当該連結事業年度の旧法人

規定の適用については、旧法人税法第五十八条 新租税特別措置法施行令第二十七条の十三の

5

規定する損金の額に算入された金額とみなす。 準じて計算する旧法人税法第百四十二条第二項 号イに規定する損金の額に算入された金額とみ 号口に掲げる金額とみなし、旧法人税法第百四 の計算上損金の額に算入された金額は同号口に 号ロに規定する国内源泉所得に係る所得の金額 じて計算する場合に同号ロの当該事業年度の同 の規定により旧法人税法第五十八条の規定に準 なし、法人税法第百四十二条の十の規定により の金額の計算上損金の額に算入された金額は同 号イに規定する恒久的施設帰属所得に係る所得 条の十三第十四項第二号イの当該事業年度の同 条の規定に準じて計算する場合に同令第二十七 の金額の計算上損金の額に算入された金額は同 の十三第十三項第一号ロの当該事業年度の所得 の規定により租税特別措置法施行令第二十七条 (減価償却に関する経過措置) 十二条第二項の規定により旧法人税法第五十八

第四十六条 租税特別措置法施行令第二十八条の を受けようとする事業年度開始の日の前日まで第三項に規定する供用日から同項の規定の適用 告書」という。) に同令第二十八条の九第二十 の期間内の日を含む各連結事業年度において当 減価償却資産に係る租税特別措置法第四十五条 五項に規定する財務省令で定める書類の添付が の九第二十五項に規定する最初の事業年度の法 項に規定する財務省令で定める書類の添付があ 税特別措置法施行令第三十九条の五十六第十三 において「連結確定申告書」という。)に旧租 る連結確定申告書(第三項及び附則第五十二条 業年度の旧法人税法第二条第三十二号に規定す 場合において、当該適用を受けた最初の連結事 八条の二十七第三項の規定の適用を受けていた 該減価償却資産につき旧租税特別措置法第六十 九第二十五項の規定の適用については、同項の あったものとみなす。 (第三項及び附則第五十二条において「確定申 ったときは、租税特別措置法施行令第二十八条 人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書

面税特別措置法施行令第二十九条の二第三項 の規定の適用に規定する財務省令で定める書 を受けた最初の連結事業年度において、当該適用 を受けた最初の連結事業年度において、当該適用 を受けた最初の連結事業年度において、当該適用 を受けた最初の連結事業年度において、当該適用 を受けた最初の連結事業年度の連結確定申告書 に旧租税特別措置法第六十八条の三十五第一項の規 を受けた最初の連結事業年度の連結確定申告書 を受けた最初の連結事業年度の連結確定申告書 を受けた最初の連結事業年度の連結確定申告書 を受けた最初の連結事業年度の連結確定申告書 があったときは、租税特別措置法施行令第二十九条の二第三項 があったときは、租税特別措置法施行令第二十九条の一第三項 があったときは、租税特別措置法施行令第二十九条の一第三項 があったときは、租税特別措置法施行令第二十九条の一第三項 があったときは、租税特別措置法施行令第二十九条の一第三項 があったときは、租税特別措置法施行令第二十九条の一等二十 かるったときは、租税特別措置法施行令第二十九条の一等二十 かるったときは、租税特別措置法施行令第二十十条の一等二十 があったときば、租税特別措置法施行令第二十九条の一等二十 があったときば、租税特別措置法施行令第二十九条の一等二十 かるったときば、租税特別措置法施行令第二十 があったときば、租税特別措置法施行令第二十 の活付があったものとみなす。

4 うとする事業年度開始の日の前日までの期間内 規定する供用日から同項の規定の適用を受けよ る財務省令で定める書類の添付があったものと 最初の事業年度の確定申告書等に同項に規定す 措置法施行令第二十九条の三第四項に規定する 第三十九条の六十五第三項に規定する財務省令 の連結確定申告書等に旧租税特別措置法施行令 おいて、当該適用を受けた最初の連結事業年度 の日を含む各連結事業年度において当該建物及 物に係る新租税特別措置法第四十八条第一項に の規定の適用については、同項の建物及び構築 で定める書類の添付があったときは、租税特別 三十六第一項の規定の適用を受けていた場合に び構築物につき旧租税特別措置法第六十八条の 租税特別措置法施行令第二十九条の三第四項

八条の二十五若しくは第六十八条の三十四の規政令で定める規定は、旧租税特別措置法第六十億却資産に関する特例を定めている規定として 5 改正法附則第百十八条第五項に規定する減価

常危険準備金の金額には旧租税特別措置法第六定の適用については、同条第三項に規定する異定 新租税特別措置法施行令第三十三条の三の規

o 新租税特別措置去施庁令第三十条第三頁及び十九第一項各号に掲げる規定とする。 定又は旧租税特別措置法施行令第三十九条の六

を含むものとする。

新租税特別措置法施行令第三十条第三項各場によい日租税特別措置法施行令第三十租税特別措置法施行令第三十年がる規定には、旧租税特別措置法施行令第三十条第三項各号に掲第三十一条第一項の規定の適用については、新第三十一条第一項の規定の適用については、新

(準備金等に関する経過措置)

和税特別措置法施行令第三十三条第一項の規 を含むものとする。 和税特別措置法第六十八条の四 大四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金には、連結事業年度におい 大四第一項の中小企業事業 定の適用については、同項各号の中小企業事業 定の適用については、同項各号の中小企業事業 定の適用については、同項各号の中小企業事業

第四号に規定する移転前保険料等とみなす。第四号に規定する移転前保険料等は規定する合併の日の前日を含む連結事業年度における同号の当年度保険料等は租税特別措置法施行令第三十二条の八十三第十四項第二号に規定する最後事業年度における当年度保険料等とみなし、旧租税特別措置法施行令第三十九条の八十三第十四項第一号に規定する移転前保険料等とみなし、旧租税特別措置法施行令第三十三条の二第十五、租税特別措置法施行令第三十三条の二第十五、租税特別措置法施行令第三十三条の二第十五、租税特別措置法施行令第三十三条の二第十五、租税特別措置法施行令第三十三条の二第十五、租税特別措置法施行令第三十三条の二第十五、租税特別措置法施行令第三十三条の二第十五、租税特別措置法施行令第三十三条の二第十五、租税特別措置法施行令第三十三条の二第十五、租税特別措置法施行令第三十三条の二第十五、租税特別措置法施行令第三十三条の二第十五、租税特別措置法施行令第三十三条の二第十五、租税特別措置法施行令第三十三条の二第十五、租税特別措置法施行。

六十八条の五十六第四項の規定により益金の額 の額に算入された金額には旧租税特別措置法第 措置法第五十七条の六第四項の規定により益金 六十八条の五十五第九項の規定により益金の額六第六項において準用する旧租税特別措置法第 た金額には旧租税特別措置法第六十八条の五十 条の五第九項の規定により益金の額に算入され 項において準用する新租税特別措置法第五十七 のとし、新租税特別措置法第五十七条の六第六 規定により益金の額に算入された金額を含むも 措置法第六十八条の五十六第三項又は第五項の より益金の額に算入された金額には旧租税特別 置法第五十七条の六第三項又は第五項の規定に 険準備金の金額を含むものとし、新租税特別措 十八条の五十六第一項の地震保険に係る異常危 に算入された金額を含むものとする。 に算入された金額を含むものとし、新租税特別 8

得金額は新租税特別措置法施行令第三十三条の 金額とみなす。 三十三条の四第二項に規定する新関空会社欠損 を加算した金額)は新租税特別措置法施行令第 うち新関西国際空港株式会社に帰せられる金額 損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額の する個別欠損金額(当該連結事業年度に連結欠 度の旧法人税法第八十一条の十八第一項に規定 し、新関西国際空港株式会社の当該連結事業年 四第二項に規定する新関空会社所得金額とみな 税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所 事業年度終了の日を含む連結事業年度の旧法人 国際空港株式会社の同条第二項に規定する適用 項及び第五項の規定の適用については、新関西 新租税特別措置法施行令第三十三条の四第二

三十三条の六第十項又は第十一項の処分には旧 定を含むものとし、 別措置法施行令第三十九条の八十五第六項の認 行令第三十三条の六第六項の認定には旧租税特 れた金額を含むものとし、新租税特別措置法施 三項又は第五項の規定により益金の額に算入さ 額には旧租税特別措置法第六十八条の五十八第 は第五項の規定により益金の額に算入された金 舶に係る旧租税特別措置法第六十八条の五十八 十七条の八第三項に規定する準備金設定特定船 別修繕準備金の金額には新租税特別措置法第五 定の適用については、同条第二項に規定する特 新租税特別措置法施行令第三十三条の六の規 一項の特別修繕準備金の金額を含むものと 新租税特別措置法第五十七条の八第三項又 新租税特別措置法施行令第 9

係る法人とみなす。 連結子法人であった法人は新租税特別措置法施 連結子法人に係るものである場合における当該 別措置法施行令第三十三条の六第六項の規定に 置法施行令第三十九条の八十五第六項の規定に 金額とみなし、連結積立限度額を旧租税特別措 同条第六項(同条第七項の規定により読み替え 法人の納税地の所轄税務署長が認定した金額は 法人等との間に連結完全支配関係がある連結親 三条の六第六項の法人又は同条第七項の被合併 項の規定により新租税特別措置法施行令第三十 租税特別措置法施行令第三十九条の八十五第六 項の規定により計算していた場合とみなし、旧 を新租税特別措置法施行令第三十三条の六第四 項の規定により計算していた場合は積立限度額 租税特別措置法施行令第三十九条の八十五第四 算していた場合とみなし、連結積立限度額を旧 度額」という。)を同条第一項の規定により計 を旧租税特別措置法施行令第三十九条の八十五 定の適用については、旧租税特別措置法第六十 項又は第十一項の処分を含むものとする。 行令第三十三条の六第十二項に規定する認定に 置法施行令第三十九条の八十五第六項の認定が より計算していた場合とみなし、旧租税特別措 より計算していた場合は積立限度額を新租税特 て適用する場合を含む。)に規定する認定した する積立限度額(以下この項において「積立限 特別措置法施行令第三十三条の六第三項に規定 第一項の規定により計算していた場合は新租税 下この項において「連結積立限度額」という。) 八条の五十八第二項に規定する積立限度額 新租税特別措置法施行令第三十三条の六の規 议

全支配関係がある連結法人を除く。以下この項 団等を含むものとし、当該法人との間に連結完 法第二条第二項第二号に規定する人格のない社 おいて同じ。)がある他の法人(租税特別措置 全支配関係(法人税法第二条第十二号の七の六 債権の額には同号の法人が当該法人との間に完 する各事業年度終了の時における一括評価金銭 項の規定の適用については、同項第二号に規定 を除く。 第五十二条第一項に規定する個別評価金銭債権 金その他これらに準ずる金銭債権(旧法人税法 において同じ。)に対して有する売掛金、貸付 に規定する完全支配関係をいう。以下この項に 新租税特別措置法施行令第三十三条の七第三 以下この項において同じ。)を、 新租

> る他の法人に対して有する売掛金、貸付金その 他これらに準ずる金銭債権を、それぞれ含むも 法人及び被合併法人との間に完全支配関係があ 当該合併法人及び当該適格合併に係る被合併法 号に規定する当該各事業年度終了の時において 税特別措置法施行令第三十三条の七第三項第二 のとする。 には同号の合併法人及び被合併法人が当該合併 人がそれぞれ有していた一括評価金銭債権の額

租税特別措置法施行令第三十九条の八十五第十

除に関する経過措置) (新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控

第四十七条の二 改正法附則第二十条第一項の規 二項」とあるのは「第五十七条第二項又は令和項第一号ロ(1)及び(2)中「第五十七条第 条第二項第一号中「同条第二項」とあるのは施行令第三十五条の規定の適用については、同 る収入金額の課税の特例に関する経過措置) 二年改正法附則第二十条第一項」とする。 という。) 附則第二十条第一項」と、同条第三 定の適用がある場合における新租税特別措置法 (対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶によ (1) 及び(2) において「令和二年改正法」 法律(令和二年法律第八号。次項第一号口 「同条第二項又は所得税法等の一部を改正する

第四十八条 新租税特別措置法施行令第三十五条 行令第三十五条の二第四項に規定する本邦法令 算する場合を含む。)は、新租税特別措置法施 第三十九条の百十五第一項の規定の例により計 号の規定により同号に掲げる金額を同号に規定 別措置法施行令第三十九条の百十五第一項第 の二第四項の規定の適用については、旧租税特 の規定の例により計算する場合とみなす。 の三第十二項において旧租税特別措置法施行令 する本邦法令の規定の例により計算する場合 (認定農地所有適格法人の課税の特例に関する (旧租税特別措置法施行令第三十九条の百二十

第四十九条 三第六項の規定の適用については、旧租税特別 経過措置) 別措置法第六十一条の三第一項の規定の適用を を受けた同項に規定する農用地等は、新租税特 措置法第六十八条の六十五第一項の規定の適用 受けた同項に規定する農用地等とみなす。 (土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する

四第四項(新租税特別措置法施行令第三十八条

り連結事業年度において旧法人税法第八十一条

個別損金額として益金の額又は損金の額に算入額を計算する場合における当該個別益金額又は

の三第一項に規定する個別益金額又は個別損金

2

経過措置)

租税特別措置法施行令第三十七条の

第五十条 新租税特別措置法施行令第三十八条の

金の額に算入されたもの及びこれらの規定によ 評価損で、これらの規定により益金の額又は損は第六十二条の九第一項に規定する評価益又は 又は評価損の額には、旧法人税法第六十一条の 令第三十八条の四第四項に規定する評価益の 規定の適用については、新租税特別措置法施行 の五第三項において準用する場合を含む。) 十一第一項若しくは第六十一条の十二第一項又

額の計算上損金の額に算入された旧租税特別措 四項において準用する場合を含む。)の規定 項(新租税特別措置法施行令第三十八条の五第 されたものを含むものとする。 入されるものとみなす。 第三十八条の四第八項に規定する損金の額に算 額に係る経費の額は、新租税特別措置法施行令 置法施行令第三十八条の四第六項各号(同項第 適用については、連結事業年度の連結所得の金 一号イ(1)に係る部分を除く。)に掲げる金 新租税特別措置法施行令第三十八条の四第八

3 第十三項第二号から第五号までに定める日を含 令第三十八条の四第三十九項各号に定める日に 土地等を含むものとし、新租税特別措置法施行 九十七第十三項第二号から第五号までに掲げる 五第二十四項において準用する場合を含む。) 地等には旧租税特別措置法施行令第三十九条の 行令第三十八条の四第三十九項各号に掲げる土 の規定の適用については、新租税特別措置法施 むものとする。 は旧租税特別措置法施行令第三十九条の九十七 十九項(新租税特別措置法施行令第三十八条 新租税特別措置法施行令第三十八条の四

利子の額は、同条第十九項に規定する損金の 含む。)の規定の適用については、連結事業年 九項(同条第二十二項において準用する場合を 度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入さ れた当該連結事業年度において支出した負債 に算入されるものとみなす。 新租税特別措置法施行令第三十八条の五第十

4

(資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経

第五十一条 行令第三十九条の九十九第九項第二号に掲げる の規定の適用については、旧租税特別措置法 新租税特別措置法施行令第三十九条

新租税特別措置法第六十四条の二第七項及び第 三十九条第三十三項に規定する他の代替資産で 及び第九項の規定の適用を受けたものは同令第で旧租税特別措置法第六十八条の七十一第八項 法第六十八条の七十第一項に規定する代替資産 ようとするものの額とみなし、旧租税特別措置 令第三十九条第三十三項に規定する取得に充て に規定する取得に充てようとするものの額は同項の特別勘定の金額の計算の基礎となった同項 四項に規定する税務署長が認定した日とみな た日は租税特別措置法施行令第三十九条第二十 場合において同号に規定する税務署長が認定し し、旧租税特別措置法第六十八条の七十一第一 同号の承認は同項に規定する承認とみな

勘定の金額であるときは、同号に規定する指定 税特別措置法第六十八条の七十一第一項の特別勘定の金額が連結事業年度において設けた旧租 場合に該当するときは、同項に規定する指定期 定を適用する場合において、次の各号に掲げる 期間は、同項に規定する指定期間とする。 る金額の計算の基礎となる同号に規定する特別 定を適用する場合において、同項第二号に定め 新租税特別措置法第六十四条の二第七項の規 新租税特別措置法第六十四条の二第四項の規 は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該

産で新租税特別措置法第六十四条の二第七項及令第三十九条第三十四項に規定する他の代替資

び第八項の規定の適用を受けたものとみなす。

各号に定める期間とする。 規定する特別勘定の金額が旧租税特別措置法 ぎを受けた同項各号に定める特別勘定の金額 第六十八条の七十一第五項の規定により引継 新租税特別措置法第六十四条の二第七項に 新租税特別措置法第六十四条の二第七項に 定する特別勘定の金額が旧租税特別措置法 一項に規定する指定期間の末日までの期間 当該引継ぎを受けた日から同条

する買換資産を含むものとし、

新租税特別措置

項において準用する場合を含む。

以下この項に

別措置法第六十八条の七十八第八項(同条第十

益金の額に算入された金額とみなし、

置法施行令第三十九条の七第十九項に規定する

- の金額である場合 ぎを受けた同項第二号に定める期中特別勘定 第六十八条の七十一第五項の規定により引継
- 六十四条の二第一項の特別勘定には、連結事業の規定の適用については、新租税特別措置法第 三 新租税特別措置法第六十四条の二第七項に 租税特別措置法施行令第三十九条第二十七項 項に規定する指定期間 十一第一項の特別勘定の金額である場合 いて設けた旧租税特別措置法第六十八条の七 定する特別勘定の金額が連結事業年度にお 同
- 5 規定する合併法人等とみなす。 第六十四条の二第六項又は第六十八条の七十一 項の規定の適用については、旧租税特別措置法 租税特別措置法施行令第三十九条の三第六項に に規定する適格合併等に係る合併法人等は、新は旧租税特別措置法第六十八条の七十一第五項 第一項の特別勘定の金額を有する同条第四項又 とみなされた旧租税特別措置法第六十四条の二 第七項の規定により当該法人の特別勘定の金額 新租税特別措置法施行令第三十九条の三第六

充てようとするものの額とみなし、旧租税特別は同令第三十九条第三十四項に規定する取得に

二号に規定する取得に充てようとするものの額基礎となった同条第一項、第三項又は第五項第

税特別措置法第六十八条の七十一第五項の規定 八項の規定の適用を受けたものとみなし、旧租

る。

により引継ぎを受けた特別勘定の金額の計算の

資産で旧租税特別措置法第六十八条の七十一第 措置法第六十八条の七十第一項に規定する代替

八項及び第九項の規定の適用を受けたものは同

6 三十九条の三第六項に規定する被合併法人等又のいずれかについて新租税特別措置法施行令第 条第二項に規定する換地処分等をいう。以下こ 用換地等により譲渡した資産(換地処分等 項の規定の適用については、同項に規定する収 の適用を受けていたときは、新租税特別措置法 法第六十八条の七十第一項(旧租税特別措置法 は同項に規定する合併法人等が旧租税特別措置 譲渡があったものとみなされる資産を除く。) る部分及び新租税特別措置法第六十五条第七項 ち同条第二項の規定に基づき当該換地処分等に の項において同じ。)により譲渡した資産のう 施行令第三十九条の三第六項に規定する該当す 六十八条の七十二第一項若しくは第五項の規定 第三項において準用する場合を含む。)又は第 十八条の七十一第九項又は第六十八条の七十二 十二第三項において準用する場合を含む。)、第 第六十八条の七十一第八項又は第六十八条の七 から第九項までの規定により換地処分等による より取得した資産の価額に対応する部分とされ 六十八条の七十第八項(旧租税特別措置法第六 新租税特別措置法施行令第三十九条の三第六 (同

- 同条第三項に規定する 7
- 条の七十一第一項の特別勘定を含むものとす 年度において設けた旧租税特別措置法第六十八 8
- 9

- 第六十五条の二第一項、第二項又は第七項の規 同項の規定は、適用しない。 ることとなった日を含む事業年度については、 定により損金の額に算入した金額には、 項の規定の適用については、新租税特別措置法 新租税特別措置法施行令第三十九条の三第六
- た場合には、当該法人との間に連結完全支配関 定を適用する場合において、同条第三項の届出条第十項において準用する場合を含む。)の規 る届出を含むものとする。 別措置法第六十八条の七十八第三項の規定によ 係がある連結親法人)により行われた旧租税特 には、当該法人(当該法人が連結子法人であっ 額を含むものとする。 新租税特別措置法第六十五条の七第三項(同
- び第九項並びに第六十五条の八第七項及び第八し、新租税特別措置法第六十五条の七第一項及 施行令第三十九条の百六第十二項前段に規定す る増額をしなかったときには同項に規定する当 別措置法施行令第三十九条の百六第九項前段に 税特別措置法第六十八条の七十八第一項に規定 年度において旧租税特別措置法第六十八条の七 令第三十九条の七第四十項に規定する買換資産 項の規定の適用を受けた新租税特別措置法施行 る金額の増額をしなかった場合を含むものと 該買換資産の帳簿価額につき旧租税特別措置法 措置法施行令第三十九条の七第十五項に規定す する連結買換資産を含むものとし、新租税特別 る買換資産には旧租税特別措置法第六十五条の 七第十四項、第十五項及び第二十一項に規定す のとし、新租税特別措置法施行令第三十九条の 規定する金額の増額をしなかった場合を含むも 定する当該買換資産の帳簿価額につき旧租税特 租税特別措置法施行令第三十九条の七第十二項 項に規定する連結買換資産を含むものとし、 六十五条の七第四項又は第六十五条の八第十四 項に規定する買換資産には旧租税特別措置法第 定の適用については、同条第十一項及び第十二 には同項に規定する譲渡事業年度以後の各事業 七第十二項又は第六十五条の八第十五項に規定 に規定する増額をしなかったときには同項に規 -八第一項及び第九項並びに第六十八条の七十 新租税特別措置法施行令第三十九条の七の規 、第八項及び第九項の規定の適用を受けた旧 新

- 又は第七項の規定により損金の額に算入した金 特別措置法第六十八条の七十三第一項、第二項 旧租税 る 別勘定に係る旧租税特別措置法第六十八条の七 第八項及び第九項の規定の適用を受けた当該特 資産には旧租税特別措置法第六十八条の七十九 法第六十五条の八第七項及び第八項の規定の の七第四十一項に規定する特別勘定に係る買換 用を受けた新租税特別措置法施行令第三十九条 十八第一項に規定する買換資産を含むものとす
- 算上益金の額に算入された金額は新租税特別措定により各連結事業年度の連結所得の金額の計租税特別措置法第六十八条の七十八第四項の規 八条の七十八第一項(旧租税特別措置法第六十 定の適用については、旧租税特別措置法第六十 定する損金の額に算入された金額とみなし、旧 第十六項の規定により計算された金額と同条第 及び旧租税特別措置法施行令第三十九条の百六 項に規定する連結買換資産につき旧租税特別措 旧租税特別措置法施行令第三十九条の七第十五 (旧租税特別措置法第六十八条の七十九第九項は旧租税特別措置法第六十八条の七十八第九項 第十六項の規定により計算された金額と同条第 置法施行令第三十九条の七第十四項第一号に規 算された金額を加算した金額)は新租税特別措 は、当該合計額に旧租税特別措置法施行令第三 より益金の額に算入された金額がある場合に 六項において準用する場合を含む。)の規定に 項(旧租税特別措置法第六十八条の七十九第十 合併法人等において損金の額に算入された金額 置法第六十八条の七十八第十二項に規定する被 額とみなし、旧租税特別措置法第六十八条の は新租税特別措置法施行令第三十九条の七第十 十七項の規定により計算された金額との合計額 及び旧租税特別措置法施行令第三十九条の百六 む。)の規定により損金の額に算入された金 八条の七十九第八項において準用する場合を含 十七項の規定により計算された金額との合計 において準用する場合を含む。)の規定により 十九条の百六第十八項ただし書の規定により計 (旧租税特別措置法第六十八条の七十八第十二 十九第八項において準用する場合を含む。) 又 一項第一号に規定する損金の額に算入された金 -八第一項(旧租税特別措置法第六十八条の七 新租税特別措置法施行令第三十九条の七の規

資法人とみなし、旧租税特別措置法第六十八条 規定する合併法人、 特別措置法施行令第三十九条の七第三十四項に 別勘定の金額を有する同項に規定する合併法 の七十九第五項の規定により引継ぎを受けた特 たものとみなし、旧租税特別措置法第六十八条 五条の八第七項及び第八項の規定の適用を受け 定する他の買換資産で新租税特別措置法第六十 別措置法施行令第三十九条の七第三十三項に規 び第九項の規定の適用を受けたものは新租税特 旧租税特別措置法第六十八条の七十九第八項及 六十八条の七十八第一項に規定する買換資産で 第三十九条の七第三十三項に規定する取得に充 に充てようとする額は新租税特別措置法施行令 金額の計算の基礎となった同項に規定する取得 措置法第六十八条の七十九第一項の特別勘定の 日は新租税特別措置法施行令第三十九条の七第 百六第二十一項第二号から第五号までに定める みなし、旧租税特別措置法施行令第三十九条の 第三十九条の七第二十四項各号に掲げる資産と 号までに掲げる資産は新租税特別措置法施行令 令第三十九条の百六第二十一項第二号から第五 規定する事情とみなし、旧租税特別措置法施行 置法施行令第三十九条の七第二十一項第二号に 七十八第十二項に規定する事情は新租税特別措 金額とみなし、旧租税特別措置法第六十八条の 十一項に規定する取得価額に算入されなかった は新租税特別措置法施行令第三十九条の七第二 に規定する益金の額に算入された金額を含む。 該買換資産の取得価額に算入されなかった金額 施行令第三十九条の七第二十一項に規定する当 の七十八第八項の規定により新租税特別措置法 る事情とみなし、旧租税特別措置法第六十八条 施行令第三十九条の七第二十項第二号に規定す 十八第四項に規定する事情は新租税特別措置法 額とみなし、旧租税特別措置法第六十八条の七 十項に規定する取得価額に算入されなかった金 は新租税特別措置法施行令第三十九条の七第二 買換資産の取得価額に算入されなかった金額 施行令第三十九条の七第二十項に規定する当該 てようとする額とみなし、旧租税特別措置法第 二十四項各号に定める日とみなし、旧租税特別 に規定する益金の額に算入された金額を含む。 人、分割承継法人又は被現物出資法人は新租税 (旧租税特別措置法第六十八条の七十八第八項 (旧租税特別措置法第六十八条の七十八第八項 いて同じ。)の規定により新租税特別措置法 分割承継法人又は被現物出 12

勘定の金額であるときは、同号に規定する取得 る金額の計算の基礎となる同号に規定する特別 規定する引き継いだものがある場合とみなす。 条の七十九第五項の規定により引継ぎを受けた 別勘定の金額の計算の基礎となった同条第一 指定期間は、同項に規定する取得指定期間とす 税特別措置法第六十八条の七十九第一項の特別 勘定の金額が連結事業年度において設けた旧租 定を適用する場合において、同項第二号に定め 特別措置法施行令第三十九条の七第四十一項に 法人に既に引き継いだものがある場合は新租税 特別勘定の金額のうちに同項に規定する適格合 ある場合とみなし、旧租税特別措置法第六十八 のがある場合は新租税特別措置法施行令第三十 継法人又は被現物出資法人に既に引き継いだも 物出資により同項に規定する合併法人、分割承 五項に規定する適格合併、適格分割又は適格現 ものとみなし、旧租税特別措置法第六十八条の 条の八第七項及び第八項の規定の適用を受けた 第九項の規定の適用を受けたものは新租税特別 租税特別措置法第六十八条の七十九第八項及び の七十九第五項の規定により引継ぎを受けた特 定する合併法人、分割承継法人又は被現物出資 併、適格分割又は適格現物出資により同項に規 九条の七第四十項に規定する引き継いだものが に規定する期中特別勘定の金額のうちに同条第 七十九第一項の特別勘定の金額及び同条第三項 する他の買換資産で新租税特別措置法第六十五 措置法施行令第三十九条の七第三十四項に規定 十八条の七十八第一項に規定する買換資産で旧 ようとする額とみなし、旧租税特別措置法第六 三十九条の七第三十四項に規定する取得に充て 充てようとする額は新租税特別措置法施行令第 新租税特別措置法第六十五条の八第四項の規 第三項又は第五項第二号に規定する取得に

場合に該当するときは、同項に規定する取得指 置法第六十五条の七第三項に規定するやむを得 なった事業年度開始の日)以後に新租税特別措 当該各号に定める期間(第一号又は第二号に規 定期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ 定を適用する場合において、次の各号に掲げる 十五条の八第七項の法人が当該各号に定める期 ない事情が生じたため、新租税特別措置法第六 にあっては、連結事業年度に該当しないことと 定する引継ぎを受けた日(第三号に掲げる場合 新租税特別措置法第六十五条の八第七項の規

> 七第三十二項の承認を受けた場合には、当該承 た譲渡をした日を含む連結事業年度終了の日の める期間の初日から当該各号に規定する特別勘 承認を受けたときを含む。)は、次の各号に定 特別措置法施行令第三十九条の七第三十二項の 地の所轄税務署長の承認を受けたとき(旧租税 とが困難である場合において、当該法人が納税 間内に新租税特別措置法第六十五条の七第一項 認をした税務署長が認定した日)までの期間 翌日以後三年以内において当該税務署長が認定 定の金額又は期中特別勘定の金額の基礎となっ した日(旧租税特別措置法施行令第三十九条の 表の各号の下欄に掲げる資産の取得をするこ

第一項に規定する取得指定期間の末日までの である場合 当該引継ぎを受けた日から同条 ぎを受けた同項各号に定める特別勘定の金額 第六十八条の七十九第五項の規定により引継 規定する特別勘定の金額が旧租税特別措置法 新租税特別措置法第六十五条の八第七項に

二 新租税特別措置法第六十五条の八第七項に の金額である場合 同条第三項第一号に規定ぎを受けた同項第二号に定める期中特別勘定 第六十八条の七十九第五項の規定により引継 規定する特別勘定の金額が旧租税特別措置法 する期間

項に規定する取得指定期間 十九第一項の特別勘定の金額である場合 いて設けた旧租税特別措置法第六十八条の七 規定する特別勘定の金額が連結事業年度にお 新租税特別措置法第六十五条の八第七項に 同

号において「令和二年改正令」という。) 附則令(令和二年政令第二百七号。第四号及び第五 場合において、同条第三十一項中「同項」とあ ようとする法人の申請について準用する。この 第五十一条第十二項」と読み替えるものとす 号中「前項」とあるのは「令和二年改正令附則 第五十一条第十二項」と、同項第四号及び第五 るのは「法人税法施行令等の一部を改正する政 十一項の規定は、前項の税務署長の承認を受け 新租税特別措置法施行令第三十九条の七第三

計算の特例に関する経過措置) (株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の

経過措置

第五十二条 租税特別措置法施行令第三十九条の 十の二第四項第一号ロの規定の適用について

等の額及び同号ロに規定する利益積立金額と、 令第三十九条の十の三第四項第一号ロに規定す 結事業年度である場合には当該株式交付子会社得の日を含む事業年度又はその前事業年度が連 四項第一号ロに規定する前事業年度と、同号ロ を租税特別措置法施行令第三十九条の十の二第人税法第八十一条の二十第一項に規定する期間 号口に規定する連結中間申告書を提出し、 別措置法施行令第三十九条の十の三第四項 令第三十九条の十の二第四項第一号ロの資本金 る連結個別利益積立金額を租税特別措置法施行 結個別資本金等の額及び旧租税特別措置法施行 の旧法人税法第二条第十七号の二に規定する連 の取得に係る同号ロの株式交付子会社の当該 かった場合には当該連結中間申告書に係る旧 確定申告書又は連結確定申告書を提出していな つ、その提出の日から当該取得の日までの間に 同号ロの取得の日以前六月以内に旧租税特

か

特例に関する経過措置) (国外支配株主等に係る負債の利子等の課税 それぞれみなす。

第五十三条 立金として積み立てている金額に限る。)を含 八条の四十一の規定により特別償却準備金とし 立てている金額には、旧租税特別措置法第六十 項第一号に規定する特別償却準備金として積み の十三第二十三項の規定の適用については、同 むものとする。 て積み立てている金額(剰余金の処分により 新租税特別措置法施行令第三十九条

2 法施行令第三十九条の百十三第二十一項に規定 号)第三条の規定による改正前の租税特別措置 法律第八号)第三条の規定による改正前の法人 本金等の額を」とあるのは、「資本金等の額ける同項の規定の適用については、同項中「資 る連結申告法人に該当する法人である場合にお 内国法人が旧法人税法第二条第十六号に規定す 該当する法人にあつては、法人税法施行令等の 税法第二条第十六号に規定する連結申告法人に (対象純支払利子等に係る課税の特例に関する する連結個別資本金等の額)を」とする。 一部を改正する政令(令和二年政令第二百七 (所得税法等の一部を改正する法律 (令和二年 一十五項に規定する他の内国法人又は出資関連 新租税特別措置法施行令第三十九条の十三第

第五十四条 の十三の二第六項の規定の適用については、 新租税特別措置法施行令第三十九 同 条

2 の場合又は連結納税終了の場合において同項の規定する承認の取消しの場合、取りやめの承認 事業年度とする。)以後」とする。 する最終の連結事業年度終了の日の翌日を含む 利子額とみなされたものにあつては同項に規定 規定により当該被合併法人等となる法人の超過 るのは「当該」と、「)以後」とあるのは「と 六十六条の五の三第三項」と、「、当該」とあ く。」と、「に同条第三項」とあるのは「に法第 第四項の規定によりないものとされたものを除 のは「含み、令和二年改正法附則第百二十五条 六十六条の五の三第一項」と、「含む。」とある 第一項」と、「同条第一項」とあるのは「法第 適用については、同項中「(同項」とあるのは 法施行令第三十九条の十三の三第四項の規定の 規定の適用がある場合における新租税特別措置 し、令和二年改正法附則第百二十五条第一項に 「令和二年改正法」という。) 附則第百二十五条 (令和二年法律第八号。以下この項において 「(同項又は所得税法等の一部を改正する法律 改正法附則第百二十五条第一項又は第四項の

特例に関する経過措置)(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の

第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人 規定する外国関係会社に係る旧租税特別措置法 四の三第二十七項第四号に掲げる者には同号に に掲げる者に該当する者を除く。)を含むもの 十九条の十四の三第二十七項第一号及び第二号 三号に掲げる者(新租税特別措置法施行令第三 置法施行令第三十九条の十四の三第二十七項第第二十七項第三号に掲げる者には旧租税特別措 新租税特別措置法施行令第三十九条の十四の三 項各号に掲げる連結法人を含まないものとし、 号に掲げる者には同号に規定する外国関係会社 法施行令第三十九条の十四の三第二十七項第二 号に掲げる者を含むものとし、新租税特別措置 法施行令第三十九条の十四の三第二十七項第一 は、同項第一号に掲げる者には旧租税特別措置 の十四の三第二十七項の規定の適用について とし、新租税特別措置法施行令第三十九条の十 に係る旧租税特別措置法第六十八条の九十第一 に係る被支配外国法人(租税特別措置法施行令 新租税特別措置法施行令第三十九条 3 2

する。 第一号に規定する他の外国法人又は同項第二号税特別措置法施行令第三十九条の百十四第三項 支配外国法人をいう。以下この項において同 掲げる者に該当する者を除く。)を含むものと の十四の三第二十七項第一号から第五号までに 各号並びに新租税特別措置法施行令第三十九条 号、旧租税特別措置法第六十八条の九十第一項 条の四第一項各号及び第六十六条の六第一項各 のある者(当該外国関係会社に係る同法第四十 特別措置法第六十八条の九十第一項各号に掲げ 場合における当該間接保有の株式等に係る旧租 算した株式等の数又は金額をいう。)を有する 施行令第三十九条の百十四第三項に規定する計 社に係る間接保有の株式等(旧租税特別措置法 結法人に係る被支配外国法人が当該外国関係会 の九十第一項各号に掲げる連結法人又は当該連 国関係会社に係る旧租税特別措置法第六十八条 四の三第二十七項第二号及び第三号に掲げる者 第三十九条の十四第二項第一号イに規定する被 る連結法人と租税特別措置法第六十六条の六第 には同号に規定する外国関係会社に係る旧租税 十九条の十四の三第二十七項第六号に掲げる者 を含むものとし、新租税特別措置法施行令第三 に規定する他の外国法人及び出資関連外国法人 十七項第五号に掲げる者には同号に規定する外 税特別措置法施行令第三十九条の十四の三第二 に該当する者を除く。)を含むものとし、新租 じ。)(新租税特別措置法施行令第三十九条の十 一項第四号に規定する政令で定める特殊の関係

4 前項の規定は、改正法附則第百二十六条第一項各号に掲げる連結法人を含むもの力井第一項各号に掲げる連結法人を含むもの規定する政令で定める者及び同項第三号ハ(1)に規定する政令で定める者及び同項第三号ハ(1)に規定する政令で定める者及び同項第三号ハ(1)に規定法第六十六条の六第二項第二号ハ(1)に規定法第六十六条の六第二項第二号ハ(1)に規定計る。

合を含むものとし、同号に規定する独立企業間六十八条の八十八第一項の規定の適用がある場規定の適用がある場合には旧租税特別措置法第定する租税特別措置法第六十六条の四第一項の規定の適用については、同項第一号に規一項の規定の適用については、同項第一号に規

条の九十第五項各号に掲げる外国関係会社の区

があるときのその該当する事業年度を含む。)分に応じ当該各号に定める場合に該当する事実

5 号に掲げる内国法人には新租税特別措置法施行定する租税特別措置法第六十六条の六第一項各 項各号に掲げる連結法人を含むものとする。 は同号ハ(3)(i)に規定する外国関係会社 十五第一項第五号ハ (3)(i)に掲げる者に 条の九十第一項各号に掲げる連結法人を含むも 外国関係会社に係る旧租税特別措置法第六十八 令第三十九条の十五第一項第五号イに規定する 法施行令第三十九条の十五第一項第五号イに規 第一項各号に掲げる連結法人により保有されて 又は一部が旧租税特別措置法第六十八条の九十 済株式等をいう。 三十九条の十四第二項第一号イに規定する発行 はその発行済株式等(租税特別措置法施行令第 の十五第一項第五号に規定する外国関係会社に ものとし、新租税特別措置法施行令第三十九条 価格には同項に規定する独立企業間価格を含む に係る旧租税特別措置法第六十八条の九十第 のとし、新租税特別措置法施行令第三十九条の いるものを含まないものとし、新租税特別措置 新租税特別措置法施行令第三十九条の十五第 次項において同じ。)の全部

6 二項の規定の適用については、同項に規定する 第二号に規定する特定外国関係会社又は同項第 三項の規定の適用については、同項第一号に規 り保有されているものを含まないものとする。 規定する独立企業間価格を含むものとし、新租旧租税特別措置法第六十八条の八十八第一項に 条の十五第二項に規定する独立企業間価格には むものとし、新租税特別措置法施行令第三十九条の八十八第一項の規定の適用がある場合を含 適用がある場合には旧租税特別措置法第六十八 年度には個別課税対象金額 び第二号に規定する課税対象金額の生ずる事業 措置法施行令第三十九条の十五第三項第一号及 三十九条の十五第一項第四号に規定する子会社 三号に規定する対象外国関係会社に該当するも 国法人に係る旧租税特別措置法第六十八条の九 定する他の外国関係会社には同号に規定する内 株式等の全部又は一部が旧租税特別措置法第六 十八号に規定する外国関係会社にはその発行済 税特別措置法施行令第三十九条の十五第二項第 租税特別措置法第六十六条の四第一項の規定の に該当しないものを含むものとし、新租税特別 のに限る。)であって租税特別措置法施行令第 十第二項第一号に規定する外国関係会社 十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人によ 新租税特別措置法施行令第三十九条の十五第 (旧租税特別措置法 (同項

> 度には個別課税対象金額の生ずる事業年度を含 第四号に規定する課税対象金額の生ずる事業年 に該当するものを含むものとし、新租税特別措三十九条の十五第一項第四号に規定する子会社 生ずる事業年度を含むものとし、新租税特別 象金額をいう。以下この項において同じ。) むものとする。 第二号に規定する特定外国関係会社又は同項第 定する他の外国関係会社には同号に規定する内 置法施行令第三十九条の十五第三項第三号及び のに限る。) であって租税特別措置法施行令第 三号に規定する対象外国関係会社に該当するも 十第二項第一号に規定する外国関係会社(同項 国法人に係る旧租税特別措置法第六十八条の 置法施行令第三十九条の十五第三項第三号に規 第六十八条の九十第一項に規定する個別課税対 九

- 新租税特別措置法施行令第三十九条の十五第の場合を含むものとする。

指置法施行令第三十九条の十五第五項の規定の措置法施行令第三十九条の十五第五項の規定の当する事業年度がある場合における新租税特別上の第二項第一号に規定する外国関係会社に該 年改正法」という。) 第十六条の規定による改 開始の日前七年以内に開始した事業年度に当該係会社に該当するものに限る。)の各事業年度 関係会社又は同項第三号に規定する対象外国関六十六条の六第二項第二号に規定する特定外国 の規定による改正前の租税特別措置法第六十八 第二号に規定する特定外国関係会社及び法第四 定外国関係会社及び同項第三号」とあるの 適用については、同項第一号中「に規定する特 外国関係会社が旧租税特別措置法第六十八条の を」とあるのは「及び令和二年改正法第十六条 十条の四第二項第三号又は令和二年改正法第十 正前の租税特別措置法第六十八条の九十第二項 に規定する外国関係会社(新租税特別措置法第 六条の規定による改正前の租税特別措置法第六 十八条の九十第二項第三号」と、「を含む。) 又は所得税法等の一部を改正する法律(令 一年法律第八号。以下この号において「令和二 租税特別措置法第六十六条の六第二項第一号 和は

記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社

業年度に当該部分対象外国関係会社が旧租税特の各事業年度開始の日前七年以内に開始した事

ったものとみなす。

規定」と、「を含む。)」とあるのは「又は令

一年改正法第三条の規定による改正前の法人税

経過措置)において準用する場合を含む。)

五項」とする。五項」とする。五項」とする。五項」とする。第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第三十九条の規定による改正前の租赁にの項又は法を」と、「この項」とあるのは「この項又は法を」と、「この項」とあるのは「この項又は法

9 新租税特別措置法施行令第三十九条の十七第人の九十第一項各号に掲げる連結法人を含むものと九十第一項各号に掲げる連結法人を含むものと九十第一項各号に掲げる連結法人を含むものと九十第一項各号に掲げる連結法人を含むものと九十第一項各号に掲げる連結法人を含むものと九十第一項各号に掲げる連結法人を含むものとれて掲げる者には、同号イに規定する部分対象外国関係会社に係る旧租税特別措置法施行令第三十九条の十七のする。

除く。)の各事業年度開始の日前七年以内に開 第三十九条の百十七の二第三十二項」とする。 条の規定による改正前の租税特別措置法施行令 改正する政令(令和二年政令第二百七号)第三 する事業年度を含む」と、「、この項」とある 項第一号に該当する事実がある場合のその該当 るものを除く。)に」と、「を含む」とあるのは 項第七号に規定する外国金融子会社等に該当す 項第六号に規定する部分対象外国関係会社(同 特別措置法」という。)第六十八条の九十第二 租税特別措置法(以下この項において「旧租税年法律第八号)第十六条の規定による改正前の 又は所得税法等の一部を改正する法律(令和) は」とあるのは「部分対象外国関係会社、」と、 ついては、同項中「部分対象外国関係会社又 三十九条の十七の三第三十二項の規定の適用に がある場合における新租税特別措置法施行令第 号に規定する外国関係会社に該当する事業年度 旧租税特別措置法第六十八条の九十第二項第一 始した事業年度に当該部分対象外国関係会社が に規定する外国金融子会社等に該当するものを に規定する部分対象外国関係会社(同項第七号 「及び旧租税特別措置法第六十八条の九十第十 「ものを除く。)に」とあるのは「ものを除く。) 租税特別措置法第六十六条の六第二項第六号 租税特別措置法第六十六条の六第八項各号列 は「、この項又は法人税法施行令等の一部を 13

租税特別措置法第六十八条の九十第十項第一号令和二年改正法第十六条の規定による改正前の る政令(令和二年政令第二百七号)第三条の規 「この項又は法人税法施行令等の一部を改正す 九条の百十七の三第十一項」とする。 定による改正前の租税特別措置法施行令第三十 年度を含む。)を」と、「この項」とあるのは の部分」と、「を含む。)を」とあるのは「及び 別措置法第六十八条の九十第八項各号列記以外 号。以下この項において「令和二年改正法」と 項中「の部分」とあるのは「の部分又は所得税 の十七の四第十項の規定の適用については、同 合における新租税特別措置法施行令第三十九条 別措置法第六十八条の九十第二項第一号に規定 に該当する事実がある場合のその該当する事業 いう。) 第十六条の規定による改正前の租税特 法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八 する外国関係会社に該当する事業年度がある場

号に規定する連結事業年度をいう。以下この項 令第三十九条の十八第七項の規定の適用につい ものがある場合における新租税特別措置法施行 事業年度を含む。)に連結事業年度に該当する 措置法第六十八条の九十一第一項の規定の適用 金額を」とあるのは「掲げる金額(旧租税特別 のは「法第六十六条の七第一項」と、「掲げる 業年度又は連結事業年度」と、「同項」とある とあるのは「又は連結事業年度のうち最初の事 用を受けるとき」と、「のうち最初の事業年度」 含む。以下この条において同じ。)の規定の適 条第二項の規定によりみなして適用する場合を 租税特別措置法第六十八条の九十一第一項(同 合を含む。以下この条において同じ。)又は旧 とき」とあるのは「(旧租税特別措置法第六十 において同じ。)」と、「の規定の適用を受ける 税特別措置法」という。)第二条第二項第十九 の租税特別措置法(以下この項において「旧租 正法」という。)第十六条の規定による改正前 法律第八号。以下この項において「令和二年改 第六十六条の七第一項の規定の適用を受けると を受けた場合で、その適用を受けた後最初に法 十六条第二項の規定によりみなして適用する場 六条の七第二項又は令和二年改正法附則第百二 のは「その二以上の事業年度又は連結事業年度 ては、同項中「その二以上の事業年度」とある (所得税法等の一部を改正する法律 (令和二年 内国法人の施行日前に開始した事業年度(旧 法人税法施行令等の一部を改正する政令

(令和二年政令第二百七号)第三条の規定により条の七第一項又は旧租税特別措置法施行令という。)第三十九条の十八第七項第三号に掲げる金額)三十九条の十八第七項第三号に掲げる金額)と、同項第一号中「の規定により同条第一を」と、同項第一号中「の規定により同条第一を」と、同項第一号中「の規定により同条第一を」と、同項第一号中「の規定により同義の九十一第一項」とする。

14 新租税特別措置法施行令第三十九条の十八第 る金額につき同条第一項、第六項又は第八項の る個別金融子会社等部分課税対象金額に相当す 第六項又は第八項の規定の適用を受ける事業年定する租税特別措置法第六十六条の六第一項、 八項の規定の適用については、同項第二号に規 規定の適用を受けた連結事業年度を含むものと 会社等部分課税対象年度の同条第八項に規定す 金額に相当する金額又は同号に規定する金融子 年度の同条第六項に規定する個別部分課税対象 定する課税対象年度の旧租税特別措置法第六十 度には、改正法附則第百二十六条第二項の規定 に相当する金額、同号に規定する部分課税対象 八条の九十第一項に規定する個別課税対象金額 法人が同号に規定する外国関係会社の同号に規 の適用がある場合における同号に規定する内国 16

の額(以下この項において「個別控除対象外国付する同項に規定する個別控除対象外国法人税 うち同条第一項の規定によりその内国法人が納額が減額されたときは、当該外国法人税の額の国法人の各事業年度において当該外国法人税の 定によりみなして適用する場合を含む。以下こ法第六十八条の九十一第一項(同条第二項の規 この項において同じ。)につき旧租税特別措置 法第六十六条の六第二項第一号に規定する外国 金額を控除した残額に相当する金額の減額があ 第三項に規定する外国法人税の額をいう。以下 関係会社の所得に対して課された外国法人税の いて、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる 額につき、その減額されることとなった日にお 法人税の額」という。) とみなされた部分の金 合において、その適用を受けた連結事業年度 の項において同じ。) の規定の適用を受けた場 いう。) 開始の日後七年以内に開始するその内 (以下この項において「適用連結事業年度」と 内国法人がその内国法人に係る租税特別措置 (新租税特別措置法施行令第三十九条の十八

六十 除対象外国法人税の額とみなされる部分の第、 開したならばその内国法人が納付する個別控行令 措置法第六十八条の九十一第一項の規定を適第一 につき適用連結事業年度において旧租税特別額とみなされた部分の金額度においている個別控除別額との当該外国法人税の額額の金額のである。

規定による改正前の租税特別措置法第六十八条 る法律(令和二年法律第八号。以下この項におるのは「特例)又は所得税法等の一部を改正す 外国関係法人に係る所得の課税の特例に関する 第五項(特殊関係株主等である内国法人に係る 法附則第百二十六条第二項(内国法人の外国関 るのは「第六十六条の七第一項(令和二年改正 号)第十六条の規定による改正前の租税特別措 等の一部を改正する法律(令和二年法律第八 特別措置法施行令第三十九条の十八第十一項及 む。) の規定の適用がある場合における新租税 特例に関する経過措置)(同令附則第五十六条 法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和 む。)の」と、「)の規定」とあるのは「)又は 置)の規定によりみなして適用する場合を含 係会社に係る所得の課税の特例に関する経過措 「これら」と、「第六十六条の七第一項の」とあ る所得の課税の特例)」と、「同項」とあるのは の九十一第一項(連結法人の外国関係会社に係 いて「令和二年改正法」という。)第十六条の いて同じ。)が減額された」と、「特例)」とあ 控除対象外国法人税の額をいう。第十四項にお 置法第六十八条の九十一第一項に規定する個別 において準用する場合を含む。第十四項にお 第二百七号。以下この項及び第十四項において 施行令等の一部を改正する政令(令和二年政令 び第十四項の規定の適用については、同条第十 て同じ。)」と、「が減額された」とあるの 十五項(令和二年改正令附則第五十六条第五項 (内国法人の外国関係会社に係る所得の課税 二年政令第二百七号)附則第五十五条第十五項 ては個別控除対象外国法人税の額(所得税 | 令和二年改正令」という。) 附則第五十五条第 項中「前項」とあるのは「前項又は法人税法 前項(次条第五項において準用する場合を含 金額 法は

令」とする み替えて適用する場合を含む。)」と、「金額は のは「第十一項(同条第十六項の規定により読 税の額が減額された」と、「第十一項」とある れた」とあるのは「又は個別控除対象外国法人 正令附則第五十五条第十五項」と、「が減額さ 「第十項」とあるのは「第十項又は令和二年改外国法人税の額を含む。)」と、同条第十四項中 ける外国税額の控除)に規定する個別控除対象 法第八十一条の十五第一項(連結事業年度にお 同令」とあるのは「金額は、法人税法施行 19

ある場合に計算される個別計算外国法人税額と 第二項に規定する政令で定める金額は、外国法 のとされるときとし、改正法附則第百二十六条 八第一項に規定する個別計算外国法人税額をい じ。)がある場合に計算される個別計算外国法所得課税規定をいう。以下この項において同 第三十九条の十八第一項に規定する企業集団等 業集団等所得課税規定(租税特別措置法施行令 以下この項において同じ。)に関する法令に企 六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。 令で定めるときは、外国法人税(新法人税法第 人税額(租税特別措置法施行令第三十九条の十 人税に関する法令に企業集団等所得課税規定が 改正法附則第百二十六条第二項に規定する政 以下この項において同じ。)が課されるも 20

四項の規定の適用については、同項に規定する める課税済金額には、次に掲げる金額を含むも 租税特別措置法第六十六条の八第五項各号に定 新租税特別措置法施行令第三十九条の十九第

額(租税特別措置法第六十六条の八第四項第規定する合併等前十年内事業年度の課税済金 う。次号及び次項において同じ。) 第四項第二号に規定する個別課税済金額をい 金額(旧租税特別措置法第六十八条の九十二 り新租税特別措置法第六十六条の八第五項第 いて同じ。)に含むものとされる個別課税済 一号に規定する課税済金額をいう。次号にお 号の被合併法人又は現物分配法人の同号に 改正法附則第百二十六条第五項の規定によ

事業年度(同号に規定する分割等前十年内事 り新租税特別措置法第六十六条の八第五項第 業年度をいう。次項において同じ。)の課税 一号に規定する分割法人等の分割等前十年内 改正法附則第百二十六条第五項の規定によ

> 前十年内事業年度の個別課税済金額を含むもの 割等に係る同号に規定する分割法人等の分割等 第六十六条の八第五項第二号に規定する適格分 事業年度の課税済金額には、新租税特別措置法 適格分割等に係る分割法人等の分割等前十年内 六項の規定の適用については、同項に規定する 新租税特別措置法施行令第三十九条の十九第 十九第六項の規定の例により計算した金額 旧租税特別措置法施行令第三十九条の

七項の規定の適用については、同項第一号に規 の額に算入されたものに限る。)を含むものと の各事業年度等の連結所得の金額の計算上益金 六条の八第十一項第一号に規定する前二年以内 項第一号の内国法人の旧租税特別措置法第六十 象金額(新租税特別措置法第六十六条の八第十 第八項に規定する個別金融子会社等部分課税対 の外国法人の旧租税特別措置法第六十八条の九 定する課税対象金額等には、同号に規定する他 六項に規定する個別部分課税対象金額又は同条 十第一項に規定する個別課税対象金額、同条第 新租税特別措置法施行令第三十九条の十九第

21 規定により読み替えられた同条第五項第一号」 同条第五項第一号」と、「同号」とあるのは 条の八第五項各号に定める課税済金額」とある 措置法施行令第三十九条の十九第十三項におい と、「合併等前十年内事業年度の課税済金額 税済金額」と、同項第一号中「改正法附則第百 同条第五項各号に定める間接配当等又は間接課 のは「同条第十三項の規定により読み替えられ 項中「同項に規定する租税特別措置法第六十六 法第六十六条の八第十項第一号に規定する間接 に規定する課税済金額」とあるのは「合併等前 (租税特別措置法第六十六条の八第四項第二号 「新租税特別措置法第六十六条の八第十一項の は「第六十六条の八第十一項において準用する 二十六条第九項において準用する同条第五項」 六条の八第十一項の規定により読み替えられた た同条第四項に規定する租税特別措置法第六十 について準用する。この場合において、第十八 二十六条第五項」とあるのは「改正法附則第百 て同条第四項及び第六項の規定を準用する場合 一年内事業年度の間接配当等(新租税特別措置 第十八項及び第十九項の規定は、新租税特別 「第六十六条の八第五項第一号」とあるの

済金額に含むものとされる個別課税済金額に 配当等をいう。次号において同じ。)又は間接 号に規定する個別間接配当等をいう。次号及び 税特別措置法第六十八条の九十二第十一項第一 税済金額」とあるのは「個別間接配当等(旧租 第十項第二号ロに規定する間接課税済金額」 課税済金額(新租税特別措置法第六十六条の八 と、「個別課税済金額(旧租税特別措置法第六 十八条の九十二第四項第二号に規定する個別課

られた同条第六項に規定する適格分割等に係る 別間接配当等又は個別間接課税済金額」と読み 第十一項において準用する同条第五項第二号」 八第五項第二号」とあるのは「第六十六条の八 当等又は間接課税済金額」と、「第六十六条の 分割法人等の分割等前二年内事業年度の間接配 あるのは「同条第十三項の規定により読み替え 等の分割等前十年内事業年度の課税済金額」と 第六項」とあるのは「第三十九条の十九第十三 課税済金額」とあるのは「個別間接配当等又は 項第二号」と、「の課税済金額」とあるのは 第十一項の規定により読み替えられた同条第五 とあるのは「新租税特別措置法第六十六条の八 るのは「分割等前二年内事業年度」と、「同号」 第二号」と、「分割等前十年内事業年度」とあ 五項」とあるのは「改正法附則第百二十六条第 と、同項第二号中「改正法附則第百二十六条第 次項において同じ。) 又は個別間接課税済金額 替えるものとする。 額」とあるのは「分割等前二年内事業年度の個 中「同項に規定する適格分割等に係る分割法人 項において準用する同条第六項」と、第十九項 個別間接課税済金額」と、「第三十九条の十九 六条の八第十一項において準用する同条第五項 九項において準用する同条第五項」と、「第六 項第二号ロに規定する個別間接課税済金額」 と、「分割等前十年内事業年度の個別課税済金 「の間接配当等又は間接課税済金額」と、「個別 十六条の八第五項第二号」とあるのは「第六十 (旧租税特別措置法第六十八条の九十二第十

係法人に係る所得の課税の特例に関する経過措 (特殊関係株主等である内国法人に係る外国関

第五十六条 新租税特別措置法施行令第三十九条 令第三十九条の二十の三第十三項第三号に掲げ げる者を含むものとし、新租税特別措置法施行 行令第三十九条の二十の三第十三項第一号に掲 同項第一号に掲げる者には旧租税特別措置法施 の二十の三第十三項の規定の適用については、

第一号及び第二号に掲げる者に該当する者を除 別措置法施行令第三十九条の二十の三第十三項 二十の三第十三項第三号に掲げる者(新租税特 る者には旧租税特別措置法施行令第三十九条の く。)を含むものとする

別措置法施行令第三十九条の百二十の三第十三 行令等の一部を改正する政令(令和二年政令第 当該各号に定める場合に該当する事実があると 第五項各号に掲げる外国関係法人の区分に応じ 条の規定による改正前の租税特別措置法第六十 四号」とあるのは「又は所得税法等の一部を改 号中「に規定する特定外国関係法人及び同項第 三第十七項の規定の適用については、同項第一 規定する外国関係法人(同条第二項第三号に規 二百七号) 第三条の規定による改正前の租税特 「この項」とあるのは「この項又は法人税法施 きのその該当する事業年度を含む。)を」と、 正前の租税特別措置法第六十八条の九十三の二 前の租税特別措置法第六十八条の九十三の二第 又は令和二年改正法第十六条の規定による改正 外国関係法人及び法第四十条の七第二項第四号 正する法律(令和二年法律第八号。以下この号 る新租税特別措置法施行令第三十九条の二十 関係法人に該当する事業年度がある場合におけ 第六十八条の九十三の二第一項に規定する外国 業年度に当該外国関係法人が旧租税特別措置法 八条の九十三の二第二項第三号に規定する特定 において「令和二年改正法」という。)第十六 の各事業年度開始の日前七年以内に開始した事 する対象外国関係法人に該当するものに限る。) 定する特定外国関係法人又は同項第四号に規定 「及び令和二年改正法第十六条の規定による改二項第四号」と、「を含む。)を」とあるのは 租税特別措置法第六十六条の九の二第一項に

3 又は」とあるのは「部分対象外国関係法人、」 用については、同項中「部分対象外国関係法人 令第三十九条の二十の四第二十五項の規定の 年度がある場合における新租税特別措置法施行 第一項に規定する外国関係法人に該当する事業 のを除く。)の各事業年度開始の日前七年以内 七号に規定する部分対象外国関係法人(同項第 に開始した事業年度に当該部分対象外国関係法 八号に規定する外国金融関係法人に該当するも と、「ものを除く。)に」とあるのは「ものを除 八が旧租税特別措置法第六十八条の九十三の二 租税特別措置法第六十六条の九の二第二項第

四第二十五項」とする。 の租税特別措置法施行令第三十九条の百二十の 年政令第二百七号)第三条の規定による改正前 と、「、この項」とあるのは「、この項又は法 がある場合のその該当する事業年度を含む」 八条の九十三の二第十項第一号に該当する事実 む」とあるのは「及び旧租税特別措置法第六十 法人に該当するものを除く。) に」と、「を含 関係法人(同項第八号に規定する外国金融関係 十三の二第二項第七号に規定する部分対象外国 改正前の租税特別措置法(以下この項において く。)又は所得税法等の一部を改正する法律 「旧租税特別措置法」という。)第六十八条の九 (令和二年法律第八号) 第十六条の規定による 人税法施行令等の一部を改正する政令(令和二 7 6

規定する外国関係法人に該当する事業年度があ 置法施行令第三十九条の百二十の五第八項」と 七号)第三条の規定による改正前の租税特別措 等の一部を改正する政令(令和二年政令第二百 のその該当する事業年度を含む。)を」と、「こ 三の二第十項第一号に該当する事実がある場合 よる改正前の租税特別措置法第六十八条の九十 るのは「及び令和二年改正法第十六条の規定に各号列記以外の部分」と、「を含む。) を」とあ 租税特別措置法第六十八条の九十三の二第八項 法」という。) 第十六条の規定による改正前の 律第八号。以下この項において「令和二年改正 所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法 九条の二十の五第八項の規定の適用について る場合における新租税特別措置法施行令第三十 税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項に た事業年度に当該部分対象外国関係法人が旧租 法人の各事業年度開始の日前七年以内に開始し 号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係 租税特別措置法第六十六条の九の二第八項各 項」とあるのは「この項又は法人税法施行令 同項中「の部分」とあるのは「の部分又は

る。 「前条第十七項の規定は、改正法附則第百二十年。 「前条第十七項の規定は、改正法附則第百二十

新租税特別措置法施行令第三十九条の二十の無知規定の適用については、同項第一号に規定する間別部分課税対象金額、同条第六項に規定する個別部分課税対象金額、同条第六項に規定する個別部分課税対象金額、同条第八項に規定する個別部分課税対象金額、同条第八項に規定する個別部分課税対象金額、同条第八項に規定する個別部分課税対象金額、同条第八項に規定する個別部分課税対象金額、同条第八項に規定する個別部分課税対象金額、同条第八項に規定する個別部分課税対象金額、同条第八項に規定する個別部分課税対象金額、同条第六項に規定する個別部分表。

| 二頁第三号に規定する政令で定める金額は、次第五十六条の二 改正法附則第百二十七条の二第| に関する経過措置)

に掲げる金額の合計額とする。 に規定する超過控除対象額をいう。以下この損金額のうちに超過控除対象額(同条第二項 規定の適用を受けた各連結事業年度のうち最 特別措置法第六十八条の九十六の二第一項の 開始の日前に開始した連結事業年度で旧租税 この号において同じ。)のうち最も新しい特 場合における当該特例事業年度に限る。以下 をいう。以下この号において同じ。)がある 号において同じ。) 又は個別超過控除対象額 い、当該特例事業年度において生じた連結欠 も新しい連結事業年度における各特例事業年 いて同じ。)の同項に規定する適用事業年度 適応法人をいう。以下この号及び次号ロにお 十六条の十一の四第一項に規定する認定事業 (同条第二項に規定する個別超過控除対象額 認定事業適応法人(新租税特別措置法第六 (同項第一号に規定する特例事業年度をい

ニに掲げる金額の合計額) こに掲げる金額の合計額(以下この号及び次号において「最終超過控除対象でホに掲げる金額の合計額(最終超過控除対象額がない場合には、当該連結欠損金額に係象額がない場合には、当該連結欠損金額に係対象額がにその計算の基礎となった同号ロ及び流に掲げる金額の合計額(以下この号及び次号において「最終超過控除対象額(以下この号及び次号において「最終超過控除対象額(以下この号及び次号において「最終超過控除対象額(以下この号及び次号において「最終超過控除対象額(以下この号及び次号において「最終超過控除対象額(以下この号及び次号において「最終超過控除対象額(以下この号及び次号において「最終超過控除対象額(以下この号及び次列)の計算には、

た金額 一 イに掲げる金額に口に掲げる金額がハに掲 イに掲げる金額に口に掲げる金額がハに掲

最終超過控除対象額

に規定する控除した金額 置法第六十八条の九十六の二第二項第二号 た前号の認定事業適応法人の旧租税特別措 た前号の認定事業適応法人の旧租税特別措

二第二項第二号に掲げる金額た旧租税特別措置法第六十八条の九十六の最終超過控除対象額の計算の基礎となっ

2 改正法附則第二十条第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第三十九条第二項」とあるのは、同項中「第五十七条第二項又は所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)附則第二十条第一項」とする。

第五十七条 租税特別措置法施行令第三十九条の集置十七条 租税特別措置法施行令第三十九条の工十四の二第二十項の規定の適用については、連結事業に対し、連続事業の規定の適用については、連結事業がある。

して出資をした場合の課税の特例に関する経過

過措置) (転廃業助成金等に係る課税の特例に関する経

第五十八条 新租税特別措置法第六十七条の四第六項の規定を適用する場合において、同項に規定する特別勘定の金額であるときは、同号に規定する特別勘定の金額が連結事業年度において設けた旧租税特別措置法第六十八条の百二第四項の特別勘定の金額の計算の基礎となる同号に規定る指定期間は、同項に規定する指定期間は、同項に規定する指定期間は、同項に規定する指定期間は、同項に規定する指定期間は、同項に規定する場合において、同項第二

定を適用する場合において、次の各号に掲げる2 新租税特別措置法第六十七条の四第九項の規

例事業年度において生じた連結欠損金額に係

除対象 第六十八条の百二第七項の規定により引継ぎ額に係 規定する特別勘定の金額が旧租税特別措置法控除対 一 新租税特別措置法第六十七条の四第九項に、二及 各号に定める期間とする。 間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該号にお 場合に該当するときは、同項に規定する指定期

R十二頁をド第十三頁の見ぎの適用について新租税特別措置法施行令第三十九条の二十七に規定する指定期間 二第四項の特別勘定の金額である場合 同項二第四項の特別勘定の金額である場合 同項

規定する特別勘定の金額が連結事業年度にお

3

適用を受けたものとみなす。

新租税特別措置法施行令第三十九条の二十七第十二項及び第十三項の規定の適用を受けたものは、新租税特別措置法第六十八条の百二第十項及び第十一項の規定の適用を受けたものは、新租税特別措置法第六十七条の四第九項及び第十三項に規定する他の固定資産で旧租税等別措置法第六十七条の四第九項及び第十三項の規定の適用について第十二項及び第十三項の規定の適用について第十二項及び第十三項の規定の適用について第十二項及び第十三項の規定の適用について

例に関する経過措置)(組合事業等による損失がある場合の課税の特

第五十九条 新租税特別措置法施行令第三十九条の三十一の規定の適用については、同条第五項第二号に掲げる金額を含むものとし、新租税特別措置法施行令第三十九条の三十一第六項第二号に規定する調整出資等金額には旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十五第三項に規定する調整出資等金額には旧租税特別措置法施行令第三十九条の百二十五第三項に規定する調整出資等金額には旧租税特別措置法施行令第三十九条の百二十五第三項に規定する調整出資等金額を含むものとする。

の規定の適用については、同条第二項第二号に3 新租税特別措置法施行令第三十九条の三十二

額には旧租税特別措置法施行令第三十九条の百 条の三十二第三項第二号に規定する調整出資金 むものとし、新租税特別措置法施行令第三十九 九条の三十二第二項第二号ロに掲げる金額を含 掲げる金額には旧租税特別措置法施行令第三十 二十六第二項に規定する調整出資金額を含むも

償却又は法人税額の特別控除等に関する経過措 組合損失超過合計額とみなす。 行令第三十九条の三十二第七項各号に規定する 結組合損失超過合計額は、新租税特別措置法施 置法第六十八条の百五の三第三項に規定する連 第七項の規定の適用については、旧租税特別措 (中小連結法人が機械等を取得した場合の特別 新租税特別措置法施行令第三十九条の三十二

第六十条 改正法附則第十四条第二項の規定によ 法第六十八条の十五の四第五項の規定(以下こ同法第七条の規定による改正前の租税特別措置 りなおその効力を有するものとされる旧租税特 四章の規定の適用については、次に定めるとこ の適用がある場合における新法人税法第二編第 の条において「経過税額加算規定」という。) なお従前の例によることとされる場合における 年法律第十一号)附則第六十三条の規定により 又は所得税法等の一部を改正する法律(令和三 の租税特別措置法第六十八条の十第五項の規定 場合における同法第十五条の規定による改正前 の規定によりなお従前の例によることとされる 五項の規定、所得税法等の一部を改正する法律 の十三第四項若しくは第六十八条の十五の五第 別措置法第六十八条の十一第五項、第六十八条 (平成三十年法律第七号) 附則第百五条第一項 一章(第二節を除く。)及び新地方法人税法第

規定する連結確定申告書に記載すべき旧法人改正法附則第三十三条第一項及び第二項に 除した金額とする。 経過税額加算規定により加算された金額を控 る金額は、当該金額から当該金額に含まれる 税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げ

方法人税額は、当該地方法人税額から当該地一 改正法附則第三十八条第一項に規定する地 規定により加算された金額の百分の十・三に 定する基準法人税額に含まれる経過税額加算 方法人税額に係る旧地方法人税法第六条に規 相当する金額を控除した金額とする。

> 税の特例に関する経過措置) (連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課

第六十一条 改正法附則第十四条第二項の規定に 特別措置法第六十八条の六十七第一項の規定 よりなおその効力を有するものとされる旧租税 第二編第一章(第二節を除く。)及び新地方法 めるところによる。 人税法第四章の規定の適用については、次に定 いう。)の適用がある場合における新法人税法 (以下この条において「経過税額加算規定」と

除した金額とする。 規定する連結確定申告書に記載すべき旧法人 経過税額加算規定により加算された金額を控 る金額は、当該金額から当該金額に含まれる 税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げ 改正法附則第三十三条第一項及び第二項に

三 改正法附則第三十八条第一項に規定する地 相当する金額を控除した金額とする。 規定により加算された金額の百分の十・三に 定する法人税の額は、当該法人税の額から当 定する基準法人税額に含まれる経過税額加算 方法人税額に係る旧地方法人税法第六条に規 方法人税額は、当該地方法人税額から当該地 より加算された金額を控除した金額とする。 該法人税の額に含まれる経過税額加算規定に 改正法附則第三十五条第二項第一号イに規

額とする。 の百分の十・三に相当する金額を控除した金 れる経過税額加算規定により加算された金額 該地方法人税の額に係る旧地方法人税法第二 十三条第一項に規定する基準法人税額に含ま 方法人税の額は、当該地方法人税の額から当 改正法附則第三十九条第一号に規定する地

免税方法等及び海軍販売所等における免税物品 (外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る

第六十二条 施行日前に開始した連結事業年度 結事業年度をいう。以下この条において同じ。) 旧租税特別措置法施行令第四十五条の四第三項 期間とみなされる期間を含む。)については、 終了の日の属する消費税法(昭和六十三年法律 が施行日前に開始した連結事業年度を含む。) 結子法人の同項に規定する連結親法人事業年度 (旧法人税法第二条第十二号の七に規定する連 (同条第二項又は第四項の規定により一の課税 第百八号)第十九条第一項に規定する課税期間 (旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連

(平成二十九年租税特別措置法施行令等の一

の購入方法等に関する経過措置)

及び第四十六条第四項の規定は、 なおその効力

第六十九条 旧平成二十九年改正法附則第六十九 る場合を含む。) の規定の適用については、同 条、第二十五条及び第二十九条において準用す 条第九項又は第十一項の規定の適用がある場合 を改正する政令の一部改正に伴う経過措置) 項中「又は第六十五条の八第十項」とあるの における附則第二十二条第二項(附則第十八

# の八第十項」とする。 (令和二年七月八日政令第二一七

規定による改正前の租税特別措置法第六十五条

ものとされる旧平成二十九年改正法第十二条の は第十一項の規定によりなおその効力を有する 成二十九年改正法附則第六十九条第九項若しく は、「若しくは第六十五条の八第十項又は旧平

号)抄

第一条 この政令は、改正法施行日(令和二年十 二月一日)から施行する。 (施行期日)

#### 附 六号) 則 抄 (令和二年九月一六日政令第二八

(施行期日)

のための中小企業における経営の承継の円滑化第一条 この政令は、中小企業の事業承継の促進 二項において「改正法」という。) の施行の日 に関する法律等の一部を改正する法律(次条第

# 附 則 (令和二年一二月二四日政令第三(令和二年十月一日) から施行する。 七三号)

二年十二月二十八日)から施行する。 置法等の一部を改正する法律の施行の日(令和競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措 置法等の一部を改正する法律の施行の この政令は、平成三十二年東京オリンピック

## 号) 抄 (令和三年二月二五日政令第三九

(施行期日)

第一条 この政令は、会社法の一部を改正する法 三年三月一日)から施行する。 律(令和元年法律第七十号)の施行の日 ( 令 和

### 九 号) 則 (令和三年三月三一日政令第一一

(施行期日)

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この政令は、令和三年四月一日から施 各号に定める日から施行する。 該行

の三の改正規定 令和三年三月三十一日 三の三の改正規定、同令第三十九条の百十三の十三の二の改正規定、同令第三十九条の十 の二の改正規定及び同令第三十九条の百十三 第一条中租税特別措置法施行令第五十一条 第一条中租税特別措置法施行令第三十九条

の二の改正規定及び同令第五十一条の三第一 項の改正規定 第一条中租税特別措置法施行令第四条の二略 令和三年五月一日

正規定 第一項、第百五十一条の三第一項、第百五十 三条第一項及び第二項第三号から第五号まで五条の十一第六項の表第十五項の表第百二十 の改正規定、同令第二十五条の八第十五項の項の表の改正規定、同令第二十条第四項の表 第十九項の改正規定、同令第十九条第二十三 三項第二号の改正規定、同令第二十五条の二 二の二の改正規定、同令第二十五条の十九第の十一の二の改正規定、同令第二十五条の十 三条の二第一項及び第百五十三条の三第一項 四項第二号イ(2)の項の項及び同条第七項 第一項、第百五十三条の二第一項及び第百五 第百五十一条の二第一項、第百五十一条の三 の項、第百二十七条第一項及び第二項の項、 規定、同条第十五項の改正規定、同令第二十 を加える部分に限る。)、同条第十四項の改正 の改正規定(「特定口座廃止届出書の」の下 を除く。)、同令第二十五条の十の十三第四項 表の改正規定、同令第二十五条の十の二第二 同令第二十六条の二十三第五項の表の改正規 第二号ロ及び第百六十条第四項第二号イ の項及び第百五十五条、第百五十九条第四 条第一項及び第二項の項、第百五十一条の二 二項第三号から第五号までの項、第百二十七 の表第十五項の表第百二十三条第一項及び第 百五十九条第四項第二号ロ及び第百六十条第 に「第二十五条の十の七第一項に規定する」 十の八の改正規定、同令第二十五条の十の十 十二項第二号の改正規定、同令第二十五条の 第八項の表の改正規定、 十五第九項の改正規定、同令第二十六条の (2) の項の項の改正規定、同令第二十五条 十三条の三第一項の項及び第百五十五条、第 一の改正規定(同条第四項第一号に係る部分 十の七第一項の改正規定、同令第二十五条の 同令第二十六条の二十六の改正規定、 (同条第二十項に係る部分を除く。)、 同令第四条の六の二 同 改

令第三十二条の二の次に一条を加える改正規 第三十条第二項に一号を加える改正規定、

同令第三十九条の二十三の次に一条を加

二の七第十項」に改める部分に限る。)、同令

第四十条の四の二第八項の改正規定(「され に限る。) の規定 令和四年一月一日 関する法律施行令第二条第十五号の改正規定 条並びに第三十七条(国税収納金整理資金に 条、第二十九条第一項及び第九項、第三十三 加える改正規定並びに附則第十一条、第十二 並びに同令第四十六条の八の五の次に一条を 五第三項の改正規定、同条第七項の改正規定 の」を加える部分に限る。)、同令第四十条の 加える部分に限る。)、同条第三項の改正規定 たもの」の下に「又は確認を受けたもの」を 令第二十六条の二十七の二の改正規定、同令 (「されたもの」の下に「又は確認を受けたも

て一項を加える改正規定、同令第五条の六の第一項を同条第二項とし、同条に第一項とし 三項」を「第十条の五の五第三項、第十条の 第八項の改正規定(「第十条の五の四の二第 四十二条の十二の五の二第六項」を「、第四 の六とし、同条の次に一条を加える改正規 五の改正規定、同条を同令第二十七条の十二 を加える改正規定、同令第二十七条の十二のを同条第二項とし、同条に第一項として一項項を同条第三項とする改正規定、同条第一項 規定(「及び第十条の五の四の二第七項」を する改正規定、同令第五条の七第二項の改正 第五条の六の三の二を同令第五条の六の四と 四の改正規定、同条を同令第五条の六の五と 項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条 五項とする改正規定、同条第三項を同条第四 第六項とする改正規定、同条第四項を同条第 に限る。)、同令第五条の六の三第五項を同条 五の六第七項から第九項まで」に改める部分 十二条の十二の六第六項又は第四十二条の十 定、同令第二十七条の十二の四の二を同令第 定、同条第三項を同条第四項とし、同条第二 六第十三項」に改める部分に限る。)、同令第 し、同条の次に一条を加える改正規定、同令 二十七条の十三第二項の改正規定(「又は第 「、第十条の五の五第七項及び第十条の五の 二十七条の十二の五とする改正規定、同令第 一十七条の十二の四第五項を同条第六項と し、同条第四項を同条第五項とする改正規 第一条中租税特別措置法施行令第五条の三

年法律第七十号)の施行の日 強化法等の一部を改正する等の法律(令和三 び同令第四十二条の六第二項の改正規定(正規定(同項第三号に係る部分を除く。)及 項又は第六十八条の十五の七第十一項」に改 正規定(「又は第六十八条の十五の六の二第 項」に改める部分に限る。)、同条第三項の改 編計画」に改める部分に限る。) 産業競争力 再編計画」を「(同項に規定する認定事業再 「計画(同項の」を削り、「又は認定特別事業 く。)、同令第三十九条の百二十二第一項の改 百二十一の二の次に二条を加える改正規定 九条の七十三の改正規定、同令第三十九条の 第二項に一号を加える改正規定、同令第三十 える部分に限る。)、同令第三十九条の六十九 に改める部分に限る。)及び同項に一号を加 条第三項」を「第三十九条の四十七第三項\_ 分に限る。)、同項第十三号に係る部分(「前 (1) に係る部分及び同号ロ(2) に係る部 の四十六第七項各号」に改める部分、同号ロ 十九条の四十六第六項各号」を「第三十九条 める部分、同項第十二号に係る部分(「第三 七項」を「、第六十八条の十五の六の二第七 二第七項又は第六十八条の十五の七第十一 の二第七項」を「、第六十八条の十五の六の 項の改正規定(「又は第六十八条の十五の六 える改正規定、 十七第一項の改正規定、同条の次に一条を加 第二項を同条第三項とする改正規定、同条第 イの改正規定、同項を同条第四項とし、同条 条第五項とする改正規定、同条第三項第一号 同条第六項とする改正規定、同条第四項を同 一項ずつ繰り下げる改正規定、同条第五項を 条第十項とし、同条第六項から第八項までを 除く。)、同令第三十九条の四十六第九項を同 第一項の改正規定(同項第三号に係る部分を える改正規定、同令第三十九条の二十四の二 (第三十九条の百二十一の三に係る部分を除 項を加える改正規定、同令第三十九条の四 項を同条第二項とし、同条に第一項として 同令第三十九条の四十八第二

改める部分に限る。)、同令第三十九条の二十定(「第二条第五項」を「第二条第六項」に 同令第二十七条の四第十八項第三号の改正規 を「第二条第六項」に改める部分に限る。)、 第十項第三号の改正規定(「第二条第五項」 第一条中租税特別措置法施行令第五条の三 の二第一項第三号の改正規定、 同令第三十

> 条、第二十八条及び第三十条第一項の規定 号に掲げる規定の施行の日 律(令和三年法律第七十号)附則第一条第二 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法 の六第一項の改正規定並びに附則第二十三 第一項第三号の改正規定及び同令第四十二条 る部分に限る。)、同令第三十九条の百二十二 九条の三十九第十七項第二号の改正規定 「第二条第五項」を「第二条第六項」に改め

く。)、同令第二十五条の四第二項第二号の改二の改正規定(同条第十一項に係る部分を除 四第二十一項の改正規定 マンションの管理 第四十条の二十四の改正規定 特定都市河川 条第二十一項に係る部分を除く。)及び同令 正規定、同令第三十八条の四の改正規定(同 第一条第三号に掲げる規定の施行の日 正する法律(令和二年法律第六十二号)附則 の建替え等の円滑化に関する法律の一部を改 の適正化の推進に関する法律及びマンション 二第十一項の改正規定及び同令第三十八条の 浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令 第一条中租税特別措置法施行令第二十条の

る法律及びマンションの建替え等の円滑化に定 マンションの管理の適正化の推進に関す 第一項の改正規定、同令第三十九条の百一の 条の三の改正規定、同令第三十九条の三十七 令第三十九条の二の改正規定、同令第三十九 規定、同令第二十六条の十七第一項の改正規 の三の改正規定、同令第二十二条の六の改正 法律第六十二号) の施行の日 関する法律の一部を改正する法律(令和二年 の改正規定及び同条第四項を同条第五項と 改正規定、同令第四十二条の三第三項第一号 定、同令第二十七条の三の二の改正規定、同 第一条中租税特別措置法施行令第二十二条 同条第三項の次に一項を加える改正規

令第三十九条の二十三の改正規定及び同令第 条の二十二の次に一条を加える改正規定、同 の影響による社会経済情勢の変化に対応して 改正規定(第三十九条の百二十一の三に係る 三十九条の百二十一の二の次に二条を加える 部分に限る。) 新型コロナウイルス感染症等 金融の機能の強化及び安定の確保を図るため

十二 第一条中租税特別措置法施行令第四十二

第一条中租税特別措置法施行令第二十条の

和三年法律第三十一号)附則第一条第二号に

掲げる規定の施行の日

十一 第一条中租税特別措置法施行令第三十九

法律第四十六号) の施行の日 の銀行法等の一部を改正する法律(令和三年

法等の一部を改正する法律(令和三年法律第 条の六第二項の改正規定(第五号に掲げる改 四十三号)附則第一条第二号に掲げる規定 正規定を除く。)及び附則第三十条第二項の 海事産業の基盤強化のための海上運送

経過措置) (障害者等の少額公債の利子の非課税に関する

第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措 の申請書については、なお従前の例による。 四十七条第三項において準用する場合を含む。) 四第三項において準用する旧所得税法施行令第 令第百十三号)<br />
による改正前の所得税法施行令 う。) 第二条の四第三項において準用する所得 申請書に記載すべき事項について適用し、施行 供を受ける新令第二条の四第三項において準用十一条の二第五項の申請書及び施行日以後に提 第三項において準用する新所得税法施行令第四 という。) 以後に提出を受ける新令第二条の四 規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」 得税法施行令第四十七条第三項において準用す 令第九十六号。以下この条において「新所得税 部を改正する政令(令和三年政令第百十三号) 四第三項において準用する所得税法施行令の一 置法施行令(以下「新令」という。)第二条 税法施行令の一部を改正する政令(令和三年政 の租税特別措置法施行令(以下「旧令」とい 日前に提出を受けた第一条の規定による改正前 る場合を含む。以下この項において同じ。)の 法施行令」という。) 第四十一条の二第五 いう。)第四十一条の二第五項(旧令第二条の する新所得税法施行令第四十一条の二第五項 による改正後の所得税法施行令(昭和四十年政 (以下この項において「旧所得税法施行令」と (新令第二条の四第三項において準用する新所 項

二条の四第三項において準用する新所得税法施 第三項の移管先の営業所等に対して行う新令第 新所得税法施行令第四十七条の三第一項の金 以後に新令第二条の四第三項において準用する 得税法施行令第四十七条の三の規定は、施行日 行令第四十七条の三第一項の電磁的方法による 機関の営業所等又は新令第二条の四第三項にお いて準用する新所得税法施行令第四十七条の三 新令第二条の四第三項において準用する新所

出書、申告書若しくは申込書に記載すべき事項 る申告書に記載すべき事項の提供について適用 所得税法施行令第四十七条の三第三項に規定す 又は新令第二条の四第三項において準用する新 税法施行令第四十七条の三第一項に規定する届 新令第二条の四第三項において準用する新所得

税等に関する経過措置) (勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課

第三条 新令第二条の十八第四項から第六項まで 準用する場合を含む。以下この項において同(これらの規定を新令第二条の三十一において する場合を含む。以下この項において同じ。) の規定は、新令第二条の十九第二項の他の勤務 れらの規定を新令第二条の三十一において準用 同項の書類の提出について適用する。 務先の長が施行日以後に行う同項の規定による じ。) の規定は、新令第二条の十八第四項の勤 新令第二条の十九第二項から第四項まで(こ 2

項の書類の提出について適用する。 定する退職等通知書に記載すべき事項の提供に 出書に記載すべき事項及び同条第二十二項に規 申告書に記載すべき事項、同条第二十一項の届 十九項に規定する財産形成年金貯蓄者の退職等 項、同条第十六項に規定する記載事項、同条第する記載事項、同条第十三項に規定する記載事 七項に規定する記載事項、同条第十一項に規定 に規定する書類に記載されるべき事項、同条第 第一号に規定する電磁的方法による同条第五項 項までの規定は、施行日以後に行う同条第一項 ついて適用する。 新令第二条の三十三の二第五項から第二十三 3

(特定寄附信託の利子所得の非課税に関する経

行日以後に提出する同項に規定する特定寄附信第四条 新令第二条の三十五第十項の規定は、施 寄附信託異動申告書については、なお従前の例した旧令第二条の三十五第十項に規定する特定 託異動申告書について適用し、施行日前に提出 2

載すべき事項の提供について適用する る同項に規定する特定寄附信託異動申告書に記 して行う同条第十項に規定する電磁的方法によ 者の同条第一項第一号に規定する営業所等に対 日以後に行う同条第十項の特定寄附信託の受託 新令第二条の三十五第十二項の規定は、施行 第七条

過措置 (振替国債等の利子の課税の特例等に関する経

十一項及び第十六項において準用する場合を含第五条 新令第三条第十五項(新令第三条の二第 適用する。 三項の申請書に記載すべき事項の提供について 第三条の二第七項若しくは新令第三条の二第十 法による同条第七項又は租税特別措置法施行令 振替機関をいう。次項において同じ。)に対し は同法第五条の三第四項第一号に規定する特定 条の二第七項第一号に規定する特定振替機関又 行日以後に特定振替機関(租税特別措置法第五 む。以下この項において同じ。)の規定は、施 て行う新令第三条第十五項に規定する電磁的方

類に記載されるべき事項の提供について適用す二第七項若しくは新令第三条の二第十三項の書 項及び第十六項において準用する場合を含む。 る。 同条第七項又は租税特別措置法施行令第三条の 十六項に規定する財務省令で定める方法による 以後に特定振替機関に対して行う新令第三条第 以下この項において同じ。)の規定は、施行日 新令第三条第十六項(新令第三条の二第十一

先の長が施行日以後に行う同項の規定による同

条の二第二十項の規定により提出した書類につ 以後に同項の規定により同項に規定する提出を (試験研究を行った場合の所得税額の特別控除 いては、なお従前の例による。 する書類について適用し、施行日前に旧令第三 に関する経過措置) 新令第三条の二第二十二項の規定は、施行日

第六条 新令第五条の三第十一項(第四号、第五 の三第十一項第二号に定める試験研究費の額に適用し、個人が施行日前に支出した旧令第五条 号、第十一号及び第十二号に係る部分に限る。) ついては、なお従前の例による。 の規定は、個人が施行日以後に支出する同条第 十二項第二号に定める試験研究費の額について

前の例による。れる同号に掲げる試験研究については、 第八号に規定する契約又は協定に基づいて行わ人が施行目前に締結した旧令第五条の三第十項 れる同号に掲げる試験研究について適用し、個 する同号に規定する委任契約等に基づいて行わ に限る。) の規定は、個人が施行日以後に締結 新令第五条の三第十一項(第九号に係る部分 なお従

特別控除に関する経過措置) (給与等の支給額が増加した場合の所得税額の

三年法律第十一号。

以下「改正法」という。)

事業所基準雇用者数を超える場合には、当該地数が同条第一項第二号イ(1)に規定する地方 る政令で定めるところにより計算した金額は、 年分に係る新法第十条の五の四第一項に規定す 法」という。)第十条の五第一項又は第二項の法(以下この項及び次項において「令和二年旧 の百分の二十に相当する金額とする。 方事業所基準雇用者数)を乗じて計算した金額 三号に規定する雇用者の数で除して計算した金 新令第五条の六の四第二項の規定にかかわら 規定の適用を受ける場合における当該特例対象 法第十五条の規定による改正前の租税特別措置 によることとされる場合における令和二年改正 及び次項において「特例対象年分」という。) 条第二項に規定する特例対象年分(以下この項 額に次に掲げる数を合計した数(当該合計した 給与等支給額を当該特例対象年分の十二月三十 十条の五の四第三項第三号イに規定する雇用者 において同条第一項の規定によりなお従前の例 ず、当該個人の当該特例対象年分に係る新法第 日における令和二年旧法第十条の五第三項第

数と同号イ(2)に規定する達するまでの数二号イ(1)に規定する特定新規雇用者基礎 とを合計した数 ける場合における当該特例対象年分の同項第 一年旧法第十条の五第一項の規定の適用を受 当該個人が当該特例対象年分において令和

四第二項第二号イ及びロに掲げる数を合計し 規雇用者総数に達するまでの数から同項の規た数のうち同号ロ(2)に規定する移転型新 た数を控除した数 改正前の租税特別措置法施行令第五条の六の る政令(令和二年政令第百二十一号)による 年分の租税特別措置法施行令の一部を改正す 定の適用を受ける場合における当該特例対象 として政令で定めるところにより証明がされ ける場合における当該特例対象年分の同条第 二年旧法第十条の五第二項の規定の適用を受 一項第二号ロ(2)に規定する基準雇用者数 当該個人が当該特例対象年分において令和

所得税法等の一部を改正する法律(令和 2 規定する中小事業者が特例対象年分において令 前項の規定は、新法第十条の五の四第二項に

第七条の規定による改正後の租税特別措置 和二年法律第八号。以下この項及び次項におい て「令和二年改正法」という。)附則第五十六 (以下「新法」という。) 第十条の五の四第一項 個人が所得税法等の一部を改正する法律(令 3 新規雇用者総数に達するまでの数から」とある る政令で定めるところにより計算した金額につ 年分に係る新法第十条の五の四第二項に規定す 規定の適用を受ける場合における当該特例対象 りなお従前の例によることとされる場合にお のは「から」と、「及びロ」とあるのは「から 二号中「のうち同号ロ(2)に規定する移転型 五条の六の四第二項の」とあるのは「第五条の る令和二年旧法第十条の五第一項又は第二項 和二年改正法附則第五十六条第一項の規定によ ハまで」と読み替えるものとする。 での数」とあるのは「合計した数」と、同項第 六の四第四項の」と、同項第一号中「達するま いて準用する。この場合において、前項中「第

0

るのは「第五条の六の三の二第二項」と、「第 税特別措置法施行令第五条の六の三の二第二 とあるのは「第一条の規定(附則第一条第五号 日までの間における前二項の規定の適用につい の三の二第四項」とする。 五条の六の四第四項」とあるのは「第五条の六 項」と、前項中「第五条の六の四第二項」とあ に掲げる改正規定を除く。) による改正後の ては、第一項中「新令第五条の六の四第二項」 施行日から附則第一条第五号に定める日の 租

(個人の減価償却に関する経過措置)

第八条 新令第五条の八第二項の規定は、個人が いう。)については、なお従前の例による。 第二条第一項第六号に規定する減価償却資産を 条の規定による改正前の租税特別措置法(以下 第一項に規定する特定船舶について適用し、 施行日以後に取得又は製作をする新法第十一条 の中欄に掲げる減価償却資産(租税特別措置法 「旧法」という。)第十一条第一項の表の第二号 人が施行日前に取得又は製作をした改正法第七 個

する政令(令和四年政令第百四十八号)第一条 日以前に租税特別措置法施行令等の一部を改 条第一項第一号中「過疎地域自立促進特別措置 なおその効力を有する。この場合において、 法」と、「令和三年三月三十一日」とあるの 法」とあるのは「旧過疎地域自立促進特別措置 限る。)及び第三項から第五項までの規定は、 る部分に限る。)、第二項(第一号に係る部分に 定に基づく旧令第六条の三第一項(第一号に係 おその効力を有するものとされる旧法第十二条 「令和三年十二月三十一日(当該地区のうち (第一項の表の第一号に係る部分に限る。) の規 改正法附則第三十二条第四項の規定によりな 同 は

同条第三項中「過疎地域自立促進特別措置法. とあるのは「旧過疎地域自立促進特別措置法. 域にあつては、 持続的発展市町村計画が定められた市町村の区 六条の三第九項第一号に規定する特定過疎地域 の規定による改正前の租税特別措置法施行令第 その定められた日の前日)」と、 2

る産業振興機械等については、なお従前の例に 条第三項に規定する取得等をした同項に規定す 規定する工業用機械等及び個人が施行日前に同 製作若しくは建設をした旧法第十二条第一項に 等について適用し、個人が施行日前に取得又はする取得等をする同項に規定する産業振興機械 械等及び個人が施行日以後に同条第三項に規定 をする新法第十二条第一項に規定する工業用機 個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設 する取得価額に係る部分に限る。)の規定は、 新令第六条の三(同条第二項第一号イに規定 3

5 係る部分に限る。)、第十三項(第四号に係る部定に基づく旧令第六条の三第十二項(第四号に 業用機械等について適用し、個人が施行日前に の規定は、なおその効力を有する。 分に限る。)及び第二十項から第二十二項まで おその効力を有するものとされる旧法第十二条 業用機械等については、なお従前の例による。 取得等をした旧法第十二条第一項に規定する工 じ。)をする新法第十二条第一項に規定する工 若しくは建設をいう。以下この項において同 は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作 (第三項の表の第四号に係る部分に限る。) の規 改正法附則第三十二条第七項の規定によりな 新令第六条の三第三項から第五項までの規定

る医療用機器について適用し、個人が施行日前 に規定する医療用機器については、 に取得又は製作をした旧法第十二条の二第一項 は製作をする新法第十二条の二第一項に規定す 限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得又 新令第六条の四第二項(第一号に係る部分に なお従前の 6 5

第九条 新令第十六条の二第二項及び第十六条の ついて適用し、令和三年分以前の所得税につい三第四項の規定は、令和四年分以後の所得税に ては、なお従前の例による。 (農業経営基盤強化準備金等に関する経過措置)

関する経過措置) (有価証券の譲渡による所得の課税の特例等に

第十条 施行日以後に行う同項に規定する特定管理 新令第二十五条の九の二第八項の規定

> の同項に規定する提出については、なお従前の の二第八項に規定する特定管理口座開設届出書 適用し、施行日前に行った旧令第二十五条の九 口座開設届出書の同項に規定する提出について

行日以後に同項に規定する提出をする同項に規 新令第二十五条の十の二第十項の規定は、施 例による。 定する特定口座内保管上場株式等移管依頼書に 上場株式等移管依頼書については、なお従前の 五条の十の二第十項に規定する特定口座内保管 ついて適用し、施行日前に提出した旧令第二十

号(同号の特定累積投資勘定及び特定非課税管 る。 規定する提出については、なお従前の例によ 。)の規定は、施行日以後に行う同号イに規定 非課税口座内上場株式等移管依頼書の同号イに 第十四項第二十七号イに規定する特定口座への 依頼書の同号イに規定する提出について適用 する特定口座への非課税口座内上場株式等移管 理勘定に係る部分を除く。)に係る部分に限る し、施行日前に行った旧令第二十五条の十の二 新令第二十五条の十の二第十四項(第二十七

4 号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後 る提出について適用し、施行日前に行った旧令 は、なお従前の例による。 移管依頼書の同号イに規定する提出について 定する特定口座への未成年者口座内上場株式等 第二十五条の十の二第十四項第二十八号イに規 口座内上場株式等移管依頼書の同号イに規定す に行う同号イに規定する特定口座への未成年者 新令第二十五条の十の二第十四項(第二十八

する提出については、なお従前の例による。 提出について適用し、施行目前に行った旧令第 行日以後に行う同項の届出書の同項に規定する する提出については、なお従前の例による。 提出について適用し、施行目前に行った旧令第 行日以後に行う同項の届出書の同項に規定する 二十五条の十の四第三項の届出書の同項に規定 二十五条の十の四第二項の届出書の同項に規定 新令第二十五条の十の四第二項の規定は、施 新令第二十五条の十の四第三項の規定は、 施

施行日以後に行う同項に規定する源泉徴収選択 二十五条の十の十三第四項に規定する源泉徴収 提出について適用し、施行日前に行った旧令第 口座内配当等受入終了届出書の同項に規定する 新令第二十五条の十の十三第四項の規定は、

8 三第八項第二号(同条第二十項において準用す 部分に限り、同条第二十項において準用する場 税口座内上場株式等移管依頼書の同号に規定す 規定する特定口座以外の他の保管口座への非課 る場合を含む。以下この項において同じ。) に 適用し、施行目前に行った旧令第二十五条の十 式等移管依頼書の同号に規定する提出について 以下この項において同じ。)に規定する特定口 座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株 合を含む。)の規定は、施行日以後に行う同号 (同条第二十項において準用する場合を含む。 新令第二十五条の十三第八項(第二号に係る

9 については、なお従前の例による。 旧令第二十五条の十三第十項第一号(同条第十 る提出については、なお従前の例による。 において同じ。) の書類の同号に規定する提出 定する提出について適用し、施行日前に行った 以下この項において同じ。)の書類の同号に規 (一)の規定は、施行日以後に行う同号合を含む。)の規定は、施行日以後に行う同号 部分に限り、同条第十一項において準用する場 一項において準用する場合を含む。以下この項 (同条第十一項において準用する場合を含む。 新令第二十五条の十三第十項(第一号に係る

10 において同じ。)の書類の同号に規定する提出一項において準用する場合を含む。以下この項 以下この項において同じ。)の書類の同号に規 については、なお従前の例による。 旧令第二十五条の十三第十項第二号(同条第十 定する提出について適用し、施行日前に行った 合を含む。)の規定は、施行日以後に行う同号 部分に限り、同条第十一項において準用する場 (同条第十一項において準用する場合を含む。 新令第二十五条の十三第十項(第二号に係る

11 二第二項に規定する非課税口座異動届出書の同 施行日以後に行う同項に規定する非課税口座異 項に規定する提出については、なお従前の例に 動届出書の同項に規定する提出について適用 し、施行日前に行った旧令第二十五条の十三の 新令第二十五条の十三の二第二項の規定は、

12 二第四項に規定する非課税口座移管依頼書の同 管依頼書の同項に規定する提出について適用 施行日以後に行う同項に規定する非課税口座移 し、施行日前に行った旧令第二十五条の十三の 新令第二十五条の十三の二第四項の規定は、

選択口座内配当等受入終了届出書の同項に規定 する提出については、なお従前の例による。 項に規定する提出については、 新令第二十五条の十三の八第三項

なお従前の例に

従前の例による。 の同条第三項に規定する提出については、 合を含む。以下この項において同じ。) の書類 三の八第三項(同条第四項において準用する場 適用し、施行日前に行った旧令第二十五条の十 条第三項の書類の同項に規定する提出について おいて同じ。) の規定は、施行日以後に行う同 項において準用する場合を含む。以下この項に (同条第四

なお

16 令第二十五条の十三の二第四項に規定する提 定は、施行日以後に行う新令第二十五条の十三 準用する新令第二十五条の十三の二第四項の規 定する提出については、なお従前の例による。 用する場合を含む。以下この項において同じ。) 座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場 以下この項において同じ。)に規定する特定 号(同条第七項において準用する場合を含む。 場合を含む。)の規定は、施行日以後に行う同 係る部分に限り、同条第七項において準用する 定する提出については、なお従前の例による。 成年者口座内上場株式等移管依頼書の同号に規 行った旧令第二十五条の十三の八第五項第二号 号に規定する提出について適用し、施行日前に う同号に規定する特定口座以外の他の保管口 係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に行 十五条の十三の八第二十項において準用する旧 行った旧令第二十五条の十三の八第二十項にお 項に規定する提出について適用し、施行日前に おいて準用する新令第二十五条の十三の二第四 依頼書の新令第二十五条の十三の八第二十項に の十三の二第四項に規定する未成年者口座移管 の八第二十項において準用する新令第二十五条 成年者口座内上場株式等移管依頼書の同号に規 株式等移管依頼書の同号に規定する提出につい に規定する特定口座以外の他の保管口座への未 に規定する未成年者口座移管依頼書の旧令第二 いて準用する旧令第二十五条の十三の二第四 十三の八第六項第二号(同条第七項において準 て適用し、施行日前に行った旧令第二十五条の については、 に規定する特定口座以外の他の保管口座への への未成年者口座内上場株式等移管依頼書の 新令第二十五条の十三の八第六項(第二号に 新令第二十五条の十三の八第五項(第二号に 新令第二十五条の十三の八第二十項において なお従前の例による 未 同 座

(課税対象金額の計算等に関する経過措置)

される同号に規定する外国所得税の額について 定する剰余金の配当等の額を課税標準として課 なった旧令第二十五条の十九第三項第二号に規 の額に係る同号に規定する外国所得税の額につすることとなる同号に規定する剰余金の配当等 規定は、居住者が令和四年一月一日以後に納付 いて適用し、居住者が同日前に納付することと なお従前の例による。 新令第二十五条の十九第三項第二号の

控除に関する経過措置) (住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別

第十二条 新令第二十六条第二項及び第三十一項 申告書を提出した場合については、なお従前のを提出する場合について適用し、同日前に確定 の規定は、令和四年一月一日以後に確定申告書

る経過措置 (振替割引債の差益金額等の課税の特例に関す

第十三条 新令第二十六条の二十第十四項及び第 第二十六条の二十第十六項の申請書に記載すべ 措置法第四十一条の十三の三第七項第一号に規規定は、施行日以後に特定振替機関(租税特別 き事項の提供について適用する。 措置法施行令第二十六条の二十第七項又は新令第十五項に規定する電磁的方法による租税特別 四項及び第十九項において準用する新令第三条 じ。)に対して行う新令第二十六条の二十第十 定する特定振替機関をいう。次項において同 十九項において準用する新令第三条第十五項の

新令第二十六条の二十第十六項の書類に記載さ れるべき事項の提供について適用する。 特別措置法施行令第二十六条の二十第七項又は 項に規定する財務省令で定める方法による租税 は、施行日以後に特定振替機関に対して行う同 において準用する新令第三条第十六項の規定新令第二十六条の二十第十四項及び第十九項

出した書類については、なお従前の例による。 令第二十六条の二十第二十三項の規定により提 提出をする書類について適用し、施行日前に旧 施行日以後に同項の規定により同項に規定する (外国組合員に対する課税の特例に関する経過 新令第二十六条の二十第二十五項の規定は、

第十四条 新令第二十六条の三十第四項の規定 の非居住者が施行日以後に有することとなる当 租税特別措置法第四十一条の二十一第一項

> は、なお従前の例による。 法人が施行日前に支払を受けるべき当該外国法 る同項に規定する国内源泉所得又は同項の外国 行日前に有することとなった当該非居住者に係 源泉所得について適用し、同項の非居住者が施 るべき当該外国法人に係る同項に規定する国内 又は同項の外国法人が施行日以後に支払を受け 該非居住者に係る同項に規定する国内源泉所得 人に係る同項に規定する国内源泉所得について

報酬等に係る源泉徴収の特例に関する経過措 (免税芸能法人等が支払う芸能人等の役務提供

第十五条 新令第二十六条の三十二第四項の規定 項に規定する記載事項の提供について適用す 対して行う同項に規定する電磁的方法による同 る。 は、施行日以後に同項の対価の支払をする者に

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十六条 別段の定めがあるものを除き、新令第 三章の規定は、法人(租税特別措置法第二条第 前の例による 支配関係にある連結子法人の施行日前に開始し 同じ。)の施行日以後に開始する連結事業年度 た連結事業年度分の法人税については、なお従 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全 の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び 以下同じ。)分の法人税について適用し、法人 第十号の五に規定する連結子法人をいう。以下 をいう。以下同じ。)にある連結子法人(同項 又は当該連結親法人による連結完全支配関係 四に規定する連結親法人をいう。以下同じ。) 年度分の法人税及び連結親法人(同項第十号の む。以下同じ。) の施行日以後に開始する事業 (同項第十九号に規定する連結事業年度をいう。 (同項第十号の七に規定する連結完全支配関係 二項第二号に規定する人格のない社団等を含 2

に関する経過措置) (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

第十七条 法人が分割等(分割又は現物出資をい う。) について租税特別措置法施行令第二十七 項の合理的な方法について受けた同項の認定 条の四第十四項の規定の適用を受ける場合に 第二十七条の四第十四項の合理的な方法につい 。)は当該分割等に係る租税特別措置法施行令 は、当該分割等に係る旧令第二十七条の四第九 て受けた同項の認定と、当該分割等についてさ (旧令第三十九条の三十九第八項の認定を含む

> なす。ただし、次に掲げる場合は、この限りで 第二十七条の四第十四項の届出と、それぞれみ 該分割等についてされた租税特別措置法施行令 三十九条の三十九第八項の届出を含む。)は当 れた旧令第二十七条の四第九項の届出(旧令第

究費の額に該当しないものが含まれる場合 旧令第二十七条の四第七項に規定する試験研 となる同項に規定する移転試験研究費の額に はロの月別移転試験研究費の額の計算の基礎 移転試験研究費の額又は同項第二号イ若しく 二十七条の四第十四項第一号イ若しくはロの 当該分割等に係る租税特別措置法施行令第

3 九条の三十九第二十五項の届出を含む。)は、 九条の三十九第十項の届出を含む。)又は旧令 令第二十七条の四第十一項の届出(旧令第三十 ける場合には、当該現物分配についてされた旧 令第二十七条の四第二十三項の規定の適用を受

4 令第二十七条の四第十九項第二号に定める試験 について適用し、法人が施行日前に支出した旧同条第二十八項第二号に定める試験研究費の額 る。) の規定は、法人が施行日以後に支出する 五号、第十一号及び第十二号に係る部分に限 研究費の額については、なお従前の例による。 新令第二十七条の四第二十七項(第四号、 第

5

る現物分配をいう。以下この条において同じ。) 六項の届出とみなす。 れた租税特別措置法施行令第二十七条の四第十 現物分配についてされた旧令第二十七条の四第 第十六項の規定の適用を受ける場合には、当該 第三十四号)第二条第十二号の五の二に規定す の届出を含む。)は、当該現物分配についてさ 十一項の届出(旧令第三十九条の三十九第十項 について租税特別措置法施行令第二十七条の四 法人が現物分配(法人税法(昭和四十年法律 行令第二十七条の四第十二項に規定する試験する移転試験研究費の額に租税特別措置法施 又は同項第二号イ若しくはロの月別移転試験 項第一号イ若しくはロの移転試験研究費の額 研究費の額に該当しないものが含まれる場合 研究費の額の計算の基礎となった同項に規定 当該分割等に係る旧令第二十七条の四第九

行令第二十七条の四第二十三項の届出とみな 当該現物分配についてされた租税特別措置法施 第二十七条の四第二十六項の届出(旧令第三十 法人が現物分配について租税特別措置法施行

基づいて行われる同号に掲げる試験研究についの四第十八項第八号に規定する契約又は協定に る部分に限る。) の規定は、法人が施行日以 に締結する同号に規定する委任契約等に基づい し、法人が施行日前に締結した旧令第二十七条 て行われる同号に掲げる試験研究について適用 新令第二十七条の四第二十七項(第九号に係

6 当該現物分配についてされた租税特別措置法施 令第二十七条の四第二十六項の届出(旧令第三ける場合には、当該現物分配についてされた旧 令第二十七条の四第三十八項の規定の適用を受 ては、なお従前の例による。 十九条の三十九第二十五項の届出を含む。)は、 行令第二十七条の四第三十八項の届出とみな 法人が現物分配について租税特別措置法施行

項の届出に関し必要な経過措置は、財務省令で 並びに同条第十六項、第二十三項又は第三十八 は前項の規定の適用に係るものを除く。)が施くは第三十八項の現物分配(第二項、第三項又 を除く。)又は同条第十六項、第二十三項若し 七項の分割等(第一項の規定の適用に係るもの 項、第十六項、第二十一項、第二十三項、 定める。 項、第二十一項又は第三十七項の認定及び届 行われたものである場合における同条第十四 行日以後最初に開始する事業年度開始の日前に 人の同条第十四項、第二十一項若しくは第三十 十七項又は第三十八項の規定の適用を受ける法 租税特別措置法施行令第二十七条の四第十四

償却又は法人税額の特別控除に関する経過 償却又は法人税額の特別控除に関する経過措(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別

第十八条 新令第二十七条の六第七項の規定は、 特定機械装置等については、 作をした旧法第四十二条の六第一項に規定する 四十二条の六第一項に規定する特定機械装置等 法人が施行日以後に取得又は製作をする新法第 について適用し、法人が施行日前に取得又は製 なお従前の例によ

した場合の法人税額の特別控除に関する経過措 (沖縄の特定地域において工業用機械等を取得

第十九条 新令第二十七条の九第六項から第八項 項に規定する工業用機械等について適用し、 作若しくは建設をする新法第四十二条の九第一 までの規定は、法人が施行日以後に取得又は製 法

特別控除に関する経過措置) 機械等については、なお従前の例による。 た旧法第四十二条の九第一項に規定する工業用 (給与等の支給額が増加した場合の法人税額の 人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をし

2

第二十条 新法第四十二条の十二の五第一項の法 別措置法(以下この項及び次項において「令和年改正法第十五条の規定による改正前の租税特 分の二十に相当する金額とする。 業所基準雇用者数)を乗じて計算した金額の百 所基準雇用者数を超える場合には、当該地方事 同条第一項第二号イ(1)に規定する地方事業 次に掲げる数を合計した数(当該合計した数が る令和二年旧法第四十二条の十二第四項第三号 支給額を当該特例対象事業年度終了の日におけ 該特例対象事業年度に係る新法第四十二条の十 の五第一項の規定にかかわらず、当該法人の当 により計算した金額は、新令第二十七条の十二 十二の五第一項に規定する政令で定めるところ 当該特例対象事業年度に係る新法第四十二条の 又は第二項の規定の適用を受ける場合における 前の例によることとされる場合における令和一 う。)において同条第一項の規定によりなお従 及び次項において「特例対象事業年度」とい 年法律第八号。以下この項及び次項において に規定する雇用者の数で除して計算した金額に 二年旧法」という。) 第四十二条の十二第一項 二の五第三項第四号イに規定する雇用者給与等 二項に規定する特例対象事業年度(以下この項 「令和二年改正法」という。)附則第八十二条第 人が所得税法等の一部を改正する法律 (令和) 3

達するまでの数とを合計した数 業年度の同項第二号イ(1)に規定する特定 の適用を受ける場合における当該特例対象事 令和二年旧法第四十二条の十二第一項の規定 新規雇用者基礎数と同号イ(2)に規定する 当該法人が当該特例対象事業年度において

令和二年旧法第四十二条の十二第二項の規定一 当該法人が当該特例対象事業年度において 数から同項の規定の適用を受ける場合におけ 定する移転型新規雇用者総数に達するまでの より証明がされた数のうち同号ロ(2)に規 る基準雇用者数として政令で定めるところに 業年度の同条第一項第二号ロ(2)に規定す の適用を受ける場合における当該特例対象事 る当該特例対象事業年度の租税特別措置法施 行令の一部を改正する政令(令和二年政令第 2

号中「のうち同号ロ(2)に規定する移転型新 この場合において、前項中「第二十七条の十二 まで」と読み替えるものとする。 規雇用者総数に達するまでの数から」とあるの ところにより計算した金額について準用する。 項の規定によりなお従前の例によることとされ は「から」と、「及びロ」とあるのは「からハ の数」とあるのは「合計した数」と、同項第一 の五第二項の」と、同項第一号中「達するまで の五第一項の」とあるのは「第二十七条の十二 おける当該特例対象事業年度に係る新法第四十 る場合における令和二年旧法第四十二条の十二 度において令和二年改正法附則第八十二条第一 二条の十二の五第二項に規定する政令で定める 第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合に 二項に規定する中小企業者等が特例対象事業年 前項の規定は、新法第四十二条の十二の五第 及び口に掲げる数を合計した数を控除した数 施行令第二十七条の十二の五第一項第二号イ 百二十一号)による改正前の租税特別措置法

二項」とあるのは「第二十七条の十二の四の一 四の二第一項」と、「第二十七条の十二の五第 四の二第一項」と、前項中「第二十七条の十二 日までの間における前二項の規定の適用につい の五第一項」とあるのは「第二十七条の十二の 後の租税特別措置法施行令第二十七条の十二の 第五号に掲げる改正規定を除く。) による改正 第二項」とする。 ては、第一項中「新令第二十七条の十二の五第 一項」とあるのは「第一条の規定(附則第一条 施行日から附則第一条第五号に定める日の前

(法人の減価償却に関する経過措置)

第二十一条 新令第二十八条第二項の規定は、法 同じ。) については、なお従前の例による。 減価償却資産(租税特別措置法第二条第二項第 第四十三条第一項の表の第二号の中欄に掲げる し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法 二十五号に規定する減価償却資産をいう。以下 十三条第一項に規定する特定船舶について適用 人が施行日以後に取得又は製作をする新法第四

設をいう。以下この項、次項及び第六項におい 施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建 る研究施設については、 に取得等をした旧法第四十四条第一項に規定す する研究施設について適用し、法人が施行日前 て同じ。)をする新法第四十四条第一項に規定 新令第二十八条の四第一項の規定は、法人が なお従前の例による。

4 3 第一項に規定する共同利用施設については、 に規定する共同利用施設について適用し、法人 以後に取得等をする新法第四十四条の三第一項 が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の三 新令第二十八条の六の規定は、法人が施行日

特別措置法」とする。 特別措置法」とあるのは「旧過疎地域自立促進 うち同日以前に租税特別措置法施行令等の一部 るのは「令和三年十二月三十一日(当該地区の 別措置法」と、「令和三年三月三十一日」とあ 別措置法」とあるのは「旧過疎地域自立促進特 その効力を有するものとされる旧法第四十五条 前日)」と、同条第三項中「過疎地域自立促進 市町村の区域にあつては、その定められた日の 定過疎地域持続的発展市町村計画が定められた 行令第二十八条の九第九項第一号に規定する特 第一条の規定による改正前の租税特別措置法施 を改正する政令(令和四年政令第百四十八号) 分に限る。)及び第三項から第五項までの規定 て、同条第一項第一号中「過疎地域自立促進特 に係る部分に限る。)、第二項(第一号に係る部 定に基づく旧令第二十八条の九第一項(第一号 (第一項の表の第一号に係る部分に限る。) の規 改正法附則第五十条第五項の規定によりなお なおその効力を有する。この場合におい

5 に規定する産業振興機械等については、なお従日前に同条第二項に規定する取得等をした同項 建設をする新法第四十五条第一項に規定する工 規定する取得価額に係る部分に限る。)の規定 第一項に規定する工業用機械等及び法人が施行 得又は製作若しくは建設をした旧法第四十五条 興機械等について適用し、法人が施行日前に取 業用機械等及び法人が施行日以後に同条第二項 は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは 前の例による。 に規定する取得等をする同項に規定する産業振 新令第二十八条の九(同条第二項第一号イに

6 第四十五条第一項に規定する工業用機械等につ 規定は、法人が施行日以後に取得等をする新法 法第四十五条第一項に規定する工業用機械等に ついては、なお従前の例による。 いて適用し、法人が施行日前に取得等をした旧 新令第二十八条の九第三項から第五項までの

7 その効力を有するものとされる旧法第四十五条 (第二項の表の第四号に係る部分に限る。) の規 改正法附則第五十条第八項の規定によりなお

条の五十六第九項」とする。 号)附則第二十七条第五項の規定によりなおそ 年法律第十一号)附則第六十六条第七項の規定 度に」とあるのは「連結事業年度(所得税法等 ら第二十四項までの規定は、なおその効力を有 号に係る部分に限る。)、第十三項、第十四 の効力を有するものとされる同令第一条の規定 第九項」とあるのは「租税特別措置法施行令等 改正前の法人税法」と、「第三十九条の五十六 あるのは「令和二年改正法第三条の規定による 六十八条の二十七第二項」と、「法人税法」と 第七条の規定による改正前の租税特別措置法第 業年度をいう。以下この項において同じ。)に」 措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事 う。) 第十六条の規定による改正前の租税特別 する。この場合において、同項中「連結事業年 定に基づく旧令第二十八条の九第十二項(第四 による改正前の租税特別措置法施行令第三十九 の一部を改正する政令(令和三年政令第百十九 は「所得税法等の一部を改正する法律(令和三 と、「法第六十八条の二十七第二項」とあるの 以下この項において「令和二年改正法」とい の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。 (第四号に係る部分に限る。) 及び第二十一項 によりなおその効力を有するものとされる同法

得又は製作をする新法第四十五条の二第一項に 分に限る。) の規定は、法人が施行日以後に取 お従前の例による。 行日前に取得又は製作をした旧法第四十五条 規定する医療用機器について適用し、法人が施 二第一項に規定する医療用機器については、 新令第二十八条の十第二項(第一号に係る部 な

過措置) (技術研究組合の所得の計算の特例に関する経

第二十二条 新令第三十九条の二十一の規定は、 額をもって取得又は製作をした旧法第六十六条 究組合法第九条第一項の規定により賦課した金 資産について適用し、法人が施行日前に技術研 法第六十六条の十第一項に規定する試験研究用 り賦課する金額をもって取得又は製作をする新 六年法律第八十一号)第九条第一項の規定によ 法人が施行日以後に技術研究組合法 の十第一項に規定する試験研究用資産につ なお従前の例による。 (昭和三十

措置) して出資をした場合の課税の特例に関する経過(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動と

第二十三条 附則第一条第六号に定める日から同条第五号に定める日の前日までの間における新年の出入が試験研究を行った場合の法人税額(連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第二十四条 連結親法人又は当該連結親法人によ 合は、この限りでない。 出と、それぞれみなす。ただし、次に掲げる場 いてされた新令第三十九条の三十九第九項の届 の四第九項の届出を含む。)は当該分割等につ 十九条の三十九第八項の届出(旧令第二十七条 の認定と、当該分割等についてされた旧令第三 十九第九項の合理的な方法について受けた同項 む。)は当該分割等に係る新令第三十九条の三 の認定(旧令第二十七条の四第九項の認定を含 十九第八項の合理的な方法について受けた同項 合には、当該分割等に係る旧令第三十九条の三 十九条の三十九第九項の規定の適用を受ける場 る連結完全支配関係にある連結子法人が分割等 (分割又は現物出資をいう。) について新令第三 5 4

に該当しないものが含まれる場合 第八項第一号イ若しくは口の月別移転 線研究費の額の計算の基礎となった同項に 規定する移転試験研究費の額に新令第三十九 規定する移転試験研究費の額に新令第三十九 規定する移転試験研究費の額に新令第三十九 がい項第一号イ若しくは口の月別移転 6

令第二十七条の四第十一項の届出を含む。)は、 全支配関係にある連結子法人が現物分配(法人 を支配関係にある連結子法人が現物分配(法人 
三十九第十一項の届出とみなす。当該現物分配についてされた新令第三十九条の

新令第三十九条の三十九第二十六項(第三 新一男の額については、なお従前の例による。 新一男、第九号及び第十号に戻める試 施行日以後に支出する同条第二十七項第二号に 定める試験研究費の額について適用し、連結親 法人又は当該連結親法人による連結完全支配関 係にある連結子法人が施行日前に支出した旧令 第三十九条の三十九第十八項第二号に戻る部分に限 参研究費の額についてさ、なお従前の例によ を、第四号、第九号及び第十号に係る部分に限 を、第四号、第九号及び第十号に係る部分に限 の規定は、連結親法人 である連結子法人が をである連結子法人が が施行日前に支出した旧令 第三十九条の三十九第二十六項(第三 をである連結子法人が をである連結子と、 をであるが、 をでかるが、 をでかるが、 をでかるが、 をでかるが、 をでかるが、 をでかるが、 をでかなが、 をでなが、 を

5 新令第三十九条の三十九第二十六項(第七号 新令第三十九条の三十九第二十六項(第七号に規定に基づいて行われる同号に規定する委任契約等に基づいて行われる同号に規定する委任契約等に基づいて行われる同号に規定する委任契約等に基づいて行われる同号に規定する委任契約等に基づいて行われる同号に規定する契約以上よる連結完全支配関係にある当該連結親法人による連結完全支配関係にある当該連結親法人による連結完全支配関係にある。

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完大の同条第九項、第十六項若しくは第三十項のて新令第三十九条の三十九第二十五項の届出(旧令第三十九条の三十九第二十五項の届出(旧令第三十九条の三十九第二十五項の届出(日令第三十九条の三十九第二十五項の届出を含む。)は、当該現物分配についてされた田令第三十九条の三十九第二十一項の届出を含む。)は、当該現物分配についてされた新令第三十九条の三十九第二十一項の届出とみなす。

7 新令第三十九条の三十九第二十一項の規定の規定の規定の適用を受ける連結親法人又は当該連結親法人又は当該連結親法人による連結完

償却又は法人税額の特別控除に関する経過措
 (中小連結法人が機械等を取得した場合の特別
 (中小連結法人が機械等を取り

第二十五条 第二十五条 新令第三十九条の四十一第三項の規 定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取 一項に規定する特定機械装置等について適用 し、連結親法人又は当該連結親法人による連結 行政得又は製作をする新法第六十八条の十一第一項 に規定する特定機械装置等について適用 し、連結親法人又は当該連結親法人による連結 で取得又は製作をした旧法第六十八条の十一第 一項に規定する特定機械装置等については、なお従 に規定する特定機械装置等については、なお従 がの例による。

法人税額の特別控除に関する経過措置)(連結法人の給与等の支給額が増加した場合の

第二十六条 新法第六十八条の十五の六第一項 二項の規定の適用を受ける場合における当該特という。) 第六十八条の十五の二第一項又は第 象連結事業年度に係る当該連結親法人及びその該連結親法人又はその連結子法人の当該特例対 いて「特例対象連結事業年度」という。)にお例対象連結事業年度(以下この項及び次項にお という。) 附則第九十六条第二項に規定する特 連結親法人又はその連結子法人が所得税法等のポニ十六条 新法第六十八条の十五の六第一項の 項第三号イに規定する雇用者給与等支給額の合 各連結子法人の新法第六十八条の十五の六第三 の二第一項の規定にかかわらず、当該連結親法 例対象連結事業年度に係る新法第六十八条の十 十五条の規定による改正前の租税特別措置法ることとされる場合における令和二年改正法第 人及びその各連結子法人の個別給与控除額(当 より計算した金額は、新令第三十九条の四十六 五の六第一項に規定する政令で定めるところに (以下この項及び次項において「令和二年旧法」 いて同条第一項の規定によりなお従前の例によ 下この項及び次項において「令和二年改正法」 計額を当該連結親法人及びその各連結子法人の 部を改正する法律(令和二年法律第八号。

のを除 当該特例対象連結事業年度終了の日における令のを除 当該特例対象連結事業年度終了の日における令に同条 乗じて計算した数をいう。)を乗じて計算した数をいう。)を乗じて計算した数をいう。)を乗じて計算した数をいう。)を乗じて計算した数をいう。)を乗じて計算した数をいう。)を乗じて計算した数をいう。)を乗じて計算したる。 
金額の百分の二十に相当する金額(当該相当する金額が当該特例対象連結事業年度に係る当該る。 
連結親法人又はその連結子法人の控出に関 
金額の百分の二十に相当する金額(当該相当する金額が当該特例対象連結事業年度に係る当該る。 
本額の百分の金額を控除した金額)をいう。)のを計額とする。

準雇用者数の合計) といて掲げる数を合計した数(当該連結親法人及びその各連結子法人数が当該連結親法人及びその各連結子法人数が当該連結親法人及びその各連結子法人数が当該連結親法人及びその各連結子法人数が当該連結親法人及びその各連結子法人数が当該連結親法人及びその各連結子法人数が当該連結親法人及びその各連結子法人数が当該連結親法人及びその各連結子法人数が当該連結親法人及びその各連結子法人

(2)(主)に掲げる数とを合計した数定する特定新規雇用者基礎数と同号イ定する特定新規雇用者基礎数と同号イ定の適用を受ける場合における当該特例対定の適用を受ける場合における当該特例対象連結事業年度において令和

ロ 当該特例対象連結事業年度において令和二年旧法第六十八条の十五の二第二項の規定の適用を受ける場合における当該連結親定の適用を受ける場合における当該連結親定の適用を受ける場合における当該連結親定の適用を受ける場合における当該連結親定の適用を受ける場合における当該連結親定の適用を受ける場合における当該連結親定の適用を受ける場合における当該連結親定の適用を受ける場合における当該連結親定の適用を受ける場合における当該連結親定の適用を受ける場合における当該連結親定の適用を受ける場合における当該連結親定の適用を受ける場合における当該連結親定の適用を受ける場合における当該連結親定の適用を受ける場合における当該連結親定の規定の人間を受ける場合における当該連結親定の規定の人間を受ける場合における当該連結親定の規定の人間を受ける場合における当該連結親定の人間を表示して、これによる改正前の租税特別措置法施行令の人の人による改正前の租税特別措置法施行令の人の人間を受ける場合における当該連結親定の規定の規定の人間による改正が表示といる。

に、次に掲げる数を合計した数(当該合計し二 当該連結親法人又はその各連結子法人ごと

イ 当該特例対象連結事業年度において令和 二年旧法第六十八条の十五の二第一項の規定の適用を受ける場合における当該連結親定の適用を受ける場合における当該連結親定の適用を受ける場合における当該連結親定の適用を受ける場合における当該連結親定の適用を受ける場合における当該特例対象連結事業年度において令和 者数を合計した数

数を合計した数 対象連結事業年度に係る前号に掲げる 対象連結第業年度に係る前号に掲げる 当該連結親法人及びその各連結子法人の当

法人が特例対象連結事業年度において令和二年 とあるのは「第六十八条の十五の六第三項第十 に規定する控除対象新規雇用者給与等支給額」 項」と、「第六十八条の十五の六第三項第三号 項」とあるのは「第三十九条の四十六の二第二 おいて、前項中「第三十九条の四十六の二第一 り計算した金額について準用する。この場合に の六第二項に規定する政令で定めるところによ 対象連結事業年度に係る新法第六十八条の十五 項の規定の適用を受ける場合における当該特例 二年旧法第六十八条の十五の二第一項又は第二 従前の例によることとされる場合における令和 改正法附則第九十六条第一項の規定によりなお 二項に規定する中小連結親法人又はその連結子 号に規定する控除対象雇用者給与等支給増加 前項の規定は、新法第六十八条の十五の六第 3 2

号ロ中「うち同号ロ(2)(ii)に規定する (1) から(3) まで」と読み替えるものとす するまでの数から」とあるのは「から」と、 合計した」と、同号ロ中「のうち同号ロ(2) 移転型新規雇用者総数に達するまでの数の合 額」と、同項第一号イ中「に掲げる数」とある 二項において準用する同条第一項第二号ロ び(2)」とあるのは「第三十九条の四十七第 (ii) に規定する個別非新規基準雇用者数を で」と、同項第二号イ中「及び同号イ(2) する同条第一項第一号ロ(1)から(3)ま のは「第三十九条の四十七第二項において準用 十七第一項第一号ロ(1)及び(2)」とある 計」とあるのは「合計」と、「第三十九条の四 「第三十九条の四十七第一項第二号ロ(1)及 (i)」とあるのは「、同号イ(2)(i)」と、 「を合計した」とあるのは「及び同号イ(2) (ii) に規定する移転型新規雇用者総数に達 は「及び (ii) に掲げる数の合計」と、同

は、1113k 折合第三十九条の日十九第二頁の見 原工号イに規定する個別給与控除額とみなす。 第二号イに規定する個別給与控除額とみなす。 類を同条第二十七項第一号イに規定する個別給与控除額とみなし、前項において準用する第一 特については、第一項に規定する個別給与控除 類を同条第二十七項第一号イに規定する個別給 の四十六の二第二十七項の規定の適 第三十九条の四十六の二第二十七項の規定の適 第三十九条の四十六の二第二十七項の規定の適 第三十九条の四十六の二第二十七項の規定の適 第三十九条

第二十七条 新令第三十九条の四十九第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする新法第六十八条の十六第一項に規定する特定船舶について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製係にある連結子法人が施行日前に取得又は製係にある連結子法人が施行日前に取得又は製係にある連結子法人が施行日前に取得又は製係にある連結が表が、

2 新令第三十九条の五十三の規定は、連結親法とが施行日以後に取得等(取得又は製作者しくが施行日前に取得等をした旧法第六十八条の二十四共同利用施設について適用し、連結親法人が施する新法第六十八条の二十四第一項に規定するは建設をいう。以下この項において同じ。)をは建設をいう。以下この項において同じ。)をは建設をいう。以下この項において同じ。)をは建設をいう。以下この項において同じ。)をは建設をいう。以下この規定は、連結親法とが施行日以後に取得等(取得又は製作者しく)をいた。

おその効力を有するものとされる旧法第六十八改正法附則第六十六条第五項の規定によりな

「所得税法等の一部を改正する法律(令和三年

九第十二項第四号」と、同条第八項中「第二十 項、第四項(第四号に係る部分に限る。)及び六第二項(第四号に係る部分に限る。)、第三 限る。)の規定に基づく旧令第三十九条の五十 条の二十七(第二項の表の第四号に係る部分に おその効力を有するものとされる旧法第六十八 第十項中「法第四十五条第二項」とあるのは 八条の九第二十二項」とあるのは「旧効力措置 とあるのは「旧効力措置法施行令第二十八条の 項第四号中「第二十八条の九第十二項第四号」 施行令第二十八条の九第十三項」と、同条第四 八条の九第十三項」とあるのは「旧効力措置法 九第十二項第四号」と、同条第三項中「第二十 租税特別措置法施行令(以下この条において る政令(令和三年政令第百十九号)附則第二十 のは「租税特別措置法施行令等の一部を改正す 号中「第二十八条の九第十二項第四号」とある を有する。この場合において、同条第二項第四 第八項から第十項までの規定は、なおその効力 ものとされる同令第一条の規定による改正前の 「旧効力措置法施行令」という。)第二十八条の 一条第七項の規定によりなおその効力を有する 改正法附則第六十六条第七項の規定によりな

一条 関する経過措置) 法律第十一号)附則第五十条第八項の規定による改正前の租税特別措置法第四十分第 りなおその効力を有するものとされる同法第七代応 とあるのは「旧効力措置法施行令第二十八条のた応 しあるのは「旧効力措置法施行令第二十八条の上端二十三項」とする。 ・連結法人が特別新事業開拓事業者に対し特定より 事業活動として出資をした場合の課税の特例により 事業活動として出資をした場合の課税の特例により 事業活動として出資をした場合の課税の特例により 事業活動として出資をした場合の課税の特例により 事業活動として出資をした場合の課税の特例により 事業活動として出資をした場合の課税の特例により 事業活動として出資をした場合の課税の特例により 事業活動として出資をした場合の課税の特例により を対して出資をした場合の課税の特例によります。 「会員」といる。 「会」といる。 「会」と、 「会」

とあるのは、「第二条第二十一項」とする。今第三十九条の百二十二第一項の規定の適用に令第三十九条の百二十二第一項の規定の適用における新明とのの方法を表する。 
以ののでは、同項第三条第六号に定める日から同

(贈与税の特例に関する経過措置) (贈与税の特例に関する経過措置) (贈与税の特例に関する経過措置) 新子田項の申告書を提出する場合について適用し、同日前に同条第一項の規定の適用に係る同条第十四項の申告書を提出する場合について適用し、同日前に同条第一項の規定の適用に係係る同条第十四項の申告書を提出した場合については、なお従前の例による。

2 る場合における新令第四十条の四の三第二十一 係る同項に規定する信託受益権又は金銭等があ 法第七十条の二の二第一項本文の規定の適用に 第二項第二号に規定する受贈者が取得をした旧 を除く」と、「金銭等の」とあるのは「金銭等 たものとみなされた金額に係る部分に限る。) 同項本文」と、同号中「を除く」とあるの とみなされた金額に係る部分に限る。)のうち の規定により相続又は遺贈により取得したもの た」とあるのは「当該死亡した日前に死亡し のうち同条第一項本文」と、「同日前に死亡し 三年以内に取得をしたものを除く。)を除く。) 及び同年四月一日から令和三年三月三十一日ま 成三十一年三月三十一日以前に取得をしたもの と、「のうち同条第一項本文」とあるのは「(平 以下この項及び第二十六項において同じ。)に」 項及び第二十六項第三号の規定の適用について たものとみなされた金額に係る部分に限る。 た」と、「のうち同項本文」とあるのは「(同号 での間に取得をしたもの(当該贈与者の死亡前 は、同条第二十一項中「。)に」とあるのは「。 「(同号の規定により相続又は遺贈により取得し (同号の規定により相続又は遺贈により取得し 施行日前に租税特別措置法第七十条の二の二

3 ている事項の提供について適用する。 項及びこれらの規定に規定する書類に記載され 項及び第六項において「電磁的方法」という。) 十条の二の二第七項に規定する電磁的方法(次 取扱金融機関の営業所等に対して行う新法第七 五項の規定は、施行日以後に同条第二十四項の 二十三項本文に規定する届出書に記載すべき事 による新令第四十条の四の三第二十二項又は第 新令第四十条の四の三第二十四項及び第二十

額との合計額のうちに占める割合を乗じて計算 価格に算入しなかった金額に相当する部分の価ち同項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税 よる贈与により取得をした新法第七十条の二の当該贈与者の行為又は当該贈与者からの書面に 当する部分の価額が、当該価額と施行日以後に 又は金銭等のうち同項本文の規定の適用を受け 第七十条の二の二第一項に規定する信託受益権 三十一日までの間の取得に限る。)をした旧法 取得(平成三十一年四月一日から令和三年三月 与を除く。以下この条において同じ。) により 与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与者の行為又は当該贈与者からの書面による贈 額に、同項の贈与者の死亡前三年以内に当該贈七十条の二の二第十項第二号に規定する管理残 で定めるところにより計算した金額は、旧法第 に記載すべき事項の提供について適用する。 規定する教育資金管理契約に関する異動申告書 育資金非課税廃止申告書又は同条第三十五項に 課税取消申告書、同条第三十一項に規定する教 法による同条第二十八項に規定する教育資金非 取扱金融機関の営業所等に対して行う電磁的方 八項の規定は、施行日以後に同条第三十七項の て贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相 した金額とする。 一第一項に規定する信託受益権又は金銭等のう 改正法附則第七十五条第三項に規定する政令 新令第四十条の四の三第三十七項及び第三十 9 8

る異動申告書に記載すべき事項の提供について 項に規定する結婚・子育て資金管理契約に関す 税取消申告書、同条第三十項に規定する結婚・ 四第二十七項に規定する結婚・子育て資金非課 法による租税特別措置法施行令第四十条の四の 取扱金融機関の営業所等に対して行う電磁的方 七項の規定は、施行日以後に同条第三十六項の 子育て資金非課税廃止申告書又は同条第三十四 新令第四十条の四の四第三十六項及び第三十 2

7 規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入し 税価格に算入しなかった金額に相当する部分の うち同項本文の規定の適用を受けて贈与税の課 のうちに占める割合を乗じて計算した金額とす なかった金額に相当する部分の価額との合計額 定する信託受益権又は金銭等のうち同項本文の り取得をした新法第七十条の二の三第一項に規 行為又は当該贈与者からの書面による贈与によ 価額が、当該価額と施行日以後に当該贈与者の 贈与者からの書面による贈与により取得をした 額に、施行日前に同項の贈与者の行為又は当該 七十条の二の三第十項第二号に規定する管理残 で定めるところにより計算した金額は、旧法第 同条第一項に規定する信託受益権又は金銭等の 改正法附則第七十五条第五項に規定する政令

取得等資金に係る贈与税については、なお従前 与により取得をした同項第五号に規定する住宅 同項第一号に規定する特定受贈者が同日前に贈 住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、 の例による。 に贈与により取得をする同項第五号に規定する に規定する特定受贈者が令和三年一月一日以後 は、租税特別措置法第七十条の三第三項第一号 新令第四十条の五第一項及び第五項の規定

4

同日前に同条第一項の規定の適用に係る同条第 二項の申告書を提出する場合について適用し、 お従前の例による。 七十条の三第一項の規定の適用に係る同条第十 は、令和四年一月一日以後に租税特別措置法第 十二項の申告書を提出した場合については、 新令第四十条の五第三項及び第七項の規定 な

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第三十条 附則第一条第六号に定める日から同条 令第四十二条の六第二項の規定の適用について 条第三号に定める日の前日までの間における新 第四十二条の六第一項の規定の適用について 第五号に定める日の前日までの間における新令 する法律(令和三年法律第四十三号)附則第一 の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正 は、同項中「第二条第十七項」とあるのは、 は、同項中「第十五条」とあるのは、「第十四 「第二条第十二項」とする。 附則第一条第十二号に定める日から海事産業

3 以後に新法第八十三条の三第一項に規定する特 新令第四十三条の三第三項の規定は、施行日

条」とする。

業者が同項に規定する建築物の新築、改築若し 事業者若しくは適格特例投資家限定事業者が同別措置法第八十三条の三第二項に規定する特例 例事業者若しくは適格特例投資家限定事業者が ては、なお従前の例による。 の所有権の保存の登記に係る登録免許税につい する特例事業者若しくは適格特例投資家限定事 事業者が同項に規定する不動産の取得をした場 増築等をする場合における当該建築物の所有権 項に規定する建築物の新築、改築若しくは特定 る当該不動産の所有権の移転の登記又は租税特 同項に規定する不動産の取得をする場合におけ くは特定増築等をした場合における当該建築物 は租税特別措置法第八十三条の三第二項に規定 合における当該不動産の所有権の移転の登記又 定する特例事業者若しくは適格特例投資家限定 の保存の登記に係る登録免許税について適用 施行日前に旧法第八十三条の三第一項に規

等をした場合における当該建築物の所有権の保規定する建築物の新築、改築若しくは特例増築 規模不動産特定共同事業者若しくは小規模特例 以後に新法第八十三条の三第三項に規定する小 前の例による。 共同事業者若しくは小規模特例事業者が同項に の所有権の移転の登記又は租税特別措置法第八 る建築物の取得をした場合における当該建築物 業者若しくは小規模特例事業者が同項に規定す の三第三項に規定する小規模不動産特定共同事 税について適用し、施行日前に旧法第八十三条 該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許 改築若しくは特例増築等をする場合における当 模特例事業者が同項に規定する建築物の新築、 する小規模不動産特定共同事業者若しくは小規 は租税特別措置法第八十三条の三第四項に規定 合における当該建築物の所有権の移転の登記又 事業者が同項に規定する建築物の取得をする場 存の登記に係る登録免許税については、 十三条の三第四項に規定する小規模不動産特定 新令第四十三条の三第七項の規定は、施行日 なお従

(航空機燃料税の特例に関する経過措置)

適用については、同項第一号中「場所ごとの数四十七年法律第七号)第十四条第一項の規定の適用がある場合における航空機燃料税法(昭和第三十一条 改正法附則第八十条第二項の規定の 率の異なるごとに区分した数量並びに税率の異 量及びその合計数量」とあるのは「場所及び税 なるごとに区分した合計数量」と、 同項第二号

> ごとに区分した課税標準数量」とする。 中「課税標準数量」とあるのは「税率の異なる

る場合における航空機燃料税法施行令(昭和四 機燃料の税率の異なるごとに、その数量」とす 三号中「航空機燃料の数量」とあるのは「航空 定の適用については、同令第五条第一号及び第 に区分した数量」と、同令第九条第二号及び第 十七年政令第五十七号)第五条及び第九条の規 一号中「数量」とあるのは「税率の異なるごと 改正法附則第八十条第二項の規定の適用があ 附 則 (令和三年三月三一日政令第一三

# 0号)

用状況の透明化等に関する法律施行令第二条第る。)、第十四条の改正規定(租税特別措置の適九の改正規定の次に次のように加える部分に限 法施行令第三十二条の二の改正規定の次に次の 施行する。 法律(令和三年法律第七十号)の施行の日から び附則第五十六条の次に一条を加える改正規定 く。) に限る。)、附則第四十七条の改正規定及 十二の三(第五項を除く。)」を削る部分を除二号の改正規定に係る部分(「、第四十二条の ように加える部分及び同令第三十九条の二十の る。ただし、第三条の改正規定(租税特別措置 は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の この政令は、令和三年四月一日から施

## 則 (令和三年一〇月二九日政令第二

の一部を改正する法律の施行の日(令和三年十 月一日)から施行する。 この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等

### 附則 〇九号) (令和三年一一月一〇日政令第三

年十一月二十二日)から施行する。 の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行 法等の一部を改正する法律の施行の日 影響による社会経済情勢の変化に対応して金融 この政令は、新型コロナウイルス感染症等の (令和三

### 則 (令和四年二月二八日政令第五三

テムの開発供給及び導入の促進に関する法律及 合開発機構法の一部を改正する法律の施行の日 び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総 (令和四年三月一日)から施行する。 この政令は、特定高度情報通信技術活用シス

#### 附 則 抄 (令和四年三月三一日政令第一 四

(施行期日)

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

条の十五第一項第一号の改正規定 次に掲げる規定 令和五年一月一日 第一条中租税特別措置法施行令第三十九

条の八の三の改正規定並びに附則第三十九条 の改正規定、同令第四条の五の改正規定、同 の規定 令和五年四月一日 出しを含む。)の改正規定及び同令第四十六 項の改正規定、同令第四十六条の八の二(見 第二項の改正規定、同令第四十六条の七第一 第一条中租税特別措置法施行令第四条の二 第一条中租税特別措置法施行令第四十六条

七の二第三項の改正規定、同令第二十五条の令第四条の六の二の改正規定、同令第四条の 動の促進等に関する法律(令和四年法律第三 システムの確立のための環境負荷低減事業活 附則第三条の規定 令和五年十月一日 の十三の七第二項の改正規定並びに次条及び 十の十第六項の改正規定及び同令第二十五条 十七号)の施行の日 次に掲げる規定 環境と調和のとれた食料

第二十八条の七及び第二十八条の八の改正二の次に一条を加える改正規定並びに同令 第一条中租税特別措置法施行令第六条の

出の促進に関する法律等の一部を改正する法 次に掲げる規定 農林水産物及び食品の輸 第二十九条の四の改正規定 第六条の五とする部分を除く。)及び同令 を加える改正規定(同令第六条の六を同令 六を同令第六条の五とし、同条の次に一条 (令和四年法律第四十九号)の施行の日 第一条中租税特別措置法施行令第六条の

並びに附則第八条第一項、 の改正規定及び同令第四十条の七の改正規定 六の改正規定、同令第四十条の六の二第八項 九条の六第二項の改正規定、同令第四十条の 条の三第五項第四号の改正規定、同令第三十 の条」に改める部分を除く。)、同令第三十九 条の九第一項の改正規定(「この項」を「こ の四第二項第四号の改正規定、同令第二十二 第一条中租税特別措置法施行令第二十二条 第十八条及び第二

> 十一条の規定 農業経営基盤強化促進法等の 部を改正する法律(令和四年法律第五十六

t 正する法律(令和四年法律第二十四号)の施 の四第四項の改正規定 博物館法の一部を改 七の二第一項の改正規定及び同令第三十九条 第一条中租税特別措置法施行令第二十二条 七第三項の改正規定、同令第二十五条の十

改正する法律(令和四年法律第六十六号)の 附則第十一条の規定 児童福祉法等の一部を の二十八の二第六項第七号ロの改正規定及び 施行の日 第一条中租税特別措置法施行令第二十六条

る経過措置) (国外株式の配当等の源泉徴収等の特例に関す

第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措 特例に関する経過措置) 項に規定する国外株式の配当等について適用 払を受けるべき租税特別措置法第九条の二第一 置法施行令(以下「新令」という。)第四条の 配当等については、なお従前の例による。 五第六項の規定は、令和五年十月一日以後に支 (上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の し、同日前に支払を受けるべき当該国外株式の

第三条 新令第四条の六の二第七項の規定は、 和五年十月一日以後に支払を受けるべき租税特 株式等の配当等について適用し、同日前に支払 別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場 は、なお従前の例による。 を受けるべき当該上場株式等の配当等について 、 令

2 に関する経過措置) 得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除 定する上場株式等の配当等について適用する。 五年十月一日以後に支払を受けるべき同項に規 (地方活力向上地域等において特定建物等を取 新令第四条の六の二第四十項の規定は、令和

第四条 う。)<br />
以後に取得又は建設をする所得税法等の 人がこの政令の施行の日(以下「施行日」とい 前の租税特別措置法 う。) 第十条の四の二第一項に規定する特定建 は建設をした改正法第十一条の規定による改正 物等について適用し、個人が施行日前に取得又 改正後の租税特別措置法(以下「新法」とい 下「改正法」という。) 第十一条の規定による 一部を改正する法律(令和四年法律第四号。以 新令第五条の五の三第一項の規定は、個 (以下「旧法」という。)

> 第十条の四の二第一項に規定する特定建物等に ついては、なお従前の例による。

に関する経過措置) (所得税の額から控除される特別控除額の特例

第五条 新令第五条の七 (第八項後段に係る部分 について適用し、令和四年分以前の所得税につ に限る。) の規定は、令和五年分以後の所得税

償却に関する経過措置)

第六条 改正法附則第二十八条第二項の規定によ り同項各号に掲げる区域をそれぞれ新法第十二 分に限る。)の規定を適用する場合における同 条第一項の表の第一号又は第二号の第二欄に掲 げる区域とみなして同条(これらの号に係る部 号に定める期間とする。 ず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各 の三第一項第一号及び第二号の規定にかかわら 項に規定する政令で定める期間は、新令第六条

期間(以下「経過旧産業高度化・事業革新促定する経過旧産業高度化・事業革新促進計画 進計画期間」という。) 合 改正法附則第二十八条第二項第一号に規 新令第六条の三第一項第一号に掲げる場

合 改正法附則第二十八条第二項第二号に規一 新令第六条の三第一項第二号に掲げる場 (以下「経過旧国際物流拠点産業集積計画期 定する経過旧国際物流拠点産業集積計画期間

2 条の三第一項第三号の規定にかかわらず、改正同項に規定する政令で定める期間は、新令第六 三欄に掲げる事業とみなして同条(同号に係る る事業を新法第十二条第一項の表の第三号の第 性化計画期間」という。)とする。 金融活性化計画期間(以下「経過旧経済金融活 法附則第二十八条第三項に規定する経過旧経済 部分に限る。)の規定を適用する場合における 項に規定する旧特定経済金融活性化産業(以下 「旧特定経済金融活性化産業」という。)に属す 改正法附則第二十八条第三項の規定により同

3 工業用機械等については、 くは建設をした旧法第十二条第一項に規定する 第十二条第一項に規定する工業用機械等につい 日以後に取得又は製作若しくは建設をする新法 て適用し、個人が施行日前に取得又は製作若し なお従前の例によ

いては、なお従前の例による。 (個人の特定地域における工業用機械等の特別

間」という。)

新令第六条の三第二項の規定は、個人が施行

(探鉱準備金に関する経過措置)

第七条 新令第十四条第一項の規定は、令和五年 条第四項の規定により計算した金額とする。 鉱物に国外にある石炭、亜炭及びアスファルト 新法第二十二条第一項に規定する政令で定める ち令和四年分以前の年分に係る部分の金額は、 前の所得税については、なお従前の例による。 分以後の所得税について適用し、令和四年分以 を含むものとして租税特別措置法施行令第十四 に規定する採掘所得金額から控除する金額のう (個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措 新令第十四条第四項の規定により同条第三項

第八条 新令第二十二条の九の規定は、個人が附 則第一条第六号に定める日以後に行う新法第三 ては、なお従前の例による。 四条の三第一項に規定する土地等の譲渡につ 十四条の三第一項に規定する土地等の譲渡につ いて適用し、個人が同日前に行った旧法第三十

2 資産については、なお従前の例による。 に規定する買換資産について適用し、個人が同 令和四年一月一日以後に行う新法第三十六条の する譲渡資産の譲渡に係る同項に規定する買換 日前に行った旧法第三十六条の二第一項に規定 二第一項に規定する譲渡資産の譲渡に係る同項 (特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所 新令第二十四条の二第三項の規定は、個人が

第九条 新令第二十五条の十の二第二十六項第三 以後に行われる同号に規定する払戻し等につい 号(イに係る部分に限る。)の規定は、施行日 得計算等の特例に関する経過措置)

関する経過措置) て適用する。 (住宅借入金等を有する場合の特別税額控除に

第十条 施行日から住宅の質の向上及び円滑な取 進に関する法律等の一部を改正する法律(令和引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促 二号」とする。 中「第十一条第一項」とあるのは、「第十条第 準用する場合を含む。以下この項において同 第二十六条第二十項(同条第三十二項において る規定の施行の日の前日までの間における新令 三年法律第四十八号)附則第一条第四号に掲げ じ。) の規定の適用については、同条第二十

2 である旨その他の財務省令で定める事項を記載 が改正法附則第三十四条第三項に規定する困難 新令第二十六条の三第一項に規定する債権者

第一項又は」とする。 いて同項又は法」とあるのは、「法第四十一条 定めるところにより居住の用に供する家屋につ の二第一項の規定の適用については、同項中 を提出する日までの間における新令第二十六条 届出書(次項において「解消届出書」という。) た旨その他の財務省令で定める事項を記載した 同条第三項に規定する困難である事情が解消し (次項において「特例適用債権者」という。) が した届出書を提出した場合には、 「令和五年一月一日前に法第四十一条第一項の 当該債権者

条第三項に規定する特例適用住宅借入金等を除 る政令(令和四年政令第百四十八号)附則第十 いては、同項第二号ロ中「の金額」とあるの する日までの間における同項の規定の適用につ 八項に規定する証明書の交付の申請を行う場合 ものが、その適用に係る新令第二十六条の二第額につき新法第四十一条の規定の適用を受けた 第一項の個人で当該特例適用住宅借入金等の金 う。) の金額を有する新法第四十一条の二の三 く。)の金額」とする。 は、当該特例適用債権者が解消届出書を提出 項において「特例適用住宅借入金等」とい の三第一項に規定する住宅借入金等(以下こ 特例適用債権者から借り入れた新令第二十六 「(租税特別措置法施行令等の一部を改正す

の特別控除に関する経過措置 (公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額

第十一条 新令第二十六条の二十八の二(第六項 了した各事業年度における判定基準寄附者の数これらの法人のこれらの要件に係る同日前に終 定基準寄附者」という。)の数について適用し、 する判定基準寄附者(以下この条において「判 令第二十六条の二十八の二第六項第五号に規定 定める日以後に終了する各事業年度における同 項第一号若しくは第二号に掲げる法人の同条第 十八の二第一項第二号若しくは第三号又は第二 規定は、租税特別措置法施行令第二十六条の一 については、なお従前の例による。 (2) に掲げる要件に係る附則第一条第八号に 一項第二号イ(2)若しくは第三号イ(2)又 第二項第一号イ(2)若しくは第二号イ 3 2

第十二条 別段の定めがあるものを除き、新令第 (法人税の特例に関する経過措置の原則)

三章の規定は、法人(租税特別措置法第二条第

二項第二号に規定する人格のない社団等を含

度分の法人税については、 いて適用し、法人の施行日前に開始した事業年 施行日以後に開始する事業年度分の法人税につ む。以下附則第二十条までにおいて同じ。)の なお従前の例によ

した場合の法人税額の特別控除に関する経過措 (沖縄の特定地域において工業用機械等を取得

第十三条 改正法附則第四十条第二項の規定によ り同項各号に掲げる区域をそれぞれ新法第四十 での規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合新令第二十七条の九第一項第一号から第四号ま 号に係る部分に限る。)の規定を適用する場合 第二欄に掲げる区域とみなして同条(これらの における同項に規定する政令で定める期間は、 二条の九第一項の表の第一号から第四号までの 区分に応じ当該各号に定める期間とする。

定する経過旧情報通信産業振興計画期間(以 場合 改正法附則第四十条第二項第一号に規 下 定する経過旧観光地形成促進計画期間(以下 「経過旧観光地形成促進計画期間」という。) 新令第二十七条の九第一項第二号に掲げる 新令第二十七条の九第一項第一号に掲げる 「経過旧情報通信産業振興計画期間」とい 改正法附則第四十条第二項第二号に規

場合 経過旧産業高度化・事業革新促進計画三 新令第二十七条の九第一項第三号に掲げる 場合

定する政令で定める期間は、新令第二十七条のる。)の規定を適用する場合における同項に規 る事業とみなして同条(同号に係る部分に限 兀 済金融活性化計画期間とする。 九第一項第五号の規定にかかわらず、 十二条の九第一項の表の第五号の第三欄に掲げ 定経済金融活性化産業に属する事業を新法第四 改正法附則第四十条第三項の規定により旧特 場合 経過旧国際物流拠点産業集積計画期間 新令第二十七条の九第一項第四号に掲げる 経過旧経

新法第四十二条の九第一項に規定する工業用機 お従前の例による。 第一項に規定する工業用機械等については、な は製作若しくは建設をした旧法第四十二条の九 械等について適用し、法人が施行日前に取得又 施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする 新令第二十七条の九第二項の規定は、法人が

おける新令第二十七条の九第七項及び第八項の 経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間に

> 得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(地方活力向上地域等において特定建物等を取 関係政令の整備等及び経過措置に関する政令 別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う 興特別措置法施行令」とあるのは「沖縄振興特 法施行令第四条第九号」とする。 「同条第九号」とあるのは「沖縄振興特別措置 よる改正前の沖縄振興特別措置法施行令」と、 (令和四年政令第百六十七号) 第一条の規定に

第十四条 新令第二十七条の十一の三の規定は、 建設をした旧法第四十二条の十一の三第一項に等について適用し、法人が施行日前に取得又は 四十二条の十一の三第一項に規定する特定建物 法人が施行日以後に取得又は建設をする新法第 規定する特定建物等については、なお従前の例 による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

則第十四条第二項の規定によりなおその効力を

和二年改正前租税特別措置法」という。)第二 規定による改正前の租税特別措置法(以下「令 有するものとされる令和二年改正法第十六条の

第十五条 改正法附則第四十三条第二項の規定に る同項に規定する政令で定める期間は、新令第る部分に限る。)の規定を適用する場合におけ 十五条第一項の表の第一号又は第二号の第二欄 より同項各号に掲げる区域をそれぞれ新法第四 かかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応 に掲げる区域とみなして同条(これらの号に係 一十八条の九第一項第一号及び第二号の規定に

場合 新令第二十八条の九第一項第一号に掲げる 経過旧産業高度化・事業革新促進計画

2 事業とみなして同条(同号に係る部分に限る。)四十五条第一項の表の第三号の第三欄に掲げる 項第三号の規定にかかわらず、経過旧経済金融政令で定める期間は、新令第二十八条の九第一 の規定を適用する場合における同項に規定する 活性化計画期間とする。 項第三号の規定にかかわらず、 特定経済金融活性化産業に属する事業を新法第 二 新令第二十八条の九第一項第二号に掲げる 改正法附則第四十三条第三項の規定により旧場合 経過旧国際物流拠点産業集積計画期間

3 施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする 新令第二十八条の九第二項の規定は、法人が 規定する工業用機械等については、 作若しくは建設をした旧法第四十五条第一項に について適用し、法人が施行日前に取得又は製 新法第四十五条第一項に規定する工業用機械等 なお従前

規定の適用については、同条第七項中「沖縄振 別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う 興特別措置法施行令」とあるのは「沖縄振興特 規定の適用については、同条第四項中「沖縄振 おける新令第二十八条の九第四項及び第五項 関係政令の整備等及び経過措置に関する政令 よる改正前の沖縄振興特別措置法施行令」と、 (令和四年政令第百六十七号)第一条の規定に 「同条第九号」とあるのは「沖縄振興特別措置 経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間に

に関する経過措置)

新令第三十条第四項の規定の適用について

法施行令第四条第九号」とする。

6 以後に終了する事業年度分の法人税について適 新令第三十条第四項の規定は、法人の施行日 第八号。以下「令和二年改正法」という。) 附 得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律 は、同項の圧縮記帳規定の適用を受けたときに は同項の当該事業年度前の各連結事業年度(所

じ当該各号に定める期間とする。

期間

税について適用する。 法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人 結事業年度を含むものとする。 新令第三十一条第二項及び第三項の規定は、

度には当該連結圧縮記帳規定の適用を受けた連 条第四項の圧縮記帳規定の適用を受けた事業年

適用を受けたときを含むものとし、新令第三十 う。以下この項及び第八項において同じ。)の

条の六十九第五項に規定する圧縮記帳規定を

前租税特別措置法施行令」という。)第三十

租税特別措置法施行令(以下「新令和二年改正(第二条の規定による改正後の令和二年改正前 う。以下同じ。) において連結圧縮記帳規 条第二項第十九号に規定する連結事業年度をい

定

8 税特別措置法第六十八条の四十一 連結事業年度において連結圧縮記帳規定の適用 用を受けたときには同項の当該事業年度前の各 用については、同条第二項の圧縮記帳規定の 事業年度において積み立てた令和二年改正前 のとし、同条第三項の特別償却準備金には連結 記帳規定の適用を受けた連結事業年度を含むも 規定の適用を受けた事業年度には当該連結圧縮 を受けたときを含むものとし、同項の圧縮記帳 三項までの特別償却準備金を含むものとする。 新令第三十一条第二項及び第三項の規定の 第一項から第 適

(保険会社等の異常危険準備金に関する経過措

立てた令和二年改正前租税特別措置法第六十八 該各号に定める金額とする。 のうち次の各号に掲げる保険に係る金額は、当 号において「異常危険準備金の金額」という。) 第六項に規定する異常危険準備金の金額(第一 ら繰り越された租税特別措置法第五十七条の五 度」という。)開始の日における前事業年度か する事業年度(第一号において「最初事業年 を積み立てている法人の施行日以後最初に開始 条の五十五第一項の異常危険準備金を含む。) の異常危険準備金(連結事業年度において積み 租税特別措置法第五十七条の五第一項

う。)の合計額(次号及び第三号において下この条において「正味収入保険料」とい る正味収入保険料の占める割合を乗じて計算 号に掲げる保険の改正前最終事業年度におけ 条の五第三項に規定する正味収入保険料(以 終事業年度における租税特別措置法第五十七 高」という。)に、これらの保険の改正前最 計額(次号及び第三号において「旧準備金残 から第四号までに掲げる保険に係る金額の合 ける異常危険準備金の金額のうち同項第二号 正前最終事業年度」という。)終了の日にお 日を含む事業年度(以下この条において「改 保険 当該法人の最初事業年度開始の日の前 一火災保険等正味収入保険料合計額」という 新令第三十三条の二第四項第二号に掲げる のうちに新令第三十三条の二第四項第二 3 2

二 新令第三十三条の二第四項第三号に掲げる 事業年度における正味収入保険料の占める割 保険料合計額のうちに当該保険の改正前最終 保険 旧準備金残高に、火災保険等正味収入 合を乗じて計算した金額

事業年度における正味収入保険料の占める割 保険料合計額のうちに当該保険の改正前最終 合を乗じて計算した金額 新令第三十三条の二第四項第四号に掲げる 旧準備金残高に、火災保険等正味収入

(探鉱準備金又は海外探鉱準備金に関する経過

第十七条 新令第三十四条第四項から第七項まで 日までに開始した各連結事業年度で令和二年改 る適用を受けた事業年度には同項に規定する前 の規定の適用については、同条第四項に規定す 第十九条 新令第三十九条の十四の三第一項第一 号の規定は、

各事業年度を含まないものとする。 の規定の適用を受けた最初の連結事業年度後の正前租税特別措置法第六十八条の六十一第一項年度には同項に規定する適格合併後令和二年改 第七項に規定する最初の事業年度までの各事業 なかった場合を含むものとし、新令第三十四条 業年度において令和二年改正前租税特別措置法 項の規定の適用を受けた連結事業年度を含むも 改正前租税特別措置法第六十八条の六十一第一 前日までに開始した各連結事業年度で令和二年 受けた事業年度には同項に規定する開始の日の とし、新令第三十四条第六項に規定する適用を 正前租税特別措置法第六十八条の六十一第一項 第六十八条の六十一第一項の規定の適用を受け を受けなかった場合には同項に規定する合併事 のとし、新令第三十四条第七項に規定する適用 の規定の適用を受けた連結事業年度を含むもの

り同条第三項に規定する採掘所得金額から控除新令第三十四条第四項及び第五項の規定によ までの規定の例による。 定による改正前の租税特別措置法施行令(以下 係る部分の金額の計算については、第一条の規 する金額のうち施行日前に開始した事業年度に 「旧令」という。)第三十四条第四項から第七項

るのは「第三十四条第十二項において準用する項」と、前項中「第三十四条第四項から」とあ第一項」とあるのは「第六十八条の六十一第二 場合において、第一項中「第六十八条の六十一 同条第四項に規定する海外採掘所得金額から控 場合の所得の特別控除に関する経過措置) (農地保有の合理化のために農地等を譲渡した 同条第四項から」と読み替えるものとする。 除する金額について、それぞれ準用する。この より同条第十二項において読み替えて準用する おいて準用する同条第四項及び第五項の規定に の適用について、前項の規定は同条第十二項に いて準用する同条第四項から第七項までの規定 第一項の規定は新令第三十四条第十二項にお

第十八条 新令第三十九条の六第二項の規定は、 項に規定する土地等の譲渡に係る法人税につい規定する農地所有適格法人が同日前に行った同 行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税 適格法人が附則第一条第六号に定める日以後に 新法第六十五条の五第一項に規定する農地所有 について適用し、旧法第六十五条の五第一項に ては、なお従前の例による。

特例に関する経過措置) (内国法人の外国関係会社に係る所得の課 脱の

租税特別措置法第六十六条の六第

等部分課税対象金額については、なお従前の例適用対象金額に係る同項に規定する金融子会社 等部分適用対象金額及び当該金融子会社等部分 象金額並びに同条第八項に規定する金融子会社 適用対象金額に係る同項に規定する部分課税対 の施行日前に開始した事業年度に係る同条第一 金額に係る同項に規定する金融子会社等部分課 用対象金額及び当該金融子会社等部分適用対象 六項に規定する部分適用対象金額及び当該部分 額に係る同項に規定する課税対象金額、同条第 項に規定する適用対象金額及び当該適用対象金 税対象金額について適用し、当該外国関係会社 びに同条第八項に規定する金融子会社等部分適 金額に係る同項に規定する部分課税対象金額並 定する部分適用対象金額及び当該部分適用対象 同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規 する適用対象金額及び当該適用対象金額に係る 後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定 による。

(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動と

第二十条 新令第三十九条の二十四の二第一項第 式について適用し、法人が施行日前に取得した 二号の規定は、法人が施行日以後に取得する株

2 法」という。) 附則第二十条第一項」と、同条号口(1)及び(2) において「令和二年改正 第三十九条の二十四の二の規定の適用について は令和二年改正法附則第二十条第一項」とす 七条第二項」とあるのは「第五十七条第二項又 第十五項第一号口(1)及び(2)中「第五十 する法律(令和二年法律第八号。第十五項第一 のは「同条第二項又は所得税法等の一部を改正 は、同条第三項第一号中「同条第二項」とある 適用がある場合における租税特別措置法施行令 る。 令和二年改正法附則第二十条第一項の規定の

第二十一条 附則第一条第六号に定める日以後に 旧法第七十条の四第一項に規定する農地等を農 条第二項の規定によりなおその効力を有するも 業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 のとされる同項に規定する農用地利用集積計画 て「基盤強化法等改正法」という。) 附則第五 (令和四年法律第五十六号。以下この条におい

二項第一号に規定する外国関係会社の施行日以 3 営基盤強化促進法」とする。

して出資をした場合の課税の特例に関する経過

株式については、なお従前の例による。

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

五十六号)第一条の規定による改正前の農業経 進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第 合において、同項第一号ロ中「農業経営基盤強 二項の規定は、なおその効力を有する。この場 とができる場合には、旧令第四十条の六第五十 市町村が同項の農用地利用集積計画を定めるこ 律第五十六号)附則第五条第二項」とする。 令第四十条の六第十一項の規定は、なおその 化促進法」とあるのは、「農業経営基盤強化促 化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法 力を有する。この場合において、同項第四号中 の定めるところにより譲渡をした場合には、 によりなお従前の例により同項に規定する同意 「同法第二十条」とあるのは、「農業経営基盤強 基盤強化法等改正法附則第五条第一項の規定

法律(令和四年法律第五十六号)附則第五条第 規定は、なおその効力を有する。この場合にお 化法等改正法附則第五条第二項の規定によりな 十条の六第一項に規定する特例農地等を基盤強 渡をした場合には、旧令第四十条の七第十項 る農用地利用集積計画の定めるところにより おその効力を有するものとされる同項に規定す いて、同項中「同法第二十条」とあるのは、 「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する 一項」とする。 附則第一条第六号に定める日以後に旧法第七 0 譲

合において、同項第二号中「農業経営基盤強化 とができる場合には、旧令第四十条の七第五十 市町村が同項の農用地利用集積計画を定めるこ 基盤強化促進法」とする。 法等の一部を改正する法律(令和四年法律第五 促進法」とあるのは、「農業経営基盤強化促進 によりなお従前の例により同項に規定する同意 十六号)第一条の規定による改正前の農業経営 六項の規定は、なおその効力を有する。この場 基盤強化法等改正法附則第五条第一項の規定

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第二十二条 新令第四十二条第一項、第四十二条 法第七十五条に規定する建築後使用されたこと 権の移転の登記又は施行日以後に取得をする新 の規定は、施行日以後に取得をする新法第七十 の二の二第一項及び第四十二条の二の三第一項 登記に係る登録免許税について適用し、施行日 のある住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の 建築後使用されたことのある住宅用家屋の所有 三条若しくは第七十四条の三第一項に規定する

これらの登記に係る登録免許税については、な後使用されたことのある住宅用家屋についての四条の三第一項又は第七十五条に規定する建築 これらの登記に係る登録免許税については、 前に取得をした旧法第七十三条若しくは第七十 お従前の例による。

(航空機燃料税の特例に関する経過措置)

の適用がある場合における航空機燃料税法(昭第二十三条 改正法附則第五十四条第二項の規定 税率の異なるごとに区分した数量並びに税率の るごとに区分した課税標準数量」とする。 号中「課税標準数量」とあるのは「税率の異な 異なるごとに区分した合計数量」と、同項第一 数量及びその合計数量」とあるのは「場所及び の適用については、同項第一号中「場所ごとの 和四十七年法律第七号)第十四条第一項の規定

四十七年政令第五十七号)第五条及び第九条のある場合における航空機燃料税法施行令(昭和改正法附則第五十四条第二項の規定の適用が 空機燃料の税率の異なるごとに、その数量」 第三号中「航空機燃料の数量」とあるのは「航 とに区分した数量」と、同令第九条第二号及び 第二号中「数量」とあるのは「税率の異なるご 規定の適用については、同令第五条第一号及び

### 附 則 ( 令和四年三月三一日政令第一六

0号)

号)の施行の日から施行する。 促進等に関する法律(令和四年法律第三十七ステムの確立のための環境負荷低減事業活動の 及び次項の規定は、環境と調和のとれた食料シ る。ただし、附則第四十六条第五項の改正規定 (施行期日) この政令は、令和四年四月一日から施行す

#### とあるのは、 十八条の二十五若しくは第六十八条の三十四 第五項の規定の適用については、同項中「第六 施行令等の一部を改正する政令附則第四十六条 の日の前日までの間における改正後の法人税法 正する法律(令和四年法律第四十九号)の施行び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改 「第六十八条の二十五」とする。 (令和四年五月二〇日政令第一九

前項ただし書に規定する日から農林水産物及

(経過措置)

る法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の この政令は、 (令和五年一月一日) から施行する 五号) 道路運送車両法の一部を改正す

### 則 (令和四年一一月一一日政令第三

四附

る規定の施行の日(令和四年十一月十四日)か ら施行する。 この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げ

#### 五号) 則 抄 (令和五年三月三一日政令第一四

(施行期日)

第一条 この政令は、令和五年四月一日 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 各号に定める日から施行する。

四の改正規定、同令第四十六条の八の五の改の八の二の改正規定、同令第四十六条の八の 定並びに附則第二十二条の規定 令和五年五 正規定及び同令第四十六条の八の六の改正規 月一日 第一条中租税特別措置法施行令第四十六条

二 第一条中租税特別措置法施行令第三十九条 の規定 令和五年十月一日の十の二第四項の改正規定及び附則第十一条

三 第一条中租税特別措置法施行令第二十三条 の改正規定、同令第二十五条の三十一第四項の改正規定、同令第二十五条の二十四第三項 定 第七項から第十二項まで及び第十八条の規 の十二第五項第二号の改正規定並びに同令第 令第四十条の八の九第十五項及び第四十条の 改正規定、同令第四十条の五の次に二条を加 の改正規定、同令第四十条の四の五第二項の 五十一条の二の改正規定並びに附則第十四条 八の十第三項の改正規定、同令第四十条の八 十条の八の六第十七項第二号の改正規定、同 八の二第十四項第二号の改正規定、同令第四 十第十項第二号の改正規定、同令第四十条の 五項第二号の改正規定、同令第四十条の七の 第二号の改正規定、同令第四十条の七の七第 える改正規定、同令第四十条の七の六第六項 令和六年一月一日

兀 項の改正規定(「政令」を「同欄のイからハ を除く。)、同条第二項の改正規定、同条第三 規定(「第五号」を「第四号」に改める部分 改正規定、同令第三十九条の七第一項の改正 同条第十項の改正規定(「(土地又は土地の上 第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、 までに掲げる区域から除くものとして政令で じ。)」を削る部分に限る。)、同条第十六項の に存する権利をいう。以下この条において同 第一条中租税特別措置法施行令第二十五条

から施行 当該

Ŧi.

げる規定の施行の日

第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措 三第六項の規定は、令和六年分以後の所得税に 置法施行令(以下「新令」という。)第五条の に関する経過措置)

ついて適用し、令和五年分以前の所得税につい

2 第二号に定める試験研究費の額について適用 う。)以後に支出する同条第十一項第一号及び 1 新令第五条の三第十項第一号、第三号から第ては、なお従前の例による。 お従前の例による。 第二号に定める試験研究費の額については、 令」という。) 第五条の三第十二項第一号及び よる改正前の租税特別措置法施行令(以下「旧 がこの政令の施行の日(以下「施行日」とい 五号まで、第十号及び第十二号の規定は、個人 し、個人が施行日前に支出した第一条の規定に

(個人の減価償却に関する経過措置)

第三条 新令第五条の八第二項の規定は、 施行日以後に取得又は製作をする所得税法等の 個人が

業投資促進計画に記載された事業を同条第二十

三項に規定する振興すべき業種として定めら

に附則第四条第二項及び第十条第二項の規第三十九条の二十の九第五項の改正規定並び 域」という。)とし、同欄のニに規定する政埋立地の区域(以下この項において「埋立区 第三十九条の二十第五項の改正規定及び同令 号の改正規定、同条第十項の改正規定、 令」に改める部分に限る。)、同条第四項第二 水面埋立法の規定による竣一功認可のあつた る年の十年前の年の翌年一月一日以後に公有 定める区域は、同項の譲渡があつた日の属す 令和六年四月一日 同令 規定する特定船舶(経過船舶を含む。)につい法(以下「旧法」という。)第十一条第一項に 正法第十条の規定による改正前の租税特別措置 用し、個人が施行日前に取得又は製作をした改 得をする新令第五条の八第一項に規定する海洋 行日前に締結した契約に基づき施行日以後に取 第十一条第一項に規定する特定船舶(個人が施 て「経過船舶」という。)を除く。)について適 運輸業の用に供される船舶(以下この項にお 正後の租税特別措置法(以下「新法」という。) 一部を改正する法律(令和五年法律第三号。 「改正法」という。) 第十条の規定による改

11

十九条の三十六第二号の改正規定 令和七年条の次に一条を加える改正規定及び同令第三 二十五条の十二の三第四項」を「第二十五条の二十八の三の改正規定(同条第六項中「第 の十二の四第四項」に、「なるその」を「な る当該適用年に」に改める部分を除く。)、同 一月一日 第一条中租税特別措置法施行令第二十六条

2

規定する特定船舶(経過船舶を含む。)につ

ては、なお従前の例による。

施行日から附則第一条第六号に定める日の

適

び同条第二項に係る部分を除く。)及び同令項」を「第三項」に改める部分を除く。)及 五年法律第二十四号)附則第一条第三号に掲海上運送法等の一部を改正する法律(令和 除く。)及び同条第二項に係る部分を除く。) 分(「第四項」を「第三項」に改める部分を 第二十八条の改正規定(同条第一項に係る部 の改正規定(同条第一項に係る部分(「第四 第一条中租税特別措置法施行令第五条の八

(試験研究を行った場合の所得税額の特別控除

する。 号イ」とあるのは「第十一条第一項第一号」と と、同条第二項第一号中「第十一条第一項第一 旧法第十二条第四項の表の第三号の上欄に規

第四項」とあるのは「次項第一号及び第三項」 用については、同条第一項中「次項第一号及び 日までの間における新令第五条の八の規定の

3 規定する地区と、当該指定した地区に係る旧産 が指定した地区を新令第六条の三第二十二項に 条の三第二十二項の規定により同項の関係大臣 画と、当該旧産業投資促進計画に係る旧令第六 道府県が定めた同号に規定する特定離島振興計 旧産業投資促進計画を当該市町村を包括する都四項第三号に規定するいずれか遅い日と、当該 るこれらの通知を受けた日の前日)までの間知)を受けた場合には、当該離島振興計画に係 出があったものである場合には、同条第十五項 同条第十一項の規定により同項の主務大臣に提 道府県が同条第十四項の規定による通知(当該 号)第四条第一項の離島振興計画につき当該都 めた離島振興法(昭和二十八年法律第七十二 日までに、当該市町村を包括する都道府県が定 前にその計画期間が開始したもの(以下この 第十五項に規定する産業投資促進計画で施行日 定する離島振興対策実施地域として指定された において準用する同条第十四項の規定による通 離島振興計画が同条第十五項において準用する ついては、施行日から令和五年六月三十日(同 において「旧産業投資促進計画」という。)に 地区内の市町村の長が策定した旧令第六条の三 は、当該計画期間の初日を新令第六条の三第十 項

三項の規定を適用する。 号に係る部分に限る。)、第二十二項及び第二十 (第三号に係る部分に限る。)、第十五項(第三 た事業と、それぞれみなして、同条第十四項

(国人の穣度斤身の果免の寿利に制力る圣過帯の後した同項に規定する特定都市再生建築物にについて適用し、個人が施行日前に取得又は新第十四条第二項に規定する特定都市再生建築物第十四条第二項に規定する特定都市再生建築物第十四条第二項に規定する特定都市再生建築物

置) (個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措

舶である場合に限る。)におけるこれらの譲渡げる資産の取得をする場合(当該資産が経過船 し、個人が施行日前に旧法第三十七条第一項の場合を除く。)における当該譲渡について適用 については、なお従前の例による。 かつ、当該個人が施行日以後に同号の下欄に掲 日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、 項において同じ。)をした場合及び個人が施行 欄に掲げる資産の取得(製作を含む。以下この 渡をし、かつ、当該個人が施行日前に同号の下 合、個人が施行日以後に同欄に掲げる資産の譲 表の第五号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場 この項において「経過船舶」という。)である 第十二項第一号又は第三号に掲げる船舶(以下 基づき施行日以後に取得をする新令第二十五条 る場合(当該資産が施行日前に締結した契約に 下欄に掲げる資産の取得(製作を含む。)をす 渡をし、かつ、当該個人が施行日以後に同号の 条第一項の表の第四号の上欄に掲げる資産の譲 項の規定は、個人が施行日以後に新法第三十七 新令第二十五条第十二項各号及び第十三

2 新令第二十五条第十六項の規定は、個人が令和六年四月一日以後に取得(建設及び製作を含む。以下この項において同じ。)をする新法第三十七条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産について適用し、個人が同日前に取得をした租院が別措置法第三十七条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

する買換資産について適用し、個人が施行日前の同条第一項に規定する譲渡に係る同項に規定下この項において同じ。)に規定する譲渡資産下この項において津用する場合を含む。以施行日以後に行う新法第三十七条の五第一項施行日以後に行う新法第三十七条の五第一項

を丁目前に日合第二十五条り四番し負り見它の五第一項に規定する譲渡に係る同項に規定する譲渡に係る同項に規定すいて準用する場合を含む。以下この項において準用する場合を含む。以下この項において項において準用する旧法第三十七条第四項において準用する旧法第三十七条の五第一項(同条第二に行った旧法第三十七条の五第一項(同条第二

4 施行目前に旧令第二十五条の四第八項の規定により提出された同項に規定する申請書(施行目前にその申請につき旧法第三十七条の五第二項において準用する旧法第三十七条第四項の税務署長が承認をし、又は承認をしないこととし務署長が承認をし、又は承認をしないこととし務署長が承認をし、又は承認をしないこととした場合における当該申請書を除く。)は、新令に規定する申請書とみなして、新法第三十五条の四第八項の規定を適用する。

金額の控除等に関する経過措置)

第五条 新令第二十五条の十二第七項から第十項 北条の十三第一項に規定する払込みにより同項 に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、個人が施行日前に旧法第三十七条の十三第一項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。 (非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所に対しては、なお従前の例による。

第六条 改正法附則第三十四条第一項に規定する非課税口座廃止届出書の同項に関って、和税特別措置法第三十七条の十四第十六四、五項第三十一年、和税特別措置法第三十七条の十四第五項第三号に規定する累積投資勘定が設けられている同項規定する累積投資勘定が設けられている同項規定する累積投資勘定が設けられている同項規定する累積投資勘定が設けられている同項規定する累積投資勘定が設けられている同号の金融商品取引業者等の営業所の長に、和税特別措置法第三十七条の十四第五項第五号に規定する非課税口座が開設されている同号の金融商品取引業者等の営業所の長期で表別。

項に規定する提出をした者 現定する金融商品取引業者等変更届出書の同 組税特別措置法第三十七条の十四第十三項に 租税特別措置法第三十七条の十四第十三項に 月一日から同年十二月三十一日までの間に、 月一日から同年十二月三十一日までの間に、 のの居住者又は

次に定めるところによる

規定する提出をした者

(試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

第七条 第四項に定めるものを除き、新令第二十 用対象事業年度分の法人税について適用し、法事業年度終了の日に終了する当該通算法人の適 含む。以下附則第十条までにおいて同じ。)の 条第二項第二号に規定する人格のない社団等を 七条の四の規定は、法人(租税特別措置法第二 業年度を除く。)分の法人税及び旧法第四十二 二条の四第八項第三号の通算法人の適用対象事 算親法人」という。) の施行日以後に開始する 規定する通算親法人(以下この条において「通 係る租税特別措置法第二条第二項第十号の四に 新法第四十二条の四第八項第三号の通算法人に 事業年度」という。)を除く。)分の法人税及び 対象事業年度(以下この項において「適用対象 法第四十二条の四第八項第二号に規定する適用 条の四第八項第三号の通算法人の租税特別措置 施行日以後に開始する事業年度(新法第四十二 人税については、なお従前の例による。 了する当該通算法人の適用対象事業年度分の法人の施行日前に開始した事業年度終了の日に終 条の四第八項第三号の通算法人に係る通算親法 人の施行日前に開始した事業年度(旧法第四十

2 七号に規定する現物出資法人をいう。以下この条第二項第五号に規定する分割法人又は同項第 以下この項及び次項において同じ。)で経過期 ける旧令第二十七条の四の規定の適用について よりなお従前の例によることとされる場合にお の)をいう。以下この項において同じ。)に該 事業年度終了の日に終了する当該分割法人等又 法人等に係る通算親法人の施行日前に開始した 当該分割等の日が当該分割法人等又は分割承継 の四第八項第三号の通算法人である場合には、 割法人等又は分割承継法人等が新法第四十二条 開始した事業年度の期間内であるもの(当該分 継法人又は同項第八号に規定する被現物出資法 継法人等(同条第二項第六号に規定する分割承 項及び次項第一号において同じ。) 又は分割承 分割等に係る分割法人等(租税特別措置法第一 間内に行われたものに係る旧令適用法人(当該 当するときは、当該法人に対する前項の規定に は分割承継法人等の事業年度の期間内であるも 同じ。)のうち、当該分割等の日が施行日前に 人をいう。以下この項及び次項第二号において 法人が、分割等(分割又は現物出資をいう。 5

二十 に係る分割法人等及び分割承継法人等の全て第十四項の届出をした場合には、当該分割等控除 一 旧令適用法人の全てが旧令第二十七条の四

が同項の届出をしたものとみなす。

三 旧令適用法人の全てが旧令第二十七条の四てが同項の届出をしたものとみなす。等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全第二十一項の届出をした場合には、当該分割二 旧令適用法人の全てが旧令第二十七条の四

次に掲げる日のうちいずれか早い日から当該分前項に規定する経過期間とは、分割等に係るでが同項の届出をしたものとみなす。でが同項の届出をしたものとみなす。等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全等に係る分割法人等及び分割承継法人等の全

割等に係る次に掲げる日のうちいずれか遅い日

の前日までの期間をいう。

に終了する当該分割法人等の事業年度開始の施行日以後最初に開始する事業年度終了の日合には、当該分割法人等に係る通算親法人の十二条の四第八項第三号の通算法人である場業年度開始の日(当該分割法人等が新法第四業年度開始の日(当該分割法人等が新法第四

の事業年度開始の日) の事業年度開始の日) の事業年度開始の日(当該分割承継法人等に係る事業年度解分の施行日以後最初に開始する事業年度解分の施行日以後最初に開始する事業年度開始の日(当該分割承継法人等がある場合には、当該分割承継法人等の通算法人の事業年度開始の日)

がのできる。

分割等(分割、現物出資又は法人税法(昭和 四十年法律第三十四号)第二条第十二号の五の 四十年法律第三十四号)第二条第十二号の五の 四項、第十六項又は第三十七項の届出をした法 四項、第十六項又は第三十七項の届出をした法 いて同じ。)について旧令第二十七条の四第十 いて同じ。)について旧令第二十七条の四第十 いて同じ。)について旧令第二十七条の四第十 いて同じ。)について日令第二十七条の四第十 いて同じ。)について日令第二十七条の四第十 いて同じ。)について田令第二十七条の四第十 いて同じ。)について田令第二十七条の四第十 いて同じ。)について田令第二十七条の四第十 におけるこれらの規定の適用に関し必要な事項 におけるこれらの規定の適用を受ける場合

(法人の減価償却に関する経過措置)

第八条 新令第二十八条第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする新決第四十三条第一項に規定する特定船舶(法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四の用に供される船舶(以下この項において「経過船舶」という。)を除く。)について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十三条第一項に規定する特定船舶(法人が施行日前に取得又は製作をした旧法第四十三条第一項に規定する特定船舶(法人が施行日前をする特定船舶(法人が施行日前に取得又は製作をする場所をする。

2 施行日から附則第一条第六号に定める日の前2 地行日から附則第一条第二十八条の規定の適日までの間における新令第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「次項第一号及び第三項」とあるのは「次項第一号及び第三項」とあるのは「次項第一号及び第四項」とあるのは「次項第一号及び第四項」とあるのは「第四十三条第一号の規定の適

定は、なおその効力を有する。 条の二の規定に基づく旧令第二十八条の二の規 を有するものとされる旧法第四十三 7 おその効力を有するものとされる旧法第四十三 7 お正法附則第四十二条第二項の規定によりな

に規定する共同利用施設について適用し、法人 法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び次項において同じ。)をする新法第四十四条第一項に規定する研究施設については、なお従前の例による。 新令第二十八条の六の規定は、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十四条第一項に規定する 新令第二十八条の六の規定は、法人が施行日前に取得をする新法第四十四条第一項に規定する 新令第二十八条の四第一項第一号の規定は、

項において準用する同条第十一項の規定により 電において準用する同条第十一項の規定により については、施行目前にその計画期間が開始したもの(以下 た地区内の市町村の長が策定した旧令第二十八 た地区内の市町村の長が策定した旧令第二十八 にでは、施行日前にその計画期間が開始したもの(以下 た地区内の市町村の長が策定した旧令第二十八 規定する離島振興対策実施地域として指定され 規定する離島振興対策実施地域として指定され 規定する離島振興対策実施地域として指定され 規定する離島振興対策実施地域として指定され 規定する離島振興対策実施地域として指定され 大統前の例による。

部分に限る。)、第十六項(第三号に係る部分にれぞれみなして、同条第十五項(第三号に係る 用する。 四項の規定による通知)を受けた場合には、当 限る。)、第二十三項及び第二十四項の規定を適 る振興すべき業種として定められた事業と、そ 画に記載された事業を同条第二十四項に規定す と、当該指定した地区に係る旧産業投資促進計 令第二十八条の九第二十三項に規定する地区 規定により同項の関係大臣が指定した地区を新 進計画に係る旧令第二十八条の九第二十三項の 該市町村を包括する都道府県が定めた同号に規 ずれか遅い日と、当該旧産業投資促進計画を当 令第二十八条の九第十五項第三号に規定するい の前日)までの間は、当該計画期間の初日を新 該離島振興計画に係るこれらの通知を受けた日 には、同条第十五項において準用する同条第十 定する特定離島振興計画と、当該旧産業投資促 同項の主務大臣に提出があったものである場合

る収入金額の課税の特例に関する経過措置) は対外船舶運航事業を買む法人の日本船舶によ 大学等物については、なお従前の例による。 生建築物については、なお従前の例による。 生建築物について適用し、法人が施行目前に 再生建築物について適用し、法人が施行目前に 再生建築物について適用し、法人が施行目前に の対外船舶運航事業をした同項に規定する特定都市 再生建築物について適用し、法人が施行目前に の対外船舶運航事業をした同項に規定する特定都市 の対外船舶運航事業をした同項に規定する特定都市 の対外船舶運航事業をした同項に規定する特定都市 とする報の課税の特例に関する経過措置)

第九条 新令第三十五条の二の規定は、施行日以 限る。以下この条において「認定」という。) 四項の認定(同項の認定にあっては、当該認定 年法律第百八十七号)第三十五条第三項又は第 後に新法第五十九条の二第一項に規定する基準 の法人税について適用し、施行日前に旧法第五 項に規定する計画期間内の日を含む事業年度分 の二第一項に規定する認定計画に記載された同 を受ける法人の当該認定に係る新法第五十九条 に適合するものとして海上運送法(昭和二十四 については、なお従前の例による。 する計画期間内の日を含む事業年度分の法人税 項に規定する認定計画に記載された同項に規定 のとして認定を受けた法人の当該認定に係る同 十九条の二第一項に規定する基準に適合するも により当該基準に適合することとなったものに

第一項に規定する共同利用施設については、

が施行日前に取得等をした旧法第四十四条の三

:十条 新令第三十九条の七第六項各号及び第七特例に関する経過措置)(法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の

項の規定は、

2 新令第三十九条の七第十項の規定は、法人が令和六年四月一日以後に取得(建設及び製作を含む。以下この項において同じ。)をする新法第六十五条の七第一項の表の各号の下欄に掲げる資産について適用し、法人が同日前に取得をした租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の各号の下欄に掲げる資産については、なお従いのの場合とる。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間には、司条第二項中「第一号」とあるのは「策場での他これらに類する施設(工場、作業場では、司条第二項中「第一号」とあるのは「次項にあるもの及び福利厚生施設を除く。)とし、同欄のハに規定する政令で定める事業所は、工場、作業場、研究所、営業所、合庫その他これらに類する施設(工場、作業場でかる区域として国土交通大臣が指定する政令で定めるをの他これらに類する施設が相当程度集積している区域として国土交通大臣が指定する政令で定めのための国の財政上の特別措置に関する法律施のための国の財政上の特別措置に関する法律施のための国の財政上の特別措置に関する経過方で関する経過措置)

法人が施行日以後に新法第六十五 は、令和五年十月一日以後に行われる株式交付空三十九条の七第六項各号及び第七 第十一条 新令第三十九条の十の二第四項の規定

(特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動とついては、なお従前の例による。について適用し、同日前に行われた株式交付に

第十二条 新令第三十九条の二十四の二第十九項措置) おついた場合の課税の特例に関する経過して出資をした場合の課税の特例に関する経過

の規定は、法人が施行日以後に取得する株式に

ついて適用し、法人が施行日前に取得した株式

(投資法人に係る課税の特例に関する経過措置) 第十三条 新令第三十九条の三十二の三第十二項第一号の規定は、新法第六十七条の十五第一項に規定する投資法人の施行日出第六十七条の十五第一項に規定する投資法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、旧法第六十七条の十五第一項に規定する投資法人の施行目以後に開始する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

第十四条 施行日前に改正法附則第五十一条第二 租税特別措置法第七十条の二の二第二項第二号 権等(改正法附則第五十一条第二項に規定する ら同条第一項本文の規定の適用に係る信託受益 項及び第五項において「贈与者」という。)か 項に規定する新法適用者(以下第五項までにお 額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金 該贈与者が死亡したときは、第一号に掲げる金 でにおいて同じ。) を取得した場合において、 信託受益権等をいう。以下この項から第五項ま の二の二第十二項に規定する贈与者(以下この (相続税及び贈与税の特例に関する経過措置) 三第二十六項第四号の規定は、なおその効力を に係る贈与税については、旧令第四十条の四 いて「新法適用者」という。)が旧法第七十条 に規定する教育資金管理契約の終了の日前に当

続又は遺贈により取得したものとみなされた特別では、一次の一の一第十二項第二号の規定により相手をの元の二第十二項第二号の規定により相差の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以者の死亡により相続又は遺贈(贈与をしたるなされた金額に係る部分及び新法第七十条の二の二第十二項第受益權等(旧法第七十条の二の二第十二項第一、施行日前に当該贈与者から取得をした信託

する部分の価額との合計額のうちに占める 与税の課税価格に算入しなかった金額に相当 の二の二第一項本文の規定の適用を受けて贈 額に係る部分を除く。)のうち新法第七十条 遺贈により取得したものとみなされた管理残 ら取得をした信託受益権等(新法第七十条の 額が、当該価額と施行日以後に当該贈与者か 格に算入しなかった金額に相当する部分の価 項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価 を除く。)のうち旧法第七十条の二の二第一 二の二第十二項第二号の規定により相続又は おいて「管理残額」という。)に係る部分

令第四十条の四の三第二十一項の規定の適用に 理残額に係る部分に限る。)」とする。 等(同号の規定により相続又は遺贈により取得 得をした信託受益権又は金銭等」とあるのは 得をしたものを除く。)」と、「の贈与者から取権又は金銭等(令和五年三月三十一日以前に取 あるのは「当該贈与者から取得をした信託受益 与者から取得をした信託受益権又は金銭等」と あるのは「同条第十二項第一号」と、「当該贈 の項において同じ。)に」と、「同項第一号」と ついては、同項中「)に」とあるのは「以下こ において、管理残額を計算するときにおける新 する二十三歳未満である場合等に該当する場合 者が新法第七十条の二の二第十三項本文に規定 したものとみなされた同項第一号に規定する管 「の贈与者から取得をした信託受益権又は金銭 施行日前に信託受益権等を取得した新法適用 5

信託受益権又は金銭等」とあるのは「の贈与者 く。)を除く。)」と、「の贈与者から取得をした 贈与者の死亡前三年以内に取得をしたものを除 三月三十一日までの間に取得をしたもの(当該 取得をしたもの及び同年四月一日から令和三年 益権又は金銭等(令和二年三月三十一日以前に とあるのは「当該贈与者から取得をした信託受 贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等」 とあるのは「同条第十二項第一号」と、「当該 この項において同じ。)に」と、「同項第一号」 については、同項中「) に」とあるのは「以下 新令第四十条の四の三第二十一項の規定の適用 合において、管理残額を計算するときにおける する二十三歳未満である場合等に該当しない場 者が新法第七十条の二の二第十三項本文に規定 施行日前に信託受益権等を取得した新法適用 6 第十二項に規定する贈与者から改正法附則第五 十一条第三項に規定する信託受益権等(以下こ

る部分に限る。)」とする。 みなされた同項第一号に規定する管理残額に係 規定により相続又は遺贈により取得したものと から取得をした信託受益権又は金銭等(同号の

同項第一号に規定する管理残額(以下この条

乗じて計算するものとする。 与税の課税価格に算入しなかった金額に相当す 三年以内に取得をしたものに限る。) のうち旧 十条の二の二第一項本文の規定により贈与税の 旧法第七十条の二の二第一項本文又は新法第七 り算出した金額に、令和三年四月一日以後に同 定の適用に係る相続税額の計算の基礎となる管 る部分の価額との合計額のうちに占める割合を 法第七十条の二の二第一項本文の規定により贈 取得をした信託受益権等(当該贈与者の死亡前 和三年三月三十一日までの間に当該贈与者から の価額が、当該価額と令和二年四月一日から令 課税価格に算入しなかった金額に相当する部分 項の贈与者から取得をした信託受益権等のうち る新令第四十条の四の三第二十一項の規定によ 理残額は、前項の規定により読み替えて適用す 一十五年法律第七十三号)第十八条第一項の規 前項の新法適用者についての相続税法(昭和 7

ちに占める割合を乗じて計算するものとする。 ものとみなされた管理残額に係る部分を除く。) 条の二の二第十二項第二号の規定により相続又 る部分の価額が、当該価額と施行日前に当該贈 号の規定により相続又は遺贈により取得したも った金額に相当する部分の価額との合計額のう の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなか のうち旧法第七十条の二の二第一項本文の規定 係る部分及び新法第七十条の二の二第十二項第 は遺贈により取得したものとみなされた金額に 与者から取得をした信託受益権等(旧法第七十 与税の課税価格に算入しなかった金額に相当す ら取得をした信託受益権等(同条第十二項第二 十条の二の二第十七項に規定する残額は、同項 般贈与財産」という。)とみなされる新法第七 項に規定する一般贈与財産(次項において「一 た新法適用者に係る改正法附則第五十一条第二 二号の規定により相続又は遺贈により取得した のうち同条第一項本文の規定の適用を受けて贈 のとみなされた管理残額に係る部分を除く。) に規定する残額に、施行日以後に当該贈与者か 施行日前に贈与者から信託受益権等を取得し 施行日前に租税特別措置法第七十条の二の三 9

分の価額との合計額のうちに占める割合を乗じの課税価格に算入しなかった金額に相当する部 二の三第一項本文の規定の適用を受けて贈与税 三第一項本文の規定の適用を受けて贈与税の課をした信託受益権等のうち新法第七十条の二のた金額)に、施行日以後に当該贈与者から取得 取得をした信託受益権等のうち旧法第七十条の 価額が、当該価額と施行日前に当該贈与者から 税価格に算入しなかった金額に相当する部分の 三第十四項に規定する残額は、同項に規定する 得した同条第三項に規定する新法適用者に係る て計算するものとする。 第二十五項第二号の規定の適用がある場合に 一般贈与財産とみなされる新法第七十条の二の は、当該贈与者に係る同号の規定により算出し 《額(租税特別措置法施行令第四十条の四の四 「項において「信託受益権等」という。)を取

四十条の七の七第五項、第四十条の八の二第十 う。) に係る旧令第四十条の七の六第六項、第 財産を取得する者(以下この項及び次項におい 与を除く。以下この項において同じ。) により 与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈 と総称する。) は、令和六年一月一日以後に贈 第五項の規定(以下この項において「新規定」 十条の八の六第十七項及び第四十条の八の十二 ついては、なお従前の例による。 四項、第四十条の八の六第十七項及び第四十条 者を除く。次項において「改正前受贈者」とい 前に贈与により財産を取得した者(改正後受贈 規定する控除未済債務額について適用し、同日 て「改正後受贈者」という。) に係る新規定に の七第五項、第四十条の八の二第十四項、第四 の八の十二第五項に規定する控除未済債務額に 新令第四十条の七の六第六項、第四十条の七

の経済的利益に係る相続税については、なお従第十五項の贈与者が死亡した場合における同項 場合における同項の経済的利益に係る相続税に 和六年一月一日以後に同項の贈与者が死亡する の経済的利益に係る相続税については、 ついて適用し、同日前に旧令第四十条の八の九 は、なお従前の例による。 の七の十第十項に規定する特定債務額について いて適用し、改正前受贈者に係る旧令第四十条 後受贈者に係る同項に規定する特定債務額につ 新令第四十条の八の九第十五項の規定は、 新令第四十条の七の十第十項の規定は、改正

日までの間に新令第四十条の八の九第十五項の 前の例による。 令和六年一月一日から令和八年十二月三十一

10

益に係る相続税についての同項の規定の適用に 贈与者が死亡する場合における同項の経済的利 ついては、 同項中「七年」とあるのは、「三年」

例による。 済的利益に係る相続税については、 三項の贈与者が死亡した場合における同項の経 いて適用し、同日前に旧令第四十条の八の十第 令和六年一月一日から令和八年十二月三十一 なお従前

合における同項の経済的利益に係る相続税につ

六年一月一日以後に同項の贈与者が死亡する場

新令第四十条の八の十第三項の規定は、

とする。 に係る相続税についての同項の規定の適用につ 与者が死亡する場合における同項の経済的利益 日までの間に新令第四十条の八の十第三項の いては、同項中「七年」とあるのは、 「三年」

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十五条 新令第四十三条の二第一項(第一号に 物の所有権の保存の登記に係る登録免許税につ 法第八十三条第二項に規定する国土交通大臣 係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に新 例による。 登記に係る登録免許税については、なお従前 おける同項に規定する建築物の所有権の保存の いて適用し、施行日前に旧法第八十三条第二項 認定を受ける場合における同項に規定する建築 に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合に

に関する経過措置の適用) (相続があった場合における酒税の税率の特例

第十六条 改正法附則第五十四条第七項 項の申告をするまでに改正法附則第五十四条第 を受けた場合において、当該相続人が同条第一 法第八十七条第一項の規定の適用を受けた者を 法第二条第四項第一号に規定する酒類をいう。 含む。以下この条において同じ。)の届出書を 附則第五十五条第六項において準用する場合を 除く。)が酒税法第十九条第二項の規定の適用 継した相続人(包括受遺者を含むものとし、新 規定する製造免許をいう。)に係る製造業を承 法(昭和二十八年法律第六号)第七条第一項に 以下この条において同じ。)の製造免許(酒税 む。)の届出書を提出した者を除く。)から相続 第五十五条第六項において準用する場合を含 提出した被相続人(包括遺贈者を含むものと し、改正法附則第五十四条第八項(改正法附則 (包括遺贈を含む。)により酒類(租税特別措置

に当該届出書を当該税務署長に提出したものと きは、当該相続人が令和六年三月三十一日まで 場)の所在地を所轄する税務署長に提出したと の製造場を有するときは、いずれか一の製造七項に規定する届出書を酒類の製造場(二以上 みなして、同項の規定を適用する。

項の規定の適用がある場合における航空機燃料第十七条 改正法附則第五十八条第五項又は第六(航空機燃料税の特例に関する経過措置) びに税率の異なるごとに区分した合計数量」 「場所及び税率の異なるごとに区分した数量並所ごとの数量及びその合計数量」とあるのは項の規定の適用については、同項第一号中「場 税法(昭和四十七年法律第七号)第十四条第一 「税率の異なるごとに区分した課税標準数量」 同項第二号中「課税標準数量」とあるのは 第一条

るのは「航空機燃料の税率の異なるごとに、 の数量」とする。 第二号及び第三号中「航空機燃料の数量」とあ の異なるごとに区分した数量」と、同令第九条 第一号及び第二号中「数量」とあるのは「税率 び第九条の規定の適用については、同令第五条 行令(昭和四十七年政令第五十七号)第五条及 定の適用がある場合における航空機燃料税法施改正法附則第五十八条第五項又は第六項の規

曹効率算定自動車のうち」とあるのは「のうち」と、同号二(1)中「法第九十条の十二第一項第六号ニ(1)に規定する平成二十八年軽組重量車基準」とあるのは「平成二十八年軽軽油重量車基準」とする。 第十八条 令和六年一月一日から令和七年四月三 ・ ファイス アルニー・ アンス アンス アンス アンス アルギー 消 東第四号二の規定の適用については、同号ニ中 東第四号二の規定の適用については、同号ニ中 十日までの間における新令第五十一条の二第一 (免税対象車等の範囲に関する経過措置)

# (令和五年六月一六日政令第二一

この政令は、 令和六年四月一日から施行す

### 号附 抄 則 (令和六年三月二七日政令第七

第一条 この政令は、 する。 (租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過 (施行期日) 令和六年四月一日 から施行

第三条 項又は第二項の規定により提出された四半期報 施行日前に旧法第二十四条の四の七第一

> 二条の規定による改正後の租税特別措置法施行 令第二十五条の九第四項の規定の適用について 施行日以後に提出される四半期報告書に係る第 告書及び改正法附則第二条第一項の規定により なお従前の例による。

## 号) (令和六年三月三〇日政令第一五

(施行期日)

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める目から施行する。 この政令は、令和六年四月一日から施行

の五の改正規定並びに附則第二十七条の規 の次に一節を加える改正規定及び第二十六条 まで」に改める部分を除く。)、第二章第九節 を「第十条の五の四第一項から第四項まで」 に改める部分及び「第七項まで」を「第八項 規定(「第十条の五の四第一項及び第二項」 目次の改正規定、第五条の三第八項の改正 令和六年六月一日

第二項第一号ロ(1)に係る部分を除く。) 第二十六条の二十八の二の改正規定(同) 令和七年四月一日 (同条

三 第二条の三十五の改正規定、第二十五条の 号)の施行の日 条の十七の改正規定、第二十六条の二十八の 信託に関する法律(令和六年法律第 に附則第十条第二項、第二十一条、第二十二 第五十五条第一項の改正規定並びに次条並び 定、第四十六条の五の見出しの改正規定及び 十条の二の三を第四十条の三とする改正規 り、第四十条の三を第四十条の四とし、第四 二十三第一項の改正規定、第四十条の四を削 三第六項第二号イの改正規定、第三十九条の の二第十四項第三号の改正規定、第二十五 第二十五条及び第二十六条の規定 公益

促進するための産業競争力強化法等の一部を 規定 新たな事業の創出及び産業への投資を 規定及び第四十二条の六に一項を加える改正 第三十九条の二十四の二第一項第三号の改正 を「第四十二条の十二の七第二十一項」に改 改正規定(「第四十二条の十二の七第十一項」 る部分を除く。)、第二十七条の十三第二項の 七条の十二の七の改正規定(同条第三項に係 施行の日 改正する法律(令和六年法律第 める部分に限る。)、同条第五項の改正規定、 第五条の六の六第三項の改正規定、第二十 号) の

> 五. 号)の施行の日 産性の向上のためのスマート農業技術の活用 の促進に関する法律(令和六年法律第 定及び第二十八条の八の改正規定 足び第二十八条の八の改正規定 農業の生第六条の二の二の次に一条を加える改正規

する法律(令和六年法律第 の四の改正規定 都市緑地法等の一部を改正 第二十二条の七の改正規定及び第三十九条 号)の施行

(特定寄附信託の利子所得の非課税に関する経 過措置)

第二条 所得税法等の一部を改正する法律(令和 得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除(地方活力向上地域等において特定建物等を取 る改正前の所得税法第七十八条第三項又は」 三条第一項の規定によりなおその効力を有する において「令和六年改正法」という。) 附則第 る改正後の租税特別措置法施行令(以下「新 則第三条第一項の規定の適用がある場合におけ 六年法律第八号。以下「改正法」という。) 附 に関する経過措置) 条第一項に規定する特定公益信託」とする。 は「公益信託若しくは令和六年改正法附則第三 ものとされる令和六年改正法第一条の規定によ 和六年法律第八号。以下この項及び次項第五号 令」という。) 第二条の三十五の規定の適用に 「並びに所得税法等の一部を改正する法律(令 ついては、同条第六項中「並びに」とあるのは 同条第七項第五号中「公益信託」とあるの

六年旧法」という。) 第十条の五の四第一項」正前の租税特別措置法 (第四項において「令和

と、「第十条の五第三項第三号」とあるの

「第十条の五第三項第四号」と、同項第二号中と、「第十条の五第三項第三号」 とあるのは 同条第三項第十二号に規定する移転型地方事

れる場合における同法第十三条の規定による改

法律(令和六年法律第八号)附則第二十六条第 項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する

一項の規定によりなお従前の例によることとさ

ては、同条第二項中「法第十条の五の四第一 て、同年分におけるこれらの規定の適用につい は、なおその効力を有する。この場合にお

第三条 新令第五条の五の三第一項の規定は、こ るこれらの規定に規定する認定地方活力向上地受けた個人が取得又は建設をする当該認定に係 る認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計 税特別措置法(以下「新法」という。)第十条 以後に改正法第十三条の規定による改正後の租 の政令の施行の日(以下「施行日」という。) する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画 の規定による改正前の租税特別措置法(以下 等について適用し、施行日前に改正法第十三条 画に記載された同条第一項に規定する特定建物 設をする当該認定に係るこれらの規定に規定す 三項に規定する認定を受ける個人が取得又は建 特定業務施設整備計画について同項又は同条第 の四の二第一項に規定する地方活力向上地域等 域等特定業務施設整備計画に記載された同条第 について同項又は同条第三項に規定する認定を 「旧法」という。)第十条の四の二第一項に規定

第四条 新令第五条の六の四第四項及び第六項 特別控除に関する経過措置) 前の例による。 (給与等の支給額が増加した場合の 一項に規定する特定建物等については、

所得税額

なお

2

令和六年分以前の所得税については、改正

う。) 第五条の六の四第二項及び第四項の規定 の租税特別措置法施行令(以下「旧令」とい する。

規定は、令和七年分以後の所得税について適用

の適用については、次の各号に掲げる数をもっむ。第一号及び第二号において同じ。)の規定 二項(同条第四項において準用する場合を含 いて「旧効力令」という。)第五条の六の四第するものとされる旧令(第一号及び第二号にお する場合を含む。第一号及び第二号において同五条の六の四第四項(同条第六項において準用 条の五の規定の適用がある年分における新令第 の例によることとされる場合における旧法第十 四第二項」とする。 じ。)及び前項の規定によりなおその効力を有 て、当該各号に定める数とみなす。 改正法附則第二十五条の規定によりなお従前

二項」とあるのは「令和六年旧法第十条の五の一年号」と、同条第四項中「法第十条の五の四第 三項第九号」とあるのは「第十条の五第三項第

達するまでの数」と、同号イ中「第十条の五第

業所基準雇用者数」とあるのは「同条第三項第

十六号イに掲げる数のうち同号ロに掲げる数に

る地方事業所基準雇用者数 四第四項に規定する地方事業所基準雇用者数 地方事業所基準雇用者数 新令第五条の六の 及び旧効力令第五条の六の四第二項に規定す 旧法第十条の五第一項第二号イに規定する

施行日前に旧法第十条の五第一項に規定す る計画の認定を受けた同項に規定する地方活

令第五条の六の四第二項各号(同条第四項に る数及び旧効力令第五条の六の四第二項各号 該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画 より計算した同条第二項各号に掲げる数 当 おいて準用する場合を含む。)の規定の例に 力向上地域等特定業務施設整備計画に係る旧 に係る新令第五条の六の四第四項各号に掲げ に掲げる数

償却に関する経過措置) (個人の環境負荷低減事業活動用資産等の特別

第六条 新令第二十五条の十の二第十四項(第1 人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設を第五条 新令第六条の二の二第四項の規定は、個 得計算等の特例に関する経過措置) する同項に規定する機械等について適用する。 (特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所

2 以後に同号に規定する行使等により同号の特定十九号に係る部分に限る。)の規定は、施行日 け入れる同号に掲げる上場株式等について適用 同号に規定する事由により同号の特定口座に受 に係る部分に限る。) の規定は、施行日以後に いて適用する。 口座に受け入れる同号に掲げる上場株式等につ 新令第二十五条の十の二第十四項(第三十号

金額の控除等に関する経過措置) (特定中小会社が発行した株式の取得に要した

第七条 新令第二十五条の十二第四項の規定は 規定する取得をする当該各号に定める特定株式 権の行使により新法第三十七条の十三第一項に について適用する。 みにより取得をする同項各号に掲げる新株予約 個人が施行日以後に同項第一号に規定する払込 2

が施行日以後に新法第三十七条の十三第一項に新令第二十五条の十二第七項の規定は、個人 前の例による。 た同項に規定する特定株式については、なお従 規定する払込みにより同項に規定する取得をし る同項に規定する特定株式について適用し、個 規定する払込みにより同項に規定する取得をす 人が施行日前に旧法第三十七条の十三第一項に

得等の非課税に関する経過措置) (非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所

第八条 新令第二十五条の十三第十二項(第十号 同号(同条第三十二項において準用する場合を 用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に に係る部分に限り、 同条第三十二項において準

> 事由の発生により取得する同号に掲げる上場株 の条において同じ。)に規定する行使又は取得 三十一項において準用する場合を含む。以下こ 掲げる上場株式等について適用し、施行日前に 行使又は取得事由の発生により取得する同号に 含む。以下この条において同じ。) に規定する 式等については、なお従前の例による。 旧令第二十五条の十三第十二項第十号(同条第

例に関する経過措置) (居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特

項及び第五項並びに第二十五条の二十第二項の第九条 新令第二十五条の十九の三第二項、第四 号に掲げる居住者の令和七年分以後の各年分の 規定は、租税特別措置法第四十条の四第一項各 会社等部分課税対象金額を計算する場合につい 課税対象金額及び同条第八項に規定する金融子 居住者の令和六年分以前の各年分の同項に規定 場合について適用し、同条第一項各号に掲げる 同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規 ては、なお従前の例による。 する課税対象金額、同条第六項に規定する部分 する金融子会社等部分課税対象金額を計算する 定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定

場合の課税の特例に関する経過措置) (特定新規中小会社が発行した株式を取得した

第十条 新令第二十六条の二十八の三第三項の規 株予約権の行使により新法第四十一条の十九第 る払込みにより取得をする同項各号に掲げる新 定新規株式について適用する。 一項に規定する取得をする当該各号に定める特 個人が施行日以後に同項第一号に規定す

規定による改正前の所得税法第七十八条第三項 場合における新令第二十六条の二十八の三の規 の規定又は法第四十一条の十八第一項若しく おその効力を有するものとされる同法第一条の 法律第八号) 附則第三条第一項の規定によりな 定の適用については、同条第六項第二号イ中 は」とする。 「所得税法等の一部を改正する法律(令和六年 「法第四十一条の十八第一項又は」とあるのは、 改正法附則第三条第一項の規定の適用がある

得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (地方活力向上地域等において特定建物等を取 に関する経過措置)

第十一条 新令第二十七条の十一の三の規定は、 施行日以後に新法第四十二条の十一の三第一項 に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整

> 備計画について同項又は同条第二項に規定する 載された同条第一項に規定する特定建物等につ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記 る当該認定に係るこれらの規定に規定する認定 規定する認定を受けた法人が取得又は建設をす 務施設整備計画について同項又は同条第二項に された同条第一項に規定する特定建物等につい 方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載 の十一の三第一項又は第二項に規定する認定地 又は建設をする当該認定に係る新法第四十二条 以下附則第十六条までにおいて同じ。)が取得 項第二号に規定する人格のない社団等を含む。 認定を受ける法人(租税特別措置法第二条第二 いては、なお従前の例による。 て適用し、施行日前に旧法第四十二条の十一の 一第一項に規定する地方活力向上地域等特定業

措置) 加した場合の法人税額の特別控除に関する経過 (地方活力向上地域等において雇用者の数が増

号及び第二号において「旧効力令」という。) なおその効力を有するものとされる旧令(第一 第二号において同じ。)及び前項の規定により

(同条第

第二十七条の十二の五第三項(同条第四項にお

いて準用する場合を含む。第一号及び第二号に

各号に掲げる数をもって、当該各号に定める数 おいて同じ。)の規定の適用については、次の

十九項の規定は、施行日以後に新法第四十二条第十二条 新令第二十七条の十二第十八項及び第 画の認定を受ける法人の当該地方活力向上地域 当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画につ 日前に旧法第四十二条の十二第一項に規定する 等特定業務施設整備計画について適用し、施行 定業務施設整備計画について同項に規定する計 の十二第一項に規定する地方活力向上地域等特 については、なお従前の例による。 いて同項に規定する計画の認定を受けた法人の

第十三条 新令第二十七条の十二の五第三項及び 第四項の規定は、法人の施行日以後に開始する 特別控除に関する経過措置)

2 法人の施行日前に開始した事業年度分の法人 税については、旧令第二十七条の十二の五第三 事業年度分の法人税について適用する。 改正前の租税特別措置法(次項において「令和 される場合における同法第十三条の規定による 改正する法律(令和六年法律第八号)附則第三 項及び第四項の規定は、なおその効力を有す 六年旧法」という。)第四十二条の十二の五第 の五第一項」とあるのは「所得税法等の一部を 了する事業年度におけるこれらの規定の適用に る。この場合において、法人の施行日以後に終 十八条の規定によりなお従前の例によることと ついては、同条第三項中「法第四十二条の十二

3 四項において準用する場合を含む。第一号及び ける新令第二十七条の十二の五第三項 の例によることとされる場合における旧法第四 第二項」とする。 あるのは「令和六年旧法第四十二条の十二の 第四項中「法第四十二条の十二の五第二項」と 中「第四十二条の十二第六項第九号」とあるの 号口に掲げる数に達するまでの数」と、同号イ と、同項第二号中「同条第六項第十二号に規定 とあるのは「第四十二条の十二第六項第四号」 十二条の十二の規定の適用がある事業年度にお は「第四十二条の十二第六項第十号」と、同条 する移転型地方事業所基準雇用者数」とあるの は「同条第六項第十六号イに掲げる数のうち 一項」と、「第四十二条の十二第六項第三号」 改正法附則第四十三条の規定によりなお従

同

(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の

とみなす。 の五第三項に規定する地方事業所基準雇用 基準雇用者数及び旧効力令第二十七条の十二 七条の十二の五第三項に規定する地方事業所 定する地方事業所基準雇用者数 旧法第四十二条の十二第一項第二号イに規 新令第二十

償却に関する経過措置) 二 施行日前に旧法第四十二条の十二第一項に 五第三項各号に掲げる数及び旧効力令第二十施設整備計画に係る新令第二十七条の十二の 掲げる数 係る旧令第二十七条の十二の五第三項各号 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に 規定する計画の認定を受けた同項に規定する 七条の十二の五第三項各号に掲げる数 の規定の例により計算した同条第三項各号に (同条第四項において準用する場合を含む。) 当該地方活力向上地域等特定業務

(法人の環境負荷低減事業活動用資産等の特別

第十四条 新令第二十八条の七第四項の規定は、 をする同項に規定する機械等について適用す 法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設

行日以後に取得する同項の特定株式等について新法第五十五条第一項に規定する内国法人が施第十五条 新令第三十二条の二第七項の規定は、(準備金に関する経過措置)

法人が施行日前に取得した同項の特定株式等に適用し、旧法第五十五条第一項に規定する内国

いては、なお従前の例による。

2 所得税法等の一部を改正する法律(令和五年とは、なおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七条の四の規定に基づく旧令第三十三条の規定による改正前の租税特別方では、なおその効力を有する。

(交際費等の範囲に関する経過措置)

第十六条 新令第三十七条の五第一項の規定は、特例に関する経過措置)

第十七条 新令第三十九条の十四の三第六項、第 第十七条 新令第三十九条の十四の三第六項、第 第十七条 新令第三十九条の十四の三第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する課行日前に開始する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額、同条第六項に規定する金融子会社等部分課税対象金額、同条第六項に規定する金融子会社等部分課税対象金額、同条第六項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する部分課税対象金額及び同条第八項に規定する場合については、なお従前の例による。る場合については、なお従前の例による。る場合については、なお従前の例による。る場合については、なお従前の例による。。 第十七条 新令第三十九条の十四の三第六項、第 第十七条 新令第三十九条の十四の三第六項、第

第十八条 新令第三十九条の二十一の規定は、新第十八条 新令第三十九条の二十一の規定する技術研究組合が施行日前に取得又は製作をした同項に規定する拡験研究用資産について適用し、旧法第定する試験研究用資産について適用し、旧法第定する試験研究用資産については、からがした。

の損金算入の特例に関する経過措置)(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額

は、新法第六十七条の五第一項に規定する中小第十九条 新令第三十九条の二十八第一項の規定の損金算入の特例に関する経過措置)

(相続税の特例に関する経過措置) については、なお従前の例による。 については、なお従前の例による。 に行われた合併、分割、株式交換又は現物出資について適用し、施行日前規定は、施行日以後に行われる合併、分割、株第二十条 新令第三十九条の三十四の四第五項の

第二十一条 改正法附則第五十四条第二項の規定 四第三項及び第四項の規定は、なおその効力を の四第一項各号」とする。 を改正する政令(令和六年政令第百五十一号) のは「公益信託の租税特別措置法施行令の一部 む。次項において同じ。)」と、同条第四項中 された都道府県の知事その他の執行機関を含 係る主務官庁の権限に属する事務を行うことと 益信託である場合を除き、当該特定公益信託に 信託が第二号に掲げるものをその目的とする公 務大臣」とあるのは「主務大臣(当該特定公益 有する。この場合において、 第七十条第三項の規定に基づく旧令第四十条の による改正前の租税特別措置法施行令第四十条 「証明がされた公益信託の第一項各号」とある によりなおその効力を有するものとされる旧法 同条第三項中「主

(事務の区分に関する経過措置)